

# 鹿児島県地域防災計画修正の概要

---

平成24年3月23日(金)

鹿児島県防災会議

# 鹿児島県地域防災計画の見直しの考え方

## 1 見直しの趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまで国などが予測、想定した規模をはるかに超えた大きさを、被害も甚大であり、防災対策のあり方を大きく見直すことが求められた。

鹿児島県では、

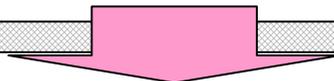
- ・ 東日本大震災による被害状況等
- ・ 平成22年10月の奄美豪雨災害
- ・ 平成23年1月からの新燃岳の火山災害等 を踏まえ、

地震・津波災害などの自然災害や原子力災害等の防災対策の強化を図る観点から、今後の本県の防災対策を推進するため、鹿児島県地域防災計画の見直しに取り組む。

## 2 見直しの手順

### 平成23年度

- 本来、県の地域防災計画は、国や自治体、住民などがとるべき対策を示した国の防災基本計画の改定を受けて見直すもの。
- 国の防災基本計画の全面的な見直しには、相当の時間を要する見込。



- 鹿児島県は、国の防災基本計画見直しを待つことなく見直しに取り組むこととし、平成23年5月「県地域防災計画見直し検討委員会」、同年10月「県地域防災計画検討有識者会議」を設置。
- 国の中央防災会議の報告や有識者からの意見等を踏まえながら課題と対応等を検討。

### 平成24年度

- 計画の前提となる災害想定の変更や国の防災基本計画の更なる見直しが行われた場合、国の新たな方針が示された場合は、改めてその内容を県地域防災計画に反映させる。

### 3 見直しの基本的な考え方

#### (1) 一般災害対策編

現在の想定は、平成5年8月の鹿児島豪雨となっているが、平成22年10月の奄美豪雨災害の気象概況を想定するとともに、同災害の際に指摘された課題について検証・分析等を行い、平成23年3月に取りまとめられた「奄美大島情報通信体制等検証報告書」の提言内容を踏まえる。

#### (2) 震災対策編

現在想定されている5個の地震(うち3個は、地震により津波の発生を想定)に対する対策の再検討が必要であること、及び現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることから、次のような事象を考慮する。

ア 被害の広域化, イ 市町村機能及び防災拠点施設, 避難施設の機能喪失・低下

ウ 避難生活の長期化, エ 災害対応の長期化, オ 広範囲に及ぶ情報通信機能の喪失

#### (3) 火山災害対策編

平成23年1月に活動が活性化した新燃岳の噴火災害(空振による建物被害, 噴石飛散による被害, 積もった降灰による土石流被害等)の教訓を踏まえる。

#### (4) 原子力災害対策編

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」による次のような「現在までに得られた事故の教訓」を踏まえる。

ア 自然災害と原子力災害の複合災害, イ 事故の長期化・深刻化, ウ 広域避難

※ 一般災害対策編は、各編の総論であり、各編に記載のないものは一般災害対策編を準用。

※ 震災対策編は、地震・津波災害対策編に編名を変更。

# 鹿児島県地域防災計画見直し検討委員会等での検討状況

## 鹿児島県地域防災計画 見直し検討委員会

### 第1回検討委員会(5/20)

#### 【議題】

- ・ 東日本大震災を受けての国の動き
- ・ 計画の見直しスケジュール

### 第2回検討委員会(8/26)

#### 【議題】

- ・ 計画の見直しの進め方
- ・ 計画の見直し検討項目

### 第3回検討委員会(11/21)

#### 【議題】

- ・ 第1回有識者会議の結果
- ・ 防災対策に関する国の取組状況等
- ・ 計画の見直し案

### 第4回検討委員会(2/14)

#### 【議題】

- ・ 第2回有識者会議の結果
- ・ 計画の修正案

## 作業部会

### 第1回作業部会(6/10)

#### 【議題】

- ・ 東日本大震災を受けての国の動き
- ・ 計画の見直しスケジュール
- ・ 本県の防災対策上の主な課題

### 第2回作業部会(7/28)

#### 【議題】

- ・ 計画の見直し検討項目(案)

### 第3回作業部会(10/26)

#### 【議題】

- ・ 計画の見直し案
- ・ 中央防災会議専門調査会の最終報告等
- ・ 有識者会議の内容

## 鹿児島県地域防災計画 検討有識者会議

### 第1回有識者会議(11/11)

#### 【議題】

- ・ 有識者会議の趣旨等
- ・ 計画の見直し状況等

### 第2回有識者会議(1/25)

#### 【議題】

- ・ 計画の見直し案等
- ・ 自然災害の想定

# 鹿児島県地域防災計画修正の概要

## 1 災害予防に関する修正①

### 災害に強い施設等の整備

#### ○ 公共施設の災害防止対策の推進

- 災害対策用機器、資材の確保及び整備において、特に離島への復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 地震若しくは津波発生時に空港の機能が確保されるよう、耐震対策や津波対策の実施に努める。(地震・津波災害対策編)

#### ○ 通信施設の災害防止

- 交換局・基地局等の耐災・耐震性の強化に関し、基礎の嵩上げや扉構造等の強化に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

#### ○ 津波災害防止対策の推進

- 避難にかかる時間や障害物の有無、指定避難場所等の標高など津波災害危険の把握に努める。(地震・津波災害対策編)
- 避難する際に津波到達時間内に避難できるような経路の指定や避難所の標高などの調査等を踏まえた見直しを行う。(地震・津波災害対策編)

#### ○ 市町村及び防災拠点施設の機能喪失・低下を想定した対策

- 防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の複数設置化やデータベースの管理体制の強化などに努める。(地震・津波災害対策編)

# 1 災害予防に関する修正②

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### ○ 通信・広報体制(機器等)の整備

- 衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段による確実な情報収集や伝達ができる体制づくりに努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 長時間対応可能な非常用電源設備の整備に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### ○ 避難体制の整備

- 新たに避難予定場所として社会教育施設を明記するとともに, 福祉避難所を指定する。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- ライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えた学校施設等の防災機能の整備を考慮する。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 防災マップや海拔表示板等を作成し, 適切・安全な避難体制を推進する。(地震・津波災害対策編)
- 「津波避難ビル」の指定等や避難路等のバリアフリー化などの対策に努める。(地震・津波災害対策編)

### ○ 救助・救急体制の整備

- 衛星携帯電話など, 相互連絡が可能な手段の整備に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 通信機器の住民に対する研修の実施やマニュアル整備に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 人工透析患者などの緊急輸送手段の確保に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)
- 非常用発電機の備蓄に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### ○ 医療体制の整備

- 災害現場における医療情報収集や伝達, 応急治療等を行うDMATを養成し, 迅速に出動可能な態勢を整備する。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### ○ その他の震災応急対策事前措置体制の整備

- 飼料関係施設等が被災した際にも飼料の確保が図られるよう飼料取扱業者等との協力体制の構築を図る。(地震・津波災害対策編)

# 1 災害予防に関する修正③

## 県民の防災活動の促進

### ○ 災害教訓の伝承

→ 過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存，一般への周知に努める。（一般災害対策編，地震・津波災害対策編等）

### ○ 自主防災組織の育成強化

→ 県は，市町村に対して，自主防災組織の活動の活性化を図るため，必要な助言を行う。（一般災害対策編，地震・津波災害対策編）

### ○ 災害時要援護者の安全確保

→ 高齢化や国際化の進展に加え，県内への流入人口の増等に伴い要援護者の増加が予想されるため，災害時要援護者の安全確保対策を推進する。（一般災害対策編，地震・津波災害対策編）

## 火山災害に強い地域づくり

### ○ 火山災害に強い地域づくり

→ 新燃岳噴火に伴う空振被害を踏まえ，火口周辺及びその周辺地区の学校等における窓ガラスの破損等の空振対策や噴石対策に努める。（火山災害対策編）

## 2 災害応急対策に関する修正①

### 活動体制の確立

#### ○ 応急活動体制の確立

→ 特に甚大な規模の災害で、複数の市町村が被災した場合、必要に応じて「現地対策合同本部」の設置などの対応を図る。  
(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

#### ○ 治安の確保

→ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止等社会混乱の抑制に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編等)

#### ○ 広域応援体制

→ 同時被災の可能性の低い遠隔の都道府県・市町村や多種多様な団体との応援協定等の締結に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

→ 岐阜県や静岡県等との災害時相互応援協定を締結。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### 社会基盤の応急対策

#### ○ 電力施設・電気通信施設の応急対策

→ 病院, 電気通信施設, 水道施設, 防災関係機関等への電力供給設備や電気通信設備の早期復旧を図るため, 道路管理者と協議する。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

## 2 災害応急対策に関する修正②

### 警戒避難期(初動期)の応急対策

#### ○ 避難の勧告・指示, 誘導

→ 県は, 市町村に対して, 避難指示等の基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について, 必要な助言を行う。(一般災害対策編)

→ 災害状況に応じた伝達方法として, 新たに, コミュニティFMや緊急速報(エリアメール等)の方法を取り入れる。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編等)

#### ○ 災害時要援護者への緊急支援

→ 帰宅困難者のうち徒歩帰宅者に対して, 県とコンビニエンスストア等との協定等に基づいた応急対策が適切に図られるよう努める。(地震・津波災害対策編)

#### ○ 惨事ストレス対策

→ 惨事ストレス対策の実施に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害編等)

### 広域被害への対応

#### ○ 広域被害への対応

→ 関係機関は, 降灰や降灰後の土石流に対して, 情報提供, 降灰の収集・処分体制の確立, 避難指示の発令など, 十分な対応を行う。(火山災害対策編)

## 2 災害応急対策に関する修正③

### 事態安定期の応急対策

#### ○ 避難所の運営

→ 女性専用の物干し場, 更衣室, 授乳室の設置, 安全性の確保など, 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

#### ○ 事態安定期の応急対策

→ 大規模災害において, 避難生活を短縮するため, 広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供に努める。(地震・津波災害対策編)

#### ○ 応急給水

→ 応急給水の実施に当たって, 断水区域及び断水人口, 水質の状況等の情報収集を行う。また, 水道施設の被災状況等を把握し, 最も適切な給水方法を採用する。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

#### ○ 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

→ 汚染飼料の家畜への給与防止対策として, 国・市町村・関係機関・団体と連携のうえ, 農家及び飼料取扱業者に対し, 放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。(原子力災害対策編)

### 3 複合災害時対策等に関する修正

#### 複合災害時対策(自然災害と原子力災害)

##### ○ 複合災害時対策(原子力災害対策編)

- 複合災害時における情報収集・連絡体制について、県防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用した緊急連絡体制及び通信を確保する。
- 緊急時環境放射線モニタリングにおいて、大規模自然災害等による道路等の被災、自動観測局や資機材等の被災に備えた代替手段の検討や要員の不足等に備えた活動体制を整備する。
- 災害の状況を勘案した海上輸送やヘリ輸送も含めた緊急輸送活動体制の整備に努める。
- 避難の長期化に伴う、物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保、応急仮設住宅の供給について対策を実施する。
- 複合災害時における災害時応急体制の組織、構成、所掌事務について整理。

#### 継続災害への対応方針

##### ○ 継続災害への対応方針

- 被災者の生活支援対策において、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援などの被災者支援の実施や被害の広域化に対応するため広域応援協定の締結を進める。  
(火山災害対策編)

## 4 災害復旧・復興に関する修正

### 被災者の災害復旧・復興支援

#### ○ 被災者の生活確保

→ 「り災証明の交付」において、新たに、被害認定に関する研修会に参加するなど、被害認定を迅速・公正に実施できる体制の整備に努める。(一般災害対策編, 地震・津波災害対策編)

### 放射性物質による汚染の除去等

#### ○ 放射性物質による汚染の除去等

→ 県は、関係機関等とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び処分を行う。(放射性物質汚染対処特措法(H23.8.26成立)の規定の反映)(原子力災害対策編)

### 復旧対策活動情報の連絡

#### ○ 復旧対策活動情報の連絡

→ 災害復旧対策における情報の連絡や現地事後対策連絡会議との連携を密にする。(国のオフサイトセンター運営要領との整合)(原子力災害対策編)

## 5 その他の修正

### 編名の変更

○ 編名「震災対策編」

→ 東日本大震災を踏まえた津波対策の重要性に鑑み、現行の「震災対策編」を「地震・津波災害対策編」に変更。(地震・津波災害対策編)

沿革 昭和38年7月4日作成  
昭和39年7月1日修正  
昭和43年8月13日修正  
昭和45年12月1日修正  
昭和46年3月30日修正  
昭和47年3月31日修正  
昭和48年2月27日修正  
昭和50年2月27日修正  
昭和51年2月16日修正  
昭和52年2月24日修正  
昭和53年2月23日修正  
昭和54年3月27日修正  
昭和55年3月28日修正  
昭和56年3月26日修正  
昭和57年3月29日修正  
昭和58年3月31日修正  
” 4月25日修正  
(原子力防災計画編策定)  
昭和60年2月25日修正  
昭和61年4月1日修正  
昭和62年4月1日修正  
昭和63年3月4日修正  
平成元年4月1日修正  
平成2年4月1日修正  
平成3年3月22日修正  
平成4年3月25日修正  
平成5年3月26日修正  
平成6年2月17日修正  
” 5月27日修正  
平成7年6月5日修正  
平成8年6月13日修正  
平成9年3月26日修正  
(一般災害対策編策定)  
平成11年5月27日修正  
平成13年10月26日修正  
平成17年1月7日修正  
平成18年3月27日修正  
平成20年3月5日修正  
平成21年5月14日修正  
平成23年5月2日修正  
平成24年3月23日修正

# 一 般 災 害 対 策 編 目 次

第1部 総則	1-1-1
第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 防災機関の業務の大綱	1-2-1
第3章 県民及び事業所の基本的責務	1-3-1
第4章 県の地域特性及び災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1
第2部 災害予防	2-1-1
第1章 災害に強い施設等の整備状況	2-1-1
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	2-1-1
第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	2-1-7
第3節 防災構造化の推進	2-1-11
第4節 建築物災害の防止対策の推進	2-1-16
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	2-1-18
第6節 防災研究の推進	2-1-25
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	2-2-1
第1節 防災組織の整備	2-2-1
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	2-2-6
第3節 気象観測体制の整備	2-2-11
第4節 消防体制の整備	2-2-13
第5節 避難体制の整備	2-2-17
第6節 救助・救急体制の整備	2-2-27
第7節 交通確保体制の整備	2-2-35
第8節 輸送体制の整備	2-2-39
第9節 医療体制の整備	2-2-42
第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	2-2-45
第11節 災害対策基金管理体制の整備	2-2-52
第3章 県民の防災活動の整備	2-3-1
第1節 防災知識の普及啓発	2-3-1
第2節 防災訓練の効果的実施	2-3-5
第3節 自主防災組織の育成強化	2-3-7
第4節 防災ボランティアの育成強化	2-3-10
第5節 災害時要援護者の安全確保	2-3-14

第3部 災害応急対策	3-1-1
第1章 活動体制の確立	3-1-1
第1節 応急活動体制の確立	3-1-1
第2節 情報伝達体制の確立	3-1-22
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1-28
第4節 広域応援体制	3-1-31
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1-36
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	3-1-44
第7節 ボランティアとの連携等	3-1-47
第8節 災害警備体制	3-1-49
第2章 警戒避難期の応急対策	3-2-1
第1節 気象警報等の収集・伝達	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2-30
第3節 広報	3-2-38
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2-43
第5節 消防活動	3-2-45
第6節 避難の勧告・指示，誘導	3-2-47
第7節 救助・救急	3-2-56
第8節 交通確保・規制	3-2-58
第9節 緊急輸送	3-2-64
第10節 緊急医療	3-2-70
第11節 災害時要援護者への緊急支援	3-2-80
第3章 事態安定期の応急対策	3-3-1
第1節 避難所の運営	3-3-1
第2節 食料の供給	3-3-4
第3節 応急給水	3-3-8
第4節 生活必需品の給与	3-3-10
第5節 医療	3-3-14
第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策	3-3-16
第7節 動物保護対策	3-3-22
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3-23
第9節 行方不明者の捜索，遺体の処理等	3-3-27
第10節 住宅の供給確保	3-3-30
第11節 文教対策	3-3-33
第12節 社会秩序の維持，物価の安定等	3-3-36
第13節 義援物資等の取扱い	3-3-38
第14節 農林水産業災害の応急対策	3-3-40
第4章 社会基盤の応急対策	3-4-1
第1節 電力施設の応急対策	3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策	3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策	3-4-7

第4節	下水道施設の応急対策	3-4-8
第5節	電気通信施設の応急対策	3-4-9
第6節	道路・河川の等公共施設の応急対策	3-4-11
第4部	特殊災害	4-1-1
第1章	海上災害対策	4-1-1
第1節	予防対策	4-1-1
第2節	応急対策	4-1-3
第2章	空港災害対策	4-2-1
第1節	予防対策	4-2-1
第2節	応急対策	4-2-2
第3章	鉄道事故対策	4-3-1
第1節	予防対策	4-3-1
第2節	応急対策	4-3-3
第4章	道路事故対策	4-4-1
第1節	予防対策	4-4-1
第2節	応急対策	4-4-3
第5章	危険物等災害対策	4-5-1
第1節	予防対策	4-5-1
第2節	応急対策	4-5-5
第6章	林野火災対策	4-6-1
第1節	予防対策	4-6-1
第2節	応急対策	4-6-3
第5部	災害復旧・復興	5-1-1
第1章	公共土木施設等の災害復旧	5-1-1
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	5-1-1
第2節	激甚災害の指定	5-1-3
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	5-2-1
第1節	被災者の生活確保	5-2-1
第2節	被災者への融資措置	5-2-10

# 第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災機関の業務の大綱

第3章 県民及び事業所の基本責務

第4章 県の地域特性及び災害特性

第5章 災害の想定

# 第 1 部 総 則

## 第 1 章 計画の目的等

### 第 1 計画の目的

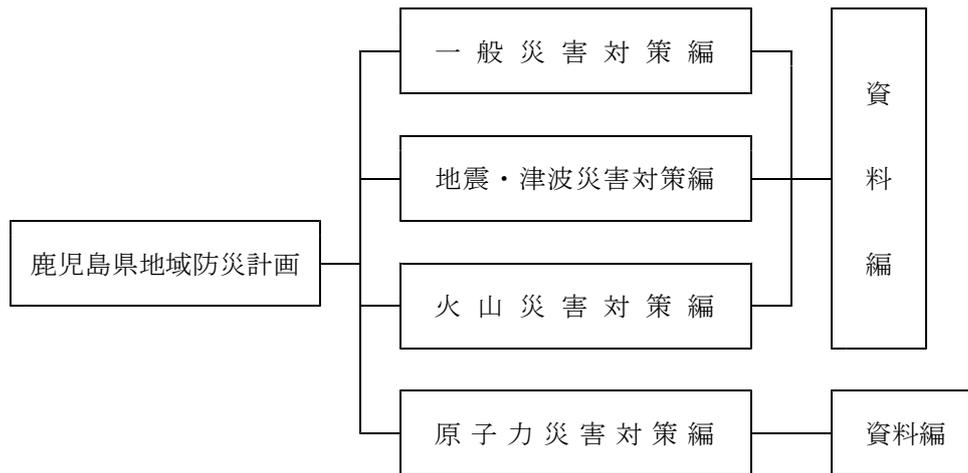
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等に係る「一般災害対策編」である。

また、本計画は、鹿児島県域の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

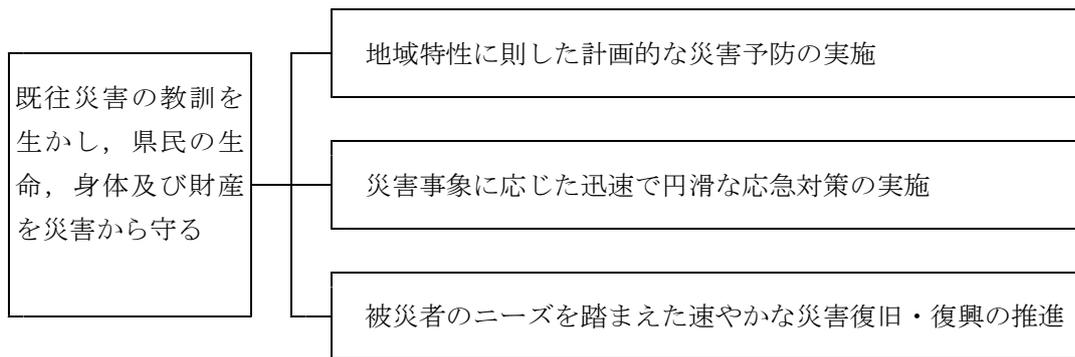


### 第 3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

〔基本理念〕

〔基本方針〕



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

### 1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と、県民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

### 2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

### 3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

## 第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

### 第1部 総則

- (1) 計画の目的等
- (2) 防災機関の業務の大綱
- (3) 県民及び事業所の基本的責務
- (4) 県の地域特性及び災害特性
- (5) 災害の想定

### 第2部 災害予防

- (1) 災害に強い施設等の整備
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- (3) 県民の防災活動の促進

### 第3部 災害応急対策

- (1) 活動体制の確立
- (2) 警戒避難期の応急対策
- (3) 事態安定期の応急対策
- (4) 社会基盤の応急対策

### 第4部 特殊災害

- (1) 海上災害対策
- (2) 空港災害対策
- (3) 鉄道災害対策
- (4) 道路事故対策
- (5) 危険物等災害対策
- (6) 林野火災対策

### 第5部 災害復旧・復興

- (1) 公共土木施設等の災害復旧
- (2) 被災者の災害復旧・復興支援

## 第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

## 第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

## 第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

## 第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 第1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (11) 被災施設の復旧に関する事。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに等に関する事。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

### 第2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市町村防災会議に係る業務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (9) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (10) 被災施設の復旧に関する事。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。

### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) その他防災に関し財務局の所掌すべき事
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事。 (2) 応急用食料の調達・供給に関する事。 (3) 災害時における応急食糧の配給に関する事。 (4) 政府保管主要食糧の売渡しに関する事。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべき事。
九州森林管理局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事。
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害の防止に関する事。 (2) 鉱山における災害時の応急対策に関する事。 (3) 危険物等の保全に関する事。 (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</li> <li>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</li> <li>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</li> <li>(7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。</li> <li>(2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。</li> <li>(3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</li> <li>(4) 直轄河川の水防に関すること。</li> <li>(5) 直轄国道の防災に関すること。</li> <li>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</li> <li>(7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</li> </ul>
大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。</li> <li>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>(3) 航空機による代替輸送に関すること。</li> <li>(4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</li> </ul>
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。</li> <li>(2) 地震情報の発表及び通報に関すること。</li> <li>(3) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。</li> <li>(4) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。</li> <li>(5) 気象災害防止のための統計調査に関すること。</li> </ul>
第十管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。</li> <li>(2) 警報等の伝達に関すること。</li> <li>(3) 情報の収集に関すること。</li> <li>(4) 海難救助等に関すること。</li> <li>(5) 排出油等の防除に関すること。</li> <li>(6) 海上交通安全の確保に関すること。</li> <li>(7) 治安の維持に関すること。</li> <li>(8) 危険物の保安措置に関すること。</li> <li>(9) 緊急輸送に関すること。</li> <li>(10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。</li> <li>(11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。</li> <li>(12) 警戒区域の設定に関すること。</li> <li>(13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の管理に関すること。</li> <li>(2) その他防災に関し総合通信局の所掌すべきこと。</li> </ul>
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。</li> <li>(2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。</li> </ul>

#### 第4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療, 感染症予防, 給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

#### 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災, 保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 ( 鹿 児 島 支 店 )	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
郵便事業株式会社及び 郵便局株式会社 ( 各 郵 便 局 )	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行(鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調整 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に関する措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
日本赤十字社鹿児島県支部	(1) 災害時における医療, 助産及び死体処理等被災地での医療救護に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に係る自発的協力の連絡調整に関すること。 (3) 救援金品等の募集配分に関すること。

独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び 放送関係機関	(1) 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自動車輸送機関 (日本通運株式会社，鹿 児島交通株式会社，鹿児 島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関するこ と。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産，医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。

## 第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は，概ね次の事項を担当し，当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに，県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池，かんがい用樋門，たん水防除施設等の整備及び防災管理 に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療，助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。

県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。 (2) 福祉救援ボランティアに関する事。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関する事。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関する事。 (3) 災害時における応急教育の対策に関する事。 (4) 被災施設の災害復旧に関する事。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における水の確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関する事。
その他公共団体 及び防災上重要な 施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。

### 第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章では、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

#### 第1 県民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

#### 第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

## 第4章 県の地域特性及び災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

### 第1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北約600km、総面積9,166.58k㎡、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甌島、草垣島、宇治群島並びに南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

### 第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,632kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を發し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって、平地も2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢をもつ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、これら災害による被害を受けやすい。

このため、鹿児島県に影響をもつ豪雨・台風等の発生状況の特徴等を踏まえ、災害から県土及び県民を守っていかねばならない。

### 第3 県の風水害履歴及び災害特性

#### 1 鹿児島県の気象概況

鹿児島県は日本の南端に位置し、気候は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で、陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属しており、海岸地帯と内陸の山間部、また、南北約600kmの広がりをもつ北限と南限では、かなりの差異が認められる。夏から秋にかけて、毎年のように豪雨や台風に見舞われる一方、島しょでは、干ばつの害を受けることもしばしばある。

気温は、年間平均で本土海岸地帯が17～18℃、山間地帯（伊佐盆地附近）が15～16℃、奄美大島が20～22℃である。

降水量は、本土では年間平均2,000～3,000ミリで、特に霧島南麓、大隅半島南東部は多雨域に属する。島しょ部では、種子島で2,500ミリ前後、屋久島で4,000ミリ、トカラ列島・奄美群島で1,700～3,000ミリであるが、特に屋久島の山岳地帯では、年間8,000～10,000ミリを記録することも稀ではない。雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約50%に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、熱雷に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっている。

以下、月別に気象状況を見ると、次のとおりである。

11月から2月にかけては、時々季節風が強くなるが一般的に晴れの日が多い。3月は、東シナ海方面で発達する低気圧が本県を通過しやすくなるので、低気圧に伴う大雨が降るようになり、天気は変わりやすくなる。

4月は季節の変わり目にあたり、低気圧や前線の通過することが多くなり、月雨量も200ミリを超えるようになる。

5月は、県本土では梅雨期の前で天気はやや安定し、3、4月より降水日数はやや少なくなるが、ひと雨の降雨量は多くなる。一方、太平洋高気圧が九州の南海上に張り出してきて、暖かく湿った空気を送りはじめ、北の方から冷湿な風も吹き込んでくるので、その境目に梅雨前線ができる。このため、奄美地方では5月中旬頃から梅雨に入り（平年日5月10日）、雨の日が多くなる。

6月になると梅雨前線が次第に北上して、県本土でも梅雨に入り（平年日5月29日）、7月中旬までの1か月余りにわたり、1年中で最も雨の日が多い時期となり、降水量もその前後の約2倍ぐらいとなる。台風も次第に南方海上に顔を出しはじめるが、県本土を襲う回数は少ない。しかし、昭和24年6月20日県本土を襲ったデラ台風のようなものもある。その間、奄美地方では6月下旬に梅雨が明け（平年日6月28日）、太平洋高気圧に覆われ、真夏を迎える。

7月における梅雨前線の本県での停滞は、概ね中旬の半ば頃まで続き（梅雨明け平年7月13日）、その後、太平洋高気圧が次第に張り出して、前線は北上し、真夏の気圧配置となる。特に梅雨末期には大雨が降りやすく、水害も多い。また、台風も次第に数を増し、本県に被害を及ぼすことが多くなる。

8月は台風の来襲回数も多くなり、概して北上する経路となるが、奄美近海で迷走するものもある。

9月は、次第に大陸高気圧が発達し始めるが、まだ夏の気圧配置が抜けきらない。季節の変わり目であり、月雨量も多い方である。台風は大型のものが多くなり、被害も大きくなる。

10月の中旬までは台風がまだ九州に来襲することがあるが、下旬以降になると稀にしかなくなり、太平洋沖合を通過しやすく、陸上には直接被害を及ぼすようなことは少なくなる。ただ、この月の台風は、昭和26年10月14日のルース台風のように、急に転向して速い速度で進むものもあるから油断はできない。

## 2 鹿児島県と台風

本県の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。

これは、鹿児島県が九州の最南端にあつて、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因である。

また、本県は長い海岸線に囲まれ、南に開いた長い鹿児島湾を抱え、その上特殊土壌(シラス)地帯が多いために、台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等の被害が多い。

本県に災害をもたらす台風は8月が最も多く、次が7月と9月である。このうち、大型の台風はほとんどが8～9月に集中し、災害の規模も大きくなっている。

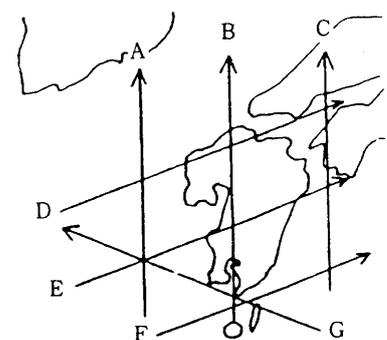
本県に来襲した台風を経路別に分類してみると、図1、4、1のとおりである。

これら経路のうち、本県で特に風の強かった台風はEコース、Aコース、Bコースの経路を取っている。

Fコースは風が弱いように思われるが、大隅南部は、他の地域に比較して風が強いことが特徴となっている。また、Cコースではほとんど強い風は吹いていない。

地域別にみると、鹿児島県と阿久根では平均風速の最大値が20メートル前後、枕崎では26メートルから30メートルの風が多く、台風による風は本県では南部ほど強い。

図1. 4. 1 台風経路図



大災害を起こした主な台風は、昭和24年デラ、ジュディス台風、昭和26年のルース台風等がある。また、平成2年第19号台風では死者13名を含む大きな災害となった。

さらに、平成5年第13号台風は、戦後屈指の強さの台風と言われ、薩摩半島南部に上陸し、暴風と激しい大雨により死者33名を含む大きな被害をもたらすなど、近年になって大型の台風の来襲が多くなった。

### 3 鹿児島県と大雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると、4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に、梅雨末期の豪雨は、大きな水害を起こすことが多い。4月～7月の県内における雨量分布（大雨）の特性をみると、次の四つの型に分けられる。

- (1) 梅雨前線が本県まで南下してくる場合で、多雨域は北部にできやすい。
- (2) 梅雨前線が九州南岸から北上する場合で、多雨域は南部と霧島山系にできる。
- (3) 低気圧に伴う前線が九州南部で閉塞して閉塞点が鹿児島を通る場合で、多雨域は閉塞点に沿って現れる。
- (4) 低気圧の東進によって前線が北上する場合で、多雨域は薩摩半島南部にできやすい。

本県における多雨の被害のうちで、田畑の被害、がけ崩れ、道路の被害、家屋の浸水について県下18か所の降水量を使って調査した結果は、表1. 4. 1のとおりであるが、これによると、70～100ミリから被害が発生し、200～250ミリからは被害が急激に多くなっていることがわかる。

表1. 4. 1 被害と降雨量との関係

種別	被害発生（日降水量）		被害増加の状況
田畑の被害 崖崩れ	全域	100ミリ程度	250ミリぐらいから急増
	薩摩半島の中部、南部	70 "	200ミリぐらいから急増
道路の被害	大隅半島と薩摩半島北部	70 "	290ミリぐらいから激増
	薩摩半島北部	70 "	270ミリぐらいから急増
家屋の浸水	大隅半島	70 "	不明
	全域	70 "	不明

また、雨量分布と天気図を対照してみると、次のような特徴が認められる。

- (1) 梅雨期に前線が南九州付近に停滞しているとき、強い台風が本県に上陸すれば被害は最も大きく、その範囲も広い。
- (2) 大隅地方における大雨による大きな被害は、台風によるものが多い。
- (3) 薩摩半島北部における大雨による被害は、前線によるものが多い。

なお、鹿児島県本土での大雨の実例をあげると次のとおりである。

#### ア 昭和32年7月27日の大雨

梅雨末期によくみられる顕著な寒冷前線が南下した例で、県北部、特に川内川流域に大雨を降らせた。7月27日から28日までの2日間に降った総降水量は、図1. 4. 2のとおりで、川内川上流域では400ミリに達し、このため、川内川の一部では堤防が決壊した。

また、強雨によるがけ崩れが起こり、このため、死傷者8人を出し、家屋の倒壊、浸水の被害は

9,000戸を超え、田畑の流出、冠水など大規模な被害を出している。

#### イ 昭和44年6月28日～7月11日の大雨

6月28日、低気圧が上海沖から朝鮮海峡に進み、九州南海上にあった梅雨前線が対馬海峡付近まで北上した。このあと、7月11日まで14日間の長期にわたり、前線が九州付近にあって、低気圧の接近で朝鮮海峡まで北上、通過後は九州の南海上まで南下するといったことを繰り返し、鹿児島では総降水量が798ミリとなった。6月28日から29日にかけての大雨のため、川内川の支流が氾濫し、また川内市付近は内水氾濫による浸水家屋を多数出し、鹿児島市は住宅造成地等のシラスの崖崩れが起こり、死傷者を多数出した。続いて、7月4日～5日、7日に大雨が降り、水害をさらに大きくした。

県下では、死者・行方不明者52人、住家浸水14,000戸を超え、田畑の冠水等は6,000ヘクタールに達し、梅雨期としては戦後最大の被害となった。

#### ウ 平成5年7月31日から8月2日にかけての大雨

7月31日、九州南部地方は太平洋高気圧の周辺部にあたり、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が不安定になっていた。31日は未明から1時間降水量30～50ミリの局地的な大雨が降った。7月31日から8月2日までの2日間に降った総降水量は、図1.4.3のとおりである。

この雨は、宵の内には小康状態となったが、8月1日朝には黄海から九州中部へ梅雨前線が伸び、夜にかけほとんど停滞し、活動が活発となった。

このため、1日未明から再び雨が強まり、5時から8時にかけて、宮之城、入来峠、溝辺で1時間50ミリを超す大雨を観測した。その後も県中部や県北部を中心に局地的に大雨が降り続き、夕方頃から夜にかけては更に激しさを増した。

特に、溝辺では、16時40分から17時40分までの1時間に、104ミリの記録的な激しい雨を観測した。7月31日から8月2日にかけての総降水量は200～400ミリ、多い所では溝辺の645ミリを最高に、鹿屋で622ミリ、吉ヶ別府で557ミリを観測した。この大雨により、始良地方を中心に山（崖）崩れが続出（85ヶ所）、死者23名をはじめとする人的被害が発生した。また、家屋の全壊148棟をはじめ、床上・床下浸水など住家被害も6,400棟を超える大きな被害となった。

#### エ 平成5年8月6日の大雨

8月5日、大陸東岸の低気圧から九州南岸に停滞していた梅雨前線が、低気圧の東進と共に九州南部にまでゆっくり北上し、6日にかけて停滞した。

この期間、九州南部地方へ南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。

この影響で、午前中、北薩を中心に30～40ミリの1時間降水量を観測、夕方には鹿児島県北部を中心に1時間50ミリを超す激しい雨が降り続き、特に郡山町では、19時までの1時間に99.5ミリの記録的な激しい雨を観測した。6日の日の降水量は100ミリ～200ミリ、多い所では川内の369ミリを最高に250ミリ～350ミリを観測した。8月6日に降った総降水量は、図1.4.4のとおりである。

この大雨のため、各地で山（崖）崩れが発生（3,566ヶ所）、特に竜ヶ水付近では、がけ崩れや土石流で、付近の国道10号線やJR日豊線が壊滅的な被害を受けた。

この他、国道3号線や九州自動車道も陥没・土砂崩れなどで道路が寸断、鹿児島市付近では交通がマヒ状態となった。

また、甲突川などの氾濫で、鹿児島市内の中部以北で浸水被害が広がった。

更に、断水、電話回線の輻輳、停電等で、市民生活は混乱状態となった。

この大雨による人的被害は死者48名を数え、住家被害も、家屋全壊299棟をはじめ、床上浸水など13,000棟を超えた。

#### オ 平成9年7月7日から7月13日にかけての大雨

梅雨前線が対馬海峡から九州北部付近に停滞し活動が活発な状態が続き、鹿児島県では断続的に大雨となった。特に9日から10日にかけては、太平洋高気圧の周辺を回る暖かく湿った南西の風と、梅雨前線に沿って吹く西よりの風が九州西海上で合流して発達した積乱雲が次々と発生し、薩摩地方

北部に流れ込んだ。7日から13日にかけての総雨量は、大口で808ミリ、出水で736ミリ、紫尾山で616ミリを観測した。9日の日降水量は出水で275ミリ、大口で260ミリを観測、出水の日降水量は7月としては歴代1位となった。また、出水では9日11時までの1時間に59ミリ、同日18時までの1時間に大口で63ミリの非常に激しい雨を観測するなど記録的な豪雨となった。

この大雨により、出水市針原地区では10日に土石流が発生し23名が亡くなった。また、県内では家屋の全壊が20棟、床上・床下浸水が291棟など大きな災害となった。

図1. 4. 2 昭和32年7月27日の大雨時の雨量分布

図1. 4. 3 平成5年7月31日から8月2日にかけての大雨時の雨量分布

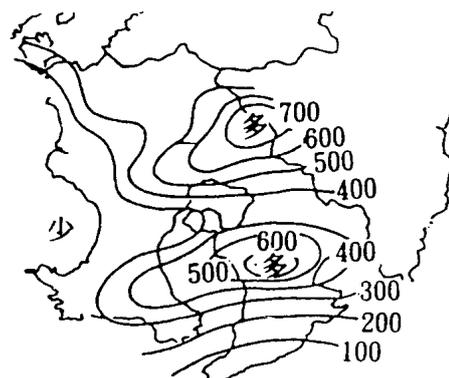
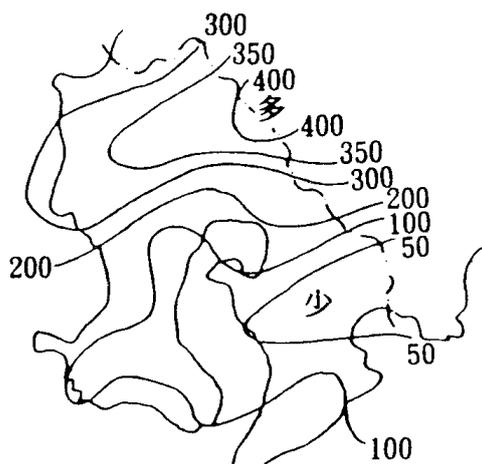
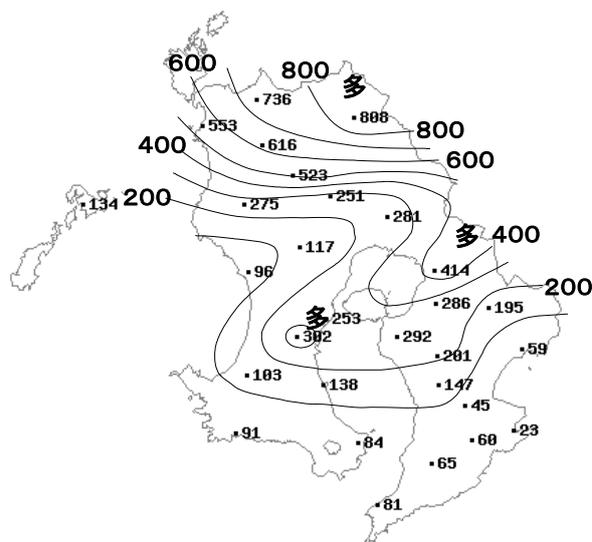
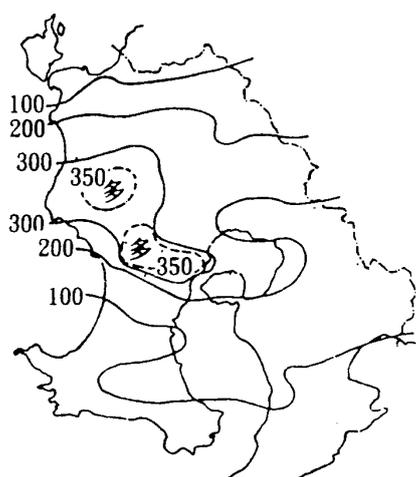


図1. 4. 4 平成5年8月6日の大雨時の雨量分布

図1. 4. 5 平成9年7月7日から7月13日にかけての大雨時の雨量分布



#### 4 鹿児島県と高潮

台風災害のうちで最も大きな被害を起こすものは、高潮である。日本では、昭和9年の室戸台風、昭和34年の伊勢湾台風等が、鹿児島県では、昭和17年の周防灘台風、昭和20年の枕崎台風、あるいは昭和26年のルース台風などのような、多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどが、暴風や大雨に加

えて、異常な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の来襲が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。鹿児島県の海岸線は、八代海沿岸から始まり、薩摩半島西岸・南岸、鹿児島湾沿岸、大隅半島東岸、並びに薩南諸島沿岸、奄美諸島沿岸からなり、その総延長は2,632kmとなる。このように海岸線が長いので、台風の接近時には高潮の被害を受けやすい。昭和26年10月14日に来襲したルース台風では、死者209人、床上浸水2,146戸という大災害が発生した。この災害の多くが高潮によるものであった。このルース台風と、昭和20年9月17日の枕崎台風による、鹿児島県の高潮分布は図1. 4. 6の通りである。

鹿児島県の高潮被害をもたらす台風の経路を図1. 4. 7に示す。1のコースが最も高潮被害が大きく、次いで2. 3. 4の順に災害が大きい。

中でも、鹿児島湾での高潮は、西側を北上する台風によって起きやすい。すなわち、南よりの強風に伴う吹走流によって湾奥に運ばれた海水は、左右に流れ去ることがなく、また、湾内に桜島が突出しているため、海底の逆流を妨げ、潮位は湾奥ほど高くなる傾向がある。

高潮は次のような原因又は条件で発生しやすい。

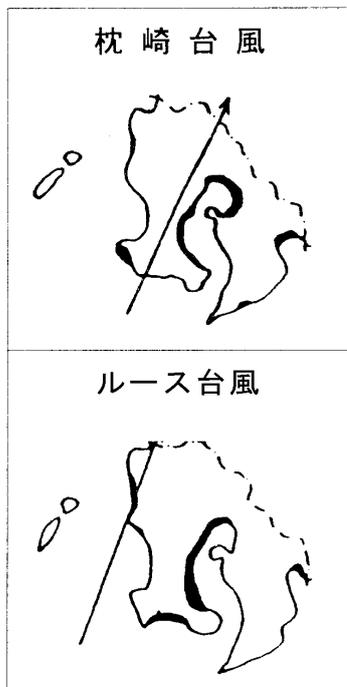
- (1) 台風の中心気圧が低いため、海水が膨れあがる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。
- (3) 台風の中心が近づいた時、満潮と重なる。
- (4) 湾奥部が狭くなっており、湾口が南に開いている。
- (5) 台風が湾の西側50~100km位の所を通る。

台風が薩摩半島やその西海上に向かって北上しているときは、速度も速くなることが多いため、接近する時刻を幅を持たせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

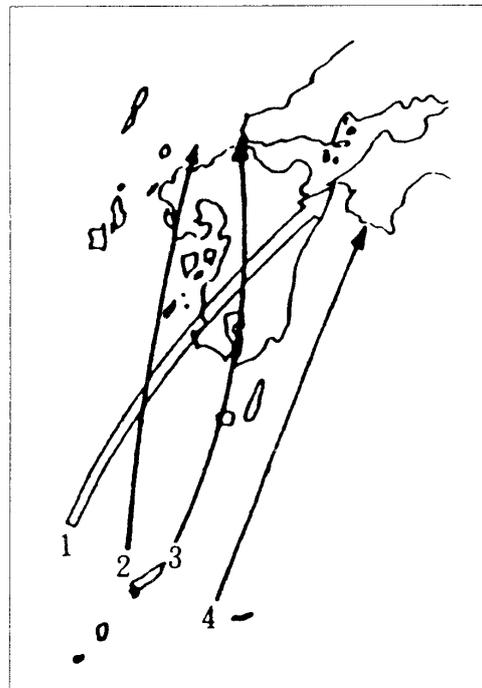
《資料編 既往風水害履歴》

図1. 4. 6 台風による鹿児島県の高潮分布

図1. 4. 7 鹿児島県に高潮被害を起こした台風の経路



台風による鹿児島県の高潮分布 (■は高潮) が発生したところ)



鹿児島県に高潮被害を起こした台風の経路 (4コースの場合は、大隅半島の東岸に起こりやすい)

## 5 鹿児島県と火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、昭和30年から本県において災害救助法を適用した火災は、表1.4.2のとおりである。

表1.4.2 救助法適用火災状況調

年 月 日	時 分	場 所	業 態	焼失棟数	焼失面積	原 因	損 失 額
				棟	m <sup>2</sup>		千円
昭和30. 7. 11	17:30	坊津町	住 家	63	1,634.4	弄 火	20,000
30. 10. 14	1:50	名瀬市	商 店	118	5,055.6	煙 突	224,920
30. 10. 20	14:15	喜入町	住 家	79	2,979.9	か ま ど	28,000
30. 12. 3	4:30	名瀬市	飲 食 店	1,361	65,996.7	不 明	1,512,050
31. 7. 31	14:40	東 町	住 家	88	3,663	取 灰	21,732
32. 4. 14	14:15	〃	〃	62	2,927.1	マッチ弄火	26,743
33. 11. 19	—	指宿市	〃	178	8,923.2	七 り ん	39,114
33. 12. 28	—	瀬戸内町	〃	1,628	166,320	か ま ど	1,000,980
35. 4. 6	—	鹿児島市	〃	67	17,453.7	育 す う 器	24,407
36. 10. 2	1:30	〃	〃	752	1,956.9	不 明	98,194
36. 12. 8	0:45	名瀬市	〃	60	1,554.3	放 火	34,807
37. 2. 4	14:35	川辺町	〃	53	633.6	燃 え さ し	36,968
40. 5. 18	15:45	開聞町	たばこ乾燥室	102	4,012.8	乾 燥 器 過 熱	47,640
41. 6. 16	2:35	串木野市	商 店	135	7,339.2	電 気 アイロン	143,293
43. 7. 25	22:15	樋脇町	〃	42	10,000	営 業 用 炉	60,000
49. 1. 3	19:00	笠利町	住 家	41	5,900	プロパンガス	200,000

この表を見ても分かるように、これらの火災が、冬から春先にかけて火災多発期に多く発生していることは注目される。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、空気が乾燥していること、季節風による強風が吹きやすいことに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。

特に、昭和30年12月の名瀬市の大火及び昭和33年12月の大島郡瀬戸内町の大火は、本県のおかれた地理的条件と季節風による強風が拍車をかけ、また、建物の構造が大火を引き起こしたもので、火災を最小限に食い止める見地から、耐火構造建築物の建設を推進する必要がある。

なお、急速に発達した社会経済の状況は、ますます人口の都市集中化を促進し、これに伴って危険物施設の激増と火災による危険度を増大させている。この種の大火の防止にも今後十分注意する必要がある。

## 6 鹿児島県と竜巻

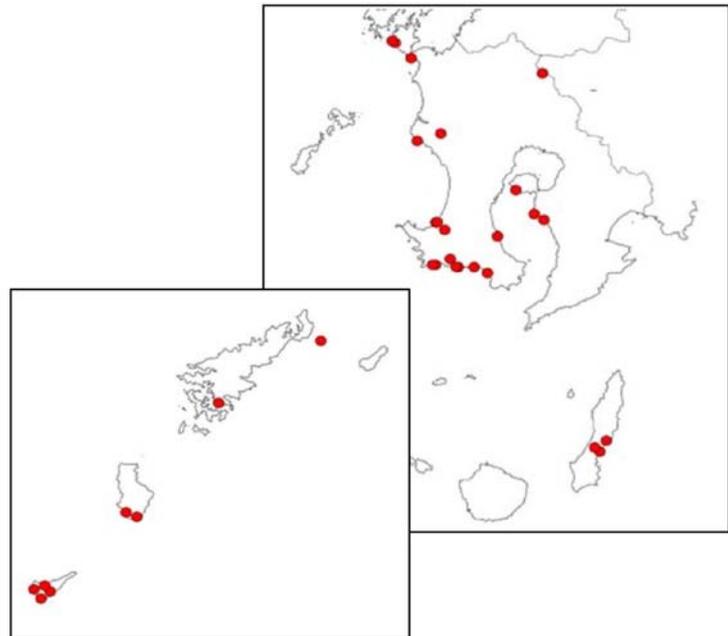
鹿児島県は、竜巻の発生数が多く、それに伴う被害も多く発生している。1991年から2010年までの調査（被害が発生したもの）では、全国で306件の竜巻被害が発生しており、そのうち鹿児島県での竜巻被害は20件で、全国でも発生数が多い方となっている（表1. 4. 4）。鹿児島県での月別の発生数では3月と10月が他の月より多く発生している（表1. 4. 3）。

なお、1961年～2010年までの鹿児島県内で発生した竜巻の分布図を図1. 4. 8に示す。

表1. 4. 3 月別発生数  
(1991～2010年)

月	全国	鹿児島
1月	10	2
2月	13	2
3月	9	4
4月	12	1
5月	12	1
6月	21	1
7月	26	1
8月	34	0
9月	60	1
10月	56	3
11月	34	2
12月	19	2

図1. 4. 8 鹿児島県内の竜巻発生図  
(1961～2010年)



注：上図は、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）も含んでいます。

表1. 4. 4 都道府県別発生数 (1991～2010年)

都道府県	個数												
北海道	30	茨城県	8	長野県	2	富山県	3	奈良県	0	香川県	3	佐賀県	5
青森県	3	栃木県	2	山梨県	2	石川県	8	和歌山県	8	愛媛県	1	熊本県	3
秋田県	16	群馬県	2	静岡県	7	福井県	5	岡山県	1	高知県	20	宮崎県	21
岩手県	1	埼玉県	8	愛知県	16	滋賀県	1	広島県	0	山口県	6	鹿児島県	20
宮城県	2	東京都	7	岐阜県	3	京都府	2	島根県	2	福岡県	4	沖縄県	37
山形県	9	千葉県	7	三重県	1	大阪府	0	鳥取県	2	大分県	1		
福島県	0	神奈川県	5	新潟県	16	兵庫県	0	徳島県	2	長崎県	4		

※ 鹿児島県内での主な被害（死者が発生したもの）

発生日月	発生時刻	発生地区	死者	負傷者	住家全壊	住家半壊	備考
平成2年2月19日	1時15分頃	枕崎市塩屋地区	1	17	29	127	車25台横転
平成23年11月18日	19時10分頃	徳之島町轟木	3		1		鹿児島地方気象台では竜巻の可能性が高いと判断

## 第5章 災害の想定

本計画の策定にあたって、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

鹿児島県においては、第4章第3「県の風水害履歴及び災害特性」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

表1. 5. 1 想定される被害の総括表

想定項目\災害名 \年月日		鹿 児 島 豪 雨 (平成5年8月6日)	台 風 第 1 3 号 (平成5年9月3日)
気 象 概 況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時</li> <li>・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日</li> <li>・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島）南 3日15:45</li> <li>・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部）南 3日02:40</li> <li>・総降水量の最大値 373mm（高峠）2～3日</li> </ul>
人	死者数	48名	33名
的	行方不明	1名	—
被	重傷	12名	15名
害	軽傷	52名	160名
建	全壊	298戸	226戸
物	半壊	193戸	706戸
被	一部破損	588戸	31,899戸
害	床上浸水	9,378戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	3,903戸

## 第2部 災害予防

## 第2部 災害予防

### 第1章 災害に強い施設等の整備

- 第1節 土砂災害等の災害防止対策の推進
- 第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 防災研究の推進

### 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 気象観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 災害対策基金管理体制の整備

### 第3章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的実施
- 第3節 自主防災組織の効果的実施
- 第4節 防災ボランティアの育成強化
- 第5節 災害時要援護者の安全確保

## 第2部 災害予防

### 第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

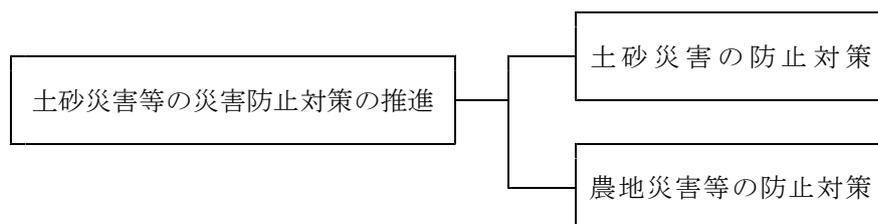
本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

#### 第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



#### 第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局，九州地方整備局，危機管理局危機管理防災課，環境林務部森林整備課・林業振興課，土木部砂防課・道路維持課・都市計画課・建築課，市町村〕

##### 1 土砂災害防止事業の推進

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

平成5年（1993年）8月の鹿児島豪雨では、集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

###### (1) 山地災害危険地区等

###### ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険地区を調査・把握している。

《資料編 山地災害危険地区の現況》

###### イ 防災事業の実施

県は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、山地災害危険地区のうち、緊急度の高い箇所から計画的に治山工事を実施する。

また、国の長期計画のもとに、荒廃地、疎悪林等の早期復旧、及び山地災害の発生への恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上のため、保安林の整備を行う。このため、森林法に基づく地域森林計画により、山地災害防備のための保安林、水質保全及び水資源確保のための保安林、並びに環境保全のための保安林を重点的に配備する。

市町村は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

ア 砂防指定地の指定

土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、砂防設備を要する土地又は治水上防砂のため一定の行為を禁止、制限すべき土地を、国土交通大臣が指定砂防地として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、土石流発生への恐れがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ、施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から、逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

ア 危険箇所の指定

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こす恐れのある極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 危険箇所等の指定

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、崩壊への恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため、行為の制限を必要とする区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れのある行為を制限するとともに、監視

業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

県は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れのある著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地地点検を行う。

（宅地造成工事規制区域の指定状況は、第3節第1「防災的土地利用の推進」参照）

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

市町村は土砂災害防止法第7条に基づき、市町村地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編 土砂災害警戒区域指定一覧》

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(9) その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

## 2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び隣地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者は、日常の巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

## 3 災害危険箇所等の調査の結果の周知

### (1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市町村（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

### (2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市町村は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

### (3) 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

## 4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

### (1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市町村は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

### (2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市町村は、人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

### (3) 避難計画の整備

市町村は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

《資料編 市町村地域防災計画に定める土砂災害警戒区域毎の警戒避難体制の例》

#### ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況を把

握しておく。

#### イ 住民への情報伝達方法の整備

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

#### ウ 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

#### エ 避難誘導員等の指定

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

#### オ 避難勧告等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測情報システムによる危険指標（レベル1，2，3）、防災点検の結果などを基に、土砂災害警戒情報が発表された場合には、住民の避難行動が開始されるよう基準を定めるよう努める。

#### (4) 住民の自主的避難の指導

市町村は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市町村及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（住民の自主的避難の指導方法は、第3章第3節「自主防災組織等の育成・強化」参照）

#### (5) 避難訓練

市町村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難訓練の方法は、第3章第3節「防災訓練の効果的実施」参照）

## 第2 農地災害等の防止対策

[実施責任：農政部農地整備課・農地建設課]

### 1 農地保全施設の整備

本県は、特殊土壌であるシラス等が広く分布し、水に対し脆弱であり、台風、豪雨等により、台地上の農地の表土流出、台地周辺部及び丘陵地の斜面崩壊、地すべり等の災害が多発し、その被害は農地、農業用施設、農作物、人家、公共施設等にも及んでいる。

また、農村地域の混住化の進展や営農方式の変化に伴い、流出量が増加するなど、緊急に農地防災対策を講ずる必要があり、これまで、洪水、高潮、土砂崩壊、湛水等の被害から農地、農業用施設等を防護するため、排水路、防災ダム、ため池等の施設の整備を推進してきた。

農地保全整備事業の現況は、表2. 1. 1. 1のとおり。

（防災ダムの整備状況は、「鹿児島県水防計画」参照）

今後、県及び市町村は、台風、大雨等による土砂崩壊・湛水等の被害から農地、農業用施設等を防護するため、ダム、ため池、排水機場、排水樋門等の農地防災・保全施設の整備を実施し、災害の発生防止に努める。

**表 2. 1. 1. 1 農地保全の整備状況**

(単位：ha, %)

全 体 計 画	2005 (H18) 年度までの整備済量	対全体整備率
73,900ha	59,583ha	80.6%

## 2 農業農村整備事業の推進

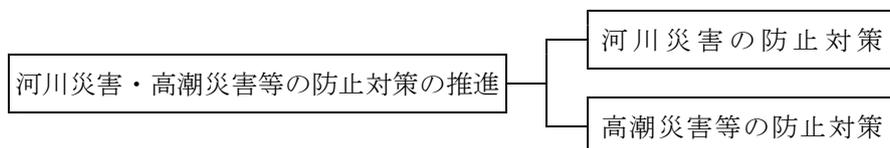
近年、農地及び農業用施設の災害は、山腹や台地法面周辺の崩壊、河川の氾濫を相まって複合化するとともに、多発化、大型化し、農業集落や一般公共施設にも重大な被害を及ぼしている。

県は、これらを未然に防止するため、地形、地質、土地利用及び農業集落の立地条件等を踏まえて、河川、林野等と調整を図りながら、農地や農業用施設の保全にとどまらず、農村環境の改善を考慮した「災害に強い農業農村」の形成を図るため、次の事業を計画的に実施する。

- (1) 防災ダム事業
- (2) ため池等整備事業
- (3) 湛水防除事業
- (4) 農地浸食防止事業
- (5) 特殊農地保全整備事業

## 第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本県は、台風常襲地帯，多雨地帯，特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部・島しょ部を有する地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



### 第1 河川災害の防止対策

[実施責任：九州地方整備局，農政部農地建設課，商工労働水産部漁港漁場課，土木部河川課・港湾空港課，市町村]

#### 1 河川災害の防止事業の推進

##### (1) 河川及び治水施設等の整備状況

本県は、台風常襲地帯，多雨地帯，特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、さらに宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、社会資本整備重点計画に基づく河川整備を図っているが、本県の河川は、以下に示すように、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防ぎよを主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

表2. 1. 2. 1 河川の整備状況(平成23年3月31日現在)

種別	管理者	河川数	延長	要改修延長	改修済	改修率
一級河川	国	川内川水系 11	km 113.9	km 51.6	km 37.4	% 72.5
	国	肝属川水系 6	51.1	41.2	36.5	88.6
国管理河川計		17	165.0	92.8	73.9	79.6
一級河川	県	149	713.1	576.7	262.4	45.5
二級河川	県	310	1,772.4	1,336.7	608.6	45.5
県管理河川計		459	2,485.5	1,913.4	871.0	45.5

(注) ① 国管理と県管理の重複河川13河川

② 県管理河川の改修済とは、60mm/h以上の流下能力を有する河道が整備されているもの

③ 川内川延長のうち、鶴田ダム区間18.4kmは、改修不要区間とする。

④ 肝属川延長のうち、鹿屋分水路2.0kmは、改修不要区間とする

⑤ 国管理河川の延長は、兩岸堤防区間延長を平均したものの。

## (2) 河川及び治水施設の整備対策

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は、ある程度の風水害に耐えうるよう整備されているが、堤防より居住地側の地盤が通常の水位や潮位に比べて低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れが予想されるため、河川堤防の災害防止対策として、必要区間について、後背地の資産状況等を勘案し、護岸施設等の整備を進める。

また、直轄河川については、災害時の水防活動及び物資の集積備蓄機能や、平常時の研修や訓練の場としての機能を持つ「河川防災ステーション」の整備を進める。

なお、適宜河川施設の維持管理に努め、河川災害の防止に努める。

## 2 河川等重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

県及び市町村は、県において把握している河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、関係流城市町村・住民への周知に努めるとともに、市町村独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 避難路上の障害物などの把握

ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

(河川等の重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域の現況については、「鹿児島県水防計画書」参照)

## 3 重要水防区域の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「鹿児島県水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

## 4 特別警戒水位の設定

国土交通大臣及び鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）において、はん濫注意水位（水防法第12条第2項に規定する警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として避難判断水位（水防法第13条に規定する特別警戒水位）を定め、この水位に達したときは、鹿児島県水防計画書に定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。指定河川などその他避難判断水位に係る事項については同計画書に定めるところによる。

## 第2 高潮災害等の防止対策

[実施責任：九州農政局，九州地方整備局，農政部農地建設課，商工労働水産部漁港漁場課，土木部河川課・港湾空港課，市町村]

## 1 海岸保全施設整備事業の推進

### (1) 海岸保全施設の整備状況

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。海岸の長さや島しょ部を有するなどの地形的特質等のため、高潮災害等を受けやすい状況にある。

各海岸保全施設の所管別の整備状況は、表2. 1. 2. 2のとおり。

(海岸等重要水防区域の現況、重要水防区域以外の危険予想区域の現況については、「鹿児島県水防計画」参照)

**表2. 1. 2. 2 各海岸保全施設の整備状況（平成22年3月31日現在）**

所 管	事 業 概 況	海 岸 線 総 延 長	海岸保全 区域指定 延 長	海岸保全 区 域 内 施設延長
国土交通省 (水管理・国土保全局)	昭和25年を初年度とし、出水海岸の保全事業をはじめ海岸法施行に伴い、昭和34年度から本格的な事業を推進している。	1,782.9km	175.4km	136.4km
国土交通省 (港湾局)	昭和45年から本格的に海岸保全事業を開始し、これまでに高潮、浸食等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進している。	436.2km	190.5km	111.7km
農林水産省 (水産庁)	漁港海岸保全区域において、昭和33年度を初年度とし、これまでに高潮、浸食等による被害を防止するため、施設の整備を推進している。	329.5km	134.7km	88.2km
農林水産省 (農村振興局)	昭和32年を初年度とし、干拓地等の農地への高潮、波浪、津波等による被害を防止するために、海岸保全施設の新設、改修を実施している。	94.9km	90.8km	73.1km
計		2,643.5km	591.4km	409.4km

### (2) 海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

## **2 既存海岸保全施設の老朽度点検, 改修**

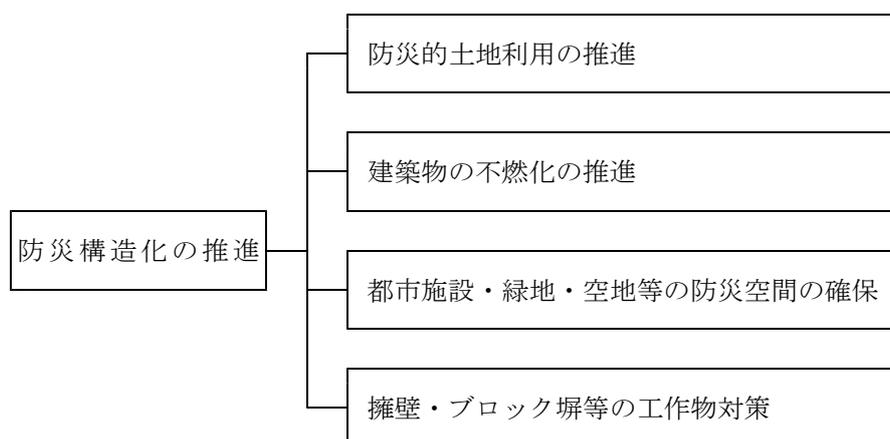
県及び市町村は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

### 第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

又、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



#### 第1 防災的土地利用の推進

[実施責任：土木部都市計画課・建築課，市町村]

##### 1 土地区画整理事業の推進

###### (1) 土地区画整理事業の実施状況

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発などが行われてスプロール化が進行している箇所がある。

また老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

鹿児島県における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 1 土地区画整理事業の現状（平成21年4月1日現在）

区分	地区数	面積
公共団体施行	26地区	917.7ha
組合・個人施行	5地区	188.3ha
合計	31地区	1,106.0ha

###### (2) 土地区画整理事業の実施方策

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠

点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

市町村が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

## 2 市街地再開発事業の推進

(1) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が、5地区(面積3.75ha)で実施済、2地区(0.5ha)が実施中である。また、優良建築物等整備事業については、3地区(1.86ha)で実施済である。

(2) 市街地再開発事業等の実施方策

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ア 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を促進する。

イ 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、市町村を通じて関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

## 3 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導等の実施状況

宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 2 宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況

区 分	地 区 数	面 積	概 況
宅地造成工事規制区域	1	30,700ha	鹿児島市(旧5市町を含む。)周辺の丘陵地帯

(2) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市町村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

## 第2 建築物の不燃化の推進

[実施責任：危機管理局消防保安課，土木部道路建設課・都市計画課  
・建築課，市町村]

### 1 防火，準防火地域の拡大

建築物が密集し，火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物等の建築を促進する。特に，商業地域及び近隣商業地域については，防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し，都市の不燃化の促進を図る。

このため，鹿児島市と奄美市においては，引き続き，防火地域，準防火地域の指定の拡大に努め，その他の市町村においても，防火地域，準防火地域の指定に努める。

表2. 1. 3. 3 防火地域指定現況

都市計画区域名	都市名	防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	123.0ha

(平成19年3月31日現在)

表2. 1. 3. 4 準防火地域指定現況

都市計画区域名	都市名	準防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	761.0ha
名瀬	奄美市	2.0ha

(平成19年3月31日現在)

### 2 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は，市街地の不燃化事業，都市構造改善事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等により，道路・空地を確保・拡充し，老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

### 3 延焼遮断帯等の整備

県は，広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により，火災の延焼防止を図り，安全な防災都市の創出を誘導する。

### 4 消防水利・貯水槽等の整備

市町村は，消防力の基準等に照らし，消防力施設等の充足状況を勘案するとともに，市街地等の火災に対応できるよう，各種事業により，市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### 5 その他の災害防止事業

市町村は，火災時の効果的な消防活動を念頭において，消防活動路等の確保について検討しておく。また，都市公園や防災拠点施設の整備を進め，火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

## 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，土木部道路建設課・道路維持課  
・港湾空港課・都市計画課・建築課，市町村]

## 1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

### (1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

（道路の整備方法は、地震・津波災害対策編第2部第1章第5節第6「道路・橋梁の災害防止」参照）

### (2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

県及び市町村は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

鹿児島県における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 5 公園・緑地等の整備状況（平成22年3月31日現在）

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
県立都市公園等	9	261.1
市町村立公園	1,152	1,540.5
計	1,161	1,801.6

※県立都市公園等の中には、「マリンポートかごしま」の緑地1箇所（24ha）が含まれる。

## 2 共同溝等の整備

県及び市町村は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを收容するための共同溝等の整備を推進する。

## 3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、「マリンポートかごしま」に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁やヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

## 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

〔実施責任：土木部道路建設課・道路維持課・都市計画課・建築課，市町村〕

### 1 擁壁の安全化

県及び市町村は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

## **2 ブロック塀等の安全化**

県及び市町村は、これまで、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

## **3 窓ガラス等落下物の安全化**

県及び市町村は、これまでに実施している定期報告制度や、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

## **4 屋外広告物に対する規制**

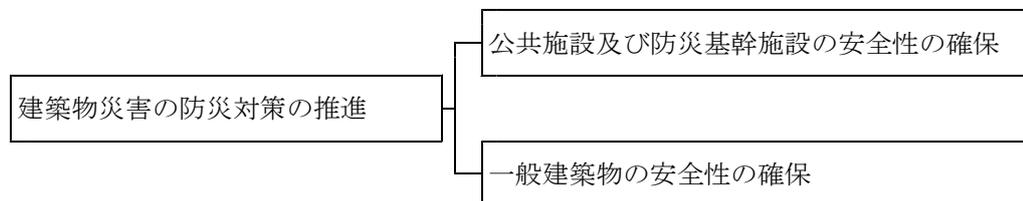
県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務づけている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、風水害時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

## 第4節 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、 「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



### 第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

〔実施責任：土木部建築課，出納局管財課，教育庁学校施設課，市町村〕

#### 1 公共施設等の安全性の確保

県及び市町村は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

#### 2 重要防災基幹施設の安全性の確保

県及び市町村の庁舎（出先含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

### 第2 一般建築物の安全性の確保

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，土木部都市計画課・建築課，市町村〕

#### 1 防災指導等による不燃化，安全化の促進

県及び建築主事を置く市（鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市）は、以下の方法により、一般建築物の不燃化，安全化等の促進に努める。

##### (1) 一般建築物に対する防災指導

##### ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市並びに指定確認検査機関は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法に基づき指導を行う。

##### イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する

##### ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう、指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築，無届建築等を摘発し，適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

（ア） 地域，地区の指定のない都市に対する地域，地区制の促進を図る。

（イ） 土地区画整理，道路位置指定の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

（ウ） 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く，老朽化の進んだ既存建築物については，ある程度，「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから，老朽化した建築物の改修の必要性について普及・啓発を図る。

また，これら施設に対する被害は，地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため，風水害等の災害危険の高い区域については，特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し，移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して，耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

## 2 県民等への意識啓発

県及び市町村は，県民に対し，以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて，建築物の不燃化等の関係法令について，普及啓発を図るとともに，既存建物については，改修時の相談に応じる。

このほか，講習会等を実施することにより，不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について，助成による誘導措置を含め，普及・啓発を図る。

## 3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院，劇場，映画館，旅館・ホテル，物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため，建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により，建築物の維持保全の状況等について，所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて，その結果の報告を求める。

また，必要な場合は現地調査を実施し，適正な指導を行い，災害を未然に防止する。

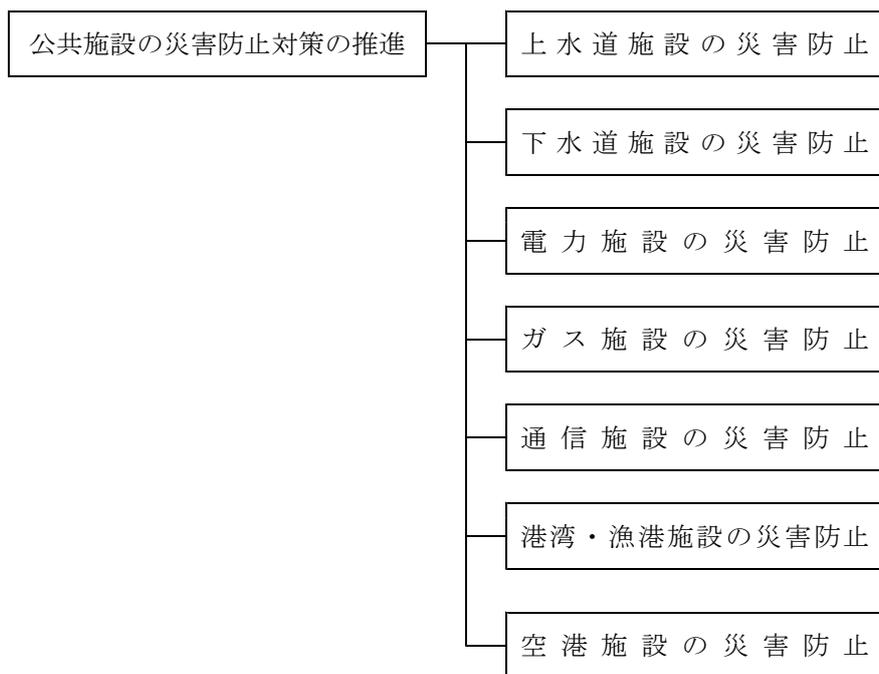
(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については，「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て，防災査察を実施するとともに，年間を通じパトロールを行い，建築物の安全性を確保するため，積極的な指導を推進する。

## 第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港，空港等の公共施設は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，施設の災害防止対策を推進する。



### 第1 上水道施設の災害防止

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者]

#### 1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き，以下の対策により，被害発生の抑制と影響の最小化を図り，災害に強い上水道施設の整備を推進する。

《 資料編 市町村別上水道施設の整備状況 》

- (1) 水源施設，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等における停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

## 2 復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材，被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

## 第2 下水道施設の災害防止

[実施責任：土木部都市計画課，市町村]

### 1 老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道事業者は，下水道施設について，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

《資料編 市町村別下水道施設の整備状況》

- (1) 老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

### 2 集中監視システムの活用

各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

## 第3 電力施設の災害防止

[実施責任：九州電力株式会社]

### 1 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社は，以下の方法により，災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

#### (1) 水害対策

##### ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の現状，河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し，防水壁の設置，排水ポンプの設置，機器のかさ上げ，ダム通信確保のための設備の設置，及び建物の密閉化（窓の密閉化，ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に，洪水に対する被害防止に重点を置き，被害が予想される箇所について，点検整備を実施する。

##### イ 送電設備

- ・ 架空電線路……土砂崩れ，洗堀などが起こるおそれのある箇所のルートの変更，擁壁，石積み強化等を実施する。
- ・ 地中電線路……ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

##### ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は，床面のかさ上げ及び窓の改造，出入り口の角落とし，防水扉の取付け，ケーブルダクトの密閉化等を行うが，建物の構造上，上記防水対策の不可能な箇所では，屋内機器のかさ上げを実施する。

また，屋外機器は基本的にかさ上げを行うが，かさ上げが困難なものは，防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

#### (2) 風害対策

建築基準法，電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに，既設設備の弱体箇所は，補強等により対処する。

### (3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

#### ア 火力・原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち、特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し、対処する。

#### イ 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

#### ウ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩がいしを使用し、塩害防止に努める。

#### エ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付き変圧器等を使用して対処する。

### (4) 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所について、角落としあるいは、防潮壁等適切な対策を行い、これに対処する。

水害についても、必要に応じ、これに準じて行う。

### (5) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

## 2 防災業務施設及び設備の整備

### (1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、潮位、波高等の観測、予測施設及び設備の強化、整備を図る。

### (2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

## 3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。特に、離島への復旧用資機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

## 4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所に連絡すること。

- ・断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは，安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは，ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

また，病院等重要施設については，災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため，自家用発電設備の設置を要請する。

## 5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため，年1回以上防災訓練を実施するとともに，国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 第4 ガス施設の災害防止

[実施責任：ガス事業者]

### 1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は，災害が発生した場合，ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

《資料編 ガス事業者及び施設の状況》

#### (1) ガス製造所，供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備，原料貯蔵設備，ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い，災害の軽減を図る。各設備の維持管理については，保安規程に基づいて，定期的な保守点検整備等を行う。

#### (2) 導管関係整備

導管及び整圧器，バルブ等の付属設備については，保安規程に基づいて設置し，定期的な保守点検を行う。特に高圧導管の設置にあたっては，路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

### 2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確な措置により，二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように，以下の対策を実施する。

#### (1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し，災害時措置要領等の整備に努める。

#### (2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い，データを整備して設備対策を講じる。

#### (3) 緊急対策，復旧対策

被害情報の収集，初動体制，ガス供給停止及び供給開始等，緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに，緊急措置ブロックの形成を促進する。

#### (4) 支援体制

被害の程度によって，応援隊の派遣要請，需要家に対する代替エネルギーの確保などに努める。

### 3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

## 第5 通信施設の災害防止

[実施責任：西日本電信電話株式会社]

### 1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

#### (1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の風水害による被害を参考として不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

#### (2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、風水害による浸水、損傷、流失等を防止するため、支持金物等による措置を行う。

#### (3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発電機を常備する。

### 2 通信設備の確保

#### (1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的弱いので、寸断等のおそれのある区間は地下埋設化を推進する。

#### (2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

#### (3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

#### (4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

### 3 災害対策用機器・資機材の整備

#### (1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯，避難場所等との通信を確保するために，災害対策用無線機，衛星通信車載局，移動無線車，孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

#### (2) 大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合，重要な通信を確保するための代替交換装置として，大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

#### (3) 移動電源車

移動電源車は，災害時等の長時間停電に対して，通信電源を確保するために使用するもので，電話局，無線中継所等を対象に配備する。

#### (4) その他

特に，離島への災害対策用機器・復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

### 4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため，災害対策情報連絡演習，災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

## 第6 港湾・漁港施設の災害防止

[実施責任：九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，土木部港湾空港課]

### 1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は，災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから，港湾・漁港管理者は，対象地域の拠点港湾・漁港を指定し，施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め，海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

### 2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は，海上交通ルートによる避難，救助，輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため，その拠点を整備しておく必要がある。

このため，港湾・漁港管理者は，特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において，岸壁，港湾緑地，背後道路等の整備に努め，災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

### 3 港湾・漁港施設の整備

港湾施設の整備は，本土・離島の拠点港となる鹿児島港，志布志港，川内港，垂水港，西之表港，宮之浦港，中之島港，名瀬港，湾港，亀徳港，和泊港及び与論港において，岸壁，緑地，臨港道路等の整備を計画的に推進する。また，漁港では，耐震強化岸壁の整備が完了した山川漁港において，臨港道路等の整備を計画的に推進する。

## 第7 空港施設の災害防止

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所，土木部港湾空港課〕

### 1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の救急・救命活動や緊急物資・人員受け入れ等の拠点となることから、空港管理者は、異常気象発生時でもその機能が確保されるよう施設の点検や老朽化施設等の更新・改良を計画的に実施する。

## 第6節 防災研究の推進

[実施責任：県，市町村，関係機関等]

県，市町村及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，災害及び災害対策に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

### 1 地域危険度の調査研究

市町村は，防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテ，防災マップの作成に努める。

### 2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について，砂防，治山，農地保全の各面から，総合的な調査研究に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

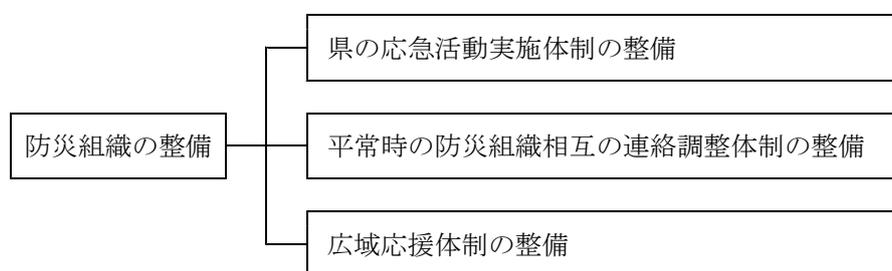
風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

### 第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、県内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。



#### 第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課〕

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ確に実施していくうえで、極めて重要である。

県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

###### (1) 災害対策職員用携帯電話の整備

警戒避難段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ、危機管理局等の主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

また、携帯電話についても、順次整備・拡充に努める。

###### (2) マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

###### (3) 宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

## 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照)

### (1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

### (2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

### (3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

## 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課]

### 1 情報連絡体制の充実

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

#### (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

#### (2) 勤務時間外での対応

県、市町村及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

#### (1) 日頃から情報交換を積極的に行う

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

#### (2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

### 3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続きを明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

## 第3 広域応援体制の整備

〔実施責任：九州管区警察局，危機管理局危機管理防災課，県警察本部，市町村〕

### 1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、九州・山口9県以外の都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

(九州・山口9県災害時相互応援協定，その他の相互応援協定及び九州地方整備局との応援協定は，第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は，第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照)

### 2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

### 3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、県は、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の実態把握に努める。

(平成23年4月1日現在)

部隊名	消防本部名	隊数計	備考
指揮隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	1	
小計		2	
救助部隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	1	
	霧島市消防局	1	
	南薩地区消防組合	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
小計		6	
救急部隊	鹿児島市消防局	3	
	出水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	3	
	日置市消防本部	1	
	霧島市消防局	1	
	いちき串木野市消防本部	1	
	始良市消防本部	1	
	さつま町消防本部	1	
	指宿地区消防組合	1	
	南薩地区消防組合	2	
	阿久根地区消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曾於地区消防組合	2	
	大隅肝属地区消防組合	1	
	沖永良部与論地区広域事務組合	1	
徳之島地区消防組合	1		
小計		22	
消火部隊	鹿児島市消防局	3	
	出水市消防本部	1	
	垂水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	4	
	日置市消防本部	1	
	霧島市消防局	1	
	いちき串木野市消防本部	1	
	始良市消防本部	1	
	さつま町消防本部	1	
	指宿地区消防組合	1	
	南薩地区消防組合	2	
	阿久根地区消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
	熊毛地区消防組合	1	
大島地区消防組合	1		
小計		23	
後方支援部隊	鹿児島市消防局	2	
	薩摩川内市消防局	2	
	霧島市消防局	1	
	始良市消防本部	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
小計		7	
特殊災害部隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	4	
	大隅曾於地区消防組合	1	
小計		6	
特殊装備部隊 (その他特装隊)	鹿児島市消防局	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
小計		3	
航空部隊	鹿児島県	1	
小計		1	
合計		70	

## 2 広域緊急援助隊の編成

県警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合、直ちに広域的に出動し、災害警備活動にあたる鹿児島県警察広域緊急援助隊を次のとおり組織し、広域的応援体制の整備に努める。

### (1) 警備部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
先 行 情 報 班	警察用航空機等で被災地に直ちに先行し、被災状況、道路状況等に係る情報、その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告等の活動を行う。
救 出 救 助 班	救出救助用資機材、災害活動用車両等を活用し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等災害から直接人命を守る活動を行う。
隊 本 部 班	食糧、飲料水等の管理及び配布、広報等、当該部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援活動を行う。

### (2) 交通部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
先 行 情 報 班	交通対策班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告等の活動を行う。
交 通 対 策 班	緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等の活動を行う。
管 理 班	食糧、飲料水等の調達及び配布、最新の交通情報の収集、広報等、当該部隊の災害対策活動全般に係る活動の支援活動を行う。

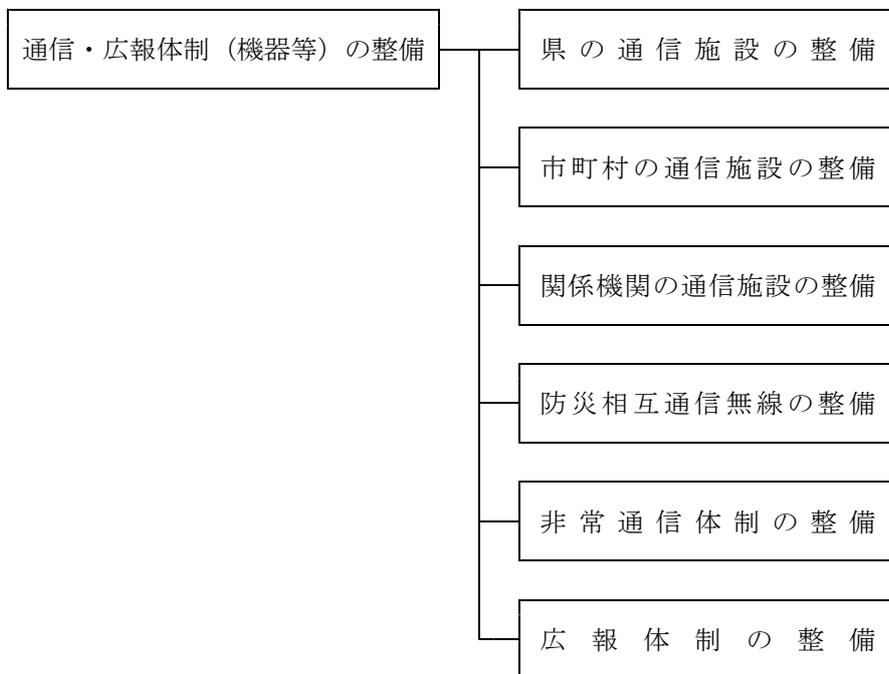
### (3) 刑事部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
検 視 班	遺体安置場所における検視又は死体見分を行う。
遺 族 対 策 班	被災者の心情を配慮した上で、遺体安置場所において遺族等へ遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携した上、遺族等に安否情報の提供を行う。

## 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。



### 第1 県の通信施設の整備

[実施責任：九州地方整備局，危機管理局危機管理防災課]

#### 1 災害時等の通信施設の整備

##### (1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系，衛星系）と光ネットワーク系を整備している。なお、現行の防災行政情報ネットワークの概要は、次のとおりである。

《資料編 県防災行政情報のネットワーク構成図》

##### ア 整備概要

##### (ア) ネットワークの構成

県庁と九州地方整備局，地域振興局，保健所等の出先機関及び市町村，消防本部，防災関係機関等で構成されている。

##### (イ) 通信回線

##### a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

##### b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で、県庁及び各地域振興局等と土木部等所管の公用車の移動局との間を結んでいる。

c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

d 光ネットワーク系

県庁と地域振興局、市町村、消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。

(ウ) システムの通信機能

a 個別・一斉通信機能

ネットワーク構成機関相互の通信、衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか、地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。

b 映像伝達機能

県庁から、衛星系通信回線を利用して、消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか、市町村では映像の受信が可能である。

c 通信統制・機器監視制御機能

県庁を全局の監視・制御局とし、ネットワークの監視を行うとともに、全局の運用状態等を集中監視をしているほか、地上系通信回線及び衛星系通信回線においては、災害時における通信の輻輳に対処するため、県庁に通信統制機能を備えている。

(エ) 防災上の設備強化対策

a 中継回線・ループ化、回線の2ルート化

地上系の中継回線をループ化するとともに、県庁と市町村との間を衛星系と光ネットワーク系により2ルート化し、回線の信頼性確保を図っている。

b 機器の二重化・予備電源の配備

主要回線の無線機器等を二重化するとともに、全局に予備電源装置（発電機、無停電電源装置等）を配備し、機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。

c 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が被災した市町村等に搬送し、衛星通信回線を利用して県庁等と電話、ファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を平成8年度に配備した。

(オ) 機器の保守体制

通信機器は、定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理に当たる体制をとっている。

(2) 消防防災無線等による整備

県では、平成8年度に既存の消防防災無線・水防無線共用設備を、県庁舎移転に併せて更新し、運用を開始した。

ア 消防防災無線回線

県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。

イ 水防無線回線

県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができるほか、雨量レーダーも利用している。

ウ 中央防災無線

県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信ができる。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

## 2 防災情報システムの整備

県は、平成22年度に整備改修（当初整備：平成8年度）した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能，CATV，インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

## 第2 市町村の通信施設の整備

[実施責任：市町村]

### 1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式），並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で，確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に，戸別受信方式は，災害発生の高危険性の高い，以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 高潮危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他，市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

《資料編 市町村防災行政無線施設の整備状況》

### 2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように，日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

- (1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して，通信機器の操作の習熟に努める。

- (2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い，性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお，通信機器に障害が生じた場合は，すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

- (3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては，停電復旧作業に時間を要することから，非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに，長時間対応可能な設備の整備に努める。

### 第3 関係機関の通信施設の整備

[実施責任：西日本電信電話株式会社，九州電力株式会社，九州旅客鉄道株式会社，県警察本部]

#### 1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は，日常の準備体制，災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め，通信手段の充実に努める。

##### (1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

###### ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合，通常，一般通話の規制が行われるが，災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は，災害時優先電話として通話の規制が行われず，優先的に取り扱われる。

###### イ 孤立防止対策用衛星電話による通信

災害時に電気通信設備の損壊等による通信途絶のため，孤立のおそれがある市町村からの緊急電話を確保することを目的として，あらかじめ，N T Tが小・中学校や村役場等の公共機関に設置している衛星通信用電話。

(第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照)

##### (2) 警察の通信手段

###### ア 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し，通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部，各署，幹部派出所，交番，駐在所）を経て通信連絡する。

###### イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し，通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部，各署，幹部派出所，交番，駐在所）を経て通信連絡する。

##### (3) J R 電話による通信

J R 所属の電話を利用し，通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

##### (4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し，通信相手機関の最も近い支社，電力所，営業所等を経て通信連絡する。

#### 2 関係機関の通信手段の活用

県・市町村及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 関係機関の無線通信施設等の一覧表》

### 第4 防災相互通信無線の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等]

#### 1 通信施設の整備対策

県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防

災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 防災相互通信用無線の設置状況》  
(第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照)

## 2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

## 第5 非常通信体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課]

### 1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

### 2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

## 第6 広報体制の整備

[実施責任：知事公室広報課、危機管理局危機管理防災課]

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて県民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。

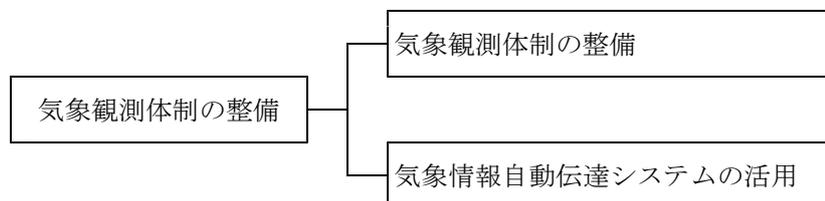
(システムの概要は、第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」、運用方法は、第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照)

また、インターネットや緊急速報(エリアメール等)等の多様な通信メディアの活用体制の整備に努める。

### 第3節 気象観測体制の整備

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



#### 第1 気象観測体制の整備

[実施責任：鹿児島地方気象台，九州地方整備局，危機管理局危機管理防災課，土木部河川課・砂防課，市町村]

##### 1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨，高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備，充実を図る。

###### (1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関，県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

###### (2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

《資料編 気象観測所の現況》

(水位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照)

##### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県，市町村及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記，テレメータ等），水位計（自記，テレメータ等）の整備充実を図る。

#### 第2 気象情報自動伝達システムの活用

[実施責任：危機管理局危機管理防災課]

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に市町村や消防本部にFAX送信するとともに、危機管理防災課職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また、市町村は気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に災害時要援護者施設）へ伝達するものとする。

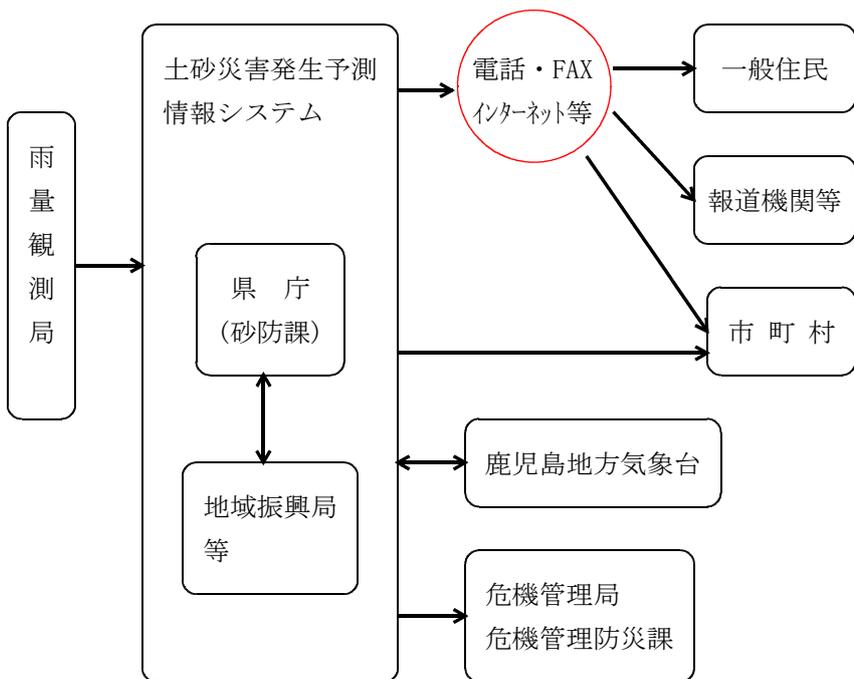
（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「気象警報等の収集・伝達」参照）

### 第3 土砂災害発生予測情報システムの活用

〔実施責任：土木部砂防課〕

土砂災害発生予測情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1，2，3等土砂災害に関する情報を、電話、ファックス又はインターネット等により、市町村、住民に対し情報提供するものとする。

鹿児島県土砂災害発生予測情報システム構成図



## 第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



### 第1 消防活動体制の整備

[実施責任：危機管理局消防保安課，市町村]

#### 1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

##### (1) 消防組織の整備状況

各市町村の消防組織は、常備消防（消防本部，消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

表2. 2. 4. 1 消防組織の整備状況

区分	常備消防				非常備消防		
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	消防団員
人員	19	29	66	2,202	43	642	15,566

(平成23年4月1日現在)

##### (2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

##### (3) 消防団の育成強化の必要性

###### ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

###### イ 消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

###### (ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、

地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

## 2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める

## 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

## 第2 消防水利, 装備, 資機材の整備

[実施責任：危機管理局消防保安課，市町村]

### 1 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

県内の消防水利の保有状況は、以下のとおり。

表 2. 2. 4. 2 消防水利状況

区 分	公 設	私 設	計
消 火 栓	18,927	800	19,727
防 火 水 槽 (100m <sup>3</sup> 以上)	364	21	385
〃 (60~100m <sup>3</sup> 未満)	742	25	767
防 火 水 槽 (40~60m <sup>3</sup> 未満)	6,468	163	6,631
〃 (20~40m <sup>3</sup> 未満)	4,475	182	4,657
井 戸	35	5	40
小 計	31,011	1,196	32,207
その他の水利（自然水利等）	—	—	2,167
水 利 合 計	—	—	34,374

(平成23年4月1日現在)

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

## 2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防機械保有状況

県内消防本部及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

表 2. 2. 4. 3 消防機械保有状況

区 分	消防本部・署・所現有	消 防 団 現 有	計
普通消防ポンプ車	22	409	431
水槽付消防ポンプ車	93	60	153
は し ご 車	17	—	17
小型動力ポンプ	36	1,115	1,151
小型動力ポンプ積載車	28	726	754
化学消防車	8	—	8
消 防 艇	1	—	1
ヘリコプター	—	—	—
その他の消防車両	176	70	246

(救急車、救助工作車の状況は、第2部第2章第7節「救助、救急体制の整備」参照)

(平成23年4月1日現在)

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

## 3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、表 2. 2. 4. 4 のとおり。

表2.2.4.4 消防通信体制の整備状況（平成23年4月1日現在）

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知専用	救急指令装置	
	固定・基地局	移動	電話回線	救急指令専用	消防指令装置併用
鹿児島市消防局	13	184	36		
出水市消防本部	4	32	8		
垂水市消防本部	4	36	9		
薩摩川内市消防局	4	78	31		1
日置市消防本部	3	29	24		1
霧島市消防局	5	60	9		1
いちき串木野市消防本部	4	37	18		
始良市消防本部	4	32	21		1
さつま町消防本部	1	21	11		
指宿地区消防組合	6	32	25		
南薩地区消防組合	19	82	32		
阿久根地区消防組合	6	32	0		
伊佐湧水消防組合	9	35	8		1
大隅曾於地区消防組合	8	39	34		1
大隅肝属地区消防組合	12	82	20		1
沖永良部与論地区広域事務組合	5	23	16		
徳之島地区消防組合	12	23	11		1
熊毛地区消防組合	12	67	18		
大島地区消防組合	26	99	12		
合計	157	1,023	343		8

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局，移動局ともに新たに増波された全国共通波（2波）の整備を促進し，大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また，災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備，高所カメラによる早期支援情報の収集，部隊運用装置，消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお，その他の消防通信体制については，以下の機器等の整備の促進に努める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重無線通信機</li> <li>・衛星通信システム</li> <li>・早期支援情報収集装置</li> <li>・震災対策用通信設備等（可搬無線機，携帯無線機，全国共通波（増波）基地局等）</li> </ul> |
|--|

イ 通信・運用体制の整備

(ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。

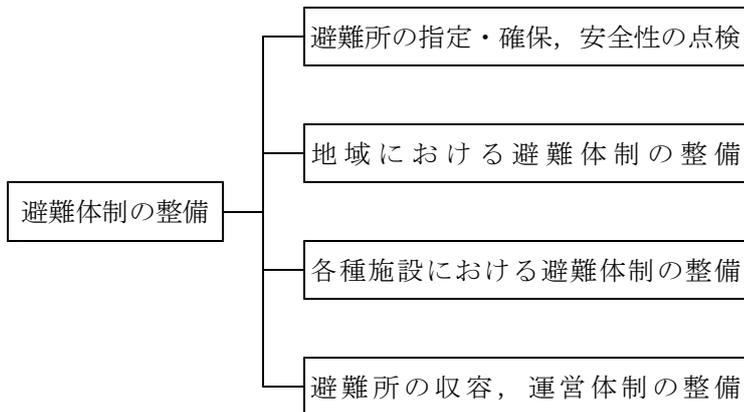
(イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

(ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

## 第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安全避難について留意する。



### 第1 避難所の指定・確保, 安全性の点検

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村，関係機関〕

#### 1 避難予定場所の指定

市町村は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公的建物の他、企業等が有する建物も避難予定場所に定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。特に、浸水想定区域については、浸水した場合に想定される水深及び居住者数等を踏まえ、適切な避難予定な場所を定める。

また、要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会（県立学校については県教育委員会）と共有しておく。

市町村は、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は、変更の上、住民に対し周知徹底しておくものとする。特に、浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

## 2 避難所の確保と整備

### (1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

### (2) 避難所の処理能力等の把握

市町村は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定に当たっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。

また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

### (3) 避難所の整備

市町村が、避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮するとともに、避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

### (4) 避難所における備蓄等の推進

避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## 3 避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

## 第2 地域における避難体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、県警察本部、市町村]

### 1 避難の指示・誘導體制の整備

#### (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市町村長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。

（避難の勧告・指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」を参照）

イ 市町村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ 市町村長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

## (2) 避難指示等の実施要領

ア 市町村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、市町村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 市町村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市町村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び支庁長、各地域振興連絡協議会長）に報告しなければならない。

## (3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 2 自主避難体制の整備

① 市町村は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

② 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

③ 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

## 3 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ・ラジオ（親子ラジオを含む）、有線放送、電話等の利用により伝達する。

### (2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の一定の地下街等及び災害時要援護者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

#### 4 災害時要援護者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の避難については、以下の点に留意し、別記の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」（平成18年9月 鹿児島県）を参考にして、市町村は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から災害時要援護者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第15条）

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 災害時要援護者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

# 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

## 1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

## 2 避難支援に必要な取組み例

### (1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する各種の情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の事態把握と関係部局間での共有化を図る。  
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。  
なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

### (2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。  
※ 要援護者情報 …… 個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

### (3) 防災、福祉・医療関係機関・団体等との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。  
  
(例) 災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置  
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施
- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受け入れ時の食事、費用負担

等の詳細について協定を締結する。

#### (4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

・ 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。

また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。

・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

#### (5) 災害発生時における避難誘導体制の確立

##### □ 在宅の要援護者の避難誘導

・ 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備

・ 市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

##### □ 施設入所者の避難誘導

・ 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

#### (6) 避難所等における支援体制の確立

##### □ 医療救護体制等の整備

・ 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

##### □ 公民館・学校等避難所における対応

・ 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

##### □ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

・ 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

□ 被災市町村では、要援護者の受け入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

### 第3 各種施設における避難体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，県民生活局青少年男女共同参画課・保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課・子ども福祉課，教育庁，県警察本部，市町村，施設管理者，関係機関等]

#### 1 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

##### (1) 病院，社会福祉施設等の避難体制の現状

###### ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の医療監視の際，防火管理者の専任，消防計画の作成，消防用施設・設備の整備・点検，診療用の構造設備の危害防止措置，避難訓練の実施状況等について，確認・指導を行っている。

###### イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し，本庁及び出先機関において，原則として毎年度実施する指導監査の際，スプリンクラー，屋内消火栓，非常通信装置，防煙カーテン，寝具等設備の整備・点検状況，宿直者の配置，連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備，避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い，必要に応じて改善・是正の指導をしている。

##### (2) 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には，寝たきりの高齢者や心身障害者，重症患者，新生児，乳幼児等いわゆる「災害時要援護者」が多く，自力で避難することが困難であり，また避難先にも介護品等が必要であるなど，災害時にも特別の配慮を要することから，施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

###### ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう，あらかじめ避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく，特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や，入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，日頃から，市町村や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

###### イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段，方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

###### ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は，施設等の職員や入所者等が，災害時において適切な避難行動がとれるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者や患者の実態などに応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

#### 2 駅，百貨店，地下街等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

##### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は，施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから，施設そのものの安全性を高めるよう

努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

#### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りを努める。

#### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

#### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

#### (5) 地下街等の利用者の避難確保計画の作成

浸水想定区域内の地下街等のうち、市町村地域防災計画に名称及び所在地を記載されたものの所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに公表しなければならない。(水防法第15条)

### 3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

#### (1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

#### (3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準，連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は，災害種別に応じた避難訓練を，日頃から実施しておく。

ク 校長は，学校行事等による校外での活動時の対応について，事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は，部活動等において，活動場所が学校施設外となる場合等は，避難場所，安否確認方法等について確認しておく。

#### (4) 避難場所の指定・確保

教育長は，市町村地域防災計画その他を考慮し，災害種別，程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

### 第4 避難所の収容・運営体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，教育庁，県警察本部，市町村〕

#### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は，災害救助法が適用された場合においては，知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行う。市町村長は救助に着手したときは，避難所開設の日時及び場所，箇所数及び各避難所の収容人員，開設期間の見込み等について，直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は，市町村長が実施する。また，避難所を開設したときは，住民等に対し，周知・徹底するものとし，避難所に収容すべき者を誘導し，保護しなければならない。

また，高齢者や障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し，必要な対応を行うとともに，必要に応じた，社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ，福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，安全性に配慮しつつ，管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

#### 2 避難所の運営体制の整備

市町村は，各避難所ごとに，避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに，本来の施設管理者との連携のもとで，住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して，避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう，「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月 鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し，避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策
- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 災害時要援護者対策

### **3 避難所の生活環境改善システムの整備**

県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

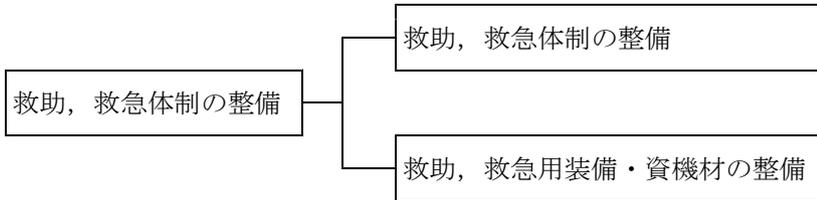
### **4 避難所巡回パトロール体制の整備**

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



### 第1 救助，救急体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，保健福祉部地域医療整備課・社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 関係機関等による救助，救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助，救急体制の整備に努める。

##### (1) 市町村（常備消防を含む）の救助，救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 消防車による速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

##### (2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊，警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 県警ヘリコプター，車両及び舟艇等警察が保有する装備資機材の整備，充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と，日頃から，相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

##### (3) 海上保安部の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と，日頃から，相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

##### (4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から，地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに，救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

## 2 孤立化集落対策

市町村は、島しょや土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

## 孤立化集落対策マニュアル

### 1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

### 2 孤立化集落対策

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

##### (1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[ 孤立化のおそれのある集落(例) ]

□ 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

## 2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。

(2) NTT

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下27箇所)に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

### 3 孤立化した場合の対応

#### (1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

#### (2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

#### (3) NTT

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話の設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

#### (4) 道路管理者（県・市町村）

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

#### (5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

#### (6) 警察

- ・ 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

### 3 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## 第2 救助, 救急用装備・資機材の整備

[実施責任：第十管区海上保安本部, 自衛隊, 県警察本部, 市町村]

### 1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 土砂崩れ等による生き埋め等の救出, 救助事象に対応するため, 各消防署・所, 消防団, 自主防災組織等において, 必要な救急用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型, 熱画像直視装置, 夜間用暗視装置, 地中音響探知機 ② 救助用ユニット（油圧式救助器具, 空気式救助器具, 切断機（鉄筋カッター）） ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー, チェーンソー, 切断機（鉄筋カッター）, 削岩機（軽量型）, 大型バール, 鋸, 鉄線鋏, 大ハンマー, スコップ, 救助ロープ（10m）
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー, チェーンソー, 切断機（鉄筋カッター）, 削岩機（軽量型）, 大型バール, 鋸, 鉄線鋏, 大ハンマー, スコップ, 救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール, 鋸, ハンマー, スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救助, 救急事象に対応するため, 高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア 県下警察署をおおむね6ブロックに分け、ブロックの中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用具を集中的に配置して、活用するように努める。

ブロック名	中心警察署	管轄地区	救助用具の配置・整備内容
鹿児島	鹿児島中央署	鹿児島市，日置市	救命ボート，エンジンカッター，ボルトクリッパー，チェーンソー，ゴージャック，削岩機
南薩	指宿署	指宿市，南九州市，枕崎市，南さつま市，日置市の一部（吹上町和田）	救命ボート，エンジンカッター，ボルトクリッパー，大型バール，投光機，大型ハンマー
北薩	薩摩川内署	いちき串木野市，薩摩川内市，阿久根市，薩摩郡，出水市，出水郡	〃
始良	霧島署	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡	〃
大隅	鹿屋署	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，肝属郡，曾於郡	〃
奄美	奄美署	奄美市，大島郡	〃

イ 警察の救助器具

《資料編 警察の救助器具》

ウ 道路等の障害物の除去や、崖崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

災害活動用車両
災害用強力投光車
クレーンレッカー車
多目的災害活動車
災害用レッカー車
災害用ショベル車
給水車
クレーン付ダンプ車

(3) 第十管区海上保安本部，自衛隊

災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，救助用資機材や車両，救助用舟艇等の整備・点検に努める。

## 2 救急用装備・資機材等の整備方針

### (1) 県及び市町村（消防機関を含む）

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

#### 救急用装備・資機材等の整備

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊用救護資機材，トリアージ・タッグ

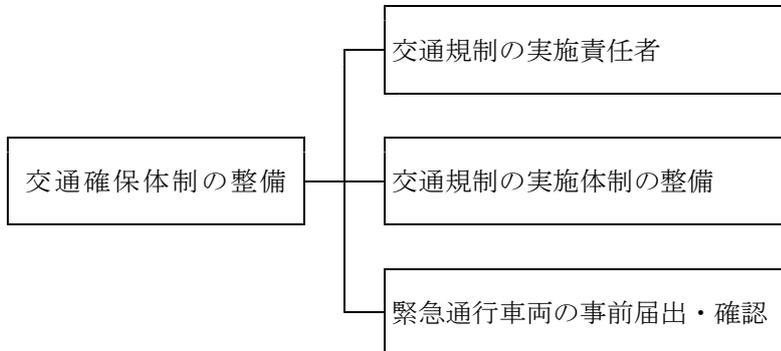
### (2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車，舟艇等の整備・点検に努める。

## 第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 交通規制の実施責任

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課  
・港湾空港課，県警察本部，市町村〕

#### 1 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市町村長 (市町村道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊，決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者，又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため，必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため，必要があると認めるとき 3 道路の損壊，火災の発生，その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路，泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
海 上 保 安 機 関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

## 第2 交通規制の実施体制の整備

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察本部，市町村]

### 1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

### 第3 緊急通行車両の事前届出・確認

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部]

#### 1 緊急通行車両の事前届出

- (1) 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という）。が保有する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて，緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
- (2) 指定行政機関等の長は，県公安委員会に対し，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して事前届出を行う。  
(事前届出は様式1)

#### 2 届出済証の交付と確認

- (1) 県公安委員会は，緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い，該当すると認められるものについては，届出済証を発行する。  
(届出済証は様式1)
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については，県（危機管理防災課），警察本部，警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して，緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合において，確認審査を省略して，緊急通行車両の標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 県公安委員会は，確認手続きの具体的な運用については，県（危機管理防災課）と所要の調整を図っておくものとする。  
(緊急通行車両の確認証明書及び標章については，第3部第2章第9節「交通確保・規制」参照)

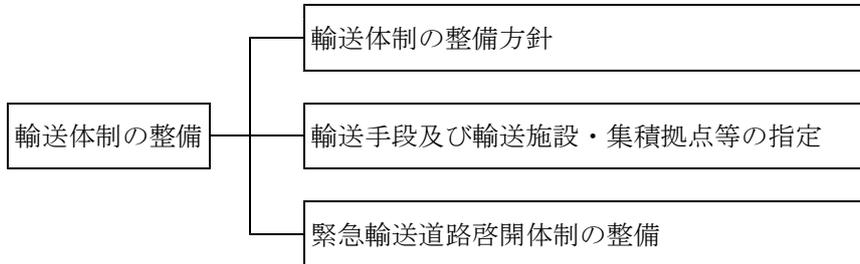
様式 1 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用  <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2>	
平成 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電 話) 氏 名	
印	
番号標に標示 されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住 所 ( ) 局 番  氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A一 号	
災害応急対策用  <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2>	
左記のとおり事前届出を受けたこと証する。	
平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所 を含む)、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委 員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

## 第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 輸送体制の整備方針

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，（社）鹿児島県トラック協会，日本貨物鉄道（株），商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

#### 1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

#### 2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

### 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，（社）鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課〕

#### 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

- (1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保するものとする。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶等による輸送

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の巡視船艇等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

エ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

## 2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア トラックターミナル等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 卸売市場等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

## 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察本部，市町村]

### 1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準

を設けてあらかじめ定めておく。

## **2 道路啓開の作業体制の充実**

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

## **3 道路啓開用装備・資機材の整備**

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

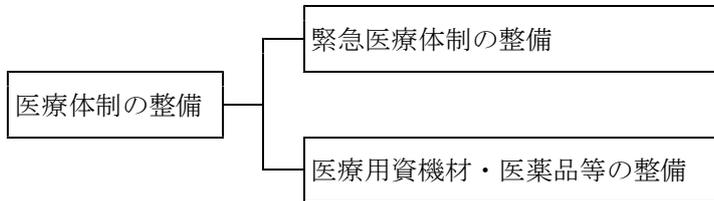
## **4 関係団体等との協力関係の強化**

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・地域医療整備課・健康増進課・薬務課・県立病院局県立病院課〕

#### 1 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

##### (1) DMA Tの整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMA Tを養成する。

イ DMA T指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

##### (2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

##### (3) 救護所の設置、運営計画

県（保健所）は、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

##### (4) 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害医療センターを県下に1か所、地域災害医療センターを二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

##### (5) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

##### (6) 情報連絡体制の充実

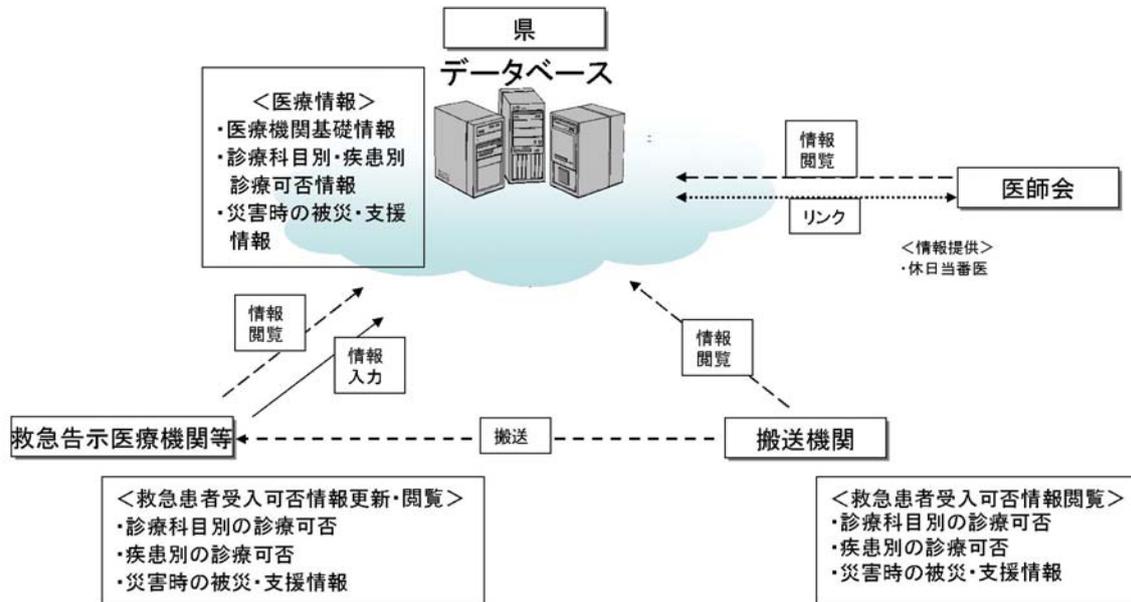
保健所、DMA T指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、救急・災害医療情報システムを活用する。

(7) 広域医療支援の強化

九州・山口9県災害時相互応援協定に基づき医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受け入れのための医療機関調査の実施などを行う。

図2.2.9.1 救急・災害医療情報システムの概要



## 2 後方搬送体制の整備

### (1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

### (2) 市町村、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市町村、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

### (3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

### (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

#### ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、県は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近江市等への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

#### イ 在宅難病患者等への対応

保健所は、「難病対策業務マニュアル」に基づき、要援護難病患者の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者台帳を作成し、管内市町村の避難支援計画策定に必要な情報提供を行い、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を整備する。

- 災害時要援護難病患者全体に対する対応
  - ・ 災害時要援護難病患者の把握及び台帳の整理
  - ・ 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
  - ・ 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発
- 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者への支援

《資料編 8 救急・医療に関する資料「難病対策業務マニュアル」》

## 第2 医療用資機材・医薬品等の整備

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部鹿児島県支部鹿児島県支部、保健福祉部保健医療福祉課・薬務課・  
県立病院課]

### 1 医療用資機材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

#### (1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については、薬品補給班が対応するものとし、薬務課は、薬品補給班の編成計画を策定しておく

(薬品補給班の編成については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照)

#### (2) 鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県(薬務課)は、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

《資料編 災害救助に必要な医療用資機材等・医薬品等の確保に関する協定書》

### 2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、災害時緊急医薬品等確保事業で、必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

(医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は、第3部第2章第10節「緊急医療」参照)

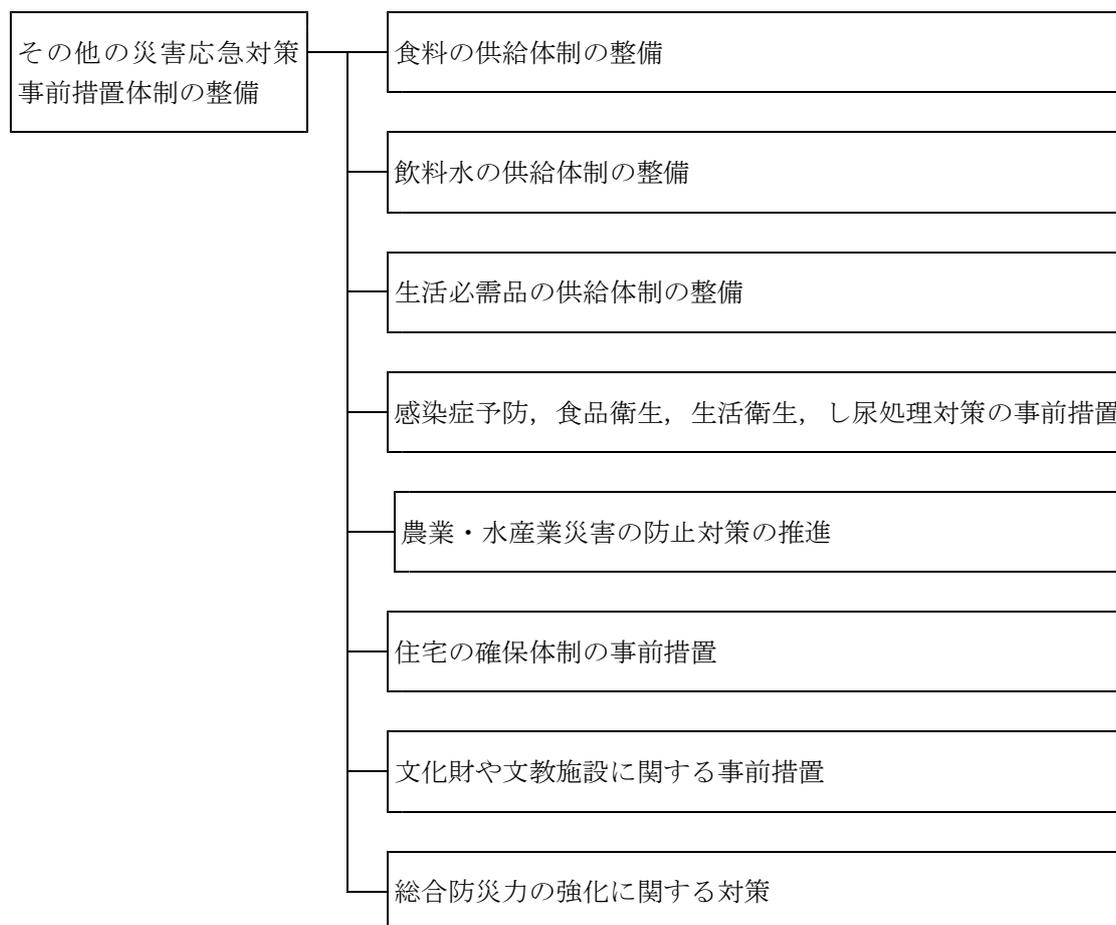
### 3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

薬務課は、被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について、検討するものとする。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

## 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。



### 第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：九州農政局鹿児島農政事務所，保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村〕

#### 1 食料の備蓄計画の策定

県，市町村は，必要とされる食料の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については，第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

#### 2 食料の調達に関する協定等の締結

(1) 県，市町村は，災害時の食料調達について，民間流通業者，県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

#### 3 食料の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への食料の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

## 第2 飲料水の供給体制の整備

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者]

### 1 応急復旧体制の整備

#### (1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は，水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために，復旧に要する業者（労務，機械，資材等）との間において災害時における協力協定を締結し，応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

#### (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は，医療機関や社会福祉施設等，早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し，緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

### 2 応急給水体制の整備

#### (1) 給水能力の把握

上水道事業者は，あらかじめ，災害時の応急給水を考慮し，予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し，把握しておくものとする。

#### (2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は，必要に応じ，給水車，給水タンク，ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は，各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

#### (3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は，応急給水の方法として飲料水を確保するため，管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

### 3 応急対策資料の整備

上水道事業者は，応急復旧，応急給水等の活動を迅速・的確に行うために，水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

### 4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は，日頃から，水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について，近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

### 5 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は，風水害時における応急給水，応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために，各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

### 第3 生活必需品の供給体制の整備

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 生活必需品備蓄計画の策定

県，市町村は，必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(県，市町村，日本赤十字社鹿児島県支部鹿児島県支部県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

#### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，県及び市町村は，大手スーパー，生活協同組合，百貨店，コンビニエンスストア等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。

(被服，寝具の調達先としては，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

#### 3 生活必需品の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への生活必需品の輸送計画について，検討するものとする。

(緊急輸送については，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

### 第4 感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿処理対策の事前措置

[実施責任：保健福祉部健康増進課・生活衛生課，環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村]

#### 1 感染症予防対策

##### (1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県，市町村は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(消毒による1戸あたりの使用薬剤の基準，そ族，こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については，第3部第3章第6節「感染症予防，食品衛生，環境衛生体制」参照)

##### (2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため，県(保健所)及び市町村における各種作業実施の組織編成について，あらかじめ，以下のとおり編成計画を作成しておく。

##### ア 県の検病調査班の編成

県(保健所)は，検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は，各保健所1班あてとし，1班の編成は医師1名，保健師又は看護師1名，臨床検査技師1名，事務連絡員1名の4名を基準とする。

##### イ 市町村の感染症予防班の編成

市町村は，感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は，市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

#### 2 食品衛生対策

大災害の場合，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので，状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

### 3 生活衛生対策

#### (1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握，被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

#### (2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合，環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので，状況により生活衛生営業指導センター，生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

### 4 し尿処理対策

#### (1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は，平成7～8年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて，必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について，具体的な備蓄計画の策定に努め，県はその情報収集に努める。

#### (2) 広域応援体制の整備

県，市町村及び下水道管理者は，日頃から，し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について，相互応援体制の整備に努める。

## 第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

〔実施責任：商工労働水産部水産振興課，農政部農政課・農村振興課・経営技術課，畜産課〕

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し，農家及び魚家の経営安定を図るため，農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

### 1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには，県・市町村はもとより，関係機関，団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには，これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら，被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため，関係機関，団体の積極的協力を要請する。

### 2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ，作付体系等，防災営農の積極的な推進に努め，農作物等被害予防対策を確立するとともに，農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また，試験研究機関にあつては，気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

### 3 作目別被害予防対策

本県の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに，事後対策指導を実施し，被害を最小限にとどめる。

### 4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

## 5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市町村はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

## 6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

# 第6 住宅の確保対策の事前措置

[実施責任：土木部建築課，市町村]

## 1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市町村は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、(社)鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(社)プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や、(社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達出来るように、入手手続き等を整えておくものとする。

(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」参照)

## 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保が出来るように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

# 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課，市町村]

## 1 文化財に関する事前措置

### (1) 文化財管理者に対する防災指導

県教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- ・ 防火管理者のもとに適切な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・ 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

イ 環境の整理、整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- ・ 火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・ 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

エ 火災危険の早期発見と改善

- ・ 定期的に防火診断を受ける。
- ・ 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災警戒を厳重にする。

- ・ 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
- ・ 巡視のための監視員を置く。
- ・ 巡視経路を設定する。

カ 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

キ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画

### (2) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

### (3) 文化財防火デーの計画

県教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等

イ 火災予防対策を指導する。

- ・ 消防計画の作成，検討
- ・ 電気設備，火気使用箇所等の点検整備
- ・ たき火，たばこ等火気使用禁止区域の設定
- ・ 各種消防用設備等の点検整備
- ・ 上記の防火診断，その他，火災予防措置として必要な事項

ウ 防火訓練を行う

- ・ 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
- ・ 防火訓練は，通報，消火，重要物件の搬出，避難等を総合的に行う。
- ・ 練法の習熟と，隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
- ・ 不備の箇所を是正する。

エ 消防実技講習会を実施して，消防技術の向上に努める。

オ 実施状況を報告する。

## 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は，博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者は，定期的に防災訓練等を実施するものとする。

## 第8 総合防災力の強化に関する対策

[実施責任：危機管理局危機管理防災課・消防保安課，市町村]

### 1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から，防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において，住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

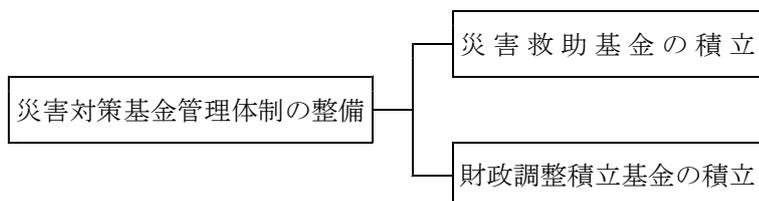
このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，自治会，町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を，小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに，県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても，引き続き検討していく。

### 2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため，市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練，ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実，警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

## 第11節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調査積立金等の積立を行い、適確な運用を図る。



### 第1 災害救助基金の積立

[実施責任：保健福祉部社会福祉課]

#### 1 災害救助基金の積立額

災害救助法第38条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額を最少額として積み立てることとする。ただし、災害救助法の適用等により、救助費として当該基金を取り崩した場合は、国庫負担金額をもって当該基金の積立を行うが、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最少額に達するまで積み立てるものとする。

#### 2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れるものとする。

なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

### 第2 財政調整積立基金の積立

[実施責任：総務部財政課]

県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

### 第3章 県民の防災活動の促進

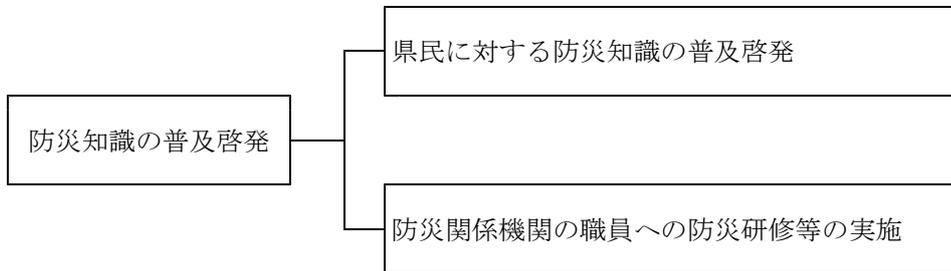
風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では、このような県民の防災活動の促進について、その対策を定める。

#### 第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、県民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



#### 第1 県民に対する防災知識の普及啓発

[実施責任：知事公室広報課・危機管理局危機管理防災課，教育庁保健体育課・社会教育課，市町村，防災関係機関]

##### 1 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民，自主防災組織，町内会，各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練，情報提供を行うと共に，その内容の充実に努める。また，地域の自主防災活動，教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施にあたっては，市町村等からの申請に基づき，県防災アドバイザーを活用するものとする。

###### (1) 研修内容等

- ① 災害に関する知識の習得  
地震，耐震，火災，風水害，土砂災害，火山災害
- ② 防災活動に関する知識の習得  
自主防災，図上訓練（D I G等）と防災マップ作り，一般避難対策，高齢者避難対策，災害時要援護者の避難対策
- ③ 応急措置に関する知識の習得  
応急手当訓練，心肺蘇生法（含 A E D）

###### (2) 所在地等

鹿児島県防災研修センター

〒899-5652

鹿児島県始良市平松6252番地

電話：0995-64-5251

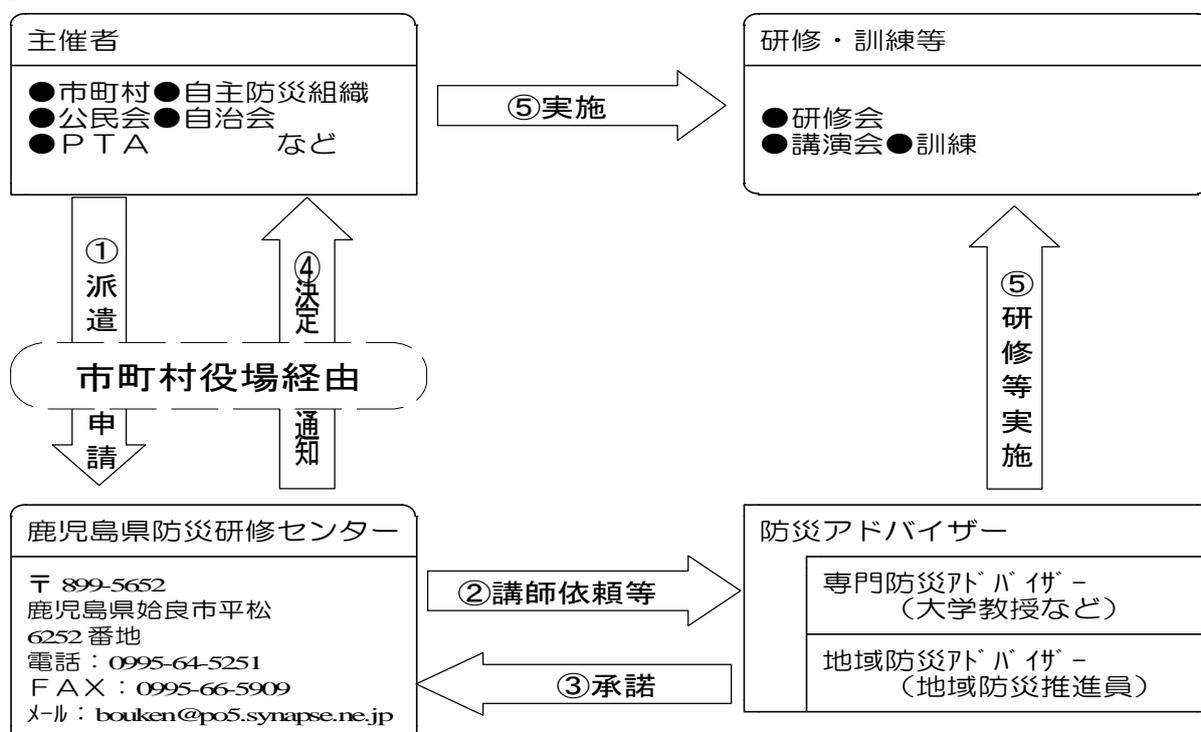
ファクシミリ：0995-66-5909

メール：bouken@po5.synapse.ne.jp

- ① 開館時間 午前9時から午後5時まで
- ② 入館料無料
- ③ 休館日 毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

#### ○県防災アドバイザーのしくみ

- ① 主催者が防災研修センターに派遣申請（市町村経由）
- ② 県防災研修センターがアドバイザーへ講師依頼等
- ③ 防災アドバイザーの承諾
- ④ 県防災研修センターが主催者に決定通知
- ⑤ 研修等実施



## 2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

### (1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ，テレビ，有線放送等放送施設
- イ 新聞
- ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）
- オ 映画，ビデオ，スライドの制作

- カ 広報車の巡回
- キ 講習会，パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮して行う。

ア 県民等の責務

(7) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(4) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた2～3日分の食料，飲料水等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備

(イ) 出火防止，初期消火等の心得

(ウ) 家屋内，路上，自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(エ) 避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路，避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者，災害時要援護者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 農作物の災害予防事前措置

(サ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織，編成，分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領，連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食料，身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- ④ 屋根・雨戸等の補強
- ⑤ 排水溝の整備
- ⑥ 初期消火，出火防止の徹底
- ⑦ 避難の方法，避難路，避難場所の確認
- ⑧ 高齢者等災害時要援護者の避難誘導及び避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他の災害に態様に応じて取るべき手段・方法等

### (3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、県、市町村その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

### 3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

### 4 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

## 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課・総務部人事課、市町村、防災関係機関〕

県、市町村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

## 第2節 防災訓練の効果的実施

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関]

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して，訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

### 1 防災訓練の目標・内容の設定

#### (1) 防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者の，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

#### (2) 訓練の内容

防災訓練の内容には，以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練，非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 流出油災害対策訓練
- サ その他必要な訓練

### 2 訓練の企画・準備

#### (1) 訓練の時期

訓練の種類により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は，梅雨期前に総合防災訓練を実施する。

市町村は，防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

#### (2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域，洪水・浸水の恐れのある地域など，それぞれの地域において十分検討する。

#### (3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認める時は，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

### 3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、風水害等による被害を想定し、市町村・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

#### (1) 県が行う訓練

##### ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

##### イ 水防訓練

県は、「鹿児島県水防計画書」の定めるところにより、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

##### ウ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら、訓練を実施する。

#### (2) 市町村等が行う訓練

##### ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

##### イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

##### ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

##### エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

#### (3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

#### (4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

#### (5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

### 4 訓練結果の評価・総括

#### (1) 訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

#### (2) 訓練結果の報告

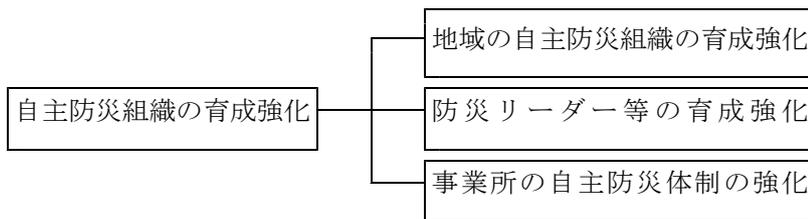
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

### 第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



#### 第1 地域の自主防災組織の育成強化

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関]

##### 1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

###### (1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

###### (2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

###### (3) 県自主防災組織活動促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、自主防災組織間や防災関係機関との協議の場として、自主防災組織活動促進協議会を設置する。

##### 2 自主防災組織の組織化の促進

###### (1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重点推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区

- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ 土砂災害警戒区域等のある区域
- コ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織作り

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

### 3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

## 第2 防災リーダー等の育成強化

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関]

阪神・淡路大震災では，若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが，地域の防災活動の担い手として，これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後，地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにし，これらの層の地域防災活動への参画を推進するとともに，地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，地域防災推進員等の地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

## 第3 事業所の自主防災体制の強化

[実施責任：危機管理局消防保安課，市町村，防災関係機関]

### 1 工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

#### (1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等を設置する。

#### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ 石油類，高压ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取扱う製造所，貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で，自衛消防隊等を設置し，防災防止にあたるのが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

#### (3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は，事業所の規模，形態により，例えば，百貨店，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は，消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか，管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合，共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど，その実態に応じた組織づくりを指導する。

また，危険物施設や高压ガス施設等の場合，周辺に及ぼす影響が大きいことから，施設管理者に，事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は，消防計画や防災計画を策定する。

### 2 自衛消防隊等の活動の推進

#### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において，規約及び防災計画（活動計画）を定める。

#### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

（ア）防災訓練

（イ）施設及び整備等の点検整備

（ウ）従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

（ア）情報の収集伝達

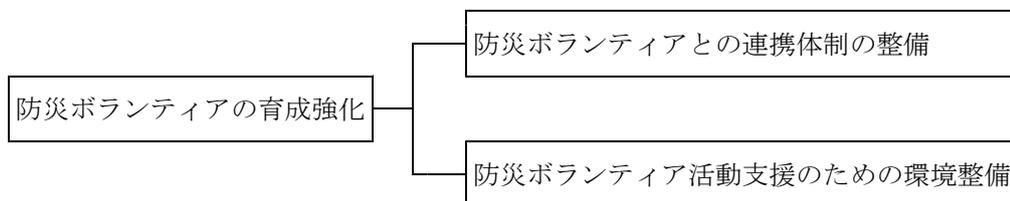
（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）避難誘導・救出救護

## 第4節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課・薬務課，観光交流局国際交流課，市町村，ボランティア関係協力団体]

#### 1 県における連携体制の整備

大規模災害が発生した場合におけるボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

表2. 3. 4. 1 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	関係課
専門分野のボランティア			
通信	通信, 情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部, 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理防災課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会	社会福祉課
医療	人命救助, 看護メンタルヘルス	県医師会, 県歯科医師会, 県薬剤師会, 県看護協会, ボランティア医療団体, 日本赤十字社鹿児島県支部	保健医療福祉課 薬務課
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会	介護福祉課 障害福祉課
通訳	外国語通訳, 翻訳, 情報提供	県国際交流協会, ボランティア通訳	国際交流課
砂防	土砂災害危険箇所の点検, 土砂災害に関する防災教育・啓発活動	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	砂防課
救助	救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局鹿児島県支部	危機管理防災課
車両の排除等	通行妨害車両の排除, 被災地に放置された車両等の排除 《大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書》	(社)日本自動車連盟九州本部鹿児島県支部	県警交通規制課
一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け, 配送, 食糧の配給, 清掃等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会	社会福祉課

## 2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

## 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課，観光交流局国際交流課，県警察本部，市町村，関係機関等〕

### 1 県による環境整備

県は，災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう，活動環境の整備を図るため，以下に例示する取組みに努める。

(1) ボランティアへの参加の啓発，ボランティアの教育・訓練，登録等

県社会福祉協議会，日本赤十字社鹿児島県支部，その他のボランティア関係協力団体と連携を図り，防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに，ボランティアの総合的な教育・訓練，調整等を行う。また，ボランティア登録の円滑化を図る。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

県社会福祉協議会と連携し，災害時のボランティア活動のあり方，求められるマンパワーの要件，活動の支援・調整等についての講習会等を実施することにより，ボランティアコーディネーター等の養成を行うこと。

(3) ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため，非常用電話，パソコン等の整備を図り，拠点相互のネットワークを構築すること。

(4) ボランティア活動保険制度の周知

ボランティアが安心して活動できるよう，ボランティア活動保険制度の周知を図るなど，加入促進に努めること。

(5) 研修に対する講師の派遣等への協力

消防学校や研修会等において，消防の分野に係る知識，技能の修得について，研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行うこと。

### 2 市町村による環境整備

(1) ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は，住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに，防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) ボランティア登録・把握

市町村は，市町村社会福祉協議会との連携を図り，大規模災害が発生した場合に，被災地において救援活動を行うボランティアの登録，把握に努めるとともに，県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

市町村は，大規模災害に備えた避難所を指定する際に，災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに，ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

(4) 消防本部による環境整備

消防機関は，消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう，日頃から，ボランティアの研修への協力等を行うとともに，地域内のボランティアの把握，ボランティア団体との連携，ボランティアの再研修，ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

### 3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

### 4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第31条の2第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

### 5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受付けたボランティアの登録を行うこと。
- (2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。
- (3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

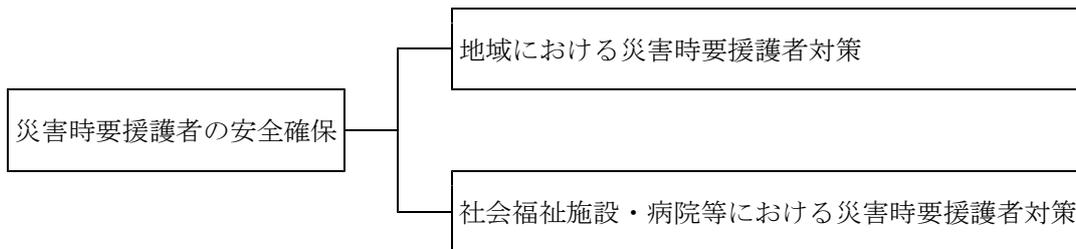
## 第5節 災害時要援護者の安全確保

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つもの，外国人，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「災害時要援護者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い，「災害時要援護者」が増加することが予想される。

このため，県，市町村及び防災関係機関は，平素より，災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

(第2章第5節別記「災害時要援護者避難支援ガイドライン」参照)



### 第1 地域における災害時要援護者対策

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課，観光交流局国際交流課，市町村，防災関係機関]

#### 1 災害時要援護者の把握

市町村は，市町村の各部局等が保有する各種の情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，災害時要援護者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，登録制度を設けるなどして，市町村の各部局等が保有する情報だけでは，把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。また，災害時要援護者に関する情報等は，自主防災組織や，町内会等の範囲ごとに把握する。

なお，把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，プライバシーには十分留意するものとする。

#### 2 緊急連絡体制の整備

市町村長は，災害時要援護者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう，地域の災害時要援護者の実態に合わせ，家族はもちろん，地域ぐるみの協力のもとに災害時要援護者ごとの誘導担当者を配置するなど，きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

#### 3 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は，災害発生直後の食料，飲料水等については，住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

#### 4 在宅高齢者，障害者に対する防災知識の普及

市町村は，災害時要援護者が災害時に円滑に避難し，被害をできるだけ被らないために，災害時要援護者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては，必ず，災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や，避難訓練を実施するものとする。

また，市町村は，ホームヘルパーや民生委員等，高齢者，障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し，家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

## 5 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

## 第2 社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策

[実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課・保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課・子ども福祉課，市町村，社会福祉施設・病院等の施設管理者]

### 1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「災害時要援護者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### 3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

## 第3部 災害応急対策

## 第3部 災害応急対策

### 第1章 活動体制の確立

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

### 第2章 警戒避難期の応急対策

- 第1節 気象警報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第5節 消防活動
- 第6節 避難の勧告・指示，誘導
- 第7節 救助・救急
- 第8節 交通確保・規制
- 第9節 緊急輸送
- 第10節 緊急医療
- 第11節 災害時要援護者への緊急支援

### 第3章 事態安定期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の捜索，遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等
- 第13節 義援物資等の取扱い
- 第14節 農林水産業の災害の応急対策

### 第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

## 第3部 災害応急対策

### 第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、市町村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

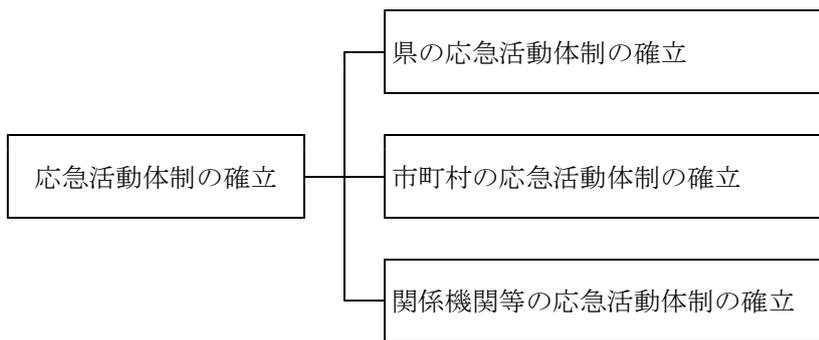
本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

#### 第1節 応急活動体制の確立

鹿児島県において、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



#### 第1 県の応急活動体制の確立

[実施責任：各関係課]

##### 1 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、風水害等の災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し・災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

県内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、危機管理局職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 県内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総括危機管理監を、副本部長は危機管理防災課長及び河川課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した県(教育庁を含む)の職員をもって充てる。

(ウ) 地域振興連絡協議会長及び各支庁長(以下、「連協長等」という。)にあつては、管内区域の実情に応じ「災害警戒地方本部」を設置する。

(エ) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は、災害対策本部(支部)を設置した時は、災害警戒本部(地方本部)を廃止する。

(2) 県災害対策本部の設置

ア 県災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策本部の設置基準

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 県内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(イ) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(ウ) 知事は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 県災害対策支部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策支部の設置

連協長等は管内に重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、本部長の指示に基づき、災害対策支部を設置する。ただし、緊急を要し、指示のいとまがないときは、連協長等は、支部を設置し、本部長に通報する。

なお、支部長である連協長等に事故があつた場合は、同協議会副会長・支庁次長及びあらかじめ指定された者の順で、連協長等に替わって指揮を執る。

(イ) 県災害対策支部の廃止

連協長等は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

ウ 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

(イ) 現地本部の廃止基準

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

(3) 現地対策合同本部の設置

本部長は、災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、地域振興局又は支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

(4) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

## 2 県災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成 18 年鹿児島県規則第 29 号）の定めるところによる。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総括危機管理監、総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課ごとの職員で構成される班を置く。

(ウ) 本部に本部連絡員を置き、その所掌事務は、表 3. 1. 1. 2 に掲げるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として県災害対策本部室（行政棟 6 階）に設置する。県庁舎が被災し県庁内に設置できない場合は、鹿児島合同庁舎に設置する。鹿児島合同庁舎が被災し、鹿児島合同庁舎内に設置できない場合には、県合同庁舎の中から被災状況を勘案して、本部を設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、総括危機管理監及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、他都道府県、市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

(2) 地方連絡部

本部に地方連絡部を置き、東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は、表 3. 1. 1. 3 に掲げるとおり。

(3) 支部

本部に支部を置き、支部長は、地域連絡協議会長をもって充てる。支部の設置は、本部長が指示する。各支部の所掌事務は、表 3. 1. 1. 5 に掲げるとおり。

(4) 現地本部

ア 現地本部の構成

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下、「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって

充てる。

(イ) 本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

(ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに被災地の市町村との調整

(ウ) 被災地の支援に従事する県の職員又は県に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

(エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

図3. 1. 1. 1 県災害対策本部組織図

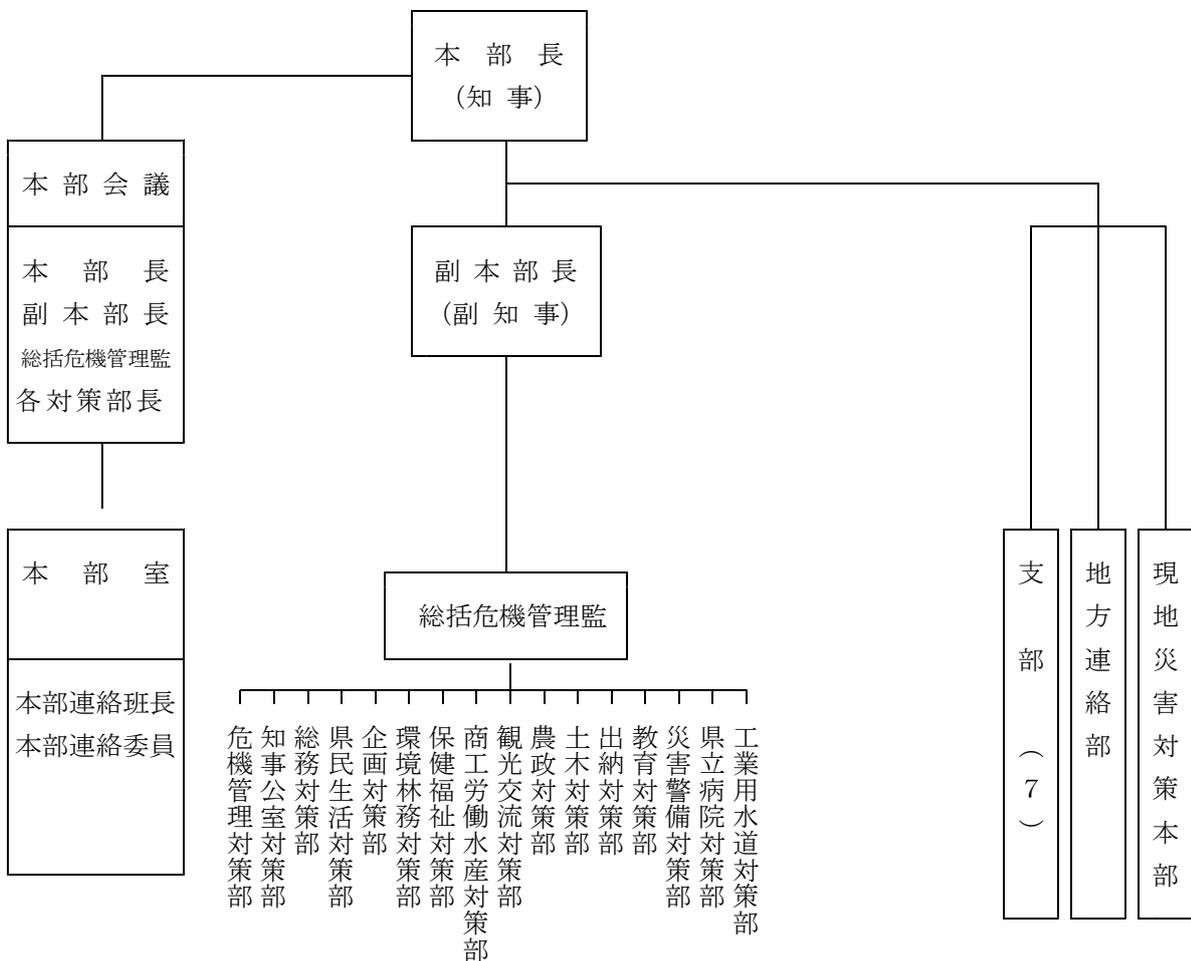


表 3. 1. 1. 1 災害対策本部の対策部，班の所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
危機管理 対策部 (危機管理 局長)	本部連絡班	危機管理防 災課及び消 防保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 本部会議に関する事。</li> <li>3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>4 自衛隊等の出動要請に関する事。</li> <li>5 災害調書の作成及び中央機関への報告に関する事。</li> <li>6 支部の災害対策事務に要する経費に関する事。</li> <li>7 無線通信の運用及び保守に関する事。</li> <li>8 都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関する事。</li> <li>9 本部長が特に命じたこと。</li> </ol>
知事公室 対策部 (知事公室 長)	秘書班	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 災害視察者に関する事。</li> <li>3 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事。</li> </ol>
	政策調整班	政策調整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事公室対策部の総括に関する事。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	広報班	広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関する事。</li> <li>2 災害写真に関する事。</li> <li>3 県の広報誌の発行に関する事。</li> </ol>
総務対策部 (総務部長)	人事班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部の総括に関する事。</li> <li>2 災害時における人員の動員及び調整に関する事。</li> <li>3 市町村に対する応援の派遣に関する事。</li> <li>4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	職員厚生班	職員厚生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の災害補償に関する事。</li> <li>2 職員の健康管理に関する事。</li> <li>3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	学事法制班	学事法制課	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関する事。
	市町村班	市町村課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災市町村の行財政指導に関する事。</li> <li>2 市町村の応急復旧に要する資金に関する事。</li> </ol>

	財政班	財政課	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事 2 県有財産の被害の調査に関する事。
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関する事。
	総務事務センター班	総務事務センター	他の班の応援に関する事。
県民生活対策部 (県民生活局長)	生活・文化班	生活・文化課	1 県民生活対策部の統括に関する事。 2 関係物資の価格需給動向の実態等調査に関する事。 3 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関する事。 4 生活・文化課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	共生・協働推進班	共生・協働推進課	共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。
	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	青少年男女共同参画課関係施設並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関する事。
企画対策部 (企画部長)	企画班	企画課	1 企画対策部の統括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	世界文化遺産班	世界文化遺産課	他の班の応援に関する事。
	情報政策班	情報政策課	行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワーク(国及び地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークをいう。)の維持及び管理に関する事。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関する事。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関する事。
	交通政策班	交通政策課	公共交通機関の被害の調査に関する事。
	統計班	統計課	他の班の応援に関する事。
環境林務対策部	環境林務班	環境林務課	1 環境林務対策部の統括に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。

(環境林務 部長)			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> <li>4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。</li> <li>5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。</li> <li>6 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。</li> <li>7 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	地球温暖化対策班	地球温暖化対策課	他の班の応援に関すること。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ, し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。</li> <li>2 回収油の処分についての連絡調整に関すること。</li> </ul>
	自然保護班	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 野生生物の保護に関すること。</li> <li>2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> </ul>
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	林業振興班	林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 林道の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> </ul>
	森林整備班	森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 治山関係施設等の被害の調査に関すること。</li> <li>2 治山関係施設等の応急措置に関すること。</li> <li>3 造林地等の被害の調査に関すること。</li> <li>4 県営林の被害の調査に関すること。</li> <li>5 林野火災に関すること。</li> </ul>
保健福祉 対策部 (保健福祉 部長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保健福祉対策部の総括に関すること。</li> <li>2 保健所との連絡に関すること。</li> <li>3 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>4 医療機関（医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	地域医療整備班	地域医療整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 り災者の医療救護及び助産に関すること。</li> <li>2 災害救護事務（死体の検索を含む。）に関すること。</li> </ul>

	社会福祉班	社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。</li> <li>2 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。</li> <li>3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。</li> <li>4 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。</li> <li>5 義援金品に関すること。</li> <li>6 救助状況の報告に関すること。</li> <li>7 ボランティア活動の情報提供に関すること。</li> </ol>
	介護福祉班	介護福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災した高齢者の援護に関すること。</li> <li>2 介護福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。</li> </ol>
	健康増進班	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症予防に関すること。</li> <li>2 感染症その他の被害の調査及び感染症の発生状況の報告に関すること。</li> </ol>
	障害福祉班	障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災した障害者の援護に関すること。</li> <li>2 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。</li> </ol>
	子ども福祉班	子ども福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災した児童の援護に関すること。</li> <li>2 り災した母子世帯の援護に関すること。</li> <li>3 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。</li> </ol>
	生活衛生班	生活衛生課	災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。
	薬務班	薬務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。</li> <li>2 血液の確保に関すること。</li> </ol>
商工労働 水産対策部 （商工労働 水産部長）	商工政策班	商工政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工労働水産対策部の総括に関すること。</li> <li>2 商工観光労働関係の被害の調査及び報告に関すること。</li> <li>3 災害用物資のあっせんに関すること。</li> <li>4 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	経営金融班	経営金融課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業関係の被害の調査に関すること。</li> <li>2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。</li> </ol>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 緊急輸送手段としての県有船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。</li> <li>4 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。</li> </ul>
	漁港漁場班	漁港漁場課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設等の被害の調査に関すること。</li> <li>2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。</li> <li>3 緊急輸送施設の確保に関すること。</li> </ul>
観光交流 対策部 (観光交流 局長)	かごしま PR班	かごしま PR課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 観光交流対策部の総括及び被害調査の商工政策班への連絡に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	観光班	観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。</li> <li>2 観光客の安否情報の収集に関すること。</li> </ul>
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
農政対策部 (農政部長)	農政班	農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農政対策部総括に関すること。</li> <li>2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。</li> <li>3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。</li> <li>4 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。</li> <li>2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。</li> </ul>
	食の安全推進班	食の安全推進課	保管されている農薬の安全対策に関すること。
	経営技術班	経営技術課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係の被害の調査に関すること。</li> <li>2 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。</li> </ul>
	農産園芸班	農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。</li> <li>2 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。</li> <li>3 救助用食料のあっせんに関すること。</li> <li>4 農産物及び卸売市場施設の被害の調査に関すること。</li> <li>5 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。</li> </ul>
	畜産班	畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。</li> <li>2 飼料及び畜産物に関すること。</li> <li>3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。</li> </ul>
	農地整備班	農地整備課	1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関するこ

			と。 2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。
	農地建設班	農地建設課	1 農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	1 土木対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路建設班	道路建設課	1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2 道路の災害予防及び応急措置に関すること。
	道路維持班	道路維持課	1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 3 道路の災害予防及び応急措置に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。
	河川班	河川課	1 土木復旧事業の総括に関すること。 2 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関すること。 3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関すること。 4 水位，流量その他の情報に関すること。 5 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 6 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関すること。
	砂防班	砂防課	1 砂防関係事業に係る被害の調査に関すること。 2 砂防関係施設等の応急措置に関すること。
	港湾空港班	港湾空港課	1 港湾の被害の調査に関すること。 2 津波及び高潮対策に関すること。 3 災害関係航路標識に関すること。 4 災害時における公有水面に関すること。 5 空港の被害の調査に関すること。 6 緊急輸送施設の確保に関すること。
	都市計画班	都市計画課	1 公園，下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関すること。 2 施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関すること。
	建築班	建築課	1 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2 建築物及び宅地の被害の調査に関する事。</li> <li>3 県営住宅の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>4 住宅関係の融資に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> </ul>
出納対策部 (出納局長)	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出納対策部の総括に関する事。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ul>
	管財班	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部の応急設営に関する事。</li> <li>2 災害時における本庁の施設の利用に関する事。</li> <li>3 有線通信の運用及び保守に関する事。</li> <li>4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。</li> <li>5 災害事務のための車両に関する事。</li> <li>6 救援物資の調達に関する事。</li> </ul>
教育対策部 (教育長)	教育総務福利班	総務福利課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育対策部の総括に関する事。</li> <li>2 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。</li> <li>3 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。</li> <li>4 教育事務所との連絡に関する事。</li> <li>5 教職員の災害補償に関する事。</li> <li>6 教職員の健康管理に関する事。</li> <li>7 教職員等住宅の被害の調査に関する事。</li> <li>8 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ul>
	学校施設班	学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>2 避難所の開設の協力に関する事。</li> </ul>
	教職員班	教職員課	教職員の動員及び調整に関する事。
	義務教育班	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 授業に係る措置に関する事。</li> <li>3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。</li> </ul>
	高校教育班	高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 授業に係る措置に関する事。</li> </ul>
	保健体育班	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 社会体育施設の被害の調査に関する事。</li> </ul>
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関する事。

	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関すること。
災害警備対策部 (警察本部長)	警察指揮 総括班	警備課及び 各部署員	1 災害警備対策部の総括及び災害警備部隊の運用に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
	情報隊	公安課 指定要員	災害情報及び交通情報の収集に関すること。
	救出救助隊	県警機動隊 管区機動隊 本部 警察署部隊	1 被災者の避難誘導隊及び救出救助等に関すること。 2 行方不明者の捜索等に関すること。
	交通対策隊	交通企画課 交通指導課 交通規制課 交通機動隊 高速道路交 通警察隊 警察職員	1 緊急交通路の確保及び広域交通規制に関すること。 2 災害緊急車両に関すること。 3 交通情報の提供及び交通広報等に関すること。
	地域安全対策隊	生活安全企画課 地域課 少年課 生活環境課 警察署員等	1 警察無線通信の指令統制に関すること。 2 安否確認及び災害情報の提供等に関すること。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関すること。
	刑事対策隊	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 警察署員等	1 災害時における犯罪捜査に関すること。 2 検視業務等に関すること。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関すること。
	後方支援隊	警務課 相談広報課 会計課 総務課 監察課 厚生課 情報管理課 警察署員等	1 災害広報に関すること。 2 報道機関への対応に関すること。 3 車両装備資機材及び食料に関すること。 4 県外から特別派遣された各部隊の応援の受入れに関すること。 5 公務災害及び紛議事案並びに被災職員の援助等に関すること。

	後方治安 対 策 班	警 務 課 各 部 要 員 警 察 署 員	1 庁舎管理、留置業務及び装備資機材等の管理に関するこ と。 2 その他後方治安業務に関すること。
県立病院対 策部 (県立病院 事業管理 者)	県立病院班	県立病院課	1 県立病院との連絡に関すること。 2 県立病院の被害の調査に関すること。
工業用水道 対策部 (工業用水 道部長)	工業用水班	工業用水課	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。

表 3. 1. 1. 2 本部連絡員 (火山災害対策編は, 表 1 - 3 - 5)

所 属 班	担 当 職	所 掌 事 務
本部連絡班長	危機管理防災課長	総 括
本部連絡班	課長補佐, 主幹又は係長の うちから班長が指名する者	全般の連絡
政策調整班	政策調整監又は主幹のう ちから班長が指名する者	知事公室に関する事項の連絡
人 事 班	課長補佐, 主幹又は係長の うちから班長が指名する者	総務部 (県民生活局を除く。)に関する事項の連絡
生活・文化班	〃	県民生活局に関する事項の連絡
企 画 班	〃	企画部に関する事項の連絡
環境林務班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保健医療福祉班	〃	保健福祉部に関する事項の連絡
農 政 班	〃	農政部に関する事項の連絡
商工政策班	〃	商工労働水産部に関する事項の連絡
かごしま P R 班	〃	観光交流局に関する事項の連絡
林務水産班	〃	林務水産部に関する事項の連絡
監理班	〃	土木部に関する事項の連絡 (土木施設班に関わる所掌事務を除く。)
河 川 班	〃	水防に関する事項の連絡

会 計 班	〃	出納局に関する事項の連絡
教育総務福利班	〃	教育庁に関する事項の連絡
警察指揮総括班	〃	警察本部に関する事項の連絡
県立病院班	〃	県立病院局に関する事務の連絡
工業用水課	〃	工業用水道部に関する事務の連絡

所掌事務中の連絡とはおおむね次のとおりとする。

- 1 本部長等の命令，指示の伝達連絡
- 2 本部会議と各部の連絡及び部相互連絡調整
- 3 各部の関係被害報告の収集等

本部連絡員の留意事項

- 1 本部連絡員は，積極的に相互協力を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。
- 3 本部連絡員において措置することが困難な事項については，速やかに各対策部主管班長に連絡し，円滑な処理を図るものとする。

表3. 1. 1. 3 地方連絡部の組織及び所掌事務

地方連絡部	地方連絡部長	所 掌 事 務
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会，中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事 2 災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関する事 3 関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事 4 その他災害関係の特に命じられた事項。

表3. 1. 1. 4 災害対策支部の管轄区域，支部長，班

支部の名称	管 轄 区 域	支 部 長	支 部 の 班 名
鹿児島支部	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班
南 薩 〃	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	南 薩 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班，県立病院対策班
北 薩 〃	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡	北薩 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班
始良・伊佐 〃	霧島市，伊佐市，始良市	始良・伊佐 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班，県立始良病院対策班，県立北薩病院対策班
大 隅 〃	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡	大 隅 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班，県立病院対策班
熊 毛 〃	西之表市，熊毛郡	熊 毛 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班，屋久島事務所対策班
大 島 〃	奄美市，大島郡	大 島 〃	総務企画対策班，保健福祉環境対策班，農林水産対策班，建設対策班，教育対策班，県立病院対策班，瀬戸内事務所対策班，喜界事務所対策班，徳之島事務所対策班，沖永良部事務所対策班

表3. 1. 1. 5 災害対策支部の組織及び所掌事務

支部の名称	支 部 長	所 掌 事 務
各 支 部	連絡協議会長又は支庁長	1 災害の調査に関すること。 2 市町村情報の収集に関すること。 3 災害対策に関すること。 4 本部各対策部へ災害報告に関すること。 5 本部との通報連絡に関すること。 6 各支部各対策班及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 その他必要な災害事務に関すること。

### 3 職員の配備体制

県は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

#### (1) 本庁職員の配備

##### ア 配備区分の決定

知事は、表3. 1. 1. 6の配備基準に基づき災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

##### イ 動員系統及び動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、図3. 1. 1. 7のとおり。

##### (ア) 危機管理局職員の動員配備

気象警報等の発表とともに「気象情報自動伝達システム」が稼働し、携帯電話により気象警報等が自動的に伝達されることになっている危機管理局職員は、これら情報をもとに所定の部署へ参集する。

##### (イ) 各部職員の動員配備

危機管理局職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

##### (ウ) 放送機関への放送依頼による動員配備

広報課は必要に応じて放送機関に対し、職員の非常参集の放送を依頼する。

##### ウ 自主参集

##### (ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、表3. 1. 1. 6に示す配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

##### (イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、表3. 1. 1. 6の参集・配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

表3. 1. 1. 6 本庁における風水害時の配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容	
情報連絡体制	県内に各種の気象警報等が発表されたとき	(1) 危機管理局 ……4名 (2) 別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	市町村や関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。	
災害部警体制	(1) 県内に小規模な災害が発生したとき (2) 県内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想される時	(1) 危機管理局 ……8名以上 (2) 別記1に掲げる課 ……2名以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策などの防災対策の一層の確立を図る。	
災害対策本部体制	第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	(1) 危機管理局 ……8名以上 (2) 別記1及び2に掲げる課 ……4人以上 (但し、県立病院課2名以上、工業用水課3名以上) (3) 本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理局 ……半数程度 (2) 別記1及び2に掲げる課 ……半数程度 (3) 本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
	第3配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理局 ……全員 (2) 別記1及び2に掲げる課 ……全員 (3) 本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める	
	第4配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

(別記1) 政策調整課、人事課、広報課、企画課、生活・文化課、環境林務課、森林整備課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、農政課、農地建設課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、教育庁学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

(別記2) 交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、介護福祉課、健康増進課、障害福祉課、子ども福祉課、生活衛生課、薬務課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

図 3. 1. 1. 7 動員配備の伝達系統図

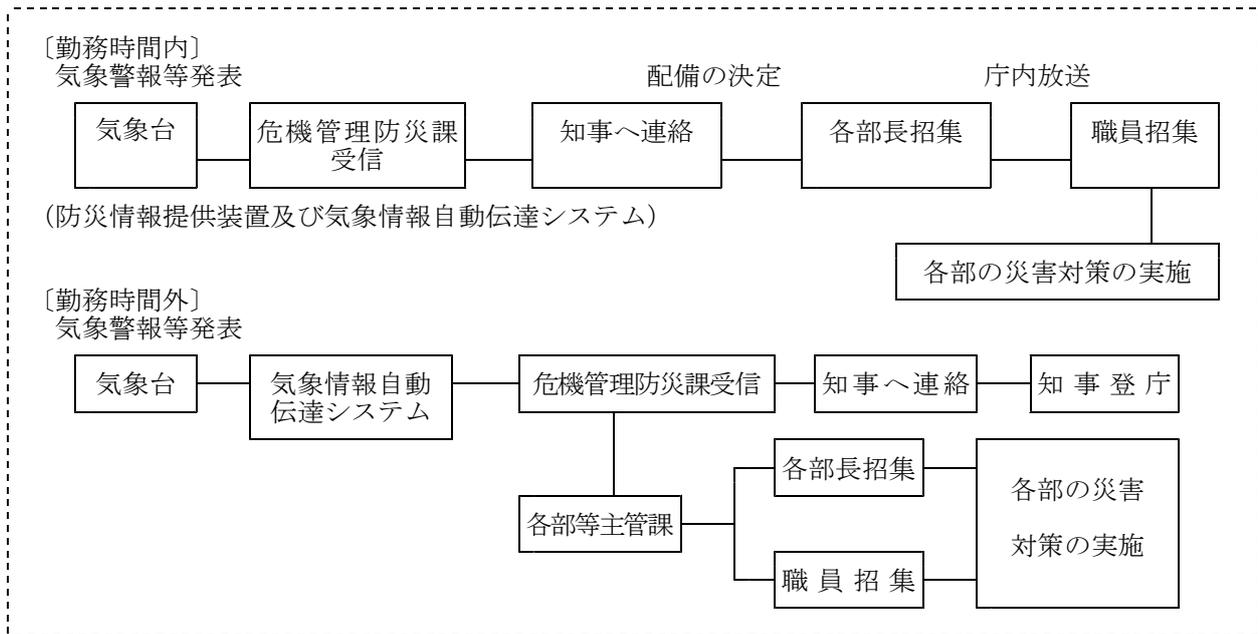


表 3. 1. 1. 8 出先機関（支部）における風水害等の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	管内に各種の気象警報等が発表されたとき	各地域振興連絡協議会の事務局職員及び各支庁の総務課職員 … 各2人	降雨状況や被害情報の収集を行うため、市町村や関係機関との連絡調整に努める。
災害警戒本部体制	(1) 管内に小規模な災害が発生したとき (2) 管内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	連協長等があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課の協力を得て災害情報の収集を中心に関係機関、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部の支部長（以下表中「支部長」という。）が必要と認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	災害対策支部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要を認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	
	第3配備 被害が特に甚大で、被害発生状況その他により、全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

## (2) 出先機関(支部)における動員

### ア 配備区分の決定

連協長等は、本庁における配備要領に準じ、表3. 1. 1. 8の配備基準に基づき配備区分を決定する。なお、連協長等は、配備体制を確立し、又は変更する場合は、事前に県危機管理防災課と協議する。

### イ 動員系統及び動員の伝達方法

#### (ア) 連協事務局職員及び各支庁総務課職員の動員配備

各連協の事務局職員及び各支庁の総務課職員は、気象警報等の発表又は災害の発生とともに所定の部署へ参集する。

#### (イ) 各部職員の動員配備

連協事務局職員等は、各事務所所長等に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各事務所所長等は、職員を動員する。

#### (ウ) 報道機関を通じての動員配備指示の伝達

連協長等は、必要に応じ本部長に対して放送機関への関係職員の非常参集の放送依頼を要請する。本部長は、要請を受け必要があると認めた場合、放送機関へ放送を依頼する。

### ウ 自主参集

#### (ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、テレビ、ラジオ等により管内における気象警報等の発表を覚知したときは、連絡を待つことなく、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

#### (イ) その他の職員の自主参集

その他の職員は、地域の被害の情報の収集や被害者の救助等応急活動に従事するとともに、連絡を受けた場合は直ちに登庁する。

ただし、表3. 1. 1. 8の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関に参集し、応急活動に従事する。

## 4 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域のかつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに可搬型画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動を実施する。

### 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

## 5 災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

### (1) 市町村への支援体制の確立

県内で重大な災害が発生した場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することによ

り、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

#### ア 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を危機管理防災課（本部連絡班）に報告する。

#### イ 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。

被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、危機管理防災課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

#### (2) 外部機関との連携体制の確立

県本部を設置した場合、本部と防災関係機関は、県内における災害対策の総合的、かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図り、応急対策を推進する。

また、災害時の被災現場の対策需要は、行政機関職員の能力を超えることが予想されるため、広域応援要請により、他の都道府県・市町村・消防機関・警察・自衛隊等の支援を得るほか、防災ボランティア、事業所の自衛防災組織、広域ネットワークを有する各種団体・企業などの協力を得て、状況に応じた応急対策の実施体制を確立する。

## 第2 市町村の応急活動体制の確立

[実施責任：市町村]

### 1 市町村の応急活動体制

市町村は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

#### (1) 市町村の災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

#### (2) 市町村の災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

#### (3) 市町村の現地災害対策本部

市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

### 2 市町村の動員配備体制

市町村は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた風水害時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

### 第3 関係機関等の応急活動体制の確立

[実施責任：関係機関等]

#### 1 関係機関等の応急活動体制

##### (1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

##### (2) 県民の役割

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

##### (3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

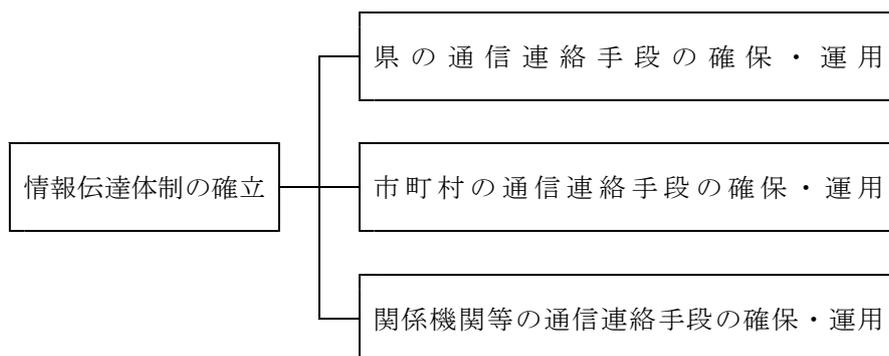
#### 2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



### 第1 県の通信連絡手段の確保・運用

[実施責任：危機管理局危機管理防災課、各関係課]

#### 1 県の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、発災直後の段階は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

##### (1) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

県は、災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。国と県との連絡手段である消防防災無線とあわせて効率的に運用する。

##### (2) 連絡用電話の指定等

県は、外部団体や県民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用等）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、県本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

##### (3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、FAX、コピー、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

##### (4) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対

外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意志決定を主とし、危機管理局長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は本部連絡班）が行う。

#### (5) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする県民への行動喚起情報をテレビ・ラジオを通じて県民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

（緊急情報提供システム等の活用方法は、第2章第3節「広報」参照）

## 2 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

### (1) 県防災行政無線の開局・統制

風水害等の災害が発生すると、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、県防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。特に、被災市町村等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図るため、無線担当にてシステムを統制する。

《資料編 鹿児島県防災行政無線回線系統図及び回線構成図》

（第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照）

### (2) 県と国・関係機関・市町村等との通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用して交信し、県と国あるいは各都道府県の防災担当課との通話については、総務省消防庁の消防防災無線（地上系及び衛星系）を利用し、情報連絡を行う。

### (3) 県各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、県防災行政無線（車載及び可搬型、可搬型携帯、携帯型）により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。県防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

## 3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

### (1) 孤立防止対策用衛星電話による通信

関係機関との通話など緊急に連絡を要する場合は、西日本電信電話㈱の孤立防止対策用衛星電話を活用する。この設備は、交換取扱者を通じ、一般加入電話と全国通話が可能な無線設備であり、バックアップ用の電池で使用できるため、停電時での活用が可能であり、県内の孤立のおそれのある地域に設置されていることなどの特徴がある。

《資料編 孤立防止対策用衛星電話設置状況》

(2) 放送の要請による緊急情報伝達系統の確保

知事（本部長）は、市町村の要請を受けるなど緊急を要する場合で特別の必要があるときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送範囲

(3) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信系統

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡系統

ウ 九州電力株式会社無線通信系統

エ 気象庁所属鹿児島県内無線局調査表

オ 水防無線

カ 警察無線

キ 鹿児島県内主要無線局一覧表

《資料編 通信施設に関する資料》

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

#### 4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、県が、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は、平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。災害時における市外通話の優先的利用を行う。

非常通話として取り扱われる通話の内容は、以下のとおりである。

ア 非常通話

風災害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめNTTの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また、県は、災害時に電話による通信が困難な場合、NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

### (3) 孤立防止対策用衛星電話による通信

#### ア 関係機関の加入電話からの接続

災害対策関係機関の加入電話から通話する場合は“102番”をダイヤルし、交換取扱者に「非常」の旨を告げ、交換取扱者の接続により孤立防止対策用衛星電話と通話する。孤立防止対策用衛星電話はNTT支店・営業所、小・中学校及び市町村役場等に設置してある。

#### イ 孤立防止対策用衛星電話からの通話

孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、孤立防止用無線機の送受信器をはずし、“102番”をダイヤルし、交換取扱者に「非常」の旨を告げ通話する相手の局名、電話番号を連絡し、交換取扱者の接続により、相手の加入電話と通話する。

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

### (4) 非常通信の利用

県は、平常時からの通信訓練や通信活動をふまえ、鹿児島地区非常通信連絡会等を中心とする災害時の非常通信の円滑かつ効果的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線電信、電話が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が輻輳して長時間かかるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

#### ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報（主要河川の水位含む。）及びその他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、水象、地象等の観測資料

(エ) 非常事態が発生した場合に、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者の救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電気通信回線の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧要資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法等の規定により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

#### イ 非常通報の発信資格

非常通報の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

#### ウ 非常通信依頼上の注意事項

(ア) 頼信紙は、できるだけ無線局備えつけの用紙を使用すること。

(イ) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。

(ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。

(エ) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するととも

に電文の末尾に発信者名を忘れず記入すること。

(オ) その他、非常通信の利用並びに取り扱いに関しては、鹿児島地区非常通信連絡会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないように努めること。

#### (5) 防災相互通信用無線による通信

県は、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための防災相互通信用無線（150MHz、400MHz）を活用し、防災関係機関との間の防災相互通信を確保し通信を行う。

## 第2 市町村の通信連絡手段の確保・運用

[実施責任：市町村]

### 1 通信連絡系統

災害時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

### 2 無線通信体制の確立

災害時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線や、地域防災無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照）

### 3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、オフトーク通信、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

#### ・一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

#### ・緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

#### ・ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

#### ・コミュニティFM

市町村内で放送を行うFMラジオ放送。

#### ・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

- ・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

- ・告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

### 第3 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

[実施責任：関係機関等]

#### 1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

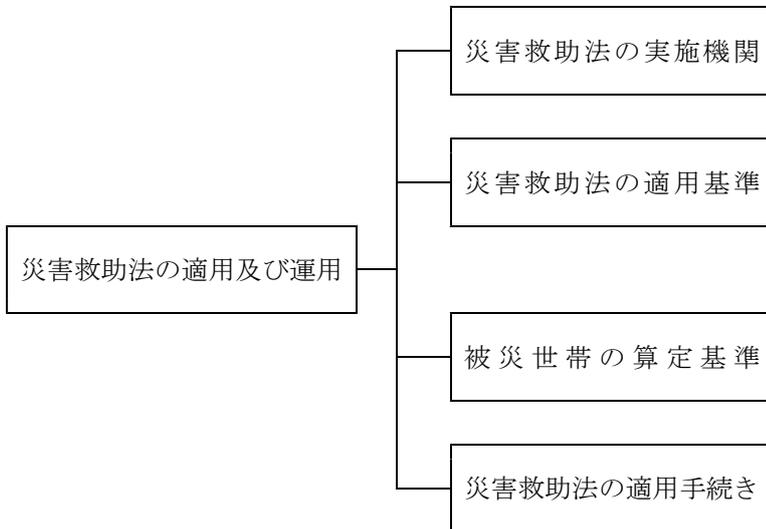
#### 2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

### 第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。



#### 第1 災害救助法の実施機関

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市町村はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができる。(災害救助法第30条，鹿児島県災害救助法施行細則)

#### 第2 災害救助法の適用基準

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

##### 1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 市町村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

表3. 1. 3. 1 市町村別災害救助法の適用基準表

市町村	人口	基準		市町村	人口	基準	
		1号	2号			1号	2号
鹿児島市	605,846	150	75	湧水町	11,595	40	20
鹿屋市	105,070	100	50	大崎町	14,215	40	20
枕崎市	23,638	50	25	東串良町	6,802	40	20
阿久根市	23,154	50	25	錦江町	8,987	40	20
出水市	55,621	80	40	南大隅町	8,815	40	20
指宿市	44,396	60	30	肝付町	17,160	50	25
西之表市	16,951	50	25	中種子町	8,696	40	20
垂水市	17,248	50	25	南種子町	6,218	40	20
薩摩川内市	99,589	80	40	屋久島町	13,589	40	20
日置市	50,822	80	40	大和村	1,765	30	15
曾於市	39,221	60	30	宇検村	1,932	30	15
霧島市	127,487	100	50	瀬戸内町	9,874	40	20
いち串町	31,144	60	30	龍郷町	6,078	40	20
南さつま市	38,704	60	30	喜界町	8,169	40	20
志布志市	33,034	60	30	徳之島町	12,090	40	20
奄美市	46,121	60	30	天城町	6,653	40	20
南九州市	39,065	60	30	伊仙町	6,844	40	20
伊佐市	29,304	50	25	和泊町	7,114	40	20
始良市	74,809	80	40	知名町	6,806	40	20
三島村	418	30	15	与論町	5,327	40	20
十島村	657	30	15				
さつま町	24,109	50	25				
長島町	11,105	40	20				

(注) 人口は、平成22年国勢調査による。

### 第3 被災世帯の算定基準

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### 2 住家の滅失等の判定基準

(第3部第2章第2節第1 災害情報等の収集・伝達 2 災害情報等の報告 表3. 2. 2. 1 「災害報告の判定基準」を参照)

#### 3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

### 第4 災害救助法の適用手続き

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 市町村

災害に対し、市町村における災害が、第2 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：社会福祉課福祉企画係	NTT回線：099-286-2824
----------------	--------------------

#### 2 県

(1) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部署に指示するとともに、厚生労働大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓口の課名	連絡先（電話番号等）
厚生労働省	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室	NTT回線 03-3595-2614 中央防災 6-8090-5512

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第2 災害救助法の適用基準のうち(3)及び(4)に該当する場合に、救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）に協議するものとする。

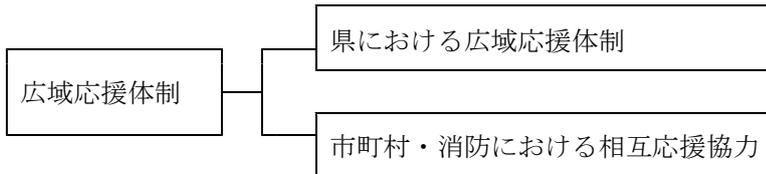
(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て救助法を適用するものとする。

## 第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市町村においては、同時被災の可能性の低い遠隔の都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



### 第1 県における広域応援体制

[実施機関：各関係課]

#### 1 災害情報・被害情報の収集・分析

##### (1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、危機管理対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- ア 生き埋め等の件数（人的被害状況等）
- イ 出火件数、又は出火状況
- ウ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- エ 市町村の応急対策の状況等

##### (2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。  
応援要請先一覧

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ア 被災地外の県内市町村      | キ カ以外の都道府県         |
| イ 本県を所管する指定地方行政機関 | ク 消防庁（緊急消防援助隊等）    |
| ウ 本県を所管する指定公共機関   | ケ 他の都道府県警察広域緊急援助隊等 |
| エ 県内の指定地方公共機関     | コ その他の国の機関         |
| オ その他の県内の公共的団体等   | サ その他の公的防災関係機関     |
| カ 協定のある九州・山口各県    |                    |

##### (3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、危機管理対策部本部連絡班を経由して本部会議に報告するものとする。

## 2 応援の受入れ体制の確立

### (1) 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

### (2) 受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、危機管理対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

- ア 受入れルート
- イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

### (3) 応援要請の連絡

ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。

イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

### (4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

## 3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務対策部人事班と協議する。

### (1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

### (2) 九州・山口各県の職員に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく。

### (3) その他の都道府県職員に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく。

地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

## 4 各都道府県との災害時相互応援協定

### (1) 九州・山口9県災害時相互応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

《資料編 九州・山口9県災害時相互応援協定書》

表3. 1. 4. 1 各県担当課の連絡先

各 県 担 当 課	連 絡 先 ( 電 話 番 号 等 )			
福岡県総務部消防防災安全課	N T T回線	092-641-4734	F A X	092-643-3117
	衛星通信系無線	40-7022	F A X	40-7399
佐賀県統括本部消防防災課	N T T回線	0952-25-7026	F A X	0952-25-7262
	衛星通信系無線	41-721	F A X	41-728

長崎県危機管理監危機管理課	N T T回線 095-824-3597 衛星通信系無線 42-7226	F A X 095-821-9202 F A X 42-7231
熊本県知事公室危機管理防災課	N T T回線 096-333-2115 衛星通信系無線 43-22	F A X 096-383-1503 F A X 43-44
大分県生活環境部防災危機管理課	N T T回線 097-506-3155 衛星通信系無線 44-152	F A X 097-533-0930 F A X 44-159
宮崎県総務部危機管理局危機管理課	N T T回線 0985-26-7066 衛星通信系無線 45-2140	F A X 0985-26-7304 F A X 45-2640
沖縄県知事公室防災危機管理課	N T T回線 098-866-2143 衛星通信系無線 47-24	F A X 098-866-3204 F A X 47-20
山口県総務部防災危機管理課	N T T回線 083-933-2370 衛星通信系無線 35-821	F A X 083-933-2408 F A X 35-868

- (2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定  
《資料編 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書》
- (3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時相互応援協定
- (4) 岐阜県との災害時相互応援協定
- (5) 静岡県との災害時相互応援協定

## 5 九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

《資料編 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書》

《資料編 地方自治体等への災害対策車等貸付要領》

## 第2 市町村・消防における相互応援協力

[実施機関：危機管理局危機管理防災課、消防保安課、市町村、消防本部]

### 1 県及び市町村相互の応援

- (1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市町村は災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 隣接市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。

イ 発生した災害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は、県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力をを行うものとする。

ウ 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力をを行うものとする。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市町村は県に対し、その調整を要請する。

(3) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力をを行うものとする。

## 2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請をする。

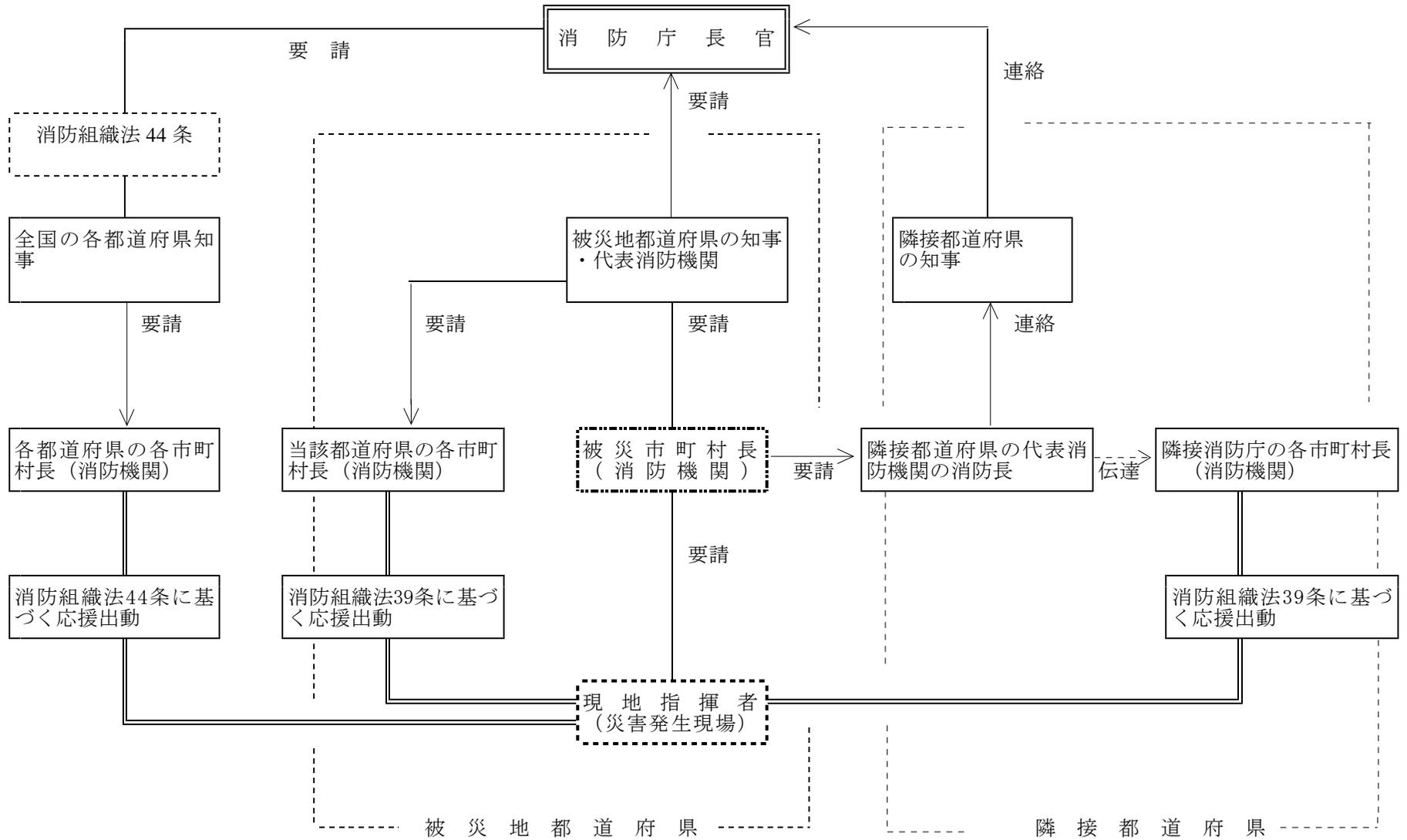
《資料編 鹿児島県消防相互応援協定書》

(2) 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

《資料編 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱》

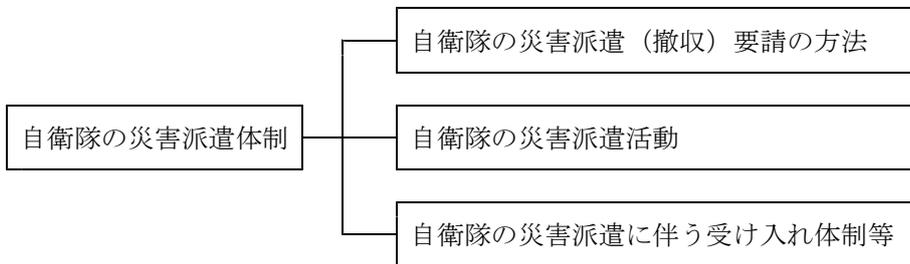
### 大規模災害時における消防の応援要請経路



## 第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



### 第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

[実施責任：自衛隊，危機管理局危機管理防災課，市町村]

#### 1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

#### 2 災害派遣要請の手続き

- (1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

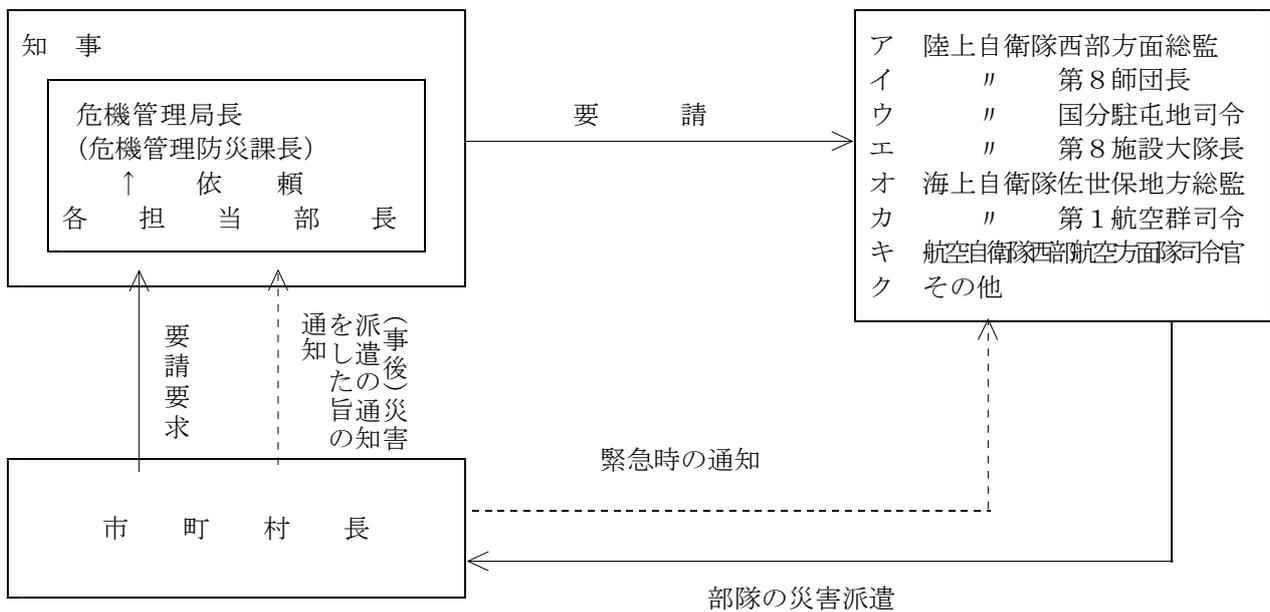
(2) 要請手続き

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。(様式1)  
 ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

《資料編 自衛隊災害派遣要請(撤回)様式》

- |   |                  |
|---|------------------|
| ア | 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| イ | 派遣を希望する期間        |
| ウ | 派遣を希望する区域及び活動内容  |
| エ | その他参考となるべき事項     |

図3. 1. 5. 1 自衛隊派遣要請系統



(注) キ その他は、奄美基地分遣隊，自衛隊鹿児島地方協力本部

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、表3. 1. 5. 1 自衛隊の連絡場所のとおりである。

表3. 1. 5. 1 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課 運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235 0995-460350	
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	内線 301 0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	県内
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

### 3 知事への災害派遣要請の要求

#### (1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。(様式2)

《資料編 自衛隊災害派遣要請(撤収)様式》

#### (2) 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

#### (3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、表3. 1. 5. 2知事への災害派遣要請依頼の連絡場所のとおりである。

表3. 1. 5. 2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先			所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課				
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2256	県内
	総務部	人事課	〃	(直通) 286-2045	
〃	保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-2656	
〃	農政部	農政課	〃	(直通) 286-3085	
〃	土木部	監理課	〃	(直通) 286-3483	
〃	〃	河川課	〃	(直通) 286-3586	
〃	環境林務部	環境林務課	〃	(直通) 286-3327	
〃	商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通) 286-2925	
〃	教育委員会	総務福利課	〃	(直通) 286-5190	
〃	出納局	会計課	〃	(直通) 286-3765	
〃	警察本部	警備課	〃	(代表) 206-0110	

鹿児島県庁 (代表) 099-286-2111

#### 4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

#### 5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。(様式3及び様式4)

《資料編 自衛隊災害派遣要請(撤収)様式》

## 第2 自衛隊の災害派遣活動

[実施機関：自衛隊，危機管理局危機管理防災課]

### 1 自衛隊との連絡

#### (1) 情報の交換

危機管理局危機管理防災課及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をするものとする。

(2) 自衛隊における関係機関との連絡

陸上自衛隊国分駐屯地司令は、災害発生が予想される段階に至ったとき、又は災害発生後において、県庁及び県の各地域振興局等に連絡員を派遣し、情報の収集及び各機関との連絡にあたり、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣の実施を期する。

(3) 県の連絡班の派遣

県は、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区に県の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにするものとする。

## 2 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

表 3. 1. 5. 3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応 急 医 療、感 染 症 予 防、病 虫 害 防 除 等 の 支 援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通 信 支 援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救 助 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交 通 規 制 の 支 援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

そ の 他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
-------	--

《資料編 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等》

### 3 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通報する。
  - なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。
  - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
  - イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
  - ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
  - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

## 第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村]

### 1 派遣部隊の受入体制

- (1) 県及び市町村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積，出入りの便を考慮）
- (2) 県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

### 2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来得る限り市町村において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市町村において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市町村に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市町村はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については，以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため，出来得る限り事前に受入側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

### 3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

### 4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《資料編 市町村ごとのヘリコプター発着予定地》

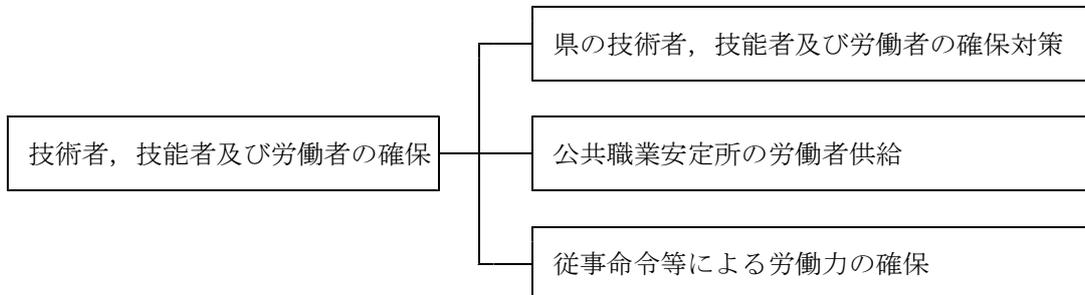
ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標 準
	OH-6J (小型機)	
	HU-1B (中型機)	
	UH-60J (大型機)	
	CH-47 (大型機)	
表 示 要 領	<p>1 着陸点</p> <p>2 風向指示器</p>	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



### 第1 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：総務部人事課，危機管理局危機管理防災課，商工労働水産部雇用労政課〕

#### 1 人員の確保状況の把握

- (1) 各課は、災害応急対策の遂行にあたり人員の確保が必要な場合、各部等の主管課にその旨を連絡する。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付ける。

#### 2 主管課における人員の確保

- (1) 各部等の主管課は、庁内他部局の職員の応援を求める場合は、危機管理局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (2) 各部等の主管課は、国，他都道府県，市町村の職員の応援を求める場合は、危機管理局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (3) 各部等の主管課は、(1)，(2)によっても人員を確保できない場合、商工労働水産部雇用労政課に対して所要人員の確保を求める。
- (4) 各部等の主管課は、(1)，(2)，(3)によっても人員を確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理局危機管理防災課に対して災害対策基本法，災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

#### 3 商工労働水産部における人員の確保

- (1) 1の(2)，2の(3)の場合、商工労働水産部雇用労政課は、各公共職業安定所に対して、所要人員の確保を求める。
- (2) 商工労働部水産雇用労政課は、(1)によっても所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理局危機管理防災課に対して災害対策基本法，災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

## 第2 公共職業安定所の労働者供給

[実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）]

### 1 労働者あっせん手続，方法等

#### (1) 労働者あっせん手続，方法

災害対策を実施するために必要な技術者，技能者及び労働者の確保は，それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが，確保が困難な場合は，所轄公共職業安定所に次の事項を明らかにして，必要な人員のあっせんに依頼し，公共職業安定所は，災害対策実施機関の要求に応じ，必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業場所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施機関	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他の必要な事項
オ 労働時間	

#### (2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は，原則として同地域における同職種に支払われる額とし，その額は，関係機関と協議して定める。

### 2 労働者の輸送

災害対策実施機関は，労働者の毎日の作業就労に際し，労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は，作業能率その他を考え，できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は，交通費を支給し，一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

## 第3 従事命令等による労働力の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，県警察本部，市町村]

### 1 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 令	執 行 者
消 防 作 業	従 事 命 令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水 防 作 業	従 事 命 令	水防法第17条	水防管理者，水防団長 消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従 事 命 令 協 力 命 令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事 知事

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助) 災害応急対策作業(全般)	〔 従事命令 協力命令 従事命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条 災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	知事 知事 市町村長 警察官，海上保安官 警察官
災害応急対策作業(全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

## 2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般(災害対策基本法による市町村長，警察官，海上保安官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般(警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

## 3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令等執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは，災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は保健福祉部社会福祉課が担当し，災害対策基本法に基づくものは危機管理局危機管理防災課が担当する。

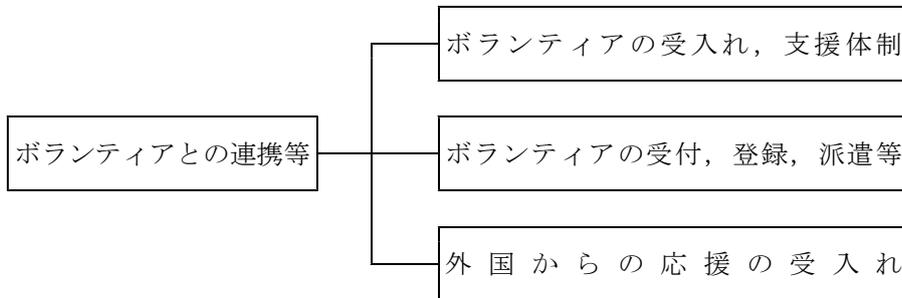
(2) 知事(知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。)の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には，令書の交付は必要としない。

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



### 第1 ボランティアの受入れ, 支援体制

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，知事公室広報課，観光交流局国際交流課，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，市町村，関係機関等〕

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

県及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容，必要人員，活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

##### (1) 救援支援本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター，近隣支援本部の設置についての連絡調整や，災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

##### (2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合，必要に応じて速やかに，市町村等関係団体と連携の上，ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し，被災者ニーズの把握，具体的活動内容の指示，活動に必要な物資の提供を行う。なお，被害の程度により，周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

##### (3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には，通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は，近隣支援本部を設置し，ボランティアの登録，派遣等のコーディネート，物資の調達等を行い，災害ボランティアセンターを支援する。なお，他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

## 第2 ボランティアの受付、登録、派遣

〔実施責任：県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては，災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付，登録を行い，活動内容等について，救援対策本部，近隣支援本部，ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては，紹介，加入に努める。

なお，県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては，社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ，登録等を行う。

## 第3 外国からの応援の受け入れ

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課・観光交流局国際交流課〕

外国からの応援活動については，国が受入れを決定し，作成する受入れ計画に基づいて，県が受け入れるものとする。

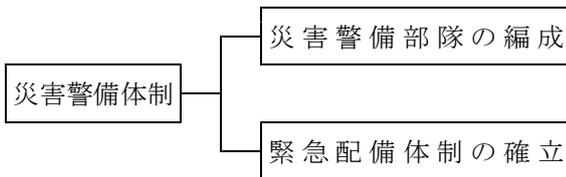
国際交流課は，受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう，県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに，県社会福祉協議会及び市町村等関係機関と連携を図りながら食事，宿泊等の手配を行うなどの支援を行うものとする。

## 第8節 災害警備体制

災害時には、県民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、迅速かつ的確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

また、県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

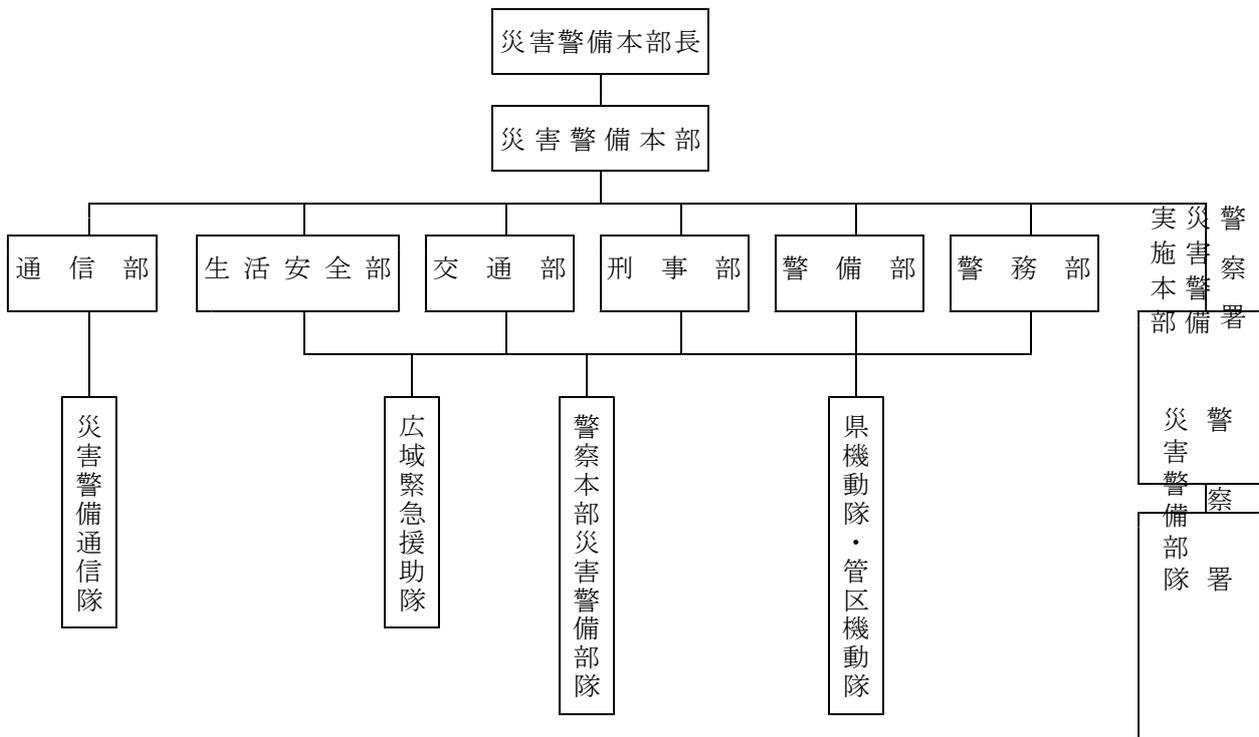


### 第1 災害警備部隊の編成

[実施責任：県警察本部]

#### 1 基本組織体制の確立

全県的な災害あるいは災害警備を必要とする事態に対しては、県警察の組織を基本として次のような体制をとる。



(注) 災害対策本部が設置された場合は、災害警備本部として活動する。

#### 2 警察署災害警備部隊の編成

各警察署は、その管内における災害警備活動を適切、かつ効果的に推進するため、警察署の要員をもって、警察署災害警備部隊を編成する。

## 第2 緊急配備体制の確立

[実施責任：県警察本部]

### 1 緊急配備体制の基準、要員配備、任務

体制	基準	要員配備	任務
準備体制	予想される災害の大小により、準備体制の時期を決定する。	県警本部及び各警察署の主管課、係は災害対策活動の諸準備に入る。	(1) 防災計画に基づく警備体制の準備 (2) 各部署に対する警備体制の準備 (3) 関係機関との連絡協調 (4) 災害警備用装備、資材の点検整備
警戒体制	大雨、風雨、洪水、高潮、津波の各警報のいずれかが県下に発令され、暴風、降雨あるいは、洪水、高潮等によって相当な被害の発生が予想され、潮位、河川の水位並びに危険地域等に対する十分な警戒が必要な場合	県警本部及び警察署は、それぞれ災害警備本部を設置し、警戒体制の配備につくものとする	(1) 災害警備本部を設置し、災害警備部隊を編成し、浸水地域、高潮のおそれのある地域その他に拠点配置をする等、災害即応の体制を確立する。 (2) 災害対象の実態の把握、災害発生時期の見通しを明確にするよう努める。 (3) 本格的な広報を行い、防災指導に努めるとともに、避難準備をさせる。 (4) 情勢により、被災確実と見られる地域関係者に対しては早めに避難させる。 (5) 避難後の避難地域の視察警戒を強化する。
非常体制	県下全域にわたって相当の被害が発生することが予想される場合、若しくは全域ではないが、その被害が特に大きいと予想される場合、又は現実にそのような被害が発生した場合	事態即応の警備部隊をもって、一切の装備、資材、機動力を活用し、もっとも強力な警備活動のできる配備を行うものとする	(1) 全般的情勢を十分に把握、検討し、災害警備部隊を有効に活用する。 (2) 適切な広報指導を行い、流言飛語による民心の不安動揺の防止に努める。 (3) 非常体制下における悪質違法な犯罪行為の防止鎮圧、捜査、検挙に努める。 (4) 危険にさらされている地域住民の救出救護活動を積極的に行う。 (5) 避難の指示、避難の誘導を適切に行い、避難立ち退き地域の警戒に努める。 (6) 警戒区域を設定し、災害応急対策の円滑な推進をはかる。 (7) 行方不明者の捜索、死体検視（見分）活動を迅速適切に行う。 (8) 被災地はもちろん、周辺の交通秩序の確立と緊急輸送の確保に努める。 (9) 被害状況の調査把握を迅速に行う。 (10) その他関係機関と一体となり、いっさいの装備資材を投入し、災害警備活動の強力な推進に努める。

## 2 体制の解除の基準

- (1) 災害の発生がなく、又は発生するおそれなくなったときは、準備及び警戒の体制はただちに解除する。
- (2) 被災地域に対する全ての災害警備活動が終了したときは、非常体制を解除する。

## 3 突発的災害の警備

- (1) 突発災害の対象

突発災害と認められるものは、次のとおりである。

- ・ 火災
- ・ 地震、火山の爆発（応急対策等については、それぞれ「地震・津波災害対策編」、「火山災害対策編」を参照。）
- ・ 爆発物の爆発
- ・ 航空機の墜落等
- ・ 船艇、船舶等の遭難
- ・ 陸上交通機関の重大な事故
- ・ その他落雷、がけ崩れ、ガス漏れ、水道管の破裂、落盤、建築物の倒壊等

- (2) 初動体制

- ア 被災地を管轄する警察署は、可能な人員を速やかに現場に結集させ、初動処置を迅速適切に行う。
- イ 主管課係幹部（当直幹部を含む。）は自ら現場に赴き、適切な指導連絡報告に努めるものとする。
- ウ 本格的警備体制確立のため、まず警備本部を設置する。
- エ 警備部隊の招集、部隊編成、現場への投入を迅速に行う。部隊編成は災害の実態に即して警察の任務に基づき、これを行うこととするが、救出救護・避難誘導・交通整理・事故原因調査・一般的警戒警備など、具体的任務を明確にするものとする。
- オ 災害の規模に応じ、警備要員が不足すると認められるときは、機動隊及び隣接署に対し応援を要請する。

- (3) その他必要な処置

- ア 災害に対する応急処置については、平素から関係機関との連絡調整を確保するよう努めるものとする。
- イ 被害発生のおそれがある場所等については、平素からよく実態を把握し、通報連絡、指導体制を確立しておく。

## 4 災害時の警察の活動

災害の発生に際して、被害者の救護及び被害の拡大防止に努め、被災地における秩序の維持と住民の安全を図るための警察の活動内容については、以下のとおりである。

- (1) 各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告
- (2) 避難準備及び避難の勧告、避難の指示並びに避難の誘導
- (3) 危険にさらされている者の救出救助
- (4) 負傷者の救護
- (5) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止の処置
- (6) 死体の検視（見分）及び行方不明者の捜索
- (7) 交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置
- (8) 被災地及び避難者の警戒
- (9) 各種犯罪の予防、検挙その他公安の維持
- (10) 関係機関の行う防災活動に対する協力
- (11) その他災害警備上必要な広報活動
- (12) 被害の実態把握

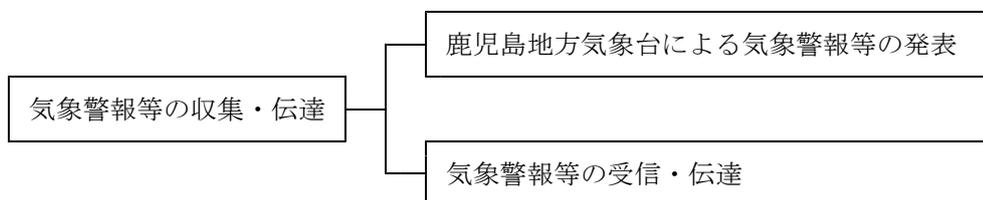
## 第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

### 第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、県、市町村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



#### 第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

[実施責任：鹿児島地方気象台]

注意報・警報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

##### 1 注意報・警報及び気象情報の発表

###### (1) 注意報・警報の発表

###### ア 発表機関

注意報・警報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台 名瀬測候所	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。） 大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

###### イ 種類及び発表基準（一般の利用に適合するもの）

表3.2.1.1のとおり。

表 3 . 2 . 1 . 1

警報・注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内) 鹿兒島地方気象台 鹿兒島県 名瀬測候所 平成22年05月27日現在

発表管区	鹿兒島地方気象台								名瀬測候所										
府県予報区	薩摩地方				大隅地方				奄美地方										
一次相分区域	鹿兒島・日置		出水・伊佐		川薩・姶良		龍島		指宿・川辺		曾於	肝属	種子島地方		鹿久島地方	北部	南部	十島村	
警報	大雨																		
	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																		
	洪水																		
	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																		
	暴風(平均風速)																		
	陸上 20m/s <sup>*1</sup> , 外海 20m/s, 鹿兒島湾 20m/s																		
注意報	大雨																		
	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																		
	洪水																		
	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																		
	強風(平均風速)																		
	陸上 12m/s <sup>*3</sup> , 外海 12m/s, 鹿兒島湾 12m/s																		
注	大雨																		
	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																		
	洪水																		
	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																		
	強風(平均風速)																		
	陸上 12m/s <sup>*3</sup> , 外海 12m/s, 鹿兒島湾 12m/s																		
備考	大雨																		
	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																		
	高潮																		
	落雷等により被害が予想される場合																		
	雷																		
	落雷等により被害が予想される場合																		
備考	大雨																		
	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																		
	高潮																		
	落雷等により被害が予想される場合																		
	雷																		
	落雷等により被害が予想される場合																		
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)																			
120mm																			

\* 1 鹿兒島地方気象台の観測値は25m/sを目安とする。  
 \* 2 大隅海峡の観測値は25m/sを目安とする。  
 \* 3 鹿兒島地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。  
 \* 4 大隅海峡の観測値は15m/sを目安とする。

(別表1)大雨警報基準

平成23年5月17日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=70	135
	日置市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	139
	いちき串木野市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	127
出水・伊佐	阿久根市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	140
	出水市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	165
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=70	174
		(伊佐市菱刈) 平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	
長島町	R1=60	153	
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	127
	霧島市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	148
	姶良市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	144
	さつま町	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	157
	湧水町	R1=80	170
甕島	薩摩川内市甕島	R1=70	140
指宿・川辺	枕崎市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	186
	指宿市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	163
	南さつま市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	154
	南九州市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R3=160	154
曾於	曾於市	R1=70	155
	志布志市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	164
	大崎町	R1=60	164
肝属	鹿屋市	R1=60	154
	垂水市	R1=70	145
	東串良町	R1=60	162
	錦江町	R1=70	171
	南大隅町	R1=80	167
	肝付町	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	162
	種子島地方	西之表市	R1=80 あるいは R3=140
三島村	R1=60	151	
中種子町	R1=70	159	
南種子町	R1=70	163	
屋久島地方	屋久島町	R1=90	168
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=60	153
		(奄美市名瀬) R3=120	
		(奄美市住用町) R1=80	
	大和村	R3=110	241
	宇検村	R3=110	192
	瀬戸内町	R1=80	176
	龍郷町	R3=110	153
	喜界町	R1=70	132
南部	徳之島町	R3=110	148
	天城町	R1=70	148
	伊仙町	R1=70	167
	和泊町	R1=70	176
	知名町	R1=70	181
	与論町	平坦地:R1=80 平坦地以外:R3=190	260
十島村	十島村	R1=70	159

(別表2)洪水警報基準

平成23年5月17日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=70	甲突川流域=15, 永田川流域=17, 神之川流域=13, 思川流域=15	平地地: R1=45 かつ 甲突川流域=11
	日置市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	神之川流域=19, 江口川流域=16, 大里川流域=15, 伊作川流域=15, 野田川流域=12	—
	いちき串木野市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	八房川流域=19, 大里川流域=13, 五反田川流域=12	—
出水・伊佐	阿久根市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	高松川流域=21	平地地: R1=50 かつ 高松川流域=13
	出水市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=90	米之津川流域=23, 平良川流域=9, 野田川流域=26, 高尾野川流域=13, 鍋野川流域=18	平地地: R1=50 かつ 米之津川流域=18
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=70	羽月川流域=30, 市山川流域=17	平地地: R1=45 かつ 川内川流域=47
		(伊佐市菱刈) 平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	—	平地地: R1=30 かつ 川内川流域=36
長島町	R1=60	—	—	
川薩・姶良	薩摩川内市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=90	高城川流域=14, 市比野川流域=13, 田海川流域=9, 久富木川流域=16	平地地: R1=60 かつ 川内川流域=36
	霧島市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	天降川流域=43, 手籠川流域=16, 霧島川流域=18, 石坂川流域=12, 檢校川流域=21, 久留味川流域=17	平地地: R1=35 かつ 天降川流域=22
	姶良市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	山田川流域=17, 思川流域=19, 網掛川流域=12, 手曾木川流域=11, 後郷川流域=11	平地地: R1=50 かつ 山田川流域=14
	さつま町	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	久富木川流域=19, 穴川流域=17, 夜星川流域=15	—
	湧水町	R1=80	—	R1=30 かつ 川内川流域=29
	甌島	薩摩川内市甌島	R1=70	—
指宿・川辺	枕崎市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	—	—
	指宿市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	—	—
	南さつま市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	大谷川流域=12, 加世田川流域=14, 堀川流域=13	平地地: R1=40 かつ 万之瀬川流域=20
	南九州市	平地地: R1=70 平地地以外: R3=160	龍川流域=13, 永里川流域=13, 大谷川流域=12	—
曾於	曾於市	R1=70	菱田川流域=17, 前川流域=15, 大淀川流域=21, 横市川流域=21, 月野川流域=18, 溝之口川流域=17	平地地: R1=60 かつ 菱田川流域=6
	志布志市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	菱田川流域=42, 安楽川流域=19, 尾野見川流域=18, 前川流域=18, 福島川流域=16	平地地: R1=50 かつ 菱田川流域=18
	大崎町	R1=60	田原川流域=22, 持留川流域=10, 梅ヶ渡川流域=18, 汐入川流域=15	—
肝属	鹿屋市	R1=60	姶良川流域=20, 串良川流域=16, 高須川流域=26, 平房川流域=11	平地地: R1=30 かつ 肝属川流域=13
	垂水市	R1=70	本城川流域=13	R1=45 かつ 本城川流域=9
	東串良町	R1=60	汐入川流域=15	R3=90 かつ 肝属川流域=17
	錦江町	R1=70	神ノ川流域=21	—
	南大隅町	R1=80	雄川流域=25	R1=60 かつ 雄川流域=22
	肝付町	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	高山川流域=25	平地地: R1=45 かつ 肝属川流域=32
種子島地方	西之表市	R1=80 あるいは R3=140	—	R1=60 かつ R3=100
	三島村	R1=60	—	—
	中種子町	R1=70	—	—
	南種子町	R1=70	—	—
屋久島地方	屋久島町	R1=90	安房川流域=25, 宮之浦川流域=15	R1=80 かつ 安房川流域=13
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平地地: R3=110 平地地以外: R1=60	—	—
		(奄美市名瀬) R3=120	—	—
		(奄美市住用町) R1=80	役勝川流域=17, 住用川流域=18	R1=50 かつ 住用川流域=12
	大和村	R3=110	—	—
	宇検村	R3=110	—	—
	瀬戸内町	R1=80	—	—
	龍郷町	R3=110	—	—
	喜界町	R1=70	—	—
南部	徳之島町	R3=110	—	—
	天城町	R1=70	秋利神川流域=10	—
	伊仙町	R1=70	—	—
	和泊町	R1=70	—	—
	知名町	R1=70	—	—
	与論町	平地地: R1=80 平地地以外: R3=190	—	—
十島村	十島村	R1=70	—	—

(別表3)大雨注意報基準

平成23年5月17日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=40	94
	日置市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	97
	いちき串木野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	88
出水・伊佐	阿久根市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	91
	出水市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	107
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=40	113
		(伊佐市菱刈) 平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	
長島町	R1=40	99	
川薩・姶良	薩摩川内市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	86
	霧島市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=50	100
	姶良市	R1=40	97
	さつま町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	106
	湧水町	R1=40	115
甌島	薩摩川内市甌島	R1=40	95
指宿・川辺	枕崎市	R1=40	150
	指宿市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	132
	南さつま市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	124
	南九州市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=110	124
曾於	曾於市	R1=40	110
	志布志市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	116
	大崎町	R1=40	116
肝属	鹿屋市	R1=40	104
	垂水市	R1=40	98
	東串良町	R1=40	110
	錦江町	R1=40	116
	南大隅町	R1=50	113
	肝付町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	110
種子島地方	西之表市	R1=50 あるいは R3=90	94
	三島村	R1=40	122
	中種子町	R1=40	96
	南種子町	R1=40	99
屋久島地方	屋久島町	R1=60	124
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	88
		(奄美市名瀬) R3=80	
		(奄美市住用町) R1=50	
	大和村	R3=70	139
	宇検村	R3=70	111
	瀬戸内町	R1=40	102
	龍郷町	R3=70	88
	喜界町	R1=40	76
南部	徳之島町	R3=70	112
	天城町	R1=40	112
	伊仙町	R1=40	126
	和泊町	R1=40	133
	知名町	R1=40	137
	与論町	平地地: R1=50 平地地以外: R3=130	197
十島村	十島村	R1=40	139

(別表4)洪水注意報基準

平成23年5月17日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
鹿児島・日置	鹿児島市	R1=40	甲突川流域=12, 永田川流域=14, 神之川流域=10, 思川流域=12	平坦地: R1=30 かつ 甲突川流域=11
	日置市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	神之川流域=15, 江口川流域=13, 大里川流域=12, 伊作川流域=12, 野田川流域=10	—
	いちき串木野市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	八房川流域=10, 大里川流域=10, 五反田川流域=10	—
出水・伊佐	阿久根市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	高松川流域=13	—
	出水市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	米之津川流域=13, 平良川流域=7, 野田川流域=21, 高尾野川流域=10, 鍋野川流域=14	—
	伊佐市	(伊佐市大口) R1=40	羽月川流域=15, 市山川流域=14	平坦地: R1=30 かつ 川内川流域=47
		(伊佐市菱刈) 平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	—	平坦地: R1=20 かつ 川内川流域=36
長島町	R1=40	—	—	
川薩・姶良	薩摩川内市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=60	高城川流域=11, 市比野川流域=10, 田海川流域=5, 久富木川流域=8	—
	霧島市	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=50	天降川流域=34, 手籠川流域=9, 霧島川流域=14, 石坂川流域=10, 榎枝川流域=17, 久留味川流域=14	平坦地: R1=20 かつ 天降川流域=22
	姶良市	R1=40	山田川流域=12, 思川流域=15, 綱掛川流域=10, 宇曾木川流域=9, 後郷川流域=9	—
	さつま町	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	久富木川流域=15, 穴川流域=10, 夜星川流域=12	—
	湧水町	R1=40	—	R1=20 かつ 川内川流域=29
甌島	薩摩川内市甌島	R1=40	—	—
指宿・川辺	枕崎市	R1=40	—	—
	指宿市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	—	—
	南さつま市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	大谷川流域=10, 加世田川流域=11, 壱川流域=10	平坦地: R1=25 かつ 万之瀬川流域=20
	南九州市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R3=110	龍川流域=10, 永里川流域=10, 大谷川流域=9	—
曾於	曾於市	R1=40	菱田川流域=14, 前川流域=12, 大淀川流域=17, 横市川流域=17, 月野川流域=14, 溝之口川流域=14	—
	志布志市	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	菱田川流域=34, 安楽川流域=15, 尾野見川流域=14, 前川流域=14, 福島川流域=13	平坦地: R1=30 かつ 菱田川流域=18
	大崎町	R1=40	田原川流域=12, 持留川流域=8, 梅ヶ渡川流域=14, 汐入川流域=12	—
肝属	鹿屋市	R1=40	姶良川流域=16, 串良川流域=13, 高須川流域=14, 平房川流域=9	平坦地: R1=20 かつ 肝属川流域=13
	垂水市	R1=40	本城川流域=9	—
	東串良町	R1=40	汐入川流域=12	R3=60 かつ 肝属川流域=17
	錦江町	R1=40	神ノ川流域=11	—
	南大隅町	R1=50	雄川流域=16	—
	肝付町	平坦地: R1=40 平坦地以外: R1=50	高山川流域=20	平坦地: R1=30 かつ 肝属川流域=32
種子島地方	西之表市	R1=50 あるいは R3=90	—	R1=40 かつ R3=70
	三島村	R1=40	—	—
	中種子町	R1=40	—	—
	南種子町	R1=40	—	—
屋久島地方	屋久島町	R1=60	安房川流域=20, 宮之浦川流域=11	R1=40 かつ 安房川流域=13
北部	奄美市	(奄美市笠利町) 平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=40	—	—
		(奄美市名瀬) R3=80	—	—
		(奄美市住用町) R1=50	役勝川流域=14, 住用川流域=14	R1=30 かつ 住用川流域=12
	大和村	R3=70	—	—
	宇検村	R3=70	—	—
	瀬戸内町	R1=40	—	—
	龍郷町	R3=70	—	—
	喜界町	R1=40	—	—
南部	徳之島町	R3=70	—	—
	天城町	R1=40	秋利神川流域=7	—
	伊仙町	R1=40	—	—
	和泊町	R1=40	—	—
	知名町	R1=40	—	—
	与論町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=130	—	—
十島村	十島村	R1=40	—	—

(別表5)高潮警報・注意報基準

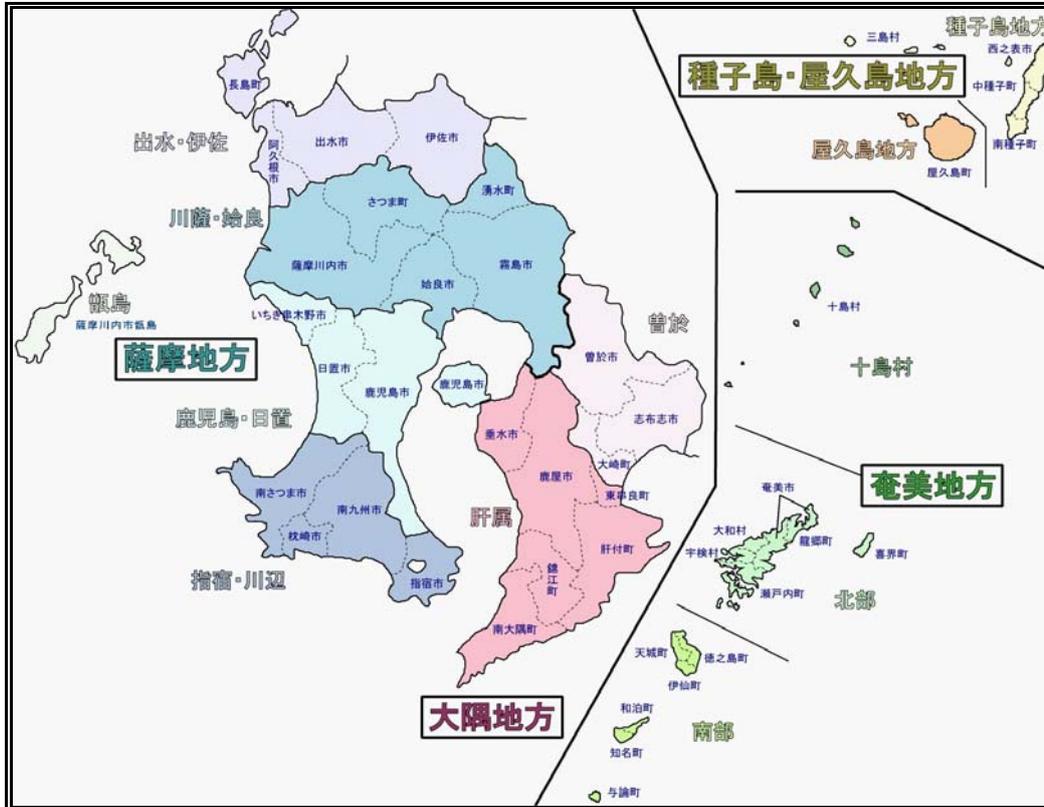
平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
鹿児島・日置	鹿児島市	2.3m	1.9m
	日置市	2.6m	1.9m
	いちき串木野市	2.4m	1.9m
出水・伊佐	阿久根市	2.4m	1.9m
	出水市	2.4m	1.9m
	伊佐市	—	—
	長島町	2.1m	1.9m
川薩・始良	薩摩川内市	2.1m	1.9m
	霧島市	2.7m	1.9m
	始良市	2.7m	1.9m
	さつま町	—	—
	湧水町	—	—
甌島	薩摩川内市甌島	2.3m	1.9m
指宿・川辺	枕崎市	2.7m	1.9m
	指宿市	2.2m	1.9m
	南さつま市	2.7m	1.9m
	南九州市	2.4m	1.9m
曾於	曾於市	—	—
	志布志市	2.1m	1.9m
	大崎町	2.3m	1.9m
肝属	鹿屋市	2.5m	1.9m
	垂水市	2.3m	1.9m
	東串良町	2.4m	1.9m
	錦江町	2.4m	1.9m
	南大隅町	2.4m	1.9m
	肝付町	2.1m	1.8m
種子島地方	西之表市	2.2m	2.0m
	三島村	2.2m	2.0m
	中種子町	2.3m	2.0m
	南種子町	2.2m	2.0m
屋久島地方	屋久島町	2.2m	2.0m
北部	奄美市	1.9m	1.5m
	大和村	2.4m	1.5m
	宇板村	2.4m	1.5m
	瀬戸内町	1.8m	1.3m
	龍郷町	2.1m	1.5m
	喜界町	2.0m	1.5m
	南部	徳之島町	2.7m
天城町		2.3m	1.5m
伊仙町		2.3m	1.5m
和泊町		2.6m	1.5m
知名町		2.8m	1.5m
与論町		2.6m	1.5m
十島村	十島村	2.1m	1.5m

ウ 予報・警報の細分区域  
 図3. 2. 1. 1に示すとおり

図3. 2. 1. 1

予報・警報の地域細分区域図 平成22年5月27日



一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・始良	薩摩川内市、霧島市、さつま町、始良市、湧水町
	甑島	薩摩川内市甑島
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

## (2) 気象情報

気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的にすみやかに発表する。

特に、1時間120mm以上の雨量を観測した場合は、直ちに「鹿児島県記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

### ア 担当気象官署と担当区域

担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）及び九州南部地方
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

## 2 土砂災害警戒情報の発表

〔実施責任者：鹿児島地方気象台、土木部砂防課〕

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。（ただし、薩摩川内市は薩摩川内市と薩摩川内市甕島に分割発表する。）

### (1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

### (2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

### (3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

### (4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせで作成する。（付図1参照）

### (5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

#### ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数値の設定履歴順位）が、ともに超過すると予想されるときとする。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

#### イ 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。

なお、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後に判断するものとする。

#### (6) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。

イ 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報のほか、過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル0，1，2，3）、気象庁の防災情報提供システム（インターネット版）の土砂災害警戒判定メッシュ情報、防災点検の結果なども合わせて総合的に判断すること。

《参考：資料編（土砂災害警戒情報）》

# 鹿児島県土砂災害警戒情報 第号

年月日 時分  
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

## 【警戒対象地域】

霧島市\* 鹿屋市 垂水市 東串良町 肝付町 曾於市\* 志布志市\* 大崎町\*

## 【警戒解除地域】

錦江町 南大隅町

\* 印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

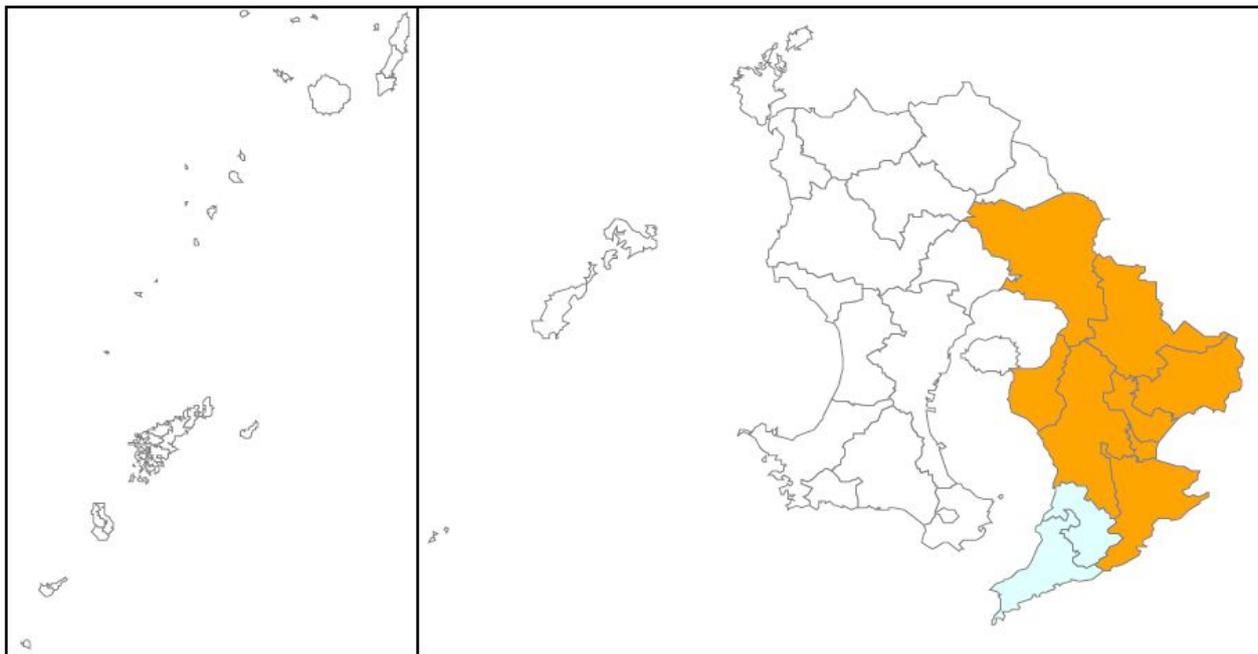
## 【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖や川の近くなど土砂災害の発生する恐れのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



問い合わせ先

099-286-3616 (鹿児島県土木部砂防課)

099-250-9913 (鹿児島地方気象台観測予報課)

### 3 火災気象通報及び火災警報の発表

#### (1) 火災気象通報

##### ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

イ 担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

##### ウ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台	実効湿度65%以下で、最小湿度が40%を下り、かつ最大風速が7m/sをこえる見込みのとき。熊毛支庁管内及び鹿児島郡の三島村では、実効湿度65%以下で、最小湿度が50%を下り、かつ最大風速が12m/sをこえる見込みのとき。
名瀬測候所	実効湿度65%以下で、最小湿度が50%を下り、かつ最大風速が10m/sをこえる見込みのとき

#### (2) 火災警報（実地責任：市町村長）

##### ア 発表機関

火災警報は、市町村長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

##### イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき市町村が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、市町村地域防災計画において定めておくものとする。

(ア) 実効湿度65%以下または最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が県本土12メートル以上、大島支庁管内及び十島村10メートル以上、種子島及び三島村冬（11～4月）15メートル以上、夏（5～10月）10メートル以上、屋久島10メートル以上の風が吹く見込みのとき

## 第2 気象警報等の受信・伝達

[実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理局危機管理防災課，土木部砂防課，市町村，関係機関等]

### 1 気象警報等の受信・伝達

#### (1) 県における措置

- ア 鹿児島地方気象台から通知される警報等は危機管理局危機管理防災課において受領する。
- イ 名瀬測候所から通知される警報等は，危機管理局危機管理防災課及び大島支庁が受領する。
- ウ 危機管理防災課長は，警報を受領したときは，直ちに関係のある部課長（庁内マイクをもってかえることもある。）及び各地振興連絡協議会長，熊毛支庁長，関係市町村長，関係消防本部（局）消防長，陸上自衛隊第12普通科連隊長及び海上自衛隊第1航空群司令に通知する。警報等の内容によっては，その他関係機関にも必要に応じ連絡するものとする。
- エ 危機管理防災課長から，警報等の連絡を受けた各地振興連絡協議会長及び熊毛支庁長は，当該警報等が市町村に伝達されたかを確認するとともに，必要に応じ関係出先事務所にも通知する。
- オ 危機管理防災課長から，警報等の連絡を受けた関係機関課長は，必要に応じ関係出先機関の長に通知するとともに，当該警報等により予測される事態に対し，取るべき措置等をあわせて指示する。  
なお，取るべき措置等を関係出先機関の長に指示した場合は，その内容を，危機管理防災課長，各地振興連絡協議会及び熊毛支庁長にも連絡するものとする。
- カ 関係部課長から，当該警報等に予測される事態に対し取るべき措置等の指示を受けた関係出先機関の長は当該事案が市町村に係わるものについては直ちに市町村に指示・連絡するとともに，当該地域振興連絡協議会にも連絡する。
- キ 大島支庁長が警報等を受領したときは，直ちに管内市町村長に連絡するとともに，必要に応じ関係出先事務所にも連絡し，当該警報等により予想される事態に対し，取るべき措置をあわせて指示する。

#### (2) 市町村における措置

市町村長は，警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは，市町村地域防災計画の定めるところによりすみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合，災害時要援護者施設への伝達に配慮する。

### 2 気象予・警報，情報等の伝達系統

各気象予・警報・情報等の伝達系統は，以下に示すとおりである。

#### (1) 気象予・警報・情報等の伝達系統

以下のア～ウについては，図3. 2. 1. 2に示すとおり。

- ア 県本土系
- イ 県離島系
- ウ （県機関）気象予・警報，情報等の伝達系統

#### (2) 水防警報の伝達系統（鹿児島県水防計画書による。）

図3. 2. 1. 3に示すとおり。

### 3 気象予・警報，情報等の種類と伝達方法

- (1) 鹿児島地方気象台，名瀬測候所が通知する予・警報，情報等の種類と伝達方法及び形式  
表3. 2. 1. 4に示すとおり。

- (2) 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方式

表 3. 2. 1. 5 に示すとおり。

- (3) 川内川、肝属川、万之瀬川・加世田川洪水予報の伝達方法（鹿児島県水防計画書による。）

図 3. 2. 1. 6 に示すとおり。

#### 4 雨量に関する情報等の伝達

- (1) 県における措置

気象警報が発表された場合、県は鹿児島地方気象台等から得た雨量に関する情報等について、気象警報等の伝達経路に準じ、各地域振興連絡協議会長、支庁長、関係市町村長、関係消防本部等へ伝達するものとする。

- (2) 市町村における措置

市町村は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に災害時要援護者施設への伝達に配慮するものとする。

#### 5 土砂災害警戒情報の伝達

- (1) 伝達系統

鹿児島地方気象台は気象業務法第 15 条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達する。鹿児島県までの伝達経路は大雨警報の伝達経路と同様である。

鹿児島県は災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により市町村長その他関係者に伝達する。

ア 鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、鹿児島地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を専用通信施設等により、鹿児島県危機管理局危機管理防災課等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。また鹿児島県砂防課は、必要な機関に伝達する。

イ 鹿児島県危機管理局危機管理防災課は鹿児島県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。

ウ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

エ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

- (2) 土砂災害警戒情報の伝達先

表 3. 2. 1. 7 に示すとおり。

- (3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

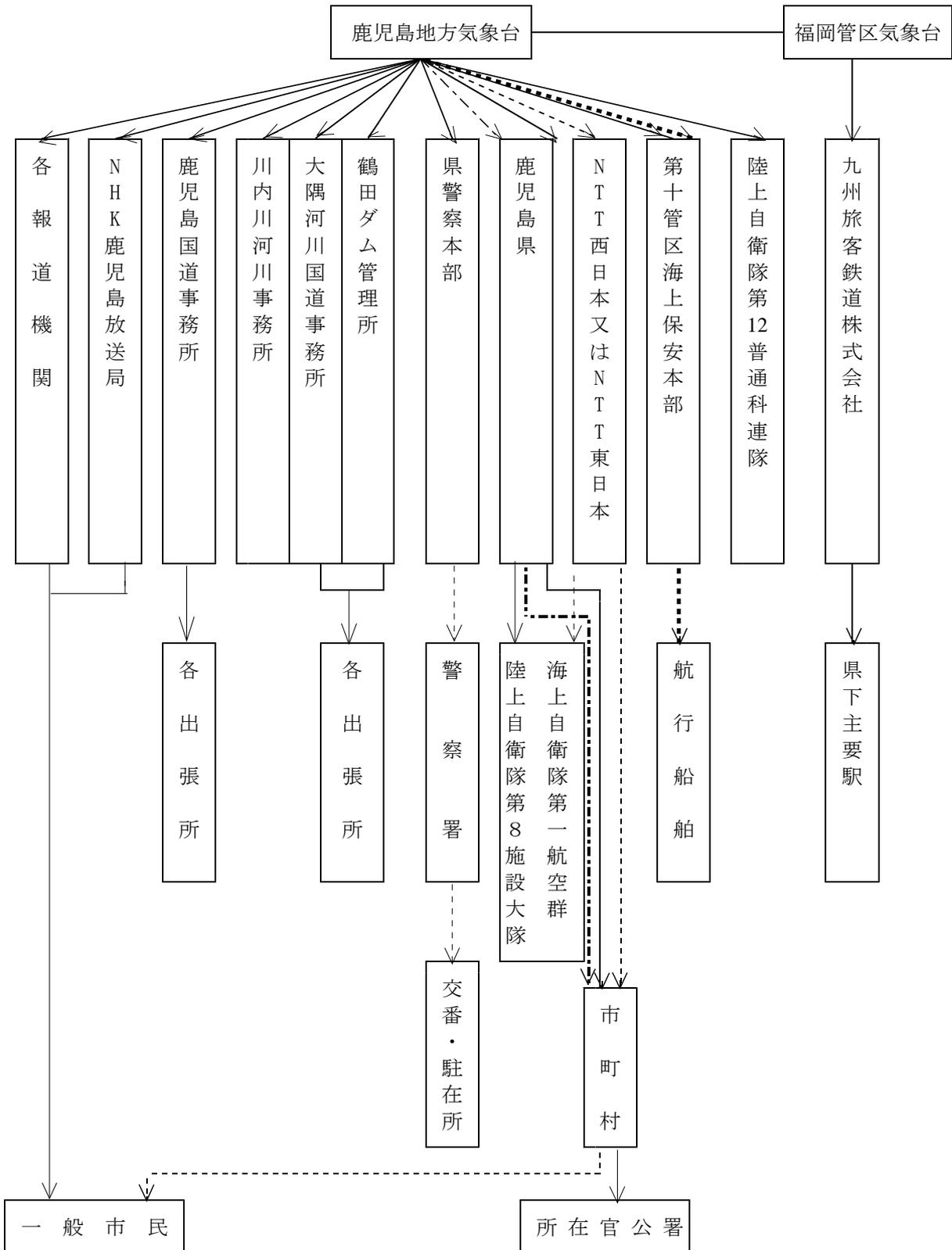
図 3. 2. 1. 8 に示すとおり。

#### 6 水位情報等の伝達

水位情報周知河川において、特別警戒水位に達した場合、県は、関係市町村長、関係機関、必要に応じ、報道機関へ伝達するものとする。伝達系統は、図 3. 2. 1. 9 に示すとおり。

図3. 2. 1. 2 気象予・警報, 情報等の伝達系統

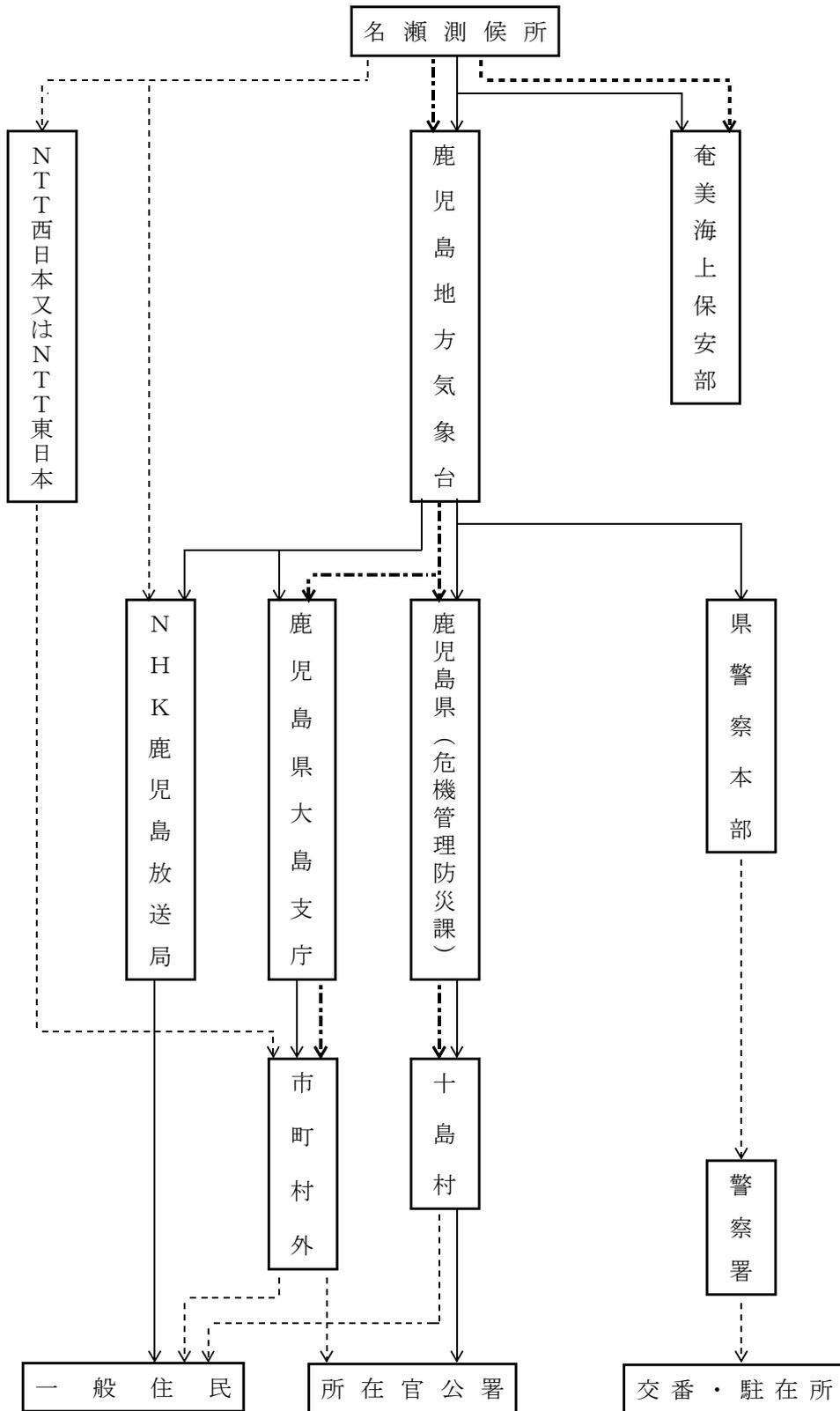
ア 県本土系



(注) → 予報警報情報とも通知, ---> 警報だけ通知, -.-> 火災気象通報, .....> 海上予報警報

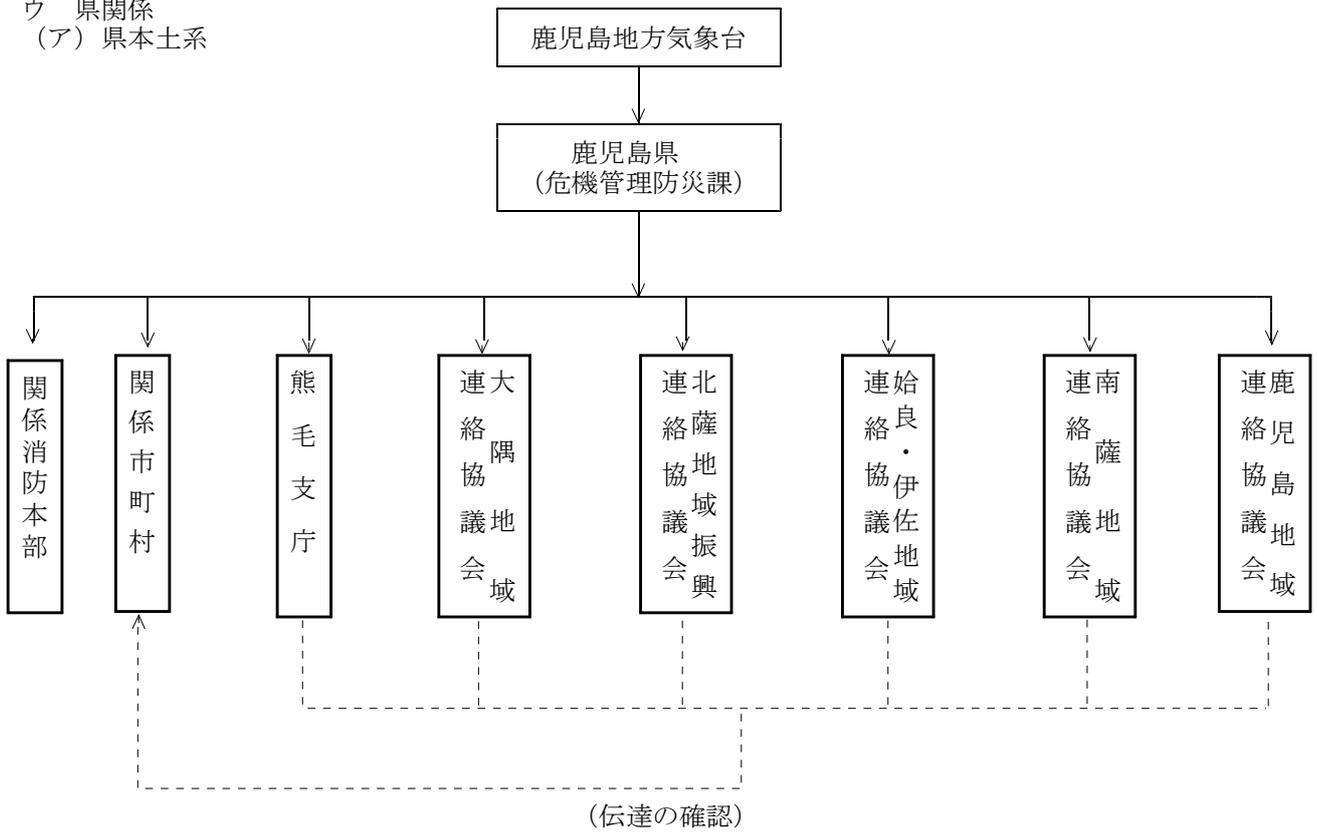
- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については, 特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 気象官署からNTT西日本又はNTT東日本への通知は気象業務法第15条に基づくものである。
- 3 NTT西日本又はNTT東日本とは, 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

イ 県離島系



(注)→ 予報警報情報とも通知, ---> 警報だけ通知, -.-> 火災気象通報, -.-> 海上予報警報  
 鹿児島県の伝達系統で注意報については, 特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。

ウ 県関係  
(ア) 県本土系



(イ) 県離島系

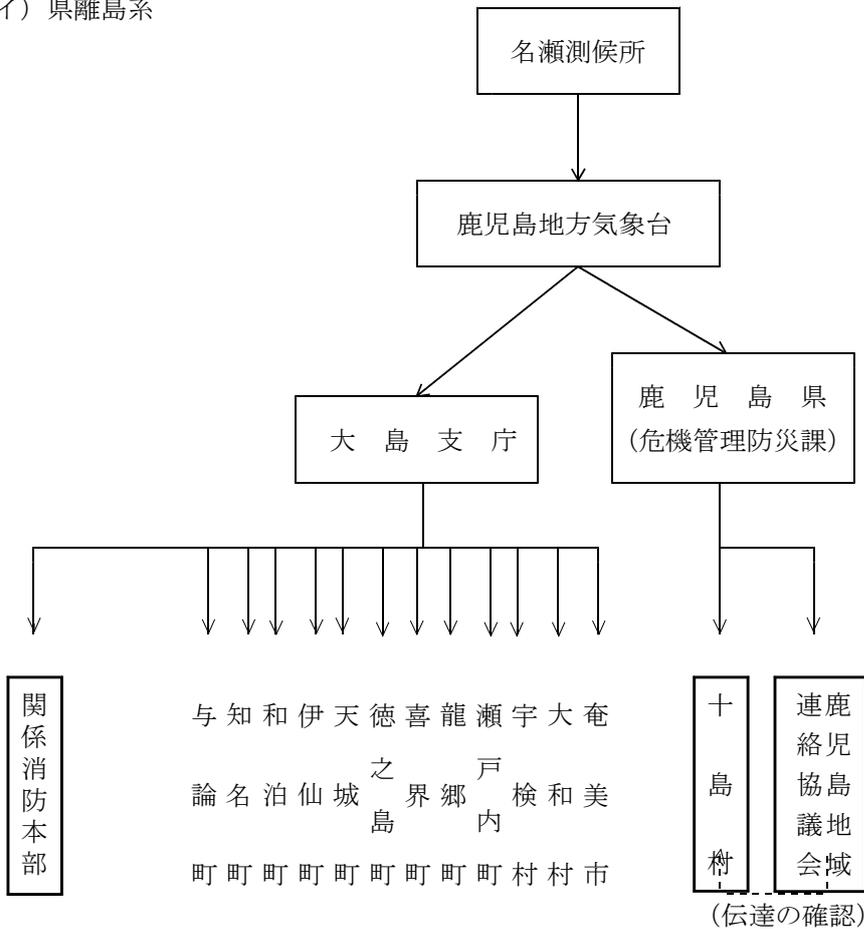
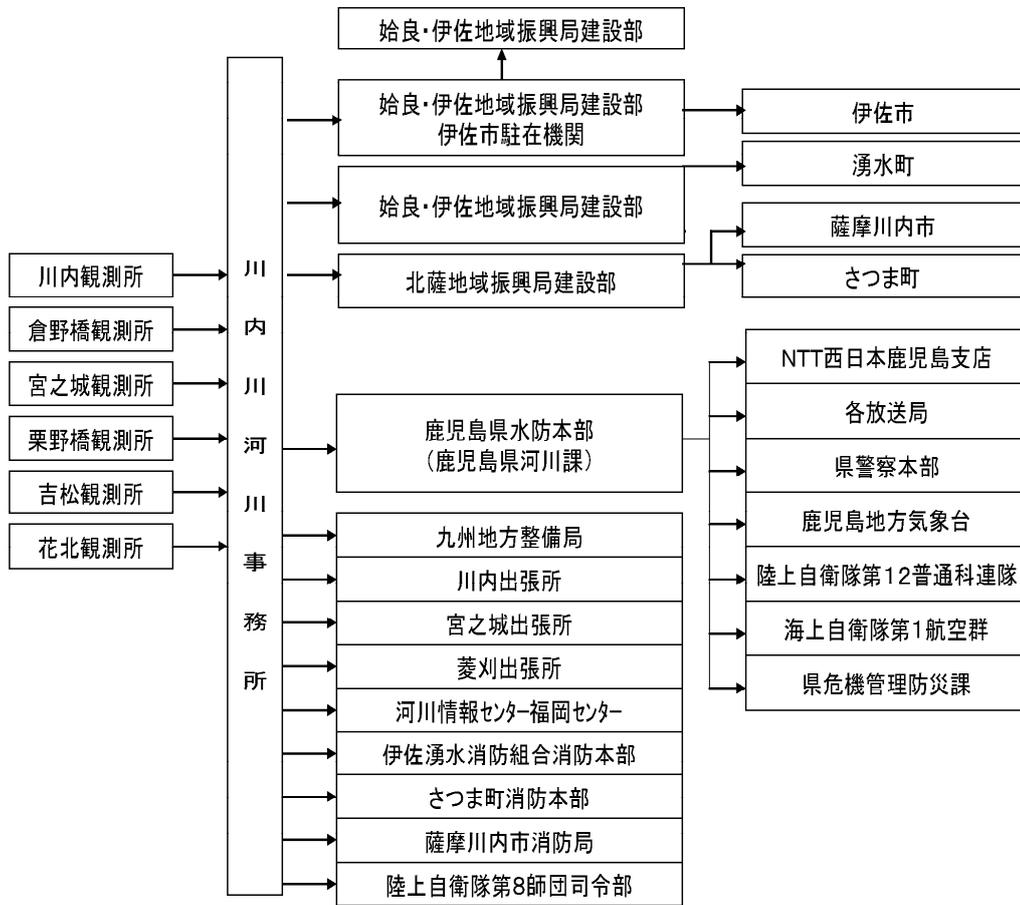
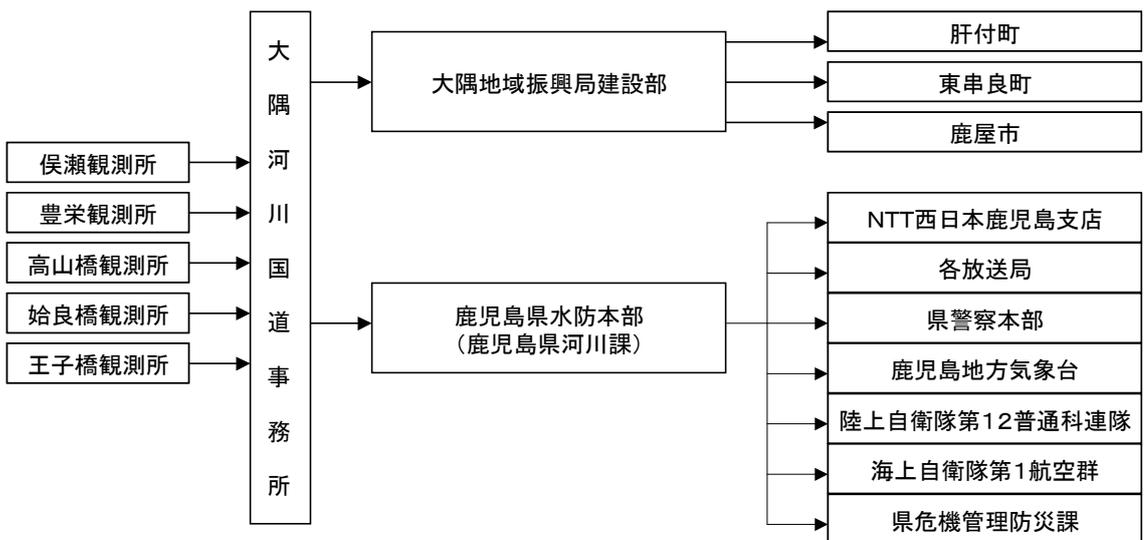


図3. 2. 1. 3 水防警報の伝達系統（別冊鹿児島県水防計画書による）

(1) 川内川水系水防警報連絡系統図



(2) 肝属川水系水防警報連絡系統図



(3) 知事が発令する水防警報連絡系統図

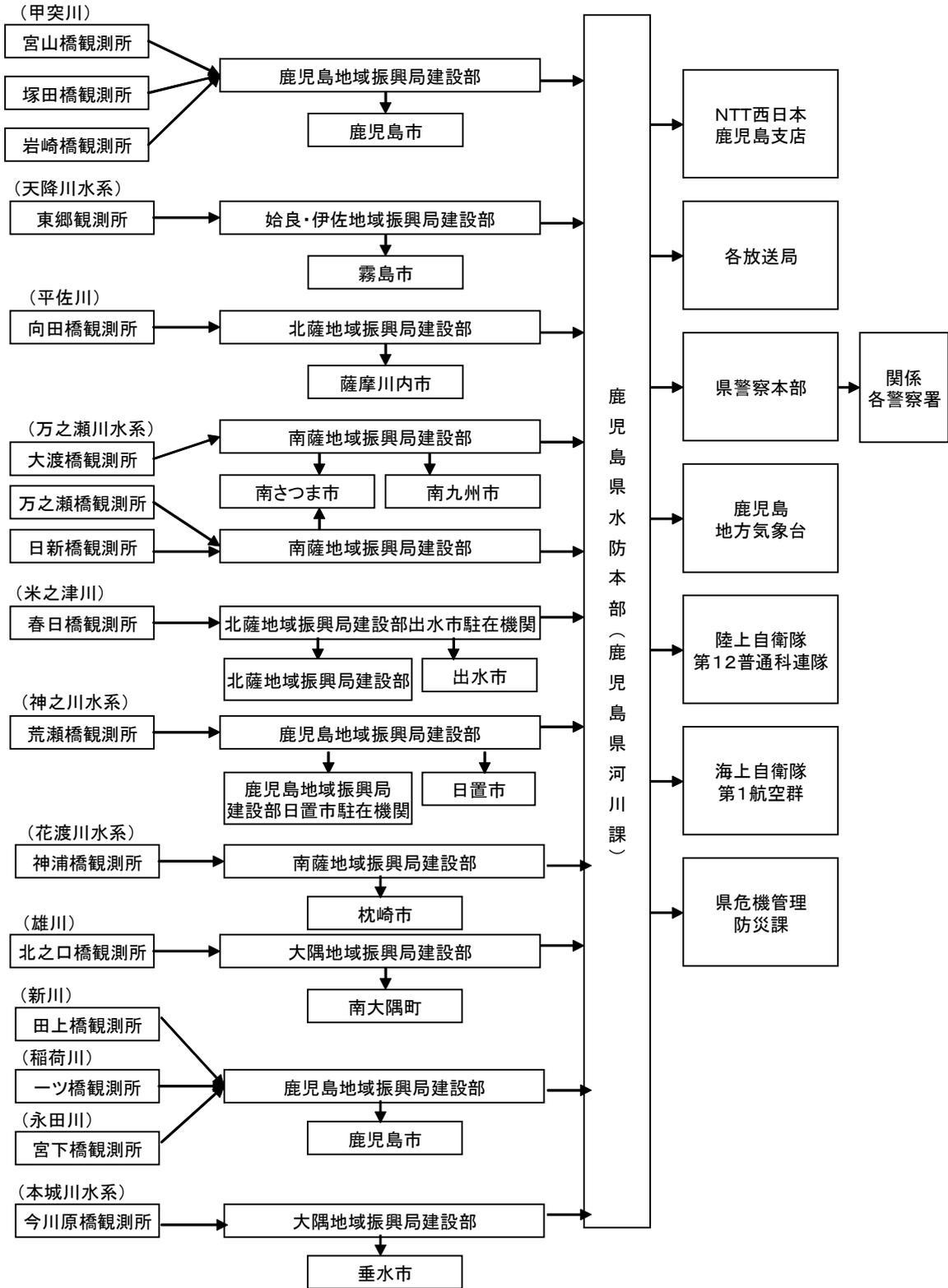


表3. 2. 1. 4 鹿児島地方気象台、名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 伝達先	警 報						注 意 報						火災 気象 通報	情報	伝達方法	警報・ 注意報の 伝達形式
		暴風	暴風 雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪				
鹿児島 地方 気象 台	NTT西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報 提供システム	〃
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鹿児島県警察本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	〃
	川内川河川・大隅河川国道・ 鹿児島国道事務所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
名瀬 測候 所	NTT西日本又は東日本	○*		○*	○*	○*	○*									オンライン	〃
	鹿児島県	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○	○*	○	*1 防災情報 提供システム	〃
	大島支庁	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○	○*	○	*1 防災情報 提供システム	〃
	奄美海上保安部	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○		○	防災情報 提供システム	〃
	NHK鹿児島放送局	○*		○*	○*	○*	○*	○		○	○	○	○		○	*1 防災情報 提供システム	〃

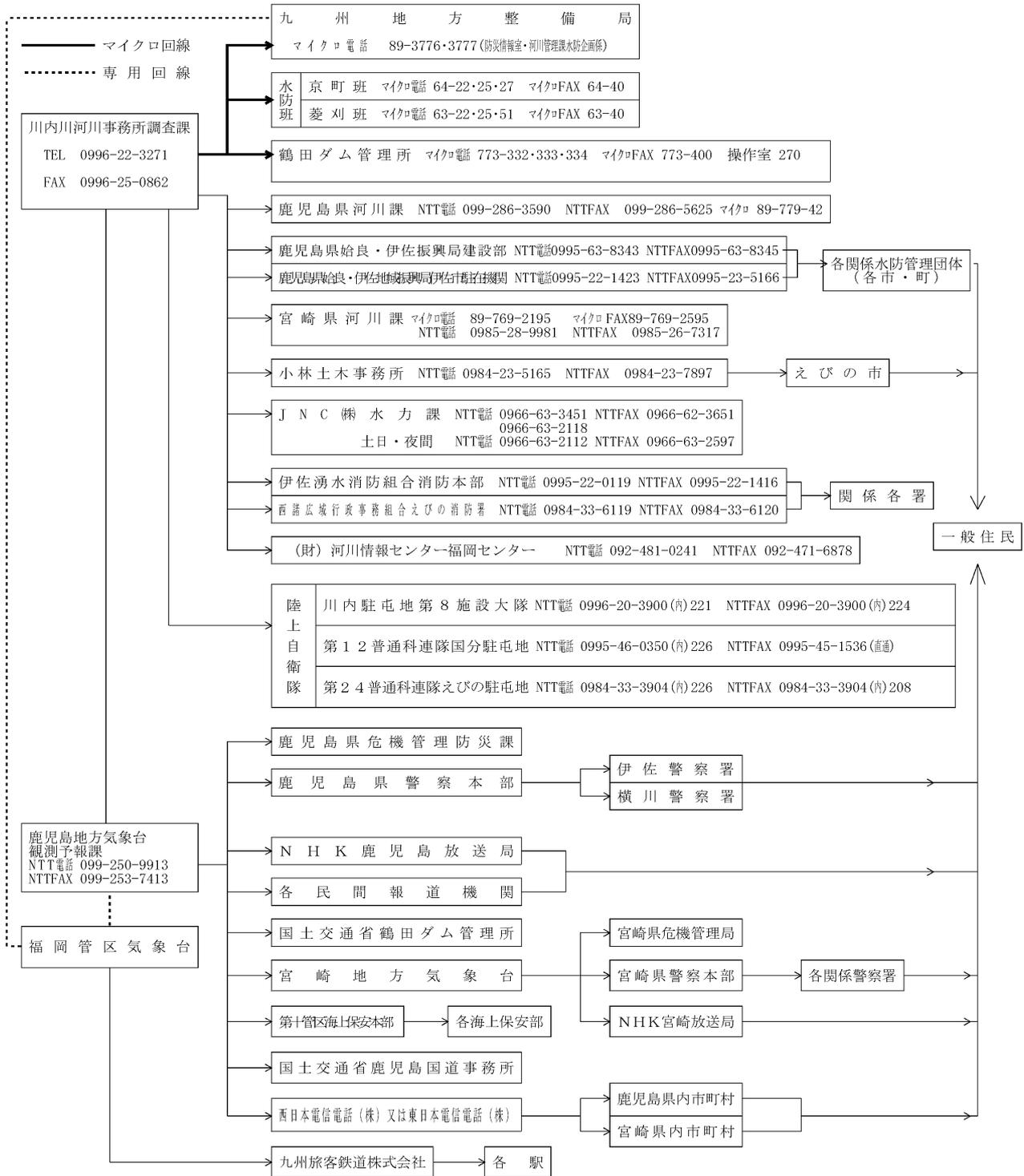
- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
2. \*印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。  
ただし、大島支庁は自動的に受領証を気象官署に返信する。
3. 水防活動用気象注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報、それぞれ大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代えるものとする。
4. 名瀬測候所は暴風雪警報、大雪注意報・警報、風雪注意報は発表しない。
5. \*1は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。

表 3. 2. 1. 5 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝達事項														津波予報	伝達方式	伝達内容
	警報							注意報									
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他			
川内川河川・大隅河川国道事務所→県							水防 ○									無線FAX 又は 電話FAX	全文
第十管区海上保安本部(奄美海上保安部)→船舶	○	○	○	○		○	海上 ○								○	無線電話 その他	
NTT西日本又は東日本→市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 FAX	全文
鹿児島県→市町村							水防 洪水 予報 ○	火災 通知 ○								無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文
NHK鹿児島放送局→一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文 又は 標題のみ
川内川河川・大隅河川国道事務所・鹿児島気象台→県・一般							洪水 予報 ○									無線FAX 又は 電話FAX	全文

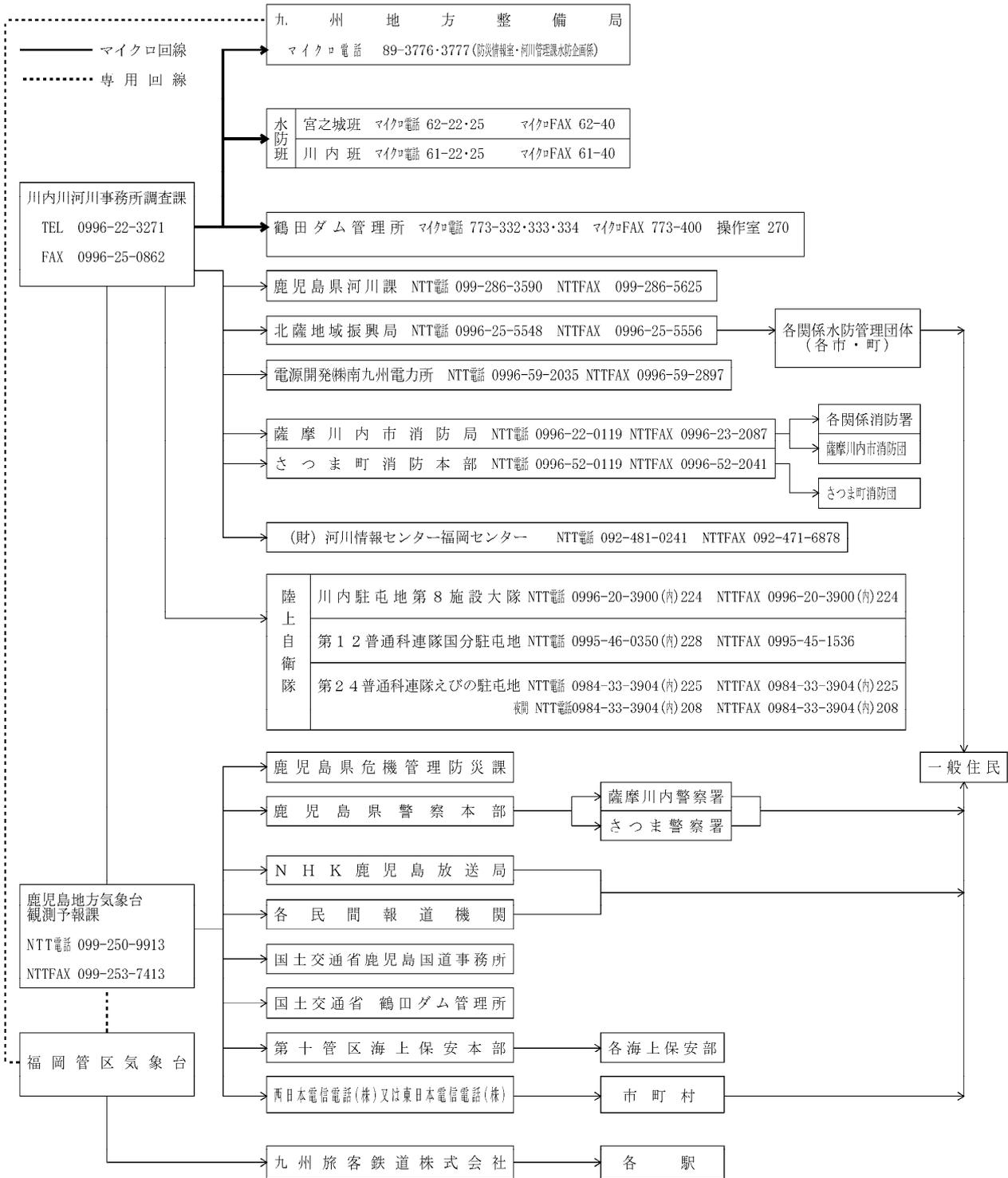
図3. 2. 1. 6 洪水予報の伝達方法（別冊鹿児島県水防計画書による）

(1) 川内川上流部洪水予報連絡系統図



- (注) 1 各民間報道機関は、防災情報提供システムに接続しているもの。  
 2 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水警報のみ通報する。ただし、鹿児島地方気象台が発表する洪水警報が川薩・始良もしくは出水・伊佐を含む区域に発表されている場合は、当該区域への重複通報はしない。  
 3 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水警報のみ通報する。ただし、宮崎地方気象台が発表する洪水警報が小林・えびの地区を含む区域に発表されている場合は、重複通報しない。

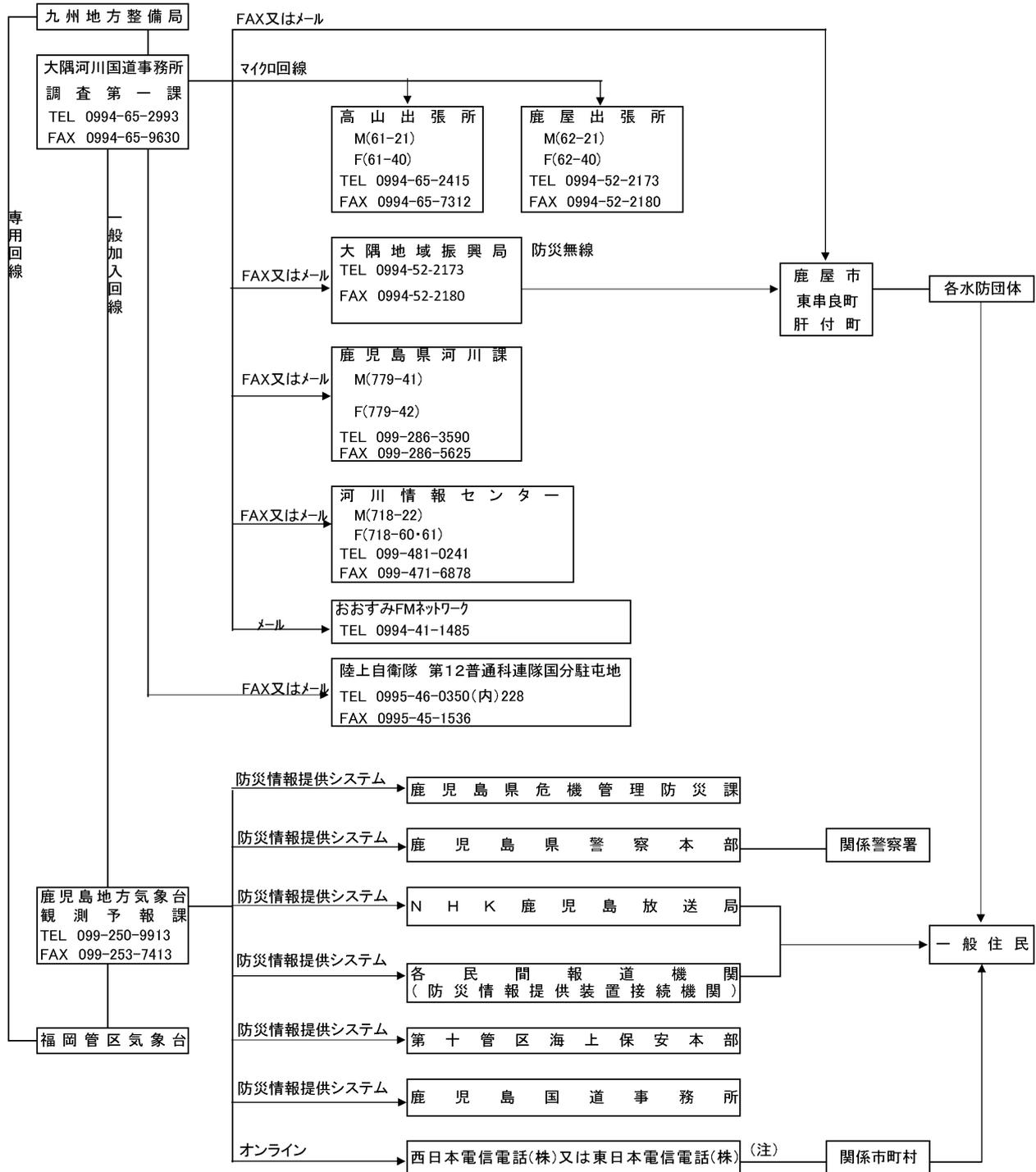
(2) 川内川下流部洪水予報連絡系統図



(注) 1 各民間報道機関は、防災情報提供システムに接続しているもの。

2 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水警報のみ通報する。ただし、鹿児島地方气象台が発表する洪水警報が川薩・始良を含む区域に発表されている場合は、重複通報はしない。

(3) 肝属川洪水予報連絡系統図



(注) 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水警報の通報する。ただし、鹿児島地方気象台が発表する洪水警報が肝属を含む区域に発表されている場合は、重複通報はしない。

(4) 万之瀬川・加世田川洪水予報連絡系統図

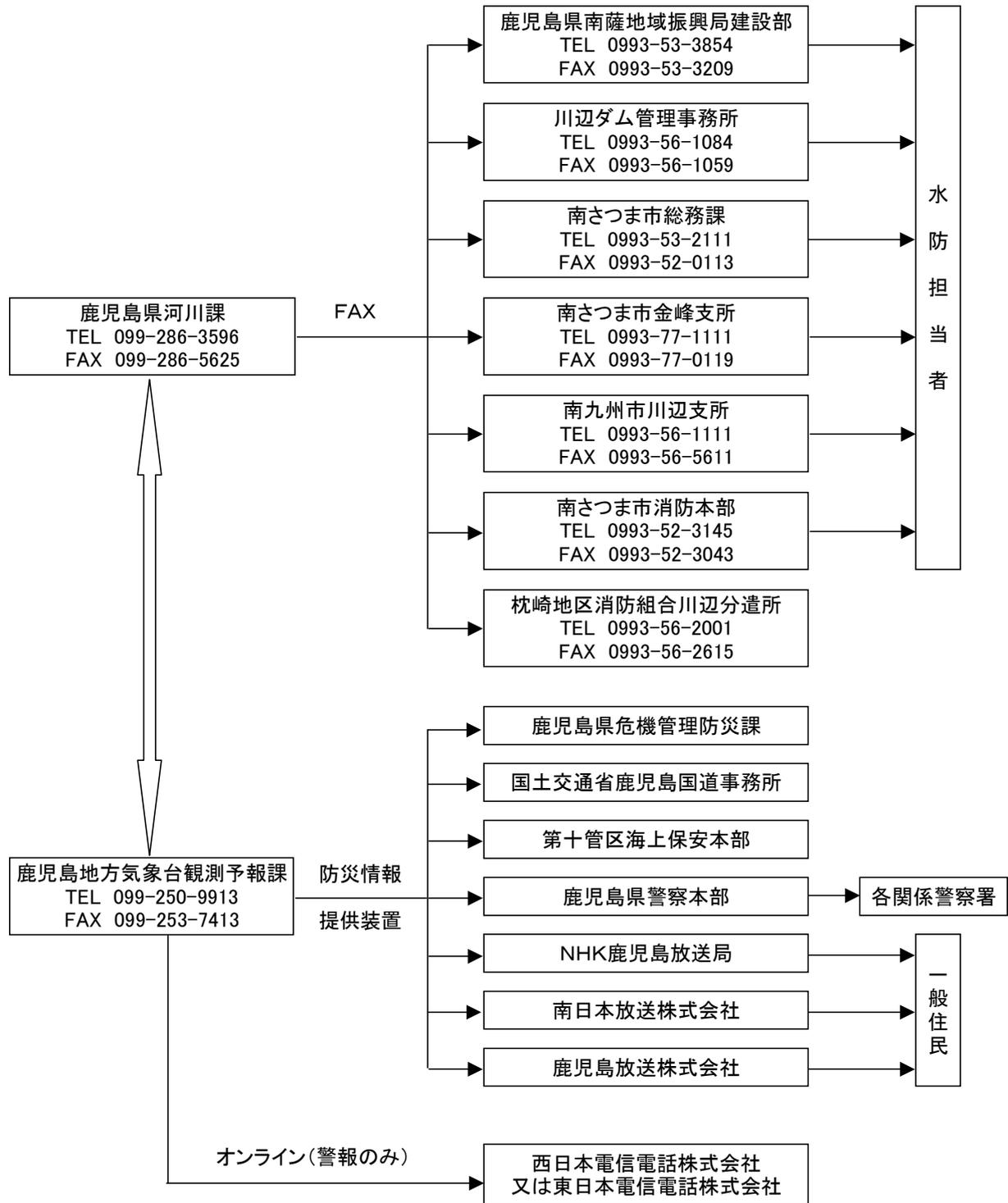
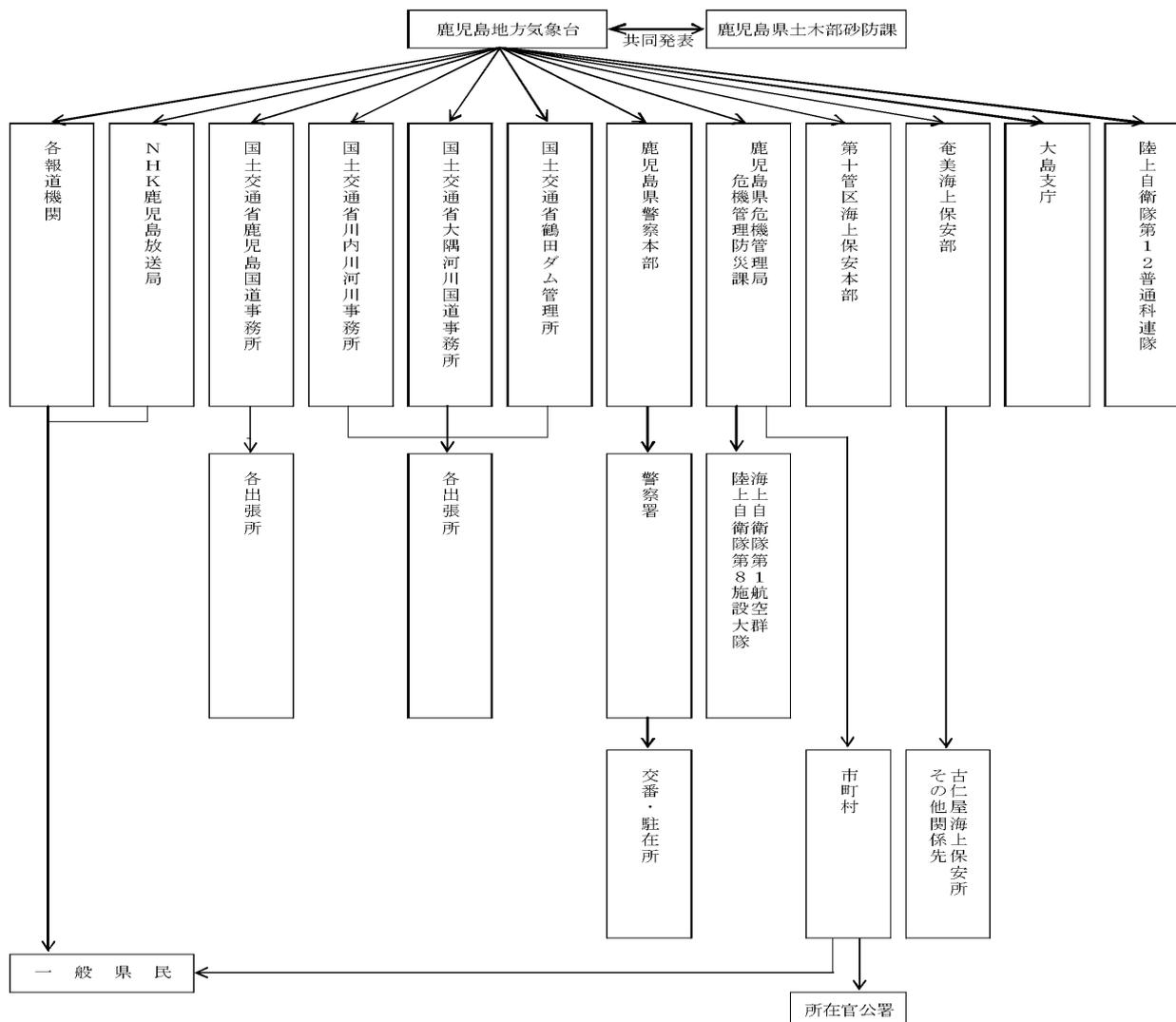


表 3. 2. 1. 7 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当官署
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	専用回線	鹿児島地方気象台
N H K 鹿児島放送局	専用回線	鹿児島地方気象台
鹿児島国道事務所	専用回線	鹿児島地方気象台
国土交通省鶴田ダム管理所	専用回線	鹿児島地方気象台
国土交通省大隅河川国道事務所	専用回線	鹿児島地方気象台
鹿児島市消防局	専用回線	鹿児島地方気象台
M B C 南日本放送	専用回線	鹿児島地方気象台
K K B 鹿児島放送	専用回線	鹿児島地方気象台
国土交通省川内川河川事務所	専用回線	鹿児島地方気象台
鹿児島県警察本部	専用回線	鹿児島地方気象台
奄美海上保安部	専用回線	鹿児島地方気象台
第十管区海上保安本部	専用回線	鹿児島地方気象台
大島支庁	専用回線	鹿児島地方気象台
陸上自衛隊第12普通科連隊	専用回線	鹿児島地方気象台

図 3. 2. 1. 8 土砂災害警戒情報の伝達系統図



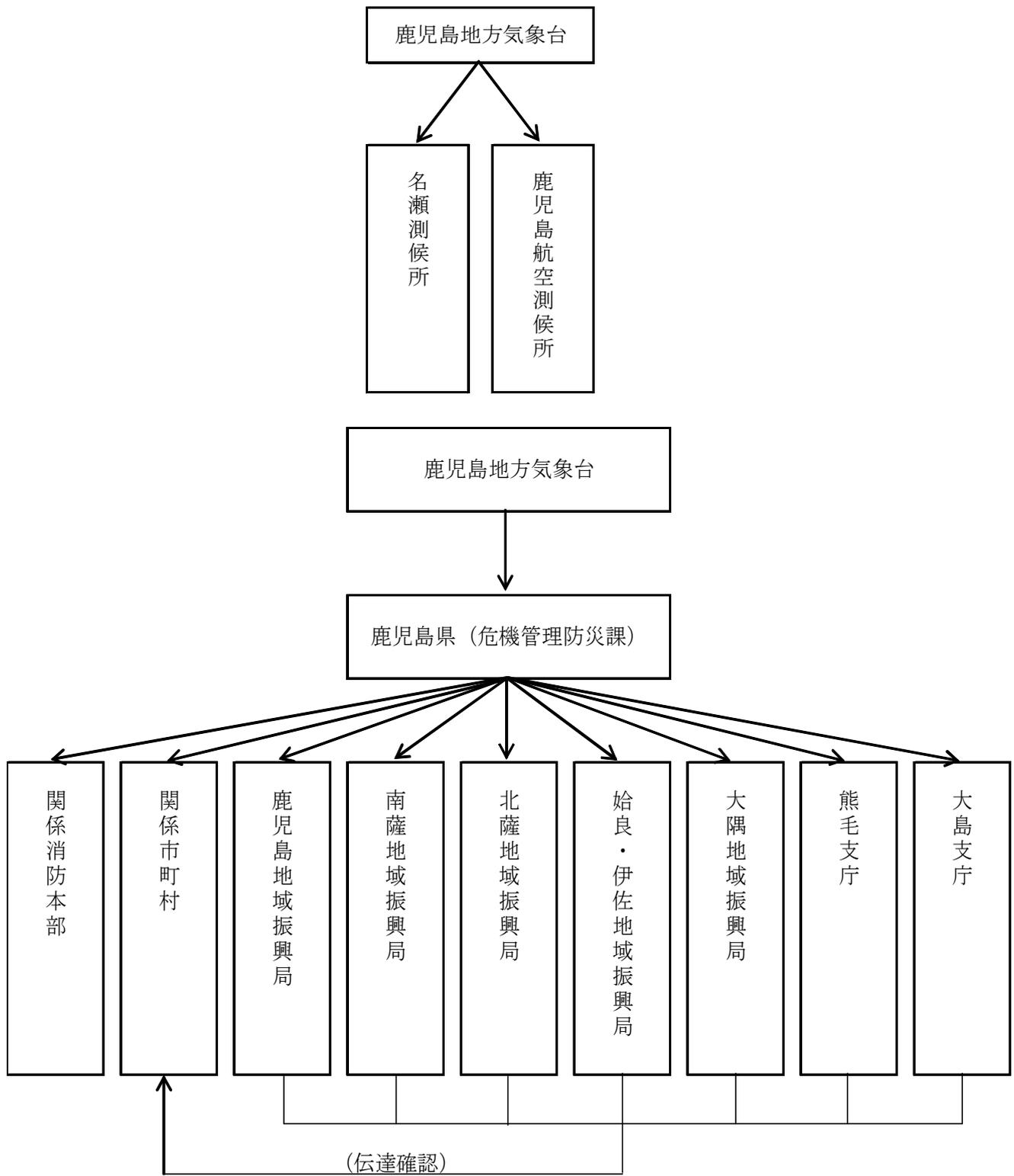
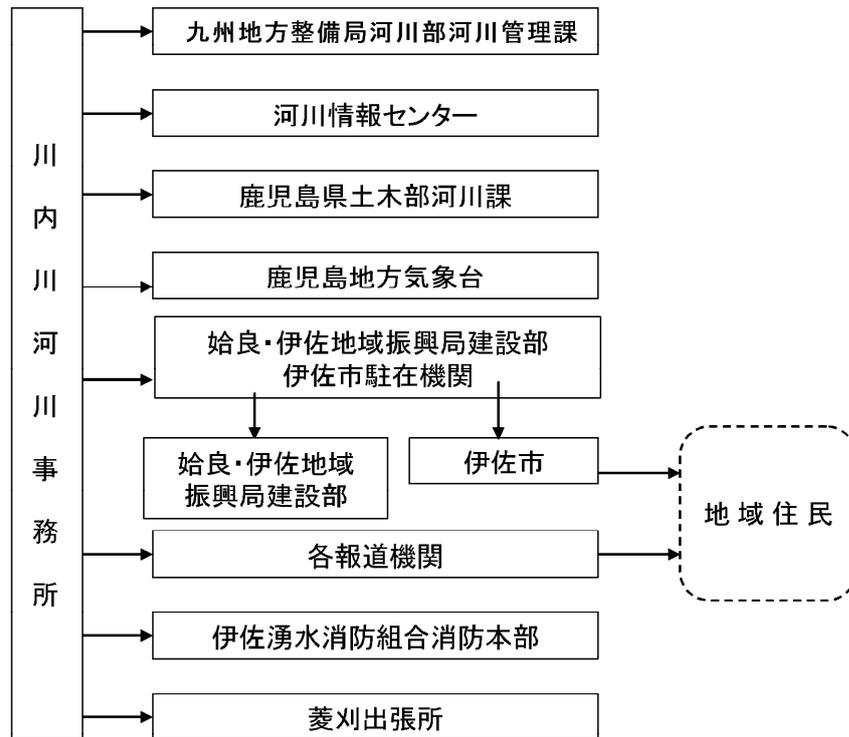
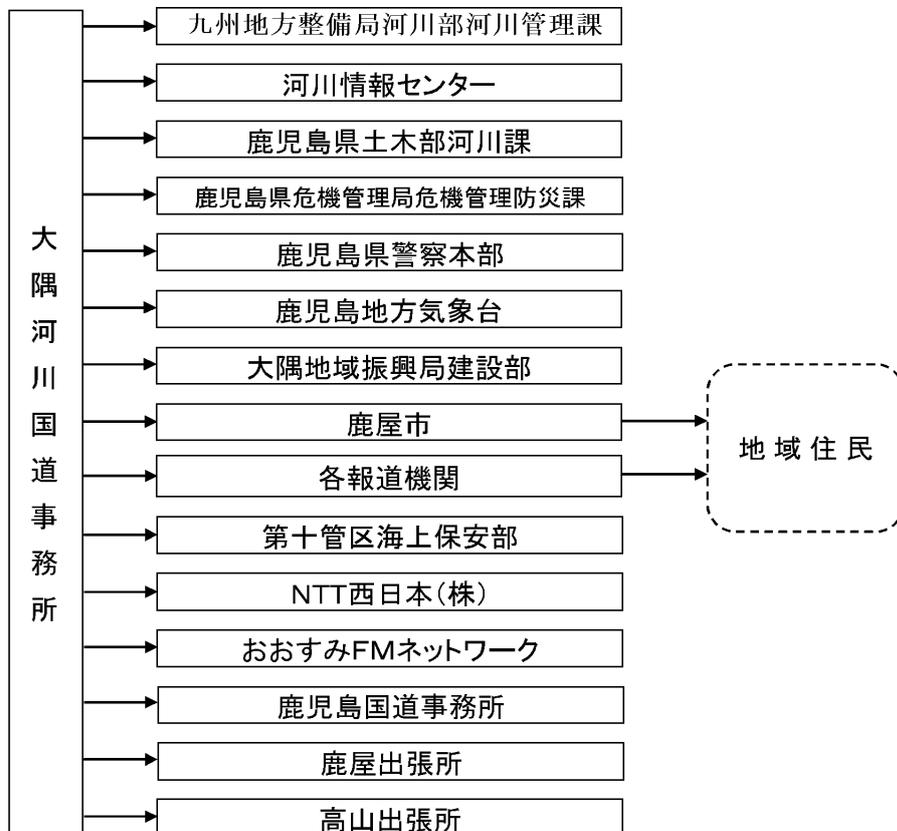


図3. 2. 1. 9 水位情報の伝達方法（別冊鹿児島県水防計画書による）

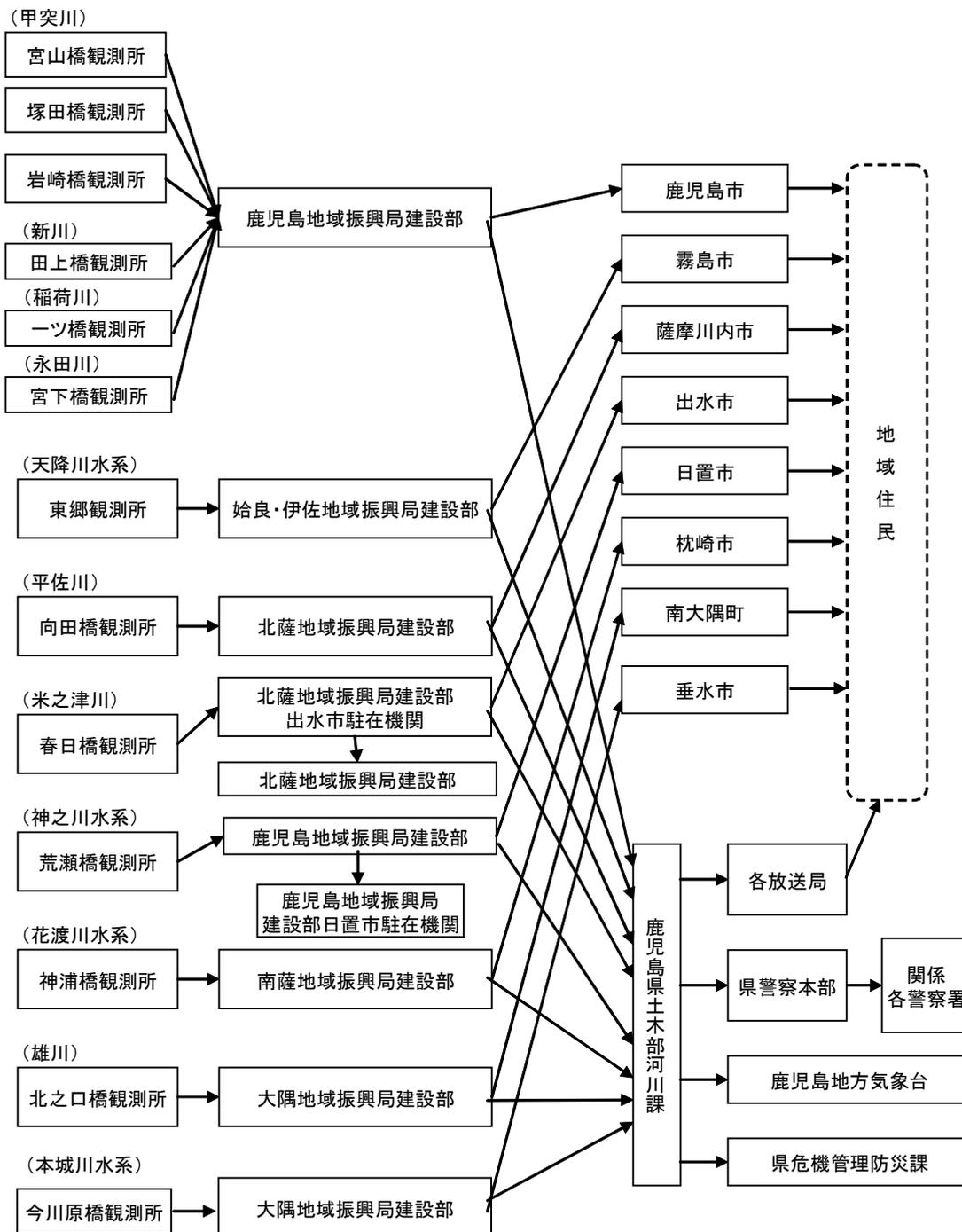
(1) 羽月川水位情報通知系統図



(2) 下谷川水位情報通知系統図



(3) 知事が通知する水位情報の通知系統図



## 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

県災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内市町村等から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに国・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、県民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災市町村等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



### 第1 災害情報等の収集・伝達

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等]

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

#### 1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

##### (1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数，又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路，港湾，漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気，電話，ガス，水道，下水道施設被害）
- ケ 避難状況，救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

##### (2) 災害情報等の収集

###### ア 市町村（消防機関含む）による情報収集

市町村職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話，無線等による通報によるほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の市町村職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告する。

###### イ 県による情報収集

（ア）災害現場への派遣職員は，指定された区域で人命危険情報を収集し，収集した情報は，現地からの無線，電話通報又は，庁舎への参集後の報告による。その他の職員が参集途上で把握した情報につ

いては、市町村一般職員と同様の方法による。

(イ) 県は、市町村、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して、以下の情報を迅速かつ的確に収集する。

- ① 気象警報，台風情報，積算雨量，アメダス降水量等の映像情報
- ② 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
- ③ 県内主要河川の水位，雨量等の情報
- ④ 土砂災害危険箇所の警戒避難に質する雨量等の情報
- ⑤ 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
- ⑥ 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
- ⑦ 県消防・防災ヘリコプター，県警ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
- ⑧ 静止画電送システムによる防災現場の状況等
- ⑨ 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 県警察本部による情報収集

県警察の警備活動や住民からの通報により把握された自明危険情報を県警察本部で集約し、県災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

ア 市町村における報告情報の集約

市町村本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市町村から県等への報告

県は、被災市町村からできるだけ早期に被害概況に関する報告を受ける。

特に、災害規模の把握のための市町村から県等への報告は以下を目標に実施する。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- ② 勤務時間内（災害発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で市町村災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム（図3.2.2.1参照）及び方法を用いる。

《資料編 鹿児島県災害報告取扱要領》

(エ) 市町村は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市町村等から報告された人命危険情報は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示の必要性、災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議、連絡員会議、本部連絡班において共有化を図り、適宜職員に対して徹底し、活動に統一性を与える。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

- ア 県は、発災初期の情報収集に当たっては、震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- イ 県、市町村及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

## 2 災害情報等の報告

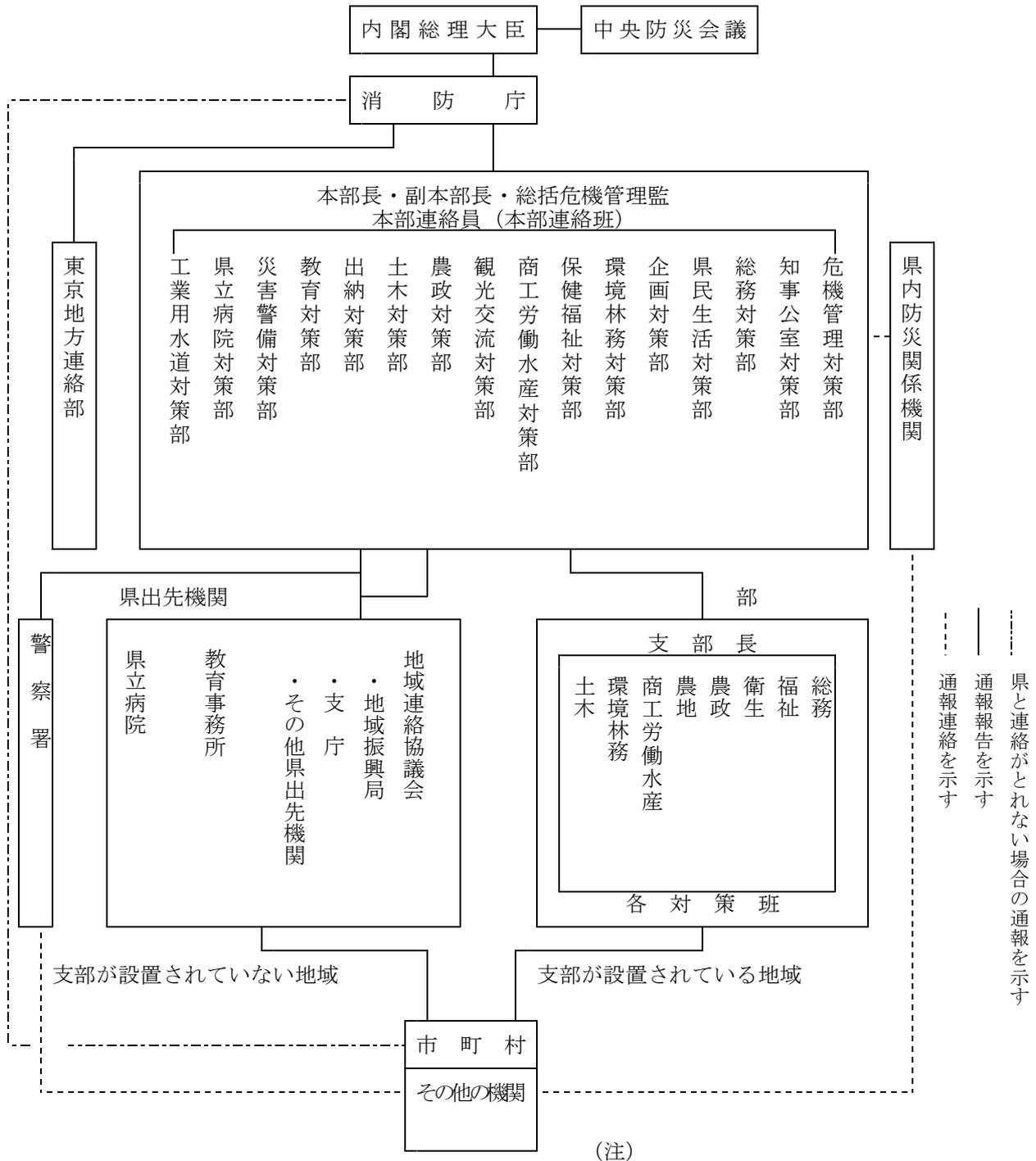
### (1) 災害情報等の報告系統

- ア 市町村長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集。把握し、県その他関係機関に報告する。
- なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
- イ 県知事は、市町村長、関係機関の協力のもとに、県域の災害情報等を収集・把握し、県内の防災関係機関に災害情報等を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。
- なお、被害状況等の報告に係る総務省消防庁への連絡先は、次のとおりである。

回線別		区分	平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		7527	7782
	F A X		7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		80-048-500-7527	80-048-500-7782
	F A X		80-048-500-7537	80-048-500-7789

- ウ 県内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

図3. 2. 2. 1 災害情報等収集報告系統図



- (注) 1. 緊急を要する場合は、本システムによらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。  
 2. 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- (イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

(エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

#### イ 災害報告の基準

県が国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおりである。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 県または市町村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害の状況及びそれが社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(カ) (ア)～(オ)に定める災害になるおそれがある災害

なお、上記の報告については、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第22条に基づく、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

#### ウ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

(ウ) 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの

(エ) 災害年報 4月30日までに報告（通報）するもの

#### (3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

##### ア 災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市町村長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通知するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市町村長に通報するものとする。

(ウ) 市町村長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した市町村長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

① 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署

③ その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

④ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 県出先関係機関の通報

市町村長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

(オ) 市町村長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した市町村長が關係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

① 通報すべき事項

a 気象関係

b 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）

② 通報の方法

通報の方法は，電話，電報によることを原則とする。

③ 通報のあて先

通報のあて先は，鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。

ただし，このほかの測候所が所在する市町村にあつては，昼間に限りその測候所に通知することができるものとする。

④ 通報に要する電話・電報の費用は，原則として発信市町村の負担とする。

(カ) 市町村長の通報・収集要領

異常現象発見者が市町村長その他関係機関に通知する要領，系統等については，市町村地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

(ア) 市町村長の方法

① 市町村長は，管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し，系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし，緊急を要する場合は，直ちに関係の対策部に通報報告する。

② 災害情報で，県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(イ) 県の方法

① 県支部の各対策班（支部が設置されていない時は出先機関）は，所管事項について市町村その他関係機関の協力を得て調査収集し，市町村長からの通報報告と併せ，支部長及び県本部の各対策部に報告するものとする。

② 支部長は，重要かつ緊急の災害情報及び被害状況について，本部長に報告するものとする。

③ 県各対策部は，所管事項について調査収集に努めるとともに，支部対策班及び市町村長からの通報，報告を集計し，本部連絡員又は本部連絡班を通じ本部長（災害対策本部設置前は，危機管理防災課）に報告するものとする。

④ 県各対策部は，消防庁に対し，所管事項の災害報告を直接又は東京地方連絡部を通じ報告するものとする。

⑤ 県各対策部及び県支部各対策班で把握した災害情報等で，防災関係機関が行う災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(ウ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し，収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

県災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は，別表の様式のとおりとする。県各対策部の様式は，法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。市町村長の災害報告は，災害報告取扱要領（「資料編」参照）によるものとする。

(5) 災害報告の留意事項

ア 県の各対策機関及び市町村は，災害報告にあたり，災害報告の責任者として「災害連絡員」1名定めておき，報告に関する一切の責任を負わせるものとし，更に災害連絡員に事故のある場合を考慮

して副連絡員を定めるようにする。

イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と市町村及び県の各対策機関の報告とがくいちがわないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、表3. 2. 2. 1のとおりとする。

表3. 2. 2. 1 災害報告の判定基準

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼 )	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをとする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(別表) 災害状況速報

都道府県				区 分			被 害		
災害名	災害名			田	流出・埋設	ha			
	報告番号	第 報			冠 水	ha			
報告者名		( 月 日 時現在)		畑	流出・埋設	ha			
			冠 水		ha				
区 分				被 害					
人的被害	死 者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住家被害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
非住宅	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						
				火災発生					
				り 災 世 帯 数	世帯				
				り 災 者 数	人				
				建 物	件				
				危 険 物	件				
				そ の 他	件				

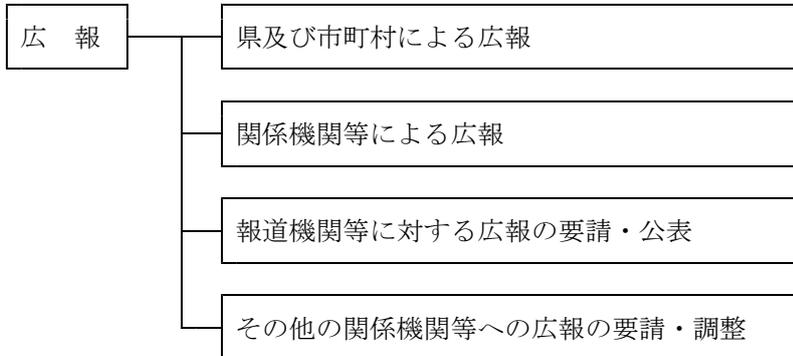
区 分		被 害		都道府県災害対策本部	名称				
公立公共施設	千円				設置	年 月 日 時			
農林水産業施設	千円				解散	年 月 日 時			
公共土木施設	千円			災害設置市町村本部 災害適用市町村法					
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
農産被害	千円								
林産被害	千円								
畜産被害	千円								
水産被害	千円								
商工被害	千円								
そ の 他	千円								
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人				
				消防団員出動延人数	人				
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	消防機関の活動状況								
	その他（避難の勧告・指示の状況）								

※被害額は省略することができるものとする。

### 第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



#### 第1 県及び市町村による広報

[実施責任：知事公室広報課，危機管理局危機管理防災課，市町村]

##### 1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

###### (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)，避難の勧告

市町村の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

###### (2) 災害発生直後の広報

県(危機管理防災課)及び市町村は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

###### (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

県(広報課)及び市町村は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティFM、告知放送から情報を入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大规模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 県の各対策部は、広報を必要とする場合、危機管理防災課（本部設置時は本部連絡班）を経由して広報課（広報班）に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、危機管理防災課において収集する。

ウ 広報課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、危機管理防災課を通じて各関係対策部に連絡する。

## 2 広報手段

(1) 市町村による広報手段

市町村による広報は、市町村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM、告知放送、広報車、市町村職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

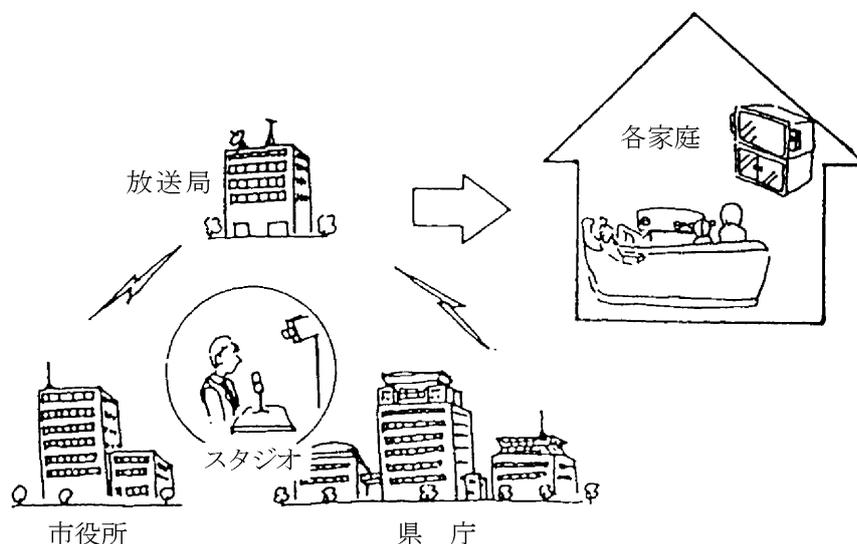
また、「避難準備情報、避難勧告、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は、報道機関を通じるほか、各種広報媒体を活用し、広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また、大災害時等緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は、緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

図3. 2. 3. 1 放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



## 第2 関係機関等による広報

[実施責任：各放送機関，その他関係機関等]

### 1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、県民の情報ニーズに応えるとともに、県民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

## 2 その他の防災関係機関による広報

- (1) 九州電力株式会社鹿児島支店  
災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により県民への周知に努める。
- (2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店  
災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により県民への周知に努める。
- (3) ガス会社  
災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による県民への周知に努める。
- (4) 九州旅客鉄道株式会社、バス会社等  
被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により県民への周知に努める。

## 第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

[実施責任：知事公室広報課，危機管理局危機管理防災課，市町村]

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備情報，避難勧告，避難指示」等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市町村は，県に報告し，県は，速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）  
また，市町村は，県の放送機関への情報提供を補完するため，放送機関に直接情報提供をする。  
《資料編 6.2 災害時における放送要請に関する協定》

### 2 放送機関に対する広報の要請

- (1) 放送要請の要領  
県（危機管理防災課）は，災害の発生が時間的に迫っていて，市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。  
放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請にあたって，県は放送要請の理由，放送事項を明示し，放送機関は，要請のあった事項について放送の形式，内容，時刻等をその都度決定し，放送する。なお，市町村は，県の放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の要請も併せて行う。
- (2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合  
県は，大規模災害に関して，以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は，緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。
  - ア 災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，人命・財産を保護するための避難の勧告・指示
  - イ 災害に関する重要な伝達並びに，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
  - ウ 災害時における混乱を防止するための指示
  - エ その他必要な情報

《資料編 6.2 災害時における放送要請に関する協定》

### 3 報道機関に対する発表

県及び市町村の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

#### (1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として県政記者室、又は、記者会見室とする。

イ 発表担当者は、原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に広報課との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 災害時要援護者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

#### (2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

1 (2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。

・安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

コ ボランティア活動の呼びかけ

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

## 第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：知事公室広報課、市町村、関係機関等〕

### 1 ライフライン関係機関への要請

災害時に県及び市町村の災害対策本部に寄せられる県民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、県は、県民等の通報内容をモニターし、必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

### 2 関係機関との調整

(1) 災害対策本部が広報を実施したとき

県及び市町村の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

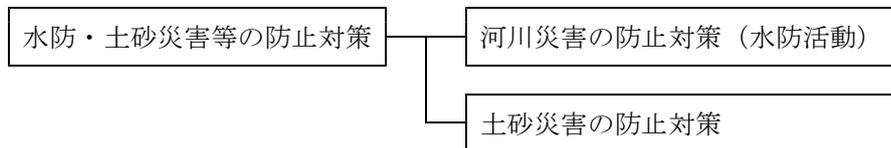
(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県本部へ通知することとする。

## 第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県・市町村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



### 第1 河川災害の防止対策（水防活動）

〔実施責任：九州地方整備局，土木部河川課，農政部農地建設課，市町村〕

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿児島県水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

#### 1 水防体制の確立

各河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

#### 2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

#### 3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

##### (1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

##### (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### (3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

##### (4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

##### ア 出動・監視・警戒及び水防作業

- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

## 第2 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局，九州森林管理局，土木部砂防課，環境林務部森林整備課・林業振興課，市町村〕

### 1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は，気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し，被害の拡大防止対策に着手する。

### 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

#### (1) 市町村の対策

市町村は，急傾斜地崩壊危険箇所，山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流，地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合，その被害実態の早期把握に努める。

また，地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合，それらの地域の警戒監視体制を強化し，土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### (2) 県の対策

土木部砂防課，環境林務部森林整備課・林業振興課は，所管施設の被害の把握に努める。

#### (3) 関係機関等の対策

九州地方整備局，九州森林管理局は，所管施設の被害実態の把握に努めるとともに，応急復旧に係る技術的な対応に努める。

### 3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

#### (1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続きがけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，各々の施設所管各課，市町村において，応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また，土砂災害の発生した地域において，民生安定上放置し難く，採択基準に合致するものは，災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

#### (2) 警戒避難体制の確立

市町村は，土砂災害の危険が解消されない場合は，当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じ，関係地域住民の避難措置を実施する。

#### (3) 専門家の派遣による支援

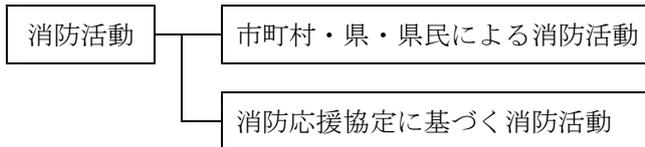
県は，必要に応じ，市町村の警戒・監視活動に協力し，斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

## 第5節 消防活動

火災が発生した場合、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



### 第1 市町村・県・県民による消防活動

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 市町村の消火活動

消防機関は、市町村が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、同時多発的・火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

#### 2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、火災発生後、ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

#### 3 県民の対策

県民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

### 第2 消防応援協定に基づく消防活動

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

（県消防相互応援協定の内容は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

## 2 緊急消防援助隊等の出動の要請

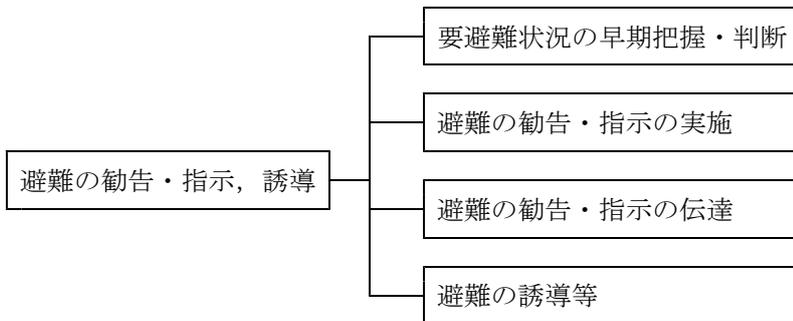
大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照)

## 第6節 避難の勧告・指示，誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを勧告し又は，指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。



### 第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部，市町村，関係機関等〕

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は，関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，市町村・その他の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

##### (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市町村・消防本部その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

##### (2) 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県の土壌等の特質から，急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市町村・消防本部その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて，避難の必要性を判断し，混乱防止措置と合わせて，必要な対策を講ずるものとする。

## 第2 避難の勧告・指示の実施

[実施責任：各避難勧告・指示権限者]

### 1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市町村長は関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

また、県は、市町村に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

#### (1) 避難準備情報

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要援護者を事前に避難させる。また、要援護者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

#### (2) 避難勧告

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

特に、土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害発生の危険度が高まっている地域から住民の早期避難を開始する。

#### (3) 避難指示

山・崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また、避難勧告等の発令後で避難中の住民には、確実な避難行動を直ちに完了させる。

#### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

表2. 2. 5. 1 避難指示等一覧（3類型）

類 型	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## 2 市町村の実施する避難措置

### (1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

### (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法（特に、災害時要援護者に配慮する。）
- (エ) 各地域ごとの避難場所及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

## 3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

### (1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに関係市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

### (2) 警察官による避難等の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

### (3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

### (4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

#### 4 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。

(2) 重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等

市町村内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、県土木対策部は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）に通報する。本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

危機管理防災課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

#### 5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

#### 6 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の

確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

## (2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

## 7 学校・教育施設等における避難措置

教育庁及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

### (1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

(ア) 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

教育長は、市町村地域防災計画に記載された、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

### (2) 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

(ア) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。

(イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 学校が市町村地域防災計画等の定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

## 8 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当

該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

### 第3 避難の勧告・指示の伝達

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部，市町村，関係機関等〕

#### 1 市町村長による避難勧告・指示の伝達

##### (1) 避難計画にもとづく伝達

市町村長は，市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって，危険地域の住民に周知・徹底を図る。

##### (2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は，避難を要する状況を的確に把握したうえで，住民への周知を最も迅速で確実に・効果的に周知・徹底できるよう，当該市町村が保有する情報伝達手段を用い，以下の方法により伝達する。

なお，情報伝達に当たっては，複数の伝達手段等を用い，確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク テレビ，ラジオ，インターネット，有線放送，電話，特使等の利用による伝達

##### (3) 伝達方法の工夫

市町村長は，伝達に当たっては，予め作成した例文の使用，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用などにより，住民に迅速・確実に伝達する。

#### 2 県による避難の勧告・指示の伝達

危機管理防災課は，本章第3節「広報」に示す広報要領に準じ，放送機関に対する放送要請又は県民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により，浸水，斜面崩壊からの避難や市街地火災等からの避難など，広域的，緊急な避難の勧告・指示を伝達する。

#### 3 関係機関等による避難の勧告・指示の伝達

警察官，海上保安官及び自衛官等による避難に際しては，各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに，当該市町村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また，学校・教育施設，駅，百貨店等不特定多数の者が出入りする施設，病院・社会福祉施設等の管理者は，各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい，各種広報施設等を利用して，必要な情報を関係者に周知・徹底し，避難措置を講ずる。

### 第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課・子ども福祉課，教育庁，県警察本部，市町村，施設管理者，関係機関等〕

## 1 地域における避難誘導等

### (1) 避難誘導の実施

市町村は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

#### ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

#### イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所へ避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

#### ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の災害時要援護者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

#### エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

#### オ 危険防止措置

(ア) 避難場所の開設に当たって、市町村長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

### (2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

### (3) その他避難誘導にあたっての留意事項

#### ア 災害時要援護者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する災害時要援護者の避難誘導にあたっては、事前に把握された災害時要援護者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

#### イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

## 2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

## 3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたいがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

## 4 学校・教育施設等における避難誘導

### (1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

### (2) 県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、構想建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）

の通行を避ける。

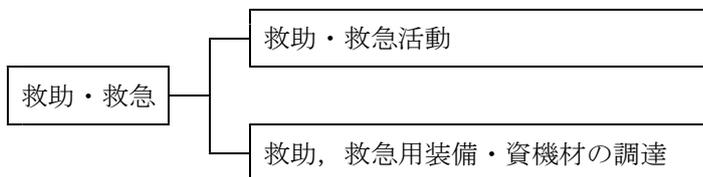
カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法，連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

## 第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



### 第1 救助, 救急活動

[実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，保健福祉部地域医療整備課・社会福祉課，県警察本部，市町村]

#### 1 市町村, 関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活 動 内 容
市町村（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。 (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

関係機関名	活 動 内 容
警 察 機 関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

## 2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

## 第2 救助・救急用装備・資機材の調達

[実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、保健福祉部社会福祉課、県警察本部、市町村]

### 1 救助、救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

(車両の確保については、第2章第10節「緊急輸送」参照)

### 2 救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関）救急車134台、救助工作車23台（平成19年4月1日現在）

## 第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



### 第1 交通規制の実施

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察本部，市町村]

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実施者	実 施 の 方 法
警察機関	<p>(4) 警察官の措置命令等</p> <p>ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。</p>
自衛官又は消防吏員	<p>自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。</p>
港湾管理者及び海上保安本部	<p>海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。</p>

## 2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする

## 3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

## 5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

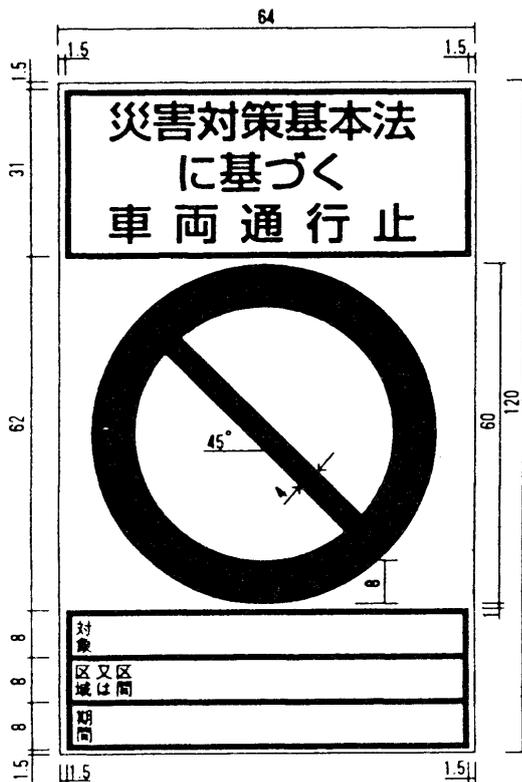
高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

## 6 規制の解除

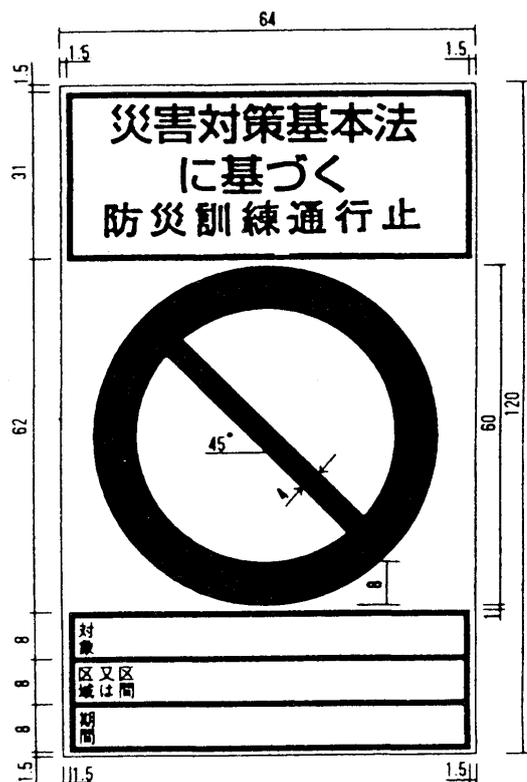
交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課又は道路情報センターに連絡する。

### 規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 第2 緊急通行車両の確認等

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部]

### 1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く，災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため，その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は，県（危機管理防災課），警察本部又は所轄警察署に，緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（危機管理防災課），警察本部又は所轄警察署は，緊急通行車両であることを確認したときは，標章及び証明書を交付する。

（標章及び証明書は，様式3及び様式4）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は，当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

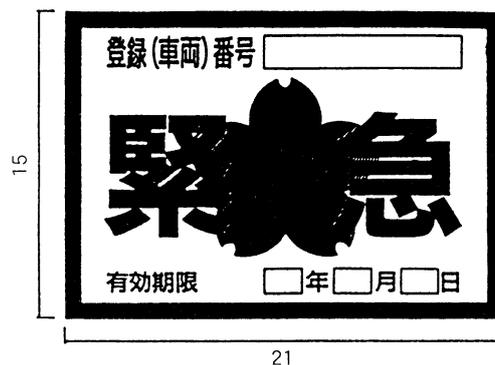
なお，証明書は必ず携行し，警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

### 2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し，確認手続きの事務の省力化・効率化を図り，災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（緊急通行車両の事前届出・確認については，第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」参照）

#### 様式3 標章



#### 備考

- 1 色彩は，記号を黄色，緑及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」，「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に標示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察本部，市町村〕

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市町村長に通報、市町村長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じ

て行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

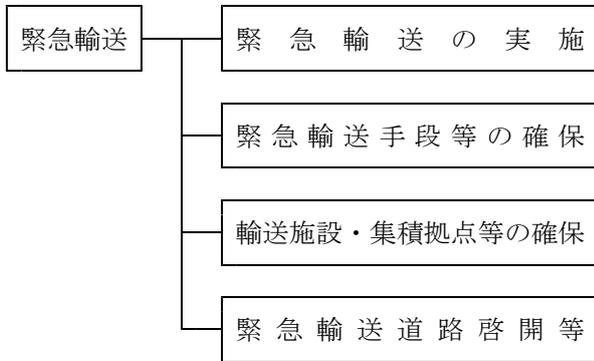
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



### 第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本貨物鉄道(株)，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 (2) 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 (3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料，水等生命の維持に必要な物資

段 階	輸 送 対 象
	(3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 ( 復 旧 期 )	(1) 上記第 2 段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

## 第 2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，商工労働部水産振興課・土木部港湾空港課〕

### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請する。	協力先 県トラック協会 (電話099-261-1167)
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき，あるいは他県等遠隔地において物資，資財等を確保したときで，九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは，それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社総務企画課，営業，運輸 (電話 099-256-0165， 099-253-4512， 099-256-1868) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 鹿児島営業支店 (電話099-222-5088)
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは，県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し，県が要請する。	

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
船舶等	<p>(2) 民間船舶等の活用  県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。  また、荷役業者の必要なときは同支局は荷役業者あつせんも併せて行う。  同支局は要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。</p> <p>(3) 海上保安本部所属の船舶の活用  市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用  (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	九州運輸局鹿児島運輸支局 （電話099-222-5660）  第十管区海上保安本部 （電話099-250-9801）  第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 （電話099-250-9801） 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。

《資料編 災害輸送実施のための車両、船舶の現況》

## 2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

## 3 強制確保

### (1) 輸送命令等による方法

県は、災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは、九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は、必要と認められる場合には、法令の定めるところにより、関係事業者に対し、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

### (2) 従事命令等による方法

（従事命令等による方法は、第3部第1章第6節「技術者、技能者及び労務者の確保」参照）

## 4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

### 第3 輸送施設・集積拠点等の確保

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課]

#### 1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸 送 施 設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	(1) 1次緊急輸送道路 地域間相互の連帯等，初動体制の確保に対応する路線で，県庁，県出先機関，地方生活圏中心都市の役場，空港，港湾と接続する。〔図3. 2. 9. 1及び資料編参照〕 (2) 2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保，救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で，国土交通省，公団等の出先機関，市町村役場，漁港，ヘリポート適地，自衛隊基地，消防署・消防本部，警察署，総合病院，駅前広場等と接続する。〔図3. 2. 9. 1及び資料編参照〕
港 湾 ・ 漁 港	〔資料編参照〕
空 港	〔資料編参照〕
臨 時 ヘリポート等	〔資料編参照〕

#### 2 集積拠点の確保

集 積 拠 点	輸 送 施 設 の 内 容
ト ラ ッ ク ターミナル等	鹿児島流通業務団地，鹿児島臨海トラックターミナル
卸 売 市 場 等	鹿児島中央卸売市場，鹿屋市水産物地方卸売市場，大口市中央青果市場，協同組合川内地方卸売市場，始良東部地方卸売市場，祁答院公設地方卸売市場，あいら農業協同組合青果市場，曾於地域公設地方卸売市場

#### 3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

# 緊急輸送道路 ネットワーク (計画図)

鹿兒島市内拡大図



## 第4 緊急輸送道路啓開等

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課・港湾空港課，  
県警察本部，市町村]

### 1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

#### (1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また，市町村は，緊急輸送道路の状況について，情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

#### (2) 優先順位の決定

各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は，重要度を考慮し，相互に調整を図りながら，優先順位を決めて道路啓開を実施する。

### 2 道路啓開作業の実施

#### (1) 各関係機関別による道路啓開作業

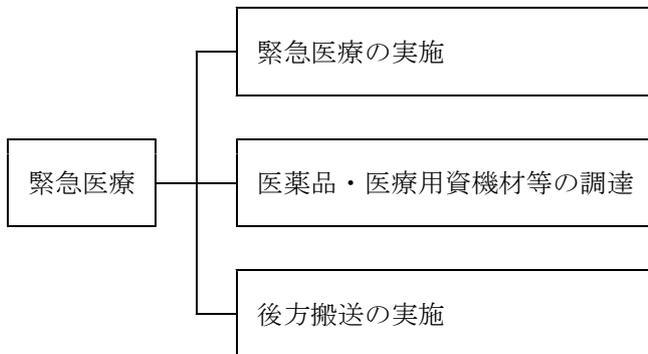
道路啓開作業にあたっては，下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

機 関 名	啓 開 作 業 の 実 施 内 容
土木部道路維持課 ・港湾空港課	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策を立て，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。
警 察 本 部	道路管理者及び関係防災機関に協力し，道路上の障害物の除去にあたる。
九州地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策を立て，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。
西日本高速道路株式会社	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策を立て，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。

## 第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



### 第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県歯科医師会、保健福祉部  
地域医療整備課・薬務課・県立病院局県立病院課〕

#### 1 DMAT

##### (1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

##### (2) DMATの出動

###### ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

###### イ 市町村長による出動要請

市町村長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

###### ウ DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

###### エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMATのみでは対応できないと判断する場合は、他県等の知事にDMATの出動を要請する。

(3) DMA Tの構成と所在地

ア DMA Tの構成

DMA Tは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田3-8-1	099-250-1110	1
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1

2 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じて「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

- |   |
|---|
| <p>ア 国立病院機構の職員による救護班</p> <p>イ 公立・公的医療機関の職員による救護班</p> <p>ウ 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班</p> <p>エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班</p> |
|---|

イ 救護班の構成

救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救護班名	班長医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4, 済生会鹿児島病院1, 出水総合医療センター1, 枕崎市立病院1, 鹿児島市立病院2, 済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	1	1	6	8班
県医師会救護班	1		2			3	52班
県歯科医師会救護班	1		2			3	50班

(注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島市 保健所管内	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20の7	099-224-2101	2
	日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
	鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
	鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
	国立病院機構 鹿児島医療センター	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
	済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
指宿保健所管内	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
	指宿医師会	〃 〃 4484-4	0993-24-2953	2
	指宿市郡歯科医師会	指宿市十二町2172-1 (むこよし 歯科医院内)	0993-24-3151	2
加世田保健所管内	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	0993-53-5300	1
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
	枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
	南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
	南薩歯科医師会	南九州市川辺町平山 3256 (山本 歯科医院内)	0993-56-5850	1
	枕崎市歯科医師会	枕崎市高見町273-1三愛ビル2F (かわばた歯科医院内)	0993-73-2434	1

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
伊集院保健所管内	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
	日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
	いちき串木野日置歯科医師会	日置市伊集院町下谷口2233-3 (清水歯科医院内)	099-272-3993	4
川薩保健所管内	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
	川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
	薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	5
	薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市宮崎町3701-1 (若松 歯科医院内)	0996-27-0008	2
	薩摩郡歯科医師会	薩摩川内市樋脇町塔之原846-3 (さめしま歯科医院内)	0996-37-3824	5
出水保健所管内	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
	出水郡医師会	〃 緑町10-25	0996-63-0646	6
	出水郡歯科医師会	〃 中央町1180-3 (こじま歯 科医院内)	0996-63-4618	6
大口保健所管内	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
	伊佐市医師会	〃 鳥巣450	0995-22-0589	1
	伊佐市歯科医師会	伊佐市大口堂崎155-13 (たけ歯 科内)	0995-23-0505	2
始良保健所管内	始良郡医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
	始良郡歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
	国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
志布志保健所管内	曾於郡医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於郡医師会立病院内)	0994-82-4893	2
	曾於郡歯科医師会	志布志市志布志町志布志三丁目5 -30 (西国領歯科医院内)	099-472-0118	2
鹿屋保健所管内	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
	鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
	肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
	肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
	鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
	肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富107-4 (あげの 歯科医院内)	0994-65-4444	3
西之表保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あら き歯科医院内)	0997-42-2248	1

地 域 名	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班数
屋久島保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197（あらし歯科医院内）	0997-42-2248	1
名瀬保健所管内	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
	大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10	0997-52-0598	1
	大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10（医師会館内）	0997-52-6161	1
徳之島保健所管内	大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10（医師会館内）	0997-52-6161	2

### 3 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

### 4 医療情報の収集・提供

救急・災害医療情報システムを活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

## 第2 医薬品・医療用資機材等の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島支部、県医師会、県歯科医師会、保健福祉部地域医療整備課・薬務課、県立病院局県立病院課〕

### 1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市町村から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

#### (1) 県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

##### ア 備蓄場所県内6箇所の病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院

##### イ 備蓄内容

9セット（9,000人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院4セット、その他の病院各1セットを設置）

##### ウ 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目数
診察・外科的治療用具	聴診器、血圧計、注射器、心電計、他	59
蘇生・気管挿官用具	蘇生器、喉頭鏡、酸素用吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他	74
衛生材料関係用具	包帯、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿 他	28
事務用品	患者表、患者カルテ、救護日誌 他	29
保管用ジュラルミンケース	一セット {(大) 9 (小) 1}	
合計		233

## (2) 日本赤十字社鹿児島県支部の医療セット等の内容

平成21年4月現在

区 分	内 容 等
診 療 セ ッ ト	聴診器, 打診器, 体温計, 血圧計, 直像鏡, 額帯鏡, 咽頭鏡, 鼻鏡, ペンライト, メス替刃, 針付縫合糸, 消毒盆, 手術用手袋, 滅菌ガーゼ, 吸水ドレープ, 膿盆, 舌圧子, 綿棒, 三角巾, 消毒用綿球, アルコール綿, 紙コップ, サインペン, サージカルテープ, 布絆創膏, 救急絆創膏, 簡便剃刀, 伸縮包帯, 処理用手袋, 皮膚用鉛筆, 眼帯, 血糖測定値(メディセーフ針), サージカルマスク 等
蘇 生 ・ 外 科 セ ッ ト	バッグバルブ, マスク, エアーウェイ, 吸引器, 吸引チューブ, 喉頭鏡, 気管内チューブ, スタイレット, バイトブロック, トラヘルパー, カフ用注射器, 絆創膏, 滅菌ガーゼ, 酸素吸入カテーテル, 胃用チューブ, Hrバッグ, バルーンカテーテル, ピンセット, 外科用クーパー, 止血鉗子, 持針器, メスホルダー, 両頭鈍鉤, 消息子, 消毒盆, 鉗子立, シャーレ, 駆血帯, 洗浄瓶, 広口瓶(消毒用), 陰圧固定用具 等
医 薬 品 セ ッ ト	全身麻酔薬, 局所麻酔薬, 解熱・鎮痛・抗炎症薬, 抗アレルギー薬, 抗てんかん薬, 抗不安薬, 催眠・鎮静薬, 消化性潰瘍治療薬, 健胃薬, 鎮痙薬, 緩下剤, 止痢薬, 気管支拡張・喘息治療薬, 吸入式喘息治療薬, 鎮咳薬, 抗不整脈薬, 抗狭心症薬, $\beta$ -遮断薬, Ca拮抗薬, 利尿薬, 強心薬, ショック・アナフィラキシー, 副交感神経抑制薬, 止血薬, 強心配糖体, 副腎皮質ホルモン剤, 抗生物質セフェム系, インスリン製剤, 中毒治療薬, 生物学的製剤, 糖質輸液用製剤, 電解質補液, 消炎・鎮痛ハップ剤, 消毒剤, 含嗽剤, 点眼液, 浣腸剤, 滅菌精製水 等
マ ニ テ ー タ セ ッ ト	エルダーバルブ, クリスタルコーンマスク, 酸素マスク, 減圧弁, マニホールド, バルブ式流量計, 軽量酸素ボンベ, 酸素用吸引器, 開口器, バイトブロック, ペンライト, グデルエアウェイ, ネーザルエアウェイ, 手動式吸引器, 加湿器 等
事 務 用 品 セ ッ ト	救護日誌, 救護班名簿, 患者票, 患者カルテ, 救護班安否調査用患者掲示簿, 道標紙, ボールペン, 色鉛筆, マジック(大・細), 押ピン, 朱肉, ホチキス, クリップ, ビニール紐, ガムテープ, 計算機, ハサミ, ペンチ, 安全ピン, 輪ゴム, 荷札, 五徳ナイフ, 診療情報提供書, 懐中電灯, デジタルカメラ, 裁縫セット, カッター, 消しゴム, ガスライター, ローソク, マッチ, メモ紙, のり, テレフォンカード, フェイスペイント, テープレコーダー, 画板(バインダー), ノート, 上質紙, 封筒, セロテープ, スタンプ台, ビニールカラーテープ, ビニール水桶

## 2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は市町村から医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等(医療用資機材)の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

### 第3 後方搬送の実施

[実施責任：日本赤十字社鹿児島支部，県医師会，県歯科医師会，保健福祉部地域医療整備課  
・薬務課・県立病院局県立病院課・健康増進課]

#### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は，災害拠点病院を中心に概ね次の国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し，該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求め，状況により航空機等による移送を行う。

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	内・外・小・皮・眼・耳 ・歯・産婦・放・泌・脳 外・整・消・循・刑・麻 ・小・外・リュウマチ・ 口腔	099-224-2101
	○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リュウマチ・呼・整 ・脳外・麻・放・リハビ リテーション	099-261-2111
	○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・消・循・ 小・外・産婦・放・麻	099-254-1125
	国立病院機構鹿児島 医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション ・麻・内・外・小・整・ 産婦・耳・皮・泌・眼・ 放・循・神内・脳外	099-223-1151
	済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・泌・呼・放・消 ・循	099-223-0101
	鹿児島市立産院	鹿児島市加治屋町20-17	産	099-224-2101
加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内・消・循・外・放	0993-53-5300
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	内・外・放・小・泌・皮 ・リハビリテーション	0993-72-0303
川薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産 婦・放・泌・耳・麻	0996-23-5221
出水	○出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循 ・産婦・皮・脳外・眼・ 麻・耳	0996-67-1611
	野田医療センター	出水市野田町上名6103	内・外・産・婦・歯	0996-84-2023
大口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・神内・呼・消・循・ 小・外・脳外・放	0995-22-8511
始良	県立始良病院	始良市平松6067	精神・歯	0995-65-3138

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
志布志	○曾於郡医師会立病院 曾於郡医師会 有明病院	曾於市大隅町月野894 志布志市有明町野井倉8288	内・外・小・脳・外・整 ・婦・泌・皮・眼・放 内・外・整	0994-82-4888 0994-77-1111
鹿屋	○県民健康プラザ 鹿屋医療センター 肝付町立病院 垂水中央病院	鹿屋市札元一丁目8-8 肝属郡肝付町北方1953 垂水市錦江町1-140	内・循・小・外・脳外・ 産・婦・放・麻 内・循・外・整泌・眼・ 耳・リハビリテーション ・放・神内・消・皮	0994-42-5101 0994-67-2721 0994-32-5211
西之表	○田上病院	西之表市西之表7463	内・外・小・整・脳・外 ・皮尿・耳・リハビリテ ーション・リュウマチ	09972-2-0960
名瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	内・精神・神内・消・循 ・小・外・整・脳外・皮 ・泌・産婦・眼・耳・放 ・歯口外・麻	0997-52-3611

(注) ◎：基幹災害医療センター

○：地域災害医療センター

## 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市町村、県及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

## 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各保健所に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両等が不足する場合は、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

## 4 透析患者等への対応

### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、県は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近縣市町村等への患者の搬送等に関

する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市町村、医療機関及び近縣市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

## 5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

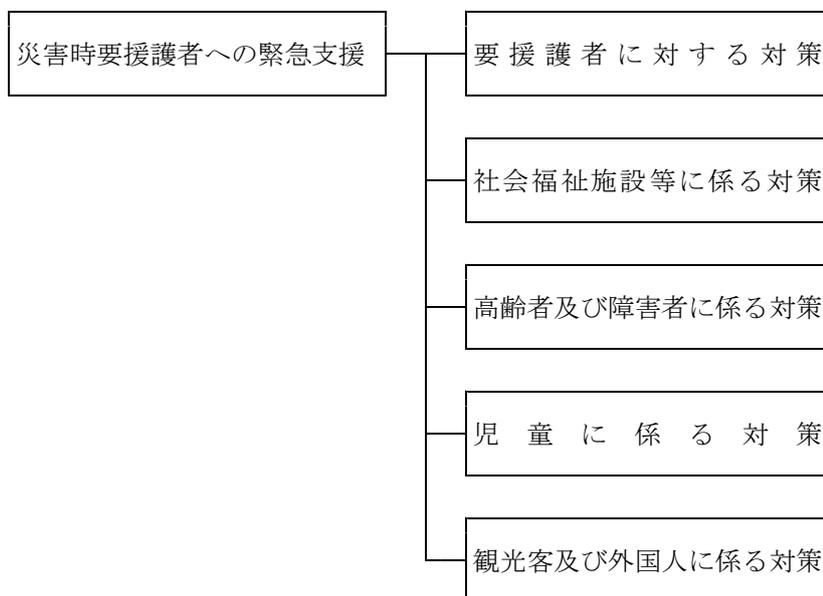
《資料編 トリアージ・タグの様式》

## 第11節 災害時要援護者への緊急支援

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、難病患者等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

(第2部第2章第5節別記「災害時要援護者避難支援ガイドライン」参照)



### 第1 要援護者に対する対策

[実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・障害福祉課・子ども福祉課，市町村]

#### 1 市町村が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

- (1) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要援護者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

#### 2 県が行う協力要請等

保健福祉部は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

(協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

## 第2 社会福祉施設等に係る対策

[実施責任：保健福祉部社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課・子ども福祉課，市町村，各社会福祉施設等]

### 1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 保健福祉部，市町村は，施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

### 2 県，市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品及びマンパワーの不足数について，保健福祉部，市町村に対し，他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

### 3 市町村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間，水，食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保すること。

### 4 県の支援活動

保健福祉部は，市町村及び各施設が行う前項の措置に対し，適宜支援する。

## 第3 高齢者及び障害者に係る対策

[実施責任：保健福祉部介護福祉課・障害福祉課，市町村]

### 1 市町村が実施する対策

市町村は，避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え，以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板，広報誌，インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関の協力のもとに，新聞，ラジオ，テレビの文字放送，データ放送や手話つきテレビ放送，ワンセグ放送等を利用することにより，被災した高齢者及び障害者に対して，生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において，被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす，障害者用携帯便器，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに，それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い，ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

### 2 県の支援活動

保健福祉部は，市町村及び各施設が行う前項の措置に対し，適宜支援する。

## 第4 児童に係る対策

[実施責任：保健福祉部子ども福祉課，市町村]

### 1 要保護児童の把握等

#### (1) 市町村の要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

#### (2) 県の要保護児童の把握等

保健福祉部は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

### 2 児童のメンタルヘルスケアの実施

保健福祉部は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

### 3 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 観光客及び外国人に係る対策

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，観光交流局国際交流課・観光課，市町村]

### 1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

（第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照）

### 2 外国人の安全確保

#### (1) 外国人への情報提供

県及び市町村は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や震災に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

### 第3章 事態安定期の応急対策

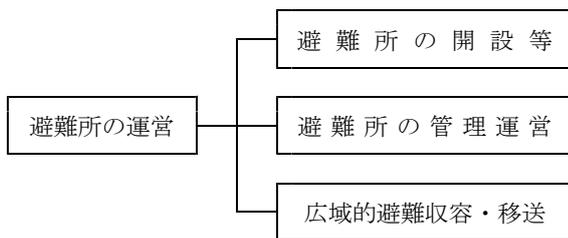
風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

#### 第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難所の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



#### 第1 避難所の開設等

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村〕

##### 1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を速やかに所定の様式により、保健福祉部及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。 (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。 (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
保健福祉部	市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。
教 育 庁	保健福祉部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

## 2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。 (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、保健福祉部及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
保健福祉部	市町村の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所等）の開設状況を把握するとともに、市町村へ必要な支援を行う。

## 第2 避難所の管理運営

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村]

### 1 避難所の管理運営

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 市町村の避難所の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。 (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。 (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。 (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。 なお、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
教 育 庁	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。
保健福祉部	避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

## 第3 広域的避難収容・移送

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村]

## 1 広域的避難収容・移送

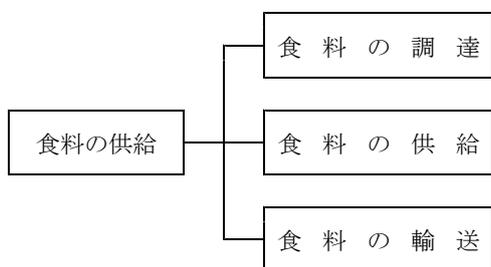
各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 当該市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 県から被災者の受け入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(5) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。</p>
危機管理局	<p>(1) 被災地の市町村から広域避難に関する要請があった場合、危機管理局危機管理防災課は、警察本部及び関係機関と協議の上、被災者の移送先を決定する。</p> <p>(2) 知事は、移送先が決定後、直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ態勢を整備させる。</p> <p>(3) 被災者の移送方法については、危機管理局危機管理防災課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 被災者の避難・収容状況から、隣接県等の広域的な避難収容が必要であると判断したときは「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、広域避難収容に関する支援を要請する。</p>

## 第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。



### 第1 食料の調達

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村]

#### 1 乾パンの調達

(1) 乾パンの備蓄数量

ア 県の備蓄

品名	数量	備蓄場所
乾パン	10,000食	始良市平松6252 鹿児島県防災研修センター

## 2 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者の手持米、政府**所有米穀**を所定の手続により、災害用として転用充当する。

### (1) 米穀販売事業者等の手持米を調達する場合

災害地の市町村長は、**知事**に所要数量を報告し、**知事**の指定する米穀販売事業者から現金で米穀を買い取り、調達する。

#### ア 県内米穀販売事業者の供給可能数量 平成 23 年 9 月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか（4業者）	精米	80精米トン

#### イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

### (2) 政府所有米穀を調達する場合

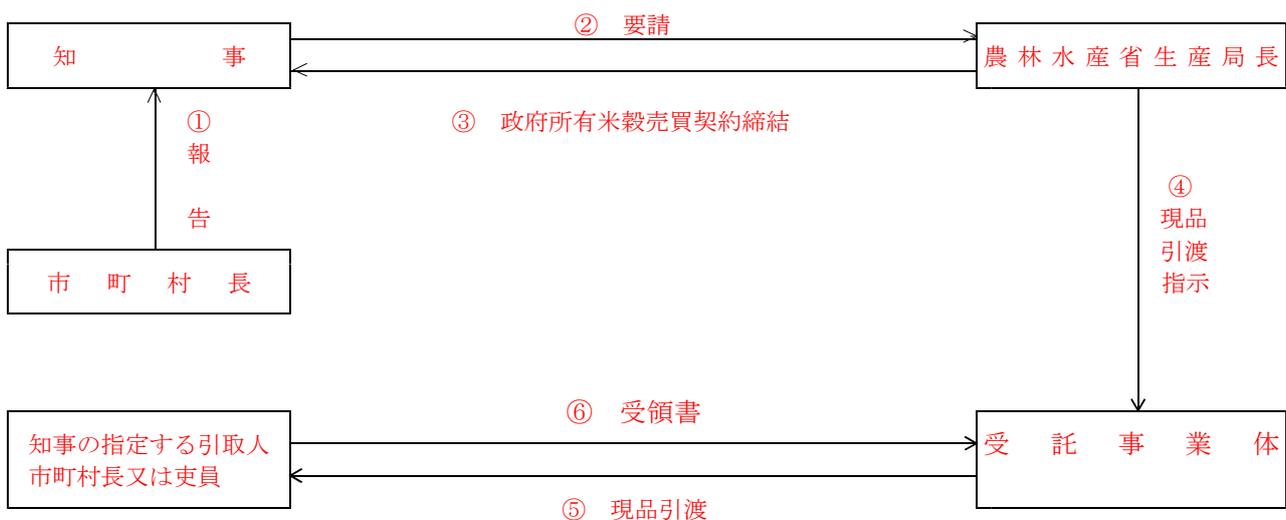
災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記（1）の方法で調達不可能の場合、**次のとおり政府所有米穀を調達する。**

#### 【取扱方法】

知事は、市町村長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が救助金から支払う。

なお、市町村長が政府所有米穀の引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急供給の限度数量の範囲内で、かつ、救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

#### 【政府所有米穀の調達系統】



### 3 その他の食品の調達

県は、被害の状況から判断して必要と認めるときは、以下の食料品のなかから供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

品 名	調 達 先 等
調製粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び 県内薬品業者、関係製造業者手持品

## 第2 食料の供給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村]

### 1 市町村及び県における食料供給の手段・方法

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。</p> <p>(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。</p> <p>(3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。</p>
県	市町村の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市町村へ支援を行う。

### 2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	<p>被災者 1食当たり精米200グラム以内</p> <p>応急供給受給者 1人1日当たり精米400グラム以内</p> <p>災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内</p>
乾パン	1食当たり 1包（100グラム入り）
食パン	1食当たり 185グラム以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

### 第3 食料の輸送

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村]

#### 1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した食料の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときは，市町村に供給する食料について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第83条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，島しょや孤立地区等については，船舶やヘリコプター，航空機等を利用する。

(輸送機関の調達等については第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

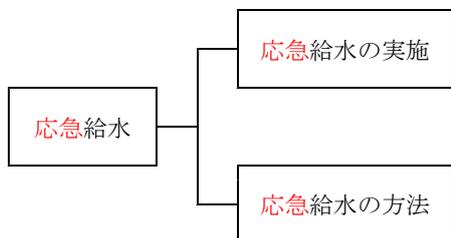
#### 4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において，知事が必要を認めるときは広域の集積拠点を設け，県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市町村は，あらかじめ定めた食料の市町村集積地を活用し，調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，食料管理の万全を期するものとする。

### 第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



#### 第1 応急給水の実施

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者]

##### 1 被災者等への応急給水の実施

機 関 名	内 容
市 町 村 水道事業者	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水，浄水等の水質の状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所，給水方法，給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関，社会福祉施設については、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。 (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のための1人1日3ℓ以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため、当該市町村だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
保健福祉部	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し、厚生労働省等に報告する。 (2) 市町村から応援要請があった場合には、応急給水に必要な資機材，人員等の情報を集約し、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、幹事県を通じて応援要請を行う。 さらに必要な場合には、厚生労働省を通じて(社)日本水道協会による広域的な応援を要請する。

## 第2 応急給水の方法

[実施責任：市町村，水道事業者]

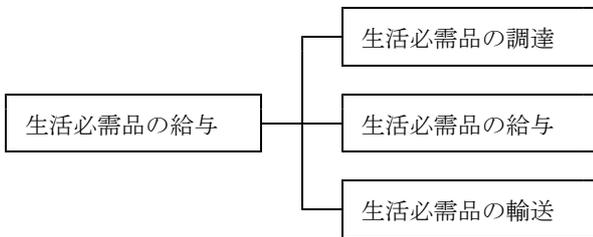
### 1 応急給水の方法

給水方法	内 容
浄水場，給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は，仮設給水栓を設置し， <b>応急給水に利用する。</b>
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として <b>当該市町村</b> が実施するが， <b>資機材や要員等が不足する</b> 場合は，応援要請により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての <b>仮設給水</b>	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等 <b>又は復旧済みの管路等</b> に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に <b>長期間</b> を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	<b>水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には</b> ，管内のミネラルウォーター製造業者に <b>協力依頼</b> を行う。

## 第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。



### 第1 生活必需品の調達

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が，その他の場合は市町村が原則として，備蓄物資を調達する。

また，日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

##### (1) 県の備蓄状況

###### ア 備蓄場所

始良市平松6252

鹿児島県防災研修センター

###### イ 備蓄内容

表3.3.4.1 災害救助法による物資

品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
数量	2,000枚	5,000枚	2,000枚

##### (2) 市町村の備蓄

###### ア 備蓄場所 県下34市町村

###### イ 備蓄内容

表3.3.4.2 市町村の備蓄内容

(平成23年4月1日現在)

品名	毛布・タオルケット	タオル	フトン	ブルーシート	その他
数量	7,651枚	2,089枚	フトン30組	1,390枚	別記

(別記) ローソク，懐中電灯，ポータブルトイレ，ポリ容器，貯水タンク，軍手，長靴，非常用燃料，マスク等

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ 備蓄内容

表 3. 3. 4. 3 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容

(平成23年4月1日現在)

品名	毛布	緊急セット	見舞品セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,710枚	961個	525個	780枚	1,595枚
常備地区	1,894枚	1,220個	1,220個	1,284枚	1,230枚
計	3,604枚	2,181個	1,745個	2,064枚	2,825枚

## 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

(1) 主な調達品目

表 3. 3. 4. 4 調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団 等
外衣	洋服、作業着、子供服 等 [布地は給与しない。(以下同じ。)]
肌着	シャツ、パンツ 等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具 等
食器	茶碗、さら、はし 等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉 等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス 等

## 第2 生活必需品の給与

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，保健福祉部社会福祉課，市町村]

### 1 市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与

市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与は，以下のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 市町村は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況 (2) 被服，寝具，その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。 (備蓄物資の在庫場所，物資名，数量等は第2部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」参照) (3) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため，及び被災者が多数発生した場合，ボランティアとの連携を可能な限り図る。 (4) 激甚災害等のため当該市町村だけで実施困難の場合には，県，隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。
保健福祉部	市町村のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は，必要とする品目，所要給水量，運搬ルート等の情報を集約し，関係機関等（厚生労働省，他都道府県，自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとる。
日本赤十字社 県 支 部	県，市町村と調整の上，備蓄物資を避難所等へ配分する。 災害救助法が適用されない災害においても，独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。
陸上自衛隊	知事の要請に基づきその保管し，管理する次の救助物資を緊急事態の場合，被災者に貸与し，県や市町村による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。 ・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）
そ の 他 の 防 災 機 関	当該機関が管理し，保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

### 2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

### 3 市町村長の要請による法外護護

市町村長の要請による法外護護は，以下のとおりである。

物資の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,000円	18,100円	26,700円	32,000円	40,400円	6,000円
半焼・半壊 床上浸水	4,600円	6,200円	9,300円	11,200円	14,200円	2,000円

### 第3 生活必需品の輸送

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めるときは，市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 市町村が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における生活必需品の移動は市町村長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第83条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，島しょや孤立地区等については，船舶やヘリコプター，航空機等を利用する。

(輸送機関の調達などについては，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

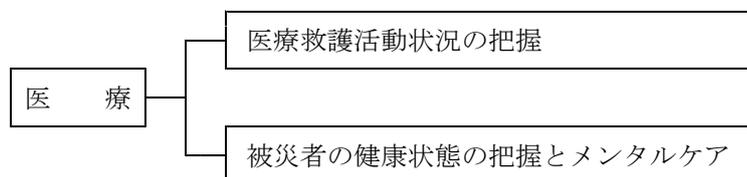
#### 4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において，知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け，県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市町村は，あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し，調達した生活必需品の集配拠点をとする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，物資管理の万全を期するものとする。

## 第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。



### 第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：県医師会，県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課・薬務課  
・健康増進課，**県立病院局** 県立病院課，市町村〕

#### 1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県（保健福祉課）は，次の情報を保健所（災害対策支部衛生対策班），市町村等から得て，医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関，薬局の状況
- (3) 電気，水道の被害状況，復旧状況
- (4) 交通確保の状況

#### 2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県（保健福祉部）は，以下の情報を集約の上，広報課を通じて報道機関に広報を依頼し，一般に知らせる。また，相談専用電話を設置し，県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況，稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品，人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

## 第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

〔実施責任：県医師会，県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課・薬務課・健康増進課・障害福祉課，県立病院局県立病院課，市町村〕

### 1 被災者の健康状態の把握

県（保健福祉部），市町村は，被災地，特に避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者，障害者等災害時要援護者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

### 2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

#### (1) メンタルヘルスケア

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに，巡回精神相談班を編成して，被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

#### (2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者については，関係機関と連携を取り，被災を免れた地域の精神科病院に転院させる。

イ 通院患者は，主治医との関係が重要であることから，仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。

また，服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに，巡回精神相談班によって診療にあたる。

ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし，患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。

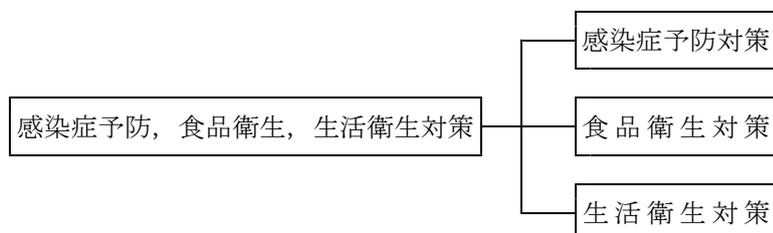
#### (3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ，近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに，精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

## 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策

災害時には，建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生に関し，適切な処置を行う。



### 第1 感染症予防対策

[実施責任：保健福祉部健康増進課，市町村]

#### 1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。），災害防疫対策実施要項又はその他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市町村長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### 2 感染症予防実施の県，市町村の組織体制

災害感染症予防のための県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成は，次のとおりとする。

##### (1) 県の検病調査班の編成

県（15保健所）は，検病調査のため県病調査班を編成する。

医師	保健師又は看護師	臨床検査技師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	1名	4名	15班

##### (2) 市町村の感染症予防班の編成

市町村は，感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は，市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成するものとする。

### 3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

- (1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆虫、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。
- 特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。
- (2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、当該市町村における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。
- ア 感染症予防医療法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
- イ 感染症予防医療法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- (注) この場合地域を指定するが、県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村又はその一部の地域の被害率が10%を越える場合</li> <li>・ 市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合</li> <li>・ 市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心集落が壊滅的な被害を受け、市町村の機能が著しく阻害された場合</li> <li>・ 相当の震災、火災のあった場合</li> </ul> <p><b>【被害率】</b> 全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。</p>
---

- ウ 感染症予防医療法第29条第2項による物件の措置に関する指示
- エ 感染症予防医療法第31条第2項の規定による家用水の供給の指示
- オ 予防設置法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

### 4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 検病検査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、未収用の患者、保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 検病調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
(2) 健康診断	<p>検病調査班は、検病調査の結果必要があるときは感染症予防医療法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。(感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。)</p>
(3) 予防接種	<p>災害時における住民の疲労状況を考慮し、臨時予防接種の実施については慎重を期すこととし、特別の事情のない限り災害のおちついた時期をみはからって実施することが望ましい。</p>

感染症予防業務	内 容
	ただし、避難所あるいは環境上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され流行のおそれのある場合は、原則として市町村に臨時予防接種を実施せしめる。
(4) 代執行	市町村における被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、前項の指示、命令により市町村が行うべき業務を実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症予防医療法第29条第2項又は予防接種法第25条の規定により代執行を行うものとする。
(5) 予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
(6) 感染症予防用資器材等の調達あっせん	市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あっせんを行う。

## 5 市町村における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 検病調査及び健康診断	(中核市長～鹿児島市のみ) 実施方法は、県に準ずるものとする。
(2) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は、おおむね表3. 3. 6. 1のとおりである。
(3) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね表3. 3. 6. 2の基準により積算した総量とし、り災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
(4) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(5) 家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行うものとする。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(6) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

感染症予防業務	内 容
	<p>この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 検病調査</li> <li>イ 消毒の実施</li> <li>ウ 集団給食の衛生管理</li> <li>エ 飲料水の管理</li> <li>オ その他施設の衛生管理</li> </ul>
(7) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力に実施する。

表 3. 3. 6. 1 消毒による 1 戸あたりの使用薬剤の基準

災害の程度	薬剤の種類等		
	クレゾール (屋 内)	普 通 石 灰 (床下, 便池及び周辺)	クロールカルキ (井 戸)
床上浸水 (全壊, 半壊, 流失を含む)	200g	6 kg	200g
床下浸水	50g	6 kg	200g

表 3. 3. 6. 2 ねずみ族, 昆虫等の駆除

災害の程度	薬剤の種類等	
	有機燐剤 (室内, 床面, 床上)	オルソデクロールペンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊, 半壊, 流失を含む)	油剤 1 戸当たり 2 0 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1 戸当たり 2 0 紛剤 1 戸当たり 0. 5kg	1 戸当たり 40g
床下浸水	油剤 1 戸当たり 1 0 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1 戸当たり 1 0 紛剤 1 戸当たり 0. 5kg	1 戸当たり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない。)

## 第2 食品衛生対策

[実施責任：保健福祉部生活衛生課]

### 1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。 (3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

##### 【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ **調理従事者の健康管理**
- エ **食品の衛生確保、日付け管理等の徹底**

#### (2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

##### 【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

#### (3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

##### 【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
  - (ア) 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
  - (イ) 容器、器具類の**洗浄**、消毒
  - (ウ) 使用器具、機械の点検
  - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
  - (オ) 使用水の殺菌、消毒

イ その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の**指導**、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

(4) 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

【指導事項】

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

### 第3 生活衛生対策

[実施責任：保健福祉部生活衛生課]

#### 1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、生活衛生上の危害の発生防止について、啓発指導を行う。

#### 2 実施方法

(1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

ア 滞水期間の営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

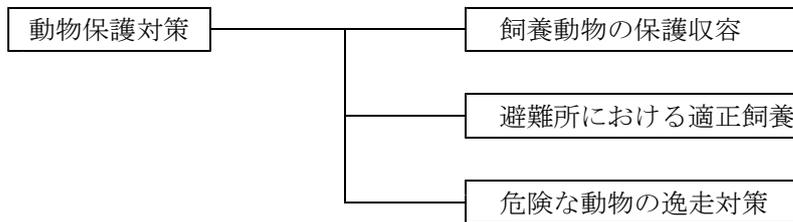
(2) 業者団体等の活用

災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

## 第7節 動物保護対策

[実施責任者：保健福祉部生活衛生課]

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



### 第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市町村，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

### 第3 危険な動物の逸走対策

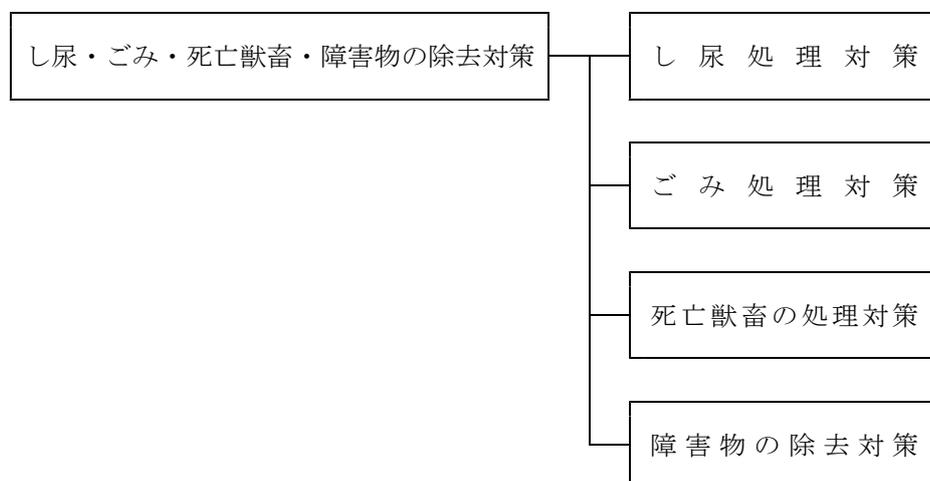
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



### 第1 し尿処理対策

[実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村]

#### 1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

#### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

##### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

各市町村は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

各市町村は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市町村は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

#### 4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、鹿児島県環境整備事業協同組合、協同組合鹿児島県環境管理協会との協定を活用するなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

#### 5 し尿処理施設等の設置状況

《資料編 県内のし尿処理施設及び運搬車の保有状況》

## 第2 ごみ処理対策

[実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村]

### 1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市町村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

また、激甚な災害を受けた当該市町村のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得てごみの収集、運搬及び処分に努める。

(2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設での焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、当該市町村で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

(3) 市町村長は、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を記した、水害等に係る災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

## 2 ごみ収集の応援体制の確立

### (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な支援の要請について、鹿児島県産業廃棄物協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

#### イ 市町村が実施する対策

市町村は、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

## 3 ごみ処理の施設等の設置状況

《資料編 県内のごみ処理施設及び運搬車の保有状況》

## 第3 死亡獣畜の処理対策

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村]

### 1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所 長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

## 第4 障害物の除去対策

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

## **1 障害物除去の実施者**

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市町村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行うものとする。

## **2 障害物の集積場所の選定**

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

## **3 障害物の集積場所の選定**

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

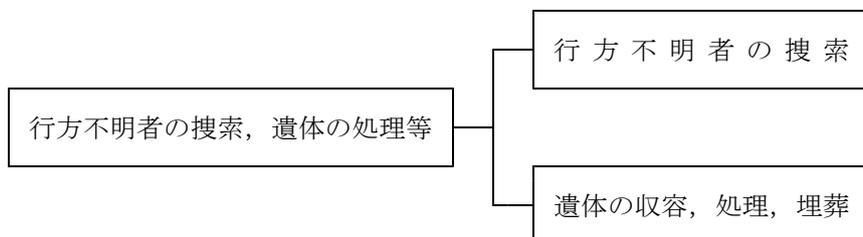
## **4 災害救助法による基準**

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



### 第1 行方不明者の捜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部，保健福祉部社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 行方不明者の捜索隊の編成

##### (1) 県警察捜索隊の編成

警察は、救出救助班を編制し、行方不明者等の捜索を行う。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密な連携をとり、情報の収集に努める。

##### (2) 市町村捜索隊の編成

市町村においては、県警察とともに行方不明者の捜索を行うため、市町村捜索隊を編成する。市町村捜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。

##### (3) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視艇等により捜索を行う。

## 2 搜索の実施方法等

### (1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜査範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから捜査対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
捜査場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

### (2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

### (3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市町村で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

### (4) 必要帳票等の整備

市町村は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 搜索用機械器具・燃料受払簿
- ウ 遺体の捜査状況記録簿
- エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

## 3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
海上保安部署長	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県警察	医療機関に收容する。	刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより処理し、処理後は遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
市町村長	医療機関に收容する。	犯罪に関係すると思われる場合は、県警察に通報し、明らかに災害による死亡と認められるものは遺体收容所に收容する。

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

## 第2 遺体の収容、処理、埋葬

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，生活衛生課，市町村〕

### 1 遺体の収容、処理

#### (1) 遺体の収容

市町村長は、海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき、又は市町村捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

#### (2) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

### 2 遺体の埋葬等

#### (1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 県内市町村毎の火葬場、処理能力等

《資料編 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等》

#### (2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

#### (3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかななくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

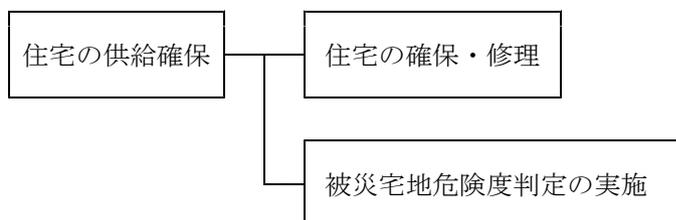
### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第10節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



### 第1 住宅の確保・修理

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，環境林務部環境林務課，土木部建築課，市町村]

#### 1 応急仮設住宅の供給

##### (1) 実施者

ア 災害により住家が全焼，全壊又は流出し，自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は，市町村長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは知事が行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また，知事による救助のいとまがないときは，知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は，近隣市町村，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 応急仮設住宅の建設

###### ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は，29.7平方メートルを基準とし，その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

###### イ 資材の調達等

###### (ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供，建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

###### (イ) 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い，資材の供給を受ける。

② 労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が，地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

###### ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ，市町村等と協議し適当な空地に建設する。また，市町村は，速やかに用地確保ができるように，市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

- (3) 民間賃貸住宅の供給  
（社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。
- (4) 入居者の選定
  - ア 入居資格  
次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。
    - (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
    - (イ) 居住する住家がない者
    - (ウ) 自ら住家を確保できない者
  - イ 入居者の募集・選定
    - (ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として、当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。  
住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し募集を行う。
    - (イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市町村が行う。
- (5) 応急仮設住宅の管理  
応急仮設住宅の管理は、市町村が行う。  
供与できる機関は、竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

- (1) 実施者
  - ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。  
また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。
  - イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 応急修理計画
  - ア 処理の実施  
建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。
  - イ 資材の調達等
    - (ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。
    - (イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

## 3 国の応急仮設住宅用等資材

- (1) 国
  - ア 場所 九州森林管理局管内の各森林管理署

#### 4 公営住宅等の供与

県は、災害発生時において、県営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求める。

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居の選定については、県の定める選定基準（第10節第1-1-(4)イ（イ））を基に、その他の生活条件等を考慮して各公営住宅の管理主体が行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

#### 5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

### 第2 被災宅地危険度判定の実施

[実施責任：土木部建築課，市町村]

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

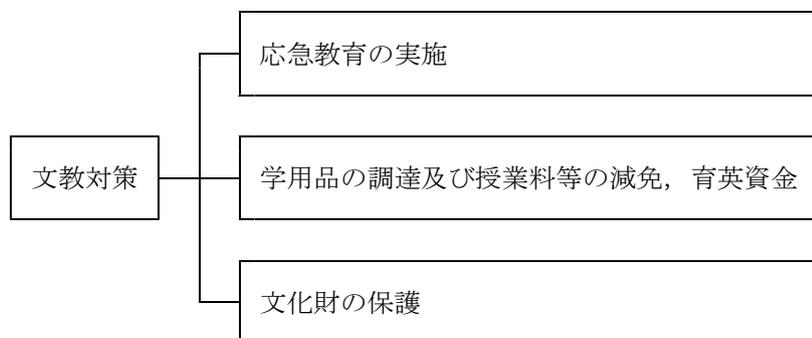
なお、被災状況に応じ、国，他の都道府県，市町村との協議・連携を図りつつ，相互協力・支援を行うものとする。

## 第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



### 第1 応急教育の実施

[実施責任：教育庁]

#### 1 文教対策の実施者

応 急 教 育 の 対 象	実 施 者
市町村立の学校	市町村教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

#### 2 教室等の確保

##### (1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

##### (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

##### (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

##### (4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

### 3 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、当該市町村教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市町村の地域外操作

市町村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

### 4 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

### 5 学校給食等の措置

(1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

(2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

(3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

### 6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市町村と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学用品の調達及び授業料の減免，育英資金

[実施責任：保健福祉社会福祉課，教育庁，市町村]

### 1 教材，学用品等の調達，給与

- (1) 教科書については，市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具，通学用品等については，市町村教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が行う。

### 2 授業料等の減免，育英資金

#### (1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあっては県教育委員会，市立高等学校にあっては，当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

#### (2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け，授業料の減免が必要であると認められる場合は，学長が授業料の減免の措置を講じる。

#### (3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け，授業料の軽減が必要であると認められる場合は，県は，学校法人が軽減した額（県立高校の授業料と同額を限度）について補助を行い，育英資金の貸与については，各学校長は，鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

[実施責任：教育庁文化財課]

### 1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

### 2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は被害状況を速やかに調査し，その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ，国指定の文化財にあっては，県教育委員会を經由して，文化庁へ報告しなければならない。

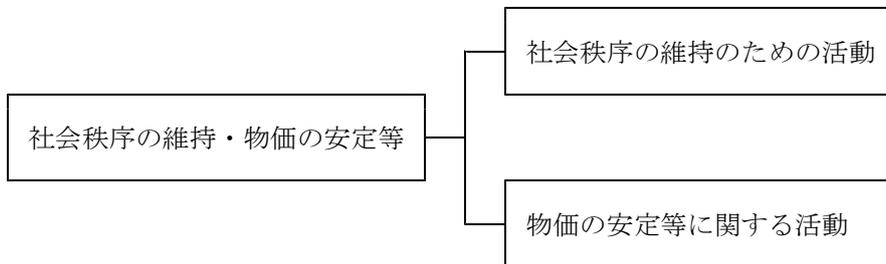
### 3 関係機関との協力

関係機関は，被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じる。

## 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等

災害時は，人心が不安定であり，また，道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により流通ルート等が正常に機能するまで時間がかかる。

このため，社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。



### 第1 社会秩序の維持のための活動

[実施責任：県警察本部]

#### 1 困りごと相談所の開設

県警察本部及び警察署に困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して，住民の心配や要望等の相談に応じ，事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行うなど当該事案の解決に努める。

#### 2 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため，臨時交番を設置し，又は移動交番車を配置する。

#### 3 防犯パトロールの実施

被災地域，避難所，仮設住宅，食料倉庫，生活必需物資の貯蔵庫，金融機関，公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

#### 4 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売，買占め，売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯，凶悪事犯，粗暴事犯，暴力団の民事介入暴力事犯，窃盗事犯等の取締りを行い，住民の不安を軽減するとともに，社会秩序の混乱を防止する。

#### 5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し，地域安全情報の提供を行うとともに，流言飛語等が横行した場合は，正しい情報の伝達等を適宜行い，被災者が安心して生活できるように努める。

なお，その際には，視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

## 第2 物価の安定等に関する活動

[実施責任：県民生活局生活・文化課消費者行政推進室]

### 1 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

### 2 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

### 3 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

### 4 物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、県民等に提供する。

(情報の提供方法・手段については、第3部第2章第3節「広報」参照)

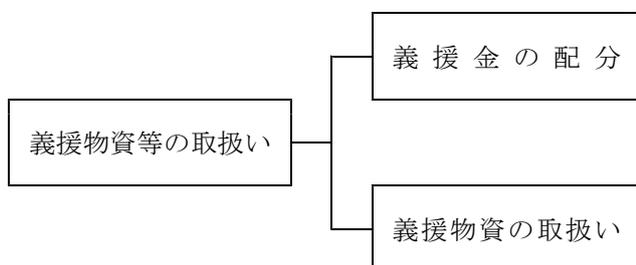
### 5 関係業界等への価格値下げ及び事業者、関係業界への生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、関係業界等への価格値下げ及び事業者(主要な卸売り、小売業者、生産者団体)、関係業界(荷受業者、輸送機関)へ生活関連物資等の確保を要請する。

## 第13節 義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義務物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



### 第1 義援金の取扱い

〔実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，保健福祉部社会福祉課〕

#### 1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

#### 2 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

#### 3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

### 第2 義援物資の取扱い

〔実施責任者：知事公室広報課，保健福祉部社会福祉課〕

#### 1 県に送付される義援物資の取扱い方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 県は、義援物資の受け入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

## 2 県に送付される義援物資の取扱い方法

### (1) 義援物資の取扱いに関する広報

#### ア 受け付ける品目，送付場所等の決定

保健福祉部社会福祉課は，市町村，災害対策支部福祉対策班等からの報告により，被災地での物資の過不足の状況を把握し，物資の受入れ品目，送付場所を決定する。

#### イ 受け付ける品目，送付場所等の広報

知事公室広報課は，保健福祉部社会福祉課がアで決定した事項を，報道機関を通じて広報する。

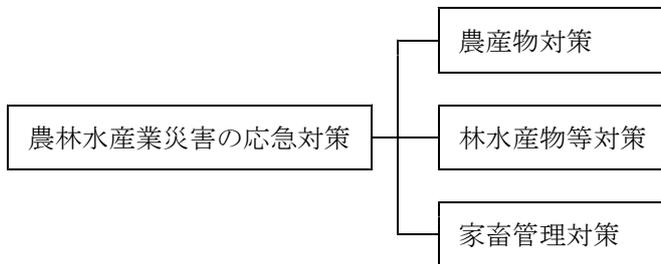
### (2) 義援物資の集積・搬送・配分

(義援物資の集積・搬送・配分については，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

## 第14節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



### 第1 農産物対策

[実施責任：農政部農政課・経営技術課・農産園芸課・食の安全推進課，市町村]

#### 1 事前・事後措置の指導

県及び市町村は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

#### 2 気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	対象災害
(1) 水稻	風害，水害，干害，寒害
(2) 大豆	風害，水害，干害
(3) そば	風害，水害
(4) 甘しょ	風害，水害，干害，寒害，霜害，潮風害
(5) たばこ	風害，水害，干害，寒害，降灰害，霜害
(6) さとうきび	風害，干害，潮風害
(7) 野菜	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(8) 果樹	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(9) 花き・花木	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(10) 茶	干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(11) 飼料作物	風害，水害，干害，寒害，降灰害

#### 3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

- (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、市町村、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市町村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

## 第2 林水産物等対策

[実施責任：環境林務部環境林務課・林業振興課・森林整備課，**商工労働水産部**水産振興課，市町村]

### 1 応急措置，事後措置の指導

県及び市町村は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家，漁家等に対して応急措置，事後措置の指導にあたるものとする。

### 2 対象作物等及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害，降灰害
(2) 造林木	干害，風害，潮害
(3) たけのこ専用林	風害，水害，干害
(4) しいたけ	干害，降灰害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

### 第3 畜産関係対策

[実施責任：農政部畜産課]

#### 1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるように、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

##### (1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	ア 被害状況の調査に関すること。 イ 家畜衛生車の配車に関すること。 ウ り災家畜の衛生管理に関すること。
	防疫課 (防疫課長)	ア 防疫業務に関すること。 イ 家畜防疫員に関すること。 ウ 防疫器具薬品の調達に関すること。

##### (2) 家畜防疫員の導入

災害発生の応急対策に動員する家畜防疫員は、下記のとおりとする。

地 区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数	市町村団体委嘱	県出先機関
			第 1 次	第 2 次
鹿 児 島 南 薩 北 薩 始 良 ・ 伊 佐 曾 於 肝 属 熊 毛 大 島 徳 之 島	鹿児島中央家畜保健衛生所	18		1
	南 薩 "	9		0
	北 薩 "	9		0
	始 良 "	9		10
	曾 於 "	11		5
	肝 属 "	11		0
	鹿児島 " 熊毛支所	3		0
	" 大島支所	4		0
	" 徳之島支所	4		0
計		78		16

#### 2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

##### (1) 実施主体

家畜保健衛生所

##### (2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、市町村本部と協力して実施する。

##### (3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

##### (4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

### 3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

鹿児島県経済農業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町15番地）

鹿児島県→経済農協連→末端農協→被災者

### 4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場（（社）鹿児島県種豚改良協会含む）  
農業開発総合センター肉用牛改良研究所
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

### 5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

## 第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。



### 第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものとする。

#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

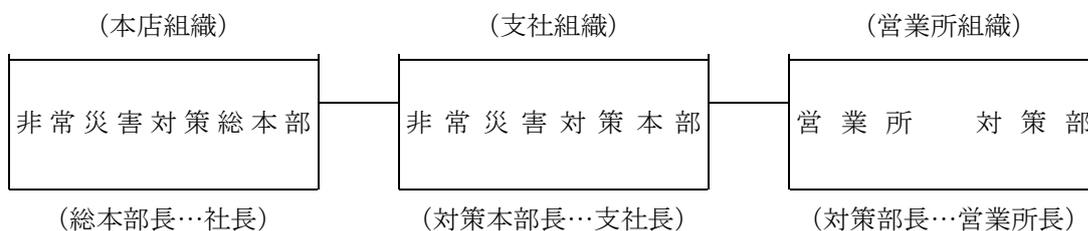
[実施責任：九州電力株式会社]

##### 1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

災害対策組織図



##### 2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

### 3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

### 4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

### 5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

### 6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

### 7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

### 8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

### 9 施設の復旧順位

#### (1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

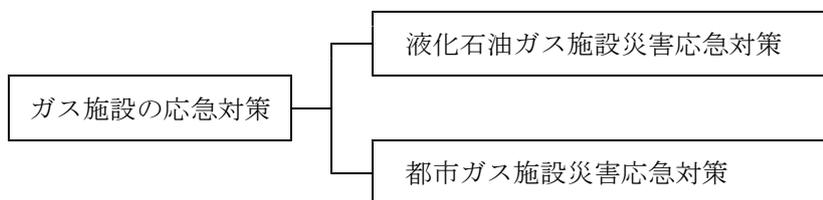
#### (2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

## 第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。



### 第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

[実施責任：社団法人鹿児島県LPガス協会]

#### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生  
の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。さらに、  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメ  
ーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場  
合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するととも  
に、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### 2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあた  
るものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間  
を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄  
の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要  
請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場  
所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示  
があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

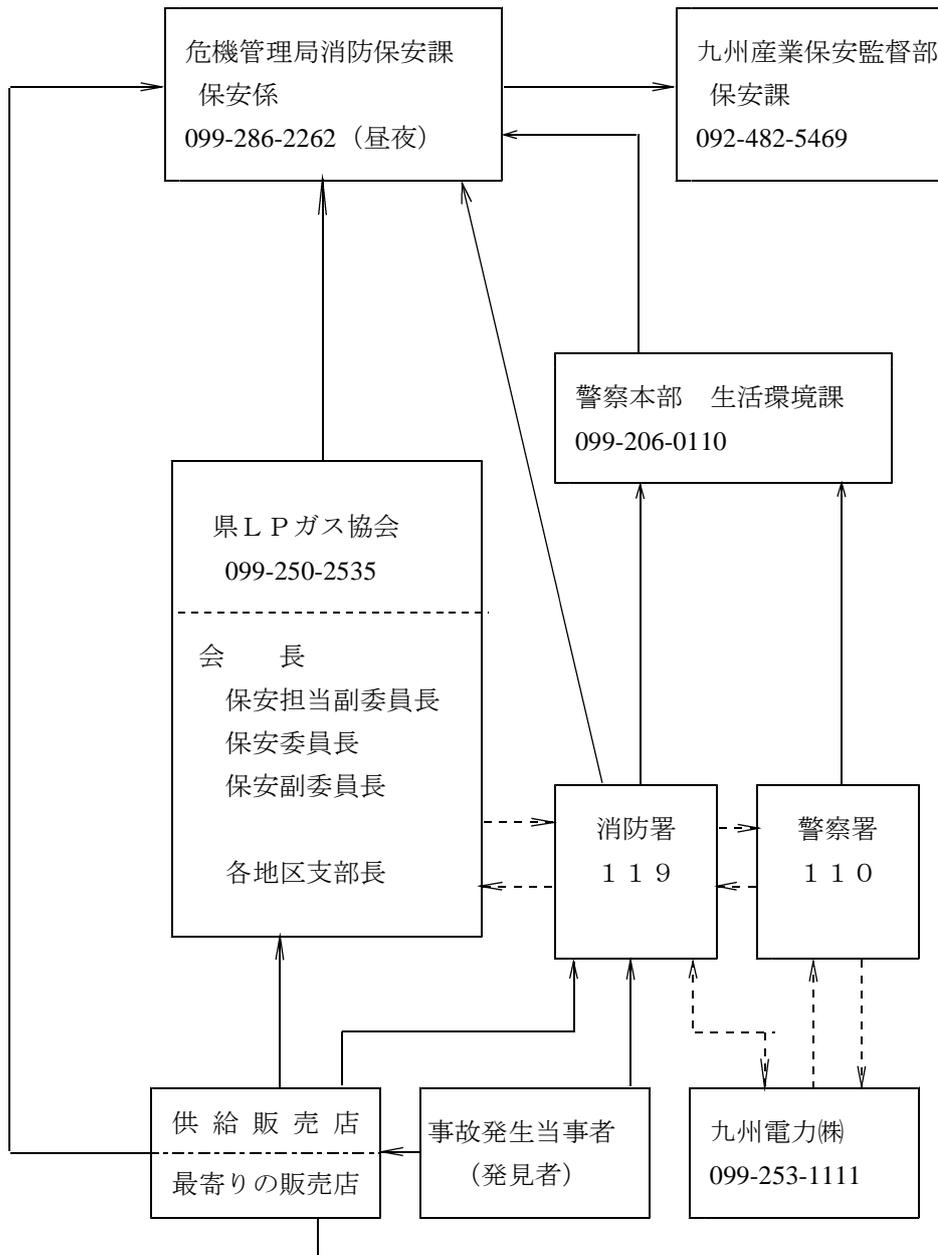
### 7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

### 8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

緊急連絡体制図



----- 相互連絡

## 第2 都市ガス施設災害応急対策計画

[実施責任：各都市ガス事業者]

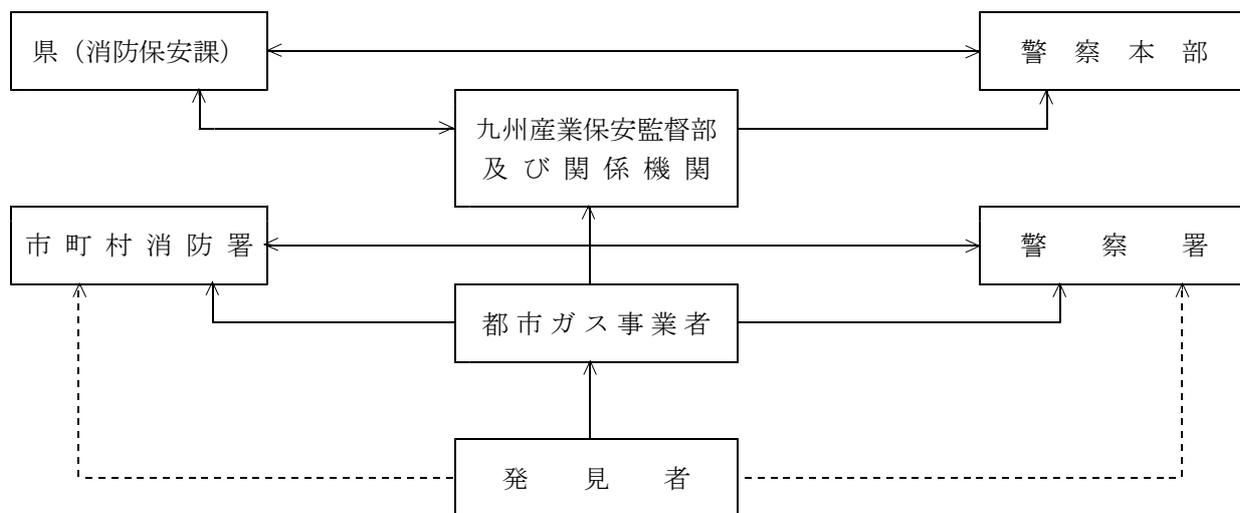
### 1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため、道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

### 2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は、次の系統図による。



### 3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に注意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱いについて一般住民への広報

### 4 関係機関の応急対策

各関係機関は、都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係る次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場附近の火気の使用禁止

### 5 ガス供給再開における処置

各都市ガス事業者は、ガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

### 第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。



#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：市町村，水道事業者]

##### 1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

##### 2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

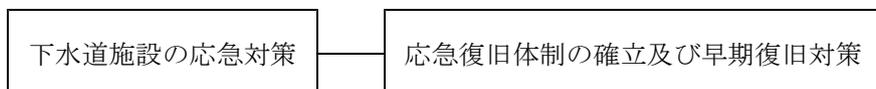
##### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

## 第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。



### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：下水道事業者]

#### 1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起これないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

#### 4 復旧対策

- (1) ポンプ場・処理場  
ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧をを最優先とする。  
また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。  
これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。
- (2) 管渠施設  
管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。
- (3) 下水道施設の復旧計画  
被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

## 第5節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。



### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：西日本電信電話株式会社]

#### 1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信連絡会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

#### 2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資財等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

#### 3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

#### 4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

#### 5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

#### 6 応急復旧等に関する広報

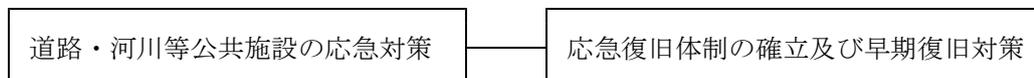
電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、N T T支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者へ広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

## 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。



### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，大阪航空局鹿児島空港事務所，土木部 監理課・道路維持課・河川課・砂防課・港湾空港課，商工労働水産部漁港漁場課]

#### 1 道路・橋梁等の応急対策

##### (1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県 市 町 村	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、各地域振興局等及び市町村はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、災害対策本部を設置して、社員等の出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。また、災害発生後、必要に応じて、警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路株のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。

## (2) 応急復旧対策

実施機関	応 急 復 旧 対 策
県 市 町 村	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

## 2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

### (1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (5) 空港

空港施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はその恐れがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第 4 部 特殊災害

第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

第2章 空港災害対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

第3章 鉄道事故対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

第4章 道路事故対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

第5章 危険物等災害対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

第6章 林野火災対策

第1節 予防対策

第2節 応急対策

## 第4部 特殊災害

### 第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

#### 第1節 予防対策

##### 第1 海上災害対策

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，自衛隊，危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等]

###### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。  
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

###### 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

###### 3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に，搜索，救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

###### 4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

###### 5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

###### 6 防災訓練の実施

- (1) 海上保安部，消防及び警察は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。
- (2) 海上保安部等国の機関，消防及び警察等をはじめとする県及び市町村，その他の防災関係機関は，相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (3) 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第2 貯木対策

〔実施機関：県内各森林管理署，環境林務部林業振興課，土木部港湾空港課，市町村〕

台風，高潮，津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合，貯木の流出防止と除去措置を講じる。

## 第3 海上流出油災害対策

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，警察本部，危機管理局危機管理防災課，環境林務部環境林務課・環境保全課・自然保護課・廃棄物・リサイクル対策課，保健福祉部社会福祉課，農政部農地建設課，林務水産部水産振興課・漁港漁場課，土木部河川課・港湾空港課〕

### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。  
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

### 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

### 3 防災資機材の整備

大量の流出に備え，資機材の整備に努める。

また，災害時に必要な資機材の把握，要請，輸送，管理等について関係機関で十分協議し，資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。

### 4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

### 5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

### 6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

- (1) 防災訓練  
関係機関は，協力して，流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行うものとする。
- (2) 連絡会議の設置  
関係機関は，本計画の円滑な推進を図るため，原則として毎年10月1日に連絡会議を開催する。  
なお，防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに，災害の予防対策についても協議するものとする。

## 第2節 応急対策

### 第1 海上災害対策

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，自衛隊，危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等]

#### 1 被害情報等の連絡

##### (1) 関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合，関係事業者等は，事故発生の状況，被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（管内事務所（分室を含む）及び巡視艇を含む）に連絡する。

##### (2) 海上保安部

ア 海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合，海上保安部署は県，関係市町村，消防，警察等防災関係機関に連絡する。

イ 海上保安部署は，必要に応じ巡視船艇，航空機等による目視，写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ 海上保安部署は，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

##### (3) 県

ア 県は，海上保安部等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

##### (4) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

#### 2 活動体制の確立

##### (1) 県の活動体制

###### ア 災害警戒本部

###### (イ) 設置

海上災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，捜索，救助・救急，医療活動などの応急対策を実施する必要が認められる場合は，総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置し，被害情報の収集及び関係機関との連絡調整を行う。

災害警戒本部設置前に施設管理者として，所管課が事故対策本部等を設置している場合は，捜索，救助・救急，医療活動などの応急対策の実施について，総括危機管理監は事故対策本部長等と協議し，必要に応じて災害警戒本部を設置する。

###### (イ) 配備体制

本庁の配備体制は，原則として風水害時の参集・配備基準及び特殊災害の態様等により本部長が決定する。

出先機関の配備体制は，風水害時の参集・配備基準により，連協長等が決定する。

###### (イ) 職員の派遣

被害情報の収集等のため，本部長又は連協長等は必要に応じて，災害発生現場又は防災関係機関に連絡員を派遣する。

###### イ 災害対策本部

###### (イ) 設置

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(1) 配備体制

この場合の配備体制は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準じ、事故の規模に応じて本部長が決定する。

(2) 市町村その他の防災関係機関の活動体制

市町村、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

### 3 防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、現地に現地連絡調整所を設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策など総合調整を実施するため連絡調整会議を設け、防災関係機関の連携体制を確立する。

(1) 連絡調整会議

県は、第十管区海上保安本部と協議の上、連絡調整会議を設置する以下に掲げる関係機関は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、地連絡調整所における調整事項の指示等を行い、円滑な応急対策の調を図るものとする。

なお、設置場所は、県及び第十管区海上保安本部が協議の上、決定する。

関 係 機 関	
(1) 九州運輸局鹿児島運輸支局	(7) 事故関係事業者
(2) 自衛隊	(8) 医師会
(3) 鹿児島県	(9) 県警察
(4) 関係市町村	(10) 消防機関
(5) 日本赤十字社鹿児島県支部	(11) その他関係機関・団体
(6) 第十管区海上保安本部	

(2) 現地連絡調整所

ア 設置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県及び関係市町村が協議の上、関係市町村が現地連絡調整所を設置する。

イ 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急策等については、「海上災害に伴う相互連携マニュアル」(平成18年12月策定)による。

《資料編 海上災害に伴う相互連携マニュアル》

#### 4 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	<p>(1) 巡視船艇・航空機の出動及び救助活動</p> <p>ア 災害の規模に応じ、巡視船艇・航空機を可及的速やかに被災海域へ出動させるとともに、保有する救助資機材を十分活用して救助に当たる。</p> <p>なお、海上からの救助活動が予想される場合においては、あらかじめ巡視船艇・航空機及び救助資機材を所要の海域へ配備し、災害即応体制を確立する。</p> <p>イ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて他管区海上保安部から巡視船艇・航空機及び資機材の応援を求める措置を講ずる。</p> <p>(2) 緊急輸送</p> <p>医師、災害復旧要員又は救援物資等の緊急輸送については、速やかに対応する。</p> <p>(3) 情報の収集</p> <p>次の事項について、実施責任者、その他の関係機関・団体及び海事関係会社と密接な連絡をとり、関係情報の収集及び交換を行う。</p> <p>ア 被災状況</p> <p>イ 被災海域の周辺港湾等における船舶交通、危険物の状況</p> <p>ウ 関係機関等の対応状況等</p> <p>(4) 海上交通安全の確保</p> <p>被災海域付近の船舶に対し、必要に応じて安全な海域等へ避難指示、入港制限、移動命令等の規制措置を講ずる。</p>

関係機関	実施事項
	<p>(5) 通信の確保            ア 被災海域へ巡視船艇を配備し、被災地等との連絡体制を確保する。            イ 必要に応じて関係機関の職員を要請し相互間の連絡体制を確保する。</p> <p>(6) 治安の確保            治安を維持するため、巡視船艇を被災海域へ派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。</p> <p>(7) 広報            民心の安定に重点を置き、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について報道機関等を通じて必要な広報を行う。            なお、報道に当たっては、必要に応じ防災関係機関と連絡調整を行う。</p>
九州運輸局 鹿児島運輸支局	<p>(1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等）            (2) 調整本部における調整事項の実施            (3) その他の災害応急対策</p>
自衛隊	<p>(1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等）            (2) 調整本部における調整事項の実施            (3) その他の災害応急対策</p>
鹿児島県及び関係市町村	<p>(1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）            (2) 調整本部における調整事項の実施            (3) その他の災害応急対策</p>
日本赤十字社 鹿児島県支部	<p>(1) 海上災害応急対策の実施（被災者の医療等）            (2) 調整本部における調整事項の実施            (3) その他の災害応急対策</p>
その他の関係機関・団体	<p>(1) 海上災害応急対策の実施            (2) 調整本部における調整事項の実施            (3) その他の災害応急対策</p>

## 5 捜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、海上保安部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

## 6 消火活動

- (1) 海上保安部等による消火活動
  - ア 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
  - イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
  - ウ 海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

- ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ 発生現場以外の市町村は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第2 貯木対策

[実施責任：県内各森林管理署，土木部港湾空港課，市町村]

1 貯木対策の実施責任者等

(1) 実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安，除去及び制限等の災害対策は，各貯木施設等の管理者及び市町村長が，貯木の所有者，関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。  
各貯木別の対策実施者は，次のとおりである。

貯 木 種 別	対 策 実 施 者
ア 森林管理署施設の貯木	各所管森林管理署長
イ 港湾内の貯木	各港湾管理者（知事，市町村長）
ウ ア，イの貯木及びその他の貯木施設の貯木（必要な事前措置の指導）	市町村長

(2) 災害の危険が予想される貯木場の所在，貯木能力及び所有資機材

ア 森林管理署所管の危険貯木場

森 林 管 理 署 (貯木場名)	所 在 地	貯木可能面積	所 有 資 材	備 考
屋久島森林管理署 (安房貯木場)	屋久島町安房2372	14,898㎡	ワイヤーロープ カスガイ	

- イ 港湾  
常時貯木を行っている県内各港湾の野積場

## 2 災害防止の方法

### (1) 森林管理署貯木場内における貯木の災害防止策

ア 貯木場が海面に近く、しかも大型木材を貯蔵し災害のおこる危険率の高い貯木場にあつては、防護えん堤を完全強化する等の安全な措置を講ずる。

イ 大型台風等が接近し、アの措置を講じてもなお、災害の危険が予想される場合は、周囲の木材をカスガイ及びワイヤーロープ等で結束し、高潮、波浪による貯木の流出防止を図る。

### (2) 港湾における貯木の災害防災策

常時、貯木しているような港湾等の野積場で、その周辺の状況から流木による被災の危険が予想される港では、次のような方法により災害防止を図る。

ア 港湾の管理者は、台風時期には、港湾の野積場における木材の貯木を、台風襲来直前の貯木搬出の所要時間を考慮して、著しい貯木のないよう貯木場を制限するとともに、木材所有者に対し、貯木が滞貨しないよう指導する。

イ 海上保安部長又は港長は、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、水中貯木が行われている港湾の管理者に対し、速やかに災害防止に必要な措置をとるよう勧告する。

ウ 港湾の管理者は、台風時期にはそれぞれの所管にかかる港湾の野積場等の搬出に長時間を要する大型木材の貯木を制限又は禁止する措置を講ずる。

エ 大型台風が接近し、高潮、波浪により貯木が流出し、船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は、港湾の管理者又は市町村長は、野積場の貯木を搬出する所要時間を考慮して、台風が来襲する以前の適当なときに、貯木の木材所有者に対し、貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。

オ 港湾の野積場における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し、高潮、波浪等による貯木の流出が目前にせまったときは、港湾の管理者又は市町村長は、貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないような措置を講ずるよう指示する。

カ 貯木の流出による被害の危険が予想される港における各港ごとの具体的な計画は、市町村地域防災計画に定める。

### (3) その他の貯木施設の災害防止策

(1)、(2)以外の貯木施設に対する災害防止は、災害防止の実施責任者である市町村長が、貯木施設の状況に応じて定める。

## 第3 海上流出油災害対策

[実施責任：第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台、自衛隊、鹿児島運輸支局、警察本部、危機管理局危機管理防災課、環境林務部環境林務課・環境保全課・自然保護課・廃棄物・リサイクル対策課、保健福祉部社会福祉課、農政部農地建設課、商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課、土木部河川課・港湾空港課]

### 1 活動体制の確立

#### (1) 連絡調整本部の設置

第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

以上の関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置の時期は、海上保安庁に警戒本部が設置されたときとする。

関 係 機 関	
ア 鹿児島地方气象台	ケ 鹿児島港湾・志布志湾排出油防除協議会
イ 九州運輸局鹿児島運輸支局	コ 鹿児島県西部排出油防除協議会
ウ 陸上自衛隊第12普通科連隊	サ 薩摩半島南部地区排出油防除協議会
エ 海上自衛隊第1航空群	シ 奄美大島北部排出油防除協議会
オ 鹿児島県	ス 奄美大島南部排出油防除協議会
カ 鹿児島県警察本部	セ 事故関係企業
キ 関係市町村	ソ その他関係機関
ク 日本赤十字社鹿児島県支部	

(2) 県の活動体制

ア 県流出油等対策本部の設置

海上流出油による環境汚染や漁業被害が発生し、総合的な対策を実施する必要があると認められるときは、庁内に「鹿児島県流出油等対策本部」を設置する。

(構成)

\*本部長（副知事）

\*本部員（危機管理局長，環境林務部長，保健福祉部長，農政部長，商工労働水産部長，土木部長）

\*班員及び所掌事務

部 名	職 名	所 掌 事 務
危機管理局	危機管理防災課長	・緊急情報連絡，応急対策，応援要請に関すること
環境林務部	環境林務課長	・総合調整に関すること
	廃棄物・リサイクル対策課長	・回収油の処分の連絡調整に関すること
	自然保護課長	・野生動物の被害に関すること ・自然公園等の被害調査及び対策に関すること ・環境省水鳥救護研修センターとの連携に関すること
	環境保全課長	・海域の水質監視に関すること
保健福祉部	社会福祉課長	・ボランティア活動の情報提供に関すること
商工労働水産部	水産振興課長	・漁業被害に関すること ・漁民及び漁業関係団体との連絡調整に関すること ・国の関係機関，海上災害防止センター等との連絡調整に関すること
	漁港漁場課長	・漁港及び漁港海岸に関すること
農 政 部	農地建設課長	・農林水産省農村振興局所管の海岸に関すること
土 木 部	河 川 課 長	・国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に関すること
	港湾空港課長	・港湾及び港湾海岸に関すること

イ 災害対策本部の設置

大規模な海上流出油等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

この場合の配備体制は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準じ、災害の規模に応じて本部長が決定する。

(3) 市町村その他の防災関係機関の組織

市町村においては、当該市町村及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

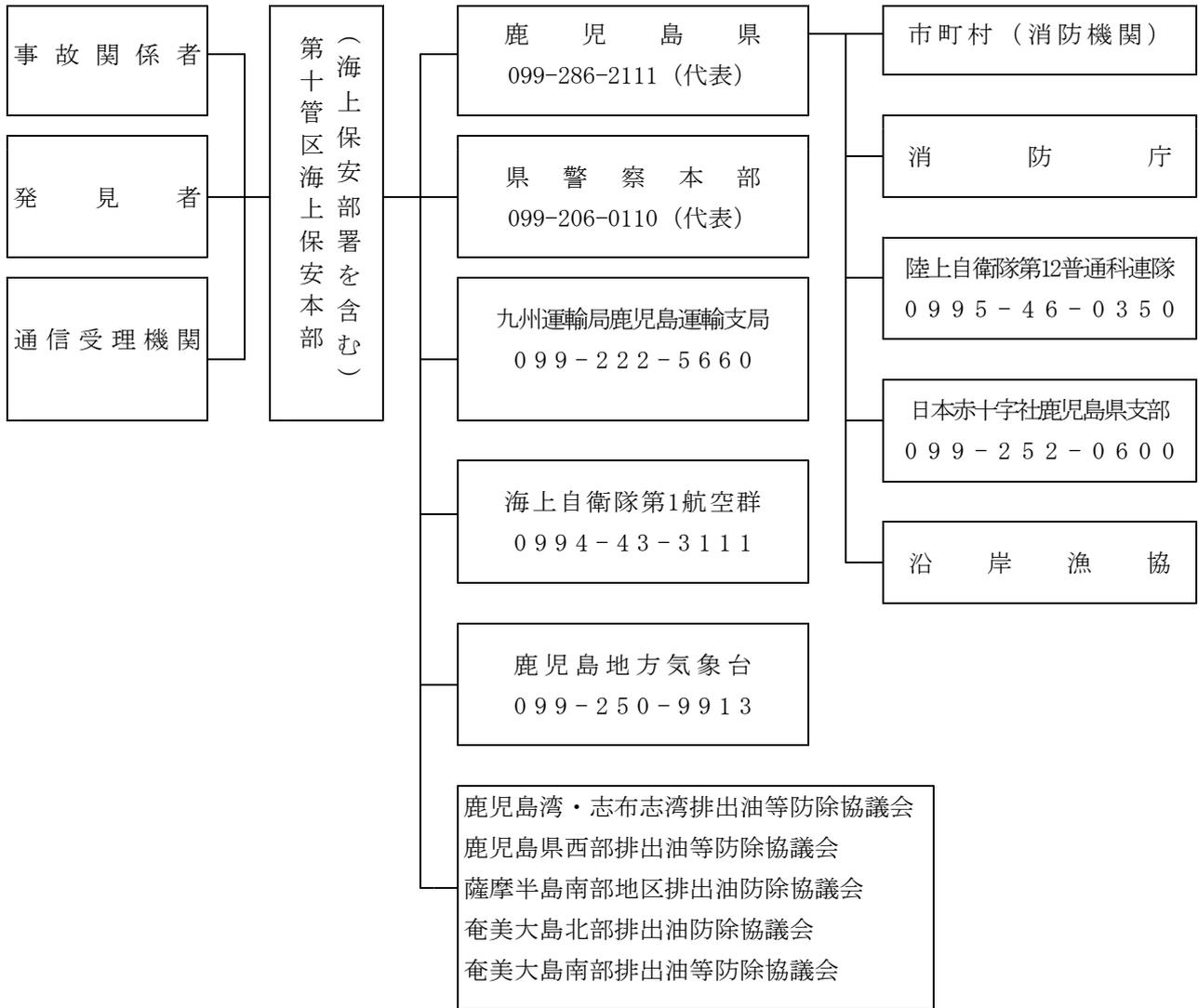
2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	(1) 油等汚染状況の調査・確認 (2) 油等汚染発生情報の通報 (3) 油等防除措置義務者に対する措置 (4) 緊急的油防除措置 (5) 関係行政機関等に対する油防除措置の要請 (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	(1) 現場付近に関わる気象情報 (海上風、波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供)
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上輸送の調査及び指導 (2) 船舶運航業者に対する航海の要請 (3) 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 遭難者の救護 (2) 沿岸住民の避難に必要な支援 (3) 流出油の回収及び処理
海上自衛隊 第1航空群	(1) 流出油状況の調査 (2) 避難者の救出、救護 (3) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 (4) 流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 (5) 人員・物資の輸送等
鹿児島県	(1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (6) 応援要請、その他の応急措置 (7) その他海上保安部の行う応急対策への協力
県警察本部	「第3部第1章第8節 災害警備体制」によるほか、次の事項 (1) 警備艇による油などの流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) 危険防止又は民心安定のための広報活動

関係機関	実施事項
関係市町村	(1) 漂着油の状況把握 (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知，広報 (3) 〃 火気使用の制限，危険防止のための措置 (4) 沿岸及び地先海面の警戒 (5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告 (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (8) 漂着油の除去措置 (9) 回収した油の処分 (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力
日本赤十字社 鹿児島県支部	救護班を派遣して行う医療救護，及びその他の業務
県社会福祉協議会・ 関係市町村社会福祉協議会	(1) ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 (2) ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
鹿児島湾・志布志湾排出油， 鹿児島西部， 薩摩半島南部地区， 奄美大島北部， 奄美大島南部， 排出油防除協議会	(1) 流出油情報の関係機関への伝達 (2) 防災資機材のあっせん及び流出油の防除等，事故発生企業への協力 (3) 流出油の防除，消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	(1) 第十管区海上保安本部（管内事務所（分室含む）及び巡視船艇を含む）への通報 (2) 遭難船舶乗組員の人命救助 (3) 遭難船舶の破損個所の修理，積荷油等の他の油槽又は船舶への移し替え，流出防止作業，消火作業及び安全海域への移動等 (4) オイルフェンスの展張等による拡散防止，流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 (5) 防災資機材の調達及び輸送
関係漁協， その他の関係 機関，団体	自ら防災対策を講ずるとともに，他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は，海上保安部署，その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

### 3 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部	第十管区海上保安本部	099-250-9801	(運用司令センター)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681	(警備救難課)
	指宿海上保安署	0993-34-1000	
	喜入海上保安署	09934-5-0125	
	志布志海上保安署	099-472-4999	
	串木野海上保安部	0996-32-3592	(警備救難課)
	奄美海上保安部	0997-52-5812	(警備救難課)
	古仁屋海上保安署	0997-72-2999	

### 4 被害情報等の連絡

#### (1) 関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（管内事務所（分室を含む）及び巡視船艇を含む）に連絡する。

#### (2) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）

ア 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は県、関係市町村、消防、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は、必要に応じ巡視船艇，航空機等による目視，写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）は，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は，海上保安部等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

(4) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

## 5 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

## 6 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は，災害が発生し，又はその波及が予想される場合は，海上における船舶の安全を図るため，災害の状況並びに安全措置について，一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送，無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は，災害が発生し，沿岸住民及び施設等に波及し，又は波及することが予想される場合，人心の安定と施設の安全措置を図るため，防災行政無線，広報車等の手段により周知に努めるものとする。

## 7 応急対策資機材の状況

(1) 消防能力を有する船舶の設備（資料編参照）

(2) 航空機（資料編参照）

(3) 各機関・事業所別資機材保有状況（資料編参照）

## 8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

## 第2章 空港災害対策

空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

[実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所]

#### 第1 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。  
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

#### 第2 予防体制の強化

- 1 災害時における応急活動等に関し，あらかじめ協定の締結を行うなど，平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 2 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時，適切に提供し，災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

#### 第3 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

#### 第4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助，消火に備え，防災資機材の整備に努める。

#### 第5 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

#### 第6 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

#### 第7 防災訓練の実施

- 1 空港管理者，航空運送事業者，消防，警察をはじめとする防災関係機関は，相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

### 第1 鹿児島空港の応急対策

[実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所]

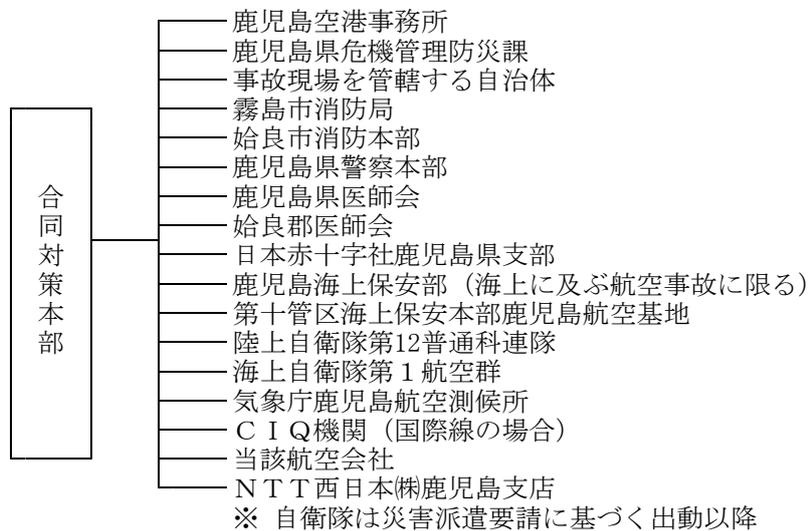
#### 1 事故応急対策本部等の設置

鹿児島空港及びその周辺において航空事故が発生した場合、空港事務所に事故応急対策本部を設置する。

なお、空港内の航空事故については、合同対策本部、現場合同指揮所が下図の構成機関により設置される。

また、大規模な航空機事故等より重大な事態が発生又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

#### 合同対策本部の構成機関



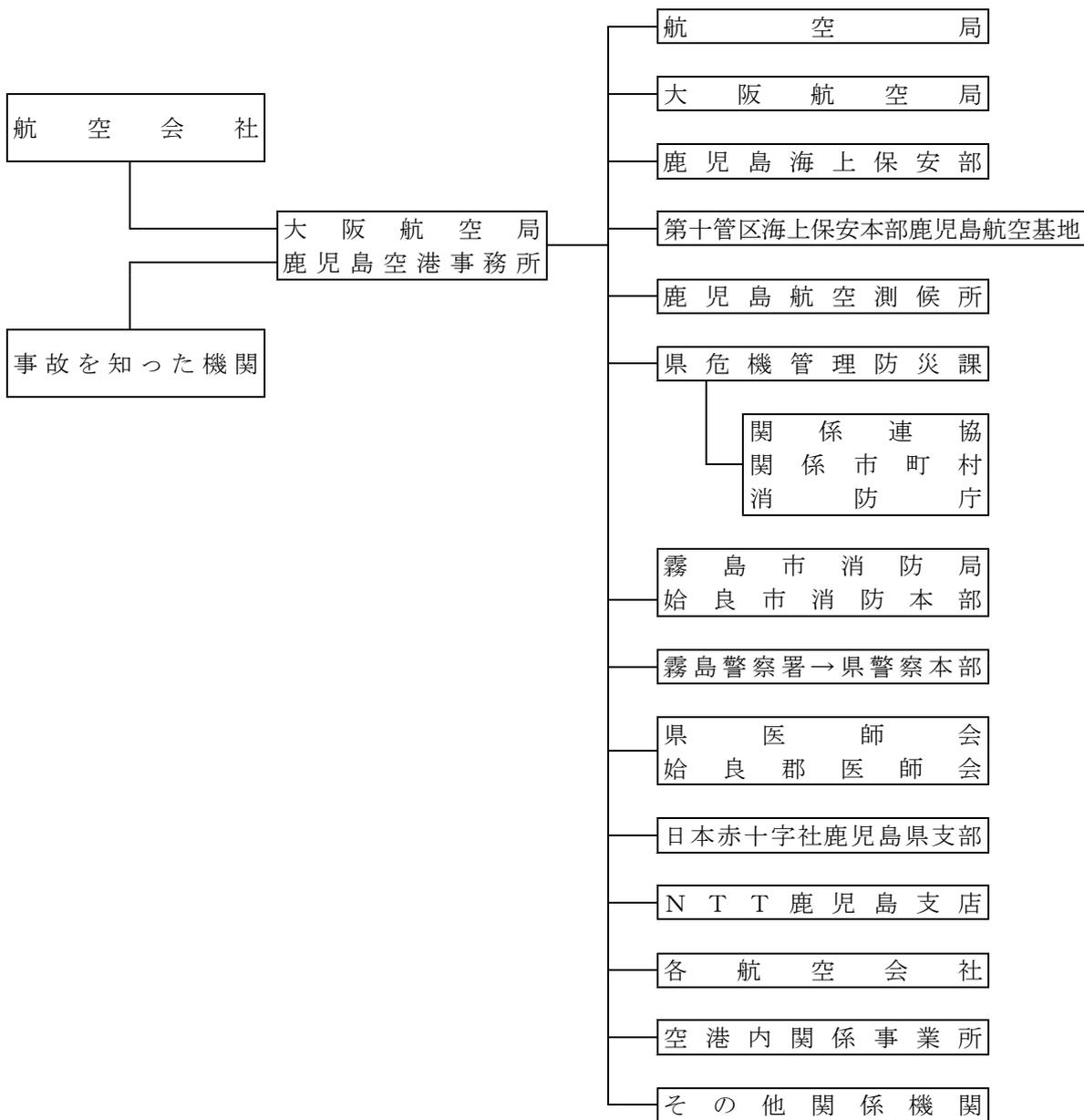
#### 現場合同指揮所の構成機関



## 2 通信連絡体制

- (1) 空港内において航空事故が発生又は発生のおそれがある場合、鹿児島空港事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、航空会社名、事故の状態、集結場所、進入ゲート、その他必要事項を「鹿児島空港緊急計画」の航空事故等に関する緊急連絡系統図により通報する。
- (2) 空港周辺で航空事故が発生又は発生のおそれがあり、その情報を事前に入手した空港事務所は、(1)の緊急連絡系統図により関係機関に通報するものとする。  
 また、航空事故を覚知した関係機関（消防、警察関係等）は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の状態などを速やかに鹿児島空港事務所へ通報する。

事故通報連絡図



## 3 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「鹿児島空港緊急計画」に基づき、関係機関が相互協力のもと消火・救難・救護活動を実施する。  
 なお、この緊急計画は関係機関相互に取り交わされている協定、申合せ事項等を束縛するものではない。

#### 4 関係機関の業務分担

(1) 地方自治体の業務分担は次のとおり。

機 関 名	活 動 内 容
鹿 児 島 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示</li> <li>2 被害状況のとりまとめ</li> <li>3 応急対策物資のあっせん，調達，輸送の協力</li> <li>4 応援要請</li> <li>5 空港事務所の行う応急対策への協力</li> </ol>
関 係 市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置及び運営</li> <li>2 遺体一時収容所の設置</li> <li>3 その他応急対策に係る協力</li> </ol>

(2) 鹿児島空港緊急計画により各機関の業務分担は次のとおり。

関 係 機 関	活 動 内 容
(空港管理機関) 鹿児島空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本計画の発動及びそれに係る緊急連絡及び救難救急活動</li> <li>2 合同対策本部及び現場合同指揮所の設置</li> <li>3 鹿児島空港消火救難隊の運営</li> <li>4 制限区域内への入場制限及び同区域内における誘導</li> <li>5 事故現場の保存及び事故調査の支援</li> <li>6 搭乗者数，負傷者数等事故機に係る情報収集</li> <li>7 消火救難施設及び救急医療資機材の整備</li> <li>8 訓練の計画策定及び実施に係る調整等</li> <li>9 臨時ヘリポート及びヘリ飛行経路等の設定</li> <li>10 自衛隊法に基づく災害派遣要請</li> <li>11 その他必要な活動</li> </ol>
(消 防 機 関)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火活動</li> <li>2 搭乗者の救助・救出活動</li> <li>3 負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定</li> <li>4 救急活動</li> <li>5 火災の原因調査</li> <li>6 事故に係る情報の収集</li> <li>7 その他必要な活動</li> </ol>
(警 察 機 関)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通秩序及び現場秩序の確保</li> <li>2 搭乗者の救助・救出活動及び避難誘導等の活動</li> <li>3 負傷者の搬送支援</li> <li>4 事故原因の究明</li> <li>5 犯罪の防止</li> <li>6 遺体の検視</li> <li>7 遺体の身元確認</li> <li>8 事故現場の保存及び検証</li> <li>9 その他必要な警察活動</li> </ol>

関係機関	活動内容
(医療機関)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関等の総合調整（県医師会・始良郡医師会）</li> <li>2 輸血用血液の確保（日本赤十字社鹿児島県支部）</li> <li>3 医療救護班の編成</li> <li>4 負傷者のトリアージ</li> <li>5 負傷者に対する応急処理及び必要な医療処置</li> <li>6 医療機関への搬送の要否及び順位の決定</li> <li>7 検視</li> <li>8 医療機関の事前指定</li> <li>9 その他必要な医療活動</li> </ol>
(海上保安庁)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上における負傷者の救出及び搬送</li> <li>2 海上における行方不明者の捜索</li> <li>3 事故現場周辺海域の警戒警備及び規制</li> <li>4 遺体の検視と身元確認（海上に及ぶ航空事故に限る）</li> <li>5 事故原因の究明（海上に及ぶ航空事故に限る）</li> <li>6 事故現場の保存及び検証（海上に及ぶ航空事故に限る）</li> <li>7 海上における流出油等の防除</li> <li>8 その他必要な活動</li> </ol>
(自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 搭乗者の救助・救出</li> <li>2 負傷者の搬送支援</li> <li>3 消火活動支援</li> <li>4 その他必要な活動 (注) 災害派遣要請に基づく活動を基本とする</li> </ol>
鹿児島航空測候所	事故処理に必要な業務
(C I Q 機関)	C I Qに係る業務（事故機が国際線の場合）
(当該航空会社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 搭乗者名簿の作成及び提出</li> <li>2 放射線物質等搭載危険物の有無並びに情報の提供</li> <li>3 消火救難活動に必要な事故機の情報提供</li> <li>4 無傷者、軽傷者の接遇</li> <li>5 乗客の家族、関係者への連絡、対応</li> <li>6 一時待機所、後方待機場所の手配</li> <li>7 遺体安置所の手配</li> <li>8 被災者及び関係者に対する食事、飲料水、衣類等の手配</li> <li>9 C I Qの行う業務に対する支援等その他必要な活動</li> </ol>
(航空会社) (空港内事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火救難活動（航空保安協会鹿児島事務所）</li> <li>2 救護地区の設置及び医療資機材の配置</li> <li>3 待機所、収容所等の設置</li> <li>4 消火救難活動及び救急医療活動の支援</li> <li>5 搭乗者の避難誘導</li> <li>6 負傷者の担架搬送</li> <li>7 その他鹿児島空港消火救難隊要領等に定める業務</li> </ol>
(電気通信事業者)	災害対策規定に基づく活動 その他必要な活動

## 第2 県内離島等空港の応急対策

[実施責任：土木部港湾空港課，各空港管理事務所，関係機関等]

### 1 種子島空港の応急対策

#### (1) 事故応急対策本部の設置

種子島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索，救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，熊毛支庁及び中種子町が事故応急対策本部体制により実施する。

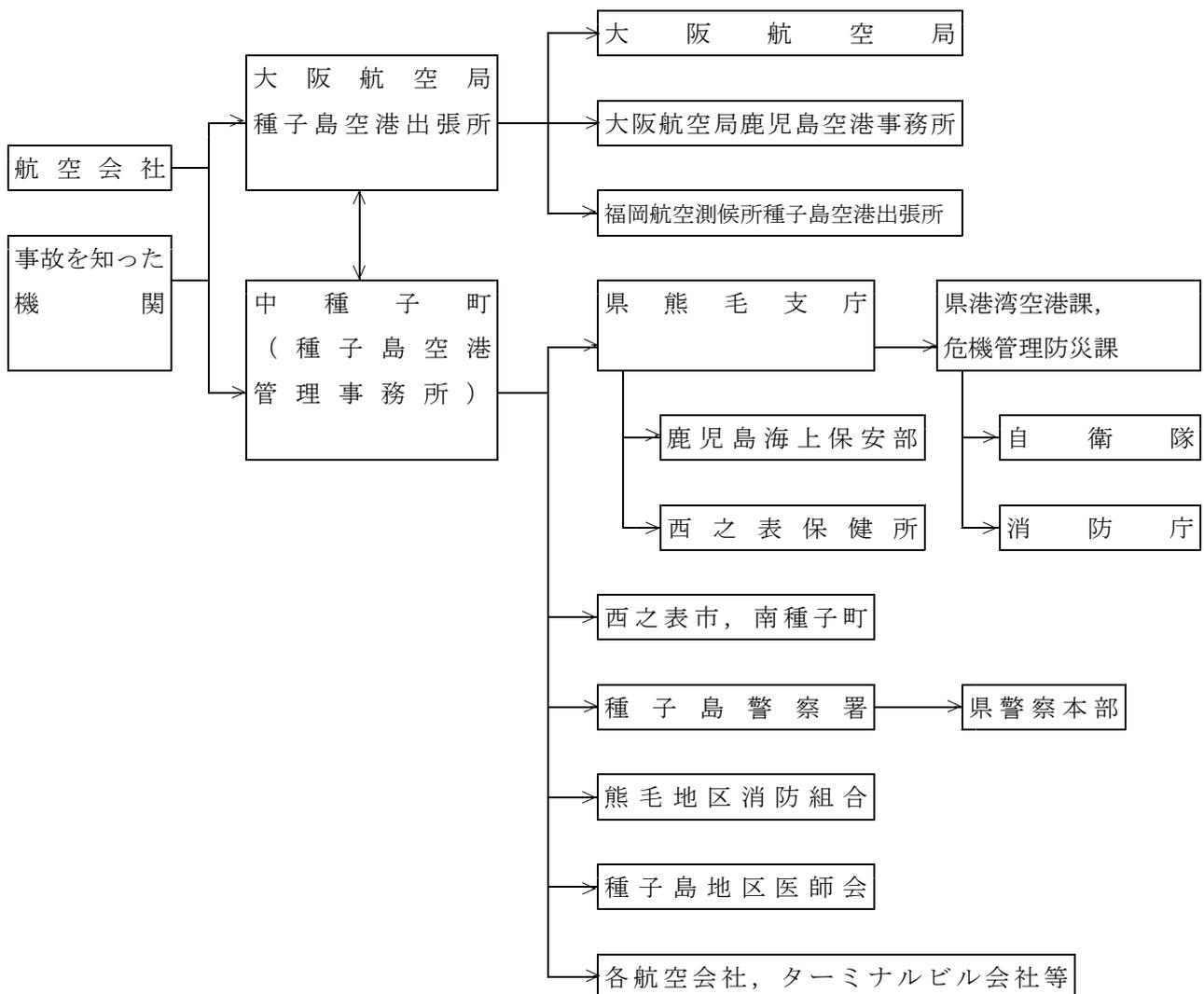
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

#### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，種子島空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに，県，市町，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに種子島航空管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「種子島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 熊毛支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
中種子町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局種子島空港出張所	(1) 中種子町への応急対策上必要な指示 (2) 中種子町の行う応急対策への協力
鹿児島海上保安部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所種子島空港出張所	事故処置に必要な業務
種子島警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
種子島地区医師会	負傷者の収容並びに手当
県西之表保健所	〃
西之表市，南種子町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
熊毛地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 2 屋久島空港の応急対策

### (1) 事故応急対策本部の設置

屋久島空港及びその周辺における航空機事故についての捜査，救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，熊毛支庁及び屋久島町が事故応急対策本部体制により実施する。

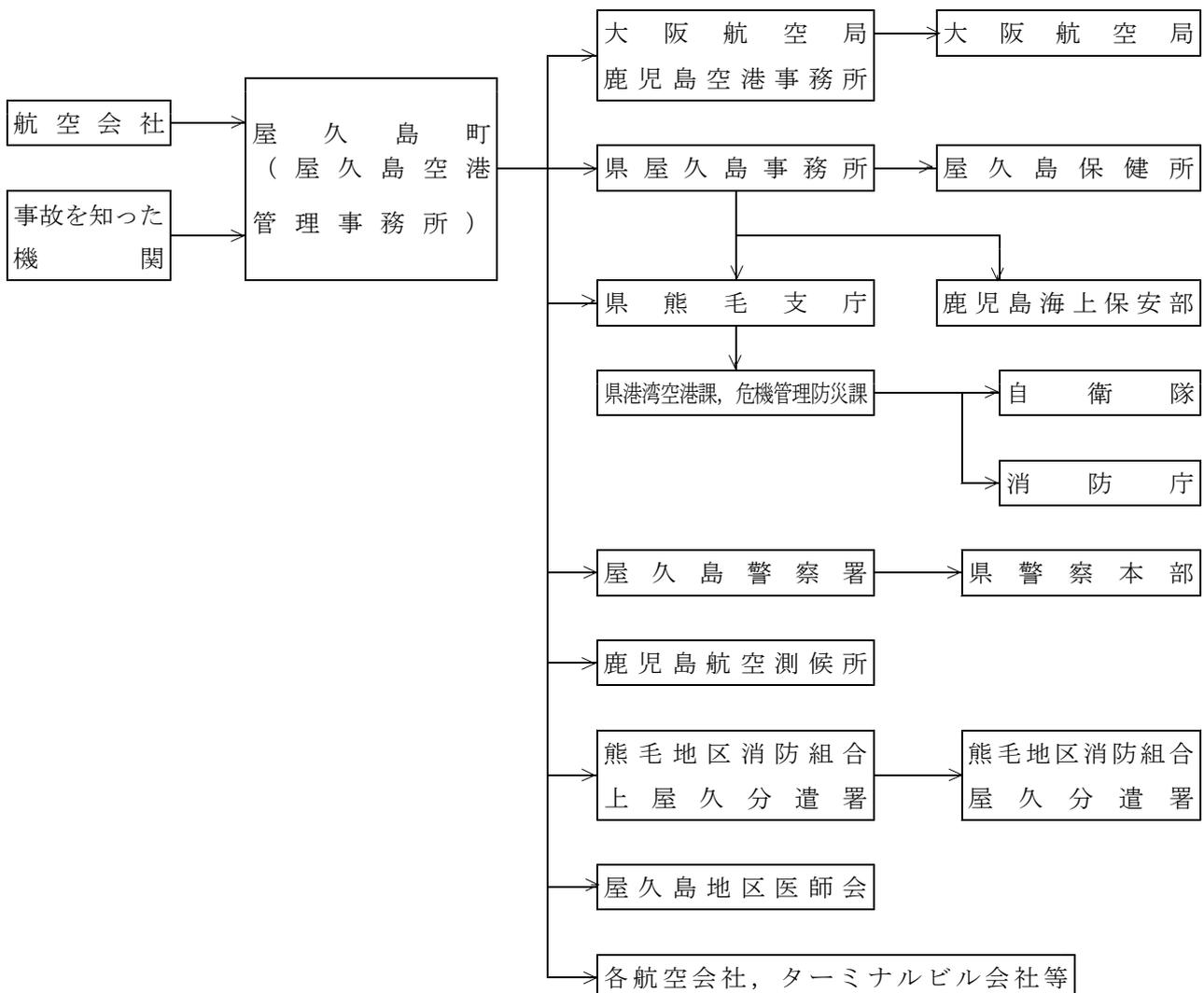
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，屋久島空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに県，町，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに屋久島空港管理事務所に通報する。

### 事故通報連絡図



### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては，「屋久島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 県 熊 毛 支 庁 県 屋 久 島 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
屋 久 島 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 屋久島町への応急対策上必要な指示 (2) 屋久島町を行う応急対策への協力
鹿 児 島 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
鹿 児 島 航 空 測 候 所	事故処置に必要な業務
屋 久 島 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
屋 久 島 地 区 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
県 屋 久 島 保 健 所	〃
熊 毛 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

### 3 奄美空港の応急対策

#### (1) 事故応急対策本部の設置

奄美空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び奄美市が事故応急対策本部体制により実施する。

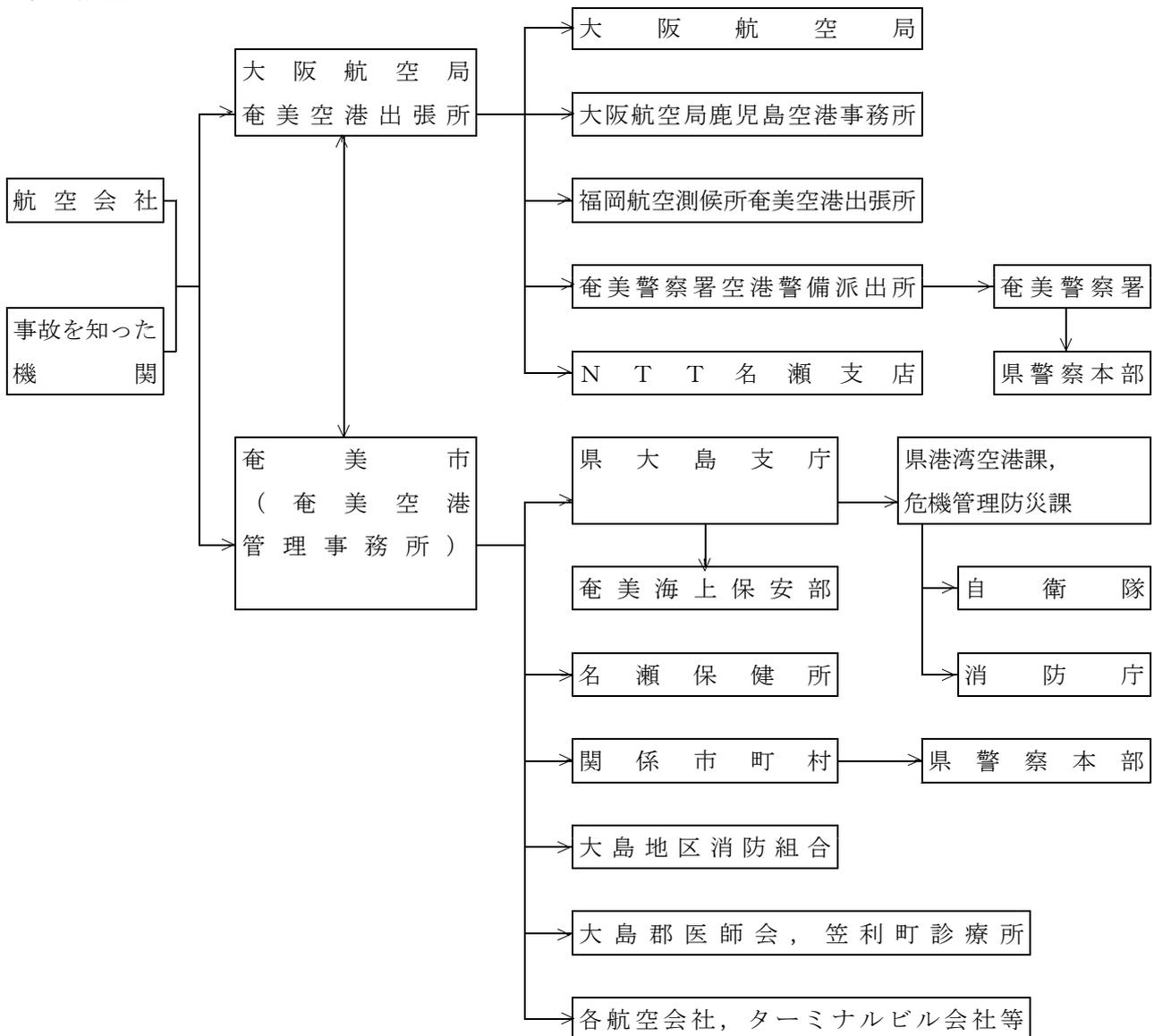
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

#### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、奄美空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、市町村、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の様態など速やかに奄美空港管理事務所へ通報する。

事故通報連絡図



#### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「奄美空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 大島支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
奄美市	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局奄美空港出張所	(1) 奄美市への応急対策上必要な指示 (2) 奄美市の行う応急対策への協力
奄美海上保安部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処置に必要な業務
奄美警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大島郡医師会	負傷者の収容並びに手当
奄美市笠利診療所	〃
県名瀬保健所	〃
大和村，宇検村 瀬戸内町，龍郷町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
大島地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
N T T 名瀬支店	安否情報や災害情報の非常通信の確保
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

#### 4 喜界空港の応急対策

##### (1) 事故応急対策本部の設置

喜界空港及びその周辺における航空機事故についての捜査，救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，大島支庁及び喜界町が事故応急対策本部体制により実施する。

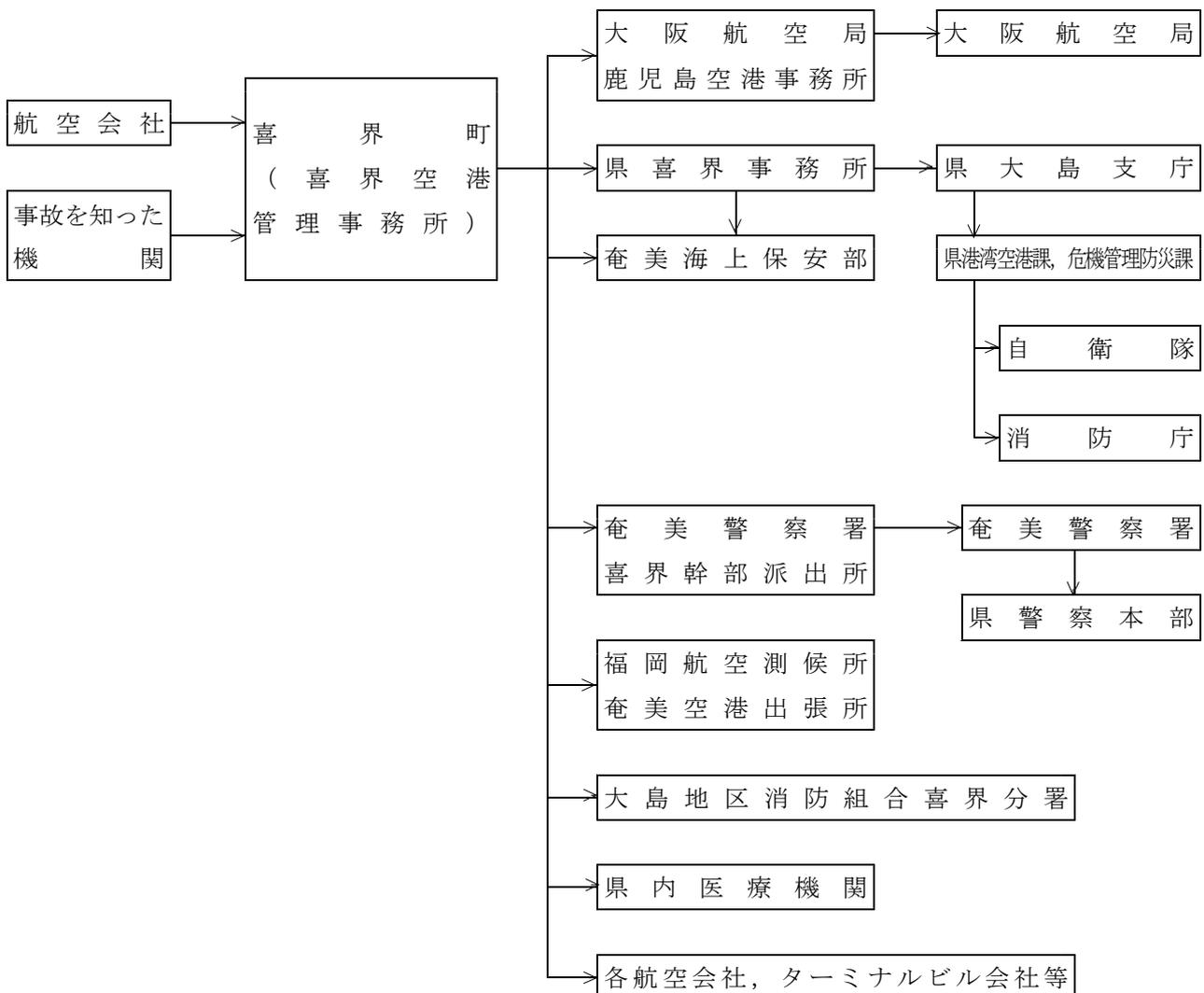
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

##### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，喜界空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに県，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに喜界空港管理事務所へ通報する。

##### 事故通報連絡図



##### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては，「喜界空港に於ける航空機事故に対する消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 県 大 島 支 庁 県 大 島 支 庁 喜 界 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 喜界町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
喜 界 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 喜界町への応急対策上必要な指示 (2) 喜界町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処置に必要な業務
奄 美 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
町 内 医 療 機 関	負傷者の収容並びに手当
大 島 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 5 徳之島空港の応急対策

### (1) 事故応急対策本部の設置

徳之島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び天城町が事故応急対策本部体制により実施する。

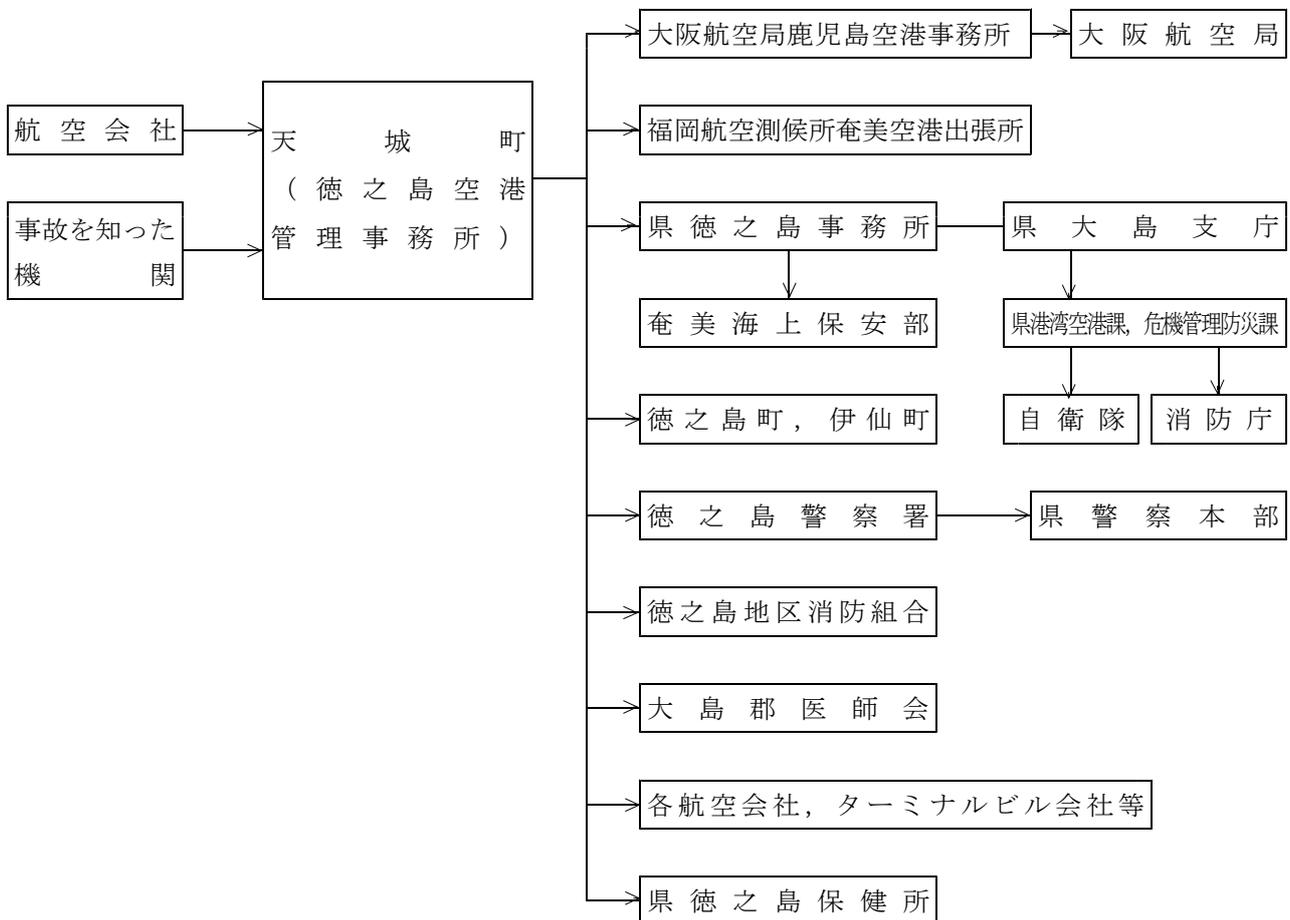
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、徳之島空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに徳之島空港管理事務所に通報する。

### 事故通報連絡図



### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「徳之島空港及びその周辺における消火救難業務処理規程」、「徳之島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 県 大 島 支 庁 県 徳 之 島 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
天 城 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 天城町への応急対策上必要な指示 (2) 天城町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処置に必要な業務
徳 之 島 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大 島 郡 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
県 徳 之 島 保 健 所	〃
徳 之 島 町 ， 伊 仙 町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
徳 之 島 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 6 沖永良部空港の応急対策

### (1) 事故応急対策本部の設置

沖永良部空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び和泊町が事故応急対策本部体制により実施する。

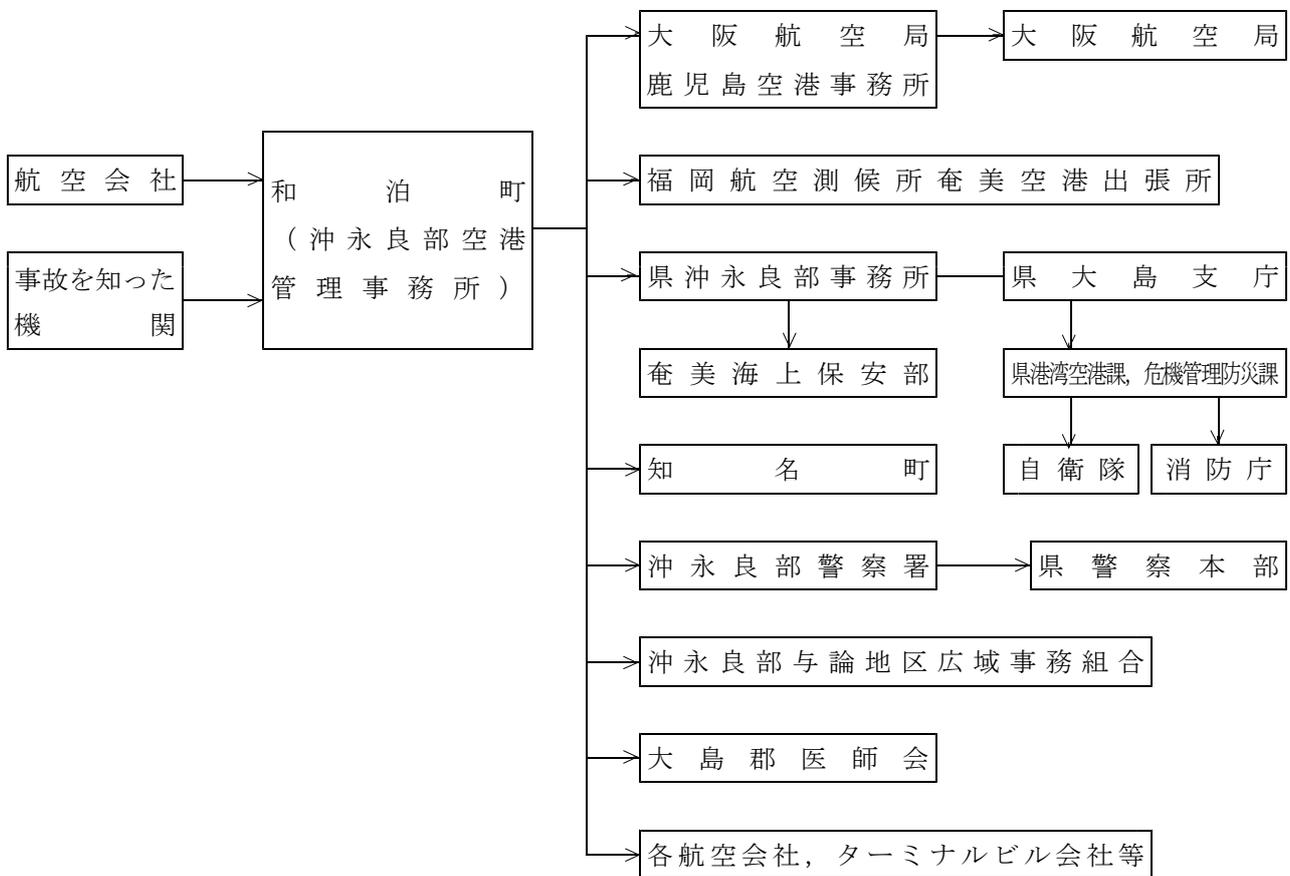
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、沖永良部空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに沖永良部空港管理事務所に通報する。

#### 事故通報連絡図



### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「沖永良部空港における航空機の捜索、救難に関する申合せ」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 県 大 島 支 庁 県 沖 永 良 部 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
和 泊 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 和泊町への応急対策上必要な指示 (2) 和泊町を行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処置に必要な業務
沖 永 良 部 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大 島 郡 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
知 名 町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
沖永良部与論地区広域事務組合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 7 与論空港の応急対策

### (1) 事故応急対策本部の設置

与論空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び与論町が事故応急対策本部体制により実施を設置する。

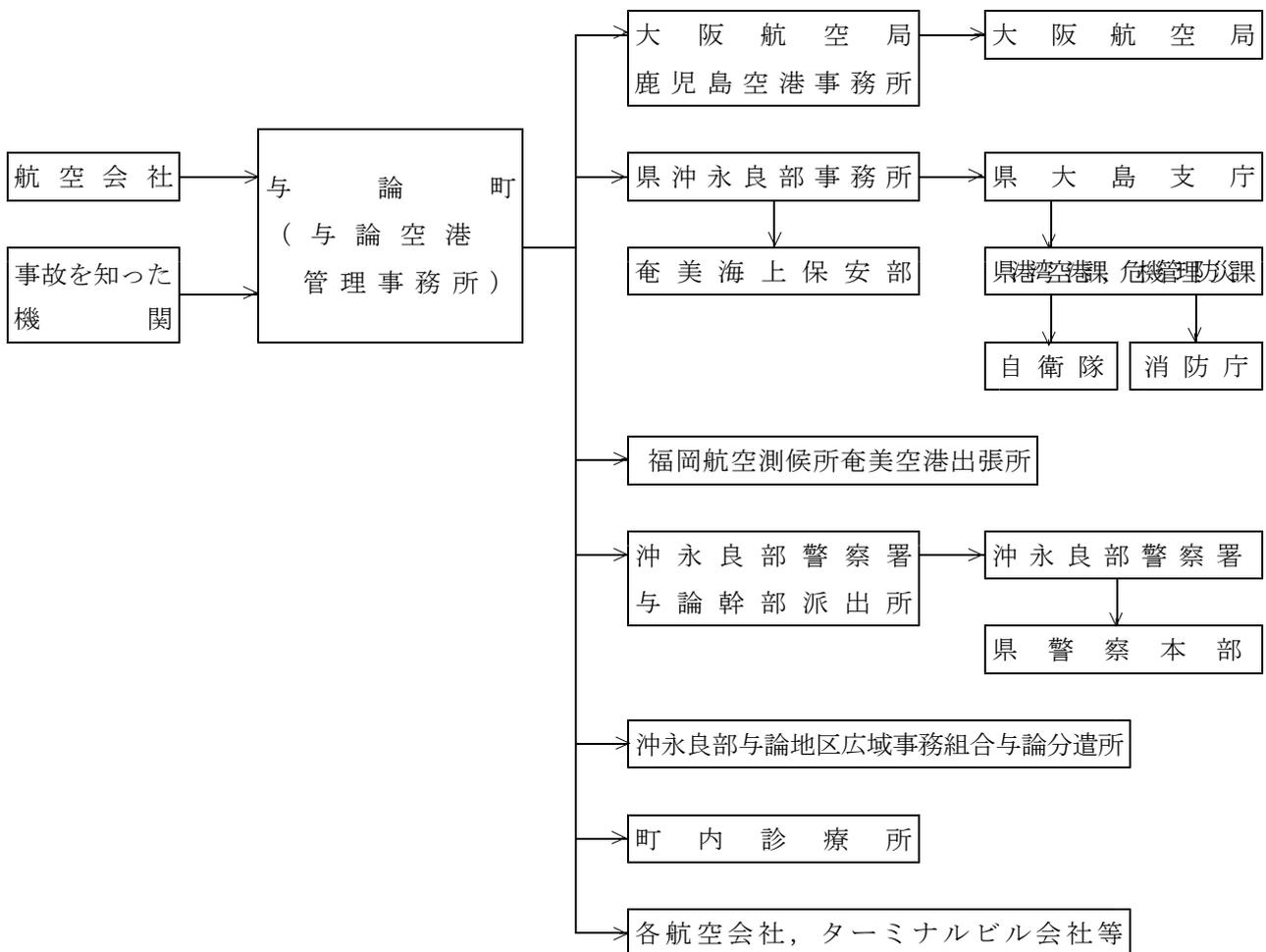
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

### (2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大な事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、与論空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに与論空港管理事務所へ通報する。

### 事故通報連絡図



### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「与論空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 県 大 島 支 庁 県 沖 永 良 部 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 与論町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
与 論 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 与論町への応急対策上必要な指示 (2) 与論町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所奄美空港出張所	事故処置に必要な業務
沖 永 良 部 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
町 内 診 療 所	負傷者の収容並びに手当
沖永良部与論地区広域事務組合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 8 枕崎飛行場の応急対策

### (1) 事故応急対策本部の設置

枕崎飛行場及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに飛行場施設の災害復旧の応急対策に当たっては、枕崎飛行場管理事務所が消火救難隊を設置するとともに、県は必要に応じ事故応急対策本部体制により実施する。

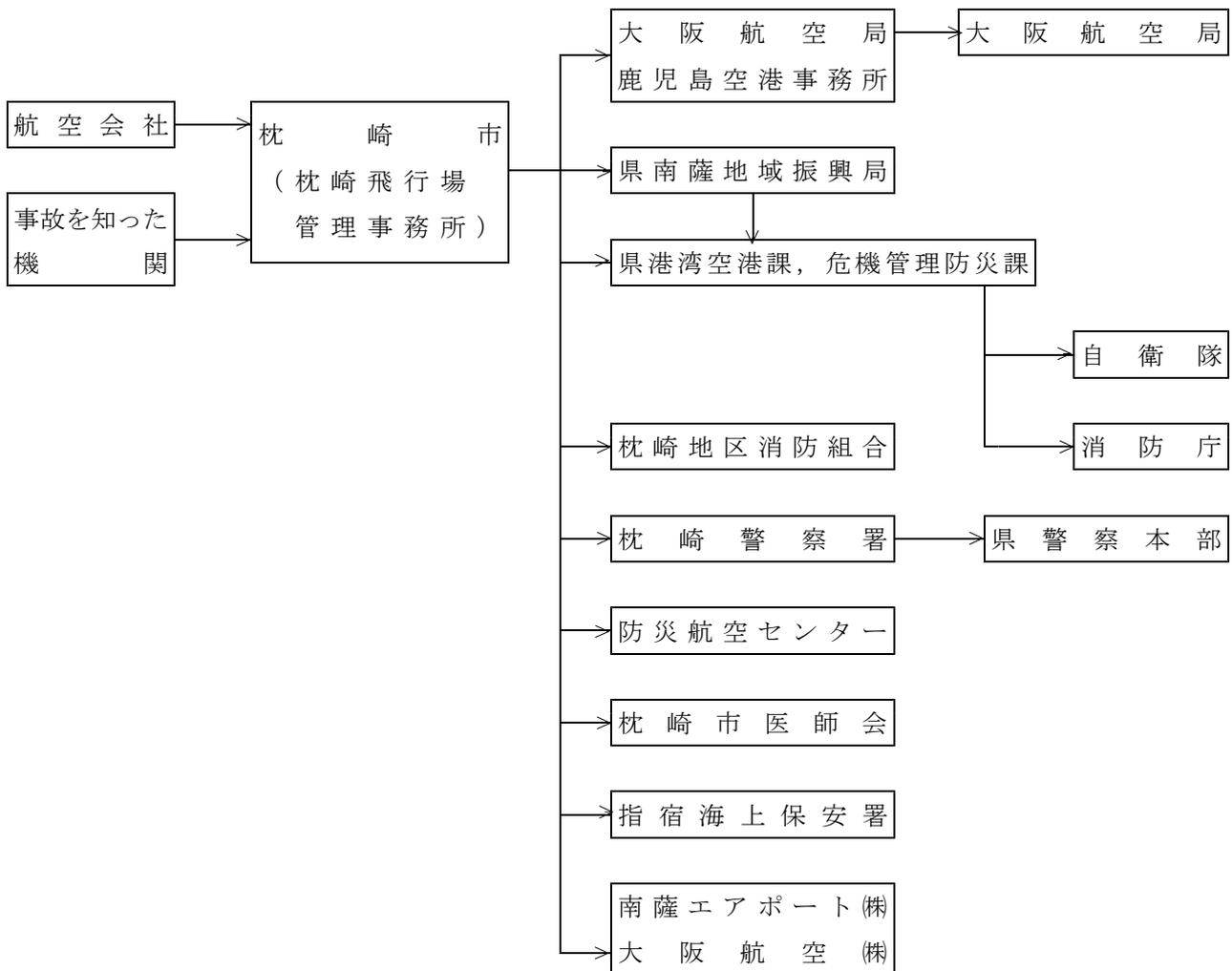
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

### (2) 通信連絡体制

ア 飛行場内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、枕崎飛行場管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、関係機関等に通報する。

イ 飛行場周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに枕崎飛行場管理事務所に通報する。

### 事故通報連絡図



### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「枕崎飛行場管理要領」によるほか、消火救難隊は、「枕崎飛行場における消火救難業務に関する協定」及び「枕崎飛行場消火救難隊業務処理要領」に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
枕崎市	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 飛行場内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 飛行場設備の使用制限 (6) 事故関係情報の周知 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿兒島空港事務所	(1) 枕崎市への応急対策上必要な指示 (2) 枕崎市の行う応急対策への協力
鹿兒島海上保安部 指宿海上保安署	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
鹿兒島県 南薩地域振興局	(1) 枕崎市に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 被害状況の取りまとめ (3) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (4) 応援要請
県防災航空センター	枕崎市の行う応急対策への協力
枕崎警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
枕崎地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
枕崎市医師会	負傷者の収容並びに手当
南薩エアポート(株) 大阪航空(株)	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

## 第3章 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

[実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社]

#### 第1 鉄道施設，設備の耐災性確保

鉄道施設は，災害に際して，乗客の安全確保を図るとともに，被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため，従来から災害に強い施設構造として整備されている。風水害等の災害に際して鉄道施設の被害が生じる場合，著しい活動障害となる事が想定されるため，鉄道施設の構造物の設計は，「鉄道構造物等設計標準」等により鉄道施設の耐災性（不燃化，耐水性，堅牢化等）を推進する。

#### 第2 防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し，完全な状態の確保に努める。また，救援用品の使用を終わったとき，これを点検してき損器具の修理，消耗品の手配をしておく。

#### 第3 応急・復旧体制等の整備

##### 1 応急・復旧体制等の整備

運転事故や災害等により，列車の運転に直接支障を生じる事態，もしくは救援を要する事態（以下「事故」という。）が発生した場合の復旧，又は発生する恐れがある場合の応急処理については、「運転取扱実施基準」及び「運転事故並びに災害応急処理標準」、「大災害応急処理標準」による。

##### 2 避難誘導體制の整備

事故発生時，駅長等が，コンコース，改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに，随時放送を行い情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

また，乗務員が，乗客に速やかに不通の状況，その列車の運行状況，接続関係等について詳しく案内するとともに，状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

#### 第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

## **第5 防災組織の整備**

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

## **第6 医療活動体制の整備**

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

## **第7 緊急輸送活動の整備**

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

## **第8 防災訓練の実施**

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 2 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 3 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

[実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社]

### 第1 活動体制

#### 1 復旧現場本部等の設置

事故が発生した場合，旅客及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，鉄軌道事業者は，必要に応じて復旧現場本部等を設置する。

また，県内において大規模な鉄道事故等により，重大な災害が発生した場合は，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

#### 2 通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は，列車無線，指令電話，鉄道電話を利用するとともに消防，警察，鹿児島県等関係機関との連絡を密にする。

#### 3 被害情報等の報告

##### (1) 鉄道事業者

大規模な鉄道災害が発生した場合は，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

##### (2) 県

ア 県は，九州旅客鉄道株式会社等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

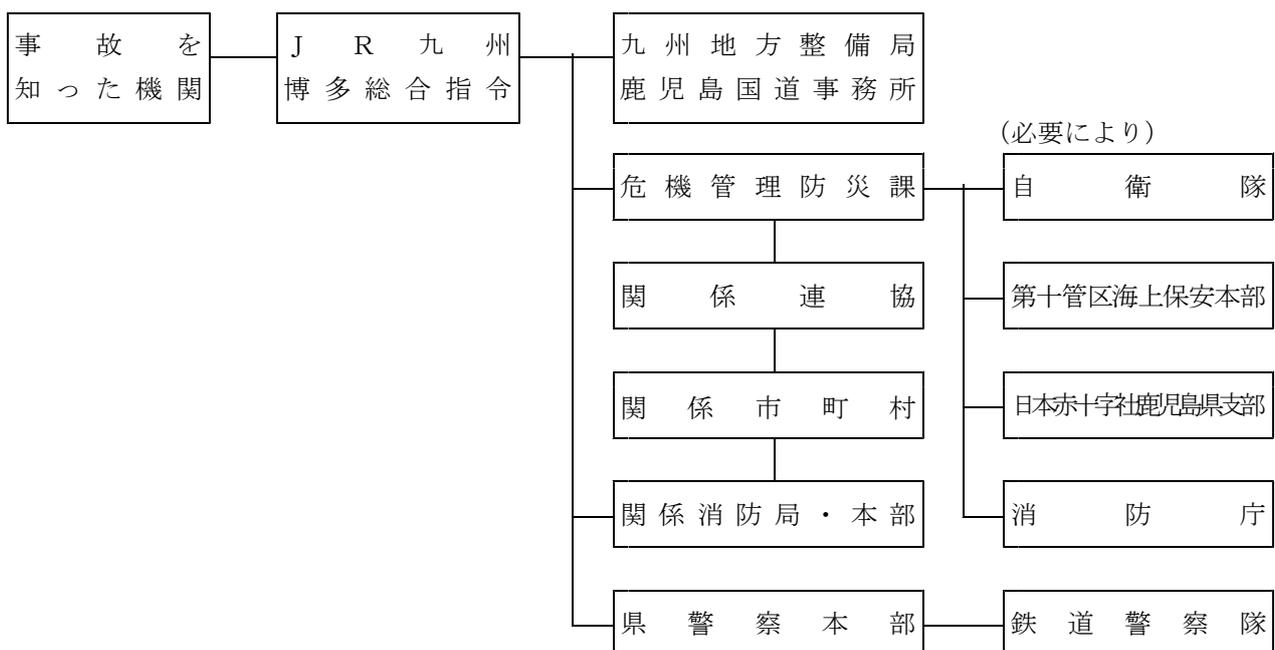
イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

##### (3) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

### 事故通報連絡図



## 第2 発生時の初動体制

### 1 運転規制

事故が発生した場合は、運転取扱実施基準等に基づき、必要に応じて速度規制又は、運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。

### 2 乗務員の対応

- ア 運転中に、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取、橋梁上、陸橋下、トンネルの場合には、注意して安全な場所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、輸送指令等と連絡を取り、その指示を受ける。

### 3 その他の措置

- ア 旅客誘導のための案内放送
- イ 駅員の手配配置
- ウ 救出、救護
- エ 出火防止
- オ 防災機器の操作

## 第3 乗客の避難誘導

### 1 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、事故に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

### 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停車している場合は、輸送指令等の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
- ウ ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
  - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
  - (イ) 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
  - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

## 第4 関係者等への迅速な情報の提供等

鉄軌道事業者は、事故災害及び復旧に係る情報を提供する。

また、鉄軌道事業者は、鉄道の運行状況について、情報提供を行うものとする。

## **第5 事故発生時の救護活動**

事故発生時には、駅社員、乗務員等が救急救護活動に当たるとともに、対策本部、現場復旧本部に総務班を編成し、救護活動に当たる。

## **第6 消火活動**

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- 2 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## **第7 広域的な応援体制**

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

## **第8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

「第3部第2章第10節 緊急輸送」参照

## 第4章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，市町村]

#### 第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市町村等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

##### 1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

##### 2 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

##### 3 トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

#### 第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

《資料編 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳》

#### 第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

#### **第4 情報の収集・連絡手段の整備等**

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。  
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

#### **第5 防災組織の整備**

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

#### **第6 防災訓練の実施**

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，市町村]

### 第1 活動体制

#### 1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合，道路管理者は，人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

また，県内において大規模な道路事故等により，重大な災害が発生した場合は，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

#### 2 通信連絡体制

各道路管理者は，事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに，消防，警察関係機関との連絡を密にする。

#### 3 被害情報等の報告

##### (1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

##### (2) 県

ア 県は，道路管理者等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

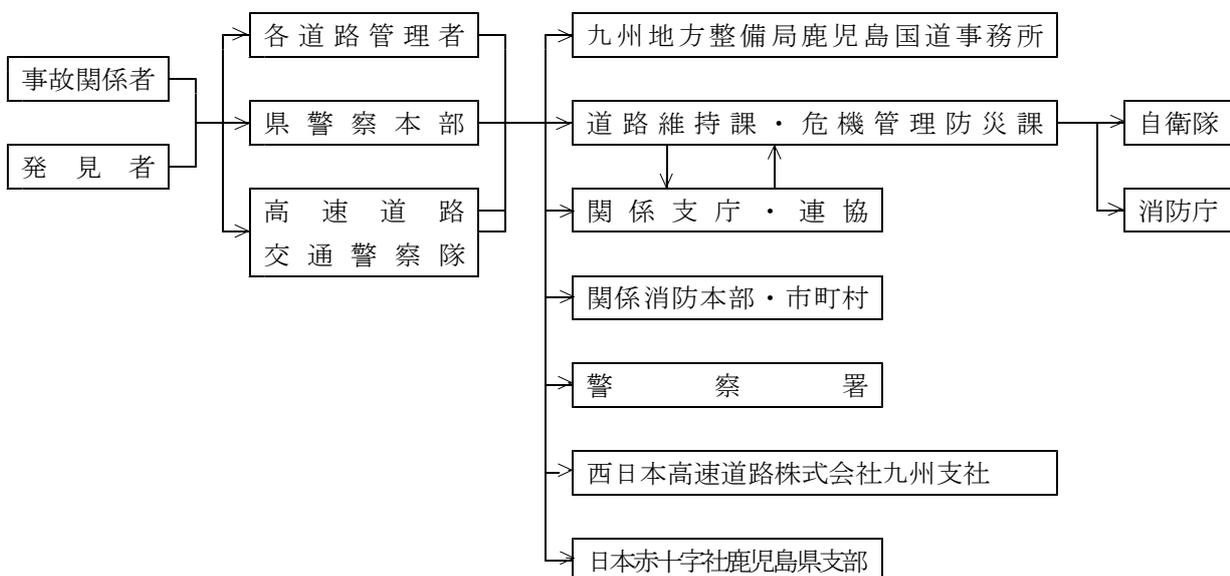
イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

##### (3) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

### 事故通報連絡図



## **第2 発生時の初動体制**

### **1 救助・救急**

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

### **2 交通規制**

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。  
(交通規制については、「第3部第2章第8節 交通確保・規制」参照)

## **第3 広域的な応援体制**

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

## **第4 避難誘導**

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

## **第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等**

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

## **第6 復旧活動**

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

## 第5章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

#### 第1 危険物等災害の防止

[実施責任：危機管理局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

##### 1 危険物の災害防止

###### (1) 危険物災害の防止対策の実施状況

###### ア 危険物施設等の保安監督・指導

県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

###### イ 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づき取扱作業の保安に関する講習を実施する。

###### (2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、知事又は市町村長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

###### ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

(ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

###### イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する

###### ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

###### エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

###### オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

## 2 高圧ガス施設の災害防止

高圧ガスによる災害防止のため、知事は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

### (1) 立入検査等の実施

- ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所の完成時における完成検査を実施する。
- イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵、消費場所及び容器検査所の立入検査を実施する。
- ウ 高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、防災工具整備の指導及び路上取締りを実施する。
- エ 高圧ガス製造施設の定期保安検査受検届出を受理する。

### (2) 定期自主検査の指導

高圧ガス製造者等に対し、法の規定に基づく定期自主検査の実施を指導する。

### (3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係法規の遵守について、製造者、販売業者等に対する講習会・研修会において指導するとともに、高圧ガス関係団体を通じて関係者へ周知徹底を図る。

### (4) 事業所における保安教育等の実施

(3)によるほか、製造者が危害予防規程を制定し、保安教育計画の作成及びそれに基づき従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、販売業者、高圧ガス貯蔵所所有者等に従業員に対する保安教育の徹底を図るよう指導する。

### (5) 消費者保安対策

液化石油ガスの消費先での事故防止を図るため、自動ガス遮断装置等安全器具の設置を促進するとともに、消費者啓発に努める。

## 3 火薬類等の災害防止

火薬類等による災害防止のため、知事は、火薬類取締法等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

### (1) 立入検査等の実施

- ア 火薬類製造施設の完成検査及び保安検査並びに定期的な立入検査を実施する。
- イ 火薬庫の完成検査及び定期的な立入検査を実施する。
- ウ 火薬類の消費現場に対する立入検査を実施する。

### (2) 定期的自主検査の指導

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者等に対し、製造施設又は火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導する。

### (3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係保安法規の遵守について、火薬類の製造業者などに対する各種保安教育講習会を開催し、法規及び保安対策の周知徹底を図る。特に、吸湿、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類、又は著しく安定度の異常を呈した火薬類の廃棄について指導する。

### (4) 取扱者の教育

(3)によるほか、火薬類の製造業者、販売業者及び火薬類消費者等が、自ら行う保安教育の実施を指導する。

## 4 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

## 5 毒物劇物災害の防止

毒物劇物等による危害を防止するため、知事は毒物及び劇物取締法等に基づき、次のような予防措置を講ずる。

- (1) 立入検査等の実施  
毒物劇物営業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵庫等の取扱施設が法で定める構造設備基準に適合しているかを指導する。
- (2) 講習会等による関係法規の周知徹底  
毒物劇物営業者等に対する講習会を開催し、毒物及び劇物取締法令及び保安対策の周知徹底を図る。特に、取扱い施設の保管管理、運搬の方法、廃棄の方法、事故の際の措置について徹底させる。
- (3) 自主検査  
毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく貯蔵の基準、運搬の技術上の基準、廃棄の基準に適合するよう自主検査の実施を指導する。

## 第2 災害応急対策への備え

[実施責任：危機管理局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

### 1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。  
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

### 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備  
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

### 3 救助・救急，医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備  
「第2部第2章第6節 救助・救急体制の整備」参照
- (2) 医療活動の整備  
「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照
- (3) 消火活動の整備  
「第2部第2章第4節 消防体制の整備」参照

#### **4 緊急輸送活動の整備**

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

#### **5 避難活動の整備**

「第2部第2章第5節 避難体制の整備」参照

#### **6 防災訓練の実施**

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

### 第1 危険物等の対策

[実施責任：九州産業保安監督部，九州電力株式会社，危機管理局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか，次により災害時における保安対策を実施する。

#### 1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は，危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが，概ね次の区分に応じて措置する。

##### (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する

イ 消防施設（ここでいう消防施設とは，各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ 施設内の警戒を厳重にする。

エ 危険物の集荷の中止，移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

##### (2) 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通報

イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ 危険物施設等における詰替，運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って，付近の状況等により，避難等の処理をなし，被害を最小限度に押さえるように努める。

#### 2 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては，第3部第4章第2節も参照のこと）

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

##### (1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は，事故の大小にかかわらず，事故発生を最寄りの消防，警察に連絡する。連絡を受けた消防，警察は，事故現場に出動するとともに，以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに，必要に応じて次の対策を行う。

(ア) 初期消火，漏洩閉止等の作業

(イ) 付近住民への通報

(ウ) 二次災害防止措置（火気の使用停止，ガス容器の撤去，退避，交通制限等）

(エ) その他必要な措置（消火，除害，医療，救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し，消防，警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

##### (2) 通報の内容

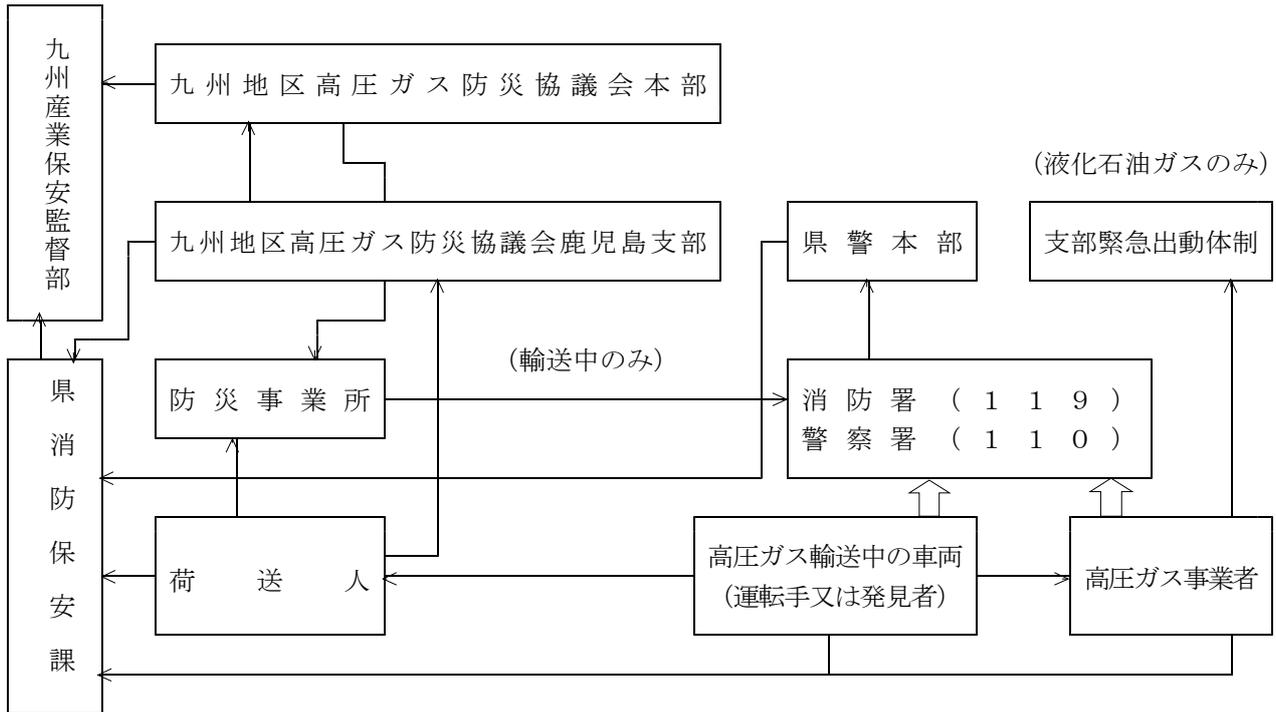
(3)の通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

- ア 事故発生の場所・日時
- イ 現場（通報時の実情と、とっている措置）
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請，その他必要事項

(3) 通報系統

図3. 2. 5. 1のとおり。

図3. 2. 5. 1 高圧ガス災害発生時の通報系統図



[注1] 防災事業所とは，九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

[注2] 〰 は通報， — は連絡

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は，現場の消防，警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は，速やかにこれを安全な場所に移し，見張人をつけて，関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか，又は搬送の余裕がない場合には，火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあっては，入口，窓等を目塗土等で完全に密閉し，木部には注水等の防火措置を講じ，かつ，必要に応じて住民に避難するよう警告する。

#### 4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

#### 5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (2) 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

### 第2 活動体制の確立

「第3部第1章第1節 応急活動体制の確立」参照

### 第3 広域的な応援体制の整備

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

### 第4 被害情報の報告

#### 1 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

#### 2 県

- (1) 県は、事業者等から受けた情報を関係市町村、関係機関等へ連絡する。
- (2) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。  
また、警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

#### 3 市町村

市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## **第5 救助・救急，医療及び消火活動の整備**

### **1 救助・救急活動の整備**

「第3部第2章第7節 救助・救急」参照

### **2 医療活動の整備**

「第3部第2章第10節 緊急医療」参照

### **3 消火活動の整備**

「第3部第2章第5節 消防活動」参照

## **第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

## **第7 避難収容活動**

### **1 避難誘導の実施**

「第3部第2章第6節 避難の勧告・指示・誘導」参照

### **2 避難場所**

「第3部第3章第1節 避難所の運営」参照

### **3 災害時要援護者への配慮**

「第3部第2章第11節 災害時要援護者への緊急支援」参照

## **第8 被災者等への的確な情報伝達活動**

「第3部第2章第3節 広報」参照

## 第6章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

〔実施責任：県内各森林管理署，危機管理局危機管理防災課，環境林務部森林整備課，市町村〕

#### 第1 広報活動の充実

国，県，市町村及び消防機関は，森林保有者，林業労働者，付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし，立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて，林野火災予防思想の普及，啓発に努める。

#### 第2 予防体制の強化

- 1 国は，国有林野における事業及び一般入山者による出火の防止のため監視を強化する。
- 2 県は，森林保全巡視指導員を配し，巡視及び監視を行い，市町村・消防機関等と常に連携を図り，都市火災予防に努める。
- 3 市町村は，乾燥・強風等の気象状況に留意し，森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また，気象状況等が，火災予防上危険であると認めるときは，地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。
- 4 森林保有者，地域の林業関係団体は，自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

#### 第3 防災組織の育成

市町村等防災関係機関は，森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

#### 第4 予防施設，防災資機材の整備

- 1 国は，国有林に係る防火帯並びに林道の整備保全等を行う。
- 2 県は，大規模な林野火災に対処するため，空中消火用資機材を整備するものとする。
- 3 市町村は，林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

#### 第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

## **第6 防災組織の整備**

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照

## **第7 緊急輸送活動の整備**

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

## **第8 避難活動の整備**

「第2部第2章第5節 避難体制の整備」参照

## **第9 防災訓練の実施**

- 1 事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

### 第1 活動体制

#### 1 現場指揮本部等の設置

火災通報を受けた市町村等は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

また、県は、県内において大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

#### 2 空中消火体制

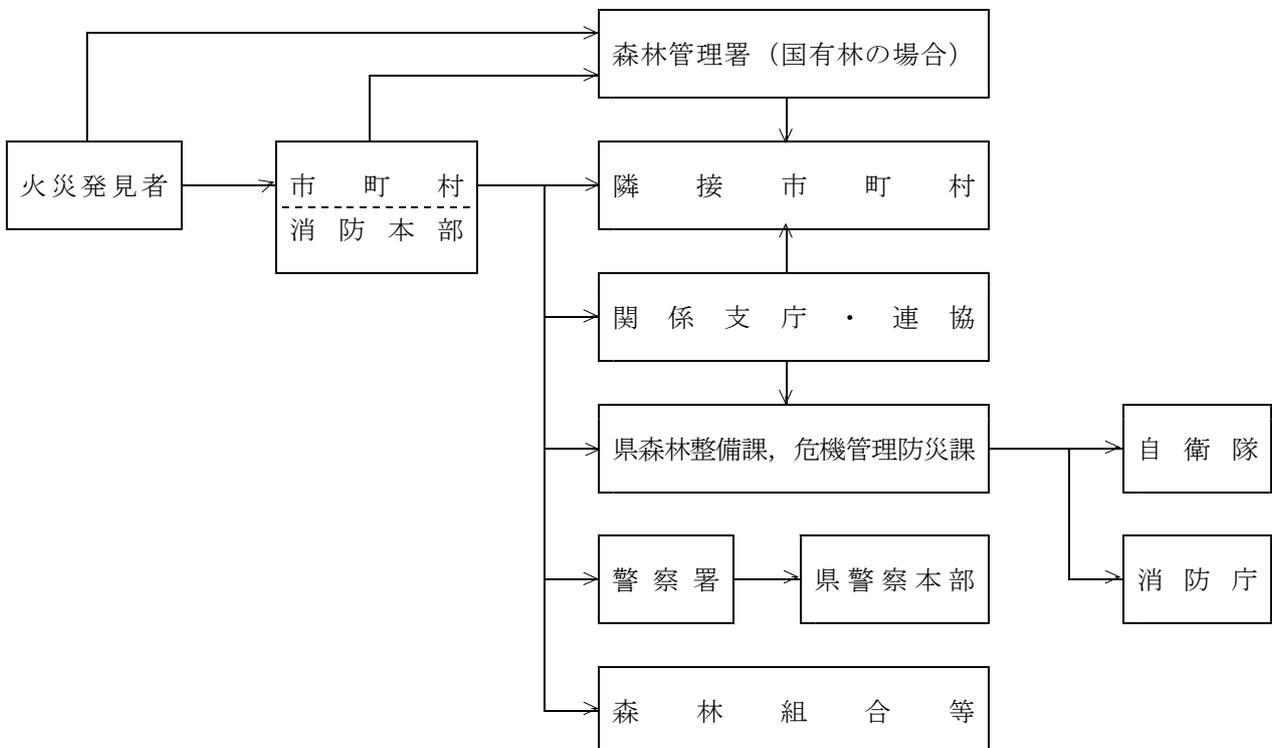
県は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

#### 3 通信連絡体制

市町村は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町村、関係機関等に通報する。

森林管理署、県及び市町村等は相互に情報交換等を行う。

林野火災通信連絡図



#### 4 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3部第2章第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

## 第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
各 森 林 管 理 署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限，火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
市 町 村 消 防 本 部	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限，火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
第十管区海上保安本部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 災害状況等情報の収集，通報 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集，通報 (2) 避難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿 児 島 県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火，避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿 児 島 県 警 察 本 部	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿 児 島 県 医 師 会	負傷者の収容並びに手当

### **第3 広域的な応援体制の整備**

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

### **第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備**

#### **1 救助・救急活動の整備**

「第3部第2章第7節 救助・救急」参照

#### **2 医療活動の整備**

「第3部第2章第10節 緊急医療」参照

#### **3 消火活動の整備**

「第3部第2章第5節 消防活動」参照

### **第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備**

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

### **第6 避難収容活動の整備**

#### **1 避難誘導の実施**

「第3部第2章第6節 避難の勧告・指示、誘導」参照

#### **2 避難場所**

「第3部第3章第1節 避難所の運営」参照

#### **3 災害時要援護者への配慮**

「第3部第2章第11節 災害時要援護者への緊急支援」参照

### **第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備**

「第3部第2章第3節 広報」参照

### **第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動**

1 県、市町村及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 国、県及び市町村は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

## 第5部 災害復旧・復興

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の  
推進

第2節 激甚災害の指定

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

第2節 被災者への融資措置

## 第5部 災害復旧・復興

### 第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、県民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

#### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

##### 第1 災害復旧事業等の推進

[実施責任：関係機関等]

###### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、鹿児島県がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

###### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。  
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の県単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### 3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画 ウ 砂防設備災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画 ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共利用施設，病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

### 第1 激甚災害に関する調査

〔実施責任：危機管理局，総務部，保健福祉部，商工労働水産部，農政部，環境林務部，土木部，市町村〕

#### 1 市町村

市町村長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合，知事は市町村の被害状況を検討の上，激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について，関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は，施設その他の被害額，復旧事業に要する負担額，その外激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し，危機管理局に提出するものとする。
- (3) 危機管理局長は，前記各部局の調査を取りまとめ，必要に応じ，庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は，激甚法に定められた事業を実施する。

### 第2 特別財政援助額の交付手続き等

〔実施責任：危機管理局，総務部，保健福祉部，商工労働水産部，農政部，環境林務部，土木部，市町村〕

#### 1 市町村

市町村長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し，県各部局に提出しなければならない。

#### 2 県

激甚災害の指定を受けたときは，事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき，関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

## 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した県民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

### 第1節 被災者の生活確保

#### 第1 県民生活相談

〔実施責任：総務部、保健福祉部、県警察本部、市町村、消防本部〕

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市 町 村	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設け、警察関係の相談にあたる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施

#### 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、市町村〕

##### 1 仮置場、最終処分地の確保

被災市町村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市町村を支援する。

##### 2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

### 3 環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

がれき処理に当たっては，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では，そのための技術面の指導・監視等を，厚生労働省と連携して行う。

### 4 計画的ながれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため，市町村はがれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし，そのための処理計画を定めるものとする。

県では，広域的な調整の必要がある場合，全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより，円滑ながれき処理を促進する。

## 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

[実施責任：土木部建築課，市町村]

### 1 り災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) り災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け，借地借家制度の特例の適用を希望する市町村は，国土交通大臣に対し，所要の申請を行うものとする。
- (2) 市町村長は，適用の申請に際し，次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて，国土交通大臣あて2部提出する。

- |  |
|--|
| ア 市町村の面積                                   |
| イ り災土地の面積                                  |
| ウ 市町村の建物戸数                                 |
| エ 滅失戸数                                     |
| オ 災害の状況                                    |
| カ その他（り災土地中，借地の比率及び滅失建物中，借家の比率等もできれば記載する。） |

### 2 法適用基準

法の適用基準は，災害により市街地における建物の滅失が著しく，借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

#### 第4 被災者生活再建支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課]

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

(平成22年11月1日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等																							
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）																							
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）																							
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																							
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> <tr> <td></td> <td>対象世帯の(1)</td> <td>対象世帯の(2)</td> <td>対象世帯の(3)</td> <td>対象世帯の(4)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																				
	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)																				
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
申 請 先	県（市町村経由）																							

## 第5 被災者生活支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，商工労働水産部商工政策課，市町村]

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において，床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して，生活再建を支援するため，被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊，半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗，事務所，工場などが全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし，①の支給対象者は除く ③ ①，②に係わらず，被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①，②のうち，被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	<u>上記①，②については1世帯(1事業者)当たり20万円</u> <u>上記④については1世帯(1事業者)当たり30万円</u>

## 第6 災害弔慰金等の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

### 1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において，住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において，住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において，災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2つ以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合 ……………500万円 その他の場合 ……………250万円

## 2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2つ以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ……………250万円 その他の場合 ……………125万円

### 3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

### 4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害による全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

## 第7 税の減免措置

[実施責任：総務部税務課，市町村]

### 1 税の徴収猶予等

- (1) 知事又は市町村長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市町村税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、県税又は市町村税の徴収猶予を行う。
- (2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者の申告により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。
- (3) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市町村の災害による市町村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市町村長は、災害による被災者のうち、市町村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

## 2 税の減免

### (1) 県税の減免

種 別	減 免 の 内 容 等
事 業 税	ア 事業用資産について災害を受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。 (ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの 全部 (イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの 1/2 (ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの 1/4 イ アに該当しないもので、災害により自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。
自 動 車 税	災害により損害を受けた自動車税の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。
不動産取得税	ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免する。 イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。

### (2) 市町村税の減免

市町村長は、市町村税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市町村税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

## 第8 職業あっせん等

[実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）、市町村]

### 1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

## 2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市町村長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市町村長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

## 3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

## 第9 災害時における郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

〔実施責任：郵便事業株式会社（各郵便局）〕

災害が発生した場合において、郵便事業株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

### 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

### 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、郵便事業株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

## 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

## 6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

## 7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

## 8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵政公社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

## 9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、郵便事業株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

## 第10 リ災証明書の交付

[実施責任：市町村]

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

また、平時から被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、被害認定を迅速かつ公正に実施できるような体制の整備に努める。

## 第2節 被災者への融資措置

### 第1 民生関係の融資

[実施責任：県社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 生活福祉資金（・福祉費(災害援護経費)）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

(平成23年12月1日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより，独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は，その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は，意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し，県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ，市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに，貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき，自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行う。

(平成21年7月1日現在)

区 分	貸 付 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
貸付金原資の負担割合	国2/3，県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区 分	貸 付 の 内 容 等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸 付 区 分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主が負傷した場合 (約1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還		
	(イ) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

## 第2 住宅資金の融資

[実施責任：土木部建築課，市町村，関係機関等]

### 1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補修し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
適用される災害	(1) 災害救助法の適用となった市町村が1以上ある災害又はこれに準ずるものとして財務大臣，国土交通大臣が指定する災害 (2) 滅失戸数が1市町村の区域内家屋の戸数の1割以上，又は100戸以上ある災害
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上，175平方メートル以下であること。 <b>【床面積上限の例外】</b> 1 災害家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は，その面積まで建築（購入）可能。 2 親族の家屋も併せて被災して，同じ融資住宅に入居する場合は，申込人と同居する親族の災害家屋の合計面積まで建設（購入）可能。 (イ) 併用住宅は，住宅部分が概ね1/2であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (エ) 各戸に居住室，便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (カ) 災害家屋が共同住宅であった場合で，木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 (ア) 家屋の床面積，構造の種類は制限がない。 (イ) 併用住宅は，住宅部分が概ね1/2以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法の規定に適合すること。 (エ) 各戸に居住室，便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ，災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害による被災時，滅失し，又は損傷した家屋の所有者，賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し，又は主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において，当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は，貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件	<p>(1) 建設等</p> <p>(ア) 貸付限度額</p> <p>住宅建設資金</p> <p>耐火，準耐火構造，木造（耐久性） 1,460万円（工事費の100%融資）</p> <p>木造（一般） 1,400万円（工事費の100%融資）</p> <p>土地取得費 970万円</p> <p>整地費 380万円</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 木造（一般） 25年以内</p> <p>耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内</p> <p>（3年以内の据置期間を設けることができる。）</p> <p>(エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払</p> <p>（申込者から申し出があつて債権保全上支障ない場合は，6ヶ月払い併用可）</p> <p>(2) 補修等</p> <p>(ア) 住宅補修資金</p> <p>耐火，準耐火構造 10万円～640万円（工事費の100%融資）</p> <p>木 造 10万円～590万円（工事費の100%融資）</p> <p>移転費 380万円</p> <p>整地費 380万円</p> <p>（ただし，移転費と整地費をあわせて融資をうける場合には，380万円まで。）</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 20年以内（据置期間1年を含む。）</p> <p>(エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い</p> <p>（申込者から申し出があつて債権保全上支障ない場合は，6ヶ月払い併用可）</p>
借入手続	<p>融資希望者は，り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け，申込書の提出は，機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。</p>

## 2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	<p>(1) 原則として居室，炊事室及び便所を有すること。</p> <p>(2) 13 平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし，非住宅部分については，住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。</p> <p><b>【新築購入・リユース購入の場合】</b></p> <p>50 平方メートル以上（共同建ての場合 40 平方メートル以上），280 平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあつては，建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また，リユース家屋購入の場合にあつては，建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。</p> <p>(4) 木造の住宅を建設する場合原則として1戸建であること。</p> <p>(5) 敷地の権利が転借によらないものであること。</p>
貸付の条件，その他	<p>利率 機構の貸付利率による。</p> <p>その他は災害復興住宅に同じ</p>

### 第3 農林漁業関係の融資

[実施責任：企画部離島振興課，農政部農業経済課，環境林務部環境林務課，関係機関等]

#### 1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者等に対し，次のような資金の融資を行う。

##### (1) 被害農林漁業者に対する経営資金

(平成20年1月1日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，飼料，漁業用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	<p>(ア) 被害農業者（農業を主な業務とする者・・・年間総所得の5割以上を農業所得に依存）</p> <p>① 天災による農作物，畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり，かつ，減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>② 天災により果樹，茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(イ) 被害林業者</p> <p>林業を主な業務とする者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(ウ) 被害漁業者</p> <p>漁業を主な業務とする者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流出等による損失額が，平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者。</p> <p>(エ) 特別被害農業者</p> <p>被害農業者であって，天災による農作物，畜産物及び繭の減収による損失額が，その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>

区 分	融 資 の 内 容 等																																																																			
	<p>(オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたげほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>																																																																			
貸付利率	<p>(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……………年3%以内</p> <p>(イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……………年5.5%以内</p> <p>(ウ) その他……………年6.5%以内</p>																																																																			
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）																																																																			
貸付の限度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貸付対象者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">天災融資法</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">激甚災害法</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A%</th> <th style="text-align: center;">B万円個人 （ ）は法人</th> <th style="text-align: center;">A%</th> <th style="text-align: center;">B万円個人 （ ）は法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">農 業 者</td> <td style="text-align: center;">果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">500(2,500)</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">600(2,500)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 農 業 者</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">200(2,000)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">250(2,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">開 拓 者</td> <td style="text-align: center;">果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">500(2,500)</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">600(2,500)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 開 拓 者</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">200(2,000)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">250(2,000)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">林 業 者</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">200(2,000)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">250(2,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">漁 業 者</td> <td style="text-align: center;">漁 具 購 入 資 金</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">500(2,500)</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">600(2,500)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 産 動 植 物 養 殖 資 金</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">500(2,500)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">600(2,500)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 漁 業 者</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">200(2,000)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">250(2,000)</td> </tr> </tbody> </table>					貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		A%	B万円個人 （ ）は法人	A%	B万円個人 （ ）は法人	農 業 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	一 般 農 業 者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	開 拓 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	一 般 開 拓 者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	林 業 者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	漁 業 者	漁 具 購 入 資 金	80	5,000	80	5,000	漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金	80	500(2,500)	80	600(2,500)	水 産 動 植 物 養 殖 資 金	50	500(2,500)	60	600(2,500)	一 般 漁 業 者	50	200(2,000)	60	250(2,000)
貸付対象者		天災融資法		激甚災害法																																																																
		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）																																																																
		A%	B万円個人 （ ）は法人	A%	B万円個人 （ ）は法人																																																															
農 業 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																															
	一 般 農 業 者	45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															
開 拓 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																															
	一 般 開 拓 者	45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															
林 業 者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															
漁 業 者	漁 具 購 入 資 金	80	5,000	80	5,000																																																															
	漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金	80	500(2,500)	80	600(2,500)																																																															
	水 産 動 植 物 養 殖 資 金	50	500(2,500)	60	600(2,500)																																																															
	一 般 漁 業 者	50	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

## 2 日本政策金融公庫資金農林水産事業による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（平成21年7月1日現在）

資金名	資金用途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	1.00 ～ 1.35	10	3	一般 300 (特認:年間経営費等の12分の3)	100
農業基盤整備資金	農地, 牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	1.00 ～ 1.80	25	10	(下限 10)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	1.00 ～ 1.80	15	3	1施設当たり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 (下限 10)	80
	共同利用施設	1.00 ～ 1.80	20	3	(下限 10)	80
漁業基盤整備資金	漁港	1.00 ～ 1.80	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	1.00 ～ 1.80	20	3	(下限 10)	80
漁船資金	漁船の復旧	1.00 ～ 1.45	(機器) 5 12	2	1隻当たり 45,000 まき網 85,000 (下限 10)	80
林業基盤整備資金	林道	1.00 ～ 1.80	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養成施設	1.00 ～ 1.80	15	5	(下限 10)	80
沿岸漁業経営安定資金	沿岸漁業経営再建費 収入補填費	1.80	20	3	個人 200 法人 400	100

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

### 3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区 分	融 資 の 内 容 等
融 資 対 象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申 込 手 続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸 付 条 件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期間、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次頁の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成23年9月9日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 (うち 据置期間)	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
農・林業 振興資金	果樹の植栽, 育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	1.55	450 (特認1,000)	750 (特認1,500)	750 (特認1,500)	担保 適宜徴求 する。  保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	畜舎・堆肥舎建設, 桑園地・農地の造成 ・取得, 樹園地の取 得, 養蚕施設設備, 桑の植栽・育成, 農 産物等貯蔵保管施設 設備, 園芸栽培施設 設備, 災害対策関連 施設設備, 農産物集 出荷施設設備, 農産 物処理加工施設設備	12年以内 (3)					
	農業用機械器具(耕 耘機購入), 牛・豚 の購入, 運搬用器具	7年以内 (2)					
	災害復旧		100	(法人) 100			
	樹苗養成		1.40				
	しいたけ類生産施設, 木材生産加工施設設 備	5年以内 (1)	1.55	300 (特認 500)	500 (特認 800)	500 (特認1,000)	
水産業 振興資金	漁船建造, 取得	9年以内 (2)	1.55	300 (特認2,000)	500 (特認4,000)	800 (特認5,000)	"
	漁船改造, 漁船装備 等改善	5年以内					
	共同利用施設	10年以内 (2)	1.40				
	養殖施設		1.55				
運転資金	第一次産業	1年以内	1.55	700	1,000	1,000 (特認1,500)	"

注) 利率等は随時改訂されるので, 利用の際は関係先に確認すること。

注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので, 金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機, 畜舎, 堆肥舎, 家畜導入, 果樹の植栽・育成及び樹園地造成, 農地取得, 農地造成, 園芸栽培施設設備, 農産物集出荷施設設備, 農産物処理加工施設設備……………年 1.40%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船), 漁船取得(中古船)……………年 1.40%

## 第4 商工業関係の融資及び利子補助

[実施責任：企画部離島振興課，商工労働水産部経営金融課，関係機関等]

### 1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

#### (1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し，当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

#### (2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの。

①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者

(県内における災害により被害を受けた者に限る。)

②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者

(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者

(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

④知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内(据置2年以内)

設備資金 10年以内(据置3年以内)

融資利率：1年以内 年1.9%

1年超3年以内 年2.0%

3年超5年以内 年2.1%

5年超7年以内 年2.3%

7年超10年以内 年2.7%

信用保証：鹿児島県信用保証協会(大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金)の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0.13%～年1.58%

※割引料率

①財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。)－0.1%割引

②担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)

取扱金融機関：鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本ファミリー銀行，宮崎太陽銀行(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

## 2 政府系金融機関の融資

(平成24年3月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	所定の限度内
融資期間	運転 } 設備 } 10年以内	運転 } 設備 } 10年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となります。(異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

### 3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円（激甚災害保証の場合は、別枠）
保 証 期 間	運転資金15年以内，設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金5年，設備資金7年以内）
保 証 人 及 び 担 保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返 済 方 法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87%）

※「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引  
担保の提供がある事業者－0.1%割引

#### 4 奄美群島振興開発基金

##### (1) 保証

区 分	保 証 の 内 容 等
保証対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害等の指定を受けた場合におけるり災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（資金用途を指定した保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	（ア）個人又は法人 2 億円（災害等特別の事由がある場合 2 億 2,000 万円） （イ）森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については 2 億 3,000 万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	担 保 必要に応じ徴求する。 保証人 原則として鹿児島県内に住所を有する連帯保証人 1 人以上、法人の場合は原則としてその法人の代表者を徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年 0.45%～年 1.90%）、 激甚災害等保証（年 0.87%）

※ 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引  
担保の提供がある事業者－0.1%割引

##### (2) 融資

区 分	融 資 の 内 容 等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次頁の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成23年9月9日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 〔うち〕 据置期間	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人
				個人	法人 共同 施行 団体	協同組合	
観光 関連 産業 振興 資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連 施設設備 中小規模旅館施設 等の改善	15年以内 (1)	1.75～3.55	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	担保 適宜徴収する。  保証人 県内に住所を 有するもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	2.15～3.25%				
流通 加工 業等 振興 資金	施設・設備の整備 及び改善	10年以内 (2)	1.75～3.15%	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.15～3.25%				
地域 資源 等振 興資 金	地域資源等又は固 有の技術等を活用 した事業に要する 施設設備の整備及 び改善	15年以内 (2)	1.75～3.55	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.15～3.25				
運転 資金	第二次、第三次 産業	1年以内	2.15～3.15	700	1,000	1,000 (特認1,500)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

## 5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

### (1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について，利子補助を行う市町村に対し，融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

### (2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害（激甚災害，災害救助法，被災者生活再建支援法適用災害）において被災した者が，災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

### (3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下 年1.80%

融資額200万円超600万円以下 年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下 年0.90%

※補助率は県が負担するものであり，被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため，市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの市（町・村）長，消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・市（町・村）長が必要と認める書類

沿 革

昭和38年7月4日作成  
昭和39年7月1日修正  
昭和43年8月13日修正  
昭和45年12月1日修正  
昭和46年3月30日修正  
昭和47年3月31日修正  
昭和48年2月27日修正  
昭和50年2月27日修正  
昭和51年2月16日修正  
昭和52年2月24日修正  
昭和53年2月23日修正  
昭和54年3月27日修正  
昭和55年3月28日修正  
昭和56年3月26日修正  
昭和57年3月29日修正  
昭和58年3月31日修正  
” 4月25日修正  
(原子力防災計画編策定)  
昭和60年2月25日修正  
昭和61年4月1日修正  
昭和62年4月1日修正  
昭和63年3月4日修正  
平成元年4月1日修正  
平成2年4月1日修正  
平成3年3月22日修正  
平成4年3月25日修正  
平成5年3月26日修正  
平成6年2月17日修正  
” 5月27日修正  
平成7年6月5日修正  
平成8年6月13日修正  
平成9年3月26日修正  
(震災対策編策定)  
平成11年5月27日修正  
平成13年10月26日修正  
平成17年1月7日修正  
平成18年3月27日修正  
平成20年3月5日修正  
平成21年5月14日修正  
平成23年5月2日修正  
平成24年3月23日修正

# 地震・津波災害対策編目次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 防災機関の業務の大綱	1-2-1
第3章 県民及び事業所の基本的責務	1-3-1
第4章 県の地域特性及び地震・津波災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1

## 第2部 地震・津波災害予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備	2-1-1
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	2-1-1
第2節 津波災害防止対策の推進	2-1-7
第3節 防災構造化の推進	2-1-11
第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	2-1-17
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	2-1-20
第6節 危険物災害等の防災対策の推進	2-1-29
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-1-31
第8節 地震防災研究の推進	2-1-32
第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え	2-2-1
第1節 防災組織の整備	2-2-1
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	2-2-7
第3節 地震・津波観測体制の整備	2-2-12
第4節 消防体制の整備	2-2-14
第5節 避難体制の整備	2-2-19
第6節 救助・救急体制の整備	2-2-29
第7節 交通確保体制の整備	2-2-37
第8節 輸送体制の整備	2-2-41

第9節	医療体制の整備	2-2-44
第10節	その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備	2-2-48
第11節	災害対策基金管理体制の整備	2-2-54
第3章	県民の防災活動の促進	2-3-1
第1節	防災知識の普及啓発	2-3-1
第2節	防災訓練の効果的实施	2-3-5
第3節	自主防災組織の育成強化	2-3-7
第4節	防災ボランティアの育成強化	2-3-11
第5節	災害時要援護者の安全確保	2-3-14

### 第3部 地震・津波災害応急対策

第1章	活動体制の確立	3-1-1
第1節	応急活動体制の確立	3-1-1
第2節	情報伝達体制の確立	3-1-21
第3節	災害救助法の適用及び運用	3-1-27
第4節	広域応援体制	3-1-30
第5節	自衛隊の災害派遣	3-1-35
第6節	技術者・技能者及び労働者の確保	3-1-44
第7節	ボランティアとの連携等	3-1-48
第8節	災害警備体制	3-1-50
第2章	初動期の応急対策	3-2-1
第1節	津波警報等及び地震情報・津波情報等の収集・伝達	3-2-1
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2-15
第3節	広報	3-2-24
第4節	消防活動	3-2-29
第5節	危険物の保安対策	3-2-31
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	3-2-33
第7節	避難の勧告・指示, 誘導	3-2-35
第8節	救助・救急	3-2-44
第9節	交通確保・規制	3-2-46
第10節	緊急輸送	3-2-52
第11節	緊急医療	3-2-57
第12節	災害時要援護者への緊急支援	3-2-67

第3章 事態安定期の応急対策	3-3-1
第1節 避難所の運営	3-3-1
第2節 食料の供給	3-3-5
第3節 応急給水	3-3-9
第4節 生活必需品の給与	3-3-11
第5節 医療	3-3-15
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	3-3-17
第7節 動物保護対策	3-3-24
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3-25
第9節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等	3-3-29
第10節 住宅の供給確保	3-3-33
第11節 文教対策	3-3-36
第12節 社会秩序の維持, 物価の安定等	3-3-39
第13節 義援物資等の取扱い	3-3-41
第14節 農林水産業災害の応急対策	3-3-43

第4章 社会基盤の応急対策	3-4-1
第1節 電力施設の応急対策	3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策	3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策	3-4-8
第4節 下水道施設の応急対策	3-4-9
第5節 電気通信施設の応急対策	3-4-11
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策	3-4-13
第7節 鉄道施設の応急対策	3-4-15
第8節 空港施設の応急対策	3-4-17

## 第4部 地震・津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧	4-1-1
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	4-1-1
第2節 激甚災害の指定	4-1-3
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	4-2-1
第1節 被災者の生活確保	4-2-1
第2節 被災者への融資措置	4-2-10

# 第 1 部 総則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 2 章 防災機関の業務の大綱

第 3 章 県民及び事業所の基本的責務

第 4 章 県の地域特性及び地震・津波災害特性

第 5 章 災害の想定

# 第 1 部 総則

## 第 1 章 計画の目的等

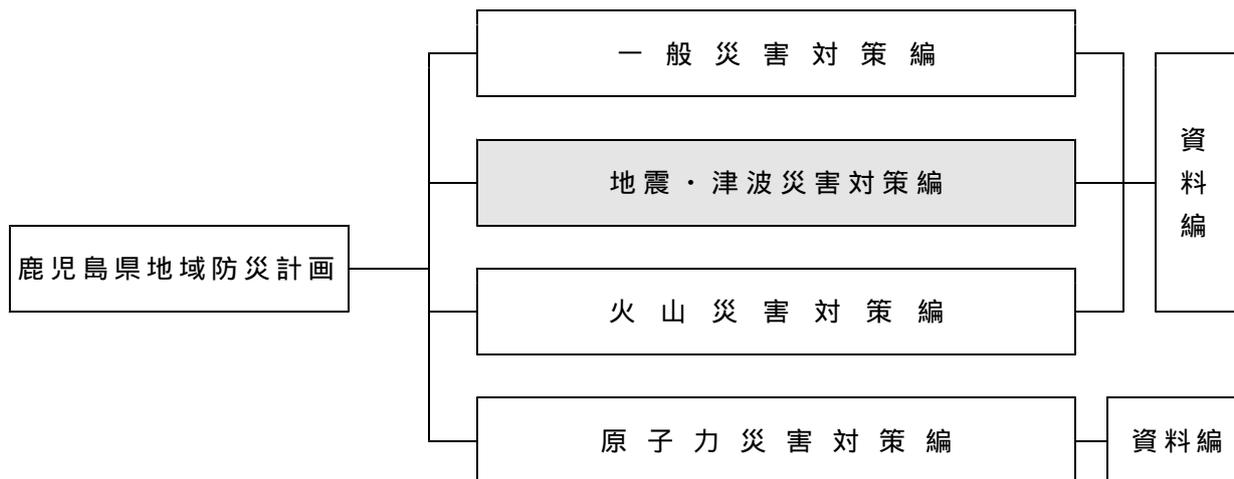
### 第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事により、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」である。

また、本計画は、鹿児島県域の地震・津波災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

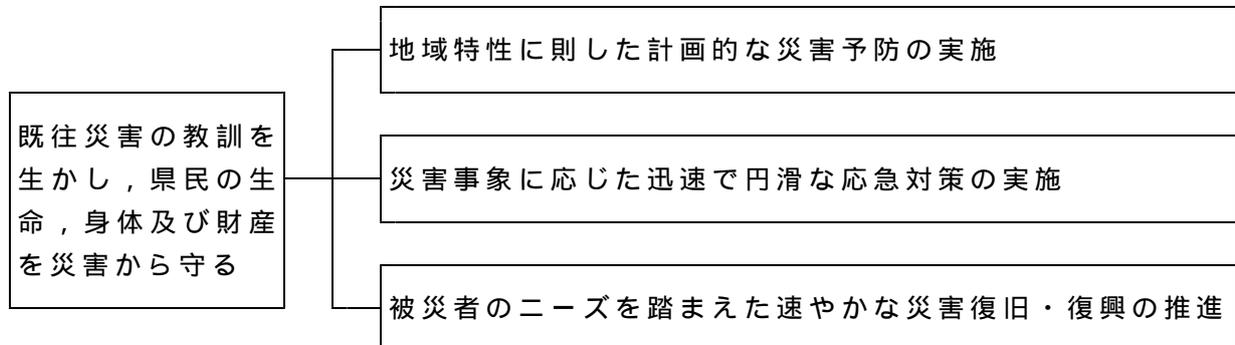


### 第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

〔基本理念〕

〔基本方針〕



本計画では、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

#### 1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と、県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

#### 2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

#### 3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災

者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため，男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに，各種制度等を効果的に活用し，県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

## 第4 計画の構成

本計画は，第3で示した「既往災害の教訓を生かし，県民の生命，身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため，災害予防，災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう，以下のような構成とした。

### 第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 県民及び事業所の基本的責務
- 第4章 県の地域特性及び地震・津波災害特性
- 第5章 災害の想定

### 第2部 地震・津波災害予防

- 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備
- 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え
- 第3章 県民の防災活動の促進

### 第3部 地震・津波災害応急対策

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 初動期の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策
- 第4章 社会基盤の応急対策

### 第4部 地震・津波災害復旧・復興

- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
- 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

## 第5 計画の修正

本計画は，基本法第40条の規定に基づき，毎年検討を加え，必要があると認めるときは，計画を修正するものとする。したがって，各機関は，関係のある事項について，毎年，県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに，計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

## 第 6 計画の周知

本計画の内容は，県，市町村，関係防災機関，並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに，特に必要と認める事項については，県民にも広く周知徹底させるものとする。

## 第 7 計画の運用・習熟

本計画は，平素から訓練，研修，広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め，平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また，「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど，「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について，県民，事業者，自主防災組織，県，市町村，防災関係機関等が連携を図りながら，一体となって本計画の効果的な推進を図る。

## 第 2 章 防災機関の業務の大綱

本章は，鹿児島県，県内市町村，並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が，県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 第 1 鹿児島県

鹿児島県は，市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け，これらを総合調整するとともに，概ね次の事項を担当し，また災害救助法に基づく応急救助を実施し，かつ市町村に対し必要な防災上の指示，勧告を行う。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害時の文教，保健衛生，警備対策に関する事。
- (8) 災害対策要員の供給，あっせんに関する事。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
- (11) 被災施設の復旧に関する事。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，あっせん等に関する事。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」，「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

### 第 2 市町村

市町村は，第 1 段階の防災機関として概ね次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は，県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 市町村防災会議に係る業務に関する事。
- (2) 防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害時における文教，保健衛生対策に関する事。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
- (10) 被災施設の復旧に関する事。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
- (12) 災害対策に係わる広域応援協力に関する事。

### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 こと。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 こと。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 こと。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 こと。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 こと。 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 こと。 (7) 津波警報等の伝達に関する事 こと。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 こと。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 こと。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 こと。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 こと。 (5) その他防災に関し財務局の所掌すべき事 こと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事 こと。
九州農政局	(1) 農地，農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災 害応急対策並びに災害復旧に関する事 こと。 (2) 応急用食料の調達・供給に関する事 こと。 (3) 災害時における応急食糧の配給に関する事 こと。 (4) 政府保管主要食糧及び輸入飼料の売渡しに関する事 こと。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべき事 こと。
九州森林管理局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 こと。 (2) 国有保安林，保安施設等の保全に関する事 こと。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 こと。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事 こと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事 こと。 (2) 被災商工業，鉱業の事業者に対する金融，税制及び労務に関 すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事 こと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱山における災害の防止に関すること。</li> <li>(2) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。</li> <li>(3) 危険物等の保全に関すること。</li> <li>(4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</li> <li>(2) 被災者，救援用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため，船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(4) 港湾荷役の確保のため，港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</li> <li>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</li> <li>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</li> <li>(7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾，海岸災害対策に関すること。</li> <li>(2) 高潮，津波災害等の予防に関すること。</li> <li>(3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</li> <li>(4) 直轄河川の水防に関すること。</li> <li>(5) 直轄国道の防災に関すること。</li> <li>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</li> <li>(7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</li> </ul>
大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。</li> <li>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>(3) 航空機による代替輸送に関すること。</li> <li>(4) 被災者，救援用物資等の輸送調整に関すること。</li> <li>(5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</li> </ul>
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。</li> <li>(2) 気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報，並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて住民に周知すること。</li> <li>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</li> <li>(4) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して，技術的な支援・協力に関すること。</li> <li>(5) 災害の発生が予想されるときや，災害発生時において，都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</li> <li>(6) 都道府県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 (2) 警報等の伝達に関する事 (3) 情報の収集に関する事 (4) 海難救助等に関する事 (5) 排出油等の防除に関する事 (6) 海上交通安全の確保に関する事 (7) 治安の維持に関する事 (8) 危険物の保安措置に関する事 (9) 緊急輸送に関する事 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 (12) 警戒区域の設定に関する事 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事
九州総合通信局	(1) 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理に関する事 (2) その他防災に関し、総合通信局の所掌すべき事
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事

#### 第 4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第15旅団， 海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療防疫給水等のほか災害通信の支援に関する事 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事

## 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災, 保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
郵便事業株式会社 郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行(鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調整 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に関する措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 赤 十 字 社 ( 鹿 児 島 県 支 部 )	(1) 災害時における医療，助産及び死体処理等被災地での医療救護活動及びこころのケア活動に関する事。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (4) 義援金の受付に関する事。 (5) 防災ボランティア等による災害時の活動に関する事。
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関する事。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関する事。 (3) 被災地での医療救護に関する事。
日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	(1) 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関する事。
自 動 車 輸 送 機 関 ( 日 本 通 運 株 式 会 社 ， い わ さ き コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社 ， 鹿 児 島 県 ト ラ ッ ク 協 会 等 )	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。
海 上 輸 送 機 関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する事。
電 力 供 給 機 関 ( 九 州 電 力 株 式 会 社 )	(1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における電力供給確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
鹿 児 島 県 医 師 会	災害時における助産，医療救護に関する事。
鹿 児 島 県 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における歯科医療に関する事。 (2) 身元確認に関する事。
鹿 児 島 県 看 護 協 会	災害看護に関する事。

## 第 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池，かんがい用桶門，たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療，助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災に係る施設の整備，防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

### 第 3 章 県民及び事業所の基本的責務

本章は、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

#### 第 1 県民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合っ て確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備 えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消 防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において 相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生 命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

#### 第 2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、 経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村 及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に 努めなければならない。</p>

## 第4章 県の地域特性及び地震・津波災害特性

本章では，県の位置，地形・地質特性及び社会条件，並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

### 第1 県の位置

本県は，わが国の西南部・九州の南端に位置し，その広がりは，東西約270km，南北600km，総面積9,166.58km<sup>2</sup>，九州本土に属する薩摩，大隅の二大半島及び長島，甑島，草垣島，宇治群島並びに西南に延びる種子島，屋久島，トカラ列島，奄美群島等の島しょからなっている。

### 第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系，小河川と点在する小平野及び2,632kmに及ぶ長い海岸線が支配的で，火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地，丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち，古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし，この山麓を覆ってシラス台地，シラス丘陵地が広く発達し，地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は，川内川をはじめ，菱田川，天降川，肝属川，万之瀬川等があるが，川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で，したがって平地も，2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は，河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は，火山あるいは隆起によって生じたもので，種子島，奄美群島中の喜界島，沖永良部島，与論島の低平な島を除いては，海面からそびえたつ山体で構成され，平地に乏しい。

このような地勢を持つ本県は，他の県に比較して風害，水害，浪害等の発生が多く，地震・津波による被害を受けやすい。このため，鹿児島県に影響をもつ地震・津波の発生状況の特徴等を踏まえ，地震・津波災害から県土及び県民を守っていかねばならない。

### 第3 県の地震・津波災害履歴及び災害特性

#### 1 地震

県本土は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続けている桜島が控えている。そして過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できない。

このような本県の地球物理的な環境を考えると、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こす事も十分考えられるので、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

資料編 既往地震災害履歴

#### 2 津波

記録に残る県内の津波による被害は、1662年（寛文2年9月19日）に大隅地方の近海で大地震があり、津波のため山崩れが生じ、陸地が数十町歩にわたり海と化して人畜の死亡が多かった（日本震災区鑑）とあり、また、1778年（安永7年）にも沖永良部が津波に襲われている。（県史）

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

このように稀ではあるが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想されるので、津波に対する対策も決して怠ってはならない。

資料編 既往津波災害履歴

## 第 5 章 災害の想定

本計画の策定にあたっては、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震・津波災害の発生状況を考慮するとともに、平成 7～8 年度に実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえるものである。

具体的には、以下に示す鹿児島県において発生することが予想される地震・津波災害時の地震動、液状化、斜面崩壊、津波、建物倒壊、地震火災、ライフライン・交通施設被害、人的被害並びに県民生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

なお、地震被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に到る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行った。

しかしながら、本想定は、一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的に捉えないよう留意する必要がある。

### 第 1 想定地震・津波の概要

本計画が前提とする想定地震（津波地震も含む）の概要は、以下のとおりである。これらの地震ごとの断層の位置は図 1.5.1 に示すとおりである。

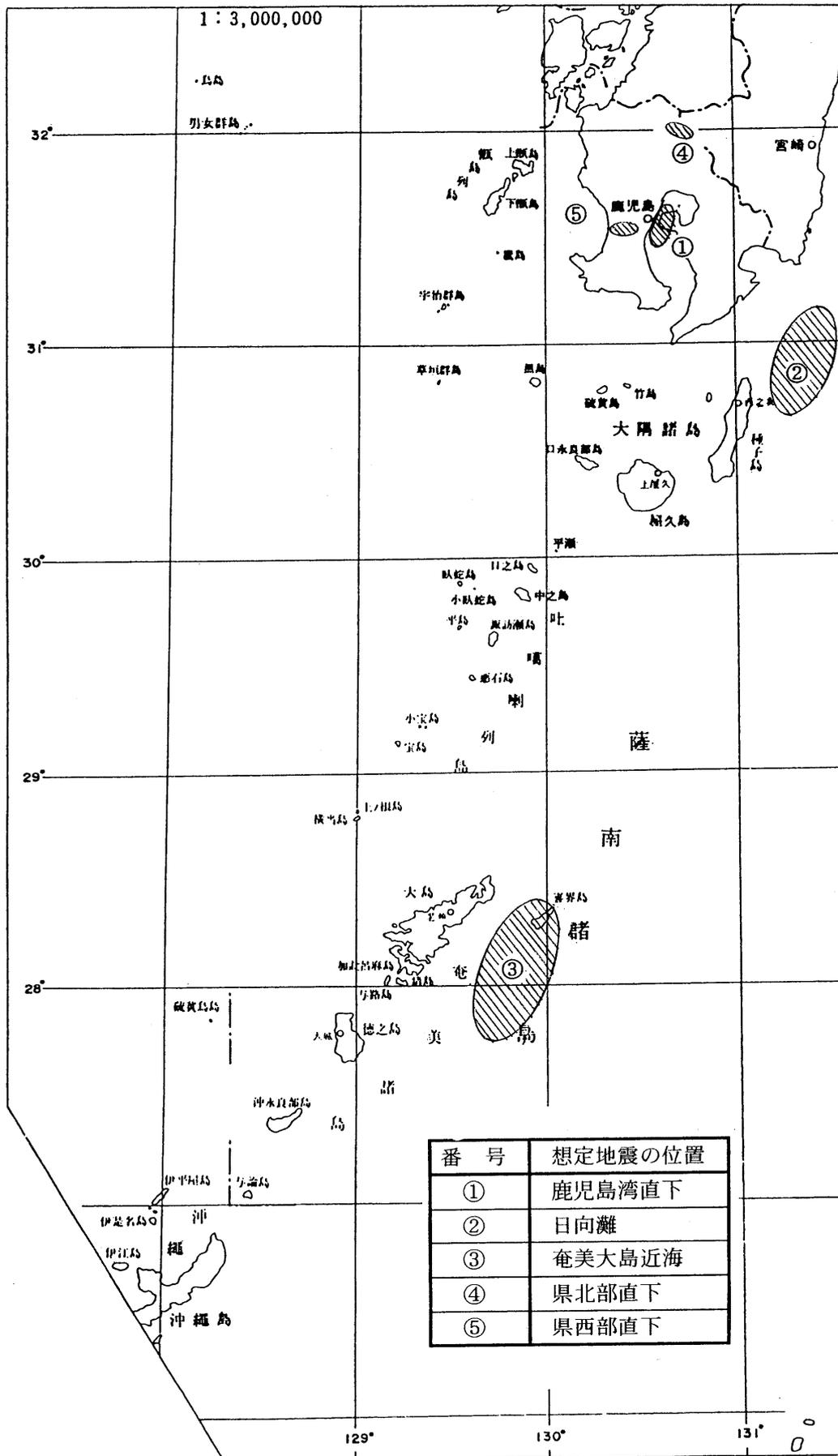
地震の規模等	表 1.5.1 に示すとおり。
地震の発生季節・時刻等	冬の夕刻（午後 5 時～6 時）
気象条件	晴れ。西北西の風，風速 2.7m / 秒

本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を、出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。

**表 1.5.1 想定地震の概要**

震 源		鹿児島湾直下	日 向 灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下
震源 大断層 等の	長 さ	23 km	60 km	79 km	10 km	10 km
	幅	12 km	30 km	40 km	5 km	5 km
	上端深さ	5.0km	10.0km	10.0km	2.0km	2.5km
マグニチュード		7.1	7.8	8.0	6.5	6.5
過去の地震		1914年 (M7.1) 桜島地震	1662年 (M7.6) 日向・大隅	1911年 (M8.0) 喜界島地震	1968年 (M6.1) えびの地震	1913年 (M5.7, M5.9) 串木野

図1.5.1 想定地震の位置図



## 第2 想定地震動

各想定地震ごとの地震動の予測結果の特徴は，表1.5.2に示すとおりである。また，各想定地震ごとの地震動の分布状況は，図1.5.2～図1.5.6に示すとおりである。

表1.5.2 地震動の分布状況（想定ケース別）

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
鹿児島湾直下想定地震	震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また，震源から比較的離れた地域でも，沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた大地上などで，震度5強から震度6弱が分布することが予測される。 県本土の広い地域で震度5弱以上の揺れが予測される。トカラ列島以南は震度2以下となる。
日向灘想定地震	震源が陸部から若干離れているため，震度6弱は，大隅半島，及び種子島の特に軟弱地盤で見られる程度である。 震度5強の範囲は，大隅半島と種子島の大部分を占める。 震度5弱より強い揺れは，薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。
奄美大島近海想定地震	喜界島の東岸，奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が，また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。 震度5弱よりも強い揺れが現れるのは，震源に近い喜界島，奄美大島と，徳之島の一部であると予想される。なお，九州本土部でもシラス被覆地などで震度3が見られる。
県北部直下想定地震	震源直上の，長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。震度5弱以上の揺れが現れる範囲は，鹿児島湾直下想定地震よりも狭く，断層から15km程度までの範囲に限られている。
県西部直下想定地震	震源近傍の薩摩半島西海岸で震度6弱が予測される。 主に薩摩半島で，断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

### 第3 想定被害の概要

県域で想定される地震被害の概要を、以下に示す。なお、想定地震ごとに算定した施設被害や人的被害等の想定結果は、表1.5.3の総括表に示すとおりである。

#### 1 液状化危険

液状化とは、地震動により主に地下水を含む砂層で地盤が泥水のようになり、比重の重いものが沈んだり、逆に軽いものは浮き上がる現象である。液状化危険度を地盤の液状化指数より判定し、500m×500mメッシュで表したところ、震源に近い軟弱な地盤が堆積する沖積低地で液状化の危険性が高くなるが、震源から離れたところでも、地盤の状況により液状化の危険性が高くなると予測される。

鹿児島湾直下地震では、鹿児島湾沿岸において危険性が特に高い。

日向灘地震では種子島及び大隅半島の一部において危険性が高く、奄美大島近海地震では、奄美大島の沖積低地における危険性が高い。

県北部直下地震では、鹿児島湾最北部沿岸の沖積低地において、県西部直下地震では、薩摩半島西岸の沖積低地において危険性が特に高いと予測される。

各想定地震ごとの液状化危険度判定図は、図1.5.7～図1.5.11に示すとおりである。

#### 2 津波危険

本県は海岸線が長く、島しょ部を有する地形的特質があり、日向灘地震、奄美大島近海地震など過去に津波が多く発生しているため、県の津波災害の危険性は高い。

鹿児島湾直下想定地震では、鹿児島湾など震源に近い海岸に10分以内に津波が到達すると予測されたが、波高が小さいので浸水被害は生じないと予測される。

日向灘想定地震では、震源に近い種子島東岸に、地震発生後15分足らずで津波が到達すると予測される。大隅半島南東岸や種子島で遡上標高が3mを超える場所があると予測され、浸水被害が生じると推定される。

奄美大島近海想定地震では、震源に近い喜界島に地震発生後5～10分で津波が到達し、奄美大島や徳之島にも10～20分程度で到達すると予測される。また、奄美大島、喜界島、徳之島の湾や入江で遡上標高が5mを越える場所もあり、大きな浸水被害が生じると予測される。

なお、鹿児島湾直下想定地震、日向灘想定地震及び奄美大島近海想定地震における津波到達時刻と最大遡上標高は、図1.5.12～図1.5.14に示すとおりである。

#### 3 建物被害

表1.5.3によると、鹿児島湾直下想定地震のケースで被害が最も多くなり、全壊棟数の総数は17,000棟を越え、その他のケースでも数千棟を越えると予測される。

鹿児島湾直下想定地震では、震源に近い鹿児島湾に面した市町で木造建物の全壊率が数%を越えると予測される。

日向灘想定地震では、大隅半島地域で全壊率2～3%が予測される。奄美大島近海想定地震では、奄美大島、喜界島、徳之島に被害が集中すると予測される。

県北部直下想定地震では、直下に断層が設定されている町村で全壊率7%程度の被害が予測される。県西部直下想定地震では、薩摩半島の中南部で被害が大きくなると予測される。

## 4 ライフライン等被害

### (1) 地中埋設管及び電柱・電話柱被害

表1.5.3の上水道・下水道・ガスの地中埋設管，配電柱，電話柱の被害箇所数をみると，各施設とも，鹿児島湾直下想定地震の被害が最も大きくなると予測される。直下型地震の場合，被害分布の局地性が顕著となり，例えば，鹿児島湾直下想定地震では鹿児島湾周辺の市町で被害率が高くなるなど，震源に近く液状化の危険性が高い地域において施設被害が大きくなると予測される。

### (2) 道路及び鉄道施設被害

道路，鉄道施設とも，主に盛土と切土で被害が発生し，各想定地震ごとの被害発生路線に局地性があると予測される。表1.5.3によると，鹿児島湾直下想定地震のケースで施設被害が300箇所を越えるなど最も多くなり，奄美大島近海想定地震のケースで被害が最も少ないと予測される。

### (3) 港湾・漁港施設被害

港湾の被害は，震源に近い港湾で使用できない岸壁の延長の割合が5割を越え，想定地震ごとの被害発生施設に局地性があると予測される。鹿児島湾直下想定地震のケースで最も被害が高くなり，鹿児島湾に面した港湾・漁港の4割が被害程度の高いランクに予測され，海上輸送等が非常に困難となる。日向灘想定地震，奄美大島近海想定地震及び県西部直下想定地震では，各島しょや半島沿岸部の港湾・漁港に同程度の被害が発生し，県北部直下想定地震では，最も施設への影響が少なくなると予測される。

## 5 地震火災被害

表1.5.3によると，鹿児島湾直下想定地震のケースで出火棟数が270棟を越えるなど最も多くなり，日向灘想定地震，奄美大島近海想定地震及び県西部直下想定地震がこれに次ぎ，県北部直下想定地震のケースで出火棟数が最も少なくなると予測される。

消防力の一次運用で消火できない建物は，鹿児島湾直下想定地震のケースで60棟，奄美大島近海想定地震で40棟と予測されるほかは，10棟以下と予測される。

鹿児島湾直下想定地震では大規模な延焼火災が発生し，焼失棟数は1,200棟を越えると予測されるが，その他のケースでは，概ね出火棟数以下の被害に止まる。

## 6 人的被害

表1.5.3によると，都市直下で発生する地震のため，建物の倒壊・焼失により，多数の死傷者が生じ，震源に近い地域を中心に局地性のある分布状況となると予測される。

特に，鹿児島湾直下想定地震による被害は，鹿児島市を中心に人口・事業所・都市施設が多数集積していることもあり，他のケースの10倍程度の被害となり，負傷者数，要救出者数，避難者数，断水戸数のいずれの指標においても被害が最も多くなる。被害の程度は県西部直下想定地震がこれに次いで多くなり，日向灘想定地震，奄美大島近海想定地震と続き，県北部直下想定地震が最も少なくなると予測される。

なお，津波による死者は，奄美大島近海地震で16人と予測される。

## 7 生活支障・防災活動上の障害

### (1) 移動・輸送の制約

震源に近い地域では、交通施設の直接被害や交通渋滞等により、移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。流通等の要となっている薩摩半島地域が被害を受けた場合、復旧状況次第では、周辺の地域へも長期にわたって支障が及ぶことが予想される。島しょ部では、道路の寸断、港湾施設の破壊、海岸道路への津波危険性などに伴う制約が生じると予想される。

### (2) 居住の制約

震源に近い地域では、住宅の喪失・一部破損、ライフラインへの被害のための居住の制約が生じ、復旧状況次第では、避難所生活を余儀なくされるなどの生活支障が長期に及ぶものと予想される。

### (3) 食糧・飲料水・物資の制約

震源に近い地域では、上水道や都市ガスの供給が長期にわたって停止することが予想される。道路や鉄道の被害、交通渋滞による輸送の制約により、救援物資の配達が遅れ、食糧・飲料水の不足する状態が初期の段階で生ずるものと予想される。

### (4) 医療の制約

震源に近い地域で負傷者の大量発生、医療施設・機器の被害、上水道・電力の供給停止、交通事情の悪化等による制約が予想される。山間部や島しょ部では、被害者や傷病者、医薬品を搬送するため、ヘリコプター等を活用する必要がある。

### (5) 電気の制約

震源に近い地域では広範囲で停電が生じると予想され、防災機関の活動や県民の生活に直接甚大な影響を及ぼすことが予想される。

### (6) 通信の制約

震源に近い地域では、施設被害や輻輳により通話困難となることが予想され、建物被害が甚大なケースでは、行政やマスコミからの情報の入手が困難となる可能性もある。周辺地域でも、安否の問い合わせの殺到で電話がかかりにくくなる可能性がある。

### (7) 教育の制約

震源に近い地域では、学校施設や教員の被災により通常教育の停止、休止を余儀なくされ、施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想される。

### (8) その他の経済的な制約

震源に近い地域では、建物・ライフライン等に大きな制約を受け、経済活動の著しい低下が生じると予測される。

表1.5.3 想定される被害の総括表

想定地震 想定項目		鹿児島港湾	日向灘	奄美大島	県北部	県西部	
		直下		近海	直下	直下	
建物被害 (棟)	大破	17,542	3,452	4,146	1,183	2,275	
	中破	65,593	14,431	7,034	7,340	11,472	
ライフライン 等被害 (箇所)	上水道	8,460	939	1,734	793	1,830	
	下水道	403	6	147	10	65	
	ガス管	8,656	9	302	4	1,324	
	配電柱	1,795	80	304	17	463	
	電話柱	2,050	41	153	6	480	
	道路	314	173	38	123	165	
	鉄道	75	33	0	40	47	
火災 (棟)	出火	276	84	96	39	62	
	焼失 (延焼を含む)	1,242	3	41	8	5	
人的被害 (人)	死者	倒壊焼失	1,664	257	98	129	197
		津波	0	0	17	0	0
	負傷者	11,898	2,845	1,916	1,279	2,064	
	要救出者	334	57	84	20	49	
	避難者	43,182	4,074	9,781	1,488	5,464	
	断水世帯(世帯)	374,342	43,041	36,310	16,923	176,901	

图 1.5.2  
震度分布图  
(鹿児島県直下想定地震)

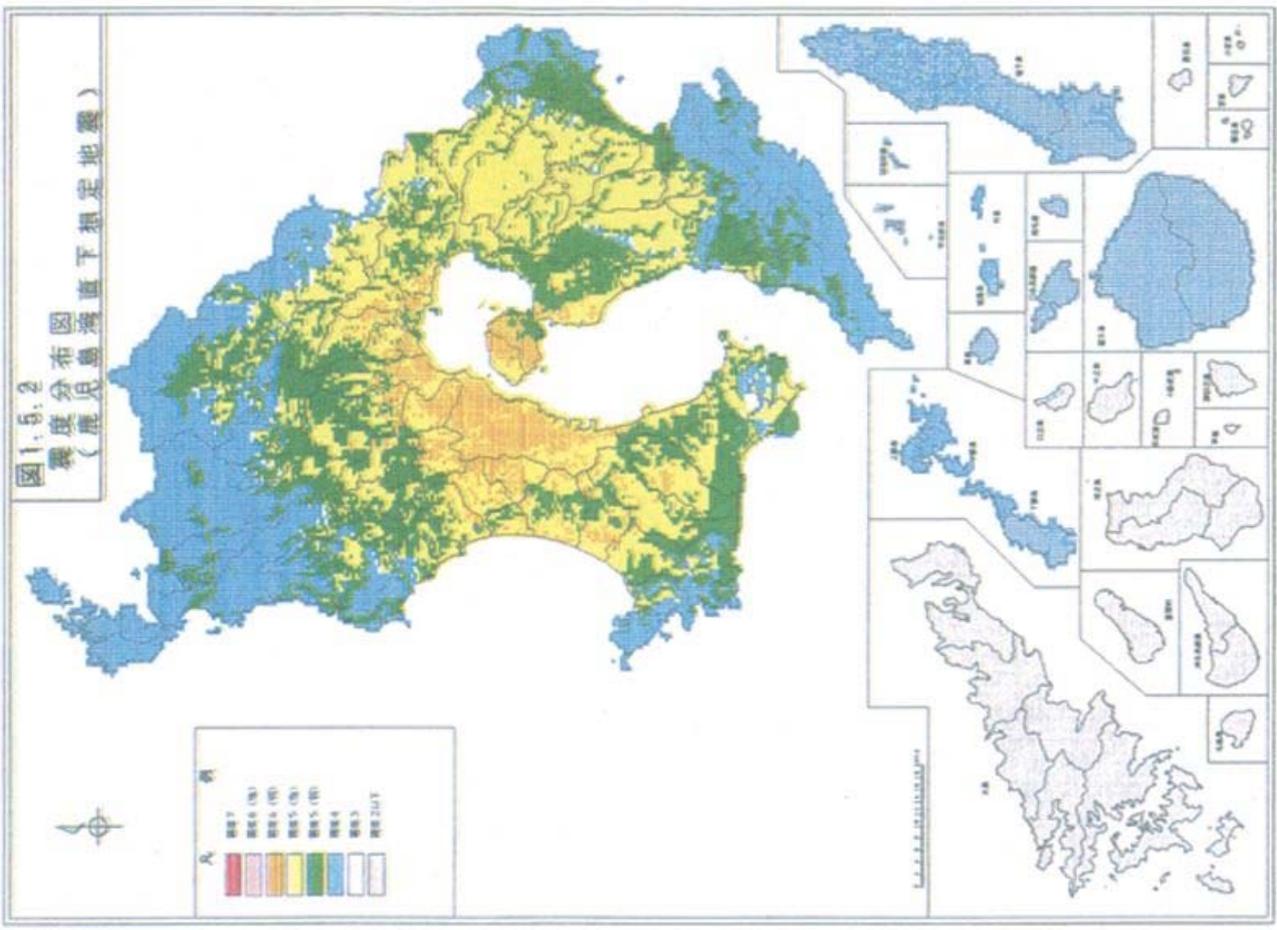


图 1.5.3  
震度分布图  
(日向灘想定地震)

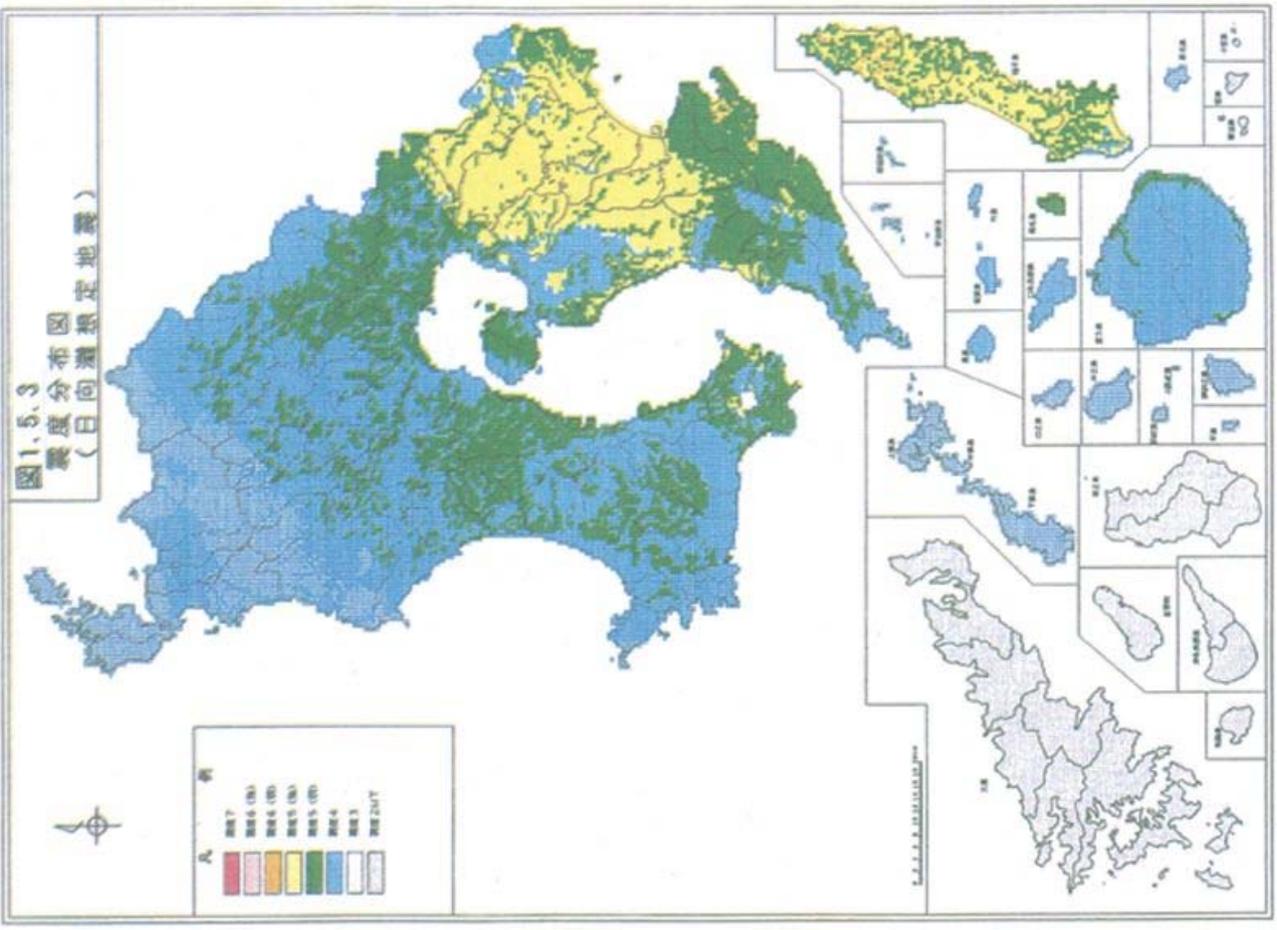


图1.5.4  
震度分布图  
(奄美大島近海想定地震)

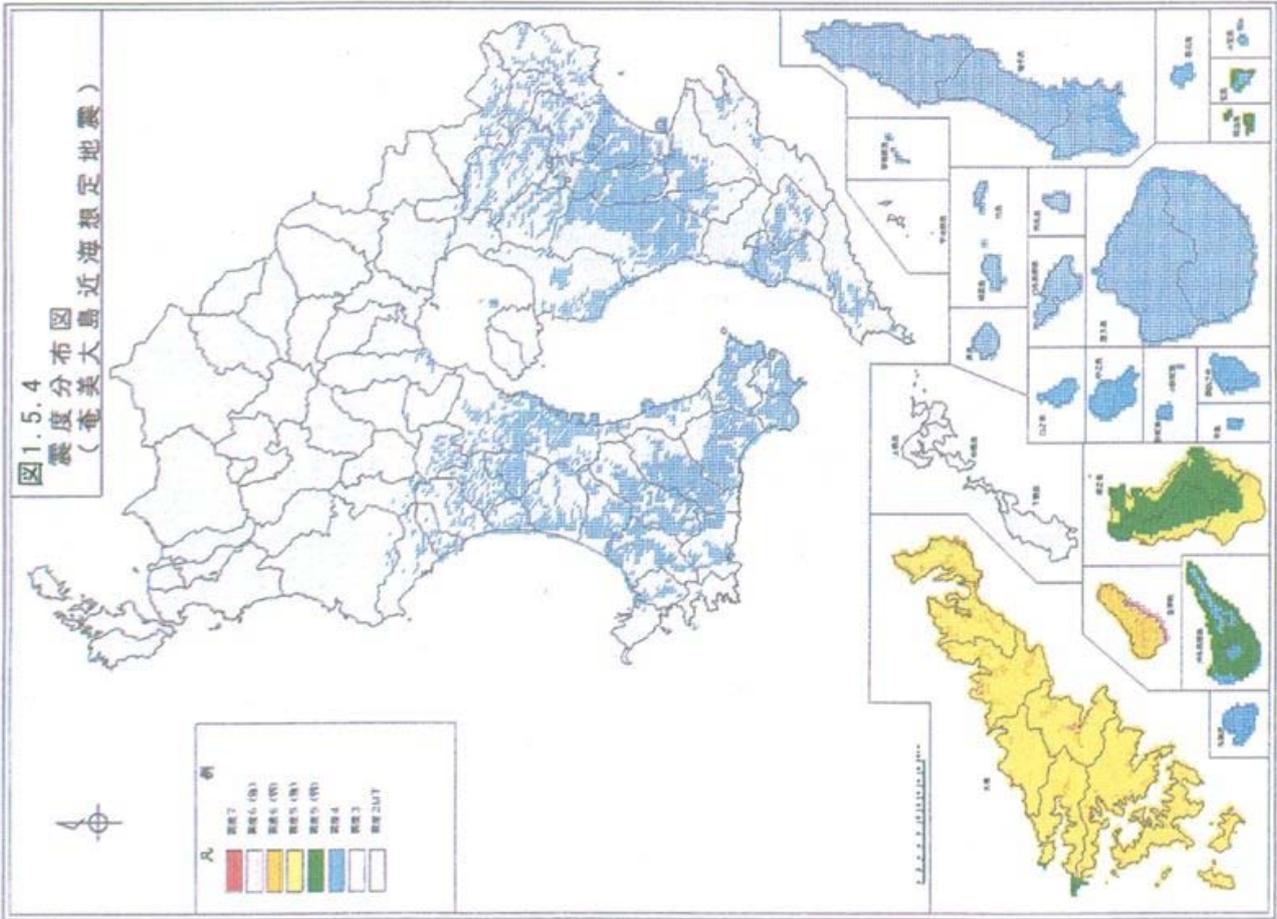
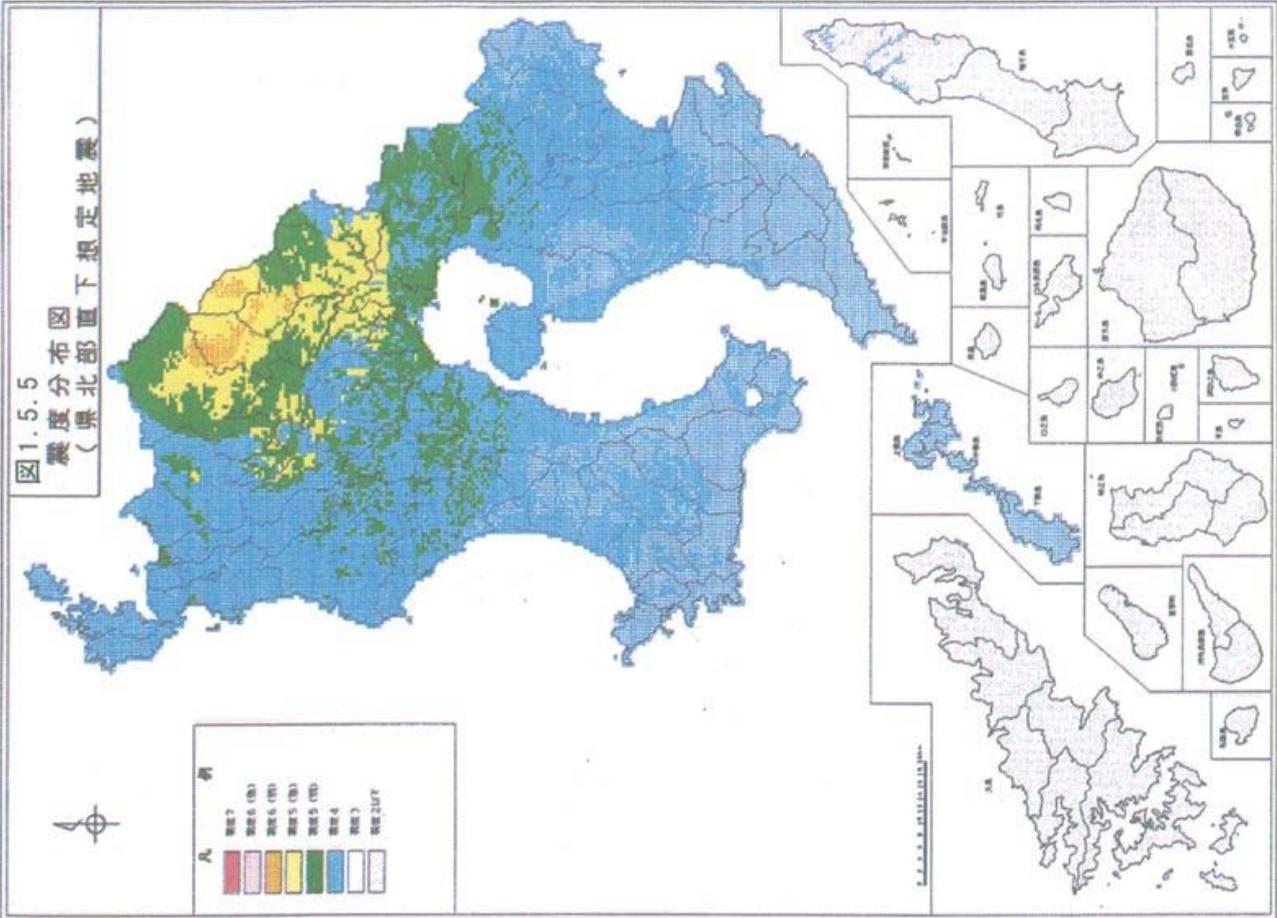


图1.5.5  
震度分布图  
(奥北部直下想定地震)



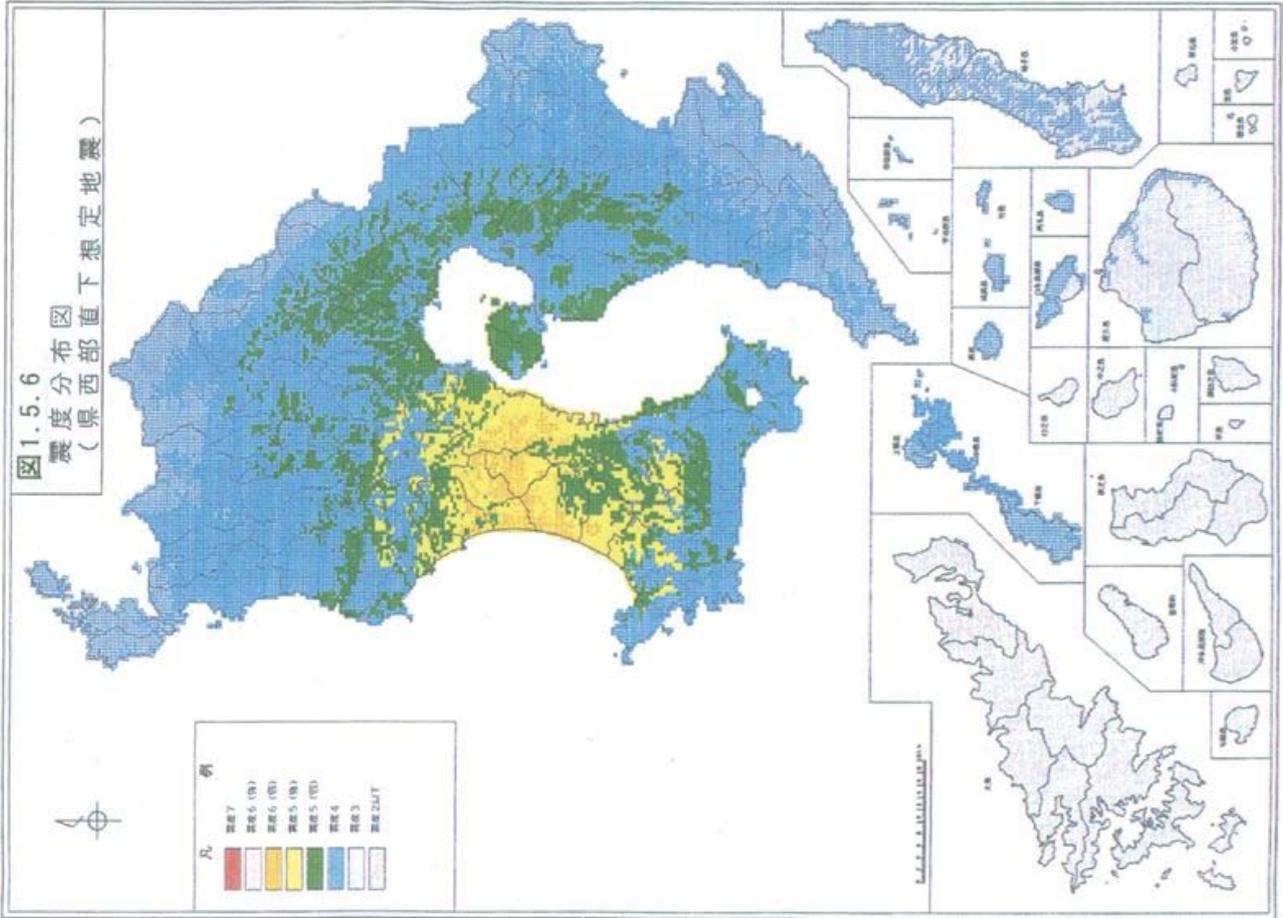


图 1.5.7  
液化化危险判定图  
(鹿児島县直下想定地震)

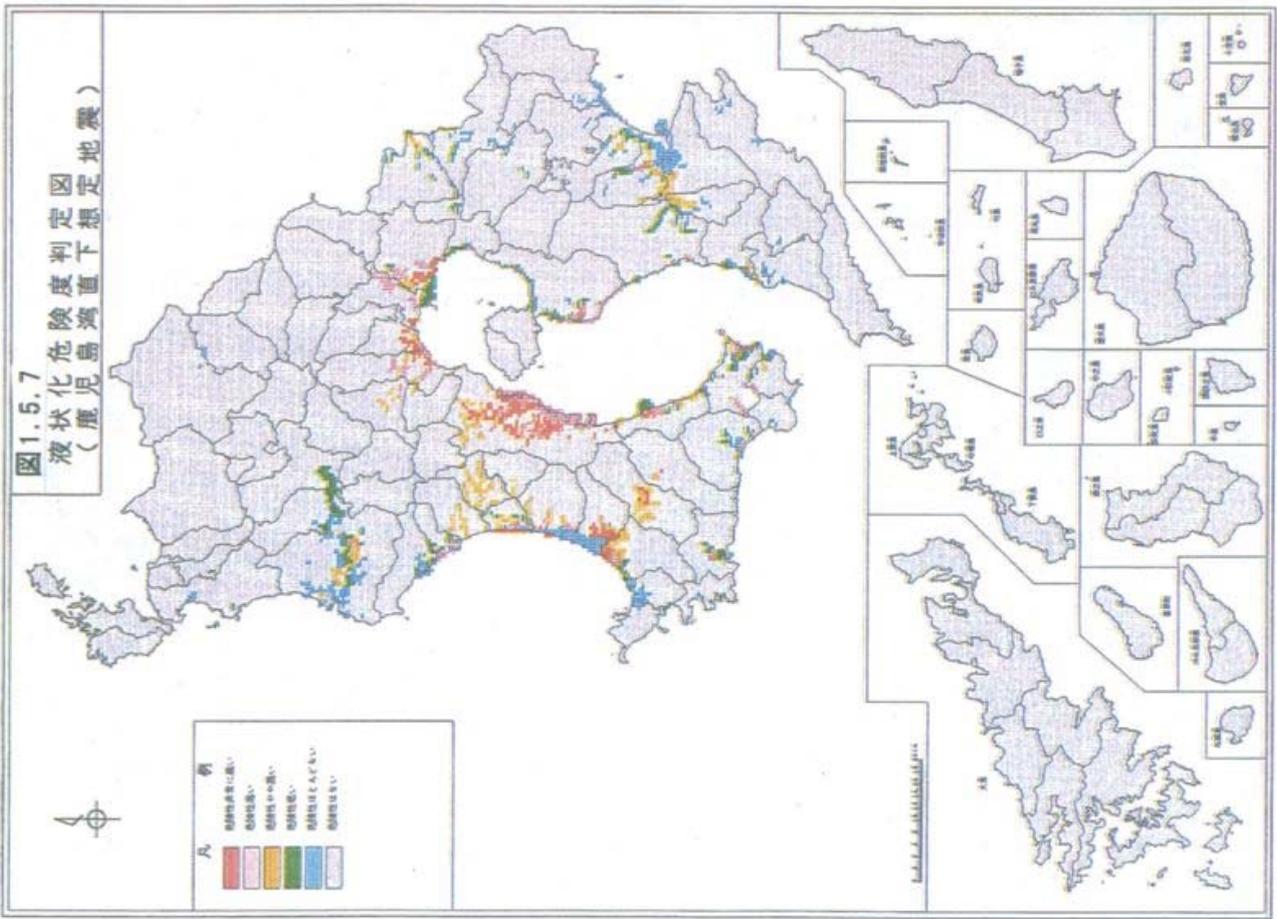


图 1.5.8  
液化化危险判定图  
(日向灘想定地震)

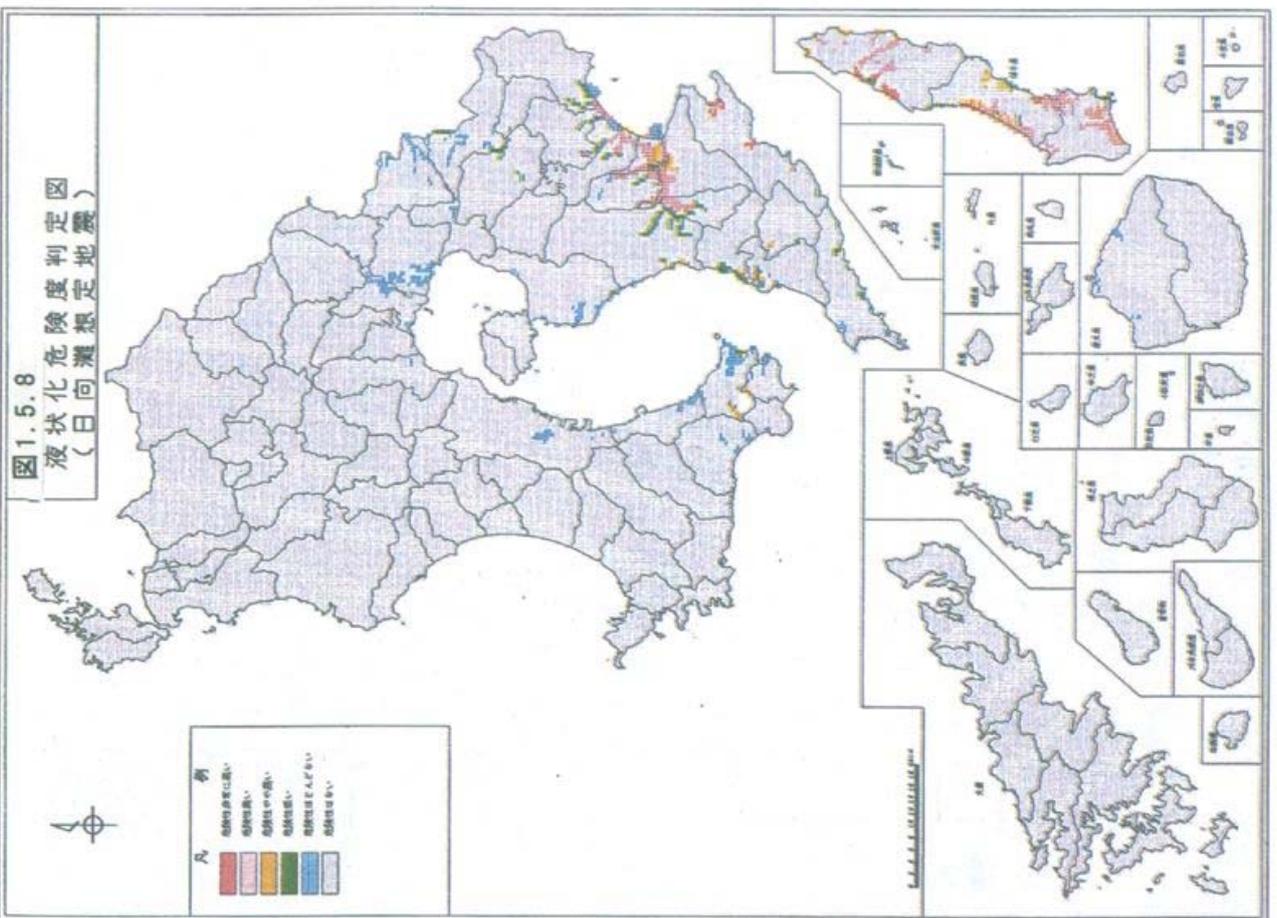


图 1.5.9  
液状化危険度判定図  
(奄美大島近海想定地震)

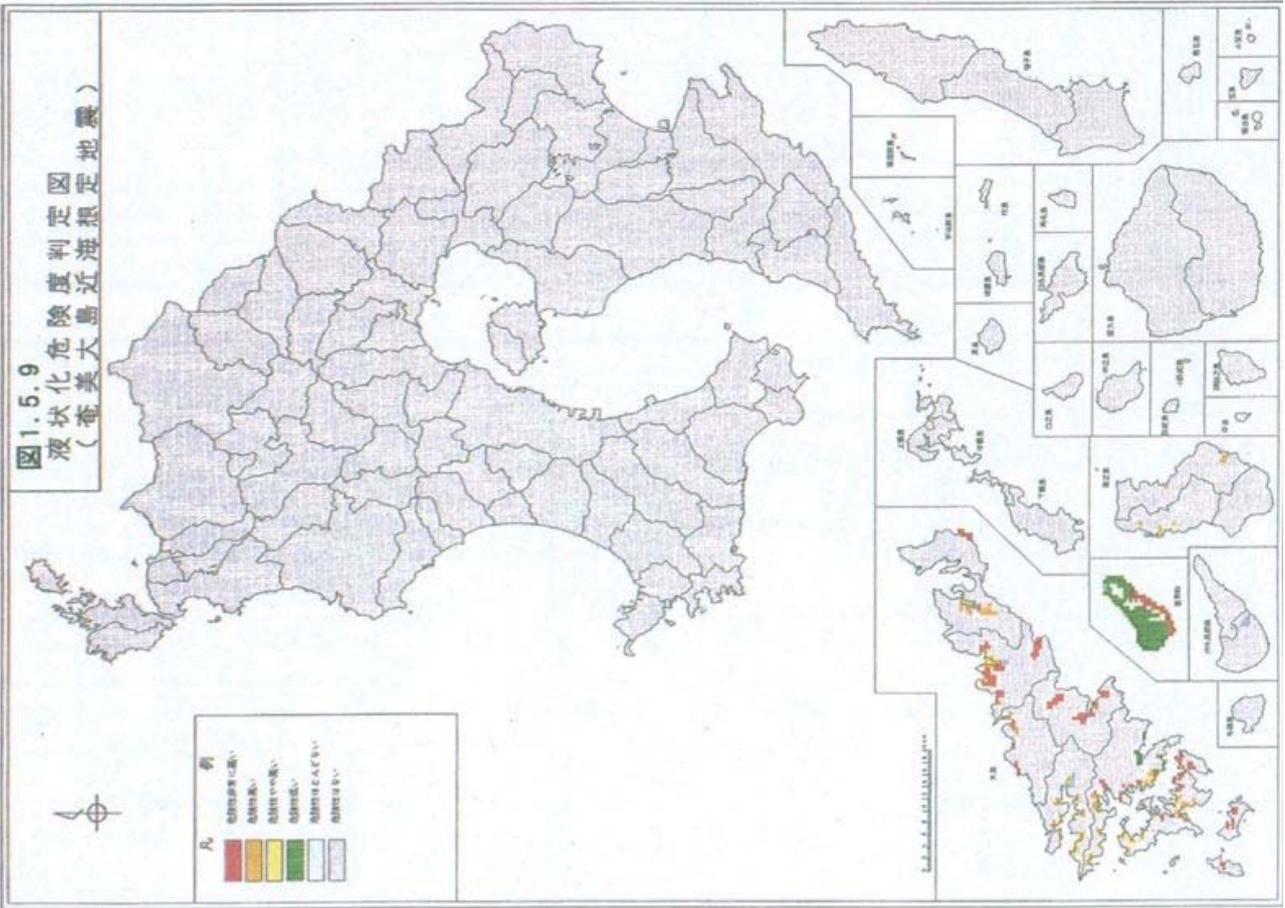


图 1.5.10  
液状化危険度判定図  
(県北部直下想定地震)

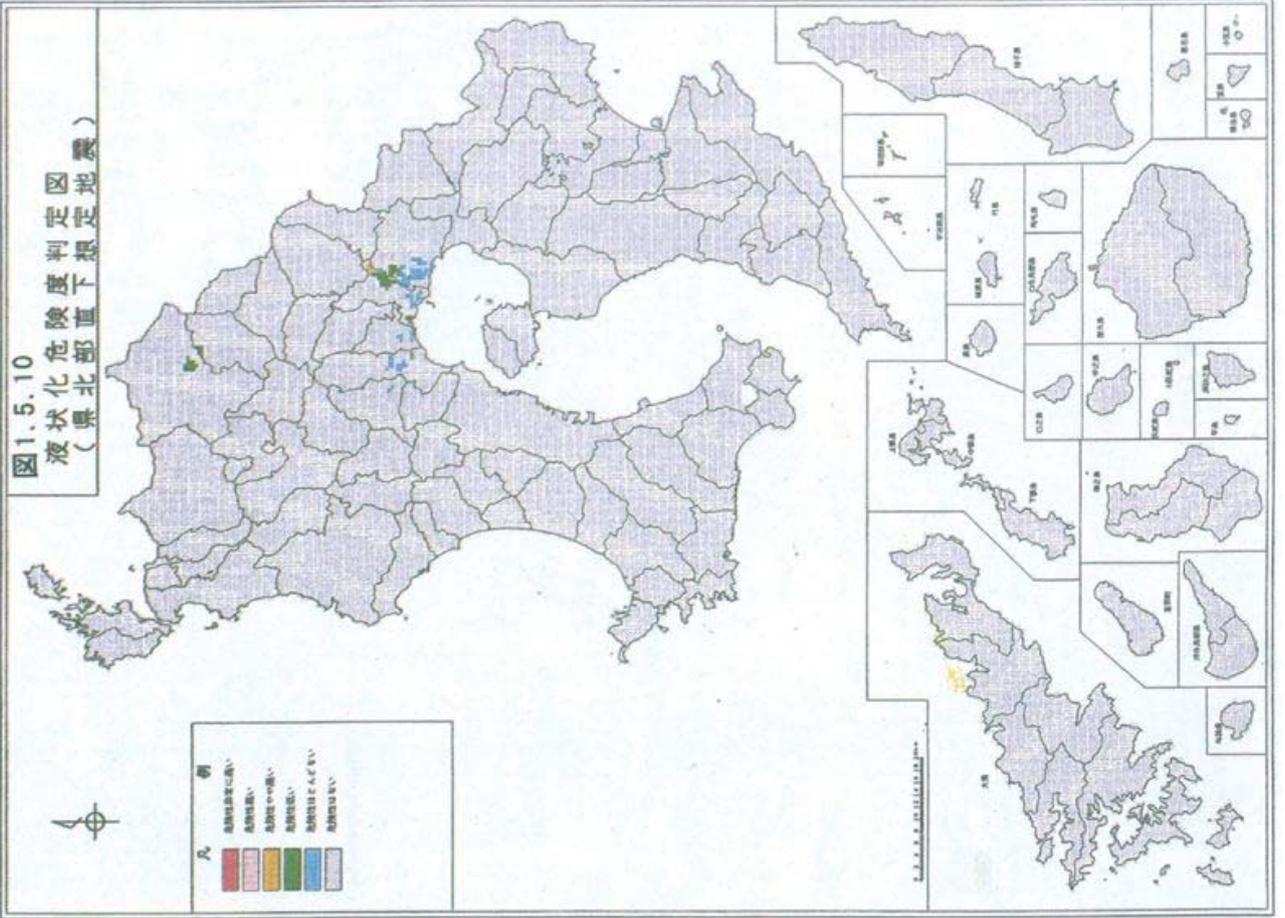


図1.5.11  
液状化危険度判定図  
(原西部直下想定地震)

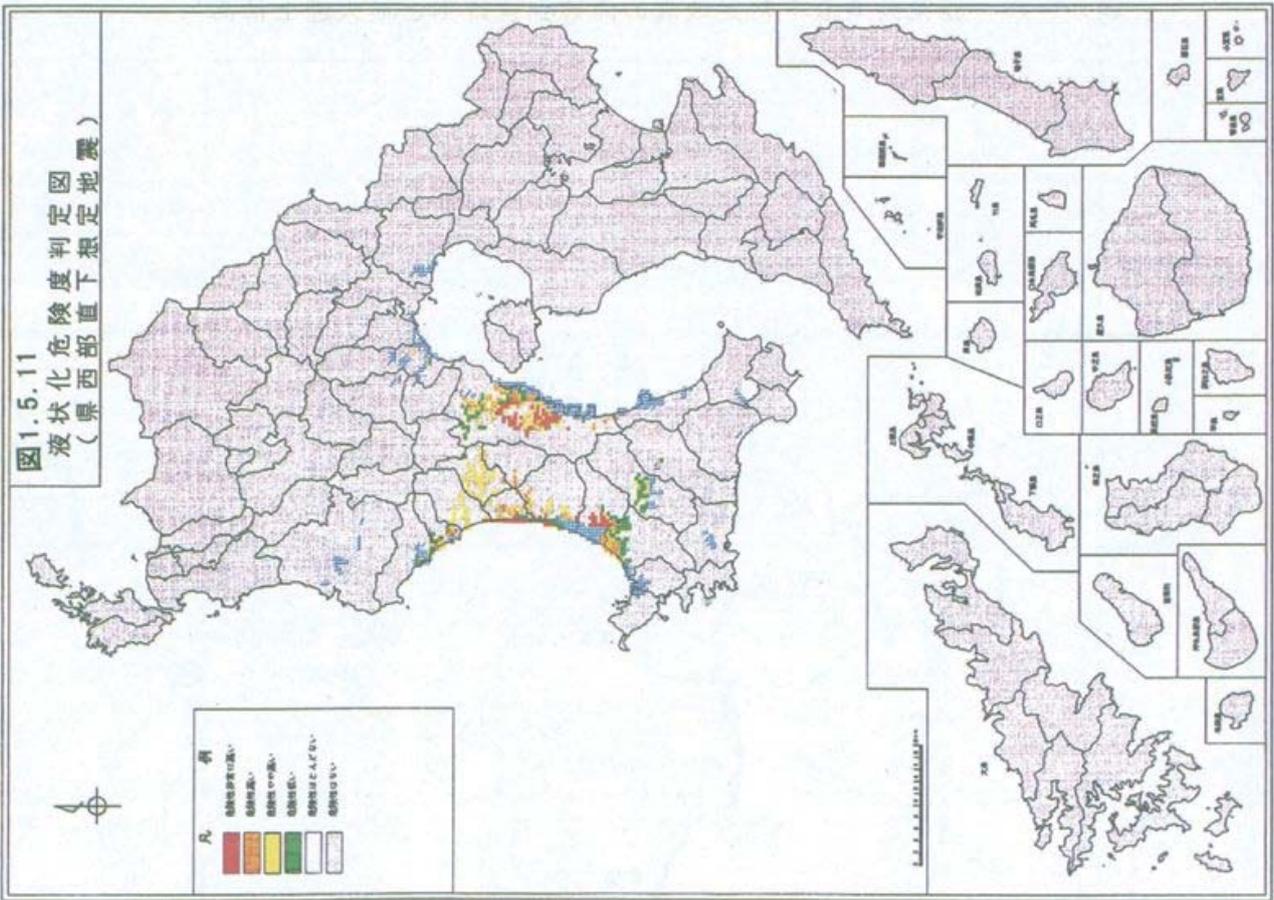


図1.5.12 鹿兒島湾直下想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*

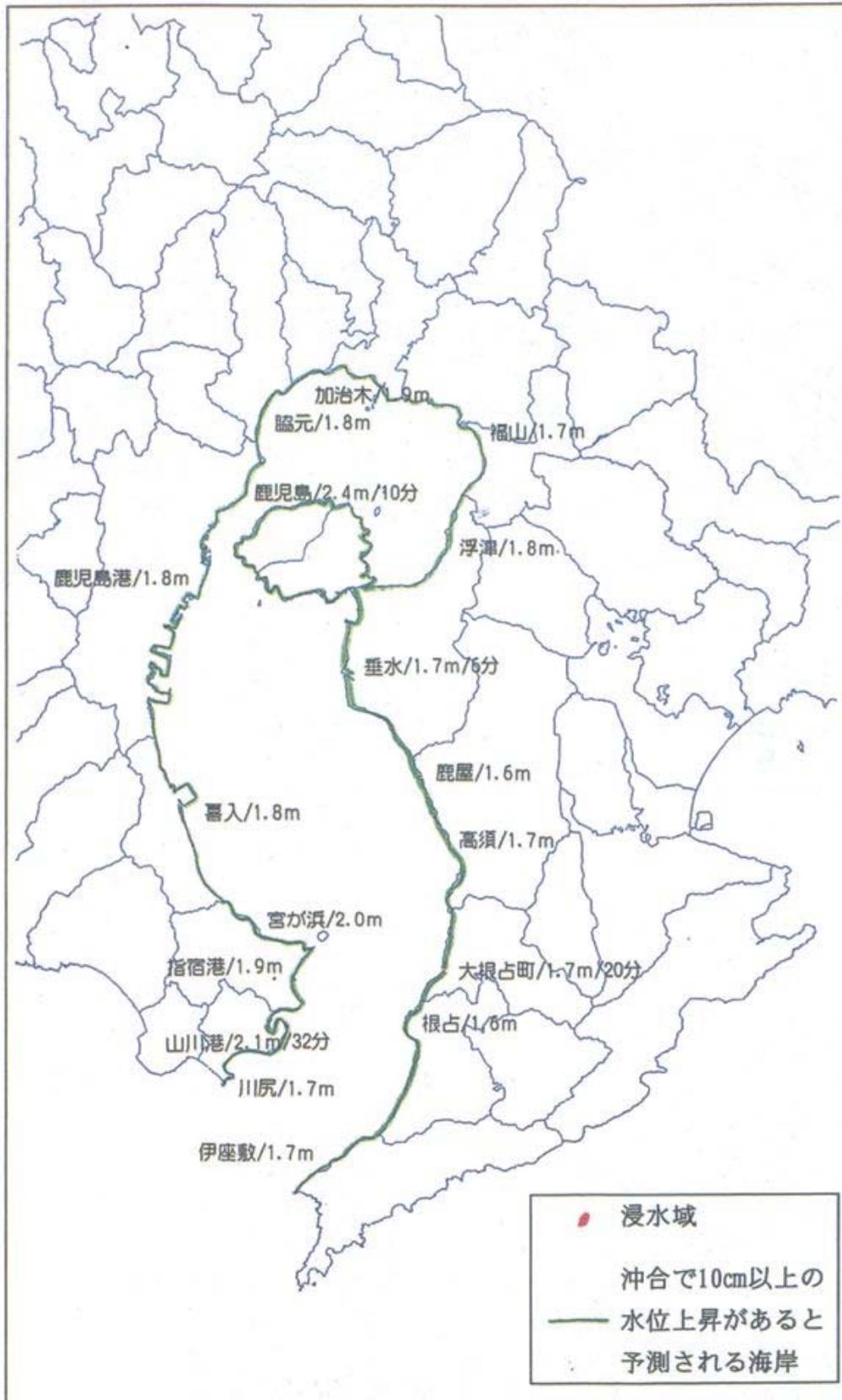


図7-6 鹿兒島湾直下想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*

※：朔望平均満潮位の時に津波が遡上した場合に津波が到達する標高

図1.5.13 日向灘想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*



図7-7 日向灘想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*

※：朔望平均満潮位の時に津波が遡上した場合に津波が到達する標高

図1.5.14 奄美大島近海想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*

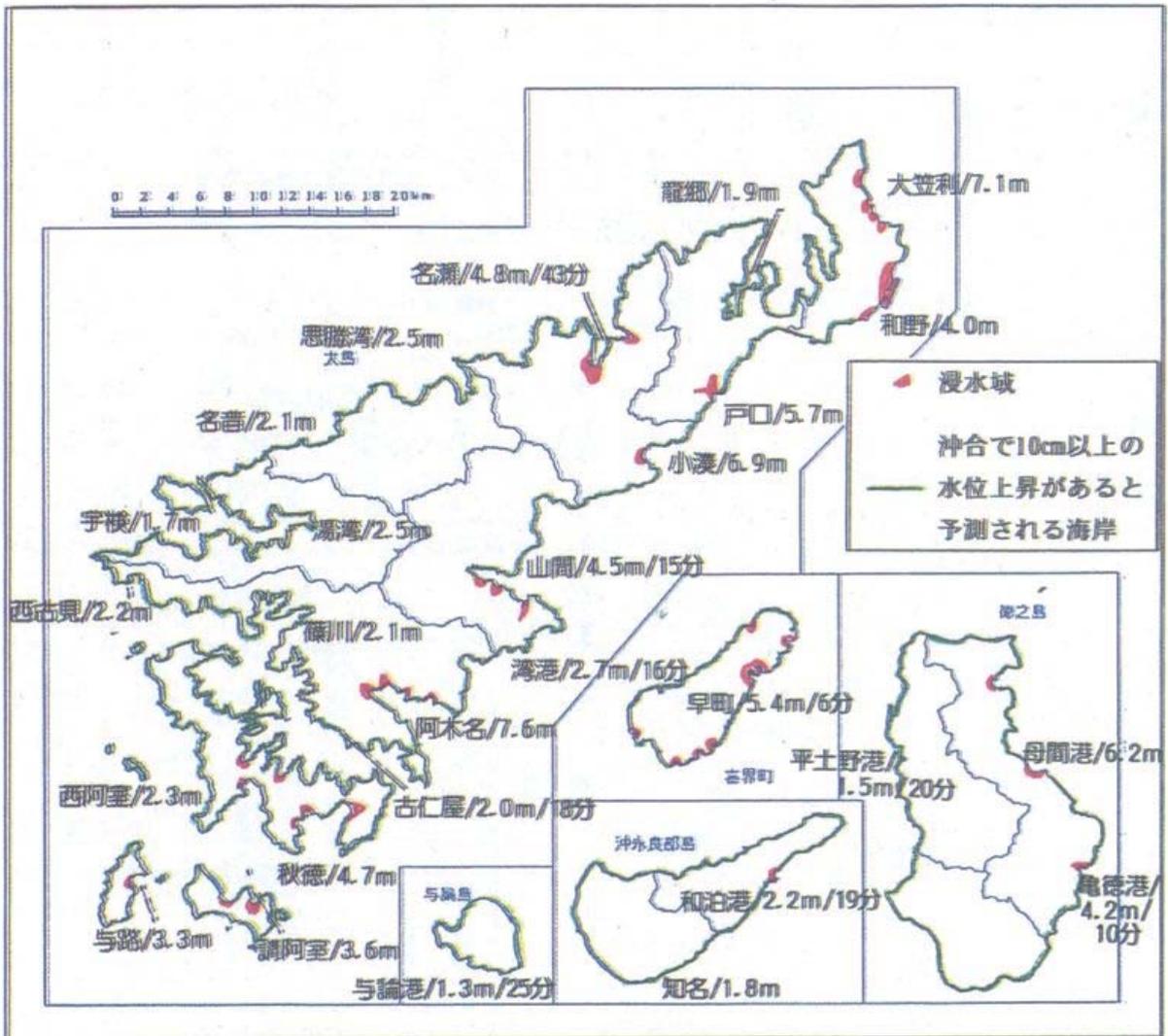


図7-8 奄美大島近海想定地震の津波到達時刻と最大遡上標高\*

※：朔望平均満潮位の時に津波が遡上した場合に津波が到達する標高

## 第2部 地震・津波災害予防

## 第2部 地震・津波災害予防

### 第1章 地震・津波災害に強い 施設等の整備

- 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 第2節 津波災害防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 危険物災害等の防災対策の推進
- 第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 第8節 地震防災研究の推進

### 第2章 迅速かつ円滑な地震・ 津波災害応急対策への 備え

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 地震・津波観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 災害対策基金管理体制の整備

### 第3章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的実施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 防災ボランティアの育成強化
- 第5節 災害時要援護者の安全確保

## 第2部 地震・津波災害予防

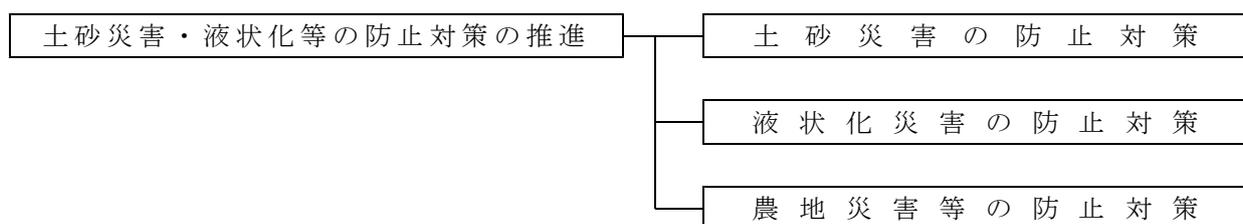
### 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

#### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受け易く、地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



#### 第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局，九州地方整備局，危機管理局危機管理防災課，環境林務部林業振興課，森林整備課，土木部道路維持課，砂防課，都市計画課，建築課，市町村〕

##### 1 土砂災害防止事業の推進

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

県及び市町村は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

##### (1) 山地災害危険地区等

###### ア 防災事業の実施

県は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、山地災害危険地区のうち緊急度の高い箇所から計画的に治山工事を実施する。

また、国の長期計画の下に、荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生の

恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上を図る観点から、保安林整備を行う。このため、森林法に基づく地域森林計画により、山地災害防備のための保安林、水質保全及び水資源確保のための保安林、並びに環境保全のための保安林を重点的に配備する。

市町村は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

ア 災害防止事業の実施

県は、土石流発生の恐れがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から、逐次事業を実施する。

なお、必要な場合は耐震設計を行い、地震時に備えた対策を推進する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

ア 災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を進め、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から、逐次事業を実施する。

《資料編 地すべり危険箇所の現況》

イ 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業を実施する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れがある行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

県は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(宅地造成工事規制区域の指定状況は、第3節第1「防災的土地利用の推進」参照)

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等においての標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

(主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照)

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

市町村は土砂災害防止法第7条に基づき、市町村地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取り組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

(9) その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

## 2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等）を設置し、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は、日常の巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

### 3 災害危険箇所等の調査結果の周知

#### (1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力の下に、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うように努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、すみやかに市町村（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

#### (2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市町村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 県地震被害予測調査（平成7～8年度）による地震等による斜面崩壊等の予測結果を利用するとともに、各市町村独自に新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について新たに調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

#### (3) 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を、市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

### 4 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

#### (1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市町村は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

#### (2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市町村は、人家等に被害を与える恐れのある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

#### (3) 避難計画の整備

市町村は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成するものとする。

##### ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

##### イ 住民への情報伝達方法の整備

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達

方法について効果的な運用方法を整備しておく。

#### ウ 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

#### エ 避難誘導員等の指定

避難をする際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の一人暮らしの高齢者等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

#### オ 避難勧告等の基準の設定

上記の斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震時の災害危険箇所における住民への避難勧告等の基準を定めるよう努める。

#### (4) 避難訓練

市町村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携を取りつつ、適宜、地震時の斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

(避難訓練の方法は、第3章第2節「防災訓練の効果的実施」参照)

## 第2 液状化災害の防止対策

[実施責任：九州地方整備局，保健福祉部生活衛生課，農政部農地整備課，農地建設課，土木部道路建設課，道路維持課，河川課，港湾空港課，都市計画課，建築課，市町村]

### 1 法令遵守の指導

県及び市町村は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、本土や島しょ部の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、今後、県及び市町村は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

#### (1) 地盤改良の推進

新規都市開発，市街地再開発，産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

#### (2) 構造的対策の推進

県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策，地下埋設物については、既存施設の技術的改良，新設管の耐震化，管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

### **3 液状化対策手法の周知**

県及び市町村は、これまで、液状化対策に関し県民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、県民や関係方面への周知に努める。

## **第3 農地災害等の防止対策**

〔実施責任：農政部農地整備課，農地建設課〕

### **1 農地災害等の防止対策**

県は、ため池等の老朽化した農業用施設については、市町村と連携を図りながら緊急度の高い箇所から優先的に改修工事を行い、防災力の向上に努める。

また、既存のダムや農道橋などの主要な施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて耐震化の診断をするなど、地震時に備えた対策を推進する。

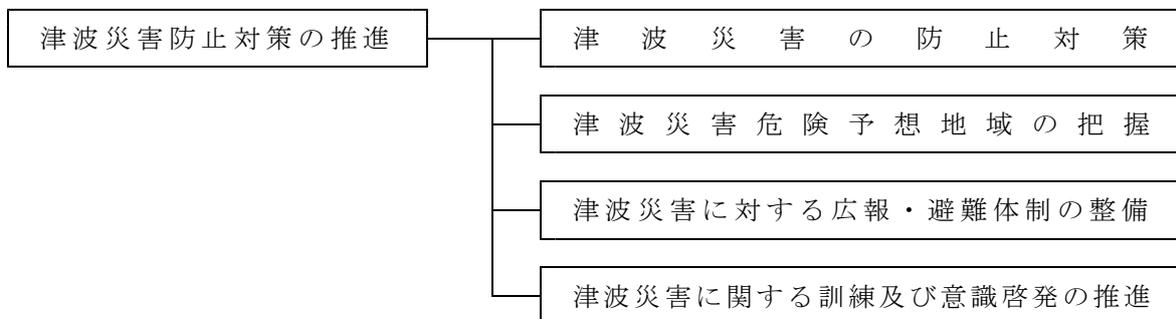
### **2 危険箇所の把握及び情報周知**

県及び市町村は、ため池などが地震により決壊した場合、人命に関わる被害が想定される施設について、浸水想定区域などを把握するための調査を行う。

市町村は、得られた調査結果に基づき、危険箇所等の情報を市町村の防災マップ等に明示し、地域住民へ周知する。

## 第 2 節 津波災害防止対策の推進

本県は、沿岸部・島しょ部を有する地形条件や過去の地震・津波の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



### 第 1 津波災害の防止対策

〔実施責任：九州農政局，九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，農政部農地建設課，土木部河川課，港湾空港課，市町村〕

#### 1 海岸保全施設整備事業の推進

##### (1) 海岸保全施設の整備状況

本県の海岸線は、大隅沿岸，鹿児島湾沿岸，薩摩沿岸，八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、北海道，長崎県に次いで長い海岸線を有している。海岸の長さや島しょ部を有するなどの地形的特質等のため、津波災害を受け易い状況にある。

海岸保全施設の整備状況等の概要は、表2.1.2.1のとおり。

（海岸等の重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域の現況については、「鹿児島県水防計画書」参照）

**表2.1.2.1 海岸保全施設の整備状況等の概要（平成22年3月31日現在）**

所 管	概 要	海 岸 線 総 延 長	海 岸 保 全 区 域 指 定 延 長	海岸保全 区 域 内 施 設 延 長
国土交通省 (水 管 理 ・ 国 土 保 全 局)	昭和25年を初年度とし、出水海岸の保全事業をはじめ海岸法施行に伴い、昭和34年度から本格的事業を推進している。	1782.9km	175.4km	136.4km
国土交通省 (港 湾 局)	昭和45年から本格的に海岸保全事業を開始し、これまでに高潮、侵食等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進している。	436.2km	190.5km	111.7km
農林水産省 (水 産 庁)	漁港海岸保全区域において、昭和33年度を初年度とし、これまでに高潮、浸食等による被害を防止するため、施設の整備を促進している。	329.5km	134.7km	88.2km
農林水産省 (農 村 振 興 局)	昭和32年を初年度とし、干拓地等の農地を高潮、波浪、津浪等による被害を防止するために、海岸保全施設の新設、改修を実施している。	94.9km	90.8km	73.1km
計		2643.5km	591.4km	409.4km

(2) 海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

**2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進**

県及び市町村は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

**第2 津波災害危険予想地域の把握**

〔実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理局危機管理防災課，市町村〕

**1 津波被害予測調査結果等の周知**

津波災害に係る危険性については、県地震被害予測調査（平成7～8年度）において、鹿児島湾，日向灘，奄美近海を震源とする3つの津波を想定した調査がなされた。

県は、この調査結果をもとに、市町村への周知・指導を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

## 2 津波危険の把握

県は、県地震被害予測調査（平成7～8年）や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される市町村の津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。また、津波の危険性の高い市町村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 指定避難所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、非難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

## 第3 津波災害に対する広報・避難体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理局危機管理防災課，市町村〕

### 1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第2章第2節「通信・広報体制の整備」参照）

### 2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震被害予測調査（平成7～8年）の結果に対応できるよう、市町村は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は、第2章第5節「避難体制の整備」参照）

## 第4 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

〔実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理局危機管理防災課，市町村〕

### 1 各種広報媒体を活用した津波広報

県及び市町村は，広報紙，パンフレット，防災マップ，テレビ，ラジオ，新聞，ビデオ，映画等の多種多様な広報媒体を活用し，県民等に対して，津波に関する基礎知識，津波災害危険の実態，津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い，周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は，第3章第1節「防災知識の普及・啓発」参照）

### 2 津波災害に関する意識啓発

現在の県の津波危険の実態，過去の津波災害履歴，津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ，津波関連のシンポジウム，講習会の開催，地域の会合などのあらゆる機会をとらえ，県民等に対して，繰り返し津波災害の啓発を行い，周知に努める。

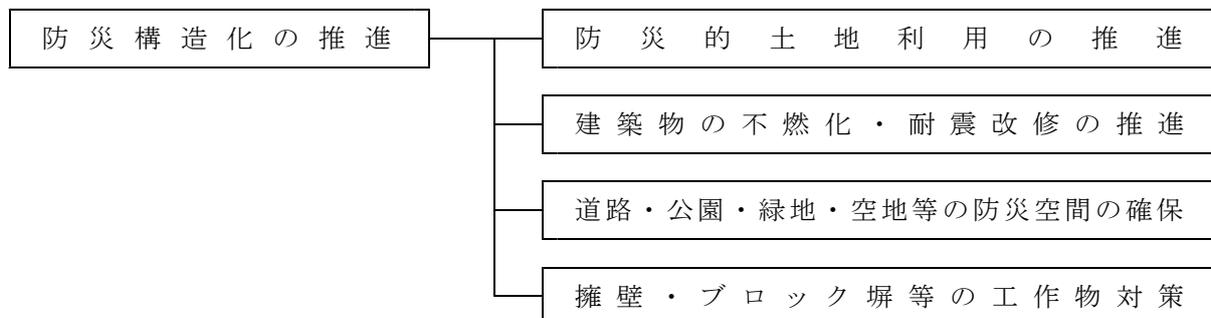
### 3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い市町村は，地域の実状に応じて津波の発生を想定し，住民参加の訓練をするほか，釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

### 第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



#### 第1 防災的土地利用の推進

〔実施責任：土木部都市計画課，建築課，市町村〕

##### 1 土地区画整理事業の推進

###### (1) 土地区画整理事業の実施状況

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われスプロール化が進行し、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、地震時の倒壊・出火による被害が予想される。

鹿児島県における都市区画整理事業の現状は、以下のとおり。

表2.1.3.1 土地区画整理事業の現状（平成21年4月1日現在）

区 分	地 区 数	面 積
公 共 団 体 施 行	26 地区	917.7 ha
組 合 ・ 個 人 施 行	5 地区	188.3 ha
合 計	31 地区	1,106.0 ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

市町村が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において、技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

## 2 市街地再開発事業の推進

(1) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が、現在6地区（面積3.95ha）で実施済み、1地区（0.3ha）が実施中である。また、優良建築物等整備事業については、4地区（3.06ha）で実施済である。

(2) 市街地再開発事業等の実施方策

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進して避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ア 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を推進する。

イ 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、市町村を通じて、関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

## 3 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導等の実施状況

宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況は、以下のとおり。

表2.1.3.2 宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況

区 分	地 区 数	面 積	概 況
宅地造成工事 規 制 区 域	1	30,700 ha	鹿児島市（旧5市町を含む。）周辺の丘陵地帯

(2) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市町村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等

を計画的に行う。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき、指導・取締りを行い、災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

## 第2 建築物の不燃化・耐震改修の推進

[実施責任：危機管理局消防保安課，土木部道路建設課，都市計画課，建築課，市町村]

### 1 防火，準防火地域の拡大

建築物が密集し，大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。特に，商業地域及び近隣商業地域については，防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し，都市の不燃化の促進を図る。

このため，鹿児島市と奄美市においては，引き続き防火地域，準防火地域の指定の拡大に努め，その他の市町村においても，防火地域，準防火地域の指定に努める。

表2.1.3.3 防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都市名	防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	123.0 ha

(平成19年3月31日現在)

表2.1.3.4 準防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都市名	準防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	761.0 ha
名瀬	奄美市	2.0 ha

(平成19年3月31日現在)

### 2 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は，市街地の不燃化事業，都市構造改善事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等により，道路・空地を確保・拡充し，老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

### 3 延焼遮断帯等の整備

県は，広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により，火災の延焼防止を図り，安全な防災都市の創出を誘導する。

#### 4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

#### 5 その他の地震火災防止事業

市町村は、地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

### 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

[実施責任：危機管理局，土木部道路建設課，道路維持課，港湾空港課，都市計画課，建築課，市町村]

#### 1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

##### (1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に、地震火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

（道路の整備方法は、第5節第6「道路・橋梁の災害防止」参照）

##### (2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

県及び市町村は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

鹿児島県における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

表2.1.3.5 公園・緑地等の整備状況（平成22年3月31日現在）

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
県立都市公園等	9	261.1
市町村立公園	1,152	1,540.5
計	1,161	1,801.6

※県立都市公園等の中には、「マリンポートかごしま」の緑地1箇所（24ha）が含まれる。

## 2 共同溝等の整備

県及び市町村は、日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の地震による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

## 3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、「マリンポートかごしま」に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救護活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁やヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保するとともに、鹿児島港の新港区（－9 m岸壁）などにおいて、大規模地震等の災害時に市域への緊急物資輸送、救助活動の円滑化や離島地域との交易機能の早期回復に対応する耐震強化岸壁を確保する。

## 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

〔実施責任：土木部道路建設課，道路維持課，都市計画課，建築課，市町村〕

### 1 擁壁の安全化

県及び市町村は、道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

県及び市町村は、これまでパンフレットの配付等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

### 3 窓ガラス等落下物の安全化

県及び市町村は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

### 4 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

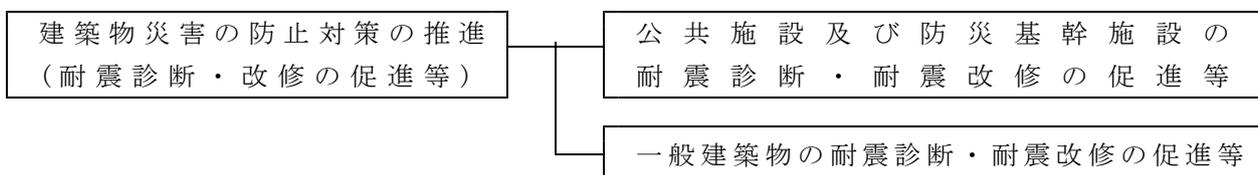
また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害をおよぼす危険性の高い市街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

## 5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて，地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては，道路上の違法設置の撤去をはじめ，基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

## 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。



### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

〔実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課，土木部建築課，出納局管財課，教育庁学校施設課，市町村〕

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

県及び市町村の庁舎や消防，警察，学校，公民館及び医療機関等の施設は，災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか，学校，公民館などは，避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため，県及び市町村は，これらの防災拠点施設や公共施設等のうち，新耐震基準によらない既存建築物については，災害応急対策実施上の重要性，有効性，地域特性等を考慮し，防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し，耐震性の劣るものについては，当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また，乳幼児といった要援護者が利用する幼稚園，保育所についても，その安全性の確保を図る必要があることから，同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

なお，大規模災害においては，防災拠点施設等の被災により，行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため，新たに防災拠点施設等の機能強化対策として，行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

#### 2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は，地盤の特質や液状化の程度にも関係するため，県及び市町村は，液状化危険の高い地域の公共建築物等については，防災上の重要性を考慮し，地震時にその機能が損なわれることのないよう，地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

## 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，土木部都市計画課，建築課，市町村〕

### 1 防災指導等による不燃化，耐震性の促進

県及び建築主事を置く市（鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市）は，以下の方法により，一般建築物の不燃化，耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

#### (1) 一般建築物に対する防災指導

##### ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県，鹿児島市，薩摩川内市，霧島市及び鹿屋市並びに指定確認検査機関は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう，建築基準法等に基づき指導を行う。

##### イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

##### ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

##### エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

##### オ 違反建築物の取締り

不法建築，無届建築等を摘発し，適正な指導を行う。

##### カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域，地区の指定のない都市に対する地域，地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理，道路位置指定等の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

#### (2) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については，その耐震性が確保されていないものがあることから，建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため，地盤振動や液状化の危険性の高い区域については，特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し，移転促進のための啓発を行う。

#### (3) 融資制度等の活用による不燃，耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して，耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して，住宅の耐震改修を促進する。

## 2 県民等への意識啓発

県及び市町村は、県民に対し、以下の意識啓発を実施する。

### (1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

### (2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

### (3) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

## 3 特殊建築物等の安全性の確保

### (1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

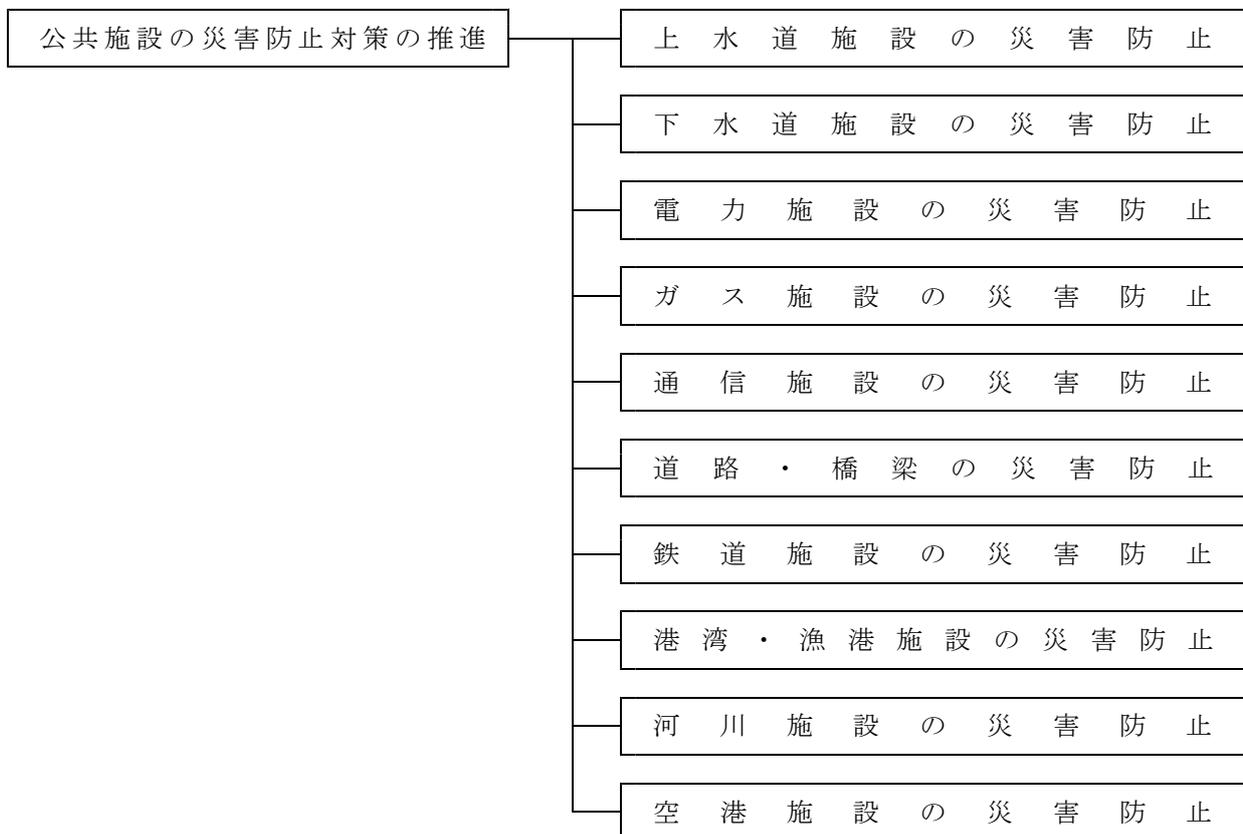
### (2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

## 第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道，電力，ガス，通信等ライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港，河川，砂防施設，空港等の公共施設は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが地震・津波により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため，地震・津波災害に強い施設を整備するとともに，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，施設の災害防止対策を推進する。



### 第1 上水道施設の災害防止

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

#### 1 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，地震に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き，以下の対策により，被害発生の抑制と影響の最小化を図り，地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に，重要度，緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

《 資料編 市町村別上水道施設の整備状況 》

- (1) 水源施設，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物，導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進

- (4) 浄水場等の基幹施設，導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

## 2 復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材，被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

## 第2 下水道施設の災害防止

〔実施責任：土木部都市計画課，市町村〕

### 1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道事業者は，下水道施設について，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

《資料編 市町村別下水道施設の整備状況》

- (1) 耐震性の劣る配管から，柔軟で外力を分散させる構造への敷設替え推進
- (2) 老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

### 2 集中監視システムの活用

各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

## 第3 電力施設の災害防止

〔実施責任：九州電力株式会社〕

### 1 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は，以下の方法により地震・津波災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し，電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

《資料編 電力施設の整備状況》

#### (1) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は，発電用水力設備に関する技術基準，河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は，発電所設備の重要度，その地域の予想される地震動などを勘案するほか，電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は，建築基準法により行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(3) 原子力発電設備

原子力発電所全ての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。また、重要な建物及び構造物は、原則として直接岩盤上に設置する。

(4) 送配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 送電設備の終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」に基づき設計を行う。また、送配電設備は地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(5) 変電設備

変電設備機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(6) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

## 2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

## 3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。特に、離島への復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。また、常にその数量を把握しておき、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

## 4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

(1) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所に連絡すること。

(2) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

- (3) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (4) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (5) その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

## 5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が発行する防災訓練には積極的に参加する。

## 第4 ガス施設の災害防止

[実施責任：ガス事業者]

### 1 ガス施設の地震・津波防止措置の実施

ガス事業者は、地震・津波災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設や導管の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

《資料編 ガス事業者及び施設の状況》

#### (1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震・津波災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

#### (2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配置するよう計画する。

### 2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震・津波災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

#### (1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

#### (2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

#### (3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努め、緊急措置ブロックの形成を推進する。

#### (4) 支援体制

地震・津波被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

### 3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

## 第5 通信施設の災害防止

〔実施責任：西日本電信電話株式会社〕

### 1 電気通信設備等の耐震性等の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震・津波災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐震化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として、蓄電池・発電機を常備する。

(4) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

### 2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源者の運用方法

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

### 3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯，避難場所等との通信を確保するために，災害対策用無線機，衛星通信車載局，移動無線車，孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(2) 大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合，重要な通信を確保するための代替交換装置として，大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は，災害時等の長時間停電に対して，通信電源を確保するために使用するもので，電話局，無線中断所等を対象に配備する。

(4) その他

特に，離島への災害対策用機器・復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

### 4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため，災害対策情報連絡演習，災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

## 第6 道路・橋梁の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路建設課，道路維持課〕

### 1 道路施設の整備

道路は，災害時の消防，救出・救助，避難，医療，救援活動の際，重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため，国・県・市町村等の各道路管理者は，既存道路施設等の耐震性の確保を基本に，以下の防災，耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため，所管道路については，道路防災総点検等に基づき，対策が必要な箇所について，法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため，各管理者においては，道路防災総点検等に基づき，対策が必要な橋梁について，架替，補強，落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため，所管トンネルについて安全点検調査を実施し，補強対策工事が必要であると指摘された箇所について，トンネルの補強を実施する。

### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震・津波の発生直後からの救助，救急，医療，消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため，道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため，道路管理者においては，防災拠点間（又は，防災拠点へのアクセス道路）について，多重化，代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し，これらの道

路の拡幅，バイパス等の整備，上記による防災，耐震対策を推進する。

《資料編 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳》

### 3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は，事故車両，倒壊物，落下物等を排除して，地震・津波災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう，レッカー車，クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

## 第7 鉄道施設の災害防止

[実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社]

### 1 鉄道施設，設備の耐震性等の確保

鉄道施設は，地震・津波災害に際して，乗客の安全確保を図るとともに，被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため，従来から災害に強い施設構造として整備されている。九州旅客鉄道株式会社は，地震・津波災害に際し，鉄道施設の被害が生じた場合，著しい活動障害となることが想定されるため，以下の方法により鉄道施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

#### (1) 鉄道施設の建造物の設計標準

鉄道施設の建造物の設計は，「鉄道構造物等設計標準」等により，耐震性の確保を念頭に行う。

#### (2) 鉄道施設の耐震対策

鉄道施設の耐震対策については，「鉄道構造物等設計標準 耐震設計」により，耐震性能の安全性の照査を行う。

### 2 防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し，完全な常態の確保に努める。また，救援用品の使用を終わったときは，これを点検してき損器具の修理，消耗品の手配をしておく。

### 3 応急・復旧体制等の整備

#### (1) 応急・復旧体制の整備

運転事故，災害事故等により列車の運転に直接支障を生じる事態もしくは救援を要する事態（以下「事故」という）が発生した場合の復旧，又は発生する恐れがある場合の応急処置については，「運転取扱実施基準」及び「運転事故並びに災害応急処理標準」による。

#### (2) 避難誘導體制の整備

事故発生時，駅長等が，コンコース，改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに，随時放送を行い，情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

また，乗務員が，乗客に速やかに不通の状況，その列車の運行状況，接続関係等について詳しく案内するとともに，状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

#### 4 防災訓練の実施

事故発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

### 第8 港湾・漁港施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，土木部港湾空港課〕

#### 1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は，地震・津波災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから，港湾・漁港管理者は，対象地域の拠点港湾・漁港を指定し，施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め，海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

#### 2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は，海上交通ルートによる避難，救助，輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため，その拠点を整備しておく必要がある。このため，港湾・漁港管理者は，特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において，耐震強化岸壁，港湾緑地，背後道路等の整備に努め，地震・津波災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

#### 3 港湾・漁港施設の整備

本土・離島の拠点港となる鹿児島港，志布志港，川内港，垂水港，西之表港，宮之浦港，中之島港，名瀬港，湾港，亀徳港，和泊港及び与論港の各港湾管理者は，岸壁，緑地，臨港道路等の耐震化を計画的に推進する。

また，山川漁港の漁港管理者は，耐震強化岸壁の整備を完了しているため，今後は，臨港道路等の整備を計画的に推進する。

### 第9 河川施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局，土木部河川課〕

#### 1 河川施設の災害防止事業の推進

##### (1) 河川施設の整備状況

本県は，台風常襲地帯，多雨地帯，特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり，さらに，宅地化等による土地利用の変化のため，河川の安全度は低下する傾向にある。このため，治水事業五箇年計画に基づく河川整備を図っているが，本県の河川（一級河川153（河川延長878.1km），二級河川310（河川延長1,772.4km））は，未改修河川が多いため，長期的展望に立って，緊急度の高い氾濫区域の洪水防ぎよを主眼とし，河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

（河川施設の整備状況及び水防活動用資機材の整備状況等は，「鹿児島県水防計画書」参照）

##### (2) 河川施設の整備方策

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は，一定規模の風水害に耐えうるよう整備

されており、通常の地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常の水位や潮位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、地震時の液状化等による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、後背地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進める。

## **2 河川水の取水体制の整備**

河川管理者は、地震時の断水に伴い、消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

## **第10 空港施設の災害防止**

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所，土木部港湾空港課〕

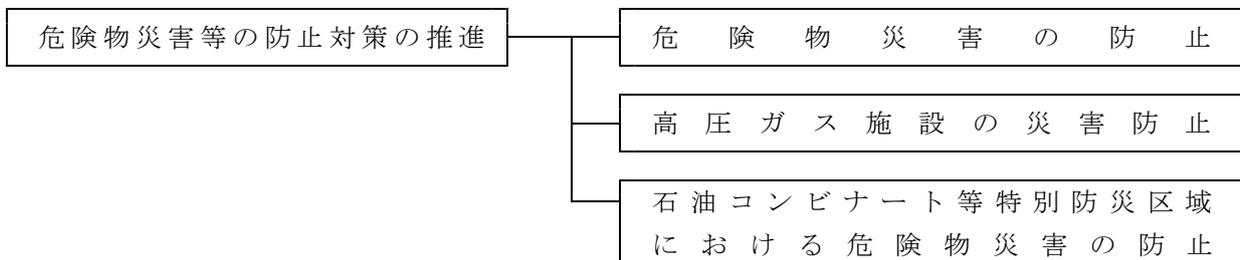
### **1 空港施設の機能確保**

空港は、災害時の救急・救命活動や緊急物資・人員受け入れ等の拠点となることから、空港管理者は、地震若しくは津波発生時にその機能が確保されるよう、必要に応じて耐震対策若しくは津波対策を計画的に実施する。

## 第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。



### 第1 危険物災害の防止

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 危険物施設の保安監督・指導

県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

〈資料編 消防本部ごとの危険物施設数〉

#### 2 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習を実施する。

### 第2 高圧ガス施設の災害防止

〔実施責任：危機管理局消防保安課〕

#### 1 高圧ガス保安施設の監督・指導

県及び市町村は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### 2 高圧ガス取扱者への保安教育の徹底

県は、高圧ガス関係団体と連携し、高圧ガス施設又は事業所において、高圧ガス取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

〈資料編 主要高圧ガス事業所一覧〉

### 第3 石油コンビナート等特別防災区域における危険物災害の防止

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

地震時の石油コンビナート等特別防災区域における災害の防止については、「鹿児島県石油コンビナート等防災計画」に記載のとおりである。

## 第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

〔実施計画：鹿児島県，市町村〕

県は，第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）に引き続き，第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）に基づいて，地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を，県下全域において重点的・計画的に推進する。

市町村は，地震防災対策特別措置法に基づき，市町村が実施する施設等の整備にあたっては，市町村地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関，その他法令で定める医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか，不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又はため池で，家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食糧，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第8節 地震防災研究の推進

〔実施計画：鹿児島県，市町村〕

県，市町村及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，地震及び地震防災に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

### 1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化，津波等による被害を軽減し，各種救援活動の拠点としての機能を確保するため，公共建築物・構造物，港湾等の耐震性や液状化，津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

### 2 地域危険度の調査研究

市町村は，防災アセスメントを実施することにより，地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し，地区別防災カルテ，防災マップ等の作成に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような地震・津波災害対策への事前の備えについて定める。

### 第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。



#### 第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課〕

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を地震・津波の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

###### (1) 初動体制の整備

###### ア 災害対策職員用携帯電話の整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ危機管理局等主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

###### イ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

###### ウ 24時間体制の整備

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震・津波についても迅速な初動体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

(2) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

## 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。  
(県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

地震・津波の発生直後に参集してきた職員の誰もが手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的な研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

## 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課〕

### 1 情報連絡体制の充実

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震・津波が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

県、市町村及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、

防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

### 3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続き等を明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

## 第3 広域応援体制の整備

〔実施責任：九州管区警察局，危機管理局，県警察本部，市町村〕

### 1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、九州・山口9県以外の都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

(九州・山口9県災害時相互応援協定，その他の相互応援協力協定及び九州地方整備局との応援協定は，第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は，第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」参照)

### 2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

### 3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については，都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし，本県の緊急消防援助隊の部隊編成は，次のとおりとする。  
 なお，県は，大規模災害に備え，常に応援可能部隊の実態把握に努める。

(平成23年4月1日現在)

部隊名	消防本部名	隊数計	備考
指揮隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	1	
小計		2	
救助部隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	1	
	霧島市消防局	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
	南薩地区消防組合	1	
小計		6	
救急部隊	鹿児島市消防局	3	
	出水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	3	
	日置市消防本部	1	
	霧島市消防局	1	
	いちき串木野市消防本部	1	
	始良市消防本部	1	
	さつま町消防本部	1	
	指宿地区消防組合	1	
	南薩地区消防組合	2	
	阿久根地区消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	2	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
	沖永良部与論地区広域事務組合	1	
	徳之島地区消防組合	1	
小計		22	
消火部隊	鹿児島市消防局	3	
	出水市消防本部	1	
	垂水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	4	
	日置市消防本部	1	
	霧島市消防局	1	
	いちき串木野市消防本部	1	
	始良市消防本部	1	
	さつま町消防本部	1	
	指宿地区消防組合	1	
	南薩地区消防組合	2	
	阿久根地区消防組合	1	

	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
	熊毛地区消防組合	1	
	大島地区消防組合	1	
小 計		23	
後方支援部隊	鹿児島市消防局	2	
	薩摩川内市消防局	2	
	霧島市消防局	1	
	姶良市消防本部	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
小 計		7	
特殊災害部隊	鹿児島市消防局	1	
	薩摩川内市消防局	4	
	大隅曾於地区消防組合	1	
小 計		6	
特殊装備部隊 (その他特装隊)	鹿児島市消防局	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
小 計		3	
航空部隊	鹿児島県	1	
小 計		1	
合 計		70	

#### 4 広域緊急援助隊の編成

県警察本部は、大規模災害が発生し又は発生しようとしている場合に、広域的に出動し災害警備活動にあたる鹿児島県警察広域緊急援助隊を次のとおり組織し、広域的応援体制の整備に努める。

##### (1) 警備部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
先 行 情 報 班	警察用航空機等で被災地に直ちに先行し、被災状況、道路状況等に係る情報、その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告等の活動を行う。
救 出 救 助 班	救出救助用資機材、災害活動用車両等を活用し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等災害から直接人命を守る活動を行う。
隊 本 部 班	食糧、飲料水等の調達及び配布、広報等、当該部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援活動を行う。

##### (2) 交通部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
先 行 情 報 班	交通対策班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告等の活動を行う。
交 通 対 策 班	緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等の活動を行う。
管 理 班	食糧、飲料水等の管理及び配布、最新の交通上の収集、広報等、当該部隊の災害対策活動全般に係る活動の支援活動を行う。

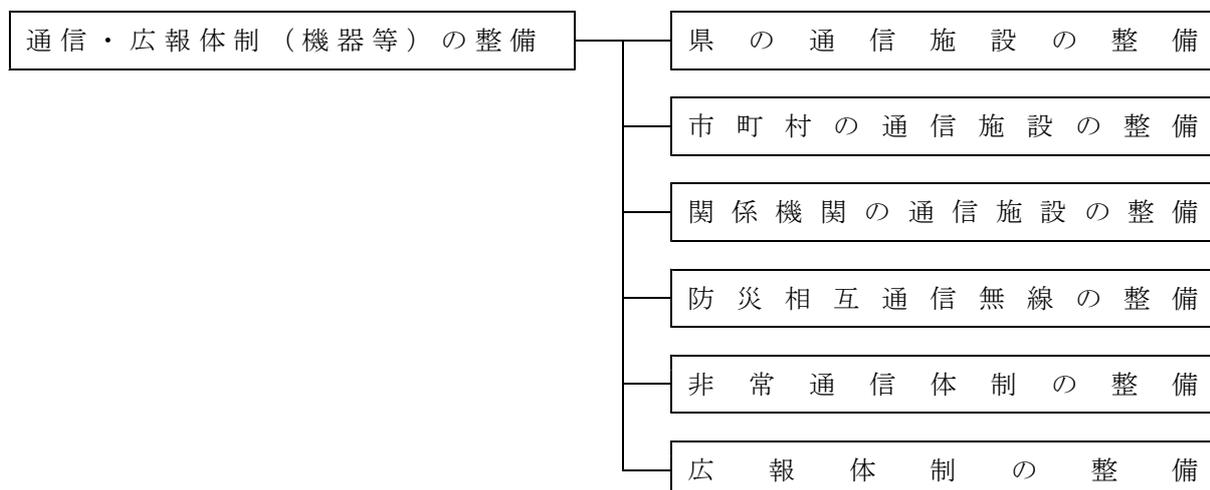
##### (3) 刑事部隊

班 名	班 編 成 の 内 容
検 視 班	遺体安置場所における検視又は死体見分を行う。
遺 族 対 策 班	被災者への心情を配慮した上で、遺体安置場所において遺族等へ遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携した上、遺族等に安否情報の提供を行う。

## 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。



### 第1 県の通信施設の整備

〔実施責任：九州地方整備局，危機管理局危機管理防災課〕

#### 1 災害時等の通信施設の整備

##### (1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系，衛星系）と光ネットワーク系により整備している。なお、現行の防災行政情報ネットワークの概要は次のとおりである。

《資料編 県防災行政情報ネットワーク構成図》

##### ア 整備概要

##### (ア) ネットワークの構成

県庁と地域振興局，保健所等の出先機関及び九州地方整備局，市町村，消防本部，防災関係機関等で構成されている。

##### (イ) 通信回線

##### a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

##### b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で県庁及び各地域振興局等と土木部等所管の公用車の移動局との間を結んでいる。

##### c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

- d 光ネットワーク系  
県庁と地域振興局，市町村，消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。
- (ウ) システムの通信機能
  - a 個別・一斉通信機能  
ネットワーク構成機関相互の通信，衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか，地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。
  - b 映像伝達機能  
県庁から衛星系通信回線を利用して，消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか，市町村では映像の受信が可能である。
  - c 通信統制・機器監視制御機能  
県庁を全局の監視・制御局とし，ネットワークの監視を行うとともに，全局の運用状態等を集中管理しているほか，地上系通信回線及び衛星系通信回線においては災害時における通信の輻輳に対処するため，県庁に通信統制機能を備えている。
- (エ) 防災上の設備強化対策
  - a 中継回線・ループ化，回線の2ルート化  
地上系の中継回線をループ化するとともに，県庁と市町村との間を衛星系と光ネットワーク系により2ルート化し，回線の信頼性確保を図っている。
  - b 機器の二重化・予備電源の配備  
主要回線の無線機器等を二重化するとともに，全局に予備電源装置（発電機，無停電電源装置等）を配備し，機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。
  - c 可搬型地球局の配備  
災害現場や通信整備が被災した市町村等に搬送し，衛星通信回線を利用して県庁等と電話，ファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を平成8年度に配備した。
- (オ) 機器の保守体制  
通信機器は定期的に保守点検を行い，性能の維持及び障害の未然防止を図っている。  
なお，機器に障害が発生した場合は，速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。
- (2) 消防防災無線等による整備  
県では，平成8年度に既存の消防防災無線・水防無線共用設備を，県庁舎移転に併せて更新し，運用を開始した。
  - ア 消防防災無線回線  
県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。
  - イ 水防無線回線  
県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができるほか，雨量レーダーも利用している。
  - ウ 中央防災無線  
県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信ができる。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

## 2 防災情報システムの整備

県は、平成22年度に整備改修（当初整備：平成8年度）した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

## 第2 市町村の通信施設の整備

〔実施責任：市町村〕

### 1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。特に、戸別受信方式は、災害発生危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流発生危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 津波危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

《資料編 市町村防災行政無線施設の整備状況》

### 2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

- (1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

- (2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

- (3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

### 第3 関係機関の通信施設の整備

[実施責任：西日本電信電話株式会社，九州旅客鉄道株式会社，九州電力株式会社，  
県警察本部]

#### 1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は，日常の準備体制，災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め，通信手段の充実に努める。

##### (1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

###### ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合，通常一般電話の規制が行われるが，災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は，災害時優先電話として通話の規制が行われず，優先的に取り扱われる。

###### イ 孤立防止対策用衛星電話による通信

災害時に電気通信設備の損壊等による通信途絶のため，孤立の恐れがある市町村からの緊急電話を確保することを目的として，あらかじめ，NTTが小・中学校や村役場等の公共機関に設置指定している衛星通信用電話。

##### (2) 警察の通信手段

###### ア 警察有線電話手段

警察有線電話を利用し，通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部，各署，幹部派出所，交番，駐在所）を経て通信連絡する。

###### イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し，通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部，各署，幹部派出所，交番，駐在所）を経て通信連絡する。

##### (3) JR電話による通信

JR所属の電話を利用し，通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

##### (4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し，通信相手機関の最も近い支社，電力所，営業所等を経て通信連絡する。

#### 2 関係機関の通信手段の活用方法の習熟

県・市町村及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 関係機関の無線通信施設等の一覧表》

### 第4 防災相互通信無線の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等]

#### 1 通信施設の整備対策

県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は，孤立化が予想され，防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは，

早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 防災相互通信用無線の設置状況》

## 2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

## 第5 非常通信体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課]

### 1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

### 2 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

## 第6 広報体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課、知事公室広報課]

地震・津波災害時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて県民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。

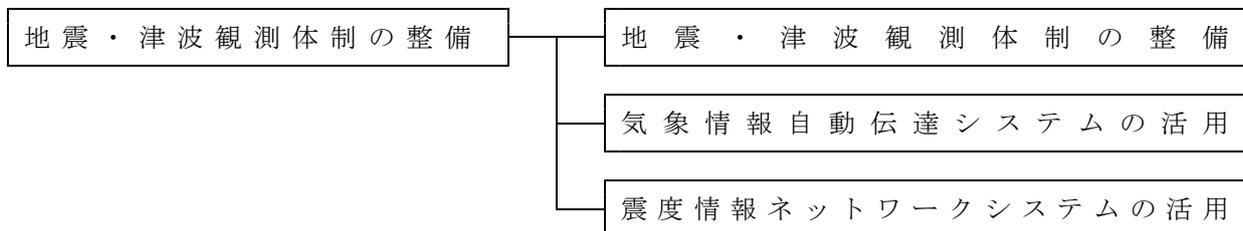
また、インターネットや緊急速報（エリアメール等）等の多様な通信メディアの活用体制の整備に努める。

（システムの概要は、第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」、運用方法は、第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）

### 第3節 地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



#### 第1 地震・津波観測体制の整備

〔実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理局危機管理防災課，市町村〕

##### 1 鹿児島地方気象台における地震・津波災害に関するの整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

###### (1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

###### (2) 気象庁が発表する津波警報等，地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

###### (3) 地震・津波関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

《資料編 地震観測所一覧》

(潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照)

##### 2 主要関係機関における地震・津波観測体制の整備

県，市町村及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計，自記雨量計，自記水位計等の整備充実を図る。

また、県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

## 第 2 気象情報自動伝達システムの活用

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課〕

気象情報自動伝達システムの活用により，地震津波情報を自動的に市町村や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに，防災関係職員の参集のために，関係職員の公用携帯電話に地震津波情報を電子メール等で送信し，地震・津波発生時等の初動体制の確立を図る。

（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は，第 3 部第 2 章第 1 節「津波警報等及び地震情報・津波情報等の収集・伝達」参照）

## 第 3 震度情報ネットワークシステムの活用

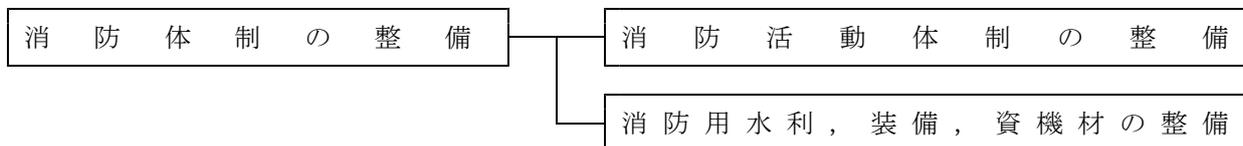
〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村〕

消防庁，県，市町村をネットワークで結び，県下各地に配備した計測震度計を利用し，県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し，地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

（震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は，第 3 部第 2 章第 1 節「津波警報等及び地震情報・津波情報等の収集・伝達」参照）

## 第4節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。



### 第1 消防活動体制の整備

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

##### (1) 消防組織の整備状況

各市町村の消防組織は、常備消防（消防本部，消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており，その整備状況は以下のとおりである。

表2.2.4.1 消防組織の整備状況

区分	常備消防				非常備消防		
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	消防団員
人員	19	29	66	2,202	43	642	15,566

（平成23年4月1日現在）

##### (2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について，より高度な教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の整備・強化を図る。

##### (3) 消防団の育成強化

###### ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで，地域社会における消防防災の中核として救出救助，消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少，高齢化等の問題を抱えており，その育成強化を図ることが必要となっている。

###### イ 消防団の育成強化策の推進

県及び市町村は，以下のとおり消防団の育成強化に努め，地域社会の防災体制の強化を図る。

##### (ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は，地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に広め，地域住民の消防団活動に対する理解を促進し，消防団への参加，

協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

## 2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

## 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

## 第2 消防用水利， 装備， 資機材の整備

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

### 1 消防水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

県内の消防水利の状況は、以下のとおり

表2.2.4.2 消防水利状況

区 分	公 設	私 設	計
消 火 栓	18,927	800	19,727
防 火 水 槽（100m <sup>3</sup> 以上）	364	21	385
〃（60～100m <sup>3</sup> 未満）	742	25	767
防 火 水 槽（40～60m <sup>3</sup> 未満）	6,468	163	6,631
〃（20～40m <sup>3</sup> 未満）	4,475	182	4,657
井 戸	35	5	40
小 計	31,011	1,196	32,207

区 分	公 設	私 設	計
その他の水利（自然水利等）	—	—	2,167
水 利 合 計	—	—	34,374

（平成23年4月1日現在）

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等，水利の多様化を基本に，以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用の貯水池，給水栓を消火用水として活用する。

## 2 消防用装備・資機材の整備（装備，車両等）

(1) 消防機械保有状況

県内消防本部及び消防団における消防機械保有状況は，以下のとおり。

表2.2.4.3 消防機械保有状況

区 分	消防本部・署・所現有	消 防 団 現 有	計
普通消防ポンプ車	22	409	431
水槽付消防ポンプ車	93	60	153
は し ご 車	17	—	17
小型動力ポンプ	36	1,115	1,151
小型動力ポンプ積載車	28	726	754
化学消防車	8	—	8
消 防 艇	1	—	1
ヘリコプター	—	—	—
その他の消防車両	176	70	246

（救急車，救助工作車の状況は，第2部第2章第6節「救助・救急体制の整備」参照）  
（平成23年4月1日現在）

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

### 3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

#### (1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、表2.2.4.4のとおり。

**表2.2.4.4 消防通信体制の整備状況（平成23年4月1日現在）**

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知専用 電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令専用	消防指令装置併用
鹿児島市消防局	13	184	36		
出水市消防本部	4	32	8		
垂水市消防本部	4	36	9		
薩摩川内市消防局	4	78	31		1
日置市消防本部	3	29	24		1
霧島市消防局	5	60	9		1
いちき串木野市消防本部	4	37	18		
始良市消防組合	4	32	21		1
さつま町消防本部	1	21	11		
指宿地区消防組合	6	32	25		
南薩地区消防組合	19	82	32		
阿久根地区消防組合	6	32	0		
伊佐湧水消防組合	9	35	8		1
大隅曾於地区消防組合	8	39	34		1
大隅肝属地区消防組合	12	82	20		1
沖永良部与論地区広域事務組合	5	23	16		
徳之島地区消防組合	12	23	11		1
熊毛地区消防組合	12	67	18		
大島地区消防組合	26	99	12		
合計	157	1,023	343		8

## (2) 消防通信手段の整備方策

### ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については，計画的に無線設備の更新整備を行うほか，固定局，移動局ともに新たに増波された全国共通波（2波）の整備を促進し，大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また，地震・津波災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備，高所カメラによる早期支援情報の収集，部隊運用装置，消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお，その他の消防通信体制については，次の機器等の整備の促進に努める。

- ・ 多重無線通信機
- ・ 衛星通信システム
- ・ 早期支援情報収集装置
- ・ 地震・津波災害対策用通信設備等（可搬無線機，携帯無線機，全国共通波（増波）基地局等）

### イ 通信・運用体制の整備

(ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。

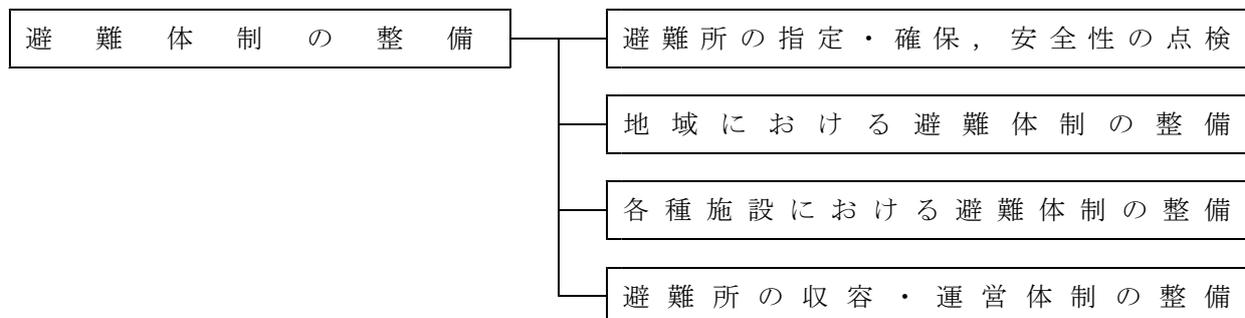
(イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

(ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

## 第5節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安全な避難について留意する。



### 第1 避難所の指定・確保，安全性の点検

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村，関係機関〕

#### 1 避難予定場所の指定

市町村は、県地域防災計画及び市町村地域防災計画等を踏まえて、液状化、斜面崩壊、津波等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公共建物の他、企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め、その所在、標高、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会（県立学校については県教育委員会）と共有しておく。

市町村は、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更のうえ住民に対し周知徹底しておくものとする。

なお、自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する津波避難ビルや津波避難タワー等の緊急時に避難できる場所を確保するよう努める。

#### 2 避難所の確保と整備

##### (1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。また、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

## (2) 避難所の収容能力等の把握

市町村は、県地域防災計画及び市町村地域防災計画等を踏まえて、液状化、斜面崩壊、津波等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所を定め、その住所、標高、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定にあたっては、大規模災害時における避難所の機能低下や喪失に対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐災性（不燃性、耐水性、堅牢性等）に優れた施設を指定し、併せて避難所である旨を明確に表示しておく。

また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

## (3) 避難所の整備

市町村が、避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮し、併せて、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

## (4) 避難所における備蓄等の推進

避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## 3 避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、液状化、斜面崩壊、津波等の危険性を考慮して行い、耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、液状化、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、避難路沿いに標高や避難所までの距離・時間を示した標識等の整備に努める。

併せて、避難所や避難路のバリアフリー化に努める。

## 第2 地域における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，教育庁，県警察本部，市町村〕

### 1 避難の指示・誘導体制の整備

#### (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市町村長の避難措置は、原則として避難の準備（避難準備（要援護者避難）情報）、避難の勧告（避難勧告）、避難の指示（避難指示）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。

（避難の指示・勧告・準備情報、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第7節「避難の勧告・指示、誘導」参照）

イ 市町村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 市町村長は、本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

**表 2. 2. 5. 1 避難指示等一覧(3類型)**

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報	要援護者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等，特に避難行動に時間を要する者は，計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は，家族等との連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は，計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は，確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は，直ちに避難行動に移るとともに，そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 市町村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ市町村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 市町村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市町村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び支庁長，各地域振興連絡協議会長）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者，身体障害者等の災害時要援護者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類，危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき，一

般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。  
ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 2 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるように、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ（親子ラジオ含む）、有線放送、電話等の利用により伝達する。

### (2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

### (3) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

## 3 災害時要援護者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、あるいは病人、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の避難については、以下の点に留意し、別記の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」（平成18年9月 鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組む。

### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から災害時要援護者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

### (3) 災害時要援護者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

# 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

## 1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

## 2 避難支援に必要な取組み例

### (1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する各種の情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の事態把握と関係部局間での共有化を図る。  
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。  
なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

### (2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。

※ 要援護者情報 …… 個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

### (3) 防災、福祉・医療関係機関・団体等との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。

(例) 災害時要援護者対策協議会(仮称)の設置  
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施

- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

#### (4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。  
また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。
- 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

#### (5) 災害発生時における避難誘導體制の確立

##### □ 在宅の要援護者の避難誘導

- 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。  
※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備
- 市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。  
災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

##### □ 施設入所者の避難誘導

- 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき入所者を避難誘導する。

#### (6) 避難所等における支援体制の確立

##### □ 医療救護体制等の整備

- 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。  
市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

##### □ 公民館・学校等避難所における対応

- 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

##### □ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

### 第3 各種施設における避難体制の整備

[実施責任：危機管理局危機管理防災課，県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，教育庁，県警察本部，市町村，施設管理者，関係機関等]

#### 1 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

##### (1) 病院，社会福祉施設の避難体制の現状

###### ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の医療監視の際，防火管理者の専任，消防計画の作成，消防用施設・設備の整備・点検，診療用の構造設備の危害防止措置，避難訓練の実施状況等について，確認・指導を行っている。

###### イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し，本庁及び出先機関において，原則として毎年度実施する指導監査の際，スプリンクラー，屋内消火栓，非常通信装置，防煙カーテン，寝具等設備の整備・点検状況，宿直者の配置，連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備，避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い，必要に応じて改善・是正の指導をしている。

##### (2) 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には，寝たきりの高齢者や心身障害者，重症患者，新生児，乳幼児等いわゆる「災害時要援護者」が多く，自力で避難することが困難であり，また避難先にも介護品等が必要であるなど，災害時にも特別の配慮を要することから，施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

###### ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害が発生した場合に迅速かつ確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう，あらかじめ避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，日頃から市町村や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

###### イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段，方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

###### ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は，施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

## 2 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震・津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

## 3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

### (1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

### (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

### (3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童

生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

#### (4) 避難場所の指定・確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

## 第4 避難所の収容・運営体制の整備

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，教育庁，県警察本部，市町村〕

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行うこととする。市町村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市町村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者や障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

### 2 避難所の運営体制の整備

市町村は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル作成のためのガイドライン」（平成19年12月 鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月 鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策
- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 災害時要援護者対策

### **3 避難所の生活環境改善システムの整備**

県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

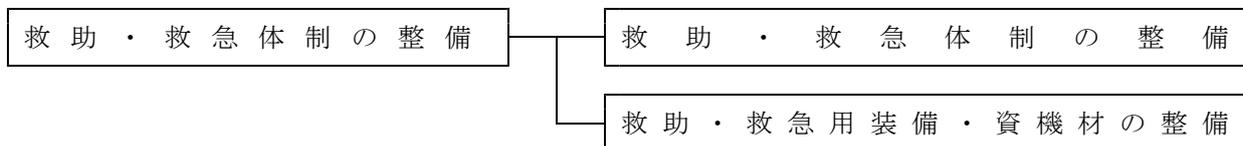
### **4 避難所巡回パトロール体制の整備**

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第6節 救助・救急体制の整備

地震・津波時には、建物倒壊、火災、浸水、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



### 第1 救助・救急体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，保健福祉部地域医療整備課，社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 関係機関等による救助・救急体制の整備

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、5つの想定ケースでそれぞれ多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

##### (1) 市町村（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

##### (2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊，警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 県警ヘリコプター，車両，舟艇等警察が保有する装備資機材の整備，充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

##### (3) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と，日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

- (4) 消防団の救出・救助体制の整備  
日頃から地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。
- (5) 自衛隊の救出・救助体制の整備  
市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

## 2 孤立化集落対策

市町村は、地震・津波災害等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

- (1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保  
衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。
- (2) 通信機器の住民向け研修の充実  
整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。
- (3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保  
ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。
- (4) 非常用発電機の備蓄  
停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

## 孤立化集落対策マニュアル

### 1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
  
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

### 2 孤立化集落対策

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

##### (1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[ 孤立化のおそれのある集落(例) ]

##### □ 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

##### □ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

## 2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

### (1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。

### (2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話（現状：県下27箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

### (3) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県，市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

### 3 孤立化した場合の対応

#### (1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

#### (2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

#### (3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

#### (4) 道路管理者（県・市町村）

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

#### (5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

#### (6) 警察

- ・ 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

〔	(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
		第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
		第4	1	通信施設の整備対策
		第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
		第2	2	無線通信体制の整備
		第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
		第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
		第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）
		〕		

### 3 住民の救助・救急への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、県地震被害予測調査（平成7～8年度）では、人口や建物の集中している都市直下のケースで救助・救急事象が多発しており、県及び市町村は、都市部の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

## 第2 救助・救急用装備・資機材の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，県警察本部，市町村〕

### 1 救助用装備・資機材等の整備方針

#### (1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 地震・津波災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，各消防署・所，消防団，自主防災組織等において，必要な，救助用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置， 地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） (ウ) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター）， 削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー， スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	(ア) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター）， 削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー， スコップ，救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン
自主防災組織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 地震・津波災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した地震・津波災害対策用救急車の整備を図っていく。

(2) 警察

ア 県下の警察署をおおむね6ブロックに分け、ブロックの中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用器具を集中的に配置して活用するように努める。

ブロック名	中心警察署	管轄地区	救助用具の配置・整備内容
鹿児島	鹿児島中央署	鹿児島市，日置市	救命ボート，エンジンカッター ボルトクリッパー，チェーンソー，ゴージャック，削岩機
南薩	指宿署	指宿市，南九州市，枕崎市，南さつま市，日置市の一部（吹上町和田）	救命ボート，エンジンカッター ボルトクリッパー，大型パール投光機，大型ハンマー
北薩	薩摩川内署	いちき串木野市，薩摩川内市，阿久根市，薩摩郡，出水市，出水郡	同上
始良	霧島署	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡	同上
大隅	鹿屋署	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，肝属郡，曾於郡	同上
奄美	奄美署	奄美市，大島郡	同上

イ 警察の救助器具

《資料編 警察の救助器具》

ウ 道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場，倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

災害活動用車両
災害用強力投光車 クレーンレッカー車 多目的災害活動車 災害用レッカー車 災害用ショベル車 給水車 クレーン付ダンプ車

(3) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む），自衛隊

地震・津波災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，救助用資機材や車両，救助用船艇等の整備・点検に努める。

## 2 救急用装備・資機材等の整備方針

### (1) 県及び市町村（消防機関を含む）

地震・津波災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

### 救急用装備・資機材等の整備

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊用救護資機材 トリアージ・タッグ

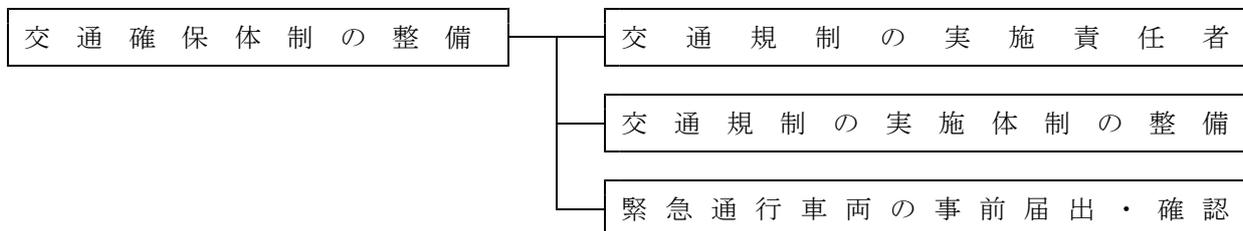
### (2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

地震・津波災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車両，船艇の整備・点検に努める。

## 第7節 交通確保体制の整備

地震・津波時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 交通規制の実施責任者

〔実施責任：九州地方整備局，第十管区海上保安本部，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，港湾空港課，県警察本部，市町村〕

#### 1 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市町村長 (市町村道)	(道路法第46条) ・ 道路の損壊，決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ・ 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) ・ 災害応急対策に従事する者，又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) ・ 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき ・ 道路の損壊，火災の発生，その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	(港湾法第12条第1項第4号の2) ・ 水域施設(航路，泊地及び船だまり)の仕様に関し必要な規則 (港湾法第12条第1項第10号) ・ 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港 長 海上保安官	(港則法第37条) ・ 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき ・ 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生じる恐れがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき ・ 海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害がおよぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

## 第 2 交通規制の実施体制の整備

[実施責任：九州地方整備局，第十管区海上保安本部，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，港湾空港課，県警察本部，市町村]

### 1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。 (ア) 交通規制計画の作成 発生時の交通安全や緊急通行車両の通行を確保するため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (イ) 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (ウ) 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。
警 察 機 関	(エ) 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は制服警察官を中心に編成するべきであるが、地震・津波災害発生時において警察官は、被害者等の救出、救助に重点を志向した活動を行う必要が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 (オ) 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

区 分	整 備 方 針
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 機 関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

### 第 3 緊急通行車両の事前届出・確認

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部〕

#### 1 緊急通行車両の事前届出

- (1) 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては，緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
- (2) 指定行政機関等の長は，県公安委員会に対し，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して事前届出を行う。  
（事前届出は様式1）

#### 2 届出済証の交付と確認

- (1) 県公安委員会は，緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い，該当すると認められるものについては，届出済証を交付する。  
（届出済証は様式1）
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については，県（危機管理防災課），警察本部，警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して，緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合において，確認検査を省略して，緊急通行車両の標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 県公安委員会は，確認手続の具体的な運用については，県（危機管理防災課）と所要の調整を図っておくものとする。  
（緊急通行車両の確認証明書及び標章については，第3部第2章第9節「交通確保・規制」参照）

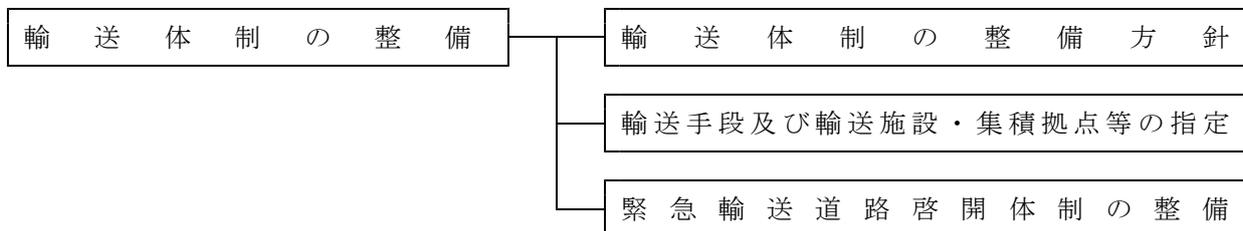
様式 1 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用 <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2> 平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に標示されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 ( ) 局 番 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第 A - 号	
災害応急対策用 <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	
(注) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む)、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</li> <li>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</li> <li>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。</li> <li>(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。</li> <li>(3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。</li> </ol> </li> </ol>	

## 第8節 輸送体制の整備

地震・津波災害時には、被害者の避難，並びに災害応急対策，及び災害救助を実施するのに必要な要員，及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画が効率的に実施されるように，必要な車両，船艇，労務の確保を図るなど，輸送体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 輸送体制の整備方針

〔実施責任：自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本通運株式会社，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

#### 1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

地震・津波災害時には，道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や，災害の状況等による輸送対象（被災者，応急対策要員，搬送患者，資機材，救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため，輸送の実施責任者は，県地震被害予測調査（平成7～8年度）を踏まえて，平素から，災害の種別・規模，地区，輸送対象，輸送手段（車両，船艇，航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

#### 2 関係機関相互の連携の強化

地震・津波災害時には，応急対策を実施する人員や資機材，救援物資等，多数の輸送需要が発生すると予想され，県及び市町村をはじめ，応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため，日頃から以下について整備を図り，関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

## 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

[実施責任：自衛隊，九州地方整備局，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，西日本高速道路株式会社，九州旅客鉄道株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本通運株式会社，商工労働水産部水産振興課，漁港漁場課，土木部道路建設課，道路維持課，港湾空港課]

### 1 輸送手段の確保及び関係機関の相互協力関係の強化

#### (1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資，資機材等を輸送する輸送手段は，以下のとおり確保するものとする。

##### ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の事業用自動車
- (エ) その他の民間の車両等

##### イ 鉄道による輸送

##### ウ 船舶等による輸送

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の巡視船艇等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

##### エ 航空機による輸送

#### (2) 関係機関の相互協力関係の強化等

関係機関においては，災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために，応援要請や緊急時の通信連絡体制等について，相互応援協定の締結や運用計画を作成するなど，日頃から連携を図っておくものとする。

さらに，輸送手段等の効率的運用を図るため，県災害対策本部において，関係機関間の連携・調整を行う組織の設置を検討する必要がある。

### 2 輸送施設・集積拠点等の指定

#### (1) 輸送施設の指定

地震・津波災害時に被災者や救援物資，資機材等を輸送する輸送施設として，以下のとおり指定しておくものとする。

##### ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

##### イ 港湾・漁港，空港，臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

(2) 集積拠点の指定

地震・津波災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア トラックターミナル等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

イ 卸売市場等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

### 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察本部，市町村]

#### 1 啓開道路の選定基準の設定

地震・津波災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

#### 2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から地震・津波災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

#### 3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等の把握を行う。

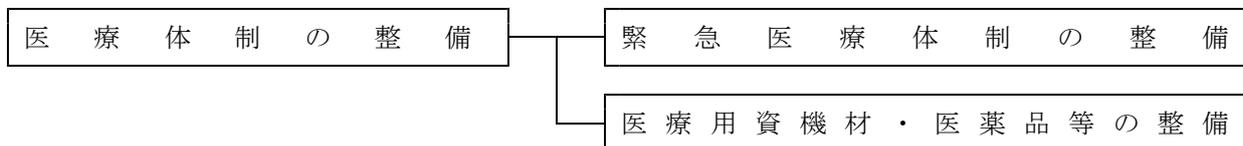
#### 4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、地震・津波災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第9節 医療体制の整備

地震・津波時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



### 第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会，保健福祉部地域医療整備課，健康増進課，薬務課，県立病院局県立病院課〕

#### 1 医療体制の整備

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、鹿児島湾直下想定地震の約11,000名を最大として、5つの想定ケースそれぞれに多数の負傷者の発生が予想されており、各関係機関は、医療体制の整備に努めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実に努める。

##### (1) DMATの整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMATを養成する。

イ DMAT指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

##### (2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構，公立・公的医療機関，日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

##### (3) 救護所の設置，運営計画

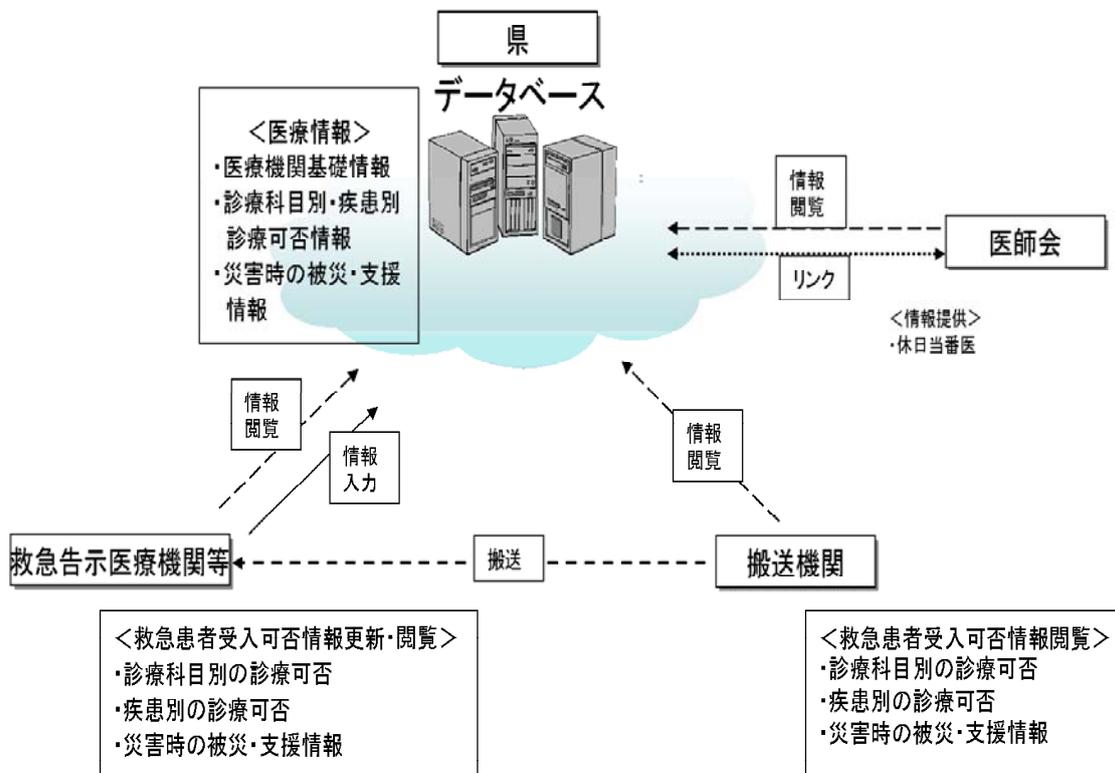
県（保健所）は、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

##### (4) 災害拠点病院（基幹災害医療センター，地域災害医療センター）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害医療センターを県下に1か所，地域災害医療センターを二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

- (5) 医療機関の防災体制の確立  
 各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておくものとする。
- (6) 情報連絡体制の充実  
 保健所、DMA T指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。  
 また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、救急・災害医療情報システムを有効活用する。
- (7) 広域医療支援の強化  
 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

図2.2.9.1 救急・災害医療情報システムの概要



## 2 後方搬送体制の整備

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると，鹿児島湾直下想定地震の約11,000名を最大として，5つの想定ケースそれぞれに多数の負傷者の発生が予想されており，各関係機関は，負傷者等の後方搬送体制の整備に努めるものとする。

### (1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は，災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を收容するため，災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

### (2) 市町村，県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について，市町村，県及び関係機関は，それぞれの役割分担を明確に定めておく。

### (3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は，多数の負傷者が発生している災害現場において，救急活動を効率的に実施するために，負傷者の傷病程度を選別し，救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため，傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について，日頃から訓練し習熟に努める。

### (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

#### ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは，1人1回の透析に約1200の水を使用する血液透析を週2～3回受けており，災害時にも平常時と同様の医療を要することから，適切な医療体制を確保する必要がある。

また，倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても，血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため，県は断水時における透析施設への水の優先的供給，近県市等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

#### イ 在宅難病患者等への対応

保健所は，「難病対策業務マニュアル」に基づき，要援護難病患者の支援の必要な理由，医療機器，医薬品等を取りまとめた要援護難病患者台帳を作成し，管内市町村の避難支援計画策定に必要な情報提供を行い，災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を整備する。

### (7) 災害時要援護難病患者全体に対する対応

a 災害時要援護難病患者の把握及び台帳の整理

b 保健所内での検討及び関係機関，団体との連携及びネットワーク体制の確立

c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育，啓発

### (イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者への支援

《資料編 8 救急・医療に関する資料「難病対策業務マニュアル」》

## 第2 医療用資機材・医薬品等の整備

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，保健福祉部薬務課，県立病院局県立病院課]

### 1 医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると，鹿児島湾直下想定地震の約11,000名を最大として，5つの想定ケースそれぞれに多数の負傷者の発生が予想され，多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので，各関係機関は，医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

#### (1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については，薬品補給班が対応するものとし，県（薬務課）は，薬品補給班の編成計画を策定しておく。

（薬品補給班の編成については，第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

#### (2) 鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県（薬務課）は，鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき，災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

《資料編 災害救助に必要な医薬品等・医療用資機材等の確保に関する協定書》

### 2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え，災害時緊急医薬品等確保事業で必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

県（薬務課）は，県地震被害予測調査（平成7～8年度）を踏まえ，医療用資機材・医薬品等の種類，数量，備蓄場所等について，備蓄計画を策定するものとする。

（医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は，第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

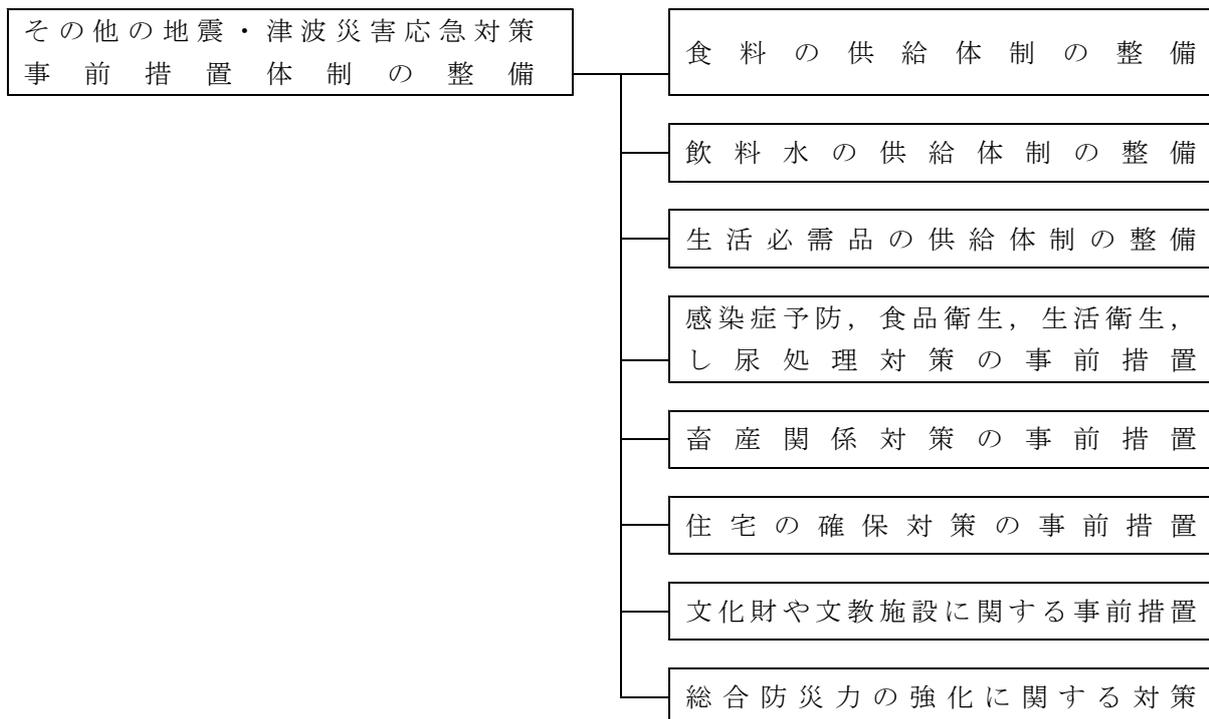
### 3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

県（薬務課）は，被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

## 第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。



### 第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村〕

#### 1 食料の備蓄計画の策定

県，市町村は，県地震被害予測調査（平成7～8年度）等を踏まえて，必要とされる食料の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については，第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

#### 2 食料の調達に関する協定等の締結

県，市町村は，災害時の食料調達について，民間流通業者，県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

#### 3 食料の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への食料の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

## 第2 飲料水の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

### 1 応急復旧体制の整備

#### (1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は，水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために，復旧に要する業者（労務，機械，資材等）との間において災害時における協力協定を締結し，応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

#### (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は，医療機関や社会福祉施設等，早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し，緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

### 2 応急給水体制の整備

#### (1) 給水能力の把握

上水道事業者は，あらかじめ，災害時の応急給水を考慮し，予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し，把握しておくものとする。

#### (2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は，必要に応じ，給水車，給水タンク，ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は，各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

#### (3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は，応急給水の方法として飲料水を確保するため，管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

### 3 応急対策資料の整備

上水道事業者は，応急復旧，応急給水等の活動を迅速・的確に行うために，水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

### 4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は，日頃から，水道施設の応急復旧及び給水車等による応急給水等について，可能な限り広域にわたって相互応援体制の整備に努める。

### 5 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は，地震・津波災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し，通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため，各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

### 第3 生活必需品の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村〕

#### 1 生活必需品の備蓄計画の策定

県，市町村は，県地震被害予測調査（平成7～8年度）等を踏まえて，必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

（県，市町村，日本赤十字社県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

#### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，県及び市町村は，大手スーパー，生活協同組合，百貨店，コンビニエンス・ストア等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。

（被服，寝具の調達先としては，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

#### 3 生活必需品の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への生活必需品の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

### 第4 感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿処理対策の事前措置

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，保健福祉部健康増進課，生活衛生課，市町村〕

#### 1 感染症予防対策

##### (1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県，市町村は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

（消毒による1戸あたりの使用薬剤の基準，そ族，こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については，第3部第3章第6節「感染症予防，食品衛生，生活衛生体制」参照）

##### (2) 感染症予防の実施体制の整備

災害感染症予防のため，県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成について，あらかじめ以下のとおり編成計画を作成しておく。

##### ア 県の検病調査班の編成

県（保健所）は，検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は，各保健所1班とし，1班の編成は，医師1名，保健師又は看護師1名，臨床検査技師1名，事務連絡員1名の4名を基準とする。

##### イ 市町村の感染症予防班の編成員

市町村は，感染症予防作業のために班の編成計画を作成する。

## 2 食品衛生対策

大規模な地震・津波が発生した場合，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので，状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

## 3 生活衛生対策

### (1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握，被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

### (2) 業者団体との連携の強化

大規模な地震・津波が発生した場合，環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので，状況により生活衛生営業指導センター，生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

## 4 し尿処理対策

### (1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は，県地震被害予想調査（平成7～8年度）等を踏まえて，必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について，具体的な備蓄計画の策定に努め，県はその情報収集に努める。

### (2) 広域応援体制の整備

県，市町村及び下水道管理者は，日頃から，し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について，相互応援体制の整備に努める。

## 第5 畜産関係対策の事前措置

〔実施責任：農政部畜産課〕

- 1 適切な防疫対策を指導できるよう，防疫体制を整備するとともに，災害発生時に，市町村はもとより関係機関・団体間で，速やかな情報伝達と協力が行えるよう，日頃から連携の強化に努める。
- 2 特に，家畜に必要不可欠な飼料の供給にあたっては，飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう，国及び県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

## 第6 住宅の確保対策の事前措置

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

### 1 住宅の供給体制の整備

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると，鹿児島湾直下想定地震の約17,000棟を最大に，各ケースで数千棟の建物が全壊する被害が発生し，多数の応急住宅の需要が予想されるので，県及び市町村は，住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は，（社）鹿児島県建築協会等との協定などにより，被災住宅の応急修理を迅速

に実施できるよう体制を整えるものとする。

- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(社)プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や(社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達出来るように、入手手続等を整えておくものとする。  
(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照)

## 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

## 3 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

## 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課，市町村]

### 1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物，磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

### 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館，美術館，郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

## 第8 総合防災力の強化に関する対策

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村〕

### 1 防災拠点の整備の推進

大規模災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において，住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

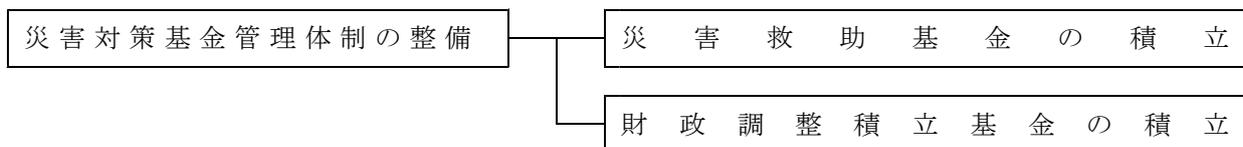
このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，自治会，町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を，小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに，県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても引き続き検討していく。

### 2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため，市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練，ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実，警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を平行して進める。

## 第11節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調整積立金等の積立を行い、的確な運用を図る。



### 第1 災害救助基金の積立

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課〕

#### 1 災害救助基金の積立額

災害救助法第38条の規定により災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額とする。ただし、災害救助法の適用等により、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最小額に達するまで積み立てるものとする。

#### 2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れるものとする。なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

### 第2 財政調整積立基金の積立

〔実施責任：総務部財政課〕

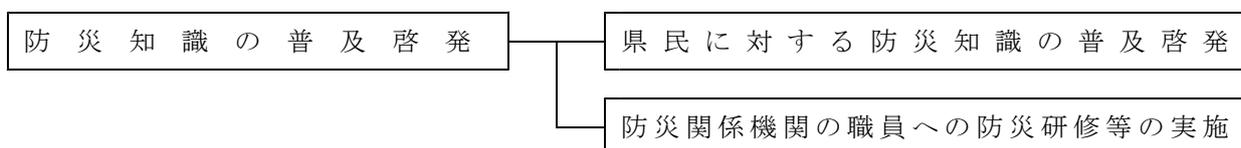
県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

### 第3章 県民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，災害時要援護者対策等を推進し，県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では，このような県民の防災活動の促進について，その対策を定める。

#### 第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう，県民及び防災関係職員に対し，災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は，それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



#### 第1 県民に対する防災知識の普及啓発

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，知事公室広報課，教育庁保健体育課，社会教育課，市町村，防災関係機関〕

##### 1 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は，鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民，自主防災組織，町内会，各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練，情報提供を行うと共に，その内容の充実に努める。また，地域の自主防災活動，教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては，市町村等からの申請に基づき，県防災アドバイザーを活用するものとする。

###### (1) 研修内容等

- ア 災害に関する知識の習得  
地震，津波，耐震，火災，風水害，土砂災害，火山災害
- イ 防災活動に関する知識の習得  
自主防災，DIG（図上訓練）と防災マップ作り，一般避難対策，高齢者避難対策，災害時要援護者の避難対策
- ウ 応急措置に関する知識の習得  
応急手当訓練，心肺蘇生法（含 A E D）

###### (2) 所在地等

鹿児島県防災研修センター  
〒899-5652  
鹿児島県始良市平松6252番地

電話：0995-64-5251

ファクシミリ：0995-66-5909

メール：bouken@po5.synapse.ne.jp

開館時間 午前9時から午後5時まで

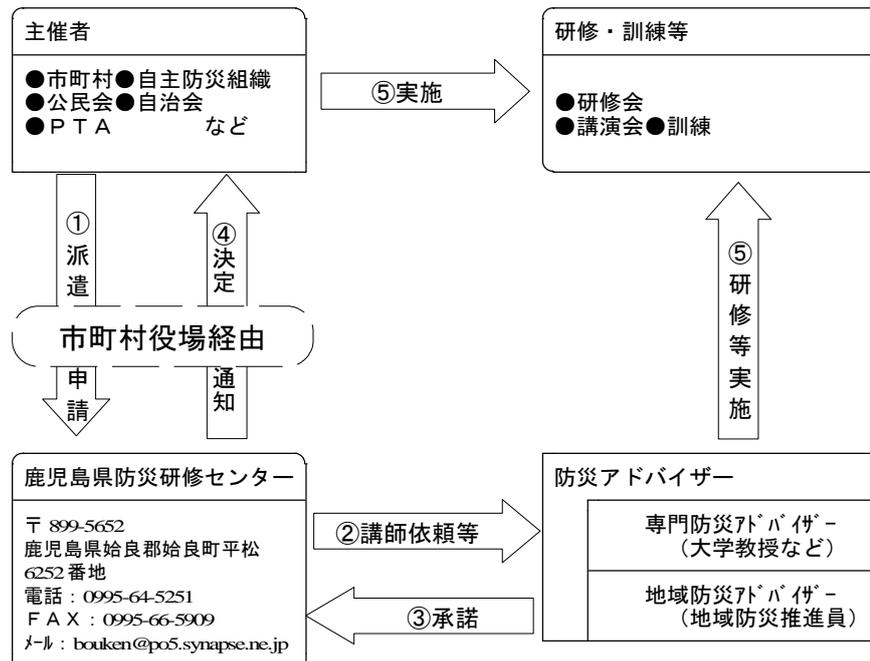
入館料無料

休館日 毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）

年 末 年 始（12月29日～1月3日）

### ○ 県防災アドバイザーのしくみ

- ① 主催者が防災研修センターに派遣申請（市町村経由）
- ② 県防災研修センターがアドバイザーへ講師依頼等
- ③ 防災アドバイザーの承諾
- ④ 県防災研修センターが主催者に決定通知
- ⑤ 研修等実施



## 2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

### (1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ，テレビ，有線放送等放送施設
- イ 新聞
- ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）
- オ 映画，ビデオ，スライドの製作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会，パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮して行う。

ア 県民等の責務

(ア) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- a 地震等に備えた2～3日分の食糧，飲料水等の備蓄
- b 非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備
- c 家具等の転倒防止対策

(イ) 出火防止，初期消火等の心得

(ウ) 家屋内，路上，自動車運転中など，様々な条件下で地震等が発生した時の行動

(エ) 避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路，避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者，災害時要援護者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得

(サ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織，編成，分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領，連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- a 災害情報の聴取並びに聴取方法
- b 停電時の照明
- c 非常食糧，身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- d 初期消火，出火防止の徹底
- e 避難の方法，避難路，避難場所の確認
- f 高齢者等災害時要援護者の避難誘導及び避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他，災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお，県，市町村その他防災機関は，「県民防災週間」（5月第4週），「防災週間」（「防災の日」9月1日を含む1週間），「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて重点的な防災

思想の普及宣伝に努める。

### **3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発**

幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校，大学における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。県防災研修センターは，学校教育における取組を支援するため，防災教育に関する情報の提供に努め，各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

また，青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，県防災研修センター（含 防災出前講座）や各種社会教育施設等を利用しつつ，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

### **4 災害教訓の伝承**

県及び市町村は，過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。

## **第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施**

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，総務部人事課，市町村，防災関係機関〕

県，市町村及び防災関係機関は，日頃より各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，地震・津波災害時において，県，市町村及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋の家具の固定や補強，飲料水，食糧，医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに，日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど，自己啓発に努めるものとする。

## 第2節 防災訓練の効果的実施

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関〕

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と強力して訓練を行う必要がある。このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

### 1 防災訓練の目標・内容の設定

#### (1) 防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者が，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

#### (2) 訓練の内容

防災訓練の内容には，以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練，非常参集訓練
- イ 緊急地震速報等を想定した通信連絡訓練
- ウ 消防訓練
- エ 救出訓練
- オ 避難訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 医療・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ その他必要な訓練

### 2 訓練の企画・準備

#### (1) 訓練の時期

訓練の種類により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は，梅雨期前に総合防災訓練を実施する。また，大正3年に桜島が噴火した日（1月12日）を中心にして，火山，地震，津波に係る防災訓練を実施する。

市町村は，防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

#### (2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，がけ崩れ等，土砂災害の恐れのある地域，液状化・浸水の恐れのある地域など，それぞれの地域において十分検討する。

#### (3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

### 3 訓練の方法

訓練実施各機関は，単独に又は他の機関と共同して，以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては，地震・津波等の被害を想定し，市町村・消防，自衛隊，第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び地域住民等とも連携し，高齢者，障

害者、外国人等災害時要援護者に十分配慮するなどして実戦的な訓練になるようにする。

(1) 県が行う訓練

ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携を取りながら実施する。

イ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら訓練を実施する。

(2) 市町村等が行う訓練

ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

#### 4 訓練結果の評価・統括

(1) 訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

(2) 訓練結果の報告

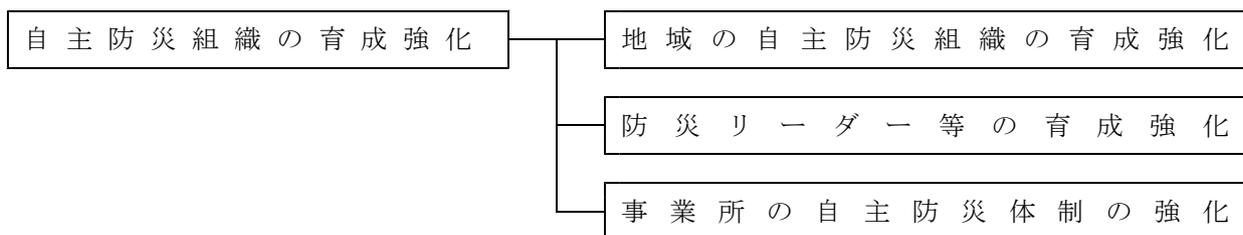
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

### 第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



#### 第1 地域の自主防災組織の育成強化

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関〕

##### 1 自主防災組織の育成強化体制の確立

###### (1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

###### (2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

###### (3) 地域自主防災組織設立促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、各地域振興局・支庁ごとに「地域自主防災組織設立促進協議会」を設置し、自主防災組織結成の気運醸成を図るとともに、防災に係る地域課題の解消のための方策を検討する。

## 2 自主防災組織の組織化の促進

### (1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については，特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

イ 土石流発生危険溪流のある地区

ウ 山地崩壊危険区域のある地区

エ 家屋密集等消防活動困難地区

オ 地盤振動・液状化危険のある地区

カ 津波危険のある地区

キ 工場等の隣接地区

ク 高齢化の進んでいる過疎地区

ケ その他危険区域

### (2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については，自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから，次の事項に留意するものとする。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (3) 自主防災組織の組織づくり

町内会，自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし，次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 町内会，自治公民会等の既存の自治組織に，その活動の一環として，防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い，組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って，自主防災組織を育成する。

エ 青年団，婦人団体，PTA等，その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

## 3 自主防災組織の活動の推進

### (1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は，地域の規模，態様によりその内容が異なるが，それぞれの組織において，規約及び防災計画（活動計画）を定める。

### (2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は，地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき，平常時の活動においても，災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練（避難訓練，消化訓練等）の実施

(ウ) 情報の収集伝達体制の確立

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等

(カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

## イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達，確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

## 第2 防災リーダー等の育成強化

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関〕

阪神・淡路大震災では，若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが，地域の防災活動の担い手として，これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後，地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにし，これらの層の地域の防災活動への参画を促進すると共に，地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，地域防災推進員等の地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

## 第3 事業所の自主防災体制の強化

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，防災関係機関〕

### 1 工場，事業場等における自衛消防隊等の設置

#### (1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等を設置する。

#### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物，劇場，百貨店，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ 石油類，高圧ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取扱う製造所，貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し，防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

#### (3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は，事業所の規模，形態により，例えば，百貨店，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は，消防法第8条の規定による防火管理者を選任す

ることによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

## 2 自衛消防隊等の活動の推進

### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

#### ア 平常時

##### (ア) 防災訓練

##### (イ) 施設及び整備等の点検整備

##### (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

#### イ 災害時

##### (ア) 情報の収集伝達

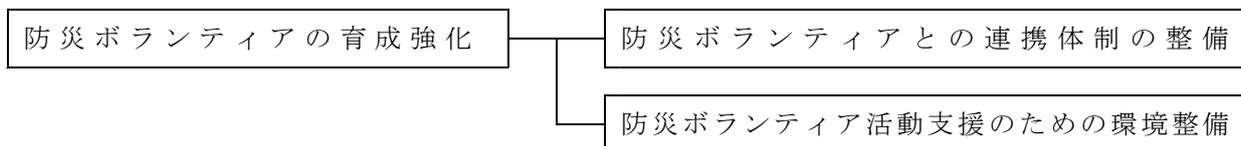
##### (イ) 出火防止及び初期消火

##### (ウ) 避難誘導・救出救護

## 第4節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，薬務課，観光交流局国際交流課，土木部建築課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

#### 1 県における連携体制の整備

地震・津波災害が発生した場合におけるボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

表2.3.4.1 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	所管課
専門分野のボランティア			
通信	通信，情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理防災課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会	社会福祉課
医療	人命救助，看護，メンタルヘルス	県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会，ボランティア医療団体，日赤	保健医療福祉課 薬務課
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会	介護福祉課 障害福祉課
建築判定	建物の倒壊等危険度の判定	児島県被災建築物応急危険度判定協議会	建築課
通訳	外国語通訳，翻訳，情報提供	県国際交流協会，ボランティア通訳	国際交流課

ボランティア の区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	所管課
一般分野のボランティア			
生活支援	物資の仕分け，配送， 食糧の配給，清掃等	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	社会福祉課

## 2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては，平常時から，当該区域内のボランティアに関する窓口を定め，それらの団体等の活動実態を把握しておき，災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

## 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，観光交流局国際交流課，県警察本部，市町村，関係機関等]

### 1 県による環境整備

県は，災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう，活動環境の整備を図るため，以下に例示する取組みに努める。

- (1) ボランティアへの参加の啓発，ボランティアの教育・訓練，登録等  
 県社会福祉協議会，日本赤十字社鹿児島県支部，その他のボランティア関係協力団体と連携を図り，防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに，ボランティアの総合的な教育・訓練，調整等を行う。また，ボランティア登録の円滑化を図る。
- (2) ボランティアコーディネーター等の養成  
 県社会福祉協議会と連携し，災害時のボランティア活動のあり方，求められるマンパワーの要件，活動の支援・調整等についての講習会等を実施することにより，ボランティアコーディネーター等の養成を行うこと。
- (3) ボランティア拠点相互のネットワーク化  
 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため，非常用電話，パソコン等の整備を図り，拠点相互のネットワークを構築すること。
- (4) ボランティア活動保険制度の周知  
 ボランティアが安心して活動できるよう，ボランティア活動保険制度の周知を図るなど，加入促進に努めること。
- (5) 研修に対する講師の派遣等への協力  
 消防学校や研修会等において，消防の分野に係る知識，技能の修得について，研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行うこと。

## 2 市町村による環境整備

### (1) ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

### (2) ボランティア登録・把握

市町村は、市町村社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

### (3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

市町村は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

### (4) 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

## 3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

## 4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の育成による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第31条の2第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

## 5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

(1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受付けたボランティアの登録を行うこと。

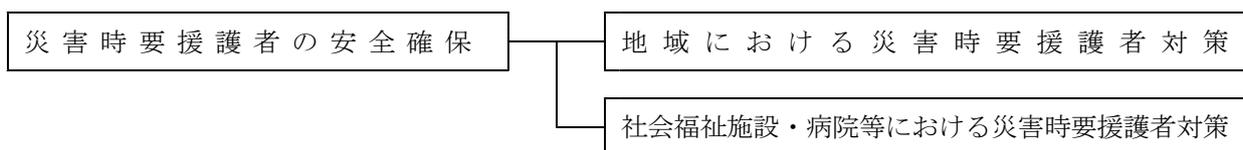
(2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。

(3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

## 第5節 災害時要援護者の安全確保

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つ者，外国人，観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「災害時要援護者」といわれている。今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い，「災害時要援護者」が増加することが予想される。このため，県，市町村及び防災関係機関は，平素より，災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

（第2部第2章第5節別記「災害時要援護者避難支援ガイドライン」参照）



### 第1 地域における災害時要援護者対策

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，観光交流局国際交流課，市町村，防災関係機関〕

#### 1 災害時要援護者の把握

市町村は，市町村の各部局等が保有する各種の情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，災害時要援護者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，登録制度を設けるなどして，市町村の各部局等が保有する情報だけでは，把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。また，災害時要援護者に関する情報等は，自主防災組織や，町内会等の範囲ごとに把握する。

なお，把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，プライバシーには十分留意するものとする。

#### 2 緊急連絡体制の整備

市町村長は，災害時要援護者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう，地域の災害時要援護者の実態に合わせ，家族はもちろん，地域ぐるみの協力のもとに，災害時要援護者ごとの誘導担当者を配置するなど，きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

#### 3 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は，災害発生直後の食糧・飲料水等については，住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

#### 4 在宅高齢者，障害者に対する防災知識の普及

市町村は，災害時要援護者が災害時に円滑に避難し，被害をできるだけ被らないために，災害時要援護者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては，必ず，災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難

訓練を実施するものとする。また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

## 5 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

## 第2 社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策

[実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，市町村，社会福祉施設・病院等の施設管理者]

### 1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「災害時要援護者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資器材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### 3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、地震・津波災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

## 第 3 部 地震・津波災害応急対策

### 第3部 地震・津波災害応急対策

#### 第1章 活動体制の確立

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

#### 第2章 初動期の応急対策

- 第1節 津波警報等及び地震情報・津波情報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 消防活動
- 第5節 危険物の保安対策
- 第6節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第7節 避難の勧告・指示，誘導
- 第8節 救助・救急
- 第9節 交通確保・規制
- 第10節 緊急輸送
- 第11節 緊急医療
- 第12節 災害時要援護者への緊急支援

#### 第3章 事態安定期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 応急給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の搜索，遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等
- 第13節 義援物資等の取扱い
- 第14節 農林水産業災害の応急対策

#### 第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策
- 第7節 鉄道施設の応急対策
- 第8節 空港施設の応急対策

# 第3部 地震・津波災害応急対策

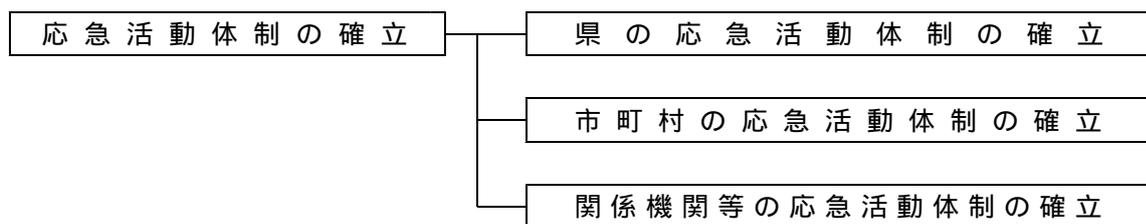
## 第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、市町村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

### 第1節 応急活動体制の確立

鹿児島県において、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



#### 第1 県の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係課〕

##### 1 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、県の地域において地震・津波による災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、地震・津波災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

県内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理局職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 県内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表された時は、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総括危機管理監を、副本部長は危機管理防災課長及び河川課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した県（教育庁を含む。）の職員をもって充てる。

(ウ) 地域振興連絡協議会長及び各支庁長（以下、「連協長等」という。）にあっては、管内区域の実情に応じ「災害警戒地方本部」を設置する。

(エ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（地方本部）を廃止する。

(2) 県災害対策本部の設置

ア 県災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策本部の設置

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

a 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。

b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(イ) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(ウ) 知事は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 県災害対策支部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策支部の設置

連協長等は管内に震度6弱以上の地震が発生した場合又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、直ちに災害対策支部を設置する。

なお、支部長である連協長等に事故があった場合は、同協議会副会長・支庁次長及びあらかじめ指定された者の順で、連協長等に替わって指揮を執る。

(イ) 県災害対策支部の廃止

連協長等は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

ウ 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせ

る必要があると認めるとき，現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部の廃止

本部長は，現地本部の事務が終了したと認めるとき，現地本部を廃止する。

(3) 現地对策合同本部の設置

本部長は，災害の規模が特に甚大で，複数市町村が被災した場合，被災市町村等と協議し，必要に応じ，地域振興局又は支庁に現地对策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

(4) 国の非常本部等の現地对策本部との連携

国の非常災害現地对策本部又は緊急災害現地对策本部が本県内に設置された場合は，その現地对策本部長と密接な連携を図り，適切な応急対策を実施する。

## 2 県災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に，災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き，本部長は知事を，副本部長は副知事をもって充てる。

なお，本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は，知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の定めるところによる。

また，本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には，総括危機管理監，総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

(イ) 本部に，対策部を置き，各対策部のもとに，各課ごとの職員で構成される班を置く。

(ウ) 本部に本部連絡員を置き，その所掌事務は，表3.1.1.2に掲げるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は，原則として県災害対策本部（行政棟6階）に設置する。県庁舎が被災し県庁内に設置できない場合は，鹿児島合同庁舎に設置する。鹿児島合同庁舎が被災し，鹿児島合同庁舎内に設置できない場合には，県合同庁舎の中から被災状況を勘案して，本部を設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に，本部会議を置き，本部長，副本部長，総括危機管理監及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は，次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 地震・津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 国，他都道府県，市町村，その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国，他都道府県，市町村，その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他，重要事項に関すること。

(2) 地方連絡部

本部に地方連絡部を置き，東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。地方連絡部の所掌事務は，表3.1.1.3に掲げるとおり。

(3) 支部

本部に支部を置き，支部長は，支庁長及び連協長をもって充てる。支部の設置は，

本部長が指示する。各支部の所掌事務は、表3.1.1.5に掲げるとおり。

(4) 現地本部

ア 現地本部の構成

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 本部長は、現地本部を設置したときは、ただちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

(ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに被災地の市町村との調整

(ウ) 被災地の支援に従事する県の職員又は県に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

(エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

図3.1.1.1 県災害対策本部組織図

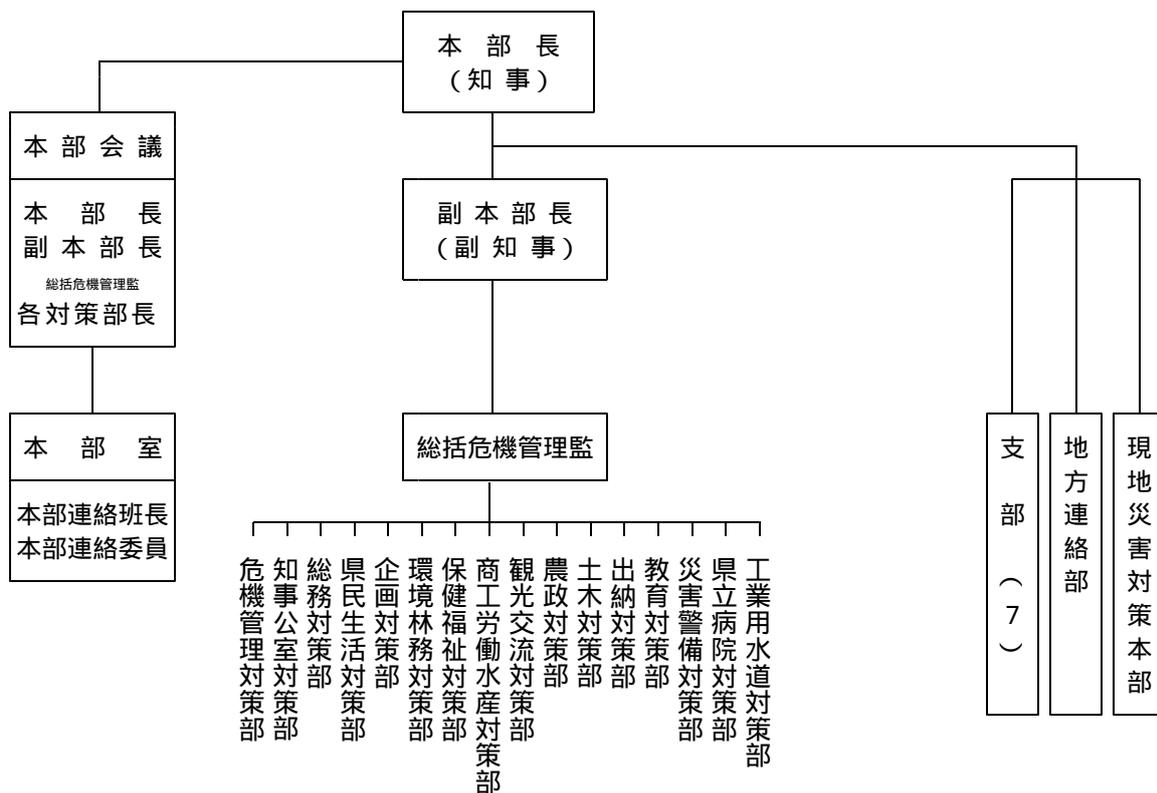


表3.1.1.1 災害対策本部の対策部，班の所掌事務

対策部名	班名	課名	所掌事務
危機管理 対策部  (危機管理 局長)	本部連絡班	危機管理防災課 及び 消防保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議に関すること。</li> <li>3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>4 自衛隊等の出動要請に関すること。</li> <li>5 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。</li> <li>6 支部の災害対策事務に要する経費に関すること。</li> <li>7 無線通信の運用及び保守に関すること。</li> <li>8 都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。</li> <li>9 本部長が特に命じたこと。</li> </ol>
知事公室 対策部  (知事公室 長)	秘書班	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 災害視察者に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長の災害地視察に関すること。</li> </ol>
	政策調整班	政策調整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事公室対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	広報班	広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関すること。</li> <li>2 災害写真に関すること。</li> <li>3 県の広報誌の発行に関すること。</li> </ol>
総務対策部  (総務部長)	人事班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部の総括に関すること。</li> <li>2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。</li> <li>3 市町村に対する応援の派遣に関すること。</li> <li>4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	職員厚生班	職員厚生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の災害補償に関すること。</li> <li>2 職員の健康管理に関すること。</li> <li>3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	学事法制班	学事法制課	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関すること。
	市町村班	市町村課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災市町村の指導に関すること。</li> <li>2 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。</li> </ol>
	財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。</li> <li>2 県有財産の被害の調査に関すること。</li> </ol>
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務センター班	総務事務センター	他の班の応援に関すること。
県民生活 対策部  (県民生活 局長)	生活・文化班	生活・文化課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民生活対策部の統括に関すること。</li> <li>2 関係物資の価格需給動向の実態等調査に関すること。</li> <li>3 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。</li> <li>4 生活・文化課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	共生・協働推進班	共生・協働推進課	共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	青少年男女共同参画課関係施設並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関すること。
企画対策部  (企画部長)	企画班	企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	世界文化遺産班	世界文化遺産課	他の班の応援に関すること。

企画対策部 (企画部長)	情報政策班	情報政策課	行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワーク(国及び地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報ネットワークをいう。)の維持及び管理に関すること。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	交通政策課	公共交通機関の被害の調査に関すること。
	統計班	統計課	他の班の応援に関すること。
環境林務 対策部 (環境林務 部長)	環境林務班	環境林務課	1 環境林務対策部の総括に関すること。 2 流出油災害対策に関すること 3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。 6 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 7 部内各班の連絡調整に関すること。
	地球温暖化対策班	地球温暖化対策課	他の班の応援に関すること。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1 ごみ, し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 2 回収油の処分についての連絡調整に関すること。
	自然保護班	自然保護課	1 野生生物の保護に関すること。 2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	林業振興班	林業振興課	1 林道の被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	森林整備班	森林整備課	1 治山関係施設等の被害の調査に関すること。 2 治山関係施設等の応急措置に関すること。 3 造林地帯の被害の調査に関すること。 4 県営林の被害の調査に関すること。 5 林野火災に関すること。
保健福祉 対策部 (保健福祉 部長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1 保健福祉対策部の総括に関すること。 2 保健所との連絡に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 医療機関(医療法(昭和23年法律205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	地域医療整備班	地域医療整備課	1 り災者の医療救護及び助産に関すること。 2 災害救護事務(死体検案を含む。)に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく諸対策に関すること。 2 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく諸対策に関すること。 3 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく諸対策に関すること。 4 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 5 義援金品に関すること。 6 救助状況の報告に関すること。 7 ボランティア活動の情報提供に関すること。
	介護福祉班	介護福祉課	1 り災した高齢者の援護に関すること。 2 介護福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。

保健福祉 対策部 (保健福祉 部長)	健康増進班	健康増進課	1 感染症予防に関すること。 2 感染症その他の被害の調査及び感染症の発生状況の報告に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1 り災した障害者の援護に関すること。 2 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1 り災した児童の援護に関すること。 2 り災した母子世帯の援護に関すること。 3 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。
	薬務班	薬務課	1 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 2 血液の確保に関すること。
商工労働 水産対策部 (商工労働 水産部長)	商工政策班	商工政策課	1 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2 商工観光労働関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害用物資のあっせんに関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	経営金融班	経営金融課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1 漁業関係の被害の調査に関すること。 2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3 緊急輸送手段としての県有船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 4 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3 緊急輸送施設の確保に関すること。
観光交流 対策部 (観光交流 局長)	かごしまPR班	かごしまPR課	1 観光交流対策部の総括及び被害調査の商工政策班への連絡に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	観光班	観光課	1 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 2 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
農政対策部 (農政部長)	農政班	農政課	1 農政対策部総括に関すること。 2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	食の安全推進班	食の安全推進課	保管されている農薬の安全対策に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1 農業関係の被害の調査に関すること。 2 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。 2 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。 3 救助用食糧のあっせんに関すること。 4 農産物及び卸売市場施設の被害の調査に関すること。 5 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。

農政対策部 (農政部長)	畜産班	畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関する こと。</li> <li>2 飼料及び畜産物に関すること。</li> <li>3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。</li> </ol>
	農地整備班	農地整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に 関すること。</li> <li>2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する こと。</li> <li>3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との 連絡に関すること。</li> </ol>
	農地建設班	農地建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の 調査並びに応急対策に関すること。</li> <li>2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との 連絡に関すること。</li> </ol>
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	道路建設班	道路建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する こと。</li> <li>2 道路の災害予防及び応急措置に関する こと。</li> </ol>
	道路維持班	道路維持課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する こと。</li> <li>2 災害時における道路及び橋りょう等の使用に 関すること。</li> <li>3 道路の災害予防及び応急措置に関する こと。</li> <li>4 緊急輸送道路の確保に関する こと。</li> </ol>
	河川班	河川課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木復旧事業の総括に関する こと。</li> <li>2 河川及び海岸の被害の調査及び対策に 関すること。</li> <li>3 水防法(昭和24年法律第193号)に 基づく諸対策に関する こと。</li> <li>4 水位，流量その他の情報に 関すること。</li> <li>5 土木関係の被害の調査及び 報告に関する こと。</li> <li>6 地域振興局及び支庁の建設部 との連絡に関する こと。</li> </ol>
	砂防班	砂防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 砂防関係事業に係る被害の調査に 関すること。</li> <li>2 砂防関係施設等の応急措置に 関すること。</li> </ol>
	港湾空港班	港湾空港課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾の被害の調査に関する こと。</li> <li>2 津波及び高潮対策に関する こと。</li> <li>3 災害関係航路標識に関する こと。</li> <li>4 災害時における公有水面に 関すること。</li> <li>5 空港の被害の調査に関する こと。</li> <li>6 緊急輸送施設の確保に 関すること。</li> </ol>
	都市計画班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園，下水道等の都市施設の 被害の調査及び対策に 関すること。</li> <li>2 施工中の街路及び区画整理事業 の施行地区の被害の調査 及び対策に関する こと。</li> </ol>
	建築班	建築課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の災害復旧の技術指導に 関すること。</li> <li>2 建築物及び宅地の被害の調査に 関すること。</li> <li>3 県営住宅の被害の調査及び 対策に関する こと。</li> <li>4 住宅関係の融資に関する こと。</li> <li>5 応急仮設住宅の建設に 関すること。</li> </ol>
出納対策部 (出納局長)	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出納対策部の総括に関する こと。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に 関すること。</li> </ol>
	管財班	管財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の応急設営に関する こと。</li> <li>2 災害時における本庁の施設の 利用に関する こと。</li> <li>3 有線通信の運用及び保守に 関すること。</li> <li>4 本庁電気施設の保守及び非常 発電に関する こと。</li> <li>5 災害事務のための車両に 関すること。</li> <li>6 救援物資の調達に 関すること。</li> </ol>

教育対策部 (教育長)	教育総務福利班	総務福利課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育対策部の総括に関する事。</li> <li>2 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。</li> <li>3 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。</li> <li>4 教育事務所との連絡に関する事。</li> <li>5 教職員の災害補償に関する事。</li> <li>6 教職員の健康管理に関する事。</li> <li>7 教職員等住宅の被害の調査に関する事。</li> <li>8 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	学校施設班	学校施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>2 避難所の開設の協力に関する事。</li> </ol>
	教職員班	教職員課	教職員の動員及び調整に関する事。
	義務教育班	義務教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 授業に係る措置に関する事。</li> <li>3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。</li> </ol>
	高校教育班	高校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 授業に係る措置に関する事。</li> </ol>
	保健体育班	保健体育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。</li> <li>2 社会体育施設の被害の調査に関する事。</li> </ol>
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関する事。
	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関する事。
災害警備対策部 (警察本部長)	警察指揮総括班	警備課及び各部要員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警備対策部の総括及び災害警備部隊の運用に関する事。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	情報隊	公安課指定要員	災害情報及び交通情報の収集に関する事。
	救出救助隊	県警機動隊 管区機動隊 本部 警察署部隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難誘導隊及び救出救助等に関する事。</li> <li>2 行方不明者の捜索等に関する事。</li> </ol>
	交通対策隊	交通企画課 交通指導課 交通規制課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急交通路の確保及び広域交通規制に関する事。</li> <li>2 災害緊急車両に関する事。</li> <li>3 交通情報の提供及び交通広報等に関する事。</li> </ol>
	地域安全対策隊	生活安全企画課 地域課 少年課 生活環境課 警察署員等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察無線通信の指令統制に関する事。</li> <li>2 安否確認及び災害情報の提供等に関する事。</li> <li>3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。</li> </ol>
	刑事対策隊	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 警察署員等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における犯罪捜査に関する事。</li> <li>2 検視業務等に関する事。</li> <li>3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。</li> </ol>
	後方支援隊	警務課 相談広報課 会計課 総務課 監察課 厚生課 情報管理課 警察署員等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害広報に関する事。</li> <li>2 報道機関への対応に関する事。</li> <li>3 車両装備資機材及び食料に関する事。</li> <li>4 県外から特別派遣された各部隊の応援の受入れに関する事。</li> <li>5 公務災害及び紛議事案並びに被災職員の援助等に関する事。</li> </ol>

災害警備 対策部 (警察本部 長)	後方治安対策班	警務課 各部要員 警察署員	1 庁舎管理, 留置業務及び装備資機材等の管理に関する こと。 2 その他後方治安業務に関すること。
県立病院 対策部 (県立病院 事業管理 者)	県立病院班	県立病院課	1 県立病院との連絡に関すること。 2 県立病院の被害の調査に関すること。
工業用水道 対策部 (工業用水 道部長)	工業用水班	工業用水課	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。

表3.1.1.2 本部連絡員

所属班	担当職	所掌事務
本部連絡班長	危機管理防災課長	総括
本部連絡班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	全般の連絡
政策調整班	政策調整監，主幹又は主幹のうちから班長が指名する者	知事公室に関する事項の連絡
人事班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	総務部（県民生活局を除く。）に関する事項の連絡
生活・文化班	〃	県民生活局に関する事項の連絡
企画班	〃	企画部に関する事項の連絡
環境林務班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保健医療福祉班	〃	保健福祉部に関する事項の連絡
商工政策班	〃	商工労働水産部（観光交流局を除く。）に関する事項の連絡
かごしまPR班	〃	観光交流局に関する事項の連絡
農政班	〃	農政部に関する事項の連絡
監理班	〃	土木部に関する事項の連絡 （河川班に関わる所掌事務を除く。）
河川班	〃	水防に関する事項の連絡
会計班	〃	出納局に関する事項の連絡
教育総務福利班	〃	教育庁に関する事項の連絡
警察指揮総括班	班長が指名する者	警察本部に関する事項の連絡
県立病院班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	県立病院局に関する事務の連絡
工業用水課	班長が指名する者	工業用水道部に関する事務の連絡

（注１） 所掌事務中の連絡とは，概ね次のとおりとする。

本部長等の命令，指示の伝達連絡  
本部会議と各部の連絡及び部相互連絡調整  
各部の関係被害報告の収集等

（注２） 本部連絡員の留意事項

本部連絡員は，積極的に相互協力を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。

本部連絡員において措置することが困難な事項については，速やかに各対策部主管班長に連絡し，円滑な処理を図るものとする。

表3.1.1.3 地方連絡部の組織及び所掌事務

地方連絡部	地方連絡部長	所 掌 事 務
東京地方連絡部	東京事務所長	<p>災害関係事項の国会，中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること。</p> <p>災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関すること。</p> <p>関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関すること。</p> <p>その他災害関係の特に命じられた事項。</p>

表3.1.1.4 災害対策支部の管轄区域,支部長,班

支部の名称	管轄区域	支部長	支部の班名
鹿児島支部	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班
南薩支部	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南薩地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班, 県立病院対策班
北薩支部	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡	北薩地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班
始良・伊佐支部	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡	始良・伊佐地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班, 県立始良病院対策班, 県立北薩病院対策班
大隅支部	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡	大隅地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班, 県立病院対策班
熊毛支部	西之表市, 熊毛郡	熊毛地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班, 屋久島事務所対策班
大島支部	奄美市, 大島郡	大島地域連絡協議会	総務企画対策班, 保健福祉環境対策班, 農林水産対策班, 建設対策班, 教育対策班, 県立病院対策班, 瀬戸内事務所対策班, 喜界事務所対策班, 徳之島事務所対策班, 沖永良部事務所対策班

表3.1.1.5 災害対策支部の組織及び所掌事務

支部の名称	支部長	所掌事務
各支部	連絡協議会長 又は支庁長	<p>災害の調査に関すること。</p> <p>市町村情報の収集に関すること。</p> <p>災害対策に関すること。</p> <p>本部各対策部への災害報告に関すること。</p> <p>本部との通報連絡に関すること。</p> <p>支部各対策班及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>その他必要な災害事務に関すること。</p>

### 3 職員の配備基準

県は、地震・津波発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

#### (1) 本庁職員の配備

##### ア 配備区分の決定

知事は、表3.1.1.6の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

表3.1.1.6 本庁における地震・津波時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	<p>県内に震度4の地震が発生したとき</p> <p>県内に津波注意報が発表されたとき</p>	<p>危機管理局 4名</p> <p>道路維持課，河川課，砂防課 2名以上 ( のとき)</p>	小規模地震や津波への警戒を行うため，市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<p>県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</p> <p>県内に津波警報が発表されたとき</p>	<p>危機管理局 8名以上</p> <p>別記1に掲げる課 2名以上</p>	災害警戒本部を設置し，事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集，応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<p>第1配備</p> <p>地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し，又は発生するおそれのある場合で，災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき</p>	<p>危機管理局 8名以上</p> <p>別記1及び2に掲げる課 2名以上 (但し，県立病院課2名以上，工業用水課3名以上) 本部長が別に定める課 本部長が別に定める人数</p>	災害対策本部を設置し，災害の規模・程度に応じて，県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	<p>第2配備</p> <p>地震・津波により相当の被害が発生し，又は発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき</p>	<p>危機管理局 半数程度</p> <p>別記1及び2に掲げる課 半数程度</p> <p>本部長が別に定める課 本部長が別に定める人数</p>	
	<p>第3配備</p> <p>県内に震度6弱以上の地震が発生したとき 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し，全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき</p>	<p>危機管理局 全員</p> <p>別記1及び2に掲げる課 全員</p> <p>本部長が別に定める課 本部長が別に定める人数</p>	
	<p>第4配備</p> <p>県内に震度6強以上の地震が発生したとき 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し，全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき</p>	各所属職員全員	

(別記1) 政策調整課，人事課，広報課，企画課，生活・文化課，環境林務課，森林整備課，保健医療福祉課，社会福祉課，商工政策課，漁港漁場課，農政課，農地建設課，監理課，道路維持課，河川課，砂防課，港湾空港課，建築課，会計課，管財課，教育庁総務福利課，教育庁学校施設課，県立病院局県立病院課，工業用水道部工業用水課

(別記2) 交通政策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課，介護福祉課，健康増進課，障害福祉課，子ども福祉課，生活衛生課，薬務課，農地整備課，道路建設課，都市計画課

## イ 動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、図3.1.1.2のとおり。

### (7) 危機管理局職員の動員配備

地震・津波の発生とともに「気象情報自動伝達システム」が起動し、公用携帯電話に地震・津波情報が自動的に伝達され、危機管理局職員がこれら情報をもとに参集する。

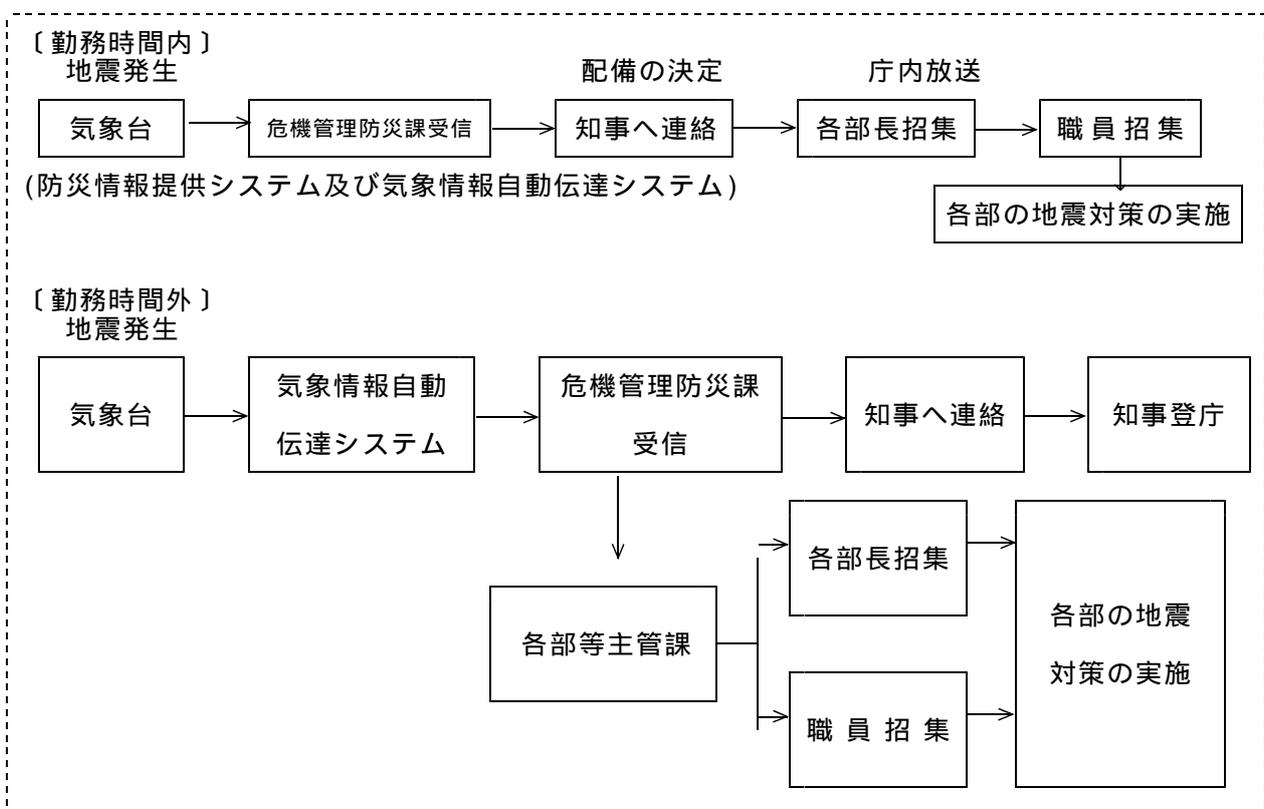
### (イ) 各部職員の動員配備

危機管理局職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

### (ウ) 放送機関への放送依頼による動員配備

広報課は必要に応じて放送機関に対し、職員の非常参集の放送を依頼する。

図3.1.1.2 動員配備の伝達系統図



## ウ 自主参集

### (7) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震・津波情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは表3.1.1.6の参集・配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

### (イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、表3.1.1.6の参集・配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態

であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

(2) 出先機関（支部）における動員

ア 配備区分の決定

連協長等は、本庁における配備要領に準じ、表3.1.1.7の配備基準に基づき配備区分を決定する。なお、連協長等は、配備体制を確立し、又は変更する場合は、事前に県危機管理防災課と協議する。

連協長等は、各出先機関近隣に居住する職員の中からあらかじめ定めておいた配備要員の配備体制を決定し、所定の招集指示の伝達方法に基づき招集し、夜間・休日等の勤務時間外における災害発生初期の情報収集や本部設置に迅速に対処させる。

表3.1.1.7 出先機関における地震・津波時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	管内に震度4の地震が発生したとき 管内に津波注意報が発表されたとき	各地域振興連絡協議会の事務局職員及び各支庁の総務課職員（各2名） 土木事務所の職員（2名） 〔 のとき 〕	小規模地震や津波への警戒を行うため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 県内に津波警報が発表されたとき	連協長があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長の支部長（以下本表中「支部長」という）が必要と認めるとき。	—————	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 管内に震度6弱以上の地震が発生したとき 管内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	
	第3配備 管内に震度6強以上の地震が発生したとき 管内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

## イ 動員及び動員の伝達方法

### (ア) 連協事務局職員及び各支庁総務課職員の動員配備

各連協の事務局職員及び各支庁の総務課職員は、震度4以上の地震の発生とともに所定の部署へ参集する。

### (イ) 各部職員の動員配備

連協事務局職員等は、各事務所所長等に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各事務所所長等は、職員を動員する。

### (ウ) 報道機関を通じての動員配備指示の伝達

連協長等は、必要に応じ本部長に対して放送機関への関係職員の非常参集の放送依頼を要請する。本部長は、要請を受け必要があると認めた場合、放送機関へ放送を依頼する。

## ウ 自主参集

### (ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、テレビ、ラジオ等により管内における震度5弱以上の地震の発生又は津波警報の発表を覚知したときは、連絡を待つことなく、表3.1.1.7の参集・配備基準に照らして直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

### (イ) その他の職員の自主参集

その他の職員は、地域の被害の情報の収集や被害者の救助等応急活動に従事するとともに、連絡を受けた場合は直ちに登庁する。

ただし、表3.1.1.7の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関に参集し、応急活動に従事する。

## 4 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な地震・津波が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに可搬型画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

### (1) 消防・防災ヘリコプターの活動内容

ア 被害状況の調査及び情報収集活動

イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送

ウ 被災者等の救出

エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送

オ 住民に対する情報伝達活動など

## 5 地震・津波災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

### (1) 市町村への支援体制の確立

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

ア 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町

村の体制化を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を危機管理防災課（本部連絡班）に報告する。

#### イ 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、危機管理防災課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

#### (2) 外部機関との連携体制の確立

県本部を設置した場合、本部と防災関係機関は、県内における災害対策の総合的、かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図り、応急対策を推進する。

また、地震・津波災害時の被災現場の対策需要は、行政機関職員の能力を超えることが予想されるため、広域応援要請により、他の都道府県・市町村・消防機関・警察・自衛隊等の支援を得るほか、防災ボランティア、事業所の自衛防災組織、広域ネットワークを有する各種団体・企業等の協力を得て、状況に応じた応急対策の実施体制を確立する。

## 第2 市町村の応急活動体制の確立

〔実施責任：市町村〕

### 1 市町村の応急活動体制

市町村は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

#### (1) 市町村の災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、地震・津波発生直後の災害初動体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

#### (2) 市町村の災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

#### (3) 市町村の現地災害対策本部

市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

### 2 市町村の動員配備体制

市町村は、地震・津波災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた地震・津波災害時の動員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

### 第3 関係機関等の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係機関等〕

#### 1 関係機関等の応急活動体制

##### (1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、地震・津波の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

##### (2) 県民の役割

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

##### (3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、地震・津波発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

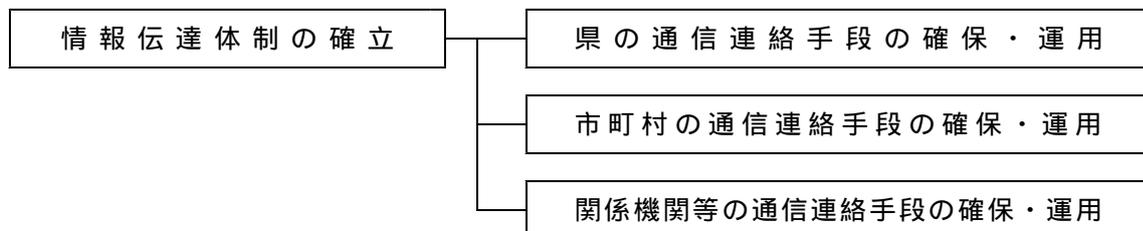
#### 2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、地震・津波災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

地震・津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



### 第1 県の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，関係課〕

#### 1 県の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

地震・津波災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、初動期は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。

このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

##### (1) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

県は、地震・津波災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信システムを関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。国と県との連絡手段である消防防災無線とあわせて効率的に運用する。

##### (2) 連絡用電話の指定等

県は、外部団体や県民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話，非常・緊急通話の利用等）について、事前に定められた電話の中から地震・津波災害時の連絡用電話を指定し、県本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

##### (3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末，指定電話，携帯電話，FAX，コピー，パソコン（通信端末含む）等の各種機器，図面，各種資料，様式，名簿，各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

##### (4) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意思決定を主とし、危機管理局長がその任にあたる。情報連絡の管

理・統括の実務は，危機管理防災課（災害対策本部設置時は，本部連絡班）が行う。

(5) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに，早期予防，早期避難の実施，不要不急の電話の自粛，知人等の安否照会にあたっての対応，救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする県民への行動喚起情報をテレビ・ラジオを通じて県民に提供できるよう，事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。緊急情報提供システムには対外的な情報発信・情報管理の窓口としての積極的な役割を負わせる。

（緊急情報提供システム等の活用方法は，第2章第3節「広報」参照）

## 2 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

地震・津波の規模に応じて有線通信施設が被災し，通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため，県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 県防災行政無線の開局・統制

地震・津波が発生直後，危機管理防災課（災害対策本部設置時は，本部連絡班）無線担当者が作動状況を点検し，通信連絡体制を確立する。この際，県防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し，迅速かつ的確な通信連絡が行われ，応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に，被災市町村等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し，効果的な運用を図るため，無線担当にてシステムを統制する。

資料編 鹿児島県防災行政無線回線系統図及び回線構成図

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と国・関係機関・市町村等との通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は，県防災行政無線の回線を利用して交信し，県と国あるいは各都道府県の防災担当課との通話については，総務省消防庁の消防防災無線（地上系及び衛星系）を利用し，情報連絡を行う。

(3) 県各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は，県防災行政無線（車載及び可搬型携帯，携帯型）により行う。

また，必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は，徒歩，自転車又は自動車を使用する。県防災行政無線を使用する際，通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し，円滑，迅速な通信の確保に努める。

## 3 有線通信途絶の場合の措置

地震・津波災害の程度によっては，自己が保有する無線通信手段自体が故障したり，通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって，各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき，通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど，あらゆる手段をつくして連絡に努め，災害情報の通報，被害報告の確保を図る。

(1) 孤立防止対策用衛星電話による通信

関係機関との通話など緊急に連絡を要する場合は，西日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話を活用する。この設備は，交換取扱者を通じ，一般加入電話と全国通話が可能な無線設備であり，バックアップ用の電池で使用できるため，停電時での活用が可能であり，県内の孤立のおそれのある地域に設置されていることなどの特徴がある。

資料編 孤立防止対策用衛星電話設置状況

(2) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

知事（本部長）は，市町村の要請を受けるなど緊急を要する場合で特別の必要があるときは，事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき，次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送範囲

(3) 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき，利用できる災害通信システム及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は，以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信システム

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡システム

ウ 九州電力株式会社無線通信システム

エ 緊急連絡用衛星電話

オ 水防無線

カ 警察無線

キ 鹿児島県内主要無線局一覧表

資料編 通信施設に関する資料

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し，災害対策上必要が生じた場合，アマチュア無線の協力を依頼する。

#### 4 電気通信設備の利用

地震・津波災害時における通信連絡は，通信施設の被災状況等により異なるが，おおむね以下の方法のうち，実情に即した方法で行う。ただし，固有の通信施設をもっている機関については，これを利用する。

なお，県が，他機関の通信施設を利用する場合を想定し，平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い，情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが，それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は，平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。地震・津波災害時の緊急を要する通話にあたっては，「非常」をもって呼び出し，関係機関に通報するものとする。地震・津波災害時における市外通話の優先的利用を行う。

非常通話として取扱われる通話の内容は，以下のとおりである。

ア 非常通話

地震・津波災害時に公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については，非常又は緊急通話として取扱い，他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は，特別な事情がある場合を除き，あらかじめNTTの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお，災害が発生した場合の有線電話についての連絡機関として，NTT西日本鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。

また，県は，地震・津波災害時に電話による通信が困難な場合，NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防，対策等緊急を要する電報の発信にあたっては，頼信紙の余白に「非

常」と朱書し，非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

(3) 孤立防止対策用衛星電話による通信

ア 関係機関の加入電話からの接続

災害対策関係機関の加入電話から通話する場合は“102番”をダイヤルし，交換取扱者に「非常」の旨を告げ，交換取扱者の接続により孤立防止対策用衛星電話と通話する。孤立防止対策用衛星電話はN T T支店・営業所，小・中学校及び市町村役場等に設置してある。

イ 孤立防止対策用衛星電話からの通話

孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は，孤立防止対策用衛星電話の送受信器をはずし，“102番”をダイヤルし，交換取扱者に「非常」の旨を告げ通話する相手の局名，電話番号を連絡し，交換取扱者の接続により，相手の加入電話と通話する。

(4) 非常通信の利用

県は，平常時からの通信訓練や通信活動を踏まえ，鹿児島地区非常通信連絡会等を中心とする地震・津波災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

非常通信を利用できる時期は，地震，津波等の非常事態が発生し，又は発生のおそれがある場合で有線電信，電話が不通となり利用できないとき，通話が遠くではっきりしないとき，又は通信が輻輳して長時間かかるため，その非常通報の目的を達成することができないときは，鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき，最寄りの無線局を利用して，非常通信により通信連絡する。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関するもの

(ロ) 緊急を要する気象，地震，火山等の観測資料

(ハ) 非常事態が発生した場合で，総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(ニ) 非常事態に際しての事態収拾，復旧，交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(ヘ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ト) 遭難者の救護に関するもの

(チ) 非常事態発生の場合における列車運転，鉄道輸送に関するもの

(リ) 鉄道路線，道路，電力設備，電気通信回線の損壊又は障害の状況及びその修理，復旧用資材の手配及び運搬，要員の確保，その他緊急措置に関するもの

(ニ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助，その他緊急措置に要する労務，施設，設備，物資及び資金の調達，配分，輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法等の規程により知事が医療，土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが，人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ 非常通信依頼上の注意事項

(ア) 頼信紙は，できるだけ無線局備えつけの用紙を使用すること。

- (イ) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。
  - (ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。
  - (エ) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れずに記入すること。
  - (オ) その他、非常通信の利用並びに取り扱いに関しては、鹿児島地区非常通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないよう努めること。
- (5) 防災相互通信用無線による通信
- 県は、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための防災相互通信用無線（150MHZ，400MHZ）を活用し、防災関係機関との間の防災相互通信を確保し通信を行う。

## 第2 市町村の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：市町村〕

### 1 通信連絡系統

地震・津波時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるように、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

### 2 無線通信体制の確立

地震・津波時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線や地域防災無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

### 3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、オフトーク通信、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、地震・津波時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

#### (1) その他の各種通信手段（例）

##### ア 一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

##### イ 緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

##### ウ ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対し

て、特別のワンセグ放送を行うもの。

**エ コミュニティFM**

市町村内で放送を行うFMラジオ放送。

**オ デジタル・サイネージ**

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

**カ データ放送**

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

**キ 告知放送**

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

### **第3 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用**

〔実施責任：関係機関等〕

#### **1 各機関が保有する通信施設の運用**

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

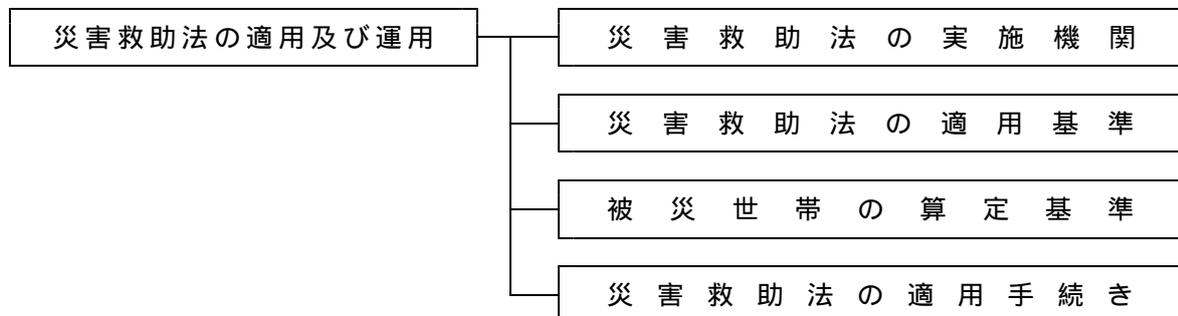
#### **2 各機関相互の連絡用通信手段の運用**

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

### 第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震・津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。



#### 第1 災害救助法の実施機関

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村〕

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市町村長はこれを補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条，鹿児島県災害救助法施行細則）

#### 第2 災害救助法の適用基準

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村〕

##### 1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 市長村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

表 3 . 1 . 3 . 1 市町村別災害救助法の適用基準表

市町村	人 口 (人)	基 準 (世帯数)		市町村	人 口 (人)	基 準 (世帯数)	
		1号	2号			1号	2号
鹿児島市	605,846	150	75	湧水町	11,595	40	20
鹿屋市	105,070	100	50	大崎町	14,215	40	20
枕崎市	23,638	50	25	東串良町	6,802	40	20
阿久根市	23,154	50	25	錦江町	8,987	40	20
出水市	55,621	80	40	南大隅町	8,815	40	20
指宿市	44,396	60	30	肝付町	17,160	50	25
西之表市	16,951	50	25	中種子町	8,696	40	20
垂水市	17,248	50	25	南種子町	6,218	40	20
薩摩川内市	99,589	80	40	屋久島町	13,589	40	20
日置市	50,822	80	40	大和村	1,765	30	15
曾於市	39,221	60	30	宇検村	1,932	30	15
霧島市	127,487	100	50	瀬戸内町	9,874	40	20
いちき串木野市	31,144	60	30	龍郷町	6,078	40	20
南さつま市	38,704	60	30	喜界町	8,169	40	20
志布志市	33,034	60	30	徳之島町	12,090	40	20
奄美市	46,121	60	30	天城町	6,653	40	20
南九州市	39,065	60	30	伊仙町	6,844	40	20
伊佐市	29,304	50	25	和泊町	7,114	40	20
始良市	74,809	80	40	知名町	6,806	40	20
三島村	418	30	15	与論町	5,327	40	20
十島村	657	30	15				
さつま町	24,109	50	25				
長島町	11,105	40	20				

(注) 人口は、平成22年国勢調査による。

### 第3 被災世帯の算定基準

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居す

ることができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

## 2 住家の滅失等の判定基準

(第3部第2章第2節第1災害情報等の収集・伝達 2災害情報等の報告 表3.2.2.1 「災害報告の判定基準」を参照)

## 3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯  
生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家  
現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

## 第4 災害救助法の適用手続き

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

### 1 市町村

災害に対し、市町村における災害が、第2災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：社会福祉課福祉企画係 NTT回線：099-286-2824

### 2 県

- (1) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓口の課名	連絡先(電話番号等)
厚生労働省	社会・援護局総務課	NTT回線 03-3595-2614
	災害救助・救援対策室	中央防災 6-8090-5512

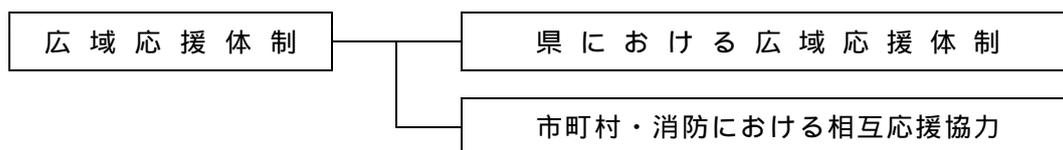
- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。
- (3) 知事は、第2災害救助法の適用基準のうち(3)及び(4)に該当する場合に、救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)に協議するものとする。
- (4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て救助法を適用するものとする。

## 第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市町村においては、同時被災の可能性の低い遠隔の都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



### 第1 県における広域応援体制

〔実施機関：関係課〕

#### 1 災害情報・被害情報の収集・分析

##### (1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、危機管理対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ア | 倒壊家屋件数                     |
| イ | 出火件数、又は出火状況                |
| ウ | 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋件数）      |
| エ | 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等） |
| オ | 市町村の応急対策の状況等               |

##### (2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

##### 応援要請先一覧

ア	被災地外の県内市町村	キ	力以外の都道府県
イ	本県を所管する指定地方行政機関	ク	消防庁（緊急消防援助隊等）
ウ	本県を所管する指定公共機関	ケ	他の都道府県警察広域緊急援助隊等
エ	県内の指定地方公共機関	コ	その他の国の機関
オ	その他の県内の公共的団体等	カ	その他の公的防災関係機関
カ	協定のある九州・山口各県		

##### (3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部連絡班を經由して本部会議に報告するものとする。

## 2 応援の受入れ体制の確立

### (1) 応援受入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

### (2) 受け入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、危機管理対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

- ア 受入ルート
- イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

### (3) 応援要請の連絡

ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。

イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

### (4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

## 3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務対策部人事班と協議する。

### (1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

### (2) 九州・山口各県に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく。

### (3) その他の都道府県に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

## 4 各都道府県との災害時相互応援協定

### (1) 九州・山口9県災害時相互応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

資料編 九州・山口9県災害時相互応援協定

表3.1.4.1 各県担当課の連絡先

各 県 担 当 課	連 絡 先 ( 電 話 番 号 等 )
福岡県総務部 消防防災課	N T T 回線 092-641-4734 FAX 092-643-3117 衛星通信系無線 80-040-700-7022 FAX 80-040-700-7399
佐賀県統括本部 消防防災課	N T T 回線 0952-25-7026 FAX 0952-25-7262 衛星通信系無線 80-041-200-1352 FAX 80-041-200-4510 80-041-200-7811
長崎県危機管理監 危機管理課	N T T 回線 095-824-3597 FAX 095-823-1629 衛星通信系無線 80-042-111-8-2143 FAX 80-042-111-7231
熊本県知事公室 危機管理防災課	N T T 回線 096-383-1504 FAX 096-383-1503 衛星通信系無線 80-043-300-8-3416 FAX 80-043-300-7108
大分県生活環境部 防災危機管理課	N T T 回線 097-534-1711 FAX 097-533-0930 衛星通信系無線 80-044-200-204 FAX 80-044-200-387
宮崎県総務部危機管 理局危機管理課	N T T 回線 0985-26-7064 FAX 0985-26-7304 衛星通信系無線 80-045-101-2140 FAX 80-045-101-2640
沖縄県知事公室 防災危機管理課	N T T 回線 098-866-2143 FAX 098-866-3204 衛星通信系無線 80-047-200-1305 FAX 80-047-200-1230
山口県総務部 防災危機管理課	N T T 回線 083-933-2367 FAX 083-933-2408 衛星通信系無線 80-035-201-2367 FAX 80-035-201-2408

- (2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定  
資料編 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時相互応援協定
- (4) 岐阜県との災害時相互応援協定
- (5) 静岡県との災害時相互応援協定

## 5 九州地方整備局への応援要請

国土交通省が所管する施設に，地震・津波により大規模な災害が発生し，又は，災害の発生するおそれがある場合，鹿児島県土木部長は，必要に応じて，九州地方整備局企画部長に対し被害の状況把握や職員の応援，災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

資料編 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

資料編 地方自治体等への災害対策車等貸付要領

## 第2 市町村・消防における相互応援協力

〔実施機関：危機管理局危機管理防災課，市町村，消防本部〕

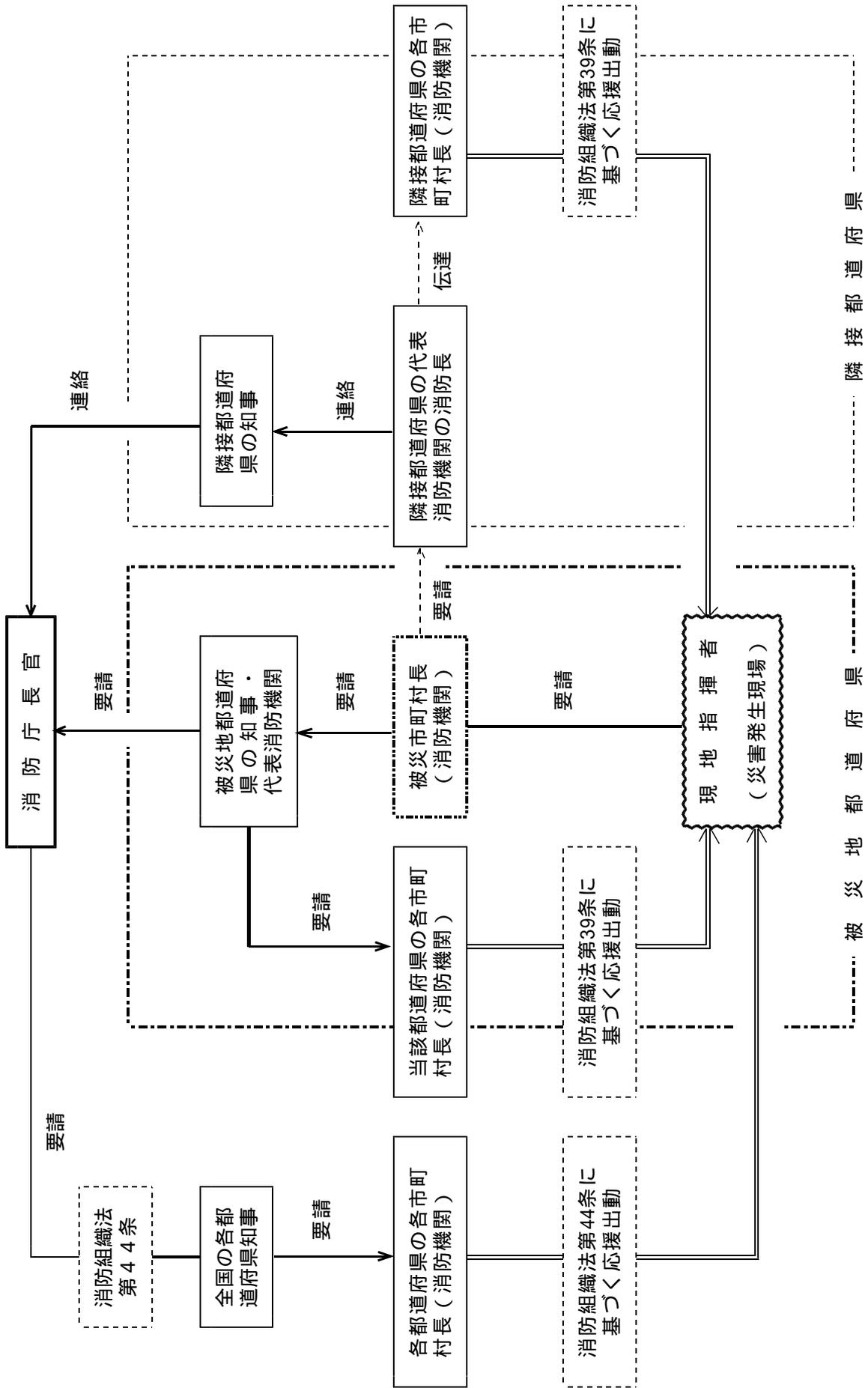
### 1 県及び市町村相互の応援

- (1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援  
市町村は災害が発生し，被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき，迅速に応援を要請する。  
ア 近接市町村は，応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。  
イ 発生した災害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は，県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部等は，自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。  
ウ 被災の状況によっては，県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし，県災害対策本部等は，自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- (2) 県外への応援要請  
災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市町村は県に対し，その調整を要請する。
- (3) 市町村内所在機関相互の応援協力  
市町村の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は，災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は，市町村が実施する応急措置について，応援協力を行うものとする。

### 2 消防機関の応援

- (1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援  
市町村長（消防の一部事務組合等も含む。）は，大規模な地震・津波や火災等が発生し，所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき，迅速に応援を要請する。  
資料編 鹿児島県消防相互応援協定
- (2) 緊急消防援助隊等による応援  
知事は，県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合，消防組織法第44条の規定に基づき，消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。  
資料編 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

# 大規模災害時における消防の応援要請経路



## 第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。



### 第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

〔実施責任：自衛隊，危機管理局危機管理防災課，市町村〕

#### 1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

#### 2 災害派遣要請の手続

- (1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

- (2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。（様式1）

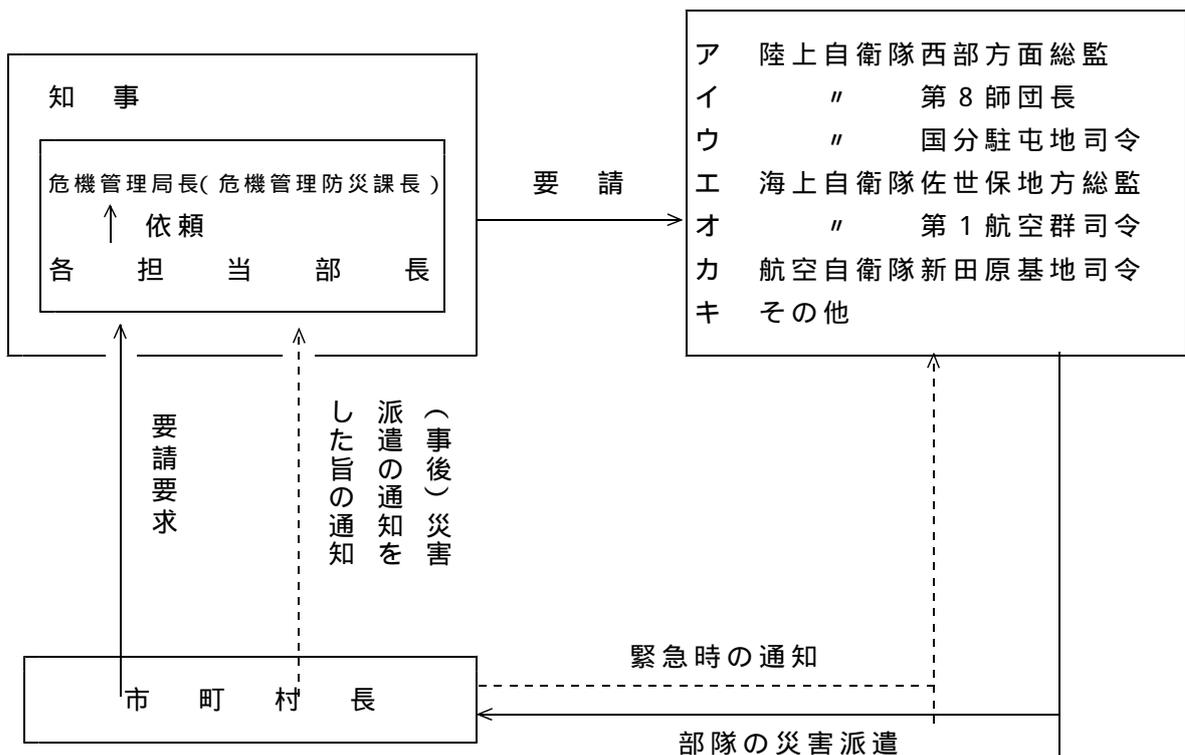
ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送

達する。

資料編 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

図3.1.5.1 自衛隊派遣要請系統



(注)キ その他は, 奄美基地分遣隊, 自衛隊鹿児島地方連絡部

- (3) 要請文書のあて先  
 要請文書のあて先は、表3.1.5.1 自衛隊の連絡場所のとおりである。

表3.1.5.1 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管部			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	
“ 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線3234 夜間3302	
“ 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235 夜間301	県内
“ 第8施設大隊(川内駐在地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-1	0996-20-3900 内線230	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18番地	0956-23-7111 内線3225	
“ 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線2213	県内
“ 奄美基地分遣隊	防衛部運用2班	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線2348 夜間2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務部	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

### 3 知事への災害派遣要請の要求

- (1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(様式2)

資料編 自衛隊災害派遣要請(撤収)様式

- (2) 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、表3.1.5.2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所のとおりである。

表3.1.5.2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10番1号	099-286-2256(直通)	県内
〃 総務部	人事課	〃	099-286-2045(直通)	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	099-286-3327(直通)	
〃 保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-2656(直通)	
〃 農政部	農政課	〃	099-286-3085(直通)	
〃 土木部	監理課	〃	099-286-3483(直通)	
〃 〃	河川課	〃	099-286-3586(直通)	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	099-286-2925(直通)	
〃 教育委員会	総務福利課	〃	099-286-5188(直通)	
〃 出納室	会計課	〃	099-286-3765(直通)	
〃 警察本部	警備課	〃	099-206-0110(代表)	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。（様式3及び様式4）

資料編 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式

## 第2 自衛隊の災害派遣活動

〔実施責任：自衛隊，危機管理局危機管理防災課〕

### 1 自衛隊との連絡

#### (1) 情報の交換

危機管理局危機管理防災課及び自衛隊は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，各種情報を迅速，的確に把握し，相互に絶えず情報の交換をするものとする。

#### (2) 自衛隊における関係機関との連絡

陸上自衛隊国分駐屯地司令は，災害発生が予想される段階に至ったとき，又は災害発生後において，県庁及び県の各地域振興局等に連絡員を派遣し情報の収集及び各機関との連絡にあたり，自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣の実施を期する。

#### (3) 県の連絡班の派遣

県は，自衛隊の要求により，自衛隊の主要な活動地区へ県の連絡班を派遣し，派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにするものとする。

## 2 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

表3.1.5.3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき，又は指定部隊等の長が必要と認めるときは，車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い，被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行われる場合で必要あるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者，行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作製，運搬，積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては，利用可能な消防車その他防火用具をもって，消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し，若しくは障害物がある場合は，それらの啓開，除去に当たる。
応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には，被災者の応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援を行うが，薬剤等は，通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において，外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，救急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，「防衛庁の管理に族する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において，自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において，方面総監が必要と認めるときは，能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

資料編 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等

### 3 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，市町村長等，警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り，次の措置をとることができる。この場合，当該措置をとったときは，直ちに，その旨を市町村長に通報する。なお，当該措置を伴う補償等については，法令に定めるところによる。
  - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
  - イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
  - ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
  - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，通行禁止区域等において，車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において，警察官がその場にいない場合に限り，自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合，当該措置をとったときは，直ちに，その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

### 第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村〕

#### 1 派遣部隊の受入れ体制

- (1) 県及び市町村は，派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積，出入りの便を考慮）
- (2) 県及び市町村は，自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては，県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

#### 2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来る限り市町村において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市町村において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市町村に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市町村は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については，以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため，出来る限り事前に受入側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

### 3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は，原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし，2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

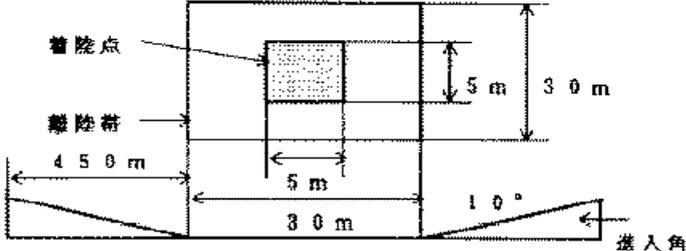
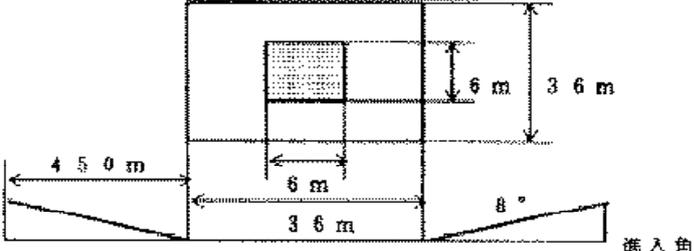
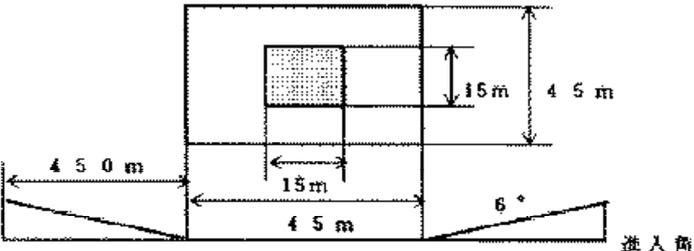
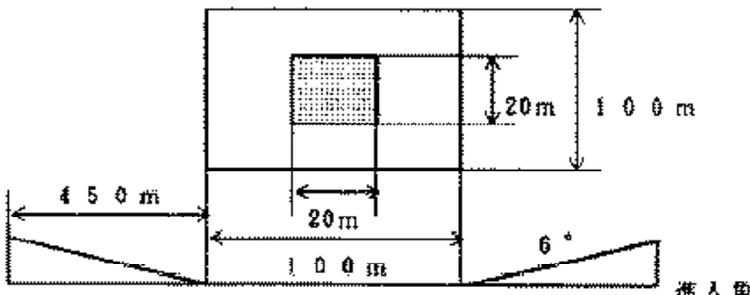
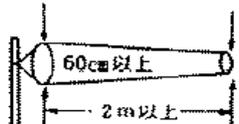
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費，借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市町村が協議する。

### 4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので，市町村において次の条件を考慮し，地域ごとに適地を選定し，市町村地域防災計画において定めるとともに，陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

資料編 市町村ごとのヘリコプター発着予定地

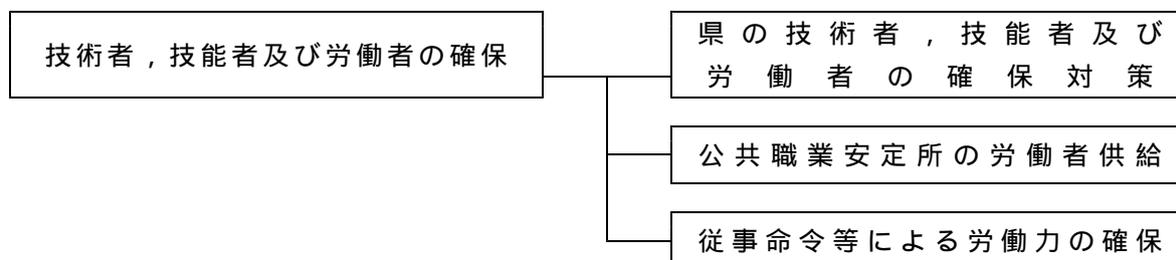
ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標準
OH-6J (小型機)		
UH-1B (中型機)		
UH60J (大型機)		
CH-47 (大型機)		
表示要領		<p>1 着陸点</p>  <p>..... 30cm以上</p> <p>2 風向指示器</p>  <p>60cm以上 20cm以上 2m以上</p> <p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる          (1) 布製 2.5m/秒に耐えられる強度          (2) 度</p>

## 第 6 節 技術者，技能者及び労働者の確保

地震・津波災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



### 第 1 県の技術者，技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，総務部人事課，商工労働水産部雇用労政課〕

#### 1 人員の確保状況の把握

- (1) 各課は，災害応急対策の遂行にあたり人員の確保が必要な場合，各部等の主管課にその旨を連絡する。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は，市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付ける。

#### 2 主管課における人員の確保

- (1) 各部等の主管課は，庁内他部局の職員の応援を求める場合は，危機管理局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (2) 各部等の主管課は，国，他都道府県，市町村の職員の応援を求める場合は，危機管理局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (3) 各部等の主管課は，(1)，(2)によっても人員を確保できない場合，商工労働水産部雇用労政課に対して所要人員の確保を求める。
- (4) 各部等の主管課は，(1)，(2)，(3)によっても人員の確保が困難な場合，又は緊急を要する場合は，危機管理局危機管理防災課に対して災害対策基本法，災害救助法に基づく人員の確保（第 3）を求める。

#### 3 商工労働水産部における人員の確保

- (1) 1 の(2)，2 の(3)の場合，商工労働水産部雇用労政課は，各公共職業安定所に対して，所要人員の確保を求める。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は，(1)によっても所要人員の確保が困難な場合，又は緊急を要する場合は，危機管理局危機管理防災課に対して災害対策基本法，災害救助法に基づく人員の確保（第 3）を求める。

## 第2 公共職業安定所の労働者供給

〔実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）〕

### 1 労働者あつせん手続，方法等

#### (1) 労働者あつせん手続，方法

災害対策を実施するために必要な技術者，技能者及び労働者の確保は，それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが，確保が困難な場合は，所轄公共職業安定所に次の事項を明らかにして，必要な人員のあつせんに依頼し，公共職業安定所は，災害対策実施機関の要求に応じ，必要な労働者の紹介あつせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業場所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施機関	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他必要な事項
オ 労働時間	

#### (2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は，原則として同地域における同職種に支払われる額とし，その額は関係機関と協議して定める。

### 2 労働者の輸送

災害対策実施機関は，労働者の毎日の作業就労に際し，労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2 km以上ある場合は，作業能率その他を考え，できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は，交通費を支給し，一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

### 第3 従事命令等による労働力の確保

〔実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業 水防作業	従事命令 従事命令	消防法第29条第5項 水防法第17条	消防吏員又は消防団員 水防管理者，水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事 知事
災害応急対策事業 (除：災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条	知事 知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項 災害対策基本法第65条 第2項	市町村長 警察官，海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

#### 2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師，歯科医師又は薬剤師 (2) 保健婦，助産師又は看護婦 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工，左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長，警察官，海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者

### 3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは，災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は保健福祉部社会福祉課が担当し，災害対策基本法に基づくものは危機管理局危機管理防災課が担当する。

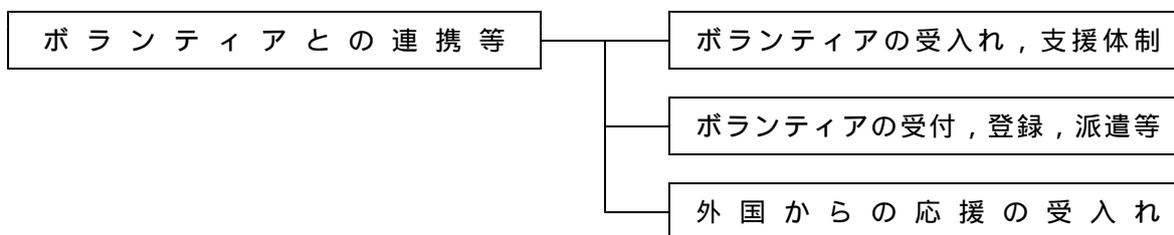
- (2) 知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には，令書の交付は必要としない。

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



### 第1 ボランティアの受入れ，支援体制

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，危機管理局危機管理防災課，知事公室広報課，保健福祉部社会福祉課，観光交流局国際交流課，市町村，関係機関等〕

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

県及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社，社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容，必要人員，活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 ボランティア支援体制の確立

##### (1) 救援支援本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター，近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

##### (2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握，具体的活動内容の指示，活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

##### (3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録，派遣等のコーディネート，物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

## 第2 ボランティアの受付，登録，派遣等

〔実施責任：県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては，災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付，登録を行い，活動内容等について，救援対策本部，近隣支援本部，ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては，紹介，加入に努める。

なお，県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては，社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ，登録等を行う。

## 第3 外国からの応援の受入れ

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，観光交流局国際交流課〕

外国からの応援活動については，国が受入れを決定し，作成する受入れ計画に基づいて，県が受け入れるものとする。

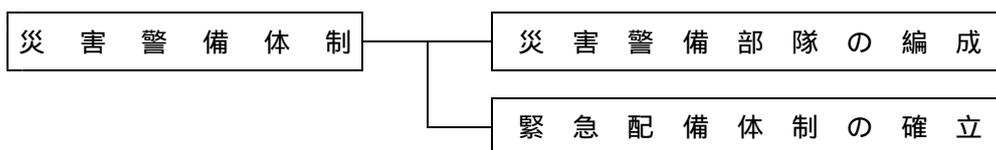
国際交流課は，受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう，県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに，県社会福祉協議会及び市町村等関係機関と連携を図りながら食事，宿泊等の手配を行うなどの支援を行うものとする。

## 第 8 節 災害警備体制

地震・津波災害時には，県民の生命，身体，財産の保護及び各種の犯罪の予防，取締り並びに交通秩序の維持，その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため，災害時には，迅速かつ的確に組織的，総合的，計画的な警察活動を実施する。

また，県警察は，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

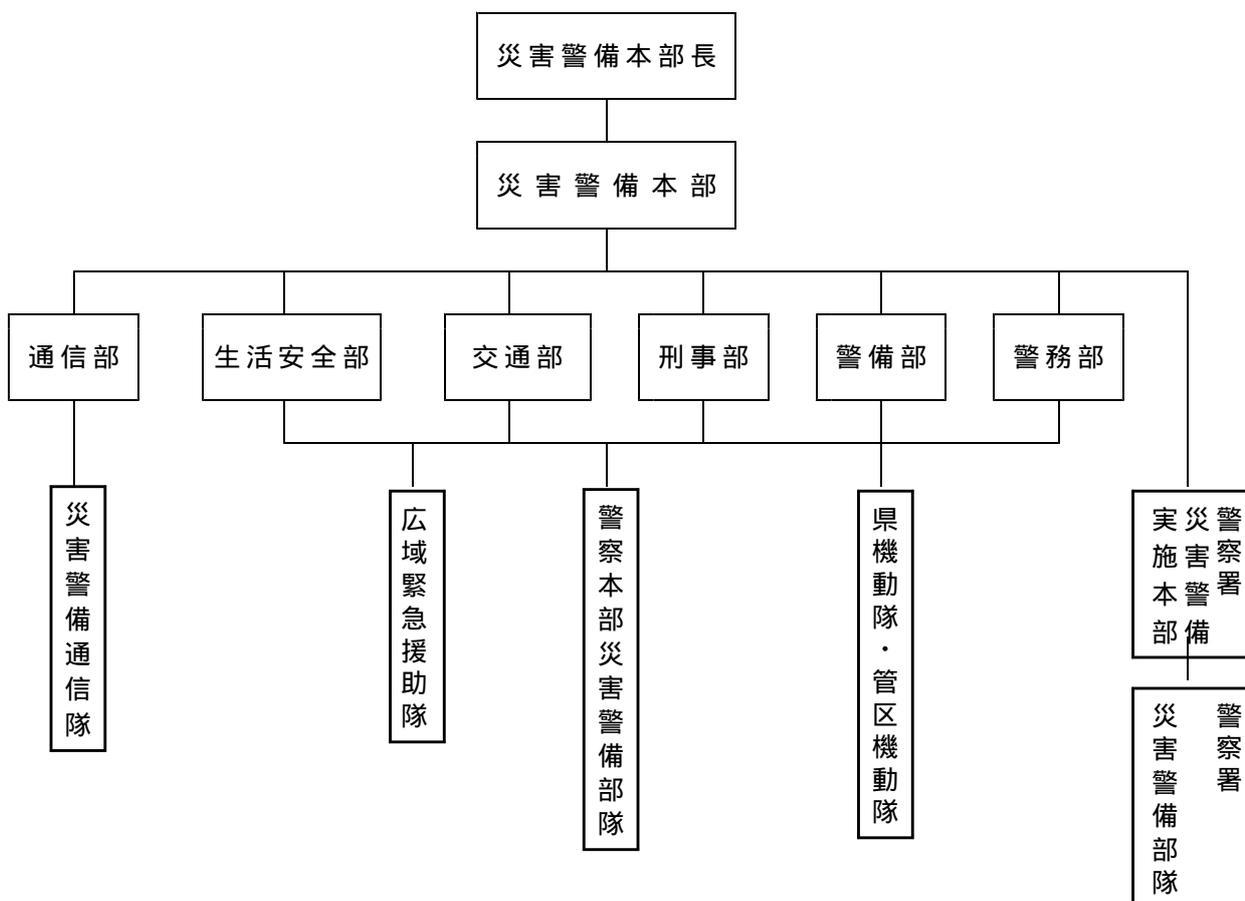


### 第 1 災害警備部隊の編成

〔実施責任：県警察本部〕

#### 1 基本組織体制の確立

全県的な災害あるいは災害警備を必要とする事態に対しては，県警察の組織を基本として次のような体制をとる。



（注）災害対策本部が設置された場合は，災害警備本部として活動する。

## 2 警察署災害整備部隊の編成

各警察署は，その管内における災害警備活動を適切，かつ効果的に推進するため，警察署の要員をもって，警察署災害警備部隊を編成する。

## 第 2 緊急配備体制の確立

〔実施責任：県警察本部〕

### 1 緊急配備体制の基準，要員配備，任務

体 制	基 準	要 員 配 備	任 務
準備体制	県内に震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合	県警察本部及び各警察署の主管課，係は災害対策活動の諸準備に入る。	<p>防災計画に基づく警備体制の準備</p> <p>各部署に対する警備体制の準備</p> <p>関係機関との連絡協調</p> <p>災害警備用装備，資材の点検整備</p>
警戒体制	県内に震度5弱及び強の地震が発生した場合，これ以下のも地震であった場合，又は津波情報が発せられた場合	県警察本部及び各警察署は，それぞれ災害警備本部を設置し，警戒体制の配備につくものとする。	<p>災害警備本部を設置し，災害警備部隊を編成し，浸水地域，高潮のおそれのある地域その他に拠点配置をする等，災害即応の体制を確立する。</p> <p>災害対象の実態の把握，災害発生時期の見通しを明確にするよう努める。</p> <p>本格的な広報を行い，防災指導に努めるとともに，避難準備をさせる。</p> <p>情勢により，被災確実と見られる地域関係者に対しては早めに避難させる。</p> <p>(5) 避難後の避難地域の視察警戒を強化する。</p>
非常体制	県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又はこれ以下の地震であっても災害が発生し，若しくは発生するおそれのある場合	事態即応の警備部隊をもって，一切の装備，資材，機動力を活用し，もっとも強力な警備活動のできる配備を行うものとする。	<p>非常災害警備本部を設置し，全般的な情勢を十分に把握，検討し，災害警備部隊を有効に活用する。</p> <p>適切な広報指導を行い，流言飛語による民心の不安動揺の防止に努める。</p> <p>非常体制下における悪質違法な犯罪行為の防止鎮圧，捜査，検挙に努める。</p> <p>危険にさらされている地域住民の救出救護活動を積極的に行う。</p> <p>避難の指示，避難の誘導を適切に行い，避難立ち退き地域の警戒に努める。</p>

体制	基準	要員配備	任務
非常体制			警戒区域を設定し，災害応急対策の円滑な推進を図る。 行方不明者の捜索，死体検視（見分）活動を迅速適切に行う。 被災地はもちろん，周辺の交通秩序の確立と緊急輸送の確保に努める。 被害状況の調査把握を迅速に行う。 その他関係機関と一体となり，いっさいの装備資材を投入し，災害警備活動の強力な推進に努める。

## 2 体制の解除の基準

- (1) 災害の発生がなく，又は発生するおそれが無くなったときは，準備及び警戒の体制はただちに解除する。
- (2) 被災地域に対するすべての災害警備活動が終了したときは，非常体制を解除する。

## 3 初動体制

- (1) 被災地を管轄する警察署は，可能な人員を速やかに現場に結集させ，初動処置を迅速適切に行う。
- (2) 主管課係幹部（当直幹部を含む。）は自ら現場に赴き，適切な指導連絡報告に努めるものとする。
- (3) 本格的警備体制確立のため，まず警備本部を設置する。
- (4) 警備部隊の招集，部隊編成，現場への投入を迅速に行う。部隊編成は災害の実態に即して警察の任務に基づき，これを行うこととするが，救出救護，避難誘導，交通整理，事故原因調査，一般的警戒警備など，具体的任務を明確にするものとする。
- (5) 災害の規模に応じ，警備要員が不足すると認められるときは，機動隊及び隣接署に対し応援を要請する。

## 4 その他必要な処置

- (1) 地震・津波災害に対する応急処置については，平素から関係機関との連絡調整を確保するよう努めるものとする。
- (2) 被害発生のおそれがある場所等については，平素からよく実態を把握し，通報連絡，指導態勢を確立しておく。

## 5 災害時の警察の活動

災害の発生に際して，被災者の救護及び被害の拡大防止に努め，被災地における秩序の維持と住民の安全を図るための警察の活動内容については，以下のとおりである。

- (1) 各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告
- (2) 避難準備及び避難の勧告，避難の指示並びに避難の誘導
- (3) 危険にさらされている者の救出救助
- (4) 負傷者の救護
- (5) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止の処置

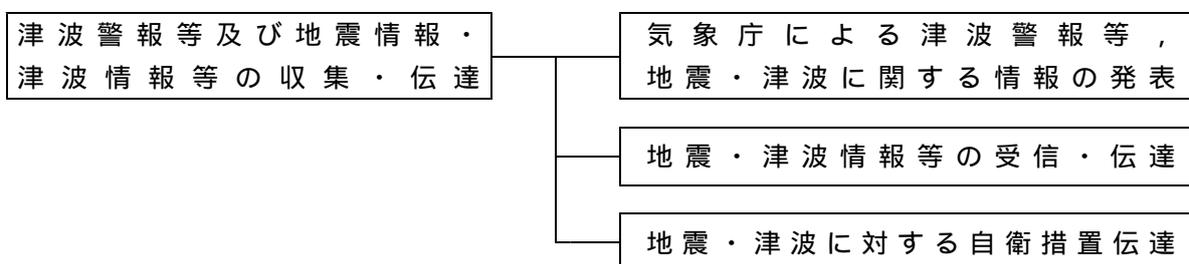
- (6) 死体の検視（見分）及び行方不明者の搜索
- (7) 交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置
- (8) 被災地及び避難者の警戒
- (9) 各種犯罪の予防，検挙その他公安の維持
- (10) 係機関の行う防災活動に対する協力
- (11) その他災害警備上必要な広報活動
- (12) 被害の実態把握

## 第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

### 第1節 津波警報等及び地震情報・津波情報等の収集・伝達

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び地震情報・津波情報等は基本的な情報である。このため、県、市町村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



#### 第1 気象庁による津波警報等，地震・津波に関する情報の発表

〔実施責任：気象庁，福岡管区气象台，鹿児島地方气象台〕

##### 1 地震及び津波に関する情報の発表

###### (1) 地震に関する情報

###### ア 緊急地震速報

震源に近い観測点で地震の揺れ（P波，初期微動）を捉え，直ちに震源の位置，地震の規模及び想定される各地の揺れの強さ（震度）を推定して，後からやってくる被害をもたらす大きな揺れ（S波，主要動）がやってくるまでの短い時間（数秒～数十秒）に知らせ，身の安全を図ってもらう情報である。

発表は，P波が2点以上の観測点で捉えられ，最大震度が震度5弱以上と推定されたときに，震度4以上が推定される地域に対して，「強い揺れの恐れがある地域」として発表する。

###### イ 震度速報

震度3以上の地震が観測された地域名（全国を約190地域に分割：鹿児島県は，薩摩，大隅，甕島，種子島，屋久島，十島村，奄美北部，奄美南部の8地域に分割）とその地域で観測された最大震度及び揺れを観測した時刻を発表する。防災の初動体制をとるための情報で，テレビ，ラジオ等で速報する。

###### ウ 地震情報（震源に関する情報）

震度速報（震度3以上）を発表した地震に対して，津波による被害の心配がないと判定した時点で，その旨を通知する情報。地震観測時刻，震央地名，震源の位置

(緯度, 経度, 深さ), 地震の規模(マグニチュード)及び「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を発表する。

#### エ 地震情報(震源・震度に関する情報)

地震観測時刻, 震央地名, 震源の位置(緯度, 経度, 深さ)及び地震の規模(マグニチュード), 震度3以上が観測された地域名と最大震度, 強い揺れを観測した市町村名を発表する。なお, 震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を入手していない地域がある場合は, その市町村名を発表する。津波警報等の発表状況や津波の心配がない場合の解説も, この情報の中で発表する。

#### オ 各地の震度に関する情報

震源要素(地震の発生場所やその規模)並びに震度1以上を観測した全ての震度観測点名とその震度を発表する。なお, 震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を入手していない地域がある場合は, その地点名を発表する。

#### カ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

#### キ 推計震度分布図

防災機関による効果的な応急対策の実施に資するよう「推計震度分布図」は, 「震源・震度に関する情報」の発表後, 速やかに発表する。早い段階で地震発生後約10分程度, 遅くともおおむね30分以内に発表する。追加の震度観測データを入手した場合, 継続を発表することもある。「震源・震度に関する情報」の情報発表後気象庁ホームページに掲載する。公表する「推計震度分布図」はその目的から震度4以上を示した図で, 表示される領域は, 震度5弱以上の震度分布を把握するため, その周辺の震度4の分布を含めて表示される。

なお, 気象庁からは, 発生した地震に関する報道発表等に際して, 以下の参考資料情報が発表される。

#### ク 余震の見通しについて

最大震度6弱以上の地震が発生し本震による被害が大きい場合など, 余震による被害の拡大が懸念される場合に発表する。最初の情報は, 本震発生後おおむね1日後に, 本震-余震型であることを見極めてから発表する。

表3.2.1.1 地震情報

情報の種類	内 容
緊急地震速報	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定される地域に、強い揺れが到達する前にその旨を知らせる。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）震度、地震の揺れを観測した時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

(2) 津波警報等

- ア 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

表3.2.1.2 津波警報等の種類と解説

ア及びイ 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、嚴重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m 以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

### 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

表3.2.1.3 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島県（佐多岬南端以南の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島県（西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、南大隅町	鹿児島市、始良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市、中種子町、南種子町、三島村、屋久島町	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

図3.2.1.1 鹿児島県の津波予報区地図

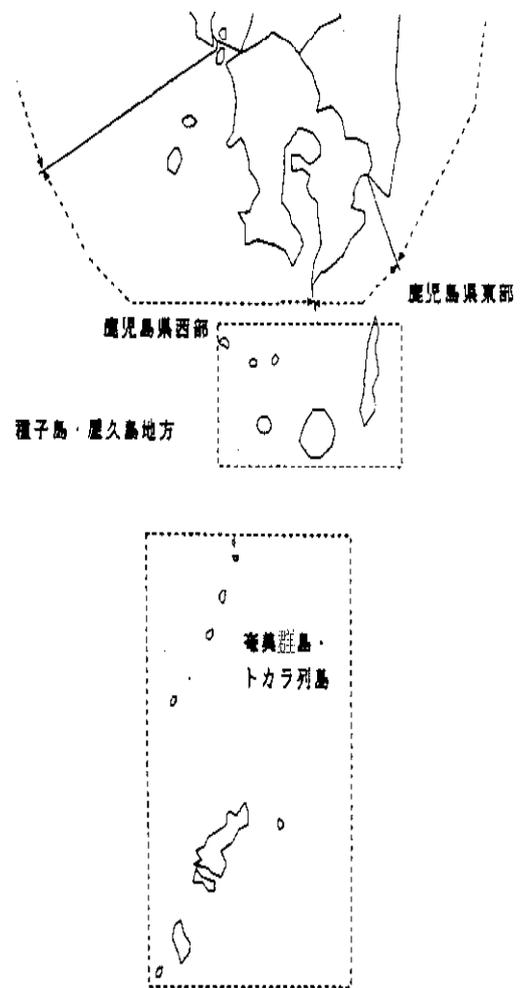


表3.2.1.4 防災情報提供システムの通知文の例

【津波警報等の発表】

ツチツナミヨホウ9 コシマ

平成 年 月 日 時 分

鹿児島地方気象台

時分に津波警報等（警報あるいは注意報）が発表されましたのでお知らせします

これは、全国の予報区を対象にした内容です

当気象台管内に関係する予報区：

宮崎県	大津波の津波警報
大分県豊後水道沿岸	津波の津波警報
鹿児島県東部	津波の津波警報
種子島・屋久島地方	津波の津波警報
山口県瀬戸内海沿岸	津波注意報
有明・八代海	津波注意報
長崎県西方	津波注意報
熊本県天草灘沿岸	津波注意報
大分県瀬戸内海沿岸	津波注意報
奄美群島・トカラ列島	津波注意報
鹿児島県西部	津波注意報

発表された全文は次のとおりです

\*\*\*\*\*

津波警報・注意報

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

\*\*\*\*\*見出し\*\*\*\*\*

大津波・津波の津波警報を発表しました

九州地方東部，近畿四国太平洋沿岸，種子島・屋久島地方

これらの沿岸では，直ちに安全な場所へ避難してください

なお，これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

\*\*\*\*\* 本文 \*\*\*\*\*

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

<大津波>

\* 宮崎県

<津波>

\* 高知県，\* 大分県豊後水道沿岸，\* 鹿児島県東部，徳島県，愛媛県宇和海沿岸，

種子島・屋久島地方

これらの沿岸では，直ちに安全な場所へ避難してください

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです

<津波注意>

千葉県内房，伊豆諸島，小笠原諸島，相模湾・三島半島，静岡県，愛知県外海，

三重県南部，淡路島南部，和歌山県，広島県，愛媛県瀬戸内海沿岸，

山口県瀬戸内海沿岸，有明・八代海，長崎県西方，熊本県天草灘沿岸，

奄美諸島・トカラ列島，鹿児島県西部，沖縄本島地方，大東島地方

以下の沿岸（上記の\*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます

宮崎県，高知県，大分県豊後水道沿岸，鹿児島県東部

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

<大津波の津波警報>

高いところで3m程度以上の津波が予想されますので，厳重に警戒してください

<津波の津波警報>

高いところで2m程度の津波が予想されますので，警戒してください

<津波注意報>

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので，注意してください

表3.2.1.5 気象庁の震度階級表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

〔注1〕 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

〔注2〕 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

〔注3〕 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

〔注1〕 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

〔注2〕 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 第2 地震・津波情報等の受信・伝達

〔実施責任：気象庁，福岡管区気象台，鹿児島地方気象台，危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等〕

### 1 地震・津波情報等の伝達系統

#### (1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図3.2.1.2の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお，地震・津波に関する情報についても，同伝達系統によるものとする。

#### (2) 地震・津波に関する情報の伝達系統

地震・津波に関する情報の伝達系統は，図3.2.1.3の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と，図3.2.1.4の県内73箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統のとおり。

また，緊急地震速報の伝達系統については，図3.2.1.5のとおり。

### 2 地震・津波情報等の受信・伝達

#### (1) 勤務時間外の地震・津波情報等の受信

非常勤職員は，気象庁発表の情報が津波情報，津波警報であった場合，又は鹿児島地方気象台から参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）を受信した場合，直ちに危機管理防災課長にその旨を報告し，その指示を受けるものとする。

#### (2) 危機管理防災課長による地震・津波情報等の伝達

危機管理防災課長は，鹿児島地方気象台から，地震・津波に関する情報等を受信したときは，当該情報を関係連絡先に伝達するとともに，関係課長に対しても所要の伝達を行う。また，気象庁から伝達される津波警報等については，伝達の確実を期するため，津波注意報，津波警報の全文を，原文のとおり伝達する。

#### (3) 各課の反応

各課長は，前項による通報を受けたときは，必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに，関係先へ所要の連絡を行う。

#### (4) 気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の地震・津波に関する各種情報を入手すると，自動的にシステムが起動し，警報等の内容を電子メールで危機管理防災課職員の公用携帯電話に伝達するほか，市町村・消防本部に防災行政情報提供システムで送信するため，これらの情報の内容に留意する。

ア 地震情報・津波警報等の発表状況

イ 市町村別の震度分布・震源情報

ウ 津波の有無，潮位・波高等の情報

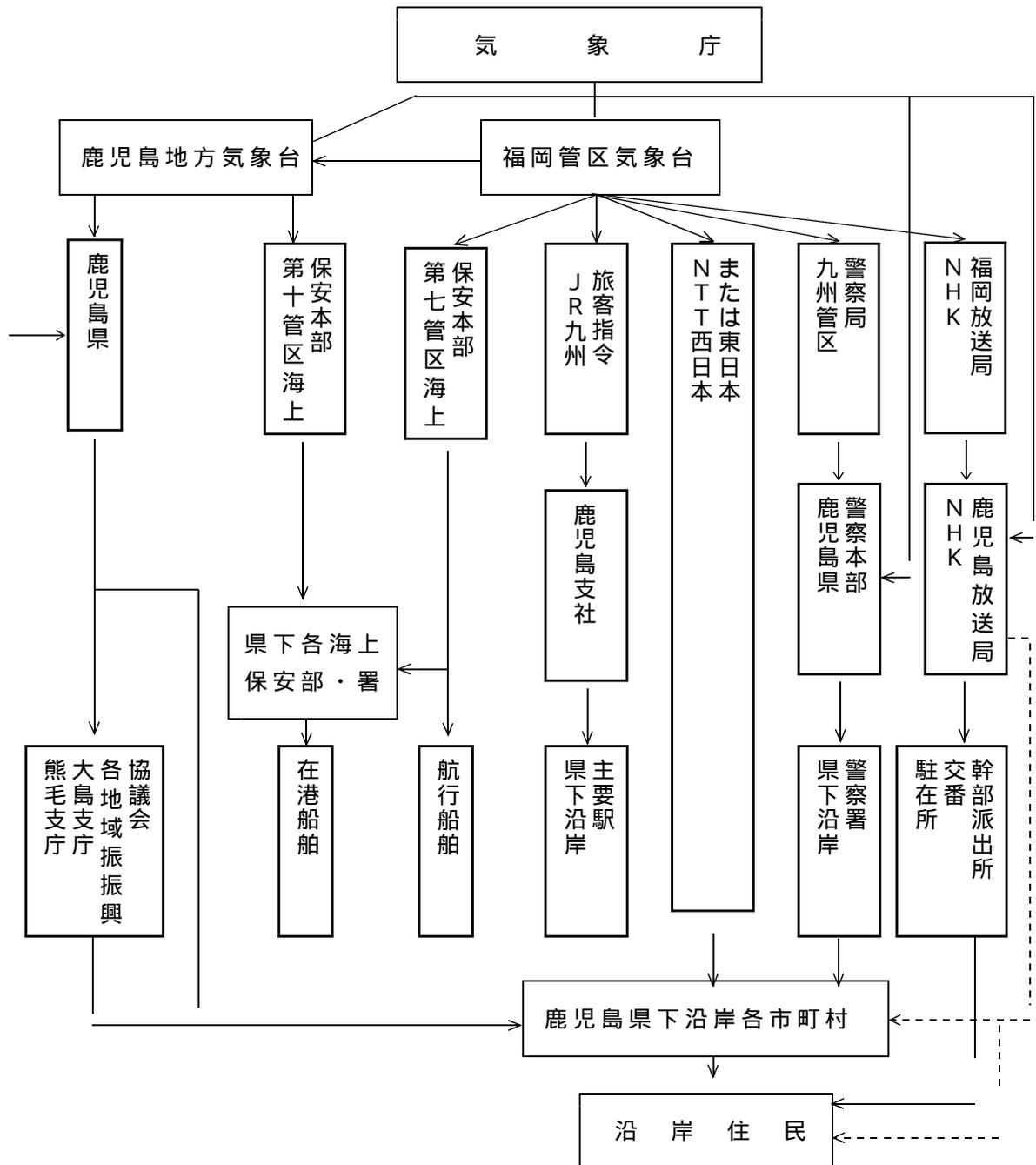
#### (5) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて，県下市町村の震度情報が表示されるため，これらの震度情報の表示内容に留意する。

#### (6) 県外の地震・津波情報の把握（気象台への照会）

上記の発表情報だけでは得られない詳細な地震・津波観測資料等のデータは，鹿児島地方気象台に直接照会したり，FAXを通じて画像・文書情報として入手する。

図3.2.1.2 津波警報等の基本的伝達系統



(注) 緊急情報衛星同報受信装置は防災情報提供装置の補完である。

図3.2.1.3 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

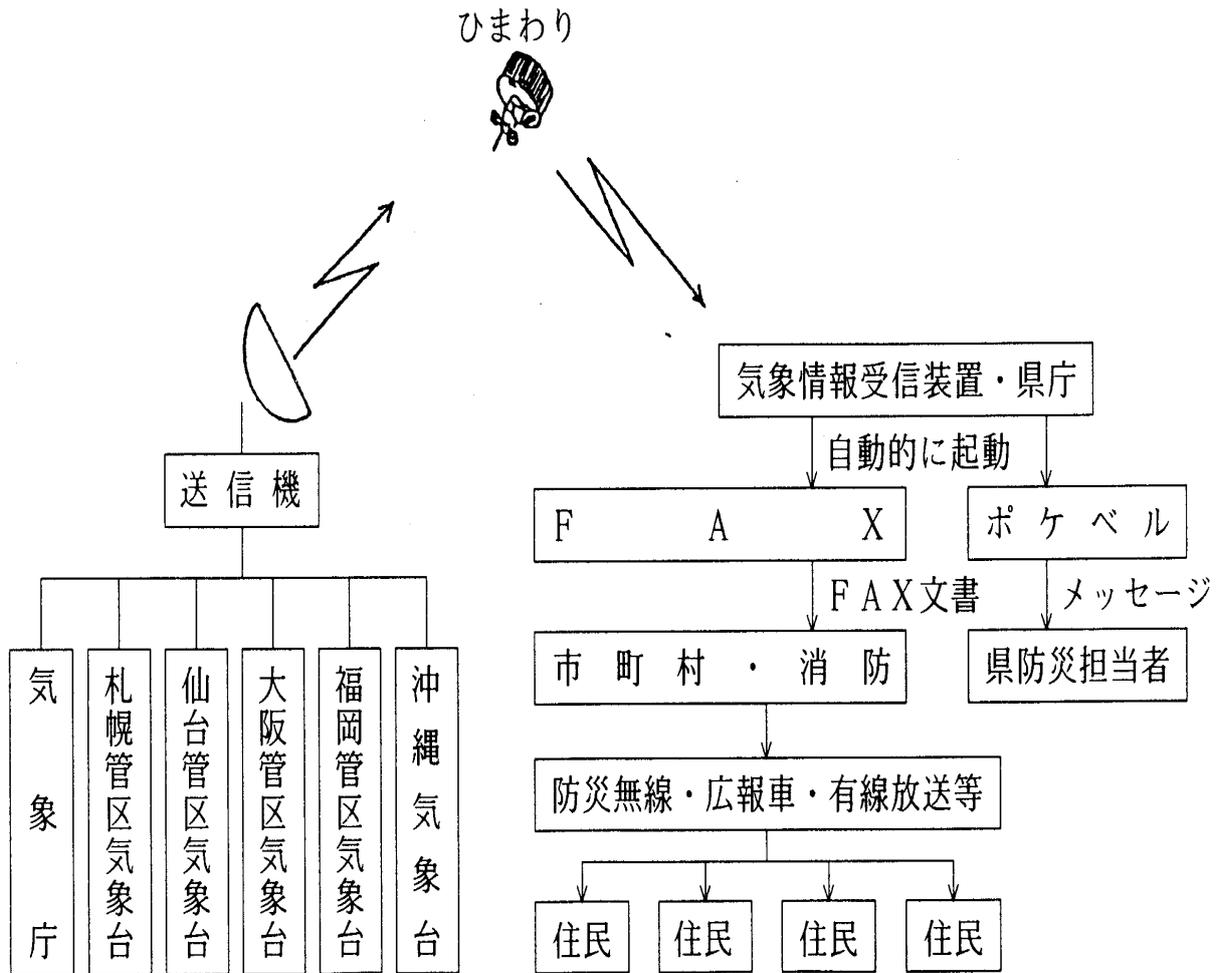


図3.2.1.4 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

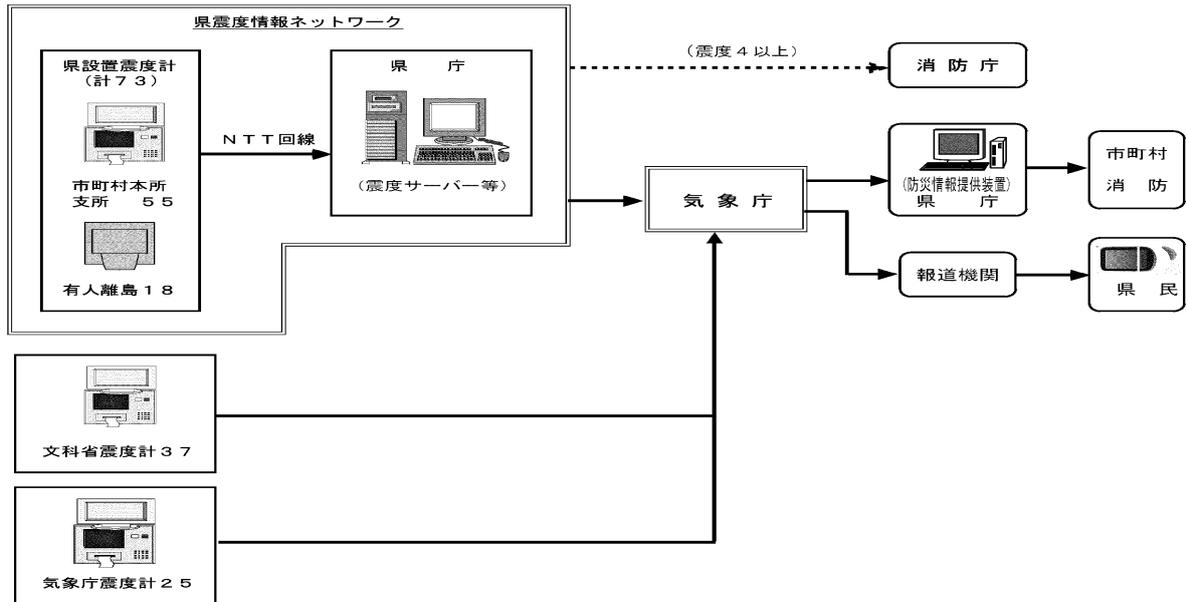
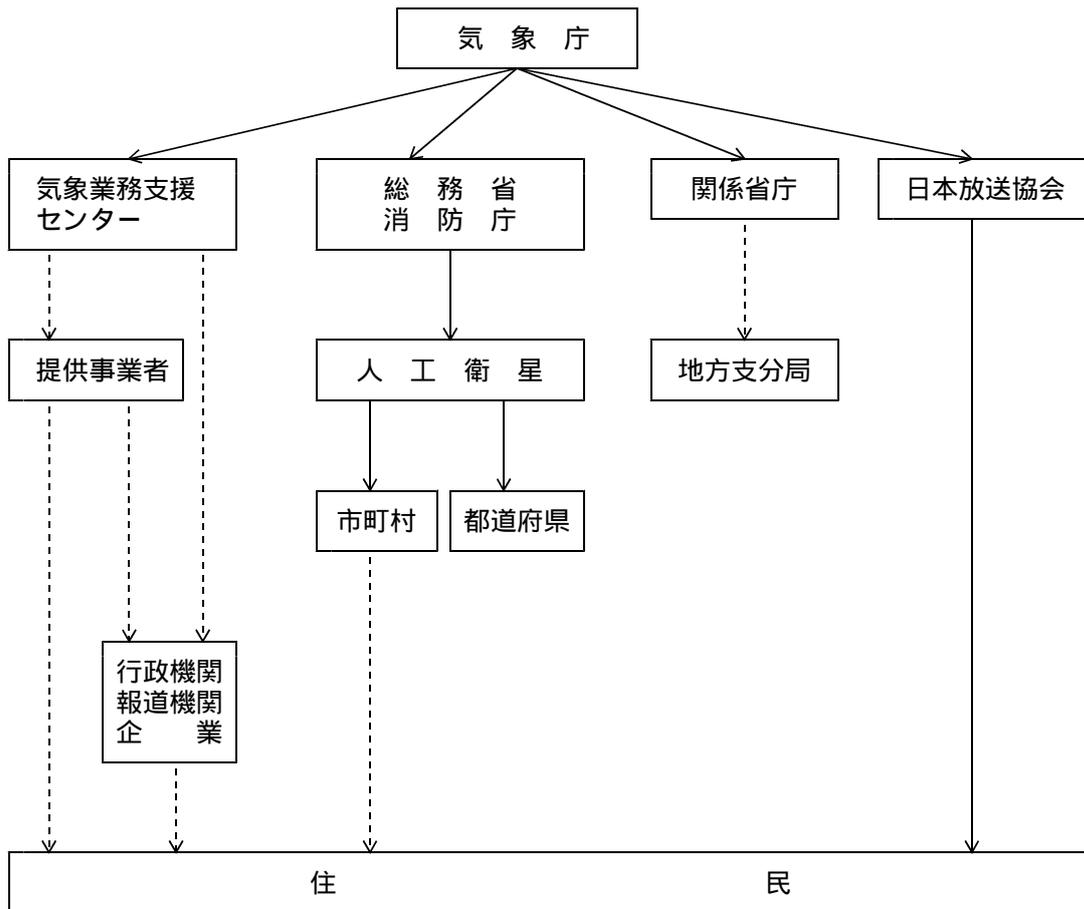


図3.2.1.5 緊急地震速報の伝達系統



### 第3 地震・津波に対する自衛措置伝達

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等〕

#### 1 津波への警戒，避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は，津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき，又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，以下のように対応する。

##### (1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民，海浜の旅行者・海水浴客・就労者は，自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

##### (2) 市町村の対応

市町村は，防災行政無線等を用いたり，漁業協同組合，宿泊施設，関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

##### (3) 県の対応

県は，津波警報の伝達について，県防災行政無線や気象情報自動伝達システム等による所定の伝達システムを活用するほか，放送機関への広報要請等により支援する。

表3.2.1.6 津波に対する警戒呼びかけ，避難の勧告・指示の基準（例示）

	基 準	対 応
津波に対する警戒及び海岸部への避難勧告	震度3（と思われる）の地震を感じたとき。又は，津波注意報を入手したとき。	直ちに，海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。また，その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の勧告・指示	震度4以上（と思われる）の地震を感じたとき，又は，弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき，若しくは，津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する（避難の勧告・指示）。

（注）「第3節 広報」，「第7節 避難の勧告・指示，誘導」を参照。

#### 2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には，沿岸市町村は，津波警報等を的確に把握するとともに，海岸地域及び河川沿岸をパトロールし，高台等安全な場所で潮位，波高を監視警戒するものとする。

特に，震度4以上と思われる揺れを感じた場合は，以下の対応をとる。

##### (1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間，海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は，監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお，今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

##### (2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上，責任者を定め，NHKの放送を聴取する。

## 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

県災害対策本部は、地震・津波発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内市町村等から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに国・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、県民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災市町村等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

災害情報・被害情報の収集・伝達

災害情報等の収集・伝達

### 第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村，関係機関等〕

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

#### 1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

##### (1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数，又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路，港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気，電話，ガス，水道，上下水道施設被害）
- ケ 避難状況，救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

##### (2) 災害情報等の収集

###### ア 市町村（消防機関含む）による情報収集

市町村職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話，無線等による通報によるほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告による。

一般の市町村職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告する。

###### イ 県による情報収集

- (ア) 災害現場への派遣職員は，指定された区域で人命危険情報を収集し，収集した情報は，現地からの無線，電話通報か又は，庁舎への参集後の報告による。その他の職員が参集途上で把握した情報については，市町村一般職員と同様の

方法による。

(イ) 県は、市町村、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して以下の情報を迅速かつ的確に収集する。

- a 気象警報，台風情報，積算雨量，アメダス降水量等の映像情報
- b 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
- c 県内主要河川の水位，雨量等の情報
- d 土砂災害危険箇所の警戒避難に資する雨量等の情報
- e 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
- f 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
- g 県消防・防災ヘリコプター，県警ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
- h 静止画伝送システムによる被災現場の状況等
- i 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 県警察本部による情報収集

県警察の警備活動や、住民からの通報により把握された自明危険情報を県警察本部で集約し、県災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

ア 市町村における報告情報の集約

市町村本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の勧告・指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

イ 市町村から国・県への報告

県は、震度4以上を把握した市町村から被害概況に関する報告を受ける。

災害の規模の把握のための市町村から国・県等への報告は以下を目標に行う。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（地震・津波発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、市町村は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市町村災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の勧告・指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震・津波発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（図3.2.2.1参照）及び方法を用いる。

資料編 鹿児島県災害報告取扱要領

(イ) 市町村は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市町村等から報告された人命危険情報は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の勧告・指示の必要性，災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議，連絡員会議，本部連絡班において共有化

を図り，適宜職員に対して周知し，活動に統一性を与える。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

ア 県は，発災初期の情報収集に当たっては，震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報，119番通報の殺到状況，被災地の映像情報など，被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 県，市町村及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難，火災の発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市町村長は，管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により，県との連絡がとれない場合は，消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 県知事は，市町村長，関係機関の協力のもとに，県域の災害情報等を収集・把握し，県内の防災関係機関に情報を通報するとともに，重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。

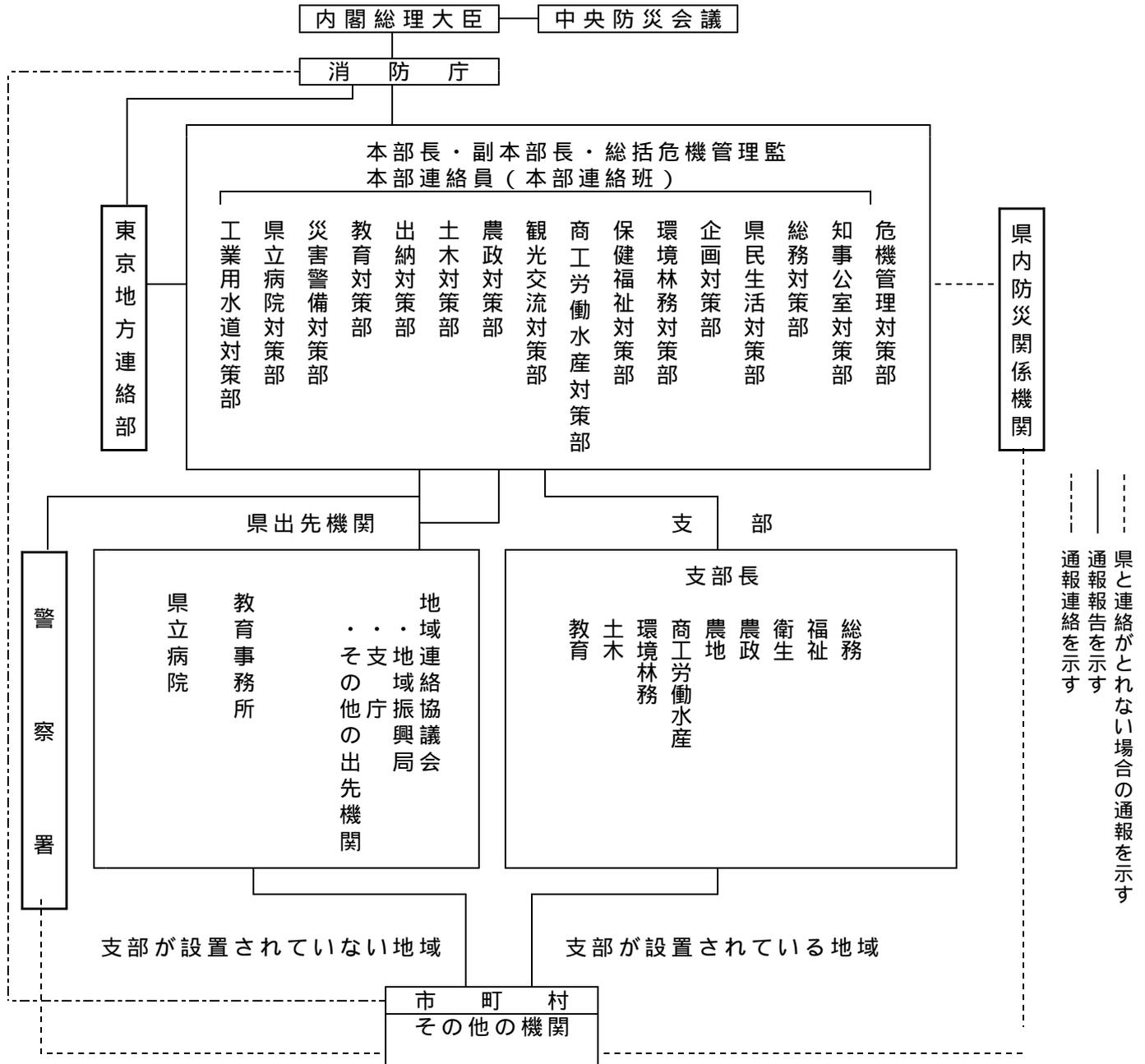
なお，被害状況等の報告に係わる総務省消防庁への連絡先は，次のとおりである。

回線別		区分	平日（9:30～18:30） 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T 回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		8-7527	8-7782
	F A X		8-7537	8-7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		80-048-500-7527	80-048-500-7782
	F A X		80-048-500-7537	80-048-500-7789

ウ 県内防災関係機関は，所管に係わる災害情報等のうち，県その他関係機関と密接な関係のあるものについて，県その他関係機関に通報連絡するものとする。

エ 県は，必要に応じ，社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会及び鹿児島県ビルメンテナンス協同組合と締結した「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定」に基づき，県の管理する公共建築物の被害状況の調査及び対処方法の報告等を要請するものとする。

図3.2.2.1 災害情報等収集報告系統図



- (注1) 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。
- (注2) 災害対策本部が設置されていない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは，災害が発生しそうな状況のときから，被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき，その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- (イ) 被害の発生する直前に，災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

イ 災害報告の基準

県が国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は，以下のとおりである。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても，2県以上にまたがるもので，一つの県における被害は軽微であっても，全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して，国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びその社会的影響等からみて，報告する必要があると認められるもの
- (カ) (ア)～(オ)に定める災害になるおそれのある災害

なお，上記の報告については，消防庁に対して行うものとし，消防組織法第22条に基づく，災害報告取扱い要領及び火災・災害等速報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ウ 災害報告の種類

災害報告とは，被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

- (ア) 災害速報  
報告（通報）すべき災害等を知覚したとき，原則として知覚後30分以内で可能な限り早く，わかる範囲で，その第1報を報告するものとし，以後判明したもののうちから逐次報告するもの
- (イ) 災害確定報告  
応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの
- (ウ) 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの
- (エ) 災害年報 4月20日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報，災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は，その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に，火災に関する場合は消防機関に，その他気象，地震，水象，海難の場合は市町村長又は警察署長（警察官），海上保安官署（海上保安官）に通報するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は，直ちに市町村長に通報するものとする。

(ウ) 市町村長の通報

(ア)，(イ)及びその他により異常現象を承知した市町村長は，直ちに次の機関に

通報するものとする。

- a 気象，地震，水象に関するものは，関係気象官署
- b その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
- c その異常現象により予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他  
応急対策実施機関）

(I) 県出先関係機関の通報

市町村長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は，直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

(オ) 市町村長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した市町村長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりである。

a 通報すべき事項

(a) 地震関係

頻度地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

(b) 水象に関するもの

津波に伴う異常潮位，異常波浪等

b 通報の方法

通報の方法は，公衆電話，電報によることを原則とする。ただし，地震に関するものは，文書によることができる。

c 通報のあて先

通報のあて先は，鹿児島地方気象台，種子島測候所及び名瀬測候所とする。

ただし，このほかの測候所が所在する市町村にあっては，昼間に限りその測候所に通報することができるものとする。

d 通報に要する電話・電報の費用は，原則として発信市町村の負担とする。

(カ) 市町村長の通報・収集要領

異常現象発見者が市町村長その他関係機関に通知する要領，系統等については，市町村地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

(ア) 市町村長の方法

a 市町村長は，管内の所管事項に係る災害情報及び被害報告を調査収集し，系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし，緊急を要する場合は，直ちに関係の対策部に通報，報告する。

b 災害情報で，県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(イ) 県の方法

a 県支部の各対策班（支部が設置されていない時は出先機関）は，所管事項について市町村その他関係機関の協力を得て調査収集し，市町村長からの通報報告と併せ，支部長及び県本部の各対策部に報告するものとする。

b 支部長は，重要かつ緊急の災害情報及び被害状況について，本部長に報告するものとする。

c 県各対策部は，所管事項について調査収集に努めるとともに，支部対策班及び市町村長からの通報，報告を集計し，本部連絡員又は本部連絡班を通じ本部長（災害対策本部設置前は，危機管理防災課）に報告するものとする。

d 県各対策部は，消防庁に対し，所管事項の災害報告を直接又は東京地方連絡

部を通じ報告するものとする。

e 県各対策部及び県支部各対策班で把握した災害報告等で，防災関係機関が行う災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(ウ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は，所管事項に関し収集把握した災害報告及び被害状況のうち，県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

県災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は，別表の様式のとおりとする。県各対策部の様式は，法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。

市町村長の災害報告は，災害報告取扱要領（「資料編」参照）によるものとする。

(5) 災害報告の留意事項

ア 県の各対策機関及び市町村は，災害報告に当たり，災害報告の責任者として「災害連絡員」1名を定めておき，報告に関する一切の責任を負わせるものとし，更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

イ 被害状況の報告に際しては，警察の報告と市町村及び県の各対策機関の報告との整合が図れるよう相互に被害状況に関する情報を交換する等，密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は，表3.2.2.1のとおりとする。

表3.2.2.1 災害報告の判定基準

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(別表) 災害状況速報

都道府県		報告者名		災害名		報告番号		報告者名		報告日		報告時		被災	
						(月 日 時現在)									
区		分		被		害		害		害		害		害	
人的被害	死者	人													
	行方不明者	人													
	負傷者	人													
	軽傷者	人													
	全壊	棟													
	半壊	世帯													
		人													
	一部破損	棟													
		世帯													
		人													
	床上浸水	棟													
		世帯													
		人													
	床下浸水	棟													
		世帯													
		人													
	公共建物	棟													
	その他	棟													

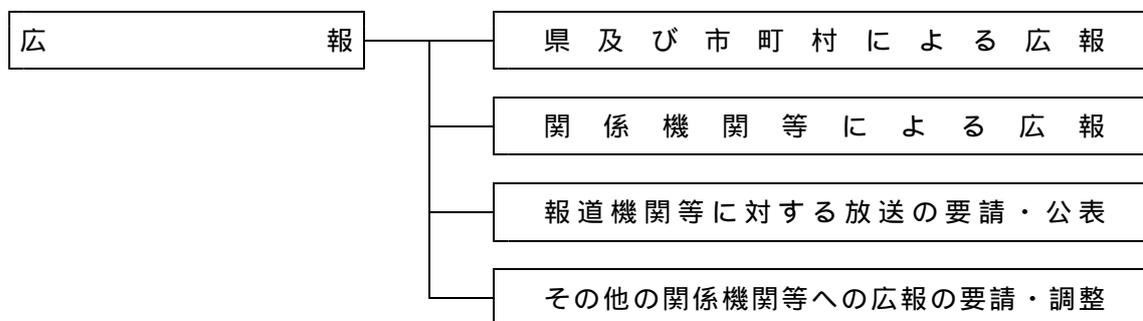
都道府県		報告者名		災害名		報告番号		報告日		報告時		被災	
						(月 日 時現在)							
区		分		被		害		害		害		害	
公立文庫施設	千円												
農林水産業施設	千円												
公共土木施設	千円												
その他の公共施設	千円												
小計	千円												
公共施設被害市町村数	団体												
農産被害	千円												
林産被害	千円												
畜産被害	千円												
水産被害	千円												
商工被害	千円												
その他													
被害総額	千円												
消防職員出動延人数	人												
消防団員出動延人数	人												
災害発生場所													
災害発生年月日													
災害の種類概況													
消防機関の活動状況													
その他(避難の勧告・指示の状況)													

被害額は省略することができるものとする。

### 第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



#### 第1 県及び市町村による広報

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，知事公室広報課，市町村〕

##### 1 広報内容

地震・津波時には、以下に示す人命の安全確保，人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導），避難の勧告

沿岸市町村の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

（津波危険地域住民の避難勧告・指示等の公報については、第1節第3「地震・津波に対する自衛措置伝達」参照）

(2) 地震発生直後の広報

県（危機管理防災課）及び市町村は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織，住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止，初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人名の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後，事態が落ちついた段階での広報

県（広報課）及び市町村は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない，テレビ，ラジオ，行政機関のホームページ，緊急速報（エリアメール等），コミュニティFM，告知放送から情報入手するように

など。

## エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

## オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

資料編 住民向けの広報案文

### (4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 県の各対策部は、広報を必要とする場合、危機管理防災課（本部設置時は本部連絡班）を経由して広報課（広報班）に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、危機管理防災課において収集する。

ウ 広報課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、危機管理防災課を通じて各関係対策部に連絡する。

## 2 広報手段

### (1) 市町村による広報手段

市町村による広報は、市長村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM、告知放送、広報車、市町村職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

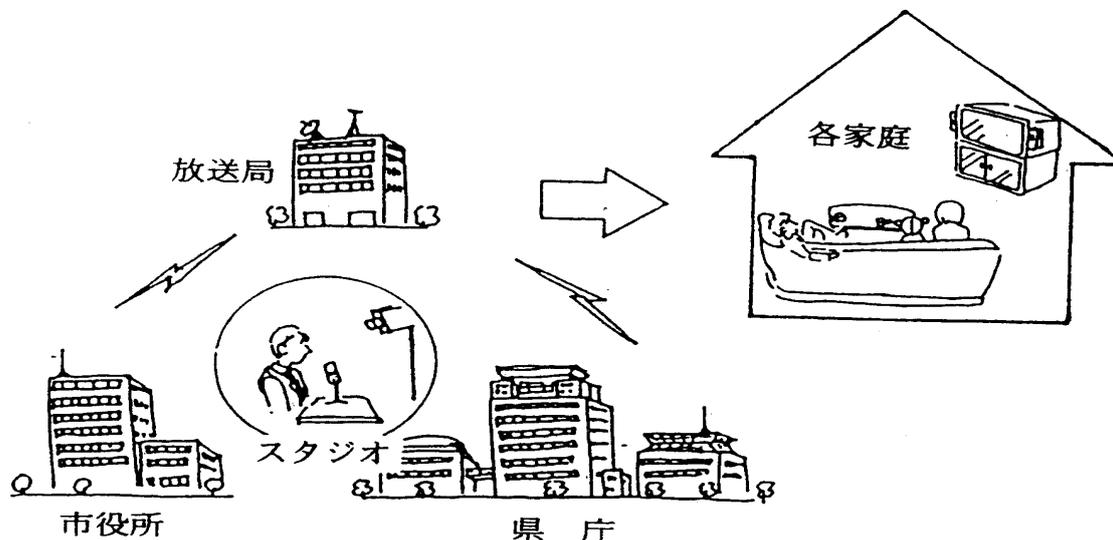
また、「避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

### (2) 県による広報手段

県による広報は、第3「報道機関等に対する広報の要請・公表」に示す方法のほか、災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）によるなどの方法による。

このシステムは、大災害時に住民への防災上の注意事項等の各種災害情報を県から直接住民に対し、緊急に伝達し周知徹底を図る必要が生じた場合に備え、県庁の緊連絡スタジオなどから放送機関に対し映像と音声で情報を提供し放送できるようにしたシステムである。

図3.2.3.1 放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



## 第2 関係機関等による広報

〔実施責任：各放送機関，その他関係機関等〕

### 1 放送機関による広報

地震・津波災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は，県民の情報ニーズに応えるとともに県民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって，各放送機関は，各々の防災計画に定められた活動体制を確立して，報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

### 2 その他の防災関係機関による広報

#### (1) 九州電力株式会社鹿児島支店

地震・津波災害による停電等の被害箇所の状況，復旧の見通しをはじめ，公衆感電事故の防止等について，ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

#### (2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

地震・津波災害による電話の不通箇所の状況，復旧の見通し等について，広報車，報道機関等により県民への周知に努める。

#### (3) ガス会社

地震・津波災害によるガス施設の被害箇所の状況，復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

#### (4) 九州旅客鉄道株式会社，バス会社等

被害箇所の状況，復旧状況の見通し等について，駅等の掲示板や案内板への提示をはじめ，広報車及び報道機関等により県民への周知に努める。

## 第3 報道機関等に対する放送の要請・公表等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，知事公室広報課，市町村〕

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備（要援護者避難）情報，避難勧告，避難指示」等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市町村は，県に報告し，県は，速やかに放送機関に情報提供を行う。

なお，市町村は，県への報告と併せて，放送機関にも情報提供をする。

資料編 6.2 災害時における放送要請に関する協定

### 2 放送機関に対する放送の要請

#### (1) 放送要請の要領

県（危機管理防災課）は，災害の発生が時間的に迫っていて，市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請にあたって，県は，放送要請の理由，放送事項を明示し，放送機関は，要請のあった

事項について放送の形式，内容，時刻等をその都度決定し，放送する。

なお，市町村は，県の行う放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の要請も併せて行う。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は，地震・津波災害に関して，以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は，緊急連絡スタジオなどを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 地震時に火災や津波等に関する災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，人命・財産を保護するための避難の勧告・指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

資料編 6.2 災害時における放送要請に関する協定

### 3 報道機関に対する発表

県及び市町村の広報担当者は，災害の種別，発生場所及び日時，被害状況，応急対策の状況等を取りまとめ，適宜報道機関に公表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は，原則として県政記者室，又は記者会見室とする。

イ 発表担当者は，原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に広報課と協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 災害時要援護者への報道手段，内容について配慮するように要請する。

オ 警察，消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

1の(2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

オ 倒壊家屋件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

安否情報については，N T Tなどの災害用伝言ダイヤル“171”を活用してほしい。

個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう），物資の種類，量，サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。一等

- コ ボランティア活動の呼びかけ
- サ 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等）〔発表，要請〕
- ス 電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表，要請〕
- セ 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表，要請〕

#### 第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：知事公室広報課，市町村，関係機関等〕

##### 1 ライフライン関係機関への要請

地震・津波後，県及び市町村の災害対策本部に寄せられる県民等からの通報の中には，ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため，県は，県民等の通報内容をモニターし，必要があると認めたときは，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

##### 2 関係機関との調整

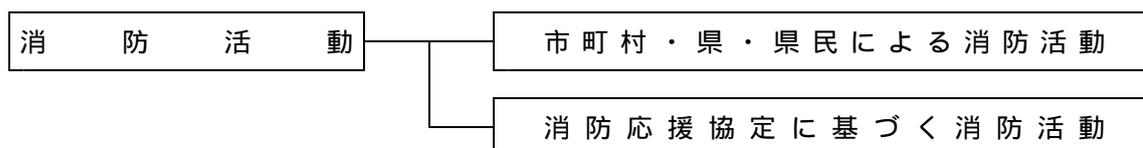
- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき  
県及び市町村の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき  
関係機関が個別に広報を実施したときは，直ちに県本部へ通知することとする。

## 第4節 消防活動

地震災害時は，都市地域を中心に火災が予想されるため，市町村・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を推進する。

また，県は，消防機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



### 第1 市町村・県・県民による消防活動

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 市町村の消火活動

消防機関は，市町村が策定した消防計画に基づき，地震災害時の統制ある消防活動を行い，火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に運用し，他の消防機関の部隊等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

市町村は，大規模地震時の同時多発的の火災に対し，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう，防火水槽，耐震性貯水槽，プール等の人工水利のほか，河川，海，ため池等の自然水利からの取水等，消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては，その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め，避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

#### 2 県の対策

県は，大火が予想されるときは，直ちに関係市町村に対し，大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また，県は，地震発生後，直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め，あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに，状況に応じて，被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

#### 3 県民の対策

県民は，地震発生直後の出火防止，初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに，近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

## 第2 消防応援協定にもとづく消防活動

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

### 1 県消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し，所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は，「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し，災害応急対策にあたる。

（県消防相互応援協定の内容は，第1章第4節「広域応援体制」参照）

### 2 緊急消防援助隊等の出動の要請

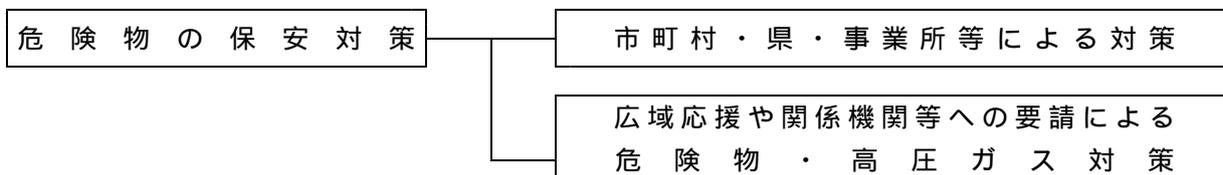
大規模な地震火災等が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

（緊急消防援助隊の出動要請は，第1章第4節「広域応援体制」参照）

## 第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市町村・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



### 第1 市町村・県・事業所等による対策

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村〕

#### 1 市町村の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、市町村が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

#### 2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

#### 3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

## 第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

〔実施責任：危機管理局消防保安課，市町村，関係機関〕

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し，所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合，県は，他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また，県内の消防力で十分に対応できないときは，大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

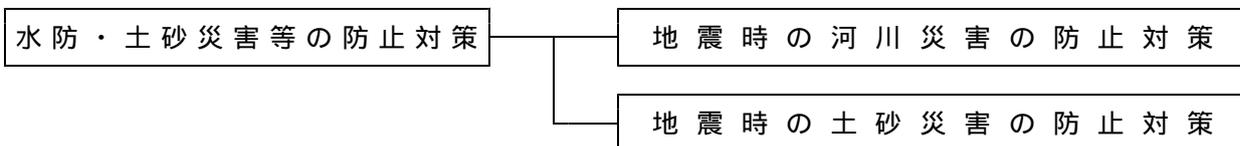
（緊急消防援助隊の出動要請は，第1章第4節「広域応援体制」参照）

なお，危険物等の内容に応じて，特殊な災害防御対策を必要とする場合，県は，関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

## 第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県・市町村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



### 第1 地震時の河川災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局，農政部農地建設課，土木部河川課，市町村〕

#### 1 地震時の水防体制の確立

各河川管理者は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

#### 2 地震による河川施設の被害状況等の把握

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

#### 3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

##### (1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

##### (2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### (3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第2 地震時の土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局，九州地方整備局，環境林務部林業振興課，森林整備課，土木部砂防課，市町村〕

### 1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は，地震発生とともに，地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し，被害の拡大防止対策に着手する。

### 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

#### (1) 市町村の対策

市町村は，地震時に急傾斜地崩壊危険箇所，山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流，地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合，その被害実態の早期把握に努める。

また，地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合，それらの地域の警戒監視体制を強化し，土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### (2) 県の対策

土木部砂防課，環境林務部森林整備課・林業振興課は，所管施設の被害の把握に努める。

#### (3) 関係機関等の対策

九州地方整備局，九州森林管理局は，所管施設の被害実態の把握に努めるとともに，応急復旧に係る技術的な対応に努める。

### 3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

#### (1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続きがけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，各々の施設所管各課，市町村において，応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また，土砂災害の発生した地域において，民生安定上放置し難く，採択基準に合致するものは，災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

#### (2) 警戒避難体制の確立

市町村は，土砂災害の危険が解消されない場合，当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じ，住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

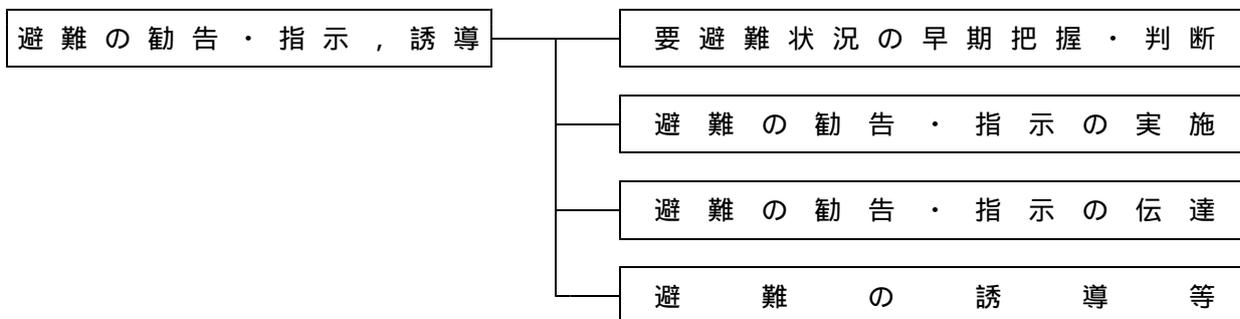
#### (3) 専門家の派遣による支援

県は，必要に応じ，市町村の警戒・監視活動に協力し，斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

## 第7節 避難の勧告・指示，誘導

地震，津波の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。



### 第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部，市町村，関係機関等〕

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は，関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

（要避難状況の把握方法は，第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した地震・津波の状況により大きく異なるため，市町村，その他の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

##### (1) 津波からの避難の実施

鹿児島湾，奄美近海及び日向灘を震源とする地震のうち，後者の海溝型地震の場合，地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため，避難が緊急になされる必要がある。

したがって，地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に，市町村・消防本部等は，避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し，住民の避難活動を補完する。

（津波からの避難の実施は，第1節第3「地域津波に対する自衛措置伝達」参照）

##### (2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は，地震火災からの避難が想定される。また，県北部等山間部を震源とする地震時は，斜面崩壊による避難等が想定される。

したがって，これらの地震時は，地震発生後の情報収集により判明した被災地域の

被害実態に応じ，二次災害防止の観点から，避難の必要性を把握し，必要な対策を講ずる。

## 第2 避難の勧告・指示の実施

〔実施責任：各避難勧告・指示権限者〕

### 1 避難の勧告・指示の基準と区分

#### (1) 避難勧告

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難，山・崖崩れ等の予想される地域からの避難，出火・延焼が予想される地域からの避難など，危険が予想され避難が適当と判断される場合，事前に避難させる。

#### (2) 避難指示

火災の延焼が間近に迫ったり，有毒ガス事故が発生するなど，著しく危険が切迫していると認められるときは，すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

#### (3) 警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

津波については，情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため，強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合，速やかに的確な避難勧告・指示を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行う。

### 2 市町村の実施する避難措置

#### (1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合，必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は，状況の許す限り，次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

#### (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは，当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは，すみやかにその内容を危機管理防災課（災害対策本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは，その旨を公示しなければならない。

エ 市町村は，避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に，次の事項を定めておかななければならない。

(ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法

- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法
- (エ) 各地域ごとの避難場所および避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

### 3 警察官，海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）  
警察官又は海上保安官は，市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは，必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し，避難のための立退きを指示することができる。  
この場合，当該指示をしたときは，直ちに関係市町村長に指示した日時，居住者等，立退き先を通知しなければならない。
- (2) 警察官による避難等の措置（警職法第4条による）  
警察官は，前記1の避難の指示のほか，警職法第4条の規定により，極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては，被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては，公安委員会に報告しなければならない。
- (3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第6条第2項）  
警察官又は海上保安官は，市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき，又は，これらの者から要求があったときは，警戒区域の設定を行うことができる。  
この場合において，警察官又は海上保安官は，直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。
- (4) 自衛官の行う避難措置  
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員がその場にいない場合に限り，警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限，禁止及び退去命令を行うことができる。  
この場合において，災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

### 4 県の実施する避難措置

- (1) 知事による避難の指示等の代行  
知事は，県の地域に係る災害が発生した場合において，当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。
- (2) 重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等  
二次災害を防止するため，市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合，県土木対策部は，特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域に，必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに，市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し，又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。

避難を行った場合、その旨を危機管理防災課（対策本部設置時は本部連絡班）に通報する。本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

危機管理防災課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

## 5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害が発生した場合を認定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたが、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等を確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震・津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

## 6 駅、百貨店等の不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震・津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたが、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震・津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

## 7 学校・教育施設等における避難措置

教育庁及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

### (1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

教育長は、市町村地域防災計画に記載された、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

### (2) 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

## 8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 地震・津波時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

### 第3 避難の勧告・指示の伝達

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部，市町村，関係機関等〕

#### 1 市町村長による避難の勧告・指示の伝達

##### (1) 避難計画にもとづく伝達

市町村長は，市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって，危険地域の住民に周知・徹底を図る。

##### (2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は，避難を要する状況を的確に把握したうえで，住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう，当該市町村が保有する情報伝達手段を用い，以下の方法により伝達する。

なお，情報伝達に当たっては，複数の伝達手段等を用い，確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク テレビ，ラジオ，インターネット，有線放送，電話，特使等の利用による伝達

##### (3) 伝達方法の工夫

市町村長は，伝達に当たっては，予め作成した例文の使用，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用などにより，住民に迅速・確実に伝達する。

#### 2 県による避難の勧告・指示の伝達

危機管理防災課は，第3節「広報」に示す広報要領に準じ，放送機関に対する放送要請又は県民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により，津波からの避難や市街地火災等からの避難など，広域的，緊急な避難の勧告・指示を伝達する。

#### 3 関係機関等による避難の勧告・指示の伝達

警察官，海上保安官及び自衛官等による避難に際しては，各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに，当該市町村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また，学校・教育施設，駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設，病院・社会福祉施設等の管理者は，各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい，各種広報施設等を利用して，必要な情報を関係者に周知・徹底し，避難措置を講ずる。

## 第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，教育庁，県警察本部，市町村，施設管理者，関係機関等〕

### 1 地域における避難誘導等

#### (1) 避難誘導の実施

市町村は，状況により避難者の誘導を行う必要がある場合，以下の方法で避難の誘導体制を確立し，安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

##### ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり，かつ避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所，自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め，できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては，特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり，住民及び群集が混乱に陥らず，安全に避難できるようにすることに努める。

##### イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち，災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震・津波時に避難経路を選択するにあたっては，周辺の状況を検討し，建物やブロック塀等の倒壊や液状化，地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

##### ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は，原則として，高齢者や障害者等の災害時要援護者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては，災害の種別，災害発生の時期等を考慮し，客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

##### エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は，必要最小限の食料，衣料，日用品，医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが，その数量は災害の種別，危険の切迫性，避難所の距離，地形等により決定しなければならない。

##### オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所の開設に当たって，市町村長は，避難場所の管理者，応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て，津波，余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には，標識，なわ張等をしたり，誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は，携帯品を最小限とし，行動の自由を確保し，夜間にあつては，特に誘導者を配置し，その誘導に従うようにする。

#### (2) その他避難誘導にあたっての留意事項

##### ア 災害時要援護者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する災害時要援護者の避難誘導にあたっては，事前に把握された災害

時要援護者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

## 2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## 3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、地震・津波災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

## 4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

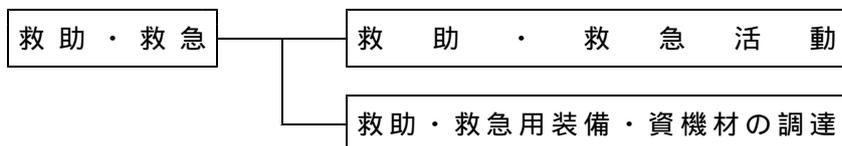
- イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行われるように努める。
- (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - (イ) 避難場所の指定
  - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
  - (エ) 児童生徒の携行品
  - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
- (ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
  - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- カ 児童生徒が家庭にある場合における避難休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

## 第 8 節 救助・救急

地震・津波災害時には，建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者，重症者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は，迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また，県は，救助・救急を実施する各関係機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



### 第 1 救助・救急活動

〔実施責任：自衛隊，第十管区海上保安本部，保健福祉部地域医療整備課，社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 市町村，関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市町村（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は，救命処置を要する重傷者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は，努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし，救助を伴わない場合は救急隊のみとし，次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し，多数の救助・救急事象が発生している場合は，火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが，多数の救助・救急事象のある場合は，多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は，救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は，救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は，救命処置を要する者を優先する。なお，搬送に際しては，所轄消防本部，医療救護班等の車両のほか，必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は，被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとで行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し，安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し，救助隊，医療救護班と密接な連携を図り，効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は，自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど，関係機関との連絡を密にし，効率的な活動を行う。

関係機関名	活 動 内 容
警 察 機 関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

## 2 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

## 第 2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：自衛隊，第十管区海上保安本部，保健福祉部社会福祉課，県警察本部，市町村〕

### 1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。  
(車両の確保については、第 2 章第 10 節「緊急輸送」参照)

### 2 救急車・救助工作車の配備状況

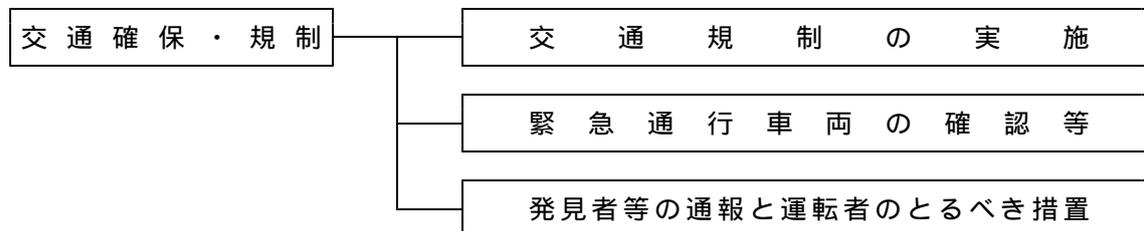
市町村（消防機関）救急車 134 台，救助工作車 23 台（平成 19 年 4 月 1 日現在）

## 第9節 交通確保・規制

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



### 第1 交通規制の実施

〔実施責任：自衛隊，九州地方整備局，第十管区海上保安本部，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，港湾空港課，県警察本部，市町村〕

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報により承知したときは，速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は，航空機，オートバイその他の機動力を活用し，交通情報の収集を行い，交通規制の実施を判断する。 また，隣接県警察本部等と連携を密にし，交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見したとき，若しくは通報により承知したときは，速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は，被災者の輸送，被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため，必要があると認めるときは，次の処置を行う。 ア 交通が混雑し，緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは，区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し，又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，区域又は道路の区間を指定して，被災地周辺の警察等の協力により，また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して，周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p>

実施者	実施の方法
警察機関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

## 2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする。

## 3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設置し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

## 4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

## 5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

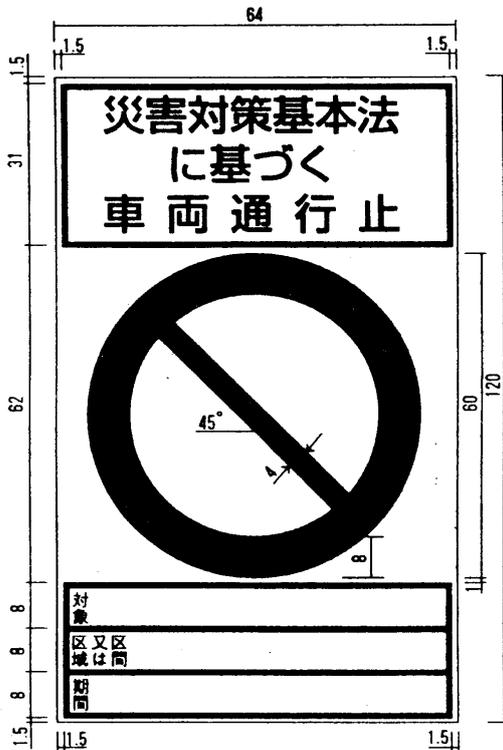
高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

## 6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課または日本道路交通情報センターに連絡する。

### 規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。

図示の長さの単位は、センチメートルとする。

道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 第2 緊急通行車両の確認等

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，県警察本部〕

### 1 緊急通行車両の確認

#### (1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、県（危機管理防災課）、警察本部又は所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

#### (2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策

基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（危機管理防災課）、警察本部又は所轄警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

（標章及び証明書は、様式3及び様式4）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを指示する。

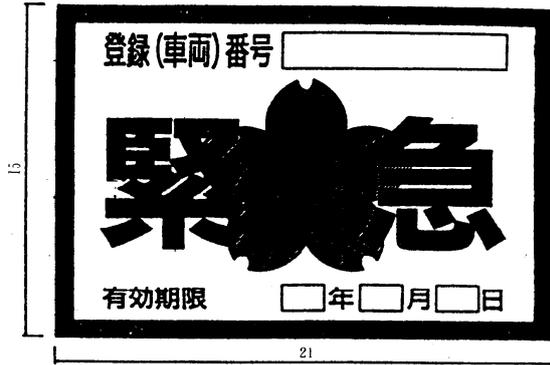
## 2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

また、県及び鹿児島県石油商業組合は「大規模災害時の支援活動等に関する協定」に基づき、県が保有する緊急通行車両への優先的な給油がなされるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

（緊急通行車両の事前届出・確認については、第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」参照）

様式 3 標章



備考

色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

### 第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察本部，市町村〕

#### 1 発見者等の通路

災害時に道路，橋梁の交通施設の危険な状況，また交通が極めて混乱している状況を発見した者は，速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は，その旨を市町村長に通報，市町村長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

#### 2 大規模な地震・津波の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震・津波が発生したときは，車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は，次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は，カーラジオ等により地震・津波情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーはつけたままとし，窓を閉め，ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置をとらなければならない。

ア 区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は，当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

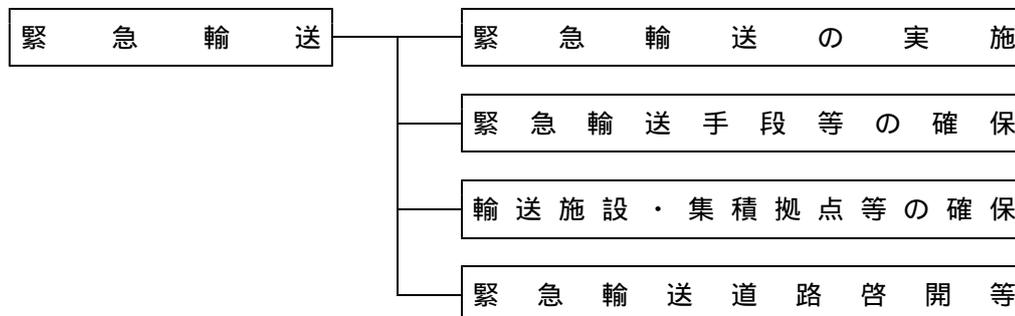
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは，当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは，その指示にしたがって車両を移動し，又は駐車しなければならない。

## 第10節 緊急輸送

地震・津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



### 第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本通運株式会社，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命の安全</li> <li>・ 被害の拡大防止</li> <li>・ 災害応急対策の円滑な実施</li> </ul>
災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (初動期)	(1) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 (2) 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 (3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

段 階	輸 送 対 象
第 2 段 階 ( 事 態 安 定 期 )	(1) 上記第 1 段階の続行 (2) 食料，水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 ( 復 旧 期 )	(1) 上記第 2 段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

## 第 2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本通運株式会社，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうち最も適切なものによる。

輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自 動 車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車，災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車等の応援要請をする。	協力先： 県トラック協会 (電話099-261-1167)
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき，あるいは他県等遠隔地において物資，資材等を確保したときで，九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なきときは，それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送：九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 総務企画課営業，運輸 (電話 099-256-0165， 099-253-4512， 099-256-1868) 物資輸送：日本貨物鉄道株式会社 鹿児島営業支店 (電話099-222-5088)

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは，県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し，県が要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用 県は，離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 同支局は要請に基づき船舶運送事業者，港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。</p> <p>(3) 海上保安部署所属の巡視船艇等の活用 市町村及び防災関係機関は，緊急に海上輸送を必要とするとき，又は(1)，(2)による輸送が困難であるときは，輸送条件を明示し危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に巡視船艇・航空機による輸送を要請するものとし，県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)，(2)，(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は，県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局 （電話099-222-5660）</p> <p>第十管区海上保安部 （電話099-250-9801）</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。</p>
航空機	<p>災害応急対策実施機関の長は，一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは，危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動，派遣を要請する。</p>	<p>第十管区海上保安本部 （電話099-250-9801）</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。</p>

各災害応急対策実施機関は，所管にかかる車両，船舶等の状況を十分に把握しておく。  
資料編 災害輸送実施のための車両，船舶の現況

## 2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は，車両，船舶等の調達を必要とするときは，次の事項を明示して要請する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名，数量（重量を含む）</li> <li>(2) 輸送を必要とする区間</li> <li>(3) 輸送の予定日時</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ul> |
|--|

## 3 強制確保

### (1) 輸送命令等による方法

災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは，九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は，必要と認められる場合には，法令の定めるところにより，関係事業者に対し，国土交通大臣の輸送命令を発し，緊急輸送に従事させる。

(2) 従事命令等による方法

( 従事命令等による方法は，第3部第1章第6節「技術者，技能者及び労働者の確保」参照 )

#### 4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは，国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお，自家用車の借上げについては，借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし，官公署及び公共的機関所有の車両使用については，燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては，債権者の輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

### 第3 輸送施設・集積拠点等の確保

〔実施責任：自衛隊，九州地方整備局，鹿児島運輸支局，第十管区海上保安本部，西日本高速道路株式会社，九州旅客鉄道株式会社，(社)鹿児島県トラック協会，日本通運株式会社，商工労働水産部水産振興課，漁港漁場課，土木部道路建設課，道路維持課，港湾空港課〕

#### 1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し，防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために，最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸 送 施 設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	(1) 1次緊急輸送道路 地域間相互の連帯等，初動体制の確保に対応する路線で，県庁，県出先機関，地方生活圏中心都市の役場，空港，港湾と接続する。 〔図3.2.9.1及び資料編参照〕 (2) 2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保，救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線で，国土交通省，公団等の出先機関，市町村役場，漁港，ヘリポート適地，自衛隊基地，消防署・消防本部，警察署，総合病院等と接続する。 〔図3.2.9.1及び資料編参照〕
港 湾 ・ 漁 港	〔資料編参照〕
空 港	〔資料編参照〕
臨時ヘリポート等	〔資料編参照〕

## 2 集積拠点の確保

輸 送 施 設	輸 送 施 設 の 内 容
トラックターミナル等	鹿児島流通業務団地，鹿児島臨海トラックターミナル
卸 売 市 場 等	鹿児島中央卸売市場，鹿屋市水産物地方卸売市場，大口市中央青果市場，協同組合川内地方卸売市場，姶良東部地方卸売市場，祁答院公設地方卸売市場，あいら農業協同組合青果市場，曾於地域公設地方卸売市場

## 3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は，輸送施設及び集積拠点を確保した場合は，警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

## 第 4 緊急輸送道路啓開等

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察本部，市町村〕

### 1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

#### (1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また，市町村は，緊急輸送道路の状況について，情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

#### (2) 優先順位の決定

各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は，重要度を考慮し，相互に調整を図りながら優先順位を決めて道路啓開を実施する。

### 2 道路啓開作業の実施

#### (1) 各関係機関別による道路啓開作業

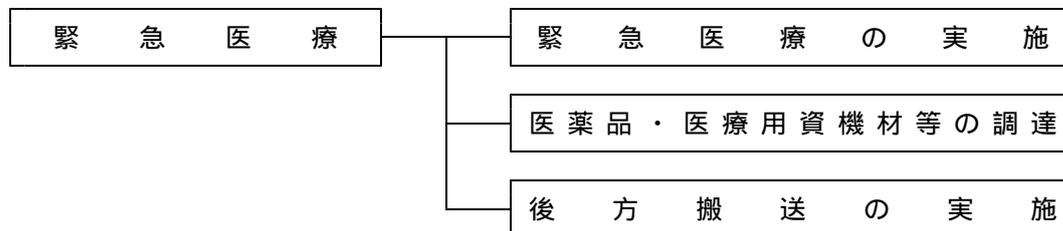
道路啓開作業にあたっては，下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

機 関 名	啓 開 作 業 の 実 施 内 容
土木部道路維持課 土木部港湾空港課	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策をたて，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。
警 察 本 部	道路管理者及び関係防災機関に協力し，道路上の障害物の除去にあたる。
九 州 地 方 整 備 局	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策をたて，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。
西日本高速道路株式会社	道路上の障害物の状況を調査し，除去対策をたて，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。

## 第11節 緊急医療

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



### 第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会，保健福祉部地域医療整備課，薬務課，県立病院局県立病院課〕

#### 1 DMAT

##### (1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

##### (2) DMATの出動

###### ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

###### イ 市町村長による出動要請

市町村長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

###### ウ DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。

この場合において、DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

###### エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMATのみでは対応できないと判断する場合は、他県等の知事にDMATの出動を要請する。

(3) D M A T の構成と所在地

ア D M A T の構成

D M A T は、おおむね 1 チームにつき医師 1 名、看護師 3 名及び業務調整員 1 名の隊員で構成する。

イ D M A T の所在地

D M A T の所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田3-8-1	099-250-1110	1
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1

## 2 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後 3 日間）から事態安定期（発災後 4 日～ 14 日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ア | 国立病院機構の職員による救護班       |
| イ | 公立・公的医療機関の職員による救護班    |
| ウ | 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班  |
| エ | 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班 |

イ 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班 長	班 員				計	備考
	医 師	薬 剤 師	看 護 婦	事 務	連 絡 員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4, 済生会鹿児島病院1, 出水総合医療センター1, 枕崎市立病院1, 鹿児島市立病院2, 済生会川内病院1						
日 赤 救 護 班	1		3	1	1	6	8班
県 医 師 会 救 護 班	1		2			3	52班
県 歯 科 医 師 会 救 護 班	1		2			3	50班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し、医療救護及び患者収容にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地 域 名	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班 数
鹿 児 島 市 保 健 所 管 内	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-7	099-224-2101	2
	日赤鹿児島県支部	" 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
	鹿児島市医師会	" 加治屋町3-10	099-226-3737	15
	鹿児島市歯科医師会	" 照国町13-15	099-222-0574	13
	国立病院機構鹿児島医療センター	" 城山町8-1	099-223-1151	2
	済生会鹿児島病院	" 南林寺町1-11	099-223-0101	1
指 宿 保 健 所 管 内	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
	指宿医師会	" " 4484-4	0993-24-2953	2
	指宿市歯科医師会	指宿市湊1丁目10-25 (まわたり歯科医院内)	0993-23-3161	2
加 世 田 保 健 所 管 内	県立薩南病院	南さつま市高橋1968の4	0993-53-5300	1
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
	枕崎市医師会	" 寿町102	0993-72-5059	1
	南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
	南薩歯科医師会	南九州市川辺町平山3256 (山本歯科医院内)	0993-56-5850	1
	枕崎市歯科医師会	枕崎市高見町273-1三愛ビル2階 (かわばた歯科医院内)	0993-73-2434	1

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
伊集院 保健所管内	いちき串木野市医師会 日置市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
		日置市伊集院町妙円寺 1-72-10	099-273-6669	3
	いちき串木野日置 歯科医師会	日置市伊集院町下谷口223 3-3(清水歯科医院内)	099-273-2233	4
川薩 保健所管内	済生会川内病院 川内市医師会 薩摩郡医師会	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
		" 大小路町70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	3
	薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市宮崎町3701-1 (若松歯科医院内)	0996-27-0008	2
		薩摩郡歯科医師会	薩摩川内市樋脇町搭之原8 46-3(さめしま歯科医院 内)	0996-37-3824
	出水 保健所管内	出水総合医療センター 出水郡医師会 出水郡歯科医師会	出水市明神町520	0996-67-1611
" 緑町10-25			0996-63-0646	6
" 中央町1180-3 (こじま歯科医院内)			0996-63-4618	6
大口 保健所管内	県立北薩病院 伊佐市医師会 伊佐市歯科医師会	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
		" 鳥巢450	09952-2-0589	1
		伊佐市大口堂崎155-13 (たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良 保健所管内	始良郡医師会 始良郡歯科医師会 国立病院機構南九州病院	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
		" 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
		始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
志布志 保健所管内	曾於郡医師会 曾於郡歯科医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於郡医師会立病院内)	0994-82-4893	2
		志布志市志布志町志布志 三丁目5-30 (西国領歯科医院内)	099-472-0118	2
鹿屋 保健所管内	県民健康プラザ鹿屋医療センター 鹿屋市医師会	鹿屋市礼元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		" 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
	肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属郡肝付町新富470-1		
	肝付東部医師会 鹿屋市歯科医師会 肝付歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-65-0099	1
		肝属郡肝付町新富107-4 (あげの歯科医院内)	0994-41-5607 0994-65-4444	3 3
西之表市 保健所管内	熊毛地区師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町2(産業会館 内)	09972-3-2548	1
		熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1
屋久島 保健所管内	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町2(産業会館 内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1

地 域 名	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班 数
名 瀬 保健所管内	県 立 大 島 病 院 大 島 郡 医 師 会	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
		" 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
	大島郡歯科医師会	" 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
徳 之 島 保健所管内	大 島 郡 医 師 会	奄美市名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	2
	大 島 郡 歯 科 医 師 会	" 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

### 3 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国公立医療機関、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

### 4 医療情報の収集・提供

救急災害医療情報システムを活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

## 第2 医薬品・医療用機材等の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会，保健福祉部地域医療整備課，薬務課，県立病院局県立病院課〕

### 1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は，市町村から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は，備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸送する。

（緊急輸送については，第3部第2章10節「緊急輸送」参照）

#### (1) 県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

##### ア 備蓄場所 県内6箇所の病院

鹿児島市立病院，県立薩南病院，済生会川内病院，県立北薩病院，県民健康プラザ鹿屋医療センター，県立大島病院

##### イ 備蓄内容

9セット（9,000人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院4セット，その他の病院各1セットを設置）

##### ウ 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目等
診察・外科的治療用具	聴診器，血圧計，注射器，心電計 他	59
蘇生・気管挿管用具	蘇生器，喉頭鏡，酸素用吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質，局所麻酔薬，外用薬 他	74
衛生材料関係用具	包帯，ガーゼ，絆創膏，脱脂綿 他	28
事務用品	患者表，患者カルテ，救護日誌 他	
保管用ジュラルミンケース	1セット{(大)9(小)1}	29
合	計	236

区 分	内 容 等
診 療 セ ッ ト	聴診器、打診器、体温計、血圧計、直像鏡、額帯鏡、咽頭鏡、鼻鏡、ペンライト、メス替刃、針付縫合糸、消毒盆、手術用手袋、滅菌ガーゼ、吸水ドレープ、膿盆、舌圧子、綿棒、三角巾、消毒用綿球、アルコール綿、紙コップ、サインペン、サージカルテープ、布絆創膏、救急絆創膏、簡便剃刀、伸縮包帯、処理用手袋、皮膚用鉛筆、眼帯、血糖測定値(メディセーフ針)、サージカルマスク 等
蘇 生 ・ 外 科 セ ッ ト	バッグバルブ、マスク、エアウェイ、吸引器、吸引チューブ、喉頭鏡、気管内チューブ、スタイレット、バイトブロック、トラヘルパー、カフ用注射器、絆創膏、滅菌ガーゼ、酸素吸入カテーテル、胃用チューブ、Hrバッグ、バルーンカテーテル、ピンセット、外科用クーバー、止血鉗子、持針器、メスホルダー、両頭鈍鉤、消息子、消毒盆、鉗子立、シャーレ、脈血帯、洗淨瓶、広口瓶(消毒用)、陰圧固定用具 等
医 薬 品 セ ッ ト	全身麻酔薬、局所麻酔薬、解熱・鎮痛・抗炎症薬、抗アレルギー薬、抗てんかん薬、抗不安薬、催眠・鎮静薬、消化性潰瘍治療薬、健胃薬、鎮痙薬、緩下剤、止痢薬、気管支拡張・喘息治療薬、吸入式喘息治療薬、鎮咳薬、抗不整脈薬、抗狭心症薬、β-遮断薬、Ca拮抗薬、利尿薬、強心薬、ショック・アナフィラキシー、副交感神経抑制薬、止血薬、強心配糖体、副腎皮質ホルモン剤、抗生物質セフェム系、インスリン製剤、中毒治療薬、生物学的製剤、糖質輸液用製剤、電解質補液、消炎・鎮痛ハップ剤、消毒剤、含嗽剤、点眼液、洗腸剤、滅菌精製水 等
マ ニ テ ー タ セ ッ ト	エルダーバルブ、クリスタルコーンマスク、酸素マスク、減圧弁、マニホールド、バルブ式流量計、軽量酸素ボンベ、酸素用吸引器、開口器、バイトブロック、ペンライト、グデルエアウェイ、ネーザルエアウェイ、手動式吸引器、加湿器 等
事 務 用 品 セ ッ ト	救護日誌、救護班名簿、患者票、患者カルテ、救護班安否調査用患者揭示簿、道標紙、ボールペン、色鉛筆、マジック(大・細)、押ピン、朱肉、ホチキス、クリップ、ビニール紐、ガムテープ、計算機、ハサミ、ペンチ、安全ピン、輪ゴム、荷札、五徳ナイフ、診療情報提供書、懐中電灯、デジタルカメラ、裁縫セット、カッター、消しゴム、ガスライター、ローソク、マッチ、メモ紙、のり、テレフォンカード、フェイスペイント、テープレコーダー、画板(バインダー)、ノート、上質紙、封筒、セロテープ、スタンプ台、ビニールカラーテープ、ビニール水桶

## 2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材の調達

県は、市町村から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等(医療用資機材等)の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

(緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

### 第3 後方搬送の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会，保健福祉部地域医療整備課，健康増進課，薬務課，県立病院局県立病院課〕

#### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は，災害拠点病院を中心に概ね次の国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し，該当機関のない地区については，関係医師会等の協力を求め，状況により航空機等による移送を行う。

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	内・外・小・皮・眼・耳・歯・産婦・放・泌・脳外・整・消・循・形・麻・小外・リュウマチ・口腔	099-224-2101
	鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リュウマチ・呼・整・脳外・麻・放・リハビリテーション	099-261-2111
	鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・消・循・小・外・産婦・放・麻	099-254-1125
	国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外	099-223-1151
	済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・泌・呼・放・消・循	099-223-0101
	鹿児島市立産院	鹿児島市加治屋町20-17	産	099-224-2101
加世田	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内・消・循・外・放	0993-53-5300
	枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	内・外・放・小・泌・皮・リハビリテーション	0993-72-0303
川薩	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・泌・耳・麻	0996-23-5221

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
出水	出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循・産・婦・皮・脳外・眼・麻・耳	0996-67-1611
	野田医療センター	出水市野田町上名6103	内・外・産・婦・歯	0996-84-2023
大口	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・神内・呼・消・循・小・外・脳外・放	0995-22-8511
始良	県立始良病院	始良市平松6067	精神・歯	0995-65-3138
志布志	曾於郡医師会病院	曾於市大隅町月野894	内・外・小・脳外・整・婦・泌・皮・眼・放	0994-82-4888
	曾於郡医師会有明病院	志布志市有明町野井倉8288	内・外・小・整	0994-77-1111
鹿屋	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循・小・外・脳外・産・婦・放・麻	0994-42-5101
	肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外	0994-67-2721
	垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・耳・リハビリテーション・放・神内・消・皮	0994-32-5211
西之表	田上病院	西之表市西之表7463	内・外・小・整・脳外・皮・耳・リハビリテーション・リュウマチ	09972-2-0960
名瀬	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	内・精神・神内・消・循・小・外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・歯口外・麻	0997-52-3611

(注) : 基幹災害医療センター  
: 地域災害医療センター

## 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後，入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について，市町村，県及び関係機関は以下の情報を収集し，連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無，程度。
- (2) 収容施設までの交通状況，道路状況（緊急輸送道路の状況），ヘリポートの状況等，また，搬送能力が不足する場合は，消防団員，自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど，関係機関との連携を密にし，効率的な活動を行う。

## 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として，本庁及び各保健所に配属してある車両を使用し，船艇，航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両が不足する場合は，第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

## 4 透析患者等への対応

- (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは，1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており，災害時にも平常時と同様の医療を要することから，適切な医療体制を確保する。

また，倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても，血液透析等適切な医療を行う。

このため，県は，断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近江市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

- (2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは，病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから，災害時には，医療施設などに救護する。

このため，平常時から保健所を通じて把握している患者を，市町村，医療機関及び近江市町村等との連携により，搬送及び救護所等へ収容する。

## 5 トリアージの実施

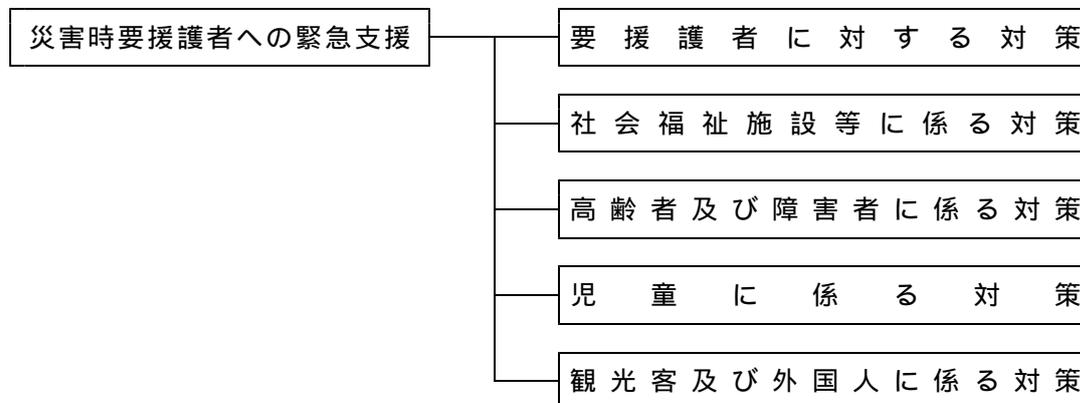
多数の負傷者が発生している災害現場においては，救護活動を効率的に実施するために，負傷者の傷病程度を選別し，救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があるため，そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

資料編 トリアージ・タグの様式

## 第12節 災害時要援護者への緊急支援

地震・津波災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。  
(第2部第2章第5節別記「災害時要援護者避難支援ガイドライン」参照)



### 第1 要援護者に対する対策

〔実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部社会福祉課，介護福祉課，健康増進課，障害福祉課・子ども福祉課，市町村〕

#### 1 市町村が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

- (1) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要援護者に対するホームヘルパー，手話通訳者の派遣，補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、迅速に全ての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始する。

#### 2 県が行う協力要請等

保健福祉部は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

(協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

## 第2 社会福祉施設等に係る対策

〔実施責任：県民生活局青少年男女共同参画課，保健福祉部社会福祉課，介護福祉課・障害福祉課，子ども福祉課，市町村，各社会福祉施設等〕

### 1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，あらかじめ定めた避難誘導方法に従い，速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 保健福祉部，市町村は，施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

### 2 県，市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品及びマンパワーの不足数について，保健福祉部，市町村に対し，他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

### 3 市町村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間，水，食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

### 4 県の支援活動

保健福祉部は，市町村及び各施設が行う前項の措置に対し，適宜支援する。

## 第3 高齢者及び障害者に係る対策

〔実施責任：保健福祉部介護福祉課，障害福祉課，市町村〕

### 1 市町村が実施する対策

市町村は，避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え，以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板，広報誌，インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関の協力のもとに，新聞，ラジオ，テレビの文字放送，データ放送や手話付き放送，ワンセグ放送等を利用することにより，被災した高齢者及び障害者に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において，被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす，障害者用携帯便器，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに，それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い，ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

## 2 県の支援活動

保健福祉部は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

## 第4 児童に係る対策

〔実施責任：保健福祉部子ども福祉課，市町村〕

### 1 要保護児童の把握等

#### (1) 市町村の要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

#### (2) 県の要保護児童の把握等

保健福祉部は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

### 2 児童のメンタルヘルスケアの実施

保健福祉部は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

### 3 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 観光客及び外国人に係る対策

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，観光交流局観光課，国際交流課，市町村〕

### 1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は，災害時には的確に観光客の避難誘導を行い，安全確保に努める。

また，県及び市町村（消防機関を含む）は，道路損壊等により孤立した観光客等の救出，移送活動について，関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

### 2 外国人の安全確保

#### (1) 外国人への情報提供

県及び市町村は，ライフライン等の復旧状況，避難所，医療，ごみや浴場等生活や地震・津波災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に外国語で掲載し，外国人への情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の開設

県及び市町村は，外国人を対象とした相談窓口を設け，安否確認や生活相談等を行う。この場合，県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

## 第6 帰宅困難者に係る対策

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，関係機関等〕

県は，地震・津波等の大規模災害で道路の被災や公共交通機関の途絶等により，通勤・通学者や観光客等が一時的に帰宅困難となる事態が発生した場合，徒歩帰宅者に対して，県とコンビニエンスストア等との「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」等に基づいた応急対策が適切に図られるよう努める。

### 第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

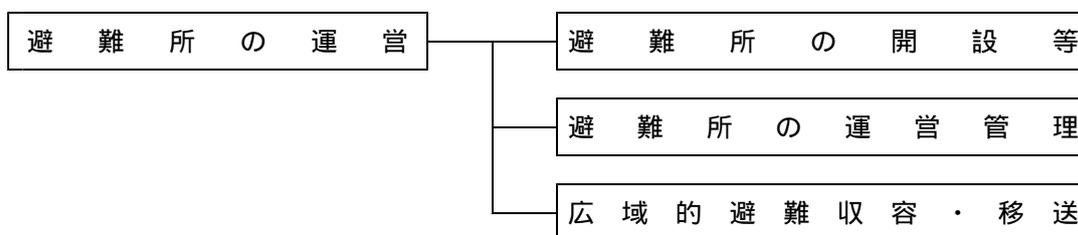
また、大規模な地震・津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

#### 第1節 避難所の運営

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



#### 第1 避難所の開設等

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村〕

##### 1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を速やかに所定の様式により、保健福祉部及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。 (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。

機 関 名	内 容
市 町 村	(6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
保健福祉部	市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。
教 育 庁	保健福祉部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

## 2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。 (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、保健福祉部及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
保健福祉部	市町村の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所等）の開設状況を把握するとともに、市町村へ必要な支援を行う。

## 第2 避難所の運営管理

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村〕

### 1 避難所の運営管理

各機関の対応は，次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村の避難者の受入れについては，可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し，自主防災組織等と連携して班を編成の上，受け入れる。 その際，避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。</p> <p>(2) 避難所における情報の伝達，食料・水等の配付，清掃等について，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得て，また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て，適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所に避難した被災者に対し，正確かつ迅速な情報提供を行うため，テレビ・ラジオ等の設置，臨時広報誌の発行，インターネット，ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるとともに，特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や，男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。 なお，特に女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置，安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>
教 育 庁	<p>(1) 学校は，避難所の管理運営について，協力・援助を行う。</p> <p>(2) 避難所に指定されている学校の校長は，市町村職員との役割分担について協議し，教職員の役割分担，初動体制等確立する。</p>
保健福祉部	避難所の管理運営状況について把握し，応援要請を受けた場合は，開設者と連携をとり支援する。

### 第3 広域的避難収容・移送

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，市町村〕

#### 1 広域的避難収容・移送

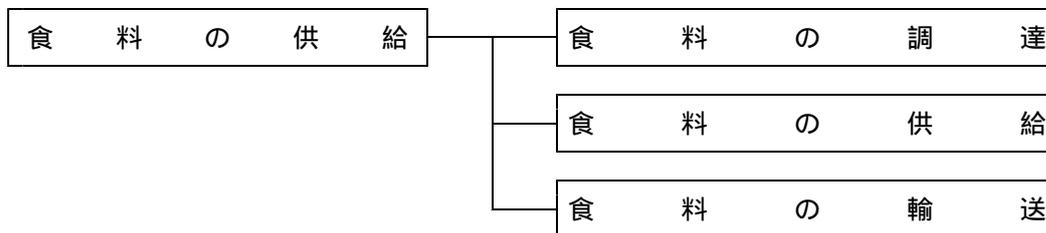
各機関の対応は，次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは，広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。</li><li>(2) 広域避難を要請した市町村長は，所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め，移送先の市町村に派遣するとともに，移送にあたっては引率者を添乗させる。</li><li>(3) 県から被災者の受入れを指示された市町村長は，直ちに避難所を開設し，受入れ態勢を整備する。</li><li>(4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い，被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</li><li>(5) その他，必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。</li></ol>
危機管理局	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 被災地の市町村から広域避難に関する要請があった場合，危機管理局危機管理防災課は，警察本部及び関係機関との協議の上，被災者の移送先を決定する。</li><li>(2) 知事は，移送先が決定後，直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を指示要請し，被災者の受入れ態勢を整備させる。</li><li>(3) 被災者の移送方法については，危機管理局危機管理防災課が当該市町村と協議の上，被災地の状況を勘案して決定し，市町村，警察，消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</li><li>(4) 被災者の避難・収容状況から，隣接県等の広域的な避難収容が必要であると判断したときは，「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき，広域避難収容に関する支援を要請する。</li></ol>

## 第2節 食料の供給

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。



### 第1 食料の調達

〔実施機関：保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村〕

#### 1 乾パンの調達

(1) 乾パンの備蓄数量

ア 県の備蓄

品名	数量	備蓄場所
乾パン	10,000食	始良市平松6252 鹿児島県防災研修センター

#### 2 米穀の調達

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する販売業者の手持米，政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀販売業者等の手持米を調達する場合

災害地の市町村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀販売業者から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀販売事業者の供給可能数量

平成23年9月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか（4業者）	精米	80精米トン

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

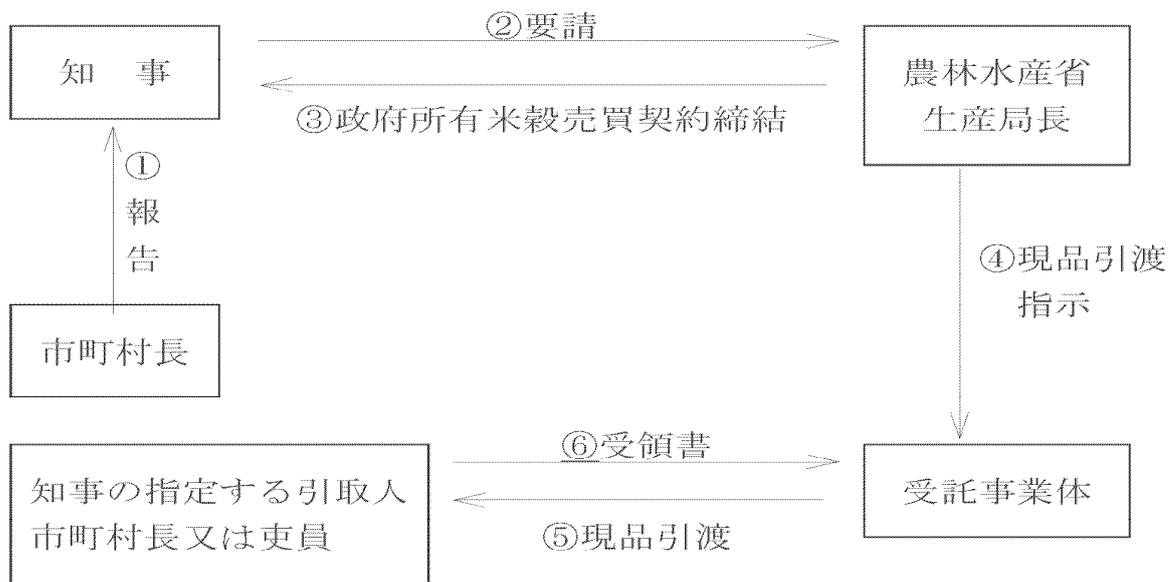
災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は市町村長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が救助金から支払う。

なお、市町村長が政府所有米穀の引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急供給の限度数量の範囲内で、かつ、救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

【政府所有米穀の調達系統】



3 その他の食品の調達

県及び市町村は、被害の状況等から判断して必要と認めるときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行うものとする。

品名	調達先等
調整粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

## 第2 食料の供給

〔実施機関：保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村〕

### 1 市町村及び県における食料供給の手段・方法

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法により，給食又は食料の供給を行う。</p> <p>(2) 米穀の供給機能が混乱し，通常の供給が不可能となった場合，県の指定を受けて，被害を受けない県民に対しても米穀，乾パン及び麦製品等の供給を行う。</p> <p>(3) 米穀（米飯を含む），乾パン及び食パン等の主食のほか，必要に応じて漬物及び野菜等の副食，味噌，醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお，乳児に対する供給は，原則として調整粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について，あらかじめ炊き出し等の実施場所として，避難所のほか適当な場所を定めておき，地震・津波災害時に必要に応じ，迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 市町村が多大な被害を受けたことにより，市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは，県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し，食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は，実施状況を速やかに県に報告する。</p>
県	市町村の報告に基づき，食料の配分及び供給状況を把握するとともに，関係機関と連携を図り，市町村へ支援を行う。

### 2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	<p>被災者 : 1食当たり精米200グラム以内</p> <p>応急供給受給者 : 1人1日あたり精米400グラム以内</p> <p>災害救助従事者 : 1食当たり精米300グラム以内</p>
乾 パ ン	1食当たり : 1包（100グラム入り）
食 パ ン	1食当たり : 185グラム以内
調 整 粉 乳	乳児1日当たり : 200グラム以内

### 第3 食料の輸送

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，農政部農産園芸課，市町村〕

#### 1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した食料の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときは，市町村に供給する食料について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，知事は自衛隊法第83条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，島しょや孤立地区等については，船舶やヘリコプター，航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

#### 4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において，知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け，県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市町村は，あらかじめ定めた食料の市町村集積地を活用し，調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，食料管理の万全を期するものとする。

### 第3節 応急給水

地震・津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



#### 第1 応急給水の実施

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

##### 1 被災者等への応急給水の実施

機関名	内容
市町村 水道事業者	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水，浄水等の水質状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所，給水方法，給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関，社会福祉施設については、別に応急給水を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。 (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は、地震・津波災害直後は生命維持のための1人1日3ℓ以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため、当該市町村だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
保健福祉部	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し、厚生労働省等に報告する。 (2) 市町村から応援要請があった場合には、応急給水に必要な資機材，人員等の情報を集約し、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、幹事県を通じて応援要請を行う。 さらに必要な場合には、厚生労働省を通じて(社)日本水道協会による広域的な応援を要請する。

## 第 2 応急給水の方法

〔実施責任：市町村，水道事業者〕

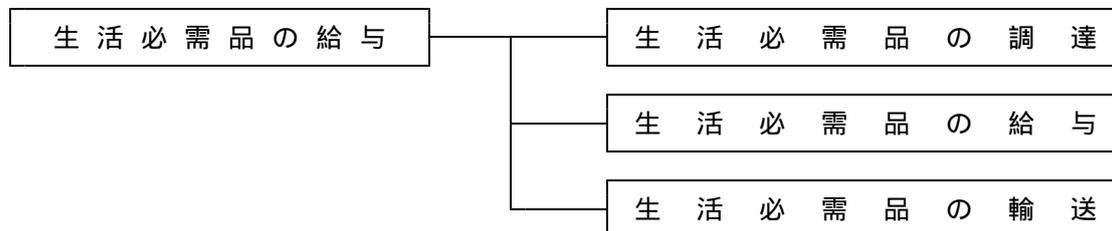
### 1 応急給水の方法

給水方法	内 容
浄水場，給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は，仮設給水栓を設置し，応急給水に利用する。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として当該市町村が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，応援要請等により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び，仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

## 第4節 生活必需品の給与

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。



### 第1 生活必需品の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，保健福祉部社会福祉課，市町村〕

#### 1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市町村が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社県支部も保管物資を放出する。

##### (1) 県の備蓄状況

###### ア 備蓄場所

始良郡始良町平松6252  
鹿児島県防災研修センター

###### イ 備蓄内容

表3.3.4.1 災害救助法による物資

品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
数量	2,000枚	5,000枚	2,000枚

##### (2) 市町村の備蓄

###### ア 備蓄場所 県下34市町村

###### イ 備蓄内容

表3.3.4.2 市町村の備蓄内容

(平成23年4月1日現在)

品名	毛布・タオルケット	タオル	フトン	ブルーシート	その他
数量	7,651枚	2,089枚	フトン30組	1,390枚	別記

(別記) ローソク，懐中電灯，ポータブルトイレ，ポリ容器，貯水タンク，軍手，長靴，非常用燃料，マスク 等

(3) 日本赤十字社鹿児島県本部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ 備蓄内容

表3.3.4.3 日本赤十字社の備蓄内容

(平成23年4月1日現在)

品名	毛布	緊急セット	見舞品セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,710枚	961個	525個	780枚	1,595枚
常備地区	1,894枚	1,220個	1,220個	1,284枚	1,230枚
計	3,604枚	2,181個	1,745個	2,064枚	2,825枚

## 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

表3.3.4.4 調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ)〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

## 第2 生活必需品の給与

〔実施責任：自衛隊，日本赤十字社鹿児島県支部，保健福祉部社会福祉課，市町村〕

### 1 市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与

市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与は，以下のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況</p> <p>イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況</p> <p>(2) 被服，寝具，その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。 （備蓄物資の在庫場所，物資名，数量等は第2部第2章第10節「その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備」参照）</p> <p>(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため，及び被災者が多数発生した場合，ボランティアとの連携を可能な限り図る。</p> <p>(4) 激甚災害等のため当該市町村だけで実施困難の場合には，県，隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
保健福祉部	<p>市長村のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は，必要とする品目，所要給水量，運搬ルート等の情報を集約し，関係機関等（厚生労働省，他都道府県，自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。</p>
日本赤十字社県支部	<p>(1) 県，市町村と調整の上，備蓄物資を避難所等へ配分する。</p> <p>(2) 災害救助法が提供されない災害においても，独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。</p>
陸上自衛隊	<p>知事の要請に基づき，その保管し管理する次の救助物資を緊急事態の場合，被災者に貸与し，県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。</p> <p>・寝具（毛布）                      ・外衣（作業服上下）</p>
その他の防災機関	<p>当該機関が管理し，保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。</p>

### 2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

### 3 市町村長の要請による法外援護

市町村長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

物資の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全焼 全壊・流失	14,000円	18,100円	26,700円	32,000円	40,400円	6,000円
半焼・半壊 床上浸水	4,600円	6,200円	9,300円	11,200円	14,200円	2,000円

### 第3 生活必需品の輸送

〔実施責任：危機管理局危機管理防災課，保健福祉部社会福祉課，市町村〕

#### 1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 市町村が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における生活必需品の移動は、市町村長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

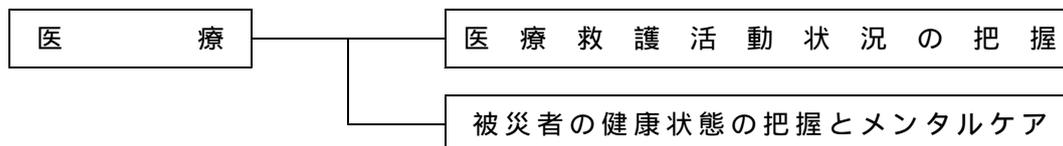
#### 4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

## 第5節 医療

地震・津波災害時の初期の医療活動については、「第2章第11節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。



### 第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：県医師会，県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課，健康増進課，薬務課，県立病院局県立病院課，市町村〕

#### 1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県（保健福祉部）は、次の情報を保健所（災害対策支部衛生対策班），市町村等から得て、医療援護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関，薬局の状況
- (3) 電気，水道の被害状況，復旧状況
- (4) 交通確保の状況

#### 2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県（保健福祉部）は、以下の情報を集約の上，知事公室広報課を通じて報道機関に広報を依頼し，一般に知らせる。

また，相談専用電話を設置し，県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況，稼働状況
- (2) 医療救援班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品，人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

## 第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

〔実施責任：県医師会，県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課，薬務課，県立病院局県立病院課，市町村〕

### 1 被災者の健康状態の把握

保健福祉部保健医療福祉課，市町村は，被災地，特に避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者，障害者等災害時要援護者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

### 2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

#### (1) メンタルヘルスケア

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに，巡回精神相談班を編成して，被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

#### (2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神病院の入院患者については，関係機関と連携を取り，被災を免れた地域の精神病院に転院させる。

イ 通院患者は，主治医との関係が重要であることから，仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。

また，服薬中断が生じないように保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに，巡回精神相談班によって診療にあたる。

ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし，患者の搬送は民間精神病院の協力を得て行う。

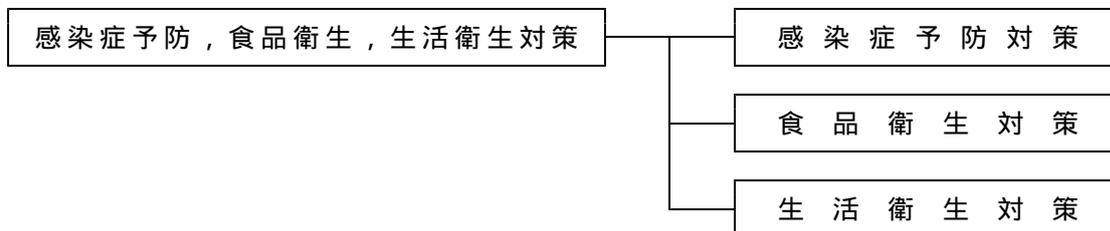
#### (3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ，近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに，精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

## 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策

地震・津波災害時には，建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に，多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生に関し，適切な処置を行う。



### 第1 感染症予防対策

〔実施責任：保健福祉部健康増進課，市町村〕

#### 1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）災害感染症予防対策実施要綱又はその他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市町村長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### 2 感染症予防実施の県，市町村の組織体制

災害感染症予防のための県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成は，次のとおりとする。

##### (1) 県の検病調査班の編成

県（15保健所）は，検病調査のための検病調査班を編成する。

医師	保健師又は看護師	臨床検査技師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	1名	4名	15班

##### (2) 市町村の感染症予防班の編成

市町村は，感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は，市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成するものとする。

### 3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

- (1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。

特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

- (2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、当該市町村における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症予防医療法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症予防医療法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合地域を指定するが、県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

(ア) 市町村又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合

(イ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合

(ウ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心地域が壊滅的な被害を受け、市町村の機能が著しく阻害された場合

(エ) 相当の地震・津波災害、火災のあった場合

【被害率】

全半壊(焼)、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症予防医療法第29条第2項による物件の措置に関する指示

エ 感染症予防医療法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

#### 4 県における感染症業務

感染症予防業務	内 容
(1) 検病検査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し，未収容の患者，保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 検病調査班は，患者が現に発生している地域，避難所，滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して，緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週1回以上，避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市町村，地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
(2) 健康診断	<p>検病調査班は，検病調査の結果必要があるときは感染症予防医療法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し，勧告に従わない時は，健康診断を受けさせる。(感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。)</p>
(3) 予防接種	<p>災害時における住民の疲労状況を考慮し，臨時予防接種の実施については慎重を期すこととし，特別の事情のない限り災害のおちついた時期をみはからって実施することが望ましい。</p> <p>ただし，避難所あるいは環境上，病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され流行のおそれのある場合は，原則として市町村に臨時予防接種を実施させる。</p>
(4) 代執行	<p>市町村における被害が激甚なため，又はその機能が著しく阻害されたため，前項の指示，命令により市町村が行うべき教務を実施できないか，又は実施しても不十分であると認めるときは，感染症予防医療法第29条第2項又は予防接種法第25条の規定により代執行を行うものとする。</p>
(5) 予防教育及び広報活動	<p>災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため，チラシ，リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより，速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。</p>
(6) 感染症予防用資機材等の調達あっせん	<p>市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資機材等の調達あっせんを行う。</p>

## 5 市町村における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 検病調査及び健康診断	(中核市長～鹿児島市のみ)実施方法は，県に準ずるものとする。
(2) 消毒	知事の指示に基づき，速やかに消毒を実施するものとする。 なお，消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は，おおむね表3.3.6.1のとおりである。
(3) ねずみ族，昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で，知事の指示に基づき，ねずみ族，昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお，指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は，おおむね表3.3.6.2の基準により積算した総量とし，り災家屋と無差別に実施することなく，実情に応じ重点的に実施するものとする。
(4) 患者等に対する措置	被災地において，感染症の患者等が発生したときは，感染症予防医療法に基づいた対応をとる。
(5) 生活用水の供給	知事の指示に基づき，生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は，容器による搬送，ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際，特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(6) 避難所の感染症予防指導等	避難所は，施設の設備が応急仮設的であり，かつ，多数の避難者を収容するため，衛生状態が悪くなりがちで，感染症発生の原因になることが多いから，県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際，施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ，その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお，感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 (ア) 検病調査 (イ) 消毒の実施 (ウ) 集団給食の衛生管理 (エ) 飲料水の管理 (オ) その他施設の衛生管理
(7) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット，チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに，広報活動を強力に実施する。

表3.3.6.1 消毒による1戸あたりの使用薬剤の基準

薬剤の種類等	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下，便池及周辺)	クロールカルキ (井戸)
災害の程度			
床上浸水 (全壊，半壊流失を含む)	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

表3.3.6.2 ねずみ族，昆虫等の駆除

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別，剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内，床面，床上)	オルソジクロール ベンゾール剤(便所)
床上浸水 (全壊，半壊流失を含む)	油剤 1戸あたり 2 l 乳剤(20倍液として使用する 場合) 1戸あたり 2 l 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸あたり 40 g
床下浸水	油剤 1戸あたり 1 l 乳剤(20倍液として使用する 場合) 1戸あたり 1 l 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸あたり 40 g

(薬剤の種類及び剤型は，現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない)。

## 第2 食品衛生対策

(実施責任：保健福祉部生活衛生課)

### 1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係営業者及び一般消費者等に対し，食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し，衛生的で安全な食品を供給する。 (3) 一般家庭については，食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し，現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

#### 【重点指導事項】

ア	手洗消毒の励行
イ	食器，器具の洗浄，消毒
ウ	調理従事者の健康管理
エ	食品の衛生確保，日付管理等の徹底

(2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し，被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃，消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電による腐敗，変質した食品の廃棄

(3) 業者団体の活用

災害の規模により，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので，状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行う。

【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
  - (ア) 営業所及びその周囲の清掃，整理整頓
  - (イ) 容器，器具類の洗浄，消毒
  - (ウ) 使用器具，機械の点検
  - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
  - (オ) 使用水の殺菌，消毒
- イ その他  
営業所並びにその家族，従業員の健康診断，検便等の指導，その他保健所の指示，指導する事項について協力

(4) 被災家族

被災地域の一般家庭に対し，次の啓発活動を行う。

【指導事項】

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所，冷蔵庫の清潔

### 第3 生活衛生対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

#### 1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係事業者（旅館，理美容，公衆浴場，クリーニング業等）及び一般消毒者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって，生活衛生上の危害の発生の防止について，啓発指導を行う。

#### 2 実施方法

##### (1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し，被災施設を重点的に監視する。

##### 【重点監視指導事項】

- |  |
|--|
| ア 滞水期間の営業の自粛<br>イ 浸水を受けた施設の清掃，消毒<br>ウ 使用水の衛生管理 |
|--|

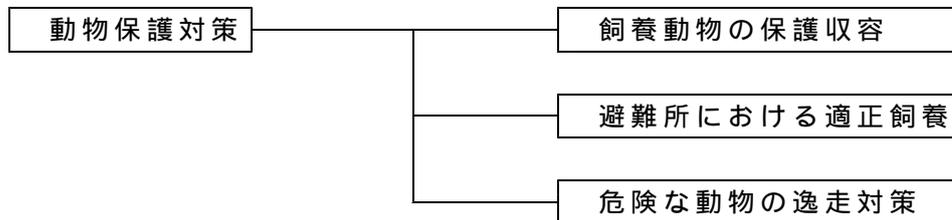
##### (2) 業者団体等の活用

災害の規模により，環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので，状況により生活衛生営業指導センター，生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行う。

## 第7節 動物保護対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



### 第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市町村，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

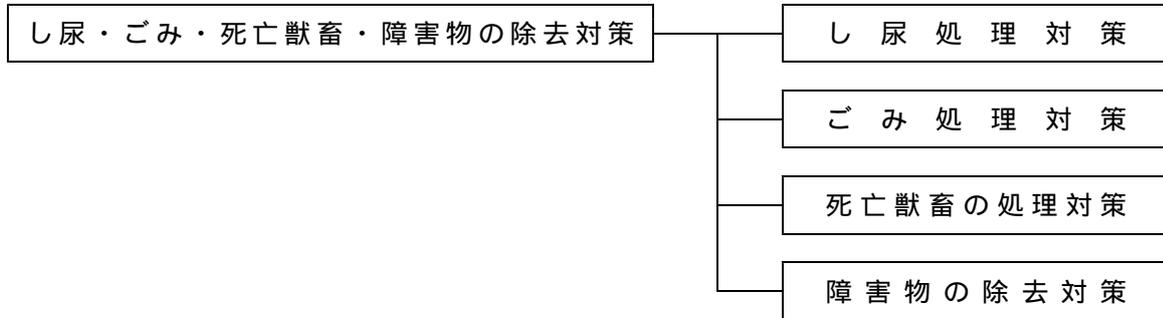
### 第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震・津波災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



### 第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村〕

#### 1 し尿の処理方法

地震・津波災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。

### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

#### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

##### ア 設置体制等

各市町村は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

##### イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。

##### ウ 設置場所等の周知

各市町村は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

#### (2) し尿収集・処理計画

##### ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

地震・津波災害が発生した場合、市町村は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

##### イ 収集作業

市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

### 4 し尿収集の応援体制の確立

#### (1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

#### (2) 実施計画

##### ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、鹿児島県環境整備事業組合、協同組合鹿児島県環境管理協会との協定を活用するなどにより、調整を図るものとする。また、大規模な地震・津波災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

##### イ 市町村が実施する対策

市町村は、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

### 5 し尿処理施設等の設置状況

資料編 県内のし尿処理施設及び運搬車の保有状況

## 第2 ごみ処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村〕

### 1 ごみの収集，運搬及び処分の方法

- (1) 市町村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分

に努める。

- (2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、当該市町村で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設や野外での焼却等で適正に処理する。

- (3) 市町村長は、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を記した、地震・津波災害に係る災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

## 2 ごみ収集の応援体制の確立

- (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

- (2) 実施計画

### ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、鹿児島県産業廃棄物協会との協定を活用するなどにより、調整を図るものとする。また、大規模な地震・津波災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

### イ 市町村が実施する対策

市町村は、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

## 3 ごみ処理施設等の設置状況

資料編 県内のごみ処理施設及び運搬車の保有状況

## 第3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村〕

### 1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は、速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面に30センチメートル以上の盛土をすること。

- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には，消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には，その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は，埋却後 1 年間は発掘しないこと。ただし，知事の許可を受けた場合は，この限りでない。

## 第 4 障害物の除去対策

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村〕

### 1 障害物除去の実施者

障害物のうち，住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は，市町村長が行い，公共その他の場所に流入した障害物の除去は，それぞれの管理者が行うものとする。

### 2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川，鉱山の付近・がけ下等）においては，かねてから，付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか，随時災害発生場所の状況により，障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

### 3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに，不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう，かねてから十分協議しておく。

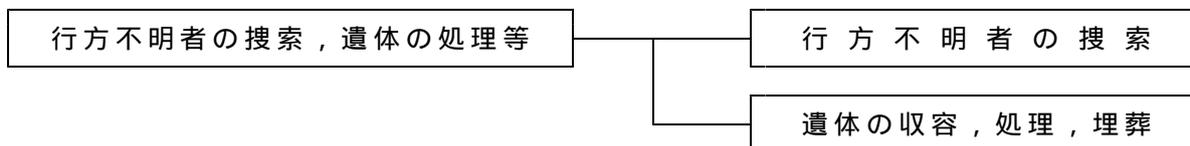
### 4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第 1 章第 3 節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第9節 行方不明者の捜索，遺体の処理等

地震・津波災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。



### 第1 行方不明者の捜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部，保健福祉部社会福祉課，県警察本部，市町村〕

#### 1 行方不明者捜索隊の編成

##### (1) 県警察捜索隊の編成

警察は，救出救助班を編制し，行方不明者等の捜索を行う。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに，関係機関と緊密な連携をとり，情報の収集に努める。

##### (2) 市町村捜索隊の編成

市町村においては，県警察とともに行方不明者の捜索を行うため，市町村捜索隊を編成する。市町村捜索隊の編成に際しては，消防機関及び防災住民組織の活用を図る。

##### (3) 第十管区海上保安本部（海上保安部，署を含む。）による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には，所属巡視艇等により捜索を行う。

## 2 捜索の実施方法等

### (1) 捜索の方法

捜索範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜索範囲が比較的せまい場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 罹災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

### (2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

### (3) 装備資材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市町村で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

### (4) 必要帳票等の整備

市町村は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索用関係支出証拠書類

### 3 行方不明者発見後の処理

区 分	負 傷 者 等	遺 体
第十管区海上保安本部	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法，海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより，検視を行い，明らかに災害による死亡と認められるときは，遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県 警 察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法，検視規制，死体取扱規則等の定めるところにより処置し，処置後は遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
市 町 村 長	医療機関に収容する。	犯罪に関係すると思われる場合は，県警察に通報し，明らかに災害による死亡と認められるものは遺体収容所に収容する。

捜索に対しては，負傷者の救護，遺体の検案等が円滑に行われるよう，医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

## 第 2 遺体の収容，処理，埋葬

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，生活衛生課，市町村〕

### 1 遺体の収容，処理

#### (1) 遺体の収容

市町村長は，海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき，又は市町村捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは，担架等により，直ちに予定された寺院，公民館，学校等の遺体収容所に収容する。

#### (2) 遺体の処理

ア 小災害時等で，遺体の状態が比較的正常であり，かつ，引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき，伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は，必要に応じ遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のための検案を行う必要があるが，遺体の検案は，原則として第3部第2章第11節「緊急医療」により救護班により行う。

ただし，遺体が多数のとき，又は救護班が他の業務で多忙なとき等は，一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別，身元究明等に長日時を要するとき，又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一次保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において，多数の死者が発生し，遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は，「災害時における遺体の搬送，棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等に必要な措置をとる。

## 2 遺体の埋葬等

### (1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等  
資料編 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等

### (2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

### (3) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

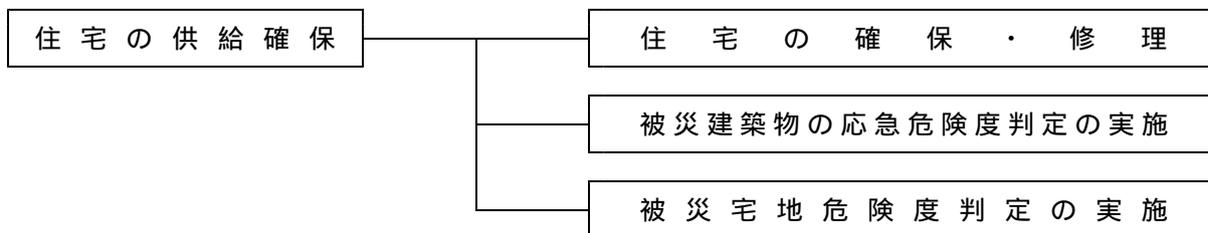
## 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第10節 住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



### 第1 住宅の確保・修理

〔実施責任，環境林務部環境林務課，保健福祉部社会福祉課，土木部建築課，市町村〕

#### 1 応急仮設住宅の供給

##### (1) 実施者

ア 災害により住家が、全焼、全壊、又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 応急仮設住宅の建設

###### ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

###### イ 資材の調達等

###### (ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供，建設に関する（社）プレハブ建築協会等との協定に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

###### (イ) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い，資材の供給を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市町村長が，地域的に災害に応じて締結するものとする。

###### ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ，市町村等と協議し適当な空地に建設する。また，

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市町村が行う。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市町村が行い、供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 修理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

イ 資材の調達等

(ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

### 3 国の応急仮設住宅用等資材

#### (1) 国

ア 場所：九州森林管理局の各森林管理署

### 4 公営住宅等の供与

県は災害発生時において、県営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居者の選定については、県の定める選定基準（第9節第1 1-(3)-イ-(1)）を基に、その他の生活条件等を考慮して各公営住宅の管理主体が行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

### 5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第2 被災建築物の応急危険度判定の実施

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下物等から生じる2次災害を防止し、県民の安全を確保するため、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

## 第3 被災宅地危険度判定の実施

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

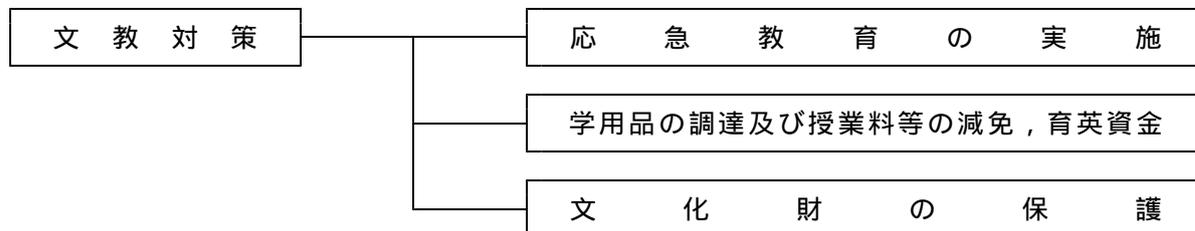
宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

## 第11節 文教対策

地震・津波災害時には，多数の児童生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受ける。また，学校施設等は，被災者の避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



### 第1 応急教育の実施

〔実施責任：教育庁〕

#### 1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市町村立の学校	市町村教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における災小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

#### 2 教室等の確保

- (1) 施設の応急復旧  
被害の程度により，応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い，施設の確保に努める。
- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合  
特別教室，屋内体育施設，講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合  
公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設  
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は，応急仮校舎の建設を検討する。

#### 3 教職員の確保

- (1) 学校内操作  
欠員が少数の場合には，学校内において操作する。
- (2) 学校外操作  
学校内で操作できないときは，当該市町村教育委員会の意見を聞き，県教育委員会

において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市町村の地域外操作

市町村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

#### 4 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
  - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないように留意する。
  - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設による場合は、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
  - ウ 通学路の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
  - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

#### 5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

#### 6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保  
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力  
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
  - ア 避難が長期化する場合収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
  - イ 避難が長期化する場合、給食施設は災害用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，教育庁，市町村〕

### 1 教材，学校用品等の調達，給与

- (1) 教科書については、市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育

委員会が一括して特約教科書供給所（鹿児島書籍株式会社〔電話099-223-8401〕）から調達する。

- (2) 文房具，通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が行う。

## 2 授業料等の減免，育英資金

### (1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあつては県教育委員会，市立高等学校にあつては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

### (2) 県立短期大学

また，県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け，授業料の減免が必要であると認められる場合は，学長が授業料の減免の措置を講じる。

### (3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け，授業料の軽減が必要であると認められる場合は，県は，学校法人が軽減した額（県立高校の授業料と同額を限度）について補助を行い，育英資金の貸与については，各学校長は，鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

## 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

〔実施責任：教育庁文化財課〕

### 1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

### 2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は被害状況を速やかに調査し，その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ，国指定の文化財にあつては，県教育委員会を經由して，文化庁へ報告しなければならない。

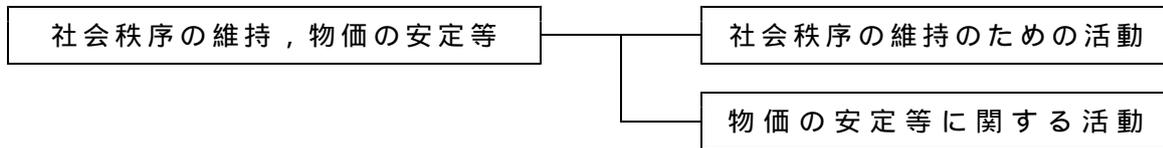
### 3 関係機関との協力

関係機関は，被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じる。

## 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等

地震・津波災害時は，被害の甚大さから人心が不安定であり，また，道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により流通ルート等が正常に機能するまで，時間がかかる。

このため，社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。



### 第1 社会秩序の維持のための活動

〔実施責任：県警察本部〕

#### 1 困りごと相談所の開設

県警察本部及び警察署に，困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して，住民の心配や要望等の相談に応じ，事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

#### 2 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため，臨時交番を設置し，又は移動交番車を配置する。

#### 3 防犯パトロールの実施

被災地域，避難所，仮設住宅，食料倉庫，生活必需物資の貯蔵庫，金融機関，公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

#### 4 犯罪の取締り

地震・津波災害の発生に伴う暴利販売，買占め，売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯，凶悪事犯，粗暴事犯，暴力団の民事介入暴力事犯，窃盗事犯等の取締りを行い，住民の不安を軽減するとともに，社会秩序の混乱を防止する。

#### 5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し，地域安全情報の提供を行うとともに，流言飛語等が横行した場合は，正しい情報の伝達等を適宜行い，被災者が安心して生活できるように努める。なお，その際には，視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

## 第2 物価の安定等に関する活動

〔実施責任：県民生活局生活・文化課消費者行政推進室〕

### 1 生活関連物資の物価及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の物価及び需給動向調査・監視を実施する。

### 2 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

### 3 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

### 4 物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、県民等に提供する。

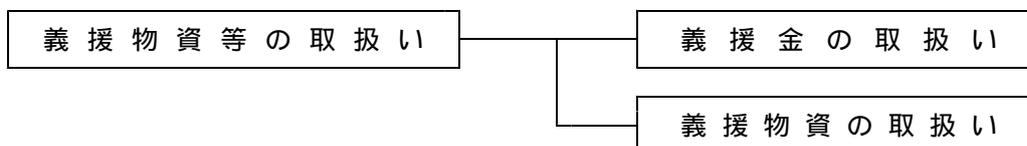
（情報の提供方法・手段については、第3部第2章第3節「広報」参照）

### 5 関係業界等への価格値下げ及び事業者、関係業界への生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、関係業界等への価格値下げ及び事業者（主要な卸売り、小売業者、生産者団体）、関係業界（荷受業者、輸送機関）へ生活関連物資等の確保を要請する。

## 第13節 義援物資等の取扱い

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



### 第1 義援金の取扱い

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，保健福祉部社会福祉課〕

#### 1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

#### 2 義援金の管理

個人，会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は，各実施機関において受領し，厳重な管理をする。

#### 3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は，関係機関をもって構成する配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

### 第2 義援物資の取扱い

〔実施責任：知事公室広報課，保健福祉部社会福祉課〕

#### 1 県に送付される義援物資の取扱い方針

県は，次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は，国民，企業等からの義援物資について，被災者が必要とする物資の内容を把握し，報道機関等を通じて迅速に公表すること等により，受入れを調整する。
- (2) 県は，義援物資の受入れ，仕分け，配送に関して，必要に応じて日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

## 2 県に送付される義援物資の取扱い方法

### (1) 義援物資の取扱いに関する広報

#### ア 受け付ける品目，送付場所等の決定

保健福祉部社会福祉課は，市町村，災害対策支部福祉対策班等からの報告によ被災地での物資の過不足の状況を把握し，物資の受入れ品目，送付場所を決定する。

#### イ 受け付ける品目，送付場所等の広報

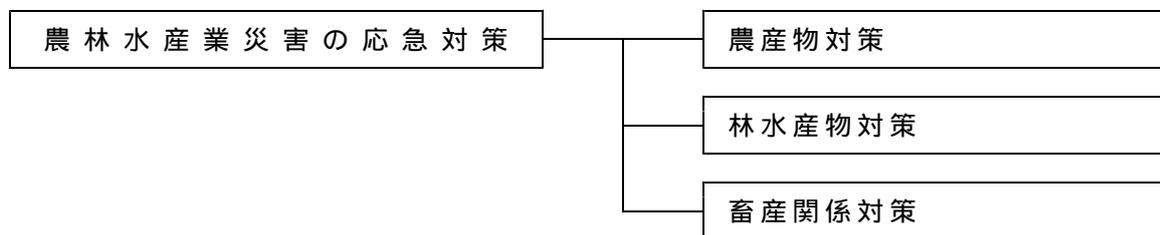
知事公室広報課は，保健福祉部社会福祉課がアで決定した事項を，報道機関を通じて広報する。

### (2) 義援物資の集積・搬送・配分

(義援物資の集積・搬送・配分については，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

## 第14節 農林水産業災害の応急対策

地震・津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



### 第1 農産物対策

〔実施責任：農政部農政課，食の安全推進課，経営技術課，農産園芸課，市町村〕

#### 1 事後措置の指導

県及び市町村は、地震・津波災害に伴う水害、塩害等による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

その際、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

#### 2 病虫害防除対策

地震・津波災害に伴う水害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

##### (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課，農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部，市町村，JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

##### (2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

##### (3) 防除機具の整備

市町村，団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

##### (4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

## 第2 林水産物等対策

【実施責任：環境林務部環境林務課，林業振興課，森林整備課，商工労働水産部水産振興課，市町村】

### 1 応急措置，事後措置の指導

県及び市町村は，災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために，被災林業家，漁家等に対して実施の指導にあたるものとする。

### 2 対象作物等及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については，次のとおりである。

#### (1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
ア 苗畑	塩害，水害
イ 造林木	塩害，水害
ウ たけのこ専用林	塩害，水害
エ しいたけ	塩害，水害

#### (2) 水産物等

市町村及び水産業団体と協力して，災害についての情報収集に努める。

##### ア 漁船漁業

漁船，漁具等の破損，被害状況の把握に努めるとともに，早急な復旧作業を指導する。

##### イ 養殖業

漁船，養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに，早急な復旧作業を指導する。

### 第3 畜産関係対策

〔実施責任：畜産課〕

#### 1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

##### (1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の調査に関する事。</li> <li>家畜衛生車の配車に関する事。</li> <li>り災家畜の衛生管理に関する事。</li> </ul>
	防疫課 (防疫課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫業務に関する事。</li> <li>家畜防疫員に関する事。</li> <li>防疫器具薬品の調達に関する事。</li> </ul>

##### (2) 家畜防疫員の導入

災害発生の応急対策に動員する家畜防疫員は、下記のとおりとする。

地区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数	市町村団体委嘱	県出先機関
			第1次	第2次
鹿児島	鹿児島中央家畜保健衛生所	18		1
南薩	南薩 "	9		0
北薩	北薩 "	9		0
始良・伊佐	始良 "	9		10
曾於	曾於 "	11		5
肝属	肝属 "	11		0
熊毛	鹿児島 " 熊毛支所	3		0
大島	" 大島支所	4		0
徳之島	" 徳之島支所	4		0
計		78		16

#### 2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

##### (1) 実施主体

家畜保健衛生所

##### (2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、市町村本部と協力して実施する。

##### (3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

##### (4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

### 3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は，次の機関を指定し必要量を確保する。

なお，必要に応じて，中継施設を設置する等円滑な飼料供給に努める。

鹿児島県経済農業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町15番地）

鹿児島県 経済農協連 末端農協 被災者

### 4 緊急電力の確保

次の機関への送電は，研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので，九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場（（社）鹿児島県種豚改良協会含む）  
農業開発総合センター肉用牛改良研究所
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

### 5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において，災害発生に伴う一般管理を指導するが，状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場，地域振興局・支庁農林水産部 から職員を派遣して指導にあたる。

### 6 畜産関係施設の代替施設の確保

飼料関係施設・食肉処理場等の畜産関係施設が被災し，操業停止となった場合には，非被災地域の施設において，被災した施設の業務を補完できるよう，関係機関・団体に対し協力を要請するとともに，必要に応じて，国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

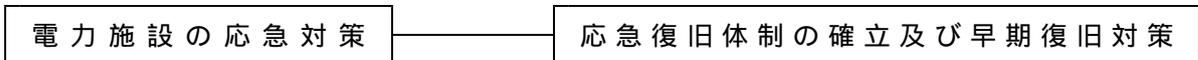
## 第4章 社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道，通信などのライフライン関係施設や道路，河川等公共施設及び鉄道，空港等の交通施設等は，都市化等の発展とともにますます複雑，高度化し，地震・津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

### 第1節 電力施設の応急対策

地震・津波災害時には，建物の倒壊，地震火災，津波等により電柱の倒壊，電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので，迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため，電力施設の防護，復旧を図り，早急に被災者等に電力を供給する。



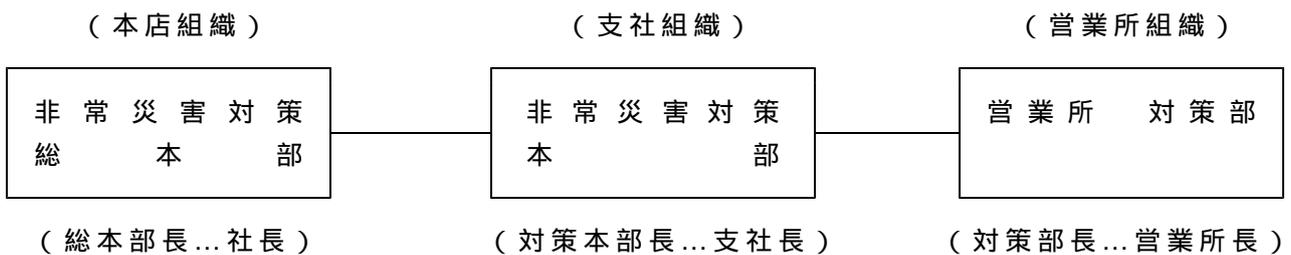
#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州電力株式会社〕

##### 1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は，本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は，自動的に非常体制に入り，速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

災害対策組織図



##### 2 情報の収集，連絡

災害が発生した場合は，対策組織の長は，気象，地象情報等の一般情報や，電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速，的確に把握するとともに地方自治体等からの情報を収集するなど，当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により，対策組織間並びに地方自治等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

##### 3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況についての広報を行うとともに，公衆感電事故，電気火災を

未然に防止するため広報活動を行う。

なお，広報については，テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか，ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

#### 4 対策要員の確保

夜間，休日に災害発生のおそれがある場合，予め定められた各対策要員は，気象，地象情報その他の情報に留意し，防災体制の発令に備える。また，防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお，供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合は，対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

#### 5 復旧資材の確保

予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は現地調整，対策組織相互の流用，他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また，資機材の輸送は，原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

#### 6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ，災害時においても原則として供給を継続するが，警察・消防機関等から要請があった場合等には，対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

#### 7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく，管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には，対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

#### 8 応急工事

災害に伴う応急工事については，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，二次災害の防止に配慮しつつ，迅速，適切に実施する。また，作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

#### 9 施設の復旧順位

##### (1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては，社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況，各設備の被害復旧の難易を勘案して，供給上，復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また，重要拠点施設である病院，電気通信施設，水道施設，防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため，必要に応じ，道路管理者と復旧箇所の優先度，復旧方法等について協議する。

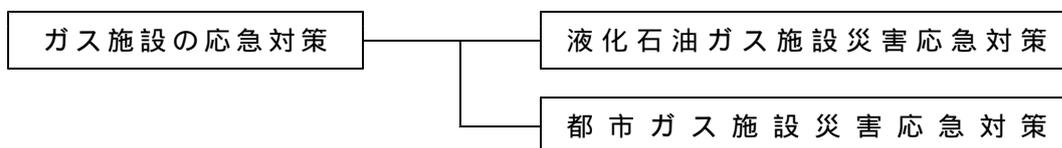
##### (2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが，被害が広範囲に及んだ場合は，災害の復旧，民生の安定に影響の大きい，病院，交通，通信，報道機関，水道，ガス，官公庁等の公共機関，避難所，その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

## 第 2 節 ガス施設の応急対策

地震・津波災害時には，都市ガスでは，地震動，液化化，津波等によりガス管等の被害が多数発生し，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保護する。



### 第 1 液化石油ガス施設災害応急対策

〔実施責任：(社)鹿児島県LPガス協会〕

#### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は，自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは，速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。さらに，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には，九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは，危機管理局消防保安課，消防機関，警察に連絡するとともに，事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### 2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは，直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合，又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し，さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長，地区代表者は前項の要請があったときは直ちに出勤班を編成し，出勤人員，日時，場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼を受け，又は支部長及び地区代表者から出勤の指示があったときは何時でも出勤できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし，原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し，事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察，消防機関の承諾を得て行い，事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い，事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

- (1) 会長は事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき，危機管理局消防保安課，消防機関，警察と連絡をとり事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は消防機関，警察との連携を密接に行うため，連絡方法，協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は，事故の処理が終わったら，速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し，又は自ら出動したときは，出動日時，場所，事故の状況及び処理，その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

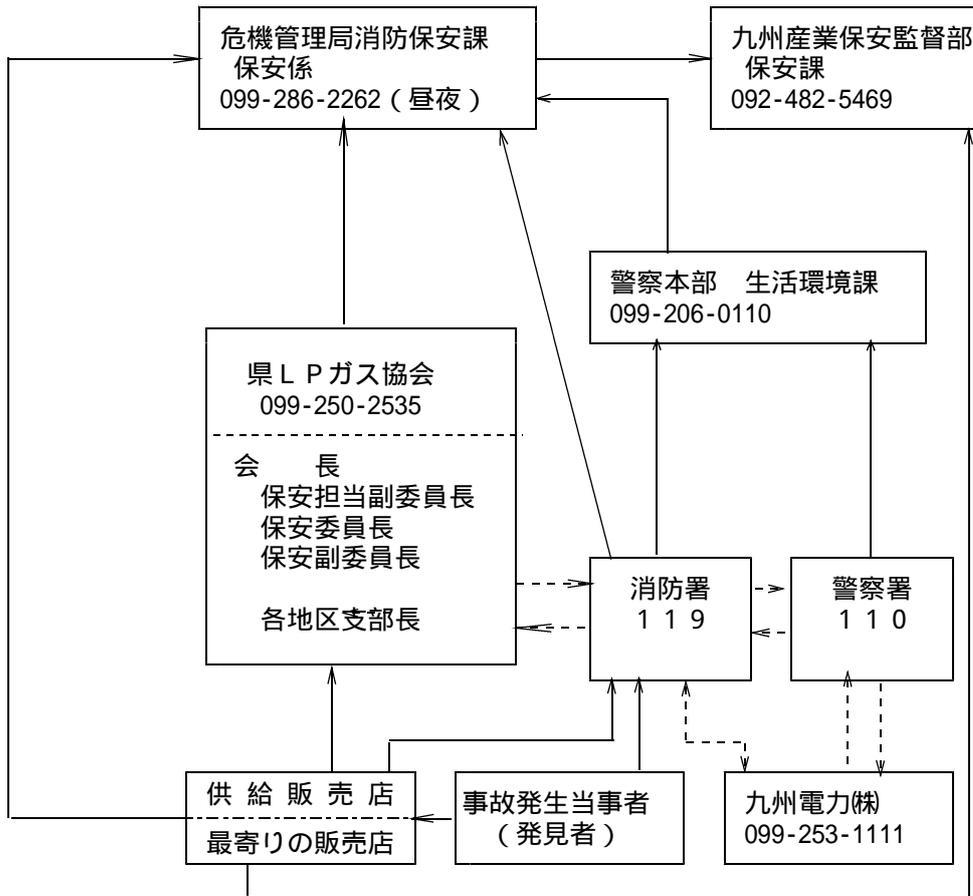
### 7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

### 8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し，安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

### 緊急連絡体制図



----- 相互連絡

## 第2 都市ガス施設災害応急対策

〔実施責任：各都市ガス事業者〕

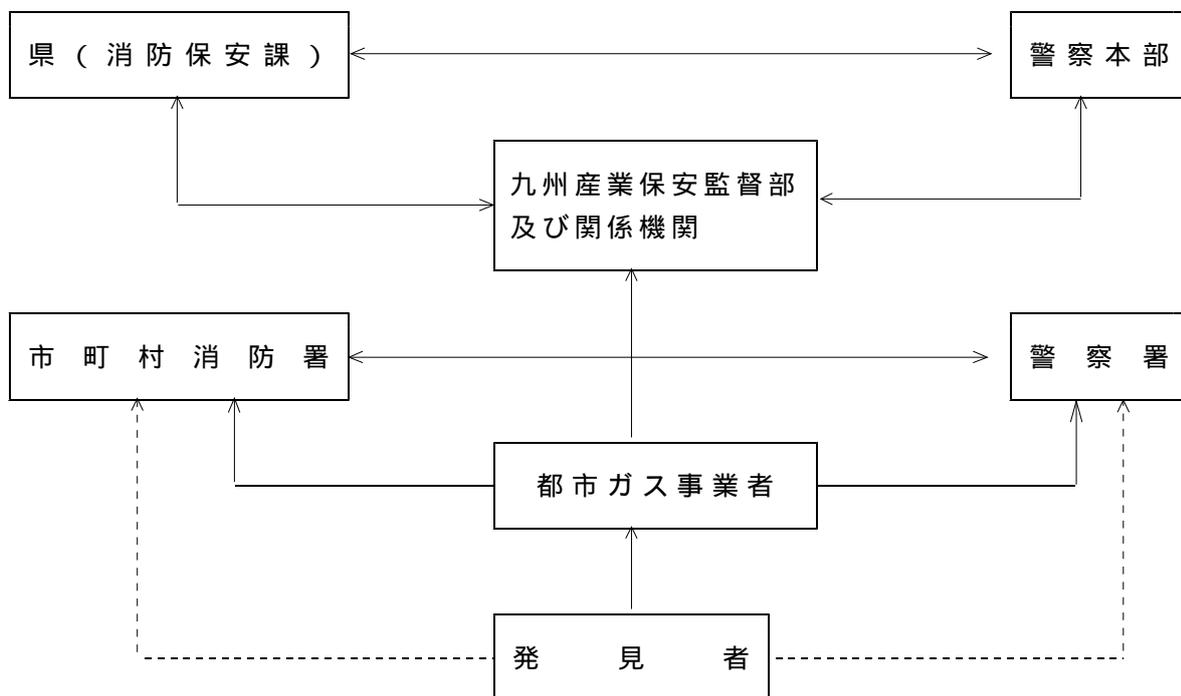
### 1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合，都市ガス事業者は災害対策組織を編成し，非常要員の待機等の体制を整えるほか，次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

### 2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



### 3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には，次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

### 4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち，ガス災害の鎮圧に努めるほか，それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により，現場付近の火気の使用禁止

## 5 ガス供給再開における処理

各都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

### 第3節 上水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化、津波等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

上水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：市町村，水道事業者〕

##### 1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

##### 2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

##### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

## 第4節 下水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化、津波等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

下水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：下水道事業者〕

#### 1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

#### 4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は，揚水施設の復旧を最優先とする。また，雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し，流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は，管の継ぎ手部のズレ，ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し，管渠の流水能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い，被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは，主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については，処理場，ポンプ所，幹線管渠等の主要施設の復旧に努め，その後，枝線管渠，まず，取付管の復旧を行う。

## 第5節 電気通信施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊，地震火災，津波等により電話柱の倒壊，電話線の破線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，迅速に，かつ重要度，優先度を考慮して電気通信施設の防護，復旧を図り，早急に通信を確保する。

電気通信施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：西日本電信電話株式会社〕

#### 1 情報の収集及び連絡

災害が発生し，あるいは発生するおそれのあるときは，次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため，気象状況，災害状況，電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況，停電状況，その他必要な情報を収集し，社内関係組織相互間の連絡，周知を行う。
- (2) 必要に応じて，県及び市町村，警察，消防，水防及び海上保安の各機関，地方郵政局，地方電気通信監理局，労政機関，報道機関，非常通信協議会，電力会社，交通運輸機関，自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

#### 2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合，あるいは災害に関する報道がされた場合，又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは，その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに，情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置，あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線，設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに，非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両，資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他，安全上必要な措置を講ずる。

#### 3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため，災害が発生し，又は発生のおそれがある場合で，必要があると認められるときは，災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は，災害に際し被害状況，通信の疎通状況の情報連絡，通信の疎通確保，設備の復旧，広報活動，その他被害対策に関する業務を行う。

#### 4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合，次により状況に応じた措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置，中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他，必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用，臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信，消防通信，鉄道通信，その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

#### 5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は，次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は，災害対策機器，応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出勤，資材の調達，輸送手段の確保については，必要と認める場合，他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院，電気通信施設，水道施設，防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため，道路管理者と復旧箇所の優先度，復旧方法等について協議する。

#### 6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設等の応急復旧の状況，通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について，NTT支店・営業所前に掲示するとともに広報車により地域の利用者に広報する。

また，テレビ，ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

## 第 6 節 道路・河川等公共施設の応急対策

地震・津波災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度，優先度を考慮して施設の復旧に努める。

道路・河川等公共施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

### 第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，商工労働水産部漁港漁場課，土木部監理課，道路維持課，河川課，砂防課，港湾空港課〕

#### 1 道路・橋梁等の応急対策

##### (1) 災害時の応急措置

実施機関	応 急 措 置						
県市町村	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため，ライフライン占有者，建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに，各地域振興局等及び市町村はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに，必要に応じて迂回路の選定を行う。また，災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。						
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため，事務所，出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また，道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報を基に，必要に応じて迂回道路の選定，その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。						
西日本高速道路株式会社	<p>災害が発生した場合には，速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより，非常災害対策本部を設置して，社員等の非常出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後，速やかに概ね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い，ラジオ，標識，情報板，看板及び西日本高速道路（株）のパトロールカー等により情報を提供するなどして，通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="459 1541 1315 1733"> <thead> <tr> <th>計 測 震 度</th> <th>交通規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 . 0 以上 4 . 5 未 満</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>4 . 5 以上（震度 5 弱 以上）</td> <td>通行止め</td> </tr> </tbody> </table>	計 測 震 度	交通規制内容	4 . 0 以上 4 . 5 未 満	速度規制	4 . 5 以上（震度 5 弱 以上）	通行止め
計 測 震 度	交通規制内容						
4 . 0 以上 4 . 5 未 満	速度規制						
4 . 5 以上（震度 5 弱 以上）	通行止め						

(2) 応急復旧対策

実施機関	応 急 復 旧 対 策
県市町村	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震・津波等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震・津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

地震・津波等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設

地震・津波等により砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第7節 鉄道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化、津波等により鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、乗客の安全確保とともに、鉄道施設の早急な防護、復旧に努める。

鉄道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社〕

#### 1 地震・津波災害時の活動体制

##### (1) 災害対策本部長等の設置

地震・津波災害が発生した場合、会社の全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。なお、地震・津波等により鉄道事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第3章第2節鉄道事故応急対策に準ずる。

##### (2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

#### 2 発災時の初動措置

##### (1) 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- ア 80ガル以上の場合、輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する列車に対し、列車の運転中止を指示し、保線社員等が路線等の点検を行い、異常のないことを確認後、運転規制を解除する。
- イ 40ガル以上80ガル未満の場合、輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する列車に対し、25 km/h以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、運転規制を解除する。
- ウ 運転士は、列車を停止させた場合、速やかに輸送指令員等と連絡をとり、その指示を受ける。

##### (2) 乗務員の対応

- ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認められた場合は直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取、橋梁上、橋梁下、トンネル等の場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、運輸指令員等と連絡をとり、その指示を受ける。

(3) その他の措置

ア	旅客誘導のための案内放送
イ	駅員の配置手順
ウ	救出，救護
エ	出火防止
オ	防災機器の操作
カ	情報の収集

### 3 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

ア	駅長は，係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
イ	旅客を臨時避難場所に誘導した後，さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置，災害に関する情報等を旅客に伝達し，秩序維持に協力する。

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

ア	列車が駅に停止している場合は，運輸指令員等の指示による。
イ	列車が駅間の途中で停止した場合は，原則として乗客は降車させない。ただし，火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
(ア)	地形その他を考慮し，適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
(イ)	特に婦女子に注意し，他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
(ウ)	隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し，併発事故の防止を図る。

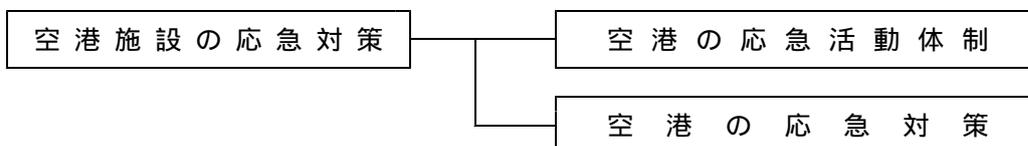
### 4 災害発生時の救護活動

災害発生時には，駅社員，乗務員等が救急救護活動にあたるとともに，対策本部，現場復帰本部に総務班を編成し，救護活動にあたる。

## 第 8 節 空港施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化、津波等により空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護、復旧に努める。



### 第 1 空港の応急活動体制

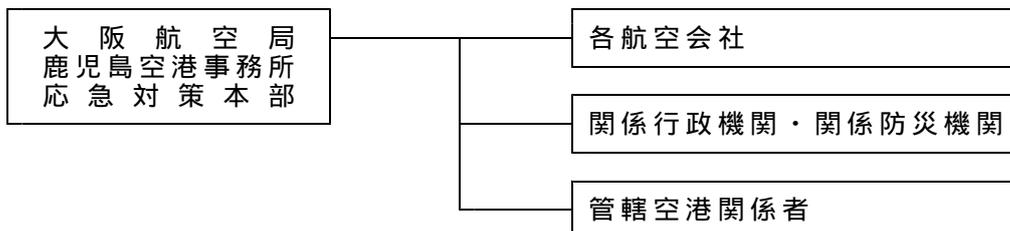
〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所，各空港管理事務所，土木部港湾空港課〕

#### 1 鹿児島空港の応急活動体制

##### (1) 応急対策本部の設置

大規模な地震が発生した場合は、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、大阪航空局鹿児島空港事務所に応急対策本部を設置する。なお、地震により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第 4 部第 2 章第 2 節空港災害応急対策に準ずる。

##### (2) 地震発生時の情報伝達ルート



##### (3) 関係機関連絡先

関 係 機 関	連 絡 先
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440
九州地方整備局鹿児島港湾空港整備事務所	099-223-3296
鹿児島航空測候所	0995-58-2644
鹿児島県医師会	099-254-8121
始良郡医師会	0995-42-1205
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600
始良市消防本部	0995-63-3287
霧島市消防局	0995-64-0119
霧島警察署	0995-47-2110
第十管区海上保安本部	099-222-6680
第十管区海上保安部鹿児島航空基地	0995-58-2554
鹿児島海上保安部	099-222-6681
海上自衛隊第 1 航空群	0994-43-3111
陸上自衛隊第 12 普通科連隊	0995-46-0350
鹿児島県（危機管理防災課）	099-286-2256
N T T 西日本鹿児島支店	099-258-8520
日本航空(株)鹿児島空港所	0995-58-4955

関 係 機 関	連 絡 先
全日本空輸(株)鹿児島空港支店	0995-58-2226
日本エアコミューター(株)	0995-58-2151
スカイネットアジア航空	0995-58-3357
スカイマーク(株)	0996-64-1150
鹿児島空港ビルディング(株)	0995-58-2112
南国交通(株)	0995-58-2032
鹿児島空港給油施設(株)	0995-58-3700
サンロード(株)	0995-58-2447
南国殖産(株)	0995-58-2437

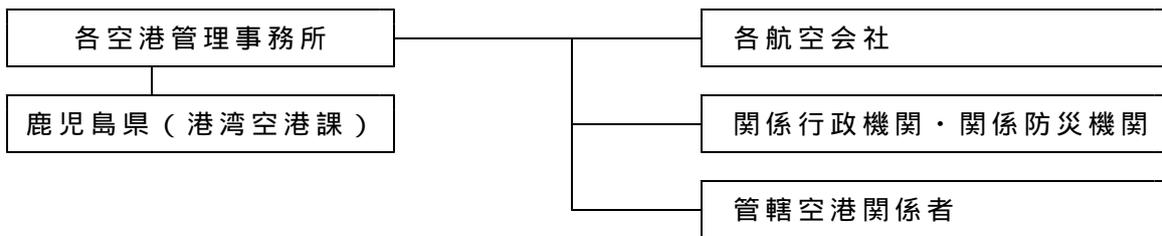
## 2 県内離島等空港の応急活動体制

### (1) 応急対策本部の設置

大規模な地震・津波が発生した場合は、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、県内離島等空港の各空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお、地震・津波により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる

### (2) 地震・津波発生時の情報伝達ルート



### (3) 関係機関連絡先

#### ア 各航空会社

会 社 名	連 絡 先
(株)日本航空ジャパン鹿児島支店	099-224-8526
日本エアコミューター(株)	0995-58-2151

#### イ 各空港毎の関係行政機関・関係防災機関及び管轄空港関係者

空 港 名	関 係 機 関	連 絡 先
種 子 島 空 港	種子島空港管理事務所	0997-27-0248
	中種子町	0997-27-1111
	鹿児島県(港湾空港課)	099-286-3664
	鹿児島県熊毛支庁	0997-22-1131
	大阪航空局種子島空港出張所	0997-27-0225
	福岡航空測候所種子島空港出張所	0997-27-5010
	鹿児島海上保安部	099-222-6681
	熊毛地区消防組合	0997-23-4199
	中種子町消防団	0997-27-1111
	種子島医師会	0997-23-2548
	鹿児島県西之表保健所	0997-22-1131
	種子島警察署	0997-22-0110

空 港 名	関 係 機 関	連 絡 先
種 子 島 空 港	種子島航空センター株式会社	0997-23-2232
屋 久 島 空 港	屋久島空港管理事務所 屋久島町 鹿児島県（港湾空港課） 屋久島空港測候所（鹿児島航空測候所） 鹿児島県熊毛支庁 鹿児島県屋久島事務所 鹿児島海上保安部 熊毛地区消防組合 上屋久町消防団 屋久島医師会 鹿児島県屋久島保健所 屋久島警察署 屋久島空港ターミナルビル株式会社	0997-43-5031 0997-42-0100 099-286-3664 0995-58-4440 0997-22-1131 0997-46-2211 099-222-6681 0997-23-4199 0997-42-0100  0997-46-2024 0997-46-2110 0997-42-1200
奄 美 空 港	奄美空港管理事務所 奄美市 鹿児島県（港湾空港課） 鹿児島県大島支庁 大阪航空局奄美空港出張所 福岡航空測候所奄美空港出張所 奄美海上保安部 大島地区消防組合 奄美市消防団 大島郡医師会 鹿児島県名瀬保健所 奄美警察署 奄美空港ターミナルビル株式会社	0997-63-0277 0997-52-1111 099-286-3664 0997-53-1111 0997-63-0067 0997-63-0244 0997-52-5811 0997-52-0100 0997-52-0100 0997-52-0598 0997-52-5411 0997-53-0110 0997-63-2251
喜 界 空 港	喜界空港管理事務所 喜界町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空測候所奄美空港出張所 鹿児島県大島支庁 鹿児島県喜界事務所 奄美海上保安部 大島地区消防組合 喜界町消防団 大島郡医師会 鹿児島県名瀬保健所 奄美警察署 喜界空港ビル株式会社	0997-65-4318 0997-65-1111 099-286-3664 0995-58-4440 0997-63-0244 0997-53-1111 0997-65-2091 0997-52-5811 0997-52-0100 0997-65-3311 0997-52-0598 0997-52-5411 0997-53-0110 0997-65-2111
徳 之 島 空 港	徳之島空港管理事務所 天城町 鹿児島県（港湾空港課） 鹿児島県大島支庁 鹿児島県徳之島事務所 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空測候所奄美空港出張所 奄美海上保安部 徳之島地区消防組合 天城町消防団	0997-85-2238 0997-85-5392 099-286-3664 0997-53-1111 0997-82-1251 0995-58-4440 0997-63-0244 0997-85-2187 0997-83-0355 0997-85-3973

空 港 名	関 係 機 関	連 絡 先
徳 之 島 空 港	大島郡医師会 鹿児島県徳之島保健所 徳之島警察署 徳之島空港ビルディング株式会社	0997-52-0598 0997-82-0149 0997-83-0110 0997-85-2271
沖 永 良 部 空 港	沖永良部空港管理事務所 和泊町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 鹿児島県大島支庁 鹿児島県沖永良部事務所 福岡航空測候所奄美空港出張所 奄美海上保安部 沖永良部・与論地区広域事務組合 和泊町消防団 大島郡医師会 沖永良部警察署 沖永良部空港株式会社	0997-92-0520 0997-92-1111 099-286-3664 0995-58-4440 0997-53-1111 0997-92-0039 0997-63-0244 0997-52-5811 0997-93-5181 0997-92-2573 0997-52-0598 0997-92-0110 0997-92-0221
与 論 空 港	与論空港管理事務所 与論町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空測候所奄美空港出張所 鹿児島県大島支庁 鹿児島県沖永良部事務所 奄美海上保安部 沖永良部・与論地区広域事務組合 与論町消防団 大島郡医師会 沖永良部警察署 与論空港株式会社	0997-97-3465 0997-97-3111 099-286-3664 0995-58-4440 0997-63-0244 0997-53-1111 0997-92-0039 0997-52-5811 0997-93-5181 0997-97-3111 0997-52-0598 0997-92-0110 0997-97-3335
枕 飛 行 崎 場	枕崎市役所 枕崎飛行場管理事務所 大阪航空局鹿児島空港事務所 鹿児島県南薩地域振興局 枕崎地区消防組合 枕崎警察署 枕崎市医師会（救急担当理事） 山川海上保安署 南薩工アポート(株) 大阪航空(株)	0993-72-0033 0993-72-1225 0995-58-4440 0993-53-8781 0993-72-9395 0993-72-0110 0993-72-5811 09933-4-2999 0993-73-1131 0993-73-1122

## 第2 空港の応急対策

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所，各空港管理事務所，土木部港湾空港課〕

### 1 地震・津波発生時の業務

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関との連絡調査
- (3) 応急救護及び災害防止に必要な措置
- (4) 航空機の運航に関する措置
- (5) 通信業務の確保

### 2 運航対策

大規模な地震・津波が発生した場合は，航空機の運航の確保と安全を図るため，次の措置をとる。

- (1) 航空会社に対して乗降客の安全誘導，航空機自体の保安対策を要請する。
- (2) 滑走路，誘導路，エプロン等の点検を実施する。
- (3) 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

### 3 空港の混乱防止対策

大規模な地震・津波が発生した場合は，空港内の混乱を防止するため，次の措置をとる。

- (1) 必要と認めるときは，空港関係者，災害対策関係者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- (2) 各航空会社に規制対策を要請する。
- (3) 交通機関に対して，連絡バス等の乗車等の制限等措置を要請する。
- (4) 警察本部及び各警察署に警備を要請する。

### 4 空港施設の保安対策及び応急復旧等

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため，点検を強化し，また，機能上に障害を生じたものがあるときは，速やかに航空運航に必要な施設の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

## 第 4 部 地震・津波災害復旧・復興

第4部 地震・津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の  
推進

第2節 激甚災害の指定

第2章 被災者の災害復旧・復興支  
援

第1節 被災者の生活確保

第2節 被災者への融資措置

## 第4部 地震・津波災害復旧・復興

### 第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、県民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

#### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

##### 第1 災害復旧事業等の推進

〔実施責任：関係機関等〕

###### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、鹿児島県がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

###### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいられて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の県単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### 3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次にかかげる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画 ウ 砂防設備災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画 ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設，病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

### 第1 激甚災害に関する調査

〔実施責任：総務部，環境林務部，商工労働水産部，農政部，土木部，市町村〕

#### 1 市長村

市町村長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合，知事は市町村の被害状況を検討の上，激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について，関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は，施設その他の被害額，復旧事業に要する負担額その外激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し，総務部に提出するものとする。
- (3) 総務部長は，前期各部局の調査を取りまとめ，庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は，激甚法に定められた事業を実施する。

### 第2 特別財政援助額の交付手続等

〔実施責任：総務部，環境林務部，商工労働水産部，農政部，土木部，市町村〕

#### 1 市町村

市町村長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し，県各部局に提出しなければならない。

#### 2 県

激甚災害の指定を受けたときは，事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき，関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

## 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した県民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

### 第1節 被災者の生活確保

#### 第1 県民生活相談

[実施責任：総務部、保健福祉部、県警察本部、市町村、消防本部]

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
市町村	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	(1) 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。なお、相談にあたっては、災害によって生じた女性特有の問題や高齢者・外国人等に配慮する。 (2) 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設け、警察関係の相談にあたる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 ア 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 イ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ウ 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化 エ 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施

#### 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

[実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、市町村]

##### 1 仮置場、最終処分地の確保

被災市町村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

## 2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者のあっせん等を、環境省と連携して行う。

## 3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では、そのための技術面の指導、監視等を、厚生労働省と連携して行う。

## 4 計画的ながれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市町村はがれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑ながれき処理を促進する。

### 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

#### 1 リ災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) リ災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定をうけ、借地借家制度の特例の適用を希望する市町村は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。
- (2) 市町村長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア	市町村の面積
イ	り災土地の面積
ウ	市町村の建物戸数
エ	滅失戸数
オ	災害の状況
カ	その他（り災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

#### 2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

#### 第4 被災者生活再建支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課]

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

(平成21年7月1日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等																		
実施主体	県(被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館を指定)に支給事務を委託)																		
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)~(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 ア 5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口10万人未満) イ 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口5万人未満)																		
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																		
支給額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 対象世帯の(1)</th> <th>解体 対象世帯の(2)</th> <th>長期避難 対象世帯の(3)</th> <th>大規模半壊 対象世帯の(4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
申請先	県(市町村経由)																		

## 第5 被災者生活支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，商工労働水産部商工政策課，市町村]

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において，床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して，生活再建を支援するため，被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊，半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗，事務所，工場などが全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者ただし，(1)の支給対象者は除く (3) (1)，(2)に係わらず，被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)，(2)のうち，被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)，(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり30万円

## 第6 災害弔慰金等の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

### 1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において，住居の滅失した世帯の数が5ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において，住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において，災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……………500万円 その他の場合……………250万円

## 2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障 害 見 舞 金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ..... 250万円 その他の場合 ..... 125万円

## 3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡者1人当たり100万円とする。

#### 4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

### 第7 税の減免措置

〔実施責任：総務部税務課，市町村〕

#### 1 税の徴収猶予等

- (1) 知事又は市町村長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市町村税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、県税又は市町村税の徴収猶予を行う。
- (2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき県税の納税者又は特別徴収義務者が法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、又は納税することができないと認めるときは、2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。
- (3) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市町村の災害による市町村税の納入等の期限延長に関する関係条例により市町村長は、災害による被災者のうち、市町村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

## 2 税の減免

### (1) 県税の減免

種 別	減 免 の 内 容 等
事 業 税	<p>ア 事業用資産について災害を受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の取得が1000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。</p> <p>(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの 全部</p> <p>(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの 1/2</p> <p>(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの 1/4</p> <p>イ アに該当しないもので、災害により自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
自 動 車 税	<p>災害により損害を受けた自動車税の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
不 動 産 取 得 税	<p>ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合により減免する。</p> <p>イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。</p>
産 業 廃 棄 物 税	<p>産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。</p>

### (2) 市町村税の減免

市町村長は、市町村税の減免に関する関係条例等の規程により災害による被災者のうち市町村税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

## 第 8 職業のあっせん等

[実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）、市町村]

### 1 職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

### 2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市町村長は、被災者の求職

申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市町村長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

### 3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職場相談結果、適合する求人がない又は不足する場合は被災者の能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

## 第9 災害時における郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

[実施責任：郵便事業株式会社（各郵便局）]

災害が発生した場合において、郵便事業株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

### 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

### 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、郵便事業株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

### 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

## 6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

を実施するものとする。

## 7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

## 8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、郵便事業株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

## 9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、郵便事業株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

## 第10 り災証明書の交付

〔実施責任：市町村〕

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

また、平時から被害認定に関する国・県等が開催する研修会に参加するなど、被害認定を迅速かつ公正に実施できるような体制の整備に努める。

## 第2節 被災者への融資措置

### 第1 民生関係の融資

[実施責任：県社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村]

#### 1 生活福祉資金（・福祉費(災害援護経費)）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

(平成23年12月1日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ア 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であること。 イ 自立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手續及び方法	借入申込人は，その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は，意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し，県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ，市町村社会福祉協議会長あて通知及び送金される。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6か月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき，自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行う。

(平成21年7月1日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3，県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区 分	支 給 の 内 容 等
貸付対象世帯	<p>(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯</p> <p>(2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯</p> <p>(3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯</p> <p>(4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯</p> <p>(5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯</p> <p>(6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯</p>

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主 が負傷し た場合 (約1ヶ月以上か かるこ と)	(1) 家財・住居ともに 損害がない場合	円 1,500,000	3.0 %  据置期間中は無利子	10年 以内	3年 (特認 5年)	半年 賦又 は年 賦	連 帯 保 証 人
	(2) 家財の損害はある が、住居の損害はな い場合	2,500,000					
	(3) 住居が半壊した場 合(特別の事情があ る場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(4) 住居が全壊した場 合	3,500,000					
2 世帯主 が負傷し なかつた 場合(療 養期間が 1ヶ月か からない 場合も含 む)	(1) 家財の損害はある が、住居の損害はな い場合	1,500,000					
	(2) 住居が半壊した場 合(特別の事情があ る場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(3) 住居が全壊した場 合(エの場合を除く) (特別の事情がある 場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(4) 住居全体が滅失し、 又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」：家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」：被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

## 第2 住宅資金の融資

〔実施責任：土木部建築課，市町村，関係機関等〕

### 1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補修し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
適用される災害	(1) 災害救助法の適用となった市町村が1以上ある災害又はこれに準ずるものとして財務大臣，国土交通大臣が指定する災害 (2) 滅失戸数が1市町村の区域内家屋の戸数の1割以上，又は100戸以上ある災害
貸付を受けられる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上，175平方メートル以下であること。 【床面積上限の例外】 (ア) り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は，その面積まで建築（購入）可能。 (イ) 親族の家屋も併せてり災して，同じ融資住宅に入居する場合は，申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設（購入）可能。 イ 併用住宅は，住宅部分が概ね1/2以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ 各戸に居室，便所及び炊事室を備えていること。 オ 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 カ 災害家屋が共同住宅であった場合で，木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 ア 家屋の床面積，構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は，住宅部分が概ね1/2以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法の規定に適合すること。 エ 各戸に居室，便所及び炊事室を備えていること。 オ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ，災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時，滅失し，又は損傷した家屋の所有者，賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し，又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において，当該家屋の賃貸人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は，貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件	<p>(1) 建設等</p> <p>ア 貸付限度額 住宅建設資金 耐火, 準耐火構造, 木造(耐久性) 1,460万円(工事費の100%融資) 木造(一般) 1,400万円(工事費の100%融資) 土地取得費 970万円 整地費 380万円</p> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 木 造 ( 一 般 ) : 25年以内 耐火・準耐火・木造(耐久性) : 35年以内 (3年以内の据置期間を設けることができる。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 (申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は, 6ヶ月払い併用可)</p> <p>(2) 補修等</p> <p>ア 住宅補修資金 耐火, 準耐火構造 : 10万円~640万以下(工事費の100%以内) 木 造 : 10万円~590万以下(工事費の100%以内) 移 転 費 : 380万円 整 地 費 : 380万円 (ただし, 移転費と整地費をあわせて融資をうける場合は, 380万円まで。)</p> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 20年以内(据置期間1年を含む。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い (申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は, 6ヶ月払い併用可)</p>
借入手続	融資希望者は, り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け, 申込書の提出は, 機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ 提出するものとする。

## 2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画, 土砂災害防止法に基づく勧告により, 自ら居住し, 又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し, 又は建設しようとする者で, 自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して, 本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	<p>(1) 原則として居住室, 炊事室及び便所を有すること。</p> <p>(2) 13平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あつてもよい。ただし, 非住宅部分については, 住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50平方メートル以上(共同建ての場合40平方メートル以上), 280平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあつては, 建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また, リユース家屋購入の場合にあつては, 建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。</p> <p>(4) 木造の住宅を建設する場合原則として1戸建てであること。</p> <p>(5) 敷地の権利が転借によらないものであること。</p>

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件， そ の 他	利率：機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ

### 第 3 農林漁業関係の融資

〔実施責任：企画部離島振興課，環境林務部環境林務課，農政部農業経済課，関係機関等〕

#### 1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者に対し，次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

(平成20年1月1日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，餌料，漁具用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他の農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	<p>ア 被害農業者（農業を主な業務とする者…年間総所得の5割以上を農業所得に依存）</p> <p>(ア) 天災による農作物，畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり，かつ，減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(イ) 天災により果樹，茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>イ 被害林業者</p> <p>林業を主な業務とする者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>ウ 被害漁業者</p> <p>漁業を主な業務とする者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流失等による損失額が，平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>

区 分	融 資 の 内 容 等
	<p>エ 特別被害農業者 被害農業者であつて、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>オ 特別被害林業者 被害林業者であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>カ 特別被害漁業者 被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>
貸 付 利 率	<p>ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 ……………年3%以内</p> <p>イ 天災による農産物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 ……………年5.5%以内</p> <p>ウ その他 ……………年6.5%以内</p>
償 還 期 限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）

区分		融資の内容等					
貸付限度		貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
				貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
		A%	B万円個人 （（）は法人）	B%	B万円個人 （（）は法人）		
農業者	果樹栽培者 畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)		
	一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)		
開拓者	果樹栽培者 畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)		
	一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)		
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)		
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000		
	漁船建造・ 取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)		
	水産動植物 養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)		
	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)		

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は，5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

## 2 日本政策金融公庫農林水産事業資金による災害資金

株式会社日本政策金融国庫法に基づき、日本政策金融公庫農林水産事業が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(平成21年7月1日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	1.00 ～ 1.35	10	3	一般 300 (特認：年間経営費等の12分の3)	100
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	1.00 ～ 1.80	25	10	(下限10)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	1.00 ～ 1.80	15	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 (下限10)	80
	共同利用施設	1.00 ～ 1.80	20	3	(下限10)	80
漁業基盤整備資金	漁港施設	1.45 ～ 1.80	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	1.45 ～ 1.80	20	3	(下限10)	80
漁船資金	漁船の復旧	1.45 ----- 1.55	5 ----- 10	2	1隻当たり 45,000 まき網 85,000 (下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	1.45 ～ 1.80	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	1.45 ～ 1.80	15	5	(下限10)	80
沿岸漁業経営安定資金	沿岸漁業経営再建費	1.45 ～ 1.80	20	3	個人 200 法人 400	100
	収入補填費	1.45 ～ 1.80	20	3	個人 200 法人 400	100

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

### 3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区 分	融 資 の 内 容 等
融 資 対 象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申 込 手 続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部，徳之島事務所，沖永良部事務所，又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込みものとする。ただし短期資金（運転資金）は，基金本部，徳之島事務所，沖永良部事務所に申込みものとする。
貸 付 条 件	貸付金の種類，貸付対象事業，償還期限，利率，貸付限度額，担保及び保証人は別表のとおりである。

別表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成23年9月9日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 〔うち〕 据置期間	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び保証人
				個人	法人共同 施工体	協同組合	
農・林業振興資金	果樹の植栽，育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	%	万円	万円	万円	担保適宜徴求する
	畜舎・堆肥舎建設・桑園地・農地の造成・取得，樹園地の取得，養蚕施設設備，桑の植栽・育成，農産物等貯蔵保管施設設備園芸栽培施設設備，災害対策関連施設設備，農産物集出荷施設設備，農産物処理加工施設設備	12年以内 (3)	1.55	450 (特認 1,000)	750 (特認 1,500)	750 (特認 1,500)	保証人 県内に住所を有するもの1人以上
	農業用機械器具(耕耘機購入)，牛・豚の購入，運搬用器具	7年以内 (2)					
	災害復旧			100	100(法人)		
	樹苗養成	5年以内 (1)	1.40	300 (特認 500)	500 (特認 800)	500 (特認 1,000)	
	しいたけ類生産施設，木材生産加工施設設備		1.55				
水産業振興資金	漁船建造，取得	9年以内 (2)	1.55	300 (特認 2,000)	500 (特認 4,000)	800 (特認 5,000)	"
	漁船改造，漁船装備等改善	5年以内					
	共同利用施設	10年以内 (2)	1.40				
	養殖施設		1.55				
運転資金	第一次産業	1年以内	1.55	700	1,000	1,000 (特認1,500)	"

(注) 利率等は随時改訂されるので，利用の際は関係先に確認すること。

(注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので，金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機，畜舎，堆肥舎，家畜導入，果樹の植栽・育成及び樹園地造成，農地取得，農地造成，園芸栽培施設設備，農産物集出荷施設設備，農産物処理加工施設設備……………年1.40%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船)，漁船取得(中古船)……………年1.40%

## 第4 商工業関係の融資及び利子補助

[実施責任：企画部離島振興課，商工労働水産部経営金融課，関係機関等]

### 1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

#### (1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し，当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

#### (2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者(県内における災害により被害を受けたものに限る。)

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

エ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内(据置2年以内)

設備資金 10年以内(据置3年以内)

融資利率：1年以内 年1.9%

1年超3年以内 年2.0%

3年超5年以内 年2.1%

5年超7年以内 年2.3%

7年超10年以内 年2.7%

信用保証：鹿児島県信用保証協会(大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金)の保証を要す

信用保証料率：融資対象者ア～ウ 年0% 融資対象者エ 年0.13%～年1.58%

※割引料率

①財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。)－0.1%割引

②担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)

取扱金融機関：鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本ファミリー銀行，宮崎太陽銀行(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

## 2 政府系金融機関の融資

(平成24年3月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	所定の限度内
融資期間	運転 } 10年以内 設備 }	運転 } 10年以内 設備 } (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となります。(異例の災害の場合は、その都度定める。)	所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

### 3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し，事業を営んでいる中小企業者。但し，保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は，それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円(激甚災害等保証の場合は別枠)
保証期間	運転資金15年以内，設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合，運転資金5年，設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87%）

※ 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引  
担保の提供がある事業者－0.1%割引

#### 4 奄美群島振興開発基金

##### (1) 保証

区 分	保 証 の 内 容 等
保 証 対 象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申 込 手 続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害時の指定を受けた場合における被災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（資金使途を指定した保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保 証 限 度	ア 個人又は法人20,000万円（災害等特別の事由がある場合22,000万円） イ 森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保 証 期 間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担 保 及 び 保 証 人	ア 担 保：必要に応じて徴求する。 イ 保証人：原則として鹿児島県内に住所を有する連帯保証人1人以上、法人の場合は原則としてその法人の代表者を徴求する。
返 済 方 法	割賦又は一括償還
保 証 料	一般保証（年0.45%～1.90%）、激甚災害等保証（年0.87%）

※ 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引  
担保の提供がある事業者－0.1%割引

##### (2) 融資

区 分	融 資 の 内 容 等
融 資 対 象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの
申 込 手 続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸 付 条 件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は別表のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成23年9月9日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 〔うち〕 据置期間	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
観光 関連産業 振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連 施設設備 中小規模旅館施設 等の改善	15年以内 (1)	1.75～3.55	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	担保 適宜徴収 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	2.15～3.25				
流通 加工業等 振興資金	施設・設備の整備 及び改善	10年以内 (2)	1.75～3.15	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	1,500 (特認4,800)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.15～3.25				

地 域 資 源 等 振 興 資 金	施設設備の整備及 び改善	15年以内 (2)	1.75～3.55	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	1,500 (特認7,000)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.15～3.25				
運転資金	第二次, 第三次産 業	1年以内	2.15～3.15	700	1,000	1,000 (特認1,500)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

## 5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

### (1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

### (2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害（激甚災害，災害救助法，被災者生活再建支援法適用災害）において被災した者が，災害発生の日から知事が災害の都度定める機関（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫，(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

### (3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下	年1.80%
融資額200万円超600万円以下	年1.35%
融資額600万円超1,500万円以下	年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり，被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため，市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市（町・村）長，消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市（町・村）長が必要と認める書類

# 【鹿児島県地域防災計画】

## （火山災害対策編）

### < 目 次 >

## 第 1 部 総 則

第 1 章 計画概要	1-1-1
第 1 節 計画の目的	1-1-1
第 2 節 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）	1-1-1
第 3 節 計画の理念	1-1-2
第 4 節 計画の構成	1-1-4
第 5 節 防災関係機関の業務の大綱	1-1-6
第 6 節 県民及び事業所の基本的責務	1-1-13
第 7 節 本県の火山の概況	1-1-14
第 8 節 予測される火山災害	1-1-17
第 2 章 災害予防	1-2-1
第 1 節 火山災害に強い地域づくり	1-2-2
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	1-2-7
第 3 節 県民の防災活動の促進	1-2-20
第 4 節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	1-2-24
第 3 章 災害応急対策	1-3-1
第 1 節 災害発生直前の対応	1-3-2
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	1-3-12
第 3 節 活動体制の確立	1-3-17
第 4 節 救助・救急，医療及び消火活動	1-3-35
第 5 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	1-3-43
第 6 節 避難収容活動	1-3-46
第 7 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動	1-3-52
第 8 節 保健衛生，感染症予防，遺体の処理等に関する活動	1-3-59
第 9 節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	1-3-65
第 10 節 施設，設備の応急復旧活動	1-3-66
第 11 章 被災者等への情報伝達活動	1-3-72
第 12 節 二次災害の防止活動	1-3-75
第 13 節 自発的支援の受入れ	1-3-76
第 4 章 災害復旧・復興	1-4-1
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定	1-4-2
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方	1-4-3

第3節	計画的復興の進め方	1-4-6
第4節	被災者等の生活再建等の支援	1-4-7
第5節	被災者への融資措置	1-4-9
第5章	継続災害への対応方針	1-5-1

## 第2部 霧島山

第1章	総則	2-1-1
第1節	計画概要	2-1-1
第2節	霧島山の特徵	2-1-3
第3節	霧島山火山地域の社会条件	2-1-11
第4節	予想される災害のシナリオ	2-1-15
第5節	計画の前提条件	2-1-21
第2章	災害予防	2-2-1
第1節	火山災害に強い地域づくり	2-2-1
第2節	住民の防災活動の促進	2-2-3
第3節	住民の防災活動の環境整備	2-2-5
第4節	霧島山周辺における観光客安全確保対策	2-2-7
第5節	火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	2-2-7
第3章	災害応急対策	2-3-1
第1節	火山情報、被害状況の収集、通報、伝達	2-3-1
第2節	避難勧告等の発令	2-3-12
第3節	広域被害への対応	2-3-22
第4章	災害復旧・復興	2-4-1
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	2-4-1
第2節	原状復旧の進め方	2-4-1
第3節	計画的復興の進め方	2-4-2
第4節	被災者等の生活再建等の支援	2-4-2
第5節	被災者への融資措置	2-4-2

## 第3部 桜島

第1章	総則	3-1-1
第1節	計画概要	3-1-1

第2節	桜島の特徴	3-1-3
第3節	桜島地域の社会条件	3-1-9
第4節	予想される災害のシナリオ	3-1-13
第5節	計画の前提条件	3-1-21
第2章	災害予防	3-2-1
第1節	火山災害に強い地域づくり	3-2-1
第2節	住民の防災活動の促進	3-2-3
第3節	住民の防災活動の環境整備	3-2-5
第4節	桜島周辺における観光客安全確保対策	3-2-7
第5節	火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	3-2-7
第6節	桜島降灰除去計画	3-2-8
第3章	災害応急対策	3-3-1
第1節	火山情報，被害状況の収集，通報，伝達	3-3-1
第2節	避難勧告等の発令	3-3-12
第3節	広域被害への対応	3-3-21
第4章	災害復旧・復興	3-4-1
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	3-4-1
第2節	原状復旧の進め方	3-4-1
第3節	計画的復興の進め方	3-4-2
第4節	被災者等の生活再建等の支援	3-4-2
第5節	被災者への融資措置	3-4-2

## 第4部 開聞岳

第1章	総則	4-1-1
第1節	計画概要	4-1-1
第2節	開聞岳の特徴	4-1-3
第3節	開聞岳周辺地域の社会条件	4-1-8
第2章	災害予防	4-2-1
第1節	火山災害に強い地域づくり	4-2-1
第2節	住民の防災活動の促進	4-2-1
第3節	住民の防災活動の環境整備	4-2-3
第4節	火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	4-2-4
第3章	災害応急・復旧対策	4-3-1

## 第5部 薩南諸島

第1章 総則	5-1-1
第1節 計画概要	5-1-1
第2節 薩南諸島の火山活動史	5-1-4
第3節 薩南諸島の自然条件	5-1-6
第4節 薩南諸島の社会条件	5-1-10
第2章 薩摩硫黄島	5-2-1
第1節 防災環境	5-2-1
第2節 災害予防	5-2-7
第3節 災害応急対策	5-2-11
第4節 災害復旧・復興	5-2-23
第3章 口永良部島	5-3-1
第1節 防災環境	5-3-1
第2節 災害予防	5-3-7
第3節 災害応急対策	5-3-11
第4節 災害復旧・復興	5-3-26
第4章 中之島	5-4-1
第1節 防災環境	5-4-1
第2節 災害予防	5-4-7
第3節 災害応急対策	5-4-11
第4節 災害復旧・復興	5-4-24
第5章 諏訪之瀬島	5-5-1
第1節 防災環境	5-5-1
第2節 災害予防	5-5-7
第3節 災害応急対策	5-5-11
第4節 災害復旧・復興	5-5-23

## 参考文献

### 様式

様式1 自衛隊の災害派遣要請	様式-1
様式2 食糧配給申請書	様式-2
様式3 炊出し給与表	様式-3
様式4 食糧品現品給与表	様式-4
様式5 物資給貸与表	様式-5
様式6 物資配給申請書	様式-6

## 表 目 録

区 分	表 番 号	掲 載 表 名	掲 載 頁	
1 部	1 章	表 1 - 1 - 1	予想される火山災害要因	1-1-17
	2 章	表 1 - 2 - 1	防災知識の普及に関する一覧表	1-2-21
	3 章	表 1 - 3 - 1	防災信号	1-3-12
		表 1 - 3 - 2	本庁における参集・配備基準	1-3-20
		表 1 - 3 - 3	出先機関（支部）における配備基準	1-3-22
		表 1 - 3 - 4	災害対策本部の組織及び所掌事務 （その 1）～（その 7）	1-3-21
		表 1 - 3 - 5	本部連絡員	1-3-28
		表 1 - 3 - 6	要請権者	1-3-32
		表 1 - 3 - 7	関係自衛隊	1-3-32
		表 1 - 3 - 8	自衛隊のヘリコプター	1-3-33
		表 1 - 3 - 9	医療機関一覧	1-3-39
		表 1 - 3 - 10	避難状況の報告の要領	1-3-47
		表 1 - 3 - 11	輸送方法	1-3-48
		表 1 - 3 - 12	知事及び農林水産省の連絡場所	1-3-53
		別表第 1	指定地方行政機関	1-1-7
		別表第 2	指定公共機関	1-1-9
	別表第 3	指定地方公共機関	1-1-9	
2 部	1 章	表 2 - 1 - 1	霧島山で大きな被害の記録が 残っている噴火	2-1-8
		表 2 - 1 - 2	火山災害要因	2-1-10
		表 2 - 1 - 3	霧島山周辺市町の人口	2-1-11
		表 2 - 1 - 4	常時観測施設一覧	2-1-14

区 分	表 番 号	掲 載 表 名	掲 載 頁	
2 部	1 章	表 2 - 1 - 5	霧島山で起こりうる噴火の場所と規模と災害要因	2-1-20
		表 2 - 1 - 6 (1)	霧島山の噴火による災害	2-1-21
		表 2 - 1 - 6 (2)	霧島山の噴火による災害	2-1-22
	3 章	表 2 - 3 - 1	各市町の地域責任者	2-3-5
		表 2 - 3 - 2	県の情報通報先	2-3-7
		表 2 - 3 - 4	霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	2-3-12
		表 2 - 3 - 4 (2)	霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	2-3-13
		表 2 - 3 - 4 (3)	霧島山（大幡池，えびの高原周辺）の規制等の基本的考え方	2-3-13
		表 2 - 3 - 5	避難誘導責任者	2-3-17
		表 2 - 3 - 6	各市町の輸送拠点	2-3-20
		表 2 - 3 - 7	各市町の集積場所	2-3-21
		別表 - 霧 1	霧島山噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表	2-4-3
		別表 - 霧 2	避難所一覧	2-4-4
		別表 - 霧 3	新燃岳の噴火警戒レベル	2-4-6
別表 - 霧 4	御鉢の噴火警戒レベル	2-4-7		
3 部	1 章	表 3 - 1 - 1	被害記録が残っている桜島の噴火	3-1-7
		表 3 - 1 - 2	桜島で起こりうる噴火規模とその特徴	3-1-8
		表 3 - 1 - 3	市別・地域別人口	3-1-9
		表 3 - 1 - 4	常時観測施設一覧	3-1-12
		表 3 - 1 - 5	予測される前兆現象の発生時期	3-1-16

区 分	表 番 号	掲 載 表 名	掲 載 頁	
3 部	1 章	表 3 - 1 - 6 (1)	桜島の噴火による災害	3-1-21
		表 3 - 1 - 6 (2)	桜島の噴火による災害	3-1-22
	3 章	表 3 - 3 - 1	各市の地域責任者	3-3-5
		表 3 - 3 - 2	県の情報通報先	3-3-7
		表 3 - 3 - 5	桜島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	3-3-12
		表 3 - 3 - 6	各市における避難誘導責任者	3-3-19
		別表 - 桜 1	桜島爆発災害対策連絡会議の構成及び連絡表	3-4-3
別表 - 桜 2	避難所一覧	3-4-4		
別表 - 桜 3	桜島の噴火警戒レベル	3-4-5		
4 部	1 章	表 4 - 1 - 1	開聞岳周辺の人口分布	4-1-8
5 部	1 章	表 5 - 1 - 1	薩南諸島の地理的条件	5-1-6
		表 5 - 1 - 2	観測点一覧	5-1-6
		表 5 - 1 - 3	月別平均気温	5-1-8
		表 5 - 1 - 4	月別平均降水量	5-1-9
		表 5 - 1 - 5	月別最多風向	5-1-9
		表 5 - 1 - 6 (1)	薩南諸島の社会条件	5-1-10
		表 5 - 1 - 6 (2)	薩南諸島の社会条件	5-1-11
	2 章	表 5 - 2 - 1	想定噴火	5-2-2
		表 5 - 2 - 2	想定される火山災害要因	5-2-3
		表 5 - 2 - 4	薩摩硫黄島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	5-2-17
		表 5 - 2 - 5	避難経路及び避難所	5-2-20

区 分	表 番 号	掲 載 表 名	掲 載 頁	
5 部	2 章	表 5 - 2 - 6	島外避難所	5-2-21
		別表 - 薩南 1	薩摩硫黄島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表	5-2-25
		別表 - 薩南 2	薩摩硫黄島の噴火警戒レベル	5-2-26
	3 章	表 5 - 3 - 1	想定噴火	5-3-2
		表 5 - 3 - 2	想定される火山災害要因	5-3-3
		表 5 - 3 - 3	孤立防止対策用衛星電話配備状況	5-3-16
		表 5 - 3 - 4	口永良部島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	5-3-17
		表 5 - 3 - 5	避難経路及び避難所	5-3-21
		表 5 - 3 - 6	島外避難所	5-3-23
		別表 - 薩南 3	口永良部島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表	5-3-28
		別表 - 薩南 4	口永良部島の噴火警戒レベル	5-3-29
	4 章	表 5 - 4 - 1	想定噴火	5-4-2
		表 5 - 4 - 2	想定される火山災害要因	5-4-3
		表 5 - 4 - 4	中之島の規制等の基本的考え方	5-4-16
		表 5 - 4 - 5	避難経路及び避難所	5-4-20
		表 5 - 4 - 6	島外避難所	5-4-22
		別表 - 薩南 5	中之島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表	5-4-26
	5 章	表 5 - 5 - 1	想定噴火	5-5-2
		表 5 - 5 - 2	想定される火山災害要因	5-5-3
		表 5 - 5 - 4	諏訪之瀬島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針	5-5-14
		表 5 - 5 - 5	避難経路及び避難所	5-5-17
		表 5 - 5 - 6	島外避難所	5-5-19

区 分		表 番 号	掲 載 表 名	掲 載 頁
5 部	5 章	別表－薩南 6	諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議の構成 及び連絡表	5-5-23
		別表－薩南 7	諏訪之瀬島の噴火警戒レベル	5-5-24

## 図 面 目 録

区 分	図面番号	掲 載 表 名	掲載頁	
1 部	1 章	図 1 - 1 - 1	諸計画関連図	1-1-1
		図 1 - 1 - 2	南九州地域の火山の分布図	1-1-14
		図 1 - 1 - 3	最近3,000年間鹿児島県（南九州）の火山活動史（小林ほか，1989）	1-1-15
		図 1 - 1 - 4	鹿児島県における最近100年間の火山活動	1-1-16
	3 章	図 1 - 3 - 1	噴火警報（居住地域）の伝達系統	1-3-7
		図 1 - 3 - 2	避難指示等の伝達系統	1-3-9
		図 1 - 3 - 3	県警察本部による被害情報の通報系統	1-3-14
		図 1 - 3 - 4	県災害対策品部組織図	1-3-20
		図 1 - 3 - 5	ヘリコプター発着場の基準及び表示要領	1-3-34
	2 部	1 章	図 2 - 1 - 1	霧島山の周辺地形図 （国土地理院発行1:20,000地勢図より）
図 2 - 1 - 2			季節ごとの風向の頻度と平均的な風速 （上空5600m付近）	2-1-4
図 2 - 1 - 3			えびの地域雨量観測点の降水量の平年値 （1979年～2000年）	2-1-4
図 2 - 1 - 4			霧島山の層序 （平成7年度 霧島山火山噴火災害 危険区域予想図作成業務報告書より）	2-1-5
図 2 - 1 - 5			25,000年前以降の霧島火山群の 活動とテフラ（IMURA, 1992を編集）	2-1-6
図 2 - 1 - 6			霧島山における歴史時代の噴火記録 （平成7年度 霧島山火山噴火災害 危険区域予想図作成業務報告書より）	2-1-7
図 2 - 1 - 7			防災施設の分布図	2-1-13
図 2 - 1 - 8			火山観測施設位置図	2-1-14
図 2 - 1 - 9			霧島山で予測される噴火のシナリオ	2-1-16
図 2 - 1 - 10			新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの 活動の推移	2-1-19

区 分		図面番号	掲 載 表 名	掲載頁
2 部	1 章	図 2 - 1 - 11	霧島山火山防災マップ (平成7年度 霧島火山噴火災害危険 区域予想図作成業務報告書より)	2-1-23
	3 章	図 2 - 3 - 1	霧島市通報系統	2-3-2
		図 2 - 3 - 2	県警察本部による被害情報通報系統	2-3-8
		図 2 - 3 - 3	噴火警報・噴火予報の伝達系統	2-3-9
		図 2 - 3 - 4	避難指示等の伝達系統	2-3-16
3 部	1 章	図 3 - 1 - 1	桜島火山の周辺地形 (国土地理院発行1:20,000地勢図より)	3-1-3
		図 3 - 1 - 2	季節ごとの風向の頻度と平均的な風速 (上空5600m付近)	3-1-4
		図 3 - 1 - 3	鹿児島地方気象台の降水量の平年値 (1971年～2000年)	3-1-4
		図 3 - 1 - 4	桜島火山の歴史時代の溶岩 (小松哲夫原図)	3-1-6
		図 3 - 1 - 5	防災施設の分布図 (桜島火山防災ポケットブックより)	3-1-11
		図 3 - 1 - 6	火山観測施設位置図	3-1-12
		図 3 - 1 - 7	予測される噴火のシナリオ	3-1-14
		図 3 - 1 - 8	噴出岩塊の到達危険区域予測 (噴出地点を北側山腹及び南側山腹に置 いたケース)	3-1-17
		図 3 - 1 - 9 (1)	降下火砕物の危険区域予測 (特定のケース)	3-1-18
		図 3 - 1 - 9 (2)	降下火砕物の危険区域予測 (特定のケース)	3-1-18
図 3 - 1 - 10 (1)	火砕流の危険区域予測 (流下開始域を北側山腹に置いたケース)	3-1-19		

区 分	図面番号	掲 載 表 名	掲載頁	
3 部	1 章	図 3 - 1 - 11	影響範囲及び到達時間図	3-1-19
		図 3 - 1 - 12	島外土石流影響範囲図	3-1-20
	3 章	図 3 - 3 - 1	鹿児島市通報系統	3-3-2
		図 3 - 3 - 2	垂水市通報系統	3-3-3
		図 3 - 3 - 3	海上保安部による被害情報の通報系統	3-3-8
		図 3 - 3 - 4	県警察本部による被害情報の通報系統	3-3-9
		図 3 - 3 - 5	噴火警報・噴火予報の伝達系統	3-3-10
		図 3 - 3 - 6	避難指示等の伝達系統 (電話使用可能な場合)	3-3-15
図 3 - 3 - 7	避難指示等の伝達系統 (電話普通な場合)	3-3-16		
4 部	1 章	図 4 - 1 - 1	開聞岳の周辺地形図 (国土地理院発行1:20000地勢図より)	4-1-3
		図 4 - 1 - 2	季節ごとの風向の頻度と平均的な風速 (上空5600m付近)	4-1-4
		図 4 - 1 - 3	枕崎測候所の降水量の平年値 (1971年～2000年)	4-1-4
		図 4 - 1 - 4	開聞岳噴出物総括図 (中村, 1967をもとに作成)	4-1-7
		図 4 - 1 - 5	火山観測施設位置図 (京都大学)	4-1-8
5 部	1 章	図 5 - 1 - 1	薩南諸島の火山活動と火山観測 (京都大学防災研究資料より)	5-1-5
		図 5 - 1 - 2	位置図	5-1-7

区 分	図面番号	掲 載 表 名	掲載頁	
	1 章	図 5 - 1 - 3	月別平均降水量 (1971～2000年)	5-1-8
	2 章	図 5 - 2 - 1	薩摩硫黄島の火山観測点	5-2-2
		図 5 - 2 - 2	薩摩硫黄島防災情報図	5-2-5
		図 5 - 2 - 3	薩摩硫黄島火山災害危険区域予測図	5-2-6
		図 5 - 2 - 4	通報系統	5-2-11
		図 5 - 2 - 5	噴火警報（居住地域）の伝達系統	5-2-15
		図 5 - 2 - 6	避難指示等の伝達系統	5-2-18
	3 章	図 5 - 3 - 1	口永良部島の火山観測点	5-3-2
		図 5 - 3 - 2	口永良部島防災情報図	5-3-5
		図 5 - 3 - 3	口永良部島火山災害危険区域予測図	5-3-6
		図 5 - 3 - 4	通報系統	5-3-11
		図 5 - 3 - 5	噴火警報・噴火予報の伝達系統	5-3-15
		図 5 - 3 - 6	避難指示等の伝達系統	5-3-18
	4 章	図 5 - 4 - 1	中之島の火山観測点	5-4-2
		図 5 - 4 - 2	中之島防災情報図	5-4-5
		図 5 - 4 - 3	中之島火山災害危険区域予測図	5-4-6
		図 5 - 4 - 4	通報系統	5-4-11
		図 5 - 4 - 5	噴火警報・噴火予報の伝達系統	5-4-15
		図 5 - 4 - 6	避難指示等の伝達系統	5-4-18
	5 章	図 5 - 5 - 1	諏訪之瀬島の火山観測点	5-5-2
		図 5 - 5 - 2	諏訪之瀬島防災情報図	5-5-5
		図 5 - 5 - 3	諏訪之瀬島火山災害危険区域予測図	5-5-6
		図 5 - 5 - 4	通報系統	5-5-11
		図 5 - 5 - 5	噴火警報・噴火予報の伝達系統	5-5-15
図 5 - 5 - 6		避難指示等の伝達系統	5-5-18	

# 第 1 部 総 則

# 第 1 章 計画概要

第 1 節	計画の目的
第 2 節	計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）
第 3 節	計画の理念
第 4 節	計画の構成
第 5 節	防災関係機関の業務の大綱
第 6 節	県民及び事業所の基本的責務
第 7 節	本県の火山の概況
第 8 節	予測される火山災害

## 第 1 節 計画の目的

本計画の目的は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関が有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第 2 節 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、震災・津波災害に係る「震災対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されている。

本計画は、このうち、火山災害に係る基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目についてはさらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。

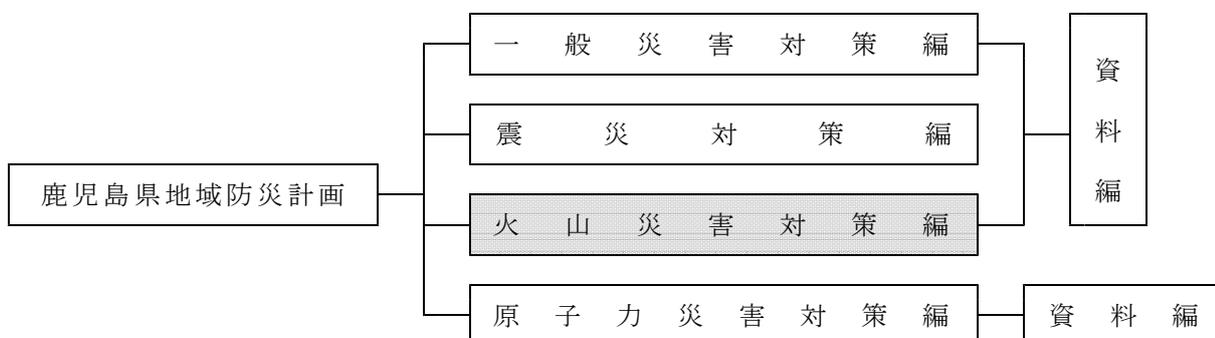
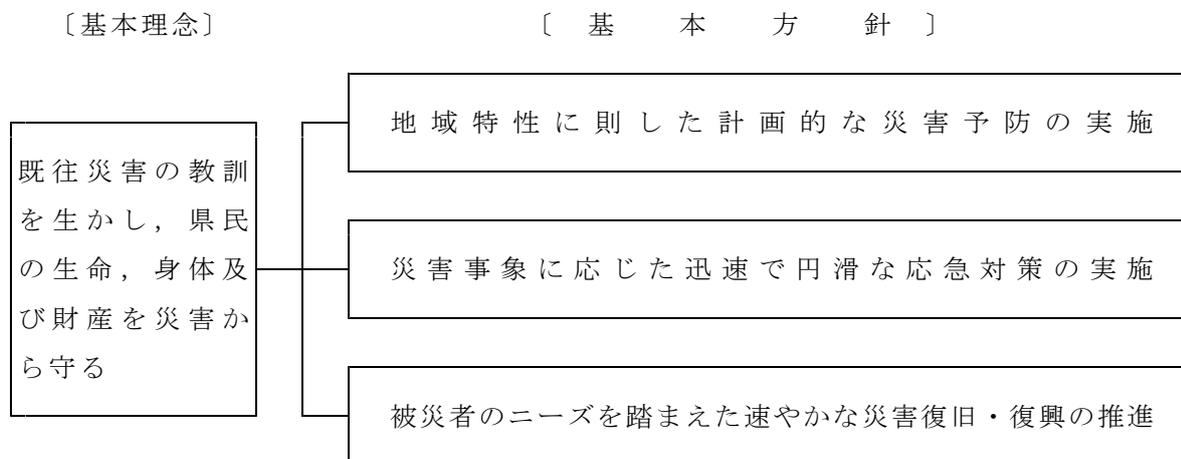


図 1 - 1 - 1 諸計画関連図

### 第3節 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。



本計画は、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

#### 1. 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害等、過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多くかかえるなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備を推進するとともに、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進する。

#### 2. 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生すると、被害の程度や過去の状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集、伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が想定され、県民に対する救護活動に立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づき災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努める。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進する。

### **3. 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進**

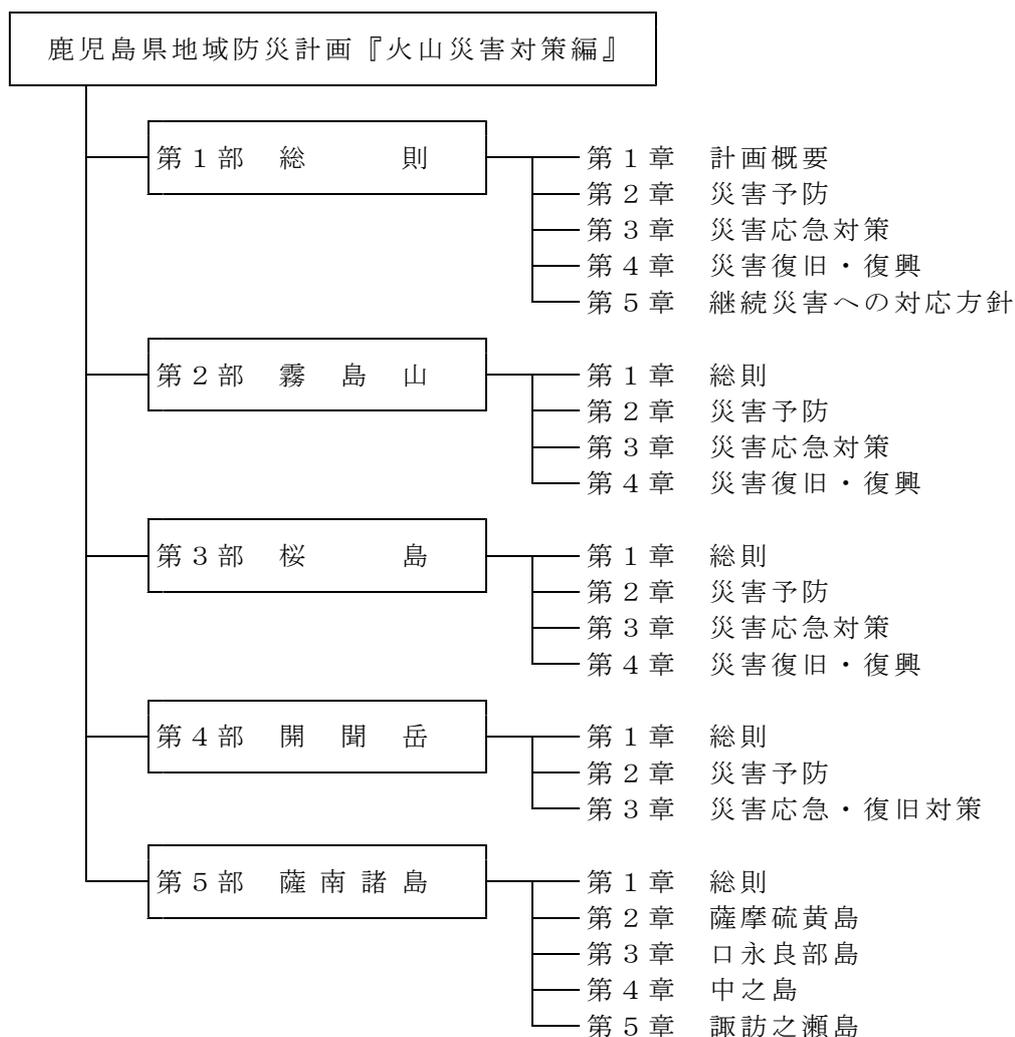
過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

## 第4節 計画の構成

火山災害については、自然的、社会的条件に加え、火山ごとに災害要因が異なることから、本計画は、本県の有する11の火山のうち、霧島山・桜島・開聞岳・薩摩硫黄島・口永良部島・中之島・諏訪之瀬島の7つの活火山ごとにそれぞれ次のとおり構成する。

なお、離島の4火山については、離島に共通する特殊性を踏まえ、第5部に薩南諸島編として挙げ、島ごとに記述することとする。



本計画は、「県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の目標を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結びつけられるよう、以下のような構成とした。

### 1. 県民の生命・財産の安全を確保するための災害予防計画

- (1) 火山災害に強い地域の整備計画（各種防災事業による予防対策）
- (2) 災害応急対策のための事前措置計画（円滑な応急体制の事前準備による予防対策）
- (3) 火山災害に強い県民の育成計画（各種防災教育、啓発のための予防対策）

## **2. 迅速・的確な災害応急対策計画**

- (1) 活動体制の確立に関する計画
- (2) 発災直後の応急対策計画（人命の安全確保のための緊急応急対策）
- (3) 社会基盤の応急対策計画（社会基盤の機能維持のための応急対策）

## **3. 被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興対策計画**

## 第5節 防災関係機関の業務の大綱

鹿児島県の区域を管轄する鹿児島県，県内市町村，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は，鹿児島県地域に係わる防災に関し，概ね次の事務又は業務を処理する。

### 1. 鹿児島県

鹿児島県は，市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け，これらを総合するとともに，概ね次の事項を担当し，また災害救助法に基づく応急救助を実施し，かつ市町村に対し，必要な防災上の指示，勧告を行う。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に関する事務に関する事。
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害時の文教，保健衛生，警備対策に関する事。
- (8) 災害対策要員の供給，あっせんに関する事。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
- (11) 被災施設の復旧に関する事。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，あっせん等に関する事。
- (13) 災害対策に関する「九州・山口9県災害時相互応援協定」，「救急消防援助隊」等広域援協力に関する事。

### 2. 市町村

市町村は，第1段階の防災機関として，概ね次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は，県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 市町村防災会議に関する業務に関する事。
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
- (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関する事。
- (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関する事。
- (7) 災害における文教，保健衛生対策に関する事。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関する事。
- (10) 被災施設の復旧に関する事。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
- (12) 災害対策に関する広域応援協力に関する事。

### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力をを行う。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 こと。 イ 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 こと。 ウ 災害時における他管区警察局との連帯に関する事 こと。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 こと。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 こと。 カ 災害時における警察通信の運用に関する事 こと。 キ 津波警報等の伝達に関する事 こと。
(2)九州財務局 (鹿児島 財務事務所)	ア 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会に関する事 こと。 イ 災害つなぎ資金の貸付に関する事 こと。 ウ 災害復旧事業費の貸付に関する事 こと。 エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 こと。 オ その他防災に関し財務局の所掌すべき事 こと。
(3)九州厚生局	ア 災害状況の情報収集通報。 イ 関係職員の現地派遣。 ウ 関係機関との連絡調整。 エ その他防災に関し厚生局の所掌すべき事 こと。
(4)九州農政局	ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係わる海岸保全施設等の 災害応急対策並びに災害復旧に関する事 こと。 イ 応急用食料の調達供給に関する事 こと。 ウ 災害時における応急食料の配給に関する事 こと。 エ 政務保管主要食糧及び輸入飼料の売渡に関する事 こと。 オ その他防災に関し農政局の所掌すべき事 こと。
(5)九州森林管理局	ア 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する 事 こと。 イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 こと。 ウ 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関する事 こと。 エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事 こと。
(6)九州経済産業局	ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事 こと。 イ 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資あっせんに関する事 こと。 ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事 こと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(7)九州産業保安監督部	ア 鉱山における災害の防止に関すること。 イ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 ウ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
(8)九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	ア 自動車運送事業者に対する輸送の命令に関すること。 イ 被災者、救済物資等の輸送調整に関すること。 ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 エ 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 キ その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
(9)九州地方整備局	ア 港湾、海岸災害対策に関すること。 イ 高潮、津波災害等の予防に関すること。 ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 エ 直轄河川の水防に関すること。 オ 直轄国道の防災に関すること。 カ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 キ その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
(10)大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	ア 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 イ 航空機の運航に関する情報の収集及び提供に関すること。 ウ 航空機による代替輸送に関すること。 エ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 オ その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
(11)福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	ア 噴火予・警報、降灰予報、火山ガス予報、噴火警戒レベル、火山現象に関する情報の発表及び通報に関すること。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 ウ 災害発生時における気象、地象、水象の観測資料の提供に関すること。 エ 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 オ 気象災害防止のための統計調査に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(12)第十管区 海上保安本部	ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 イ 警報等伝達に関する事 ウ 情報の収集に関する事 エ 海難救助等に関する事 オ 排出油等の防除に関する事 カ 海上交通安全の確保に関する事 キ 治安の維持に関する事 ク 危険物の保安措置に関する事 ケ 緊急輸送に関する事 コ 物資の無償貸付又は譲与に関する事 サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 シ 警戒区域の設定に関する事 ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべき事
(13)九州総合通信局	ア 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の管理に関する事 イ その他防災に関し総合通信局の所掌すべき事
(14)鹿児島労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 イ その他防災に関し労働局の所掌すべき事

#### 4. 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊、 海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療 防疫給水等のほか災害通信支援に関する事 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事

#### 5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、概ね次の事項について県及び市町村の処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)鉄道関係機関 (九州旅客鉄道(株)、 日本貨物鉄道(株))	ア 鉄道施設等の防災、保全に関する事 イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事 ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事
(2)西日本電信電話(株) (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(3)日 本 銀 行 ( 鹿 児 島 支 店 )	<p>ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整  (ア) 通貨の円滑な供給の確保  (イ) 現金供給のための輸送, 通信手段の確保  (ウ) 通貨および金融の調整</p> <p>イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置  (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置  (イ) 資金の貸付</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に関する措置  エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請  オ 各種措置に関する広報</p>
(4)日 本 赤 十 字 社 ( 鹿 児 島 県 支 部 )	<p>ア 災害時における医療, 助産及び死体処理等の被災地での医療救護及びこころのケア活動に関すること。</p> <p>イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>エ 義援金の受付と配分に関すること。</p> <p>オ 防災ボランティアによる災害時の活動及び外国人の安否調査に関すること。</p>
(5)独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	<p>ア 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携, 情報交換に関すること。</p> <p>イ 災害医療班の編成・派遣に関すること。</p> <p>ウ 被災地での医療救護に関すること。</p>
(6)郵 便 事 業 株 式 会 社 郵 便 株 式 会 社 ( 各 郵 便 局 )	<p>ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。  (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  (ウ) 被災者あて救助用郵便物の料金免除  (エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い  (オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請  (カ) 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除  (キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動  (ク) 災害ボランティア口座</p> <p>ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
(7)日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	<p>ア 気象予警報等, 災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
(8)西 日 本 高 速 道 路 ( 株 )	<p>ア 西日本高速道路(株)の管理する道路等の整備・改修に関すること。</p> <p>イ 災害時の輸送の確保に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(9)自動車運送機関 (日本通運(株), 鹿児島交通(株), 鹿児島トラック協会 等)	災害時における貨物自動車等による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(10)海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(11)電力供給機関 (九州電力(株))	ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時における電力供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(12)ガス供給機関	ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(13)鹿児島県医師会	災害時における医療救護, 助産に関すること。
(14)鹿児島県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療に関すること。 イ 身元確認に関すること。
(15)鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。

## 6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共団体その他防災上重要な施設管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)土地改良区	ア 農業用ダムやため池, かんがい用樋門, たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
(2)病院等経営者	ア 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 イ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ウ 被災負傷者等の収容保護に関すること。 エ 災害時における医療, 助産等の救助に関すること。 オ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
(3)社会福祉施設経営者	ア 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 イ 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
(4)県社会福祉協議会	ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 イ 福祉救援ボランティアに関すること。
(5)金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(6)学 校 法 人	ア 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関する事。 イ 災害時における幼児・児童・生徒及び学生の避難誘導に関する事。 ウ 災害時における応急教育の対策に関する事。 エ 被災施設の災害復旧に関する事。
(7)水 道 事 業 者	ア 水道施設の整備と防災管理に関する事。 イ 災害時における水の確保に関する事。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
(8)漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関する事。
(9)その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関する事。

## 第6節 県民及び事業所の基本的責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動と通じて防災に寄与するとともに、県民及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力する。

### 1. 県民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### 2. 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

特に、火山災害危険予想区域図で危険区域内にある火山災害の危険が予想される地域の事業所においては、事業所内における避難体制の整備、関係機関との連携強化を図る必要がある。

また、被災事業者に対し、関連する事業者は積極的に応援し、早期に復興できるようにすることが求められる。

## 第7節 本県の火山の概況

### 1. 本県の火山の分布

西日本には、鳥取県大山から沖縄県の西表島北方の海底火山まで火山が南北に続いている。

県内では、北から霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の11の活火山が分布する他、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。

図1-1-2には、南九州の火山の分布状況を示す。

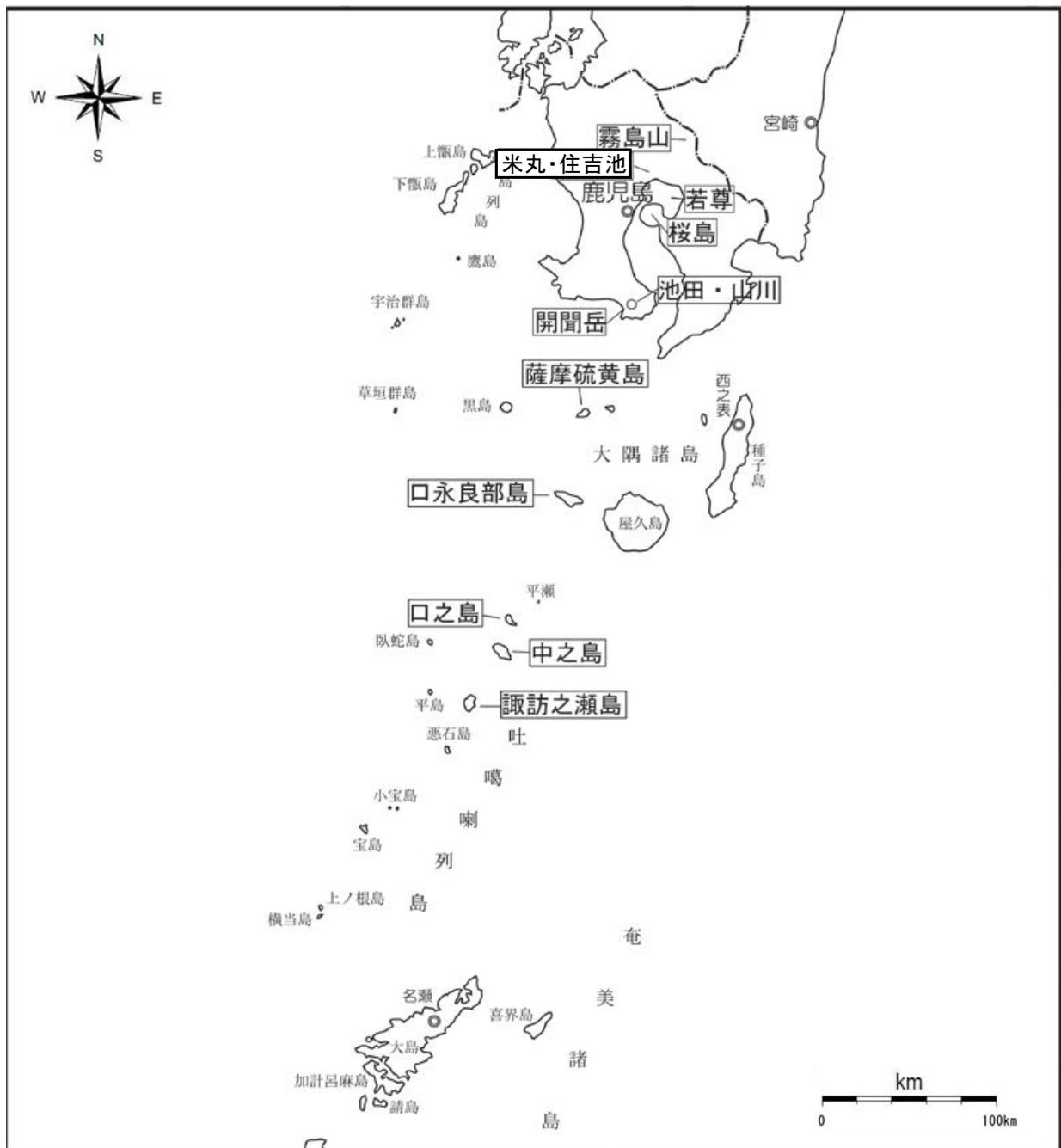


図1-1-2 南九州地域の火山の分布図

## 2. 本県の火山活動状況

本県における最近3,000年の火山活動について、地質学的あるいは古文書等で確認された噴火活動史が図1-1-3のようにまとめられている（小林ほか，1989）。それによると、約3,000年前から2,000年前にかけて、霧島山の御鉢、桜島の南岳、開聞岳といった火山体を形成するような大規模な噴火が起こった他、薩摩硫黄島等でも活発に活動したと推定されている。

また、1,100年前頃には霧島山の御鉢、桜島、開聞岳で大規模な噴火が起こり、周辺地域に大量の噴出物を放出した。

霧島山、桜島、開聞岳の3火山については、1,200年前頃から古文書に噴火の記録を見ることができ、薩南諸島では文書資料が乏しく、噴火に関する記録は確認できない。

また、地質学的研究もあまり進んでいないため、詳細な噴火史は不明である。

図1-1-4には、記載した県内の7火山について、最近100年間の火山活動についてまとめた。

噴出物の状況等から県内の活火山は、数100年あるいは数10年のオーダーで噴火を繰り返していることは明らかで（小林ほか，1989）、今後も活発な噴火活動が予想される。

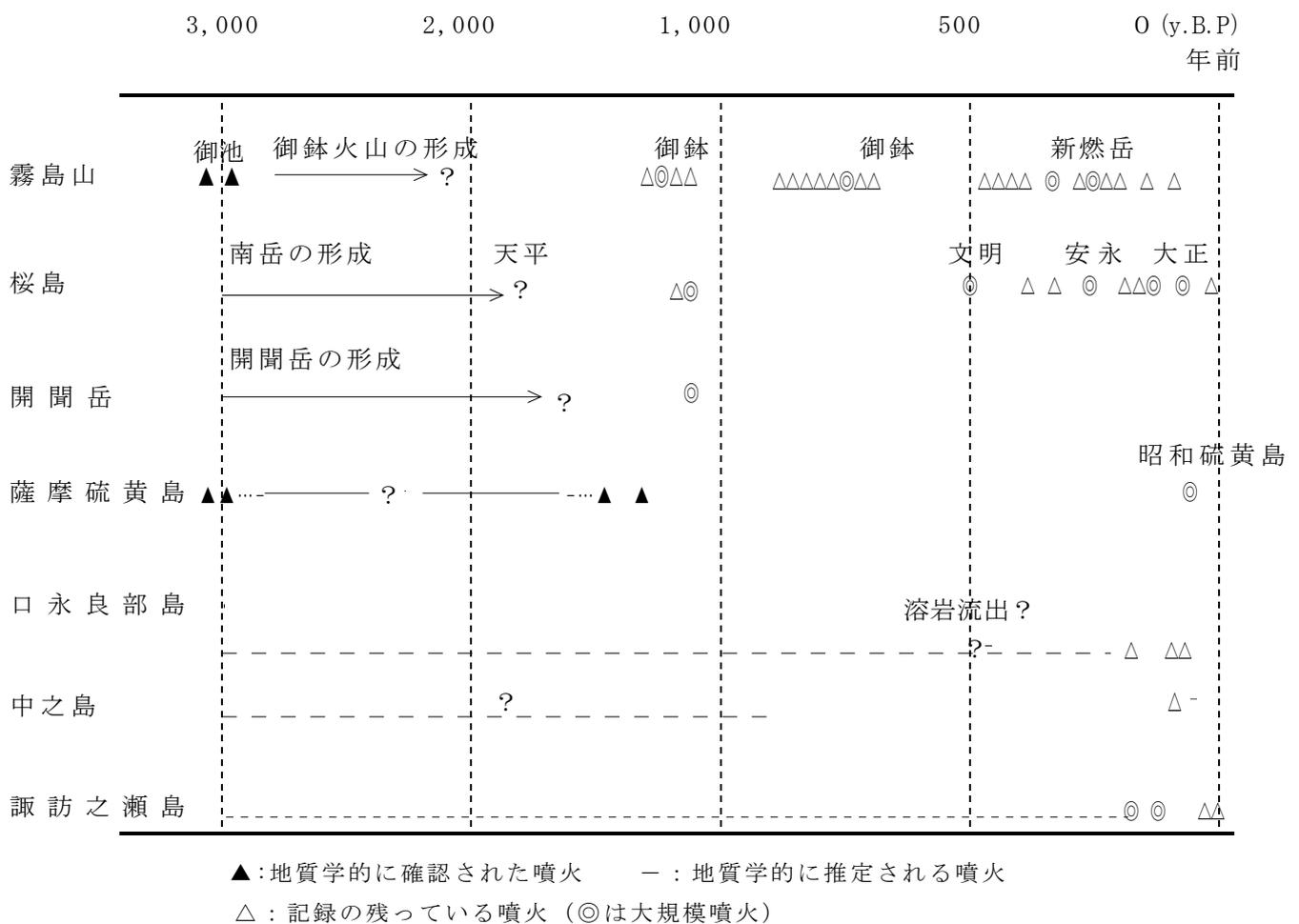


図1-1-3 最近3,000年間の鹿児島県（南九州）の火山活動史（小林ほか，1989）

	霧島山	桜島	開聞岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
1900	御鉢, 新燃岳で有史以来, 数十回の噴火を記録 1880~1903 御鉢, 断続的に噴火, 死者2名	約13,000年前以降, 活動開始	約4,000年前から阿多カルデラの後カルデラ丘の1つとして活動開始。 1615年噴火以降噴火の記録はない	約6,300年前 鬼界カルデラ巨大噴火	1841大噴火, 村落焼亡, 死者多数		1813大噴火 溶岩流出 全島避難 1884大噴火, 溶岩流出
1920	'13, 14 御鉢噴火	'13 加久藤カルデラ 群発地震 '15 加久藤カルデラ 群発地震	'14大噴火 地震・噴火によって死者29名, 家屋に被害	'14地震	'14鳴動, 火口陥没	'14小噴火	'14鳴動, 噴火 '15噴煙
	'23御鉢噴火, 死者1名						'21噴火 '22噴火 '25噴火
1940			'39噴火	'34~35 海底大噴火 新島形成	'31, 32噴火 '33~34噴火 死者8, 負傷2 家屋山林耕地被害		'38噴火 '40噴火
		'42, 49, 54 霧島山で温泉地すべり, 死者多数	'41噴火 '42噴火 '46大噴火		'46割れ目噴火	'49噴煙多量	'49噴火
			'50爆発				1950~54 時々噴火
1960	'59新燃岳噴火 森林, 農作物に被害		'55噴火 死者1名 農作物に被害 '60~63爆発				1957~ 噴火活動 継続中
		'61, 66 加久藤カルデラ 群発地震 '68えびの地震		'67阿多カルデラ 群発地震	'66爆発, 負傷3 '68~69噴火		
1980	'76 御鉢群発地震 '78新燃岳 群発地震 '79韓国岳地震	'75 加久藤カルデラ 群発地震 '76, 78地震	'72断続的に爆発, 噴出岩塊や降下火砕物による被害多数		'72, 73噴火 '74噴火 '76噴火		
	'81, 83, 85, 88, 91 新燃岳 群発地震				'80割れ目噴火		
	'91 水蒸気の噴出 '93, 94, 95 新燃岳 群発地震			'88噴煙(?)			

図1-1-4 鹿児島県における最近100年間の火山活動

## 第8節 予測される火山災害

記載した県内の7つの活火山で、火山活動が開始したときに、発生することが予想される災害要因を表1-1-1にまとめた。

表1-1-1 予想される火山災害要因

災害要因	霧島山	桜島	開聞岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	◎	◎	—	○	◎	○	◎
降下火砕物	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
火砕流	◎	◎	—	○	○	○	○
溶岩流	◎	◎	—	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
空振	◎	◎	—	○	○	○	○
山体崩壊 (岩屑なだれ)	△	△	—	◎	△	◎	○
津波	×	○	—	○	△	○	△
火山ガス	◎	○	—	◎	△	○	○
地震	△	◎	—	△	△	△	△
地盤変動	△	◎	—	△	△	△	△

◎：発生の危険が高い      ○：発生の危険がある      △：発生に注意を要する  
 ×：発生の危険が低い      —：検討を行っていない

## 第2章 災害予防

### 本章の構成

- |     |                            |   |   |
|-----|----------------------------|---|---|
| 第1節 | 火山災害に強い地域づくり               | — | 1. 火山災害予防計画の基本目標<br>2. 火山災害に強い地域づくり   |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え  | — | 1. 基本的な考え方<br>2. 情報収集と連絡体制<br>3. 災害応急体制の整備関係<br>4. 救助・救急，医療及び消火活動関係<br>5. 緊急輸送活動関係<br>6. 避難収容活動関係<br>7. 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係<br>8. 施設・設備の応急・復旧活動関係<br>9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係<br>10. 二次災害の防止活動関係<br>11. 防災関連機関の防災訓練実施指導<br>12. 災害復旧・復興への備え |
| 第3節 | 県民の防災活動の促進                 | — | 1. 防災思想の普及・徹底<br>2. 防災知識の普及・訓練<br>3. 県民の防災活動の環境整備   |
| 第4節 | 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 | — | 1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進<br>2. 火山噴火予知研究及び火山観測の充実強化  |

## 第1節 火山災害に強い地域づくり

### 1. 火山災害予防計画の基本目標

#### (1) 県内の火山をよく知り、噴火災害に備える

防災関係機関は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、行政機関等が進めている防災諸施策の理解を深めるよう努める。

#### (2) 噴火災害を想定した地域づくりを進める

防災関係機関は、火山ガス、洪水、土石流、地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と降下火砕物、火砕流、溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

#### (3) 防災組織力の向上を図る

防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

#### (4) 噴火予知のための観測体制と情報伝達体制の整備を進める

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。火山観測を進めている関係機関は相互の連絡体制の整備を図るとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

### 2. 火山災害に強い地域づくり

記載した県内の7つの活火山は、大きく県本土の火山と離島の火山の2つに区分できる。県本土の火山は、霧島山、桜島、開聞岳、離島の火山は、薩南諸島の4つの火山である。各火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。

このうち県本土の火山周辺地域で自然環境の保全や、社会資本の被害を最小限に食い止めるよう、防災関係機関が平常時から火山災害対策の諸施策を推進するとともに、交通、通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。

また、薩南諸島の火山では生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路、港の整備に努める。

### (1) 広域火山災害対策の推進

県及び市町村は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

### (2) 県土保全事業の推進

火山災害に強い県土の形成を図るため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治山・治水事業、砂防事業、その他の県土保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進し、防災対策に万全を期す。

### (3) 土砂災害の防止対策

#### ① 土砂災害防止事業の推進

県本土の火山周辺はシラス土壌が51%を占めているうえ、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、斜面崩壊等による土砂災害を受けやすい。

#### ア．山地災害危険箇所の災害防止事業の推進

治山事業は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、荒廃地、粗悪林等の早期復旧及び山地災害の発生の恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上のため、保安林整備を行う。

このため、森林法に基づく地域森林計画により、山地災害防備のための保安林、水質保全及び水資源確保のための保安林、並びに環境保全のための保安林を重点的に配備する。

#### イ．土石流危険溪流等の災害防止事業の推進

本県は、シラス土壌がひろく各地域に分布しているため、極めて荒廃しやすい地域となっている。シラス土壌地域以外の溪流においても、霧島火山のように、火山活動により荒廃しやすい溪流が多く、豪雨時に山崩れや浸食崩壊が起こりやすい。このように、本県の火山周辺地域及びシラス土壌地域は、土石流災害等が起こりやすく、人命・財産、公共施設、田畑等に多大な被害を及ぼしている。

特に、火山の噴火後は、火砕流や火山灰等によって流域が著しく荒廃し、少量の降雨でも大規模な土石流が発生しやすくなり、下流域の人命・財産等に甚大な被害をもたらしている。

これらの整備については、土石流対策を重点施策に掲げ「建設省河川砂防技術基準(案)」等に準拠し、環境にも配慮しつつ危険度、緊急度の高い溪流より逐次、施

設の整備を推進する。

#### ウ．地すべり危険箇所の災害防止事業の推進

本県には火山活動と関連して、永年の温泉ガス等により地質が変質して粘土化し、土地の一部がすべりだす温泉地すべり危険箇所があり、それが地すべり災害をひきおこして人命・財産、公共施設、田畑等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については、地すべり状況の観測と基本調査を進め、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次「建設省河川砂防技術基準（案）」等に基づき、地すべり防止工事を実施する。

#### エ．急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止事業の推進

本県は、シラス土壌がひろく分布しているため、極めてがけ崩れの起こりやすい地域となっており、毎年のように人命・財産、公共施設等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ計画的に施設の整備を実施してきたが、今後とも危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」等に基づき事業を推進する。

### （４）主要交通・通信機能強化

県、市町村及び関係機関は、火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、内陸部火山では主要な鉄道、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図っていく。

薩南諸島では港や空港からの島外避難を原則とするため各住家から港や空港までの避難路の整備を図っていく。

### （５）警戒避難体制の強化・拡充

① 県、市町村及び関係機関は、各火山の火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備する等指導、誘導を行う。

② 県、市町村及び関係機関は、地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、各火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

#### (6) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

県、市町村及び関係機関は、火山噴火による危険から逃れるためには、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

特に、既存道路、既存港、既存ヘリポートを活用し、常日頃から道路、港、ヘリポートの改良及びのり面や擁壁の点検に努めるとともに、道路上、埠頭、ヘリポートに堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難道路、避難港、ヘリポートとして整備していく。これらの道路、港、ヘリポートには避難道路、避難港、ヘリポートの標識を設置し、避難所の方向も明記する。

#### (7) 待避舎・待避壕の整備

関係市町村は、火山防災マップに基づき噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に待避舎や待避壕を整備するよう努める。

#### (8) 避難所等の整備充実

市町村は、大きな噴火が予測される時は、危険区域内に生活している住民を速やかに危険区域外に避難させることが必要である。原則的に避難所は専用施設として、長期間の住民の生活にも耐えられる諸施設の整備に努める。

したがって、この避難所は火山災害用だけでなく、他の災害の避難所としても活用する。薩南諸島では島外避難を原則とするため、避難所の整備は行わないが、一時的に避難する施設として整備を進めていく。

#### (9) 防災拠点の整備

① 県及び市町村は、内陸部火山周辺地域では行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。ただし、薩南諸島では上陸避難地とされている屋久島町や悪石島、竹島等、近隣の島で整備する。

② 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置することが望まれる。

#### (10) 公共施設等の安全性確保

県及び市町村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

特に、火口周辺（10km以内）及びその周辺地区の学校等においては、窓ガラスの破損  
・飛散防止など火山噴火時の空振対策及び噴石対策に努める。

また、1年に1回程度、定期的に公共施設の立地条件等の安全点検を実施する。

なお、点検結果に基づき、安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的  
・重点的に施設整備を行う。

#### (11) ライフライン施設等の代替性の確保

県、市町村及び関係機関は、上水道、下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

1. 基本的な考え方
2. 情報収集と連絡体制
3. 災害応急体制の整備関係
4. 救助・救急，医療及び消火活動関係
5. 緊急輸送活動関係
6. 避難収容活動関係
7. 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係
8. 施設・設備の応急・復旧活動関係
9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係
10. 二次災害の防止活動関係
11. 防災関連機関の防災訓練実施指導
12. 災害復旧・復興への備え

火山災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策を行うため，住民の生命，財産を守るために必要な情報伝達のネットワーク，避難誘導対策を確立する。さらに，火山活動が終息したあとに災害復旧・復興を実施するための備えを充分に行う。

### 1. 基本的な考え方

火山活動に関する情報や住民の対応を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

#### (1) 噴火警報等の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理防災課，市町村〕

各火山で異常な現象が生じた時，人々の間で多くの情報が錯綜したり，途絶するなど，情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも，正しい情報を住民に伝達できるような情報のネットワーク化を推進する。

#### (2) 住民の避難誘導體制〔実施責任：県関係課，市町村〕

##### ① 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努める。

##### ② 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

高齢者，障害者その他いわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，県及び関係市町村は地域住民，自主防災組織，老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし，平常時より避難誘導體制の整備に努める。

##### ③ 観光客に対する避難誘導體制の整備

各火山の周辺地区は，旅行者や観光客あるいは温泉客など多くの宿泊客がみられる。

不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知する他、関係市町村の指導・助言を得ながら発災時の避難誘導に関わる計画を作成し、訓練を行う。

## 2. 情報収集と連絡体制〔実施責任：危機管理防災課，市町村，関係機関〕

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する噴火予・警報、火山に関する情報と大きく区分される。

噴火警報はさらに、噴火警報、火口周辺警報とに区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要である。

また、霧島山（新燃岳，御鉢），桜島，薩摩硫黄島，口永良部島，諏訪之瀬島については噴火警戒レベルが導入されており、噴火予・警報，火山に関する情報とともに、有効利用することが望まれる。

詳細は第3章第2節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」に記したとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

### （1）災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

県は、火山の大噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

### （2）情報の収集・連絡体制の整備

#### ① 情報収集手段の整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、撮影機材や通信設備を備えた消防・防災ヘリコプターを活用するとともに静止画電送システムをはじめ、映像、画像による情報システムの充実、強化に努める。

#### ② 情報の収集員，連絡員の指定

県及び関係市町村は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進する。

#### ③ 住民からの連絡体制

関係市町村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

#### ④ 気象台との連携強化

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに鹿児島地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県危機管理防災課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

#### ⑤ 大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに京都大学防災研究所附属火山活動研究センター（桜島火山観測所）及び鹿児島大学理学部等に情報を伝達する。また、それらの機関が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県危機管理防災課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

### （３）情報の分析整理

#### ① 専門家の助言の活用及び人材の育成

火山の観測・研究に携わっている気象台や大学研究員等専門家の見解は、火山災害対策上大きな役割を担うことから、関係市町村は、防災対策を検討する際は、必要に応じて専門家から助言等を得る。

また、県及び関係市町村は、日頃から専門家との情報交換会を開催し、火山活動の状況を把握するとともに、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。

#### ② 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報，社会情報，防災情報等防災関連情報の最新データの収集・蓄積に努め、必要に応じ災害対策を支援する災害情報システムの構築についても推進を図る。

### （４）通信手段の確保

#### ① 災害に対する安全性の確保

県，関係市町村及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

- 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保
- 次の防災対策の推進
  - ・ 停電対策
  - ・ 情報通信施設の危険分散
  - ・ 通信の多ルート化
  - ・ 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
  - ・ デジタル化の促進
- 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

② 県防災行政無線の充実強化

県は、災害時における通信手段確保のため、地上系及び衛星系の両系統をあわせた防災行政無線の充実強化を図る。

③ 市町村の防災行政無線の拡充・整備

市町村は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

④ 非常通信体制の整備等

県及び関係市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携にも十分配慮する。

⑤ 平常時の運用・管理

県及び関係市町村は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては次の点検を十分考慮する。

ア. 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

イ. 災害に強い伝送路の構築

有・無線系，地上系，衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ. 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

エ. 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）

- ・あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。
- ・関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- ・非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

オ. 移動通信系の活用体制

災害時に有効な，携帯・自動車電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

カ. 画像伝送無線システムの活用

被災現場の状況を，ヘリコプターテレビシステム等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの運用方法等に習熟しておくこと。

キ. 災害時優先電話等の効果的活用

N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

ク. 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。

ケ. 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

##### ① 非常参集体制の整備及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、また交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。(第3章第3節「活動体制の確立」参照)

##### ② 応急活動マニュアルの作成及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関の実情を踏まえ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

##### ① 相互応援協定の締結

防災関係機関相互の連携体制は重要であり、県及び関係市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等(指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

##### ② 消防相互応援体制の整備

県及び関係市町村は、消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

##### ③ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

県及び関係市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

#### (3) 県と自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

##### ① 県による要請手続きマニュアルの作成

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

② 市町村における手続きマニュアルの作成

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

③ 自衛隊との連絡体制の整備

県、市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

(4) 火山噴火（爆発）災害対策連合会議の設置

県は、火山の噴火（爆発）に際し、県、市町村及び関係機関の対策を調整し、総合的な避難対策等の推進を図るため、各火山毎に「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」を設置する。

連絡会議は、気象台や大学等研究機関の情報や火山噴火災害危険区域予想図等に基づいた検討協議を行い、関係市町村に対し、その結果に基づく助言・勧告を行う。

なお、連絡会議の開催の考え方は以下のとおりとする。

① 火山活動の活発化に伴い、警戒区域や避難対象地域等の設定、拡大等新たな防災対策の検討が必要なとき。

② 警戒区域、避難対象地域等を縮小または解除しようとするとき。

③ 上記以外で、県が必要と認めたとき。

(5) 防災中枢機能等の確保・充実

① 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

県及び関係市町村は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。（詳しくは第3章第7節参照）

② 自家発電設備等の整備

県、関係市町村及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係わる機関は、保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

**4. 救助・救急、医療及び消火活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，消防，関係機関〕**

県、関係市町村及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火に係わる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

県及び関係市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車輛及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

## (2) 医療活動関係

県及び関係市町村は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

## (3) 消防活動関係

### ① 消防水利の多様化の推進

県及び関係市町村は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

### ② 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

県及び関係市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定訓練の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

### ③ 消防団の活性化の促進

県及び関係市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

### ④ 林野火災への対応

火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

## **5. 緊急輸送活動関係〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，県トラック協会，水産振興課，漁港漁場課，港湾空港課〕**

### (1) 緊急輸送ネットワークの形成

県及び関係市町村は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握する。

また、県及び関係市町村は、火山災害、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

## (2) 輸送手段の確保

### ① 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両等は、事前届出を行っておく。

また、災害時には、県及び市町村をはじめ災害応急対策実施機関所有の車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業は、県トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

### ② 船舶等による輸送

離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図るものとし、平素から災害時の運用計画を作成しておく。

また、県有船舶だけでは不足の場合を想定し、県は日頃から漁船及び民間船舶等の活用を図るため、関係漁業組合及び九州運輸局鹿児島運輸支局と連絡体制を整備して、連携を図っておく。

さらに、上述の船舶による輸送が困難な場合で、かつ緊急に海上輸送が必要な場合は、県は第十管区海上保安本部の巡視船艇・航空機による輸送の要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

この他、さらに輸送手段として必要な場合を想定し、県は関係自衛隊と船舶の派遣要請について、その要請手続き等を整備し、日頃から連携を図っておく。

### ③ 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県は、自衛隊の災害派遣要請及び消防組織法に基づく「広域航空消防応援」による応援要請手続き等について、日頃から連携を図り整備しておく。

## (3) 輸送施設の整備

### ① 道路の整備

災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送道路をあらかじめ指定しておく。

また、県警察は、火山災害に対する安全性の確保を図るため、信号機、情報板等の道路交通関連施設を整備するとともに災害時において交通規制を行う。その場合、車両の運転者の義務等について周知を図り、かつ広域的な交通管理体制を整備しておく。

一方、道路管理者は、火山噴火による災害時に道路啓開を実施する路線をあらかじめ定めおき、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行う。

## ② 港湾・漁港の整備

火山の噴火に伴い危険がさし迫った場合の脱出や道路の交通途絶等によって船舶に頼らざるを得なくなった場合は、災害に強い港湾施設が必要である。あらかじめ避難港として一般港や漁港等を指定しておき、平常時より避難用船舶が安全に停泊できる港の整備充実を図っておく。

## ③ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害における降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

県及び関係市町村は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図る等の所要の措置を講じる。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

## (4) 拠点の整備

火山噴火による災害時の救援物資や資機材の集積地として、トラックターミナル及び卸売市場等をあらかじめ指定しておく。

## (5) 緊急輸送道路啓開体制の整備

道路管理者は、平素から災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## (6) 業者との協定の締結

### ① 建設業者との協定の締結

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

### ② 運送業者との協定の締結

県及び関係市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等

と協定を締結するなど体制の整備に努める。

## 6. 避難収容活動関係〔実施責任：危機管理防災課，社会福祉課，建築課，市町村，関係機関〕

### (1) 避難所

#### ① 避難所の選定，指定

関係市町村は，都市公園，学校，公民館等公共的施設等を対象に，火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定に当たっては地域の人口，避難圏域の広さ，地形，災害に対する安全性等に配慮し，必要な数と規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。避難所として指定された施設については，必要に応じ換気，照明等避難生活の環境を良好に保つとともに屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるよう設備の整備に努める。

#### ② 避難所に必要な施設，設備及び備蓄品

県及び関係市町村は，避難所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また，指定された避難所又はその近傍で，食料，水，非常用電源，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### ③ 避難所の運営管理

県及び関係市町村は，あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

### (2) 避難体制の準備

#### ① 地域住民の名簿及び災害時要援護者の掌握

市町村長は，日ごろから地域ごとの住民の名簿を作成し，災害時要援護者の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

#### ② 避難誘導責任者

避難誘導にあつては，あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め，地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導に当たる。

#### ③ 収容班長

避難所には収容班長を置き，避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ，避難所の運営管理に当たる。収容班長は，当該施設の管理者を原則とし，市町村長があらかじめ定めた者とする。

#### ④ 事前に準備すべき資料

収容班長は，事前に避難者の名簿，本部との連絡表，避難所業務日誌等を用意して

おく。

(3) 避難に際し住民のとるべき措置

① 広報等による住民への徹底

関係市町村は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、これらの内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

- ア. 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどをする事。
- イ. 避難するときは頭巾又はヘルメット、靴（又は地下足袋等）、防塵眼鏡・マスクを着用すること。
- ウ. 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- エ. 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。
- オ. 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

(4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

県及び関係市町村は避難が円滑に行われるよう、あらかじめ所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

(5) 避難路・避難港・ヘリポートの整備

県及び市町村は、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

(6) 応急仮設住宅設置の事前準備

県及び関係市町村は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に用する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

**7. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係**

**〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，九州農政局鹿児島農政事務所，社会福祉課，生活衛生課，農産園芸課，市町村，水道事業者〕**

(1) 備蓄場所の体系的整備

県及び関係市町村は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、水及び医療品等生活必需品ならびに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達

体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める（第3章 第7節参照）。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

県及び関係市町村は、物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

**8. 施設・設備の応急・復旧活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕**

(1) 必要とする資機材の整備及び防災関係機関

県，関係市町村及び防災関係機関は，それぞれの所管する施設，設備の応急復旧を行うため，あらかじめ被害状況を予測し，必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

(2) ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は，火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

**9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕**

(1) 多様な情報手段の整備

県，関係市町村及び公共機関は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の整備を図るとともに，有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

(2) 情報発信の恒常性の確保

県，関係市町村及び放送事業者等は，火山災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図る。

伝達すべき生活情報

- 生活に必要なサービスや物資の提供，配布に関すること。  
(いつ，どこで，何を，どうするか)
- 交通状況，医療施設の案内等

## 10. 二次災害の防止活動関係〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は，豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，ならびに事前登録など活用のための施策等を推進する。

また，二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに，観測機器等の確保について準備しておく。

## 11. 防災関係機関の防災訓練実施指導〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕

### (1) 防災関係機関の防災訓練実施指導

県は防災関係機関である指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体が個別に，かつ自発的に防災訓練を行うよう指導し，火山災害発生時に住民等の避難誘導，救護救出等諸応急活動に従事できるよう習熟を図る。

### (2) 地域・職場等の防災訓練の指導

県や市町村は，地域，職場，学校等が自発的に防災訓練を行うよう指導し，住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 12. 災害復旧・復興への備え〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

### (1) 各種データの整備保全

県及び関係市町村は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておく。

各種データの総合的な整備保全（地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

なお，公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに，資料の滅失を回避するため，複製等の措置を講じる。

### (2) 復興対策の研究

関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援施策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

### 第3節 県民の防災活動の促進

1. 防災思想の普及・徹底
2. 防災知識の普及・訓練
3. 県民の防災活動の環境整備

防災思想とは防災の心構えである。単に知識を身につけても防災に対する根本的な心構えがないと、いざという時に役に立たない。正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

#### 1. 防災思想の普及・徹底〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また。県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、県、市町村及び関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、県及び市町村は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

#### 2. 防災知識の普及・訓練〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

##### (1) 防災知識の普及

県、市町村及び関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促す。

表 1 - 2 - 1 防災知識の普及に関する一覧表

普及対象者	普及事項	普及方法
住民	① 火山の知識 ア. 火山の性質 イ. 噴火前兆現象の種類と内容 ウ. 噴火現象とその影響 ② 噴火の記録及び噴火の状況 ③ 住民が実施する対策の内容 ア. 異常現象の内容と発見時の通報及び通報場所 イ. 各種情報の提供と通報場所 ウ. 避難指示等の伝達系統, 信号内容 エ. 避難の時期, 避難時の携帯品, 避難集結地, 避難先 オ. 避難に際しての留意事項 カ. その他 ④ 県, 市町村, 防災機関の対策内容	① 普及資料 ア. 火山防災マップ イ. 火山災害時の行動マニュアル等 ウ. 事前に準備しておくべき器具類 ② 普及方法 ア. 公共的施設の提示 イ. 広報誌への掲載 ウ. 説明会の開催 エ. 防災講演会の開催 オ. 学校等の教育機関における教育 カ. イベントの開催 キ. 報道関係機関への依頼
県・市町村・関係機関の職員	① 火山知識〔上記①と同様〕 ② 噴火時の災害対策及び噴火の状況 ③ 対策組織及び各自の任務 ④ 各防災関係機関の対策内容〔特に自機関のもの〕	① 普及資料 ア. 本計画書 イ. 火山防災マップ ② 普及方法 ア. 説明会 イ. ビデオ
観光客等 一時的滞在者	市町村は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。具体的には、主な観光拠点〔展望所等〕及び主な宿泊施設にすでに発行されている「火山防災マップ」を掲示する等、危険地域の周知徹底を図る。	

(2) 防災訓練の実施, 指導

① 県の行う総合防災訓練

県, 関係市町村をはじめ防災関係機関等は地域住民等と連携しながら, 風水害, 地震災害, 火山災害等, あらゆる災害に対応する様々な条件を設定した総合的な防災訓練を実施する。この訓練をもとに, 防災訓練や災害対策の課題等を明らかにし, 必要に応じ体制等の改善を行う。

② 市町村の行う火山災害対策

市町村は, 火山災害対策の充実を図るため関係機関等と共同し, 防災訓練を実施する。

この場合, 市町村は県の助言等を踏まえ, 地域の特性等による火山災害の様態などを十分考慮し, 実情に合ったものとするとともに, 特に避難訓練については, あらか

じめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

③ 地域、職場、学校等の行う火山災害対策訓練

特に、火山災害の危険性の高い地域、職場、学校等においてはきめ細かい火山災害対策訓練を実施し、火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努める。

**3. 県民の防災活動の環境整備〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕**

(1) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

① 自主防災組織の設置の促進

ア. 重点推進地区

火山灰・噴石、火山ガス及び土石流等特に災害の発生の高い地域を重要推進地区とし、率先して自主防災組織の育成を行うよう指導する。

イ. 自主防災組織の単位

自主防災組織の新設は、地区の実情に応じ、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで適正な規模の地区を単位として組織すること。

ウ. 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

(a) 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

(b) 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

(c) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

(d) 青年団、婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

② 自主防災組織の活動内容

ア. 平常時における活動

- (a) 防災に関する知識の普及
- (b) 防災訓練の実施
- (c) 火気使用設備の器具等の点検
- (d) 防災資機材の備蓄

#### イ. 災害時における活動

- (a) 情報の収集伝達
- (b) 出火防止及び初期消火
- (c) 責任者による避難誘導（町内会長，消防分団長等が誘導担当者）
- (d) 救出救護

### (2) 自主防犯組織の育成

県及び関係市町村は、県警の協力のもと地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

### (3) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び関係市町村は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

### (4) 企業防災の促進

#### ① 企業による防災活動の推進

地元企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

特に、交通関係者や宿泊施設の管理者等は観光客等の安全を確保するよう万全を期す。

#### ② 県及び関係市町村の支援

県及び関係市町村は、全企業人の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業の表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

## 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進
2. 火山観測体制の充実・強化

### 1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

#### (1) 研究機関と行政機関との連携

県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくよう国等に要請する。

#### (2) 県民の防災教育の推進

県は各種防災講演会の開催等を通じ、県民の防災教育を進めていく。

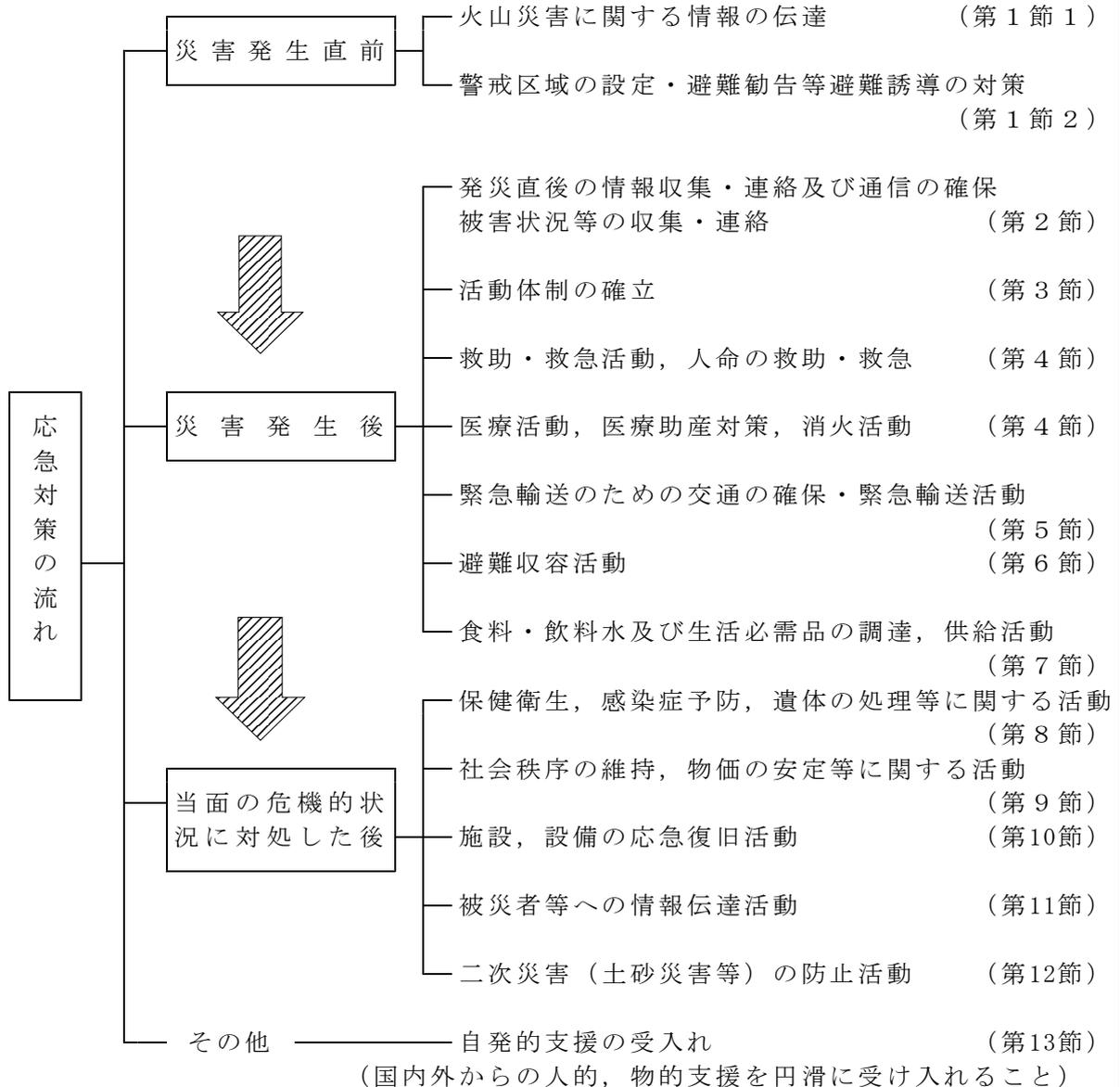
### 2. 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県、市町村等は、火山観測体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3章 災害応急対策

- 第1節 災害発生直前の対応
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 救助・救急，医療及び消火活動
- 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第6節 避難収容活動
- 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動
- 第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
- 第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
- 第10節 施設，設備の応急復旧活動
- 第11節 被災者等への情報伝達活動
- 第12節 二次災害の防止活動
- 第13節 自発的支援の受入れ

○ 応急対策の流れは概ね次のとおりである。各段階に応じた的確な対応を講ずる。



## 第1節 災害発生直前の対応

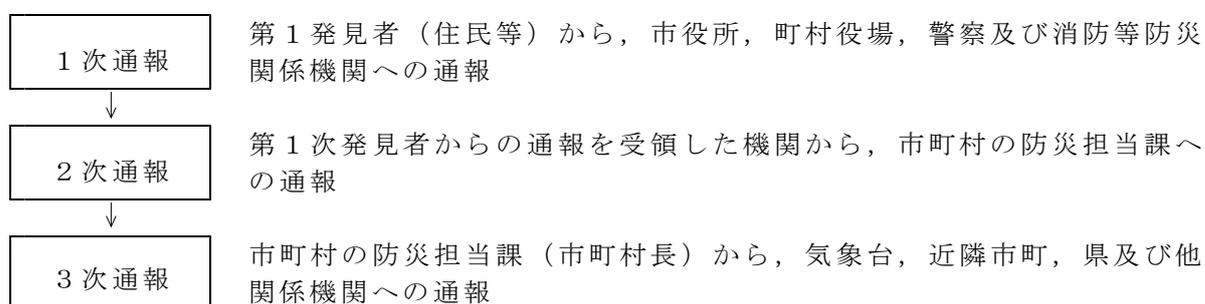
1. 火山災害に関する情報の伝達
2. 警戒区域の設定・避難勧告
3. 県における警戒体制の確立

### 1. 火山災害に関する情報の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理防災課，市町村，関係機関〕

#### (1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

##### ① 通報体制の概要

住民等が，噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合は，関係市町村及び関係機関は，情報を通報する。



##### ② 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は，次のとおりとする。

なお，住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが，発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

- ア．顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
  - 海岸線の変動
- イ．噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ．湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ．顕著な地温の上昇
  - 新しい地熱地帯の発見
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の挙動異常

- オ. 海水・湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- カ. 有感地震の発生及び群発
- キ. 鳴動の発生

### ③ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた市役所・町村役場、市町村の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

- ア. 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者）
- イ. 発生場所
- ウ. 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

## （2）火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを適用し、噴火予報、噴火警報により発表する。

### ① 火山現象に関する予報及び警報

気象業務法第13条1項により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

ア 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

#### ・噴火予報

噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表する。

#### ・降灰予報

噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表する。

#### ・火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量のガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域を定期的に発表する。

イ 警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

#### ・噴火警報

火山活動について、警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表する。

（「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」参照）

(ア) 「居住地域」を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」

(イ) 「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」

(ウ) 海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

・噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

## ② 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報で、火山活動の状況に応じ適時発表する。

イ 火山活動解説資料

火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料で、毎月1回または必要に応じ適時発表する。

ウ 週間火山概況

過去1週間の火山活動を取りまとめ、現状及び今後の防災上の留意事項も記載した資料で、気象庁本庁が毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月1カ月の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、発表時の火山活動の状況、予報事項、警報事項の解説を記載した資料で、毎月1回発表する。

## ③ 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。

ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

※ 噴火警報・予報の伝達は、噴火警報・予報伝達系統図に基づいて行なわれる。

## 対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード

注 噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

### 噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) (略称: 噴火警報)	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報 (火口周辺) (略称: 火口周辺警報)	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
			レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

### 噴火警戒レベルを導入していない火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) (略称: 噴火警報)	居住地域または山麓 及び それより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において 厳重に警戒 (居住地域厳重警戒**)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺) (略称: 火口周辺警報)	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓 の近くまでの広い範囲の火 口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 (火口周辺危険)
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

\* 居住地域が不明確な場合は「噴火警報(山麓)」

\*\* 居住地域が不明確な場合は「山麓厳重警戒」と記載

### 海底火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺 海域	海底火山及び その周辺海域で警戒 (周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	直上	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

(3) 噴火予報，警報，火山の状況に関する解説情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は，噴火予報，警報，火山の状況に関する解説情報を発表したとき，次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお，噴火警報を発表したときは，県への通報を最優先する。

噴火警報発表時の県等における措置は（4）に示す。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 関係地方公共団体の機関</li><li>② 関係警察機関</li><li>③ 報道機関</li><li>④ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関</li></ul> |
|---|

(4) 噴火警報発表時に関する県等における措置

① 県における措置

ア．鹿児島地方気象台から伝達される噴火警報は，危機管理防災課において受理する。

勤務時間外は，非常勤嘱託員が受理し，直ちに危機管理防災課長に連絡する。

イ．危機管理防災課長は，噴火警報を受理したときは，とるべき措置と合わせて，直ちに関係のある各機関に通報する。

なお，噴火警報の伝達系統を図1-3-1に示す。

ウ．危機管理防災課長から通報を受けた関係部課長は，必要に応じ関係出先機関の長に通知するとともに，予想される事態に対しとるべき措置等をあわせて通報する。

エ．関係地域振興連絡協議会長及び関係支庁長は，伝達を受けた噴火警報及びそのとるべき措置として指示された事項について，直ちに管内市町村長に伝達する。

② 市町村における措置

関係市町村長は，当該市町村地域防災計画の定めるところにより，通報に係わる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において，市町村長は，必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について，必要な通報又は警告をすることができる。

③ 指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関における措置

各関係機関の長は，噴火警報の伝達を受けたときは，当該情報により予想される事態に対し，その業務に係る防災に関する計画に基づきとるべき措置等を決定し，予防・救助・復活活動に備えなければならない。

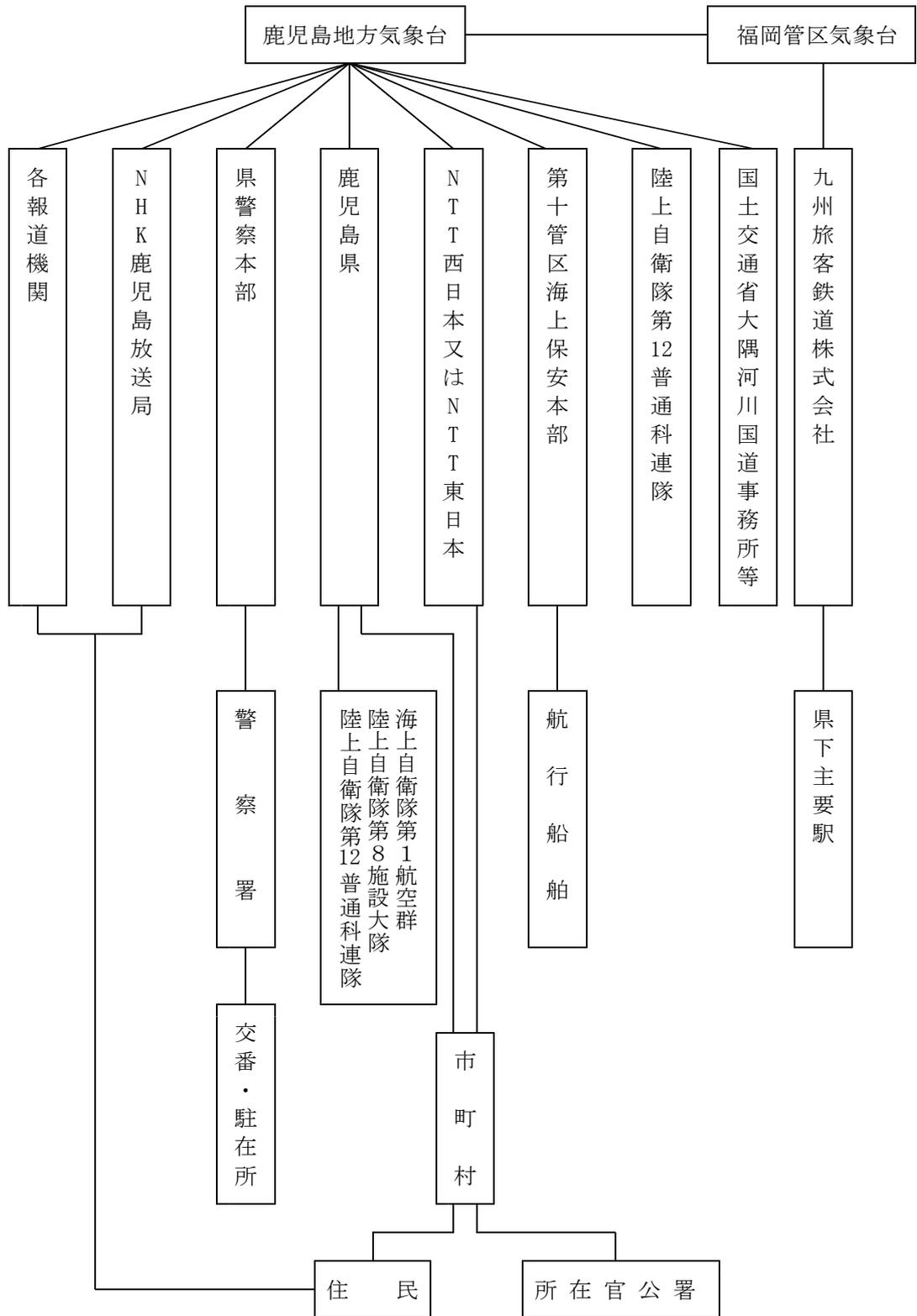


図 1 - 3 - 1 噴火警報の伝達系統

(5) 噴火警報の伝達

県は、噴火警報を受理したとき、次の関係機関に伝達する。

- |   |
|---|
| ア． 関係市町村<br>イ． 陸上自衛隊第12普通科連隊<br>ウ． 海上自衛隊第1航空群<br>エ． その他必要と認める関係機関 |
|---|

**2. 警戒区域の設定・避難勧告等〔実施責任：危機管理防災課，県警察本部，市町村，第十管区海上保安本部，自衛隊〕**

市町村長は、噴火警戒レベル5の噴火警報（噴火警戒レベル未導入火山にあつては、レベル5相当の噴火警報）が発表された場合、または、火山噴火（爆発）対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体に危険がある場合には、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 市町村の実施する避難措置

① 避難勧告等の発令

市町村長は、各火山に定めた基準に従って避難勧告を発令する。

② その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

市町村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

- |  |
|--|
| ○ 勧告・指示により早く避難する時（住民による事前避難）<br>住民等の自主判断により、避難所に集まった場合 |
| ○ 避難が遅れる時<br>夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による障害                      |

(3) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

① 警察官又は、海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

② 警察官による避難の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記①の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

③ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

④ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

(4) 県による避難

① 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(5) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。

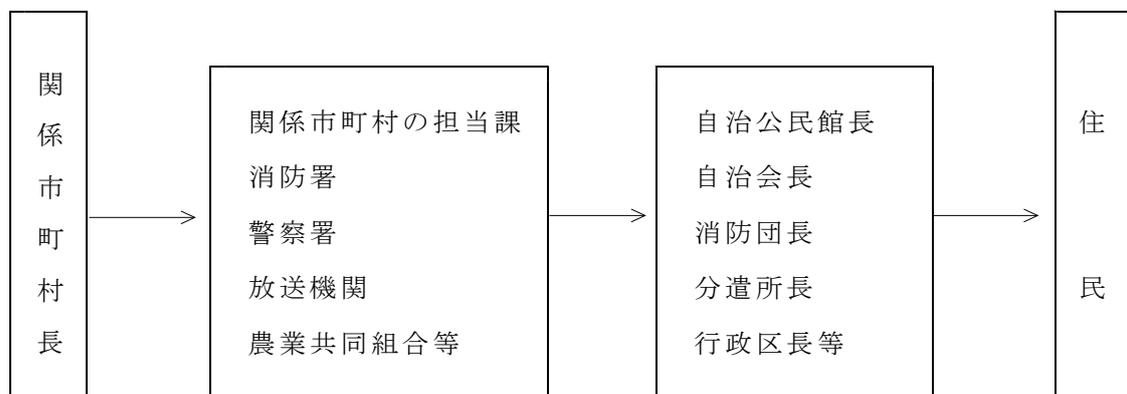


図 1 - 3 - 2 避難指示等の伝達系統

(6) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
- ③ 広報車（消防車等）による伝達
- ④ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- ⑤ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- ⑥ 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

(7) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

表 1 - 3 - 1 防災信号

102区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
準備	—	5 秒 ● — ● — ● — 休止（約 15 秒）	1 点打 ● 休止 ● 休止 ●
勸告	—	5 秒    5 秒    5 秒 ● —    ● —    ● — 休止（約 6 秒）	3 点打 ● — ● — ● 休止 ● — ● — ●
指示	赤 色	約 1 分 ● ——— ● — 休止（約 5 秒）	連打 ● — ● — ● — ● — ● — ●

(8) 伝達する内容

- ① 避難先とその場所
- ② 避難経路
- ③ 避難の理由
- ④ その他の注意事項

(9) 報告・通報

市町村長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。

県知事は、市町村長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、市町村長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は、直接必要な機関に通報することができる。

- 鹿児島地方気象台
- 県教育庁
- 県警察本部
- 自衛隊
- 報道機関
- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 九州運輸局鹿児島運輸支局
- 第十官区海上保安本部
- その他必要とする市町村

### 3. 県における警戒体制の確立〔実施責任：危機管理防災課〕

県は、火山噴火に伴う災害を最小限に食い止めるため、次に示す警戒体制を確立しておく。

#### (1) 火山災害に関する情報の収集体制の整備

県は、鹿児島地方気象台が発表する噴火警報等や市町村からの災害に関する情報等を迅速かつ正確に把握するため鹿児島県地域防災計画に基づき、あらかじめ定められた情報収集方法により、平常時からいつでも情報が得られるような体制を確立しておく。

#### (2) 市町村長への支援体制の確立

県は、関係市町村長が決定する警戒区域の設定及び避難指示等に対し、的確な助言ができるよう鹿児島県地域防災計画に基づき県災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の組織及び所掌事務は「本章第3節1」の「県における活動体制（1）③」を参照。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被害情報の収集・連絡</li><li>2. 通信手段の確保</li></ol> |
|--|

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、**概括的な情報**も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### 1. 被害情報の収集・連絡〔実施責任：県関係課，県警察本部，市町村〕

#### (1) 市町村長の情報収集と伝達

##### ① 情報の収集

##### ア. 地域責任者による収集通報

自治公民館長等、各市町村で定められた地域責任者は、地区住民と連携をとって、火山噴火に関する各種被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

##### イ. 消防機関による収集通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

また、各種通報等により119番が殺到している場合は、その旨を県及び消防庁へ通報する。

##### ウ. 市町村職員による収集

市町村は、災害の状況に応じて、情報収集班を編成し、必要箇所の情報収集を図る。

##### ② 市町村の情報担当課

市町村の情報担当課は、地域責任者や消防機関等からの通報を受け付け、被害情報の整理を行う。

##### ③ 被害情報の通報

関係市町村の情報担当課は、収集・整理した被害情報を関係機関に通報する。その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

##### ④ 被害情報の内容

収集・通報する被害情報は、次のとおりである。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等市町村の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，船舶，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

#### ⑤ 通報の方法

被害情報の通報・伝達は，次の方法のうち最も迅速かつ正確に通報できる方法をもって行う。

なお，有線通信途絶の場合は，第3章第2節第2項「通信手段の確保」に基づき行う。

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

### （2）県の情報収集と通報

#### ① 被害情報収集

##### ア．県の情報収集

県は，積極的な情報収集に努め，把握できた範囲内で直ちに消防庁に対し第一報を行う。

##### イ．系統による情報収集

県は，あらかじめ定められた情報収集方法により，次の機関からの被害情報の通報を受ける。

- 市町村の情報
- 警察本部の情報
- 消防機関の情報
- 県防災航空センターの情報

##### ウ．非系統による情報収集

県は，他機関から被害情報の収集ができない場合は，次の機関に要請し，必要情報の収集を行う。

要 請 先	要 請 内 容
警 察 本 部	航空機，自動車等特殊能力を有する情報班の出動を要請
自 衛 隊	災害派遣により，航空機等特殊能力を有する情報班の出動を要請
第十管区海上保安本部	巡視船艇，航空機の出動を要請

② 被害情報の通報

県は，収集した被害情報を必要に応じて関係機関に通報する。

(3) 県警察本部の情報収集と通報

① 被害情報の収集

県警察本部は，大きな噴火のおそれがあると認められる場合は次の体制をとる。

警 察 本 部	県警察災害警備準備室，災害警備本部
警 察 署	警察署災害警備実施本部，災害警備現地本部

現地においては，噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

<p>ア．大きな噴火の発生が予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施部隊による各種情報の収集</li> </ul> <p>イ．大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報部隊による各種情報の収集</li> <li>○ 実施部隊による諸対策の実施</li> </ul>
---

② 情報の通報

収集された各種情報は，下図の系統にしたがって通報される。

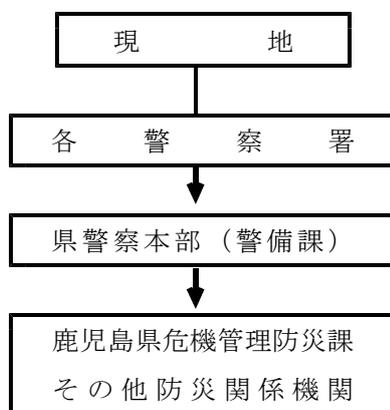


図 1 - 3 - 3 県警察本部による被害情報の通報系統

③ 情報の内容

気象、地象、水象等火山噴火に関係するすべての事項

**2. 通信手段の確保〔実施責任：西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社、自衛隊、市町村、消防、危機管理防災課、県警察本部〕**

(1) 通信手段の種類

降下火砕物、地震その他の現象により、被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合、次のような通信手段を用いる。

① 現有无線網

一般加入電話が使用不能となった場合、各市町村が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網は次のようなものがある。

- ア. 消防無線電話
- イ. 警察無線電話
- ウ. 防災行政無線電話
- エ. 鹿児島地区非常通信連絡会

② 孤立防止対策用衛星電話（KU-1CH）

一般加入電話と通話できる衛星電話で、町役場、役場支所等に設置され、通信の方法は次のように行う。

- ア. 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。
- イ. 孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受信器をはずし、“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局名、電話番号を連絡して、相手の加入電話と通話する。

(一般災害対策編第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

(2) 移動無線局の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を配置し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

(3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

- ア. 通信隊の派遣
- イ. 連絡隊の派遣

(4) 電気事業者の責務

電気事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(5) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

### 第3節 活動体制の確立

1. 県における活動体制
2. 広域的応援体制
3. 指定行政機関・公共機関の活動体制
4. 自衛隊の災害派遣

#### 1. 県における活動体制

知事は、火山噴火に伴う災害に対応するために、鹿児島県地域防災計画に基づき、災害警戒本部と災害対策本部を設置する。関係市町村及び関係機関は、県の災害対策本部に対応した体制をとる。

##### (1) 県における活動体制

火山活動の状況に応じた活動体制をとる。

###### ① 情報連絡体制時における活動体制

噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、又は、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき、危機管理防災課長を責任者とした体制を整備し、災害の状況に応じては災害警戒体制に移行する措置をとるものとする。

###### ② 災害警戒体制時における活動体制

噴火に関わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想され、住民の生命財産の危険がせまってきたとき、災害警戒体制を整備するとともに災害警戒本部（災害警戒地方本部）を設置し、本部長（総括危機管理監）、地方本部長（連協長、支庁長）は災害の状況に応じて災害対策本部（災害対策支部）体制に移行する措置をとるものとする。

###### ③ 災害対策本部体制時における活動体制

噴火警報が発表されたとき、あるいは噴火活動が活発になり住民の生命身体の危険が予見されるとき、又は、噴火等による大災害が発生したときは災害対策本部（災害対策支部）体制を整備するとともに災害対策本部（災害対策支部）を設置し、知事を対策本部長、連協長・支庁長を対策支部長とする。

##### (2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は、設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

表 1 - 3 - 2 本庁における参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、又は、噴火に係わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	(1)危機管理局 …………… 4名 (2)別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火に係わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	(1)危機管理局 …………… 8名以上 (2)別記1に掲げる課 …………… 2名以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	(1)危機管理局 …………… 8名以上 (2)別記1及び2に掲げる課 …………… 4名以上 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	(1)危機管理局 …………… 半数程度 (2)別記1及び2に掲げる課 …………… 半数程度 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
	第3配備	(1)危機管理局 ……… 全員 (2)別記1及び2に掲げる課 ……… 全員 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
	第4配備	各所属職員全員	

(別記1) 政策調整課、広報課、人事課、生活・文化課、企画課、情報政策課、環境林務課、森林整備課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、かごしまPR課、農政課、農地建設課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、教育庁学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

(別記2) 交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、介護福祉課、健康増進課、障害福祉課、子ども福祉課、生活衛生課、薬務課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

表 1 - 3 - 3 出先機関（支部）における配備基準

体制	基準	配備基準	活動内容
情報連絡体制	噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	各地域振興連絡協議会の事務局職員及び各支庁の総務課職員 ……各2名	火山活動の状況を把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	連協長等があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	噴火警報（居住地域）が発表されたとき、又は噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、災害対策本部の支部長（以下本表中「支部長」という）が必要と認めるとき。	災害対策支部を設置し、災害の規模程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。	
	第3配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による災害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき。	

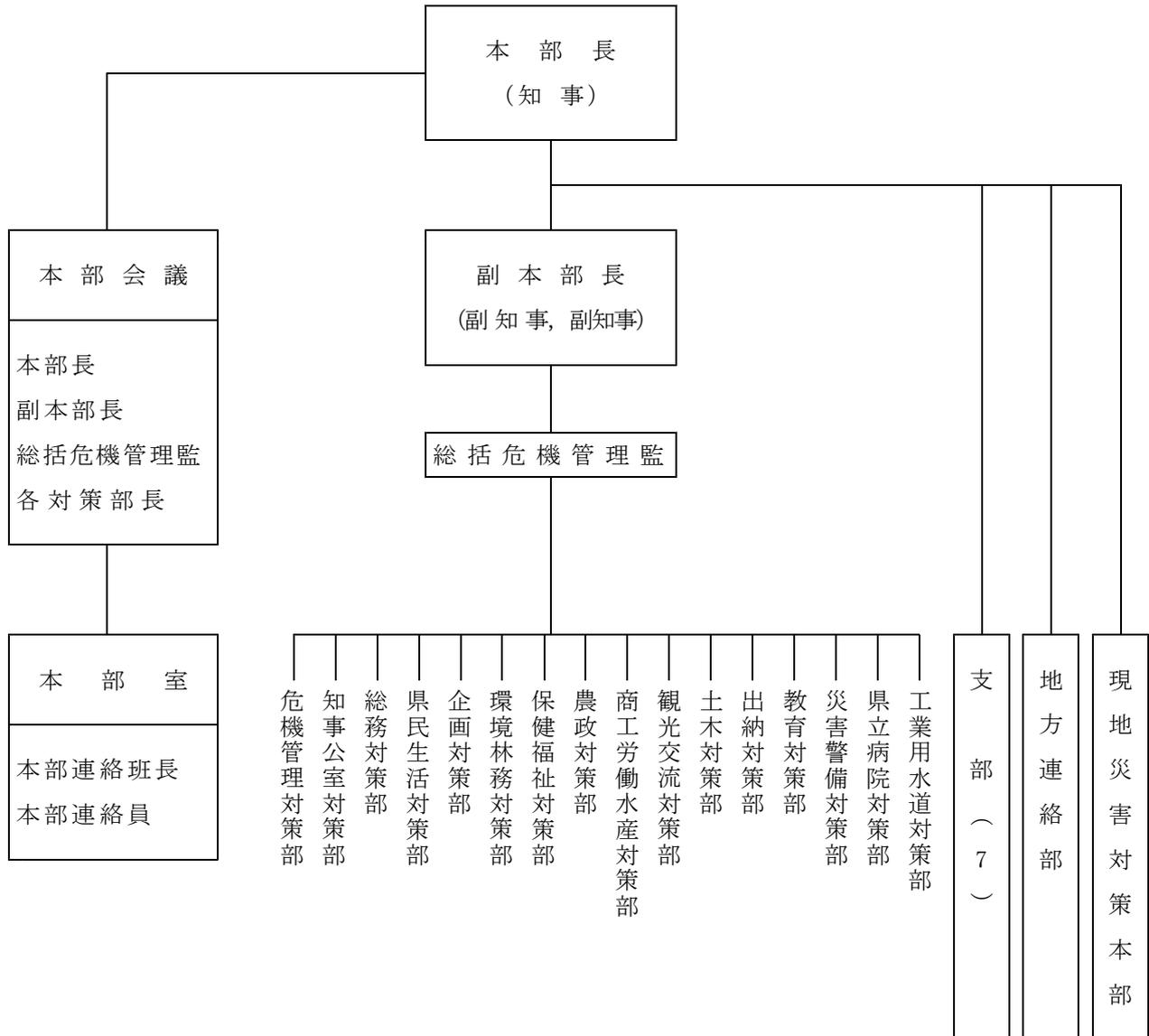


図 1 - 3 - 4 県災害対策本部組織図

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 1）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
危機管理 対策部 (危機管理 局長)	本部連絡班	危機管理防 災課及び消 防保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議に関すること。</li> <li>3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する こと。</li> <li>4 自衛隊等の出動要請に関すること。</li> <li>5 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。</li> <li>6 支部の災害対策事務に要する経費に関すること。</li> <li>7 無線通信の運用及び保守に関すること。</li> <li>8 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の 被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。</li> <li>9 本部長が特に命じたこと。</li> </ol>
知事公室 対策部 (知事公 室長)	秘書班	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 災害視察者に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長の災害地視察に関すること。</li> </ol>
	政策調整班	政策調整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事公室対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	広報班	広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関すること。</li> <li>2 災害写真に関すること。</li> <li>3 県の広報誌の発行に関すること。</li> </ol>
総務対策 部 (総務部長)	人事班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部の総括に関すること。</li> <li>2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。</li> <li>3 市町村に対する応援の派遣に関すること。</li> <li>4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状 況の確認並びに職員等への支援に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	職員厚生班	職員厚生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の災害補償に関すること。</li> <li>2 職員の健康管理に関すること。</li> <li>3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関 すること。</li> </ol>
	学事法制班	学事法制課	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の被害の調査 及び対策に関すること。
	市町村班	市町村課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災市町村の行財政指導に関すること。</li> <li>2 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。</li> </ol>
	財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。</li> <li>2 県有財産の被害の調査に関すること。</li> </ol>
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務 センター 班	総務事務 センター	他の班の応援に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 2）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
県民生活対策部 （県民生活局長）	生活・文化班	生活・文化課	1 県民生活対策部の統括に関する事。 2 関係物資の価格需給動向の実態等調査に関する事。 3 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関する事。 4 生活・文化課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	共生・協働推進班	共生・協働推進課	共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。
	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	青少年男女共同参画課関係施設並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関する事。
企画対策部 （企画部長）	企画班	企画課	1 企画対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	世界文化遺産班	世界文化遺産課	他の班の応援に関する事。
	情報政策班	情報政策課	行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワーク（国及び地方公共団体の組織ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークをいう。）の維持及び管理に関する事。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関する事。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関する事。
	交通政策班	交通政策課	公共交通機関の被害調査に関する事。
	統計班	統計課	他の班の応援に関する事。
環境林務対策部 （環境林務部長）	環境林務班	環境林務課	1 環境林務対策部の総括に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。 3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関する事。 5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関する事。 6 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。 7 部内各班の連絡調整に関する事。
	地球温暖化対策班	地球温暖化対策課	他の班の応援に関する事。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 2 回収油の処分についての連絡調整に関する事。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 3）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	自然保護班	自然保護課	1 野生生物の保護に関すること。 2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	林業振興班	林業振興課	1 林道の被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	森林整備班	森林整備課	1 治山関係施設等の被害の調査に関すること。 2 治山関係施設等の応急措置に関すること。 3 造林地等の被害の調査に関すること。 4 県営林の被害の調査に関すること。 5 林野火災に関すること。
保 健 福 祉 対 策 部 (保 健 福 祉 部 長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1 保健福祉対策部の総括に関すること。 2 保健所との連絡に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 医療機関（医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	地域医療整備班	地域医療整備課	1 り災者の医療救護及び助産に関すること。 2 災害救護事務（死体の検索を含む。）に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 2 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。 3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。 4 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 5 義援金品に関すること。 6 救助状況の報告に関すること。 7 ボランティア活動の情報提供に関すること。
	介護福祉班	介護福祉課	1 り災した高齢者の援護に関すること。 2 介護福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1 感染症予防に関すること。 2 感染症その他の被害の調査及び感染症の発生状況の報告に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1 り災した障害者の援護に関すること。 2 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 4）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	子ども福祉班	子ども福祉課	1 り災した児童の援護に関すること。 2 り災した母子世帯の援護に関すること。 3 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。
	薬 務 班	薬 務 課	1 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 2 血液の確保に関すること。
商工労働 対策部 （商工労働水産部長）	商工政策班	商工政策課	1 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2 商工観光労働関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害用物資のあっせんに関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	経営金融班	経営金融課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1 漁業関係の被害の調査に関すること。 2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3 緊急輸送手段としての県有船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 4 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3 緊急輸送施設の確保に関すること。
観光交流 対策部 （観光交流局長）	かごしまPR班	かごしまPR課	1 観光交流対策部の総括及び被害調査の商工政策班への連絡に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	観 光 班	観 光 課	1 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 2 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
農政対策部 （農政部長）	農 政 班	農 政 課	1 農政対策部総括に関すること。 2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	食の安全推進班	食の安全推進課	保管されている農薬の安全対策に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1 農業関係の被害の調査に関すること。 2 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。 2 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。 3 救助用食糧のあっせんに関すること。 4 農産物及び卸売市場施設の被害の調査に関すること。 5 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 5）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	畜産班	畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関する事</li> <li>2 飼料及び畜産物に関する事。</li> <li>3 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。</li> </ol>
	農地整備班	農地整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関する事。</li> </ol>
	農地建設班	農地建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関する事。</li> </ol>
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木対策部総括に関する事。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	道路建設班	道路建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 道路の災害予防及び応急措置に関する事。</li> </ol>
	道路維持班	道路維持課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。</li> <li>3 道路の災害予防及び応急措置に関する事。</li> <li>4 緊急輸送道路の確保に関する事。</li> </ol>
	河川班	河川課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木復旧事業の総括に関する事。</li> <li>2 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関する事。</li> <li>4 水位，流量その他の情報に関する事。</li> <li>5 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。</li> <li>6 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関する事。</li> </ol>
	砂防班	砂防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 砂防関係事業に係わる被害の調査に関する事。</li> <li>2 砂防関係施設等の応急措置に関する事。</li> </ol>
	港湾空港班	港湾空港課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾の被害の調査に関する事。</li> <li>2 津波及び高潮対策に関する事。</li> <li>3 災害関係航路標識に関する事。</li> <li>4 災害時における公有水面に関する事。</li> <li>5 空港の被害の調査に関する事。</li> <li>6 緊急輸送施設の確保に関する事。</li> </ol>
	都市計画班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園，下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>2 施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関する事。</li> </ol>
	建築班	建築課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。</li> <li>2 建築物及び宅地の被害に関する事。</li> <li>3 県営住宅の被害の調査及び対策に関する事。</li> <li>4 住宅関係の融資に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> </ol>

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 6）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
出納対策部 (出納局長)	会 計 班	会 計 課	1 出納対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	管 財 班	管 財 課	1 本部の応急設営に関する事。 2 災害時における本庁の施設の利用に関する事。 3 有線通信の運用及び保守に関する事。 4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。 5 災害事務のための車両に関する事。 6 救援物資の調達に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務福利班	総務福利課	1 教育対策部の総括に関する事。 2 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。 3 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。 4 教育事務所との連絡に関する事。 5 教職員の災害補償に関する事。 6 教職員の健康管理に関する事。 7 教職員等住宅の被害の調査に関する事。 8 部内各班の連絡調整に関する事。
	学校施設班	学校施設課	1 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。 2 避難所の開設の協力に関する事。
	教 職 員 班	教 職 員 課	教職員の動員及び調整に関する事。
	義務教育班	義務教育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	高校教育班	高校教育課	1 生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。
	保健体育班	保健体育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 社会体育施設の被害の調査に関する事。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関する事。
	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関する事。
災害警備 対策部 (警察本 部長)	警察指揮総括班	警備課及び各部要員	1 災害警備対策部の総括及び災害警備部隊の運用に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
	情報隊	公安課指定要員	災害情報及び交通情報の収集に関する事。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 7）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	救出救助隊	県警機動隊 管区機動隊 本 部 警察署部隊	1 被災者の避難誘導隊及び救出救助等に関する事 2 行方不明者の捜索等に関する事。
	交通対策隊	交通企画課 交通指導課 交通規制課 交通機動隊 高速道路交 通警察隊 警 察 署 員	1 緊急交通路の確保及び広域交通規制に関する事。 2 災害緊急車両に関する事。 3 交通情報の提供及び交通広報等に関する事。
	地域安全対 策隊	生活安全企 画課 地 域 課 少 年 課 生活環境課 警察署員等	1 警察無線通信の指令統制に関する事。 2 安否確認及び災害情報の提供等に関する事。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。
	刑事対策隊	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑 識 課 警察署員等	1 災害時における犯罪捜査に関する事。 2 検視業務等に関する事。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。
	後方支援隊	警 務 課 相談広報課 会 計 課 総 務 課 監 察 課 厚 生 課 情報管理課 警察署員等	1 災害広報に関する事。 2 報道機関への対応に関する事。 3 車両装備資機材及び食料に関する事。 4 県外から特別派遣された各部隊の応援の受入れに関する事。 5 公務災害及び紛議事案並びに被災職員の援助等に関する事。
	後方治安対 策班	警 務 課 各 部 要 員 警 察 署 員	1 庁舎管理、留置業務及び装備資機材等の管理に関する事。 2 その他後方治安業務に関する事。
県立病院 対 策 部 (県立病院 事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1 県立病院との連絡に関する事。 2 県立病院の被害の調査に関する事。
工業用水道 対 策 部 (工業用 水道部長)	工業用水班	工業用水課	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。

表 1 - 3 - 5 本部連絡員

所 属 班	担 当 職	所 掌 事 務
本 部 連 絡 班	本部連絡班長	総括
	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	全般の連絡
政策調整班	政策調整監，主幹又は主幹のうちから班長が指名する者	知事公室に関する事項の連絡
人事班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	総務部（県民生活局を除く。）に関する事項の連絡
生活・文化班	〃	県民生活局に関する事項の連絡
企画班	〃	企画部に関する事項の連絡
環境林務班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保健医療福祉班	〃	保健福祉部に関する事項の連絡
商工政策班	〃	商工労働水産部（観光交流局を除く。）に関する事項の連絡
かごしまPR班	〃	観光交流局に関する事項の連絡
農政班	〃	農政部に関する事項の連絡
監理班	〃	土木部に関する事項の連絡 （河川班に係る所掌事務を除く。）
河川班	〃	水防に関する事項の連絡
会計班	〃	出納局に関する事項の連絡
教育総務福利班	〃	教育庁に関する事項の連絡
警察指揮総括班	班長が指名する者	警察本部に関する事項の連絡
県立病院班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	県立病院局に関する事項の連絡
工業用水課	班長が指名する者	工業用水道部に関する事項の連絡

※所掌事務中の連絡とは、概ね次のとおりとする。

- 1 本部長等の命令，指示の伝達連絡
- 2 本部会議と各部の連絡及び部相互連絡調整
- 3 各部の関係被害報告の収集等

○ 本部連絡員の留意事項

- 1 本部連絡員は，積極的に相互関係を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努める。
- 2 本部連絡員において措置することが困難な事項については，速やかに各対策部主管班長に連絡し，円滑な処理を図る。

(3) 国の非常（緊急）現地災害対策本部との連携

県は、国の非常（緊急）現地災害対策本部が設置されたときは、相互の連絡調整に努めるとともに、国の行う災害対策に対して支援、協力等を行う。

(4) 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに可搬型画像伝送システムを利用し、災害応急対策活動等を実施する。

○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防機材の輸送
- ウ 被災者の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

(5) 市町村の体制

① 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

市町村長は、災害の状況に応じて災害警戒本部、関係市町村災害対策本部を、それぞれ設置する。災害警戒本部及び災害対策本部の組織と任務等は、それぞれの市町村の地域防災計画に定めるとおりとする。

② 知事への通知

関係市町村は、災害警戒本部または災害対策本部を設置したときは、関係機関にその旨を連絡するとともに県災害対策本部（危機管理防災課）に通知する。

(6) 警察の体制

① 災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて非常災害警備本部、災害警備本部、災害警備準備室を設置する。また、必要があると認められる場合、災害対策連絡室及び災害警備現地本部等を設置する。

② 警察署災害警備実施本部の設置

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて災害警備実施本部を設置する。また、必要があると認められる場合、災害対策連絡室及び災害警備現地本部等を設置する。

## 2. 広域的応援体制〔実施責任：県関係課，市町村，消防〕

県及び関係市町村，消防は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体，消防に応援を求める。

### (1) 県における広域応援体制

#### ① 九州・山口9県災害時相互応援協定

この協定は，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県及び山口県において，大規模な災害が発生し，被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において，九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う協定である。

(資料編を参照)

#### ② 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(資料編を参照)

### (2) 市町村における広域応援体制

#### ① 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市町村は災害が発生し，被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき，迅速に応援を要請する。

ア 隣接市町村は，応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 発生した災害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は，県災害対策支部等に対して応援要請する。要請を受けた県災害対策支部等は，自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行う。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

ウ 被災の状況によっては，県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし，県災害対策本部等は，自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行う。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

#### ② 県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市町村は県に対し，その調整を要請する。

#### ③ 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は，災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は，市町村が実施する応急措置について，応援協力を行う。

### (3) 消防機関による応援体制

#### ① 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む）は，大規模な災害や火災等が発生し，所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき，迅速に応援要請をする。

《資料編 鹿児島県消防相互応援協定》

#### ② 緊急消防援助隊等による応援

知事は，県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合，消防組織法第44条の規定に基づき，消防庁長官に対して，緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関

が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

(4) 九州地方整備局による応援体制

国土交通省が所管する施設に、噴火により大規模な災害が発生し、又は、災害の発生する恐れがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害の状況把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

### 3. 指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制

(1) 体制の整備

指定地方行政機関及び地方公共機関等は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 緊密な連携を確保

指定地方行政機関及び指定公共機関等は、機関相互、県及び関係市町村との間において連携の確保に努める。

### 4. 自衛隊の災害派遣

知事等は、火山の噴火に際して、関係市町村、県及び防災関係機関が実施する応急対策で対処できない場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 災害派遣の内容

自衛隊に対する災害派遣の内容は次のとおりである。

- 情報の収集及び被害状況把握のための偵察
- 一般の通信が途絶した場合の通信の支援
- 避難勧告時等の避難誘導及び避難者の輸送
- 負傷者、医療救護班、災害対策実施者及び救護物資類の緊急輸送
- 行方不明者の捜索及び避難者の救出
- 炊出し、給水の実施
- 降灰噴石等の堆積によって不通となった道路の啓開
- その他の対策（水防活動、消火活動、感染症予防活動等）

(2) 災害派遣要請の要領

① 災害派遣の手順

災害派遣要請の手順は、次のように実施する。

ア. 市町村長は、自衛隊の災害派遣要請の必要を認めた場合、知事に依頼する。

イ. ただし、災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、市町村長から直接要請を行うことができる。

ウ. 知事は、市町村から派遣の依頼があった場合、または自らが必要と判断した場合、関係自衛隊に派遣を要請する。



② 連絡方法

災害派遣要請または要請依頼にあたっては、電話（非常電話）、防災行政無線、その他迅速な方法で行ない、事後速やかに文書を提出する。

(3) 災害派遣要請時の明示事項

知事、市町村長等が、自衛隊の災害派遣要請または要請依頼を行う場合、次に示す事項を明示する。

- 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考事項（現地における対策実施機関及び対策の内容等）

(4) 自衛隊法の改正に伴う自主派遣自発的出動と手順

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、火山による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(5) 要請権者及び自衛隊の連絡先等

表 1 - 3 - 6 要請権者

要 請 者	窓 口	所 在 地	電 話 番 号
鹿児島県知事	鹿児島県危機管理局 危機管理防災課 (時間外は非常勤嘱託員)	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111(代) 099-286-2256(直通) FAX:099-286-5519

表 1 - 3 - 7 関係自衛隊

指 令 者		窓 口	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊	西部方面總監	西部方面總監部防衛部防衛課 (時間外は總監部当直)	熊本市東町 1	096-368-5111 (代) 内線255, 256
	第 8 師 団 長	第 8 師団司令部第 3 部防衛班 (時間外は司令部当直)	熊本市清水町 八景水谷	096-343-3141 内線214, 233
	第 1 2 普 通 科 連 隊 長	第12普通科連隊第 3 科 (時間外は駐屯地当直指令)	霧島市国分 福島町 2-4-14	0995-46-0350 内線236, 237
海 上 自 衛 隊	第 1 航空群司令	第 1 航空群司令部運用幕僚 (時間外は基地当直幹部)	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線2222
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊 司 令 官	西部航空方面隊司令部 防衛部運用班 (時間外は基地当直幹部)	春日市原町	092-581-4031 内線232
	第 5 航空団司令	第 5 航空団防衛部 (時間外は基地当直幹部)	宮崎県児湯郡 新富町大字 新田	09833-5-1231

表 1 - 3 - 8 自衛隊のヘリコプター

部 隊 名	所 在 地	機 種	定 員	速 力
第 8 飛行隊	熊本県上益城郡益城町 大字小谷高遊原駐屯地	OH-6D	3 人	240km/h
		UH-1H	11 人	215km/h
西方ヘリ隊	佐賀県神埼郡三田川町 自立原駐屯地	UH-60J	11 人	215km/h
		UH-1H	11 人	215km/h
		CH-47	50 人	267km/h
第 1 航空群	鹿屋市西原3-11-2	UH-60J	10 人	210km/h

定員は搭乗員を除いた数字

(6) 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第 1 航空群司令に通報しておくものとする。

市町村ごとのヘリコプター発着予定地は「資料編」を参照。

ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標 準
OH-6J (小型機)		
HU-1B (中型機)		
UH-60J V-107 (大型機)		
CH-47 (大型機)		
表 示 要 領	<p>1 着陸点</p> <p>2 風向指示器</p>	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

図 1-3-5 ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

## 第4節 救助・救急，医療及び消火活動

1. 救助・救急活動
2. 医療活動
3. 医療助産対策
4. 消火活動

災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行う。

### 1. 救助・救急活動〔実施責任：県，市町村，消防，関係機関〕

#### (1) 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

#### (2) 県，関係市町村及び関係機関による救助・救急活動

県，関係市町村及び関係機関は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じて近隣市町及び他の地方公共団体に応援を要請する。

また，県は，救助・救急を実施する関係機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

### 2. 医療活動〔実施責任：県関係課，市町村，消防，関係機関〕

火山の噴火及び避難にともなう負傷者等に対する医療救護は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事）が実施する。

#### (1) D M A T

##### ① D M A T の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で，急性期（発災後，おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療，広域医療搬送時の診療等を行う。

##### ② D M A T の出動

###### ア 知事による出動要請

知事は，D M A T の派遣要請基準に照らし，D M A T の派遣が必要と判断するときは，D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

###### イ 市町村長による出動要請

市町村長は，D M A T の派遣要請基準に照らし，D M A T の派遣が必要と判断すると

きは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。

この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ DMA T指定病院の長の判断による出動

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、指定病院の長の判断により、所属するDMA Tを出動させることができる。

この場合において、DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及び、他県の医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、必要に応じて、他県等の知事にDMA Tの出動を要請する。

③ DMA Tの編成と所在地

ア DMA Tの構成

DMA Tは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田3-8-1	099-250-1110	1
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1

(2) 救護班

① 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

② 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等広域への出動要請

県は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、

必要に応じ「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、場合によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

③ 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア	国立病院機構の職員による救護班
イ	公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ	日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
エ	鹿児島県医師会，歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救護班名	班長医師	班 員				計	備 考
		薬 剤 師	看 護 師	事 務	連 絡 員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4，済生会鹿児島病院1，出水総合医療センター1，枕崎市立病院1，鹿児島市立病院2，済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	1	1	6	8班
県医師会救護班	1		2			3	52班
県歯科医師会救護班	1		2			3	50班

(注)上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は，次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島市 保健所管内	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20の7	099-224-2101	2
	日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
	鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
	鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
	国立病院機構	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
	鹿児島医療センター 済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
指宿保健所管内	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
	指宿医師会	〃 〃 4484-4	0993-24-2953	2
	指宿市郡歯科医師会	指宿市十二町2172-1 (むこよし 歯科医院内)	0993-24-3151	2

地 域 名	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班数
加世田保健所管内	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	0993-53-5300	1
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
	枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
	南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
	南さつま・川辺市郡歯科医師会	〃 加世田東本町40-5 (お おさこ歯科内)	0993-52-8762	1
	枕崎市歯科医師会	枕崎市港町9(ふぁみりー歯科内)	0993-76-3587	1
伊集院保健所管内	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
	日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
	いちき串木野日置歯科医師会	日置市伊集院町郡一丁目81 (林 田歯科医院内)	099-272-3993	4
川薩保健所管内	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
	川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
	薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	5
	薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市西開聞町34 (宇都歯 科医院内)	0996-22-1188	2
	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡さつま町虎居14-9 (ほだ て歯科内)	0996-53-3555	5
出水保健所管内	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
	出水郡医師会	〃 緑町10-25	0996-63-0646	6
	出水郡歯科医師会	〃 昭和町44-1 (村岡歯科医 院内)	0996-62-0601	6
大口保健所管内	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
	伊佐市医師会	〃 鳥巣450	0995-22-0589	1
	大口市歯科医師会	伊佐郡菱刈町重留974-9 (こうき 歯科医院内)	0995-26-4483	2
始良保健所管内	始良郡医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
	始良郡歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
	国立病院機構南九州病院	始良郡加治木町木田1882	0995-62-2121	1
志布志保健所管内	曾於郡医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於郡医師会立病院内)	0994-82-4893	2
	曾於郡歯科医師会	志布志市志布志町志布志三丁目5 -30 (西国領歯科医院内)	099-472-0118	2

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿屋保健所管内	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
	鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
	肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
	肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
	鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
	肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富107-4 (あげの 歯科医院内)	0994-65-4444	3
西之表保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あら き歯科医院内)	0997-42-2248	1
屋久島保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あら き歯科医院内)	0997-42-2248	1
名瀬保健所管内	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
	大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10	0997-52-0598	1
	大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
徳之島保健所管内	大島郡医師会	〃 塩浜町3-10	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会	〃 塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

### (3) 避難先における医療救護

避難所等における医療救護は、次のように実施する。

- ① 救護所には、日本赤十字社鹿児島県支部その他の医療救護班を配備する。
- ② 軽傷者は避難所に收容し、医療救護班による巡回診療を実施する。

### (4) 後方搬送の実施

消防機関及び民間機関等は、重傷者を次の公的医療機関等に移送收容する。

表 1 - 3 - 9 医療機関一覧

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	内・外・小・皮 ・眼・耳・歯・ 産婦・放・泌・ 脳外・整・消・ 循・形・麻・小 外・リュウマチ ・口腔	099-224-2101
	○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リュウマチ ・呼・整・脳外 ・麻・放・リハ ビリテーション	099-261-2111
	鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・ 循・小・外・産 婦・放・麻	099-254-1125

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外	099-223-1151
	済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・呼・放・消・循	099-223-0101
	鹿児島市立産院	鹿児島市加治屋町20-17	産	099-224-2101
加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内・消・循・外・放	0993-53-5300
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	内・外・放・小・泌・皮・リハビリテーション	0993-72-0303
川 薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・皮・耳・麻	0996-23-5221
出 水	○出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循・産・婦・皮・脳外・眼・麻・耳	0996-67-1611
	野田医療センター	出水市野田町上名6103	内・外・産婦・歯	0996-84-2023
大 口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・神内・呼・消・循・小・外・脳外・放	0995-22-8511
始 良	県立始良病院	始良市始良町平松6067	精神・神経・歯	0995-65-3138
鹿 屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循・小・外・脳外・産・婦・放・麻	0994-42-5101
	肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外	0994-67-2721
	垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・耳・リハビリテーション・放・神内・消・皮	0994-32-5211
名 瀬	○県立大島病院	奄美市真名津町18-1	内・精神・神内・消・循・小・外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・歯口外・麻	0997-52-3611

注) ◎ : 基幹災害医療センター  
○ : 地域災害医療センター

(5) 輸送車両の確保

輸送に必要な車両として、本庁及び各保健所に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。不足する場合は、第2章第2節5.「緊急輸送活動関係」を参照し、調達する。

### 3. 医療助産対策〔実施責任：市町村〕

本対策は、被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

(1) 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市町村長が行う。ただし災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事が、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市町村長が行う。

また、緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長が、知事の補助機関として行う。

市町村長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

日本赤十字社鹿児島県支部は、知事の委託を受けて医療及び助産の業務を行う。

(2) 医療助産の対象者

医療助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療助産の途を失った者に対して、応急的に行う。

(3) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(4) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(5) 医療助産の方法

- ① 救護班

医療助産は救護班によって行う。(上記2.(2)参照)

## ② 薬品補給班

班 長	班 員	計
薬務課，薬務係長	薬務係員 2人	3人

## ③ 救護所の設置

救護所は，災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し，必要があれば国公立医療機関及び関係医師会等の協力を求める。ただし，必要に応じて巡回救護を行う。

## 4. 消火活動〔実施責任：市町村，消防〕

火災が発生したときは，消防機関はただちに出動し，被害の軽減に努める。ただし，噴石の落下等により避難勧告・指示が発令された場合は避難を最優先に行う。

また，県は，消防機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### (1) 消火活動

発災後初期段階においては，住民及び消防機関は，自発的に初期消火活動を行う。

### (2) 市町村による消火活動

関係市町村は，速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに，迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に，大規模な火山災害の場合は，住宅の密集する地区等の最重要防ぎょ地域の優先順位を定め迅速に対応する。

#### 最重要防ぎょ地域優先地域

- |  |
|--|
| ア．住居の密集地域<br>イ．山火事発生危険地域<br>ウ．病院，福祉センター等災害時要援護者関係施設の集中地区 |
|--|

### (3) 緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な災害が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

### (4) 被災地域の市町村に対する応援

被災を免れた市町村は，被災市町村からの要請（又は相互応援協定）に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通確保・緊急輸送活動の基本方針
2. 交通の確保体制
3. 緊急輸送体制

第4節に述べた救助・救急，医療及び消火活動を迅速に行うため，また，被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために，交通を確保し緊急輸送を行う必要がある。

### 1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，緊急復旧，交通規制，輸送活動を行う。

#### (1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送対象の想定

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

##### ① 第1段階

- ア. 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- イ. 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ウ. 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

##### ② 第2段階

- ア. 上記①の続行
- イ. 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### ③ 第3段階

- ア. 上記②の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

## 2. 交通の確保体制〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

### (1) 緊急輸送手段

緊急輸送は，自動車，鉄道，船舶，航空機のうち最も適切なものによる。特に，海上輸送を必要とするときは，県は，できる限り県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用を図る。

離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に直接応援要請する。

上述の輸送が困難で，かつ，緊急に海上輸送を必要とするときは，海上保安部の巡視船艇による輸送を直接要請する。さらに上述以外に輸送手段として必要な場合，県は自衛隊に船舶の派遣を要請する。

各災害応急対策実施機関は，所管にかかる車両，船舶等の状況を十分把握しておく。

災害輸送実施のための車両，船舶の現況は「資料編」を参照。

### (2) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は，車両，船舶等の調達を必要とするときは，次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名，数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

### (3) 強制確保

#### ①輸送命令等による方法

県は，災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難となったときは，九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は，必要と認められる場合には，法令の定めるところにより，関係事業者に対し，国土交通大臣の輸送命令を発し，緊急輸送に従事させる。

#### ②従事命令等による方法

（従事命令等による方法は，一般災害対策編第3部第1章第6節参照）

(4) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債務者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

**3. 緊急輸送体制〔実施責任：県関係課，市町村〕**

(1) 輸送手段の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路及び港湾・漁港，空港，臨時ヘリポート等の最も適当な輸送施設を選定し確保する。

特に港湾・漁港については平常的に避難港の指定を行い，避難船が安全に停泊できるよう整備充実に努めておく。

(2) 集積拠点の確保

トラックターミナル等を集積拠点として確保する。

(3) 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は，輸送施設及び集積拠点を確保した場合は，警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

## 第6節 避難収容活動

1. 避難誘導の実施
2. 避難所の開設
3. 災害時要援護者への配慮
4. 応急仮設住宅等

火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容する。

特に、火山周辺には、観光客の滞在者も多数に上ると考えられるため、観光客の避難誘導に関しても十分配慮しておく必要がある。

### 1. 避難誘導の実施〔実施責任：市町村〕

発災時には、関係市町村は、人命の安全を第一に地域住民、宿泊観光客等の避難誘導を行うが、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、併せて、交通孤立地区等のヘリコプター等による避難についても検討する。

(一般災害対策編第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照)

#### (1) 避難活動体制

避難勧告等の実施は、各火山で定められた基準によって行う。

#### (2) 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。

##### ① 避難者誘導に当たっての留意手順

- ア. 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- イ. 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさけるようにする。
- ウ. 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- エ. 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするとか、避難誘導員（消防団）を配置するようにする。
- オ. 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。
- カ. 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして誘導に努める。

② 宿泊観光客等の避難誘導

火山周辺の温泉客や登山者等が宿泊するホテル、旅館等のある地区は、噴火に伴う危険にさらされる危険性が高い。

宿泊施設の経営者及び運営管理者は常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難にあたっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。

また、避難路や避難所等について認知しておく必要がある。

ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難する。

③ 避難状況の把握・報告

ア. 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者は住民の避難状況を把握し、それぞれの市町村長に対し、報告を行う。

イ. 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を収容班長に報告する。

また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの市町村長に対し、次の要領で報告する。

また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

表 1 - 3 - 10 避難状況の報告の要領

項 目		内 容
報 告 時 期		○ 避難準備が発せられてから2時間おきの毎正時とする（必要がある場合は随時）
報 告 内 容	避難者に関すること	○ 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ○ 避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ○ 避難者の死亡又は負傷者の状況 ○ その他避難者の状況について、特に必要な事項
	輸送車両に関すること	○ 配車状況 ○ 輸送完了の見通し ○ 増配車の必要性の見直し ○ その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に関すること	○ 残留者の氏名及び措置

### (3) 輸送手段の確保

避難者の輸送は次のとおりとし、自家用車の使用は極力避ける。

表 1 - 3 - 11 輸送方法

輸送する場所	方 法
警戒区域外 (各地区～集結乗車・乗船予定 場所)	避難所等の避難集結地までは原則として徒歩とし、集結地からはバス、船舶、航空機等を利用する。

### (4) 学校における避難の実施

教育庁及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

#### ① 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

##### ア. 避難の指示等の徹底

- (a) 教育長の避難の指示等は、市町村長の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (b) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (c) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (d) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (e) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- (f) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (g) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (h) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

##### イ. 避難所の確保

教育長は、市町村地域防災計画に登載された災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難所を選定し、避難させる。

#### ② 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

##### ア. 避難の指示等の徹底

- (a) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (b) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (c) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- (d) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (e) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (f) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ. 避難所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難所を選定し、避難させる。

#### (5) 避難勧告等の解除

関係市町村長は、「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」の検討結果を参考にし、地域住民の生活と安全を十分考慮した上で決定するものとする。

#### (6) 避難順位及び携帯品等の制限

##### ① 避難順位

- ア. 幼児・子供・高齢者、心身障害者等の災害時要援護者の避難を、できるだけ優先して行う。
- イ. 災害発生 の 時期等を考慮し、また、噴出岩塊が落ちてくる危険性のある地区及び溶岩流・火砕流・火山ガスにおそわれる危険性がある範囲の居住者及び観光客の避難を優先するよう努める。

##### ② 携帯品の制限

- ア. 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

#### (7) 輸送が困難な時における残留者の安全対策

陸路が溶岩流や降下火砕物のため車両交通が不能になった場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

##### ① 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なくヘリコプターの飛来が可能な場合は、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる救助を行う。

② 警戒区域外への脱出が不可能な場合

避難路が被災したり，荒天により避難港が使用困難な状況が想定される。このような場合は，警戒区域内において比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし，このような建物がない場合は，状況に応じて避難する。

## 2. 避難所の開設〔実施責任：市町村〕

### (1) 避難所の開設

市町村長は，火山の噴火による災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に，必要に応じ避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図る。

また，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。

### (2) 避難所の運営管理

市町村長はあらかじめ避難所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておき，各避難所の適切な運営管理を行う。この際，収容班長は次の点に留意し，万全な対処を行う。

- ① 情報の伝達，食料，水の配布。
- ② 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，または他の近隣市町に対し協力を求める。
- ③ 避難所ごとに，そこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- ④ 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努める。
- ⑤ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- ⑥ 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする（原則として7日以内とする）。

### (3) 避難長期化への措置

避難生活が長期化する場合は，県及び関係市町村は，次の措置等をとる。

- ① 避難所では，生活環境の向上を図るための設備整備に努めるとともに，プライバシーの保護などに配慮する（例えば，冷暖房，間仕切り，風呂，洗濯機等の設備整備）。
- ② 精神科医等と協力して，心のケアに努める。
- ③ 避難所又は周辺の公共的施設で応急教育を行う。
- ④ 応急仮設住宅の建設を促進する。
- ⑤ 生活相談を実施する。
- ⑥ 住宅の移転を検討する。

### 3. 災害時要援護者への配慮〔実施責任：社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，青少年男女共同参画課，市町村〕

高齢者，幼児，病人，心身障害者，観光客，外国人等，いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

- ① 特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。
- ② 避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。
- ③ 特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ④ 災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

### 4. 住宅の供給確保〔実施責任：社会福祉課，環境林務課，建築課，市町村〕

#### (1) 住宅の確保・修理

- ア 応急仮設住宅の供給
- イ 住宅の応急修理
- ウ 国の応急仮設住宅用等資材
- エ 公営住宅等の供与
- オ 災害救助法による基準

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

#### (3) 広域的避難収容・移送

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第1節「避難所の運営」参照

## 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動

1. 食料の調達及び供給
2. 飲料水の調達及び供給
3. 生活必需品の調達及び供給

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行う。

市町村の担当課は，各避難所ごとに飲料水，食料，生活関連物資の供給に当たって，避難者の趨勢を把握し，それに基づいて必要とされる品目，数量を早急に算定して，公的備蓄物資，流通在庫備蓄物資，近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。

### 1. 食料の調達及び供給〔実施責任：社会福祉課，農産園芸課，市町村〕

避難者に対する食料の供給は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事）の要請に基づき，避難収容先の関係市町村長が実施する。

ただし，緊急時又は連絡不通時は，関係市町村長が単独で実施する。

#### （1）主食品の調達

避難者に供給する主食品（米穀類）の調達は，次のとおり実施する。

##### ① 知事への配給申請

関係市町村長は，（6）に示す応急配給基準量及び避難者数により必要量を算出し，知事（農政部農産園芸課）に対し，文書（様式2，様式-2ページ）をもって主食の応急配給申請を行う。ただし，緊急の場合は電話で行う。

県農政部農産園芸課	電話	（代）	099-286-2111
		（直）	099-286-3197

##### ② 知事の措置

知事による主食品供給の措置は，次のとおりである。

- 応急配給申請に基づき，関係市町村長を給食又は配給の「取扱者」に指定
- 米穀販売事業者等の手持ち米を調達する場合は，災害地の市町村長からの申請に基づき所要数量を取りまとめ，米穀販売事業者と連絡調整し，供給を指示する。このほか，災害の状況により，米穀集荷団体等と連携し，必要量の米穀を確保する。
- 災害救助法が適用され販売業者による配給が実施できない場合は，農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し，政府所有米穀の引渡しを要請し，売買契約締結後，引渡しを受ける。買受代金は，知事が救助金から支払う。

(注) 災害救助法が適用され政府所有米穀の緊急引渡しを要請し得る数量は、上記の基準量の範囲内で、かつ、救助法の主食費の予算に示された食費の限度額内とする。

③ 取扱者（関係市町村長）の受領要領

取扱者は、指定販売業者から現金で米を買い取る。

政府所有米穀を受領するときは、農林水産省生産局から指示を受けた受託事業者から受け取る。

④ 緊急時の場合の調達

関係市町村長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

表 1 - 3 - 12 知事及び農林水産省の連絡場所

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
知事 (県庁, 農政部農産園芸課)	鹿児島市鴨池新町10-1	(代)099-286-2111 (直)099-286-3197 (ファックス)099-286-5595
農林水産省生産局 農産部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(代)03-3502-8111 (直)03-6744-1354 (ファックス)03-6744-1390

(2) その他の主食品及び副食品の調達

関係市町村長は、米を調達するまでの間において緊急に主食品を必要とする場合は、パン及びめん類、副食品調味料等を、市町村内の販売業者、製造業者等より直接現金をもって購入する。

① 乾パンの調達先

県の備蓄分で必要量を確保できる場合	乾パン
備蓄分で必要量を確保できない場合 (不足する場合)	補給処 陸上自衛隊九州地区補給処 海上自衛隊佐世保補給処 航空自衛隊(筑城, 春日, 芦屋, 新田原)

② その他の食品の調達

品 名	調 達 先 等
調製粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者，関係製造業者手持品

(3) 食料品の供給

収容班長は，市町村担当員，地域代表者の協力のもとに給与を実施する。

給与した食料等は，炊出し給与表（様式3，様式-3ページ），食料品現品給与表（様式4，様式-4ページ）に記載する。

(4) 給与対象者

応急食品の供給対象者は，次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊，流失，半焼，半壊で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け，一時縁故先等へ避難する者（※1）
- ④ 観光客，登山者等旅館ホテル滞在者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお，米穀の供給機構が混乱し，通常の供給が不可能になった場合には，知事の指定を受けて，被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

（※1）一時縁故先等へ避難する者は，3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は，災害救助法の実費弁償の対象外

（※3）米穀の応急供給は，原則として自主防災組織（又は町内会・自治会等の地域住民組織）を単位として，代金と引き替えで行う。

(5) 食料の備蓄

① 県の備蓄

品 名	数 量	備蓄場所
乾パン	10,000食	始良郡始良町平松6252 鹿児島県防災研修センター

② 県内米穀販売事業者の供給可能数量

平成23年9月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市(業者)	精米	80精米トン

③ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害状況により、前記②のほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(6) 1人当たりの配給量

品名	基準
米穀	被災者 : 1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者: 1人1日当たり精米400グラム以内 災害救助従事者: 1食当たり精米300グラム以内
乾パン 食パン 調製粉乳	1食当たり : 1包(100グラム入り)以内 1食当たり : 185グラム以内 乳児1日当たり: 200グラム以内

(7) 炊き出し

① 各避難所単位に、収容班長が関係地域の婦人会等の協力を得て実施する。

② 調理施設及び器具類の確保

炊出し施設や器具類は、避難所となっている学校の給食施設を使用する。不足の場合は、仮施設を設置する。

## 2. 飲料水の調達及び供給〔実施責任：生活衛生課，市町村，水道事業者〕

避難者に対する応急給水は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事の要請に基づいて）が実施する。

### （1）担当部署

関係市町村は，あらかじめ担当課を定めておく。

### （2）給水量

原則として1日1人当たり20リットルとし，状況に応じ給水量を増減する。

災害直後は，生命維持のために必要な1人1日3リットルを確保する。

### （3）給水方法

① 浄水場・井戸・湧水等，あらかじめ確保されている水源を使用する。

② 消毒等

取水が汚染しているとき，又は汚染のおそれがあるときは，水質検査により安全を確保するとともに浄水処理の後，消毒を強化して給水する。

③ 供給は次のうち状況に応じて行う。

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が設備されている場合は，仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は，応援要請等により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置して応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
飲料水製造業者等との協力	応急給水の方法として，飲料水が確保できるよう管内の飲料水製造業者等を把握し，協力依頼に努める。

### （4）周辺市町村等の応援

水源が汚染し，又は給水量が不足して，自力で給水することができない場合は，県は周辺市町村，関係機関（厚生労働省，他都道府県，日本水道協会，自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとるとともに，周辺市町村は応援給水を行う。

### 3. 生活必需品の調達及び供給〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，危機管理防災課，社会福祉課〕

#### (1) 担当部署

関係市町村は、あらかじめ担当課を定めておく。

#### (2) 災害救助法が適用されない場合の調達及び給貸与

災害救助法が適用されない場合でも、避難者の物資の所持状況その他を検討し、医療、寝具等必要物資の給与または貸与を行う。調達及び給貸与は、次の順で行われる。

##### ① 関係市町村による近隣市町村への調達依頼

市町村の担当課は、各避難所ごとに給貸与に必要な物資の数量を調査把握し、避難先の近隣市町村に必要な物資の調達依頼を行う。

##### ② 近隣市町村の調達

近隣市町村は、関係市町村からの調達依頼に基づき、必要物資を関係取引業者から現金で購入する。

##### ③ 生活必需品の応急給付は、以下の範囲内で行う。

○ 寝具	……	就寝に必要な最小限度の毛布寝袋等
○ 外衣	……	普通衣の作業衣，婦人服，子供服等
○ 肌着	……	シャツ，ズボン下，パンツ等
○ 身回り品	……	タオル，手拭い，運動靴，傘等
○ 炊事道具	……	鍋，釜，包丁，カセットコンロ，食器バケツ，ポリタンク等
○ 日用品	……	石鹸，ちり紙，歯ブラシ，歯磨，洗剤生理用品，紙おむつ等
○ 光熱材料	……	懐中電灯，マッチ，ロウソク，灯油等

##### ④ 収容班長は、物資配分計画に基づき配布された物資の給貸与を物資班等市町村担当者と共同して、各市町村，地域代表者，ボランティア等の協力のもとに避難者名簿記載者等対象者に配布する。給与した物資は、物資給貸与表（様式5）に記載する。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の調達及び給貸与

##### ① 給貸与の実施者

災害救助法が適用された場合の必要物資の給貸与は知事が行うが、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、事務の一部を市町村長が行うことができる。

県 の 担 当 課	電 話 番 号
保健福祉部社会福祉課	(代)099-286-2111 (直)099-286-2824

② 関係市町村における必要量の把握

関係市町村の担当課は、市町村担当員、地域代表者の協力のもとに避難者名簿、災害救助法の基準等に基づき、男女別、年齢別人数を把握の上、必要量を把握する。

③ 物資の配給申請・調達

関係市町村は、衣料や寝具について、知事（社会福祉課）に物資配給申請書（様式6，様式-6 ページ）をもって申請し、必要量の送付を受ける。義援品については報道機関等を通じて必要な物資を広報するとともに種類別の整理を行い、できるだけ購入量を減らすように努める。

④ 知事の措置

ア．備蓄品の放出

災害救助法の適用とともに、関係市町村と連絡協議して、備蓄品を放出する。

備蓄場所	始良郡始良町平松6252 鹿児島県防災研修センター
備蓄物資	毛布2084枚，タオル5000枚，大人用紙オムツ2080枚

イ．不足物資の対応

県の備蓄物資で不足する場合は、社会福祉課から出納室管理調達課に調達依頼し、管理調達課において関係取扱業者から購入して関係市町村に送付する。

ウ．輸送方法

物資輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- ・貨物自動車，乗合自動車等による輸送
- ・鉄道による輸送
- ・船舶による輸送
- ・航空機による輸送
- ・人夫等による輸送

(4) 費用の負担

災害救助法が適用された場合の食料品，衣料寝具等物資類の救助費用は，災害救助法の基準の範囲で県が負担し，災害救助法が適用されない場合又は災害救助法の基準以上の超過分は原則として市町村の負担とする。

## 第8節 保健衛生，感染症予防，遺体の処理等に関する活動

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 保健衛生</li><li>2. 感染症予防活動</li><li>3. 遺体の処理等</li></ol> |
|--|

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。

また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。

### 1. 保健衛生〔実施責任：健康増進課，生活衛生課，市町村〕

#### ○ 被災者の健康保持

県及び関係市町村は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す危険が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等を設ける。

#### ○ 災害時要援護者への配慮

関係市町村は，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得ながら，計画的に実施する。

#### ○ 生活環境の確保

関係市町村は，避難所の生活環境を確保するため必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

#### (1) 食品衛生対策

##### ① 実施責任者

災害時における食品関係営業者及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

##### ② 方針

被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し，衛生的で安全な食品を供給するとともに一般家庭については，食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

##### ③ 方法

###### ア. 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し，現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

## 重点指導事項

- (a) 手洗消毒の励行
- (b) 食器、器具の洗浄、消毒
- (c) 給食従事者の健康診断
- (d) 原材料、食品の検査

## イ. 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

### 重点監視指導事項

- (a) 滞水期間中の営業自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- (c) 使用水の衛生管理
- (d) 汚水により汚染された食品の廃棄
- (e) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

## ウ. 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

### 食品衛生指導員の活動内容

#### (a) 営業施設の巡回指導

- 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
- 容器、器具類の殺菌消毒
- 使用器具、機械の点検
- 食品並びに原材料の取り扱い
- 使用水の殺菌、消毒

#### (b) その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

## エ. 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

## 指導事項

- (a) 手洗いの励行
- (b) 食器類の消毒使用
- (c) 食品の衛生保持
- (d) 台所，冷蔵庫の清潔

### (2) 入浴施設確保対策

#### ① 一般公衆浴場の再開支援

水，ガスが長期にわたって復旧しないときは，必要に応じ，一般公衆浴場の再開を支援し，入浴環境を確保する。

#### ② 仮設入浴施設等の設置

上記①によっても入浴施設が不足するときは，避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

#### ③ 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において，自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

#### ④ その他施設の利用

宿泊施設等の入浴施設の整った施設の一般開放を要請する。

### (3) 生活衛生対策

#### ① 実施責任者

災害時における生活衛生関係事業者（旅館，理美容，公衆浴場，クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

#### ② 方針

被災地営業施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって，環境衛生上の危害の発生の防止について，啓発指導を行う。

#### ③ 方法

##### ア．営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し，被災施設を重点的に監視する。

##### 重要監視指導事項

- (a) 湛水期間の営業の自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃，消毒
- (c) 使用水の衛生管理

#### イ．業者団体等の活用

災害の規模により環境衛生監視員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

## 2．感染症予防活動〔実施責任：健康増進課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ家屋内外の消毒等感染症予防活動を行う。

### (1) 感染症予防体制

#### ① 感染症予防責任者

ア．知事は感染症予防医療法（災害感染症対策実施要綱）又はその他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。

イ．市町村長は、知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### ② 感染症予防実施の組織

災害感染症予防のため県（保健所）及び関係市町村における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

##### ア．検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のため検病調査班を編成する。

各保健所1班あてとし、1班の編制は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技術師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

##### イ．感染症予防班の編成

関係市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、関係市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

### (2) 感染症予防措置の指導及び指示命令等

#### ① 感染症予防指導

知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族や昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。

#### ② 感染症予防措置

知事は、感染症予防上、次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、当該市町村における災害規模、様態等に応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

- ア. 感染症予防医療法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
- イ. 感染症予防医療法第28条第2項の規定によるねずみ族，昆虫等の駆除に関する指示
- (注) この場合地域を指定するが，県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準は，概ね次のとおりとする。
- ・市町村又はその一部の地域の被害率が10%を越える場合
  - ・市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上，10%未満で，その被害が集約的かつ甚大である場合
  - ・市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心部が破壊的な被害を受け，市町村の機能が著しく阻害された場合
  - ・相当の震災，火災のあった場合
- 被害率の定率
- 全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。
- ウ. 感染症予防医療法第29条第2項による物件の措置に関する指示
- エ. 感染症予防医療法第31条第2項の規定による家用水の供給の指示
- オ. 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

(3) 県及び関係市町村における感染症予防業務

災害時には，多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想されるので，その防止対策の実施が必要である。

**3. 遺体の処理等〔実施責任：社会福祉課，生活衛生課，市町村〕**

(1) 遺体の収容

市町村長は，海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき，又は市町村捜査隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは，担架等により，直ちに予定された遺体収容所に収容する。

(2) 遺体の処理

- ① 小災害時等で，遺体の状態が比較的正常であり，かつ，引取人である遺族等の申し出があった場合は，直ちに遺族等に引渡す。
- ② 遺体の識別が困難なとき，伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は，必要に応じ遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を実施する。
- ③ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが，遺体の検案は，原則として第2章第4節「救助・救急医療及び消火活動」による救護班により行う。
- ④ 遺体の識別，身元究明等に長日時を要するとき，又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は，死体を遺体収容所に一時保存する。

- ⑤ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

### (3) 遺体の埋葬

#### ① 遺体の埋葬

ア. 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ. 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

県内市町村ごとの火葬場、処理能力等は「資料編」を参照。

#### ② 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留保管所等に保管する。

### (4) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

## 第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 社会秩序の維持</li><li>2. 物価の安定，物資の安定供給</li></ol> |
|---|

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。

また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これについて，関係機関は適切な措置を講じる。

### 1. 社会秩序の維持〔実施責任：県警察本部〕

被災地及びその周辺においては，当該警察が独自に又は防犯団体等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努める。

### 2. 物価の安定，物資の安定供給〔実施責任：消費者行政推進室〕

#### (1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため，生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

#### (2) 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し，生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

#### (3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を，できる限り毎日把握する。

#### (4) 物価の安定等に関する情報の提供

(1)～(3)で得た情報を県民等に提供する。

#### (5) 関係業界等への価格値下げ及び事業者，関係業界への生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰，物資の不足があった場合は，関係業界等への価格値下げ及び事業者（主要な卸売り，小売業者，生産者団体），関係業界（荷受業者，輸送機関）へ生活関連物資等の確保を要請する。

## 第10節 施設、設備の応急復旧活動

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動</li><li>2. ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼</li></ol> |
|---|

県及び関係市町村は，迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための県土保全施設及び火山活動状況の監視，観測施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 1. 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動〔実施責任：鹿児島国道工事事務所，九州旅客鉄道株式会社，県関係課，市町村〕

公共施設が被災した際，特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。

#### (1) 応急工事を特に必要とする公共施設

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 主要道路</li><li>② 幹線鉄道</li><li>③ 主要河川海岸堤防</li></ol> |
|--|

#### (2) 実施責任者

- ① 主要道路の応急工事実施は，国道指定区間については国土交通省（九州地方整備局）が，その他の国道及び県道については県が，市町村道については関係市町村が行う。
- ② 九州自動車道，東九州自動車道，隼人道路，鹿児島道路（鹿児島西～市来）の応急工事実施は，西日本高速道路(株)鹿児島管理事務所が行う。
- ③ 鉄道施設の応急工事実施は，九州旅客鉄道株式会社（鹿児島支社）の管理にかかる分について行う。

#### (3) 危険予想箇所

- ① 主要道路における交通途絶予想箇所は，鹿児島県水防計画書を参照。
- ② 鉄道における重点警備箇所は，毎年（5月）見直しを行うものとする。
- ③ 主要河川における危険予想は，資料編「河川海岸等重要水防区域の現況」のとおりである。

④ 土石流危険溪流，地すべり危険箇所，急傾斜地崩壊危険箇所等は，水防計画書（土木部河川課作成）及び「地すべり危険箇所調査」，「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」（資料編）のとおりである。

（４）人員，資機材の確保

応急工事実施機関のみの人員，資機材で不足する場合は，人員については「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」の第３部第１章第６節「技術者，技能者及び労働者の確保」に定める人員確保によるほか，必要に応じ関係機関，関係業者との間に応援動員の手続き，実施その他の所要の協定等を締結し，人員及び資機材の迅速な確保を図る。

（５）応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は，応急工事工法の採用の適否が最も重要であるので，工法の選定に当たっては被災場所，被災状況に応じて作業が簡易かつ効果的な工法を検討し，採用する。

**２．ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼〔実施責任：各関係機関〕**

県及び関係市町村は，災害の程度，施設の重要度を勘案の上，特に必要と認められる場合には災害対策本部等を通じて関係省庁に連絡し，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕はライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

（１）電力施設災害応急対策計画

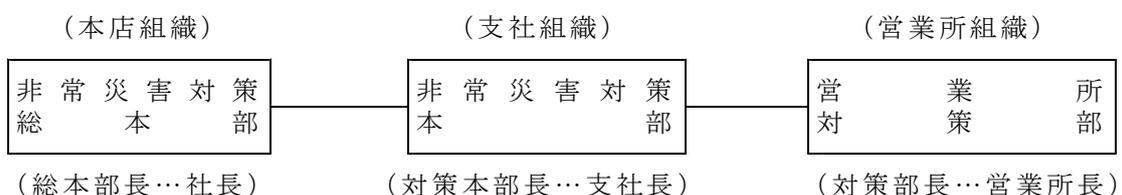
本計画は，災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，電力供給の確保をするためのものである。

① 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度５以上の地震が発生した場合には，本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は，自動的に非常体制に入り，速やかに対策組織を設置する。

また，災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

災害対策組織図



## ② 施設の復旧順位

### ア. 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

### イ. 需用家への電力の供給の順位

供給に支障を生じた場合、極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

## ③ 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

## (2) 電気通信施設災害応急対策計画

本計画は、災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合、西日本電信電話株式会社が電気通信施設の防設、復旧を図り、通信の確保を期するためのものである。

### ① 災害対策本部等の設備

ア. 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設備する。

イ. 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

### ② 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア. 臨時回線の設備、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置を図る。

イ. 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限

等の措置を行う。

ウ．非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。

エ．警察通信、消防通信、鉄道通信、その他署官庁が設置する通信網との連携をとる。

### ③ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法にしたがって行う。

イ．復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

### ④ 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、N T T西日本の支店・営業所前に掲示するとともに広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

## (3) ガス施設災害応急対策計画

本計画は、災害発生に際し、ガス災害に対する住民の保護と被災地に対するガスの供給を確保するための応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

### ① 液化石油ガス施設災害応急対策計画（社団法人 鹿児島県エルピーガス協会）

#### ア．連絡体制

(a) 液化ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。

(b) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。

(c) 会長は連絡を受けたときは、県消防防災課、消防機関、警察に連絡するとともに支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。

(d) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### イ．出動体制

(a) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。

(b) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応急出動を依頼する。

(c) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関に出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは

支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。

- (d) 支部長，地区代表者は，前項の要請があったときは，直ちに出勤班を編成し，出勤人員，日時，場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (e) 販売店は，供給販売店等からの応援出動の依頼を受け，また，支部長及び地区代表者から出勤の指示があったときは，何時でも出勤できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

#### ウ．安全管理

- (a) 供給販売店は，自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (b) 支部長は，応援のため出勤する販売店に対し，安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

### (4) 水道施設災害応急対策計画

本計画は，災害に際し，水道施設の設置者が水道施設の防護，復旧と安全な水道水の確保を図るためのものである。

#### ① 実施責任者

水道事業者

#### ② 応急対策要員の確保

水道事業者は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

#### ③ 応急対策用資機材の確保

水道事業者は，応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，他の水道事業者等から緊急に調達する。

#### ④ 応急措置

ア．災害発生に際しては，施設の防護に全力をあげ，被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ．施設が破損したときは，破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに，混入したおそれがある場合は，直ちに給水を停止し，水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ．配水管の幹線が各所で破損し，漏水が著しく，給水を一時停止することが適当と考えられる場合は，配水池からの送水を停止し，破損箇所の応急修理を行う。

エ．施設に汚水が侵入した場合は，汚水を排除した後，施設の洗浄・消毒及び浄水の水質検査を行い，水質に異常がないことを確認した後，水の消毒を強化して給水する。

オ．施設が破損し，一部の区域が給水不能になったときは，他系統からの応急給水を

行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ．施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車を派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

## 第11節 被災者等への情報伝達活動

1. 被災者等への情報伝達活動
2. 県民への的確な情報の伝達
3. 住民等への対応

流言、飛言等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1. 被災者等への情報伝達活動

県、関係市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等は被災者のニーズを充分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

#### (1) 情報伝達手段

情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

#### (2) 関係市町村の行う広報

関係市町村は、異常現象が発生し、噴火警報等が発表される等、噴火の発生が予想される段階から、避難が完了するまで広報活動を実施する。

##### ① 広報の担当

関係市町村における広報の担当は、あらかじめ定めておくものとする。

##### ② 広報の内容

情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア. 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- イ. 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- ウ. 避難に関する事項
  - 避難の必要性
  - 避難実施に当たっての準備，特に避難時の携帯品
  - 集結地点及び避難先，避難の場所
  - 交通状況（交通途絶場所等）
- エ. 火山活動の状況
  - 噴火地点
  - 噴火の状況
  - 噴火の影響
- オ. 被害の状況
  - 被害区域
  - 人の被害状況
  - 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- カ. 災害対策の状況
  - 災害対策本部の設置状況
  - 移動無線局の配置状況
  - 医療救護班の配置状況
  - 避難車両の配置状況
- キ. その他必要事項

## 2. 県民への的確な情報の伝達

### (1) 県における広報

県は、関係市町村による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合、広報活動を実施する。

#### ① 広報の担当

県知事公室	広 報 課
県危機管理局	危 機 管 理 防 災 課

#### ② 広報の方法

下記の放送機関にテレビ，ラジオによる広報を依頼する。

日本放送協会鹿児島放送局，(株)南日本放送，鹿児島テレビ放送(株)，  
(株)鹿児島放送，(株)エフエム鹿児島，(株)鹿児島讀賣テレビ

#### ③ 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際，その内容について相互に連絡をとりあうものとする。  
原則として関係市町村による広報と同様とするが，次の点について強化を図る。

- ア. 噴火前兆現象と噴火の関係
- イ. 流言の取締りと対策
- ウ. 防災関係機関の対策状況
- エ. 災害の状況と噴火の今後の見通し

## (2) 県警の行う広報

### ① 広報の方法

- 自動車にて巡回し、携帯メガホンや拡声機等を使用
- 航空機の使用

### ② 広報の内容

警察による広報内容は、概ね次のとおりである。

- ア. 防犯に関する事件，事故防止
  - 災害に関連する事件，事故防止
  - 防犯思想の徹底
- イ. 道路交通の規制に関する事項
  - 道路の状況，交通事情
  - 交通規制の状況
- ウ. 避難の準備，経路，要領に関する事項

## 3. 住民等への対応

県，関係市町村及び指定地方行政機関は必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等，体制の整備を図る。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

## 第12節 二次災害の防止活動

### 1. 二次災害の防止活動

県及び関係市町村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して、砂防施設等により二次災害の防止に努めるものとする。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

## 第13節 自発的支援の受入れ

1. ボランティアの受入れ
2. 県民等からの義援物資の受入れ
3. 海外からの支援の受入れ

### 1. ボランティアの受入れ〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，社会福祉課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

県及び関係市町村は，関係団体等と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等，ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 2. 県民等からの義援物資の受入れ〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，広報課，社会福祉課〕

#### (1) 義援物資の受入れ

被災市町村は，関係団体等と関係機関等の協力を得ながら，国民，県民，企業からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を，災害対策本部並びに報道機関等を通じて国民及び県民に公表する。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努める。

県及び被災地以外の市町村は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。

#### (2) 義援金の受入れ

個人，会社及び各種団体等から送付された義援金は，各実施機関において受領し，厳重な管理をする。

配分に当たっては，関係機関をもって構成する配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

### 3. 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れ等に関しては，外務省と国の非常本部等で次のとおり対応する。

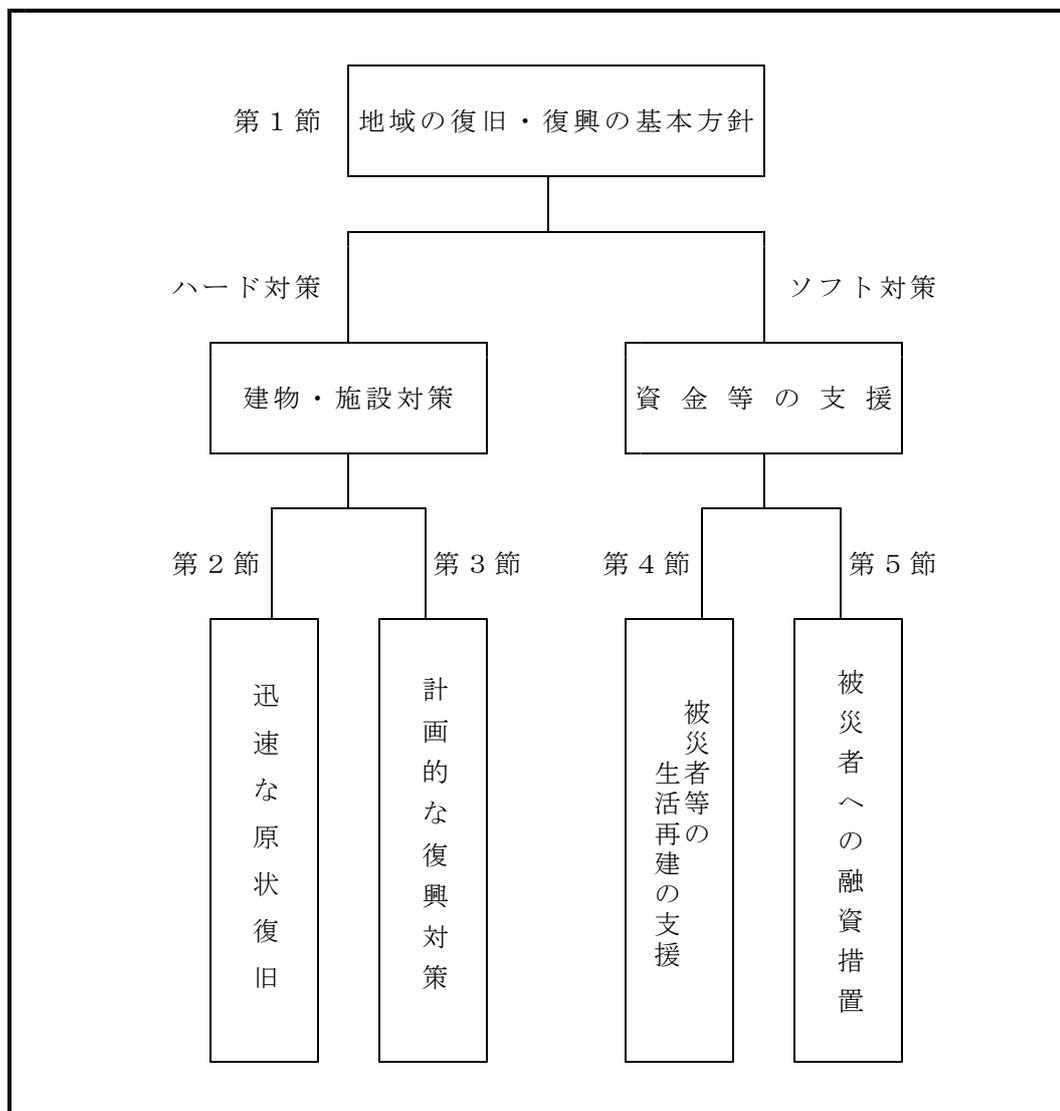
- 支援の申し入れ  
外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合は、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報する。
- 支援受入れの可能性  
非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。
- 支援受け入れ計画の作成  
非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示す。その後関係省庁は計画に基づき、当該海外からの支援を受入れる。  
なお、支援を受入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報する。

## 第4章 災害復旧・復興

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



## 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向
2. 被害が甚大な場合の基本的方向

県及び関係市町村は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

### 2. 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

1. 復旧にあたっての基本方針
2. 復旧事業の推進
3. 事業計画の種別

### 1. 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

### 2. 復旧事業の推進

#### (1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。  
また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

## (2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (3) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、県、市町村、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

### ① 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。

この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

### ② 道路の降灰除去

ア．主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市町村道については市町村が行う。

イ．主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、市町村住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

ウ．道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

### ③ 宅地内の降灰除去

ア．宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市町村長が指定する場所に集積し、市町村長はこれらを収集する。

イ．市町村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため町内会、商店会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

### ④ 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

#### (4) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図る。

#### (5) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

#### (6) がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑ながれき処理を促進する。

### 3. 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ・ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

### 第3節 計画的復興の進め方

1. 復興計画の作成
2. 計画策定にあたっての理念
3. 防災まちづくりの基本目標

#### 1. 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び関係市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

#### 2. 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

#### 3. 防災まちづくりの基本目標

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- (3) 市町村基盤施設（避難路、避難所、延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港など）の整備
- (4) 防災安全街区の整備
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- (7) 耐震性貯水槽の設置等

## 第4節 被災者等の生活再建等の支援

1. 各種支援措置の早期実施
2. 税対策による被災者の負担の軽減
3. 住宅確保の支援
4. 広報・連絡体制の構築
5. 災害復興基金の設立
6. その他

### 1. 各種支援措置の早期実施〔実施責任：関係機関等〕

県及び関係市町村等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### 2. 税対策による被災者の負担の軽減〔実施責任：税務課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

### 3. 住宅確保の支援〔実施責任：建築課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空家を活用するほか、国に対し公団住宅等の活用を要請する。

### 4. 広報・連絡体制の構築〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

### 5. 災害復興基金の設立

県及び関係市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

## 6. その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

## 第5節 被災者への融資措置

1. 資金選定の指導
2. 資金の種類
3. 各種資金の貸付条件等

県及び市町村は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1. 資金選定の指導〔実施機関：経営金融課，農業経済課，環境林務課，関係機関等〕

市町村その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

### 2. 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度，規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

#### (1) 農林業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② 日本政策金融公庫資金による災害資金

#### (2) 商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② 日本政策金融公庫の資金
- ③ 商工組合中央金庫資金

#### (3) 民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

#### (4) 住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

### 3. 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

## 第5章 継続災害への対応方針

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 避難対策</li><li>2. 安全確保対策</li><li>3. 被災者の生活支援対策</li></ol> |
|---|

県及び関係市町村は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

### 1. 避難対策〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕

県及び関係市町村は、気象台からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

### 2. 安全確保対策〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等を建設するよう努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### 3. 被災者の生活支援対策〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

県及び関係市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

また、広域的な避難・支援が必要になることに備えた広域応援協定の締結等を進める。

# 第 1 部 総 則

# 第 1 章 計画概要

第 1 節	計画の目的
第 2 節	計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）
第 3 節	計画の理念
第 4 節	計画の構成
第 5 節	防災関係機関の業務の大綱
第 6 節	県民及び事業所の基本的責務
第 7 節	本県の火山の概況
第 8 節	予測される火山災害

## 第 1 節 計画の目的

本計画の目的は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関が有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第 2 節 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、震災・津波災害に係る「震災対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されている。

本計画は、このうち、火山災害に係る基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目についてはさらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。

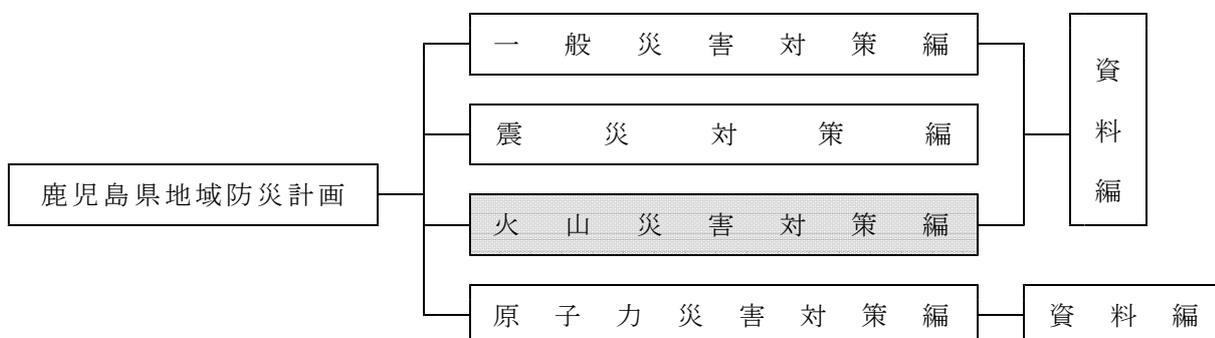
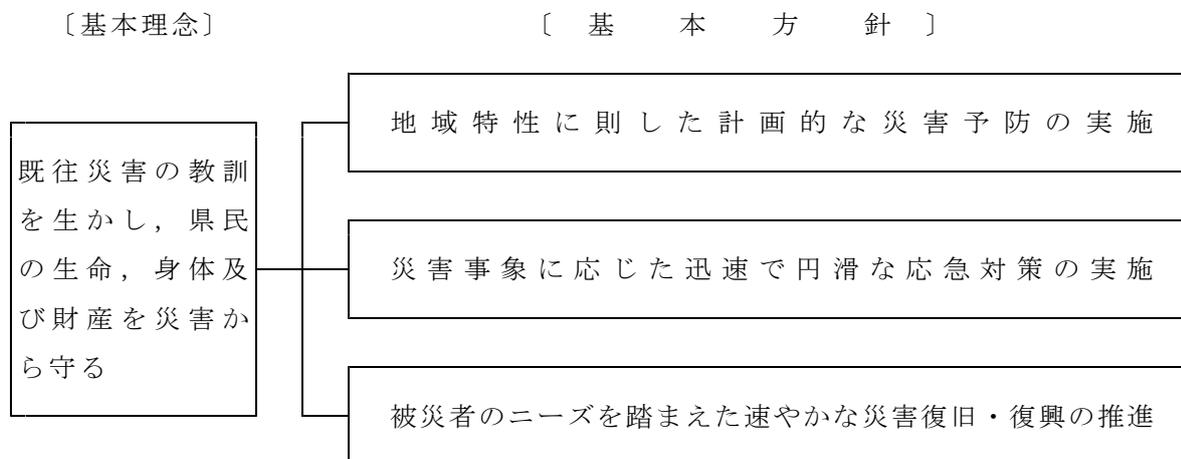


図 1 - 1 - 1 諸計画関連図

### 第3節 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。



本計画は、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

#### 1. 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害等、過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多くかかえるなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備を推進するとともに、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進する。

#### 2. 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生すると、被害の程度や過去の状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集、伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が想定され、県民に対する救護活動に立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づき災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努める。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進する。

### **3. 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進**

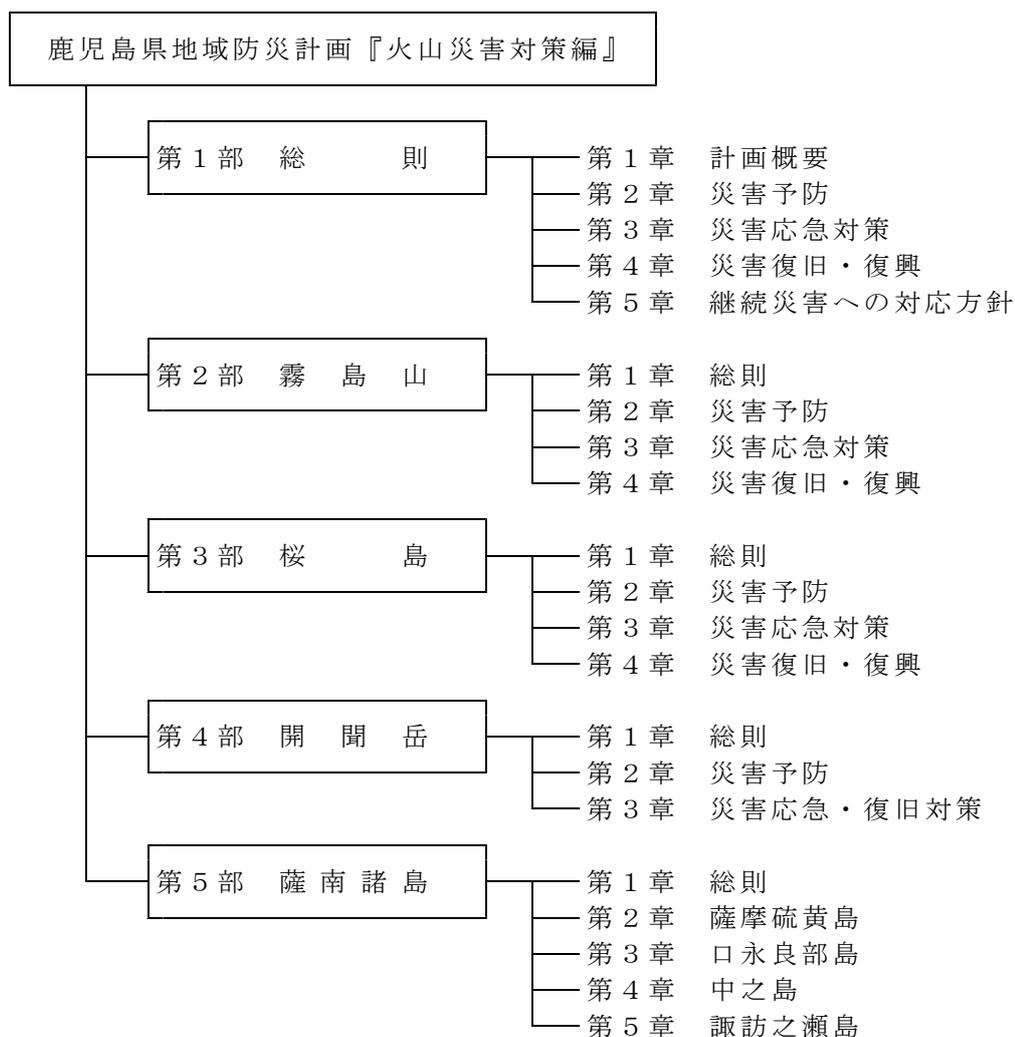
過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

## 第4節 計画の構成

火山災害については、自然的、社会的条件に加え、火山ごとに災害要因が異なることから、本計画は、本県の有する11の火山のうち、霧島山・桜島・開聞岳・薩摩硫黄島・口永良部島・中之島・諏訪之瀬島の7つの活火山ごとにそれぞれ次のとおり構成する。

なお、離島の4火山については、離島に共通する特殊性を踏まえ、第5部に薩南諸島編として挙げ、島ごとに記述することとする。



本計画は、「県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の目標を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結びつけられるよう、以下のような構成とした。

### 1. 県民の生命・財産の安全を確保するための災害予防計画

- (1) 火山災害に強い地域の整備計画（各種防災事業による予防対策）
- (2) 災害応急対策のための事前措置計画（円滑な応急体制の事前準備による予防対策）
- (3) 火山災害に強い県民の育成計画（各種防災教育、啓発のための予防対策）

## **2. 迅速・的確な災害応急対策計画**

- (1) 活動体制の確立に関する計画
- (2) 発災直後の応急対策計画（人命の安全確保のための緊急応急対策）
- (3) 社会基盤の応急対策計画（社会基盤の機能維持のための応急対策）

## **3. 被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興対策計画**

## 第5節 防災関係機関の業務の大綱

鹿児島県の区域を管轄する鹿児島県，県内市町村，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は，鹿児島県地域に係わる防災に関し，概ね次の事務又は業務を処理する。

### 1. 鹿児島県

鹿児島県は，市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け，これらを総合するとともに，概ね次の事項を担当し，また災害救助法に基づく応急救助を実施し，かつ市町村に対し，必要な防災上の指示，勧告を行う。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に関する事務に関すること。
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教，保健衛生，警備対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給，あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，あっせん等に関すること。
- (13) 災害対策に関する「九州・山口9県災害時相互応援協定」，「救急消防援助隊」等広域援協力に関すること。

### 2. 市町村

市町村は，第1段階の防災機関として，概ね次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は，県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 市町村防災会議に関する業務に関すること。
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害における文教，保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (12) 災害対策に関する広域応援協力に関すること。

### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力をを行う。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 こと。 イ 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 こと。 ウ 災害時における他管区警察局との連帯に関する事 こと。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 こと。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 こと。 カ 災害時における警察通信の運用に関する事 こと。 キ 津波警報等の伝達に関する事 こと。
(2)九州財務局 (鹿児島 財務事務所)	ア 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会に関する事 こと。 イ 災害つなぎ資金の貸付に関する事 こと。 ウ 災害復旧事業費の貸付に関する事 こと。 エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 こと。 オ その他防災に関し財務局の所掌すべき事 こと。
(3)九州厚生局	ア 災害状況の情報収集通報。 イ 関係職員の現地派遣。 ウ 関係機関との連絡調整。 エ その他防災に関し厚生局の所掌すべき事 こと。
(4)九州農政局	ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係わる海岸保全施設等の 災害応急対策並びに災害復旧に関する事 こと。 イ 応急用食料の調達供給に関する事 こと。 ウ 災害時における応急食料の配給に関する事 こと。 エ 政務保管主要食糧及び輸入飼料の売渡に関する事 こと。 オ その他防災に関し農政局の所掌すべき事 こと。
(5)九州森林管理局	ア 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する 事 こと。 イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 こと。 ウ 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関する事 こと。 エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事 こと。
(6)九州経済産業局	ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事 こと。 イ 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資あっせんに関する事 こと。 ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事 こと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(7)九州産業保安監督部	ア 鉱山における災害の防止に関すること。 イ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 ウ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
(8)九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	ア 自動車運送事業者に対する輸送の命令に関すること。 イ 被災者、救済物資等の輸送調整に関すること。 ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 エ 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 キ その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
(9)九州地方整備局	ア 港湾、海岸災害対策に関すること。 イ 高潮、津波災害等の予防に関すること。 ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 エ 直轄河川の水防に関すること。 オ 直轄国道の防災に関すること。 カ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 キ その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
(10)大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	ア 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 イ 航空機の運航に関する情報の収集及び提供に関すること。 ウ 航空機による代替輸送に関すること。 エ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 オ その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
(11)福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	ア 噴火予・警報、降灰予報、火山ガス予報、噴火警戒レベル、火山現象に関する情報の発表及び通報に関すること。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 ウ 災害発生時における気象、地象、水象の観測資料の提供に関すること。 エ 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 オ 気象災害防止のための統計調査に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(12)第十管区 海上保安本部	ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 イ 警報等伝達に関する事 ウ 情報の収集に関する事 エ 海難救助等に関する事 オ 排出油等の防除に関する事 カ 海上交通安全の確保に関する事 キ 治安の維持に関する事 ク 危険物の保安措置に関する事 ケ 緊急輸送に関する事 コ 物資の無償貸付又は譲与に関する事 サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 シ 警戒区域の設定に関する事 ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべき事
(13)九州総合通信局	ア 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の管理に関する事 イ その他防災に関し総合通信局の所掌すべき事
(14)鹿児島労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 イ その他防災に関し労働局の所掌すべき事

#### 4. 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊、 海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療 防疫給水等のほか災害通信支援に関する事 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事

#### 5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、概ね次の事項について県及び市町村の処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)鉄道関係機関 (九州旅客鉄道㈱、 日本貨物鉄道㈱)	ア 鉄道施設等の防災、保全に関する事 イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事 ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事
(2)西日本電信電話㈱ (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(3)日 本 銀 行 ( 鹿 児 島 支 店 )	<p>ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整  (ア) 通貨の円滑な供給の確保  (イ) 現金供給のための輸送, 通信手段の確保  (ウ) 通貨および金融の調整</p> <p>イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置  (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置  (イ) 資金の貸付</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に関する措置  エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請  オ 各種措置に関する広報</p>
(4)日 本 赤 十 字 社 ( 鹿 児 島 県 支 部 )	<p>ア 災害時における医療, 助産及び死体処理等の被災地での医療救護及びこころのケア活動に関する事。</p> <p>イ 救援物資の備蓄と配分に関する事。</p> <p>ウ 災害時の血液製剤の供給に関する事。</p> <p>エ 義援金の受付と配分に関する事。</p> <p>オ 防災ボランティアによる災害時の活動及び外国人の安否調査に関する事。</p>
(5)独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	<p>ア 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携, 情報交換に関する事。</p> <p>イ 災害医療班の編成・派遣に関する事。</p> <p>ウ 被災地での医療救護に関する事。</p>
(6)郵 便 事 業 株 式 会 社 郵 便 株 式 会 社 ( 各 郵 便 局 )	<p>ア 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。</p> <p>イ 災害時における郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。  (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  (ウ) 被災者あて救助用郵便物の料金免除  (エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い  (オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請  (カ) 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除  (キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動  (ク) 災害ボランティア口座</p> <p>ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。</p>
(7)日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	<p>ア 気象予警報等, 災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。</p> <p>イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事。</p>
(8)西 日 本 高 速 道 路 ( 株 )	<p>ア 西日本高速道路(株)の管理する道路等の整備・改修に関する事。</p> <p>イ 災害時の輸送の確保に関する事。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(9)自動車運送機関 (日本通運(株), 鹿児島交通(株), 鹿児島トラック協会 等)	災害時における貨物自動車等による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(10)海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(11)電力供給機関 (九州電力(株))	ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時における電力供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(12)ガス供給機関	ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(13)鹿児島県医師会	災害時における医療救護, 助産に関すること。
(14)鹿児島県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療に関すること。 イ 身元確認に関すること。
(15)鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。

## 6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共団体その他防災上重要な施設管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)土地改良区	ア 農業用ダムやため池, かんがい用樋門, たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
(2)病院等経営者	ア 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 イ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ウ 被災負傷者等の収容保護に関すること。 エ 災害時における医療, 助産等の救助に関すること。 オ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
(3)社会福祉施設経営者	ア 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 イ 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
(4)県社会福祉協議会	ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 イ 福祉救援ボランティアに関すること。
(5)金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(6)学 校 法 人	ア 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 イ 災害時における幼児・児童・生徒及び学生の避難誘導に関すること。 ウ 災害時における応急教育の対策に関すること。 エ 被災施設の災害復旧に関すること。
(7)水 道 事 業 者	ア 水道施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時における水の確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(8)漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
(9)その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

## 第6節 県民及び事業所の基本的責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動と通じて防災に寄与するとともに、県民及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力する。

### 1. 県民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### 2. 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

特に、火山災害危険予想区域図で危険区域内にある火山災害の危険が予想される地域の事業所においては、事業所内における避難体制の整備、関係機関との連携強化を図る必要がある。

また、被災事業者に対し、関連する事業者は積極的に応援し、早期に復興できるようにすることが求められる。

## 第7節 本県の火山の概況

### 1. 本県の火山の分布

西日本には、鳥取県大山から沖縄県の西表島北方の海底火山まで火山が南北に続いている。

県内では、北から霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の11の活火山が分布する他、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。

図1-1-2には、南九州の火山の分布状況を示す。

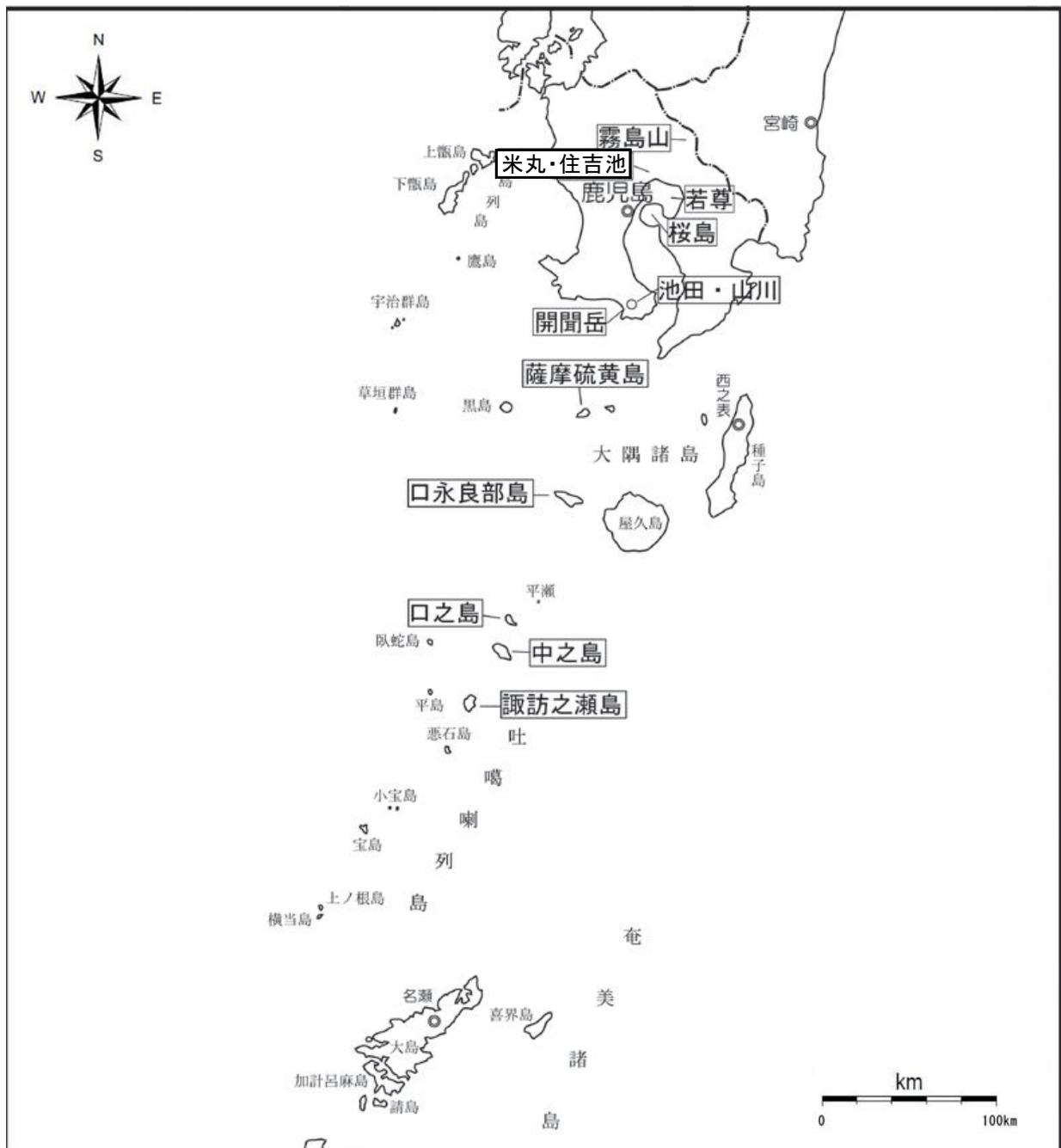


図1-1-2 南九州地域の火山の分布図

## 2. 本県の火山活動状況

本県における最近3,000年の火山活動について、地質学的あるいは古文書等で確認された噴火活動史が図1-1-3のようにまとめられている（小林ほか，1989）。それによると、約3,000年前から2,000年前にかけて、霧島山の御鉢、桜島の南岳、開聞岳といった火山体を形成するような大規模な噴火が起こった他、薩摩硫黄島等でも活発に活動したと推定されている。

また、1,100年前頃には霧島山の御鉢、桜島、開聞岳で大規模な噴火が起こり、周辺地域に大量の噴出物を放出した。

霧島山、桜島、開聞岳の3火山については、1,200年前頃から古文書に噴火の記録を見ることができ、薩南諸島では文書資料が乏しく、噴火に関する記録は確認できない。

また、地質学的研究もあまり進んでいないため、詳細な噴火史は不明である。

図1-1-4には、記載した県内の7火山について、最近100年間の火山活動についてまとめた。

噴出物の状況等から県内の活火山は、数100年あるいは数10年のオーダーで噴火を繰り返していることは明らかで（小林ほか，1989）、今後も活発な噴火活動が予想される。

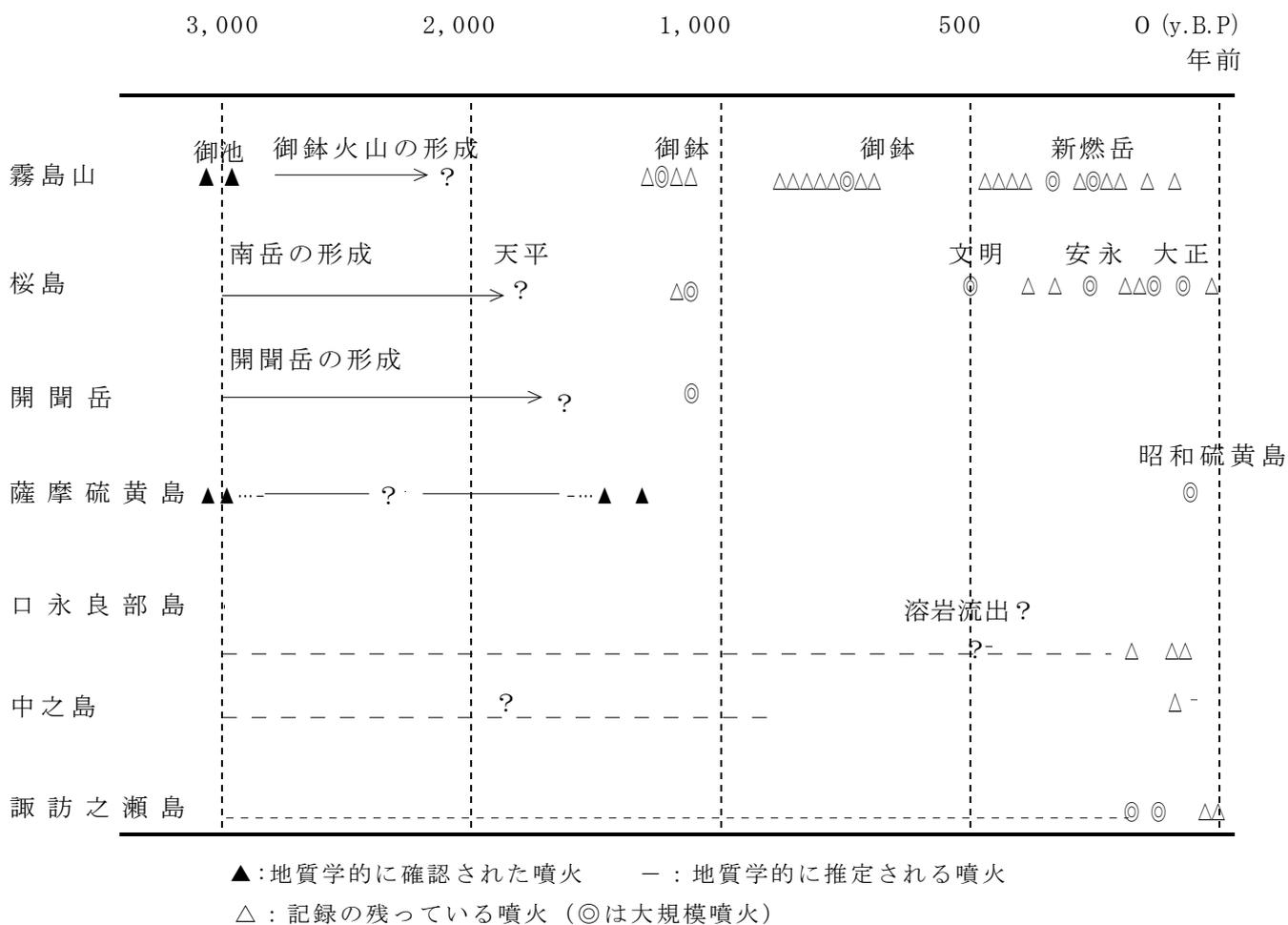


図1-1-3 最近3,000年間の鹿児島県（南九州）の火山活動史（小林ほか，1989）

	霧島山	桜島	開聞岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
1900	御鉢, 新燃岳で有史以来, 数十回の噴火を記録 1880~1903 御鉢, 断続的に噴火, 死者2名	約13,000年前以降, 活動開始	約4,000年前から阿多カルデラの後カルデラ丘の1つとして活動開始。 1615年噴火以降噴火の記録はない	約6,300年前 鬼界カルデラ巨大噴火	1841大噴火, 村落焼亡, 死者多数		1813大噴火 溶岩流出 全島避難 1884大噴火, 溶岩流出
1920	'13, 14 御鉢噴火	'13 加久藤カルデラ 群発地震 '15 加久藤カルデラ 群発地震	'14大噴火 地震・噴火によって死者29名, 家屋に被害	'14地震	'14鳴動, 火口陥没	'14小噴火	'14鳴動, 噴火 '15噴煙
	'23御鉢噴火, 死者1名						'21噴火 '22噴火 '25噴火
1940			'39噴火	'34~35 海底大噴火 新島形成	'31, 32噴火 '33~34噴火 死者8, 負傷2 家屋山林耕地被害		'38噴火 '40噴火
		'42, 49, 54 霧島山で温泉地すべり, 死者多数	'41噴火 '42噴火 '46大噴火		'46割れ目噴火	'49噴煙多量	'49噴火
			'50爆発				1950~54 時々噴火
1960	'59新燃岳噴火 森林, 農作物に被害		'55噴火 死者1名 農作物に被害 '60~63爆発				1957~ 噴火活動 継続中
		'61, 66 加久藤カルデラ 群発地震 '68えびの地震		'67阿多カルデラ 群発地震	'66爆発, 負傷3 '68~69噴火		
1980	'76 御鉢群発地震 '78新燃岳 群発地震 '79韓国岳地震	'75 加久藤カルデラ 群発地震 '76, 78地震	'72断続的に爆発, 噴出岩塊や降下火砕物による被害多数		'72, 73噴火 '74噴火 '76噴火		
	'81, 83, 85, 88, 91 新燃岳 群発地震				'80割れ目噴火		
	'91 水蒸気の噴出 '93, 94, 95 新燃岳 群発地震			'88噴煙(?)			

図1-1-4 鹿児島県における最近100年間の火山活動

## 第8節 予測される火山災害

記載した県内の7つの活火山で、火山活動が開始したときに、発生することが予想される災害要因を表1-1-1にまとめた。

表1-1-1 予想される火山災害要因

災害要因	霧島山	桜島	開聞岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	◎	◎	—	○	◎	○	◎
降下火砕物	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
火砕流	◎	◎	—	○	○	○	○
溶岩流	◎	◎	—	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
空振	◎	◎	—	○	○	○	○
山体崩壊 (岩屑なだれ)	△	△	—	◎	△	◎	○
津波	×	○	—	○	△	○	△
火山ガス	◎	○	—	◎	△	○	○
地震	△	◎	—	△	△	△	△
地盤変動	△	◎	—	△	△	△	△

◎：発生の危険が高い      ○：発生の危険がある      △：発生に注意を要する  
 ×：発生の危険が低い      —：検討を行っていない

## 第2章 災害予防

### 本章の構成

- |     |                            |   |                             |
|-----|----------------------------|---|-----------------------------|
| 第1節 | 火山災害に強い地域づくり               | — | 1. 火山災害予防計画の基本目標            |
|     |                            | — | 2. 火山災害に強い地域づくり             |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え  | — | 1. 基本的な考え方                  |
|     |                            | — | 2. 情報収集と連絡体制                |
|     |                            | — | 3. 災害応急体制の整備関係              |
|     |                            | — | 4. 救助・救急，医療及び消火活動関係         |
|     |                            | — | 5. 緊急輸送活動関係                 |
|     |                            | — | 6. 避難収容活動関係                 |
|     |                            | — | 7. 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係 |
|     |                            | — | 8. 施設・設備の応急・復旧活動関係          |
|     |                            | — | 9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係        |
|     |                            | — | 10. 二次災害の防止活動関係             |
|     |                            | — | 11. 防災関連機関の防災訓練実施指導         |
|     |                            | — | 12. 災害復旧・復興への備え             |
| 第3節 | 県民の防災活動の促進                 | — | 1. 防災思想の普及・徹底               |
|     |                            | — | 2. 防災知識の普及・訓練               |
|     |                            | — | 3. 県民の防災活動の環境整備             |
| 第4節 | 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 | — | 1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進    |
|     |                            | — | 2. 火山噴火予知研究及び火山観測の充実強化      |

## 第1節 火山災害に強い地域づくり

### 1. 火山災害予防計画の基本目標

#### (1) 県内の火山をよく知り、噴火災害に備える

防災関係機関は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、行政機関等が進めている防災諸施策の理解を深めるよう努める。

#### (2) 噴火災害を想定した地域づくりを進める

防災関係機関は、火山ガス、洪水、土石流、地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と降下火砕物、火砕流、溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

#### (3) 防災組織力の向上を図る

防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

#### (4) 噴火予知のための観測体制と情報伝達体制の整備を進める

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。火山観測を進めている関係機関は相互の連絡体制の整備を図るとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

### 2. 火山災害に強い地域づくり

記載した県内の7つの活火山は、大きく県本土の火山と離島の火山の2つに区分できる。県本土の火山は、霧島山、桜島、開聞岳、離島の火山は、薩南諸島の4つの火山である。各火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。

このうち県本土の火山周辺地域で自然環境の保全や、社会資本の被害を最小限に食い止めるよう、防災関係機関が平常時から火山災害対策の諸施策を推進するとともに、交通、通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。

また、薩南諸島の火山では生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路、港の整備に努める。

### (1) 広域火山災害対策の推進

県及び市町村は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

### (2) 県土保全事業の推進

火山災害に強い県土の形成を図るため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治山・治水事業、砂防事業、その他の県土保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進し、防災対策に万全を期す。

### (3) 土砂災害の防止対策

#### ① 土砂災害防止事業の推進

県本土の火山周辺はシラス土壌が51%を占めているうえ、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、斜面崩壊等による土砂災害を受けやすい。

#### ア. 山地災害危険箇所の災害防止事業の推進

治山事業は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、荒廃地、粗悪林等の早期復旧及び山地災害の発生の恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上のため、保安林整備を行う。

このため、森林法に基づく地域森林計画により、山地災害防備のための保安林、水質保全及び水資源確保のための保安林、並びに環境保全のための保安林を重点的に配備する。

#### イ. 土石流危険溪流等の災害防止事業の推進

本県は、シラス土壌がひろく各地域に分布しているため、極めて荒廃しやすい地域となっている。シラス土壌地域以外の溪流においても、霧島火山のように、火山活動により荒廃しやすい溪流が多く、豪雨時に山崩れや浸食崩壊が起りやすい。このように、本県の火山周辺地域及びシラス土壌地域は、土石流災害等が起りやすく、人命・財産、公共施設、田畑等に多大な被害を及ぼしている。

特に、火山の噴火後は、火砕流や火山灰等によって流域が著しく荒廃し、少量の降雨でも大規模な土石流が発生しやすくなり、下流域の人命・財産等に甚大な被害をもたらしている。

これらの整備については、土石流対策を重点施策に掲げ「建設省河川砂防技術基準(案)」等に準拠し、環境にも配慮しつつ危険度、緊急度の高い溪流より逐次、施

設の整備を推進する。

#### ウ．地すべり危険箇所の災害防止事業の推進

本県には火山活動と関連して、永年の温泉ガス等により地質が変質して粘土化し、土地の一部がすべりだす温泉地すべり危険箇所があり、それが地すべり災害をひきおこして人命・財産、公共施設、田畑等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については、地すべり状況の観測と基本調査を進め、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次「建設省河川砂防技術基準（案）」等に基づき、地すべり防止工事を実施する。

#### エ．急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止事業の推進

本県は、シラス土壌がひろく分布しているため、極めてがけ崩れの起こりやすい地域となっており、毎年のように人命・財産、公共施設等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ計画的に施設の整備を実施してきたが、今後とも危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」等に基づき事業を推進する。

### （４）主要交通・通信機能強化

県、市町村及び関係機関は、火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、内陸部火山では主要な鉄道、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図っていく。

薩南諸島では港や空港からの島外避難を原則とするため各住家から港や空港までの避難路の整備を図っていく。

### （５）警戒避難体制の強化・拡充

① 県、市町村及び関係機関は、各火山の火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備する等指導、誘導を行う。

② 県、市町村及び関係機関は、地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、各火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

#### (6) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

県、市町村及び関係機関は、火山噴火による危険から逃れるためには、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

特に、既存道路、既存港、既存ヘリポートを活用し、常日頃から道路、港、ヘリポートの改良及びのり面や擁壁の点検に努めるとともに、道路上、埠頭、ヘリポートに堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難道路、避難港、ヘリポートとして整備していく。これらの道路、港、ヘリポートには避難道路、避難港、ヘリポートの標識を設置し、避難所の方向も明記する。

#### (7) 待避舎・待避壕の整備

関係市町村は、火山防災マップに基づき噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に待避舎や待避壕を整備するよう努める。

#### (8) 避難所等の整備充実

市町村は、大きな噴火が予測される時は、危険区域内に生活している住民を速やかに危険区域外に避難させることが必要である。原則的に避難所は専用施設として、長期間の住民の生活にも耐えられる諸施設の整備に努める。

したがって、この避難所は火山災害用だけでなく、他の災害の避難所としても活用する。薩南諸島では島外避難を原則とするため、避難所の整備は行わないが、一時的に避難する施設として整備を進めていく。

#### (9) 防災拠点の整備

① 県及び市町村は、内陸部火山周辺地域では行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。ただし、薩南諸島では上陸避難地とされている屋久島町や悪石島、竹島等、近隣の島で整備する。

② 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置することが望まれる。

#### (10) 公共施設等の安全性確保

県及び市町村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

特に、火口周辺（10km以内）及びその周辺地区の学校等においては、窓ガラスの破損

- ・飛散防止など火山噴火時の空振対策及び噴石対策に努める。

また、1年に1回程度、定期的に公共施設の立地条件等の安全点検を実施する。

なお、点検結果に基づき、安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的

- ・重点的に施設整備を行う。

#### (11) ライフライン施設等の代替性の確保

県、市町村及び関係機関は、上水道、下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

1. 基本的な考え方
2. 情報収集と連絡体制
3. 災害応急体制の整備関係
4. 救助・救急，医療及び消火活動関係
5. 緊急輸送活動関係
6. 避難収容活動関係
7. 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係
8. 施設・設備の応急・復旧活動関係
9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係
10. 二次災害の防止活動関係
11. 防災関連機関の防災訓練実施指導
12. 災害復旧・復興への備え

火山災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策を行うため，住民の生命，財産を守るために必要な情報伝達のネットワーク，避難誘導対策を確立する。さらに，火山活動が終息したあとに災害復旧・復興を実施するための備えを充分に行う。

### 1. 基本的な考え方

火山活動に関する情報や住民の対応を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

#### (1) 噴火警報等の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理防災課，市町村〕

各火山で異常な現象が生じた時，人々の間で多くの情報が錯綜したり，途絶するなど，情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも，正しい情報を住民に伝達できるような情報のネットワーク化を推進する。

#### (2) 住民の避難誘導體制〔実施責任：県関係課，市町村〕

##### ① 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努める。

##### ② 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

高齢者，障害者その他いわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，県及び関係市町村は地域住民，自主防災組織，老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし，平常時より避難誘導體制の整備に努める。

##### ③ 観光客に対する避難誘導體制の整備

各火山の周辺地区は，旅行者や観光客あるいは温泉客など多くの宿泊客がみられる。

不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知する他、関係市町村の指導・助言を得ながら発災時の避難誘導に関わる計画を作成し、訓練を行う。

## 2. 情報収集と連絡体制〔実施責任：危機管理防災課，市町村，関係機関〕

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する噴火予・警報、火山に関する情報と大きく区分される。

噴火警報はさらに、噴火警報、火口周辺警報とに区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要である。

また、霧島山（新燃岳，御鉢），桜島，薩摩硫黄島，口永良部島，諏訪之瀬島については噴火警戒レベルが導入されており、噴火予・警報，火山に関する情報とともに、有効利用することが望まれる。

詳細は第3章第2節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」に記したとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

### （1）災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

県は、火山の大噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

### （2）情報の収集・連絡体制の整備

#### ① 情報収集手段の整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、撮影機材や通信設備を備えた消防・防災ヘリコプターを活用するとともに静止画電送システムをはじめ、映像、画像による情報システムの充実、強化に努める。

#### ② 情報の収集員，連絡員の指定

県及び関係市町村は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進する。

#### ③ 住民からの連絡体制

関係市町村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

#### ④ 気象台との連携強化

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに鹿児島地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県危機管理防災課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

#### ⑤ 大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに京都大学防災研究所附属火山活動研究センター（桜島火山観測所）及び鹿児島大学理学部等に情報を伝達する。また、それらの機関が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県危機管理防災課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

### （3）情報の分析整理

#### ① 専門家の助言の活用及び人材の育成

火山の観測・研究に携わっている気象台や大学研究員等専門家の見解は、火山災害対策上大きな役割を担うことから、関係市町村は、防災対策を検討する際は、必要に応じて専門家から助言等を得る。

また、県及び関係市町村は、日頃から専門家との情報交換会を開催し、火山活動の状況を把握するとともに、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。

#### ② 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報，社会情報，防災情報等防災関連情報の最新データの収集・蓄積に努め、必要に応じ災害対策を支援する災害情報システムの構築についても推進を図る。

### （4）通信手段の確保

#### ① 災害に対する安全性の確保

県、関係市町村及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

- 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保
- 次の防災対策の推進
  - ・ 停電対策
  - ・ 情報通信施設の危険分散
  - ・ 通信の多ルート化
  - ・ 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
  - ・ デジタル化の促進
- 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

② 県防災行政無線の充実強化

県は、災害時における通信手段確保のため、地上系及び衛星系の両系統をあわせた防災行政無線の充実強化を図る。

③ 市町村の防災行政無線の拡充・整備

市町村は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

④ 非常通信体制の整備等

県及び関係市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携にも十分配慮する。

⑤ 平常時の運用・管理

県及び関係市町村は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては次の点検を十分考慮する。

ア. 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

イ. 災害に強い伝送路の構築

有・無線系，地上系，衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ. 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け，他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

エ. 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）

- ・あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。
- ・関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- ・非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

オ. 移動通信系の活用体制

災害時に有効な，携帯・自動車電話等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

カ. 画像伝送無線システムの活用

被災現場の状況を，ヘリコプターテレビシステム等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの運用方法等に習熟しておくこと。

キ. 災害時優先電話等の効果的活用

N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

ク. 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。

ケ. 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

##### ① 非常参集体制の整備及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、また交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。(第3章第3節「活動体制の確立」参照)

##### ② 応急活動マニュアルの作成及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関の実情を踏まえ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

##### ① 相互応援協定の締結

防災関係機関相互の連携体制は重要であり、県及び関係市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等(指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

##### ② 消防相互応援体制の整備

県及び関係市町村は、消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

##### ③ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

県及び関係市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

#### (3) 県と自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

##### ① 県による要請手続きマニュアルの作成

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

② 市町村における手続きマニュアルの作成

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

③ 自衛隊との連絡体制の整備

県、市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

(4) 火山噴火（爆発）災害対策連合会議の設置

県は、火山の噴火（爆発）に際し、県、市町村及び関係機関の対策を調整し、総合的な避難対策等の推進を図るため、各火山毎に「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」を設置する。

連絡会議は、気象台や大学等研究機関の情報や火山噴火災害危険区域予想図等に基づいた検討協議を行い、関係市町村に対し、その結果に基づく助言・勧告を行う。

なお、連絡会議の開催の考え方は以下のとおりとする。

① 火山活動の活発化に伴い、警戒区域や避難対象地域等の設定、拡大等新たな防災対策の検討が必要なとき。

② 警戒区域、避難対象地域等を縮小または解除しようとするとき。

③ 上記以外で、県が必要と認めたとき。

(5) 防災中枢機能等の確保・充実

① 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

県及び関係市町村は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。（詳しくは第3章第7節参照）

② 自家発電設備等の整備

県、関係市町村及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係わる機関は、保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

**4. 救助・救急、医療及び消火活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，消防，関係機関〕**

県、関係市町村及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火に係わる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

県及び関係市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車輛及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

## (2) 医療活動関係

県及び関係市町村は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

## (3) 消防活動関係

### ① 消防水利の多様化の推進

県及び関係市町村は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

### ② 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

県及び関係市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定訓練の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

### ③ 消防団の活性化の促進

県及び関係市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

### ④ 林野火災への対応

火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

## **5. 緊急輸送活動関係〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，県トラック協会，水産振興課，漁港漁場課，港湾空港課〕**

### (1) 緊急輸送ネットワークの形成

県及び関係市町村は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握する。

また、県及び関係市町村は、火山災害、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

## (2) 輸送手段の確保

### ① 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両等は、事前届出を行っておく。

また、災害時には、県及び市町村をはじめ災害応急対策実施機関所有の車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業は、県トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

### ② 船舶等による輸送

離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図るものとし、平素から災害時の運用計画を作成しておく。

また、県有船舶だけでは不足の場合を想定し、県は日頃から漁船及び民間船舶等の活用を図るため、関係漁業組合及び九州運輸局鹿児島運輸支局と連絡体制を整備して、連携を図っておく。

さらに、上述の船舶による輸送が困難な場合で、かつ緊急に海上輸送が必要な場合は、県は第十管区海上保安本部の巡視船艇・航空機による輸送の要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

この他、さらに輸送手段として必要な場合を想定し、県は関係自衛隊と船舶の派遣要請について、その要請手続き等を整備し、日頃から連携を図っておく。

### ③ 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県は、自衛隊の災害派遣要請及び消防組織法に基づく「広域航空消防応援」による応援要請手続き等について、日頃から連携を図り整備しておく。

## (3) 輸送施設の整備

### ① 道路の整備

災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送道路をあらかじめ指定しておく。

また、県警察は、火山災害に対する安全性の確保を図るため、信号機、情報板等の道路交通関連施設を整備するとともに災害時において交通規制を行う。その場合、車両の運転者の義務等について周知を図り、かつ広域的な交通管理体制を整備しておく。

一方、道路管理者は、火山噴火による災害時に道路啓開を実施する路線をあらかじめ定めおき、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行う。

## ② 港湾・漁港の整備

火山の噴火に伴い危険がさし迫った場合の脱出や道路の交通途絶等によって船舶に頼らざるを得なくなった場合は、災害に強い港湾施設が必要である。あらかじめ避難港として一般港や漁港等を指定しておき、平常時より避難用船舶が安全に停泊できる港の整備充実を図っておく。

## ③ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害における降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

県及び関係市町村は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図る等の所要の措置を講じる。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

## (4) 拠点の整備

火山噴火による災害時の救援物資や資機材の集積地として、トラックターミナル及び卸売市場等をあらかじめ指定しておく。

## (5) 緊急輸送道路啓開体制の整備

道路管理者は、平素から災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## (6) 業者との協定の締結

### ① 建設業者との協定の締結

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

### ② 運送業者との協定の締結

県及び関係市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等

と協定を締結するなど体制の整備に努める。

## 6. 避難収容活動関係〔実施責任：危機管理防災課，社会福祉課，建築課，市町村，関係機関〕

### (1) 避難所

#### ① 避難所の選定，指定

関係市町村は，都市公園，学校，公民館等公共的施設等を対象に，火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定に当たっては地域の人口，避難圏域の広さ，地形，災害に対する安全性等に配慮し，必要な数と規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。避難所として指定された施設については，必要に応じ換気，照明等避難生活の環境を良好に保つとともに屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるよう設備の整備に努める。

#### ② 避難所に必要な施設，設備及び備蓄品

県及び関係市町村は，避難所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また，指定された避難所又はその近傍で，食料，水，非常用電源，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### ③ 避難所の運営管理

県及び関係市町村は，あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

### (2) 避難体制の準備

#### ① 地域住民の名簿及び災害時要援護者の掌握

市町村長は，日ごろから地域ごとの住民の名簿を作成し，災害時要援護者の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

#### ② 避難誘導責任者

避難誘導にあつては，あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め，地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導に当たる。

#### ③ 収容班長

避難所には収容班長を置き，避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ，避難所の運営管理に当たる。収容班長は，当該施設の管理者を原則とし，市町村長があらかじめ定めた者とする。

#### ④ 事前に準備すべき資料

収容班長は，事前に避難者の名簿，本部との連絡表，避難所業務日誌等を用意して

おく。

### (3) 避難に際し住民のとるべき措置

#### ① 広報等による住民への徹底

関係市町村は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、これらの内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

- ア. 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどを行うこと。
- イ. 避難するときは頭巾又はヘルメット、靴（又は地下足袋等）、防塵眼鏡・マスクを着用すること。
- ウ. 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- エ. 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。
- オ. 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

### (4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

県及び関係市町村は避難が円滑に行われるよう、あらかじめ所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

### (5) 避難路・避難港・ヘリポートの整備

県及び市町村は、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

### (6) 応急仮設住宅設置の事前準備

県及び関係市町村は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に用する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

## 7. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，九州農政局鹿児島農政事務所，社会福祉課，生活衛生課，農産園芸課，市町村，水道事業者〕

### (1) 備蓄場所の体系的整備

県及び関係市町村は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、水及び医療品等生活必需品ならびに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達

体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める（第3章 第7節参照）。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

県及び関係市町村は、物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

**8. 施設・設備の応急・復旧活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕**

(1) 必要とする資機材の整備及び防災関係機関

県，関係市町村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設，設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

(2) ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

**9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕**

(1) 多様な情報手段の整備

県，関係市町村及び公共機関は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

(2) 情報発信の恒常性の確保

県，関係市町村及び放送事業者等は、火山災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設，設備の整備を図る。

伝達すべき生活情報

- 生活に必要なサービスや物資の提供，配布に関すること。  
(いつ，どこで，何を，どうするか)
- 交通状況，医療施設の案内等

## 10. 二次災害の防止活動関係〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は，豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，ならびに事前登録など活用のための施策等を推進する。

また，二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに，観測機器等の確保について準備しておく。

## 11. 防災関係機関の防災訓練実施指導〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕

### (1) 防災関係機関の防災訓練実施指導

県は防災関係機関である指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体が個別に，かつ自発的に防災訓練を行うよう指導し，火山災害発生時に住民等の避難誘導，救護救出等諸応急活動に従事できるよう習熟を図る。

### (2) 地域・職場等の防災訓練の指導

県や市町村は，地域，職場，学校等が自発的に防災訓練を行うよう指導し，住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 12. 災害復旧・復興への備え〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

### (1) 各種データの整備保全

県及び関係市町村は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておく。

各種データの総合的な整備保全（地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

なお，公共土木施設管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに，資料の滅失を回避するため，複製等の措置を講じる。

### (2) 復興対策の研究

関係機関は，住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援施策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

### 第3節 県民の防災活動の促進

1. 防災思想の普及・徹底
2. 防災知識の普及・訓練
3. 県民の防災活動の環境整備

防災思想とは防災の心構えである。単に知識を身につけても防災に対する根本的な心構えがないと、いざという時に役に立たない。正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

#### 1. 防災思想の普及・徹底〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また。県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、県、市町村及び関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、県及び市町村は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

#### 2. 防災知識の普及・訓練〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

##### (1) 防災知識の普及

県、市町村及び関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促す。

表 1 - 2 - 1 防災知識の普及に関する一覧表

普及対象者	普及事項	普及方法
住民	① 火山の知識 ア. 火山の性質 イ. 噴火前兆現象の種類と内容 ウ. 噴火現象とその影響 ② 噴火の記録及び噴火の状況 ③ 住民が実施する対策の内容 ア. 異常現象の内容と発見時の通報及び通報場所 イ. 各種情報の提供と通報場所 ウ. 避難指示等の伝達系統, 信号内容 エ. 避難の時期, 避難時の携帯品, 避難集結地, 避難先 オ. 避難に際しての留意事項 カ. その他 ④ 県, 市町村, 防災機関の対策内容	① 普及資料 ア. 火山防災マップ イ. 火山災害時の行動マニュアル等 ウ. 事前に準備しておくべき器具類 ② 普及方法 ア. 公共的施設の提示 イ. 広報誌への掲載 ウ. 説明会の開催 エ. 防災講演会の開催 オ. 学校等の教育機関における教育 カ. イベントの開催 キ. 報道関係機関への依頼
県・市町村・関係機関の職員	① 火山知識〔上記①と同様〕 ② 噴火時の災害対策及び噴火の状況 ③ 対策組織及び各自の任務 ④ 各防災関係機関の対策内容〔特に自機関のもの〕	① 普及資料 ア. 本計画書 イ. 火山防災マップ ② 普及方法 ア. 説明会 イ. ビデオ
観光客等 一時的滞在者	市町村は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。具体的には、主な観光拠点〔展望所等〕及び主な宿泊施設にすでに発行されている「火山防災マップ」を掲示する等、危険地域の周知徹底を図る。	

(2) 防災訓練の実施, 指導

① 県の行う総合防災訓練

県, 関係市町村をはじめ防災関係機関等は地域住民等と連携しながら, 風水害, 地震災害, 火山災害等, あらゆる災害に対応する様々な条件を設定した総合的な防災訓練を実施する。この訓練をもとに, 防災訓練や災害対策の課題等を明らかにし, 必要に応じ体制等の改善を行う。

② 市町村の行う火山災害対策

市町村は, 火山災害対策の充実を図るため関係機関等と共同し, 防災訓練を実施する。

この場合, 市町村は県の助言等を踏まえ, 地域の特性等による火山災害の様態などを十分考慮し, 実情に合ったものとするとともに, 特に避難訓練については, あらか

じめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

③ 地域、職場、学校等の行う火山災害対策訓練

特に、火山災害の危険性の高い地域、職場、学校等においてはきめ細かい火山災害対策訓練を実施し、火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努める。

**3. 県民の防災活動の環境整備〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕**

(1) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

① 自主防災組織の設置の促進

ア. 重点推進地区

火山灰・噴石、火山ガス及び土石流等特に災害の発生の高い地域を重要推進地区とし、率先して自主防災組織の育成を行うよう指導する。

イ. 自主防災組織の単位

自主防災組織の新設は、地区の実情に応じ、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで適正な規模の地区を単位として組織すること。

ウ. 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

(a) 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

(b) 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

(c) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

(d) 青年団、婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

② 自主防災組織の活動内容

ア. 平常時における活動

- (a) 防災に関する知識の普及
- (b) 防災訓練の実施
- (c) 火気使用設備の器具等の点検
- (d) 防災資機材の備蓄

#### イ. 災害時における活動

- (a) 情報の収集伝達
- (b) 出火防止及び初期消火
- (c) 責任者による避難誘導（町内会長，消防分団長等が誘導担当者）
- (d) 救出救護

### （２）自主防犯組織の育成

県及び関係市町村は，県警の協力のもと地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行う。

### （３）防災ボランティア活動の環境整備

県及び関係市町村は，社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際，平常時の登録，研修制度，災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制，ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

### （４）企業防災の促進

#### ① 企業による防災活動の推進

地元企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

特に，交通関係者や宿泊施設の管理者等は観光客等の安全を確保するよう万全を期す。

#### ② 県及び関係市町村の支援

県及び関係市町村は，全企業人の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業の表彰，企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討，実施を図る。

また，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域防災訓練への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行う。

## 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進
2. 火山観測体制の充実・強化

### 1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

#### (1) 研究機関と行政機関との連携

県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくよう国等に要請する。

#### (2) 県民の防災教育の推進

県は各種防災講演会の開催等を通じ、県民の防災教育を進めていく。

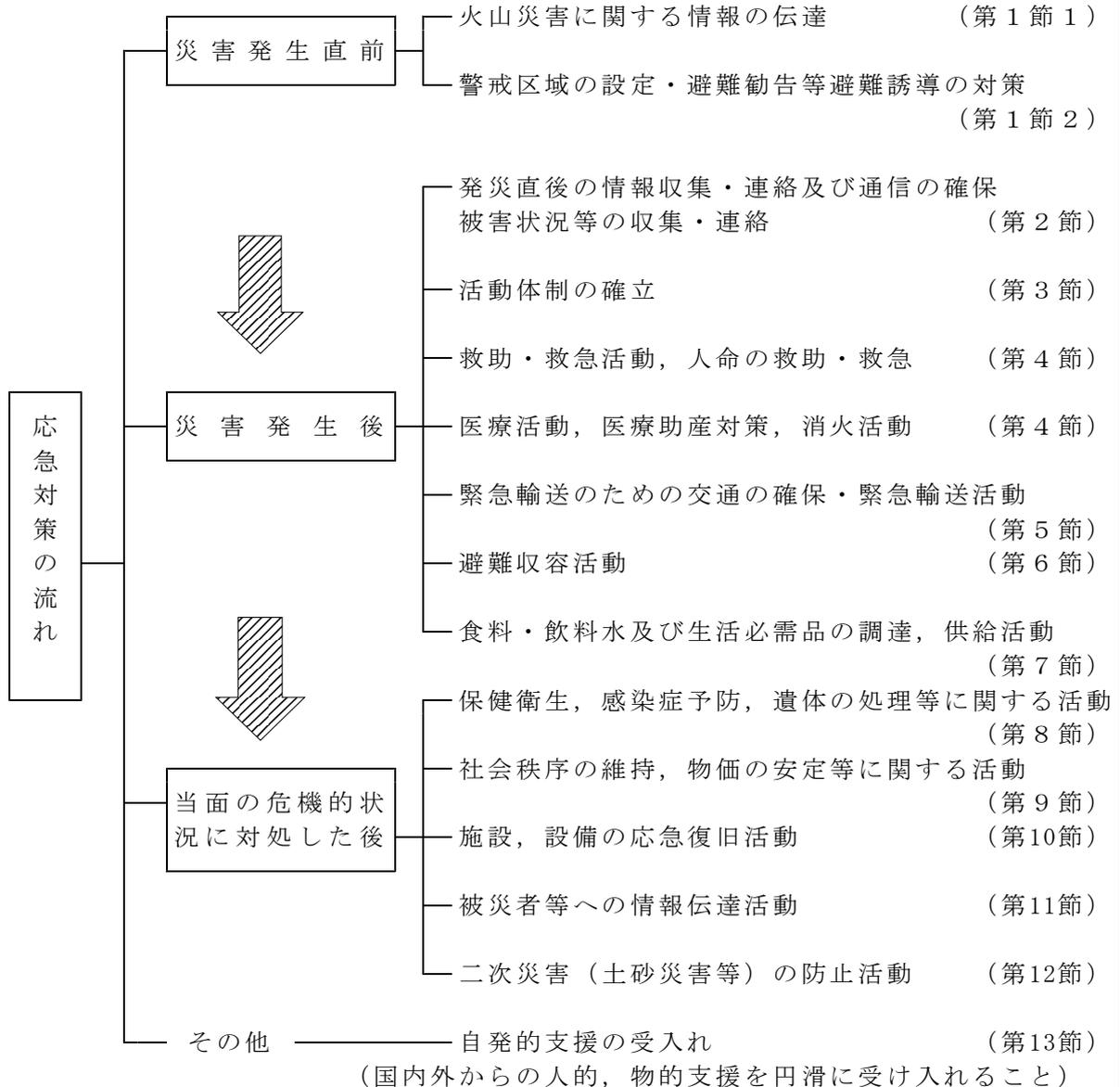
### 2. 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県、市町村等は、火山観測体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3章 災害応急対策

- 第1節 災害発生直前の対応
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 救助・救急，医療及び消火活動
- 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第6節 避難収容活動
- 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動
- 第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
- 第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
- 第10節 施設，設備の応急復旧活動
- 第11節 被災者等への情報伝達活動
- 第12節 二次災害の防止活動
- 第13節 自発的支援の受入れ

○ 応急対策の流れは概ね次のとおりである。各段階に応じた的確な対応を講ずる。



## 第1節 災害発生直前の対応

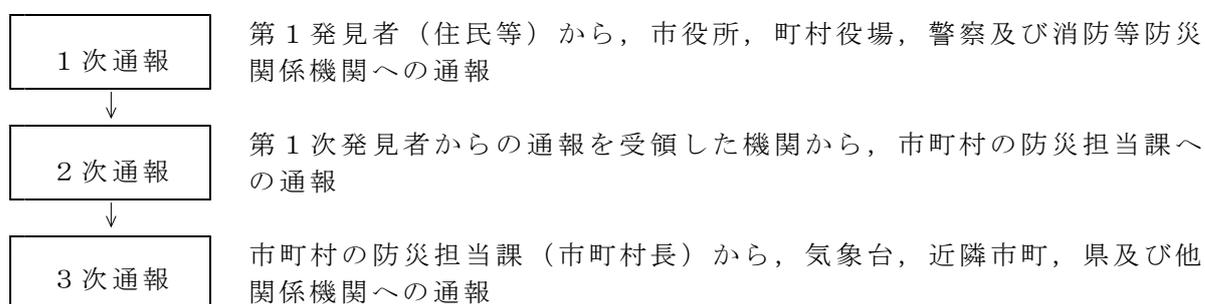
1. 火山災害に関する情報の伝達
2. 警戒区域の設定・避難勧告
3. 県における警戒体制の確立

### 1. 火山災害に関する情報の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理防災課，市町村，関係機関〕

#### (1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

##### ① 通報体制の概要

住民等が，噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合は，関係市町村及び関係機関は，情報を通報する。



##### ② 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は，次のとおりとする。

なお，住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが，発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

- ア．顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
  - 海岸線の変動
- イ．噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ．湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ．顕著な地温の上昇
  - 新しい地熱地帯の発見
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の挙動異常

- オ. 海水・湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- カ. 有感地震の発生及び群発
- キ. 鳴動の発生

### ③ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた市役所・町村役場、市町村の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

- ア. 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者）
- イ. 発生場所
- ウ. 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

## （2）火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを適用し、噴火予報、噴火警報により発表する。

### ① 火山現象に関する予報及び警報

気象業務法第13条1項により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

ア 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

#### ・噴火予報

噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表する。

#### ・降灰予報

噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表する。

#### ・火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量のガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域を定期的に発表する。

イ 警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

#### ・噴火警報

火山活動について、警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表する。

（「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」参照）

(ア) 「居住地域」を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」

(イ) 「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」

(ウ) 海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

・噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

## ② 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報で、火山活動の状況に応じ適時発表する。

イ 火山活動解説資料

火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料で、毎月1回または必要に応じ適時発表する。

ウ 週間火山概況

過去1週間の火山活動を取りまとめ、現状及び今後の防災上の留意事項も記載した資料で、気象庁本庁が毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月1カ月の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、発表時の火山活動の状況、予報事項、警報事項の解説を記載した資料で、毎月1回発表する。

## ③ 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。

ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

※ 噴火警報・予報の伝達は、噴火警報・予報伝達系統図に基づいて行なわれる。

## 対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード

注 噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

### 噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) (略称: 噴火警報)	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報 (火口周辺) (略称: 火口周辺警報)	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
			レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

### 噴火警戒レベルを導入していない火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) (略称: 噴火警報)	居住地域または山麓 及び それより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において 厳重に警戒 (居住地域厳重警戒**)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺) (略称: 火口周辺警報)	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓 の近くまでの広い範囲の火 口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 (火口周辺危険)
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

\* 居住地域が不明確な場合は「噴火警報(山麓)」

\*\* 居住地域が不明確な場合は「山麓厳重警戒」と記載

### 海底火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺 海域	海底火山及び その周辺海域で警戒 (周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	直上	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

(3) 噴火予報、警報、火山の状況に関する解説情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、噴火予報、警報、火山の状況に関する解説情報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

噴火警報発表時の県等における措置は(4)に示す。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 関係地方公共団体の機関</li><li>② 関係警察機関</li><li>③ 報道機関</li><li>④ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関</li></ul> |
|---|

(4) 噴火警報発表時に関する県等における措置

① 県における措置

ア. 鹿児島地方気象台から伝達される噴火警報は、危機管理防災課において受理する。

勤務時間外は、非常勤嘱託員が受理し、直ちに危機管理防災課長に連絡する。

イ. 危機管理防災課長は、噴火警報を受理したときは、とるべき措置と合わせて、直ちに関係のある各機関に通報する。

なお、噴火警報の伝達系統を図1-3-1に示す。

ウ. 危機管理防災課長から通報を受けた関係部課長は、必要に応じ関係出先機関の長に通知するとともに、予想される事態に対しとるべき措置等をあわせて通報する。

エ. 関係地域振興連絡協議会長及び関係支庁長は、伝達を受けた噴火警報及びそのとるべき措置として指示された事項について、直ちに管内市町村長に伝達する。

② 市町村における措置

関係市町村長は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより、通報に係わる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

③ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における措置

各関係機関の長は、噴火警報の伝達を受けたときは、当該情報により予想される事態に対し、その業務に係る防災に関する計画に基づきとるべき措置等を決定し、予防・救助・復活活動に備えなければならない。

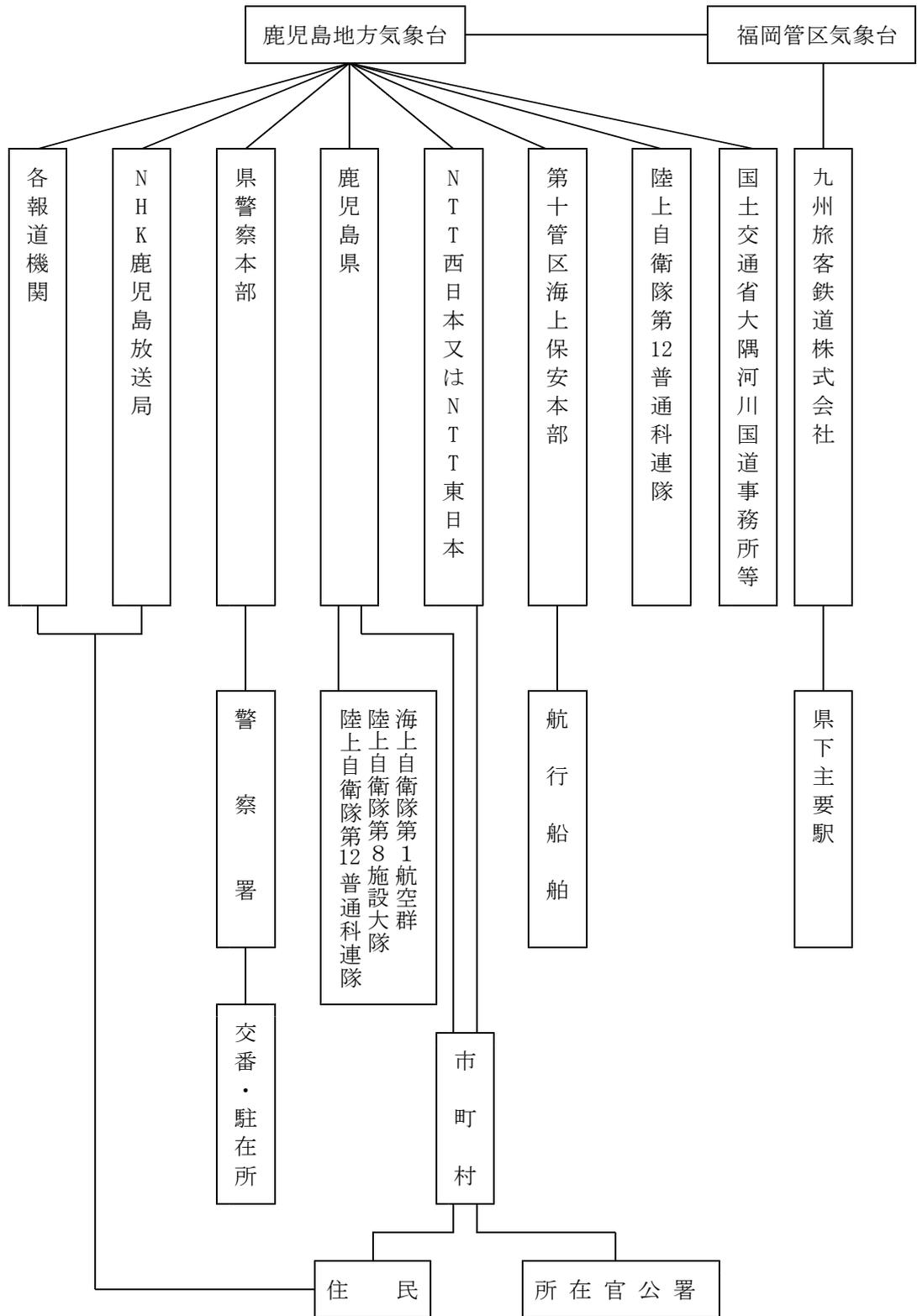


図 1 - 3 - 1 噴火警報の伝達系統

(5) 噴火警報の伝達

県は、噴火警報を受理したとき、次の関係機関に伝達する。

- |   |
|---|
| ア. 関係市町村<br>イ. 陸上自衛隊第12普通科連隊<br>ウ. 海上自衛隊第1航空群<br>エ. その他必要と認める関係機関 |
|---|

**2. 警戒区域の設定・避難勧告等〔実施責任：危機管理防災課，県警察本部，市町村，第十管区海上保安本部，自衛隊〕**

市町村長は、噴火警戒レベル5の噴火警報（噴火警戒レベル未導入火山にあつては、レベル5相当の噴火警報）が発表された場合、または、火山噴火（爆発）対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体に危険がある場合には、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 市町村の実施する避難措置

① 避難勧告等の発令

市町村長は、各火山に定めた基準に従って避難勧告を発令する。

② その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

市町村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

- |   |
|---|
| ○ 勧告・指示により早く避難する時（住民による事前避難）<br>住民等の自主判断により、避難所に集まった場合<br>○ 避難が遅れる時<br>夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による障害 |
|---|

(3) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

① 警察官又は、海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

② 警察官による避難の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記①の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

③ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

④ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

(4) 県による避難

① 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(5) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。

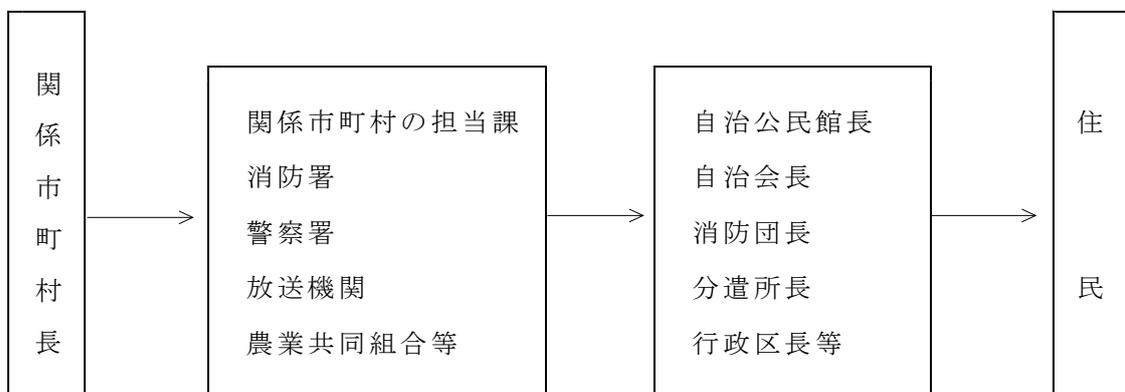


図 1 - 3 - 2 避難指示等の伝達系統

(6) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
- ③ 広報車（消防車等）による伝達
- ④ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- ⑤ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- ⑥ 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

(7) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

表 1 - 3 - 1 防災信号

102区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
準備	—	5 秒 ● — ● — ● — 休止（約 15 秒）	1 点打 ● 休止 ● 休止 ●
勧告	—	5 秒    5 秒    5 秒 ● —    ● —    ● — 休止（約 6 秒）	3 点打 ● — ● — ● 休止 ● — ● — ●
指示	赤 色	約 1 分 ● ——— ● — 休止（約 5 秒）	連打 ● — ● — ● — ● — ● — ●

(8) 伝達する内容

- ① 避難先とその場所
- ② 避難経路
- ③ 避難の理由
- ④ その他の注意事項

(9) 報告・通報

市町村長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。

県知事は、市町村長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、市町村長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は、直接必要な機関に通報することができる。

- 鹿児島地方気象台
- 県教育庁
- 県警察本部
- 自衛隊
- 報道機関
- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 九州運輸局鹿児島運輸支局
- 第十官区海上保安本部
- その他必要とする市町村

### 3. 県における警戒体制の確立〔実施責任：危機管理防災課〕

県は、火山噴火に伴う災害を最小限に食い止めるため、次に示す警戒体制を確立しておく。

#### (1) 火山災害に関する情報の収集体制の整備

県は、鹿児島地方気象台が発表する噴火警報等や市町村からの災害に関する情報等を迅速かつ正確に把握するため鹿児島県地域防災計画に基づき、あらかじめ定められた情報収集方法により、平常時からいつでも情報が得られるような体制を確立しておく。

#### (2) 市町村長への支援体制の確立

県は、関係市町村長が決定する警戒区域の設定及び避難指示等に対し、的確な助言ができるよう鹿児島県地域防災計画に基づき県災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の組織及び所掌事務は「本章第3節1」の「県における活動体制（1）③」を参照。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被害情報の収集・連絡</li><li>2. 通信手段の確保</li></ol> |
|--|

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、**概括的な情報**も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### 1. 被害情報の収集・連絡〔実施責任：県関係課，県警察本部，市町村〕

#### (1) 市町村長の情報収集と伝達

##### ① 情報の収集

##### ア. 地域責任者による収集通報

自治公民館長等、各市町村で定められた地域責任者は、地区住民と連携をとって、火山噴火に関する各種被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

##### イ. 消防機関による収集通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

また、各種通報等により119番が殺到している場合は、その旨を県及び消防庁へ通報する。

##### ウ. 市町村職員による収集

市町村は、災害の状況に応じて、情報収集班を編成し、必要箇所の情報収集を図る。

##### ② 市町村の情報担当課

市町村の情報担当課は、地域責任者や消防機関等からの通報を受け付け、被害情報の整理を行う。

##### ③ 被害情報の通報

関係市町村の情報担当課は、収集・整理した被害情報を関係機関に通報する。その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

##### ④ 被害情報の内容

収集・通報する被害情報は、次のとおりである。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等市町村の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，船舶，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

#### ⑤ 通報の方法

被害情報の通報・伝達は，次の方法のうち最も迅速かつ正確に通報できる方法をもって行う。

なお，有線通信途絶の場合は，第3章第2節第2項「通信手段の確保」に基づき行う。

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

### （2）県の情報収集と通報

#### ① 被害情報収集

##### ア．県の情報収集

県は，積極的な情報収集に努め，把握できた範囲内で直ちに消防庁に対し第一報を行う。

##### イ．系統による情報収集

県は，あらかじめ定められた情報収集方法により，次の機関からの被害情報の通報を受ける。

- 市町村の情報
- 警察本部の情報
- 消防機関の情報
- 県防災航空センターの情報

##### ウ．非系統による情報収集

県は，他機関から被害情報の収集ができない場合は，次の機関に要請し，必要情報の収集を行う。

要 請 先	要 請 内 容
警 察 本 部	航空機，自動車等特殊能力を有する情報班の出動を要請
自 衛 隊	災害派遣により，航空機等特殊能力を有する情報班の出動を要請
第十管区海上保安本部	巡視船艇，航空機の出動を要請

② 被害情報の通報

県は，収集した被害情報を必要に応じて関係機関に通報する。

(3) 県警察本部の情報収集と通報

① 被害情報の収集

県警察本部は，大きな噴火のおそれがあると認められる場合は次の体制をとる。

警 察 本 部	県警察災害警備準備室，災害警備本部
警 察 署	警察署災害警備実施本部，災害警備現地本部

現地においては，噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

<p>ア．大きな噴火の発生が予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施部隊による各種情報の収集</li> </ul> <p>イ．大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報部隊による各種情報の収集</li> <li>○ 実施部隊による諸対策の実施</li> </ul>
---

② 情報の通報

収集された各種情報は，下図の系統にしたがって通報される。

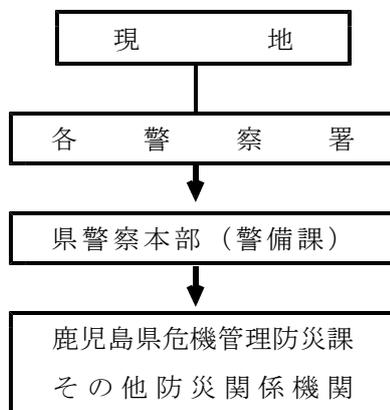


図 1 - 3 - 3 県警察本部による被害情報の通報系統

③ 情報の内容

気象、地象、水象等火山噴火に関係するすべての事項

**2. 通信手段の確保〔実施責任：西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社、自衛隊、市町村、消防、危機管理防災課、県警察本部〕**

(1) 通信手段の種類

降下火砕物、地震その他の現象により、被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合、次のような通信手段を用いる。

① 現有无線網

一般加入電話が使用不能となった場合、各市町村が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網は次のようなものがある。

- ア. 消防無線電話
- イ. 警察無線電話
- ウ. 防災行政無線電話
- エ. 鹿児島地区非常通信連絡会

② 孤立防止対策用衛星電話（KU-1CH）

一般加入電話と通話できる衛星電話で、町役場、役場支所等に設置され、通信の方法は次のように行う。

- ア. 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。
- イ. 孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受信器をはずし、“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局名、電話番号を連絡して、相手の加入電話と通話する。

(一般災害対策編第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

(2) 移動無線局の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を配置し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

(3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

- ア. 通信隊の派遣
- イ. 連絡隊の派遣

(4) 電気事業者の責務

電気事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(5) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

### 第3節 活動体制の確立

1. 県における活動体制
2. 広域的応援体制
3. 指定行政機関・公共機関の活動体制
4. 自衛隊の災害派遣

#### 1. 県における活動体制

知事は、火山噴火に伴う災害に対応するために、鹿児島県地域防災計画に基づき、災害警戒本部と災害対策本部を設置する。関係市町村及び関係機関は、県の災害対策本部に対応した体制をとる。

##### (1) 県における活動体制

火山活動の状況に応じた活動体制をとる。

###### ① 情報連絡体制時における活動体制

噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、又は、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想される時、危機管理防災課長を責任者とした体制を整備し、災害の状況に応じては災害警戒体制に移行する措置をとるものとする。

###### ② 災害警戒体制時における活動体制

噴火に関わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想され、住民の生命財産の危険がせまってきたとき、災害警戒体制を整備するとともに災害警戒本部（災害警戒地方本部）を設置し、本部長（総括危機管理監）、地方本部長（連協長、支庁長）は災害の状況に応じて災害対策本部（災害対策支部）体制に移行する措置をとるものとする。

###### ③ 災害対策本部体制時における活動体制

噴火警報が発表されたとき、あるいは噴火活動が活発になり住民の生命身体の危険が予見される時、又は、噴火等による大災害が発生したときは災害対策本部（災害対策支部）体制を整備するとともに災害対策本部（災害対策支部）を設置し、知事を対策本部長、連協長・支庁長を対策支部長とする。

##### (2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は、設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

表 1 - 3 - 2 本庁における参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、又は、噴火に係わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	(1)危機管理局 …………… 4名 (2)別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火に係わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	(1)危機管理局 …………… 8名以上 (2)別記1に掲げる課 …………… 2名以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	(1)危機管理局 …………… 8名以上 (2)別記1及び2に掲げる課 …………… 4名以上 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	(1)危機管理局 …………… 半数程度 (2)別記1及び2に掲げる課 …………… 半数程度 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
	第3配備	(1)危機管理局 ……… 全員 (2)別記1及び2に掲げる課 ……… 全員 (3)本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
	第4配備	各所属職員全員	

(別記1) 政策調整課、広報課、人事課、生活・文化課、企画課、情報政策課、環境林務課、森林整備課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、かごしまPR課、農政課、農地建設課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、教育庁学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

(別記2) 交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、介護福祉課、健康増進課、障害福祉課、子ども福祉課、生活衛生課、薬務課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

表 1 - 3 - 3 出先機関（支部）における配備基準

体制	基準	配備基準	活動内容
情報連絡体制	噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	各地域振興連絡協議会の事務局職員及び各支庁の総務課職員 ……各2名	火山活動の状況を把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	連協長等があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	噴火警報（居住地域）が発表されたとき、又は噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、災害対策本部の支部長（以下本表中「支部長」という）が必要と認めるとき。	災害対策支部を設置し、災害の規模程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。	
	第3配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による災害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき。	

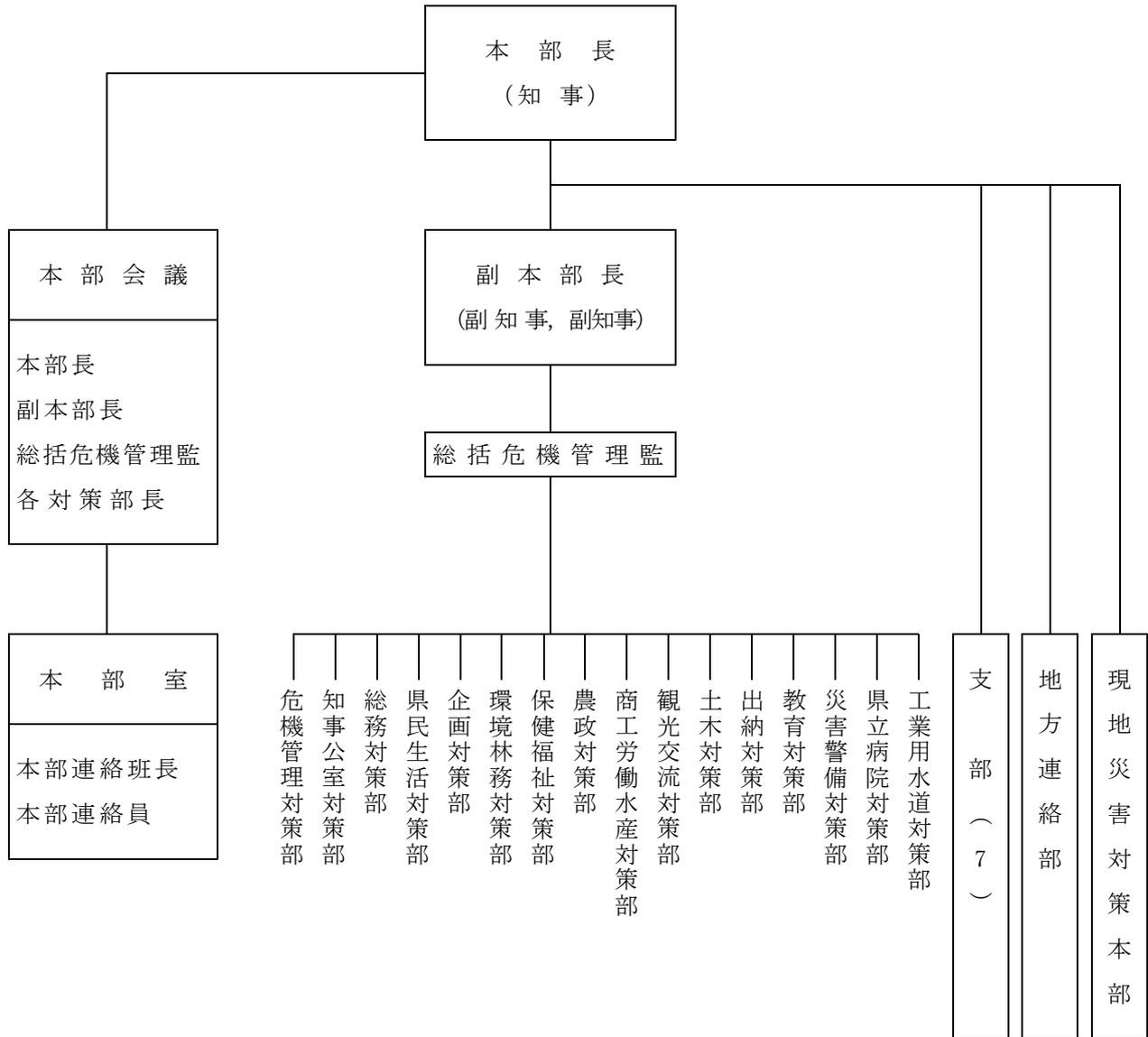


図 1 - 3 - 4 県災害対策本部組織図

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 1）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
危機管理 対策部 (危機管理 局長)	本部連絡班	危機管理防 災課及び消 防保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議に関すること。</li> <li>3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する こと。</li> <li>4 自衛隊等の出動要請に関すること。</li> <li>5 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。</li> <li>6 支部の災害対策事務に要する経費に関すること。</li> <li>7 無線通信の運用及び保守に関すること。</li> <li>8 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の 被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。</li> <li>9 本部長が特に命じたこと。</li> </ol>
知事公室 対策部 (知事公 室長)	秘書班	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 災害視察者に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長の災害地視察に関すること。</li> </ol>
	政策調整班	政策調整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事公室対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	広報班	広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関すること。</li> <li>2 災害写真に関すること。</li> <li>3 県の広報誌の発行に関すること。</li> </ol>
総務対策 部 (総務部長)	人事班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部の総括に関すること。</li> <li>2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。</li> <li>3 市町村に対する応援の派遣に関すること。</li> <li>4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状 況の確認並びに職員等への支援に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	職員厚生班	職員厚生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の災害補償に関すること。</li> <li>2 職員の健康管理に関すること。</li> <li>3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関 すること。</li> </ol>
	学事法制班	学事法制課	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の被害の調査 及び対策に関すること。
	市町村班	市町村課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災市町村の行財政指導に関すること。</li> <li>2 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。</li> </ol>
	財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。</li> <li>2 県有財産の被害の調査に関すること。</li> </ol>
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務 センター 班	総務事務 センター	他の班の応援に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 2）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
県民生活対策部 （県民生活局長）	生活・文化班	生活・文化課	1 県民生活対策部の統括に関する事。 2 関係物資の価格需給動向の実態等調査に関する事。 3 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関する事。 4 生活・文化課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	共生・協働推進班	共生・協働推進課	共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。
	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	青少年男女共同参画課関係施設並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関する事。
企画対策部 （企画部長）	企画班	企画課	1 企画対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	世界文化遺産班	世界文化遺産課	他の班の応援に関する事。
	情報政策班	情報政策課	行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワーク（国及び地方公共団体の組織ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークをいう。）の維持及び管理に関する事。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関する事。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関する事。
	交通政策班	交通政策課	公共交通機関の被害調査に関する事。
	統計班	統計課	他の班の応援に関する事。
環境林務対策部 （環境林務部長）	環境林務班	環境林務課	1 環境林務対策部の総括に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。 3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関する事。 5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関する事。 6 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。 7 部内各班の連絡調整に関する事。
	地球温暖化対策班	地球温暖化対策課	他の班の応援に関する事。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 2 回収油の処分についての連絡調整に関する事。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 3）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	自然保護班	自然保護課	1 野生生物の保護に関すること。 2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	林業振興班	林業振興課	1 林道の被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	森林整備班	森林整備課	1 治山関係施設等の被害の調査に関すること。 2 治山関係施設等の応急措置に関すること。 3 造林地等の被害の調査に関すること。 4 県営林の被害の調査に関すること。 5 林野火災に関すること。
保 健 福 祉 対 策 部 (保 健 福 祉 部 長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1 保健福祉対策部の総括に関すること。 2 保健所との連絡に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 医療機関（医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	地域医療整備班	地域医療整備課	1 り災者の医療救護及び助産に関すること。 2 災害救護事務（死体の検索を含む。）に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 2 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。 3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。 4 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 5 義援金品に関すること。 6 救助状況の報告に関すること。 7 ボランティア活動の情報提供に関すること。
	介護福祉班	介護福祉課	1 り災した高齢者の援護に関すること。 2 介護福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1 感染症予防に関すること。 2 感染症その他の被害の調査及び感染症の発生状況の報告に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1 り災した障害者の援護に関すること。 2 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 4）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	子ども福祉班	子ども福祉課	1 り災した児童の援護に関すること。 2 り災した母子世帯の援護に関すること。 3 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。
	薬 務 班	薬 務 課	1 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 2 血液の確保に関すること。
商工労働 対策部 （商工労働水産部長）	商工政策班	商工政策課	1 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2 商工観光労働関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害用物資のあっせんに関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	経営金融班	経営金融課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1 漁業関係の被害の調査に関すること。 2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3 緊急輸送手段としての県有船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 4 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3 緊急輸送施設の確保に関すること。
観光交流 対策部 （観光交流局長）	かごしまPR班	かごしまPR課	1 観光交流対策部の総括及び被害調査の商工政策班への連絡に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	観 光 班	観 光 課	1 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 2 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
農政対策部 （農政部長）	農 政 班	農 政 課	1 農政対策部総括に関すること。 2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	食の安全推進班	食の安全推進課	保管されている農薬の安全対策に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1 農業関係の被害の調査に関すること。 2 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。 2 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。 3 救助用食糧のあっせんに関すること。 4 農産物及び卸売市場施設の被害の調査に関すること。 5 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 5）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	畜産班	畜産課	1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関する こと。 2 飼料及び畜産物に関すること。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農地整備班	農地整備課	1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に 関すること。 2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する こと。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との 連絡に関すること。
	農地建設班	農地建設課	1 農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の 調査並びに応急対策に関すること。 2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との 連絡に関すること。
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	1 土木対策部総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路建設班	道路建設課	1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する こと。 2 道路の災害予防及び応急措置に関する こと。
	道路維持班	道路維持課	1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する こと。 2 災害時における道路及び橋りょう等の 使用に関する こと。 3 道路の災害予防及び応急措置に関する こと。 4 緊急輸送道路の確保に関する こと。
	河川班	河川課	1 土木復旧事業の総括に関する こと。 2 河川及び海岸の被害の調査及び 対策に関する こと。 3 水防法(昭和24年法律第193号)に 基づく諸対策に関する こと。 4 水位，流量その他の情報に関する こと。 5 土木関係の被害の調査及び 報告に関する こと。 6 地域振興局及び支庁の建設部 との連絡に関する こと。
	砂防班	砂防課	1 砂防関係事業に係わる被害の 調査に関する こと。 2 砂防関係施設等の応急措置に 関する こと。
	港湾空港班	港湾空港課	1 港湾の被害の調査に関する こと。 2 津波及び高潮対策に関する こと。 3 災害関係航路標識に関する こと。 4 災害時における公有水面に 関する こと。 5 空港の被害の調査に関する こと。 6 緊急輸送施設の確保に関する こと。
	都市計画班	都市計画課	1 公園，下水道等の都市施設の 被害の調査及び対策に 関する こと。 2 施工中の街路及び区画整理事業 の施行地区の被害の調査 及び対策に関する こと。
	建築班	建築課	1 建築物の災害復旧の技術指導 に関する こと。 2 建築物及び宅地の被害に 関する こと。 3 県営住宅の被害の調査及び 対策に関する こと。 4 住宅関係の融資に関する こと。 5 応急仮設住宅の建設に 関する こと。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 6）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
出納対策部 (出納局長)	会 計 班	会 計 課	1 出納対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	管 財 班	管 財 課	1 本部の応急設営に関する事。 2 災害時における本庁の施設の利用に関する事。 3 有線通信の運用及び保守に関する事。 4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。 5 災害事務のための車両に関する事。 6 救援物資の調達に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務福利班	総務福利課	1 教育対策部の総括に関する事。 2 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。 3 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。 4 教育事務所との連絡に関する事。 5 教職員の災害補償に関する事。 6 教職員の健康管理に関する事。 7 教職員等住宅の被害の調査に関する事。 8 部内各班の連絡調整に関する事。
	学校施設班	学校施設課	1 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。 2 避難所の開設の協力に関する事。
	教 職 員 班	教 職 員 課	教職員の動員及び調整に関する事。
	義務教育班	義務教育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	高校教育班	高校教育課	1 生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。
	保健体育班	保健体育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 社会体育施設の被害の調査に関する事。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関する事。
	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関する事。
災害警備 対策部 (警察本 部長)	警察指揮総括班	警備課及び各部要員	1 災害警備対策部の総括及び災害警備部隊の運用に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
	情 報 隊	公安課指定要員	災害情報及び交通情報の収集に関する事。

表 1 - 3 - 4 災害対策本部の組織及び所掌事務（その 7）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
	救出救助隊	県警機動隊 管区機動隊 本 部 警察署部隊	1 被災者の避難誘導隊及び救出救助等に関する事 2 行方不明者の捜索等に関する事。
	交通対策隊	交通企画課 交通指導課 交通規制課 交通機動隊 高速道路交 通警察隊 警 察 署 員	1 緊急交通路の確保及び広域交通規制に関する事。 2 災害緊急車両に関する事。 3 交通情報の提供及び交通広報等に関する事。
	地域安全対 策隊	生活安全企 画課 地 域 課 少 年 課 生活環境課 警察署員等	1 警察無線通信の指令統制に関する事。 2 安否確認及び災害情報の提供等に関する事。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。
	刑事対策隊	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑 識 課 警察署員等	1 災害時における犯罪捜査に関する事。 2 検視業務等に関する事。 3 災害警備対策部長の特命事項の処理に関する事。
	後方支援隊	警 務 課 相談広報課 会 計 課 総 務 課 監 察 課 厚 生 課 情報管理課 警察署員等	1 災害広報に関する事。 2 報道機関への対応に関する事。 3 車両装備資機材及び食料に関する事。 4 県外から特別派遣された各部隊の応援の受入れに関する事。 5 公務災害及び紛議事案並びに被災職員の援助等に関する事。
	後方治安対 策班	警 務 課 各 部 要 員 警 察 署 員	1 庁舎管理、留置業務及び装備資機材等の管理に関する事。 2 その他後方治安業務に関する事。
県立病院 対 策 部 (県立病院 事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1 県立病院との連絡に関する事。 2 県立病院の被害の調査に関する事。
工業用水道 対 策 部 (工業用 水道部長)	工業用水班	工業用水課	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。

表 1 - 3 - 5 本部連絡員

所 属 班	担 当 職	所 掌 事 務
本 部 連 絡 班	本部連絡班長	総括
	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	全般の連絡
政策調整班	政策調整監，主幹又は主幹のうちから班長が指名する者	知事公室に関する事項の連絡
人事班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	総務部（県民生活局を除く。）に関する事項の連絡
生活・文化班	〃	県民生活局に関する事項の連絡
企画班	〃	企画部に関する事項の連絡
環境林務班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保健医療福祉班	〃	保健福祉部に関する事項の連絡
商工政策班	〃	商工労働水産部（観光交流局を除く。）に関する事項の連絡
かごしまPR班	〃	観光交流局に関する事項の連絡
農政班	〃	農政部に関する事項の連絡
監理班	〃	土木部に関する事項の連絡 （河川班に係る所掌事務を除く。）
河川班	〃	水防に関する事項の連絡
会計班	〃	出納局に関する事項の連絡
教育総務福利班	〃	教育庁に関する事項の連絡
警察指揮総括班	班長が指名する者	警察本部に関する事項の連絡
県立病院班	課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	県立病院局に関する事項の連絡
工業用水課	班長が指名する者	工業用水道部に関する事項の連絡

※所掌事務中の連絡とは、概ね次のとおりとする。

- 1 本部長等の命令，指示の伝達連絡
- 2 本部会議と各部の連絡及び部相互連絡調整
- 3 各部の関係被害報告の収集等

○ 本部連絡員の留意事項

- 1 本部連絡員は，積極的に相互関係を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努める。
- 2 本部連絡員において措置することが困難な事項については，速やかに各対策部主管班長に連絡し，円滑な処理を図る。

### (3) 国の非常（緊急）現地災害対策本部との連携

県は、国の非常（緊急）現地災害対策本部が設置されたときは、相互の連絡調整に努めるとともに、国の行う災害対策に対して支援、協力等を行う。

### (4) 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに可搬型画像伝送システムを利用し、災害応急対策活動等を実施する。

#### ○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防機材の輸送
- ウ 被災者の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

### (5) 市町村の体制

#### ① 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

市町村長は、災害の状況に応じて災害警戒本部、関係市町村災害対策本部を、それぞれ設置する。災害警戒本部及び災害対策本部の組織と任務等は、それぞれの市町村の地域防災計画に定めるとおりとする。

#### ② 知事への通知

関係市町村は、災害警戒本部または災害対策本部を設置したときは、関係機関にその旨を連絡するとともに県災害対策本部（危機管理防災課）に通知する。

### (6) 警察の体制

#### ① 災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて非常災害警備本部、災害警備本部、災害警備準備室を設置する。また、必要があると認められる場合、災害対策連絡室及び災害警備現地本部等を設置する。

#### ② 警察署災害警備実施本部の設置

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて災害警備実施本部を設置する。また、必要があると認められる場合、災害対策連絡室及び災害警備現地本部等を設置する。

## 2. 広域的応援体制〔実施責任：県関係課，市町村，消防〕

県及び関係市町村，消防は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体，消防に応援を求める。

### (1) 県における広域応援体制

#### ① 九州・山口9県災害時相互応援協定

この協定は，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県及び山口県において，大規模な災害が発生し，被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において，九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う協定である。

(資料編を参照)

#### ② 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(資料編を参照)

### (2) 市町村における広域応援体制

#### ① 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市町村は災害が発生し，被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき，迅速に応援を要請する。

ア 隣接市町村は，応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 発生した災害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は，県災害対策支部等に対して応援要請する。要請を受けた県災害対策支部等は，自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行う。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

ウ 被災の状況によっては，県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし，県災害対策本部等は，自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行う。要請を受けた市町村は，応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

#### ② 県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市町村は県に対し，その調整を要請する。

#### ③ 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は，災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は，市町村が実施する応急措置について，応援協力を行う。

### (3) 消防機関による応援体制

#### ① 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む）は，大規模な災害や火災等が発生し，所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき，迅速に応援要請をする。

《資料編 鹿児島県消防相互応援協定》

#### ② 緊急消防援助隊等による応援

知事は，県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合，消防組織法第44条の規定に基づき，消防庁長官に対して，緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関

が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

(4) 九州地方整備局による応援体制

国土交通省が所管する施設に、噴火により大規模な災害が発生し、又は、災害の発生する恐れがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害の状況把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

### 3. 指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制

(1) 体制の整備

指定地方行政機関及び地方公共機関等は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 緊密な連携を確保

指定地方行政機関及び指定公共機関等は、機関相互、県及び関係市町村との間において連携の確保に努める。

### 4. 自衛隊の災害派遣

知事等は、火山の噴火に際して、関係市町村、県及び防災関係機関が実施する応急対策で対処できない場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 災害派遣の内容

自衛隊に対する災害派遣の内容は次のとおりである。

- 情報の収集及び被害状況把握のための偵察
- 一般の通信が途絶した場合の通信の支援
- 避難勧告時等の避難誘導及び避難者の輸送
- 負傷者、医療救護班、災害対策実施者及び救護物資類の緊急輸送
- 行方不明者の捜索及び避難者の救出
- 炊出し、給水の実施
- 降灰噴石等の堆積によって不通となった道路の啓開
- その他の対策（水防活動、消火活動、感染症予防活動等）

(2) 災害派遣要請の要領

① 災害派遣の手順

災害派遣要請の手順は、次のように実施する。

ア. 市町村長は、自衛隊の災害派遣要請の必要を認めた場合、知事に依頼する。

イ. ただし、災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、市町村長から直接要請を行うことができる。

ウ. 知事は、市町村から派遣の依頼があった場合、または自らが必要と判断した場合、関係自衛隊に派遣を要請する。



② 連絡方法

災害派遣要請または要請依頼にあたっては、電話（非常電話）、防災行政無線、その他迅速な方法で行ない、事後速やかに文書を提出する。

(3) 災害派遣要請時の明示事項

知事、市町村長等が、自衛隊の災害派遣要請または要請依頼を行う場合、次に示す事項を明示する。

- 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考事項（現地における対策実施機関及び対策の内容等）

(4) 自衛隊法の改正に伴う自主派遣自発的出動と手順

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、火山による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(5) 要請権者及び自衛隊の連絡先等

表 1 - 3 - 6 要請権者

要 請 者	窓 口	所 在 地	電 話 番 号
鹿児島県知事	鹿児島県危機管理局 危機管理防災課 (時間外は非常勤嘱託員)	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111(代) 099-286-2256(直通) FAX:099-286-5519

表 1 - 3 - 7 関係自衛隊

指 令 者		窓 口	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊	西部方面總監	西部方面總監部防衛部防衛課 (時間外は總監部当直)	熊本市東町 1	096-368-5111 (代) 内線255, 256
	第 8 師 団 長	第 8 師団司令部第 3 部防衛班 (時間外は司令部当直)	熊本市清水町 八景水谷	096-343-3141 内線214, 233
	第 1 2 普 通 科 連 隊 長	第12普通科連隊第 3 科 (時間外は駐屯地当直指令)	霧島市国分 福島町 2-4-14	0995-46-0350 内線236, 237
海 上 自 衛 隊	第 1 航空群司令	第 1 航空群司令部運用幕僚 (時間外は基地当直幹部)	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線2222
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊 司 令 官	西部航空方面隊司令部 防衛部運用班 (時間外は基地当直幹部)	春日市原町	092-581-4031 内線232
	第 5 航空団司令	第 5 航空団防衛部 (時間外は基地当直幹部)	宮崎県児湯郡 新富町大字 新田	09833-5-1231

表 1 - 3 - 8 自衛隊のヘリコプター

部 隊 名	所 在 地	機 種	定 員	速 力
第 8 飛行隊	熊本県上益城郡益城町 大字小谷高遊原駐屯地	OH-6D	3 人	240km/h
		UH-1H	11 人	215km/h
西方ヘリ隊	佐賀県神崎郡三田川町 自立原駐屯地	UH-60J	11 人	215km/h
		UH-1H	11 人	215km/h
		CH-47	50 人	267km/h
第 1 航空群	鹿屋市西原3-11-2	UH-60J	10 人	210km/h

定員は搭乗員を除いた数字

(6) 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第 1 航空群司令に通報しておくものとする。

市町村ごとのヘリコプター発着予定地は「資料編」を参照。

ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

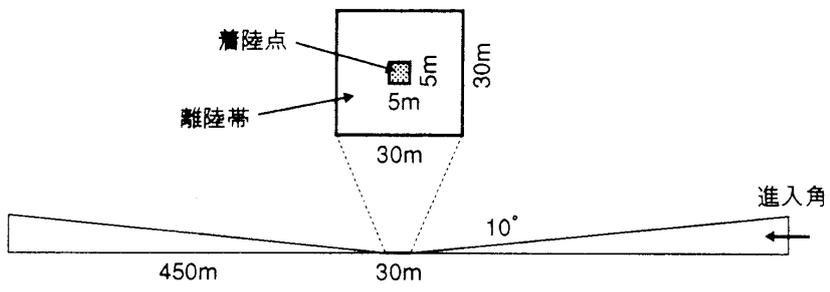
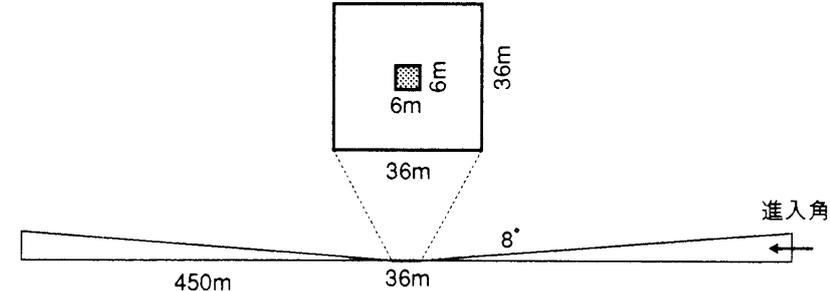
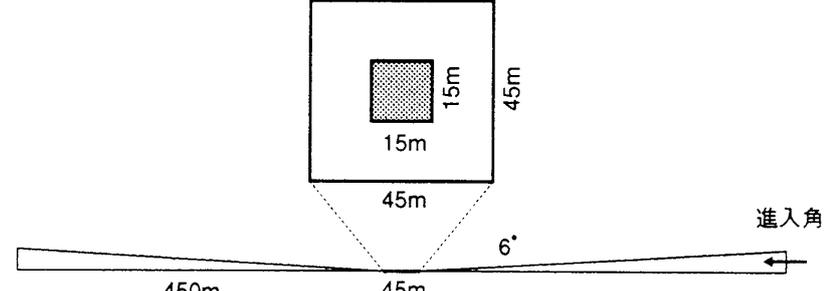
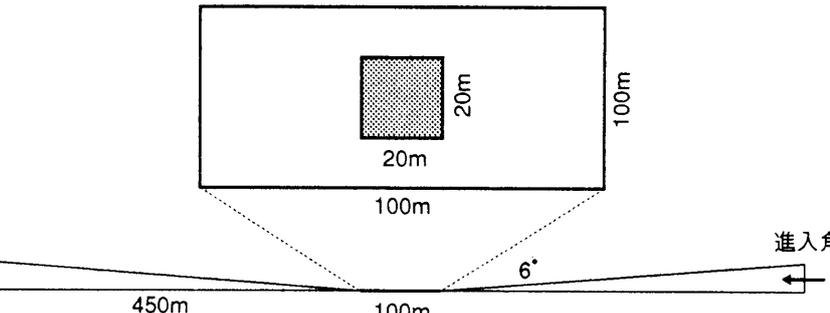
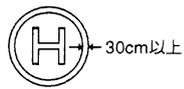
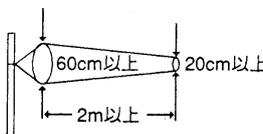
区分	条件	標 準
OH-6J (小型機)		
HU-1B (中型機)		
UH-60J V-107 (大型機)		
CH-47 (大型機)		
表 示 要 領	<p>1 着陸点</p>  <p>2 風向指示器</p> 	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

図 1-3-5 ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

## 第4節 救助・救急，医療及び消火活動

1. 救助・救急活動
2. 医療活動
3. 医療助産対策
4. 消火活動

災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行う。

### 1. 救助・救急活動〔実施責任：県，市町村，消防，関係機関〕

#### (1) 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

#### (2) 県，関係市町村及び関係機関による救助・救急活動

県，関係市町村及び関係機関は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じて近隣市町及び他の地方公共団体に応援を要請する。

また，県は，救助・救急を実施する関係機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

### 2. 医療活動〔実施責任：県関係課，市町村，消防，関係機関〕

火山の噴火及び避難にともなう負傷者等に対する医療救護は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事）が実施する。

#### (1) D M A T

##### ① D M A T の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で，急性期（発災後，おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療，広域医療搬送時の診療等を行う。

##### ② D M A T の出動

###### ア 知事による出動要請

知事は，D M A T の派遣要請基準に照らし，D M A T の派遣が必要と判断するときは，D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

###### イ 市町村長による出動要請

市町村長は，D M A T の派遣要請基準に照らし，D M A T の派遣が必要と判断すると

きは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。

この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ DMA T指定病院の長の判断による出動

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、指定病院の長の判断により、所属するDMA Tを出動させることができる。

この場合において、DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及び、他県の医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、必要に応じて、他県等の知事にDMA Tの出動を要請する。

③ DMA Tの編成と所在地

ア DMA Tの構成

DMA Tは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田3-8-1	099-250-1110	1
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1

(2) 救護班

① 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

② 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等広域への出動要請

県は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、

必要に応じ「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援を要請するほか、場合によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

③ 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア	国立病院機構の職員による救護班
イ	公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ	日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
エ	鹿児島県医師会，歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救護班名	班長医師	班 員				計	備 考
		薬 剤 師	看 護 師	事 務	連 絡 員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4，済生会鹿児島病院1，出水総合医療センター1，枕崎市立病院1，鹿児島市立病院2，済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	1	1	6	8班
県医師会救護班	1		2			3	52班
県歯科医師会救護班	1		2			3	50班

(注)上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は，次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島市 保健所管内	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20の7	099-224-2101	2
	日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
	鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
	鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
	国立病院機構	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
	鹿児島医療センター 済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
指宿保健所管内	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
	指宿医師会	〃 〃 4484-4	0993-24-2953	2
	指宿市郡歯科医師会	指宿市十二町2172-1 (むこよし 歯科医院内)	0993-24-3151	2

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
加世田保健所管内	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	0993-53-5300	1
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
	枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
	南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
	南さつま・川辺市郡歯科医師会	〃 加世田東本町40-5 (お おさこ歯科内)	0993-52-8762	1
	枕崎市歯科医師会	枕崎市港町9(ふぁみりー歯科内)	0993-76-3587	1
伊集院保健所管内	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
	日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
	いちき串木野日置歯科医師会	日置市伊集院町郡一丁目81 (林 田歯科医院内)	099-272-3993	4
川薩保健所管内	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
	川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
	薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	5
	薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市西開聞町34 (宇都歯 科医院内)	0996-22-1188	2
	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡さつま町虎居14-9 (ほだ て歯科内)	0996-53-3555	5
出水保健所管内	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
	出水郡医師会	〃 緑町10-25	0996-63-0646	6
	出水郡歯科医師会	〃 昭和町44-1 (村岡歯科医 院内)	0996-62-0601	6
大口保健所管内	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
	伊佐市医師会	〃 鳥巣450	0995-22-0589	1
	大口市歯科医師会	伊佐郡菱刈町重留974-9 (こうき 歯科医院内)	0995-26-4483	2
始良保健所管内	始良郡医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
	始良郡歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
	国立病院機構南九州病院	始良郡加治木町木田1882	0995-62-2121	1
志布志保健所管内	曾於郡医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於郡医師会立病院内)	0994-82-4893	2
	曾於郡歯科医師会	志布志市志布志町志布志三丁目5 -30 (西国領歯科医院内)	099-472-0118	2

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿屋保健所管内	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
	鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
	肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
	肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
	鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
	肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富107-4 (あげの 歯科医院内)	0994-65-4444	3
西之表保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あら き歯科医院内)	0997-42-2248	1
屋久島保健所管内	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
	熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あら き歯科医院内)	0997-42-2248	1
名瀬保健所管内	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
	大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10	0997-52-0598	1
	大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
徳之島保健所管内	大島郡医師会	〃 塩浜町3-10	0997-52-0598	2
	大島郡歯科医師会	〃 塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

(3) 避難先における医療救護

避難所等における医療救護は、次のように実施する。

- ① 救護所には、日本赤十字社鹿児島県支部その他の医療救護班を配備する。
- ② 軽傷者は避難所に收容し、医療救護班による巡回診療を実施する。

(4) 後方搬送の実施

消防機関及び民間機関等は、重傷者を次の公的医療機関等に移送收容する。

表 1 - 3 - 9 医療機関一覧

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20-17	内・外・小・皮 ・眼・耳・歯・ 産婦・放・泌・ 脳外・整・消・ 循・形・麻・小 外・リュウマチ ・口腔	099-224-2101
	○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リュウマチ ・呼・整・脳外 ・麻・放・リハ ビリテーション	099-261-2111
	鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・ 循・小・外・産 婦・放・麻	099-254-1125

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島市	国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外	099-223-1151
	済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・呼・放・消・循	099-223-0101
	鹿児島市立産院	鹿児島市加治屋町20-17	産	099-224-2101
加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内・消・循・外・放	0993-53-5300
	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	内・外・放・小・泌・皮・リハビリテーション	0993-72-0303
川 薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・皮・耳・麻	0996-23-5221
出 水	○出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循・産・婦・皮・脳外・眼・麻・耳	0996-67-1611
	野田医療センター	出水市野田町上名6103	内・外・産婦・歯	0996-84-2023
大 口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・神内・呼・消・循・小・外・脳外・放	0995-22-8511
始 良	県立始良病院	始良市始良町平松6067	精神・神経・歯	0995-65-3138
鹿 屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循・小・外・脳外・産・婦・放・麻	0994-42-5101
	肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外	0994-67-2721
	垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・耳・リハビリテーション・放・神内・消・皮	0994-32-5211
名 瀬	○県立大島病院	奄美市真名津町18-1	内・精神・神内・消・循・小・外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・歯口外・麻	0997-52-3611

注) ◎ : 基幹災害医療センター  
○ : 地域災害医療センター

(5) 輸送車両の確保

輸送に必要な車両として、本庁及び各保健所に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。不足する場合は、第2章第2節5.「緊急輸送活動関係」を参照し、調達する。

### 3. 医療助産対策〔実施責任：市町村〕

本対策は、被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

(1) 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市町村長が行う。ただし災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事が、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市町村長が行う。

また、緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長が、知事の補助機関として行う。

市町村長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

日本赤十字社鹿児島県支部は、知事の委託を受けて医療及び助産の業務を行う。

(2) 医療助産の対象者

医療助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療助産の途を失った者に対して、応急的に行う。

(3) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(4) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(5) 医療助産の方法

- ① 救護班

医療助産は救護班によって行う。(上記2.(2)参照)

## ② 薬品補給班

班 長	班 員	計
薬務課，薬務係長	薬務係員 2人	3人

## ③ 救護所の設置

救護所は，災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し，必要があれば国公立医療機関及び関係医師会等の協力を求める。ただし，必要に応じて巡回救護を行う。

## 4. 消火活動〔実施責任：市町村，消防〕

火災が発生したときは，消防機関はただちに出動し，被害の軽減に努める。ただし，噴石の落下等により避難勧告・指示が発令された場合は避難を最優先に行う。

また，県は，消防機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### (1) 消火活動

発災後初期段階においては，住民及び消防機関は，自発的に初期消火活動を行う。

### (2) 市町村による消火活動

関係市町村は，速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに，迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に，大規模な火山災害の場合は，住宅の密集する地区等の最重要防ぎょ地域の優先順位を定め迅速に対応する。

#### 最重要防ぎょ地域優先地域

- |  |
|--|
| ア．住居の密集地域<br>イ．山火事発生危険地域<br>ウ．病院，福祉センター等災害時要援護者関係施設の集中地区 |
|--|

### (3) 緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な災害が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

### (4) 被災地域の市町村に対する応援

被災を免れた市町村は，被災市町村からの要請（又は相互応援協定）に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通確保・緊急輸送活動の基本方針
2. 交通の確保体制
3. 緊急輸送体制

第4節に述べた救助・救急，医療及び消火活動を迅速に行うため，また，被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために，交通を確保し緊急輸送を行う必要がある。

### 1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，緊急復旧，交通規制，輸送活動を行う。

#### (1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送対象の想定

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

##### ① 第1段階

- ア. 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- イ. 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ウ. 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

##### ② 第2段階

- ア. 上記①の続行
- イ. 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### ③ 第3段階

- ア. 上記②の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

## 2. 交通の確保体制〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

### (1) 緊急輸送手段

緊急輸送は，自動車，鉄道，船舶，航空機のうち最も適切なものによる。特に，海上輸送を必要とするときは，県は，できる限り県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用を図る。

離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に直接応援要請する。

上述の輸送が困難で，かつ，緊急に海上輸送を必要とするときは，海上保安部の巡視船艇による輸送を直接要請する。さらに上述以外に輸送手段として必要な場合，県は自衛隊に船舶の派遣を要請する。

各災害応急対策実施機関は，所管にかかる車両，船舶等の状況を十分把握しておく。

災害輸送実施のための車両，船舶の現況は「資料編」を参照。

### (2) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は，車両，船舶等の調達を必要とするときは，次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名，数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

### (3) 強制確保

#### ①輸送命令等による方法

県は，災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難となったときは，九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は，必要と認められる場合には，法令の定めるところにより，関係事業者に対し，国土交通大臣の輸送命令を発し，緊急輸送に従事させる。

#### ②従事命令等による方法

（従事命令等による方法は，一般災害対策編第3部第1章第6節参照）

(4) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債務者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

**3. 緊急輸送体制〔実施責任：県関係課，市町村〕**

(1) 輸送手段の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路及び港湾・漁港，空港，臨時ヘリポート等の最も適当な輸送施設を選定し確保する。

特に港湾・漁港については平常的に避難港の指定を行い，避難船が安全に停泊できるよう整備充実に努めておく。

(2) 集積拠点の確保

トラックターミナル等を集積拠点として確保する。

(3) 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は，輸送施設及び集積拠点を確保した場合は，警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

## 第6節 避難収容活動

1. 避難誘導の実施
2. 避難所の開設
3. 災害時要援護者への配慮
4. 応急仮設住宅等

火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容する。

特に、火山周辺には、観光客の滞在者も多数に上ると考えられるため、観光客の避難誘導に関しても十分配慮しておく必要がある。

### 1. 避難誘導の実施〔実施責任：市町村〕

発災時には、関係市町村は、人命の安全を第一に地域住民、宿泊観光客等の避難誘導を行うが、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、併せて、交通孤立地区等のヘリコプター等による避難についても検討する。

(一般災害対策編第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照)

#### (1) 避難活動体制

避難勧告等の実施は、各火山で定められた基準によって行う。

#### (2) 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。

##### ① 避難者誘導に当たっての留意手順

- ア. 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- イ. 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさけるようにする。
- ウ. 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- エ. 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするとか、避難誘導員（消防団）を配置するようにする。
- オ. 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。
- カ. 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして誘導に努める。

② 宿泊観光客等の避難誘導

火山周辺の温泉客や登山者等が宿泊するホテル、旅館等のある地区は、噴火に伴う危険にさらされる危険性が高い。

宿泊施設の経営者及び運営管理者は常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難にあたっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。

また、避難路や避難所等について認知しておく必要がある。

ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難する。

③ 避難状況の把握・報告

ア. 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者は住民の避難状況を把握し、それぞれの市町村長に対し、報告を行う。

イ. 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を収容班長に報告する。

また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの市町村長に対し、次の要領で報告する。

また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

表 1 - 3 - 10 避難状況の報告の要領

項 目		内 容
報 告 時 期		○ 避難準備が発せられてから2時間おきの毎正時とする（必要がある場合は随時）
報 告 内 容	避難者に関すること	○ 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ○ 避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ○ 避難者の死亡又は負傷者の状況 ○ その他避難者の状況について、特に必要な事項
	輸送車両に関すること	○ 配車状況 ○ 輸送完了の見通し ○ 増配車の必要性の見直し ○ その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に関すること	○ 残留者の氏名及び措置

### (3) 輸送手段の確保

避難者の輸送は次のとおりとし、自家用車の使用は極力避ける。

表 1 - 3 - 11 輸送方法

輸送する場所	方 法
警戒区域外 (各地区～集結乗車・乗船予定 場所)	避難所等の避難集結地までは原則として徒歩とし、集結地からはバス、船舶、航空機等を利用する。

### (4) 学校における避難の実施

教育庁及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

#### ① 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

##### ア. 避難の指示等の徹底

- (a) 教育長の避難の指示等は、市町村長の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (b) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (c) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (d) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (e) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- (f) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (g) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (h) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

##### イ. 避難所の確保

教育長は、市町村地域防災計画に登載された災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難所を選定し、避難させる。

#### ② 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

##### ア. 避難の指示等の徹底

- (a) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (b) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (c) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- (d) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (e) 学校が市町村地域防災計画等に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (f) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ. 避難所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難所を選定し、避難させる。

#### (5) 避難勧告等の解除

関係市町村長は、「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」の検討結果を参考にし、地域住民の生活と安全を十分考慮した上で決定するものとする。

#### (6) 避難順位及び携帯品等の制限

##### ① 避難順位

- ア. 幼児・子供・高齢者、心身障害者等の災害時要援護者の避難を、できるだけ優先して行う。
- イ. 災害発生 の 時期等を考慮し、また、噴出岩塊が落ちてくる危険性のある地区及び溶岩流・火砕流・火山ガスにおそわれる危険性がある範囲の居住者及び観光客の避難を優先するよう努める。

##### ② 携帯品の制限

- ア. 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

#### (7) 輸送が困難な時における残留者の安全対策

陸路が溶岩流や降下火砕物のため車両交通が不能になった場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

##### ① 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なくヘリコプターの飛来が可能な場合は、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる救助を行う。

② 警戒区域外への脱出が不可能な場合

避難路が被災したり，荒天により避難港が使用困難な状況が想定される。このような場合は，警戒区域内において比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし，このような建物がない場合は，状況に応じて避難する。

## 2. 避難所の開設〔実施責任：市町村〕

### (1) 避難所の開設

市町村長は，火山の噴火による災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に，必要に応じ避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図る。

また，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。

### (2) 避難所の運営管理

市町村長はあらかじめ避難所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておき，各避難所の適切な運営管理を行う。この際，収容班長は次の点に留意し，万全な対処を行う。

- ① 情報の伝達，食料，水の配布。
- ② 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，または他の近隣市町に対し協力を求める。
- ③ 避難所ごとに，そこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- ④ 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努める。
- ⑤ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- ⑥ 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする（原則として7日以内とする）。

### (3) 避難長期化への措置

避難生活が長期化する場合は，県及び関係市町村は，次の措置等をとる。

- ① 避難所では，生活環境の向上を図るための設備整備に努めるとともに，プライバシーの保護などに配慮する（例えば，冷暖房，間仕切り，風呂，洗濯機等の設備整備）。
- ② 精神科医等と協力して，心のケアに努める。
- ③ 避難所又は周辺の公共的施設で応急教育を行う。
- ④ 応急仮設住宅の建設を促進する。
- ⑤ 生活相談を実施する。
- ⑥ 住宅の移転を検討する。

### 3. 災害時要援護者への配慮〔実施責任：社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，青少年男女共同参画課，市町村〕

高齢者，幼児，病人，心身障害者，観光客，外国人等，いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

- ① 特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。
- ② 避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。
- ③ 特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ④ 災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

### 4. 住宅の供給確保〔実施責任：社会福祉課，環境林務課，建築課，市町村〕

#### (1) 住宅の確保・修理

- ア 応急仮設住宅の供給
- イ 住宅の応急修理
- ウ 国の応急仮設住宅用等資材
- エ 公営住宅等の供与
- オ 災害救助法による基準

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

#### (3) 広域的避難収容・移送

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第1節「避難所の運営」参照

## 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動

1. 食料の調達及び供給
2. 飲料水の調達及び供給
3. 生活必需品の調達及び供給

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行う。

市町村の担当課は，各避難所ごとに飲料水，食料，生活関連物資の供給に当たって，避難者の趨勢を把握し，それに基づいて必要とされる品目，数量を早急に算定して，公的備蓄物資，流通在庫備蓄物資，近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。

### 1. 食料の調達及び供給〔実施責任：社会福祉課，農産園芸課，市町村〕

避難者に対する食料の供給は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事）の要請に基づき，避難収容先の関係市町村長が実施する。

ただし，緊急時又は連絡不通時は，関係市町村長が単独で実施する。

#### （1）主食品の調達

避難者に供給する主食品（米穀類）の調達は，次のとおり実施する。

##### ① 知事への配給申請

関係市町村長は，（6）に示す応急配給基準量及び避難者数により必要量を算出し，知事（農政部農産園芸課）に対し，文書（様式2，様式-2ページ）をもって主食の応急配給申請を行う。ただし，緊急の場合は電話で行う。

県農政部農産園芸課	電話	（代）	099-286-2111
		（直）	099-286-3197

##### ② 知事の措置

知事による主食品供給の措置は，次のとおりである。

- 応急配給申請に基づき，関係市町村長を給食又は配給の「取扱者」に指定
- 米穀販売事業者等の手持ち米を調達する場合は，災害地の市町村長からの申請に基づき所要数量を取りまとめ，米穀販売事業者と連絡調整し，供給を指示する。このほか，災害の状況により，米穀集荷団体等と連携し，必要量の米穀を確保する。
- 災害救助法が適用され販売業者による配給が実施できない場合は，農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し，政府所有米穀の引渡しを要請し，売買契約締結後，引渡しを受ける。買受代金は，知事が救助金から支払う。

(注) 災害救助法が適用され政府所有米穀の緊急引渡しを要請し得る数量は、上記の基準量の範囲内で、かつ、救助法の主食費の予算に示された食費の限度額内とする。

③ 取扱者（関係市町村長）の受領要領

取扱者は、指定販売業者から現金で米を買い取る。

政府所有米穀を受領するときは、農林水産省生産局から指示を受けた受託事業者から受け取る。

④ 緊急時の場合の調達

関係市町村長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

表 1 - 3 - 12 知事及び農林水産省の連絡場所

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
知事 (県庁, 農政部農産園芸課)	鹿児島市鴨池新町10-1	(代)099-286-2111 (直)099-286-3197 (ファックス)099-286-5595
農林水産省生産局 農産部貿易業務課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(代)03-3502-8111 (直)03-6744-1354 (ファックス)03-6744-1390

(2) その他の主食品及び副食品の調達

関係市町村長は、米を調達するまでの間において緊急に主食品を必要とする場合は、パン及びめん類、副食品調味料等を、市町村内の販売業者、製造業者等より直接現金をもって購入する。

① 乾パンの調達先

県の備蓄分で必要量を確保できる場合	乾パン
備蓄分で必要量を確保できない場合 (不足する場合)	補給処 陸上自衛隊九州地区補給処 海上自衛隊佐世保補給処 航空自衛隊(筑城, 春日, 芦屋, 新田原)

② その他の食品の調達

品 名	調 達 先 等
調製粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者，関係製造業者手持品

(3) 食料品の供給

収容班長は，市町村担当員，地域代表者の協力のもとに給与を実施する。

給与した食料等は，炊出し給与表（様式3，様式-3ページ），食料品現品給与表（様式4，様式-4ページ）に記載する。

(4) 給与対象者

応急食品の供給対象者は，次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊，流失，半焼，半壊で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け，一時縁故先等へ避難する者（※1）
- ④ 観光客，登山者等旅館ホテル滞在者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお，米穀の供給機構が混乱し，通常の供給が不可能になった場合には，知事の指定を受けて，被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

（※1）一時縁故先等へ避難する者は，3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は，災害救助法の実費弁償の対象外

（※3）米穀の応急供給は，原則として自主防災組織（又は町内会・自治会等の地域住民組織）を単位として，代金と引き替えで行う。

(5) 食料の備蓄

① 県の備蓄

品 名	数 量	備蓄場所
乾パン	10,000食	始良郡始良町平松6252 鹿児島県防災研修センター

② 県内米穀販売事業者の供給可能数量

平成23年9月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市(業者)	精米	80精米トン

③ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害状況により、前記②のほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(6) 1人当たりの配給量

品名	基準
米穀	被災者 : 1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者: 1人1日当たり精米400グラム以内 災害救助従事者: 1食当たり精米300グラム以内
乾パン 食パン 調製粉乳	1食当たり : 1包(100グラム入り)以内 1食当たり : 185グラム以内 乳児1日当たり: 200グラム以内

(7) 炊き出し

① 各避難所単位に、収容班長が関係地域の婦人会等の協力を得て実施する。

② 調理施設及び器具類の確保

炊出し施設や器具類は、避難所となっている学校の給食施設を使用する。不足の場合は、仮施設を設置する。

## 2. 飲料水の調達及び供給〔実施責任：生活衛生課，市町村，水道事業者〕

避難者に対する応急給水は，市町村長（災害救助法が適用された場合は知事の要請に基づいて）が実施する。

### （1）担当部署

関係市町村は，あらかじめ担当課を定めておく。

### （2）給水量

原則として1日1人当たり20リットルとし，状況に応じ給水量を増減する。

災害直後は，生命維持のために必要な1人1日3リットルを確保する。

### （3）給水方法

① 浄水場・井戸・湧水等，あらかじめ確保されている水源を使用する。

② 消毒等

取水が汚染しているとき，又は汚染のおそれがあるときは，水質検査により安全を確保するとともに浄水処理の後，消毒を強化して給水する。

③ 供給は次のうち状況に応じて行う。

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が設備されている場合は，仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は，応援要請等により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置して応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
飲料水製造業者等との協力	応急給水の方法として，飲料水が確保できるよう管内の飲料水製造業者等を把握し，協力依頼に努める。

### （4）周辺市町村等の応援

水源が汚染し，又は給水量が不足して，自力で給水することができない場合は，県は周辺市町村，関係機関（厚生労働省，他都道府県，日本水道協会，自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとるとともに，周辺市町村は応援給水を行う。

### 3. 生活必需品の調達及び供給〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，危機管理防災課，社会福祉課〕

#### (1) 担当部署

関係市町村は、あらかじめ担当課を定めておく。

#### (2) 災害救助法が適用されない場合の調達及び給貸与

災害救助法が適用されない場合でも、避難者の物資の所持状況その他を検討し、医療、寝具等必要物資の給与または貸与を行う。調達及び給貸与は、次の順で行われる。

##### ① 関係市町村による近隣市町村への調達依頼

市町村の担当課は、各避難所ごとに給貸与に必要な物資の数量を調査把握し、避難先の近隣市町村に必要な物資の調達依頼を行う。

##### ② 近隣市町村の調達

近隣市町村は、関係市町村からの調達依頼に基づき、必要物資を関係取引業者から現金で購入する。

##### ③ 生活必需品の応急給付は、以下の範囲内で行う。

○ 寝具	……	就寝に必要な最小限度の毛布寝袋等
○ 外衣	……	普通衣の作業衣，婦人服，子供服等
○ 肌着	……	シャツ，ズボン下，パンツ等
○ 身回り品	……	タオル，手拭い，運動靴，傘等
○ 炊事道具	……	鍋，釜，包丁，カセットコンロ，食器バケツ，ポリタンク等
○ 日用品	……	石鹸，ちり紙，歯ブラシ，歯磨，洗剤生理用品，紙おむつ等
○ 光熱材料	……	懐中電灯，マッチ，ロウソク，灯油等

##### ④ 収容班長は、物資配分計画に基づき配布された物資の給貸与を物資班等市町村担当者と共同して、各市町村，地域代表者，ボランティア等の協力のもとに避難者名簿記載者等対象者に配布する。給与した物資は、物資給貸与表（様式5）に記載する。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の調達及び給貸与

##### ① 給貸与の実施者

災害救助法が適用された場合の必要物資の給貸与は知事が行うが、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、事務の一部を市町村長が行うことができる。

県 の 担 当 課	電 話 番 号
保健福祉部社会福祉課	(代)099-286-2111 (直)099-286-2824

② 関係市町村における必要量の把握

関係市町村の担当課は、市町村担当員、地域代表者の協力のもとに避難者名簿、災害救助法の基準等に基づき、男女別、年齢別人数を把握の上、必要量を把握する。

③ 物資の配給申請・調達

関係市町村は、衣料や寝具について、知事（社会福祉課）に物資配給申請書（様式6、様式-6 ページ）をもって申請し、必要量の送付を受ける。義援品については報道機関等を通じて必要な物資を広報するとともに種類別の整理を行い、できるだけ購入量を減らすように努める。

④ 知事の措置

ア. 備蓄品の放出

災害救助法の適用とともに、関係市町村と連絡協議して、備蓄品を放出する。

備蓄場所	始良郡始良町平松6252 鹿児島県防災研修センター
備蓄物資	毛布2084枚，タオル5000枚，大人用紙オムツ2080枚

イ. 不足物資の対応

県の備蓄物資で不足する場合は、社会福祉課から出納室管理調達課に調達依頼し、管理調達課において関係取扱業者から購入して関係市町村に送付する。

ウ. 輸送方法

物資輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- ・ 貨物自動車，乗合自動車等による輸送
- ・ 鉄道による輸送
- ・ 船舶による輸送
- ・ 航空機による輸送
- ・ 人夫等による輸送

(4) 費用の負担

災害救助法が適用された場合の食料品，衣料寝具等物資類の救助費用は，災害救助法の基準の範囲で県が負担し，災害救助法が適用されない場合又は災害救助法の基準以上の超過分は原則として市町村の負担とする。

## 第8節 保健衛生，感染症予防，遺体の処理等に関する活動

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 保健衛生</li><li>2. 感染症予防活動</li><li>3. 遺体の処理等</li></ol> |
|--|

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。

また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。

### 1. 保健衛生〔実施責任：健康増進課，生活衛生課，市町村〕

#### ○ 被災者の健康保持

県及び関係市町村は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す危険が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等を設ける。

#### ○ 災害時要援護者への配慮

関係市町村は，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得ながら，計画的に実施する。

#### ○ 生活環境の確保

関係市町村は，避難所の生活環境を確保するため必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

#### (1) 食品衛生対策

##### ① 実施責任者

災害時における食品関係営業者及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

##### ② 方針

被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し，衛生的で安全な食品を供給するとともに一般家庭については，食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

##### ③ 方法

###### ア. 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し，現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

## 重点指導事項

- (a) 手洗消毒の励行
- (b) 食器、器具の洗浄、消毒
- (c) 給食従事者の健康診断
- (d) 原材料、食品の検査

## イ. 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

### 重点監視指導事項

- (a) 滞水期間中の営業自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- (c) 使用水の衛生管理
- (d) 汚水により汚染された食品の廃棄
- (e) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

## ウ. 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

### 食品衛生指導員の活動内容

#### (a) 営業施設の巡回指導

- 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
- 容器、器具類の殺菌消毒
- 使用器具、機械の点検
- 食品並びに原材料の取り扱い
- 使用水の殺菌、消毒

#### (b) その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

## エ. 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

## 指導事項

- (a) 手洗いの励行
- (b) 食器類の消毒使用
- (c) 食品の衛生保持
- (d) 台所，冷蔵庫の清潔

### (2) 入浴施設確保対策

#### ① 一般公衆浴場の再開支援

水，ガスが長期にわたって復旧しないときは，必要に応じ，一般公衆浴場の再開を支援し，入浴環境を確保する。

#### ② 仮設入浴施設等の設置

上記①によっても入浴施設が不足するときは，避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

#### ③ 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において，自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

#### ④ その他施設の利用

宿泊施設等の入浴施設の整った施設の一般開放を要請する。

### (3) 生活衛生対策

#### ① 実施責任者

災害時における生活衛生関係業者（旅館，理美容，公衆浴場，クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

#### ② 方針

被災地営業施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって，環境衛生上の危害の発生の防止について，啓発指導を行う。

#### ③ 方法

##### ア．営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し，被災施設を重点的に監視する。

##### 重要監視指導事項

- (a) 湛水期間の営業の自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃，消毒
- (c) 使用水の衛生管理

#### イ. 業者団体等の活用

災害の規模により環境衛生監視員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

## 2. 感染症予防活動〔実施責任：健康増進課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ家屋内外の消毒等感染症予防活動を行う。

### (1) 感染症予防体制

#### ① 感染症予防責任者

ア. 知事は感染症予防医療法（災害感染症対策実施要綱）又はその他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。

イ. 市町村長は、知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### ② 感染症予防実施の組織

災害感染症予防のため県（保健所）及び関係市町村における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

#### ア. 検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のため検病調査班を編成する。

各保健所1班あてとし、1班の編制は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技術師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

#### イ. 感染症予防班の編成

関係市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、関係市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

### (2) 感染症予防措置の指導及び指示命令等

#### ① 感染症予防指導

知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族や昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。

#### ② 感染症予防措置

知事は、感染症予防上、次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、当該市町村における災害規模、様態等に応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

- ア. 感染症予防医療法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
- イ. 感染症予防医療法第28条第2項の規定によるねずみ族，昆虫等の駆除に関する指示
- (注) この場合地域を指定するが，県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準は，概ね次のとおりとする。
- ・市町村又はその一部の地域の被害率が10%を越える場合
  - ・市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上，10%未満で，その被害が集約的かつ甚大である場合
  - ・市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心部落が破壊的な被害を受け，市町村の機能が著しく阻害された場合
  - ・相当の震災，火災のあった場合
- 被害率の定率
- 全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。
- ウ. 感染症予防医療法第29条第2項による物件の措置に関する指示
- エ. 感染症予防医療法第31条第2項の規定による家用水の供給の指示
- オ. 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

(3) 県及び関係市町村における感染症予防業務

災害時には，多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想されるので，その防止対策の実施が必要である。

**3. 遺体の処理等〔実施責任：社会福祉課，生活衛生課，市町村〕**

(1) 遺体の収容

市町村長は，海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき，又は市町村捜査隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは，担架等により，直ちに予定された遺体収容所に収容する。

(2) 遺体の処理

- ① 小災害時等で，遺体の状態が比較的正常であり，かつ，引取人である遺族等の申し出があった場合は，直ちに遺族等に引渡す。
- ② 遺体の識別が困難なとき，伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は，必要に応じ遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を実施する。
- ③ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが，遺体の検案は，原則として第2章第4節「救助・救急医療及び消火活動」による救護班により行う。
- ④ 遺体の識別，身元究明等に長日時を要するとき，又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は，死体を遺体収容所に一時保存する。

- ⑤ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

### (3) 遺体の埋葬

#### ① 遺体の埋葬

ア. 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ. 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

県内市町村ごとの火葬場、処理能力等は「資料編」を参照。

#### ② 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留保管所等に保管する。

### (4) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

## 第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 社会秩序の維持</li><li>2. 物価の安定，物資の安定供給</li></ol> |
|---|

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。

また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これについて，関係機関は適切な措置を講じる。

### 1. 社会秩序の維持〔実施責任：県警察本部〕

被災地及びその周辺においては，当該警察が独自に又は防犯団体等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努める。

### 2. 物価の安定，物資の安定供給〔実施責任：消費者行政推進室〕

#### (1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため，生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

#### (2) 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し，生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

#### (3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を，できる限り毎日把握する。

#### (4) 物価の安定等に関する情報の提供

(1)～(3)で得た情報を県民等に提供する。

#### (5) 関係業界等への価格値下げ及び事業者，関係業界への生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰，物資の不足があった場合は，関係業界等への価格値下げ及び事業者（主要な卸売り，小売業者，生産者団体），関係業界（荷受業者，輸送機関）へ生活関連物資等の確保を要請する。

## 第10節 施設、設備の応急復旧活動

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動</li><li>2. ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼</li></ol> |
|---|

県及び関係市町村は，迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための県土保全施設及び火山活動状況の監視，観測施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 1. 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動〔実施責任：鹿児島国道工事事務所，九州旅客鉄道株式会社，県関係課，市町村〕

公共施設が被災した際，特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。

#### (1) 応急工事を特に必要とする公共施設

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 主要道路</li><li>② 幹線鉄道</li><li>③ 主要河川海岸堤防</li></ol> |
|--|

#### (2) 実施責任者

- ① 主要道路の応急工事実施は，国道指定区間については国土交通省（九州地方整備局）が，その他の国道及び県道については県が，市町村道については関係市町村が行う。
- ② 九州自動車道，東九州自動車道，隼人道路，鹿児島道路（鹿児島西～市来）の応急工事実施は，西日本高速道路(株)鹿児島管理事務所が行う。
- ③ 鉄道施設の応急工事実施は，九州旅客鉄道株式会社（鹿児島支社）の管理にかかる分について行う。

#### (3) 危険予想箇所

- ① 主要道路における交通途絶予想箇所は，鹿児島県水防計画書を参照。
- ② 鉄道における重点警備箇所は，毎年（5月）見直しを行うものとする。
- ③ 主要河川における危険予想は，資料編「河川海岸等重要水防区域の現況」のとおりである。

④ 土石流危険渓流，地すべり危険箇所，急傾斜地崩壊危険箇所等は，水防計画書（土木部河川課作成）及び「地すべり危険箇所調査」，「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」（資料編）のとおりである。

（４） 人員，資機材の確保

応急工事実施機関のみの人員，資機材で不足する場合は，人員については「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」の第３部第１章第６節「技術者，技能者及び労働者の確保」に定める人員確保によるほか，必要に応じ関係機関，関係業者との間に応援動員の手続き，実施その他の所要の協定等を締結し，人員及び資機材の迅速な確保を図る。

（５） 応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は，応急工事工法の採用の適否が最も重要であるので，工法の選定に当たっては被災場所，被災状況に応じて作業が簡易かつ効果的な工法を検討し，採用する。

**２． ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼〔実施責任：各関係機関〕**

県及び関係市町村は，災害の程度，施設の重要度を勘案の上，特に必要と認められる場合には災害対策本部等を通じて関係省庁に連絡し，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕はライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

（１） 電力施設災害応急対策計画

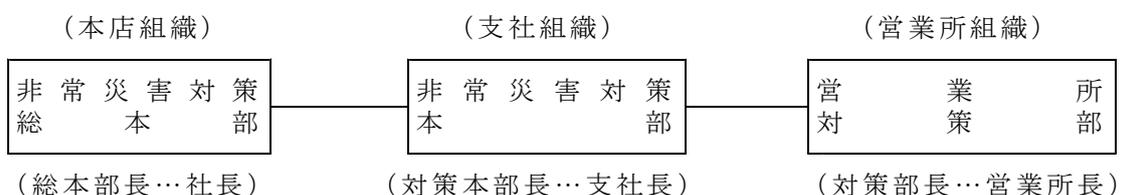
本計画は，災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，電力供給の確保をするためのものである。

① 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度５以上の地震が発生した場合には，本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は，自動的に非常体制に入り，速やかに対策組織を設置する。

また，災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

災害対策組織図



## ② 施設の復旧順位

### ア. 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

### イ. 需用家への電力の供給の順位

供給に支障を生じた場合、極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

## ③ 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

## (2) 電気通信施設災害応急対策計画

本計画は、災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合、西日本電信電話株式会社が電気通信施設の防設、復旧を図り、通信の確保を期するためのものである。

### ① 災害対策本部等の設備

ア. 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設備する。

イ. 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

### ② 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア. 臨時回線の設備、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置を図る。

イ. 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限

等の措置を行う。

ウ．非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。

エ．警察通信、消防通信、鉄道通信、その他署官庁が設置する通信網との連携をとる。

### ③ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法にしたがって行う。

イ．復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

### ④ 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、N T T西日本の支店・営業所前に掲示するとともに広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

## (3) ガス施設災害応急対策計画

本計画は、災害発生に際し、ガス災害に対する住民の保護と被災地に対するガスの供給を確保するための応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

### ① 液化石油ガス施設災害応急対策計画（社団法人 鹿児島県エルピーガス協会）

#### ア．連絡体制

(a) 液化ガス販売事業所(以下「販売店」という)は、自ら供給している消費者から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。

(b) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。

(c) 会長は連絡を受けたときは、県消防防災課、消防機関、警察に連絡するとともに支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。

(d) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### イ．出動体制

(a) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。

(b) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応急出動を依頼する。

(c) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関に出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは

支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。

- (d) 支部長，地区代表者は，前項の要請があったときは，直ちに出勤班を編成し，出勤人員，日時，場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (e) 販売店は，供給販売店等からの応援出動の依頼を受け，また，支部長及び地区代表者から出勤の指示があったときは，何時でも出勤できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

#### ウ．安全管理

- (a) 供給販売店は，自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (b) 支部長は，応援のため出勤する販売店に対し，安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

### (4) 水道施設災害応急対策計画

本計画は，災害に際し，水道施設の設置者が水道施設の防護，復旧と安全な水道水の確保を図るためのものである。

#### ① 実施責任者

水道事業者

#### ② 応急対策要員の確保

水道事業者は，災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため，非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

#### ③ 応急対策用資機材の確保

水道事業者は，応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお，災害の状況により資材及び機材が不足する場合は，他の水道事業者等から緊急に調達する。

#### ④ 応急措置

ア．災害発生に際しては，施設の防護に全力をあげ，被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ．施設が破損したときは，破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに，混入したおそれがある場合は，直ちに給水を停止し，水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ．配水管の幹線が各所で破損し，漏水が著しく，給水を一時停止することが適当と考えられる場合は，配水池からの送水を停止し，破損箇所の応急修理を行う。

エ．施設に汚水が侵入した場合は，汚水を排除した後，施設の洗浄・消毒及び浄水の水質検査を行い，水質に異常がないことを確認した後，水の消毒を強化して給水する。

オ．施設が破損し，一部の区域が給水不能になったときは，他系統からの応急給水を

行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ．施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車を派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

## 第11節 被災者等への情報伝達活動

1. 被災者等への情報伝達活動
2. 県民への的確な情報の伝達
3. 住民等への対応

流言、飛言等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1. 被災者等への情報伝達活動

県、関係市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等は被災者のニーズを充分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

#### (1) 情報伝達手段

情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

#### (2) 関係市町村の行う広報

関係市町村は、異常現象が発生し、噴火警報等が発表される等、噴火の発生が予想される段階から、避難が完了するまで広報活動を実施する。

##### ① 広報の担当

関係市町村における広報の担当は、あらかじめ定めておくものとする。

##### ② 広報の内容

情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア. 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- イ. 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- ウ. 避難に関する事項
  - 避難の必要性
  - 避難実施に当たっての準備，特に避難時の携帯品
  - 集結地点及び避難先，避難の場所
  - 交通状況（交通途絶場所等）
- エ. 火山活動の状況
  - 噴火地点
  - 噴火の状況
  - 噴火の影響
- オ. 被害の状況
  - 被害区域
  - 人の被害状況
  - 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- カ. 災害対策の状況
  - 災害対策本部の設置状況
  - 移動無線局の配置状況
  - 医療救護班の配置状況
  - 避難車両の配置状況
- キ. その他必要事項

## 2. 県民への的確な情報の伝達

### (1) 県における広報

県は、関係市町村による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合、広報活動を実施する。

#### ① 広報の担当

県知事公室	広 報 課
県危機管理局	危機管理防災課

#### ② 広報の方法

下記の放送機関にテレビ，ラジオによる広報を依頼する。

日本放送協会鹿児島放送局，(株)南日本放送，鹿児島テレビ放送(株)，  
(株)鹿児島放送，(株)エフエム鹿児島，(株)鹿児島讀賣テレビ

#### ③ 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際，その内容について相互に連絡をとりあうものとする。  
原則として関係市町村による広報と同様とするが，次の点について強化を図る。

- ア. 噴火前兆現象と噴火の関係
- イ. 流言の取締りと対策
- ウ. 防災関係機関の対策状況
- エ. 災害の状況と噴火の今後の見通し

## (2) 県警の行う広報

### ① 広報の方法

- 自動車にて巡回し、携帯メガホンや拡声機等を使用
- 航空機の使用

### ② 広報の内容

警察による広報内容は、概ね次のとおりである。

- ア. 防犯に関する事件，事故防止
  - 災害に関連する事件，事故防止
  - 防犯思想の徹底
- イ. 道路交通の規制に関する事項
  - 道路の状況，交通事情
  - 交通規制の状況
- ウ. 避難の準備，経路，要領に関する事項

## 3. 住民等への対応

県，関係市町村及び指定地方行政機関は必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等，体制の整備を図る。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

## 第12節 二次災害の防止活動

### 1. 二次災害の防止活動

県及び関係市町村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して、砂防施設等により二次災害の防止に努めるものとする。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

## 第13節 自発的支援の受入れ

1. ボランティアの受入れ
2. 県民等からの義援物資の受入れ
3. 海外からの支援の受入れ

### 1. ボランティアの受入れ〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，社会福祉課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

県及び関係市町村は，関係団体等と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等，ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 2. 県民等からの義援物資の受入れ〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，広報課，社会福祉課〕

#### (1) 義援物資の受入れ

被災市町村は，関係団体等と関係機関等の協力を得ながら，国民，県民，企業からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を，災害対策本部並びに報道機関等を通じて国民及び県民に公表する。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努める。

県及び被災地以外の市町村は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。

#### (2) 義援金の受入れ

個人，会社及び各種団体等から送付された義援金は，各実施機関において受領し，厳重な管理をする。

配分に当たっては，関係機関をもって構成する配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

### 3. 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れ等に関しては，外務省と国の非常本部等で次のとおり対応する。

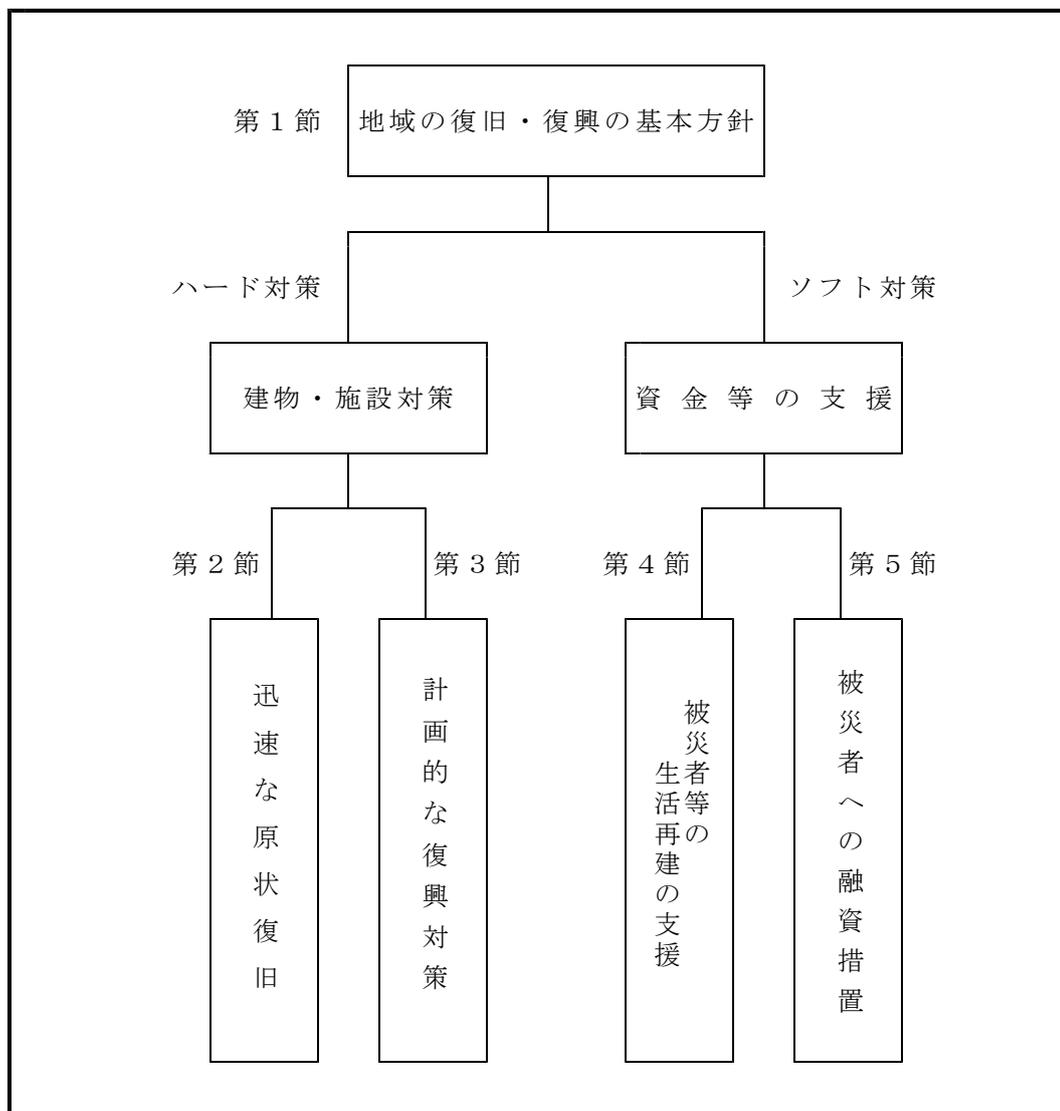
- 支援の申し入れ  
外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合は、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報する。
- 支援受入れの可能性  
非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。
- 支援受け入れ計画の作成  
非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示す。その後関係省庁は計画に基づき、当該海外からの支援を受入れる。  
なお、支援を受入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報する。

## 第4章 災害復旧・復興

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



## 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向
2. 被害が甚大な場合の基本的方向

県及び関係市町村は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

### 2. 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

1. 復旧にあたっての基本方針
2. 復旧事業の推進
3. 事業計画の種別

### 1. 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

### 2. 復旧事業の推進

#### (1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急を実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。  
また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

## (2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (3) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、県、市町村、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

### ① 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。

この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

### ② 道路の降灰除去

ア．主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市町村道については市町村が行う。

イ．主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、市町村住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

ウ．道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

### ③ 宅地内の降灰除去

ア．宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市町村長が指定する場所に集積し、市町村長はこれらを収集する。

イ．市町村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため町内会、商店会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

### ④ 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

#### (4) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図る。

#### (5) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

#### (6) がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑ながれき処理を促進する。

### 3. 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ・ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

### 第3節 計画的復興の進め方

1. 復興計画の作成
2. 計画策定にあたっての理念
3. 防災まちづくりの基本目標

#### 1. 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び関係市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

#### 2. 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

#### 3. 防災まちづくりの基本目標

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- (3) 市町村基盤施設（避難路、避難所、延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港など）の整備
- (4) 防災安全街区の整備
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- (7) 耐震性貯水槽の設置等

## 第4節 被災者等の生活再建等の支援

1. 各種支援措置の早期実施
2. 税対策による被災者の負担の軽減
3. 住宅確保の支援
4. 広報・連絡体制の構築
5. 災害復興基金の設立
6. その他

### 1. 各種支援措置の早期実施〔実施責任：関係機関等〕

県及び関係市町村等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### 2. 税対策による被災者の負担の軽減〔実施責任：税務課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

### 3. 住宅確保の支援〔実施責任：建築課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空家を活用するほか、国に対し公団住宅等の活用を要請する。

### 4. 広報・連絡体制の構築〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

### 5. 災害復興基金の設立

県及び関係市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

## 6. その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

## 第5節 被災者への融資措置

1. 資金選定の指導
2. 資金の種類
3. 各種資金の貸付条件等

県及び市町村は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1. 資金選定の指導〔実施機関：経営金融課，農業経済課，環境林務課，関係機関等〕

市町村その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

### 2. 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度，規模によって異なるが，おおむね次の種別による。

#### (1) 農林業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② 日本政策金融公庫資金による災害資金

#### (2) 商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② 日本政策金融公庫の資金
- ③ 商工組合中央金庫資金

#### (3) 民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

#### (4) 住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

### 3. 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

## 第5章 継続災害への対応方針

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 避難対策</li><li>2. 安全確保対策</li><li>3. 被災者の生活支援対策</li></ol> |
|---|

県及び関係市町村は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

### 1. 避難対策〔実施責任：危機管理防災課，市町村〕

県及び関係市町村は、気象台からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

### 2. 安全確保対策〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等を建設するよう努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### 3. 被災者の生活支援対策〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

県及び関係市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

また、広域的な避難・支援が必要になることに備えた広域応援協定の締結等を進める。

## 第2部 霧 島 山

## 第 1 章 総 則

第 1 節	計画概要
第 2 節	霧島山の特徴
第 3 節	霧島山火山地域の社会条件
第 4 節	予想される災害のシナリオ
第 5 節	計画の前提条件

### 第 1 節 計画概要

#### 1. 霧島山の火山災害対策の基本方針，基本的な考え方

霧島山は，宮崎県との県境に位置し，標高1,700mの韓国岳をはじめ，新燃岳や御鉢火山等20余りの小規模な火山からなっている。

霧島山は，火山噴火予知計画（平成21年度～地震及び火山噴火予知のための観測研究計画）において，特に重点的に観測研究を行うべき火山に指定され（国内では13火山が指定），気象庁により常時観測が実施され，近い将来にも大規模な噴火が発生することが十分考えられる。

平成8年には，関係市町によって788年，1716年～1717年規模の噴火が硫黄山，大幡池，新燃岳，御鉢の4火口のいずれからはじまったと想定した火山噴火災害危険区域予測図（火山災マップ）が作成された。

また，平成21年には，環霧島会議において，霧島火山防災マップが作成された。

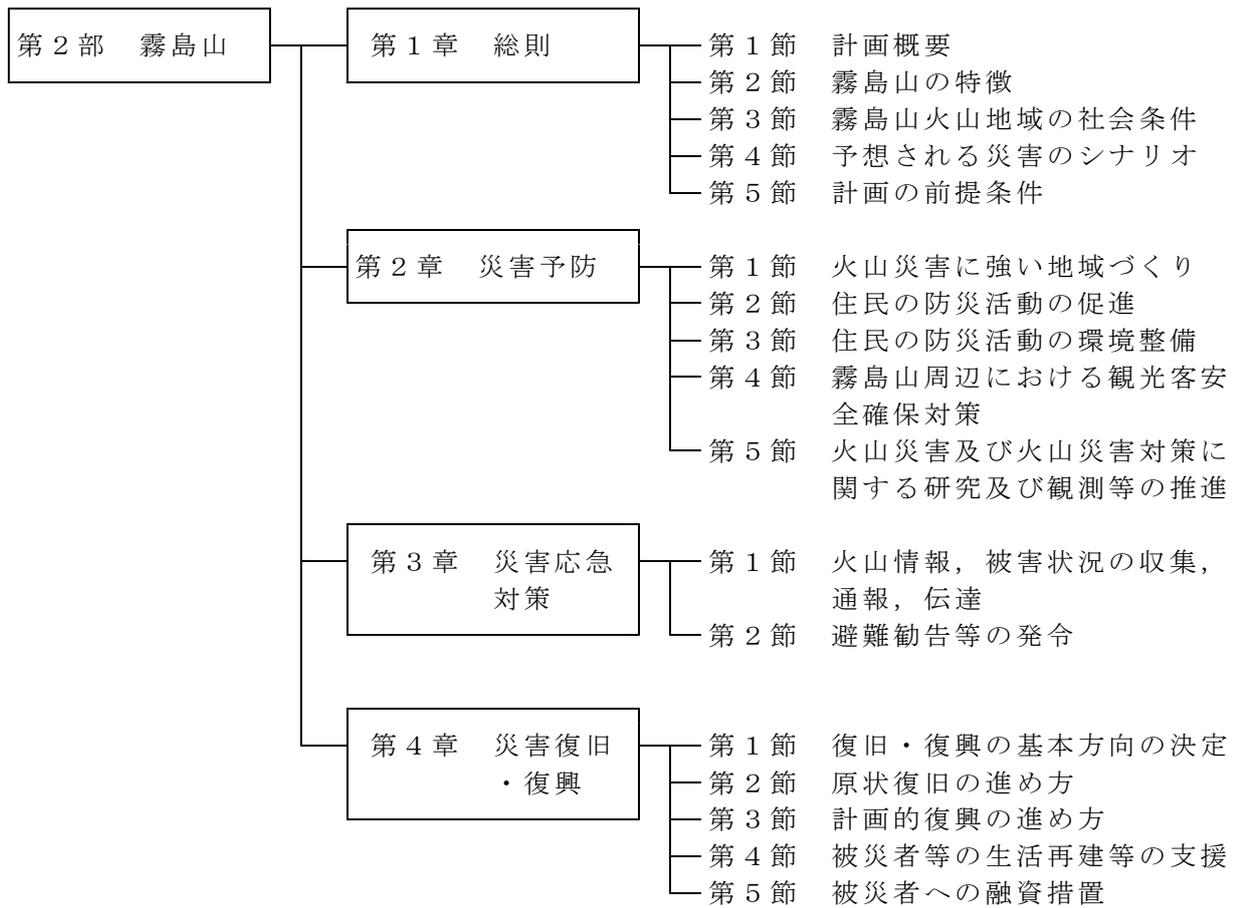
本計画は，この想定をもとに噴火による被害が予想されている鹿児島県内1市1町を対象として，県がなすべき対策を「火山噴火以前から対処すべき事項」，「噴火時の対応方法」，「噴火終息後の復旧復興の方策」にわけて総合的にとりまとめたものである。

#### 2. 計画の構成と内容

本計画は4章からなる。第1章は総則であり，第2章は災害予防，第3章は災害応急対策，そして第4章は災害復旧・復興である。

県内の各火山に共通する内容は，第1章の総則によるが，具体的な行動指針や連絡先等細部にわたるものは重複して掲載している。

各章の内容は次のとおりである。



## 第2節 霧島山の特徴

### 1. 霧島山の概要

#### (1) 地形・地質の概要

霧島山は、鹿児島県と宮崎県の県境にあり、標高1,700mの韓国岳をはじめ、噴火活動が記録されている新燃岳や御鉢火山等20余りの小規模火山が北西－南東方向に伸びた楕円形をした地域に分布している。

霧島山の活動は、およそ30万年前ごろに宮崎県えびの市を中心にした加久藤カルデラを形成する活動が終了した後に始まり、およそ20km×30kmの楕円形地域で複数の火山が噴火を繰り返し、現在の山体を形成した。霧島山に分布する火山群には1回だけ活動をした単成火山、何回も活動を繰り返した複成火山が混在している。いずれの火山も安山岩質あるいは玄武岩質の溶岩や火山砕屑物からなっている。図2-1-1に、霧島山周辺の地形図を示す。

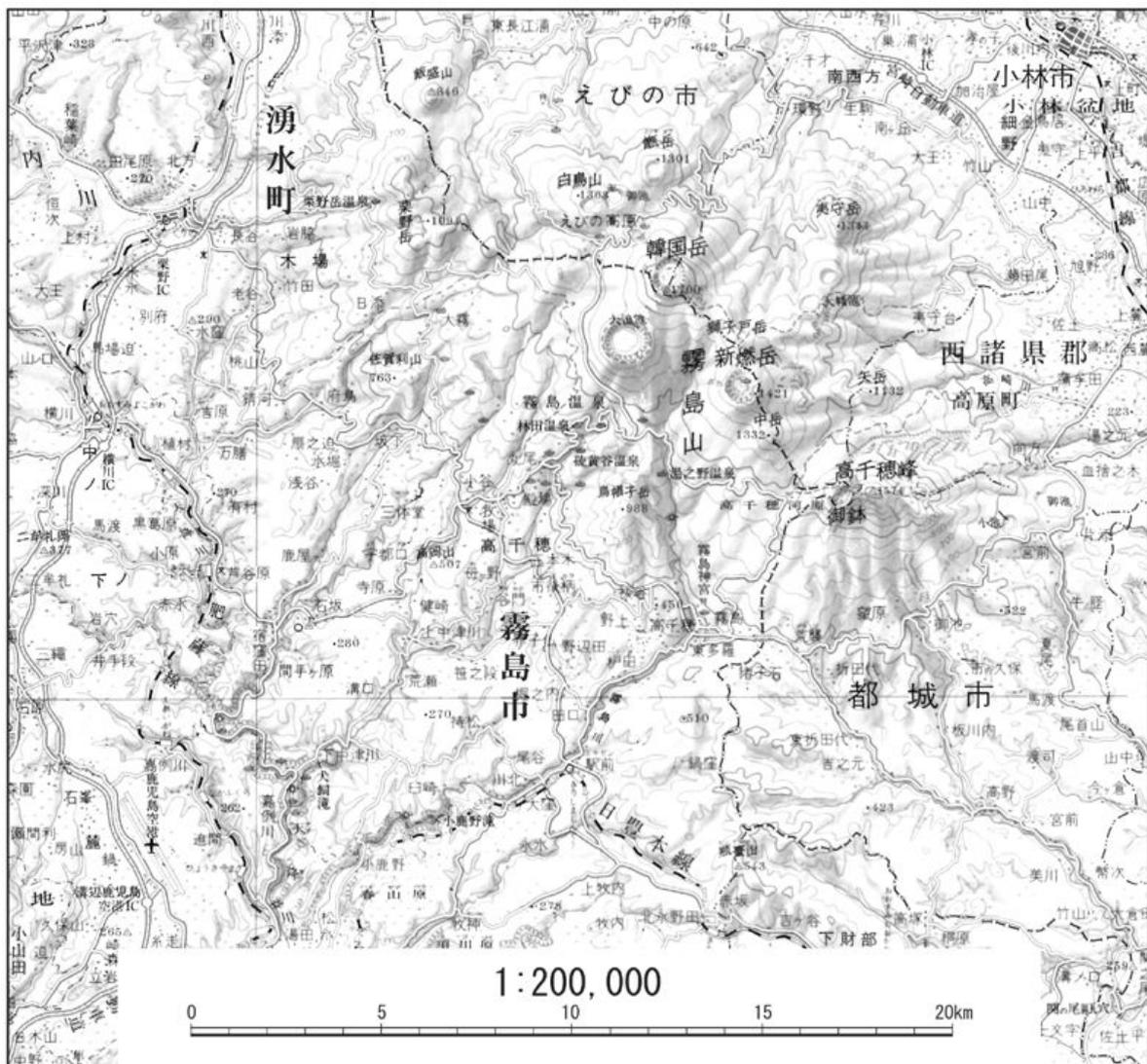


図2-1-1 霧島山の周辺地形図（国土地理院発行1:20,000地勢図より）

## (2) 気象条件

### ① 風速

1995年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島（鹿児島市東郡元町）から、霧島山周辺上空（3,000m～10,000m）の風向・風速を、季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季，秋，冬季の上層風は上空3000m～10,000mまでほとんどが西風である。  
夏季には南西の風の頻度が高い。  
高度による風向の差は殆どない。  
風速：冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを越えることがある。  
夏季はどの高度でも秒速20mを越えることはあまりない。

なお、上空5,600m付近の風向風速を図2-1-2に示す。

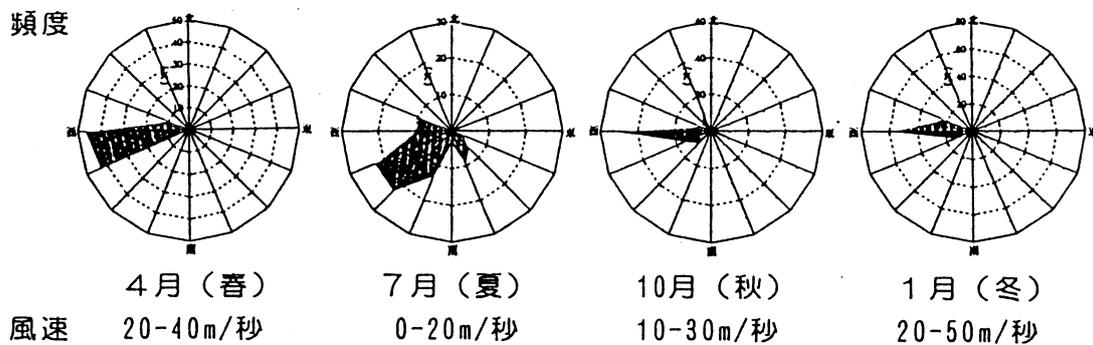


図2-1-2 季節ごとの風向の頻度と平均的な風速（上空5600m付近）

### ② 降水量

霧島山周辺では、梅雨時の6月から7月にかけて降水量が多く、月平均800mm以上の降水量が観測されている。一方、冬季の11月から1月までの間は、月平均100mm前後と降水量は少ない。えびの地域雨量観測点で観測されている降水量の平均値を図2-1-3に示す。

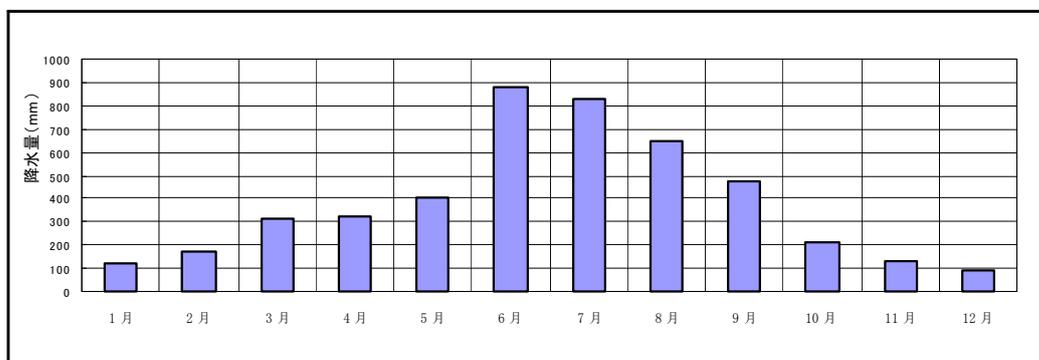


図2-1-3 えびの地域雨量観測点の降水量の平年値（1979年～2000年）

## 2. 霧島山の活動史

霧島山の活動は、約30万年前に発生した加久藤火砕流の噴出後に始まったといわれている。活動は数万年の休止期を挟んで、古期火山群と新期火山群を形成した活動期に区分されている（井村，1994）。図2-1-4には霧島山の火山噴出物の層序を示す。

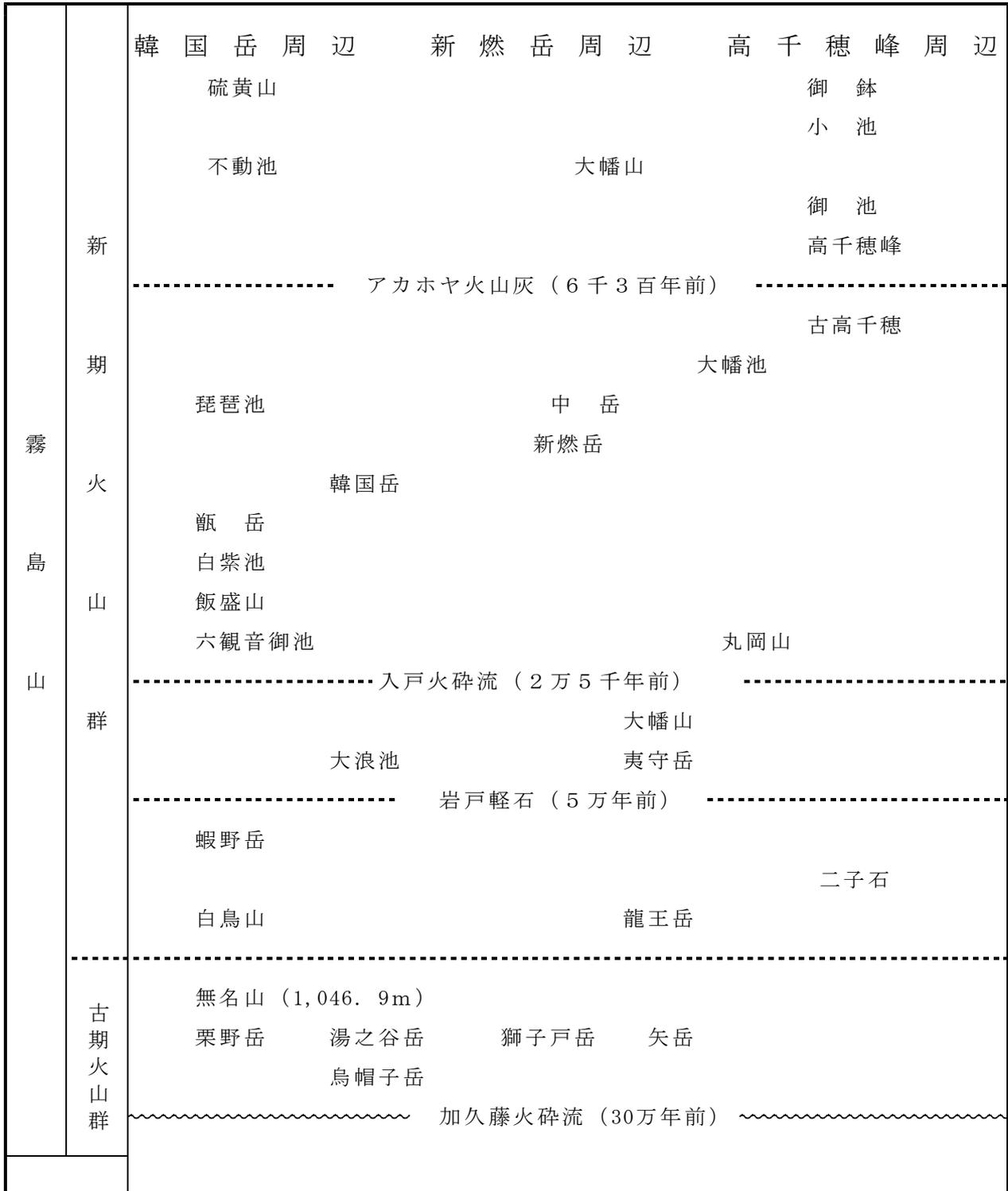


図2-1-4 霧島山の層序

（平成7年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書より）

(1) 霧島山の活動

① 古期火山群

今からおよそ30万年前から15万年前には、烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の1,046.9mの無名山が活動し、溶岩や火山灰等を噴出した。

② 新期火山群

新期霧島山の噴火活動は、約10万年前頃からはじまり現在に至るまで断続的に続いている。韓国岳や新燃岳等20余りの小規模火山が、北西-南東方向に配列し霧島山の伸びの方向を決定している。霧島山周辺の降下火砕物（テラフ）の分布を基にした各々の火山の活動状況を図2-1-5に示す。

新期火山群の活動期間後期の約2万5千年前に始良カルデラ（鹿児島湾付近）で大規模火山活動があり、入戸火砕流を噴出している。霧島山の活動中心もこの時代に変化しているため、今後の火山活動を考えるときには、2万5千年前以降の噴火活動を基に検討を行うこととした。

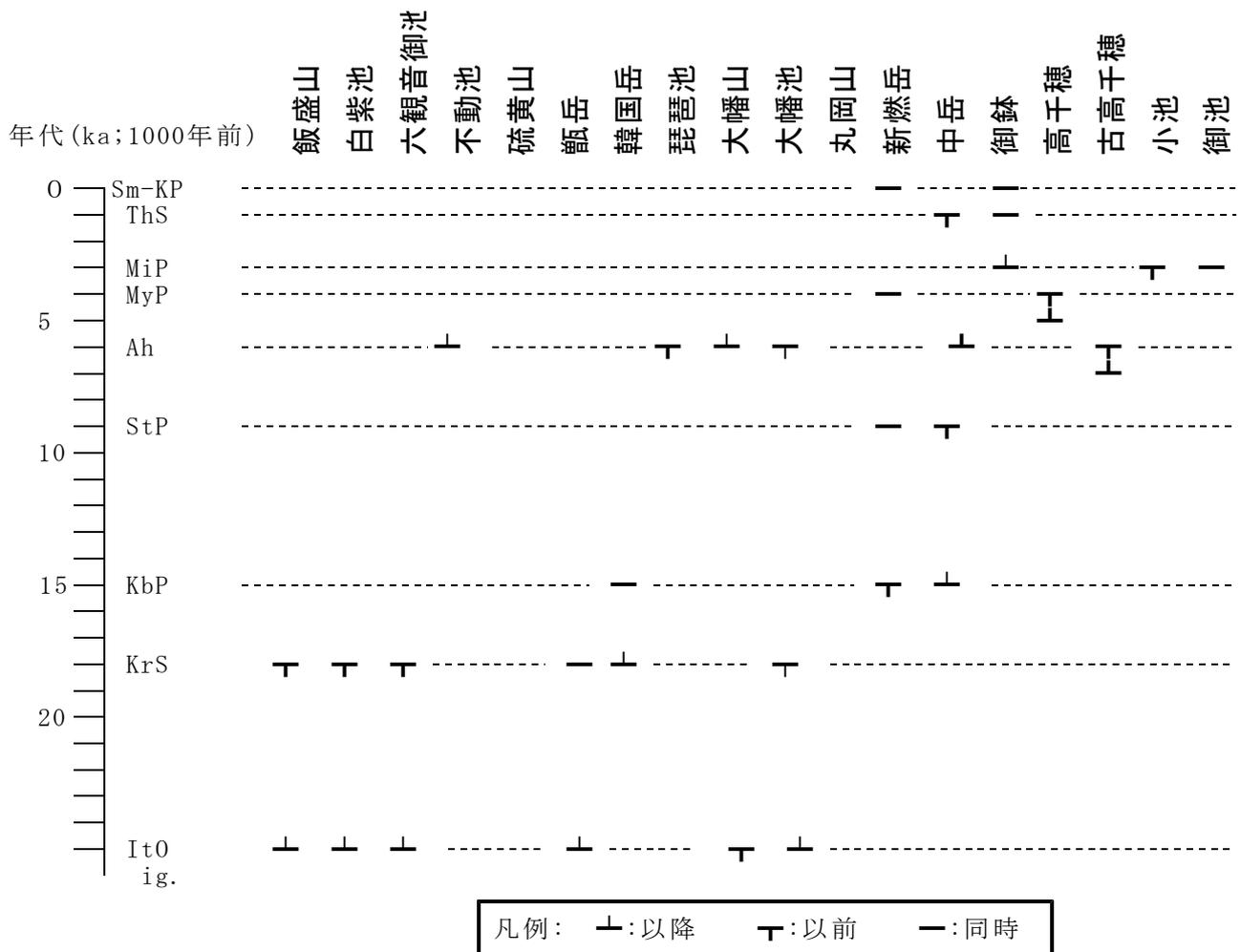


図2-1-5 25,000年前以降の霧島火山群の活動とテフラ (IMURA, 1992を編集)

Ito ig.: 入戸火砕流, KrS: 韓国岳スコリア, KbP: 小林軽石, StP: 瀬田尾軽石, Ah: アカホヤ火山灰, MyP: 前山軽石, MiP: 御池軽石, ThS: 高原スコリア, Sm-KP: 新燃岳降下軽石

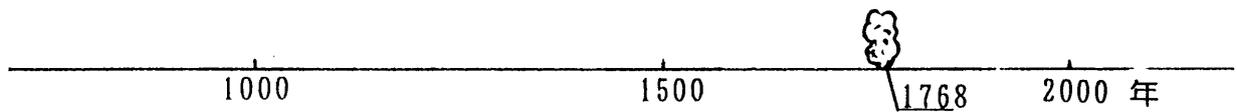
(2) 歴史時代の活動

霧島山は、742年（天平14年）以来60回を越える噴火の記録があり、寺社や人家の焼失や田畑の埋没、泥流による被害等が記載されている。

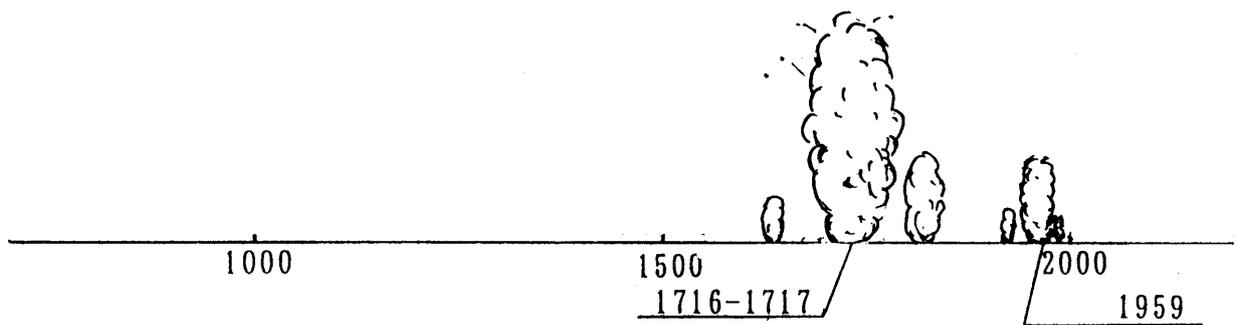
16世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲等から御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起こっている。この他、1768年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。図2-1-6は歴史時代の噴火記録を示す。

また、表2-1-1には、霧島山で大きな被害の記録が残っている噴火の一覧を示す。

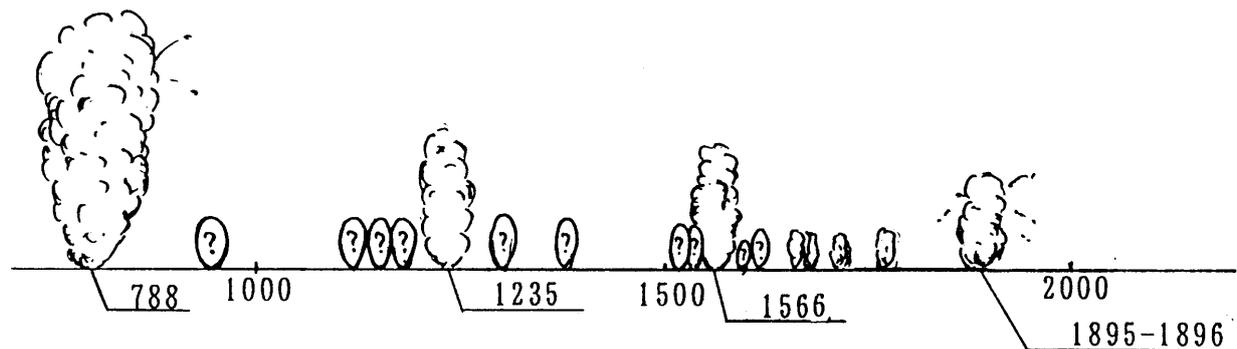
硫黄山



新燃岳



御鉢



☼ は、噴火の記録があるもので、主要な噴火は噴火年を引き出して示しました  
② は、噴火地点の記録はありませんが、被害の範囲から御鉢の噴火と考えられているものです

図2-1-6 霧島山における歴史時代の噴火記録

(平成7年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書より)

① 御鉢の噴火

御鉢には多くの噴火記録がある。788年には歴史時代で最大の噴火があり、火砕流や溶岩を流出した。高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。

また、明治13年から大正12年にかけての約43年間に噴火を繰り返し、火口から数kmの範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、現在も火口周辺で見ることができ、直径が2mを越す岩塊が登山道沿いに分布している。

なお、大正12年以降現在までは活動の記録はない。

② 新燃岳の噴火

新燃岳は1637年以降6回の噴火が記録されている。1716年～1717年にかけては霧島道路に達するような火砕流を流出し、東側に大量の火山灰を降下させた。

また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。最近では、1959年（昭和34年）に噴火をし、周辺の農作物に大きな被害を出した。

③ 硫黄山の噴火

1768年韓国岳の北西から溶岩が流出し、硫黄山が形成された。

表2-1-1 霧島山で大きな被害の記録が残っている噴火

発 生 年	発 生 場 所	火山活動の状況	災 害 状 況
788	御 鉢	溶岩流，火砕流 降下火砕物	霧島神宮焼失
1235	御 鉢	噴火	社寺什宝等焼失
1566	御 鉢	噴火	死者多数
1637	新 燃 岳	噴火	寺院焼失
1706	御 鉢	噴火	神社等焼失
1716－1717	新 燃 岳	火砕流・泥流 降下火砕物	死傷者60名以上 寺社，家屋焼失 農作物に被害
1771－1772	新 燃 岳	噴石，降灰 火砕流，泥流	田畑を埋没
1771－1772	御 鉢	噴石，降灰 火砕流，泥流	田畑を埋没
1895（明治28年）	御 鉢	噴石 降下火砕物	噴石による死者4名， 災害発生
1896（明治29年）	御 鉢	噴火	登山者1名死亡
1900（明治33年）	御 鉢	噴火	死者2名
1923（大正12年）	御 鉢	噴火	死者1名
1959（昭和34年）	新 燃 岳	水蒸気爆発 （降下火砕物）	森林，農作物等に被害

### 3. 霧島山の噴火の特徴

#### (1) 噴火の規模と頻度

霧島山起源の降下火砕物調査によると（井村，1994），最新の活動期である7,000年前から現在までの間には，約500年に一度の割合で0.01km<sup>3</sup>以上の降下火砕物を噴出する噴火が発生している。

また，噴火記録が多く残っている明治以降（1867年～）の活動を見ると，約130年間で19回は新燃岳あるいは御鉢で，山頂付近に噴石を放出するなどの小規模な噴火が発生している。

これらのことから，

500年に一度：0.01km <sup>3</sup> 以上の降下火砕物を噴出する噴火 10年に一度：小規模な噴火
--

が生じているといえる。

#### (2) 噴火の発生場所

霧島山の火口の大部分は，北西の飯盛山から韓国岳，新燃岳，御鉢をつなぐ北西－南東方向の帯上に分布しており，山体の伸長方向に調和的である。また，約3千年前に活動した御池のように，霧島山の山麓でも噴火が生じている。

火山活動の中心は，時代とともに北部（韓国岳周辺）から南部（高千穂峰周辺）に移動しているが，不動池や硫黄山の活動，新燃岳の活動等，北部から南部までの小規模な噴火活動が続いている。

歴史時代の噴火活動は，主に御鉢と新燃岳で発生しているが，1768年の硫黄山のように北部地域での噴火も記録されている。

また，噴火活動の記録はないが，大幡池周辺では地震活動が活発である。

#### (3) 噴火の様式

霧島山の噴火様式は，各火山ごとに異なる。また，同一の火山でも様々な様式で噴火を行っている。

ここでは，歴史時代に活動の記録のある3火山について，噴火様式を示す。

●硫黄山：溶岩流の流出

●新燃岳：9,000年前及び4,000年前に爆発的な軽石噴火が起こり，瀬田尾軽石層，前山軽石層をそれぞれ噴出した。

歴史時代には，水蒸気爆発からマグマ性の火山活動へ移行する噴火を繰り返し，火砕流の発生とともに大量の火砕物を降下させた。

●御 鉢： ストロンボリ式から準プリニー式噴火まで多様な噴火形成を見せ、スコリアの噴出と溶岩の流出を繰り返す。

歴史時代には、準プリニー式噴火、ブルカノ式の噴火が発生し、噴出岩塊、降下火砕物、溶岩流、スコリア流（火砕流）を噴出した。また、水蒸気爆発のみで終息したこともある。

また、噴火活動が起こっていない常時でも、霧島山周辺には火山ガスの噴気地帯が多数分布している。これらの噴気地帯では有毒ガスが噴出しており、ガスによる中毒事故の危険がある。1989年には新湯の浴室で火山ガスにより2名が死亡している。また、1971年には手洗温泉で噴気孔が土砂で埋まり、地中のガス圧が上昇したために小規模な水蒸気爆発が発生した。さらに、温泉地域では温泉の熱や含まれる成分によって周辺の岩石は変質が激しく、火山活動や地震等の外力によって地すべりが生じる可能性がある。

このほかに、夷守岳では25,000年前以前に山体崩壊が発生し、北東側に岩屑なだれが流下している。また、韓国岳でも山頂付近が崩壊しており、発生場所を特定することはできないが山体崩壊が発生する可能性がある。

#### (4) 発生する恐れのある火山災害要因

過去の噴火の事例をもとに、霧島山が噴火をしたときに考えられる災害要因を整理すると、表2-1-1のようになる。

表2-1-2 火山災害要因

災害要因	韓国岳周辺	大幡池周辺	新燃岳周辺	御鉢周辺
噴出岩塊の落下	○	△	○	○
火砕物の降下	○	△	○	○
溶岩の流下	○	△	△	○
火砕流の流下	△	△	○	○
岩屑なだれの流下	×	×	×	×
泥流・土石流の流下	○	×	○	○
洪水の流下	×	×	×	×
地すべり・斜面崩壊	○	×	○	○
津波	×	×	×	×
火山ガス	△	×	○	△
空振	○	×	○	○
地震動	×	×	×	×
地殻変動	×	×	×	×
地熱活動	×	×	×	×
地下水・温泉変動	×	×	×	×

注) 夷守岳で山体崩壊の履歴がある

○：有史以後、発生記録がある △：有史以後に記録はないが、25,000年前までには履歴がある ×：過去に被害の記録がない

### 第3節 霧島山火山地域の社会条件

#### 1. 人口

霧島山は、鹿児島県の湧水町、霧島市の他、宮崎県の3市1町にまたがって広がっている。表2-1-3には、平成17年10月現在の霧島山周辺市町（鹿児島県）の人口を示す。本地域は都市部に比べ高齢者の割合が高く、避難誘導體制を考える上で重要となってくる。

この他、霧島山周辺には霧島温泉をはじめとする温泉の宿泊客や霧島山を訪れる観光客が多く、一時滞在者に対する対策を考慮する必要がある。

表2-1-3 霧島山周辺町の人口

平成17年度国勢調査（要計表による人口）

町名	総人口 (人)	世帯数 (戸)	一世帯当り 人数(人)
湧水町	12,566	4,923	2.32
霧島市	127,289	52,411	2.43
合計	139,854	57,411	2.44

#### 2. 交通

霧島山周辺には九州自動車道、一般国道をはじめ、鹿児島空港、JR日豊本線等があり、鹿児島県の北の玄関口となっている。

##### (1) 航空

鹿児島空港は霧島山の南西およそ20kmに位置しており、晴れた日には空港から霧島山を遠望することができる。また、空港を離着陸する航空機は、霧島山の南あるいは北西の上空を飛行している。

##### (2) 道路

九州自動車道は霧島山の西側を南北に通過し、陸路での動脈となっている。一般国道は、霧島山の西側および西から南東側に至る223号、268号等があり、いずれも宮崎県へ

至る主要なルートとなっている。また、霧島市牧園の霧島温泉からえびの高原をへて宮崎県小林市に至る主要地方道小林えびの高原牧園線（霧島道路）や霧島神宮から新湯に至る県道は多くの観光客に利用されている。

### （3）鉄道

J Rは日豊本線、肥薩線がそれぞれ霧島山の南部および西部を通過している。日豊本線は鹿児島から福岡への主要ルートの一つであり、また、貨物の取扱量も多い基幹的な路線となっている。

## 3. 土地利用

霧島山周辺では、河川沿いの低地やシラス台地上は古くから市街地や農地として利用されている。また、近年、山地でも比較的緩斜面のところは牧場や農地として開墾されている。南西麓の霧島市牧園及び霧島では温泉が湧出し、全国的にも有名な温泉街として、ホテルや旅館が立地している。

なお、霧島山周辺は、霧島屋久国立公園に指定されており、開発には規制を受ける。

## 4. 防災施設の位置

### （1）防災関係機関の施設

霧島山火山は、行政区的に鹿児島県の2市町および宮崎県の4市町からなっている。鹿児島県の霧島市、湧水町の区域となる山頂、山腹および山麓に分布する防災施設の位置を図2-1-7に示す。

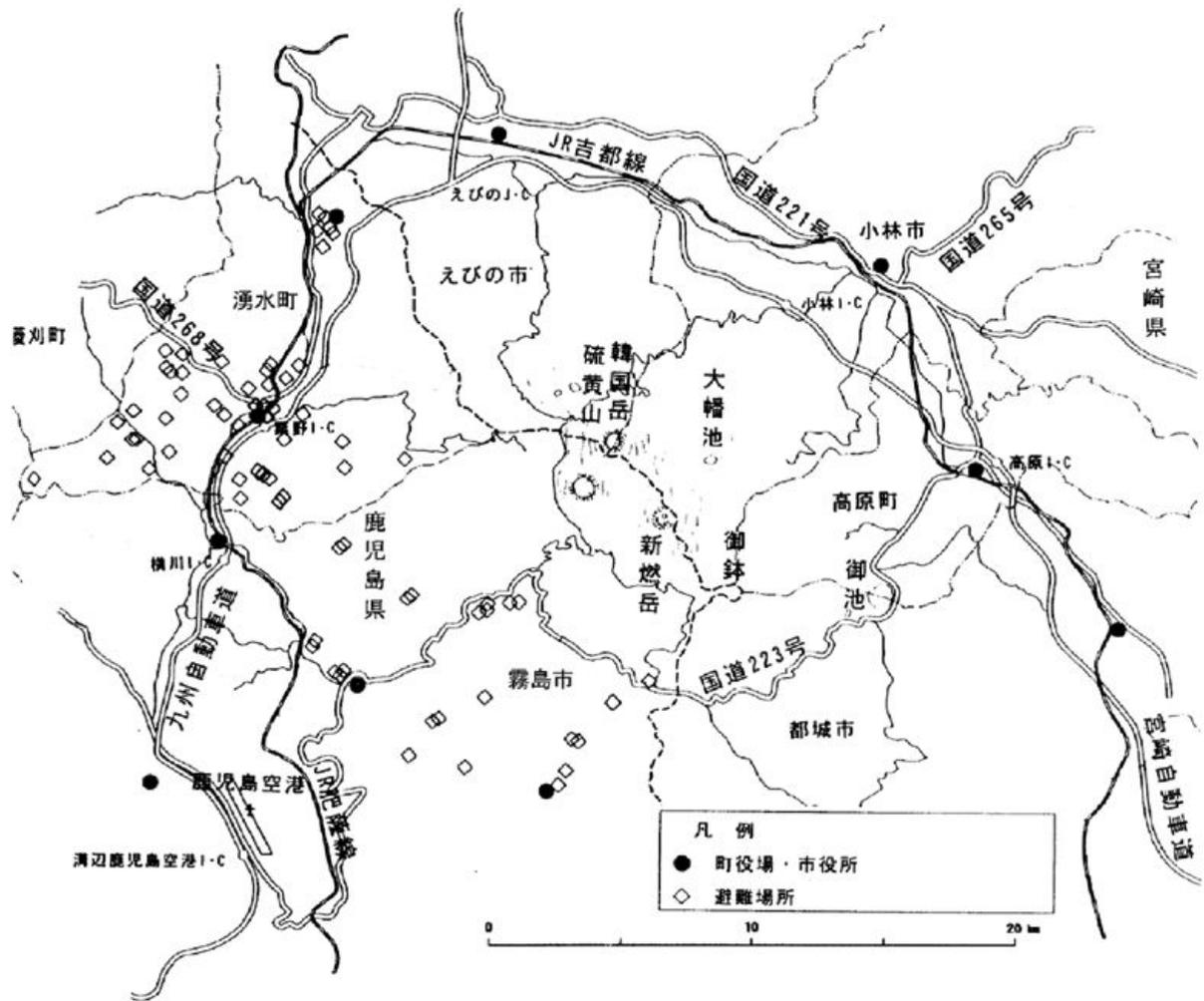


図 2 - 1 - 7 防災施設の分布図

(2) 観測体制

霧島山は、火山噴火予知計画において、特に重点的に観測研究を行うべき火山（国内で13火山）に指定され、気象庁により常時観測が実施されている。

また、東京大学霧島火山観測所では、地震観測を主体とした火山観測の他、電気抵抗構造の調査、光波測量等を行っている。図2-1-8には、観測施設の分布位置を示す。

表2-1-4 常時観測施設一覧

(平成24年1月1日現在)

	地震観測点	地磁観測点	空振観測点	GPS観測点	傾斜観測点	伸縮観測点	遠望観測点
鹿児島県							1点
気象庁	8点		6点	10点	7点		5点
東京大学 地震研究所	5点	7点	1点	2点			

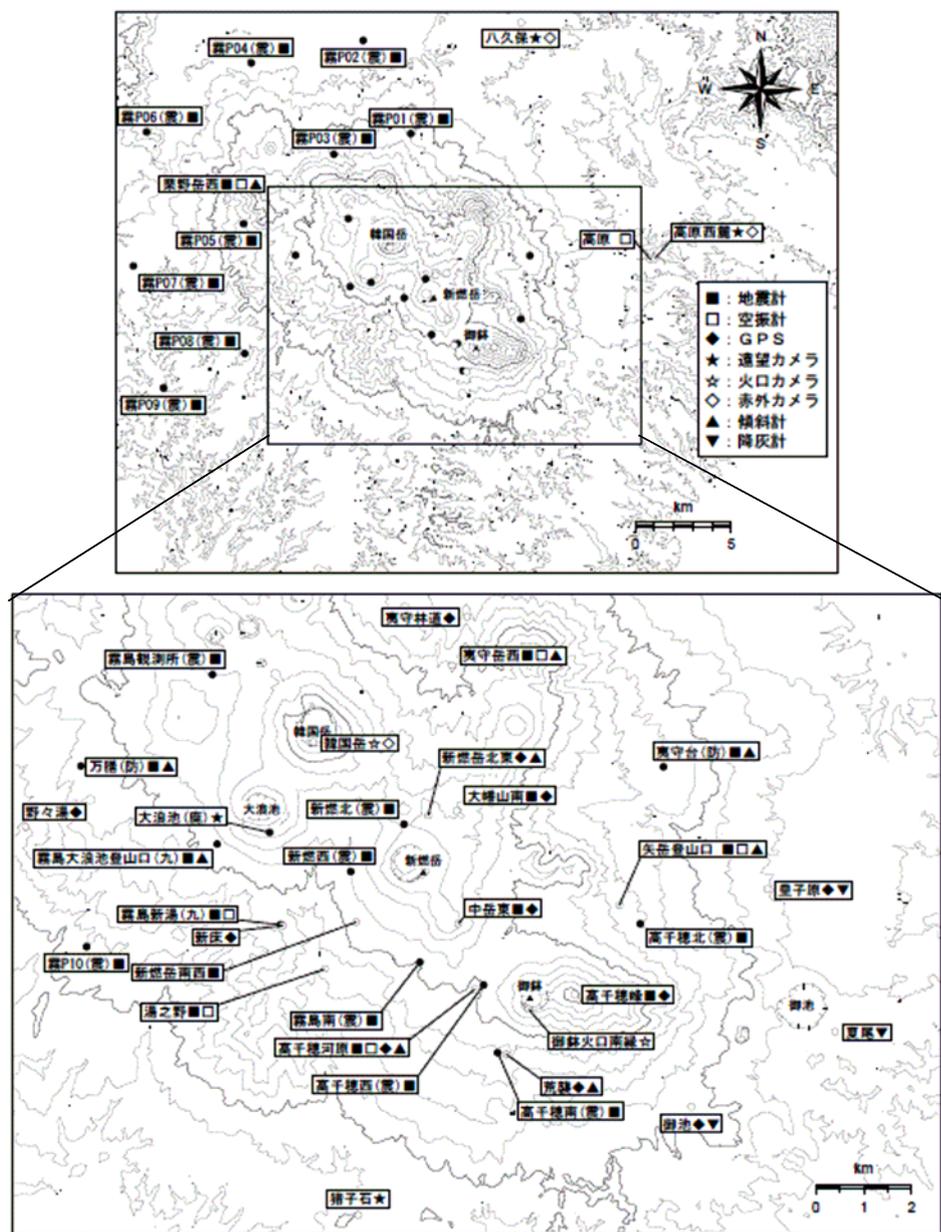


図2-1-8 火山観測施設位置図

#### 第4節 予想される災害のシナリオ

霧島山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなかを想定することは困難である。特に、霧島山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（1回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、噴火場所を特定することは困難である。

霧島山では過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、3,000年前には山麓で爆発的な噴火が発生し、御池が生じたように山麓で大きな噴火が発生するおそれもある。しかし、御池のような活動は霧島山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2箇所（回）と発生頻度は非常に少ない。

現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、想定火口以外からの噴火を想定した火山災害対策計画は、現段階では不必要である。

歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、その程度の火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられている788年、1716年～1717年規模の噴火及び2011年の新燃岳の噴火並びにそれに伴う現象を想定噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとし、火山災害対策計画を検討・実施することとする。

平成8年に霧島山の火山噴火災害危険区域予測図を作成し、噴火口ごとに、788年規模の噴火を行った際の災害要因の影響範囲等を推定している。そこで、本計画では、平成8年の火山噴火災害危険区域予測図の成果及び平成23年の新燃岳の噴火災害を踏まえた県地域防災計画検討有識者会議の助言・提言等に基づく想定災害とする。

##### 想 定 噴 火 の 概 要

**噴火様式：**プリニー式噴火（溶岩と火砕流の噴出を伴う）。

**噴火規模：**788年の御鉢噴火の規模。ただし、火砕流の規模は1716年～1717年の新燃岳の噴火で発生した火砕流の規模とした。

**噴火場所：**硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。この他の地域からも噴火の可能性がある。

**災害要因：**噴出岩塊、降下火砕物、火砕流、溶岩流、岩屑なだれ、泥流・土石流、空振、火山ガス、地すべり、斜面崩壊。

（注）プリニー式噴火：噴煙柱が上空1万メートル以上にも達し、多量の降下軽石や火山灰を放出するような激しい噴火。

## 1. 予測される噴火のシナリオ

霧島山で予想される噴火のシナリオは，過去の噴火の経過等から見て，以下に示す図 2-1-9 のように予測される。

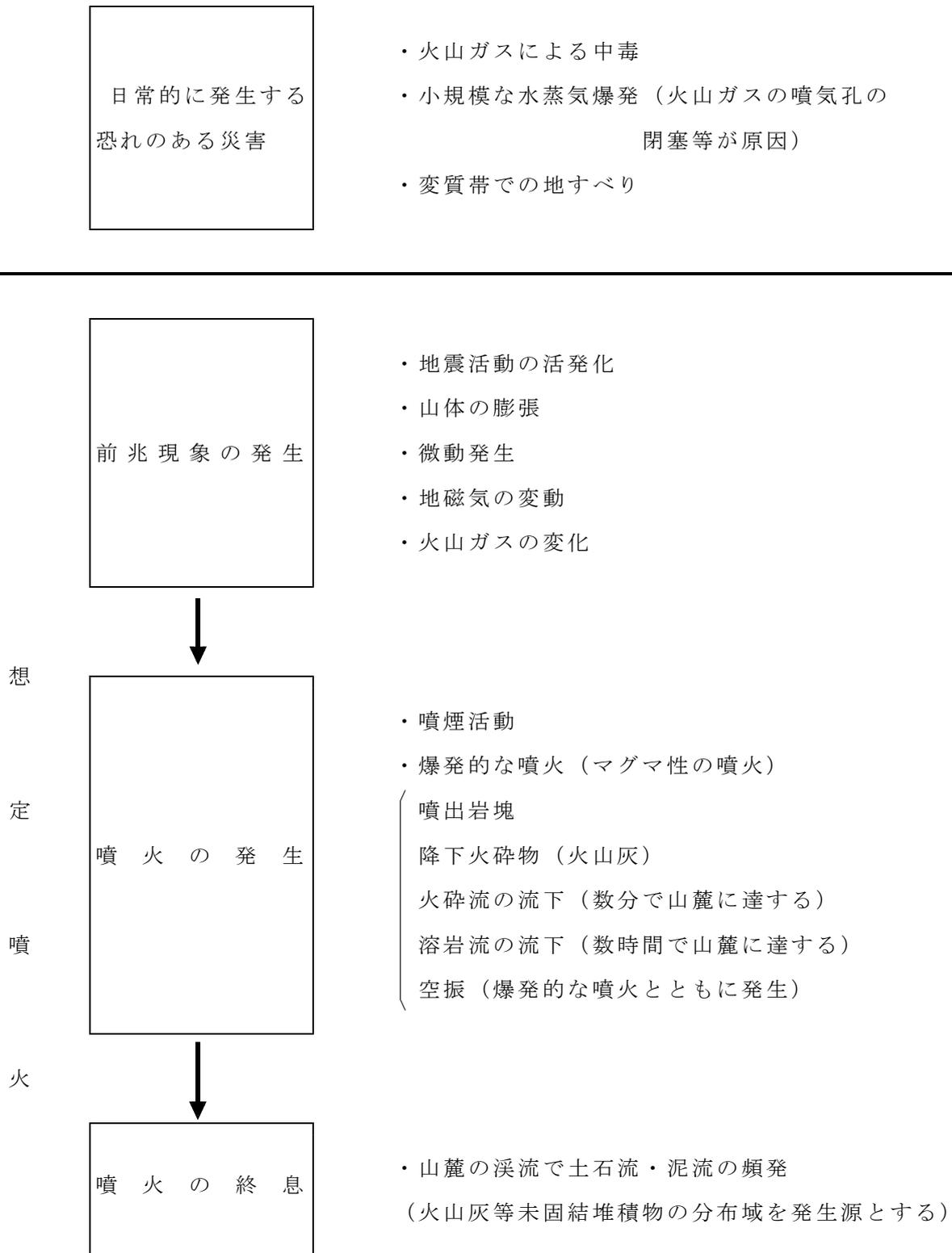


図 2-1-9 霧島山で予測される噴火のシナリオ

## 2. 噴火の前兆現象

霧島山において、788年、1716年～1717年に発生した大規模な噴火の前兆現象についての記録は特に報告されていない。しかし、福岡管区気象台要報によると明治以降の噴火のいくつかには、前駆地震が観測されたという記載がある（1913年噴火）が、1959年（昭和34年）の噴火では前兆現象は見られなかったとする報告がなされている。

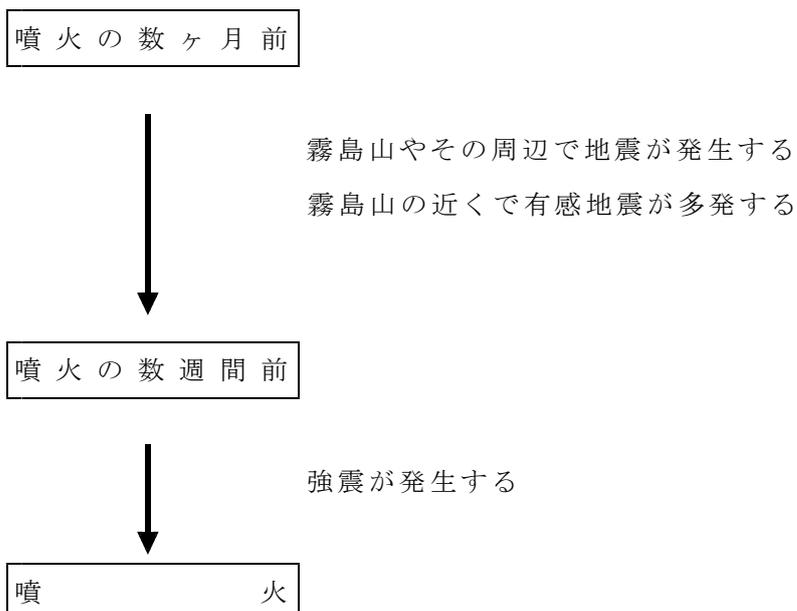
一方、新燃岳では1991年の噴火活動時の観測結果から、噴火に至るまでの前兆の典型的な例が推定されている。このような前兆は他の火口でも生じる可能性があり、災害対策に役立つことが期待される。

### （1）霧島山で記録のある噴火前兆現象

1913年の噴火の記録には、噴火前兆現象（前駆地震）の記載がある。以下にこの噴火前の地震の状況をまとめる。

1913年（大正2年）11月8日噴火
大正2年5月19日 午前4時20分： 宮崎県西諸県郡加久藤村（現えびの市）で、地震を感知
同年9月1日までに加久藤真幸で175回の地震
同年10月17日～19日           ：3日間に3回の強震が発生
同年11月8日 午後11時       ：霧島山（御鉢）噴火

この記録から噴火の前兆現象のモードは以下のように想定できる。



## (2) 霧島山以外の火山で発生した噴火前兆現象

以下に記した①～⑦までの地学現象は、霧島山以外の火山で規模の大きい噴火が発生したときに見られたものである。霧島山でも他火山と同様に地下のマグマが上昇し、噴火に至る経過をたどるので同様の前兆が発生し、発見される可能性がある。

### ① 地下水量・井戸水の変化

井戸水の水位が急に増減する。ところによっては、湧水の現れるとこともある。また、井戸水の水温上昇も起こる。

### ② 温泉の変化

新しい温泉が湧き出したり、既存の湧出量・温度・色・においに変化する。

### ③ 噴気孔の変化

新しい噴気、噴気孔の拡大、噴気量・温度・色・においに変化する。

### ④ 地温の異常上昇

大きな噴火の前に土地の温度が高まり、草木が立ち枯れることもある。

### ⑤ 川水の変化

川の水が変色、にごりがみられたり、異臭、魚介類の死滅等の現象がみられる。

### ⑥ 動物の異常挙動

地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して、動物が日常と異なる挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。

### ⑦ 地鳴り

大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

(3) 噴火に至るまでの典型的な前兆現象の例 (新燃岳)

新燃岳で推定されている噴火に至るまでの、典型的な活動の推移を図2-1-10に示す。

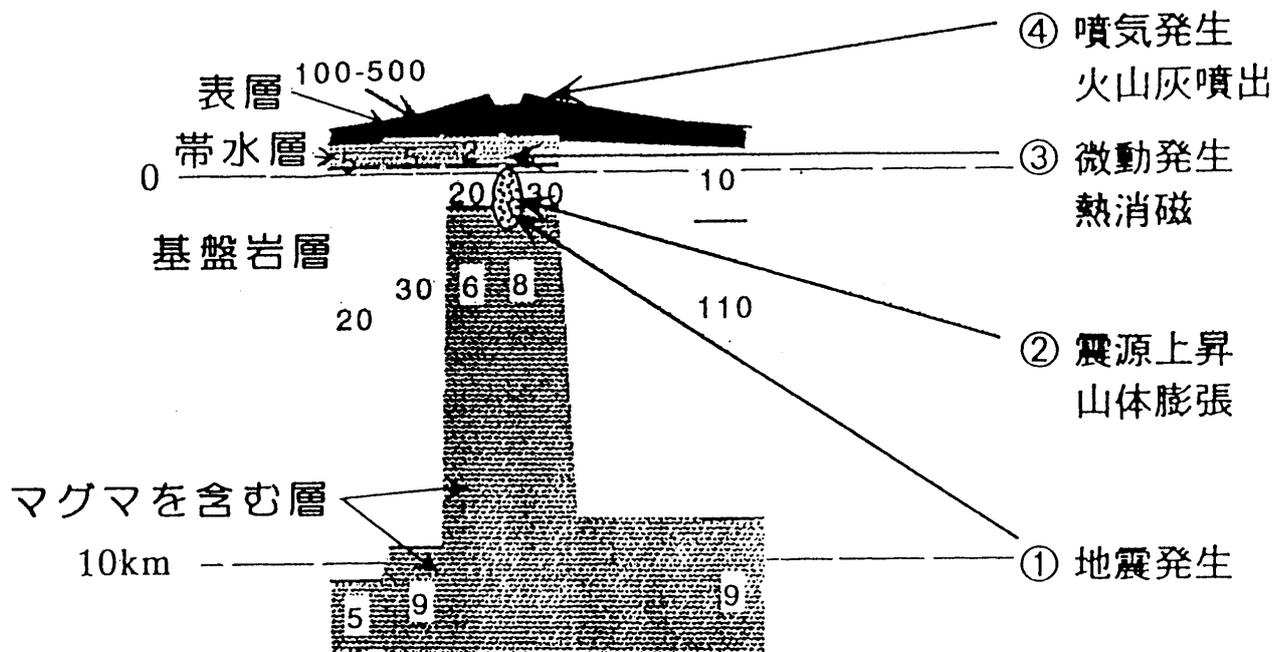
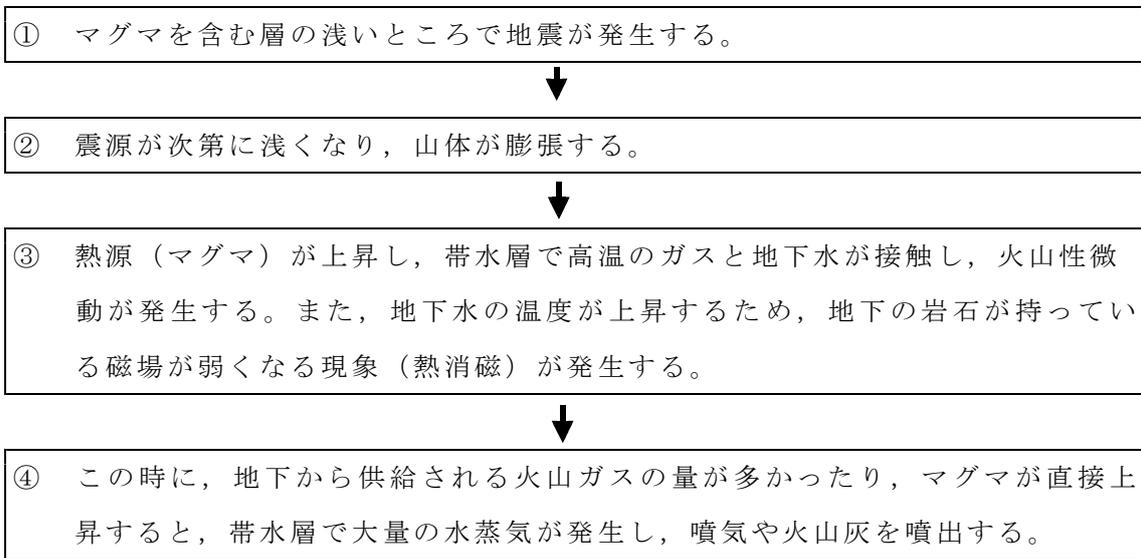


図2-1-10 新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの活動の推移

(ただし、これらの前兆現象が現れないこともある)

### 3. 予測される火山災害要因と危険区域の予測

霧島山では、過去にいろいろな場所から様々なタイプの噴火が発生している。

噴火が発生する場所やその規模によって、発生する災害要因や影響範囲が大きく変化する。

表 2-1-5 には霧島山で起こりうる噴火の場所と規模、および災害要因を示す。

表 2-1-5 霧島山で起こりうる噴火の場所と規模と災害要因

想定噴火場所	大規模な噴火 (1/500年)	中規模な噴火 (1/数十年)
硫黄山	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)
大幡池	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振	—————
新燃岳	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)
御鉢	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 (スコリア流) 溶岩流 泥石流・土石流 空振	噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流)
日常的に発生する恐れのある災害	地すべり 火山ガス 小規模な水蒸気爆発	
その他	山体崩壊	

本計画においては中規模～大規模噴火を想定災害としている。なお、災害危険区域の予測は、旧国土庁防災局の「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」(平成4年)に基づき、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が検討したものである。予測の諸条件や予測手法については、当該報告書に示した。

噴出岩塊、降下火砕物、火砕流・溶岩流、泥石流・土石流、火山ガス及び小規模な水蒸気爆発の危険区域予測図を図 2-1-11 に示す。

## 第5節 計画の前提条件

### 1. 検討対象とする火山災害要因

霧島山で大規模な噴火が発生したことを前提とした本計画において、以下の災害要因について検討を行う。

災害要因：噴出岩塊，降下火砕物，火砕流，溶岩流，泥流・土石流，空振  
火山ガス，地すべり，小規模な水蒸気爆発，山体崩壊

### 2. 霧島山噴火災害の予測

霧島山が大規模噴火（788年，1716年～1717年噴火程度）した際に予測される鹿児島県を中心とした災害を表2-1-6（1）及び（2）に示す。

表2-1-6（1）霧島山の噴火による災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	<p>人間や家畜が死亡したり，車両，建物，道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。</p> <p>噴火口から4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。</p> <p>硫黄山：韓国岳，大浪池，霧島道路 大幡池：新燃岳 新燃岳：新湯，湯之野温泉，高千穂河原 御鉢：高千穂河原</p>	<p>爆発的な噴火と同時に噴出される。</p>
降下火砕物	<p>直径十数cmの降下火砕物が直撃すると，人間や家畜が死亡したり，車両に被害が生じる。</p> <p>また，降下火砕物が建物の屋根厚く堆積すると，木造建物やビニールハウスが倒壊し，農作物に甚大な被害が生じる。</p> <p>風下側に20kmで20cm以上堆積し，九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ，周辺の交通機関にも影響が生じる。</p> <p>また，風向きによっては鹿児島空港に影響を及ぼすこともある。</p>	<p>粒径が大きな火砕物は短い時間に降下する。</p> <p>細かいものは遠くに飛散し，ゆっくりと降下する。</p>

表 2 - 1 - 6 (2) 霧島山の噴火による災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
火 砕 流	<p>火砕流の本体が流下，堆積したところでは建物，樹木はなぎ倒され，焼失し，埋没する。</p> <p>また，本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け，火災が発生する。</p> <p>霧島山で発生が予測される火砕流は，火口から高温の軽石等が溢れ出ることによって発生するものと考えられている。</p> <p>硫黄山：宮崎県側への被害 大幡池：宮崎県側への被害 新燃岳：新湯，湯之野温泉，霧島道路 御 鉢：高千穂河原，霧島道路，国道223号</p>	<p>時速100km以上で流下し，数分で山麓に到達する。</p>
溶 岩 流	<p>溶岩の流下域にあたる地域では，土地や家屋の破壊，埋没等の破壊的被害が生じる。</p> <p>溶岩流は地形的低所に沿って流下する。</p> <p>硫黄山：えびの高原，霧島道路（数分～） 南側に流出→手洗（数時間～） 大幡池：宮崎県側への被害 新燃岳：西側，南西側に流出→新湯，湯之野霧島道路（数十分～） 西側，南側に流出→霧島 御 鉢：高千穂河原，霧島道路（数分～） 南西側に流出→武床，永池， 国道223号（数時間） 西南西側に流出→霧島，国道223号（数時間～）</p>	<p>火口から数時間で山麓に到達する。</p>
泥 流・土 石 流	<p>泥石流・土石流の流下域では，建物や農地は流失，埋没する。</p> <p>霧島山やその周辺地域の山地で，上流に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。</p>	<p>噴火後数年間，大雨時に発生する。</p> <p>時速40km程度で流下する。</p>
空 振	<p>窓ガラスの破壊等の被害が生じる。</p> <p>被害は，100km離れた地域に及ぶ。</p>	<p>爆発的噴火に伴って発生する。</p>
斜 面 崩 壊	<p>噴火活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。</p>	<p>爆発的な噴火あるいは，地震に伴って発生する。</p>
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	<p>温泉・火山ガス噴気帯では，熱水によって地盤が変質し，地すべりが発生しやすくなっている。</p> <p>また，噴気帯からは，有毒な火山ガスが噴出しており，気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに，このような噴気帯において，噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。</p>	<p>日常的に発生する恐れがある。</p>



## 第2章 災害予防

第1節	火山災害に強い地域づくり
第2節	住民の防災活動の促進
第3節	住民の防災活動の環境整備
第4節	霧島山周辺における観光客安全確保対策
第5節	火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

### 第1節 火山災害に強い地域づくり

霧島山及びその周辺地域は、生活の場であると同時に、火山災害の危険区域でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、霧島山火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、中・長期的に「人づくり」、「組織づくり」、「情報ネットワークづくり」及び施設整備を行って火山災害に強い地域づくりを推進する。

霧島山周辺地域で広範囲にわたる自然環境の保全や、広域の社会資本の被害を最小限に食い止め、中でも広域ネットワークに関わる交通通信機能について整備充実を期し、火山災害に強い諸施策を推進しようとするものである。

#### 1. 広域火山災害対策の推進

県及び関係市町は、砂防施設等防災に関する諸施設を、宮崎県との連携のもとに整備することや災害に強いまちづくりに関する総合的な計画を策定し、これに基づき計画的・一体的な災害に強い地域づくりを推進する。

#### 2. 警戒避難体制の強化・拡充

##### (1) 危険地域想定地区

危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流、泥流危険溪流）内は今後開発整備を抑制するか、やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行う。

##### (2) 警戒避難対策

地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、霧島山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

また、火山の噴火等に起因される土石流に対する警戒避難対策として、県は火山噴火警戒対策を実施しており、その発生を監視・予測し、関係市町村へ連絡することにより人命、財産の被害を未然に防止するための体制づくりを推進する。

### **3. 避難道路の整備**

県及び関係市町は、緊急の避難が可能な道路の整備に努める。既存道路の県道・小林えびの高原牧園線，九州自動車道，宮崎自動車道及び国道221号，国道223号，国道268号等を活用し，常日頃から道路改良，のり面や擁壁の点検に努めるとともに，道路上に堆積した火山灰等，障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り，避難道路として整備をすすめる。

### **4. 待避舎，待避壕の整備**

関係市町は，火山防災マップに基づき噴石の落下が予測される地区において，集落付近や避難道路沿いの適所に待避舎や待避壕を整備するよう努めるものとする。

## 第2節 住民の防災活動の促進

霧島山周辺の住民が、防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

### 1. 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、県、市町及び関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

### 2. 防災知識の普及・訓練

#### (1) 防災知識の普及

県及び関係市町は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民等に対し、霧島山火山防災マップを示しながら、その危険性の周知を図るとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭等での予防、安全対策
  - ・ 2～3日分の食糧，飲料水，非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動  
様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認  
1次集合場所，退避所，避難経路，避難場所での行動等

#### ① 火山災害時の行動マニュアル等の普及啓発

県及び関係市町は、「霧島山火山防災マップ」等を活用して防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

#### ② 防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設設置に努めるものとする。

③ 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

④ イベント等の開催

県及び関係市町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

⑤ 観光客等一時的滞在者への防災知識の普及

関係市町は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。具体的には、主な観光拠点（えびの高原、高千穂河原ビジターセンター等）及び主な宿泊施設に「霧島山火山防災マップ」を掲示するよう努める。

(2) 防災訓練の実施・指導

① 県及び関係市町は、積極的に防災訓練を実施する。

② 地域、職場、学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し、住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等災害時要援護者に充分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努める。

### 第3節 住民の防災活動の環境整備

#### 1. 消防団の活性化の促進

県及び関係市町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

#### 2. 自主防災組織の育成強化

噴火その他の災害の発生に際しては、迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進するものとする。

#### 3. 防災ボランティア活動の環境整備

県及び関係市町は、近隣市町、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

#### 4. 企業防災の促進

##### (1) 企業による防災活動の促進

地元企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、宿泊施設や交通機関の管理者等は観光客の安全を確保するよう万全を期すものとする。

##### (2) 県及び関係市町の支援

県及び関係市町は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成の検討、実施を図るものとする。

#### 5. 避難の安全確保

##### (1) 避難集結地の徹底

広報や標識等であらかじめ掲示しておく。

また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車で知らせる体制を整備する。

## (2) 輸送手段の確保

### ① 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両等は、事前届出を行っておくものとする。

また、災害時には、関係市町をはじめ災害応急対策実施機関所有の車両等が不足することが予想されるため、関係市町は、あらかじめ営業者（運送業者、県トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

### ② 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、関係市町は、自衛隊及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておく。

## (3) 避難路の安全確保

誘導施設、指示標識の事前設置に努めるものとする。

## (4) 照明設備等の整備

降灰時や夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、照明設備や音声による誘導設備を必要箇所に設置する。

## **第4節 霧島山周辺における観光客安全確保対策**

### **1. 観光客に対する啓発**

関係市町は、霧島山火山の危険要因の案内板を登山口や展望台に設置したり、宿泊施設において火山防災マップを掲示する等の措置を行う。

### **2. 登山規制**

火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

## **第5節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進**

火山噴火による災害を軽減するために、平常から火山の観測と研究および監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために、県及び関係市町は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

## 第3章 災害応急対策

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 第1節 | 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達 |
| 第2節 | 避難勧告等の発令           |
| 第3節 | 広域被害への対応           |

### 第1節 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合は，霧島市，湧水町及び関係機関は，情報を通報する。

それぞれの市町の通報系統は図2-3-1～2-3-3のとおりである。

○ 霧島市

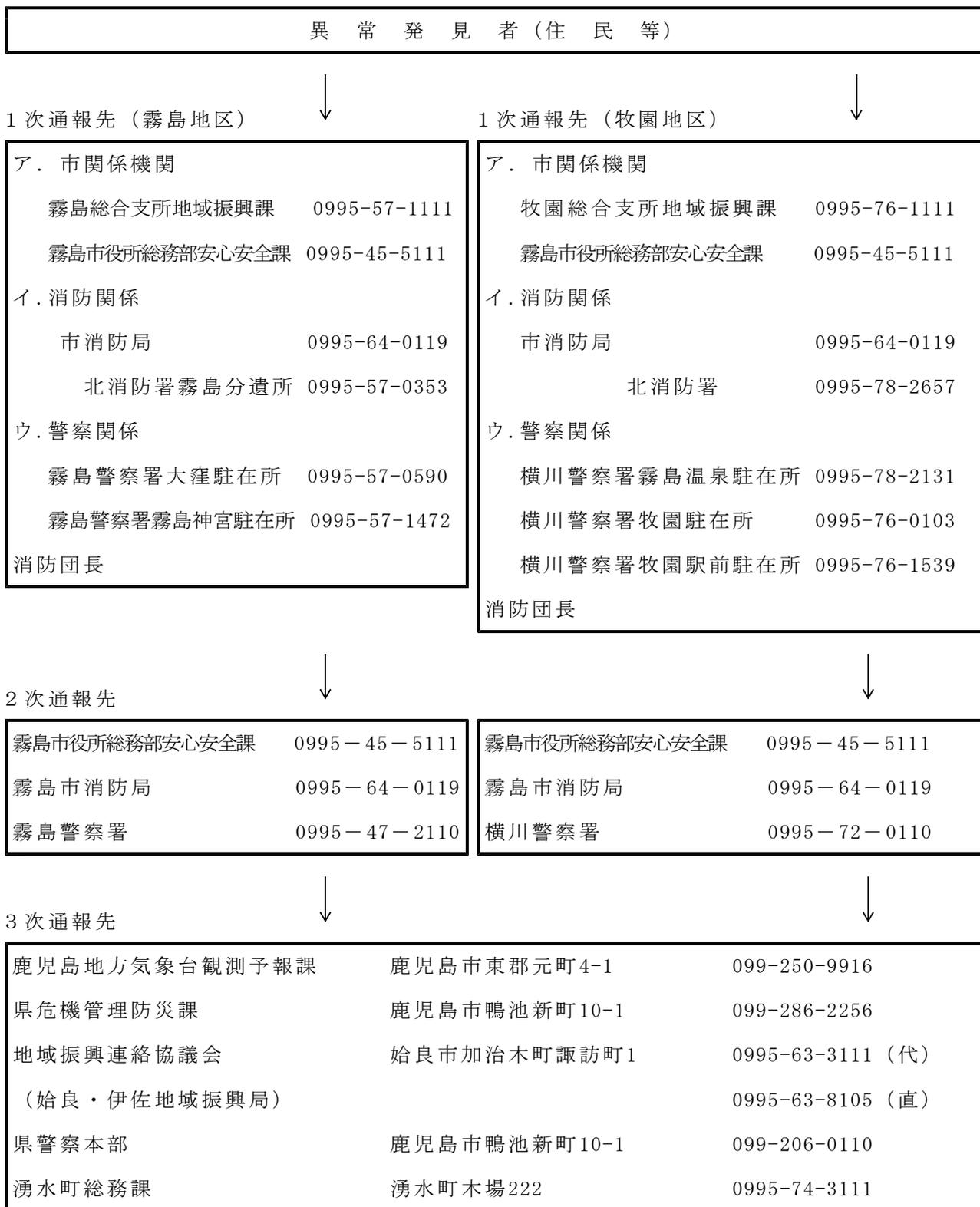


図 2 - 3 - 1 霧島市通報系統

○ 湧水町（栗野地区）

異 常 発 見 者（住 民 等）



1 次通報先

湧水町役場総務課	0 9 9 5 - 7 4 - 3 1 1 1
湧水町吉松庁舎地域総務課	0 9 9 5 - 7 5 - 2 1 1 1
警察関係	
横川警察署	0 9 9 5 - 7 2 - 0 1 1 0
横川警察署栗野交番	0 9 9 5 - 7 4 - 2 1 3 1
横川警察署吉松交番	0 9 9 5 - 7 5 - 2 0 2 3
消防関係	
伊佐湧水消防組合南消防署	0 9 9 5 - 7 4 - 3 0 2 1
伊佐湧水消防組合吉松分遣所	0 9 9 5 - 7 5 - 2 6 0 5
消防分団長	



2 次通報先

湧水町役場総務課	木場222	0995-74-3111
横川警察署	霧島市横川中ノ1400-1	0995-72-0110
伊佐湧水消防組合南消防署		0995-74-3021



3 次通報先

鹿児島地方気象台観測予報課	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9916
県危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256
地域振興連絡協議会 (始良・伊佐地域振興局)	始良市加治木町諏訪町12	0995-63-3111(代) 0995-63-8105(直)
伊佐湧水消防組合南消防署		0995-74-3021
県警察本部	鹿児島市鴨池新町10-1	099-206-0110
霧島市役所総務部安心安全課	霧島市国分中央3-45-1	0995-45-5111

図 2 - 3 - 2 湧水町通報系統

## 1. 住民等による伝達及び通報

### (1) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については、正確な情報を把握するように努める。

- ① 顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
- ② 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ③ 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- ④ 顕著な地温の上昇
  - 新しい地熱地帯の発見
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の異常挙動
- ⑤ 湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- ⑥ 有感地震の発生及び群発
- ⑦ 鳴動の発生

### (2) 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

## 2. 関係市町による情報の収集及び伝達，通報

### (1) 被害情報の収集

関係市町長による被害情報の収集は，下記のものを行う。

① 地域責任者による収集・通報

次にあげる地域責任者は、地区住民と連携をとって、霧島山火山噴火に関する各種災害情報を収集し、直ちに市町の総務課等に通報する。

表 2-3-1 各市町の地域責任者

町 名	地 域 責 任 者
霧島市	地区自治公民館長
湧水町	(区長), 自治会長

② 消防機関による収集・通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に災害情報を収集し、直ちに市町総務課等に通報する。

③ 市町職員による情報通達

市町は、災害の状況に応じて、情報収集班を編成し、必要箇所の情報担当を図る。

(2) 被害情報の通報

関係市町の総務課は、収集・整理した被害情報を図 2-3-1 ~ 2-3-4 に従って関係機関に通報する。

なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備、勧告、指示等町の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両、医療救援要請に関する情報
- 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

(3) 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

### 3. 県による情報収集及び伝達・通報

#### (1) 情報収集

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。  
または、県は次の機関から情報を得る。

- 霧島市，湧水町
- 警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- その他関係機関

なお、県は、他機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊に対し必要情報の収集を要請する。

申請内容

災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

#### (2) 情報の伝達，通報

県は収集した情報を必要に応じて、次の関係機関に通報する。

表 2 - 3 - 2 県の情報通報先

通 報 先	電 話 番 号
霧島市役所（本庁）	0995-45-5111
霧島総合支所（総務課）	0995-57-1111
牧園総合支所（総務課）	0995-76-1111
湧水町役場（総務課）	0995-74-3111
警察本部（警備課）	099-206-0110
鹿児島地方气象台（観測予報課）	099-250-9916
陸上自衛隊第12普通科連隊（第3科）	昼間：0995-46-0350（内線237） 夜間：0995-46-0350（内線302）
海上自衛隊第1航空群司令部（当直室）	0994-43-3111（内線2222）
日本赤十字社鹿児島県支部（事業推進課）	099-252-0600
九州運輸局鹿児島運輸支局（総務企画担当）	099-222-5660
九州森林管理局鹿児島森林管理署	099-247-7111
九州地方整備局鹿児島国道事務所	099-216-3111
九州地方整備局大隅河川国道事務所	0994-65-2541
九州地方整備局川内川河川事務所	0996-22-3271
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296
霧島市消防局	0995-64-0119
伊佐湧水消防組合	0995-22-0119
宮崎県総務部危機管理局危機管理室	0985-26-7064

#### 4. 県警察本部による情報収集、伝達及び通報

##### (1) 被害情報の収集

県警察本部は、大きな噴火のおそれがあると認められる場合は、次の体制をとる。

警 察 本 部	県警察災害警備準備室，災害警備本部
横 川 警 察 署	警察署災害警備実施本部，災害警備現地本部
霧 島 警 察 署	

現地においては、噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大きな噴火の発生が予想される場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施部隊による各種情報の収集</li> </ul> </li> <li>○ 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報部隊による各種情報の収集</li> <li>・実施部隊による諸対策の実施</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

(2) 被害情報の通報

収集された各種情報は、下図の系統にしたがって通報される。

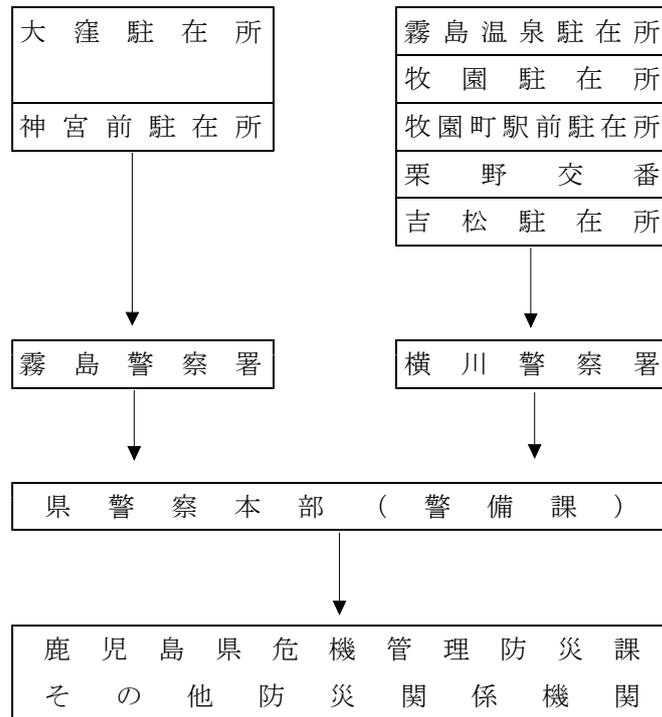


図 2-3-2 県警察本部による被害情報の通報系統

(3) 被害情報の内容

気象，地象，水象等，霧島山火山噴火に関係するすべての事項

**5. 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報**

(1) 火山現象に関する予報及び警報等

詳細については，第1部総則第3章第1節(2)参照

噴火警戒レベルの詳細は，別表霧-3参照

(2) 噴火予報，噴火警報の伝達系統

県は，噴火予報，噴火警報を発表したとき，次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。火山の状況に関する解説情報は，噴火警報・予報の伝達系統に準じて行なわれる。

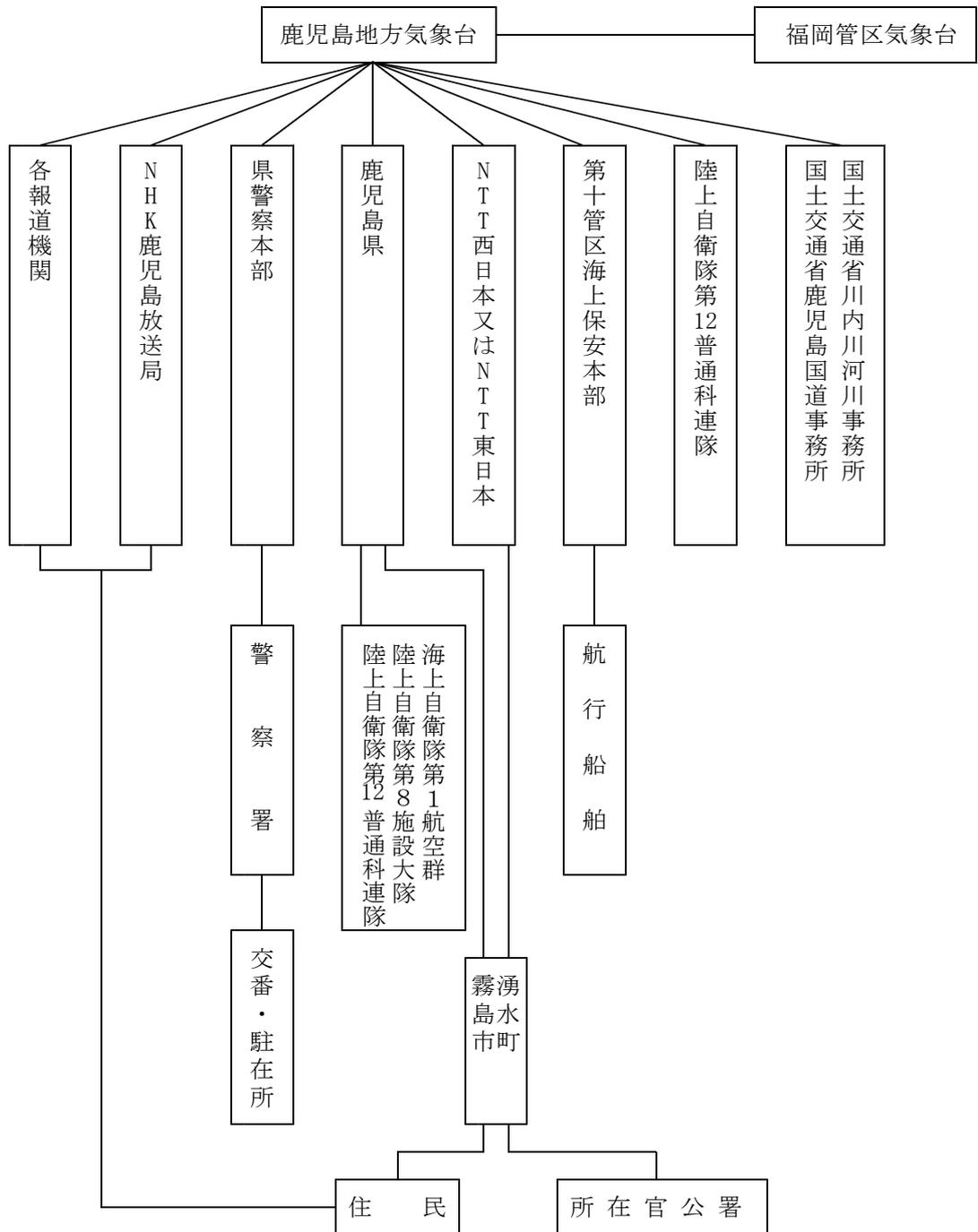


図 2 - 3 - 3 噴火予報，噴火警報の伝達系統

## 6. 通信手段の確保

### (1) 通信手段の種類

降下火砕物，地震その他の現象により被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合，現有無線網を用いる。

現有無線網は，一般加入電話が使用不能となった場合，各町が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網には，次のようなものがある。

- ア．消防無線電話
- イ．警察無線電話
- ウ．防災行政無線電話
- エ．鹿児島地区非常通信連絡会

### (2) 移動無線局の配置

#### ① 無線車及び携帯無線機の配置

一般加入電話，警察専用電話による通信が途絶したときは，警察無線車，携帯無線機及び消防無線車を配置し，被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

#### ア．関係市町無線系

現有する防災行政無線等を適宜編成して使用する。

### (3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は，自衛隊の災害派遣を要請して，被災地内との通信を確保する。

- 通信隊の派遣
- 連絡隊の派遣

### (4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し，災害対策上必要が生じた場合，アマチュア無線の協力を依頼する。

## 7. 自衛隊の災害派遣

知事等は，霧島山の噴火に際して，関係町，県及び防災関係機関が実施する応急対策で対処できない場合，自衛隊の災害派遣を要請する。

## (1) 災害派遣要請の要領

### ① 災害派遣の手順

災害派遣要請の手順は、次のように実施する。

- ア. 市町長は、自衛隊の災害派遣要請の必要を認めた場合、自衛隊災害派遣依頼書（様式1, 様式-1ページ）に必要事項を記入し、知事に依頼する。
- イ. ただし、災害に際し、通信の途絶等による市町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、市町長から直接要請を行うことができる。
- ウ. 知事は、市町から派遣の依頼があった場合、または自らが必要と判断した場合、関係自衛隊に派遣を要請する。



### ② 連絡方法

派遣依頼又は要請にあたっては、電話（非常電話）、防災行政無線、その他迅速な方法で行ない、事後速やかに文書を提出する。

## (2) 災害派遣要請時の明示事項

知事、市町長等が自衛隊の災害派遣依頼又は要請を行う場合、次に示す事項を明示する。

- 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する機関
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考事項（現地における対策実施機関及び対策の内容等）

## (3) 自衛隊法の改正に伴う自発的出動と手順

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等による都道府県庁等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、火山による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

## 第2節 避難勧告等の発令

### 1. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令

(1) 市町長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

関係市町長は，噴火警報等が発表された場合，霧島火山防災マップ等を活用し，霧島山火山噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難勧告等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難勧告等発令は表2-3-4(1)霧島山(新燃岳)，(2)霧島山(御鉢)の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針，(3)霧島山(大幡池，えびの高原周辺)の規制等の基本的な考え方に基づき実施する。

表2-3-4(1)霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル (キーワード)	住民への対応	登山者，入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して避難勧告・避難指示を発令	
	4 (避難準備)	新燃岳火口に近い地区の住民に対して避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は，避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	新燃岳火口に近い地区の災害時要援護者等に対して避難準備を呼びかけ，火山活動等の状況に応じて火口から2～4km以内立入禁止	新燃岳火口から半径2km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)		新燃岳火口から半径1km以内立入禁止
噴火予報	1 (平常)		新燃岳火口内及び火口西側立入禁止

※ 県は状況に応じて霧島山噴火災害対策連絡会議を開催し，被害影響予想範囲等の検討を行い，関係市町へ助言する。

※ 関係市町は，連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により，避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

表 2-3-4 (2) 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル (キーワード)	住民への対応	登山者、入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め、住民等に対して避難勧告・避難指示を発令	
	4 (避難準備)	御鉢火口に近い地区の住民等に対して避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	御鉢火口に近い地区の災害時要援護者等に対して避難準備を呼びかけ	《初期及び活発期》 御鉢火口から半径2.5km以内立入禁止 《活動安定期》 御鉢火口から半径2km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)		御鉢火口から半径1km以内立入禁止
噴火予報 (平常)	1 (平常)		御鉢火口内及び火口南側登山道立入禁止

※ 県は状況に応じて霧島噴火災害対策連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討を行い、関係市町へ助言する。

※ 関係市町は、連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により、避難対象地域等の設定及び拡大・縮小の検討を行う。

表 2-3-4 (3) 霧島山（大幡池、えびの高原周辺）の規制等の基本的考え方

噴火警報	キーワード	住民への対応	登山者、入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	居住地域 嚴重警戒	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め、住民等に対して避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令	
噴火警報 (火口周辺)	入山危険		火山活動等の状況に応じて火口から居住地域近くまでの範囲の立入禁止
	火口周辺 危険		火山活動等の状況に応じて火口から少し離れた所までの火口周辺を立入禁止
噴火予報	平常		火山活動等の状況に応じて火口内等を立入禁止

※ 県は状況に応じて霧島噴火災害対策連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討を行い、関係市町へ助言する。

※ 関係市町は、連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により、避難対象地域等の設定及び拡大・縮小の検討を行う。

## (2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

### ① 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

### ② 警察官による避難の措置

警察官は、前記①の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

### ③ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市町長若しくはその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

### ④ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長若しくはその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

## (3) 県による避難

### 知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

## (4) 霧島山噴火災害対策連絡会議の開催等

県は、必要に応じて関係市町及び関係各機関によって構成される「霧島山噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や大学研究機関の情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。

また、同連絡会議は関係市町に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

なお、同連絡会議の構成及び連絡表を本部末の別表霧-1に示す。

## 2. その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。

関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- (1) 住民等の自主判断により、勧告・指示より早く避難所に集まった時
- ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
  - ・避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる。
- (2) 夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等による避難が遅れる時
- ・集結地に集合したものの点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

### 3. 避難指示等の伝達

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は，図 2-3-6 の要領により住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし，概ね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ，口頭及び拡声器により伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し，テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送，電話，航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報（エリアメール等），一斉同報メール，コミュニティーFM，ワンセグ（エリアワンセグ），デジタル・サイネージ，データ放送等を含めた複数の方法による伝達

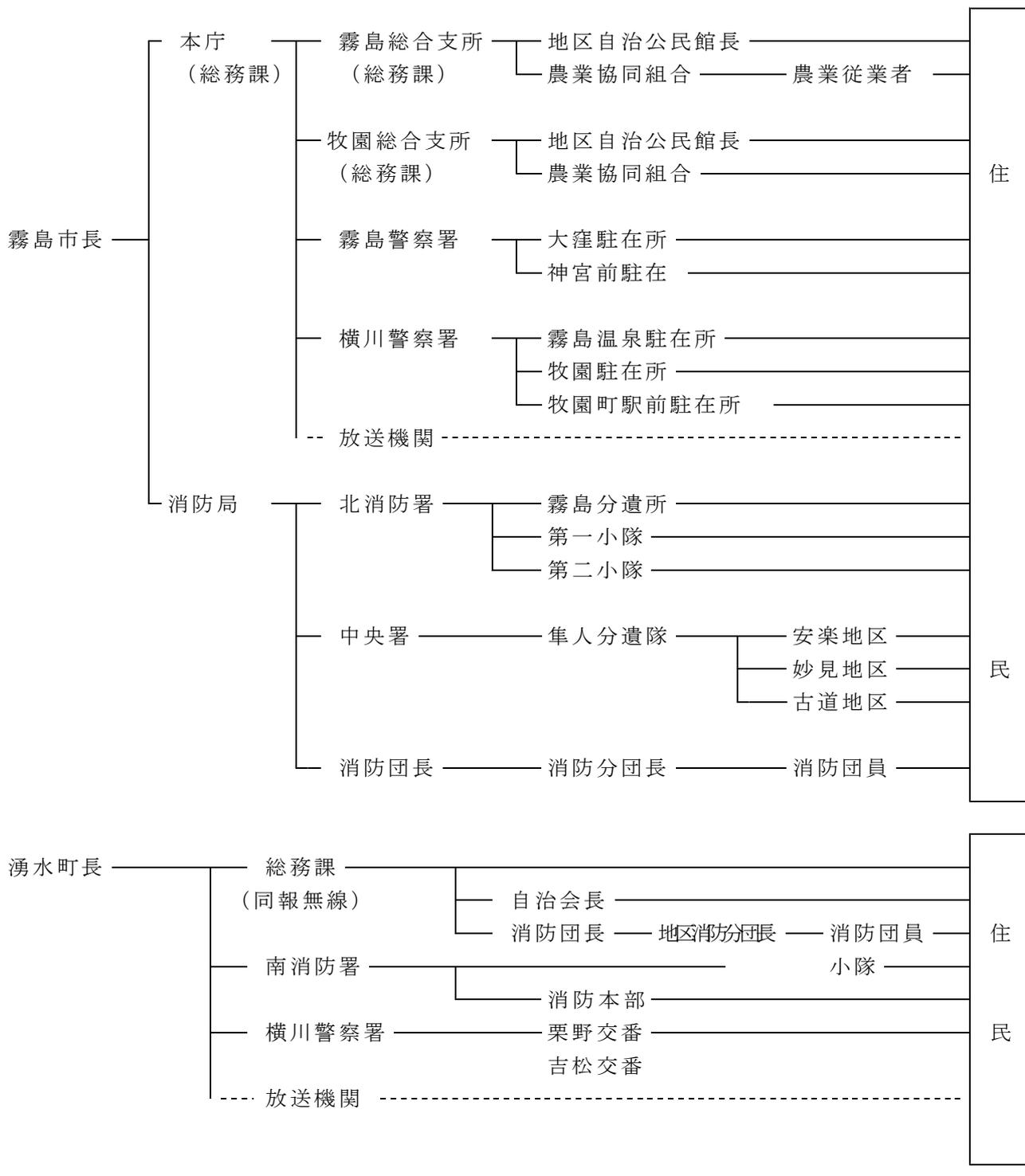


図 2-3-4 避難指示等の伝達系統

(2) 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

4. 報告・通報

関係市町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。

県知事は、関係市町長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

5. 避難の要領

避難先は霧島山火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難場所とする。

(1) 避難者の誘導方法

① 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。
- 避難場所が、比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識標示、なわ張り等を行うか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。
- 噴石（こぶし大）、火山灰、空振は基本的に屋内に避難する等の身を守る行動で被災をまぬがれることができるため、屋内や丈夫な屋根の下などに誘導する。

② 避難誘導責任者

各市町の避難誘導責任者は、下記のとおりである。

表 2 - 3 - 5 避難誘導責任者

市 町 名	担 当
霧 島 市	地区ごとの消防分団（消防分団長）
湧 水 町	地区ごとの消防分団（消防分団長）、税務課

(2) 避難順位及び携帯品等の制限

① 避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

② 携帯品の制限

- |                                 |                            |                             |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> ラジオ       | <input type="radio"/> 常用薬  | <input type="radio"/> 懐中電灯  |
| <input type="radio"/> ヘルメット（頭巾） | <input type="radio"/> かえ下着 | <input type="radio"/> 迷子札   |
| <input type="radio"/> マスク       | <input type="radio"/> タオル  | <input type="radio"/> 貴重品   |
| <input type="radio"/> カッパ（傘）    | <input type="radio"/> 防塵眼鏡 | <input type="radio"/> 携帯電話等 |

(3) 避難手段

- 徒歩
- 車両
- 航空機

交通渋滞や放置車輛による通行障害を引き起こすおそれがあるため、自家用車での避難は行わないように広報する。

(4) 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

(5) 学校における避難の実施

- 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。
- 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

## 6. 避難所

### (1) 避難所の開設

関係市町長は、必要に応じ避難場所を開設し、また状況によりあらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、避難所一覧は本部末の別表霧-2のとおりである。

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意した車両等に乗車させ、避難場所まで輸送する。

### (2) 避難所の運営管理

関係市町長はあらかじめ避難場所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておき、各避難場所の適切な運営管理を行う。この際、収容班長は次の点に留意し、万全な対処を行う。

- 情報の伝達，食料，水の配布
- 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣市町に対し協力を求める。
- 避難場所ごとに，収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- 避難場所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努める。
- 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- 避難者の健全な住生活を早期に確保し，避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

## 7. 避難勧告・指示の解除

関係市町長は、「霧島山噴火災害対策連絡会議」の検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定するものとする。

- 火山活動の沈静化の確認
- 生活物資の確保
- 情報伝達手段の確認
- 緊急脱出手段の確保

## 8. 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，心身障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

(1) 避難誘導

- ① 関係市町長は、日ごろから災害時要援護者の掌握に務めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。
- ② 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

(2) 避難場所

- ① 避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に充分配慮すること。
- ② 特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- ③ 災害時要援護者に向けた情報の提供については充分配慮するものとする。

9. 緊急輸送活動

救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うために、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために、交通を確保し緊急輸送を行う。

(1) 輸送拠点

関係市町内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として、次の施設を物資の輸送拠点とする。

表 2 - 3 - 6 各市町の輸送拠点

地 域	施 設 の 名 称	所 在 地
霧島市	市立霧島小学校	霧島市霧島田口2255
	霧島保健福祉センター	〃 田口550
	霧島公民館	〃 田口148-3
	永水地域公民館	〃 永水3821
	市立牧園小学校	霧島市牧園宿窪田785
	市立高千穂小学校	〃 高千穂3871
	市立中津川小学校	〃 上中津川1282
	市立持松小学校	〃 持松11

地 域	施 設 の 名 称	所 在 地
霧島市	市立万膳小学校	霧島市牧園万膳673
	市立三体小学校	〃 三体堂1573
湧水町	川内川栗野 防災ステーション	湧水町木場

## (2) 集積場所

災害時において調達した物資等や他市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

表 2 - 3 - 7 各市町の集積場所

地 域	施 設 の 名 称	所 在 地
霧島市	市立太田小学校	霧島市霧島田口64
	牧園アリーナ	霧島市牧園宿窪田2992
湧水町	川内川栗野 防災ステーション	湧水町木場

## 10. 住宅の供給確保

- (1) 住宅の確保・修理
- (2) 被災地宅地危険度判定の実施
- (3) 広域的避難収容・移送

総則参照のこと

### 第3節 広域被害への対応

#### 1. 降灰対策

噴火に伴い火山灰が広い範囲に堆積し、道路交通への影響や排水路等の閉塞等のおそれがある。関係機関は、以下のとおり対応する。

- (1) 気象台は、風向・風速実況及び予測資料を関係機関へ提供する。
- (2) 県は降灰の状況について、関係機関へ情報提供する。
- (3) 各施設の管理者は、当該施設に堆積した灰を除去し、施設の適正な運用に努める。
- (4) 市町は、降灰の収集・処分体制を確立する。

#### 2. 降灰後の土石流対策

降灰量が多い地域では、その後、数年間にわたって土石流の発生が増加する。

関係機関は、各機関の風水害対策編に準じるほか、以下のとおり対応する。

- (1) 気象台は、降灰の状況に応じ、大雨警報・注意報の暫定運用基準の検討を行う。
- (2) 県及び気象台は、土砂災害警戒情報の暫定運用基準の検討を行う。
- (3) 県は降灰の状況に応じ、土砂災害発生予測情報システムの暫定運用基準の検討を行う。
- (4) 市町は、降灰の状況に応じ、県や気象台等の助言を参考に、大雨による避難勧告等発令の暫定運用基準の検討を行う。
- (5) 市町は、火山噴火に起因する大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省が実施する緊急調査の結果に基づき被害の想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。
- (6) 市町は、気象台が発表する「災害時支援資料」や独自に収集した情報を基に、適切に避難勧告等の発令を行う。

## 第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定
第2節	原状復旧の進め方
第3節	計画的復興の進め方
第4節	被災者等の生活再建等の支援
第5節	被災者への融資措置

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

県及び関係市町は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。この場合、次の2ケースについて基本的報告を定めておくものとする。

① 被害が比較的軽い場合の基本的方向

② 被害が甚大な場合の基本的方向

第1部総則第4章参照のこと

### 第2節 原状復旧の進め方

#### 1. 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努める。

#### 2. 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

(1) 公共土木施設

(2) ライフライン施設等

(3) 降灰対策

(4) がれきの処理

#### 3. 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成するものとする。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### **第3節 計画的復興の進め方**

- 1. 復興計画の作成**
- 2. 計画策定にあたっての理念**
- 3. 防災まちづくりの基本目標**

\* 第1部総則第4章参照のこと

### **第4節 被災者等の生活再建等の支援**

- 1. 各種支援措置の早期実施**
- 2. 税対策による被災者の負担の軽減**
- 3. 住宅確保の支援**
- 4. 広報・連絡体制の構築**
- 5. 災害復興基金の設立**
- 6. その他**

\* 第1部総則第4章参照のこと

### **第5節 被災者への融資措置**

- 1. 資金選定の指導**
- 2. 資金の種類**
- 3. 各種資金の貸付条件等**

\* 第1部総則第4章参照のこと

## 霧島山噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-254-7141
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	救 難 課	099-250-9800(代)
陸上自衛隊第12普通科連隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海上自衛隊第1航空群	当 直 室	0994-43-3111(代)
日本赤十字社鹿児島県支部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局	主 席 運 輸 企 画 専 門 官 企 画 調 整 担 当	099-222-5660
九州農政局鹿児島農政事務所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	災 害 対 策 担 当	099-227-9689
九州電力(株)鹿児島支社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
霧 島 市	安 心 安 全 課	0995-45-5111(代)
湧 水 町	総 務 課	0995-74-3111
伊 佐 湧 水 消 防 組 合		09952-2-1415
霧 島 市 消 防 局	警 防 課	0995-64-0119

## 避難所一覧

	施設名称	所在地	電話・FAX番号
霧島市	霧島市立霧島中学校	霧島田口3085	TEL. 0995-57-0836
	霧島市立大田小学校	霧島田口75	TEL. 0995-57-0003
	霧島市立霧島小学校	霧島田口2255	TEL. 0995-57-0834
	霧島市立永水小学校	霧島永水3811	TEL. 0995-57-0367
	霧島市温泉健康増進交流センター (神之湯)	霧島田口501	TEL. 0995-57-3901
	霧島市老人憩の家	霧島田口877	TEL. 0995-57-0747
	霧島緑の村	霧島田口2608	TEL. 0995-57-0364
	霧島市老人福祉センター	牧園宿窪田791-1	TEL. 0995-76-2160
	霧島市立牧園小学校	牧園宿窪田785	TEL. 0995-76-0010
	霧島市立牧園中学校	牧園宿窪田751-1	TEL. 0995-76-0021
	鹿児島県立牧園高等学校	牧園宿窪田330-5	TEL. 0995-76-0023
	霧島市立牧園保育園	牧園宿窪田330-4	TEL. 0995-76-0036
	霧島市立万膳小学校	牧園万膳673	TEL. 0995-76-9015
	霧島市農村婦人の家	牧園万膳778-1	TEL. 0995-76-9259
	霧島市立三体小学校	牧園三体堂1573	TEL. 0995-76-0301
	霧島市立生活改善センター	牧園三体堂1573	TEL. 0995-76-1941
	霧島市営国民保養 センターキャンプ場	牧園高千穂3311	TEL. 0995-78-2004
	霧島自然ふれあいセンター	牧園高千穂3617-1	TEL. 0995-78-2815
	持松校区公民館	牧園持松1350-1	TEL. 0995-76-0354
	霧島市立中津川保育園	牧園上中津川27-1	TEL. 0995-77-2430
	霧島市立中津川小学校	牧園上中津川1282	TEL. 0995-77-2429
	霧島市立持松小学校	牧園持松11	TEL. 0995-77-2421
	中津川公民館	牧園下中津川1296-5	TEL. 0995-77-2776
	霧島市立高千穂小学校	牧園高千穂3871	TEL. 0995-78-2403
霧島市立高千穂保育所	牧園高千穂3855-55	TEL. 0995-78-2705	
湧水町	湧水町役場	木場22	TEL. 0995-74-3111
	栗小体育館	木場880-1	TEL. 0995-74-2004
	栗中体育館	木場880-1	TEL. 0995-74-2023
	轟小体育館	恒次1043-1	TEL. 0995-74-2718
	幸田コミュニティーセンター	幸田1767-2	TEL. 0995-74-3106
	上場体育館	木場4115-1	TEL. 0995-74-2712
	栗野工業高校	木場3102	TEL. 0995-74-2021
	青少年自立自興館	木場1062-2	TEL. 0995-74-2917
	北方コミュニティーセンター	北方2081-1	TEL. 0995-74-4173
	彦崎公民館	北方1800-6	TEL. 0995-74-5116
	田尾原集落センター	田尾原97-1	TEL. 0995-74-2936
	稲葉崎集会所	稲葉崎322-1	
	広田集落センター	恒次1694-2	
	二渡公民館	恒次1056-2	
	上村公民館	恒次548-2	
	植村集落センター	恒次112-1	
	御前野集落センター	恒次	
	大牟礼西公民館	幸田	

	施 設 名 称	所 在 地	電 話 ・ FAX 番 号
湧水町	大牟礼東公民館	幸田	
	幸田頭公民館	幸田	
	国見（黒江さん宅）	幸田	
	松本公民館	幸田	
	幸田南公民館	幸田	
	大王集落センター	幸田	
	竹迫集会所	幸田	
	会田公民館	米永	
	坂元公民館	米永911-2	
	馬場迫公民館	木場	
	別府公民館	木場	
	水窪公民館	木場	
	上場地区農業 構造改善センター	木場1062-2	TEL. 0995-74-2925
	佃公民館	木場	
	老竹地区コミュニティーセンター	木場5354	TEL. 0995-74-2914
	竹田集会所	木場	
	長谷林業集落センター	木場2390-5	
	轟地区トレーニングセンター	恒次1682	TEL. 0995-74-4860
	佃地区農業構造改善センター	木場	TEL. 0995-74-2925
	栗野岳ログハウス	木場6340-9	
	北方堂ノ上公民館	北方348	
	北方上郡公民館	北方61-1	
	北方真中馬場公民館	北方2269-9	
	北方中郡前公民館	北方2221-1	
	北方中郡後公民館	北方2209-5	
	吉松小学校	中津川476	TEL. 0995-75-2008
	吉松中学校	川西2137-7	TEL. 0995-75-2014
	吉松幼稚園	中津川476	TEL. 0995-75-2300
	吉松保健センター	中津川603	TEL. 0995-75-2111
	吉松商工会館	中津川546-1	TEL. 0995-75-2225
	吉松中央公民館	川西845-1	TEL. 0995-75-2526
	吉松コミュニティー防災センター	川西923-2	
	鶴丸地区生活改善センター	鶴丸589-1	TEL. 0995-75-2722
	上場地区コミュニティー併用施設	中津川1733-16	
	吉松町高齢者 コミュニティーセンター	中津川472-1	TEL. 0995-75-2712
	川添地区生活改善センター	川添957-2	
	永山地区集会所	川西2688-1	
	下川西地区コミュニティー併用施設	川西1501-10	
	般若寺地区生活改善センター	般若寺301-2	
	県営住宅集会施設	川西762-2	
	柳丸集会所	川西8115	
	加治屋地区集会所	川西913-2	
麓公民館	中津川1244-1		
下川添集出荷施設	川添1850-1		
四ッ枝前公民館	川西1058-5		
四ッ枝後公民館	川西741-5		
中野公民館	川西312-2		
山下公民館	般若寺1449		
吉松総合体育館	中津川603	TEL. 0995-75-4511	

霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している</li> <li>【享保年間の噴火の事例】 1716年～17年：火砕流が約3.5kmまで到達</li> </ul>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される</li> <li>【過去事例】 有史以降の事例なし</li> <li>火口から概ね2.5km以内に噴石飛散</li> <li>【過去事例】 有史以降の事例なし</li> </ul>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流が火口から概ね2km以内に到達する可能性</li> <li>【過去事例】 明確な記録なし</li> <li>火口から概ね2km以内に噴石飛散</li> <li>【1959年噴火の事例】 2月：山頂西側の斜面で割れ目噴火、1～2km程度まで噴石飛散</li> </ul>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散</li> <li>【過去事例】 明確な記録なし</li> <li>小噴火の発生が予想される</li> <li>【1991年の事例】 1991年11月～1992年2月：火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火</li> </ul>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり</li> </ul>

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける防災対策の基本方針は第3章第2節表2-3-4(1)を参照

霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している【1235年の事例】 1月25日：火砕流が火口から約3kmまで到達</li> <li>溶岩流が居住地域まで到達、あるいは切迫している【過去事例】 1235年1月25日：溶岩流が火口から約5kmまで到達 998年：溶岩流が火口から約5kmまで到達</li> </ul>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される【過去事例】 有史以降の事例なし</li> </ul>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流が火口から概ね2.5km以内に到達する可能性【過去事例】 明確な記録なし</li> <li>火口から概ね2.5km以内に噴石飛散【過去事例】 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散</li> </ul>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散【過去事例】 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火</li> <li>小噴火の発生が予想される【過去事例】 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出</li> </ul>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

### 作成の趣旨

このマップは、将来、霧島山で噴火が起こった場合に大きな影響が及ぶおそれのある地域を予測したものです。  
 霧島山では、西暦142年以降、500以上の噴火の記録が残されており、日本でも有数の活動的な火山といえます。記録に残されている噴火のほとんどは新燃岳や御嶽の噴火ですが、今からおよそ200年ほど前の1782年には及びの噴火時でも噴火活動がありました。また、過去数千年間には最近の噴火の数百倍もの規模の噴火が発生したこともあります。  
 今回のマップを作成した霧島山の自治体では、住民や観光客の安全を確保するためにいろいろな対策を講じていますが、一番大切なことは、みなさんに霧島山の特性について十分に理解していただくことです。このマップは、みなさんに知っていただきたい情報を、なるべくやさしくまとめて、いざというときに役に立つようにつくられました。人が集まるところにあって、日ごろから防災に心がけましょう。

# 霧島山火山防災マップ

この図は 500 年に一度おきるような大噴火の影響を予測したものです

- 噴火口 (噴火するおそれの強いところ)
- 噴火口から約10km以内の範囲 (大噴火・大噴火 (火山灰・軽石を大量に噴出した噴火) におおわれる可能性がある範囲 (●は噴火口から流れてくる方向))
- 噴火口から約10km以内の範囲 (火山灰・軽石が約10cm以上降り積もる範囲 (---: 西風10m/秒, ---: 東風10m/秒のとき))
- 噴火口から約10km以内の範囲 (火山灰・軽石が約10cm以上降り積もる範囲 (---: 西風10m/秒, ---: 東風10m/秒のとき))

### その他の災害危険地域

- 火山ガスの噴出地域 (ガス中毒による健康や小規模な噴火があることがあります)
- 噴火後に土石流・泥流が流れてくるおそれのあるところ

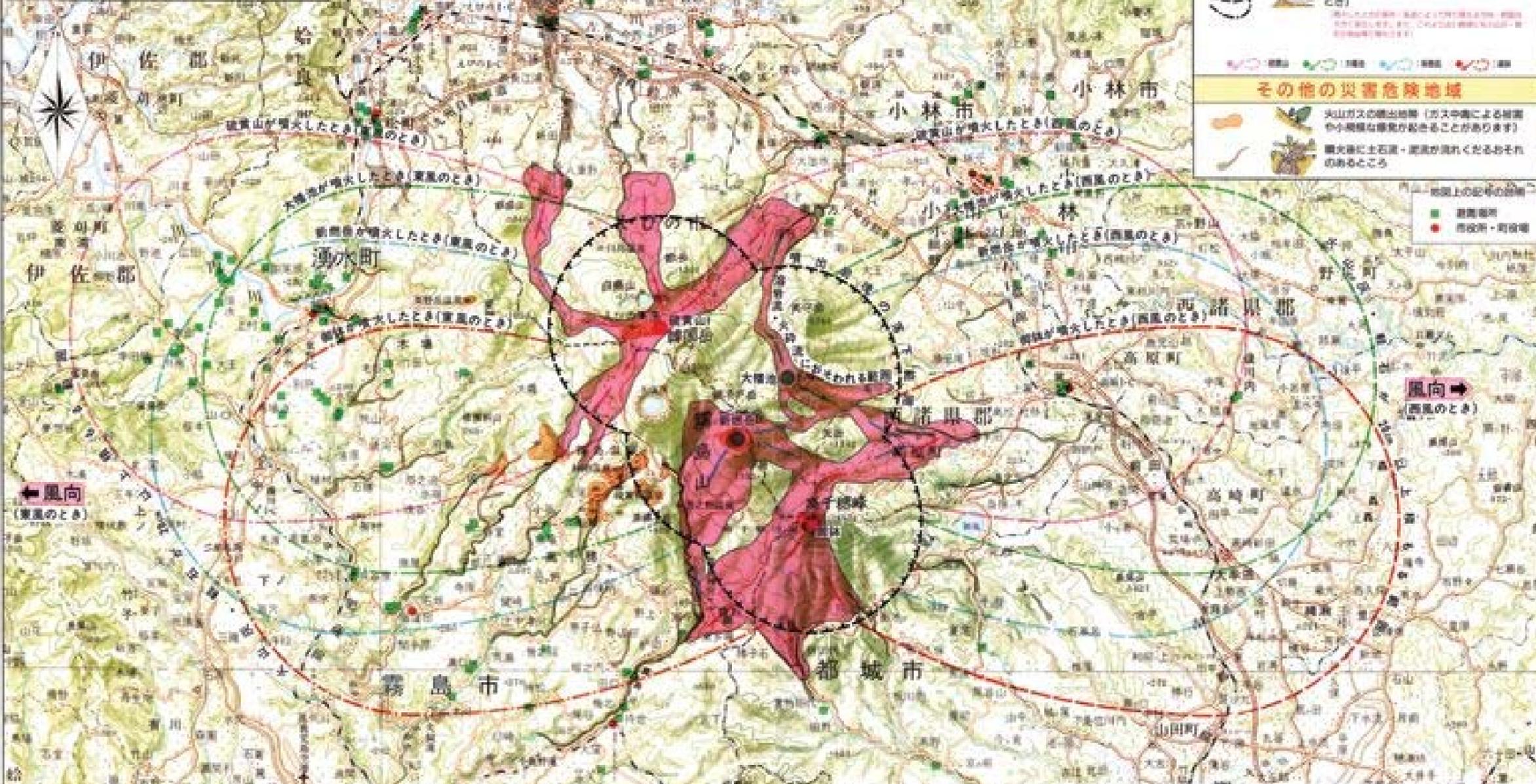


図2-1-11 霧島山火山防災マップ  
 (平成7年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書より)  
 ※平成18年3月市町村合併に伴い行政界を修正

## 第3部 桜 島

## 第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画概要
- 第 2 節 桜島の特徴
- 第 3 節 桜島地域の社会条件
- 第 4 節 予想される災害のシナリオ
- 第 5 節 計画の前提条件

### 第 1 節 計画概要

#### 1. 桜島の火山災害対策の基本方針，基本的な考え方

桜島は，西暦 708 年の噴火以来，大小 30 余回の噴火が記されている。安永噴火や大正噴火等のように多量の火山灰噴出や溶岩流出を伴うような大規模噴火が起こっている。このようなことから，県においては，地域防災計画の実施細目として桜島の噴火から県民等の生命・身体を守ることを目的に昭和 42 年 1 月に「桜島爆発災害対策細部計画」を策定した。

さらに平成 6 年 5 月には県及び関係市町によって大正噴火規模の噴火を想定した桜島火山噴火災害危険区域予測図が発表され，この結果を踏まえて「桜島爆発災害対策細部計画」が改訂された。

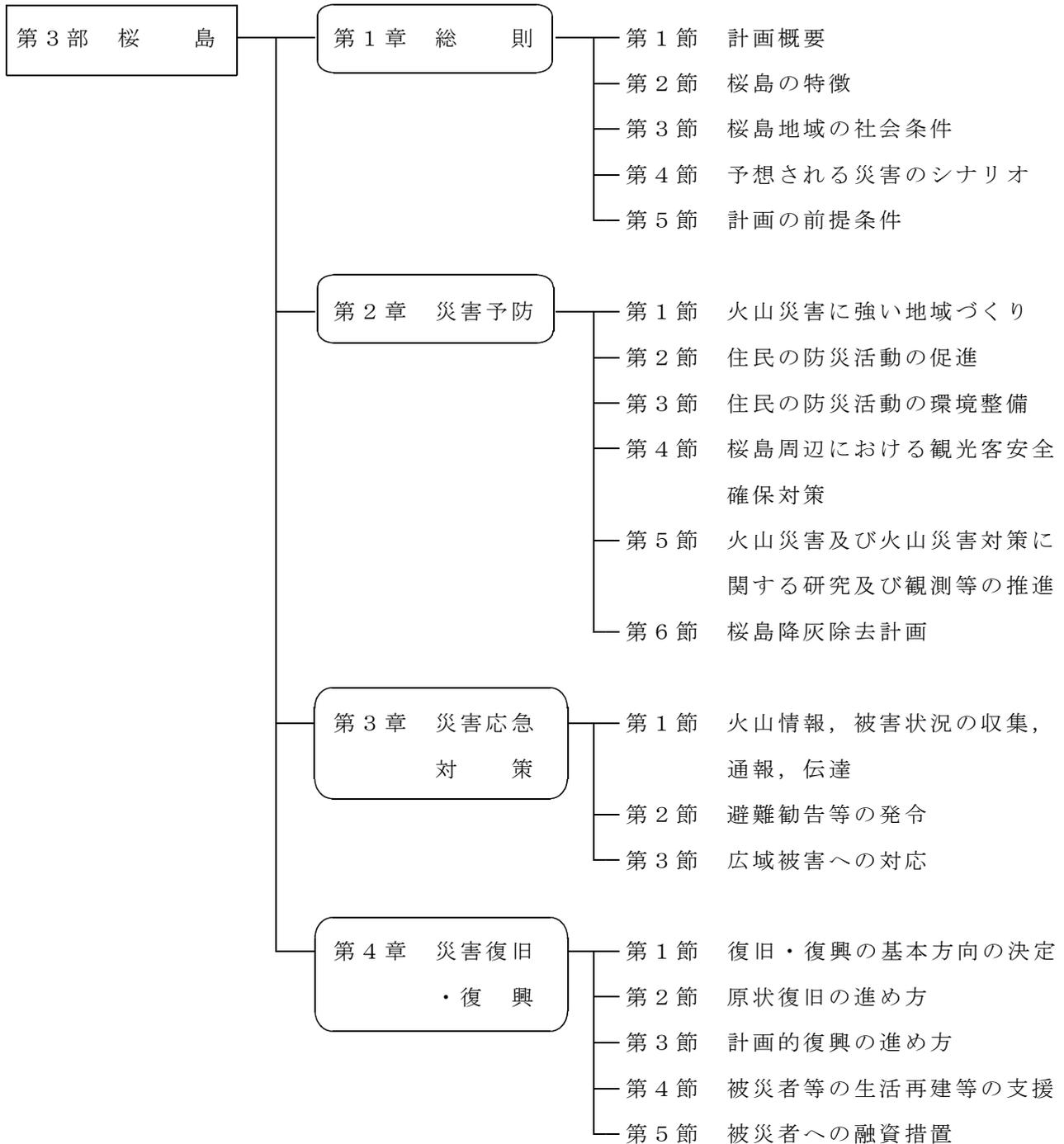
本計画は「桜島爆発災害対策細部計画」を念頭におき，県がなすべき対策を「火山噴火以前から対処すべき事項」，「噴火時の対応方法」，「噴火終息後の復旧復興の方策」にわけて総合的にとりまとめたものである。

## 2. 計画の構成と内容

本計画は4章からなる。第1章は総則、第2章は災害予防、第3章は災害応急対策、そして第4章は災害復旧・復興である。

それぞれの内容は第1部の総則によるが、具体的な行動指針や連絡先等細部にわたるものは重複して掲載している。

各章の内容は次のとおりである。



## 第2節 桜島の特徴

### 1. 桜島の概要

#### (1) 地形・地質の概要

桜島は始良カルデラの南縁に形成された成層火山である。桜島の火山体は、北岳（標高1,117m）と南岳（標高1,040m）の2つの主成層火山が重なってひとつの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等）、火砕丘（鍋山、蝦ノ塚等）、溶岩ドーム（フリハタ山、湯之平、権現山、ハルタ山、引ノ平等）がある。山腹から山麓にかけては、昭和溶岩、大正溶岩、安永溶岩、文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか、噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

また、赤生原から白浜にかけてや、赤水から野尻にかけての山麓には河川・溪流から流下した土石流によって形成された火山麓扇状地が発達している。

桜島は約13,000年前から活動をはじめ、その後13回の大規模な軽石噴火を繰り返し、火砕流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

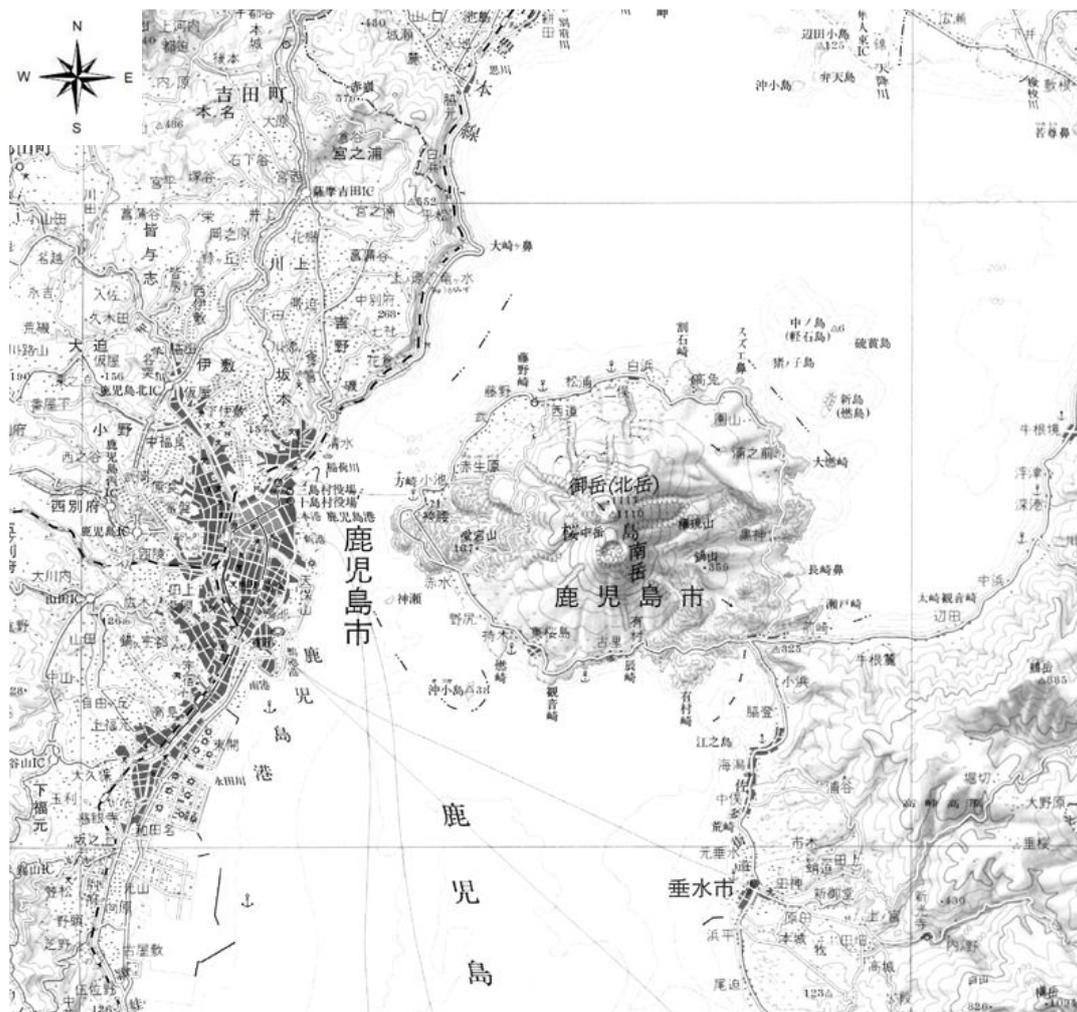


図3-1-1 桜島の周辺地形（国土地理院発行1:20,000地勢図より）

(2) 気象条件

① 風速

1995年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島（鹿児島市東郡元町）から、桜島周辺上空（3,000m～10,000m）での風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季，秋，冬季の上層風は上空3,000m～10,000mまでほとんどが西風である。  
夏季は南西の風の頻度が高い。  
高度による風向の差は殆どない。  
風速：冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを越えることがある。  
夏季はどの高度でも秒速20mを越えることはあまりない。

なお，上空5,600m付近の風向風速を図3-1-2に示す。

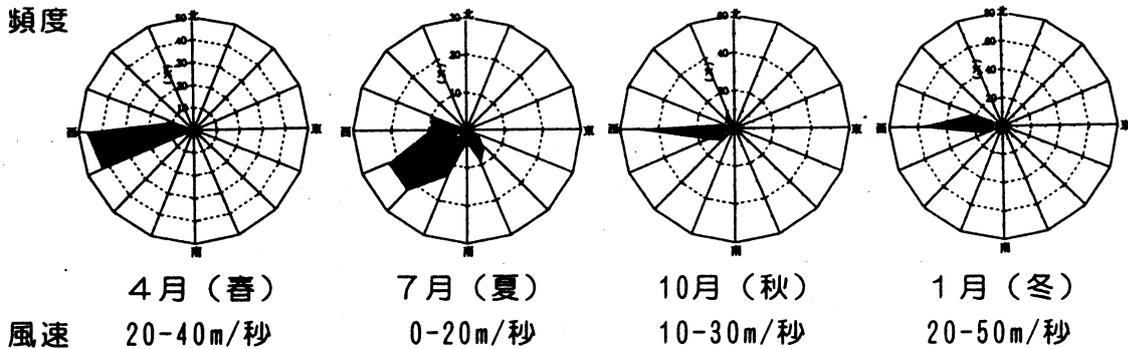


図3-1-2 季節ごとの風向の頻度と平均的な風速（上空5600m付近）

② 降水量

桜島周辺では，梅雨時の6月から7月にかけて降水量が多く，月平均300mm以上の降水量が観測されている。一方，冬季の11月から2月までの間は，月平均100mm前後と降水量は少ない。鹿児島地方気象台で観測されている降水量の平年値を図3-1-3に示す。

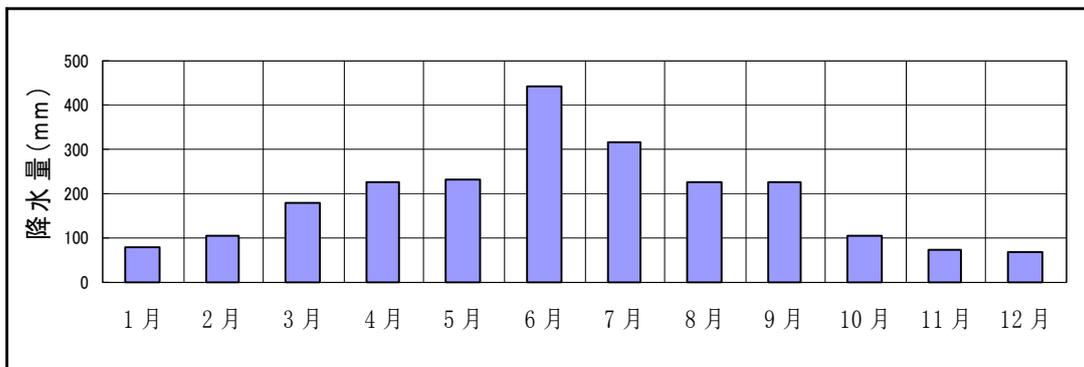


図3-1-3 鹿児島地方気象台の降水量の平年値（1971～2000年）

## 2. 桜島の活動史

### (1) 桜島の活動

約22,000年前に、現在の鹿児島県の中央部で巨大噴火が起り、鹿児島湾周辺に膨大なシラス（主に入戸火砕流堆積物）を堆積させた。膨大なシラスを噴出したあとには、始良カルデラが形成された。桜島は、始良カルデラの南縁に生じた後カルデラ火山であり、約13,000年前から活動をはじめ、その後13回の大規模な軽石噴火を繰り返しながら成長してきた（福山・小野，1981）。それらの噴火に伴う降下火砕物は桜島を中心に鹿児島県下の広い範囲に分布している。約11,000年前の桜島の噴出物は南九州一円に及んでおり、桜島噴火のうち、最大規模のものであったことがわかっている（小林，1982）。

また、約5,000年前、北岳山頂火口で起った大規模な軽石噴火の際発生した火砕流堆積物は、北岳の北から北西斜面をかなり広く被ったと考えられる。

桜島には、歴史時代の活動より前の溶岩や火砕流堆積物等が分布している。特に、北岳の北側斜面や南岳の南側斜面には、歴史時代の噴出物の下に主成層火山を形成してきた溶岩等が明瞭な地形をつくっている。

また、北岳の活動期にはハルタ山，引ノ平，権現山等溶岩ドームが形成された。

### (2) 歴史時代の活動

歴史時代の桜島の活動記録は、和銅元年(708年)が最も古いとされている。その後の噴火は大正3年の大噴火まで30回余記録されている。しかし、他に記録に残らなかった大噴火もあったであろうし、また、中小噴火は記録に残されていないものが多数あるものと考えられる。これらの噴火のうちもっとも活動の激しかった噴火は、天平宝字8年(764年)、文明年間、安永年間、大正3年、昭和21年の噴火であったとされている。

**天平宝字年間の噴火：**南岳の東麓でマグマ水蒸気爆発が起こり、それによって鍋山が形成されたと推定されている。

また、この時には現在は東側の大正溶岩や昭和溶岩の下にある長崎鼻溶岩が流下し、海まで達した。

**文明年間の噴火：**桜島の南西と北東斜面から溶岩を噴出し、持木町方面と黒神町方面に溶岩原を形成し、2方向の溶岩とも海まで達した。

**安永年間の噴火：**桜島の南斜面と北東斜面から溶岩を噴出し、古里町方面と高免町方面に溶岩原を形成した。北東斜面から流下した溶岩は一部で文明溶岩を被い、北東の海域まで広がった。南側火口からは降下火砕物から変わった火砕流が流下した（小林，1982）。

**大正噴火（大正3年1月）：**爆発的噴火により多量の火山灰が降下堆積し、その後、西側斜面で火砕流が発生し、さらに、東と西の斜面から溶岩が流下し、それぞれ海まで

達した。特に、東側に流下した溶岩は瀬戸海峡を埋め、桜島は大隅半島と陸続きになった。

**昭和噴火（昭和21年3月）**：大正溶岩の分布する東側斜面から溶岩が流下し、一部で大正溶岩を被った。

1955年以来、南岳の山頂噴火が断続的に続いており、降灰によって農作物に被害が生じているほか、噴石や空振によって島内の建物や車両に被害が発生している。図3-1-4には、歴史時代の溶岩の分布図を示す。また、桜島で大きな被害が生じた噴火の一覧を表3-1-1に示す。

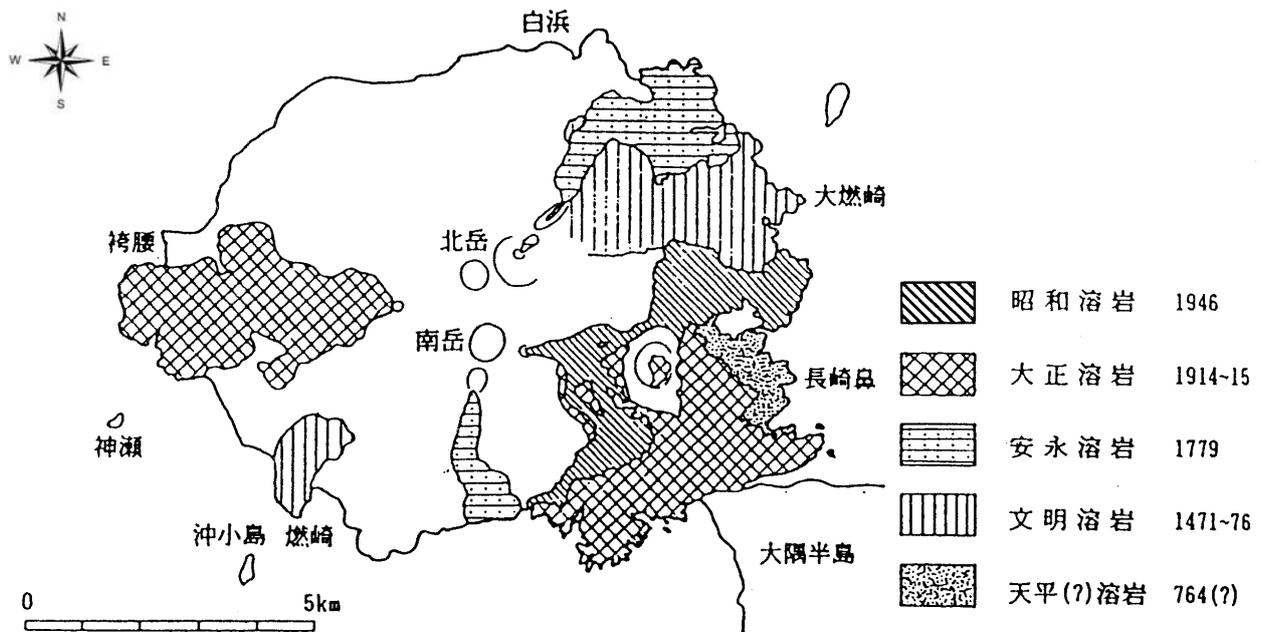


図3-1-4 桜島の歴史時代の溶岩（小林哲夫原図）

表 3 - 1 - 1 被害記録が残っている桜島の噴火

年 月 日	記 事
708 (和銅元年)	噴火。隅州向島湧出 (向島は桜島の旧名)。
764 (天平宝字8年12月)	大噴火。マグマ水蒸気爆発で鍋山を形成。長崎鼻溶岩の流出。民家が埋没。
1471 (文明3年9月12日)	大噴火。降灰多く、黒神に溶岩が流下。死者多数。
1475 (文明7年8月15日)	大噴火。黒神と野尻で噴火。野尻で降灰や噴石が多量。
1476 (文明8年9月12日)	大噴火。野尻に溶岩が流下。人畜の死亡。
1779 (安永8年10月1日)	大噴火。地震の頻発、井戸水の沸騰、海水変色等前兆現象が起る。有村の北と高免の南で噴火が起り、それぞれ溶岩が流下した。高免沖の海中より噴火し、小島を形成。死者140余人。
1780 (安永9年8月11日)	海中噴火で津波発生。
1781 (安永10年3月18日)	高免沖の海中で噴火。死者行方不明15名。
1914 (大正3年1月12日)	大噴火。大きな地震の頻発、井戸水の水量や温度の変化、地熱の上昇等の前兆現象が起る。1月12日10時頃西斜面と東斜面鍋山付近から噴火。両火口から火砕流と溶岩流が発生。溶岩流は海まで達した。火山灰が厚く堆積。地震・噴火の被害は死者29人。住家の全半壊315棟。
1946 (昭和21年1月より)	大噴火。1月30日に灰を含む大噴煙があり、3月11日溶岩を噴出し、4月、5月に溶岩は黒神と有村の海岸まで到達。5月末頃まで活動が続く。
1955 (昭和30年10月13日)	噴火。17日まで8回にわたり爆発・噴火し、死者1人、負傷者9人の人的被害と果樹類等の農作物に被害。これ以来、現在に至るまで、断続的に爆発が続く。
1963 (昭和38年11月6日)	爆発。巨大な噴石が多量に落下し、東桜島町湯之、持木町、有村等で山火事が発生。古里町の旅館の窓ガラスが多数破損。
1978 (昭和53年7月31日)	爆発。多量の噴出物を伴う爆発が重なり、火口から北西側の地域に集中的に降灰。礫による負傷者が3名、自動車窓ガラスの破損、家屋の窓ガラス破損等の被害が発生。停電も発生。
1984 (昭和59年7月21日)	爆発。噴石が南側山麓の有村地区に飛散。噴石が高圧線を切断し、東桜島地区の1,800戸が停電。
1986 (昭和61年6月)	爆発。火山礫が持木町や野尻町に降下し、車のフロントガラスが破損。鹿児島市の中心部に多量の降灰。東亜国内航空機が国分市上空で噴煙に遭遇し操縦室の窓ガラスに無数のキズが入る被害が発生。
1990 (平成2年8月)	爆発。火山礫、火山灰の降下による被害。鹿児島市街地等でも多量の降灰。

※噴火の年月日は、薩摩地理拾遺集や九州噴火史等の史料からまとめた「桜島爆発災害対策細部計画」の噴火年表を基にした。

### 3. 桜島の噴火の特徴

#### (1) 噴火の規模と頻度

桜島の三大噴火（文明・安永・大正）および昭和噴火と昭和30年以降の継続的な噴火の噴火様式，現象別噴出物量，被害状況は，江頭（1981）がまとめている。

このうち，安永・大正の噴火時には溶岩の容積が各々1.7km<sup>3</sup>，1.34km<sup>3</sup>であり，また，降下火砕物の容積も各々0.4km<sup>3</sup>，0.5km<sup>3</sup>であり，ほぼ同様の大きな噴火規模であることがわかる。文明噴火についても，溶岩の容積は安永・大正の三分の一程度であるが，降下火砕物量はむしろ多い。したがって，三大噴火はほぼ同規模の大きな噴火といえる。

一方，昭和噴火の規模は1桁小さく，桜島の噴火規模としては中程度のものといえる。

大きな噴火の活動間隔（頻度）は，文明・安永・大正の各噴火の間隔が約300年，135年であることから，約100年～300年の時間スケールと考えられる。

#### (2) 噴火の発生場所

桜島では，過去に様々な規模の噴火が発生しているが，噴火の規模によって噴火口の位置も異なっている。小さな噴火は山頂火口で発生しているが，大正噴火クラスの大きな噴火では，山腹から噴火が始まっている。また，山頂から噴火する可能性も考えられる。

#### (3) 予測される火山災害要因

桜島では過去に様々な規模の噴火が起っている。噴火の規模によって災害要因の種類は異なり，影響範囲も大きく異なる。表3-1-2には，噴火の規模ごとに予測される火山災害要因を示した。

表3-1-2 桜島で起こりうる噴火規模とその特徴

噴火規模	過去の事例	災害要因	備考
小さな噴火	1950年代から現在まで続いている噴火	噴出岩塊，降下火砕物，火砕流，山腹への降灰後の土石流	山頂噴火
中程度の噴火	1946年の昭和噴火	噴出岩塊，降下火砕物，火砕流，溶岩流，火山ガス，山腹への降灰後の土石流	山腹噴火 山頂噴火
大きな噴火	1914年の大正噴火，1779年の安永噴火	噴出岩塊，降下火砕物，火砕流，溶岩流，火山ガス，津波，地殻変動，地震，土石流	山腹噴火 山頂噴火
巨大噴火	約11,000年前の桜島火山最大の噴火	噴出岩塊，降下火砕物，中型火砕流，溶岩流，山体崩壊，火山ガス，津波，地殻変動，地震，土石流	山体崩壊による岩屑なだれが発生することもある

### 第3節 桜島地域の社会条件

#### 1. 人口

桜島は、鹿児島市に属しているが、噴火による降灰等で垂水市をはじめ周辺の市町にも影響を及ぼしている。表3-1-3には、桜島及び垂水市の地域別人口を示す。

表3-1-3 市別・地域別人口（平成22年4月1日現在）

	人口	世帯数	火口からの方向	火口からの距離
(鹿児島市)	(人)	(世帯)		(km)
(東桜島地区)				
野尻町	256	73	S W	4.0
持木町	162	71	S W	3.5
東桜島町	531	247	S S W	3.5
古里町	144	74	S	3.0
有村町	19	14	S	2.8
黒神町	151	77	E	4.6
高免町	205	103	N N E	5.0
計	1,468	659		
(桜島地区)				
桜島赤水町	361	148	W S W	4.5
桜島小池町	406	179	W N W	5.0
桜島赤生原町	483	191	W N W	5.0
桜島武町	557	267	N W	5.0
桜島藤野町	484	208	N W	5.0
桜島西道町	258	122	N N W	4.7
桜島松浦町	200	86	N	4.2
桜島二俣町	184	77	N	5.0
桜島白浜町	564	263	N N W	5.0
桜島新島町	6	5	N W	7.0
計	3,931	1,685		
島内計	5,399	2,344		
(垂水市)				
牛根麓	294	133	S E	5.3
海  湯	1,444	540	S E	7.0
計	1,738	673		
合  計	8,101	3,443		

## 2. 交通

桜島には、薩摩半島側からは桜島フェリーが24時間運行で連絡している。また、大隅半島側は陸続きになっており、国道224号で接続している。

また、桜島の西側には、鹿児島市市街地があり県内の幹線交通網が集まっている。

### (1) 船舶

桜島港と鹿児島港の間に24時間運行の桜島フェリーが就航している。

また、桜島島内には22の港が避難港に指定されている。

鹿児島港は桜島山頂火口の西側およそ10kmに位置している。鹿児島港は、桜島を始め薩南諸島および琉球諸島へ向かう船舶が寄港するほか、貨物の取扱量も多く重要港湾に指定されている。

### (2) 道路

桜島内には、島の南側を国道224号が通っており、桜島フェリーを利用することによって鹿児島市市街地から垂水市への最短ルートとなっている。

また、桜島の東側、大隅半島の西海岸には国道220号が通っている。桜島の西側には鹿児島市市街地があり、市内から各地に向かって国道3号、10号、225号、226号等が伸びている。また、九州自動車道が桜島の西側の鹿児島市市街地を南北に通っている。

### (3) 鉄道

桜島の西側には、JR日豊本線が南北に通っている。日豊本線は貨物の取扱量も多く、基幹的な路線となっている。

また、桜島の南西には鹿児島市から枕崎に至る指宿枕崎線が通っている。

### 3. 防災施設の位置

#### (1) 防災関係機関の施設

桜島の山麓には、桜島の噴火に備えて、避難港・避難集結地を定め、退避舎・退避壕を設置している。

これらの施設のほか、防災に関する機関の分布を図3-1-5に示す。

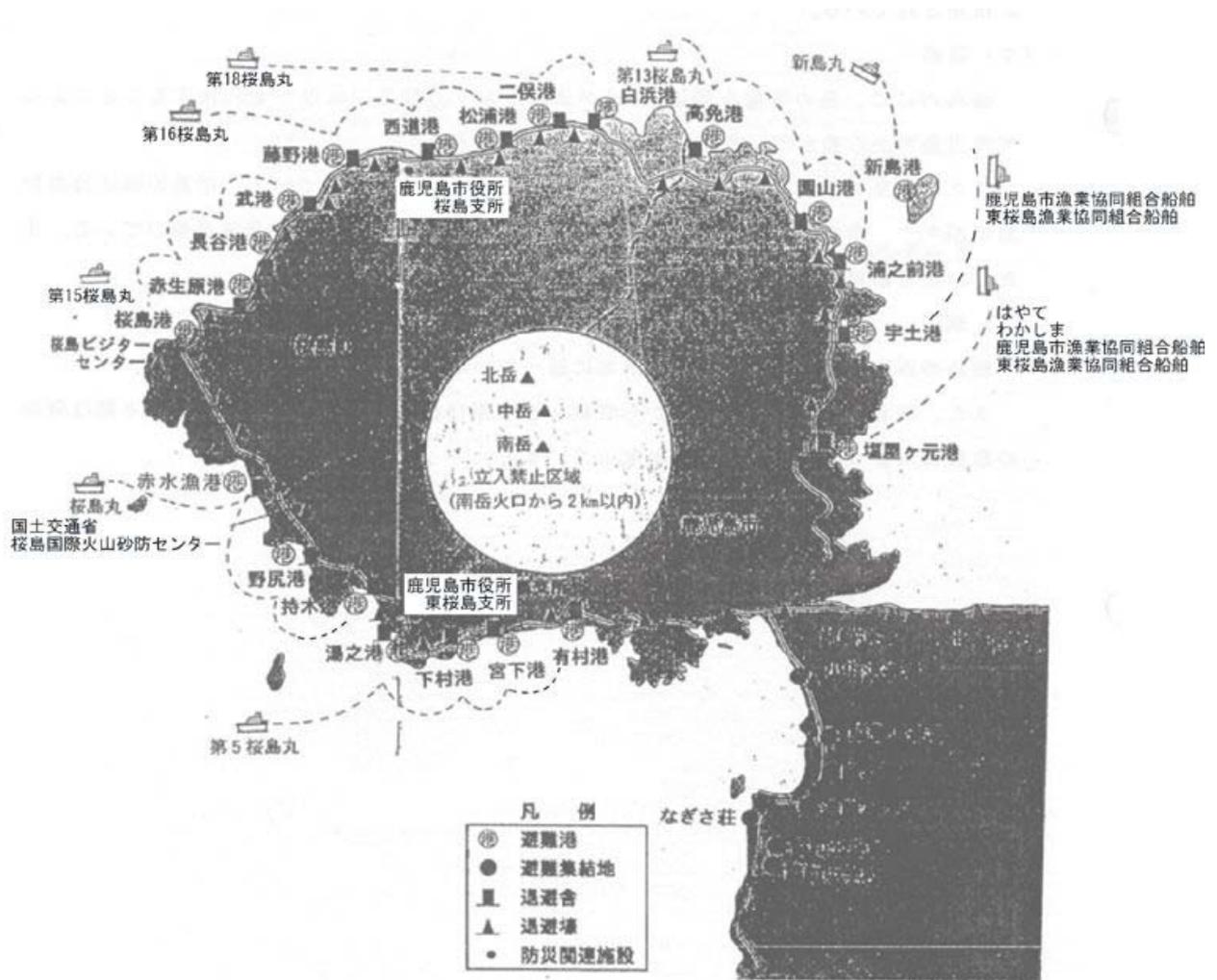


図3-1-5 防災施設の分布図

(2) 観測体制

桜島は、地震及び火山噴火予知のための観測研究計画において、特に重点的に観測研究を行うべき火山（国内13火山）に指定され、気象庁により常時観測が実施されている。

また、京都大学防災研究所附属火山活動研究センターでは、地震観測をはじめ潮位観測、GPS観測等を行っている。

表3-1-4には観測施設の一覧を、図3-1-6には火山観測施設位置図を示す。

表3-1-4 常時観測施設一覧

(平成22年4月1日現在)

	地震観測点	空振観測点	GPS観測点	傾斜観測点	伸縮観測点	潮位観測点	遠望監視点	温度観測点
気象庁	7点	5点	7点	3点			2点	
京都大学 防災研究所	20点	3点	11点	7点	1点	4点		6点
鹿児島大学	1点							

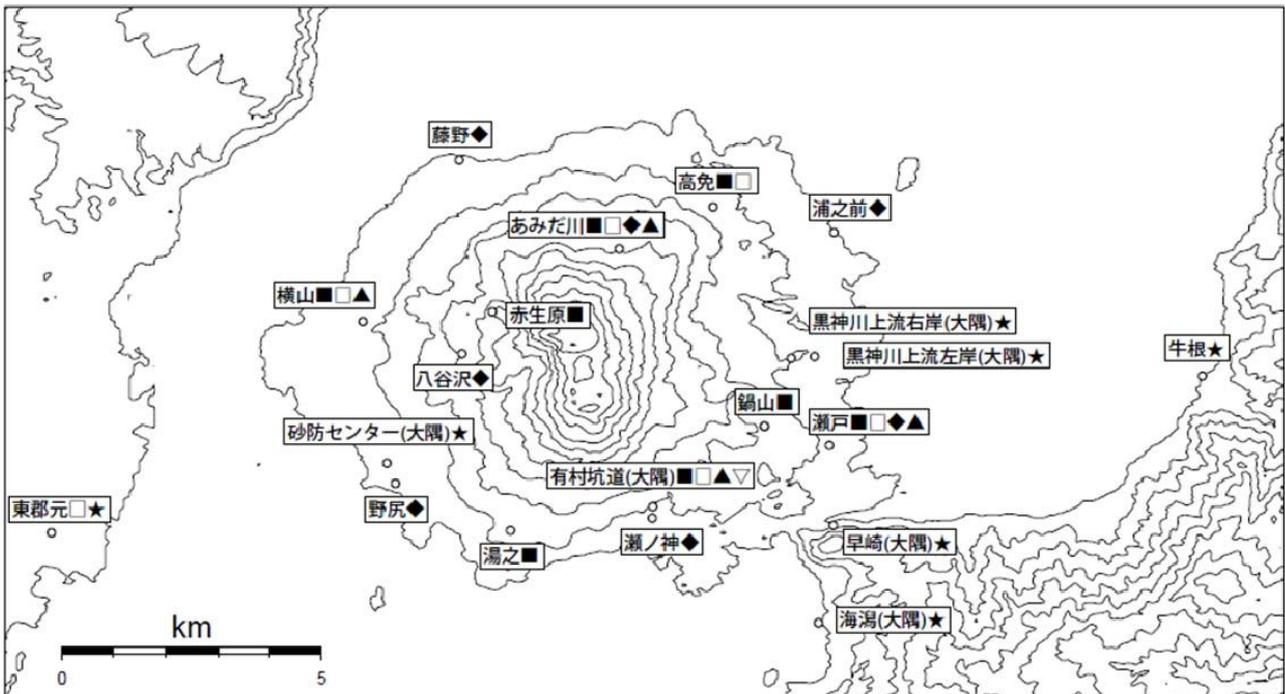


図3-1-6 火山観測施設位置図

#### 第4節 予想される災害のシナリオ

桜島の今後の大噴火に伴う現象の想定は、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなか、現在の科学でも困難である。今後、大正3年の噴火程度のもの、あるいはそれ以上の桜島全体が噴火口となり島が消滅してしまうほどの噴火等、いずれの可能性も考えられる。

しかし、桜島が生成して以来、島が消滅するほどの大噴火は発生しておらず、将来発生の可能性は、何千年に1回といった程度の極めて少ない発生率でしか考えられない。このため、島が消滅するほどの大噴火を想定した対策計画は、非現実的であるといえる。

桜島の噴火のうちで歴史時代に発生した災害規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、その程度の想定に基づく対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最も大きかったといわれる文明、安永、大正の噴火程度を想定の対象とし、なかでも最も記録が整理されている大正3年の噴火規模及びそれに伴う現象に基づいて想定し、対策計画を検討・実施することとする。

大正噴火規模のものが当時と同じ条件で発生することは考えにくいので、別の条件下で噴火現象の強さや影響の及ぶ範囲を検討しておくことが噴火災害対策を考える上で重要である。平成5年度に桜島の噴火災害危険区域予測図が作成され、予測される主な災害要因の影響範囲等が推定されている。

そこで、本計画においては、大正3年の実績と予測結果及び平成23年度県地域防災計画検討有識者会議の助言・提言等に基づく想定災害とする。

### 想定噴火の概要

噴火様式：プリニー式噴火と溶岩の流出

噴火規模：大正3年噴火規模。巨大噴火の発生も否定できない。

噴火場所：山腹中部。山頂の両山腹で噴火する可能性がある。どの方位で噴火が起るかは特定できない。また、山頂からの大きな噴火及び海底噴火も否定できない

災害要因：噴出岩塊、降下火砕物、火砕流、溶岩流、火山ガス・噴煙、空振、地震動、地殻変動、地下水・温泉変動、泥石流、土石流、山くずれ、岩屑なだれ、地熱変動、津波（噴火前後の地震、海底噴火等によるもの）

（注）プリニー式噴火：噴煙柱が上空1万メートル以上にも達し、多量の降下軽石や火山灰を放出するような激しい噴火。現在の桜島の噴火はブルカノ式とよばれるもので、ここで想定している噴火より規模はかなり小さいものである。

## 1. 予想される噴火のシナリオ

桜島で予想される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過等から見て、図3-1-7のように予測される。

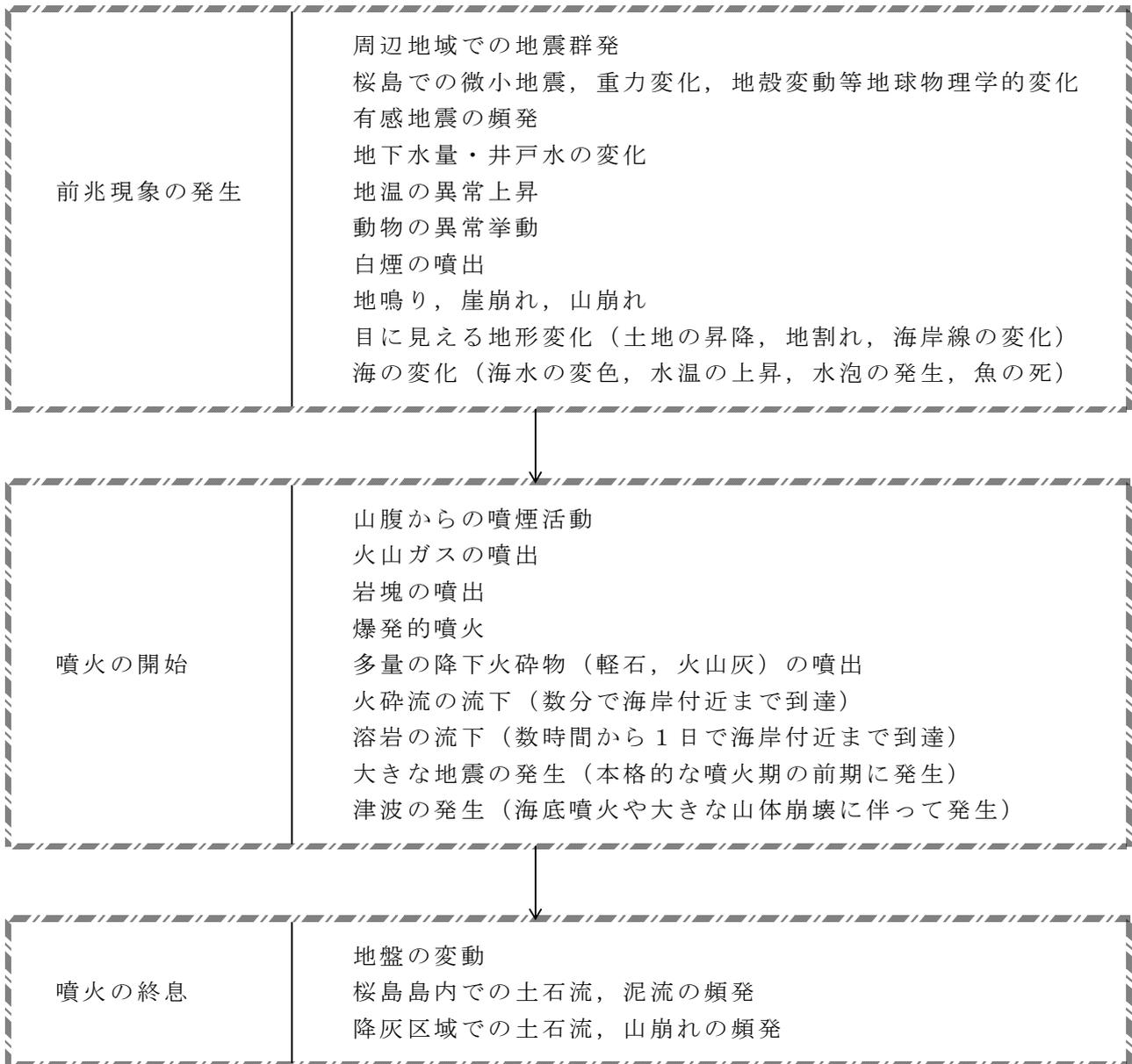


図3-1-7 予想される噴火のシナリオ

## 2. 噴火の前兆現象

### (1) 桜島で記録された噴火の前兆現象

桜島では、大噴火の際にその前兆現象と考えられる様々な現象が発生している。将来起るであろう大きな噴火の際にも、そうした噴火前兆現象がいくつか発生し、発見または観測されることが考えられる。

#### ① 桜島周辺地域での地震

桜島やその周辺地域で地震が起こる。

#### ② 桜島での微小地震，重力変化，地殻変動等の地球物理学的変化

気象庁，京都大学防災研究所附属火山活動研究センター，鹿児島大学理学部附属南西島孤地震火山観測所が行っている常時観測によって，微小地震，重力変動，地殻変動等わずかな地球物理学的変化が観測される。また，火山ガスの量と成分の変化も起こる。

#### ③ 有感地震の群発

噴火の数日前から，桜島の近くでの地震が発生する。噴火が近づくにつれて，地震の回数と激しさは増加する。

#### ④ 地下水量・井戸水の変化

井戸水の水位が急に増減する。ところによっては，湧水の現われるところもある。また，井戸水の水温上昇も起こる。

#### ⑤ 地温の異常上昇

大きな噴火の数日前から土の温度が高まる。

#### ⑥ 動物の異常挙動

地温の上昇，地震動，火山ガスの臭い等に反応して，動物が日常と異なる挙動をしたり，ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。

#### ⑦ 白煙の噴出

マグマの上昇に伴い，地下水が沸騰し，白煙をあげる。大きな噴火の直前に起こり，新たに白煙を噴出した地点付近が新しい噴火口となる可能性がある。

#### ⑧ 地鳴り

大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

#### ⑨ 目に見える地形変化（土地の昇降，地割れ，海岸線の変化）

地殻変動が活発化し，地割れ，地面の傾動，海岸線の変化，山崩れ・がけ崩れ等が顕著に見られるようになる。

#### ⑩ 海の変化（海水の変色，水温の上昇，水泡の発生，魚の死）

大きな噴火が近づくと，海水の変色，水温の上昇，水泡の発生，さらに，そうした海の変化に伴って魚類のへい死・浮上等がみられる。

なお，これらの前兆現象は過去の噴火実績に基づくものである。将来の大きな噴火の際に前兆現象のすべてが確実に起こるとは限らないので，注意が必要である。

(2) 予測される前兆現象の発生時期

桜島において大噴火が発生する際に、発見あるいは観測されることが予想される前兆現象の発生時期を表3-1-5に示した。

表3-1-5 予測される前兆現象の発生時期

前兆現象	1年前	1ヶ月前	1週間前	1日前	直前
周辺地域での地震	—————	.....	.....		
わずかな地殻変動	—————	.....	.....		
地下水量・井戸水の変化	.....	—————	.....		
重力変動		—————	.....		
地温の異常上昇		—————	—————	—————	.....
動物の挙動異常		—————	—————	—————	.....
目に見える地形変化		—————	.....	.....	.....
海の変化		—————	—————	—————	.....
有感地震の頻発			.....	—————	.....
桜島での微小地震				.....	.....
白煙の噴出				—————	.....
地鳴り				—————	.....

3. 予測される火山災害要因と危険区域の予測

桜島ではいろいろな規模の噴火が過去に起こっている。これらを大別すると、小さな噴火（1950年代から現在まで続いている噴火）、中程度の噴火（1946年の昭和噴火）、大きな噴火（1914年の大正噴火、1779年の安永噴火等）、巨大噴火（約11,000年前の桜島火山最大の噴火）の4タイプが考えられる。

巨大噴火の発生を完全に否定することはできないが、大きな噴火（大正噴火）が過去に何度か発生していることや主要な災害要因が発生していることから、大きな噴火（大正噴火）を想定噴火として、災害危険区域の予測を行った。なお、災害危険区域の予測は、桜島火山防災検討委員会（災害予想区域図検討部会）が検討したものである。予測の諸条件や予測手法については、同委員会が作成した危険予測図集に示した。

噴出岩塊、降下火砕物、火砕流、溶岩流および土石流による災害危険区域予測図を、図3-1-8から図3-1-12に示す。なお、この災害危険区域予測図は限られた条件（噴火口、噴火の規模、気象条件等）を想定した危険区域であり、将来起こる噴火の危険区域を示しているわけではない。

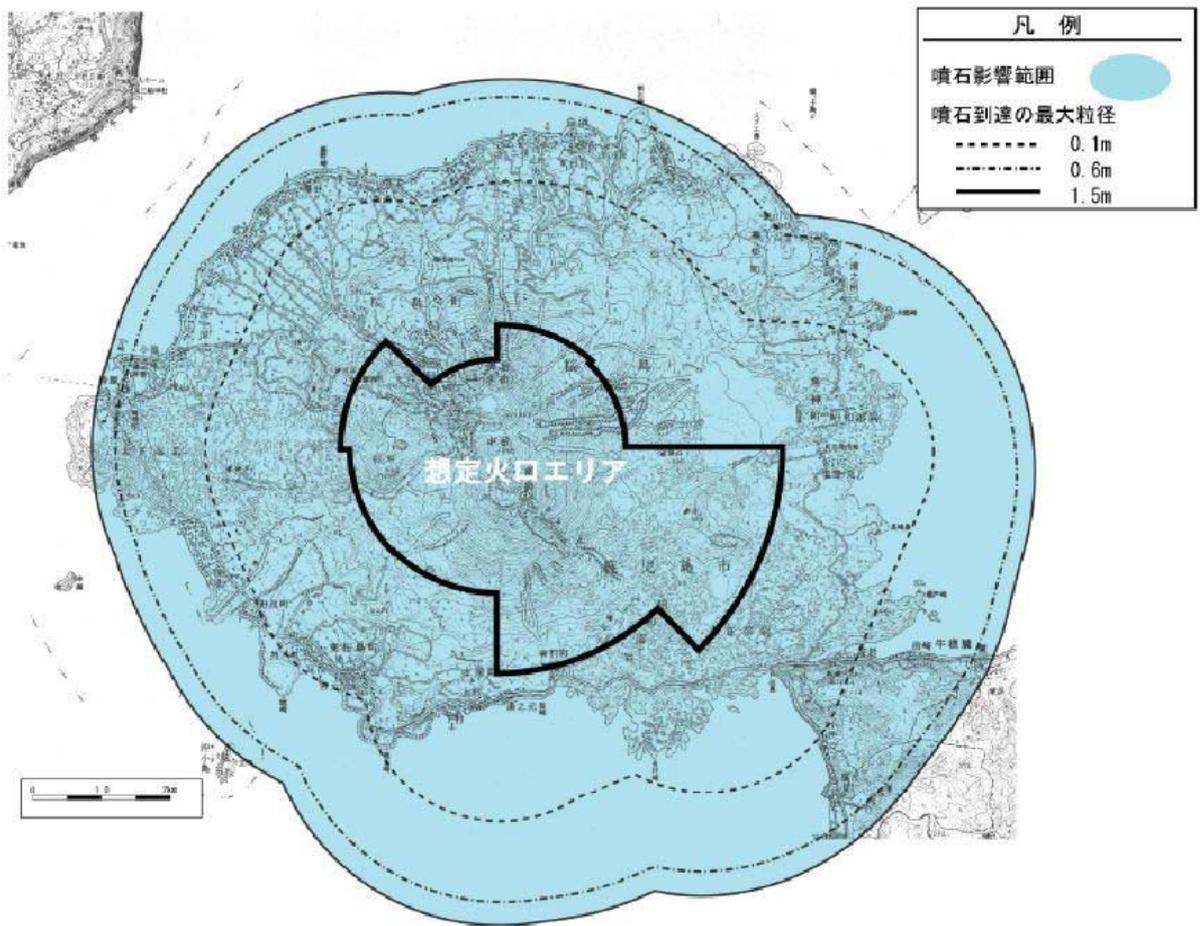


図 3 - 1 - 8 噴石影響範囲図

大規模な山腹噴火が想定火口エリア内で発生した場合に噴石が到達する範囲  
 (それぞれ内側から直径10, 60, 150cmの岩塊の最大到達範囲)

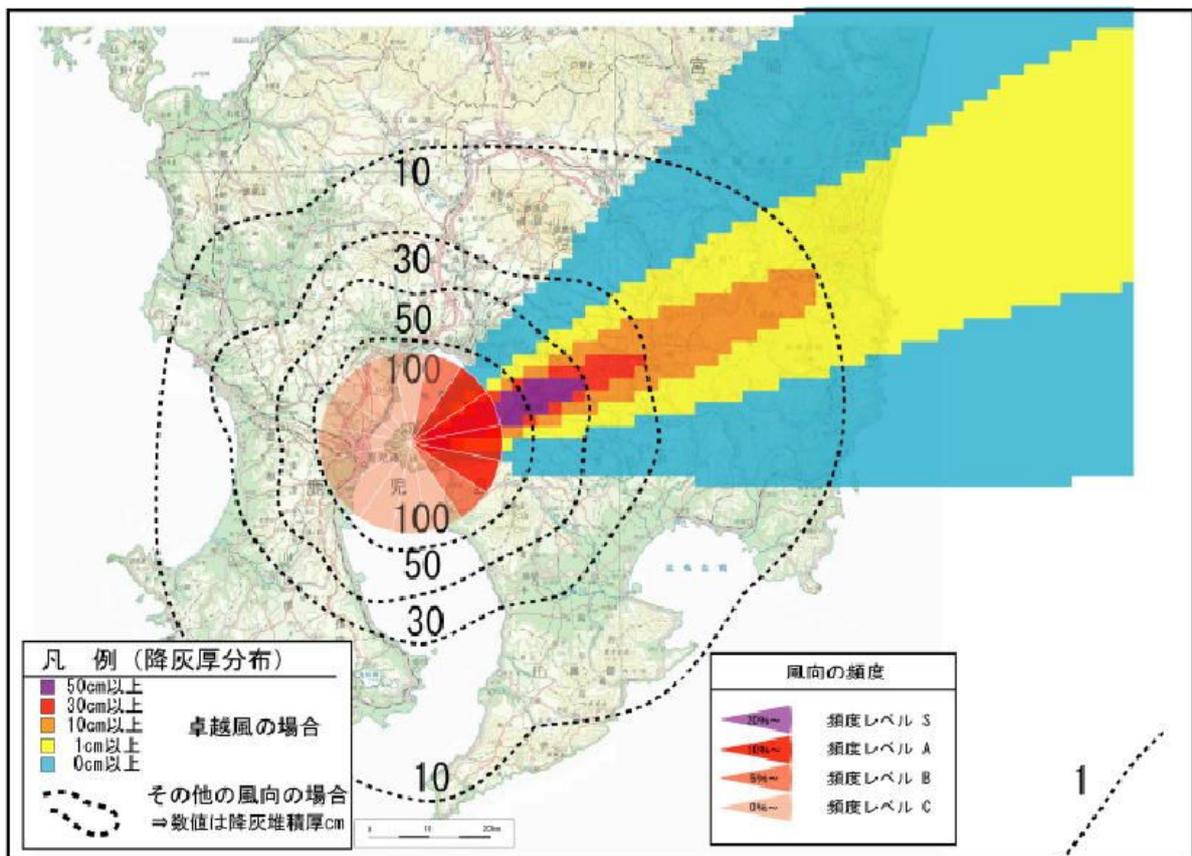


図 3 - 1 - 9 ( 1 ) 降灰影響範囲図 ( 特定ケース : 夏期 )

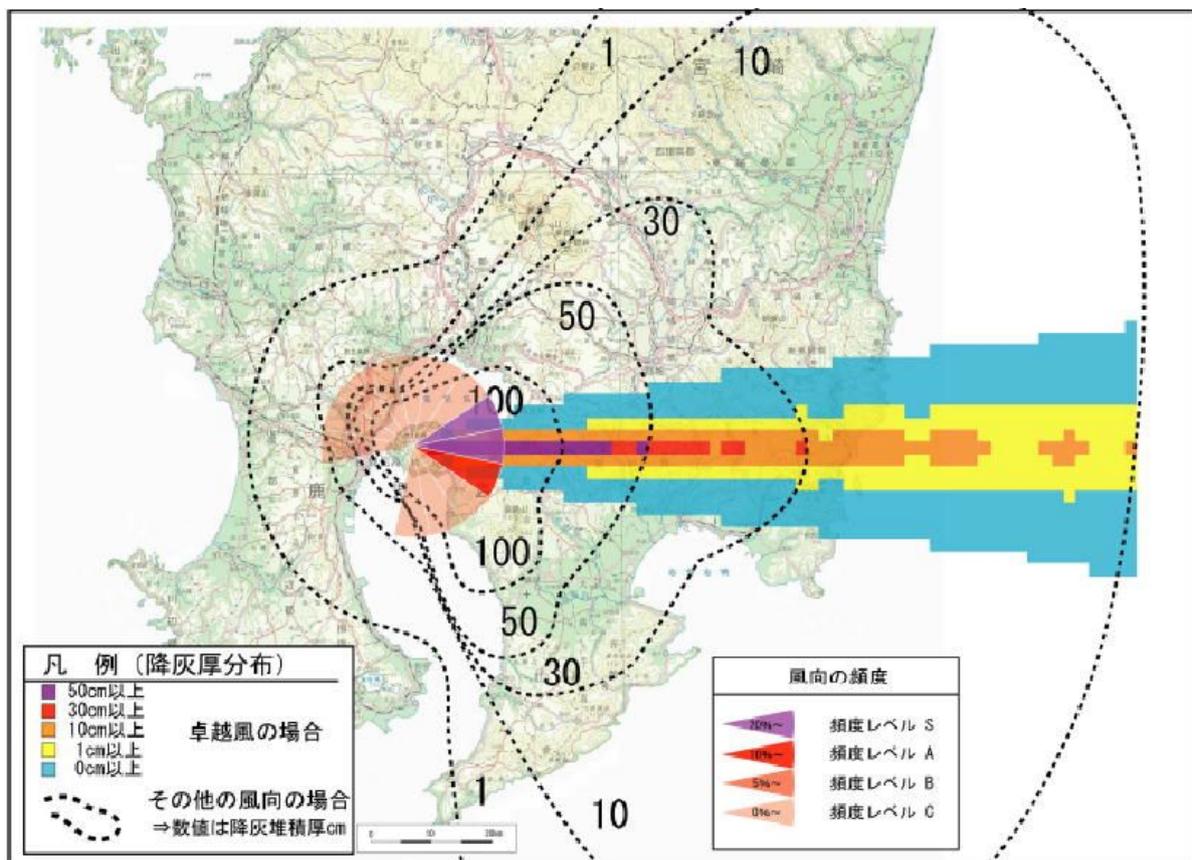


図 3 - 1 - 9 ( 2 ) 降灰影響範囲図 ( 特定ケース : 冬期 )

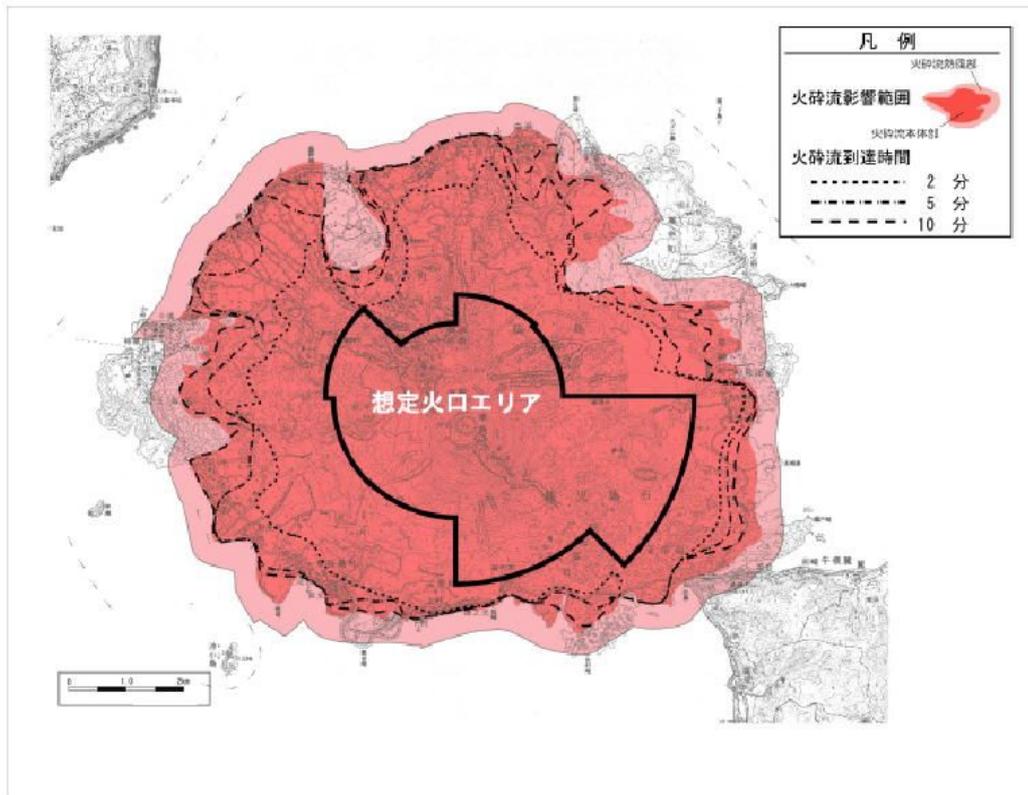


図 3-1-10 火砕流影響範囲及び到達時間図

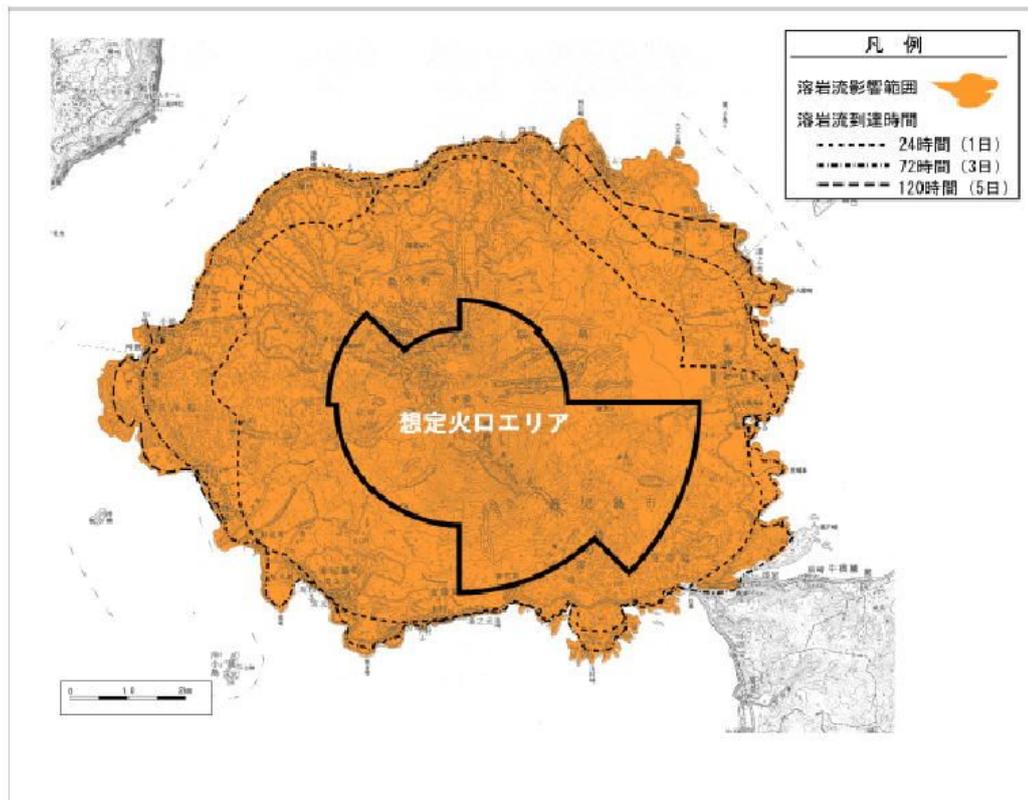


図 3-1-11 溶岩流影響範囲及び到達時間図

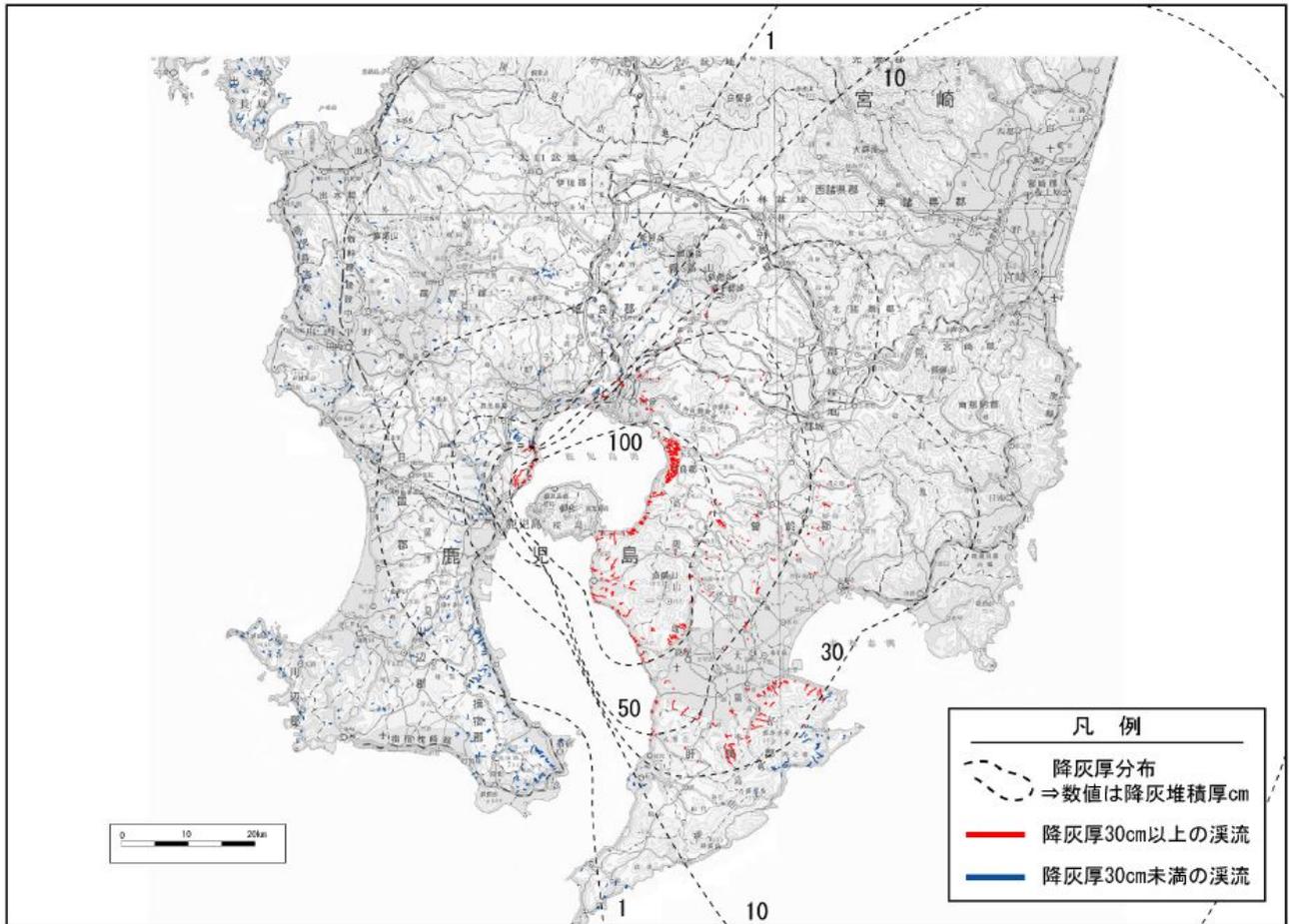


図3-1-12 島外土石流影響範囲図（特定ケース：冬期）

## 第5節 計画の前提条件

### 1. 検討対象とする火山災害要因

桜島で大正噴火規模の噴火が発生したことを前提とした本計画において、以下の災害要因について検討を行う。

災害要因：噴出岩塊，降下火砕物，火砕流，溶岩流，火山ガス・噴煙  
空振，地震動，地殻変動，地下水・温泉変動，泥流，土石流  
山くずれ，岩屑なだれ，地殻変動，津波

### 2. 桜島災害の予測

桜島が大正噴火規模の噴火をした際に予想される災害状況及び被災地域を表3-1-6(1)(2)に示す。

表3-1-6(1) 桜島の噴火による災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	人間や家畜が死亡したり，車両，建物，道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。 噴火口から3～4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。	爆発的な噴火と同時に噴出される
降下火砕物	直径十数cmの降下火砕物が直撃すると，人間や家畜が死亡したり，車両に被害が生じる。また，降下火砕物が厚く堆積すると，木造建物やビニールハウスが破壊され，農作物に甚大な被害が生じる。 強い西風：桜島から垂水北部，曾於市，志布志市，霧島市，大崎町 弱い南東風：桜島から垂水市北部，鹿児島市，薩摩川内市，日置市	粒径が大きな火砕物は桜島島内に短い時間で降下する。細かいものは遠くに飛散し，ゆっくりと降下する。
火砕流	火砕流の本体が流下，堆積したところでは建物，樹木はなぎ倒され，焼失し，埋没する。また，本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け，火災が発生する。 桜島火山で発生が予測される火砕流は小型火砕流で，噴火地点から下方の谷地形を流下する可能性が高い。	発生から1分半程度で海岸に達する。

表 3 - 1 - 6 ( 2 ) 桜島の噴火による災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
溶岩流	溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。 溶岩流は噴火口より下方の低所に沿って流下する。	火口から5時間から8時間で海岸に到達する。
火山ガス・噴煙	噴火口の近くの谷地形では、有毒ガスが溜まることがある。	噴火活動の初期に発生する。
空振	窓ガラスの破壊等の被害が生じる。 被害は、100km離れた地域に及ぶこともあり、桜島島内や鹿児島市、垂水市で窓ガラスの破損等の被害を生じることがある。	爆発的噴火に伴って発生する。
地震	マグニチュード7程度の地震が発生し、建物やライフラインへの被害や斜面の崩壊等が発生する。 桜島及び周辺地域では震度5～6程度となる。	初期の爆発と前後して発生する。
地殻変動	地盤の沈降により、海岸構造物の破損や低部での浸水、高潮被害が生じる。 桜島や鹿児島湾北部地域で発生。	多量の噴出物を出した後、長期にわたって進行する。
地下水・温泉変動	地下の水脈が変動し、地下水・温泉の水温・水量・水質に変化が現れる。	大きな噴火の前後に生じる。
泥石流・土石流	泥石流、土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。 桜島やその周辺地域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところで発生。	噴火後数年間、大雨時に発生する。
山くずれ	桜島やその周辺地域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところで発生。	噴火後数年間、大雨時に発生する。
岩屑なだれ	噴火活動や地震にともなって山体崩壊が発生し、火山斜面や谷沿いを高速で流下する現象で、岩屑なだれが海に流入すると、津波が発生する。	崩壊とともに発生し、高速で流下する。
地熱変動	植生破壊や農作物被害が生じることがある。	噴火の前後に生じる。
津波	岩屑なだれの海への流入や海底噴火によって発生する。 津波は鹿児島湾全域に及ぶ。	





## 第2章 災害予防

- 第1節 火山災害に強い地域づくり
- 第2節 住民の防災活動の促進
- 第3節 住民の防災活動の環境整備
- 第4節 桜島周辺における観光客安全確保対策
- 第5節 火山災害と火山災害対策に関する研究および観測等の推進
- 第6節 桜島降灰除去計画

### 第1節 火山災害に強い地域づくり

火山噴火による災害の軽減を図り、火山災害に強い地域づくりを促進するためには、平常から火山の監視に努め、少しでも早く噴火の前兆現象を把握し、的確な方法で情報を収集・伝達することが重要である。換言するならば、桜島が大きな噴火を引き起こす前に災害応急対策が適性かつ迅速に行われるために火山噴火災害危険区域予測図等を利用し、中・長期的に「人づくり」、「組織づくり」、「情報ネットワークづくり」を推進し、かつ「施設整備」を行って火山災害に強い地域づくりを推進する。

#### 1. 火山災害対策の推進

県及び関係市は、砂防施設等防災に関する諸施設を整備するとともに、災害に強いまちづくりに関する総合的な計画を策定し、これに基づき、計画的・一体的な災害に強い地域づくりを推進する。

#### 2. 警戒避難対策

国及び県は、火山の噴火等による泥流、土石流、溶岩流、火砕流の発生に対して火山噴火警戒避難対策を実施しており、雨量等の情報を桜島国際火山砂防センターにおいて集中監視し、関係市町村へ連絡することにより、人命財産の被害を未然に防ぐための体制づくりを推進する。

#### 3. 避難港の整備

県及び市は、集結・乗船場所として、市で指定している22箇所の避難港の整備を図っていく。特に、前兆現象等によって避難港施設が破損することのないよう、施設の強化を図るとともに、日常的に点検して、海底の堆積状況の把握、変状や老朽化の発見に努める。

また、噴火時の降灰によって暗くなることが予想されるので、照明設備の充実、音声による誘導設備等、避難港及びその周辺の整備を推進する。

#### **4. 避難路の整備**

県及び市は、集落と避難港を結ぶ道路で、避難時間がかかる等、緊急の避難に支障が生じると考えられる箇所については、できるだけ早く整備を進める。

#### **5. 上陸地及び避難収容所の整備**

大きな噴火が予測される時は、桜島からの島外避難を原則とする。住民等の避難者は、あらかじめ指定された避難港から鹿児島湾内の各港に上陸し、各避難所に収容する。

なお、鹿児島市街地の避難収容所には、種々の火山災害要因が及ぶこともありうることから広域避難とそれに伴う施設の整備を図る。

#### **6. 避難舎，退避壕の整備**

市は、今後とも退避舎，退避壕の維持整備を図っていく。

#### **7. 防災集落づくりの推進**

県及び市は、集落間を結ぶ海岸沿いの道路を横軸に、集落と避難港を縦軸にした道路整備を検討するなど、長期的な防災集落づくりを推進する。

#### **8. 防災営農施設の整備**

桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物の被害を軽減・防止するため、「防災営農施設整備計画」に基づき、土壌の酸度矯正をはじめ被覆施設や洗浄施設の整備を行い、農家の経営安定と地域農業の健全な発展を図る。

## 第2節 住民の防災活動の促進

桜島の住民が正しい防災思想と知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

### 1. 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、県、市町村及び関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

### 2. 防災知識の普及・訓練

#### (1) 防災知識の普及

県及び関係市は、大正噴火記念日（1月12日）や防災週間、防災関連行事等を通じ住民等に対し、桜島火山防災マップを示しながらその危険性の周知とともに防災知識の普及、啓発を図る。

- 家庭等での予防、安全対策
  - ・ 2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
  - 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
  - 1次集合場所、退避所、避難経路、避難場所での行動等

#### ① 火山災害時の行動マニュアル等の普及、啓発

県及び関係市は「桜島火山防災マップ」等を活用して防災知識の普及、啓発に努める。

#### ② 防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設設置に努める。

#### ③ 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板

等を活用する。

④ イベント等の開催

県及び関係市は、大正噴火記念日（1月12日）や防災週間、土砂災害防止月間等に、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

⑤ 観光客等一時的滞在者への防災知識の普及

関係市は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。

具体的には、主な観光拠点（鹿児島港、桜島港、桜島ビジターセンター、有村展望所等）、桜島フェリー及び主な宿泊施設に桜島火山防災マップを掲示するよう努める。

（2）防災訓練の実施，指導

① 県及び関係市は、積極的に防災訓練を実施する。

② 地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また，必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

（3）防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等災害時要援護者に充分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努める。

### **第3節 住民の防災活動の環境整備**

#### **1. 消防団の活性化の促進**

県及び関係市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### **2. 自主防災組織の育成強化**

噴火その他の災害発生に際しては、迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

#### **3. 防災ボランティア活動の環境整備**

県及び関係市は、近隣市町、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互ボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

#### **4. 企業防災の促進**

##### **(1) 企業による防災活動の促進**

地元企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に確認し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の促進に努める。特に、宿泊施設や交通機関の管理者等は観光客の安全の確保をするよう万全を期す。

##### **(2) 県及び関係市の支援**

県及び関係市は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成の検討、実施を図る。

#### **5. 避難の安全確保**

##### **(1) 避難集結地の徹底**

広報や標識等であらかじめ提示しておく。

また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる体制を整備する。

## (2) 輸送手段の確保

### ① 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両等は、事前届出を行っておく。

また、災害時には、関係市をはじめ災害応急対策実施機関所有の車両等が不足することが予想されるため、関係市はあらかじめ営業者（運送業者，県トラック協会）と協定を締結し，その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし，日ごろから連携を図っておく。

### ② 船舶による輸送

関係市は，市で指定している避難用船舶の適正な維持管理に努めるとともに，避難用船舶間との連絡を確立するために移動用無線施設の整備を図る。

また，噴火活動の状況によって避難用船舶に乗船できない場合，すみやかにその他の輸送手段が確保できるよう，関係機関と日頃から連携を図っておく。

### ③ 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し，関係市町は，自衛隊の災害派遣要請及び消防組織法に基づく「広域航空消防応援」による応援要請の手続き等について，日頃から連携を図り整備しておく。

## (3) 避難港の整備

県及び市は，集結・乗船場所として市で指定している避難港の整備を図っていく。

特に，前兆現象等によって避難港施設が破損することのないよう，施設の強化を図るとともに，日常的に点検して海底の堆積状況の把握，変状や老朽化の発見に努める。

## (4) 避難路の安全確保

誘導施設，指示標識の事前設置に努める。

## (5) 照明施設等の整備

降灰時や夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，照明設備や音声による誘導設備を必要箇所に設置する。

## (6) 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認
- ・ 避難施設の設置，堅牢化
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保

#### **第4節 桜島周辺における観光客安全確保対策**

1. 関係市は、南岳火口及び昭和火口から2 km以内は立入禁止区域であること、また、桜島火山の危険要因を桜島港や展望台に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。
2. 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて立ち入りを規制する。

#### **第5節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進**

##### **1. 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進**

関係市は、桜島火山を観測している機関が実施している観測結果を、該当機関等の協力を得て県が推進している火山防災のための共同研究体制の確立に協力する。

##### **2. 火山観測の充実・強化**

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県及び関係市は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

## 第6節 桜島降灰除去計画

本計画は、火山の爆発に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合に、県、市町、関係各機関、住民等の役割を明確にし、速やかに降灰を除去し、障害の軽減を図るものである。

### 1. 実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

### 2. 道路の降灰除去

#### (1) 主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市町道については市町が行う。

ただし、異常降灰時（降灰量が概ね $500\text{ g}/\text{m}^2$ を越え目視により路面の外側線等が判明できない程度の場合）における降灰除去については、関係機関相互の情報を交換し、その円滑化及び効率化に努める。

#### (2) その他の道路

主要道路以外の道路に係わる降灰除去は、市町、住民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

### 3. 宅地内の降灰除去

#### (1) 宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については住民自らその除去につとめ、除去した降灰は、市町が指定する場所に集積し、市町はこれらを収集する。

#### (2) 自主防災組織の活用

市町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため町内会、商店会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

## 第3章 災害応急対策

第1節 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

第2節 避難勧告等の発令

第3節 広域被害への対応

### 第1節 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合は，鹿児島市，垂水市及び関係機関は，情報を通報する。

それぞれの市の通報系統は，図3-3-1，3-3-2のとおりである。

○鹿児島市

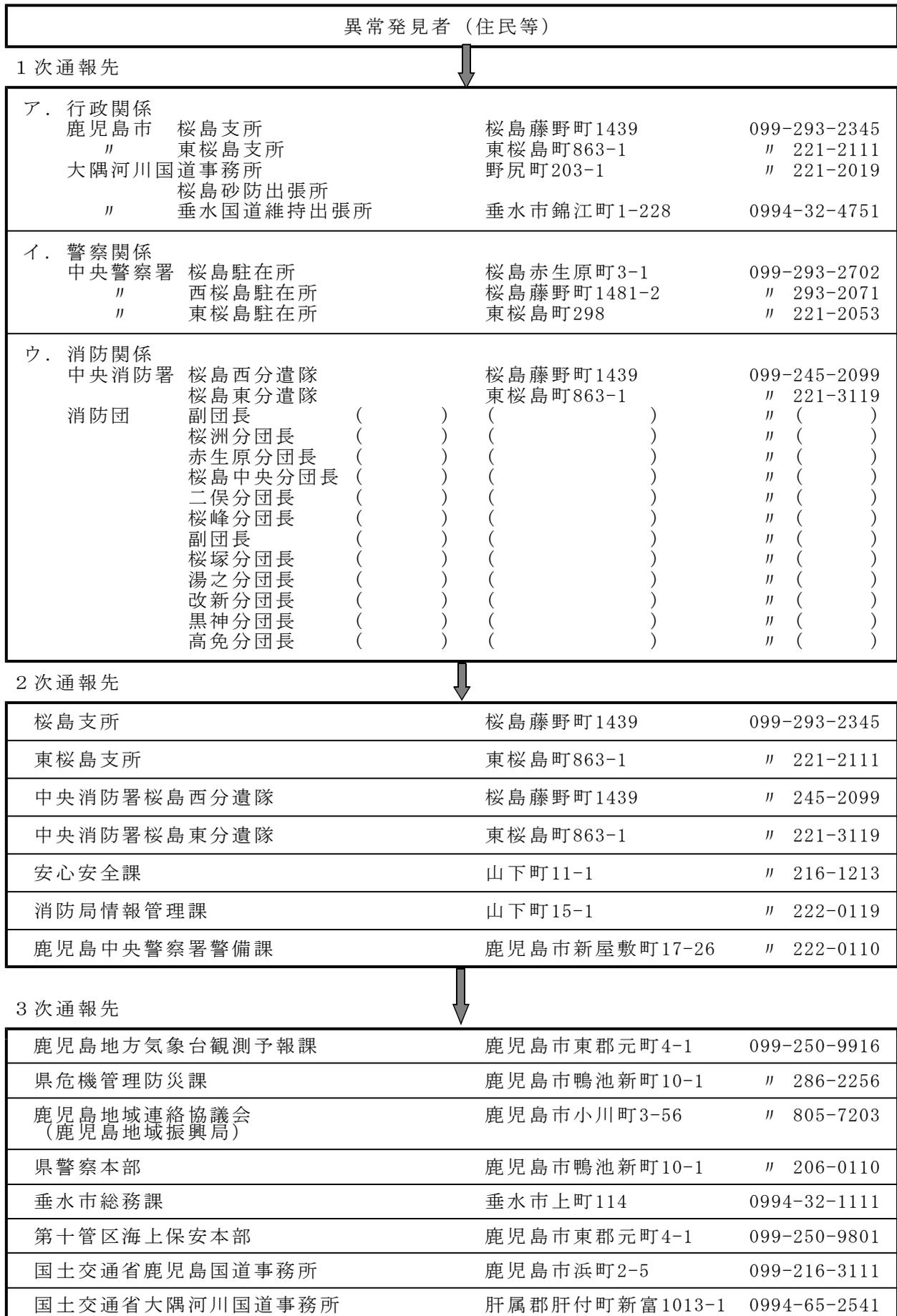


図 3 - 3 - 1 鹿児島市通報系統

○垂水市

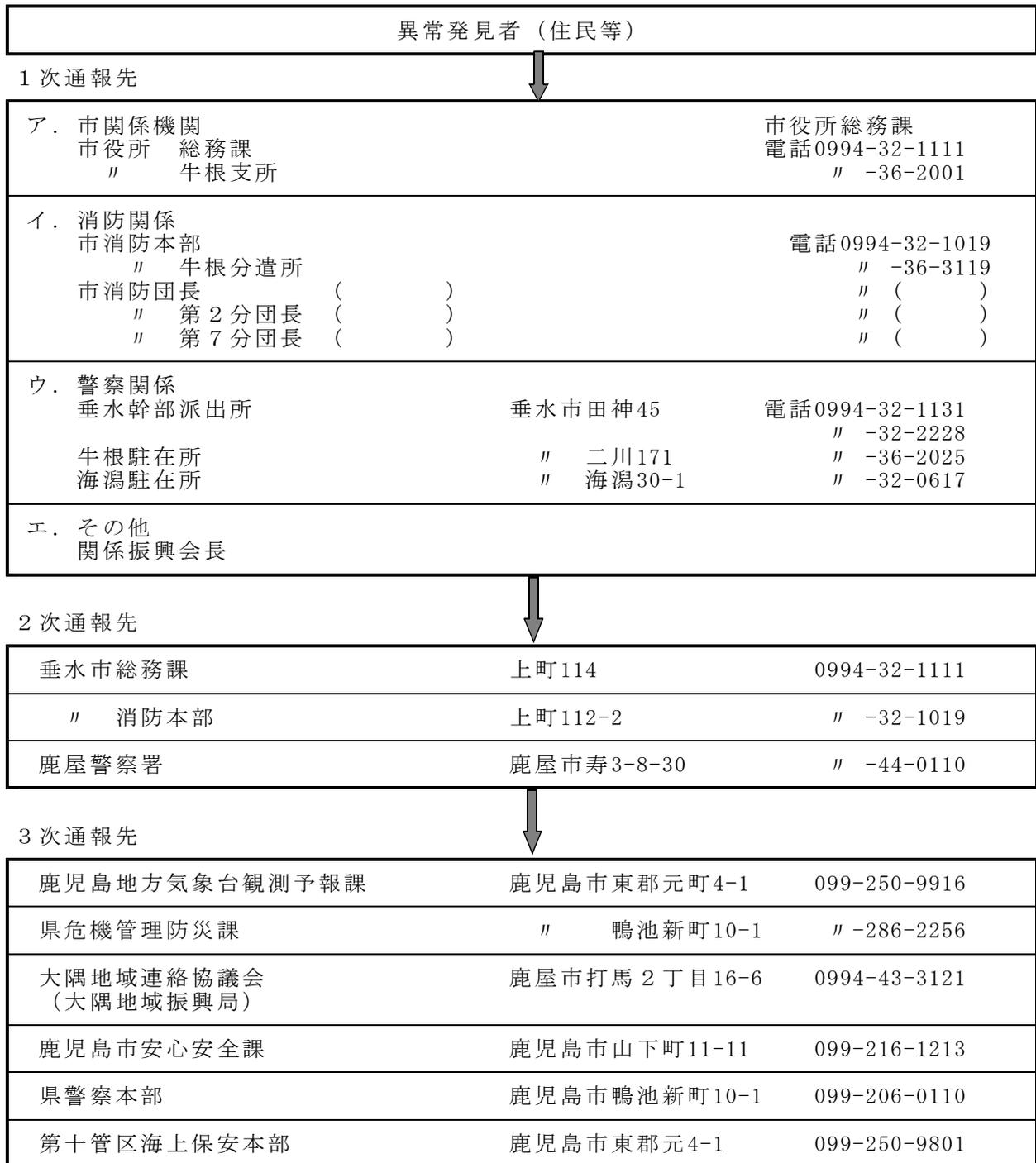


図 3 - 3 - 2 垂水市通報系統

## 1. 住民等による伝達及び通報

### (1) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については、正確な情報を把握するように努める。

- ① 顕著な地形の変化
  - 海岸線の移動
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
- ② 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ③ 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- ④ 顕著な地温の上昇
  - 新しい地熱地帯の発見
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の異常挙動
- ⑤ 湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- ⑥ 有感地震の発生及び群発
- ⑦ 鳴動の発生

### (2) 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

## 2. 関係市による情報の収集及び伝達，通報

### (1) 被害情報の収集

関係市長による被害情報の収集は，下記の者が行う。

### ①地域責任者による収集・通報

次にあげる地域責任者は、地区住民と連携をとって桜島火山噴火に関する各種災害情報を収集し、直ちに市の防災担当課に通報する。

表 3 - 3 - 1 各市の地域責任者

町 名	地 域 責 任 者
鹿 児 島 市	町内会長
垂 水 町	関係振興会長

### ②消防機関による収集・通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に災害情報を収集し、直ちに市防災担当課に通報する。

### ③市職員による収集・通報

市職員は、災害の状況に応じて情報収集班を編成し、必要箇所の情報担当を図る。

## (2) 被害情報の通報

関係市の防災担当課（鹿児島市：安心安全課， 桜島支所， 東桜島支所・垂水市：総務課）は、収集・整理した被害情報を、図 3 - 3 - 1 ～ 3 - 3 - 2 に従って関係機関に通報する。

なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により、県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等市町の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

### (3) 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

## 3. 県による情報収集及び伝達，通報

### (1) 情報の収集

県は，積極的な情報収集に努め，把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。

また，県は，次の機関から情報を得る。

- 鹿児島市，垂水市
- 警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- 鹿児島大学理学部附属南西島孤地震火山観測所
- 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
- 第十管区海上保安本部
- その他関係機関

なお，県は，他機関から被害情報の収集がでない場合は，自衛隊又は海上保安庁に対し，必要情報の収集を要請する。

### 申請内容

災害派遣により航空機，船舶等特殊能力の情報班の出動を要請する。

### (2) 情報の伝達，通報

県は，収集した情報を必要に応じて次の関係機関に通報する。

表 3 - 3 - 2 県の情報通報先

通報先	電話番号
鹿児島市（安心安全課）	099-224-1111(代) 216-1213(直)
垂水市（総務課）	0994-32-1111
警察本部（警備課）	099-206-0110(内線5721)
第十管区海上保安本部（救難課）	099-250-9801
鹿児島地方気象台（観測予報課）	099-250-9916
陸上自衛隊第12普通科連隊（第3科）	昼間：0995-46-0350(内線237) 夜間：0995-46-0350(内線302)
海上自衛隊第1航空群司令部（当直室）	0994-43-3111(内線2222)
日本赤十字社鹿児島県支部（事業推進課）	099-252-0600
九州運輸局鹿児島運輸支局（総務企画担当）	099-222-5660
九州森林管理局鹿児島森林管理署	099-247-7111
九州地方整備局鹿児島国道事務所	099-216-3111
九州地方整備局大隅河川国道事務所	0994-65-2541
霧島市（安心安全課）	0995-45-5111
始良市（危機管理課）	0995-66-3111
始良市消防本部	0995-63-3287

#### 4. 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）による情報収集及び伝達、通報

##### (1) 被害情報の収集

##### ① 巡視船艇・航空機による情報収集

巡視船艇・航空機による被害情報の収集は、上陸可能な場合と不可能な場合とに分け、次のように実施する。

また、調査に関しては必要に応じて写真撮影を実施する。

現地上陸が可能な場合	調査班を派遣して調査
現地上陸が不可能な場合	可能な範囲で目的地に接近して調査

##### ② 航空機による収集

航空機によって現地上陸が可能な範囲に接近し、視認による調査及び航空写真の撮影を実施する。

## (2) 被害情報の通報

収集された被害情報は、図3-3-3の系統にしたがって通報する。

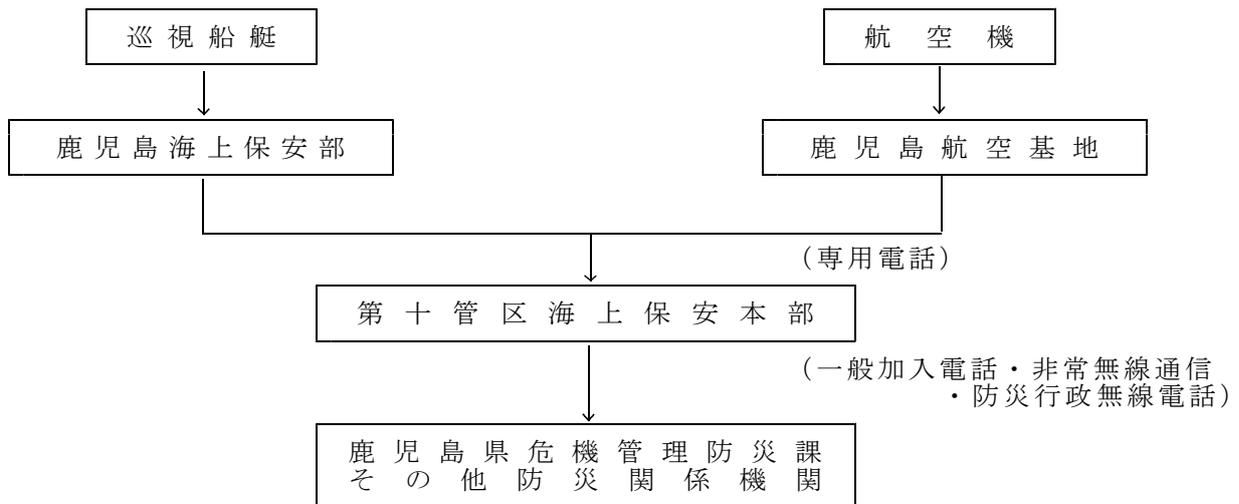


図3-3-3 海上保安部による被害情報の通報系統

## (3) 情報の内容

第十管区海上保安本部が必要とする情報及び通報する情報は、次のとおりである。

- 被害地区の状況
  - ・被災者数及び避難者数
  - ・避難の範囲及び被災の状況
  - ・避難者の集結場所の状況
  - ・現地の要望事項
- 避難者輸送船舶の状況
  - ・避難者輸送に従事する船舶数
  - ・輸送先
  - ・避難者輸送船舶ごとの避難者数
- 付近海面の状況
  - ・浮遊物，いけす等航路障害物の状況
  - ・沿岸周辺の埋没状況
- その他

## 5. 県警察本部による情報収集及び伝達，通報

### (1) 被害情報の収集

県警察本部は、大きな噴火のおそれがあると認められる場合は、次の体制をとる。

警 察 本 部	県警察災害警備準備室，災害警備本部
鹿 児 島 中 央 警 察 署	警察署災害警備実施本部，災害警備現地本部
鹿 屋 警 察 署	

現地においては，噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

- 大きな噴火の発生が予想される場合
  - ・実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
  - ・情報部隊による各種情報の収集
  - ・実施部隊による諸対策の実施

(2) 被害情報の通報

収集された各種情報は，下図の系統にしたがって通報する。

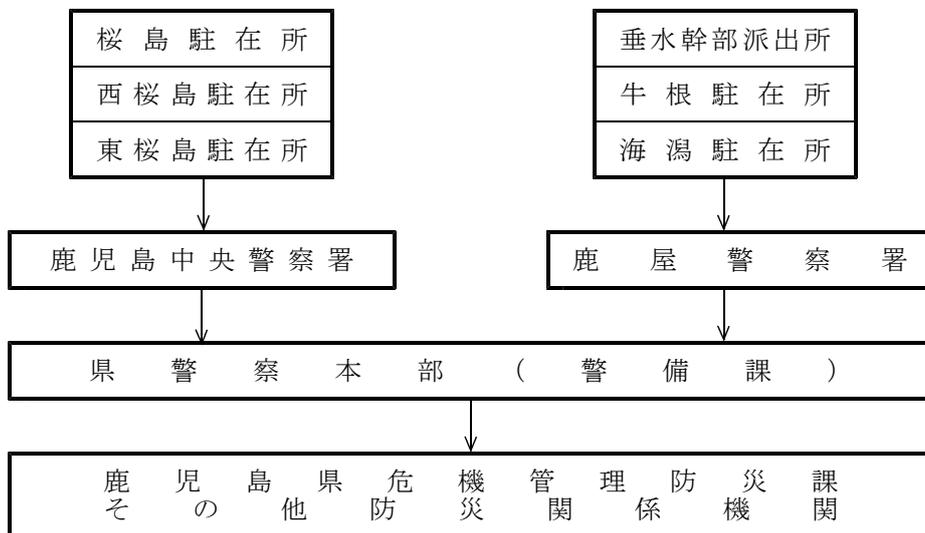


図 3 - 3 - 4 県警察本部による被害情報の通報系統

(3) 被害情報の内容

気象，地象，水象等桜島火山噴火に関するすべての事項

6. 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

(1) 火山現象に関する予報及び警報等

詳細については，第 1 部総則第 3 章第 1 節 (2) 参照

噴火警戒レベルの詳細は，別表桜 - 3 参照

## (2) 噴火予報，噴火警報の伝達系統

県は，噴火予報，噴火警報を発表したとき，次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。火山の状況に関する解説情報は，噴火警報・予報の伝達系統に準じて行なわれる。

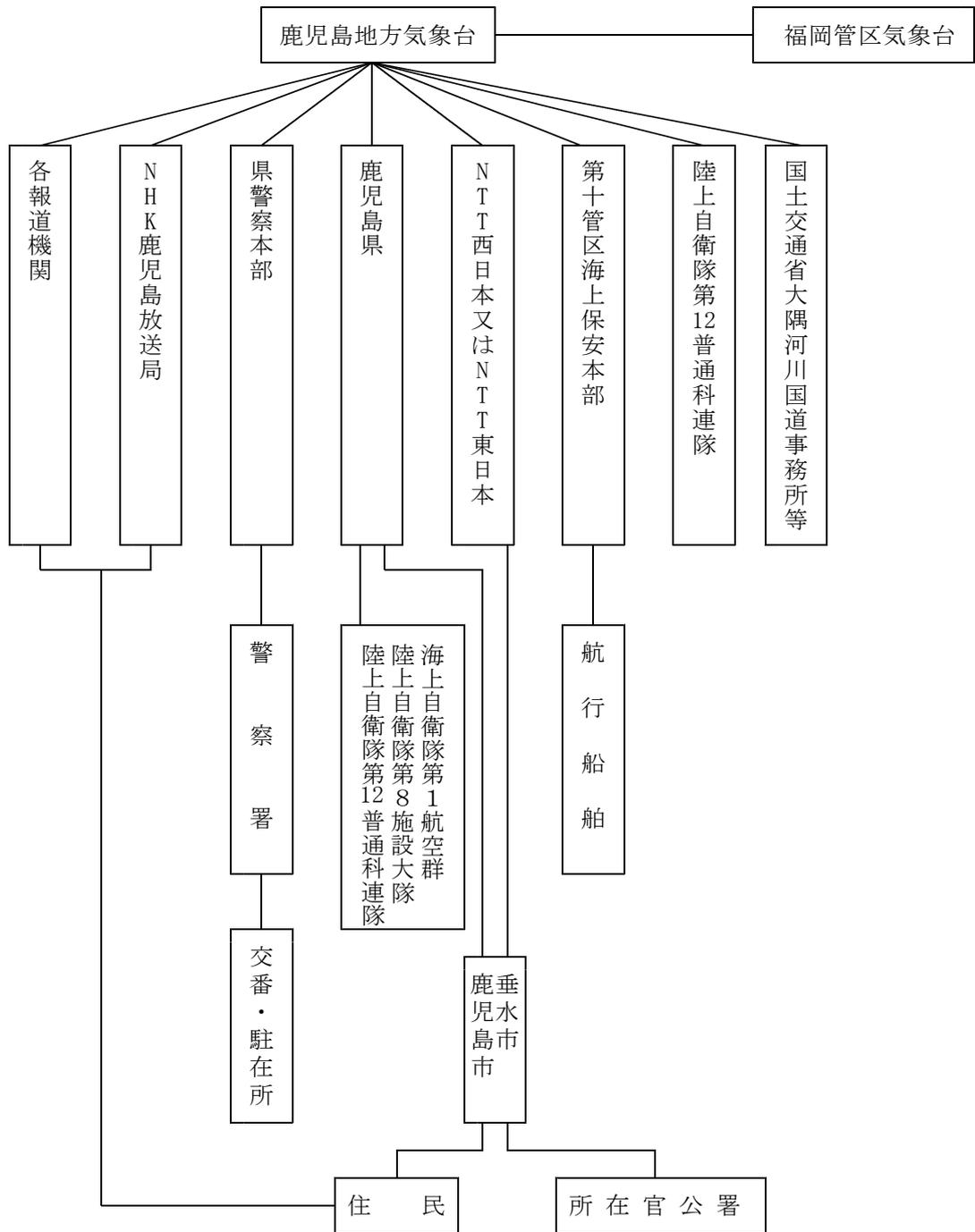


図 3 - 3 - 5 噴火警報・予報の伝達系統

## 7. 通信手段の確保

### (1) 通信手段の確保

降下火砕物，地震，その他の現象により被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合，次のような通信手段を用いる。

現有無線網

一般加入電話が使用不能となった場合、各市町が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網は次のようなものがある。

- ア．消防無線電話
- イ．警察無線電話
- ウ．防災行政無線電話
- エ．鹿児島地区非常通信連絡会

## (2) 移動無線局の配置

### ① 無線車及び携帯無線機の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を配置し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

#### ア．関係市無線系

現有する防災行政無線等を適宜編成して使用する。

## (3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

- 通信隊の派遣
- 連絡隊の派遣

## (4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

## 8. 自衛隊の災害派遣

知事等は、桜島の噴火に際して、関係市、県及び防災関係機関が実施する応急対策で対処できない場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

詳細については、県地域防災計画「一般災害対策編 第3部第1章第5節自衛隊の災害派遣」による

## 第2節 避難勧告等の発令

### 1. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令

(1) 市長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

関係市長は，噴火警報等が発表された場合，桜島火山防災マップ等を活用し，桜島爆発災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難勧告等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難勧告等発令は表3-3-5 桜島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針に基づき実施する。

表3-3-5 桜島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル (キーワード)	住民への対応	登山者，入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内また島外避難勧告，避難指示を発令	/
	4 (避難準備)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内また島外避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，災害時要援護者等に対して島内又は島外避難準備を呼びかけ	南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内を警戒区域に設定
	2 (火口周辺規制)	/	
噴火予報	1 (平常)	/	

※ 県は状況に応じて桜島爆発災害対策連絡会議を開催し，被害影響予想範囲等の検討を行い，関係市町へ助言する。

※ 関係市町は，連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により，避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

① 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

② 警察官による避難の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記①の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

③ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

④ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

(3) 知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなるときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

(4) 桜島爆発災害対策連絡会議の開催

県は、必要に応じて関係市及び関係各機関によって構成される「桜島爆発災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。

また、同連絡会議は関係市に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

なお、同連絡会議の構成及び連絡表を本部末の別表桜-1に示す。

## 2. その他の避難

上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって、次の場合が予想される。

関係市長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

(1) 住民等の自主判断により、勧告・指示より早く避難所に集まった時

- ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
- ・避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる。

(2) 夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等による避難が遅れる時

- ・集結地に集合した者の点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

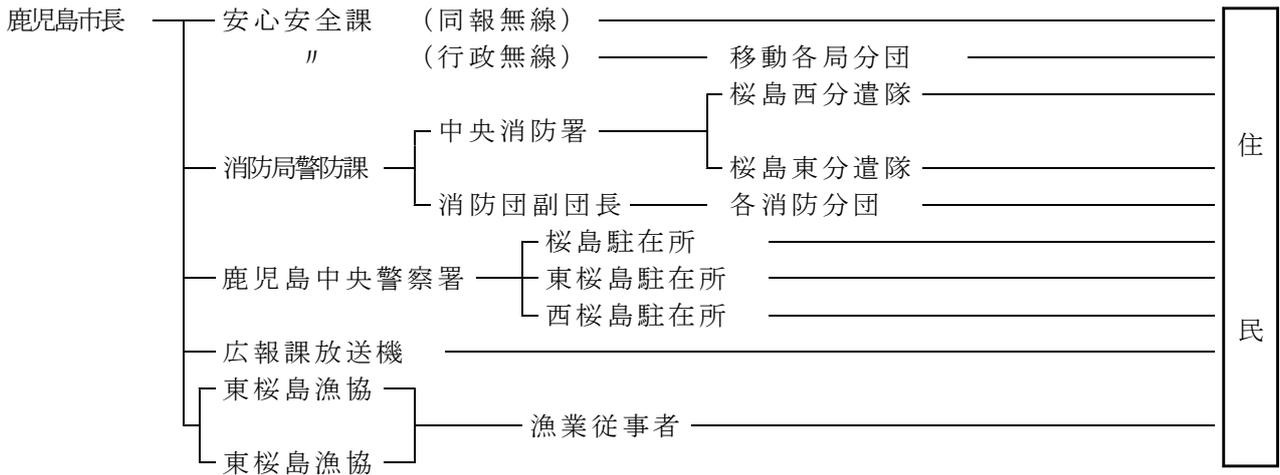
### 3. 避難指示等の伝達

(1) 伝達の方法

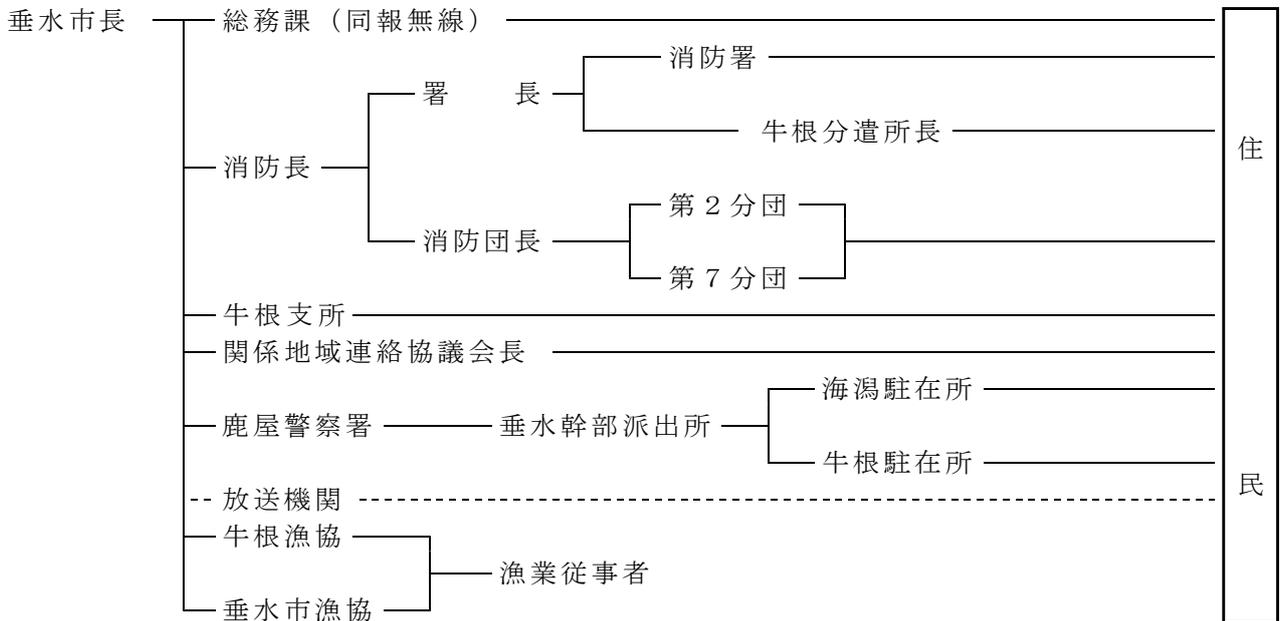
避難指示等の伝達は，図 3-3-6～3-3-7 の要領により住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし，概ね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ，口頭及び拡声器により伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し，テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送，電話，航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報（エリアメール等），一斉同報メール，コミュニティーFM，ワンセグ（エリアワンセグ），デジタル・サイネージ，データ放送等を含めた複数の方法による伝達

< 鹿児島市 >



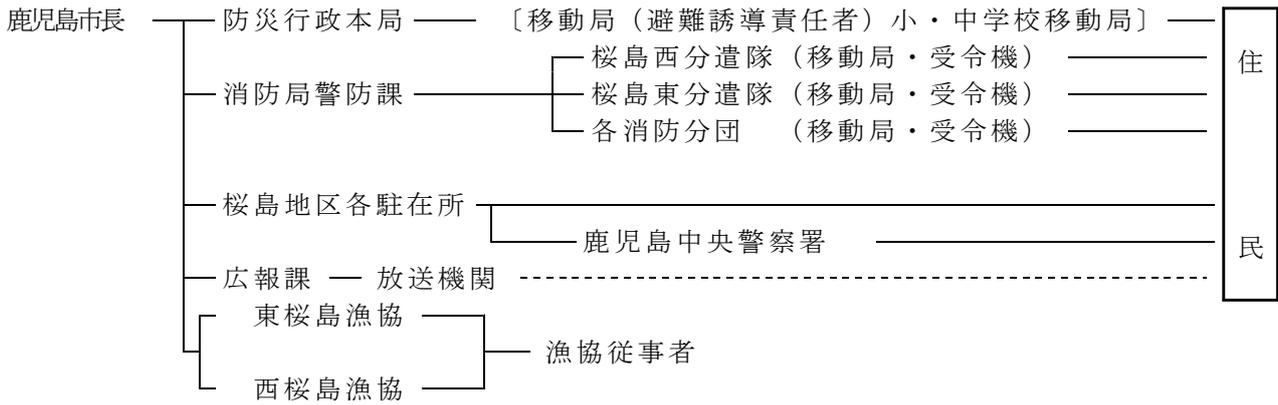
< 垂水市 >



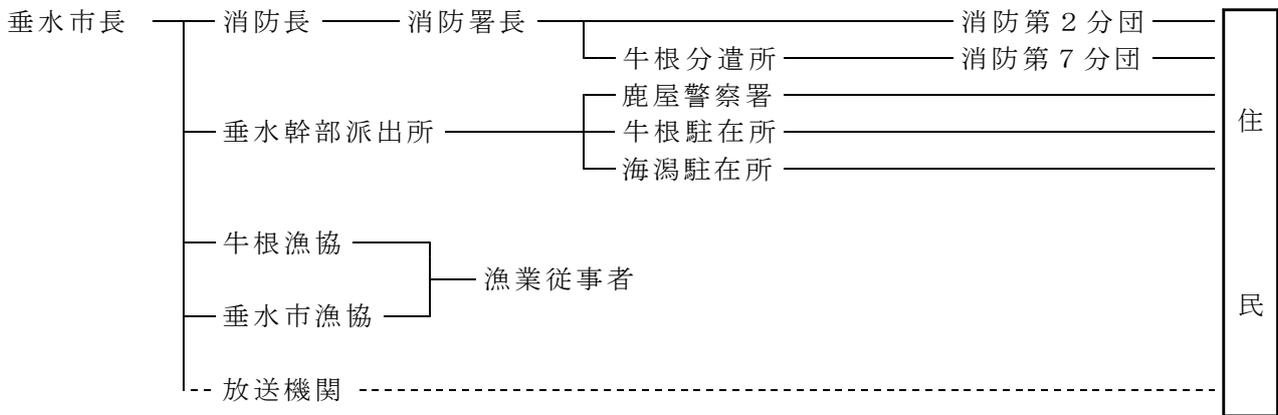
(注) ----- は緊急時で知事に放送要請をできない場合のみ使用

図 3 - 3 - 6 避難指示等の伝達系統 (電話使用可能な場合)

< 鹿児島市 >



< 垂水市 >



(注) ----- は緊急時で知事に放送要請をできない場合のみ使用

図 3 - 3 - 7 避難指示等の伝達系統 (電話不通の場合)

(2) 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

#### 4. 報告・通報

関係市長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。県知事は、関係市長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

#### 5. 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。

噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

##### (1) 島内における避難

##### ① 避難者の誘導方法

##### ア. 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。
- 避難場所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

##### イ. 避難集結カードの提出

事前避難をする者は、あらかじめ定められた当該地域の避難誘導責任者に、配布してある避難集結カードに必要事項を記入の上、提出する。避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理し明確にしておく。

##### ② 避難順位及び携帯品等の制限

##### ア. 避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

##### イ. 携帯品の制限

- |            |       |        |
|------------|-------|--------|
| ○ラジオ       | ○常用薬  | ○懐中電灯  |
| ○ヘルメット（頭巾） | ○かえ下着 | ○迷子札   |
| ○マスク       | ○タオル  | ○貴重品   |
| ○カップ（傘）    | ○防塵眼鏡 | ○携帯電話等 |

### ③ 避難手段

- 徒歩
- バス
- 船舶

交通渋滞や放置車輛による通行障害を引き起こすおそれがあるため、自家用車での避難は行わないように広報する。

### ④ 避難港（鹿児島市桜島地区）及び避難集結地（垂水市）

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の避難港（鹿児島市桜島地区）及び避難集結地（垂水市）に住民を集め、あらかじめ用意したフェリー、借用バス等に乘船・乗車させ、避難場所まで輸送する。

### ⑤ 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

### ⑥ 避難準備段階における小中学校の対策

- 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。
- 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

## （２）島外への避難

### ① 避難手段

#### ア．船舶による避難

海上の状態に問題がなく噴火による落石物等の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

#### イ．航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

### ② 夜間における避難

昼間と異なり港やヘリポートまでの道は危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導責任者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

### ③ 避難誘導責任者

各市の避難誘導責任者は、表 3-3-6 のとおりである。

表 3 - 3 - 6 各市における避難誘導責任者

町 名	担 当
鹿 児 島 市	地区ごとの町内会長，消防分団長等
垂 水 市	地区ごとの消防分団長

④ 避難所の開設

避難者を受入れる側の鹿児島市市街地では，収容人数を確認のうえ施設や物置の準備をしておく。

⑤ 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

## 6. 避難所

避難所は，原則として島外に設置する。

(1) 避難所の開設

関係市は，鹿児島市，垂水市に避難所を設定する。

なお，避難所一覧は本部末の別表桜-2に添付した。

(2) 避難所の運営管理

- ① 情報の伝達，食料，水の配布
- ② 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣市町に対し協力を求める。
- ③ 避難所ごとに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- ④ 避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。
- ⑤ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- ⑥ 避難者の健全な住生活を早期に確保し，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## 7. 避難勧告・指示の解除

関係市長は，噴火警報の発表，または「桜島爆発災害対策連絡会議」の検討結果を参考に，地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。

- 火山活動の沈静化の確認
- 生活物資の確保
- 情報伝達手段の確認
- 緊急脱出手段の確保

## 8. 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，心身障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

### (1) 避難誘導

- ① 関係市長は，日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について，事前に定めておく。
- ② 特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

### (2) 避難場所

- ① 避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。
- ② 特に高齢者，障害者の避難場所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ③ 災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮する。

## 9. 住宅の供給確保

- (1) 住宅の確保・修理
- (2) 被災地宅地危険度判定の実施
- (3) 広域的避難収容・移送

総則参照のこと

### 第3節 広域被害への対応

#### 1. 降灰対策

噴火に伴い火山灰が広い範囲に堆積し、道路交通への影響や排水路等の閉塞等のおそれがある。

関係機関は、第2章第6節桜島降灰除去計画によるほか、以下のとおり対応する。

- (1) 気象台は、風向・風速実況及び予測資料を関係機関へ提供する。
- (2) 県は降灰の状況について、関係機関へ情報提供する。
- (3) 各施設の管理者は、当該施設に堆積した灰を除去し、施設の適正な運用に努める。
- (4) 市町は、降灰の収集・処分体制を確立する。

#### 2. 降灰後の土石流対策

降灰量が多い地域では、その後、数年間にわたって土石流の発生が増加する。

関係機関は、各機関の風水害対策編に準じるほか、以下のとおり対応する。

- (1) 気象台は、降灰の状況に応じ、大雨警報・注意報の暫定運用基準の検討を行う。
- (2) 県及び気象台は、土砂災害警戒情報の暫定運用基準の検討を行う。
- (3) 県は、降灰の状況に応じ、土砂災害発生予測情報システムの暫定運用基準の検討を行う。
- (4) 市町は、降灰の状況に応じ、県や気象台等の助言を参考に、大雨による避難勧告等発令の暫定運用基準の検討を行う。
- (5) 市町は、火山噴火に起因する大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省が実施する緊急調査の結果に基づき被害の想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。
- (6) 市町は、気象台が発表する「災害時支援資料」や独自に収集した情報を基に、適切に避難勧告等の発令を行う。

#### 3. 地震・津波対策

噴火等に伴う地震や海底噴火あるいは山体崩壊に伴う津波が発生するおそれがある。

関係機関は、各機関の震災対策編に準じるほか、以下のとおり対応する。

- ・ 県、気象台、大隅河川国道事務所等は、山体崩壊の前兆現象を確認した際は、山体の監視に努め、異常現象が発生した際は、周辺市町村へ情報伝達する体制を確立する。

#### 4. 高潮対策

大規模な噴火によるマグマ放出により、錦江湾部周辺での地盤沈下に伴う高潮が発生するおそれがある。

関係機関は、各機関の風水害編に準じるほか、以下のとおり対応する。

- (1) 錦江湾沿岸施設管理者等は、各施設の沈降状況調査を実施するとともに、沈降が確認された際は、被害想定を行う。
- (2) 気象台は、沈降状況に応じ、高潮警報・注意報の暫定運用基準の検討を行う。
- (3) 市町村は、沈降状況に応じ、県や気象台等の助言を参考に、高潮による避難勧告等の暫定運用基準の検討を行う。

## 4章 災害復旧・復興

- 第1節 復旧・復興の基本方向の決定
- 第2節 原状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

県及び関係市は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。この場合、次の2ケースについて基本的方向を定めておくものとする。

- ① 被害が比較的軽い場合の基本的方向
  - ② 被害が甚大な場合の基本的方向
- 第1部総則第4章参照のこと

### 第2節 原状復旧の進め方

#### 1. 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努める。

#### 2. 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

- (1) 公共土木施設
- (2) ライフライン施設等
- (3) 降灰対策
- (4) がれきの処理

#### 3. 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成するものとする。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### **第3節 計画的復興の進め方**

1. 復興計画の作成
2. 計画策定にあたっての理念
3. 防災まちづくりの基本目標

\* 第1部総則第4章参照のこと

### **第4節 被災者等の生活再建等の支援**

1. 各種支援措置の早期実施
2. 税対策による被災者の負担の軽減
3. 住宅確保の支援
4. 広報・連絡体制の構築
5. 災害復興基金の設立
6. その他

\* 第1部総則第4章参照のこと

### **第5節 被災者への融資措置**

1. 資金選定の指導
2. 資金の種類
3. 各種資金の貸付条件等

\* 第1部総則第4章参照のこと

## 桜島爆発災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 市	安 心 安 全 課	099-224-1111(代) 099-216-1213(直)
垂 水 市	〃	099-432-1111(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
京大火山活動研究センター		099-293-2058
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-285-8015
第十管区海上保安本部	救 難 課	099-250-9800(代) (夜間099-250-9801)
陸 上 自 衛 隊 第 1 2 普 通 科 連 隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海 上 自 衛 隊 第 1 航 空 群	当 直 室	0994-43-3111(代) (内線2222)
日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九 州 運 輸 局 鹿 児 島 運 輸 支 局	主 席 運 輸 企 画 専 門 官 総 務 企 画 担 当	099-222-5660
九 州 地 方 整 備 局 大 隅 河 川 国 道 事 務 所	道 路 管 理 課	0994-65-2541
九 州 農 政 局 鹿 児 島 農 政 事 務 所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	災 害 対 策 担 当	099-227-9689
九 州 電 力 (株) 鹿 児 島 支 社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
霧 島 市	安 心 安 全 課	0995-45-5111(代)
始 良 市	危 機 管 理 課	099-566-3111(代)
鹿 児 島 市 消 防 局	警 防 課	099-222-0119(代)
垂 水 市 消 防 本 部	〃	099-432-1019
霧 島 市 消 防 局	〃	0995-46-0119
始 良 市 消 防 本 部	〃	0995-63-3287

(平成21年7月現在)

区分	避難場所	所在地	電話番号	収容予定		
				世帯数	人数	
東桜島地区	鹿兒島中央高校	加治屋町10-1	099-226-1574	野尻町 持木町	219	524
	名山小学校	山下町6-43	099-224-7126	東桜島町	141	251
	中央公民館	〃 5-9	099-224-4528	〃	169	342
	山下小学校	西千石町15-5	099-226-6284	古里町 有村町	97	264
	松原小学校	南林寺町2-18	099-226-2918	有村町	13	19
	城南小学校	城南町1-1	099-225-3636	黒神町	104	180
	長田中学校	小川町3-10	099-226-3868	高免町 新島町	134	258
	計				877	1,838

※フェリー第6おおすみ，第7おおすみを使用した時の避難所一覧表

東桜島地区	鴨池中学校	真砂本町58-58	099-253-9600	東桜島町	220	440
	鴨池小学校	真砂本町59-28	099-251-7090	〃	90	153
	南小学校	東郡元町13-22	099-253-5304	古里町 有村町	97	264
	計				407	857

桜島地区	玉龍高校	池ノ上町20-57	099-247-7161	赤生原 赤水	341	854
	清水中学校	稲荷町36-29	099-247-7211	西道	124	265
	城西中学校	城西二丁目3-12	099-254-9148	小横 池山	321	966
	鶴丸高校	薬師二丁目1-1	099-251-7387	武	262	564
	天保山中学校	下荒田二丁目31-15	099-253-9070	藤野	209	497
	大龍小学校	大竜町11-44	099-247-2016	白浜	263	567
	甲東中学校	樋之口町4-38	099-224-7401	松浦 二俣	166	395
計				1,691	4,108	
垂水市	垂水市体育館	垂水市田神3000	0994-32-3091	海潟地区	479	1,273
	垂水小学校体育館	〃 田神145	0994-32-0053	海潟地区 中俣地区	61 94	171 218
	牛根中学校体育館	〃 二川136	0994-36-2075	牛麓地区	133	294
	計				767	1,956

桜島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全島に影響する溶岩流や火砕流、噴石飛散 【過去事例】 天平噴火(768年)、文明噴火(1471年～1476年)、安永噴火(1779年～1782年)、大正噴火(1914年)</li> <li>溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいは切迫している 【昭和噴火(1946年)の事例】 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達</li> </ul>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【大正噴火(1914年)の事例】 噴火開始の前日：有感地震多発 【昭和噴火(1946年)の事例】 溶岩流出の数時間前：噴火活動の活発化</li> </ul>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね2km以内に噴石飛散 【過去事例】 1970年代後半から80年代、2000年10月7日の噴火等</li> <li>火口から概ね2km以内に火砕流が到達 【過去事例】 1984年7月21日：南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 1979年11月20日：南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 1967年8月22日：南岳山頂火口から約1.3kmまで到達 1939年10月29日：昭和火口から約1kmまで到達</li> <li>地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に噴石飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 事例多数</li> </ul>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 2000年11月以降現在までの活動</li> </ul>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、火口内および一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1950年～1955年のうちの静穏期</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。

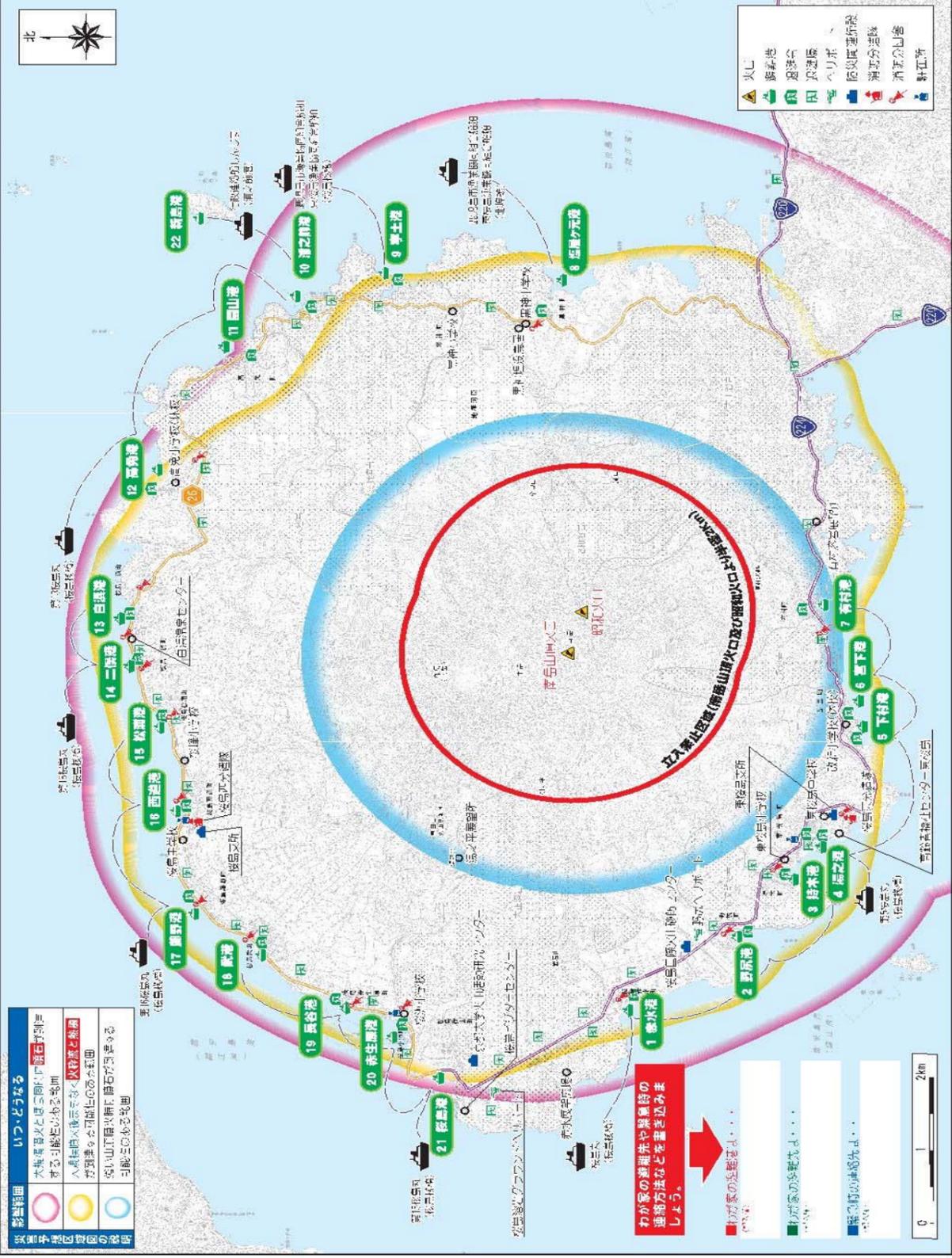
注3) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注4) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内を立入規制とする。

# 桜島火山ハザードマップ

## >>> マップ作成の目的

この桜島火山ハザードマップは、住民の避難経路の過去の大規模噴火の状況や今後の火山災害の危険性を早急に把握し、日頃の備えや緊急時の行動に役立てていただくための作成したものです。日頃から日に向けてこのマップを眺めてください。此のマップは、噴火発生時の避難経路や避難先を示しています。



避難準備情報

避難準備情報	避難準備情報

わが家の避難先や避難時の連絡方法などを事前に確認しましょう。

■わが家の避難先...  
 ■わが家の連絡先...  
 ■避難時の連絡先...

### 前兆現象

- 地震を一口に何層も感じる
  - 地震が繰り返す
  - 井戸水、温泉の水位や温度などがいつもと違う
  - 新しい噴火、地震の上昇、地震動
  - 草木の立ち枯れ、動物の異常行動 など
- 異常現象があれば、通報先に連絡を。

通報先

桜島支所	099-293-2345
東桜島支所	099-221-2111
安心安全課	099-216-1213
119番	099-245-2099
桜島西分遣隊	099-221-3119
110番	099-221-2053
東桜島駐在所	099-293-2702
桜島駐在所	099-293-2071
西桜島駐在所	099-250-9916

### 避難勧告等の情報伝達

種類	内容	レベル
避難準備情報	本島が噴火の危険にさらされていると判断されているため、避難の準備をしましょう。	レベル4
避難勧告	本島が噴火の危険にさらされていると判断されているため、避難の準備をしましょう。	レベル5
避難指示	本島が噴火の危険にさらされていると判断されているため、避難の準備をしましょう。	レベル5

避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

### 噴火警戒レベルと防災対応

レベル	防災対応
5 (避難)	避難先へ避難し、避難先での避難生活を送る。
4 (避難準備)	避難先へ避難し、避難先での避難生活を送る。
3 (入山規制)	登山禁止や入山規制等、登山禁止や入山規制等、登山禁止や入山規制等。
2 (火口周辺規制)	火口周辺規制、火口周辺規制、火口周辺規制。
1 (常時)	火口周辺規制、火口周辺規制、火口周辺規制。

### 桜島監視カメラ

大規模な噴火発生時の様子や、桜島の監視カメラ映像をご覧いただけます。

URL: <http://www.sakurajima-np.com>

### 過去の4大噴火の概要と近年の主な噴火活動

過去の4大噴火の概要と近年の主な噴火活動

過去の4大噴火の概要と近年の主な噴火活動

### 避難手順

桜島外避難(全地域) >>>

避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

### 桜島内避難(一部地域) >>>

桜島内避難(一部地域) >>>

避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

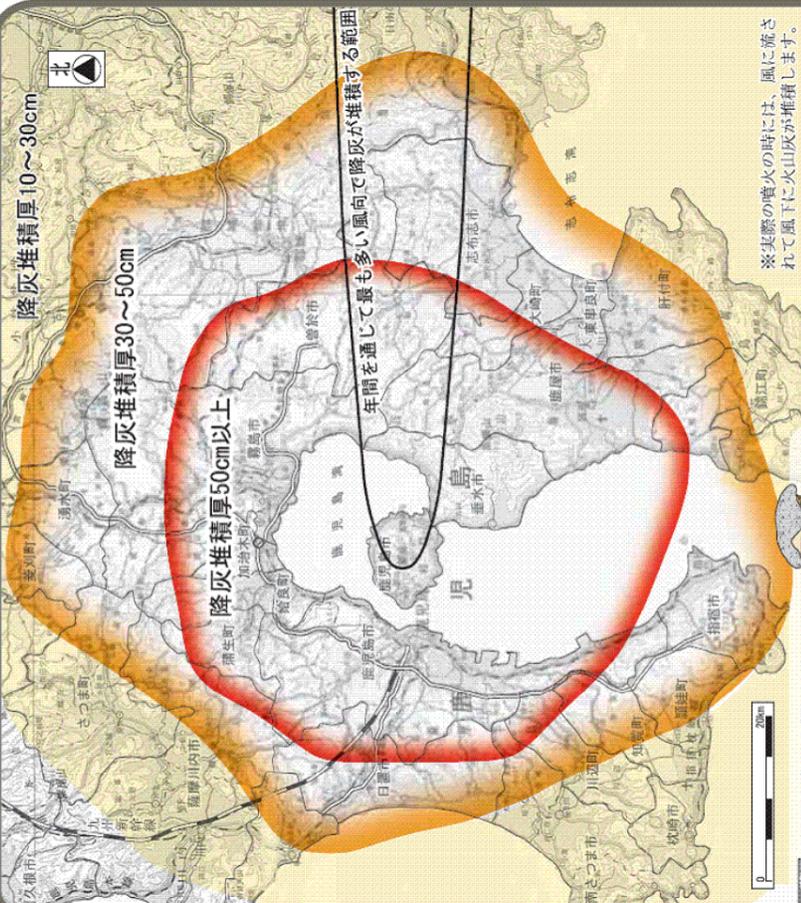
避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

# 桜島広域火山防災マップ

【桜島で大規模噴火が起きると・・・】

- 過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）
- 大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。

【大規模噴火時の降灰分布予測】 <この図は、降灰の可能性のマップを示したものです>



- 降灰堆積厚50cm以上の影響の目安
  - ・降灰が水を含んだ場合には、木造家屋が倒壊する可能性があります。
  - ・山地の渓流では、土石流が多発します。
- 30cm程度・河川では、洪水氾濫が起りやすくなります。
- 堆積厚さが数cm以下でも様々な影響があります。
  - ・目、鼻、のどなどの異常
  - ・視界不良、スリップ等による交通障害
  - ・農作物被害
  - ・道路のセンターライン、制輪が見えなくなる

※実際の噴火の時には、風に流されて風下に火山灰が堆積します。

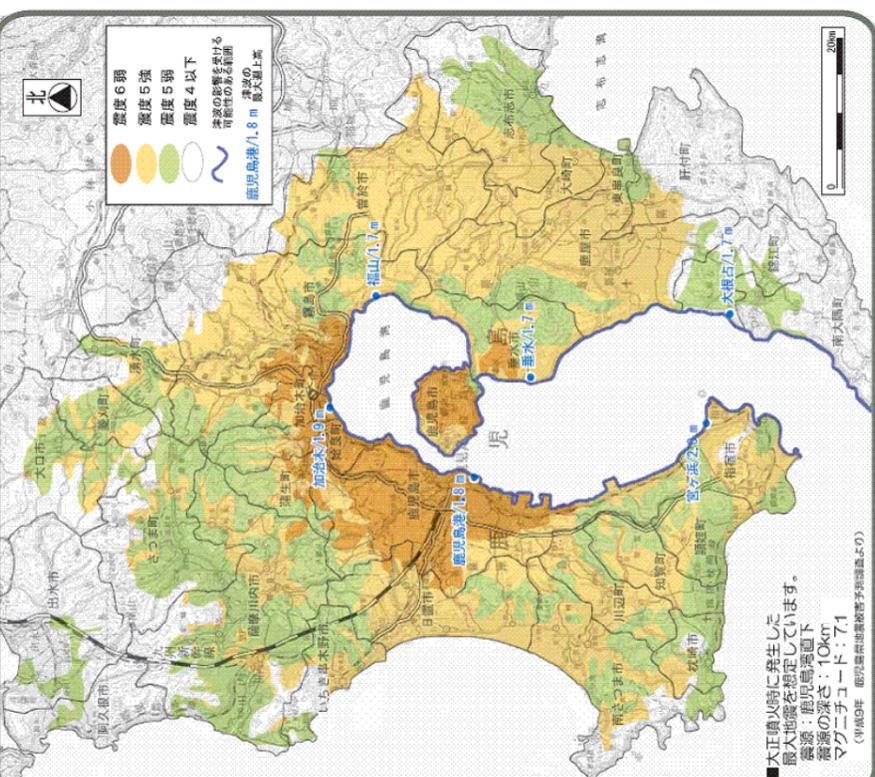
■上の図は有史以降に最も多くの火山灰や軽石を噴出した文明噴火時の噴出量を想定しています。

■実際の噴火の時には、そのときの風向きによって灰が流される方向が変わります。

■桜島上空の一年間の風向、風速を分析し、各方向に火山灰が到達する可能性のある範囲の全てを包括的に示しています。（一度に、全ての方向に到達するわけではありません）

- 大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。
- 過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）

【大規模噴火時の地震による震度分布予測】

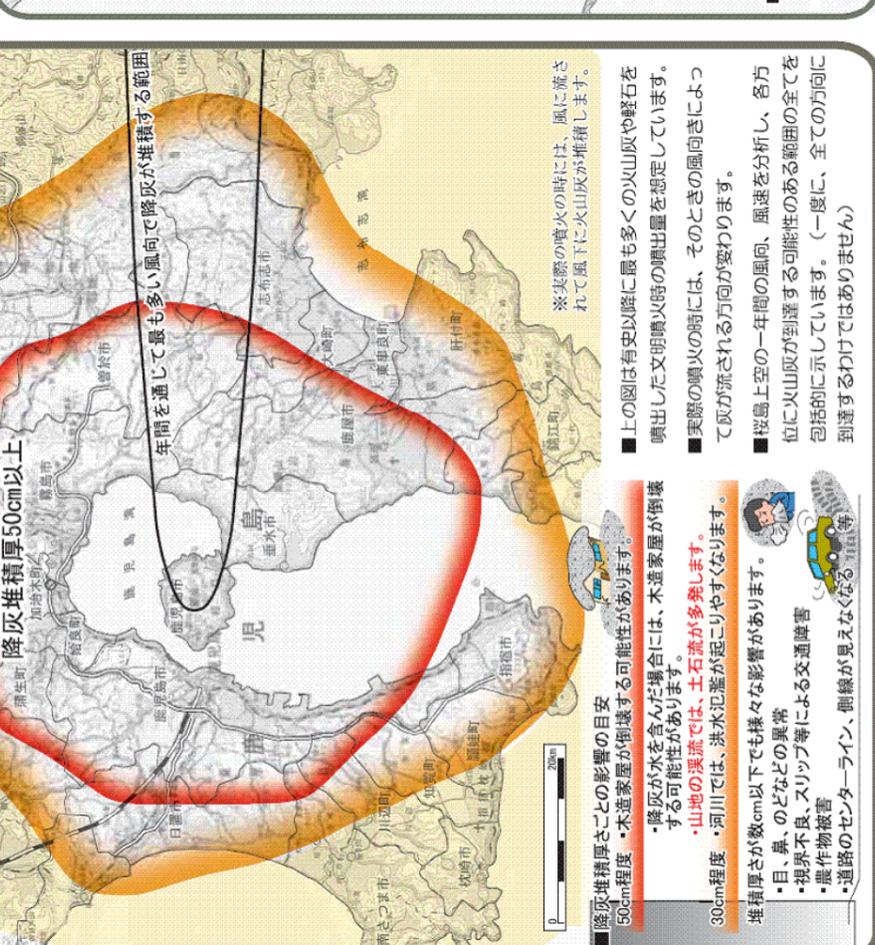


■大正噴火時に発生した大規模な噴火の震度分布予測は、震源の深さ：1.0km、マグニチュード：7.1（1980年 鹿兒島県産業技術研究所発表より）

- 大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。
- 過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）

- 大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。
- 過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）

【大規模噴火時の地震による震度分布予測】



■大正噴火時に発生した大規模な噴火の震度分布予測は、震源の深さ：1.0km、マグニチュード：7.1（1980年 鹿兒島県産業技術研究所発表より）

## 【過去の大規模噴火】

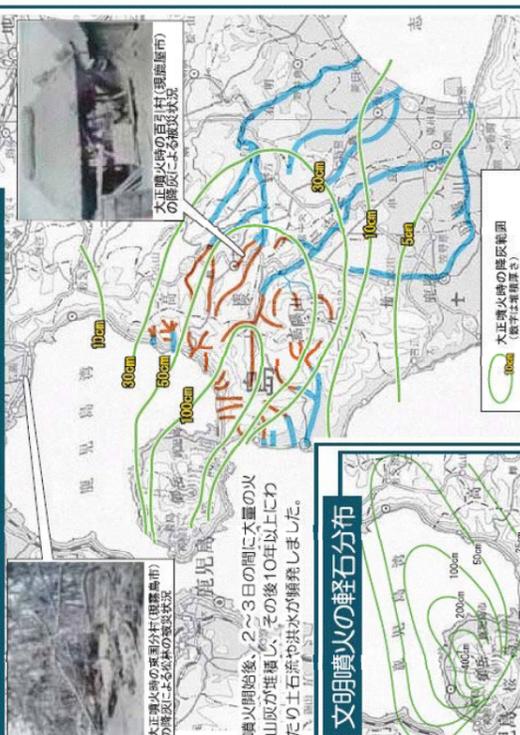


■現在のようには南岳を中心とした活動が始まったのは約4千5百年前と考えられています。

■南岳で活動が始まってからは、現在見られるような断続的な噴火活動と静穏な状態が繰り返すと交互にやっています。

■約1200年前以降、大規模な山腹噴火は数十年から数百年の静穏な状態をはさんで発生しています。

## 大正噴火時の降灰、土石流、洪水発生状況



■桜島では地盤が徐々に上昇してきています。現在、マグマは大正噴火時の8割程度まで溜まっており、大規模な噴火がいつ発生してもおかしくない状況です。

■桜島と私たちが共に生きていくために、国や県、市、町は様々な防災対策を実施しています。

■関係各機関の監視観測により、大規模噴火が発生しそうなときには事前に予兆を捉えることが可能であると考えられています。

## 【いざというときの情報】

■以下の情報を確認し、必要に応じて避難して下さい。

■火山活動等に関する気象台からの情報

火山情報レベル	火山の状態	事例
5	極めて大規模な噴火が発生する可能性	大正噴火(1914年) 昭和噴火(1946年)
4	中～大規模噴火が発生する可能性	1986年11月噴火(噴火)
3	活発な火山活動	通瀬(レベル)送別(噴火)
2	比較的に噴火活動	通瀬(レベル)
1	静かな火山活動	1980年～1985年の噴火
0	長期噴火の活動の休止なし	事例なし

■津波予測

■津波の種類

■津波の発生

■津波の避難

■大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。

■過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）

## 【桜島の防災】



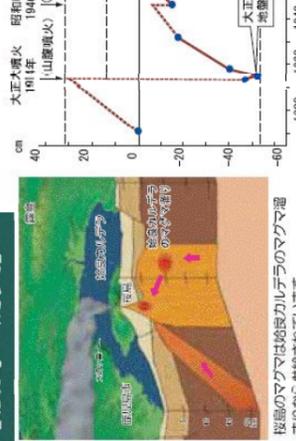
■大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。

■過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）



■大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。

■過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）



■大規模な噴火が発生すると、桜島島内だけでなく、広い範囲に影響が及びます。

■過去に大規模な噴火の繰り返し発生しています。（大正、安永、文明噴火等）

## 第4部 開 聞 岳

## 第1章 総則

第1節 計画概要

第2節 開聞岳の特徴

第3節 開聞岳周辺地域の社会条件

### 第1節 計画概要

#### 1. 開聞岳の火山災害対策の基本方針、基本的な考え方

開聞岳の噴火活動は約4千年前以降に始まっている。記録によると1615年が最後の噴火活動となっており、現在は休止期間となっている。休止期間は平均して100年であるが、実際には10年から800年と一様ではなく、今後の活動については、現在の段階では予想が付きにくい状況にある。

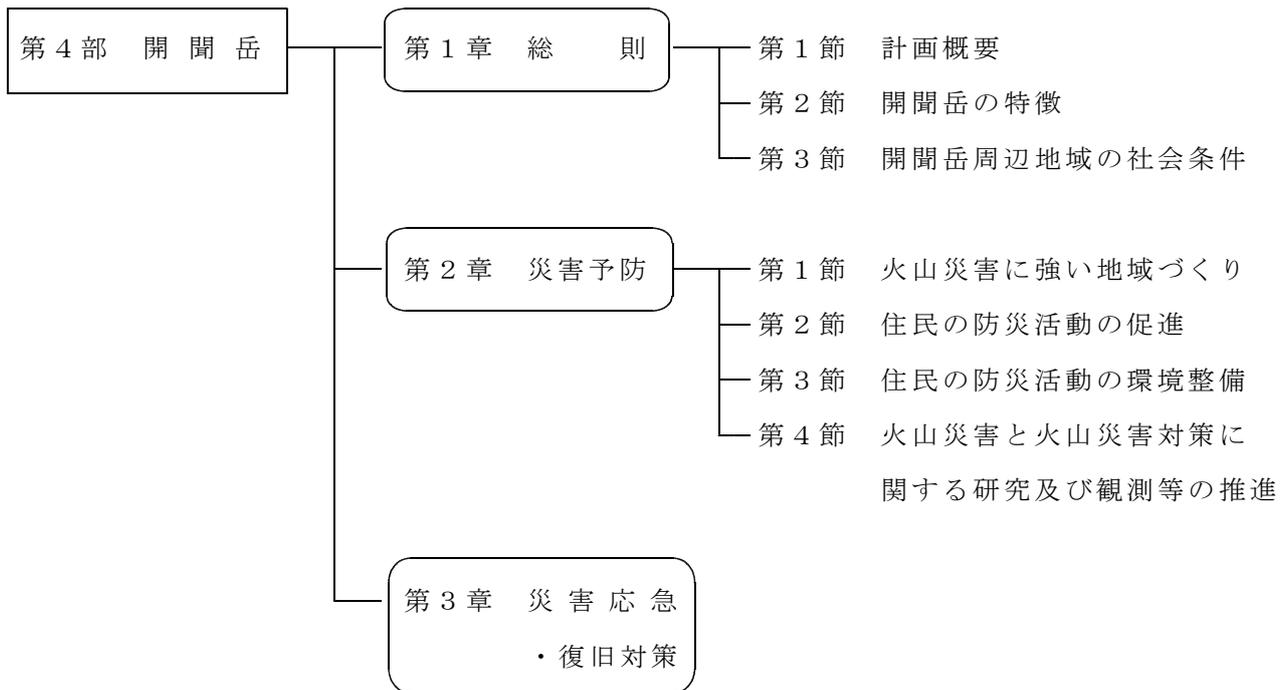
開聞岳周辺には開聞町をはじめ、指宿市（旧指宿市、旧山川町）、南九州市（旧顛娃町）といった市町が分布し、住民の他、多くの観光客が滞在する地域である。本計画は、開聞岳の火山活動史や社会条件について触れるとともに、県がなすべき火山災害対策について簡単にとりまとめた。

#### 2. 計画の構成と内容

本計画は3章からなる。第1章は総則、第2章は災害予防、第3章は災害応急及び復旧対策である。

それぞれの内容は第1部の総則による。また、具体的な行動指針等は、他火山の計画により行うものとする。

各章の内容は次のとおりである。



## 第2節 開聞岳の特徴

### 1. 開聞岳の概要

#### (1) 地形・地質の概要

開聞岳は薩摩半島の南端に位置し、基底直径約4.5km、標高922mの成層火山である。阿多カルデラの中に生じた後カルデラ丘とみられる。

開聞岳はおよそ4,000年前から爆発的な噴火を繰り返し、開聞岳周辺（特に東部）に火山礫・火山灰やスコリア、スコリア質火山灰を広く放出した。数千年の活動期間の間にマグマの組成は塩基性から酸性へと変化し、これに伴って噴火の様式が変化している。千数百年前には水蒸気爆発によって山頂南側が崩壊し、AD.874年、885年には山頂の溶岩ドームが形成され、1615年には北西山麓で水蒸気爆発による小丘が形成されている。

図4-1-1に開聞岳周辺の地形図を示す。

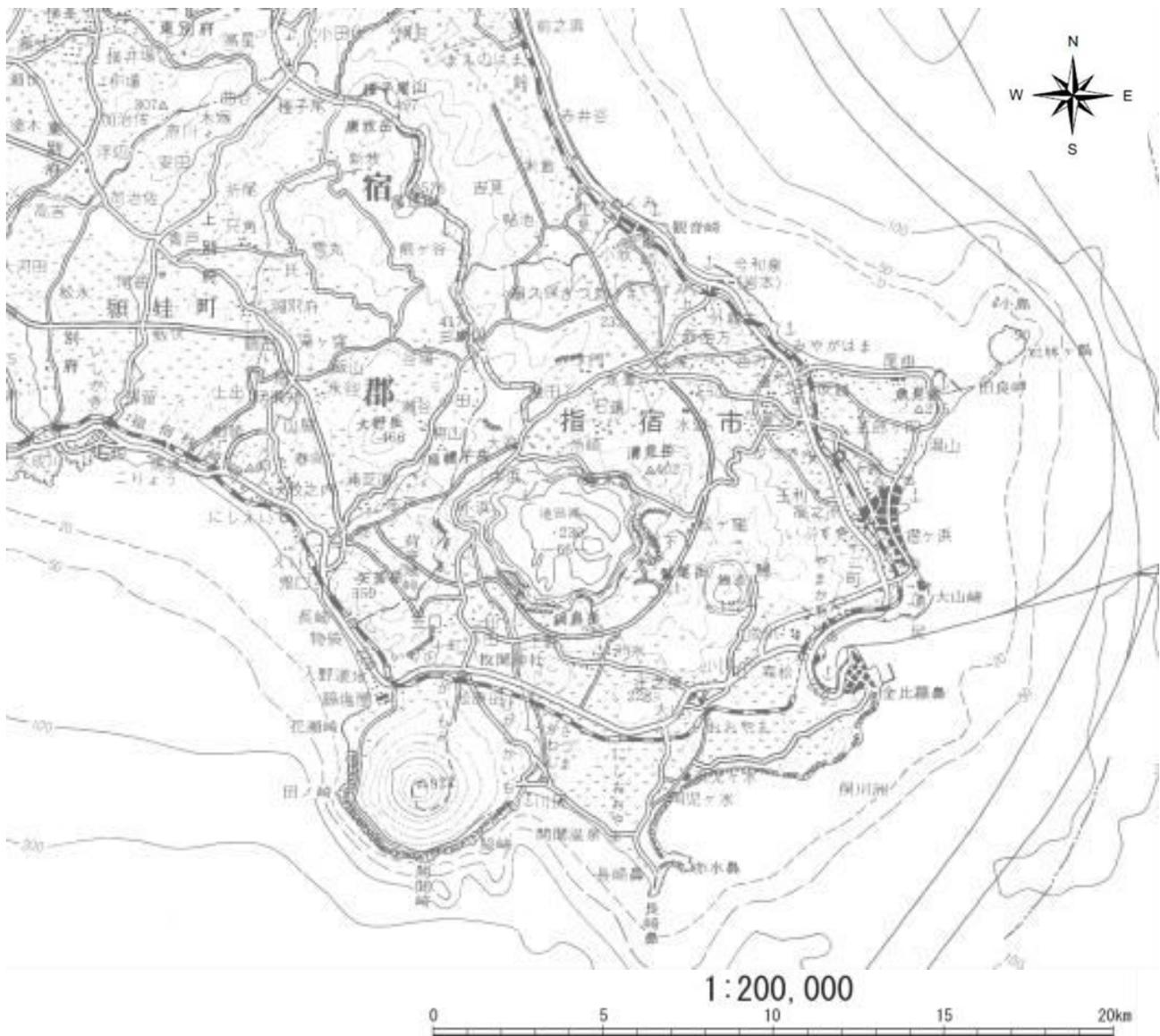


図4-1-1 開聞岳周辺の地形図（国土地理院発行1:20,000地勢図より）

(2) 気象条件

① 風速

1995年の高層気象観測データ(観測点:鹿児島市東郡元町)から、開聞岳周辺上空(3,000m~10,000m)の風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向: 春季, 秋・冬季の上層風は上空3,000m~10,000mまでほとんどが西風である。  
夏季は南西の風の頻度が高い。  
高度による風向の差は殆どない。

風速: 冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを越えることがある。  
夏季はどの高度でも秒速20mを越えることはあまりない。

なお、上空5,600m付近の風向風速を図4-1-2に示す。

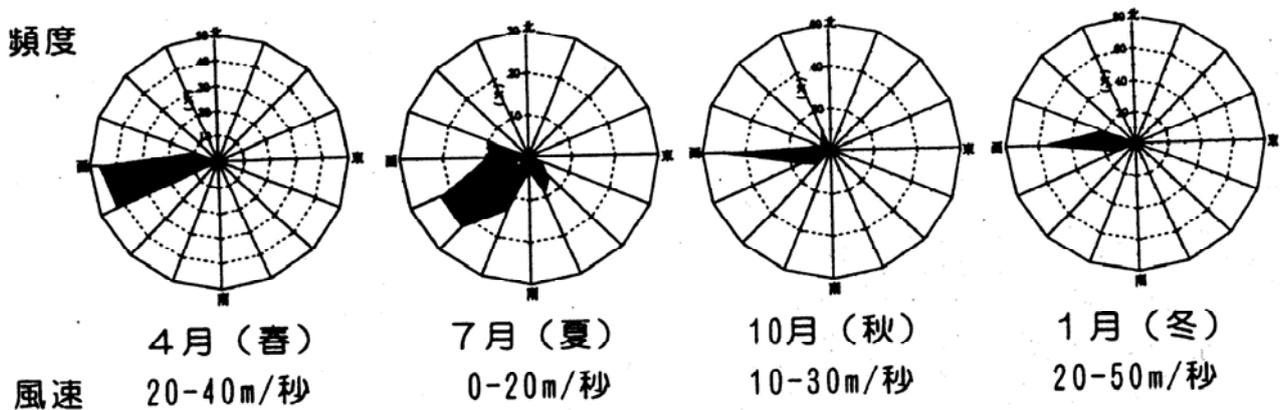


図4-1-2

② 降水量

開聞岳周辺では、梅雨時の6月の降水量が多く、月平均300mm以上の降水が観測されている。一方、冬季の11月から2月までは、月平均100mm前後と降水量は少ない。枕崎測候所で観測された降水量の平年値を図4-1-3に示す。

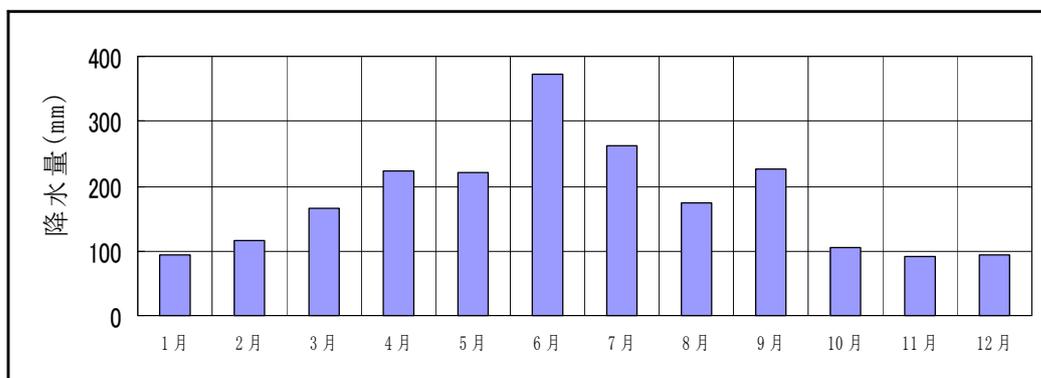


図4-1-3 枕崎測候所の降水量の平年値(1971~2000年)

## 2. 開聞岳の活動史

### (1) 開聞岳の活動

3～4万年前に、薩摩半島南部では阿多カルデラを生じる大規模な噴火活動が発生した。その後、阿多カルデラ内では10数個の溶岩ドームやマール、カルデラが相次いで活動を開始した。開聞岳はこれらの阿多カルデラの後カルデラ丘の一連の活動として、およそ4,000年前から活発な活動を開始した（中村, 1980）。

開聞岳周辺の火山噴出物調査によると（中村, 1967）、開聞岳の火山灰層序は図4-1-4のように示される。

### (2) 歴史時代の火山活動

開聞岳の活動についての記録は、B. C. 520～477年頃のものからあり、現在までに6回の噴火の他、3回の異常が記録されている。なお、B. C. 520～477年頃および91年の噴火は伝説と考えられ信憑性に乏しい（石川, 1981）。

#### **BC. 520～477年**

噴火？

#### **91年（十二代景行天皇二十年）**

噴火？

#### **貞観2年（860年）**

異常？

#### **貞観8年（866年）**

異常？

#### **貞観16年3月4日（874年3月29日）**

山頂から噴火がはじまり、火山雷、振動を伴って火山灰・火山砂等が終日降下し、3～15cm積もった。また、爆発に伴う上昇気流によって激しい降雨が発生した。

#### **元慶6年（882年）**

異常？

#### **元慶8年（884年）**

爆発音？

#### **仁和元年7月12日夜（885年8月29日）～同年8月11日（9月27日）**

噴火によって星が見えないほど暗くなり、雨のように土砂が降った。噴火は一時停止したが、9月27日に再び噴火、雷のような震声とともに砂が降り、翌28日まで続いた。

古文書によると、874年あるいは885年の噴火では、山頂火口で噴火が始まりおよそ1日にわたって活動が続いている。この間風下側には大量の火山灰、火山砂を降下させている。噴

火記録のある枚聞神社は開聞岳北部，火口からおよそ3 kmに位置する。古文書には溶岩流や火砕流についての記載はないが，噴出物の分布から熱いスコリアの降下や火砕流，溶岩流の流下等が発生しているようである。なお，噴出物の層序から大量の降下火砕物が降下する前に溶岩が流出したことが確認されている（中村，1992）。また，爆発的な噴火に伴う上昇気流によって激しい降雨が記録されている。

歴史時代の最後の噴火記録は1615年のもので，この時の活動で開聞岳北西山腹の小丘が形成されたと推定される（水蒸気爆発による砕屑丘）。

### 3. 開聞岳の噴火の特徴

開聞岳の主な噴火活動は約4,000年前から始まり，平均して約100年（短くて約10年，長くて800年）の休止期間をはさんで続いている。総噴出物量は約5.7k m<sup>3</sup>，火山砕屑物と溶岩の体積比は7：1で，きわめて爆発的な活動である。

噴出物の分布や種類等から開聞岳の活動は以下のようにまとめられる。

- ① 阿多カルデラ内の他の後カルデラ丘の活動記録からみて，開聞岳の活動は未だ終了していない。
- ② 噴火は主に山頂火口で起こっているが，山腹斜面からの噴火も起きている。
- ③ 大量の火砕物を放出する爆発的な噴火と溶岩の流出を繰り返す。
- ④ 数千年の間にマグマの組成が塩基性から酸性へ変化している。
  - 溶岩ドームの形成や水蒸気爆発およびそれに伴う山体崩壊の危険性。
  - 溶岩ドームの崩壊に伴う火砕流の危険性。
  - 海中への土砂流入による津波等の危険性。
- ⑤ 噴火に伴って激しい降雨が記録されている。
- ⑥ 前兆現象については不明である。

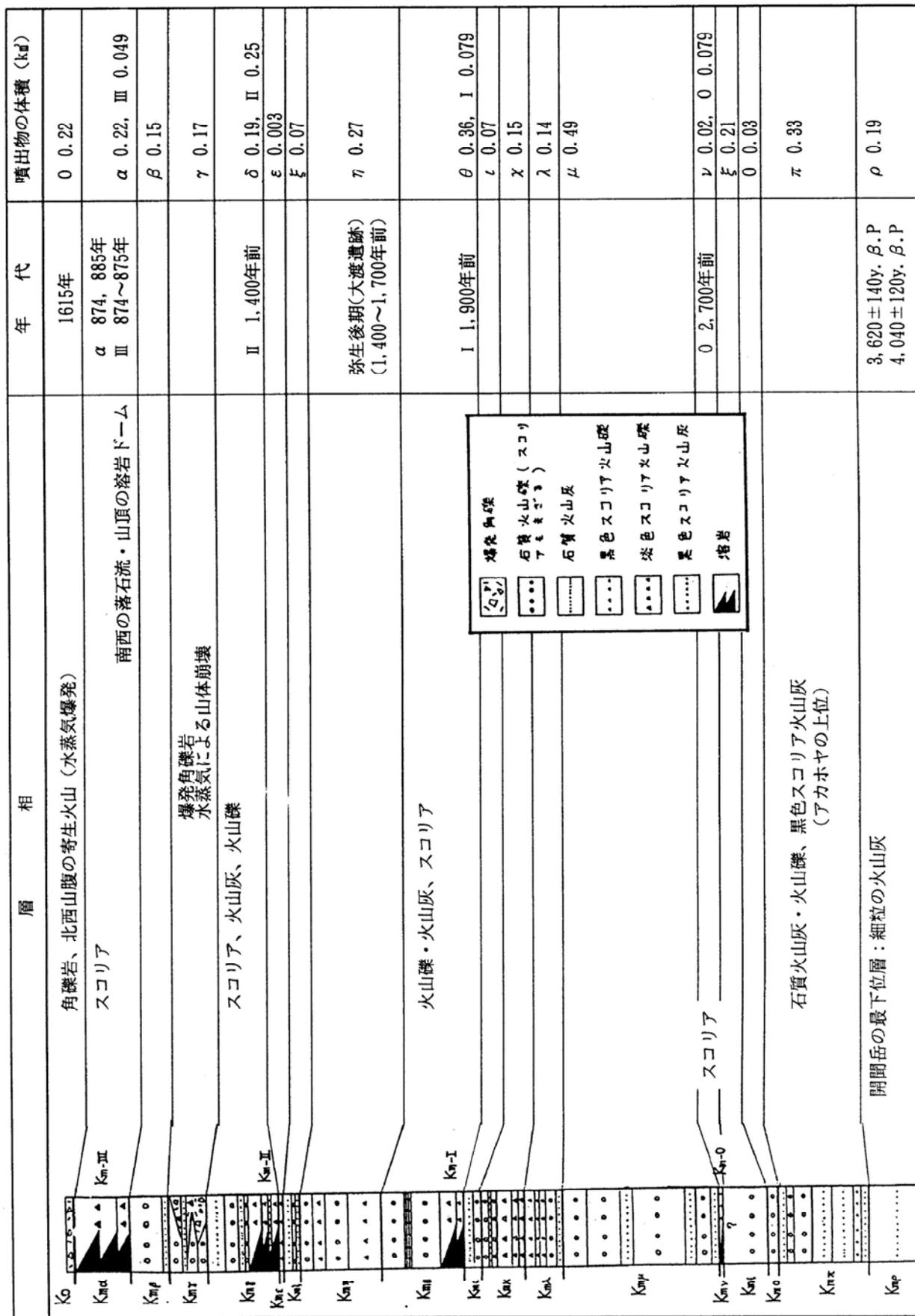


図 4-1-4

### 第3節 開聞岳周辺地域の社会条件

#### 1. 人口

開聞岳は鹿児島県指宿市に属しており、人口は46,822人である。開聞岳の東の川尻、北の開聞駅周辺、北西の脇には火口から3 km以内に人口密集地が分布している。

表4-1-1 開聞岳周辺の人口分布

市町名	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
指宿市	46,822	19,730	149.10	314.03

「平成17年国勢調査値」による。

#### 2. 交通

開聞岳の北にはJR指宿枕崎線が東西に通っており、国道226号がこれに平行している。また、開聞岳を周回するように九州自然歩道が通っている。

#### 3. 観測体制

京都大学は地震計及びGPS観測点をそれぞれ1点ずつ設置し、桜島の防災研究所火山活動センターまでテレメータして常時観測を行っている。図4-1-5には、観測施設の分布位置を示す。

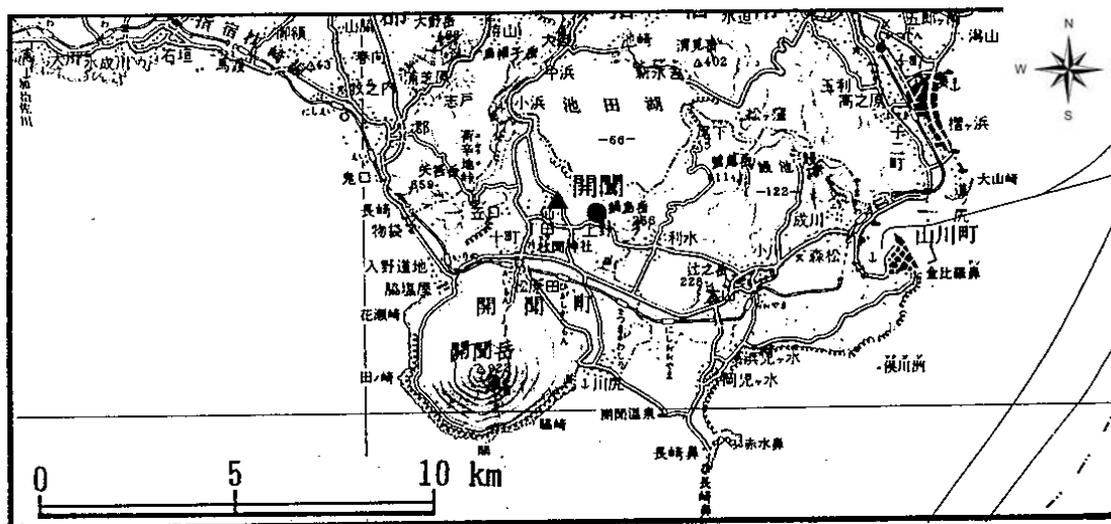


図4-1-5 火山観測施設位置図（京都大学）●地震観測点 ▲GPS観測点

## 第2章 災害予防

- 第1節 火山災害に強い地域づくり
- 第2節 住民の防災活動の促進
- 第3節 住民の防災活動の環境整備
- 第4節 火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

### 第1節 火山災害に強い地域づくり

火山災害に強い地域づくりを推進するためには、県及び市は、砂防施設等防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進し、平常から火山の監視に努め、少しでも早く噴火の前兆現象等を把握し、的確な方法で情報を収集・伝達することが重要である。

### 第2節 住民の防災活動の促進

開聞岳周辺の住民は開聞岳が活火山であるという意識を持つとともに、正しい防災思想と知識を身につけ、噴火災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

#### 1. 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県及び市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### 2. 防災知識の普及

##### (1) 防災知識の普及

県及び市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対し防災知識の普及、啓発を図る。

- 家庭等での予防、安全対策
  - ・ 2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保

① 防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設設置に努める。

② 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得て、ビデオ、掲示板等を活用する。

③ イベント等の開催

県及び市は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じて、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### **第3節 住民の防災活動の環境整備**

#### **1. 消防団の活性化の促進**

県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等など消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### **2. 自主防災組織の育成強化**

噴火その他の災害の発生に際しては、迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。

#### **3. 防災ボランティア活動の環境整備**

県及び市は、近隣市町、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織との交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

#### **4. 企業防災の促進**

##### **(1) 企業による防災活動の推進**

地元企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業に置いて災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。特に、宿泊施設や交通機関の管理者等は観光客の安全を確保するよう万全を期す。

##### **(2) 県及び関係市町の支援**

県及び市は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成の検討、実施を図る。

## **第4節 火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進**

### **1. 火山観測の充実・強化**

火山噴火による災害を軽減するために、平常から火山の観測と研究および監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

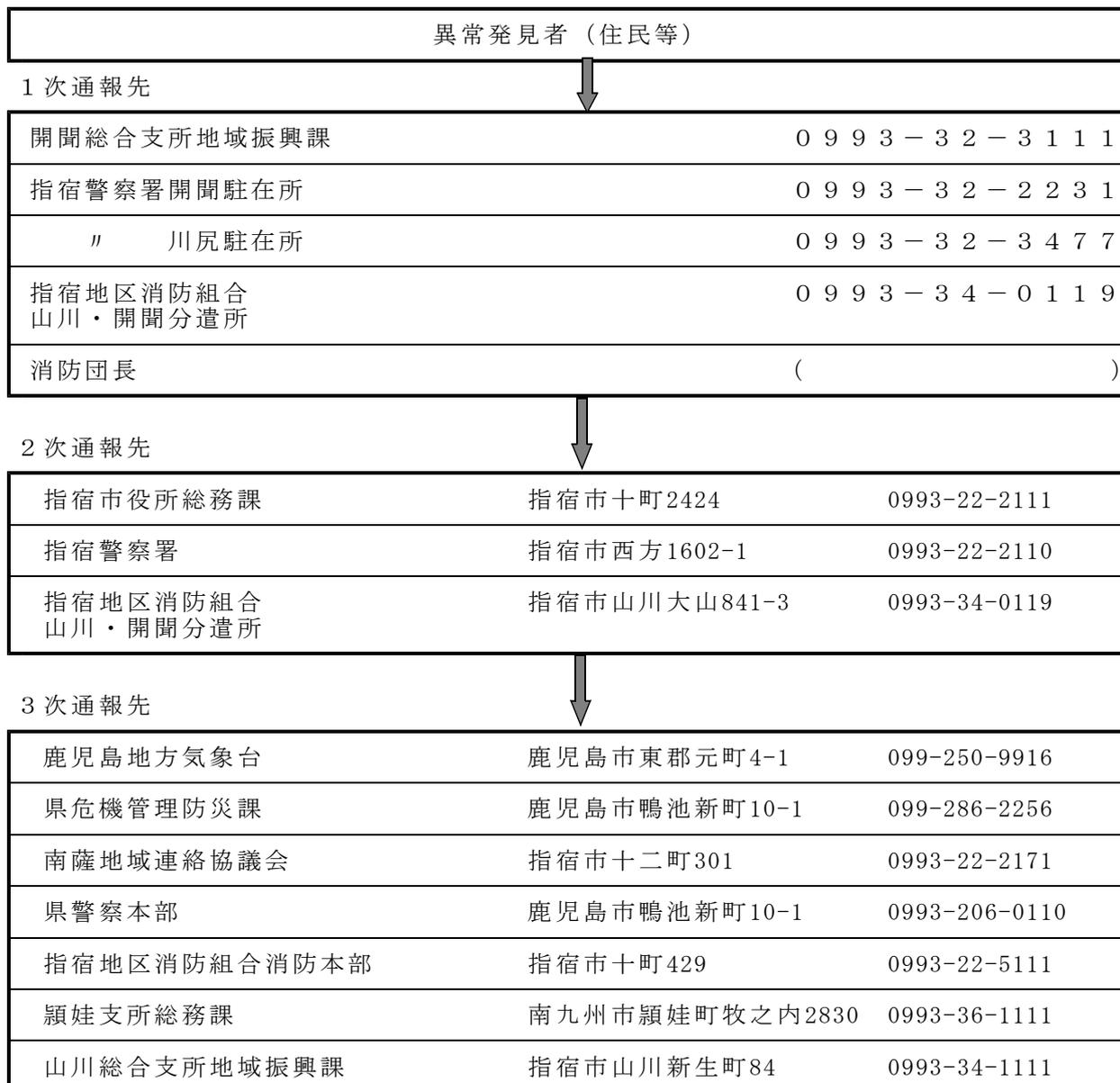
### **2. 火山噴火災害危険区域予測図の検討**

県は、過去の噴出物の分布、現在の地形等の研究をもとに火山災害の及ぶ範囲を示した開聞岳火山噴火災害危険区域予測図の作成について検討する。

### 第3章 災害応急・復旧対策

開聞岳の応急・復旧対策は総則及び他火山の計画により行う。  
通報系統を以下に示す。

○指宿市



## 第5部 薩南諸島

# 第1章 総 則

- 第1節 計画概要
- 第2節 薩南諸島の火山活動史
- 第3節 薩南諸島の自然条件
- 第4節 薩南諸島の社会条件

## 第1節 計画概要

### 1. 薩南諸島の火山の特殊性

薩南諸島の火山は、それぞれが離島であり、以下のような特殊性がある。

- ① 火山の観測監視体制が不十分。
- ② 周囲が海に囲まれ、孤立の危険性が高い。
- ③ 危険地域から避難する手段を船舶、航空機に依存しなければならない。
- ④ 過去の噴火に関する記録が残っていない。

### 2. 薩南諸島の火山災害対策の基本方針、基本的な考え方

薩南諸島の火山は、1で述べたような特殊性があり、このことを踏まえた計画を策定することが基本である。したがって、住民（島民）が日頃から火山に関心を持つことが重要であり、「火山現象に関して異変を察知した時は、ただちにもよりの支所及び出張所（以下、支所等とする）に通報するなど住民からの情報提供が重要である」ことを住民が理解することが前提となる。

したがって、関係町村は、支所等を通じて住民に火山活動等に関心を持つよう、関係町村の広報誌やパンフレット等によって啓発活動を行う。

#### （1）火山情報の通報と伝達

- ① 火山現象に関する情報の収集、報告
  - ア. 異変を察知したときの報告内容の確認、周知徹底。
  - イ. 異変に関する情報の連絡体制の確立。
- ② 火山情報の流れと防災機関の対応
  - 気象庁及び火山観測研究機関は、関係町村担当課及び県等から住民による異変に関する情報を得た時の対応方法をあらかじめ関係町村及び県と協議しておく。

#### （2）避難計画

住民の経験を考慮した計画であること、住民の自立的避難と行政による避難勧告に基づいた避難と行政の対応が明確になった計画であることが求められる。避難計画の整備の検討にあたっては以下の4点に留意する。

- ① 島内での避難経路と避難所（一時的な安全の確保）。
- ② 島外へ避難する場合の集合地点と方法。
- ③ 島外での避難所。
- ④ 避難計画の確立（連絡手段、避難の広報、誘導方法、避難手段等）。

(3) 予防、応急計画の充実

- ① (1) 及び (2) に関連する機関の役割を事前に明確にしておくこと。
- ② (2) に対応した施設等の整備充実に努めること。

### 3. 県の役割

県は、離島火山防災点検等を実施し、関係町村が行う地域防災計画の見直しや避難訓練等の災害予防対策及び発災時の応急対策に対して助言を行う。

また、関係町村担当課及び住民からの火山現象や異変に関する情報の確認整理と气象台及び火山観測研究機関への伝達、气象台及び火山観測研究機関から得た火山現象に関する情報の検討と関係町村への伝達を行う。

### 4. 災害対策連絡会議の開催

県は、必要に応じて三島村、屋久島町、十島村及び関係各機関によって構成される「薩摩硫黄島、口永良部島、中之島、諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方气象台や京都大学防災研究所附属火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。各連絡会議の構成及び連絡表を各章末の別表、薩南-1～4に示す。

### 5. 計画の構成と内容

薩南諸島の活火山のうち、記載したのは薩摩硫黄島の硫黄岳、口永良部島の新岳、中之島の御岳及び諏訪之瀬島の御岳の4火山である。

本計画では、各島を単位に章立てを行う。各章は次の4節からなる。

- |     |         |
|-----|---------|
| 第1節 | 防災環境    |
| 第2節 | 災害予防    |
| 第3節 | 災害応急対策  |
| 第4節 | 災害復旧・復興 |

各節の内容は次のとおりである。全体に関わることは総則を参照のこと。

- 第1節 防災環境
  - 1. 火山活動史
  - 2. 社会条件
  - 3. 火山噴火災害危険区域予測図
  
- 第2節 災害予防
  - 1. 火山災害に強い地域づくり
  - 2. 住民の防災活動の促進
  - 3. 住民の防災活動の環境整備
  - 4. 登山における安全確保対策
  - 5. 火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進
  
- 第3節 災害応急対策
  - 1. 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達
  - 2. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令
  
- 第4節 災害復旧・復興
  - 1. 復旧・復興の基本的方針の決定
  - 2. 原状復旧の進め方
  - 3. 計画復興の進め方
  - 4. 被災者等の生活再建等の支援
  - 5. 被災者への融資措置

## 第2節 薩南諸島の火山活動史

### 1. 火山活動史

薩南諸島は、九州の南に約500kmにわたって南北に連なっており、大隅諸島、トカラ列島、奄美諸島等からなっている。薩南諸島の内孤側（東シナ海側）には第四紀になってからも活動を行った火山島がいくつかある。このうち、黒島、臥蛇島、小臥蛇島、平島、小宝島、宝島は、数百年前から数十万年前に活動した旧期火山島で、現在は活動を停止している。一方、竹島、硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、悪石島、上之根島、横当島は数十万年前から現在にかけて活動を行った新期火山島で、なかでも硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島は活火山として分類されている。

薩南諸島の火山の噴火記録は、約200年前以降しか残っていないが、噴出物の状況からそれ以前も活発な活動が続いていたと考えられる。薩南諸島の火山活動と観測体制について、図5-1-1に示す。

### 2. 火山観測

薩南諸島の火山観測は、1966年の口永良部島噴火を契機として開始された。

現在、京都大学防災研究所附属火山活動研究センターによって4島に地震観測点とGPS観測点が、また、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島に空振観測点が設置されており、気象庁によって、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島に地震観測点、空振観測点、監視カメラ、GPS観測点が、また、口永良部島、諏訪之瀬島には、傾斜計が設置されており、常時観測が行われている。なお、気象庁はこれらの4火山を対象に数年毎に定期的に基礎調査観測を実施している。

#### ●京都大学防災研究所附属火山活動研究センター

(平成22年4月)

観測内容	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
地震観測点	1点	6点	1点	1点
空振観測点	1点	1点	—	1点
GPS観測点	1点	1点	1点	1点
傾斜観測点	—	1点	—	—

#### ●気象庁

(平成24年1月)

観測内容	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
地震観測点	2点	5点	1点	2点
空振計	1点	2点	—	1点
監視カメラ	1点	2点	1点	1点 ※中之島から観測可
GPS観測点	1点	4点	—	1点
傾斜計	—	1点	—	1点

	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島	<備考>
1900	約6300年前、鬼界カルデラ巨大噴火	1841年大噴火、村焼亡、死者多数		1813年大噴火、溶岩流出、全島避難 1884年大噴火、溶岩流出	
1920	1914年地震	1914年鳴動、火口没	1914年小噴火	1914年鳴動、噴煙 1915年噴煙	1913年加久藤カルデラ群発地震霧島山噴火 ↓ ←1914年桜島大正大噴火
1940	1934～35年海底大噴火、新島形成 1936年地震鳴動	1931、1932年噴火 1933～34年噴火、死者8、負傷26 家屋山林耕地被害		1921年噴火 1922年噴火 1925年噴火  1938年噴火 1940年噴火	1935年桜島 ←噴火活動再開
1960	薩南諸島火山観測の契機	1946年割れ目噴火	1949年噴煙多量	1949年噴火 1950～54年時々噴火	桜島 観測所設置
1980	1988年噴煙(?)	1966年爆発、負傷3 1968～69年噴火  1972、1973年噴火 1974年噴火  1976年噴火  1980年割れ目噴火		1957年～噴火活動継続中  ← 1984年集中総合観測 ← 1989年集中総合観測 ← 1998年集中総合観測	67年阿多カルデラ群発地震 68年えびの地震  移動観測班活動開始  パソコン通信による準連続火山観測網整備開始  GPSによる火山体変動観測開始

図 5 - 1 - 1 薩南諸島の火山活動と火山観測  
(京都大学防災研究所 資料より)

### 第3節 薩南諸島の自然条件

薩南諸島は九州の南方に連なり，諏訪之瀬島をはじめ記載した4つの活火山を含む島々からなる。これらの活火山のうち面積が一番大きい島は口永良部島で38km<sup>2</sup>，また，最高点は中之島の御岳で海拔979mである。図5-1-2には，薩南諸島の地理的位置を示す。

#### 1. 薩南諸島の地理条件

各島の地理条件を表5-1-1に示す。

表5-1-1 薩南諸島の地理的条件

島名	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
位置	30° 47' 22" N 130° 18' 27" E (硫黄岳・三角点)	30° 26' 23" N 130° 13' 10" E (古岳)	29° 51' 20" N 129° 51' 33" E (御岳・三角点)	29° 38' 05" N 129° 42' 58" E (御岳)
標高	704m (硫黄岳・三角点)	657m (古岳・最高点)	979m (御岳・三角点)	799m (御岳)
周囲	14.5km	49.7km	28.0km	24.5km
面積	11.78km <sup>2</sup>	38.04km <sup>2</sup>	27.54km <sup>2</sup>	24.50km <sup>2</sup>

#### 2. 薩南諸島の気象状況

薩南諸島の当該島には，気象台による気象観測点が設置されていない。そこで，ここでは近隣の気象観測点3点のデータを示す（表5-1-2）。

表5-1-2 観測点一覧

地点名	北緯	東経	露場海面 上の高さ	近接する島名
枕崎	31° 16'	130° 18'	29.5m	薩摩硫黄島
屋久島	30° 23'	130° 40'	36.4m	口永良部島
名瀬	28° 23'	129° 30'	2.8m	中之島・諏訪之瀬島

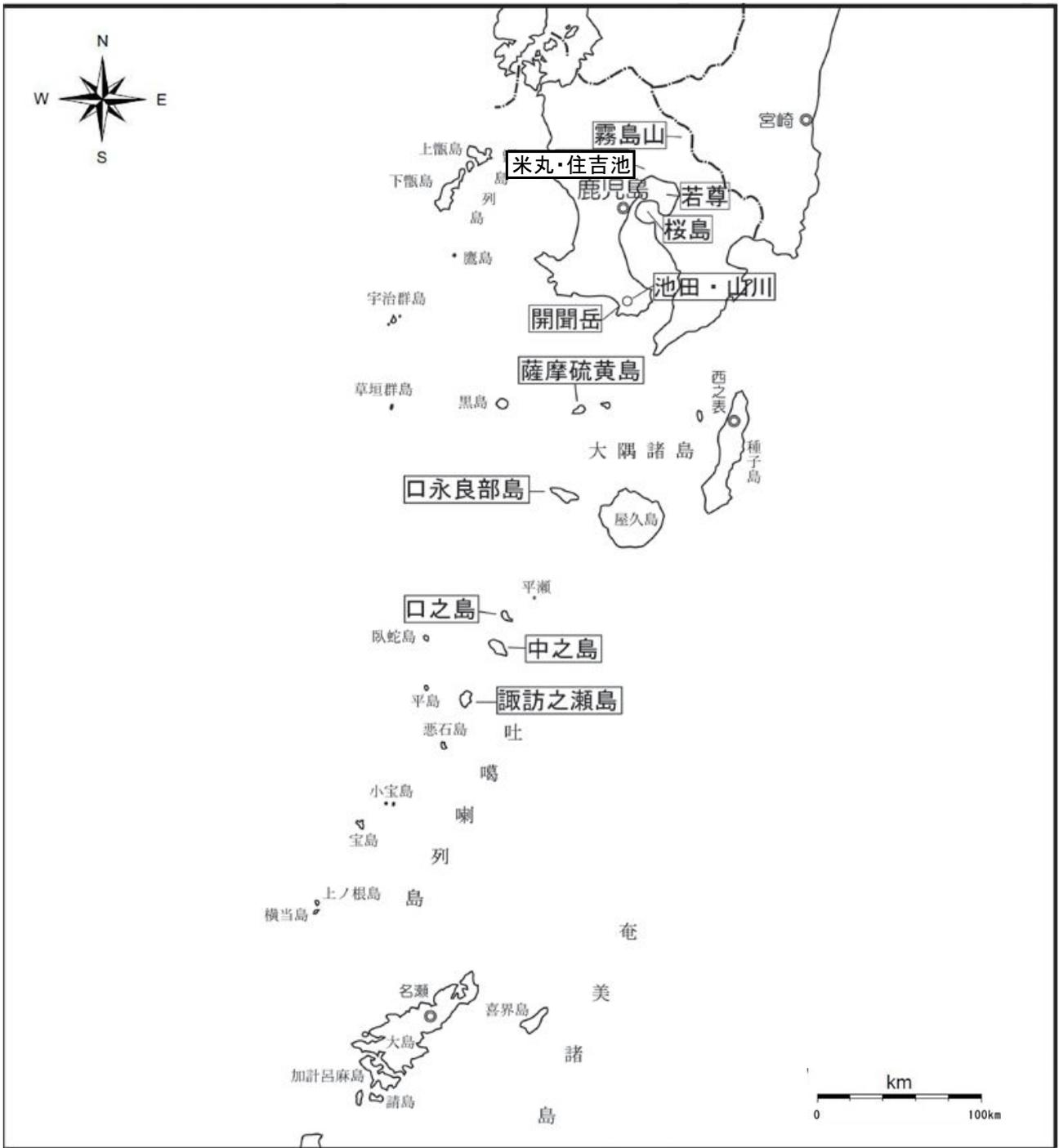


図 5 - 1 - 2 位置図

(1) 気温

上記3地点の月別平均気温を表5-1-3に示す。枕崎は本土に位置し、緯度的にも北にあるため、冬と夏の気温差が比較的大きいが、屋久島、名瀬は海に囲まれているため、年較差が比較的小さい。また、枕崎の1、2月を除くと月別平均気温が10℃を下回ることはなく、温暖な気候となっている。

表5-1-3 月別平均気温 (単位:℃)

地 点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	統計年*
枕 崎	8.6	9.3	12.2	16.3	19.7	23.0	26.7	27.3	24.7	20.1	15.3	10.5	17.8	30年
屋久島	11.4	11.7	14.2	17.6	20.5	23.5	26.6	26.9	25.1	21.6	17.7	13.4	19.2	30年
名 瀬	14.6	14.9	17.0	20.0	22.6	26.0	28.4	28.1	26.5	23.5	20.0	16.4	21.5	30年

\* 観測期間は30年(1971~2000年)。

(2) 降水量

上記3地点の月別降水量を図5-1-3および表5-1-4に示す。3地点とも年間を通じて雨が多く、一番少ない枕崎でも年間に2,000mmを越す降水が記録されている。また、屋久島では年間の降水量が4,000mmを超えている。月別の降水量をみると、5、6月の梅雨期と9月の台風期が多く、冬季および7、8月の盛夏が比較的少ない。

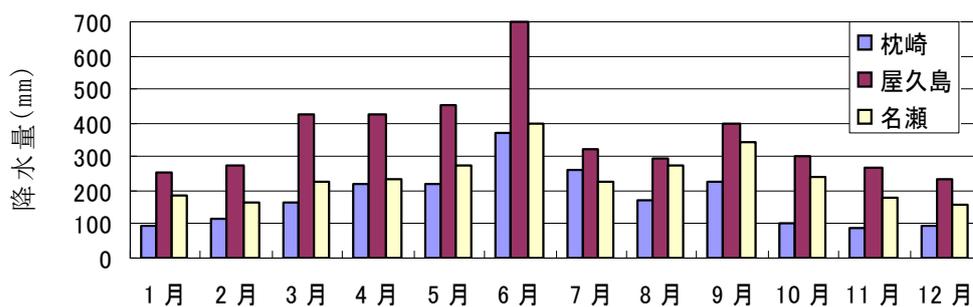


図5-1-3 月別降水量 (1971~2000年)

表5-1-4 月別降水量

(単位：mm)

地点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	統計年*
枕崎	93.5	115.7	164.2	222.8	219.4	371.5	260.9	175.0	227.5	103.6	92.1	92.9	2139.1	30年
屋久島	257.3	272.9	427.0	425.6	454.6	697.1	324.9	296.0	398.6	303.8	270.6	230.4	4358.8	30年
名瀬	187.0	166.5	227.6	235.7	276.7	401.2	227.8	276.7	341.2	238.7	176.2	158.2	2913.5	30年

\* 観測期間は30年(1971～2000年)。

## (3) 風向

上記3地点の月別最多風向を表5-1-5に示す。枕崎では、年間を通じて北の風が卓越しているが、屋久島では5月から8月にかけて南の風、9月に西北西の風となり、10月から翌4月にかけて北西の風が卓越している。また、名瀬では4月から10月にかけて南よりの風が卓越し、11月から翌3月まで、北北西から北の風が卓越する。なお、高層気象観測については、鹿児島(鹿児島市東郡元町)と名瀬(名瀬市港町)に観測点がある。鹿児島での観測によると、春季、秋～冬季の上層風は、上空3,000m～10,000mまで西風が卓越し、夏季は南西の風の頻度が高くなる。

表5-1-5 月別最多風向

地点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	統計年*
枕崎	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	16年
屋久島	NW	NW	NW	NW	S	S	S	S	WSW	NW	NW	NW	NW	15年
名瀬	N	N	N	S	S	S	S	SSE	S	S	NNW	NNW	S	16年

\* 観測期間は、1990年から統計年分を遡った期間(30年：1961～1990年、15年：1976～1990年)

#### 第4節 薩南諸島の社会条件

薩南諸島の4火山について、社会的条件を以下の表5-1-6に示す。

表5-1-6 (1) 薩南諸島の社会条件 (平成22年4月1日)

	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
行政区	三島村	屋久島町	十島村	十島村
世帯数	58世帯	77世帯	84世帯	22世帯
人口	105人	138人	136人	36人
65歳以上	41人	59人	70人	5人
5歳未満	2人	5人	12人	3人
港湾及び漁港	硫黄島港 大浦港(はしけ利用, 長い階段を下る)	口永良部漁港(第4種) ・400t級接岸可(平成9年) ・南からの波のとき, 使用困難 ・夜間照明施設なし 湯向港(水深4.5m) ・400t級の船が着岸可能 岩屋泊(南風時の避難港) ・港湾施設なし	中之島港(県管理)	切石港 元浦港
船舶	村営船「みしま」 ・1,200t ・最高19ノット ・定員200名 漁船 約13隻 ・定員合計約90名 ・0.6t~8.5t 遊漁船(枕崎港)	町営船「フェリー太陽」 ・499t ・定員100名 個人所有船 ・口永良部漁船18隻(定員合計141名) ・西之浜港3隻(定員合計10名) ・湯向港2隻(定員合計47名)	村営船「フェリーとしま」 ・1,391t ・航海速力19ノット ・定員200名 行政連絡船「ななしま2」 ・19t ・定員12名(臨時30名) 漁船 約15隻	村営船「フェリーとしま」 ・1,391t ・航海速力19ノット ・定員200名 行政連絡船「ななしま2」 ・19t ・定員12名(臨時30名) 漁船 約10隻
	海上保安庁 巡視船 ・自衛隊			
出航地からの所用時間	みしま: 3時間30分 (鹿児島港から)	フェリー太陽 : 1時間40分 (屋久島宮之浦から)	フェリーとしま : 7時間15分 (鹿児島港から) ななしま2 : 2時間30分 (屋久島宮之浦から)	フェリーとしま : 9時間55分 (鹿児島港から) ななしま2 : 3時間10分 (屋久島宮之浦から)

表5-1-6 (2) 薩南諸島の社会条件 (平成22年4月1日現在)

	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
飛行場・ヘリポート	硫黄島飛行場 ・枕崎空港より15分 硫黄島城ヶ崎ヘリポート ・硫黄島飛行場のエプロン部分をヘリポートとして利用	折崎ヘリポート (総敷地面積8,000㎡) ・夜間照明施設有 湯向牧場仮設ヘリポート ・鹿屋よりヘリで約30分	中之島ヶブシヘリポート ・60m×60m ・夜間照明施設有(携帯式を使用) 中之島椎崎ヘリポート ・60m×60m ・夜間照明施設はなし	飛行場跡地 →現在場外離着陸場として利用 ・夜間照明施設有 ・滑走路820m×25m
道路	村道： 主要道は幅員5m アスファルト舗装	町道： コンクリート舗装 一周林道： コンクリート舗装	村道： 南廻り線(現在先割岳の南側区間不通) 中央線 海岸線 いずれも舗装済 林道：中之島線 約11km未舗装	すべて村道 舗装済
診療所	・日赤医師1名常駐(村内を巡回診療) ・看護師1名常駐 ・他に鹿大, 移動保健所等あり	・町立口永良部診療所 ・医師, 看護師各1名常駐 ・他に鹿大, 歯科医師会巡回診療	・看護師1名常駐 ・月1～2日 医師の巡回(主に日赤) ・他に鹿大, 移動保健所	・看護師1名常駐 ・月1～2日 医師の巡回(主に日赤) ・他に鹿大, 移動保健所
商店	食料・雑貨店 3店舗	雑貨店 3店舗	雑貨店 1店舗	雑貨店 1店舗
宿泊施設	民宿5軒 ・収容人数 合計128名	民宿5軒, 旅館1軒 ・収容人数 合計85名	民宿3軒, ・収容人数 合計 47名	民宿3件 ・収容人数 合計 29名
観光目的	・釣 ・温泉	・釣 ・湯治	・釣 ・温泉 ・登山	・釣 ・トレッキング

## 第2章 薩摩硫黄島

- 第1節 防災環境
- 第2節 災害予防
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧・復興

### 第1節 防災環境

#### 1. 火山活動史

薩摩硫黄島は、鬼界カルデラの北西端に位置する後カルデラ火山群である。鬼界カルデラの活動は、先カルデラ火山群、カルデラ形成期、後カルデラ火山群の活動の3期に分けられ、カルデラ形成期に大規模な火砕流が発生し、東西20km、南北17kmのカルデラが形成されたと考えられている。

薩摩硫黄島には、先カルデラ火山群の矢筈山、長浜溶岩、カルデラ形成期の火砕流堆積物、そして後カルデラ火山群の稲村岳、硫黄岳が分布している。

稲村岳の活動は、硫黄島の活動に遅れて開始し、玄武岩質から安山岩質の溶岩の流出とスコリア丘を形成した。およそ3,000年前以降、活動を休止している。

硫黄岳は、歴史時代に噴火の記録はないが、噴出物の年代測定から5,200年前ごろから活動を開始し、稲村岳の活動を挟んで歴史時代におよぶと考えられている（奥野ほか、1996）。約3,000年前には硫黄岳の西側が山頂から大規模に崩壊した。また、約1,500年から1,300年前頃に2回の比較的大きい爆発的活動が起こり、爆発角礫岩や火砕流堆積物を噴出した。現在も頂上および山腹の各所から噴気活動を続けており、所によっては800度を越す高温の噴気もある。1934年9月、硫黄島東方で発生した海底火山活動によって昭和硫黄島が形成された。

#### 2. 社会条件

薩摩硫黄島は鹿児島市南方およそ100kmに位置し、竹島、黒島とともに鹿児島郡三島村に属している。人口は105人、このうち65歳以上の人口が41人（39%）をしめ、3人に一人は65歳以上と高齢化が進んでいる。集落は硫黄島港に近い長浜浦沿いの低地に立地している。

島と鹿児島港間には村営船「みしま」（1,200t、定員200名）が3時間30分で連絡している。港湾は、島の南部に硫黄島港がある。また、島の西側に大浦港があるが、急な階段を利用しなければ到達できない。島の西部には硫黄島飛行場（村営）があり、枕崎まで15分で到着する。島内の主要道（村道）は幅員5mで、アスファルト舗装がされている。

島内には5件の民宿があり、128人まで収容することができる。来島者の多くは、釣り客、温泉客等である。

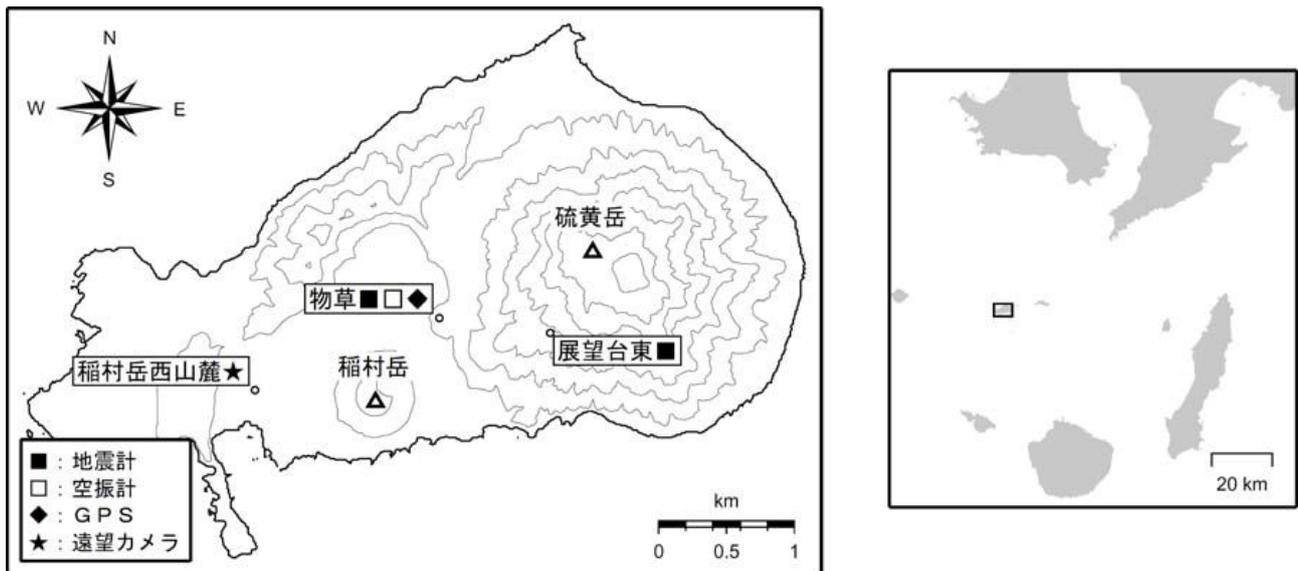


図 5 - 2 - 1 薩摩硫黄島の火山観測点

### 3. 火山噴火災害危険区域予測図

#### (1) 噴火の場所，規模，様式

薩摩硫黄島では，火山活動についての文書記録は残っていない。そこで，噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模，様式を表 5 - 2 - 1 に示す。

表 5 - 2 - 1 想定噴火

場 所	硫黄岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	火砕流・溶岩流を伴う爆発的な噴火，山体崩壊

なお，稲村岳は3,000年前の噴火以降活動の記録はないが，今後噴火をする可能性も否定できない。

(2) 災害要因の検討

硫黄島で考えられる火山の災害要因を表5-2-2に示す。

表5-2-2 想定される火山災害要因

災害要因	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎	○	◎
降下火砕物*	◎	◎	◎	◎
火砕流	○	○	○	○
溶岩流	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	◎	◎
火山ガス*	◎	△	○	○
山体崩壊	◎	△	◎	○
津波	○	△	○	△

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生に注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

(3) 火山噴火災害危険区域予測図

硫黄岳において規模の大きい噴火が発生した場合に、想定される災害危険区域を図5-2-3に示した。また、想定される被害は以下のとおりである。

① 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約1.5kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。災害危険区域内に人家は無いが、硫黄岳の南麓の東温泉や北西麓の坂本温泉、硫黄岳登山道沿いの展望台等観光施設が分布している。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

② 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、図5-2-2に危険区域を示していない。薩摩硫黄島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

### ③ 火砕流・溶岩流

噴火に伴って、火砕流・溶岩流が発生した場合、硫黄島の集落に達する危険は無いが、展望台や東温泉には到達する危険がある。溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

### ④ 泥流・土石流

噴火に伴って、硫黄岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。泥流・土石流が発生した場合、集落に被害を及ぼす可能性がある。

### ⑤ 火山ガス

硫黄岳の周辺には噴気孔が多数あり、有毒な火山ガスを噴出している。火山ガスは、気象条件の変化によって滞留、拡散を繰り返しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

### ⑥ 山体崩壊

硫黄岳は山体が急峻であり、変質も進んでいるため、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

### ⑦ 津波

薩摩硫黄島は、鬼界カルデラの一部であり、昭和硫黄島のように近海で噴火活動が始まることも考えられる。噴火の開始によっては、津波が生じる危険がある。





## 第2節 災害予防

### 1. 火山災害に強い地域づくり

薩摩硫黄島には現在約120人の住民が生活している。本島東部には硫黄岳があり、噴火時には火口から2 km以上のところにまで、噴出岩塊が落下する危険がある。また、泥流、土石流に見舞われる危険性も高い。

県及び三島村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、集合場所、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、島の防災情報図は図5-2-2のとおりである。

### 2. 住民の防災活動の促進

本計画により薩摩硫黄島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身に付け、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与することを期待するものである。

#### (1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・三島村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び三島村と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県、三島村及び公共機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (2) 防災知識普及・訓練

##### ① 防災知識の普及

県及び三島村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し薩摩硫黄島の火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭での予防，安全対策
  - ・ 2～3日分の食料，飲料水，非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
 

様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
 

集合場所，一次避難所，退避所，避難経路，集結（乗船），場所（ヘリポート，港），島外避難所での行動等

#### ア．住民への啓発

現在の段階では薩摩硫黄島の火山の観測監視体制は十分とはいえず，住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって三島村は「火山現象の異変を察知した場合，直ちに支所等にその旨を伝えること」を広報紙やパンフレット等を配布し，啓発しておく。

#### イ．火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

三島村は，県の協力を得て硫黄島の火山の特質を考慮して，火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し，それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

#### ウ．防災教育

学校等教育機関においては，火山及び防災に関する教育の充実に努める。

#### エ．普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用する。

#### オ．イベント等の開催

県及び三島村は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### ② 防災訓練の実施，指導

ア．三島村は行政機関と住民が一体となって対策活動ができるよう，県の助言・指導を得て防災訓練を実施する。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり，関係機関の協力・参加を得てこれを実施するよう努める。

イ．地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。また，必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

### ③ 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等災害時要援護者に充分配慮する。

### 3. 住民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団の活性化の促進

県、三島村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### (2) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。具体的な自主防災組織の育成にあたっての留意点や活動内容は総則を参照のこと。

#### (3) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び三島村は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

#### (4) 宿泊施設の防災の促進

##### ① 宿泊施設の管理者（住居者）による防災活動の推進

宿泊施設の管理者（住居者）は、災害時に果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各施設において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

##### ② 県及び三島村の支援

県及び三島村は、全宿泊施設関係者の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

#### (5) 避難の安全確保

##### ① 避難集結地の徹底

三島村の広報や標識等であらかじめ掲示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる。

## ② 輸送手段の確保

### ア. 港湾施設等の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した港湾等の整備を行うように努める。

### イ. 船舶，航空機等の確保

輸送手段の確保は、概ね以下のとおりとし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

- ・ 県有船，村営船の活用。
- ・ 漁船等の活用。
- ・ 民間船舶等の活用。
- ・ 海上保安庁，自衛隊（船舶，航空機等）の活用。

### ウ. 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

## ③ 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認。
- ・ 避難施設の設置，堅牢化。
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保。

## ④ 島内の避難路の安全確保

- ・ 退避壕の事前設置。
- ・ 誘導施設，指示標識の事前設置。
- ・ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策。

## ⑤ 照明設備の整備

夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，必要箇所に設置する。

## 4. 硫黄岳登山における安全確保対策

① 三島村は硫黄岳火山の危険要因及び登山に許可が必要であることを登山口や展望台に案内板を設置したり，宿泊施設において周知する等の措置を行う。

② 火山活動が活発化した際には，規制段階にのっとり登山を規制する。

## 5. 火山災害及び火山災害対策に関する及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには，平常から火山の監視に努め，いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は，火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3節 災害応急対策

#### 1. 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合，三島村及び関係機関は情報の通報を実施する。通報系統は下記の通りである。

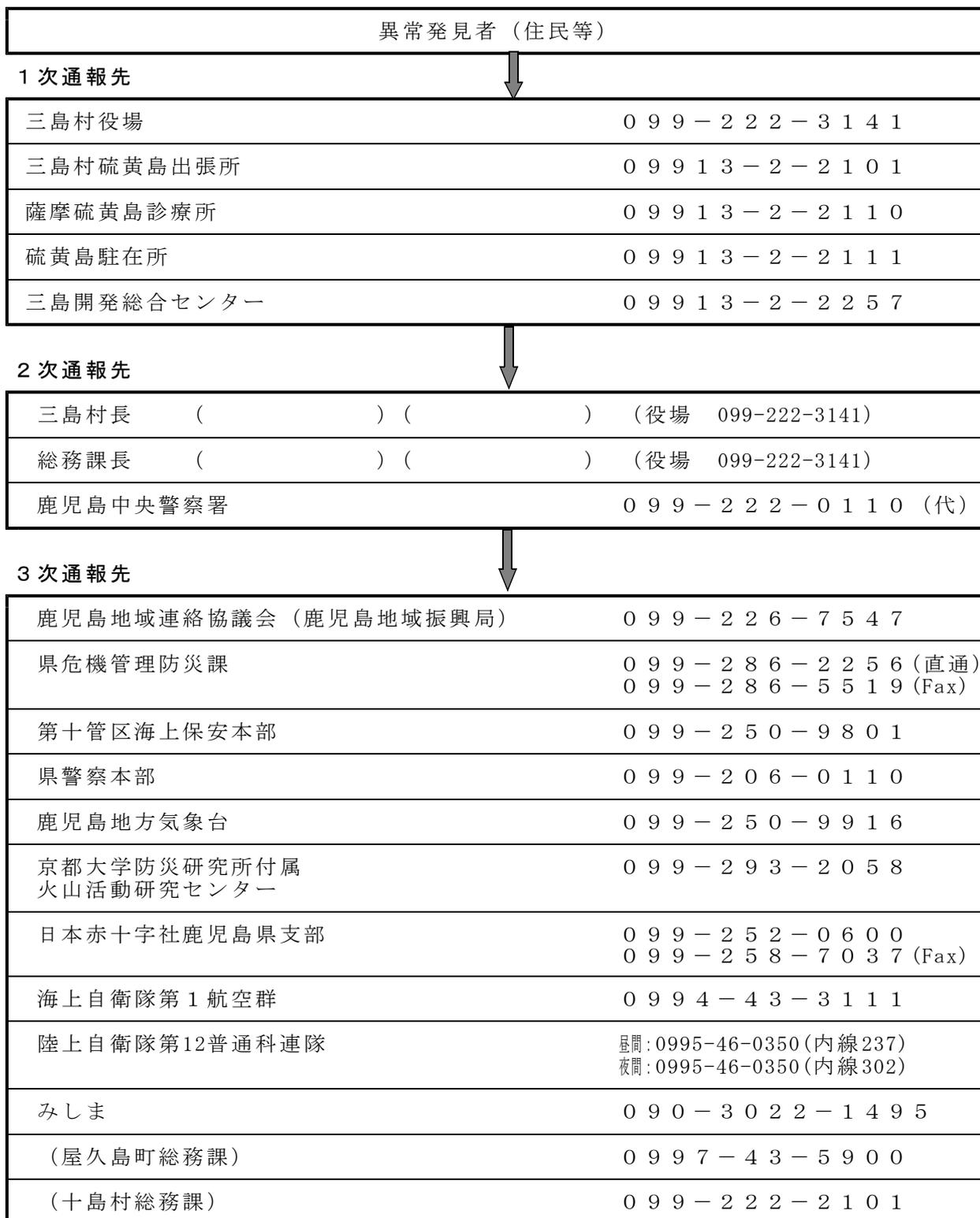


図5-2-4 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

① 異常現象の通報事項

噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。図5-2-4の系統に従って通報を行う。

- ア. 顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
  - 海岸線の変動
- イ. 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口，火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴火・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ. 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ. 顕著な気温の上昇
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の異常挙動
- オ. 海水・湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- カ. 有感地震の発生及び群発
- キ. 鳴動の発生

② 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

(2) 村による情報の収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

被害情報の収集は，下記のものを行う。

- 地域責任者（出張所長）
- 消防機関職員
- 三島村職員

## ② 被害情報の通報

三島村総務課は、収集・整理した被害情報を図5-2-4に従って関係機関に通報する。なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し一報を行うこととするが、通信の途絶等により、県に、通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備、勧告、指示等町の措置
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両、医療救援要請に関する情報
- 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

## ③ 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話及び携帯電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

## （3）県による情報収集及び伝達，通報

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。また、県は次の機関から情報を得る。

- 三島村
- 警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
- その他関係機関

なお、県は、上記機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊又は海上保安庁に対し、必要情報の収集を要請する。

申請内容

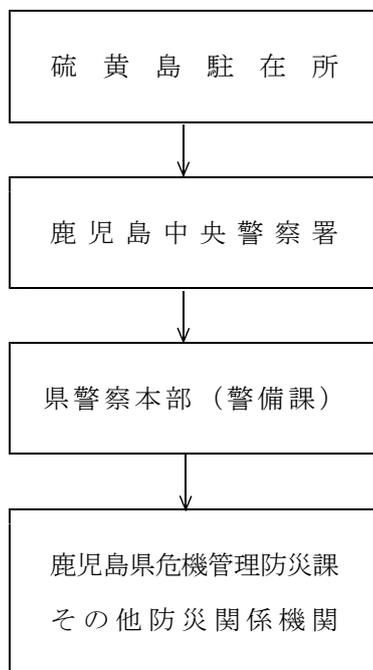
災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

(4) 県警による情報の収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

- 大きな噴火の発生が予想される場合
  - ・実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
  - ・情報部隊による各種情報の収集
  - ・実施部隊による諸対策の実施

② 被害情報の通報



③ 被害情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関するすべての事項

(5) 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

①火山現象に関する予報及び警報等

詳細については、第1部総則第3章第1節(2)参照

噴火警戒レベルの詳細は、別表薩南-2参照

②噴火予報・噴火警報の伝達系統

県は、噴火予報・噴火警報を受理したとき、次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。

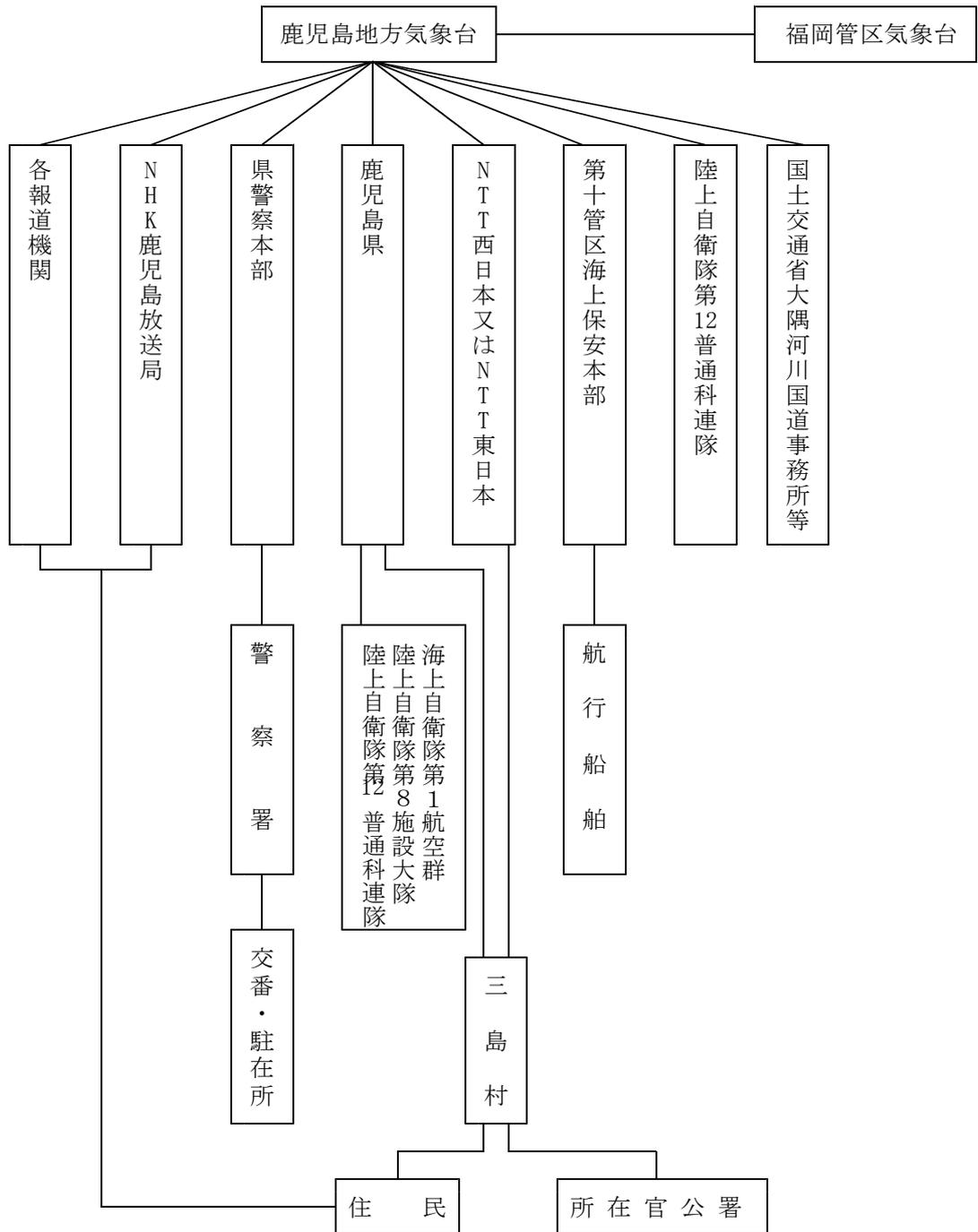


図5-2-5 噴火警報の伝達系統

(6) 通信手段の確保

① 通信手段の種類

- ・ N T T 電話回線
- ・ 県防災行政無線

② 情報伝達手段

- ・ サイレン
- ・ 有線放送

○ 防災行政有線放送（塔：3ヶ所）

- ・ N T T
- ・ 徒歩・口頭伝達

③ 防災行政無線

- ・ 移動系無線

## 2. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令

(1) 村長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

三島村長は，噴火警報等が発表された場合，薩摩硫黄島火山防災マップ等を活用し，薩摩硫黄島噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難勧告等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難勧告等発令は表5-2-4，薩摩硫黄島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針に基づき実施する。

表 5-2-4 薩摩硫黄島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル (キ-ワード)	住民への対応	登山者, 入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め, 住民等に対して島内また島外避難勧告, 避難指示を発令	
	4 (避難準備)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め, 住民等に対して島内また島外避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め, 災害時要援護者等に対して島内または島外避難準備を呼びかけ	硫黄岳火口から半径2km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)		硫黄岳火口から半径1km以内立入禁止
噴火予報	1 (平常)		硫黄岳火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて薩摩硫黄島噴火災害対策連絡会議を開催し, 被害影響予想範囲等の検討を行い, 三島村へ助言する。

※ 三島村は, 連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により, 避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

## (2) 警察官, 海上保安官及び自衛官の行う避難措置

三島村長のほか, 次の者が避難措置指示を実施することができる。なお, 避難の指示・勧告及び避難所の開設, 収容は, それぞれの法律により定められている。

- 警察官 (災害対策基本法61条, 警察官職務執行法4条)
- 海上保安官 (災害対策基本法61条)
- 災害派遣時の自衛官 (自衛隊法94条)

## (3) 県による避難

知事による避難の指示等の代行

知事は, 当該災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは, 避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を三島村長に代わって実施するものとする。

## (4) 薩摩硫黄島火山噴火災害対策連絡会議の開催

県は, 必要に応じて三島村及び関係各機関によって構成される「薩摩硫黄島噴火災害対

策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。（別表薩南－1参照）

同連絡会議は三島村長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

(5) その他の避難

上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- ① 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まった時
  - ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
  - ・避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる。
- ② 夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等により避難が遅れる時
  - ・集結地に集合した者の点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

(6) 避難指示等の伝達

① 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ，口頭及び拡声器による伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し，テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送，電話，航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報（エリアメール等），一斉同報メール，コミュニティーFMワンセグ（エリアワンセグ），デジタル・サイネージ，データ放送等を含めた複数の方法による伝達

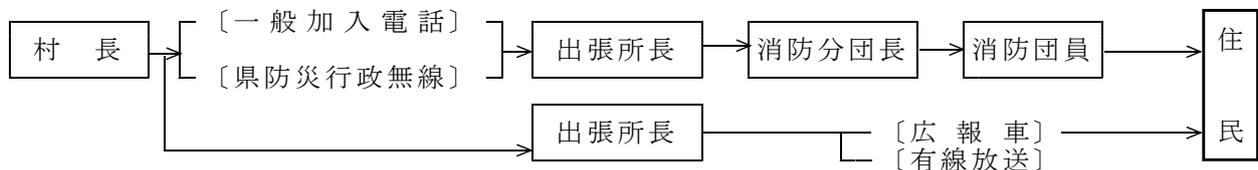


図5-2-6 避難指示等の伝達系統

② 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

(7) 報告・通報

三島村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。県知事は三島村長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

(8) 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

① 島内における避難

ア. 避難者の誘導方法

(a) 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路については噴火の状況により変化することがあるので、村において事前に十分検討しておく。
- 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

イ. 避難順位及び携帯品等の制限

(a) 避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

(b) 携帯品の制限

- |            |       |        |
|------------|-------|--------|
| ○ラジオ       | ○常用薬  | ○懐中電灯  |
| ○ヘルメット（頭巾） | ○かえ下着 | ○迷子札   |
| ○マスク       | ○タオル  | ○貴重品   |
| ○カップ（傘）    | ○防塵眼鏡 | ○携帯電話等 |

ウ. 避難手段

- 徒歩
- 自動車
- 船舶

## エ. 避難路及び避難所

決められた場所に集合後，下記の避難所に移動する。

表 5 - 2 - 5 避難経路及び避難所

順位	避難経路	交通手段	一次避難所	避難港等
1	村道	徒歩	三島開発総合センター	硫黄島港 硫黄島飛行場（村営）
2	村道	徒歩	老人福祉センター	

## オ. 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

## カ. 避難準備段階における小中学校の対策

- 児童生徒が家庭にいる場合，保護者とともに避難する。
- 児童生徒が学校にいる場合，学校長等とともに集合場所へ直行する。

## (2) 島外への避難

### ア. 避難手段

#### (a) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴石落下の障害もない場合は，船舶による避難を行う。

なお，噴火の状況により町営船舶，漁船等だけでは対応が難しい時，第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難協力を要請する。

#### (b) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合，あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は，ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

#### (c) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で，かつ航空機も使用できない状況下では，大浦港等からはしけによる避難を行う。

なお，その際には救命胴衣を着用する。

## イ. 夜間における避難

島の道路は狭く、夜間照明が未整備のため港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ. 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ. 災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ. 避難所の開設

避難者を受入れる側の竹島又は黒島では収容人数を確認のうえ、施設や物資の準備をしておく。

カ. 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

(9) 避難所

避難所は原則として竹島又は黒島に設定する。

① 避難所の開設

三島村長は避難をした薩摩硫黄島住民のため県及び竹島、黒島の協力を得て、竹島、黒島島内に下記のとおり避難所を設定する。

表 5-2-6 島外避難所

交 通 手 段	島 外 の 避 難 所
船舶，ヘリコプター等	竹島（竹島あいあい会館） 黒島（大里ふるさとセンター）

② 避難所の運営管理

- ア. 情報の伝達，食料，水の配布
- イ. 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣町村に対し協力を求める。
- ウ. 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- エ. 避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。
- オ. 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- カ. 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 避難勧告・指示の解除

村長は、避難勧告・指示の解除にあたっては、噴火警報等の発表及び薩摩硫黄島噴火災害連絡会議による検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 火山活動の沈静化の確認</li><li>② 生活物資の確保</li><li>③ 情報伝達手段の確認</li><li>④ 緊急脱出手段の確保</li></ul> |
|---|

(11) 災害時要援護者への配慮

高齢者、幼児、病人、心身障害者、観光客、外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については、以下の点に留意して優先して行う。

① 避難誘導

ア．三島村長は、日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。

イ．特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

② 避難所

ア．避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。

イ．特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

ウ．災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮する。

(12) 応急仮設住宅等

- ① 県の応急仮設住宅の提供
- ② 応急仮設住宅に必要な資機材の調達
- ③ 広域的避難収容

## 第4節 災害復旧・復興

### 1. 復旧・復興の基本方向の決定

県及び三島村は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。この場合、次の2ケースについて基本的方向を定めておくものとする。

- (1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向。
- (2) 被害が甚大な場合の基本的方向。

第1部総則第4章参照のこと。

### 2. 原状復旧の進め方

- (1) 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し極力早期復旧に努める。

- (2) 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

- ① 公共土木施設
- ② ライフライン施設等
- ③ 降灰対策
- ④ がれきの処理

- (3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成する。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### 3. 計画的復興の進め方（第1部総則第4章参照のこと）

- (1) 復興計画の作成
- (2) 計画策定にあたっての理念
- (3) 防災地域づくりの基本目標

**4. 被災者等の生活再建等の支援（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 各種支援措置の早期実施
- (2) 税対策による被災者の負担の軽減
- (3) 住宅確保の支援
- (4) 広報・連絡体制の構築
- (5) 災害復興基金の設立
- (6) その他

**5. 被災者への融資措置（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 資金選定の指導
- (2) 資金の種類
- (3) 各種資金の貸付条件等

## 薩摩硫黄島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
京 大 火 山 活 動 研 究 セ ン タ ー		099-293-2058
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-254-7141
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	救 難 課	099-250-9800(代) (夜間099-250-9801)
陸 上 自 衛 隊 第 1 2 普 通 科 連 隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海 上 自 衛 隊 第 1 航 空 群	当 直 室	0994-43-3111(代)
日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九 州 運 輸 局 鹿 児 島 運 輸 支 局	総 務 企 画 担 当	099-222-5660
九 州 農 政 局 鹿 児 島 農 政 事 務 所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	防 災 対 策 担 当	099-227-9689
九 州 電 力 ( 株 ) 鹿 児 島 支 社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
三 島 村	総 務 課	099-222-3141(代)

薩摩硫黄島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流の発生 【過去事例】 500～600年前：山頂火口から火砕流が西側へ流下（距離は不明）</li> <li>噴石や溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以来に事例なし</li> </ul>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が拡大し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達することが予想される 【過去事例】 観測事例なし</li> </ul>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴石が火口から概ね2km以内に飛散、あるいは小噴火の拡大等により飛散が予想される 【過去事例】 観測事例なし</li> </ul>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等（2007年12月現在、村道を火口から約1.6kmで規制中）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 有史以降の事例なし</li> <li>小噴火の発生が予想される  【過去事例】 1998年～2004年10月：ごく小規模な噴火 1936年：火山性地震増加、噴煙増加</li> <li>居住地域から離れた海域での噴火 【過去事例】 1934年：東側沖合い約2kmで海底噴火（薩摩硫黄島形成）</li> </ul>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1990年～1997年の状態</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 火砕流の発生は、流下方向によりレベル3から5となる場合がある。

注3) 薩摩硫黄島では、過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

## 第3章 口永良部島

- 第1節 防災環境
- 第2節 災害予防
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧・復興

### 第1節 防災環境

#### 1. 火山活動史

口永良部島は、更新世中～後期に噴火活動を始めたと考えられ、時代の異なる溶岩流や火山砕屑物からなる複数の成層火山が複合している。島の東部の古岳、新岳は新しい火山地形を残しているが、歴史時代の活動記録が少ないため詳細は不明である。現在わかっている最古の噴火記録は1841年であるが、噴出物の記録からそれ以前にも活発に活動していたものと推定される。最近200年の間の活動記録は新岳のもので、10年ないし20年おきに噴火を繰り返している。

最近200年は爆発的な活動が多く、1841年、1933年には噴出岩塊によって死傷者が出ている。また、1931年には、西山麓にある向江浜へ土石流が流れ込み、多くの家屋に被害が生じている。また、新岳西側の溶岩流（新岳から流出）は新しい地形を残しており、今後溶岩を流出する可能性もある。

#### 2. 社会条件

口永良部島は、鹿児島市南南西およそ130kmに位置し、熊毛郡屋久島町に属している。人口は138人、このうち65歳以上の人口が59人（43%）と4島の中でも高齢化が進んでいる。集落は島全体に分散しているが、人口の大部分は口永良部出張所のある本村に集中しており、前田、向江浜、新村、田代、寝待、湯向といった集落に残りの世帯が分布している。

口永良部島は、屋久島宮之浦から「フェリー太陽」（町営船、499t、平成9年6月就航）が1時間40分で連絡している。避難港は、定期船が就航する口永良部漁港（第4種漁港、400t級船舶接岸可能）の他に湯向港および岩屋泊がある。湯向港は港湾整備により、平成14年に400t級の船舶が寄港可能となった。岩屋泊には港湾施設はないが南風時の避難港となる。また、はしけを使っての上陸することは可能である。ヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約30分で到着する。町道は、コンクリート舗装が完了し、島南東部の新規火山体を一周する林道も平成6年に開通し、平成16年にはコンクリート舗装が完了した。

島内には宿泊施設が5件あり、85人まで収容することができる。来島者の多くは釣り客、温泉客等で、寝待地区には湯治客が滞在している。

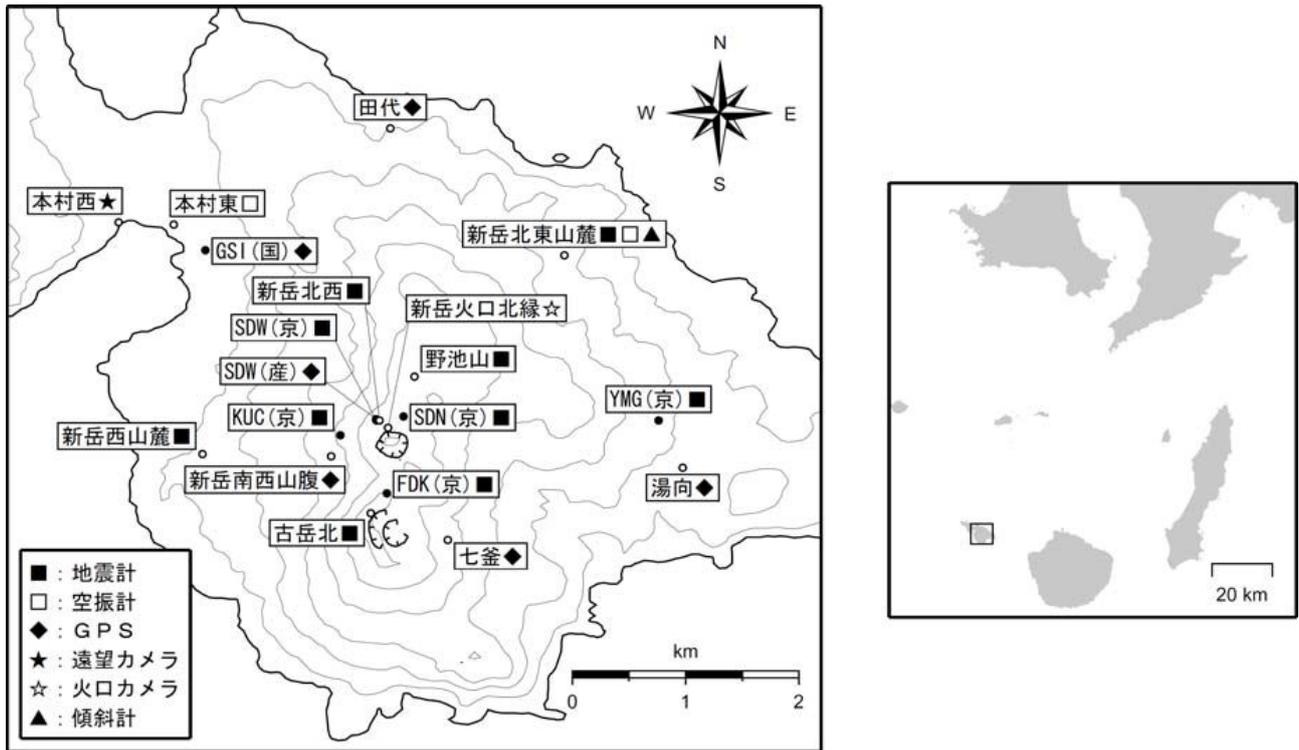


図 5 - 3 - 1 口永良部島の火山観測点

### 3. 火山噴火災害危険区域予測図

#### (1) 噴火の場所，規模，様式

口永良部島では，1841年の記録に残る最古の噴火以来現在まで10回以上の噴火あるいは異常が記録されているが，それ以前の噴火についての文書記録は残っていない。そこで，過去の噴火の記録の他に，噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模，様式を表 5 - 3 - 1 に示す。

表 5 - 3 - 1 想定噴火

場 所	新岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	火砕流・溶岩流を伴う爆発的な噴火，水蒸気爆発

(2) 災害要因の検討

口永良部島で考えられる火山の災害要因を表5-3-2に示す。

表5-3-2 想定される火山災害要因

災害要因	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎	○	◎
降下火砕物*	◎	◎	◎	◎
火砕流	○	○	○	○
溶岩流	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	◎	◎
火山ガス*	◎	△	○	○
山体崩壊	◎	△	◎	○
津波	○	△	○	△

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生に注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

(3) 火山噴火災害危険区域予測図

新岳において大規模な噴火が発生した場合、想定される災害危険区域図を図5-3-3に示した。また、想定される被害は以下のとおりである。

① 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約3kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。本村、前田、向江浜、田代、寝待等の集落に落下する危険がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

② 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、図5-3-2に危険区域を示していない。口永良部島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

### ③ 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が北西側に流れ出した場合、向江浜に到達する可能性がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

### ④ 泥流・土石流

噴火に伴って、古岳、新岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

泥流・土石流が発生した場合、向江浜、湯向に到達する可能性がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

### ⑤ 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

### ⑥ 山体崩壊

古岳、新岳等の口永良部島東部の火山体は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

### ⑦ 津波

新岳火口から西側に向かって何らかの理由で土砂が急速に流れ下り、海に流入した場合、津波が発生する危険がある。





## 第2節 災害予防

### 1. 火山災害に強い地域づくり

口永良部島には、現在約150人余の住民が本村をはじめ7つの集落で生活している。本島の東部には新岳の火山があり、島内北西部の大部分は噴出岩塊による災害が予想される危険区域に該当し、住民が多く生活している集落は、噴火時に泥流、土石流の危険性にも見舞われることが予想されている。また、各集落をつなぐ町道は、噴火時に通行不能となる可能性もある。

県及び屋久島町は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内の避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、島の防災情報図は図5-3-2のとおりである。

### 2. 住民の防災活動の促進

本計画により口永良部島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与することを期待するものである。

#### (1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・屋久島町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び屋久島町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県、屋久島町及び公共機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (2) 防災知識の普及・訓練

##### ① 防災知識の普及

県及び屋久島町は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し口永良部島の火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭等での予防，安全対策
  - ・ 2～3日分の食料，飲料水，非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
 

様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
 

一次避難所，二次避難所，退避所，避難経路，集結（乗船），場所（ヘリポート，港），島外避難所での行動等

#### ア．住民への啓発

現在の段階では口永良部島の火山の観測監視体制は充実しつつあるが，住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって屋久島町は「火山現象の異変を察知した場合，直ちに支所等にその旨を伝えること」を広報誌やパンフレット等を配布し，啓発しておく。

#### イ．火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配付

屋久島町は，県の協力を得て口永良部島の火山の特質を考慮して，火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配付し，それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

#### ウ．防災教育

学校等教育機関においては，火山及び防災に関する教育の充実に努める。

#### エ．普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用する。

#### オ．イベント等の開催

県及び屋久島町は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### ② 防災訓練の実施，指導

ア．屋久島町は，行政機関と住民が一体となって対策活動ができるよう，県の助言・指導を得て防災訓練を実施する。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり，関係機関の協力・参加を得てこれを実施するよう努める。

イ．地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。また，必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

### ③ 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等災害時要援護者に充分配慮する。

### 3. 住民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団の活性化の促進

県、屋久島町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### (2) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。具体的な自主防災組織の育成にあたっての留意点や活動内容は総則を参照のこと。

#### (3) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び屋久島町は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

#### (4) 宿泊施設の防災の促進

##### ① 宿泊施設の管理者（住居者）による防災活動の推進

宿泊施設の管理者（住居者）は、災害時に果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各施設において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

##### ② 県及び屋久島町の支援

県及び屋久島町は、全宿泊施設関係者の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

#### (5) 避難の安全確保

##### ① 避難集結地の徹底

屋久島町の広報や標識等であらかじめ掲示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる。

##### ② 輸送手段の確保

ア．港湾、漁港施設の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した港湾、漁港等の整備を行うように努める。

#### イ．船舶，航空機等の確保

輸送手段の確保は概ね以下のとおりとし，関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう，日頃から連携を図っておく。

- ・ 県有船，町営船の活用
- ・ 漁船等の活用
- ・ 民間船舶等の活用
- ・ 海上保安庁，自衛隊（船舶，航空機等）の活用

#### ウ．避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について，事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

#### ③ 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認
- ・ 避難施設の設置，堅牢化
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保

#### ④ 島内の避難路の安全確保

- ・ 退避壕の維持管理及び増備
- ・ 誘導施設，指示標識の事前設置
- ・ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

#### ⑤ 照明設備の整備

夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，必要箇所に設置する。

### 4．新岳及び古岳登山における安全確保対策

- ① 屋久島町は，新岳周辺における危険要因を住民及び観光客に周知する。
- ② 火山活動が活発化した際には，規制段階に応じて登山を規制する。

### 5．火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには，平常から火山の監視に努め，いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は，火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3節 災害応急対策

#### 1. 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の屋久島町及び関係機関は情報を通報する。通報系統は下記の通りである。

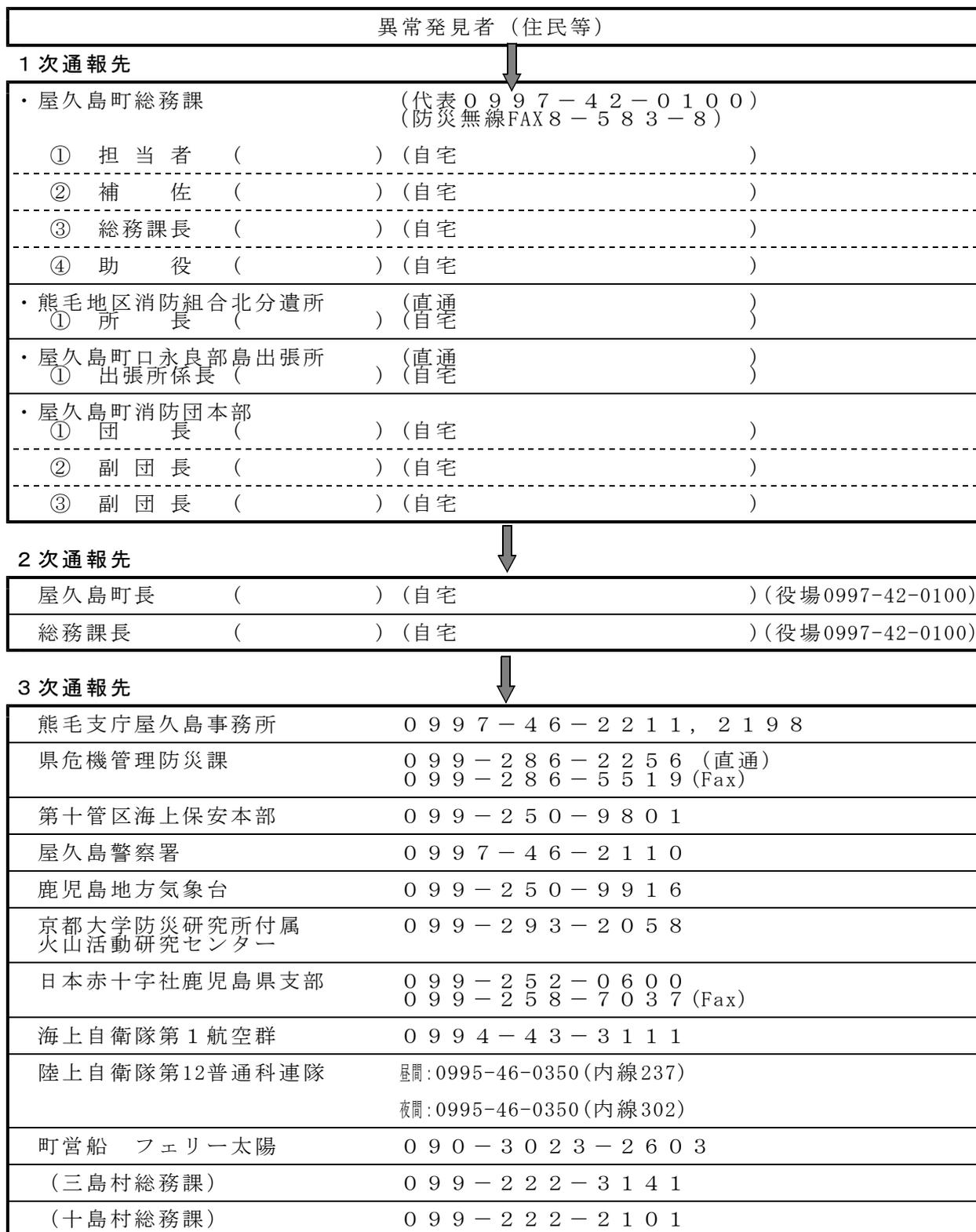


図5-3-4 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

① 異常現象の通報事項

噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。図5-3-4の系統に従って通報を行う。

- ア. 顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
  - 海岸線の変動
- イ. 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ. 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ. 顕著な気温の上昇
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の異常挙動
- オ. 海水・湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- カ. 有感地震の発生及び群発
- キ. 鳴動の発生

② 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

(2) 町による情報の収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

被害情報の収集は，下記のものを行う。

- 地域責任者（出張所長）
- 消防機関職員
- 屋久島町職員

## ② 被害情報の通報

屋久島町総務課は、収集・整理した被害情報を図5-3-4に従って関係機関に通報する。なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により、県に、通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等町の措置
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

## ③ 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

## (3) 県による情報収集及び伝達，通報

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。なお、県は次の機関から情報を得る。

- 屋久島町
- 県警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
- その他関係機関

県は、上記機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊又は海上保安庁に対し、必要情報の収集を要請する。

申請内容

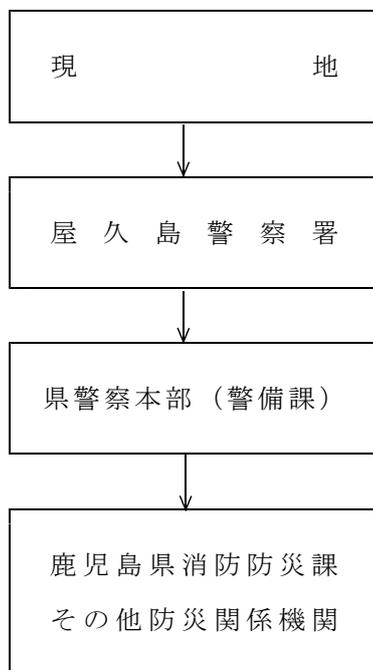
災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

(4) 県警による情報収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

- 大きな噴火の発生が予想される場合
  - ・実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
  - ・情報部隊による各種情報の収集
  - ・実施部隊による諸対策の実施

② 被害情報の通報



③ 被害情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関係するすべての事項

(5) 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

①火山現象に関する予報及び警報等

詳細については、第1部総則第3章第1節(2)参照

噴火警戒レベルの詳細は、別表薩南-4参照

②噴火予報・噴火警報の伝達系統

県は、噴火予報・噴火警報を受理したとき、次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。

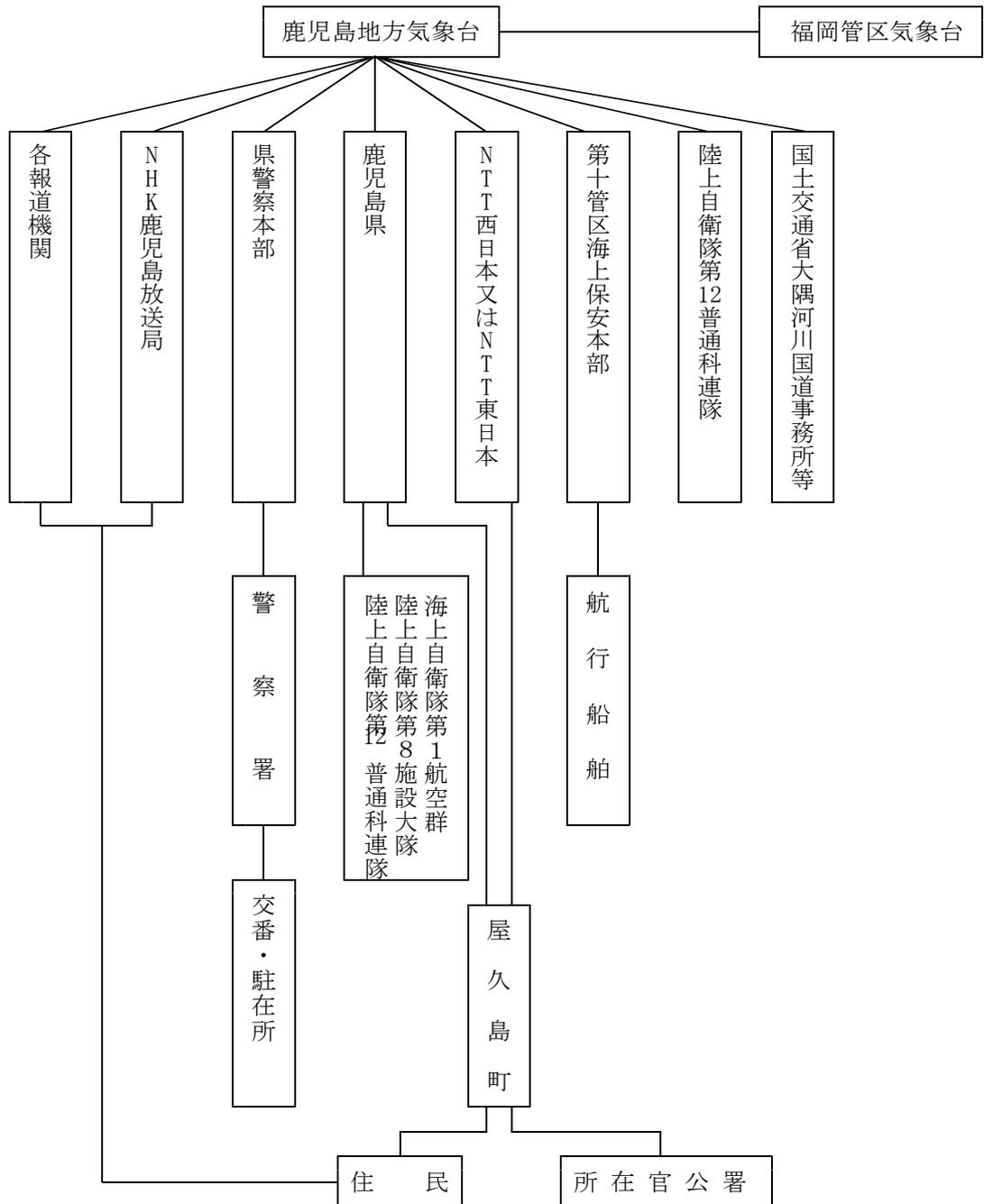


図5-3-5 噴火予報・噴火警報の伝達系統

(6) 通信手段の確保

① 通信手段の種類

- ・ N T T 電話回線
- ・ 出張所管理の移動無線機
- ・ 熊毛郡消防防災無線
- ・ 孤立防止対策用衛星電話 ( K U - 1 C H )

一般加入電話と通話できる衛星電話で、町役場支所に設置されている。通信の方法は次のように行う。

- 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。
- 孤立防止対策用衛星電話から通信する場合は、送受信器をはずし、“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局番、電話番号を連絡して相手の加入電話と通話する。

表 5 - 3 - 3 孤立防止対策用衛星電話配備状況

設 置 場 所	備 考
屋久島町 口永良部支所	交換手接続

② 防災行政無線

- ・ 屋外スピーカー 本村 2ヶ所，前田，湯向寝待各 1カ所
- ・ 戸別受信機（平常時は広報・チャイムに活用）

**2. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令**

(1) 町長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

屋久島町長は、噴火警報等が発表された場合、口永良部火山防災マップ等を活用し、口永良部噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し、当該区域からの撤退を命じ、また、避難勧告等を発令し、適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置、警戒区域設定及び避難勧告等発令は表 5 - 3 - 4、桜島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針に基づき実施する。

表 5-3-4 口永良部島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル -(キ-ワ-ド*)	住民への対応	登山者、入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め、住民等に対して島内また島外避難勧告、避難指示を発令	
	4 (避難準備)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め、住民等に対して島内また島外避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め、災害時要援護者等に対して島内または島外避難準備を呼びかけ	寝待地区の一時滞在者に対して避難勧告発令 新岳火口から半径2km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)		新岳火口から半径1km以内立入禁止
噴火予報	1 (平常)		新岳火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島噴火災害対策連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討を行い、屋久島町へ助言する。

※ 屋久島町は、連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により、避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

屋久島町長のほか、次の者が避難指示を実施することができる。なお、避難の指示・勧告及び避難所の開設、収容は、それぞれの法律により定められている。

- 警察官（災害対策基本法61条、警察官職務執行法4条）
- 海上保安官（災害対策基本法61条）
- 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

(3) 県による避難

知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を屋久島町

長に代わって実施するものとする。

#### (4) 口永良部島火山噴火災害対策連絡会議の開催

県は、必要に応じて屋久島町及び関係各機関によって構成される「口永良部島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。(別表－薩南3)

同連絡会議は屋久島町長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

#### (5) その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

##### ① 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まった時

- ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
- ・避難継続の支援(寝具, 食料等)を講じる。

##### ② 夜間, 悪天候, 鳴動, 地震, 降灰等により避難が遅れる時

- ・集結地に集合した者の点呼を行い, 避難が遅れている者の確認を行う。

#### (6) 避難指示等の伝達

##### ① 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- 広報車(消防車等)による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報(エリアメール等)、一斉同報メール、コミュニティーFM、ワンセグ(エリアワンセグ)、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

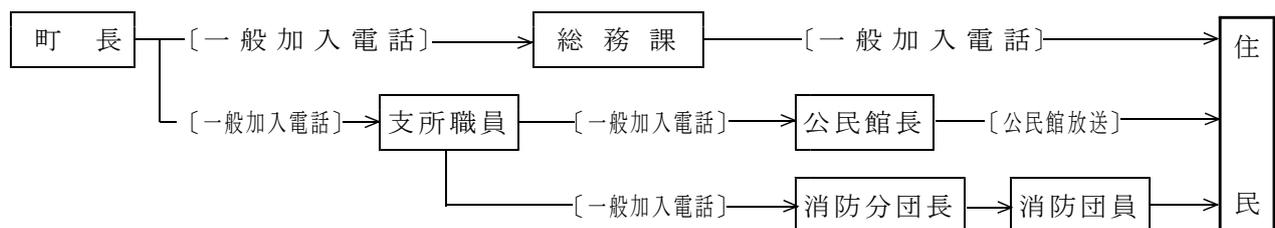


図5-3-6 避難指示等の伝達系統

## ② 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

## (7) 報告・通報

屋久島町長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。県知事は屋久島町長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

## (8) 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

### ① 島内における避難

#### ア. 避難者の誘導方法

##### (a) 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。
- 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

#### イ. 避難順位及び携帯品等の制限

##### (a) 避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

(b) 携帯品の制限

- 必要最小限の食料，日用品，医薬品とする。
- 避難が長期にわたると考えられるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

ウ．避難手段

- 徒歩
- 自動車
- 船舶

エ. 避難路及び避難所

下記のとおり決められた避難所に集結する。

表 5 - 3 - 5 避難経路及び避難所

集落名	一次避難				二次避難				
	順位	避難経路	交通手段	一次避難所	順位	避難経路	交通手段	二次避難所	
本 村	1	町道本村線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	一次避難に同じ				口永良部 漁港
	2	里道	徒歩	役場出張所 1階、 金岳小体育館					
前 田	1	向江浜線	車輛・徒歩	退避壕	1	町道本村 海岸線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	
	2	農道	〃	〃	2	町道本村 湯向線	〃	金岳小 体育館	
	3	里道	徒歩	〃	3	里道	徒歩	保健福祉館	
向江浜	1	町道本村 向江浜線	車輛・徒歩	退避壕	1	町道本村 湯向線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	
	2	作業道	〃	〃	1	作業道	〃	金岳小 体育館	
	3	里道	徒歩	〃		里道	徒歩	保健福祉館	
新 村	1	町道 新村線	車輛・徒歩	新村開村 記念碑前	1	町道本村 新村線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	
	2	新村牧道	〃	〃	2	〃 一部旧道	徒歩	金岳小 体育館	
	3	新村農道	〃	〃	3	〃	〃	保健福祉館	
田 代	1	田代町道	車輛・徒歩	退避壕	1	町道本村 湯向線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	
	2	田代里道	徒歩	〃	2	林道 本村線	〃	保健福祉館	

集落名	一次避難				二次避難				
	順位	避難経路	交通手段	一次避難所	順位	避難経路	交通手段	二次避難所	
寝待	1	寝待牧道	車輛・徒歩	退避壕	1	町道本村湯向線	車輛・徒歩	役場出張所 1階避難所	口永良部 漁港
	2	寝待里道	徒歩	〃	2	旧道本村線	徒歩	金岳小 体育館	
湯向	1	湯向周辺町道	車輛・徒歩	退避壕	1	湯向牧道	車輛・徒歩	湯向港	湯向港
	2	湯向周辺牧道	〃	〃	2	〃	〃	永迫牧場	
	3	湯向周辺里道	徒歩	〃					

オ. 避難状況の把握・報告

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難収容完了までの状況把握</li> <li>○ 避難収容後の状況把握・報告</li> </ul> |
|--|

カ. 避難準備段階における小中学校の対策

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。</li> <li>○ 児童生徒が学校にいる場合、学校長とともに集合場所へ直行する。</li> </ul> |
|---|

② 島外への避難

ア. 避難手段

(a) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴石落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船舶、漁船等だけでは対応が難しい時、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

(b) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(c) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、湯向港等からはしけによる避難を行う。

なお、その際には救命胴衣を着用する。

イ. 夜間における避難

島の道路は狭く夜間照明が未整備のため、港やヘリポートまでの道は険しく危険性が

高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ．避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ．災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ．避難所の開設

避難者を受入れる側の屋久島（屋久島町）では収容人数を確認のうえ、施設や物資の準備をしておく。

カ．避難状況の把握・報告

- |                 |
|-----------------|
| ○ 避難収容完了までの状況把握 |
| ○ 避難収容後の状況把握・報告 |

(9) 避難所

避難所は、原則的としての屋久島町内に設定する。

① 避難所の開設

屋久島町長は、避難をした口永良部島住民のため、下記のとおり屋久島島内に避難所を設定する。

表 5 - 3 - 6 島外避難所

避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	各地区公民館
	自衛隊ヘリコプター	各学校体育館
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター
	海上保安庁船舶	吉田コミュニティーセンター
	一般船舶	

## ② 避難所の運営管理

ア. 情報の伝達，食料，水の配布  
イ. 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣町村に対し協力を求める。  
ウ. 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。  
エ. 避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。  
オ. 避難者のプライバシーの確保に配慮する。  
カ. 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### (10) 避難勧告・指示の解除

町長は，避難勧告・指示の解除にあたっては，噴火警報の発表及び口永良部島噴火災害連絡会議による検討結果を参考に，地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定するものとする。避難勧告・指示が解除された後は，住民は船舶によって帰島するものとする。

- ① 火山活動の沈静化の確認
- ② 生活物資の確保
- ③ 情報伝達手段の確認
- ④ 緊急脱出手段の確保

### (11) 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，負傷者，心身障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

#### ① 避難誘導

ア. 屋久島町長は，日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について，事前に定めておく。

イ. 特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

#### ② 避難所

ア. 避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。

イ. 特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

ウ. 災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

(12) 応急仮設住宅等

- ① 県の応急仮設住宅の提供
- ② 応急仮設住宅に必要な資機材の調達
- ③ 広域的避難収容

## 第4節 災害復旧・復興

### 1. 復旧・復興の基本方向の決定

県及び屋久島町は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。この場合、次の2ケースについての基本的方向を定めておく。

- (1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向
- (2) 被害が甚大な場合の基本的方向

第1部総則第4章参照のこと

### 2. 原状復旧の進め方

- (1) 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

- (2) 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

- ① 公共土木施設
- ② ライフライン施設等
- ③ 降灰対策
- ④ がれきの処理

- (3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成する。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### 3. 計画的復興の進め方（第1部総則第4章参照のこと）

- (1) 復興計画の作成
- (2) 計画策定にあたっての理念
- (3) 防災地域づくりの基本目標

### **3. 被災者等の生活再建等の支援（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 各種支援措置の早期実施
- (2) 税対策による被災者の負担の軽減
- (3) 住宅確保の支援
- (4) 広報・連絡体制の構築
- (5) 災害復興基金の設立
- (6) その他

### **4. 被災者への融資措置（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 資金選定の指導
- (2) 資金の種類
- (3) 各種資金の貸付条件等

## 口永良部島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
京大火山活動研究センター		099-293-2058
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-254-7141
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	救 難 課	099-250-9800(代) (夜間099-250-9801)
陸上自衛隊第12普通科連隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海上自衛隊第1航空群	当 直 室	0994-43-3111(代)
日本赤十字社鹿児島県支部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局	総 務 企 画 担 当	099-222-5660
九州農政局鹿児島農政事務所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	災 害 対 策 担 当	099-227-9689
九州電力(株)鹿児島支社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
屋 久 島 町	総 務 課	0997-42-0100(代)
熊 毛 地 区 消 防 組 合		0997-23-0119

## 口永良部島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1966年11月：噴石が火口から約3.5kmまで飛散
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・噴火が拡大し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達することが予想される 【過去事例】 1931年4月：新岳火口から約2kmまで噴石飛散 1841年8月：新岳火口から約2kmまで噴石飛散
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・噴石が火口から概ね2km以内に飛散、あるいは小噴火の拡大等により飛散が予想される 【過去事例】 1968年12月～1969年3月：噴石飛散 1945年11月、1933年12月：新岳で割れ目噴火、火口から約1.9kmまで噴石飛散
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等(2007年12月現在、新岳火口から1km以内規制中)。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【1980年9月の噴火事例】 新岳で割れ目噴火、火口から約700mまで噴石飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2006年9月の山体膨張 1996年3月、1999年8月、2000年1月、2003年2～4月の火山性地震増加 1932年7月：噴煙活動活発化
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 2003年11月～2004年1月の状態

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける防災対策の基本方針は第5章第2節表5-3-4を参照

## 第4章 中之島

- 第1節 防災環境
- 第2節 災害予防
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧・復興

### 第1節 防災環境

#### 1. 火山活動史

中之島は、後期更新世ころから島の南東部で噴火活動を開始した。現在では南東部の火山体は活動を停止している。一方、島の北西部の御岳で活発な活動が続いている。記録に残る噴火は1914年の小噴火のみであるが、噴出物の状況から、数千年前には爆発的な噴火を行い、溶岩の流出を繰り返したと推定される。現在も活発な噴気活動が続いており、今後も噴火の可能性がある。

#### 2. 社会条件

中之島は、鹿児島市南方およそ220kmに位置し、鹿児島郡十島村に属している。人口は136人、このうち65歳以上の人口が64人（47%）をしめている。集落は村役場出張所に近い島西部の海岸沿い（楠木、里村、船倉、寄木）と、中心地から離れて立地した日之出地区がある。

島と鹿児島港間には、村営船「フェリーとしま」（1,391 t）が約7時間で連絡している。また、ヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約45分で到着する。港湾は、定期船が寄港する中之島港がある。島には村道海岸線、中央線、南廻り線があり、各々の集落を結んでいる。

島内には3軒の宿泊施設があり58名を収容することができる。来島者の多くは釣り客や温泉客等である。

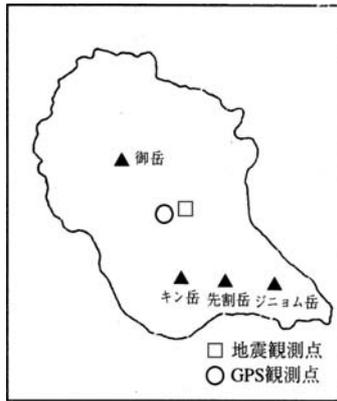


図 5 - 4 - 1 中之島の火山観測点

### 3. 火山噴火災害危険区域予測図

#### (1) 噴火の場所，規模，様式

中之島は，火山活動についての記録は1914年の小噴火のみである。そこで，噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模，様式を表 5 - 4 - 1 に示す。

表 5 - 4 - 1 想定噴火

場 所	御岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	溶岩流を伴う大規模な噴火

## (2) 災害要因の検討

中之島で考えられる火山の災害要因を表5-4-2に示す。

表5-4-2 想定される火山災害要因

災害要因	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎	○	◎
降下火砕物*	◎	◎	◎	◎
火砕流	○	○	○	○
溶岩流	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	◎	◎
火山ガス*	◎	△	○	○
山体崩壊	◎	△	◎	○
津波	○	△	○	△

◎：災害発生の危険が高い ○：災害発生の危険がある △：災害発生に注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

## (3) 火山噴火災害危険区域予測図

中之島において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域を図5-4-3に示す。なお、想定される被害は以下のとおりである。

### ① 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約2.5kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に落下する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

### ② 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、図5-4-2に危険区域を示していない。中之島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

### ③ 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が南斜面に流れ出した場合、楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に達する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

### ④ 泥流・土石流

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなる。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

人家の集中する島西部の集落にも、御岳から流れ下る溪流が数本流れ込んでおり、島の重要部で泥流・土石流の危険が高い。

### ⑤ 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

### ⑥ 山体崩壊

御岳は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

### ⑦ 津波

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。





## 第2節 災害予防

### 1. 火山災害に強い地域づくり

中之島には、現在136人の住民が生活している。本島北部の御岳が噴火すると住民が多く生活している集落に溶岩流が到達する危険性がある。また、泥流、土石流に見舞われる危険性も高い。

県及び十島村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、島の防災情報図は図5-4-2のとおりである。

### 2. 住民の防災活動の促進

本計画により中之島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与することを期待する。

#### (1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・十島村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び十島村と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県、十島村及び公共機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (2) 防災知識の普及・訓練

##### ① 防災知識の普及

県及び十島村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し中之島の火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭等での予防，安全対策
  - ・ 2～3日分の食料，飲料水，非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
 

様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
 

一次避難所，二次避難所，退避所，避難経路，集結（乗船），場所（ヘリポート，港），島外避難所での行動等

#### ア．住民への啓発

現在の段階では中之島の火山の観測監視体制は十分とはいえず，住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって十島村は「火山現象の異変を察知した場合，直ちに出張所等にその旨を伝えること」を広報誌やパンフレット等を配布し，啓発しておくものとする。

#### イ．火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配付

十島村は，県の協力を得て中之島の火山の特質を考慮して，火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し，それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### ウ．防災教育

学校等教育機関においては，火山及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### エ．普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用するものとする。

#### オ．イベント等の開催

県及び十島村は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### ② 防災訓練の実施，指導

ア．十島村は行政機関と住民が一体となって対策活動ができるよう，県の助言・指導を得て防災訓練を実施する。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり，関係機関の協力・参加を得てこれを実施するよう努める。

イ．地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。また，必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

### ③ 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等災害時要援護者に充分配慮する。

### 3. 住民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団の活性化の促進

県、十島村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

#### (2) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進するものとする。具体的な自主防災組織の育成にあたっての留意点や活動内容は総則を参照のこと。

#### (3) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び十島村は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

#### (4) 宿泊施設の防災の促進

##### ① 宿泊施設の管理者（住居者）による防災活動の推進

宿泊施設の管理者（住居者）は、災害時に果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各施設において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

##### ② 県及び十島村の支援

県及び十島村は、全施設の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。

#### (5) 避難の安全確保

##### ① 避難集結地の徹底

十島村の広報や標識等であらかじめ掲示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる。

## ② 輸送手段の確保

### ア. 港湾施設等の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した港湾等の整備を行うように努めるものとする。

### イ. 船舶、航空機等の確保

輸送手段の確保は、概ね以下のとおりとし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

- ・ 県有船、村営船の活用
- ・ 漁船等の活用
- ・ 民間船舶等の活用
- ・ 海上保安庁・自衛隊（船舶・航空機等）の活用

### ウ. 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

## ③ 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認
- ・ 避難施設の設置，堅牢化
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保

## ④ 島内の避難路の安全確保

- ・ 退避壕の事前設置
- ・ 誘導施設，指示標識の事前設置
- ・ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

## ⑤ 照明設備の整備

夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，必要箇所に設置する。

## 4. 登山における安全確保対策

① 十島村は御岳火山の危険要因について、港や登山口等に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。

② 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

## 5. 火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3節 災害応急対策

#### 1. 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の十島村及び関係機関は情報を通報する。通報系統は下記の通りである。

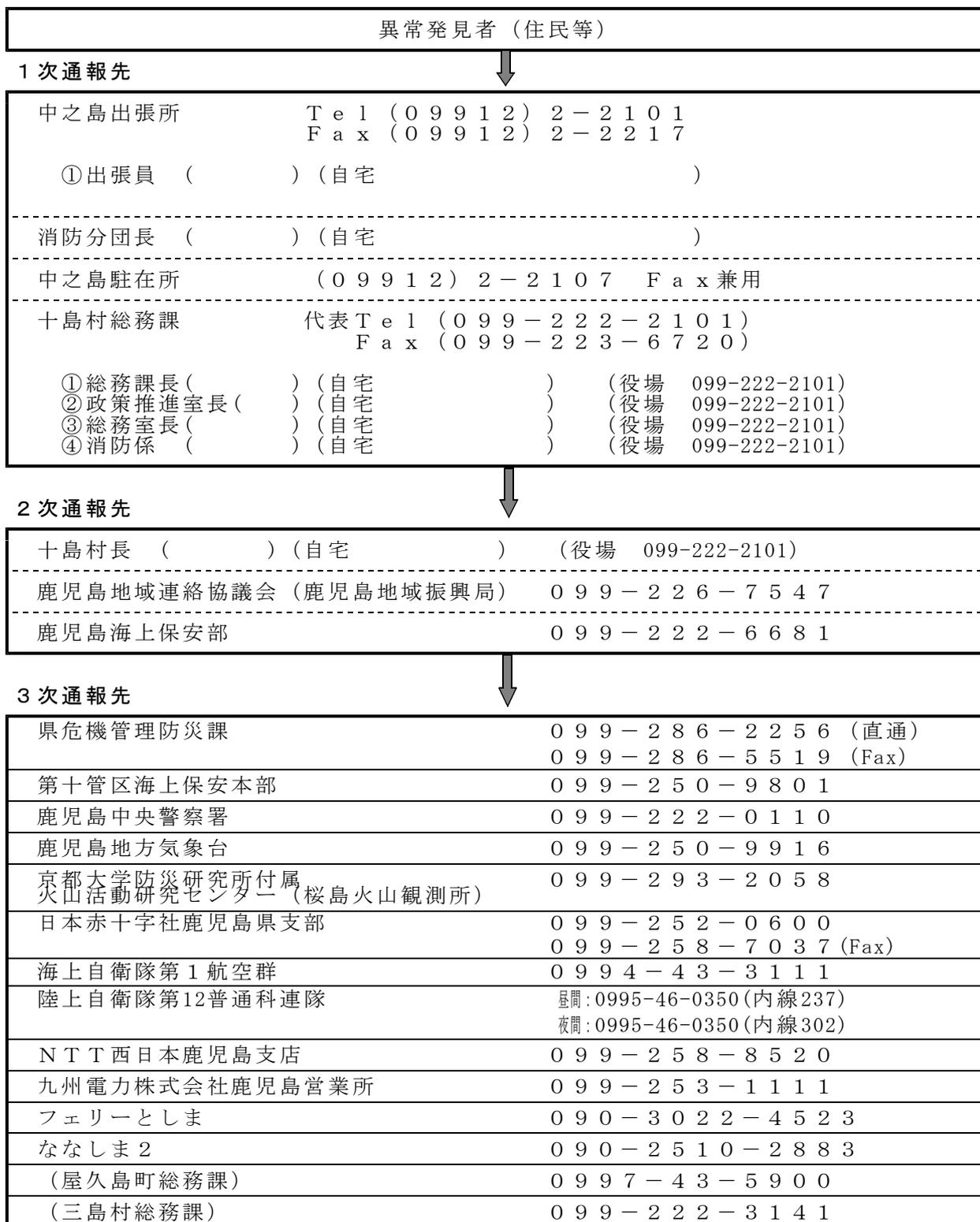


図5-4-4 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

① 異常現象の通報事項

噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。図5-4-4の系統に従って通報を行う。

- ア. 顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
  - 海岸線の変動
- イ. 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ. 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ. 顕著な気温の上昇
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の異常挙動
- オ. 海水・湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- カ. 有感地震の発生及び群発
- キ. 鳴動の発生

② 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

(2) 村による情報の収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

被害情報の収集は，下記のものを行う。

- 地域責任者（出張員）
- 消防機関職員
- 十島村職員

## ② 被害情報の通報

十島村総務課は、収集・整理した被害情報を図5-4-4に従って関係機関に通報する。なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により、県に、通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等町の措置
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

## ③ 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

## （3）県による情報収集及び伝達，通報

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。なお、県は次の機関から情報を得る。

- 十島村
- 警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
- その他関係機関

県は、上記機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊又は海上保安庁に対し、必要情報の収集を申請する。

申請内容

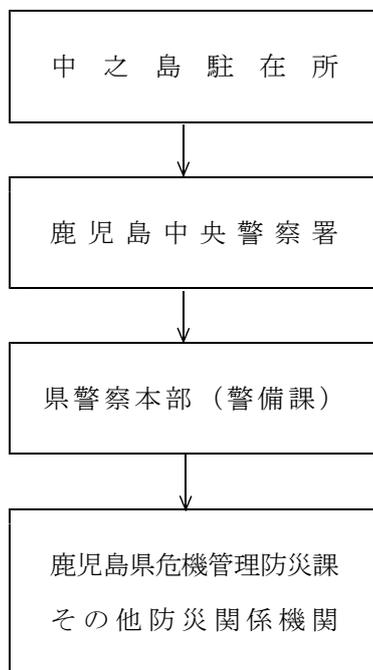
災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

(4) 県警による情報収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

- 大きな噴火の発生が予想される場合
  - ・実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
  - ・情報部隊による各種情報の収集
  - ・実施部隊による諸対策の実施

② 被害情報の通報



③ 被害情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関係するすべての事項

(5) 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

①火山現象に関する予報及び警報等

詳細については、第1部総則第3章第1節(2)参照

②噴火予報・噴火警報の伝達系統

県は、噴火予報・噴火警報を受理したとき、次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。

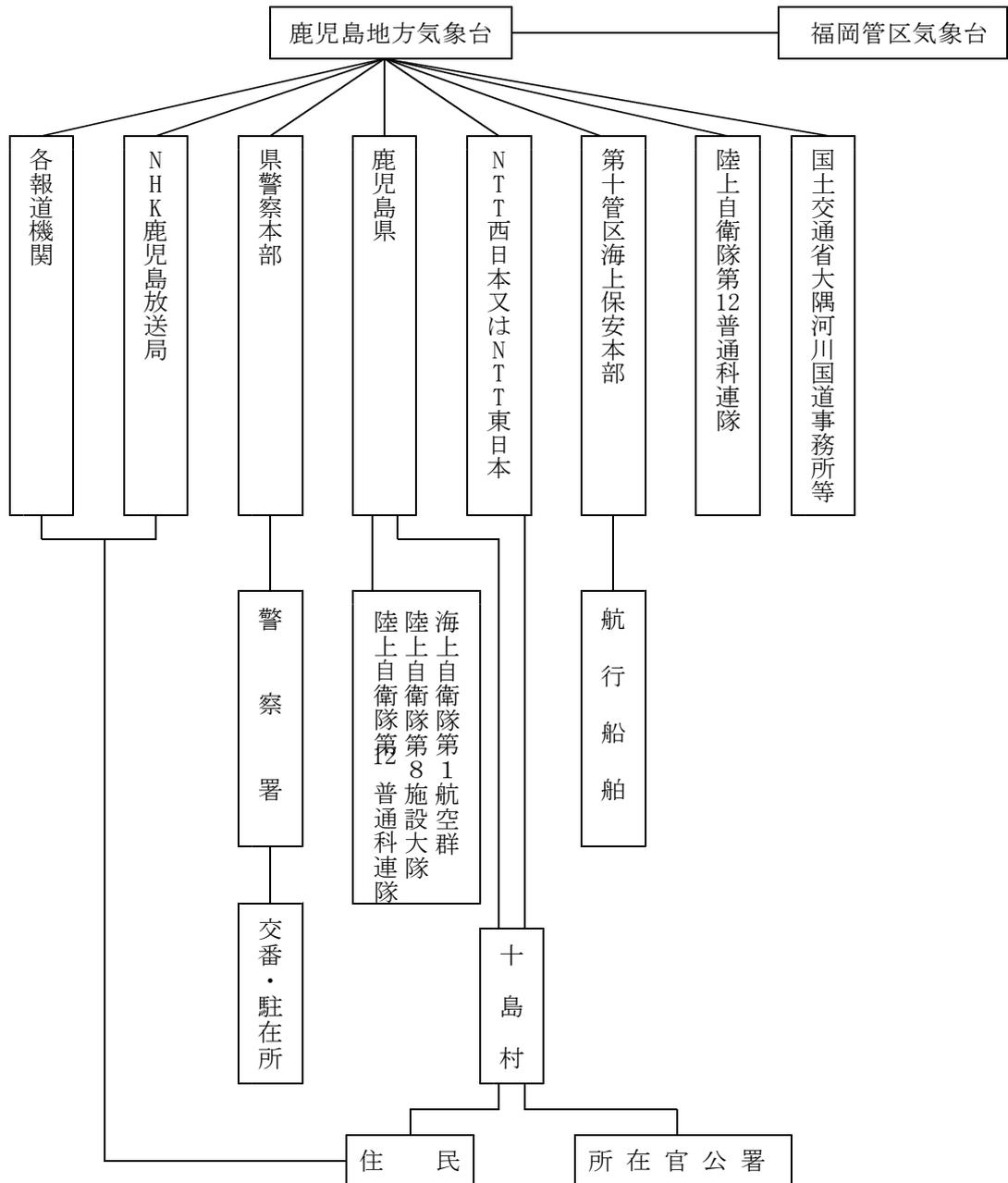


図5-4-5 噴火予報・噴火警報の伝達系統

(6) 通信手段の確保

① 通信手段の種類

- ・ N T T 電話回線
- ・ 県防災行政無線

② 情報伝達手段

- ・ 有線放送

③ 防災行政無線

- ・ 屋外塔，戸別受信機

## 2. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令

(1) 村長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

十島村長は，噴火警報等が発表された場合，中之島火山防災マップ等を活用し，中之島噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難勧告等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難勧告等発令は表5-4-4，中之島の規制等の基本的考え方に基づき実施する。

表5-4-4 中之島の規制等の基本的考え方

噴火警報	キーワード <sup>*</sup>	住民への対応	登山者，入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	居住地域 嚴重警戒	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内または島外避難準備情報，避難勧告，避難指示を発令	
噴火警報 (火口周辺)	入山危険		火山活動等の状況に応じて火口から居住地域近くまでの範囲を立入禁止
	火口周辺 危険		火山活動等の状況に応じて火口から少し離れた所までの火口周辺を立入禁止
噴火予報	平常		火山活動等の状況に応じて火口内等を立入禁止

※ 県は状況に応じて中之島噴火災害対策連絡会議を開催し，被害影響予想範囲等の検討を行い，十島村へ助言する。

※ 十島村は，連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により，避難対象地域等の設定及び拡大・縮小の検討を行う。

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

十島村長のほか、次の者が避難指示を実施することができる。なお、避難の指示・勧告及び避難所の開設、収容は、それぞれの法律により定められている。

- 警察官（災害対策基本法61条、警察官職務執行法4条）
- 海上保安官（災害対策基本法61条）
- 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

(3) 県による避難

知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町十島村長に代わって実施する。

(4) 中之島火山噴火災害対策連絡会議の開催

県は、必要に応じて十島村及び関係各機関によって構成される「中之島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所附属火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。（別表一薩南5）

同連絡会議は十島村長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

(5) その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- ① 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まった時
  - ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
  - ・避難継続の支援（寝具、食料等）を講じる。
- ② 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等による避難が遅れる時
  - ・集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

(6) 避難指示等の伝達

① 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報（エリアメール等）、一斉同報メール、コミュニティーFM、ワンセグ（エリアワンセグ）、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

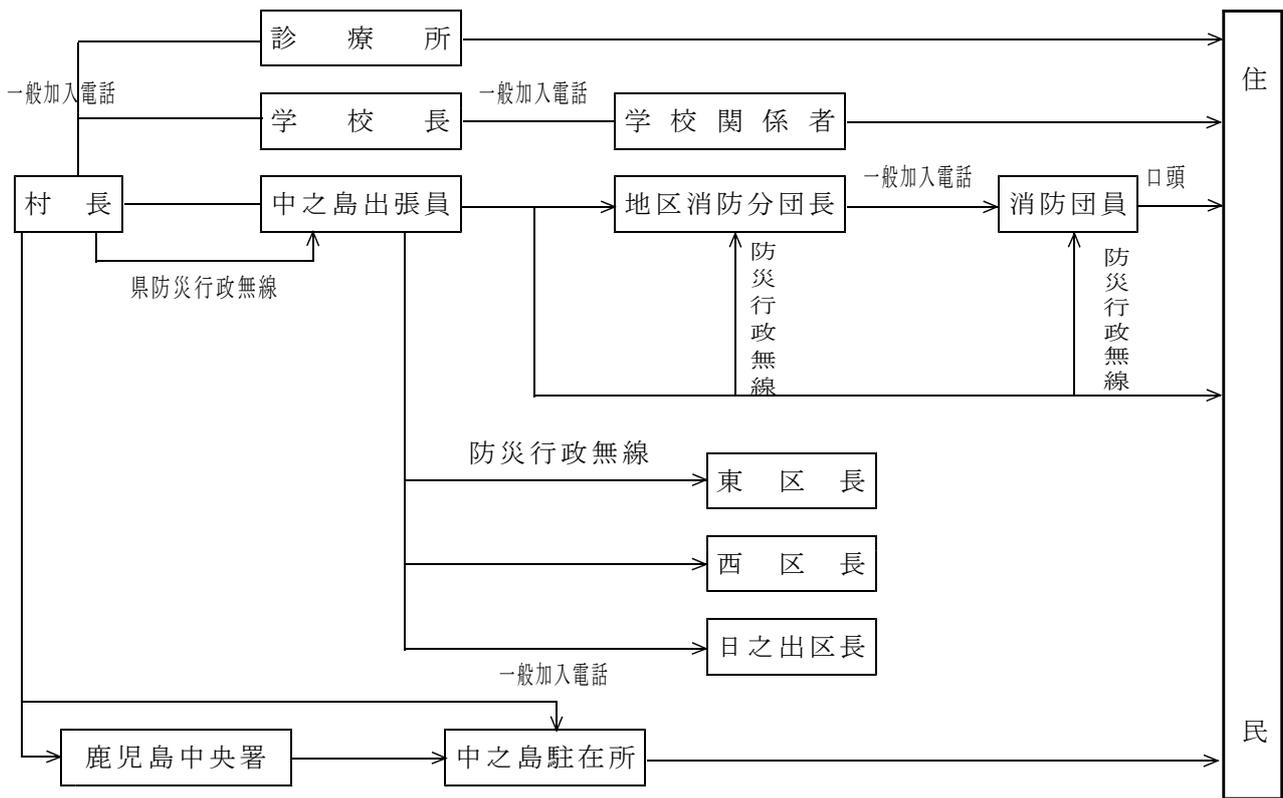


図5-4-6 避難指示等の伝達系統図

② 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

(7) 報告・通報

十島村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。県知事は十島村長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

(8) 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

① 島内における避難

ア. 避難者の誘導方法

(a) 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。
- 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

#### イ. 避難順位及び携帯品等の制限

##### (a) 避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

##### (b) 携帯品の制限

- 必要最小限の食料、日用品、医薬品とする。
- 避難が長期にわたると考えられるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

#### ウ. 避難手段

- 徒歩
- 自動車
- 船舶

#### エ. 避難路及び避難所

下記のとおり、決められた避難所に集結する。

表 5 - 4 - 5 避難経路及び避難所

集落名	一 次 避 難				二 次 避 難			
	順位	避 難 経 路	交 通 経 路	一 次 避 難 所	順位	避 難 経 路	交 通 手 段	二 次 避 難 所
楠 木 里 村 船 倉	1	集落－ 中之島地区 コミュニティ センター (村道)	自動車	中之島地区コミュ ニティセンター	1	中之島地区コ ミュニティセ ンター － 学校 (村道)	自動車	中之島 小中学校
	2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	
寄 木	1	集落－ 学校 (村道)	自動車	中之島 小中学校	一次避難に同じ			
	2	〃	徒歩	〃				
日 之 出	1	集落－ 十島開発総 合センター (村道)	自動車	十島開発総合セン ター	1	十島開発総合 センター － 七ツ山 (村道)	自動車	七ツ山
	2	〃	徒歩	〃			徒歩	

オ. 避難状況の把握・報告

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難収容完了までの状況把握</li> <li>○ 避難収容後の状況把握・報告</li> </ul> |
|--|

カ. 避難準備段階における小中学校の対策

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。</li> <li>○ 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。</li> </ul> |
|--|

## ② 島外への避難

### ア. 避難手段

#### (a) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴石落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により村営船舶、漁船等だけでは対応が難しい時、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

#### (b) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

#### (c) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、七ツ山港等からはしけによる避難を行う。

なお、その際には救命胴衣を着用する。

### イ. 夜間における避難

島の道路は狭く曲がりくねっており、夜間照明が未整備のため港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

### ウ. 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

### エ. 災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

### オ. 避難所の開設

避難者を受入れる側の口之島又は平島では収容人数を確認のうえ、施設や物資の準備をしておく。

### カ. 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

## (9) 避難所

避難所は原則として口之島、平島に設定する。

### ① 避難所の開設

十島村長は避難をした中之島住民のため、県及び口之島、平島の協力を得て下記のとおり

り口之島，平島島内に避難所を設定する。

表 5 - 4 - 6 島外避難所

避難順位	交通手段	島外避難所
1	フェリーとしま，ななしま 2， 漁船等	口之島コミュニティセンター
2	巡視船	平島コミュニティセンター
3	ヘリコプター	

② 避難所の運営管理

ア．情報の伝達，食料，水の配布  
イ．清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣町村に対し協力を求める。  
ウ．避難所ごとにそこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。  
エ．避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。  
オ．避難者のプライバシーの確保に配慮する。  
カ．避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 避難勧告・指示の解除

避難勧告・指示の解除にあたっては，専門家の意見を聞きながら地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。避難勧告・指示が解除された後は，住民は船舶によって帰島する。

- ① 火山活動の沈静化の確認
- ② 生活物資の確保
- ③ 情報伝達手段の確認
- ④ 緊急脱出手段の確保

(11) 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，負傷者，心身障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

① 避難誘導

ア. 十島村長は、日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。

イ. 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

② 避難所

ア. 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。

イ. 特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

ウ. 災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

(12) 応急仮設住宅等

① 県の応急仮設住宅の提供

② 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

③ 広域的避難収容

## 第4節 災害復旧・復興

### 1. 復旧・復興の基本方向の決定

県及び十島村は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。この場合、次の2ケースについての基本的方向を定めておく。

- (1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向
- (2) 被害が甚大な場合の基本的方向

第1部総則第4章参照のこと

### 2. 原状復旧の進め方

- (1) 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

- (2) 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

- ① 公共土木施設
- ② ライフライン施設等
- ③ 降灰対策
- ④ がれきの処理

- (3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成する。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### 3. 計画的復興の進め方（第1部総則第4章参照のこと）

- (1) 復興計画の作成
- (2) 計画策定にあたっての理念
- (3) 防災地域づくりの基本目標

**3. 被災者等の生活再建等の支援（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 各種支援措置の早期実施
- (2) 税対策による被災者の負担の軽減
- (3) 住宅確保の支援
- (4) 広報・連絡体制の構築
- (5) 災害復興基金の設立
- (6) その他

**4. 被災者への融資措置（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 資金選定の指導
- (2) 資金の種類
- (3) 各種資金の貸付条件等

## 中之島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
京大火山活動研究センター		099-293-2058
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-254-7141
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	救 難 課	099-250-9800(代) (夜間099-250-9801)
陸上自衛隊第12普通科連隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海上自衛隊第1航空群	当 直 室	0994-43-3111(代)
日本赤十字社鹿児島県支部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局	総 務 企 画 担 当	099-222-5660
九州農政局鹿児島農政事務所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	防 災 対 策 担 当	099-227-9689
九州電力(株)鹿児島支社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
十 島 村	総 務 課	099-222-2101(代)

## 第5章 諏訪之瀬島

- 第1節 防災環境
- 第2節 災害予防
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧・復興

### 第1節 防災環境

#### 1. 火山活動史

諏訪之瀬島は、島の北部に古い火山体があり、南部には約63万年前頃に活動したと思われる台地状の火山体が分布する。現在活動が活発な火山は島の中央に位置する御岳火山で、島内の噴出物の状況から数千年にわたって噴火を繰り返してきたと推定される。記録に残る最古の噴火は1813年のもので、この噴火により全島民が島を離れ以後60年間にわたって無人島となった。1884年にも溶岩の流出を伴う噴火が発生したほか、1957年以降断続的にストロンボリ式噴火を繰り返している。

#### 2. 社会条件

諏訪之瀬島は、鹿児島市南南西およそ235kmに位置し、鹿児島郡十島村に属している。人口は36人、このうち65歳以上の人口が11人（31%）をしめている。集落は島南部の台地に立地している。

島と鹿児島港間には村営船「フェリーとしま」（1,389 t）が約9時間55分で連絡している。港湾は、定期船が寄港する南東側の切石港と南西側の元浦港がある。島の南部には飛行場跡地があり、現在、場外離着陸場として利用されており、枕崎、鹿屋からヘリコプターによって55分で連絡できる。島内の主要道（村道）は島南部に限られている。

島内には3軒の民宿があり29名を収容することができる。来島者の多くは釣り客等である。

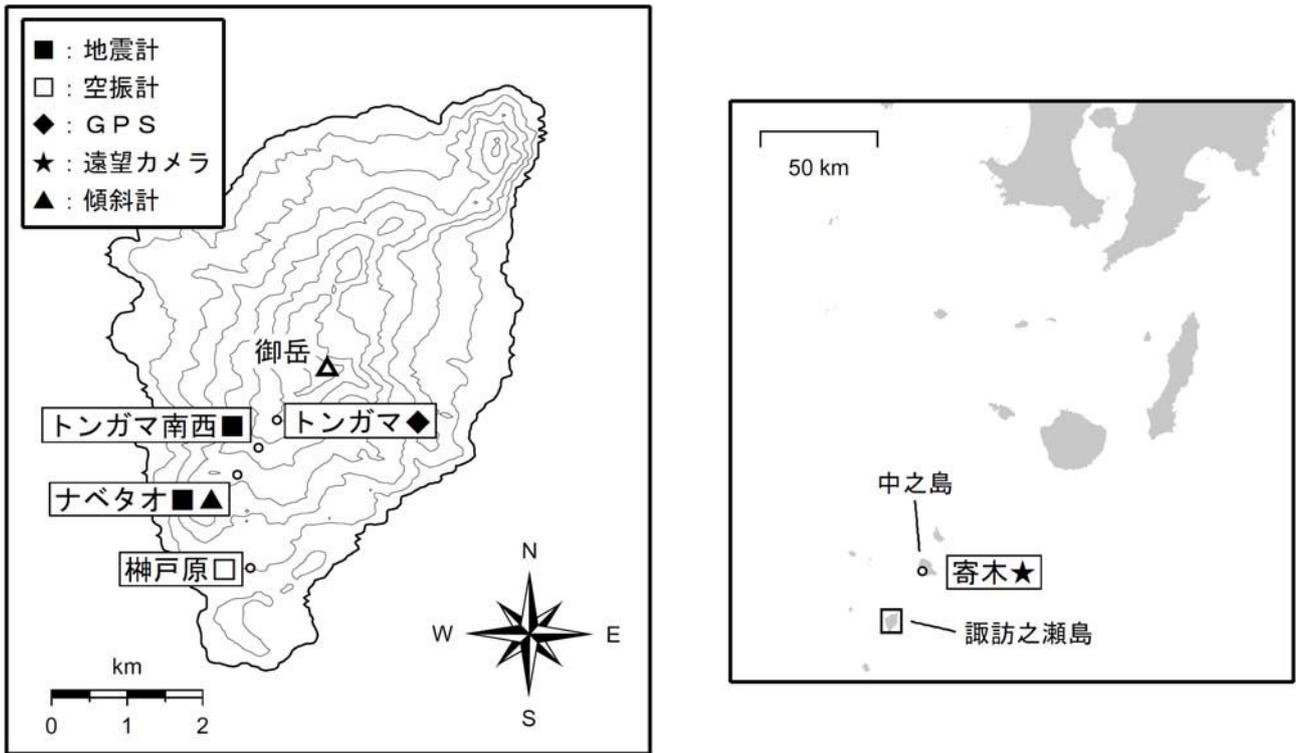


図 5 - 5 - 1 諏訪之瀬島の火山観測点

### 3. 火山噴火災害危険区域予測図

#### (1) 噴火の場所，規模，様式

諏訪之瀬島の火山活動は，1813年以降も活発に繰り返されている。そこで，過去の噴火や噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模，様式を表 5 - 5 - 1 に示す。

表 5 - 5 - 1 想定噴火

場 所	御岳新火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	ストロンボリ式噴火，溶岩流を伴う噴火

#### (2) 災害要因の検討

諏訪之瀬島で考えられる火山の災害要因を表 5 - 5 - 2 に示す。

表 5 - 5 - 2 想定される火山災害要因

災害要因	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎	○	◎
降下火砕物*	◎	◎	◎	◎
火砕流	○	○	○	○
溶岩流	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	◎	◎
火山ガス*	◎	△	○	○
山体崩壊	◎	△	◎	○
津波	○	△	○	△

◎：災害発生の危険が高い ○：災害発生の危険がある △：災害発生に注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

### (3) 火山噴火災害危険区域予測図

諏訪之瀬島において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域を図 5 - 5 - 3 に示した。また、想定される被害は以下のとおりである。

#### ① 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 2.5km の範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。災害危険区域内には集落はないが、規模の大きい噴火が発生した場合に集落に落下する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

#### ② 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、図 5 - 5 - 2 に危険区域を示していない。諏訪之瀬島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

### ③ 火砕流・溶岩流

御岳（新火口）からの噴火に伴って火砕流・溶岩流が発生した場合、諏訪之瀬島の集落に達する危険は無い。

### ④ 泥流・土石流

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

集落の北部に火山麓扇状地が広がっており、今後も泥流・土石流が集落に達する危険がある。

### ⑤ 火山ガス

御岳山頂では現在も活発に噴気活動が続いており、有毒な火山ガスが噴出している。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

### ⑥ 山体崩壊

御岳は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

### ⑦ 津波

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。





## 第2節 災害予防

### 1. 火山災害に強い地域づくり

諏訪之瀬島には、現在36人の住民が生活している。本島北部には現在も断続的に噴火活動を続けている御岳火山がある。集落の大部分は南部にあり噴出岩塊による危険区域からややはずれているが、泥石流、土石流に見舞われる危険性がある。

県及び十島村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、集合場所、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、島の防災情報図は図5-5-2のとおりである。

### 2. 住民の防災活動の促進

本計画により諏訪之瀬島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身に付け、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与することを期待する。

#### (1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・十島村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び十島村と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県、十島村及び公共機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (2) 防災知識普及・訓練

##### ① 防災知識の普及

県及び十島村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し諏訪之瀬島の火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭での予防，安全対策
  - ・ 2～3日分の食料，飲料水，非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
 

様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
 

集合場所，一次避難所，二次避難所，退避所，避難経路，集結（乗船），場所（ヘリポート，港），島外避難所での行動等

#### ア．住民への啓発

現在の段階では諏訪之瀬島の火山の観測監視体制は十分とはいえず，住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって十島村は「火山現象の異変を察知した場合，直ちに支所等にその旨を伝えること」を広報誌やパンフレット等を配布し，啓発しておく。

#### イ．火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

十島村は，県の協力を得て諏訪之瀬島の火山の特質を考慮して，火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し，それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

#### ウ．防災教育

学校等教育機関においては，火山及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### エ．普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用するものとする。

#### オ．イベント等の開催

県及び十島村は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### ② 防災訓練の実施，指導

ア．十島村は，行政機関と住民が一体となって対策活動ができるよう，県の助言・指導を得て防災訓練を実施する。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり，関係機関の協力・参加を得てこれを実施するよう努める。

イ．地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。また，必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

### ③ 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等災害時要援護者に充分配慮する。

### 3. 住民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団の活性化の促進

県、十島村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### (2) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進する。具体的な自主防災組織の育成にあたっての留意点や活動内容は総則を参照のこと。

#### (3) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び十島村は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

#### (4) 宿泊施設の防災の促進

##### ① 宿泊施設の管理者（住居者）による防災活動の推進

宿泊施設の管理者（住居者）は、災害時に果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各施設において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

##### ② 県及び十島村の支援

県及び十島村は、全宿泊施設関係者の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

#### (5) 避難の安全確保

##### ① 避難集結地の徹底

十島村の広報や標識等であらかじめ掲示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる。

## ② 輸送手段の確保

### ア. 港湾施設等の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した港湾等の整備を行うように努める。

### イ. 船舶，航空機等の確保

輸送手段の確保は、概ね以下のとおりとし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

- ・ 県有船，村営船の活用
- ・ 漁船等の活用
- ・ 民間船舶等の活用
- ・ 海上保安庁・自衛隊（船舶，航空機等）の活用

### ウ. 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

## ③ 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認
- ・ 避難施設の設置，堅牢化
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保

## ④ 島内の避難路の安全確保

- ・ 退避壕の事前設置
- ・ 誘導施設，指示標識の事前設置
- ・ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

## ⑤ 照明設備の整備

夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，必要箇所に設置する。

## 4. 御岳登山における安全確保対策

① 十島村は御岳火山の危険要因について、港や登山口等に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。

② 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

## 5. 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3節 災害応急対策

#### 1. 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合，十島村及び関係機関は情報の通報を実施する。通報系統は下記の通りである。

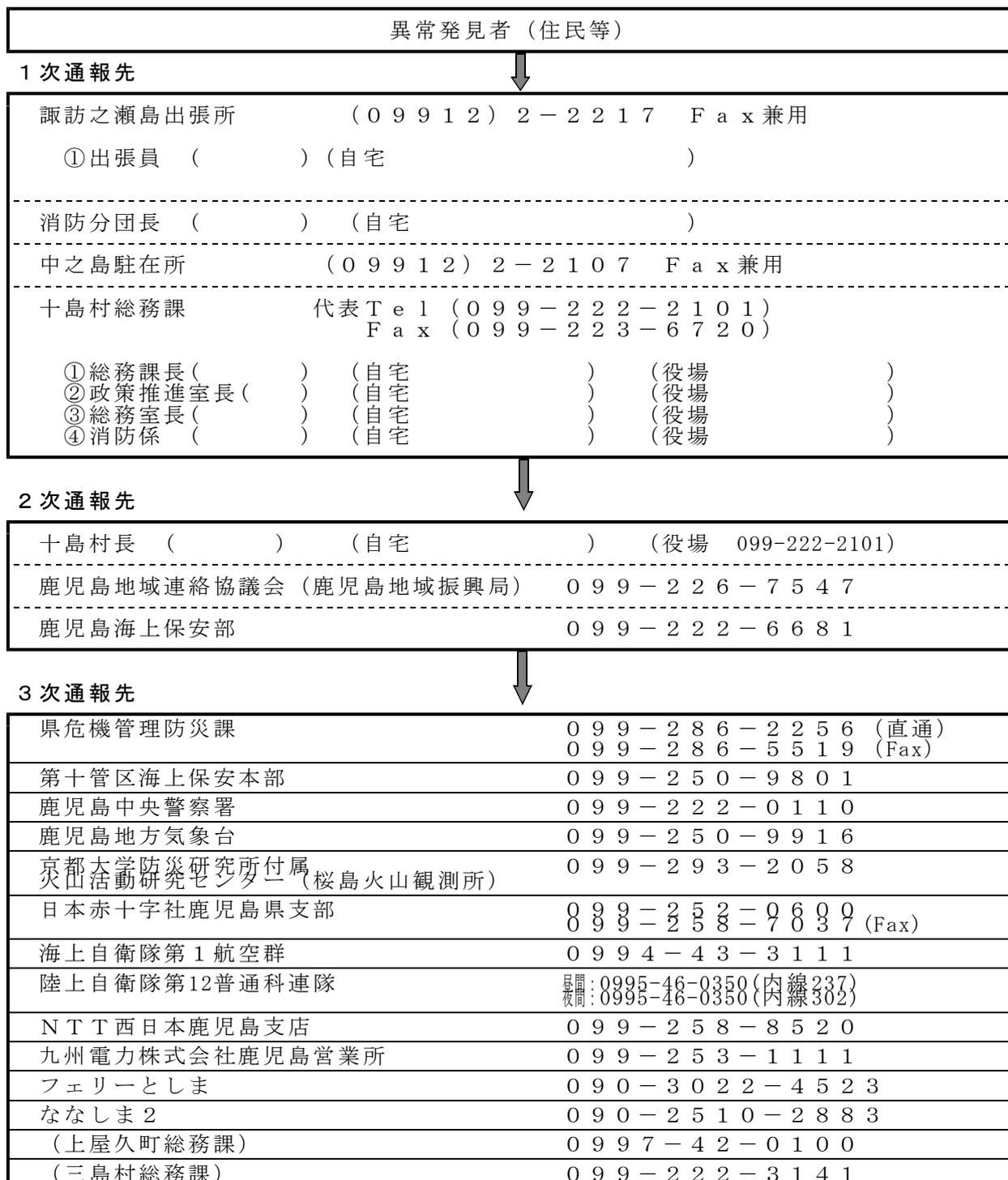


図5-5-4 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

① 異常現象の通報事項

噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。図5-5-4の系統に従って通報を行う。

ア. 顕著な地形の変化
○ 山・がけ等の崩壊
○ 地割れ
○ 土地の隆起・沈降等
○ 海岸線の変動
イ. 噴火・噴煙の異常
○ 噴気口・火口の拡大, 位置の移動・新たな発生等
○ 噴気・噴煙の量の増減
○ 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
ウ. 湧泉の異常
○ 新しい湧泉の発見
○ 既存湧泉の枯渇
○ 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
エ. 顕著な気温の上昇
○ 地熱地帯の拡大・移動
○ 地熱による草木の立ち枯れ等
○ 動物の異常挙動
オ. 海水・湖沼・河川の異常
○ 水量・濁度・臭・色・温度の異常
○ 軽石・死魚の浮上
○ 泡の発生
カ. 有感地震の発生及び群発
キ. 鳴動の発生

② 被害情報の内容

○ 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
○ 噴火後における噴石・降灰等の状況
○ 避難経路の状況

(2) 村による情報の収集及び伝達, 通報

① 被害情報の収集

被害情報の収集は、下記のものを行う。

- 地域責任者（支所長，出張所長）
- 消防機関職員
- 十島村職員

## ② 被害情報の通報

十島村総務課は、収集・整理した被害情報を図5-5-4に従って関係機関に通報する。なお、その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により、県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 避難準備，勧告，指示等町の措置
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両，医療救援要請に関する情報
- 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

## ③ 通報の方法

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

## （3）県による情報収集及び伝達，通報

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。なお、県は次の機関から情報を得る。

- 十島村
- 警察本部
- 消防機関
- 県防災航空センター
- 鹿児島地方気象台
- 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター（桜島火山観測所）
- その他関係機関

県は、上記機関から被害情報の収集ができない場合は、自衛隊または海上保安庁に対し、必要情報の収集を要請する。

申請内容

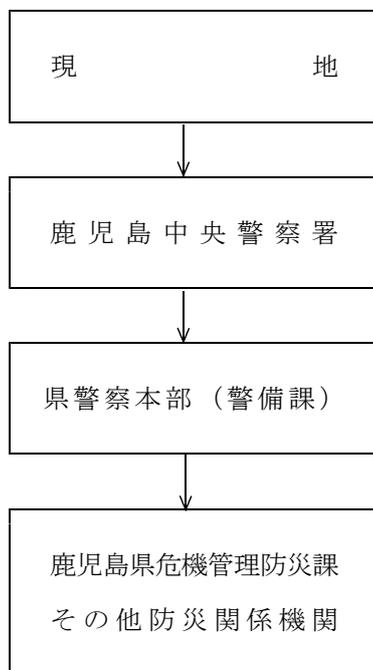
災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

(4) 県警による情報収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

- 大きな噴火の発生が予想される場合
  - ・実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
  - ・情報部隊による各種情報の収集
  - ・実施部隊による諸対策の実施

② 被害情報の通報



③ 被害情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関係するすべての事項

(5) 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

① 火山現象に関する予報及び警報等

詳細については，第1部総則第3章第1節(2)参照

噴火警戒レベルの詳細は，別表薩南-7参照

② 噴火予報・噴火警報の伝達系統

県は、噴火予報・噴火警報を受理したとき、次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。

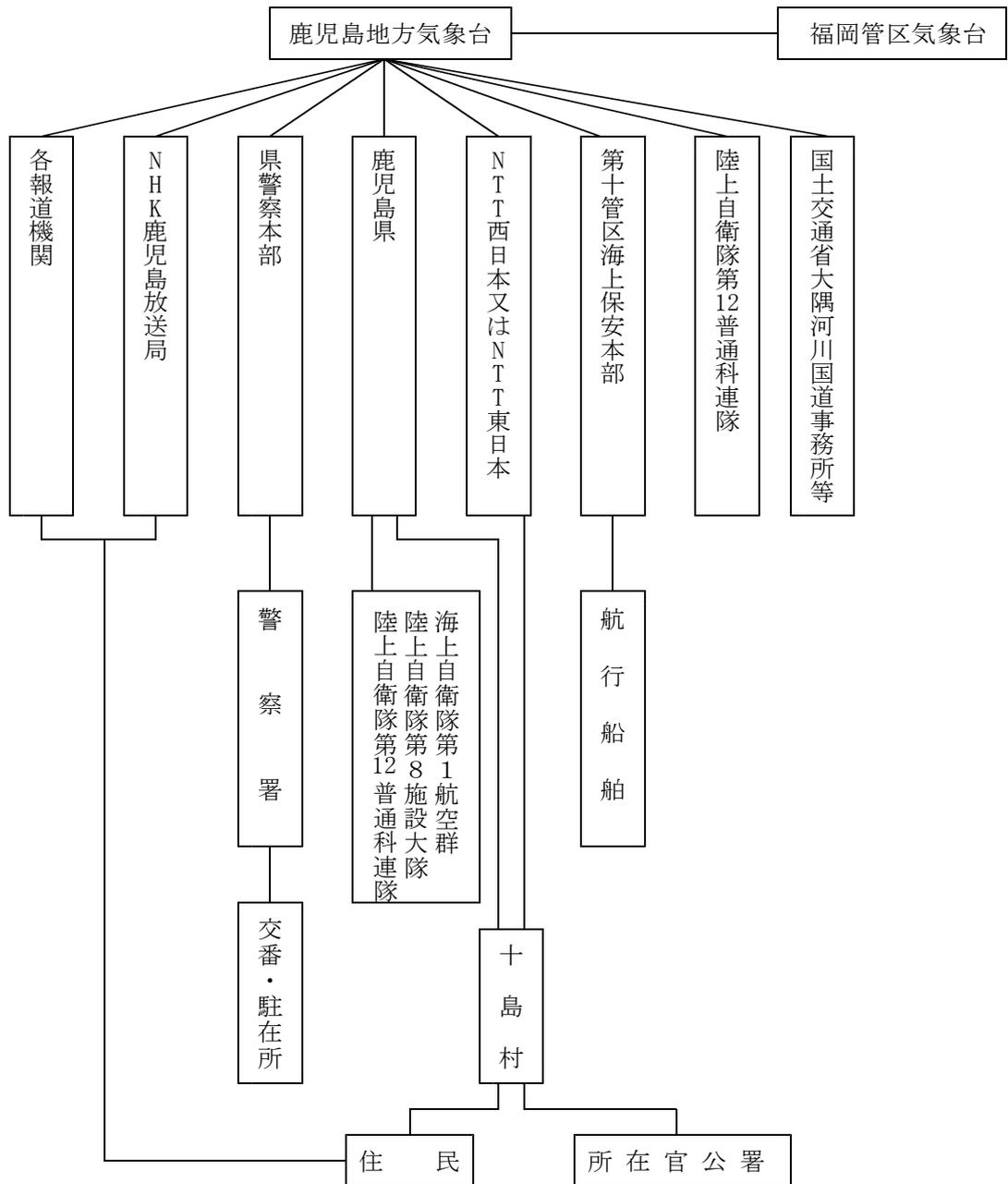


図 5 - 5 - 5 噴火予報・噴火警報の伝達系統

(6) 通信手段の確保

① 通信手段の種類

- ・ N T T 電話回線

② 情報伝達手段

- ・ 有線放送

③ 防災行政無線

- ・屋外塔，戸別受信機

2. 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難勧告等の発令

(1) 村長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難勧告等の発令

十島村長は，噴火警報等が発表された場合，諏訪之瀬島火山防災マップ等を活用し，諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議をはじめとする関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難勧告等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難勧告等発令は表5-5-4，諏訪之瀬島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針に基づき実施する。

表5-5-4 諏訪之瀬島の噴火警戒レベルに対応した防災対策の基本方針

噴火警報	レベル (キーワード)	住民への対応	登山者，入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内また島外避難勧告，避難指示を発令	
	4 (避難準備)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内また島外避難準備情報を発表 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，災害時要援護者等に対して島内または島外避難準備を呼びかけ	御岳火口から半径2km以内立入禁止
	2 (火口周辺規制)		御岳火口から半径1km以内立入禁止
噴火予報	1 (平常)		御岳火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議を開催し，被害影響予想範囲等の検討を行い，十島村へ助言する。

※ 十島村は，連絡会議をはじめとする関係機関の助言等により，避難対象地域等の設定及び縮小の検討を行う。

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

十島村長のほか、次の者が避難措置指示を実施することができる。なお、避難の指示・勧告及び避難所の開設、収容は、それぞれの法律により定められている。

- 警察官（災害対策基本法61条，警察官職務執行法4条）
- 海上保安官（災害対策基本法61条）
- 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

(3) 県による避難

知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町十島村長に代わって実施するものとする。

(4) 諏訪之瀬島火山噴火災害対策連絡会議の開催

県は、必要に応じて十島村及び関係各機関によって構成される「諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。（別表一薩南6）

同連絡会議は十島村長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

(5) その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- ① 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まった時
  - ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
  - ・避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる。
- ② 夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等により避難が遅れる時
  - ・集結地に集合した者の点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

(6) 避難指示等の伝達

① 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 伝達組織を通じ，口頭及び拡声器による伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し，テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送，電話，航空機その他の方法による伝達
- 緊急速報（エリアメール等），一斉同報メール，コミュニティーFM，ワンセグ（エリアワンセグ），デジタル・サイネージ，データ放送等を含めた複数の方法による伝達

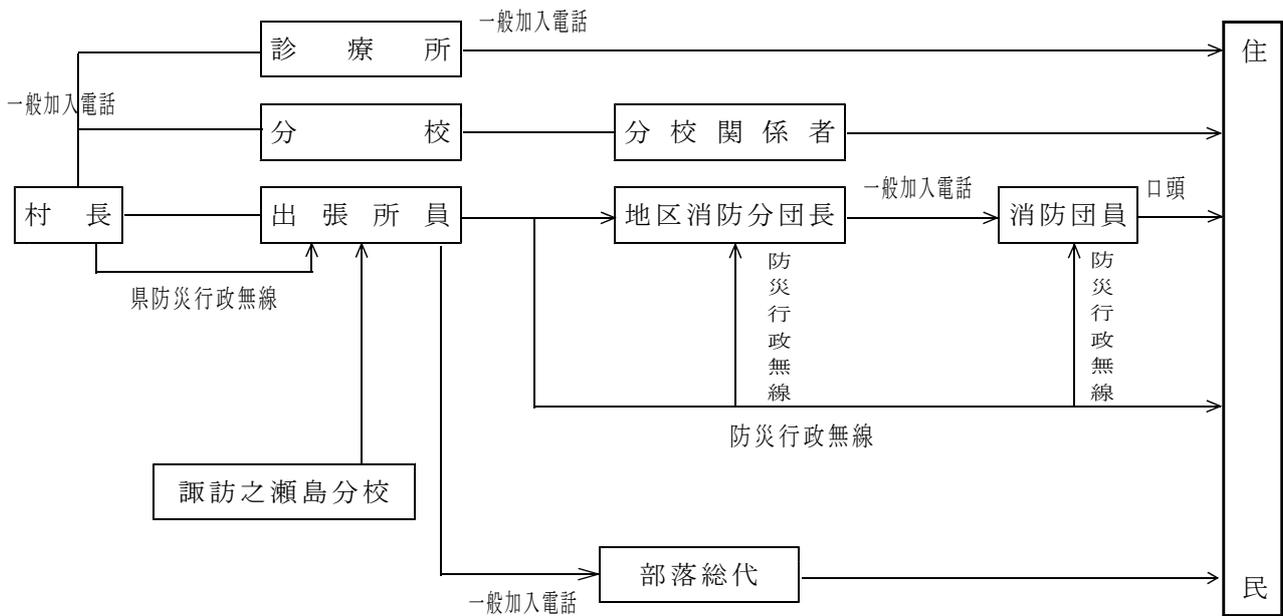


図 5 - 5 - 6 避難指示等の伝達系統図

② 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

(7) 報告・通報

十島村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。県知事は十島村長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

(8) 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

① 島内における避難

ア. 避難者の誘導方法

(a) 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害(が

け崩れ，地すべり，土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。

- 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所，避難誘導責任者（分団長）を定め，できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には，標識表示，なわ張等をするほか，避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては，できるだけロープ等の資機材を利用し，安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い，行動の自由を確保するよう指導誘導する。
- 避難中は，火山活動に注意し，噴火した際は直ちに退避壕等に身を隠し，噴石等から身の安全を確保する。

イ．避難順位及び携帯品等の制限

（a）避難順位

- 災害時要援護者
- 災害の危険性のある地区の人々

（b）携帯品の制限

- 必要最小限の食料，日用品，医薬品とする。
- 避難が長期にわたると考えられるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

ウ．避難手段

- 徒歩
- 自動車
- 船舶

エ．避難経路及び避難所

決められた場所に集合後，下記の避難所に移動する。

表 5 - 5 - 5 避難経路及び避難所

一次避難				二次避難				避難港等
順位	避難経路	交通経路	一次避難所	順位	避難経路	交通経路	二次避難所	
1	集落－ 公民館 (村道)	自動車	公民館	1	公民館－ 場外離着 陸場 (村道)	自動車	場外離着陸場	切石港 元浦港 諏訪之瀬 場外離着陸場
2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	〃	

#### オ. 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

#### カ. 避難準備段階における小中学校の対策

- 児童生徒が家庭にいる場合，保護者とともに避難する。
- 児童生徒が学校にいる場合，学校長等とともに集合場所へ直行する。

### ② 島外への避難

#### ア. 避難手段

##### (a) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴石落下の障害もない場合は，船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により村営船舶，漁船等だけでは対応が難しい時，第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

##### (b) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合，あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は，ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

##### (c) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で，かつ航空機も使用できない状況下では，元浦港等からはしけによる避難を行う。

なお，その際には救命胴衣を着用する。

#### イ. 夜間における避難

島の道路は狭く，夜間照明が未整備のため港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし，避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

#### ウ. 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

#### エ. 災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

#### オ. 避難所の開設

避難者を受入れる側の平島，悪石島では収容人数を確認のうえ，施設や物資の準備を

しておく。

#### カ. 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握。
- 避難収容後の状況把握・報告。

#### (9) 避難所

避難所は原則として平島，悪石島に設定する。

##### ① 避難所の開設

十島村長は避難をした諏訪之瀬島住民のため，県及び平島，悪石島の協力を得て下記のとおり平島，悪石島内に避難所を設定する。

表 5 - 5 - 6 島外避難所

順位	交通手段	島外避難所
1	フェリーとしま，ななしま 2 船舶等	平島コミュニティセンター
2	巡視船	悪石島コミュニティセンター
3	ヘリコプター	〃

##### ② 避難所の運営管理

- ア. 情報の伝達，食料，水の配布
- イ. 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣町村に対し協力を求める。
- ウ. 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- エ. 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努める。
- オ. 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- カ. 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

#### (10) 避難勧告・指示の解除

避難勧告・指示の解除にあたっては，専門家の意見を聞きながら地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。避難勧告・指示が解除された後は，住民は船舶によって帰島する。

- ① 火山活動の沈静化の確認。
- ② 生活物資の確保。
- ③ 情報伝達手段の確認。
- ④ 緊急脱出手段の確保。

(11) 災害時要援護者への配慮

高齢者，幼児，病人，負傷者，心身障害者，観光客，外国人等いわゆる災害時要援護者の避難等については，以下の点に留意して優先して行う。

① 避難誘導

ア．十島村長は，日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとともに，避難指示の伝達方法及び誘導方法について，事前に定めておく。

イ．特に自力で避難できない者に対しては，地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため，自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

② 避難所

ア．避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。

イ．特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

ウ．災害時要援護者に向けた情報の提供については十分配慮する。

(12) 応急仮設住宅等

- ① 県の応急仮設住宅の提供。
- ② 応急仮設住宅に必要な資機材の調達。
- ③ 広域的避難収容。

## 第4節 災害復旧・復興

### 1. 復旧・復興の基本方向の決定

県及び十島村は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。この場合、次の2ケースについての基本的方向を定めておく。

(1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向

(2) 被害が甚大な場合の基本的方向

第1部総則第4章参照のこと。

### 2. 原状復旧の進め方

(1) 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

(2) 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

① 公共土木施設

② ライフライン施設等

③ 降灰対策

④ がれきの処理

(3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成するものとする。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

### 3. 計画的復興の進め方（第1部総則第4章参照のこと）

(1) 復興計画の作成。

(2) 計画策定にあたっての理念。

(3) 防災地域づくりの基本目標。

#### **4. 被災者等の生活再建等の支援（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 各種支援措置の早期実施。
- (2) 税対策による被災者の負担の軽減。
- (3) 住宅確保の支援。
- (4) 広報・連絡体制の構築。
- (5) 災害復興基金の設立。
- (6) その他。

#### **5. 被災者への融資措置（第1部総則第4章参照のこと）**

- (1) 資金選定の指導。
- (2) 資金の種類。
- (3) 各種資金の貸付条件等。

## 諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

機 関 名	主 管 課	電 話
鹿 児 島 県	危 機 管 理 防 災 課	099-286-2256
鹿 児 島 県 警 察 本 部	警 備 課	099-206-0110(代)
鹿 児 島 地 方 気 象 台	観 測 予 報 課	099-250-9916
京大火山活動研究センター		099-293-2058
鹿 児 島 大 学	理 学 部	099-254-7141
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	救 難 課	099-250-9800(代) (夜間099-250-9801)
陸上自衛隊第12普通科連隊	第 3 科	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
海 上 自 衛 隊 第 1 航 空 群	当 直 室	0994-43-3111(代)
日本赤十字社鹿児島県支部	事 業 推 進 課	099-252-0600(代)
九州運輸局鹿児島運輸支局	総 務 企 画 担 当	099-222-5660
九州農政局鹿児島農政事務所	消 費 流 通 課	099-222-0121(代)
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	防 災 対 策 担 当	099-227-9689
九州電力(株)鹿児島支社	鹿 児 島 電 力 セ ン タ ー 計 画 管 理 グ ル ー プ	099-285-5268
十 島 村	総 務 課	099-222-2101(代)

諏訪之瀬島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【1813年噴火の事例】 トンガマ火口から御岳火口に至る火口列で噴火。火砕流がトンガマ火口から約2kmまで到達、溶岩流下、山体崩壊による岩屑なだれなど (文化噴火)
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・噴火が拡大し、火砕流や溶岩流が居住地域に到達することが予想される 【過去事例】 観測事例なし
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等、登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・噴石が火口から概ね2km以内に飛散、あるいは小噴火の拡大等により飛散が予想される 【1925年5月噴火の事例】 爆発的噴火、地震多発
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等(2007年12月現在、御岳火口から1km以内規制中)。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1980年8月：火口から約500mまで噴石飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1956年～1997年、1999年以降のごく小規模な噴火
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

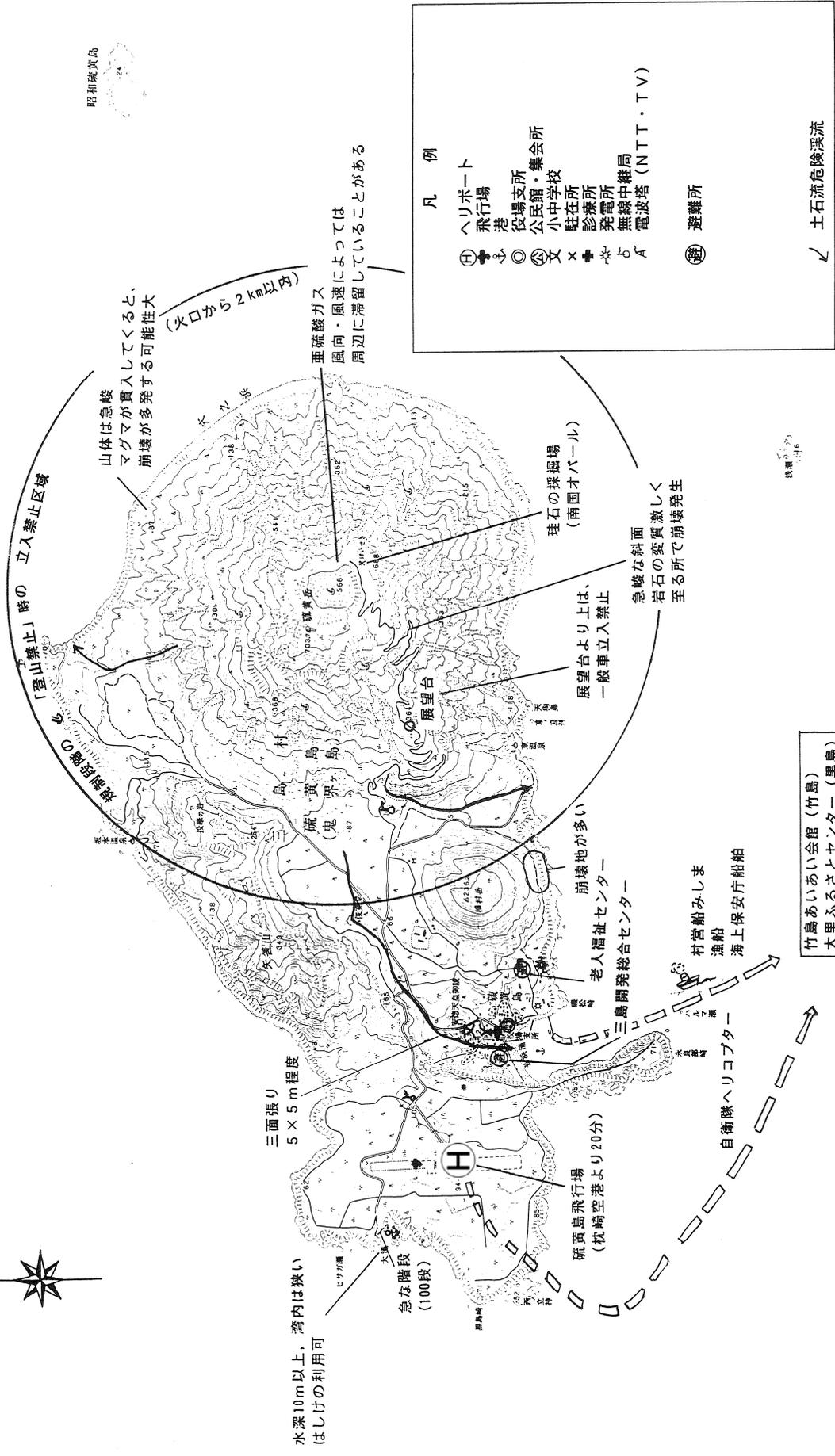
注2) レベル1～3では、御岳火口で発生する噴火を想定している。



23  
竹島・嵯峨



昭和硫黄島



「登山禁止」時の  
立入禁止区域  
の範囲

山体は急峻  
マグマが貫入してくると、  
崩壊が多発する可能性大  
(火口から2km以内)

垂直硫黄ガス  
風向・風速によっては  
周辺に滞留していることがある

水深10m以上、湾内は狭い  
はしけの利用可

三面張り  
5×5m程度

急な階段  
(100段)

硫黄島飛行場  
(枕崎空港より20分)

- 凡 例
- ヘリポート
  - 飛行場
  - 港
  - 支所
  - 公民館・集会所
  - 小中学校
  - 駐在所
  - 診療所
  - 発電所
  - 無線中継局
  - 電波塔 (NTT・TV)
  - 避難所
  - 土石流危険渓流

珪石の採掘場  
(南国オパール)

急峻な斜面  
岩石の疲労激しく  
至る所で崩壊発生

展望台より上は、  
一般車立入禁止

崩壊地が多い  
老人福祉センター  
三島開発総合センター

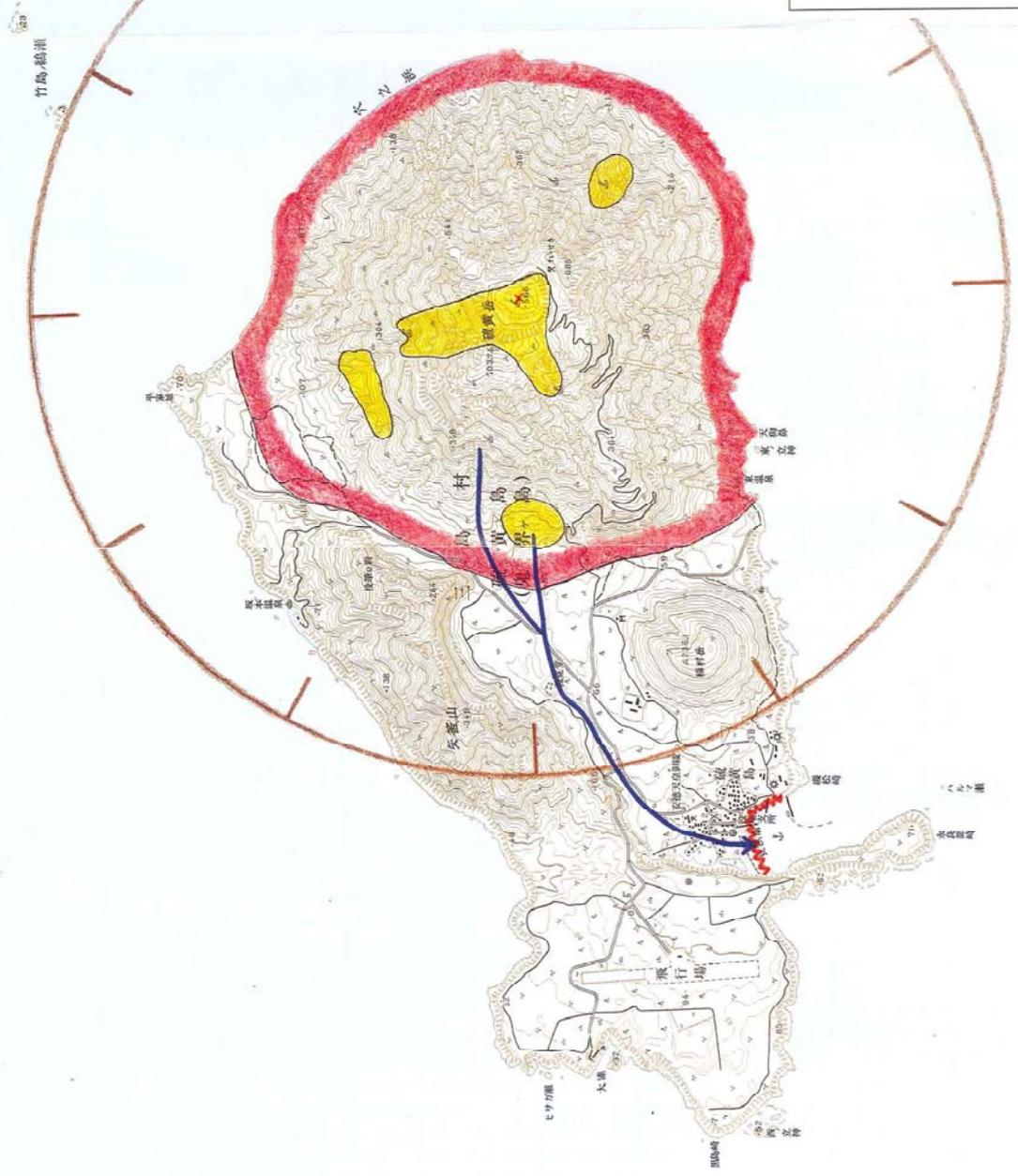
村営船みしま  
漁船  
海上保安庁船舶

自衛隊ヘリコプター

竹島あいあい会館 (竹島)  
大里ふるさとセンター (黒島)

乗船場所、ヘリポートは、状況によって変化する





昭和硫黄島

- 凡 例
- × 想定火山口
  - 噴出岩塊による災害が予想される区域 (火山口から2.5km)
  - 火砕流・溶岩が到達する危険のある区域
  - 山体崩壊による災害の危険がある区域 (山頂から1.5km以内)
  - ➡ 泥流・土石流の危険がある渓流 (集落に影響を及ぼす渓流)
  - 火山ガスを危険区域 (珪化帯の分布域)
  - 〰 津波危険区域



図 5-2-2-3 薩摩硫黄島火山災害危険区域予測図

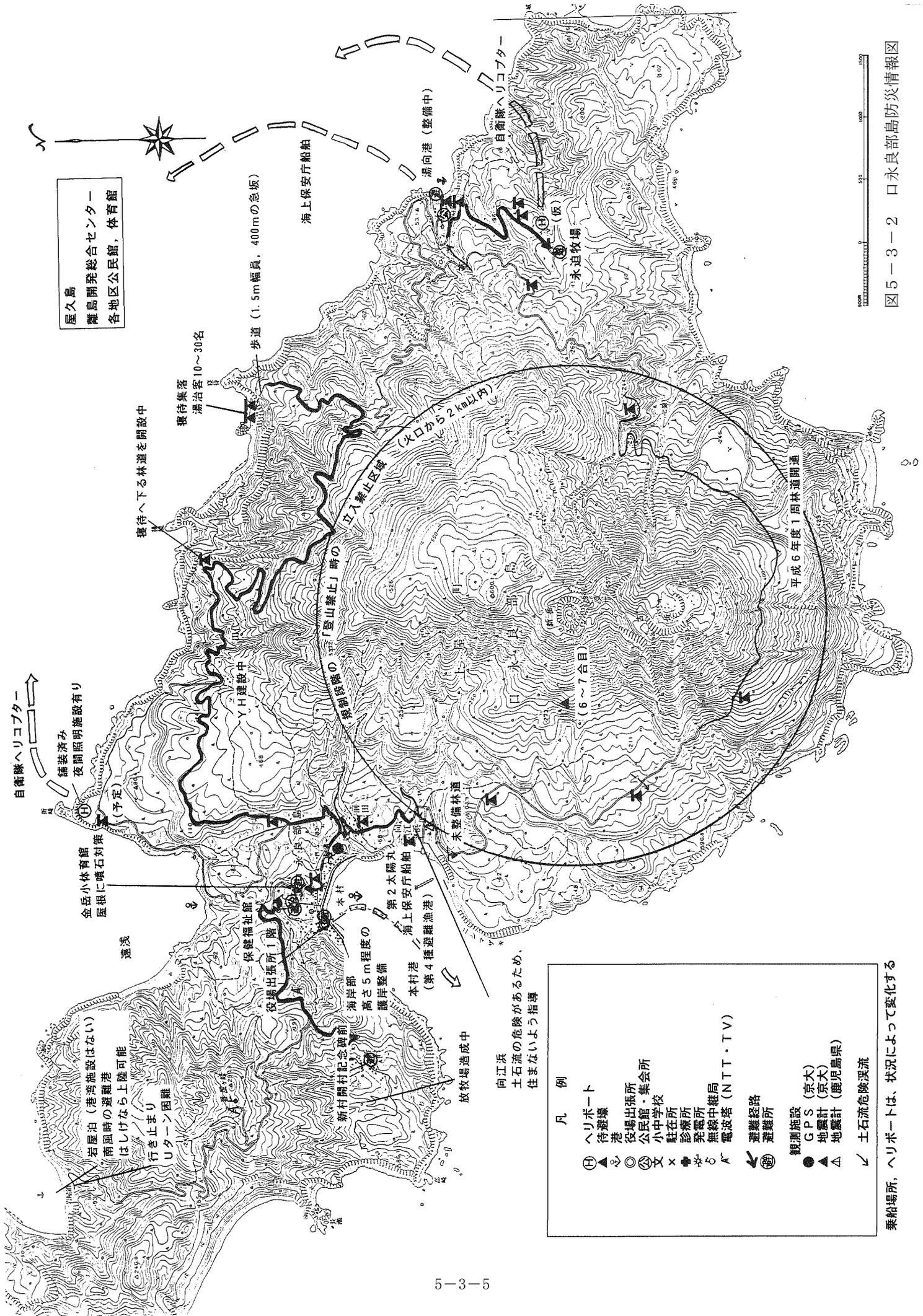
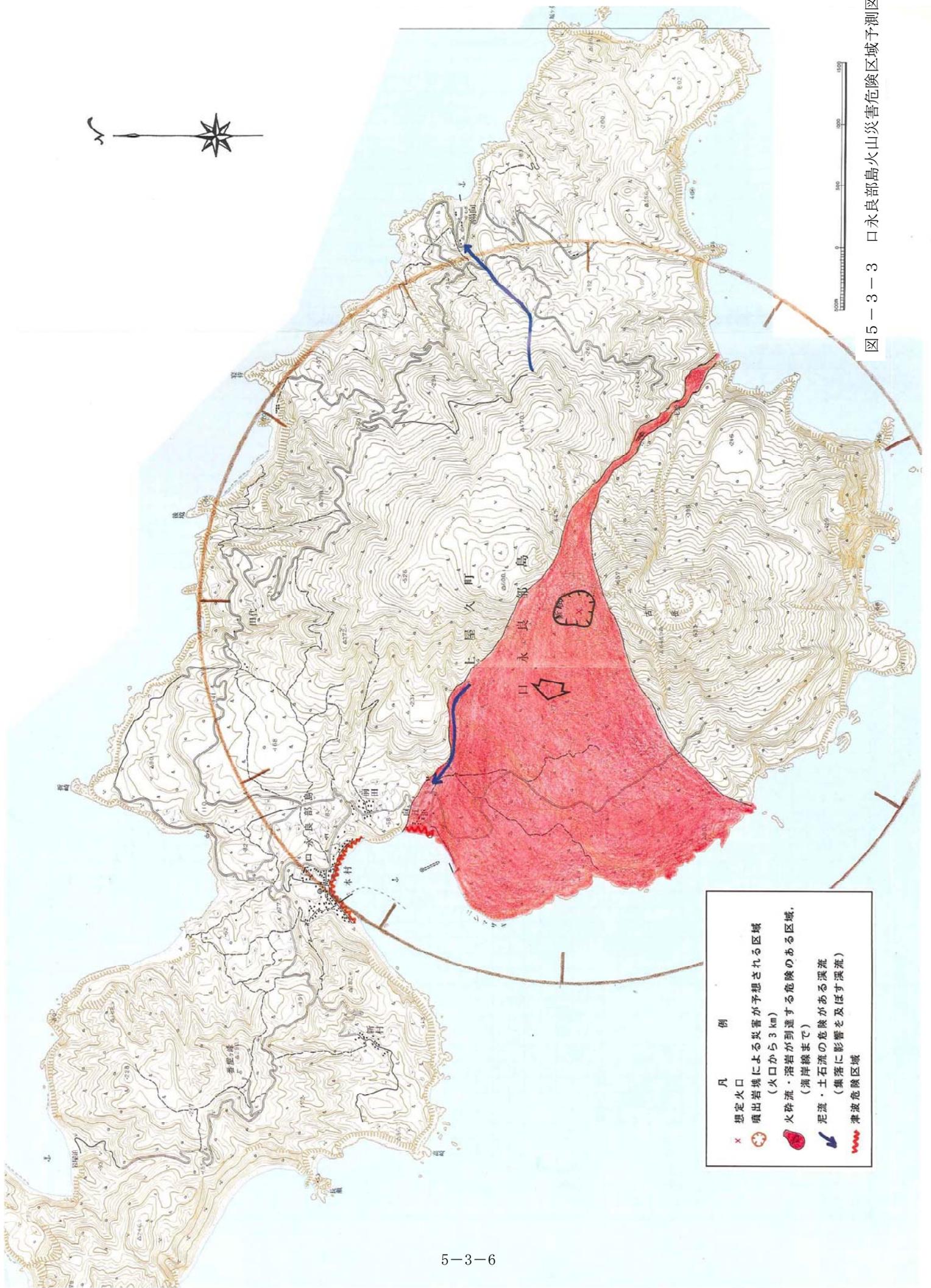


図5-3-2 口永良部島防災情報図



- 凡 例
- x 想定火口
  - 噴出岩塊による災害が予想される区域  
(火口から3 km)
  - 火砕流・溶岩が到達する危険のある区域、  
(海岸線まで)
  - 泥流・土石流の危険がある溪流  
(集落に影響を及ぼす溪流)
  - 津波危険区域



図5-3-3 口永良部島火山災害危険区域予測図

- 凡 例
- ⊕ ヘリポート
  - ⊙ 港
  - ⊙ 役場支所
  - ⊙ 公民館・集会所
  - ⊙ 学校・分校
  - ⊙ 駐在所
  - ⊙ 診療所
  - ⊙ 発電所
  - ⊙ 無線中継局
  - ⊙ 電波塔 (NTT・TV)
  - ↶ 避難経路
  - ⊙ 避難所
  - 観測施設
  - GPS (京大)
  - ▲ 地震計 (京大)
  - ↘ 土石流危険渓流

自衛隊ヘリコプター  
 口之島コミュニティーセンター  
 平島コミュニティーセンター

としま  
 ななしま  
 海上保安庁巡視船

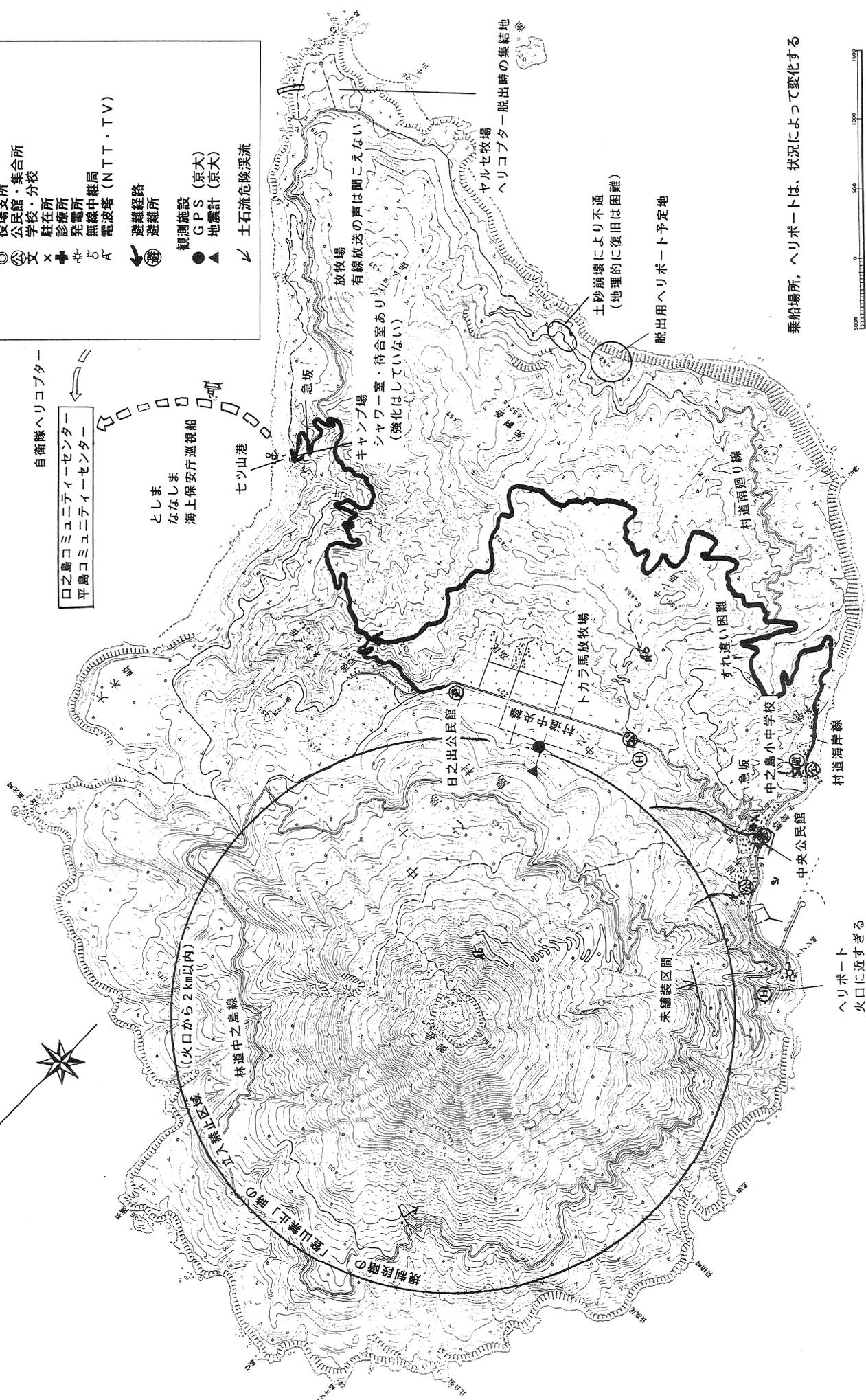
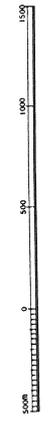
七ツ山港

急坂  
 放牧場  
 有線放送の声は聞こえない  
 キャンプ場  
 シャワー室・待合室あり  
 (強化はしていない)

ヤルセ牧場  
 ヘリコプター脱出時の集結地

土砂崩壊により不通  
 (地理的に復旧は困難)  
 脱出用ヘリポート予定地

乗船場所、ヘリポートは、状況によって変化する



ヘリポート  
 火口に近すぎる  
 噴火時には利用不可能

図 5-4-2 中之島防災情報図

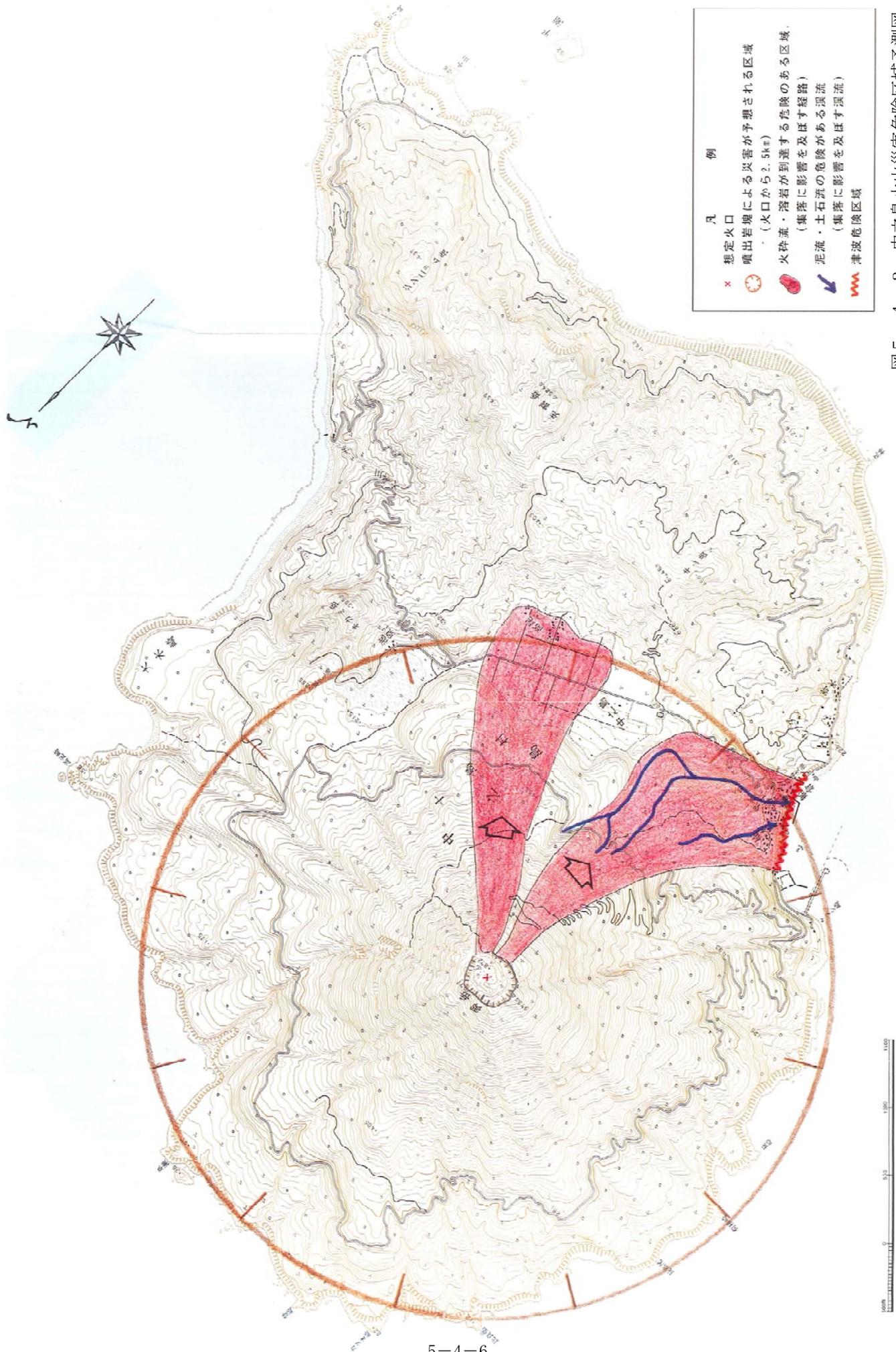
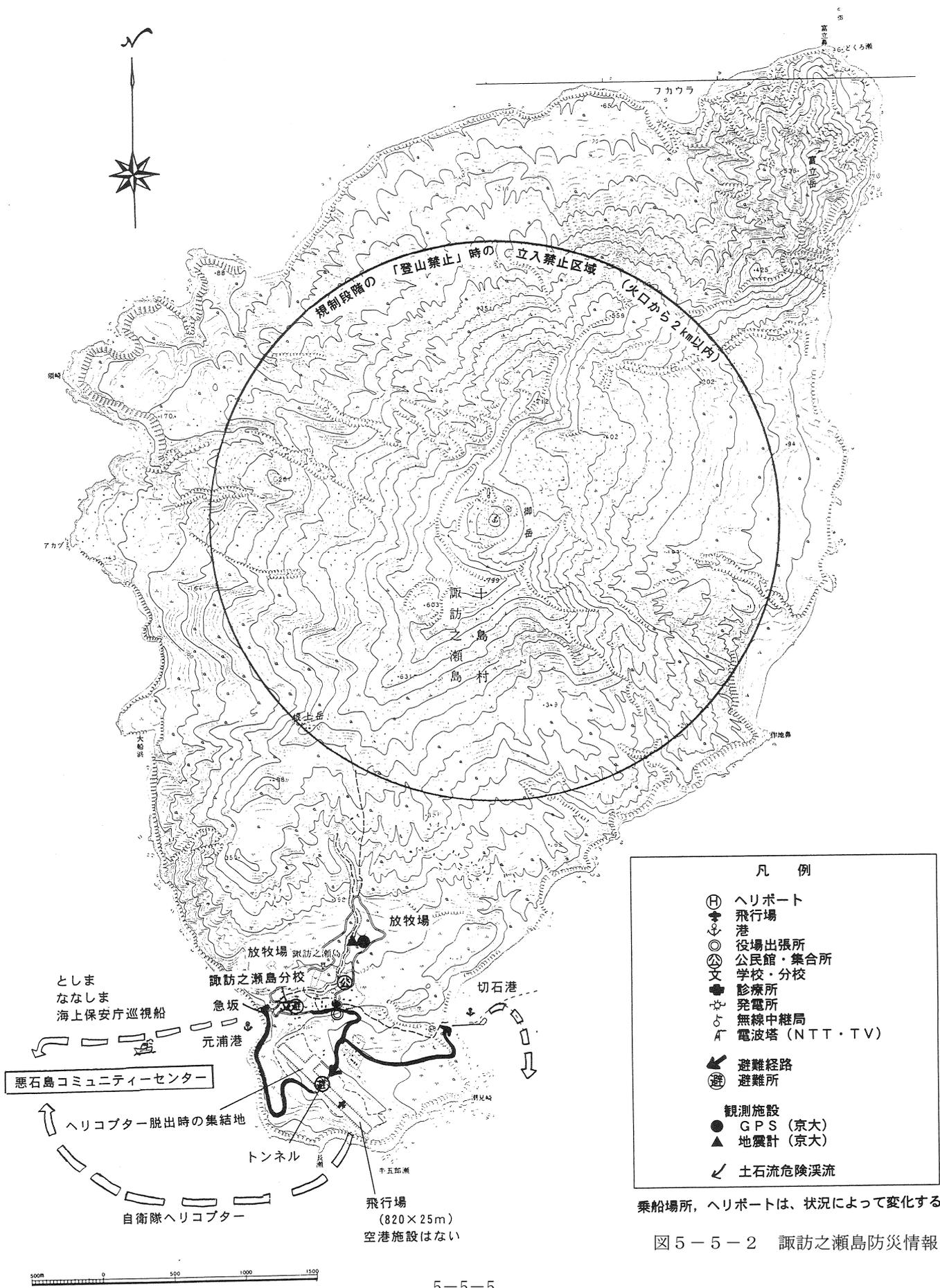


図5-4-3 中之島火山災害危険区域予測図



規制段階の「登山禁止」時の立入禁止区域 (火口から2 km以内)

凡例

- Ⓜ ヘリポート
- ✈ 飛行場
- ⚓ 港
- Ⓜ 役場出張所
- Ⓜ 公民館・集会所
- Ⓜ 学校・分校
- Ⓜ 診療所
- Ⓜ 発電所
- Ⓜ 無線中継局
- Ⓜ 電波塔 (NTT・TV)
- ➡ 避難経路
- Ⓜ 避難所
- 👁 観測施設
- GPS (京大)
- ▲ 地震計 (京大)
- ↘ 土石流危険渓流

乗船場所、ヘリポートは、状況によって変化する

図5-5-2 諏訪之瀬島防災情報図

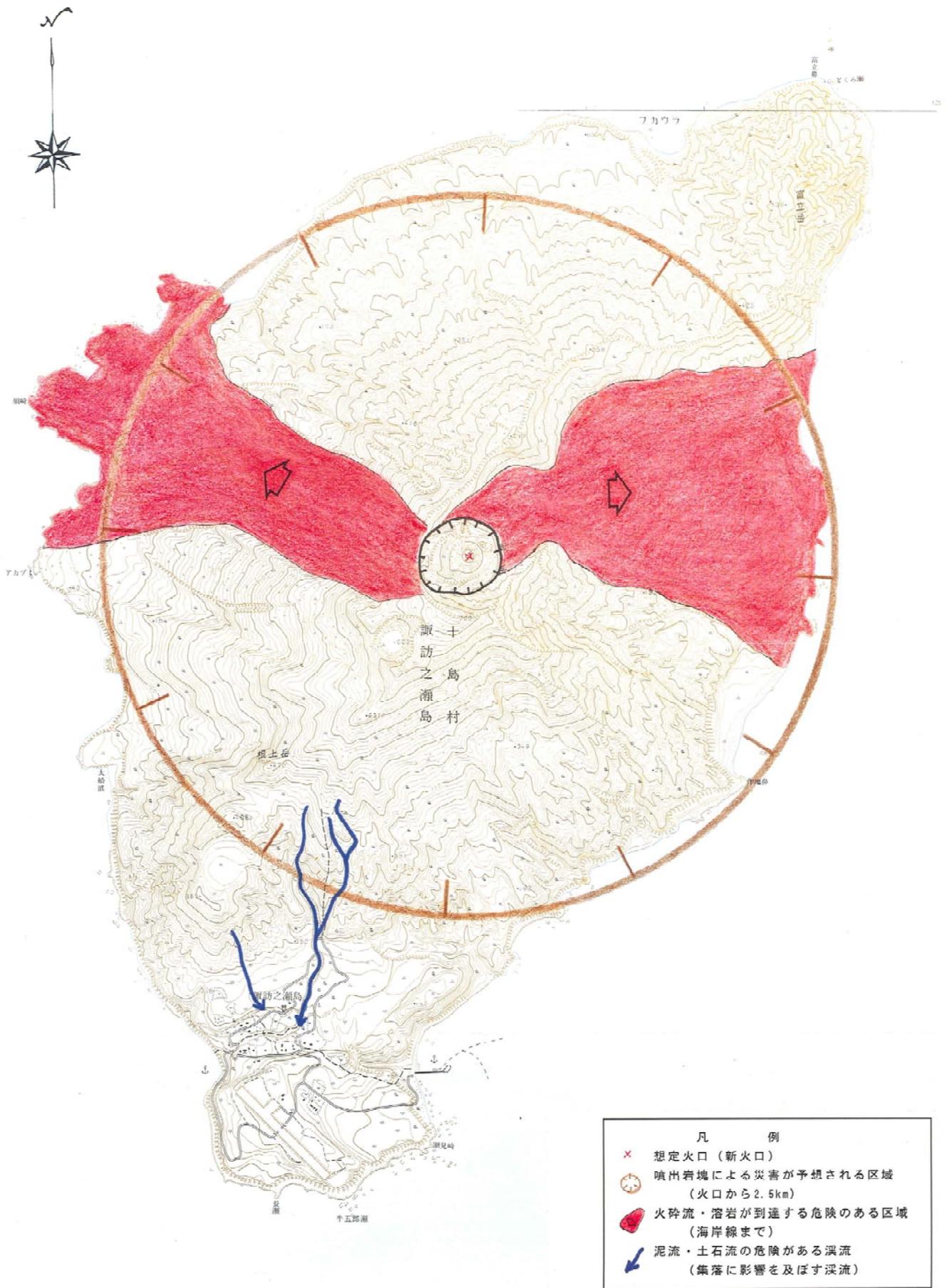


図 5-5-3 諏訪之瀬島火山災害危険区域予測図

鹿児島県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考とすべき事項

鹿児島県知事殿

下記のとおり申請いたします。

市・町・村長

印

年 月 日	担 当 者	市 町 村	課	氏名
食 糧 の 種 類		避 難 所 名		必 要 数 量

炊出し給与表

		避 難 所	収容班長 氏名			
月 日	給 与 内 容	給 与 数			備 考	
		朝	昼	夜		

食糧品現品給与表

		避難所	収容班長 氏名			
月 日	給 与 内 容	給 与 数			備 考	
		朝	昼	夜		

物資給貸与表

				市 町 村		避難所名			収容班長 氏名	
世帯主氏名	世帯人数	給与月日	給貸与物資の品名							備 考

鹿児島県知事殿

下記のとおり申請いたします。

市・町・村長

印

年 月 日	担 当 者	市 町 村 課	氏名
物 資 の 種 類		避 難 所 名	必 要 数 量

## 1. 総則

小林哲夫・山元温彦・井村隆介（1989）：鹿児島県における最近3000年間の火山活動の編年，昭和63年度鹿児島大学教育研究学内特別経費研究成果報告書（代表研究者 小林哲夫），3-8.

このほか、以下の文献を参考にした。

福岡管区气象台（1965）：噴火史，福岡管区气象台要報，第20号，77-85.

国土庁（1992）：火山噴火災害危険区域予測図作成指針.

奥野 充（1996）：南九州の第四世紀末テフラの加速器<sup>14</sup>C年代（予報），名古屋大学加速器質量分析計業績報告書，VII，89-109.

## 2. 霧島山

I<sub>MURA</sub>, R., (1992) : Eruptive History of the Kirishima Volcano During the Past 22,000 years. Geographical Reports of Tokyo Metropolitan Univ., 27, 71-89.

井村隆介（1994）：霧島山の地質，東京大学地震研究所彙報，19，118-209.

都城市・小林市・えびの市・高原町・栗野町・吉松町・牧園町・霧島町（1996）：霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務，報告書.

このほか、霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務において以下の文献を参考にした。

井口正人・加茂幸介（1984）：火山爆発により放出される火山岩塊・レキの到達距離，京大防災研年報，26B-1，9-21.

伊田一善・篠山昌市（1951）：宮崎県加久藤天然ガス地質調査報告，地調月報，2，178-184.

井田喜明・山口 勝・増谷文雄（1986）：霧島火山における最近の地震活動と応力場，地震，2，39，111-121.

井田喜明・山口 勝・増谷文雄（1986）：霧島火山と加久藤カルデラの最近の地震活動，地震，2，39，595-605.

井ノ上幸造（1988）：霧島火山群高千穂複合火山の噴火活動史，岩鉱，83，26-41.

井村隆介（1992）：霧島火山群新燃岳 1991～92年の小活動，火山，37，281-283.

井村隆介・小林哲夫（1991）：霧島火山群新燃岳の最近300年間の噴火活動，火山，36，135-148.

井村隆介・古賀政行（1992）：霧島火山および入戸火砕流の<sup>14</sup>C年代，火山，37，99-102.

遠野 勇（1966）：霧島火山の岩石学的研究，岩鉱，56，56-74.

- 岡田 肇 (1985) : 霧島火山群の噴出物と発達史 (要旨), 火山, 2集, 30, 315.
- 鍵山恒臣 (1994) : 霧島火山群における構造研究の意義—新しい火山学の構築のために—, 東大地震研究所彙報, 69, 177-188.
- 鍵山恒臣 (1994) : 霧島—やや張力的応力場に生成した火山群. 地学雑誌, 103, 479-487.
- 鍵山恒臣・歌田久司・増谷文雄・山口勝・笹井民一・田中良和・橋本武志 (1992) : 霧島火山群新燃岳1991・92年微噴火と電磁気観測, 地磁気観測諸技術報告, 32, 279-296.
- 気象庁 (1991) : 霧島山, 日本活火山総覧 (第2版), 260-369.
- 砂防・地すべり技術センター (1993) : 霧島山噴火対策調査委託.
- 砂防・地すべり技術センター (1993) : 霧島火山砂防基本計画検討業務.
- 柴田秀賢 (1969) : 霧島火山形成史, 地質雑, 75, 503-508.
- 震災予防調査会 (1916) : 霧島山噴火, 日本噴火志, 177-190.
- 種子田定勝 (1963) : 霧島東辺のPyroclastic flowについて (要旨), 地質雑, 69, 326.
- 種子田定勝 (1968) : えびの・吉松地域の地震と地質—特に霧島火山の構造に関連して—, 火山, 2集, 13, 61-73.
- 種子田定勝 (1977a) : 霧島火山の構成 (要旨), 火山, 2集, 21, 124.
- 露木利貞・金田良則・小林哲夫 (1980) : 火山地域に見られる地盤災害とその評価(1)霧島火山群に見られる崩壊型について, 鹿児島大学理学部紀要 (地学・生物学), 13, 91-103.
- 東京大学地震研究所火山体構造探査グループ : 霧島の構造探査と噴火予知, 東京大学地震研究所火山噴火予知研究推進センター.
- 中村真人 (1985) : 第四紀テラフのもう1つの年代推定法 (要旨), 火山, 2集, 30.
- 中村真人 (1987) : 霧島火山群の活動変遷史—テラフによる噴火規模と年代推定の試み—, 九州の後期新生代火山活動をめぐる諸問題, 地団研専報, 33, 179-188.
- 波多江信広 (1956) : 霧島新湯温泉の山すべり, 鹿児島大理科報告, 5, 37-54.
- 平林順一 (1986) : 火山ガス災害と化学的噴火予知の現状, 火山, 第2集, 第30巻 特別号, 327-338.
- 福岡管区气象台 (1965) : 霧島山, 福岡管区气象台要報, 20, 47-59, 98-99.
- 福岡管区气象台・鹿児島地方气象台・宮崎地方气象台 (1959) : 昭和34年2月17日の霧島山新燃岳の爆発.
- 村山 馨 (1979) : 霧島山, 日本の火山 (Ⅲ) —九州・南西諸島および付編—, 73-90.

### 3. 桜島

- 江頭庸夫 (1981) : 災害の評価, 文部省科学研究費自然災害特別研究, 「噴火災害の特性と Hazard Map の作製およびそれによる噴火災害の予測の研究」 (研究代表者: 下鶴大輔), 173-177.
- 福山・小野晃司 (1981) : 桜島火山地質図 (1:25,000), 地質調査所.

小林哲夫（1982）：桜島火山の形成史と火砕流, 文部省科学研究費自然災害特別研究, 計画研究報告書「火山噴火に伴う乾燥粉体流（火砕流等）の特質と災害」（研究代表者：荒牧重雄）, 137-163.

桜島火山噴火災害予測調査協議会（1994）：桜島火山噴火災害危険区域予測図作製業務報告書.

このほか、桜島火山噴火災害危険予測図作成業務において以下の文献を参考にした。

石川秀雄（1981）：桜島火山の噴火活動史, 文部省科学研究費自然災害特別研究, 「噴火災害の特性とHazard Mapの作製およびそれによる噴火災害の予測の研究」（研究代表者：下鶴大輔）, 153-162.

石川秀雄（1992）：桜島, 共立出版.

鹿児島県（1927）：桜島大正噴火史.

鹿児島県立博物館（1988）：大正3年桜島大噴火写真集, 鹿児島県教育委員会.

鹿児島県防災会議（1991）：桜島爆発災害対策細部計画, 16-29.

気象庁（1991）：桜島, 日本活火山総覧（第2版）, 370-389.

O<sub>MORI</sub>, F., (1916) : The SAKURAJIMA Eruptions and Earthquakes II. Bull. Imp. Earthq. Inv. Com., 8, 2.

O<sub>MORI</sub>, F., (1916) : The SAKURAJIMA Eruptions and Earthquakes II. Bull. Imp. Earthq. Inv. Com., 8, 6.

下川悦郎・地頭菌隆・小林哲夫（1991）：大正3年桜島噴火が火山周辺域の侵食に及ぼした影響, 火山噴火が火山体とその周辺域の侵食に及ぼす影響, 3-26.

震災予防調査会（1918）：震災予防調査会報告「日本噴火志（上編）」, 191-200.

宇佐美龍夫（1987）：新編日本被害地震総覧, 東大出版会.

山内豊聡・後藤恵之輔・村田秀一（1978）：シラス地帯の地震による災害の工学的予測について, 第15回自然災害科学総合シンポジウム, 267.

#### 4. 開聞岳

石川秀雄（1981）：開聞岳の活動史, 噴出物調査と災害評価, 文部省科学研究費自然災害特別研究成果No. A-56-1, 自然災害科学総合研究班, 噴火災害の特質とHazard Mapの作成およびそれによる噴火災害の予測の研究, 180-184.

中村真人（1967）：開聞岳の火山噴出物と火山活動史—とくに噴出物の量と時代関係について—, 火山, 第2集, 12, 119-131.

中村真人（1992）：開聞岳火山, 日本の地質, 共立出版, 226-227.

このほか、以下の文献を参考にした。

気象庁（1991）：開聞岳，日本活火山総覧（第2版），390-394.

永山修一（ ）：文献から見る平安時代の開聞岳噴火.

中村真人（1971）：開聞岳火山の岩石学的研究，地質学雑誌，77，359-364.

中村真人（1971）：指宿火山地域における新しい火山活動の可能性，火山，第2集，25，195-205.

成尾英仁・下山覚（ ）：開聞岳の噴火災害.

Ui, T., YAMAMOTO, H. and SUZUKI-KAMATA, K. (1986) : Characterization of debris avalanche deposits in Japan, Jour. Volcanol. Geotherm. Res., 29, 231-243.

## 5. 薩南諸島

薩南諸島の火山については、以下の文献を参考にした。

### 5-1 薩南諸島一般

鹿児島県地学会（1991）：トカラ列島，鹿児島県地学のガイド，コロナ社，95-104.

小林哲夫（1995）：トカラ列島の火山，火山，第2集，30，45-47.

松本徭夫（1977）：琉球列島の第四紀火山，海洋科学，52-57.

松本徭夫（1983）：琉球列島における新生代火山活動，地質学論集，22，81-91.

松本徭夫（1985）：トカラ火山列，日本の地質誌，沖縄タイムス社，木崎甲子郎編著「琉球弧の地質誌」，35-49.

松本徭夫・松本幡郎（1992）：トカラ火山列，日本の地質9，九州地方，共立出版，232-233.

### 5-2 薩摩硫黄島

阿多寛雄（1935）：昭和9年硫黄島噴火，地質学雑誌，42，212-213.

気象庁（1991）：薩摩硫黄島，日本活火山総覧（第2版），295-399.

加藤祐三（1992）：鬼界カルデラ，日本の地質9，九州地方，共立出版，227-230.

松本唯一（1937）：硫黄島沖の海底噴火並に附近の火山地質（その一），火山，20，144-162.

小野晃司・曾屋龍典・細野武男（1982）：薩摩硫黄島地域の地質，地域地質研究報告（5万分の1図幅），地質調査所，80.

田中館秀三（1935）：鹿児島県下硫黄島噴火概報，火山，18，188-209.

田中館秀三（1939）：薩南硫黄島（昭和硫黄島）発達の過程，地質学雑誌，46，279-280.

### 5-3 口永良部島

荒牧重雄（1969）：口永良部島地質調査報告，火山，第2集，14，127-132.

本間不二男（1934）：口永良部島の火山地質と火山活動（一），火山，第1集，1，20-39.

本間不二男（1934）：昭和八年十二月乃至昭和九年一月の口永良部島新岳の火山活動，地球，  
21，243-266.

藤野直樹（1988MS）：口永良部島火山の地質，鹿児島大学理学部地学科卒業論文.

気象庁（1991）：口永良部島，日本活火山総覧（第2版），400-404.

気象庁観測部地震課（1976）：口永良部島新岳の震動観測，噴火予知連絡会会報，5，40-44.

京都大学防災研究所・東京工業大学工学部・鹿児島大学理学部（1981）：1980年（9月28日）  
の口永良部島新岳の噴火（概報），噴火予知連絡会会報，20，1-9.

松本唯一（1934）：口永良部島の地質に就いて，火山，第1集，2，20-39.

田中館秀三（1938）：口永良部島新岳噴火と火口の形態及び向江浜の山津浪，火山，18，  
339-354.

#### **5 - 4 中之島**

生田正文（1992MS）：トカラ列島中之島および口之島火山の地質.

気象庁（1991）：中之島，日本活火山総覧（第2版），405-407.

#### **5 - 5 諏訪之瀬島**

平沢晃一・松本幡郎（1983）：鹿児島県トカラ列島諏訪之瀬島の火山地質，火山，第2集，28，  
101-115.

気象庁（1991）：諏訪之瀬島，日本活火山総覧（第2版），408-412.

松本幡郎（1964）：鹿児島県トカラ諸島諏訪之瀬島御岳火山の1960年活動について，火山，第  
2集，9，57-62.

沿革	昭和58年	4月25日	防災会議決定
	昭和60年	2月25日	修正
	昭和61年	4月1日	修正
	昭和63年	3月4日	修正
	平成元年	4月1日	修正
	平成3年	3月22日	修正
	平成4年	3月25日	修正
	平成5年	3月26日	修正
	平成6年	5月27日	修正
	平成7年	6月5日	修正
	平成8年	6月13日	修正
	平成13年	10月19日	修正
	平成17年	1月7日	修正
	平成18年	3月27日	修正
	平成20年	3月5日	修正
	平成23年	5月2日	修正
	平成24年	3月23日	修正

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>総 則</b> .....	1
第1節	計画の目的 .....	1
第2節	定 義 .....	1
第3節	計画の性格 .....	3
第4節	計画の周知徹底 .....	4
第5節	計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針 .....	4
第6節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 .....	4
第7節	防災関係機関の事務又は業務の大綱 .....	7
<b>第2章</b>	<b>防災体制</b> .....	15
第1節	災害応急対策における対応基準 .....	15
第2節	防災活動体制 .....	16
<b>第3章</b>	<b>災害予防対策</b> .....	33
第1節	基本方針 .....	33
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 .....	33
第3節	立入検査と業務報告の徴収 .....	33
第4節	原子力防災専門官との連携 .....	33
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備 .....	34
第6節	災害応急体制の整備 .....	36

第7節	避難収容活動体制の整備	40
第8節	緊急輸送活動体制の整備	42
第9節	救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	42
第10節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	43
第11節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	44
第12節	防災業務関係者に対する研修	45
第13節	防災訓練等の実施	45
第14節	原子力発電所上空の飛行規制	46
第15節	災害復旧への備え	47
第16節	複合災害時対応体制の整備	47
<b>第4章</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>50</b>
第1節	基本方針	50
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立	50
第3節	緊急時環境放射線モニタリング	56
第4節	屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動	60
第5節	飲料水，飲食物の摂取制限等	63
第6節	治安の確保	64
第7節	緊急輸送活動	65
第8節	救助・救急，消火及び医療活動	66
第9節	家畜の飼養管理・飼料管理の指導	67
<b>第5章</b>	<b>複合災害時対策</b>	<b>72</b>
第1節	基本方針	72
第2節	災害応急体制	72
第3節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	72
第4節	緊急時環境放射線モニタリングの実施	72
第5節	屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施	73
第6節	緊急輸送活動体制の確立	74
第7節	救助・救急，消火及び医療活動	74
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	75
<b>第6章</b>	<b>災害復旧対策</b>	<b>86</b>
第1節	基本方針	86
第2節	復旧対策活動情報の連絡	86
第3節	放射性物質による汚染の除去等	86

第4節	各種制限措置の解除	86
第5節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	87
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	87
第7節	風評被害等の影響の軽減	87
第8節	被災中小企業等に対する支援	88
第9節	心身の健康相談体制の整備	88
第10節	物価の監視	88

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策等について、鹿児島県、薩摩川内市及びいちき串木野市（以下「関係市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ体系的な遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第 2 節 定 義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 緊急事態応急対策

原災法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(4) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原災法第 15 条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 関係周辺市

阿久根市をいう。

(7) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

経済産業省，文部科学省，国土交通省等

(8) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局，九州厚生局，九州農政局，九州経済産業局，九州産業保安監督部，九州運輸局等

(9) 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社，西日本電信電話株式会社鹿児島支店等

(10) 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

(11) 防災関係機関

県，関係市，消防機関，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等をいう。

(12) 原子力防災専門官

文部科学省及び経済産業省によってオフサイトセンターに配置される原子力防災についての専門的な知識，経験等を有する者であり，平常時には，原子力災害の発生又は拡大防止の体制を整えるとともに，原子力災害時には，初動時の体制構築や情報の収集・提供など初期対応における中核的な役割を果たす。

(13) 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

(14) オフサイトセンター

原災法に基づき指定される緊急事態応急対策拠点施設であって，原子力災害が発生した場合，緊急事態応急対策の拠点となる施設で，通称オフサイトセンターと呼ばれる。

(15) 現地事故対策連絡会議

原災法第10条第1項前段の通報があり，これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当しない場合において，オフサイトセンターに参集した国，県，関係市，九州電力及び専門家等によって開催される担当者レベルの会合をいう。

(16) 原子力災害合同対策協議会

原災法第15条第2項に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，

オフサイトセンターに参集した国、県、関係市、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、原子力緊急事態に関する情報交換を行い、それぞれが実施する緊急時応急対策について連携強化を図ることを目的としている。

(17) テレビ会議システム

オフサイトセンターと国・県・関係市とをテレビ画面により同時多元中継して、情報の共有と意思決定の迅速化を図るシステムをいう。

(18) 機能班

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、関係市及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、プラント班の7つの班をいう。

(19) 防護対策実施区域

緊急時環境放射線モニタリングの結果等に基づき知事が、住民等の避難等を講ずべき必要があると決定した地域をいう。

(20) 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の中で、緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

(21) 警戒区域

市長が、災害対策基本法第63条の規定に基づき、人の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限、禁止又は退去を命じた区域をいう。

(22) 防護対策を講ずべき区域

防護対策実施区域、緊急事態応急対策実施区域及び警戒区域をいう。

(23) 現地事後対策連絡会議

原子力災害合同対策協議会の廃止後において、原災法第27条に基づく事後対策の実施に当たり、関係機関等の体制、役割分担の明確化、講ずべき対策の内容の確認等を行い、情報の共有等を行う目的で、オフサイトセンターで開催される会議をいう。

### 第3節 計画の性格

#### 1 鹿児島県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鹿児島県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）を踏まえ、指定行政機関、指定公共機関が作成した防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図り、作成するものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとす

る。

## 2 鹿児島県地域防災計画との整合性

この計画は、「鹿児島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「鹿児島県地域防災計画」によるものとする。

## 3 関係市の地域防災計画との関係

関係市が地域防災計画・原子力災害対策編を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、鹿児島県地域防災計画と矛盾し、又は抵触することのないようにするものとする。

なお、県は、関係市の地域防災計画・原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

## 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は鹿児島県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

### 第4節 計画の周知徹底

この計画に記載された各関係機関（この計画で災害対策の体系に位置付けられた機関）においては、この計画を十分に習熟するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第5節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

鹿児島県地域防災計画・原子力災害対策編の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

### 第6節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

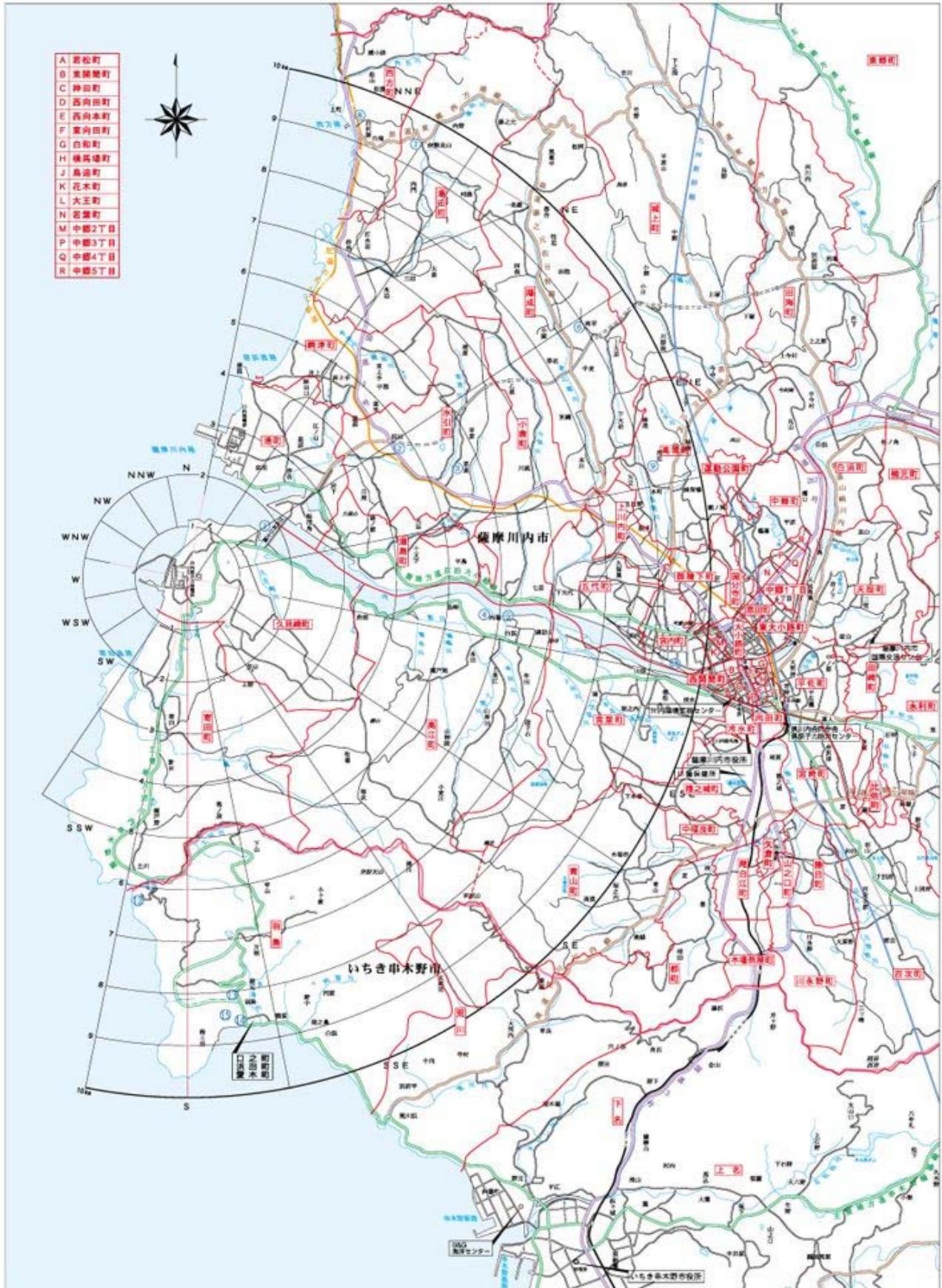
原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）のめやす」を基準とし、原子力発電所を中心としておおむね半径10キロメートル以内の別表

1の「防災対策を重点的に充実すべき地域」及び別図の「防災対策を重点的に充実すべき地域」のとおりとする。

**別表 1 防災対策を重点的に充実すべき地域**

関係市	防災対策を重点的に充実すべき地域	
薩摩川内市	全地域	久見崎町，寄田町，港町，湯島町，高江町，網津町，水引町，小倉町，上川内町，五代町，宮内町，宮里町
	一部地域	西方町，湯田町，陽成町，城上町，高城町，御陵下町，青山町
いちき串木野市	全地域	羽島，愛木町，口之町，浜田町
	一部地域	荒川

別図 防災対策を重点的に充実すべき地域



## 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係市、消防機関、県警察、県教育委員会、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿児島県地域防災計画に定めるほか、次のとおりとする。

### 1 鹿児島県

#### 事 務 又 は 業 務

- (1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 通信連絡設備の整備に関すること。
- (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリングの実施に関すること。
- (7) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。
- (8) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。
- (9) 放射線防護資機材の整備に関すること。
- (10) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
- (11) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- (12) 災害対策本部等の設置に関すること。
- (13) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
- (14) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (15) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。
- (16) 住民等の避難等（屋内退避，コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ）及び立入制限等に係る関係市への指示に関すること。
- (17) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る関係市への指示に関すること。
- (18) 緊急被ばく医療措置に関すること。
- (19) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
- (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染（以下「汚染の除去等」という。）に関すること。
- (21) 原子力災害対策に係る関係市への指示，指導及び助言に関すること。
- (22) 各種制限措置の解除に係る関係市への指示に関すること。
- (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

## 事務又は業務

- (24) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- (25) 住民相談窓口の設置に関すること。
- (26) 健康相談窓口の設置に関すること。

## 2 関係市

### 事務又は業務

- (1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 通信連絡設備の整備に関すること。
- (5) 放射線防護資機材の整備に関すること。
- (6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
- (7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- (8) 災害対策本部等の設置に関すること。
- (9) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
- (10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (11) 緊急時環境放射線モニタリングの協力に関すること。
- (12) 住民等の避難等及び立入制限に関すること。
- (13) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
- (15) 緊急被ばく医療措置の協力に関すること。
- (16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
- (17) 汚染の除去等に関すること。
- (18) 各種制限措置の解除に関すること。
- (19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。
- (20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- (21) 住民相談窓口の設置に関すること。
- (22) 健康相談窓口の設置に関すること。

### 3 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
薩摩川内市消防局	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
いちき串木野市	(2) 住民等の避難等の誘導に関すること。
消 防 本 部	(3) 傷病者の救急搬送に関すること。
薩摩川内市消防団	(4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。
いちき串木野市	(5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
消 防 団	(6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

### 4 鹿児島県警察

事 務 又 は 業 務
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(2) 住民等の避難等の誘導に関すること。
(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。
(4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。
(5) 緊急輸送の先導に関すること。
(6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。
(7) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

### 5 鹿児島県教育委員会

事 務 又 は 業 務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること。
(2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。
(3) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。

## 6 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（広域緊急援助隊等の応援派遣，装備資機材の援助等）に関する事。           (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との関係に関する事。           (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。           (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事。           (5) 災害時における警察通信の運用に関する事。
九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。           (2) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報           (2) 関係職員の現地派遣           (3) 関係機関との連絡調整           (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。
九州農政局	(1) 災害時における農畜産物への影響等に関する情報収集等に関する事。           (2) 原子力災害合同対策協議会への参画に関する事。           (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関する事。           (4) 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関する事。
九州森林管理局	(1) 災害時における国有林野，国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関する事。
九州産業保安監督部	(1) 原子力発電所の安全確保に関する指導助言に関する事。           (2) 原子力災害合同対策協議会への参画に関する事。
九州経済産業局	(1) 原子力発電所の安全確保に関する指導助言に関する事。           (2) 原子力災害合同対策協議会への参画に関する事。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関する事。           (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。           (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関する事。           (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関する事。           (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
大 阪 航 空 局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	(1) 気象情報の伝達に関すること。 (2) 緊急時環境放射線モニタリングの協力に関すること。
九州総合通信局	(1) 災害時における有線電気通信の確保及び無線通信の運用管理に関すること。
鹿児島労働局	(1) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 災害時における労働災害調査に関すること。
九州地方整備局	(1) 災害時における国道の通行確保に関すること。 (2) 災害時における川内川の管理に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

## 7 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸 上 自 衛 隊 西 部 方 面 総 監 部 海 上 自 衛 隊 佐 世 保 地 方 総 監 部 海 上 自 衛 隊 航 空 集 団 司 令 部 航 空 自 衛 隊 西 部 航 空 方 面 隊 司 令 部	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

## 8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害時における救助物資，人員の緊急輸送に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿 児 島 支 店) K D D I 株 式 会 社 株 式 会 社 エヌ ・ ティ ・ ティ ・ ド コ モ エヌ ・ ティ ・ ティ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ 株 式 会 社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。
郵便事業株式会社 及び郵便局株式会社 (各 郵 便 局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日 本 赤 十 字 社 (鹿 児 島 県 支 部)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日 本 放 送 協 会 (鹿 児 島 放 送 局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
日 本 銀 行 (鹿 児 島 支 店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送，通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調整 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に関する措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報

## 9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送 株 式 会 社 株式会社鹿児島放送 株 式 会 社 エフエム鹿児島 株 式 会 社 鹿児島讀賣テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
鹿児島県医師会	(1) 災害時における医療救護に関すること。

## 10 公共的団体等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
学 校 法 人	(1) 児童生徒に対する原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること。 (2) 災害時における園児及び児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。
その他の公共的団体 社会福祉施設経営者 漁業協同組合 農業協同組合 森林組合 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。

## 11 九州電力

### 事務又は業務

- (1) 原子力発電所の防災体制の整備に関する事。
- (2) 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事。
- (3) 原子力発電所の災害予防に関する事。
- (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関する事。
- (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関する事。
- (6) 災害時における施設内の応急対策に関する事。
- (7) 通報連絡設備及び体制の整備に関する事。
- (8) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関する事。
- (9) 環境放射線モニタリングの実施に関する事。
- (10) 原子力防災資機材の整備に関する事。
- (11) 原子力災害対策の資料の整備に関する事。
- (12) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事。
- (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。
- (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (15) 相談窓口の設置に関する事。
- (16) 県、関係市及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関する事。
- (17) 汚染の除去等に関する事。
- (18) 災害復旧に関する事。

## 第 2 章 防 災 体 制

### 第 1 節 災害応急対策における対応基準

県は、別表 2 の「災害応急対策における対応基準」にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

別表 2 災害応急対策における対応基準

体制区分	体制の設置基準	本部の設置	オフサイトセンターでの対応
警戒本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州電力から異常事象*の通報を受けた場合において、知事が必要があると認めたとき。</li> <li>・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。</li> <li>・国から警戒を要する旨の指示，指導又は助言があったとき。</li> </ul>	災害警戒本部 の設置・運営	
対策本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象（原災法第 10 条第 1 項前段により通報を行うべき事象）の発生通報を受けた場合</li> <li>・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。</li> </ul>	災害対策本部 の設置・運営	現地事故対策連絡会議への参画
緊急時 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法第 15 条に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合</li> </ul>	災害対策本部 の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害合同対策協議会への参画</li> <li>・各機能班への参画</li> </ul>

\*異常事象とは「川内原子力発電所に関する安全協定書」第 8 条に規定する事項をいう。

## 第2節 防災活動体制

### (1) 警戒本部体制

#### ① 災害警戒本部の設置

県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を危機管理防災課に設置し、国、関係市、関係周辺市及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は別表3の「災害警戒本部の組織図」及び別表4の「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

#### ② 災害警戒本部の所掌事務

- ア 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- イ 国及び九州電力との連絡調整に関すること。
- ウ 関係市及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 関係課（室・所）相互の連絡調整に関すること。
- オ 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。
- カ 広報に関すること。
- キ その他必要な事項

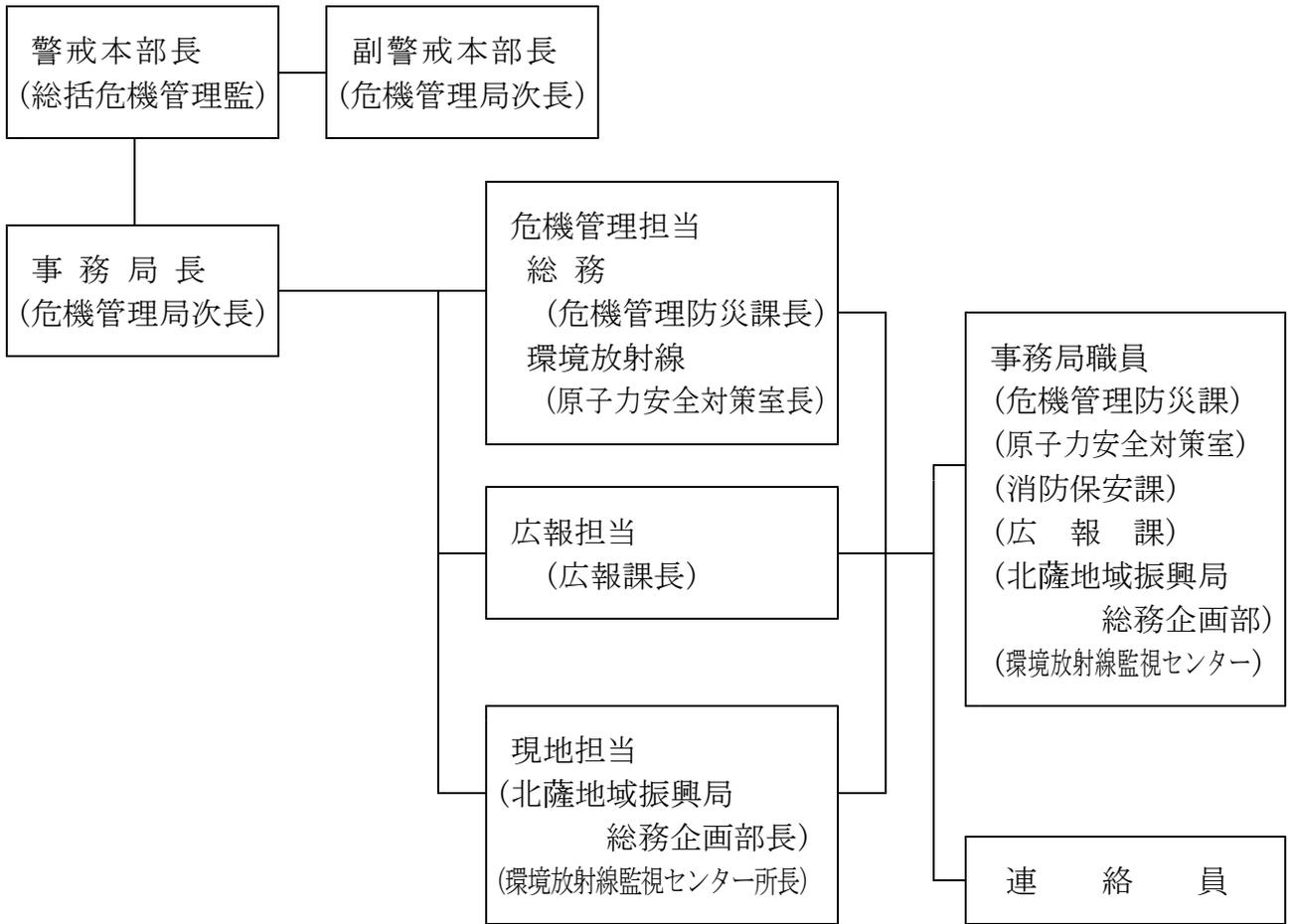
#### ③ 災害警戒本部の廃止

- ア 特定事象（原災法第10条第1項の前段により通報を行うべき事象）の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- イ 知事が災害の危険が解消したと認めたとき。

#### ④ 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表3 災害警戒本部の組織図



別表4 災害警戒本部の組織，構成，所掌事務

職 名	充 当 職	所 掌 事 務
警 戒 本 部 長	総括危機管理監	知事の命を受け，警戒本部の事務を統括する。
副 警 戒 本 部 長	危機管理局次長	警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。
事 務 局 長	危機管理局次長	警戒本部長の命を受け，情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施，準備等に必要な事務を処理する。
危 機 管 理 担 当 総 務	危機管理防災課長	情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施，準備等に必要な事務を処理する。
環 境 放 射 線	原子力安全対策室長	
広 報 担 当	広報課長	
現 地 担 当	北薩地域振興局総務企画部長 環境放射線監視センター所長	
事 務 局 職 員	危機管理防災課職員 原子力安全対策室職員 消防保安課職員 広報課職員 北薩地域振興局総務企画部職員 環境放射線監視センター職員	上司の命を受け，警戒本部の事務を処理する。
連 絡 員	関係部(局・室・庁)において 鹿児島県災害対策本部の連絡員 に充てられている職員	上司の命を受け，関係部署との連絡にあたる。

## (2) 対策本部体制

### ① 災害対策本部

#### ア 設置

県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、知事を本部長とする災害対策本部を県災害対策本部室（行政棟6階）に設置し、国へ連絡するとともに、県の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は別表5の「災害対策本部の組織図」及び別表6の「災害対策本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

#### イ 所掌事務

- (ア) 災害状況の把握に関すること。
- (イ) 国、関係市、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (エ) 防護対策実施区域の決定に関すること。
- (オ) 住民等の避難及び立入制限の関係市への勧告に関すること。
- (カ) 国への専門家の派遣要請に関すること。
- (キ) 報道要請に関すること。
- (ク) 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- (ケ) 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- (コ) 県バス協会等への出動要請に関すること。
- (サ) 緊急被ばく医療に関すること。
- (シ) 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。
- (ス) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の決定に関すること。
- (セ) 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- (ソ) その他必要な事項

## ② 現地災害対策本部

### ア 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な応急対策を実施するため、直ちに現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)をオフサイトセンター(使用できない場合は、代替オフサイトセンター)に設置するものとし、現地本部の長(以下「現地本部長」という。)は副知事を充てる。

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町 1 - 3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	薩摩川内市隈之城町 2 2 8 - 1 北薩地域振興局第 2 庁舎

現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は別表 7 の「対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図」及び別表 8 の「現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

### イ 現地本部の所掌事務

- (ア) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (イ) 災害状況の収集伝達に関すること。
- (ウ) 国、関係市、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 国から派遣される専門家との調整に関すること。
- (オ) 住民等に対する広報、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- (カ) 防護対策実施区域の決定に係る関係市への通知に関すること。
- (キ) 住民避難等についての関係市長への勧告等に関すること。
- (ク) 緊急被ばく医療の実施に関すること。
- (ケ) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。
- (コ) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る関係市長への指示に関すること。
- (サ) 現地事故対策連絡会議への参画及び現地事後対策連絡会議への参画
- (シ) 国の原子力災害現地対策本部の設営に関すること。
- (ス) その他必要な事項

## ③ 災害対策本部及び現地本部の廃止

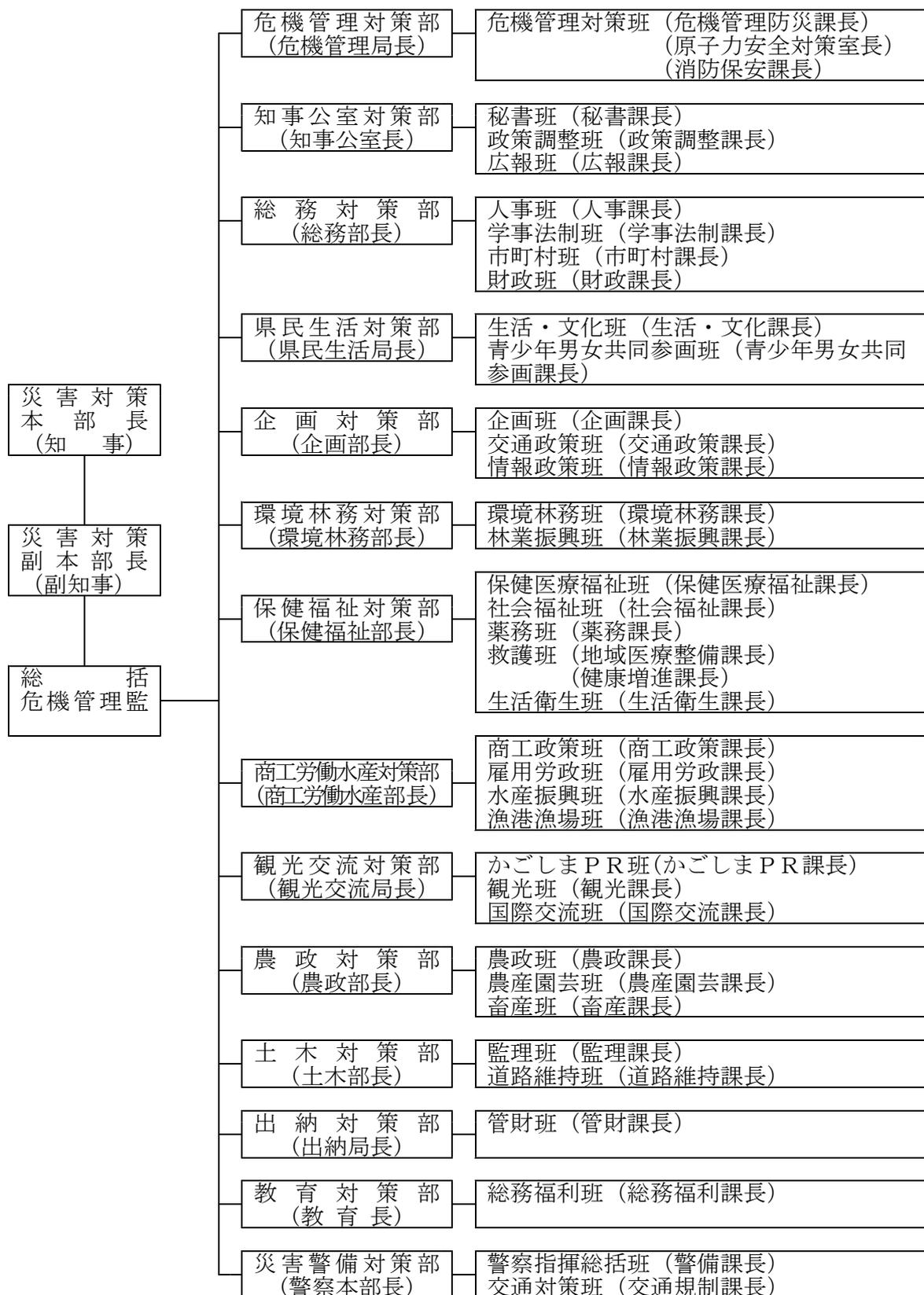
ア 災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 原子力災害事後対策が収束し、災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなったと認めたとき。

## ④ 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

原災法第 15 条第 1 項に規定する原子力緊急事態に至り、同条第 2 項の原子力緊急事態宣言が発出された場合には、緊急時体制に移行する。

別表5 災害対策本部の組織図



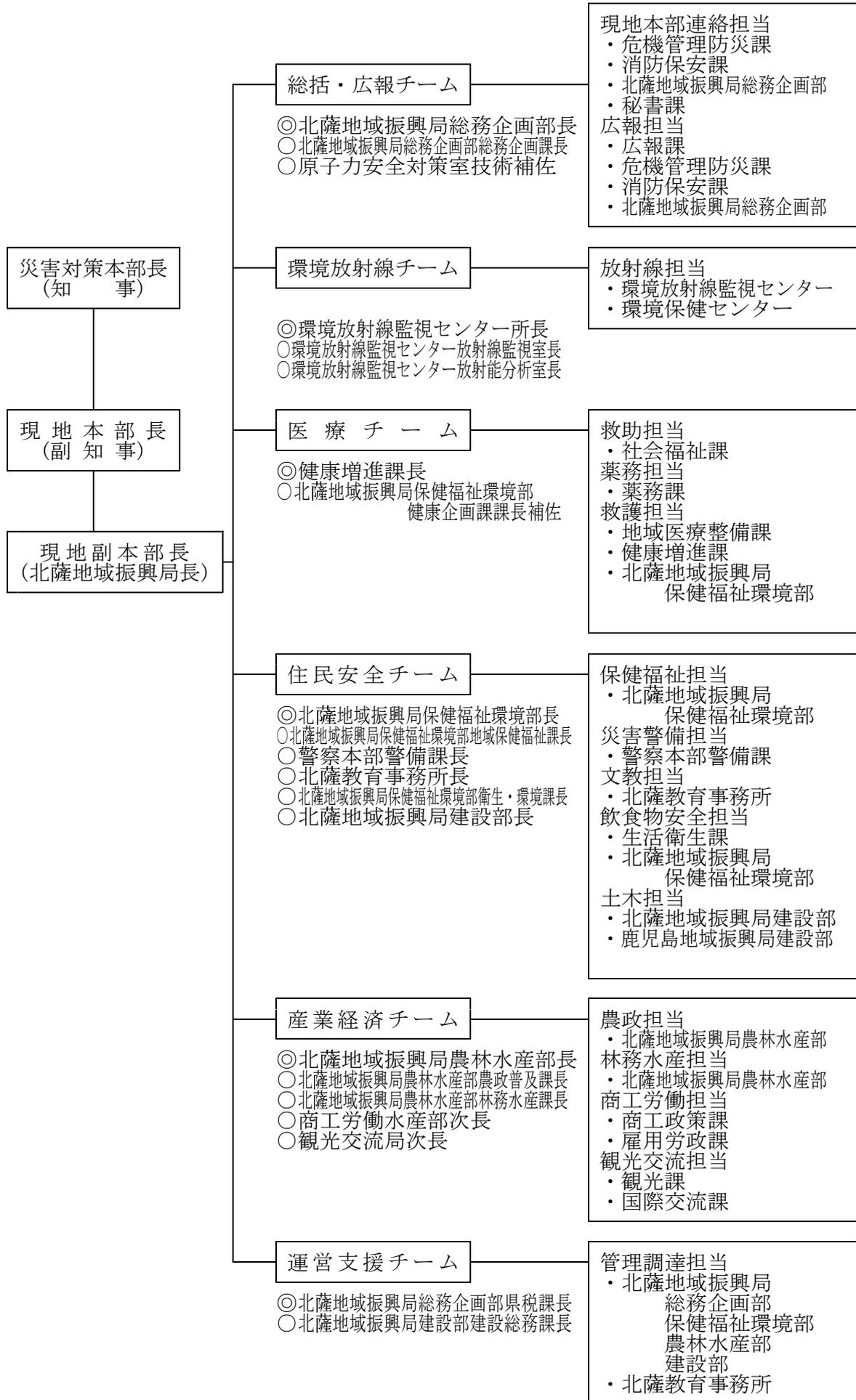
別表6 災害対策本部の組織，構成，所掌事務

対策部名	班名	課名	所掌事務
危機管理 対策部 (危機管理 局長)	危機管理 対策班	危機管理 防災課  原子力安全 対策室  消防保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の運営及び現地本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2. 災害状況の把握に関する事。</li> <li>3. 国，関係市等との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 災害応急対策の総合調整に関する事。</li> <li>5. 原子力発電所との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 原子力発電所の異常事象の状況把握に関する事。</li> <li>7. 緊急時環境放射線モニタリングの連絡調整に関する事。</li> <li>8. 市町村災害対策本部の運営指導に関する事。</li> <li>9. 防災無線の管理統制及び交換業務に関する事。</li> <li>10. 自衛隊，海上保安本部等への災害派遣に関する事。</li> </ol>
知事公室 対策部 (知事 公室長)	秘書班	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2. 災害視察者に関する事。</li> </ol>
	政策調整班	政策調整課	知事公室対策部の総括に関する事。
	広報班	広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報に関する事。</li> <li>2. 報道機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
総務対策部 (総務部長)	人事班	人事課	配備要員に関する事。
	学事法制班	学事法制課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童及び生徒の災害対策に関する事。</li> <li>2. 教育施設との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	市町村班	市町村課	関係市の応急復旧資金のあっ旋に関する事。
	財政班	財政課	災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。

対策部名	班名	課名	所掌事務
県民生活 対策部 (県民生活 局長)	生活・文化 班	生活・文化課	1. 県民生活対策部の総括に関する事 2. 関係物資の価格需要動向の実態等調査に 関すること。 3. 適正供給及び適正価格販売について の関係業界への要請等に関する事
	青少年男女 共同参画班	青少年男女 共同参画課	1. 園児の災害対策に関する事 2. 教育施設との連絡調整に関する事
企画対策部 (企画部長)	企 画 班	企 画 課	特に応援を求められた事
	交通政策班	交通政策課	1. 公共交通機関に関する事 2. 県バス協会等への協力要請に 関すること
	情報政策班	情報政策課	情報技術を利用した広報手段に 関すること
環 境 林 務 対 策 部 (環境林務 部長)	環境林務班	環境林務課	環境林務対策部の総括に関する事
	林業振興班	林業振興課	1. 林産物の汚染状況調査に 関すること。 2. 林産物の採取及び出荷の制限等 に関する事
保 健 福 祉 対 策 部 (保健福祉 部長)	保健医療 福 祉 班	保健医療 福 祉 課	保健福祉対策部の総括に関する事
	社会福祉班	社会福祉課	1. 災害救助法に基づく救助の総括に 関すること。 2. 日本赤十字社との連絡調整に 関すること
	薬 務 班	薬 務 課	災害対策医薬品の備蓄及び確保に 関すること
	救 護 班	地域医療整備課 健康増進課	1. 緊急被ばく医療対策に関する事 2. 災者の応急救護に関する事
	生活衛生班	生活衛生課	1. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に 関すること。 2. 飲料水の摂取制限等及び供給に 関すること。 3. 飲食物の摂取制限に関する事

対策部名	班名	課名	所掌事務
商工労働 水産対策部 (商工労働 水産部長)	商工政策班	商工政策課	商工鉱業の被害調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	従業者等の被害調査に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1. 漁業関係の被害調査に関すること。 2. 水産物の汚染状況調査に関すること。 3. 水産物の採取及び出荷の制限等に関する こと。 4. 災害対策用船艇の斡旋に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	漁港施設等の被害調査に関すること。
観光交流 対策部 (観光交流 局長)	かごしま PR班	かごしま PR課	観光交流対策部の総括に関すること。
	観光班	観光課	観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関するこ と。
農政対策部 (農政部長)	農政班	農政課	1. 農政対策部の総括に関すること。 2. 農産物の汚染状況調査に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1. 農産物の収穫及び出荷の制限等に関するこ と。 2. 災害時における食糧対策に関すること。
	畜産班	畜産課	1. 畜産物の汚染状況調査に関すること。 2. 畜産物の出荷制限等に関すること。
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	災害応急対策の連絡調整に関すること。
	道路維持班	道路維持課	道路及び橋りょうの状況把握に関するこ と。
出納対策部 (出納局長)	管財班	管財課	1. 有線通信の運用及び保守に関すること。 2. 災害対策用物品の調達に関すること。 3. 災害事務のための車両に関すること。
教育対策部 (教育長)	総務福利班	総務福利課	1. 児童及び生徒の災害対策に関すること。 2. 教育施設との連絡調整に関すること。
災害警備 対策部 (警察本部長)	警察指揮 総括班	警備課	1. 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2. 立入禁止区域及びその周辺の警戒警備に関 すること。 3. 避難誘導等に関すること。
	交通対策班	交通規制課	1. 交通情報の収集に関すること。 2. 交通規制に関すること。

別表7 対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図



別表 8 現地災害対策本部の組織，構成，所掌業務

現地本部長	副知事	
現地副本部長	北薩地域振興局長	
総括 ・ 広報 チーム	責任者：北薩地域振興局総務企画部長 副責任者 連絡調整担当：北薩地域振興局総務企画部総務企画課長 広報担当：原子力安全対策室技術補佐	
	現地本部連絡担当 (危機管理防災課) (消防保安課) (北薩地域振興局 総務企画部) (秘書課)	1. 現地本部の運営及び本部との連絡調整に関する事。 2. 災害状況の収集伝達に関する事。 3. 国，関係市等との連絡調整及び住民相談に関する事。 4. 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 5. 災害調査団に関する事。
	広報担当 (広報課) (危機管理防災課) (消防保安課) (北薩地域振興局 総務企画部)	1. 広報に関する事。 2. 報道機関との連絡調整に関する事。 3. 災害写真に関する事。
環境放射線 チーム	責任者：環境放射線監視センター所長 副責任者 モニタリング担当：環境放射線監視センター放射線監視室長 解析・評価担当：環境放射線監視センター放射能分析室長	
	放射線担当 (環境放射線監視 センター) (環境保健センター)	1. 緊急時環境放射線モニタリングに関する事。 2. 放射性物質の拡散予測に関する事。 3. 環境放射線モニタリング要員の被ばく管理及び資 機材の汚染検査に関する事。
医療 チーム	責任者：健康増進課長 副責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課課長補佐	
	救助担当 (社会福祉課) 救護担当 (地域医療整備課) (健康増進課) (薬務課) (北薩地域振興局 保健福祉環境部)	1. 災害救助法に基づく救助の総括に関する事。 2. 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 3. 災害対策医薬品の確保に関する事。 4. 緊急被ばく医療対策に関する事。 5. 被災者の応急救護に関する事。 6. 防災業務関係者の被ばく管理に関する事。

住 民 安 全 チ ャ ーム	責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部長 副責任者 福祉担当：北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長 災害警備担当：警察本部警備課長 教育担当：北薩教育事務所長 飲食物安全担当：北薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長 土木担当：北薩地域振興局建設部長	
	保健福祉担当 (北薩地域振興局 保健福祉環境部)	1. 福祉施設等の災害状況の把握に関する事 2. 福祉施設等との連絡調整に関する事 3. 医療施設等の災害状況の把握に関する事 4. 医療施設等との連絡調整に関する事
	災害警備担当 (警察本部警備課)	1. 立入禁止区域及びその周辺の警戒警備に関する事 2. 避難誘導等に関する事 3. 交通情報の収集に関する事 4. 交通規制に関する事 5. その他交通問題の処理に関する事
	文教担当 (北薩教育事務所)	1. 園児、児童及び生徒の災害対策に関する事 2. 教育施設との連絡調整に関する事
	飲食物安全担当 (生活衛生課) (北薩地域振興局 保健福祉環境部)	1. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関する事 2. 飲料水の摂取制限等及び供給に関する事 3. 飲食物の摂取制限等に関する事
	土木対策担当 (北薩地域振興局 建設部) (鹿児島地域振興局 建設部)	道路及び橋りょう等の状況把握に関する事

産業経済 チーム	責任者：北薩地域振興局農林水産部長 副責任者 農政担当：北薩地域振興局農林水産部農政普及課長 林務水産担当：北薩地域振興局農林水産部林務水産課長 商工労働担当：商工労働水産部次長 観光交流担当：観光交流局次長	
	農政担当 (北薩地域振興局 農林水産部)	1. 農作物の汚染状況調査に関する事 2. 農作物の収穫及び出荷の制限等に関する事 3. 畜産物の汚染状況調査に関する事 4. 畜産物の出荷制限等に関する事 5. 災害時における食糧対策に関する事
	林務水産担当 (北薩地域振興局 農林水産部)	1. 林産物の汚染状況調査に関する事 2. 林産物の採取及び出荷の制限等に関する事 3. 水産物の汚染状況調査に関する事 4. 水産物の採取及び出荷の制限等に関する事
	商工労働担当 (商工政策課) (雇用労政課)	1. 商工鉱業の被害調査に関する事 2. 従業員の被害状況把握に関する事
	観光交流担当 (観光課) (国際交流課)	1. 観光客の安否情報の収集に関する事 2. 外国人のり災状況調査等の支援に関する事
運営支援 チーム	責任者：北薩地域振興局総務企画部県税課長 副責任者：北薩地域振興局建設部建設総務課長	
	管理調達担当 (北薩地域振興局 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部) (北薩教育事務所)	1. 災害対策用物品の出納に関する事 2. 現地災害対策本部用飲食物の調達等に関する事 3. 災害対策用車両に関する事 4. オフサイトセンターへの入退室に関する事 5. オフサイトセンター関係者のための駐車場に関する事

### (3) 緊急時体制

#### ① 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における現地本部等の組織は、別表9の「緊急時体制における現地災害対策本部等の組織図」、原子力災害合同対策協議会の構成員等は、別表10の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

#### ② 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- ア 災害状況の把握に関すること。
- イ 国、関係市、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- エ テレビ会議による対応方針決定会議への参画。
- オ 報道要請に関すること。
- カ 自衛隊への派遣要請に関すること。
- キ 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- ク 県バス協会等への出動要請に関すること。
- ケ 緊急被ばく医療に関すること。
- コ 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。
- サ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
- シ 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- ス その他必要な事項

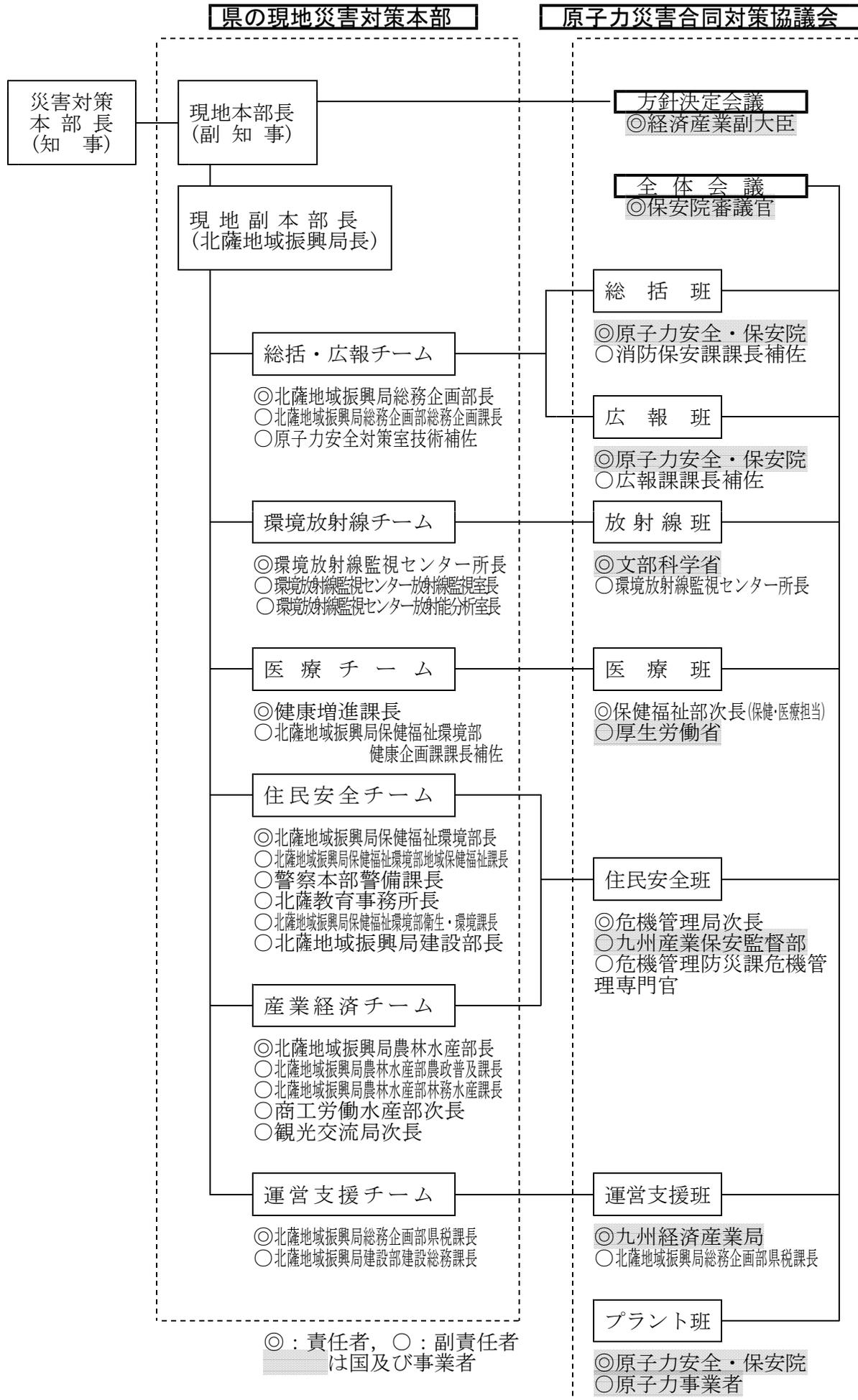
#### ③ 緊急時体制における現地本部の所掌事務

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- イ 災害状況の収集伝達に関すること。
- ウ 住民避難等の実施に係る連絡調整に関すること。
- エ 緊急被ばく医療の実施に関すること。
- オ 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。
- カ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施に関すること。
- キ 原子力災害合同対策協議会及び各機能班への参画。
- ク その他必要な事項

#### ④ 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

別表9 緊急時体制における現地災害対策本部等の組織図



別表 10 原子力災害合同対策協議会の構成員等

1 合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議）の構成員

構 成 員	副知事（現地災害対策本部長）
-------	----------------

2 合同対策協議会（全体会議）の構成員

構 成 員	副知事（現地災害対策本部長） 北薩地域振興局長（現地災害対策副本部長） 環境放射線監視センター所長（放射線班副責任者）
補助構成員	消防保安課課長補佐（総括班副責任者） 広報課課長補佐（広報班副責任者） 保健福祉部次長（保健・医療担当）（医療班責任者） 危機管理局次長（住民安全班責任者）

3 機能班の構成員等

機 能 班	構成員，機能及び任務	
総 括 班	副責任者：消防保安課課長補佐 協議会事務局チーム員：危機管理防災課職員 情報連絡チーム員：消防保安課職員	
	総 合 調 整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会運営の事務局</li> <li>・ 現地対策本部長の補佐</li> <li>・ 協議会の調整事項の伝達</li> <li>・ 国，自治体等との連絡調整</li> <li>・ 屋内退避，避難の情報集約</li> <li>・ 緊急事態解除宣言の具申</li> </ul>
広 報 班	副責任者：広報課課長補佐 資料作成チーム員：広報課職員	
	報道機関等対応 住民等への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関等への対応</li> <li>・ 住民等への対応</li> </ul>

機能班	構成員，機能及び任務	
放射線班	副責任者：環境放射線監視センター所長 放射線評価チーム員：環境放射線監視センター職員 環境保健センター職員	
	放射線影響評価 ・予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線状況の整理</li> <li>・被ばく線量の予測</li> <li>・モニタリングデータ集約</li> <li>・屋内退避，避難勧告の検討</li> <li>・飲食物摂取制限勧告検討</li> </ul>
医療班	責任者：保健福祉部次長(保健・医療担当) 情報分析チーム員：健康増進課職員 情報把握収集チーム員：保健医療福祉課職員	
	被災者に対する 医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・救助，救命状況の把握</li> </ul>
住民安全班	責任者：危機管理局次長 副責任者：危機管理防災課危機管理専門官 状況把握チーム員：危機管理防災課職員，生活衛生課職員 北薩地域振興局保健福祉環境部職員	
	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避，避難状況の把握</li> <li>・救助，救命状況の把握</li> <li>・交通規制状況の把握</li> <li>・船舶動静の把握</li> <li>・緊急輸送実施状況の把握</li> <li>・飲食物摂取制限状況の把握</li> </ul>
運営支援班	副責任者：北薩地域振興局総務企画部県税課長 飲食物・消耗品調達チーム員：北薩地域振興局 保健福祉環境部・農林水産部・建設部 及び北薩教育事務所の総務担当職員 オフサイトセンター内環境整備チーム員：北薩地域振興局 総務企画部・保健福祉環境部・農林水産部・ 建設部及び北薩教育事務所の職員 受付チーム員：北薩地域振興局総務企画部職員	
	オフサイトセン ターの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンターの環境整備</li> <li>・オフサイトセンターの出入り管理</li> <li>・参集者の食料等の調達</li> </ul>

## 第 3 章 災 害 予 防 対 策

### 第 1 節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

### 第 2 節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

[実施責任：原子力安全対策室]

- (1) 県は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について県の地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、九州電力が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までにその計画案を受理し、協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づきいちき串木野市に計画案を送付し、相当の期限を定めて、いちき串木野市の意見を聴き必要に応じて九州電力との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、九州電力からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、いちき串木野市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、九州電力から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、いちき串木野市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、九州電力から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、いちき串木野市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

### 第 3 節 立入検査と業務報告の徴収

[実施責任：原子力安全対策室]

県は、必要に応じ、原災法の規定に基づき九州電力から業務報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、九州電力が行う原子力災害の予防・応急・事後対策のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

### 第 4 節 原子力防災専門官との連携

[実施責任：原子力安全対策室]

県は、鹿児島県地域防災計画・原子力災害対策編の修正、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、

住民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策などの緊急時対応等について，平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

また，県は，緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておくものとする。

## 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は，国，関係市，九州電力，その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため，次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，  
水産振興課，第十管区海上保安本部，県警察等]

#### (1) 県と関係機関相互の連携体制

県は，原子力災害に対し万全を期すため，国，関係市，九州電力，その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の充実を図るものとする。

その際，夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

#### (2) 機動的な情報収集体制

県は，機動的な情報収集活動を行うため，国及び関係市と協力し，必要に応じヘリコプター，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み，発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

#### (4) 非常通信協議会との連携

県は，非常通信協議会と連携し，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### (5) 移動通信系の活用体制

県は，関係機関と連携し，衛星携帯電話，衛星通信，インターネットメール，移動系防災無線（車載型，携帯型），携帯電話，漁業無線等の業務用移動通信，海上保安庁無線，警察無線，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

### 2 情報の分析整理

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
環境放射線監視センター]

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、関係市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、オフサイトセンターに備え付けるものとする。

### 3 通信手段の確保

〔実施責任：経済産業省，危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，管財課〕

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国，関係市との間の専用回線網の整備

県は、国及び関係市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び関係市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 県防災行政無線の2重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の2重ルート化に努めるとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

② 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

### ③ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の構築と活用に努めるものとする。

### ④ 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社鹿児島支店等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

## 第6節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制を整備するものとする。

### 1 警戒本部体制

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室]

県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総括危機管理監を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。

### 2 対策本部体制

[実施責任：鹿児島県(関係課)，北薩地域振興局，  
環境放射線監視センター，教育庁，県警察]

#### (1) 災害対策本部等の整備

県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

## (2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、直ちに国及び関係市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

## (3) 現地事故対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議または現地事後対策連絡会議を開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等とあらかじめ協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

## 3 緊急時体制

〔実施責任：経済産業省，文部科学省，その他指定行政機関，  
鹿児島県(関係課)，北薩地域振興局，  
環境放射線監視センター，教育庁，県警察，九州電力〕

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出（緊急時体制をとるべき状況）後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会に参画するものとする。

原子力災害合同対策協議会においては、必要に応じテレビ会議システムを活用して、オフサイトセンターと国・県・関係市とを結び、緊急時における情報の共有化と意思決定の迅速化を図るものとする。

また、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針決定会議に出席する者について、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

さらに、県はオフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 4 防災関係機関相互の連携体制

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室〕

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省，関係都道府県，関係

市，警察，消防，医療機関，指定公共機関，指定地方公共機関，九州電力，その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し，各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め，防災対策に努めるものとする。

## 5 広域緊急援助隊

〔実施責任：県警察〕

県警察は，警察庁及び他の都道府県警察と協力し，緊急かつ広域的な救助活動及び社会秩序の維持等を行うため広域緊急援助隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

## 6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

〔実施責任：消防保安課〕

県は，消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進など，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順，受け入れ体制の整備に努めるものとする。

## 7 自衛隊派遣要請体制

〔実施責任：危機管理防災課〕

県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の周知徹底，受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

## 8 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制

〔実施責任：地域医療整備課〕

県は，緊急時の医療体制の充実を図るため，放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請の手続きについてあらかじめ定めておくとともに，受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

## 9 広域的な応援協力体制等

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室〕

県は、緊急時における広域的な応援について、関係道府県との応援協定の締結及び関係市間の応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

## 10 対策拠点施設

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，北薩地域振興局]

- (1) 県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出するものとする。
- (2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県及び国は相互に連携して、オフサイトセンターの施設、設備、備付けの防護資機材及び資料について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

## 11 環境放射線モニタリング体制等

[実施責任：文部科学省，原子力安全対策室，  
環境放射線監視センター，九州電力]

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング基本計画の策定、環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持、環境放射線モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等環境放射線モニタリング実施体制を整備するものとする。

- (1) 緊急時環境放射線モニタリング基本計画の策定  
県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時環境放射線モニタリング基本計画を策定するものとする。
- (2) 環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持  
県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの体制等  
県は、緊急時環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、緊急時環境放射線モニタリング実施組織及び業務並びに動員すべき要員等をあらかじめ定めてお

くものとする。

#### (4) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、九州電力と緊急時環境放射線モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び九州電力から派遣される緊急時環境放射線モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

#### (5) 緊急時放射能影響予測システムの整備

県は、国、九州電力と連携し、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線監視テレメータシステムとを接続するとともに、放射性物質の拡散予測図形の受信・出力装置を維持・管理するなど情報伝達のネットワークの整備・維持を図るものとする。

## 12 専門家の派遣要請手続き

〔実施責任：原子力安全対策室，地域医療整備課〕

県は、九州電力より特定事象発生 of 通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 第7節 避難収容活動体制の整備

### 1 避難計画の作成

〔実施責任：経済産業省，危機管理防災課，  
原子力安全対策室，九州電力〕

県は、関係市等に対し、国及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

### 2 避難所等の整備

〔実施責任：危機管理防災課，社会福祉課，関係市等〕

#### (1) 避難所の整備

県は、関係市等に対し、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

#### (2) 避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備す

るよう助言するものとする。

### (3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

## 3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
青少年男女共同参画課，保健医療福祉課，  
社会福祉課，介護福祉課，障害福祉課，  
子ども福祉課，観光課，国際交流課，教育庁〕

県は、関係市等に対し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るよう助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

## 4 住民等の避難状況の確認体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，青少年男女共同参画課，  
保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，  
障害福祉課，子ども福祉課，観光課，国際  
交流課，教育庁〕

県は、関係市等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市等に対し助言するものとする。

## 5 避難所・避難方法等の周知

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室〕

県は、関係市等に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

## 6 避難のための輸送施設の整備

[実施責任：道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課]

県は，住民等の避難誘導・移送を行うための道路，港湾及び漁港を整備するとともに，関係市に対しても，整備するよう助言するものとする。

## 第8節 緊急輸送活動体制の整備

### 1 専門家の移送体制の整備

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，地域医療整備課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，管財課，県警察]

県は，国及び関係機関と協議し，指定公共機関等からの環境放射線モニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き，空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

### 2 交通管理体制等の整備

[実施責任：鹿児島国道事務所，交通政策課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，県警察，関係市]

- (1) 県は，県の管理する情報板等の道路交通関連設備について，緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は，警察庁と協力し，緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (3) 県警察は，警察庁と協力し，広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は，国及び関係市の道路管理者と協力し，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を図るため，道路情報提供装置などの整備を行い，道路管理の充実を図るものとする。
- (5) 県は，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため，港湾及び漁港利用者と協力し，港湾・漁港管理の充実を図るものとする。

## 第9節 救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

[実施責任：消防保安課，関係市]

県は、国から整備すべき救助・救急活動用資機材に関する情報提供等を受け、関係市と協力し、ヘリコプター等必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

## 2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

〔実施責任：地域医療整備課，健康増進課，薬務課〕

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急被ばく医療体制に関する資料を収集，整理しておくものとする。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。

なお、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

## 3 消火活動用資機材等の整備

〔実施責任：消防保安課，関係市，九州電力〕

県は、平常時から関係市，九州電力等と連携を図り，原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に助言するものとする。

## 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

〔実施責任：原子力安全対策室，地域医療整備課，健康増進課，薬務課，県警察，関係市〕

- (1) 県は、国及び関係市と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市及び九州電力と相互に密接な協力体制を整備するものとする。

## 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課  
広報課，情報政策課，保健医療福祉課，関係市〕

- (1) 県は、国及び関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- (2) 県は、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国、関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県は、インターネット（ホームページ、電子メール）、地上デジタル放送、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

〔実施責任：原子力安全対策室、広報課、教育庁、関係市〕

県は、国、関係市及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努めるものとする。

- ① 放射性物質の特性に関すること。
- ② 原子力発電所施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 災害時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- ⑦ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

## 第12節 防災業務関係者に対する研修

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，地域医療整備課，薬務課，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県警察，関係市]

県は，原子力防災対策の円滑な実施を図るため，関係省庁，指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させるものとする。

また，国及び防災関係機関と連携して，以下に掲げる事項等について，原子力防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。

なお，研修成果を訓練等において具体的に確認し，研修内容の充実に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 環境放射線モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑩ その他緊急時対応に関すること。

## 第13節 防災訓練等の実施

[実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，鹿児島県（関係課），教育庁，県警察，消防機関，関係市，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力]

### 1 訓練計画の策定

(1) 県は，国，関係市，九州電力等関係機関の支援のもと，次に掲げる防災活動の各項目ごとの訓練，各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練等の訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練

## (2) 防災訓練に関する国の計画

県は、経済産業省が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際に、緊急時環境放射線モニタリング、住民に対する情報提供、住民避難及び緊急被ばく医療等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に参画するものとする。

## 2 訓練の実施

### (1) 県の計画に基づく訓練の実施

県は、計画に基づき、国、関係市、九州電力等関係機関と連携して、防災活動の各項目ごとの訓練、各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的に実施するものとする。

### (2) 国の計画に基づく訓練の実施

県は、経済産業省が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市、九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえた訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練の実施に努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、訓練終了後、評価を実施し改善点を明らかにするとともに、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第14節 原子力発電所上空の飛行規制

〔実施責任：危機管理防災課、大阪航空局〕

鹿児島空港事務所長は、航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため、原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図るものとする。

## 第15節 災害復旧への備え

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
保健医療福祉課，廃棄物・リサイクル対策課〕

県は，災害復旧に資するため，国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第16節 複合災害時対応体制の整備

原子力災害と原子力発電所周辺での大規模自然災害等が複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）に備えて，必要な体制を整備する。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
消防保安課，水産振興課等〕

県は，複合災害時においても，国，関係市，九州電力，その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため，必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 緊急被ばく医療体制の整備

〔実施責任：地域医療整備課，健康増進課，薬務課〕

県は，大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて，広域的応援体制の整備や，道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

また，県は，複合災害時の救護所運営について，大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように，あらかじめ体制を整備する。

#### (2) 広域的な応援協力体制の整備

〔実施責任：鹿児島県（関係課），教育庁，県警察，関係市〕

県は，関係市と協力して，複合災害時の対応により，職員及び資機材が不足する場合に備え，広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

#### (3) 環境放射線モニタリング体制等の整備

〔実施責任：原子力安全対策室，環境放射線監視センター，九州電力〕

県は，大規模自然災害等による道路等の被災，自動観測局や資機材等の被災及び職

員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を整備する。

### 3 避難収容活動体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，広報課，青少年男女共同参画課，保健医療福祉課，社会福祉課，介護福祉課，健康増進課，障害福祉課，子ども福祉課，生活衛生課，農産園芸課，北薩地域振興局〕

#### (1) 避難計画の整備

県は，関係市が行う避難計画の作成にあたり，大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し，複合災害時でも避難が行えるよう支援する。

#### (2) 避難所の整備

県は，複合災害時の避難所の設置運営方法について，情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう関係市の体制の整備について協力する。

また，広域的な避難に備え，関係市以外の市町に対し，避難の受入体制について，あらかじめ調整を図るなど，体制を整備する。

### 4 緊急輸送活動体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，漁港漁場課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，県警察，関係市〕

(1) 県は，国及び防災関係機関と協議し，複合災害時においても，必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため，派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 県は，国及び関係市と協力し，災害応急対策に必要な資機材について，複合災害時においても確実に搬送できるよう，搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(3) 県は，輸送路及び輸送手段の被災に備え，海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう，防災関係機関と必要な体制を整備する。

## 5 住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，  
広報課，情報政策課，保健医療福祉課，関係市〕

県は，国及び関係市と連携し，複合災害時において，周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため，必要な体制を整備する。

## 6 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
広報課，教育庁，関係市〕

県は，国，関係市及び九州電力と協力して，複合災害時に周辺住民が取るべき行動について，普及啓発活動を行う。

## 7 防災業務関係者に対する研修及び防災訓練等の実施

〔実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，鹿児島県（関係課），  
教育庁，県警察，消防機関，関係市，指定公共機  
関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力〕

県は，国及び防災関係機関と連携し，本章第12節に定める研修及び第13節に定める防災訓練等を実施するにあたっては，複合災害時の対応についても考慮する。

## 第 4 章 災 害 応 急 対 策

### 第 1 節 基本方針

本章は、原災法第 10 条に基づき九州電力から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

#### 1 特定事象発生情報等の連絡

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
保健医療福祉課，環境放射線監視センター]

- (1) 九州電力からの特定事象発生通報があった場合
  - ① 県は、九州電力及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。なお、これらの連絡系統は別表 11 の「連絡系統図」のとおりとする。
- (2) 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合
  - ① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。
  - ② 県は、その結果、特定事象の発生を確認した場合には、関係市及び関係周辺市並びに関係する指定地方公共団体に連絡するものとする。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

[実施責任：鹿児島県(関係課)，関係市，九州電力]

- (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡
  - ① 九州電力は、県をはじめ官邸（内閣官房），内閣府，経済産業省，関係市，県警察，関係市の消防機関，串木野海上保安部，原子力防災専門官等に対し，施設の状況，九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に連絡するとともに，オフサイトセンターに連絡するものとする。
  - ② 県は，九州電力等から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動状況等を経済産

業省等に随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

- ③ 県は、関係周辺市及び指定地方公共機関との間において、九州電力及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 県及び関係市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 県は、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- ① 県は、国の現地対策本部、指定公共機関、関係市、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、環境放射線モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び関係市をはじめ九州電力、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行う。

### 3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

〔実施責任：原子力安全対策室、環境放射線  
監視センター、北薩地域振興局〕

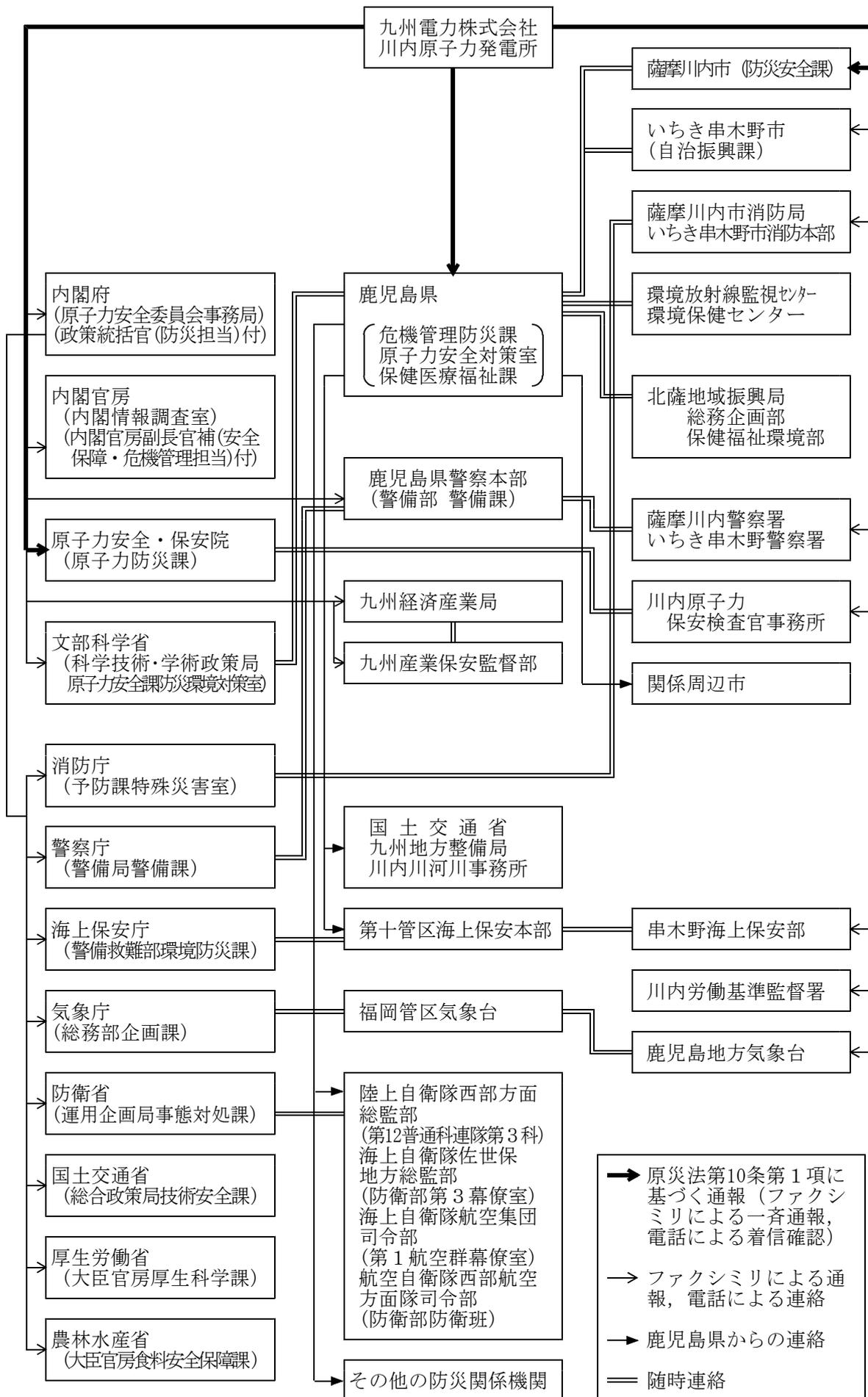
(1) 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、環境放射線モニタリングを強化し、結果を取りまとめ、経済産業省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、関係機関からの情報を含め、緊急時環境放射線モニタリング結果をとりまとめ、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、連絡するものとする。

別表11 連絡系統図



#### 4 活動体制の確立

[実施責任：鹿児島県(関係課)，県警察]

##### (1) 災害応急対策における対応基準

県は、第2章第1節に掲げる基準にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

##### 災害応急対策における対応基準（再掲）

体制区分	体制の設置基準	本部の設置	オフサイトセンターでの対応
警戒本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力から異常事象*の通報を受けた場合において、知事が必要があると認めるとき。</li> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めるとき。</li> <li>国から警戒を要する旨の指示，指導又は助言があったとき。</li> </ul>	災害警戒本部 の設置・運営	
対策本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象）の発生通報を受けた場合</li> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めるとき。</li> </ul>	災害対策本部 の設置・運営	現地事故対策連絡会議への参画
緊急時 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>原災法第15条に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合</li> </ul>	災害対策本部 の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害合同対策協議会への参画</li> <li>各機能班への参画</li> </ul>

\*異常事象とは「川内原子力発電所に関する安全協定書」第8条に規定する事項をいう。

## (2) 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## (3) 応援要請及び職員の派遣要請等

### ア 応援要請

県は、必要に応じ、締結された応援協定等に基づき、関係道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合、又は関係市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国道府県警察に対して緊急かつ広域的な救助活動及び社会秩序の維持等を行うため、広域緊急援助隊の応援を求めるものとする。

### イ 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## (4) 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市長から要請があった場合は、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

## (5) 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### ① 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

## ② 防護対策

ア 現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、現地本部長は、関係市やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達のを要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

## ③ 防災業務関係者の被ばく管理

ア 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた防護指標に基づき行うものとする。

イ 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関で行うものとし、現地本部の医療チームが統括するものとする。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

ウ 県は、災害応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

エ 県は、災害応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、関係市及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第3節 緊急時環境放射線モニタリング

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，環境放射線監視センター]

#### 1 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

原子力発電所からの放射性物質の放出形態は，次のとおりである。

気体状のクリプトン，キセノン等希ガス
揮発性の放射性ヨウ素
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

#### 2 緊急時環境放射線モニタリング体制

知事は，警戒本部を設置したときは，直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。

なお，災害対策本部が設置された場合は，現地本部の環境放射線チームに移行するものとする。

緊急時環境放射線モニタリング体制は，国から派遣される要員，県職員，関係市職員及び九州電力職員をもって構成し，チームの組織及び業務は，別表12の「緊急時環境放射線モニタリングの組織及び業務」，通信連絡系統は，別表13の「緊急時環境放射線モニタリング通信連絡系統図」のとおりとする。

#### 3 関係機関への協力要請

##### (1) 情報提供の要請

知事は，必要に応じ鹿児島地方気象台長及び九州電力に対し，緊急時環境放射線モニタリングに必要な情報の提供を要請するものとする。

##### (2) 緊急時環境放射線モニタリング要員の派遣及び資機材の要請

知事は，必要があると認めたときは国，防災関係機関等に対し，緊急時環境放射線モニタリング要員の派遣及び資機材の提供を要請するものとする。

#### 4 緊急時環境放射線モニタリングの実施

緊急時環境放射線モニタリングは，次の2段階で行うものとし，空域又は海域においてこれを行う必要があるときは，自衛隊又は第十管区海上保安本部に支援を要請するものとする。

##### (1) 第1段階の緊急時環境放射線モニタリング

第1段階の緊急時環境放射線モニタリングは，放射性物質の環境への異常な放出又

はそのおそれが発生した場合に速やかに開始する。

第1段階の緊急時環境放射線モニタリングの結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに総合的に解析して防護対策についての判断に資するものとする。

第1段階の緊急時環境放射線モニタリングの測定項目及び測定若しくは試料採取の地点は、次のとおりとする。

ア 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中の放射性ヨウ素濃度

(ウ) 環境試料（飲料水、葉菜及び原乳）中の放射性ヨウ素濃度

イ 測定・採取の地点

(ア) 大気中放射性ヨウ素最大濃度及び空間放射線最大線量率の出現予測地点

(イ) 予測される大気中放射性ヨウ素最大濃度及び空間放射線最大線量率の出現地点を中心としておおむね60°セクター内

(ウ) 風下方向の人口密集地帯

(2) 第2段階の緊急時環境放射線モニタリング

第2段階の緊急時環境放射線モニタリングは、第1段階の緊急時環境放射線モニタリングの結果により、更に広い地域について周辺地域の環境に対する放射線及び放射性物質の全般的影響の評価、確認に資するために実施する。

第2段階の緊急時環境放射線モニタリングの測定項目及び測定若しくは試料採取の地点は、次のとおりとする。

ア 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中の放射性物質濃度

(ウ) 環境試料中の放射性物質濃度

(エ) 積算線量

イ 測定・採取の地点

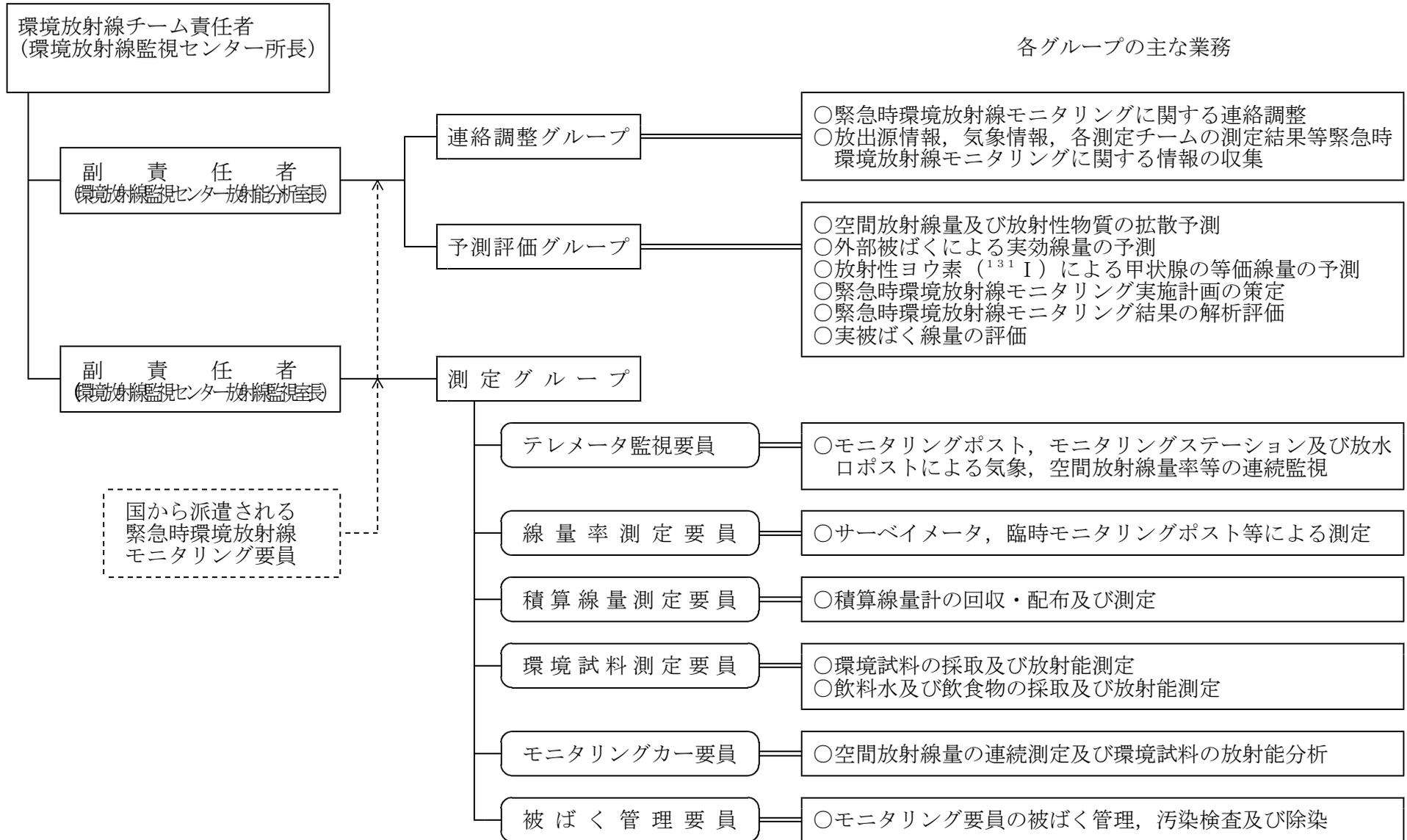
第1段階の環境放射線モニタリングの結果、必要と考えられる地域又は地点

## 5 緊急時環境放射線モニタリング結果の報告

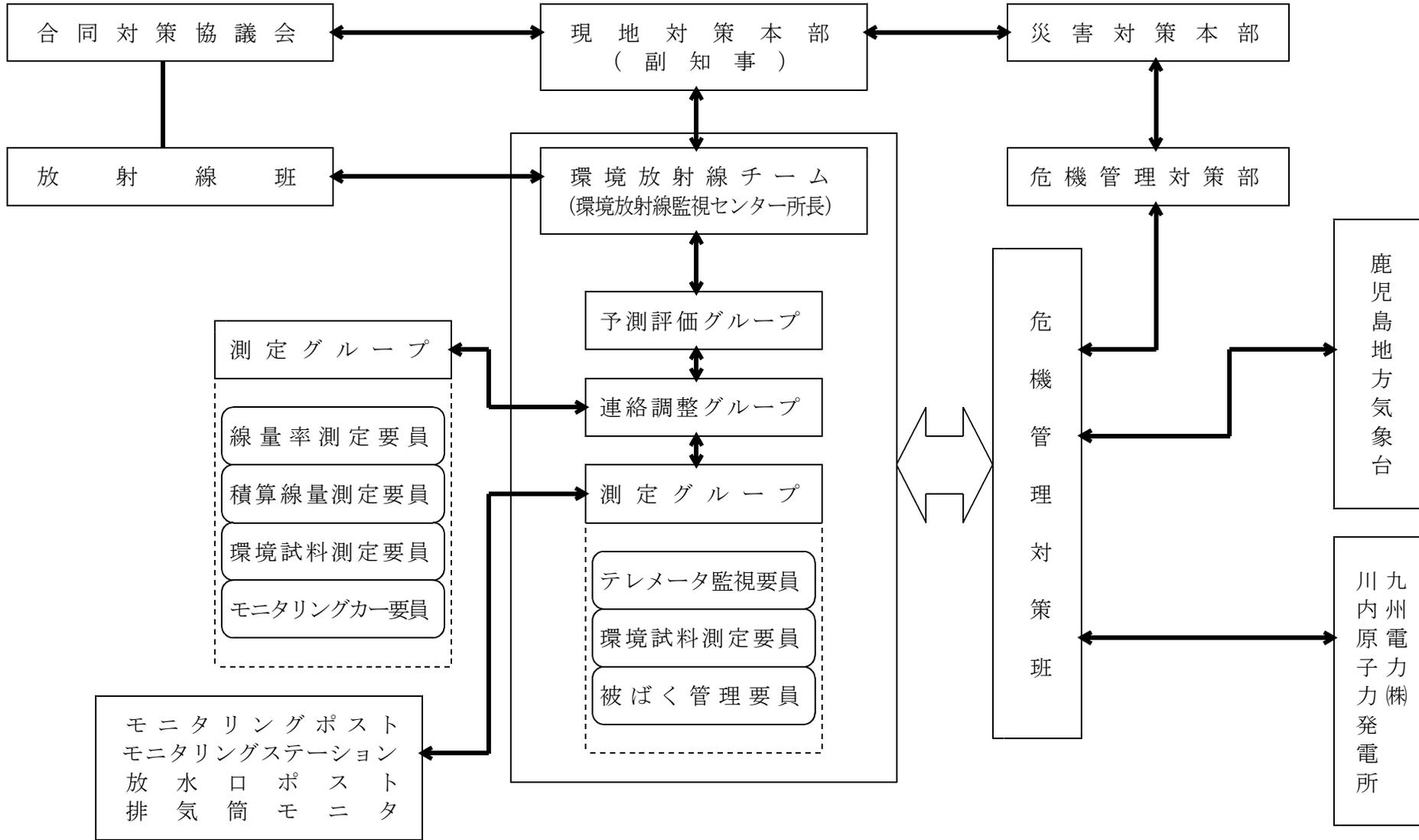
環境放射線チームの責任者は、緊急時環境放射線モニタリングの結果をとりまとめ、随時現地本部長を通じ災害対策本部長に報告するものとする。

なお、警戒本部体制時においては、警戒本部長に報告するものとする。

別表12 緊急時環境放射線モニタリングの組織及び業務



別表13 緊急時環境放射線モニタリング通信連絡系統図



## 第4節 屋内退避，避難收容等の防護及び情報提供活動

### 1 屋内退避，避難誘導等の防護活動区域の設定

[実施責任：原子力安全対策室，関係市]

- (1) 対策本部体制において知事は，緊急時環境放射線モニタリングの結果，環境中の予測線量が別表14の「屋内退避及び避難等に関する指標」の予測線量に該当すると認められる場合には，直ちに原子力防災専門官等の助言を得て，あらかじめ区画した方位，距離別の防災対策区間を単位とし，気象状況，放射性物質の放出状況を勘案して，周辺住民等の避難等を講ずべき防護対策実施区域を決定し，関係市長に対し，必要な指示を行うものとする。
- (2) 県は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，内閣総理大臣の指示に従い，関係市に対し，緊急事態応急対策実施区域の住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。
- (3) 関係市長は，本部長から防護対策実施区域，あるいは緊急事態応急対策実施区域の周辺住民等に対する避難等の指示を受けたときは，災害対策基本法第63条に基づき，警戒区域を設定するものとする。

### 2 屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施

[実施責任：危機管理防災課，社会福祉課，北薩地域振興局]

- (1) 県は，住民等の避難誘導に当たっては，関係市に協力し，避難所の所在，災害の概要その他の避難に必要な情報の提供に努めるものとする。
- (2) 県は，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は，関係市に協力し，戸別訪問，避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。
- (3) 県は，関係市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は，受け入れ先の市町村に対し，収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

なお，この場合，県は受け入れ先の市町村と協議のうえ，要避難区域の関係市に対し避難所となる施設を報告するものとする。

### 3 災害時要援護者への配慮

[実施責任：危機管理防災課，青少年男女共同参画課，保健医療福祉課，介護福祉課，健康増進課，障害福祉課，子ども福祉課，観光課，国際交流課，教育庁]

県は、関係市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

**別表14 屋内退避及び避難等に関する指標（防災指針より）**

予測線量（単位：mSv）		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置について指示が行われる。

注2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中屋外に居続け、何らの措置も講じない場合に受けることが予測される線量である。

注3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

#### 4 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

[実施責任：危機管理防災課，広報課，漁港漁場課，道路維持課，港湾空港課]

県は、関係市長が避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

#### 5 飲食物、生活必需品等の供給

[実施機関：危機管理防災課，社会福祉課，農産園芸課]

県は、関係市からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、

生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認められた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

## 6 住民等への的確な情報伝達活動

[実施責任:第十管区海上保安本部, 危機管理防災課, 原子力安全対策室, 広報課, 青少年男女共同参画課, 保健医療福祉課, 介護福祉課, 健康増進課, 障害福祉課, 子ども福祉課, 観光課, 国際交流課, 北薩地域振興局, 関係市]

### (1) 住民等への情報伝達活動

- ① 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとし、その体制等は別表18の「広報体制」、別表19の「主な広報事項」とする。
- ② 県は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。  
また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供にあたっては、得られている情報と、得られていない情報を明確に区別して説明し、繰り返し広報するよう努めるものとする。  
さらに、国や関係市と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- ③ 県は、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。  
なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- ④ 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び九州電力と相互に連絡をとりあうものとする。
- ⑤ 県は、情報伝達に当たって、関係市の防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

- ⑥ 県は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及ぶおそれのある場合は、串木野海上保安部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、鹿児島県無線漁業協同組合に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

- ⑦ 串木野海上保安部長は、本部長から放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び又は及ぶおそれがある旨の通報があったときは、直ちに周辺海域の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難を指示するものとする。

また、第十管区海上保安本部に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の船舶に対して情報の提供を行うものとする

## (2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係市等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。

## 第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等

[実施責任:危機管理防災課，原子力安全対策室，  
林業振興課，生活衛生課，水産振興課，  
食の安全推進課，農産園芸課，畜産課]

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、別表15の「飲料水、飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び国から派遣される専門家の助言を得て汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように関係市に指示するものとする。

別表15 飲料水，飲食物の摂取制限に関する指標（防災指針より）

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲 料 水	3 × 10 <sup>2</sup> ベクレル／キログラム以上
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類 (根菜, 芋類を除く)	2 × 10 <sup>3</sup> ベクレル／キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	2 × 10 <sup>2</sup> ベクレル／キログラム以上
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	5 × 10 <sup>2</sup> ベクレル／キログラム以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

## 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

県は，原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき，農林畜水産物の生産者，出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取，漁獲の禁止，出荷制限等必要な措置を自ら行うか，又は関係市に指示するものとする。

## 3 飲料水及び飲食物の供給

県は，飲料水，飲食物の摂取制限等の措置を関係市に指示したときは，鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章2節の「食糧供給計画」及び第3章3節の「給水計画」に基づき，関係市と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

## 第6節 治安の確保

〔実施責任：危機管理防災課，県警察〕

県は，緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について治安当局と協議し，万全を期すものとする。

特に，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については，盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

県警察は，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

## 第7節 緊急輸送活動

[実施責任:危機管理防災課, 消防保安課,  
交通政策課, 道路維持課, 県警察]

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

県は、関係市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助, 救急活動に必要な輸送, 対応方針決定会議への出席者
- 第2順位 避難者の輸送, 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員, 資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動, 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者, 災害時要援護者を中心とした避難者等
- ③ 対応方針決定会議への出席者(国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地本部長, 関係市の災害対策本部長等), 災害応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員, 原子力災害合同対策協議会構成員, 国から派遣される専門家, 緊急時環境放射線モニタリング要員, 情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所, 避難所を維持・管理するために必要な人員, 資機材
- ⑤ 食料, 飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位, 乗員及び輸送手段の確保状況, 交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 県は、人員, 車両, 船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。
- ③ 県は、②によっても人員, 車両, 船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

### 2 緊急輸送のための交通確保

#### (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況, 緊急度, 重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続き

等に従い適切に実施するものとする。

## (2) 陸上交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、迅速に一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

## (3) 海上輸送

陸上輸送が困難な場合、または海上輸送が合理的であると認められる場合には、海上自衛隊、第十管区海上保安本部及び九州運輸局の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

[実施責任:危機管理防災課, 原子力安全対策室, 消防保安課,  
地域医療整備課, 薬務課, 健康増進課, 北薩地域  
振興局, 関係市]

### 1 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、関係市の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は九州電力その他の民間等の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材の確保など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県は、関係市から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、関係市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 関係市への進入経路及び集結（待機）場所

(4) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 2 医療活動等

- (1) 県は、別表16の「緊急被ばく医療体制の編成及び構成」に示す医療チームを設置し、緊急被ばく医療活動を行う。

また、県は、必要と認める場合は、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人が開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

- (2) 緊急被ばく医療は、別表17「緊急被ばく医療体制の流れ」により行うものとする。  
(3) 医療班等は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人が開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内待避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

- (4) 県は、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

また、安定ヨウ素剤の服用が行われる場合には、服用、副作用等に備え、医師、保健師、薬剤師等の医療関係者を必要に応じ周辺住民等が退避した集合場所等に派遣することとする。

- (5) 県は、自ら必要と認める場合又は関係市等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

- (6) 県は、地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため、北薩地域振興局保健福祉環境部に健康相談窓口を置く。

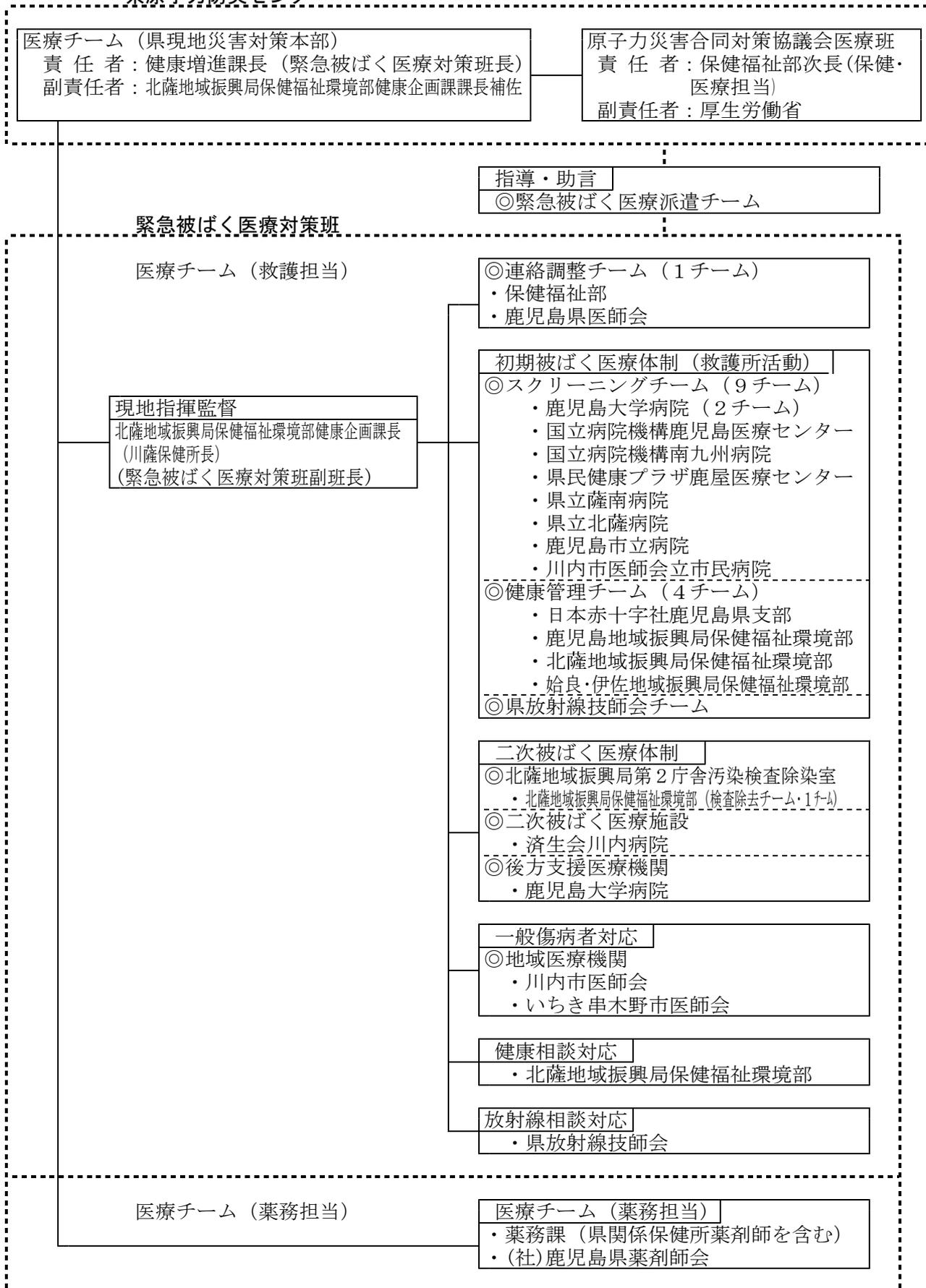
北薩地域振興局保健福祉環境部は、必要に応じ、関係市等と連携して相談に応じるものとする。

## 第9節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

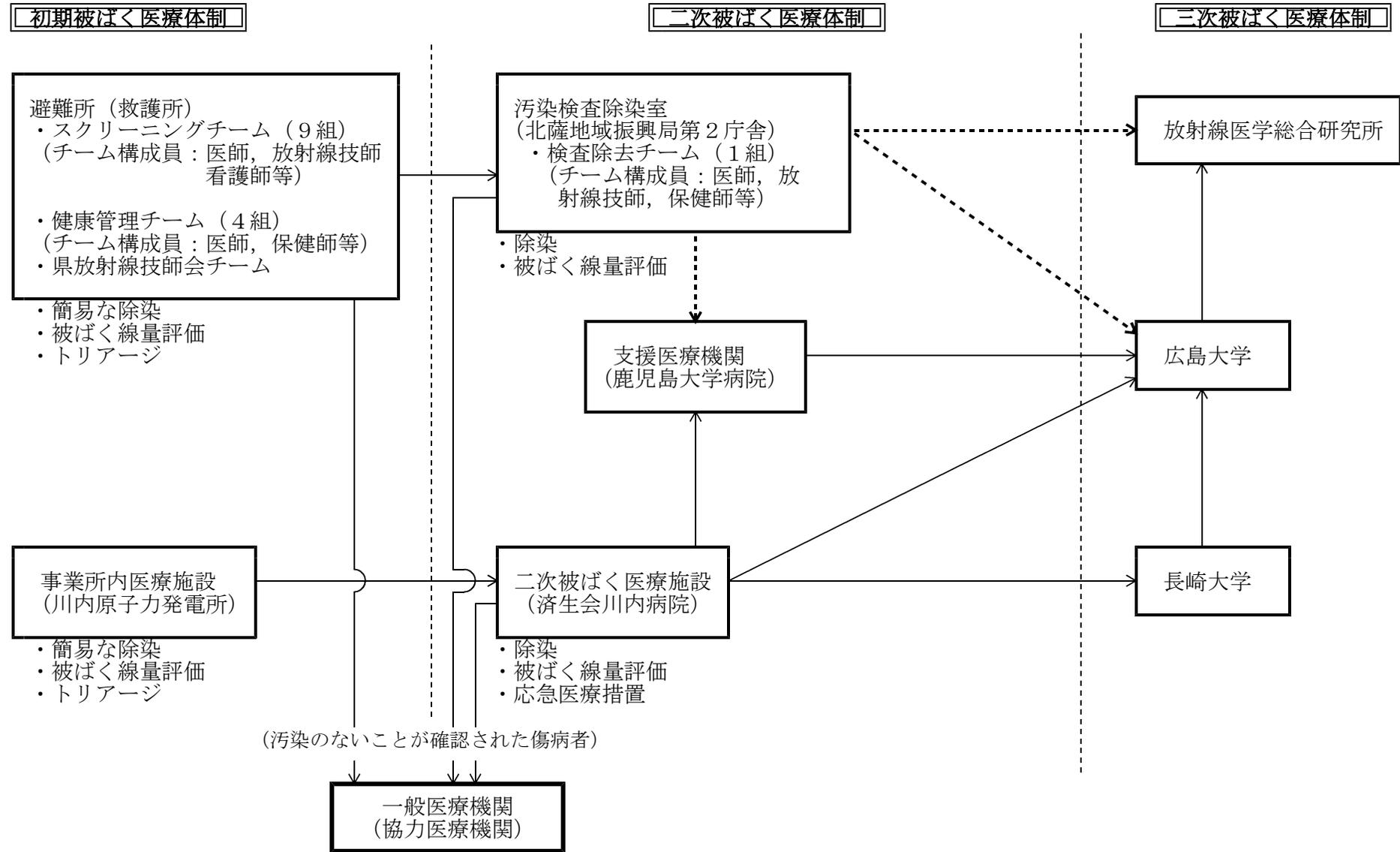
[実施責任：畜産課]

県は、放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されないことがないよう、市町村はもとより、国・関係機関・団体と連携のうえ、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

別表16 緊急被ばく医療体制の編成及び構成  
 県原子力防災センター



別表17 緊急被ばく医療の提供体制の流れ



※緊急被ばく医療体制の流れは原則として、初期、二次、三次の順によるが、被災者の状況によっては臨機に対応する

《初期被ばく医療体制》

- 1 初期被ばく医療体制に該当する施設は、避難所（救護所）、事業所内医療施設である。  
避難所においては、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤投与、合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療、健康相談等を行う。

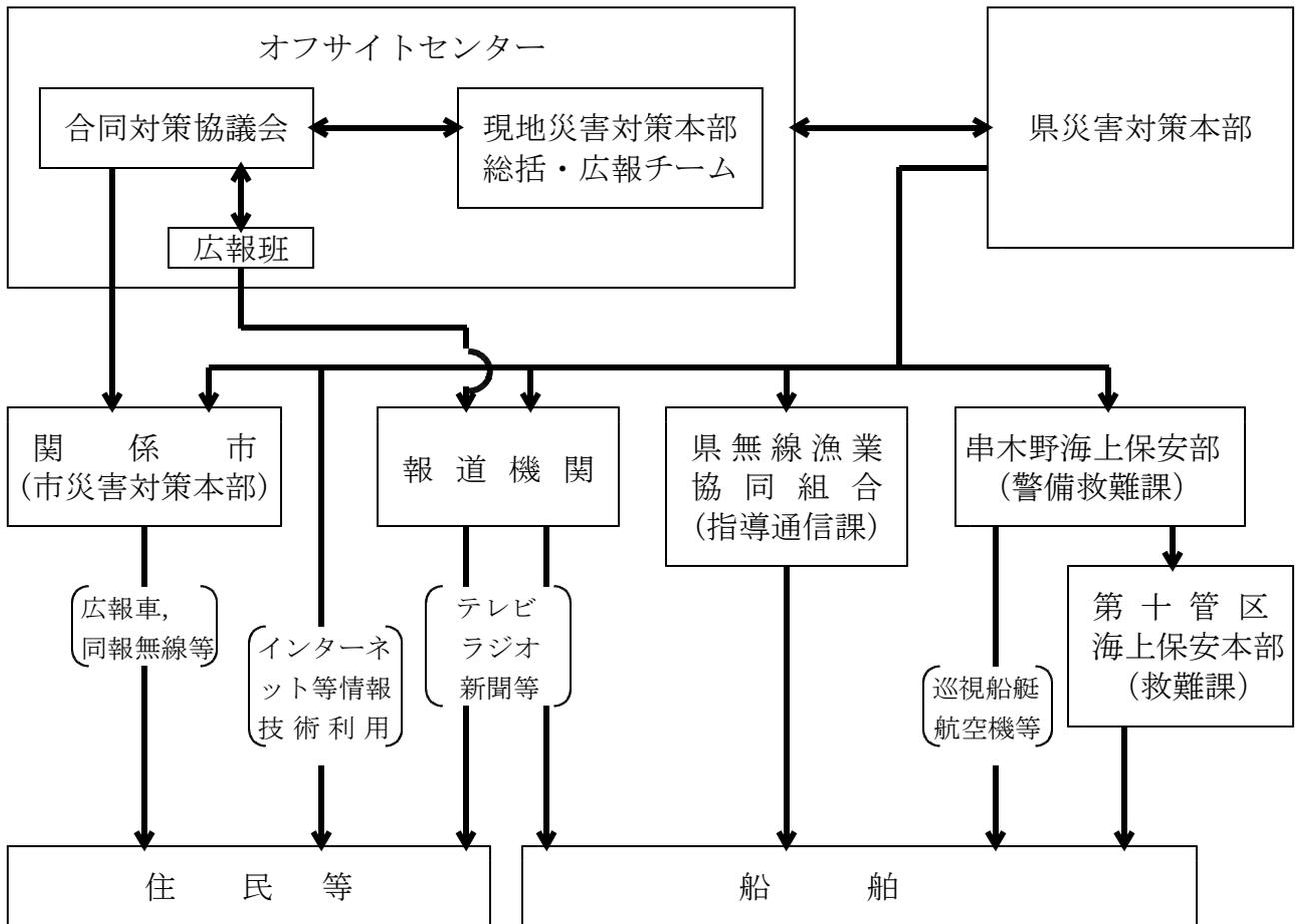
《二次被ばく医療体制》

- 2 二次被ばく医療体制に該当する施設は、北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室、済生会川内病院二次被ばく医療施設、及び鹿児島大学病院である。  
北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室は、救護所における一次除染後の二次スクリーニングで基準値以上を示した者に対して、生物学的試料採取やシャワー及び除染薬品等を用いた二次除染並びに、ホールボディカウンタを用いた体内放射能の測定、サーベイメータを用いた除染の確認等による線量評価を行う。（また、ハンドフットクロズモニタを用いて、医療スタッフの汚染の有無を確認する。）  
済生会川内病院の二次被ばく医療施設では、除染のほか、体内放射能が確認された者等に対しての被ばく線量評価、応急医療措置等を行う。  
鹿児島大学病院においては、済生会川内病院で対応困難な造血幹細胞移植等の集学的治療に対応するほか、詳細な線量評価、済生会川内病院の収容能力を超えた場合の対応、そして、緊急時における済生会川内病院への人的支援を行う。

《三次被ばく医療体制》

- 3 三次被ばく医療機関は、西日本ブロック地域の三次被ばく医療機関である広島大学及び放射線医学総合研究所である。  
三次被ばく医療機関では、二次被ばく医療機関で対応できない高度専門的な線量評価や高度な専門的除染、重篤・重傷な被ばく患者の診療等を行う。  
広島大学で対応できない場合には、三次被ばく医療の中心的機関として位置づけられる放射線医学総合研究所へ移送する。  
長崎大学においては、本県内の二次被ばく医療機関で対応できない重篤・重傷な被ばく患者の診療等及びその収容能力を超えた場合の対応を行う。

別表18 広報体制



別表 19 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター，県，関係市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

## 第5章 複合災害時対策

### 第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

### 第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節に準じる。

- 1 災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は、別表20及び別表21のとおりとする。
- 2 災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は、別表22及び別表23のとおりとする。
- 3 現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は、別表24及び別表8のとおりとする。
- 4 緊急時体制における現地本部等の組織は、別表9、原子力災害合同対策協議会の構成員等は別表10に準拠する。

### 第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
消防保安課，水産振興課，関係市]

県は、関係市と連携して、複合災害時において、県防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

### 第4節 緊急時環境放射線モニタリングの実施

[実施責任：原子力安全対策室，環境放射線監視センター]

- 1 県は、モニタリングポストなどの自動測定局が被災した場合、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器による緊急時環境放射線モニタリングを状況に応じて実施する。
- 2 県は、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘案し、緊急時環境放射線モニタリング計画を作成するものとする。

## 第5節 屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施

### 1 屋内退避，避難等の対応方針

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，関係市〕

- (1) 複合災害時には，屋内退避，避難等に時間を要するなど，避難の困難性が増すことが予想されるため，県は，関係市と連携して，予防的措置としての避難等を初期段階で検討するものとする。
- (2) 屋内退避，避難等の防護措置は，第4章第5節を基本としたうえで，複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて，屋内退避，避難等を検討するものとする。

### 2 避難誘導時の配慮

〔実施責任：危機管理防災課，広報課，男女青少年男女共同参画課，保健医療福祉課，介護福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，教育庁，県警察，関係市〕

- (1) 県は，住民等の避難誘導にあたっては，関係市と協力し，複合災害時の建築物，ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について，十分注意するよう，周辺住民，自主防災組織，消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。
- (2) 県は，関係市が行う災害時要援護者及び一時滞在者の避難誘導に際しては，周辺住民，自主防災組織，消防機関及び県警察等の協力を得ながら，避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

### 3 広域避難体制

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，社会福祉課，生活衛生課，住宅政策室，関係市，防災関係機関〕

- (1) 県は，複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは，関係市を通じて，その状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 県は，関係市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は，受け入れ先の市町に対し，収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。
- (3) 避難経路については，努めて幹線道路を通ることとするが，道路の被災状況に応じ

て対応するものとする。

- (4) 県は、避難先について、地域コミュニティーの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう関係市に助言するものとする。
- (5) 県は、関係市及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。
- (6) 県は、関係市と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。
- (7) 県は、関係市と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

## 第6節 緊急輸送活動体制の確立

〔実施責任：自衛隊，指定地方行政機関，危機管理防災課，消防保安課，交通政策課，道路維持課，管財課，関係市，その他防災関係機関〕

- 1 県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係市，指定地方行政機関と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。
- 2 県は、関係市及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。
- 3 県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

## 第7節 救助・救急，消火及び医療活動

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，地域医療整備課，薬務課，県警察，関係市〕

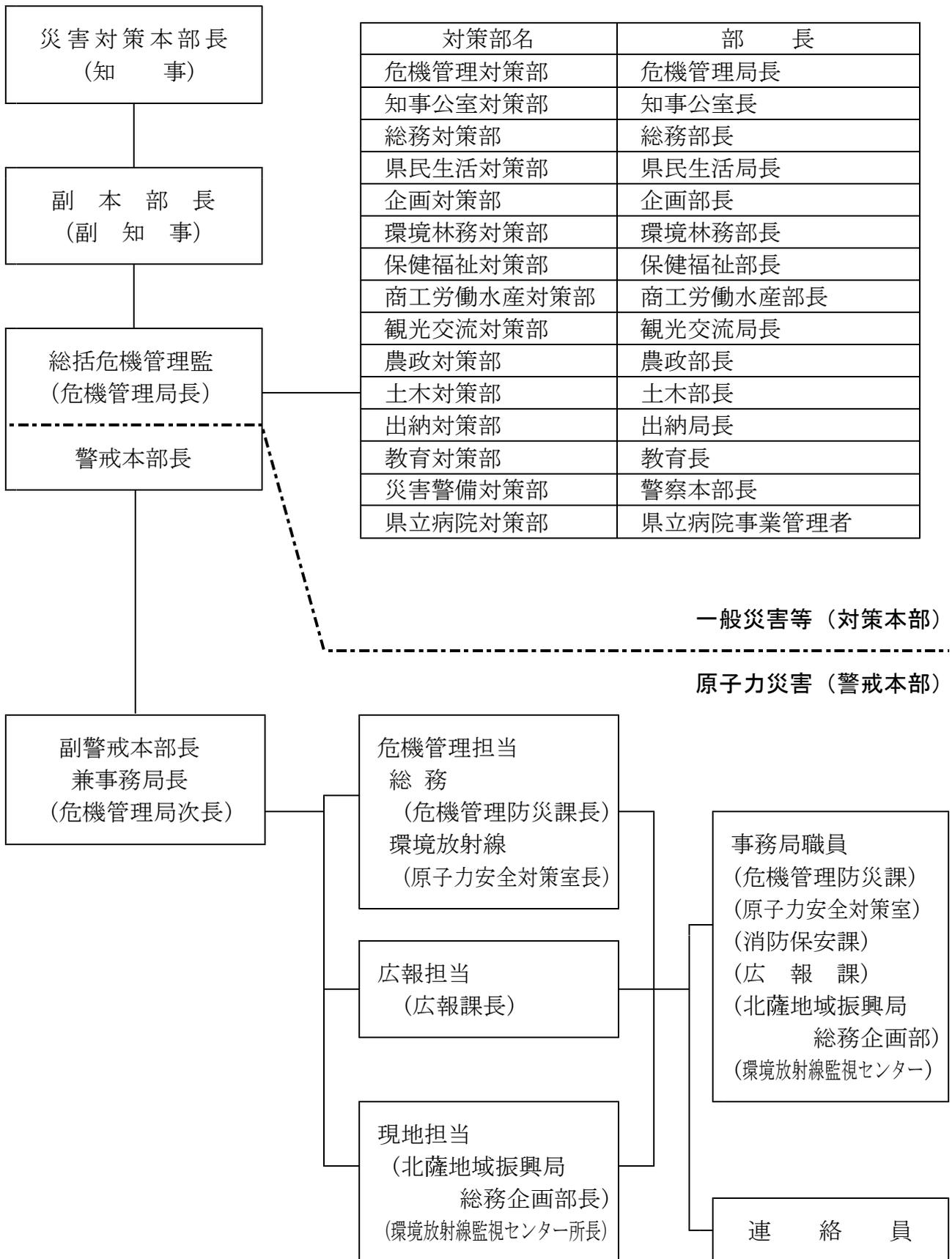
県は、関係市，消防機関，県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急，消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

## 第8節 住民等への的確な情報伝達活動

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，広報課，  
水産振興課，北薩地域振興局，関係市等〕

- 1 県は，国，関係市と連携し，複合災害時の初動期においては，原子力発電所に異常がない場合でも，その旨を定期的に広報するものとする。
- 2 県は，複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは，必要に応じて代替手段を検討し，確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。
- 3 県は，現地災害対策本部において，国及び関係市等と連携し，速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。
- 4 県は，事故の影響が広域的に及ぶときには，必要に応じて，事故の状況等について，県下全市町村に速やかに連絡するものとする。

別表20 災害警戒本部の組織図（複合災害時）

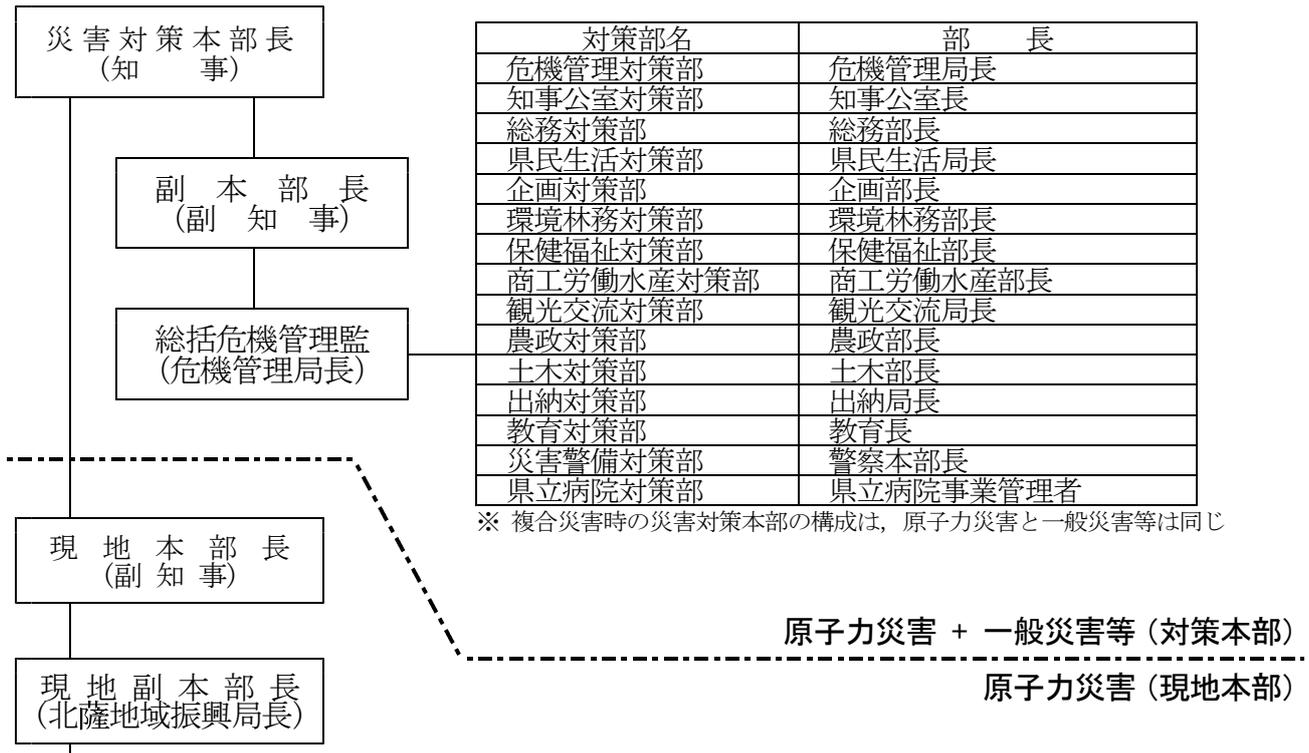


別表21 災害警戒本部の組織，構成，所掌事務（複合災害時）

職 名	充 当 職	所 掌 事 務
警 戒 本 部 長	総括危機管理監 ※一般災害等における 危機管理対策部長を兼務	知事の命を受け，警戒本部 の事務を統括する。
副 警 戒 本 部 長	危機管理局次長	警戒本部長を補佐し，警戒 本部長に事故あるときは， その職務を代理する。
事 務 局 長	危機管理局次長	警戒本部長の命を受け，情 報の収集整理，通報連絡そ の他災害応急対策の実施， 準備等に必要な事務を処理 する。
危 機 管 理 担 当 総 務	危機管理防災課長 ※一般災害等における本部 連絡班長	情報の収集整理，通報連絡 その他災害応急対策の実施， 準備等に必要な事務を処理 する。
環 境 放 射 線	原子力安全対策室長	
広 報 担 当	広報課長	
現 地 担 当	北薩地域振興局総務企画部長 環境放射線監視センター所長	
事 務 局 職 員	危機管理防災課職員 原子力安全対策室職員 消防保安課職員 広報課職員 北薩地域振興局総務企画部職員 環境放射線監視センター職員	上司の命を受け，警戒本部 の事務を処理する。
連 絡 員	関係部(局・室・庁)において 鹿児島県災害対策本部の連絡員 に充てられている職員	上司の命を受け，関係部署 との連絡にあたる。

※一般災害対策等における東京地方連絡部，災害対策支部における所掌事務等  
については，各編に定めるとおりとする。

別表22 対策本部体制における災害対策本部の組織図（複合災害時）



対策部名	部長
危機管理対策部	危機管理局長
知事公室対策部	知事公室長
総務対策部	総務部長
県民生活対策部	県民生活局長
企画対策部	企画部長
環境林務対策部	環境林務部長
保健福祉対策部	保健福祉部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
観光交流対策部	観光交流局長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者

※ 複合災害時の災害対策本部の構成は、原子力災害と一般災害等と同じ

原子力災害 + 一般災害等（対策本部）  
 原子力災害（現地本部）

対策部名	責任者	副責任者	担当
総括・広報チーム	北薩地域振興局 総務企画部長	(連絡調整担当) 北薩地域振興局 総務企画部総務企画課長  (広報担当) 原子力安全対策室技術補佐	(現地本部連絡担当) 危機管理防災課, 消防保安課 北薩地域振興局総務企画部 秘書課 (広報担当) 広報課 危機管理防災課 消防保安課 北薩地域振興局総務企画部
環境放射線チーム	環境放射線監視 センター所長	(モニタリング担当) 環境放射線監視センター放射線監視室長 (解析・評価担当) 環境放射線監視センター放射能分析室長	(放射線担当) 環境放射線監視センター 環境保健センター
医療チーム	健康増進課長	北薩地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課課長補佐	(救助担当) 社会福祉課 (薬務担当) 薬務課 (救護担当) 地域医療整備課 健康増進課 北薩地域振興局保健福祉環境部
住民安全チーム	北薩地域振興局 保健福祉環境 部長	(福祉担当) 北薩地域振興局地域保健福祉課長 (災害警備担当) 警察本部警備課長 (教育担当) 北薩教育事務所長 (飲食物安全担当) 北薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長 (土木担当) 北薩地域振興局建設部長	(保健福祉担当) 北薩地域振興局保健福祉環境部 (災害警備担当) 警察本部警備課 (文教担当) 北薩教育事務所 (飲食物安全担当) 北薩地域振興局保健福祉環境部 (土木担当) 北薩地域振興局建設部
産業経済チーム	北薩地域振興局 農林水産部長	(農政担当) 北薩地域振興局 農林水産部農政普及課長 (林務水産担当) 〃 林務水産課長 (商工労働担当) 商工労働水産部次長 (観光交流担当) 観光交流局次長	(農政担当) 北薩地域振興局 農林水産部 (林務水産担当) 〃 (商工労働担当) 商工政策課 雇用労政課 (観光交流担当) 観光課 国際交流課
運営支援チーム	北薩地域振興局 総務企画部 県税課長	北薩地域振興局建設部 建設総務課長	(管理調達担当) 北薩地域振興局総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部 北薩教育事務所

別表23 災害対策本部の組織，構成，所掌事務（複合災害時）

対策部名	班名	課名	所掌事務
危機管理 対策部 (危機管理 局長)	本部連絡班	危機管理 防災課  原子力安全 対策室  消防保安課	1. 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2. 本部会議に関すること。 3. 各対策部及び各関係機関の情報の収集及び連絡 に関すること。 4. 原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。 5. 緊急時環境放射線モニタリングの連絡調整に関 すること。 6. 災害応急対策の総合調整に関すること。 7. 自衛隊等の出動要請に関すること。 8. 災害調書の作成及び中央機関への報告に関する こと。 9. 現地災害対策本部等の災害対策事務に要する経 費に関すること。 10. 市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 11. 無線通信の運用及び保守に関すること。 12. 都市ガス，液化天然ガスその他の危険物に係る 施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関す ること。 13. 本部長が特に命じたこと。
知事公室 対策部 (知事公 室長)	秘書班	秘書課	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2. 災害視察者に関すること。 3. 本部長及び副本部長の災害視察に関すること。
	政策調整班	政策調整課	1. 知事公室対策部の総括に関すること。 2. 部内各班の連絡調整に関すること。
	広報班	広報課	1. 広報に関すること。 2. 災害写真に関すること。 3. 県の広報誌の発行に関すること。
総務対策部 (総務部長)	人事班	人事課	1. 総務対策部の総括に対すること。 2. 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3. 市町村に対する応援の派遣に関すること。 4. 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の 被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 5. 部内各班の連絡調整に関すること。
	職員厚生班	職員厚生課	1. 職員の災害補償に関すること。 2. 職員の健康管理に関すること。 3. 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調 整に関すること。
	学事法制班	学事法制課	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の 被害の調査及び対策に関すること。
	市町村班	市町村課	1. 災市町村の行財政運営に対する助言に関する こと。 2. 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。
	財政班	財政課	1. 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2. 県有財産の被害の調査に関すること。
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務班	総務事務センター	他の班の応援に関すること。
県民生活 対策部 (県民生活 局長)	生活・文化 班	生活・文化課	1. 県民生活対策部の総括に関すること。 2. 関係物資の価格需要動向の実態等調査に関する こと。 3. 適正供給及び適正価格販売についての関係業界 への要請等に関すること。 4. 生活・文化課関係施設の被害の調査及び対策に 関すること。 5. 部内各班の連絡調整に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
	共生・協働推進班	共生・協働推進課	共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	青少年男女共同参画課関係施設並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関すること。
企画対策部 (企画部長)	企画班	企画課	1. 企画対策部の総括に関すること。 2. 部内各班の連絡調整に関すること。
	世界文化遺産班	世界文化遺産課	他の班の応援に関すること。
	情報政策班	情報政策課	行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワークの維持及び管理に関すること。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1. 公共交通機関に関すること。 2. 県バス協会等への協力要請に関すること。
環境林務 対策部 (環境林務 部長)	統計班	統計課	他の班の応援に関すること。
	環境林務班	環境林務課	1. 環境林務対策部の総括に関すること。 2. 流出油災害対策に関すること。 3. 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 4. 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 5. 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。 6. 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 7. 部内各班の連絡調整に関すること。
	地球温暖化対策班	地球温暖化対策課	他の班の応援に関すること。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1. ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 2. 回収油の処分についての連絡調整に関すること。
	自然保護班	自然保護課	1. 野生生物の保護に関すること。 2. 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	林業振興班	林業振興課	1. 林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 林道の被害調査及び応急措置に関すること。 4. 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	森林整備班	森林整備課	1. 治山関係施設等の被害の調査に関すること。 2. 治山関係施設等の応急措置に関すること。 3. 造林地等の被害の調査に関すること。 4. 県営林の被害の調査に関すること。 5. 林野火災に関すること。
保健福祉 対策部 (保健福祉 部長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1. 保健福祉対策部の総括に関すること。 2. 保健所との連絡に関すること。 3. 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4. 医療機関（医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5. 部内各班の連絡調整に関すること。

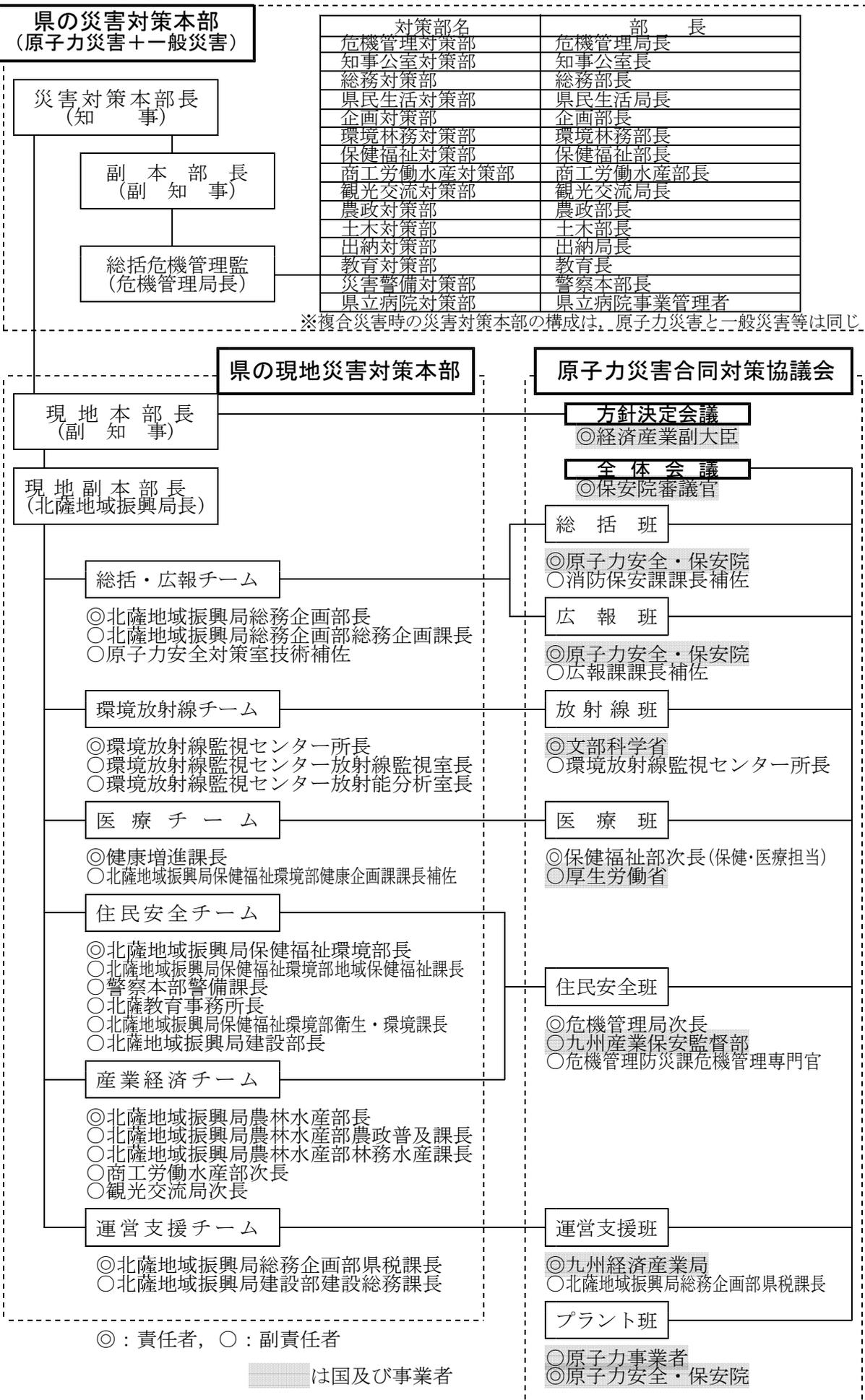
対策部名	班名	課名	所掌事務
	地域医療整備班	地域医療整備課	1. り災者の医療救護・助産に関すること。 2. 災害救護事務(死体の検案を含む。)に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1. 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく諸対策に関すること。 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく諸対策に関すること。 3. 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく諸対策に関すること。 4. 日本赤十字社との連絡に関すること。 5. 義援金品に関すること。 6. 救助状況の報告に関すること。 7. ボランティア活動の情報提供に関すること。
	介護福祉班	介護福祉課	1. り災した高齢者の援護に関すること。 2. 介護福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1. 感染症予防に関すること。 2. 感染症その他の被害の調査及び感染症の発生状況の報告に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1. り災した障害者の援護に関すること。 2. 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1. り災した児童の援護に関すること。 2. り災した母子世帯の援護に関すること。 3. 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	1. 災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。 2. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。 3. 飲料水の摂取制限等及び供給に関すること。 4. 飲食物の摂取制限に関すること。
	薬務班	薬務課	1. 災害対策医薬品の備蓄及び確保に関すること。 2. 救急用医薬品, 衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 3. 血液の確保に関すること。
商工労働 水産対策部 (商工労働 水産部長)	商工政策班	商工政策課	1. 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2. 商工観光労働水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 災害用物資の入手あっせんに関すること。 4. 部内各班の連絡調整に関すること。
	経営金融班	経営金融課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	1. 従業者等の被害調査に関すること。 2. 労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1. 漁業関係の被害の調査に関すること。 2. 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3. 水産物の汚染状況調査に関すること。 4. 水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 5. 災害対策用船艇の斡旋に関すること。 6. 緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 7. 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1. 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2. 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3. 緊急輸送施設の確保に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
観光交流 対策部 (観光交流 局長)	かごしま P R 班	かごしま P R 課	1. 観光交流対策部の総括及び被害調査の商工政策 班への連絡に関すること。 2. 部内各班の連絡調整に関すること。
	観 光 班	観 光 課	1. 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 2. 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
農政対策部 (農政部長)	農 政 班	農 政 課	1. 農政対策部の総括に関すること。 2. 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 農産物の汚染状況調査に関すること。 4. 農産物の出荷の制限等に関すること。 5. 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課と の連絡に関すること。 6. 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関するこ と。
	農業経済班	農業経済課	1. 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査 に関すること。 2. 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	食の安全 推進班	食の安全 推進課	保管されている農薬の安全対策に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1. 農業関係の被害の調査に関すること。 2. 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1. 農産物の収穫及び出荷の制限等に関すること。 2. 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。 3. 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。 4. 救助用食糧のあっせんに関すること。 5. 農産物及び卸売市場施設の被害の調査に関する こと。 6. 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	畜 産 班	畜 産 課	1. 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に 関すること。 2. 飼料及び畜産物の汚染状況調査に関すること。 3. 飼料及び畜産物の出荷制限等に関すること。 4. 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農地整備班	農地整備課	1. 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対 策に関すること。 2. 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関す ること。 3. 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課と の連絡に関すること。
	農地建設班	農地建設課	1. 農地、農業用施設全般及び海岸保全施設の被害 の調査並びに応急対策に関すること。 2. 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課と の連絡に関すること。
土木対策部 (土木部長)	監 理 班	監 理 課	1. 土木対策部の総括に関すること。 2. 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路建設班	道路建設課	1. 道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2. 道路の災害予防及び応急措置に関すること。
	道路維持班	道路維持課	1. 道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2. 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関 すること。 3. 道路の災害予防及び応急措置に関すること。 4. 緊急輸送道路の確保に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
	河川班	河川課	1. 土木復旧事業の総括に関する事 2. 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関する事 3. 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関する事 4. 水位, 流量その他の情報に関する事 5. 土木関係の被害の調査及び報告に関する事 6. 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関する事
	砂防班	砂防課	1. 砂防関係事業に係る被害の調査に関する事 2. 砂防関係施設等の応急措置に関する事
	港湾空港班	港湾空港課	1. 港湾の被害の調査に関する事 2. 津波及び高潮対策に関する事 3. 災害関係航路標識に関する事 4. 災害時における公有水面に関する事 5. 空港の被害の調査に関する事 6. 緊急輸送施設の確保に関する事
	都市計画班	都市計画課	1. 公園, 下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事 2. 施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関する事
	建築班	建築課	1. 建築物の災害復旧の技術指導に関する事 2. 建築物及び宅地の被害の調査に関する事 3. 県営住宅の被害の調査及び対策に関する事 4. 住宅関係の融資に関する事 5. 応急仮設住宅の建設に関する事
出納対策部 (出納局長)	会計班	会計課	1. 出納対策部の総括に関する事 2. 部内各班の連絡調整に関する事
	管財班	管財課	1. 本部の応急設営に関する事 2. 災害時における本庁の施設の利用に関する事 3. 有線通信の運用及び保守に関する事 4. 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事 5. 災害事務のための車両に関する事 6. 救援物資の調達に関する事
教育対策部 (教育長)	総務福利班	総務福利課	1. 教育対策部の総括に関する事 2. 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事 3. 学校施設等の汚染状況調査に関する事 4. 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事 5. 教育事務所との連絡調整に関する事 6. 教職員の災害補償に関する事 7. 教職員の健康管理に関する事 8. 教職員等住宅の被害の調査に関する事 9. 部内各班の連絡調整に関する事
	学校施設班	学校施設課	1. 学校施設の被害の調査及び対策に関する事 2. 避難所の開設の協力に関する事
	教職員班	教職員課	教職員の動員及び調整に関する事
	義務教育班	義務教育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事 2. 授業に係る措置に関する事 3. 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事
	高校教育班	高校教育課	1. 生徒の避難その他の対策に関する事 2. 授業に係る措置に関する事

対策部名	班名	課名	所掌事務
	保健体育班	保健体育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2. 社会体育施設の被害の調査に関すること。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関すること。
	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関すること。
災害警備対策部 (警察本部長)	警察指揮総括班	警備課及び各部要員	1. 災害警備対策部の総括及び災害警備部隊の運用に関すること。 2. 立入禁止区域及びその周辺の警戒警備に関すること。 3. 避難誘導に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。
	情報隊	公安課 指定要員	災害情報及び交通情報の収集に関すること。
	救出救助隊	県機動隊 管区機動隊 本部・警察署 部 隊	1. 避難者の避難誘導及び救出救助等に関すること。 2. 行方不明者の捜索等に関すること。
	交通対策隊	交通企画課 交通指導課 交通規制課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察職員	1. 緊急交通路の確保及び広域交通規制に関すること。 2. 災害緊急車両に関すること。 3. 交通情報の提供及び交通広報等に関すること。 4. その他交通問題の処理に関すること。
	地域安全対策隊	生活安全企画課 地 域 課 少 年 課 生活環境課 警察署員等	1. 警察無線通信の指令統制に関すること。 2. 安否確認及び災害情報の提供等に関すること。 3. 災害警備対策部長の特命事項の処理に関すること。
	刑事対策隊	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑 識 課 警察署員等	1. 災害時における犯罪捜査に関すること。 2. 検視業務等に関すること。 3. 災害警備対策部長の特命事項の処理に関すること。
	後方支援隊	警 務 課 相談広報課 会 計 課 総 務 課 監 察 課 厚 生 課 情報管理課 警察署員等	1. 災害広報に関すること。 2. 報道機関への対応に関すること。 3. 車両装備資機材及び食料に関すること。 4. 県外から特別派遣された各部隊の応援の受入れに関すること。 5. 公務災害及び紛議事案並びに被災職員の援助等に関すること。
	後方治安対策班	警 務 課 各部要員 警察署員	1. 庁舎管理、留置業務及び装備資機材等の管理に関すること。 2. その他後方治安業務に関すること。
県立病院対策部 (県立病院事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1. 県立病院との連絡に関すること。 2. 県立病院の被害の調査に関すること。

別表24 緊急時体制における現地災害対策本部等の組織図（複合災害時）



## 第 6 章 災 害 復 旧 対 策

### 第 1 節 基本方針

本章は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第 2 節 復旧対策活動情報の連絡

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，  
関係市，九州電力〕

- (1) 九州電力は、復旧対策についての計画を作成して、国、県、関係市、その他防災関係機関に提出するものとする。また、計画に基づく復旧対策活動の状況等について、定期的に連絡するものとする。
- (2) 県は、自ら行う復旧対策活動状況等を国に随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (3) 県及び関係市は、各々が行う復旧対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- (4) 県は、現地事後対策連絡会議との連携を密にするものとする。

### 第 3 節 放射性物質による汚染の除去等

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，地域  
医療整備課，廃棄物・リサイクル対策課，  
関係市，九州電力，その他の関係機関〕

県は、国、関係市、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業、保管及び処分を行うものとする。

### 第 4 節 各種制限措置の解除

〔実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，生活衛生課，  
林業振興課，水産振興課，農産園芸課，畜産課〕

県は、緊急時環境放射線モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採

取・出荷制限等各種制限措置の解除を決めるとともに関係機関に指示するものとする。  
また、解除実施状況を確認するものとする。

## 第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

[実施責任：原子力安全対策室，環境放射線監視センター，広報課]

県は，原子力緊急事態解除宣言後，関係機関及び九州電力と協力して環境放射線モニタリングを行い，その結果を速やかに公表するものとする。

## 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，林業振興課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産課，北薩地域振興局]

### 1 災害地域住民の記録

県は，関係市が，避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し，災害時に当該地域に所在した旨の証明，また，避難所等においてとった措置等を記録することに協力するものとする。

### 2 影響調査の実施

県は，必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### 3 災害対策措置状況の記録

県は，被災地の汚染状況図，応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

## 第7節 風評被害等の影響の軽減

[実施責任：危機管理防災課，原子力安全対策室，消防保安課，林業振興課，生活衛生課，商工政策課，産業立地課，水産振興課，かごしまPR課，観光課，農政課，農産園芸課，畜産課]

県は，国及び関係市と連携し，原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために，必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について，県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表する。

- (2) 医療機関について、被ばく患者の処置を行った処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を県民に対し公表する。
- (3) 防護対策実施地域あるいは県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握する。
- (4) 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (5) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。
- (6) 風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

## 第8節 被災中小企業等に対する支援

〔実施責任：経営金融課〕

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付を行うとともに、県中小企業融資制度等により設備資金、運転資金等の融資等の支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第9節 心身の健康相談体制の整備

〔実施責任：北薩地域振興局〕

県は、国及び関係市とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

## 第10節 物価の監視

〔実施責任：生活・文化課〕

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

# 目次

## 1 鹿児島県の災害履歴に関する資料

### 1. 1 風水害の履歴

### 1. 2 地震・津波災害の履歴

## 2 危険箇所等に関する資料（資料編 別冊「危険箇所に関する資料」に収録）

### 2. 1 土砂災害警戒情報に関する資料

### 2. 2 土砂災害危険箇所に関する資料

(1) 鹿児島県土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所一覧	2 -	2 -	2
(2) 土石流危険渓流 I	2 -	2 -	3
(3) 土石流危険渓流 II	2 -	2 -	33
(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I	2 -	2 -	80
(5) 急傾斜地崩壊危険箇所 II	2 -	2 -	147
(6) 地すべり危険箇所	2 -	2 -	261

### 2. 3 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### 2. 4 山地災害危険地区の現況

### 2. 5 鉄道重点警備箇所一覧表

### 2. 6 異常気象時の鉄道規制基準等

### 2. 7 国・西日本高速道路㈱・公社・県の事前通行規制基準一覧表

## 3 避難に関する資料

### 3. 1 市町村別の避難所の設置状況

### 3. 2 市町村別の都市公園の現況

## 4 気象等観測施設に関する資料

### 4. 1 地方気象台・測候所

### 4. 2 特別地域気象観測所

### 4. 3 地域気象観測所

### 4. 4 地域雨量観測所

### 4. 5 その他

### 4. 6 震度観測局の所在地

### 4. 7 火山観測点

### 4. 8 鹿児島県内気象観測所配置図

### 4. 9 鹿児島県震度観測点

### 4. 10 県震度情報ネットワークシステム計測震度計設置状況

## 5 通信施設に関する資料

### 5. 1 県防災行政無線施設の現況

#### (1) 鹿児島県防災行政無線システム系統図

#### (2) 鹿児島県無線局一覧

#### (3) 鹿児島県の防災情報の収集・伝達体制の整備状況

- 5. 2 市町村防災行政無線等の整備状況
- 5. 3 防災相互通信用無線の設置状況
- 5. 4 孤立防止対策用衛星電話(KU-1CH)の設置状況
- 5. 5 ヘリコプターテレビ電送システム, 可搬型画像伝送システムの概念図
- 5. 6 九州電力株式会社所属無線局
- 5. 7 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表
- 6 広報に関する資料
  - 6. 1 住民向けの広報案文
  - 6. 2 災害時における放送要請に関する協定
- 7 防災資機材等に関する資料
  - 7. 1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター「さつま」の概要
  - 7. 2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領
  - 7. 3 海上災害対策用資機材
    - (1) オイルフェンス, 油処理剤, 油吸着剤, 油ゲル化剤等
    - (2) 油回収装置
    - (3) 油回収船
    - (4) オイルフェンス展張艇
    - (5) ダグボート
    - (6) その他船舶の状況
  - 7. 4 林野火災対策用資機材
  - 7. 5 空港災害対策用資機材
  - 7. 6 応急工事に必要な機械器具類
    - (1) 九州旅客鉄道株式会社
    - (2) 九州地方整備局
    - (3) 鹿児島港湾事務所
  - 7. 7 市町村別給水資機材の整備状況
  - 7. 8 市町村別生活物資の整備状況
  - 7. 9 県警察の災害装備資機材
  - 7. 10 自衛隊(国分駐屯地)の派遣時使用可能機材等
  - 7. 11 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
- 8 救急・医療に関する資料
  - 8. 1 郡市医師会事務所所在地
  - 8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
  - 8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書
  - 8. 4 空港医療救護活動に関する協定
  - 8. 5 トリアージ・タグの様式

- 9 防疫・衛生に関する資料
  - 9. 1 ごみ処理施設
  - 9. 2 し尿処理施設
  - 9. 3 埋立処分地施設(国庫補助事業)
  - 9. 4 ごみ収集運搬機材
  - 9. 5 し尿収集運搬機材
- 10 輸送に関する資料
  - 10. 1 ヘリコプター発着予定地
    - (1) 鹿児島県内場外離着場一覧
    - (2) ヘリコプター緊急時離着陸場予定地
  - 10. 2 陸上における輸送能力
    - (1) 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳
    - (2) 旅客自動車事業者等の状況
    - (3) 貨物自動車運送事業者の状況
    - (4) 鉄道の状況
  - 10. 3 海上における輸送能力
    - (1) 県管理港湾の現況
    - (2) 県管理漁港の現況
    - (3) 旅客船の状況
    - (4) 貨物船の状況
    - (5) その他船舶の状況
  - 10. 4 空における輸送能力
    - (1) 空港の現況
- 11 ライフラインに関する資料
  - 11. 1 市町村別上水道施設の整備状況
  - 11. 2 市町村別下水道施設の整備状況
    - (1) 処理場名
    - (2) 管渠延長
  - 11. 3 電力施設の現況
    - (1) 発電施設の状況
    - (2) 変電施設の状況
  - 11. 4 ガス事業者及び施設の状況
    - (1) 都市ガス事業者(一般ガス)及び施設の状況
    - (2) 都市ガス事業者(簡易ガス)及び施設の状況

- 12 危険物に関する資料
  - 12 . 1 消防本部ごとの危険物施設数
  - 12 . 2 主要な高圧ガス事業所一覧表
  - 12 . 3 火薬製造施設一覧表
- 13 広域応援, 自衛隊等の災害派遣等に関する資料
  - 13 . 1 九州・山口9県災害時相互応援協定の概要
  - 13 . 2 九州・山口9県災害時相互応援協定応援事務フロー
  - 13 . 3 九州・山口9県災害時相互応援協定書
  - 13 . 4 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領
  - 13 . 5 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定
  - 13 . 6 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定
  - 13 . 7 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
  - 13 . 8 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
  - 13 . 9 鹿児島県消防相互応援協定
  - 13 . 10 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
  - 13 . 11 空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
  - 13 . 12 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ(九州地方整備局)
  - 13 . 13 地方自治体等への災害対策車等貸付要領(九州地方整備局)
  - 13 . 14 自衛隊の災害派遣(撤収)要請様式
- 14 防災組織に関する資料
  - 14 . 1 鹿児島県防災会議条例
  - 14 . 2 鹿児島県防災会議運営要領
  - 14 . 3 鹿児島県防災会議委員
  - 14 . 4 鹿児島県防災会議幹事
  - 14 . 5 防災関係機関一覧
    - (1) 指定行政機関
    - (2) 指定地方行政機関
    - (3) 自衛隊
    - (4) 指定公共機関
    - (5) 指定地方公共機関
    - (6) 鹿児島県
    - (7) 警察
    - (8) 市町村
    - (9) 消防等
  - 14 . 6 鹿児島県災害対策本部条例
  - 14 . 7 鹿児島県災害対策本部設置要綱

15 その他の資料

- 15 . 1 災害報告取扱要領
- 15 . 2 火災・災害等即報要領
- 15 . 3 報道機関一覧表
- 15 . 4 動物保護施設に関する資料
- 15 . 5 市町村等別火葬場の一覧表
- 15 . 6 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況
- 15 . 7 災害発生時において協力要請可能な民間事業者等リスト

付録1 日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価

付録2 出水断層帯の評価

付録3 日向灘の地震を想定した強震動評価

# 1 鹿児島県の災害履歴に関する資料

## 1.1 風水害等の履歴

〔鹿児島地方气象台，危機管理局危機管理防災課〕

発生日月	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況						
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家全壊	住家半壊	床上浸水	床下浸水	備考
明治 16. 8. 17	台風 (風水害)	全域				人船員 68	人	世帯 393	世帯 255			
" 19. 9. 23 ~24	台風 (風水害)	大隅, 大島				280		全半壊 1,258				大島南部被害大, 志布志漁船遭難
" 28. 7. 24	台風 (風水害)	南薩	鹿児島 987.6	鹿児島 12.6		700余						枕崎, 坊漁船120沈没
" 32. 8. 14	台風 (風水害)	全域	鹿児島 966.9	鹿児島 49.6	鹿児島 89			16,000	破損浸水 317			船舶沈没破損 320
" 38. 6. 20	台風 (風水害)	全域	鹿児島 966.7	鹿児島 14.0	鹿児島 146	26	3	7				重富がけ崩れ3,700m 死者25人
" 38. 7. 17	台風 (風水害)	大島	名瀬 980.6	名瀬 23.5	名瀬 130	261		6				南西海域で漁船遭難多し
" 38. 8. 16	台風 (風水害)	北薩, 大隅	鹿児島 993.7	鹿児島 14.0	鹿児島 168	14		7		650		洪水の被害大
" 38. 11. 3	台風 (風水害)	大島	名瀬 981.4	名瀬 24.3	名瀬 306			1,306	205			暴風による家屋, 船舶被害
" 39. 6. 20 ~21	梅雨前線 (水害)	本土全域			鹿屋 288	3		22		500		川内川増水
" 39. 10. 23	台風 (台風)	大島, 薩摩	鹿児島 997.3	鹿児島 16.4	鹿児島 7	700余						下甌さんご船90隻不明
" 39. 11. 13	台風 (風水害)	大島	名瀬 993.3	名瀬 18.1	名瀬 564	23		662	490			雨による被害大
" 40. 7. 6	梅雨前線 (水害)	鹿児島 大島南部			鹿屋 400 以上	11		10		1,052		鹿児島市家屋に浸水
" 44. 6. 18	台風 (風水害)	大島, 大隅	鹿児島 978.6	鹿児島 20.4	名瀬 163	54		29	68			
" 44. 9. 21	台風 (風水害)	全域	鹿児島 967.3	鹿児島 36.8	名瀬 113	149	40	3,948	1,682	4,062		暴風雨強く, 被害激甚
大正 1. 10. 2	台風 (風水害)	大隅 薩摩南部	鹿児島 973.0	鹿児島 26.5	鹿児島 144	45	13	457	567	3,000		漁船の遭難多し
" 3. 6. 3	台風 (風水害)	大隅, 薩摩	鹿児島 988.4	鹿児島 22.3	鹿児島 178	86		70余				"
" 3. 8. 23 ~25	台風 (風水害)	大島	名瀬 986.4	名瀬 15.0	名瀬 239			562	390	3,418		高潮による浸水被害大
" 3. 9. 30	台風 (風水害)	大隅	鹿児島 986.9	鹿児島 19.1	鹿児島 140			181	255	757		
" 4. 6. 26	前線 (落雷, 巻雲)	鹿児島 鹿屋久島				9	69	2				旋風で栗生小学校倒壊, 死者 9
" 4. 6. 26	梅雨前線 (風水害)	県北部			北薩 250 以上	17		121	143	162	651	
" 5. 8. 23	台風 (風水害)	大島	名瀬 972.2	名瀬 19.2	名瀬 664	12	4	1,090		34	298	
" 6. 6. 16	低気圧 (水害)	南薩, 大隅			鹿児島 1日131 1時間 57.5	17	28	170	268	1,562	4,596	鹿児島市内氾濫, 串良川堤防決壊
" 6. 10. 10	台風 (風水害)	全域	佐多 971.9	佐多 29.3	名瀬 94	16		23		1,320		西方海上で漁船遭難多し

発生年月日	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況						備考	
			最低 気圧	最大 風速	降水量	死者 不明者	負傷者 人	住家 全壊	住家 半壊	床上 浸水	床下 浸水		
大正 7. 7. 25	台風 (風水害)	薩摩半島	佐多 989.4	佐多 31.4		人 漁民 18							暴風が長時間続き天草付近で漁船遭難
" 8. 6. 15	低気圧 (水害)	全域	鹿児島 994.9	鹿児島 9.0	鹿児島 238	5				1,800			
" 8. 8. 15	台風 (風水害 高潮)	大島 薩摩南部	佐多 979.7	佐多 30.4	鹿児島 242	船員 110							鹿児島湾高潮被害大、詳細不明
" 10. 6. 20	梅雨前線 (水害)	全域 (特に志布志)			志布志 450	23	4	63	25	1,612			志布志川氾濫、南薩、志布志被害大
" 11. 7. 7	台風 (風水害)	大島	名瀬 994.1	名瀬 16.9	名瀬 204			2		465			川内線、串良川氾濫、鹿児島港高潮
" 12. 8. 30	台風 (風水害 高潮)	全域	鹿児島 983.9	鹿児島 21.3	鹿児島 185	6	2	27	26	416	1,674		川内線、串良川氾濫、鹿児島港高潮
" 13. 8. 6	台風 (暴風害)	南薩 南大隅	鹿児島 984.4	鹿児島 9.0	鹿児島 25	12							漁船の遭難多し
" 13. 10. 8	台風 (暴風害)	大島、南薩	名瀬 974.2	名瀬 29.5	名瀬 345	11		1,612					暴風による家屋倒壊、船舶の遭難
" 14. 7. 24	台風 (暴風害)	志布志	枕崎 987.9	枕崎 14.2	枕崎 183	13		64	26				志布志地方の家屋倒壊、漁船の遭難多し
" 14. 9. 5	台風 (風水害)	大島	名瀬 982.2	名瀬 14.6	名瀬 58			63	123				大島南部地方の被害大
" 15. 9. 16	台風 (風水害) 火災	大島	名瀬 949.1	名瀬 26.5	名瀬 73	212	25	3,855	7,117				遭難船多く不明100人、火災で170消失
昭和 2. 8. 11	低気圧 (水害)	北薩			霧島 350 以上	13		23		5,289	1,088		各地で浸水し、川内3,000戸浸水
" 3. 6. 21	低気圧 (水害)	南薩、大隅			鹿屋地 方 250 以上	6	1	2	2	1,787			万之瀬川、串良川増水
" 4. 7. 1	台風 (水害)	南薩、大隅	鹿児島 974.1	鹿児島 13.9	鹿児島 91	3				859			万之瀬川、串良川氾濫
" 4. 7. 10	梅雨前線 (水害)	大隅 (内之浦)				14	26	24					内之浦集中豪雨
" 4. 9. 29	台風 (風水害)	大島	名瀬 960.4	名瀬 20.4	名瀬 140	3	13	1,430	2,733				南部大島の住家被害大
" 5. 7. 17 ~18	台風 (風水害)	薩摩、大隅	鹿児島 982.5	鹿児島 19.9	鹿児島 191	35	29	2,157	4,386				暴風時間13時間、住家被害大
" 5. 8. 12	台風 (風水害)	全域	名瀬 954.9	名瀬 18.9	名瀬 385	3	7	113	151	1,111	3,651		川内川、串良川、宮之浦川氾濫
" 6. 8. 17	台風 (風水害)	大島	名瀬 963.7	名瀬 24.6	名瀬 37	1		550					
" 7. 6. 30 ~7. 1	梅雨前線 (水害)	北薩			鹿児島 166			2	7	5,403	671		川内川氾濫
" 8. 7. 20	台風 (風水害)	大島	名瀬 965.8	名瀬 23.9	名瀬 190	2	2	54	179	573	1,121		古仁屋被害大
" 8. 10. 20	台風 (暴風害)	離島	枕崎 966.6	枕崎 19.6	枕崎 6			249	177				離島方面の被害大
" 10. 8. 27 ~28	台風 (暴風害)	熊毛、大隅	枕崎 983.5	枕崎 19.4	枕崎 23	2	1	64	54				
" 10. 9. 7	台風 (風水害)	大島	名瀬 975.5	名瀬 16.1	名瀬 241	7	15	668	1,615	493	556		
" 11. 7. 22	台風 (風水害)	薩摩、大隅	枕崎 996.8	枕崎 19.8	鹿児島 299	34	7	102	68	2,696			甲突川、日本山川氾濫 甌島さんご船遭難
" 11. 10. 2 ~3	台風 (風水害)	大島、熊毛	名瀬 972.0	名瀬 23.8	名瀬 195			154	173	794			

発生年月日	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況							
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家全壊	住家半壊	床上浸水	床下浸水	備考	
昭和 12. 7. 23 ~25	台風 (風水害)	全域	枕崎 982.0	枕崎 27.8	名瀬 378	2		世帯 236	世帯 58				
" 12. 9. 10 ~11	台風 (風水害)	熊毛		名瀬 20.9	枕崎 103			42	128	160	542		種子島, 屋久島に被害多し
" 13. 10. 15	台風 (水害)	大隅, 熊毛			高山 400 以上	454	594	1,782	1,373	9,476			高山, 内之浦, 山津波により被害
" 14. 7. 8	台風 (暴風害)	大島		名瀬 ※44.7		1		58	147				
" 14. 10. 16	台風 (風水害)	大隅	屋久島 966.5	屋久島 28.2	屋久島 298	19	10	101	287	900	2,307		肝属地方の被害大
" 15. 9. 10 ~11	台風27号 (風水害)	本土全域	枕崎 966.5	枕崎 29.0	阿久根 215	20	19	4,209	5,272	432	726		肝属地方特に被害大
" 16. 10. 1	台風25号 (風水害)	大隅	鹿児島 966.9	鹿児島 20.8	鹿児島 89	3	4	169	210	61,176			鹿屋, 高山地方被害大
" 17. 8. 27	台風16号 (風水害) 高潮	全域	阿久根 946.2	阿久根 32.7 ※43.3	阿久根 147	59	302	18,064	24,598	4,233			高千穂館がけ崩れ16名死亡
" 18. 8. 19 ~20	台風19号 (風水害)	大島, 熊毛	屋久島 965.0	屋久島 47.3 ※58.2	霧島 513	6	3	160	296	16			
" 18. 9. 20	台風26号 (風水害)	全域	枕崎 979.1	枕崎 34.2 ※43.2	阿久根 307	37	38	1,024	2,980	1,444			東部, 北部は豪雨, 漁船遭難多し
" 19. 7. 30	台風10号 (風水害)	大島	名瀬 957.8	名瀬 21.0	名瀬 539	1		767	1,066	372			
" 19. 8. 8	台風12号 (風水害)	薩摩	枕崎 995.8	枕崎 26.7 ※34.8	霧島 181	4	11	58	59	8			
" 20. 9. 17	枕崎台風 (風水害) 高潮	南薩, 大隅	枕崎 916.6	枕崎 40.0 ※62.7	霧島 299	129	268	9,050	20,301	390	2,062		各地共被害甚大
" 20. 10. 10	阿久根台風 (風水害)	薩摩	阿久根 963.7	阿久根 35.7	阿久根 220	40	54	1,294	782	132	63		
" 21. 8. 19	台風12号 (風水害)	屋久島 南薩	屋久島 973.1	屋久島 36.5 ※54.0	屋久島 489	9	1	69	63	198	401		屋久島は暴風, 大浦川氾濫による
" 23. 1. 14 ~15	突風, 大雪	海上 山間部		枕崎 19.5		96							突風による遭難船と山間部雪害大
" 23. 6. 25	梅雨前線 (水害)	肝属								102	500		始良川増水
" 23. 7. 1	梅雨前線 (水害)	北薩				1	4	8	1	102	781		川内川氾濫
" 23. 7. 13 ~14	梅雨前線 (水害)	北薩				41	12	20	30	1,427	5,460		川内川氾濫, 霧島でがけ崩れ多し
" 23. 10. 5 ~6	リピー台風 (風水害)	大島	名瀬 971.7	名瀬 15.2 ※27.3	名瀬 148	2	7	626	1,695				
" 24. 6. 18 ~19	梅雨前線 (水害)	北薩				1		9	12	869	3,272		川内川, 広瀬川氾濫
" 24. 6. 20 ~21	アラ台風 (風水害)	全域	屋久島 962.4	屋久島 29.9 ※35.0	屋久島 466	95	70	1,165	1,845	1,191	7,359		特に離島の被害大
" 24. 6. 26 ~30	梅雨前線 (水害)	薩摩, 大隅				46	65	142	149	3,240	9,942		川内川, 各河川氾濫, 伊集院・串良がけ崩れ
" 24. 7. 16 ~17	フェイ台風 (風水害)	大熊 薩摩	屋久島 986.1	屋久島 32.9 ※43.6	屋久島 361	30	5	93	222	1,948	3,768		川内川氾濫
" 24. 8. 15	ジュディス 台風 (風水害)	本土全般	屋久島 982.9	屋久島 33.0 ※39.4	屋久島 329	47	32	45	94	828	3,864		川内川, 広瀬川氾濫, 島館がけ崩れ死者35人
" 25. 1. 9	低気圧 (風水害)	全域				9							突風による船舶の沈没, 流失

発年月日	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況								
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家全壊	住家半壊	床上浸水	床下浸水	備考		
昭和 25. 2. 11	低気圧 (風害)	全域				人 12								突風による船舶の沈没流失
" 25. 7. 18 ~20	フロジグ レース台風 (風水害)	薩摩	枕崎 987.9	枕崎 24.2 ※39.7	屋久島 646	6	2	48	310	50	368		県西部被害大	
" 25. 9. 13	キジア台風 (風水害)	大隅	佐多岬 970.0	佐多岬 45.1	鹿児島 185	5	56	156	1,286	818	2,738			
" 25. 11. 11 ~12	クララ台風 (風水害)	熊本, 大島	名瀬 986.4	名瀬 32.0 ※45.1	名瀬 360	8	6	655	1,827				大島被害大	
" 26. 6. 27 ~28	梅雨前線 (水害)	北薩				7		4	1	65	663		阿久根がけ崩れ死者6人	
" 26. 7. 1	ケイト台風 (風水害)	熊本, 大隅	種子島 982.7	種子島 28.1 ※30.2	種子島 119	8	4	24	29	46	1,353		雨による被害大	
" 26. 7. 7 ~8	梅雨前線 (風水害)	薩摩				33	35	116	108	1,245	7,849		甲突川, 川内川支流氾濫, 川辺町がけ崩れ死者12人	
" 26. 8. 17 ~20	マーヂ台風 (風水害) 高潮	大島, 薩摩	名瀬 967.6	名瀬 19.9 ※35.2	名瀬 649	4	2	315	978	16	311		大島で70時間暴風雨, 銃火, 農作物被害大	
" 26. 10. 14	ルース台風 (風水害) 高潮	全域	枕崎 945.0	枕崎 42.5	屋久島 637	209	2,567	13,579	36,668	12,146	19,660		鹿児島, 枕崎, 串木野, 野間池被害激甚	
" 26. 10. 18	前線 (水害)	大島			大島 地方 223		8	2	2	302	385		1時間57.1ミリを記録	
" 27. 5. 3 ~4	低気圧 (水害)	北薩				2	2	6	13	547	1,547		広瀬川氾濫, 出水で住家浸水	
" 28. 7. 16 ~20	梅雨前線 (水害)	北薩				5	5	19	65	1,551	7,431		川内川, 菱田川, 広瀬川決壊	
" 29. 6. 25 ~26	梅雨前線 (水害)	南薩			伊集院 270	7			8	1	480		伊集院でがけ崩れ死者7人	
" 29. 7. 8 ~9	梅雨前線 (水害)	北薩			北薩 100~ 200	2	2	2	5	224	150		天降川増水	
" 29. 7. 18 ~21	梅雨前線 (水害)	薩摩, 大隅				9	2	1	8	173	771		漁船遭難8人行方不明	
" 29. 7. 26 ~28	前線 (水害)	北薩				11	4	25	35	51	487		川内市, 薩摩郡, 浸水がけ崩れ被害大	
" 29. 8. 16 ~18	台風5号 (風水害) 高潮	全域	枕崎 960.3	枕崎 35.5 ※43.5	屋久島 489	13	55	1,314	7,264	2,102	10,236		霧島新湯温泉がけ崩れ, 死者9人	
" 29. 9. 7	台風13号 (風水害)	熊本, 大隅	種子島 961.8	種子島 32.2 ※34.7	屋久島 83	6	18	427	1,768	13	66		県東部被害大	
" 29. 9. 12 ~14	台風12号 (風水害) 高潮	全域	屋久島 957.0	屋久島 32.6 ※40.7	沖永良部 256	4	41	473	1,900	2,300	7,290		大島, 熊本, 大隅南部が被害大	
" 29. 9. 24 ~26	洞爺丸台風 (風被害)	全域	屋久島 968.4	屋久島 33.2 ※51.0	名瀬 299	3	7	379	569	17	725			
" 30. 2. 19 ~21	暴風雨 ひょう	全域		(季節風)	(霧島 降雪 250)	59							漁船の海難事故による行方不明	
" 30. 6. 18	梅雨前線 (水害)	全域				5	17	24	28	54			西桜島村がけ崩れ6人生埋め	
" 30. 9. 28 ~30	台風22号 (風水害)	熊本, 大隅	屋久島 938.5	屋久島 49.1 ※63.0	種子島 263	32	414	5,988	15,117	1,527	6,048		暴風による被害大	
" 30. 10. 19 ~20	台風26号 (風水害)	大島	名瀬 1,000.1	名瀬 15.8 ※19.5	名瀬 250			5	125	125	668		大島を除き被害小	
" ~17	台風9号 (風水害)		枕崎 991.0	枕崎 ※40.7	屋久島 277								西都地区に被害大	

発生年月日	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況						
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家全壊	住家半壊	床上浸水	床下浸水	備考
昭和31. 9. 8 ~10	台風12号 (風水害) 高潮	全域	枕崎 989.6	枕崎 33.4 ※41.3	屋久島 518	人 1	人 5	世帯 132	世帯 264	世帯 217	世帯 3,572	大島、熊毛地方の被害大
31. 9. 25	台風15号 (風水害)	全域	沖永良部 956.3	沖永良部 37.0	屋久島 202	1	15	441	571	128	509	大島、屋久島の被害大
32. 7. 27 ~28	梅雨前線 (水害)	北薩			栗野 300 以上	6	2	15	15	1,433	7,689	平佐川氾濫、川内、東郷浸水
32. 8. 19 ~21	台風7号 (風水害)	大島	沖永良部 933.8	沖永良部 27.8	屋久島 500	1	4	51	144	31	532	
32. 9. 5 ~7	台風10号 (風水害)	全域	屋久島 961.0	屋久島 40.0 ※65.0	名瀬 523	8	22	1,049	1,346	296	1,841	暴風による被害大
32. 9. 25 ~26	台風14号 (風水害)	大島	沖永良部 979.7	沖永良部 30.9	名瀬 437	3	12	239	800	375	6,527	大島地方暴風雨
34. 6. 17 ~18	梅雨前線 (水害)	大島			大島地方 360 以上			25	34	1,235	11,461	大島北部集中豪雨
34. 7. 14 ~15	梅雨前線 (水害)	北薩			県北部 300 以上	1	2	7	11	276	2,039	川内川、広瀬川、米之津川氾濫
34. 8. 6 ~8	台風6号 (風水害) 高潮	全域	枕崎 968.2	枕崎 27.0 ※43.6	屋久島 535	7	3	17	53	167	1,099	全峰町山崩れ8名生埋め
34. 9. 16 ~17	台風14号 (風水害)	全域	枕崎 997.9	枕崎 24.1 ※34.2	屋久島 238	2	8	27	30	186	1,450	串木野、阿久根浸水、大根占海岸決壊
34. 10. 17 ~18	台風18号 (風水害)	大島	沖永良部 985.3	沖永良部 25.5 ※36.8	沖永良部 415		1	134	379	62	693	住用村、役勝川氾濫
34. 11. 19 ~20	台風21号 (風水害)	大島	沖永良部 999.2	沖永良部 16.8 ※25.7	名瀬 174			4	9	153	102	
36. 7. 29 ~8. 3	台風10.11.12号 (風水害)	大島	名瀬 984.5	名瀬 24.7 ※42.1	名瀬 509		6	17	58	581	5,250	里川氾濫、がけ崩れ、浸水多し
36. 9. 14 ~16	第2室戸 台風 (風水害)	大島、熊毛	名瀬 918.3	屋久島 36.5 ※50.1	屋久島 387	10	67	3,281	5,103	735	3,101	大島、熊毛、家屋被害激甚
37. 5. 26 ~27	低気圧 (風水害)	全域			本土中 部 250 以上	23	14	11	12	18	235	漁船避難者15人、鹿児島がけ崩死
37. 8. 21 ~22	台風13号 (風水害)	北薩	阿久根 980.9	阿久根 19.2 ※32.6	阿久根 125		7	33	54	138	663	天降川氾濫、大口、川内で住家被害
38. 8. 13	南西風 (水害)	徳之島			徳之島 118			1		102	227	徳之島6時間に集中豪雨
39. 8. 16 ~24	台風14号 (風水害)	全域	屋久島 965.1	屋久島 35.0 ※54.2	名瀬 505	7	15	71	120	468	4,817	全域に被害発生、死者はがけ崩れ倒家による
39. 9. 23 ~25	台風20号 (風水害)	大熊大 島毛隅	屋久島 944.2	屋久島 50.5 ※68.5	名瀬 216	7	112	2,204	4,038	298	2,325	熊毛地方の家屋倒壊激甚
40. 6. 25 ~7. 6	梅雨前線 (水害)	北薩			北薩 700 以上	2	9	13	16	186	852	長雨被害、がけ崩れ多し
40. 8. 4 ~6	台風15号 (風水害)	薩摩	阿久根 952.5	阿久根 33.5 ※54.0	沖永良部 476	21	675	2,557	4,120	287	3,404	西部海岸一帯で、家屋倒壊激甚
40. 9. 16 ~17	前線台風 24号 (水害)	上屋久町			屋久島 774		6	3	3	405	212	一湊川氾濫、吉田地区山津波
41. 7. 7 ~9	梅雨前線 (水害)	大隅			大根占 363	15	62	66	57	262	3,942	根占、鹿屋、鹿児島で山崩れ多く死者続出
43. 9. 24	台風16号 (風水害) 塩害	三島村 十島村 薩摩	枕崎 977.5	枕崎 37.5 ※50.1	屋久島 444	1	26	78	380	628	3,505	ほかに薩摩半島の南岸における塩害大
44. 6. 28 ~7. 11	梅雨前線 (水害)	県本土全域			鹿児島 798	52	630	261	366	6,025	13,929	鹿児島市、川内市、東郷町の水害が大きい

発生年月日	災害種別	主な被害 地域	気象状況			被害状況						備考
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家壊 全壊	住家壊 半壊	床上水 浸水	床下 浸水	
昭和44. 8. 22	台風9号 (風害)	奄美地方 薩隅	枕崎 964.5	枕崎 37.0 ※53.2	屋久島 298	人	人 70	世帯 116	世帯 492	世帯 9	世帯 429	吹上り上陸、鹿児島市を通過、日向灘に出る
" 44. 10. 5	台風12号 秋雨前線 (水害)	徳之島			名瀬 349		1	3	9	280	805	徳之島町井之川地区に集中豪雨、井之川で476ミリ以上/1日
" 45. 8. 13 ~14	台風9号 (風水害)	奄美地方 甌島	名瀬 955.8	沖永良部 35.7 名瀬 ※78.9	屋久島 474	2	109	1,026	1,896	185	1,616	徳之島、奄美本島の間を通り、甌島の西側海上を北上
" 46. 7. 21 ~24	梅雨前線 (水害)	北薩地方			阿久根 622	12	12	103	189	3,638	8,577	阿久根市、川内市、東郷町一帯被害甚大
" 46. 8. 5	台風19号 (風水害)	屋久島 県本土全域	屋久島 938.7	屋久島 41.3	屋久島 554	47	146	355	434	3,553	10,757	屋久島を通過、本土西海上を北上し、天草に上陸
" 47. 6. 17 ~18	梅雨前線 (水害)	北薩地方			宮之城 35.4	7	26	84	92	1,937	6,136	川内市、宮之城町を中心とする梅雨前線による豪雨
" 47. 6. 26 ~27	"	北薩地方			阿久根 190		3	6	3	303	4,382	豪雨による堤防・地盤等のゆるみ
" 47. 7. 3 ~6	"	県北部			大口 659	2	22	255	159	700	1,227	川内川異常増水のため、氾濫、決壊し多大な被害
" 49. 8. 9	土石流	桜島			鹿児島 0	5						桜島町野尻川上流工事現場において局地的土石流が発生
" 50. 6. 16 ~22	梅雨前線	全域			吉ヶ別府 676	7	3	5	6	18	213	垂水市がけ崩れ死者7人、大隅半島、奄美地方で被害大
" 50. 6. 26 ~7. 3	"	奄美地方			名瀬 713	2	2	42	34	849	3,288	徳之島で被害大
" 50. 10. 15 ~16	秋雨前線	徳之島			伊仙 379	4		15	12	456	689	前線上を通過した小さいじょう乱にがけ崩れによる死者多数
" 51. 6. 22 ~26	梅雨前線	全域			吉ヶ別府 870	32	40	94	73	181	2,268	鹿児島市、大隅半島でがけ崩れによる死者多数
" 51. 7. 17 ~19	台風第9号 (風水害)	"	沖永良部 961.0	沖永良部 26.2 ※42.5	紫尾山 654	3	9	39	114	359	1,696	北薩地方で雨による被害大
" 51. 9. 7 ~18	台風第17号 (風水害)	"	沖永良部 937.3	沖永良部 35.9 ※48.8	名瀬 1,047	5	38	584	1,387	637	3,472	奄美地方を通過し、屋久島西方沖に停滞、離島で被害大
" 52. 6. 24	山崩れ	鹿児島市				9	2	13		1	3	鹿児島市吉野町電ヶ水にて山崩れ
" 52. 9. 9 ~10	台風9号 (沖永良部 風) (風水害)	奄美地方	沖永良部 907.3	沖永良部 39.4 ※60.4	沖永良部 177		138	1,342	1,541	2	7	大島郡沖永良部島に上陸、知名、和泊町など被害激甚
" 54. 6. 26 ~7. 3	梅雨前線 (水害)	県本土全域			紫尾山 887 大口 861		1	1	2	220	800	川内川周辺で住家浸水等の被害大
" 54. 7. 16 ~17	梅雨前線 (水害)	県北部			紫尾山 180 大口 170				4	214	1,110	北薩地方中心に住家浸透等の被害大
" 54. 9. 26 ~30	台風第16号 (風水害)	奄美地方 熊毛地方 大隅地方	屋久島 963.3	沖永良部 NN W28.2 種子 WNW 29.7	古仁屋 753 種子島 397 内之浦 264			19	22	165	614	奄美大島、県本土(肝属曾於郡心)、熊毛地方で被害大
" 57. 7. 5 ~25	梅雨前線 (水害)	北薩 熊毛			紫尾山 967			5	5	109	358	川内川流域の菱刈町湯之尾地区で住家の床上浸水などが発生し、法外援護を適用
" 58. 6. 19 ~21	梅雨前線 (水害)	南薩			加世田 363	2	5	16	10	750	2,230	加世田市で二級河川の万之瀬川の支流加世田川で堤防が2箇所において決壊し、市内の住宅街が浸水
" 60. 8. 30 ~31	台風第13号 (水害)	薩摩	屋久島 958.5	屋久島 36.5	屋久島 182.0	2	102	53	210	70	115	鹿児島市で最大瞬間風速55.6m/sと観測史上最高の風速を現し、鹿児島市で住家の被害が多かった。

発生日月	災害種別	主な被害地域	気象状況			被害状況						備考
			最低気圧	最大風速	降水量	死者不明者	負傷者	住家全壊	住家半壊	床上浸水	床下浸水	
昭和 61.7.10	梅雨前線 (水害)	鹿児島市			鹿児島市 192.5	18	15	68	28	263	694	鹿児島市を中心とした集中豪雨で市内各地でがけ崩れが頻出した。
平成 元.7.27 ~28	台風第11号 (風水害)	奄美地方を 除く県下 全 域	種子島 961.9	種子島 32.4	浦与志岳 526 高峠 456	2	19	17	62	422	1,635	県内各地で被害大(奄美地方を除く)特に、垂水市ではがけ崩れにより2名の死者が出たほか、漁協の川すが沖に流されるなど甚大な被害が発生した。
" 2.9.16 ~19	台風第19号 (風水害)	奄美地方				13	48	144	437	412	905	瀬戸内町古仁屋で死者12名、名瀬市で死者1名が出るなど奄美地方を中心に県内各地で被害が発生した。
" 2.9.28 ~29	台風第20号 (風水害)	南大隅					7	6	8	103	747	南大隅で被害甚大。
" 5.6.12 ~7.8	梅雨前線 (水害)	県本土全域				9	14	29	33	100	819	県本土全域においてがけ崩れが頻出した。
" 5.7.31 ~8.2	梅雨前線 (水害)	県中部				23	78	148	108	1,168	4,763	集中豪雨で国分市を始め始良郡全域で被害が発生した。
" 5.8.5 ~6	梅雨前線 (水害)	鹿児島市				49	64	298	193	9,378	2,754	鹿児島市吉野町竜ヶ水を始め各地でがけ崩れが多発した。また甲突川が氾濫し市内が浸水した。
" 5.8.8 ~9	台風第7号 (風水害)	垂水市				5	14	26	47	24	329	垂水市で死者5名を出したほか県下全域に被害をもたらした。
" 5.9.2 ~3	台風第13号 (風水害)	南 薩				33	175	226	706	1,382	3,883	金峰町21名、川辺町9名の死者を出したほか県下全域に被害をもたらした。
" 7.8.10 ~11	大雨	鹿児島						1	2	425	818	鹿児島市を中心に伊集院町、川内市で家屋の浸水被害が発生した
" 9.7.7 ~13	大雨	鹿児島				21	13	20	1	16	275	薩摩地方北部を中心とした豪雨で、土石流による死者を出した。
" 9.9.14 ~16	台風第19号	鹿児島				5	8	22	27	522	2,685	田代町で3名の死者を出したほか、県下全域で被害が甚大。
" 12.6.24 ~25	大 雨	県本土全域			志布志 251 枕崎 249			4	3	144	889	指宿・川辺地方と曽於地方を中心に浸水害が多発した。
" 17.9.4 ~6	台風第14号	全 域	屋久島 949.4	屋久島 32.2 58.1	肝付前田 966 高峠 638	5	18	53	52	279	1,635	垂水市で5名の死者を出したほか、県下全域で被害が甚大
" 18.7.5 ~7	梅雨前線 (水害)	鹿児島			輝北 340 大隅 331			10		102	310	梅雨前線に伴う大雨により、県内各地で浸水害が発生した。
" 18.7.18 ~23	梅雨前線 (水害)	薩摩地方 北部			紫尾山 1,237	5	11	242	1,225	376	1,265	鹿児島県北部を中心に豪雨となり、死者5名を出したほか、被害が甚大。 (鹿児島県北部豪雨災害)

資料：鹿児島地方気象台(被害状況は、鹿児島県調べ)

(注)：死者5人、全壊50棟、床上浸水100棟以上のいずれかの災害があったもののみ記載した。

最大風速の は最大瞬間風速を表す。

## 1.2 地震・津波災害の履歴

(1) 鹿児島県内の過去の主な地震の状況

〔鹿児島地方气象台，危機管理局危機管理防災課〕

発 生 年 月 日	震 源 ， 地 震 名 等	地 震 の 状 況
明治34 (1901) 6.24	奄美大島近海 M7.5	名瀬付近震度5，石垣崩壊や瓦落下等の被害，津波あり
明治34 (1901) 6.24	奄美大島近海 M6.5	
明治35 (1902) 5. 8	種子島沖 M6.6	
明治35 (1902) 12.11	県南方沖 M5.3	屋久島，甌島で震度5，被害あり
明治37 (1904) 8.25	屋久島沖 M7.4	
明治41 (1908) 4.16	県中部 M4.0	吉田村本城で瓦の落下，落石の軽被害
明治42 (1909) 3.11	屋久島付近 M6.5	
明治42 (1909) 9.11	奄美大島付近 M6.6	
明治42 (1909) 11.10	宮崎県北部山沿い地方 M7.6	宮崎市で被害大，鹿児島市で土蔵壁に亀裂
明治44 (1911) 6.15	喜界島地震 M8.0	喜界島で全壊住家401，死者1，石垣破損3千箇所，奄美大島で全壊住家11，徳之島で崖崩れ全壊住家5，死者5等
大正 2 (1913) 3. 4	奄美大島付近 M6.6	
大正 2 (1913) 4. 3	日向灘 M6.7	
大正 2 (1913) 4.13	〃 M6.8	
大正 2 (1913) 6.29	薩摩半島西岸 M5.7	西市来村で崖崩れ
大正 2 (1913) 6.30	〃 M5.9	鹿児島で家屋，土蔵壁の崩壊あり西市来村で負傷者1
大正 3 (1914) 1.12	桜島地震 M7.1	鹿児島市で震度6，死者不明29人，小津波あり
大正 3 (1914) 7. 5	奄美大島北西沖 M7.0	
大正 3 (1914) 11.28	奄美大島北東沖 M6.9	
大正 4 (1915) 7.14	県北部 M5	栗野で道路・石垣の破損あり，泥土噴出
大正 5 (1916) 2. 1	屋久島南方沖 M7.4	
大正12 (1923) 7.13	種子島付近 M7.1	
大正12 (1923) 7.14	〃 M6.6	

発 生 年 月 日	震 源 , 地 震 名 等	地 震 の 状 況
大正12 (1923) 11. 4	屋久島南方沖 M6.8	
大正12 (1923) 11. 6	〃 M7.1	
大正12 (1923) 11. 7	屋久島南方沖 M6.5	
昭和 3 (1928) 10. 20	奄美大島北東沖 M7.0	
昭和 4 (1929) 5. 22	日向灘 M6.9	宮崎で被害
昭和 6 (1931) 1. 16	奄美大島西方沖 M6.8	
昭和 6 (1931) 11. 2	足摺岬沖 M7.1	宮崎県内で被害甚大。志布志で家屋全壊 1, 半壊 11, 煙突倒壊16。津波あり
昭和11 (1936) 12. 1	屋久島西方沖 M6.5	
昭和13 (1938) 4. 23	奄美大島東方沖 M6.5	
昭和13 (1938) 6. 16	奄美大島南方沖 M6.9	
昭和14 (1939) 3. 20	日向灘 M6.5	
昭和15 (1940) 1. 27	奄美大島東方沖 M6.5	
昭和16 (1941) 11. 19	日向灘 M7.2	宮崎・大分・熊本・愛媛で被害。津波あり
昭和17 (1942) 3. 22	屋久島南東沖 M6.7	
昭和23 (1948) 5. 9	宮崎県沖 M6.5	
昭和26 (1951) 3. 6	奄美大島近海 M6.5	
昭和28 (1953) 12. 1	奄美大島北西沖 M6.5	
昭和34 (1959) 2. 28	琉球列島 M5.9	沖永良部で軽微な被害
昭和35 (1960) 5. 18	奄美大島北東沖 M6.5	
昭和36 (1961) 2. 27	日向灘地震 M7.0	宮崎県中部以南で被害大。鹿児島県では大隅半島を中心に、家屋の全壊 1, 半壊11, 死傷者あり。津波あり
昭和36 (1961) 3. 16	県北部 M5.5	吉松町で崖崩れ
昭和36 (1961) 7. 18	九州南東沖 M6.6	屋久島で震度 4。津波あり
昭和38 (1963) 8. 17	種子島付近 M6.6	

発 生 年 月 日	震 源 , 地 震 名 等	地 震 の 状 況
昭和43(1968) 2.21	えびの地震 M6.1	人吉で震度5, 県内の死者3, 負傷者10, 全壊住家35, 半壊202, 吉松町鶴丸地区で土砂の噴出あり
昭和43(1968) 3.25	宮崎県南西部 M5.7	えびの地震の余震, 住家全壊18, 半壊147
昭和43(1968) 4. 1	1968年日向灘地震 M7.5	高知, 愛媛, 宮崎, 熊本, 大分で被害大
昭和43(1968) 11.12	奄美大島近海 M5.6	沖永良部島の役場と体育館の壁に亀裂
昭和44(1969) 4.21	日向灘 M6.5	宮崎県で被害
昭和45(1970) 1. 1	奄美大島近海 M6.1	名瀬で震度5, 負傷者5, 住宅一部損壊1462
昭和45(1970) 7.26	日向灘 M6.7	宮崎で被害。津波あり
昭和53(1978) 5.23	種子島近海 M6.7	
昭和56(1981) 1. 3	奄美大島近海 M6.7	
昭和59(1984) 8. 7	日向灘 M7.1	宮崎, 熊本, 大分で被害。津波あり
昭和62(1987) 3.18	日向灘 M6.6	
平成6(1994) 2.13	県北西部 M5.7	負傷者1, 住家一部破損4
平成7(1995) 10.18	奄美大島近海 M6.6	喜界島で震度5, 負傷者1。津波あり
平成7(1995) 10.19	〃 M6.5	喜界島で震度5。津波あり
平成8(1996) 9. 9	種子島近海 M5.7	中種子町で負傷者1, 住家一部破損
平成8(1996) 10.19	日向灘沖 M6.6	鹿屋市新栄町で震度5弱。宮崎で被害
平成8(1996) 12. 3	日向灘沖 M6.6	宮崎で被害
平成9(1997) 3.26	薩摩地方 M6.5	川内, 阿久根, 宮之城で震度5強 重軽傷37名, 全壊4棟
平成9(1997) 4. 3	薩摩地方 M5.6	川内で震度5強
平成9(1997) 5.13	薩摩地方 M6.3	川内で震度6弱。重軽傷74名, 全壊4棟
平成10(1998) 6.22	奄美大島近海 M5.1	名瀬で震度4
平成10(1998) 12.16	日向灘 M5.5	川内で震度5弱。重軽傷74名, 全壊4棟

発生年月日	震源、地震名等	地震の状況
平成 11(1999)1.24	種子島近海 M6.2	鹿屋, 田代, 西之表, 上屋久で震度 4
平成 12(2000)6.25	種子島近海 M5.9	鹿屋ほか震度 4
平成 12(2000)10.2	奄美大島近海 M5.2	悪石島で震度 5 弱
"	" M5.7	悪石島で震度 5 強
平成 13(2001) 3.5	奄美大島近海 M5.1	名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*、名瀬市幸町* 宇検村湯湾*、瀬戸内町加計呂麻島*、瀬戸内町請島* 瀬戸内町与路島*、住用村西仲間*で震度 3
平成 13(2001) 5.7	沖縄本島近海 M5.1	和泊町和泊*で震度 4
平成 13(2001) 7.2	奄美大島近海 M5.0	名瀬市港町、喜界町滝川、喜界町湾*で震度 2
平成 13(2001) 7.10	奄美大島近海 M5.4	喜界町滝川、喜界町湾*で震度 2
平成 13(2001)10.31	奄美大島近海 M5.3	名瀬市港町、名瀬市幸町*で震度 3
平成 13(2001) 12.9	奄美大島近海 M6.0	住用村西仲間*で震度 5 強
平成 14(2002) 7.15	奄美大島近海 M5.4	名瀬市港町、喜界町滝川、名瀬市幸町*で震度 3
平成 14(2002) 7.16	種子島東方沖 M5.2	鹿屋市新栄町、串良町岡崎*で震度 2
平成 15(2003) 9.28	奄美大島近海 M6.0	天城町平土野*で震度 2
平成 16(2004) 5.20	沖縄本島近海 M5.1	天城町平土野*で震度 4
平成 16(2004) 7.22	沖縄本島近海 M6.1	名瀬市港町、和泊町国頭で震度 2
平成 16(2004) 9.1	奄美大島近海 M5.2	鹿児島十島村悪石島*で震度 3
平成 16(2004) 10.3	奄美大島近海 M5.3	天城町平土野*で震度 2
平成 16(2004)12.12	鹿児島県西方沖M5.1	鹿児島市東郡元、いちき串木野市昭和通、薩摩川内市下甕町 鹿児島市上谷口*、鹿児島長島町指江*、さつま町神子*、 南さつま市大浦町*、南さつま市金峰町尾下*で震度 3
平成 16(2004)12.14	鹿児島県西方沖M5.3	鹿児島市下福元、薩摩川内市下甕町、南さつま市大浦町*、 南さつま市金峰町尾下*で震度 3
平成 17(2005) 5.31	日向灘 M5.8	鹿児島市東郡元、鹿屋市新栄町、志布志町志布志、 加治木町本町*、霧島市牧園町宿窪田*、錦江町城元* で震度 3
平成 17(2005) 6.14	奄美大島近海 M5.0	鹿児島十島村中之島で震度 2
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M6.1	鹿児島十島村中之島、名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*、 南種子町中之上*、上屋久町口永良部島公民館*で震度 3
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M5.2	鹿児島十島村中之島、名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*で 震度 2
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M5.3	鹿児島十島村悪石島*で震度 3

資料：地震の事典（宇津徳治総集編），日本被害地震総覧（宇佐美龍夫），地震月報（気象庁），危機管理防災課  
調べ

（注）：1901 年以降，マグニチュード 5 以上の地震を記載

：\*は，震度情報ネットワークによる震度情報

## (2) 過去の地震による津波の発生状況

発生年月日	発生場所	被害等	その他の場所の被害等
1769. 8.29 (明和6)	日向灘	薩摩で津波	
1780. 9. 9 (安永9)	鹿児島湾北部	海底噴火により小津波の被害	
1780.10.31 (安永9)	鹿児島湾北部	海底噴火小津波。死者8	
1781. 4.11 (安永10)	鹿児島湾	出来島噴火で津波, 死者15, 負傷者1	
1901. 6.24 (明治34)	奄美大島近海		波高は細島で21~24cm
1911. 6.15 (明治44)	奄美大島近海	奄美大島鎮西村で小津波, 人家過半数浸水	
1914. 1.12 (大正3)	鹿児島湾	桜島噴火に伴う地震。小津波があり, 鹿児島市沿岸で道路浸水, 船舶全壊13, 破損22	
1931.11. 2 (昭和6)	日向灘		波高は室戸岬85cm, 土佐清水50cm
1939. 3.20 (昭和14)	日向灘		波高は室戸岬80cm, 土佐清水12cm, 油津16cm
1941.11.19 (昭和16)	日向灘		波高は室戸岬・土佐清水110cm, 細島・油津100cmなど, 日向灘沿岸で船舶に若干の被害
1960. 5.23 (昭和35)	チリ	種子島で負傷者1, 奄美大島, 加世田市, 枕崎市で床上浸水637, 床下浸水1321, その他田畑浸水, 堤防決壊, 船舶の被害あり, 奄美大島で被害最も大, 被害総額56,985千円。	太平洋沿岸各地を襲い, 日本の沿岸には24日2時半ごろ到達した。全国の被害は死者119, 行方不明20, 負傷者872, 全壊家屋1571, 半壊218, 一部破損44, 流失1259, 床上浸水19,863など被害甚大
1961. 2.27 (昭和36)	日向灘	津波による被害はなく枕崎で波高22cm	油津で1分足らずで津波が来襲。波高は油津80cm, 細島75cmなど
1961. 7.18 (昭和36)	奄美大島近海	波高は名瀬12cm	波高は土佐清水20cm
1968. 4. 1 (昭和43)	日向灘	波高は枕崎22cm, 大泊80cm, 西之表32cm	高知・愛媛県で被害大, 船舶沈没・破損, 床下浸水, その他水産施設に被害, 四国南西部で3m以上の津波
1969. 4.21 (昭和44)	日向灘	波高は大泊12cm	波高は油津10cm, 室戸20cmなど

発生年月日	発生場所	被害等	その他の場所の被害等
1968. 4. 1 (昭和43)	日向灘	波高は枕崎22cm, 大泊80cm, 西之表32cm	高知・愛媛県で被害大, 船舶沈没・破損, 床下浸水, その他水産施設に被害, 四国南西部で3 m以上の津波
1969. 4.21 (昭和44)	日向灘	波高は大泊12cm	波高は油津10cm, 室戸20cmなど
1970. 7.26 (昭和45)	日向灘	波高は名瀬8 cm, 枕崎26cm, 大泊32cm	波高は油津39cm, 室戸56cm, 甲浦64cmなど
1984. 8. 7 (昭和59)	日向灘		波高は延岡28cm, 土佐清水28cmなど
1995.10.18 (平成7)	奄美大島近海	喜界町荒木漁港で131cm, 笠利町宇宿漁港で80cm, 住用村市港80cm, 10月19日の地震後による調査から喜界島で遡上高約27cm, 船舶被害あり	18日の地震で津波は伊豆大島24cm, 父島18cm, 19日の地震で土佐清水11cm, 室戸岬9 cmなど
1996.10.18 (平成8)	種子島近海	津波は種子島田之脇で最大級高17cm	
1996.10.19 (平成8)	日向灘	津波は種子島田之脇で数cm	津波は油津10cm未満, 土佐清水14cm, 室戸岬14cm
1996.12. 3 (平成8)	日向灘		津波は油津10cm未満, 細島で数cm

資料：日本被害津波総覧

1995.10.18（平成7）奄美大島近海の津波以降は、県消防防災課調べ

発生年月日	震源、地震名等	地震の状況
平成 11(1999)1.24	種子島近海 M6.2	鹿屋, 田代, 西之表, 上屋久で震度 4
平成 12(2000)6.25	種子島近海 M5.9	鹿屋ほか震度 4
平成 12(2000)10.2	奄美大島近海 M5.2	悪石島で震度 5 弱
"	" M5.7	悪石島で震度 5 強
平成 13(2001) 3.5	奄美大島近海 M5.1	名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*、名瀬市幸町* 宇検村湯湾*、瀬戸内町加計呂麻島*、瀬戸内町請島* 瀬戸内町与路島*、住用村西仲間*で震度 3
平成 13(2001) 5.7	沖縄本島近海 M5.1	和泊町和泊*で震度 4
平成 13(2001) 7.2	奄美大島近海 M5.0	名瀬市港町、喜界町滝川、喜界町湾*で震度 2
平成 13(2001) 7.10	奄美大島近海 M5.4	喜界町滝川、喜界町湾*で震度 2
平成 13(2001)10.31	奄美大島近海 M5.3	名瀬市港町、名瀬市幸町*で震度 3
平成 13(2001) 12.9	奄美大島近海 M6.0	住用村西仲間*で震度 5 強
平成 14(2002) 7.15	奄美大島近海 M5.4	名瀬市港町、喜界町滝川、名瀬市幸町*で震度 3
平成 14(2002) 7.16	種子島東方沖 M5.2	鹿屋市新栄町、串良町岡崎*で震度 2
平成 15(2003) 9.28	奄美大島近海 M6.0	天城町平土野*で震度 2
平成 16(2004) 5.20	沖縄本島近海 M5.1	天城町平土野*で震度 4
平成 16(2004) 7.22	沖縄本島近海 M6.1	名瀬市港町、和泊町国頭で震度 2
平成 16(2004) 9.1	奄美大島近海 M5.2	鹿児島十島村悪石島*で震度 3
平成 16(2004) 10.3	奄美大島近海 M5.3	天城町平土野*で震度 2
平成 16(2004)12.12	鹿児島県西方沖M5.1	鹿児島市東郡元、いちき串木野市昭和通、薩摩川内市下甑町 鹿児島市上谷口*、鹿児島長島町指江*、さつま町神子*、 南さつま市大浦町*、南さつま市金峰町尾下*で震度 3
平成 16(2004)12.14	鹿児島県西方沖M5.3	鹿児島市下福元、薩摩川内市下甑町、南さつま市大浦町*、 南さつま市金峰町尾下*で震度 3
平成 17(2005) 5.31	日向灘 M5.8	鹿児島市東郡元、鹿屋市新栄町、志布志町志布志、 加治木町本町*、霧島市牧園町宿窪田*、錦江町城元* で震度 3
平成 17(2005) 6.14	奄美大島近海 M5.0	鹿児島十島村中之島で震度 2
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M6.1	鹿児島十島村中之島、名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*、 南種子町中之上*、上屋久町口永良部島公民館*で震度 3
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M5.2	鹿児島十島村中之島、名瀬市港町、鹿児島十島村悪石島*で 震度 2
平成 17(2005) 12.4	奄美大島近海 M5.3	鹿児島十島村悪石島*で震度 3

資料：地震の事典（宇津徳治総集編），日本被害地震総覧（宇佐美龍夫），地震月報（気象庁），危機管理防災課  
調べ

（注）：1901 年以降，マグニチュード 5 以上の地震を記載

：\*は，震度情報ネットワークによる震度情報

### 3 避難に関する資料

#### 3.1 市町村別の避難所の設置状況

[危機管理局危機管理防災課]

(平成19年4月1日現在)

市 町 村 名	指定状況	市 町 村 名	指定状況	市 町 村 名	指定状況
鹿 児 島 市	245	知 覧 町	17	瀬 戸 内 町	58
鹿 屋 市	56	川 辺 町	18	龍 郷 町	44
枕 崎 市	18	さ つ ま 町	33	喜 界 町	52
阿 久 根 市	31	長 島 町	49	徳 之 島 町	15
出 水 市	36	菱 刈 町	13	天 城 町	31
大 口 市	17	加 治 木 町	15	伊 仙 町	43
指 宿 市	79	始 良 町	23	和 泊 町	29
西 之 表 市	24	蒲 生 町	15	知 名 町	31
垂 水 市	16	湧 水 町	62	与 論 町	17
薩 摩 川 内 市	196	大 崎 町	20		
日 置 市	49	東 串 良 町	46		
曾 於 市	31	錦 江 町	45		
霧 島 市	154	南 大 隅 町	19		
いちき串木野市	43	肝 付 町	15		
南 さ つ ま 市	133	中 種 子 町	13		
志 布 志 市	21	南 種 子 町	18		
奄 美 市	85	上 屋 久 町	23		
三 島 村	4	屋 久 町	30		
十 島 村	8	大 和 村	19		
穎 娃 町	63	宇 検 村	16		
資料:平成19年度消防防災・震災対策現況調査				合 計	2138

### 3.2 市町村別の都市公園の現況 (土木部都市計画課)

(平成20年3月31日現在)

市町村名	都市公園数
鹿児島市	581
鹿屋市	65
枕崎市	25
阿久根市	31
出水市	27
大口市	8
指宿市	27
西之表市	8
垂水市	13
薩摩川内市	35
日置市	52
曾於市	13
霧島市	49
いちき串木野市	31
南さつま市	36
志布志市	15
奄美市	45
南九州市	17
さつま町	12
加治木町	12
始良町	11
蒲生町	12
湧水町	2
大崎町	2
錦江町	4

市町村名	都市公園数
肝付町	2
中種子町	4
南種子町	3
屋久島町	4
瀬戸内町	7
徳之島町	2
天城町	5
合計	1,160

#### 4 気象等観測施設に関する資料（平成22年3月31日現在）

##### 4.1 地方气象台・測候所

官 署 名	所 在 地	電話番号
鹿児島地方气象台	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9912
名瀬測候所	奄美市名瀬港町 8-1	0997-52-0375
鹿児島航空測候所	霧島市溝辺町麓 838	0995-58-2644

## 4.2 特別地域気象観測所

観測所名	所在地
阿久根	阿久根市赤瀬川 413-1
枕崎	枕崎市高見町 310
種子島	西之表市西之表 16314-1
屋久島	熊毛郡屋久島町小瀬田字塩之道 310-1
沖永良部	大島郡和泊町国頭字手付 4414-3

#### 4.3 地域気象観測所（観測種目：気温、風向、風速、降水量、日照時間）

◎印は寒候期積雪観測実施

観測所名	所在地
◎ 大口	伊佐市大口原田
さつま柏原	薩摩郡さつま町柏原
中 甑	薩摩川内市上甑町中甑
川 内	薩摩川内市中郷
東市来	日置市東市来町湯田
牧之原	霧島市福山町福山
輝 北	鹿屋市輝北町市成
加世田	南さつま市加世田東本町
志布志	志布志市志布志町杉の下
喜 入	鹿児島市喜入中名町
鹿 屋	鹿屋市寿
肝付前田	肝属郡肝付町前田
指 宿	指宿市十町
内之浦	肝属郡肝付町北方
田 代	肝属郡錦江町田代麓
上 中	熊毛郡南種子町中之下
尾之間	熊毛郡屋久島町尾之間浜道
古仁屋	大島郡瀬戸内町古仁屋船津
中之島	鹿児島郡十島村中之島
伊 仙	大島郡伊仙町面縄
喜界島	大島郡喜界町大字中里西牧
与論島	大島郡与論町立長大熊兼母

#### 4.4 地域雨量観測所（観測種目：降水量）

観測所名	所在地
出水	出水市緑町
大隅	曾於市大隅町境木町
吉ヶ別府	鹿屋市下高隈町吉ヶ別府
佐多	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
紫尾山	薩摩郡さつま町平川大洞国有林
八重山	薩摩川内市入来町浦之名字大谷

#### 4.5 その他（観測種目：潮位、波高等）

観測所名	所在地
鹿児島検潮所	鹿児島市城南町地先
枕崎検潮所	枕崎市松之尾
種子島熊野津波観測所	中種子町熊野港
名瀬市小湊津波観測局	名瀬市小湊港
佐多岬沿岸波浪観測局	肝属郡南大隅町大字郡字針山国有林

#### 4.6 震度観測局の所在地

観測所	種別	所在地	震度発表名称
鹿児島	地方気象台	鹿児島市東郡元町 4-1	鹿児島市東郡元
屋久島	特別地域気象観測所	熊毛郡屋久島町小瀬田字塩之道 310-1	屋久島町小瀬田
名瀬	測候所	奄美市名瀬港町 8-1	奄美市名瀬港町
沖永良部	特別地域気象観測所	大島郡和泊町国頭字手付4414-3	和泊町国頭
阿久根	特別地域気象観測所	阿久根市赤瀬川 413-1	阿久根市赤瀬川
枕崎	〃	枕崎市高見町 310	枕崎市高見町
種子島	〃	西之表市西之表 16314-6	西之表市西之表
鹿児島錫山	津波地震観測局	鹿児島市下福元町	鹿児島市下福元
大口	〃	伊佐市大口山野字布計	大口市山野
下甑島	〃	薩摩川内市下甑町青瀬字大林	薩摩川内市下甑町
鹿児島田代	〃	肝属郡錦江町田代麓	錦江町田代
種子島西之表	〃	西之表市大字住吉大道山	西之表市住吉
口永良部島	〃	熊毛郡屋久島町口永良部島字池田	屋久島町口永良部島字池田
中之島	津波地震観測局	鹿児島郡十島村中之島徳之尾	鹿児島十島村中之島
奄美大島龍郷	〃	大島郡龍郷町屋入字崎田原	龍郷町屋入
喜界島	〃	大島郡喜界町滝川	喜界町滝川
徳之島	〃	大島郡天城町当部字大井久	天城町当部
さつま町	計測震度観測局	薩摩郡さつま町宮之城屋地	さつま町宮之城屋地
薩摩川内市	〃	薩摩川内市中郷	薩摩川内市中郷
隼人町	〃	霧島市隼人町内山田	霧島市隼人町内山田
鹿児島山川町	〃	指宿市山川新生町	指宿市山川新生町
鹿屋市	〃	鹿屋市新栄町	鹿屋市新栄町
志布志町	〃	曾於郡志布志町志布志	志布志市志布志町志布志
瀬戸内町西古見	津波地震観測局	大島郡瀬戸内町西古見	瀬戸内町西古見
屋久島町平内	〃	熊毛郡屋久島町平内	屋久島町平内
鹿児島十島村宝島	〃	鹿児島郡十島村宝島	鹿児島十島村宝島 (バックアップ震度観測点)
知名町瀬利覚	〃	大島郡知名町大字瀬利覚	知名町瀬利覚
鹿児島空港	多機能型観測局	霧島市溝辺町麓	鹿児島空港

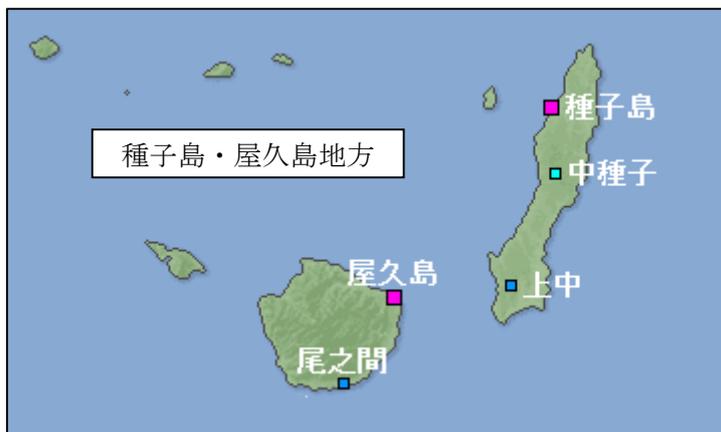
#### 4.7 火山観測点（気象庁、大学機関、その他の省庁を含む）

火山名	地震観測点	地磁気観測点	空振観測点	GPS観測点	傾斜観測点	伸縮観測点	潮位観測点	遠望監視点	温泉観測点	光波観測点	温度観測点	計
霧島	4点		2点	10点	3点			1点				
桜島	5点		4点	3点	1点			2点				
開聞岳												
硫黄島	4点		1点					1点				
口永良部島	4点		1点					1点				
中之島												
諏訪之瀬島	1点		1点					1点				
計												

4.8 鹿児島県内気象観測所配置図 (平成 22 年 3 月 24 日現在)

[鹿児島地方気象台]

(薩摩・大隅地方、種子島・屋久島地方)



シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	地域気象観測所(アメダス)	降水量
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速・日照時間

4.8 鹿児島県内気象観測所配置図（平成 20 年 1 月 1 日現在）

〔鹿児島地方気象台〕

（奄美地方）



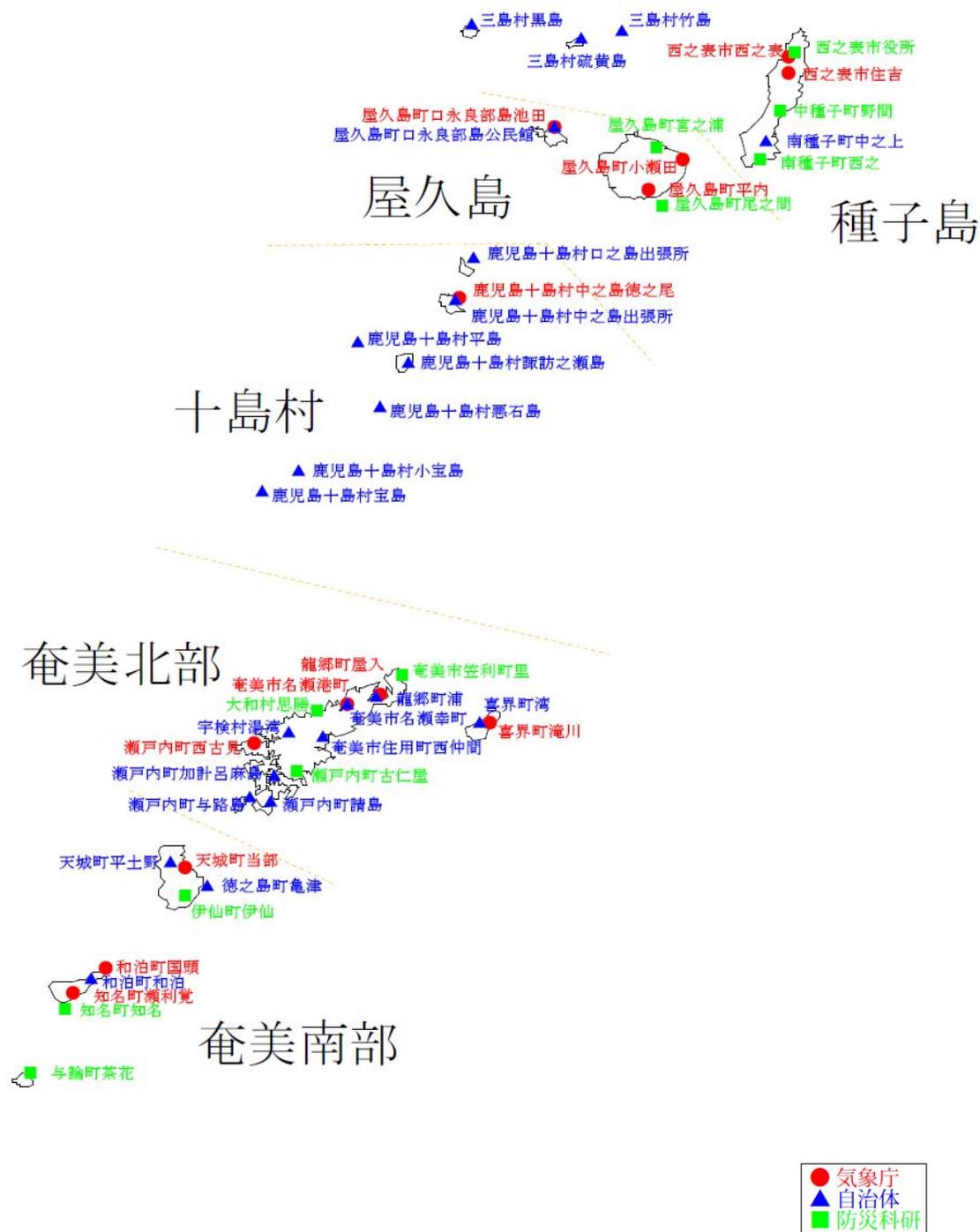
シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	地域気象観測所(アメダス)	降水量
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速・日照時間

4.9 鹿児島県震度観測点（平成 24 年 3 月 31 日現在）  
 （薩摩地方，大隅地方）



4.9 鹿児島県震度観測点（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（種子島・屋久島地方，奄美地方）



4.10 震度情報ネットワークシステム計測震度計設置状況

[鹿児島地方気象台, 危機管理防災課]

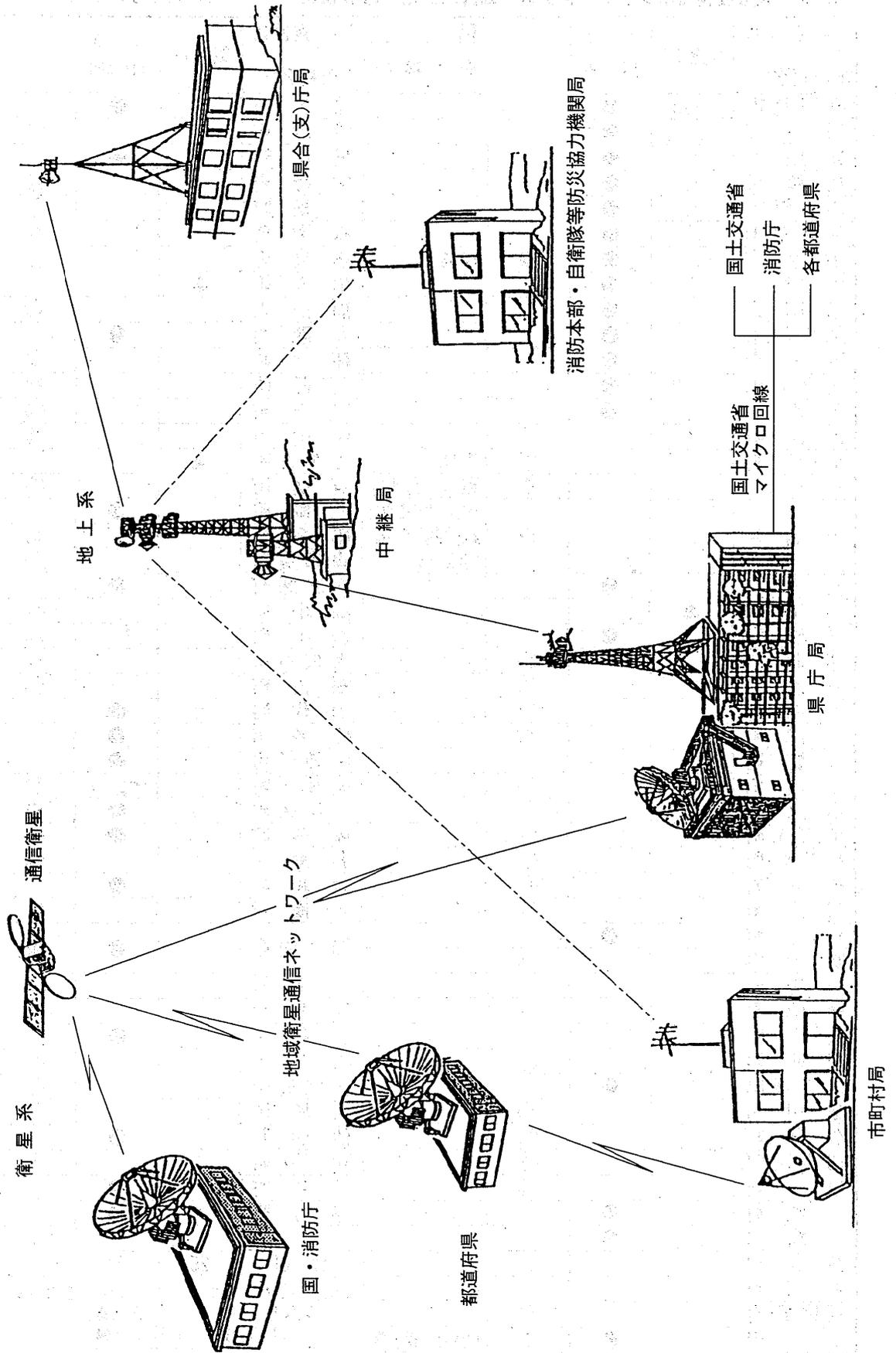
(平成22年4月1日現在)

施設名 市町村名	気象庁	文 部 科学省	県		施設名 市町村名	気象庁	文 部 科学省	県	
			有 人 離 島					有 人 離 島	
鹿児島市	▲ △	●		新島	奄美市	△		★	
本 城			★		住 用			★	
桜 島			★※		笠 利		●		
喜 入		●			南九州市			★	
松 元			★		穎 娃		●		
郡 山			★	川 辺			★		
鹿屋市	△	●			伊佐市	▲	●		
輝 北			★		菱 刈			★	
串 良			★		始 良 市			★	
吾 平			★		加治木			★	
枕崎市	△	●		桂島	蒲 生		●		
阿久根市	△	●			三 島 村			※	硫黄島, 竹島, 黒島
出水市		●	※		十 島 村	▲ ▲		※	□之島, 中之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 小宝島, 宝島
野 田			★		さつま町	△	●		
高尾野			★			鶴 田			★
指宿市		●		薩 摩			★		
山 川	△			長 島 町		●	※	伊唐島, 獅子島	
開 聞			★	長 島			★		
西之表市	▲ △	●		湧 水 町			★		
垂 水 市		●		吉 松			★		
薩摩川内市	△	●		大 崎 町		●			
樋 脇			★	東串良町			★		
入 来			★	錦 江 町			★		
東 郷			★	田 代	▲	●			
祁答院			★	南大隅町			★		
里			★	佐 多		●			
上 甑		●		肝付町			★		
下 甑	▲	●		内之浦		●			
鹿 島			★	中種子町		●			
日 置 市			★	南種子町		●	★		
東市来			★	屋久島町	▲ △	●	※	□永良部島	
日 吉		●		屋 久 町	▲	●			
吹 上			★	大 和 村		●			
曾 於 市			★	宇 検 村			★		
財 部			★	瀬戸内町	▲	●	※	加計呂麻島, 請島, 与路島	
大 隅		●		竜 郷 町	▲		★		
霧 島 市		●		喜 界 町	▲		★		
溝 辺	▲		★	徳之島町			★		
横 川		●		天 城 町	▲		★		
牧 園			★	伊 仙 町		●			
霧 島			★	和 泊 町	△		★		
隼 人	△			知 名 町	▲	●			
福 山			★	与 論 町		●			
いちき串木野市		●							
市 来			★						
南さつま市		●		合 計	28	37	(★55)	(※18)	
笠 沙			★					73	
大 浦			★	震度情報ネットワークシステム(138箇所)					
坊 津			★	①県震度情報ネットワークシステム(73箇所)					
金 峰			★	※ 有人離島については, 設置離島名を表示					
志布志市			★	②県震度情報ネットワークシステム以外					
松 山			★	・気 象 庁 28箇所(▲▲)					
志布志	△			うち15箇所(▲)は多機能型地震計					
				・文部科学省 37箇所(●)					

## 5 通信施設に関する資料

### 5.1 県防災行政無線施設の現況

(1) 鹿児島県防災行政無線システム系統図



**(2) 鹿児島県無線局一覧**

[ 危機管理局危機管理防災課 ]

**1 地上系固定局 [44局]**

局名	局数	内 訳 等
県庁局	3	県防災無線, 水防無線, 消防無線
中継局	21	紫尾山, 尾巡山, 尾母, 牟礼ヶ岡, 浅谷, 惣陣ヶ丘, 国見山, 天堂ヶ尾猪鹿倉, 長屋山, 宮田山, 熊野, 高知山, 大山, 屋久島, 悪石島 屋敷平(2), 湯湾岳(2)( )は, 県及び内閣府中継局
多重局	20	伊集院合庁, 加世田合庁, 川内合庁, 宮之城合庁, 出水合庁, 大口合庁, 加治木合庁, 大隅合庁, 鹿屋合庁, 熊毛支庁, 屋久島合庁, 大島支庁, 瀬戸内合庁, 喜界合庁, 徳之島合庁, 沖永良部合庁, 鹿児島環境, 川内環境, 長城

**2 移動系局 [330局]**

局名	局数	内 訳 等
基地局	14	鹿児島合庁, 牟礼ヶ岡, 浅谷, 尾巡山, 紫尾山, 国見山, 長屋山, 尾母, 熊野, 永田山, 高知山, 湯湾岳, 大山, 長城
陸上移動局	156	県庁: 38 川内: 12 名瀬: 9 鹿児島環境: 4 鹿児島: 5 中甌: 2 瀬戸内: 3 川内環境: 18 指宿: 5 出水: 5 徳之島: 3 加世田: 5 大口: 6 沖永良部: 3 伊集院: 4 加治木: 6 喜界: 1
携帯基地局	17	浅谷, 牟礼ヶ岡, 熊野, 湯湾岳, 高知山, 大山, 長屋山, 尾巡山(2), 国見山(2), 紫尾山(2), 永田山(2), 尾母(2) ( )は, 防災相互と全県移動の2局
携帯局	139	県庁24局, 消防・防災ヘリ8局 市町村本所及び支所 96局(合併前市町村毎に配備) 市町村出先 11局 (硫黄島, 竹島, 黒島, 中之島, 口之島, 平島, 諏訪之瀬島, 悪石島, 子宝島, 宝島, 口永良部島)
航空局	4	防災ヘリ基地 1局 防災フライトサービス 3局

**3 衛星系地球局 [50局]**

局名	局数	内 訳 等
県庁局	1	
可搬型衛星地球局	4	北薩地域振興局, 大隅地域振興局, 熊毛支庁, 大島支庁
ヘリテレ衛星地球局	2	永田山無線中継局, 大山無線中継局
市町村局	43	各市町村本所

**4 ヘリテレ関係無線局 [6局]**

県庁	防災航空センター	消防防災ヘリ	熊野	永田山	大山
1	1	1	1	1	1

**5 合計****無線局合計(1~4) 430局****【光ネットワーク系設備等設置機関】77局**

局名	局数	内 訳 等
統制局	1	県庁
県出先機関	8	地域振興局(鹿児島, 南薩, 北薩, 姶良・伊佐, 大隅), 熊毛支庁, 大島支庁, 枕崎防災航空センター
市町村	43	各市町村本所
消防	19	各消防本部
防災協力機関	6	国分自衛隊, 川内自衛隊, 鹿屋自衛隊, 鹿児島地方气象台, 第十管区海上保安本部, 名瀬測候所(3機関はN T T専用線)

### (3) 県の防災情報の収集・伝達体制の整備状況

[ 危機管理防災課 ]

防災情報の収集・伝達を行うため、地上系の防災行政無線網に加えて、衛星を活用して県と市町村、災害現場等の間を結ぶ「地域衛星通信ネットワーク」を整備

#### 【 地上系 】

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
中央防災無線	固定局	電話・FAX	内閣府当指定行政機関，都道府県，指定公共機関等
消防防災無線	〃	〃	消防庁，都道府県
水防無線	〃	電話・FAX 映像情報	国土交通省，各地方整備局，都道府県
防災相互無線	携帯局	電話	県，市町村，消防，警察，海上保安庁等

#### 【 衛星系 】

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
地域衛星通信ネットワーク	固定局・移動局	電話・FAX 映像情報	国，都道府県，市町村等
衛星携帯電話	携帯局	電話	県（本庁・大島支庁・出先主要機関） 消防本部

## 5.2 市町村防災行政無線等の整備状況

危機管理局危機管理防災課

(平成23年4月1日 現在)

市町村名	同報系		移動系	備 考
	屋外 拡声子局	戸別 受信機		
鹿児島市	一部地域	一部	整備済	
枕崎市	全地域	一部		
阿久根市	全地域	一部		
西之表市	全地域	全戸		
垂水市	全地域	一部		
薩摩川内市	全地域	一部	整備済	デジタル方式
日置市	全地域	一部	"	
曾於市			"	有線放送等(約68%)
いちき串木野市	全地域	全戸	"	デジタル方式併用
南さつま市	一部地域	一部	"	
霧島市	一部地域	一部	"	デジタル方式併用
指宿市	一部地域	一部	"	
鹿屋市	一部地域 オフトーク		"	有線放送等(約60%)
志布志市	全地域	一部	"	
出水市	全地域	一部	"	
奄美市	全地域	一部	"	
南九州市	全地域	一部	"	
伊佐市	一部地域	一部	"	
三島村	全地域	全戸	"	
十島村	全地域	全戸		
さつま町	全地域	一部	整備済	
長島町	全地域	全戸	"	
始良市	一部地域	一部	"	

市町村名	同報系		移動系	備 考
	屋外 拡声子局	戸別 受信機		
湧水町	全地域	全戸	整備済	デジタル方式併用
大崎町	全地域	一部	"	
東串良町	全地域	全戸	"	
錦江町	全地域	全戸	"	
南大隅町	全地域	全戸	"	
肝付町	全地域	全戸	"	
中種子町	全地域	全戸	"	
南種子町	全地域	全戸		
屋久島町	全地域	一部	整備済	
大和村	全地域	全戸	"	デジタル方式
宇検村	全地域	#	"	デジタル方式
瀬戸内町	全地域	全戸	"	
龍郷町	全地域	全戸	"	
喜界町	全地域	全戸	"	
徳之島町	全地域	全戸	"	
天城町	全地域有線 拡声子局			CATV
伊仙町	全地域	全戸	整備済	
和泊町	全地域	全戸	"	デジタル方式併用
知名町	全地域	全戸	"	
与論町	全地域	全戸	"	デジタル方式併用
整備数		39	36	

# : FMラジオを全戸に配備している。  
(但し、防災ラジオのような自動起動式ではない。)

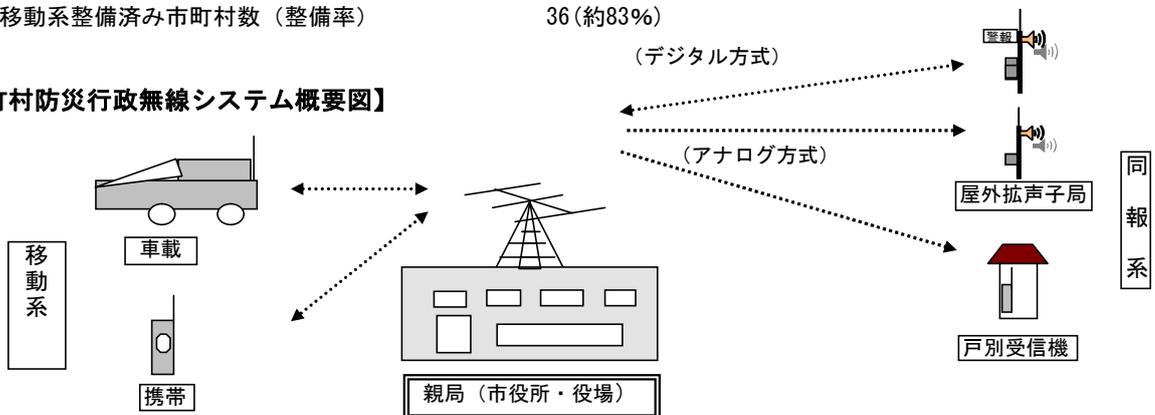
### ※ 同報系整備市町村欄

- ・全地域 : 全地域に屋外拡声子局を整備している市町村
- ・一部地域 : 一部地域に屋外拡声子局を整備している市町村
- ・全戸 : 全戸に戸別受信機を整備している市町村
- ・一部 : 戸別受信機を自治会長宅、消防団長宅や災害危険区域世帯等、一部の世帯に整備している市町村

### ※ 整備率

- ・同報系整備済み市町村数 (整備率) 35 (約81%)
- うち戸別受信機全戸整備市町村数 (整備率) 21 (約48%)
- ・移動系整備済み市町村数 (整備率) 36 (約83%)

### 【市町村防災行政無線システム概要図】



5. 3 防災相互通信用無線の設置状況

(危機管理局危機管理防災課)

(1) 158.35MHz

設置機関名	
鹿児島県	
海上保安庁	
日本赤十字社鹿児島県支部	
国土交通省	
鹿児島湾・志布志湾排出油防除協議会	
鹿児島市本所(消防局含む)	
喜入支所	
薩摩川内市下甌支所	
鹿島支所	
いちき串木野市(消防本部含む)	
垂水市(消防本部含む)	
奄美市本所	
三島村	
伊佐市菱刈庁舎	
屋久島町	
大和村	
龍郷町	
徳之島町	
伊仙町	
出水地区消防組合	
薩摩川内市消防局	
大口市外四町消防組合	
さつま町消防本部	
大隅肝属地区消防組合	
熊毛地区消防組合	
大島地区消防組合	
徳之島地区消防組合	
沖永良部与論地区消防組合	
合計	26機関

(2) 466.775MHz

設置機関名	設置機関名
海上保安庁	長島町本所
鹿児島市吉田支所	長島支所
喜入支所	志布志市有明支所
松元支所	加治木町
郡山支所	蒲生町
薩摩川内市樋脇支所	湧水町栗野支所
東郷支所	霧島市横川支所
祁答院支所	牧園支所
里支所	霧島支所
いちき串木野市本所	隼人支所
出水市本所	福山支所
指宿市開聞支所	曾於市本所
山川支所	志布志市松山支所
南さつま市笠沙支所	志布志市本所
坊津支所	大崎町
南九州市本所	鹿屋市串良支所
顛娃支所	肝付町内之浦支所
日置市東市来支所	肝付町本所
日吉支所	錦江町大根占支所
吹上支所	宇検村
南さつま市金峰支所	奄美市住用支所
出水市高尾野支所	笠利支所
さつま町鶴田支所	喜界町
薩摩支所	知名町
合計	40機関

※ 鹿児島県の設置状況 (基地局6, 移動局161 計167)

基地局	6	県庁, 紫尾山, 尾巡山 国見山, 永田山, 尾母
移動局	29	県庁24, 川内環境5
	23	支庁・合庁等23
	107	市町村96, 市町村出先11
	2	ヘリ, ジープ

## 5. 4 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の設置状況

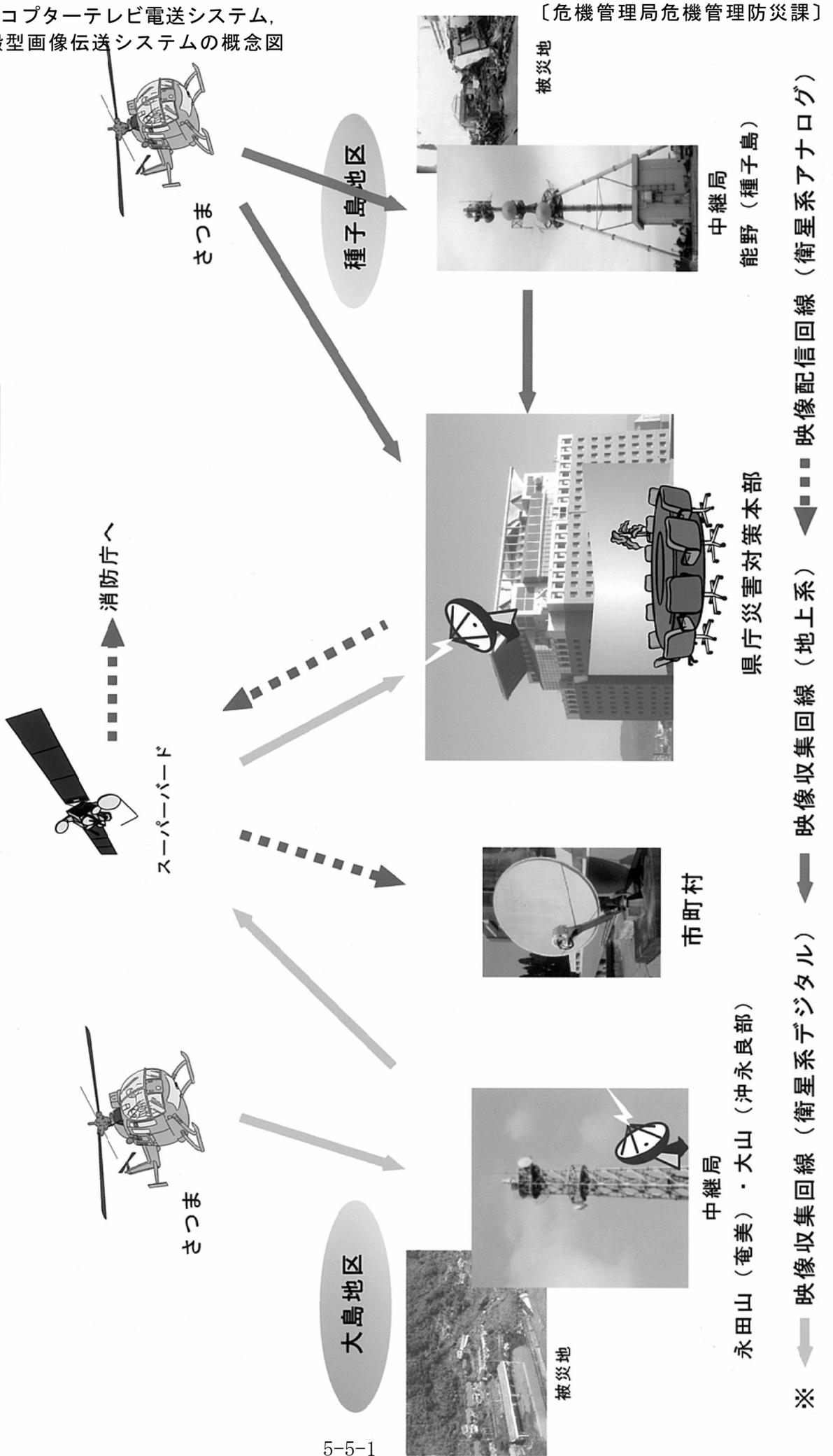
【NTT西日本 鹿児島支店】

(H23.10.12)

No.	端 末 名	固定/可搬	端末電話番号	責 任 者	責任者連絡先	設置年月日	交換機種
1	木原中央公民館 (霧島市郡田3609-3)	固定	042-521-4594 078-599-1249	公 民 館 長	0995-49-3370	H14. 1. 18	松ヶ野 ID-NO 551
2	三島村役場竹島出張所 (鹿児島郡三島村竹島7番)	固定	042-521-4598 078-599-1250	出 張 所 長	09913-2-2225	H14. 2. 1	竹島ワイド ID-NO 552
3	悪石島コミュニティセンタ (鹿児島郡十島村悪石島108)	固定	042-521-4605 078-599-1251	所 長	09912-3-2063	H14. 1. 28	悪石島 ID-NO 553
4	上屋久町役場 口永良部支所 (熊本郡上屋久町口永良部島372)	固定	042-521-4607 078-599-1254	支 所 長	09974-9-2100	H9. 5. 20	口永良部 ID-NO 556
5	十島村役場宝島出張所 (鹿児島郡十島村宝島923)	固定	042-521-4608 078-599-1252	出 張 所 長	09912-4-2129	H14. 2. 4	宝島 ID-NO 554
6	小宝島住民生活センター (鹿児島郡十島村小宝島4-19)	固定	042-521-4617 078-599-1253	セ ン タ 長	09912-4-2223	H14. 1. 29	小宝島 ID-NO 555
7	獅子島中学校 (出水郡東町獅子島118)	固定	042-521-4620 078-599-1256	校 長	0996-65-3007	H9. 5. 20	獅子島 ID-NO 558
8	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	固定 (SP)	042-521-4618 078-599-1248	材メイト鹿児島	099-227-9721	H9. 5. 20	ID-NO 550
9	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	可搬	042-521-4057 078-599-1719	材メイト鹿児島	099-227-9721	H10. 2. 28 (旧加治木)	ID-NO 1020
10	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	可搬	042-527-4628 078-599-1720	材メイト鹿児島	0994-44-7941	H20. 4. 1 (旧鹿屋)	ID-NO 1021
11	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	可搬	042-522-9628 078-599-1721	ホームテック九州 名瀬センター長	0997-53-9005	H9. 5. 20	ID-NO 1022
12	布計地区共同集会施設 (伊佐市大口山野3195-1)	固定	042-521-4551 078-599-1948	伊佐市役所	0995-22-1111	H14. 1. 7	石井 ID-NO 1249
13	大山小学校跡 (始良市蒲生町白男5522-1)	固定	042-521-4542 078-599-1946	始良市役所	0995-66-3111	H10. 6. 4 (H19.4休校)	蒲生 ID-NO 1247
14	JAあいら上之支所 (霧島市横川町上ノ5223-8)	固定	042-521-4545 078-599-1945	支 所 長	0995-73-2469	H10. 6. 4	山ヶ野金山 ID-NO 1246
15	大川内農業者トレーニングセンタ (出水市大川内807-1)	固定	042-521-4549 078-599-1949	出 水 市 役 所	0996-23-2111	H10. 6. 4	大川内 ID-NO 1250
16	東郷町南瀬コミュニティセンタ (薩摩川内市東郷町南瀬2192-5)	固定	042-521-4544 078-599-1951	東 郷 支 所	0996-42-1111	H10. 6. 4	南瀬 ID-NO 1252
17	大浦小学校跡 (肝属郡肝付町南方2643)	固定	042-521-4532 078-599-1981	内之浦支所	0994-67-2111	H10. 6. 4	岸良 ID-NO 1282
18	辺塚小学校 (肝属郡南大隅町佐多辺塚451)	固定	042-521-4543 078-599-1983	南大隅町役場 教育総務課	0994-24-3111	H10. 6. 4	辺塚 ID-NO 1284
19	大泊小学校 (肝属郡大隅町佐多馬籠595)	固定	042-521-4537 078-599-1982	校 長	0994-27-3010	H10. 6. 4	大泊 ID-NO 1283
20	小湊小学校 (奄美市名瀬小湊281)	固定	042-521-4496 078-599-1984	校 長	0997-54-9833	H10. 6. 4	小湊 ID-NO 1285
21	節子公民館 (大島郡瀬戸内町節子1319)	固定	042-521-4505 078-599-1985	区 長	0997-78-0157	H10. 6. 4	節子 ID-NO 1286
22	山小学校 (大島郡徳之島町山1808)	固定	042-521-4501 078-599-1986	校 長	0997-84-9344	H10. 6. 4	山 ID-NO 1287
23	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	可搬	042-521-4571 078-599-1872	材メイト鹿児島	0996-23-1803	H20. 4. 1 (旧川内)	ID-NO 1173
24	材メイト九州支店鹿児島事業所 (ネットワークサービス担当)	可搬	042-521-4570 078-599-1870	材メイト鹿児島	099-227-9722	H9. 5. 20	ID-NO 1171
25	口之島出張所 (鹿児島郡利島村口之島19-1)	固定	042-521-4059 078-599-1637	出 張 所 長	09912-2-2229	H10. 9. 17	口之島 ID-NO 938
26	管鈍分館 (大島郡瀬戸内町管鈍175)	固定	042-521-4081 078-599-1638	区 長	0997-77-0056	H10. 9. 17	管鈍 ID-NO 939
27	薩川小学校 (大島郡瀬戸内町薩川211)	固定	042-521-4082 078-599-1639	校 長	0997-75-0069	H10. 9. 17	木慈 ID-NO 940
28	押角公民館 (大島郡瀬戸内町押角456-5)	固定	042-521-4083 078-599-1640	区 長	0997-76-0470	H22. 6. 17	勝能 ID-NO 941
29	池地小学校 (大島郡瀬戸内町池地329)	固定	042-521-4084 078-599-1641	校 長	0997-76-1058	H10. 9. 17	請島 ID-NO 942
30	与路小中学校 (大島郡瀬戸内町与路484)	固定	042-521-4085 078-599-1642	校 長	0997-76-1503	H10. 9. 17	与路島 ID-NO 943
31	久慈小学校 (大島郡瀬戸内町久慈253)	固定	042-521-4086 078-599-1643	校 長	0997-74-0003	H14. 1. 15	瀬戸内 ID-NO 944
32	平島出張所 (鹿児島郡十島村平島60)	固定	042-523-9141 078-599-0280	出 張 所 長	09912-2-2353	H10. 11. 18	悪石 ID-NO 1382
33	諏訪瀬島出張所 (鹿児島郡十島村諏訪瀬島104)	固定	042-523-9137 078-599-1698	出 張 所 長	09912-2-2162	H10. 11. 18	悪石 ID-NO 999

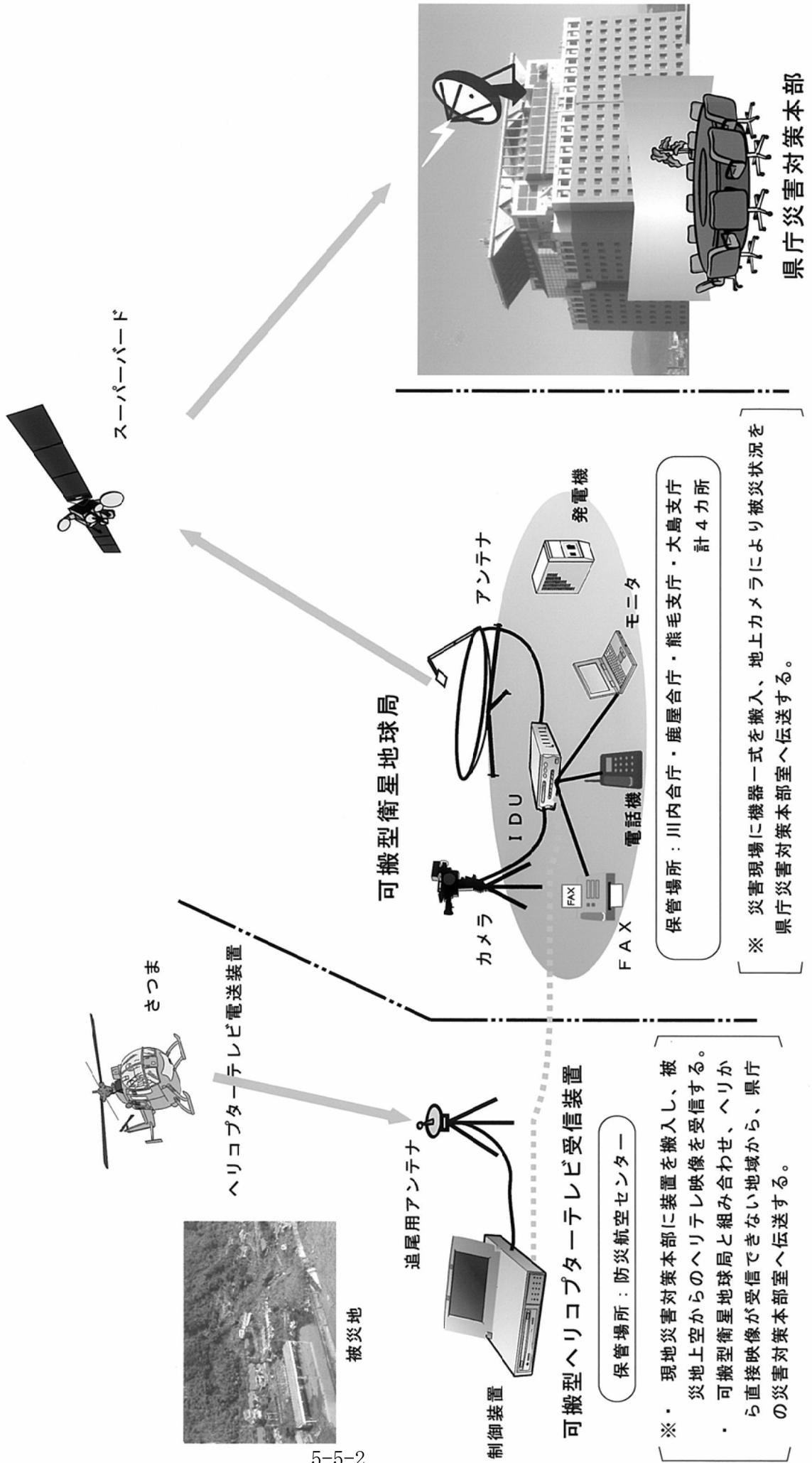
5. 5 ヘリコプターテレビ電送システム、  
可搬型画像伝送システム の概念図

# ヘリコプターテレビ電送システム



[危機管理局危機管理防災課]

# 可搬型画像伝送システム



## 5.6 九州電力株式会社所属無線局

(固定多重無線局)

[九州電力株式会社鹿児島支社]

設置場所の名称	電話番号	通信の相手方	所在地
鹿児島支社	099-253-1120	九電薩摩, 始良, 尾巡山	鹿児島市与次郎
川内変電所	〃	九電冠岳, 西川内	薩摩川内市永利町
鹿屋電力所	〃	九電大隅, 尾巡山	鹿屋市札元
川内発電所	〃	九電川内, 南川内, 阿久根	薩摩川内市港町
川内原子力発電所	〃	九電西川内, 寺山	薩摩川内市久見崎町
南九州変電所	〃	九電霧島, 始良, 寺山, 国見山, 大関山	伊佐郡菱刈町
霧島変電所	〃	九電南九州, 輝北, 高野	霧島市霧島永水
大隅変電所	〃	九電輝北, 志布志, 鹿屋, 辺塚	肝属郡串良町
鹿児島変電所	〃	九電始良	鹿児島市伊敷
新鹿児島変電所	〃	九電薩摩	鹿児島市中山町
出水変電所	〃	九電阿久根, 南出水	出水市武本
JR新鹿児島変電所	〃	九電冠岳	日置市東市来
JR出水変電所	〃	九電出水	出水市武本
加世田営業所	〃	九電冠岳	南さつま市加世田
指宿営業所	〃	九電尾巡山	指宿市大牟礼
志布志営業所	〃	九電大隅	曾於郡志布志町
熊毛営業所	〃	九電辺塚	西之表市鴨女町
阿久根中継所	〃	九電西川内, 大関山, 出水	薩摩川内市城上町
寺山中継所	〃	九電南川内, 南九州	薩摩川内市中村町
冠岳中継所	〃	九電川内, 薩摩, 加世田, 東市来	薩摩川内市百次町
薩摩中継所	〃	九電冠岳, 鹿児島, 新鹿児島	鹿児島市小野町
始良中継所	〃	九電鹿児島, 北鹿児島, 南九州	始良郡始良町
尾巡山中継所	〃	九電鹿児島, 指宿, 鹿屋	鹿児島市喜入前之浜
輝北中継所	〃	九電霧島, 大隅, 西都城	曾於郡輝北町
辺塚中継所	〃	九電大隅, 熊毛, 大根占	肝属郡錦江町
大根占中継所	〃	九電辺塚	肝属郡錦江町

(移動無線局)

[九州電力株式会社鹿児島支社]

運用箇所名称	電話番号	呼出名称(無線局)	種別	所在地
鹿児島電力所センター	099-253-1120	九電鹿児島第2	保安用	鹿児島市紫原
川内発電所	〃	九電川内	保安用	薩摩川内市港町
川内原子力発電所	〃	九電久見崎	保安用	薩摩川内市久見崎町
鹿児島電力所センター	〃	鹿児島保線	保線用	鹿児島市小野町
〃	〃	国分保線	保線用	霧島市霧島永水
〃	〃	轟保線	保線用	南九州市川辺町
川内電力所	〃	川内保線	保線用	薩摩川内市中村町
〃	〃	大口保線	保線用	大口市里
〃	〃	高尾野保線	保線用	出水郡高尾野町
鹿屋電力所	〃	鹿屋保線	保線用	鹿屋市輝北町
〃	〃	根占保線	保線用	肝属郡南大隅町
出水営業所	〃	九電米之津	配電用	出水市米之津町
〃	〃	九電阿久根	配電用	薩摩川内市城上町
〃	〃	九電上場	配電用	出水市上大川内
川内営業所	〃	九電寺山	配電用	薩摩川内市中村町
〃	〃	九電串木野	配電用	いちき串木野市春日町
〃	〃	九電宮之城	配電用	薩摩郡さつま町
〃	〃	九電南川内	配電用	薩摩川内市久見崎町
〃	〃	九電上甌	配電用	薩摩川内市里町
〃	〃	九電中甌	配電用	薩摩川内市上甌町
〃	〃	九電下甌	配電用	薩摩川内市下甌町
霧島営業所	〃	九電南九州	配電用	伊佐郡菱刈町
〃	〃	九電大霧	配電用	霧島市牧園町
鹿児島営業所	〃	九電鹿児島	配電用	鹿児島市与次郎
〃	〃	九電薩摩	配電用	鹿児島市小野町
〃	〃	九電始良	配電用	始良郡始良町
〃	〃	九電冠岳	配電用	薩摩川内市百次町
〃	〃	九電吉田	配電用	鹿児島市本城町
〃	〃	九電伊集院	配電用	日置市伊集院町
〃	〃	九電穎娃	配電用	南九州市穎娃町
〃	〃	九電山川	配電用	揖宿郡山川成川

(移動無線局)

[九州電力株式会社鹿児島支社]

運用箇所の名 称	電話番号	呼出名称(無線局)	種別	所 在 地
加世田営業所	099-253-1120	九電加世田	配電用	南さつま市加世田
〃	〃	九電枕崎	配電用	枕崎市緑町
〃	〃	九電野間岳	配電用	南さつま市笠沙町
鹿屋営業所	〃	九電鹿屋	配電用	鹿屋市礼元
〃	〃	九電辺塚	配電用	肝属郡錦江町
〃	〃	九電輝北	配電用	鹿屋市輝北町
〃	〃	九電内之浦	配電用	肝属郡肝付町
〃	〃	九電岸良	配電用	肝属郡肝付町
〃	〃	九電垂水	配電用	垂水市田神
〃	〃	九電尾巡山	配電用	鹿児島市喜入前之浜
〃	〃	九電霧島	配電用	霧島市霧島永水
〃	〃	九電熊毛	配電用	西之表市西之表
〃	〃	九電志布志	配電用	志布志市志布志町
〃	〃	九電高之峯	配電用	曾於市末吉町
〃	〃	九電南大隅	配電用	肝属郡南大隅町
熊毛営業所	〃	熊毛配電	配電用	西之表市西之表
〃	〃	中種子配電	配電用	熊毛郡中種子町
奄美営業所	〃	名瀬配電	配電用	奄美市名瀬大字伊津部
〃	〃	名瀬西配電	配電用	大島郡大和村
〃	〃	名瀬南配電	配電用	大島郡住用村
〃	〃	名瀬北配電	配電用	大島郡龍郷町
〃	〃	喜界配電	配電用	大島郡喜界町
〃	〃	古仁屋配電	配電用	大島郡瀬戸内町
〃	〃	古仁屋北配電	配電用	大島郡宇檢村
徳之島営業所	〃	徳之島配電	配電用	大島郡徳之島町
〃	〃	池間配電	配電用	大島郡徳之島町
沖永良部営業所	〃	沖永良部配電	配電用	大島郡知名町

## 5.7 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表

[危機管理局危機管理防災課]

### 鹿児島地区非常通信連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島地区非常通信連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、鹿児島県地域防災計画に基づき、鹿児島県内における非常通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 非常災害時における通信及び通信訓練に関する連絡調整。
- (2) 中央、地方非常通信協議会への協力と連絡調整に関すること。
- (3) その他連絡会の目的達成に必要な事項。

(構成)

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 無線局の免許人である機関又は団体
- (2) 防災関係機関
- (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- (4) その他非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は次により選任する。

- (1) 会長は、鹿児島県危機管理局危機管理防災課長をもって充てる。
- (2) 会計監事は、構成員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は連絡会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会計監事は連絡会の会計を監査し、その結果を構成員に報告する。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は鹿児島県危機管理局危機管理防災課内に置く。

(経費)

第10条 連絡会の経費は、改正前の鹿児島地区非常通信協議会の繰越金をもって充てる。

(会計)

第11条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

(規定のない事項の処理)

第12条 この会則に定めるもののほか、連絡会に必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この会則は、昭和26年9月15日から施行の一部を改正して、昭和33年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成14年5月24日から施行する。

2 第5条の(2)、第6条の(2)、第7条の(2)、第10条及び第11条は残金精算までとする。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

## 鹿児島地区非常通信連絡会員名簿

(会長) 鹿児島県危機管理局危機管理防災課長

(会計監事) 九州管区警察局鹿児島県通信部機動通信課長

機 関 ・ 団 体 名	機 関 ・ 団 体 名
鹿児島県	J R 九 州 鹿 児 島 支 社
危機管理防災課	九 州 電 力 鹿 児 島 支 社
河 川 課	い わ さ き コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
社 会 福 祉 課	N H K 鹿 児 島 放 送 局
N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店	株 式 会 社 南 日 本 放 送
九州管区警察局鹿児島県通信部	鹿 児 島 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社
鹿 児 島 県 警 察 本 部	株 式 会 社 鹿 児 島 読 売 テ レ ビ 放 送
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	株 式 会 社 鹿 児 島 放 送
鹿 児 島 地 方 気 象 台	鹿 児 島 県 町 村 会
国土交通省鹿児島国道事務所	鹿 児 島 県 市 長 会
国土交通省川内川河川事務所	鹿 児 島 市 消 防 局
国土交通省大隅河川国道事務所	鹿 児 島 県 無 線 漁 業 協 同 組 合
国土交通省鶴田ダム管理所	日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部
日 本 銀 行 鹿 児 島 支 店	日 本 ア マ チ ュ ア 無 線 連 盟 鹿 児 島 県 支 部
中 小 企 業 金 融 公 庫 鹿 児 島 支 店	鹿 児 島 地 方 法 務 局
鹿 児 島 銀 行	
鹿 児 島 相 互 信 用 金 庫	

## 6 広報に関する資料

〔鹿児島地方気象台〕

### 6.1 住民向けの広報案文

#### (1) 地震・津波災害時の広報案文

〔案文1〕 住民, 自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま, 大きな地震がありました。〇〇の皆さん, あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって, まず, 火の始末をしましょう。  
(津波の危険が予想される場合は, 津波関係広報案文も含めて伝達する)
- ◎ まわりの建物を見て下さい。建物が壊れていたら, 中に人がいないか近所人と確かめてください。人がいるときは, 近所の人と協力して, 助け出して下さい。助け出すことが出来ないときは, 自主防災組織の人, 消防団の人に伝えてください。

〔案文2〕 震度3以上の地震を感じた場合(津波予報入手前)

- ◎ 地震情報をお知らせします。  
先程, 地震が発生しました。津波の情報, まだ入っていませんが, 海岸にいる方は, 高台へ避難する準備をしてください  
準備は, あわてずに, まず海にいる方は陸に上がってください。  
水着の方は, 服を着て持ち物を整理してください。  
お子さん連れの方は, 家族いっしょに避難の準備をしてください。  
また, 今後の情報にご注意をお願いします。

〔案文3〕 津波注意報入手後

- ◎ 津波注意報について, お知らせします。  
先程の地震により, ただいま津波注意報が発令され, 海岸部に避難勧告がされました。  
海岸にいる方は, すみやかに海岸から, 避難してください。  
お子さん連れの方は, 家族いっしょに避難の準備をしてください。  
また, 今後の情報に十分ご注意をお願いします。

〔案文4〕 津波(大津波)警報入手後(1)

- ◎ ただいま, 津波(大津波)警報が発表になりました。  
大津波が予想されますから, 津波危険地域のみなさんは, 火の元を確認し, ガスの元栓をしめて, ただちに高台に避難してください。  
なお, 避難の際には, 車を使用しないで下さい。
- ◎ 消防団員に団長命令を伝達します。  
沿岸部消防分団の消防団員は, 直ちに津波危険地域住民に避難を勧告してください。

〔案文5〕 津波（大津波）警報入手後（2）

- ◎ 津波（大津波）警報発令による避難勧告をお知らせします。  
津波（大津波）警報発令による避難勧告をお知らせします。  
ただいま、津波（大津波）警報が発令され、避難勧告がされました。  
津波（大津波）が予想されますから、観光客の皆さんは、すみやかに高台へ避難してください。  
お子さん連れの方は、家族いっしょに高台へ避難してください。  
避難の際には、係員の指示に従い車は使用しないでください。  
また、今後の情報に十分ご注意をお願いします。

〔案文6〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。  
〇〇〇の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。  
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
- ◎ 先程の地震に伴う余震が、今後予想されます。  
皆さん！ 余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。  
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

〔案文7〕 津波第1波観測後

- ◎ 津波情報をお知らせします。  
ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。  
波の高さは、約〇〇メートルです  
津波は何回も押し寄せますから引き続き注意してください。

〔案文8〕 津波襲来（1）

- ◎ 大津波情報、大津波情報  
防波堤をこえる（こえそうな）大津波が押し寄せています。  
防波堤をこえる（こえそうな）大津波が押し寄せています。  
津波の第2波は、さらに大きくなりますので、引き続き、厳重に警戒してください。

〔案文9〕 津波の襲来（2）

大津波情報をお知らせします  
（大津波により、海岸の倉庫や漁船がたくさん流される被害が発生しています（また、防潮堤をこえた、大津波により、家屋の損壊、浸水などの被害が発生しています。）  
津波は、何回も押し寄せますから引き続き、厳重な警戒をしてください。  
また、今後の情報に十分注意してください。

〔案文 10〕 火災発生状況

- ◎ ○○○付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ)燃え広がっています。  
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難して下さい。

〔案文 11〕 避難の準備の周知〔火災、土砂災害などによる二次災害危険に対し〕

- ◎ 現在、△△地区は○○のため危険な状態になりつつあります。  
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は、2食分程度の水と食料、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ ○民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○付近で発生した火災は、いぜん延焼中です。  
風下にあたる□□地域では、お年寄りや子供さんを安全な△△公園へ早めに避難させて下さい。また、元気な方は、消防団の消火活動に協力してください。

〔案文 12〕 避難の勧告・指示、避難誘導

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難して下さい。
- ◎ お知らせします。○○周辺は、○○のため避難勧告(指示)が出されました避難先は○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ ○○の方は○○公園、○○小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、○○一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難して下さい。

〔案文 13〕 避難所(避難収容所)の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。  
避難所は、△△地区の避難所は○○と○○に設置されています。また、□□地区の避難所は◎◎に設置されています。

〔案文 14〕 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは、○○医院、○○病院で行っております。  
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。  
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

〔案文15〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
亡くなった方 ○○人 ， 行方のわからない方 ○○人  
重傷者 ○○人 ， 軽傷者 ○○人  
全壊家屋 ○○棟 ， 半壊家屋 ○○棟
- ◎ 現在，□□地区の電気，ガス，水道はすべて供給を停止しています。また，電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。  
テレビやラジオからの情報に注意し，デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文16〕 交通の状況

- ◎ 現在，○○○線，○○○線はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが，まだ運転再開の見通しは立っていません。  
今後の情報に注意して下さい。
- ◎ 現在，町内のすべての道路（○○通り）が○○のため車輛の通行が禁止されています。町内の皆さん，自動車は使用しないで下さい。  
ドライバーの皆さんは，カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
- ◎ 現在，○○○線は，○○～○○間で運転が一部再開されました。  
その他の路線は，運行の見通しが立っていません。

(2) 風水害時の広報案文

〔共通事項〕

(放送文の前の放送)

- ◎ こちらは，ぼうさい○○○○です。
- ◎ ぼうさい○○○○から，お知らせします。

(以下放送文は，2回繰り返す)

〔案文1〕 気象情報の伝達

- ◎ 台風○号は，本日○時，○分現在○○の○○にあって，毎時○○kmの速さで○○に進んでいます。  
このため，ただ今，県下に○○警報（注意報）が発令されました。  
この情報によりますと，これから○○にかけて，暴風域に入り，風雨ともに強くなると思われれます。  
今後の気象情報に十分注意し，厳重に警戒してください。

〔案文2〕 避難通報，避難時の注意事項

- ◎ 台風○号による大雨のため，○○地区では浸水の恐れがでてきました。  
○○地区の皆さんは，全員○○学校，体育館に避難してください。  
なお，避難する時は，毛布その他のまわりの必要携帯品をもって，消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。
- ◎ 台風○号の影響による，○○川の増水のため○○附近の堤防が決壊する恐れがでてきました。このため，○○地区の皆さんは，万一に備え全員○○学校，体育館に避難してください。  
なお，避難するときは，毛布その他のまわりの必要携帯品をもって，消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。
- ◎ 皆さん，避難時には最小限の着替え，食糧，飲料水，懐中電灯，貴重品の携帯を忘れないで下さい。避難時は，関係者の誘導に従って行動して下さい。  
また，導離先では，家族の安全確認を行い，責任者の方または町職員に報告してください。

〔案分3〕 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）（洪水）

- ◎ ただ今，○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。  
○○川が○○の付近まで増水し，水位の上昇が続いています。今後○○川があふれるおそれがありますので，お年寄りの方など避難に時間がかかる方は，直ちに○○避難所へ避難して下さい。その他の方も避難の準備を開始して下さい。

〔案文4〕 避難の勧告・指示（がけ崩れ）

- ◎ 町内○○地区で，がけ崩れが発生しました。○○地区の方は，至急避難して下さい。避難所は，○○学校，体育館です。  
最寄りの避難所へ，隣近所誘い合って避難して下さい。  
また，避難する場合は，川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け，あわてず落ち着いて行動して下さい。

〔案文5〕 避難の勧告・指示（洪水）

- ◎ ○○地区で，○○川が氾濫しました。氾濫区域が広がる恐れがあります。○○地区の人は，直ちに○○学校，体育館に避難して下さい。  
お互いに助け合って直ちに避難して下さい。  
(係員の指示に従って下さい。)

〔共通事項〕

(放送文中後に放送)

- ◎ こちらは，ぼうさい○○○○です。

## 6.2 災害時における放送要請に関する協定

[危機管理局危機管理防災課]

### 災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、鹿児島県知事と日本放送協会鹿児島放送局長とは、災害時における放送要請に関する手続きについて、次のとおり協定する。

第1条 鹿児島県知事（以下「甲」という。）は、法第57条の規定に基づき、日本放送協会鹿児島放送局長（以下「乙」という。）に放送を要請するときは、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲が乙に放送を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を要請する理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および放送系統をそのつど自主的に決定し放送するものとする。

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

鹿児島県総務部消防防災課長（※）

日本放送協会鹿児島放送局放送部長

第5条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、昭和56年4月1日から施行する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保持する。

昭和56年4月1日

甲 鹿児島県知事 鎌田 要人

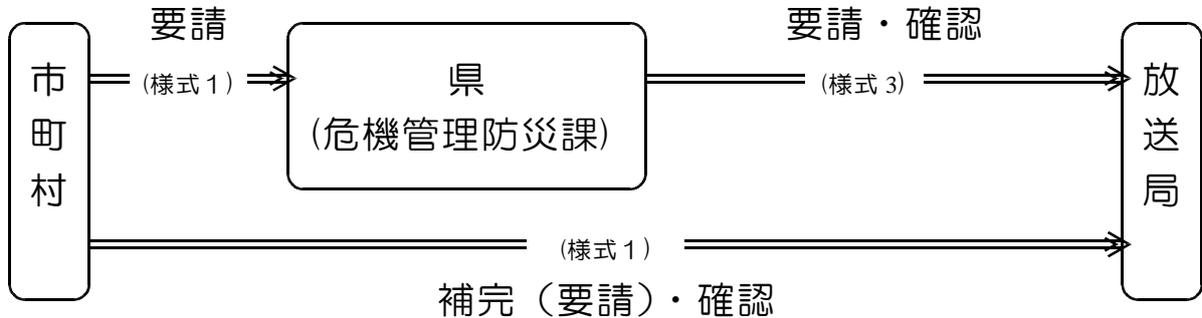
乙 日本放送協会  
鹿児島放送局長 小川 修

(注) 鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社南日本放送、株式会社鹿児島放送、株式会社エフエム鹿児島、株式会社鹿児島読売テレビの各社と、同一の内容の協定を締結している。

※ 鹿児島県危機管理局危機管理防災課へ読み替え

# 災害時における放送要請等について

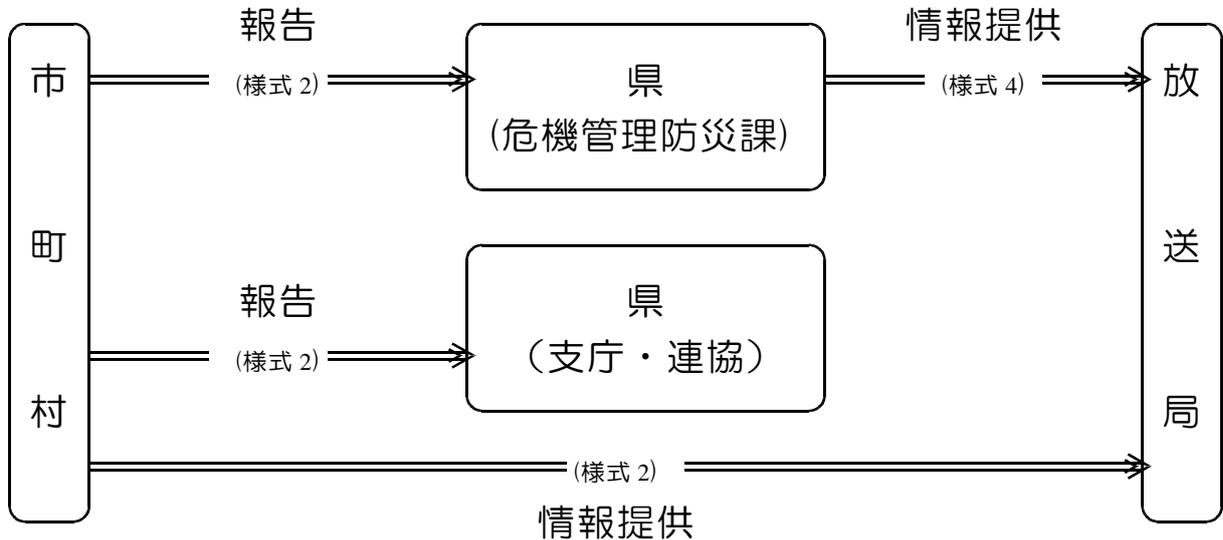
## 1 「災害時における放送要請に関する協定」に基づく要請



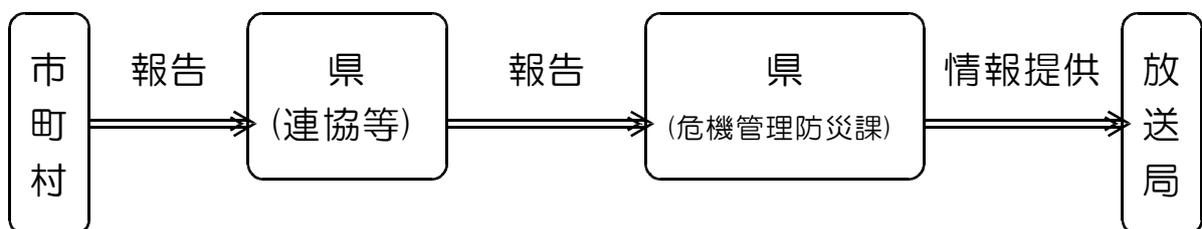
※ 放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第57条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合」に行う（原則 FAX）こととされている。これに該当しない場合の、放送機関への災害情報の提供の方法については、2を参考のこと。

## 2 災害情報の提供

### (1) 避難勧告等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報



### (2) その他の災害情報



重 要

災害時放送要請協定関係 第 報

要請理由

[Empty box for request reason]

避難勧告等発令情報

(市町村名)

送付日時:

- 1 避難情報の別
  - ( ) 避 難 指 示
  - ( ) 避 難 勧 告
  - ( ) 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

3 対象地域等 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 世帯 \_\_\_\_\_ 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 
- 
- 

発信者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

## 避難勧告等発令情報 (第 報)

枚中 枚目

(市町村名)

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- ( ) 避 難 指 示
- ( ) 避 難 勧 告
- ( ) 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 時 分

3 対象地域等 地区 世帯 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 
- 
- 

発信者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

重 要

災害時放送要請協定関係 第 報

要請理由

避難勧告等発令情報

(市町村名)

送付日時：平成 年 月 日

1 避難情報の別

- ( ) 避 難 指 示
- ( ) 避 難 勧 告
- ( ) 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 時 分

3 対象地域等 地区 世帯 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 
- 
- 

発信者氏名 鹿児島県危機管理局機管理防災課長

電 話 099-286-2256

F A X 099-286-5519

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

## 避難勧告等発令情報 (第 報)

(市町村名)

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- ( ) 避難指示  
( ) 避難勧告  
( ) 避難準備情報

2 発令時刻 時 分

3 対象地域等 地区 世帯 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 

発信者氏名 鹿児島県危機管理局機管理防災課長

電 話 099-286-2256

F A X 099-286-5519

別紙

(市町村名)

発令時刻	地区名	世帯数	住民数	避難先	避難先電話番号	備考

**重 要**

**災害時放送要請協定関係 第1報**

要請理由

通信途絶により、住民に直接の呼びかけができないため。  
(○○地区では防災行政無線が被災しており伝達できない。)

避難勧告等発令情報

○□市

送付日時：**7月30日 18時30分**

1 避難情報の別

- ( ) 避 難 指 示
- ( ○ ) 避 難 勧 告
- ( ) 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 **18時30分**

3 対象地域等 **△△地区 ○○世帯○○名** ← **複数箇所の場合 別紙**

4 避難すべき理由 (例)

**大雨により○□川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。**

5 その他避難行動にかかる特記事項 (例)

- 直ちに○○地区公民館に避難**
- 浸水により△△道は、通行できない**
- 避難先の電話番号 ###-###-#####**

発信者氏名 ○○市 ○○課長 ○○ △△

電 話 ###-###-#####

F A X ###-###-#####

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

避難勧告等発令情報（第 1 報）

枚中 枚目

○□市

送付日時： 7月30日 18時30分

1 避難情報の別

- ( ) 避難指示
- ( ○ ) 避難勧告
- ( ) 避難準備情報

2 発令時刻 18時30分

3 対象地域等 △△地区 ○○世帯○○名 ← 複数箇所の場合 別紙

4 避難すべき理由（例）

**大雨により○□川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。**

5 その他避難行動にかかる特記事項（例）

- 直ちに○○地区公民館に避難
- 浸水により△△道は、通行できない
- 避難先の電話番号 ###-###-#####

発信者氏名 ○○市 ○○課長 ○○ △△

電 話 ###-###-#####

F A X ###-###-#####

**重 要**

**災害時放送要請協定関係**

第**一**報  
2

要請理由

**通信途絶により、住民に直接の呼びかけができないため。  
(〇〇地区では防災行政無線が被災しており伝達できない。)**

**避難勧告等発令情報**

〇〇市

**送付日時： 7月30日 18時30分**

- 1 避難情報の別
  - ( ) 避 難 指 示
  - ( ○ ) 避 難 勧 告
  - ( ) 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 **18時30分**

3 対象地域等 △△地区 〇〇世帯〇〇名 ← **複数箇所の場合 別紙**

4 避難すべき理由  
**大雨により〇〇川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。**

- 5 その他避難行動にかかる特記事項
  - 直ちに〇〇地区公民館に避難**
  - 浸水により△△道は、通行できない**
  - 避難先の電話番号 ###-###-#####**

発信者氏名 ~~〇〇市〇〇課長~~ ~~〇〇△△~~  
 電 話 ~~###-###-#####~~  
 F A X ~~###-###-#####~~

鹿児島県危機管理局危機管理防災課長 00 00  
 電話 099-286-2256  
 FAX 099-286-5519

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

枚中 枚目

避難勧告等発令情報（第1報）

〇〇市

送付日時： 7月30日 18時30分

1 避難情報の別

- ( ) 避難指示
- ( ○ ) 避難勧告
- ( ) 避難準備情報

2 発令時刻 18時30分

3 対象地域等 △△地区 ○○世帯○○名 ← 複数箇所の場合 別紙

4 避難すべき理由（例）

**大雨により〇〇川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。**

5 その他避難行動にかかる特記事項（例）

- 直ちに○○地区公民館に避難**
- 浸水により△△道は、通行できない**
- 避難先の電話番号 ###-###-#####**

発信者氏名 ~~〇〇市〇〇課長 〇〇△△~~

電話 ~~###-###-#####~~

F A X ~~###-###-#####~~

鹿児島県危機管理局危機管理防災課長 00 00  
 電話 099-286-2256  
 FAX 099-286-5519

別紙

〇〇〇市

発令時刻	地区名	世帯数	住民数	避難先	避難先電話番号	備考

## 7 防災資機材等に関する資料

### 7.1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター「さつま」の概要

[危機管理局消防保安課]

諸元・性能

型 式	ベル式412EP型
定 員	13名(増槽タンク非装着時15名)
最 大 全 装 備 重 量	5,398kg
空 虚 重 量	3,820kg
有 効 搭 載 量	1,578kg
航 続 距 離	720km
巡 航 速 度	210km/h
最 大 巡 航 速 度	259km/h
限 界 高 度	6,096m
エ ン ジ ン	双発タービンエンジン
エ ン ジ ン 最 大 出 力	1,800SHP(馬力)
全 長	17.1m
全 幅	2.9m
全 高	4.6m
口 一 夕 一 径	14.0m

## 7.2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領

〔危機管理局消防保安課〕

### (趣 旨)

第1 この要領は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（要綱第16条第1項第1号から第5号までに規定する活動による運航をいう。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

(3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。

（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合）

### (緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

### (緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱及び協定に基づき、市町村又は消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が鹿児島県防災航空センター所長（以下「運航管押責任者」という。）に対し行う。

2 前項の要請は、電話又はファクシミリにより行うものとする。この場合において、市町村等の長は、後日、速やかに鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記第1号様式）を運航管理責任者に提出するものとする。

### (緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象等を確認のうえ出動の可否を決定し、要綱第13条第1項に規定する運航指揮者に必要な指示をするとともに、市町村等の長にその旨、回答しなければならない。

- 2 運航指揮者は、前項の指示に基づき、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、鹿児島県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- (3) 地上支援等の準備
- (4) その他必要な事項

(報 告)

第8 運航指導者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに、活動の内容を災害等活動速報(別記第2号様式)により運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書(別記第3号様式)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。
- 3 運航管理責任者は、前2項に規定する報告を受けた場合には、速やかに運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月26日から施行する。

## 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請基準

### 1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生のおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合。

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合。

(4) その他、災害応急対策活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

### 2 救急活動

(1) 山村、離島等からの救急患者の搬送

山村、離島等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも極めて有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の搬送

山村、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

(4) その他救急活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

### 3 火災防衛活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合。

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集調査活動を行う必要があると認められる場合。

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合。

- (4) その他、火災防衛活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

#### 4 救助活動

- (1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助  
水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力等だけでは、対応できないと認められる場合。
- (2) 高層建築物火災による救助  
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合。
- (3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出  
大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合。
- (4) 高速道路及び自動車専用道路での事故救助  
高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合。
- (5) その他救助活動上、特に、航空機による活動が、有効と認められる場合。

#### 5 広域航空消防防災応援活動

県が締結している他県との相互応援協定等による相互応援。

### 7.3 海上災害対策用資機材

〔第十管区海上保安本部〕

(1) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスプレア (袋)	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)		型	量 (Kg)	形 状	量 (Kg,L)	
鹿児島	海上保安庁	B	280	G	1,422	80	M	113	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	D	5,400	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	S	846	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	B	300	G	306	—	M	57	P	17	
鹿児島	海上保安庁	—	200	S	—	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	G	450	—	M	102	—		
鹿児島	海上保安庁	B	720	G	450	—	M	990	—	75	
鹿児島	海上自衛隊鹿屋航空基地	—	—	—	—	—	O	160	—	P	
鹿児島	海上自衛隊鹿屋航空基地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鹿児島	鹿児島港湾事務所	B	760	G	548	—	M	906	P	77L	
鹿児島	鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部(加治木港)	B	340	G	290	—	M	490	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁(西之表港)	B	140	G	258	—	M	275	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所(宮之浦港)	B	200	G	2,790	—	M	136	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁建設部(島間港)	B	140	G	258	—	M	300	—		
鹿児島	鹿屋港	B	720	G	18	—	M	300	—		
鹿児島	志布志港	B	340	G	296	—	M	200	—		
鹿児島	鹿児島市消防局	—	—	G	60	—	—	—	—		
鹿児島	桜島横山町	B	360	G	192	—	—	187	—		
鹿児島	南国殖産(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	360	—	—	323	P	170L	
鹿児島	東西オイルターミナル(株)鹿児島油槽所	B	1,350	G	900	—	M	224	P	144	
鹿児島	新日本石油(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	720	—	M	229	—		
鹿児島	出光興産(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	504	—	M	202	—		
鹿児島	井上石油(株)	—	—	—	—	—	M	75	—		
鹿児島	後藤石油(株)	B	80	G	36	—	M	20	—		
鹿児島	増田石油(株)鹿児島支店	B	60	G	50	—	M	17	P	10	
鹿児島	大東タンクターミナル(株)鹿児島油槽所	B	300	G	198	—	M	99	P		
鹿児島	岩崎産業(株)	B	25	G	18	—	M	40	—		
鹿児島	日米鉱油(株)鹿児島支店	B	40	G	72	—	M	10	—		
鹿児島	日本ガス株式会社 鹿児島工場	B	340	G	250	—	M	200	—		
鹿児島	鹿児島県漁業協同組合連合会	B	50	G	18	—	M	20	—		
鹿児島	鹿児島丸善商事古江油槽所	—	—	G	40	—	M	10	—		
鹿児島	九州電力(株)種子島第1発電所	A	300	G	504	—	M	45	—		
鹿児島	九州電力(株)新種子島発電所	A	300	G	630	—	M	100	—		
鹿児島	日米鉱油(株)種子島営業所	B	200	G	108	—	M	50	—		
鹿児島	屋久島電工(株)	B	335	G	540	—	M	255	—		
鹿児島	日米鉱油(株)屋久島油槽所	B	30	G	108	—	M	50	—		
鹿児島	日本海事興業(株)鹿児島営業所	—	—	G	6,980	—	—	—	—		

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスネア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ(m)	型	量(l)		(袋)	型	量(Kg)	形状	
志布志	日本海事興業(株)志布志営業所			G	2,000						
志布志	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	B	2,900	G	8,980	21	M	2,530	P	2,860	ハイ・スプリント・ブーム500m(海防センターから譲渡)
	志布志国家石油備蓄(株)	C	2,640	S	1,800						
喜入	IX日鉱日石油基地(株)喜入基地	B	7,830	G	4,500		M	5,660	-		
喜入	IX日鉱日石油(株)喜入基地			G	8,180		M	595	-		
喜入	海上災害防止センター喜入基地	B	3,200	G	8,000		M	3,220	-		
鹿児島	小計		27,720		59,080	101		18,190		3,353	
指宿	海上保安庁	B	100	G	540		M	129	-		
指宿	鹿児島県南薩地域振興局建設部(枕崎漁港)	A	360	G	1,224		M	190	-		
指宿	恒吉石油(株)	B	200	G	306		M	900	-	9	
指宿	吉田石油(株)	A, B	280	G	288		M	105	-		
指宿	枕崎市漁業協同組合	A	310	G	558		M	192	-		
指宿	全国漁業協同組合連合会枕崎油槽所	B	380	G	900		M	240	-		
指宿	(株)旭石油	A	240	G	684		M	478	-		
指宿	増田石油(株)枕崎営業所	D	30	G	90		-	6	-		
指宿	鹿児島県南薩地域振興局建設部(山川漁港)	A	80								
指宿	小計		1,980		4,590	0		2,240		9	
串木野	海上保安庁			G	90	5	M	101	P	19	
串木野	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	A	100	S	720		M	175	-		
串木野	いちき串木野市役所			G	324		M	160	-		
串木野	いちき串木野市消防本部	B	140	G	63		M	84	-		
串木野	てらだ石油(株)	A	80	G	60		M	5	-		
串木野	鹿児島県北薩地域振興局建設部	A	460	G	828		M	234	-		
串木野	九州電力(株)川内発電所	B, C	1,360	G	2,538		M	581	P	420kg	
串木野	中越パルプ工業(株)川内工場	B	600	G	558		M	80	P	36L	
串木野	(有)仁徳海運南地区防災事業所	A	100	G	3,000		M	370	-		
串木野	(株)サンエントラックENEOSグループ川内川内ガスターミナル	A	400	-			-		-		
串木野	阿久根地区消防組合消防本部			G	324		-		-		
串木野	阿久根石油店	A	40	G	110		-	30	-		
串木野	出水地区消防組合消防本部			-			M	51	P	270	
串木野	南さつま市消防本部			-			M	85	-		
串木野	九州電力(株)甌島第一発電所	A	300	G	630		M	45	-		
串木野	日本地下石油備蓄(株)	C	2,300	G	5,650		M	1,600	P	5,130 L	
串木野	海上災害防止センター串木野基地	A	600	S	1,800		M	3860			
串木野	小計		6,480	G	18,869	5		7,461		5,875	

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスネア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)		型	量 (Kg)	形 状	量 (Kg,L)	
奄美	海上保安庁	B	260	G	450	20	M	110	-		
奄美	海上保安庁			D	1,800		M				
奄美	鹿児島県大島支庁建設部	B	420	G	252		M	224			
奄美	大島支庁喜界事務所	A	140	G	480		M	323			
奄美	大島支庁徳之島事務所(亀徳)	A	200	G	396		M	238			
奄美	大島支庁徳之島事務所(平土野)	A	120	G	540		M	400			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(和泊)	A	120	G	1,134		M	390			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(知名)	B	300	G	954		M	505			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(与論)	A	160	G	2,358		M	1,220			
奄美	大島地区消防組合本部			-			-				
奄美	九州電力株名瀬発電所	A	400	G	504		M	45			
奄美	九州電力株竜郷発電所	A	460	G	630		M	300			
奄美	九州電力株新喜界発電所			G	630		M	45			
奄美	九州電力株新徳之島発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	九州電力株新知名発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	九州電力株新与論発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	有村商事株番屋油槽所	B	150	G	230		M	30			
奄美	有村商事株亀徳油槽所	B	200	G	378		M	50			
奄美	有村商事株早町油槽所	B	200	G	378		M	50			
奄美	大島石油株奄美油槽所	A	280	G	414		M	90			
奄美	大島石油株前肥田油槽所	A	80	G	50		M	30			
奄美	大島石油株徳之島油槽所	A	80	G	180		M	90			
奄美	(株)大豊石油番屋油槽所	B	80	G	100		M	51			
奄美	鹿児島県奄美市笠利総合支所	B	80	G	400		M	150			
奄美	鹿児島県龍郷町	B	80	G	396		M	150			
奄美	竹山産業開発(株)	A	100	G	18		M	119			
奄美	小計		4,810		14,652	20		4,910		0	
古仁屋	海上保安庁			S	324		M	34	P		
古仁屋	海上自衛隊奄美基地分遣隊						M	45			
古仁屋	鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所	B	120	G	504		M	170			
古仁屋	大島石油株古仁屋営業所	B	320	G	36		M	50			
古仁屋	九州電力株古仁屋発電所	A	200	G	504		M	45			
古仁屋	小計		640		1,368	0		344		0	
合計			41,630		98,559	126		33,145		9,237	

◆オイルフェンス A:A型、B:B型、C:C型、D:D型、F:フェンス型 ◆油処理剤 G:通常型、D:高粘度対応型、S:自己攪拌型

◆油吸着材 M:マット型、R:ロール

## (2) 油回収装置

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	装置名	製造者	基数	回収方式	回収能力 (KL/h)	船舶 積載の 可否	装置を積載する船舶			備考
								船名	装置の 固定方法	回収油貯蔵タンク 容量(L×基)	
鹿児島	海上保安庁	LSC	株式会社 カネキス	1	1 付着-ブラス式	25	可	1,000トン型巡視船	舷側ボルト固定	10×2 (7.5ホーバージ)	他管区から1,000トン型巡視船 の派遣が必要
鹿児島	海上保安庁	SKIM PAK 2000	DOUGLAS ENGINEERING 日立協和エンジニアリング(株) (日本ファル(株))	1	1 堰式	7	可	巡視船艇		0.75×1	鹿児島海上保安部保管
鹿児島	海上保安庁	DELTA SKIMMER	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリクス(株)	1	1 吸引式	30	可	巡視船艇		1.5×2 (フラスタンク・ラピッド <sup>®</sup> )	喜入保安署保管
鹿児島	出光興産(株) 鹿児島油槽所	SLURP	AMBLER ENGINEERING (株)エタック	1	1 吸引式	12	可	谷山1号 谷山2号	ロープで固縛	ドラム缶10本	099-262-2711
喜入	JX日鉱日石石油基地(株)	GT-185型	フロアスマリーソン社	1	1 堰式	65	可				
喜入	JX日鉱日石石油基地(株)	DESMI-250型	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	65	可				
志布志	志布志石油備蓄(株)	トランスレッグ200	FRAMO社	1	1 堰式	200	可				海上災害防止センターから譲渡 された。
志布志	志布志石油備蓄(株)	SEA DEVIL	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリクス(株)	1	1 付着-ディスク式	75	可				
志布志	志布志石油備蓄(株)	KOMARA STAR	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリクス(株)	1	1 付着-ディスク式	15	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	DESMI-TERMINATOR	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	100	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	DESMI-TERMITE	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	30	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	SKIM PAK 4000	DOUGLAS ENGINEERING 日立協和エンジニアリング(株) (日本ファル(株))	1	1 堰式	7	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	スキム・ゲッター	株式会社ケカル	1	1 フローテーション式	6	可				型式不詳

## (3) 油回収船

平成24年4月1日現在

担当部署	船名	機関名	総トン数	速力 (ノット)	航行区域	回収方式	回収能力 (kL/h)	貯油能力 (kL)	保有資機材			消火設備			備考
									オイルブエ ンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (Kg)	油アル化 剤 (Kg, L)	放水量 (L/分×基)	泡沫水量 (L/分×基)	
鹿児島	たからほ	JX日鉱日石石油マルサース ビス (株)	72	9.6	平水	付着 (ペルト)	60	31.74							099-345-2517
鹿児島	おのから	志布志石油備蓄機 志布志事業所	193	10	沿海	付着	84	131	G	1350O	255	0	3,000×1 4,100		0994-63-7511 090-3023-5648
串木野	大綱	南仁徳海運南地区 防災事業所	93	11	沿海	吸引式	30	20B	500G	2300M	200	0	4,000×1 5,300		0996-26-3576
串木野	ちかび くろしお	日本地下石油備蓄機 串木野事業所	193	9	沿海	その他	25×2	130C	400G	600P	2,300	2,300P	5,000×1 3,800	80×1 2,400	0996-32-9101

(4) オイルフェンス展張艇

平成24年4月1日現在

担当 部署	船名	機関名	総トン数又は 大きさ (全長×型幅 ×型深(m))	自航 能力	速力 (ノット)	航行 区域	保有資機材						展張 速度 (m/分)	巻揚 装置	備考
							オイルフェンス		油処理剤 (L)	油吸着材 (Kg)	油剤 (Kg、L)				
							名称	型				長さ (m)			
鹿兒島	あらせ	志布志石油備蓄所 志布志事業所	101	自航	10	沿海	改良B型	B	600	G	2,800	M	255	有	090-3023-6884
鹿兒島	ほよし	志布志石油備蓄所 志布志事業所	30×11×2.8	非自航			改良B型	B	2,200					有	
串木野	大綱	仁徳海運南地区 防災事業所	93	自航	11	沿海	KF-3B型	B	500	G	2,300	M	200	有	
串木野	ちかびくろしお	日本地下石油備蓄基地 串木野事業所	193	自航	9	沿海	住友コム	C	400	G	2,300	M	600 P	有	

## (5) タグボート

〔第十管区海上保安本部〕

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
							放水 量 (L/分×基) 原液保有量(L)	泡放水 量 (L/分×基) 原液保有量(L)	粉末放射 量 (Kg/秒×基) 薬剤保有量(Kg)	
鹿児島	日本海事興業(株) 鹿児島出張所(099-268-0202)	海興丸	196	15.1	沿岸	4	15,000×1 14,000	15,000×1 14,000		080-1922-2957
鹿児島	日本海事興業(株) 鹿児島出張所(099-268-0202)	明興丸	195	14.5	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3023-8620
鹿児島	日本海事興業(株) 鹿児島出張所(099-268-0202)	陽興丸	194	14.56	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3025-7040
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス(株)	第一喜入丸	230	13	平水	2	11,000×1 11,000	同左		099-345-2517
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス(株)	第二喜入丸	228	13	平水	2	11,000×1 11,000	同左		099-345-2517
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス(株)	第三喜入丸	247	13	平水	2	6,000×2 5,400	同左		099-345-2517
鹿児島	志布志石油備蓄(株) 志布志事業所 (0994-63-7511)	くこみ	154	12	沿海	3	18,000/m× 10kg/cm <sup>2</sup> /1	15200		090-3023-6409
鹿児島	日本海事興業(株) 志布志営業所 (099-473-2581)	東興丸	195	14	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3023-8013
志布志	南九州マリンサービス(株) (0994-72-4179)	きりしま丸	196	14	沿海	4	3,000/m×1	3,000/m×1 6,000	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ2,000kg 45kg/s×50m×1	090-7390-5450
志布志	志布志湾マリンサービス(株) (099-473-0491)	雄那丸	273.8	14	沿海	4	4,000/m×1 2,000/m×1	14,6m <sup>3</sup>	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ2,000kg 30kg/s×40m×1	090-3023-2166

## (6) その他船舶の状況

〔第十管区海上保安本部〕

第十管区海上保安本部の巡視船艇等(鹿児島県のみ)

平成24年4月1日現在

港名	船名	所属	総トン数	速力 ノット以上	備考
鹿児島	巡視船 おおすみ	鹿児島海上保安部	3100	22	
	巡視船 はやと		3100	22	
	巡視船 あかいし		1800	30	
	巡視船 さつま		1200	20	
	巡視船 こしき		1300	27	
	巡視艇 しろかぜ		26	30	
	巡視艇 さつかぜ		23	30	
喜入	巡視艇 さくらかぜ	喜入海上保安署	26	30	
山川	巡視船 せんだい	指宿海上保安署	540	18	
志布志	巡視艇 はつぎく	志布志海上保安署	26	29	
串木野	巡視船 とから	串木野海上保安部	335	35	
	巡視船 るりかぜ		26	30	
名瀬	巡視船 かいもん	奄美海上保安部	220	40	
	巡視艇 いそなみ		75	30	
古仁屋	巡視艇 うけゆり	古仁屋海上保安署	26	30	

## 7.4 林野火災対策用資機材

鹿児島県内森林管理署・林野火災対策用資機材一覧表

[九州森林管理局 企画調整室]  
平成24年1月27日現在

森林管理署	ジェット シュター	山 鋏	造林鎌	鉋	鋸	スコップ	備 考
大 隅	37	56	38	16	17	50	
北 薩	56	62	41	77	26	11	
鹿 児 島	[本 署]	42	140	70	55	20	55
	[大 島]	2	3	6	6	8	4
	[徳之島]	2	3	3	0	0	0
	小 計	46	146	79	61	28	59
屋 久 島	[本 署]	20	11	30	26	7	11
	[種子島]	3	1	0	0	0	4
	小 計	23	12	30	26	7	15
鹿 児 島 県 内 計	162	276	188	180	78	135	
摘 要							

7.4 林野火災対策用資機材〔続き〕

年度	貸与先	資材名	予立看板	防板	標版	警報旗	簡易防水用水	背負式動力ポンプ	可搬式消防ポンプ	水のう付手動ポンプ	総事業費(千円)	備考
55	加世田地区	消防組合	8	431	8			20		21	3,482	
55	枕崎市外3町	消防組合	4	100	8			27		30		
56	出水地区	消防組合	6	120	10		2	2	3	18	3,400	
56	阿久根地区	消防組合	5	110	10		2	1	2	18		
57	大口市外3町	消防組合	4	100	4		2	7	2	15	1,600	
58	始良郡西部地区	消防組合	2	156	6		3	18	1	18	1,600	ステッカー100枚ガイドブック70冊
59	川内地区	消防組合	4	102			3	7		37	1,600	ステッカー100枚映画フィルム1巻
60	日置地区	消防組合	8	128			3	8		30	1,600	ステッカー100枚
62	鹿児島市	消防局		40			2			14		
62	川内地区	消防組合	2	10							800	
62	大隅曾於地区	消防組合	2	10								
63	垂水市	消防本部		20				5		5		
63	熊毛地区	消防組合		20			1	2		5		
63	祁答院地区	消防組合						3		5	923	
63	出水地区	消防組合										
63	始良郡西部地区	消防組合	3									
元	大隅肝属地区	消防組合		15				5			495	
元	大隅肝属地区	消防組合										
2	始良郡西部地区	消防組合						2				
2	始良郡西部地区	消防組合								10	440	
3	串木野市	消防本部						4		4	485	森林火災予防標識4基
4	紫尾森林消防隊(薩摩町)							2		9	445	
5	枕崎地区	消防組合(知覧町)						2		9	446	
6	紫尾森林消防隊(祁答院町)							2		11	446	
7	大隅曾於地区	消防組合									446	
8	紫尾森林消防隊(宮之城)										845	チェンソー13台
9	阿久根地区	消防組合						9		10	869	
10	内之浦町	消防団						3		8	869	チェンソー3台、防火セット5
11	紫尾森林	消防隊									818	布水槽12基

## 7.5 空港災害対策用資機材

[鹿児島空港事務所]

### (1) 鹿児島空港における化学消防車及び救護車の配備状況

#### ア 化学消防車の配備状況

区分	所属		
	航空局		
(1) 車種	モリタ	モリタ	モリタ
(2) 馬力	900ps	750ps	580ps
(3) 放射能力	6,000ℓ/min	6,000ℓ/min	3,000ℓ/min
(4) 積載能力	水 12,500ℓ	水 12,500ℓ	水 3,000ℓ
	薬液 800ℓ	薬液 800ℓ	薬液 200ℓ
(5) 常置場所	鹿児島空港	鹿児島空港	鹿児島空港

#### イ 救護車の配備状況

空港用125型医療作業車 1台

### (2) 種子島空港消防・救護設備の概要

[土木部空港対策室]

#### ア 空港用消防車 2台 (森田ポンプ製)

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500ℓ

放射能力・・・1,000ℓ/分

ドライケミカル・・・135kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・6,100ℓ

放射能力・・・3,000/4,000ℓ/分

ドライケミカル・・・200kg

#### イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・3台

炭酸ガス消火器・・・2台

#### ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	革製	100
酸素吸入セット	1	手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1

品名	数量	品名	数量
副木セット	8	折りたたみ式車付担架	1
自動心電計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心拍心電計	1	ロングバックボード	1
電動式吸引器	1		

エ 関係機関

- ・ 中種子町
- ・ 鹿児島県熊毛支庁
- ・ 国土交通省大阪航空局種子島空港出張所
- ・ 種子島測候所種子島空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 種子島航空センター株式会社
- ・ 鹿児島海上保安部
- ・ 熊毛地区消防組合
- ・ 中種子町消防団
- ・ 種子島医師会
- ・ 鹿児島県西之表保健所
- ・ 種子島警察署

(3) 屋久島空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (森田ポンプ製)

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l /分  
ドライケミカル・・・135kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・6,100 l  
放射能力・・・3,000/4,000 l /分  
ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・3台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1

品名	数量	品名	数量
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副木セット	8	折りたたみ式車付担架	2
自動心電計	1	ブレックアウェイ <sup>®</sup> ールストレッチャー	17
心拍心電計	1	ロングバックボード	1
電動式吸引器	1		

エ 関係機関

- ・ 上屋久町
- ・ 鹿児島県屋久島事務所
- ・ 屋久島測候所
- ・ 航空会社
- ・ 屋久島空港ターミナルビル株式会社
- ・ 鹿児島海上保安部
- ・ 熊毛地区消防組合
- ・ 上屋久町消防団
- ・ 屋久島医師会
- ・ 鹿児島県屋久島保健所
- ・ 屋久島警察署

(4) 奄美空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 1台 (森田ポンプ製)

泡生産用水・・・4,500 l

放射能力・・・3,000 l /分

ドライケミカル・・・180kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・5台

ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	5	手袋プラスチック	2
人工蘇生器	2	〃 革 製	200
酸素吸入セット	1	〃 手術用	50

品 名	数量	品 名	数量
救急医療セット	3	乳酸リンゲル液	2
点滴セット	5	ブドウ糖液	2
減圧式固定担架	5	スクープストレッチャー	2
副 木 セ ッ ト	25	折りたたみ式車付担架	5
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイ <sup>®</sup> ールストレッチャー	48
心 拍 心 電 計	2	ロングバックボード <sup>®</sup>	4
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 笠利町
- ・ 鹿児島県大島支庁
- ・ 国土交通省大阪航空局奄美空港出張所
- ・ 名瀬測候所奄美空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 奄美空港ターミナルビル株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 大島地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県名瀬保健所
- ・ 名瀬警察署
- ・ 医療法人愛郷会笠利病院

(5) 喜界空港消防・教護設備の概要

ア 空港用消防車 1台(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l

放射能力・・・1,000 l /分

ドライケミカル・・・135kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人 工 蘇 生 器	1	〃 革 製	100

品 名	数量	品 名	数量
酸素吸入セット	1	〃 手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 喜界町
- ・ 鹿児島県喜界事務所
- ・ 航空会社
- ・ 株式会社奄美航空
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 大島地区消防組合
- ・ 喜界町消防団
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県名瀬保健所
- ・ 名瀬警察署

(6) 徳之島空港消防・教護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (東急車両及び森田ポンプ製)

(東急車両製)

泡生産用水・・・4,500 l  
放射能力・・・3,430 l/分  
ドライケミカル・・・100kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l/分  
ドライケミカル・・・135kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・1台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	5	手袋プラスチック	2
人工蘇生器	2	〃 革 製	30
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	24
救急医療セット	3	乳酸リンゲル液	5
点滴セット	5	ブドウ糖液	5
減圧式固定担架	5	スクープストレッチャー	5
副 木 セ ッ ト	54	折りたたみ式車付担架	10
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	50
心 拍 心 電 計	2	ロングバックボード	4
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 天城町
- ・ 鹿児島県徳之島事務所
- ・ 国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所
- ・ 名瀬測候所奄美空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 徳之島空港ビルディング株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 徳之島地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県徳之島保健所
- ・ 徳之島警察署

(7) 沖永良部空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (市原ポンプ及び帝国繊維製)

(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l/分  
ドライケミカル・・・135kg

(帝国繊維製)

泡生産用水・・・6,100 l  
放射能力・・・3,000/4,000 l/分  
ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・2台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 和泊町
- ・ 鹿児島県沖永良部事務所
- ・ 航空会社
- ・ 沖永良部空港株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 沖永良部与論地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 沖永良部警察署

(8) 与論空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 1台 (市原ポンプ及び帝国繊維製)

(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
 放射能力・・・1,000 l /分  
 ドライケミカル・・・135kg

(帝国繊維製)

泡生産用水・・・6,100 l  
 放射能力・・・3,000/4,000 l /分  
 ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・2台  
 炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 与論町
- ・ 鹿児島県沖永良部事務所
- ・ 航空会社
- ・ 与論空港株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 沖永良部与論地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 沖永良部警察署

## 7.6 応急工事に必要な機械器具類

### (1) 九州旅客鉄道株式会社

保線区分	種別	発電機	投光機	トラック	Wキャップ <sup>o</sup>	軌陸車	モーターカー	所要人員
鹿児島鉄道事業部		18	8	1	8	2	8	46
宮崎総合鉄道事業部		9	10	1	6	1	6	40
川内新幹線工務室		7	3	1	2	1	2	16
合計		34	21	3	16	4	16	102

### (2) 九州地方整備局

機械等名	台数	性能・規格	所在地
対策本部車	1	拡幅型	(鹿児島国道事務所) 鹿児島市
情報収集車	1	四輪駆動, ビデオカメラ搭載	鹿児島市
待機支援車	1	バス型	鹿児島市
応急組立橋	1	L=102m, B=6.5m	鹿児島市
衛星通信車	1	衛星通信移動局	鹿児島市
土石処理船	1	非自航, バックホウ式, 7m <sup>3</sup>	(大隅河川国道事務所) 鹿児島市(東桜島町)
排水ポンプ車	1	60m <sup>3</sup> /分	肝属郡肝付町前田 (前田車庫)
〃	1	60m <sup>3</sup> /分	肝属郡肝付町前田 (高山出張所)
〃	1	30m <sup>3</sup> /分	鹿屋市串良町岡崎 (岡崎車庫)
照明車	1	20KVA	肝属郡肝付町前田 (前田車庫)
〃	1	25KVA	肝属郡肝付町前田 (高山出張所)
〃	1	25KVA	鹿屋市串良町岡崎 (岡崎車庫)
土のう造成機	1	自走式 180袋/時	(川内川河川事務所) 薩摩川内市 (川内出張所)
排水ポンプ車	1	60m <sup>3</sup> /分	〃
〃	2	60m <sup>3</sup> /分	始良郡湧水町 (栗野防災ステーション)
〃	1	30m <sup>3</sup> /分	〃
〃	3	30m <sup>3</sup> /分	伊佐郡菱刈町 (菱刈出張所)
照明車	1	20KVA	薩摩川内市 (川内出張所)
〃	2	20KVA	始良郡湧水町 (栗野防災ステーション)
〃	2	25KVA	〃
〃	2	25KVA	伊佐郡菱刈町 (菱刈出張所)

注：県内に配備されている機械類のみ掲載

(3) 鹿児島港湾事務所

機 械 等 名	台 数	性 能 ・ 規 格	所 在 地
清 掃 船 (きんこう)	1 (隻)	8.5トン	鹿児島港本港区
クレーン車	1	4.9トン吊り	鹿児島港本港区 (北ふ頭4号上屋)



7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	日置市	曾於市	霧島市	南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市	伊佐市
車 輜	給水車(4t)							
	給水車(2t)							1
	給水車(1t)							
	トラック(4t)							
	トラック(2t)			3	1			
	軽トラック	2		6		6		
	ライトバン							
	軽バン	2				3		
	ユニック車							
	その他	1	2		1			
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)	トラック(1t)						
	給水タンク(1,800ℓ)			3				
	給水タンク(1,500ℓ)							
	給水タンク(1,200ℓ)							
	給水タンク(1,000ℓ)	1			2			
	給水タンク(500ℓ)		20		5			
	給水タンク(500ℓ未満)		2					
	ポリ容器(20ℓ)							
	ポリ容器(18ℓ)		20	15				
	ポリ容器(10ℓ)			20				
	ポリ容器(10ℓ未満)							
	ビニール袋(10ℓ以上)							
	ビニール袋(10ℓ未満)	300		7,000				
その他(応急給水用機材)								
器 材	応急給水装置							
	ろ過器							
	発電機			3				
	投光機			3				
	鉄管切断機							
	電動ホジ切機				1			
	その他							
	長管(50mm)	2		1	8			
	長管(75mm)	2		2	8			
	長管(100mm)	2		1	8			
長管(150mm)			5	2				
長管(200mm以上)								
継手類								
その他								

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	始良市	三島村	十島村	島村	さつま町	長島町	湧水町	大崎町	東串良町	錦江町
車輜	給水車(4t)									
	給水車(2t)						1			
	給水車(1t)									
	トラック(4t)	1								
	トラック(2t)	1								
	軽トラック	4						2		
	ライトバン	4								
	軽バン	8						2		
	ユニック車									
	その他	4								
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)	1								
	給水タンク(1,800ℓ)									
	給水タンク(1,500ℓ)	1				3				
	給水タンク(1,200ℓ)									
	給水タンク(1,000ℓ)	1				2	1			
	給水タンク(500ℓ)					3	4	2		
	給水タンク(500ℓ未満)									
	ポリ容器(20ℓ)			10						
	ポリ容器(18ℓ)				50			30		
	ポリ容器(10ℓ)				50				14	
器材	ポリ容器(10ℓ未満)									
	ビニール袋(10ℓ以上)	3,600				500				
	ビニール袋(10ℓ未満)	1,000						300	300	
	その他(応急給水用機材)									
	応急給水装置	1								
	ろ過器									
	発電機	4				2	1			1(100V×15A)
	投光機	5								
	鉄管切断機	2								
	電動ホジ切機	2								
管類	その他									
	長管(50mm)	6								
	長管(75mm)	3								
	長管(100mm)									
	長管(150mm)									
	長管(200mm以上)									
その他	継手類									トレッサ-類若干

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	南大隅町	肝付町	中種子町	南種子町	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
車輜	給水車(4t)							
	給水車(2t)							
	給水車(1t)		1					
	トラック(4t)							
	トラック(2t)				1			
	軽トラック		2	2			1	1
	ライトバン		1	1				
	軽バン				1			1
	ユニック車							
	その他							1
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)							1
	給水タンク(1,800ℓ)							
	給水タンク(1,500ℓ)							
	給水タンク(1,200ℓ)							2
	給水タンク(1,000ℓ)						2	
	給水タンク(500ℓ)	4		4				
	給水タンク(500ℓ未満)			2			3	
	ポリ容器(20ℓ)							
	ポリ容器(18ℓ)			10	1			20
	ポリ容器(10ℓ)			18	6			
器材	ポリ容器(10ℓ未満)							
	ビニール袋(10ℓ以上)							
	ビニール袋(10ℓ未満)							
	その他(応急給水用機材)							60・70ℓ各5
	応急給水装置							
	ろ過器							
	発電機			1			7	
	投光機			1	2		4	
	鉄管切断機							
	電動ホジ切機							
管類	その他							
	長管(50mm)						10	
	長管(75mm)						10	5
	長管(100mm)						10	5
	長管(150mm)						10	
	長管(200mm以上)						10	
その他	継手類						50	

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	喜界町	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町	計
車 輦	給水車(4t)							1
	給水車(2t)							7(3t車1台を含む)
	給水車(1t)							1
	トラック(4t)							2
	トラック(2t)					1	1	16
	軽トラック	2	1	2			1	56
	ライトバン							14
	軽バン		2			1		23
	ユニック車					1		1
	その他							その他(軽乗用等):14 トラック(2t未満):2
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)	2				1		13
	給水タンク(1,800ℓ)							1
	給水タンク(1,500ℓ)							6
	給水タンク(1,200ℓ)							3
	給水タンク(1,000ℓ)	1					1	38
	給水タンク(500ℓ)		2	1				77
	給水タンク(500ℓ未満)				1			24
	ポリ容器(20ℓ)					4		179
	ポリ容器(18ℓ)		20					755
	ポリ容器(10ℓ)							104
器 材	ポリ容器(10ℓ未満)							100
	ビニール袋(10ℓ以上)							4,700
	ビニール袋(10ℓ未満)							11,000
	その他(応急給水用機材)							
	応急給水装置							3
	ろ過器							4
	発電機		1				1	38
	投光機						1	23
	鉄管切断機						1	8
	電動ネジ切機							9
管 類	その他							
	長管(50mm)							111
	長管(75mm)							58
	長管(100mm)							72
	長管(150mm)							26
その他	長管(200mm以上)							10
	継手類							190

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

別紙 A

応急給水作業機材リスト

No.	品名	規格・形状	数量	単位	備考
1	トランジスタメガホン	TAO ER-500S	8	個	
2	充電式ライト	サンヨー NL-F1	8	個	
3	地下式消火栓用スタンドパイプ	φ65,H=900	8	本	
4	消火ホース	φ65,10m,町野式	8	本	
5	〃	φ65,2m,町野式	22	本	
6	バルブキー	φ25	8	本	
7	磁石式ステッカー	「応急給水車」	32	枚	
8	緊急用臨時給水栓	SUS φ65	22	個	

鹿児島市水道管路課

別紙 B

水道復旧作業機材リスト

No.	品名	規格・形状	数量	単位	備考
1	小型エンジン発電機	100V,2KVA	8	台	
2	自吸式ガソリンエンジンポンプ	3.5PS	4	台	
3	フレキシブルポンプ	5PS,口径50mm	4	台	
4	エンジンカッター	砥石14インチ	4	台	
5	電動水中ポンプ	100V,0.48KW	8	台	
6	拡散型ハロゲンランプ	100V,500W	16	個	
7	コードリール	15A,50m	8	個	
8	アルミパイプレンチ	H=900mm	16	本	
9	アルミパイプレンチ	H=450mm	16	本	
10	アルミハンドルボトルクリッパー	H=350mm	8	本	
11	パイプショベル	丸型	24	本	
12	パイプショベル	角型	16	本	
13	両ツルハシ		7	本	
14	八角金テコ	25×1500mm	7	本	
15	両口柄付大ハンマー	4.5kg	7	本	
16	標識万能パックロープ	30m	15	巻	
17	ターポリントラックシート	2t車用	8	枚	
18	携帯缶(油用)	容量20ℓ	8	缶	

鹿児島市水道管路課

7. 7 市町村別給水資機材の整備状況

別紙C

災害用備蓄資材リスト

鹿児島市水道管路課

番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量
1	ダクタイル鑄鉄管	A形 φ250	5	36	D異形管・11° 曲管	K形 φ900	2	71	特殊押輪<全周型>	K形 φ450	17	106	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ150	2
2	ダクタイル鑄鉄管	A形 φ300	6	37	D異形管・11° 曲管	K形 φ1000	2	72	特殊押輪<全周型>	K形 φ500	35	107	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ200	2
3	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ400	5	38	水道用仕切弁	φ250	2	73	特殊押輪<全周型>	K形 φ600	35	108	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ250	2
4	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ450	2	39	水道用仕切弁	φ300	3	74	特殊押輪<全周型>	K形 φ700	25	109	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ300	2
5	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ500	2	40	バタフライ弁	φ400	2	75	特殊押輪<全周型>	K形 φ800	76	110	形成ハックス(上水ワラン)	φ100	10
6	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ600	2	41	バタフライ弁	φ450	1	76	特殊押輪<全周型>	K形 φ900	17	111	形成ハックス(上水ワラン)	φ125	10
7	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ700	2	42	バタフライ弁	φ500	1	77	特殊押輪<全周型>	K形 φ1000	17	112	形成ハックス(上水ワラン)	φ150	10
8	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ800	4	43	バタフライ弁	φ600	1	78	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ100×417	20	113	形成ハックス(上水ワラン)	φ200	10
9	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ900	2	44	バタフライ弁	φ700	1	79	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ150×617	20	114	形成ハックス(上水ワラン)	φ250	10
10	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ1000	2	45	バタフライ弁	φ800	2	80	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ200×817	20	115	形成ハックス(上水ワラン)	φ300	10
11	D異形管・45° 曲管	A形 φ250	2	46	バタフライ弁	φ900	1	81	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ250×1017	10	116	六角ホルトナット(SUS製)	24×100	150
12	D異形管・45° 曲管	A-K形 φ300	3	47	バタフライ弁	φ1000	1	82	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ300×1217	10	117	六角ホルトナット(SUS製)	24×110	156
13	D異形管・45° 曲管	K形 φ400	2	48	D異形管・短管2号	K形 φ250	4	83	D異形管・栓	A-K形 φ250	6	118	六角ホルトナット(SUS製)	30×140	60
14	D異形管・45° 曲管	K形 φ450	1	49	D異形管・短管2号	K形 φ300	6	84	D異形管・栓	A-K形 φ300	6	119	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ75	30
15	D異形管・45° 曲管	K形 φ500	2	50	D異形管・短管2号	K形 φ400	4	85	D異形管・栓	K形 φ400	6	120	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ100	125
16	D異形管・45° 曲管	K形 φ600	2	51	D異形管・短管2号	K形 φ450	1	86	D異形管・栓	K形 φ450	2	121	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ150	50
17	D異形管・45° 曲管	K形 φ700	2	52	D異形管・短管2号	K形 φ500	2	87	D異形管・栓	K形 φ500	2	122	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ200	25
18	D異形管・45° 曲管	K形 φ800	2	53	D異形管・短管2号	K形 φ600	2	88	D異形管・栓	K形 φ600	2	123	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ250	8
19	D異形管・45° 曲管	K形 φ900	2	54	D異形管・短管2号	K形 φ700	2	89	D異形管・栓	K形 φ700	2	124	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ300	13
20	D異形管・45° 曲管	K形 φ1000	2	55	D異形管・短管2号	K形 φ800	4	90	D異形管・栓	K形 φ800	2	125	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ400	8
21	D異形管・22° 曲管	A形 φ250	2	56	D異形管・短管2号	K形 φ900	1	91	D異形管・栓	K形 φ900	2	126	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ450	1
22	D異形管・22° 曲管	A-K形 φ300	3	57	D異形管・短管2号	K形 φ1000	1	92	D異形管・栓	K形 φ1000	2	127	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ500	2
23	D異形管・22° 曲管	K形 φ400	2	58	D異形管・継ぎ輪	A-K形 φ250	34	93	メカ接続用短管	φ400	2	128	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ600	1
24	D異形管・22° 曲管	K形 φ450	1	59	D異形管・継ぎ輪	A-K形 φ300	51	94	メカ接続用短管	φ500	2	129	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ700	1
25	D異形管・22° 曲管	K形 φ500	2	60	D異形管・継ぎ輪	K形 φ400	38	95	メカ接続用短管	φ600	2	130	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ800	1
26	D異形管・22° 曲管	K形 φ600	2	61	D異形管・継ぎ輪	K形 φ450	7	96	メカ接続用短管	φ700	2	131	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ900	1
27	D異形管・22° 曲管	K形 φ700	2	62	D異形管・継ぎ輪	K形 φ500	16	97	メカ接続用短管	φ800	2	132	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ1000	1
28	D異形管・22° 曲管	K形 φ800	2	63	D異形管・継ぎ輪	K形 φ600	16	98	閉塞板(上水ワラン)	φ100	2	133	不断水ジョイント(鑄鉄)	6インチ	30
29	D異形管・22° 曲管	K形 φ900	2	64	D異形管・継ぎ輪	K形 φ700	11	99	閉塞板(上水ワラン)	φ125	2	134	不断水ジョイント(鑄鉄)	8インチ	30
30	D異形管・22° 曲管	K形 φ1000	2	65	D異形管・継ぎ輪	K形 φ800	35	100	閉塞板(上水ワラン)	φ150	2	135	不断水ジョイント(石綿)	φ75	2
31	D異形管・11° 曲管	K形 φ400	2	66	D異形管・継ぎ輪	K形 φ900	7	101	閉塞板(上水ワラン)	φ200	2	136	不断水ジョイント(石綿)	φ100	2
32	D異形管・11° 曲管	K形 φ500	2	67	D異形管・継ぎ輪	K形 φ1000	7	102	閉塞板(上水ワラン)	φ250	2	137	不断水ジョイント(石綿)	φ150	2
33	D異形管・11° 曲管	K形 φ600	2	68	特殊押輪<全周型>	K形 φ250	72	103	閉塞板(上水ワラン)	φ300	2	138	圧着ソケット	φ40	25
34	D異形管・11° 曲管	K形 φ700	2	69	特殊押輪<全周型>	K形 φ300	108	104	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ100	2	139	圧着ソケット	φ50	50
35	D異形管・11° 曲管	K形 φ800	2	70	特殊押輪<全周型>	K形 φ400	82	105	閉塞板(JIS7777)10kg/cm2	φ125	2	140	圧着ソケット	φ65	5
														合計	2,000

## 7.8 市町村生活物資の備蓄状況

〔保健福祉部社会福祉課〕

(平成21年4月1日現在)

市町村名	アルファ米 乾パン等 缶・袋(食)	飲料水 リットル	毛布 枚	タオルケット 枚	ブルーシート 敷物類 枚	簡易 トイレ 個	懐中電灯 個	土のう袋 枚	その他
鹿児島市			2,250	2,285					
薩摩川内市	6,936	28,000	78		679			45,606	ジャージ245枚, 肌着245枚, 排便処理袋400枚, 非常用固形燃料500個
鹿屋市	10,492		123	1,260	238			10,277	粉ミルク100缶, ポリ容器1,053個, 木杭1,525本, スコップ <sup>2</sup> 294丁 他
枕崎市			46	6	4		33	400	布団27組, 発電機1台
阿久根市			352	17					
出水市	1,700		1,200	720		38	53		
指宿市					29			5,000	布団10組, 軍手20組 大皿500枚
日置市		600			20			2,000	
曾於市			163		137		320	1,000	ローソク1320本, ポリタンク50個, テント67張 他
霧島市	3,947		284					55,695	給水袋(6リットル)5,420枚, ローソク200本
南さつま市			71		54			31,250	飲料水タンク・容器 228 個
志布志市		50	110						
奄美市			90		90		90	680	発電機1台
南九州市							10	5,000	発電機1台
伊佐市	966		243						クラッカー60個, 布団13枚 飲料水ポリタンク100個 他
さつま町			147	55	50		40		敷きパッド12枚, 飲料水 ポリタンク12個 他
加治木町			100		10			6,000	発電機2台
始良町	1,000		130	140					
蒲生町			40		10			8,300	
湧水町			134	89	30	10			日用品セット60セット
大崎町		600	10		10	78			
東串良町			60		4		10	500	非常用燃料40個 他
肝付町			300		150				
中種子町					30			800	ローソク50本, 炊きだしセット 4セット, 投光機2台
南種子町			30		10		16		ローソク20本, 投光機8台
大和村			19	11	11	5			日用品セット8セット
宇検村			200	60	10	20	25		寝袋20枚
龍郷町			30						
喜界町			250			54			発電機2台 エアータント2張
伊仙町			26	17	17				日用品セット17セット,
和泊町						54			
与論町			30			20			枕30個, ジャージ30着, 発電機1, 飲料水用缶20
計	25,041	29,250	6,516	4,660	1,593	279	597	172,508	(32市町村)

## 7.9 県警の災害装備機材

(県警察本部警備部警備課)

資機材名	数量	資機材名	数量
救命ボート	13隻	エンジンカッター	34台
水上バイク	1台	チェーンソー	47台
トイレカー	1台	レスキューフォース	39台
キッチンカー	1台	削岩機	3台
エアーテント	2張	衛星携帯電話	14機

## 7.10 自衛隊(国分駐屯地)の派遣時使用可能器材等

No.	器 材 名	数 量	No.	器 材 名	数 量
1	人命救助システム(中隊用器材)	2	16	医療セット(治療セット)	1
2	人命救助システム(小隊用器材)	8	17	救急用医療のう	20
3	人命救助システム(分隊用器材)	16	18	リペリングロープ(30m)	12
4	人命救助システム(個人用器材)	200	19	リペリングロープ(50m)	60
5	救 急 車	1	20	携帯除染器2型	20
6	ダンプカー(3 1/2t)	6	21	投光器(400W)	2
7	1 t 水 ト レ ラ ー	8	22	掛矢	50
8	5 t 水 ト レ ラ ー	0	23	ツルハシ	200
9	小 型 ド ー ザ	1	24	ショベル	600
10	バ ケ ッ ト ロ ー ダ	3	25	チェーンソー	50
11	軽 レ ッ カ ー	0	26	エンジンカッター	15
12	渡 河 ボ ー ト	1	27	エンジン式削岩機	15
13	救 命 胴 衣	60			
14	担 架( 直 棒 式 )	20			
15	医療セット(救命処置セット)	1			

## 7.11 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 [土木部住宅課]

### 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

#### (趣 旨)

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、鹿児島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

#### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

#### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

#### (住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

#### (費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

#### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県土木部住宅課、乙においては社団法人、プレハブ建築協会担当部とする。

#### (報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

#### (会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第11条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成 8年 3月 29日

甲 鹿児島市山下町14番50号

鹿児島県知事 土屋佳照

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会長 石橋 敬一

## 8 救急・医療に関する資料

[保健福祉部保健医療福祉課]

### 8.1 郡市医師会事務所等所在地

郡市医師会等名	電話・FAX	住 所
鹿児島市医師会	電話:099-226-3737 FAX:099-225-6099	〒892-0846 鹿児島市加治屋町3-10
川内市医師会	電話:0996-23-4612 FAX:0996-20-2647	〒895-0076 薩摩川内市大小路町70-26
鹿屋市医師会	電話:0994-43-4757 FAX:0994-44-3542	〒893-0064 鹿屋市西原3-7-39
枕崎市医師会	電話:0993-72-5059 FAX:0993-72-9223	〒898-0062 枕崎市寿町102-1
いちき串木野市医師会	電話:0996-32-7955 FAX:0996-32-9334	〒896-0016 いちき串木野市桜町38
伊佐市医師会	電話:0995-22-0589 FAX:0995-22-6659	〒895-2521 伊佐市大口鳥巣450
指宿医師会	電話:0993-24-2953 FAX:0993-23-4396	〒891-0403 指宿市十二町4484-4
南薩医師会	電話:0993-53-6062 FAX:0993-53-6060	〒897-0001 南さつま市加世田村原1-3-13
日置市医師会	電話:099-273-6669 FAX:099-273-4140	〒899-2503 日置市伊集院町妙円寺1-72-10
薩摩郡医師会	電話:0996-53-0326 FAX:0996-52-1609	〒895-1813 薩摩郡さつま町轟町510
出水郡医師会	電話:0996-63-0646 FAX:0996-62-6336	〒899-0201 出水市緑町10-25
姶良郡医師会	電話:0995-42-1205 FAX:0995-43-2044	〒899-5106 霧島市隼人町内山田1-6-62
曾於郡医師会	電話:0994-82-4893 FAX:0994-82-4894	〒899-8212 曾於市大隅町月野894
肝属郡医師会	電話:0994-22-3111 FAX:0994-22-3110	〒893-2301 肝属郡錦江町神川135-3
肝属東部医師会	電話:0994-65-0099 FAX:0994-65-0428	〒893-1207 肝属郡肝付町新富470-1
熊毛地区医師会	電話:0997-23-2548 FAX:0997-23-1031	〒891-3112 西之表市栄町2
大島郡医師会	電話:0997-52-0598 FAX:0997-54-0597	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-10
鹿児島大学医学部	電話:099-275-6902 FAX:099-275-0039	〒890-0075 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1

## 8.2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

[保健福祉部薬務課]

### 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医薬品卸業協同組合（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

#### （要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

#### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

#### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

#### （要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

#### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

#### （価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

#### （協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 28 年 6 月 25 日

(甲) 鹿児島市山下町 1-4-50  
鹿児島県知事職務代理者  
鹿児島県副知事 須賀 龍郎

(乙) 鹿児島市新栄町 5-1-0  
鹿児島県医薬品卸業協同組合  
理事長 富田 庸雄

## 8.2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

[保健福祉部薬務課]

### 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医薬品卸業協同組合（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

#### （要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

#### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

#### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

#### （要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

#### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

#### （価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

#### （協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 28 年 6 月 25 日

(甲) 鹿児島市山下町 1-4-50  
鹿児島県知事職務代理者  
鹿児島県副知事 須賀 龍郎

(乙) 鹿児島市新栄町 5-1-0  
鹿児島県医薬品卸業協同組合  
理事長 富田 庸雄

## 8.4 空港医療救護活動に関する協定

〔土木部港湾空港課〕

### 空港医療救護活動に関する協定書

中種子町（以下「甲」という。）と社団法人種子島医師会（以下「乙」という。）は、種子島空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

#### （要請）

第2条 甲は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

#### （医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

#### （医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- （3）医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認

#### （医療の資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

#### （消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合は、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合は、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合は、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成5年9月1日から平成6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成5年9月1日

甲 中種子町  
町 長 日 高 實 昭

乙 種子島医師会  
会 長 田 上 容 正

(注) その他、以下の通り空港医療救護活動に関する協定が締結されている。

- \* 上屋久町と社団法人屋久島地区医師会
- \* 笠利町と笠利町国民健康保険診療所
- \* 笠利町と社団法人大島郡医師会
- \* 喜界町と社団法人大島郡医師会
- \* 天城町と社団法人大島郡医師会
- \* 和泊町と社団法人大島郡医師会
- \* 与論町とパナウル診療所、与論徳洲会病院

## 8.5 トリアージ・タグの様式

### 1 大震災等大規模災害におけるトリアージ・タグの取扱いについて

- (1) 大震災等の広範囲の大規模災害で複数の救急救助関係機関が関わる場合に消防機関が使用するトリアージ・タグについては、次のとおりとする。

その使用及びレイアウトについては、別図のとおりとする。

① タグの形状及び寸法

23.2cm (縦) × 11cm (横) とする。

② タグの紙質

水に濡れても字が書けるなど丈夫な紙質とし、本体用紙はやや厚手のものとし、複写用紙は本紙用紙より薄手のものとする。

③ タグ用紙の枚数

3枚綴りとし、1枚目は「災害現場用」とし、2枚目は「搬送機関用」とし、3枚目の本体用紙は「収容医療機関用」とする。

④ タグの形式

モギリ式とし各モギリ片の幅は1.8cmとする。

⑤ タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色(Ⅲ)、非緊急治療群を黄色(Ⅱ)、最優先治療群を赤色(Ⅰ)、死亡及び不処置群を黒色(0)とする。

モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色の順で、それぞれ両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。

⑥ 傷病者及び消防機関に係る記載項目

ア 氏名

イ 年齢

ウ 性別

エ 住所

オ 電話

カ タグのNo.

キ トリアージ実施月日・時刻

ク トリアージ実施者氏名

ケ 搬送機関名

コ 収容医療機関名

サ トリアージ実施場所

シ バイタルサイン

ス トリアージ区分

セ 特記事項

ソ 人体図

なお、前記アからオに関しては外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。

トリアージ・タグの具体的な記載内容例，記載要領等

記 載 項 目	記 載 内 容 例 及 び 記 載 要 領
氏名，年齢，性別，住所，電話	傷病者の同定に関する記載項目については，外国人の家族や本人が記載することも想定し，これらの項目については英語を併記する。（性別にあっては，○印を付ける。）
タグのNo. トリアージ実施月日・時刻 トリアージ実施者氏名 輸送機関名 収容医療機関名	担当機関の同定項目 [ 輸送機関名（〇〇市消防本部〇〇救急隊） 収容医療機関名（〇〇病院・診療所） ]
トリアージ実施場所	トリアージを行った場所を記載する。 （災害発生現場・広域避難場所等の名称）
バイタルサイン	傷病者の意識，呼吸，脈拍，血圧について記載する。
トリアージ区分	軽処置群（Ⅲ），非緊急治療群（Ⅱ），最優先治療群（Ⅰ），死亡及び不処置群（Ⅰ） （モギリ部分と同じトリアージ区分に○印を付ける。）
特記事項	処置（止血，気道確保，人口呼吸等）及び搬送（体位，保温等）時に必要となる事項の他，傷病者の救出場所，服装等の特徴等必要となる事項を記載する。
人体図	負傷部位等必要となる事項を記載する。

(縦穴の直径は 3 mm)

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

○

(災害現場用) -----> 二枚目は (搬送機関用) と記載

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 覚醒している 刺激で覚醒する 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず
	血圧	/ mmHg

トリアージ区分	○	I	II	III
---------	---	---	----	-----

11.0

1.8  
6.2  
16.0  
8.0

三枚目

(収容医療機関用)

○				1.8
(収容医療機関用)				
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	6.2
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名		
搬送機関名		収容医療機関名		
トリアージ実施場所				
バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない	8.0
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸		
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず		
	血圧	/ mmHg		
トリアージ区分		○	I    II    III	
		○	(黒)	1.8
		I	(赤)	1.8
		II	(黄)	1.8
		III	(緑)	1.8
11.0				23.2

3 枚目裏

(収容医療機関用)

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

-----

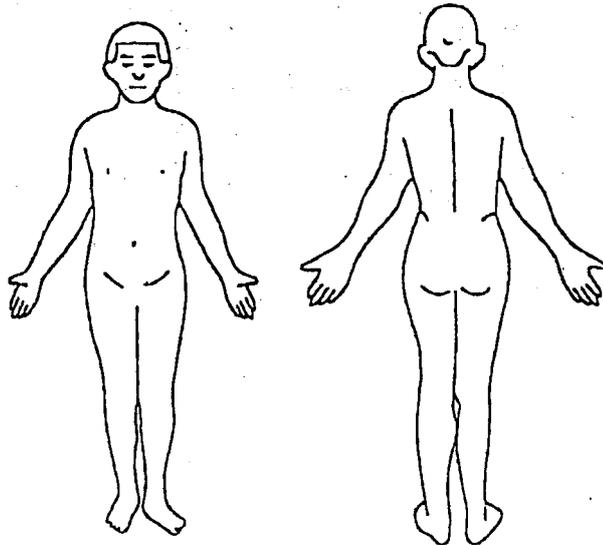
-----

-----

-----

-----

-----



○ (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

## 7 防災資機材等に関する資料

### 7.1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター「さつま」の概要

[危機管理局消防保安課]

諸元・性能

型 式	ベル式412EP型
定 員	13名(増槽タンク非装着時15名)
最 大 全 装 備 重 量	5,398kg
空 虚 重 量	3,820kg
有 効 搭 載 量	1,578kg
航 続 距 離	720km
巡 航 速 度	210km/h
最 大 巡 航 速 度	259km/h
限 界 高 度	6,096m
エ ン ジ ン	双発タービンエンジン
エ ン ジ ン 最 大 出 力	1,800SHP(馬力)
全 長	17.1m
全 幅	2.9m
全 高	4.6m
口 一 夕 一 径	14.0m

## 7.2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領

〔危機管理局消防保安課〕

### (趣旨)

第1 この要領は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（要綱第16条第1項第1号から第5号までに規定する活動による運航をいう。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

(3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。

（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合）

### (緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

### (緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱及び協定に基づき、市町村又は消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が鹿児島県防災航空センター所長（以下「運航管押責任者」という。）に対し行う。

2 前項の要請は、電話又はファクシミリにより行うものとする。この場合において、市町村等の長は、後日、速やかに鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記第1号様式）を運航管理責任者に提出するものとする。

### (緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象等を確認のうえ出動の可否を決定し、要綱第13条第1項に規定する運航指揮者に必要な指示をするとともに、市町村等の長にその旨、回答しなければならない。

- 2 運航指揮者は、前項の指示に基づき、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、鹿児島県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- (3) 地上支援等の準備
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 運航指導者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに、活動の内容を災害等活動速報(別記第2号様式)により運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書(別記第3号様式)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。
- 3 運航管理責任者は、前2項に規定する報告を受けた場合には、速やかに運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月26日から施行する。

## 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請基準

### 1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生のおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合。

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合。

(4) その他、災害応急対策活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

### 2 救急活動

(1) 山村、離島等からの救急患者の搬送

山村、離島等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも極めて有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の搬送

山村、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

(4) その他救急活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

### 3 火災防衛活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合。

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集調査活動を行う必要があると認められる場合。

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合。

- (4) その他、火災防衛活動上、特に、航空機による活動が有効と認められる場合。

#### 4 救助活動

- (1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助  
水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力等だけでは、対応できないと認められる場合。
- (2) 高層建築物火災による救助  
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合。
- (3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出  
大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合。
- (4) 高速道路及び自動車専用道路での事故救助  
高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合。
- (5) その他救助活動上、特に、航空機による活動が、有効と認められる場合。

#### 5 広域航空消防防災応援活動

県が締結している他県との相互応援協定等による相互応援。

### 7.3 海上災害対策用資機材

[第十管区海上保安本部]

(1) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスプレア (袋)	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)		型	量 (Kg)	形 状	量 (Kg,L)	
鹿児島	海上保安庁	B	280	G	1,422	80	M	113	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	D	5,400	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	S	846	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	B	300	G	306	—	M	57	P	17	
鹿児島	海上保安庁	—	200	S	—	—	—	—	—		
鹿児島	海上保安庁	—	—	G	450	—	M	102	—		
鹿児島	海上自衛隊鹿屋航空基地	B	720	G	450	—	M	990	—	75	
鹿児島	海上自衛隊鹿屋航空基地	—	—	—	—	—	O	160	—	P	
鹿児島	鹿児島港湾事務所	B	760	G	548	—	M	906	P	77L	
鹿児島	鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部(加治木港)	B	340	G	290	—	M	490	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁(西之表港)	B	140	G	258	—	M	275	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所(宮之浦港)	B	200	G	2,790	—	M	136	—		
鹿児島	鹿児島県熊毛支庁建設部(島間港)	B	140	G	258	—	M	300	—		
鹿児島	鹿屋港	B	720	G	18	—	M	300	—		
鹿児島	志布志港	B	340	G	296	—	M	200	—		
鹿児島	鹿児島市消防局	—	—	G	60	—	—	—	—		
鹿児島	桜島横山町	B	360	G	192	—	—	187	—		
鹿児島	南国殖産(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	360	—	—	323	P	170L	
鹿児島	東西オイルターミナル(株)鹿児島油槽所	B	1,350	G	900	—	M	224	P	144	
鹿児島	新日本石油(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	720	—	M	229	—		
鹿児島	出光興産(株)鹿児島油槽所	B	1,080	G	504	—	M	202	—		
鹿児島	井上石油(株)	—	—	—	—	—	M	75	—		
鹿児島	後藤石油(株)	B	80	G	36	—	M	20	—		
鹿児島	増田石油(株)鹿児島支店	B	60	G	50	—	M	17	P	10	
鹿児島	大東タンクターミナル(株)鹿児島油槽所	B	300	G	198	—	M	99	P		
鹿児島	岩崎産業(株)	B	25	G	18	—	M	40	—		
鹿児島	日米鉱油(株)鹿児島支店	B	40	G	72	—	M	10	—		
鹿児島	日本ガス株式会社 鹿児島工場	B	340	G	250	—	M	200	—		
鹿児島	鹿児島県漁業協同組合連合会	B	50	G	18	—	M	20	—		
鹿児島	鹿児島丸善商事古江油槽所	—	—	G	40	—	M	10	—		
鹿児島	九州電力(株)種子島第1発電所	A	300	G	504	—	M	45	—		
鹿児島	九州電力(株)新種子島発電所	A	300	G	630	—	M	100	—		
鹿児島	日米鉱油(株)種子島営業所	B	200	G	108	—	M	50	—		
鹿児島	屋久島電工(株)	B	335	G	540	—	M	255	—		
鹿児島	日米鉱油(株)屋久島油槽所	B	30	G	108	—	M	50	—		
鹿児島	日本海事興業(株)鹿児島営業所	—	—	G	6,980	—	—	—	—		

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスプレア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ(m)	型	量(l)		(袋)	型	量(Kg)	形状	
志布志	日本海事興業(株)志布志営業所			G	2,000						
志布志	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	B	2,900	G	8,980	21	M	2,530	P	2,860	ハイ・スプリント・ブーム500m(海防センターから譲渡)
	志布志国家石油備蓄(株)	C	2,640	S	1,800						
喜入	IX日鉱日石油基地(株)喜入基地	B	7,830	G	4,500		M	5,660	-		
喜入	IX日鉱日石油(株)喜入基地			G	8,180		M	595	-		
喜入	海上災害防止センター喜入基地	B	3,200	G	8,000		M	3,220	-		
鹿児島	小計		27,720		59,080	101		18,190		3,353	
指宿	海上保安庁	B	100	G	540		M	129	-		
指宿	鹿児島県南薩地域振興局建設部(枕崎漁港)	A	360	G	1,224		M	190	-		
指宿	恒吉石油(株)	B	200	G	306		M	900	-	9	
指宿	吉田石油(株)	A, B	280	G	288		M	105	-		
指宿	枕崎市漁業協同組合	A	310	G	558		M	192	-		
指宿	全国漁業協同組合連合会枕崎油槽所	B	380	G	900		M	240	-		
指宿	(株)旭石油	A	240	G	684		M	478	-		
指宿	増田石油(株)枕崎営業所	D	30	G	90		-	6	-		
指宿	鹿児島県南薩地域振興局建設部(山川漁港)	A	80								
指宿	小計		1,980		4,590	0		2,240		9	
串木野	海上保安庁			G	90	5	M	101	P	19	
串木野	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	A	100	S	720		M	175	-		
串木野	いちき串木野市役所			G	324		M	160	-		
串木野	いちき串木野市消防本部	B	140	G	63		M	84	-		
串木野	てらだ石油(株)	A	80	G	60		M	5	-		
串木野	鹿児島県北薩地域振興局建設部	A	460	G	828		M	234	-		
串木野	九州電力(株)川内発電所	B, C	1,360	G	2,538		M	581	P	420kg	
串木野	中越パルプ工業(株)川内工場	B	600	G	558		M	80	P	36L	
串木野	(有)仁徳海運南地区防災事業所	A	100	G	3,000		M	370	-		
串木野	(株)サンエントラックENEOSグループ川内川内ガスターミナル	A	400	-			-		-		
串木野	阿久根地区消防組合消防本部			G	324		-		-		
串木野	阿久根石油店	A	40	G	110		-	30	-		
串木野	出水地区消防組合消防本部			-			M	51	P	270	
串木野	南さつま市消防本部			-			M	85	-		
串木野	九州電力(株)甌島第一発電所	A	300	G	630		M	45	-		
串木野	日本地下石油備蓄(株)	C	2,300	G	5,650		M	1,600	P	5,130 L	
串木野	海上災害防止センター串木野基地	A	600	S	1,800		M	3860			
串木野	小計		6,480	G	18,869	5		7,461		5,875	

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスネア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)		型	量 (Kg)	形 状	量 (Kg,L)	
奄美	海上保安庁	B	260	G	450	20	M	110	-		
奄美	海上保安庁			D	1,800		M				
奄美	鹿児島県大島支庁建設部	B	420	G	252		M	224			
奄美	大島支庁喜界事務所	A	140	G	480		M	323			
奄美	大島支庁徳之島事務所(亀徳)	A	200	G	396		M	238			
奄美	大島支庁徳之島事務所(平土野)	A	120	G	540		M	400			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(和泊)	A	120	G	1,134		M	390			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(知名)	B	300	G	954		M	505			
奄美	大島支庁沖永良部事務所(与論)	A	160	G	2,358		M	1,220			
奄美	大島地区消防組合本部			-			-				
奄美	九州電力株名瀬発電所	A	400	G	504		M	45			
奄美	九州電力株竜郷発電所	A	460	G	630		M	300			
奄美	九州電力株新喜界発電所			G	630		M	45			
奄美	九州電力株新徳之島発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	九州電力株新知名発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	九州電力株新与論発電所	A	300	G	630		M	100			
奄美	有村商事株番屋油槽所	B	150	G	230		M	30			
奄美	有村商事株亀徳油槽所	B	200	G	378		M	50			
奄美	有村商事株早町油槽所	B	200	G	378		M	50			
奄美	大島石油株奄美油槽所	A	280	G	414		M	90			
奄美	大島石油株前肥田油槽所	A	80	G	50		M	30			
奄美	大島石油株徳之島油槽所	A	80	G	180		M	90			
奄美	(株)大豊石油番屋油槽所	B	80	G	100		M	51			
奄美	鹿児島県奄美市笠利総合支所	B	80	G	400		M	150			
奄美	鹿児島県龍郷町	B	80	G	396		M	150			
奄美	竹山産業開発(株)	A	100	G	18		M	119			
奄美	小計		4,810		14,652	20		4,910		0	
古仁屋	海上保安庁			S	324		M	34	P		
古仁屋	海上自衛隊奄美基地分遣隊						M	45			
古仁屋	鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所	B	120	G	504		M	170			
古仁屋	大島石油株古仁屋営業所	B	320	G	36		M	50			
古仁屋	九州電力株古仁屋発電所	A	200	G	504		M	45			
古仁屋	小計		640		1,368	0		344		0	
合計			41,630		98,559	126		33,145		9,237	

◆オイルフェンス A:A型、B:B型、C:C型、D:D型、F:フェンス型 ◆油処理剤 G:通常型、D:高粘度対応型、S:自己攪拌型

◆油吸着材 M:マット型、R:ロール

## (2) 油回収装置

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	装置名	製造者	基数	回収方式	回収能力 (KL/h)	船舶搭載の可否	装置を積載する船舶			備考
								船名	装置の固定方法	回収油貯蔵容量 (t×基)	
鹿児島	海上保安庁	LSC	株式会社カネヤス	1	1 付着-ブランス式	25	可	1,000トン型巡視船	舷側ボルト固定	10×2 (7.5t×1)	他管区から1,000トン型巡視船の派遣が必要
鹿児島	海上保安庁	SKIM PAK 2000	DOUGLAS ENGINEERING 日立協和エンジニアリング(株) (日本ファルル(株))	1	1 堰式	7	可	巡視船艇		0.75×1	鹿児島海上保安部保管
鹿児島	海上保安庁	DELTA SKIMMER	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリウス(株)	1	1 吸引式	30	可	巡視船艇		1.5×2 (7.5t×1)	喜入保安署保管
鹿児島	出光興産(株) 鹿児島油槽所	SLURP	AMBLER ENGINEERING (株)エタック	1	1 吸引式	12	可	谷山1号 谷山2号	ロープで固縛	ドラム缶10本	099-262-2711
喜入	JX日鉱日石石油基地(株)	GT-185型	フロアスマリーソン社	1	1 堰式	65	可				
喜入	JX日鉱日石石油基地(株)	DESMI-250型	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	65	可				
志布志	志布志石油備蓄(株)	トランススレッジ200	FRAMO社	1	1 堰式	200	可				海上災害防止センターから譲渡された。
志布志	志布志石油備蓄(株)	SEA DEVIL	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリウス(株)	1	1 付着-ディスク式	75	可				
志布志	志布志石油備蓄(株)	KOMARA STAR	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガテリウス(株)	1	1 付着-ディスク式	15	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	DESMI-TERMINATOR	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	100	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	DESMI-TERMITE	RO-CLEAN DESMI	1	1 堰式	30	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	SKIM PAK 4000	DOUGLAS ENGINEERING 日立協和エンジニアリング(株) (日本ファルル(株))	1	1 堰式	7	可				
串木野	日本地下石油備蓄(株) 串木野	スキム・ゲッター	株式会社ケカカル	1	1 フロートボクソン式	6	可				型式不詳

## (3) 油回収船

平成24年4月1日現在

担当部署	船名	機関名	総トン数	速力 (ノット)	航行区域	回収方式	回収能力 (kL/h)	貯油能力 (kL)	保有資機材			消火設備			備考	
									オイルブエ ンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (Kg)	油アル化 剤 (Kg, L)	放水量 (L/分×基)	泡沫水量 (L/分×基)		粉末放射量 (kg/秒×基)
鹿兒島	たからほ	JX日鉱日石石油マルンサービス (株)	72	9.6	平水	付着 (べつ)	60	31.74								099-345-2517
鹿兒島	おのから	志布志石油備蓄(株) 志布志事業所	193	10	沿海	付着	84	131	G	1350O	255	0	3,000×1 4,100			0994-63-7511 090-3023-5648
串木野	大綱	南仁徳海運南地区 防災事業所	93	11	沿海	吸引式	30	20B	500G	2300M	200	0	4,000×1 5,300			0996-26-3576
串木野	ちかび くろしお	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所	193	9	沿海	その他	25×2	130C	400G	600P	2,300	2,300	5,000×1 3,800	80×1 2,400		0996-32-9101

(4) オイルフェンス展張艇

平成24年4月1日現在

担当 部署	船名	機関名	総トン数又 は大きさ (全長×型幅 型深(m))	自航 能力	速力 (ノット)	航行 区域	保有資機材						展張 速度 (m/分)	巻揚 装置	備考
							オイルフェンス		油処理剤 (L)	油吸着材 (Kg)	油剤 化 剤 (Kg、L)				
							名称	型 長さ (m)							
鹿兒島	あらせ	志布志石油備蓄所 志布志事業所	101	自航	10	沿海	改良B型	B	600	G	2,800	M	255	有	090-3023-6884
鹿兒島	ほよし	志布志石油備蓄所 志布志事業所	30×11×2.8	非自航			改良B型	B	2,200					有	
串木野	大綱	仁徳海運南地区 防災事業所	93	自航	11	沿海	KF-3B型	B	500	G	2,300	M	200	有	
串木野	ちかびくろしお	日本地下石油備蓄基地 串木野事業所	193	自航	9	沿海	住友コム	C	400	G	2,300	M	600	有	

## (5) タグボート

〔第十管区海上保安本部〕

平成24年4月1日現在

担当部署	機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
							放水 量 (L/分×基) 原液保有量(L)	泡放水 量 (L/分×基) 原液保有量(L)	粉末放射 量 (Kg/秒×基) 薬剤保有量(Kg)	
鹿児島	日本海事興業㈱ 鹿児島出張所(099-268-0202)	海興丸	196	15.1	沿岸	4	15,000×1 14,000	15,000×1 14,000		080-1922-2957
鹿児島	日本海事興業㈱ 鹿児島出張所(099-268-0202)	明興丸	195	14.5	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3023-8620
鹿児島	日本海事興業㈱ 鹿児島出張所(099-268-0202)	陽興丸	194	14.56	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3025-7040
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス㈱	第一喜入丸	230	13	平水	2	11,000×1 11,000	同左		099-345-2517
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス㈱	第二喜入丸	228	13	平水	2	11,000×1 11,000	同左		099-345-2517
喜入	JX日鉱日石石油マリンサービス㈱	第三喜入丸	247	13	平水	2	6,000×2 5,400	同左		099-345-2517
鹿児島	志布志石油備蓄㈱ 志布志事業所 (0994-63-7511)	くこみ	154	12	沿海	3	18,000/m× 10kg/cm <sup>2</sup> /1	15200		090-3023-6409
鹿児島	日本海事興業㈱ 志布志営業所 (099-473-2581)	東興丸	195	14	沿海	4	4,000×2 5,400	4,000×2 5,400	45kg/s×50m×1 ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ3,000kg	090-3023-8013
志布志	南九州マリンサービス㈱ (0994-72-4179)	きりしま丸	196	14	沿海	4	3,000/m×1	3,000/m×1 6,000	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ2,000kg 45kg/s×50m×1	090-7390-5450
志布志	志布志湾マリンサービス㈱ (099-473-0491)	雄邦丸	273.8	14	沿海	4	4,000/m×1 2,000/m×1	14,6m <sup>3</sup>	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｶﾞ2,000kg 30kg/s×40m×1	090-3023-2166

## (6) その他船舶の状況

〔第十管区海上保安本部〕

第十管区海上保安本部の巡視船艇等(鹿児島県のみ)

平成24年4月1日現在

港名	船名	所属	総トン数	速力 ノット以上	備考
鹿児島	巡視船 おおすみ	鹿児島海上保安部	3100	22	
	巡視船 はやと		3100	22	
	巡視船 あかいし		1800	30	
	巡視船 さつま		1200	20	
	巡視船 こしき		1300	27	
	巡視艇 しろかぜ		26	30	
	巡視艇 さつかぜ		23	30	
喜入	巡視艇 さくらかぜ	喜入海上保安署	26	30	
山川	巡視船 せんだい	指宿海上保安署	540	18	
志布志	巡視艇 はつぎく	志布志海上保安署	26	29	
串木野	巡視船 とから	串木野海上保安部	335	35	
	巡視船 るりかぜ		26	30	
名瀬	巡視船 かいもん	奄美海上保安部	220	40	
	巡視艇 いそなみ		75	30	
古仁屋	巡視艇 うけゆり	古仁屋海上保安署	26	30	

## 7.4 林野火災対策用資機材

鹿児島県内森林管理署・林野火災対策用資機材一覧表

[九州森林管理局 企画調整室]  
平成24年1月27日現在

森林管理署		ジェット シュター	山 鋏	造林鎌	鉋	鋸	スコップ	備 考
大 隅		37	56	38	16	17	50	
北 薩		56	62	41	77	26	11	
鹿 児 島	[本 署]	42	140	70	55	20	55	
	[大 島]	2	3	6	6	8	4	
	[徳之島]	2	3	3	0	0	0	
	小 計	46	146	79	61	28	59	
屋 久 島	[本 署]	20	11	30	26	7	11	
	[種子島]	3	1	0	0	0	4	
	小 計	23	12	30	26	7	15	
鹿 児 島 県 内 計		162	276	188	180	78	135	
摘 要								

7.4 林野火災対策用資機材〔続き〕

年度	貸与先	資材名	予立看板	防板	版	警報旗	簡易防水用水	背負式動力ポンプ	可搬式消防ポンプ	水のう付手動ポンプ	総事業費(千円)	備	考
55	加世田地区	消防組合	8	431	8			20		21	3,482		
55	枕崎市外3町	消防組合	4	100	8			27		30			
56	出水地区	消防組合	6	120	10		2	2	3	18	3,400		
56	阿久根地区	消防組合	5	110	10		2	1	2	18			
57	大口市外3町	消防組合	4	100	4		2	7	2	15	1,600		
58	始良郡西部地区	消防組合	2	156	6		3	18	1	18	1,600		ステッカー100枚ガイドブック70冊
59	川内地区	消防組合	4	102			3	7		37	1,600		ステッカー100枚映画フィルム1巻
60	日置地区	消防組合	8	128			3	8		30	1,600		ステッカー100枚
62	鹿児島市	消防局		40			2			14			
62	川内地区	消防組合	2	10							800		
62	大隅曾於地区	消防組合	2	10									
63	垂水市	消防本部		20				5		5			
63	熊毛地区	消防組合		20			1	2		5			
63	祁答院地区	消防組合						3		5	923		
63	出水地区	消防組合											
63	始良郡西部地区	消防組合	3										
元	大隅肝属地区	消防組合		15				5			495		
元	大隅肝属地区	消防組合											
2	始良郡西部地区	消防組合						2					
2	始良郡西部地区	消防組合								10	440		
3	串木野市	消防本部						4		4	485		森林火災予防標識4基
4	紫尾森林消防隊(薩摩町)							2		9	445		
5	枕崎地区	消防組合(知覧町)						2		9	446		
6	紫尾森林消防隊(祁答院町)							2		11	446		
7	大隅曾於地区	消防組合									446		
8	紫尾森林消防隊(宮之城)										845		チェンソー13台
9	阿久根地区	消防組合						9		10	869		
10	内之浦町	消防団						3		8	869		チェンソー3台、防火セット5
11	紫尾森林	消防隊									818		布水槽12基

## 7.5 空港災害対策用資機材

[鹿児島空港事務所]

### (1) 鹿児島空港における化学消防車及び救護車の配備状況

#### ア 化学消防車の配備状況

区分	所属		
	航空局		
(1) 車種	モリタ	モリタ	モリタ
(2) 馬力	900ps	750ps	580ps
(3) 放射能力	6,000ℓ/min	6,000ℓ/min	3,000ℓ/min
(4) 積載能力	水 12,500ℓ	水 12,500ℓ	水 3,000ℓ
	薬液 800ℓ	薬液 800ℓ	薬液 200ℓ
(5) 常置場所	鹿児島空港	鹿児島空港	鹿児島空港

#### イ 救護車の配備状況

空港用125型医療作業車 1台

### (2) 種子島空港消防・救護設備の概要

[土木部空港対策室]

#### ア 空港用消防車 2台 (森田ポンプ製)

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500ℓ  
放射能力・・・1,000ℓ/分  
ドライケミカル・・・135kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・6,100ℓ  
放射能力・・・3,000/4,000ℓ/分  
ドライケミカル・・・200kg

#### イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・3台  
炭酸ガス消火器・・・2台

#### ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	革製	100
酸素吸入セット	1	手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1

品名	数量	品名	数量
副木セット	8	折りたたみ式車付担架	1
自動心電計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心拍心電計	1	ロングバックボード	1
電動式吸引器	1		

エ 関係機関

- ・ 中種子町
- ・ 鹿児島県熊毛支庁
- ・ 国土交通省大阪航空局種子島空港出張所
- ・ 種子島測候所種子島空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 種子島航空センター株式会社
- ・ 鹿児島海上保安部
- ・ 熊毛地区消防組合
- ・ 中種子町消防団
- ・ 種子島医師会
- ・ 鹿児島県西之表保健所
- ・ 種子島警察署

(3) 屋久島空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (森田ポンプ製)

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l /分  
ドライケミカル・・・135kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・6,100 l  
放射能力・・・3,000/4,000 l /分  
ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・3台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1

品名	数量	品名	数量
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副木セット	8	折りたたみ式車付担架	2
自動心電計	1	ブレックアウェイ <sup>®</sup> ールストレッチャー	17
心拍心電計	1	ロングバックボード	1
電動式吸引器	1		

エ 関係機関

- ・ 上屋久町
- ・ 鹿児島県屋久島事務所
- ・ 屋久島測候所
- ・ 航空会社
- ・ 屋久島空港ターミナルビル株式会社
- ・ 鹿児島海上保安部
- ・ 熊毛地区消防組合
- ・ 上屋久町消防団
- ・ 屋久島医師会
- ・ 鹿児島県屋久島保健所
- ・ 屋久島警察署

(4) 奄美空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 1台 (森田ポンプ製)

泡生産用水・・・4,500 l

放射能力・・・3,000 l /分

ドライケミカル・・・180kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・5台

ウ 救護設備等

品名	数量	品名	数量
手動式人工蘇生器	5	手袋プラスチック	2
人工蘇生器	2	〃 革 製	200
酸素吸入セット	1	〃 手術用	50

品 名	数量	品 名	数量
救急医療セット	3	乳酸リンゲル液	2
点滴セット	5	ブドウ糖液	2
減圧式固定担架	5	スクープストレッチャー	2
副 木 セ ッ ト	25	折りたたみ式車付担架	5
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイ <sup>®</sup> ールストレッチャー	48
心 拍 心 電 計	2	ロングバックボード <sup>®</sup>	4
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 笠利町
- ・ 鹿児島県大島支庁
- ・ 国土交通省大阪航空局奄美空港出張所
- ・ 名瀬測候所奄美空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 奄美空港ターミナルビル株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 大島地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県名瀬保健所
- ・ 名瀬警察署
- ・ 医療法人愛郷会笠利病院

(5) 喜界空港消防・教護設備の概要

ア 空港用消防車 1台(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・・・・1,500 l

放射能力・・・・・・1,000 l /分

ドライケミカル・・・・135kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人 工 蘇 生 器	1	〃 革 製	100

品 名	数量	品 名	数量
酸素吸入セット	1	〃 手術用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 喜界町
- ・ 鹿児島県喜界事務所
- ・ 航空会社
- ・ 株式会社奄美航空
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 大島地区消防組合
- ・ 喜界町消防団
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県名瀬保健所
- ・ 名瀬警察署

(6) 徳之島空港消防・教護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (東急車両及び森田ポンプ製)

(東急車両製)

泡生産用水・・・4,500 l  
放射能力・・・3,430 l/分  
ドライケミカル・・・100kg

(森田ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l/分  
ドライケミカル・・・135kg

イ 空港消防用大型消火器

車載式消火器・・・1台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	5	手袋プラスチック	2
人工蘇生器	2	〃 革 製	30
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	24
救急医療セット	3	乳酸リンゲル液	5
点滴セット	5	ブドウ糖液	5
減圧式固定担架	5	スクープストレッチャー	5
副 木 セ ッ ト	54	折りたたみ式車付担架	10
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	50
心 拍 心 電 計	2	ロングバックボード	4
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 天城町
- ・ 鹿児島県徳之島事務所
- ・ 国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所
- ・ 名瀬測候所奄美空港出張所
- ・ 航空会社
- ・ 徳之島空港ビルディング株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 徳之島地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 鹿児島県徳之島保健所
- ・ 徳之島警察署

(7) 沖永良部空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 2台 (市原ポンプ及び帝国繊維製)

(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
放射能力・・・1,000 l/分  
ドライケミカル・・・135kg

(帝国繊維製)

泡生産用水・・・6,100 l  
放射能力・・・3,000/4,000 l/分  
ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・2台  
炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 和泊町
- ・ 鹿児島県沖永良部事務所
- ・ 航空会社
- ・ 沖永良部空港株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 沖永良部与論地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 沖永良部警察署

(8) 与論空港消防・救護設備の概要

ア 空港用消防車 1台 (市原ポンプ及び帝国繊維製)

(市原ポンプ製)

泡生産用水・・・1,500 l  
 放射能力・・・1,000 l /分  
 ドライケミカル・・・135kg

(帝国繊維製)

泡生産用水・・・6,100 l  
 放射能力・・・3,000/4,000 l /分  
 ドライケミカル・・・200kg

イ 空港消防用大型消火器

泡沫消火器・・・2台  
 炭酸ガス消火器・・・2台

ウ 救護設備等

品 名	数量	品 名	数量
手動式人工蘇生器	2	手袋プラスチック	1
人工蘇生器	1	〃 革 製	100
酸素吸入セット	1	〃 手 術 用	25
救急医療セット	1	乳酸リンゲル液	1
点滴セット	2	ブドウ糖液	1
減圧式固定担架	2	スクープストレッチャー	1
副 木 セ ッ ト	8	折りたたみ式車付担架	2
自 動 心 電 計	1	ブレックアウェイホールストレッチャー	17
心 拍 心 電 計	1	ロングバックボード	1
電 動 式 吸 引 器	1		

エ 関係機関

- ・ 与論町
- ・ 鹿児島県沖永良部事務所
- ・ 航空会社
- ・ 与論空港株式会社
- ・ 名瀬海上保安部
- ・ 沖永良部与論地区消防組合
- ・ 大島郡医師会
- ・ 沖永良部警察署

## 7.6 応急工事に必要な機械器具類

### (1) 九州旅客鉄道株式会社

保線区分	種別	発電機	投光機	トラック	Wキャブ <sup>o</sup>	軌陸車	モーターカー	所要人員
鹿児島鉄道事業部		18	8	1	8	2	8	46
宮崎総合鉄道事業部		9	10	1	6	1	6	40
川内新幹線工務室		7	3	1	2	1	2	16
合計		34	21	3	16	4	16	102

### (2) 九州地方整備局

機械等名	台数	性能・規格	所在地
対策本部車	1	拡幅型	(鹿児島国道事務所) 鹿児島市
情報収集車	1	四輪駆動, ビデオカメラ搭載	鹿児島市
待機支援車	1	バス型	鹿児島市
応急組立橋	1	L=102m, B=6.5m	鹿児島市
衛星通信車	1	衛星通信移動局	鹿児島市
土石処理船	1	非自航, バックホウ式, 7m <sup>3</sup>	(大隅河川国道事務所) 鹿児島市(東桜島町)
排水ポンプ車	1	60m <sup>3</sup> /分	肝属郡肝付町前田 (前田車庫)
〃	1	60m <sup>3</sup> /分	肝属郡肝付町前田 (高山出張所)
〃	1	30m <sup>3</sup> /分	鹿屋市串良町岡崎 (岡崎車庫)
照明車	1	20KVA	肝属郡肝付町前田 (前田車庫)
〃	1	25KVA	肝属郡肝付町前田 (高山出張所)
〃	1	25KVA	鹿屋市串良町岡崎 (岡崎車庫)
土のう造成機	1	自走式 180袋/時	(川内川河川事務所) 薩摩川内市 (川内出張所)
排水ポンプ車	1	60m <sup>3</sup> /分	〃
〃	2	60m <sup>3</sup> /分	始良郡湧水町 (栗野防災ステーション)
〃	1	30m <sup>3</sup> /分	〃
〃	3	30m <sup>3</sup> /分	伊佐郡菱刈町 (菱刈出張所)
照明車	1	20KVA	薩摩川内市 (川内出張所)
〃	2	20KVA	始良郡湧水町 (栗野防災ステーション)
〃	2	25KVA	〃
〃	2	25KVA	伊佐郡菱刈町 (菱刈出張所)

注：県内に配備されている機械類のみ掲載

(3) 鹿児島港湾事務所

機 械 等 名	台 数	性 能 ・ 規 格	所 在 地
清 掃 船 (きんこう)	1 (隻)	8.5トン	鹿児島港本港区
クレーン車	1	4.9トン吊り	鹿児島港本港区 (北ふ頭4号上屋)

## 7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市	指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市
車輜	給水車(4t)	1							
	給水車(2t)	1	1					1	1
	給水車(1t)								
	トラック(4t)							1	
	トラック(2t)	2		1				3	
	軽トラック			3	2	2	1		1
	ライトバン				2	2			
	軽バン					1			
	ユニーク車								
	その他			1			1	2	
	トラック(1.5t)								
給水タンク(2,000ℓ以上)					1				
給水タンク(1,800ℓ)									
給水タンク(1,500ℓ)						1			
給水タンク(1,200ℓ)									
給水タンク(1,000ℓ)	8		2	1	1				
給水タンク(500ℓ)				3		2			
給水タンク(500ℓ未満)				1		3			
ポリ容器 (20ℓ)									
ポリ容器 (18ℓ)					200	75			
ポリ容器 (10ℓ)	125(12ℓ)					10			
ポリ容器 (10ℓ未満)									
ビニール袋 (10ℓ以上)									
ビニール袋 (10ℓ未満)	7950(6ℓ)			100		700			
その他(応急給水用機材)	(別紙A)								
応急給水装置									
ろ過器	4								
発電機				1		2			
投光機				3				1	
鉄管切断機									
電動ホジ切機	1				1				
その他	(別紙B)								
長管(50mm)					2				
長管(75mm)					2				
長管(100mm)					3				
長管(150mm)					2				
長管(200mm以上)									
継手類						70	50		
その他	(別紙C)							ホリエチレン管 4巻	

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	日置市	曽於市	於市	霧島市	南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市	伊佐市
車 輜	給水車(4t)								
	給水車(2t)								1
	給水車(1t)								
	トラック(4t)								
	トラック(2t)				3	1			
	軽トラック	2		1	6		6		2
	ライトバン								
	軽バン	2					3		
	ユニック車								
	その他	1		2					1
	トラック(1t)								
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)								
	給水タンク(1,800ℓ)				3		3		
	給水タンク(1,500ℓ)								
	給水タンク(1,200ℓ)								
	給水タンク(1,000ℓ)	1				2		1	
	給水タンク(500ℓ)			20		5		1	4
	給水タンク(500ℓ未満)			2			3	1	8
	ポリ容器(20ℓ)								23
	ポリ容器(18ℓ)			20	15			190	
	ポリ容器(10ℓ)				20				
器 材	ポリ容器(10ℓ未満)							100	
	ビニール袋(10ℓ以上)								
	ビニール袋(10ℓ未満)	300			7,000			700	
	その他(応急給水用機材)								
	応急給水装置								
	ろ過器								
	発電機				3				2
	投光機				3				
	鉄管切断機								1
	電動ホジ切機					1			1
管 類	その他								
	長管(50mm)	2			1	5		10	
	長管(75mm)	2			2	5		5	2
	長管(100mm)	2			1	2		5	2
	長管(150mm)				5	1		5	
	長管(200mm以上)								
そ の 他	継手類							10	

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	始良市	三島村	十島村	島村	さつま町	長島町	湧水町	大崎町	東串良町	錦江町
車輜	給水車(4t)									
	給水車(2t)						1			
	給水車(1t)									
	トラック(4t)	1								
	トラック(2t)	1								
	軽トラック	4						2		
	ライトバン	4								
	軽バン	8						2		
	ユニック車									
	その他	4								
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)	1								
	給水タンク(1,800ℓ)									
	給水タンク(1,500ℓ)	1				3				
	給水タンク(1,200ℓ)									
	給水タンク(1,000ℓ)	1				2	1			
	給水タンク(500ℓ)					3	4	2		
	給水タンク(500ℓ未満)									
	ポリ容器(20ℓ)			10						
	ポリ容器(18ℓ)				50			30		
	ポリ容器(10ℓ)				50					
器材	ポリ容器(10ℓ未満)									
	ビニール袋(10ℓ以上)	3,600				500				
	ビニール袋(10ℓ未満)	1,000						300	300	
	その他(応急給水用機材)									
	応急給水装置	1								
	ろ過器									
	発電機	4								1(100V×15A)
	投光機	5								
	鉄管切断機	2								
	電動ホジ切機	2								
管類	その他									
	長管(50mm)	6								
	長管(75mm)	3								
	長管(100mm)									
	長管(150mm)									
	長管(200mm以上)									
その他	継手類									トレッサ-類若干

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	南大隅町	肝付町	中種子町	南種子町	屋久島町	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
車輜	給水車(4t)								
	給水車(2t)		1(3t車)						
	給水車(1t)		1						
	トラック(4t)								
	トラック(2t)					1			
	軽トラック		2	2		1	1	1	1
	ライトバン		1	1					
	軽バン				1				1
	ユニック車								
	その他								1
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)								1
	給水タンク(1,800ℓ)								
	給水タンク(1,500ℓ)								
	給水タンク(1,200ℓ)								2
	給水タンク(1,000ℓ)					2			
	給水タンク(500ℓ)	4		4					
	給水タンク(500ℓ未満)			2			3		
	ポリ容器(20ℓ)								
	ポリ容器(18ℓ)			10		1		20	
	ポリ容器(10ℓ)			18		6			
器材	ポリ容器(10ℓ未満)								
	ビニール袋(10ℓ以上)								
	ビニール袋(10ℓ未満)								
	その他(応急給水用機材)								60・70ℓ各5
	応急給水装置								
	ろ過器								
	発電機			1			7	1	
	投光機			1		2	2	4	
	鉄管切断機					1			
	電動ホジ切機								
管類	その他								
	長管(50mm)							10	
	長管(75mm)							10	5
	長管(100mm)							10	5
	長管(150mm)							10	
	長管(200mm以上)							10	
その他	継手類							50	

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

保健福祉部生活衛生課  
(平成23年5月1日現在)

市町村名	喜界町	徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町	計
車 輦	給水車(4t)							1
	給水車(2t)							7(3t車1台を含む)
	給水車(1t)							1
	トラック(4t)							2
	トラック(2t)					1	1	16
	軽トラック	2	1	2		1	1	56
	ライトバン							14
	軽バン		2			1		23
	ユニック車					1		1
	その他							その他(軽乗用等):14 トラック(2t未満):2
給水容器	給水タンク(2,000ℓ以上)	2				1		13
	給水タンク(1,800ℓ)							1
	給水タンク(1,500ℓ)							6
	給水タンク(1,200ℓ)							3
	給水タンク(1,000ℓ)	1					1	38
	給水タンク(500ℓ)		2			1		77
	給水タンク(500ℓ未満)							24
	ポリ容器(20ℓ)					4		179
	ポリ容器(18ℓ)		20					755
	ポリ容器(10ℓ)							104
器 材	ポリ容器(10ℓ未満)							100
	ビニール袋(10ℓ以上)							4,700
	ビニール袋(10ℓ未満)							11,000
	その他(応急給水用機材)							
	応急給水装置							3
	ろ過器							4
	発電機		1			1	1	38
	投光機						1	23
	鉄管切断機						1	8
	電動ネジ切機							9
管 類	その他							
	長管(50mm)							111
	長管(75mm)							58
	長管(100mm)							72
	長管(150mm)							26
その他	長管(200mm以上)							10
	継手類							190

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

別紙 A

応急給水作業機材リスト

No.	品名	規格・形状	数量	単位	備考
1	トランジスタメガホン	TAO ER-500S	8	個	
2	充電式ライト	サンヨー NL-F1	8	個	
3	地下式消火栓用スタンドパイプ	φ65,H=900	8	本	
4	消火ホース	φ65,10m,町野式	8	本	
5	〃	φ65,2m,町野式	22	本	
6	バルブキー	φ25	8	本	
7	磁石式ステッカー	「応急給水車」	32	枚	
8	緊急用臨時給水栓	SUS φ65	22	個	

鹿児島市水道管路課

別紙 B

水道復旧作業機材リスト

No.	品名	規格・形状	数量	単位	備考
1	小型エンジン発電機	100V,2KVA	8	台	
2	自吸式ガソリンエンジンポンプ	3.5PS	4	台	
3	フレキシブルポンプ	5PS,口径50mm	4	台	
4	エンジンカッター	砥石14インチ	4	台	
5	電動水中ポンプ	100V,0.48KW	8	台	
6	拡散型ハロゲンランプ	100V,500W	16	個	
7	コードリール	15A,50m	8	個	
8	アルミパイプレンチ	H=900mm	16	本	
9	アルミパイプレンチ	H=450mm	16	本	
10	アルミハンドルボトルクリッパー	H=350mm	8	本	
11	パイプショベル	丸型	24	本	
12	パイプショベル	角型	16	本	
13	両ツルハシ		7	本	
14	八角金テコ	25×1500mm	7	本	
15	両口柄付大ハンマー	4.5kg	7	本	
16	標識万能パックロープ	30m	15	巻	
17	ターポリントラックシート	2t車用	8	枚	
18	携帯缶(油用)	容量20ℓ	8	缶	

鹿児島市水道管路課

7.7 市町村別給水資機材の整備状況

別紙C

災害用備蓄資材リスト

鹿児島市水道管路課

番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量	番号	品名	形状寸法	数量
1	ダクタイル鑄鉄管	A形 φ250	5	36	D異形管・11°曲管	K形 φ900	2	71	特殊押輪<全周型>	K形 φ450	17	106	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ150	2
2	ダクタイル鑄鉄管	A形 φ300	6	37	D異形管・11°曲管	K形 φ1000	2	72	特殊押輪<全周型>	K形 φ500	35	107	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ200	2
3	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ400	5	38	水道用仕切弁	φ250	2	73	特殊押輪<全周型>	K形 φ600	35	108	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ250	2
4	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ450	2	39	水道用仕切弁	φ300	3	74	特殊押輪<全周型>	K形 φ700	25	109	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ300	2
5	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ500	2	40	バタフライ弁	φ400	2	75	特殊押輪<全周型>	K形 φ800	76	110	形成ハツケン(上水ワラン)	φ100	10
6	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ600	2	41	バタフライ弁	φ450	1	76	特殊押輪<全周型>	K形 φ900	17	111	形成ハツケン(上水ワラン)	φ125	10
7	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ700	2	42	バタフライ弁	φ500	1	77	特殊押輪<全周型>	K形 φ1000	17	112	形成ハツケン(上水ワラン)	φ150	10
8	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ800	4	43	バタフライ弁	φ600	1	78	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ100×417	20	113	形成ハツケン(上水ワラン)	φ200	10
9	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ900	2	44	バタフライ弁	φ700	1	79	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ150×617	20	114	形成ハツケン(上水ワラン)	φ250	10
10	ダクタイル鑄鉄管	K形 φ1000	2	45	バタフライ弁	φ800	2	80	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ200×817	20	115	形成ハツケン(上水ワラン)	φ300	10
11	D異形管・45°曲管	A形 φ250	2	46	バタフライ弁	φ900	1	81	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ250×1017	10	116	六角ホルト付(SUS製)	24×100	150
12	D異形管・45°曲管	A-K形 φ300	3	47	バタフライ弁	φ1000	1	82	D異形管・旭形継ぎ輪	A形 φ300×1217	10	117	六角ホルト付(SUS製)	24×110	156
13	D異形管・45°曲管	K形 φ400	2	48	D異形管・短管2号	K形 φ250	4	83	D異形管・栓	A-K形 φ250	6	118	六角ホルト付(SUS製)	30×140	60
14	D異形管・45°曲管	K形 φ450	1	49	D異形管・短管2号	K形 φ300	6	84	D異形管・栓	A-K形 φ300	6	119	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ75	30
15	D異形管・45°曲管	K形 φ500	2	50	D異形管・短管2号	K形 φ400	4	85	D異形管・栓	K形 φ400	6	120	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ100	125
16	D異形管・45°曲管	K形 φ600	2	51	D異形管・短管2号	K形 φ450	1	86	D異形管・栓	K形 φ450	2	121	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ150	50
17	D異形管・45°曲管	K形 φ700	2	52	D異形管・短管2号	K形 φ500	2	87	D異形管・栓	K形 φ500	2	122	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ200	25
18	D異形管・45°曲管	K形 φ800	2	53	D異形管・短管2号	K形 φ600	2	88	D異形管・栓	K形 φ600	2	123	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ250	8
19	D異形管・45°曲管	K形 φ900	2	54	D異形管・短管2号	K形 φ700	2	89	D異形管・栓	K形 φ700	2	124	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ300	13
20	D異形管・45°曲管	K形 φ1000	2	55	D異形管・短管2号	K形 φ800	4	90	D異形管・栓	K形 φ800	2	125	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ400	8
21	D異形管・22°曲管	A形 φ250	2	56	D異形管・短管2号	K形 φ900	1	91	D異形管・栓	K形 φ900	2	126	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ450	1
22	D異形管・22°曲管	A-K形 φ300	3	57	D異形管・短管2号	K形 φ1000	1	92	D異形管・栓	K形 φ1000	2	127	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ500	2
23	D異形管・22°曲管	K形 φ400	2	58	D異形管・継ぎ輪	A-K形 φ250	34	93	メカ接続用短管	φ400	2	128	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ600	1
24	D異形管・22°曲管	K形 φ450	1	59	D異形管・継ぎ輪	A-K形 φ300	51	94	メカ接続用短管	φ500	2	129	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ700	1
25	D異形管・22°曲管	K形 φ500	2	60	D異形管・継ぎ輪	K形 φ400	38	95	メカ接続用短管	φ600	2	130	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ800	1
26	D異形管・22°曲管	K形 φ600	2	61	D異形管・継ぎ輪	K形 φ450	7	96	メカ接続用短管	φ700	2	131	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ900	1
27	D異形管・22°曲管	K形 φ700	2	62	D異形管・継ぎ輪	K形 φ500	16	97	メカ接続用短管	φ800	2	132	不断水ジョイント(鑄鉄)	φ1000	1
28	D異形管・22°曲管	K形 φ800	2	63	D異形管・継ぎ輪	K形 φ600	16	98	閉塞板(上水ワラン)	φ100	2	133	不断水ジョイント(鑄鉄)	6インチ	30
29	D異形管・22°曲管	K形 φ900	2	64	D異形管・継ぎ輪	K形 φ700	11	99	閉塞板(上水ワラン)	φ125	2	134	不断水ジョイント(鑄鉄)	8インチ	30
30	D異形管・22°曲管	K形 φ1000	2	65	D異形管・継ぎ輪	K形 φ800	35	100	閉塞板(上水ワラン)	φ150	2	135	不断水ジョイント(石綿)	φ75	2
31	D異形管・11°曲管	K形 φ400	2	66	D異形管・継ぎ輪	K形 φ900	7	101	閉塞板(上水ワラン)	φ200	2	136	不断水ジョイント(石綿)	φ100	2
32	D異形管・11°曲管	K形 φ500	2	67	D異形管・継ぎ輪	K形 φ1000	7	102	閉塞板(上水ワラン)	φ250	2	137	不断水ジョイント(石綿)	φ150	2
33	D異形管・11°曲管	K形 φ600	2	68	特殊押輪<全周型>	K形 φ250	72	103	閉塞板(上水ワラン)	φ300	2	138	圧着ソケット	φ40	25
34	D異形管・11°曲管	K形 φ700	2	69	特殊押輪<全周型>	K形 φ300	108	104	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ100	2	139	圧着ソケット	φ50	50
35	D異形管・11°曲管	K形 φ800	2	70	特殊押輪<全周型>	K形 φ400	82	105	閉塞板(JIS7737)10kg/cm2	φ125	2	140	圧着ソケット	φ65	5
														合計	2,000

## 7.8 市町村生活物資の備蓄状況

〔保健福祉部社会福祉課〕

(平成21年4月1日現在)

市町村名	アルファ米 乾パン等 缶・袋(食)	飲料水 リットル	毛布 枚	タオルケット 枚	ブルーシート 敷物類 枚	簡易 トイレ 個	懐中電灯 個	土のう袋 枚	その他
鹿児島市			2,250	2,285					
薩摩川内市	6,936	28,000	78		679			45,606	ジャージ245枚, 肌着245枚, 排便処理袋400枚, 非常用固形燃料500個
鹿屋市	10,492		123	1,260	238			10,277	粉ミルク100缶, ポリ容器1,053個, 木杭1,525本, スコップ <sup>2</sup> 294丁 他
枕崎市			46	6	4		33	400	布団27組, 発電機1台
阿久根市			352	17					
出水市	1,700		1,200	720		38	53		
指宿市					29			5,000	布団10組, 軍手20組 大皿500枚
日置市		600			20			2,000	
曾於市			163		137		320	1,000	ローソク1320本, ポリタンク50個, テント67張 他
霧島市	3,947		284					55,695	給水袋(6リットル)5,420枚, ローソク200本
南さつま市			71		54			31,250	飲料水タンク・容器 228 個
志布志市		50	110						
奄美市			90		90		90	680	発電機1台
南九州市							10	5,000	発電機1台
伊佐市	966		243						クラッカー60個, 布団13枚 飲料水ポリタンク100個 他
さつま町			147	55	50		40		敷きパッド12枚, 飲料水 ポリタンク12個 他
加治木町			100		10			6,000	発電機2台
始良町	1,000		130	140					
蒲生町			40		10			8,300	
湧水町			134	89	30	10			日用品セット60セット
大崎町		600	10		10	78			
東串良町			60		4		10	500	非常用燃料40個 他
肝付町			300		150				
中種子町					30			800	ローソク50本, 炊きだしセット 4セット, 投光機2台
南種子町			30		10		16		ローソク20本, 投光機8台
大和村			19	11	11	5			日用品セット8セット
宇検村			200	60	10	20	25		寝袋20枚
龍郷町			30						
喜界町			250			54			発電機2台 エアータント2張
伊仙町			26	17	17				日用品セット17セット,
和泊町						54			
与論町			30			20			枕30個, ジャージ30着, 発電機1, 飲料水用缶20
計	25,041	29,250	6,516	4,660	1,593	279	597	172,508	(32市町村)

## 7.9 県警の災害装備機材

(県警察本部警備部警備課)

資機材名	数量	資機材名	数量
救命ボート	13隻	エンジンカッター	34台
水上バイク	1台	チェーンソー	47台
トイレカー	1台	レスキューフォース	39台
キッチンカー	1台	削岩機	3台
エアーテント	2張	衛星携帯電話	14機

## 7.10 自衛隊(国分駐屯地)の派遣時使用可能器材等

No.	器 材 名	数 量	No.	器 材 名	数 量
1	人命救助システム(中隊用器材)	2	16	医療セット(治療セット)	1
2	人命救助システム(小隊用器材)	8	17	救急用医療のう	20
3	人命救助システム(分隊用器材)	16	18	リペリングロープ(30m)	12
4	人命救助システム(個人用器材)	200	19	リペリングロープ(50m)	60
5	救 急 車	1	20	携帯除染器2型	20
6	ダンプカー(3 1/2t)	6	21	投光器(400W)	2
7	1 t 水 ト レ ラ ー	8	22	掛矢	50
8	5 t 水 ト レ ラ ー	0	23	ツルハシ	200
9	小 型 ド ー ザ	1	24	シヨベル	600
10	バ ケ ッ ト ロ ー ダ	3	25	チェーンソー	50
11	軽 レ ッ カ ー	0	26	エンジンカッター	15
12	渡 河 ボ ー ト	1	27	エンジン式削岩機	15
13	救 命 胴 衣	60			
14	担 架( 直 棒 式 )	20			
15	医療セット(救命処置セット)	1			

## 7.11 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 [土木部住宅課]

### 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

#### (趣 旨)

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、鹿児島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

#### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

#### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

#### (住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

#### (費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

#### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県土木部住宅課、乙においては社団法人、プレハブ建築協会担当部とする。

#### (報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

#### (会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第11条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成 8年 3月 29日

甲 鹿児島市山下町14番50号

鹿児島県知事 土 屋 佳 照

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 石 橋 敬 一

## 8 救急・医療に関する資料

[保健福祉部保健医療福祉課]

### 8.1 郡市医師会事務所等所在地

郡市医師会等名	電話・FAX	住 所
鹿児島市医師会	電話:099-226-3737 FAX:099-225-6099	〒892-0846 鹿児島市加治屋町3-10
川内市医師会	電話:0996-23-4612 FAX:0996-20-2647	〒895-0076 薩摩川内市大小路町70-26
鹿屋市医師会	電話:0994-43-4757 FAX:0994-44-3542	〒893-0064 鹿屋市西原3-7-39
枕崎市医師会	電話:0993-72-5059 FAX:0993-72-9223	〒898-0062 枕崎市寿町102-1
いちき串木野市医師会	電話:0996-32-7955 FAX:0996-32-9334	〒896-0016 いちき串木野市桜町38
伊佐市医師会	電話:0995-22-0589 FAX:0995-22-6659	〒895-2521 伊佐市大口鳥巣450
指宿医師会	電話:0993-24-2953 FAX:0993-23-4396	〒891-0403 指宿市十二町4484-4
南薩医師会	電話:0993-53-6062 FAX:0993-53-6060	〒897-0001 南さつま市加世田村原1-3-13
日置市医師会	電話:099-273-6669 FAX:099-273-4140	〒899-2503 日置市伊集院町妙円寺1-72-10
薩摩郡医師会	電話:0996-53-0326 FAX:0996-52-1609	〒895-1813 薩摩郡さつま町轟町510
出水郡医師会	電話:0996-63-0646 FAX:0996-62-6336	〒899-0201 出水市緑町10-25
姶良郡医師会	電話:0995-42-1205 FAX:0995-43-2044	〒899-5106 霧島市隼人町内山田1-6-62
曾於郡医師会	電話:0994-82-4893 FAX:0994-82-4894	〒899-8212 曾於市大隅町月野894
肝属郡医師会	電話:0994-22-3111 FAX:0994-22-3110	〒893-2301 肝属郡錦江町神川135-3
肝属東部医師会	電話:0994-65-0099 FAX:0994-65-0428	〒893-1207 肝属郡肝付町新富470-1
熊毛地区医師会	電話:0997-23-2548 FAX:0997-23-1031	〒891-3112 西之表市栄町2
大島郡医師会	電話:0997-52-0598 FAX:0997-54-0597	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-10
鹿児島大学医学部	電話:099-275-6902 FAX:099-275-0039	〒890-0075 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1

## 8.2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

[保健福祉部薬務課]

### 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医薬品卸業協同組合（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

#### （要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

#### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

#### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

#### （要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

#### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

#### （価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

#### （協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 28年 6月 25日

(甲) 鹿児島市山下町1-4-50  
鹿児島県知事職務代理者  
鹿児島県副知事 須賀 龍郎

(乙) 鹿児島市新栄町5-1-0  
鹿児島県医薬品卸業協同組合  
理事長 富田 庸雄

## 8.2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

[保健福祉部薬務課]

### 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医薬品卸業協同組合（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

#### （要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

#### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

#### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

#### （要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

#### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

#### （価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

#### （協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 28 年 6 月 25 日

(甲) 鹿児島市山下町 1-4-50  
鹿児島県知事職務代理者  
鹿児島県副知事 須賀 龍郎

(乙) 鹿児島市新栄町 5-1-0  
鹿児島県医薬品卸業協同組合  
理事長 富田 庸雄

## 8.4 空港医療救護活動に関する協定

〔土木部港湾空港課〕

### 空港医療救護活動に関する協定書

中種子町（以下「甲」という。）と社団法人種子島医師会（以下「乙」という。）は、種子島空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要性が生じたときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- （3）医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認

（医療の資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合は、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合は、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合は、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成5年9月1日から平成6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成5年9月1日

甲 中種子町  
町 長 日 高 實 昭

乙 種子島医師会  
会 長 田 上 容 正

(注) その他、以下の通り空港医療救護活動に関する協定が締結されている。

- \* 上屋久町と社団法人屋久島地区医師会
- \* 笠利町と笠利町国民健康保険診療所
- \* 笠利町と社団法人大島郡医師会
- \* 喜界町と社団法人大島郡医師会
- \* 天城町と社団法人大島郡医師会
- \* 和泊町と社団法人大島郡医師会
- \* 与論町とパナウル診療所、与論徳洲会病院

## 8.5 トリアージ・タグの様式

### 1 大震災等大規模災害におけるトリアージ・タグの取扱いについて

- (1) 大震災等の広範囲の大規模災害で複数の救急救助関係機関が関わる場合に消防機関が使用するトリアージ・タグについては、次のとおりとする。

その使用及びレイアウトについては、別図のとおりとする。

① タグの形状及び寸法

23.2cm (縦) × 11cm (横) とする。

② タグの紙質

水に濡れても字が書けるなど丈夫な紙質とし、本体用紙はやや厚手のものとし、複写用紙は本紙用紙より薄手のものとする。

③ タグ用紙の枚数

3枚綴りとし、1枚目は「災害現場用」とし、2枚目は「搬送機関用」とし、3枚目の本体用紙は「収容医療機関用」とする。

④ タグの形式

モギリ式とし各モギリ片の幅は1.8cmとする。

⑤ タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色(Ⅲ)、非緊急治療群を黄色(Ⅱ)、最優先治療群を赤色(Ⅰ)、死亡及び不処置群を黒色(0)とする。

モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色の順で、それぞれ両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。

⑥ 傷病者及び消防機関に係る記載項目

ア 氏名

イ 年齢

ウ 性別

エ 住所

オ 電話

カ タグのNo.

キ トリアージ実施月日・時刻

ク トリアージ実施者氏名

ケ 搬送機関名

コ 収容医療機関名

サ トリアージ実施場所

シ バイタルサイン

ス トリアージ区分

セ 特記事項

ソ 人体図

なお、前記アからオに関しては外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。

トリアージ・タグの具体的な記載内容例，記載要領等

記 載 項 目	記 載 内 容 例 及 び 記 載 要 領
氏名，年齢，性別，住所，電話	傷病者の同定に関する記載項目については，外国人の家族や本人が記載することも想定し，これらの項目については英語を併記する。（性別にあっては，○印を付ける。）
タグのNo. トリアージ実施月日・時刻 トリアージ実施者氏名 輸送機関名 収容医療機関名	担当機関の同定項目 [ 輸送機関名（〇〇市消防本部〇〇救急隊） 収容医療機関名（〇〇病院・診療所） ]
トリアージ実施場所	トリアージを行った場所を記載する。 （災害発生現場・広域避難場所等の名称）
バイタルサイン	傷病者の意識，呼吸，脈拍，血圧について記載する。
トリアージ区分	軽処置群（Ⅲ），非緊急治療群（Ⅱ），最優先治療群（Ⅰ），死亡及び不処置群（Ⅰ） （モギリ部分と同じトリアージ区分に○印を付ける。）
特記事項	処置（止血，気道確保，人口呼吸等）及び搬送（体位，保温等）時に必要となる事項の他，傷病者の救出場所，服装等の特徴等必要となる事項を記載する。
人体図	負傷部位等必要となる事項を記載する。

(縦穴の直径は 3 mm)

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

○

(災害現場用) -----> 二枚目は (搬送機関用) と記載

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 覚醒している 刺激で覚醒する 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず
	血圧	/ mmHg

トリアージ区分	○ I II III
---------	------------

11.0

1.8  
6.2  
16.0  
8.0

三枚目

(収容医療機関用)

(収容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸	
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分		○	I II III

○	(黒)	1.8
I	(赤)	1.8
II	(黄)	1.8
III	(緑)	1.8

1.8

6.2

23.2

8.0

1.8

1.8

1.8

1.8

11.0

3 枚目裏

(収容医療機関用)

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

.....

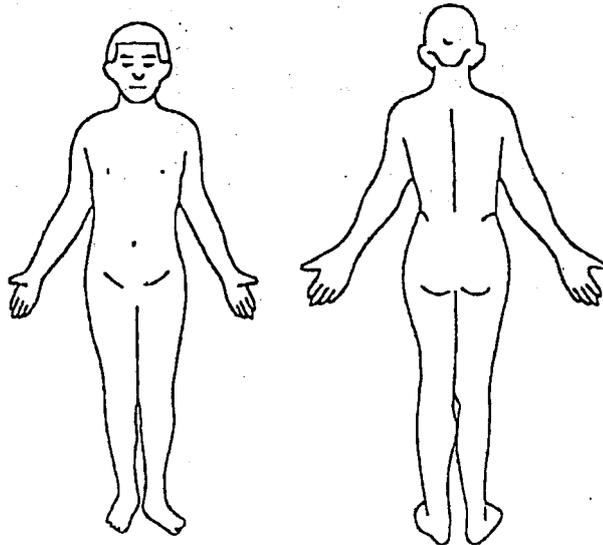
.....

.....

.....

.....

.....



○ (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

## 9 防疫・衛生に関する資料

### 9.1 ごみ処理施設(焼却施設)

(環境林務部廃棄物・リサイクル対策課)

処理能力200kg以上

平成22年4月1日現在

番号	設置主体名	規模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造 燃焼方式	工事年度		施設所在地	施工業者	ばいじん処理方式	灰溶融
					着工	竣工				
1	鹿 児 島 市	530	2	全連 スターカー(可動)	14	18	鹿児島市犬迫町11900	三菱重工業	バグフィルタ 発電8,700kw	有り
2		300	2	全連 スターカー(可動)	2	5				
3	指 宿 市	56.25	1	准連 スターカー(可動)	8	9	指宿市十二町首尾坂4692-1	住原インフィルコ	バグフィルタ	
4		135	2	全連 スターカー(可動)	4	6				
5	薩 摩 川 内 市	7	1	機バ 固定床式	2	3	薩摩川内市里町里2773	富士環境	バグフィルタ	
6		2.8	1	機バ 固定床式	7	7				
7	日 置 市	8	1	機バ スターカー(可動)	62	63	薩摩川内市下甕町青瀬字後ノ迫1268-1	東レンジエンジニアリング	バグフィルタ	
8		81	2	准連 スターカー(可動)	9	10				
9	曾 於 市	20	2	機バ スターカー(可動)	6	8	曾於市末吉町二之方5339	太陽築炉	電気集じん機	
10		162	2	全連 ガス化溶融(ロータリーキルカス)	12	14				
11	い ち き 串 木 野 市	50	2	機バ スターカー(可動)	9	10	いちき串木野市冠嶽10660	川崎技研	バグフィルタ	
12		74	2	全連 スターカー(可動)	18	20				
13	さ つ ま 町	40	2	機バ スターカー(可動)	7	9	さつま町湯田松ヶ迫2734-8	川崎技研	バグフィルタ	
14		14	1	准連 炭化	15	17				
15	喜 界 町	12	1	機バ スターカー(可動)	3	4	喜界町大字湾625-1	三和動熱	バグフィルタ	

16	与論町	10	1	機バ ストーカー(可動)	57	57	与論町茶花2040-1	川崎技研	バグフィルタ	
17	指宿広域市町村圏組合	40	2	准連 ストーカー(可動)	52	53	南九州市頰娃町郡11710-2	久保田鉄工	バグフィルタ	
18	南薩地区衛生管理組合	20	2	機バ ストーカー(可動)	4	5	南九州市川辺町上山田4501	東レエンジニアリング	バグフィルタ	
19		112.5	2	全連 流動床式	6	8	枕崎市火之神岬町885	栗本鐵工所	バグフィルタ	
20	北薩広域行政事務組合	120	2	准連 ストーカー(可動)	2	4	阿久根市多田3771-1	クボタ	バグフィルタ	
21	伊佐北始良環境管理組合	80	2	全連 ガス化溶融(ロータリーキルカス)	13	14	伊佐市菱刈南浦880-56	石川島播磨重工業・クボタJV	バグフィルタ	有り
22	大隅肝属広域事務組合	128	2	全連 ガス化溶融(流動床)	17	19	鹿屋市串良町下小原地内3893-8	日立造船	バグフィルタ 発電2,500kw	有り
23	種子島地区広域事務組合	20	1	機バ ストーカー(可動)	50	51	西之表市西之表14969	太陽築炉	バグフィルタ	
24		19.25	1	全連 ストーカー(可動)	6	7	南種子町中之下1792-1	川崎技研	バグフィルタ	
25	大島地区衛生組合	100	2	准連 流動床式	5	8	名瀬市大字有屋1594-1	三井造船	バグフィルタ	
26	徳之島愛ランド広域連合	38	2	機バ 流動床式	13	14	伊仙町目手久1395	バブコック日立	バグフィルタ	有り
27	沖永良部衛生管理組合	22	2	機バ ストーカー(可動)	12	13	和泊町瀬名東山1144	日立造船	バグフィルタ	有り
(28)	種子島地区広域事務組合	25	1		(21)	(23)				

(注1) 番号欄の( )書きは平成21年4月1日現在整備予定

(注2) 全連:全連統燃焼式(24時間稼働) 機バ:機械化バッチ燃焼式(8時間稼働)

准連:准連統燃焼式(16時間稼働) バ:バッチ燃焼式(8時間稼働)

処理能力200kg未満

番号	設置主体名	規模 (t/日)	炉数	処理時間 (1日当たり)	工事年度		施設所在地	施工業者	排ガス処理設備	灰溶融
					着工	竣工				
1	三島村	0.15	1	5h	8	9	三島村硫黄島	-	サイクロン	
2		0.1	1	5h	9	10	三島村黒島大里	-	サイクロン	
3		0.1	1	5h	9	10	三島村黒島片泊	-	サイクロン	
4	十島村	0.8	1	9h	7	7	十島村口之島	-	サイクロン	
5		0.8	1	9h	8	8	十島村中之島	-	サイクロン	
6		0.5	1	9h	7	7	十島村悪石島	-	サイクロン	
7	瀬戸内町	0.5	1	9h	4	4	十島村宝島	-	サイクロン	
8		0.4	1	5h	21	21	瀬戸内町与路島	-	サイクロン	

## 9.2 し尿処理施設

平成22年4月1日現在

番号	設置主体名	規模 (kl/日)	処理方式	工事年度		敷地面積	施設所在地	施工業者	高度処理	備考
				着工	竣工					
1	鹿 児 島 市	170	前処理・固液分離・下水道投入	11	12	5,755	鹿児島市谷山港3-2-1	新潟鉄工所	-	
2		30		52	53	3,415 <sub>2</sub>				
3	鹿 屋 市	126	標脱	8	10	14,230	鹿屋市川東町6892	アタカ工業	ろ過	
4	西 之 表 市	40	標脱	8	8	21,836	西之表市安納4171	栗田工業	脱窒・加圧浮上・オゾン脱色・ろ過	
5	垂 水 市	39	膜分離・高負荷・脱窒	10	11	4,376	垂水市本城3898-1	日本鋼管	凝集分離・活性炭吸着	
6	薩 摩 川 内 市	120	嫌気	53	54	22,924	薩摩川内市五代町7632	住友重工	凝集沈澱・オゾン脱色・ろ過	
7		6	高負荷・膜分離	3	4	1,200	薩摩川内市下甑町長浜345-6	東レエンジニアリング	凝集分離・活性炭吸着	
8	霧 島 市	190	膜分離・高負荷・脱窒	16	18	10,000	霧島市隼人町住吉522-16	JEFエンジニアリング	膜分離・活性炭吸着	
9		36	膜分離・高負荷・脱窒	9	10	5,442	霧島市牧園町宿窪田1516	三井鉱山	活性炭吸着・凝集沈澱	
10	伊 佐 市	64	標脱	8	9		伊佐市大口里1092	荏原製作所	オゾン脱色・ろ過	
11	始 良 市	195	標脱	9	11	9,908	加治木町木田5348-26	日本鋼管	凝集沈澱・活性炭吸着	
12	さ つ ま 町	71	膜分離・高負荷・脱窒	9	10	7,173	さつま町広瀬5410	日本鋼管	凝集沈澱・活性炭吸着	
13	湧 水 町	20	嫌気	47	48		湧水町恒次5	三井鉱山	凝集沈澱	
		5	固液分離	61	61	8,370				
14	屋 久 島 町	26	膜分離・高負荷・脱窒	9	10	5,650	屋久島町小瀬田469-45	荏原製作所	凝集沈澱・活性炭吸着	
15	大 和 村	6	高負荷・膜分離	8	9		大和村大金久1495-2	住友重機工業	ろ過・活性炭吸着	
16	瀬 戸 内 町	15	高負荷・脱窒	5	6	6,000	瀬戸内町古仁屋1323	アタカ工業	凝沈・砂ろ過・活性炭吸着	
17		4	高負荷・脱窒	元	2	2,700	瀬戸内町俵太良勝原	古河機械金属	-	

番号	設置主体名	規模 (kl/日)	処理方式	工事年度		敷地面積	施設所在地	施工業者	高度処理	備考
				着工	竣工					
18	徳之島町	17	膜分離・高負荷・脱窒	9	10		徳之島町亀津字開田5680	三井鉱山	凝集分離・活性炭吸着	
19	指宿広域市町村圏組合	36	嫌気	40	41	5,940	指宿市十二町渡平4357-3	栗田工業	-	
20		60		49	51	6,931	指宿市開聞仙田695-5	久保田鉄工	凝集沈澱	
21	南薩地区衛生管理組合	116	好気	52	54	11,093	南さつま市村原字寺田畑3457-3	栗田工業	加圧浮上・オゾン脱色・ろ過	
22				30	41	42	4,667	枕崎市道野町79番地	栗田工業	-
		15	嫌気	51	52				〃	-
23	いちき串木野市・日置市衛生処	58	嫌気	9	10		いちき串木野市下名410-1	三菱重工業	膜分離高負荷脱塩素	
24	北薩広域行政事務組合	121	標脱	6	7	20,000	出水市高尾野町下水流3861	クボタ	凝集沈澱・オゾン脱色・砂ろ過	
25	曾於北部衛生処理組合	81		7	9		曾於市大隅町月野1467	三菱重工業	凝集分離・活性炭吸着	浄化槽汚泥
26	曾於南部厚生事務組合	80	標脱	55	56	7,881	大崎町菱田永池1220	栗田工業	脱窒・加圧浮上・オゾン脱色・ろ過	
27	肝付東部衛生処理組合	70	標脱	61	63	11,597	肝付町新富2622	三菱重工業	凝集沈澱・オゾン脱色・砂ろ過	
28	南大隅衛生管理組合	31	膜分離・高負荷・脱窒	5	6	11,860	錦江町田代川原5897	三井鉱山	凝集沈澱・活性炭吸着	
29	中南衛生管理組合	30	標脱	13	14	10,000	中種子町野間17007-1	新潟鉄工所	凝集分離・活性炭吸着	汚泥再生処理センター
30	大島地区衛生組合	40	膜分離・高負荷・脱窒	17	19	7,869	奄美市名瀬大字有良字松川800	アタカ工業	膜分離・活性炭吸着	汚泥再生処理センター
(35)	薩摩川内市	224		(21)	(23)		薩摩川内市五代町平松			汚泥再生処理センター
(36)	指宿広域市町村圏組合	134		(22)	(23)		指宿市開聞仙田			汚泥再生処理センター

番号	設置主体名	規模 (kl/日) (m <sup>3</sup> /日)	処理方式	工事年度		敷地面積	施設所在地	施工業者	高度処理	備考
				着工	竣工					
31	鹿 児 島 市	900 (m <sup>3</sup> /日)	回分式活性汚泥	14	15	—	鹿児島市松陽台町610-7	西原環境テクノロジー	—	コミュニティプラント 計画 処理人口2,400人
32	薩 摩 川 内 市	493 (m <sup>3</sup> /日)	回分式活性汚泥	2	3	—	薩摩川内市永利町	植村組	—	コミュニティプラント 計画 処理人口1,232人
33		473 (m <sup>3</sup> /日)	回転円板・接触 ばっき	58	61	—	薩摩川内市鹿島町	昭和水道土木	—	コミュニティプラント 計画 処理人口1,100人
34	始 良 市	1,053 (m <sup>3</sup> /日)	長時間ばっき	56	57	—	始良市加治木町新生町	松尾建設	—	コミュニティプラント 計画 処理人口3,240人

9.3 埋立処分地施設

平成22年4月1日現在

番号	設置主体名	施設所在地	埋立内容物			埋立開始年月	埋立面積(m <sup>2</sup> )	全体容量(m <sup>3</sup> )	19年度末残余容量(m <sup>3</sup> )	19年度埋立容量(m <sup>3</sup> )	浸出液処理	
			可燃物	不燃物	残渣						その他	能力(m <sup>3</sup> /日)
1	鹿児島市	鹿児島市大迫町11900	○	○	○	昭61.9	183,300	680,000	11,064	41,404	250	ばっ気・凝沈・砂ろ過・活性炭吸着
2	伊佐市	伊佐市大口宮人1190-4	○	○	○	平12.4	5,000	28,000	18,073	795	50	生物処理・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着
3	薩摩川内市	薩摩川内市木場茶屋町字西迫			○	昭50.4	59,484	450,000	36,200	0	60	ばっ気・凝沈
4		薩摩川内市小倉町5104	○	○		平7.1	9,720	68,000	14,116	3,910	60	ばっ気・凝沈・砂ろ過・活性炭吸着
5	日置市	鹿児島市入佐町2319		○	○	平11.4	13,450	35,000	27,644	451	50	凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着
6	曾於市	曾於市大隅町大谷字平松3581	○	○	○	平元.4	16,300	131,100	48,216	1,360	65	オキシジェンデイツク凝沈
7		曾於市財部町下財部4089-3	○	○	○	平10.4	1,939	29,214	13,013	0	50	生物処理・凝沈・砂ろ過・活性炭吸着・塩素滅菌
8	霧島市	霧島市国分敷根字馬道2269				昭53.4	22,384	90,000	0	0	50	回転円板
9	いちき串木野市	いちき串木野市冠嶽10660	○	○		平元.1	7,800	35,575	39	1,204	35	回転円板・凝沈・砂ろ過
10		いちき串木野市川上3981-1	○	○	○	昭59.4	8,841	110,500	13,500	0	20	回転円板・凝沈
11	南さつま市	南さつま市加世田武田13352			○	昭62.4	6,808	32,379	8,942	158	21	ばっ気・凝集沈殿
12	始良市	加治木町西別府5402-2		○		昭61.4	6,800	34,000	7,277	223	70	回転円板・凝集沈殿
13		加治木町西別府字永尾5438-1	○	○		平18.8	2,100	19,250	14,797	3,172	39	凝集沈殿・逆浸透膜(場内散水)
14	さつま町	さつま町湯田2611	○	○	○	平5.7	17,130	115,000	87,694	27,306	85	ばっ気・凝沈・砂ろ過・活性炭吸着
15	湧水町	湧水町恒次堀切1476-4	○	○	○	平7.4	3,604	9,498	3,149	619	40	回転円板・凝沈・砂ろ過
16		湧水町中津川1858-1	○	○	○	平11.4	3,143	11,175	9,124	28	40	回転円板・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着
17	屋久島町	屋久島町宮之浦1312-21	○	○		平17.9	750	4,800	4,458	192	0.5(16.5)	凝集沈殿・ろ過(焼却施設に設置)

番号	設置主体名	施設所在地	埋立内容物			埋立開始年月	埋立面積(m <sup>2</sup> )	全体容量(m <sup>3</sup> )	19年度末残余容量(m <sup>3</sup> )	19年度埋立容量(m <sup>3</sup> )	浸出液処理	
			可燃物	不燃物	残渣						その他	能力(m <sup>3</sup> /日)
18	南薩地区衛生管理組合	南九州市知覧町大字郡鞍曲15237	○	○	○	○	17,000	143,000	90,382	3,285	60	回転円板・凝集沈殿
19		南さつま市金峰町大字花瀬垂門215-1	○	○	○	○	7,108	65,168	45,320	2,448	60	カルシウム・生物処理・凝集沈殿・砂ろ過
20	北薩広域行政事務組合	阿久根市多田3771-1	○	○	○	○	11,000	56,300	28,471	3,691	65	生物処理・凝沈・急速ろ過
21	曾於南部厚生事務組合	志布志市有明町野神2274-3	○	○	○	○	48,300	722,000	432,785	4,556	250	オキシジェン・イッチ凝沈・砂ろ過・活性炭吸着
22	大隅肝属広域事務組合	鹿屋市下高隈町4319-1	○	○	○	○	31,300	246,000	43,650	1,750	280	オキシジェン・イッチ凝沈・砂ろ過・活性炭吸着
23		錦江町田代川原2043	○	○	○	○	9,040	63,400	43,688	9,440	60	生物処理・砂ろ過・活性炭吸着・重金属処理
24	大島地区衛生組合	奄美市名瀬有屋字井野1594-1	○	○	○	○	16,400	146,000	87,486	5,284	115	凝集沈殿・砂ろ過
25	沖永良部衛生管理組合	和泊町瀬名東山1144	○	○	○	○	4,700	27,500	15,923	300	35	生物処理・凝集沈殿・活性炭吸着
26	徳之島愛ランド広域連合	伊仙町目手久字尾浜1412	○	○	○	○	5,560	29,600	24,390	1,160	30	生物処理・凝集膜ろ過・活性炭吸着・脱塩処理
(27)	南種子町	南種子町中之下1792-7	○	○	○	○	855	6,100	—	—	—	—
(28)	種子島地区広域事務組合	西之表市西之表字白崩17385-2	○	○	○	○	2,370	24,160	—	—	—	—

(注1) 番号欄の( ) 書きは平成22年4月1日現在整備予定





# 10 輸送に関する資料

## 10.1 ヘリコプター発着予定地

平成23年4月4日 現在

### (1) 市町村用場外離着陸場(120箇所)

No.	市町村名	場外離着陸場の名称	住所	緯度(N)	経度(E)	所有者又は管理者 (担当者又は連絡先)	電話番号 (FAX番号)
1	鹿児島市 (旧:鹿児島市)	谷山救難用ヘリ広場	鹿児島港谷山二区 東埠頭	31° 29' 37"	130° 32' 01"	県鹿児島港湾事務所長 (危機管理局消防保安課)	099-286-2259 (099-286-5521)
2	鹿児島市 (旧:鹿児島市)	県立鴨池補助競技場	与次郎2丁目2番2号	31° 33' 56"	130° 33' 43"	県総合体育センター所長 (総務課総務係)	099-255-0146 (099-255-0140)
3	鹿児島市 (旧:鹿児島市)	野尻町ヘリコプター 離着陸用広場	野尻町 482-2	31° 33' 58"	130° 37' 07"	鹿児島市長 (市民局市民部安心安全課)	099-216-1213 (099-226-0748)
4	鹿児島市 (旧:鹿児島市)	浜町ヘリポート (救急専用暫定ヘリポート)	浜町 12-1	31° 36' 06"	130° 34' 07"	岩崎コーポレーション㈱ (鹿児島国際航空溝辺基地)	0995-58-2304 (0995-58-2244)
5	鹿児島市 (旧:吉田町)	吉田運動場	本城町 46	31° 43' 15"	130° 33' 17"	鹿児島市長 (吉田文化体育センター)	099-294-4477 (099-264-4478)
6	鹿児島市 (旧:桜島町)	桜島溶岩グラウンド	桜島横山町1722-17	31° 35' 11"	130° 35' 44"	鹿児島市長 (桜島総合体育館)	099-293-2967 (099-293-2877)
7	鹿児島市 (旧:喜入町)	喜入総合運動場	喜入町 6166-3	31° 22' 35"	130° 32' 30"	鹿児島市長 (喜入総合体育館)	099-345-2383 (099-345-2383)
8	鹿児島市 (旧:松元町)	平野岡運動場	上谷口町 3400	31° 35' 32"	130° 25' 46"	鹿児島市長 (松元平野岡体育館)	099-278-5100 (099-278-5275)
9	鹿児島市 (旧:郡山町)	郡山総合運動場	東俣町 1401	31° 40' 33"	130° 29' 37"	鹿児島市長 (スパランド裸・楽・良)	099-245-7070 (099-245-7088)
10	指宿市 (旧:指宿市)	指宿ヘリポート	新西方 2329	31° 16' 19"	130° 34' 43"	指宿市長 (総務課消防交通係)	0993-22-2111 (0993-24-3826)
11	指宿市 (旧:指宿市)	指宿市営陸上競技場	東方 12000	31° 15' 28"	130° 39' 18"	指宿市長 (総務課消防交通係)	0993-22-2111 (0993-24-3826)
12	指宿市 (旧:指宿市)	国立指宿病院ヘリポート	十二町 4214	31° 13' 11"	130° 38' 44"	国立病院機構指宿病院	0993-22-2231 (0993-22-3149)
13	指宿市 (旧:山川町)	山川中学校グラウンド	山川成川 2350	31° 12' 10"	130° 37' 06"	指宿市長 (総務課消防交通係)	0993-22-2111 (0993-24-3826)
14	指宿市 (旧:開聞町)	ふれあい公園イベント広場	開聞十町 2626	31° 11' 40"	130° 32' 36"	指宿市長 (総務課消防交通係)	0993-32-3111 (0993-32-4513)
15	枕崎市	塩浜運動場	岩崎町 1	31° 16' 37"	130° 17' 20"	枕崎市長 (危機管理対策係)	0993-72-1111 (0993-72-9436)
16	南九州市 (旧:穎娃町)	南九州市穎娃運動場	穎娃町牧之内 2606	31° 14' 17"	130° 29' 17"	南九州市市長 (穎娃支所地域振興課交通防災係)	0993-36-1111 (0993-36-3136)
17	南九州市 (旧:知覧町)	知覧平和公園 多目的球場	知覧町郡 17919-1	31° 21' 43"	130° 26' 05"	南九州市市長 (教育委員会知覧分室教育振興課)	0993-83-2111 (0993-83-2332)
18	南九州市 (旧:川辺町)	諏訪運動公園広場	川辺町平山 7354	31° 23' 41"	130° 23' 47"	南九州市市長 (川辺支所地域振興課交通防災係)	0993-56-1111 (0993-56-5611)
19	南さつま市 (旧:加世田市)	加世田運動公園	加世田武田 18100	31° 24' 50"	130° 18' 55"	南さつま市長 (本庁総務課消防防災係)	0993-53-2111 (0993-52-0113)
20	南さつま市 (旧:笠沙町)	笠沙公園	笠沙町片浦 4749-10	31° 24' 41"	130° 11' 08"	南さつま市長 (笠沙支所市民課総務係)	0993-63-1111 (0993-63-1114)
21	南さつま市 (旧:大浦町)	大浦総合グラウンド	大浦町 7575	31° 23' 02"	130° 13' 32"	南さつま市長 (教育委員会教育部大浦教育課)	0993-62-2111 (0993-62-3811)
22	南さつま市 (旧:坊津町)	高太郎公園	坊津町泊 8822	31° 17' 06"	130° 13' 53"	南さつま市長 (坊津支所久志庁舎市民課総務係)	0993-68-0111 (0993-68-0716)
23	南さつま市 (旧:金峰町)	草原町運動広場	金峰町高橋 3075-4	31° 27' 02"	130° 18' 58"	南さつま市長 (金峰支所市民課総務係)	0993-77-1111 (0993-77-0119)
24	日置市 (旧:吹上町)	吹上浜公園陸上競技場	吹上町中原 1353-5	31° 31' 13"	130° 20' 15"	日置市長 (吹上支所地域振興課総務係)	099-296-2111 (099-296-3299)
25	日置市 (旧:日吉町)	日置市日吉運動公園グラウンド	日吉町日置 4882-2	31° 35' 17"	130° 21' 16"	日置市長 (日吉支所地域振興課総務係)	099-292-2111 (099-292-3055)
26	日置市 (旧:伊集院町)	伊集院総合運動公園 陸上競技場	伊集院町野田 1792	31° 38' 28"	130° 23' 05"	日置市長 (本庁総務課総務係)	099-273-2111 (099-273-3063)
27	日置市 (旧:東市来町)	東市来運動公園 湯之元球場	東市来町湯田 1895-1	31° 40' 06"	130° 20' 14"	日置市長 (東市来支所地域振興課総務係)	099-274-2111 (099-274-4074)
28	日置市 (旧:東市来町)	鹿児島県消防学校	東市来町長里 1020-1	31° 39' 57"	130° 20' 24"	消防学校長 (総務課)	099-274-4331 (099-274-6260)
29	いちき串木野市 (旧:市来町)	市来中学校グラウンド	大里 3284	31° 41' 14"	130° 17' 41"	いちき串木野市長 (自治振興課地域防災係)	0996-33-5632 (0996-32-3124)
30	いちき串木野市 (旧:串木野市)	多目的グラウンド	上名 5351	31° 43' 09"	130° 17' 55"	いちき串木野市長 (自治振興課地域防災係)	0996-33-5632 (0996-32-3124)

\* 座標(緯度N=北緯,経度E=東経)はすべて世界測地系です。

No.	市町村名	場外離着陸場の名称	住 所	緯度(N)	経度(E)	所有者又は管理者 (担当者又は連絡先)	電話番号 (FAX番号)
31	薩摩川内市 (旧:川内市)	清水ヶ岡公園	宮里町 2993-212	31° 48' 42"	130° 17' 32"	薩摩川内市長 (本庁防災安全課)	0996-23-5111 (0996-20-2403)
32	薩摩川内市 (旧:川内市)	陸上自衛隊川内駐屯地	冷水町 539-2	31° 48' 22"	130° 17' 56"	陸上自衛隊川内駐屯地	0996-20-3900 (0996-20-3900)
33	薩摩川内市 (旧:樋脇町)	樋脇総合運動場	樋脇町塔之原 3740-2	31° 48' 55"	130° 23' 30"	薩摩川内市長 (樋脇支所市民生活課)	0996-37-3111 (0996-37-2252)
34	薩摩川内市 (旧:入来町)	薩摩川内市 向山自然公園	入来町副田 6860-1	31° 48' 51"	130° 25' 58"	薩摩川内市長 (入来支所市民生活課)	0996-44-3111 (0996-44-3117)
35	薩摩川内市 (旧:祁答院町)	祁答院中学校	祁答院町下手 190-1	31° 52' 05"	130° 29' 42"	薩摩川内市長 (祁答院支所市民生活課)	0996-55-1111 (0996-55-1021)
36	薩摩川内市 (旧:東郷町)	東郷総合運動場グラウンド	東郷町斧淵 5566	31° 52' 38"	130° 21' 25"	薩摩川内市長 (東郷支所市民生活課)	0996-42-1111 (0996-42-0767)
37	薩摩川内市 (旧:里村)	トンボロの里みなと公園 (里村ヘリポート)	里町里 1619-17	31° 50' 30"	129° 55' 11"	薩摩川内市長 (里支所市民生活課)	09969-3-2311 (09969-3-2912)
38	薩摩川内市 (旧:上甌村)	上甌ヘリポート	上甌町中甌 1-7	31° 49' 26"	129° 51' 50"	薩摩川内市長 (上甌支所市民生活課)	09969-2-0001 (09969-2-1490)
39	薩摩川内市 (旧:鹿島村)	鹿島救急用ヘリポート	鹿島町藺傘田 880	31° 46' 56"	129° 47' 29"	薩摩川内市長 (鹿島支所市民生活課)	09969-4-2211 (09969-4-2672)
40	薩摩川内市 (旧:下甌村)	下甌救急用ヘリポート	下甌町手打 4345	31° 38' 14"	129° 40' 49"	薩摩川内市長 (下甌支所市民生活課)	09969-7-0311 (09969-7-0753)
41	さつま町 (旧:宮之城町)	宮之城総合運動公園	船木 302	31° 53' 31"	130° 27' 18"	さつま町長 (本庁安全安心対策課)	0996-53-1111 (0996-52-3514)
42	さつま町 (旧:宮之城町)	かぐや姫グラウンド	虎居 5139	31° 54' 25"	130° 26' 04"	鹿児島県地域復興公社 (本庁災害復興対策課まちづくり係)	0996-53-1111 (0996-52-3514)
43	さつま町 (旧:薩摩町)	薩摩総合運動公園	求名 12761-6	31° 55' 32"	130° 32' 13"	さつま町長 (本庁安全安心対策課)	0996-53-1111 (0996-52-3514)
44	さつま町 (旧:鶴田町)	柏原グラウンド	柏原 1585	31° 55' 53"	130° 27' 53"	さつま町長 (本庁安全安心対策課)	0996-53-1111 (0996-52-3514)
45	阿久根市	阿久根市総合運動公園 (総合グラウンド)	赤瀬川 2486-1	32° 02' 03"	130° 12' 41"	阿久根市長 (総務課行政係)	0996-73-1211 (0996-72-2029)
46	長島町	城川内運動場	城川内 873-3	32° 08' 54"	130° 07' 03"	長島町長 (総務課消防防災係)	0996-86-1111 (0996-86-0950)
47	長島町 (旧:東町)	鷹巣運動場	鷹巣 1924-3	32° 12' 02"	130° 10' 44"	長島町長 (総務課消防防災係)	0996-86-1111 (0996-86-0950)
48	長島町 (旧:東町)	片側港荷揚げ場 (獅子島ヘリポート)	獅子島 689-1	32° 16' 41"	130° 12' 54"	長島町長 (総務課消防防災係)	0996-86-1111 (0996-86-0950)
49	出水市 (旧:野田町)	出水市野田運動場 多目的グラウンド	野田町上名 6151-2	32° 03' 35"	130° 15' 52"	出水市長 (野田支所地域振興室)	0996-84-3111 (0996-84-2078)
50	出水市 (旧:高尾野町)	出水市高尾野運動場	高尾野町上水流 2082-1	32° 04' 28"	130° 18' 07"	出水市長 (高尾野支所地域振興室)	0996-82-1111 (0996-82-4688)
51	出水市	出水市陸上競技場	文化町 24	32° 05' 19"	130° 20' 38"	出水市長 (政策経営部総務課防災・危機管理室)	0996-63-2111 (0996-63-0680)
52	伊佐市 (旧:大口市)	北薩ヘリポート	大口宮人字鶴田 502-107	32° 01' 41"	130° 34' 57"	伊佐市長 (総務課消防防災係)	0995-23-1311 (0995-22-5344)
53	伊佐市 (旧:大口市)	伊佐市陸上競技場	大口鳥巣 336-1	32° 03' 24"	130° 35' 57"	伊佐市長 (総務課消防防災係)	0995-23-1311 (0995-22-5344)
54	伊佐市 (旧:菱刈町)	菱刈農村公園グラウンド	菱刈前目 251-1	32° 00' 26"	130° 38' 03"	伊佐市長 (総務課消防防災係)	0995-23-1311 (0995-22-5344)
55	湧水町 (旧:吉松町)	吉松公園グラウンド	川西 545	32° 01' 01"	130° 44' 22"	湧水町長 (吉松庁舎生涯学習課社会体育係)	0995-75-2111 (0995-75-2456)
56	湧水町 (旧:栗野町)	川内川栗野防災ステーション	木場 13	31° 57' 08"	130° 43' 02"	湧水町長 (栗野庁舎総務課消防防災係)	0995-74-3111 (0995-74-4249)
57	始良市 (旧:蒲生町)	スポレク広場陣ヶ丘	蒲生町北 2232	31° 46' 00"	130° 33' 54"	始良市長 (総務部危機管理課)	0995-65-1001 (0995-65-7112)
58	始良市 (旧:始良町)	始良市総合運動公園 陸上競技場	平松 2392	31° 43' 29"	130° 35' 58"	始良市長 (総務部危機管理課)	0995-65-1001 (0995-65-7112)
59	始良市 (旧:加治木町)	始良市加治木運動場	加治木町木田 5348-185	31° 43' 51"	130° 39' 19"	始良市長 (総務部危機管理課)	0995-65-1001 (0995-65-7112)
60	霧島市 (旧:溝辺町)	溝辺運動場	溝辺町麓 3391	31° 49' 32"	130° 41' 09"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)

\* 座標(緯度N=北緯,経度E=東経)はすべて世界測地系です。

No.	市町村名	場外離着陸場の名称	住 所	緯度(N)	経度(E)	所有者又は管理者 (担当者又は連絡先)	電話番号 (FAX番号)
61	霧島市 (旧:横川町)	横川運動場	横川町上ノ3392-3	31° 53' 33"	130° 41' 41"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)
62	霧島市 (旧:牧園町)	牧園みやまの森運動場	牧園町宿窪田2992	31° 51' 19"	130° 46' 30"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)
63	霧島市 (旧:霧島町)	霧島運動場	霧島田口3071	31° 49' 37"	130° 50' 25"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)
64	霧島市 (旧:隼人町)	隼人運動場	隼人町内山田1-14-16	31° 44' 37"	130° 44' 04"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)
65	霧島市 (旧:国分市)	陸上自衛隊国分駐屯地	国分福島2-4-14	31° 43' 25"	130° 45' 09"	国分駐屯地業務隊長 (国分駐屯地警備幹部)	0995-46-0350 (0995-46-0350)
66	霧島市 (旧:福山町)	牧之原運動場	福山町福山5336	31° 40' 11"	130° 51' 10"	霧島市長 (総務部安心安全課)	0995-45-5119 (0995-64-0957)
67	曾於市 (旧:財部町)	財部城山公園広場	財部町北俣10579-1	31° 43' 33"	130° 58' 50"	曾於市長 (財部支所地域振興課総務消防係)	0986-72-1111 (0986-72-0830)
68	曾於市 (旧:末吉町)	栄楽公園グラウンド	末吉町諏訪方8182-3	31° 39' 17"	131° 00' 58"	曾於市長 (本庁総務課消防交通係)	0986-76-1111 (0986-76-1122)
69	曾於市 (旧:大隅町)	大隅運動公園陸上競技場	大隅町中之内8481	31° 36' 20"	130° 59' 08"	曾於市長 (大隅支所地域振興課総務消防係)	099-482-1211 (099-482-4690)
70	志布志市 (旧:松山町)	松山城山総合公園 多目的広場	松山町新橋1570-17	31° 34' 47"	131° 02' 30"	志布志市長 (総務課消防防災係)	099-474-1111 (099-474-2281)
71	志布志市 (旧:志布志町)	志布志運動公園	志布志町安楽190-46	31° 27' 58"	131° 05' 19"	志布志市長 (総務課消防防災係)	099-474-1111 (099-474-2281)
72	志布志市 (旧:有明町)	有明国民運動場	有明町野井倉1773-1	31° 29' 46"	131° 02' 44"	志布志市長 (総務課消防防災係)	099-474-1111 (099-474-2281)
73	大崎町	大崎町研修センター グラウンド	仮 宿 1870	31° 25' 49"	131° 00' 43"	大崎町長 (総務課消防交通係)	099-476-1111 (099-476-3979)
74	垂水市	垂水中央運動公園	田 神 3000	31° 29' 07"	130° 42' 02"	垂水市長 (総務課庶務係)	0994-32-1111 (0994-32-6625)
75	鹿屋市 (旧:輝北町)	輝北運動場	輝北町上百引2635	31° 32' 41"	130° 52' 46"	鹿屋市長 (輝北総合支所地域振興課)	099-486-1111 (099-486-1057)
76	鹿屋市 (旧:鹿屋市)	市民いこいの森運動広場	西 祓 川 町 189-4	31° 24' 43"	130° 50' 36"	鹿屋市長 (本庁自治防災課消防防災係)	0994-43-2111 (0994-42-2001)
77	鹿屋市 (旧:吾平町)	鹿屋市吾平多目的グラウンド	吾 平 町 麓 2492-1	31° 19' 33"	130° 54' 51"	鹿屋市長 (本庁総務部総務課)	0994-31-1124 (0994-42-2001)
78	鹿屋市 (旧:串良町)	串良ふれあいセンター 広 場	串良町有里507-1	31° 24' 02"	130° 57' 25"	鹿屋市長 (串良総合支所地域振興課)	0994-63-3111 (0994-63-5565)
79	東串良町	東串良町民運動場	新 川 西 2065-1	31° 23' 11"	130° 59' 13"	東串良町長 (総務課庶務係)	0994-63-3131 (0994-63-3138)
80	肝付町 (旧:高山町)	肝付町総合運動場	前 田 1020	31° 21' 01"	130° 56' 37"	肝付町長 (本庁総務課消防交通係)	0994-65-2511 (0994-65-2521)
81	肝付町 (旧:内之浦町)	内之浦総合グラウンド	南 方 1790-116	31° 15' 24"	131° 05' 13"	肝付町長 (総合支所管理課消防交通係)	0994-67-2111 (0994-67-4117)
82	錦江町 (旧:大根占町)	錦江町総合運動公園	神 川 1807-3	31° 15' 03"	130° 48' 17"	錦江町長 (本庁総務課消防交通係)	0994-22-0511 (0994-22-1951)
83	錦江町 (旧:田代町)	田代中央運動場	田 代 麓 674-1	31° 11' 54"	130° 50' 36"	錦江町長 (田代支所地域振興課)	0994-25-2511 (0994-25-2668)
84	南大隅町 (旧:根占町)	南大隅町根占運動場	根 占 川 北 226	31° 13' 02"	130° 45' 59"	南大隅町長 (本庁総務課消防交通係)	0994-24-3111 (0994-24-3119)
85	南大隅町 (旧:佐多町)	南大隅町運動広場	佐 多 馬 籠 3505	31° 06' 03"	130° 42' 52"	南大隅町長 (佐多支所管理課)	0994-26-0511 (0994-26-1920)
86	三島村	竹島運動広場 臨時ヘリポート	竹 島	30° 48' 37"	130° 24' 53"	三島村長 (総務課)	099-222-3141 (099-223-1832)
87	三島村	黒島片泊ヘリポート	黒 島 片 泊	30° 49' 56"	129° 54' 23"	三島村長 (総務課)	099-222-3141 (099-223-1832)
88	三島村	黒島大里ヘリポート	黒 島 148	30° 50' 11"	129° 57' 05"	三島村長 (総務課)	099-222-3141 (099-223-1832)
89	西之表市	西之表ヘリポート	西 之 表 2292-5	30° 45' 09"	131° 01' 37"	西之表市長 (総務課)	0997-22-1111 (0997-22-0295)
90	中種子町	中種子中央運動公園 陸上競技場	野 間 5875	30° 31' 42"	130° 58' 06"	中種子町長 (総務課消防交通係)	0997-27-1111 (0997-27-3591)

\* 座標(緯度N=北緯,経度E=東経)はすべて世界測地系です。

No.	市町村名	場外離着陸場の名称	住 所	緯度(N)	経度(E)	所有者又は管理者 (担当者又は連絡先)	電話番号 (FAX番号)
91	南種子町	南種子町 緊急ヘリポート	中之下 1866-1	30° 24' 22"	130° 53' 43"	南種子町長 (総務課消防交通係)	0997-26-1111 (0997-26-0708)
92	屋久島町 (旧:上屋久町)	宮之浦運動場	宮之浦 2482-1	30° 25' 10"	130° 34' 37"	屋久島町長 (総務課消防交通係)	0997-43-5900 (0997-43-5905)
93	屋久島町 (旧:上屋久町)	口永良部ヘリポート	口永良部島 868-64	30° 28' 48"	130° 11' 59"	屋久島町長 (総務課消防交通係)	0997-43-5900 (0997-43-5905)
94	屋久島町 (旧:屋久町)	原ヘリポート	原字浜道 174-23	30° 14' 38"	130° 35' 11"	屋久島町長 (総務課消防交通係)	0997-43-5900 (0997-43-5905)
95	屋久島町 (旧:屋久町)	尾之間運動場	尾之間字濱道 90	30° 14' 06"	130° 33' 19"	屋久島町長 (総務課消防交通係)	0997-43-5900 (0997-43-5905)
96	十島村	口之島ヘリポート	口之島迫 470	29° 58' 55"	129° 55' 32"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
97	十島村	中之島ヘリポート	中之島ケブシ 99	29° 50' 40"	129° 50' 41"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
98	十島村	平島ヘリポート	平宮ノ上 348	29° 41' 04"	129° 31' 45"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
99	十島村	諏訪之瀬島場外離着陸場	諏訪之瀬島幣崎原	29° 36' 21"	129° 42' 06"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
100	十島村	悪石島ヘリポート	悪石島河平 66	29° 26' 53"	129° 36' 06"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
101	十島村	小宝島ヘリポート	小宝島西原 92	29° 13' 24"	129° 19' 18"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
102	十島村	宝島ヘリポート	宝島折立 1843	29° 09' 22"	129° 13' 01"	十島村長 (総務課消防係)	099-222-2101 (099-223-6720)
103	喜界町	喜界町総合グラウンド	湾字久代真 1588	28° 18' 52"	129° 56' 00"	喜界町長 (総務課消防防災係)	0997-65-1111 (0997-65-4316)
104	奄美市 (旧:笠利町)	あやまる観光公園 多目的広場	笠利町須野 684	28° 28' 23"	129° 43' 02"	奄美市長 (産業振興課)	0997-63-1111 (0997-63-2440)
105	奄美市 (旧:名瀬市)	名瀬場外離着陸場	平田町田雲 1430-1	28° 21' 43"	129° 30' 20"	奄美群島広域事務組合管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)
106	奄美市 (旧:名瀬市)	名瀬港ヘリポート	佐大熊町 2459	28° 23' 44"	129° 30' 23"	奄美群島広域事務組合管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)
107	奄美市 (旧:住用村)	住用村総合グラウンド	住用町役勝 27	28° 15' 15"	129° 23' 56"	奄美市長 (地域教育課)	0997-69-2111 (0997-69-2701)
108	龍郷町	龍郷町中央グラウンド	瀬留 964-5	28° 24' 42"	129° 35' 30"	龍郷町長 (総務課)	0997-62-3111 (0997-62-2535)
109	大和村	思勝港湾施設用地	津名久ジョシキ 653-5	28° 21' 34"	129° 24' 18"	大和村長 (建設課管理係)	0997-57-2111 (0997-57-2161)
110	宇検村	宇検村陸上競技場	湯湾字大渦浜 2928	28° 16' 29"	129° 17' 51"	宇検村長 (総務企画課)	0997-67-2211 (0997-67-2262)
111	瀬戸内町	手安ヘリポート	手安田之下原 692-3	28° 09' 14"	129° 17' 35"	奄美群島広域事務組合管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)
112	瀬戸内町	三浦ヘリポート	三浦平勝原 388-2	28° 09' 15"	129° 15' 05"	奄美群島広域事務組合管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)
113	瀬戸内町	請島ヘリポート	請阿室岬 8	28° 02' 17"	129° 14' 53"	瀬戸内町長 (総務課消防防災係)	0997-72-1111 (0997-72-1120)
114	瀬戸内町	与路島ヘリポート	与路武田原 2178	28° 02' 08"	129° 09' 10"	瀬戸内町長 (総務課消防防災係)	0997-72-1111 (0997-72-1120)
115	徳之島町	徳和瀬総合グラウンド	徳和瀬シミヨ 765	27° 45' 20"	129° 00' 43"	徳之島町長 (総務課消防交通係)	0997-82-1111 (0997-82-1101)
116	天城町	天城町中央公民館 グラウンド	天城字権幕 430	27° 48' 58"	128° 53' 39"	天城町長 (総務課消防係)	0997-85-5144 (0997-85-3110)
117	伊仙町	伊仙町ヘリポート	阿三字トシ 1380	27° 41' 01"	128° 55' 16"	奄美群島広域事務組合管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)
118	和泊町	和泊町民運動広場	内城字中村 279-4	27° 22' 56"	128° 36' 59"	和泊町長 (総務課消防係)	0997-92-1111 (0997-92-3351)
119	知名町	知名町総合グラウンド	黒貫字窪川 1181-1	27° 21' 43"	128° 34' 26"	知名町長 (総務課防災係)	0997-93-3111 (0997-93-4103)
120	与論町	与論町緊急用ヘリポート	立長地先与論港茶花地区	27° 02' 49"	128° 24' 24"	与論町長 (総務課)	0997-97-3111 (0997-97-4197)

\* 座標(緯度N=北緯,経度E=東経)はすべて世界測地系です。

## (2) ヘリコプター緊急時離着陸場予定地(場外離着陸場を含む)

〔各市町村〕

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
鹿児島市	ヘリコプター離着陸用広場	鹿児島市野尻町482-2	鹿児島市	099-224-1111	10,154
	野添組採石場	〃 持木町	野添組	099-221-3131	
	東桜島小学校	〃 東桜島町17	鹿児島市	099-221-2051	
	東桜島中学校	〃 東桜島町810	鹿児島市	099-221-2331	
	改新小学校	〃 古里町262	鹿児島市	099-221-2330	
	桜島国際ホテル駐車場	〃 古里町1078	鹿児島市	099-221-2311	
	有村川河口右岸	〃 有村町	大隅国道工事事務所	0994-65-2541	
	有村溶岩展望所駐車場	〃 有村町	鹿児島市	099-224-1111	
	黒神小学校	〃 黒神町	鹿児島市	099-293-2101	
	宇土港	〃 黒神町	鹿児島市	099-224-1111	
	高免港	〃 高免町	鹿児島市	099-224-1111	
	浦之前港	〃 高免町	鹿児島市	099-224-1111	
	武岡トンネルヘリポート	〃 常盤町	鹿児島国道事務所	099-220-3111	照明あり
	谷山救難用ヘリ広場	〃 鹿児島港谷山二区東埠頭	県	099-286-2259	25,870 照明あり
	県立鴨池補助競技場	〃 与次郎2丁目2番2号	県	099-255-0146	
	浜町ヘリポート	〃 浜町12-1	岩崎コーポレーション	0995-58-2304	
	県庁屋上ヘリポート	〃 鴨池新町10-1	県	099-286-2111	
	吉田南中学校	〃 本名町565	鹿児島市	099-294-2051	11,313 照明あり
	吉田北中学校	〃 西佐多町269	鹿児島市	099-295-2152	8,324
	吉田運動場	〃 本城町46番地	鹿児島市	099-294-4477	15,400 照明あり
	桜洲小学校	〃 桜島小池町55	鹿児島市	099-293-2003	
	桜峰小学校	〃 桜島松浦町355	鹿児島市	099-293-2005	
	桜島中学校	〃 桜島勝野町1342	鹿児島市	099-293-2014	
	赤水漁港	〃 桜島赤水町1166	鹿児島市	099-224-1111	
	桜島第3溶岩グラウンド	〃 桜島横山町1722-1	鹿児島市	099-293-2967	
	瀬々串小学校	〃 喜入瀬々串町3103-2	鹿児島市	0993-47-0009	8,356
	中名小学校	〃 喜入中名町1079	鹿児島市	0993-45-0252	5,284
	前之浜小学校	〃 喜入前之浜町7036	鹿児島市	0993-43-0004	5,324
	生見小学校	〃 喜入生見町1365	鹿児島市	0993-43-0009	6,809
	喜入中学校	〃 喜入町7143	鹿児島市	0993-45-0006	12,537
	町総合運動公園陸上競技場	〃 喜入町6166-3	鹿児島市	0993-45-1111	11,800 照明あり
	松元中学校	〃 上谷町2994-2	鹿児島市	099-278-1101	10,000
松陽高校	〃 福山町573	県	099-278-3986	10,000	
松元平野岡運動場	〃 上谷町3400	鹿児島市	099-278-5100	1,500 高台	
郡山小学校	〃 郡山町2080	鹿児島市	099-298-2007	12,800	
甲陵高校	〃 郡山町100	県	099-298-2458	20,000 照明あり	
郡山総合運動場	〃 東俣町1401	鹿児島市	099-298-8448	30,000 照明あり	
三島村	竹島運動広場臨時ヘリポート	竹島	三島村	099-222-3141	4,900 照明あり
	硫黄島飛行場ヘリポート	硫黄島	三島村	099-222-3141	30,000 照明あり
	黒島片泊ヘリポート	黒島片泊	三島村	099-222-3141	2,500 照明あり
十島村	口之島ヘリポート	口之島迫470	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
	中之島ヘリポート	中之島ケブシ99	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
	平島ヘリポート	平島宮ノ上348	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
	諏訪之瀬島場外離着陸場	諏訪之瀬島幣崎原106	十島村	099-222-2101	1,400 照明あり
	悪石島ヘリポート	悪石島河平66	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
	小宝島ヘリポート	小宝島西原92	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
	宝島ヘリポート	宝島折立1843	十島村	099-222-2101	3,600 照明あり
指宿市	指宿市役所	指宿市十町2424	指宿市	0993-22-2111	16,454
	指宿市宮競技場	〃 十町2424	指宿市	0993-22-2111	15,000
	丹波小学校	〃 湯の浜3-2-6	指宿市	0993-22-3011	7,603
	指宿小学校	〃 西方4692-1	指宿市	0993-25-2003	11,600
	今和泉小学校	〃 岩本2743	指宿市	0993-25-2002	3,311

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
指 宿 市	池田小学校	〃 池田3977-1	指 宿 市	0993-26-2003	6,635
	西指宿小学校	〃 新西方1534-2	指 宿 市	0993-25-2001	11,925
	指宿ヘリポート	〃 新西方2329	指 宿 市	0993-22-2111	
	総合運動場	〃 山川福元22	指 宿 市	0993-35-2016	5,000
	大城運動場	〃 山川成川2290	指 宿 市	0993-34-1111	13,000
	山川小学校	〃 山川福元571	指 宿 市	0993-34-0081	13,000 北側体育館
	徳光小学校	〃 山川岡児ヶ水222	指 宿 市	0993-35-0020	8,000
	利永小学校	〃 山川利永180	指 宿 市	0993-35-9002	7,000
	運動広場	〃 山川新栄2-1	指 宿 市	0993-34-1111	4,300
	山川高校	〃 山川成川3423	指 宿 市	0993-34-0141	15,000
	山川中学校	〃 山川成川2350	指 宿 市	0993-34-1111	15,000
	開聞運動場	〃 開聞十町	指 宿 市	0993-32-3111	6,500 東側体育館
	川尻運動場	〃 開聞川尻	指 宿 市	0993-32-3111	6,000 北側体育館
	農協セリ市場	〃 開聞十町	指 宿 市	0993-32-3111	2,500
	上野運動場	〃 開聞上野	指 宿 市	0993-32-3111	4,000 南側電線
開聞中学校	〃 開聞十町2561	指 宿 市	0993-32-2019	9,000	
開聞町イベント広場	〃 開聞十町2626	指 宿 市	0993-32-3111		
額 娃 町	額娃町役場	額娃町牧之内2830	額 娃 町	0993-36-1111	1,000
	別府中学校	〃 別府8644	額 娃 町	0993-38-0005	46,789
	青戸中学校	〃 上別府4865-1	額 娃 町	0993-39-0003	35,922 照明あり
	額娃中学校	〃 郡1442-1	額 娃 町	0993-36-0021	38,221
	額娃小学校	〃 郡9201	額 娃 町	0993-36-0012	13,667
	宮脇小学校	〃 牧之内1476	額 娃 町	0993-36-0025	16,658
	栗ヶ窪小学校	〃 牧之内9444	額 娃 町	0993-36-0030	12,359
	九玉小学校	〃 御陵3434-1	額 娃 町	0993-36-0015	14,873
	別府小学校	〃 別府5140	額 娃 町	0993-38-0029	26,534 照明あり
	松原小学校	〃 別府9348-3	額 娃 町	0993-38-0096	16,008
	青戸小学校	〃 上別府4541	額 娃 町	0993-39-0001	21,186
	額娃町総合運動公園	〃 牧之内2061	額 娃 町	0993-36-1110	
枕 崎 市	片平山公園	枕崎市山手町174	枕 崎 市	0993-72-1111	6,300
	枕崎中学校	〃 桜木町478	枕 崎 市	0993-72-1235	10,742
	枕崎飛行場	〃 別府8925	枕 崎 市	0993-72-1225	114,669
	塩浜運動場	〃 岩崎町1	枕 崎 市	0993-72-1111	15,000
南 さ つ ま 市	市役所職員駐車場	南さつま市加世田川畑2648	南 さ つ ま 市	0993-53-2111	3,300 南東側台地等
	小湊小学校	〃 加世田小湊846-4	南 さ つ ま 市	0993-53-9141	4,850
	津貫中学校	〃 加世田津貫6600	南 さ つ ま 市	0993-53-2113	7,582
	万世中学校	〃 加世田唐仁原5898	南 さ つ ま 市	0993-52-2703	12,620
	加世田運動公園	〃 加世田成田18100	南 さ つ ま 市	0993-53-2111	22,900
	戸先鼻運動公園	〃 笠沙町新田	南 さ つ ま 市	0993-63-1111	7,331
	野間池運動公園	〃 笠沙町山神	南 さ つ ま 市	0993-63-1111	5,000
	笠沙町笠沙公園	〃 笠沙町仁王崎	南 さ つ ま 市	0993-63-1111	9,080
	杜氏の里公園	〃 笠沙町黒瀬	南 さ つ ま 市	0993-63-1111	7,736
	大浦町総合グラウンド	〃 大浦町7575-1	南 さ つ ま 市	0993-62-2111	25,308
	栗野小学校	〃 坊津町坊2318	南 さ つ ま 市	0993-67-0036	3,523
	坊泊小学校	〃 坊津町坊8964	南 さ つ ま 市	0993-67-0004	13,827
	清原小学校	〃 坊津町泊6068	南 さ つ ま 市	0993-67-0014	8,604
	坊泊中学校	〃 坊津町泊329	南 さ つ ま 市	0993-67-0011	14,089
	久志中学校	〃 坊津町久志2417	南 さ つ ま 市	0993-68-0206	14,200
	久志小学校	〃 坊津町久志4358	南 さ つ ま 市	0993-68-0202	11,876
	高太郎公園グラウンド	〃 坊津町泊8822	南 さ つ ま 市	0993-68-0111	13,500
	田布施小学校	〃 金峰町尾下450	南 さ つ ま 市	0993-77-0036	10,000 照明あり
	金峰中学校	〃 金峰町中津野500	南 さ つ ま 市	0993-77-0015	15,725
	大坂地区公民館	〃 金峰町大坂3437	南 さ つ ま 市	0993-78-2006	8,500 照明あり
草原町運動広場	〃 金峰町高橋3075-4	南 さ つ ま 市	0993-77-1111	10,000 照明あり	

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
知 覧 町	知覧町平和公園野球場	知覧町郡17919-1	知 覧 町	0993-83-2511	9,500
	知覧テニスの森公園	知覧町郡9126-1	知 覧 町	0993-83-2511	5,770
	二松台運動公園	知覧町塩屋24500	知 覧 町	0993-83-2511	6,000
	松ヶ浦小学校	知覧町南別府24941	知 覧 町	0993-83-2511	7,000
川 辺 町	諏訪運動公園陸上競技場	川辺町平山7035	川 辺 町	0993-56-1111	21,000 照明あり
	諏訪運動公園広場	〃 平山7354	川 辺 町	0993-56-1111	12,000
	勝目小学校	〃 上山田1884	川 辺 町	0993-57-2005	8,000 東側堤防
	川辺中学校	〃 田部田3880	川 辺 町	0993-56-1240	24,000 東側山林
いちき串木野市	串木野高校	いちき串木野市美住町65	県	0996-32-2064	39,000 照明あり
	串木野ヘリポート	〃 下名2525-2	いちき串木野市	0996-32-3111	3,850 東側墓地
	市多目的グラウンド	〃 上名5351	いちき串木野市	0996-32-3111	34,440 照明あり
	市来農芸高校	〃 市来町湊町160	県	0996-36-2341	10,000
	市来中学校グラウンド	〃 市来町大里3284	いちき串木野市	0996-36-3111	10,000 照明あり
日 置 市	伊作田小学校	日置市東市来町伊作田4305	日 置 市	099-274-2718	6,500
	東市来総合運動公園	〃 東市来町伊作田1037-2	日 置 市	099-274-2111	8,000
	上市来中学校	〃 東市来町養母5630	日 置 市	099-274-9645	5,800
	県消防学校	〃 東市来町長里1020-1	県	099-274-4331	
	東市来中学校	〃 東市来町長里3014	日 置 市	099-274-2805	7,200
	東市来町農業構造改善センター	〃 東市来町養母11393	日 置 市	099-274-3665	10,000
	湯之元球場	〃 東市来町湯田1895-1	日 置 市	099-274-2111	18,700
	伊集院小学校	〃 伊集院町下谷口1836	日 置 市	099-273-4852	6,000
	飯牟礼小学校	〃 伊集院町飯牟礼1152	日 置 市	099-273-2580	6,000
	伊集院北中学校	〃 伊集院町下神殿1150	日 置 市	099-272-4996	12,000
	土橋中学校	〃 伊集院町土橋1350	日 置 市	099-273-9230	9,000
	伊集院高校	〃 伊集院町郡1984	県	099-273-2195	40,000
	パナソニック半導体オプトデバイス株	〃 伊集院町徳重1786-6	パナソニック半導体 オプトデバイス株	099-273-2222	100,000
	伊集院総合運動公園	〃 伊集院町野田1792番地	日 置 市	099-273-2111	
	日置小学校	〃 日吉町日置503	日 置 市	099-292-2013	5,451
	日新小学校	〃 日吉町山田343	日 置 市	099-292-2021	5,335
	吉利小学校	〃 日吉町吉利4338	日 置 市	099-292-2030	7,986
	住吉小学校	〃 日吉町日置11241	日 置 市	099-292-2022	4,472
	日吉中学校	〃 日吉町日置356	日 置 市	099-292-2017	15,720
	扇尾小学校	〃 日吉町吉利7272	日 置 市	099-292-2080	3,332
	日吉運動公園グラウンド	〃 日吉町日置4882-2	日 置 市	099-292-2111	
	吹上中学校	〃 吹上町中原1691	日 置 市	099-296-2009	10,000 北側電線
	吹上浜公園陸上競技場	〃 吹上町中原瀉	日 置 市	099-296-2111	
薩 摩 川 内 市	れいめい高校	〃 隈之城町2205番地	学校法人川島学園	0996-23-8801	10,000 北側山照明
	川内南中学校	〃 平佐町985番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-4602	7,500
	川内小学校	〃 向田町1425番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-7201	2,000 東側山照明
	清水ヶ岡公園	〃 宮里町2993番地212	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	30,000
	陸上自衛隊第8施設大隊	〃 冷水町539番地2	陸 上 自 衛 隊	0996-20-3900	20,000
	川内中央中学校	〃 平佐町5000番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-5209	14,300 照明あり
	川内商工高校	〃 平佐町1835番地	県	0996-25-2554	15,000
	寺山いこいの広場	〃 永利町2133番地1	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	15,000
	御陵下運動公園	〃 御陵下町25番8号	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	22,500
	川内高校	〃 御陵下町6番3号	県	0996-23-7274	25,000
	川内港	〃 港町唐山	県	0996-23-5151	26,250
	水引中学校	〃 水引町7602番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-2104	1,750 東側山照明
	唐浜臨海公園	〃 網津町6104番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	3,900 照明あり
	永利小学校	〃 百次町959番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-2804	3,000 照明あり
	高江運動広場	〃 高江6152番地	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	3,500
	寄田運動広場	〃 寄田町140番地1	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	3,500
	寄田中学校跡	〃 寄田町4番地1	薩 摩 川 内 市	0996-23-5111	8,000

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
薩摩川内市	川内東中学校跡	〃 中村町6998番地	薩摩川内市	0996-23-5111	7,200 照明あり
	下東郷中学校跡	〃 田海町3663番地	薩摩川内市	0996-23-5111	2,500 照明あり
	白浜ヘリポート	〃 白浜町	川内川河川事務所	0996-22-3271	625 高圧送電線
	総合運動公園	〃 運動公園町3030番地	薩摩川内市	0996-23-5111	20,000
	平成中学校	〃 城上町610番地	薩摩川内市	0996-30-1284	3,500 照明あり
	西方港	〃 西方町	県	0996-23-5111	4,500
	藤本小学校	〃 樋脇町市比野9940	薩摩川内市	0996-38-0035	1,000
	野下小学校	〃 樋脇町市比野7970	薩摩川内市	0996-38-0036	1,200
	市比野小学校	〃 樋脇町市比野2805	薩摩川内市	0996-38-0014	4,000
	樋脇総合運動場	〃 樋脇町塔之原3740-2	薩摩川内市	0996-37-2117	11,050
	丸山公園	〃 樋脇町塔之原12778	薩摩川内市	0996-37-2111	37,500
	樋脇小学校	〃 樋脇町塔之原3624	薩摩川内市	0996-37-2038	5,400
	樋脇中学校	〃 樋脇町塔之原10295	薩摩川内市	0996-38-1244	5,600
	倉野小学校	〃 樋脇町倉野1578	薩摩川内市	0996-37-2026	1,500
	入来総合運動場	〃 入来町副田6029-1	薩摩川内市	0996-44-3111	14,000 南側工業団地
	入来中学校	〃 入来町浦之名7635	薩摩川内市	0996-44-2070	10,000
	入来城山ゴルフ倶楽部	〃 入来町浦之名4890-11	薩摩川内市	0996-44-5100	6,000
	東郷総合運動場	〃 東郷町斧淵5566	薩摩川内市	0996-42-1111	11,200
	東郷中学校	〃 東郷町斧淵600	薩摩川内市	0996-42-0013	3,500
	東郷小学校	〃 東郷町斧淵4768	薩摩川内市	0996-42-0111	1,200
	黒木小学校	〃 祁答院町黒木123	薩摩川内市	0996-42-0011	2,400
	祁答院総合運動場	〃 祁答院町上手	薩摩川内市	0996-55-0057	10,800
	祁答院中学校	〃 祁答院町下手190-1	薩摩川内市	0996-55-0030	9,600
	蘭牟田小学校	〃 祁答院町蘭牟田108	薩摩川内市	0996-56-0915	3,150
	トンボロの里みなと公園	〃 里町里1619-17	薩摩川内市	09969-3-2311	13,812
	上甌救急用ヘリポート	〃 上甌町中甌1-7	薩摩川内市	09969-2-0001	1,150 照明あり
	鹿島中学校校庭	〃 鹿島町蘭牟田1397	薩摩川内市	09969-4-2017	5,400
	鹿島救急用ヘリポート	〃 鹿島町蘭牟田880	薩摩川内市	09969-4-2211	1,806 照明あり
	海陽中学校	〃 下甌町手打1472	薩摩川内市	09969-7-0109	11,807
	救急用ヘリポート	〃 下甌町手打	薩摩川内市	09969-7-0311	910 照明あり
航空自衛隊ヘリポート	〃 下甌町長浜	薩摩川内市		575	
長浜港物揚場用地	〃 下甌町長浜101-4	薩摩川内市	09969-7-0123	1,650	
さつま町	宮之城農業高校	さつま町虎居1900	県	0993-53-0020	19,834
	宮之城総合グラウンド	〃 舟木302	さつま町	0996-53-1111	16,000 照明あり
	柏原グラウンド	〃 柏原1585	さつま町	0996-59-3111	9,600
	鶴田中学校	〃 神子662	さつま町	0996-59-2009	10,000
	さつま町総合運動公園	〃 求名12761-6	さつま町	0996-57-1111	49,992 照明あり
阿久根市	西目地区農村広場	阿久根市西目2124-2	阿久根市	0996-73-1211	7,380
	阿久根市総合グラウンド (陸上競技場)	〃 赤瀬川2529	阿久根市	0996-73-1211	62,432
出水市	出水市陸上競技場	出水市文化町24	出水市	0996-63-2111	25,170
	野田女子高校	〃 野田町下名5454	県	0996-84-2074	20,000
	出水市野田運動場	〃 野田町上名6151-2	出水市	0996-63-2111	27,000
	出水市高尾野工業団地運動場	〃 高尾野町大久保3816-6	出水市	0996-63-2111	5,000 西側電線・工場
	出水市高尾野運動場	〃 高尾野町上水流2082-1	出水市	0996-63-2111	7,000
出水市江内運動広場	〃 高尾野町江内2342	出水市	0996-63-2111	9,000	
長島町	町民運動場	長島町鷹巣1924-3	長島町	0996-86-1111	9,431 北側土手
	片側港荷揚げ場	〃 獅子島689-1	長島町	0996-86-1111	5,728
	町運動公園	〃 城川内873-3	長島町	0996-88-5511	23,150
大口市	市陸上競技場	大口市鳥巢336-1	大口市	09952-2-1111	
菱刈町	本城体育広場	菱刈町南浦36	菱刈町	09952-6-1111	9,000
	北部体育広場	〃 重留1189	菱刈町	09952-6-1111	7,000
	菱刈中学校	〃 前目2697	菱刈町	09952-6-0047	16,000
	町農村公園グラウンド	〃 前目251-1	菱刈町	09952-6-1111	
霧島市	国分中学校	霧島市国分清水町360	霧島市	0995-46-0053	9,500

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
霧島市	国分南中学校	〃 国分下井町817	霧島市	0995-46-0219	15,043
	陸上自衛隊第9分駐屯地	〃 国分福島町2-4-14	陸上自衛隊	0995-45-5111	18,000
	溝辺小学校	〃 溝辺町有川196-1	霧島市	0995-59-2204	7,402
	陵南小学校	〃 溝辺町麓1267-2	霧島市	0995-59-2530	9,020
	竹子小学校	〃 溝辺町竹子859	霧島市	0995-59-2832	3,949
	溝辺中学校	〃 溝辺町有川172	霧島市	0995-59-2006	13,858
	玉利小学校跡	〃 溝辺町麓1175	霧島市	0995-59-3111	2,125
	溝辺運動場駐車場	〃 溝辺町麓3391	霧島市	0995-59-3111	13,000 照明あり
	安良小学校	〃 横川町上ノ3760-1	霧島市	0995-73-2044	4,320
	横川中学校	〃 横川町中ノ524	霧島市	0995-72-0017	6,200
	横川運動場	〃 横川町上ノ3392-3	霧島市	0995-72-0511	15,000
	高千穂グラウンド	〃 牧園町高千穂	霧島市	0995-76-1111	
	牧園中学校	〃 牧園町宿窪田751-1	霧島市	0995-76-0021	11,000
	みやまの森運動場	〃 牧園町宿窪田2992	霧島市	0995-76-1111	
	霧島運動場	〃 霧島田口3071	霧島市	0995-57-1111	21,875
	日当山中学校	〃 隼人町東郷1187-2	霧島市	0995-42-0058	12,000
隼人中学校	〃 隼人町真孝900-1	霧島市	0995-42-6224	11,000	
隼人工業高校	〃 隼人町内山田1-6-20	県	0995-42-0223	22,500	
隼人運動場	〃 隼人町内山田1-14-16	霧島市	0995-42-1111	10,000	
福山運動場	〃 福山町福山129	霧島市	0995-55-2111	14,600	
福山高校	〃 福山町福山5399-1	県	0995-56-2734	7,033	
牧之原運動場	〃 福山町福山5336	霧島市	0995-55-2111	17,000	
加治木町	竜門小学校	加治木町小山田1365	加治木町	0995-63-3446	1,000
	加治木高校	〃 仮屋町211	県	0995-63-2052	1,800
	加治木工業高校	〃 新富町131	県	0995-62-3116	1,200 北側住宅
	町営グラウンド	〃 木田	加治木町	0995-62-2111	28,000 照明あり
始良町	重富中学校	始良町平松7092	始良町	0995-65-2109	30,262
	帖佐中学校	〃 西餅田1586	始良町	0995-65-2021	14,479
	山田中学校	〃 下名977	始良町	0995-66-2504	8,246
	北山中学校跡	〃 北山852	始良町	0995-66-3111	16,000
	町中央公民館広場	〃 西餅田589	始良町	0995-66-2044	8,000 照明あり
町総合運動公園	〃 平松2392	始良町	0995-66-3111	24,900 陸上競技場	
蒲生町	蒲生中学校	蒲生町北10	蒲生町	0995-52-0100	18,400
	スポ・レク広場陣ヶ丘	〃 北2232-1	蒲生町	0995-52-1211	5,199
湧水町	町営グラウンド	湧水町木場	湧水町	0995-74-3111	20,000
	轟トレーニングセンター	〃 恒次1677	湧水町	0995-74-2925	7,285
	上場小学校	〃 木場4115-1	湧水町	0995-74-2712	6,900
	幸田小学校	〃 幸田1767-1	湧水町	0995-74-2708	7,545
	栗野中学校	〃 木場790	湧水町	0995-74-2023	14,659
	栗野工業高校	〃 木場3102	県	0995-74-2021	19,333
	河川防災ステーション	〃 木場13番地先	湧水町	0995-74-3111	
	吉松小学校	〃 中津川476	湧水町	0995-75-2008	7,000
	吉松中学校	〃 川西2137-1	湧水町	0995-75-2014	10,000
	吉松公園	〃 川西545	湧水町	0995-75-2111	27,000
鹿屋市	百引中第2グラウンド	鹿屋市輝北町上百引3430	鹿屋市	0994-86-0004	11,420
	市成中学校	〃 輝北町市成2420	鹿屋市	0994-85-1004	8,500
	輝北町民運動場	〃 輝北町上百引2635	鹿屋市	0994-86-1111	
	海上自衛隊鹿屋基地	〃 西原3-11-2	海上自衛隊	0994-43-3111	1,500
	市中央公園サッカー場	〃 向江町29-1	鹿屋市	0994-43-2111	10,248
	市民いこいの森運動広場	〃 西祓川189-4	鹿屋市	0994-43-2111	
	串良中学校	〃 串良町岡崎2542	鹿屋市	0994-63-2054	17,557
	細山田中学校	〃 串良町細山田4943-1	鹿屋市	0994-62-2702	13,616
	上小原中学校	〃 串良町上小原3514-1	鹿屋市	0994-63-2080	11,220
	串良ふれあいセンター	〃 串良町有里507-1	鹿屋市	0994-63-3111	27,937

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
鹿屋市	鶴峰小学校	〃 吾平町上名3594	鹿屋市	0994-58-7130	15,000
	下名小学校	〃 吾平町下名3062	鹿屋市	0994-58-7124	15,000
	吾平中学校	〃 吾平町上名7520	鹿屋市	0994-58-7126	20,000
	吾平運動場	〃 吾平町上名6368	鹿屋市	0994-58-7111	10,000
曾於市	笠木小学校	曾於市大隅町中之内5762	曾於市	0994-82-0611	7,200
	大隅北小学校	〃 大隅町中之内3701-1	曾於市	0994-82-1811	7,200
	恒吉小学校	〃 大隅町恒吉2767-1	曾於市	0994-82-1139	9,600 照明あり
	大隅南小学校	〃 大隅町月野9054	曾於市	0994-82-0448	10,800 照明あり
	岩川高校	〃 大隅町岩川5069	県	0994-82-0615	10,000
	県肉用牛改良研究所	〃 大隅町月野2200	県	0994-82-5252	40,000
	町運動公園陸上競技場	〃 大隅町中之内8481	曾於市	0994-82-1211	18,000
	中谷地区農道	〃 財部町下財部4207	曾於市	0986-72-1111	
	北小学校	〃 財部町北俣5410-1	曾於市	0986-74-2009	7,520
	財部中学校	〃 財部町北俣814	曾於市	0986-72-1102	18,540
	南中学校	〃 財部町南俣5375	曾於市	0986-75-1109	17,720
	町城山公園広場	〃 財部町北俣10579-1	曾於市	0986-72-1111	
	末吉中学校	〃 末吉町二之方2101	曾於市	0986-76-1126	1,500
	栄楽公園グラウンド	〃 末吉町諏訪方8182-3	曾於市	0986-76-1111	
	末吉小学校	〃 末吉町二之方向江	曾於市	0986-76-1125	12,438
	憶小学校	〃 末吉町南之郷中園	曾於市	0986-76-1618	5,405
	南之郷中学校	〃 末吉町柿木下	曾於市	0986-78-1014	10,265
	高岡小学校	〃 末吉町高岡下	曾於市	0986-78-1114	5,597
	岩北小学校	〃 末吉町岩結内堀	曾於市	0986-76-1614	7,542
	岩南研修センター	〃 末吉町大沢津	曾於市	0986-76-0191	7,702
	岩南小学校	〃 末吉町岩南	曾於市	0994-82-0135	5,412
	諏訪小学校	〃 末吉町諏訪方西中野	曾於市	0986-76-2344	7,864
	諏訪研修センター	〃 末吉町諏訪方西中野	曾於市	0986-76-5474	5,610
光神小学校	〃 末吉町諏訪方光神	曾於市	0986-79-1925	7,009	
深川小学校	〃 末吉町深川原口	曾於市	0986-76-2346	9,235	
深川研修センター	〃 末吉町深川原口	曾於市	0986-76-4776	5,214	
柳迫小学校	〃 末吉町深川柳迫	曾於市	0986-76-1127	5,214	
末吉高等学校	〃 末吉町二之方管渡	県	0986-76-1130	15,000	
志布志市	松山小学校	志布志市松山町新橋1502	志布志市	099-487-2004	
	尾野見小学校	〃 松山町尾野見36	志布志市	099-487-8615	
	松山中学校	〃 松山町泰野3870	志布志市	099-487-8158	
	城山総合公園	〃 松山町新橋1570-16	志布志市	099-487-2111	
	四浦中学校跡	〃 志布志町内之倉7185	志布志市	099-472-1111	6,720
	志布志中学校	〃 志布志町帖3394	志布志市	099-472-1357	24,550
	田之浦中学校	〃 志布志町田之浦2018	志布志市	099-472-1620	6,600
	出水中学校	〃 志布志町内之倉3500	志布志市	099-472-1316	5,629
	運動公園陸上競技場	〃 志布志町安楽190-46	志布志市	099-472-1111	60,000
	市役所前広場	〃 有明町野井倉1565	志布志市	099-474-1111	4,500
	伊崎田小学校	〃 有明町伊崎田8845	志布志市	099-474-0624	10,559
	通山中学校	〃 有明町野井倉8304-4	志布志市	099-474-0555	8,535
		野神小学校	〃 有明町野神3139	志布志市	099-474-0002
山重小学校		〃 有明町山重10873-2	志布志市	099-474-0055	7,625
宇都中学校		〃 有明町原田2256-1	志布志市	099-474-0115	9,036
有明国民運動場		〃 有明町野井倉1773-1	志布志市	099-474-1111	
大崎町	ふれあいの里公園	大崎町神領2392	大崎町	099-476-1111	12,064
	大丸運動公園	〃 神領1652-1	大崎町	099-476-1111	33,687
垂水市	牛根中学校	垂水市二川35	垂水市	0994-36-2075	6,000
	旧大野中学校	〃 田神3754	垂水市	0994-32-0156	3,575 台地
	垂水南中学校	〃 新城753	垂水市	0994-35-2951	8,500
	垂水中学校	〃 松原町60	垂水市	0994-32-0078	5,600

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積,その他
垂水市	垂水市中央運動公園	〃 田神30000	垂水市	0994-32-3091	25,000
東串良町	東串良中学校	東串良町川西1615	東串良町	0994-63-2071	13,072
	町民運動場	〃 新川西2065	東串良町	0994-63-3131	23,000
肝付町	グラウンド	肝付町北方918-1	肝付町	0994-67-2111	3,082
	内之浦小学校	〃 南方2648-1	肝付町	0994-67-2004	7,727
	岸良小学校	〃 岸良517-3	肝付町	0994-67-2004	4,301
	天子山運動公園	〃 北方1492	肝付町	0994-67-2111	13,279
	高山中学校	〃 前田1132	肝付町	0994-65-2526	11,931
	波野小学校	〃 波見1066	肝付町	0994-65-6203	4,373
	国見中学校	〃 後田1857	肝付町	0994-65-2400	7,904
	町総合運動場	〃 前田1020	肝付町	0994-65-2511	41,685
錦江町	宿利原中学校	錦江町神川7258	錦江町	0994-23-0002	5,600
	池田中学校	〃 城元5502	錦江町	0994-29-0003	6,300
	神川中学校	〃 神川3306-4	錦江町	0994-22-0203	5,600
	大根占中学校	〃 城元940	錦江町	0994-22-0007	10,800
	町総合運動公園	〃 公園神川1807	錦江町	0994-22-0511	
	田代中学校	〃 田代麓5624	錦江町	0994-25-2006	9,600
	大原中学校	〃 田代麓4567	錦江町	0994-25-2011	8,260
	田代中央運動場	〃 田代麓674-1	錦江町	0994-25-2511	16,000
南大隅町	町民運動場	南大隅町根占川北226	南大隅町	0994-24-3111	10,000
	大泊海岸埋立地	〃 佐多大泊	南大隅町	0994-26-0511	
	郡坂元部落前付近	〃 佐多郡袴田	南大隅町	0994-26-0511	20,000
	馬籠中央農道付近	〃 佐多藤之加木	南大隅町	0994-26-0511	90,000
	大中尾小学校	〃 佐多伊佐敷5929	南大隅町	0994-26-4003	3,000
	第一佐多中学校	〃 佐多伊佐敷3470	南大隅町	0994-26-0023	7,400
	辺塚自衛隊射撃場	〃 佐多辺塚中之	陸上自衛隊	0995-46-0350	7,800
	町農業者運動広場	〃 佐多馬籠3505	南大隅町	0994-26-0511	
西之表市	市営グラウンド	西之表市下西池野	西之表市	0997-22-1111	19,000
	西之表ヘリポート	〃 西之表川頭2292	西之表市	0997-22-1111	4,900
中種子町	種子島空港	中種子町増田2692-64	県	0997-27-5111	
	町中央運動公園陸上競技場	〃 野間5875	中種子町	0997-27-3113	349
南種子町	総合陸上競技場	南種子町中之上2206	南種子町	0997-26-1111	20,000
	町緊急ヘリポート	〃 中之下1866	南種子町	0997-26-7171	1,935
上屋久町	屋久島空港	上屋久町小瀬田	県	0997-43-5031	
	一湊中学校	〃 一湊2030	上屋久町	0997-44-2031	
	口永良部ヘリポート	〃 口永良部島	上屋久町	0997-42-0100	8,000
	町営グラウンド	〃 宮之浦2482	上屋久町	0997-42-0100	
屋久町	栗生ヘリポート	屋久町栗生	屋久町	0997-47-2111	900
	岳南中学校	〃 小島393-9	屋久町	0997-47-2200	20,359
	町営グラウンド	〃 安房2371-67	屋久町	0997-47-2111	10,000
	原ヘリポート	〃 原浜道174-23	屋久町	0997-47-2111	3,010
	町運動広場	〃 尾之間字濱道90	屋久町	0997-47-2111	12,853
奄美市	名瀬場外離着陸場	奄美市平田町田雲1430	奄美広域事務組合	0997-52-6032	2,400
	住用運動公園	〃 住用町役勝27	奄美市	0997-69-2111	10,000
	奄美空港	〃 笠利町和野	県	0997-63-0277	
	笠利中学校	〃 笠利町笠利1924	奄美市	0997-63-8114	
	赤木名中学校	〃 笠利町里364	奄美市	0997-63-1321	
	大島北高校	〃 中金久356	県	0997-63-0005	12,065
	あやまる国民運動場	〃 須野684	奄美市	0997-63-1111	
大和村	大和小中学校	大和村思勝370	大和村	0997-57-2012	9,010 照明あり
	思勝港湾(津名久)	〃 津名久シヨジキ653-5	大和村	0997-57-2111	9,000
	西部グラウンド	〃 今里字前都838-2番地	大和村	0997-57-2111	6,280
宇検村	田検中学校	宇検村田検191	宇検村	0997-67-2023	
	村総合運動公園陸上競技場	〃 潟湾宇大潟浜2928	宇検村	0997-67-2211	

市町村名	名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
瀬戸内町	請阿室ヘリポート	瀬戸内町請阿室阿室崎8	瀬戸内町	0997-72-1111	1,125 照明あり
	三浦ヘリポート	〃 三浦千勝原388	瀬戸内町	0997-72-1111	3,200 照明あり
	与路島ヘリポート	〃 与路武田原2178	瀬戸内町	0997-72-1111	2,919 照明あり
	手安ヘリポート	〃 手安田ノ下原692	瀬戸内町	0997-72-1111	1,918 照明あり
	請島ヘリポート	〃 池地コン間原27	瀬戸内町	0997-72-1111	
龍郷町	町中央グラウンド	龍郷町瀬留字浜田原964	龍郷町	0997-62-3111	18,000
喜界町	喜界空港	喜界町中里	県	0997-65-4318	
	町総合グラウンド	〃 湾字久代真1588	喜界町	0997-65-1111	16,000
徳之島町	徳之島高校	徳之島町亀津784	県	0997-82-1611	
	徳和瀬総合グラウンド	〃 徳和瀬シミヨ765	徳之島町	0997-82-1111	
天城町	徳之島空港	天城町浅間1番地1	県	0997-85-2238	
	町中央公民館グラウンド	〃 権幕430	天城町	0997-85-5144	
伊仙町	伊仙町ヘリポート	伊仙町阿三字トシ1380	奄美群島広域事務組合	0997-92-6032	
和泊町	沖永良部空港	和泊町国頭	県	0997-92-0520	
	和泊町民運動広場	〃 内城字中村279	和泊町	0997-92-1111	29,967 照明あり
知名町	知名小学校	知名町知名333	知名町	0997-93-2063	
	大山自衛隊ヘリポート	〃 住吉	航空自衛隊	0997-93-2169	
	総合グラウンド	〃 黒貫1181-1	知名町	0997-93-3111	
与論町	与論空港	与論町立長	県	0997-97-4065	
	町総合グラウンド	〃 茶花2030	与論町	0997-97-3111	

10.2 陸上における輸送能力

(1) 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳

[土木部道路維持課]

機能区分	道路種別	路線名	路線長(km)	代替路線の状況	離島
第1次	国土開発幹線自動車道	九州縦貫自動車道鹿児島線	66.8	(主) 栗野加治木線等	
	国土開発幹線自動車道	南九州西回り自動車道	30.3	一般国道 3号等	
	国土開発幹線自動車道	東九州自動車道	24.7	一般国道 10号等	
	一般国道(指定区間)	3号	104.0	南九州西回り自動車道等	
	一般国道(指定区間)	3号(バイパス)	2.9		
	一般国道(指定区間)	10号	65.9	九州縦貫自動車道等	
	一般国道(指定区間)	58号	0.7		
	一般国道(指定区間)	220号	93.8	一般国道504号等	
	一般国道(指定区間)	224号	13.8	(主) 桜島港黒神線	
	一般国道(指定区間)	225号	42.9	(主) 指宿鹿児島インター線	
	一般国道(指定区間)	226号	29.7	(主) 指宿鹿児島インター線	
	一般国道(指定区間)	始良バイパス	5.6		
	一般国道(指定区間外)	58号	95.8	(主) 名瀬瀬戸内線	*
	一般国道(指定区間外)	222号	1.1		
	一般国道(指定区間外)	223号	1.9	(主) 国分霧島線	
	一般国道(指定区間外)	226号	42.4	一般国道225号等	
	一般国道(指定区間外)	267号	51.5	(主) 川内加治木線等	
	一般国道(指定区間外)	268号	42.7	(主) 出水菱刈線等	
	一般国道(指定区間外)	269号	39.3	(主) 鹿屋吾平佐多線	
	一般国道(指定区間外)	270号	34.5	(主) 指宿鹿児島インター線	
	一般国道(指定区間外)	504号	52.8	一般国道220号等	
	主要地方道	都城隼人	6.8	一般国道10号等	
	主要地方道	鹿児島吉田	8.8	一般国道10号等	
	主要地方道	指宿鹿児島インター	51.2	一般国道226号等	
	主要地方道	鹿児島加世田	3.2		
	主要地方道	西鹿児島停車場	1.6		
	主要地方道	鹿児島東市来	1.2		
	主要地方道	鹿児島蒲生	3.8	(主) 伊集院蒲生溝辺線等	
	主要地方道	岩本開闢	6.2	一般国道226号等	
	主要地方道	加世田川辺	6.9		
	主要地方道	串木野樋脇	1.1		
	主要地方道	串木野港	2.4		
	主要地方道	川内加治木	8.1	一般国道3号	
	主要地方道	京泊大小路	0.4		
	主要地方道	栗野加治木	24.2	九州縦貫自動車道等	
	主要地方道	隼人加治木	6.3	九州縦貫自動車道等	
	主要地方道	国分霧島	17.4	一般国道223号等	
	主要地方道	南之郷志布志	19.8	(主) 志布志福山線等	
	主要地方道	鹿屋吾平佐多	63.3	一般国道269号等	
	主要地方道	鹿屋吾平佐多	14.6		
	主要地方道	内之浦佐多	11.4	(主) 鹿屋吾平佐多線	
	主要地方道	野間十三番西之表	26.7	一般国道58号	*
	主要地方道	上屋久屋久	19.8		*
	主要地方道	伊仙亀津徳之島空港	32.4		*
	主要地方道	竜郷奄美空港	11.3		*
	主要地方道	伊仙天城	22.1		*
	主要地方道	知名沖永良部空港	18.6	(一) 国頭知名線	*
一般県道	郡元鹿児島港	6.7	一般国道225号		
一般県道	玉取迫鹿児島港	4.1	(主) 鹿児島川辺線		
一般県道	鹿児島港下荒田	1.9			
一般県道	串木野停車場	0.1	(主) 串木野樋脇線		
一般県道	京泊草道	1.9			
一般県道	桑之浦里港	7.5		*	
一般県道	手打蘭牟田港	30.3	(一) 長浜手打港線	*	
一般県道	長浜手打港	1.6	(一) 手打蘭牟田港線	*	
一般県道	黒浜水深	5.5		*	
一般県道	日当山敷根	7.0	(主) 都城隼人線等		
市道	唐湊線	2.1			
市道	三官橋通線	0.4			
臨港道路	谷山二区西線	0.9			
臨港道路	谷山二区中央線	2.1	一般国道225号等		
	小計		1304.8		

機能区分	道路種別	路線名	路線長 (km)	代替路線の状況	離島
第2次	一般国道(指定区間)	225号	9.6	(一) 郡元鹿児島港線	
	一般国道(指定区間)	226号	2.4		
	一般国道(指定区間外)	58号	35.3	(主) 名瀬瀬戸内線	*
	一般国道(指定区間外)	223号	39.0	(主) 国分霧島線等	
	一般国道(指定区間外)	226号	68.4	一般国道225号等	
	一般国道(指定区間外)	267号	16.2	九州縦貫自動車道	
	一般国道(指定区間外)	269号	52.9	(主) 南之郷志布志線等	
	一般国道(指定区間外)	270号	19.0	一般国道226号等	
	一般国道(指定区間外)	328号	59.4	一般国道3号	
	一般国道(指定区間外)	389号	22.5	(主) 葛輪瀬戸線	
	一般国道(指定区間外)	447号	39.7	(一) 湯出大口線等	
	一般国道(指定区間外)	448号	76.1	(一) 辺塚根占線	
	一般国道(指定区間外)	504号	35.9	一般国道269号等	
	主要地方道	都城隼人	26.0	一般国道10号	
	主要地方道	谷山伊作	13.4	(主) 鹿児島加世田線等	
	主要地方道	谷山知覧	15.8	一般国道226号等	
	主要地方道	鹿児島東市来	1.9	(主) 西鹿児島停車場線等	
	主要地方道	桜島港黒神	21.8		
	主要地方道	頼娃川辺	5.4	(主) 指宿鹿児島インター線等	
	主要地方道	岩本開聞	7.6		
	主要地方道	伊集院日吉	14.1	(主) 永吉入佐鹿児島線等	
	主要地方道	串木野樋脇	1.1		
	主要地方道	伊集院蒲生溝辺	28.9	一般国道3号等	
	主要地方道	川内加治木	32.9	(主) 川内郡山線等	
	主要地方道	川内串木野	36.4	一般国道3号等	
	主要地方道	阿久根東郷	31.0	一般国道504号等	
	主要地方道	葛輪瀬戸	14.5	一般国道389号	
	主要地方道	牧園薩摩	8.8	(主) 菱刈横川線等	
	主要地方道	宮之城加治木	14.2	一般国道328号等	
	主要地方道	志布志福山	37.6	(一) 縄瀬停車場線	
	主要地方道	鹿屋吾平佐多	21.5	一般国道269号等	
	主要地方道	垂水南之郷	22.1	一般国道10号等	
	主要地方道	鹿屋高山串良	11.9	一般国道448号等	
	主要地方道	西之表南種子	61.2	一般国道58号等	*
	主要地方道	上屋久屋久	15.8	(主) 上屋久永田屋久線	*
	主要地方道	上屋久永田屋久	60.7	(主) 上屋久屋久線	*
	主要地方道	名瀬瀬戸内	106.8	一般国道58号	*
	主要地方道	伊仙亀津徳之島空港	6.7	(主) 伊仙天城線	*
	主要地方道	湯湾新村	13.6	(主) 名瀬瀬戸内線	*
	主要地方道	伊集院蒲生溝辺	2.0		
	一般県道	飯野松山都城	11.1	(一) 末吉停車場線	
	一般県道	出水高尾野	7.8	(一) 荒崎黒之浜港線	
	一般県道	西出水停車場	2.3		
	一般県道	長島宮之浦港	12.0	(主) 葛輪瀬戸線	
	一般県道	比曽木野福山港	6.0	一般国道10号	
	一般県道	末吉財部	10.7	(一) 塚脇財部線	
	一般県道	志布志有明	12.8	(主) 志布志福山線	
	一般県道	神之川内之浦	14.2		
	一般県道	塗木大隅	15.4		
	一般県道	茎永上中	6.6	(主) 西之表南種子線	*
	一般県道	佐仁万屋赤木名	4.0	一般国道58号	*
一般県道	安脚場実久	38.0		*	
一般県道	国頭知名	25.1	(主) 知名沖永良部空港線	*	
一般県道	亀徳港	0.1		*	
一般県道	小山田谷山	6.0			
	小計		1282.2		
	合計		2587.0		

(2) 旅客自動車事業者等の状況  
ア. 社団法人 鹿児島県バス協会 会員名簿

[社団法人 鹿児島県バス協会]

No.	事業者名	郵便番号	所在地	役職名	代表者名	電話番号	貸切			乗合	特定	合計
							大型	中型	小型			
1	いわさきコーポレーション(株)	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12	代表取締役社長	岩崎 芳太郎	099-259-2888	75	3	4	420	24	526
2	南国交通(株)	890-0053	中央町11-5	"	渡辺 勝三	099-255-2141	10			241	15	266
3	林田バス(株)	890-0064	鴨池新町12-12	"	岩崎 芳太郎	099-259-5678	57			186	24	267
4	ジェイアール九州バス(株)	812-0012	福岡市博多区堅粕2-22-2	"	江藤 眞純	092-642-8121	8			24		32
5	南国交通観光(株)	892-0841	鹿児島市照国町12-15	"	山口 興業	099-226-9001	52					52
6	霧島観光交通(株)	892-0847	西千石町1-24	"	堀切 博	099-226-3391	14	2				16
7	南国九州開発(株)	895-0027	薩摩川内市西向田町5-11	"	下八尻 鐵憲	0996-22-1516		5	2			7
8	南国小型観光バス(株)	892-0841	鹿児島市照国町12-15	"	山口 興業	099-226-9001		7	6			13
9	鹿児島交通観光バス(株)	892-0841	鴨池新町12-12	"	岩崎 芳太郎	099-258-2334		19	14			33
10	出水観光バス(株)	899-0202	出水市昭和町16-5	代表取締役	宇佐 祐幸	0996-62-1333	3	4	5			12
11	(株)あつま交通	891-0122	鹿児島市南栄1-7-13	"	東 末春	099-266-0365	14	8	10			32
12	まつばんだ交通バス(株)	891-4205	熊毛郡上屋久町宮之浦804-2	"	藤山 倉作	0997-43-5241	4	4	3			11
13	南長島観光バス(株)	899-1211	出水郡長島町山門野562	"	川崎 洋子	0996-87-0900		2	2			4
14	南薩観光(株)	897-0302	川辺郡知覧町郡5500	"	菊永 正喜	0993-83-2275	4	6	12			22
15	南北薩観光バス(株)	895-1815	薩摩郡さつま町西新町16-5	"	神 蘭琳	0996-52-2121	1	3	2			6
16	南岩切観光バス(株)	899-7104	志布志市志布志町安楽3602-3	"	岩切 浩	0994-73-3300	1	4	2			7
17	さつま交通観光(株)	899-6301	霧島市横川町上ノ字崎山1865-1	"	後藤 章	0995-72-1515	2	5	5			12
18	南高山三幸観光(株)	893-1204	肝属郡肝付町富山405-2	"	濱松 正明	0994-65-0003	15	8	14			37
19	南あいら交通(株)	899-5421	始良郡始良町東餅田1018-7	"	佐藤 一義	0995-66-2306	1	4	5			10
20	南九州交通(株)	899-2442	日置市伊集院町野田1210	"	小園 純昭	099-273-2904	3	4	8			15
21	鹿児島中央観光バス(有)	891-1231	鹿児島市小田山町7276-9	"	米倉 芳子	099-238-5885	4	3	3			10
22	鹿児島観光バス(株)	898-0012	枕崎市千代田町1	"	谷上 治	0993-72-1133		1	4			5
23	南日本観光(株)	899-1611	阿久根市赤瀬川3067-3	"	牧尾 正文	0996-73-4120		1	3			4
24	南九州産業交通(株)	893-0055	鹿屋市野里町4876-5	"	東 末春	0994-41-5683		1	6			7
25	南福留交通(株)	899-7302	曾於郡大崎町神領2175-1	"	福留 健一郎	0994-71-7381	7	3	4			14
26	南竹田交通(株)	899-3303	日置市吹上町湯之浦2754-1	"	山下 義春	099-296-2878	1		5			6
27	南分観光バス(株)	899-4322	霧島市国分福島3-9-10	代表取締役	藤田 喜作	0995-46-1889	2		4			6
28	南九州はとバス(株)	891-0105	鹿児島市中山町1042-1	"	鶴田 正一	099-275-2553	5	2	7			14
29	南ハイビスカス観光(株)	891-0311	指宿市西方1979-5	"	今 釜 章	0993-22-5909		1	5			6
30	サンライフ交通観光(有)	899-5241	始良郡加治木町木田2342	"	米丸 五男	0995-62-2276			3			3
31	南入来観光交通(株)	895-1401	薩摩川内市入来町副田5912-3	"	坂元 和夫	0996-44-3314	2	1	2			5
32	南九州交通観光(株)	899-6207	始良郡湧水町米永361-1	"	馬込 隆一	0995-74-3848	3	3	1			7
33	南マルス観光(株)	891-1304	鹿児島市本名町6506-5	"	末永 節男	099-294-2529	1	1	3			5
34	南川内観光交通(株)	895-0076	薩摩川内市大小路町19-13	"	手打 一也	0996-28-1560	2	3	3			8
35	南光交通(有)	896-0053	いちき串木野市下名3208-2	"	山崎 典男	0996-32-1523	3		4			7
36	南礼自動車(株)	892-0841	鹿児島市照国町1-20-3F	"	信田 一世	099-805-3251			3			3
37	みやまきりしま観光(有)	899-4201	霧島市霧島町田口2188-27	"	濱田 豊	0995-57-3288	4	2	3			9
38	南さつま交通(株)	893-0013	鹿屋市礼元町目1-48	"	橋口 俊広	0994-44-4812	3	2	2			7
39	南美風交通(株)	891-0406	指宿市湯の浜5丁目7-20	代表取締役	石川 守志	0993-22-2245		1	2			3
40	南喜入観光交通(株)	891-0205	鹿児島市喜入町前之浜町8046-4	取 締 役	堀 洋志	0993-43-0127		2	3			5

	事業者名	郵便番号	所在地	役職名	代表者名	電話番号	乗合	貸切			特定	合計
								大型	中型	小型		
41(有)	池田観光	891-0704	揖宿郡額埜町別府6682	代表取締役	種子田浩二	0993-38-0114		1	2	3		6
42(伊佐交通)	観光	895-2526	大口市宮内502-146	"	古田欣也	0995-23-0608		2	2	6		10
43(佐多交通)	バス	893-2601	肝属郡南大隅町伊座敷3990	"	木佐貫良幸	0994-26-0128		1	1	3		5
44(鹿陸)	観光	891-1231	鹿児島市小田町6701	"	横山隆男	099-238-6690		4	2	3		9
45(城山)	観光	890-0016	" 新照院町41-1	"	保太生	099-224-2211		1	3	2		6
46(大川原)	タクシ-	899-4101	曾於市財部町南俣11260-7	"	本村幸一	0986-72-3333		2	1	5		8
47(さつま)	観光	897-0215	川辺郡川辺町平山3206	"	宇都和久	0993-56-1181		1	3	2		6
48(野元)	観光	893-0131	鹿屋市上高隈町2027-4	"	野元謙一	0994-45-2022		1	1	3		5
49(美里)	観光交通【休業中】	893-1103	鹿屋市吾平町麓13-6	代表取締役	眞戸原親己	0994-58-5352						
50(村崎)	タクシ-	891-0146	鹿児島市慈眼寺町17-8	代表取締役	村崎純利	099-268-3155			2	2		4
51(加治)	木観光	899-5231	始良郡加治木町反土3174-1	"	立元隆正	0995-62-3091		2	2	1		5
52(内田)	タクシ-	899-3301	日置市吹上町中原2921-4	"	小園誠	099-296-2300			1	2		3
53(九州)	南部交通	893-2505	肝属郡南大隅町辺田1192-5	代表取締役	江田哲哉	0994-24-2763			4	2		6
54(ひまわり)	交通	899-2504	日置市伊集院町郡1-69	"	橋口修治	099-272-2741			2	4		6
55(安全)	観光	899-0201	出水市緑町33-20	"	城久	0996-62-1523			1	2		3
56(大)	和	891-3701	熊毛郡南種子町中之上2183	"	牧瀬和人	0997-26-1331	4	2	2	1		9
57(力ト)	ア交通	893-1102	鹿屋市吾平町下名2914-1	"	野尻秋男	0994-58-6698		1	2	6		9
58(五反)	田商事	899-7402	志布志市有明町野井倉1401	"	五反田和演	0994-74-0035				3		3
59(ほたる)	観光	891-0911	川辺郡知覧町塩屋23984-1	"	菊永浩	0993-85-3335		3	1	1		5
60(前田)	運送	891-3604	熊毛郡中種子町野間3913-2	"	前田辰和	0997-27-2282		2	1	1		4
61(ク)	インハート	899-0405	出水市高尾野町下水流890	代表取締役社長	植村邦宏	0996-64-2602		1	2	1		3
62(のぞみ)	観光交通	897-0008	南さつま市地頭所1362-3	代表取締役	園山嘉久	0993-53-2006		1	2	2		5
63(大隅)	観光	899-8102	曾於市大隅町岩川7391-1	"	西水流登	0994-82-1186				3		3
64(国分)	交通	899-4332	霧島市国分中央3-4-4	"	井上功二朗	0995-48-5572		2	3	1		6
65(さくら)	交通	898-0022	枕崎市宮田町167-2	"	揚野俊清	0993-73-1111		2		3		5
66(宮都)	タクシ-	895-1814	薩摩郡さつま町旭町10-7	"	白石和弘	0996-53-0660				3		3
67(末吉)	運送	899-8603	曾於市末吉町新町1-11-4	"	有川順一郎	0986-76-0137			1	2		3
68(鹿児島)	市交通	890-0051	鹿児島市高麗町43-41	交通事業管理者	永田哲夫	099-257-2111	193	9				202
69(薩摩)	川内市	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	職務執行者	黒瀬一郎	0996-23-5111			2	10		12
70(沖永)	良部バス企業	891-9214	大島郡知名町知名463	企業長職務代理者	西田盛起	0997-93-2054	7		2			9
71(奄美)	交通	894-0034	奄美市和光町17-1	代表取締役	山正男	0997-52-3231	91	8	2	2	2	105
72(の島)	交通	894-0021	" 伊津部町9-23	代表取締役	岩崎菊美	0997-52-0509	24	5	3	5	1	38
73(徳之島)	総合陸運	891-7101	大島郡徳之島町亀津5006	代表取締役	牧耕三	0997-82-1211	12	6				18
74(大島)	運輸	894-0034	奄美市入舟町8-21	取締役社長	有村勉	0997-53-2111		1		4		5
75(喜界)	島観光	891-6201	大島郡喜界町赤連2717-2	代表取締役	上園田幸太郎	0997-65-1211		1		1		2
76(南陸)	運	891-9301	" 与論町茶花1581-2	代表取締役	南元二郎	0997-97-3331			2	1		3
77(加計)	呂バス	894-2322	大島郡瀬戸内町瀬相743-1	代表取締役	健二	0997-75-0447				8		8
合計							1202	359	166	263	66	2056

(77社)内1社休止中

イ. 社団法人 鹿児島県タクシー協会名簿

〔社団法人 鹿児島県タクシー協会〕

車両数は、平成19年4月現在

本支部	代表者名	会社名	郵便番号	住所	電話番号	事業者数	車両数			計	
							特大	大型	小型		
会	長羽仁 正次郎(株)	ハ	二 890-0062	鹿児島市与次郎2丁目3-35	099-251-1550	161	152	8	91	3399	3650
鹿 児 島	羽仁 正次郎(株)	ハ	二 890-0062	鹿児島市与次郎2丁目3-35	099-251-1550	43	29	7	39	1946	2021
指	宿東 末 春(株)	あ づ ま 交 通	891-0702	揖宿郡穎娃町牧之内2919	0993-36-1121	8	13		22	109	144
南	薩山 下 順一(有)	山 下 タ ク シ	一 897-0006	南さつま市本町18-21	0993-53-2440	20	21		1	182	204
西	薩手 打 一也(有)	川 内 観 光 交 通	895-0076	薩摩川内市大小路町19-13	0996-20-1600	23	26		6	384	416
始 良 ・ 伊 佐	有 村 純 徳(株)	有 村 観 光	899-5117	霧島市隼人町見次150-1	0995-42-1101	26	26		6	384	416
鹿 屋 ・ 肝 属	伊 東 靖 丸(有)	丸 信 参 交	893-0002	鹿屋市本町11-12	0994-42-3151	16	6			228	234
曾	於 宮 脇 利 廣(有)	南 大 隅 観 光 タ ク シ	899-7104	曾於郡志布志町安楽41-7	0994-72-1271	13	20	1		85	106
熊	毛					12	11		17	81	109

## ウ. 一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送事業)

〔社団法人 鹿児島県タクシー協会〕  
車両数は、平成19年4月現在

称号	代表者名	住所	電話番号	車両数
南国タクシー(株)	山口 興業	鹿児島市東千石町8-29	099-222-6151	3
鹿児島第一交通(株)	川原 翼	鹿児島市宇宿2丁目11-3	099-286-5803	5
新川タクシー(株)	新川 靖博	鹿児島市薬師2丁目14-24	099-254-7819	1
(名)南邦商事	中島賢二郎	鹿児島市池之上町9-14	099-247-1316	3
鹿児島交通タクシー	岩崎芳太郎	鹿児島市鴨池新町12-12第2岩崎ビル4F	099-258-0377	1
(有)内野タクシー	内野 祐治	鹿児島市小野2丁目1-3	099-220-9760	1
(鹿児島)旭交通(株)	本田 武也	鹿児島市下伊敷3丁目25-20	099-229-6554	1
(出水)旭交通(株)	本田 武也	出水市上知識町729番地	0996-62-1411	4
(資)阿久根タクシー	君島 惣一郎	阿久根市港町36番地2	0996-72-1311	1
(薩摩川内)旭交通(株)	本田 武也	薩摩川内市花木町12-18	0996-23-8043	2
第一交通(株)	下之角 洋	薩摩川内市西向田16-10	0996-23-1000	2
(国分)旭交通(株)	本田 武也	霧島市国分中央2丁目15-25	0995-45-1111	3
(有)中村タクシー	中村 博美	霧島市隼人町東郷1丁目266番地	0995-42-2136	1
(有)下小菌タクシー	下小菌 充	大口市里2170番地	0995-22-1221	1
伊佐交通観光(株)	古田 欣也	大口市宮人502番地146	0995-23-0608	1
(鹿屋)旭交通(株)	本田 武也	鹿屋市新川町914番地	0994-44-5407	4
(有)大隅観光タクシー	河本 正男	志布志市志布志町安楽41番地7	0994-72-1271	1
(有)大川原タクシー	本村 幸一	曾於市財部町南俣11260-7	0986-72-2239	1
(有)宇都自動車商会	宇都 和久	川辺郡川辺町平山3206	0993-36-1121	1
(株)あづま交通	東 末春	揖宿郡穎娃町牧之内2919番地	0993-36-1121	4
ケア・サポートはやし	林 辰男	熊毛郡南種子町中之上2749-4	0997-26-2727	2
計	21社			43

工. 一般貸切旅客自動車運送事業(乗合タクシー)

[社団法人 鹿児島県タクシー協会]

車両数は、平成19年4月現在

称号	代表者名	住所	電話番号	車両数
(有)伊藤タクシー	伊藤 浩樹	出水市上鯖淵56-4	0996-62-1231	1
(有)石澤タクシー	石澤 勇	阿久根市脇本8030番地6	0996-75-0205	1
(有)入来タクシー	坂元 広和	薩摩川内市入来町副田5830番地15	0996-44-3311	2
(有)中村タクシー	中村 博	南さつま市金峰町尾下374-1	0993-770173	1
大隅鹿児島交通タクシー(株)	岩崎 芳太郎	曾於市末吉町二之方1987-1	0994-82-1001	1
(有)宇都自動車商会	宇都 和久	川辺郡川辺町平山3206	0993-56-1181	1
富士タクシー(有)	若月 覺	始良郡蒲生町上久徳2543番地	0995-52-1151	1
計	7社		(特大)	8

オ. 業者及び台数調べ

地区	業者数	営業所	車両数				合計	営業所台数	備考
			特大	大型	中型	小型			
鹿児島市	43	※2	30	7	51	2,378	※48	内個人445	
出水市	3		3		2	81			
阿久根市	3		3			43			
薩摩川内市	10	※1	14		3	169	※19		
いちき串木野市	2	※1	2		1	49	※37		
枕崎市	2		4			37			
南さつま市	8	※2	5			50	※5		
日置市	7	※1	7			75	※12		
指宿市	6	※3	12		21	95	※84		
霧島市	15	※7	20	2	66	193	※80		
大口市	3			1	2	45			
鹿屋市	10	※1	4			174	※30		
垂水市	1					18			
志布志市	4		4			26			
曾於市	7		14	1		51			
西之表市	2	※1	2		1	23			
出水郡	1		1			7			
薩摩郡	4		3			35			
川辺郡	3		5	1		20			
揖宿郡	2		1	1		14			
始良郡	6	※4	3	8		129	※104		
伊佐郡	2	※2				10	※10		
肝属郡	5		2			36			
曾於郡	2	※1	2			8			
熊毛郡	10	※1	9		16	58			
小計	161	※27	150	11	173	3,824			
福祉タクシー	(21)		43					43	
乗合	(7)		(8)					(8)	
合計	161	※27	193	11	173	3,824		4,201	

( ) 書きは、再掲

※営業所及び営業所台数

## カ. 社団法人鹿児島県タクシー協会 会員名簿

〔社団法人 鹿児島県タクシー協会〕

平成18年4月1日現在

会社名	市郡別	住所	電話番号	平成18年4月1日現在				
				特大	大型	中型	小型	福祉
南国タクシー(株)	鹿児島市	東千石町8-29	099-222-6151	6	1	8	95	3
鹿児島第一交通(株)	"	宇宿2丁目11-3	099-286-5803	2	3		152	2
南映タクシー(株)	"	甲突町25-18	099-222-2233	1		2	62	
(株)南州タクシー	"	西坂元町31-1	099-248-0101	1		1	101	
中央交通(株)	"	中山町755-1	099-266-5551				35	
(有)つばめタクシー	"	新栄町16-20	099-252-4355				40	
鶴丸交通(株)	"	錦江町23-4	099-226-6610	2		4	294	
新川タクシー(株)	"	薬師2丁目14-24	099-254-7819	1			38	
新川タクシー(有)	"	郡山町4	099-298-2032				8	
観光自動車(株)	"	東郡元町6-31	099-255-9101			2	75	
(有)第二観光	"	"	"				19	
霧島観光交通(株)	"	西千石町1-24	099-226-3391	2		2	26	
折田汽船(株)	"	南林寺町30-15	099-226-0483	1		3	68	
(株)山元タクシー	"	南郡元町24-6	099-258-0085				200	
大和交通(株)	"	宇宿3丁目6-20	099-254-8141				30	
(有)丸信タクシー	"	南林寺町19-9	099-222-5433				30	
(株)ハニ交通	"	与次郎2丁目3-35	099-251-1550	2	2	3	58	
(株)サンコータクシー	"	桜ヶ丘7丁目1-10	099-264-0821				30	
(名)南邦商事	"	池之上町9-14	099-247-1316	2		2	33	3
(株)増留タクシー	"	原良町2143	099-281-7606				30	
鹿児島交通タクシー(株)	"	鴨池新町12-12第2岩崎ビル4F	099-258-0377	2		4	62	1
(有)内野タクシー	"	小野2丁目1-3	099-220-9760				40	1
島津交通(株)	"	吉野町9685-34	099-248-6650	1			32	
(有)さか江タクシー	"	堀江町8-14	099-222-2155				25	
(株)玉里交通	"	玉里町3-20	099-225-0155				25	
(有)伊敷タクシー	"	伊敷8丁目3-73	099-220-4987				20	
旭交通(株)	"	下伊敷3丁目25-20	099-229-6554				19	1
(株)日の丸交通	"	鴨池新町21-1	099-259-1245				64	
(有)池田タクシー	"	紫原3丁目62-14	099-252-2325				22	
(株)谷山タクシー	"	東谷山2丁目7-16	099-267-2535				36	
(株)玉林タクシー	"	下福元町4767-1	099-262-1182				21	
(有)村崎タクシー	"	慈眼寺町17-12	099-268-3155				19	
(有)平川タクシー	"	平川町1555-1	099-261-2211				21	
(株)よしや交通	"	加治屋町8-17	099-222-9171				10	
(株)肥後産業	"	小松原2丁目25-26	099-260-3333				23	
(有)グリーン観光	"	下福元町3331-5	099-227-6811				17	
(有)松元タクシー	"	上谷口町2864-4	099-278-1022	1			9	

(株)桜島観光タクシー	"	桜島横山町38	099-293-2489			6	4
(有)海潟タクシー	"	桜島横山町58	099-293-2077				4
(有)南海タクシー	"	本名町1056-3	099-294-2006				5
(有)玉林タクシー	"	喜入瀬々串町3239-2	0993-47-0777				3
(株)あづま交通	"	南栄1丁目7-13	099-266-0365	5	1	2	36
富士タクシー(有)	"	西佐多町840-2	099-295-2401				4
鹿児島個人タクシー事業協同組合	"	天保山町20-24	099-252-6027			10	356
南九州個人タクシー事業協同組合	"	原良町3092-3	099-251-4819	1		2	76

(有)伊藤タクシー	出水市	上鯖瀬56-4	0996-62-1321	1		1	29
旭交通(株)	"	上知識町729	0996-62-1411	1			35
(有)出水タクシー	"	本町7-10	0996-62-1515	1		1	17

平塚第一交通(資)	阿久根市	琴平町1	0996-72-1135				23
(有)石澤タクシー	"	脇本8030-6	0996-75-0205	1			6
(資)阿久根タクシー	"	港町36-2	0996-72-1311	2			14

(株)薩摩タクシー	薩摩川内市	鳥追町5-1	0996-22-2251			1	16
(有)川内観光交通	"	大小路町19-13	0996-20-1600	2		1	22
旭交通(株)	"	花木町14-18	0996-23-8043	1			38
第一交通(株)	"	西向田町16-10	0996-23-1000	2			55
(有)市比野タクシー	"	樋脇町市比野2617-11	0996-38-0652	2			10
(有)祁答院タクシー	"	祁答院町下手2893	0996-55-0002	1			3
(有)入来タクシー	"	入来町副田5830-15	0996-44-3311	3			5
五色産業(有)	"	上甌町中甌475-2	09969-2-1111	1			1
四角タクシー	"	下甌町手打690-2	09969-7-0567				3
南国タクシー(株)	"	東開開町13-18	0996-22-3266	2		1	16

串木野モーター(株)	いちき串木野市	曙町131	0996-33-1111	1			14
第一交通(株)	"	栄町163	0996-32-2128	1		1	35

(有)グリーンタクシー	枕崎市	岩戸町189	0993-72-0404				18
光タクシー(資)	"	千代田町1	0993-72-1266	4			19

(株)森田タクシー	南さつま市	加世田唐仁原5599	0993-53-2145	1			11
(株)吉峰タクシー	"	加世田本町30-5	0993-53-5500	1			5
(有)山下タクシー	"	加世田本町18-21	0993-53-2440	2			10
加世田鹿児島交通タクシー(株)	"	加世田地頭所656-2	0993-53-2127				11
(有)中村タクシー	"	金峰町尾下374-1	0993-77-0173	1			5
中尾タクシー	"	大浦町1944-2	0993-62-2131				3
光タクシー(資)	"	坊津町坊字深浦6916-3	0993-67-0128				4

南内田タクシー	"	金峰町尾下1505-1	0993-77-0070				1	
---------	---	-------------	--------------	--	--	--	---	--

南吉村タクシー	日置市	伊集院町徳重379-4	099-273-2171	1			18	
南内田タクシー	"	吹上町中原2921-4	099-296-2300	1			9	
南伊集院タクシー	"	伊集院町下谷口1951-2	099-273-2105	1			10	
南湯の浦タクシー	"	吹上町中原2937	099-296-2088	1			6	
南湯の元タクシー	"	東市来町湯田3335	099-274-2853	1			10	
ひまわり交通㈱	"	伊集院町郡1丁目69	099-272-2741	2			10	
第一交通㈱	"	東市来町湯田3211	099-274-2441				12	

指宿観光交通㈱	指宿市	大牟礼4丁目15-2	0993-22-2251	3		3	17	
南アロハ交通	"	東方10100-3	0993-22-3271	3		7	6	
南造船タクシー	"	山川町成川7440	0993-34-0145				5	
鹿児島第一交通㈱	"	東方10099-1	0993-22-3191	1		2	31	1
㈱指宿ハニ交通	"	湯の浜5丁目22-8	0993-22-3161	3		7	29	
㈱あづま交通	"	湯の浜2丁目15-35	0993-22-4101	2		2	7	

旭交通㈱	霧島市	国分中央2丁目15-25	0995-45-1111	3		1	65	3
南中村タクシー	"	隼人町東郷1丁目266	0995-42-2136	2		1	33	1
南霧島公園タクシー	"	牧園町高千穂3864-52	0995-78-2454			8	1	
南木佐木商事	"	溝辺町麓1244-10	0995-58-2445			4	5	
南妙見タクシー	"	隼人町嘉例川4385	0995-77-2212			1	7	
㈱タクシー国際	"	牧園町高千穂3864-150	0995-78-2521	2		2	5	
末重タクシー	"	溝辺町麓1362-3	0995-58-2434			4	2	
有村観光㈱	"	隼人町内山田1丁目2-1	0995-42-1101	5	1	7	42	
南国タクシー㈱	"	溝辺町麓中尾852-51	0995-58-2919	1		4		
新川タクシー南	"	牧園町宿窪田4217-2	0995-77-2031			5	4	
霧島観光交通㈱	"	牧園町高千穂3943-3	0995-78-2121			5		
折田汽船㈱	"	牧園町高千穂3903-11	0995-78-2721	1		13		
㈱霧島ハニ交通	"	牧園町宿窪田2129-3	0995-76-0082	2		3	13	
鹿児島交通タクシー㈱	"	牧園町高千穂3958-3	0995-78-8908	3	1	5	1	
第一交通㈱	"	霧島町田口2459-1	0995-57-0174	1		3	15	

南下小園タクシー	大口市	里2170	0995-22-1221			1	21	1
南永山タクシー	"	里586	0995-22-0818			1	11	
伊佐交通観光㈱	"	宮人502-146	0995-23-0608		1		13	1

丸信産交南	鹿屋市	本町11-12	0994-42-3151				35	
旭交通㈱	"	新川町914	0994-44-5407				46	4
南カンナタクシー	"	寿5丁目11-2	0994-43-2828				14	
まいにち交通	"	札元1丁目3428-4	0994-40-0112	1			25	

びーなつ観光タクシー	"	西原4丁目10747-14	0994-42-7085	1			5	
串良タクシー(南)	"	串良町岡崎3485-1	0994-63-2044				7	
(南)山陵タクシー	"	吾平町麓3560-8	0994-58-6565	1			5	
(南)吾平タクシー	"	吾平町麓3560-15	0994-58-7100	1			5	
輝北タクシー	"	輝北町上百引3926	0994-86-0073				2	
鹿児島第一交通(株)	"	西原1丁目29-7	0994-42-2164				30	2

南海タクシー(株)	垂水市	栄町5	0994-32-0051				18	
-----------	-----	-----	--------------	--	--	--	----	--

(南)大隅観光タクシー	志布志市	志布志町安楽41-7	0994-72-1271	1			21	1
(南)菱田タクシー	"	有明町野井倉7720	0994-77-0538				2	
有明タクシー	"	有明町伊崎田9089-2	0994-74-0111	1			1	
(南)松山タクシー	"	松山町新橋263-6	0994-87-2356	2			2	

(南)中馬タクシー	曾於市	大隅町境木町8	0994-82-0082				10	
大隅鹿児島交通タクシー(株)	"	末吉町ニ之方1987-1	0994-82-1001	3			14	
宝タクシー	"	財部町北俣1825-4	0986-72-1230	1			2	
末吉タクシー(南)	"	末吉町新町1丁目5-11	0986-76-1022	2			12	
(南)大保タクシー	"	大隅町岩川5657	0994-82-0232				7	
(南)財部タクシー	"	財部町南俣11360	0986-72-2500	4			6	
(南)大川原タクシー	"	財部町南俣11260-7	0986-72-2239	4	1			1

種子島交通タクシー(株)	西之表市	西町7113	0997-22-1411	1		1	8	
(南)市丸タクシー	"	東町7059-2	0997-22-1010	1			15	

(南)長島タクシー	出水郡	東町鷹巣1821	0996-86-1026	1			7	
-----------	-----	----------	--------------	---	--	--	---	--

(南)宮之城タクシー	薩摩郡	さつま町宮之城屋地1088-1	0996-52-3511				9	
神園タクシー	"	さつま町虎居町11-2	0996-52-3511				11	
(南)鶴田タクシー	"	さつま町鶴田2697-1	0996-59-2121	2			7	
(株)宮都タクシー	"	さつま町旭町10-7	0996-53-1135	1			8	

(南)宇都自動車商会	川辺郡	川辺町平山3206	0993-56-1181	3		1	9	1
(南)川辺タクシー	"	"	0993-56-1166	1			3	
ちらんタクシー	"	知覧町郡129-1	0993-83-2444	1			8	

(株)あづま交通	揖宿郡	穎娃町牧ノ内2919	0993-36-1121				9	2
(南)池田観光	"	穎娃町別府6682	0993-38-0114	1		1	5	

(南)安田タクシー	始良郡	始良町東餅田2487	0995-65-3145				26	
富士タクシー(南)	"	蒲生町上久徳2543	0995-52-1151	2		3	5	

新川タクシー(株)	"	加治木町本町36	0995-63-2223			2	20	1
新川タクシー(有)	"	蒲生町上久徳2445-1	0995-52-1100	1		3	8	
第一交通(株)	"	始良町宮島町30-3	0995-66-1000				60	1
有村観光(株)	"	湧水町木場189	0995-74-3121				10	

(有)下小蓮タクシー	伊佐郡	菱刈町川北2146-5	0995-22-1221				5	
伊佐交通観光(株)	"	菱刈町徳辺2267-1	0995-23-0608				5	

(有)吉原タクシー	肝属郡	内之浦町南方113	0994-67-2911				6	
(有)立石タクシー	"	高山町新富129-4	0994-65-2551	1			7	
(有)鶴丸タクシー	"	高山町新富22-9	0994-65-3171	1			7	
K・T交通(有)	"	東串良町池之原930-2	0994-63-2555				8	
平野商事(株)最南端TAXI	"	南大隅町根占川南3250	0994-24-2303				8	

野方タクシー	曾於郡	大崎町野方6076	0994-78-2138	1			3	
(有)大隅観光タクシー	"	大崎町仮宿1741-3		1			5	

屋久島交通タクシー(株)	熊毛郡	屋久町安房500-1	0997-46-2321	2		6	15	
(有)安房タクシー	"	屋久町安房165-1	0997-46-2311	2		2	5	
(有)まっばんだ交通タクシー	"	上屋久町小瀬田815-23	0997-43-5000	2		6	9	
(有)市丸タクシー	"	中種子町野間5297-40	0997-27-1010			2	8	
松葉タクシー	"	南種子町中之上2206-7	0997-26-1120				3	
(有)大和観光タクシー	"	南種子町中之上2183	0997-26-1331	1			3	
島間タクシー	"	南種子町島間12	0997-26-4231				2	
(有)南種子運輸	"	南種子町中之上2910-6	0997-26-0374	1			4	
ケア・サポートはやし	"	南種子町中之上2749-4	0997-26-2727	1			4	2
種子島交通タクシー(株)	"	中種子町野間6115-3	0997-22-1411				5	

## (3) 貨物自動車運送事業者の状況

〔社団法人鹿児島県トラック協会〕

(平成17年11月現在)

支部名	支部長	事業者名	郵便番号	連絡先	車両数		輸送能力
					普通	小型	
鹿児島中央	堂原 吉明	有限会社 堂原運送	891-0122	鹿児島市南栄3-20	1,321	62	447
鹿児島西	大迫 秀夫	株式会社 大迫運輸	890-0034	鹿児島市田上8-15-30	825	42	616
鹿児島北	藤崎 久人	有限会社 藤崎運送	891-1304	鹿児島市本名町851-1	620	35	303
鹿児島新栄	並松 省三	株式会社 並松運送	891-0131	鹿児島市谷山港3-4-9	647	35	278
鹿児島南栄	加治屋 隆雄	有限会社 丸商	891-0122	鹿児島市南栄4-9-1	1,437	21	1,045
鹿児島谷山	有馬 泰祐	有馬運送 株式会社	891-0131	鹿児島市谷山港3-1-29	1,672	52	1,179
路線	小野 勉	昭和西濃運輸 株式会社	891-0122	鹿児島市南栄4-11-1	1,934	105	1,819
指宿	永吉 伸一郎	永吉建設 株式会社	891-0603	揖宿郡開聞町十町4577	241	11	152
南薩	有村 住美	株式会社 有村運送	897-0002	南さつま市加世田武田64-1	524	23	387
日置	用皆 政弘	用皆商事 合資会社	899-3403	南さつま市金峰町尾下2178-3	802	28	478
串木野	有村 廣美	有限会社 有村運輸	896-0053	いちき串木野市下名4379-1	258	5	209
川内	堀之内 庄二	堀之内運送 株式会社	895-0031	薩摩川内市勝目町5511	723	38	411
出水	伊福 透	有限会社 鶏友サ一ビス	899-0211	出水市知識町650	700	47	526
北薩	堂園 純彦	株式会社 山下運輸	895-2707	伊佐郡菱刈町徳辺字山下401-3	348	9	156
国分	古江 富雄	有限会社 川尻運送	899-5117	霧島市隼人町真孝96	483	48	350
加治木	宮嶋 忠弘	高千穂運送 株式会社	899-5231	始良郡加治木町反土4-15-347	442	49	325
曾於	川越 金蔵	有限会社 南九馬匹運輸センター	899-7301	曾於郡大崎町菱田980	1,284	59	528
垂水	山元 一正	株式会社 桜島	891-2101	垂水市海潟668-1	408	10	219
鹿屋	上村 親雄	鹿屋陸運 有限会社	893-0013	鹿屋市礼元2-3709	638	28	323
肝属	坂東島 繁藤	株式会社 坂東島運輸	893-1602	肝属郡串良町有里6143-3	304	11	113
南大隅	楠元 忠洋	有限会社 楠元運送	893-2401	肝属郡錦江町田代麓5177	114	5	52
種子島	里村 定夫	小倉運送 株式会社	891-3111	西之表市西町49-1	333	19	190
屋久島	中島 純和	屋久島海陸運輸 株式会社	891-4205	熊毛郡上屋久町宮之浦1208-11	90	3	46
奄美	岡山 泰博	(社)奄美自動車連合会	890-0007	名瀬市和光町12-3	1,161	115	128
合計					17,309	860	10,280

(4) 鉄道の状況

ア 客車の状況

区 分	車両数	運用車両	予備車両
鹿児島	0	0	0
合 計	0	0	0

イ ディーゼル機関車の状況

区 分	車両数	運用車両	予備車両
鹿児島	1	0	1
合 計	1	0	1

ウ ディーゼルカーの状況

区 分	車両数	運用車両	予備車両
鹿児島	75	65	10
合 計	75	65	10

エ 電車の状況

区 分	車両数	運用車両	予備車両
鹿児島	68	58	10
合 計	68	58	10

オ 貨車の状況

区 分	車両滞留両数	出動可能想定両数
鹿児島	0	0
合 計	0	0

カ 新幹線車両の状況

区 分	形式	車両数	運用車両数	予備車両数
九州新幹線	800系	54	48	6
	700系	80	64	16
合 計		134	112	22

### 10.3 海上における輸送能力

#### (1) 県管理港湾の状況

[土木部港湾空港課]

港名	所在地	接岸能力(t)
鹿児島港	鹿児島市	旅客船 70,000 GT
桜島港	鹿児島市	フェリー 1,000 GT
硫黄島港	三島村	貨物船 2,000 DWT
中之島港	十島村	貨物船 2,000 DWT
指宿港	指宿市	高速船 166 GT
宮ヶ浜港	指宿市	漁船 10 GT
魚見港	指宿市	漁船 1 GT未満
喜入港	鹿児島市	石油タンカー 500,000 DWT
新川港	南さつま市	—
串木野新港	いちき串木野市	貨物船 15,000 DWT
川内港	薩摩川内市	貨物船 30,000 DWT
西方港	薩摩川内市	漁船 10 GT
里港	薩摩川内市	貨物船 2,000 DWT
長浜港	薩摩川内市	貨物船 2,000 DWT
米之津港	出水市	貨物船 5,000 DWT
黒之浜港	阿久根市	漁船 40 GT
指江港	長島町	貨物船 150 GT
瀬戸港	長島町	漁船 10 GT
片側港	長島町	貨物船 700 DWT
宮之浦港	長島町	漁船 40 GT
加治木港	始良市	貨物船 5,000 DWT
隼人港	霧島市	漁船 10 GT
福山港	霧島市	貨物船 100 GT
志布志港	志布志市	貨物船 65,000 DWT
波見港	東串良町・肝付町	石油タンカー 260,000 DWT
垂水港	垂水市	貨物船 2,000 DWT
鹿屋港	鹿屋市	貨物船 2,000 DWT
高須港	鹿屋市	漁船 10 GT
大根占港	錦江町	漁船 40 GT
根占港	南大隅町	カーフェリー 1,000 DWT
大泊港	南大隅町	貨物船 700 DWT
西之表港	西之表市	旅客船 30,000 GT
田之脇港	西之表市	貨物船 2,000 DWT
浜津脇港	中種子町	貨物船 2,000 DWT
島間港	南種子町	旅客船 15,000 GT
宮之浦港	屋久島町	旅客船 10,000 GT
上屋久元浦港	屋久島町	—
安房港	屋久島町	旅客船 10,000 GT
栗生港	屋久島町	貨物船 700 DWT
名瀬港	奄美市	旅客船 30,000 GT
古仁屋港	瀬戸内町	貨物船 2,000 DWT
湾港	喜界町	貨物船 5,000 DWT
亀徳港	徳之島町	フェリー 10,000 GT
平土野港	天城町	フェリー 10,000 GT
和泊港	和泊町	フェリー 6,000 GT
与論港	与論町	フェリー 6,000 GT
合計	46港	

・総トン数 (GT) ・船舶の密閉区画の容積トン数

・裁貨重量トン数 (DWT) ・積載し得る貨物の最大重量をトン単位で表した数

## (2) 県管理漁港の現況

〔商工労働水産部漁港漁場課〕  
平成23年10月1日現在

漁 港 名	所 在 地	接岸能力(t)
枕 崎 漁 港	枕 崎 市	貨 物 船 5,000
薄 井 漁 港	長 島 町	貨 物 船 1,000
阿 久 根 漁 港	阿 久 根 市	貨 物 船 2,000
串 木 野 漁 港	いちき串木野市	貨 物 船 2,000
山 川 漁 港	指 宿 市	貨 物 船 5,000
中 甕 漁 港	薩 摩 川 内 市	カ ー フ ェ リ ー 1,000
手 打 漁 港	薩 摩 川 内 市	カ ー フ ェ リ ー 1,000
宇 治 漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 20
坊 泊 漁 港	南 さ つ ま 市	貨 物 船 1,000
内 之 浦 漁 港	肝 付 町	漁 船 700
浦 田 漁 港	西 之 表 市	漁 船 50
熊 野 漁 港	中 種 子 町	漁 船 50
一 湊 漁 港	屋 久 島 町	漁 船 700
口 永 良 部 漁 港	屋 久 島 町	フ ェ リ ー 500
西 之 浜 漁 港	十 島 村	貨 客 船 2,000
前 籠 漁 港	十 島 村	貨 客 船 2,000
宇 宿 漁 港	奄 美 市	漁 船 700
大 熊 漁 港	奄 美 市	貨 物 船 2,000
古 仁 屋 漁 港	瀬 戸 内 町	貨 客 船 5,000
早 町 漁 港	喜 界 町	貨 客 船 5,000
知 名 漁 港	知 名 町	貨 客 船 5,000
名 護 漁 港	出 水 市	漁 船 20
弊 串 漁 港	長 島 町	漁 船 700
葛 輪 漁 港	長 島 町	漁 船 20
茅 屋 漁 港	長 島 町	漁 船 50
平 良 漁 港	薩 摩 川 内 市	カ ー フ ェ リ ー 1,000
藺 牟 田 漁 港	薩 摩 川 内 市	カ ー フ ェ リ ー 1,000
羽 島 漁 港	いちき串木野市	漁 船 20
戸 崎 漁 港	いちき串木野市	漁 船 20

漁 港 名	所 在 地	接岸能力(t)
江 口 漁 港	日 置 市	漁 船 20
小 湊(万世)漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 20
片 浦 漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 50
野 間 池 漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 30
秋 目 漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 20
久 志 漁 港	南 さ つ ま 市	漁 船 20
穎 娃 漁 港	南 九 州 市	漁 船 20
川 尻 漁 港	指 宿 市	漁 船 50
今 和 泉 漁 港	指 宿 市	貨 物 船 2,000
谷 山 漁 港	鹿 兒 島 市	漁 船 20
境 漁 港	垂 水 市	漁 船 20
海 瀉 漁 港	垂 水 市	漁 船 50
伊 座 敷 漁 港	南 大 隅 町	漁 船 50
庄 司 浦 漁 港	西 之 表 市	漁 船 5
住 吉 漁 港	西 之 表 市	漁 船 20
牛 根 麓 漁 港	垂 水 市	漁 船 50

## (3) 旅客船の状況

〔九州運輸局鹿児島運輸支局〕

地区	名称	所在地	電話番号	船舶名	総トン数	航路名
鹿児島地区	鹿児島市	鹿児島市山下町11-1	293-2525	桜島丸	502	桜島～鹿児島
				第5桜島丸	600	
				第13桜島丸	731	
第15桜島丸				1134		
第16桜島丸				997		
第18桜島丸				1279		
大隅交通ネットワーク(株)	鹿児島市山下町9-5	254-8880	フェリー第6おおすみ	1196	鹿児島～垂水	
			フェリー第7おおすみ	1473		
			フェリー第8おおすみ	1498		
			フェリー第10おおすみ	1503		
(株)城山ストアー	鹿児島市下荒田2-50-1	257-3039	クイーンズしろやま	19	錦江湾遊覧	
鹿児島地区・離島	鹿児島商船(株)	鹿児島市山下町9-5	256-7771	JFTッピー1	166	鹿児島～種子・屋久
				JFTッピー2	163	
				JFTッピー3	164	
				JFTッピー5	173	
				JFTッピー7	281	
	コスモライン(株)	鹿児島市錦江町23-4	226-6628	プリンセスわかさ	1864	鹿児島～種子島・屋久島
				JFロケット	165	
				JFロケット2	164	
				JFロケット3	164	
	折田汽船(株)	鹿児島市錦江町7-37	226-0731	フェリー屋久島2	3392	鹿児島～屋久島
	新屋敷商事(株)	鹿児島市山下町9-5	261-7000	はいびすかす	1798	鹿児島～種子・屋久
				屋久島丸	4011	
	三島村	鹿児島市名山町12-18	222-3141	みしま	1196	鹿児島～三島
	十島村	鹿児島市泉町14-15	222-2101	フェリーとしま	1391	鹿児島～十島～名瀬
マリックスライン(株)	鹿児島市錦江町1-7	226-2121	クイーンコーラル8	4945	鹿児島～那覇	
			クイーンコーラルプラス	5910		
マルエーフェリー(株)	奄美市名瀬入舟町8-2	224-2111	フェリーあけぼの	8083	鹿児島～那覇	
			フェリーなみのうえ	6586		
			クルーズフェリー飛龍21	9225		那覇～名瀬～志布志～東京
奄美海運(株)	鹿児島市泉町16-4	224-2126	フェリーあまみ	2942	鹿児島～喜界～知名	
			フェリーきかい	2878		
山川地区	鹿児島交通(株)	鹿児島市山下町9-5	254-8880	ぶーげんびりあ	1478	山川～根占(休止中)
	新日本石油マリンサービス(株)	鹿児島市喜入中名町2856-5	345-2517	からくに	19	喜入港周辺

地区	名称	所在地	電話番号	船舶名	総トン数	航路名
北薩地区	天長フェリー(株)	出水郡長島町諸浦字長瀬1188-8	0996-86-0775	フェリーロザリオ	330	天草～長島
	(有)波戸汽船	出水郡長島町諸浦字長瀬1188-8	0996-86-2215	すずかぜ2	19	御所浦～諸浦
	南国海運(株)	阿久根市晴海町10	0996-72-0028	海燕Ⅲ	18	阿久根～大島
				サンシャインおおしま	18	阿久根周辺海域観光遊覧
	薩摩川内市	薩摩川内市神田町3-22	09969-2-0001 09969-3-2311	かのこ	15	甑島西海岸周遊
				きんしゅう	17	里町海中公園周遊
五色産業(有)	薩摩川内市上甑町中甑475-2	09969-2-1111	島風	12	串木野新港～甑島列島	
甑島商船(株)	いちき串木野市西薩町12	0996-32-6458	シーホーク フェリーニューこしき	304 940	串木野～甑島	
大隅	南大隅町	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-27-3355	第二さたでい号	14	佐多岬海中公園周遊観光
	南九州観光開発(株)	志布志市志布志町志布志2-20-2	0994-72-3407	休止中		志布志～枇榔島
熊毛	屋久島町	熊毛郡屋久島町小瀬田469-45	0997-42-0100	フェリー太陽	499	宮之浦～口永良部～島間
その他	(株)ダイヤモンドフェリー	大分県大分市生石5-3-1	213-5288	さんふらわあさつま さんふらわあきりしま	12415 12418	志布志～大阪

## (4) 貨物船の状況

〔九州運輸局鹿児島運輸支局〕

地区	名称	所在地	電話番号	船舶名	総トン数
鹿児島地区	佐々木海運(株)	鹿児島市住吉町12-5	223-8311	大東丸	497
	大東海運産業(株)	鹿児島市城南町10-7	223-8285	優昭丸	499
				第十一福吉丸	199
				第二優昭丸	498
				大東丸	497
	共同組海運(株)	鹿児島市谷山港1丁目16	262-3337	みさき 第三南海丸	999 1505
	松村海運(株)	鹿児島市宇宿2-14-26	250-8282	敬天 第一エーコープ	499 499
	(株)共進組	鹿児島市易居町11-19	226-7115	第十二共進丸	199
	芙蓉海運(株)	鹿児島市東千石町2-1	227-5501	ニューなんせい	499
				勇聖丸	699
				第十一進宝丸	199
				新力5	199
				第二十一幸伸丸	482
				第八やわた丸	199
				第三弘聖丸	499
安芸津丸				499	
第八安芸津丸				499	
白陽丸				199	
菱和丸				198	
第八芙蓉丸	499				
佑勝丸	499				
八号寿重丸	498				
共同フェリー運輸(株)	西之表市西町6985	224-4567	新種子島丸 第三南海丸 千進丸 新さつま	999 1505 749 2557	
九商ポートサービス(株)	鹿児島市錦江町23-4	222-8271	第二廣良丸	199	
鹿児島荷役海陸運輸(株)	鹿児島市住吉町13-6	263-0289	うりずん	1596	
			うりずん21	4252	
			隆山丸	498	
			りゅうなん	749	
北薩・西薩地区	野村汽船(有)	阿久根市大川8070	0996-74-0367	新生	199
	川内川砂利生産協業組合	薩摩川内市港町555-2	0996-26-3817	昌和丸	192
	昌和建設(株)	薩摩川内市上甑町中甑341-2	09969-2-1112	フェリーゆうき	188
大隅地区	(有)大山汽船	肝属郡肝付町内之浦南方128-2	0994-67-2608	鹿児島エクスプレ	427
	大山海運(有)	肝属郡肝付町内之浦南方128-2	0994-67-2608	第五鹿児島丸	496
	石倉汽船(有)	鹿屋市串良町上小原3902-2	0994-67-2518	第十三明隆丸	499

## (5) その他船舶の状況

〔第十管区海上保安本部〕

## ア 第十管区海上保安本部の巡視船艇(鹿児島県のみ)

平成21年4月1日現在

港名	船名	所属	総トン数	速力 ノット以上	備考
鹿児島	巡視船 おおすみ	鹿児島海上保安部	3100	22	
	巡視船 はやと		3100	22	
	巡視船 あかいし		1800	-	
	巡視船 さつま		1200	20	
	巡視船 こしき		960	20	
	巡視艇 しろかぜ		26	-	
	巡視艇 さつかぜ		23	-	
喜入	巡視艇 さくらかぜ	喜入海上保安署	26	-	
山川	巡視船 せんだい	指宿海上保安署	540	18	
志布志	巡視艇 はつぎく	志布志海上保安署	37	-	
串木野	巡視船 とから	串木野海上保安部	335	-	
	巡視艇 るりかぜ		26	-	
名瀬	巡視船 かいもん	奄美海上保安部	220	-	
	巡視艇 いそなみ		125	-	
古仁屋	巡視艇 うけゆり	古仁屋海上保安署	26	-	

## イ 鹿児島県

〔林務水産部水産振興課〕

平成22年4月1日現在

港名	船名	所属部署	総トン数	速力	航行区域	備考
南	第二制海	水産振興課	131	-	近海	漁業指導取締船
指宿 今和泉	くろしお	水産技術開発センター	260	12.0	〃	漁業調査船
	おおすみ	水産振興課	63	-	〃	漁業指導取締船

## 10.4 空における輸送能力

[鹿児島空港事務所]

### (1) 空港の現状

#### ア 鹿児島空港

(ア) 位置：鹿児島県霧島市

(イ) 面積 1,824,869 m<sup>2</sup> (告示面積)

(ウ) 基本施設

着陸帯	3,120 m × 300 m	
滑走路	3,000 m × 45 m	
誘導路	延長 2,986 m (幅 23 m, 28.5 m, 34 m)	
エプロン	225,720 m <sup>2</sup>	(定期便等用スポット数 18)
		(小型機用スポット数 6)

#### (エ) 航空保安無線施設等

##### 鹿児島空港

##### システム統制施設

ターミナルレーダー情報処理システム

管制情報表示装置

飛行計画情報処理システム端末装置

無指向性無線標識施設

極超短波全方向方位距離測定装置

超短波全方向式無線標識施設

距離測定装置

対空通信施設

空港監視レーダー装置

二次監視レーダー装置

計器着陸装置

データー端末装置

CADIN 端末装置

エプロン監視用 ITV 装置

スポット管理システム

鹿児島空港運航監視卓

1 式

サテライト空港運航監視卓

1 式

飛行経路情報表示システム

1 式

ランプパス管理システム

1 式

飛行場情報放送装置

リモート空港対空通信施設

(RAG)

5 式

{	屋久島空港 (118.65MHz)
	喜界空港 (118.0MHz)
	徳之島空港 (122.7MHz)
	沖永良部空港 (118.05MHz)
	与論島空港 (118.3MHz)

##### 航空路情報提供業務施設

広域情報放送装置

1 式

沖永良部サイト (128.6MHz)

広域対空通信施設

2 式

加世田インフォメーション (135.8MHz)

奄美インフォメーション (134.8MHz)

##### 種子島空港

種子島空港については3月16日より新種子島空港へ移転予定

① A/G (現用・予備)

② VORDME (TGE)

1 式

③ ILS (LLZ・GS・TDME)

1 式

屋久島空港			
① VORDME (YKE)			1 式
② RAG (現用・予備) 1 波			
喜界空港			
① RAG (現用・予備) 1 波			1 式
② 喜界 NDB (KI)			
徳之島空港			
① RAG (現用・予備) 1 波			1 式
② ILS (LLZTDME)			1 式
③ VORDME (TKE)			
沖永良部空港			
① RAG (現用・予備) 1 波			1 式
② 永良部 NDB (ON) 航空路			1 式
③ 永良部 VORTAC (ONC) 航空路			1 式
④ 永良部 AEIS			
与論空港			
① RAG (現用・予備) 1 波			1 式
② 与論 VORDME (YRE)			

(オ) 航空灯火施設

- ① 進入灯火・・・修正無し
- ② 滑走路灯火・・・修正無し
- ③ 誘導路灯火  
誘導路燈、誘導路中心線燈、誘導案内燈、スポット番号表示燈
- ④ その他の灯火・・・修正無し

(カ) 電源施設

受配電設備	6 6 0 0 V	3 0 3 0 K V A	1 式
発電機設備		6 2 5 K V A	1 台
		5 0 0 K V A	1 台
		3 0 K V A (国分VORDME 鹿児島VORTAC)	2 台
		4 0 K V A (鹿児島NDB)	1 台
無停電電源設備 (空港用)		1 5 0 K V A	1 式
(第二ASR用)		4 0 K V A	1 式

(キ) 消火救難車両

空港用 1 2, 5 0 0 リットル級化学消防車	1 台
空港用 4, 5 0 0 リットル級化学消防車	1 台
空港用高速化学消防車	1 台
空港用 6, 0 0 0 リットル給水車	1 台
空港用救急医療作業車	1 台
空港用救難照明車	1 台

(ク) 使用滑走路・・・修正無し

鹿児島空港における使用滑走路は、34 側 (南→北) があるが、地形及び年間風速から 34 側に計器着陸装置 (ILS) が設置されているので、滑走路使用率は、34 側が約 80%、16 側が約 20% となっている。

# 11 ライフラインに関する資料

保健福祉部生活衛生課  
(平成21年3月31日現在)

## 11.1 市町村別上水道施設の整備状況

市町村名	行政区 域 人	上水道			簡易水道			自己水源のみによるもの			専用水道			合 計			普及率 % (16)/(1)*100									
		① 人	② カ所	③ 人	④ 人	⑤ カ所	⑥ 人	⑦ 人	⑧ カ所	⑨ 人	⑩ 人	⑪ カ所	⑫ 人	⑬ 人	⑭ カ所	⑮ 人		⑯ 人								
																			計画給水	現在給水	計画給水	現在給水	計画給水	現在給水	計画給水	現在給水
																			人口							
鹿児島市	605,510	0	595,100	582,150	0	0	0	17	35,131	13,914	11	184,045	3,943	3	631,701	596,712	98.5%									
鹿屋市	105,386	0	96,900	91,366	5	1	6,740	5,133	1	226	3	0	0	21	109,101	99,909	94.8%									
桜崎市	24,415	0	22,200	21,029	0	0	0	0	0	0	2	1,031	33	0	24,044	22,061	90.4%									
阿久根市	23,956	0	18,500	15,070	3	1	10,460	8,180	0	0	0	0	0	9	28,960	23,250	97.1%									
出水市	56,363	0	53,900	46,363	10	0	10,975	9,055	1	250	0	0	0	13	65,125	55,418	98.3%									
指宿市	45,277	0	42,100	44,900	0	0	0	0	4	10,280	82	1	20,000	0	52,380	44,982	99.3%									
西之表市	17,103	0	11,400	10,262	9	0	9,673	5,857	0	0	0	0	0	13	22,323	16,753	98.0%									
垂水市	17,899	0	15,000	14,490	2	0	1,121	951	1	974	0	0	0	13	20,395	17,139	95.8%									
薩摩川内市	101,007	4	88,440	78,890	27	0	25,512	18,054	12	3,297	267	2	700	0	117,249	97,211	96.2%									
日置市	51,674	2	31,140	29,661	19	0	22,662	17,236	7	2,644	721	0	0	21	56,446	47,618	92.2%									
曾於市	41,345	4	29,900	26,633	10	3	9,700	8,535	2	414	0	0	0	24	43,984	37,304	90.2%									
霧島市	128,416	1	115,190	99,397	11	0	30,825	24,017	4	5,458	643	2	0	22	153,210	125,576	97.8%									
いちき串木野市	31,291	2	30,000	19,647	5	0	12,072	10,814	1	1,570	482	0	0	8	43,642	30,943	98.9%									
南さつま市	39,642	2	28,100	24,638	13	0	20,315	13,612	0	0	0	2	1,385	616	48,675	38,352	96.7%									
志布志市	34,356	2	18,500	18,364	8	2	19,070	15,767	0	0	0	0	0	10	37,570	34,131	98.3%									
奄美市	47,022	1	40,000	25,280	12	0	24,740	21,490	1	71	71	0	0	14	64,811	46,841	99.6%									
南九州市	40,664	1	13,000	9,790	20	0	39,905	29,955	1	0	0	0	0	24	53,455	40,059	98.5%									
伊佐市	30,351	1	18,500	17,027	9	0	10,830	7,160	6	1,735	1,258	0	0	16	31,065	25,445	83.8%									
姶良市	75,175	4	75,660	71,533	6	0	2,518	1,941	4	154	94	0	0	14	78,332	73,568	97.9%									
市 計	1,516,852	34	1,343,530	1,246,490	173	7	256,918	197,757	62	62,204	17,758	23	207,161	4,592	1,682,468	1,473,272	97.1%									

保健福祉部生活衛生課  
(平成21年3月31日現在)

市町村名	行政区域人口 ① 人	上水道			簡易水道			自己水源のみによるもの			専用水道			合計			普及率 ⑯/①*100 %	
		箇所数 ② カ所	計画給水人口 ③ 人	現在給水人口 ④ 人	箇所数 ⑤ カ所	計画給水人口 ⑥ 人	現在給水人口 ⑦ 人	箇所数 ⑧ カ所	計画給水人口 ⑨ 人	現在給水人口 ⑩ 人	箇所数 ⑪ カ所	計画給水人口 ⑫ 人	現在給水人口 ⑬ 人	箇所数 ⑭+⑮+ ②+⑤+ ⑧+⑪=⑯ カ所	計画給水人口 ⑰+⑱+⑲=⑳ 人	現在給水人口 ⑳+㉑+㉒=㉓ 人		
																		箇所数
さつま町	24,704	0	10,000	8,218	5	17,620	14,579	2	173	173	0	0	0	8	0	22,970	22,970	93.0%
長島町	11,773	0	0	0	12	12,930	11,685	0	0	0	0	0	12	0	0	11,685	11,685	99.3%
湧水町	11,325	0	5,600	5,599	4	6,680	5,433	1	0	0	0	0	6	0	0	11,032	11,032	97.4%
大崎町	15,174	0	14,870	12,631	3	3,400	2,366	0	0	0	0	0	5	2	18,270	14,997	98.8%	
東串良町	7,166	0	0	0	2	8,960	6,607	0	0	0	0	0	2	0	8,960	6,607	92.2%	
錦江町	9,461	0	0	0	3	8,110	6,845	0	0	0	0	0	11	0	10,606	8,395	88.7%	
南大隅町	9,414	0	0	0	10	11,944	9,263	1	0	0	0	0	11	0	11,944	9,263	98.4%	
肝付町	17,936	0	12,600	10,916	6	6,275	4,767	1	125	110	0	0	6	0	19,000	15,793	88.1%	
中種子町	8,906	0	8,140	7,706	5	2,397	1,158	0	0	0	0	0	6	1	10,537	8,864	99.5%	
南種子町	6,387	0	0	0	6	7,487	6,098	2	1,800	66	0	0	9	0	9,287	6,164	96.5%	
屋久島町	13,753	0	0	0	17	18,295	13,554	3	480	143	0	0	20	0	18,775	13,697	99.6%	
瀬戸内町	10,122	0	8,000	5,803	21	5,330	3,468	1	91	73	0	0	22	0	13,421	9,344	92.3%	
龍郷町	6,182	0	0	0	3	6,100	6,168	0	0	0	0	0	3	0	6,100	6,168	99.8%	
喜界町	8,273	0	0	0	4	8,777	8,273	0	0	0	0	0	4	0	8,777	8,273	100.0%	
徳之島町	12,175	0	9,100	8,670	7	4,705	3,042	0	0	0	0	0	6	0	13,805	11,712	96.2%	
天城町	6,793	0	0	0	4	8,316	6,789	0	0	0	0	0	4	0	8,316	6,789	99.9%	
伊仙町	7,352	0	5,100	3,532	2	4,650	3,784	0	0	0	0	0	3	0	9,750	7,316	99.5%	
和泊町	7,275	0	7,300	7,266	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7,300	7,266	99.9%	
知名町	6,815	0	6,750	6,790	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	6,750	6,790	99.6%	
与論町	5,507	0	6,100	5,498	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6,100	5,498	99.8%	
町計	206,493	12	93,560	82,629	114	2,141,976	1,138,879	12	2,669	565	0	0	146	3	2,401,701	1,988,623	96.2%	

保健福祉部生活衛生課  
(平成21年3月31日現在)

市町村名	行政区域人口	上水道			簡易水道			専用水道			合計						
		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口				
														②	③	④	⑤
三島村	351	0	0	0	4	760	351	0	0	0	0	0	4	0	760	351	100.0%
十島村	566	0	0	0	1	650	566	0	0	0	0	0	1	0	650	566	100.0%
大和村	1,770	0	0	0	4	2,470	1,770	1	128	0	0	0	5	0	2,598	1,770	100.0%
宇検村	1,994	0	0	0	1	1,830	1,994	0	0	0	0	0	1	0	1,830	1,994	100.0%
村計	4,681	0	0	0	10	5,710	4,681	1	128	0	0	0	11	0	5,838	4,681	100.0%
総計	1,728,026	46	1,437,090	1,329,119	302	404,604	316,317	75	65,001	18,323	207,161	4,592	499	15	1,929,007	1,676,576	97.0%

注1) 上水道、簡易水道おける箇所数の上欄は「公営」、下欄は「その他営」である。

注2) 上水道、簡易水道において、複数の市町村にまたがる水道については、その市町村ごとに1水道に計上し、箇所数の右欄に示した。

注3) 「合計」の欄の給水人口には、専用水道の「左記以外のもの」の給水人口⑫、⑬は加算していない。

## 11.2 市町村別下水道施設の整備状況

[土木部都市計画課生活排水対策室]

(1) 処理場名

(平成21年6月30日現在)

箇所名 (市町村名又は組合名)	処理区名 (組合の場合は市町村名)	処理場名	ポンプ 場数
鹿児島市	錦江処理区	錦江処理場	0
鹿児島市	南部処理区	南部処理場（南部処理場脇田分場）	2
鹿児島市	谷山処理区	谷山処理場	0
鹿児島市	2号用地処理区	2号用地処理場	0
鹿児島市	1号用地処理区	1号用地処理場	0
薩摩川内市	向田処理区	宮里浄化センター	1
鹿屋市	鹿屋処理区	鹿屋終末処理場	0
枕崎市	枕崎処理区	枕崎終末処理場	1
いちき串木野市	串木野処理区	串木野クリーンセンター	0
奄美市	名瀬処理区	名瀬終末処理場	4
出水市	出水処理区	出水浄化センター	1
指宿市	指宿処理区	指宿市浄水苑	1
日置市	伊集院処理区	伊集院町終末処理場	3
南九州市	知覧中央処理区	知覧中央浄化センター	0
薩摩川内市	中甌・中野処理区	中甌・中野浄化センター	0
出水市	高尾野処理区	高尾野浄化センター	1
霧島市	高千穂処理区	牧場クリーンセンター	0
曾於市	末吉処理区	末吉町下水道浄化センター	0
大崎町	大崎処理区	大崎クリーンセンター	0
奄美市	大笠利処理区	大笠利浄化センター	0
和泊町	和泊処理区	和泊浄化センター	2
知名町	知名処理区	知名環境センター	0
霧島市	国分隼人処理区	国分隼人クリーンセンター	2
喜界町	喜界処理区	喜界水質浄化センター	0
合計			18

## (2) 管渠延長

(単位：km)

箇所名 (市町村名又は組合名)	20年度末累計総管渠延長			
	分流污水管渠	分流雨水開渠	合流管渠	合計
鹿児島市	2,259.2	27.4		2,286.6
薩摩川内市	58.8	0.0		58.8
鹿屋市	109.6	41.1		150.7
枕崎市	100.8			100.8
いちき串木野市	79.0			79.0
奄美市	149.3	0.3		149.6
出水市	265.7	10.6		276.3
指宿市	100.4	1.6		102.0
南九州市	40.1			40.1
日置市	118.7	0.0		118.7
曾於市	35.9			35.9
大崎町	49.5	0.0		49.5
喜界町	20.1	0.0		20.1
和泊町	34.0			34.0
知名町	32.7			32.7
霧島市	182.8			182.8
合計	3,636.6	81.0	0.0	3,717.6

### 11.3 電力施設の現況

[九州電力株式会社鹿児島支店]

#### (1) 発電施設の状況 (H22. 5. 1)

##### ア 原子力発電施設

発電所名	使用開始年月	認可出力 (kW)
川内原子力	S 59. 7	890,000
	S 60. 11	890,000

##### イ 汽力発電設備

発電所名	使用開始年月	認可出力 (kW)
川内	S 49. 7	500,000
	S 60. 9	500,000

##### ウ 水力発電設備

水系	発電所名	使用開始年月日	発電所型式	許可出力 (kW)	水系	発電所名	使用開始年月日	発電所型式	許可出力 (kW)
川内川	神子湯田	T 5. 11. 25	水	1,400	万之瀬川	麓川	T 9. 1. 3	水	200
		T 10. 8. 20	〃	5,200		万之瀬	T 34. 5. 16	ダム・水	5,000
天降川	塩浸	H 12. 3. 17 (S 9. 12. 13)	〃	5,000	菱田川	松山	S 14. 3. 31	〃	830
	妙見	T 10. 8. 5	〃	3,800		月野	T 5. 6	水	5,200
	水天淵	M 40. 6	〃	2,100	肝属川	谷田	T 11. 3. 31	〃	410
	新川	T 16. 5. 12	〃	1,020		高山川	S 18. 5. 3	〃	2,700
	霧島第二	T 11. 1. 4	〃	560	本城川	本城川	T 15. 3. 10	〃	3,200
	霧島第一	S 2. 2. 22	〃	440		花瀬川	T 10. 9. 30	〃	1,100
小鹿野	H 2. 10. 4 (M 45. 3. 21)	〃	4,100	雄川	雄川	T 9. 6	〃	7,300	
網掛川	宇曾木	T 13. 4. 28	〃	220	久保田川	内之浦	H 1. 6. 16	〃	3,300
別府川	前郷川	T 13. 8. 30	〃	120	嶽野川	嶽野川	T 15. 7	水	160
思川	高附	T 13. 2	〃	240	住用川	新住用川	S 34. 12	ダム・水	3,000
甲突川	小山田	M 31. 7. 22	〃	240	名音川	名音川	S 31. 11	水	65
	河頭	M 33. 9. 11	〃	180	秋利神川	秋利神	T 12. 9	〃	140
神之川	大田	T 14. 5. 22	〃	550	脇ノ川	脇ノ川	S 45. 8. 20	〃	53
		(M 41. 10. 15)							
計									57,828

注：( )内は、再開発工事を実施した発電所で再開発前発電所の使用開始年月日

##### エ 地熱発電設備

発電所名	使用開始年月	認可出力 (kW)
大霧	H 8. 3	30,000
山川	H 7. 3	30,000

##### オ 風力発電設備

発電所名	使用開始年月	認可出力 (kW)
甌島風力	H 2. 3	250
野間風力	H 10. 3	3,000

カ 内燃力発電設備

発電所名 (運転開始年月)	使用開始 年 月	許可最大 (kW)	発電所名 (運転開始年月)	使用開始 年 月	許可最大 (kW)
甌島第一 (S 5.10)	S 42. 4	14,250	与論 (S 39. 7)	S 39. 7	2,210
			新喜界 (S 52. 9)	S 52. 9	12,600
種子島第一 (T 2. 3)	S 40. 10	16,500	喜界 (S 31. 12)	S 41. 3	2,100
新種子島 (S 56. 6)	S 56. 6	24,000	竹島 (S 53. 7)	S 53. 7	190
口永良部島 (S 56. 10)	S 56. 10	400	硫黄島 (S 54. 7)	S 54. 7	300
名瀬 (S 47. 9)	S 47. 9	21,000	黒島 (S 53. 7)	S 53. 7	240
龍郷 (S 55. 6)	S 55. 6	60,000	口之島 (S 53. 7)	S 53. 7	150
古仁屋 (S 40. 8)	S 40. 8	4,750	中之島 (S 53. 7)	S 53. 7	200
新徳之島 (S 55. 9)	S 55. 9	21,000	平島 (S 54. 7)	S 54. 7	110
平土野 (S 41. 3)	S 41. 3	2,000	諏訪之瀬島 (S 54. 7)	S 54. 7	160
亀津 (S 46. 5)	S 46. 5	7,500	悪石島 (S 53. 7)	S 53. 7	110
新知名 (S 51. 6)	S 51. 6	19,100	小宝島 (S 54. 7)	S 54. 7	110
新与論 (S 51. 6)	S 51. 6	5,600	宝島 (S 53. 12)	S 53. 12	200
合 計					214,780

## (2) 変電施設の状況 (H23. 6現在)

変電所名	使用開始 年 月	最高電圧 (kV)	制 御 方 式
南九州	S58. 5	500	常 監
鹿児島	S39.11	220	遠 監
霧 島	S52. 6	220	遠 監
新鹿児島	S54. 6	220	遠 監
青 戸	S35.11	66	遠 監
伊 作	S11. 9	66	遠 監
伊集院	S63. 6	66	遠 監
指 宿	S 5. 1	66	遠 監
加世田	H17. 6	66	遠 監
加治木	H 3. 6	66	遠 監
鴨 池	S52. 7	66	遠 監
清 滝	S41.11	66	遠 監
郡	H15.12	66	遠 監
国 分	S 5.11	66	遠 監
五位野	H 8. 6	66	遠 監
城 山	S34.12	66	遠 監
田 上	S 3. 4	66	遠 監
滝之神	S48. 4	66	遠 監
谷 山	S47. 8	66	遠 監
帖 佐	S17. 3	66	遠 監
天文館	S58. 2	66	遠 監
中種子	S35.12	66	遠 監
永 田	S55. 7	66	遠 監
隼 人	S50. 7	66	遠 監
原 良	S49. 6	66	遠 監
牧 園	S46. 7	66	遠 監
枕 崎	S 8. 8	66	遠 監
宮 川	H23. 6	66	遠 監
紫 原	S60. 6	66	遠 監
名 山	S47. 7	66	遠 監
山 川	S10. 1	66	遠 監
横 川	S12. 7	66	遠 監
出 水	H16. 6	220	遠 監
川 内	S32.12	220	遠 監

変電所名	使用開始 年 月	最高電圧 (kV)	制 御 方 式
大 口	S10. 8	110	遠 監
上川内	S56. 6	110	遠 監
阿久根	S60. 6	66	遠 監
入 来	S 2. 2	66	遠 監
串木野	T 5. 8	66	遠 監
米之津	T12.10	66	遠 監
佐 志	S 2. 4	66	遠 監
高尾野	S50. 6	66	遠 監
平 佐	T 5.11	66	遠 監
向 江	H 6. 6	66	遠 監
向 田	H14. 4	66	遠 監
大 隅	S45.10	220	遠 監
末 吉	S51.10	110	遠 監
野 方	S61. 6	110	遠 監
笠之原	H 1. 6	66	遠 監
鹿 屋	T 9. 6	66	遠 監
串 良	T14.11	66	遠 監
志布志	T14.10	66	遠 監
変電所計		52カ所	

発電所名 (変電施設)	使用開始 年 月	最高電圧 (kV)	制 御 方 式
妙 見	T10. 8	66	遠 監
大 田	T14. 5	66	遠 監
万之瀬	S34. 5	66	随監(無)
湯 田	T10. 8	66	随監(無)
高山川	S18. 5	66	遠 監
本城川	T15. 3	66	遠 監
雄 川	T 9. 6	66	遠 監
新住用川	S34.12	66	遠 監
発電所計		8カ所	

合 計	60カ所		
-----	------	--	--

## 11.4 ガス事業者及び施設の状況

[危機管理局消防保安課]

(1) ガス事業者（一般ガス事業）及び施設の状況

(平成23年4月1日現在)

事業者名	所在地	貯蔵能力	供給地域
日本ガス	鹿児島市	36,000k1×1基 50,000k1×1基 495t×2基	鹿児島市
	霧島市	100k1×1基 60k1×1基 20t×1基	霧島市
南日本ガス	薩摩川内市	30t×1基	薩摩川内市
	霧島市	30t×2基	霧島市
阿久根ガス	阿久根市	10t×1基 49.9k1×1基	阿久根市
南海ガス	奄美市	20t×2基	奄美市
加治木ガス	始良市	20t×1基 40t×1基	始良市
出水ガス	出水市	100k1×1基 10t×1基	出水市

(2) ガス事業者（簡易ガス事業）の状況

市町村名	事業者数	供給地点群数
鹿児島市	7	23
鹿屋市	2	11
阿久根市	1	1
出水市	1	3
伊佐市	1	1
指宿市	1	3
垂水市	1	2
薩摩川内市	1	12
日置市	1	8
曾於市	2	3
霧島市	4	23
いちき串木野市	0	3
南さつま市	0	2
志布志市	0	1
奄美市	3	18

市町村名	事業者数	供給地点群数
南九州市	1	1
姶良市	1	10
湧水町	0	1
東串良町	1	0
瀬戸内町	1	2
龍郷町	0	2
計	29	130

12 危険物に関する資料

〔危機管理局消防保安課〕  
（平成23年3月31日現在）

12.1 消防本部ごとの危険物施設数

消防本別	区分	施設計 (A+B+C)	製造所 A	貯 蔵 所										取 扱 所					事業 所数	
				屋 内 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移動タンク貯蔵所 14KLを 超える 複素引 車型	屋 外 貯蔵所	小計 C	給 油 取扱所	第 1 種 販 売 取扱所	第 2 種 販 売 取扱所	移送取扱所	一 般 取扱所				
																	特定屋外タンク貯蔵所 地下タンク	地上タンク		特定屋外タンク貯蔵所 地上タンク
鹿児島市消防局		1,321	6	89	176	9	95	26	217		292	92	68	447	323	4	7	9	104	692
出水消防本部		223	2	14	52	12	4	5	33		37		1	79	52			1	26	102
垂水市消防本部		98		2	16				37		10		1	32	27				5	39
薩摩川内市消防局		508	2	34	103	8	5	8	69		58	1	10	224	125	1	1	4	93	205
日置消防本部		198		12	49				36		27	2	2	72	49				23	93
霧島市消防局		427		27	89	4		7	87		47		6	164	105	2			57	265
いちき串木野市消防本部		148	2	6	34	3	3	2	24		16		2	62	35			2	25	67
姶良市消防本部		175		11	32	4		1	40		12	4	7	72	54			1	17	100
さつま町消防本部		130		8	24			1	25		15			57	34				23	83
指宿地区消防組合		288		12	55	1		4	87		17		8	105	75				30	229
南薩地区消防組合		460		42	117		2	4	104		27		6	160	118				42	287
阿久根地区消防組合		153		4	35			1	23		21		6	63	47				16	90
伊佐湧水消防組合		220	1	18	41				49		22		10	79	53				26	111
大隅曾於地区消防組合		559	1	328	153	1		3	82		77	4	2	230	153		1		76	317
大隅肝属地区消防組合		662	1	402	170	4	48		91		83	1	21	259	182	1		2	74	351
冲永良部与論地区広域事務組合		175		110	33	6			21		35		10	65	30			8	27	55
徳之島地区消防組合		160		97	1	26	1	2	18		50		2	63	42			6	15	76
熊毛地区消防組合		363		230	11	81	1	2	45		74		19	133	78			13	42	128
大島地区消防組合		408		271	14	63	3	5	63		123		7	137	82		1	17	37	139
消防本部設置計		6,676	15	4,158	1,349	57	166	3	1,151		1,043	104	188	2,503	1,664	8	10	63	758	3,429
三島村		8		7	7									1				1		3
十島村		27		23	17				6					4	1			3		3
消防本部未設置村計		35		30	24				6					5	1			4		3
県合計		6,711	15	4,188	1,373	57	166	3	1,157		1,043	104	188	2,508	1,665	8	10	67	758	3,432

## 12.2 主要な高圧ガス事業所一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/日)

製造者名	事業所名	事業所所在地	ガスの種類	製造能力
(株)ニヤクコーポレーション 九州支店	鹿児島LPガス基地	鹿児島市宇宿二丁目	LPG	1,179,669
日米礦油(株)ガス鹿児島支店	鹿児島LPガスターミナル	〃	〃	1,412,003
内村ガス工業(株)		〃 東開町	酸素・窒素・炭酸ガス アルゴン・空気・R22	212,153
鹿児島熔材(株)	酸素製造工場	〃 南栄二丁目	酸素・窒素・炭酸ガス・ アルゴン	41,097
(株)M i s u m i	鹿児島工場	〃 南栄三丁目	LPG	1,400,420
鹿児島酸素(株)	谷山工場	〃	酸素・窒素・炭酸ガス アルゴン	42,771
日本ガス(株)	谷山エコステーション	〃	天然ガス	12,008
京セラ(株)	鹿児島川内工場	薩摩川内市高城町	LPG	9,319
鹿児島オキシトン(株)	川内工場	〃	窒素・アルゴン・空気 R134a	333,507
(株)カンエストラテックBMSグローブ	川内ガスターミナル	〃 港町	LPG	661,002
中越パルプ工業(株)	川内工場	〃 宮内町	酸素	17,136
京セラ(株)	鹿児島国分工場	霧島市国分山下町	アンモニア・窒素・アルゴン	59,465
鹿児島オキシトン(株)	国分工場	〃	酸素・窒素・空気・R22	2,404,112
(株)M i s u m i	西之表工場	西之表市栄町	LPG	93,250
(株)アイネットエナジー南九州		始良市加治木町	〃	328,274
屋久島液化ガス協業組合		熊毛郡屋久島町	〃	57,895
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	種子島宇宙センター	熊毛郡南種子町	水素・酸素・窒素、ヘリウム	616,061
奄美大島LPガス協同組合		奄美市名瀬左大熊町	LPG	208,168
大洋産業(株)	龍郷LPガス基地	大島郡龍郷町	〃	31,714
徳之島エルピーガス共同組合		〃 徳之島町	〃	163,454
永良部ガス事業協同組合		〃 和泊町	〃	93,713
与論ガス(株)		〃 与論町	〃	46,042
(株)文化商会		〃 喜界町	〃	93,250

## 12.3 火薬類製造施設一覧表

### (1) 火薬類製造業者（煙火）

製造業者名	所在地	所有工場類	製造火薬類
(株) 太洋花火 (吉野工場) 園田 泰洋	鹿児島市吉野町 字坂の下 4785-1	危険工室 2 棟, 星掛工室 1, 配合工室 1 棟, 一時置場 1 棟, 日乾場 1ヶ所, 放冷室 1 棟, 原料庫 1 棟, 煙火火薬庫 1 棟	打揚煙火 仕掛煙火
(株) 太洋花火 (日吉工場) 園田 泰洋	日置市日吉町山 田字町原 1610	危険工室 6 棟, 星掛工室 3 棟, 配合工室 2 棟, 一時置場 3 棟, 原料庫 2 棟, 日乾場 4ヶ所, 放冷室 6 棟, 乾燥工室 2 棟, 煙火火薬庫 2 棟, 導火線庫 5 棟, 1 級火薬庫	打揚煙火 仕掛煙火
(有) 六葉煙火 古閑 修一	南九州市川辺町 上山田字牛ヶ太郎頭 8612-1	危険工室 3 棟, 星掛工室 1 棟, 配合工室 1 棟, 一時置場 2 棟, 原料庫 1 棟, 日乾場 1ヶ所, 放冷室 1 棟, 乾燥室 1 棟, 煙火火薬庫 4 棟	打揚煙火 仕掛煙火

### (2) 火薬類製造業者並びに販売業者火薬庫

1 級火薬庫	3 6 棟
煙火火薬庫	1 3 棟
導火線庫	7 棟

### (3) 消費者火薬庫

1 級火薬庫	2 3 棟
2 級火薬庫	7 棟
3 級火薬庫	1 棟
煙火火薬庫	1 棟

## 13 広域応援，自衛隊等の災害派遣等に関する資料〔危機管理局危機管理防災課〕

### 13.1 九州・山口9県災害時相互応援協定の概要

#### 九州・山口9県災害時相互応援協定の概要

##### 経緯

- ・平成7年6月8日  
第105回九州地方知事会議において九州・山口9県間の広域応援協定を締結することで合意。
- ・この間、9県の消防防災担当部局及び応援項目毎の担当部局間で協定内容を協議。
- ・平成7年11月8日  
第106回九州地方知事会議において協定について合意。

##### 協定の概要

大規模な災害発生時において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うため、応援項目、運用体制、応援要請手続、経費負担等についてあらかじめ協定を締結するもの。（協定第1条）

応援項目（協定第2条）

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

##### 協定の特色

応援項目毎に細則を定め、各県の項目毎の担当部局、応援内容等を明確にしたこと。

（協定第3条）

協定運用の総合調整主体として、幹事県を設置し、平常時における連絡体制等の整備に当たるほか、災害時において、応援要請、活動等における調整に当たることとしたこと。

（協定第4条、第7条）

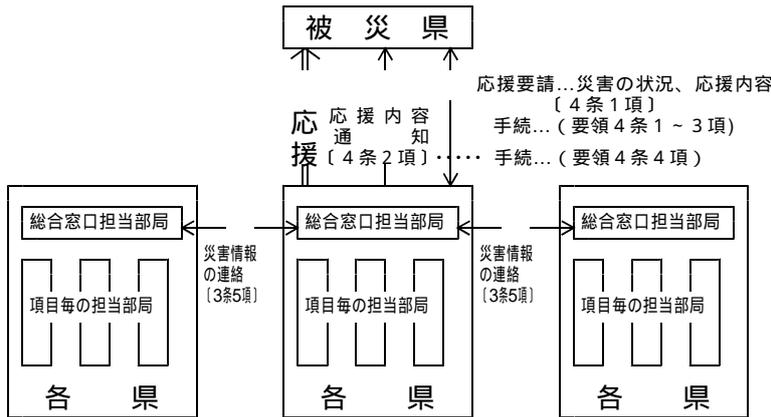
被災県が応援要請ができない状況において、応援県が幹事県の調整の下で自主的に応援できるようにしたこと。（協定第4条）

13.2 九州・山口9県災害時相互応援協定応援事務フロー

九州・山口9県災害時相互応援協定応援事務フロー

協定の趣旨：九州・山口9県において、大規模災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置〔1条〕が実施できない場合、9県相互間の応援を円滑に行うため、必要な事項を定める。

A 通常の応援体制



【平常時の各県の任務】〔7条〕

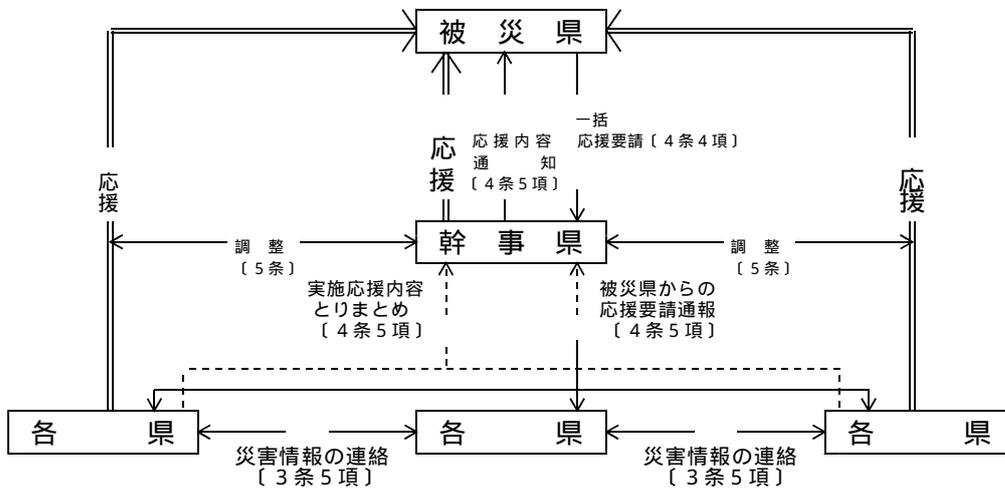
幹事県

- (1) 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料の取りまとめ、保管、更新、各県への資料提供
- (2) 情報、資料の交換を主宰
- (3) 他の広域協定幹事県との情報交換

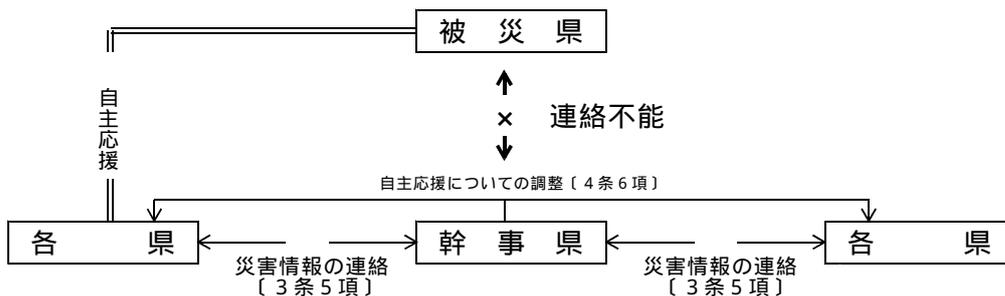
幹事県以外の県

- (1) 各県担当部局による、必要な事項の相互確認(年1回)
- (2) 県内関係機関への情報提供

B 幹事県の総合調整による応援(被災県が各県個別に要請ができないとき)



C 幹事県の総合調整による自主応援(被災県が応援要請ができない状況と判断されるとき)



## 九州・山口9県災害時相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県(以下「九州・山口9県」という。)において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

### (応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

### (協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

( 応援部隊の指揮等 )

第 5 条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

( 経費の負担 )

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

( 平常時の各県の任務 )

第 7 条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第 3 条第 5 項に定める各県の担当部局は、年 1 回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

( その他 )

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

( 適 用 )

第 9 条 この協定は、平成 7 年 11 月 8 日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

平成 7 年 11 月 8 日

福 岡 県 知 事	佐 賀 県 知 事
長 崎 県 知 事	熊 本 県 知 事
大 分 県 知 事	宮 崎 県 知 事
鹿 児 島 県 知 事	沖 縄 県 知 事
山 口 県 知 事	

## 13.4 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

### 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定(以下「協定」という。)の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

#### (幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

#### (各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

#### (応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各項(第3項を除く。)の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等(以下「その他の物的応援」という。)を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

#### (経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成16年度	福 岡 県	長 崎 県
平成17年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成18年度	長 崎 県	大 分 県
平成19年度	熊 本 県	宮 崎 県
平成20年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成21年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成22年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成23年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成24年度	山 口 県	佐 賀 県

（注）平成25年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部	消防防災安全課
佐 賀 県	統 括 本 部	消 防 防 災 課
長 崎 県	総 務 部	危機管理・消 防 防 災 課
熊 本 県	総 務 部	防 災 消 防 課
大 分 県	生活環境部	消 防 防 災 課
宮 崎 県	総務部危機管理局	危 機 管 理 室
鹿 児 島 県	総 務 部	消 防 防 災 課
沖 縄 県	知 事 公 室	防 災 危 機 管 理 課
山 口 県	総 務 部	消 防 防 災 課

## 13.5 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

### 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

鹿児島県と岐阜県（以下「両県」という。）は、宝暦年間に木曾三川治水工事を完遂させた薩摩義士の偉業をたたえ、その精神的な絆をもとに、昭和46年7月、姉妹県盟約を締結し、様々な交流を行ってきた。本年、姉妹県盟約締結40周年を迎えるにあたり、改めて偉業を成し遂げた先人の精神を受け継ぎ、両県の絆を将来に向かってさらに深めるため、次のとおり災害時における相互応援について協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、両県いずれかにおいて大規模な広域災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができない場合に、被災していない県（以下「応援県」という。）がきめ細かく集中的な応援を実施することにより、被災県における災害応急措置や災害復旧対策が迅速かつ円滑に進められるとともに、平時において両県が防災協力体制を構築し、防災対策の実効性を向上させることを目的とする。

#### （連絡の窓口）

第2条 両県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力体制に関する連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。連絡窓口に変更があったときについても、同様とする。

#### （災害時の初動体制）

第3条 次に掲げる事態が被災県において発生した場合、応援県は、速やかに災害支援対策本部を設置する。

- (1) 大規模な広域災害が発生し、被災県から応援要請があった場合
- (2) 震度6強以上の地震が観測された場合
- (3) 第6条に基づき、自主的に応援を実施する場合

2 応援県は、被災県のニーズ等を的確に把握するため、速やかに情報収集班を被災県の災害対策本部に派遣する。

3 応援県は、集中的な応援につなげるため、被災県と連携・協議の上、被災地の中から支援箇所を決定し、必要に応じて、被災県内に現地支援連絡所を開設することができる。

#### （災害時の応援内容）

第4条 災害応急時及び災害復旧時の応援内容は、次の各号に掲げる事項のもののほか、被災県から要請のあった事項とする。

- (1) 必要な物資・資機材等の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) 被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) その他災害応急措置及び災害復旧対策に必要な事項

#### （応援要請の手続き）

第5条 被災県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援県に対し、まず電話、電子メール又はファックスにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあつては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(要請によらない応援)

第6条 応援県は、大規模な広域災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合、前条の規定による応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

(平時の防災協力体制の構築)

第7条 両県は、次の各号に掲げる事項について、定期的に資料及び情報の交換を行うとともに、資料及び情報提供の要請があった場合には、これに協力するものとする。

- (1) 地域防災計画その他防災に関する計画又は施策
- (2) 備蓄物資の状況
- (3) 災害又は防災に関する調査研究成果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する事項

2 両県は、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、相互に協力するものとする。

- (1) 講習会への講師の派遣等の人材交流
- (2) 情報伝達訓練等への参加
- (3) 連絡会議の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災政策の推進協力のために特に両県が必要と認める事項

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、両県が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、両県が個別に締結した災害発生時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、両県が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年11月7日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両県知事署名の上、各自1通を保有する。

平成23年11月7日

鹿児島県

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

岐阜県

岐阜県知事 古田 肇

## 13.6 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

### 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

鹿児島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県（以下「相手県」という。）の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

（応援等に関する連絡窓口及び情報交換）

第1条 鹿児島県及び静岡県（以下「両県」という。）は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

（平常時の協力）

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- （1） 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- （2） 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- （3） 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- （4） 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- （5） 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- （6） その他防災・危機管理に関する業務

（災害発生時の応援）

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- （1） 災害応急対策を行う職員の派遣
- （2） 避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- （3） その他被災県が要請した措置

（災害復旧時の応援）

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、

電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。  
ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年11月14日

鹿児島県  
鹿児島県知事

静岡県  
静岡県知事

### 13.7 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書

#### 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は

常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

- 3 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （連絡窓口）

- 第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。
- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
  - 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （広域応援の内容）

- 第5条 広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

#### （広域応援の要請）

- 第6条 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。
- 4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 5 前第1項による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

- 第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。
  - 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

- 第8条 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。
- 2 前項の応援(以下「ブロック外応援」という。)については、第5条、第6条(第3項を除く。)及び第7条の規定を準用する。
  - 3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
  - 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

- 第9条 この協定は、都道府県が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

- 第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成8年7月18日

全国知事会会長  
岡山県知事

北海道東北地方知事会会長  
福島県知事

関東地方知事会会長  
千葉県知事

中部圏知事会会長  
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長  
和歌山県知事

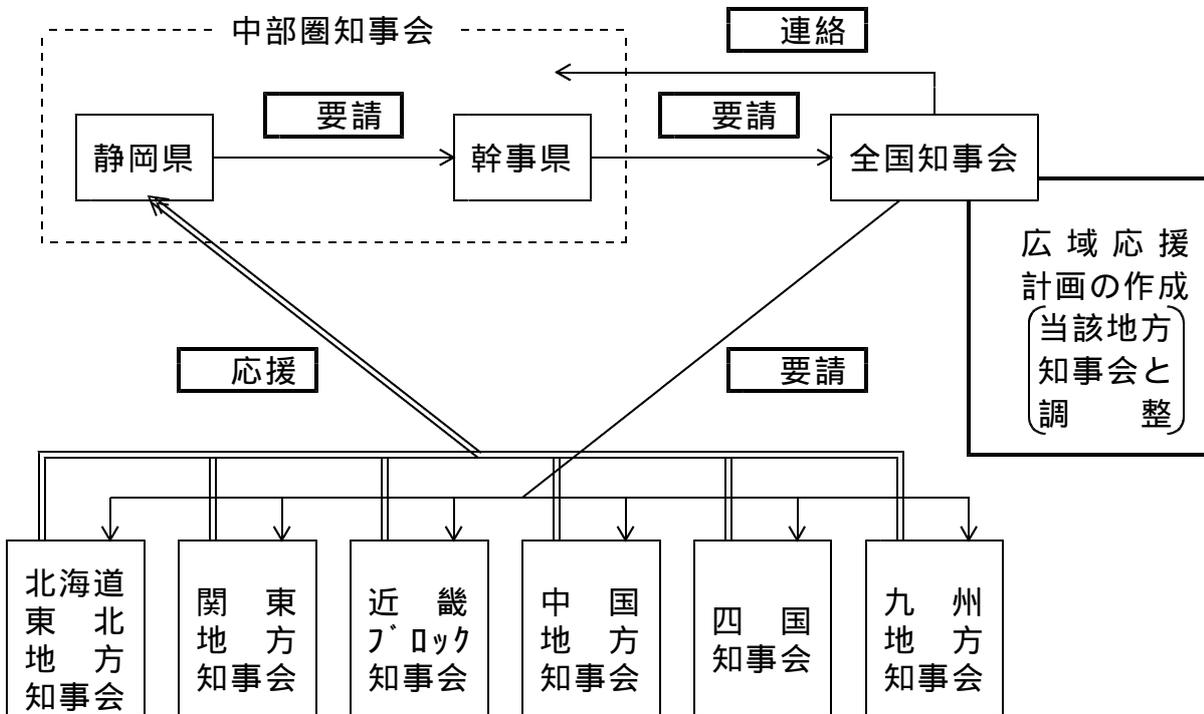
中国地方知事会会長  
山口県知事

四国知事会常任世話人  
香川県知事

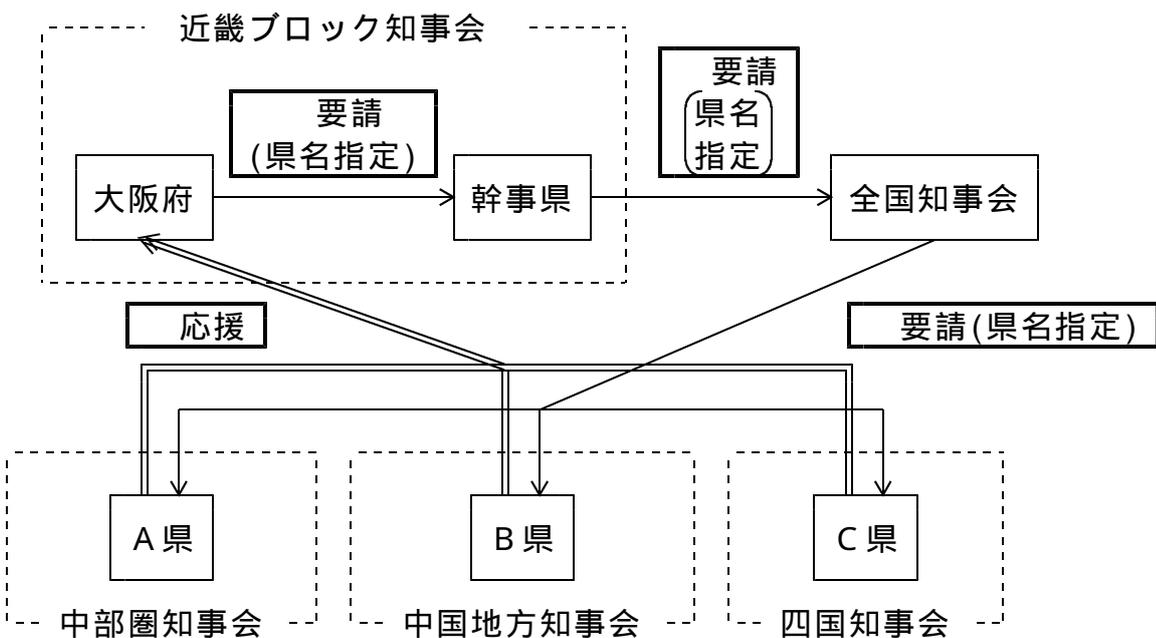
九州地方知事会会長  
大分県知事

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」イメージ

広域応援(例：静岡県が被災した場合)



隣接県に対する応援(例：大阪府が被災した場合)



## 13.8 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

### 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

#### (目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

#### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

#### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

#### (応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

#### (応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

#### (応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

#### (応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受

けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合  
広域連合長

井戸敏三



九州地方知事会  
会長

広瀬勝貞



## 13.9 鹿児島県消防相互応援協定

### 鹿児島県消防相互応援協定

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

#### (地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

#### (対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火災爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

#### (応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

#### (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

#### (応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請 隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

( 応援要請の方法 )

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

( 応援隊の派遣 )

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

( 応援の中断 )

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

( 応援隊の指揮 )

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成 年 月 日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等(以下「協定市町村等」という。)の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

県下市町村及び消防組合で締結

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

#### (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

#### (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

#### (3) 高層建築物の火災

#### (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

#### (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次のとおり区分する。

#### (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

#### (2) 火災出場

消火活動のための出場

#### (3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

#### (4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

#### (5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

### 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都

道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。)を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

要請先市町村  
要請者・要請日時  
災害の発生日時・場所・概要  
必要な応援の概要

- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。  
(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。  
(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。  
(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

必要とする応援の具体的内容  
応援活動に必要な資機材等  
離発着可能な場所及び給油体制  
災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法  
離発着場における資機材の準備状況  
現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況  
他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを所有する都道府県名  
気象の状況  
ヘリの誘導方法  
要請側消防本部の連絡先  
その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。  
(2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知すると

ともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

#### 9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。  
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 11 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

#### 13 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

#### 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

保有ヘリの性能及び活動能力

特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

保有ヘリの性能及び活動能力

当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

15 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第13項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち 及び を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
  - (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
  - (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
  - (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
  - (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。
- 17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則 [平成4年3月23日消防救第39号]

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 [平成5年3月26日消防救第36号]

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平成5年5月14日消防救第66号]

この要綱は、平成5年5月14日から施行する。

附 則 [平成6年4月1日消防救第45号]

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 [平成7年6月12日消防救第83号]

この要綱は、平成7年4月26日から施行する。

附 則 [平成8年6月28日消防救第127号]

この要綱は、平成8年4月22日から施行する。

附 則 [平成8年11月7日消防救第244号]

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

附 則 [平成9年3月19日消防救第67号]

この要綱は、平成8年10月21日から施行する。

附 則 [平成10年3月31日消防救第47号]

この要綱は、平成9年9月25日から施行する。

附 則 [平成11年3月26日消防救第68号]

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 [平成12年7月26日消防救第202号]

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 [平成12年12月25日消防救第316号]

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目（抜粋）

### 1 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

消防庁

	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線 F A X	電話 F A X
昼間	応急対策室	03-5253-7527	7527	7537	03-5253-7537
夜間	宿直室経由 応急対策室	03-5574-0119	7777	7789	03-5253-7553

（注）昼間（8：30～17：45）、夜間（17：45～8：30）

応援側都道府県

（省 略）

応援側市町村の消防本部

（省 略）

## 13.11 空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

〔土木部港湾空港課〕

種子島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合中種子分遣所長による  
種子島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

種子島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合中種子分遣所長は、種子島空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動において、つぎのとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは、空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、種子島空港管理事務所長（以下「甲」という。）と熊毛地区消防組合中種子分遣所長（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

### （緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生時の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救難隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着した時には速やかに通報した機関に連絡するものとする。

### （費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

### （調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現状における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画に立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港の発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書)

第10条 この協定を証するため正本2通を作成し、二者において各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は平成4年6月12日より施行する。

甲 種子島空港管理事務所  
所長 日高 實 昭

乙 熊毛地区消防組合中種子分遣所  
所長 中 森 正 雄

(注) その他、以下の通り空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定及び申し合わせが締結されている。

- \* 屋久島空港及びその周辺における消火救難に関する協定(屋久島空港管理事務所長と熊毛地区消防組合上屋久分遣所長)
- \* 奄美空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定(奄美空港管理事務所長と大島地区消防組合管理者)
- \* 喜界空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定(喜界空港管理事務所長と大島地区消防組合管理者)
- \* 徳之島空港及びその周辺における消火救難に関する協定(徳之島空港管理事務所長と徳之島地区消防組合管理者)
- \* 沖永良部空港における航空機の搜索、救難に関する申し合わせ(沖永良部空港管理事務所管理者和泊町長、知名町、沖永良部警察署、沖永良部与論地区消防本部、航空自衛隊沖永良部島分屯基地)
- \* 与論空港における航空機事故に対する消火救難に関する協定(与論空港管理者与論町長、沖永良部与論地区消防本部)

## 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と鹿児島県土木部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年4月10日）については、廃止するものとする。

## （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

## （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、鹿児島県土木部長の要請があった場合、または鹿児島県において「災害警戒本部」又は「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を鹿児島県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、鹿児島県土木部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

## （応援の実施）

第3条 九州地整局長は、鹿児島県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

## （応援要請の手続）

第4条 鹿児島県土木部長は、鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、鹿児島県土木部長

に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-2の文書にて応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 鹿児島県内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は鹿児島県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①~④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

- ① 大規模な災害である場合。
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない。)
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と鹿児島県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と鹿児島県土木部長が協議して定めるものとする。

2. この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、鹿児島県

においては土木部監理課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年2月28日から適用するものとする。

平成23年2月28日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局 企画部長



鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部長



別紙-1

文 書 番 号  
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

鹿児島県 土木部長

大規模な災害時の応援について（要請）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

別紙-2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

鹿児島県 土木部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

別紙-3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

鹿児島県 土木部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

### 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領

#### (目的)

第1条 この要領は、九州地方整備局防災業務計画に基づき、九州地方整備局が災害対策用として保有する建設機械類、防災情報通信機器類（以下「災害対策用機械機器」という）の地方自治体等への貸付等について、必要な事項を定め地方自治体等の被災箇所における早期復旧の支援及び住民の防災意識の啓発・高揚を図るものとする。

なお、災害対策用機械機器を別表－1に示す。

#### (使用範囲)

第2条 災害対策用機械機器は、異常な天然現象その他により地方自治体等における公共施設等が被災したとき、当該現地において応急対策の指揮、情報収集・連絡及び応急復旧等を行うために貸付等（以下「緊急貸付」という）を行うほか、防災訓練、広報活動等を行うために貸付等（以下「平常貸付」という）を行うことができるものとする。

#### (管理)

第3条 貸付等期間中に係る災害対策用機械機器の管理は、借受地方自治体等の責において行うものとする。

なお、借受等期間中に破損した部分等は、原形復旧して返納するものとする。

#### (緊急貸付)

第4条 地方自治体等からの要請により、災害対策用機械機器の緊急貸付を行うときは、『災害の応急復旧工事等について（通達）（昭和53年建設省機発第419号）』、『災害復旧のための応急組立橋の利用について（昭和50年事務連絡）』及び『九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成15年3月24日）』によるほか、別図－1の指示連絡系統（緊急貸付）に基づき、災害支援本部長（九州地方整備局防災業務計画に規定する本部長。以下同じ）が指示するものとする。

ただし、借受地方自治体等は、緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害支援本部長より災害対策用機械機器の返納命令があった場合は、直ちに使用を中止して、災害支援本部長が指示する場所に運搬し緊急使用事務所等に引き渡すものとする。

#### (平常貸付)

第5条 地方自治体等からの要請により、災害対策用機械機器の平常貸付を行うときは、別図－1の指示連絡系統（平常貸付）に基づき、災害対策用機械機器保有事務所長が貸付等を行うものとする。

ただし、借受地方自治体等は、緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害支援本部長より災害対策用機械機器の返納命令があった場合は、直ちに使用を中止して、災害支援本部

長が指示する場所に運搬し緊急使用事務所等に引き渡すものとする。

(貸付等手続き)

第6条 本要領に基づく災害対策用機械機器の緊急貸付については、別紙-1の災害対策用機械機器借受（貸付等）返納要請・命令書によることを原則とする。

平常貸付については、別紙-2～別紙-7によることを原則とする。

(要員の確保)

第7条 災害対策用機械機器の貸付等にあたっては、原則として借受地方自治体等が運搬及び操作に伴う要員を確保するものとする。ただし、被災状況等により借受地方自治体等による要員確保が困難な場合は、借受地方自治体等と保有事務所等が協議するものとする。なお、防災情報通信機器類のうち無線機を使用する場合は、整備局が通信のための要員を確保するものとする。

(経費の負担)

第8条 緊急貸付に係る災害対策用機械機器は原則として無償貸付とする。ただし、平常貸付の場合はこの限りではない。

(特例)

第9条 地方自治体等への災害対策用機械機器の貸付等について、この要領により難しいときは、九州地方整備局長の承認を受けて特例を設けることができる。

附則

1. この要領は、平成20年3月27日から施行する。
2. 地方自治体等への災害対策車等貸付要領（平成15年6月23日建九達第7号）は廃止する。
3. 九州地方整備局内において、災害支援本部が設置されていない場合の緊急貸付については、災害支援本部長を九州地方整備局長と読みかえるものとする。

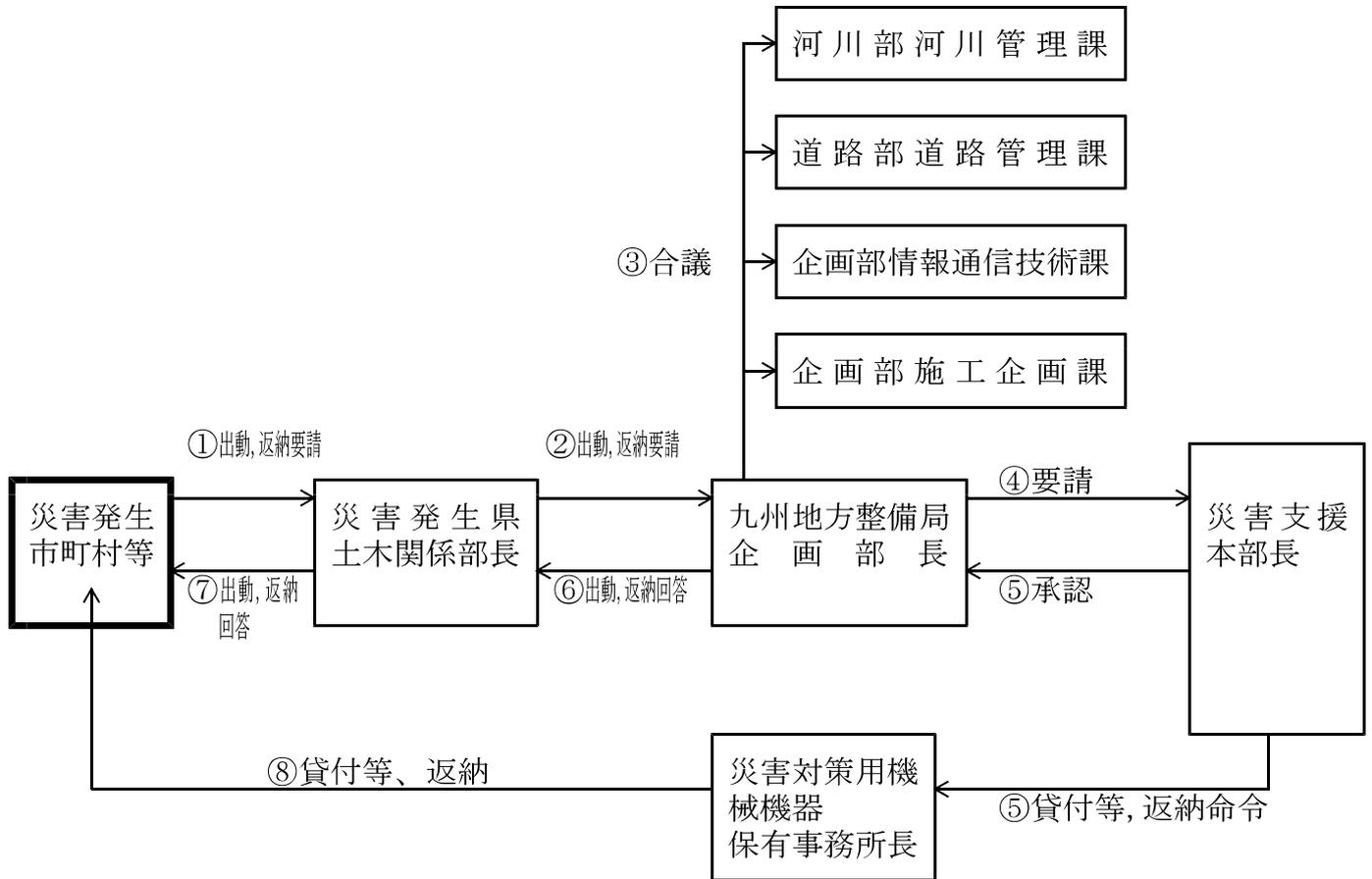
## 災害対策用機械機器一覧表

平成23年7月1日現在

	械機機器名	規格	台数	保有事務所	備考	
建設機械類	対策本部車	拡幅型	4	大分、宮崎、鹿国、九技		
	待機支援車		2	鹿国、九技		
	待機支援車	小型	3	九技、大分、宮崎		
	情報収集車		4	大分、宮崎、鹿国、九技		
	排水ポンプ車		3	九技(2)、遠賀		
	緊急内水対策車※1		5 6	遠賀(2)、大分(6)、熊本、菊池(2)、八代(2)、佐伯(6)、延岡(4)、宮崎(8)、大隅(5)、川内川(9)、筑後(4)、武雄(4)、長崎(3)		
	※1 保有事務所管内で災害発生の恐れがない場合は、災害対策用建設機械類排水ポンプ車として使用できるものとする。					
	照明車		2 3	大分、宮崎(2)、佐伯、熊本、延岡(2)、鹿国、川内川(8)、大隅(5)、九技(2)		
	情報通信車		7	遠賀、佐国、熊本、菊池、大分、佐伯、宮崎		
	橋梁点検車		2	九技、宮崎		
	作業車		1	九技		
	土のう造成機	自走式	4	大分、宮崎、川内川、九技		
	応急組立橋		4	九技(2)、鹿国(2)		
	簡易遠隔操縦装置	バックホウ用	6	大分、宮崎、鹿国、九技(3)		
		ブルドーザー用	1	九技		
		クレーン用	1	九技		
	路面清掃車		2 5	北国(1)、福国(2)、佐国(1)、長崎(2)、熊本(1)、大分(1)、佐伯(1)、延岡(1)、宮崎(3)、鹿国(5)、大隅(4)		
	歩道清掃車	ブラシ式	5	鹿国(2)、大隅(3)		
	散水車等			北国(1)、佐国(2)、長崎(2)、熊本(3)、大分(1)、鹿国(3)、大隅(2)		
防災情報通信機器類	衛星通信車	小型車	2	雲仙、九技		
		中型車	4	大分、宮崎、鹿国、熊本		
	気球空撮装置		1 8	遠賀、福国、北九州、佐国、武雄、長崎、熊本、八代、雲仙、菊池、大分、佐伯、宮崎、延岡、川内川、鹿国、大隅、九技		
	衛星小型画像伝送装置		1 9	遠賀、福国、北九州、雲仙、武雄、佐国、長崎、熊本、八代、菊池、大分、佐伯、宮崎、延岡、大隅(2)、川内川、鹿国、九技		
	ヘリ画像受信装置		7	雲仙、宮崎、熊本、大分、鹿国、九技、延岡		
移動多重無線装置		9	本局、遠賀、武雄、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿国(2)			

※1 台数等に変更が生じた場合は随時更新を行う

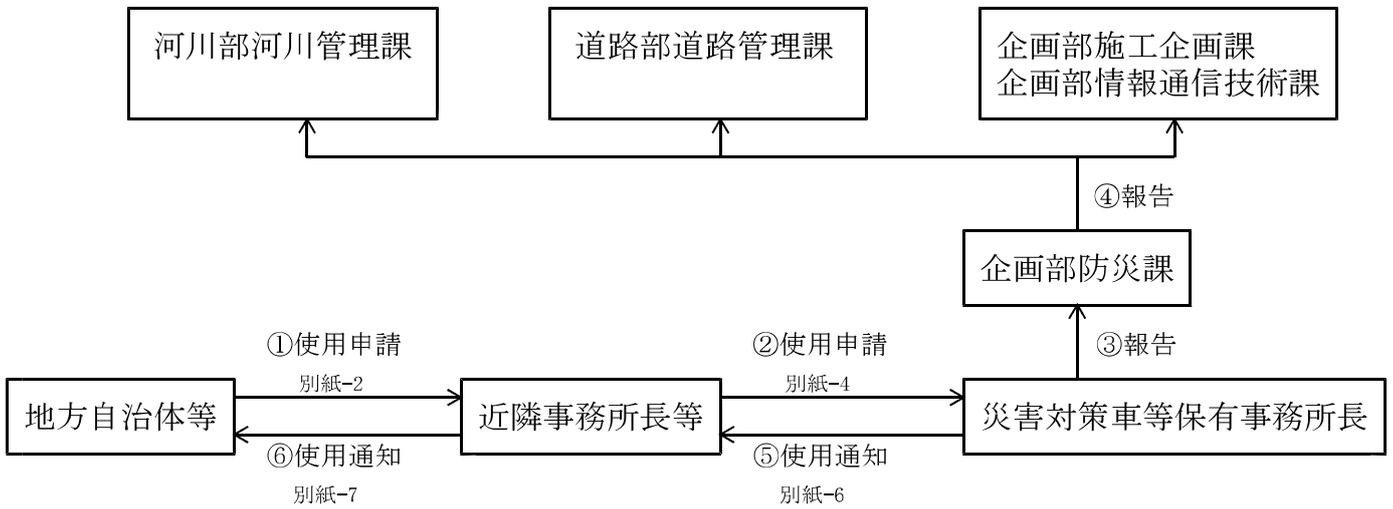
指示連絡系統（緊急貸付）



別図－1

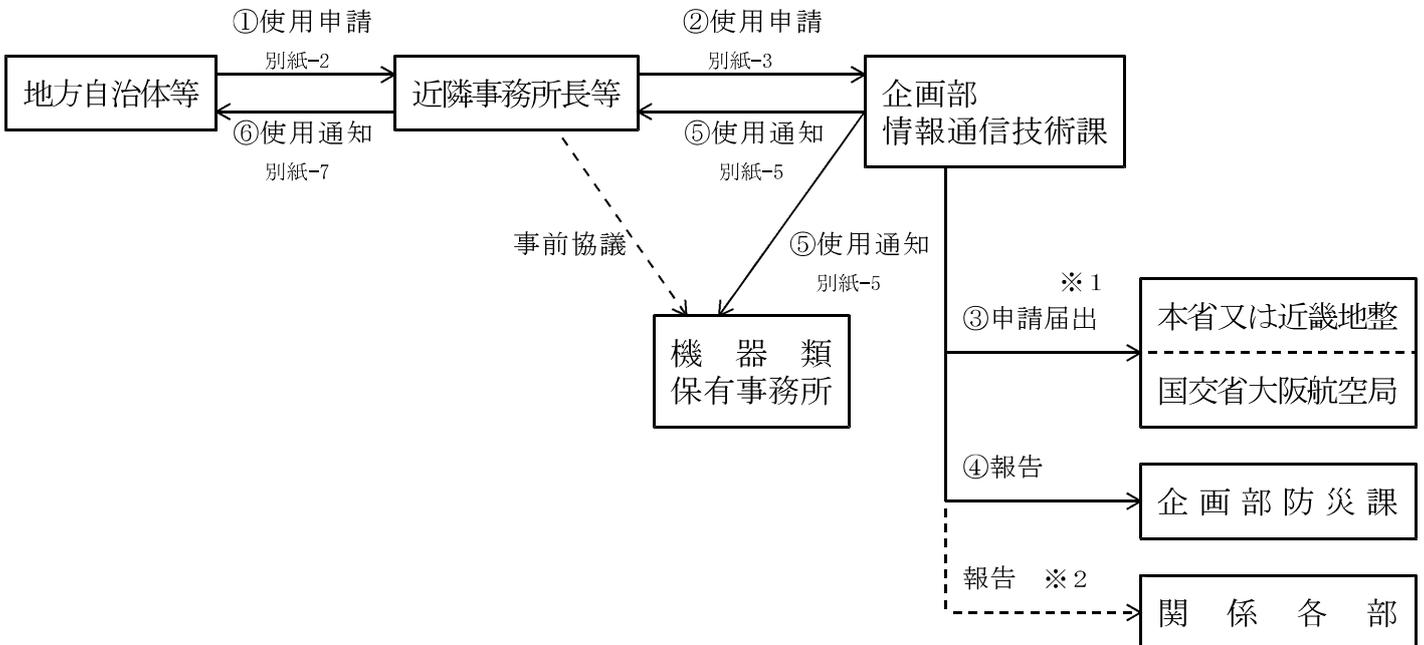
指示連絡系統（平常貸付）

○建設機械類



※返納時も同フローで指示連絡するものとする。

○防災情報通信機器類



※返納時も同フローで指示連絡するものとする。

※1は必要に応じて申請届出を行う。

※2は必要に応じて報告する。

災害対策用機械機器

借受(貸付等)  
返納

要請・命令書

・要請年月日 平成 年 月 日 時 分

・要請者等

・要請連絡者の所属・氏名

電話番号: \_\_\_\_\_

・要請方法 直接 ※ 電話 ※ 書類 ※

・要請連絡を受けた者の所属・氏名

内線番号: \_\_\_\_\_

・要請機械機器の種類・台数

機械機器類名	台数	機械機器類名	台数

・要請出動地先名 県 市町村 番地

・要請理由及び災害現況  
理由)

災害現況)

・現地概況図・災害対策用機械機器運搬ルート図

災害対策用機械機器平常使用許可申請書

〇〇事務所長 殿

〇〇県知事・市町村長等

下記の通り災害対策用機械機器を平常使用したいので、次のとおり使用申請します。

・使用責任者 所属 氏名 電話番号

・災害対策用機械機器名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	作業車調査車			
	情報収集車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	衛星通信車			
	気球空撮装置			
	衛星小型画像伝送装置			
	ヘリ画像受信装置			
	移動多重無線装置			

注 1. 使用する災害対策用機械機器の使用欄に○を付けて下さい。  
2. 無線機を使用する場合は、整備局が通信のための要員を確保するものとします。

・借用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

・使用日時 月 日 時 ~ 月 日 時

・使用場所 県 市

・使用目的

・使用場所案内図 別紙のとおり

防災情報通信機器類平常使用許可申請書

企画部 情報通信技術課長 殿

事務所長

下記の通り地方自治体等より防災情報通信機器類の平常使用の使用許可申請書を受け付けましたので、「地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領」第5条の規定に基づき、使用申請します。

・使用事務所等連絡者 所属 氏名 内線番号  
課

(無線機を使用する場合)

・使用者 所属 氏名 電話番号

・防災情報通信機器名 衛星通信車 Ku-SAT (可搬) ヘリ可搬受信装置 気球空撮装置 移動多重  
・数量 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

注 使用機器名は、いずれかを○で囲む。

・使用場所等

別紙「別紙－ 2 (地方自治体用様式)」のとおり

## 建設機械類平常使用許可申請書

事務所長 殿

事務所長

下記の通り地方自治体等より建設機械類の平常使用の使用許可申請を受け付けましたので、「地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領」第5条の規定に基づき、使用申請します。

## ・災害対策用機械機器名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	作業車調査車			
	情報収集車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			

## ・使用場所等 別紙－2（地方自治体用申請様式）のとおり

## 防災情報通信機器類平常使用通知書

事務所長 殿

企画部 情報通信技術課長

下記の通り貴事務所で保有する防災情報通信機器類を次のとおり平常使用することとなりましたので通知します。

- ・ 防災情報通信機器名 衛星通信車 Ku-SAT（可搬） 可搬受信装置 気球空撮装置 移動多重
- ・ 数量 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- ・ 使用場所等 別紙－2（地方自治体用申請様式）及び  
別紙－3 防災情報通信機器類平常使用許可申請書のとおり

## 建設機械類平常使用許可通知書

事務所長 殿

事務所長

下記の通り貴事務所より平常使用の使用申請を受け、本事務所保有の建設機械類の使用許可を通知します。

## ・災害対策用建設機械類名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	作業車調査車			
	情報収集車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			

- ・使用場所等 別紙－2（地方自治体用申請様式）及び  
別紙－4 建設機械類平常使用許可申請書のとおり

## 災害対策用機械機器平常使用許可通知書

県知事・市町村長等 殿

事務所長

下記の通り平常使用の使用申請を受け、〇〇〇〇事務所保有の災害対策用機械機器の使用が許可されましたので、本書により通知します。

ただし、九州地方整備局において緊急使用が見込まれる事態が発生し、災害支援本部長より災害対策用機械機器の返納命令があった場合、直ちに使用を中止して、災害支援本部長が指示する場所に運搬し緊急使用事務所等に引き渡すものとします。

・災害対策用機械機器名及び数量

使用	名称	規格	数量	備考
	対策本部車			
	待機支援車			
	情報収集車			
	排水ポンプ車			
	照明車			
	橋梁点検車			
	作業車調査車			
	情報収集車			
	土のう造成機			
	応急組立橋			
	簡易遠隔操縦装置			
	衛星通信車			
	気球空撮装置			
	衛星小型画像伝送装置			
	ヘリ画像受信装置			
	移動多重無線装置			

・使用場所等 別紙－ 2 (地方自治体用申請様式) のとおり

## 13.14 自衛隊の災害派遣（撤収）要請様式

様式 1

第 号  
年 月 日

殿

鹿 児 島 県 知 事

### 自衛隊の災害派遣について（要 請）

このことについて、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣要請します。

#### 記

#### 1 災害の状況および派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考になるべき事項

鹿児島県知事

殿

市町村長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定により，下記のとおり自衛隊に対し，自衛隊法第 83 条 1 項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況および自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

様式 3

第 号  
年 月 日

殿

鹿 児 島 県 知 事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり  
派遣部隊の撤収を要請します。

なお、災害派遣の部隊については、各般にわたりご尽力いただき感謝申し上げます。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

様式 4

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

市町村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり  
派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

## 1 4 防災組織に関する資料

[危機管理局危機管理防災課]

### 14.1 鹿児島県防災会議条例

#### 鹿児島県防災会議条例

(昭和37年10月15日条例第35号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第15条第8項の規定に基づき、鹿児島県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数及び任期)

第2条 法第15条第5項第5号から第7号までに規定する委員の定数は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 法第15条第5項第5号に規定する委員 14人以内
- (2) 法第15条第5項第6号に規定する委員 6人以内
- (3) 法第15条第5項第7号に規定する委員 20人以内

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第4条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長が、あらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(昭42条例23・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年7月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

## 14.2 鹿児島県防災会議運営要領

### 鹿児島県防災会議運営要領

(昭和37年11月20日)

(平成17年4月1日改正)

#### (目的)

第1条 この要領は、鹿児島県防災会議条例（昭和37年鹿児島県条例第35号）第7条の規定に基づき、鹿児島県防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (会長の専決処分)

第2条 会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害対策本部設置について知事に対する意見具申
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定するを要する事項
- (3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは次の会議に報告しなければならない。

#### (幹事会)

第3条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、鹿児島県危機管理局危機管理防災課長の職にある幹事がこれにあたる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第4条 幹事会は、議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。

#### (記録)

第5条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

14.3 鹿児島県防災会議委員名簿

No.	役 職	郵便番号	住 所	連絡先
1	知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
2	九州管区警察局長	812-0045	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
3	九州財務局鹿児島財務事務所長	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-226-6155
4	九州厚生局長	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2361
5	九州農政局長	860-0008	熊本市二の丸1-2	096-353-3561
6	九州森林管理局長	860-0081	熊本市京町本丁2-7	096-328-3512
7	九州経済産業局総務企画部長	812-0045	福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5405
8	九州産業保安監督部長	812-0045	福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5927
9	九州運輸局鹿児島運輸支局長	892-0822	鹿児島市泉町18-2	099-222-5660
10	大阪航空局鹿児島空港事務所長	899-6404	霧島市溝辺町麓字838	0995-58-4445
11	第十管区海上保安本部長	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9800
12	鹿児島地方気象台長	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9911
13	九州総合通信局 無線通信部長	860-0008	熊本市二の丸1-4	096-326-7860
14	鹿児島労働局長	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-223-8277
15	九州地方整備局長	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
16	陸上自衛隊第12普通科連隊長	899-4322	霧島市国分福島2-4-14	0995-46-0350
17	鹿児島県教育長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
18	鹿児島県警察本部長	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	099-206-0110
19	副知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
20	副知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
21	総括危機管理監兼危機管理局長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
22	知事公室長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
23	総務部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
24	県民生活局長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
25	企画部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
26	環境林務部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
27	保健福祉部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
28	商工労働水産部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
29	観光交流局長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
30	農政部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
31	土木部長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
32	会計管理者(兼)出納局長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
33	薩摩川内市長	890-0064	鹿児島市鴨池新町7-4(自治会館内)	099-206-1001
34	大崎町長	890-0064	鹿児島市鴨池新町7-5(自治会館内)	099-206-1020
35	鹿児島市消防局長	892-0816	鹿児島市山下町15番1号	099-222-0280
36	鹿児島県消防協会副会長	899-5652	姶良郡始良町平松6252番地	0995-64-5401
37	西日本電信電話(株)鹿児島支店長	892-0833	鹿児島市松原町4-26	099-258-8200
38	郵便事業(株)鹿児島支店長	890-0053	鹿児島市中央町1-2	099-252-4188
39	日本銀行鹿児島支店長	890-0052	鹿児島市上之園町5-15	099-259-3220
40	日本赤十字社 鹿児島県支部 事務局長	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-252-0600
41	日本放送協会 鹿児島放送局 放送部長	890-0061	鹿児島市本湊新町4-6	099-805-7000
42	西日本高速道路(株)九州支社長	810-0001	福岡市中央区天神1-4-2	092-717-1730
43	九州旅客鉄道(株)鹿児島支社長	890-0045	鹿児島市武1-2-1	099-254-9079
44	日本通運(株)鹿児島支店長	892-0812	鹿児島市浜町1-8	099-226-6111
45	九州電力(株) 執行役員 鹿児島支社長	890-8558	鹿児島市与次郎2-6-16	099-285-5268
46	鹿児島県医師会 会長	890-0053	鹿児島市中央町8-1	099-254-8121
47	鹿児島県歯科医師会 常務理事	892-0841	鹿児島市照国町13-15	099-226-5291
48	鹿児島県看護協会 会長	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-5	099-256-8081
49	鹿児島県トラック協会 会長	891-0131	鹿児島市谷山港2丁目4-15	099-261-1167
50	いわさきコーポレーション(株) 取締役	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12 第2岩崎ビル2F	099-259-2888
51	佐々木海運(株) 代表取締役	892-0823	鹿児島市住吉町12-5	099-223-8311
52	(株)南日本放送 報道局長	890-8570	鹿児島市高麗町5-25	099-254-7117
53	鹿児島テレビ放送(株) 報道制作局長	890-8666	鹿児島市紫原6丁目15-8	099-285-8789
54	(株)鹿児島放送 報道制作局長	890-8571	鹿児島市与次郎2丁目5-12	099-251-5111
55	(株)エフエム鹿児島 放送部長	892-8579	鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル3階	099-239-1133
56	(株)鹿児島讀賣テレビ 報道局長	890-8574	鹿児島市与次郎1丁目9-34	099-285-5571

14.4 鹿児島県防災会議幹事名簿

No.	役 職	郵便番号	住 所	連絡先
1	九州管区警察局災害対策官	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
2	九州財務局鹿児島財務事務所総務課長	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-226-6155
3	九州厚生局健康福祉部長	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2361
4	九州農政局生産部生産技術環境課長	860-0008	熊本県熊本市春日2-10-1	096-353-3561
5	九州農政局鹿児島地域センター長	892-0817	鹿児島市小川町3-64	099-222-0121
6	九州森林管理局鹿児島森林管理署長	892-0812	鹿児島市浜町1-8	096-328-3511
7	九州経済産業局総務企画部総務課長	812-0045	福岡県福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5405
8	九州産業保安監督部管理課長	812-0045	福岡県福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5927
9	九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官総務企画担当	892-0822	鹿児島市泉町18-2	099-222-5660
10	大阪航空局鹿児島空港事務所航空保安防災課長	899-6404	姶良郡溝辺町麓字838	0995-58-4445
11	第十管区海上保安本部警備救難部救難課長	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9800
12	鹿児島地方気象台防災業務課長	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9919
13	九州総合通信局無線通信部陸上課長	860-0008	熊本県熊本市二の丸1-4	096-326-7860
14	鹿児島労働局労働基準部監督課長	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-223-8277
15	九州地方整備局川内川河川事務所長	895-0075	薩摩川内市東大小路町20番2号	0996-22-3271
16	九州地方整備局鹿児島国道事務所長	892-0812	鹿児島市浜町2番5号	099-216-3111
17	九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長	892-0835	鹿児島県鹿児島市城南町23-1	099-223-3296
18	陸上自衛隊第12普通科連隊第3科長	899-4322	国分市福島2-4-14	0995-46-0350
19	鹿児島県教育庁総務福利課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
20	鹿児島県警察本部警備課長	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	099-206-0110
21	知事公室長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
22	知事公室広報課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
23	総務部人事課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
24	総務部財政課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
25	県民生活局生活・文化課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
26	企画部企画課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
27	環境林務部環境林務課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
28	環境林務部森林整備課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
29	保健福祉部保健医療福祉課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
30	保健福祉部社会福祉課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
31	保健福祉部健康増進課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
32	保健福祉部生活衛生課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
33	商工労働水産部商工政策課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
34	商工労働水産部漁港漁場課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
35	観光交流局かごしまPR課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
36	農政部農政課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
37	農政部農産園芸課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
38	農政部農地建設課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
39	土木部監理課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
40	土木部道路維持課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
41	土木部河川課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
42	土木部参事兼砂防課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
43	土木部港湾空港課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
44	土木部建築課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
45	危機管理局危機管理防災課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
46	危機管理局危機管理防災課原子力安全対策室長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
47	危機管理局消防保安課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
48	出納局会計課長	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
49	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店 災害対策室長	892-0833	鹿児島市松原町4-26	099-227-9689
50	郵便事業(株) 鹿児島支店 業務企画室長	890-0053	鹿児島市中央町1-2	099-252-4188
51	日本銀行鹿児島支店 企画役補佐	890-0052	鹿児島市上之園町5-15	099-259-3220
52	日本赤十字社 鹿児島県支部 事業推進課長	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-252-0600
53	日本放送協会 鹿児島放送局 放送部副部長	890-0061	鹿児島市天保山町19-20	099-253-6615
54	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社副支社長	890-0045	鹿児島市武1-2-1	099-256-0165
55	日本通運株式会社 鹿児島支店 総務担当次長	892-0812	鹿児島市浜町1-8	099-226-6111
56	九州電力株式会社 鹿児島支社 鹿児島電力センター計画管理グループ長	890-8558	鹿児島市与次郎2-6-16	099-285-5268
57	鹿児島県医師会 事務局長	890-0053	鹿児島市中央町8-1	099-254-8121
58	鹿児島県歯科医師会 事務局長	892-0841	鹿児島市照国町13-15	099-226-5291
59	鹿児島県看護協会 専務理事	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-5	099-256-8081
60	鹿児島県トラック協会 常務理事	891-0131	鹿児島市谷山港2丁目4-15	099-261-1167

## 14.5 防災関係機関一覧

### (1) 指定行政機関

(\*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
消 防 庁	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	防災課	03-5253-7525	03-5253-7535
		震災対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
		特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7538
		予防課	03-5253-7523	03-5253-7533
		危険物保安室	03-5253-7524	03-5253-7534
		救急救助課 * 宿直室	03-5253-7529 03-5253-7777	03-5253-7539 03-5253-7553
内 閣 府	〒100-8914 千代田区霞が関1-2-2	政策統括官 (防災担当)	03-3501-5408	03-3503-5690
国家公安委員会 警 察 庁	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2	警備局警備課	03-3581-0141 内線5761~4	
防 衛 庁	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1	運用局運用課	03-5229-2144	03-5225-3022
		* 中央指揮所	03-3268-3111 内線30780	03-5229-2159
金 融 庁	〒100-8967 千代田区霞が関3-1-1	総務企画局総務課	03-3506-6021	03-3506-6011
総 務 省	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	大臣官房総務課	03-5253-5089	03-5253-5093
法 務 省	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1	大臣官房秘書課	03-3592-7716	03-3592-7728
外 務 省	〒100-8919 千代田区霞が関2-2-1	大臣官房総務課	03-3581-2807	03-3580-2042
財 務 省	〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1	大臣官房総務課	03-3581-7934	03-5251-2163
		南玄関受付	03-3581-4111 03-3581-2161	
文部科学省	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	大臣官房文教施設部 施設企画課	03-3597-5749	03-3581-4182
文 化 庁	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	長官官房政策課	03-3581-1757	03-3595-2056
厚生労働省	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2	大臣官房総務課	03-5253-1111	
		社会・援護局保護課	03-3503-3780	03-3592-5934
農林水産省	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1	経営政策局経営政策課	03-3580-6860	03-3592-7697
経済産業省	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	大臣官房企画課	03-3501-1609	03-3501-0541
資源エネルギー庁	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	長官官房総合政策課	03-3501-2669	03-3580-8426
原子力安全・保安院	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	原子力防災課	03-3501-1637	03-3580-8539
中小企業庁	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	経営安定対策室	03-3501-2698	03-3501-6805
国土交通省	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	河川局防災課 災害対策室	03-5253-8461	03-5253-1608
国土地理院	〒305-0811 つくば市北郷1	企画部防災企画官	029-864-4512	029-864-1658
気 象 庁	〒100-8122 千代田区大手町1-3-4	総務部企画課	03-3214-7902	03-3211-2032
環 境 省	〒100-0013 千代田区霞が関1-2-2	大臣官房総務課	03-3580-1374	03-3580-2517

## (2) 指定地方行政機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
九州管区警察局	812-0045	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
九州財務局鹿児島財務事務所長	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-226-6155
九州厚生局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2361
九州農政局	860-0008	熊本市二の丸1-2	096-353-3561
九州森林管理局	860-0081	熊本市京町本丁2-7	096-328-3512
九州経済産業局	812-0045	福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5405
九州産業保安監督部	812-0045	福岡市博多駅東2-11-1	092-482-5927
九州運輸局鹿児島運輸支局	892-0822	鹿児島市泉町18-2	099-222-5660
大阪航空局鹿児島空港事務所	899-6404	始良郡溝辺町麓字838	0995-58-4445
第十管区海上保安本部	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9800
鹿児島地方气象台	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9911
九州総合通信局	860-0008	熊本市二の丸1-4	096-326-7860
鹿児島労働局	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-223-8277
九州地方整備局長	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331

## (3) 自衛隊

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
陸上自衛隊第12普通科連隊(国分自衛隊)	899-4322	霧島市国分福島2-4-14	0995-46-0350
海上自衛隊第1航空群(鹿屋自衛隊)	893-0064	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111
陸上自衛隊第8施設大隊(川内駐屯地)	895-0053	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900

## (4) 指定公共機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
西日本電信電話(株) 鹿児島支店	892-0833	鹿児島市松原町4-26	099-227-9689
郵便事業(株) 鹿児島支店	890-0053	鹿児島市中央町1-2	099-252-4188
日本銀行鹿児島支店	890-0052	鹿児島市上之園町5-15	099-259-3220
日本赤十字社 鹿児島県支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-252-0600
日本放送協会 鹿児島放送局	890-0061	鹿児島市天保山町19-20	099-253-6615
西日本高速道路(株) 九州支社	810-0001	福岡市中央区天神1-4-2エルガーラ	092-717-1730
九州旅客鉄道(株) 鹿児島支社	890-0045	鹿児島市武1-2-1	099-256-0165
日本貨物鉄道(株) 九州支社	803-0812	福岡県北九州市小倉北区室町3丁目2番57号	093-583-6201
日本通運(株) 鹿児島支店	892-0812	鹿児島市浜町1-8	099-226-6111
九州電力(株) 鹿児島支社	890-8558	鹿児島市与次郎2-6-16	099-285-5268

## (5) 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	郵便番号	所 在 地
南国交通株式会社	099-255-2141	890-0053	鹿児島市中央町11-5
奄美交通株式会社	099-224-2126	892-0814	奄美市入舟町9-1
折田汽船株式会社	099-226-0479	892-0834	鹿児島市南林寺町30-15
マルエーフェリー株式会社	099-224-2111	892-0822	鹿児島市泉町16-4
九州商船株式会社鹿児島支店	099-222-8271	892-0823	鹿児島市浜町35-5
佐々木海運株式会社	099-223-8311	892-0823	鹿児島市住吉町12-5
マリックスライン株式会社	099-226-2121	890-0836	鹿児島市錦江町1-7
いわさきコーポレーション株式会社	099-259-2888	892-8518	鹿児島市山下町9-5
林田バス株式会社	099-258-4568	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12第2岩崎ビル
社団法人鹿児島県トラック協会	099-261-1167	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15
屋久島電工株式会社	09974-2-0111	891-0245	熊毛郡上屋久町宮之浦939
日本ガス株式会社	099-250-5127	890-0053	鹿児島市中央町8-2
株式会社南日本放送	099-254-7111	890-8570	鹿児島市高麗町5-25
鹿児島テレビ放送株式会社	099-258-1111	890-8666	鹿児島市紫原6-15-8
株式会社鹿児島放送	099-251-5111	890-8571	鹿児島市与次郎2-5-12
株式会社鹿児島讀賣テレビ	099-285-5575	890-8574	鹿児島市与次郎1-9-34
株式会社エフエム鹿児島	099-227-0798	892-8579	鹿児島市東千石町1-38(鹿児島商工会議所ビル3F)
社団法人鹿児島県医師会	099-254-8121	890-0053	鹿児島市中央町8-1
社団法人鹿児島県歯科医師会	099-226-5291	892-0841	鹿児島市照国町13-1-5
社団法人鹿児島県看護協会	099-256-8081	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-5

## (6) 鹿児島県

機 関 名	電話番号	郵便番号	所 在 地
鹿児島県庁	099-286-2111	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁	0997-22-1131(代)	891-3192	西之表市西之表7590
大島支庁	0997-53-1111(代)	894-8501	名瀬市永田町17-3
鹿児島地域振興局	099-223-0161	892-8520	鹿児島市小川町3-56
南薩地域振興局	0993-53-3111	897-0031	南さつま市加世田東本町8-13
北薩地域振興局	0996-23-5151	895-8501	薩摩川内市神田1-22
始良・伊佐地域 振興局	0995-63-3111	899-5212	始良郡加治木町諏訪町12
大隅地域振興局	0994-43-3121	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6
東京事務所	03-5212-9060	102-0093	東京都千代田区平河町二丁目 6-3都道府県会館12階
防災航空センター	0993-73-2881	898-0032	枕崎市別府8925

## (7) 警察署

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
鹿児島県警察本部	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	099-206-0110
鹿児島中央警察署	892-0838	鹿児島市新屋敷町17-26	099-222-0110
鹿児島西警察署	890-0041	鹿児島市城西3-8-10	099-285-0110
鹿児島南警察署	891-0115	鹿児島市東開町1	099-269-0110
指宿警察署	891-0311	指宿市西方1602-1	0993-22-2110
南九州警察署	897-0302	川辺郡知覧町郡4980-3	0993-83-1110
枕崎警察署	898-0051	枕崎市中央町189	0993-72-0110
南さつま警察署	897-0008	南さつま市加世田地頭所町1-2	0993-52-2110
日置警察署	899-2502	日置市伊集院町徳重23-3	099-273-0110
いちき串木野警察署	896-0053	いちき串木野市下名6227	0996-33-0110
薩摩川内警察署	895-0074	薩摩川内市原田町1-1	0996-20-0110
さつま警察署	895-1813	薩摩郡さつま町轟町22-2	0996-53-0110
阿久根警察署	899-1611	阿久根市赤瀬川3852-1	0996-73-0110
出水警察署	899-0207	出水市中央町925	0996-62-0110
伊佐警察署	895-2511	大口市里2786-1	0995-22-0110
横川警察署	899-6303	霧島市横川町中ノ1400-1	0995-72-0110
加治木警察署	899-5221	始良郡加治木町港町131-27	0995-62-0110
霧島警察署	899-4332	霧島市国分中央3-44-22	0995-47-2110
曾於警察署	899-8103	曾於市大隅町中之内8951	099-482-0110
志布志警察署	899-7103	志布志市志布志町志布志3245	099-472-0110
肝付警察署	893-1207	肝属郡肝付町新富4934-1	0994-65-0110
鹿屋警察署	893-0014	鹿屋市寿3-8-30	0994-44-0110
錦江警察署	893-2303	肝属郡錦江町馬場438	0994-22-0110
種子島警察署	891-3101	西之表市西之表16381-9	0997-22-0110
屋久島警察署	891-4311	熊毛郡屋久町安房304-42	0997-46-2110
奄美警察署	894-0036	奄美市名瀬長浜町5-2	0997-53-0110
瀬戸内警察署	894-1507	大島郡瀬戸内町古仁屋1283-155	0997-72-0110
徳之島警察署	891-7101	大島郡徳之島町亀津4946-1	0997-83-0110
沖永良部警察署	891-9112	大島郡和泊町和泊120	0997-92-0110

## (8) 市町村

市町村名	防災担当課	郵便番号	住 所	電 話 番 号	内 線	F A X 番 号
鹿児島県市長会		890-0064	鹿児島市鴨池新町7-4 (自治会館内)	099-206-1001		
鹿児島県町村会		890-0064	鹿児島市鴨池新町7-4 (自治会館内)	099-206-1020		
鹿児島市	安心安全課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-224-1111	2542	099-216-0748
鹿屋市	総務課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111	3334	0994-42-2001
枕崎市	総務課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111	214	0993-72-9436
阿久根市	総務課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211	1212	0996-72-2029
出水市	総務課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111	688 202	0996-63-0680
大口市	総務課	895-2511	大口市里1888	0995-22-1111	225	0995-22-5344
指宿市	総務課	891-0497	指宿市十町2424	0992-22-2111	213	0992-24-3826
西之表市	総務課	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111	205	0997-22-0295
垂水市	総務課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111	223	0994-32-6625
薩摩川内市	防災安全課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111	4921 4922	0996-20-2403
日置市	総務課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-273-2111	1214	099-273-3063
曾於市	総務課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-1111	1218	0986-76-1122
霧島市	安心安全課	899-4394	霧島市国分中央3-45-1	0995-45-5111	1101 1121	0995-47-2522
いちき串木野市	自治振興課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111	3222	0996-32-3124
南さつま市	総務課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111	208 207	0993-52-0113
志布志市	総務課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111	216 215	099-474-2281
奄美市	総務課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111	324 327	0997-52-1001
三島村	総務課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141	21 23	099-223-1832
十島村	総務課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101	33	099-223-6720
南九州市	危機管理室	891-0792	南九州市穎娃町牧之内2830	0993-36-1111	223	0993-36-3136
さつま町	総務課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111	2215	0996-52-3514
長島町	総務課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-0119 0996-86-1111	1215	0996-86-0399 0996-86-0950
菱刈町	総務課	895-2701	伊佐郡菱刈町前目2106	0995-26-1111	225 226	0995-26-1202
加治木町	総務課	899-5294	始良郡加治木町本町253	0995-62-2111	510	099-62-3699
始良町	総務課	899-5492	始良郡始良町宮島町25	0995-66-3111	214 215	0995-65-7112
蒲生町	総務課	899-5392	始良郡蒲生町上久徳2399	0995-52-1211	214 215	0995-52-1219
湧水町	総務課	899-6292	始良郡湧水町木場222	0995-74-3111	2214 2213	0995-74-4249
大崎町	総務課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111	214	099-476-3979

市 町 村 名	防災担当課	郵便番号	住 所	電 話 番 号	内線	F A X 番 号
東串良町	総務課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131	213 215	0994-63-3138
錦江町	総務課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-0511	205 512	0994-22-1951
南大隅町	総務課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3111	223	0994-24-3119
肝付町	総務課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511	1118	0994-65-2521
中種子町	総務課	891-3692	熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1111	222	0997-27-3591
南種子町	総務課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111	204 205	0997-26-0708
屋久島町	総務課	891-4292	熊毛郡屋久島町宮之浦1593	0997-42-0100	31	0997-42-1505
大和村	総務企画課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111	50	0997-57-2161
宇検村	総務課	894-3301	大島郡宇検村湯湾字下朝戸915	0997-67-2211	202	0997-67-2987
瀬戸内町	総務課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋字船津23	0997-72-1111	178	0997-72-1120
龍郷町	総務課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111	117 114	0997-62-2535
喜界町	総務課	891-6292	大島郡喜界町湾1746	0997-65-1111	15	0997-65-4316
徳之島町	総務課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111	213	0997-82-1101
天城町	総務課	891-7692	大島郡天城町大字平土野2691-1	0997-85-3111	217	0997-85-3110
伊仙町	総務課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111	19	0997-86-2301
和泊町	総務課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111	112	0997-92-3351
知名町	総務課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-93-3111	141 142	0997-93-4103
与論町	総務企画課	891-9301	大島郡与論町茶花32	0997-97-3111	19	0997-97-4197

## (9) 消防本部等

(平成23年4月1日現在)

No.	消防本部名等	電話番号	FAX番号	〒	住所	管轄(構成)市町村
一	鹿児島県消防長会	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1 (鹿児島市消防局内)	
一	鹿児島県消防協会	0995-64-5401	0995-64-5402	899-5652	姶良郡姶良町平松6252	
1	鹿児島市消防局	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1	【鹿児島市単独】(鹿児島市, 旧吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町)
2	出水市消防本部	0996-63-0119	0996-63-2281	899-0201	出水市緑町50-2	【出水市単独】(旧出水市・野田町・高尾野町)
3	垂水市消防本部	0994-32-1019	0994-32-8119	891-2122	垂水市上町112-2	【垂水市単独】
4	薩摩川内市消防局	0996-22-0119	0996-20-3430	895-0074	薩摩川内市原田町22-10	【薩摩川内市単独】(旧川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村)
5	日置市消防本部	099-272-0119	099-273-5869	899-2502	日置市伊集院町徳重128	【日置市単独】(旧東市来町・伊集院町・日吉町・吹上町)
6	霧島市消防局	0995-64-0119	0995-64-0845	899-4332	霧島市国分中央3-41-5	【霧島市単独】(旧国分市・牧園町・霧島町・隼人町・福山町・溝辺町・横川町)
7	いちき串木野市消防本部	0996-32-0119	0996-32-4396	896-0026	いちき串木野市昭和通133-1	【いちき串木野市単独】(旧串木野市・市来町)
8	さつま町消防本部	0996-52-0119	0996-53-0119	895-1816	薩摩郡さつま町時吉366	【さつま町単独】(旧宮之城町・鶴田町・薩摩町)
9	指宿地区消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112	891-0402	指宿市十町429	指宿市(旧指宿市・山川町・開閤町), 穎娃町【1市1町】
10	姶良郡西部消防組合	0995-63-3287	0995-63-3291	899-5241	姶良郡加治木町木田2040	加治木町, 姶良町, 蒲生町【3町】
11	南薩地区消防組合	0993-72-0049	0993-73-2082	898-0025	枕崎市立神本町346	枕崎市, 南さつま市, 知覧町, 川辺町【2市2町】
12	阿久根地区消防組合	0996-72-0119	0996-73-4523	899-1626	阿久根市鶴見町200	阿久根市, 長島町(旧東町・長島町)【1市1町】
13	大口市外四町消防組合	0995-22-0119	0995-22-5294	895-2505	大口市目丸132-1	大口市, 菱刈町, 湧水町(旧栗野町・吉松町)【1市2町】
14	大隅曾於地区消防組合	0994-82-0119	0994-82-2712	899-8103	曾於市大隅町中之内8973-1	曾於市(旧大隅町・財部町・末吉町), 志布志市(旧松山町・志布志町・有明町), 大崎町【2市1町】 * 鹿屋市の旧輝北町の区域を含む。
15	大隅肝属地区消防組合	0994-43-1188	0994-40-0201	893-0015	鹿屋市新川町800	鹿屋市(鹿屋市・旧串良町・吾平町・輝北町), 東串良町, 錦江町(旧大根占町・田代町), 南大隅町(根占町・佐多町), 肝付町(内之浦町・高山町)【1市4町】 * 旧輝北町の区域は大隅曾於地区消防組合が対応
16	沖・与地区広域事務組合	0997-93-0119	0997-93-5276	891-9201	大島郡知名町余多1319	知名町, 和泊町, 与論町【3町】
17	徳之島地区消防組合	0997-83-3160	0997-83-3275	891-7101	大島郡徳之島町亀津7203	徳之島町, 天城町, 伊仙町【3町】
18	熊毛地区消防組合	0997-23-0119	0997-23-4198	891-3116	西之表市鴨女町248	西之表市, 中種子町, 南種子町, 上屋久町, 屋久町【1市4町】
19	大島地区消防組合	0997-52-0100	0997-52-5107	894-0006	奄美市名瀬小浜町27-5	奄美市(旧名瀬市・笠利町・住用村), 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町【1市3町2村】
一	三島村	099-222-3141	099-223-1832	892-0821	鹿児島市名山町12-18	消防非常備村
一	十島村	099-222-2101	099-223-6720	892-0822	鹿児島市泉町14-15	消防非常備村
市町村数		49市町村			消防常備化市町村(率)	47市町村【17市28町2村】(95.9%)
		(17市28町4村)			消防非常備村	2村【三島村, 十島村】

## 14.6 鹿児島県災害対策本部条例

[危機管理局危機管理防災課]

### 鹿児島県災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 15 日条例第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、鹿児島県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 5・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部又は支部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部又は支部を置くことができる。

2 部又は支部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を、支部に支部長を置き、災害対策本部員のうちから、災害対策本部長が指名する。

4 部長又は支部長は、部又は支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 5・追加)

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 8 条例 5・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 14.7 鹿児島県災害警戒本部設置要綱

〔危機管理局危機管理防災課〕

### 鹿児島県災害警戒本部設置要綱

(昭和61年4月1日)

(平成17年4月1日改正)

#### 1 目的

気象警報・洪水警報等が発表され、県下に災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、「鹿児島県災害対策本部」設置前の段階として「鹿児島県災害警戒本部」（以下「本部」という。）を設置し、災害対策にあたるものとする。

#### 2 本部の構成

- (1) 本部には本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は総括危機管理監、副本部長は危機管理防災課長及び河川課長、本部員は本部長が必要と認める関係課長をもって充てる。
- (2) 本部には災害警戒要員を置き、危機管理防災課、消防保安課及び河川課の職員の外、本部員の課の職員をもって充てる。
- (3) 河川課にあっては、水防本部が設置された場合水防本部の体制をもって対策にあたるものとする。

#### 3 本部の所掌事務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な災害対策に関すること。

#### 4 本部の警戒体制

- (1) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、本部員である関係課長に通知するとともに、予想される災害に対する警戒体制について指示又は要請するものとする。
- (2) 前項の通知を受けた各課長は、所属職員をして警戒任務に当たらせる等災害対策に必要な所要の措置を講ずるものとする。

#### 5 本部の解散

- (1) 気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認めるとき、本部長が解散する。
- (2) 災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を解散する。

#### 6 災害警戒地方本部

- (1) 支庁及び地域振興連絡協議会にあっては、管内において災害発生のおそれがあるときは、「災害警戒地方本部」を設置するものとする。
- (2) 災害警戒地方本部には地方本部長を置き、地方本部長は、支庁長又は地域振興連絡協議会長をもって充てる。
- (3) 地方本部要員は、地方本部長があらかじめ定めておくものとする。
- (4) 地方本部長は「災害警戒地方本部」を設置又は解散した場合は、直ちに総括危機管理監（本部が設置されているときは本部長）に報告するものとする。

#### 7 その他

災害警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理防災課において行うものとする。

## 15 その他の資料

### 15.1 災害報告取扱要領

[危機管理局危機管理防災課]

#### 災害報告取扱要領（総務対策関係）

##### 第1 総則

###### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

###### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

###### 3 報告義務

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を知事に行うものとする。

###### 4 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類		提出期限	様式	提出部数
被害報告		随時	報告様式	—
即報	災害概況即報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式(その1)	—
	被害状況即報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式(その2)	—
災害確定報告		応急対策を終了した後15日以内	第1号様式	2部
災害年報		4月20日	第3号様式	1部

(2) 災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が必要な報告を各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課を通じて消防防災課に行い、消防防災課は、各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課の報告を整理して報告を行うものとする。

なお、各市町村は、被害状況の把握に当たって、当該市町村を管轄する警察署等と密接な連絡を保つものとする。

また、報告に当たっては無線電話、ファクシミリ等によること。

※(2)の報告手続は、(3)～(5)についても同じ。

(3) 即報は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、直接即報基準に該当する災害を覚知したときには、市町村は、第一報を消防防災課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

(4) 災害確定報告は、応急対策を終了した後、15日以内に報告するものとする。

(5) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月20日までに報告するものとする。

## 第2 報告すべき災害

### 1 即報基準〈第4号様式(その1)・(その2)〉

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県全体に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(例示)

(風水害)

- ・崖くずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(雪害)

- ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(火山災害)

- ・臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの

(津波)

- ・津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(その他)

- ・被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの

### 2 直接即報基準〈第4号様式(その1)・(その2)〉

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

### 3 確定報告及び年報基準〈第1号様式, 第3号様式〉

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県全体に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

### 4 報告基準〈報告様式〉

1から3の基準以外の災害

### 第3 記入要領

〈各様式共通の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

#### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「病院」とは、医療法第1条に規定する病院や診療所等の施設とする。

- (6) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (7) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (8) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (9) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (10) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (12) 「崖くずれ」とは、道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山くずれ、崖くずれとする。
- (13) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (14) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (15) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (18) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (19) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (20) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (21) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

- (1) 「建物」とは、消防組織法第22条での火災報告取扱要領による建物とする。
- (2) 「危険物」とは、消防法第2条に規定する危険物とする。
- (3) 「その他」とは、「建物」「危険物」以外の火災をいう。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設被害」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けたか否かの報告とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 災害対策本部

本部設置の有無又は設置の場合においては、設置及び廃止した日時を必ず報告するものとする。

## 8 消防職員及び消防団員の出動の延べ人数

災害発生に伴い、活動した消防職員及び消防団員の延べ数とする。

## 9 災害救助法

適用になる基準世帯数、適用の有無及び適用になった月日を記入する。

## 10 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

### 〈第4号様式（その1）の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

### 1 災害の概況

- (1) 発生場所、発生日時  
当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。
- (2) 災害種別概況
  - ア 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
  - イ 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
  - ウ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
  - エ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
  - オ その他これらに類する災害の概況

### 2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

### 3 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 〈第4号様式（その2）の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

### 1 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### 2 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### 3 災害救助法適用市町村名

適用になる基準世帯数、適用の有無及び適用になった月日を記入する。

### 4 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

#### (1) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名。

#### (2) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

#### (3) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

#### (4) 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 〈報告様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする〉

住家被害については発生した箇所の字名とそこでの発生棟数、崖くずれに関しては影響の出た施設の状況を記入する。

### 1 避難状況

避難があった場合は、避難勧告（指示）等の日時、地区、世帯数、人数、避難先等を記入する。

### 2 災害警戒本部等

災害警戒本部等を設置（廃止）した場合は、その設置（廃止）の日時を記入する。

### 3 その他

ライフライン被害等について記入する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

## 火災・災害等即報要領

				〔昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官〕
改正	平成	6年	12月	消防災第279号
	平成	7年	4月	消防災第83号
	平成	8年	4月	消防災第59号
	平成	9年	3月	消防情第51号
	平成	12年	11月	〔消防災第98号 消防情第125号〕
	平成	15年	3月	〔消防災第78号 消防情第56号〕
	平成	16年	9月	消防震第66号

## 第1 総則

## 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

## 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

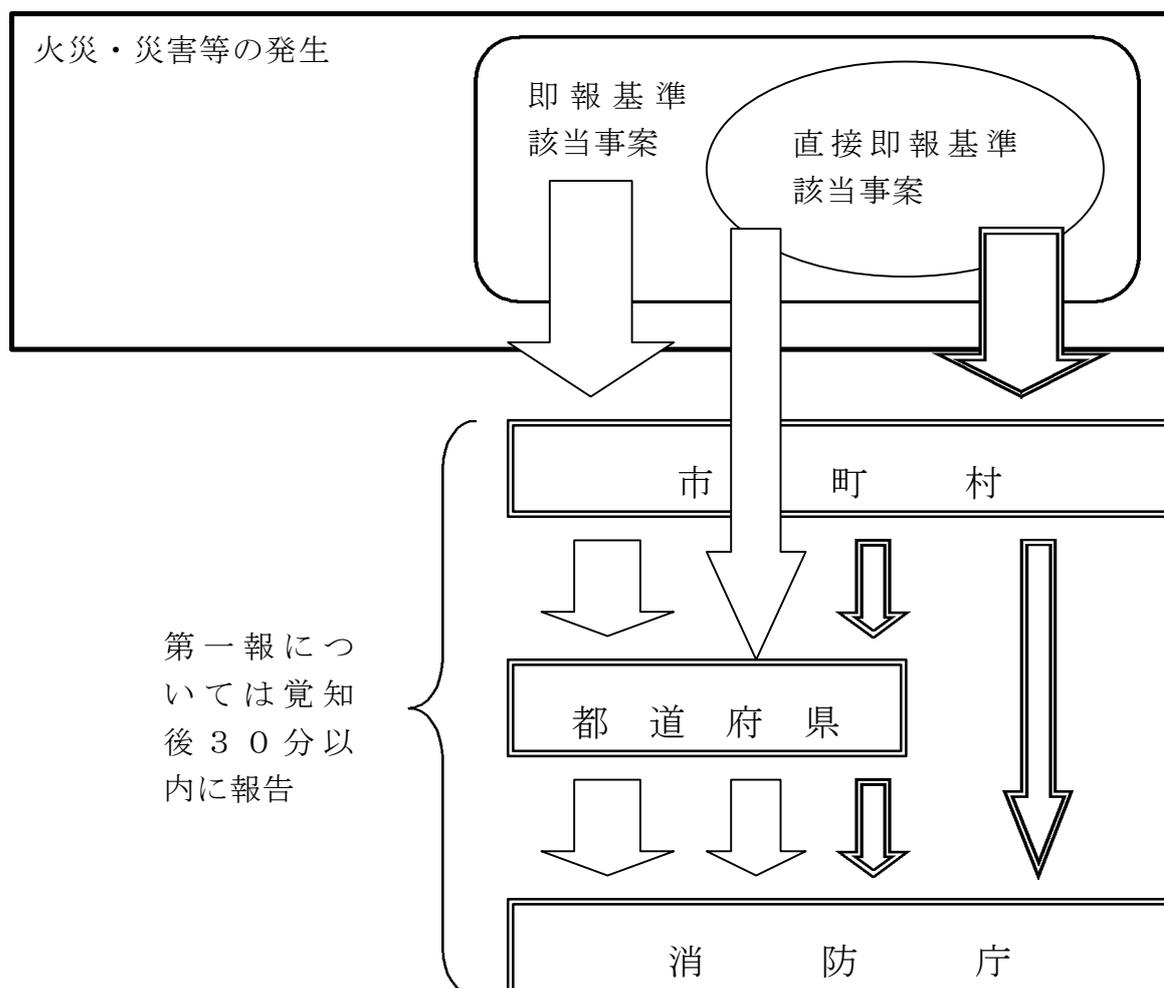
## 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火

災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



## 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

### (1) 様式

#### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

#### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

#### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

###### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

###### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故  
(例示)
  - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

### (2) 個別基準

#### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内的の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

## 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入

すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 被災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所

にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別  
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要  
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等  
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。  
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否  
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）  
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。  
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況  
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項  
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。  
(例)
  - ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
  - ・避難の勧告・指示の状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### 1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

##### (1) 災害の概況

###### ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

###### イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式ーその2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所  
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時  
被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

### 15.3 報道機関一覧表

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
南日本新聞社	890-8603	鹿児島市与次郎1-9-33	099-813-5116 (政経部)	099-256-1378
西日本新聞社鹿児島総局	892-0844	鹿児島市山之口町2-30-10-F	099-222-9255	099-222-9257
日本経済新聞社鹿児島支局	892-0841	鹿児島市照国町14-17	099-222-2322	099-225-1540
読売新聞社鹿児島支局	892-0844	鹿児島市山之口町1-10-9F	099-222-7370	099-805-3333
毎日新聞社鹿児島支局	892-0847	鹿児島市西千石町1-32-5F	099-223-7331	099-223-7332
朝日新聞社鹿児島総局	892-0842	鹿児島市東千石町3-43	099-222-3151	099-227-0424
南海日日新聞鹿児島総局	890-0056	鹿児島市下荒田4-46-23-1F	099-285-1257	099-285-1733
共同通信社鹿児島支局	890-8603	鹿児島市与次郎1-9-33 (南日本新聞社内)	099-256-1777	099-256-1766
時事通信社鹿児島支局	892-0821	鹿児島市名山町1-3-42-4F	099-226-0565	099-226-0566
N H K 鹿児島放送局	892-8603	鹿児島市本港新町4-6	099-805-7110	099-227-8114
MBC南日本放送	890-8570	鹿児島市高麗町5-25	099-254-7111	099-259-0200
K T S 鹿児島テレビ放送	890-8666	鹿児島市紫原6-15-8	099-258-1111	099-254-5602
K K B 鹿児島放送	890-8571	鹿児島市与次郎2-5-12	099-251-5111	099-257-5762
K Y T 鹿児島読賣テレビ	890-8574	鹿児島市与次郎1-9-34	099-285-5575	099-285-5503
エフエム鹿児島	892-8579	鹿児島市東千石町1-38(鹿児島商工会議所ビル3F)	099-239-1133	099-239-1120

## 15.4 動物保護施設に関する資料

### 1 畜犬管理センターの概要

[保健福祉部生活衛生課]

区 分 \ 名 称	加世田 畜犬管理センター	宮之城 畜犬管理センター	牧之原 畜犬管理センター
所 在 地	南さつま市 唐仁原柚垣塚 1930  TEL : 0993-53-4125	さつま町 舟木 4991-3  TEL : 0996-53-3174 FAX : 0996-53-3174	霧島市 上之段 2410  TEL : 0995-48-2112 FAX : 0995-48-2112
使 用 開 始	S50.4.1	S49.12.1	S49.12.1
管理保健所	加世田保健所	川薩保健所	始良保健所
管轄保健所区域	指宿, 加世田, 伊集院	川薩, 出水, 大口	始良, 志布志, 鹿屋
最大収容能力 (中型成犬)	30 ~ 40 頭	30 ~ 40 頭	80 ~ 90 頭

### 15.5 市町村等別火葬場の一覧表

[保健福祉部生活衛生課]

平成22年3月31日現在

保健所名	市町村名	場数	保健所名	市町村名	場数
鹿児島	鹿児島市	2	志布志	曾於市	1
指 宿	指宿市	2		志布志市	1
加世田	枕崎市	1	鹿 屋	鹿屋市	1
	南さつま市	1		垂水市	1
	南九州市	2	西之表	西之表市	1
伊集院	いちき串木野市	1		中種子町	1
川 薩	薩摩川内市	4	屋久島	屋久島町	1
	さつま町	1	名 瀬	奄美市	1
出 水	阿久根市	1		瀬戸内町	1
	出水市	3		喜界町	1
	長島町	1	徳之島	徳之島町	1
大 口	伊佐市	1		和泊町	1
始 良	霧島市	1		与論町	1
	始良市	1	合 計	27市町村	35箇所

## 15.6 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

### 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

[危機管理局危機管理防災課，環境生活部廃棄物・リサイクル対策課，保健福祉部社会福祉課・薬務課，土木部監理課・住宅政策室・土木事務所]

【 協定締結件数 】 13 件

平成21年7月1日現在

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
① 災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局 (株)南日本放送 鹿児島テレビ放送(株) (株)鹿児島放送 (株)エフエム鹿児島 (株)鹿児島読売テレビ	S 56.4.1 S 56.4.1 S 56.4.1 S 56.4.1 H 4.9.18 H 6.4.15	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。  [ 手続, 実施方法 ]	危機管理 防災課
② 災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社 共同通信社 (株)毎日新聞社 朝日新聞 (株)時事通信社 読売新聞 日本経済新聞社 (株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	H 9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。  [ 手続, 実施方法 ]	危機管理 防災課
③ 緊急・救援物資等輸送に関する協定	(社)県トラック協会	H 14.4.1	災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し，必要な事項を規定。  [ 手続, 実施方法, 経費負担, 補償等 ]	社会福祉 課

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
④ 災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	南九州コーポラトリング(株) (株)三越鹿児島店 (株)タイヨー (株)南九州ファミリーマート 県パン工業協同組合 (株)山形屋 (株)山形屋ストア (株)まるいストア イオン九州(株) 県生活協同組合連合会 NPO 法人コメリ災害対策センター (株)ローソン	H 17.3.16 H 14.4.1 H 17.2.4 H 17.2.4 H 17.2.10 H 17.3.1 H 17.3.1 H 17.3.1 H 18.11.15 H 20.2.15 H 20.3.26 H 20.5.29	災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 実施方法, 物資の運搬, 経費負担, 補償等 ]	社会福祉課
⑤ 災害時における遺体の搬送, 棺等葬祭用品の供給等に関する協定	県葬祭業協同組合 (社)全国霊柩自動車協会	H 20.6.9	災害救助法が適用される災害における遺体の搬送及び棺等葬祭用品の供給に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 実施方法, 経費負担, 補助等 ]	社会福祉課
⑥ 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	県医療機器協会	H 8.9.24	災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 医療用資機材の範囲, 引渡し, 価格等 ]	薬務課
⑦ 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	県環境整備事業協同組合 協同組合県環境管理協定会定	H 17.3.28	災害発生時におけるし尿, 浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 経費負担等 ]	廃棄物・リサイクル課

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
⑧ 山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H 12. 5	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供	北薩地域振興局農林水産部出水支所 南薩地域振興局農林水産部
⑨ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H 8. 3. 29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 住宅建設, 経費負担等 ]	住宅政策室
⑩ 災害時における住宅の応急修理に関する協定	(社) 県建築協会 県電気工事業工業組合 (社) 県管工事業協会	H18. 3. 31	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定  [ 手続, 業務内容, 経費負担等 ]	住宅政策室
⑪ 大規模災害時における公共土木施設に係る応急対策に関する協定	(社) 県建設業協会	H 18. 1. 24	大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。  [ 対象となる災害, 業務内容, 手続, 経費負担等 ]	監理課

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
⑫ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(社)県宅地建物取引業協会  (社)全日本不動産協会鹿児島県本部	H 18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [ 手続, 連絡窓口等 ]	住宅政策室
⑬ 土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所との協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H 11.12	郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供	北薩地域振興局建設部出水支所 南薩地域振興局建設部
⑭ 大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	(社)日本自動車連盟九州部鹿児島支部 (J A F)	H 17.5.23	大規模災害発生時における通行妨害車両等の排除に関し、必要な事項を規定。  [ 手続, 業務内容, 経費負担等 ]	県警察本部交通規制課
⑮ 災害時の医療救護活動に関する協定	(社)鹿児島県医師会	H 19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。  [ 業務内容, 輸送, 指揮系統, 費用負担等 ]	保健医療福祉課
⑯ 災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (社)全国霊柩自動車協会	H 20.6.9	大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。  [ 目的, 協力の実施, 経費負担等 ]	社会福祉課

協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
⑰ 大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定	(社)県測量設計業協会	H 20. 7. 17	大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [ 対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等 ]	監理課
⑱ 大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(社)県ビルメンテナンス協会 県ビルメンテナンス協同組合	H 21. 2. 23	大規模災害時において、県管理公共建築物の清掃・消毒などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [ 趣旨、応急対策業務の内容等 ]	危機管理 防災課
⑲ 大規模災害時の支援活動等に関する協定	県石油商業組合	H 21. 3. 4	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等に係る業務について、必要な事項を規定。 [ 趣旨、支援の内容等 ]	危機管理 防災課
⑳ 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	(社)鹿児島県産業廃棄物協会	H 21. 5. 26	災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し、必要な事項を規定。 [ 趣旨、支援協力の内容等 ]	廃棄物・ リサイクル課

15.7 災害発生時において協力要請可能な民間事業者等リスト

災害発生時において協力要請可能な民間事業者等リスト

[危機管理局危機管理防災課, 土木部砂防課]

平成 18 年 9 月 1 日現在

対応可能な事案	相手方(事業者名)	根拠等	内 容
(1) 災害発生時の救援作業に支障のある放置自動車のレッカー業務	県レッカー事業協同組合	組合設立趣旨書 H 18. 1. 16 設立	[ 設立趣旨 (抜粋) ] 緊急事態発生時に救援作業の障害となる自動車の放置問題に対し, 行政機関と常時連絡協議を行いながら, 救援作業に支障のない体制づくりを構築
(2) 「災害対応型給油所」として, 災害発生時において警察・消防等の緊急車両への優先的燃料の供給, 非常用食料等の集積地としての施設の提供などを実施	[給油所名] 吉田商事(株) 2件 名瀬市  (有)ビートル 川辺町	経済産業省の補助制度により所要の設備等を設置し, 災害対応型給油所として選定された給油所	[ 目的 ] 災害時における石油製品等の安定的供給 <input type="checkbox"/> 警察・消防等の緊急車両への優先的燃料の供給 <input type="checkbox"/> 被災者等のための非常用食料等の集積地としての用地・施設等の提供 <input type="checkbox"/> 被災情報の発信地として機能  [ 経済産業省の補助制度を活用して整備 ] <input type="checkbox"/> 災害対応型給油所普及事業 全国石油商業組合連合会に対し補助 <input type="checkbox"/> 次の設備等を備えている給油所 ・ 太陽光発電又は内燃機関を使った自家発電設備 ・ 貯水設備・井戸設備, ・ 緊急用可搬式ポンプ
(3) 災害発生時における救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局 鹿児島支部	NPO法人 (九州全域を網羅)	[ 設立趣旨 (抜粋) ] 災害時において, 関係省庁と連携を図りながら, 救助犬による組織的な救助活動を展開 救助犬数(本県内) 12
(4) 土砂災害が発生した場合の災害救援活動	NPO法人 鹿児島砂防ボランティア協会	NPO法人 鹿児島砂防ボランティア協会の定款	・ 土砂災害に関する情報収集と提供 ・ 土砂災害の被災者等への支援 ・ 土砂災害に対する技術力の向上

## 日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価

フィリピン海プレートが沈み込む安芸灘、伊予灘、豊後水道、日向灘および南西諸島周辺の地域では、過去に大地震が数多く発生していることが知られている。本報告書は、**図1**に示された領域を対象とし、各領域で発生すると考えられる地震のタイプとその発生の可能性等について、長期的な観点から評価してとりまとめたものである。評価にあたっては、これらの領域に発生した地震についてこれまで行われた調査研究の成果を参考にした。

### 1 地震の発生領域および地震のタイプ

日向灘および南西諸島海溝周辺で発生する海溝型あるいはそれに準ずる地震は、以下のタイプに分類される。

安芸灘～伊予灘～豊後水道では、主に、西北西に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊する（ずれる：以下同様）ことによって大きな地震が発生する（以下、「プレート内地震」と呼ぶ）。

日向灘では、九州が載っている陸のプレート<sup>\*1</sup>の下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈みこむことに伴い、主に、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって大きな地震が発生する（以下、「プレート間地震」と呼ぶ）。

九州内陸部では、主に、沈み込んだフィリピン海プレートのやや深いところでプレート内地震が発生する。

南西諸島周辺では、フィリピン海プレートと南西諸島が載っている陸のプレートとの境界面で発生するプレート間地震、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生するプレート内地震、および陸のプレートの内部で発生する地震（沖縄トラフで発生する地震を含む）に分類される。但し、当該領域が島嶼部にあり地震観測点を稠密に設置することが困難な状況にあるため、震源決定精度が低いことや、南西諸島が載っているプレートとフィリピン海プレートとの間の固着が小さいことから、地震のタイプや発生の特性を明確にすることは容易ではない。

#### 1-1 過去の震源域について

過去に知られている日向灘および南西諸島海溝周辺の地震のうち主なものを**表1**にまとめた。これらの地震をもとに、上記の地震のタイプの違いや、地震活動の違いを考慮して、評価対象領域を**図1**のように区分した。いずれの領域においても、領域全体を破壊するような大地震の繰り返しは認められておらず、各領域は、同様な規模や特性をもつ複数の地震の震源域を含む範囲を示している。

#### 1-2 将来の地震の発生位置および地震のタイプについて

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、**図1**に示した領域のフィリピン海プレート内部（深さ40～60km程度）でM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。

日向灘においては、震源域は特定できないものの、**図1**に示した領域のプレート

<sup>\*1</sup> 西南日本および南西諸島近海から、日本海・東シナ海を経て中国大陸（ユーラシア大陸）に至る広大な領域は、ひとつないし複数の大陸プレートから形成されている。本報告では、このプレートの下に太平洋側から沈み込むフィリピン海プレートと対比する意味で、西南日本および南西諸島が載っているプレートを「陸のプレート」と呼ぶ。

境界付近（深さ10～40km）でM7.6前後の大地震が発生する可能性がある。また、ひとまわり小さいM7.1前後の地震によっても被害を生じる可能性がある。

南西諸島周辺ではM7.5程度以上の大地震が繰り返し発生する場所は、確認されていない。しかし、それらの分布状況から概略的には、南西諸島周辺で発生する浅発地震（陸のプレートの内部、フィリピン海プレートの内部、もしくはそれらの境界面で発生、深さ60km程度以浅）と、九州から南西諸島周辺にかけて発生するやや深発地震（プレート内地震、深さ60～150km程度）に区分できる。

与那国島周辺においては、震源域は特定できないものの、**図1**に示した領域（深さ100km程度以浅）でM7.8程度の大地震が発生する可能性がある。

## 2 地震活動

地震観測記録および歴史記録の中に記述された津波の記録、震度分布等にもとづく調査研究成果を吟味し、日向灘および南西諸島海溝周辺の大地震を**表2**のように整理した。以上を踏まえた過去および将来の地震の評価結果は以下のとおりである。

### 2-1 過去の地震について

安芸灘から日向灘にかけて発生した地震に関しては、1498年の日向灘の地震まで遡って確認された歴史記録がある。しかし16世紀以前については資料の不足により、地震の見落としの可能性が高い。更に全国的な地震観測開始（1885年）前においては、顕著な被害を伴わなかった日向灘のM7.0程度以下の地震を見落とししている可能性がある。

他方、南西諸島周辺で発生する地震に関しては、国際的な震源カタログが整備される前（～1900年）の大地震を見落とししている可能性がある。以下ではこれらのことを考慮した。

#### 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震

安芸灘～伊予灘～豊後水道にかけて、フィリピン海プレートの沈み込みに伴い発生した地震には、死者11名を伴った1905年の芸予地震（M7.2）などがある。これらの地震については、2001年の芸予地震（M6.7）により死傷者が出ていることから、M6.7以上の地震を評価対象とすると、江戸時代以降（17世紀以降）現在までにM6.7～M7.4の地震が6回発生している。これらの地震の発生領域、地震のタイプ、発生間隔等は**表3-1**にまとめた。

#### 日向灘のプレート間地震

日向灘で発生した最大規模のプレート間地震はM7.5程度である。M7.5以上の地震については、江戸時代以降（17世紀以降）現在までに、1662年（M7.6）、1968年（M7.5）の2回発生し、ともに津波被害を伴い、死傷者があった。これらの地震の発生領域、地震のタイプ、発生間隔等は**表3-2**にまとめた。

#### 日向灘のひとまわり小さいプレート間地震

日向灘で発生したプレート間地震には、上記のほかに、ひとまわり小さい地震として、死者2名を伴った1941年の地震（M7.2）などがある。これらの地震については、1961年の地震（M7.0）により死傷者が出ていることから、M7.0以上の地震を対象とすると、気象庁震源カタログが整備された1923年以降の約80年間にM7.1前後の地震が3回ないし4回発生している。これらのひとまわり小さい地震の発生領域、地震のタイ

プ、発生間隔等は表3-3にまとめた。

### 南西諸島周辺の浅発地震

図1に示した南西諸島周辺で発生したM7.5以上、深さ60km程度以浅の浅発地震に関しては、1900年以降、現在までに、1901年(M7.5)、1938年(M7.7)の2回が知られており、ともに津波を伴った。これらの地震の発生領域、地震のタイプ等は、表3-4にまとめた。

### 九州から南西諸島周辺のやや深発地震

図1に示した九州から南西諸島周辺にかけて発生したM7.5以上のやや深発地震(深さ60km~150km程度)に関しては、1900年以降、現在までに1909年(M7.6)、1911年(M8.0)の2回が知られており、ともに死者を伴った。これらの地震の発生領域、地震のタイプ等は、表3-5にまとめた。

### 与那国島周辺の地震

図1に示した与那国島周辺の領域で発生し、日本(八重山列島)に被害を及ぼしたM7.5以上の地震としては、与那国島で死者2名を伴った1966年の地震(M7.8)がある。最近の地震活動から推定されるマグニチュードの度数分布も考慮して、1900年以降、現在までに、M7.5以上の被害地震の発生はこの1回であると判断した。このタイプの地震の発生領域、地震のタイプ、発生間隔等は表3-6にまとめた。

### その他の地震

#### 1771年4月24日八重山地震津波

石垣島近海では、1771年にM7.4(Mt8.5)の地震があり、地震動による被害はなかったものの、八重山列島から宮古列島にかけて最大30m弱の高さの津波が押し寄せ、約1万人に達する死傷者を伴った。石垣島などでは、サンゴ礁の岩塊が津波に伴って沿岸に打ち上げられており(一般に「津波石」と呼ばれている)、その分布と年代測定から過去にも同様な規模の津波が繰り返し発生したことが推定されている。この津波の主因が、地震に誘発された海底地滑りであるのか、断層運動によるものかは明らかではない。

#### 1998年5月4日の地震

南西諸島海溝の南側でも、M7.5程度の地震が発生することがある。1998年5月4日の地震(M7.7)は、石垣島南方沖で発生し、最大震度3、最大10cm程度の津波を観測した。この地震はその震源位置から、海溝外縁部のフィリピン海プレート内部の地震と考えられる。

### 海岸段丘から推定される南西諸島周辺の地震活動

南西諸島のいくつかの島々においては、サンゴ礁の離水年代と隆起量の見積もりから、約1万年、もしくは概ね1000年を越える間隔で、海岸の隆起や段丘化を伴った大地震が繰り返した可能性がある。

## 2-2 将来の地震について

将来の地震の発生確率は、2001年6月8日に地震調査委員会が公表した「長期的な

地震発生確率の評価手法について<sup>\*2</sup>に基づいて予測した。各評価領域では、同じ場所で繰り返し発生する地震の存在が認められなかったため、2-1で求めた過去の履歴から平均発生頻度を推定し、ポアソン過程を用いて次の地震の発生確率を算出した。また、想定規模は過去の地震規模から推定した。その結果は以下のとおり(図2参照)。

#### 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震

安芸灘～伊予灘～豊後水道における、フィリピン海プレートの沈み込みに伴う地震は、2-1の当該領域における過去の履歴からM6.7～M7.4の規模のものが約67年に1回の頻度で発生していると推定される。このことから、同様な地震が今後30年以内に当該領域のどこかで発生する確率は40%程度、地震の規模はM6.7～M7.4と推定される(表4-1)。

#### 日向灘のプレート間地震

日向灘において発生するプレート間地震は、2-1の当該領域における過去の履歴からM7.5～M7.6の規模のものが約200年に1回の頻度で発生していると推定される。このことから、同様な地震が今後30年以内に当該領域のどこかで発生する確率は10%程度、地震の規模はM7.6前後と推定される(表4-2)。

#### 日向灘のひとまわり小さいプレート間地震

日向灘において発生するひとまわり小さいプレート間地震は、2-1の当該領域における過去の履歴からM7.0～M7.2の規模のものが約20～27年に1回の頻度で発生していると推定される。このことから、同様な地震が今後30年以内に当該領域のどこかで発生する確率は70～80%程度、地震の規模はM7.1前後と推定される(表4-3)。

#### 与那国島周辺の地震

与那国島周辺において発生する地震は、2-1の当該領域における過去の履歴等からM7.8の規模のものが約100年に1回の頻度で発生していると推定される。このことから、同様な地震が今後30年以内に当該領域のどこかで発生する確率は30%程度、地震の規模はM7.8程度と推定される(表4-4)。

南西諸島周辺の浅発地震、および九州から南西諸島周辺のやや深発地震に関しては、地震発生の特性の解明が十分でないことや、その長大な設定領域において、大地震が繰り返し発生する場所が特定できないことから、次の地震の発生確率等を評価しなかった。その他の地震に関しても、地震の特性を明らかにするための十分な知見が得られていないため、その発生確率等を評価しなかった。

### 3 今後に向けて

○ 南西諸島周辺の領域は、地震発生の特性が十分に解明されていない。当該領域に発生する地震のタイプ、および発生確率をより良く評価するためには、地震発生のテクトニクスの調査研究を更に進める必要がある。

<sup>\*2</sup>ある事象に関して、過去の時系列データから将来の発生確率を予測する統計的な手法において、事象が発生する毎に状況が更新される(振り出しに戻る)ものを更新過程と呼ぶ。そのうち事象が偶発的に起こる(即ち事象の単位時間あたりの発生回数が最新事象からの経過時間によらず一定な)モデルをポアソン過程と呼ぶ。一方、過去の時系列データのうち最新発生時期が分かっている場合には、事象の性質に応じて将来の予測をするモデルがいくつか提唱されており、地震による応力解放とプレート運動による応力蓄積の物理的過程と調和的なBPT分布モデルがある。地震調査委員会(2001a)では、最新の活動時期が分かっており、当該地域で繰り返し発生する可能性があると思われる地震の系列に対してはBPT分布モデルを採用し、それ以外の場合はポアソン過程を採用することとしている。

○ 本報告の対象領域（特に南西諸島周辺の領域）については地震観測資料や歴史史料が乏しい。従って、今後は地形学・地質学的調査研究も重要である。

※ 図1及び図2のみ本資料編に添付。他は、省略。

図1 日向灘および南西諸島海溝周辺の評価対象領域

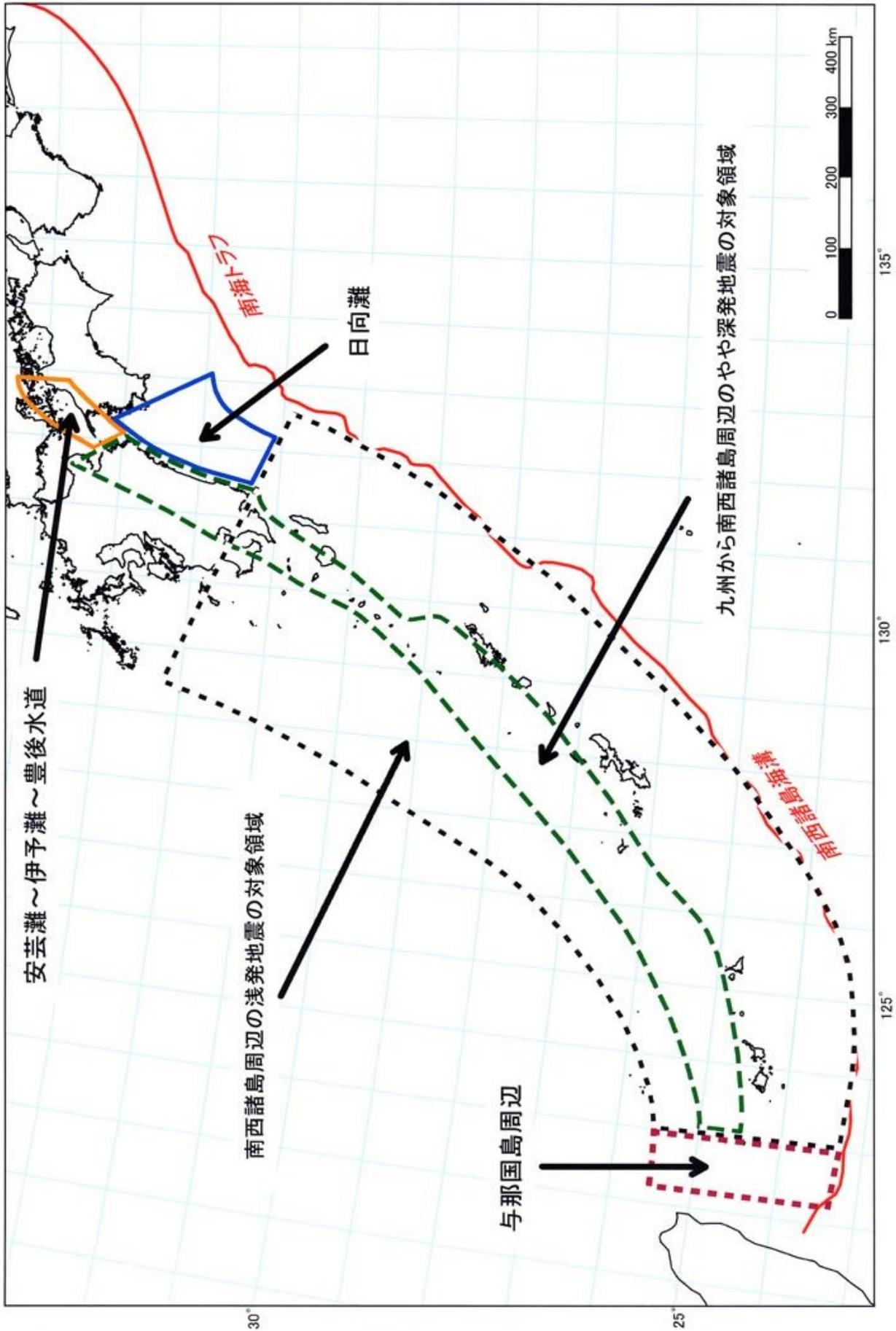
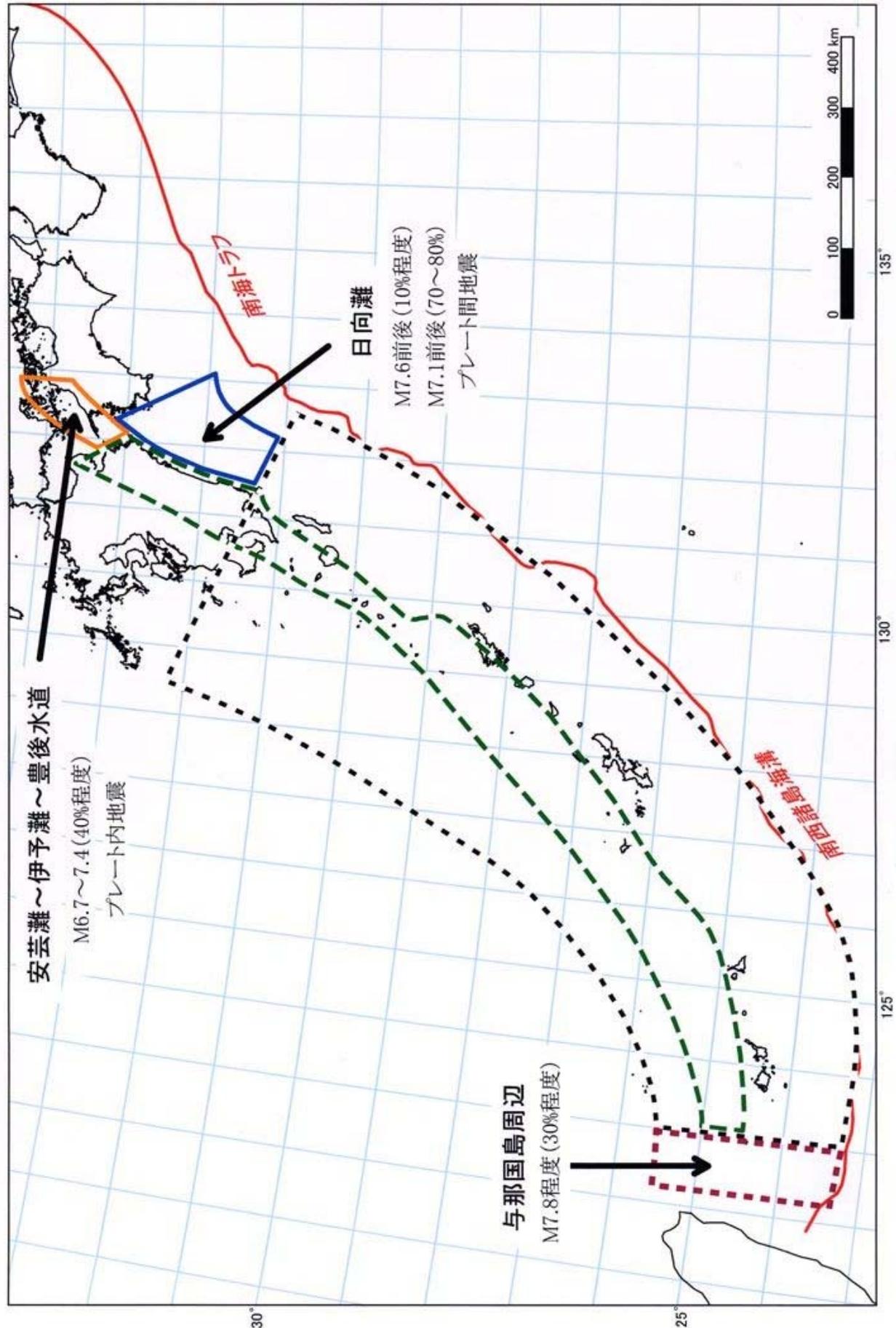


図2 想定地震の震源域の範囲・規模・地震のタイプおよび30年確率



## 付録2 出水断層帯の評価

### 出水断層帯の評価

出水(いずみ)断層帯は、熊本県南部から鹿児島県北西部に分布する活断層帯である。ここでは、平成9年、10年度及び12年度に鹿児島県によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

#### 1. 断層帯の位置及び形態

出水断層帯は、出水山地の北西縁に沿って、熊本県水俣市から鹿児島県出水市を経て出水郡野田町へと延びる断層帯である。長さは約20kmで、ほぼ北東-南西方向に延びる、相対的に南東側が隆起する正断層で、右横ずれ成分を伴う(図1、2及び表1)。

#### 2. 断層帯の過去の活動

出水断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は0.1-0.2m/千年程度の可能性がある。最新活動時期は、約7千3百年前以後、約2千4百年前以前の可能性があり、約3万2千年前以後に計4回の活動があったと推定される。また、平均活動間隔は概ね8千年であった可能性がある(表1)。

#### 3. 断層帯の将来の活動

出水断層帯は、全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード7.0程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の南東側が北西側に対して相対的に1-2m程度高くなる段差を生じ、右横ずれを伴う可能性がある(表1)。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率を算出すると表2に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生長期確率には幅があるが、その最大値を取ると、本断層帯は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することとなる(注1、2)。

#### 4. 今後に向けて

出水断層帯では、最新活動時期の信頼性の高いデータが得られていないこと、横ずれ変位の速度が不明であることなど、断層帯の特性が精度良く求められていない。このため、本断層帯について、活動時期や平均的なずれの速度及び1回のずれの量など、過去の活動に関する精度の良い資料を得る必要がある。

表1 出水断層帯の特性

項目	特性	信頼度 (注3)	根拠 (注4)
1. 断層帯の位置・形態			
(1)断層帯を構成する断層	矢筈峠(やはずとうげ)断層、君名川(きみながわ)断層、栗毛野(くりげの)断層、内木場(うちこば)断層、内木場北断層		文献5、6及び7による
(2)断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状		
	断層帯の位置 (北東端)北緯32°08' 東経130°26' (南西端)北緯32°01' 東経130°17' 長さ 約20km	○ ○ ○	文献5、6及び7による。数値は図2から計測。
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ	○	上端の深さが0kmであることから推定。
	上端の深さ 0km 一般走向 ほぼ北東-南西 (N50°E)	◎ ◎	一般走向は断層帯の北東端と南西端を直線で結んだ方向(図2参照)。
傾斜	約40-50°程度 北西傾斜 (深さ100m以浅)	○	傾斜は、地形の特徴や反射弾性波探

	幅 不明		査結果から総合して推定(文献3、4)。地震発生層の深さの下限は約15km。
(3)断層のずれの向きと種類	南東側隆起の正断層で右横ずれ変位を伴う	◎	地形の特徴などによる。
<b>2. 断層帯の過去の活動</b>			
(1)平均的なずれの速度	0.1-0.2m/千年程度(上下成分)	△	文献2、4による。
(2)過去の活動時期	活動1(最新活動時期) 約7千3百年前以後、約2千4百年前以前	△	文献3、4に示された資料から推定。
	活動2(1つ前の活動時期) 約1万6千年前以後、約9千1百年前以前	○	文献3、4に示された資料から推定。
	活動3及び活動4(2つ前及び3つ前の活動時期) 約3万2千年前以後、約1万6千年前以前	○	文献3、4に示された資料から推定。
(3)1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量: 1-2m程度(上下成分)	△	説明文2.2.(3)参照。(過去の活動と断層の長さから総合して判断)
	平均活動間隔 概ね8千年	△	過去4回の活動から推定。
(4)過去の活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
<b>3. 断層帯の将来の活動</b>			
(1)将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
	地震の規模 マグニチュード7.0程度	○	断層の長さから推定。
	ずれの量 1-2m程度(上下成分)	△	過去の活動と断層の長さから総合して判断。

表2 出水断層帯の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等(注5)	信頼度(注6)	備考
地震後経過率(注7)	0.3 - 0.9		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 1%	c	発生確率及び集積確率は、文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 2%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 4%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 10%		
集積確率(注8)	ほぼ0% - 40%		

注1: 我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下になると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯:30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯:30年確率の最大値が0.1%以上-3%未満  
 98断層帯のうち約1/4の断層帯:30年確率の最大値が3%以上  
 (いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用)

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上-3%未満の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注2: 1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率(うち、1995年兵庫県南部地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」(地震調査研究推進本部地震調査委員会, 2001)による暫定値)は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	野島断層(兵庫県)	0.4-8%	2%-80%	約1.8-約3.0
1858年飛越地震(M7.0-7.1)	跡津川断層帯(岐阜県・富山県)	ほぼ0%-13%	ほぼ0%-90%より大	約1.7-約3.6
1847年善光寺地震(M7.4)	長野盆地西縁断層帯(長野県)	ほぼ0%-20%	ほぼ0%-90%より大	約0.8-約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1万年の場合は30年確率の最大値は3%程度である。

注3: 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎: 高い、○: 中程度、△: 低い

注4: 文献については、本文末尾に示す以下の文献。

- 文献1: 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)
- 文献2: 鹿児島県(1998)
- 文献3: 鹿児島県(1999)
- 文献4: 鹿児島県(2001)
- 文献5: 活断層研究会編(1991)
- 文献6: 九州活構造研究会編(1989)
- 文献7: 中田・今泉編(2002)

注5: 評価時点はすべて2004年1月1日現在。「ほぼ0%」は $10^{-3}$ %未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い(△)ことに留意されたい。

注6: 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a: (信頼度)高い b: 中程度 c: やや低い d: 低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生時の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

- a: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注7: 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字で、0.3は2千4百年を8千年で割った値であり、0.9は7千3百年を8千年で割った値。

注8: 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

## (説明)

### 1. 出水断層帯に関するこれまでの主な調査研究

出水断層帯は、出水山地の北西縁に沿って北東-南西方向に伸びる断層帯である。Chida(1972)は、出水山地と出水平野の地形境界を活断層として初めて記載し、出水断層と命名した。九州活構造研究会編(1989)は、出水断層を走向や変位の向きの違いや断層線の不連続などを根拠に7つの区間に細分し、出水断層系と改称した。

西山ほか(1995)は、出水断層帯を挟んで基盤の四万十累層群の上面に顕著な高度差が認められないことから、出水山地と出水平野の地形境界には活断層は存在しないと示した。また、川原・井村(1997)は空中写真判読及び地表地質踏査を行い、出水断層帯は右横ずれ北西側低下の活断層であると示した。

鹿児島県(1998, 1999)は断層変位地形・断層露頭の詳細な記載を、鹿児島県(2001)は反射法弾性波探査を行い、出

水断層帯の位置・形態を明らかにした。さらに、鹿児島県(1999, 2001)は出水断層帯沿いの数地点においてトレンチ調査を行い、断層の活動履歴を推定した。

## 2. 出水断層帯の評価結果

### 2.1 出水断層帯の位置・形態

#### (1) 出水断層帯を構成する断層

出水断層帯は、出水山地の北西縁に沿って、熊本県水俣市から鹿児島県出水市、出水郡高尾野(たかおの)町を経て同郡野田町へと延びる断層帯である。本断層帯は、断層の分布位置等から松田(1990)の起震断層の定義に基づけば、単一の断層帯とみなすことができる。本断層帯を構成する断層は、おおむね北東から、矢筈峠(やはすとうげ)断層、君名川(きみながわ)断層、栗毛野(くりげの)断層、内木場(うちこば)断層、内木場北断層である(図1、2)。

本断層帯を構成する各断層の位置・形態は、九州活構造研究会編(1989)、活断層研究会編(1991)、鹿児島県(1999)、中田・今泉編(2002)などに示されている。断層の位置は各資料でほぼ一致しているが、断層帯の北東端・南西端の位置について文献ごとに若干の相違がみられる。

本断層帯を構成する断層の位置は、九州活構造研究会編(1989)、活断層研究会編(1991)及び中田・今泉編(2002)によった。本断層帯の北東端の位置については、活断層研究会編(1991)に基づき熊本県水俣市招川内(まんば)付近、南西端については、中田・今泉編(2002)に基づき鹿児島県出水郡野田町越地(こえち)付近とした。また、名称は活断層研究会編(1991)によった。

#### (2) 断層面の位置・形状

本断層帯の長さ及び一般走向は、図2に示された矢筈峠断層の北東端と内木場断層の南西端を直線で結ぶとそれぞれ約20km、N50°Eとなる。

断層面上端の深さは、断層変位が地表に達していることから0kmとした。

断層面の傾斜は、鹿児島県(2001)による君名川断層の鍋野川沿いの反射法弾性波探査結果(図3)、鹿児島県(1999)による君名川断層の君名川地点のボーリング調査、及び鹿児島県(1999, 2001)によるトレンチ壁面の断層露頭から、約100m以浅では約40-50°の北西傾斜と推定される。なお、一部に高角度ないしは南東傾斜の断層面が見られるが、これは地表付近の局所的な変形と判断した。

断層面の下端の深さは、地震発生層の下限の深さが約15kmであることから、15km程度と推定される。ただし、断層面の幅は不明である。

#### (3) 断層の変位の向き(ずれの向き)(注9)

本断層帯は、断層変位地形の特徴や反射法弾性波探査結果(鹿児島県, 2001)及び断層露頭などから、右横ずれ変位を伴い、相対的に南東側が隆起する正断層と考えられる。

### 2.2 断層帯の過去の活動

#### (1) 平均変位速度(平均的なずれの速度)(注9)

##### a) 君名川断層

鹿児島県(1998)は、君名川断層南西部(出水市宇都野々(うつのの)地区から武本地区)において構成層中に阿多島浜(あたとりはま)火山灰(注10)を挟む高位扇状地面を約20万年前と推定し、この高位扇状地面に約30mの上下変位があることから、平均上下変位速度を約0.15m/千年としている。ただし、この地点から約1km北方において、並走する別の断層によって同じ段丘面に撓曲変形が認められていることから(鹿児島県, 1998)、本断層帯全体としての平均上下変位速度はより大きくなる可能性がある。

なお、川原・井村(1997)は、入戸(いと)火砕流堆積物(注10:約2万8千年前)を切る比高約10mの低断層崖が存在することから、平均上下変位速度を約0.4m/千年としているが、詳細な図が示されていないことからこの値については参考扱いとする。

##### b) 内木場断層

鹿児島県(2001)は、後述(2.2.(2).b)参照の内木場断層の内木場地点第3トレンチにおいて、約3万2千年前の<sup>14</sup>C年代値が得られている地層(c層)が上下に約3m変位していることから、平均上下変位速度を約0.1m/千年としている。ただし、これはトレンチ内の狭い範囲のみでの値であり、実際の平均上下変位速度はこれより大きくなる可能性があるため、精度はやや劣る。

なお、九州活構造研究会編(1989)は約20万年前の山地斜面に約100mの上下変位と、それを開析する谷に約100mの右横ずれ屈曲が認められることから、平均上下変位速度と平均右横ずれ変位速度をともに約0.5m/千年としているが、具体的な変位地形が図示されておらず、また年代根拠もあきらかでないため、この値は参考扱いとする。

その他、九州活構造研究会編(1989)は、矢筈峠断層において、鮮新—更新統の安山岩類(100—200万年前)からなる山地斜面とその開析谷に130mの上下変位と60mの右横ずれが認められることから、平均上下変位速度を0.065—0.13m/千年、平均右横ずれ速度を0.03—0.06m/千年としている。しかし、この安山岩類の年代の精度が十分でないこと、安山岩類の年代が断層の活動開始時期より古い可能性があることから、この平均変位速度の信頼性は低いと考えられるので、この値は参考値とする。また、九州活構造研究会編(1989)は、内木場北断層が高位段丘面(約20万年前)を約10m上下変位させているとして平均上下変位速度を約0.05m/千年としているが、段丘面の年代の根拠が不明なことから、この値も参考値とする。

以上より、本断層帯の平均上下変位速度は、0.1—0.2m/千年の可能性はある。  
なお、横ずれ成分についての具体的な変位速度は不明である。

## (2)活動時期

### ○地形・地質的に認められた過去の活動

#### a)君名川断層日添(ひぞえ)地点

鹿児島県(2001)は君名川断層沿いの数地点でトレンチ調査を行い、出水市日添地点の第6Aトレンチ北東壁面において、鬼界アカホヤ火山灰層(注10:約7千3百年前)が断層による引きずり変形を受け、IVd層に覆われていることを確認している。このことから、鬼界アカホヤ火山灰堆積より後(約7千3百年前以後)に最新活動があったことが推定される。

また、鹿児島県(2001)は同トレンチ南西壁面において、IVa層中の約1万3千年前の<sup>14</sup>C年代値(注11)が得られている腐植層の亀裂が、上位の堆積物に充填されていることを認めている。このことから、約1万3千年前以後に少なくとも1回の活動があった可能性がある。

なお、鹿児島県(1999)は出水市君名川地点においてもトレンチ調査を行っており、基盤岩(四万十層群)中の主断層から入戸火砕流堆積物中に連続する「スジ状断層」(赤褐色粘土脈)が、約6千8百年—6千6百年前の<sup>14</sup>C年代値が得られている礫層bに覆われるとしている。しかしながら、この「スジ状断層」が断層活動に起因するものかどうか明らかではないため、断層の活動時期を特定することはできない。

#### b)内木場断層内木場東地点

鹿児島県(2001)は出水郡高尾野町の内木場東地点において複数のトレンチ調査を行い、第2トレンチ南西壁面において鬼界アカホヤ火山灰起源のガラスを含む砂礫層が断層によって変位しているが、第3トレンチ南西壁面においてはg層を変位させていないとしている(図4)。g層の上位の黒色土壌から13—14世紀を示す<sup>14</sup>C年代値が得られていることから、約7千3百年前以後、14世紀以前に最新活動があったと推定される。

また、鹿児島県(2001)は第3トレンチにおいて、e層基底面の変位量(1.5m)がf層基底面の変位量(0.7—0.75m)の2倍程度であること、同トレンチの南西壁面において分岐断層がe層を切りf層に覆われることから、内木場断層はe層堆積より後、f層堆積より前に活動したとしている(図4)。e層基底部からは約1万6千年前、f層基底部からは約9千4百—9千1百年前の<sup>14</sup>C年代値が得られていることから、1つ前の活動は、約1万6千年前以後、約9千1百年前以前と推定される。

さらに、鹿児島県(2001)は第3トレンチにおいて、d層基底面の変位量(2.1—2.25m)がe層基底面の変位量(1.5m)より大きいこと、d層を切る分岐断層がe層に覆われることから、d層堆積より後、e層堆積より前に2つ前の活動を、c層基底面の変位量(2.9—3.0m)がd層基底面の変位量(2.1—2.25m)よりも大きいことから、c層堆積より後、d層堆積より前に3つ前の活動を推定している(図4)。c層からは年代試料が得られていないが、その下位のb層から約3万2千年前を示す<sup>14</sup>C年代値が得られている。よって、約3万2千年前以後、約1万6千年前以前に2つ前及び3つ前の活動があったと推定される。

以上のことから、本地点においては、約3万2千年前の<sup>14</sup>C年代値が得られているb層の堆積より後に、計4回の活動が推定される。

#### c)内木場断層内木場地点

鹿児島県(1999)は出水郡高尾野町の内木場地点においてトレンチ調査を行い、阿蘇4火山灰(注10:約8万5千—9万年前)起源の火山ガラスを含むシルト層が断層で変位し、約2千8百年—2千6百年前の<sup>14</sup>C年代値を示す角礫層に覆われるとしている(図5)。しかしながら、鹿児島県(1999)によるトレンチのスケッチからは、このシルト層と角礫層の上下関係が判断できないため、この年代試料に基づいて断層の活動時期を特定することはできない。しかし、この角礫層の上位の約2千5百年—2千4百年前の<sup>14</sup>C年代値が得られている腐植質礫層は断層を覆っているように見えることから、内木場断層は本地点では約2千4百年前以前に活動した可能性がある。ただし、鹿児島県(1999)のスケッチでは礫層内の堆積構造が十分に図示されていないため、この活動時期の信頼性は劣る。

### ○先史時代・歴史時代の活動

本断層帯の近傍では、先史時代・歴史時代の被害地震は知られていない。

以上より、出水断層帯の最新活動時期は約7千3百年前以後、約2千4百年前以前の可能性がある。また、1つ前の活動時期は約1万6千年前以後、約9千1百年前以前と推定され、2つ前及び3つ前の活動時期は、約3万2千年前以後、約1万6千年前以前と推定される(図6)。

### (3) 1回の変位量(ずれの量)(注9)

鹿児島県(2001)は、内木場東第3トレンチのf層基底面の変位量が0.75mであること、同トレンチで認められた4回の活動の累積変位量が約3mであることから(図4)、1回の上下変位量を0.75mと算出している。しかし、これはトレンチ内の狭い範囲で計測した値であり、実際はこれよりも大きな値となる可能性がある。

また、平均上下変位速度(0.1-0.2m/千年:2.2.(2)参照)と活動間隔(概ね8千年:2.2.(4)参照)から、1回の上下変位量は0.8-1.6mと求められる。一方、本断層帯は長さが約20kmであることから、松田(1975)の経験式(1)、(2)を用いると、1回の活動に伴う変位量は約1.6mと求められる。この値は上記の平均変位速度と活動間隔から求めた値と矛盾しない。

以上のことから総合的に判断すると、1回の活動に伴う本断層帯の上下変位量は1-2m程度である可能性がある。

なお、横ずれ変位量に関しては数値を限定できるような資料はない。

ここで用いた経験式は次の式である。ここで、Lは断層の長さ(km)、Mはマグニチュード、Dは1回の活動に伴う変位量(m)である。

$$\text{Log } L = 0.6M - 2.9 \quad (1)$$

$$\text{Log } D = 0.6M - 4.0 \quad (2)$$

### (4) 活動間隔

本断層帯の平均活動間隔は、内木場東地点及び内木場地点でのトレンチ調査結果により、約3万2千年前以後、計4回の活動があったと推定されていることから、概ね8千年であった可能性がある。ただし、最新活動時期、2つ前及び3つ前の活動時期は十分に特定されていないので、この値の信頼性はやや劣る。

### (5) 活動区間

本断層帯は断層がほぼ連続的に分布することから、松田(1990)の基準に基づけば全体が1つの区間として活動したと推定される。

### (6) 測地観測結果

本断層帯周辺における1994年までの約100年間の測地観測結果では、断層帯周辺で北西-南東方向の伸びが見られる。また、1985年からの約10年間でも、北西-南東方向の伸びが見られる。最近5年間のGPS観測結果では、北西-南東方向の伸びに加え、北東-南西方向の縮みが見られる。

### (7) 地震観測結果

最近約6年間の地震観測結果によると、本断層帯に沿う地震活動は低調である。本断層帯周辺における地震発生層の下限の深さは約15kmである。本断層帯周辺で発生する地震の発震機構は、ほぼ北西-南東に張力軸を持つ横ずれ断層型が多い。

なお、本断層帯の南方約10kmで、1997年3月26日にマグニチュード6.6(最大震度5強)、1997年5月13日にマグニチュード6.4(最大震度6弱)の地震が発生した。これらの地震は、余震及び発震機構より、東西または南北、あるいは両方向の横ずれ型の断層運動によるものと考えられ、走向は本断層帯と異なっている。

## 2.3 断層帯の将来の活動

### (1) 将来の活動区間及び地震の規模

本断層帯は、全体が1つの活動区間として活動すると推定される。この場合、断層帯の長さが約20kmと推定されることから、経験式(1)を用いると、発生する地震の規模はマグニチュード7.0程度と求められる。また、この際に、断層の南東側が北西側に対して相対的に約1-2m程度高くなるような段差を生じ、右横ずれを伴う可能性がある。

### (2) 地震発生の可能性

本断層帯では、平均活動間隔が概ね8千年、最新活動時期が約7千3百年前以後、2千4百年前以前と求められていることから、平均活動間隔に対する現在における地震後経過率は、0.3-0.9となり、また、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)に示された手法(BPT分布モデル、 $\alpha=0.24$ )によると、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0-1%、ほぼ0-2%、ほぼ0-4%、ほぼ0-10%となる(表2)。また、現在までの集積確率は、ほぼ0-40%となる。表3にこれらの確率値の参考指標(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会、1999)を示す。

本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値を取ると、本断層帯は今後30年の間に地震が発生す

る確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することとなる(注1、2)。

### 3. 今後に向けて

出水断層帯では、最新活動時期の信頼性の高いデータが得られていないこと、横ずれ変位の速度が不明であることなど、断層帯の特性が精度良く求められていない。このため、本断層帯について、活動時期や平均的なずれの速度及び1回のずれの量など、過去の活動に関する精度の良い資料を得る必要がある。

注9: 「変位」を、1ページの本文、4、5ページの表1では、一般的にわかりやすいように「ずれ」という言葉で表現している。ここでは専門用語である「変位」が本文や表1の「ずれ」に対応するものであることを示すため、両者を併記した。以下、文章の中では「変位」を用いる。なお、活断層の専門用語では、「変位」は切断を伴う「ずれの成分」と切断を伴わない「撓(たわ)みの成分」よりなる。

注10: 始良Tn火山灰(AT)の降下年代値については、日本第四紀学会第四紀露頭集編集委員会編(1996)、小池・町田編(2001)等から、25,000年BPとし、暦年補正して約2万8千年前とした。これに伴い、ほぼ同時に噴出したとされる入戸火砕流堆積物(A-Ito)の年代値も約2万8千年前とした。また、鬼界アカホヤ(K-Ah)火山灰の降下年代値については、町田・新井(2003)に従い、約7千3百年前(暦年補正值)とした。さらに、阿蘇4火山灰(Aso-4)及び阿多鳥浜火山灰(Ata-Th)の降下年代値については、町田・新井(2003)に従いそれぞれ約8万5千-9万年前、約24万年前とした。

注11: 10,000年BPよりも新しい炭素同位体年代については、Niklaus(1991)に基づいて暦年補正し、原則として1 $\sigma$ の範囲の数値で示した。このうち2,000年前よりも新しい年代値は世紀単位で示し、2,000年前よりも古い年代値については、百年単位で四捨五入して示した。また、10,000年BPより古い炭素同位体年代については、Kitagawa and van der Plicht(1998)のデータに基づいて暦年補正し、四捨五入して1千年単位で示した。

---

## 文 献

Chida, N. (1972): On the Izumi Fault, Southwest Kyushu. Sci. Rep. Tohoku Univ. 7 th Ser., 22, 189-201.

地震調査研究推進本部(1997): 「地震に関する基盤的調査観測計画」. 38p.

地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999): 「(改訂試案)長期的な地震発生確率の評価手法について」. 74p.

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001): 「長期的な地震発生確率の評価手法について」. 46p.

鹿児島県(1998): 「平成9年度地震関係基礎調査交付金 鹿児島湾西縁断層、出水断層帯及びその周辺の断層に関する調査 成果報告書」. 鹿児島県, 1-1-3-3-33.

鹿児島県(1999): 「平成10年度地震関係基礎調査交付金 鹿児島湾西縁断層及び出水断層帯に関する調査 成果報告書」. 鹿児島県, 133p.

鹿児島県(2001): 「平成12年度地震関係基礎調査交付金 出水断層帯に関する調査 成果報告書」. 鹿児島県, 128p.

活断層研究会編(1980): 「日本の活断層—分布図と資料—」. 東京大学出版会, 363p.

活断層研究会編(1991): 「新編日本の活断層—分布図と資料—」. 東京大学出版会, 437p.

川原あかね・井村隆介(1997): 鹿児島県北西部出水断層系ストリップマップ. 第四紀学会講演予稿集, 194-195.

Kitagawa, H. and van der Plicht, J. (1998): Atmospheric radiocarbon calibration to 45,000yrB. P.: Late Glacial fluctuations and cosmogenic isotope production. Science, 279, 1187-1190.

小池一之・町田 洋編(2001): 「日本の海成段丘アトラス」. 東京大学出版会, CD-ROM3枚・付図2葉・122p.

九州活構造研究会編(1989): 「九州の活構造」. 東京大学出版会, 286p.

町田 洋・新井房夫(2003): 「新編 火山灰アトラス—日本列島とその周辺」. 東京大学出版会, 336p.

松田時彦(1975): 活断層から発生する地震の規模と周期について. 地震, 第2輯, 28, 269-283.

松田時彦(1990): 最大地震規模による日本列島の地震分帯図. 地震研究所彙報, 65, 289-319.

松田時彦・岡田篤正・藤田和夫編(1976): 日本の活断層分布図およびカタログ. 地質学論集, 12, 185-198.

中田 高・今泉俊文編(2002): 「活断層詳細デジタルマップ」. 東京大学出版会. DVD-ROM2枚・付図1葉・6

Op.

日本第四紀学会第四紀露頭集編集委員会編(1996):「第四紀露頭集—日本のテフラ」. 日本第四紀学会, 35  
2p.

Niklaus, T. R. (1991): CalibETH version 1. 5, ETH Zurich, 2disketts and manual, 151p.

西山賢一・横田修一郎・岩松 暉(1995): 鹿児島県出水水平野の地質構造. 鹿児島大学地学部紀要(地学・生物学), 28, 79-99.

総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会(1999):「日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特徴—<追補版>」. 395p.

宇佐美龍夫(2003):「最新版 日本被害地震総覧[416]—2001」. 東京大学出版会, 605p.

表3 出水断層帯の将来の地震発生確率及び参考指標

項目	数 値	備 考
地震後経過率	0.3 - 0.9	
今後30年以内の発生確率	ほぼ0% - 1%	発生確率及び集積確率は地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)参照。
今後50年以内の発生確率	ほぼ0% - 2%	
今後100年以内の発生確率	ほぼ0% - 4%	
今後300年以内の発生確率	ほぼ0% - 10%	
集積確率	ほぼ0% - 40%	
指標(1) 経過年数 比	マイナス3千1百年 - 1千7百年 0.4 - 1.3	地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999)参照。
指標(2)	ほぼ0 - 3	
指標(3)	ほぼ0% - 40%	
指標(4)	ほぼ0 - 0.3	
指標(5)	0.0001	

注12: 評価時点はすべて2004年1月1日現在。「ほぼ0%」は $10^{-3}$ %未満の確率値を、「ほぼ0」は $10^{-5}$ 未満の数値を示す。なお、計算に用いた平均活動間隔の信頼度は低い(△)ことに留意されたい。

- 指標(1) 経過年数 : 当該活動断層での大地震発生の危険率(1年間当たり発生する回数)は、最新活動(地震発生)時期からの時間の経過とともに大きくなる(BPT分布モデルを適用した場合の考え方)。一方、最新活動の時期が把握されていない場合には、大地震発生の危険率は、時間によらず一定と考えざるを得ない(ポアソン過程を適用した場合の考え方)。この指標は、BPT分布モデルを適用した場合の危険率が、ポアソン過程を適用した場合の危険率の値を超えた後の経過年数である。値がマイナスである場合は、BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達していないことを示す。本断層帯の場合、ポアソン過程を適用した場合の危険率は、8千分の1(0.0001)であり、いつの時点でも一定である。BPT分布モデルを適用した場合の危険率は評価時点でほぼ0-2千5百分の1(0.0004)であり、時間とともに増加する。BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達するにはほぼ0であれば今後約3千1年を要し、2千5百分の1であればすでに約1千7百年が経過していることとなる。
- 指標(1) 比 : 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間をAとし、BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率を超えるまでの時間をBとした場合において、前者を後者で割った値(A/B)である。
- 指標(2) : BPT分布モデルによる場合と、ポアソン過程とした場合の評価時点での危険率の比。
- 指標(3) : 評価時点での集積確率(前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率)。
- 指標(4) : 評価時点以後30年以内の地震発生確率の値をBPT分布モデルでとりうる最大の地震発生確率の値で割った値。
- 指標(5) : ポアソン過程を適用した場合の危険率(1年間あたりの地震発生回数)。

## 付表

地震発生確率等の評価の信頼度に関する各ランクの分類条件の詳細は以下のとおりである。

ランク	分類条件の詳細
a	発生確率を求める際に用いる平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも比較的高く(◎または○)、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が高い。
b	平均活動間隔及び最新活動時期のうち、いずれか一方の信頼度が低く(△)、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が中程度。
c	平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも低く(△)、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性がやや低い。

d

平均活動間隔及び最新活動時期のいずれか一方または両方の信頼度が非常に低く(▲)、発生確率等の値は信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、データの不足により最新活動時期が十分特定できていないために、現在の確率値を求めることができず、単に長期間の平均値を確率としている。

※ 図1及び図2のみ本資料編に添付。他は、省略。

図1 出水断層帯の概略位置図

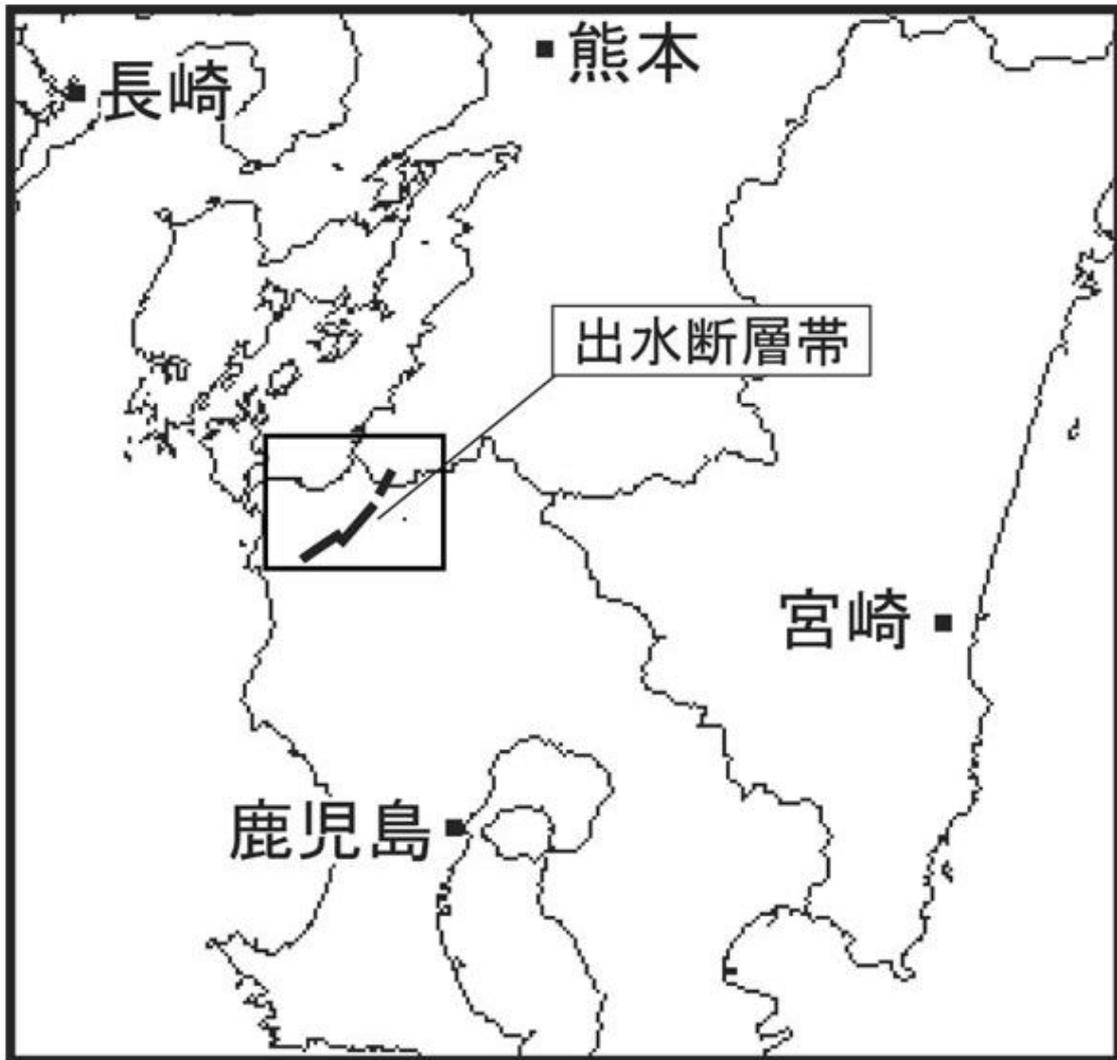
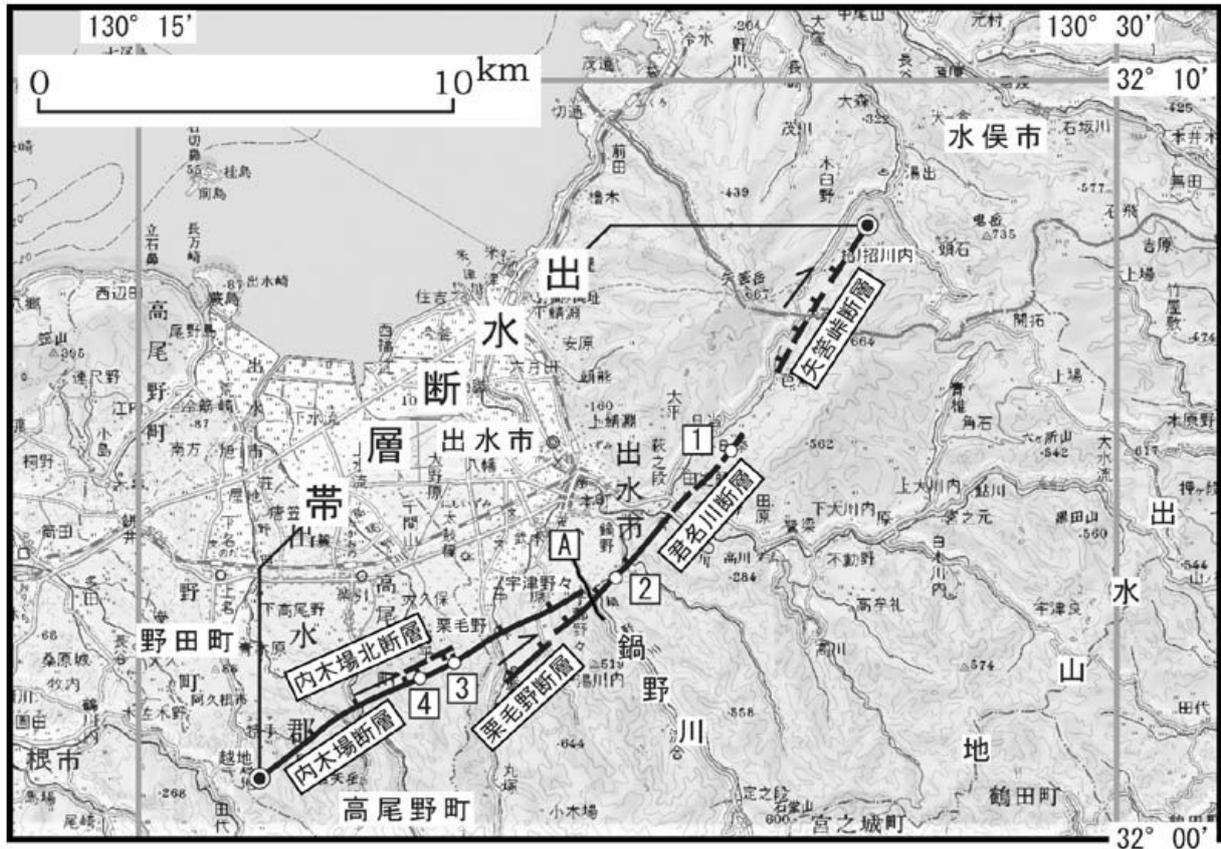


図2 出水断層帯の位置と主な調査地点



- 1 : 日添地点 2 : 君名川地点 3 : 内木場東地点 4 : 内木場地点  
 A : 反射法弾性波探査測線 (文献4)  
 ● : 断層帯の北東端と南西端  
 断層の位置は文献5-7に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「八代」を使用。

## 日向灘の地震を想定した強震動評価

日向灘の地震に関して地震調査委員会は、「日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価」（地震調査委員会，2004；以下「長期評価」という）<sup>3</sup>を公表し、この中で日向灘の地震の想定震源域の位置や発生確率などを示した。今回、この「長期評価」を踏まえて、「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）」に基づいて日向灘で発生する地震の強震動評価を実施した。

## 1 想定する震源断層

日向灘で発生する地震は、フィリピン海プレートが陸側のプレートの下に沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面で発生するプレート間地震である。

「長期評価」によると、想定地震の震源域の範囲（**図1**青線の扇形領域）で発生すると考えられる地震の最大規模はマグニチュード（M）7.6前後で、今後30年間の発生の可能性は10%程度である。

本報告では、「長期評価」を参照し、震源断層として、最新の活動である1968年日向灘地震（M7.5、以下、ケース1という）と、1662年の日向灘の地震（M7.6、以下、ケース2という）の2つのケースを想定した（**図1**赤線の矩形領域）。震源断層パラメータの設定にあたっては、ケース1では、「長期評価」の他、八木ほか（1998）<sup>4</sup>、Yagi and Kikuchi（2003）<sup>5</sup>を参照した。また、アスペリティ<sup>6</sup>に関するパラメータについては、震度分布と計算波形が観測記録と調和的となるように修正した。ケース2では、観測波形が無く、震源におけるすべり破壊過程の解析ができなため、「長期評価」の他に、津波の波源域の情報と重力異常分布図を参考に震源断層の位置を決定し、その他のパラメータは、「レシピ」に従って設定した。

設定した震源断層モデルを**図2**に、震源断層パラメータを表**1**に示す。

## 2 用いた地下構造モデル

地震波は、一般的には震源から上部マントルを含む地下を伝わり次第に減衰していく。しかし、地震基盤<sup>7</sup>から工学的基盤<sup>8</sup>までの地下構造（以下、「深い地盤構造」

<sup>3</sup> 地震調査委員会(2004)：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（平成16年2月27日公表）。

<sup>4</sup> 八木勇治・菊地正幸・吉田真吾・山中佳子(1998)：1968年4月1日、日向灘地震（ $M_{JMA}7.5$ ）の震源過程とその後の地震活動との比較，地震第2輯，51，139-148。

<sup>5</sup> Yagi, Y. and M. Kikuchi (2003)：Partitioning between seismogenic and aseismic slip as highlighted from slow slip events in Hyuga-nada, Japan, Geophysical Research Letters, Vol. 30, No.2, 1087, doi:10.1029/2002GL015664, 59-1-4。

<sup>6</sup> 震源断層面の中で特に強い地震波が発生する領域（すべり量や応力降下量大きい領域）。

<sup>7</sup> S波速度 $V_s=3\text{km/s}$ 程度の堅固な岩盤。今回の評価範囲では $V_s=3.1\text{km/s}$ （ $V_p=5.5\text{km/s}$ ）層の上面に相当する。陸域では地下数kmの深さに、海域では地下数km～数十kmの深さに存在する。

という)の影響、及び工学的基盤から地表までの地下構造(以下、「浅い地盤構造」という)のごく地域的な影響により増幅される。このため、想定する震源断層を含む強震動評価範囲の地下構造モデルを既存の地下構造探査データ等により作成した(図3、図4参照)。

上部マントルから地震基盤までの地下構造モデルについては、Zhao and Hasegawa(1993)<sup>9</sup>を参照した。

「深い地盤構造」については、より強震動評価に適した地下構造モデルとするため、既往の地下構造探査結果等を参考に地下構造モデルを作成した後、最近観測された地震記録を用いてモデルの修正を行った。その修正により、観測記録を参照した幾つかの評価地点では、計算波形が改善された(図19、説明文参照)。「深い地盤構造」の修正後の三次元地下構造モデルを、修正前と比較して図4に示す。モデルの修正により、形状がやや複雑になっていることが分かる。また、宮崎平野周辺では、各層の上面の深さがやや浅くなっている(図4、図20参照)。強震動評価範囲の「深い地盤構造」の特徴として、宮崎県では、プレートの沈み込みに伴って、ほぼ全域で地震基盤( $V_p=5.5\text{km/s}$ 層)が深く、特に南部では、内陸部から海側40km付近まで、深さ約10kmを越える窪みが認められる。宮崎県を除く陸域では、地震基盤が深さ数km程度と比較的浅い。工学的基盤( $V_p=1.6\text{km/s}$ 層)については、筑紫平野、熊本平野等の平野部でやや深い地域が認められる(図4-3参照)。

「浅い地盤構造」については、実際の地盤構造の複雑さに比べて地盤調査データが少ない上、そのデータが都市部に集中するなど偏在しているため、面的に詳細なモデル化が難しいことから、速度構造モデルを作成せず、工学的基盤から地表までの最大速度の増幅率を地形分類データに基づいて評価した。図5に、「浅い地盤構造」における最大速度の増幅率の分布図を示す。これより、宮崎平野、延岡平野、及び有明海から八代海にかけての沿岸部等で増幅率の高い地域が認められる。また、評価領域の大半を占める山間地では0.9倍~1.2倍程度と増幅率は比較的小さい。

### 3 強震動予測計算

本報告では、震源域付近の海域から陸域までの三次元地下構造モデルがある程度の精度で構築されていることから、「詳細法」として、統計的グリーン関数法<sup>10</sup>と理論的手法(三次元有限差分法)によるハイブリッド合成法<sup>11</sup>を適用することとした。

---

<sup>8</sup> 建築や土木等の工学分野で構造物を設計するときに地震動設定の基礎とする良好な地盤のことで、そのS波速度は、構造物の種類や地盤の状況によって異なるが、多くの場合、300m/s~700m/s程度である。今回の評価範囲では、 $V_s=500\text{m/s}$ 層の上面に相当する。

<sup>9</sup> Zhao, D. and A. Hasegawa (1993) : P-wave tomographic imaging of the crust and upper mantle beneath the Japan Islands, J. Geophys. Res., 98, 4333-4353.

<sup>10</sup> 経験的に得られた平均的な特性を有する要素波を想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせる方法。半経験的な方法のひとつ。「レシピ」参照。

<sup>11</sup> 長周期成分を理論的手法、短周期成分を統計的グリーン関数法によりそれぞれ計算し、接続周期付近でフィルター処理(マッチングフィルター)を施した上でそれらを合成し広帯域地震動を評価する方法。今回の接続周期は2秒とした。説明文、及び「レシピ」参照。

ハイブリッド合成法を用いた海溝型地震の強震動予測は、2003年（平成15年）十勝沖地震の検証<sup>12</sup>を除けば、地震調査委員会としては今回が初めての試みである。強震動評価は、評価範囲を約1km四方の領域に分割して行った。

#### 4 予想される強震動

図6、図8に詳細法による強震動予測結果を示す。ケース1（図6）では、高知県の沖ノ島周辺で震度6弱、震源断層に近い延岡市から宮崎市にかけての沿岸部と四国の南西端部で震度5強が予測された。ケース2（図8）では、第1アスペリティに近い宮崎平野の沿岸部で震度6弱が予測された。また、ケース1に比べて、アスペリティが九州に近いこともあり、宮崎平野を中心に震度5強がケース1よりも広く分布している。なお、両ケースとも、評価領域の大部分を占める山間地は震度5弱～4に留まっている。

強震動予測結果の検証として、ケース1については、震度分布、時刻歴波形、及び距離減衰式の比較、ケース2については、震度分布と距離減衰式の比較を行った。ケース1について、図7に1968年日向灘地震の震度分布図を示す。これを図6と比較すると、震度5、4の地域と強震動予測結果とは概ね対応している。ただし、高知県の西端部では、強震動予測結果の方がやや大きめの震度となった。また、宮崎や延岡等で得られた地表の観測波形と計算波形とを比較した（説明文参照）。その結果、今回作成した三次元地下構造モデルが、地域によっては情報量の不足等により、十分な精度を確保できていないこともあり、観測波形を十分に再現できなかった観測点もあったが、総合的には両者は概ね調和的であった。ケース2について、図9に1662年の日向灘の地震の推定震度分布図<sup>13</sup>を示す。これを図8と比較すると、強震動予測結果の震度6弱～5弱の領域は、推定震度分布図における震度6、5の領域と概ね対応している。

距離減衰式との比較では、両ケースとも概ね対応した結果が得られた（図31、説明文参照）。

#### 5 今後に向けて

日向灘の地震を想定した強震動評価を通して得られた今後の課題として、次の点が挙げられる。

これまで海溝型地震の強震動評価においては、過去の地震の震源特性を参考に震源断層モデルを設定してきた。本検討では、過去に日向灘で発生した地震として、1968年と1662年の事例に基づく2つのケースを想定し、強震動評価を行った。しかし、長期評価によれば、次の日向灘で発生するプレート間地震は、震源断層（震源域）が特定されていない。このような地震によって強い揺れに見舞われる可能性

<sup>12</sup> 地震調査委員会強震動評価部会（2004）：2003年十勝沖地震の観測記録を用いた強震動予測手法の検証（平成16年12月20日公表）。

<sup>13</sup> 宇佐美龍夫（1996）：新編日本被害地震総覧〔増補改訂版〕，東京大学出版会。

を的確に把握するためには、これまでの手法に加えて、震源断層位置のばらつき等の不確定性を考慮した強震動予測手法の検討が必要である。

「深い地盤構造」については、評価領域、及びその周辺で発生した中小地震の観測記録を説明できるように三次元地下構造モデルを修正することを、今回初めて実施した。その結果、計算波形などに改善が認められた。しかし、計算波形と観測波形との比較においては、調和的でなかった地点があるなど、まだデータが不足している地域もあり、必ずしも全領域で十分な精度が確保された地下構造モデルにはなっていない。したがって、今後、さらにデータを蓄積し、それらを適切に用いて三次元地下構造モデルを修正することが重要である。

また、海溝型地震の強震動予測では初めての試みとして、ハイブリッド合成法を採用した。その結果、幾つかの観測点では、計算波形と観測波形との比較において、調和的な結果が得られた。このことから、三次元地下構造モデルの精度が確保されており、震源断層モデルが適切に設定できれば、海溝型地震に対してもハイブリッド合成法が適用可能であると考えられる。今後、さらに多くの海溝型地震に対して、ハイブリッド合成法の適用について評価・検証し、「レシピ」の改良を行う必要がある。

平成7年（1995年）兵庫県南部地震以降、地震観測網が飛躍的に拡充され、強震動予測手法や震源断層パラメータの検証に有効な観測記録が多数得られてきていることから、より高精度な検証ならびに三次元地下構造モデルの精度向上を進めることができる環境が整いつつあると言える。さらに、海域の地下構造の解明も進められている。このような観測記録や調査結果を用いることにより、地下構造モデルの精度向上とそれに伴う強震動予測精度の向上が期待される。

※ 表図については、本資料編では省略

## 日向灘を想定した強震動評価について

### 1 想定する震源断層

- (1) ケース1 1968年 日向灘地震 マグニチュード7.5
- (2) ケース2 1662年 日向灘の地震 マグニチュード7.6

### 2 予測される強震動（鹿児島県内）

#### (1) ケース1の場合

県内で震度5弱以上の強震動は、予測されていない。

#### (2) ケース2の場合

震度6強以上：該当なし

震度6弱以上：鹿児島県内では、予測されていない

震度5強が10メッシュ未満：霧島市（旧国分市，旧隼人町）

震度5弱が10メッシュ以上：曾於市，鹿児島市，垂水市，霧島市（旧福山町，旧牧園町，旧霧島町，旧横川町），東串良町，大崎町，志布志町，湧水町，始良町（9市町）

震度5弱が10メッシュ未満：出水市，志布志市（旧有明町，旧松山町），霧島市（旧溝辺町），鹿屋市（旧串良町），加治木町，蒲生町，肝付町，菱刈町，さつま町（9市町）

※1 1メッシュは，1km×1km

※2 各メッシュ毎の評価値については，その計算手法上，誤差が含まれており，メッシュ内での地盤条件の違いについても考慮されていない。

※3 今回の強震動評価では，震度5強以上の領域が漏れなく入るように計算範囲が設定された。このため，震度5弱以下の領域は，計算範囲外にも存在することがある。

※4 あるカテゴリに記載された市町村は，それより下のカテゴリの基準を満たしていても記載されない。（例えば，震度6弱が10メッシュ未満のカテゴリに掲載された場合，震度5強が10メッシュ以上存在してもそのカテゴリには記載されない。）

### 3 経緯

平成7年の阪神・淡路大震災を機に，地震調査研究本部が総理府（現文部科学省）に設置され，同本部地震調査委員会は全国の主要な活断層（98箇所）や海溝型地震の発生可能性を評価（以下「長期評価」という）し，公表している。

日向灘の地震については，平成16年2月27日に「長期評価」を公表し，想定震源域の位置や発生確率などを示した。

地震調査研究本部では，この「長期評価」を踏まえ，日向灘で発生する地震の強震動評価を実施し，予測される強震動の震度分布等を公表（平成17年9月26日）した。

## 2 危険箇所に関する資料

### 2.1 土砂災害警戒情報

(1) 鹿児島県の監視基準

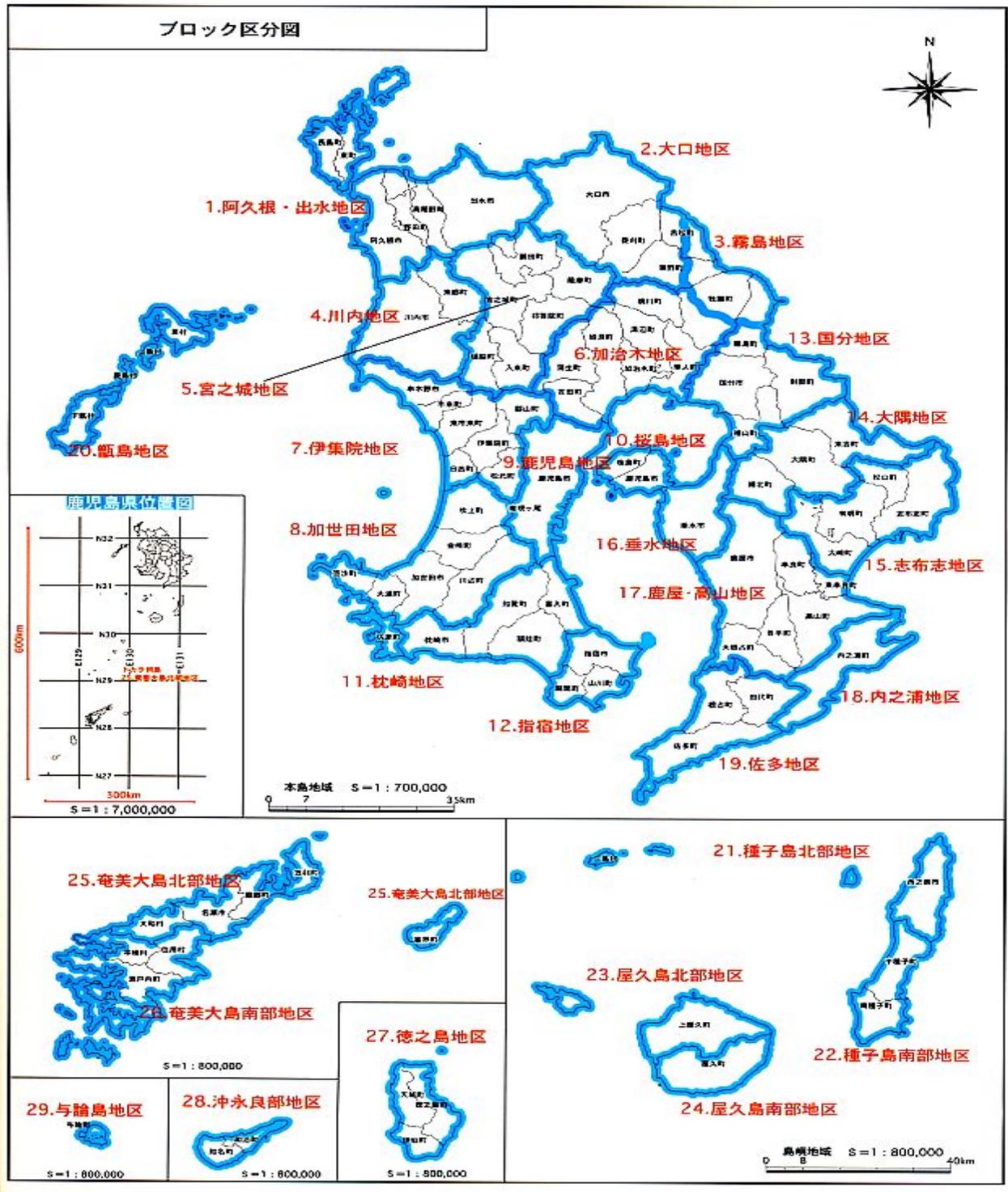
[土木部砂防課]

No	ブロック区分 (ブロック図参照)	監視基準	
		a	b
1	阿久根・出水地区	1.000	264.1
2	大口地区	1.000	225.2
3	霧島地区	1.000	436.4
4	川内地区	1.000	326.6
5	宮之城地区	1.000	274.0
6	加治木地区	1.000	257.5
7	伊集院地区	1.000	182.7
8	加世田地区	1.000	167.2
9	鹿児島地区	1.000	222.9
10	桜島地区	0.748	171.5
11	枕崎地区	1.000	213.5
12	指宿地区	1.000	318.1
13	国分地区	1.000	201.6
14	大隅地区	1.000	275.3
15	志布志地区	1.000	246.7
16	垂水地区	1.000	262.0
17	鹿屋・高山地区	1.000	256.9
18	内之浦地区	1.000	178.9
19	佐多地区	1.000	218.6
20	甕島地区	0.739	342.3
21	種子島北部地区	1.000	249.8
22	種子島南部地区	0.746	312.8
23	屋久島北部地区	0.864	385.7
24	屋久島南部地区	0.864	317.4
25	奄美大島北部地区	1.000	233.5
26	奄美大島南部地区	1.000	272.7
27	徳之島地区	1.000	253.5
28	沖永良部地区	0.746	342.3
29	与論島地区	0.746	270.4

監視基準

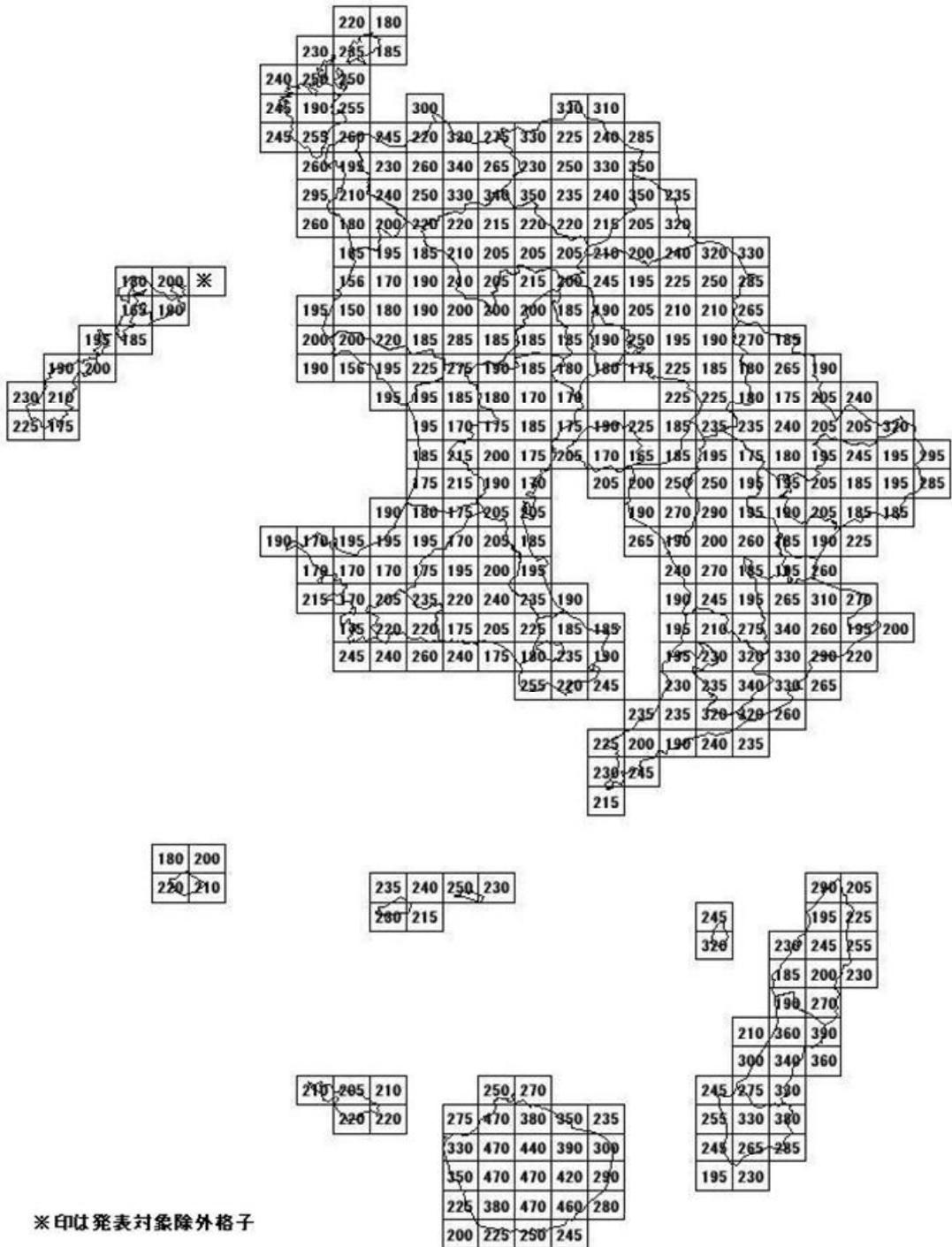
a: 雨量判定図(スネーク曲線図)における警戒避難基準雨量線の傾き

b: 雨量判定図(スネーク曲線図)における警戒避難基準雨量の短時間雨量軸の切片の雨量

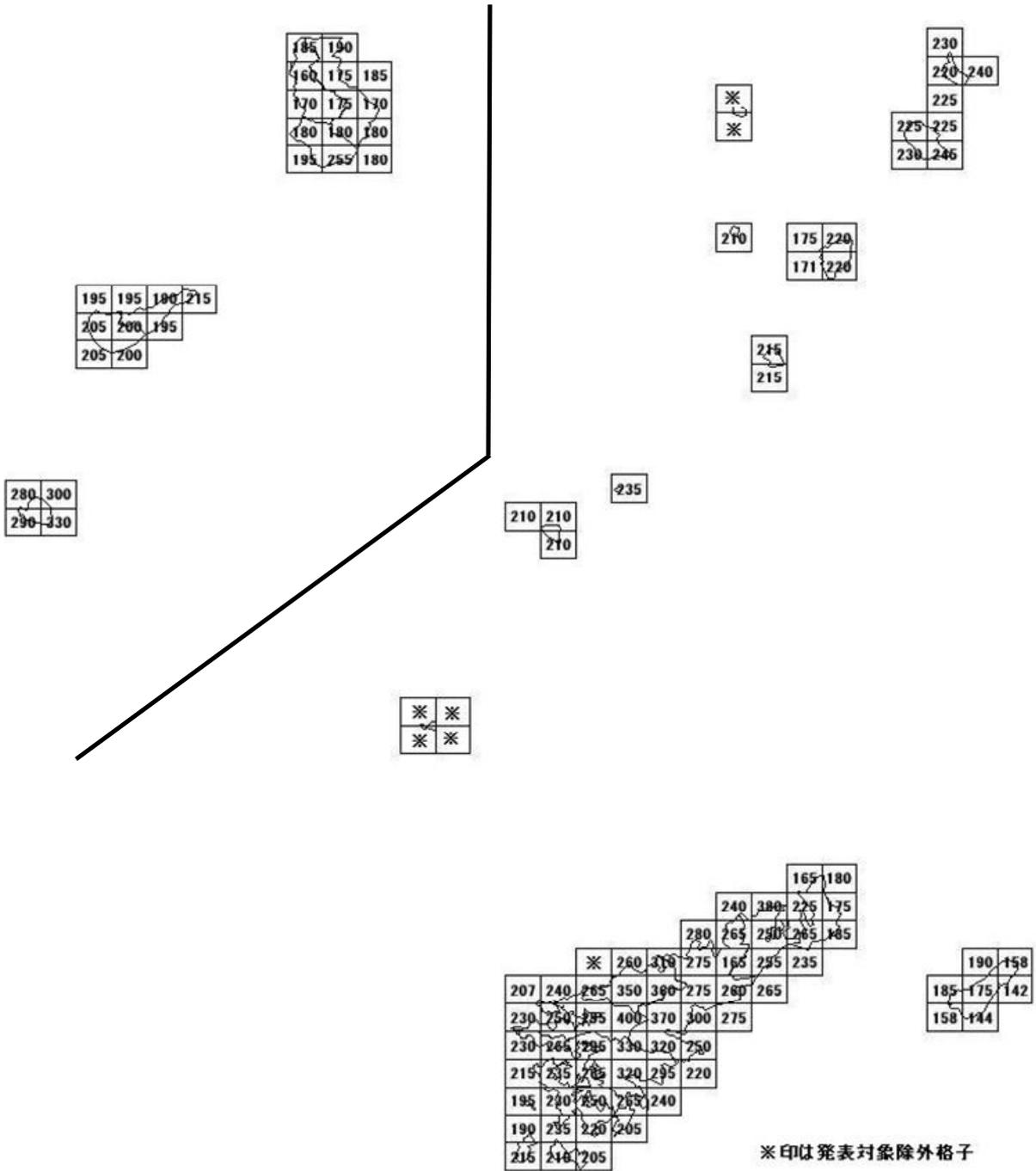


(2) - 1 鹿児島地方気象台の監視基準（土壌雨量指数値）  
 （薩摩地方、大隅地方、種子島・屋久島地方）

〔鹿児島地方気象台〕



(2) - 2 鹿児島地方気象台の監視基準（土壌雨量指数値）  
 （奄美地方）



## 2. 2 土砂災害危険箇所に関する資料

### 【土石流危険渓流】

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流(土石流危険渓流Ⅰ)に加え、人家戸数5戸未満(土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ)も含めた渓流

#### ① 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流

#### ② 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流

#### ③ 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

### 【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家5戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)に加え、人家5戸未満(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ)も含めた箇所

#### ① 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある箇所

#### ② 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

#### ③ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

### 【地すべり危険箇所】

地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所





## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
301 I -003	思川	本名川	墓頭川第3	鹿児島市	吉田町	墓頭	0.17	5	49	17				3.75
301 I -004	思川	本名川	本吉田川第2	鹿児島市	吉田町	谷上	0.23	12	23	8				0.86
301 I -005	思川	本名川	神園第1	鹿児島市	吉田町	神園	0.17	5	17	6				2.41
301 I -006	思川	本名川	神園第2	鹿児島市	吉田町	神園	0.07	10	17	6				2.52
301 I -007	思川	本名川	本名川	鹿児島市	吉田町	上河内	0.66	5	17	6			上河内集会所	10.75
301 I -008	思川	本名川	上河内川	鹿児島市	吉田町	上河内	0.11	15	12	4			上河内集会所	0.87
301 I -009	思川	本名川	小鍋川	鹿児島市	吉田町	城内南	0.07	4	9	3			県道・鹿児島生道線 城内南公民館	0.46
301 I -010	思川	思川	東麓下川	鹿児島市	吉田町	東麓下	0.04	5	15	5				2.75
301 I -011	思川	思川	西中川第2	鹿児島市	吉田町	西中	0.21	4	15	5			県道・伊集院衛生清道線	0.82
301 I -012	思川	思川	西中川	鹿児島市	吉田町	西中	0.09	6	15	5			県道・伊集院衛生清道線 西中公民館	2.19
301 I -013	思川	思川	提水流川第1	鹿児島市	吉田町	提水流	0.07	4	35	12			県道・伊集院衛生清道線	0.07
301 I -014	思川	思川	東宇都谷第1	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.30	5	15	5				0.43
301 I -015	思川	思川	東宇都谷第2	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.28	10	17	6				0.34
301 I -016	思川	思川	諸木川	鹿児島市	吉田町	諸木	1.20	8	0	0			吉田町浄水場官公署	0.22
301 I -017	思川	思川	鵜木川	鹿児島市	吉田町	鵜木	0.06	5	17	6			県道・伊集院衛生清道線	0.13
301 I -018	思川	塩柚川	塩柚川	鹿児島市	吉田町	塩柚	0.88	5	9	3			塩柚集会所	3.12
301 I -019	思川	思川	井手口川第1	鹿児島市	吉田町	西麓上	0.22	6	17	6			県道・鹿児島集会所	2.56
301 I -020	思川	思川	井手口川第2	鹿児島市	吉田町	西麓上	0.12	6	23	8			県道・鹿児島集会所	2.56
301 I -021	思川	思川	井手口川第3	鹿児島市	吉田町	西麓上	0.36	5	15	5			県道・鹿児島集会所	3.17
301 I -022	思川	思川	東麓上川	鹿児島市	吉田町	東麓上	0.18	6	61	21	病院		吉田小学校プール 県道・鹿児島集会所	0.35
301 I -023	思川	思川	東麓下川	鹿児島市	吉田町	東麓下	0.12	5	87	30	幼稚園		県道・鹿児島集会所	1.95
301 I -024	稲荷川	稲荷川	倉谷第1	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.36	5	17	6				2.86
301 I -025	稲荷川	稲荷川	倉谷第2	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.21	5	20	7				2.86
301 I -026	稲荷川	稲荷川	倉谷第3	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.53	5	29	10			倉谷集会所	11.48
301 I -027	稲荷川	稲荷川	倉谷第4	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.87	7	17	6				6.81
301 I -028	稲荷川	牟礼谷川	関屋谷第2	鹿児島市	吉田町	牟礼谷	0.07	6	20	7				4.76
301 I -029	稲荷川	牟礼谷川	関屋谷第1	鹿児島市	吉田町	牟礼谷	0.10	10	23	8				4.76
302 I -001	引ノ平川【直轄】	引ノ平川	桜島	鹿児島市	桜島町	横山(袴腰)	1.38	14	677	275	老人ホーム		管公署 西道24号線	—
302 I -002	赤水川	赤水川	赤水川	鹿児島市	桜島町	赤水	0.88	7	234	95	診療所		管公署 集会所	—
302 I -003	宮迫沢	宮迫沢	宮迫沢	鹿児島市	桜島町	赤生原(小池)	0.38	9	199	81			管公署 集会所	—
302 I -004	長谷川	長谷川	長谷川	鹿児島市	桜島町	武	1.22	20	856	348			管公署 集会所	—
302 I -005	武川	武川	武川第2	鹿児島市	桜島町	武	0.49	7	194	79			県道 町道	—
302 I -006	武川	武川	武川第1	鹿児島市	桜島町	武	0.17	6	91	37			管公署 集会所	—
302 I -007	深谷川	深谷川	深谷川	鹿児島市	桜島町	藤野	0.95	15	330	134			管公署 県道	—
302 I -008	中津野川	中津野川	中津野川	鹿児島市	桜島町	藤野	0.47	9	118	43			県道 集会所	—
302 I -009	桜島【直轄】	金床川	金床川	鹿児島市	桜島町	西道	0.22	19	125	51	診療所		県道 町道	—
302 I -010	西元川	西元川	西元川	鹿児島市	桜島町	西道	0.29	14	140	57	病院 老人ホーム		管公署 西道24号線	—
302 I -011	西道川	西道川	西道川	鹿児島市	桜島町	松浦	1.30	20	155	63			管公署 集会所	—
302 I -012	西道の谷	西道の谷	西道の谷	鹿児島市	桜島町	西道	0.20	11	0	0	幼稚園		管公署 集会所	—
302 I -013	松浦川	松浦川	松浦川第3	鹿児島市	桜島町	松浦	0.21	15	44	18			管公署 集会所	—
302 I -014	松浦川	松浦川	松浦川第2	鹿児島市	桜島町	松浦	0.06	11	130	53			県道 町道	—
302 I -015	松浦川	松浦川	松浦川	鹿児島市	桜島町	松浦	1.06	20	231	94			管公署 集会所	—
302 I -016	二俣川第一	二俣川第一	二俣川第1	鹿児島市	桜島町	二俣	0.17	9	30	12			管公署 集会所	—
302 I -017	アミダ川	アミダ川	アミダ川	鹿児島市	桜島町	西白浜	1.81	16	399	162			県道26号線 集会所	0.00
302 I -018	アミダ川	アミダ川	アミダ川支流	鹿児島市	桜島町	西白浜	0.25	7	180	73			県道 町道	—
302 I -019	ナメイ川	ナメイ川	ナメイ川	鹿児島市	桜島町	東白浜	0.79	10	246	100			管公署 集会所	—
302 I -020	古河良川【直轄】	古河良川	古河良川	鹿児島市	桜島町	古河良	1.11	11	49	20			県道 町道	7.60
321 I -001	井手川	井手川	田貫川	鹿児島市	喜入町	帖地	0.61	12	66	25			24号線	1.85
321 I -002	田貫川	田貫川	田貫川支流	鹿児島市	喜入町	久保園	0.04	7	16	6				0.15
321 I -003	森満谷	森満谷	森満南谷	鹿児島市	喜入町	森満	0.03	8	24	9			226号線 指宿枝崎線	0.43
321 I -004	森満谷	森満谷	森満谷	鹿児島市	喜入町	森満	0.02	14	24	9			226号線 指宿枝崎線	0.66
321 I -005	井手川	井手川	井手川	鹿児島市	喜入町	生見	0.02	13	8	1			NTT電話交換局	2.18
321 I -006	吉見川	吉見川	吉見川	鹿児島市	喜入町	吉見	0.32	15	8	1			NTT電話交換局	0.00
321 I -007	米倉川	米倉川	米倉川	鹿児島市	喜入町	米倉	0.19	14	26	10				1.31
321 I -008	米倉谷	米倉谷	米倉谷	鹿児島市	喜入町	米倉	0.34	12	21	8			226号線 指宿枝崎線	0.80
321 I -009	鈴川	鈴川	中道谷	鹿児島市	喜入町	鈴	0.02	18	37	14				0.15
321 I -010	貝底川	貝底川	川中谷	鹿児島市	喜入町	川中	0.08	9	82	31				0.18
321 I -011	貝底川	貝底川	永山谷	鹿児島市	喜入町	川上	0.04	13	92	35				0.35
321 I -012	八幡川	八幡川	野元谷	鹿児島市	喜入町	野元	0.11	11	50	19			指宿枝崎線	0.78
321 I -013	八幡川	新田川	上横井川	鹿児島市	喜入町	横井	0.68	15	26	10				1.80
321 I -014	八幡川	八幡川	小田代第三谷	鹿児島市	喜入町	小田代	0.22	9	18	7			234号線	2.73
321 I -015	八幡川	八幡川	小田代第一谷	鹿児島市	喜入町	小田代	0.04	11	42	6			234号線	1.16
321 I -016	八幡川	八幡川	弓指川	鹿児島市	喜入町	弓指	0.43	16	16	6				0.93
321 I -017	八幡川	八幡川	旧麓第二谷	鹿児島市	喜入町	旧麓	0.10	15	32	12				0.13
321 I -018	八幡川	八幡川	旧麓第一谷	鹿児島市	喜入町	旧麓	0.04	8	48	18			旧麓研修センター	0.55
321 I -019	八幡川	八幡川	八幡川支流	鹿児島市	喜入町	旧麓	0.08	14	34	13				0.58
321 I -020	八幡川	八幡川	八幡川支流	鹿児島市	喜入町	瀬田	0.08	9	21	8			232号線	0.35
321 I -021	八幡川	八幡川	瀬田川	鹿児島市	喜入町	瀬田	0.56	15	21	8			232号線	0.48
321 I -022	八幡川	八幡川	宮地川支流	鹿児島市	喜入町	宮地	0.04	13	66	25			喜入中学校	0.09
321 I -023	竜髪川	竜髪川	竜髪川	鹿児島市	喜入町	中名下	0.32	13	13	5				5.32
321 I -024	中名中谷	中名中谷	中名中谷	鹿児島市	喜入町	中名上	1.96	17	111	43			中名地区公民館 中名公民館 指宿枝崎線	5.32
321 I -025	前田川	前田川	前田川支流(2)	鹿児島市	喜入町	中名上	0.07	22	148	56			指宿枝崎線	1.30
321 I -026	前田川	前田川	前田川	鹿児島市	喜入町	中名上	0.07	13	153	58			指宿枝崎線	0.73
321 I -027	槌高川	槌高川	槌高川	鹿児島市	喜入町	槌高	1.31	11	18	7			226号線 指宿枝崎線	5.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
321 I -028	樋高川	樋高川	樋高川支流	鹿児島市	喜入町	樋高	0.06	21	32	12			225号線 預備堤防線	0.73
321 I -029	浜田川	浜田川	浜田川	鹿児島市	喜入町	浜田	1.59	10	79	30				0.43
321 I -030	浜田川	木場川	木場川支流	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.51	14	32	13				0.00
321 I -031	浜田川	木場川	木場川	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.12	16	34	12				3.10
321 I -032	浜田川	天神川	天神川	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.28	10	3	1			梨々亭小学校	0.10
321 I -033	水無川	水無川	水無川	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.76	14	32	12				0.60
364 I -001	神之川	薫川	内田谷川	鹿児島市	松元町	内田	0.03	5	0	7			黒道水吉入後鹿児島線	0.00
364 I -002	神之川	上谷口川	折尾谷川	鹿児島市	松元町	折尾	0.03	10	0	11			町道	0.00
364 I -003	永吉川	森園川	春山谷川③	鹿児島市	松元町	下り山	0.04	28	0	1			簡易水道ポンプ場 町道	0.00
365 I -001	大里川	大里川	仕明谷川①	鹿児島市	郡山町	仕明	0.21	11	12	3			仕明公民館	1.70
365 I -002	大里川	大里川	仕明谷川②	鹿児島市	郡山町	仕明	0.15	12	16	4			仕明公民館	1.90
365 I -003	大里川	大里川	仕明谷川③	鹿児島市	郡山町	仕明	0.05	20	12	3			仕明公民館	1.80
365 I -004	大里川	大里川	仕明谷川④	鹿児島市	郡山町	仕明	0.26	17	16	4			仕明公民館	2.00
365 I -005	大里川	大里川	仕明谷川⑤	鹿児島市	郡山町	仕明	0.08	17	12	3			仕明公民館	1.80
365 I -006	神之川	神之川	大東の小川①	鹿児島市	郡山町	大東	0.05	14	16	4			火山館南所	0.60
365 I -007	神之川	神之川	大東の小川②	鹿児島市	郡山町	大東	0.07	11	20	5				0.40
365 I -008	神之川	神之川	前畑川	鹿児島市	郡山町	平	0.12	11	24	6				0.80
365 I -009	神之川	神之川	大中谷川	鹿児島市	郡山町	大中	0.35	9	44	11			本居ふれあいセンター 本居消防コミュニティセ	1.50
365 I -010	神之川	神之川	大中谷川支流	鹿児島市	郡山町	大中	0.11	8	44	11			本居ふれあいセンター 本居消防コミュニティセ	1.50
365 I -011	神之川	神之川	大中の小川	鹿児島市	郡山町	大中	0.03	6	16	4			黒道郡山種福線 大中公民館	0.10
365 I -012	神之川	神之川	梨木之谷川	鹿児島市	郡山町	梨木野	0.14	17	16	4			梨木公民館	0.20
365 I -013	神之川	神之川	雪元川支流	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.09	20	20	5				0.07
365 I -014	神之川	神之川	東雪元川①	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.64	10	4	1			雪元集落センター	1.90
365 I -015	神之川	神之川	東雪元川②	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.10	27	4	1			雪元集落センター	1.50
365 I -016	神之川	神之川	東雪元川③	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.19	11	0	0			雪元集落センター	0.40
365 I -017	神之川	神之川	東雪元川④	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.35	11	0	0			雪元集落センター	0.30
365 I -018	甲突川	甲突川	笛ヶ追川	鹿児島市	郡山町	上園	0.01	11	32	8				0.70
365 I -019	甲突川	甲突川	柿園川	鹿児島市	郡山町	上園	0.07	11	60	15			郡山中学校 黒道伊集院衛生清道線	0.20
365 I -020	甲突川	甲突川	中福良の小川	鹿児島市	郡山町	中福良	0.02	15	120	30				2.67
365 I -021	甲突川	甲突川	中福良谷川	鹿児島市	郡山町	中福良	0.03	10	232	58			集落	0.05
365 I -022	甲突川	甲突川	久田の小川	鹿児島市	郡山町	清和	0.02	22	36	9			黒道郡山種福線	0.57
365 I -023	甲突川	甲突川	坪久田谷川	鹿児島市	郡山町	坪久田	0.02	22	68	17			黒道郡山種福線	0.87
365 I -024	甲突川	甲突川	郡山麓川	鹿児島市	郡山町	郡山麓	0.01	18	156	39			黒道伊集院衛生清道線 鹿児島県森林管理所郡山事務所	0.40
365 I -025	甲突川	油須木川	立迫の小川	鹿児島市	郡山町	油須木	0.02	11	40	10			黒道28号線	0.45
365 I -026	甲突川	宮脇川	大平川①	鹿児島市	郡山町	大平	0.10	18	36	9				1.10
365 I -027	甲突川	宮脇川	大平川②	鹿児島市	郡山町	大平	0.40	11	32	8				1.20
365 I -028	甲突川	宮脇川	砂田川	鹿児島市	郡山町	大下	0.19	19	24	6				1.30
365 I -029	甲突川	川田川	柳ヶ丸の小川	鹿児島市	郡山町	湯屋	0.19	8	36	9			黒道公民館	1.70
365 I -030	甲突川	川田川	丸山谷川	鹿児島市	郡山町	早馬	0.09	14	24	6				0.07
365 I -031	甲突川	湯屋川	永山谷川	鹿児島市	郡山町	永山	0.16	22	44	11			火山公民館 黒道伊集院衛生清道線	1.40
365 I -032	甲突川	湯屋川	有島の小川	鹿児島市	郡山町	有島	0.03	11	524	131				0.00
365 I -033	甲突川	川田川	大谷山上川	鹿児島市	郡山町	白石	0.31	13	28	7			黒道小山田田浦生線 南方小学校	0.70
365 I -034	甲突川	川田川	大谷山下川	鹿児島市	郡山町	白石	0.40	14	28	7			黒道小山田田浦生線 南方小学校	0.70
203 I -001	肝属川	平岡川	岩戸石の小川	鹿児島市	鹿児島市	大始良町大始良東	0.43	15	36	15			市道	0.59
203 I -002	肝属川	大始良川	田淵の小川	鹿児島市	鹿児島市	田淵町	0.04	9	14	6				0.00
203 I -003	肝属川	名貫川	横山の小川	鹿児島市	鹿児島市	横山町	0.37	5	38	16				0.50
203 I -004	肝属川	下谷川	水堀川	鹿児島市	鹿児島市	大浦町	0.29	14	12	5			市道	0.09
203 I -005	肝属川	下谷川	つがひら川	鹿児島市	鹿児島市	大浦町	0.09	11	29	12			市道	0.00
203 I -006	肝属川	下谷川	大浦第4谷	鹿児島市	鹿児島市	大浦町	0.16	12	48	20			市道	0.00
203 I -007	肝属川	下谷川	あかさかの小川	鹿児島市	鹿児島市	大浦町	0.12	16	34	14			黒道 黒道環状線	0.56
203 I -008	肝属川	下谷川	あかさか小谷	鹿児島市	鹿児島市	大浦町	0.09	22	26	11			市道	0.32
203 I -009	肝属川	肝属川	大手町小谷	鹿児島市	鹿児島市	大手町	0.02	11	17	7			市道	0.00
203 I -010	肝属川	肝属川	大手町小川	鹿児島市	鹿児島市	大手町	0.11	9	84	35			市道	0.00
203 I -011	肝属川	肝属川	西碓川の小川	鹿児島市	鹿児島市	西碓川町	0.13	7	14	6			黒道 黒道環状線 市道	0.21
203 I -012	肝属川	肝属川	柿元川支流	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	0.18	17	17	7			市道	0.00
203 I -013	肝属川	肝属川	柿元川	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	1.17	16	19	8			市道	0.00
203 I -014	肝属川	肝属川	栗須川	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	0.60	13	12	5			市道	0.13
203 I -015	肝属川	肝属川	碓川第1小川	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	0.10	17	36	15			市道	0.25
203 I -016	肝属川	肝属川	碓川第2小川	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	0.20	17	36	15			市道	0.25
203 I -017	肝属川	肝属川	碓川第3小川	鹿児島市	鹿児島市	碓川町	0.05	6	29	12			市道	0.00
203 I -018	肝属川	串良川	重田第1の小川	鹿児島市	鹿児島市	下高隈町浦石原	0.12	19	14	6			市道	0.04
203 I -019	肝属川	串良川	重田第2の小川	鹿児島市	鹿児島市	上高隈町浦石原	0.09	17	14	6			市道	0.04
203 I -020	肝属川	串良川	重田第3の小川	鹿児島市	鹿児島市	上高隈町浦石原	0.22	15	19	8			市道	0.22
203 I -021	肝属川	串良川	鶴の小川	鹿児島市	鹿児島市	上高隈町鶴	0.15	18	14	6			市道	0.50
203 I -022	肝属川	串良川	麓の小谷	鹿児島市	鹿児島市	上高隈町麓	0.06	9	29	12			市道	0.00
203 I -023	肝属川	串良川	高隈中央の小川	鹿児島市	鹿児島市	上高隈町久保田	0.04	11	36	15			久保田公民館別館 市道 高隈内ヶ池線	0.06
203 I -024	肝属川	串良川	谷田小谷	鹿児島市	鹿児島市	下高隈町谷田	0.05	8	22	9			市道 谷田集会所施設	0.00
203 I -025	肝属川	串良川	谷田の小川	鹿児島市	鹿児島市	下高隈町谷田	0.10	5	38	16			市道	0.09
203 I -026	-	-	西の小川	鹿児島市	鹿児島市	古江町	0.28	6	14	6			国道 220号	0.00
203 I -027	-	-	観音川	鹿児島市	鹿児島市	古江町	0.27	8	19	8			国道 220号	0.00
203 I -028	-	-	古江第1の小川	鹿児島市	鹿児島市	古江町	0.08	12	2	1			市道	0.00
203 I -029	-	-	古江第2の小川	鹿児島市	鹿児島市	古江町	0.06	16	29	12			市道	0.00
203 I -030	-	-	花岡の小川	鹿児島市	鹿児島市	花岡町	0.22	8	41	17			市道	0.11
203 I -031	-	-	古江第3の小川	鹿児島市	鹿児島市	古江町	0.04	16	26	11			市道	0.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係 関係施設	左記以外の公共施設 種 類	耕地 ha
203 I-032	—	—	古江第5の小川	鹿屋市	鹿屋市	古江町	0.05	17	0	0		古江小学校 国道220号	0.00
203 I-033	—	—	古江第4の小川	鹿屋市	鹿屋市	古江町	0.02	16	2	1		古江小学校 国道220号	0.00
203 I-034	—	—	古江川	鹿屋市	鹿屋市	古江町	0.76	10	0	0	保育園	古江小学校	0.00
203 I-035	—	—	小園川	鹿屋市	鹿屋市	船間町	1.76	5	22	9		主要地方道 鹿屋・善平・佐多線	0.23
203 I-036	—	—	荒平川	鹿屋市	鹿屋市	天神町	0.21	9	14	6		市道 主要地方道 鹿屋・善平・佐多線	0.00
203 I-037	—	—	永小原第2小川	鹿屋市	鹿屋市	永小原町永目	0.15	16	17	7		国道309号 市道	0.00
204 I-001	花渡川	花渡川	木場川	枕崎市	枕崎市	木場	0.08	12	19	8		市道	0.29
204 I-002	花渡川	花渡川	通山川	枕崎市	枕崎市	木場	0.18	10	14	6		市道	0.48
204 I-003	花渡川	花渡川	湯六第1谷川	枕崎市	枕崎市	湯六	0.10	13	36	15		市道 湯六道梁	0.00
204 I-004	花渡川	金山川	十石川	枕崎市	枕崎市	金山	0.07	18	36	15		金山公民館 金山小学校	0.00
204 I-005	花渡川	金山川	上郷第1谷川	枕崎市	枕崎市	金山	0.03	24	22	9		市道	0.00
204 I-006	花渡川	金山川	上郷第2谷川	枕崎市	枕崎市	金山	0.06	14	22	9		市道	0.00
204 I-007	花渡川	金山川	寺谷川	枕崎市	枕崎市	金山	0.06	16	17	7		市道	0.00
204 I-008	花渡川	中洲川	宇都川	枕崎市	枕崎市	宇都	0.04	14	43	18		市道	0.00
204 I-009	花渡川	中洲川	中洲川	枕崎市	枕崎市	木口屋	0.12	11	31	13		市道 木口屋公民館	0.00
204 I-010	長沢川	茅野川	茅野川	枕崎市	枕崎市	茅野	0.50	9	12	5		国道内米谷白沢津線	0.26
204 I-011	長沢川	下山川	下山第1谷川	枕崎市	枕崎市	下山	0.05	16	29	12		下山研修館	0.00
204 I-012	長沢川	下山川	下山第2谷川	枕崎市	枕崎市	下山	0.29	12	36	15		市道	0.04
204 I-013	長沢川	駒ヶ水川	駒ヶ水川	枕崎市	枕崎市	駒ヶ水	0.13	9	46	19		駒水公民館	0.00
206 I-001	その他	八郷川	八郷川	阿久根市	阿久根市	八郷	0.85	14	88	35		阿久根之浜港線 八郷公民館	3.69
206 I-002	その他	八郷川	八郷川	阿久根市	阿久根市	八郷	0.52	12	10	4		長尾川 阿久根之浜港線	2.21
206 I-003	その他	小漣川	小漣川	阿久根市	阿久根市	小漣	0.66	12	80	32		阿久根之浜港線 小漣公民館	6.00
206 I-004	橋之浦川	橋之浦川	松ヶ根川	阿久根市	阿久根市	松ヶ根	0.09	17	20	8		松ヶ根公民館	1.68
206 I-005	新田川	新田川	中川原川	阿久根市	阿久根市	瀬之浦下	0.71	5	30	12		民宿	5.90
206 I-006	新田川	新田川	新田川支溪	阿久根市	阿久根市	瀬之浦上	0.15	9	40	16			5.18
206 I-007	新田川	新田川	黒十川	阿久根市	阿久根市	瀬之浦上	0.99	8	40	16			5.88
206 I-008	折口川	内田川	赤剥の小川	阿久根市	阿久根市	赤剥	0.08	6	45	18			1.56
206 I-009	浦頭川	浦頭川	西平谷	阿久根市	阿久根市	浦頭	0.03	9	20	8			1.29
206 I-010	浦頭川	浦頭川	浦頭の小川	阿久根市	阿久根市	浦頭	0.05	6	13	5			0.53
206 I-011	高松川	高松川	大曲の小川	阿久根市	阿久根市	大曲	0.06	11	88	35		阿久根東部線	0.01
206 I-012	高松川	高松川	下田代の小川	阿久根市	阿久根市	下田代	0.02	23	30	12		VII施設 阿久根東部線	0.15
206 I-013	高松川	高松川	田代中第一谷	阿久根市	阿久根市	田代中	0.17	17	8	3		阿久根東部線 田代小学校	0.34
206 I-014	高松川	高松川	田代中第二谷	阿久根市	阿久根市	田代中	0.18	17	20	8		阿久根東部線	0.08
206 I-015	高松川	高松川	田代中第三谷	阿久根市	阿久根市	田代中	2.16	17	28	11			1.34
206 I-016	高松川	高松川	米次北の小川	阿久根市	阿久根市	米次	0.09	24	13	5			0.63
206 I-017	高松川	高松川	米次西の小川	阿久根市	阿久根市	米次	0.20	28	20	8		阿久根東部線 米次公民館	0.76
206 I-018	高松川	高松川	尾原川	阿久根市	阿久根市	尾原	0.67	20	50	21		阿久根東部線	0.73
206 I-019	高松川	山下川	佐敷川	阿久根市	阿久根市	横ヶ倉	2.12	11	25	10			0.92
206 I-020	高松川	山下川	山下川支溪	阿久根市	阿久根市	横ヶ倉	0.18	13	20	8			1.48
206 I-021	大橋川	大橋川	太郎原川	阿久根市	阿久根市	遠矢	0.14	15	38	15			0.48
206 I-022	その他	倉津川	倉津の小川	阿久根市	阿久根市	倉津	0.10	5	105	42		漁民研修センター	0.30
206 I-023	伊川	伊川	伊北の小川	阿久根市	阿久根市	伊	0.16	14	20	8			0.33
206 I-024	伊川	伊川	伊川	阿久根市	阿久根市	伊	0.06	10	13	5			0.54
206 I-025	伊川	伊川	伊南の小川	阿久根市	阿久根市	伊	0.07	19	25	10			0.33
206 I-026	馬見塚川	馬見塚川	馬見塚川	阿久根市	阿久根市	馬見塚	0.39	9	45	18		馬見塚公民館	2.23
206 I-027	大川川	大川川	伊木俣川	阿久根市	阿久根市	伊木俣	0.04	18	8	3		野元公民館	1.43
206 I-028	大川川	大川川	川畑第三小川	阿久根市	阿久根市	川畑	0.02	22	18	7			0.13
206 I-029	大川川	大川川	川畑第二小川	阿久根市	阿久根市	川畑	0.05	22	13	5			0.17
206 I-030	大川川	大川川	川畑第一小川	阿久根市	阿久根市	川畑	0.02	29	38	15			0.04
206 I-031	大川川	大川川	小鹿倉川	阿久根市	阿久根市	小鹿倉	0.33	17	8	3		阿久根市上公民館	0.56
206 I-032	大川川	大川川	中屋敷第一小川	阿久根市	阿久根市	中屋敷	0.05	22	48	19		鹿角島本線 中屋敷公民館	0.10
206 I-033	大川川	大川川	中屋敷第二小川	阿久根市	阿久根市	中屋敷	0.05	19	45	18		鹿角島本線 中屋敷公民館	0.22
206 I-034	大川川	大川川	中屋敷川	阿久根市	阿久根市	中屋敷	0.06	17	15	6		鹿角島本線	0.00
206 I-035	大川川	大川川	薩摩大川の小川	阿久根市	阿久根市	大川	0.08	22	45	18		鹿角島本線	0.21
206 I-036	尻無川	尻無川	屋敷村川	阿久根市	阿久根市	屋敷村	0.08	12	40	16			0.45
206 I-037	尻無川	尻無川	久保田第二	阿久根市	阿久根市	屋敷村	0.04	22	18	7			0.00
206 I-038	尻無川	尻無川	表川内谷	阿久根市	阿久根市	久保田	0.17	7	63	25		表川内公民館	0.37
206 I-039	尻無川	尻無川	久保田第三	阿久根市	阿久根市	久保田	0.07	17	13	5			0.02
206 I-040	尻無川	尻無川	今越谷	阿久根市	阿久根市	表川内	0.17	22	15	6			0.06
206 I-041	尻無川	尻無川	小麦谷	阿久根市	阿久根市	小麦	0.29	19	28	11		小麦公民館	0.07
206 I-042	尻無川	尻無川	小麦谷	阿久根市	阿久根市	小麦	0.10	20	8	3		小麦公民館	0.18
206 I-043	尻無川	尻無川	鍛冶屋段川	阿久根市	阿久根市	鍛冶屋段	0.58	20	18	7			0.62
206 I-044	尻無川	尻無川	久保田川	阿久根市	阿久根市	久保田	0.14	12	30	12			0.36
206 I-045	鈴木段川	鈴木段川	兎田谷	阿久根市	阿久根市	鈴木段	0.13	23	70	28			1.05
207 I-001	芦花部川	芦花部川	芦花部川支溪4	名瀬市	名瀬市	龍郷町	0.31	12	0	0	老人ホーム		1.37
207 I-002	芦花部川	芦花部川	芦花部川支溪3	名瀬市	名瀬市	芦花部	0.03	15	23	10		81号線 芦花部公民館	0.59
207 I-003	芦花部川	芦花部川	芦花部川支溪1	名瀬市	名瀬市	芦花部	0.24	19	108	48		81号線 芦花部公民館	0.17
207 I-004	芦花部川	芦花部川	芦花部川支溪2	名瀬市	名瀬市	芦花部	0.22	17	52	23		81号線	0.07
207 I-005	その他	有良川	有良川支溪1	名瀬市	名瀬市	有良	0.03	17	11	5		81号線 市道	0.22
207 I-006	その他	有良川	有良川支溪2	名瀬市	名瀬市	有良	0.09	17	34	15		市道	0.09
207 I-007	その他	大熊川	大熊川支溪1	名瀬市	名瀬市	大熊	0.09	18	32	14			0.64
207 I-008	その他	大熊川	大熊川支溪2	名瀬市	名瀬市	大熊	0.08	18	41	18			0.38
207 I-009	その他	大熊川	大熊川	名瀬市	名瀬市	大熊	0.49	16	52	23		市道	0.42
207 I-010	その他	大熊小川	大熊小川	名瀬市	名瀬市	大熊	0.09	15	43	19		81号線	0.10

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
207 I -011	浦上川	浦上川	浦上川支溪 6	名瀬市	名瀬市	大熊	0.05	22	7	3	病院	81号線	0.00
207 I -012	浦上川	浦上川	朝日小川	名瀬市	名瀬市	浦上	0.30	15	16	7	幼稚園	朝日小学校	0.00
207 I -013	浦上川	浦上川	与善川	名瀬市	名瀬市	浦上	0.24	14	16	7	幼稚園	朝日小学校	0.00
207 I -014	浦上川	浦上川	浦上小川	名瀬市	名瀬市	浦上	0.03	17	18	8		59号線	0.39
207 I -015	浦上川	浦上川	苗代川	名瀬市	名瀬市	浦上	0.17	11	70	31		59号線	0.02
207 I -016	浦上川	浦上川	前城川	名瀬市	名瀬市	浦上	0.46	6	108	48		59号線 市道	0.08
207 I -017	浦上川	浦上川	竹之当川	名瀬市	名瀬市	浦上	1.10	12	32	14		59号線 市道	0.37
207 I -018	浦上川	浦上川	浦上川支溪 3	名瀬市	名瀬市	浦上	0.06	12	20	9		59号線	0.40
207 I -019	浦上川	浦上川	浦上川支溪 4	名瀬市	名瀬市	浦上	0.03	17	14	6		59号線 市道	0.03
207 I -020	浦上川	浦上川	浦上川支溪 1	名瀬市	名瀬市	浦上	0.06	11	0	0		大島工業高校	0.00
207 I -021	浦上川	仲勝川	有屋小川	名瀬市	名瀬市	有屋	0.22	14	113	50		市道	0.02
207 I -022	浦上川	仲勝川	仲勝小川	名瀬市	名瀬市	仲勝	0.27	16	118	52		市道 市道 市道 市道	0.44
207 I -023	浦上川	有屋川	和光園小川 3	名瀬市	名瀬市	有屋	0.53	11	0	0	診療所	市道	0.00
207 I -024	浦上川	有屋川	和光園小川 2	名瀬市	名瀬市	有屋	0.21	14	16	7	診療所	市道	0.00
207 I -025	浦上川	有屋川	和光園小川 1	名瀬市	名瀬市	有屋	0.07	16	16	7		59号線 市道	0.68
207 I -026	その他	鳩浜沢	鳩浜沢 2	名瀬市	名瀬市	鳩浜町	0.07	24	54	24		市道	0.00
207 I -027	その他	鳩浜沢	鳩浜沢	名瀬市	名瀬市	鳩浜町	0.12	11	59	26		市道	0.00
207 I -028	その他	佐大熊川	佐大熊沢 1	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.10	14	20	9		市道	0.00
207 I -029	その他	佐大熊川	佐大熊沢 2	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.04	24	32	14		市道	0.00
207 I -030	その他	佐大熊川	佐大熊沢 4	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.05	21	63	28			0.00
207 I -031	その他	佐大熊川	佐大熊沢 5	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.04	20	888	393	保育所	市道 上佐大熊町集会所	0.02
207 I -032	その他	佐大熊川	佐大熊沢 6	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.05	20	936	414	保育所	市道 上佐大熊町集会所	0.00
207 I -033	その他	佐大熊川	佐大熊沢 7	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.14	21	972	430	保育所	市道 上佐大熊町集会所	0.07
207 I -034	その他	佐大熊川	佐大熊小川	名瀬市	名瀬市	佐大熊町	0.02	16	838	371		市道 上佐大熊町集会所	0.00
207 I -035	その他	小浜川	小浜第三小川	名瀬市	名瀬市	小浜町	0.09	14	47	21		伊津部小学校 市道	0.00
207 I -036	その他	小浜川	小浜第一小川	名瀬市	名瀬市	小浜町	0.08	19	79	35	保育所	伊津部小学校 市道	0.00
207 I -037	その他	小浜川	小浜第二小川	名瀬市	名瀬市	小浜町	0.17	11	140	62	保育所	伊津部小学校 市道	0.00
207 I -038	その他	小浜川	安勝川支溪	名瀬市	名瀬市	安勝町	0.02	27	38	17		大島高校	0.00
207 I -039	その他	小浜川	安勝川	名瀬市	名瀬市	安勝町	0.20	17	43	19		大島高校	0.00
207 I -040	新川	新川	小俣川支溪	名瀬市	名瀬市	小俣町	0.09	11	122	54	幼稚園		0.00
207 I -041	新川	新川	小俣川	名瀬市	名瀬市	小俣町	0.29	15	285	126		市道	0.00
207 I -042	新川	俊良川	春日小川	名瀬市	名瀬市	春日町	0.05	14	88	39	保育所	市道	0.03
207 I -043	新川	俊良川	俊良川支溪 4	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.06	17	151	67	老人ホーム	田原団地集会所	0.05
207 I -044	新川	俊良川	俊良川支溪 3	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.19	15	181	80	老人ホーム	田原団地集会所	0.00
207 I -045	新川	俊良川	俊良川支溪 2	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.07	16	115	51	老人ホーム	田原団地集会所	0.00
207 I -046	新川	俊良川	俊良川	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.94	12	136	60		田原団地集会所	0.20
207 I -047	新川	俊良川	俊良川支溪 1	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.06	26	38	17			0.00
207 I -048	新川	俊良川	平田小川	名瀬市	名瀬市	俊良町	0.04	18	215	95	保育所	菊葉高校	0.06
207 I -049	新川	俊良川	平田谷川	名瀬市	名瀬市	平田町	0.15	16	325	144		菊葉高校 平田町団地集会所	0.00
207 I -050	新川	新川	新川支溪 3	名瀬市	名瀬市	平田町	0.12	16	29	13			0.00
207 I -051	新川	新川	新川支溪 2	名瀬市	名瀬市	平田町	0.04	22	66	29			0.00
207 I -052	新川	新川	新川支溪 4	名瀬市	名瀬市	平田町	0.09	18	16	7			0.00
207 I -053	新川	新川	新川支溪 1	名瀬市	名瀬市	平田町	0.09	13	63	28		59号線	0.00
207 I -054	新川	平田川	平田川支溪	名瀬市	名瀬市	平田町	0.10	18	63	28		59号線 民宿	0.00
207 I -055	新川	平田川	平田川	名瀬市	名瀬市	平田町	0.95	16	63	28		59号線 民宿	0.00
207 I -056	新川	真名津川	真名津川	名瀬市	名瀬市	真名津町	0.89	11	262	116		真名津団地集会所	0.00
207 I -057	新川	真名津川	真名津川支溪	名瀬市	名瀬市	真名津町	0.04	22	84	37		名瀬中学校	0.00
207 I -058	新川	真名津川	真名津小川	名瀬市	名瀬市	古田町	0.06	22	206	91		59号線 名瀬市中央公民館	0.00
207 I -059	新川	新川	久里川支溪	名瀬市	名瀬市	古田町	0.04	20	32	14		菊葉高校	0.01
207 I -060	新川	新川	久里川	名瀬市	名瀬市	久里町	0.19	11	371	164	病院	市道	0.02
207 I -061	新川	永田川	永田川	名瀬市	名瀬市	永田町	1.03	11	90	40		市道	0.00
207 I -062	新川	井根川	井根川支溪	名瀬市	名瀬市	井根町	0.05	21	154	68		市道 武光東井根上町自治会	0.00
207 I -063	新川	井根川	井根川	名瀬市	名瀬市	井根町	0.48	9	289	128		市道	0.00
207 I -064	その他	柳川	柳小川	名瀬市	名瀬市	柳町	0.01	19	63	28	保育所 老人ホーム	名瀬市保健センター	0.00
207 I -065	その他	屋仁川	屋仁川支溪 1	名瀬市	名瀬市	柳町	0.09	20	305	135		市道 柳町集会所	0.03
207 I -066	その他	屋仁川	屋仁川	名瀬市	名瀬市	柳町	0.14	16	305	135		市道 柳町集会所	0.06
207 I -067	その他	屋仁川	屋仁川支溪 2	名瀬市	名瀬市	柳町	0.04	23	179	79	託児所	市道 柳町集会所	0.02
207 I -068	その他	矢之脇川	矢之脇小川	名瀬市	名瀬市	矢之脇町	0.04	20	260	115	常道 旅館	市道	0.01
207 I -069	その他	矢之脇川	矢之脇川支溪	名瀬市	名瀬市	矢之脇町	0.05	13	81	36		市道 矢之脇町自治会館	0.00
207 I -070	その他	塩浜川	塩浜小川 2	名瀬市	名瀬市	塩浜町	0.02	13	29	13		市道	0.00
207 I -071	その他	塩浜川	塩浜小川	名瀬市	名瀬市	塩浜町	0.04	22	16	7		笠久中学校 市道	0.00
207 I -072	その他	長浜川	長浜川支溪	名瀬市	名瀬市	長浜町	0.03	17	41	18		市道 名瀬市清掃事務所	0.00
207 I -073	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 1	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.07	13	102	45		市道	0.11
207 I -074	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 2	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.04	17	172	76			0.04
207 I -075	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 3	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.05	14	16	7			0.00
207 I -076	その他	朝仁新川	朝仁新川	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.62	7	77	34	病院	市道	0.02
207 I -077	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 4	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.04	20	88	39		79号線	0.00
207 I -078	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 5	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.04	18	118	52		79号線	0.04
207 I -079	その他	朝仁新川	朝仁新川支溪 1	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	0.66	4	70	31		79号線	0.00
207 I -080	その他	三儀山川	三儀山川支溪 3	名瀬市	名瀬市	小宿	0.08	8	0	0	病院 老人ホーム	市道	0.25
207 I -081	その他	三儀山川	三儀山川支溪 5	名瀬市	名瀬市	小宿	0.02	26	2	1	病院	市道	0.00
207 I -082	小宿大川	小宿大川	小宿大川	名瀬市	名瀬市	小宿	0.03	14	0	0		小宿中学校	0.00
207 I -083	小宿大川	小宿大川	里川小川	名瀬市	名瀬市	里	0.02	19	47	21		市道 市公民館	0.00
207 I -084	小宿大川	小宿大川	里川	名瀬市	名瀬市	里	0.10	18	72	32		市道 市公民館	0.05

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha
207 I-085	小宿大川	小宿大川	小宿大川支川	名瀬市	名瀬市	小宿	0.60	8	52	23		市道	0.80
207 I-086	その他	浜里沢	浜里沢	名瀬市	名瀬市	平松町	0.04	24	11	5			0.59
207 I-087	知名瀬川	知名瀬川	知名瀬川支川	名瀬市	名瀬市	知名瀬	0.18	13	11	5			1.07
207 I-088	知名瀬川	知名瀬川	知名瀬小川	名瀬市	名瀬市	知名瀬	0.13	14	20	9			0.26
207 I-089	その他	西知名瀬川	西知名瀬川	名瀬市	名瀬市	知名瀬	0.13	22	2	1		79号線 知根小学校	0.00
207 I-090	その他	西知名瀬川	西知名瀬小川	名瀬市	名瀬市	知名瀬	0.45	9	2	1		79号線 知根小学校	0.00
207 I-091	大川	大川	前勝川	名瀬市	名瀬市	前勝	0.10	22	45	20		607号線 新勝集会所	0.00
207 I-092	大川	大川	西仲勝川	名瀬市	名瀬市	西仲勝	0.23	19	122	54		607号線	0.00
207 I-093	大川	大川	西田支溪	名瀬市	名瀬市	西田	0.11	15	0	0		名瀬市農業研修センター 名瀬市農林環境改善セン	2.20
207 I-094	大川	大川	伊津部勝川	名瀬市	名瀬市	伊津部勝	0.06	34	25	11		市道	0.00
207 I-095	大川	大川	名瀬勝川	名瀬市	名瀬市	名瀬勝	0.29	27	120	53		市道	0.60
208 I-001	その他	前田川	前田川	出水市	出水市	前田	0.90	12	64	26		3号線 新田地区郵便局	4.54
208 I-002	その他	西前田川	西前田川	出水市	出水市	前田	0.29	11	17	7		3号線 鹿島本線	2.38
208 I-003	その他	樽木川	樽木川	出水市	出水市	樽木	2.12	9	139	56		3号線 鹿島本線	7.09
208 I-004	その他	針原川	第二針原川	出水市	出水市	針原	0.44	12	126	51		3号線 ホテル	14.82
208 I-005	その他	針原川	針原川	出水市	出水市	針原	0.68	11	131	53		3号線 ホテル	15.63
208 I-006	その他	関外川	関外川	出水市	出水市	関外	0.25	7	15	6		関外公民館	3.54
208 I-007	米ノ津川	江良川	江良川	出水市	出水市	平松上	3.47	16	22	9			2.82
208 I-008	米ノ津川	江良川	江良川支溪	出水市	出水市	平松上	2.05	13	12	5			2.82
208 I-009	米ノ津川	江良川	安原谷	出水市	出水市	豊原	0.28	10	69	28			6.63
208 I-010	米ノ津川	高柳川	安原川	出水市	出水市	朝熊	1.50	15	35	14			5.43
208 I-011	米ノ津川	高柳川	安原川支溪	出水市	出水市	朝熊	0.59	15	35	14			3.82
208 I-012	米ノ津川	高柳川	松尾の小川	出水市	出水市	松尾	0.31	10	27	11			1.80
208 I-013	米ノ津川	嫁谷川	第一大平谷	出水市	出水市	大平	0.83	17	25	10		大平自治公民館	6.50
208 I-014	米ノ津川	軸谷川	日当川	出水市	出水市	日当	1.80	12	15	6		水俣出水線 日当公民館	4.46
208 I-015	米ノ津川	軸谷川	米山川	出水市	出水市	芭蕉	1.49	16	12	5		水俣出水線	0.31
208 I-016	米ノ津川	軸谷川	曾谷川	出水市	出水市	芭蕉	0.20	17	15	6		水俣出水線	0.36
208 I-017	米ノ津川	軸谷川	日添第一小川	出水市	出水市	日添	0.09	13	17	7			0.85
208 I-018	米ノ津川	軸谷川	日添第二小川	出水市	出水市	日添	0.05	10	22	9			1.13
208 I-019	米ノ津川	軸谷川	日添川	出水市	出水市	日添	0.49	11	32	13		日添多目的研修会施設	2.47
208 I-020	米ノ津川	軸谷川	猪木川	出水市	出水市	田之頭	0.74	10	22	9			2.06
208 I-021	米ノ津川	軸谷川	田之頭第一小川	出水市	出水市	田之頭	0.30	10	47	19		4 4 7号線	4.70
208 I-022	米ノ津川	軸谷川	田之頭第二小川	出水市	出水市	田之頭	0.09	8	47	19		4 4 7号線	4.83
208 I-023	米ノ津川	広瀬川	下平野第一小川	出水市	出水市	下平野	0.09	14	12	5		4 4 7号線	1.34
208 I-024	米ノ津川	米ノ津川	田原谷	出水市	出水市	田原	0.04	28	17	7			1.12
208 I-025	米ノ津川	米ノ津川	田原川第二支溪	出水市	出水市	田原	0.06	26	42	17			2.41
208 I-026	米ノ津川	米ノ津川	葛根平川	出水市	出水市	鷺梁	0.19	20	12	5		4 4 7号線	0.60
208 I-027	米ノ津川	米ノ津川	鷺梁川	出水市	出水市	鷺梁	0.19	13	12	5		4 4 7号線	0.95
208 I-028	米ノ津川	広瀬川	鷺梁川支溪	出水市	出水市	鷺梁	0.03	9	12	5		4 4 7号線	1.47
208 I-029	米ノ津川	米ノ津川	井手口川	出水市	出水市	井手口	0.29	10	15	6		4 4 7号線 大川内小学校	0.05
208 I-030	米ノ津川	中川川	中川川	出水市	出水市	中川	1.62	14	42	17		4 4 7号線 出水市生活改善センター	0.20
208 I-031	米ノ津川	米ノ津川	原第一小川	出水市	出水市	原	0.10	6	12	5		4 4 7号線	0.18
208 I-032	米ノ津川	米ノ津川	馬流第一小川	出水市	出水市	馬流	0.20	12	22	9			1.89
208 I-033	米ノ津川	坂元川	塩鶴川	出水市	出水市	青椎	1.23	9	15	6			0.60
208 I-034	米ノ津川	坂元川	第二青椎谷	出水市	出水市	青椎	0.25	18	12	5		青椎自治公民館	0.77
208 I-035	米ノ津川	宇津良川	白木川内支溪	出水市	出水市	白木川内	1.23	10	0	0		温泉施設 緑地	0.00
208 I-036	米ノ津川	不動野川	不動野川	出水市	出水市	不動野	0.75	12	32	13		不動野自治公民館	2.09
208 I-037	米ノ津川	鍋野川	水之頭第二支溪	出水市	出水市	水之頭	0.07	11	17	7			0.56
208 I-038	米ノ津川	鍋野川	水之頭第一水系	出水市	出水市	水之頭	0.06	6	15	6		水之頭公民館	0.10
208 I-039	米ノ津川	鍋野川	折尾野川	出水市	出水市	折尾野	0.69	11	57	23		折尾野自治公民館	1.47
208 I-040	米ノ津川	鍋野川	第二君名川	出水市	出水市	君名川	0.08	15	7	3		君名川自治公民館	0.53
208 I-041	米ノ津川	鍋野川	君名川	出水市	出水市	君名川	0.18	14	25	10		君名川自治公民館	0.71
208 I-042	米ノ津川	神戸川	湯川内川	出水市	出水市	湯川内	0.17	21	0	0		旅館	0.28
208 I-043	米ノ津川	平良川	小原下の小川	出水市	出水市	小原下	0.04	9	25	10		小原平公民館	0.43
208 I-044	米ノ津川	平良川	第二丸塚谷	出水市	出水市	丸塚	0.68	12	10	4		丸塚自治公民館	0.96
209 I-001	川内川	小川内川	小川内川3	大口市	大口市	小川内	0.99	15	18	7			2.90
209 I-002	川内川	小川内川	小川内川	大口市	大口市	小川内	0.20	15	15	6			1.90
209 I-003	川内川	山野川	石井川内川	大口市	大口市	石井	0.49	15	31	12			0.00
209 I-004	川内川	山野川	布計川1	大口市	大口市	布計	0.07	15	39	15			0.40
209 I-005	川内川	山野川	布計川2	大口市	大口市	布計	0.34	15	44	17			0.80
209 I-006	川内川	山野川	布計川3	大口市	大口市	布計	0.18	10	13	5			0.00
209 I-007	川内川	山野川	平川川	大口市	大口市	平川	2.28	15	23	9			2.20
209 I-008	川内川	十曾川	北平川	大口市	大口市	北平	0.34	20	13	5			0.00
209 I-009	川内川	牛尾川	白ヶ谷川	大口市	大口市	白ヶ谷	1.05	15	18	7			0.70
209 I-010	川内川	牛尾川	牛尾川	大口市	大口市	奈良野	1.54	20	21	8			10.50
209 I-011	川内川	牛尾川	奈良野川2	大口市	大口市	奈良野	0.07	15	13	5			0.60
209 I-012	川内川	牛尾川	奈良野川1	大口市	大口市	奈良野	0.03	15	15	6			1.00
209 I-013	川内川	牛尾川	永野原川2	大口市	大口市	永野原	0.01	15	5	2		公民館	0.70
209 I-014	川内川	牛尾川	永野原川1	大口市	大口市	永野原	0.02	20	23	9			1.40
209 I-015	川内川	羽月川	淵辺川1	大口市	大口市	淵辺	0.06	10	12	5			0.80
209 I-016	川内川	羽月川	富士川1	大口市	大口市	富士	0.02	15	16	8			1.30
209 I-017	川内川	平出水川	向江川1	大口市	大口市	向江	0.05	15	45	17			0.90
209 I-018	川内川	平出水川	平出水川	大口市	大口市	向江	0.38	20	58	22			0.70
209 I-019	川内川	平出水川	折小野川	大口市	大口市	小野	0.20	10	15	6			4.00

## 2.2. (2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係施設 種	上記以外の公共施設 種	耕地 ha	
209 I-020	川内川	白木川	白木下川1	大口市	大口市	白木下	0.05	15	10	5				2.00
210 I-001	新川	池田湖	池田湖支流	指宿市	指宿市	中浜	0.31	7	29	12			池田湖地 東方 池田橋	0.34
210 I-002	新川	池田湖	中浜第二谷	指宿市	指宿市	中浜	0.17	9	19	8			若本・開成線	0.78
210 I-003	新川	池田湖	中浜第一谷	指宿市	指宿市	中浜	0.22	13	34	14			若本・開成線 中浜交流センター	0.50
210 I-004	新川	仮屋川	仮屋川支流	指宿市	指宿市	仮屋	0.05	13	17	7			若本・開成線 指宿スカイライン	0.39
210 I-005	新川	仮屋川	仮屋川支流	指宿市	指宿市	仮屋	0.53	8	31	13			指宿交流センター 若本・開成線	0.61
210 I-006	新川	仮屋川	仮屋川支流	指宿市	指宿市	池崎	0.05	8	26	11				0.36
210 I-007	その他	山王川	山王川	指宿市	指宿市	向吉	0.88	7	22	9			226号線	3.02
210 I-008	その他	橋牟礼川	橋牟礼川	指宿市	指宿市	丈六	0.07	11	125	52			226号線	1.33
210 I-009	その他	丹波川	丹波川	指宿市	指宿市	丈六	0.44	7	137	57			226号線	2.15
210 I-010	その他	丹波川	丹波川支流	指宿市	指宿市	片野田	0.10	6	118	49			226号線 片野田公民館	0.94
210 I-011	その他	丹波川	薬師川	指宿市	指宿市	片野田	0.05	5	77	32			226号線 指宿市立火葬場	0.65
210 I-012	その他	逆瀬川	逆瀬川支流	指宿市	指宿市	小田	0.03	8	108	45			226号線	1.52
210 I-013	その他	逆瀬川	逆瀬川支流	指宿市	指宿市	中小路	0.05	15	163	68			幼稚園 226号線 中小路公民館	0.78
210 I-014	その他	逆瀬川	逆瀬川	指宿市	指宿市	中小路	1.23	7	108	45			226号線	2.65
210 I-015	その他	逆瀬川	逆瀬川支流	指宿市	指宿市	中小路	0.07	13	182	76			226号線 指宿中学校	3.95
210 I-016	二反田川	柳田川	南迫田川	指宿市	指宿市	南迫田	0.10	15	50	21			保育園	1.22
210 I-017	二反田川	柳田川	柳田川	指宿市	指宿市	上玉利	0.22	5	53	22			保育園	0.52
210 I-018	二反田川	秋元川	秋元川	指宿市	指宿市	上玉利	0.96	12	98	41				3.46
210 I-019	二反田川	秋元川	秋元川支流	指宿市	指宿市	上玉利	0.02	18	139	58				1.15
210 I-020	二反田川	秋元川	玉利川	指宿市	指宿市	上玉利	0.16	11	62	26				4.98
210 I-021	二反田川	秋元川	玉利川	指宿市	指宿市	上玉利	0.14	15	74	31				4.91
210 I-022	二反田川	二反田川	宮谷	指宿市	指宿市	上玉利	1.29	8	41	17				2.09
210 I-023	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	宮	0.05	13	108	45			老人ホーム	2.00
210 I-024	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	宮	0.08	9	53	22				1.36
210 I-025	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	木之下	0.11	12	108	45				2.85
210 I-026	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	木之下	0.09	11	106	44				4.04
210 I-027	二反田川	温湯川	温湯川	指宿市	指宿市	温湯	0.12	14	62	26			温湯公民館	2.36
210 I-028	二反田川	温湯川	温湯川支流	指宿市	指宿市	温湯	0.06	12	60	25			温湯公民館	2.36
210 I-029	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	田之畑	0.55	7	89	37			温湯公民館	2.16
210 I-030	二反田川	二反田川	田之畑川	指宿市	指宿市	田之畑	0.05	14	43	18			保育園	2.75
210 I-031	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	田之畑	0.08	13	98	43			保育園	0.87
210 I-032	二反田川	二反田川	二反田川支流	指宿市	指宿市	田之畑	0.02	22	108	48			保育園	2.33
210 I-033	二反田川	二反田川	春日谷	指宿市	指宿市	田之畑	0.20	11	134	56			保育園	4.23
210 I-034	二反田川	二反田川	春日川	指宿市	指宿市	田之畑	1.66	5	62	26				1.07
210 I-035	その他	山ノ崎谷	山ノ崎谷	指宿市	指宿市	山ノ崎谷	0.05	8	19	8			下里・湊・宮ヶ浜線	0.96
210 I-036	その他	尾掛谷	尾掛谷	指宿市	指宿市	尾掛	0.12	9	110	46			下里・湊・宮ヶ浜線 尾掛生活改善センター	1.20
210 I-037	その他	尾掛川	尾掛川支流	指宿市	指宿市	尾掛	0.15	10	110	46			下里・湊・宮ヶ浜線 尾掛生活改善センター	1.76
210 I-038	その他	尾掛川	入野谷	指宿市	指宿市	尾掛	0.12	6	113	47			下里・湊・宮ヶ浜線 尾掛生活改善センター	2.18
210 I-039	その他	尾掛川	尾掛川	指宿市	指宿市	尾掛	0.34	8	29	12			下里・湊・宮ヶ浜線	0.45
210 I-040	湊川	湊川	水迫谷	指宿市	指宿市	水迫	0.20	7	74	31			水迫公民館	2.53
210 I-041	湊川	湊川	垂門谷	指宿市	指宿市	臼山	0.07	6	26	11				1.73
210 I-042	湊川	湊川	湊川支流	指宿市	指宿市	久保	0.07	15	72	30			久保集会所	1.17
210 I-043	その他	間中田谷	間中田谷	指宿市	指宿市	間中田	0.04	7	79	33			226号線 指宿・牧崎線	0.25
210 I-044	その他	豊玉川	豊玉川	指宿市	指宿市	小田	0.06	9	65	27			指宿・牧崎線	1.35
210 I-045	その他	麓谷	麓谷	指宿市	指宿市	麓	0.06	3	34	14			JR指宿・牧崎線 西道226号線	0.09
210 I-046	その他	石坂川	石坂川	指宿市	指宿市	石坂	1.15	4	36	15			226号線 寺和東小学校	0.90
210 I-047	田貫川	田貫川	前之迫川	指宿市	指宿市	前之迫	0.09	6	31	13			鶴山入線	1.58
213 I-001	御牧川	御牧川	御牧の小川	西之表市	西之表市	御牧	0.02	15	7	3			奥道西之表南種子線 公民館	0.18
213 I-002	安城川	安城川	安城の小川	西之表市	西之表市	上之町	0.11	7	19	8			奥道西之表南種子線 市道	0.73
213 I-003	湊川	湊川	平田の小川	西之表市	西之表市	平田	0.20	6	5	2			老人ホーム	0.77
213 I-004	安納川	安納川	安納川第1	西之表市	西之表市	安納	0.12	10	10	4			安納小学校 奥道北上安納線	2.52
213 I-005	-	-	安納第1	西之表市	西之表市	安納	0.06	7	0	0			奥道北上安納線 市道	0.06
213 I-006	-	-	軍場第3	西之表市	西之表市	軍場	0.06	9	19	8			奥道北上安納線 市道	2.19
213 I-007	-	-	軍場第1	西之表市	西之表市	軍場	0.07	16	19	8			奥道北上安納線 市道	1.57
213 I-008	-	-	軍場第2川	西之表市	西之表市	軍場	0.25	7	22	9			奥道北上安納線 市道	1.28
213 I-009	その他	浜脇川	浜脇川	西之表市	西之表市	浜脇	0.19	6	14	6			奥道伊東川上西之表線 市道	0.38
213 I-010	湊川	湊川	湊の小川	西之表市	西之表市	湊	0.29	3	62	26			奥道伊東川上西之表線 市道	0.32
213 I-011	その他	久保田川	久保田川	西之表市	西之表市	久保田	0.27	4	19	8			市道	0.17
213 I-012	大崎川	大崎川	大崎の小川	西之表市	西之表市	大崎	0.12	10	17	7			市道	0.39
213 I-013	その他	大広野川	大広野川	西之表市	西之表市	大広野	0.19	11	2	1			奥道伊東川上西之表線 民営	0.20
213 I-014	その他	玉川	玉川	西之表市	西之表市	納曾	0.15	6	12	5			奥道西之表南種子線 市道	0.00
213 I-015	甲女川	甲女川	津久川	西之表市	西之表市	城	0.12	9	55	23			奥道野間十三番西之表線 市道	0.00
213 I-016	甲女川	甲女川	城第2の小川	西之表市	西之表市	城	0.03	9	14	6			市道	0.22
213 I-017	能野川	能野川	能野第4小川	西之表市	西之表市	下能野	0.06	5	43	18			下能野公民館 国道53号線	0.00
214 I-001	境松崎川	-	境松崎川	垂水市	垂水市	牛根境字上園	0.99	13	18	7			226号線 西道10号線	0.00
214 I-002	牛根境谷	-	牛根境谷	垂水市	垂水市	牛根境字中園	0.07	24	372	149			226号線 境小学校	0.03
214 I-003	-	-	境谷	垂水市	垂水市	牛根境字中園	0.07	30	315	126			226号線 境小学校	0.09
214 I-004	境川	境川	境川	垂水市	垂水市	牛根境字下芦戸	2.48	10	275	110			226号線	0.49
214 I-005	境川	境川	小田川	垂水市	垂水市	牛根境字下芦戸	0.11	15	42	17				0.06
214 I-006	境川	境川	蔵置川	垂水市	垂水市	牛根境字下芦戸	0.28	9	40	16				0.06
214 I-007	境川	境川	境第1小川	垂水市	垂水市	牛根境字川下	0.03	14	55	22				0.00
214 I-008	境川	境川	境第2小川	垂水市	垂水市	牛根境字川下	0.01	10	90	36				0.00
214 I-009	鍋谷川	鍋谷川	鍋谷第1小川	垂水市	垂水市	二川字浮津	0.26	10	90	36			226号線 浮津自治公民館	1.22

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha
214 I -010	浮津谷	—	浮津谷	垂水市	垂水市	二川字浮津	0.13	15	95	38		220号線	0.02
214 I -011	浮津谷	—	鍋谷2小川	垂水市	垂水市	二川字浮津	0.03	26	28	11		220号線	0.09
214 I -012	深港川	—	深港川	垂水市	垂水市	二川字深港	0.08	20	18	7		220号線	0.01
214 I -013	二川川	—	二川小川	垂水市	垂水市	二川字二川	0.29	12	58	23		220号線	0.47
214 I -014	松崎川	松崎川	上ノ原第1小川	垂水市	垂水市	二川字上ノ原	0.15	17	10	4	クリニック	牛根中学校	1.03
214 I -015	松崎川	松崎川	松崎第1小川	垂水市	垂水市	二川字上ノ原	0.02	21	25	10	クリニック	牛根中学校	0.59
214 I -016	松崎川	—	上ノ原谷第1	垂水市	垂水市	二川字上ノ原	0.01	24	72	29		220号線 上ノ原公民館	0.00
214 I -017	上ノ原川	—	上ノ原第2小川	垂水市	垂水市	二川字上ノ原	0.07	22	45	18		220号線 上ノ原公民館	0.37
214 I -018	第2中浜川	—	第2中浜川	垂水市	垂水市	牛根龍字中浜	0.06	12	48	19		220号線	0.00
214 I -019	中浜川	中浜川	中浜川	垂水市	垂水市	牛根龍字中浜	1.24	13	80	32		220号線 中浜公民館	1.86
214 I -020	中浜川	中浜川	第3中浜川	垂水市	垂水市	牛根龍字中浜	0.18	16	30	12		220号線 中浜公民館	2.56
214 I -021	磯脇川	磯脇川	磯脇川第1小川	垂水市	垂水市	牛根龍字上ノ村	0.07	17	48	19		220号線	0.36
214 I -022	磯脇川	磯脇川	磯脇川	垂水市	垂水市	牛根龍字上ノ村	0.93	14	48	19		220号線	1.98
214 I -023	—	—	辺田の第1小川	垂水市	垂水市	牛根龍字上ノ村	0.03	13	82	33		220号線	0.00
214 I -024	平野川	平野川	平野川第2小川	垂水市	垂水市	牛根龍字小中野	0.04	11	18	7		220号線	2.97
214 I -025	平野川	平野川	平野川第3小川	垂水市	垂水市	牛根龍字上ノ村	0.12	7	18	7		220号線	3.29
214 I -026	平野川	平野川	平野川	垂水市	垂水市	牛根龍字上ノ村	1.59	10	100	40		220号線	3.23
214 I -027	辺田川	辺田川	辺田川	垂水市	垂水市	牛根龍字辺田	1.57	9	100	40		220号線	2.21
214 I -028	辺田川	辺田川	辺田川第1小川	垂水市	垂水市	牛根龍字辺田	0.61	6	108	43		220号線	1.31
214 I -029	—	—	平野谷第1	垂水市	垂水市	牛根龍字大中野	0.07	4	20	8		220号線	0.00
214 I -030	—	—	松ヶ崎の小川	垂水市	垂水市	牛根龍字大中野	0.20	6	0	0		220号線 松ヶ崎小学校	0.77
214 I -031	—	—	松ヶ崎第2小川	垂水市	垂水市	牛根龍字口輪	0.02	14	0	0		220号線 松ヶ崎小学校	0.00
214 I -032	松ヶ崎川	松ヶ崎川	松ヶ崎川	垂水市	垂水市	牛根龍字大中野	0.45	0	8	3		220号線 松ヶ崎小学校	0.83
214 I -033	仏石川	仏石川	仏石川	垂水市	垂水市	牛根龍字東小路	3.60	10	25	10		220号線	2.38
214 I -034	—	—	麓の小川	垂水市	垂水市	牛根龍字中小路	0.03	6	95	38		220号線 牛根龍島郵便局	0.00
214 I -035	宮崎川	宮崎川	城山川	垂水市	垂水市	牛根龍字東小路	0.37	8	62	25		220号線 牛根龍島郵便局	2.12
214 I -036	宮崎川	宮崎川	宮崎川	垂水市	垂水市	牛根龍字宮崎小路	0.81	15	90	36		220号線	2.66
214 I -037	—	—	前崎の第2小谷	垂水市	垂水市	牛根龍字前崎	0.10	4	25	10		220号線	0.00
214 I -038	—	—	前崎の第3谷	垂水市	垂水市	牛根龍字前崎	0.03	10	0	5		220号線	0.00
214 I -039	その他	小浜川	小浜の小川	垂水市	垂水市	小浜	0.16	16	30	12		220号線	0.67
214 I -040	その他	小浜川	小浜川	垂水市	垂水市	小浜	0.82	14	30	12		220号線	1.70
214 I -041	その他	追田川	追田川	垂水市	垂水市	岡	0.04	20	54	22		220号線	0.19
214 I -042	その他	大浜川	大浜川	垂水市	垂水市	源園	0.06	25	49	20		220号線	1.10
214 I -043	中俣川	中俣川	中俣川	垂水市	垂水市	清谷	1.65	13	20	8			5.50
214 I -044	その他	瀬角川	瀬角川	垂水市	垂水市	瀬角	0.03	11	37	15			0.20
214 I -045	その他	城ノ下川	城ノ下川	垂水市	垂水市	元垂水	0.67	4	12	5		220号線	0.50
214 I -046	その他	北迫川	北迫川	垂水市	垂水市	元垂水	0.51	3	17	7			1.50
214 I -047	河崎川	河崎川	下市木第2小川	垂水市	垂水市	下市木	0.02	18	17	7			0.03
214 I -048	河崎川	河崎川	上市木第2小川	垂水市	垂水市	市木	0.05	13	32	13		上市木公民館	0.27
214 I -049	河崎川	河崎川	河崎川	垂水市	垂水市	上市木	3.30	11	30	12		上市木公民館	4.50
214 I -050	河崎川	河崎川	上市木の川	垂水市	垂水市	上市木	0.15	21	30	12		上市木公民館	0.70
214 I -051	河崎川	河崎川	上市木第3小川	垂水市	垂水市	上市木	0.04	22	52	21		上市木公民館	0.08
214 I -052	河崎川	河崎川	上市木第4小川	垂水市	垂水市	上市木	0.08	15	47	19		上市木公民館	0.08
214 I -053	河崎川	河崎川	下市木第3小川	垂水市	垂水市	下市木	0.02	16	22	9			0.17
214 I -054	河崎川	河崎川	下市木の川	垂水市	垂水市	下市木	0.02	20	35	14			0.14
214 I -055	河崎川	河崎川	下市木第4小川	垂水市	垂水市	下市木	0.02	25	20	8			0.02
214 I -056	本城川	追神川	蛸追第1小川	垂水市	垂水市	蛸追	0.02	18	17	7			0.10
214 I -057	本城川	追神川	蛸追の小川	垂水市	垂水市	蛸追	0.09	13	20	8		蛸追公民館	0.27
214 I -058	本城川	追神川	蛸追第3小川	垂水市	垂水市	蛸追	0.12	13	12	5			0.33
214 I -059	本城川	追神川	田上第1小川	垂水市	垂水市	田上	0.03	35	20	8			0.14
214 I -060	本城川	追神川	田上第2小川	垂水市	垂水市	田上	0.05	17	27	11			0.26
214 I -061	本城川	追神川	追神川	垂水市	垂水市	田上	1.66	10	37	15			0.50
214 I -062	本城川	追神川	岩戸の小川	垂水市	垂水市	岩戸	0.10	18	20	8			1.55
214 I -063	本城川	本城川	上新御堂の小川	垂水市	垂水市	上新御堂	0.14	11	20	8			0.11
214 I -064	本城川	本城川	新光寺第3小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.13	23	2	1		九州電力本城川発電所	0.39
214 I -065	本城川	本城川	新光寺の小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.37	28	2	1		九州電力本城川発電所	0.04
214 I -066	本城川	本城川	高城の小川2	垂水市	垂水市	馬込	0.01	17	27	11			0.00
214 I -067	本城川	本城川	高城の小川3	垂水市	垂水市	馬込	0.07	8	27	11			0.12
214 I -068	本城川	本城川	高城第1小川	垂水市	垂水市	馬込	0.49	8	111	45			1.01
214 I -069	本城川	本城川	高城第2小川	垂水市	垂水市	馬込	0.11	13	59	24		下馬込公民館	0.42
214 I -070	本城川	本城川	本高城の小川	垂水市	垂水市	本高城	0.01	17	15	6			0.02
214 I -071	本城川	本城川	牧の小川	垂水市	垂水市	牧	0.03	16	22	9			0.70
214 I -072	本城川	本城川	上本城の小川	垂水市	垂水市	上本城	0.28	15	52	21			0.69
214 I -073	その他	第1芝原川	第1芝原川	垂水市	垂水市	芝原	0.03	9	15	6			0.07
214 I -074	その他	大迫川	大迫川	垂水市	垂水市	尾迫	1.46	3	54	22			0.75
214 I -075	その他	第1錦川	第1錦川	垂水市	垂水市	錦町	0.02	11	12	5			0.08
214 I -076	その他	第2錦川	第2錦川	垂水市	垂水市	錦町	0.01	6	12	5			0.00
214 I -077	その他	第3錦川	第3錦川	垂水市	垂水市	錦町	0.02	11	12	5			0.00
214 I -078	その他	第4錦川	第4錦川	垂水市	垂水市	錦町	0.42	3	12	5			0.00
214 I -079	その他	第1軽砂川	第1軽砂川	垂水市	垂水市	軽砂	0.11	7	30	12			0.00
214 I -080	その他	第2軽砂川	第2軽砂川	垂水市	垂水市	軽砂	0.01	11	15	6		根原小学校	0.00
214 I -081	その他	軽砂の小川	軽砂の小川	垂水市	垂水市	軽砂	0.02	17	35	14		220号線	0.21
214 I -082	その他	第3軽砂川	第3軽砂川	垂水市	垂水市	軽砂	0.02	18	49	20			0.09
214 I -083	その他	並松の川	並松の小川	垂水市	垂水市	並松	0.05	17	86	35		220号線	0.08

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
214 I-084	その他	諏訪第1小川	諏訪第1小川	垂水市	垂水市	諏訪	0.01	23	0	0			垂水南中学校	0.29
214 I-085	その他	諏訪第2小川	諏訪第2小川	垂水市	垂水市	諏訪	0.01	23	17	7			20号線 垂水南中在所	0.60
214 I-086	小谷川	小谷川	浦川内第1小川	垂水市	垂水市	浦川内	0.02	18	22	9				0.35
214 I-087	小谷川	小谷川	浦川内第2小川	垂水市	垂水市	浦川内	0.04	9	20	8			浦川内公民館	0.14
214 I-088	小谷川	小谷川	浦川内第3小川	垂水市	垂水市	浦川内	0.12	8	20	8				0.04
214 I-089	小谷川	小谷川	段川	垂水市	垂水市	段	0.08	7	17	7				0.82
214 I-090	小谷川	小谷川	小谷第1小川	垂水市	垂水市	小谷	0.17	20	44	18				0.73
214 I-091	小谷川	小谷川	小谷第2小川	垂水市	垂水市	小谷	0.04	17	20	8				0.29
214 I-092	その他	田平川	田平川	垂水市	垂水市	浦川内	0.05	11	17	7				0.29
202 I-001	西方川	西方川	白沢津川	薩摩川内市	川内市	西方町	0.28	5	22	9				0.37
202 I-002	西方川	西方川	下町川	薩摩川内市	川内市	西方町	0.06	10	27	27			JR 国道3号	0.02
202 I-003	白滝川	白滝川	白滝川	薩摩川内市	川内市	西方町	0.07	15	14	6				0.20
202 I-004	湯田川	湯田川	打水迫川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.13	8	31	13				0.25
202 I-005	湯田川	湯田川	内門川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.12	10	19	8				0.25
202 I-006	湯田川	湯田川	伊勢美山川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.05	11	10	4			湯田小学校	0.15
202 I-007	湯田川	湯田川	五色川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.48	11	12	5			ホテル 国道	0.02
202 I-008	湯田川	湯田川	五色川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.04	21	2	1			上水運施設	0.06
202 I-009	湯田川	湯田川	湯ノ元川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	17	14	6			国道	0.20
202 I-010	湯田川	湯田川	湯ノ元川2	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.07	13	14	6			国道	0.20
202 I-011	湯田川	湯田川	湯ノ元川3	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.01	19	12	5				0.23
202 I-012	湯田川	湯田川	湯田川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.06	7	2	1			温泉センター 橋	0.00
202 I-013	湯田川	湯田川	伊勢美山川2	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.07	10	12	5			診療所 川下西日本西方電話交換 局	0.60
202 I-014	湯田川	湯田川	三田川3	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.08	19	14	6				0.00
202 I-015	湯田川	湯田川	三田川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.05	19	19	8				0.10
202 I-016	湯田川	湯田川	永迫川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	16	24	10				0.20
202 I-017	湯田川	湯田川	永迫川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.12	12	19	8				0.04
202 I-018	湯田川	湯田川	永迫川2	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.03	16	17	7				0.40
202 I-019	網津川	網津川	宇都川	薩摩川内市	川内市	網津町	0.05	9	34	14			国道3号	0.12
202 I-020	草道川	草道川	浜田川1	薩摩川内市	川内市	水引町	0.03	16	2	1			病院	0.12
202 I-021	草道川	草道川	浜田川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.11	11	29	12			国道3号	0.27
202 I-022	草道川	草道川	浜田川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.02	11	17	7			国道3号	0.20
202 I-023	草道川	草道川	東浜田川1	薩摩川内市	川内市	水引町	0.21	7	10	4			国道3号 市立水引中学校	0.00
202 I-024	草道川	草道川	東浜田川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.09	9	12	5			病院 市立水引中学校	0.00
202 I-025	原田川	原田川	湯ノ浦中川	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.05	12	36	15				1.90
202 I-026	原田川	原田川	湯ノ浦上川2	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.02	12	17	7				0.15
202 I-027	原田川	原田川	草道下川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.03	14	36	15				0.00
202 I-028	川内川	川内川	平島川1	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.06	12	17	7			県道大泊小路線	0.70
202 I-029	川内川	川内川	平島川2	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.14	10	41	17				0.30
202 I-030	川内川	小倉川	小倉川1	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.05	13	60	25				0.57
202 I-031	川内川	小倉川	川底川5	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.04	16	14	6				0.18
202 I-032	川内川	小倉川	川底川6	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.09	9	12	5				0.86
202 I-033	川内川	小倉川	川底川1	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.03	18	14	6				0.44
202 I-034	川内川	麦之浦川	川底川2	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.05	11	12	5			国道3号	0.00
202 I-035	川内川	麦之浦川	川底川3	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.02	14	70	29			国道3号 集会所	0.08
202 I-036	川内川	麦之浦川	別縄川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	18	17	7				0.19
202 I-037	川内川	麦之浦川	別縄川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	10	12	5				0.19
202 I-038	川内川	麦之浦川	宮小平川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.09	13	14	6				0.00
202 I-039	川内川	麦之浦川	宮小平川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.05	11	12	5				0.08
202 I-040	川内川	麦之浦川	牧迫川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.05	17	14	6				0.19
202 I-041	川内川	麦之浦川	松岡川	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.06	13	2	1			NTT施設 湯之元復自警隊	0.56
202 I-042	川内川	麦之浦川	都合川	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	15	0	0			松岡公民館 湯之元復自警隊	0.00
202 I-043	川内川	麦之浦川	牧迫川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.18	14	12	5			湯之元復自警隊	0.18
202 I-044	川内川	麦之浦川	柁平川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	11	17	7			幼稚園 診療所	0.00
202 I-045	川内川	麦之浦川	柁平川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	26	17	7			湯之元復自警隊	0.00
202 I-046	川内川	麦之浦川	中麦川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	10	29	12			中麦公民館 湯之元復自警隊	0.22
202 I-047	川内川	麦之浦川	中麦川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	8	26	11			中麦公民館 湯之元復自警隊	0.28
202 I-048	川内川	麦之浦川	中麦川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	6	24	10			中麦公民館 湯之元復自警隊	0.37
202 I-049	川内川	麦之浦川	中麦川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.05	10	17	7			湯之元復自警隊 寺	0.23
202 I-050	川内川	長尾川	矢立川	薩摩川内市	川内市	高城町	0.04	15	19	8				0.04
202 I-051	川内川	長尾川	下大迫川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.10	9	17	7				0.63
202 I-052	川内川	高城川	上手川2	薩摩川内市	川内市	高城町	0.05	14	12	5				0.06
202 I-053	川内川	高城川	上手川	薩摩川内市	川内市	高城町	0.09	13	38	16			吉川内線	0.92
202 I-054	川内川	高城川	川原段川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.07	10	0	0			川原段公民館	0.22
202 I-055	川内川	高城川	今寺川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.12	8	12	5				0.34
202 I-056	川内川	高城川	長野川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.16	3	14	6				1.14
202 I-057	川内川	高城川	長野川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.21	10	14	6				0.58
202 I-058	川内川	高城川	下之段川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.15	10	12	5				0.91
202 I-059	川内川	高城川	吉川川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.03	18	2	1			東郷南方港線	0.00
202 I-060	川内川	高城川	宇都川路川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.27	13	0	0			宇都川路公民館 下東郷阿久保線	0.24
202 I-061	川内川	高城川	下之段川4	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	14	17	7			下東郷阿久保線	0.12
202 I-062	川内川	高城川	下之段川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	18	17	7			下東郷阿久保線	0.00
202 I-063	川内川	高城川	下之段川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.32	10	22	9			下東郷阿久保線	0.16
202 I-064	川内川	高城川	下之段川9	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	18	2	1			東郷南方港線 寺	0.82
202 I-065	川内川	高城川	下之段川10	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	6	2	1			東郷南方港線 寺	0.53

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 深床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係 関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
202 I -066	川内川	高城川	下塚川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.05	14	17	7			0.23
202 I -067	川内川	川内川	丸山川	薩摩川内市	川内市	田海町	0.19	7	0	0		国道2号 第一排水機場	0.00
202 I -068	川内川	川内川	皿山川	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.39	10	14	6		眉山公民館	0.32
202 I -069	川内川	三堂川	立山川	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.06	21	19	8			0.08
202 I -070	川内川	平佐川	田崎川3	薩摩川内市	川内市	田崎町	0.13	6	24	10			2.10
202 I -071	川内川	平佐川	田崎川2	薩摩川内市	川内市	田崎町	0.38	7	24	10			1.10
202 I -072	川内川	平佐川	田崎川	薩摩川内市	川内市	田崎町	0.07	9	82	34			0.15
202 I -073	川内川	平佐川	山田山川	薩摩川内市	川内市	永利町	0.55	13	14	6		山田山公民館	2.00
202 I -074	川内川	平佐川	平佐川	薩摩川内市	川内市	永利町	1.02	5	14	6			1.80
202 I -075	川内川	平佐川	掛川	薩摩川内市	川内市	永利町	0.38	12	46	19	福祉施設	寿寺公民館	1.20
202 I -076	川内川	平佐川	小原川	薩摩川内市	川内市	永利町	0.15	14	12	5			0.09
202 I -077	川内川	隈之城川	瀬戸山川	薩摩川内市	川内市	木場茶屋町	0.05	11	22	9			0.93
202 I -078	川内川	都川	柿田川	薩摩川内市	川内市	都町	0.28	9	22	9		柿田公民館	0.60
202 I -079	川内川	木場谷川	中福良川	薩摩川内市	川内市	中福良町	0.32	5	22	9			0.50
202 I -080	川内川	平良川	堀之内川2	薩摩川内市	川内市	宮里町	0.43	6	96	40			1.50
202 I -081	川内川	平良川	堀之内川	薩摩川内市	川内市	宮里町	0.33	8	94	39		高部公民館	0.60
202 I -082	川内川	山之手川	山之手川	薩摩川内市	川内市	高江町	1.10	7	14	6			1.70
202 I -083	川内川	山之手川	瀬戸地川1	薩摩川内市	川内市	高江町	0.11	11	24	10		瀬戸地公民館	2.60
202 I -084	川内川	山之手川	寒水川	薩摩川内市	川内市	高江町	0.92	18	24	10		瀬戸地公民館	2.60
202 I -085	川内川	川内川	倉浦川2	薩摩川内市	川内市	高江町	0.06	9	0	0		ホテル	0.00
202 I -086	川内川	久見崎川	小田川	薩摩川内市	川内市	久見崎町	0.03	11	14	6			0.09
202 I -087	池田川	池田川	池田川	薩摩川内市	川内市	久見崎町	0.32	9	48	20			0.00
202 I -088	轟川	轟川	十原川	薩摩川内市	川内市	寄田町	0.11	10	34	14		国道 上野地区農会	1.10
202 I -089	土川川	土川川	土川川1	薩摩川内市	川内市	寄田町	0.23	8	17	7		国道	0.10
381 I -001	川内川	百次川	山中川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.03	10	15	6			0.00
381 I -002	川内川	市比野川	城後谷川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.09	12	180	72	老人ホーム		0.00
381 I -003	川内川	城後川	中之湯川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.02	10	20	8			0.00
381 I -004	川内川	城後川	中之湯川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.02	10	28	11			0.00
381 I -005	川内川	樋脇川	向田代川2	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.03	10	0	0		簡易水遣施設	0.00
381 I -006	川内川	樋脇川	子田形川1	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.03	15	0	0		ホテル	0.00
381 I -007	川内川	樋脇川	子田形川2	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.19	15	0	0		ホテル	0.00
381 I -008	五反田川	五反田川	野下川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.08	15	13	5		平木野種苗圃	0.00
381 I -009	五反田川	五反田川	野下川4	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.06	15	15	6		平木野種苗圃 野下地区児童研修所	0.00
381 I -010	五反田川	五反田川	野下川5	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.05	20	18	7		平木野種苗圃 野下小学校	0.00
381 I -011	八房川	八房川	小野川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.02	10	13	5		下平児童館	0.00
381 I -012	川内川	市比野川	大平川4	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.01	15	10	4		川内郡山線 大平公民館	0.00
381 I -013	川内川	市比野川	大平川5	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.08	15	15	6		川内郡山線 大平公民館	0.00
382 I -001	川内川	樋脇川	柴垣川	薩摩川内市	入来町	柴垣	0.40	—	0	9		障害者職業能力開発 校	1.00
382 I -002	川内川	樋脇川	重来谷	薩摩川内市	入来町	向山	0.07	—	23	5		国道328号線	0.20
382 I -003	川内川	樋脇川	坂出川	薩摩川内市	入来町	諏訪	0.16	—	21	12		旅館	0.70
382 I -004	川内川	後川内川	天貴美西川	薩摩川内市	入来町	天貴美	0.01	—	0	5		国道42号線	0.00
382 I -005	川内川	樋脇川	長野下川	薩摩川内市	入来町	長野下	0.04	—	0	10			0.00
382 I -006	川内川	樋脇川	第4山之口川	薩摩川内市	入来町	山之口	0.63	—	7	5			3.70
382 I -007	川内川	樋脇川	山之口川2	薩摩川内市	入来町	山之口	0.29	—	10	5			2.30
382 I -008	川内川	樋脇川	大馬越川3	薩摩川内市	入来町	大馬越	0.63	—	5	6			2.20
382 I -009	川内川	樋脇川	黒武者川	薩摩川内市	入来町	松尾	0.14	—	10	5		松尾公民館	1.20
382 I -010	川内川	樋脇川	草渡川	薩摩川内市	入来町	草渡	0.54	—	5	3		草渡公民館	4.70
382 I -011	川内川	市比野川	鬼ヶ城谷	薩摩川内市	入来町	岩下	0.17	—	18	7			1.30
382 I -012	川内川	市比野川	岩下川	薩摩川内市	入来町	岩下	1.37	—	0	5			0.00
383 I -001	川内川	田海川	井手口川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	10	16	6			1.80
383 I -002	川内川	田海川	中津俣川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.11	10	8	3		中津俣公民館	1.15
383 I -003	川内川	田海川	榎段川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	10	5	2		榎木段公民館	0.16
383 I -004	川内川	田海川	田海川	薩摩川内市	東郷町	藤川	2.52	7	23	9		不保公民館	0.01
383 I -005	川内川	田海川	本俣川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.25	20	5	2		不保公民館	1.35
383 I -006	川内川	田海川	本俣川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	1.67	7	5	2		不保公民館	0.02
383 I -007	川内川	田海川	津田川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.54	7	0	0		津田公民館	0.00
383 I -008	川内川	田海川	大久保川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.01	10	5	2		阿久保東郷種 苗	0.00
383 I -009	川内川	田海川	鞘ノ段川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.02	10	16	6		阿久保東郷種 苗	0.70
383 I -010	川内川	田海川	堀ノ段川	薩摩川内市	東郷町	藤川	1.64	7	16	6		阿久保東郷種 苗	3.15
383 I -011	川内川	田海川	堀ノ段川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.06	10	3	1		阿久保東郷種 分限庫	0.90
383 I -012	川内川	田海川	堀ノ段川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.05	10	23	9		阿久保東郷種 苗	0.85
383 I -013	川内川	田海川	堀ノ段川4	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	10	13	5		阿久保東郷種 苗	0.85
383 I -014	川内川	田海川	小鷹川3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.10	10	16	6		阿久保東郷種 苗	0.60
383 I -015	川内川	田海川	小鷹川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	15	16	6		阿久保東郷種 苗	0.60
383 I -016	川内川	田海川	原ノ段川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.44	5	29	11		阿久保東郷種 原自治公民館	3.15
383 I -017	川内川	田海川	原ノ段川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.15	5	29	11		阿久保東郷種 原自治公民館	3.15
383 I -018	川内川	樋渡川	鳥丸中川1	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.81	7	5	2		鳥丸自治公民館	1.97
383 I -019	川内川	樋渡川	黒仁田川1	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.74	12	16	6		水道施設 鳥丸上公民館	1.60
383 I -020	川内川	樋渡川	黒仁田川2	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.29	13	16	6		水道施設 鳥丸上公民館	1.70
383 I -021	川内川	田海川	黒仁田川3	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.20	15	8	3		水道施設 鳥丸上公民館	0.04
383 I -022	川内川	田海川	板屋川3	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.05	10	3	1		水道施設	0.75
383 I -023	川内川	岩切川	石堂川3	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.14	7	18	7			2.30
383 I -024	川内川	岩切川	五社上川	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.09	10	23	9			6.00
383 I -025	川内川	岩切川	石堂川2	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.24	7	26	10			3.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
383 I-026	川内川	岩切川	石堂川	薩摩川内市	東郷町	斧瀬	0.05	10	8	3		東郷町民体育館	1.00
383 I-027	川内川	山田川	笹野川	薩摩川内市	東郷町	南瀬	0.44	7	16	6		M11電話交換所	3.60
383 I-028	川内川	山田川	山田中川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.08	12	26	10			3.60
383 I-029	川内川	山田川	山田下川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.15	10	23	9			2.03
383 I-030	川内川	山田川	山田下川3	薩摩川内市	東郷町	山田	0.17	8	31	12			2.10
387 I-001	川内川	穴川	矢立川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.15	13	5	2		修修館	0.70
387 I-002	川内川	久富木川	竜石川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.15	14	3	1	児童福祉施設	薩摩川内市答院線	0.51
387 I-003	川内川	久富木川	旭の小川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.16	16	34	13		薩摩宮之嶺加治木線	0.15
387 I-004	川内川	久富木川	石原川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.06	9	39	15		薩摩宮之嶺加治木線	0.20
387 I-005	川内川	久富木川	小久留守	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.28	4	91	35		等	0.50
387 I-006	川内川	久富木川	大村川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.04	16	23	9			1.30
387 I-007	川内川	秋上川	川平川	薩摩川内市	祁答院町	上手	1.98	7	16	6		薩摩下手山田船橋線	5.19
387 I-008	川内川	久富木川	馬頃尾川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.30	6	16	6		薩摩宮之嶺加治木線	1.50
387 I-009	川内川	久富木川	下手中川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.09	18	16	6		薩摩宮之嶺加治木線	1.60
387 I-010	川内川	久富木川	麓西川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.24	9	16	6		町道城平線	0.85
387 I-011	川内川	枯木野川	城平川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.07	22	16	6		町道城平線	0.24
387 I-012	川内川	樋脇川	砂石川1	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.06	13	57	22		薩摩川内加治木線	1.10
387 I-013	川内川	樋脇川	砂石川2	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.35	9	52	20		薩摩川内加治木線	0.76
387 I-014	川内川	樋脇川	砂石川3	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.10	9	49	19		薩摩川内加治木線	1.79
387 I-015	川内川	樋脇川	砂石川4	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.15	9	49	19		薩摩川内加治木線	0.71
387 I-016	川内川	樋脇川	砂石川5	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.05	9	3	1	老人ホーム	薩摩川内加治木線	0.69
387 I-017	川内川	後川内川	瀧之山川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.32	6	0	0		薩摩久富木蘭牟田線	0.00
387 I-018	川内川	樋脇川	大坪川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.05	18	18	7		ホテル	1.16
387 I-019	川内川	後川内川	滝ノ山川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.14	7	13	5		薩摩川内加治木線	0.50
388 I-001	その他	中樋川	中樋川	薩摩川内市	里村	蘭下	0.03	19	17	7		村道	0.24
388 I-002	その他	桜ヶ迫谷第4谷	桜ヶ迫谷第4谷	薩摩川内市	里村	村東	0.02	23	27	11		村道	0.19
388 I-003	その他	桜ヶ迫谷第2谷	桜ヶ迫谷第2谷	薩摩川内市	里村	村東	0.08	21	40	16		村道	0.49
388 I-004	その他	桜ヶ迫谷第1谷	桜ヶ迫谷第1谷	薩摩川内市	里村	村東	0.02	27	84	34		村道	0.06
388 I-005	その他	桜ヶ迫谷第3谷	桜ヶ迫谷第3谷	薩摩川内市	里村	村東	0.03	27	57	23		村道	0.32
388 I-006	その他	岩川谷	岩川谷	薩摩川内市	里村	村東	0.08	14	64	26		村道	0.27
389 I-001	宇佐川	宇佐川	宇佐川	薩摩川内市	上甌村	桑之浦	0.29	14	85	42		薩摩宮之嶺港線	0.09
389 I-002	宇佐川	桑之浦川	桑之浦川	薩摩川内市	上甌村	桑之浦	0.32	16	48	24		薩摩宮之嶺港線	0.47
389 I-003	その他	別当第2谷	別当第2谷	薩摩川内市	上甌村	瀬上	0.03	12	2	1		村道	0.22
389 I-004	瀬上川	別当川	別当川	薩摩川内市	上甌村	瀬上	0.04	10	28	14		薩摩宮之嶺港線	0.08
389 I-005	その他	柳田川	柳田川	薩摩川内市	上甌村	瀬上	0.02	15	53	26		薩摩宮之嶺港線	0.03
389 I-006	瀬上川	瀬上川	瀬上第1谷	薩摩川内市	上甌村	瀬上	0.34	10	24	12		村道	1.15
389 I-007	その他	浦底川	浦底川	薩摩川内市	上甌村	瀬上	0.05	8	4	2		浦内小学校	0.01
389 I-008	小島川	通山川	通川	薩摩川内市	上甌村	小島	0.20	9	93	46		村道	0.11
389 I-009	小島川	小島谷	小島第2谷	薩摩川内市	上甌村	小島	0.09	13	18	9		村道	0.09
389 I-010	小島川	小島谷	小島第3谷	薩摩川内市	上甌村	小島	0.03	15	16	8		村道	0.00
389 I-011	小島川	小島谷	小島第4谷	薩摩川内市	上甌村	小島	0.01	22	18	9		薩摩宮之嶺港線	0.04
389 I-012	その他	中川原谷	中川原谷	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.05	22	0	0		薩摩宮之嶺港線	0.00
389 I-013	遠目山川	遠目山川	遠目山谷	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.06	20	0	0		薩摩宮之嶺港線	0.00
389 I-014	遠目山川	遠目山川	椎貝谷	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.15	19	0	0		薩摩宮之嶺港線	0.12
389 I-015	その他	新町川	新町川	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.04	16	79	39		薩摩宮之嶺港線	0.00
389 I-016	大良川	大良川	大良川	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.11	20	81	40		老人ホーム	0.72
389 I-017	中津川	中津川	茶ノ木第2谷	薩摩川内市	上甌村	茶ノ木	0.05	23	36	18		診療所	0.00
389 I-018	中津川	中津川	茶ノ木川	薩摩川内市	上甌村	茶ノ木	0.17	20	69	34		薩摩宮之嶺港線	0.14
389 I-019	中津川	中津川	通山川	薩摩川内市	上甌村	茶ノ木	0.05	20	26	13		薩摩宮之嶺港線	0.05
389 I-020	中津川	中津川	中野川	薩摩川内市	上甌村	中野	0.22	16	59	29		薩摩宮之嶺港線	0.37
389 I-021	中津川	中津川	宮田川	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.11	13	26	13		村道	0.17
389 I-022	中津川	中津川	宮田谷	薩摩川内市	上甌村	中甌	0.08	20	42	21		上甌小学校	0.10
389 I-023	江石谷	水持谷	水持谷	薩摩川内市	上甌村	江石	0.06	17	24	12		村道	0.14
389 I-024	江石谷	池田之上谷	池田之上谷	薩摩川内市	上甌村	江石	0.04	17	26	13		村道	0.08
389 I-025	平良谷	平良谷	平良第3谷	薩摩川内市	上甌村	平良	0.01	26	57	28		薩摩宮之嶺港線	0.00
389 I-026	平良谷	平良谷	平良第2谷	薩摩川内市	上甌村	平良	0.01	24	18	9		村道	0.61
389 I-027	平良谷	平良谷	平良第1谷	薩摩川内市	上甌村	平良	0.04	8	53	26		等	0.92
390 I-001	内川内谷	内川内谷	前迫川	薩摩川内市	下甌村	内川内	0.08	23	38	20		公費館	0.00
390 I-002	江川	江川	向井川	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	0.12	22	92	49		高野寺福祉館	0.22
390 I-003	江川	江川	タダラメ川	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	0.14	18	92	49		高野寺福祉館	0.20
390 I-004	江川	江川	江川	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	2.39	11	94	50		高野寺福祉館	0.08
390 I-005	江川	江川	的場川	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	0.02	23	58	31		村道	0.12
390 I-006	江川	江川	江川第2谷	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	0.02	19	56	30		村道	0.09
390 I-007	濱田川	濱田川	古町川	薩摩川内市	下甌村	瀬々野浦	0.46	15	109	58		高野寺福祉館	0.18
390 I-008	濱田川	濱田川	子岳川	薩摩川内市	下甌村	片野浦	0.26	19	17	9		村道	0.18
390 I-009	濱田川	濱田川	浜田川支溪	薩摩川内市	下甌村	片野浦	1.75	10	21	11		高野寺コミュニティーセンター	1.40
390 I-010	濱田川	濱田川	郷迫川	薩摩川内市	下甌村	片野浦	0.25	17	15	8		村道	1.08
390 I-011	濱田川	濱田川	郷迫第2谷	薩摩川内市	下甌村	片野浦	0.03	20	13	7		村道	0.86
390 I-012	濱田川	濱田川	テーゴ一川	薩摩川内市	下甌村	片野浦	0.12	17	13	7		村道	0.16
390 I-013	濱田川	濱田川	浜田川	薩摩川内市	下甌村	片野浦	1.13	9	23	12		村道	0.00
390 I-014	濱田川	濱田川	虎川	薩摩川内市	下甌村	片野浦	0.21	15	11	6		村道	0.63
390 I-015	その他	小泊川	小泊川	薩摩川内市	下甌村	手打	0.13	12	2	1		村道	0.33
390 I-016	長川	長川	長川	薩摩川内市	下甌村	手打	0.13	12	56	30		村道	0.61
390 I-017	麓川	麓川	城川	薩摩川内市	下甌村	手打	0.13	18	38	20		特養園	0.45

2.2. (2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均深床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策委員 指導施設	右記以外の公共施設	耕地 ha
390 I-018	麓川	麓川	城川第2谷	薩摩川内市	下甑村	手打	0.03	26	39	21	幼稚園	下甑村役場 手打駐在所	0.50
390 I-019	その他	大城第2谷	大城第2谷	薩摩川内市	下甑村	手打	0.02	29	45	24		手打駐在所	0.16
390 I-020	その他	大城川	大城川	薩摩川内市	下甑村	手打	0.03	24	32	17		手打駐在所	0.18
390 I-021	その他	麓第3川	麓第3川	薩摩川内市	下甑村	手打	0.02	27	19	10		手打駐在所	0.49
390 I-022	その他	田ノ尻川	田ノ尻川	薩摩川内市	下甑村	手打	0.03	14	15	8		手打駐在所	0.00
390 I-023	その他	瀬尾第2谷	瀬尾第2谷	薩摩川内市	下甑村	瀬尾	0.14	26	6	3		瀬尾駐在所	0.06
390 I-024	その他	沖納屋追川	沖納屋追川	薩摩川内市	下甑村	瀬尾	0.02	22	19	10		瀬尾駐在所	0.02
390 I-025	瀬尾川	瀬尾川	瀬尾大川	薩摩川内市	下甑村	瀬尾	0.19	25	13	7		瀬尾駐在所	0.57
390 I-026	瀬尾川	瀬尾川	瀬尾川	薩摩川内市	下甑村	瀬尾	1.68	11	21	11		瀬尾駐在所	0.34
390 I-027	大川	大川	大川	薩摩川内市	下甑村	青瀬	1.53	10	154	82		青瀬小学校	0.26
390 I-028	大川	大川	御腕川	薩摩川内市	下甑村	青瀬	1.58	11	143	76		青瀬小学校	0.24
390 I-029	大川	大川	樋ノ口川	薩摩川内市	下甑村	青瀬	0.29	23	23	12		樋ノ口小学校	0.10
390 I-030	大川	大川左支川	大川左支川	薩摩川内市	下甑村	青瀬	0.05	20	45	24		樋ノ口小学校	0.21
390 I-031	その他	大瀬川	大瀬川	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.03	12	36	19		長浜駐在所	0.06
390 I-032	長浜川	加治屋川	加治屋川	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.18	3	81	43		長浜駐在所	0.00
390 I-033	長浜川	長浜川	出門川	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.09	16	58	31		長浜駐在所	0.23
390 I-034	長浜川	長浜川	大門川	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.08	20	79	42		下甑村立派小学校	0.36
390 I-035	長浜川	長浜川	長浜川	薩摩川内市	下甑村	長浜	1.91	12	53	28		長浜コミュニティセンター	0.44
390 I-036	その他	金井川	金井川	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.27	13	17	9		長浜コミュニティセンター	0.09
390 I-037	その他	長浜北谷	長浜北谷	薩摩川内市	下甑村	長浜	0.09	14	92	49		長浜コミュニティセンター	0.07
390 I-038	中之迫川	中之迫川	中之迫川	薩摩川内市	下甑村	青浜	0.40	19	39	21		青浜公民館	0.08
391 I-001	柳川谷	柳川谷	柳川谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.04	20	146	65		蘭牟田公民館	0.23
391 I-002	松崎谷	松崎谷	松崎谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.07	17	76	34		蘭牟田公民館	0.25
391 I-003	蘭牟田谷	蘭牟田谷	蘭牟田第3谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.04	20	0	0		蘭牟田公民館	0.00
391 I-004	蘭牟田谷	蘭牟田谷	蘭牟田第2谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.03	22	0	0		蘭牟田公民館	0.00
391 I-005	蘭牟田谷	蘭牟田谷	蘭牟田第1谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.03	21	34	15		蘭牟田公民館	0.17
391 I-006	板尾崎谷	板尾崎谷	板尾崎谷	薩摩川内市	鹿島村	蘭牟田	0.07	15	123	55		蘭牟田公民館	0.49
362 I-001	八房川	八房川	向湯田谷川	日置市	東市来町	向湯田	0.13	11	48	12		JR鹿児島本線	0.53
362 I-002	大里川	大里川	東向湯田谷川	日置市	東市来町	石原	0.14	13	116	29		JR鹿児島本線	0.68
362 I-003	大里川	大里川	湯元川	日置市	東市来町	下梨子木野	0.22	14	228	57		JR鹿児島本線	0.13
362 I-004	大里川	大里川	駅前谷川	日置市	東市来町	上梨子木野	0.05	15	48	12		JR鹿児島本線	0.40
362 I-005	大里川	大里川	円石谷川	日置市	東市来町	円石	1.34	8	56	14		JR鹿児島本線	0.01
362 I-006	大里川	大里川	鎌之原谷川	日置市	東市来町	鎌之原	0.10	15	24	6		JR鹿児島本線	0.41
362 I-007	大里川	大里川	立和名谷川	日置市	東市来町	立和名	0.64	10	48	12		立和名公民館	0.80
362 I-008	江口川	江口川	永田平川	日置市	東市来町	永田平	0.08	15	52	13		平田公民館	0.05
362 I-009	江口川	江口川	麓上川①	日置市	東市来町	麓上	0.04	7	20	5		平田公民館	0.06
362 I-010	江口川	江口川	麓上川②	日置市	東市来町	麓上	0.03	10	32	8		平田公民館	0.54
362 I-011	江口川	江口川	麓上川③	日置市	東市来町	徳佛ヶ宇都	0.06	18	32	8		平田公民館	0.54
362 I-012	江口川	江口川	古市第1小川	日置市	東市来町	古市	0.04	12	48	12		東市来小学校	0.15
362 I-013	江口川	江口川	古市の小川	日置市	東市来町	追後	0.05	8	104	26		東市来小学校	0.00
362 I-014	江口川	江口川	黒神山の小川	日置市	東市来町	黒神山	0.01	12	96	24		JR鹿児島本線	0.00
362 I-015	江口川	江口川	東迫の小川	日置市	東市来町	東迫	0.04	14	96	24		JR鹿児島本線	0.56
366 I-001	山田川	山田川	山田上谷川1	日置市	日吉町	山田	0.04	27	20	8		山田公民館	0.53
366 I-002	山田川	山田川	山田上谷川2	日置市	日吉町	山田	0.07	22	25	10		山田公民館	0.49
366 I-003	山田川	山田川	山田谷川1	日置市	日吉町	山田	0.09	16	25	10		山田公民館	0.64
366 I-004	山田川	山田川	山田谷川2	日置市	日吉町	山田	0.07	11	20	8		山田公民館	0.36
366 I-005	山田川	山田川	山田谷川3	日置市	日吉町	山田	0.16	10	17	7		山田公民館	0.35
366 I-006	大川	大川	草原川	日置市	日吉町	日置	0.04	20	10	4		山田公民館	0.00
366 I-007	大川	大川	鶉狩谷川	日置市	日吉町	日置	0.12	10	17	7		山田公民館	1.44
366 I-008	大川	大川	柿の谷谷川	日置市	日吉町	日吉	0.24	11	12	5		山田公民館	1.21
367 I-001	伊作川	駒田川	駒田谷川1	日置市	吹上町	藤元	0.03	27	11	5		吹上公民館	0.05
367 I-002	伊作川	駒田川	駒田谷川2	日置市	吹上町	藤元	0.06	22	16	7		吹上公民館	0.08
367 I-003	伊作川	伊作川	赤仁田谷川1	日置市	吹上町	藤元	0.05	18	0	0		吹上公民館	0.05
367 I-004	伊作川	伊作川	つづら谷川1	日置市	吹上町	赤仁田	0.07	16	11	5		吹上公民館	0.20
367 I-005	伊作川	伊作川	つづら谷川2	日置市	吹上町	上与倉	0.21	14	11	5		吹上公民館	0.59
367 I-006	伊作川	伊作川	宇都谷川	日置市	吹上町	宇都	0.30	15	11	5		吹上公民館	0.30
367 I-007	万之瀬川	堀川	瀬谷谷川1	日置市	吹上町	瀬谷	0.09	15	11	5		吹上公民館	1.20
367 I-008	小野川	小野川	上田尻谷川1	日置市	吹上町	上田尻	0.06	18	16	7		吹上公民館	0.07
367 I-009	伊作川	湯之浦川	南湯之元谷川1	日置市	吹上町	南湯之元	0.11	25	69	30		吹上公民館	0.40
367 I-010	伊作川	湯之浦川	南湯之元谷川2	日置市	吹上町	南湯之元	0.05	13	11	5		吹上公民館	0.24
367 I-011	伊作川	湯之浦川	南湯之元谷川3	日置市	吹上町	南湯之元	0.05	14	16	7		吹上公民館	0.16
367 I-012	万之瀬川	堀川	上和田谷川1	日置市	吹上町	上和田	0.19	15	27	12		吹上公民館	0.40
367 I-013	永吉川	高田川	高田谷川	日置市	吹上町	高田	0.02	26	5	2		吹上公民館	0.05
461 I-001	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷の小川④	曾於市	大隅町	荒谷	0.03	12	24	6		大隅町公民館	0.00
461 I-002	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷川	曾於市	大隅町	荒谷	0.01	15	24	6		大隅町公民館	0.09
461 I-003	菱田川	梅ヶ渡川	大迫川	曾於市	大隅町	大迫	0.07	4	20	5		大隅町公民館	0.50
461 I-004	菱田川	月野川	藤ヶ峰の小川	曾於市	大隅町	藤ヶ峰	0.16	10	20	5		大隅町公民館	0.30
461 I-005	菱田川	月野川	川久保の小川	曾於市	大隅町	川久保	0.05	10	28	7		大隅町公民館	0.78
461 I-006	菱田川	月野川	乙河内の小川②	曾於市	大隅町	乙河内	0.08	13	40	10		大隅町公民館	0.31
461 I-007	菱田川	月野川	上長江の小川	曾於市	大隅町	上長江	0.07	11	32	8		大隅町公民館	0.70
461 I-008	菱田川	月野川	中大谷川	曾於市	大隅町	中大谷	0.24	10	4	1		大隅町公民館	0.74
461 I-009	菱田川	月野川	飯田川	曾於市	大隅町	飯田	0.22	6	32	8		大隅町公民館	0.99
461 I-010	菱田川	月野川	中村川①	曾於市	大隅町	中村	0.08	13	12	3		大隅町公民館	0.68
461 I-011	菱田川	月野川	岩元の小川	曾於市	大隅町	岩元	0.04	9	28	7		大隅町公民館	0.23

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha
461 I-012	菱田川	菱田川	日ノ出の小川	曾於市	大隅町	平原	0.03	11	20	5			0.02
461 I-013	菱田川	前川	馬場の小川	曾於市	大隅町	別府	0.01	4	32	8		県道並水南之橋線	0.00
461 I-014	菱田川	前川	管牟田第2小川	曾於市	大隅町	管牟田	0.04	15	48	12		県道並水南之橋線 管牟田地区	0.35
461 I-015	菱田川	菱田川	渡の小川	曾於市	大隅町	渡	0.02	7	28	7			0.21
461 I-016	菱田川	菱田川	柳井谷	曾於市	大隅町	柳井谷	0.06	5	28	7			0.68
461 I-017	菱田川	菱田川	柳井谷の小川	曾於市	大隅町	柳井谷	0.08	9	32	8			0.60
464 I-001	大淀川	大淀川	宇都谷の小川	曾於市	末吉町	宇都谷	0.09	18	28	7			2.86
464 I-002	大淀川	大淀川	久保川の支流	曾於市	末吉町	久保	0.02	22	44	11			0.63
464 I-003	大淀川	大淀川	下柿木の小川	曾於市	末吉町	下柿木	0.02	7	28	7		県道並水南之橋線	0.88
464 I-004	大淀川	大淀川	後牧谷	曾於市	末吉町	後牧谷	0.19	14	140	35			0.78
464 I-005	大淀川	大淀川	石之脇谷	曾於市	末吉町	石之脇	0.08	18	24	6			0.40
464 I-006	大淀川	大淀川	下高岡の小川	曾於市	末吉町	下高岡	0.30	9	24	6		県道並水南之橋線	1.48
464 I-007	大淀川	大淀川	下柿木川①	曾於市	末吉町	下柿木	0.02	6	24	6		県道橋ノ末志布志線	0.28
464 I-008	大淀川	大淀川	下柿木川②	曾於市	末吉町	下柿木	0.03	6	44	11		県道橋ノ末志布志線	1.08
464 I-009	大淀川	大淀川	南富田の小川	曾於市	末吉町	南富田	0.05	7	8	3		南富田生活協同センター	0.00
464 I-010	大淀川	大淀川	仮屋川	曾於市	末吉町	仮屋	0.03	2	32	8		県道並水南之橋線	1.48
464 I-011	大淀川	村山川	内村川	曾於市	末吉町	内村	0.06	5	8	2		県道並水南之橋線	1.30
464 I-012	大淀川	村山川	種子田の小川	曾於市	末吉町	種子田	0.03	5	13	5		県道並水南之橋線	0.16
464 I-013	菱田川	菱田川	下組川	曾於市	末吉町	下組	0.04	9	20	5			1.85
464 I-014	菱田川	菱田川	下組の小川	曾於市	末吉町	下組	0.02	14	64	16		若南自治公民館 若南小学校	0.75
464 I-015	菱田川	松尾川	坂元の小川①	曾於市	末吉町	坂元	0.02	23	18	7			0.13
464 I-016	菱田川	松尾川	坂元川①	曾於市	末吉町	坂元	0.02	7	32	8			0.27
463 I-001	大淀川	横市川	横市川	曾於市	財部町	須賀	0.10	14	24	6			0.48
463 I-002	大淀川	横市川	ハケ代川①	曾於市	財部町	荒川内	0.09	15	24	6			0.61
463 I-003	大淀川	横市川	谷川内川①	曾於市	財部町	古井	0.25	14	24	6			0.00
463 I-004	大淀川	後川	刈原田の小川	曾於市	財部町	刈原田	0.04	9	13	5			0.00
463 I-005	大淀川	横市川	高山の小川①	曾於市	財部町	高山	0.02	14	37	14			0.35
463 I-006	大淀川	横市川	高山の小川②	曾於市	財部町	高山	0.01	14	24	9			0.00
463 I-007	大淀川	横市川	高山の小川③	曾於市	財部町	沢田	0.06	4	26	10		県道財部ノ内三股線	0.03
463 I-008	大淀川	横市川	宇都の小川①	曾於市	財部町	宇都	0.04	4	26	10		県道財部ノ内三股線	0.08
463 I-009	大淀川	横市川	宇都の小川②	曾於市	財部町	宇都	0.04	13	42	16			0.05
463 I-010	大淀川	溝之口川	溝之口川①	曾於市	財部町	溝ノ口	0.16	6	20	5			0.44
463 I-011	大淀川	溝之口川	大良川③	曾於市	財部町	大良	0.08	6	16	4		県道施設1	0.52
463 I-012	大淀川	溝之口川	大良谷川	曾於市	財部町	大良	0.06	11	24	6			0.25
463 I-013	大淀川	溝之口川	吉ヶ谷川③	曾於市	財部町	夏木	0.39	5	13	5			0.90
463 I-014	大淀川	溝之口川	吉ヶ谷川①	曾於市	財部町	大川原	0.05	9	4	1		駅舎1	0.27
463 I-015	大淀川	溝之口川	溝之口川②	曾於市	財部町	溝ノ口	0.05	11	84	21		養育施設1 県道施設1	1.80
463 I-016	大淀川	溝之口川	中谷の小川	曾於市	財部町	中谷	0.03	15	13	5			0.21
463 I-017	大淀川	溝之口川	中谷谷	曾於市	財部町	中谷	0.04	20	28	7			0.21
212 I-001	天降川	手籠川	岩戸谷川	霧島市	国分市	重久	0.15	8	46	19		戸戸公民館	0.15
212 I-002	天降川	手籠川	道場口谷	霧島市	国分市	重久	0.14	9	51	21		道場口公民館	0.49
212 I-003	天降川	手籠川	妻屋谷	霧島市	国分市	重久	0.03	15	34	14		妻屋公民館	0.47
212 I-004	天降川	手籠川	妻屋谷川	霧島市	国分市	重久	0.53	8	39	16			0.45
212 I-005	天降川	手籠川	止上谷1	霧島市	国分市	重久	0.12	21	117	48			0.89
212 I-006	天降川	手籠川	止上谷2	霧島市	国分市	重久	0.29	24	32	13		止上公民館 主要地方道国分霧島線	1.10
212 I-007	天降川	手籠川	山之路谷川	霧島市	国分市	重久	0.95	6	27	11			2.90
212 I-008	天降川	手籠川	岩元谷川1	霧島市	国分市	重久	0.24	12	29	12			0.75
212 I-009	天降川	郡田川	山元川	霧島市	国分市	重久	0.09	20	19	8			1.16
212 I-010	天降川	郡田川	辻川	霧島市	国分市	重久	0.06	22	12	5			0.04
212 I-011	天降川	郡田川	台明寺下谷3	霧島市	国分市	台明寺	0.05	12	5	2		台明寺公民館	0.40
212 I-012	天降川	郡田川	清水谷	霧島市	国分市	清水	0.02	16	44	18			0.65
212 I-013	天降川	手籠川	玄亀庵谷	霧島市	国分市	清水	0.04	14	15	6		県道北条野田小浜線	0.61
212 I-014	天降川	手籠川	弟子丸谷	霧島市	国分市	清水	0.07	7	41	17		弟子丸公民館	0.70
212 I-015	天降川	—	城山谷	霧島市	国分市	城山町	0.08	12	158	65		城山町公民館集会所	0.00
212 I-016	—	須戸川	伊勢谷1	霧島市	国分市	中央二丁目	0.03	15	32	13			0.00
212 I-017	—	須戸川	伊勢谷2	霧島市	国分市	中央二丁目	0.05	17	27	11			0.00
212 I-018	—	須戸川	鐘突谷1	霧島市	国分市	中央二丁目	0.05	24	70	29		鐘突公民館	0.40
212 I-019	—	須戸川	鐘突谷2	霧島市	国分市	中央二丁目	0.06	16	109	45		鐘突公民館	0.16
212 I-020	—	—	名波谷1	霧島市	国分市	名波町	0.06	14	73	30			0.38
212 I-021	—	—	名波谷2	霧島市	国分市	名波町	0.15	10	90	37			0.44
212 I-022	—	—	名波谷3	霧島市	国分市	名波町	0.08	16	158	65			0.11
212 I-023	—	—	名波谷4	霧島市	国分市	名波町	0.08	14	602	248			0.13
212 I-024	—	—	山下谷	霧島市	国分市	山下町	0.04	16	61	25			0.21
212 I-025	検校川	—	上内門谷1	霧島市	国分市	上井	0.05	8	49	20			0.66
212 I-026	検校川	—	上内門谷2	霧島市	国分市	上井	0.05	14	46	19			0.68
212 I-027	検校川	—	岩崎谷	霧島市	国分市	上井	0.07	9	12	5			0.81
212 I-028	検校川	芦谷川	芦谷谷	霧島市	国分市	川原	0.06	20	17	7		県道北条野田小浜線	0.39
212 I-029	検校川	—	永迫谷	霧島市	国分市	上井	0.03	6	12	5			0.20
212 I-030	検校川	—	岩崎山下谷	霧島市	国分市	上井	0.03	13	17	7			0.63
212 I-031	検校川	—	芝越谷	霧島市	国分市	上井	0.01	18	32	13			0.02
212 I-032	検校川	鎮守尾川	上川内谷	霧島市	国分市	川内	0.06	15	24	10			0.68
212 I-033	検校川	鎮守尾川	見掃東谷1	霧島市	国分市	上井	0.10	19	0	0		ホテル 県道大川原小村線	0.03
212 I-034	検校川	鎮守尾川	見掃東谷2	霧島市	国分市	上井	0.09	10	0	0		ホテル 県道大川原小村線	0.03
212 I-035	検校川	内野々川	内野々谷川	霧島市	国分市	川内	0.08	16	0	0		内野々公民館	0.30

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均深床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関係施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha
212 I-036	-	-	脇元谷 1	霧島市	国分市	敷根	0.06	16	53	22			1.09
212 I-037	-	-	脇元谷 2	霧島市	国分市	敷根	0.21	7	53	22			1.16
444 I-001	網掛川	宇曾ノ木川	丹生附谷 1	霧島市	溝辺町	有川	0.33	20	13	5	町道		0.96
444 I-002	網掛川	宇曾ノ木川	長尾谷川	霧島市	溝辺町	竹子	0.34	11	5	2		京都大学防災研究所霧島火山観測所加治木観	0.63
444 I-003	網掛川	宇曾ノ木川	長尾谷川	霧島市	溝辺町	竹子	0.51	10	3	1		京都大学防災研究所霧島火山観測所加治木観	0.22
444 I-004	網掛川	宇曾ノ木川	竹山東川	霧島市	溝辺町	有川	0.29	5	0	0		竹山山免電所、竹山湧水権	0.00
444 I-005	網掛川	-	切明谷	霧島市	溝辺町	有川	0.04	10	18	7		黒道東野加治木観	0.38
444 I-006	網掛川	-	栗下川支溪	霧島市	溝辺町	竹子	0.08	14	15	6		町道	1.75
444 I-007	網掛川	-	栗下川支溪	霧島市	溝辺町	竹子	0.03	15	15	6		町道	1.75
444 I-008	網掛川	-	栗下川	霧島市	溝辺町	竹子	0.42	8	18	7		町道	3.18
445 I-001	天降川	久留味川	床渡川	霧島市	横川町	上ノ 未波	0.03	0	3	1		県道活性化セ-	0.31
445 I-002	天降川	久留味川	岩穴川	霧島市	横川町	下ノ 岩穴	0.07	0	13	5		町道	0.87
445 I-003	天降川	馬渡川	馬渡川	霧島市	横川町	下ノ 馬渡	0.10	0	30	12		町道	1.69
445 I-004	天降川	天降川	城山	霧島市	横川町	中ノ 城山	0.03	0	3	1		横川中学校	0.10
445 I-005	天降川	柴尾田川	正牟田川	霧島市	横川町	上ノ 正牟田	0.13	0	20	8		町道	0.92
445 I-006	天降川	柴尾田川	木浦川1	霧島市	横川町	上ノ 木浦	0.11	0	18	7		町道	2.05
445 I-007	天降川	柴尾田川	柴尾田川	霧島市	横川町	上ノ 柴尾田	0.02	0	13	5		町道	0.13
445 I-008	天降川	天降川	天降川1	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.03	0	75	30		山ヶ野公民館	1.31
445 I-009	天降川	天降川	天降川2	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.07	0	85	34		山ヶ野公民館	1.71
445 I-010	天降川	天降川	天降川3	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.04	0	103	41		山ヶ野公民館	1.61
445 I-011	天降川	天降川	天降川6	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.04	0	95	38		山ヶ野公民館	1.94
445 I-012	天降川	天降川	天降川4	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.16	0	95	38		山ヶ野公民館	2.50
445 I-013	天降川	天降川	天降川1	霧島市	横川町	上ノ 山ヶ野	0.95	0	93	37		神社	1.72
445 I-014	川内川	穴川	夢相谷	霧島市	横川町	上ノ 夢相谷	0.07	0	5	2		村自治公民館	0.85
445 I-015	川内川	穴川	十三谷	霧島市	横川町	上ノ 十三谷	0.28	0	13	5		町道	1.04
448 I-001	天降川	霧島川	古道川	霧島市	牧園町	持松 古道	0.07	0	0	0		小笠野発電所	0.00
448 I-002	天降川	万膳川	扇之迫2	霧島市	牧園町	万膳 扇之迫	0.05	0	23	9		町道	0.98
448 I-003	天降川	万膳川	扇之迫川3	霧島市	牧園町	万膳 扇之迫	0.08	0	33	13		町道	1.10
448 I-004	天降川	万膳川	坂下川	霧島市	牧園町	万膳 扇之迫	0.12	0	38	15		町道	1.95
448 I-005	天降川	万膳川	扇之迫川4	霧島市	牧園町	万膳 扇之迫	0.03	0	15	6		町道	0.58
448 I-006	天降川	万膳川	古屋志川	霧島市	牧園町	万膳 古屋	0.14	0	13	5		町道	0.00
448 I-007	天降川	天降川	芦谷原川	霧島市	牧園町	宿窪田 芦谷原	0.10	0	65	26		町道	0.67
448 I-008	天降川	天降川	川原川	霧島市	牧園町	宿窪田 原	0.02	0	43	17		宿窪田公民館	0.00
448 I-009	天降川	三体川	田原川	霧島市	牧園町	宿窪田 田原	0.03	0	30	12		町道	0.27
448 I-010	天降川	石坂川	内野川1	霧島市	牧園町	三体堂 内之野	0.48	0	30	12		町道	4.18
448 I-011	天降川	石坂川	内野川2	霧島市	牧園町	三体堂 内之野	0.12	0	25	10		町道	5.85
448 I-012	天降川	石坂川	高野川	霧島市	牧園町	三体堂 高野	0.27	0	18	7		町道	6.12
448 I-013	天降川	石坂川	石坂川	霧島市	牧園町	高千穂 手洗	6.46	0	13	5		町道	2.74
448 I-014	天降川	天降川	安楽川	霧島市	牧園町	宿窪田 安楽	0.09	0	18	7		町道	0.00
448 I-015	天降川	中津川	犬飼川	霧島市	牧園町	下中津川 犬飼	0.14	0	50	20		町道	0.02
448 I-016	天降川	中津川	溝口川1	霧島市	牧園町	下中津川 溝口	0.50	0	30	12		中津川小学校	2.87
448 I-017	天降川	中津川	溝口川2	霧島市	牧園町	下中津川 溝口	0.07	0	15	6		保育所	2.60
448 I-018	天降川	中津川	越川	霧島市	牧園町	下中津川 越	0.04	0	18	7		中津川第六自治公民館	0.64
448 I-019	天降川	中津川	板小屋2	霧島市	牧園町	高千穂 板小屋	0.22	0	70	28		高千穂公民館	1.30
448 I-020	天降川	中津川	小谷川	霧島市	牧園町	高千穂 小谷	5.02	0	70	28		町道	0.17
448 I-021	天降川	小谷川	横瀬川	霧島市	牧園町	上中津川 横瀬	0.10	0	30	12		町道	1.24
448 I-022	天降川	中津川	板小屋川	霧島市	牧園町	上中津川 板小屋	0.08	0	23	9		町道	0.37
448 I-023	天降川	中津川	殿湯川	霧島市	牧園町	高千穂 丸尾	0.48	0	78	31		町道	3.13
448 I-024	天降川	中津川	殿湯川2	霧島市	牧園町	高千穂 丸尾	0.56	0	78	31		町道	0.77
448 I-025	天降川	中津川	林田川1	霧島市	牧園町	高千穂 林田	0.07	0	0	0		ホテル	5.54
448 I-026	天降川	中津川	林田川2	霧島市	牧園町	高千穂 林田	0.35	0	10	4		ホテル	4.23
448 I-027	天降川	中津川	中津川右支川	霧島市	牧園町	高千穂 栄之尾	0.68	0	10	4		村清流荘	4.23
448 I-028	天降川	中津川	中津川	霧島市	牧園町	高千穂 明礬	1.19	0	10	4		ホテル	4.20
448 I-029	天降川	中津川	大瀬戸川	霧島市	牧園町	高千穂 栗川	0.06	0	13	5		町道	4.39
448 I-030	天降川	中津川	栗川川	霧島市	牧園町	高千穂 栗川	0.54	0	5	2		町道	2.85
448 I-031	天降川	中津川	黒岩	霧島市	牧園町	持松 黒岩	0.26	0	13	5		町道	0.90
448 I-032	天降川	中津川	荒田川	霧島市	牧園町	下中津川 荒田	0.19	0	13	5		町道	1.35
448 I-033	天降川	万膳川	中福良川	霧島市	牧園町	万膳 中福良	0.04	0	20	8		町道	3.52
448 I-034	天降川	霧島川	新湯川	霧島市	牧園町	高千穂 新湯	0.46	0	0	0		町道	0.00
448 I-035	天降川	万膳川	府島川	霧島市	牧園町	万膳 府島	0.13	0	0	18		町道	0.00
449 I-001	天降川	霧島川	湯之野第二谷	霧島市	霧島町	田口	0.04	17	0	0		病院	0.00
449 I-002	天降川	霧島川	湯之野第一谷	霧島市	霧島町	田口	0.07	13	3	1		病院	0.00
449 I-003	天降川	霧島川	霧島川支溪	霧島市	霧島町	田口	0.45	9	0	0		県道霧島公園小林線	0.00
449 I-004	-	-	中岳谷	霧島市	霧島町	田口	0.35	9	0	0		町道	0.00
449 I-005	天降川	霧島川	永池川	霧島市	霧島町	田口	0.48	4	23	9		町道	2.39
449 I-006	天降川	霧島川	新地谷	霧島市	霧島町	田口	0.03	8	36	14		町道	0.05
449 I-007	天降川	霧島川	大窪谷	霧島市	霧島町	大窪	0.15	4	31	12		町道	0.09
449 I-008	天降川	霧島川	豊後追谷	霧島市	霧島町	大窪	0.06	7	5	2		J R 日豊線	0.45
450 I-001	その他	その他	埴谷	霧島市	隼人町	小浜	0.08	10	13	5		J R 日豊線	1.03
450 I-002	その他	その他	加納内上谷	霧島市	隼人町	小浜	0.02	10	28	11		県道北赤野田小浜線	0.25
450 I-003	長浜谷	その他	長浜小谷	霧島市	隼人町	小浜	0.02	16	18	7		国道10号線	0.03
450 I-004	長浜谷	-	長浜第1谷	霧島市	隼人町	小浜	0.07	14	28	11		国道10号線	0.05
450 I-005	清水川	-	石元川支川	霧島市	隼人町	小田	0.39	16	20	8		町道	0.82
450 I-006	清水川	-	第2石元谷	霧島市	隼人町	小田	0.25	10	20	8		町道	0.84

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
450 I-007	清水川	—	石元川	霧島市	隼人町	小田	0.24	9	20	8		町道	1.14
450 I-008	清水川	—	第2石元川	霧島市	隼人町	小田	0.02	32	20	8		町道	1.14
450 I-009	清水川	—	小田西川1	霧島市	隼人町	小田	0.04	21	33	13		町道	0.85
450 I-010	清水川	—	小田西谷	霧島市	隼人町	小田	0.17	11	20	8		国道471号線 鹿児島県工業技術センター	0.00
450 I-011	清水川	—	中福良第2	霧島市	隼人町	小田	0.09	14	75	30		国道北赤野田小浜線 小野小学校	0.22
450 I-012	清水川	—	中福良小野谷1	霧島市	隼人町	小田	0.07	15	58	23		国道北赤野田小浜線 小野小学校	0.38
450 I-013	清水川	—	中福良小野谷2	霧島市	隼人町	小田	0.06	16	83	33		国道北赤野田小浜線 小野小学校	0.50
450 I-014	清水川	—	中福良第3	霧島市	隼人町	小田	0.14	13	95	38		中福良構造改善センター 町道	0.16
450 I-015	清水川	—	青木谷	霧島市	隼人町	小田	0.02	14	33	13		町道	0.28
450 I-016	清水川	—	溝上谷1	霧島市	隼人町	小田	0.02	13	50	20		町道	0.94
450 I-017	清水川	—	溝上谷2	霧島市	隼人町	小田	0.01	16	48	19		町道	0.62
450 I-018	清水川	—	西良木谷	霧島市	隼人町	内山田	0.04	11	20	8		町道	0.52
450 I-019	清水川	その他	その他	霧島市	隼人町	内山田	0.09	17	25	10		宇都山公民館 町道	1.51
450 I-020	清水川	その他	その他	霧島市	隼人町	内山田	0.06	17	13	5		町道	0.70
450 I-021	清水川	—	朝日西川	霧島市	隼人町	内山田	0.47	9	43	17		町道	1.63
450 I-022	清水川	—	—	霧島市	隼人町	内山田	0.15	13	68	27		町道	1.70
450 I-023	天降川	角之下川	朝日東の小川	霧島市	隼人町	内山田	0.14	14	65	26		町道	0.87
450 I-024	天降川	—	—	霧島市	隼人町	神宮	0.06	13	28	11		町道	0.55
450 I-025	天降川	—	内村谷1	霧島市	隼人町	内	0.04	13	20	8		県道隼人停車場線	0.48
450 I-026	天降川	—	内村谷2	霧島市	隼人町	内	0.02	17	53	21	病院	JR肥後線 県道隼人停車場線	0.00
450 I-027	天降川	—	木之房谷	霧島市	隼人町	内	0.01	17	20	8		JR肥後線 西元23号線	0.00
450 I-028	天降川	—	高江谷	霧島市	隼人町	内	0.01	16	40	16	病院	JR肥後線 町道	0.18
450 I-029	天降川	—	鼻切谷	霧島市	隼人町	内	0.22	12	33	13		町道	0.36
450 I-030	天降川	—	新溝谷1	霧島市	隼人町	東郷	0.21	12	80	32		町道	1.01
450 I-031	天降川	—	新溝谷2	霧島市	隼人町	東郷	0.04	17	83	33		町道	1.22
450 I-032	天降川	—	新溝谷3	霧島市	隼人町	東郷	0.05	15	45	18		町道	0.72
450 I-033	天降川	西光寺川	小河内谷川	霧島市	隼人町	東郷	1.20	7	10	4		ホテル 国道504号線	0.13
450 I-034	天降川	西光寺川	牟田谷	霧島市	隼人町	西光寺	0.13	11	30	12		国道223号線 町道	0.71
450 I-035	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.05	13	13	5		JR肥後線 町道	0.00
450 I-036	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.03	20	13	5		JR肥後線 町道	0.09
450 I-037	天降川	嘉例川	表木山下谷	霧島市	隼人町	嘉例川	0.20	8	13	5		JR肥後線 町道	0.09
450 I-038	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.04	25	3	1		JR肥後線 町道	0.00
450 I-039	天降川	嘉例川	暮幸谷	霧島市	隼人町	嘉例川	0.13	34	13	5		町道	0.00
450 I-040	天降川	嘉例川	中福良谷	霧島市	隼人町	嘉例川	0.04	15	10	4		JR肥後線 国道	0.15
450 I-041	天降川	嘉例川	餅田下谷	霧島市	隼人町	嘉例川	0.13	11	38	15		JR肥後線 嘉例川駅	0.00
450 I-042	天降川	嘉例川	土橋の小川	霧島市	隼人町	嘉例川	0.01	16	20	8		JR肥後線 消防団詰所	0.00
450 I-043	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.07	6	15	6		町道	0.07
450 I-044	天降川	嘉例川	餅田上谷1	霧島市	隼人町	嘉例川	0.07	6	40	16		町道	0.45
450 I-045	天降川	嘉例川	餅田上谷2	霧島市	隼人町	嘉例川	0.07	9	40	16		町道	0.65
450 I-046	天降川	嘉例川	表木山東の小川	霧島市	隼人町	嘉例川	0.29	9	15	6		国道	0.51
450 I-047	天降川	—	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.30	9	18	7		国道223号線 妙見消防会館	0.60
450 I-048	天降川	—	妙見谷	霧島市	隼人町	嘉例川	0.06	15	28	11		林下 国道223号線	0.00
450 I-049	天降川	霧島川	花山谷1	霧島市	隼人町	松永	0.03	25	23	9		町道	0.11
450 I-050	天降川	霧島川	花山谷2	霧島市	隼人町	松永	0.04	29	15	6		花山公民館 町道	0.06
450 I-051	天降川	霧島川	下小鹿野谷1	霧島市	隼人町	松永	0.07	24	20	8		町道	0.56
450 I-052	天降川	霧島川	下小鹿野谷2	霧島市	隼人町	松永	0.09	25	18	7		町道	1.06
450 I-053	天降川	霧島川	その他	霧島市	隼人町	松永	0.72	5	50	20		林道登山線	0.15
450 I-054	天降川	霧島川	その他	霧島市	隼人町	松永	0.03	10	20	8		町道	0.87
451 I-001	—	—	田尻谷	霧島市	福山町	福山	0.04	11	16	6		福山生活改善センター(農産加工施設)	0.04
451 I-002	—	—	小廻川	霧島市	福山町	福山	0.87	9	16	6		海上自衛隊訓練場 福山生活改善センター(農産加工施設)	0.69
451 I-003	—	—	小廻谷1	霧島市	福山町	小廻	0.08	21	65	24		国道220号	1.11
451 I-004	—	—	中平谷川	霧島市	福山町	小廻	0.98	17	41	15		小廻地区(福山地区)センター 併用	1.22
451 I-005	—	—	小廻谷2	霧島市	福山町	小廻	0.48	17	100	37		町道	2.78
451 I-006	—	—	湊川	霧島市	福山町	小廻	0.61	9	30	11		町道	0.37
451 I-007	—	—	浦町谷1	霧島市	福山町	浦町	0.02	24	54	20		瀬野地区集会所 国道220号	0.09
451 I-008	—	—	浦町谷2	霧島市	福山町	浦町	0.03	19	27	10		国道220号	0.00
451 I-009	—	—	浦町谷4	霧島市	福山町	浦町	0.13	16	22	8		国道220号	0.00
451 I-010	—	—	宮浦川	霧島市	福山町	南園	0.69	14	90	33		国道220号 国道220号	0.03
451 I-011	—	—	熊谷川	霧島市	福山町	上大廻	0.72	13	16	6		国道220号	0.44
451 I-012	—	—	松下川	霧島市	福山町	上大廻	0.12	22	52	19		国道220号	0.12
451 I-013	—	—	瀬戸川	霧島市	福山町	上大廻	0.09	18	60	22		身障者施設	0.37
451 I-014	—	—	木之下川	霧島市	福山町	上大廻	0.98	14	87	32		身障者施設 国道220号	0.72
451 I-015	—	—	木之下川支流	霧島市	福山町	上大廻	0.06	20	155	57		身障者施設 病院	0.53
451 I-016	—	—	三本松川1	霧島市	福山町	中大廻	0.58	14	214	79		身障者施設 病院	2.06
451 I-017	—	—	三本松川2	霧島市	福山町	中大廻	0.40	17	57	21		国道220号 大廻地区センター	0.65
451 I-018	—	—	磯脇川支川	霧島市	福山町	磯脇	0.95	14	166	61		磯脇集落センター 国道220号	5.10
451 I-019	—	—	磯脇川	霧島市	福山町	磯脇	2.47	8	157	58		国道220号	8.01
451 I-020	菱田川	—	割小田谷	霧島市	福山町	割小田	0.09	8	8	3		割小田公民館 国道10号	0.30
205 I-001	土川川	土川川	土川谷	いちき串木野市	串木野市	土川	0.12	14	103	38		土川地区センター 土川小学校	0.30
205 I-002	土川川	土川川	下山川	いちき串木野市	串木野市	下山	0.23	13	14	5		下山公民館 主要地方道川内-串木野線	3.37
205 I-003	海土泊川	海土泊川	海土泊川1	いちき串木野市	串木野市	海土泊	0.13	10	14	5		海土泊公民館	0.37
205 I-004	海土泊川	海土泊川	海土泊川2	いちき串木野市	串木野市	海土泊	0.05	19	27	10			0.25
205 I-005	萩元川	萩元川	萩元川	いちき串木野市	串木野市	萩元	0.07	24	84	31		萩元公民館 主要地方道川内-串木野線	0.55
205 I-006	平身川	平身川	万福川	いちき串木野市	串木野市	羽島	0.27	13	60	22		N11 神社	2.20

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均溪床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設	右記以外の公共施設	耕地 ha	
205 I -007	松尾川	松尾川	松尾川	いちき串木野市	串木野市	松尾	0.03	15	101	37		主要地方道川内-串木野線		0.78
205 I -008	横須川	横須川	横須川1	いちき串木野市	串木野市	横須	0.04	11	49	18	保育園 幼稚園	主要地方道川内-串木野線		1.18
205 I -009	横須川	横須川	横須川2	いちき串木野市	串木野市	横須	0.35	12	27	10	保育園 幼稚園	主要地方道川内-串木野線		3.47
205 I -010	河原川	河原川	河原川1	いちき串木野市	串木野市	猪之鼻	1.31	13	16	6		主要地方道川内-串木野線		1.11
205 I -011	河原川	河原川	河原川2	いちき串木野市	串木野市	河原	0.15	11	16	6				5.00
205 I -012	白浜川	白浜川	白浜川1	いちき串木野市	串木野市	白浜	0.44	14	27	10		主要地方道川内-串木野線		1.53
205 I -013	白浜川	白浜川	白浜川2	いちき串木野市	串木野市	白浜	0.43	9	24	9		主要地方道川内-串木野線		1.62
205 I -014	白浜川	白浜川	白浜川3	いちき串木野市	串木野市	白浜	0.11	11	14	5		主要地方道川内-串木野線		1.03
205 I -015	荒川川	荒川川	中向谷	いちき串木野市	串木野市	中向	0.12	24	24	9		一般国道 荒川川内線		1.18
205 I -016	荒川川	荒川川	寺村川1	いちき串木野市	串木野市	寺村	0.07	19	24	9		一般国道 荒川川内線 荒川県立郵便局		0.20
205 I -017	荒川川	荒川川	寺村川2	いちき串木野市	串木野市	寺村	0.36	12	27	10		一般国道 荒川川内線 荒川県立郵便局		0.46
205 I -018	荒川川	荒川川	前川川	いちき串木野市	串木野市	寺村	0.11	14	24	9		一般国道 荒川川内線 前川三丁目バス停		0.17
205 I -019	荒川川	太郎坊川	太郎坊谷2	いちき串木野市	串木野市	太郎坊	0.97	12	3	1		一般国道 荒川川内線 寺		8.82
205 I -020	荒川川	太郎坊川	太郎坊谷3	いちき串木野市	串木野市	太郎坊	0.55	13	3	1		一般国道 荒川川内線 寺		8.82
205 I -021	荒川川	荒川川	草良の小川	いちき串木野市	串木野市	草良	0.14	11	11	4		新夜公民館		1.33
205 I -022	オコン川	オコン川	南木場川1	いちき串木野市	串木野市	南木場	0.09	16	19	7				1.56
205 I -023	オコン川	オコン川	南子場川2	いちき串木野市	串木野市	南子場	0.02	23	8	3		深田下集会所		1.31
205 I -024	五反田川	五反田川	平江川	いちき串木野市	串木野市	平江	0.05	18	73	27				1.96
205 I -025	五反田川	五反田川	平江川2	いちき串木野市	串木野市	平江	0.16	16	46	17				4.10
205 I -026	五反田川	五反田川	永山川	いちき串木野市	串木野市	平江	0.09	18	73	27				1.37
205 I -027	五反田川	五反田川	薩摩山川	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.05	22	8	3		JR鹿児島本線 国道3号線		0.00
205 I -028	五反田川	金山川	野下川	いちき串木野市	串木野市	野下	0.27	13	19	7		JR鹿児島本線 国道3号線		0.00
205 I -029	五反田川	金山川	角石川1	いちき串木野市	串木野市	角石	0.21	13	19	7		JR鹿児島本線		0.00
205 I -030	五反田川	金山川	角石川2	いちき串木野市	串木野市	角石	0.06	17	22	8		JR鹿児島本線		0.00
205 I -031	五反田川	金山川	金山谷川2	いちき串木野市	串木野市	金山	0.12	13	60	22	幼稚園	JR鹿児島本線 船小中学校		0.06
205 I -032	五反田川	金山川	金山川2	いちき串木野市	串木野市	金山	0.08	15	19	7		JR鹿児島本線 金山公民館		0.00
205 I -033	五反田川	金山川	金山下川	いちき串木野市	串木野市	金山下	0.07	22	0	0		金山下公民館 国道3号線		0.00
205 I -034	五反田川	金山川	野下下川	いちき串木野市	串木野市	野下	0.17	18	14	5				0.00
205 I -035	五反田川	五反田川	川崎谷川	いちき串木野市	串木野市	川崎	0.08	13	24	9				0.64
205 I -036	五反田川	五反田川	芦場谷	いちき串木野市	串木野市	福園	1.85	6	33	12				3.64
205 I -037	五反田川	五反田川	大松川	いちき串木野市	串木野市	上石野	0.13	19	0	0				2.56
205 I -038	五反田川	五反田川	胡麻段谷川	いちき串木野市	串木野市	故摩段	0.25	17	30	11				3.07
205 I -039	五反田川	五反田川	花川	いちき串木野市	串木野市	故摩段	1.21	9	14	5		神社		2.04
205 I -040	五反田川	五反田川	岩下谷川	いちき串木野市	串木野市	岩下	0.20	19	22	8				3.22
205 I -041	五反田川	宇都川	内木場川	いちき串木野市	串木野市	宇都	0.26	14	3	1		宇都公民館		1.18
205 I -042	五反田川	大六野川	松下谷川	いちき串木野市	串木野市	松下	0.10	22	19	7		主要地方道 串木野-鶴橋線 松下公民館		1.65
205 I -043	五反田川	大六野川	谷之宇都川	いちき串木野市	串木野市	久木野	0.60	10	46	17		久木野公民館 主要地方道 串木野-鶴橋線 串木野衛生センター		8.66
205 I -044	八房川	八房川	八房谷川	いちき串木野市	串木野市	八房	0.13	16	3	1				0.00
205 I -045	川内川	都川	栗山追川2	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.07	18	33	12				0.28
205 I -046	川内川	都川	金山山川	いちき串木野市	串木野市	金山	0.22	11	22	8		JR鹿児島本線		0.23
205 I -047	川内川	都川	金山谷	いちき串木野市	串木野市	金山	0.19	13	54	20		JR鹿児島本線		0.23
205 I -048	川内川	都川	藤沢川第1小川	いちき串木野市	串木野市	藤沢	0.12	12	16	6		国道3号線		0.61
361 I -001	八房川	八房川	火の川原川1	いちき串木野市	市来町	川上	0.24	16	0	0		県道鶴戸市東線 船川公民館		0.23
361 I -002	八房川	八房川	火の川原川2	いちき串木野市	市来町	川上	0.08	21	6	2		県道鶴戸市東線 船川公民館		1.30
361 I -003	八房川	八房川	火の川原川3	いちき串木野市	市来町	川上	0.13	13	3	1		県道鶴戸市東線 船川公民館		0.45
361 I -004	八房川	八房川	木場川	いちき串木野市	市来町	川上	0.15	13	6	2		市来公民館		0.17
361 I -005	八房川	八房川	木場下川	いちき串木野市	市来町	川上	0.08	12	20	7		県道鶴戸市東線		0.57
211 I -001	万之瀬川	大谷川	加治屋の小川	南さつま市	加世田市	加治屋	0.03	23	23	9		市道		0.00
211 I -002	万之瀬川	加世田川	松元川の支流	南さつま市	加世田市	松元	0.09	15	34	13		市道 松元公民館		0.00
211 I -003	万之瀬川	加世田川	松元川	南さつま市	加世田市	松元	0.18	11	13	5		市道		0.24
211 I -004	万之瀬川	立神川	山下の小川	南さつま市	加世田市	山下	0.03	16	42	16		山下公民館 市道		0.00
211 I -005	万之瀬川	田之野川	上内山田小川	南さつま市	加世田市	上内山田	0.03	17	16	6		市道		0.34
211 I -006	万之瀬川	田之野川	西村谷	南さつま市	加世田市	西村	0.03	23	13	5		市道		0.00
211 I -007	万之瀬川	田之野川	大野の小川	南さつま市	加世田市	大野	0.03	20	5	2		市道 大野大海わが		0.00
211 I -008	万之瀬川	加世田川	本坊川	南さつま市	加世田市	本坊	0.22	17	13	5		市道		0.29
211 I -009	万之瀬川	加世田川	新沢川	南さつま市	加世田市	新沢	0.80	13	39	15		市道		1.20
211 I -010	万之瀬川	加世田川	新沢の小川	南さつま市	加世田市	新沢	0.03	19	13	5		市道		0.00
211 I -011	花渡川	花渡川	上ノ門川	南さつま市	加世田市	上ノ門	0.15	8	16	6		市道		0.00
211 I -012	花渡川	花渡川	浦口東谷	南さつま市	加世田市	浦口	0.11	11	16	6		一般地方道 欠乏上津真		0.08
211 I -013	万之瀬川	千河川	千河上第2谷	南さつま市	加世田市	千河上	0.05	19	21	8		市道		0.41
211 I -014	万之瀬川	千河川	山神第2谷川	南さつま市	加世田市	中原	0.20	11	13	5		市道		0.00
341 I -001	笠石川	笠石川	松木場第1谷	南さつま市	笠沙町	松木場	0.10	12	9	4		松木場公民館 市道		0.03
341 I -002	笠石川	笠石川	松木場第2谷	南さつま市	笠沙町	松木場	0.04	14	11	5		市道		0.08
341 I -003	笠石川	笠石川	松木場第3谷	南さつま市	笠沙町	赤生木	0.03	17	11	5		市道		0.00
341 I -004	笠石川	笠石川	笠松川	南さつま市	笠沙町	笠松川	0.18	17	18	8		市道		0.00
341 I -005	祓川	祓川	椎木第2谷	南さつま市	笠沙町	椎木	0.07	16	11	5		市道		0.43
341 I -006	祓川	祓川	西の丘第1谷	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.08	20	26	12		市道		3.10
341 I -007	祓川	祓川	西の丘第2谷	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.14	17	26	12		市道		1.39
341 I -008	祓川	祓川	黒瀬第4谷	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.09	15	24	11		市道		1.14
341 I -009	祓川	祓川	黒瀬第5谷	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.18	15	24	11		市道		1.09
341 I -010	祓川	祓川	黒瀬谷支流	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.05	16	24	11		市道		1.13
341 I -011	祓川	祓川	黒瀬谷川	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.04	11	18	8		市道		0.23
341 I -012	祓川	祓川	いも洗川	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.03	15	13	6		黒瀬 黒瀬郵便局		0.21
341 I -013	祓川	祓川	いも洗川支流	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.04	14	13	6		黒瀬 黒瀬郵便局 黒瀬公民館		0.30

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha
341 I-014	祓川	祓川	いも洗小川	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.04	14	13	6		黒瀬簡易郵便局 黒瀬公民館	0.18
341 I-015	祓川	祓川	山下第1小川	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.02	13	13	6		黒瀬公民館 町道	0.00
341 I-016	祓川	祓川	山下第2小川	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.01	20	24	11		町道	0.00
341 I-017	祓川	祓川	椎木谷	南さつま市	笠沙町	椎木	0.28	11	26	12		町道	0.04
341 I-018	熊毛浦川	熊毛浦川	熊毛浦川	南さつま市	笠沙町	仁王崎	0.10	16	11	5		国道226号線 町道	0.00
341 I-019	祓川	祓川	黒瀬第2谷	南さつま市	笠沙町	黒瀬	0.10	18	48	22		国道226号線 町道	0.00
341 I-020	大当川	大当川	大当第1谷	南さつま市	笠沙町	大当	0.16	10	15	7		大当多目的集会所 町道	0.00
341 I-021	大当川	大当川	大当第2谷	南さつま市	笠沙町	大当	0.21	17	15	7		大当多目的集会所 町道	0.00
341 I-022	大当川	大当川	大当第3谷	南さつま市	笠沙町	大当	0.09	20	18	8		大当多目的集会所 町道	0.00
341 I-023	大当川	大当川	大当第4谷	南さつま市	笠沙町	大当	0.56	14	18	8		大当多目的集会所 町道	0.00
341 I-024	大当川	大当川	大当川	南さつま市	笠沙町	大当	1.15	14	18	8		大当多目的集会所 町道	0.00
341 I-025	高崎山川	高崎山川	高崎山川	南さつま市	笠沙町	高崎山	0.09	23	11	5		町道	0.00
341 I-026	谷山川	谷山川	谷山第1川	南さつま市	笠沙町	谷山	0.14	21	13	6		町道	0.00
341 I-027	魚路川	魚路川	魚路川	南さつま市	笠沙町	魚路川	0.16	19	13	6		国道226号線 町道	0.00
341 I-028	魚路川	魚路川	魚路川支流	南さつま市	笠沙町	魚路	0.06	19	11	5		国道226号線 町道	0.00
341 I-029	山神川	山神川	山神川	南さつま市	笠沙町	野間池	0.02	21	15	7		笠沙小学校	0.00
341 I-030	本蔵川	本蔵川	本蔵川	南さつま市	笠沙町	野間池	0.38	17	13	6		町道	0.00
341 I-031	岬第2谷	岬第2谷	岬第2谷	南さつま市	笠沙町	岬	0.10	15	42	19		国道226号線	0.00
341 I-032	岬第1谷	岬第1谷	岬第1谷	南さつま市	笠沙町	岬	0.03	13	7	3		国道226号線 町道	0.00
341 I-033	岬第3谷	岬第3谷	岬第3谷	南さつま市	笠沙町	岬	0.03	17	13	6	体育館	国道226号線 町道	0.00
341 I-034	本蔵川	本蔵川	本蔵川第1谷	南さつま市	笠沙町	野間池	0.03	21	26	12		町道	0.00
341 I-035	本蔵川	本蔵川	本蔵川第2谷	南さつま市	笠沙町	野間池	0.02	13	33	15		町道	0.00
341 I-036	本蔵川	本蔵川	本蔵川第3谷	南さつま市	笠沙町	野間池	0.02	19	13	6		町道	0.00
342 I-001	大浦川	大浦川	三本松川	南さつま市	大浦町	三本松	0.11	14	9	4		国道 久志 大浦線 大浦中学校	0.00
342 I-002	大浦川	大浦川	大木場川	南さつま市	大浦町	大木場	0.06	18	15	7		町道	0.00
342 I-003	大浦川	大浦川	塘川支溪1	南さつま市	大浦町	柴内	0.11	17	73	33		市内公民館 町道	0.00
342 I-004	大浦川	大浦川	塘川支溪2	南さつま市	大浦町	柴内	0.17	18	55	25		市内公民館 町道	0.00
342 I-005	大浦川	大浦川	塘川支溪3	南さつま市	大浦町	柴内	0.17	20	24	11		市内公民館 町道	0.00
342 I-006	大浦川	大浦川	塘川	南さつま市	大浦町	柴内	0.50	12	24	11		市内公民館 町道	0.00
342 I-007	大浦川	大浦川	上之門川	南さつま市	大浦町	上之門	0.42	11	13	6		町道	0.00
342 I-008	大浦川	大浦川	上之門川の小川	南さつま市	大浦町	上之門	0.04	20	0	0		町道	0.00
342 I-009	小浜川	小浜川	小浜川	南さつま市	大浦町	小浜	0.34	12	11	5		庄屋裏道 町道	0.67
343 I-001	秋目川	秋目川	秋目川支溪	南さつま市	坊津町	秋目	0.18	20	18	8		町道	0.63
343 I-002	秋目川	秋目川	秋目川	南さつま市	坊津町	秋目	0.29	17	14	6		黒道秋目上津真緑 町道	0.00
343 I-003	秋目川	秋目川	秋目川支溪2	南さつま市	坊津町	秋目	0.18	22	14	6		黒道秋目上津真緑 町道	0.00
343 I-004	秋目川	秋目川	秋目川支溪3	南さつま市	坊津町	秋目	0.11	20	14	6		黒道秋目上津真緑 町道	0.00
343 I-005	秋目川	秋目川	山神川	南さつま市	坊津町	秋目	0.08	20	23	10		黒道秋目上津真緑 町道	0.00
343 I-006	秋目塩屋谷	秋目塩屋谷	秋目塩屋谷	南さつま市	坊津町	秋目	0.09	23	18	8		国道226号線 町道	0.00
343 I-007	秋目塩屋川	秋目塩屋川	秋目塩屋川	南さつま市	坊津町	秋目	0.15	17	21	9		国道226号線 町道	0.00
343 I-008	久志川	久志川	仁田川	南さつま市	坊津町	仁田川	0.11	18	39	17		国道226号線 町道	0.00
343 I-009	久志川	久志川	共伸第2谷	南さつま市	坊津町	共伸	0.09	20	14	6		黒道久志上津真緑 町道	0.24
343 I-010	久志川	久志川	共伸第1谷	南さつま市	坊津町	共伸	0.23	18	18	8		山口共伸宮園研修館 町道	0.72
343 I-011	小ヶ倉川	小ヶ倉川	小ヶ倉川	南さつま市	坊津町	大久志	0.38	19	12	5		民館 国道226号線	0.00
343 I-012	平尾川	平尾川	平尾川	南さつま市	坊津町	平尾	0.08	23	41	18		国道226号線 町道	0.00
343 I-013	博多川	博多川	博多第1谷	南さつま市	坊津町	博多	0.57	17	32	14		国道226号線 寺	0.00
343 I-014	博多第2谷	博多第2谷	博多第2谷	南さつま市	坊津町	博多	0.19	23	0	0		国道226号線 町道	0.00
343 I-015	本珠院谷	本珠院谷	本珠院第2谷	南さつま市	坊津町	泊浦	0.12	20	16	7	老人ホーム	国道226号線 町道	0.00
343 I-016	本珠院谷	本珠院谷	本珠院第1谷	南さつま市	坊津町	泊浦	0.05	22	9	4	老人ホーム	国道226号線 町道	0.00
343 I-017	泊川	泊川	鋸迫川	南さつま市	坊津町	鋸迫	0.23	22	60	26		公民館 町道	1.71
343 I-018	泊川	泊川	鋸迫第2谷	南さつま市	坊津町	鋸迫	0.23	20	12	5		町道	3.14
343 I-019	泊川	泊川	梶山川	南さつま市	坊津町	茅野	0.41	20	55	24		黒道坊津久木野線 町道	2.77
343 I-020	泊川	泊川	草野の小川	南さつま市	坊津町	草野	0.07	19	28	12		町道	0.00
343 I-021	泊川	泊川	草野川	南さつま市	坊津町	草野	0.28	20	28	12		町道	0.00
343 I-022	宇都谷	宇都谷	宇都谷	南さつま市	坊津町	泊	0.03	19	30	13		町道	0.00
343 I-023	小泊川	小泊川	小泊川	南さつま市	坊津町	小泊	0.03	19	5	2		国道 坊津中学校	0.39
343 I-024	下浜川	下浜川	下浜第1谷	南さつま市	坊津町	上之坊	0.06	21	35	15		国道226号線 町道	0.00
343 I-025	下浜川	下浜川	下浜第1谷	南さつま市	坊津町	坊	0.09	13	30	13		国道226号線 町道	0.00
343 I-026	下浜川	下浜川	下浜第3谷	南さつま市	坊津町	坊	0.05	17	18	8		町道	0.39
343 I-027	坊之浜川	坊之浜川	坊之浜川	南さつま市	坊津町	坊之浜	0.17	6	55	24		町道	0.00
368 I-001	万之瀬川	大谷川	池辺門前谷川4	南さつま市	金峰町	池辺	0.51	10	5	2		池辺門前公民館	0.45
368 I-002	万之瀬川	大谷川	池辺門前谷川3	南さつま市	金峰町	池辺	0.87	11	17	7		池辺門前公民館	1.25
368 I-003	万之瀬川	大谷川	池辺門前谷川2	南さつま市	金峰町	池辺	0.37	10	10	4		池辺門前公民館	0.43
368 I-004	万之瀬川	境川	十連谷川1	南さつま市	金峰町	中津野	0.10	17	12	5		町道	0.75
368 I-005	万之瀬川	境川	矢杖谷川	南さつま市	金峰町	浦之名	0.08	18	7	3		矢杖公民館	0.79
368 I-006	万之瀬川	境川	矢杖谷川2	南さつま市	金峰町	浦之名	0.07	23	15	6		矢杖公民館	0.79
368 I-007	万之瀬川	境川	掘切谷川	南さつま市	金峰町	浦之名	0.17	17	12	5		町道	2.38
368 I-008	万之瀬川	岸元川	新山東谷川	南さつま市	金峰町	新山	0.51	9	17	7		町道	0.26
368 I-009	万之瀬川	岸元川	新山西谷川	南さつま市	金峰町	新山	0.22	12	17	7		町道	0.93
368 I-010	万之瀬川	長谷川	白川中谷川2	南さつま市	金峰町	白川	0.07	7	0	0		白川小学校(体育館)	0.22
368 I-011	万之瀬川	長谷川	白川中谷川	南さつま市	金峰町	白川	0.05	9	27	11		町道	0.49
368 I-012	万之瀬川	長谷川	梅の木谷川	南さつま市	金峰町	大坂	0.05	14	12	5		町道	0.00
368 I-013	万之瀬川	長谷川	大平谷川2	南さつま市	金峰町	大坂	0.23	9	2	1		大平公民館	2.14
368 I-014	万之瀬川	長谷川	河野谷川2	南さつま市	金峰町	白川	0.09	20	15	6		町道	0.87
368 I-015	万之瀬川	長谷川	日枝谷川	南さつま市	金峰町	白川	0.03	19	12	5		町道	0.45

2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設 棟	右記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
303 I-001	宮向川	宮向川	大里第3	三島村	三島村	大里	0.88	5	10	5			国道：片治大里港線	0.13
303 I-002	宮向川	宮向川	大里第4	三島村	三島村	大里	0.07	12	27	14			国道：片治大里港線 三島大里ふれあいセンター	0.12
303 I-003	堀田川	堀田川	堀田川	三島村	三島村	片泊	0.25	13	19	10			国道：片治大里港線 三島片泊ふれあいセン	0.10
303 I-004	長浜川	長浜川	長浜川	三島村	三島村	長浜	0.65	4	67	35	診療所		警察総合センター 三島小、中学校	0.70
303 I-005	船倉川	船倉川	船倉谷	三島村	三島村	船倉	0.22	6	11	6				0.09
303 I-006	坂本川	坂本川	坂本谷	三島村	三島村	坂本	0.08	5	0	0			温泉施設	0.00
304 I-001	楠木川	楠木川	楠木谷第3	十島村	十島村	楠木	0.02	12	2	1			西区住民生活センター	0.00
304 I-002	宮川	宮川	宮川	十島村	十島村	里村	1.05	10	2	1			十島町夜明けの鳥出場所	0.00
304 I-003	-	-	上村第2	十島村	十島村	上村	0.06	5	13	7				0.00
304 I-004	-	-	上村第3	十島村	十島村	上村	0.16	7	13	7	診療所		民泊	0.00
304 I-005	-	-	諏訪之瀬川	十島村	十島村	諏訪之瀬	1.02	15	17	9	診療所		村役場諏訪之瀬島出場所 平島中・小諏訪之瀬島分校	0.00
322 I-001	その他	鰻池	鰻池支流	山川町	山川町	鰻	0.09	18	114	45			鰻源野 鰻池公園	0.17
322 I-002	新川	池田湖	尾下谷	山川町	山川町	前田	0.62	11	115	46			霞下公民館	0.89
322 I-003	利永川	利永川	利永川支流	山川町	山川町	利永	0.12	19	150	60			大山・開原線 利永郵便局	0.67
322 I-004	利永川	利永川	利永川	山川町	山川町	利永	0.65	5	118	47				0.50
322 I-005	利永川	利永川	利永川支流	山川町	山川町	利永	0.32	11	98	39				2.02
322 I-006	利永川	利永川	利永川支流	山川町	山川町	利永	0.11	10	15	6				3.50
322 I-007	利永川	利永川	利永川支流	山川町	山川町	利永	0.07	9	45	18				4.73
322 I-008	利永川	利永川	利永川支流	山川町	山川町	大山	0.10	9	2	1			226号 山川町児童センター	0.87
322 I-009	大山川	大山川	大山川第3小川	山川町	山川町	大山	0.09	13	128	51			大山駐在所	0.49
322 I-010	清水川	清水川	小川谷	山川町	山川町	大山	0.11	9	12	5				0.50
322 I-011	清水川	清水川	小川谷	山川町	山川町	小川	0.64	8	92	37				0.34
322 I-012	大山川	大山川	大山川支流	山川町	山川町	小川	0.98	9	25	10				5.43
322 I-013	朝日川	朝日川	朝日の小川	山川町	山川町	朝日町	0.03	13	55	22			寺	0.00
322 I-014	朝日川	朝日川	朝日の小川2	山川町	山川町	山下町	0.08	20	42	17				0.00
322 I-015	成川	成川	成川支流1	山川町	山川町	川口	0.03	15	25	10				1.90
322 I-016	成川	成川	成川支流2	山川町	山川町	井手	0.06	9	70	28				0.18
322 I-017	成川	成川	大迫川	山川町	山川町	森松	0.26	9	22	9				2.29
322 I-018	成川	成川	小雁渡川	山川町	山川町	前原	0.47	12	42	17			226号	1.41
322 I-019	成川	成川	椎ノ木谷	山川町	山川町	成川	0.07	9	92	37			226号 前原集会所	0.70
322 I-020	成川	成川	前園谷	山川町	山川町	成川	0.24	8	125	50				0.99
322 I-021	成川	成川	前園谷	山川町	山川町	成川	0.18	7	170	68			226号 下原公民館	3.02
322 I-022	成川	成川	下原川	山川町	山川町	成川	0.79	9	105	42			226号	1.66
322 I-023	成川	成川	下原川支流	山川町	山川町	成川	0.17	16	98	39				1.40
322 I-024	成川	成川	小谷平川	山川町	山川町	成川	0.05	25	128	51			中野集会所	0.38
323 I-001	加佐佐川	加佐佐川	源川谷	顕娃町	顕娃町	源川	0.08	14	22	8			源川集会所	0.83
323 I-002	石垣川	石垣川	吉崎川	顕娃町	顕娃町	吉崎	0.14	4	27	10				0.00
323 I-003	石垣川	石垣川	折尾の小川	顕娃町	顕娃町	折尾	0.06	26	40	15			石垣・書入線(234号)	2.41
323 I-004	馬渡川	馬渡川	鶴田南谷	顕娃町	顕娃町	鶴田	0.14	11	16	6				0.60
323 I-005	馬渡川	馬渡川	鶴田北谷	顕娃町	顕娃町	鶴田	0.21	5	14	5				0.71
323 I-006	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	顕娃町	顕娃町	鶴田	0.06	4	49	18				0.91
323 I-007	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	顕娃町	顕娃町	雪丸	1.05	7	27	10				1.75
323 I-008	馬渡川	馬渡川	栗ヶ窪谷	顕娃町	顕娃町	栗ヶ窪	0.30	7	43	16			栗ヶ窪多目的集会所施設 顕娃・川辺線	5.14
323 I-009	馬渡川	馬渡川	栗ヶ窪第一谷	顕娃町	顕娃町	栗ヶ窪	0.10	17	49	18			顕娃・川辺線 栗ヶ窪多目的集会所施設	4.79
323 I-010	馬渡川	馬渡川	栗ヶ窪第二谷	顕娃町	顕娃町	栗ヶ窪	0.06	11	35	13			顕娃・川辺線 栗ヶ窪多目的集会所施設	4.57
323 I-011	馬渡川	馬渡川	栗ヶ窪第三谷	顕娃町	顕娃町	栗ヶ窪	0.04	13	24	9			顕娃・川辺線 栗ヶ窪多目的集会所施設	3.50
323 I-012	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	顕娃町	顕娃町	飯山	0.08	13	27	10			飯山・書入線 飯山公民館	4.75
323 I-013	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	顕娃町	顕娃町	熊ヶ谷	0.05	17	16	6				2.41
323 I-014	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	顕娃町	顕娃町	熊ヶ谷	0.16	10	0	0			熊ヶ谷児童研修センター	2.70
323 I-015	馬渡川	馬渡川	谷場川第一谷	顕娃町	顕娃町	谷場	0.12	13	27	10			谷場児童研修センター	0.75
323 I-016	馬渡川	高取川	永谷川	顕娃町	顕娃町	永谷	1.18	5	140	52			伊藤集会所施設	2.27
323 I-017	高取川	高取川	高取川支流	顕娃町	顕娃町	中村	0.42	16	35	13				0.70
323 I-018	高取川	高取川	水之元川	顕娃町	顕娃町	水之元	0.09	18	97	36			水之元公民館	2.54
323 I-019	集川	集川	志戸第一谷	顕娃町	顕娃町	志戸	0.14	9	32	12			志戸集会所施設	0.50
323 I-020	集川	集川	集川支流	顕娃町	顕娃町	志戸	0.08	9	43	16				1.14
323 I-021	集川	集川	志戸第二谷	顕娃町	顕娃町	志戸	0.04	10	27	10				0.29
323 I-022	集川	集川	山下谷	顕娃町	顕娃町	山下	0.20	12	32	12				1.18
323 I-023	集川	集川	集川支流	顕娃町	顕娃町	瀬谷	0.11	8	92	34			瀬谷集会所施設	0.20
323 I-024	集川	集川	集川支流	顕娃町	顕娃町	山下	0.92	13	0	0			南部第二橋水環境 事務所集会所施設	2.17
323 I-025	鬼口川	鬼口川	鬼口川	顕娃町	顕娃町	鬼口	0.18	15	32	12			226号 沢指宿・枝崎線	1.30
323 I-026	長崎川	長崎川	長崎川	顕娃町	顕娃町	長崎	0.33	16	143	53			226号 沢指宿・枝崎線	0.20
324 I-001	その他	物袋川	物袋川第二谷	開聞町	開聞町	物袋	49.00	14	62	24			226号 指宿・枝崎線	0.77
324 I-002	その他	物袋川	物袋川支流1	開聞町	開聞町	物袋	0.19	21	117	45			226号 指宿・枝崎線	1.07
324 I-003	その他	物袋川	物袋川支流2	開聞町	開聞町	物袋	0.28	13	14	6			226号 指宿・枝崎線	3.14
324 I-004	新川	新川	上仙田の小川	開聞町	開聞町	上仙田	0.13	7	39	15				0.30
344 I-001	万之瀬川	厚地川	寺園川	知覧町	知覧町	寺園	0.16	11	24	9	幼稚園		町道	0.27
344 I-002	万之瀬川	厚地川	厚地谷川	知覧町	知覧町	松山	0.05	22	22	8			町道	0.10
344 I-003	万之瀬川	厚地川	厚地川支流1	知覧町	知覧町	松山	0.74	9	19	7			町道	0.48
344 I-004	万之瀬川	厚地川	厚地川支流2	知覧町	知覧町	松山	1.01	10	19	7			町道	0.27
344 I-005	万之瀬川	麓川	後岳南第2谷	知覧町	知覧町	後岳南	0.04	24	14	5			町道	0.56
344 I-006	万之瀬川	麓川	手藁第2小川	知覧町	知覧町	手藁	0.03	22	0	0			国道：山形支線 手藁郵便局	0.05
344 I-007	万之瀬川	麓川	手藁小川	知覧町	知覧町	手藁	0.02	18	3	1			手藁小学校 町道	0.00
344 I-008	万之瀬川	永里川	山仁田川支流	知覧町	知覧町	山仁田	0.54	6	27	10			山仁田公民館 町道	0.92
344 I-009	万之瀬川	永里川	山仁田川	知覧町	知覧町	山仁田	1.18	4	27	10			山仁田公民館 町道	1.29

2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 深床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
344 I -010	加治佐川	加治佐川	加治佐谷	知覧町	知覧町	加治佐	0.02	20	19	7			町道	0.00
345 I -001	万之瀬川	万之瀬川	佐々良川	川辺町	川辺町	佐々良	0.06	14	21	8			佐々良上公民館 町道	0.03
345 I -002	万之瀬川	万之瀬川	松本の小川	川辺町	川辺町	佐々良	0.11	13	0	0			川辺中学校 町道	0.00
345 I -003	万之瀬川	野間川	松ヶ迫川	川辺町	川辺町	大久保	0.06	9	23	9			町道	0.10
345 I -004	万之瀬川	野間川	田代の小川	川辺町	川辺町	田代	0.26	8	13	5			町道	0.00
345 I -005	万之瀬川	野間川	中福良東谷	川辺町	川辺町	中福良	0.12	12	8	3			神鏡小学校 町道	0.03
345 I -006	万之瀬川	野間川	花園第1小川	川辺町	川辺町	花園	0.09	8	18	7			町道	0.36
345 I -007	万之瀬川	野間川	花園第2小川	川辺町	川辺町	花園	0.01	18	13	5			町道	0.12
345 I -008	万之瀬川	野間川	下田代第1谷	川辺町	川辺町	田代	0.05	11	21	8			鹿角島森林管理所 町道	0.22
345 I -009	万之瀬川	野間川	下田代第2谷	川辺町	川辺町	田代	0.02	10	16	6			町道	0.15
345 I -010	万之瀬川	野間川	田代第1谷	川辺町	川辺町	田代	0.10	9	0	0			町道 田代小学校	0.10
345 I -011	万之瀬川	野間川	田代第2谷	川辺町	川辺町	田代	0.24	8	57	22			国道225号 町道	0.18
345 I -012	万之瀬川	野間川	仁之野川	川辺町	川辺町	仁之野	0.22	15	34	13			国道225号 町道	0.05
345 I -013	万之瀬川	野間川	仁之野谷川	川辺町	川辺町	市之瀬	0.14	21	10	4			国道225号 町道	0.00
345 I -014	万之瀬川	野間川	市之瀬川	川辺町	川辺町	市之瀬	0.26	13	21	8			町道	0.40
345 I -015	万之瀬川	野間川	陣の谷川	川辺町	川辺町	陣	0.22	20	3	1			キャンプ場 町道	0.00
345 I -016	万之瀬川	野間川	野崎滝見川	川辺町	川辺町	滝山	0.09	22	16	6			町道	0.17
345 I -017	万之瀬川	野間川	桑水流川	川辺町	川辺町	桑水流	0.17	16	16	6			桑水流公民館 町道	0.40
345 I -018	万之瀬川	野間川	今田川	川辺町	川辺町	今田	0.10	15	13	5			町道	0.19
345 I -019	万之瀬川	野間川	今田西谷	川辺町	川辺町	今田	0.10	8	18	7			国道504号 町道	0.07
345 I -020	万之瀬川	龍川	小野第2川	川辺町	川辺町	小野	0.12	12	135	52			国道504号 町道	0.00
345 I -021	万之瀬川	龍川	小野第1川	川辺町	川辺町	小野	0.13	6	68	26			国道504号 町道	0.00
345 I -022	万之瀬川	龍川	鉄山川	川辺町	川辺町	鉄山	0.17	17	0	0			森の学校 町道	0.00
345 I -023	万之瀬川	永里川	小河路第1川	川辺町	川辺町	小河路	0.04	17	13	5			町道	0.00
345 I -024	万之瀬川	永里川	藤之下谷	川辺町	川辺町	藤之下	0.02	10	49	19			町道 藤之下公民館	0.00
345 I -025	万之瀬川	松園川	田之頭第2谷	川辺町	川辺町	田之頭	0.04	16	0	0			国道504号 町道	0.00
345 I -026	万之瀬川	大谷川	田代谷	川辺町	川辺町	田代	0.02	23	16	6			国道504号 町道	0.00
345 I -027	万之瀬川	大谷川	大谷第2谷	川辺町	川辺町	桐木平	0.17	8	21	8			桐木平公民館 町道	0.72
345 I -028	万之瀬川	大谷川	大谷第1谷	川辺町	川辺町	桐木平	0.20	14	23	9			桐木平公民館 町道	0.72
345 I -029	万之瀬川	大谷川	桐木平川	川辺町	川辺町	桐木平	0.10	13	26	10			桐木平公民館 町道	0.43
345 I -030	万之瀬川	大谷川	君野川	川辺町	川辺町	君野	0.11	11	13	5			君野地区多目的集会所 町道	0.19
384 I -001	川内川	川内川	二渡川1	さつま町	宮之城町	二渡	0.03	12	13	5			町道	0.45
384 I -002	川内川	泊野川	宮都川	さつま町	宮之城町	白男川	0.03	20	18	7			国道504号 町道	0.05
384 I -003	川内川	泊野川	平野川	さつま町	宮之城町	泊野	0.54	7	5	2			町道 泊野地区集会所	3.30
384 I -004	川内川	泊野川	和田川	さつま町	宮之城町	泊野	0.48	7	16	6			町道	2.80
384 I -005	川内川	泊野川	市野川	さつま町	宮之城町	泊野	0.28	16	10	4			市野公民館 町道	1.44
384 I -006	川内川	泊野川	楠八重川2	さつま町	宮之城町	泊野	0.02	20	13	5			国道504号 町道	0.32
384 I -007	川内川	泊野川	楠八重川3	さつま町	宮之城町	泊野	0.12	17	13	5			国道504号 町道	0.32
384 I -008	川内川	泊野川	楠八重川5	さつま町	宮之城町	泊野	0.04	20	23	9			国道504号 町道	2.43
384 I -009	川内川	泊野川	久木野川2	さつま町	宮之城町	泊野	0.06	18	13	5			国道504号 町道	0.00
384 I -010	川内川	泊野川	高峯川	さつま町	宮之城町	泊野	0.53	12	10	4			高峯公民館 国道504号 町道	0.54
384 I -011	川内川	泊野川	高峯川3	さつま町	宮之城町	泊野	0.04	14	26	10			高峯公民館 国道504号 町道	0.77
384 I -012	川内川	泊野川	高峯川1	さつま町	宮之城町	泊野	0.07	16	13	5			国道504号 町道	0.27
384 I -013	川内川	海老川	母ヶ野川2	さつま町	宮之城町	平川	0.03	15	8	3			国道504号 町道	1.38
384 I -014	川内川	海老川	上平川川8	さつま町	宮之城町	平川	0.15	8	5	2			上平川公民館 町道	1.26
384 I -015	川内川	大薄川	刈越谷	さつま町	宮之城町	平川	0.03	17	18	7			町道	0.30
384 I -016	川内川	大薄川	山之川右支川	さつま町	宮之城町	平川	0.02	21	13	5			町道	0.82
384 I -017	川内川	大薄川	大下川	さつま町	宮之城町	平川	0.05	13	18	7			町道	0.48
384 I -018	川内川	大薄川	大中川3	さつま町	宮之城町	平川	0.04	15	16	6			町道	0.45
384 I -019	川内川	大薄川	大中川4	さつま町	宮之城町	平川	0.05	15	26	10			町道	0.41
384 I -020	川内川	大薄川	大薄川2	さつま町	宮之城町	平川	0.01	10	3	1			国道504号 大薄川公民館 町道	0.15
384 I -021	川内川	大薄川	大薄川1	さつま町	宮之城町	平川	0.05	15	8	3			国道504号 大薄川公民館 町道	0.05
384 I -022	川内川	大薄川	上岩本之谷	さつま町	宮之城町	平川	0.09	11	13	5			国道504号 町道	0.59
384 I -023	川内川	夜星川	日添川	さつま町	宮之城町	椋野	0.58	10	3	1			町道 町道	0.54
384 I -024	川内川	夜星川	椋野上川3	さつま町	宮之城町	椋野	0.02	20	5	2			上公民館 町道	0.81
384 I -025	川内川	穴川	田原川	さつま町	宮之城町	田原	0.14	13	23	9			町道	5.85
384 I -026	川内川	穴川	大下川	さつま町	宮之城町	田原	0.22	9	21	8			町道	2.70
384 I -027	川内川	川内川	五反田川	さつま町	宮之城町	船木	0.64	7	21	8			国道40号 町道	2.39
384 I -028	川内川	川内川	観音平川	さつま町	宮之城町	船木	0.37	14	18	7			町道	0.45
384 I -029	川内川	川内川	五反田川	さつま町	宮之城町	船木	0.51	10	21	8			町道	1.53
384 I -030	川内川	川内川	恋巣谷	さつま町	宮之城町	船木	0.11	11	13	5			国道504号 国道504号 町道	0.21
384 I -031	川内川	川内川	向石川	さつま町	宮之城町	船木	0.13	13	23	9			町道	0.12
384 I -032	川内川	久富木川	大敏川	さつま町	宮之城町	久富木	0.18	10	8	3			町道	0.09
385 I -001	川内川	夜星川	奥之院谷	さつま町	鶴田町	紫尾	0.08	11	39	14			国道504号 町道	0.10
385 I -002	川内川	柳野川	大俣谷川	さつま町	鶴田町	神子	0.02	18	0	0			大俣集落公民館 町道	0.00
385 I -003	川内川	栗野川	栗野川	さつま町	鶴田町	神子	0.04	14	14	5			栗野公民館 町道	0.70
385 I -004	川内川	川内川	上下大迫川	さつま町	鶴田町	神子	0.41	14	17	6			町道	1.70
385 I -005	川内川	川内川	上下大迫川	さつま町	鶴田町	神子	0.05	13	0	0			上下大迫公民館 町道	0.00
386 I -001	川内川	穴川	浦川支溪	さつま町	薩摩町	求名	0.25	6	16	6			町道	2.00
386 I -002	川内川	穴川	永野川	さつま町	薩摩町	永野	0.18	9	86	33			保育園 大野公民館 国道504号 町道	1.50
386 I -003	川内川	穴川	金山川2	さつま町	薩摩町	永野	0.10	14	29	11			国道504号 町道	0.10
386 I -004	川内川	穴川	金山川	さつま町	薩摩町	永野	0.45	9	21	8			国道504号 町道	0.10
386 I -005	川内川	穴川	金山川3	さつま町	薩摩町	永野	0.18	9	26	10			町道	0.00
386 I -006	川内川	穴川	金山川4	さつま町	薩摩町	永野	0.27	9	18	7			町道	0.20

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係者 関係施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
386 I-007	川内川	穴川	永野上川	さつま町	薩摩町	永野	0.04	9	13	5			0.00
386 I-008	川内川	穴川	念行寺川	さつま町	薩摩町	永野	0.03	11	21	8			0.50
386 I-009	川内川	穴川	池山川	さつま町	薩摩町	永野	0.24	13	16	6		国道	0.80
401 I-001	高尾野川	野田川	下特手の小川	野田町	野田町	下特手	0.07	12	16	6		荒崎田代橋	0.67
401 I-002	高尾野川	野田川	籠土山川	野田町	野田町	籠土山	0.04	16	14	5		荒崎田代橋	0.40
401 I-003	高尾野川	岩下川	天神川	野田町	野田町	天神	0.03	12	16	6			0.70
401 I-004	高尾野川	岩下川	地蔵川	野田町	野田町	地蔵	0.05	5	16	6			0.57
401 I-005	高尾野川	岩下川	仮屋川	野田町	野田町	仮屋	0.01	14	0	0		野田中学校	0.14
401 I-006	折口川	折口川	第一下餅井	野田町	野田町	下餅井	0.08	5	14	5		荒崎島本橋	0.56
401 I-007	折口川	折口川	受口川支溪	野田町	野田町	大丸	0.07	12	14	5			1.08
402 I-001	その他	西辺田川	油田川	高尾野町	高尾野町	江内	0.34	12	32	11		荒崎島之浜港線	0.31
402 I-002	その他	西辺田川	打塞川	高尾野町	高尾野町	江内	0.48	14	32	11		荒崎島之浜港線	1.54
402 I-003	その他	西辺田川	西辺田谷	高尾野町	高尾野町	江内	0.16	14	20	7		荒崎島之浜港線 自興橋	0.84
402 I-004	江内川	江内川	蓮尺野川	高尾野町	高尾野町	江内	1.12	7	26	9		野沢野浄水場 蓮尺野構造改善センター	5.97
402 I-005	江内川	江内川	小山川	高尾野町	高尾野町	江内	1.09	5	75	26		稲島 民宿	1.30
402 I-006	江内川	江内川	白石川	高尾野町	高尾野町	江内	1.91	7	43	15			5.10
402 I-007	その他	尾野島浜川	尾野島浜川	高尾野町	高尾野町	江内	1.32	11	92	32		荒崎島之浜港線 尾野島浜公民館	1.06
402 I-008	高尾野川	高尾野川	第二高尾野川	高尾野町	高尾野町	柴引	0.52	14	3	1		S04号線 平八重公民館	2.14
402 I-009	高尾野川	高尾野川	砂原川第一	高尾野町	高尾野町	柴引	0.02	11	14	5		S04号線	0.06
402 I-010	高尾野川	高尾野川	砂原川第二	高尾野町	高尾野町	柴引	0.02	9	17	6		S04号線	0.01
402 I-011	高尾野川	御手洗川	内野々上川第三	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.01	14	14	5			0.46
402 I-012	高尾野川	御手洗川	鶴迫川	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.16	8	23	8			0.99
402 I-013	高尾野川	御手洗川	鶴迫川	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.05	12	14	5			0.21
402 I-014	高尾野川	御手洗川	内野々上川第一	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.14	9	17	6			0.33
403 I-001	その他	湯ノ口谷	湯ノ口川	東町	東町	獅子島	0.35	26	63	20			0.88
403 I-002	その他	湯ノ口谷	黒十川	東町	東町	獅子島	0.15	17	47	15		飯館施設	1.01
403 I-003	その他	湯ノ口谷	池田川	東町	東町	獅子島	0.30	14	47	15		飯館施設	1.84
403 I-004	その他	湯ノ口谷	前田川支溪	東町	東町	獅子島	0.06	13	47	15		飯館施設	1.76
403 I-005	その他	立石川	立石第一小川	東町	東町	獅子島	0.24	15	16	5			0.33
403 I-006	その他	立石川	立石川	東町	東町	獅子島	0.41	16	16	5			0.77
403 I-007	その他	柏栗川	柏栗川	東町	東町	獅子島	0.42	15	25	8			0.39
403 I-008	その他	幣串川	幣串川	東町	東町	獅子島	0.02	16	47	15	幼稚園	東町高科センター 幣串小学校	0.05
403 I-009	その他	浦田川	浦田川	東町	東町	獅子島	0.36	15	122	39		幣串小学校	0.30
403 I-010	その他	村平川	村平川	東町	東町	獅子島	0.08	21	44	14		飯館 民宿	0.00
403 I-011	その他	中網代川	中網代川	東町	東町	獅子島	0.04	21	9	3		飯館 民宿	0.14
403 I-012	その他	片側川	折木の尻川	東町	東町	獅子島	1.18	16	110	35	診療所 保育園	飯館 獅子島コミュニティセン	2.09
403 I-013	その他	片側川	片側川	東町	東町	獅子島	0.25	19	110	35		飯館 獅子島郵便局	0.22
403 I-014	その他	片側川	片側支溪	東町	東町	獅子島	0.04	14	88	28		獅子島郵便局 民宿	0.31
403 I-015	その他	平野川	重崎川	東町	東町	獅子島	0.04	15	0	0		獅子島小学校	0.22
403 I-016	その他	平野川	平野川	東町	東町	獅子島	0.67	16	66	21			3.17
403 I-017	その他	平野川	野田川	東町	東町	獅子島	0.06	15	22	7			0.21
403 I-018	その他	御所ノ浦川	御所ノ浦川	東町	東町	獅子島	0.90	15	107	34		御所浦飯島郵便局 寺	1.96
403 I-019	その他	御所ノ浦川	御所ノ浦第一小川	東町	東町	獅子島	0.14	10	6	2		東町高齢者コミュニティセ ンター	0.02
403 I-020	その他	御所ノ浦川	御所ノ浦第二小川	東町	東町	獅子島	0.05	16	6	2		東町高齢者コミュニティセ ンター	0.03
403 I-021	その他	白瀬川	白瀬川	東町	東町	諸浦	0.17	8	22	7			0.14
403 I-022	その他	葛輪川	葛輪川	東町	東町	葛輪	0.01	18	28	9		葛輪瀬戸線	0.00
403 I-023	その他	田尻西谷	田尻西第一谷	東町	東町	山門野	0.11	10	57	18		田尻西集落センター	1.88
403 I-024	その他	田尻西谷	田尻西第二谷	東町	東町	山門野	0.20	14	44	14		田尻西集落センター	2.09
403 I-025	その他	瀬戸川	瀬戸川	東町	東町	山門野	0.22	15	53	17		309号線	1.35
403 I-026	その他	火ノ浦川	火ノ浦第一谷	東町	東町	山門野	0.10	15	35	11		309号線 葛輪瀬戸線	1.55
403 I-027	その他	火ノ浦第二谷	火ノ浦第二谷	東町	東町	山門野	0.55	9	41	13		309号 公民館	1.50
403 I-028	その他	小島川	小島川	東町	東町	山門野	0.38	14	25	8			1.40
403 I-029	その他	加世堂川	宇都迫川	東町	東町	山門野	0.47	13	38	12			0.57
403 I-030	その他	加世堂川第二	加世堂川第二	東町	東町	山門野	0.09	15	19	6			0.07
403 I-031	その他	加世堂川	加世堂川	東町	東町	山門野	0.85	10	104	33			3.62
403 I-032	その他	柳迫川	柳迫川	東町	東町	川床	0.31	13	19	6			0.10
403 I-033	その他	市来崎川第二	市来崎川第二	東町	東町	川床	0.09	22	25	8			0.04
403 I-034	その他	市来崎川	市来崎川	東町	東町	川床	0.21	20	25	8			0.45
403 I-035	その他	脇崎第三谷	脇崎第三谷	東町	東町	川床	0.43	9	19	6			0.28
403 I-036	その他	脇崎第一谷	脇崎第二谷	東町	東町	川床	0.10	14	78	25			0.51
403 I-037	その他	脇崎谷	脇崎第一谷	東町	東町	川床	0.21	12	88	28			0.68
403 I-038	その他	塩迫川	塩迫川	東町	東町	川床	1.11	11	97	31		塩迫公民館	1.17
403 I-039	その他	赤崎川	赤崎川	東町	東町	川床	2.96	7	28	9		赤崎自治公民館	1.42
403 I-040	その他	山寺川	山寺川	東町	東町	山門野	0.59	5	0	0		キャンプ場	0.23
403 I-041	その他	宮ノ浦谷	宮ノ浦第二谷	東町	東町	鷹巣	0.12	13	66	21		長島宮之浦港線	0.03
403 I-042	その他	宮ノ浦谷	宮ノ浦第一谷	東町	東町	鷹巣	0.10	12	35	11		長島宮之浦港線	0.12
403 I-043	その他	小幡川	小幡川	東町	東町	鷹巣	0.08	4	47	15		長島宮之浦港線	0.72
403 I-044	その他	桂代川第二	桂代川第二	東町	東町	浦底	0.13	9	16	5		桂代公民館	2.33
403 I-045	浦底川	浦底川	浦底川第四	東町	東町	浦底	0.06	20	22	7		葛輪瀬戸線	0.21
403 I-046	浦底川	浦底川	川西第三谷	東町	東町	浦底	0.13	9	31	10			2.20
403 I-047	浦底川	浦底川	庄屋川	東町	東町	浦底	0.07	10	44	14		浦底自治公民館	0.24
403 I-048	浦底川	浦底川	小田平川	東町	東町	浦底	0.05	9	28	9		長島宮之浦港線	0.40
403 I-049	浦底川	浦底川	倉三川	東町	東町	浦底	1.39	7	13	4		浦底地区安住促進センタ 長島宮之浦港線	1.68
403 I-050	その他	倉三川	汐入川	東町	東町	浦底	0.04	14	38	12		長島宮之浦港線	0.45

## 2.2.(2) 土石流危険渓流Ⅰ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km2	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家数 戸	災害対策関係者 調査施設	上記以外の公共施設	耕地 ha	
403 I-051	その他	福浦川	福之浦川	東町	東町	浦底	0.21	10	126	40				0.00
403 I-052	その他	汐見川	山門野中第二谷	東町	東町	山門野	0.13	17	28	9				1.35
403 I-053	その他	汐見川	小畑川	東町	東町	山門野	0.25	9	35	11			山門野中公民館	2.19
403 I-054	汐見川	汐見川	川床中川	東町	東町	川床	0.10	8	0	1			川床中学校	0.22
403 I-055	汐見川	汐見川	汐見川	東町	東町	川床	1.20	5	41	13			福輪瀬戸橋 川床公民館	7.26
403 I-056	汐見川	汐見川	川床下川	東町	東町	川床	0.16	18	16	5			福輪瀬戸橋 川床地区多目的集会所	0.67
403 I-057	汐見川	汐見川	山門野上第二谷	東町	東町	山門野	0.30	15	44	14			N下電話交換局 福輪瀬戸橋	1.08
403 I-058	汐見川	汐見川	荒田川	東町	東町	山門野	0.41	12	53	17				2.37
403 I-059	汐見川	汐見川	橋渡川	東町	東町	山門野	0.05	13	16	5				1.02
403 I-060	汐見川	汐見川	永田川	東町	東町	山門野	0.18	12	28	9				1.16
404 I-001	その他	茅屋谷	茅屋第二谷	長島町	長島町	平尾	0.06	15	44	15				0.66
404 I-002	その他	茅屋谷	茅屋第一谷	長島町	長島町	平尾	0.06	16	29	10				0.24
404 I-003	その他	茅屋第六谷	茅屋第六谷	長島町	長島町	平尾	0.20	9	18	6				0.96
404 I-004	その他	陰平川	陰平の小川	長島町	長島町	平尾	0.11	14	35	12			茨瀬自治公民館	1.92
404 I-005	その他	船津川	船津川	長島町	長島町	蔵之元	1.28	6	38	13				2.82
404 I-006	その他	渡釜川第二	渡釜川第二	長島町	長島町	蔵之元	0.04	14	15	5				1.38
404 I-007	その他	真砂川	真砂川	長島町	長島町	蔵之元	0.37	11	138	47				2.99
404 I-008	小浜川	小浜川	小浜川支溪	長島町	長島町	蔵之元	0.42	10	32	11			339号線 青少連執行社管理棟	3.56
404 I-009	小浜川	小浜川	平尾南の小川	長島町	長島町	平尾	0.04	14	41	14			長島安之浦港線	1.36
404 I-010	小浜川	小浜川	平尾中の小川	長島町	長島町	平尾	0.08	15	53	18			長島 長島安之浦港線	0.70
404 I-011	小浜川	小浜川	平尾北の小川	長島町	長島町	平尾	0.11	16	9	3			等	1.26
404 I-012	小浜川	小浜川	碓内山谷	長島町	長島町	平尾	0.17	7	15	5				2.66
404 I-013	その他	津山川	津山川	長島町	長島町	平尾	0.25	11	6	2			339号線 菅野	1.37
404 I-014	小浜川	小浜川	川内川	長島町	長島町	指江	0.53	11	62	21			川内公民館 長島安之浦港線	2.15
404 I-015	指江川	指江川	指江上川第三	長島町	長島町	指江	0.22	13	0	0			指江簡易水道配水池・浄水池	0.66
404 I-016	その他	唐隈川	野中川支溪	長島町	長島町	城川内	0.39	11	79	27			339号線	5.67
404 I-017	その他	唐隈川	唐隈西川	長島町	長島町	城川内	0.22	9	85	29			339号線	4.40
404 I-018	その他	唐隈川	唐隈川	長島町	長島町	城川内	1.01	10	67	23			339号線 唐隈自治公民館	6.83
404 I-019	その他	広野谷	広野第二谷	長島町	長島町	下山門野	0.25	6	88	30				2.79
404 I-020	汐見川	汐見川	尾川内川	長島町	長島町	下山門野	1.61	13	138	47			汐見公民館 汐見小学校	6.10
404 I-021	汐見川	汐見川	馬込第二谷	長島町	長島町	下山門野	0.11	13	29	10				1.57
404 I-022	汐見川	汐見川	馬込第一谷	長島町	長島町	下山門野	0.36	7	97	33			馬込自治公民館	1.91
421 I-001	川内川	重留川	内超谷川	菱刈町	菱刈町	前田	0.06	10	23	9				0.70
421 I-002	川内川	重留川	西山谷川	菱刈町	菱刈町	前田	0.15	10	35	14				2.00
441 I-001	別府川	その他	弥勒谷2	加治木町	加治木町	弥勒	0.02	29	42	21			町道 弥勒公民館	0.06
441 I-002	別府川	その他	弥勒第一谷	加治木町	加治木町	弥勒	0.03	21	46	23			郷土館 町道	0.07
441 I-003	別府川	その他	弥勒第二谷	加治木町	加治木町	弥勒	0.05	12	40	20			郷土館 町道	0.08
441 I-004	網掛川	湯之谷川	新中谷	加治木町	加治木町	新中	0.06	10	24	12			町道	1.15
441 I-005	網掛川	湯之谷川	西ノ原谷	加治木町	加治木町	西ノ原	0.12	5	10	5			町道	0.72
441 I-006	網掛川	宇曾ノ木川	提水流谷	加治木町	加治木町	提水流	0.10	6	18	9			町道	0.84
441 I-007	網掛川	宇曾ノ木川	辺川中の小川	加治木町	加治木町	辺川中	0.03	15	8	4			町道 辺川公民館	0.18
441 I-008	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	辺川中	0.19	6	6	3			町道 辺川簡易郵便局	1.70
441 I-009	網掛川	その他	高井田川	加治木町	加治木町	高井田	0.08	6	28	14			高井田公民館 町道	0.22
441 I-010	網掛川	崎森川	迫下谷	加治木町	加治木町	迫下	0.02	24	16	8			町道	0.68
441 I-011	日木山川	日木山川	里川	加治木町	加治木町	里	0.23	3	44	22				1.12
441 I-012	日木山川	日木山川	里下谷	加治木町	加治木町	里	0.05	4	46	23			里下公民館	0.15
441 I-013	日木山川	その他	その他	加治木町	加治木町	里	0.01	20	22	11				0.04
441 I-014	日木山川	その他	里谷	加治木町	加治木町	里	0.05	8	20	10				0.12
441 I-015	日木山川	その他	小陣谷	加治木町	加治木町	黒川	0.04	18	52	26			国道10号線	0.09
442 I-001	その他	その他	白浜川	始良町	始良町	白浜	0.62	23	15	5			J R白浜本線 国道10号線	0.07
442 I-002	その他	その他	第3白浜川	始良町	始良町	白浜	0.21	22	48	16			J R白浜本線 国道10号線	0.20
442 I-003	その他	その他	第4白浜川	始良町	始良町	白浜	0.24	19	63	21			J R白浜本線 国道10号線	2.30
442 I-004	その他	その他	下戸山谷	始良町	始良町	脇本	0.08	19	72	24				0.00
442 I-005	思川	その他	上戸山川	始良町	始良町	戸山	1.05	5	327	109			国道8号重富停車場線	0.65
442 I-006	思川	その他	平松谷	始良町	始良町	上戸山	0.51	9	66	22			始良町立重富小学校 町道	0.00
442 I-007	思川	その他	岩剣川	始良町	始良町	麓	1.00	7	105	35			神社 町道	0.12
442 I-008	思川	その他	麓谷	始良町	始良町	奥山花	0.22	6	138	46			町道	0.35
442 I-009	思川	その他	狩川支溪	始良町	始良町	山ノ口	0.06	10	60	20			山之口公民館 町道	0.17
442 I-010	思川	その他	赤崩谷川	始良町	始良町	山ノ口	2.14	5	168	56			老人ホーム 後青團	0.43
442 I-011	思川	その他	城瀬川1	始良町	始良町	城瀬	0.29	5	135	45			城瀬重富停車場線 城瀬公民館	1.34
442 I-012	思川	その他	城瀬川2	始良町	始良町	城瀬	0.44	7	48	16			国道8号重富停車場線	0.56
442 I-013	思川	その他	高牧川1	始良町	始良町	高牧	0.38	16	3	1			旅館 町道	0.00
442 I-014	思川	その他	高牧谷川2	始良町	始良町	高牧	0.26	11	3	1			旅館	0.00
442 I-015	思川	その他	高牧谷川3	始良町	始良町	高牧	0.06	15	3	1			旅館	0.00
442 I-016	思川	その他	その他	始良町	始良町	福ヶ野	0.38	11	24	8			町道	0.73
442 I-017	思川	その他	福ヶ野川3	始良町	始良町	福ヶ野	0.20	10	15	5			町道	0.48
442 I-018	別府川	その他	城下谷	始良町	始良町	城下	0.09	5	30	10			町道	0.19
442 I-019	別府川	その他	森山の小川	始良町	始良町	楠元	0.04	10	24	8			町道	0.74
442 I-020	別府川	その他	黒葛野谷1	始良町	始良町	黒葛野	0.02	16	18	6			国道13号・重富線	0.17
442 I-021	別府川	山田川	星ヶ山谷1	始良町	始良町	星ヶ山	0.01	23	3	1			国道伊集院衛生清道線 星ヶ山公民館	0.00
442 I-022	別府川	山田川	星ヶ山谷2	始良町	始良町	星ヶ山	0.05	9	24	8			国道伊集院衛生清道線 星ヶ山公民館	0.62
442 I-023	別府川	山田川	星ヶ山谷3	始良町	始良町	星ヶ山	0.01	12	18	6			星ヶ山公民館	0.06
442 I-024	別府川	山田川	星ヶ山谷4	始良町	始良町	星ヶ山	0.02	16	15	5			国道伊集院衛生清道線 星ヶ山公民館	0.07
442 I-025	別府川	山田川	奈良袂谷3	始良町	始良町	奈良袂	0.04	7	24	8			国道伊集院衛生清道線	0.09

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害時要援者 関連施設	上記以外の公共施設 種 類	耕地 ha
442 I-026	別府川	山田川	奈良袂谷 4	始良町	始良町	奈良袂	0.04	9	21	7		県道伊集院衛生溝跡	0.10
442 I-027	別府川	山田川	木場谷	始良町	始良町	木場	0.09	13	12	4		県道望山宮之嶺線 木場公民館	2.81
442 I-028	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	堂山	0.34	5	12	4		県道十三谷重富線	1.20
442 I-029	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	西田	0.02	24	21	7		県道下手山田帖花線 西田公民館	0.25
442 I-030	別府川	山田川	堂園谷 1	始良町	始良町	堂園	0.03	10	21	7		県道下手山田帖花線	0.36
442 I-031	別府川	山田川	深水谷 1	始良町	始良町	深水	0.02	15	6	2		県道下手山田帖花線 深水公民館	0.35
442 I-032	別府川	その他	鍋倉谷	始良町	始良町	納屋	0.05	11	3	1		西脇良溝 町道	0.00
442 I-033	別府川	後郷川	中飯東谷	始良町	始良町	中飯	0.06	6	21	7		県道十三谷・重富線	0.60
443 I-001	別府川	前郷川	横尾口谷 1	蒲生町	蒲生町	横尾口	0.02	15	74	37		県道	0.17
443 I-002	別府川	前郷川	横尾口谷 2	蒲生町	蒲生町	横尾口	0.03	17	70	35		県道	0.11
443 I-003	別府川	平田川第一小川	平田川第一小川	蒲生町	蒲生町	追	0.09	12	20	10		県道嵐尻島生線	1.30
443 I-004	別府川	前郷川	蒲原谷 1	蒲生町	蒲生町	蒲原下	0.08	15	14	7		県道	0.68
443 I-005	別府川	前郷川	蒲原谷 2	蒲生町	蒲生町	蒲原下	0.33	7	10	5			1.10
443 I-006	別府川	真黒川	真黒川第一小川	蒲生町	蒲生町	真黒	0.10	9	10	5			0.00
443 I-007	前郷川	松川内川	松川内川	蒲生町	蒲生町	松川内	0.89	3	10	5			1.75
443 I-008	別府川	その他	火ノ字都第一小川	蒲生町	蒲生町	火ノ字都	0.18	6	20	10			1.22
443 I-009	別府川	西浦川	井ヶ屋谷 1	蒲生町	蒲生町	井ヶ屋	0.80	10	4	2		井ヶ屋公民館	1.61
443 I-010	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	北	0.09	5	10	5			0.20
443 I-011	別府川	後郷川	中村谷	蒲生町	蒲生町	中村	0.05	21	22	11		県道浦・湧生線	0.11
443 I-012	別府川	後郷川	その他	蒲生町	蒲生町	米丸上	0.03	13	12	6			0.66
443 I-013	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	浦西	0.02	14	12	6			2.02
443 I-014	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	高峰	0.38	5	10	5		町道	2.38
446 I-001	川内川	湯谷川	湯谷川	湧水町	栗野町	木場 栗野岳	0.21	0	175	73		県道	0.25
446 I-002	川内川	湯谷川	湯谷川2	湧水町	栗野町	木場 長谷	0.47	0	175	73		県道	0.25
446 I-003	川内川	湯谷川	湯谷川1	湧水町	栗野町	木場 長谷	0.21	0	175	73		県道	0.25
446 I-004	川内川	幸田川	幸田頭川2	湧水町	栗野町	幸田 幸田頭	0.04	0	5	2		新田頭公民館 町道	0.84
446 I-005	川内川	幸田川	竹迫川	湧水町	栗野町	幸田 竹迫	0.03	0	31	13		町道	0.30
446 I-006	川内川	穴川	穴川	湧水町	栗野町	幸田 園尾	0.26	0	2	1		集会所 町道	0.30
446 I-007	天降川	佃川	老谷川	湧水町	栗野町	木場 老谷	2.40	0	101	42		県道 町道	3.30
446 I-008	天降川	佃川	竹田川1	湧水町	栗野町	木場 竹田	0.13	0	144	60		県道 町道	8.48
446 I-009	天降川	佃川	竹田川2	湧水町	栗野町	木場 竹田	1.51	0	127	53		県道 町道	1.72
446 I-010	天降川	佃川	竹田川3	湧水町	栗野町	木場 竹田	0.39	0	113	47		県道 町道	4.67
446 I-011	天降川	佃川	北平川	湧水町	栗野町	木場 北平	1.11	0	14	6		県道 町道	4.31
447 I-001	川内川	川内川	鯛吾川	湧水町	吉松町	川西 松山	0.49	0	41	18		沢部線 町道	2.26
447 I-002	川内川	川内川	小山田川	湧水町	吉松町	川西 永山	0.57	0	12	5		沢部線 町道	3.57
447 I-003	川内川	宇都川	川西	湧水町	吉松町	川西 川西	0.54	0	28	12		町道	11.77
447 I-004	川内川	樋寄川	四ツ枝前川	湧水町	吉松町	川西 四ツ枝前	0.35	0	12	5		沢部線 町道	0.05
447 I-005	川内川	川内川	須屋川右支川1	湧水町	吉松町	川西 中野	0.12	0	0	0		福祉施設	0.88
447 I-006	川内川	川内川	須屋川右支川2	湧水町	吉松町	川西 中野	0.39	0	14	6		沢部線 町道	3.84
447 I-007	川内川	樋寄川	竹中川	湧水町	吉松町	川添 竹中	0.82	0	85	37		高津道路 竹中公民館	7.40
447 I-008	川内川	樋寄川	樋寄川右支川	湧水町	吉松町	川添 竹中	0.81	0	83	36		高津道路 竹中公民館	9.20
447 I-009	川内川	樋寄川	樋寄川	湧水町	吉松町	川添 竹中	6.76	0	69	30		高津道路 竹中公民館	5.21
447 I-010	川内川	矢立川	川添川	湧水町	吉松町	川添 川添	3.97	0	28	12		国道 町道	0.18
462 I-001	菱田川	堂箒川	後口谷	輝北町	輝北町	瀬戸口	0.08	7	18	7			0.18
462 I-002	菱田川	堂箒川	瀬戸口小谷	輝北町	輝北町	瀬戸口	0.02	15	15	6		下首引橋島郵便局 主要地方道大樽・輝北線	0.06
462 I-003	菱田川	堂箒川	影平谷	輝北町	輝北町	影平	0.01	14	23	9			0.15
462 I-004	菱田川	堂箒川	堂平谷	輝北町	輝北町	堂平	0.07	11	15	6			1.18
462 I-005	菱田川	堂箒川	堂箒谷	輝北町	輝北町	堂箒	0.05	11	20	8			1.53
465 I-001	菱田川	松尾川	大谷川	松山町	松山町	大谷	0.44	12	14	5			0.24
465 I-002	菱田川	松尾川	水之谷川①	松山町	松山町	水之谷	0.47	14	24	9			0.07
465 I-003	菱田川	松尾川	畑村釘川	松山町	松山町	畑村釘	0.06	20	8	3		畑村釘集会所	0.00
465 I-004	菱田川	松尾川	草之瀬川②	松山町	松山町	草之瀬	0.22	17	14	5		草之瀬公民館	0.00
465 I-005	菱田川	松尾川	草之瀬川①	松山町	松山町	草之瀬	0.04	16	54	20			0.00
465 I-006	菱田川	松尾川	松山の小谷	松山町	松山町	松山	0.05	7	16	6		一般地方道壺木・次崎線	0.00
465 I-007	菱田川	松尾川	松山の小川	松山町	松山町	松山	0.02	12	19	7		保育園	0.00
465 I-008	安楽川	尾野見川	内ノ野谷	松山町	松山町	内ノ野	0.09	26	32	12		一般地方道種之木・志布志線	0.73
465 I-009	安楽川	宮下川	宮下の小川	松山町	松山町	宮下	0.14	6	22	8			0.00
462 I-006	菱田川	堂箒川	通迫谷	輝北町	輝北町	和泉ヶ野	0.10	4	15	6			0.00
462 I-007	菱田川	堂箒川	和泉ヶ野谷	輝北町	輝北町	和泉ヶ野	0.12	7	23	9		主要地方道壺木・次崎線	0.17
462 I-008	菱田川	大鳥川	久木野々川	輝北町	輝北町	久木野々	0.06	20	3	1		久木野々公民館	0.66
462 I-009	菱田川	梅ヶ渡川	上方谷	輝北町	輝北町	市成	0.03	15	18	7		主要地方道壺木・次崎線 梅山線 上方公民館	0.14
466 I-001	安楽川	安楽川	黒葛の小川	志布志町	志布志町	黒葛	0.34	15	15	6		町道	0.42
466 I-002	前川	前川	西谷②	志布志町	志布志町	西谷	0.30	3	28	11		町道	0.00
466 I-003	前川	前川	帖川	志布志町	志布志町	帖	0.03	14	28	11		主要地方道 日南志布志線	0.00
466 I-004	前川	前川	柳井谷①	志布志町	志布志町	柳井谷	0.38	10	15	6		町道	0.50
462 I-010	菱田川	梅ヶ渡川	柏木谷	輝北町	輝北町	柏木	0.20	6	13	5		主要地方道壺木・南之郷線 柏木公民館	0.03
462 I-011	菱田川	梅ヶ渡川	仏迫谷	輝北町	輝北町	谷田	0.03	14	13	5		県道仏迫・平野線	0.13
462 I-012	菱田川	梅ヶ渡川	仏迫川	輝北町	輝北町	仏迫	0.70	3	5	2		県道仏迫・平野線 谷田研修館	1.87
467 I-001	田原川	田原川	草野第一小川	有明町	有明町	草野	0.10	14	21	8		町道	0.06
467 I-002	田原川	田原川	草野第二小川	有明町	有明町	宮下	0.08	14	42	16		集会所 町道	0.02
467 I-003	田原川	田原川	宮下第一小川	有明町	有明町	宮下	0.04	16	39	15		町道	0.00
467 I-004	田原川	田原川	宮下第二小川	有明町	有明町	宮下	0.02	14	26	10			0.00
467 I-005	田原川	田原川	原田川	有明町	有明町	原田	0.02	11	18	7			0.03
467 I-006	田原川	田原川	沢津峰小川	有明町	有明町	沢津峰	0.02	15	16	6		町道	0.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
467 I-007	田原川	田原川	沢津峰小川②	有明町	有明町	沢津峰	0.02	22	3	1			集会所	0.00
467 I-008	田原川	田原川	下宇部の小川②	有明町	有明町	下宇部	0.01	14	13	5	旅館			0.08
467 I-009	菱田川	菱田川	田淵の小川	有明町	有明町	田淵	0.06	8	18	7			町道	1.67
467 I-010	菱田川	菱田川	田淵川	有明町	有明町	田淵	0.35	5	5	2			集会所 町道	1.08
467 I-011	菱田川	菱田川	久木迫の小川③	有明町	有明町	久木迫	0.05	8	13	5			町道	0.00
467 I-012	菱田川	菱田川	牛ヶ迫川	有明町	有明町	牛ヶ迫	0.05	13	0	0			集会所 町道	0.00
467 I-013	菱田川	菱田川	茗ヶ谷川	有明町	有明町	茗ヶ谷	0.37	9	13	5			町道	0.33
467 I-014	菱田川	菱田川	下縄瀬の小川	有明町	有明町	下縄瀬	0.12	7	18	7			町道	0.00
467 I-015	菱田川	菱田川	稲付迫谷	有明町	有明町	吉村	0.29	17	21	8			町道	0.00
467 I-016	安楽川	安楽川	吉村の小川	有明町	有明町	吉村	0.06	20	13	5			集会所 町道	0.00
467 I-017	菱田川	菱田川	押切川①	有明町	有明町	押切	0.06	4	21	8			町道	0.00
467 I-018	安楽川	安楽川	通山川	有明町	有明町	通山	0.06	5	13	5			町道	0.13
467 I-019	安楽川	安楽川	通山川②	有明町	有明町	通山	0.03	8	13	5			町道	0.00
467 I-020	安楽川	安楽川	早馬川	有明町	有明町	早馬	0.04	10	13	5			町道	0.10
467 I-021	安楽川	木村川	山ノ口第二小川	有明町	有明町	山ノ口	0.03	9	23	9			町道	0.00
467 I-022	安楽川	木村川	山ノ口第一小川	有明町	有明町	山ノ口	0.02	16	23	9			町道	0.00
467 I-023	安楽川	本村川	宮塩谷	有明町	有明町	宮塩	0.11	5	26	10			町道	0.20
467 I-024	安楽川	本村川	川路川	有明町	有明町	川路	0.14	8	16	6			町道	0.00
468 I-001	肝属川	串良川	曲川	大崎町	大崎町	曲	0.34	3	23	9			国道29号 橋会館 町道	0.00
468 I-002	菱田川	梅ヶ渡川	籠谷	大崎町	大崎町	籠谷	0.06	6	8	3			集会所 町道	0.40
468 I-003	菱田川	大鳥川	水之谷の小川	大崎町	大崎町	水之谷	0.06	6	13	5			町道	0.00
468 I-004	田原川	田原川	篠段第二小川	大崎町	大崎町	篠段	0.04	13	13	5			町道	1.71
468 I-005	田原川	田原川	篠段第一小川	大崎町	大崎町	篠段	0.04	16	15	6			町道	0.53
468 I-006	田原川	持留川	大久保の小川	大崎町	大崎町	大久保	0.05	17	28	11			町道	0.18
481 I-001	肝属川	中山川	西別府迫谷	串良町	串良町	中山上	0.06	5	47	18				0.31
481 I-002	肝属川	中山川	打ヶ迫谷	串良町	串良町	共栄西	0.01	16	16	6				0.00
481 I-003	肝属川	中山川	中山川	串良町	串良町	共栄中	0.48	4	13	5				0.00
481 I-004	肝属川	中山川	中山第1の小川	串良町	串良町	中山下	0.06	8	18	7				0.00
481 I-005	肝属川	甫木川	下甫木の小川	串良町	串良町	下甫木	0.03	5	13	5				0.51
481 I-006	肝属川	甫木川	中甫木の小川1	串良町	串良町	中甫木	0.04	5	18	7				0.30
481 I-007	肝属川	甫木川	水喰の小川	串良町	串良町	吹上田	0.19	4	21	8			吹上田公民館	0.09
481 I-008	肝属川	甫木川	吹上田溪流	串良町	串良町	中甫木	0.10	12	28	11			串良町南木業研修センター	0.13
481 I-009	肝属川	串良川	下大塚原の小川	串良町	串良町	下大塚原	0.10	4	36	14				0.44
481 I-010	肝属川	串良川	大塚原第1の小川	串良町	串良町	上大塚原	0.01	12	18	7				0.26
481 I-011	肝属川	串良川	山下第1の小川	串良町	串良町	山下	0.11	6	36	14				0.17
481 I-012	肝属川	串良川	山下第2の小川	串良町	串良町	山下	0.10	10	78	30				0.28
481 I-013	肝属川	串良川	山下迫	串良町	串良町	山下	0.05	9	36	14				0.02
481 I-014	肝属川	串良川	中野第1小川	串良町	串良町	中野	0.02	16	16	6			中野公民館	0.09
481 I-015	肝属川	串良川	中野の小川3	串良町	串良町	中野	0.02	8	21	8				0.05
481 I-016	肝属川	串良川	中野の小川2	串良町	串良町	中野	0.05	7	13	5				0.45
481 I-017	肝属川	串良川	中野の小川1	串良町	串良町	中野	0.01	14	26	10				0.60
481 I-018	肝属川	串良川	生栗須の小川2	串良町	串良町	生栗須	0.04	13	31	12			生栗須公民館	1.12
481 I-019	肝属川	串良川	生栗須の小川1	串良町	串良町	生栗須	0.02	18	13	5				0.00
481 I-020	肝属川	串良川	高松の小川	串良町	串良町	高松	0.37	3	23	9				0.17
485 I-001	肝属川	始良川	角野の小川	吾平町	吾平町	角野	0.17	8	46	18			角野公民館	2.97
485 I-002	肝属川	始良川	倉見谷川	吾平町	吾平町	市之渡	0.58	10	13	5			相生野神野善平線	0.00
485 I-003	肝属川	始良川	市之渡第2谷	吾平町	吾平町	神野東	0.09	5	13	5			相生野神野善平線	0.06
485 I-004	肝属川	始良川	上床川	吾平町	吾平町	神野東	0.29	10	46	18			相生野神野善平線	2.97
485 I-005	肝属川	始良川	永野牧川	吾平町	吾平町	永野牧	0.22	12	41	16			相生野神野善平線	0.61
485 I-006	肝属川	始良川	大平川	吾平町	吾平町	永野牧	3.14	10	18	7			相生野神野善平線	0.49
485 I-007	肝属川	始良川	始良川	吾平町	吾平町	大川	5.40	11	15	6			相生野神野善平線	4.59
485 I-008	肝属川	始良川	石場の小川2	吾平町	吾平町	石場	0.02	11	13	5			鹿野善平佐多線 鶴巻小学校	0.25
485 I-009	肝属川	始良川	石場の小川3	吾平町	吾平町	石場	0.04	7	15	4			鹿野善平佐多線 鶴巻小学校	0.25
485 I-010	肝属川	始良川	石場の小川1	吾平町	吾平町	石場	0.03	12	21	8			鹿野善平佐多線 石場公民館	2.19
485 I-011	肝属川	大始良川	西迫の小川	吾平町	吾平町	西迫	0.08	12	13	5				3.71
485 I-012	肝属川	大始良川	萩崎の小川1	吾平町	吾平町	萩崎	0.07	9	13	5				1.28
485 I-013	肝属川	大始良川	小鹿倉川	吾平町	吾平町	西大牟礼	0.95	6	41	16				3.04
486 I-001	皆倉川第5小川	皆倉川第5小川	皆倉川第5小川	錦江町	大根占町	神川	0.04	10	15	6			町道	0.00
486 I-002	皆倉川第2小川	皆倉川第2小川	皆倉川第2小川	錦江町	大根占町	神川	0.25	12	13	5			町道	0.01
486 I-003	皆倉川第3小川	皆倉川第3小川	皆倉川第3小川	錦江町	大根占町	神川	0.05	18	13	5			町道	0.00
486 I-004	神川	神川	神川第1小川	錦江町	大根占町	神川	0.08	17	53	21			神川中公民館	0.00
486 I-005	神川	神川	神川第3小川	錦江町	大根占町	神川	0.10	15	18	7			町道併用道	0.02
486 I-006	神川	神川	神川第2小川	錦江町	大根占町	神川	0.08	10	20	8				0.03
486 I-007	神川	神川	大久保谷	錦江町	大根占町	馬場	0.05	6	13	5				—
486 I-008	神川	神川	菅崎谷	錦江町	大根占町	城元	0.05	6	23	9				—
486 I-009	神川	神川	後谷川	錦江町	大根占町	馬場	2.53	8	45	18			都道府県道 神平石公民館	0.05
486 I-010	神川城谷	神川城谷	神川城谷	錦江町	大根占町	神川	0.03	20	13	5			町道	0.08
486 I-011	—	—	—	宇都谷	錦江町	大根占町	神川	1.06	8	18	7		病院 老人ホーム	0.24
486 I-012	若宮川	若宮川	塩屋谷	錦江町	大根占町	神川	0.45	6	80	32			町道	0.01
486 I-013	若宮川	若宮川	若宮川	錦江町	大根占町	城元	1.93	6	98	39			医療相談所	0.12
486 I-014	瀬戸谷川	瀬戸谷川	瀬戸谷川	錦江町	大根占町	城元	0.31	20	228	91			医療相談所	0.14
486 I-015	長谷谷	長谷谷	長谷谷	錦江町	大根占町	馬場	0.02	10	5	2			ホテル 町道	0.00
488 I-001	雄川	雄川	大根田谷2	錦江町	田代町	大根田	0.07	20	12	5			町道	1.08
488 I-002	雄川	雄川	山下ノ小川	錦江町	田代町	山下	0.09	11	29	12			町道	0.29

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害対策関係 関係施設	上記以外の公共施設	耕地 ha	
488 I -003	雄川	雄川	平石谷3	錦江町	田代町	平石	0.02	14	12	5		町道		0.23
488 I -004	雄川	雄川	平石谷4	錦江町	田代町	平石	0.05	10	15	6		町道		0.27
488 I -005	雄川	柴立川	柴立川第一	錦江町	田代町	上柴立	0.06	11	44	18		町道		0.18
488 I -006	雄川	雄川	上原谷	錦江町	田代町	上原	0.02	9	19	8		国道48号線 町道		0.38
488 I -007	雄川	雄川	池野谷3	錦江町	田代町	池野	0.04	11	7	3		町道		0.83
488 I -008	雄川	雄川	池野谷4	錦江町	田代町	池野	0.07	6	7	3		町道		0.97
488 I -009	雄川	雄川	内ノ牧谷1	錦江町	田代町	内ノ牧	0.04	16	27	11		町道		0.08
488 I -010	雄川	雄川	内ノ牧谷3	錦江町	田代町	内ノ牧	0.08	16	15	6		町道		0.63
488 I -011	雄川	雄川	川路川	錦江町	田代町	川路	0.14	18	12	5		町道		0.63
487 I -001	神ノ川	神ノ川	名ノ追谷	南大隅町	根占町	川北	0.06	8	14	6				0.05
487 I -002	雄川	雄川	野ノ峰谷2	南大隅町	根占町	川北	0.10	6	17	7				—
487 I -003	雄川	雄川	上之浦谷2	南大隅町	根占町	川北	0.03	10	14	6				0.06
487 I -004	雄川	雄川	久保谷	南大隅町	根占町	川北	0.03	5	14	6				0.20
487 I -005	雄川	赤瀬川	大竹野上谷1	南大隅町	根占町	横別府	0.81	6	19	8		都道府県道		0.00
487 I -006	雄川	雄川	宇都川	南大隅町	根占町	川南	0.44	9	72	30		南谷集落センター 郡公民館		0.02
487 I -007	雄川	馬場川	山本新町谷	南大隅町	根占町	山本	0.06	8	19	8				0.06
487 I -008	雄川	馬場川	久保下谷1	南大隅町	根占町	山本	0.13	10	17	7				0.22
487 I -009	雄川	馬場川	久保下谷2	南大隅町	根占町	横別府	0.98	10	17	7				0.26
487 I -010	雄川	馬場川	尾野上谷1	南大隅町	根占町	横別府	0.76	8	22	9			尾之上公民館	0.07
487 I -011	雄川	馬場川	尾野上谷2	南大隅町	根占町	山本	0.11	15	29	12			尾之上公民館	0.07
487 I -012	雄川	雄川	溝口谷1	南大隅町	根占町	山本	0.07	10	17	7				0.05
487 I -013	雄川	雄川	溝口谷2	南大隅町	根占町	川南	0.14	13	91	38			溝口公民館	0.13
487 I -014	雄川	雄川	溝口谷3	南大隅町	根占町	川南	0.24	9	58	24				0.11
487 I -015	雄川	雄川	瀬脇谷1	南大隅町	根占町	川南	0.11	10	55	23				0.19
487 I -016	雄川	雄川	瀬脇谷2	南大隅町	根占町	川南	0.34	8	55	23				0.10
487 I -017	雄川	雄川	瀬脇谷3	南大隅町	根占町	川南	0.04	5	36	15			瀬脇公民館	0.03
487 I -018	大浜上谷3	大浜上谷3	大浜上谷3	南大隅町	根占町	山本	0.20	13	70	29				0.09
487 I -019	大浜川	大浜川	大浜川	南大隅町	根占町	山本	0.25	10	36	15			野田小学校 野田消防分団	0.07
487 I -020	船石川	船石川	船石川1	南大隅町	根占町	山本	0.28	10	14	6			岩田農業研修センター 国道	0.07
487 I -021	船石川	船石川	船石川2	南大隅町	根占町	山本	0.30	10	12	5			国道	0.10
487 I -022	原谷	原谷	原谷	南大隅町	根占町	辺田	0.25	15	5	2			町道	0.01
487 I -023	二川	二川	二川	南大隅町	根占町	辺田	1.81	13	14	6			国道	0.01
487 I -024	舟木川	舟木川	舟木川	南大隅町	根占町	辺田	0.09	16	19	8			国道 舟木公民館	0.08
487 I -025	塩谷谷	塩谷谷	塩屋川	南大隅町	根占町	辺田	0.10	20	29	12			塩谷公民館 国道	0.08
487 I -026	荳牧川	荳牧川	荳牧川1	南大隅町	根占町	辺田	0.31	20	29	12			塩谷公民館 国道	0.04
487 I -027	炭屋川	炭屋川	炭屋川	南大隅町	根占町	辺田	0.11	18	22	9			国道	0.07
487 I -028	炭屋川	炭屋川	炭屋川2	南大隅町	根占町	辺田	0.82	13	10	4			国道 炭屋分団	0.13
487 I -029	炭屋谷2	炭屋谷2	炭屋谷2	南大隅町	根占町	辺田	0.04	25	17	7			国道	0.21
487 I -030	長谷川	長谷川	長谷川	南大隅町	根占町	辺田	0.84	17	72	30			国道 大川公民館	0.06
487 I -031	雄川	馬場川	上之原河原谷	南大隅町	根占町	川南	0.05	10	15	6		老人ホーム		0.00
489 I -001	片之坂第1小川	片之坂第1小川	片之坂第1小川	南大隅町	佐多町	片之坂	0.03	29	13	6			国道269号線 町道	0.00
489 I -002	片之坂第2小川	片之坂第2小川	片之坂第2小川	南大隅町	佐多町	片之坂	0.10	26	11	5			国道30号線 町道	0.00
489 I -003	浮津川	浮津川	浮津川	南大隅町	佐多町	浮津	0.24	15	9	4			国道269号線 町道	0.00
489 I -004	垂水谷	垂水谷	垂水谷	南大隅町	佐多町	垂水	0.05	14	18	8			国道269号線 町道	0.13
489 I -005	浜下谷	浜下谷	麓谷	南大隅町	佐多町	麓	0.01	17	31	14		病院 診療所	大根占宮林書	0.03
489 I -006	浜下谷	浜下谷	浜下谷4	南大隅町	佐多町	浜下	0.02	12	134	60		病院		0.01
489 I -007	浜下谷	浜下谷	浜下谷3	南大隅町	佐多町	浜下	0.01	19	31	14			国道269号線 町道	0.00
489 I -008	浜下谷	浜下谷	浜下谷2	南大隅町	佐多町	浜下	0.01	22	27	12			町道	0.02
489 I -009	上之園谷	上之園谷	上之園谷	南大隅町	佐多町	上之園	0.05	10	11	5			町道	0.18
489 I -010	阿保川	阿保川	阿保川	南大隅町	佐多町	上之園	0.01	22	13	6			町道	0.63
489 I -011	芝原川	芝原川	芝原谷1	南大隅町	佐多町	島泊	0.02	26	45	20			町道 島泊体育館	0.01
489 I -012	芝原川	芝原川	芝原谷2	南大隅町	佐多町	島泊	0.58	12	60	27			町道 島泊体育館	0.03
489 I -013	芝原川	芝原川	芝原谷3	南大隅町	佐多町	島泊	0.14	14	60	27			町道 島泊体育館	0.11
489 I -014	尾波瀬川	尾波瀬川	尾波瀬谷1	南大隅町	佐多町	尾波瀬	0.45	11	112	50			町道	0.01
489 I -015	尾波瀬川	尾波瀬川	尾波瀬谷2	南大隅町	佐多町	尾波瀬	0.35	6	47	21			国道68号線 町道	0.00
489 I -016	田尻谷	田尻谷	田尻谷1	南大隅町	佐多町	田尻	0.05	25	2	1			佐多町ロードパーク 町道	0.13
489 I -017	田尻谷	田尻谷	田尻谷2	南大隅町	佐多町	田尻	0.02	24	9	4			国道56号線 佐多町ロードパーク 町道	0.00
489 I -018	田尻谷	田尻谷	田尻谷3	南大隅町	佐多町	田尻	0.05	13	9	4			国道56号線 佐多町ロードパーク 町道	0.00
489 I -019	奈木原川	奈木原川	奈木原川	南大隅町	佐多町	大泊	0.65	7	0	0			国道56号線 佐多町ビーチホテル 町道	0.00
489 I -020	大泊川	大泊川	大泊谷1	南大隅町	佐多町	大泊	0.05	19	0	0			佐多町ロードパーク 大泊小学校	0.72
489 I -021	大泊川	大泊川	大泊谷2	南大隅町	佐多町	大泊	0.12	13	38	17			大泊郵便局 町道	0.00
489 I -022	大泊川	大泊川	大泊谷4	南大隅町	佐多町	大泊	0.03	20	45	20			大泊郵便局 町道	0.00
489 I -023	大泊谷3	大泊谷3	大泊谷3	南大隅町	佐多町	大泊	0.01	28	36	16		診療所		0.00
489 I -024	外之浦川	外之浦川	外之浦谷1	南大隅町	佐多町	外之浦	0.03	18	11	5			国道68号線 町道	0.03
489 I -025	外之浦川	外之浦川	外之浦谷2	南大隅町	佐多町	外之浦	0.03	22	25	11			国道68号線 町道	0.23
489 I -026	外之浦川	外之浦川	外之浦谷3	南大隅町	佐多町	外之浦	0.35	13	29	13			外之浦コミュニティセン ター	0.13
489 I -027	間泊川	間泊川	間泊川1	南大隅町	佐多町	間泊	0.11	13	42	19			町道	0.18
489 I -028	間泊川	間泊川	間泊川3	南大隅町	佐多町	間泊	0.04	21	31	14			町道	0.35
489 I -029	間泊川	間泊川	間泊川2	南大隅町	佐多町	間泊	0.03	28	20	9			国道68号線 町道	0.11
489 I -030	竹之浦川	竹之浦川	竹之浦川	南大隅町	佐多町	竹之浦	0.03	22	27	12			町道	0.02
489 I -031	竹之浦谷3	竹之浦谷3	竹之浦谷3	南大隅町	佐多町	竹之浦	0.04	27	4	2			国道68号線 竹之浦小学校 町道	0.45
489 I -032	竹之浦谷4	竹之浦谷4	竹之浦谷4	南大隅町	佐多町	竹之浦	0.03	26	0	0			竹之浦小学校 町道	0.26
489 I -033	古里川	古里川	古里谷1	南大隅町	佐多町	古里	0.04	25	16	7			町道	0.55
489 I -034	古里川	永江川	永江川2	南大隅町	佐多町	永江	0.10	15	25	11			町道	0.03

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	左記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
489 I-035	古里川	永江川	永江川	南大隅町	佐多町	永江	0.22	13	27	12		町道		0.03
489 I-036	古里川	立切川	立切川	南大隅町	佐多町	立切	0.11	23	20	9		町道		0.17
489 I-037	古里川	古里川	古里谷2	南大隅町	佐多町	古里	0.27	13	25	11		町道		1.26
489 I-038	郡川	郡川	坂元谷	南大隅町	佐多町	坂元	0.08	25	51	23		指定公民館 町道		0.08
489 I-039	郡川	郡川	岩下谷1	南大隅町	佐多町	岩下	0.09	10	20	9		町道		0.74
489 I-040	郡川	郡川	岩下谷2	南大隅町	佐多町	岩下	0.12	12	13	6		県道564号線 町道		0.43
489 I-041	郡川	郡川	折山川	南大隅町	佐多町	折山	0.05	23	27	12		県道58号線 町道		0.00
489 I-042	郡川	郡川	川田原谷1	南大隅町	佐多町	川田原	0.10	13	49	22		都地区集落センター 町道		1.08
489 I-043	郡川	郡川	川田原谷2	南大隅町	佐多町	川田原	0.44	15	54	24		都地区集落センター 町道		1.08
489 I-044	針山川	針山川	針山川第1小川	南大隅町	佐多町	針山	1.03	13	74	33		県道564号線 針山のまなみセンター		0.65
489 I-045	針山川第2小川	針山川第2小川	針山川第2小川	南大隅町	佐多町	針山	0.09	24	11	5		県道564号線 町道		0.00
489 I-046	浜尻川第1小川	浜尻川第1小川	浜尻川第1小川	南大隅町	佐多町	浜尻	0.05	24	4	2		県道564号線 町道		0.00
489 I-047	浜尻川第2小川	浜尻川第2小川	浜尻川第2小川	南大隅町	佐多町	浜尻	0.07	25	22	10		県道564号線 町道		0.00
489 I-048	浜尻川第3小川	浜尻川第3小川	浜尻川第3小川	南大隅町	佐多町	浜尻	0.19	21	13	6		県道564号線 町道		0.00
489 I-049	辺塚川	辺塚川	湊原谷	南大隅町	佐多町	湊原	0.06	30	11	5		町道		0.00
489 I-050	辺塚川	辺塚川	中村谷	南大隅町	佐多町	中村	0.53	16	4	2		辺塚公民館 辺塚分館		2.77
489 I-051	風呂元川	風呂元川	風呂元川	南大隅町	佐多町	辺塚	0.31	16	11	5		県道74号線 町道		1.51
489 I-052	熊之細谷	那波谷	那波谷	南大隅町	佐多町	那波	0.05	23	11	5		県道74号線 町道		1.89
489 I-053	出口川	出口川	出口川	南大隅町	佐多町	片野坂	0.16	23	13	5		国道 269号線 針山のまなみセンター		0.00
483 I-001	その他	久保田川	浜川(第1)	肝付町	内之浦町	浜	0.06	17	14	6		48号線 農業協同組合		0.00
483 I-002	その他	久保田川	浜の小川	肝付町	内之浦町	浜	0.05	21	71	30		48号線		0.00
483 I-003	久保田川	久保田川	大原の小川1	肝付町	内之浦町	大原	0.09	19	16	7		岸良高山線		0.71
483 I-004	久保田川	久保田川	神之園川	肝付町	内之浦町	下西	0.30	17	14	6		岸良高山線		0.11
483 I-005	久保田川	久保田川	西ノ川	肝付町	内之浦町	下西	0.21	14	26	11		岸良高山線 西青年会館		2.28
483 I-006	久保田川	石踊川	本地の小川	肝付町	内之浦町	本地	0.02	11	19	8		岸良小学校		1.00
483 I-007	久保田川	小森川	小森川	肝付町	内之浦町	小山田	4.22	11	96	41				2.70
483 I-008	久保田川	小森川	東の小川	肝付町	内之浦町	港	0.16	15	21	9		48号線		0.41
483 I-009	その他	川口川支溪	川口川支溪2	肝付町	内之浦町	川口	0.45	14	21	9		48号線		1.02
483 I-010	その他	川口川支溪	川口川支溪1	肝付町	内之浦町	川口	0.08	19	24	10				0.00
483 I-011	その他	宮原川	宮原川	肝付町	内之浦町	宮原	1.06	14	16	7		48号線		1.40
483 I-012	その他	長坪川(第2)	長坪川(第2)	肝付町	内之浦町	長坪	0.15	16	16	7				1.50
483 I-013	その他	長坪川(第1)	長坪川(第1)	肝付町	内之浦町	長坪	0.75	15	19	8				1.50
483 I-014	その他	長坪川(第3)	長坪川(第3)	肝付町	内之浦町	長坪	0.10	20	19	8				1.50
483 I-015	その他	長坪の小川3	長坪の小川3	肝付町	内之浦町	長坪	0.04	19	12	5				0.90
483 I-016	その他	津代倉川	津代倉川	肝付町	内之浦町	倉	0.08	18	19	8				0.32
483 I-017	その他	津代白木川(第2)	津代白木川(第2)	肝付町	内之浦町	白木	0.58	12	2	1		津代公民館		1.16
483 I-018	その他	津代白木川(第1)	津代白木川(第1)	肝付町	内之浦町	白木	0.24	21	33	14				0.40
483 I-019	小野川	小野川	小野の小川2	肝付町	内之浦町	小野	0.07	23	19	8				0.38
483 I-020	小野川	小野川	小野川	肝付町	内之浦町	小野	1.63	14	31	13				1.31
483 I-021	小野川	小野川	小野の小川1	肝付町	内之浦町	小野	0.05	9	16	7				0.08
483 I-022	小田川	小田川	持金川(第2)	肝付町	内之浦町	上原	0.45	15	16	7		持金公民館		0.09
483 I-023	小田川	小田川	持金川(第3)	肝付町	内之浦町	上原	0.13	11	31	13				0.29
483 I-024	小田川	小田川	大平見の小川	肝付町	内之浦町	大平見	0.06	21	35	15		大平見公民館		0.86
483 I-025	広瀬川	広瀬川	広瀬川	肝付町	内之浦町	乙田	0.15	16	35	15				0.24
483 I-026	広瀬川	広瀬川	乙田の小川2	肝付町	内之浦町	乙田	0.14	16	28	12				0.52
483 I-027	広瀬川	広瀬川	乙田の小川1	肝付町	内之浦町	乙田	1.04	7	31	13		乙田公民館		5.37
483 I-028	広瀬川	広瀬川	江平川	肝付町	内之浦町	江平	0.43	14	35	15				1.08
483 I-029	広瀬川	広瀬川	牧川	肝付町	内之浦町	赤木屋	1.67	12	16	7				1.53
483 I-030	広瀬川	広瀬川	馬込の小川1	肝付町	内之浦町	馬込	0.33	6	45	19		神之川内之浦線		1.74
483 I-031	広瀬川	広瀬川	馬込の小川	肝付町	内之浦町	馬込	0.20	15	33	14		神之川内之浦線		0.93
483 I-032	広瀬川	広瀬川	馬込の小川2	肝付町	内之浦町	馬込	0.13	15	33	14		神之川内之浦線		0.97
483 I-033	広瀬川	広瀬川	坂元の小川2	肝付町	内之浦町	坂元	0.18	10	16	7		神之川内之浦線		1.30
483 I-034	広瀬川	広瀬川	坂元の小川1	肝付町	内之浦町	坂元	0.07	19	16	7		神之川内之浦線		1.11
483 I-035	広瀬川	津房川	坂元の小川	肝付町	内之浦町	津房	0.04	24	16	7				2.03
483 I-036	広瀬川	津房川	津房川	肝付町	内之浦町	津房	6.24	8	143	61		津房集会所		19.91
483 I-037	広瀬川	津房川	平牟田の小川	肝付町	内之浦町	平牟田	0.92	17	26	11				6.14
483 I-038	その他	水尻川	水尻川	肝付町	内之浦町	櫻脇	3.82	7	19	8		48号線		0.04
484 I-001	その他	飯ヶ谷川支溪	飯ヶ谷川支溪	肝付町	高山町	飯ヶ谷	0.17	19	15	6				1.63
484 I-002	その他	山下川	山下川	肝付町	高山町	有明山下	1.11	18	30	12		48号線 山下公民館		1.19
484 I-003	その他	仮屋の小川	仮屋の小川	肝付町	高山町	東仮屋	0.30	17	30	12		48号線		2.87
484 I-004	その他	仮屋の小川	仮屋川	肝付町	高山町	仮屋	1.90	14	15	6				1.43
484 I-005	その他	兔田川	兔田川	肝付町	高山町	西仮屋	2.23	16	15	6		48号線		1.73
484 I-006	その他	一つ松川	一つ松川	肝付町	高山町	一つ松	0.58	19	37	15		48号線 一松公民館		1.54
484 I-007	その他	一つ松川支溪	一つ松川支溪	肝付町	高山町	一つ松	0.05	21	15	6				0.00
484 I-008	その他	柳井谷川	柳井谷川	肝付町	高山町	柳井谷	0.11	18	20	8		48号線		0.03
484 I-009	肝属川	荒瀬川	波見下の小川	肝付町	高山町	波見下	0.27	16	62	25				0.66
484 I-010	肝属川	荒瀬川	轟の小川	肝付町	高山町	轟	0.11	20	85	34		轟公民館 原屋宮林業浸透担当区事務		0.33
484 I-011	肝属川	荒瀬川	西山第2小川	肝付町	高山町	荒瀬	0.33	13	47	19				0.25
484 I-012	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川1	肝付町	高山町	荒瀬	0.09	26	50	20				0.46
484 I-013	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川2	肝付町	高山町	荒瀬	0.05	13	52	21		荒瀬公民館		0.78
484 I-014	肝属川	肝属川	平後園の小川1	肝付町	高山町	平後園	0.17	9	22	9		高山平線		0.63
484 I-015	肝属川	肝属川	平後園第3小川	肝付町	高山町	平後園	0.11	14	35	14		高山平線		0.73
484 I-016	肝属川	肝属川	平後園第2小川	肝付町	高山町	平後園	0.05	17	32	13		高山平線 平後園公民館		1.25
484 I-017	肝属川	肝属川	平後園第1小川	肝付町	高山町	平後園	0.05	17	32	13		高山平線 波野小学校		0.93

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha	
484 I -018	肝属川	和田川	和田川	肝付町	高山町	和田	2.66	10	55	22				2.08
484 I -019	肝属川	波見川	大園第1小川2	肝付町	高山町	東大園	0.34	14	82	33			高山菅平線 東大園公民館	0.88
484 I -020	肝属川	波見川	大園第1小川1	肝付町	高山町	西大園	0.10	15	115	46			高山菅平線 西大園公民館	1.88
484 I -021	肝属川	波見川	上原の小川2	肝付町	高山町	上原	0.07	10	30	12				0.91
484 I -022	肝属川	波見川	上原の小川1	肝付町	高山町	塚崎	0.13	11	20	8				0.92
484 I -023	肝属川	波見川	塚崎の小川2	肝付町	高山町	塚崎	0.03	12	12	5				0.68
484 I -024	肝属川	波見川	花牟礼第2小川	肝付町	高山町	花牟礼	0.05	13	15	6			花牟礼公民館	0.97
484 I -025	肝属川	高山川	八幡寺の小川	肝付町	高山町	八幡馬場	0.04	13	52	21				0.09
484 I -026	肝属川	高山川	八幡馬場の小川	肝付町	高山町	川添	0.02	17	17	7				0.71
484 I -027	肝属川	高山川	麓の小川1	肝付町	高山町	五社馬場	0.01	20	15	6				0.03
484 I -028	肝属川	本城川	本城上の小川1	肝付町	高山町	本城上	0.32	14	20	8				2.06
484 I -029	肝属川	高山川	荒平川	肝付町	高山町	寺之上	1.22	18	10	4			等上公民館	0.00
484 I -030	肝属川	的場川	的場川	肝付町	高山町	石之脇	2.53	12	105	39			岸良高山線 石之脇公民館	19.90
484 I -031	肝属川	岩屋川	岩屋の小川	肝付町	高山町	岩屋	0.13	18	15	6				0.59
484 I -032	肝属川	岩屋川	岩屋の小川1	肝付町	高山町	岩屋	0.38	14	17	7				2.80
484 I -033	肝属川	高山川	折尾野第2小川	肝付町	高山町	折生野	0.10	18	17	7			岸良高山線 折生野公民館	0.34
484 I -034	肝属川	高山川	片野の小川	肝付町	高山町	片野	0.14	12	22	9				0.30
484 I -035	肝属川	境川	鳥越第3小川	肝付町	高山町	鳥越	0.04	5	52	21				0.00
484 I -036	肝属川	境川	鳥越の小川	肝付町	高山町	鳥越	0.02	16	35	14			鳥越公民館	0.15
484 I -037	肝属川	境川	鳥越第2小川	肝付町	高山町	鳥越	0.06	13	42	17				2.47
484 I -038	肝属川	境川	鳥越第1小川	肝付町	高山町	鳥越	0.03	9	22	9				1.88
484 I -039	肝属川	境川	笠ヶ尾第3小川	肝付町	高山町	鳥越	0.04	11	32	13			神之川内之浦線	1.56
484 I -040	肝属川	境川	大牟礼川2	肝付町	高山町	鳥越	0.03	24	25	10			神之川内之浦線	2.05
484 I -041	肝属川	境川	大牟礼川1	肝付町	高山町	笠ヶ尾	0.03	14	45	18			笠ヶ尾公民館 神之川内之浦線	0.18
501 I -001	大甲川	大甲川	大甲川	中種子町	中種子町	牧川	0.96	5	12	5			国道59号線 町道	1.06
501 I -002	小蟹川	小蟹川	小蟹川	中種子町	中種子町	上之城	0.69	5	10	4			国道59号線 町道	0.00
501 I -003	浜津脇谷川	浜津脇谷川	浜津脇谷川	中種子町	中種子町	浜津脇	0.23	7	29	12			国道59号線 町道	0.00
501 I -004	楠川	楠川	楠川	中種子町	中種子町	浜津脇	0.31	4	14	6			国道59号線 町道	0.12
501 I -005	屋久津川	屋久津川	屋久津川	中種子町	中種子町	屋久津	0.74	5	24	10			国道野間島間港線 町道	0.30
501 I -006	梶湯川	梶湯川	梶湯川	中種子町	中種子町	梶湯	1.43	3	24	10			熊本公民館 熊道西之表南種子線 増田中学校 町道	0.32
501 I -007	沸川	沸川	中之町北の小川	中種子町	中種子町	中之町	0.13	9	0	0			増田中学校 町道	0.44
501 I -008	沸川	沸川	仲之町の小川	中種子町	中種子町	中之町	0.05	8	14	6			町道	0.32
501 I -009	向井川	向井川	堂の弓場川	中種子町	中種子町	向井町	0.08	21	5	2			向井町集落E7-1 町道	0.21
502 I -001	その他	古川川	古川川	南種子町	南種子町	島間	1.48	2	110	46			国道野間島間港線 国道59号線	2.79
502 I -002	その他	下立石川	下立石川第1	南種子町	南種子町	下立石	0.04	8	12	5			熊道西之表南種子線	0.00
502 I -003	鹿鳴川	鹿鳴川	鹿鳴川支溪	南種子町	南種子町	田代	0.56	5	0	0			町道 田代公民館	1.11
502 I -004	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第1小川	南種子町	南種子町	田代	0.34	8	14	6			町道	0.97
502 I -005	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第3小川	南種子町	南種子町	田代	0.02	10	14	6			町道	1.08
502 I -006	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第2小川	南種子町	南種子町	田代	0.07	9	12	5			町道	0.63
502 I -007	郡川	下中川	下中川	南種子町	南種子町	山神	0.14	10	19	8			町道	1.36
502 I -008	郡川	郡川	山神川	南種子町	南種子町	山神	0.88	4	24	10			町道	2.09
502 I -009	郡川	西寺川	西寺川	南種子町	南種子町	郡原	0.88	4	12	5			町道	3.48
502 I -010	郡川	東寺川	東寺川	南種子町	南種子町	郡原	0.58	4	12	5			町道	3.78
502 I -011	郡川	郡川	河内川	南種子町	南種子町	河内	0.37	7	2	1			温泉E7-1 町道	0.44
502 I -012	宮野川	宮野川	中野の小川	南種子町	南種子町	中之町	0.01	14	29	12			聖南小学校 熊道西之表南種子線	0.00
502 I -013	その他	竹崎川	竹崎川	南種子町	南種子町	竹崎	0.09	5	14	6			熊道至永上中線 町道	1.09
503 I -001	岳之川	岳之川	岳之川3	上屋久町	上屋久町	叶	0.31	16	5	2			ホテル 九州電力飯野川発電所	1.25
503 I -002	岳之川	岳之川	岳之川2	上屋久町	上屋久町	叶	0.22	17	5	2			ホテル 九州電力飯野川発電所	1.90
503 I -003	岳之川	岳之川	岳之川1	上屋久町	上屋久町	叶	4.95	14	5	2			ホテル 九州電力飯野川発電所	1.20
503 I -004	永田川	永田川	第1上叶川	上屋久町	上屋久町	叶	0.19	14	97	43			幼稚園 永田小学校 民宿	0.00
503 I -005	永田川	永田川	第2上叶川	上屋久町	上屋久町	叶	0.10	16	47	21			永田中学校 民宿	0.48
503 I -006	永田川	永田川	第4上叶川	上屋久町	上屋久町	叶	0.16	17	34	15				1.44
503 I -007	永田川	永田川	新町の小川	上屋久町	上屋久町	新町	0.24	19	68	30			永田果樹会館	1.31
503 I -008	永田川	土面川	土面川	上屋久町	上屋久町	向江	4.16	12	45	20				0.47
503 I -009	永田川	向江川	向江川	上屋久町	上屋久町	向江	0.15	7	11	5				1.03
503 I -010	その他	地藏下川	地藏下川	上屋久町	上屋久町	向江	1.95	12	0	0			ホテル 熊道77号線	0.00
503 I -011	その他	上村川	上村川	上屋久町	上屋久町	吉田	0.04	13	38	17				0.09
503 I -012	その他	上向川	上向川	上屋久町	上屋久町	吉田	0.03	13	68	30			吉田消防分団 熊道77号線	0.00
503 I -013	その他	吉田の小川	吉田の小川	上屋久町	上屋久町	吉田	0.12	17	75	33			幼稚園 吉田生活館 吉田郵便局	0.05
503 I -014	その他	コチャコ川	コチャコ川	上屋久町	上屋久町	吉田	0.30	17	20	9			熊道77号線	0.00
503 I -015	一湊川	一湊川	白川山谷川1	上屋久町	上屋久町	白川山	0.19	13	5	2			白川公民館 白川避難所	0.17
503 I -016	一湊川	一湊川	手宇都川	上屋久町	上屋久町	一湊	1.17	12	2	1			一湊中学校	0.00
503 I -017	その他	滝水川	滝水川	上屋久町	上屋久町	一湊	0.57	14	29	13			一湊駐在所 熊道77号線	0.00
503 I -018	志戸子川	志戸子川	志戸子支溪	上屋久町	上屋久町	志戸子	0.07	19	7	3			幼稚園 志戸子公民館 志戸子消防分団	2.36
503 I -019	宮之浦川	宮之浦川	西之川	上屋久町	上屋久町	宮之浦	0.17	6	115	51			宮之浦公民館 民宿	0.00
503 I -020	宮之浦川	宮之浦川	熊太郎川	上屋久町	上屋久町	小原町	0.07	15	36	16			熊道594号線 民宿	0.00
503 I -021	宮之浦川	宮之浦川	古城川	上屋久町	上屋久町	小原町	0.12	13	77	34			熊道594号線	0.00
503 I -022	城之川	城之川	城之川	上屋久町	上屋久町	楠川	3.24	14	14	6			熊道77号線	0.00
503 I -023	その他	中之川	中之川	上屋久町	上屋久町	楠川	1.46	6	14	6			熊道77号線	0.00
503 I -024	その他	加治屋川	加治屋川	上屋久町	上屋久町	小瀬田	0.56	7	16	7			ホテル 豊久島空港	0.56
503 I -025	その他	岩崎川	岩崎川	上屋久町	上屋久町	本村	0.20	11	43	19			上屋久町役場口永長部出張所	0.00
503 I -026	湯向川	湯向川	湯向川	上屋久町	上屋久町	湯向	0.21	13	32	14			湯向公民館 民宿	0.00
504 I -001	その他	湯之川	湯之川	上屋久町	上屋久町	船行	0.09	7	67	29			熊道77号線	0.00
504 I -002	安房川	安房川	千頭川	上屋久町	上屋久町	安房	0.14	34	0	0			豊久島発電所	0.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害時要援者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
504 I-003	その他	鳴子川	鳴子川	屋久町	屋久町	平野	0.79	14	12	5		県道77号線	0.00
504 I-004	その他	花揚川の小川	花揚川の小川	屋久町	屋久町	平野	0.09	14	12	5		県道77号線	0.92
504 I-005	その他	花揚川	花揚川	屋久町	屋久町	平野	2.13	14	0	0		県道77号線	0.80
504 I-006	その他	水無川	水無川	屋久町	屋久町	樋之口	0.31	17	16	7		県道77号線	0.49
504 I-007	その他	たか川	たか川	屋久町	屋久町	原	0.37	17	25	11		県道77号線	1.62
504 I-008	その他	泉川	泉川	屋久町	屋久町	原	0.21	11	25	11		県道77号線	0.24
504 I-009	その他	泥落川	泥落川	屋久町	屋久町	原	0.31	11	18	8		県道77号線	0.64
504 I-010	その他	見返川	見返川	屋久町	屋久町	原	0.36	17	14	6		県道77号線	0.25
504 I-011	二又川	二又川	二又川	屋久町	屋久町	尾之間	2.64	17	32	14		県道77号線	0.50
504 I-012	その他	湯川	湯川	屋久町	屋久町	尾之間	0.23	14	30	13		県道77号線	0.12
504 I-013	その他	あさひ川	あさひ川	屋久町	屋久町	小島	0.17	7	25	11		島南中学校 県道77号線	1.61
504 I-014	その他	しょうのう川	しょうのう川	屋久町	屋久町	恋泊	1.15	21	16	7		県道77号線	0.70
504 I-015	その他	椎之川	椎之川左支川	屋久町	屋久町	平内	0.40	22	9	4		県道77号線 八幡小学校	1.61
504 I-016	その他	平内川	平内川	屋久町	屋久町	平内	0.60	19	28	12		県道77号線	0.00
504 I-017	その他	下川	下川1	屋久町	屋久町	平内	0.17	11	32	14		県道77号線	1.12
504 I-018	その他	下川	下川2	屋久町	屋久町	平内	0.20	17	25	11		県道77号線	1.23
504 I-019	その他	湯泊川	湯泊川	屋久町	屋久町	湯泊	1.27	15	14	6		県道77号線	0.00
504 I-020	栗生川	栗生川	江之川	屋久町	屋久町	栗生	0.42	15	152	66	診療所	県道77号線	0.06
504 I-021	栗生川	栗生川	栗生第3小川	屋久町	屋久町	栗生	0.17	15	143	62	診療所	県道77号線	0.09
504 I-022	栗生川	栗生川	栗生第4小川	屋久町	屋久町	栗生	0.06	8	118	51	診療所	栗生生活館 県道77号線	0.00
504 I-023	栗生川	栗生川	中之川	屋久町	屋久町	栗生	0.06	14	125	54	診療所	栗生生活館 県道77号線	0.00
504 I-024	栗生川	栗生川	栗生第2小川	屋久町	屋久町	栗生	0.12	15	49	21		県道77号線 中	0.00
523 I-001	その他	湯湾川	湯湾川	大和村	大和村	湯湾釜	0.06	17	20	8		県道79号線 村道	0.03
523 I-002	その他	里川	里川	大和村	大和村	湯湾釜	0.11	16	92	37		県道79号線 村道	0.94
523 I-003	その他	湯湾釜川	湯湾釜川	大和村	大和村	湯湾釜	0.25	16	99	40		県道79号線 村道	0.94
523 I-004	その他	文田川	文田川	大和村	大和村	湯湾釜	0.95	14	74	30		県道79号線 村道	1.18
523 I-005	その他	前田川	前田小川	大和村	大和村	大棚	0.03	8	84	34	診療所	村道 大棚簡易郵便局	0.00
523 I-006	その他	脇田川	脇田川	大和村	大和村	大金久	0.08	19	32	13		村道	0.00
523 I-007	その他	里川	里川	大和村	大和村	大金久	0.05	27	57	23		県道79号線 村道	0.08
523 I-008	その他	大松川	大松川	大和村	大和村	戸円	0.41	16	69	28		県道79号線 戸円公民館	0.28
523 I-009	その他	前里川	前里川	大和村	大和村	戸円	0.69	16	97	39		村道	0.28
523 I-010	その他	戸田川	戸田川	大和村	大和村	戸円	1.49	15	72	29		村道	2.35
523 I-011	その他	里川	里川	大和村	大和村	名音	0.19	29	74	30		県道79号線 村道	0.00
523 I-012	名音川	名音川	名音川	大和村	大和村	名音	8.08	7	0	0		九州電力名音発電所 村道	0.00
523 I-013	その他	今里川	今里川	大和村	大和村	今里	0.32	18	117	47	診療所	松野公民館 県道79号線	0.59
524 I-001	その他	宮勝川	宮勝川	宇検村	宇検村	宇検	0.17	22	14	7			0.37
524 I-002	その他	宇検川	宇検川	宇検村	宇検村	宇検	1.53	11	10	5			0.00
524 I-003	その他	脇川	脇川	宇検村	宇検村	宇検	0.10	20	10	5			0.04
524 I-004	その他	脇川	脇川	宇検村	宇検村	宇検	0.03	13	12	6		名瀬戸内線	0.05
524 I-005	その他	久志川	久志川	宇検村	宇検村	久志	0.10	22	29	14		久志中学校 久志郵便局	0.04
524 I-006	その他	久志川支溪	久志川支溪	宇検村	宇検村	久志	0.02	27	16	8	保育所	名瀬戸内線	0.00
524 I-007	その他	生勝川	生勝川	宇検村	宇検村	生勝	0.46	22	16	8			0.12
524 I-008	その他	生勝川支溪1	生勝川支溪1	宇検村	宇検村	生勝	0.03	24	33	16			0.00
524 I-009	その他	生勝川支溪2	生勝川支溪2	宇検村	宇検村	生勝	0.14	18	12	6		名瀬戸内線	0.00
524 I-010	その他	芦検中川	芦検中川	宇検村	宇検村	芦検	0.52	21	159	78		芦検簡易郵便局 芦検公民館	0.00
524 I-011	その他	脇田川	脇田川	宇検村	宇検村	脇田	0.05	27	102	50		芦検簡易郵便局 芦検公民館	0.00
524 I-012	その他	芦検沢2	芦検沢2	宇検村	宇検村	芦検	0.14	24	10	5		名瀬戸内線	0.08
524 I-013	その他	田検川	田検川	宇検村	宇検村	田検	4.63	10	22	11			1.71
524 I-014	その他	湯湾川	湯湾川	宇検村	宇検村	湯湾	2.29	14	41	20			0.60
524 I-015	その他	朝戸川	朝戸川	宇検村	宇検村	湯湾	0.04	14	27	13		宇検村役場	0.00
524 I-016	その他	朝戸川支溪	朝戸川支溪	宇検村	宇検村	名柄	0.02	27	0	0		宇検村役場	0.00
524 I-017	河内川	古欄川	古欄川	宇検村	宇検村	湯湾	0.21	16	67	33		湯湾新村線	0.00
524 I-018	その他	古欄川	古欄小川	宇検村	宇検村	湯湾	0.33	31	18	9		湯湾新村線	0.00
524 I-019	河内川	石良川	石良川	宇検村	宇検村	湯湾	0.20	20	43	21		湯湾新村線	0.00
524 I-020	河内川	蔵戸川	須古小川	宇検村	宇検村	須古	0.02	22	0	0	老人ホーム	名瀬戸内線	0.00
524 I-021	河内川	蔵戸川	蔵戸川	宇検村	宇検村	須古	0.28	19	16	8			0.50
524 I-022	その他	須古沢1	須古沢1	宇検村	宇検村	須古	0.10	23	0	0	老人ホーム	名瀬戸内線	0.00
524 I-023	その他	部連川	部連川	宇検村	宇検村	部連	0.13	19	12	6			0.56
524 I-024	その他	名柄沢1	名柄沢1	宇検村	宇検村	名柄	0.13	24	12	6		名瀬戸内線	0.00
524 I-025	その他	名柄川	名柄川	宇検村	宇検村	名柄	0.52	13	39	19		名瀬戸内線 名柄公民館	0.00
524 I-026	その他	名柄川支溪	名柄川支溪	宇検村	宇検村	名柄	0.04	17	10	5			0.06
524 I-027	その他	名柄沢2	名柄沢2	宇検村	宇検村	名柄	0.02	31	18	9			0.00
524 I-028	その他	前田川	前田川	宇検村	宇検村	佐念	0.09	17	22	11		曾津高崎線	0.00
524 I-029	その他	里川	里川	宇検村	宇検村	佐念	0.09	15	27	13		佐念公民館 曾津高崎線	0.00
524 I-030	その他	阿室川支溪1	阿室川支溪1	宇検村	宇検村	阿室	0.06	22	4	2		阿室中学校	0.30
524 I-031	その他	阿室川支溪2	阿室川支溪2	宇検村	宇検村	阿室	0.07	24	0	0		阿室中学校	0.00
525 I-001	その他	管鈍川	管鈍川	瀬戸内町	瀬戸内町	管鈍	0.06	23	11	5		曾津高崎線	0.24
525 I-002	その他	里川	里川	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	0.99	10	25	12		曾津高崎線	0.72
525 I-003	その他	第二狭間川	第二狭間川	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	0.21	15	13	6		曾津高崎線	0.71
525 I-004	その他	久慈沢	久慈沢	瀬戸内町	瀬戸内町	久慈	0.22	14	0	0		久慈中学校	0.65
525 I-005	その他	古志沢	古志沢	瀬戸内町	瀬戸内町	古志	0.09	15	2	1		古志小学校 名瀬戸内線	0.00
525 I-006	篠川川	篠川川支溪	篠川川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	篠川	0.21	11	34	16		篠川中学校	0.26
525 I-007	その他	下川	下川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿室釜	0.06	17	21	10		名瀬戸内線	0.00
525 I-008	その他	古里川	古里川	瀬戸内町	瀬戸内町	小名瀬	0.14	17	13	6			0.21

2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km2	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
525 I -009	その他	阿鉄川	阿鉄川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿鉄	0.13	16	17	8			0.00
525 I -010	その他	阿鉄川支溪 2	阿鉄川支溪 2	瀬戸内町	瀬戸内町	阿鉄	0.09	19	25	12			0.00
525 I -011	その他	須佐礼川	須佐礼川	瀬戸内町	瀬戸内町	須佐礼	0.07	19	19	9		名瀬瀬戸内線	0.16
525 I -012	その他	久根津川	久根津川	瀬戸内町	瀬戸内町	久根津	0.21	16	13	6		名瀬瀬戸内線	0.00
525 I -013	その他	久根津小川	久根津小川	瀬戸内町	瀬戸内町	久根津	1.08	6	15	7			0.93
525 I -014	その他	手安川	手安川	瀬戸内町	瀬戸内町	手安	0.48	18	108	51		中央公民館手安分館 名瀬瀬戸内線	1.27
525 I -015	その他	手安小川 1	手安小川 1	瀬戸内町	瀬戸内町	手安	0.03	24	19	9		名瀬瀬戸内線	0.00
525 I -016	その他	手安小川	手安小川	瀬戸内町	瀬戸内町	手安	0.13	23	13	6		名瀬瀬戸内線	0.04
525 I -017	その他	須手小川	須手小川	瀬戸内町	瀬戸内町	須手	0.05	23	19	9		東京大学農学研究所 名瀬瀬戸内線	0.03
525 I -018	その他	須手川	須手川	瀬戸内町	瀬戸内町	須手	0.29	15	19	9		東京大学農学研究所 名瀬瀬戸内線	0.03
525 I -019	その他	須手沢 1	須手沢 1	瀬戸内町	瀬戸内町	須手	0.05	22	21	10		名瀬瀬戸内線	0.09
525 I -020	仲金久川	金久原川	金久原川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.05	24	64	30			0.01
525 I -021	仲金久川	山仲原川	山仲原川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.09	22	170	80			0.00
525 I -022	仲金久川	大当原川	大当原川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.11	23	182	86	保育所		0.03
525 I -023	仲金久川	仲金久川支溪 4	仲金久川支溪 4	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.14	22	356	168		高丘集会所	0.00
525 I -024	仲金久川	仲金久川	仲金久川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.81	17	240	113		高丘集会所	0.01
525 I -025	仲金久川	山原川	山原川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.27	19	134	63			0.21
525 I -026	仲里川	仲里川	仲里川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.45	17	98	46	古仁屋小学 幼稚園	古仁屋小学校 古仁屋中学校	0.05
525 I -027	その他	瀬久井川	瀬久井川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.48	15	163	77	老人ホーム		0.00
525 I -028	その他	瀬久井小川	瀬久井小川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.15	20	102	48			0.00
525 I -029	その他	厚瀬川	厚瀬川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.10	17	6	3	老人ホーム	ゴミ焼却場 衛生センター	0.00
525 I -030	その他	厚瀬川 2	厚瀬川 2	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	0.05	22	0	0	病院		0.00
525 I -031	その他	嘉鉄川	嘉鉄川	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉鉄	0.04	14	30	14			0.42
525 I -032	その他	阿木名沢	阿木名沢	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	0.10	22	19	9	保育園		0.08
525 I -033	阿木名川	阿木名川支溪 1	阿木名川支溪 1	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	0.04	17	8	4		中央公民館阿木名分館	0.00
525 I -034	阿木名川	尻田川	尻田川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	0.14	23	25	12	病院	阿木名小学校 国道 5 号 分館	0.74
525 I -035	阿木名川	阿木名川支溪 3	阿木名川支溪 3	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	0.07	16	13	6		阿木名小学校 国道 5 号 分館	0.07
525 I -036	その他	勝浦沢	勝浦沢	瀬戸内町	瀬戸内町	勝浦	0.52	15	23	11		国道 5 号 分館 勝浦駐在所	0.47
525 I -037	その他	網野子川	網野子川	瀬戸内町	瀬戸内町	網野子	0.08	16	38	18			0.00
525 I -038	その他	第二嘉徳川	第二嘉徳川	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉徳	0.25	15	30	14			0.27
525 I -039	その他	第一嘉徳川	第一嘉徳川	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉徳	0.41	12	33	14			0.19
525 I -040	その他	阿多地川	阿多地川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿多地	0.46	12	19	9		阿多知林業研修会施設	0.32
525 I -041	その他	仲間川	仲間川	瀬戸内町	瀬戸内町	須子茂	0.35	12	8	4		須子茂小学校	0.18
525 I -042	その他	嘉入川	嘉入川	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉入	0.17	11	11	5		中央公民館嘉入分館	0.16
525 I -043	その他	西阿室川支溪	西阿室川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	西阿室	0.27	9	66	31		西阿室地区集会所 西阿室児童館	0.15
525 I -044	その他	西阿室川	西阿室川	瀬戸内町	瀬戸内町	西阿室	0.04	9	13	6			0.09
525 I -045	その他	伊子茂川	伊子茂川	瀬戸内町	瀬戸内町	伊子茂	0.22	11	6	3		伊子茂小学校	0.55
525 I -046	その他	第三伊子茂川	第三伊子茂川	瀬戸内町	瀬戸内町	伊子茂	0.14	17	13	6	老人ホーム		0.00
525 I -047	その他	於斉川	於斉川	瀬戸内町	瀬戸内町	於斉	0.21	22	6	3		老人コミュニティセン ター	0.27
525 I -048	その他	第三佐知克川	第三佐知克川	瀬戸内町	瀬戸内町	佐知克	0.05	27	15	7		佐知克林業集会所施設	0.48
525 I -049	その他	佐知克川	佐知克川	瀬戸内町	瀬戸内町	佐知克	0.06	24	11	5		佐知克林業研修会施設	0.44
525 I -050	その他	野見山川	野見山川	瀬戸内町	瀬戸内町	野見山	0.40	15	17	8		中央公民館野見山分館	0.82
525 I -051	その他	諸鈍川	諸鈍川	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	0.10	12	11	5			1.27
525 I -052	その他	仲田川支溪	仲田川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	0.06	22	17	8			0.98
525 I -053	その他	仲田川	仲田川	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	0.92	7	11	5			2.79
525 I -054	その他	徳浜川	徳浜川	瀬戸内町	瀬戸内町	徳浜	0.36	19	6	3		徳浜会館	1.57
525 I -055	その他	第三渡連川	第三渡連川	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	0.26	17	2	1		安部場久穂 長屋	0.83
525 I -056	その他	第四渡連川	第四渡連川	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	0.07	17	0	0		長屋	0.00
525 I -057	その他	第三大下田川	第三大下田川	瀬戸内町	瀬戸内町	大下田	0.04	27	2	1		安部場久穂 生間駐在所	0.04
525 I -058	その他	第三諸数川	第三諸数川	瀬戸内町	瀬戸内町	諸数	0.15	11	0	0		ペンション 安部場久穂	0.00
525 I -059	その他	上川	上川	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	0.16	16	11	5	老人ホーム	安部場久穂 中央公民館勝能分館	0.80
525 I -060	その他	第二勝ゆき川	第二勝ゆき川	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	0.08	21	23	11	老人ホーム	安部場久穂 中央公民館勝能分館	1.00
525 I -061	その他	勝能川	勝能川	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	0.12	22	25	12	老人ホーム	安部場久穂 中央公民館勝能分館	1.35
525 I -062	その他	押角川支溪	押角川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	押角	0.07	23	28	13		安部場久穂 押角分館	0.00
525 I -063	その他	押角川	押角川	瀬戸内町	瀬戸内町	押角	0.54	17	51	24		安部場久穂 押角分館	0.35
525 I -064	その他	第二押角川支溪	第二押角川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	押角	0.06	19	6	3		安部場久穂 押角中学校	0.01
525 I -065	その他	第二押角川	第二押角川	瀬戸内町	瀬戸内町	押角	0.23	18	17	8		安部場久穂 押角分館	0.04
525 I -066	その他	瀬相川	瀬相川	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬相	0.52	13	45	21	保育所	安部場久穂 中央公民館瀬相分館	0.17
525 I -067	その他	第二瀬相川	第二瀬相川	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬相	0.22	24	4	2	診療所	安部場久穂	0.10
525 I -068	その他	俵沢	俵沢	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	0.07	18	0	0		加計呂藤川クリーンセン ター	0.00
525 I -069	その他	俵川 2	俵川 2	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	0.68	7	11	5			0.10
525 I -070	その他	俵川 1	俵川 1	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	0.03	22	17	8		横中学校	0.08
525 I -071	その他	俵川	俵川	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	0.50	20	36	17		横中学校	0.41
525 I -072	その他	知之浦沢	知之浦沢	瀬戸内町	瀬戸内町	知之浦	0.08	24	6	3		集会所	0.11
525 I -073	その他	武名川支溪	武名川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	武名	0.05	24	8	4		安部場久穂 中央公民館武名分館	0.06
525 I -074	その他	武名川	武名川	瀬戸内町	瀬戸内町	武名	0.48	16	17	8		安部場久穂 中央公民館武名分館	0.17
525 I -075	その他	第三木慈川	第三木慈川	瀬戸内町	瀬戸内町	木慈	0.07	27	4	2		安部場久穂 木慈集会所	0.17
525 I -076	その他	第三瀬武川	第三瀬武川	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬武	0.06	24	38	18		安部場久穂 瀬武郵便局	0.15
525 I -077	瀬武川	上の川	上の川	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬武	0.24	20	32	15		安部場久穂 中央公民館瀬武分館	0.21
525 I -078	瀬武川	第一瀬武川	第一瀬武川	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬武	0.16	22	11	5		安部場久穂	1.02
525 I -079	その他	美里川	美里川	瀬戸内町	瀬戸内町	薩川	0.96	12	30	14		安部場久穂 薩川小学校	0.33
525 I -080	その他	薩川川	薩川川	瀬戸内町	瀬戸内町	薩川	1.31	7	25	12		薩川小学校 中央公民館薩川分館	0.22
525 I -081	その他	薩川川支溪	薩川川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	薩川	0.05	24	21	9		中央公民館薩川分館	0.18
525 I -082	その他	第一芝川	第一芝川	瀬戸内町	瀬戸内町	芝	0.13	14	51	24			0.16

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸数	災害被害保護者 関連施設 棟	上記以外の公共施設 棟	耕地 ha
525 I-083	その他	芝川	芝川	瀬戸内町	瀬戸内町	芝	0.32	16	51	24			0.35
525 I-084	その他	実久川	実久川	瀬戸内町	瀬戸内町	実久	0.10	24	8	4		民権	0.20
525 I-085	その他	池地第三小川	池地第三小川	瀬戸内町	瀬戸内町	池地	0.36	13	4	2		池地小中学校	0.94
525 I-086	その他	池地第二小川	池地第二小川	瀬戸内町	瀬戸内町	池地	0.11	16	8	4		池地小中学校	0.44
526 I-001	その他	寺田川	寺田川	住用村	住用村	住用	0.37	15	16	7		市小中学校 村道	0.00
526 I-002	その他	前山川	前山第三小川	住用村	住用村	前山	0.04	13	14	6		村道	0.37
526 I-003	その他	前山川	前山第二小川	住用村	住用村	前山	0.06	14	18	8		村道	0.40
526 I-004	その他	戸玉川	戸玉小川	住用村	住用村	戸玉川	0.07	24	9	4		丹生浄水場 村道	0.30
526 I-005	その他	山間東小川	山間東小川	住用村	住用村	山間	0.05	16	16	7		村道	0.31
526 I-006	山間川	山間川	山間川支溪	住用村	住用村	山間	0.04	25	78	34		山間橋高橋馬 村道	0.12
526 I-007	役勝川	役勝川	下内川	住用村	住用村	上役勝	0.71	10	12	5		国道59号線 村道	0.00
526 I-008	役勝川	役勝川	去勝川	住用村	住用村	中役勝	0.84	15	23	10		国道59号線 村道	0.00
526 I-009	役勝川	役勝川	上川	住用村	住用村	下役勝	0.44	17	48	21		下役勝集会所 国道59号線	0.09
526 I-010	役勝川	役勝川	下役勝第二小川	住用村	住用村	下役勝	0.05	27	0	0		国道59号線 住用村立児童館	0.00
526 I-011	役勝川	役勝川	下役勝第三小川	住用村	住用村	下役勝	0.03	29	0	0		国道59号線 住用村立児童館	0.00
526 I-012	役勝川	役勝川	下役勝第一小川	住用村	住用村	下役勝	0.11	23	0	0		国道59号線 住用小学校	0.00
526 I-013	住用川	住用川	西仲間2	住用村	住用村	西仲間	0.35	18	16	7		村道	0.10
526 I-014	住用川	住用川	川渡川	住用村	住用村	西仲間	0.74	12	9	4	老人ホーム	村道	0.00
526 I-015	住用川	住用川	石屋川	住用村	住用村	神屋	0.29	14	0	0		九州電力新住用発電所	0.00
526 I-016	住用川	住用川	神屋川	住用村	住用村	西仲間	0.36	16	7	3		国道59号線 西仲間浄水場	0.08
526 I-017	住用川	住用川	西仲間沢1	住用村	住用村	西仲間	0.05	18	81	35		国道59号線 西仲間公民館	0.03
526 I-018	住用川	住用川	冷川	住用村	住用村	西仲間	2.50	9	97	42		国道59号線 村道	0.15
526 I-019	住用川	住用川	石原谷	住用村	住用村	石原	0.07	21	41	18		石原公民館 村道	0.32
526 I-020	川内川	川内川	桂勝川	住用村	住用村	東仲間	1.11	12	0	0		村道 東城地区簡易水道水源施設	0.00
526 I-021	川内川	川内川	小仲間川	住用村	住用村	東仲間	0.29	25	44	19		村道	0.14
526 I-022	川内川	川内川	東仲間川	住用村	住用村	東仲間	0.15	27	16	7		村道 東仲間公民館	0.20
526 I-023	川内川	川内川	宮内川	住用村	住用村	川内	0.37	13	150	65		川内浄水場 川内生活館	0.36
526 I-024	川内川	川内川	第二豊勝川	住用村	住用村	豊勝	0.19	17	18	8		村道	0.08
526 I-025	川内川	川内川	第一豊勝川	住用村	住用村	豊勝	0.04	20	18	8		村道	0.14
526 I-026	その他	脇之戸川	脇之戸川	住用村	住用村	城	0.31	13	18	8		国道59号線	0.34
526 I-027	和瀬川	和瀬川	和瀬川支溪	住用村	住用村	和瀬	0.07	21	18	8		村道	1.52
526 I-028	和瀬川	和瀬川	和瀬川	住用村	住用村	和瀬	1.62	16	37	16		村道	1.00
526 I-029	その他	和瀬川	和瀬	住用村	住用村	和瀬	0.21	16	0	0		村道 民権	0.00
527 I-001	大美川	戸口川	池野川	龍郷町	龍郷町	戸口	0.04	28	44	16		戸口小学校 戸口公民館	0.00
527 I-002	大美川	戸口川	ハサマ川	龍郷町	龍郷町	戸口	0.09	27	22	8		戸口1号線	0.00
527 I-003	大美川	戸口川	松元川	龍郷町	龍郷町	戸口	0.24	17	63	23		戸口1号線 上戸口・上道り線	0.00
527 I-004	大美川	戸口川	ムク里川	龍郷町	龍郷町	戸口	0.13	19	46	17		戸口1号線 上戸口・上道り線	0.00
527 I-005	大美川	大美川	天川	龍郷町	龍郷町	戸口	0.18	29	68	25		下戸口コミュニティセン ター	0.00
527 I-006	大美川	中勝川	中勝第3小川	龍郷町	龍郷町	中勝	0.09	19	30	11		中勝・戸口線	0.00
527 I-007	大美川	中勝川	中勝第一小川	龍郷町	龍郷町	中勝	0.10	13	49	18			0.00
527 I-008	大美川	中勝川	中勝第二小川	龍郷町	龍郷町	中勝	0.09	28	68	25		大勝・中勝線 中勝・ヤング線	0.00
527 I-009	大美川	大美川	川内小川	龍郷町	龍郷町	川内	0.16	22	38	14		川内・竹野線 川内1号線	0.00
527 I-010	大美川	大美川	大美川	龍郷町	龍郷町	川内	0.02	15	14	5			0.00
527 I-011	大美川	大美川	大勝小川	龍郷町	龍郷町	大勝	0.14	36	41	15		昭59号線	0.64
527 I-012	嘉渡川	嘉渡川	嘉渡第一小川	龍郷町	龍郷町	嘉渡	0.08	21	71	26		嘉渡生活館 名瀬・龍郷線	0.10
527 I-013	嘉渡川	嘉渡川	嘉渡第二小川	龍郷町	龍郷町	嘉渡	0.33	25	25	9		名瀬・龍郷線	0.00
527 I-014	その他	円川	円川	龍郷町	龍郷町	円	0.03	29	0	0		円小学校	0.00
527 I-015	その他	円川	円川支溪	龍郷町	龍郷町	円	0.38	18	122	45	保育園	円・金久線 円公民館	0.00
527 I-016	その他	円川	円川小川	龍郷町	龍郷町	円	0.34	18	25	9		名瀬・龍郷線	0.00
527 I-017	その他	案木屋場川	案木屋場小川	龍郷町	龍郷町	案木屋場	0.05	24	30	11		安木屋場寺 敷会	0.30
527 I-018	その他	龍郷川	龍郷第2小川	龍郷町	龍郷町	龍郷	0.36	23	41	15		名瀬・龍郷線	0.17
527 I-019	その他	龍郷川	龍郷第1小川	龍郷町	龍郷町	龍郷	0.36	22	68	25		名瀬・龍郷線	1.30
527 I-020	その他	久場川	久場小川	龍郷町	龍郷町	久場	0.05	32	41	15		久場・阿内崎線 久場生活館	0.30
527 I-021	その他	瀬留川	瀬留小川	龍郷町	龍郷町	瀬留	0.08	31	14	5		名瀬・龍郷線	0.20
527 I-022	その他	浦川	浦第二小川	龍郷町	龍郷町	浦	0.24	20	14	5		大作・加治屋又線 龍郷町役場	1.50
527 I-023	その他	浦川	浦第1小川	龍郷町	龍郷町	浦	0.23	23	57	21		浦・ヤング線 浦・星線	0.00
527 I-024	その他	浦川	浦川	龍郷町	龍郷町	瀬留	0.17	11	60	22			1.00
527 I-025	その他	津ノ子川	第2津ノ子川	龍郷町	龍郷町	津ノ子	0.05	21	14	5		里入・赤尾線	0.00
527 I-026	その他	津ノ子川	津ノ子川	龍郷町	龍郷町	津ノ子	0.04	21	0	0	老人ホーム	国道59号線	0.00
527 I-027	その他	赤尾木川	赤尾木小川	龍郷町	龍郷町	赤尾木	0.24	15	14	5			0.70
527 I-028	その他	赤尾木川	赤尾木沢1	龍郷町	龍郷町	赤尾木	0.10	32	0	0	学校	浦・赤尾線	0.00
527 I-029	その他	加世間川	加世間小川	龍郷町	龍郷町	加世間	0.13	13	14	5		大美・赤尾線	0.00
528 I-001	屋仁川	屋仁川	宇津沢	笠利町	笠利町	宇津	0.10	25	19	7		川上・中田線	0.20
528 I-002	屋仁川	屋仁後川	屋仁後川	笠利町	笠利町	佐仁	0.57	11	38	14		佐仁用線	0.00
528 I-003	その他	大井川	大井川	笠利町	笠利町	笠利	0.04	21	25	26		笠利文化センター 佐仁赤木名線	0.00
528 I-004	宮久田川	宮久田川	川内川	笠利町	笠利町	川内	0.13	20	27	9			0.08
528 I-005	その他	打田原川	第二打田原川	笠利町	笠利町	打田原	0.10	11	3	1		手花部打田原線 集会所	0.60
528 I-006	屋仁川	屋仁川	屋仁沢2	笠利町	笠利町	前肥田	0.07	25	6	2		佐仁用線 新肥田コミュニティセン ター	0.00
528 I-007	その他	小勝川	小勝川	笠利町	笠利町	小勝	0.07	11	0	0		国道59号線 手花部小学校	0.22
528 I-008	前田川	前田川	前田川	笠利町	笠利町	里	0.09	15	8	3		赤木名中学校	0.22
528 I-009	前田川	前田川	里川	笠利町	笠利町	里	0.10	25	25	9			1.10
530 I-001	南原川	南原川	南原川	徳之島町	徳之島町	南原	0.74	7	12	5		国道伊勢湾岸線徳之島空港線 南原集会所	2.20
530 I-002	丹向川	丹向川	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀津中区	0.06	5	29	12		町道	0.00
530 I-003	大瀬川	大瀬川	古勝川	徳之島町	徳之島町	亀津中区	0.16	6	34	14		町道	0.00

## 2.2.(2) 土石流危険渓流 I

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均渓床勾 度	保全対象					
									人口 人	人家 戸数	災害時要援護者 関連施設 種	左記以外の公共施設 種	耕地 ha	
530 I -004	大瀬川	大瀬川	亀津中川	徳之島町	徳之島町	亀津中区	0.03	5	31	13			町道	0.00
530 I -005	大瀬川	大瀬川	アヤマド川	徳之島町	徳之島町	亀津北区	0.15	6	50	21			町道	0.00
530 I -006	米川	米川	米川	徳之島町	徳之島町	井之川	1.12	6	14	6			町下 町道	0.00
530 I -007	金久田川	金久田川	金久田川	徳之島町	徳之島町	池間	0.67	5	67	28				0.33
530 I -008	麦田川	麦田川	南川	徳之島町	徳之島町	母間	0.77	5	29	12			寺の地の町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	1.30
530 I -009	福川	福川	福川	徳之島町	徳之島町	母間	0.34	7	82	34			町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	0.00
530 I -010	大当の小川	大当の小川	大当の小川	徳之島町	徳之島町	大当	0.09	3	38	16			町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	0.13
530 I -011	花時名川	花時名川	花時名川	徳之島町	徳之島町	池間	0.44	6	62	26			町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	2.65
530 I -012	伊宝川	伊宝川	伊宝川	徳之島町	徳之島町	花時名	1.69	7	115	48			町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	0.05
530 I -013	里久川	里久川	里久川	徳之島町	徳之島町	花徳	1.92	9	0	0			兼天城中学校	0.96
530 I -014	下田川	下田川	下田川	徳之島町	徳之島町	花徳	2.12	6	14	6			町道 花徳小学校	1.90
530 I -015	手々川	手々川	手々川	徳之島町	徳之島町	手々	0.21	18	0	0			町道 一般県道花徳溪間線	0.71
531 I -001	秋利神川	秋利神川	当部その4	天城町	天城町	当部	0.02	6	12	5				0.12
531 I -002	港川	港川	松原川	天城町	天城町	天城	0.14	20	0	0	老人ホーム		町道天城松原線	1.87
531 I -003	与名間川	与名間川	与名間川	天城町	天城町	与名間	0.22	20	14	6			町道 兼道花徳・溪間線	3.87
531 I -004	神川	神川	神川	天城町	天城町	与名間	0.17	12	113	47	保育所		町道 関野小学校与名間分校	2.75
532 I -001	目手久川	目手久川	目手久小川	伊仙町	伊仙町	目手久	0.22	5	17	7			町道 兼道伊仙亀津徳之島空港線	1.00

## 2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
1,902									10,005	3,879		
201Ⅱ-001	桜島【直轄】	有村川	有村川	鹿児島市	鹿児島市	有村町	0.48	20	2	1	国道224号線 町道	0.00
201Ⅱ-002	野屋敷川	野屋敷川	野屋敷第1	鹿児島市	鹿児島市	平川町	0.53	6	10	4		0.29
201Ⅱ-003	野頭川	野頭川	野頭川第2	鹿児島市	鹿児島市	野頭	0.13	8	5	2		0.62
201Ⅱ-004	野頭川	野頭川	野頭川第3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.24	17	5	2		0.18
201Ⅱ-005	野頭川	野頭川	野頭川第4	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.10	11	3	1		0.00
201Ⅱ-006	野頭川	野頭川	野頭第7	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.21	12	3	1		1.81
201Ⅱ-007	野頭川	野頭川	笠松第1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.09	10	5	2	鹿児島川辺線	0.00
201Ⅱ-008	野頭川	野頭川	笠松第2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.06	10	3	1	鹿児島川辺線	0.00
201Ⅱ-009	永田川	和田川	木屋宇都第1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.29	12	3	1		0.00
201Ⅱ-010	永田川	和田川	木屋宇都第4	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	1.96	4	10	4		0.72
201Ⅱ-011	永田川	木之下川	鬢石本流	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.33	7	3	1		0.28
201Ⅱ-012	永田川	永田川	見寄谷	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	0.04	9	7	3		0.18
201Ⅱ-013	永田川	滝之下川	平治第2	鹿児島市	鹿児島市	中山町	0.07	15	3	1	谷山伊作線	0.64
201Ⅱ-014	永田川	滝之下川	平治第1	鹿児島市	鹿児島市	中山町	0.07	19	3	1		0.00
201Ⅱ-015	永田川	山之田川	穴之草川	鹿児島市	鹿児島市	中山町	0.34	11	3	1		0.38
201Ⅱ-016	永田川	山之田川	三重野谷	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	0.08	5	5	2		0.55
201Ⅱ-017	永田川	永田川	井手ヶ宇都本流	鹿児島市	鹿児島市	山田町	0.04	16	5	2		0.40
201Ⅱ-018	永田川	永田川	檜山谷	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	0.05	12	5	2		0.17
201Ⅱ-019	永田川	永田川	笠木谷	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	0.04	11	7	3		0.17
201Ⅱ-020	永田川	永田川	川口第2	鹿児島市	鹿児島市	川口	0.13	5	5	2	永吉入佐鹿児島線	0.11
201Ⅱ-021	永田川	永田川	藤野川本流	鹿児島市	鹿児島市	山田町	0.08	17	3	1		0.00
201Ⅱ-022	脇田川	脇田川	堂之上谷	鹿児島市	鹿児島市	田上町	0.05	8	10	4		0.00
201Ⅱ-023	脇田川	脇田川	柳中谷	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	0.03	12	3	1		0.17
201Ⅱ-024	新川	新川	刈敷本流	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	0.12	5	10	4	鹿児島市東市菜線	0.00
201Ⅱ-025	新川	新川	西之谷第5	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	0.22	2	3	1		0.28
201Ⅱ-026	新川	新川	番屋下南谷	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.09	6	3	1		0.19
201Ⅱ-027	新川	新川	西之谷川第1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.03	21	3	1		0.00
201Ⅱ-028	新川	新川	西ノ谷川第2	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.07	15	3	1		0.16
201Ⅱ-029	新川	新川	焼万谷	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.26	2	7	3		0.21
201Ⅱ-030	新川	新川	西之谷川第3	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.04	12	3	1		0.00
201Ⅱ-031	新川	新川	小野第2	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.04	16	3	1		0.17
201Ⅱ-032	新川	新川	小野第1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.04	14	10	4		0.00
201Ⅱ-033	甲突川	幸加木川	高山第1谷	鹿児島市	鹿児島市	高山	0.04	12	5	2		0.00
201Ⅱ-034	甲突川	甲突川	小野第1谷	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.04	13	7	3		0.00
201Ⅱ-035	甲突川	甲突川	小野第2谷	鹿児島市	鹿児島市	小野町	0.04	15	2	1	徳重横井鹿児島線	0.49
201Ⅱ-036	甲突川	幸加木川	高山第2谷	鹿児島市	鹿児島市	高山	0.03	23	2	1	徳重横井鹿児島線	0.00
201Ⅱ-037	甲突川	幸加木川	転住本流	鹿児島市	鹿児島市	転住	0.08	12	2	1		0.00
201Ⅱ-038	甲突川	甲突川	花野口第1谷	鹿児島市	鹿児島市	花野口	0.09	7	2	1	国道3号	0.00
201Ⅱ-039	甲突川	花野川	花野口第2谷	鹿児島市	鹿児島市	花野口	0.09	12	5	2		0.00

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
201Ⅱ-040	甲突川	花野川	熊迫谷川	鹿児島市	鹿児島市	熊迫	0.11	8	2	1		0.35	
201Ⅱ-041	甲突川	花野川	春山谷川	鹿児島市	鹿児島市	春山	0.16	10	2	1		0.18	
201Ⅱ-042	花倉川	花倉川	花倉第4谷	鹿児島市	鹿児島市	花倉	0.01	28	5	2	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-043	甲突川	花野川	花倉第5谷	鹿児島市	鹿児島市	花倉	0.04	15	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-044	上花倉谷第1	上花倉谷第1	上花倉谷第1	鹿児島市	鹿児島市	花倉	0.05	32	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.03	
201Ⅱ-045	上花倉谷第2	上花倉谷第2	上花倉谷第2	鹿児島市	鹿児島市	花倉	0.03	18	7	3	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-046	上花倉谷第3	上花倉谷第3	上花倉谷第3	鹿児島市	鹿児島市	花倉	0.02	19	5	2	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-047	三船南川	三船南川	三船川南本流	鹿児島市	鹿児島市	三船	0.01	28	9	4	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-048	三船川第4	三船川第4	三船川第4	鹿児島市	鹿児島市	三船	0.06	12	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-049	三船川第5	三船川第5	三船川第5	鹿児島市	鹿児島市	三船	0.06	12	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-050	竜ヶ水南谷第1	竜ヶ水南谷第1	竜ヶ水南谷第1	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.05	21	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-051	竜ヶ水南谷第2	竜ヶ水南谷第2	竜ヶ水南谷第2	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.06	25	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-052	竜ヶ水南谷第3	竜ヶ水南谷第3	竜ヶ水南谷第3	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.11	25	5	2	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-053	竜ヶ水谷第4	竜ヶ水谷第4	竜ヶ水谷第4	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.04	20	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-054	竜ヶ水谷第1	竜ヶ水谷第1	竜ヶ水谷第1	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.08	18	7	3	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-055	竜ヶ水谷第3	竜ヶ水谷第3	竜ヶ水谷第3	鹿児島市	鹿児島市	竜ヶ水	0.11	16	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-056	大崎谷	大崎谷	大崎谷第2	鹿児島市	鹿児島市	大崎	0.09	21	5	2	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-057	大崎谷	大崎谷	大崎谷第1	鹿児島市	鹿児島市	大崎	0.16	14	7	3	JR日豊本線 国道10号	0.17	
201Ⅱ-058	平松採石場本流	平松採石場本流	平松採石場本流	鹿児島市	鹿児島市	平松	0.17	16	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-059	平松谷	平松谷	平松谷第1	鹿児島市	鹿児島市	平松	0.08	17	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.02	
201Ⅱ-060	平松谷	平松谷	平松谷第2	鹿児島市	鹿児島市	平松	0.08	17	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.06	
201Ⅱ-061	平松神社本流	平松神社本流	平松神社本流	鹿児島市	鹿児島市	平松	0.26	11	2	1	JR日豊本線 国道10号	0.00	
201Ⅱ-062	万之瀬川	万之瀬川	岩屋第1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.11	12	3	1		0.06	
201Ⅱ-063	万之瀬川	万之瀬川	岩屋第2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.03	18	7	3		0.57	
201Ⅱ-064	万之瀬川	万之瀬川	焼野第1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.09	12	3	1		0.00	
201Ⅱ-065	万之瀬川	万之瀬川	焼野第2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.23	9	5	2		0.22	
201Ⅱ-066	万之瀬川	万之瀬川	北松ヶ野第1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.04	10	3	1	鹿児島川辺線	0.51	
201Ⅱ-067	万之瀬川	万之瀬川	北松ヶ野第2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.23	9	3	1		0.62	
201Ⅱ-068	万之瀬川	万之瀬川	南松ヶ野本流	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.19	10	5	2	鹿児島川辺線	0.89	
201Ⅱ-069	万之瀬川	万之瀬川	火の河原第3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	0.11	12	7	3		1.12	
301Ⅱ-001	思川	本吉田川	本吉田川第3	鹿児島市	吉田町	内ノ原	0.05	8	9	3		1.03	
301Ⅱ-002	思川	本名川	神園第3	鹿児島市	吉田町	神園	0.20	8	3	1		1.09	
301Ⅱ-003	思川	本名川	甘漬川	鹿児島市	吉田町	五反田	0.35	7	9	3		1.44	
301Ⅱ-004	思川	思川	宇都谷第2	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.36	15	3	1		0.76	
301Ⅱ-005	思川	思川	宇都谷第3	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.06	5	3	1	県道：伊集院蒲生溝 辺線	0.40	
301Ⅱ-006	思川	思川	宇都谷第5	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.02	15	3	1	県道：伊集院蒲生溝 辺線	0.21	
301Ⅱ-007	思川	思川	宇都谷第4	鹿児島市	吉田町	宇都谷	0.03	15	3	1	県道：伊集院蒲生溝 辺線	0.08	
301Ⅱ-008	思川	思川	前峰川	鹿児島市	吉田町	前峰	0.18	5	6	2		0.84	
301Ⅱ-009	思川	思川	舟ヶ平川第2	鹿児島市	吉田町	舟ヶ平	0.13	8	3	1		1.74	
301Ⅱ-010	思川	思川	本宗川第1	鹿児島市	吉田町	本宗	0.16	5	3	1		0.96	
301Ⅱ-011	思川	思川	本宗川第2	鹿児島市	吉田町	本宗	0.21	7	12	4		0.71	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 床 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
301Ⅱ-012	思川	思川	舟ヶ平川	鹿児島市	吉田町	舟ヶ平	0.03	8	3	1		0.06	
301Ⅱ-013	思川	思川	本宗川第3	鹿児島市	吉田町	本宗	0.06	5	6	2		0.82	
301Ⅱ-014	思川	思川	舟ヶ平川第1	鹿児島市	吉田町	舟ヶ平	0.16	5	3	1		1.15	
301Ⅱ-015	稲荷川	稲荷川	吉水第1	鹿児島市	吉田町	吉水	0.09	12	3	1		1.68	
301Ⅱ-016	稲荷川	稲荷川	吉水第2	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.18	15	3	1		0.00	
301Ⅱ-017	稲荷川	稲荷川	稲荷川本流	鹿児島市	吉田町	倉谷	1.96	13	6	2		7.90	
301Ⅱ-018	稲荷川	稲荷川	倉谷第5	鹿児島市	吉田町	倉谷	0.27	6	12	4		7.54	
301Ⅱ-019	稲荷川	牟礼谷川	牟礼谷川	鹿児島市	吉田町	牟礼谷	0.72	10	12	4		0.66	
301Ⅱ-020	稲荷川	牟礼谷川	牟礼谷川本流	鹿児島市	吉田町	谷上	0.67	7	6	2		5.25	
301Ⅱ-021	甲突川	湯屋川	内ノ原	鹿児島市	吉田町	内ノ原	0.12	5	9	3		1.63	
321Ⅱ-001	久津輪川	久津輪川	久津輪川	鹿児島市	喜入町	赤井谷	0.93	20	3	1		3.10	
321Ⅱ-002	赤井谷	赤井谷	赤井谷	鹿児島市	喜入町	赤井谷	0.02	14	8	3		0.70	
321Ⅱ-003	貝底川	貝底川	貝底川	鹿児島市	喜入町	前之浜	3.05	22	3	1		85.00	
321Ⅱ-004	八幡川	新田川	新田川支流(2)	鹿児島市	喜入町	横井	0.25	11	3	1		1.78	
321Ⅱ-005	八幡川	新田川	新田川支流	鹿児島市	喜入町	横井	0.10	8	11	4		2.19	
321Ⅱ-006	八幡川	新田川	新田川	鹿児島市	喜入町	新田	0.12	24	8	3		2.70	
321Ⅱ-007	八幡川	八幡川	小田代第二谷	鹿児島市	喜入町	小田代	0.03	14	8	3	234号線	0.84	
321Ⅱ-008	八幡川	八幡川	八幡川(1)	鹿児島市	喜入町	一倉	0.14	19	3	1	232号線	0.80	
321Ⅱ-009	八幡川	八幡川	八幡川(2)	鹿児島市	喜入町	一倉	0.16	19	3	1	232号線	0.80	
321Ⅱ-010	八幡川	八幡川	八幡川(3)	鹿児島市	喜入町	一倉	0.08	24	3	1		0.80	
321Ⅱ-011	八幡川	八幡川	八幡川(4)	鹿児島市	喜入町	一倉	0.18	23	0	1	232号線	1.56	
321Ⅱ-012	八幡川	八幡川	八幡川支流(3)	鹿児島市	喜入町	弓指	0.10	14	5	2		0.67	
321Ⅱ-013	八幡川	八幡川	宮地川	鹿児島市	喜入町	宮地	0.46	10	11	4		1.50	
321Ⅱ-014	樋高川	樋高川	樋高川支流	鹿児島市	喜入町	樋高	0.13	13	11	4		1.21	
321Ⅱ-015	駒返川	駒返川	駒返川	鹿児島市	喜入町	浜田	0.83	13	5	2	226号線 指宿枕崎線	1.59	
321Ⅱ-016	波止川	波止川	波止川	鹿児島市	喜入町	浜田	0.93	16	11	4	226号線 指宿枕崎線	3.66	
321Ⅱ-017	水無川	水無川	水無川支流	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.05	19	3	1		0.91	
321Ⅱ-018	水無川	水無川	水無川支流(2)	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.06	16	3	1		1.30	
321Ⅱ-019	瀬々串北谷	瀬々串北谷	瀬々串北谷	鹿児島市	喜入町	瀬々串	0.13	16	5	2	226号線 指宿枕崎線	1.10	
364Ⅱ-001	永吉川	森園川	春山谷川1	鹿児島市	松元町	春山	0.04	8	3	1		0.50	
364Ⅱ-002	永吉川	森園川	春山谷川2	鹿児島市	松元町	春山	0.03	27	3	1		0.20	
364Ⅱ-003	永吉川	永田川	田ノ頭谷川1	鹿児島市	松元町	田ノ頭	0.01	18	3	1	町道	0.00	
364Ⅱ-004	永吉川	永田川	田ノ頭谷川2	鹿児島市	松元町	田ノ頭	0.02	17	9	3		0.00	
364Ⅱ-005	永吉川	俣川	平田谷川1	鹿児島市	松元町	平田	0.02	20	3	1	町道	0.01	
364Ⅱ-006	永吉川	高田川	平田谷川2	鹿児島市	松元町	平田	0.01	18	6	2		0.09	
364Ⅱ-007	永吉川	高田川	平田谷川3	鹿児島市	松元町	平谷	0.02	23	3	1	県道松元川辺線	0.00	
365Ⅱ-001	大里川	大里川	大浦谷川	鹿児島市	郡山町	仕明	0.13	7	4	1	県道郡山橋筋線	0.41	
365Ⅱ-002	大里川	大里川	仕明谷川支溪	鹿児島市	郡山町	仕明	0.02	22	4	1		0.35	
365Ⅱ-003	江口川	江口川	東原谷川	鹿児島市	郡山町	大東	0.10	7	4	1		0.63	
365Ⅱ-004	神之川	神之川	後ヶ迫川	鹿児島市	郡山町	餅ヶ岡	0.02	17	12	3		0.00	
365Ⅱ-005	神之川	神之川	大東谷川	鹿児島市	郡山町	大東	0.02	22	8	2		0.15	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
365Ⅱ-006	神之川	神之川	大東の小川支溪	鹿児島市	郡山町	平	0.03	7	12	3		0.60	
365Ⅱ-007	神之川	神之川	平木場の小川	鹿児島市	郡山町	雪元	0.02	15	16	4	県道郡山橋筋線	1.22	
365Ⅱ-008	神之川	神之川	炭ヤキ谷川①	鹿児島市	郡山町	西雪元	0.03	17	12	3	県道郡山橋筋線	0.47	
365Ⅱ-009	神之川	神之川	炭ヤキ谷川②	鹿児島市	郡山町	梨木野	0.02	19	8	2	県道郡山橋筋線	0.30	
365Ⅱ-010	神之川	神之川	上宮谷川①	鹿児島市	郡山町	梨木野	0.26	12	4	1		0.77	
365Ⅱ-011	神之川	神之川	上宮谷川②	鹿児島市	郡山町	梨木野	0.54	17	4	1		1.47	
365Ⅱ-012	神之川	神之川	上宮谷川③	鹿児島市	郡山町	梨木野	0.03	14	8	2		0.95	
365Ⅱ-013	神之川	神之川	雪元谷川	鹿児島市	郡山町	東雪元	0.11	15	4	1		0.35	
365Ⅱ-014	神之川	神之川	東雪元谷川	鹿児島市	郡山町	雪元	0.03	13	8	2		0.05	
365Ⅱ-015	神之川	神之川	西雪元谷川	鹿児島市	郡山町	雪元	0.08	7	8	2		0.42	
365Ⅱ-016	神之川	神之川	西雪元谷の小川	鹿児島市	郡山町	雪元	0.07	7	8	2		1.00	
365Ⅱ-017	神之川	神之川	小早稲田谷川①	鹿児島市	郡山町	平原	0.02	17	4	1	県道郡山橋筋線	0.15	
365Ⅱ-018	神之川	神之川	小早稲田谷川②	鹿児島市	郡山町	平原	0.03	11	8	2	県道郡山橋筋線	0.45	
365Ⅱ-019	神之川	神之川	大迫谷川	鹿児島市	郡山町	平原	0.08	4	8	2	県道郡山橋筋線	0.92	
365Ⅱ-020	神之川	神之川	堂之上谷川	鹿児島市	郡山町	西俣上	0.04	9	8	2		0.80	
365Ⅱ-021	神之川	神之川	辺保太の小川	鹿児島市	郡山町	西俣上	0.09	8	4	1		0.77	
365Ⅱ-022	神之川	神之川	柳ヶ迫谷川	鹿児島市	郡山町	西俣	0.04	11	8	2		1.52	
365Ⅱ-023	甲突川	甲突川	小俣の小川	鹿児島市	郡山町	柿木平	0.03	27	16	4		0.65	
365Ⅱ-024	甲突川	甲突川	常盤の小川	鹿児島市	郡山町	西俣	0.31	9	4	1		0.78	
365Ⅱ-025	甲突川	甲突川	上之丸谷川	鹿児島市	郡山町	上之丸	0.09	27	16	4		0.40	
365Ⅱ-026	甲突川	甲突川	上常盤谷川	鹿児島市	郡山町	上常盤	0.03	15	3	1	県道郡山橋筋線	0.07	
365Ⅱ-027	甲突川	油須木川	養田の小川	鹿児島市	郡山町	油須木	0.07	7	12	3		0.63	
365Ⅱ-028	甲突川	川田川	川田の小川	鹿児島市	郡山町	西下	0.03	11	4	1		0.15	
365Ⅱ-029	甲突川	川田川	前田の小川	鹿児島市	郡山町	宇都	0.17	9	12	3		1.97	
365Ⅱ-030	甲突川	川田川	塔ノ峯谷川	鹿児島市	郡山町	岩戸	0.59	6	8	2		2.40	
365Ⅱ-031	甲突川	川田川	前迫谷川	鹿児島市	郡山町	久保山上	0.23	13	12	3		0.80	
365Ⅱ-032	甲突川	川田川	大平谷川	鹿児島市	郡山町	厚地	0.91	8	12	3		3.37	
365Ⅱ-033	甲突川	川田川	津床谷川	鹿児島市	郡山町	厚地	0.17	28	12	3		3.27	
365Ⅱ-034	甲突川	川田川	番田谷川	鹿児島市	郡山町	厚地	0.16	18	4	1		0.32	
365Ⅱ-035	甲突川	川田川	花尾谷川	鹿児島市	郡山町	宮脇	1.16	8	4	1		0.10	
365Ⅱ-036	甲突川	川田川	馬屋尻の小川	鹿児島市	郡山町	有島	0.02	17	4	1		0.00	
365Ⅱ-037	甲突川	川田川	大下の小川	鹿児島市	郡山町	大下	0.14	9	4	1		0.50	
365Ⅱ-038	甲突川	川田川	永山の小川	鹿児島市	郡山町	永山	0.19	10	8	2	県道伊集院衛生溝辺線	0.75	
203Ⅱ-001	肝属川	大始良川	獅子目の小川	鹿屋市	鹿屋市	獅子目町	0.73	16	2	1		0.67	
203Ⅱ-002	肝属川	大始良川	獅子目小谷1	鹿屋市	鹿屋市	獅子目町獅子目東	0.14	11	2	1	市道	0.18	
203Ⅱ-003	肝属川	平岡川	獅子目小谷2	鹿屋市	鹿屋市	獅子目町獅子目西	0.07	15	2	1		0.98	
203Ⅱ-004	肝属川	下谷川	大浦第3谷	鹿屋市	鹿屋市	大浦町	0.05	14	5	2		0.00	
203Ⅱ-005	肝属川	下谷川	大浦第2谷	鹿屋市	鹿屋市	大浦町	0.09	24	10	4		0.46	
203Ⅱ-006	肝属川	下谷川	大浦第1谷	鹿屋市	鹿屋市	大浦町	0.26	12	5	2		0.00	
203Ⅱ-007	肝属川	下谷川	大須の小川	鹿屋市	鹿屋市	大浦町	0.81	16	7	3		1.27	
203Ⅱ-008	肝属川	肝属川	祓川小谷1	鹿屋市	鹿屋市	祓川町	0.06	13	5	2	市道	0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
203Ⅱ-009	肝属川	肝属川	上祓川小谷	鹿屋市	鹿屋市	上祓川町	0.08	20	2	1	市道	0.87	
203Ⅱ-010	肝属川	肝属川	仮屋川支溪	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町吉ヶ別府	0.12	14	2	1	市道	0.11	
203Ⅱ-011	肝属川	肝属川	肝属川支溪	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町吉ヶ別府	0.15	14	2	1	市道	0.12	
203Ⅱ-012	肝属川	肝属川	外園の小川	鹿屋市	鹿屋市	祓川町	0.07	8	10	4	市道	0.02	
203Ⅱ-013	肝属川	串良川	仮屋川	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町仮屋	0.43	5	5	2		0.63	
203Ⅱ-014	肝属川	串良川	黒坂小谷	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町仮屋	0.12	8	2	1	市道	0.20	
203Ⅱ-015	肝属川	串良川	黒坂の小川	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町黒坂	0.33	5	5	2	市道	0.20	
203Ⅱ-016	肝属川	串良川	平野小谷	鹿屋市	鹿屋市	下高隈町	0.04	15	2	1	市道	0.12	
203Ⅱ-017	肝属川	牛牧川	牛牧谷川	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町牛牧	0.61	17	2	1	市道	0.00	
203Ⅱ-018	肝属川	串良川	石ヶ野小谷1	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町石ヶ野	0.03	18	2	1	市道	0.02	
203Ⅱ-019	肝属川	串良川	石ヶ野小谷2	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町石ヶ野	0.02	10	2	1	市道	0.00	
203Ⅱ-020	肝属川	串良川	鶴谷川	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町鶴	0.53	16	5	2	市道 主要地方道 垂水・南 之郷線	0.00	
203Ⅱ-021	肝属川	串良川	鶴小谷	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町鶴	0.09	23	5	2	主要地方道 垂水・南 之郷線	0.43	
203Ⅱ-022	肝属川	串良川	高月谷	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町鶴	0.23	21	7	3	市道 主要地方道 垂水・南 之郷線	1.61	
203Ⅱ-023	肝属川	串良川	瀬戸野谷川	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町瀬戸野	0.13	15	2	1	市道	1.00	
203Ⅱ-024	肝属川	串良川	瀬戸野小川	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町瀬戸野	0.03	23	5	2	市道	0.13	
203Ⅱ-025	肝属川	串良川	重田小谷	鹿屋市	鹿屋市	上高隈町麓	0.14	10	2	1	市道	0.19	
203Ⅱ-026	—	—	天神小谷	鹿屋市	鹿屋市	天神町	0.09	15	2	1	市道	0.23	
203Ⅱ-027	—	—	荒平川支溪	鹿屋市	鹿屋市	天神町	0.67	6	2	1		0.69	
203Ⅱ-028	高須川	高須川	有武第1の小川	鹿屋市	鹿屋市	有武町有武	0.03	11	5	2	市道	0.05	
203Ⅱ-029	高須川	高須川	小薄谷	鹿屋市	鹿屋市	小薄町	0.14	9	7	3	市道	0.00	
203Ⅱ-030	高須川	高須川	高牧小谷	鹿屋市	鹿屋市	高牧町	0.04	15	5	2	市道	0.00	
203Ⅱ-031	高須川	高須川	岡泉谷	鹿屋市	鹿屋市	野里町	0.18	7	10	4	主要地方道 鹿屋・吾 平・佐多線	0.68	
203Ⅱ-032	高須川	高須川	浜田谷	鹿屋市	鹿屋市	浜田町	0.18	16	2	1	市道 主要地方道 鹿屋・高 山・串良線	1.29	
203Ⅱ-033	高須川	高須川	坂本谷川	鹿屋市	鹿屋市	浜田町	0.55	10	2	1	市道	0.00	
203Ⅱ-034	—	—	小浜川	鹿屋市	鹿屋市	浜田町	0.30	7	7	3	国道269号 市道	0.67	
203Ⅱ-035	—	—	第2小浜川	鹿屋市	鹿屋市	浜田町	0.09	13	10	4	国道269号	0.07	
203Ⅱ-036	—	—	平原谷	鹿屋市	鹿屋市	永小原町平原	0.10	17	5	2	市道	0.13	
203Ⅱ-037	—	—	永小原第1小川	鹿屋市	鹿屋市	永小原町永目	0.06	16	10	4	国道269号	0.08	
204Ⅱ-001	花渡川	牧園川	牧園の小川	枕崎市	枕崎市	牧園	0.05	8	10	4		0.07	
204Ⅱ-002	花渡川	落川	奥ヶ平の小川	枕崎市	枕崎市	奥ヶ平	0.06	12	2	1		0.32	
204Ⅱ-003	花渡川	落川	上竹中川	枕崎市	枕崎市	上竹中	0.29	10	7	3	市道	0.07	
204Ⅱ-004	花渡川	中洲川	寺ノ前川	枕崎市	枕崎市	寺ノ前	0.60	11	5	2	国道225号線 市道	0.00	
204Ⅱ-005	花渡川	中洲川	下園谷川	枕崎市	枕崎市	下園	0.12	13	2	1	市道	0.17	
206Ⅱ-001	折口川	内田川	多田川	阿久根市	阿久根市	多田	0.13	7	5	2		0.31	
206Ⅱ-002	折口川	折口川	折口川	阿久根市	阿久根市	折口	0.06	7	3	1	3号線	0.00	
206Ⅱ-003	折口川	折口川	牟田川	阿久根市	阿久根市	牟田	0.03	7	10	4	熊本赤瀬川線	0.42	
206Ⅱ-004	高松川	高松川	竜ノ谷	阿久根市	阿久根市	尾原	0.24	23	3	1		0.00	
206Ⅱ-005	高松川	高松川	第二米次谷	阿久根市	阿久根市	米次	0.03	27	8	3	阿久根東郷線	0.38	
206Ⅱ-006	高松川	高松川	第一米次谷	阿久根市	阿久根市	米次	0.04	29	3	1	阿久根東郷線	0.25	
206Ⅱ-007	高松川	高松川	永原谷	阿久根市	阿久根市	永原	0.55	12	10	4		0.42	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
206Ⅱ-008	高松川	高松川	田代中川	阿久根市	阿久根市	田代中	0.04	21	5	2		0.32	
206Ⅱ-009	高松川	高松川	宮原川	阿久根市	阿久根市	宮原	0.04	8	10	4		0.04	
206Ⅱ-010	高松川	横手川	横手川	阿久根市	阿久根市	横手	0.04	15	10	4		0.00	
206Ⅱ-011	高松川	高松川	尾崎の小川	阿久根市	阿久根市	尾崎	0.12	13	8	3	下栗郷阿久根線	0.97	
206Ⅱ-012	高松川	山下川	茶円ヶ段川	阿久根市	阿久根市	茶円ヶ段	0.05	22	8	3		0.69	
206Ⅱ-013	高松川	山下川	横ヶ倉谷	阿久根市	阿久根市	弓木野	0.03	17	5	2		1.00	
206Ⅱ-014	大川川	大川川	栢木俣川	阿久根市	阿久根市	栢木俣	0.05	15	8	3		0.48	
206Ⅱ-015	大川川	大川川	栢木俣川	阿久根市	阿久根市	栢木俣	0.13	15	8	3		0.46	
206Ⅱ-016	大川川	大川川	本之牟礼川第一	阿久根市	阿久根市	本之牟礼	0.50	15	8	3		0.11	
206Ⅱ-017	大川川	大川川	本之牟礼川第二	阿久根市	阿久根市	本之牟礼	1.29	16	5	2		1.05	
206Ⅱ-018	大川川	大川川	第一小鹿倉谷	阿久根市	阿久根市	小鹿倉	0.02	25	3	1		0.00	
206Ⅱ-019	大川川	大川川	第二小鹿倉谷	阿久根市	阿久根市	小鹿倉	0.21	18	8	3		0.56	
206Ⅱ-020	大川川	大川川	第三小鹿倉谷	阿久根市	阿久根市	小鹿倉	0.10	24	8	3		0.00	
206Ⅱ-021	大川川	大川川	黒木場谷	阿久根市	阿久根市	小鹿倉	0.32	12	5	2		0.05	
206Ⅱ-022	大川川	大川川	中屋敷谷	阿久根市	阿久根市	中屋敷	0.06	24	5	2	鹿兒島本線	0.00	
206Ⅱ-023	尻無川	尻無川	鍛冶屋段谷	阿久根市	阿久根市	鍛冶屋段	0.23	15	10	4		0.03	
206Ⅱ-024	尻無川	尻無川	鍛冶屋段谷	阿久根市	阿久根市	鍛冶屋段	0.20	25	10	4		0.23	
206Ⅱ-025	尻無川	尻無川	鍛冶屋段川	阿久根市	阿久根市	鍛冶屋段	0.37	17	8	3		0.00	
206Ⅱ-026	尻無川	尻無川	徳口谷	阿久根市	阿久根市	表川内	0.22	10	8	3		0.05	
206Ⅱ-027	尻無川	尻無川	南畑谷	阿久根市	阿久根市	南畑	0.05	18	5	2		0.38	
207Ⅱ-001	浦上川	浦上川	浦上川支溪2	名瀬市	名瀬市	浦上	0.04	23	5	2	81号線	0.12	
207Ⅱ-002	浦上川	浦上川	浦上川支溪7	名瀬市	名瀬市	浦上	0.26	17	7	3	58号線	0.22	
207Ⅱ-003	浦上川	浦上川	浦上川支溪8	名瀬市	名瀬市	浦上	0.68	12	7	3	市道	0.17	
207Ⅱ-004	浦上川	浦上川	浦上川支溪9	名瀬市	名瀬市	浦上	0.05	20	2	1	58号線	0.00	
207Ⅱ-005	浦上川	浦上川	浦上川支溪5	名瀬市	名瀬市	浦上	0.11	9	2	1	市道	0.14	
207Ⅱ-006	浦上川	浦上川	浦上川支溪10	名瀬市	名瀬市	浦上	0.05	22	2	1	市道	0.00	
207Ⅱ-007	浦上川	有屋川	有屋1	名瀬市	名瀬市	有屋	0.02	16	5	2	市道	0.10	
207Ⅱ-008	浦上川	有屋川	有屋2	名瀬市	名瀬市	有屋	0.08	12	7	3	市道	0.08	
207Ⅱ-009	浦上川	有屋川	有屋3	名瀬市	名瀬市	有屋	0.19	19	7	3	604号線	0.06	
207Ⅱ-010	その他	大熊沢1	大熊沢1	名瀬市	名瀬市	大熊	0.22	17	9	4	58号線	0.00	
207Ⅱ-011	その他	大熊沢2	大熊沢2	名瀬市	名瀬市	大熊	0.09	19	2	1	58号線	0.00	
207Ⅱ-012	その他	三儀山川	三儀山川支溪1	名瀬市	名瀬市	小宿	0.03	19	2	1	市道	0.00	
207Ⅱ-013	その他	三儀山川	三儀山川支溪2	名瀬市	名瀬市	小宿	0.02	16	2	1		0.00	
207Ⅱ-014	大川	大川	前勝川支溪	名瀬市	名瀬市	前勝	0.16	15	7	3	607号線	0.66	
207Ⅱ-015	大川	大川	前勝川支溪2	名瀬市	名瀬市	前勝	0.12	22	2	1	607号線	1.56	
207Ⅱ-016	大川	大川	朝戸小川	名瀬市	名瀬市	朝戸	0.05	23	7	3	市道	0.00	
208Ⅱ-001	米ノ津川	安原川	安原川第二支溪	出水市	出水市	朝熊	0.28	7	7	3		0.75	
208Ⅱ-002	米ノ津川	軸谷川	日当川第二	出水市	出水市	日当	0.17	14	2	1	水俣出水線	2.90	
208Ⅱ-003	米ノ津川	軸谷川	軸谷川第二支溪	出水市	出水市	芭蕉	0.14	19	5	2		0.57	
208Ⅱ-004	米ノ津川	軸谷川	曾谷川支溪	出水市	出水市	芭蕉	0.44	17	7	3	水俣出水線	0.28	
208Ⅱ-005	米ノ津川	軸谷川	曾谷川支溪	出水市	出水市	芭蕉	0.80	13	10	4		1.28	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
208Ⅱ-006	米ノ津川	軸谷川	曾谷川	出水市	出水市	芭蕉	1.18	12	5	2		1.21	
208Ⅱ-007	米ノ津川	広瀬川	炭頭川支溪	出水市	出水市	炭頭	0.25	25	5	2	447号線	0.98	
208Ⅱ-008	米ノ津川	坂元川	岩下川	出水市	出水市	坂元	0.69	7	10	4		4.60	
208Ⅱ-009	米ノ津川	坂元川	轟脇川	出水市	出水市	坂元	1.35	13	2	1		3.23	
208Ⅱ-010	米ノ津川	坂元川	第一青椎谷	出水市	出水市	青椎	0.35	7	10	4		0.31	
208Ⅱ-011	米ノ津川	坂元川	坂元第一小川	出水市	出水市	宮之元	0.09	5	5	2		1.58	
208Ⅱ-012	米ノ津川	米ノ津川	鮎川第一小川	出水市	出水市	鮎川	0.04	19	10	4	447号線	0.47	
208Ⅱ-013	米ノ津川	米ノ津川	鮎川第二小川	出水市	出水市	鮎川	0.09	17	2	1	447号線	0.00	
208Ⅱ-014	米ノ津川	白木川内川	大山口川	出水市	出水市	白木川内	0.13	17	2	1	出水菱刈線	0.07	
208Ⅱ-015	米ノ津川	白木川内川	白木川内第二支溪	出水市	出水市	白木川内	0.23	15	5	2		0.48	
208Ⅱ-016	米ノ津川	白木川内川	宇津良川第一支溪	出水市	出水市	白木川内	0.32	15	2	1		0.00	
208Ⅱ-017	米ノ津川	鍋野川	水之頭川第一支溪	出水市	出水市	水之頭	0.06	11	5	2		0.00	
208Ⅱ-018	米ノ津川	鍋野川	水之頭谷	出水市	出水市	水之頭	0.02	11	7	3		0.16	
208Ⅱ-019	米ノ津川	鍋野川	定ノ段川	出水市	出水市	定ノ段	0.35	18	5	2	328号線 鮎田定之段線	0.00	
208Ⅱ-020	米ノ津川	鍋野川	流合川	出水市	出水市	流合	4.22	13	2	1	328号線	0.00	
208Ⅱ-021	米ノ津川	鍋野川	今ノ木場川	出水市	出水市	今ノ木場	0.13	22	2	1	328号線	0.00	
208Ⅱ-022	米ノ津川	平良川	小原下第二小川	出水市	出水市	小原下	0.22	5	2	1		1.65	
208Ⅱ-023	米ノ津川	平良川	駄子田第一小川	出水市	出水市	駄子田	0.12	6	2	1		0.47	
208Ⅱ-024	米ノ津川	平良川	小木場川	出水市	出水市	小木場	4.15	12	5	2		1.66	
208Ⅱ-025	米ノ津川	平良川	平良川	出水市	出水市	丸塚	4.10	12	5	2		1.66	
208Ⅱ-026	米ノ津川	平良川	丸塚川	出水市	出水市	丸塚	0.73	19	5	2		0.79	
209Ⅱ-001	川内川	小川内川	小川内川1	大口市	大口市	井立田	0.52	0	7	1		0.00	
209Ⅱ-002	川内川	小川内川	小川内川2	大口市	大口市	小川内	1.09	0	15	3		1.20	
209Ⅱ-003	川内川	山野川	石井川内川1	大口市	大口市	石井川内	0.14	0	5	2		0.30	
209Ⅱ-004	川内川	山野川	石井川	大口市	大口市	石井	1.55	0	7	3		1.50	
209Ⅱ-005	川内川	山野川	押野之川1	大口市	大口市	押野之	0.03	0	2	1		0.00	
209Ⅱ-006	川内川	山野川	押野之川2	大口市	大口市	押野之	1.11	0	2	1		0.00	
209Ⅱ-007	川内川	山野川	布計川4	大口市	大口市	布計	0.23	0	5	2		0.90	
209Ⅱ-008	川内川	山野川	押野之川3	大口市	大口市	押野之	0.08	0	5	2		0.40	
209Ⅱ-009	川内川	山野川	石井川	大口市	大口市	石井	0.08	0	5	2		2.20	
209Ⅱ-010	川内川	山野川	平川川1	大口市	大口市	平川	0.28	0	6	4		0.00	
209Ⅱ-011	川内川	井立田川	芳ヶ野川3	大口市	大口市	井立田	0.08	0	2	1		0.00	
209Ⅱ-012	川内川	井立田川	芳ヶ野川2	大口市	大口市	井立田	0.09	0	5	3		0.90	
209Ⅱ-013	川内川	井立田川	芳ヶ野川1	大口市	大口市	井立田	0.05	0	4	2		1.00	
209Ⅱ-014	川内川	井立田川	芳ヶ野川4	大口市	大口市	井立田	0.60	0	7	4		2.20	
209Ⅱ-015	川内川	井立田川	井立田	大口市	大口市	井立田	0.03	0	9	3		0.00	
209Ⅱ-016	川内川	十曾川	内山谷川	大口市	大口市	下之馬場	0.35	0	10	4		0.90	
209Ⅱ-017	川内川	十曾川	小木原上川	大口市	大口市	小木原上	0.34	0	5	2		0.00	
209Ⅱ-018	川内川	十曾川	大塚川	大口市	大口市	小木原	0.20	0	2	1		3.20	
209Ⅱ-019	川内川	牛尾川	牛尾川1	大口市	大口市	牛尾	0.62	0	2	1		0.90	
209Ⅱ-020	川内川	牛尾川	牛尾川2	大口市	大口市	牛尾	0.03	0	5	2		0.50	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
209Ⅱ-021	川内川	牛尾川	牛尾川3	大口市	大口市	牛尾	0.39	0	2	1		3.70
209Ⅱ-022	川内川	水之手川	笹野川1	大口市	大口市	笹野	0.06	0	5	2		0.00
209Ⅱ-023	川内川	水之手川	笹野川2	大口市	大口市	笹野	0.53	0	5	2		0.00
209Ⅱ-024	川内川	水之手川	笹野川3	大口市	大口市	笹野	0.13	0	2	1		0.00
209Ⅱ-025	川内川	山ノ口川	山ノ口川1	大口市	大口市	山ノ口	0.09	0	7	3		0.70
209Ⅱ-026	川内川	山ノ口川	山ノ口川	大口市	大口市	山ノ口	0.86	0	2	1		1.50
209Ⅱ-027	川内川	市山川	青木川1	大口市	大口市	山ノ口	0.24	0	2	1		1.80
209Ⅱ-028	川内川	市山川	青木川2	大口市	大口市	新青木	0.06	0	5	2		1.20
209Ⅱ-029	川内川	市山川	青木川3	大口市	大口市	新青木	0.56	0	5	2		0.60
209Ⅱ-030	川内川	羽月川	淵辺川	大口市	大口市	淵辺	0.05	0	5	2		0.50
209Ⅱ-031	川内川	平出水川	富士川2	大口市	大口市	富士	0.12	0	7	3		1.90
209Ⅱ-032	川内川	平出水川	富士川3	大口市	大口市	富士	0.62	0	7	3		1.90
209Ⅱ-033	川内川	平出水川	富士川4	大口市	大口市	富士	0.15	0	7	3		2.50
209Ⅱ-034	川内川	平出水川	富士川5	大口市	大口市	富士	0.15	0	7	3		2.50
209Ⅱ-035	川内川	平出水川	平出水中川	大口市	大口市	平出水中	0.49	0	5	1		3.10
209Ⅱ-036	川内川	平出水川	折小野川1	大口市	大口市	折小野	0.34	0	10	4		3.10
209Ⅱ-037	川内川	平出水川	平出水上川	大口市	大口市	平出水上	0.58	0	7	3		1.60
209Ⅱ-038	川内川	平出水川	平出水川右支	大口市	大口市	押ヶ段	0.36	0	3	1		1.70
209Ⅱ-039	川内川	平出水川	平出水川左支1	大口市	大口市	平出水水上	0.14	0	1	1		0.50
209Ⅱ-040	川内川	平出水川	平出水川左支川	大口市	大口市	平出水上	0.48	0	2	1		1.90
209Ⅱ-041	川内川	白木川	白木上川3	大口市	大口市	白木上	0.50	0	7	3		0.90
209Ⅱ-042	川内川	白木川	白木上川2	大口市	大口市	白木上	0.36	0	5	2		2.20
209Ⅱ-043	川内川	白木川	白木上川1	大口市	大口市	白木下	0.08	0	1	1		1.10
209Ⅱ-044	川内川	白木川	白木下川2	大口市	大口市	富士	0.22	0	5	2		1.80
209Ⅱ-045	川内川	宮人川	川岩瀬川	大口市	大口市	川岩瀬	0.05	0	4	2		0.00
209Ⅱ-046	川内川	馬渡川	田代川2	大口市	大口市	田代	0.01	0	8	2		0.00
209Ⅱ-047	川内川	馬渡川	田代川1	大口市	大口市	田代	0.02	0	4	2		0.30
209Ⅱ-048	川内川	辺母木川	辺母木川	大口市	大口市	辺母木	0.02	0	11	3		0.00
209Ⅱ-049	川内川	川内川	福川川	大口市	大口市	福川	0.06	0	5	2		0.30
209Ⅱ-050	川内川	加倉川	山神川1	大口市	大口市	山神	0.03	0	7	3		1.20
209Ⅱ-051	川内川	鹿倉川	山神川2	大口市	大口市	山神	0.11	0	7	3		0.30
209Ⅱ-052	川内川	川内川	屋敷段川	大口市	大口市	屋敷段	0.03	0	4	2		2.50
209Ⅱ-053	川内川	針持川	田原川	大口市	大口市	田原	0.61	0	4	2		6.00
209Ⅱ-054	川内川	針持川	堂山川	大口市	大口市	堂山	0.38	0	6	2		1.40
210Ⅱ-001	新川	池田湖	新永吉川	指宿市	指宿市	松久保	0.05	17	7	3		5.75
210Ⅱ-002	新川	池田湖	野馬平谷	指宿市	指宿市	野馬平	0.06	9	2	1	岩本開閉橋	1.43
210Ⅱ-003	新川	池田湖	中浜第三谷	指宿市	指宿市	中浜	0.11	13	2	1	岩本・開閉橋	0.14
210Ⅱ-004	新川	大谷川	大谷川	指宿市	指宿市	大迫	0.09	21	2	1	願庭・宮ヶ浜橋	0.81
210Ⅱ-005	新川	仮屋川	仮屋川	指宿市	指宿市	仮屋	0.14	13	2	1	指宿スカイラン	0.74
210Ⅱ-006	その他	大渡谷	大渡谷	指宿市	指宿市	大渡	0.14	6	5	2	269号線 指宿・枕崎線	0.00
210Ⅱ-007	二反田川	二反田川	五郎ヶ岡谷	指宿市	指宿市	五郎ヶ岡谷	0.03	22	7	4		0.68

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 床 度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
210Ⅱ-008	その他	松ノ本谷	松ノ本谷	指宿市	指宿市	松ノ本	0.03	9	2	1	下里・湊・宮ヶ浜線	0.23
210Ⅱ-009	湊川	湊川	開平谷	指宿市	指宿市	開平	0.05	9	7	3		1.02
210Ⅱ-010	その他	八幡川	垂水谷	指宿市	指宿市	垂水	0.27	6	7	3	226号線 指宿・枕崎線	1.55
213Ⅱ-001	川脇川	川脇川	安城第2	西之表市	西之表市	安城	0.16	7	2	1	市道	0.16
213Ⅱ-002	川脇川	川脇川	安城第1	西之表市	西之表市	安城	0.06	9	2	1	市道	0.00
213Ⅱ-003	後川	後川	平山の小川	西之表市	西之表市	平山	0.04	10	2	1	県道西之表南種子線	0.15
213Ⅱ-004	湊川	湊川	本立の小川	西之表市	西之表市	本立	0.03	11	2	1		0.37
213Ⅱ-005	湊川	湊川	石堂第1	西之表市	西之表市	石堂	0.10	6	2	1	県道西之表南種子線 市道	0.43
213Ⅱ-006	-	-	安納第2	西之表市	西之表市	安納	0.03	13	2	1		0.41
213Ⅱ-007	-	-	軍場第4	西之表市	西之表市	軍場	0.06	10	2	1	県道面上安納線 市道	1.71
213Ⅱ-008	西京川	西京川	伊関第1	西之表市	西之表市	伊関	0.13	10	2	1	市道	0.08
213Ⅱ-009	-	-	大崎第1	西之表市	西之表市	大崎	0.07	12	7	3	市道	0.16
213Ⅱ-010	-	-	大広野第1	西之表市	西之表市	大広野	0.14	11	2	1	県道伊関面上西之表 港線	0.00
213Ⅱ-011	甲女川	甲女川	岳之田第1	西之表市	西之表市	岳之田	0.09	9	2	1		0.40
213Ⅱ-012	甲女川	甲女川	岳之田第2	西之表市	西之表市	岳之田	0.13	6	2	1	県道野間十三番西之 表線	0.03
213Ⅱ-013	甲女川	甲女川	岳之田第3	西之表市	西之表市	岳之田	0.06	11	7	3	県道野間十三番西之 表線	0.00
213Ⅱ-014	甲女川	甲女川	岳之田第4	西之表市	西之表市	岳之田	0.09	7	5	2	県道野間十三番西之 表線	0.09
213Ⅱ-015	甲女川	甲女川	小牧野第1	西之表市	西之表市	小牧野	0.08	9	2	1	県道野間十三番西之 表線	0.25
213Ⅱ-016	甲女川	甲女川	小牧野第2	西之表市	西之表市	小牧野	0.10	7	2	1	県道野間十三番西之 表線	0.33
213Ⅱ-017	大町川	大町川	能野第1小川	西之表市	西之表市	上能野	0.23	4	2	1	国道58号線 市道	0.54
213Ⅱ-018	大町川	大町川	能野第2小川	西之表市	西之表市	上能野	0.15	10	2	1	国道58号線 市道	0.32
213Ⅱ-019	能野川	能野川	能野第3小川	西之表市	西之表市	能野里	0.05	13	7	3	国道58号線 市道	0.69
213Ⅱ-020	能野川	能野川	能野第5小川	西之表市	西之表市	能野里	0.08	11	7	3	国道58号線 市道	0.55
214Ⅱ-001	松尾川	松尾川	松尾川	垂水市	垂水市	牛根境	0.74	14	5	2	220号線	0.00
214Ⅱ-002	-	-	深港谷	垂水市	垂水市	二川字深港	0.02	18	8	3	220号線	0.01
214Ⅱ-003	深港川	深港川	深港川	垂水市	垂水市	二川字深港	5.98	6	2	1		3.10
214Ⅱ-004	松原川	松原川	松原川2	垂水市	垂水市	二川字二川	0.57	10	2	1	主要地方道垂水大崎 線	0.13
214Ⅱ-005	松崎川	松崎川	松原川2	垂水市	垂水市	二川字二川	0.09	14	5	2	主要地方道垂水大崎 線	0.38
214Ⅱ-006	-	-	第3中浜川	垂水市	垂水市	牛根麓字中浜	0.15	18	10	4	220号線	0.20
214Ⅱ-007	-	-	平野谷第2	垂水市	垂水市	牛根麓字大中野	0.01	6	10	4		0.00
214Ⅱ-008	冷川	冷川	冷川	垂水市	垂水市	牛根麓字口輪	0.14	9	8	3	220号線	1.32
214Ⅱ-009	大迫川	大迫川	大迫川	垂水市	垂水市	牛根麓字東小路	1.25	9	2	1	220号線	2.66
214Ⅱ-010	-	-	東小路谷	垂水市	垂水市	牛根麓字東小路	0.06	11	8	3	220号線	0.30
214Ⅱ-011	-	-	居世神谷	垂水市	垂水市	牛根麓字居世神	0.07	18	10	4	220号線	2.52
214Ⅱ-012	-	-	溶岩谷1	垂水市	垂水市	牛根麓字溶岩	0.07	9	2	1	220号線	0.00
214Ⅱ-013	-	-	溶岩谷2	垂水市	垂水市	牛根麓字溶岩	0.02	7	2	1	220号線	0.00
214Ⅱ-014	宮崎川	宮崎川	溶岩谷3	垂水市	垂水市	牛根麓字溶岩	0.04	15	2	1	220号線	0.00
214Ⅱ-015	その他	飛岡川	飛岡川	垂水市	垂水市	粕場	1.69	10	2	1		2.64
214Ⅱ-016	その他	荒崎の小川	荒崎の小川	垂水市	垂水市	元垂水	0.29	5	7	3	220号線	0.07
214Ⅱ-017	河崎川	河崎川	下市木第2小川	垂水市	垂水市	下市木	0.01	30	2	1		0.03
214Ⅱ-018	河崎川	河崎川	中市木第1小川	垂水市	垂水市	中市木	0.01	17	5	2		0.23

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
214Ⅱ-019	河崎川	河崎川	中市木第2小川	垂水市	垂水市	中市木	0.02	17	10	4		0.22
214Ⅱ-020	河崎川	河崎川	上市木第1小川	垂水市	垂水市	上市木	0.06	11	2	1		0.08
214Ⅱ-021	本城川	追神川	蛸迫第2小川	垂水市	垂水市	蛸迫	0.02	16	5	2		0.33
214Ⅱ-022	本城川	追神川	田上第3小川	垂水市	垂水市	田上	0.56	14	2	1		0.16
214Ⅱ-023	本城川	追神川	田上第4小川	垂水市	垂水市	田上	0.49	13	10	4		1.80
214Ⅱ-024	本城川	本城川	上ノ宮第1小川	垂水市	垂水市	上ノ宮	0.10	18	2	1		0.47
214Ⅱ-025	本城川	本城川	上ノ宮第2小川	垂水市	垂水市	上ノ宮	0.29	22	7	3		0.04
214Ⅱ-026	本城川	本城川	上の宮川	垂水市	垂水市	上の宮	0.42	11	10	4		1.21
214Ⅱ-027	本城川	本城川	井川の川	垂水市	垂水市	井川	0.08	11	5	2		0.63
214Ⅱ-028	本城川	本城川	新光寺第1小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.02	17	2	1		0.38
214Ⅱ-029	本城川	本城川	新光寺第2小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.05	17	10	4		0.80
214Ⅱ-030	本城川	本城川	第1内ノ野川	垂水市	垂水市	内ノ野	0.51	14	2	1		1.70
214Ⅱ-031	本城川	本城川	第2内ノ野川	垂水市	垂水市	内ノ野	0.37	17	2	1		0.16
214Ⅱ-032	本城川	本城川	垂桜の小川	垂水市	垂水市	垂桜	0.02	10	2	1		0.00
214Ⅱ-033	本城川	本城川	第3内ノ野川	垂水市	垂水市	内ノ野	0.88	12	5	2		0.10
214Ⅱ-034	本城川	本城川	新光寺第4小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.30	15	7	3		0.35
214Ⅱ-035	本城川	本城川	新光寺第5小川	垂水市	垂水市	新光寺	0.02	22	2	1		0.54
214Ⅱ-036	本城川	本城川	高城の小川1	垂水市	垂水市	馬込	0.39	17	5	2		0.81
214Ⅱ-037	その他	第2芝原川	第2芝原川	垂水市	垂水市	芝原	0.05	6	5	2		0.32
214Ⅱ-038	その他	第3芝原川	第3芝原川	垂水市	垂水市	芝原	0.09	5	2	1		0.53
214Ⅱ-039	その他	赤迫川	赤迫川	垂水市	垂水市	錦町	0.09	9	5	2		0.11
214Ⅱ-040	その他	第3諏訪川	第3諏訪川	垂水市	垂水市	諏訪	0.08	11	2	1		0.58
214Ⅱ-041	小谷川	小谷川	山之口川	垂水市	垂水市	浦川内	1.19	21	10	4		1.07
214Ⅱ-042	その他	塩入川	田平第1小川	垂水市	垂水市	田平	0.10	15	7	3		0.67
214Ⅱ-043	その他	塩入川	塩入川	垂水市	垂水市	田平	0.95	15	7	3		2.08
214Ⅱ-044	その他	塩入川	田平第2小川	垂水市	垂水市	田平	0.01	14	10	4		0.05
214Ⅱ-045	その他	感王寺川	感王寺第1小川	垂水市	垂水市	感王寺	0.02	17	7	3		0.11
214Ⅱ-046	その他	感王寺川	感王寺第2小川	垂水市	垂水市	感王寺	0.01	21	7	3		0.11
214Ⅱ-047	その他	感王寺川	感王寺第3小川	垂水市	垂水市	感王寺	0.02	22	5	2		0.00
214Ⅱ-048	その他	馬形川	馬形第1小川	垂水市	垂水市	麓上	0.05	18	7	3		0.20
214Ⅱ-049	その他	馬形川	馬形第2小川	垂水市	垂水市	麓上	0.02	23	5	2		0.38
214Ⅱ-050	その他	馬形川	馬形川	垂水市	垂水市	戸越	2.10	15	10	4		0.30
214Ⅱ-051	その他	馬形川	馬形第3小川	垂水市	垂水市	麓	0.28	11	5	2		0.00
214Ⅱ-052	その他	高塚川	高塚川	垂水市	垂水市	高塚	0.08	16	7	3		0.00
202Ⅱ-001	西方川	西方川	松園川	薩摩川内市	川内市	西方町	0.10	10	10	4		1.00
202Ⅱ-002	白滝川	白滝川	白滝川2	薩摩川内市	川内市	西方町	0.03	16	10	4	県道	0.00
202Ⅱ-003	白滝川	白滝川	白滝川1	薩摩川内市	川内市	西方町	0.15	10	10	4		0.20
202Ⅱ-004	湯田川	湯田川	打水迫川	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.09	12	2	1		0.60
202Ⅱ-005	湯田川	湯田川	伊勢美山川3	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.04	15	5	2		1.20
202Ⅱ-006	湯田川	湯田川	伊勢美山川5	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.04	11	7	3		0.40
202Ⅱ-007	湯田川	湯田川	伊勢美山川6	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	15	5	2	県道	0.10

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
202Ⅱ-008	湯田川	湯田川	伊勢美山川7	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.07	8	5	2		0.10	
202Ⅱ-009	湯田川	湯田川	湯ノ元川4	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.03	13	7	3		0.00	
202Ⅱ-010	湯田川	湯田川	湯ノ元川5	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	14	5	2	県道	0.02	
202Ⅱ-011	湯田川	湯田川	湯ノ元川6	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.01	11	10	4	県道	0.01	
202Ⅱ-012	湯田川	湯田川	伊勢美山川8	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	12	5	2		0.10	
202Ⅱ-013	湯田川	湯田川	峠路川5	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.33	10	2	1		1.05	
202Ⅱ-014	湯田川	湯田川	峠路川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.09	10	10	4		0.08	
202Ⅱ-015	湯田川	湯田川	峠路川2	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.03	16	2	1		0.08	
202Ⅱ-016	湯田川	湯田川	峠路川3	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.02	19	5	2		0.08	
202Ⅱ-017	湯田川	湯田川	峠路川4	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.06	12	5	2		0.08	
202Ⅱ-018	湯田川	湯田川	三田川2	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.01	22	2	1		0.15	
202Ⅱ-019	湯田川	湯田川	三田川1	薩摩川内市	川内市	湯田町	0.01	19	2	1		0.10	
202Ⅱ-020	網津川	網津川	東上手川1	薩摩川内市	川内市	網津町	0.02	12	5	2		0.20	
202Ⅱ-021	網津川	網津川	東上手川2	薩摩川内市	川内市	網津町	0.41	8	5	2		0.25	
202Ⅱ-022	草道川	草道川	草道上川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.03	18	10	4		0.21	
202Ⅱ-023	草道川	草道川	草道上川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.14	11	10	4		0.05	
202Ⅱ-024	草道川	草道川	草道上川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.23	12	2	1		0.02	
202Ⅱ-025	草道川	草道川	椎原川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.02	16	2	1		0.00	
202Ⅱ-026	草道川	草道川	草道上川3	薩摩川内市	川内市	水引町	0.03	19	7	3	県道	0.03	
202Ⅱ-027	草道川	草道川	草道西川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.05	17	2	1		0.05	
202Ⅱ-028	草道川	草道川	月屋川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.04	9	2	1		0.35	
202Ⅱ-029	草道川	草道川	月屋川	薩摩川内市	川内市	水引町	0.02	15	10	4		0.70	
202Ⅱ-030	草道川	草道川	岩下川	薩摩川内市	川内市	港町	0.03	20	2	1		0.00	
202Ⅱ-031	原田川	原田川	大迫川3	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.06	11	2	1		0.20	
202Ⅱ-032	原田川	原田川	大迫川2	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.03	16	2	1		0.12	
202Ⅱ-033	原田川	原田川	大迫川1	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.01	19	2	1		0.06	
202Ⅱ-034	原田川	原田川	草道下川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.01	11	2	1		0.12	
202Ⅱ-035	原田川	原田川	平原川2	薩摩川内市	川内市	水引町	0.02	17	2	1		0.05	
202Ⅱ-036	原田川	原田川	平原川1	薩摩川内市	川内市	水引町	0.17	11	5	2		0.30	
202Ⅱ-037	川内川	川内川	平島川2	薩摩川内市	川内市	湯島町	0.05	10	7	3		0.00	
202Ⅱ-038	川内川	川内川	平島川	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.05	9	7	3		0.00	
202Ⅱ-039	川内川	小倉川	川底川4	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.02	14	7	3		0.13	
202Ⅱ-040	川内川	小倉川	川底川7	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.03	19	7	3		0.27	
202Ⅱ-041	川内川	小倉川	川底川8	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.02	14	5	2		0.20	
202Ⅱ-042	川内川	小倉川	川底川9	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.08	13	2	1		0.00	
202Ⅱ-043	川内川	小倉川	川底川10	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.07	13	10	4		0.00	
202Ⅱ-044	川内川	小倉川	乙須川3	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.03	15	2	1		0.03	
202Ⅱ-045	川内川	小倉川	乙須川2	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.08	16	5	2		0.00	
202Ⅱ-046	川内川	小倉川	乙須川1	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.03	16	7	3		0.00	
202Ⅱ-047	川内川	小倉川	川底川11	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.05	12	2	1		0.00	
202Ⅱ-048	川内川	小倉川	川底川13	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.05	14	2	1		0.01	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
202Ⅱ-049	川内川	小倉川	川底川12	薩摩川内市	川内市	小倉町	0.02	10	7	3	国道3号	0.00
202Ⅱ-050	川内川	麦之浦川	本川川6	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	18	7	3		0.00
202Ⅱ-051	川内川	麦之浦川	本川川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	13	7	3		0.55
202Ⅱ-052	川内川	麦之浦川	本川川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	15	7	3		0.09
202Ⅱ-053	川内川	麦之浦川	本川川7	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	14	2	1		0.17
202Ⅱ-054	川内川	麦之浦川	本川川8	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.11	11	7	3		0.45
202Ⅱ-055	川内川	麦之浦川	本川川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.05	9	2	1		0.49
202Ⅱ-056	川内川	麦之浦川	本川川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	13	5	2		0.49
202Ⅱ-057	川内川	麦之浦川	春花川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	16	7	3		0.06
202Ⅱ-058	川内川	麦之浦川	春花川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	10	10	4		0.32
202Ⅱ-059	川内川	麦之浦川	春花川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	14	2	1		0.20
202Ⅱ-060	川内川	麦之浦川	春花川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	15	5	2		0.29
202Ⅱ-061	川内川	麦之浦川	春花川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.09	8	10	4		0.29
202Ⅱ-062	川内川	麦之浦川	峯元川	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.06	13	5	2		0.00
202Ⅱ-063	川内川	麦之浦川	宮小平川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	11	2	1		0.43
202Ⅱ-064	川内川	麦之浦川	宮小平川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.14	10	5	2		0.25
202Ⅱ-065	川内川	麦之浦川	宮小平川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.08	0	5	2		0.05
202Ⅱ-066	川内川	麦之浦川	四牧川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	27	2	1		0.46
202Ⅱ-067	川内川	麦之浦川	四俣3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.13	10	5	2		0.17
202Ⅱ-068	川内川	麦之浦川	四俣2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.04	17	2	1		0.20
202Ⅱ-069	川内川	麦之浦川	四俣1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	20	5	2		0.31
202Ⅱ-070	川内川	麦之浦川	四牧川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.05	17	5	2		0.34
202Ⅱ-071	川内川	麦之浦川	牧迫川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.08	13	10	4		0.19
202Ⅱ-072	川内川	麦之浦川	一条殿川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.16	12	2	1		0.18
202Ⅱ-073	川内川	麦之浦川	一条殿川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.09	30	7	3		0.00
202Ⅱ-074	川内川	麦之浦川	一条殿川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	11	10	4		0.00
202Ⅱ-075	川内川	麦之浦川	牧迫川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.07	15	5	2	瀬之元佐目野線	0.33
202Ⅱ-076	川内川	麦之浦川	四牧川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.01	27	2	1		0.30
202Ⅱ-077	川内川	麦之浦川	四牧川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	21	2	1		0.30
202Ⅱ-078	川内川	麦之浦川	椋平川1	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.01	50	5	2	瀬之元佐目野線	0.18
202Ⅱ-079	川内川	麦之浦川	中麦川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.06	7	2	1	瀬之元佐目野線	0.06
202Ⅱ-080	川内川	麦之浦川	本川川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	15	10	4	瀬之元佐目野線	0.31
202Ⅱ-081	川内川	麦之浦川	本川川5	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	18	2	1	瀬之元佐目野線	0.00
202Ⅱ-082	川内川	長尾川	下大迫川	薩摩川内市	川内市	高城町	0.03	12	7	3		0.30
202Ⅱ-083	川内川	長尾川	下大迫川2	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	9	5	2		0.31
202Ⅱ-084	川内川	長尾川	下大迫川3	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.02	50	7	3		0.31
202Ⅱ-085	川内川	長尾川	椋平川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	21	5	2		0.00
202Ⅱ-086	川内川	長尾川	長尾川	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.08	11	2	1		0.70
202Ⅱ-087	川内川	長尾川	上大迫川	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.03	8	2	1		0.00
202Ⅱ-088	川内川	長尾川	下大迫川4	薩摩川内市	川内市	陽成町	0.07	11	7	3		0.49
202Ⅱ-089	川内川	高城川	川原段川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	11	2	1		0.05

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
202Ⅱ-090	川内川	高城川	小川川7	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	9	2	1		0.00	
202Ⅱ-091	川内川	長尾川	小川川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	32	2	1		0.36	
202Ⅱ-092	川内川	長尾川	小川川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	24	2	1		0.17	
202Ⅱ-093	川内川	長尾川	小川川4	薩摩川内市	川内市	城上町	0.26	13	2	1		0.74	
202Ⅱ-094	川内川	長尾川	小川川5	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	20	5	2		0.20	
202Ⅱ-095	川内川	長尾川	小川川6	薩摩川内市	川内市	城上町	0.07	12	2	1		0.57	
202Ⅱ-096	川内川	高城川	今寺川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.06	5	7	3		0.23	
202Ⅱ-097	川内川	小畑川	小畑川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.08	11	2	1		0.56	
202Ⅱ-098	川内川	中間川	中間川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	23	2	1	吉川川内線	0.00	
202Ⅱ-099	川内川	高城川	平原山川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.03	14	2	1		0.02	
202Ⅱ-100	川内川	高城川	竹野川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.01	21	2	1		0.16	
202Ⅱ-101	川内川	高城川	平原山川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.10	18	2	1	吉川川内線	0.13	
202Ⅱ-102	川内川	高城川	平原山川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.03	23	5	2	吉川川内線	0.00	
202Ⅱ-103	川内川	中間川	中間川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	28	5	2		0.00	
202Ⅱ-104	川内川	中間川	中間川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	18	5	2		0.00	
202Ⅱ-105	川内川	中間川	中間川4	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	17	2	1		0.00	
202Ⅱ-106	川内川	高城川	長野川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.03	18	2	1		0.28	
202Ⅱ-107	川内川	高城川	長野川4	薩摩川内市	川内市	城上町	0.09	12	2	1		0.33	
202Ⅱ-108	川内川	高城川	長野川5	薩摩川内市	川内市	城上町	0.15	9	2	1		0.58	
202Ⅱ-109	川内川	高城川	長野川6	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	19	5	2		0.34	
202Ⅱ-110	川内川	高城川	長野川7	薩摩川内市	川内市	城上町	0.22	9	7	3		0.37	
202Ⅱ-111	川内川	高城川	長野川8	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	14	5	2		1.05	
202Ⅱ-112	川内川	高城川	下之段川8	薩摩川内市	川内市	城上町	0.04	18	2	1		0.75	
202Ⅱ-113	川内川	高城川	吉川川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.19	8	10	4		0.49	
202Ⅱ-114	川内川	高城川	吉川川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.19	9	7	3		0.54	
202Ⅱ-115	川内川	高城川	吉川川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.05	18	2	1		0.31	
202Ⅱ-116	川内川	高城川	宇都良川路川1	薩摩川内市	川内市	城上町	0.32	11	7	3		0.56	
202Ⅱ-117	川内川	高城川	宇都良川路川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.06	22	2	1		0.00	
202Ⅱ-118	川内川	高城川	宇都良川路川3	薩摩川内市	川内市	城上町	0.10	15	2	1		0.06	
202Ⅱ-119	川内川	高城川	宇都川路川	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	24	2	1	下東郷阿久根線	0.10	
202Ⅱ-120	川内川	高城川	下之段川2	薩摩川内市	川内市	城上町	0.01	24	10	4	下東郷阿久根線	0.00	
202Ⅱ-121	川内川	高城川	下之段川7	薩摩川内市	川内市	城上町	0.55	18	2	1		0.95	
202Ⅱ-122	川内川	高城川	下之段川6	薩摩川内市	川内市	城上町	0.11	16	5	2	東郷西芳港線	0.15	
202Ⅱ-123	川内川	高城川	下之段川5	薩摩川内市	川内市	城上町	0.02	16	2	1	東郷西芳港線	0.38	
202Ⅱ-124	川内川	田海川	西川内川7	薩摩川内市	川内市	田海町	0.02	17	2	1		0.00	
202Ⅱ-125	川内川	田海川	西川内川1	薩摩川内市	川内市	田海町	0.18	8	2	1		0.00	
202Ⅱ-126	川内川	田海川	西川内川	薩摩川内市	川内市	田海町	0.42	13	5	2		0.47	
202Ⅱ-127	川内川	田海川	西川内川2	薩摩川内市	川内市	田海町	0.08	16	5	2		0.17	
202Ⅱ-128	川内川	田海川	西川内川3	薩摩川内市	川内市	田海町	0.07	22	7	3		0.46	
202Ⅱ-129	川内川	田海川	西川内川4	薩摩川内市	川内市	田海町	0.16	8	5	2		0.00	
202Ⅱ-130	川内川	田海川	西川内川5	薩摩川内市	川内市	田海町	0.04	11	2	1		0.13	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
202Ⅱ-131	川内川	田海川	西川内川6	薩摩川内市	川内市	田海町	0.01	27	5	2		0.00	
202Ⅱ-132	川内川	樋脇川	瀬戸川	薩摩川内市	川内市	中村町	0.07	12	2	1		1.05	
202Ⅱ-133	川内川	川内川	皿山谷川	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.07	12	5	2		0.15	
202Ⅱ-134	川内川	三堂川	皿山川3	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.19	20	5	2		0.88	
202Ⅱ-135	川内川	三堂川	皿山川2	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.09	19	10	4		0.65	
202Ⅱ-136	川内川	三堂川	皿山川1	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.10	17	7	3		0.70	
202Ⅱ-137	川内川	三堂川	立山川2	薩摩川内市	川内市	天辰町	0.52	30	7	3		0.00	
202Ⅱ-138	川内川	平佐川	岡川	薩摩川内市	川内市	永利町	0.38	8	7	3		2.50	
202Ⅱ-139	川内川	平佐川	小原川1	薩摩川内市	川内市	永利町	0.42	13	7	3		0.09	
202Ⅱ-140	川内川	平佐川	小原川2	薩摩川内市	川内市	永利町	0.16	17	7	3		0.10	
202Ⅱ-141	川内川	百次川	上別府川	薩摩川内市	川内市	百次町	0.07	17	7	3		0.20	
202Ⅱ-142	川内川	隈之城川	百次川	薩摩川内市	川内市	永利町	0.34	10	5	2	県道	1.10	
202Ⅱ-143	川内川	隈之城川	百次川2	薩摩川内市	川内市	永利町	0.25	14	5	2	県道	1.10	
202Ⅱ-144	川内川	隈之城川	百次川3	薩摩川内市	川内市	永利町	0.02	17	5	2	県道	1.15	
202Ⅱ-145	川内川	隈之城川	百次川4	薩摩川内市	川内市	永利町	0.10	11	7	3	県道	0.00	
202Ⅱ-146	川内川	都川	柿田川3	薩摩川内市	川内市	都町	0.40	11	5	2		1.60	
202Ⅱ-147	川内川	都川	柿田川2	薩摩川内市	川内市	都町	0.49	6	5	2		1.40	
202Ⅱ-148	川内川	木場谷川	乗越川1	薩摩川内市	川内市	青山町	0.27	7	2	1		0.90	
202Ⅱ-149	川内川	木場谷川	下木場川	薩摩川内市	川内市	青山町	0.37	8	7	3		1.55	
202Ⅱ-150	川内川	平良川	宮里川	薩摩川内市	川内市	宮里町	1.16	5	7	3		0.98	
202Ⅱ-151	川内川	八間川	小麦川川	薩摩川内市	川内市	高江町	0.15	17	2	1		0.20	
202Ⅱ-152	川内川	山の手川	瀬戸地川4	薩摩川内市	川内市	高江町	0.82	4	7	3		1.20	
202Ⅱ-153	川内川	山の手川	瀬戸地川3	薩摩川内市	川内市	高江町	0.31	13	7	3		0.90	
202Ⅱ-154	川内川	川内川	倉浦川	薩摩川内市	川内市	高江町	1.30	9	5	2		0.40	
202Ⅱ-155	川内川	川内川	倉浦谷川	薩摩川内市	川内市	久見崎町	0.20	14	2	1	川内串木野線	0.00	
202Ⅱ-156	轟川	轟川	毎床川	薩摩川内市	川内市	高江町	0.14	8	10	4		2.30	
202Ⅱ-157	土川川2	土川川2	土川川2	薩摩川内市	川内市	寄田町	0.65	9	7	3	川内串木野線	0.12	
381Ⅱ-001	川内川	倉野川	山口川	薩摩川内市	樋脇町	倉野	0.03	10	8	3		0.00	
381Ⅱ-002	川内川	市比野川	菖蒲ヶ段川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.56	10	3	1		0.00	
381Ⅱ-003	川内川	市比野川	大平川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.08	7	3	1		0.00	
381Ⅱ-004	川内川	市比野川	大平川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.32	7	10	4		0.00	
381Ⅱ-005	川内川	市比野川	上藤本川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.01	7	3	1	川内郡山線	0.00	
381Ⅱ-006	川内川	市比野川	上藤本川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.02	7	10	4	川内郡山線	0.00	
381Ⅱ-007	川内川	市比野川	草木段川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.03	13	5	2		0.00	
381Ⅱ-008	川内川	市比野川	阿母川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.13	10	3	1	川内郡山線	0.00	
381Ⅱ-009	川内川	城後川	阿母峠川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.27	12	3	1		0.00	
381Ⅱ-010	川内川	城後川	阿母峠川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.08	11	3	1		0.00	
381Ⅱ-011	川内川	城後川	阿母峠川3	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.29	12	3	1		0.00	
381Ⅱ-012	川内川	城後川	上段前川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.12	10	3	1		0.00	
381Ⅱ-013	川内川	城後川	上野久平川1	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.04	15	10	4		0.00	
381Ⅱ-014	川内川	城後川	上野久平川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.06	15	5	2		0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
381Ⅱ-015	川内川	城後川	原川	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.06	10	10	4		0.00	
381Ⅱ-016	川内川	樋脇川	向田代川1	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.02	10	5	2		0.00	
381Ⅱ-017	川内川	樋脇川	向田代川3	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.20	7	5	2		0.00	
381Ⅱ-018	川内川	樋脇川	尾原川	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.14	10	8	3		0.00	
381Ⅱ-019	川内川	樋脇川	城内川	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.06	10	10	4		0.00	
381Ⅱ-020	川内川	樋脇川	子田形川3	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.23	10	3	1		0.00	
381Ⅱ-021	川内川	樋脇川	子田形川4	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	0.09	12	3	1		0.00	
381Ⅱ-022	五反田川	五反田川	野下川2	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.09	10	8	3	串木野種苗線	0.00	
381Ⅱ-023	五反田川	五反田川	野下川3	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.05	15	10	4	串木野種苗線	0.00	
381Ⅱ-024	川内川	市比野川	大平川3	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.05	15	8	3	川内郡山線	0.00	
381Ⅱ-025	川内川	市比野川	大平川6	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.16	15	8	3	川内郡山線	0.00	
381Ⅱ-026	川内川	市比野川	大平川7	薩摩川内市	樋脇町	市比野	0.04	15	8	3		0.00	
382Ⅱ-001	川内川	樋脇川	山口川	薩摩川内市	入来町	山口	0.39	—	5	2		1.80	
382Ⅱ-002	川内川	後川内川	天貴美東川	薩摩川内市	入来町	天貴美	0.02	—	0	2		0.00	
382Ⅱ-003	川内川	後川内川	原西川	薩摩川内市	入来町	原	0.08	—	0	2	県道42号線	0.00	
382Ⅱ-004	川内川	後川内川	原東川	薩摩川内市	入来町	原	0.08	—	0	1	県道42号線	0.00	
382Ⅱ-005	川内川	後川内川	松下田川	薩摩川内市	入来町	松下田	0.07	—	0	3		0.00	
382Ⅱ-006	川内川	後川内川	平木場川1	薩摩川内市	入来町	平木場	0.49	—	2	2		1.90	
382Ⅱ-007	川内川	後川内川	平木場川	薩摩川内市	入来町	平木場	0.10	—	2	3		2.40	
382Ⅱ-008	川内川	樋脇川	山之口川	薩摩川内市	入来町	山之口	0.09	—	2	1	国道328号線	0.80	
382Ⅱ-009	川内川	樋脇川	長野川	薩摩川内市	入来町	長野下	0.75	—	5	2		3.70	
382Ⅱ-010	川内川	樋脇川	長野川左支川	薩摩川内市	入来町	長野下	0.20	—	7	4		0.20	
382Ⅱ-011	川内川	樋脇川	清浦川	薩摩川内市	入来町	清浦	0.25	—	13	4		0.20	
382Ⅱ-012	川内川	樋脇川	内之尾川1	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.06	—	10	2		1.30	
382Ⅱ-013	川内川	樋脇川	内之尾川2	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.16	—	2	2		1.80	
382Ⅱ-014	川内川	樋脇川	内之尾川3	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.20	—	5	4		2.20	
382Ⅱ-015	川内川	樋脇川	内之尾川	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.31	—	2	2		2.60	
382Ⅱ-016	川内川	樋脇川	内之尾川4	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.69	—	2	2		2.50	
382Ⅱ-017	川内川	樋脇川	内之尾川5	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.03	—	10	3		1.30	
382Ⅱ-018	川内川	樋脇川	内之尾川6	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.44	—	2	1		0.50	
382Ⅱ-019	川内川	樋脇川	内之尾川7	薩摩川内市	入来町	内之尾	0.16	—	2	1		0.40	
382Ⅱ-020	川内川	樋脇川	大馬越川2	薩摩川内市	入来町	大馬越	0.06	—	5	1		1.80	
382Ⅱ-021	川内川	樋脇川	大馬越川1	薩摩川内市	入来町	大馬越	0.03	—	5	2		2.20	
382Ⅱ-022	川内川	樋脇川	草渡東川	薩摩川内市	入来町	草渡	0.08	—	0	1		0.00	
382Ⅱ-023	川内川	市比野川	神岡南川	薩摩川内市	入来町	神岡	0.03	—	0	2		0.00	
383Ⅱ-001	川内川	田海川	赤崩川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.06	5	3	1		0.13	
383Ⅱ-002	川内川	田海川	赤崩川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	7	3	1		0.15	
383Ⅱ-003	川内川	田海川	井手口川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.05	10	10	4		0.80	
383Ⅱ-004	川内川	田海川	井手口川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.04	10	8	3		2.02	
383Ⅱ-005	川内川	田海川	尾口川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.04	10	8	3	阿久根東郷線	0.72	
383Ⅱ-006	川内川	田海川	井川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.21	7	3	1	阿久根東郷線	0.60	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
383Ⅱ-007	川内川	田海川	井川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.30	7	3	1	阿久根東郷線	0.60
383Ⅱ-008	川内川	田海川	中津俣川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.09	13	5	2		0.63
383Ⅱ-009	川内川	田海川	中津俣川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.10	10	5	2		0.86
383Ⅱ-010	川内川	田海川	中津俣川3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.09	15	5	2		0.06
383Ⅱ-011	川内川	田海川	中津俣川4	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.17	13	5	2		0.71
383Ⅱ-012	川内川	田海川	中津俣川5	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.02	10	3	1		0.13
383Ⅱ-013	川内川	田海川	中津俣川6	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	10	3	1		0.17
383Ⅱ-014	川内川	田海川	藤ノ元川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.73	5	5	2		0.86
383Ⅱ-015	川内川	田海川	本俣川3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	13	8	3		0.23
383Ⅱ-016	川内川	田海川	本俣川4	薩摩川内市	東郷町	藤川	2.48	7	3	1		1.35
383Ⅱ-017	川内川	田海川	本俣川5	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.10	7	3	1		0.15
383Ⅱ-018	川内川	田海川	津田川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	12	3	1		0.02
383Ⅱ-019	川内川	田海川	津田川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.46	12	3	1		0.06
383Ⅱ-020	川内川	田海川	津田川3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.02	13	5	2		0.07
383Ⅱ-021	川内川	田海川	津田川3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.07	10	3	1		0.07
383Ⅱ-022	川内川	田海川	津田川4	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.16	13	3	1		0.07
383Ⅱ-023	川内川	田海川	榎段川1	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.08	7	3	1		0.48
383Ⅱ-024	川内川	田海川	堀ノ段3	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.01	10	10	4	阿久根東郷線	1.20
383Ⅱ-025	川内川	田海川	小鷹川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.80	7	3	1		0.09
383Ⅱ-026	川内川	田海川	小鷹川2	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.05	10	5	2	阿久根東郷線	1.13
383Ⅱ-027	川内川	田海川	上園川	薩摩川内市	東郷町	藤川	0.03	10	5	2	阿久根東郷線	1.58
383Ⅱ-028	川内川	田海川	手板川	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.17	10	3	1		0.35
383Ⅱ-029	川内川	樋渡川	鳥丸上川1	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.11	7	8	3		0.04
383Ⅱ-030	川内川	樋渡川	鳥丸上川2	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.03	7	8	3		0.05
383Ⅱ-031	川内川	樋渡川	板屋川1	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.20	7	8	3		0.06
383Ⅱ-032	川内川	田海川	板屋川4	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.03	15	8	3		0.00
383Ⅱ-033	川内川	樋渡川	板屋川2	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.26	10	3	1		0.05
383Ⅱ-034	川内川	樋渡川	手板川	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.01	12	3	1		0.45
383Ⅱ-035	川内川	樋渡川	湯之元川	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.61	7	5	2		0.25
383Ⅱ-036	川内川	田海川	鳥丸中川	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.01	10	5	2		0.04
383Ⅱ-037	川内川	樋渡川	鳥丸中川2	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.02	10	8	3		0.16
383Ⅱ-038	川内川	樋渡川	鳥丸中川3	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.30	7	5	2		0.16
383Ⅱ-039	川内川	樋渡川	鳥丸川2	薩摩川内市	東郷町	鳥丸	0.04	7	3	1		2.25
383Ⅱ-040	川内川	岩切川	石堂川1	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.11	7	3	1		1.00
383Ⅱ-041	川内川	岩切川	浦田川1	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.09	10	5	2		0.15
383Ⅱ-042	川内川	山田川	浦田川2	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.44	7	5	2	東郷山田宮之城線	1.50
383Ⅱ-043	川内川	岩切川	永山川1	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.02	10	8	3	東郷山田宮之城線	2.25
383Ⅱ-044	川内川	岩切川	永山川2	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.48	7	8	3	東郷山田宮之城線	2.25
383Ⅱ-045	川内川	岩切川	永山川3	薩摩川内市	東郷町	斧淵	0.14	10	5	2	東郷山田宮之城線	0.16
383Ⅱ-046	川内川	岩切川	岩切川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.35	7	5	2		2.40
383Ⅱ-047	川内川	山田川	山田下川1	薩摩川内市	東郷町	山田	0.06	7	3	1		0.60

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
383Ⅱ-048	川内川	山田川	山田下川2	薩摩川内市	東郷町	山田	0.02	7	8	3		0.46	
383Ⅱ-049	川内川	山田川	古里川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.14	7	3	1		0.75	
383Ⅱ-050	川内川	山田川	山田中川2	薩摩川内市	東郷町	山田	0.04	10	3	1		3.60	
383Ⅱ-051	川内川	山田川	内野川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.45	7	8	3		3.60	
383Ⅱ-052	川内川	山田川	猫内川	薩摩川内市	東郷町	山田	0.48	7	3	1		0.09	
383Ⅱ-053	川内川	山田川	提り山川2	薩摩川内市	東郷町	山田	0.16	7	5	2		2.25	
383Ⅱ-054	川内川	山田川	提り山川1	薩摩川内市	東郷町	山田	0.15	7	5	2		2.25	
383Ⅱ-055	川内川	山田川	別府川2	薩摩川内市	東郷町	山田	0.10	13	10	4		3.38	
383Ⅱ-056	川内川	山田川	別府川1	薩摩川内市	東郷町	山田	0.10	13	3	1		4.50	
383Ⅱ-057	川内川	山田川	小牧田川	薩摩川内市	東郷町	南瀬	0.20	7	3	1		3.10	
387Ⅱ-001	川内川	穴川	大谷川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.24	9	8	3		0.95	
387Ⅱ-002	川内川	穴川	山神迫川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.10	16	3	1	県道山宮之城線	0.10	
387Ⅱ-003	川内川	穴川	浦川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.13	14	8	3	県道山宮之城線	0.90	
387Ⅱ-004	川内川	穴川	葛川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.30	8	3	1	県道山宮之城線	0.30	
387Ⅱ-005	川内川	穴川	大王川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.89	9	3	1		2.00	
387Ⅱ-006	川内川	久富木川	片草川	薩摩川内市	祁答院町	黒木	0.03	13	8	3	町道	0.37	
387Ⅱ-007	川内川	久富木川	松木場川	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.85	3	8	3	県道川内祁答院線	2.20	
387Ⅱ-008	川内川	久富木川	川西川1	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.10	11	3	1		0.68	
387Ⅱ-009	川内川	久富木川	川西川2	薩摩川内市	祁答院町	下手	0.11	13	3	1		0.46	
387Ⅱ-010	川内川	久富木川	山之神川	薩摩川内市	祁答院町	上手	1.07	7	5	2	県道下手山田帖佐線	0.68	
387Ⅱ-011	川内川	久富木川	崎山川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.31	5	8	3	町道	1.60	
387Ⅱ-012	川内川	久富木川	谷丸川	薩摩川内市	祁答院町	下手	1.43	4	3	1		1.75	
387Ⅱ-013	川内川	久富木川	中原川1	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.12	16	10	4		1.50	
387Ⅱ-014	川内川	久富木川	中原川2	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.08	22	10	4		1.17	
387Ⅱ-015	川内川	枯木野川	中原川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.02	22	3	1		1.09	
387Ⅱ-016	川内川	枯木野川	萩ノ段川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.05	18	10	4	県道久富木蘭牟田線	2.64	
387Ⅱ-017	川内川	久富木川	萩ノ段	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.19	10	3	1	県道久富木蘭牟田線	0.78	
387Ⅱ-018	川内川	樋脇川	湯之元川1	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.11	8	3	1	県道川内加治木線	0.60	
387Ⅱ-019	川内川	樋脇川	湯之元川2	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.22	6	5	2	県道川内加治木線	0.42	
387Ⅱ-020	川内川	後川内川	蘭牟田川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.03	18	5	2	県道久富木蘭牟田線	0.00	
387Ⅱ-021	川内川	後川内川	水流ノ前川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.02	27	8	3		0.14	
387Ⅱ-022	川内川	田平川	阿部松坂川	薩摩川内市	祁答院町	蘭牟田	0.05	14	8	3		1.87	
389Ⅱ-001	宇佐川	桑之浦川	桑之浦第2谷	薩摩川内市	上甕村	桑之浦	0.02	15	4	2	県道桑之浦重港線	0.03	
389Ⅱ-002	その他	桑之浦第3谷	桑之浦第3谷	薩摩川内市	上甕村	桑之浦	0.04	18	4	2	県道桑之浦重港線	0.20	
389Ⅱ-003	中津川	向川	向川	薩摩川内市	上甕村	中野	0.19	22	8	4	村道	0.12	
389Ⅱ-004	中津川	向川	向川支川	薩摩川内市	上甕村	中野	0.39	18	8	4	村道	0.12	
389Ⅱ-005	中津川	中津川	宮田第2谷	薩摩川内市	上甕村	中甕	0.02	14	2	1	村道	0.05	
390Ⅱ-001	長川	長川	タンタン川	薩摩川内市	下甕村	手打	0.23	11	8	4	村道	0.10	
390Ⅱ-002	その他	池平川	池平川	薩摩川内市	下甕村	瀬尾	0.15	18	2	1	県道手打蘭牟田港線	0.03	
390Ⅱ-003	脇里川	脇里川	脇里川	薩摩川内市	下甕村	長浜	1.15	15	4	2	県道手打蘭牟田港線	0.00	
362Ⅱ-001	八房川	八房川	尾小場谷川	日置市	東市来町	上郷戸	0.89	8	4	1	県道郷戸東市来線	0.42	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
362Ⅱ-002	八房川	八房川	上郷戸谷川	日置市	東市来町	上郷戸	0.04	6	4	1		0.09	
362Ⅱ-003	八房川	八房川	桑木野谷川	日置市	東市来町	桑木田	0.28	9	4	1		0.84	
362Ⅱ-004	八房川	八房川	庵之宇都の小川	日置市	東市来町	庵之宇都	0.12	21	12	3	県道仙名伊集院線	0.72	
362Ⅱ-005	八房川	八房川	鉾谷谷川①	日置市	東市来町	鉾谷	0.15	17	4	1		0.38	
362Ⅱ-006	八房川	八房川	鉾谷谷川②	日置市	東市来町	鉾谷	0.10	11	16	4		0.30	
362Ⅱ-007	八房川	八房川	鉾谷谷川③	日置市	東市来町	鉾谷	0.29	9	16	4		0.43	
362Ⅱ-008	大里川	大里川	礼牟米花谷川	日置市	東市来町	礼牟米花	0.17	6	8	2		0.79	
362Ⅱ-009	赤崎川	赤崎川	赤崎の小川	日置市	東市来町	赤崎	0.07	16	4	1	県道戸崎浦之元停車場線	0.39	
362Ⅱ-010	赤崎川	赤崎川	ビワ首の小川	日置市	東市来町	ビワ首	0.01	23	4	1	県道戸崎浦之元停車場線	0.03	
362Ⅱ-011	江口川	江口川	大平の小川	日置市	東市来町	大平	0.05	28	4	1		1.82	
362Ⅱ-012	江口川	江口川	神明谷川	日置市	東市来町	神明谷	0.03	20	16	4	県道養母長重線	0.00	
362Ⅱ-013	江口川	江口川	黒葛ヶ谷川	日置市	東市来町	黒葛ヶ谷	0.20	12	12	3		0.38	
362Ⅱ-014	大里川	大里川	焼山平谷川	日置市	東市来町	焼山平	0.90	7	4	1		4.80	
362Ⅱ-015	江口川	江口川	梅太平の小川	日置市	東市来町	梅太平	0.04	23	8	2		0.03	
362Ⅱ-016	江口川	江口川	山田谷川	日置市	東市来町	山田	0.09	7	4	1		1.25	
362Ⅱ-017	江口川	江口川	木場田の小川	日置市	東市来町	木場田	0.05	8	4	1		0.33	
362Ⅱ-018	江口川	江口川	中原の小川	日置市	東市来町	中原	0.01	16	12	3		0.78	
362Ⅱ-019	江口川	江口川	郷戸口の小川	日置市	東市来町	郷戸口	0.01	18	9	3		0.00	
362Ⅱ-020	江口川	江口川	永山の小川	日置市	東市来町	永山	0.01	12	8	2		0.15	
362Ⅱ-021	江口川	江口川	永山平谷川	日置市	東市来町	永山平	0.19	6	12	3		0.00	
362Ⅱ-022	江口川	江口川	君川原の小川①	日置市	東市来町	君川原	0.01	16	4	1	県道鹿島本線 国道3号線	0.10	
362Ⅱ-023	江口川	江口川	笹ヶ迫谷川	日置市	東市来町	笹ヶ迫	0.19	6	4	1		0.52	
362Ⅱ-024	江口川	江口川	笹ヶ迫の小川	日置市	東市来町	笹ヶ迫	0.04	13	4	1		0.00	
362Ⅱ-025	江口川	江口川	堀之尻の小川	日置市	東市来町	堀之尻	0.09	6	4	1		0.23	
362Ⅱ-026	神之川	神之川	後白ヶ平の小川	日置市	東市来町	後白ヶ平	0.02	20	4	1		0.30	
363Ⅱ-001	神之川	野田川	野田3区谷川1	日置市	伊集院町	野田	0.01	20	3	1		0.01	
363Ⅱ-002	神之川	野田川	野田3区谷川2	日置市	伊集院町	野田	0.06	3	9	3		0.10	
366Ⅱ-001	大川	大川	笠ヶ野谷川1	日置市	日吉町	日置	0.10	13	10	4		0.69	
366Ⅱ-002	大川	大川	笠ヶ野谷川2	日置市	日吉町	日置	0.09	5	5	2		1.38	
366Ⅱ-003	大川	大川	笠ヶ野谷川3	日置市	日吉町	日置	0.14	16	2	1		1.07	
366Ⅱ-004	大川	大川	草見谷川	日置市	日吉町	日置	0.09	11	7	3		1.28	
366Ⅱ-005	大川	大川	笠ヶ野谷川4	日置市	日吉町	日置	0.09	13	5	2		1.16	
366Ⅱ-006	大川	大川	諏訪谷川	日置市	日吉町	諏訪	0.10	10	2	1		1.95	
366Ⅱ-007	大川	大川	掘込谷川	日置市	日吉町	日置	0.06	16	2	1		2.38	
366Ⅱ-008	大川	大川	中牟礼谷川	日置市	日吉町	日置	0.11	18	5	2		2.76	
366Ⅱ-009	大川	山之口川	地東谷川	日置市	日吉町	日置	0.05	11	2	1		2.33	
366Ⅱ-010	大川	山之口川	狩谷川	日置市	日吉町	日置	0.32	9	5	2		1.28	
366Ⅱ-011	永吉川	岩井田川	岩井田谷川	日置市	日吉町	吉利	0.06	12	2	1		0.85	
367Ⅱ-001	小野川	小野川	田代野谷川1	日置市	吹上町	田代野	0.04	19	2	1		0.35	
367Ⅱ-002	永吉川	俣川	田代野谷川2	日置市	吹上町	田代野	0.04	19	5	2	町道	0.06	
367Ⅱ-003	永吉川	永吉川	山手谷川1	日置市	吹上町	山手	0.19	10	2	1	町道	0.14	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
367Ⅱ-004	永吉川	永吉川	山手谷川2	日置市	吹上町	山手	0.09	14	2	1		0.20	
367Ⅱ-005	伊作川	駒田川	駒田谷川3	日置市	吹上町	藤元	0.04	17	5	2		0.04	
367Ⅱ-006	伊作川	伊作川	乙女月谷川1	日置市	吹上町	乙女月	0.08	15	9	4	県道谷山伊作線	0.10	
367Ⅱ-007	伊作川	伊作川	乙女月谷川2	日置市	吹上町	乙女月	0.03	16	5	2	県道谷山伊作線	0.07	
367Ⅱ-008	伊作川	伊作川	乙女月谷川3	日置市	吹上町	乙女月	0.02	25	2	1	県道谷山伊作線	0.11	
367Ⅱ-009	伊作川	伊作川	赤仁田谷川2	日置市	吹上町	藤元	0.02	21	2	1	県道谷山伊作線	0.04	
367Ⅱ-010	伊作川	伊作川	赤仁田谷川3	日置市	吹上町	藤元	0.02	24	5	2	県道谷山伊作線 駐在所	0.07	
367Ⅱ-011	伊作川	伊作川	上与倉谷川1	日置市	吹上町	上与倉	0.32	12	2	1	県道谷山伊作線	0.01	
367Ⅱ-012	伊作川	伊作川	上与倉谷川2	日置市	吹上町	上与倉	0.04	23	5	2	町道	0.10	
367Ⅱ-013	伊作川	伊作川	上与倉谷川3	日置市	吹上町	上与倉	0.03	24	5	2	町道	0.01	
367Ⅱ-014	伊作川	伊作川	上与倉谷川4	日置市	吹上町	上与倉	0.03	22	2	1	町道	0.03	
367Ⅱ-015	伊作川	伊作川	上与倉谷川5	日置市	吹上町	上与倉	0.06	22	5	2	町道	0.08	
367Ⅱ-016	伊作川	伊作川	上与倉谷川6	日置市	吹上町	上与倉	0.05	23	2	1	町道	0.07	
367Ⅱ-017	伊作川	伊作川	上与倉谷川7	日置市	吹上町	上与倉	0.05	23	7	3	町道	0.06	
367Ⅱ-018	伊作川	伊作川	上与倉谷川8	日置市	吹上町	上与倉	0.02	24	2	1	町道	0.11	
367Ⅱ-019	伊作川	伊作川	上与倉谷川9	日置市	吹上町	上与倉	0.22	17	2	1		0.13	
367Ⅱ-020	伊作川	湯之浦川	田之尻谷川1	日置市	吹上町	田之尻	0.02	25	5	2	町道	0.11	
367Ⅱ-021	伊作川	伊作川	つづら谷川3	日置市	吹上町	上与倉	0.04	20	2	1	町道	0.43	
367Ⅱ-022	伊作川	湯之浦川	田之尻谷川2	日置市	吹上町	田之尻	0.06	18	7	3	町道	0.06	
367Ⅱ-023	伊作川	湯之浦川	今木場谷川1	日置市	吹上町	今木場	0.02	15	2	1		0.09	
367Ⅱ-024	伊作川	湯之浦川	今木場谷川2	日置市	吹上町	今木場	0.06	15	5	2		2.00	
367Ⅱ-025	伊作川	堀川	塩水流谷川1	日置市	吹上町	塩水流	0.07	15	9	4		0.00	
367Ⅱ-026	万之瀬川	堀川	塩水流谷川2	日置市	吹上町	塩水流	0.13	15	2	1		0.45	
367Ⅱ-027	万之瀬川	堀川	助代谷川	日置市	吹上町	助代	0.15	15	2	1		0.20	
367Ⅱ-028	万之瀬川	堀川	和田谷川1	日置市	吹上町	和田	0.20	15	2	1		0.00	
367Ⅱ-029	万之瀬川	堀川	和田谷川2	日置市	吹上町	和田	0.07	12	2	1		0.30	
367Ⅱ-030	万之瀬川	堀川	北平谷川1	日置市	吹上町	北平	0.07	20	2	1		0.28	
367Ⅱ-031	万之瀬川	堀川	北平谷川2	日置市	吹上町	北平	0.07	15	2	1		0.64	
367Ⅱ-032	万之瀬川	堀川	北平谷川3	日置市	吹上町	北平	0.29	15	5	2		0.10	
367Ⅱ-033	万之瀬川	堀川	瀬田谷川2	日置市	吹上町	瀬谷	0.11	15	9	4		0.75	
367Ⅱ-034	永田川	永田川	梅里下谷川1	日置市	吹上町	梅里下	0.01	26	2	1		0.10	
367Ⅱ-035	永田川	永田川	梅里下谷川2	日置市	吹上町	梅里下	0.02	30	5	2		0.03	
367Ⅱ-036	永田川	永田川	梅里下谷川3	日置市	吹上町	梅里下	0.01	24	5	2		0.03	
367Ⅱ-037	小野川	小野川	田尻谷川2	日置市	吹上町	上田尻	0.05	21	5	2	県道田野頭吹上線	0.33	
367Ⅱ-038	伊作川	伊作川	与倉谷川	日置市	吹上町	与倉	0.04	15	7	3		0.20	
367Ⅱ-039	伊作川	湯之浦川	北湯之元谷川	日置市	吹上町	北湯之元	0.11	15	5	2		0.00	
367Ⅱ-040	伊作川	湯之浦川	南湯之元谷川4	日置市	吹上町	北湯之元	0.10	15	9	4		0.06	
367Ⅱ-041	万之瀬川	堀川	上和田谷川2	日置市	吹上町	上和田	0.07	14	7	3		0.25	
367Ⅱ-042	永吉川	永吉川	卵口谷川1	日置市	吹上町	卵口	0.02	28	5	2		0.07	
367Ⅱ-043	永吉川	永吉川	卵口谷川2	日置市	吹上町	卵口	0.03	15	2	1	町道	0.07	
367Ⅱ-044	永吉川	永吉川	卵口谷川3	日置市	吹上町	卵口	0.04	11	7	3	町道	0.09	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
367Ⅱ-045	永吉川	鍋谷川	鍋谷谷川1	日置市	吹上町	銅谷	0.04	10	2	1	町道	0.10
367Ⅱ-046	永吉川	鍋谷川	鍋谷谷川2	日置市	吹上町	銅谷	0.04	30	2	1	町道	0.10
367Ⅱ-047	永吉川	高田川	坊野下谷川	日置市	吹上町	坊野下	0.04	11	2	1	町道	0.04
367Ⅱ-048	永吉川	黒川	坊野上谷川1	日置市	吹上町	坊野上	0.04	23	9	4	県道田野頭吹上線	0.09
367Ⅱ-049	永吉川	黒川	坊野上谷川2	日置市	吹上町	坊野	0.03	10	2	1	町道	0.05
367Ⅱ-050	永吉川	黒川	坊野上谷川3	日置市	吹上町	黒川	0.03	21	5	2	町道	0.03
367Ⅱ-051	永吉川	黒川	坊野上谷川4	日置市	吹上町	添野	0.37	13	5	2		0.73
367Ⅱ-052	永吉川	俣川	柱野谷川	日置市	吹上町	柱野	0.09	18	5	2	県道田野頭吹上線	0.03
461Ⅱ-001	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷の小川①	曾於市	大隅町	荒谷	0.01	15	8	2		0.02
461Ⅱ-002	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷の小川②	曾於市	大隅町	荒谷	0.01	14	16	4	県道宮ヶ原大崎線	0.00
461Ⅱ-003	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷の小川③	曾於市	大隅町	荒谷	0.04	9	12	3	県道宮ヶ原大崎線	0.05
461Ⅱ-004	菱田川	梅ヶ渡川	荒谷の小川⑤	曾於市	大隅町	荒谷	0.01	10	8	2		0.01
461Ⅱ-005	菱田川	梅ヶ渡川	第二荒谷川	曾於市	大隅町	荒谷	0.03	9	16	4		0.06
461Ⅱ-006	菱田川	梅ヶ渡川	大迫の小川	曾於市	大隅町	大迫	0.04	7	4	1	県道宮ヶ原大崎線	0.36
461Ⅱ-007	菱田川	大鳥川	境迫川	曾於市	大隅町	境迫	0.04	9	8	2		0.00
461Ⅱ-008	菱田川	大鳥川	新留川	曾於市	大隅町	新留	0.06	6	8	2		0.39
461Ⅱ-009	菱田川	月野川	野町の小川	曾於市	大隅町	野町	0.03	11	4	1	県道志緒・宮ヶ原・福山線	0.00
461Ⅱ-010	菱田川	月野川	乙河内の小川①	曾於市	大隅町	乙河内	0.04	13	12	3		0.27
461Ⅱ-011	菱田川	月野川	乙河内川	曾於市	大隅町	乙河内	0.34	7	12	3		1.03
461Ⅱ-012	菱田川	月野川	乙河内の小川①	曾於市	大隅町	中須田木	0.08	10	8	2		0.15
461Ⅱ-013	菱田川	月野川	中須田木の小川	曾於市	大隅町	中須田木	0.03	10	8	2		0.55
461Ⅱ-014	菱田川	月野川	須田木川	曾於市	大隅町	須田木	0.05	6	8	2		0.13
461Ⅱ-015	菱田川	月野川	上長江川	曾於市	大隅町	上長江	0.29	4	4	1		0.65
461Ⅱ-016	菱田川	月野川	中長江の小川	曾於市	大隅町	中長江	0.11	4	8	2		1.70
461Ⅱ-017	菱田川	月野川	春田の小川	曾於市	大隅町	春田	0.04	15	8	2	県道志緒・宮ヶ原・福山線	0.81
461Ⅱ-018	菱田川	月野川	上圀の小川	曾於市	大隅町	上圀	0.04	13	12	3	県道志緒・宮ヶ原・福山線	0.15
461Ⅱ-019	菱田川	月野川	麓の小川	曾於市	大隅町	麓	0.06	11	4	1		0.00
461Ⅱ-020	菱田川	月野川	大川原川	曾於市	大隅町	大川原	0.22	6	12	3		0.58
461Ⅱ-021	菱田川	月野川	炭床川	曾於市	大隅町	炭床	0.03	14	4	1		0.26
461Ⅱ-022	菱田川	月野川	英ヶ迫の小川	曾於市	大隅町	英ヶ迫	0.03	7	12	3		0.25
461Ⅱ-023	菱田川	月野川	英ヶ迫川	曾於市	大隅町	英ヶ迫	0.04	9	4	1		0.33
461Ⅱ-024	菱田川	月野川	広津田の小川	曾於市	大隅町	広津田	0.05	10	8	2		0.32
461Ⅱ-025	菱田川	月野川	広津田川	曾於市	大隅町	広津田	0.13	11	8	2		0.40
461Ⅱ-026	菱田川	月野川	岩元の小川	曾於市	大隅町	中村	0.09	7	4	1		0.03
461Ⅱ-027	菱田川	前川	上岡別府川②	曾於市	大隅町	上岡別府	0.07	6	12	3		0.92
461Ⅱ-028	菱田川	前川	上岡別府川①	曾於市	大隅町	上岡別府	0.06	7	4	1		0.07
461Ⅱ-029	菱田川	前川	神掛の小川①	曾於市	大隅町	神掛	0.07	10	8	2		2.33
461Ⅱ-030	菱田川	前川	神掛の小川②	曾於市	大隅町	神掛	0.14	7	4	1		3.93
461Ⅱ-031	菱田川	菱田川	市吉川	曾於市	大隅町	市吉	0.04	14	4	1		0.00
461Ⅱ-032	菱田川	菱田川	柳井谷川	曾於市	大隅町	柳井谷	0.04	10	4	1		0.80
463Ⅱ-001	大淀川	横市川	炭山谷川	曾於市	財部町	炭山谷	0.20	10	4	1		0.73

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
463Ⅱ-002	大淀川	横市川	炭山谷の小川	曾於市	財部町	炭山谷	0.05	11	8	2		0.07
463Ⅱ-003	大淀川	横市川	須賀川	曾於市	財部町	須賀	0.09	11	4	1		0.65
463Ⅱ-004	大淀川	横市川	小土野川	曾於市	財部町	小土野	0.34	7	4	1		1.73
463Ⅱ-005	大淀川	横市川	小土野の小川	曾於市	財部町	小土野	0.04	24	4	1		0.52
463Ⅱ-006	大淀川	横市川	八ヶ代川③	曾於市	財部町	荒川内	0.08	16	16	4		0.15
463Ⅱ-007	大淀川	横市川	八ヶ代川②	曾於市	財部町	荒川内	0.13	12	16	4		0.55
463Ⅱ-008	大淀川	横市川	奎比野の小川	曾於市	財部町	奎比野	0.03	9	16	4		1.10
463Ⅱ-009	大淀川	横市川	弥五郎谷	曾於市	財部町	奎比野	0.31	4	4	1		0.33
463Ⅱ-010	大淀川	後川	大峯川②	曾於市	財部町	大峯	0.21	10	4	1		0.61
463Ⅱ-011	大淀川	後川	大峯川①	曾於市	財部町	大峯	0.23	12	4	1		0.85
463Ⅱ-012	大淀川	後川	谷川内川②	曾於市	財部町	谷川内	0.13	9	8	2		0.28
463Ⅱ-013	大淀川	後川	閉山田川	曾於市	財部町	閉山田	0.34	4	8	2		0.01
463Ⅱ-014	大淀川	溝之口川	桐原川	曾於市	財部町	桐原	0.17	6	8	2		0.34
463Ⅱ-015	大淀川	溝之口川	桐原の小川	曾於市	財部町	桐原	0.06	17	8	2		0.06
463Ⅱ-016	大淀川	溝之口川	粟谷の小川①	曾於市	財部町	粟谷	0.01	35	4	1		0.38
463Ⅱ-017	大淀川	溝之口川	粟谷の小川②	曾於市	財部町	粟谷	0.01	31	4	1		0.08
463Ⅱ-018	大淀川	溝之口川	粟谷川①	曾於市	財部町	粟谷	0.06	10	8	2		0.38
463Ⅱ-019	大淀川	溝之口川	粟谷の小川③	曾於市	財部町	粟谷	0.03	26	3	1	東通天川原-小村線	0.06
463Ⅱ-020	大淀川	溝之口川	粟谷川②	曾於市	財部町	粟谷	0.03	10	4	1		0.39
463Ⅱ-021	大淀川	溝之口川	大良川②	曾於市	財部町	大良	0.09	6	4	1		0.30
463Ⅱ-022	大淀川	溝之口川	大良川④	曾於市	財部町	大良	0.04	13	4	1		0.00
463Ⅱ-023	大淀川	溝之口川	大良川①	曾於市	財部町	大良	0.18	5	4	1		0.32
463Ⅱ-024	大淀川	溝之口川	吉ヶ谷川②	曾於市	財部町	夏木	0.06	7	8	2		0.36
463Ⅱ-025	大淀川	溝之口川	吉ヶ谷川③	曾於市	財部町	吉ヶ谷	0.02	9	8	3	JR日豊本線	0.05
463Ⅱ-026	大淀川	溝之口川	大河原の小川	曾於市	財部町	大川原	0.03	14	5	2	東通馬渡-大川原線	0.07
464Ⅱ-001	大淀川	田代川	田代谷の小川	曾於市	末吉町	田代谷	0.04	10	3	1		0.14
464Ⅱ-002	大淀川	大淀川	上高岡川①	曾於市	末吉町	上高岡	0.16	9	8	2	東通垂水南之郷線	1.33
464Ⅱ-003	大淀川	大淀川	上高岡川②	曾於市	末吉町	上高岡	0.09	7	12	3		1.33
464Ⅱ-004	大淀川	大淀川	平沢津の小川①	曾於市	末吉町	平沢津	0.04	12	5	2		1.43
464Ⅱ-005	大淀川	大淀川	平沢津の小川②	曾於市	末吉町	平沢津	0.04	6	5	2		0.43
464Ⅱ-006	大淀川	大淀川	平沢津の小川③	曾於市	末吉町	平沢津	0.10	5	3	1		0.00
464Ⅱ-007	大淀川	大淀川	中岳川	曾於市	末吉町	中岳	0.12	16	8	2		0.20
464Ⅱ-008	大淀川	大淀川	中岳の小川	曾於市	末吉町	中岳	0.06	10	5	2		0.00
464Ⅱ-009	大淀川	大淀川	下高岡川①	曾於市	末吉町	下高岡	0.08	7	16	4		0.88
464Ⅱ-010	大淀川	大淀川	下高岡川②	曾於市	末吉町	下高岡	0.13	12	4	1		1.04
464Ⅱ-011	菱田川	菱田川	池山の小川	曾於市	末吉町	池山	0.08	5	3	1		0.50
464Ⅱ-012	菱田川	菱田川	南大沢津の小川	曾於市	末吉町	南大沢津	0.07	12	3	1		0.44
464Ⅱ-013	菱田川	松尾川	坂元川②	曾於市	末吉町	坂元	0.03	6	16	4		0.58
464Ⅱ-014	菱田川	松尾川	坂元の小谷①	曾於市	末吉町	坂元	0.02	9	8	3		0.00
212Ⅱ-001	天降川	手籠川	止上谷川1	霧島市	国分市	重久	0.07	23	5	2		0.83
212Ⅱ-002	天降川	手籠川	止上谷川2	霧島市	国分市	重久	0.35	7	2	1		0.30

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
212Ⅱ-003	天降川	手籠川	岩元谷川2	霧島市	国分市	重久	0.04	13	2	1		0.00
212Ⅱ-004	天降川	郡田川	台明寺下谷1	霧島市	国分市	台明寺	0.03	13	5	2		0.03
212Ⅱ-005	天降川	郡田川	台明寺下谷2	霧島市	国分市	台明寺	0.02	20	10	4		0.37
212Ⅱ-006	天降川	郡田川	台明寺下谷2	霧島市	国分市	台明寺	0.05	16	10	4		0.23
212Ⅱ-007	天降川	郡田川	台明寺下川1	霧島市	国分市	台明寺	0.07	16	7	3		0.21
212Ⅱ-008	天降川	郡田川	台明寺下川2	霧島市	国分市	台明寺	0.70	6	7	3		0.41
212Ⅱ-009	天降川	郡田川	台明寺川	霧島市	国分市	台明寺	0.28	11	2	1		0.00
212Ⅱ-010	天降川	郡田川	郡田境川1	霧島市	国分市	郡田	0.15	8	2	1		0.33
212Ⅱ-011	天降川	郡田川	清水丘川2	霧島市	国分市	清水	0.19	9	2	1		1.19
212Ⅱ-012	検校川	—	梅ヶ谷谷	霧島市	国分市	上井	0.06	9	5	2		0.00
212Ⅱ-013	検校川	—	下川原谷	霧島市	国分市	川原	0.21	4	5	2		0.00
212Ⅱ-014	検校川	—	田代谷1	霧島市	国分市	郡田	0.08	18	2	1		0.65
212Ⅱ-015	検校川	—	田代谷2	霧島市	国分市	郡田	0.05	17	7	3		0.35
212Ⅱ-016	検校川	—	松ヶ野谷	霧島市	国分市	郡田	0.11	8	2	1		0.21
212Ⅱ-017	検校川	—	下薄木谷	霧島市	国分市	川原	0.04	19	5	2		0.59
212Ⅱ-018	検校川	前田川	仁田原谷2	霧島市	国分市	川原	0.07	16	5	2		0.28
212Ⅱ-019	検校川	前田川	仁田原谷1	霧島市	国分市	川原	0.04	18	2	1		0.42
212Ⅱ-020	検校川	—	渡瀬谷	霧島市	国分市	川内	0.06	13	2	1	県道天川原小村線	0.86
212Ⅱ-021	検校川	前田川	野坂谷5	霧島市	国分市	川原	0.09	9	2	1		0.15
212Ⅱ-022	検校川	前田川	野坂谷1	霧島市	国分市	川原	0.02	10	2	1		0.43
212Ⅱ-023	検校川	前田川	野坂谷2	霧島市	国分市	川原	0.05	11	2	1		0.02
212Ⅱ-024	検校川	前田川	野坂谷3	霧島市	国分市	川原	0.02	11	2	1		0.15
212Ⅱ-025	検校川	前田川	野坂谷4	霧島市	国分市	川原	0.01	9	5	2		0.09
212Ⅱ-026	検校川	—	岩崎山下谷川1	霧島市	国分市	上井	0.07	14	7	3		0.11
212Ⅱ-027	検校川	—	岩崎山下谷川2	霧島市	国分市	上井	0.10	9	5	2		0.17
212Ⅱ-028	検校川	—	岩崎山下谷川3	霧島市	国分市	上井	0.07	13	7	3		0.32
212Ⅱ-029	検校川	鎮守尾川	見帰谷1	霧島市	国分市	上井	0.05	17	2	1	県道天川原小村線	0.53
212Ⅱ-030	検校川	鎮守尾川	見帰谷2	霧島市	国分市	上井	0.01	18	7	3	県道天川原小村線	0.04
212Ⅱ-031	検校川	鎮守尾川	見帰谷3	霧島市	国分市	上井	0.08	15	2	1	県道天川原小村線	0.03
212Ⅱ-032	検校川	前田川	野平川	霧島市	国分市	川原	0.05	13	10	4		0.61
212Ⅱ-033	検校川	鎮守尾川	永山谷	霧島市	国分市	上之段	0.05	12	2	1		0.33
212Ⅱ-034	検校川	鎮守尾川	後川内容2	霧島市	国分市	川内	0.05	10	5	2	国道10号電割N4N2	0.25
212Ⅱ-035	検校川	鎮守尾川	後川内容1	霧島市	国分市	川内	0.23	10	7	3	国道10号電割N4N2	0.38
212Ⅱ-036	検校川	鎮守尾川	轟橋谷	霧島市	国分市	川内	0.19	14	2	1	国道10号電割N4N2	0.00
212Ⅱ-037	検校川	鎮守尾川	鎮守尾谷3	霧島市	国分市	川内	0.09	19	5	2	国道10号電割N4N2	0.03
212Ⅱ-038	検校川	鎮守尾川	鎮守尾谷1	霧島市	国分市	川内	0.20	13	7	3	国道10号電割N4N2	0.19
212Ⅱ-039	検校川	鎮守尾川	鎮守尾谷2	霧島市	国分市	川内	0.62	11	10	4	国道10号電割N4N2	0.02
212Ⅱ-040	高橋川	—	下谷	霧島市	国分市	上之段	0.03	16	2	1		0.10
212Ⅱ-041	高橋川	—	朴木北谷	霧島市	国分市	上之段	0.02	27	5	2		0.21
212Ⅱ-042	高橋川	—	朴木谷1	霧島市	国分市	上之段	0.05	16	2	1		0.23
212Ⅱ-043	高橋川	—	朴木谷2	霧島市	国分市	上之段	0.05	15	5	2		0.34

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
212Ⅱ-044	大淀川	溝之口川	真谷谷	霧島市	国分市	川内	0.15	12	2	1		0.29	
212Ⅱ-045	大淀川	溝之口川	本戸谷1	霧島市	国分市	川内	0.01	16	2	1		0.01	
212Ⅱ-046	大淀川	溝之口川	本戸谷2	霧島市	国分市	川内	0.26	20	2	1		0.26	
212Ⅱ-047	大淀川	溝之口川	前本戸谷1	霧島市	国分市	川内	0.14	13	2	1		0.15	
212Ⅱ-048	大淀川	溝之口川	前本戸谷2	霧島市	国分市	川内	0.19	15	10	4		0.19	
444Ⅱ-001	網掛川	宇曽ノ木川	—	霧島市	溝辺町	有川	0.25	12	5	2	町道	0.40	
444Ⅱ-002	網掛川	宇曽ノ木川	丹生附の小川	霧島市	溝辺町	有川	0.39	8	8	3		0.50	
444Ⅱ-003	網掛川	宇曽ノ木川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.55	12	3	1	林道	0.00	
444Ⅱ-004	網掛川	宇曽ノ木川	長尾谷川	霧島市	溝辺町	竹子	0.15	15	3	1		0.00	
444Ⅱ-005	網掛川	宇曽ノ木川	長尾谷川	霧島市	溝辺町	竹子	0.03	16	3	1		0.35	
444Ⅱ-006	網掛川	—	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.02	11	5	2		0.00	
444Ⅱ-007	網掛川	網掛川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.27	7	5	2	町道	1.49	
444Ⅱ-008	網掛川	網掛川	—	霧島市	溝辺町	竹子	1.88	7	5	2	町道	3.35	
444Ⅱ-009	網掛川	網掛川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.16	10	5	2	町道	1.40	
444Ⅱ-010	網掛川	網掛川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.01	16	5	2	町道	0.14	
444Ⅱ-011	網掛川	網掛川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.01	13	3	1	町道	0.10	
444Ⅱ-012	天降川	久留味川	野坂川	霧島市	溝辺町	竹子	0.33	9	8	3	県道十文字永野線	1.27	
444Ⅱ-013	天降川	久留味川	—	霧島市	溝辺町	竹子	0.06	16	3	1	県道十文字永野線	0.24	
445Ⅱ-001	天降川	久留味川	野坂川2	霧島市	横川町	上ノ野坂	0.10	0	5	2	町道	0.56	
445Ⅱ-002	天降川	久留味川	野坂川1	霧島市	横川町	上ノ野坂	0.04	0	3	1	町道	0.56	
445Ⅱ-003	天降川	久留味川	上ノ川1	霧島市	横川町	上ノ上ノ川	0.07	0	10	4	町道	0.74	
445Ⅱ-004	天降川	久留味川	横伏敷2	霧島市	横川町	上ノ横伏敷	0.03	0	3	1	町道	0.69	
445Ⅱ-005	天降川	久留味川	横伏敷川	霧島市	横川町	上ノ横伏敷	0.03	0	8	3	町道	0.95	
445Ⅱ-006	天降川	馬渡川	下深川	霧島市	横川町	中ノ下深川	0.17	0	8	3	県道	1.16	
445Ⅱ-007	天降川	柴尾田川	上ノ川2	霧島市	横川町	上ノ上ノ	0.09	0	3	1		0.00	
445Ⅱ-008	天降川	柴尾田川	上ノ川3	霧島市	横川町	上ノ上ノ川	0.06	0	5	2	県道	0.67	
445Ⅱ-009	天降川	柴尾田川	上ノ川4	霧島市	横川町	上ノ上ノ川	0.24	0	8	3	県道	0.43	
445Ⅱ-010	天降川	柴尾田川	木浦川2	霧島市	横川町	上ノ木浦	0.03	0	3	1	町道	1.68	
445Ⅱ-011	天降川	天降川	天降川5	霧島市	横川町	上ノ山ヶ野	0.04	0	8	3	町道	0.16	
445Ⅱ-012	天降川	清水川	清水川右支川	霧島市	横川町	中ノ山ノ口	0.01	0	10	4		0.48	
445Ⅱ-013	天降川	清水川	拂山	霧島市	横川町	中ノ拂山	0.33	0	5	2	町道	1.46	
445Ⅱ-014	天降川	清水川	清水川左支川	霧島市	横川町	中ノ山ノ口	0.01	0	3	1	町道	0.00	
445Ⅱ-015	天降川	万膳川	下植村川	霧島市	横川町	中ノ下植村	0.03	0	5	2	町道	0.00	
445Ⅱ-016	川内川	穴川	十三谷1	霧島市	横川町	上ノ十三谷	0.22	0	3	1	町道	1.09	
445Ⅱ-017	川内川	南川	野坂川3	霧島市	横川町	上ノ野坂	0.03	0	5	2	国道 町道	0.44	
445Ⅱ-018	川内川	南川	野坂川4	霧島市	横川町	上ノ野坂	0.10	0	3	1	町道	2.90	
446Ⅱ-001	川内川	幸田川	幸田頭川1	湧水町	栗野町	幸田 幸田頭	0.08	0	5	2	町道	1.85	
446Ⅱ-002	川内川	川内川	二渡川	湧水町	栗野町	恒次 二渡	0.01	0	5	2	国道	0.50	
446Ⅱ-003	川内川	白川川	鉄山川	湧水町	栗野町	幸田 鉄山	0.12	0	2	1	町道	1.72	
447Ⅱ-001	川内川	川内川	須屋川	湧水町	吉松町	川西 山下西	0.52	0	9	4	JR肥薩線 町道	7.20	
447Ⅱ-002	川内川	川内川	般若寺1	湧水町	吉松町	般若寺 般若寺	0.51	0	2	1	JR肥薩線 町道	6.98	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
447Ⅱ-003	川内川	川内川	般若寺2	湧水町	吉松町	般若寺 般若寺	0.06	0	2	1	JR肥後線 町道	1.36	
448Ⅱ-001	天降川	万膳川	万膳川左支川	霧島市	牧園町	高千穂 大霧	0.17	0	5	2	国道 町道	1.80	
448Ⅱ-002	天降川	万膳川	扇之迫川1	霧島市	牧園町	万膳 扇之迫	0.03	0	8	3	町道	4.30	
448Ⅱ-003	天降川	三体川	鹿屋川	霧島市	牧園町	三体堂 鹿屋	0.08	0	5	2	町道	0.17	
448Ⅱ-004	天降川	三体川	三体川	霧島市	牧園町	三体堂 丸尾	0.33	0	3	1	国道 町道	6.63	
448Ⅱ-005	天降川	石坂川	田方	霧島市	牧園町	三体堂 田方	0.44	0	5	2	町道	1.01	
448Ⅱ-006	天降川	小谷川	湯窪	霧島市	牧園町	上中津川 湯窪	0.14	0	0	0		0.29	
448Ⅱ-007	天降川	中津川	殿湯川1	霧島市	牧園町	高千穂 丸尾	0.22	0	5	2	国道 町道	3.02	
448Ⅱ-008	天降川	中津川	三本木川	霧島市	牧園町	高千穂 三本木	0.16	0	5	2	町道	1.93	
448Ⅱ-009	天降川	中津川	母ヶ野川	霧島市	牧園町	高千穂 母ヶ野	0.11	0	3	1	国道	0.88	
448Ⅱ-010	天降川	中津川	古道川	霧島市	牧園町	下中津川 古道	1.44	0	5	2		0.60	
449Ⅱ-001	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	川北	0.03	18	10	4	町道	0.49	
449Ⅱ-002	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	川北	0.01	7	8	3	町道	0.32	
449Ⅱ-003	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	田口	0.05	6	8	3	町道	0.22	
449Ⅱ-004	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	田口	0.06	12	10	4	町道	0.35	
449Ⅱ-005	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	田口	0.12	10	8	3	国道223号線	1.93	
449Ⅱ-006	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	田口	0.07	7	5	2	町道	0.75	
449Ⅱ-007	天降川	手籠川	その他	霧島市	霧島町	永水	0.04	11	5	2	町道	0.86	
449Ⅱ-008	天降川	手籠川	その他	霧島市	霧島町	永水	0.01	16	3	1		0.44	
449Ⅱ-009	天降川	手籠川	その他	霧島市	霧島町	永水	0.08	7	3	1		0.51	
449Ⅱ-010	天降川	霧島川	その他	霧島市	霧島町	大窪	0.01	10	3	1	町道	0.09	
449Ⅱ-011	天降川	—	—	霧島市	霧島町	大窪	0.01	21	8	3		0.09	
449Ⅱ-012	天降川	郡田川	その他	霧島市	霧島町	永水	0.03	15	3	1	町道	0.23	
450Ⅱ-001	清水川	その他	その他	霧島市	隼人町	小田	0.14	12	10	4	国道 林道	0.36	
450Ⅱ-002	清水川	石元川	—	霧島市	隼人町	小田	0.04	11	3	1	町道	0.19	
450Ⅱ-003	天降川	西光寺川	—	霧島市	隼人町	西光寺	0.06	10	10	4	国道504号線	0.08	
450Ⅱ-004	天降川	西光寺川	—	霧島市	隼人町	西光寺	0.05	12	10	4	国道504号線	0.16	
450Ⅱ-005	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.02	18	10	4	JR肥後線 町道	0.15	
450Ⅱ-006	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.02	14	10	4	JR肥後線 県道隼人・溝辺線 町道	0.07	
450Ⅱ-007	天降川	嘉例川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.10	7	10	4	JR肥後線 県道隼人・溝辺線	0.03	
450Ⅱ-008	天降川	中初場川	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.02	16	5	2	町道	0.31	
450Ⅱ-009	天降川	—	—	霧島市	隼人町	嘉例川	0.02	11	5	2	町道	0.15	
450Ⅱ-010	天降川	天降川	その他	霧島市	隼人町	松永	0.23	8	5	2		0.36	
450Ⅱ-011	天降川	霧島川	その他	霧島市	隼人町	松永	0.03	26	8	3	町道	0.18	
450Ⅱ-012	天降川	霧島川	その他	霧島市	隼人町	松永	0.04	30	5	2	町道	1.55	
451Ⅱ-001	—	—	砂走	霧島市	福山町	砂走	0.05	12	8	3		1.16	
451Ⅱ-002	検校川	前田川	池之段	霧島市	福山町	大屋敷	0.15	10	3	1		2.10	
451Ⅱ-003	検校川	前田川	池之段	霧島市	福山町	池之段	0.10	12	8	3		0.38	
451Ⅱ-004	検校川	前田川	池之段	霧島市	福山町	池之段	0.08	14	8	3		0.30	
205Ⅱ-001	萩元川	萩元川	番屋川	いちき串木野市	串木野市	萩元	0.06	13	5	2		1.03	
205Ⅱ-002	河原川	河原川	河原川	いちき串木野市	串木野市	河原	0.03	21	3	1		0.87	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
205Ⅱ-003	荒川川	荒川川	第1別府平川	いちき串木野市	串木野市	別府平	0.19	11	5	2	一般県道 荒川川内線	0.20
205Ⅱ-004	荒川川	荒川川	第2別府平川	いちき串木野市	串木野市	中向	0.15	17	3	1	一般県道 荒川川内線	1.48
205Ⅱ-005	荒川川	太郎坊川	太郎坊谷1	いちき串木野市	串木野市	太郎坊	0.26	16	3	1	一般県道 荒川川内線	9.05
205Ⅱ-006	荒川川	荒川川	第1郷戸川	いちき串木野市	串木野市	草良	0.05	16	5	2		0.22
205Ⅱ-007	荒川川	荒川川	第2郷戸川	いちき串木野市	串木野市	草良	0.09	14	3	1		0.16
205Ⅱ-008	荒川川	荒川川	草良の小川2	いちき串木野市	串木野市	草良	0.17	13	3	1		5.54
205Ⅱ-009	荒川川	荒川川	小山ヶ前川1	いちき串木野市	串木野市	草良	0.10	15	5	2		2.47
205Ⅱ-010	荒川川	荒川川	小山ヶ前川2	いちき串木野市	串木野市	草良	0.11	18	5	2		2.63
205Ⅱ-011	半ヶ迫川	半ヶ迫川	半ヶ迫川1	いちき串木野市	串木野市	半ヶ迫	0.24	14	5	2	主要地方道 川内-串木野線	0.22
205Ⅱ-012	半ヶ迫川	半ヶ迫川	半ヶ迫川2	いちき串木野市	串木野市	半ヶ迫	0.14	18	3	1	主要地方道 川内-串木野線	0.22
205Ⅱ-013	オコン川	オコン川	建岩川1	いちき串木野市	串木野市	南子場	0.10	17	5	2		0.76
205Ⅱ-014	五反田川	金山川	薩摩山川2	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.20	15	11	4	JR鹿児島本線 国道3号線	0.05
205Ⅱ-015	五反田川	金山川	薩摩山川3	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.18	13	3	1	JR鹿児島本線 国道3号線	0.24
205Ⅱ-016	五反田川	金山川	薩摩山川4	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.10	10	5	2	JR鹿児島本線 国道3号線	0.00
205Ⅱ-017	五反田川	金山川	金山谷川1	いちき串木野市	串木野市	金山	0.05	16	3	1		0.01
205Ⅱ-018	五反田川	金山川	金山川3	いちき串木野市	串木野市	金山	0.10	17	8	3	国道3号線	0.00
205Ⅱ-019	五反田川	金山川	野下下川2	いちき串木野市	串木野市	野下	0.13	16	11	4		0.18
205Ⅱ-020	五反田川	金山川	平田迫川	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.08	17	8	3		0.00
205Ⅱ-021	五反田川	金山川	薩摩山谷川	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	0.06	19	11	4		0.00
205Ⅱ-022	五反田川	五反田川	山ノ上川	いちき串木野市	串木野市	河内西	0.08	11	11	4		0.07
205Ⅱ-023	五反田川	五反田川	河内谷	いちき串木野市	串木野市	河内	0.25	13	8	3		1.57
205Ⅱ-024	五反田川	五反田川	轟谷川	いちき串木野市	串木野市	河内	0.30	17	8	3		0.98
205Ⅱ-025	五反田川	五反田川	馬込谷川	いちき串木野市	串木野市	馬込	0.05	20	8	3		0.38
205Ⅱ-026	五反田川	五反田川	五反田川2	いちき串木野市	串木野市	福菌	0.66	7	3	1		0.40
205Ⅱ-027	五反田川	五反田川	五反田川	いちき串木野市	串木野市	大岩	0.25	14	8	3		1.40
205Ⅱ-028	五反田川	五反田川	藤脇川	いちき串木野市	串木野市	岩下	0.09	23	8	3	主要地方道 串木野-極楽線	1.37
205Ⅱ-029	五反田川	大六野川	宇都谷川	いちき串木野市	串木野市	宇都	0.25	16	3	1		1.78
205Ⅱ-030	五反田川	大六野川	西久保川	いちき串木野市	串木野市	宇都	0.09	22	8	3		0.87
205Ⅱ-031	五反田川	五反田川	川畑谷川	いちき串木野市	串木野市	川畑	0.14	20	5	2	主要地方道 串木野-極楽線	0.00
205Ⅱ-032	五反田川	五反田川	松下谷川2	いちき串木野市	串木野市	松下	0.15	20	3	1	主要地方道 串木野-極楽線	0.28
205Ⅱ-033	川内川	都川	栗山迫川1	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.03	24	5	2		0.03
205Ⅱ-034	川内川	都川	大迫谷川	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.18	13	11	4		0.81
205Ⅱ-035	川内川	都川	芦ヶ野小川支溪	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.05	16	8	3		0.44
205Ⅱ-036	川内川	都川	芦ヶ野小川支溪	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.27	10	3	1		1.47
205Ⅱ-037	川内川	都川	芦ヶ野小川支溪	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.39	8	3	1		2.43
205Ⅱ-038	川内川	都川	藤沢川第2小川	いちき串木野市	串木野市	藤沢	0.05	16	11	4	JR鹿児島本線	0.61
205Ⅱ-039	川内川	都川	藤沢川第3小川	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.07	15	3	1	JR鹿児島本線	0.01
205Ⅱ-040	川内川	都川	芹ヶ野川	いちき串木野市	串木野市	芦ヶ野	0.05	19	8	3	JR鹿児島本線	0.40
361Ⅱ-001	八房川	八房川	船川後川	いちき串木野市	市来町	川上	0.17	19	3	1	県道郷戸市来線	0.75
361Ⅱ-002	八房川	八房川	船川上川	いちき串木野市	市来町	川上	0.10	14	3	1	県道郷戸市来線	0.92
361Ⅱ-003	八房川	八房川	木場上川	いちき串木野市	市来町	川上	0.55	22	3	1	県道郷戸市来線	0.29

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
361Ⅱ-004	八房川	八房川	中ノ平後谷川	いちき串木野市	市来町	川上	0.10	28	3	1		1.32	
361Ⅱ-005	八房川	八房川	管ノ迫谷川	いちき串木野市	市来町	川上	0.15	5	3	1		0.37	
361Ⅱ-006	八房川	八房川	珍の山川支川	いちき串木野市	市来町	川上	0.07	12	11	4		0.51	
361Ⅱ-007	八房川	八房川	中組谷川	いちき串木野市	市来町	川上	0.06	20	3	1		1.95	
361Ⅱ-008	八房川	八房川	牛ノ江谷川	いちき串木野市	市来町	川上	0.10	14	3	1		1.25	
361Ⅱ-009	大里川	重信川	陳ヶ迫北谷川	いちき串木野市	市来町	大里	0.21	9	6	2		0.13	
361Ⅱ-010	大里川	大里川	中福良上谷川	いちき串木野市	市来町	大里	0.22	7	11	4	JR鹿児島本線	0.27	
361Ⅱ-011	大里川	大里川	池ノ原川	いちき串木野市	市来町	大里	0.17	9	3	1		0.47	
211Ⅱ-001	万之瀬川	万之瀬川	こせの滝小川	南さつま市	加世田市	加治屋	0.04	18	3	1	県道加世田川辺線	0.00	
211Ⅱ-002	万之瀬川	大谷川	舞敷野の小川	南さつま市	加世田市	舞敷野	0.04	14	3	1	県道石垣加世田線	0.12	
211Ⅱ-003	万之瀬川	立神川	中村川	南さつま市	加世田市	中村	0.06	15	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-004	万之瀬川	立神川	東山川	南さつま市	加世田市	東山	0.13	13	3	1	市道	0.61	
211Ⅱ-005	万之瀬川	田之野川	上内山田川	南さつま市	加世田市	上内山田	0.06	15	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-006	万之瀬川	田之野川	仁田山川	南さつま市	加世田市	仁田山	0.17	19	3	1	市道	0.00	
211Ⅱ-007	万之瀬川	田之野川	鉄山第1小川	南さつま市	加世田市	鉄山	0.04	10	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-008	万之瀬川	鉄山川	鉄山川	南さつま市	加世田市	鉄山	0.05	10	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-009	万之瀬川	田之野川	鉄山第2小川	南さつま市	加世田市	鉄山	0.07	18	3	1	市道	0.00	
211Ⅱ-010	万之瀬川	加世田川	原向第2谷	南さつま市	加世田市	原向	0.03	18	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-011	万之瀬川	加世田川	本坊の小川	南さつま市	加世田市	本坊	0.10	12	8	3	市道	0.00	
211Ⅱ-012	万之瀬川	加世田川	堂原川	南さつま市	加世田市	堂原	0.06	13	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-013	花渡川	花渡川	浦口西谷川	南さつま市	加世田市	浦口	0.04	14	8	3	一般地方道秋田上津真	0.00	
211Ⅱ-014	花渡川	花渡川	新地谷	南さつま市	加世田市	新地	0.09	13	3	1		0.00	
211Ⅱ-015	万之瀬川	加世田川	西山第1小川	南さつま市	加世田市	西山	0.31	14	5	2	市道	0.31	
211Ⅱ-016	万之瀬川	加世田川	西山第2小川	南さつま市	加世田市	西山	0.04	19	5	2	市道	0.42	
211Ⅱ-017	万之瀬川	加世田川	西山第3小川	南さつま市	加世田市	西山	0.03	23	10	4	市道	0.00	
211Ⅱ-018	万之瀬川	加世田川	田尻川の支溪	南さつま市	加世田市	西山	0.27	14	8	3	市道	0.38	
211Ⅱ-019	万之瀬川	干河川	干河上第3谷	南さつま市	加世田市	干河上	0.07	16	3	1	市道	0.17	
211Ⅱ-020	万之瀬川	干河川	干河上第1谷	南さつま市	加世田市	干河上	0.08	17	10	4	市道	0.39	
211Ⅱ-021	万之瀬川	干河川	山神第1谷川	南さつま市	加世田市	中原	0.35	18	8	3	市道	0.00	
211Ⅱ-022	万之瀬川	干河川	山神第1谷支溪1	南さつま市	加世田市	中原	0.06	15	8	3	市道	0.00	
211Ⅱ-023	万之瀬川	干河川	山神第1谷支溪2	南さつま市	加世田市	中原	0.06	18	8	3	市道	0.00	
211Ⅱ-024	万之瀬川	干河川	大原の小川	南さつま市	加世田市	大原	0.15	9	3	1	市道	0.60	
211Ⅱ-025	万之瀬川	内布川	鮎川川	南さつま市	加世田市	鮎川	0.27	12	5	2	市道	0.00	
211Ⅱ-026	万之瀬川	内布川	宮田川	南さつま市	加世田市	中	0.24	14	5	2	市道	0.41	
211Ⅱ-027	万之瀬川	内布川	北第3小川	南さつま市	加世田市	北	0.05	12	3	1	市道	0.00	
211Ⅱ-028	万之瀬川	内布川	北第1小川	南さつま市	加世田市	北	0.07	9	8	3	市道	0.00	
211Ⅱ-029	万之瀬川	内布川	堀切谷	南さつま市	加世田市	堀切	0.03	18	5	2	市道	0.36	
341Ⅱ-001	笠石川	笠石川	市崎木場川	南さつま市	笠沙町	市崎木場	0.13	17	9	4		0.21	
341Ⅱ-002	仁王崎川	仁王崎川	仁王崎第1谷	南さつま市	笠沙町	仁王崎	0.12	15	7	3	町道	0.00	
341Ⅱ-003	仁王崎川	仁王崎川	仁王崎第2谷	南さつま市	笠沙町	仁王崎	0.08	16	7	3	町道	0.00	
341Ⅱ-004	仁王崎川	仁王崎川	仁王崎川	南さつま市	笠沙町	仁王崎	0.55	13	7	3	町道	0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
341Ⅱ-005	仁王崎川	仁王崎川	仁王崎第3谷	南さつま市	笠沙町	仁王崎	0.10	14	4	2		0.00	
341Ⅱ-006	谷山川	谷山川	谷山第2谷川	南さつま市	笠沙町	谷山	0.08	25	7	3	町道	0.00	
342Ⅱ-001	大浦川	大浦川	宮園の小川	南さつま市	大浦町	宮園	0.02	14	7	3	町道	0.00	
342Ⅱ-002	大浦川	大浦川	福元小川	南さつま市	大浦町	福元	0.06	17	9	4	町道	0.00	
342Ⅱ-003	大浦川	大浦川	平原第2小川	南さつま市	大浦町	平原	0.02	12	2	1	町道	0.18	
342Ⅱ-004	大浦川	大浦川	平原第1小川	南さつま市	大浦町	平原	0.22	12	2	1	町道	0.00	
342Ⅱ-005	大浦川	大浦川	秋山第1小川	南さつま市	大浦町	秋山	0.18	17	2	1	県道久志大浦線 町道	0.00	
342Ⅱ-006	大浦川	大浦川	秋山第2小川	南さつま市	大浦町	秋山	0.47	19	4	2	県道久志大浦線 町道	0.17	
342Ⅱ-007	大浦川	大浦川	柴内小川	南さつま市	大浦町	柴内小川	0.11	18	4	2	県道久志大浦線 町道	0.52	
342Ⅱ-008	大浦川	大浦川	落水第2小川	南さつま市	大浦町	落水	0.07	22	2	1	国道226号	0.00	
342Ⅱ-009	大浦川	大浦川	落水第1小川	南さつま市	大浦町	落水	0.22	21	2	1	国道226号	0.00	
343Ⅱ-001	平崎川	平崎川	平崎川	南さつま市	坊津町	平崎	0.04	29	2	1	国道226号線	0.00	
343Ⅱ-002	末柏川	末柏川	末柏川	南さつま市	坊津町	池屋敷	0.06	25	9	4	国道226号線 町道 町道	0.43	
343Ⅱ-003	久志川	久志川	共伸第2谷川	南さつま市	坊津町	共伸	0.02	25	5	2	町道 町道	0.26	
343Ⅱ-004	大久志第2谷	大久志第2谷	大久志第2谷	南さつま市	坊津町	大久志	0.02	22	5	2	国道226号線 町道 町道	0.00	
343Ⅱ-005	—	—	大久志第3谷	南さつま市	坊津町	大久志	0.11	19	5	2	県道久志大浦線 国道226号線 町道	0.00	
343Ⅱ-006	博多川支溪	博多川支溪	博多川支溪	南さつま市	坊津町	博多	0.11	19	2	1	県道久志大浦線 町道	0.35	
343Ⅱ-007	博多川	博多川	田崎川	南さつま市	坊津町	田崎	0.05	13	2	1	県道久志大浦線 町道 町道	0.00	
343Ⅱ-008	—	—	丸木浜第1谷	南さつま市	坊津町	丸木浜	0.02	18	2	1	国道226号線 町道	0.00	
343Ⅱ-009	—	—	丸木浜第2谷	南さつま市	坊津町	丸木浜	0.03	17	2	1	国道226号線 町道	0.00	
343Ⅱ-010	泊川	泊川	德行川	南さつま市	坊津町	町	0.19	14	5	2	県道坊津久末野線 町道	1.71	
343Ⅱ-011	泊川	泊川	平原川	南さつま市	坊津町	平原	0.07	23	9	4	町道	1.52	
343Ⅱ-012	馬迫川	馬迫川	野首川	南さつま市	坊津町	栗野	0.03	10	2	1	町道	0.00	
368Ⅱ-001	万之瀬川	竹下川	五反田谷川1	南さつま市	金峰町	大野	0.08	18	2	1		1.82	
368Ⅱ-002	万之瀬川	竹下川	五反田谷川2	南さつま市	金峰町	大野	0.13	16	5	2		0.61	
368Ⅱ-003	万之瀬川	竹下川	前平谷川	南さつま市	金峰町	大野	0.03	12	7	3		0.14	
368Ⅱ-004	万之瀬川	大谷川	池辺門前谷川1	南さつま市	金峰町	池辺	0.03	15	5	2		0.00	
368Ⅱ-005	万之瀬川	境川	十連谷川2	南さつま市	金峰町	中野津	0.04	25	5	2		0.40	
368Ⅱ-006	万之瀬川	境川	浦乃名西谷川	南さつま市	金峰町	浦之名	0.11	16	2	1		0.73	
368Ⅱ-007	万之瀬川	境川	矢杖谷川3	南さつま市	金峰町	浦之名	0.19	21	7	3	主要地方道鹿兒島加世田線	6.40	
368Ⅱ-008	万之瀬川	境川	矢杖谷川4	南さつま市	金峰町	浦之名	0.34	18	7	3	主要地方道鹿兒島加世田線	6.19	
368Ⅱ-009	万之瀬川	境川	矢杖谷川5	南さつま市	金峰町	浦之名	0.18	18	2	1		1.07	
368Ⅱ-010	万之瀬川	境川	堀切谷川1	南さつま市	金峰町	浦之名	0.06	21	2	1		0.85	
368Ⅱ-011	万之瀬川	境川	堀切谷川2	南さつま市	金峰町	浦之名	0.17	14	2	1		1.01	
368Ⅱ-012	万之瀬川	境川	堀切谷川3	南さつま市	金峰町	浦之名	0.07	11	2	1	主要地方道鹿兒島加世田線	0.19	
368Ⅱ-013	万之瀬川	長谷川	牧内谷川1	南さつま市	金峰町	大坂	0.14	15	10	4		1.17	
368Ⅱ-014	万之瀬川	長谷川	牧内谷川2	南さつま市	金峰町	大坂	0.22	18	7	3		2.02	
368Ⅱ-015	万之瀬川	長谷川	牛之川内谷川2	南さつま市	金峰町	大坂	0.04	25	2	1		0.40	
368Ⅱ-016	万之瀬川	長谷川	牛之川内谷川3	南さつま市	金峰町	大坂	0.30	9	2	1		1.35	
368Ⅱ-017	万之瀬川	長谷川	牛之川内谷川1	南さつま市	金峰町	大坂	0.04	12	7	3		0.08	
368Ⅱ-018	万之瀬川	長谷川	黄和田谷川1	南さつま市	金峰町	大坂	0.06	19	2	1		0.86	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
368Ⅱ-019	万之瀬川	長谷川	黄和田谷川2	南さつま市	金峰町	大坂	0.07	23	2	1		0.65	
368Ⅱ-020	万之瀬川	長谷川	大平谷川1	南さつま市	金峰町	大坂	0.12	14	2	1		1.05	
368Ⅱ-021	万之瀬川	長谷川	悪谷谷川1	南さつま市	金峰町	大坂	0.03	21	5	2	県道松元川辺線	0.00	
368Ⅱ-022	万之瀬川	長谷川	悪谷谷川2	南さつま市	金峰町	大坂	0.01	23	2	1	県道松元川辺線	0.00	
368Ⅱ-023	万之瀬川	長谷川	悪谷谷川3	南さつま市	金峰町	大坂	0.05	19	2	1	県道松元川辺線	0.00	
368Ⅱ-024	万之瀬川	長谷川	笠山谷川	南さつま市	金峰町	大坂	0.10	11	2	1		0.98	
368Ⅱ-025	万之瀬川	長谷川	永倉谷川	南さつま市	金峰町	白川	0.83	10	7	3		2.24	
368Ⅱ-026	万之瀬川	長谷川	河野谷川3	南さつま市	金峰町	白川	0.16	13	2	1		1.15	
368Ⅱ-027	万之瀬川	長谷川	河野谷川1	南さつま市	金峰町	白川	0.10	21	2	1		0.67	
368Ⅱ-028	万之瀬川	長谷川	長谷谷川3	南さつま市	金峰町	長谷	0.04	12	2	1		0.25	
368Ⅱ-029	万之瀬川	長谷川	長谷谷川2	南さつま市	金峰町	長谷	0.26	10	5	2		0.81	
368Ⅱ-030	万之瀬川	万之瀬川	観音河内谷川	南さつま市	金峰町	大坂	0.05	14	2	1		0.19	
368Ⅱ-031	万之瀬川	万之瀬川	観音河内谷川2	南さつま市	金峰町	観音河内	0.07	14	5	2		0.60	
303Ⅱ-001	イノクチ川	イノクチ川	大里第1	三島村	三島村	大里	0.41	6	6	3		0.00	
303Ⅱ-002	イノクチ川	イノクチ川	大里第2	三島村	三島村	大里	0.53	6	6	3		0.06	
303Ⅱ-003	中里川	中里川	中里谷	三島村	三島村	中里	0.91	8	2	1		0.00	
304Ⅱ-001	楠木川	楠木川	楠木谷第2	十島村	十島村	楠木	0.70	5	2	1		0.00	
304Ⅱ-002	高尾川	高尾川	高尾谷第2	十島村	十島村	高尾	0.09	8	6	3		0.00	
304Ⅱ-003	高尾川	高尾川	高尾谷第1	十島村	十島村	高尾	0.26	5	8	4		0.00	
322Ⅱ-001	新川	池田湖	池田湖支流	山川町	山川町	尾下	0.04	19	2	1		0.96	
322Ⅱ-002	清水川	清水川	清水川支流	山川町	山川町	大山	0.07	9	2	1	226号	6.38	
322Ⅱ-003	成川	成川	成川支流3	山川町	山川町	井手	0.08	7	10	4	226号	0.00	
323Ⅱ-001	石垣川	石垣川	石垣川支流	穎娃町	穎娃町	曲谷	0.03	27	3	1		2.49	
323Ⅱ-002	石垣川	石垣川	曲谷川支流	穎娃町	穎娃町	曲谷	0.09	11	3	1	石垣・喜入線	0.90	
323Ⅱ-003	石垣川	石垣川	折尾の小川2	穎娃町	穎娃町	折尾	0.02	19	5	2		0.21	
323Ⅱ-004	石垣川	石垣川	福留川	穎娃町	穎娃町	福留	0.05	9	3	1		0.23	
323Ⅱ-005	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	穎娃町	穎娃町	種子尾	0.18	15	5	2		1.66	
323Ⅱ-006	馬渡川	馬渡川	一氏谷	穎娃町	穎娃町	一氏	0.06	14	3	1		0.88	
323Ⅱ-007	馬渡川	馬渡川	牧淵別府川支流	穎娃町	穎娃町	牧之内	0.22	14	8	3		0.71	
323Ⅱ-008	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	穎娃町	穎娃町	佃	0.08	8	8	3		0.70	
323Ⅱ-009	馬渡川	馬渡川	馬渡川支流	穎娃町	穎娃町	谷場	0.64	13	5	2		1.16	
323Ⅱ-010	馬渡川	高取川	谷場川第二谷	穎娃町	穎娃町	谷場	0.15	16	8	3	飯山・喜入線	0.37	
323Ⅱ-011	馬渡川	馬渡川	飯山第一谷	穎娃町	穎娃町	飯山	0.16	14	11	4		3.68	
323Ⅱ-012	集川	集川	浦芝原川	穎娃町	穎娃町	浦芝原	0.58	9	8	3		1.82	
323Ⅱ-013	集川	集川	集川支流	穎娃町	穎娃町	梶山	0.14	17	3	1		2.47	
324Ⅱ-001	その他	物袋川	婿入谷	開聞町	開聞町	入野	2.18	10	2	1	226号線 指宿・枕崎線	3.90	
324Ⅱ-002	その他	物袋川	物袋川支流3	開聞町	開聞町	入野道地	0.03	11	10	4	226号線 指宿・枕崎線	1.14	
324Ⅱ-003	新川	新川	川尻第一谷	開聞町	開聞町	川尻	0.11	7	5	2		0.64	
324Ⅱ-004	新川	新川	川尻第二谷	開聞町	開聞町	川尻	0.05	6	2	1		2.60	
324Ⅱ-005	新川	新川	川尻第四谷	開聞町	開聞町	川尻	0.07	6	2	1	川尻浦山川線	2.04	
344Ⅱ-001	万之瀬川	厚地川	西野川	知覧町	知覧町	西野	0.27	8	5	2	町道	0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
344Ⅱ-002	万之瀬川	厚地川	徳永川	知覧町	知覧町	徳永	0.28	9	11	4	町道	0.28	
344Ⅱ-003	万之瀬川	厚地川	徳永の小川	知覧町	知覧町	徳永	0.10	12	11	4	町道	0.28	
344Ⅱ-004	万之瀬川	厚地川	長谷川	知覧町	知覧町	長谷	0.60	10	5	2	町道	0.03	
344Ⅱ-005	万之瀬川	厚地川	松山川	知覧町	知覧町	松山	0.05	24	8	3	町道	0.23	
344Ⅱ-006	万之瀬川	厚地川	厚地川	知覧町	知覧町	松山	0.98	9	11	4	町道	0.30	
344Ⅱ-007	万之瀬川	厚地川	江川	知覧町	知覧町	平木場	0.29	12	8	3	町道	0.00	
344Ⅱ-008	万之瀬川	厚地川	小江川	知覧町	知覧町	平木場	0.03	12	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-009	万之瀬川	麓川	郡谷川	知覧町	知覧町	郡	0.07	16	3	1	県道谷山知覧線	0.06	
344Ⅱ-010	万之瀬川	麓川	後岳下第3谷	知覧町	知覧町	後岳下	0.06	19	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-011	万之瀬川	麓川	後岳下第2谷	知覧町	知覧町	後岳下	0.12	20	5	2	町道	0.00	
344Ⅱ-012	万之瀬川	麓川	後岳下第1谷	知覧町	知覧町	後岳下	0.35	10	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-013	万之瀬川	麓川	後岳北第1谷	知覧町	知覧町	後岳北	0.09	22	3	1	町道	0.09	
344Ⅱ-014	万之瀬川	麓川	後岳北第2谷	知覧町	知覧町	後岳北	0.32	11	8	3	町道	0.60	
344Ⅱ-015	万之瀬川	麓川	後岳南第1谷	知覧町	知覧町	後岳南	0.04	20	3	1	町道	0.30	
344Ⅱ-016	万之瀬川	麓川	後岳南第3谷	知覧町	知覧町	後岳南	0.08	17	11	4	町道	0.46	
344Ⅱ-017	万之瀬川	麓川	桑代谷	知覧町	知覧町	桑代	0.05	18	11	4	県道谷山知覧線 町道	0.00	
344Ⅱ-018	万之瀬川	麓川	池之河内1谷	知覧町	知覧町	池之河内	0.06	22	8	3	県道谷山知覧線 町道	0.11	
344Ⅱ-019	万之瀬川	麓川	池之河内2谷	知覧町	知覧町	池之河内	0.03	21	8	3	県道谷山知覧線	0.00	
344Ⅱ-020	万之瀬川	麓川	池之河内3谷	知覧町	知覧町	池之河内	0.03	21	8	3	県道谷山知覧線	0.00	
344Ⅱ-021	万之瀬川	麓川	手蓑第6小川	知覧町	知覧町	手蓑	0.04	17	3	1	県道谷山知覧線	0.00	
344Ⅱ-022	万之瀬川	麓川	手蓑第4小川	知覧町	知覧町	手蓑	0.02	17	8	3	県道谷山知覧線	0.00	
344Ⅱ-023	万之瀬川	麓川	手蓑第3小川	知覧町	知覧町	手蓑	0.06	18	5	2	県道谷山知覧線	0.00	
344Ⅱ-024	万之瀬川	麓川	手蓑第1小川	知覧町	知覧町	手蓑	0.04	17	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-025	万之瀬川	麓川	池之河内東谷	知覧町	知覧町	池之河内	0.07	22	8	3	町道	0.17	
344Ⅱ-026	万之瀬川	永里川	堤之原谷川	知覧町	知覧町	堤之原	0.02	17	3	1		0.00	
344Ⅱ-027	万之瀬川	永里川	山仁田北谷	知覧町	知覧町	山仁田	0.03	20	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-028	万之瀬川	永里川	迫瀬戸山第1谷	知覧町	知覧町	迫瀬戸山	0.02	15	3	1	県道知覧喜入線	0.00	
344Ⅱ-029	万之瀬川	永里川	迫瀬戸山第2谷	知覧町	知覧町	迫瀬戸山	0.03	17	5	2	県道知覧喜入線 町道	0.39	
344Ⅱ-030	万之瀬川	永里川	高星第1谷川	知覧町	知覧町	高星	0.04	15	3	1	町道	0.00	
344Ⅱ-031	万之瀬川	永里川	高星第2谷川	知覧町	知覧町	高星	0.10	10	3	1	町道	0.00	
345Ⅱ-001	万之瀬川	神殿川	神之下川	川辺町	川辺町	神之下	0.02	15	3	1		0.00	
345Ⅱ-002	万之瀬川	神殿川	上里の小川	川辺町	川辺町	上里	0.02	17	8	3	県道神殿坂之上線	0.03	
345Ⅱ-003	万之瀬川	神殿川	上里の谷川	川辺町	川辺町	上里	0.02	29	8	3	県道神殿坂之上線	0.23	
345Ⅱ-004	万之瀬川	神殿川	軸屋谷川	川辺町	川辺町	軸屋	0.05	13	5	2	町道	0.00	
345Ⅱ-005	万之瀬川	万之瀬川	瀬戸山第1谷川	川辺町	川辺町	瀬戸山	0.07	19	3	1	町道	0.00	
345Ⅱ-006	万之瀬川	万之瀬川	瀬戸山第2谷川	川辺町	川辺町	瀬戸山	0.03	25	3	1	町道	0.00	
345Ⅱ-007	万之瀬川	万之瀬川	馬立谷川	川辺町	川辺町	馬立	0.51	15	5	2	町道	0.64	
345Ⅱ-008	万之瀬川	万之瀬川	馬立谷川2	川辺町	川辺町	馬立	0.08	20	3	1	町道	0.58	
345Ⅱ-009	万之瀬川	万之瀬川	小崎第1谷川	川辺町	川辺町	小崎	0.29	21	3	1	火之河林道	0.27	
345Ⅱ-010	万之瀬川	万之瀬川	小崎第2谷川	川辺町	川辺町	小崎	0.10	26	8	3	火之河林道	1.27	
345Ⅱ-011	万之瀬川	万之瀬川	小崎第3谷川	川辺町	川辺町	小崎	0.19	22	8	3	火之河林道	1.27	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
345Ⅱ-012	万之瀬川	万之瀬川	花園南の小川	川辺町	川辺町	花園	0.02	16	10	4		0.03
345Ⅱ-013	万之瀬川	野崎川	滝山谷川	川辺町	川辺町	野崎	0.04	20	8	3	国道225号 町道	0.00
345Ⅱ-014	万之瀬川	野崎川	八瀬尾第1谷川	川辺町	川辺町	八瀬尾	2.16	7	5	2	町道	0.68
345Ⅱ-015	万之瀬川	野崎川	八瀬尾第2谷川	川辺町	川辺町	八瀬尾	0.21	17	8	3	町道	0.17
345Ⅱ-016	万之瀬川	野崎川	桑水流谷川	川辺町	川辺町	桑水流	0.19	15	10	4	町道	0.77
345Ⅱ-017	万之瀬川	野崎川	荒殿第2谷川	川辺町	川辺町	荒殿	0.07	20	10	4	町道	0.44
345Ⅱ-018	万之瀬川	野崎川	荒殿第1谷川	川辺町	川辺町	荒殿	0.02	25	5	2	町道	0.08
345Ⅱ-019	万之瀬川	野崎川	野崎谷川	川辺町	川辺町	野崎	0.07	19	3	1	町道	0.03
345Ⅱ-020	万之瀬川	万之瀬川	両添山隈川	川辺町	川辺町	両添	0.27	17	8	3	町道	0.08
345Ⅱ-021	万之瀬川	万之瀬川	両添谷の小川	川辺町	川辺町	両添	0.04	11	10	4	町道	0.05
345Ⅱ-022	万之瀬川	麓川	松崎の小川	川辺町	川辺町	松崎	0.03	17	3	1	町道	0.00
345Ⅱ-023	万之瀬川	永里川	土喰川	川辺町	川辺町	土喰	0.05	13	3	1	町道	0.00
345Ⅱ-024	万之瀬川	永里川	河原の小川	川辺町	川辺町	河原	0.10	12	10	4	県道石塚加世田線 町道	0.00
345Ⅱ-025	万之瀬川	高田大久保川	深野木川	川辺町	川辺町	深野木	0.07	13	3	1	県道石塚加世田線 町道	0.26
345Ⅱ-026	万之瀬川	高田大久保川	小河路第2谷	川辺町	川辺町	小河路	0.12	14	8	3		0.00
345Ⅱ-027	万之瀬川	永里川	中前川	川辺町	川辺町	中前	0.03	8	5	2	町道	0.14
345Ⅱ-028	万之瀬川	松園川	田之頭第3谷	川辺町	川辺町	田之頭	0.19	13	3	1		0.00
345Ⅱ-029	万之瀬川	松園川	田之頭第1谷	川辺町	川辺町	田之頭	0.14	15	3	1	県道八咫線 町道	0.00
345Ⅱ-030	万之瀬川	大谷川	打木谷川	川辺町	川辺町	打木谷	0.24	12	5	2	県道打木谷白沢津線 町道	0.00
345Ⅱ-031	万之瀬川	大谷川	諸麦川右支流	川辺町	川辺町	上山田	0.20	13	5	2	町道	0.68
345Ⅱ-032	万之瀬川	大谷川	後谷川	川辺町	川辺町	河原山	0.06	10	3	1	町道	0.00
345Ⅱ-033	万之瀬川	大谷川	君野第1谷川	川辺町	川辺町	君野	0.22	15	5	2	町道	0.00
345Ⅱ-034	万之瀬川	大谷川	君野第2谷川	川辺町	川辺町	君野	0.12	10	10	4	町道	0.00
345Ⅱ-035	万之瀬川	大谷川	君野第3谷川	川辺町	川辺町	君野	0.06	18	3	1	町道	0.12
345Ⅱ-036	万之瀬川	大谷川	上之口川	川辺町	川辺町	上之口	0.09	13	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-001	川内川	大山口川	須杭川(二渡川4)	さつま町	宮之城町	二渡	0.12	11	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-002	川内川	大山口川	折小野川1	さつま町	宮之城町	二渡	0.03	11	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-003	川内川	大山口川	折小野川2	さつま町	宮之城町	二渡	0.06	11	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-004	川内川	川内川	二渡川2	さつま町	宮之城町	二渡	0.02	14	10	4	町道	0.40
384Ⅱ-005	川内川	川内川	二渡川3	さつま町	宮之城町	二渡	0.02	13	3	1	町道	0.18
384Ⅱ-006	川内川	泊野川	梁原川1	さつま町	宮之城町	白男川	0.03	13	10	4	町道	0.00
384Ⅱ-007	川内川	泊野川	梁原川2	さつま町	宮之城町	白男川	0.19	8	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-008	川内川	泊野川	小向井川	さつま町	宮之城町	泊野	1.30	10	10	4	町道	0.14
384Ⅱ-009	川内川	泊野川	市野川右支川	さつま町	宮之城町	泊野	0.44	14	3	1	町道	1.62
384Ⅱ-010	川内川	泊野川	市野川2	さつま町	宮之城町	泊野	0.23	17	8	3	町道	1.62
384Ⅱ-011	川内川	泊野川	楠八重川1	さつま町	宮之城町	泊野	0.10	10	8	3	国道504号線 町道	0.30
384Ⅱ-012	川内川	泊野川	楠八重川	さつま町	宮之城町	泊野	0.66	13	8	3	国道504号線 町道	0.32
384Ⅱ-013	川内川	泊野川	楠八重川4	さつま町	宮之城町	泊野	0.11	15	8	3	国道504号線 町道	0.32
384Ⅱ-014	川内川	泊野川	久木野川1	さつま町	宮之城町	泊野	0.04	15	10	4	国道504号線 町道	0.00
384Ⅱ-015	川内川	泊野川	大平川	さつま町	宮之城町	泊野	1.20	16	5	2	町道	2.43
384Ⅱ-016	川内川	泊野川	高峯川4	さつま町	宮之城町	泊野	0.06	18	5	2	国道504号線 町道	0.09

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
384Ⅱ-017	川内川	泊野川	高峯川5	さつま町	宮之城町	平川	0.05	17	10	4	国道504号線 町道	0.00
384Ⅱ-018	川内川	泊野川	高峯川2	さつま町	宮之城町	泊野	0.12	13	3	1	国道504号線	0.54
384Ⅱ-019	川内川	泊野川	母ヶ野川	さつま町	宮之城町	平川	0.04	9	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-020	川内川	泊野川	母ヶ野川3	さつま町	宮之城町	平川	0.03	16	10	4	町道	0.36
384Ⅱ-021	川内川	泊野川	日当瀬川	さつま町	宮之城町	虎居	0.04	14	5	2	県道344号線 町道	0.50
384Ⅱ-022	川内川	海老川	小川内川	さつま町	宮之城町	平川	0.03	19	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-023	川内川	海老川	上平川川1	さつま町	宮之城町	平川	0.04	11	5	2	町道	0.27
384Ⅱ-024	川内川	海老川	上平川川3	さつま町	宮之城町	平川	0.13	13	3	1	町道	0.99
384Ⅱ-025	川内川	海老川	上平川川4	さつま町	宮之城町	平川	0.02	12	3	1	町道	0.90
384Ⅱ-026	川内川	海老川	上平川川5	さつま町	宮之城町	平川	0.03	12	5	2	町道	1.08
384Ⅱ-027	川内川	海老川	上平川川6	さつま町	宮之城町	平川	0.17	15	3	1	町道	0.99
384Ⅱ-028	川内川	海老川	上平川川10	さつま町	宮之城町	平川	0.07	18	8	3	町道	0.63
384Ⅱ-029	川内川	海老川	上平川川7	さつま町	宮之城町	平川	0.05	18	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-030	川内川	海老川	上平川川9	さつま町	宮之城町	平川	0.01	19	8	3	町道	0.54
384Ⅱ-031	川内川	大薄川	大下川	さつま町	宮之城町	平川	0.03	13	10	4	町道	0.45
384Ⅱ-032	川内川	大薄川	山之川	さつま町	宮之城町	平川	0.05	15	3	1	町道	0.66
384Ⅱ-033	川内川	大薄川	鹿之原川	さつま町	宮之城町	平川	0.01	22	5	2	町道	1.17
384Ⅱ-034	川内川	大薄川	大中川1	さつま町	宮之城町	平川	0.08	14	5	2	町道	0.45
384Ⅱ-035	川内川	大薄川	大中川2	さつま町	宮之城町	平川	0.07	15	10	4	町道	0.54
384Ⅱ-036	川内川	大薄川	大中川3	さつま町	宮之城町	平川	0.18	16	8	3	町道	0.30
384Ⅱ-037	川内川	大薄川	平川川	さつま町	宮之城町	平川	0.02	21	3	1	町道	0.57
384Ⅱ-038	川内川	大薄川	平川川2	さつま町	宮之城町	平川	0.08	20	3	1	町道	0.92
384Ⅱ-039	川内川	大薄川	渡原川	さつま町	宮之城町	平川	0.59	7	3	1	町道	1.89
384Ⅱ-040	川内川	大薄川	大洞川	さつま町	宮之城町	平川	2.32	10	10	4	町道	0.00
384Ⅱ-041	川内川	大薄川	陰平谷	さつま町	宮之城町	平川	0.02	20	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-042	川内川	大薄川	登尾川	さつま町	宮之城町	平川	2.15	8	3	1	町道	0.72
384Ⅱ-043	川内川	大薄川	弥五郎川	さつま町	宮之城町	平川	0.66	9	8	3	国道328号線 町道	0.17
384Ⅱ-044	川内川	大薄川	鹿之原川	さつま町	宮之城町	平川	0.01	15	3	1	国道328号線 町道	0.18
384Ⅱ-045	川内川	大薄川	大薄川3	さつま町	宮之城町	平川	0.02	14	8	3	国道328号線 町道	0.39
384Ⅱ-046	川内川	夜星川	中間川	さつま町	宮之城町	柵野	0.07	13	8	3	町道	0.45
384Ⅱ-047	川内川	夜星川	向江川1	さつま町	宮之城町	柵野	0.22	13	3	1	町道	0.27
384Ⅱ-048	川内川	夜星川	向江川2	さつま町	宮之城町	柵野	0.17	11	3	1	町道	0.00
384Ⅱ-049	川内川	夜星川	柵野上川1	さつま町	宮之城町	柵野	0.03	14	5	2	町道	0.36
384Ⅱ-050	川内川	夜星川	柵野上川4	さつま町	宮之城町	柵野	0.02	21	3	1	町道	0.12
384Ⅱ-051	川内川	夜星川	柵野上川2	さつま町	宮之城町	柵野	0.19	11	3	1	町道	0.42
384Ⅱ-052	川内川	夜星川	向江川	さつま町	宮之城町	柵野	0.09	14	8	3	町道	0.81
384Ⅱ-053	川内川	夜星川	柵野上川5	さつま町	宮之城町	柵野	0.01	9	5	2	町道	0.41
384Ⅱ-054	川内川	穴川	上ノ倉川	さつま町	宮之城町	広瀬	0.10	11	3	1	町道	1.95
384Ⅱ-055	川内川	川内川	小松原川	さつま町	宮之城町	船木	0.53	14	5	2	町道	0.54
384Ⅱ-056	川内川	川内川	東谷川	さつま町	宮之城町	層地	0.39	12	5	2	町道	0.88
384Ⅱ-057	川内川	川内川	白石川	さつま町	宮之城町	船木	0.10	13	8	3	町道	0.21

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
384Ⅱ-058	川内川	川内川	出石川	さつま町	宮之城町	久富木	0.54	10	5	2	町道	1.66	
384Ⅱ-059	川内川	久富木川	大谷川	さつま町	宮之城町	久富木	0.79	7	5	2	県道392号線 町道	1.53	
384Ⅱ-060	川内川	久富木川	大敏町川	さつま町	宮之城町	久富木	0.33	8	10	4	県道392号線 町道	1.74	
384Ⅱ-061	川内川	久富木川	琵琶川	さつま町	宮之城町	久富木	0.43	9	3	1	町道	2.52	
385Ⅱ-001	川内川	柳野川	大俣谷2	さつま町	鶴田町	神子	0.03	13	3	1		0.30	
385Ⅱ-002	川内川	柳野川	大俣谷1	さつま町	鶴田町	神子	0.03	18	6	2		0.55	
385Ⅱ-003	川内川	柳野川	笹之段川	さつま町	鶴田町	神子	0.02	18	6	2		0.45	
385Ⅱ-004	川内川	柳野川	柳野川5	さつま町	鶴田町	神子	0.02	18	3	1		0.50	
385Ⅱ-005	川内川	柳野川	柳野川4	さつま町	鶴田町	神子	0.03	18	6	2		0.50	
385Ⅱ-006	川内川	柳野川	柳野川3	さつま町	鶴田町	神子	0.06	14	6	2		0.00	
385Ⅱ-007	川内川	柳野川	柳野川2	さつま町	鶴田町	神子	0.22	9	3	1		0.80	
385Ⅱ-008	川内川	柳野川	栗野川	さつま町	鶴田町	神子	0.03	18	3	1		0.60	
385Ⅱ-009	川内川	柳野川	栗野川	さつま町	鶴田町	神子	0.03	16	3	1		0.50	
385Ⅱ-010	川内川	柳野川	柳野川1	さつま町	鶴田町	神子	0.04	8	3	1		1.00	
385Ⅱ-011	川内川	仲間川	仲間川	さつま町	鶴田町	神子	1.12	3	3	1		2.50	
385Ⅱ-012	川内川	川内川	上下大迫川1	さつま町	鶴田町	神子	0.01	22	3	1		0.60	
385Ⅱ-013	川内川	高嶺川	上下大迫川	さつま町	鶴田町	神子	0.03	18	3	1		0.60	
385Ⅱ-014	川内川	川内川	上下大迫川2	さつま町	鶴田町	神子	0.02	22	3	1		0.60	
385Ⅱ-015	川内川	川内川	上下大迫川3	さつま町	鶴田町	神子	0.03	14	3	1		0.15	
385Ⅱ-016	川内川	川内川	上下大迫川4	さつま町	鶴田町	神子	0.02	22	3	1		0.30	
385Ⅱ-017	川内川	川内川	上下大迫川5	さつま町	鶴田町	神子	0.02	22	3	1		0.50	
385Ⅱ-018	川内川	川内川	平江川	さつま町	鶴田町	神子	0.12	16	3	1		0.00	
385Ⅱ-019	川内川	川内川	山之神川2	さつま町	鶴田町	鶴田	0.17	7	6	2	県道鶴田大口線	0.20	
385Ⅱ-020	川内川	川内川	山之神川	さつま町	鶴田町	鶴田	0.17	11	8	3		0.70	
385Ⅱ-021	川内川	浦川内川	上中川内川	さつま町	鶴田町	鶴田	0.09	22	3	1		0.20	
386Ⅱ-001	川内川	浦川内川	上狩宿川1	さつま町	薩摩町	求名	0.06	14	5	2		1.50	
386Ⅱ-002	川内川	浦川内川	上狩宿川2	さつま町	薩摩町	求名	0.08	11	5	2		1.50	
386Ⅱ-003	川内川	浦川内川	上狩宿川4	さつま町	薩摩町	求名	0.14	9	3	1		1.00	
386Ⅱ-004	川内川	浦川内川	上狩宿川3	さつま町	薩摩町	求名	0.04	11	10	4		1.00	
386Ⅱ-005	川内川	前川	湯之谷川	さつま町	薩摩町	求名	0.07	13	8	3	国道267号線	0.20	
386Ⅱ-006	川内川	求名川	下り野川	さつま町	薩摩町	求名	0.16	16	3	1	国道267号線	0.20	
386Ⅱ-007	川内川	求名川	栢場川	さつま町	薩摩町	求名	0.11	9	5	2		0.09	
386Ⅱ-008	川内川	穴川	熊田川	さつま町	薩摩町	求名	0.15	9	3	1		2.30	
386Ⅱ-009	川内川	穴川	戸子田川	さつま町	薩摩町	求名	0.01	11	5	2		0.50	
386Ⅱ-010	川内川	穴川	山峯川	さつま町	薩摩町	永野	0.19	8	8	3	県道牧園薩摩線	0.00	
386Ⅱ-011	川内川	穴川	平八重川	さつま町	薩摩町	永野	1.00	7	10	4		0.04	
386Ⅱ-012	川内川	穴川	仕明川	さつま町	薩摩町	永野	0.03	11	8	3		0.75	
386Ⅱ-013	川内川	穴川	田平川	さつま町	薩摩町	永野	0.06	11	10	4	国道504号線	1.10	
386Ⅱ-014	川内川	南川	火之谷川	さつま町	薩摩町	永野	0.03	16	3	1	国道504号線	0.90	
386Ⅱ-015	川内川	南川	火之谷川	さつま町	薩摩町	永野	0.27	14	8	3	国道504号線	0.36	
386Ⅱ-016	川内川	穴川	薬師川	さつま町	薩摩町	永野	0.05	14	10	4		1.80	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
386Ⅱ-017	川内川	穴川	薬師川1	さつま町	薩摩町	永野	0.08	14	3	1	北薩縦断道路	0.13	
386Ⅱ-018	川内川	穴川	池山川2	さつま町	薩摩町	永野	0.70	11	3	1	北薩縦断道路	0.45	
386Ⅱ-019	川内川	穴川	池山川1	さつま町	薩摩町	永野	0.14	11	5	2		0.70	
386Ⅱ-020	川内川	北方川	獄谷川	さつま町	薩摩町	中津川	0.28	7	5	2		2.52	
386Ⅱ-021	川内川	南方川	弓之尾上川	さつま町	薩摩町	中津川	0.03	8	5	2		1.20	
386Ⅱ-022	川内川	南方川	白猿川1	さつま町	薩摩町	中津川	0.02	18	3	1		0.20	
386Ⅱ-023	川内川	穴川	白猿川	さつま町	薩摩町	中津川	0.23	9	3	1		0.40	
401Ⅱ-001	高尾野川	野田川	野角川	野田町	野田町	野角	0.02	17	11	4		1.33	
401Ⅱ-002	高尾野川	野田川	下特手川	野田町	野田町	下特手	0.02	12	6	2		0.11	
401Ⅱ-003	高尾野川	野田川	岳山谷	野田町	野田町	上特手	0.60	12	8	3		1.24	
401Ⅱ-004	高尾野川	野田川	第一上特手川	野田町	野田町	上特手	0.02	20	6	2		0.11	
401Ⅱ-005	高尾野川	野田川	第二上特手川	野田町	野田町	上特手	0.02	17	6	2		0.05	
401Ⅱ-006	高尾野川	野田川	越地川	野田町	野田町	越地	0.44	12	6	2		0.62	
401Ⅱ-007	高尾野川	野田川	第二越地川	野田町	野田町	越地	0.05	22	3	1		0.38	
401Ⅱ-008	高尾野川	野田川	第三越地川	野田町	野田町	越地	0.02	19	3	1		0.09	
401Ⅱ-009	高尾野川	野田川	涼松川	野田町	野田町	涼松	0.03	14	3	1	3号線	0.28	
401Ⅱ-010	高尾野川	岩下川	第一岩本川	野田町	野田町	岩本	0.01	14	8	3		0.39	
401Ⅱ-011	高尾野川	岩下川	第二岩本川	野田町	野田町	岩本	0.02	12	6	2		0.19	
401Ⅱ-012	折口川	折口川	第二下餅井川	野田町	野田町	下餅井	0.04	7	11	4	3号線	0.00	
401Ⅱ-013	折口川	折口川	上餅井川	野田町	野田町	上餅井	0.08	5	8	3	3号線	0.85	
401Ⅱ-014	折口川	折口川	第一受口川	野田町	野田町	受口	0.04	15	11	4		0.59	
401Ⅱ-015	折口川	折口川	第一大丸川	野田町	野田町	大丸	0.02	9	6	2		0.31	
401Ⅱ-016	折口川	折口川	第二大丸川	野田町	野田町	大丸	0.05	14	3	1		0.33	
401Ⅱ-017	折口川	折口川	久木野川	野田町	野田町	久木野	0.03	26	11	4		0.54	
401Ⅱ-018	折口川	折口川	第二受口川	野田町	野田町	受口	0.02	20	3	1		0.88	
402Ⅱ-001	その他	肥後谷川	肥後谷川第一	高尾野町	高尾野町	江内	0.32	15	6	2	荒崎黒之浜港線	0.93	
402Ⅱ-002	その他	肥後谷川	肥後谷川第二	高尾野町	高尾野町	江内	0.12	17	6	2	荒崎黒之浜港線	3.82	
402Ⅱ-003	江内川	江内川	木串川	高尾野町	高尾野町	江内	0.04	6	11	4		2.07	
402Ⅱ-004	高尾野川	高尾野川	高尾野川	高尾野町	高尾野町	柴引	1.44	8	3	1	304号線	2.57	
402Ⅱ-005	その他	野添上川第一	野添上川第一	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.10	9	3	1		0.64	
402Ⅱ-006	その他	野添上川第二	野添上川第二	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.02	8	3	1		0.29	
402Ⅱ-007	その他	野添下川	野添下川	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.01	9	3	1		0.39	
402Ⅱ-008	高尾野川	御手洗川	内野々下川	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.01	9	11	4		0.13	
402Ⅱ-009	高尾野川	御手洗川	内野々上川第二	高尾野町	高尾野町	下高尾野	0.01	13	9	3		0.36	
403Ⅱ-001	その他	平川内川	第二平河内川	東町	東町	獅子島	0.35	18	13	4		0.84	
403Ⅱ-002	その他	平河内川	平河内川	東町	東町	獅子島	0.69	13	13	4		1.14	
403Ⅱ-003	その他	国出川	国出川	東町	東町	獅子島	0.06	18	3	1		0.03	
403Ⅱ-004	その他	湯ノ口川第二	湯ノ口川第二	東町	東町	獅子島	0.33	15	3	1		0.00	
403Ⅱ-005	その他	中網代川	第二中網代川	東町	東町	獅子島	0.06	19	6	2		0.00	
403Ⅱ-006	その他	中網代川	第三中網代川	東町	東町	獅子島	0.16	15	9	3		0.45	
403Ⅱ-007	その他	片側川第三	片側川第三	東町	東町	獅子島	0.09	14	6	2		0.77	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
403Ⅱ-008	その他	野田川	第二野田川	東町	東町	獅子島	0.39	10	9	3		1.43	
403Ⅱ-009	その他	黒崎川	黒崎川	東町	東町	獅子島	0.06	18	9	3		0.16	
403Ⅱ-010	その他	片側川第二	片側川第二	東町	東町	獅子島	0.07	19	13	4		0.79	
403Ⅱ-011	その他	白瀬川第二	白瀬川第二	東町	東町	諸浦	0.06	13	9	3		0.00	
403Ⅱ-012	その他	白瀬川第三	白瀬川第三	東町	東町	諸浦	0.15	7	6	2		0.00	
403Ⅱ-013	その他	折口川	折口川	東町	東町	諸浦	0.06	9	6	2	葛輪瀬戸線	0.00	
403Ⅱ-014	その他	山門野中第四谷	山門野中第四谷	東町	東町	山門野	0.16	13	3	1		0.00	
403Ⅱ-015	その他	山門野中第三谷	山門野中第三谷	東町	東町	山門野	0.12	18	9	3		0.49	
403Ⅱ-016	その他	加世堂川第三	加世堂川第三	東町	東町	山門野	0.10	11	3	1		0.37	
403Ⅱ-017	その他	火ノ浦川	火ノ浦川	東町	東町	川床	0.07	22	9	3		0.10	
403Ⅱ-018	その他	薄井川	薄井川	東町	東町	諸浦	0.07	8	3	1		0.67	
403Ⅱ-019	その他	桂代川	桂代川	東町	東町	浦底	0.10	11	9	3		0.46	
403Ⅱ-020	その他	浦底川第一	浦底川第一	東町	東町	浦底	0.02	9	6	2		0.14	
403Ⅱ-021	その他	浦底川第二	浦底川第二	東町	東町	浦底	0.04	12	9	3		0.31	
403Ⅱ-022	その他	浦底川第三	浦底川第三	東町	東町	浦底	0.04	16	0	4		1.75	
403Ⅱ-023	その他	福ノ浦川第三	福ノ浦川第三	東町	東町	浦底	0.17	12	6	2		0.71	
403Ⅱ-024	その他	坂ノ下川	本赤崎川	東町	東町	浦底	0.06	15	6	2		0.23	
403Ⅱ-025	その他	福ノ浦川第二	福ノ浦川第二	東町	東町	浦底	0.09	12	31	1		0.14	
403Ⅱ-026	汐見川	汐見川	山門野下東第三谷	東町	東町	山門野	0.28	13	3	1		0.62	
403Ⅱ-027	汐見川	汐見川	山門野下東谷	東町	東町	山門野	0.10	15	6	2		1.49	
403Ⅱ-028	汐見川	汐見川	川床上川	東町	東町	川床	0.14	20	9	3	葛輪瀬戸線	4.52	
403Ⅱ-029	汐見川	汐見川	桑鶴川	東町	東町	川床	0.23	13	3	1	葛輪瀬戸線	1.10	
403Ⅱ-030	汐見川	汐見川	山門野上第三谷	東町	東町	山門野	0.23	13	3	1	葛輪瀬戸線	0.39	
403Ⅱ-031	汐見川	汐見川	山門野上第四谷	東町	東町	山門野	0.45	12	3	1	葛輪瀬戸線	0.18	
404Ⅱ-001	その他	口之福浦川第四	口之福浦川第四	長島町	長島町	平尾	0.19	11	3	1		1.52	
404Ⅱ-002	その他	口之福浦川第三	口之福浦川第三	長島町	長島町	平尾	0.04	12	6	2		0.89	
404Ⅱ-003	その他	口之福浦川第二	口之福浦川第二	長島町	長島町	平尾	0.05	9	12	4		1.21	
404Ⅱ-004	その他	口之福浦川	口之福浦川	長島町	長島町	平尾	0.04	11	6	2		1.26	
404Ⅱ-005	その他	長次郎谷	長次郎谷	長島町	長島町	平尾	0.03	14	12	4		0.78	
404Ⅱ-006	その他	茅屋谷	茅屋第三谷	長島町	長島町	平尾	0.09	10	6	2		0.63	
404Ⅱ-007	その他	茅屋第四谷	茅屋第四谷	長島町	長島町	平尾	0.02	17	3	1		0.14	
404Ⅱ-008	その他	茅屋第五谷	茅屋第五谷	長島町	長島町	平尾	0.09	18	9	3		1.46	
404Ⅱ-009	その他	北方崎川	北方崎川	長島町	長島町	平尾	0.19	10	6	2		0.34	
404Ⅱ-010	その他	北方崎川第二	北方崎川第二	長島町	長島町	平尾	0.16	13	6	2		0.31	
404Ⅱ-011	その他	陰平川	第二陰平の小川	長島町	長島町	平尾	0.06	15	6	2		0.42	
404Ⅱ-012	その他	蔵之元下川	蔵之元下川	長島町	長島町	蔵之元	0.07	9	9	3	389号線	0.79	
404Ⅱ-013	その他	渡釜川第一	渡釜川第一	長島町	長島町	蔵之元	0.90	7	3	1		5.78	
404Ⅱ-014	小浜川	小浜川	川内川第二	長島町	長島町	指江	1.58	6	3	1	長島宮之浦港線	2.33	
404Ⅱ-015	指江川	指江川	指江上川第一	長島町	長島町	指江	0.07	18	3	1		0.00	
404Ⅱ-016	指江川	指江川	指江上川第二	長島町	長島町	指江	0.16	16	3	1		0.00	
404Ⅱ-017	その他	唐隈東川	唐隈東川	長島町	長島町	城川内	0.68	10	12	4	389号線	4.65	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
404Ⅱ-018	汐見川	汐見川	汐見上川	長島町	長島町	下山門野	0.02	21	6	2		0.21	
404Ⅱ-019	汐見川	汐見川	汐見下川第一	長島町	長島町	下山門野	0.38	16	3	1		0.63	
404Ⅱ-020	汐見川	汐見川	汐見下川第二	長島町	長島町	下山門野	0.11	15	6	2		0.68	
404Ⅱ-021	その他	汐見下川第三	汐見下川第三	長島町	長島町	下山門野	0.35	12	3	1	389号線	1.63	
421Ⅱ-001	川内川	田中川	東市山川	菱刈町	菱刈町	東市山	0.14	0	5	2		1.50	
421Ⅱ-002	川内川	市山川	中山川	菱刈町	菱刈町	中山	1.10	0	8	4		0.00	
421Ⅱ-003	川内川	楠元川	鍋底谷川1	菱刈町	菱刈町	楠元	0.03	0	5	2		0.30	
421Ⅱ-004	川内川	楠元川	鍋底谷川	菱刈町	菱刈町	楠元	0.08	0	2	1		0.50	
421Ⅱ-005	川内川	楠元川	鍋底谷川2	菱刈町	菱刈町	楠元	0.08	0	2	1		0.90	
421Ⅱ-006	川内川	楠元川	鍋底谷川3	菱刈町	菱刈町	楠元	0.01	0	6	3		0.70	
421Ⅱ-007	川内川	山田川	楠元川右支川	菱刈町	菱刈町	楠元	0.19	0	5	2		0.60	
421Ⅱ-008	川内川	山田川	山田川	菱刈町	菱刈町	大山口	1.15	0	2	1		0.00	
421Ⅱ-009	川内川	山田川	山田川左支川	菱刈町	菱刈町	大山口	2.21	0	2	1		0.00	
421Ⅱ-010	川内川	山田川	大山口川	菱刈町	菱刈町	大山口	0.10	0	2	1		0.10	
421Ⅱ-011	川内川	鏡川	平沢津川	菱刈町	菱刈町	川北	0.10	0	2	1		4.30	
421Ⅱ-012	川内川	針持川	岩坪川	菱刈町	菱刈町	岩坪	2.03	0	2	1		1.70	
421Ⅱ-013	川内川	川間川	岩坪川2	菱刈町	菱刈町	岩坪	0.87	0	3	2		5.50	
421Ⅱ-014	川内川	川間川	楠原下川	菱刈町	菱刈町	南浦	0.34	0	1	1		5.00	
421Ⅱ-015	川内川	芋田川	永地川	菱刈町	菱刈町	南浦	0.34	0	2	1		5.00	
441Ⅱ-001	別府川	その他	弥勒谷1	加治木町	加治木町	弥勒	0.08	7	2	1	県道川内加治木線	0.00	
441Ⅱ-002	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	辺川	0.03	13	8	4	県道	1.40	
441Ⅱ-003	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	市野	0.03	18	4	2	県道	1.56	
441Ⅱ-004	網掛川	宇曾ノ木川	市野の小川	加治木町	加治木町	市野	0.04	17	6	3	県道	1.13	
441Ⅱ-005	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	市野々	0.04	11	4	2	県道	0.07	
441Ⅱ-006	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	辺川中	0.03	13	2	1	町道	0.75	
441Ⅱ-007	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	高井田	0.02	12	8	4	町道	0.75	
441Ⅱ-008	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	辺川中	0.02	15	4	2	県道	0.89	
441Ⅱ-009	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	上川内	0.07	15	4	2	町道	1.03	
441Ⅱ-010	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	上川内	0.02	15	2	1	町道	1.23	
441Ⅱ-011	網掛川	宇曾ノ木川	その他	加治木町	加治木町	上川内	0.05	8	4	2	町道	0.98	
441Ⅱ-012	日木山川	その他	その他	加治木町	加治木町	里	0.12	8	6	3	県人道路	0.07	
442Ⅱ-001	その他	その他	第5白浜川	始良町	始良町	白浜	0.16	27	9	3	JR日豊本線 国道10号線	0.35	
442Ⅱ-002	思川	その他	その他	始良町	始良町	平松	0.40	5	6	2	町道	0.00	
442Ⅱ-003	思川	その他	高牧谷川1	始良町	始良町	高牧	0.10	19	3	1	城瀬高牧線	0.06	
442Ⅱ-004	思川	その他	その他	始良町	始良町	福ヶ野	0.08	20	3	1	町道	0.00	
442Ⅱ-005	思川	その他	その他	始良町	始良町	福ヶ野	0.06	10	12	4	町道	0.27	
442Ⅱ-006	別府川	寺師川	北野迫川	始良町	始良町	黒葛野	0.17	6	9	3	県道十三谷重富線	0.21	
442Ⅱ-007	別府川	その他	その他	始良町	始良町	黒葛野	0.29	5	6	2	県道十三谷重富線	0.11	
442Ⅱ-008	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	星ヶ山	0.03	10	6	2	県道伊集院蒲生清辺線	0.00	
442Ⅱ-009	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	奈良袂	0.03	6	12	4	県道伊集院蒲生清辺線	0.22	
442Ⅱ-010	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	黒瀬	0.04	18	3	1		0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
442Ⅱ-011	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	木場	0.10	15	3	1	町道	0.93
442Ⅱ-012	別府川	その他	その他	始良町	始良町	岩井田	1.91	7	6	2	県道堂山宮之嶺線	0.68
442Ⅱ-013	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	山花	0.07	12	6	2	町道	0.00
442Ⅱ-014	別府川	その他	その他	始良町	始良町	北山	0.04	19	3	1		0.32
442Ⅱ-015	別府川	山田川	その他	始良町	始良町		0.09	10	12	4	町道	0.57
442Ⅱ-016	その他	その他	その他	始良町	始良町	飛野	0.13	6	6	2	町道	1.71
442Ⅱ-017	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	黒瀬	0.04	7	9	3	町道	0.81
442Ⅱ-018	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	黒瀬南	0.06	7	3	1	町道	0.93
442Ⅱ-019	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	堂園	0.01	18	9	3	県道下手山田帖佐線	0.21
442Ⅱ-020	別府川	山田川	その他	始良町	始良町	深水	0.03	14	3	1	県道下手山田帖佐線	0.00
442Ⅱ-021	その他	その他	その他	始良町	始良町	堂園	0.04	20	3	1	町道	0.17
442Ⅱ-022	別府川	その他	その他	始良町	始良町	中甌	0.02	27	9	3		0.32
442Ⅱ-023	別府川	木津志川	その他	始良町	始良町	木津志	0.02	13	3	1	県道下手山田帖佐線	0.66
442Ⅱ-024	別府川	その他	その他	始良町	始良町	石ヶ迫	0.03	15	9	3	町道	0.24
443Ⅱ-001	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	迫	0.09	6	4	2	県道鹿兒島蒲生線	0.41
443Ⅱ-002	別府川	平田川	その他	蒲生町	蒲生町	迫	0.04	6	4	2	県道鹿兒島蒲生線	0.62
443Ⅱ-003	別府川	平田川	その他	蒲生町	蒲生町	迫	0.06	6	4	2	県道鹿兒島蒲生線	0.04
443Ⅱ-004	別府川	前郷川	その他	蒲生町	蒲生町	中福良	0.11	8	2	1	町道	0.27
443Ⅱ-005	別府川	西貴川	その他	蒲生町	蒲生町	川中島	0.05	11	4	2	町道	0.08
443Ⅱ-006	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	白男	0.02	9	2	1	町道	0.10
443Ⅱ-007	別府川	真黒川	その他	蒲生町	蒲生町	真黒	0.16	6	4	2	町道	0.00
443Ⅱ-008	別府川	真黒川	その他	蒲生町	蒲生町	真黒	0.06	14	4	2	町道	0.00
443Ⅱ-009	別府川	真黒川	その他	蒲生町	蒲生町	真黒	0.04	16	8	4	町道	0.12
443Ⅱ-010	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	金原	0.06	11	4	2		0.00
443Ⅱ-011	別府川	新留川	その他	蒲生町	蒲生町	新留	0.02	17	2	1	町道	0.13
443Ⅱ-012	別府川	新留川	その他	蒲生町	蒲生町	小野	0.03	24	2	1	町道	0.03
443Ⅱ-013	別府川	新留川	その他	蒲生町	蒲生町	小野	0.05	20	2	1	町道	0.12
443Ⅱ-014	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	井ヶ屋	0.02	19	2	1		0.30
443Ⅱ-015	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	浦西	0.18	9	2	1	町道	0.34
443Ⅱ-016	別府川	田平川	その他	蒲生町	蒲生町	北上	0.24	2	6	3		0.00
443Ⅱ-017	別府川	小川内川	小川内川第一小川	蒲生町	蒲生町	西浦	0.05	10	4	2		0.30
443Ⅱ-018	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	北	0.03	8	8	4		0.03
443Ⅱ-019	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	城下	0.10	7	4	2		0.32
443Ⅱ-020	別府川	別府川	その他	蒲生町	蒲生町	旭	0.34	4	4	2		0.53
443Ⅱ-021	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	漆上	0.22	9	4	2		0.35
443Ⅱ-022	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	高峰	0.35	11	2	1		0.31
443Ⅱ-023	別府川	後郷川	その他	蒲生町	蒲生町	浦	0.02	29	4	2	町道	0.08
443Ⅱ-024	別府川	後郷川	その他	蒲生町	蒲生町	浦	0.02	10	6	3	町道	0.13
443Ⅱ-025	別府川	別府川	その他	蒲生町	蒲生町	中	0.32	2	2	1	町道	0.58
443Ⅱ-026	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	赤仁田	0.02	18	2	1		0.13
443Ⅱ-027	別府川	後郷川	その他	蒲生町	蒲生町	赤仁田	0.03	16	2	1		0.09

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
443Ⅱ-028	別府川	その他	その他	蒲生町	蒲生町	白土	0.02	14	2	1	県道	0.00
443Ⅱ-029	別府川	後郷川	その他	蒲生町	蒲生町	赤仁田	0.02	11	4	2	県道	0.38
443Ⅱ-030	別府川	山元谷	山元谷	蒲生町	蒲生町	山元	0.13	22	6	3		0.00
443Ⅱ-031	別府川	別府川	その他	蒲生町	蒲生町	漆平	0.12	21	4	2		0.55
462Ⅱ-001	菱田川	堂箒川	瀬戸口谷	輝北町	輝北町	瀬戸口	0.01	20	5	2		0.00
462Ⅱ-002	菱田川	堂箒川	影吉谷	輝北町	輝北町	影吉	0.04	15	10	4		0.26
462Ⅱ-003	菱田川	堂箒川	迫田谷	輝北町	輝北町	影平	0.05	7	8	3		0.38
462Ⅱ-004	菱田川	堂箒川	後堂谷	輝北町	輝北町	堂平	0.14	7	10	4		0.15
462Ⅱ-005	菱田川	堂箒川	荒平川②	輝北町	輝北町	荒平	0.10	17	3	1		0.10
462Ⅱ-006	菱田川	堂箒川	荒平川①	輝北町	輝北町	荒平	0.06	20	3	1		0.00
462Ⅱ-007	菱田川	堂箒川	坂宮小谷	輝北町	輝北町	坂宮	0.07	8	3	1	主要地方道大崎・輝北線	1.70
462Ⅱ-008	菱田川	堂箒川	坂宮谷	輝北町	輝北町	宮元	0.12	5	8	3	主要地方道大崎・輝北線	0.85
462Ⅱ-009	菱田川	絹田川	愛宕谷	輝北町	輝北町	愛宕	0.04	16	3	1	主要地方道垂水・大崎線	0.00
462Ⅱ-010	菱田川	堂箒川	水頭谷	輝北町	輝北町	竹下	0.06	12	10	4		0.00
462Ⅱ-011	菱田川	大鳥川	下平房小谷	輝北町	輝北町	下平房	0.04	12	3	1		0.22
462Ⅱ-012	菱田川	大鳥川	下平房川②	輝北町	輝北町	下平房	0.15	8	5	2	主要地方道垂水・大崎線	0.14
462Ⅱ-013	菱田川	大鳥川	下平房谷	輝北町	輝北町	下平房	0.02	14	10	4		0.13
462Ⅱ-014	菱田川	大鳥川	下平房川①	輝北町	輝北町	下平房	0.04	11	10	4		0.18
462Ⅱ-015	菱田川	大鳥川	上沢津谷	輝北町	輝北町	上沢津	0.03	13	5	2		0.40
462Ⅱ-016	菱田川	大鳥川	下平房川③	輝北町	輝北町	下平房	0.02	17	8	3	主要地方道垂水・大崎線	0.74
462Ⅱ-017	菱田川	梅ヶ渡川	浮牟田川	輝北町	輝北町	浮牟田	0.04	7	3	1		0.31
462Ⅱ-018	菱田川	梅ヶ渡川	馬庭谷①	輝北町	輝北町	柏木	0.14	3	10	4		0.00
462Ⅱ-019	菱田川	梅ヶ渡川	馬庭谷②	輝北町	輝北町	柏木	0.08	8	8	3		0.00
462Ⅱ-020	菱田川	梅ヶ渡川	日新谷	輝北町	輝北町	日新	0.26	5	10	4		0.20
462Ⅱ-021	菱田川	梅ヶ渡川	楠ノ木段小谷	輝北町	輝北町	谷田	0.02	12	3	1		0.04
465Ⅱ-001	菱田川	松尾川	水之谷川②	松山町	松山町	水之谷	0.47	12	3	1		0.38
465Ⅱ-002	菱田川	松尾川	畑村釘小谷	松山町	松山町	畑村釘	0.02	19	5	2		0.18
465Ⅱ-003	菱田川	松尾川	前田川	松山町	松山町	前田	0.10	10	11	4		0.35
465Ⅱ-004	菱田川	松尾川	尾野見川の支流	松山町	松山町	畑村釘	0.08	17	8	3		1.18
465Ⅱ-005	安楽川	尾野見川	内ノ野小谷	松山町	松山町	内ノ野	0.13	16	3	1		0.00
465Ⅱ-006	安楽川	尾野見川	上園谷小谷	松山町	松山町	大谷	0.05	9	3	1		0.11
465Ⅱ-007	安楽川	尾野見川	大谷小川①	松山町	松山町	大谷	0.03	14	3	1		0.00
465Ⅱ-008	安楽川	尾野見川	大谷小川②	松山町	松山町	大谷	0.02	23	11	4		0.00
466Ⅱ-001	安楽川	安楽川	安楽川②	志布志町	志布志町	安楽	0.18	11	3	1		0.00
466Ⅱ-002	安楽川	安楽川	安楽川①	志布志町	志布志町	安楽	0.13	7	3	1	町道	0.00
466Ⅱ-003	安楽川	安楽川	安楽川③	志布志町	志布志町	安楽	0.04	10	3	1	町道	0.07
466Ⅱ-004	安楽川	安楽川	棚ヶ下川	志布志町	志布志町	棚ヶ下	0.12	12	3	1	町道	0.00
466Ⅱ-005	安楽川	安楽川	二本松川①	志布志町	志布志町	二本松	0.08	23	5	2		0.00
466Ⅱ-006	安楽川	安楽川	二本松②	志布志町	志布志町	二本松	0.05	23	3	1		0.09
466Ⅱ-007	安楽川	安楽川	田吹野川	志布志町	志布志町	田吹野	0.06	14	3	1		0.08
466Ⅱ-008	安楽川	安楽川	下東谷川	志布志町	志布志町	下東谷	0.16	14	5	2	一般県道 釜木大原線	0.00

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
466Ⅱ-009	安楽川	安楽川	森山川①	志布志町	志布志町	森山	0.21	8	3	1		0.10	
466Ⅱ-010	安楽川	森山川	仮屋の小川	志布志町	志布志町	森山	0.16	9	10	4	主要地方道 南之郷志布志線	0.00	
466Ⅱ-011	安楽川	森山川	道重谷	志布志町	志布志町	道重	0.18	7	8	3	町道	0.73	
466Ⅱ-012	前川	関屋谷川	関屋谷	志布志町	志布志町	関屋	0.08	8	5	2		0.05	
466Ⅱ-013	前川	前川	西谷①	志布志町	志布志町	西谷	0.03	6	5	2	町道	0.00	
466Ⅱ-014	前川	前川	大性院川①	志布志町	志布志町	大性院	0.04	10	3	1	主要地方道 日南志布志線	0.00	
466Ⅱ-015	前川	前川	和田川	志布志町	志布志町	和田	0.11	12	3	1	町道	0.50	
466Ⅱ-016	前川	前川	馬庭川	志布志町	志布志町	馬庭	0.17	11	3	1	町道	0.30	
466Ⅱ-017	前川	前川	倉園川	志布志町	志布志町	倉園	0.04	18	3	1	主要地方道 日南志布志線	0.00	
466Ⅱ-018	前川	前川	柳井谷③	志布志町	志布志町	柳井谷	0.08	11	3	1		0.12	
466Ⅱ-019	前川	前川	柳井谷②	志布志町	志布志町	柳井谷	0.03	11	5	2	町道	0.00	
466Ⅱ-020	前川	前川	益倉谷	志布志町	志布志町	益倉	0.02	16	3	1	町道	0.00	
466Ⅱ-021	前川	前川	大性院川②	志布志町	志布志町	大性院	0.04	11	3	1	町道	0.06	
466Ⅱ-022	福島川	四浦河	堤口谷	志布志町	志布志町	堤口	0.05	10	5	2	一般県道 釜木大原線	0.00	
466Ⅱ-023	福島川	四浦河	後谷①	志布志町	志布志町	後谷	0.67	9	5	2	町道	0.13	
466Ⅱ-024	福島川	四浦河	後谷③	志布志町	志布志町	後谷	0.05	24	8	3	町道	0.09	
467Ⅱ-001	田原川	田原川	沢津峰小川③	有明町	有明町	沢津峰	0.02	18	8	3	町道	0.00	
467Ⅱ-002	田原川	田原川	下宇部の小川	有明町	有明町	下宇部	0.02	15	8	3		0.22	
467Ⅱ-003	田原川	田原川	下宇部川	有明町	有明町	下宇部	0.03	16	8	3		0.00	
467Ⅱ-004	菱田川	菱田川	久木迫の小川①	有明町	有明町	久木迫	0.03	12	10	4	町道	0.00	
467Ⅱ-005	菱田川	菱田川	久木迫の小川②	有明町	有明町	久木迫	0.07	6	8	3	町道	0.00	
467Ⅱ-006	菱田川	菱田川	野井倉川	有明町	有明町	野井倉	0.08	17	3	1	町道	0.00	
467Ⅱ-007	菱田川	菱田川	小松川	有明町	有明町	小松	0.07	17	3	1	町道	0.00	
467Ⅱ-008	菱田川	菱田川	押切川②	有明町	有明町	押切	0.02	12	8	3	町道	0.34	
467Ⅱ-009	安楽川	安楽川	吉村の小川②	有明町	有明町	吉村	0.02	19	3	1		0.00	
467Ⅱ-010	安楽川	本村川	宮塩川①	有明町	有明町	宮塩	0.78	8	5	2		0.64	
467Ⅱ-011	安楽川	本村川	宮塩川②	有明町	有明町	宮塩	0.38	6	5	2		0.21	
468Ⅱ-001	田原川	持留川	永吉川(4)	大崎町	大崎町	永吉	0.01	17	3	1		0.00	
468Ⅱ-002	田原川	持留川	档ヶ山川	大崎町	大崎町	档ヶ山川	0.15	8	5	2	町道	0.74	
468Ⅱ-003	田原川	田原川	篠段第三小川	大崎町	大崎町	篠段	0.02	25	5	2		0.00	
468Ⅱ-004	田原川	持留川	下持留川	大崎町	大崎町	下持留	0.03	9	8	3	町道	0.00	
481Ⅱ-001	肝属川	甫木川	白寒水の小川	串良町	串良町	白寒水	0.03	5	5	2		1.52	
481Ⅱ-002	肝属川	串良川	上大塚原の小川1	串良町	串良町	上大塚原	0.02	14	5	2		0.52	
481Ⅱ-003	肝属川	串良川	上大塚原の小川2	串良町	串良町	上大塚原	0.17	4	10	4		0.74	
481Ⅱ-004	肝属川	串良川	岩井迫谷第1の小川	串良町	串良町	下中	0.04	5	10	4		0.93	
481Ⅱ-005	肝属川	串良川	岩井迫谷第2の小川	串良町	串良町	下中	0.03	8	3	1		0.00	
481Ⅱ-006	肝属川	串良川	下中の小川	串良町	串良町	下中	0.08	8	8	3		0.73	
485Ⅱ-001	肝属川	始良川	東原の小川	吾平町	吾平町	東原	0.02	9	5	2		0.39	
485Ⅱ-002	肝属川	始良川	小倉見谷川	吾平町	吾平町	一之渡	0.17	17	8	3		0.00	
485Ⅱ-003	肝属川	始良川	神野川	吾平町	吾平町	永野牧	0.41	12	10	4	折生野神野吾平線	3.93	
485Ⅱ-004	肝属川	始良川	神野西の小川2	吾平町	吾平町	神野西	2.39	6	5	2		0.29	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
485Ⅱ-005	肝属川	始良川	神野西の小川1	吾平町	吾平町	神野西	0.18	7	5	2		0.00	
485Ⅱ-006	肝属川	始良川	神野西の小川3	吾平町	吾平町	神野西	0.02	3	5	2		0.00	
485Ⅱ-007	肝属川	苫野川	木場の小川	吾平町	吾平町	本場	0.07	18	3	1		0.00	
485Ⅱ-008	肝属川	苫野川	鍋田川	吾平町	吾平町	平前	0.24	13	8	3		0.79	
485Ⅱ-009	肝属川	始良川	石場の小川4	吾平町	吾平町	石場	0.05	11	3	1	鹿屋吾平佐多線	0.71	
485Ⅱ-010	肝属川	大始良川	大牟礼の小川2	吾平町	吾平町	大牟礼	0.05	9	3	1		0.16	
486Ⅱ-001	皆倉川	皆倉川	皆倉川第4小川	錦江町	大根占町	神川	0.10	30	5	2	国道	0.09	
486Ⅱ-002	皆倉川	皆倉川	皆倉川第1小川	錦江町	大根占町	神川	0.21	30	8	3	国道	0.09	
486Ⅱ-003	-	-	皆倉谷	錦江町	大根占町	神川	0.03	26	8	3	国道	0.00	
486Ⅱ-004	神川第4小川	神川第4小川	神川第4小川	錦江町	大根占町	神川	0.11	10	10	4	国道	0.01	
486Ⅱ-005	神ノ川	神ノ川	川南谷	錦江町	大根占町	城元	0.05	4	8	3	都道府県道	0.01	
486Ⅱ-006	神川	神川	足光谷1	錦江町	大根占町	馬場	0.12	4	5	2	都道府県道	0.08	
486Ⅱ-007	神川	神川	足光谷2	錦江町	大根占町	馬場	0.19	7	3	1		0.05	
486Ⅱ-008	神ノ川	神ノ川	毛下谷3	錦江町	大根占町	馬場	0.03	6	3	1		0.02	
486Ⅱ-009	神川	神川	毛下谷2	錦江町	大根占町	馬場	0.10	5	3	1		0.03	
486Ⅱ-010	神川	神川	崩原谷	錦江町	大根占町	馬場	0.04	4	5	2		0.03	
486Ⅱ-011	堂の元川	堂の元川	中西川	錦江町	大根占町	川北	0.17	7	10	4		0.06	
486Ⅱ-012	肝属川	苫野川	高尾谷	錦江町	大根占町	神川	0.02	5	3	1		0.01	
486Ⅱ-013	桜原谷	桜原谷	桜原谷	錦江町	大根占町	神川	0.09	5	2	1		0.00	
488Ⅱ-001	雄川	長谷川	永田谷1	錦江町	田代町	永田	0.01	14	2	1	町道	0.23	
488Ⅱ-002	雄川	長谷川	永田谷2	錦江町	田代町	永田	0.05	8	5	2	県道68号線	0.14	
488Ⅱ-003	雄川	長谷川	長谷谷2	錦江町	田代町	長谷	0.01	23	2	1	県道68号線	0.07	
488Ⅱ-004	雄川	長谷川	長谷谷	錦江町	田代町	長谷	0.07	8	5	2	町道	0.40	
488Ⅱ-005	雄川	麓川	小梅枝谷	錦江町	田代町	小梅枝	0.71	13	2	1	町道	0.23	
488Ⅱ-006	雄川	麓川	折小野谷	錦江町	田代町	折小野	0.06	20	5	2	町道	0.12	
488Ⅱ-007	雄川	麓川	折小野谷2	錦江町	田代町	折小野	0.39	16	5	2		0.12	
488Ⅱ-008	雄川	雄川	平石谷1	錦江町	田代町	平石	0.02	16	10	4		0.14	
488Ⅱ-009	雄川	雄川	平石谷2	錦江町	田代町	平石	0.02	16	5	2		0.50	
488Ⅱ-010	雄川	雄川	池野谷1	錦江町	田代町	池野	0.07	8	7	3	町道	0.09	
488Ⅱ-011	雄川	雄川	谷野池2	錦江町	田代町	池野	0.07	11	5	2	町道	0.13	
488Ⅱ-012	雄川	雄川	倉谷谷	錦江町	田代町	倉谷	0.16	12	2	1	町道	0.03	
488Ⅱ-013	雄川	雄川	大原谷	錦江町	田代町	大原	0.17	9	7	3	町道	0.20	
488Ⅱ-014	雄川	雄川	新田谷1	錦江町	田代町	新田	0.10	9	5	2	町道	0.10	
488Ⅱ-015	雄川	雄川	新田谷2	錦江町	田代町	新田	0.03	11	2	1	町道	0.00	
488Ⅱ-016	雄川	雄川	内ノ牧谷2	錦江町	田代町	内ノ牧	0.10	17	7	3	国道440号線 町道	0.00	
488Ⅱ-017	雄川	雄川	富田谷	錦江町	田代町	富田	0.06	10	2	1		0.63	
488Ⅱ-018	雄川	雄川	盤山谷1	錦江町	田代町	盤山	0.58	11	2	1	町道	0.05	
488Ⅱ-019	雄川	雄川	盤山谷2	錦江町	田代町	盤山	0.03	17	2	1	町道	0.05	
488Ⅱ-020	雄川	雄川	鶺鴒野谷	錦江町	田代町	鶺鴒野	0.08	9	2	1	町道	0.36	
488Ⅱ-021	雄川	雄川	鶺鴒野谷2	錦江町	田代町	鶺鴒野	0.34	9	2	1	町道	0.66	
488Ⅱ-022	雄川	雄川	盤山谷3	錦江町	田代町	盤山	0.01	27	2	1		0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
488Ⅱ-023	雄川	雄川	久木野谷	錦江町	田代町	久木野	0.12	8	5	2	町道	0.95	
488Ⅱ-024	雄川	大藤川	猪鹿谷川1	錦江町	田代町	猪鹿谷	0.51	10	5	2	町道	1.98	
488Ⅱ-025	雄川	大藤川	猪鹿谷川2	錦江町	田代町	猪鹿谷	0.07	13	7	3	町道	1.62	
488Ⅱ-026	雄川	雄川	猪鹿倉谷3	錦江町	田代町	猪鹿倉	0.02	22	2	1	町道	0.75	
487Ⅱ-001	神ノ川	神ノ川	阿原谷	南大隅町	根占町	川北	0.02	6	7	3		0.00	
487Ⅱ-002	神ノ川	神ノ川	小高谷1	南大隅町	根占町	川北	0.04	5	5	2		0.05	
487Ⅱ-003	神ノ川	神ノ川	小高谷2	南大隅町	根占町	川北	0.08	8	2	1		0.00	
487Ⅱ-004	天神川	堂之元川	野峰谷1	南大隅町	根占町	川北	0.02	6	2	1		0.15	
487Ⅱ-005	雄川	雄川	上之浦谷3	南大隅町	根占町	川北	0.05	5	2	1		0.07	
487Ⅱ-006	雄川	雄川	上之浦谷1	南大隅町	根占町	川北	0.04	13	5	2		0.18	
487Ⅱ-007	雄川	雄川	川原東谷	南大隅町	根占町	川北	0.03	7	5	2		0.05	
487Ⅱ-008	雄川	赤瀬川	大竹野上谷5	南大隅町	根占町	横別府	1.44	7	2	1	都道府県道	0.07	
487Ⅱ-009	雄川	大竹野川	大竹野上谷2	南大隅町	根占町	横別府	0.32	5	5	2	都道府県道	0.00	
487Ⅱ-010	雄川	大竹野川	大竹野上谷3	南大隅町	根占町	横別府	0.36	8	2	1	都道府県道	0.08	
487Ⅱ-011	雄川	大竹野川	大竹野上谷4	南大隅町	根占町	横別府	0.26	10	5	2	都道府県道	0.05	
487Ⅱ-012	雄川	大竹野川	大竹野下谷4	南大隅町	根占町	横別府	0.08	30	2	1	都道府県道	0.00	
487Ⅱ-013	雄川	大竹野川	大竹野下谷1	南大隅町	根占町	横別府	0.08	25	2	1	都道府県道	0.02	
487Ⅱ-014	雄川	大竹野川	大竹野下谷2	南大隅町	根占町	横別府	0.10	6	2	1	都道府県道	0.02	
487Ⅱ-015	雄川	大竹野川	大竹野下谷3	南大隅町	根占町	横別府	0.12	5	7	3	都道府県道	0.03	
487Ⅱ-016	雄川	雄川	雄川	南大隅町	根占町	川南	0.88	5	7	3		0.14	
487Ⅱ-017	雄川	雄川	梶谷	南大隅町	根占町	川南	0.22	6	7	3		0.03	
487Ⅱ-018	雄川	雄川	諏訪ハジメ川	南大隅町	根占町	川南	0.06	8	10	4		0.02	
487Ⅱ-019	雄川	雄川	塩入谷2	南大隅町	根占町	川南	0.03	7	10	4		0.01	
487Ⅱ-020	-	-	大浜上谷1	南大隅町	根占町	山本	0.17	7	10	4		0.12	
487Ⅱ-021	-	-	大浜上谷2	南大隅町	根占町	山本	0.11	7	5	2		0.10	
487Ⅱ-022	小浜谷	小浜谷	小浜谷	南大隅町	根占町	辺田	0.14	30	7	3	国道	0.00	
487Ⅱ-023	小田川	小田川	小田川	南大隅町	根占町	辺田	0.32	18	10	4	国道	0.03	
487Ⅱ-024	-	-	天目石谷	南大隅町	根占町	辺田	0.09	13	5	2	国道	0.04	
487Ⅱ-025	苜牧川	苜牧川	苜牧川2	南大隅町	根占町	辺田	0.83	14	10	4	国道	0.14	
487Ⅱ-026	-	-	炭屋谷1	南大隅町	根占町	辺田	0.11	25	2	1	国道	0.09	
487Ⅱ-027	-	-	下園谷1	南大隅町	根占町	辺田	0.03	35	2	1	国道	0.00	
487Ⅱ-028	石走川	石走川	石走川	南大隅町	根占町	辺田	0.40	16	5	2	国道	0.01	
489Ⅱ-001	大川	大川	川北谷	南大隅町	佐多町	川北	0.11	14	4	2	町道	0.39	
489Ⅱ-002	下岩谷	下岩谷	下岩谷	南大隅町	佐多町	下岩	0.06	29	2	1	国道269号線	0.00	
489Ⅱ-003	浜下谷	浜下谷	浜下谷1	南大隅町	佐多町	浜下	0.01	18	4	2	町道	0.04	
489Ⅱ-004	上之園川	上之園川	伊座敷谷	南大隅町	佐多町	伊座敷	0.04	13	2	1	県道66号線 町道	0.25	
489Ⅱ-005	上之園川	上之園川	中園川第1	南大隅町	佐多町	西方	0.12	14	9	4	町道	0.25	
489Ⅱ-006	島泊川	島泊川	島泊谷1	南大隅町	佐多町	島泊	0.11	13	4	2	町道	0.18	
489Ⅱ-007	島泊川	島泊川	島泊谷2	南大隅町	佐多町	島泊	0.03	17	2	1	町道	0.03	
489Ⅱ-008	田尻谷	大泊川	大泊川	南大隅町	佐多町	田尻	0.33	10	7	3	佐多峠ロードパーク	0.09	
489Ⅱ-009	大泊谷5	大泊谷5	大泊谷5	南大隅町	佐多町	大泊	0.34	9	9	4	県道68号線	0.50	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
489Ⅱ-010	外之浦川	外之浦川	外之浦川谷	南大隅町	佐多町	外泊	0.01	15	4	2	県道68号線	0.08
489Ⅱ-011	竹之浦川	竹之浦川	竹之浦川谷1	南大隅町	佐多町	竹之浦	0.01	30	4	2	町道	0.02
489Ⅱ-012	竹之浦谷2	竹之浦谷2	竹之浦谷2	南大隅町	佐多町	竹之浦	0.03	29	9	4	県道68号線	0.00
489Ⅱ-013	古里川	永江川	永江谷	南大隅町	佐多町	永江	0.02	25	2	1		0.00
489Ⅱ-014	郡川	郡川	川田代谷	南大隅町	佐多町	川田代	0.13	19	9	4	町道	1.19
489Ⅱ-015	郡川	郡川	郡谷	南大隅町	佐多町	郡	0.60	4	4	2	町道	0.70
489Ⅱ-016	郡川	郡川	松山谷	南大隅町	佐多町	松山	0.01	26	2	1	県道68号線	0.62
489Ⅱ-017	郡川	郡川	松山谷2	南大隅町	佐多町	松山	0.13	15	2	1	県道68号線	0.72
489Ⅱ-018	辺塚川	辺塚川	村山谷	南大隅町	佐多町	村山	0.04	22	7	3	県道74号線	0.34
489Ⅱ-019	辺塚川	辺塚川	上之原谷1	南大隅町	佐多町	上之原	0.06	18	2	1	町道	0.45
489Ⅱ-020	辺塚川	辺塚川	上之原谷2	南大隅町	佐多町	上之原	0.03	16	2	1	町道	0.45
489Ⅱ-021	熊之細谷	熊之細谷	熊之細谷	南大隅町	佐多町	熊之細	1.31	12	4	2	県道74号線 町道	4.05
489Ⅱ-022	波渡谷	波渡谷	波渡谷	南大隅町	佐多町	波渡	2.89	14	2	1	県道74号線	0.36
483Ⅱ-001	その他	姫門川	姫門川	肝付町	内之浦町	大浦	0.15	26	7	3		2.03
483Ⅱ-002	その他	大浦の小川	大浦の小川	肝付町	内之浦町	大浦	0.11	19	7	3		2.83
483Ⅱ-003	その他	五郎ヶ元の小川1	五郎ヶ元の小川1	肝付町	内之浦町	五郎ヶ元	2.84	6	2	1		0.00
483Ⅱ-004	その他	五郎ヶ元の小川2	五郎ヶ元の小川2	肝付町	内之浦町	五郎ヶ元	0.65	9	2	1	448号線	0.00
483Ⅱ-005	その他	船間的小川	船間的小川	肝付町	内之浦町	船間	0.04	19	5	2	448号線	1.01
483Ⅱ-006	その他	浜の小川	浜の小川	肝付町	内之浦町	浜	0.33	14	2	1	448号線	0.00
483Ⅱ-007	久保田川	姫門川	姫門の小川	肝付町	内之浦町	姫門	0.27	16	5	2		1.00
483Ⅱ-008	久保田川	久保田川	大原の小川2	肝付町	内之浦町	大原	0.06	21	9	4	岸良高山線	1.02
483Ⅱ-009	久保田川	久保田川	神之園川	肝付町	内之浦町	上西	0.06	11	2	1	岸良高山線	0.16
483Ⅱ-010	その他	宮原川	宮原の小川	肝付町	内之浦町	宮原	0.08	13	5	2	448号線	1.98
483Ⅱ-011	その他	長坪の小川2	長坪の小川2	肝付町	内之浦町	長坪	0.21	9	9	4		1.25
483Ⅱ-012	その他	長坪の小川1	長坪の小川1	肝付町	内之浦町	長坪	0.08	16	7	3		1.25
483Ⅱ-013	その他	川原瀬の小川	川原瀬の小川	肝付町	内之浦町	川原瀬	0.12	18	7	3		0.06
483Ⅱ-014	その他	小野川	小野の小川3	肝付町	内之浦町	小野	0.02	21	9	4		0.01
483Ⅱ-015	小田川	小田川	小田の小川2	肝付町	内之浦町	小田	0.16	17	7	3		1.35
483Ⅱ-016	小田川	小田川	小田の小川1	肝付町	内之浦町	銭貴	0.14	17	7	3	448号線	3.24
483Ⅱ-017	小田川	小田川	持金川(第1)	肝付町	内之浦町	上原	0.35	17	9	4		0.67
483Ⅱ-018	小田川	小田川	上原の小川	肝付町	内之浦町	上原	0.16	11	2	1		0.13
483Ⅱ-019	小田川	小田川	吉重の小川	肝付町	内之浦町	吉重	0.08	14	7	3		0.92
483Ⅱ-020	広瀬川	乙田川	乙田の小川3	肝付町	内之浦町	乙田	0.04	14	2	1		0.03
483Ⅱ-021	広瀬川	広瀬川	江平の小川	肝付町	内之浦町	江平	0.24	12	9	4		3.55
483Ⅱ-022	広瀬川	広瀬川	赤木屋の小川1	肝付町	内之浦町	赤木屋	0.10	11	5	2		1.43
483Ⅱ-023	広瀬川	広瀬川	馬込の小川3	肝付町	内之浦町	馬込	0.07	17	7	3		0.02
483Ⅱ-024	その他	垂水の小川	垂水の小川	肝付町	内之浦町	垂水	0.34	16	5	2		0.75
483Ⅱ-025	その他	小串の小川	小串川	肝付町	内之浦町	垂水	0.18	20	5	2		3.27
483Ⅱ-026	その他	小串の小川	小串川の小川2	肝付町	内之浦町	小串	0.40	18	5	2		3.30
483Ⅱ-027	その他	小串の小川	小串川の小川1	肝付町	内之浦町	小串	0.94	12	2	1		2.20
483Ⅱ-028	その他	海蔵の小川3	海蔵の小川3	肝付町	内之浦町	海蔵	0.09	17	2	1	448号線	0.00

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
483Ⅱ-029	その他	海蔵の小川1	海蔵の小川1	肝付町	内之浦町	海蔵	0.30	17	5	2		0.88
483Ⅱ-030	その他	海蔵の小川2	海蔵の小川2	肝付町	内之浦町	海蔵	0.09	17	2	1		0.00
484Ⅱ-001	その他	飯ヶ谷川	飯ヶ谷川	肝付町	高山町	飯ヶ谷	0.84	17	5	2		1.32
484Ⅱ-002	その他	一つ松の小川	一つ松の小川	肝付町	高山町	一つ松	0.31	16	5	2	448号線	0.00
484Ⅱ-003	その他	柳井谷の小川	柳井谷の小川	肝付町	高山町	柳井谷	0.86	16	2	1	448号線	0.90
484Ⅱ-004	肝属川	肝属川	浦町の小川	肝付町	高山町	浦町	0.09	29	5	2	448号線	0.00
484Ⅱ-005	肝属川	波見川	上原の小川1	肝付町	高山町	上原	0.02	9	5	2		1.15
484Ⅱ-006	肝属川	波見川	塚崎の小川1	肝付町	高山町	塚崎	0.14	16	5	2		0.45
484Ⅱ-007	肝属川	高山川	花牟礼第1小川	肝付町	高山町	花牟礼	0.19	15	7	3		0.15
484Ⅱ-008	肝属川	高山川	麓の小川2	肝付町	高山町	中麓	0.01	20	7	3		0.00
484Ⅱ-009	肝属川	高山川	神之市の小川	肝付町	高山町	神之市	0.07	6	2	1		0.00
484Ⅱ-010	肝属川	高山川	下永山の小川1	肝付町	高山町	下永山	0.05	15	7	3		0.67
484Ⅱ-011	肝属川	高山川	下永山の小川	肝付町	高山町	下永山	0.06	19	5	2		0.00
484Ⅱ-012	肝属川	本城川	本城下の小川	肝付町	高山町	本城下	0.10	9	7	3		0.46
484Ⅱ-013	肝属川	本城川	本城上の小川2	肝付町	高山町	本城上	0.14	11	10	4		2.00
484Ⅱ-014	肝属川	高山川	安田の小川	肝付町	高山町	本城上	0.08	14	2	1		0.00
484Ⅱ-015	肝属川	本城川	本城中の小川	肝付町	高山町	本城中	0.02	11	7	3	神之川内之浦線	0.20
484Ⅱ-016	肝属川	本城川	野坂川	肝付町	高山町	本城上	6.04	14	2	1		0.00
484Ⅱ-017	肝属川	高山川	山ノ神川	肝付町	高山町	寺之上	0.34	9	7	3		0.12
484Ⅱ-018	肝属川	高山川	尾牟礼の小川	肝付町	高山町	尾牟礼	0.22	13	7	3	岸良高山線	4.47
484Ⅱ-019	肝属川	尾牟礼川	尾牟礼川	肝付町	高山町	尾牟礼	1.34	12	5	2	岸良高山線	1.30
484Ⅱ-020	肝属川	岩屋川	岩屋川	肝付町	高山町	岩屋	7.92	10	7	3		0.00
484Ⅱ-021	肝属川	高山川	折尾野第1小川	肝付町	高山町	折生野	0.32	14	5	2	岸良高山線	0.27
484Ⅱ-022	肝属川	高山川	湯ノ谷の支溪	肝付町	高山町	折生野	0.67	12	2	1	岸良高山線	0.24
484Ⅱ-023	肝属川	湯ノ谷川	湯ノ谷川	肝付町	高山町	折生野	1.68	12	5	2	岸良高山線	0.15
484Ⅱ-024	肝属川	高山川	大平の小川	肝付町	高山町	折生野	0.36	10	10	4	折生野神野平線	0.97
484Ⅱ-025	肝属川	境川	永野の小川	肝付町	高山町	永野	0.11	12	7	3		0.97
501Ⅱ-001	-	-	牧川第1	中種子町	中種子町	牧川	0.29	6	5	2	国道58号線	0.55
501Ⅱ-002	無内川	無内川	無内川	中種子町	中種子町	牧川	2.49	4	2	1	国道58号線 町道	0.80
501Ⅱ-003	大蟹川	大蟹川	大蟹川	中種子町	中種子町	上之城	2.39	8	2	1	国道58号線 町道	0.11
501Ⅱ-004	-	-	大塩屋第1	中種子町	中種子町	大塩屋	0.43	8	2	1		0.00
502Ⅱ-001	その他	郡部川	郡部川	南種子町	南種子町	中塩屋	0.11	8	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-002	-	-	大川第1	南種子町	南種子町	大川	0.27	6	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-003	-	-	上立石第1	南種子町	南種子町	上立石	0.04	7	7	3	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-004	その他	広浜川	広浜川	南種子町	南種子町	上立石	0.15	5	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-005	その他	上立石川	第1上立石川	南種子町	南種子町	上立石	0.08	6	2	1	県道西之表南種子線 町道	0.00
502Ⅱ-006	その他	下立石川	下立石川	南種子町	南種子町	上立石	0.19	6	10	4	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-007	その他	下立石川	下立石川第2	南種子町	南種子町	下立石	0.12	7	10	4	県道西之表南種子線 町道	0.00
502Ⅱ-008	-	-	宮三枚第一	南種子町	南種子町	宮三枚	0.04	11	5	2	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-009	その他	小脇谷川	小脇谷川	南種子町	南種子町	前之原	0.10	7	10	4	県道西之表南種子線 町道	0.61
502Ⅱ-010	鹿鳴川	本村川	本村第1	南種子町	南種子町	本村	0.04	16	2	1	県道西之表南種子線 町道	0.79

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
502Ⅱ-011	鹿鳴川	本村川	本村第2	南種子町	南種子町	本村	0.12	20	2	1	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-012	鹿鳴川	小笹谷	小笹谷	南種子町	南種子町	本村	0.14	17	2	1	県道西之表南種子線	0.98
502Ⅱ-013	鹿鳴川	本村川	甲屯谷	南種子町	南種子町	本村	0.15	18	7	3	県道西之表南種子線 町道	1.79
502Ⅱ-014	鹿鳴川	本村川	本村川	南種子町	南種子町	本村	0.12	21	7	3	県道西之表南種子線 町道	1.38
502Ⅱ-015	鹿鳴川	鹿鳴川	宇都谷	南種子町	南種子町	平野	0.06	16	2	1	町道	0.96
502Ⅱ-016	郡川	郡川	真所の小川	南種子町	南種子町	真所	0.06	5	5	2	県道西之表南種子線	0.22
502Ⅱ-017	宮瀬川	宮瀬川	新上里第1	南種子町	南種子町	新上里	0.19	12	2	1	県道西之表南種子線	1.79
502Ⅱ-018	宮瀬川	清水川	阿升第1	南種子町	南種子町	阿升	0.08	7	7	3	県道釜永上中線 町道	0.18
503Ⅱ-001	その他	1和川	1和川	上屋久町	上屋久町	叶	0.52	13	2	1	県道77号線	0.30
503Ⅱ-002	その他	吉田谷川	吉田谷川	上屋久町	上屋久町	吉田	0.11	15	5	2	県道77号線	0.00
503Ⅱ-003	吉田川	吉田川	吉田川1	上屋久町	上屋久町	吉田	1.97	11	5	2	県道77号線	0.00
503Ⅱ-004	吉田川	吉田川	吉田川2	上屋久町	上屋久町	吉田	0.76	14	5	2	県道77号線	0.05
503Ⅱ-005	一湊川	一湊川	白川山谷川4	上屋久町	上屋久町	白川山	0.06	15	2	1		0.00
503Ⅱ-006	一湊川	一湊川	白川山谷川3	上屋久町	上屋久町	白川山	0.11	14	7	3		0.00
503Ⅱ-007	一湊川	一湊川	白川山谷川2	上屋久町	上屋久町	白川山	0.44	15	7	3		0.00
503Ⅱ-008	一湊川	一湊川	白川山谷川4	上屋久町	上屋久町	白川山	0.30	17	2	1		0.00
503Ⅱ-009	その他	尾田川	尾田川	上屋久町	上屋久町	志戸子	0.16	17	5	2		0.77
503Ⅱ-010	その他	深川	深川	上屋久町	上屋久町	深川	0.71	16	2	1	県道77号線	0.00
503Ⅱ-011	その他	湯ノ川	湯ノ川	上屋久町	上屋久町	楠川	0.97	16	9	4	県道77号線	0.00
503Ⅱ-012	その他	下牧野川	下牧野の小川	上屋久町	上屋久町	俯川	0.74	10	5	2	県道77号線	0.00
503Ⅱ-013	その他	新村川2	新村川2	上屋久町	上屋久町	新村	0.06	13	5	2		0.03
503Ⅱ-014	その他	新村川	新村川1	上屋久町	上屋久町	新村	0.23	7	5	2		0.03
503Ⅱ-015	向江浜川	向江浜川	向江浜川2	上屋久町	上屋久町	向井江浜	0.23	10	9	4		0.00
503Ⅱ-016	向江浜川	向江浜川	向江浜川1	上屋久町	上屋久町	向井江浜	1.47	15	9	4		0.00
504Ⅱ-001	その他	西之川	船行川	屋久町	屋久町	船行	0.04	7	7	3	県道77号線	0.12
504Ⅱ-002	安房川	ナマン川	松峯谷川1	屋久町	屋久町	松峯	0.09	11	7	3		0.32
504Ⅱ-003	安房川	ナマン川	松峯谷川2	屋久町	屋久町	松峯	0.05	12	5	2		0.08
504Ⅱ-004	安房川	ナマン川	松峯谷川3	屋久町	屋久町	松峯	0.02	17	7	3		0.17
504Ⅱ-005	安房川	ナマン川	松峯谷川4	屋久町	屋久町	松峯	0.02	11	5	2		0.04
504Ⅱ-006	安房川	安房川	滝の川	屋久町	屋久町	春牧	1.27	5	7	3		0.00
504Ⅱ-007	その他	神之川	神之川	屋久町	屋久町	春牧	0.39	11	5	2	県道592号線	0.00
504Ⅱ-008	その他	おみね川	おみね川	屋久町	屋久町	春牧	0.40	11	7	3	県道77号線	0.09
504Ⅱ-009	その他	戸瀬字川	戸瀬字川	屋久町	屋久町	平野	0.24	12	5	2	県道77号線	0.15
504Ⅱ-010	その他	琴川	琴川	屋久町	屋久町	樋之口	0.59	13	7	3	県道77号線	1.53
504Ⅱ-011	その他	猿川	猿川	屋久町	屋久町	樋之口	0.25	14	2	1	県道77号線	0.00
504Ⅱ-012	その他	たくま川	たくま川	屋久町	屋久町	高平	0.23	19	5	2	県道77号線	0.54
504Ⅱ-013	その他	ホトウ川	ホトウ川	屋久町	屋久町	高平	0.35	19	9	4	県道77号線	0.66
504Ⅱ-014	その他	津平川	津平川	屋久町	屋久町	高平	0.57	23	7	3	県道77号線	0.07
504Ⅱ-015	その他	石之川	石之川	屋久町	屋久町	高平	0.56	14	2	1	県道77号線	0.20
504Ⅱ-016	その他	笠松川	萩野川	屋久町	屋久町	麦生	0.27	12	5	2	県道77号線	0.93
504Ⅱ-017	その他	笠松川	笠松川	屋久町	屋久町	麦生	0.27	13	2	1	県道77号線	0.46

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
504Ⅱ-018	その他	もりの川	もりの川	屋久町	屋久町	麦生	0.30	16	2	1	県道77号線	1.06
504Ⅱ-019	鯛之川	鯛之川	鯛之川支川	屋久町	屋久町	麦生	0.22	17	2	1		0.00
504Ⅱ-020	その他	大石川	大石川	屋久町	屋久町	原	0.37	16	7	3	県道77号線	1.02
504Ⅱ-021	その他	月見川	月見川2	屋久町	屋久町	尾之間	0.09	11	9	4	県道77号線	0.32
504Ⅱ-022	その他	月見川	月見川1	屋久町	屋久町	尾之間	0.47	17	9	4	県道77号線	0.00
504Ⅱ-023	その他	花石川	花石川	屋久町	屋久町	城下	0.43	17	5	2	県道77号線	2.50
504Ⅱ-024	その他	旭川	旭川1	屋久町	屋久町	城下	0.36	21	2	1	県道77号線	0.53
504Ⅱ-025	その他	旭川	旭川2	屋久町	屋久町	城下	0.10	22	2	1	県道77号線	0.82
504Ⅱ-026	その他	大石川	大石川	屋久町	屋久町	城下	0.53	19	2	1	県道77号線	0.50
504Ⅱ-027	中間川	中間川	中間川	屋久町	屋久町	中間	0.07	20	9	4		0.16
504Ⅱ-028	栗生川	栗生川	栗生第1小川	屋久町	屋久町	栗生	0.03	9	5	2	県道77号線	0.20
523Ⅱ-001	大和川	大和川	大和浜	大和村	大和村	大和浜	0.09	20	2	1	県道79号線	0.00
524Ⅱ-001	その他	宮勝小川	宮勝小川	宇検村	宇検村	宇検	0.16	11	2	1		0.00
524Ⅱ-002	その他	久志沢	久志沢	宇検村	宇検村	久志	0.06	17	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00
524Ⅱ-003	その他	生勝川	生勝川支溪3	宇検村	宇検村	生勝	0.16	11	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00
524Ⅱ-004	その他	大良川	芦検沢1	宇検村	宇検村	芦検	0.41	9	4	2	名瀬瀬戸内線	0.24
524Ⅱ-005	その他	大良川	大良川支溪	宇検村	宇検村	芦検	0.09	22	2	1		0.19
524Ⅱ-006	その他	大良川	芦検沢1	宇検村	宇検村	芦検	0.08	24	2	1	名瀬瀬戸内線	0.13
524Ⅱ-007	その他	田検川	田検川支溪	宇検村	宇検村	田検	0.05	26	4	2		0.00
524Ⅱ-008	河内川	河内川	石良沢1	宇検村	宇検村	湯湾	0.46	19	2	1		0.94
524Ⅱ-009	河内川	河内川	石良小川1	宇検村	宇検村	石良	0.03	31	4	2	湯湾新村線	0.00
524Ⅱ-010	河内川	河内川	石良小川	宇検村	宇検村	石良	0.07	29	6	3	湯湾新村線	0.00
524Ⅱ-011	河内川	河内川	石良沢2	宇検村	宇検村	新小勝	0.06	22	2	1	湯湾新村線	0.15
524Ⅱ-012	河内川	蔵戸川	須古川	宇検村	宇検村	須古	1.14	14	2	1		1.11
524Ⅱ-013	その他	須古沢2	須古沢2	宇検村	宇検村	須古	0.15	18	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00
524Ⅱ-014	その他	部連小川	部連小川	宇検村	宇検村	部連	0.05	19	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00
524Ⅱ-015	その他	名柄沢3	名柄沢3	宇検村	宇検村	名柄	0.05	22	2	1	皆津高崎線	0.00
524Ⅱ-016	その他	名柄沢4	名柄沢4	宇検村	宇検村	名柄	0.05	24	2	1	皆津高崎線	0.00
524Ⅱ-017	その他	阿室川	平田沢	宇検村	宇検村	平田	0.03	27	4	2		0.00
525Ⅱ-001	その他	西古見支溪1	西古見支溪1	瀬戸内町	瀬戸内町	西古見	0.22	19	4	2		0.27
525Ⅱ-002	その他	西古見支溪2	西古見支溪2	瀬戸内町	瀬戸内町	西古見	0.10	22	2	1	皆津高崎線	0.24
525Ⅱ-003	その他	本金久川	本金久川	瀬戸内町	瀬戸内町	管鈍	0.33	11	6	3		0.89
525Ⅱ-004	その他	狭間川	狭間川	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	0.97	13	8	4	皆津高崎線	0.53
525Ⅱ-005	その他	第一挟間川	第一挟間川	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	0.79	11	6	3	皆津高崎線	0.40
525Ⅱ-006	その他	古志沢2	古志沢2	瀬戸内町	瀬戸内町	古志	0.03	22	6	3		0.19
525Ⅱ-007	その他	阿室釜川	阿室釜川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿室釜	0.07	22	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00
525Ⅱ-008	その他	深浦川	深浦川	瀬戸内町	瀬戸内町	深浦	0.11	19	2	1	名瀬瀬戸内線	0.15
525Ⅱ-009	その他	深浦小川	深浦小川	瀬戸内町	瀬戸内町	深浦	0.07	22	4	2	名瀬瀬戸内線	0.24
525Ⅱ-010	その他	第二白浜川	第二白浜川	瀬戸内町	瀬戸内町	白浜	0.05	24	2	1		0.21
525Ⅱ-011	その他	白浜川	白浜川	瀬戸内町	瀬戸内町	白浜	0.05	27	6	3		0.09
525Ⅱ-012	その他	白浜小川	白浜小川	瀬戸内町	瀬戸内町	白浜	0.07	22	2	1		0.05

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象				
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha	
525Ⅱ-013	その他	小名瀬川	小名瀬川	瀬戸内町	瀬戸内町	小名瀬	0.09	24	2	1		0.00	
525Ⅱ-014	その他	阿鉄川支溪3	阿鉄川支溪3	瀬戸内町	瀬戸内町	阿鉄	0.05	24	8	4		0.60	
525Ⅱ-015	その他	久根津第二小川	久根津第二小川	瀬戸内町	瀬戸内町	久根津	0.04	22	2	1	名瀬瀬戸内線	0.00	
525Ⅱ-016	その他	須手沢1	須手沢1	瀬戸内町	瀬戸内町	須手	0.03	24	8	4	名瀬瀬戸内線	0.02	
525Ⅱ-017	その他	金久川	金久川	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉鉄	0.28	9	4	2	蘇州吉仁屋線	1.96	
525Ⅱ-018	阿木名川	尻田小川	尻田小川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	0.52	11	2	1		1.84	
525Ⅱ-019	その他	阿多地小川	阿多地小川	瀬戸内町	瀬戸内町	阿多地	0.08	14	2	1		0.11	
525Ⅱ-020	その他	伊子茂川4	伊子茂川4	瀬戸内町	瀬戸内町	伊子茂	0.07	24	2	1		0.00	
525Ⅱ-021	その他	於斉川2	於斉川2	瀬戸内町	瀬戸内町	於斉	0.11	14	2	1		0.27	
525Ⅱ-022	その他	勢里川	勢里川	瀬戸内町	瀬戸内町	勢里	0.05	22	6	3		0.77	
525Ⅱ-023	その他	第四佐知克川	第四佐知克川	瀬戸内町	瀬戸内町	佐知克	0.05	22	6	3		0.36	
525Ⅱ-024	その他	第二佐知克川	第二佐知克川	瀬戸内町	瀬戸内町	佐知克	0.04	24	6	3		0.30	
525Ⅱ-025	その他	秋徳川2	秋徳川2	瀬戸内町	瀬戸内町	秋徳	0.01	27	4	2		0.02	
525Ⅱ-026	その他	野見山川2	野見山川2	瀬戸内町	瀬戸内町	野見山	0.04	31	6	3		1.02	
525Ⅱ-027	その他	仲田川2	仲田川2	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	0.12	22	6	3		0.35	
525Ⅱ-028	その他	諸鈍川1	諸鈍川1	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	0.12	17	4	2		0.19	
525Ⅱ-029	その他	渡連川1	渡連川1	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	0.01	31	6	3		0.03	
525Ⅱ-030	その他	第二渡連川	第二渡連川	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	0.04	22	8	4		0.49	
525Ⅱ-031	その他	渡連川	渡連川	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	0.06	11	2	1	安脚場実久線	0.11	
525Ⅱ-032	その他	第二大下田川	第二大下田川	瀬戸内町	瀬戸内町	生間	0.03	31	2	1	安脚場実久線	0.00	
525Ⅱ-033	その他	大下田川	大下田川	瀬戸内町	瀬戸内町	生間	0.02	22	2	1	安脚場実久線	0.07	
525Ⅱ-034	その他	諸数川	諸数川	瀬戸内町	瀬戸内町	諸数	0.24	14	8	4		0.11	
525Ⅱ-035	その他	諸数川2	諸数川2	瀬戸内町	瀬戸内町	諸数	0.09	17	2	1		0.00	
525Ⅱ-036	その他	第二上川	第二上川	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	0.04	27	2	1	安脚場実久線	0.12	
525Ⅱ-037	その他	脇浜川	脇浜川	瀬戸内町	瀬戸内町	脇浜	0.20	17	6	3		0.69	
525Ⅱ-038	その他	呑之浦川支溪	呑之浦川支溪	瀬戸内町	瀬戸内町	呑之浦	0.07	14	4	2		0.14	
525Ⅱ-039	その他	呑之浦川	呑之浦川	瀬戸内町	瀬戸内町	呑之浦	0.14	6	6	3		0.12	
525Ⅱ-040	その他	瀬相川3	瀬相川3	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬相	0.19	14	2	1		0.00	
525Ⅱ-041	その他	俵川3	俵川3	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	0.15	9	8	4		0.13	
525Ⅱ-042	その他	知之浦川	知之浦川	瀬戸内町	瀬戸内町	知之浦	0.13	24	8	4		0.24	
525Ⅱ-043	その他	第二木慈川	第二木慈川	瀬戸内町	瀬戸内町	木慈	0.14	17	4	2	安脚場実久線	0.05	
525Ⅱ-044	その他	木慈川	木慈川	瀬戸内町	瀬戸内町	木慈	0.29	11	2	1	安脚場実久線	0.28	
525Ⅱ-045	その他	与路川	与路第二小川	瀬戸内町	瀬戸内町	与路	0.04	24	4	2		0.16	
525Ⅱ-046	その他	与路川	与路第一小川	瀬戸内町	瀬戸内町	与路	0.06	22	4	2		0.04	
525Ⅱ-047	その他	池地第一小川	池地第一小川	瀬戸内町	瀬戸内町	池地	0.05	19	4	2		0.00	
526Ⅱ-001	その他	青久川	青久川	住用村	住用村	青久	1.63	18	2	1		0.00	
526Ⅱ-002	その他	前山川	前山川1	住用村	住用村	前山	0.05	19	7	3	村道	0.13	
526Ⅱ-003	その他	前山川	前山川2	住用村	住用村	金久田	0.11	17	2	1	村道	0.00	
526Ⅱ-004	その他	山間東沢	山間東沢	住用村	住用村	山間	0.17	17	7	3	村道	0.28	
526Ⅱ-005	その他	山間	山間	住用村	住用村	山間	0.59	15	2	1	県道609号線	0.00	
526Ⅱ-006	役勝川	役勝川	牟田川	住用村	住用村	役勝	0.05	15	2	1		0.00	

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
526Ⅱ-007	役勝川	役勝川	新村	住用村	住用村	新村	0.05	14	2	1	国道58号線	0.00
526Ⅱ-008	役勝川	役勝川	上役勝	住用村	住用村	上役勝	0.53	8	9	4	国道58号線	0.00
526Ⅱ-009	役勝川	役勝川	池畑川	住用村	住用村	中役勝	0.74	11	2	1	国道58号線	0.00
526Ⅱ-010	役勝川	役勝川	中役勝	住用村	住用村	中役勝	0.08	27	5	2	国道58号線	0.00
526Ⅱ-011	役勝川	役勝川	上畑川	住用村	住用村	中役勝	0.14	22	5	2	国道58号線	0.00
526Ⅱ-012	住用川	住用川	西仲間沢2	住用村	住用村	西仲間	1.98	11	5	2	国道58号線 村道	0.00
526Ⅱ-013	その他	見里川	見里	住用村	住用村	見里	0.06	17	2	1	国道58号線	0.00
526Ⅱ-014	川内川	川内川	東仲間沢	住用村	住用村	東仲間	0.04	22	7	3	村道	0.09
526Ⅱ-015	川内川	川内川	摺勝間	住用村	住用村	摺勝	0.23	17	2	1	村道	0.00
526Ⅱ-016	その他	内海沢	内海沢	住用村	住用村	摺勝	0.17	21	2	1	国道58号線	0.63
527Ⅱ-001	大美川	大美川	大美川	龍郷町	龍郷町	大勝	0.07	13	3	1		1.20
527Ⅱ-002	大美川	大美川	大勝沢	龍郷町	龍郷町	大勝	0.11	30	6	2	大勝・中勝線	0.00
527Ⅱ-003	大美川	大美川	川内川	龍郷町	龍郷町	川内	0.60	23	9	3	川内・竹作線	0.00
527Ⅱ-004	大美川	大美川	大美川	龍郷町	龍郷町		0.09	16	11	4		1.00
527Ⅱ-005	大美川	大美川	大美川	龍郷町	龍郷町	大勝	0.26	16	3	1		0.00
527Ⅱ-006	秋名川	秋名川	秋名支溪	龍郷町	龍郷町	秋名	0.18	29	3	1	屋入・赤尾木線	0.72
527Ⅱ-007	その他	案木屋場川	案木屋場沢	龍郷町	龍郷町	案木屋場	0.10	22	3	1	名瀬・龍郷線	0.00
527Ⅱ-008	その他	番屋川	第二番屋川	龍郷町	龍郷町	番屋	0.06	34	3	1	名瀬・龍郷線	0.00
527Ⅱ-009	その他	番屋川	番屋沢	龍郷町	龍郷町	番屋	0.00	0	0	0		0.00
527Ⅱ-010	その他	番屋川	番屋沢	龍郷町	龍郷町	番屋	0.07	34	3	1	名瀬・龍郷線	0.00
527Ⅱ-011	その他	久場川	久場第二小川	龍郷町	龍郷町	久場	0.28	31	9	3	名瀬・龍郷線	0.00
527Ⅱ-012	その他	瀬留川	瀬留第三小川	龍郷町	龍郷町	瀬留	0.06	26	11	4		0.00
527Ⅱ-013	その他	瀬留川	瀬留第二小川	龍郷町	龍郷町	瀬留	0.24	31	6	2		0.00
527Ⅱ-014	その他	打田原川	打田原川	龍郷町	龍郷町	屋入	0.05	10	6	2	屋入・小勝線	2.80
527Ⅱ-015	その他	屋入川	屋入沢3	龍郷町	龍郷町	屋入	0.12	17	3	1	屋入・小勝線	0.00
527Ⅱ-016	その他	屋入川	屋入小川	龍郷町	龍郷町	屋入	0.09	25	9	3	屋入・赤尾木線	0.29
527Ⅱ-017	その他	屋入川	屋入沢1	龍郷町	龍郷町	屋入	0.10	25	6	2		0.41
527Ⅱ-018	その他	蒲田川	蒲田沢	龍郷町	龍郷町	蒲田	0.02	28	11	4	屋入・赤尾木線	0.12
527Ⅱ-019	その他	蒲田川	蒲田小川	龍郷町	龍郷町	蒲田	0.06	28	9	3	屋入・赤尾木線	0.04
527Ⅱ-020	その他	里川	里川	龍郷町	龍郷町	里	0.16	30	9	3	屋入・赤尾木線	0.30
527Ⅱ-021	その他	赤尾木川	赤尾木沢3	龍郷町	龍郷町	赤尾木	0.07	21	6	2	芦穂・直線 屋入・赤尾木線	0.00
528Ⅱ-001	屋仁川	屋仁川	屋仁沢1	笠利町	笠利町	屋仁	0.08	10	9	3	佐仁赤木名線	0.00
528Ⅱ-002	屋仁川	宇津川	上田川	笠利町	笠利町	上田	0.03	30	3	1	佐仁・長田1号線	0.20
528Ⅱ-003	屋仁川	屋仁川	鍋比川	笠利町	笠利町	鍋比	0.02	32	9	3	川上・赤木名線	0.02
528Ⅱ-004	屋仁川	屋仁川	赤木名又川	笠利町	笠利町	赤木名又	0.19	8	6	2	川上1号線	0.06
528Ⅱ-005	屋仁川	屋仁川	赤木名又沢1	笠利町	笠利町	赤木名又	0.06	21	6	2	佐仁・赤木名線	0.06
528Ⅱ-006	屋仁川	屋仁川	赤木名又沢2	笠利町	笠利町	赤木名又沢	0.08	11	3	1	佐仁・赤木名線	0.06
528Ⅱ-007	屋仁川	屋仁川	屋仁川2	笠利町	笠利町	屋仁	0.03	39	9	3	屋仁奥間川線	0.30
528Ⅱ-008	その他	用安川	用安川	笠利町	笠利町	用安	0.04	25	9	3	神ノ子1号線	0.18
528Ⅱ-009	宮久田川	宮久田川	喜瀬川	笠利町	笠利町	喜瀬	0.03	32	9	3		0.00
528Ⅱ-010	その他	浦川	浦川	笠利町	笠利町	浦	0.05	18	6	2	国道58号線	0.00

2. 2. (3) 土石流危険渓流Ⅱ

平成18年12月現在

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	旧市町村名	字	流域面積 km <sup>2</sup>	平均 渓床 傾度	保全対象			
									人口 人	人家 戸	左記以外の 公共施設 棟	耕地 ha
528Ⅱ-011	その他	打田原川	打田原川	笠利町	笠利町		0.09	15	9	3	手花部・打田原線	1.10
528Ⅱ-012	その他	打田原川	第一打田原川	笠利町	笠利町	打田原	0.02	25	3	1	手花部・打田原線	0.09
528Ⅱ-013	その他	前肥田川	第二前肥田川	笠利町	笠利町	前肥田	0.04	38	11	4	手花部・打田原線	0.50
528Ⅱ-014	その他	前肥田川	前肥田川	笠利町	笠利町	前肥田	0.10	10	6	2	手花部・打田原線	0.36
528Ⅱ-015	その他	前肥田川	前肥田川	笠利町	笠利町	前肥田	0.04	13	11	4	手花部・打田原線 前肥田浅間線	0.04
528Ⅱ-016	その他	前肥田川	第一前肥田川	笠利町	笠利町	前肥田	0.12	27	9	4	手花部・打田原線	0.20
528Ⅱ-017	前田川	前田川	前田川	笠利町	笠利町	里	0.19	9	6	2	国道58号線	0.42
528Ⅱ-018	その他	三鳥屋川	三鳥屋川	笠利町	笠利町	三鳥屋	0.18	19	11	3	佐仁赤木名線	0.20
528Ⅱ-019	その他	第二三鳥屋	第二三鳥屋	笠利町	笠利町	三鳥屋	0.14	18	6	2	佐仁赤木名線	0.19
530Ⅱ-001	反川	反川	反川その1	徳之島町	徳之島町	母間	2.66	5	2	1	町道	0.90
530Ⅱ-002	手々川	手々川	手々その1	徳之島町	徳之島町	手々	0.26	7	10	4	町道 県道花徳・浅間線	0.16
531Ⅱ-001	秋利神川	三京の小川	三京の小川	天城町	天城町	三京	0.39	15	5	2	町道	0.70
531Ⅱ-002	千間その1	千間その1	千間その1	天城町	天城町	千間	0.08	5	2	1	町道	0.33
531Ⅱ-003	秋利神川	秋利神川	当部その1	天城町	天城町	当部	0.30	20	2	1	町道	3.50
531Ⅱ-004	秋利神川	秋利神川	当部その3	天城町	天城町	当部	0.03	7	2	1	町道	0.53
531Ⅱ-005	真瀬名川	美名田川	当部その2	天城町	天城町	当部	0.12	15	5	2	町道	2.20
531Ⅱ-006	与名間川	与名間川	与名間その1	天城町	天城町	与名間	0.27	15	2	1	町道 県道花徳浅間線	2.60
533Ⅱ-001	その他	内城	内城	和泊町	和泊町	内城	0.10	6	5	2	県道621号線 町道	0.48

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数			
I 1 1	ひらまつ 平松 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	443	30	200	6								
I 1 3	りゅうがみず 竜ヶ水 3	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	319	40	130	4	竜ヶ水駅	JR	170					
I 1 4	りゅうがみず 竜ヶ水 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	209	45	260	5		国道	180	JR	200			
I 1 5	三船	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	251	42	220	8		国道	150	JR	240			
I 1 6	はなぐら 花倉 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	200	30	210	9	看護寮	市道	130	JR	110	河川	60	
I 1 7	はなぐら 花倉 3	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	190	30	200	81	病院	老人ホーム	JR	25				
I 1 8	はなぐら 花倉 5	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	381	34	200	10	雨量観測所		国道	360	JR	360		
I 1 10	はなぐら 花倉	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	656	40	180	25			国道	260	JR	470	市道	480
I 1 11	はなぐら 花倉 4	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	190	45	140	24			国道	120	JR	40		
I 1 12	いそ 磯 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	467	50	90	7			国道	95	市道	230	河川	150
I 1 13	いそ 磯	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	345	48	78	23	磯公民館	鹿児島実業研修センター	国道	130	市道	45		
I 1 14	いそ 磯 4	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	478	37	92	23	神社		JR	30	市道	290		
I 1 15	いそ 磯 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	256	60	56	1	ホテル	ホテル	市道	230				
I 1 17	いそ 磯 5	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	359	46	57	19			県道	110	市道	270		
I 1 18	すずめがみや 雀ヶ宮 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	441	50	33	18			市道	400				
I 1 19	すずめがみや 雀ヶ宮	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	373	55	38	16			市道	200	河川	180		
I 1 20	すずめがみや 雀ヶ宮 3	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	129	48	62	7			市道	135				
I 1 21	まがたけ 実方 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町 大明ヶ丘1丁目	520	63	13	59			市道	500				
I 1 22	たけのやぶ 脇田 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	325	50	50	28	伊敷小学校		国道	100	県道	220		
I 1 23	たけのやぶ 大明ヶ丘 2	鹿児島市	鹿児島市	大明ヶ丘 丁目	324	50	30	52			市道	300	河川	130		
I 1 24	たけのやぶ 大明ヶ丘 3	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	274	45	16	41	保育園		市道	250	河川	100		
I 1 25	さかた 坂元 4	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	55	45	7	6								
I 1 26	かみづら 上花棚	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	155	50	18	9			市道	100				
I 1 27	かわかみ 川上 2	鹿児島市	鹿児島市	川上町	276	38	50	8								
I 1 28	かわかみ 川上 2	鹿児島市	鹿児島市	川上町	187	75	20	4	川上公民館	寺	水道施設	市道	150			
I 1 29	かわかみ 川上 3	鹿児島市	鹿児島市	川上町	139	35	30	7			市道	210				
I 1 31	みどりがき 緑ヶ丘 1	鹿児島市	鹿児島市	緑ヶ丘町 岡之原町	648	38	25	39								
I 1 32	みどりがき 緑ヶ丘 2	鹿児島市	鹿児島市	緑ヶ丘町 岡之原町	354	35	50	17								
I 1 33	たかか 高塚 1	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	280	42	45	8			市道	370				
I 1 35	みどりがき 緑ヶ丘 3	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	160	33	16	10								
I 1 36	さくら 追分	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	189	40	26	9								
I 1 37	おの 鬼道	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	140	43	25	6			市道	100				
I 1 38	はなぐら 花野 1	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	200	55	20	14			市道	100				
I 1 39	はなぐら 花野 2	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	190	45	26	10			市道	310				
I 1 40	はなぐら 花野 3	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	370	36	35	17	花野公民館		市道	440				
I 1 41	はなぐら 花野	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	430	45	43	14			県道	140	河川	40		
I 1 43	まなせ 丸間	鹿児島市	鹿児島市	岡之原町	270	36	78	13			市道	130				
I 1 44	ひし 比志島 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	270	40	41	7			市道	60	河川	80		
I 1 45	ひし 比志島 3	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	250	40	35	7			市道	170				
I 1 46	なかみ 中組 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	430	44	42	11			河川	180				
I 1 47	みやのひら 宮之平 1	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	340	48	54	17			市道	200				
I 1 48	みやのひら 宮之平 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	370	40	40	17	皆与志地区生活改善センター		市道	360	河川	40	橋	1
I 1 49	みやのひら 宮之平 3	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	300	40	18	16	皆与志小学校	幼稚園	皆与志公民館	市道	200			
I 1 50	みやのひら 宮之平 4	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	190	36	28	6			市道	60	河川	20		
I 1 51	いしづか 伊敷畳浦谷	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	250	40	36	12			市道	310				
I 1 52	こがら 河頭 5	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	140	40	28	7			市道	80				
I 1 53	こがら 河頭 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	150	42	38	7			県道	100	市道	180		
I 1 54	こがら 河頭 3	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	500	45	110	32			県道	180	河川	200		
I 1 55	こがら 河頭 4	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町 伊敷町	200	47	108	6			国道	50				
I 1 56	こがら 河頭 1	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	190	50	94	18			河川	110				
I 1 57	かまがら 蒲ヶ原 1	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	290	57	88	15			国道	220				
I 1 58	かまがら 蒲ヶ原	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	110	37	64	1	旅館		国道	50				
I 1 59	かまがら 蒲ヶ原 3	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	200	46	36	6			国道	170				
I 1 60	いなら 稲村	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	120	45	66	5								
I 1 61	まやま 馬山	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	90	35	30	7								
I 1 62	たかじょう 高城	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	210	43	35	20			市道	120	河川	160		
I 1 64	なごし 名越 2	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	250	40	26	9			市道	140				
I 1 65	なごし 名越 3	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	270	40	30	11			市道	30				
I 1 66	なごし 名越 4	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	530	50	30	31	名越公民館		市道	330				
I 1 67	なごし 名越 5	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	380	45	40	28			市道	430				
I 1 68	たなか 中 田中國 1	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	500	45	35	20			市道	410				
I 1 69	たなか 中 田中國 2	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	220	45	35	18			国道	30	市道	25		
I 1 70	たなか 中 田中國 3	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	540	60	25	35			国道	20	市道	340		

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231				m	度	m	戸								
I 1 71	下永吉	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	210	52	30	14		県道	210					
I 1 72	栗之迫	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	300	45	20	7		市道	25					
I 1 73	大迫	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	360	42	30	30	大迫公民館	市道	190					
I 1 75	下田 2	鹿児島市	鹿児島市	下田町	268	40	42	7		市道	120					
I 1 76	下田 3	鹿児島市	鹿児島市	下田町	113	55	14	6		県道	100	市道	50			
I 1 78	七塚 2	鹿児島市	鹿児島市	下田町	108	55	27	6		市道	20					
I 1 79	七塚 3	鹿児島市	鹿児島市	下田町	320	70	26	8		市道	200					
I 1 80	長井田 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	187	57	43	13		市道	110					
I 1 81	長井田 3	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	187	80	66	19		市道	190	河川	30			
I 1 82	田入道 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	304	55	17	12		市道	100					
I 1 83	田入道 3	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	221	53	39	11		市道	90					
I 1 84	田入道	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	242	30	32	9	長井田・田入道公民館	市道	160					
I 1 85	田入道 4	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	172	80	24	7	長井田・田入道公民館	市道	70					
I 1 86	七塚	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	160	77	25	6		市道	140					
I 1 87	田入道 5	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	180	64	42	15		市道	50	河川	90			
I 1 88	田入道 6	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	164	50	49	15		市道	100					
I 1 89	脇田 4	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	140	80	70	13		高速	30					
I 1 90	脇田 5	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	130	45	50	12		高速	40					
I 1 91	脇田 6	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	225	65	35	17								
I 1 92	脇田	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	360	60	40	75		市道	340					
I 1 93	脇田 7	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	120	55	20	5		市道	25					
I 1 94	脇田 8	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	230	60	10	23		市道	85					
I 1 95	仮屋 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	269	45	70	28		県道	50	市道	70			
I 1 96	仮屋 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	284	40	25	40		市道	190					
I 1 97	宇都 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	767	70	40	113		市道	560					
I 1 98	日当平 11	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	447	60	40	100	宇都公民館	市道	740					
I 1 99	長井田 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	625	50	70	97		市道	570					
I 1 100	飯山 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	450	50	70	46	飯山公民館	国道	450	河川	110			
I 1 101	飯山 3	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	60	50	45	5		国道	25					
I 1 102	石井手 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	400	60	70	13		国道	400	河川	180			
I 1 103	石井手 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	300	50	70	8		国道	300					
I 1 105	花野口 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	140	55	60	5		市道	80					
I 1 106	上竜尾	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	162	44	20	33		県道	75	市道	20			
I 1 107	花野口 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	300	50	60	18		市道	300	河川	110			
I 1 108	千年団地	鹿児島市	鹿児島市	千年2丁目西伊敷3丁目	280	50	40	58		市道	270					
I 1 109	岡之原団地 1	鹿児島市	鹿児島市	千年2丁目	150	50	42	20		河川	80					
I 1 110	岡之原団地	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷5丁目西伊敷6丁目	286	57	28	41		市道	410					
I 1 111	原良 3	鹿児島市	鹿児島市	原良町	386	55	52	40	原良郵便局							
I 1 112	飯山 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	410	45	70	42	新村公民館	県道	410	河川	100	橋	1	
I 1 113	名突 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	380	60	40	24								
I 1 114	肥田 4	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	200	45	50	6								
I 1 115	名突	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	370	55	50	40		市道	220					
I 1 116	肥田 6	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	130	40	60	18		市道	60					
I 1 117	肥田 3	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	320	75	35	28		市道	110					
I 1 118	肥田 2	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	240	50	80	26		市道	90					
I 1 119	肥田 1	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	245	45	40	32		市道	90					
I 1 120	肥田 7	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	130	45	90	17		市道	70					
I 1 121	飯山	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	350	50	45	27								
I 1 122	入佐 5	鹿児島市	鹿児島市	小山田町 犬迫町	300	60	60	35		県道	70					
I 1 124	入佐 2	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	250	40	27	12		県道	250					
I 1 125	入佐 1	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	450	45	32	19		県道	450					
I 1 126	入佐 3	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	270	45	48	13		県道	270					
I 1 127	入佐 4	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	360	42	64	15	河頭中学校							
I 1 129	下門 2	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	500	50	65	17		県道	500					
I 1 130	下門 3	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	130	45	32	7		市道	140					
I 1 131	久木田 1	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	180	55	50	12		市道	170					
I 1 132	久木田 2	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	240	60	24	10		市道	240					
I 1 133	久木田 4	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	200	45	25	9		市道	45					
I 1 134	久木田 5	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	160	50	28	9		市道	85					
I 1 135	久木田 3	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	380	55	44	15	下門久木田公民館	県道	380	河川	50			
I 1 137	荒磯 1	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	440	48	30	51	中郷公民館	県道	130					
I 1 138	仲組	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町	300	65	26	7		市道	110					
I 1 140	川添 1	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	215	50	25	10	神社	市道	40					
I 1 141	川添 3	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	200	50	27	9		市道	50					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
		4231			m	度	m	戸							
I 1 142	川添 2	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	251	60	27	6	神社		市道	130			
I 1 143	実方 4	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	216	70	27	25			市道	110			
I 1 144	常盤 11	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	250	55	40	101	病院						
I 1 145	実方 3	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	244	60	57	19			市道	200	河川	150	実方橋
I 1 146	葛山	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	300	60	16	10			市道	180			
I 1 147	武 2(1工区)	鹿児島市	鹿児島市	武 2丁目 武 3丁目	229	50	68	59			市道	290			
I 1 148	葛山 2	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	247	60	10	10			市道	300			
I 1 149	葛山 3	鹿児島市	鹿児島市	鼓川町 坂元町	433	48	52	43			市道	190			
I 1 150	たんたど	鹿児島市	鹿児島市	鼓川町 坂元町	344	39	48	39			市道	200			
I 1 151	たんたど 1	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	148	30	28	20			市道	50			
I 1 152	たんたど 2	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	274	41	34	46	国料公民館		市道	230			
I 1 153	たんたど 3	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	323	33	18	48			市道	200			
I 1 154	坂元 6	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	322	35	22	61			市道	90			
I 1 155	坂元 7	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	131	39	48	21			市道	290			
I 1 156	坂元 5	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	355	46	29	38			市道	200			
I 1 157	鼓川 2	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	349	43	52	26			市道	200			
I 1 158	坂元 1	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	369	38	30	47			市道	80			
I 1 159	坂元 2	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	322	47	46	22			県道	360			
I 1 160	坂元 3	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	479	37	42	27	鹿児島水道局内之丸ノ子所		県道	230			
I 1 161	中園 2	鹿児島市	鹿児島市	田上 1丁目 田上 6丁目	376	55	76	52			県道	70	市道	300	
I 1 162	坂元 9	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	68	50	19	26	幼稚園	神社	市道	40			
I 1 163	玉里団地	鹿児島市	鹿児島市	坂元町 玉里団地 3丁目	355	45	33	4	坂元小学校	公民館					
I 1 164	多賀山 3	鹿児島市	鹿児島市	清水町	611	41	60	28	旅館		市道	80			
I 1 165	多賀山 2	鹿児島市	鹿児島市	清水町	249	53	37	17	神社		市道	160	JR	40	
I 1 166	多賀山 5	鹿児島市	鹿児島市	清水町	456	32	50	84			市道	40	JR	95	河川
I 1 167	田上 4	鹿児島市	鹿児島市	田上 7丁目	135	40	11	7							
I 1 168	稲荷	鹿児島市	鹿児島市	稲荷町 鼓川町	821	45	80	83	清水中学校	神社	市道	550	河川	230	
I 1 169	鼓川 1	鹿児島市	鹿児島市	鼓川町	306	30	20	36			市道	200			
I 1 170	池之上	鹿児島市	鹿児島市	鼓川町	399	40	60	60			市道	585			
I 1 171	池之上 2	鹿児島市	鹿児島市	鼓川町	200	39	72	55	寺	寺	市道	240			
I 1 172	池之上 3	鹿児島市	鹿児島市	池之上町 上竜尾町	335	41	76	21	玉竜高校		市道	565	水源池	1	
I 1 173	常安	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	172	60	30	52			市道	155			
I 1 174	常安 1	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	97	41	28	39			県道	40	市道	110	
I 1 175	常安 2	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	673	45	60	130			県道	85	市道	700	
I 1 176	上竜尾 5	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	467	55	42	54			市道	330	河川	270	
I 1 177	上竜尾 4	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	447	45	43	51			市道	600	河川	280	
I 1 178	上竜尾 3	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	376	54	38	68			県道	220			
I 1 179	上竜尾 2	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町	371	52	22	58	上竜尾町公民館		県道	380	市道	20	
I 1 180	南天神社下	鹿児島市	鹿児島市	上竜尾町 下竜尾町	155	57	12	33							
I 1 181	下竜尾 1	鹿児島市	鹿児島市	下竜尾町	109	40	10	7			市道	90			
I 1 182	上之原	鹿児島市	鹿児島市	下竜尾町	91	60	28	7			市道	70			
I 1 183	玉里 6	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	328	52	41	67	神社		市道	290			
I 1 184	田上台	鹿児島市	鹿児島市	田上台 4丁目 田上台 5丁目	253	40	44	48			市道	220			
I 1 185	玉里 7	鹿児島市	鹿児島市	玉里町 城山 1丁目	231	57	35	27			市道	90			
I 1 186	玉里 3	鹿児島市	鹿児島市	玉里町 城山 1丁目	554	46	39	74			市道	560			
I 1 187	玉里 5	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	293	55	62	25							
I 1 188	玉里 4	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	165	48	83	10							
I 1 189	玉里	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	350	66	57	14	玉里公民館		市道	260			
I 1 190	玉里 8	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	135	55	50	8			市道	100			
I 1 191	唐湊 5	鹿児島市	鹿児島市	唐湊 4丁目	50	53	12	5			市道	50			
I 1 192	玉里後谷	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	997	55	59	91	玉里団地西第4町会集会所	鹿児島女子高校	市道	440			
I 1 193	下伊敷 4	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	357	50	51	32			市道	170			
I 1 194	下伊敷 1	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	209	43	62	36			市道	250			
I 1 195	下伊敷 2	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	270	40	68	96	病院		市道	50			
I 1 196	下伊敷 3	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	376	55	62	64	神社		市道	110			
I 1 197	日当平 6	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	343	45	37	27			市道	120			
I 1 198	下伊敷 5	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	390	51	54	50			市道	440			
I 1 199	日当平 7	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	567	82	49	69			市道	220			
I 1 200	日当平住宅	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	383	50	16	31			市道	170			
I 1 201	日当平 8	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町 玉里団地 1丁目	229	70	29	36			市道	130			
I 1 202	明ヶ窪 2	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町 下田町	265	50	54	12			県道	20			
I 1 203	明ヶ窪 1	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	201	47	36	16	明ヶ窪公民館	神社	市道	10	市道	150	
I 1 204	広木 6	鹿児島市	鹿児島市	田上台	119	45	14	15			県道	20			
I 1 205	日当平 5	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	584	40	45	95			市道	330			

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設										
										種類	数	種類	数	種類	数					
4231																				
I 1 206	日当平4	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	210	65	50	41		県道	40	市道	240							
I 1 207	玉里9	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町玉里団地1丁目	91	45	20	14		市道	80									
I 1 208	宮之下	鹿児島市	鹿児島市	草牟田2丁目	109	41	56	29	神社											
I 1 209	草牟田	鹿児島市	鹿児島市	草牟田2丁目	161	49	15	16		市道	120									
I 1 210	冷水町泉ヶ丘	鹿児島市	鹿児島市	冷水町	244	55	27	52		市道	300									
I 1 211	冷水2	鹿児島市	鹿児島市	冷水町	162	43	42	39		市道	160									
I 1 212	冷水4	鹿児島市	鹿児島市	冷水町	1389	40	65	137		市道	550	水源池	1							
I 1 213	冷水3	鹿児島市	鹿児島市	冷水町	374	80	50	22	冷水公民館	市道	270									
I 1 214	長田1	鹿児島市	鹿児島市	冷水町	480	37	44	55		市道	130									
I 1 215	長田	鹿児島市	鹿児島市	長田町	340	47	46	39		市道	150									
I 1 216	長田3	鹿児島市	鹿児島市	長田町	401	45	56	34		市道	390									
I 1 217	長田2	鹿児島市	鹿児島市	長田町	129	45	58	26		市道	110									
I 1 218	岩崎谷	鹿児島市	鹿児島市	城山町	652	50	60	72	ホテル	市道	280									
I 1 219	岩崎谷2	鹿児島市	鹿児島市	城山町	459	45	42	23	岩崎谷ポンプ	市道	550	JR	200	橋					2	
I 1 220	城山2	鹿児島市	鹿児島市	城山町	390	45	48	0	歴史資料センター	市道	750									
I 1 221	城山1	鹿児島市	鹿児島市	城山町照国町	380	45	90	4	神社	近代文学館	市道	210								
I 1 222	城山3	鹿児島市	鹿児島市	照国町平野町	687	51	56	54	ホテル	ホテル	市道	660								
I 1 223	照国	鹿児島市	鹿児島市	新照院町	690	46	58	70		市道	440	JR	300							
I 1 224	新照院	鹿児島市	鹿児島市	新照院町	640	42	58	80	新照院公民館	市道	570									
I 1 225	新照院2	鹿児島市	鹿児島市	新照院町	491	45	60	53	寺	国道	350	市道	200	河川					130	
I 1 226	杉ヶ谷2	鹿児島市	鹿児島市	草牟田1丁目	601	65	42	100		市道	870									
I 1 227	杉ヶ谷1	鹿児島市	鹿児島市	草牟田1丁目	600	55	22	79	教会	市道	110									
I 1 228	田中宇都2	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	258	55	40	70		市道	550									
I 1 229	田中宇都3	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	553	40	40	115		市道	970									
I 1 230	田中宇都5	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	213	45	80	16		市道	150									
I 1 231	田中宇都1	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目小野町	554	45	60	67	田中宇都公民館	市道	830									
I 1 232	田中宇都4	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	550	35	60	89	平松公民館	市道	50									
I 1 233	高山1	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	230	45	35	24		市道	405									
I 1 234	松之口1	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	223	30	40	18		市道	270									
I 1 235	松之口	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	264	55	60	24		市道	420									
I 1 236	松之口3	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	220	40	40	24		市道	275									
I 1 237	松之口2	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	291	65	80	15		県道	200	市道	290	幸加木川	40					
I 1 238	松之口4	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	674	60	40	64		県道	800	市道	600	幸加木川	1					
I 1 239	幸加木	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	368	45	55	43	日枝公民館	国道	75	市道	390							
I 1 240	北枝2	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	156	60	20	18		市道	190									
I 1 241	北枝1	鹿児島市	鹿児島市	小野2丁目	400	60	40	13		市道	260									
I 1 242	北枝3	鹿児島市	鹿児島市	小野町	440	60	40	44	北枝公民館	高速道	360	市町村道	400							
I 1 243	北枝4	鹿児島市	鹿児島市	小野町明和2丁目	415	70	48	36												
I 1 244	高山3	鹿児島市	鹿児島市	小野町明和2丁目	320	40	50	34		市道	220									
I 1 245	中福良3	鹿児島市	鹿児島市	小野町	182	45	40	33		市道	300									
I 1 246	中福良1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	515	50	50	57	小園公民館	大聖公民館	市道	300								
I 1 247	中福良4	鹿児島市	鹿児島市	小野町	540	70	50	69	幼稚園	県道	60	市道	360							
I 1 248	小野	鹿児島市	鹿児島市	小野町	386	45	50	69		市道	280									
I 1 249	小野1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	160	75	20	29		市道	240									
I 1 250	刘敷	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	225	70	20	12		市道	360	橋	1	新川					10	
I 1 251	西ノ谷2	鹿児島市	鹿児島市	小野町	178	45	20	10		市道	295	橋	1	新川					60	
I 1 254	西ノ谷	鹿児島市	鹿児島市	小野町	123	30	64	10		市道	260									
I 1 255	中福良5	鹿児島市	鹿児島市	小野町明和2丁目	220	40	30	12		市道	180									
I 1 256	小野2	鹿児島市	鹿児島市	明和3丁目	345	45	44	15												
I 1 257	永吉6	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	451	40	42	48												
I 1 258	永吉2	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	310	60	24	25												
I 1 259	永吉7	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	544	35	22	36												
I 1 260	永吉3	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	410	30	44	32		永吉公園	1									
I 1 261	永吉8	鹿児島市	鹿児島市	永吉町明和4丁目	603	37	46	55												
I 1 262	永吉4	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	522	60	55	63												
I 1 263	永吉5	鹿児島市	鹿児島市	原良町永吉町	180	40	52	48												
I 1 264	原良1	鹿児島市	鹿児島市	原良町	264	30	46	30												
I 1 265	原良4	鹿児島市	鹿児島市	原良町	161	40	42	19												
I 1 266	掛腰1	鹿児島市	鹿児島市	原良町	210	35	56	23	九電原良変電所											
I 1 267	原良2	鹿児島市	鹿児島市	原良町	306	80	56	42	原良公民館	神社										
I 1 268	原良6	鹿児島市	鹿児島市	明和1丁目	323	42	28	10						内田ヶ原公園	1					
I 1 269	日枝ヶ迫2	鹿児島市	鹿児島市	明和1丁目原良町	365	45	50	51		市道	130									
I 1 270	日枝ヶ迫3	鹿児島市	鹿児島市	原良町	272	60	70	49		市道	450									
I 1 271	日枝ヶ迫1	鹿児島市	鹿児島市	原良町	405	60	70	98		市道	750									

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設										
										種類	数	種類	数	種類	数					
4231																				
I 1	272	日枝ヶ池4	鹿児島市	鹿児島市	原良町	433	60	70	87											
I 1	273	枯木迫3	鹿児島市	鹿児島市	原良町	167	60	60	24											
I 1	274	枯木迫1	鹿児島市	鹿児島市	原良町	323	60	70	26											
I 1	275	枯木迫2	鹿児島市	鹿児島市	原良町	242	60	60	28											
I 1	276	常盤1	鹿児島市	鹿児島市	原良町	307	45	60	40											
I 1	277	常盤12	鹿児島市	鹿児島市	原良町	135	45	88	12											
I 1	278	常盤13	鹿児島市	鹿児島市	原良町	690	45	75	103											
I 1	279	常盤2	鹿児島市	鹿児島市	原良町	420	35	70	77	寺										
I 1	280	常盤3	鹿児島市	鹿児島市	原良町	380	60	65	21	寺										
I 1	281	常盤4	鹿児島市	鹿児島市	原良町 常盤町	335	60	80	51	寺										
I 1	282	常盤5	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	420	50	80	81											
I 1	283	常盤6	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	400	40	78	65											
I 1	284	常盤14	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	305	30	46	33											
I 1	285	常盤7	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	280	60	64	60											
I 1	286	常盤8	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	400	45	70	57											
I 1	287	常盤15	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	280	35	56	31				水上坂公園	1						
I 1	288	常盤9	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	520	60	48	43											
I 1	289	常盤10	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	420	40	40	59											
I 1	290	常盤16	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	630	55	64	68											
I 1	291	西田 1	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	185	35	28	44	神社事務所										
I 1	292	西田 2	鹿児島市	鹿児島市	常盤町 西田3丁目	130	50	76	35											
I 1	293	武町鶴口	鹿児島市	鹿児島市	武2丁目 武3丁目	168	45	74	12											
I 1	294	武2(2工区)	鹿児島市	鹿児島市	武2丁目 武3丁目	231	60	66	29	ホテル										
I 1	295	武3	鹿児島市	鹿児島市	武2丁目 武3丁目	370	35	50	100	神社		県道	150	市道	370					
I 1	296	武4	鹿児島市	鹿児島市	武2丁目 武3丁目	296	80	35	38											
I 1	297	中園1	鹿児島市	鹿児島市	武2丁目 武3丁目	344	45	44	54	ポンプ場										
I 1	298	中園3	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	612	40	74	85	神社										
I 1	299	中園5	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	200	40	33	19											
I 1	300	中園4	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	505	50	39	101											
I 1	301	田上2	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	140	70	28	25											
I 1	302	大峯1	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	300	60	50	24	西別府町下公民館										
I 1	303	武岡2	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	150	45	50	21											
I 1	304	大峯5	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	540	50	60	111											
I 1	305	田上5	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	380	35	70	105											
I 1	306	仏迫3	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	390	40	72	48											
I 1	307	仏迫2	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	563	30	62	85	水源池										
I 1	308	仏迫1	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	198	30	30	23											
I 1	309	大牧	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	515	50	42	138							JR	150			
I 1	310	大牧4	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	189	45	50	16											
I 1	311	大牧1	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	335	45	20	24											
I 1	312	大牧3	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	346	54	30	35											
I 1	313	小牧迫	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	391	30	30	65											
I 1	314	迫田	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	215	60	46	31								県道	150	市道	45
I 1	315	上野城2	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	101	45	24	36											
I 1	316	上野城	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	309	40	24	52											
I 1	317	寺の下2	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	153	40	34	55											
I 1	318	寺ノ下	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	245	50	24	53	病院										
I 1	319	天神ヶ瀬戸	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	151	36	34	21											
I 1	320	天神ヶ瀬戸4	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	125	35	26	12											
I 1	321	天神ヶ瀬戸3	鹿児島市	鹿児島市	田上6丁目	78	45	12	10											
I 1	322	唐湊1	鹿児島市	鹿児島市	田上2丁目 唐湊1丁目	275	30	5	64											
I 1	323	天神ヶ瀬戸2	鹿児島市	鹿児島市	唐湊1丁目	120	30	15	59											
I 1	324	唐湊8	鹿児島市	鹿児島市	唐湊1丁目	225	60	25	50	カトリック司教館										
I 1	325	唐湊9	鹿児島市	鹿児島市	田上台1丁目	273	30	24	45											
I 1	326	田上台3	鹿児島市	鹿児島市	田上台1丁目	281	34	20	30											
I 1	327	田上台2	鹿児島市	鹿児島市	田上台1丁目	215	40	36	40											
I 1	328	西郷1	鹿児島市	鹿児島市	田上5丁目	375	40	20	40							JR	90			
I 1	329	西郷2	鹿児島市	鹿児島市	田上5丁目 西郷2丁目	525	30	50	25											
I 1	330	大峯	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	180	50	8	15											
I 1	331	大峯2	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	100	60	30	32											
I 1	332	大峯3	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	240	40	30	20											
I 1	333	大峯7	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	180	40	20	6											
I 1	334	大峯6	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	220	45	60	5	専門学校										
I 1	335	西別府1	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	332	70	20	12											

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
					m	度	m	戸									
	4231																
I 1 336	西別府3	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	398	35	38	24	西別府町上公民館	県道	200	市道	470				
I 1 337	西別府4	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	435	31	24	25		県道	250	市道	640				
I 1 338	西別府5	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	523	31	44	31	西別府町上公民館	県道	480	市道	80				
I 1 339	西別府6	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	180	60	30	8		市道	90						
I 1 340	西別府7	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	450	70	30	19		市道	360						
I 1 341	西別府8	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	300	50	50	8		市道	320						
I 1 342	江口1	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	189	56	62	11		市道	195						
I 1 343	江口2	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	273	44	68	8	上西之谷公民館	市道	300						
I 1 344	湯の之元1	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	180	50	20	10		その他の道	100						
I 1 345	唐湊3	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	368	50	20	48	鹿児島少年鑑別所	市道	180						
I 1 346	唐湊4	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	301	37	32	19		市道	458						
I 1 347	唐湊12	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	161	45	20	11		市道	45						
I 1 348	唐湊6	鹿児島市	鹿児島市	郡元町	86	40	5	7		市道	60						
I 1 349	島山	鹿児島市	鹿児島市	郡元町	328	70	40	38		市道	160						
I 1 350	郡元1	鹿児島市	鹿児島市	郡元町	105	70	25	5		市道	90	河川	100				
I 1 351	郡元返橋	鹿児島市	鹿児島市	郡元町,南郡元町	120	80	25	15		市道	50	JR	50				
I 1 352	郡元町美立松	鹿児島市	鹿児島市	南郡元町	120	70	30	7		JR	95						
I 1 353	紫原2	鹿児島市	鹿児島市	紫原1丁目	290	50	20	68		市町村道	390						
I 1 354	紫原3	鹿児島市	鹿児島市	紫原1丁目	310	40	15	28		市道	115						
I 1 355	南郡元1	鹿児島市	鹿児島市	南郡元町,紫原1丁目	85	50	20	74	病院	市道	150						
I 1 356	宇宿	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	691	40	42	80									
I 1 357	宇宿2	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	124	55	30	7		市道	130						
I 1 358	宇宿4	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町,紫原3丁目	185	30	52	18		市道	80						
I 1 359	紫原	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	332	60	35	31		市道	60						
I 1 360	榎原泊	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	490	45	40	35		市道	130						
I 1 362	原田久保1	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町,田上町	127	42	11	9		市道	170	橋	1	河川			30
I 1 363	紫原4	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	192	30	35	39		市道	100						
I 1 364	原田久保2	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町,田上町	302	30	44	49	森山団地公民館 広木小学校	市道	230						
I 1 365	鍋ヶ宇都2	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町,田上町	536	60	44	49	向陽小学校	市道	510						
I 1 366	鍋ヶ宇都1	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	427	30	54	22		市道	130						
I 1 367	鍋ヶ宇都3	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	133	35	22	10		市道	110						
I 1 368	永仮3	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	306	35	14	21		市道	94						
I 1 369	永仮2	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	151	35	26	12									
I 1 370	永仮4	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	267	62	40	36		市道	280						
I 1 371	永仮5	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	197	50	30	20		市道	200						
I 1 372	永仮1	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	370	39	42	19		市道	250						
I 1 373	三栄2	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	437	30	38	76		市道	300						
I 1 374	三栄3	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	177	50	40	35		市道	190						
I 1 375	宇宿3	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	359	40	28	88		市道	390						
I 1 376	田上台4	鹿児島市	鹿児島市	田上台3丁目	188	36	20	26		市道	80						
I 1 377	広木5	鹿児島市	鹿児島市	田上台	549	35	30	74		県道	260	市道	320				
I 1 378	広木7	鹿児島市	鹿児島市	田上台	129	31	20	17		市道	140						
I 1 379	広木3	鹿児島市	鹿児島市	田上台	699	42	58	79	保育園	市道	400	河川	190				
I 1 380	広木4	鹿児島市	鹿児島市	田上台	182	45	32	6		県道	110	市道	90	橋			1
I 1 381	広木2	鹿児島市	鹿児島市	田上台	327	45	40	12		市道	220						
I 1 382	広木1	鹿児島市	鹿児島市	田上台	319	50	50	14		市道	270						
I 1 383	広木8	鹿児島市	鹿児島市	田上台	126	45	74	9		市道	100						
I 1 384	広木9	鹿児島市	鹿児島市	田上台	349	55	30	16		市道	320						
I 1 385	広木10	鹿児島市	鹿児島市	田上台	183	50	18	6		市道	130						
I 1 386	広木11	鹿児島市	鹿児島市	田上台	209	35	44	5		市道	40	河川	130				
I 1 387	広木12	鹿児島市	鹿児島市	田上台	224	35	25	11		市道	90	橋	1				
I 1 388	広木13	鹿児島市	鹿児島市	田上台	144	42	32	8		市道	170	河川	36				
I 1 389	広木14	鹿児島市	鹿児島市	田上台	395	65	70	25									
I 1 390	鍋ヶ宇都4	鹿児島市	鹿児島市	田上台	64	30	28	6		市道	58						
I 1 391	鍋ヶ宇都6	鹿児島市	鹿児島市	田上台	135	30	38	9		市道	60	橋	1	河川			106
I 1 392	鍋ヶ宇都5	鹿児島市	鹿児島市	田上台,宇宿町	299	30	10	38		市道	270	河川	48				
I 1 393	小原	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	386	42	32	71	専門学校 老人保健施設	市道	70						
I 1 394	笹貴2	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	275	58	20	44									
I 1 395	笹貴4	鹿児島市	鹿児島市	上福元町,中山町	485	46	30	117									
I 1 396	笹貴5	鹿児島市	鹿児島市	中山町	122	47	24	23									
I 1 397	笹貴3	鹿児島市	鹿児島市	中山町	298	40	22	42									
I 1 398	笹貴6	鹿児島市	鹿児島市	上福元町,中山町	190	35	26	23		市道	170						
I 1 399	奥	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	265	32	45	13		市道	350						
I 1 400	魚見2	鹿児島市	鹿児島市	中山町,魚見町	185	42	36	28		市道	186						

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸					
I 1 401	魚見3	鹿児島市	鹿児島市	中山町	248	31	46	16		市道	200		
I 1 402	自由ヶ丘1	鹿児島市	鹿児島市	中山町	188	30	34	29		市道	175		
I 1 403	桜ヶ丘2	鹿児島市	鹿児島市	中山町	89	30	36	10		市道	65		
I 1 404	桜ヶ丘3	鹿児島市	鹿児島市	中山町桜ヶ丘5丁目	287	54	42	35		市道	180		
I 1 405	桜ヶ丘4	鹿児島市	鹿児島市	中山町	233	50	40	104	幼稚園	市道	260		
I 1 406	桜ヶ丘5	鹿児島市	鹿児島市	中山町	67	30	40	14					
I 1 407	中山	鹿児島市	鹿児島市	中山町	392	44	50	70		市道	470		
I 1 408	辺田	鹿児島市	鹿児島市	中山町	356	36	24	19		市道	205		
I 1 409	新入	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	579	45	40	72		市道	730		
I 1 410	自由ヶ丘2	鹿児島市	鹿児島市	中山町上福元町	597	40	45	104	自由ヶ丘一区公民館				
I 1 411	山田1	鹿児島市	鹿児島市	山田町	224	40	64	76	病院	市道	240		
I 1 412	山田2	鹿児島市	鹿児島市	山田町	510	44	42	15					
I 1 414	山田4	鹿児島市	鹿児島市	山田町田上町	170	49	46	13		県道	150		
I 1 415	一丁田2	鹿児島市	鹿児島市	山田町	685	55	52	47		県道	440	市道	60
I 1 416	一丁田3	鹿児島市	鹿児島市	山田町	180	47	24	6					
I 1 417	鹿倉	鹿児島市	鹿児島市	山田町	195	30	56	9	鹿倉公民館	市道	150		
I 1 418	一丁田4	鹿児島市	鹿児島市	山田町	183	38	28	7		市道	150		
I 1 419	一丁田5	鹿児島市	鹿児島市	山田町	352	31	26	17		市道	250		
I 1 420	大川内1	鹿児島市	鹿児島市	山田町	194	34	46	10					
I 1 421	大川内2	鹿児島市	鹿児島市	山田町	169	60	48	44	老人ホーム				
I 1 423	井手宇都1	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	90	35	40	5		市道	90		
I 1 424	川口	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	380	40	20	9	五ヶ別簡易郵便局	県道	350	市道	100
I 1 425	立迫	鹿児島市	鹿児島市	山田町	181	47	48	21	病院	市道	160		
I 1 426	楢山	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	289	45	72	33		市道	360		
I 1 427	笠木	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	140	37	36	6		市道	110		
I 1 428	三重野	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	300	40	30	6		市道	350		
I 1 430	滝ノ下1	鹿児島市	鹿児島市	中山町	270	40	30	11		市道	60		
I 1 431	滝ノ下2	鹿児島市	鹿児島市	中山町	150	80	40	13		市道	120		
I 1 432	馬場	鹿児島市	鹿児島市	中山町	351	50	40	35	中山下公民館	市道	530		
I 1 433	福永	鹿児島市	鹿児島市	中山町	415	60	25	18		市道	330		
I 1 434	福永2	鹿児島市	鹿児島市	中山町	177	50	25	11		市道	155		
I 1 435	見寄3	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	138	50	40	11		市道	165		
I 1 436	見寄2	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	135	50	30	23		市道	250		
I 1 437	見寄	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	155	55	50	17	寺	市道	245		
I 1 438	諏訪1	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	143	40	20	23		市道	280		
I 1 439	諏訪	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	517	70	50	20	市立西谷山小学校体育館	市道	375		
I 1 440	陣の平1	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	169	50	15	12		市道	260		
I 1 441	陣の平2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	137	50	10	6		市道	70		
I 1 442	陣の平3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	149	70	15	18		市道	215		
I 1 444	本城岩下	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	580	70	15	61		市道	620		
I 1 445	慈眼寺1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	166	45	15	9		市道	120		
I 1 446	慈眼寺2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	125	70	20	10		市道	295		
I 1 447	慈眼寺3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	175	70	20	8		市道	230		
I 1 448	慈眼寺4	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	148	70	40	8		市道	160		
I 1 449	慈眼寺5	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	156	45	40	8	慈眼寺公民館	水道局ポンプ所	市道	230	
I 1 450	坂之上2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	339	30	7	58		市道	650		
I 1 451	坂之上	鹿児島市	鹿児島市	錦江台2丁目	338	60	15	71	坂之上団地公民館	市道	825		
I 1 452	和田口崎	鹿児島市	鹿児島市	和田町	265	40	15	60	掛之下公民館	市道	510		
I 1 453	掛之下1	鹿児島市	鹿児島市	和田町上福元町	303	70	30	19		国道	225		
I 1 454	掛之下2	鹿児島市	鹿児島市	和田町	218	80	50	22		市道	45		
I 1 455	掛之下3	鹿児島市	鹿児島市	和田町	57	40	7	5		市道	50		
I 1 456	掛之下4	鹿児島市	鹿児島市	和田町	207	80	20	29		市道	150		
I 1 457	古屋敷	鹿児島市	鹿児島市	平川町	153	45	24	8		市道	120		
I 1 459	湯之	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	239	35	20	13	桜島駐在所	国道	70	市道	110
I 1 460	湯之2	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	357	45	66	23	東桜島中学校	国道	250	市道	130
I 1 461	古里	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	321	60	86	8		国道	60	市道	140
I 1 462	有村	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	228	40	50	8		市道	210		
I 1 463	高免	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	597	45	50	25	高免校区公民館	高免小学校	市道	570	
I 1 464	塩田	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	320	70	10	9		町道	100		
I 1 465	鶴木	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	500	60	20	41		県道	200		
I 1 466	葵之丸	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	190	45	30	11		県道	150		
I 1 467	西籬上	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	240	57	21	10		町道	200		
I 1 468	後浦	鹿児島市	吉田町	本名	359	63	31	14		町道	200		
I 1 469	提水流1	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	760	30	85	12		町道	100		

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸									
I 1 470	授水流2	鹿兒島市	吉田町	西佐多浦	180	59	47	6									
I 1 471	奈良田	鹿兒島市	吉田町	東佐多浦	300	45	15	8									
I 1 472	城内北	鹿兒島市	吉田町	東佐多浦	350	75	20	13	城内公民館								
I 1 473	五反田	鹿兒島市	吉田町	東佐多浦	300	60	70	10									
I 1 474	神園	鹿兒島市	吉田町	本名	575	39	47	13	神園集会所								
I 1 475	上河内	鹿兒島市	吉田町	宮之浦	213	45	72	5									
I 1 477	後本	鹿兒島市	吉田町	本名	800	50	50	35									
I 1 479	内門	鹿兒島市	吉田町	本名	420	30	40	20	内門集会所								
I 1 480	宮前	鹿兒島市	吉田町	本城	890	36	32	26	吉田町役場	本城小学校	宮前公民館						
I 1 481	谷上1	鹿兒島市	吉田町	本名	240	30	20	8									
I 1 482	谷上2	鹿兒島市	吉田町	本名	290	50	45	9									
I 1 483	谷上3	鹿兒島市	吉田町	本名	260	50	30	14									
I 1 484	本名飯山	鹿兒島市	吉田町	本名	190	30	30	10									
I 1 485	本吉田	鹿兒島市	吉田町	本名	200	45	30	12	児童センター	本吉田集会所							
I 1 486	本吉田2	鹿兒島市	吉田町	本名	800	45	42	17	本名小学校	神社							
I 1 487	谷頭	鹿兒島市	吉田町	本城	530	75	65	28									
I 1 488	谷下	鹿兒島市	吉田町	本城	340	60	30	13									
I 1 489	宮谷	鹿兒島市	吉田町	宮之浦	170	63	45	8									
I 1 490	倉谷	鹿兒島市	吉田町	宮之浦	260	62	32	5									
I 1 491	宮東	鹿兒島市	吉田町	宮之浦	540	58	25	21									
I 1 492	東麓下	鹿兒島市	吉田町	東佐多浦	125	45	15	8									
I 1 493	袴腰	鹿兒島市	桜島町	横山	567	32	55	21	桜島パリータミナル	民宿							
I 1 494	横山1	鹿兒島市	桜島町	横山	143	49	37	0	国民宿舎								
I 1 495	横山	鹿兒島市	桜島町	横山	290	46	39	20									
I 1 496	丸尾	鹿兒島市	桜島町	白浜	187	41	36	13									
I 1 497	屋敷平	鹿兒島市	桜島町	白浜	251	38	37	21									
I 1 498	古河良	鹿兒島市	桜島町	白浜	219	32	15	12									
I 1 514	瀬々串	鹿兒島市	喜入町	瀬々串	160	51	17	1									
I 1 515	長鼻	鹿兒島市	喜入町	瀬々串	350	45	12	30									
I 1 516	追立	鹿兒島市	喜入町	瀬々串	70	40	15	9									
I 1 517	瀬々串浜田	鹿兒島市	喜入町	瀬々串	200	51	13	45	浜田集落農業集会所								
I 1 518	上村追	鹿兒島市	喜入町	中名	80	40	14	20									
I 1 519	梅木追	鹿兒島市	喜入町	中名	150	47	17	18									
I 1 520	上松原	鹿兒島市	喜入町	中名	160	45	25	30									
I 1 521	南高野	鹿兒島市	喜入町	喜入	300	72	25	33									
I 1 522	籠	鹿兒島市	喜入町	喜入	700	51	40	52	喜入町消防署	喜入小学校	喜入町役場	国道	150	県道	520		
I 1 523	宮地	鹿兒島市	喜入町	喜入	130	80	20	6									
I 1 524	野元	鹿兒島市	喜入町	喜入	400	55	42	32									
I 1 525	飯屋崎	鹿兒島市	喜入町	喜入	320	50	31	27									
I 1 526	川上	鹿兒島市	喜入町	前之浜	150	50	44	22									
I 1 528	米倉	鹿兒島市	喜入町	生見	250	42	37	9	米倉集落農業集会所								
I 1 529	後生見	鹿兒島市	喜入町	生見	480	61	30	20									
I 1 530	生見	鹿兒島市	喜入町	生見	170	60	26	20	生見小学校	生見地区公民館							
I 1 921	防屋敷	鹿兒島市	松元町	福山	250	42	26	9									
I 1 922	福山中	鹿兒島市	松元町	福山	160	41	38	6									
I 1 923	まつと	鹿兒島市	松元町	上谷口	170	48	32	25									
I 1 924	井ノ上	鹿兒島市	松元町	上谷口	160	41	25	11									
I 1 926	柿元	鹿兒島市	松元町	上谷口	130	47	28	6									
I 1 929	折尾平	鹿兒島市	松元町	上谷口	500	60	24	23	折尾地域公民館	寺							
I 1 930	下折尾	鹿兒島市	松元町	上谷口	55	30	17	15									
I 1 931	神之前	鹿兒島市	松元町	上谷口	160	47	17	5									
I 1 932	善福	鹿兒島市	松元町	上谷口	210	40	25	7									
I 1 934	土床	鹿兒島市	松元町	春山	215	40	8	9									
I 1 935	芝原	鹿兒島市	松元町	春山	120	42	13	3	寺脇公民館								
I 1 936	山方	鹿兒島市	松元町	直木	250	57	18	7									
I 1 938	福山上	鹿兒島市	松元町	福山	120	52	23	9									
I 1 940	福留	鹿兒島市	松元町	上谷口	150	52	30	4	入田本坊公民館								
I 1 941	内田下二	鹿兒島市	松元町	上谷口	130	68	37	15									
I 1 942	西上	鹿兒島市	郡山町	東俣	240	43	29	5									
I 1 944	柿木平北	鹿兒島市	郡山町	郡山	270	55	13	7									
I 1 945	有屋田	鹿兒島市	郡山町	有屋田	180	42	27	7									
I 1 947	郡山	鹿兒島市	郡山町	郡山	500	50	42	32	寺								
I 1 948	天神平	鹿兒島市	郡山町	郡山	350	57	27	8									
I 1 951	大下	鹿兒島市	郡山町	厚地	100	50	19	16	向江谷公民館								

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231															
I 1 955	柿木平	鹿児島市	郡山町	郡山	310	45	18	9		町道	190				
I 1 2721	蓮ヶ水 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	173	40	260	5		JR	130				
I 1 2722	田上上 1	鹿児島市	鹿児島市	田上7丁目 武岡1丁目	700	50	62	87	上区公民館	市道	1150				
I 1 2723	稲荷 3	鹿児島市	鹿児島市	稲荷町	37	75	10	7							
I 1 2725	雀ヶ宮 4	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	134	40	16	8							
I 1 2726	金吾原	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	240	40	15	8	中小企業センター						
I 1 2727	大力	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	250	35	30	8		河川	30				
I 1 2728	田中園 4	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	80	45	20	5							
I 1 2729	上丞吉	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	120	35	15	6							
I 1 2730	大迫 1	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	250	45	30	13							
I 1 2731	古園	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	150	90	15	8		市道	50				
I 1 2732	仮屋 3	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	230	40	60	36		市道	120				
I 1 2733	多賀山 4	鹿児島市	鹿児島市	稲荷町	198	50	50	7		市道	40				
I 1 2734	若菜	鹿児島市	鹿児島市	若菜町	100	73	26	5		市道	40				
I 1 2735	明ヶ窪 3	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	69	60	10	9							
I 1 2737	谷	鹿児島市	鹿児島市	山田町	214	40	40	6		市道	150				
I 1 2738	上西 2	鹿児島市	鹿児島市	中山町	130	45	10	6		市道	60				
I 1 2739	中尾	鹿児島市	鹿児島市	平川町	105	80	5	6							
I 1 2740	表郷 1	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	107	70	20	11		町道	100				
I 1 2741	表郷 2	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	113	30	60	5							
I 1 2743	馬場園	鹿児島市	吉田町	宮之浦	220	45	15	9		県道	150				
I 1 2744	牟礼谷	鹿児島市	吉田町	宮之浦	230	70	24	7		県道	150				
I 1 2850	新村下	鹿児島市	松元町	石谷	50	67	22	2	新村構造改善センター	町道	130				
I 1 2852	比岸田	鹿児島市	松元町	上谷口	70	53	23	6		町道	20				
I 1 2853	山浦	鹿児島市	松元町	春山	80	45	6	6							
I 1 2856	前田	鹿児島市	郡山町	東俣	300	50	53	8		町道	120				
I 1 2857	白石	鹿児島市	郡山町	東俣	30	65	43	1	白石公民館	町道	70				
I 1 3260	秋葉山	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	237	50	12	7		市道	170				
I 1 3261	西伊敷 1	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷2丁目	73	53	24	5							
I 1 3262	下田 10	鹿児島市	鹿児島市	下田町	85	50	9	15							
I 1 3264	五反田	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目	224	72	14	16							
I 1 3265	白山	鹿児島市	鹿児島市	中山町	82	69	15	10		神社					
I 1 3266	多賀山	鹿児島市	鹿児島市	稲荷町	195	32	50	16		市道	40				
I 1 3267	日当平 9	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	805	63	45	79		県道	220	市道	360	河川	120
I 1 3268	坂元 11	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	160	40	15	13	高等学校	市道	90				
I 1 3269	下尾 3	鹿児島市	鹿児島市	下尾町	107	30	7	8							
I 1 3270	日当平 11	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町3丁目	69	70	7	5							
I 1 3271	草牟田 2丁目	鹿児島市	鹿児島市	草牟田 2丁目	120	30	10	9							
I 1 3272	永吉	鹿児島市	鹿児島市	永吉町	301	60	55	27	寺礼堂						
I 1 3273	鶴池	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	25	80	5	7		市道	20				
I 1 3274	大力 2	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	160	35	30	5		河川	30				
I 1 3275	馬山 2	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	350	38	20	8							
I 1 3276	下田中園	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	140	40	12	7	田中園公民館						
I 1 3277	田中園 6	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	320	45	20	15							
I 1 3278	田中園 7	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	140	45	11	6							
I 1 3279	上原 1	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	320	40	32	12							
I 1 3280	上原 2	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	200	40	10	8							
I 1 3282	馬山 3	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	320	35	40	14							
I 1 3283	上大迫 8	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	220	50	20	7							
I 1 3284	下大迫 5	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	160	45	40	5							
I 1 3285	下大迫 4	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	160	38	36	7							
I 1 3286	名越 6	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	250	50	10	5							
I 1 3287	名越 8	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	240	42	30	32	名越公民館 幼稚園	市道	240				
I 1 3288	大迫 6	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	170	50	30	5							
I 1 3289	名越 9	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	270	35	15	13							
I 1 3290	名越 10	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	300	38	30	11							
I 1 3291	名越 11	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	290	45	25	12							
I 1 3292	無田平 1	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	290	30	20	5							
I 1 3293	無田平 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	270	35	30	8							
I 1 3294	中畑 8	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	150	50	15	6							
I 1 3295	葛浦谷 2	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	300	40	35	6		河川	30				
I 1 3297	宮之平 5	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	160	30	20	5							
I 1 3298	宮之平 6	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	120	38	16	5							
I 1 3299	比志島 4	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町	190	40	15	5		河川	140				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸					
I 1 3300	無田平 3	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	358	40	35	5					
I 1 3301	稲村 4	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	65	65	30	0	ホテル				
I 1 3302	高城 2	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	310	45	30	8					
I 1 3303	高城 3	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	135	35	40	11					
I 1 3304	稲村 2	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	270	45	40	9					
I 1 3305	稲村 3	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	230	55	15	5					
I 1 3306	塚田 1	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	300	40	34	7					
I 1 3307	蒲ヶ原 4	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	180	52	25	6					
I 1 3308	蒲ヶ原 5	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	500	35	30	12					
I 1 3309	下永吉 4	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	200	50	30	5					
I 1 3310	下永吉 2	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	210	60	20	7					
I 1 3313	皆房上 2	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	400	40	38	105	障害者施設	障害者施設	養護学校		
I 1 3314	花野 4	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	110	35	22	6					
I 1 3315	塚之谷 1	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	160	32	40	5					
I 1 3316	塚之谷 2	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	160	40	20	2	比志島上集落集会所				
I 1 3317	塚之谷 3	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	35	60	8	1	寺				
I 1 3318	塚之谷 4	鹿児島市	鹿児島市	みなよしちょう	100	32	20	34	養護学校				
I 1 3319	丸岡 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	80	40	30	0	学園作業場				
I 1 3320	高塚 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	340	40	45	6					
I 1 3321	高塚 3	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	210	40	40	7					
I 1 3323	春山 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	210	32	20	12					
I 1 3324	井上 1	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	300	45	25	6					
I 1 3325	下花棚 2	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	211	40	14	5			市道	70	
I 1 3326	熊迫 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	225	50	10	6			市道	50	
I 1 3327	井上 3	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	146	55	20	5			県道	45	
I 1 3328	熊迫 1	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	320	65	16	6			市道	55	
I 1 3329	熊迫 3	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	290	60	16	6			市道	125	
I 1 3330	久保 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	185	35	22	6	大久保公民館	神社	市道	45	
I 1 3331	久保 1	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	273	30	18	7			市道	150	
I 1 3332	立山 2	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	306	30	25	13					
I 1 3333	加栗山 1	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	269	60	16	16	育児園		市道	30	
I 1 3334	迫村 2	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	99	30	25	6			市道	100	
I 1 3335	下花棚 1	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	290	60	20	7			市道	240	
I 1 3336	堀之内 1	鹿児島市	鹿児島市	かわかみちちょう	380	80	15	58	幼稚園		市道	180	
I 1 3337	東喜瀬谷 1	鹿児島市	鹿児島市	よしのちよう	125	30	20	0	ホテル		市道	40	
I 1 3338	東喜瀬谷 2	鹿児島市	鹿児島市	よしのちよう	226	43	20	0	市立少年自然の家				
I 1 3339	竜ヶ水 4	鹿児島市	鹿児島市	よしのちよう	301	30	270	6	ホテル		県道	300	
I 1 3340	竜ヶ水 5	鹿児島市	鹿児島市	よしのちよう	523	43	105	11			県道	70	
I 1 3341	古園 2	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	241	30	10	10			市道	230	
I 1 3342	古園 4	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	261	40	20	10			市道	160	
I 1 3343	古園 3	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	272	80	10	6			市道	395	
I 1 3344	下永吉 3	鹿児島市	鹿児島市	こやまちちょう	195	70	10	5			県道	40	市道 20
I 1 3345	川路山3	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	68	40	5	7			市道	65	
I 1 3346	川路山5	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	173	40	25	6			市道	255	
I 1 3347	川路山2	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	338	90	30	8			県道	220	市道 260
I 1 3348	仲組	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	176	30	30	5			県道	60	市道 220
I 1 3349	古別府 2	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	248	50	10	5			市道	60	
I 1 3350	栗之迫 2	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	357	45	5	9	栗之迫公民館		市道	240	
I 1 3351	栗之迫 3	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	232	30	10	3	栗之迫公民館		市道	250	
I 1 3352	入佐 14	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	300	55	35	7			県道	300	
I 1 3353	荒磯 3	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	230	35	40	7					
I 1 3354	入佐 8	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	150	45	45	1	河頭中学校				
I 1 3355	荒磯 9	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	360	45	22	6					
I 1 3356	荒磯 10	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	380	45	20	5			県道	380	
I 1 3357	荒磯 5	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	340	55	20	8					
I 1 3359	久木田 6	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	200	60	32	5	上久木田公民館				
I 1 3361	日影	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	170	60	12	6					
I 1 3362	滝上 1	鹿児島市	鹿児島市	おかのほろちよう	190	60	21	5					
I 1 3363	西伊敷 18	鹿児島市	鹿児島市	にしいきちょう	230	60	16	2	鹿児島市建設局				
I 1 3365	下門 4	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	80	72	26	0	河頭浄水場				
I 1 3366	下門 6	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	130	60	28	0	河頭浄水場			河川	50
I 1 3367	下門 7	鹿児島市	鹿児島市	いぬさこちよう	160	50	25	7			県道	70	
I 1 3368	西伊敷 10	鹿児島市	鹿児島市	にしいきちょう	300	70	40	13					
I 1 3369	西伊敷 9	鹿児島市	鹿児島市	にしいきちょう	300	50	40	14					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸							
I 1 3370	仮屋 5	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	130	45	20	3	寺						
I 1 3371	仮屋 11	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	500	45	40	9	大迫公民館	県道	250				
I 1 3372	仮屋 7	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	180	65	13	6							
I 1 3373	仮屋 8	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	50	65	10	10	学園						
I 1 3374	西伊敷 6	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷2丁目	200	50	40	8							
I 1 3375	西伊敷 7	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷2丁目	100	55	60	6							
I 1 3376	肥田 8	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	100	45	50	5							
I 1 3377	肥田 9	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	180	45	50	32							
I 1 3379	加栗山 3	鹿児島市	鹿児島市	川上町	105	80	12	17	幼稚園	県道	20				
I 1 3380	加栗山 2	鹿児島市	鹿児島市	川上町	68	75	17	20	保育園	河川	80				
I 1 3381	西伊敷 15	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷5丁目	115	42	44	8		市道	150				
I 1 3382	西伊敷 17	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷5丁目	406	54	30	35		市道	430	河川	410		
I 1 3383	三本松 2	鹿児島市	鹿児島市	下田町	178	40	17	5		県道	40				
I 1 3384	三本松 1	鹿児島市	鹿児島市	下田町	190	75	45	6							
I 1 3385	宮下 1	鹿児島市	鹿児島市	下田町	114	40	11	2	神社	下田町公民館					
I 1 3386	宮下 2	鹿児島市	鹿児島市	下田町	145	52	20	8			市道	70			
I 1 3387	柚木迫	鹿児島市	鹿児島市	下田町	449	60	23	8			市道	170	県道	100	
I 1 3388	田尻 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	297	30	25	10			市道	70	県道	140	
I 1 3389	西伊敷 11	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷4丁目	136	45	28	53	老人ホーム						
I 1 3390	長井田 4	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	187	84	60	6			市道	155	河川	120	
I 1 3391	西伊敷 14	鹿児島市	鹿児島市	西伊敷4丁目	251	65	37	55	西伊敷小学校	伊敷園	市道	125			
I 1 3392	長井田 5	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	186	45	53	5			市道	180			
I 1 3393	野呂迫 3	鹿児島市	鹿児島市	下田町	205	50	46	13							
I 1 3394	塚山 1	鹿児島市	鹿児島市	下田町	169	60	41	5			県道	35			
I 1 3395	吉野 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	186	50	15	12	神社						
I 1 3396	田入道 7	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	158	51	44	3	伊敷台小学校		市道	160	河川	120	
I 1 3397	七窪 4	鹿児島市	鹿児島市	下田町	183	70	35	4	神社		市道	160			
I 1 3398	七窪 5	鹿児島市	鹿児島市	下田町	265	65	44	11			市道	60			
I 1 3399	七窪 6	鹿児島市	鹿児島市	下田町	330	60	32	9			県道	115	市道	42	
I 1 3400	田入道 8	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	172	50	43	8	九電		市道	240			
I 1 3401	七窪 9	鹿児島市	鹿児島市	下田町	411	68	70	12			県道	60	市道	90	
I 1 3402	明ヶ窪 2-1	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	163	50	70	6			県道	175			
I 1 3403	実方 5	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	173	40	26	7							
I 1 3404	実方 6	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	123	80	9	8			市道	70			
I 1 3405	実方 7	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	274	53	45	22			市道	360			
I 1 3406	実方 8	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	164	40	9	11			市道	160			
I 1 3407	中ノ町 1	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	309	58	28	9			河川	210			
I 1 3408	中ノ町 2	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	313	55	27	12			市道	265			
I 1 3409	川添 4	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	45	50	31	5			市道	55			
I 1 3410	川添 5	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	136	50	10	7							
I 1 3411	川添 6	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	100	60	21	3	公民館		河川	95			
I 1 3412	大明ヶ丘 6	鹿児島市	鹿児島市	大明ヶ丘 2丁目	64	55	20	5			市道	35			
I 1 3413	権ヶ宮 5	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	208	60	44	5			河川	25			
I 1 3414	権ヶ宮 6	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	129	54	38	5			河川	30			
I 1 3415	東坂元 7	鹿児島市	鹿児島市	東坂元4丁目	107	50	13	12			市道	40			
I 1 3416	東坂元 8	鹿児島市	鹿児島市	東坂元4丁目	67	40	10	3	東坂元公民館		市道	55			
I 1 3417	大明ヶ丘 5	鹿児島市	鹿児島市	大明ヶ丘 1丁目	599	60	23	30	大明ヶ丘中継ポンプ場		市道	325	河川	600	
I 1 3418	権ヶ宮 7	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	320	57	65	14			市道	140			
I 1 3419	中ノ町 3	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	70	30	14	5			河川	80			
I 1 3420	中ノ町 4	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	206	40	25	10							
I 1 3421	中ノ町 10	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	125	35	25	1	寺		市道	170			
I 1 3422	中ノ町 5	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	460	35	30	10			河川	400			
I 1 3423	横井 1	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	407	50	40	8	神社		市道	70	県道	240	
I 1 3424	横井 2	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	119	50	30	5	鹿児島市横井埋立処分場						
I 1 3426	萩別府 3	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	274	60	20	6	萩別府公民館		市道	220			
I 1 3428	番屋下 1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	146	30	5	5			市道	110			
I 1 3430	番屋下 3	鹿児島市	鹿児島市	小野町	275	45	60	5			市道	400			
I 1 3431	柳堀 1	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	477	40	25	8			県道	150	市道	370	
I 1 3436	小野 6	鹿児島市	鹿児島市	小野3丁目	349	70	15	8			市道	210			
I 1 3437	西之谷 7	鹿児島市	鹿児島市	小野町	316	70	50	5			市道	200			
I 1 3438	胡麻田 1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	373	40	60	93	武岡台高校	武岡台養護学校	市道	310			
I 1 3439	胡麻田 2	鹿児島市	鹿児島市	小野町	662	40	40	11			市道	420			
I 1 3441	小野 14	鹿児島市	鹿児島市	小野4丁目	200	60	40	5			市道	134			
I 1 3444	中迫	鹿児島市	鹿児島市	小野 1丁目	148	45	48	10			市道	126			

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
4231													
I 1 3445	明和13	鹿兒島市	鹿兒島市	明和5丁目	139	45	45	9		市道	122		
I 1 3446	明和2	鹿兒島市	鹿兒島市	明和2丁目	507	45	50	13		市道	256		
I 1 3447	明和3	鹿兒島市	鹿兒島市	明和2丁目	129	50	25	8					
I 1 3449	明和4	鹿兒島市	鹿兒島市	明和2丁目	332	50	50	22		市道	278		
I 1 3451	玉里団地 2	鹿兒島市	鹿兒島市	玉里団地1丁目	166	53	17	13		市道	145		
I 1 3452	坂元町 2	鹿兒島市	鹿兒島市	坂元町	109	55	14	7		市道	80		
I 1 3453	玉里11	鹿兒島市	鹿兒島市	玉里町	395	75	54	21		市道	366		
I 1 3454	西坂元	鹿兒島市	鹿兒島市	西坂元町	135	55	13	11		市道	85		
I 1 3455	葛山 4	鹿兒島市	鹿兒島市	坂元町	210	30	20	7	葛山公民館				
I 1 3456	東坂元 6	鹿兒島市	鹿兒島市	東坂元3丁目	397	50	25	16		市道	110		
I 1 3457	瀧ノ神 1	鹿兒島市	鹿兒島市	吉野町	75	90	35	0	瀧之神変電所				
I 1 3458	稲荷 4	鹿兒島市	鹿兒島市	吉野町	160	45	50	2	瀧之神浄水場	河川	160	市道	70 橋
I 1 3459	池之上町	鹿兒島市	鹿兒島市	池之上町	230	33	32	11		市道	200		
I 1 3460	草牟田 2	鹿兒島市	鹿兒島市	草牟田 2丁目	262	42	46	0	神社				
I 1 3461	城山町 2	鹿兒島市	鹿兒島市	城山町	235	80	20	6		市道	240		
I 1 3462	三の丙	鹿兒島市	鹿兒島市	長田町	60	70	8	7					
I 1 3463	磯 7	鹿兒島市	鹿兒島市	吉野町	130	30	140	0	神社	河川	50		
I 1 3465	饅頭石 6	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	170	35	65	5		市道	80		
I 1 3467	柵木山 2	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	120	45	50	5		市道	75		
I 1 3468	茂頭 1	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	270	45	70	9	茂頭公民館	市道	310	JR	45
I 1 3469	湯之元 5	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	360	40	30	7	湯之元公民館	市道	375		
I 1 3470	五ヶ別府町 2	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	350	40	25	5		市道	243		
I 1 3472	福永 3	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	90	30	20	0	福永公民館	市道	110		
I 1 3473	星ヶ峯 15	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 3丁目	80	75	20	7		市道	25		
I 1 3474	炭床 1	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	100	70	5	6					
I 1 3475	星ヶ峯 22	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 5丁目	255	35	35	12		市道	198		
I 1 3476	星ヶ峯 23	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 5丁目	315	38	45	6		市道	134		
I 1 3477	川口 2	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	100	30	60	16	幼稚園	市道	94		
I 1 3478	川口 3	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	95	45	50	13	幼稚園	市道	24		
I 1 3479	星ヶ峯 25	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 5丁目	123	35	35	10		市道	162		
I 1 3480	星ヶ峯 28	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 5丁目	54	33	15	5		市道	70		
I 1 3481	川口 4	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	348	45	35	8		市道	110		
I 1 3482	川口 5	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	61	30	70	1	川口公民館	市道	80		
I 1 3483	井ヶ字館 2	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	372	40	90	6		県道	84		
I 1 3484	武岡 13	鹿兒島市	鹿兒島市	武岡 5丁目	101	33	35	11		市道	62		
I 1 3485	五ヶ別府町 4	鹿兒島市	鹿兒島市	五ヶ別府町	175	35	40	5					
I 1 3486	西別府 11	鹿兒島市	鹿兒島市	西別府町	150	33	45	12		市道	208		
I 1 3487	田上 10	鹿兒島市	鹿兒島市	田上 8丁目	106	47	50	23		市道	296		
I 1 3488	武岡 6	鹿兒島市	鹿兒島市	武岡 3丁目	398	45	50	28		市道	488		
I 1 3489	星ヶ峯 14	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 3丁目	777	65	55	40		市道	468		
I 1 3490	西陵 9	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 7丁目	275	50	35	16		市道	370		
I 1 3491	常盤 17	鹿兒島市	鹿兒島市	常盤町	74	40	50	5					
I 1 3492	武岡 8	鹿兒島市	鹿兒島市	武岡 3丁目	300	30	50	15		市道	254		
I 1 3493	常盤 19	鹿兒島市	鹿兒島市	常盤町	81	45	25	6		市道	22		
I 1 3494	西陵 4	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 1丁目	179	40	30	20		市道	212		
I 1 3495	常盤 18	鹿兒島市	鹿兒島市	常盤町	54	40	15	0	高校				
I 1 3496	常盤 22	鹿兒島市	鹿兒島市	常盤町	45	40	30	0	高校				
I 1 3497	西陵 8	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 6丁目	225	45	40	7		市道	150		
I 1 3498	西陵 5	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 2丁目	305	40	20	11		市道	300		
I 1 3499	星ヶ峯 8	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 2丁目	274	70	20	5		市道	204	河川	193
I 1 3500	田上町 1	鹿兒島市	鹿兒島市	田上町	188	30	35	5		市道	170		
I 1 3501	大川内 4	鹿兒島市	鹿兒島市	山田町	289	30	35	39	老人市一ム	市道	228		
I 1 3502	山田 6	鹿兒島市	鹿兒島市	山田町	256	55	20	5		市道	103		
I 1 3504	星ヶ峯 4	鹿兒島市	鹿兒島市	星ヶ峯 1丁目	159	45	35	8		市道	164		
I 1 3505	小野町 9	鹿兒島市	鹿兒島市	小野町	157	45	40	6		市道	72		
I 1 3506	西陵 1	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 1丁目	186	30	30	0	西陵小学校				
I 1 3507	西陵 2	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 1丁目	496	42	40	36		市道	316		
I 1 3508	西陵 3	鹿兒島市	鹿兒島市	西陵 1丁目	308	40	55	16		市道	184		
I 1 3510	武 6	鹿兒島市	鹿兒島市	武 3丁目	135	35	27	9		市道	124		
I 1 3511	武 8	鹿兒島市	鹿兒島市	武 3丁目	175	43	30	8	武中学校	市道	218		
I 1 3512	田上台 12	鹿兒島市	鹿兒島市	田上台 4丁目	215	35	20	27		市道	370		
I 1 3513	田上台 11	鹿兒島市	鹿兒島市	田上台 4丁目	217	43	30	29		市道	280		
I 1 3514	田上台 14	鹿兒島市	鹿兒島市	田上台 5丁目	73	40	20	5		市道	8		
I 1 3515	田上 1	鹿兒島市	鹿兒島市	田上 4丁目	72	38	12	9					

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設				
										種類	数	種類	数	
4231														
I 1 3516	たがみちやう 田上町8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上町	68	33	35	6		市道	172			
I 1 3517	たがみちやう 田上台9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上台3丁目	296	30	30	16		市道	48			
I 1 3518	たがみちやう 田上台10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上台3丁目	110	80	25	11						
I 1 3519	たがみちやう 田上台5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上台1丁目	120	30	15	14		市道	164			
I 1 3520	たがみちやう 田平	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上2丁目 唐湊1丁目	279	30	25	14		市道	236			
I 1 3521	たがみちやう 唐湊14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 唐湊 1丁目	62	38	20	5		市道	34			
I 1 3522	たがみちやう 唐湊15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 唐湊 2丁目	115	35	50	0	社会福祉施設	市道	57			
I 1 3523	こうとくじ 皇徳寺台14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	46	70	20	1	浄水施設					
I 1 3524	こうとくじ 皇徳寺台11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	305	60	70	24		市道	80			
I 1 3525	井手ヶ字 井手ヶ字第3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	井手ヶ字 五ヶ別府町	592	60	90	37		市道	555	橋	1	
I 1 3526	こうとくじ 皇徳寺台12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	123	45	25	6		市道	24			
I 1 3527	こうとくじ 皇徳寺台15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	123	60	50	7		市道	66			
I 1 3528	こうとくじ 皇徳寺台13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	170	40	50	23		市道	312			
I 1 3530	こうとくじ 皇徳寺台17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台5丁目	140	48	20	8		市道	82			
I 1 3531	たがみちやう 谷	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 山田町	256	65	50	12		市道	337	河川	30	
I 1 3532	こうとくじ 皇徳寺台7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台3丁目	280	60	10	16		市道	166			
I 1 3534	たがみちやう 湯元2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 東桜島町	190	60	20	8		市道	105	調整池	1	
I 1 3535	やまだ 山田13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	200	40	45	8		市道	170			
I 1 3536	やまだ 山田7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	569	50	70	14		市道	77			
I 1 3537	やまだ 山田8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	295	50	60	6		市道	212			
I 1 3538	かきくろ 鹿倉2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かきくろ 山田町	176	50	30	12						
I 1 3539	やまだ 山田9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	124	70	40	7		市道	188			
I 1 3540	やまだ 山田10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	206	70	30	5		市道	205			
I 1 3541	たがみちやう 立迫2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 山田町	102	60	20	5		市道	54			
I 1 3542	こうとくじ 皇徳寺台1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台1丁目	103	60	30	2	病院	市道	58			
I 1 3543	たがみちやう 札下1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 山田町	188	70	30	5		市道	200			
I 1 3544	たがみちやう 札下2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 山田町	431	50	70	8		市道	154			
I 1 3545	やまだ 山田12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	376	60	75	15		市道	447			
I 1 3546	ひろき 広木17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひろき 田上町	176	45	45	17		市道	94			
I 1 3547	こうとくじ 皇徳寺台2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台2丁目	182	50	50	13		市道	175			
I 1 3548	こうとくじ 皇徳寺2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 山田町	194	50	40	7		市道	148			
I 1 3549	きんがねがき 桜ヶ丘6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘1丁目	60	70	70	8		市道	118			
I 1 3550	きんがねがき 桜ヶ丘7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘1丁目	585	60	90	64	桜ヶ丘二丁目公民館	市道	790			
I 1 3551	ひろき 広木19	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひろき 田上町	162	58	40	5		市道	72			
I 1 3552	ひろき 原田久保3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひろき 田上町	203	35	25	7		県道	54			
I 1 3553	ひろき 広木20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひろき 田上町	226	50	30	19		市道	222			
I 1 3554	ひろき 広木22	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひろき 田上町	37	33	20	5		市道	18			
I 1 3555	たがみちやう 田上台8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上台1丁目	416	40	35	48	老人ホーム	市道	46			
I 1 3556	たがみちやう 田上台2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上町	40	33	45	6		市道	66			
I 1 3557	たがみちやう 原田久保4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちやう 田上町	89	33	20	6		市道	42			
I 1 3558	なべがらう 鍋ヶ宇都7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	なべがらう 宇宿町	77	52	15	5		市道	78			
I 1 3559	きんがねがき 桜ヶ丘8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘2丁目	121	30	45	11		市道	246			
I 1 3560	にししろがき 西条原4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にししろがき 西条原町	78	48	40	5		市道	78			
I 1 3561	井手ヶ字 井手ヶ字第6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	井手ヶ字 五ヶ別府町	81	60	8	26		市道	82			
I 1 3562	こうとくじ 皇徳寺台4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじ 皇徳寺台2丁目	289	40	60	5		市道	247			
I 1 3563	やまだ 山田14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	125	33	40	6		市道	96			
I 1 3564	やまだ 山田26	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだ 山田町	226	32	17	6		市道	258			
I 1 3565	やまの のの 山之園1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまの のの 中山町	370	30	40	15		市道	174			
I 1 3566	ちゅうごん 中山町1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうごん 中山町1丁目	258	40	60	23	桜ヶ丘中学校	市道	495			
I 1 3567	はくせん 白山2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	はくせん 中山町	247	30	12	19		市道	130			
I 1 3568	きんがねがき 桜ヶ丘9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘3丁目	195	38	50	12		市道	242			
I 1 3569	ちゅうごん 中山2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうごん 中山町	188	43	35	7		市道	212			
I 1 3570	ちゅうごん 中山3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうごん 中山町	170	40	34	12		市道	157			
I 1 3571	ちゅうごん 中山4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうごん 中山町	310	40	40	25		市道	184			
I 1 3572	きんがねがき 桜ヶ丘10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘5丁目	366	35	40	49		市道	239			
I 1 3573	かじわらこ 榎原迫3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かじわらこ 宇宿町	176	45	45	23		市道	326	河川	20	
I 1 3574	きんがねがき 桜ヶ丘11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘5丁目	134	70	30	20		市道	132			
I 1 3575	ひがしたにやま 栗谷山2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひがしたにやま 栗谷山7丁目	187	63	20	31		市道	411			
I 1 3576	かじわらこ 魚見町2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かじわらこ 魚見町	182	58	20	34		市道	200			
I 1 3577	きんがねがき 桜ヶ丘12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘6丁目	54	60	40	5		市道	60			
I 1 3578	こやまだちやう 小山田町	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちやう 小山田町	115	40	30	18		市道	82			
I 1 3579	うらふちやう 魚見町1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うらふちやう 魚見町	134	40	15	12		市道	43			
I 1 3580	きんがねがき 桜ヶ丘13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	きんがねがき 桜ヶ丘8丁目	168	68	20	29	排水池	市道	174			
I 1 3581	おがたちやう 小原町1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おがたちやう 小原町	108	59	10	10		市道	53			

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 3582	宇宿町7	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町5丁目	101	67	20	7								
I 1 3583	紫原7	鹿児島市	鹿児島市	紫原6丁目	250	45	40	23						市道	200	
I 1 3584	南郡元3	鹿児島市	鹿児島市	南郡元町	30	70	7	1	短期大学					市道	30	
I 1 3586	泉寄4	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	80	65	30	6						市道	20	
I 1 3587	泉寄5	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	180	42	30	7						市道	134	
I 1 3588	泉寄6	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	107	75	26	5						市道	148	
I 1 3589	泉寄9	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	139	70	55	5						市道	178	
I 1 3590	希望ヶ丘町2	鹿児島市	鹿児島市	希望ヶ丘町	144	52	25	9						市道	70	
I 1 3591	東谷山1	鹿児島市	鹿児島市	東谷山6丁目	191	45	40	17						市道	511	
I 1 3592	新入2	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	214	38	25	15						市道	154	
I 1 3593	横通り2	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	220	65	30	9								
I 1 3595	諏訪4	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	200	40	20	6						市道	150	
I 1 3596	陣之平5	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	330	65	25	8						市道		
I 1 3597	岩下1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	300	40	35	7								
I 1 3598	慈眼寺8	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	200	80	25	6						市道	220	
I 1 3599	木屋宇都1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	170	40	15	3	木屋宇都公民館					市道	170	
I 1 3600	玉利1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	200	35	15	6						市道	80	
I 1 3601	上床2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	384	30	15	8						県道	150	
I 1 3602	上床1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	369	30	40	16						市道	65	
I 1 3603	野頭1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	280	30	30	13						市道	100	
I 1 3605	玉利4	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	85	40	10	5						市道	25	
I 1 3606	慈眼寺10	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	252	35	25	1	ふるさと考古歴史館							
I 1 3607	慈眼寺11	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	54	45	25	1	神社事務所					市道	50	
I 1 3608	慈眼寺12	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	283	65	30	6						市道	160	
I 1 3609	錦江台1	鹿児島市	鹿児島市	錦江台1丁目	370	40	50	31						市道	335	
I 1 3610	羽田1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	179	30	40	7						JR	85	
I 1 3611	羽田2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	409	40	30	14						JR	270	
I 1 3612	川路1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	156	60	15	9						市道	5	
I 1 3613	坂之上3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	160	40	20	17						市道	10	
I 1 3614	別府2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	150	30	13	13						市道	100	
I 1 3615	水樽1	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	700	40	40	67						市道	155	
I 1 3616	水樽3	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	60	40	40	6								
I 1 3617	水樽2	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	350	70	35	10						市道	350	
I 1 3618	芝野5	鹿児島市	鹿児島市	平川町	112	45	15	5								
I 1 3619	芝野1	鹿児島市	鹿児島市	平川町	92	30	15	3	芝野公民館					市道	30	
I 1 3620	古屋敷1	鹿児島市	鹿児島市	平川町	323	90	20	10						七ツ馬公園B	1	
I 1 3623	浜平川1	鹿児島市	鹿児島市	平川町	192	30	70	8						市道	180	
I 1 3624	浜平川2	鹿児島市	鹿児島市	平川町	280	50	15	23	老人ホ一ム					駐車場	1	
I 1 3625	浜平川3	鹿児島市	鹿児島市	平川町	123	50	15	57	病院					駐車場	1	
I 1 3626	中尾2	鹿児島市	鹿児島市	平川町4370外	60	55	10	9								
I 1 3628	塩屋ヶ元1	鹿児島市	鹿児島市	黒神町	127	60	15	2	黒神中学校					市道	30	
I 1 3629	宮元1	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	237	70	12	20	病院					市道	270	
I 1 3630	宮元2	鹿児島市	鹿児島市	東桜島町	229	70	15	18	高齢者福祉センター東桜島					市道	70	
I 1 3631	湯之本2	鹿児島市	鹿児島市	有村町	238	70	10	5						国道	100	
I 1 3632	鶴木3	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	541	45	10	10						町道	200	
I 1 3633	船平1	鹿児島市	吉田町	西佐多浦	245	30	10	2	船平公民館					町道	200	
I 1 3634	宇都谷4	鹿児島市	吉田町	本城	160	50	10	2	宇都谷公民館							
I 1 3635	城内北2	鹿児島市	吉田町	東佐多浦	130	60	7	2	城内関公民館							
I 1 3636	煎毛2	鹿児島市	吉田町	本城	310	60	15	7						町道	50	
I 1 3637	本吉田3	鹿児島市	吉田町	本名	260	30	12	5								
I 1 3638	谷上4	鹿児島市	吉田町	本名	280	50	20	5	谷上公民館					町道	100	
I 1 3639	谷上5	鹿児島市	吉田町	本名	400	50	15	7								
I 1 3640	大原2	鹿児島市	吉田町	本名	200	50	9	7								
I 1 3641	石下谷	鹿児島市	吉田町	本名	120	35	30	5								
I 1 3642	基頭1	鹿児島市	吉田町	本城	90	40	24	5								
I 1 3643	倉谷4	鹿児島市	吉田町	宮之浦	448	60	15	6								
I 1 3644	宮西3	鹿児島市	吉田町	宮之浦	223	40	15	9								
I 1 3645	宮東2	鹿児島市	吉田町	宮之浦	457	44	25	10								
I 1 3646	牟礼谷6	鹿児島市	吉田町	宮之浦	150	60	40	6	前迫団地公民館							
I 1 3647	牟礼谷5	鹿児島市	吉田町	宮之浦	253	65	50	5								
I 1 3648	小池1	鹿児島市	桜島町	横山	43	60	18	1	桜州小学校							
I 1 3674	脇田	鹿児島市	喜入町	中名	160	40	17	24						町道	200	
I 1 3675	脇馬場	鹿児島市	喜入町	中名	120	54	23	14	中名青少年研修センター					町道	230	
I 1 3676	大久保	鹿児島市	喜入町	中名	180	45	25	11						町道	110	

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231					m	度	m	戸							
I 1 3677	なかめよし 中名下	鹿児島市	喜入町	中名	170	45	25	29		町道	280				
I 1 3678	おまちし 旧市下	鹿児島市	喜入町	喜入	250	55	34	24	病院	国道	260	町道	50		
I 1 3679	ごりょう 御領原	鹿児島市	喜入町	喜入	200	47	47	21	寺	町道	60				
I 1 3680	あしほ 麓西	鹿児島市	喜入町	喜入	160	60	35	36		県道	30	町道	130		
I 1 3681	ごりょう 領南	鹿児島市	喜入町	喜入	200	48	52	12	領南公民館	町道	90				
I 1 3682	うまの 牧園	鹿児島市	喜入町	喜入	120	68	16	11		町道	90				
I 1 3683	はやし 早馬下	鹿児島市	喜入町	喜入	300	40	51	27		町道	310	JR	120		
I 1 3684	かみり 上栗脇	鹿児島市	喜入町	喜入	180	53	52	21		町道	110				
I 1 3685	てんじん 天神山	鹿児島市	喜入町	喜入	150	47	25	7		町道	40				
I 1 3686	ふる 旧麓	鹿児島市	喜入町	喜入	180	35	46	19		町道	160				
I 1 3687	なかの 中之迫	鹿児島市	喜入町	喜入	150	37	48	19		町道	220				
I 1 3688	おたろ 小田代	鹿児島市	喜入町	一倉	180	55	53	10		町道	80				
I 1 3689	なが 橋平	鹿児島市	喜入町	前之浜	320	50	55	25		町道	450				
I 1 3690	かみり 翁	鹿児島市	喜入町	前之浜	150	50	30	17		町道	50				
I 1 3691	くほの 久保園瀬戸	鹿児島市	喜入町	生見	130	47	32	5							
I 1 3692	くほの 久保園中	鹿児島市	喜入町	生見	110	30	15	1	古久川集落センター						
I 1 3783	ふくやま 福山中	鹿児島市	松元町	福山	50	39	31	2	福山集会施設						
I 1 3784	うちだ 内田中	鹿児島市	松元町	上谷口	250	51	26	25	内田集会施設	県道	240	町道	170		
I 1 3785	うちだ 内田下	鹿児島市	松元町	上谷口	100	43	16	5		町道	110				
I 1 3786	なまき 梨木野	鹿児島市	郡山町	嶽	60	47	25	3	梨木野公民館	町道	90				
I 1 3787	たい 大中	鹿児島市	郡山町	嶽	160	53	40	7		町道	90				
I 1 3788	たい 大東	鹿児島市	郡山町	嶽	200	56	37	3	大東公民館	町道	60				
I 1 3789	おとし 皇岳1	鹿児島市	郡山町	嶽	190	51	23	7		町道	40				
I 1 3791	にし 西俣上	鹿児島市	郡山町	西俣	200	41	29	5		町道	70				
I 1 3792	あり 有屋田下	鹿児島市	郡山町	有屋田	170	51	26	7		町道	10				
I 1 3793	かき 柿園	鹿児島市	郡山町	郡山	120	47	17	6		町道	110				
I 1 3794	せい 清和	鹿児島市	郡山町	郡山	50	52	38	12	清和公民館						
I 1 3795	つば 坪久田	鹿児島市	郡山町	郡山	200	43	35	14							
I 1 3796	あいつ 賦合	鹿児島市	郡山町	郡山	110	50	46	8		町道	20	県道	120		
I 1 3797	あいつ 賦合1	鹿児島市	郡山町	郡山	180	53	17	8	賦合公民館	県道	170				
I 1 3798	ゆき 油須木	鹿児島市	郡山町	油須木	150	41	43	12		町道	180				
I 1 3799	あつち 茄子田	鹿児島市	郡山町	厚地	160	49	31	9		町道	240				
I 1 3800	あつち 岩戸	鹿児島市	郡山町	厚地	30	34	12	3	岩戸公民館						
I 1 3801	あつち 大直	鹿児島市	郡山町	厚地	100	45	26	1	花尾瓢箪村役場	町道	120				
I 1 3802	あつち 久保山下	鹿児島市	郡山町	厚地	150	49	22	8							
I 1 3803	あつち 丸山	鹿児島市	郡山町	厚地	230	49	41	15		町道	150				
I 1 3804	あつち 白石1	鹿児島市	郡山町	東俣	80	45	21	5	南方小学校	町道	10				
I 1 3805	かわだ 川田上	鹿児島市	郡山町	川田	70	53	25	5							
I 1 3806	あつち 賦合	鹿児島市	郡山町	東俣	100	45	15	13		町道	130				
I 1 4373	あつち 手ノ平泊	鹿児島市	鹿児島市	下田町	267	55	29	5							
I 1 4374	あつち 実方9	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	219	58	21	2	実方公民館	神社	市道	80			
I 1 4375	あつち 実方12	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	48	45	24	5		市道	30				
I 1 4376	あつち 堀ノ内10	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	240	50	25	5							
I 1 4377	あつち 田中園10	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	150	35	30	6							
I 1 4378	あつち 名越12	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	210	40	30	5							
I 1 4379	あつち 古園7	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	270	38	26	5		河川	100	橋	1		
I 1 4380	あつち 下永吉7	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	325	45	35	5							
I 1 4381	あつち 下永吉9	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	250	40	20	6							
I 1 4382	あつち 古園17	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	105	40	20	6		市道	165				
I 1 4383	あつち 古園13	鹿児島市	鹿児島市	小山田町	169	45	30	5		市道	150				
I 1 4384	あつち 川路山7	鹿児島市	鹿児島市	犬追町	94	50	25	5		市道	85				
I 1 4385	あつち 川路山8	鹿児島市	鹿児島市	犬追町	123	50	10	5		市道	130				
I 1 4386	あつち 川路山1	鹿児島市	鹿児島市	犬追町	161	70	10	6		市道	60				
I 1 4387	あつち 松原4	鹿児島市	鹿児島市	犬追町	105	70	50	6		市道	175				
I 1 4388	あつち 柵木山4	鹿児島市	鹿児島市	五ヶ別府町	80	40	50	2	柵木山公民館	市道	155				
I 1 4389	あつち 小野町1	鹿児島市	鹿児島市	小野町	182	45	55	7		市道	102				
I 1 4390	あつち 星ヶ峯11	鹿児島市	鹿児島市	星ヶ峯2丁目	196	45	30	5		市道	98	河川	202		
I 1 4391	あつち 札下3	鹿児島市	鹿児島市	山田町	117	70	30	5		市道	90				
I 1 4392	あつち 皇徳寺1	鹿児島市	鹿児島市	山田町	211	60	30	5		市道	28				
I 1 4393	あつち 札下5	鹿児島市	鹿児島市	山田町	49	70	20	5							
I 1 4394	あつち 陣之平4	鹿児島市	鹿児島市	下福元町	86	45	15	11		市道	25				
I 1 4395	あつち 倉谷3	鹿児島市	吉田町	宮之浦	260	70	10	5							
I 1 4396	あつち 小池2	鹿児島市	横山町	横山	290	60	17	9							
I 1 4407	あつち 西ノ園	鹿児島市	喜入町	生見	100	70	40	10		県道	120	町道	120		

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数			
	4231				m	度	m	戸								
I 1	4408	大久保	鹿児島市	喜入町	生見	60	43	10	12							
I 1	4409	古殿1	鹿児島市	喜入町	生見	80	45	18	9							
I 1	4410	古殿2	鹿児島市	喜入町	生見	80	50	39	6							
I 1	4505	仁田尾中	鹿児島市	松元町	石谷	70	48	20	12							
I 1	4506	折尾	鹿児島市	松元町	上谷口	140	55	12	9							
I 1	4507	賦合3	鹿児島市	郡山町	郡山	100	48	28	7		国道	130				
I 1	4508	中福良	鹿児島市	郡山町	郡山	200	35	29	18		町道	240	県道	170		
I 1	4509	西侯中	鹿児島市	郡山町	西侯	220	60	28	10		町道	150				
I 1	4510	上園	鹿児島市	郡山町	郡山	110	39	8	13		町道	160				
I 1	4511	賦合	鹿児島市	郡山町	東俣	150	42	28	15		町道	230	県道	260		
I 1	4512	花尾	鹿児島市	郡山町	厚地	60	58	26	5							
I 1	4659	自由ヶ丘	鹿児島市	鹿児島市	自由ヶ丘2丁目	49	63	10	5							
I 1	4660	常盤20	鹿児島市	鹿児島市	常盤町	60	40	5	5							
I 1	4661	アンノコ泊	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	150	45	20	6		県道	150				
I 1	4662	七窪11	鹿児島市	鹿児島市	下田町	270	60	22	5							
I 1	4663	坂元12	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	50	60	10	5		せばる団地公民館					
I 1	4664	坂之上東中	鹿児島市	鹿児島市	下権元町	81	35	8	5							
I 2	1	磯6	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	346	45	50	13		市道	280				
I 2	2	河頭6	鹿児島市	鹿児島市	皆与志町, 小山田町	230	40	50	20		河川	230	橋	1		
I 2	3	大明ヶ丘1	鹿児島市	鹿児島市	大明ヶ丘1丁目, 大明ヶ丘2丁目	228	70	27	29		市道	225				
I 2	4	入佐7	鹿児島市	鹿児島市	大迫町	290	44	68	15		県道	290				
I 2	5	坂元10	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	289	50	18	20		市道	200				
I 2	6	園料	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	300	42	18	40		市道	180				
I 2	7	大神山	鹿児島市	鹿児島市	吉野町	535	40	16	69		保育園					
I 2	8	サツメ団地1	鹿児島市	鹿児島市	玉里団地3丁目, 坂元町	327	58	43	82		集会所		坂元小学校			
I 2	9	花野口	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	230	60	60	11		国道	230	河川	120		
I 2	10	下竜尾2	鹿児島市	鹿児島市	長田町, 下竜尾町	121	36	14	113		病院					
I 2	11	玉里10	鹿児島市	鹿児島市	西坂元町	357	56	7	31		市道	110	水源池	1		
I 2	12	サツメ団地	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	590	54	23	67		市道	40				
I 2	13	サツメ団地1	鹿児島市	鹿児島市	下伊敷町	478	75	19	79		県道	10	市道	210		
I 2	14	玉里坂下	鹿児島市	鹿児島市	城山1丁目, 草牟田2丁目	346	47	40	49		市道	480				
I 2	15	冷水5	鹿児島市	鹿児島市	城山2丁目, 冷水町	230	45	34	24		市道	290				
I 2	16	草牟田1	鹿児島市	鹿児島市	城山2丁目, 冷水町	305	48	36	51		市道	460				
I 2	17	城山4	鹿児島市	鹿児島市	城山1丁目, 城山2丁目	665	43	46	80		草牟田校区公民館		城山団地北部公民館	城山団地南部公民館		
I 2	18	新村	鹿児島市	鹿児島市	伊敷町	418	55	50	47		市道	660				
I 2	20	葛山1	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	164	51	32	15		市道	170				
I 2	21	武5	鹿児島市	鹿児島市	田上1丁目	284	65	84	60		田上分遣隊 消防		県道	300	市道	170
I 2	22	坂元8	鹿児島市	鹿児島市	坂元町	309	30	20	27		市道	70				
I 2	23	島城	鹿児島市	鹿児島市	稲荷町	375	31	70	44		市道	210	配水池	1		
I 2	24	田上上区3	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目, 武園3丁目	95	35	30	8		簡易郵便局		市道	175		
I 2	25	小牧泊2	鹿児島市	鹿児島市	田上5丁目, 田上4丁目	266	50	48	44		県道	250	市道	220		
I 2	26	天神ヶ瀬戸5	鹿児島市	鹿児島市	田上2丁目, 唐湊1丁目	119	65	36	10		市道	125				
I 2	27	玉里紙屋谷	鹿児島市	鹿児島市	玉里町	485	48	41	34		市道	55				
I 2	28	西別府2	鹿児島市	鹿児島市	西別府町	96	70	10	6		市道	160				
I 2	29	唐湊11	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	200	60	30	26		女子高・中学校		市道	180		
I 2	30	上之原2	鹿児島市	鹿児島市	西坂元町	358	33	22	26		市道	330				
I 2	31	唐湊10	鹿児島市	鹿児島市	郡元町	100	70	12	16		市道	100				
I 2	32	南郡元2	鹿児島市	鹿児島市	南郡元町, 南新町	387	51	36	60		JR 南鹿児島駅	JR	150	市道	250	
I 2	33	日之出1	鹿児島市	鹿児島市	日之出町, 南新町	292	43	28	84		市道	200	河川	180		
I 2	34	日之出2	鹿児島市	鹿児島市	日之出町	287	50	16	16		JR	180	市道	200		
I 2	35	茶原5	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	79	45	20	13		市道	30	病院			
I 2	38	広木16	鹿児島市	鹿児島市	田上町	184	55	60	50		県道	180	市道	160		
I 2	39	核ヶ丘1	鹿児島市	鹿児島市	中山町	140	60	5	15		市道	130				
I 2	40	新入1	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	342	40	20	39		市道	525				
I 2	41	平川2	鹿児島市	鹿児島市	平川町	784	60	30	1		県立錦江湾高校					
I 2	42	永吉1	鹿児島市	鹿児島市	小野1丁目	501	65	50	59		市道	320				
I 2	43	枯木迫4	鹿児島市	鹿児島市	原良町	432	40	60	60		市道	540				
I 2	44	唐湊	鹿児島市	鹿児島市	唐湊2丁目	125	35	36	60		市道	170				
I 2	45	大峯4	鹿児島市	鹿児島市	田上8丁目, 西陵4丁目	150	45	30	37		市道	10	上野城水源地	1		
I 2	46	唐湊7	鹿児島市	鹿児島市	唐湊3丁目	100	40	20	16		市道	10				
I 2	47	三栄	鹿児島市	鹿児島市	宇宿町	610	33	54	304		病院		市道	130		
I 2	48	魚見1	鹿児島市	鹿児島市	上福元町, 東谷山1丁目	691	37	40	143		水道局施設		市道	1030		
I 2	49	武田	鹿児島市	鹿児島市	上福元町	246	40	35	35		市道	475				
I 2	50	原田久保	鹿児島市	鹿児島市	山田町	279	43	56	7							



2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸							
I 1 1795	くじす 栗須	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	200	30	16	6			市道	130			
I 1 1797	かみふるえ 上古江-4	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	150	55	65	7							
I 1 1798	かみふるえ 上古江-3	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	340	45	55	18			国道	340			
I 1 1799	かみふるえ 上古江-2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	220	40	80	25	古江西公民館		国道	220			
I 1 1800	はな 花里	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	はなちよう 花里町	200	40	25	10	花里町公民館						
I 1 1801	はなした 花里下	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	はなちよう 花里町	180	38	35	20			市道	180	橋	1	
I 1 1802	かきと 柿元	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	200	32	26	13			市道	200			
I 1 1803	かきと 柿元-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	120	30	17	5			市道	120			
I 1 1805	おとろの 大園	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	150	32	25	13							
I 1 1806	はな 長谷口	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしはらいかわちよう 西祓川町	90	30	45	6			県道	100			
I 1 1807	こまき 小牧-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	200	44	24	8	下祓川町郵便局		市道	200			
I 1 1808	こまき 小牧-1	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	250	45	16	105	病院	老人ホーム	国道	250			
I 1 1809	こまき 小牧-3	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	160	30	23	11			市道	100			
I 1 1810	いのうえ 井之上	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしはらいかわちよう 西祓川町	100	34	21	11			市道	100			
I 1 1811	かくしらのうえ 薬師堂之上	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしはらいかわちよう 西祓川町	100	61	15	6			市道	100			
I 1 1812	わたせ 持留-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	160	30	15	11			市道	100			
I 1 1813	わたせ 持留	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	はらいかわちよう 祓川町	150	30	33	9							
I 1 1814	せぬき 瀬貴	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	180	30	27	11							
I 1 1815	かみふるえ 上古江	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	170	40	20	21			国道	170			
I 1 1816	かみふるえ 上古江-3	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	220	35	35	32	古江中公民館 寺		国道	220			
I 1 1817	かみふるえ 上古江-1	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	350	30	23	16			国道	350			
I 1 1818	かみふるえ 上古江-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	190	40	15	13			市道	100			
I 1 1819	うのせ 鵜瀬	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふなまちよう 船間町	100	30	19	16			県道	100			
I 1 1820	かみなま 船間	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふなまちよう 船間町	180	34	23	17			県道	120			
I 1 1821	おとろの 岡元	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	おとろの 大浦町	380	30	15	13			市道	100			
I 1 1822	くわい 黒岩	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ごうのはらちよう 郷之原町	380	30	15	9			市道	100			
I 1 1823	おくむら 奥村	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ごうのはらちよう 郷之原町	370	30	10	13	郷之原自治公民館		市道	370			
I 1 1824	えのき 榎崎	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ごうのはらちよう 郷之原町	200	40	10	11			市道	50			
I 1 1825	ふみほたのした 蚊畑之下	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	おのの 小野原町	250	32	10	7	野元公民館		市道	50			
I 1 1826	かみ 上今坂	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ごうのはらちよう 郷之原町	150	30	36	13			県道	150			
I 1 1827	いのうえ 井之上-1	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしはらいかわちよう 西祓川町	80	30	31	7			市道	70			
I 1 1828	いのうえ 井之上-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしはらいかわちよう 西祓川町	120	37	21	9							
I 1 1829	いのうえ 井之上-4	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	うつま ちようめ 打馬2丁目	280	35	30	23			市道	70			
I 1 1830	うつま 打馬上村	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	うつま ちようめ 打馬2丁目	110	37	13	7			市道	110			
I 1 1831	うつま 打馬本城	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	うつま ちようめ 打馬1丁目	490	45	28	71	病院	ホテル	市道	150			
I 1 1832	うどのくちがし 宇都之口東	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしおおてまち 西大手町	360	34	17	17	病院	旅館	市道	250			
I 1 1833	うどのくちがし 宇都之口東-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしおおてまち 西大手町	110	39	18	19			市道	250			
I 1 1834	うどのくちにし 宇都之口西	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしおおてまち 西大手町	250	35	20	22	病院		市道	250			
I 1 1835	しんせいのうら 城山公園下	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	にしおおてまち 西大手町	420	58	17	7	ホテル	旅館	市道	420			
I 1 1836	かみ 上谷	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かみだちよう 上谷町	90	45	16	10			市道	90			
I 1 1837	かみ 神の松	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かみだちよう 上谷町	150	42	9	6			市道	150			
I 1 1838	かみだち 上谷西	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かみだちよう 上谷町	180	30	13	10			市道	120			
I 1 1839	つるおおか 鶴ヶ丘	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かみだちよう 上谷町	120	42	18	6			市道	110			
I 1 1840	かみ 上谷-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かみだちよう 上谷町	120	40	25	11	上谷町公民館		市道	120			
I 1 1841	かみ 上村	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	50	22	8			市道	200			
I 1 1842	しんせいちよう 神宮司領南	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	110	35	16	12			市道	220			
I 1 1843	しんせいちよう 神宮司領北	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	65	13	9			市道	200			
I 1 1844	まがしら 亀鶴城	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	40	17	14			国道	200			
I 1 1845	かみ 宮野	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	170	33	18	47	ホテル	病院					
I 1 1846	かみ 宮野-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	80	37	11	18							
I 1 1847	はつけ 流合	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	45	14	20	病院		市道	150			
I 1 1848	ごんげん 権現尾	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しんせいちよう 新生町	170	50	13	17	旅館		市道	170			
I 1 1849	ごんげん 権現尾	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	むかえちよう 向江町	100	50	11	44	幼稚園		市道	100			
I 1 1850	かみ 願成寺	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	むかえちよう 向江町	100	33	11	7	寺						
I 1 1851	さいせい 最正寺	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	きただちよう 北田町	150	35	20	5	整骨院		市道	150			
I 1 1852	せとまち 瀬戸町	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ほんまち 本町	400	42	17	15			国道	400			
I 1 1854	こせんじよう 古前城	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	こせんじようまち 古前城町	100	50	14	7			国道	100	市道	100	
I 1 1855	のやま 野山-1	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	こせんじようまち 寿1丁目	200	30	15	10			国道	100			
I 1 1856	のやま 和田山	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	こせんじようまち 古前城町	200	70	24	13	ホテル		市道	200			
I 1 1857	やまの 山園	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	こせんじようまち 寿1丁目	200	62	25	23			市道	200			
I 1 1858	わだ 和田	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	200	31	19	13							
I 1 1859	やました 山下	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	100	31	32	7							
I 1 1860	わだ 和田-2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	120	35	10	9			市道	120			
I 1 1861	こま 小迫	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	しはらいかわちよう 下祓川町	120	40	16	7			市道	120			

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 1862	こさこ 小迫-2	鹿屋市	鹿屋市	おうしちよう 王子町	120	60	18	5		市道	120					
I 1 1863	やまの 山添	鹿屋市	鹿屋市	おうしちよう 王子町	250	40	20	12		市道	250					
I 1 1864	おまがりえ 尾曲上	鹿屋市	鹿屋市	おうしちよう 王子町	100	30	13	6		市道	100					
I 1 1866	おまがり 尾曲	鹿屋市	鹿屋市	おうしちよう 王子町	100	40	12	7		市道	100					
I 1 1867	あらか 荒平-2	鹿屋市	鹿屋市	てんじんちよう 天神町	150	30	38	5		県道	150					
I 1 1868	あらか 荒平	鹿屋市	鹿屋市	てんじんちよう 天神町	180	40	17	14		県道	150					
I 1 1869	てんじんがき 天神長崎	鹿屋市	鹿屋市	てんじんちよう 天神町	150	40	44	8		市道	150					
I 1 1870	てんじんがき 天神長崎-2	鹿屋市	鹿屋市	てんじんちよう 天神町	150	55	21	6		市道	150					
I 1 1871	おのほら 小野原	鹿屋市	鹿屋市	うゑのちよう 上野町	180	45	10	7		市道	180					
I 1 1872	うゑのほら 上之原	鹿屋市	鹿屋市	うゑのちよう 上野町	150	43	12	9	上原公民館	市道	150					
I 1 1873	おしの 吉国	鹿屋市	鹿屋市	うゑのちよう 上野町	120	30	15	7		市道	90					
I 1 1874	いまか 今坂	鹿屋市	鹿屋市	うゑのちよう 上野町	350	50	30	24		県道	350					
I 1 1875	こばやしら 小林裏	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	300	45	20	14		市道	300					
I 1 1876	こやしうら 波敷裏	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	300	58	23	33		市道	300					
I 1 1877	まつがし 松ヶ迫上	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	170	48	22	11		市道	170					
I 1 1878	まつがし 松ヶ迫	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	37	20	14		市道	200					
I 1 1879	かたごまつ 二子松	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	40	11	5		市道	200					
I 1 1880	まはら 曾原	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	200	45	15	18		市道	200					
I 1 1881	まはら 曾原-3	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	80	30	9	6	鹿屋新生郵便局	市道	80					
I 1 1882	まはら 曾原-2	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	150	41	16	12	病院	市道	110					
I 1 1883	まはら 曾原-前	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	120	45	13	18		市道	120					
I 1 1884	なかもや 中宮	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新生町	250	37	8	27		市道	250					
I 1 1885	きょうたい 共栄-2	鹿屋市	鹿屋市	きょうたいちよう 共栄町	160	38	23	14	寺	市道	160					
I 1 1886	きょうたい 共栄-3	鹿屋市	鹿屋市	きょうたいちよう 共栄町	110	35	13	8								
I 1 1887	きょうたい 共栄	鹿屋市	鹿屋市	きょうたいちよう 共栄町	200	35	9	18	教会	市道	200	霊堂				
I 1 1888	やつがな 八ヶ尾南	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新栄町	100	45	12	8								
I 1 1889	やつがな 八ヶ尾	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新栄町	200	50	21	10		市道	200					
I 1 1890	まけこうえん 校公園下	鹿屋市	鹿屋市	しんせいちよう 新栄町	180	30	17	13		市道	180					
I 1 1891	しらさぎ 白崎	鹿屋市	鹿屋市	しらさぎちよう 白崎町	350	45	17	25		市道	350					
I 1 1892	ま 曾田	鹿屋市	鹿屋市	ま 曾田町	120	31	15	7		市道	120					
I 1 1893	おとしげ 大シゲ尾	鹿屋市	鹿屋市	しらさぎちよう 白崎町	300	50	20	19		市道	50					
I 1 1894	おとしげ 大シゲ尾下	鹿屋市	鹿屋市	しらさぎちよう 白崎町	180	40	30	6		市道	180					
I 1 1895	いずみ 出水ヶ尾	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	180	34	18	5		市道	180					
I 1 1896	いずみ 出水ヶ尾-2	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	200	35	34	7								
I 1 1897	いなやま 稲荷山-2	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	240	50	24	10		市道	240					
I 1 1898	いずみが 泉ヶ丘	鹿屋市	鹿屋市	こさきちよう 寿6丁目	150	49	11	14		市道	150					
I 1 1899	いなやま 稲荷山	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	170	36	25	6		市道	170					
I 1 1900	いなやま 稲荷山-3	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	180	47	30	11		市道	100					
I 1 1901	おかのうえ 岡之上	鹿屋市	鹿屋市	しんかわちよう 新川町	100	33	10	8		市道	100					
I 1 1902	かみ 上重半田井村	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川東町	100	60	20	8		市道	100					
I 1 1903	てら 寺田	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川東町	200	31	10	9								
I 1 1904	ごよない 御用内	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川東町	350	60	15	8		市道	350					
I 1 1905	かいでん 開田	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川東町	170	46	15	8		市道	100					
I 1 1906	たかす 高須	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	220	43	30	18		県道	220					
I 1 1907	たかす 高須	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	130	62	20	10		県道	130					
I 1 1908	ば 馬場	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	200	45	18	14								
I 1 1909	ば 馬場-2	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	100	43	13	6								
I 1 1910	まひす 恵比須-2	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	200	76	10	10								
I 1 1911	まひす 恵比須	鹿屋市	鹿屋市	たかすちよう 高須町	150	45	11	23	保育園							
I 1 1912	かき 笠ヶ尾	鹿屋市	鹿屋市	はまだちよう 浜田町	150	34	25	8								
I 1 1913	おかいずみ 岡泉	鹿屋市	鹿屋市	のざちよう 野里町	150	47	20	11								
I 1 1914	おかいずみ 岡泉-2	鹿屋市	鹿屋市	のざちよう 野里町	220	37	17	14		国道	220					
I 1 1915	おかいずみ 岡泉-3	鹿屋市	鹿屋市	のざちよう 野里町	100	30	40	16								
I 1 1916	か 中島	鹿屋市	鹿屋市	のざちよう 野里町	200	34	30	9		市道	200					
I 1 1917	おこまさ 横山上	鹿屋市	鹿屋市	よこまさちよう 横山町	100	32	20	11		市道	30					
I 1 1918	しもぼさ 下樺	鹿屋市	鹿屋市	しもぼさちよう 下樺町	250	42	18	10		市道	250					
I 1 1920	よこまさ 横山-2	鹿屋市	鹿屋市	しもぼさちよう 下樺町	140	42	14	10		市道	140					
I 1 1921	しみず 清水	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川西町	150	37	7	12		市道	150					
I 1 1922	か 新島	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川西町	170	32	15	7		市道	170					
I 1 1923	きたつ 北郷	鹿屋市	鹿屋市	かわらちよう 川西町	160	30	16	10		市道	170					
I 1 1924	ながはな 永田鼻	鹿屋市	鹿屋市	ながはなちよう 名貴町	100	45	15	5		市道	100					
I 1 1925	かみ 神園	鹿屋市	鹿屋市	ながのちよう 永野田町	150	36	8	6		県道	150					
I 1 1926	うゑの 土園	鹿屋市	鹿屋市	ながのちよう 永野田町	200	30	15	7		市道	200					
I 1 1927	あた 新地	鹿屋市	鹿屋市	ながのちよう 永野田町	250	40	6	16								



2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共的建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
4231					m	度	m	戸									
I 1	636	山手町 1	枕崎市	枕崎市	山手町	150	30	18	12	山手町公民館	寺	市道	215				
I 1	637	山手町 2	枕崎市	枕崎市	山手町	150	30	17	38	幼稚園	教会	市道	205	その他の道路	85		
I 1	638	緑町	枕崎市	枕崎市	緑町	175	45	22	8			市道	110				
I 1	639	千代田町	枕崎市	枕崎市	千代田町	90	70	6	6	枕崎小学校		市道	10				
I 1	640	高見町	枕崎市	枕崎市	高見町	245	32	11	18	枕崎測候所		JR	70	市道	130		
I 1	641	東本町	枕崎市	枕崎市	東本町	130	45	12	15			市道	55				
I 1	644	岩戸	枕崎市	枕崎市	岩戸町	460	38	34	32	枕崎市福祉給食センター		国道	300				
I 1	646	西白沢	枕崎市	枕崎市	べっふ	430	35	6	13			市道	210				
I 1	647	板敷	枕崎市	枕崎市	べっふ	95	40	10	6			市道	15				
I 1	648	俄種田	枕崎市	枕崎市	べっふ	150	45	8	7			市道の	20	河川	75		
I 1	649	中原	枕崎市	枕崎市	べっふ	360	48	15	8								
I 1	655	小江平	枕崎市	枕崎市	桜木町	350	50	12	20			市道	220				
I 1	656	小園	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	120	30	30	6								
I 1	2755	寺田	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	80	40	25	8								
I 1	2756	湯穴 3	枕崎市	枕崎市	桜山西町	150	40	20	7								
I 1	2758	木場 3	枕崎市	枕崎市	木場町	77	60	13	20								
I 1	2761	深浦	枕崎市	枕崎市	中央町	170	50	12	10			市道	180	河川	180	橋	1
I 1	2762	亀沢 2	枕崎市	枕崎市	明和町	180	45	9	12			市道	10	その他の道路	65		
I 1	2763	宮田町	枕崎市	枕崎市	宮田町	95	40	10	17			市道	100				
I 1	2764	木場 5	枕崎市	枕崎市	木場町	120	75	7	6			市道	70				
I 1	3713	落 1	枕崎市	枕崎市	西鹿籠	45	60	17	0	枕崎地区衛生管理組合衛生センター							
I 1	3717	宇都 4	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	30	40	8	0	宇都公民館		その他の道路	35				
I 1	4435	田布川 3	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	110	65	10	5			市道	10	河川	75		
I 1	4436	坂山 4	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	130	50	25	5	枕崎金山郵便局		市道	60				
I 1	4437	木口屋	枕崎市	枕崎市	東鹿籠	105	45	45	6			市道	130	その他の道路	10		
I 1	4438	宮田町 2	枕崎市	枕崎市	宮田町	95	60	5	7			市道	25				
I 1	4439	園見	枕崎市	枕崎市	園見本町	105	30	7	8			市道	40				
I 1	4440	岩戸 2	枕崎市	枕崎市	岩戸町	90	40	36	7			市道	130				
I 1	4441	岩戸 3	枕崎市	枕崎市	岩戸町	100	36	32	1	ホテル		国道	100	市道	115		
I 1	4442	緑町 3	枕崎市	枕崎市	緑町	135	50	14	81	病院	病院	市道	25				
I 1	4443	湯山 3	枕崎市	枕崎市	西鹿籠	60	40	9	6			市道	60				
I 1	4444	中原 2	枕崎市	枕崎市	別府	180	44	18	5								
I 2	230	若葉町	枕崎市	枕崎市	若葉町	315	50	13	20			市道	265				
I 2	231	千代田町 2	枕崎市	枕崎市	千代田町	80	80	7	4	市民会館		市道	25				
I 2	232	真茅 3	枕崎市	枕崎市	別府	105	70	6	38	特別養護老人ホーム		その他の道路	90				
I 2	233	松之尾	枕崎市	枕崎市	松之尾町	115	45	13	0	枕崎地区公民館	松之尾汚水中継ポンプ場	南薩地区地場産業振興センター	市道	65			
I 2	268	宮前町	枕崎市	枕崎市	山手町	210	40	25	25	保育園	寺	市道	60				
I 1	1152	八郷	阿久根市	阿久根市	脇本	140	45	20	5			県道	100				
I 1	1153	楯之瀬戸	阿久根市	阿久根市	脇本	65	30	13	5			市道	65				
I 1	1154	黒之浜	阿久根市	阿久根市	脇本	585	35	20	58	黒之浜郵便局		市道	245	河川	140		
I 1	1155	南黒之浜	阿久根市	阿久根市	脇本	750	40	30	83	黒之浜郵便局	児童館	漁村の家	市道	765	河川	285	
I 1	1156	脇本浜	阿久根市	阿久根市	脇本	240	60	11	11			市道	110				
I 1	1157	上原	阿久根市	阿久根市	脇本	170	40	12	8								
I 1	1158	牟田	阿久根市	阿久根市	大林	310	50	25	12			県道	190	市道	100		
I 1	1159	内田	阿久根市	阿久根市	多田	145	55	7	5			市道	25				
I 1	1160	養原城下	阿久根市	阿久根市	鶴川内	220	45	20	6	鶴川内中学校		市道	120				
I 1	1161	倉津 1	阿久根市	阿久根市	波留	430	57	25	40			市道	500	その他A	220		
I 1	1162	倉津 2	阿久根市	阿久根市	波留	160	50	20	26	研修施設		市道	85	その他の道路	45		
I 1	1163	倉津 3	阿久根市	阿久根市	波留	120	40	15	9			市道	120				
I 1	1164	戸柱 1	阿久根市	阿久根市	波留	23	30	20	25			市道	560				
I 1	1165	戸柱 2	阿久根市	阿久根市	波留	135	30	15	7			市道	80	その他A	60		
I 1	1166	高松	阿久根市	阿久根市	波留	120	40	10	7	阿久根小学校	市立図書館	旅館	市道	30			
I 1	1167	東高松	阿久根市	阿久根市	波留	250	38	20	41	老人ホーム		県道	275	その他A	5		
I 1	1168	大曲	阿久根市	阿久根市	波留	140	45	23	10			県道	60	市道	140		
I 1	1169	湯 1	阿久根市	阿久根市	波留	225	40	15	1	阿久根中学校							
I 1	1170	宮原(橋)	阿久根市	阿久根市	鶴川内	170	50	20	8	鶴川内郵便局		県道	35	その他の道路	70	河川	10
I 1	1171	横手	阿久根市	阿久根市	鶴川内	95	40	20	5			市道	70				
I 1	1173	田代下 1	阿久根市	阿久根市	鶴川内	140	40	22	8			市道	45	その他の道路	10		
I 1	1174	田代下 2	阿久根市	阿久根市	鶴川内	190	60	20	7			県道	5				
I 1	1176	佐湯 2	阿久根市	阿久根市	西目	110	35	6	5			市道	90				
I 1	1177	佐湯 3	阿久根市	阿久根市	西目	135	45	20	6			市道	75	河川	75		
I 1	1179	高之口 1	阿久根市	阿久根市	西目	75	52	6	6			市道	25				
I 1	1181	湯 2	阿久根市	阿久根市	波留	110	55	20	13			市道	130				
I 1	1182	湯 3	阿久根市	阿久根市	波留	90	40	20	6			市道	50				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231				m	度	m	戸								
I 1 1183	湯 4	阿久根市	阿久根市	波留	65	40	20	6								
I 1 1184	遠矢	阿久根市	阿久根市	山下	200	30	25	7			市道	80				
I 1 1185	田代中 1	阿久根市	阿久根市	鶴川内	300	45	30	15	田代小学校		県道	265				
I 1 1186	田代中 2	阿久根市	阿久根市	鶴川内	240	40	80	8			県道	250	河川	160	橋	1
I 1 1187	田代上	阿久根市	阿久根市	鶴川内	430	40	108	14	田代上公民館		県道	150	市道	340	河川	325
I 1 1189	永原	阿久根市	阿久根市	鶴川内	115	45	60	5			市道	125				
I 1 1190	杵	阿久根市	阿久根市	西目	400	40	25	12			市道	180	その他の道路	160		
I 1 1191	馬見塚	阿久根市	阿久根市	西目	150	45	30	7			市道	65				
I 1 1192	牛之浜 2	阿久根市	阿久根市	大川	105	60	10	8			市道	75	河川	70		
I 1 1193	横ヶ倉 1	阿久根市	阿久根市	山下	290	40	50	6			市道	230	河川	100		
I 1 1194	尾原	阿久根市	阿久根市	尾原	255	40	130	13			県道	60	市道	80		
I 1 1195	川畑 1	阿久根市	阿久根市	大川	475	40	30	24	川端下公民館		市道	515	河川	280	橋	2
I 1 1196	川畑 2	阿久根市	阿久根市	大川	290	40	40	13	川端中公民館		市道	375	河川	160		
I 1 1197	的場 1	阿久根市	阿久根市	大川	370	45	40	19	大川小学校	大川駐在所	NTT分局	市道	280			
I 1 1198	的場 2	阿久根市	阿久根市	大川	80	60	15	6			市道	105				
I 1 1199	中屋敷	阿久根市	阿久根市	大川	145	45	60	10	中屋敷公民館		JR	80	市道	70		
I 1 1200	下的場	阿久根市	阿久根市	大川	280	40	40	16			市道	390				
I 1 1201	的場 2	阿久根市	阿久根市	大川	190	50	20	7			市道	140				
I 1 1202	的場 3	阿久根市	阿久根市	大川	175	50	25	6			市道	225				
I 1 1203	表川内 1	阿久根市	阿久根市	大川	155	60	25	5			市道	140				
I 1 1204	表川内 2	阿久根市	阿久根市	大川	220	50	45	11			市道	215				
I 1 1205	表川内 3	阿久根市	阿久根市	大川	240	40	30	10			市道	260				
I 1 1206	尻無 1	阿久根市	阿久根市	大川	450	45	20	28			市道	505	河川	90		
I 1 1207	尻無 2	阿久根市	阿久根市	大川	100	55	30	7			市道	60	河川	50	橋	1
I 1 1208	鈴木段 1	阿久根市	阿久根市	大川	100	40	15	5			その他の道路	125				
I 1 1209	鈴木段 2	阿久根市	阿久根市	大川	120	40	25	7			市道	55				
I 1 3001	小瀬東	阿久根市	阿久根市	脇本	195	35	15	5			市道	50	河川	40	橋	1
I 1 3002	橋之浦西	阿久根市	阿久根市	脇本	90	30	15	5			その他の道路	30				
I 1 3003	折多	阿久根市	阿久根市	折口	50	50	10	0	折多小学校		市道	50				
I 1 3004	高松下	阿久根市	阿久根市	波留	225	45	30	43	老人ホーム	高松公民館	市道	180				
I 1 3005	倉津 4	阿久根市	阿久根市	波留	195	45	10	12			市道	50				
I 1 3006	倉津 5	阿久根市	阿久根市	波留	105	50	8	5			市道	20				
I 1 3008	宮原	阿久根市	阿久根市	鶴川内	100	65	14	0	鶴川内小学校		市道	30				
I 1 3014	藤崎南	阿久根市	阿久根市	山下	140	35	20	4	尾崎小学校		市道	45				
I 1 3015	茶臼ヶ段	阿久根市	阿久根市	山下	150	40	20	6			市道	55				
I 1 3016	川畑下	阿久根市	阿久根市	大川	195	55	35	5			市道	125	その他の道路	10		
I 1 3019	中山	阿久根市	阿久根市	大川	140	60	15	5			市道	65				
I 1 3020	下的場(中屋敷)	阿久根市	阿久根市	大川	40	45	40	5			JR	16				
I 1 3021	松岡	阿久根市	阿久根市	大川	175	40	55	9			市道	60				
I 1 3023	南畑東	阿久根市	阿久根市	大川	220	35	15	8	南畑公民館		市道	140				
I 1 3024	小麦	阿久根市	阿久根市	大川	135	50	35	5			市道	110	その他の道路	20	河川	40
I 1 3025	田ノ口	阿久根市	阿久根市	高松	130	50	16	25			市道	295				
I 1 3026	的場東	阿久根市	阿久根市	大川	145	70	13	9			市道	245				
I 1 3962	浦頭	阿久根市	阿久根市	赤瀬川	90	45	8	2	浦公民館		市道	75				
I 1 3964	川畑 8	阿久根市	阿久根市	大川	105	45	15	8			市道	65				
I 1 3965	川畑 7	阿久根市	阿久根市	大川	70	40	10	5			市道	40				
I 1 3966	倉津 6	阿久根市	阿久根市	波留	90	45	14	11			市道	40				
I 1 3967	佐湯	阿久根市	阿久根市	西目	120	35	20	8			河川	130				
I 1 3968	飛松 1	阿久根市	阿久根市	西目	130	45	20	11								
I 1 3969	飛松 6	阿久根市	阿久根市	西目	90	45	20	0	西目小学校							
I 1 3972	表川内 8	阿久根市	阿久根市	大川	75	55	55	2	表川内公民館		市道	95				
I 1 3973	屋敷村 3	阿久根市	阿久根市	大川	205	45	35	6			市道	250				
I 1 3974	南畑	阿久根市	阿久根市	大川	100	40	30	5	尻無地区公民館(消防団詰所)		市道	180				
I 1 3975	杵木俣	阿久根市	阿久根市	大川	80	40	15	1	野元公民館		市道	35				
I 1 3976	長迫	阿久根市	阿久根市	大川	65	45	25	2	長迫公民館		市道	90				
I 1 3977	尻無浜 2	阿久根市	阿久根市	大川	150	40	30	9			市道	110				
I 1 3978	米次	阿久根市	阿久根市	鶴川内	175	38	110	8			県道	140	市道	55		
I 1 4547	小瀬 2	阿久根市	阿久根市	脇本	60	42	25	6			市道	105				
I 1 4548	八郷西 1	阿久根市	阿久根市	脇本	20	50	25	0	隼人小中学校							
I 1 4549	愛宕鼻	阿久根市	阿久根市	脇本	45	58	12	0	民宿		市道	40				
I 1 4550	長谷	阿久根市	阿久根市	鶴川内	35	35	20	4	長谷公民館		市道	15				
I 1 4551	戸柱 5	阿久根市	阿久根市	波留	60	45	14	5			市道	65				
I 1 4552	中央公園	阿久根市	阿久根市	本町	85	44	5	6			市道	2				
I 1 4553	丸尾町	阿久根市	阿久根市	丸尾町	65	63	7	7								

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設								
										種類	数	種類	数	種類	数			
4231						m	度	m	戸									
I 1 4554	馬見塚 6	阿久根市	阿久根市	にしめ西目	40	45	10	2	馬見塚集会所		市道	50	河川	60				
I 1 4555	宮原 4	阿久根市	阿久根市	つるかむら鶴川内	25	40	15	0	宮原公民館		市道	25						
I 1 4556	下田代 2	阿久根市	阿久根市	つるかむら鶴川内	60	42	58	5										
I 1 4557	落 4	阿久根市	阿久根市	やました山下	15	40	10	0	落公民館									
I 1 4558	仲仁田 5	阿久根市	阿久根市	大川	25	65	7	1	仲仁田公民館									
I 1 4559	小鹿倉 6	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	25	35	110	1	上公民館		その他の道路	25						
I 1 4560	表川内 14	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	170	50	45	5			市道	150						
I 1 4561	米次 7	阿久根市	阿久根市	つるかむら鶴川内	65	40	27	5			県道	70						
I 1 4562	まつかひがし松岡東 2	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	160	60	14	5	児童館	寺	その他の道路	10						
I 1 4563	波留変電所	阿久根市	阿久根市	はる波留	65	37	20	0	阿久根変電所		市道	65						
I 1 4564	湯東	阿久根市	阿久根市	はる波留	80	40	14	7										
I 1 4565	戸柱 3	阿久根市	阿久根市	はる波留	130	40	20	8			市道	150	河川	65				
I 1 4566	表川内 10	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	85	45	30	7			市道	85						
I 1 4567	表川内 11	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	135	50	40	7			市道	140						
I 1 4568	小妻 3	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	85	50	30	7			市道	115	その他の道路	15	河川	35		
I 1 4569	まげの場 4	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	190	40	20	5			市道	200						
I 1 4570	ゆききの弓木野 7	阿久根市	阿久根市	やました山下	40	65	10	1	弓木野公民館									
I 1 4571	小鹿倉 5	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	40	35	60	1	上公民館		市道	10						
I 1 4572	湯東 2	阿久根市	阿久根市	はる波留	90	40	12	7										
I 1 4573	表川内 13	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	170	45	55	5			市道	165						
I 1 4574	八郷 3	阿久根市	阿久根市	わかもと脇本	100	50	13	6			県道	105	市道	40				
I 1 4575	久保田 2	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	220	40	30	5			市道	250	河川	50				
I 1 4576	戸柱 4	阿久根市	阿久根市	はる波留	125	35	30	13	老人福祉センター	国民宿舎	市道	185	河川	150				
I 1 4577	藤敷村 2	阿久根市	阿久根市	おおかわ大川	210	45	30	5										
I 2 247	栄町	阿久根市	阿久根市	さかまち栄町	45	60	6	1	阿久根小学校									
I 1 2382	芦花部 1	名瀬市	名瀬市	あしげ芦花部	230	45	55	13	がく教會		県道	40	市道	95	その他B	1		
I 1 2383	芦花部 2	名瀬市	名瀬市	あしげ芦花部	75	40	25	6			県道	75	その他の道路	70	河川	60		
I 1 2384	芦花部 3	名瀬市	名瀬市	あしげ芦花部	170	45	160	0	芦花部小中学校		その他の道路	130						
I 1 2385	有良	名瀬市	名瀬市	あきら有良	250	47	50	20			県道	250	市道	250	その他の道路	30		
I 1 2386	大熊 1	名瀬市	名瀬市	たいく大熊	100	42	10	13			市道	70						
I 1 2387	大熊 2	名瀬市	名瀬市	たいく大熊	205	40	15	30			市道	90	その他の道路	70				
I 1 2389	大熊 4	名瀬市	名瀬市	たいく大熊	105	48	67	0	農業改良普及所		県道	80	市道	110	河川	100		
I 1 2390	大熊 5 (浦上 15)	名瀬市	名瀬市	うらみ浦上	290	45	45	12	大島工業高校		その他の道路	40						
I 1 2391	有屋 1	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	120	40	75	18			市道	150	河川	70				
I 1 2392	仲勝 1	名瀬市	名瀬市	なかがら仲勝	215	48	10	27			市道	240	その他の道路	40				
I 1 2393	仲勝 2	名瀬市	名瀬市	なかがら仲勝	170	48	30	17			市道	200	その他B	1				
I 1 2394	仲勝 3	名瀬市	名瀬市	なかがら仲勝	160	45	95	37			その他の道路	250						
I 1 2395	仲勝 4	名瀬市	名瀬市	なかがら仲勝	150	45	90	19			その他の道路	100						
I 1 2396	有屋 2	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	300	40	20	6	国立診療所		市道	300	その他の道路	500	河川橋	400		
I 1 2397	有屋 3	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	380	42	20	7	国立診療所		その他の道路	670	河川	200	橋	3		
I 1 2398	有屋 4	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	365	50	20	51	国立診療所		その他の道路	670	河川	200	橋	4		
I 1 2399	有屋 5	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	160	60	20	5			その他の道路	160						
I 1 2400	有屋 6	名瀬市	名瀬市	あしや有屋	270	40	205	13			県道	125	その他の道路	180				
I 1 2401	鳩浜 1	名瀬市	名瀬市	はばせ鳩浜	295	44	40	39			国道	125	市道	330	その他の道路	500		
I 1 2402	鳩浜 2	名瀬市	名瀬市	はばせ鳩浜	415	45	105	23			市道	340						
I 1 2403	佐大熊 3	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	205	50	30	24			市道	50	その他の道路	80				
I 1 2404	佐大熊 4	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	270	40	165	44			市道	450	その他の道路	367	その他B	1		
I 1 2405	佐大熊	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	390	40	150	26			その他	90						
I 1 2406	佐大熊 5	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	220	50	30	38			市道	210	その他の道路	30				
I 1 2407	佐大熊 6	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	240	40	65	40	障害者施設	障害者施設	市道	100						
I 1 2408	佐大熊 2	名瀬市	名瀬市	さたいく佐大熊	270	45	55	55			市道	290	その他の道路	420				
I 1 2409	小浜 7	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	170	45	30	8	ポンプ場		国道	110	市道	185	他道路、他B	110		
I 1 2410	小浜 4	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	350	45	15	77	伊津部小学校	幼稚園	市道	840						
I 1 2411	小浜 6	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	280	50	30	20	浄水場		その他の道路	230	その他B	1				
I 1 2412	小浜 3	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	375	60	25	66	伊津部小学校	幼稚園	唐浜団地集会所	200	その他の道路	200				
I 1 2413	小浜 2	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	275	45	50	34			市道	55	その他の道路	120				
I 1 2414	小浜 1	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	213	70	15	78	伊津部小学校	保育園	市道	30	市道	220	河川	150		
I 1 2415	小浜 5	名瀬市	名瀬市	こはま小浜	375	50	25	56	病院	小浜町地区集会所	国道	30	市道	600	その他の道路	140		
I 1 2416	伊津部	名瀬市	名瀬市	いづべ伊津部	350	50	30	8			河川	250						
I 1 2417	安勝 1	名瀬市	名瀬市	あんがら安勝	350	45	15	78	大島高校		市道	490	その他の道路	60	河川	90		
I 1 2418	安勝 2	名瀬市	名瀬市	あんがら安勝	438	45	25	16	大島高校		市道	70	その他の道路	150				
I 1 2419	安勝 3	名瀬市	名瀬市	あんがら安勝	300	60	10	13			市道	50						
I 1 2420	安勝 4	名瀬市	名瀬市	あんがら安勝	438	50	15	62	大島高校		市道	430	その他の道路	270	河川、その他B	170		
I 1 2421	安勝 5	名瀬市	名瀬市	あんがら安勝	305	45	15	32			市道	180	その他の道路	30				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231				m	度	m	戸								
I 1 2422	小俣2	名瀬市	名瀬市	小俣町	363	50	20	88	幼稚園	市道	300	その他の道路	60			
I 1 2423	小俣3	名瀬市	名瀬市	小俣町	488	40	50	124	幼稚園	市道	350	その他の道路	115	河川橋	160	4
I 1 2424	小俣1	名瀬市	名瀬市	小俣町	160	55	15	8		河川	120	橋	1			
I 1 2425	春日1	名瀬市	名瀬市	春日町	300	45	15	72	保育所	市道	120	その他の道路	270			
I 1 2426	春日2	名瀬市	名瀬市	春日町	275	42	45	35		その他の道路	270					
I 1 2427	春日3	名瀬市	名瀬市	春日町	640	45	45	89	デイサービスセンター	市道	400	その他の道路	410	河川橋	180	5
I 1 2428	春日4	名瀬市	名瀬市	春日町	175	42	15	23		その他の道路	170	河川	120	橋	2	1
I 1 2429	春日6	名瀬市	名瀬市	春日町	250	50	12	28	デイサービスセンター	市道	140	その他の道路	250	河川橋	250	4
I 1 2430	春日7	名瀬市	名瀬市	春日町	188	45	20	36	旅館	市道	75	その他の道路	340	河川橋	200	3
I 1 2431	春日8	名瀬市	名瀬市	春日町	500	45	90	98		市道	580	その他の道路	180	河川橋	20	1
I 1 2432	小俣4	名瀬市	名瀬市	小俣町	325	70	30	44		その他の道路	240	河川	200			
I 1 2433	小俣5	名瀬市	名瀬市	小俣町	225	45	20	151	病院	市道	60	その他の道路	50			
I 1 2434	真名津	名瀬市	名瀬市	真名津町	275	53	20	171	病院	その他の道路	225					
I 1 2435	平田1	名瀬市	名瀬市	平田町	450	55	65	61	保育所	市道	410	その他の道路	880	その他B	1	
I 1 2436	平田6	名瀬市	名瀬市	平田町	213	50	10	22		市道	100	その他の道路	95	河川	125	
I 1 2437	平田2	名瀬市	名瀬市	平田町	350	60	20	51	平田浄水場	市道	140	その他の道路	130	河川	125	
I 1 2438	平田3	名瀬市	名瀬市	平田町	150	40	30	13		その他の道路	75	河川	60			
I 1 2439	平田7	名瀬市	名瀬市	平田町	280	35	15	53		市道	90	その他の道路	195			
I 1 2440	平田4	名瀬市	名瀬市	平田町	538	60	30	107		市道	175	その他の道路	150	河川橋	500	2
I 1 2441	平田5	名瀬市	名瀬市	平田町	190	55	30	14		市道	125	その他の道路	70	橋	1	
I 1 2442	平田8	名瀬市	名瀬市	平田町	375	50	40	64		市道	420	その他の道路	380	河川橋	200	2
I 1 2443	平田9	名瀬市	名瀬市	平田町	310	45	45	18	旅館	市道	120	河川	330	橋	4	1
I 1 2444	平田10	名瀬市	名瀬市	平田町	425	60	65	36		国道	370	その他の道路	240	その他B	1	
I 1 2445	平田11	名瀬市	名瀬市	平田町	350	40	15	120	幼稚園	国道	70	その他の道路	500	その他B	1	
I 1 2446	真名津5	名瀬市	名瀬市	真名津町	500	55	70	83		市道	290	その他の道路	620	河川橋	180	4
I 1 2447	真名津4	名瀬市	名瀬市	真名津町	375	50	95	48		市道	170	その他の道路	300	河川橋	380	8
I 1 2448	真名津3	名瀬市	名瀬市	真名津町	375	48	30	44	名瀬中学校	その他の道路	130	河川	35	橋	1	
I 1 2449	真名津2	名瀬市	名瀬市	真名津町	175	50	20	40		国道	40	市道	70	その他の道路	145	
I 1 2450	古田4	名瀬市	名瀬市	真名津町	325	45	20	113		国道	200	市道	200	その他の道路	190	
I 1 2451	古田3	名瀬市	名瀬市	古田町	225	45	35	74		市道	120	その他の道路	120			
I 1 2452	古田2	名瀬市	名瀬市	古田町	125	53	30	51	古田郵便局	市道	160	その他の道路	60			
I 1 2453	古田1	名瀬市	名瀬市	古田町	363	40	20	24	奄美高校	市道	100	その他の道路	170			
I 1 2454	久里乙	名瀬市	名瀬市	久里町	800	40	30	143	奄美小学校	市道	520	その他の道路	490	その他B	1	
I 1 2455	久里2	名瀬市	名瀬市	久里町	150	70	40	94		市道	420					
I 1 2456	久里	名瀬市	名瀬市	久里町	150	70	40	30	歯科	市道	260	その他B	1			
I 1 2457	永田1	名瀬市	名瀬市	永田町	550	58	50	65	大島支庁	市道	425	その他の道路	800	河川橋	160	2
I 1 2458	永田2	名瀬市	名瀬市	永田町	150	40	10	46		その他の道路	50					
I 1 2459	井根	名瀬市	名瀬市	井根町	175	60	10	24								
I 1 2460	井根4	名瀬市	名瀬市	井根町	250	45	25	54		市道	50	その他の道路	220			
I 1 2461	井根3	名瀬市	名瀬市	井根町	175	45	15	46		市道	110					
I 1 2462	井根2	名瀬市	名瀬市	井根町	420	50	15	151		市道	320	その他の道路	60	その他B	1	
I 1 2463	柳町3	名瀬市	名瀬市	柳町	288	50	15	106	名瀬市保健所	保育所	200	その他の道路	90			
I 1 2464	柳町2	名瀬市	名瀬市	柳町	200	50	15	74		市道	320	その他の道路	60			
I 1 2465	柳町5	名瀬市	名瀬市	柳町	300	40	20	69	柳町集会所	市道	160	その他の道路	70	河川橋	75	1
I 1 2466	柳町1	名瀬市	名瀬市	柳町	338	40	15	99	柳町集会所	市道	60	その他の道路	270	河川橋	125	1
I 1 2467	柳町4	名瀬市	名瀬市	柳町	300	40	15	59		市道	80	その他の道路	200			
I 1 2468	柳町6	名瀬市	名瀬市	柳町	275	45	20	29		市道	290	その他の道路	90	河川橋	200	2
I 1 2469	入舟	名瀬市	名瀬市	金久町	250	55	10	38	病院	市道	280	その他の道路	100			
I 1 2470	矢之脇1	名瀬市	名瀬市	矢之脇町	225	45	30	59	名瀬裁判所	検察庁	430					
I 1 2471	矢之脇2	名瀬市	名瀬市	矢之脇町	550	45	15	67		市道	250	その他の道路	120	その他B	2	
I 1 2472	塩浜2	名瀬市	名瀬市	矢之脇町	325	45	40	47	自治会館	大島拘置所	100	市道	420			
I 1 2473	塩浜1	名瀬市	名瀬市	塩浜町	500	60	30	31	金久中学校	県道	120	市道	360			
I 1 2474	長浜	名瀬市	名瀬市	塩浜町	300	55	25	47	金久中学校	保育所	50	その他の道路	250			
I 1 2476	長浜3	名瀬市	名瀬市	長浜町	350	70	35	88	病院	病院	660	その他の道路	150			
I 1 2477	長浜4	名瀬市	名瀬市	長浜町	575	45	40	59		県道	80	市道	420	その他の道路	680	
I 1 2478	長浜5	名瀬市	名瀬市	長浜町	488	60	20	13	奄美文化センター	奄美博物館	180	その他の道路	120	その他B	1	
I 1 2479	朝仁新1	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	150	45	15	33		市道	240	その他の道路	50			
I 1 2480	朝仁新2	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	175	60	15	26		市道	70	その他の道路	130			
I 1 2481	朝仁新3	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	375	45	20	92	保育園	浄水場	80	市道	330	その他の道路	150	
I 1 2482	朝仁新4	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	150	45	50	19		市道	120	その他の道路	210			
I 1 2483	朝仁新5	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	570	50	10	76	病院	病院	250	市道	950	河川橋	420	3
I 1 2484	朝仁1	名瀬市	名瀬市	朝仁町	340	40	15	34		県道	210	市道	460			
I 1 2485	朝仁2	名瀬市	名瀬市	朝仁町	250	45	15	35		国道	100	市道	190			
I 1 2486	朝仁3	名瀬市	名瀬市	朝仁町	330	40	15	10		国道	50	河川	60	その他A	105	

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231					m	度	m	戸							
I 1 2487	小宿1	名瀬市	名瀬市	小宿	288	45	30	121	病院	体育館	市道	160	その他の道路	40	河川	40
I 1 2489	小宿3	名瀬市	名瀬市	小宿	350	40	15	19	小宿中学校		市道の道路	150				
I 1 2490	小宿4	名瀬市	名瀬市	小宿	150	60	10	9			市道	170	河川	160	橋	1
I 1 2491	小宿5	名瀬市	名瀬市	小宿	425	35	10	24	里公民館		市道	240	その他の道路	90		
I 1 2492	小宿6	名瀬市	名瀬市	小宿	225	40	15	8								
I 1 2493	小宿7	名瀬市	名瀬市	小宿	340	50	20	50			市道	400	その他B	1		
I 1 2494	小宿8	名瀬市	名瀬市	小宿	75	50	15	5			市道	80				
I 1 2495	根瀬部1	名瀬市	名瀬市	根瀬部	225	40	10	0	知根小学校							
I 1 2496	根瀬部2	名瀬市	名瀬市	根瀬部	363	45	15	25	老人ホーム							
I 1 2497	朝戸1	名瀬市	名瀬市	朝戸	163	38	20	10			その他の道路	120				
I 1 2499	朝戸3	名瀬市	名瀬市	朝戸	350	48	15	18	NTT中継局	朝戸地区集会所	国道	350	市道	80	他道路その他B	150
I 1 2500	伊津部勝1	名瀬市	名瀬市	伊津部勝	150	40	15	5			市道	70				
I 1 2501	名瀬勝1	名瀬市	名瀬市	名瀬勝	200	56	15	21			市道	145	その他の道路	190		
I 1 2502	西仲勝1	名瀬市	名瀬市	西仲勝	88	37	10	7			県道	40				
I 1 2503	西仲勝2	名瀬市	名瀬市	西仲勝	550	40	20	56	在宅介護支援センター	修道院	県道	140	市道	300	他道路その他B	180
I 1 2505	西仲勝4	名瀬市	名瀬市	西仲勝	163	58	12	23	前勝公民館	保育園	県道	20	市道	230		
I 1 2506	西仲勝5	名瀬市	名瀬市	西仲勝	50	50	25	10			県道	60	市道	130		
I 1 2507	小湊1	名瀬市	名瀬市	小湊	50	55	15	7			その他の道路	55				
I 1 3238	春日5	名瀬市	名瀬市	春日町	70	50	25	9			その他の道路	60				
I 1 3239	道平(浜里1)	名瀬市	名瀬市	浜里町	135	55	15	13	病院		市道	75				
I 1 4261	小宿9	名瀬市	名瀬市	小宿	75	55	15	7	小宿漁港		市道	50	その他の道路	50	河川	50
I 1 4262	小宿12	名瀬市	名瀬市	小宿	110	60	15	8			市道	75	河川	140		
I 1 4263	小宿16	名瀬市	名瀬市	小宿	130	40	10	1	浄水場		その他の道路	45				
I 1 4264	小宿18	名瀬市	名瀬市	小宿	120	45	20	66	病院		市道	110				
I 1 4265	小宿19	名瀬市	名瀬市	小宿	190	35	10	27								
I 1 4266	朝仁新6	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	90	50	20	6	消防団車庫		県道	85	市道	50	河川	60
I 1 4267	朝仁新7	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	175	50	15	0	少年自然の家							
I 1 4268	長浜7	名瀬市	名瀬市	長浜町	135	40	15	0	少年自然の家							
I 1 4269	大熊6	名瀬市	名瀬市	大熊	200	50	10	2	ホテル		その他の道路	35				
I 1 4270	朝仁新8	名瀬市	名瀬市	朝仁新町	350	50	25	34	ポンプ場		県道	35	市道	215	他道路その他B	50
I 1 4271	小俣7	名瀬市	名瀬市	小俣町	180	40	15	10								
I 1 4272	平田13	名瀬市	名瀬市	平田町	200	60	25	55	老人ホーム		市道	450				
I 1 4273	大熊7	名瀬市	名瀬市	大熊	200	45	170	2	老人福祉館		市道	150				
I 1 4274	有屋12	名瀬市	名瀬市	有屋	130	30	40	3	国立診療所		市道	120	河川	40		
I 1 4275	大熊10	名瀬市	名瀬市	大熊	120	50	60	1	朝日小学校		市道	20	その他の道路	45		
I 1 4277	浦上16	名瀬市	名瀬市	浦上	130	45	20	11			市道	90	その他の道路	85		
I 1 4278	浦上1	名瀬市	名瀬市	浦上	140	42	40	11			国道	50	その他の道路	170		
I 1 4279	浦上3	名瀬市	名瀬市	浦上	210	50	20	6			市道	60	河川	210		
I 1 4280	浦上8	名瀬市	名瀬市	浦上	260	48	70	35	寮	寮	河川	60	その他の道路	50		
I 1 4281	崎原1	名瀬市	名瀬市	崎原	280	40	100	23			市道	250	その他の道路	50		
I 1 4282	長浜8	名瀬市	名瀬市	長浜町	470	50	15	0	浄化センター							
I 1 4283	西田2	名瀬市	名瀬市	西田	300	38	30	0	環境改善センター	農業研修センター	その他の道路	300				
I 1 4638	有屋13	名瀬市	名瀬市	有屋	350	45	80	22	有屋公民館		市道	450	その他の道路	80	その他B	2
I 1 4639	仲勝5	名瀬市	名瀬市	仲勝	170	45	15	22			その他の道路	270	河川	35		
I 1 4640	仲勝6	名瀬市	名瀬市	仲勝	170	38	20	9			その他の道路	250				
I 1 4641	芦花部4	名瀬市	名瀬市	芦花部	150	35	20	5			その他の道路	50				
I 1 4642	浜里3	名瀬市	名瀬市	浜里町	120	45	45	0	海洋センター							
I 1 4643	伊津部勝2	名瀬市	名瀬市	伊津部勝	200	36	170	6								
I 2 63	真名津6	名瀬市	名瀬市	真名津町	75	50	50	12			その他の道路	180				
I 2 64	浜里4	名瀬市	名瀬市	浜里町	163	50	40	24			市道	280	河川	150		
I 2 206	浦上7	名瀬市	名瀬市	浦上	240	42	60	7			国道	40	市道	40		
I 2 261	西仲勝3	名瀬市	名瀬市	西仲勝	40	42	20	12			県道	55	市道	200	河川	100
I 2 262	大熊11	名瀬市	名瀬市	大熊	70	48	8	10	幼稚園		河川	20				
I 1 1211	藤島出水	出水市	出水市	藤島	125	60	5	32	藤島公民館		その他の道路	125				
I 1 1212	針原出水	出水市	出水市	針原	170	40	20	9			市道	50				
I 1 1213	前田出水	出水市	出水市	前田	120	45	7	8			国道	50	市道	150	JR	150
I 1 1215	ひだまり出水	出水市	出水市	上鯖瀬	230	50	25	11	ひだまり公民館		県道	240				
I 1 1216	ひだまり2出水	出水市	出水市	上鯖瀬	260	40	40	5			県道	260				
I 1 1218	菱岩下出水	出水市	出水市	上鯖瀬	150	35	10	7			市道	90				
I 1 1219	井山口出水	出水市	出水市	下大川内	180	70	25	4	井出口公民館		国道	90				
I 1 1221	大川内出水	出水市	出水市	下大川内	300	40	30	4	大川内郵便局		国道	160	その他の道路	65	河川	30
I 1 1225	丸塚出水	出水市	出水市	武本	190	35	15	0			市道	130				
I 1 1226	小本場出水	出水市	出水市	武本	180	70	15	0	小本場公民館		市道	190				
I 1 3027	壁馬場出水	出水市	出水市	龍町	120	70	11	13	壁馬場公民館	集会所						

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
										4231					
I 1 3979	ほしとう 芭蕉	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	210	45	40	5	芭蕉公民館	市道	210				
I 1 3980	かつき 香月	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	20	35	8	4	香月公民館	市道	20				
I 1 3981	おおた 太田	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	90	70	15	5		市道	90				
I 1 3982	ひろせ 広瀬	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	120	65	15	8							
I 1 3983	あたました 髪下	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	160	40	40	8		その他の 道路	160				
I 1 3984	わたなべ 渡瀬口	出永市	出永市	かみさばふら 上鯖瀬	160	45	10	15							
I 1 3985	なべの 鍋野1	出永市	出永市	たけもと 武本	200	30	11	15		市道	200				
I 1 3986	なべの 鍋野2	出永市	出永市	たけもと 武本	30	45	6	2	鍋野公民館						
I 1 3987	なべの 鍋野3	出永市	出永市	たけもと 武本	135	45	20	8		その他の 道路	110				
I 1 3988	かみてばば 上堅馬場1	出永市	出永市	さるとまち 麓町	170	35	10	9		国道	170				
I 1 3989	かみてばば 上堅馬場2	出永市	出永市	さるとまち 麓町	215	45	13	19							
I 1 3990	かみてばば 上堅馬場3	出永市	出永市	さるとまち 麓町	70	45	31	17	保育園	国道	35				
I 1 3991	にしらの 西ノ口	出永市	出永市	たけもと 武本	170	35	25	1	火葬場	市道	170				
I 1 3992	おほのうえ 小原上	出永市	出永市	たけもと 武本	210	50	7	9							
I 1 3993	おほの 小原下	出永市	出永市	たけもと 武本	140	55	5	3	小原下公民館	その他の 道路	110				
I 1 3994	おりの 折尾野1	出永市	出永市	たけもと 武本	190	55	20	5		その他の 道路	190				
I 1 3995	おりの 折尾野2	出永市	出永市	たけもと 武本	45	50	20	5	折尾野公民館	市道	45				
I 1 3996	ゆかづら 湯川内	出永市	出永市	たけもと 武本	180	60	26	1	民宿	その他の 道路	180				
I 1 3997	みずの 水之頭	出永市	出永市	たけもと 武本	120	60	16	2	水之頭公民館	市道	120				
I 1 3998	たはら 田原	出永市	出永市	しもおおか 下大川内	200	40	23	6		国道	200				
I 1 3999	ふだの 不動野	出永市	出永市	しもおおか 下大川内	280	35	5	3	不動野公民館						
I 1 4000	はら 原	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	230	45	30	6							
I 1 4001	しらかわ 白木川内1	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	120	45	15	2	旅館						
I 1 4002	しらかわ 白木川内2	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	60	50	40	2	旅館						
I 1 4003	みやの 宮之元1	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	270	45	35	7		その他の 道路	270				
I 1 4004	みやの 宮之元2	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	110	45	25	3	宮之元公民館	その他の 道路	110				
I 1 4005	ついの 角石	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	100	40	7	1	角石公民館	市道	100				
I 1 4006	こぎ 小木場	出永市	出永市	たけもと 武本	80	35	9	0	小木場公民館	市道	80				
I 1 4579	うらの 原	出永市	出永市	あきつ 美原町	60	70	20	8							
I 1 4580	おほの 小原下3	出永市	出永市	たけもと 武本	80	30	20	1	水源地	その他の 道路	150				
I 2 184	にしらの 西ノ口3	出永市	出永市	たけもと 武本	170	55	30	5		国道	170				
I 2 185	にしらの 西ノ口1	出永市	出永市	たけもと 武本	80	55	24	13	西ノ口公民館	市道	80				
I 2 186	にしらの 西ノ口2	出永市	出永市	たけもと 武本	150	30	16	10		市道	150				
I 2 248	おほの 飯島1	出永市	出永市	しづ 井	280	70	10	33		その他の 道路	60				
I 2 249	おほの 飯元	出永市	出永市	かみおおか 上大川内	150	80	12	3	飯元公民館	市道	120				
I 1 1298	しもお 下牛尾	大口市	大口市	うしろ 牛尾	320	40	21	11							
I 1 1299	しもお 下牛尾 2	大口市	大口市	うしろ 牛尾	150	33	20	9							
I 1 1300	むかしの 向牛尾	大口市	大口市	うしろ 牛尾	230	31	17	9		市道	90				
I 1 1301	ひらたの 白谷	大口市	大口市	うしろ 牛尾	200	42	18	7		市道	240				
I 1 1302	ひらた 平出水中央	大口市	大口市	うしろ 平出水	170	32	15	6	仁恵之木公民館						
I 1 1303	かみけ 神池	大口市	大口市	さと 里	360	38	12	12		市道	380				
I 1 1304	しおきみ 白木上	大口市	大口市	しおき 白木	170	30	24	5		市道	200				
I 1 1305	やよい 弥生	大口市	大口市	さと 里	460	38	20	19		市道	180				
I 1 1306	おほの 大進	大口市	大口市	さと 里	100	35	13	1	大口中学校						
I 1 1307	とぎ 戸切	大口市	大口市	さと 里	160	41	20	10		国道	90				
I 1 1308	ひがし 東戸切	大口市	大口市	さと 里	250	38	22	14	東戸切公民館						
I 1 1309	みずの 水之手	大口市	大口市	はら 原田	230	42	20	14							
I 1 1310	ひらた 脇曲	大口市	大口市	さと 里	310	34	19	23		市道	200				
I 1 1311	おほの 前田	大口市	大口市	はら 田代	180	32	22	5		県道	130				
I 1 1312	はら 原田	大口市	大口市	はら 原田	210	35	14	5							
I 1 1313	もんぜん 門前	大口市	大口市	さき 曾木	230	37	14	7		市道	300				
I 1 1314	つらぎ 土瀬戸	大口市	大口市	はら 針持	150	35	17	8		市道	160				
I 1 3032	ふぢ 布計	大口市	大口市	やまの 山野	250	40	36	7		県道	240				
I 1 3033	しらの 狸々	大口市	大口市	やまの 山野	130	31	19	5		市道	100				
I 1 3035	いただ 井立田	大口市	大口市	やまの 山野	280	45	21	14	井立田公民館	市道	300				
I 1 3036	しのほら 篠原	大口市	大口市	しのほら 篠原	230	30	15	8							
I 1 3037	ふじ 富士	大口市	大口市	とよ 鳥巢	310	30	13	11	富士公民館	市道	270				
I 1 3038	せんぞ 千束松	大口市	大口市	しのほら 篠原	100	35	12	6							
I 1 3040	みずの 水之手下	大口市	大口市	はら 原田	140	35	23	9		市道	60				
I 1 3041	すわば 諏訪馬場	大口市	大口市	さと 里	110	35	20	11		市道	160				
I 1 3042	たしろ 田代 1	大口市	大口市	たしろ 田代	140	37	16	6		市道	60				
I 1 3043	たしろ 田代 2	大口市	大口市	たしろ 田代	170	38	16	5		県道	30				
I 1 3044	みち 道川内	大口市	大口市	たしろ 田代	380	36	13	7		市道	50				
I 1 3045	やまの 山之口	大口市	大口市	しおき 白木	130	30	16	9	寺						

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸									
I 1 3046	たしろ田代3	おおくらし大口市	おおくらし大口市	たしろ田代	210	45	16	7				市道	80				
I 1 4021	おけ布計	おおくらし大口市	おおくらし大口市	やまの山野	90	45	30	3	布計地区多目的集会所			県道	100				
I 1 4022	ういお牛尾	おおくらし大口市	おおくらし大口市	ういお牛尾	100	63	5	3	牛尾小学校								
I 1 4023	まきの榎野	おおくらし大口市	おおくらし大口市	まきの榎野	50	45	22	1	榎野公民館			国道	30				
I 1 4024	おつし淵辺	おおくらし大口市	おおくらし大口市	おつし淵辺	130	56	13	4	淵辺公民館								
I 1 4025	おつし富士	おおくらし大口市	おおくらし大口市	おつし富士	140	31	13	7				市道	40				
I 1 4027	たしろ田代	おおくらし大口市	おおくらし大口市	たしろ田代	50	43	25	1	田代地区集会所								
I 1 506	せきさし瀬崎	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	せきさし小牧	430	55	13	37	瀬崎公民館			国道	190	市道	200		
I 1 507	せきさし瀬崎2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	せきさし小牧	170	77	5	16				市道	140				
I 1 508	いぶすきし岩本	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	170	51	15	16				市道	110				
I 1 509	みやがはま宮ヶ浜	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	にししかた西方	165	40	13	14				市道	20				
I 1 510	いぶすきし浜東	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	120	45	17	8									
I 1 511	かきや仮屋	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	200	60	17	12				市道	60	河川	140		
I 1 512	かきや仮屋2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	80	53	17	6				市道	80	河川	80		
I 1 513	いぶすきし水迫	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし西方	200	45	16	5				市道	80				
I 1 2745	こまき小牧	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	こまき小牧	70	51	14	10				市道	70				
I 1 2746	みやがはま宮ヶ浜西方	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	にししかた西方	105	45	13	11									
I 1 3660	いぶすきし麓上1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	245	64	26	9	神社			市道	270	JR	30		
I 1 3661	うたにし西1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	90	80	28	7				市道	80				
I 1 3662	うたにし西2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	110	42	23	6				市道	60				
I 1 3663	うたにし上東	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	180	47	26	7									
I 1 3664	うたにし上東3	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	145	36	24	10									
I 1 3665	うたにし上東2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	280	39	19	19				市道	50				
I 1 3666	うたにし上東1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	150	46	16	7									
I 1 3667	かきや狩集	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし西方	190	48	28	8				市道	90				
I 1 3668	うたにし白山	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	にししかた西方	290	62	16	11				市道	210				
I 1 3669	こまき五郎ヶ岡1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	ひがししかた東方	300	31	16	25	魚見公民館	魚見小学校	保育園	市道	60				
I 1 3670	こまき五郎ヶ岡2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	ひがししかた東方	110	50	70	7				市道	70				
I 1 3671	かきや嶋山	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	ひがししかた東方	85	68	120	6				市道	50				
I 1 3672	いぶすきし新永吉	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	210	41	25	13				市道	20				
I 1 3673	こまき小浜	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	170	48	17	5				市道	50				
I 1 4400	こまき小牧東2	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	こまき小牧	65	60	8	7				市道	70				
I 1 4401	いぶすきし麓上	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	95	45	25	5				市道	140				
I 1 4402	いぶすきし石籠1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	120	40	10	6									
I 1 4403	いぶすきし浜東1	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	130	49	15	5				市道	130				
I 1 4404	うたにし上西	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし岩本	140	45	8	7									
I 1 4405	いぶすきし下門	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	160	42	12	9				市道	50				
I 1 4406	いぶすきし堀切園	いぶすきし指宿市	いぶすきし指宿市	いぶすきし池田	110	59	37	7									
I 1 2311	うたにし浦田3	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて国上	240	55	30	10				市道	200				
I 1 2312	うたにし浦田	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて国上	310	48	25	18				市道	200				
I 1 2313	うたにし浦田2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて国上	320	50	40	28				河川	130				
I 1 2314	いぶすきし湊	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて国上	210	50	30	12				市道	200				
I 1 2315	いぶすきし美浜	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	196	34	13	9	美浜自治公民館			県道	200				
I 1 2316	いぶすきし洲之崎2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	90	30	10	14				県道	100				
I 1 2317	いぶすきし洲之崎	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	300	50	13	74				市道	310				
I 1 2318	いぶすきし西町	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	90	45	15	17				市道	130				
I 1 2319	いぶすきし西町2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	220	50	13	24	ホテル	旅館	西町公民館	市道	250				
I 1 2320	まつばなけ松尾	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	200	55	11	19	九州電力種子島第1発電所			市道	80				
I 1 2321	いぶすきし中目	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	138	69	16	16	檜城中学校	種子島簡易裁判所		市道	130				
I 1 2322	いぶすきし中目2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	150	55	6	8	熊毛支庁			市道	180				
I 1 2323	いぶすきし中目3	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	150	60	10	25	幼稚園	NTT		市道	110				
I 1 2324	いぶすきし東町	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	140	51	11	27	西之表市役所	ホテル		市道	140				
I 1 2325	いぶすきし新城	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	330	70	15	35				市道	200				
I 1 2326	いぶすきし納曾2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	220	50	12	18				市道	140				
I 1 2327	いぶすきし納曾	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	180	44	15	27	病院			国道	70				
I 1 2328	いぶすきし中野2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	200	50	15	68	病院			市道	100				
I 1 2329	いぶすきし天神	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	150	50	8	8				国道	120				
I 1 2330	いぶすきし津久山	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	150	45	16	15				市道	80				
I 1 2331	いぶすきし城	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	130	60	10	14				市道	190				
I 1 2332	いぶすきし城2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表	180	60	20	13				市道	160				
I 1 2333	いぶすきし庄司浦1	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	いぶすきし現和	200	53	19	20				市道	170				
I 1 2334	いぶすきし庄司浦2	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	いぶすきし現和	390	60	20	21				市道	340				
I 1 2335	いぶすきし西侯	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	いぶすきし現和	100	50	10	6				市道	110				
I 1 2336	いぶすきし田之脇	にしのおもて西之表市	にしのおもて西之表市	いぶすきし現和	350	60	20	15	民宿			県道	120				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 2338	浅川1	西之表市	西之表市	現和	200	55	15	16		市道	210					
I 1 2339	浅川2	西之表市	西之表市	現和	220	70	15	12	浅川公民館	市道	180					
I 1 2340	上能野	西之表市	西之表市	住吉	160	40	6	12		市道	150					
I 1 2341	下能野	西之表市	西之表市	住吉	200	50	8	7		市道	150					
I 1 2342	住吉	西之表市	西之表市	住吉	260	50	13	12		市道	100					
I 1 3232	大崎	西之表市	西之表市	上西	200	60	18	6		市道	130					
I 1 3233	上之町	西之表市	西之表市	安城	200	60	20	9		市道	220					
I 1 4228	洪脇3	西之表市	西之表市	伊関	80	40	25	3	伊関公民館	市道	50					
I 1 4229	上野原2	西之表市	西之表市	西之表	170	45	25	7		市道	60					
I 1 4230	小牧野1	西之表市	西之表市	西之表	180	50	30	9								
I 1 4233	中目5	西之表市	西之表市	西之表	430	50	40	29	シルバー人材センター	市道	420					
I 1 4604	浦田4	西之表市	西之表市	国上	80	60	18	5								
I 1 4605	池野2	西之表市	西之表市	西之表	160	50	10	6								
I 1 4606	武部2	西之表市	西之表市	現和	90	45	20	16	老人福祉施設							
I 1 4607	湊4	西之表市	西之表市	国上	150	45	20	6								
I 1 4608	湊2	西之表市	西之表市	国上	170	45	18	6								
I 1 4609	中野4	西之表市	西之表市	西之表	150	70	20	6								
I 1 4610	上野原1	西之表市	西之表市	西之表	170	45	20	6		市道	50					
I 1 4611	池野4	西之表市	西之表市	西之表	130	30	15	5								
I 1 4612	柳原5	西之表市	西之表市	伊関	370	50	20	7		市道	90					
I 1 4613	平山	西之表市	西之表市	安城	200	45	25	1	宿泊所	県道	90					
I 1 4614	美浜2	西之表市	西之表市	西之表	250	40	20	15		河川	260					
I 1 4615	美浜3	西之表市	西之表市	西之表	100	50	25	6		河川	110					
I 1 4616	美浜4	西之表市	西之表市	西之表	220	40	20	10		河川	230					
I 1 4617	松島3	西之表市	西之表市	西之表	160	60	15	7								
I 1 4618	新城2	西之表市	西之表市	西之表	300	60	15	6		市道	210					
I 1 4619	池野5	西之表市	西之表市	西之表	100	42	15	6	ホテル							
I 1 4620	美浜5	西之表市	西之表市	西之表	130	42	15	10		市道	140					
I 1 4621	下石寺2	西之表市	西之表市	西之表	140	40	17	7	下石寺浄水場							
I 1 4622	生姜山	西之表市	西之表市	中割	80	40	15	3	生姜山公民館							
I 2 258	中目4	西之表市	西之表市	西之表	110	40	20	14	中目公民館	市道	70					
I 1 1956	境	垂水市	垂水市	牛根境	350	40	50	5								
I 1 1957	境-2	垂水市	垂水市	牛根境	150	40	100	12	境小学校							
I 1 1958	境-3	垂水市	垂水市	牛根境	250	40	70	33	消防団							
I 1 1959	境-4	垂水市	垂水市	牛根境	250	42	46	8								
I 1 1960	浮津	垂水市	垂水市	二川	150	35	50	8								
I 1 1962	深港	垂水市	垂水市	二川	170	50	50	15	深港公民館							
I 1 1963	二川-2	垂水市	垂水市	二川	200	35	85	8	牛根郵便局							
I 1 1964	二川	垂水市	垂水市	二川	200	30	120	26	保育園							
I 1 1965	前崎	垂水市	垂水市	牛根麓	600	30	150	20		国道	600					
I 1 1967	居世崎	垂水市	垂水市	牛根麓	150	50	50	5								
I 1 1968	松崎	垂水市	垂水市	牛根麓	100	45	60	2	松ヶ崎小学校	松ヶ崎公民館						
I 1 1969	小浜	垂水市	垂水市	海湯	200	50	40	12								
I 1 1970	加藤	垂水市	垂水市	海湯	380	40	30	16								
I 1 1972	福岡原	垂水市	垂水市	海湯	250	45	60	0	協和小学校	市道	250					
I 1 1973	中俣-2	垂水市	垂水市	中俣	250	50	23	7	寺							
I 1 1974	中俣	垂水市	垂水市	中俣	200	40	40	11		国道	400					
I 1 1975	元垂水	垂水市	垂水市	市木	180	45	27	10								
I 1 1976	下市木	垂水市	垂水市	市木	550	50	40	29								
I 1 1978	城山	垂水市	垂水市	市木	230	40	50	15								
I 1 1979	城山-2	垂水市	垂水市	市木	150	43	50	9								
I 1 1980	上市木	垂水市	垂水市	市木	200	40	60	15								
I 1 1981	重脇	垂水市	垂水市	市木	250	35	27	7								
I 1 1982	市木	垂水市	垂水市	市木	350	30	56	15	上市来公民館							
I 1 1983	尾中野-1	垂水市	垂水市	市木	100	40	6	12								
I 1 1984	尾中野-2	垂水市	垂水市	市木	250	45	42	11								
I 1 1985	大野原	垂水市	垂水市	市木	200	40	40	7								
I 1 1986	桑水流	垂水市	垂水市	市木	120	43	30	16	学校							
I 1 1987	沖田	垂水市	垂水市	市木	200	70	30	14	社会福祉協議会							
I 1 1988	平之-2	垂水市	垂水市	田神	380	32	32	7								
I 1 1989	平之	垂水市	垂水市	田神	120	35	50	6								
I 1 1990	中之平	垂水市	垂水市	田神	670	55	50	55	上犬之馬場公民館							
I 1 1991	上犬之馬場-2	垂水市	垂水市	田神	130	47	52	6		市道	130					
I 1 1992	上犬之馬場	垂水市	垂水市	田神	150	30	70	5		市道	150					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
4231													
I 1 1993	蛸迫	垂水市	垂水市	田神	140	48	64	4	蛸迫公民館	市道	140		
I 1 1994	上原田	垂水市	垂水市	田神	110	35	62	5		市道	110		
I 1 1995	上原田-2	垂水市	垂水市	田神	130	50	55	9					
I 1 1996	浜平-2	垂水市	垂水市	浜平	280	30	45	18					
I 1 1997	芝原	垂水市	垂水市	浜平	160	45	42	7					
I 1 1998	浜平-4	垂水市	垂水市	浜平	60	50	45	16					
I 1 1999	下本城	垂水市	垂水市	本城	900	35	25	24	上本城、下本城公民館	市道	500		
I 1 2000	上本城-1	垂水市	垂水市	本城	100	40	35	8		市道	120		
I 1 2001	上本城-2	垂水市	垂水市	本城	80	68	40	9					
I 1 2002	牧	垂水市	垂水市	本城	110	35	52	11	治療院				
I 1 2003	田上	垂水市	垂水市	本城	60	30	60	5		市道	60		
I 1 2004	田上-2	垂水市	垂水市	田神	70	36	58	5					
I 1 2005	新御堂	垂水市	垂水市	新御堂	450	30	45	16		県道	450		
I 1 2006	新御堂-2	垂水市	垂水市	新御堂	100	32	47	9	上新御堂自治公民館				
I 1 2007	上之宮	垂水市	垂水市	新御堂	200	30	30	14		市道	200		
I 1 2008	上之宮-5	垂水市	垂水市	新御堂	80	30	35	5					
I 1 2009	上之宮-6	垂水市	垂水市	新御堂	250	50	74	9		市道	220		
I 1 2010	高城	垂水市	垂水市	高城	210	55	15	8					
I 1 2011	牧-2	垂水市	垂水市	本城	250	33	38	13		市道	120		
I 1 2012	下馬込-1	垂水市	垂水市	高城	200	50	32	5					
I 1 2013	下馬込-2	垂水市	垂水市	高城	130	52	26	6	下馬込公民館	市道	130		
I 1 2014	下馬込-3	垂水市	垂水市	高城	200	40	32	20		市道	200		
I 1 2015	下馬込-4	垂水市	垂水市	高城	180	32	25	19					
I 1 2016	馬込	垂水市	垂水市	高城	400	70	20	38					
I 1 2017	曲屋	垂水市	垂水市	高城	160	30	15	3	内ノ野公民館				
I 1 2018	浜平-3	垂水市	垂水市	浜平	210	63	40	22		国道	210		
I 1 2019	浜平	垂水市	垂水市	浜平	280	38	30	31		市道	280		
I 1 2020	錦町-3	垂水市	垂水市	浜平	60	38	66	11		市道	60		
I 1 2021	錦町-2	垂水市	垂水市	浜平	90	35	42	9		市道	90		
I 1 2022	錦町-1	垂水市	垂水市	浜平	70	40	26	14		市道	60		
I 1 2023	段	垂水市	垂水市	高城	100	60	16	9		市道	60		
I 1 2024	段-3	垂水市	垂水市	高城	130	34	30	10	消防車庫	市道	100		
I 1 2025	小谷	垂水市	垂水市	新城	130	30	46	9					
I 1 2026	浦川内上-2	垂水市	垂水市	新城	150	70	24	7	浦川内公民館	市道	150		
I 1 2027	浦川内上-1	垂水市	垂水市	新城	180	30	30	8					
I 1 2028	浦川内下	垂水市	垂水市	新城	300	30	50	13					
I 1 2029	小牟田	垂水市	垂水市	新城	150	39	20	5	水源地				
I 1 2030	横間	垂水市	垂水市	新城	200	34	30	13		市道	140		
I 1 2031	岩瀬	垂水市	垂水市	新城	200	45	30	6		市道	200		
I 1 2032	田平	垂水市	垂水市	新城	180	30	20	11					
I 1 2033	田平-2	垂水市	垂水市	新城	100	32	36	6		市道	100		
I 1 2035	感王子	垂水市	垂水市	新城	320	60	115	3	感王子公民館				
I 1 2036	感王子-3	垂水市	垂水市	新城	140	30	19	6					
I 1 2037	新城麓	垂水市	垂水市	新城	100	62	15	12		市道	80		
I 1 2038	新城麓-3	垂水市	垂水市	新城	130	47	25	10					
I 1 3200	上之村	垂水市	垂水市	牛根麓	140	60	40	9					
I 1 3201	下市木三区	垂水市	垂水市	市木	210	40	50	10					
I 1 3202	中市木	垂水市	垂水市	市木	110	31	20	12					
I 1 3203	港	垂水市	垂水市	本城	350	49	40	5	垂水市火葬場	垂水市衛生処理場			
I 1 3204	新城麓上	垂水市	垂水市	新城	120	32	25	5					
I 1 4198	新生	垂水市	垂水市	椋原	440	40	35	5		市道	450		
I 2 193	麓上	垂水市	垂水市	新城	110	50	30	5		市道	120		
I 1 1003	多迫	薩摩川内市	川内市	湯田	170	50	16	5		県道	150		
I 1 1004	砂丘上	薩摩川内市	川内市	湯田	250	45	25	9		市道	300		
I 1 1005	下之段	薩摩川内市	川内市	城上	200	45	30	6		県道	200		
I 1 1006	浜田	薩摩川内市	川内市	水引	250	60	8	6		県道	150		
I 1 1007	平原	薩摩川内市	川内市	中村	200	70	12	4	瀬戸公民館				
I 1 1008	栗矢田	薩摩川内市	川内市	橋元	150	60	25	5		市道	80		
I 1 1009	橋元上	薩摩川内市	川内市	橋元	100	75	6	5		市道	100		
I 1 1010	喜入下	薩摩川内市	川内市	平佐	170	80	7	8	高等学校				
I 1 1013	冷水	薩摩川内市	川内市	冷水	500	55	11	50		市道	220		
I 1 1015	迫田	薩摩川内市	川内市	都	200	45	20	8		市道	200		
I 1 1016	鹿賀	薩摩川内市	川内市	陸之城	150	40	16	9		市道	150		
I 1 1017	諏訪山	薩摩川内市	川内市	高江	100	45	16	5	諏訪山公民館	市道	80		



2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸					
I 1 1103	おむた小牟田	薩摩川内市	鹿島村	い た 蘭牟田	60	45	15	9	消防車庫	公営住宅	県道	10	
I 1 1108	いちのの市野々	薩摩川内市	入来町	うらのみよ 浦之名	120	30	20	15					
I 1 1110	てらごに寺床	薩摩川内市	入来町	いらいちよう 副田	280	60	10	5			町道	280	
I 1 1112	えきつら駅裏	薩摩川内市	入来町	いらいちよう 副田	50	70	15	5					
I 1 1113	いばらき柴垣	薩摩川内市	入来町	いらいちよう 副田	200	80	5	6	平石公民館		町道	40	
I 1 1147	いんやま倉山	薩摩川内市	祁答院町	けさしんちよう 黒木	530	60	20	12			県道	300	
I 1 1148	かわがし川東	薩摩川内市	祁答院町	けさしんちよう 下手	200	80	15	4	大轟小学校		県道	120	
I 1 1149	まへまへ馬頃尾	薩摩川内市	祁答院町	けさしんちよう 下手	210	30	15	6	馬頃尾集落農事集会所				
I 1 1151	ゆのよ湯之元	薩摩川内市	祁答院町	けさしんちよう 蘭牟田	530	35	40	10			国道	250	
I 1 2872	あまのり宇都川路5	薩摩川内市	川内市	せんせいし 城上	100	40	26	6			市道	100	
I 1 2873	じようぶの城之尾	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	200	60	7	5			市道	100	
I 1 2874	たかやがたに高野ヶ谷	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	170	70	5	5					
I 1 2875	まつまの松蘭	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	300	40	20	9			市道	100	
I 1 2876	いかわの井川平	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	200	35	30	9					
I 1 2877	いづみ三田	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯田	200	35	20	7			市道	180	
I 1 2878	すなげし砂丘下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯田	200	45	30	11			国道	50	市道 150
I 1 2879	しろたぎ白滝1	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	150	50	9	5			市道	150	
I 1 2880	ゆのよ湯之元1	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯田	150	40	35	29	湯之元公民館		県道	150	河川 150
I 1 2882	ゆのよ湯之元	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯田	130	40	22	13			県道	110	
I 1 2884	いばらき一条殿1	薩摩川内市	川内市	せんせいし 陽成	90	60	9	6					
I 1 2885	ながの長野3	薩摩川内市	川内市	せんせいし 城上	90	35	20	5			市道	100	
I 1 2886	ひがしかめて東上手1	薩摩川内市	川内市	せんせいし 網津	150	45	25	6			市道	150	
I 1 2887	はらだち原田口	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	150	40	21	6	原田口中央公民館		市道	150	
I 1 2888	たけの都	薩摩川内市	川内市	せんせいし 西方	750	35	16	22			国道	130	市道 300
I 1 2889	みやの宮田	薩摩川内市	川内市	せんせいし 網津	90	35	30	6			国道	30	
I 1 2890	しもつか下塚	薩摩川内市	川内市	せんせいし 城上	200	40	20	5			市道	170	
I 1 2891	いわした岩下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 港	80	45	20	6			県道	80	
I 1 2892	ながた長辺	薩摩川内市	川内市	せんせいし 港	160	45	12	6			県道	160	
I 1 2893	なみのり半道西	薩摩川内市	川内市	せんせいし 水引	200	40	25	5			市道	100	
I 1 2894	べつり別鐺	薩摩川内市	川内市	せんせいし 陽成	250	45	25	6			市道	250	
I 1 2895	なかまの中麦	薩摩川内市	川内市	せんせいし 陽成	100	35	15	6					
I 1 2896	ほんのり本川	薩摩川内市	川内市	せんせいし 陽成	250	40	20	8	本川公民館		県道	250	
I 1 2898	にしごこ西迫	薩摩川内市	川内市	せんせいし 高城	220	40	16	7			県道	220	
I 1 2899	いままの今寺下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 城上	170	45	25	5					
I 1 2900	いまのり今村	薩摩川内市	川内市	せんせいし 田海	200	40	22	6			県道	200	
I 1 2901	ゆのり湯之浦下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯島	150	45	13	6			市道	120	
I 1 2902	こらも小倉下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯島	170	35	29	6			市道	170	
I 1 2903	かわぞこ川底	薩摩川内市	川内市	せんせいし 小倉	180	50	35	50					
I 1 2905	たてがみ立上	薩摩川内市	川内市	せんせいし 上川内	150	40	15	8			市道	30	
I 1 2906	たてがみ矢立下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 高城	160	35	15	8			市道	100	
I 1 2907	しもむらた下大牟田上	薩摩川内市	川内市	せんせいし 高城	150	75	7	5			市道	100	
I 1 2908	しもむらた下大牟田下	薩摩川内市	川内市	せんせいし 高城	170	70	6	7			市道	170	
I 1 2910	せのり瀬ノ岡1	薩摩川内市	川内市	せんせいし 高城	250	35	25	8			市道	250	
I 1 2911	せのり瀬ノ岡	薩摩川内市	川内市	せんせいし 中郷	250	35	15	16					
I 1 2912	なかの中郷	薩摩川内市	川内市	せんせいし 中村	150	50	7	5			市道	100	
I 1 2913	なかの中郷	薩摩川内市	川内市	せんせいし 中村	550	50	25	7					
I 1 2914	なかの中郷	薩摩川内市	川内市	せんせいし 中村	300	40	20	7					
I 1 2915	ゆしま湯島	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯島	130	35	28	5			県道	50	
I 1 2916	ゆしま湯島	薩摩川内市	川内市	せんせいし 湯島	130	60	7	7			市道	110	
I 1 2917	こらも小倉上	薩摩川内市	川内市	せんせいし 小倉	130	55	22	10			県道	130	
I 1 2918	みやの宮内	薩摩川内市	川内市	せんせいし 宮内	90	40	20	13			市道	90	
I 1 2920	ひらさ平佐	薩摩川内市	川内市	せんせいし 平佐	200	45	17	18	高等学校		市道	200	
I 1 2921	たけの田崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 田崎	300	65	12	8			市道	300	
I 1 2922	ひらさ久見崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 久見崎	300	40	25	7			市道	300	
I 1 2923	みやの宮里	薩摩川内市	川内市	せんせいし 富里	180	35	11	5			市道	70	
I 1 2924	みやの宮里	薩摩川内市	川内市	せんせいし 富里	100	50	10	6			県道	100	
I 1 2926	むこう田	薩摩川内市	川内市	せんせいし 向田	250	40	13	23			市道	250	
I 1 2927	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 宮崎	250	45	10	7			市道	250	
I 1 2930	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 寄田	200	70	6	8			県道	200	
I 1 2931	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 寄田	150	40	17	5			県道	200	
I 1 2932	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 青山	70	40	15	6					
I 1 2933	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 隈之城	90	55	7	5	尾賀公民館		市道	50	
I 1 2934	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 山之口	150	60	7	8					
I 1 2935	みやの宮崎	薩摩川内市	川内市	せんせいし 隈之城	150	40	20	6					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸							
I 1 2936	田畑	薩摩川内市	川内市	尾白江	200	65	6	6		市道	200				
I 1 2937	滑川	薩摩川内市	川内市	百次	60	45	9	6							
I 1 2938	山中	薩摩川内市	川内市	永利	150	40	16	7							
I 1 2939	釈地山	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	150	80	14	6		町道	150				
I 1 2940	境谷	薩摩川内市	樋脇町	塔之原	240	35	11	17		町道	140				
I 1 2943	上手	薩摩川内市	東郷町	穴野	200	35	30	12							
I 1 2944	五社下	薩摩川内市	東郷町	舟淵	120	45	15	6							
I 1 2946	谷ノ口	薩摩川内市	東郷町	舟淵	400	35	18	6		町道	360				
I 1 2947	向井	薩摩川内市	下飯村	青瀬	150	58	25	8		村道	80				
I 1 2948	引地	薩摩川内市	下飯村	手打	80	45	15	19	診療所						
I 1 2950	籠上	薩摩川内市	入来町	浦之名	60	70	10	17	入来小学校	幼稚園					
I 1 2951	向山	薩摩川内市	入来町	副田	290	60	8	5							
I 1 2952	目丸	薩摩川内市	入来町	浦之名	470	60	10	8		町道	120				
I 1 2953	荒畑	薩摩川内市	入来町	浦之名	160	60	30	5		国道	30				
I 1 2955	大馬越	薩摩川内市	入来町	浦之名	80	40	25	2	大馬越小学校	幼稚園					
I 1 2990	柳ヶ丸	薩摩川内市	祁答院町	黒木	320	45	10	9		町道	220				
I 1 2991	宮ノ脇	薩摩川内市	祁答院町	黒木	450	30	30	15	宮脇公民館	町道	100				
I 1 2992	高尾	薩摩川内市	祁答院町	黒木	270	30	15	12	浦公民館						
I 1 2993	八	薩摩川内市	祁答院町	黒木	360	40	15	6							
I 1 2994	黒木浦	薩摩川内市	祁答院町	黒木	580	30	30	8		県道	400				
I 1 2995	川西	薩摩川内市	祁答院町	下手	320	60	15	9							
I 1 2996	大村町	薩摩川内市	祁答院町	下手	80	30	15	6							
I 1 2998	大久保	薩摩川内市	祁答院町	下手	400	30	30	10		県道	150				
I 1 2999	高野	薩摩川内市	祁答院町	下手	260	30	15	6							
I 1 3829	伊勢美山	薩摩川内市	川内市	湯田	100	50	8	1	伊勢美山公民館						
I 1 3830	内門	薩摩川内市	川内市	湯田	90	45	13	2	内門公民館						
I 1 3831	三田	薩摩川内市	川内市	湯田	370	50	8	5		県道	370				
I 1 3832	春花	薩摩川内市	川内市	陽成	160	70	6	5							
I 1 3833	浜田	薩摩川内市	川内市	水引	270	40	9	69	病院	病院	国道	150			
I 1 3834	小川	薩摩川内市	川内市	城上	220	45	8	5							
I 1 3835	上之原	薩摩川内市	川内市	田海	270	70	6	2	八幡小学校	校区体育館					
I 1 3836	矢立	薩摩川内市	川内市	高城	160	75	7	5		市道	160				
I 1 3837	妹背	薩摩川内市	川内市	高城	160	50	25	10		市道	155				
I 1 3838	後幸田	薩摩川内市	川内市	国分寺	120	50	14	8							
I 1 3839	宮内4	薩摩川内市	川内市	宮内	80	55	15	6		市道	80				
I 1 3840	宮内5	薩摩川内市	川内市	宮内	140	40	20	17	療養施設						
I 1 3841	宮内6	薩摩川内市	川内市	宮内	160	60	30	24							
I 1 3842	宮内7	薩摩川内市	川内市	宮内	170	50	33	16		市道	180				
I 1 3843	久留巢	薩摩川内市	川内市	五代	200	45	10	6							
I 1 3844	下五代	薩摩川内市	川内市	五代	110	50	15	8							
I 1 3846	浜田1	薩摩川内市	川内市	水引	120	45	11	0	水引中学校	市道	120				
I 1 3847	浜田2	薩摩川内市	川内市	水引	130	50	10	6							
I 1 3848	浜田3	薩摩川内市	川内市	水引	230	50	10	4	浜田公民館	JR	230				
I 1 3849	浜田4	薩摩川内市	川内市	水引	270	50	6	69	病院						
I 1 3852	湯ノ浦中2	薩摩川内市	川内市	湯島	270	45	7	5		県道	200				
I 1 3853	湯ノ浦中3	薩摩川内市	川内市	湯島	250	55	7	6		県道	250				
I 1 3854	宮内2	薩摩川内市	川内市	宮内	30	60	20	8							
I 1 3855	岩下	薩摩川内市	川内市	湫	210	75	5	3	岩下公民館						
I 1 3856	東上手	薩摩川内市	川内市	網津	190	45	8	5							
I 1 3857	加治屋	薩摩川内市	川内市	久見崎	130	50	10	5							
I 1 3859	向田	薩摩川内市	川内市	向田	150	55	12	1	川内小学校						
I 1 3860	中ノ原	薩摩川内市	川内市	平佐	100	35	10	7							
I 1 3861	平佐籠1	薩摩川内市	川内市	平佐	120	30	15	12							
I 1 3862	平佐籠2	薩摩川内市	川内市	平佐	120	80	9	7							
I 1 3863	喜入1	薩摩川内市	川内市	平佐	180	45	8	15							
I 1 3864	喜入2	薩摩川内市	川内市	平佐	170	70	7	11		市道	170				
I 1 3866	冷水	薩摩川内市	川内市	冷水	130	75	7	5							
I 1 3867	宮崎	薩摩川内市	川内市	宮崎	120	85	9	8							
I 1 3868	宮崎2	薩摩川内市	川内市	宮崎	180	45	8	14							
I 1 3869	宮崎南1	薩摩川内市	川内市	宮崎	150	60	5	13							
I 1 3870	宮崎南2	薩摩川内市	川内市	宮崎	100	75	7	5							
I 1 3871	宮崎南3	薩摩川内市	川内市	宮崎	220	55	13	16							
I 1 3872	瀬山	薩摩川内市	川内市	木場茶屋	220	35	7	10							
I 1 3873	川永野	薩摩川内市	川内市	川永野	230	70	5	5		県道	200				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸							
I 1 3874	わだ和田	薩摩川内市	川内市	もつぎ百次	100	50	6	8							
I 1 3875	はやま羽山1	薩摩川内市	川内市	もつぎ百次	190	45	9	13		市道	190				
I 1 3877	しもて下手1	薩摩川内市	川内市	ながし永利	130	55	8	9		市道	130				
I 1 3878	しもて下手2	薩摩川内市	川内市	ながし永利	220	70	8	18							
I 1 3879	かみ上手	薩摩川内市	川内市	ながし永利	220	50	6	9							
I 1 3880	かみ薩	薩摩川内市	川内市	ながし永利	220	55	12	13	薩公民館	市道	100				
I 1 3881	のび野首	薩摩川内市	川内市	ながし永利	160	45	15	6							
I 1 3882	やまなか山中	薩摩川内市	川内市	ながし永利	200	70	5	5		県道	200				
I 1 3883	さんこう三堂	薩摩川内市	川内市	あまたつ大辰	110	45	8	5							
I 1 3884	しんぞう庄込	薩摩川内市	川内市	あまたつ中村	400	65	12	7		県道	470				
I 1 3885	たけだ武田	薩摩川内市	樋脇町	たけだ武田	300	60	5	9							
I 1 3886	しんじろ下城之下	薩摩川内市	樋脇町	いぢの市比野	240	45	10	6		町道	200				
I 1 3887	かみて上手	薩摩川内市	樋脇町	ひわきちの倉野	200	50	8	5							
I 1 3888	こたがた左田形	薩摩川内市	樋脇町	ひわきちの塔之原	210	65	6	5							
I 1 3889	しんじろ下野久平	薩摩川内市	樋脇町	いぢの市比野	260	45	10	5							
I 1 3890	きのた木下	薩摩川内市	樋脇町	ひわきちの倉野	370	30	5	8		町道	150				
I 1 3891	おれきた神礼北	薩摩川内市	樋脇町	ひわきちの塔之原	520	70	10	0	樋脇中学校						
I 1 3892	こたか小鷹	薩摩川内市	東郷町	とうこうの藤川	200	50	20	5		県道	190				
I 1 3893	しもて下手	薩摩川内市	東郷町	むこうの六野	330	55	5	8		町道	250				
I 1 3894	さんこう三ヶ郷	薩摩川内市	東郷町	むこうの谷淵	245	55	20	3	幼稚園 東郷小学校	平上永流自治公民館					
I 1 3895	しんじろ城ヶ原	薩摩川内市	東郷町	むこうの南瀬	150	55	5	5							
I 1 3896	むらむら村東2	薩摩川内市	里村	さとむら里	80	40	60	5		村道	50				
I 1 3898	なかこし中飯4	薩摩川内市	上飯村	なかこし中飯	230	60	60	6		村道	100				
I 1 3899	あだた彦岩2	薩摩川内市	上飯村	なかこし中飯	80	40	35	6		県道	50				
I 1 3900	さとら平良2	薩摩川内市	上飯村	あだた平良	250	35	60	0	平良中学校 平良小学校						
I 1 3901	せがみ瀬上3	薩摩川内市	上飯村	せがみ瀬上	70	50	30	0	上飯村観光センター						
I 1 3902	せがみ瀬上5	薩摩川内市	上飯村	せがみ瀬上	160	35	60	5							
I 1 3903	ながはま長浜1	薩摩川内市	下飯村	ながはま長浜	180	45	30	0	長浜小学校	村道	50				
I 1 3905	かか岡	薩摩川内市	下飯村	かか岡 かか岡のうら	55	32	40	0	子岳小学校						
I 1 3906	ひらの平之上2	薩摩川内市	下飯村	ひらの手打	250	50	50	5		県道	100	村道	200		
I 1 3907	ながはま長浜6	薩摩川内市	下飯村	ながはま長浜	120	40	30	2	九電発電所	村道	50				
I 1 3908	せがみ瀬尾3	薩摩川内市	下飯村	せがみ青瀬	140	40	125	6		村道	80				
I 1 3909	てうち手打6	薩摩川内市	下飯村	てうち手打	70	60	40	0	手打港 待合所						
I 1 3910	あか青瀬2	薩摩川内市	下飯村	あか青瀬	140	40	15	0	海星中学校						
I 1 3911	てうち手打5	薩摩川内市	下飯村	てうち手打	55	40	20	0	下飯村営「電宮の郷」						
I 1 3912	いむた蘭牟田1	薩摩川内市	鹿島村	いむた蘭牟田	110	35	50	10	公営住宅	村道	50				
I 1 3913	いむた蘭牟田2	薩摩川内市	鹿島村	いむた蘭牟田	110	70	20	0	鹿島小学校						
I 1 3914	いむた蘭牟田4	薩摩川内市	鹿島村	いむた蘭牟田	50	45	50	5							
I 1 3915	いむた蘭牟田5	薩摩川内市	鹿島村	いむた蘭牟田	50	45	50	0	保健福祉館						
I 1 3916	いむた蘭牟田6	薩摩川内市	鹿島村	いむた蘭牟田	230	45	30	15							
I 1 3917	しばせ柴垣	薩摩川内市	入来町	しばせ副田	260	30	20	7		町道	50				
I 1 3918	かつまこ桂迫	薩摩川内市	入来町	かつまこ副田	200	70	6	8							
I 1 3920	ひのまる日丸	薩摩川内市	入来町	ひのまる浦之名	400	30	20	6							
I 1 3921	いづの池頭	薩摩川内市	入来町	いづの浦之名	220	70	7	5		町道	120				
I 1 3922	うらの堂園	薩摩川内市	入来町	うらの浦之名	180	30	20	5							
I 1 3923	はる原1	薩摩川内市	入来町	はるの浦之名	120	40	20	3	原公民館						
I 1 3924	はる原2	薩摩川内市	入来町	はるの浦之名	220	30	20	5		国道	50				
I 1 3925	まつ松尾	薩摩川内市	入来町	まつの浦之名	270	50	8	5							
I 1 3926	まつ松下田	薩摩川内市	入来町	まつの浦之名	480	45	20	5		町道	260				
I 1 3927	うらの内之尾	薩摩川内市	入来町	うらの浦之名	40	40	50	1	内之尾公民館	町道	40				
I 1 3928	ながかみ長野上	薩摩川内市	入来町	ながかみの浦之名	500	50	20	9	長野上公民館	町道	180				
I 1 3952	もまさ本町	薩摩川内市	祁答院町	もまさ黒木	330	30	10	5	黒木小学校						
I 1 3953	かわがし川東1	薩摩川内市	祁答院町	かわがし下手	145	50	20	5							
I 1 3954	かわがし川東2	薩摩川内市	祁答院町	かわがし下手	200	30	20	6							
I 1 3955	そり早馬1	薩摩川内市	祁答院町	そりの上手	150	80	15	3	上手農村研修センター						
I 1 3956	そり早馬2	薩摩川内市	祁答院町	そりの上手	170	30	20	5							
I 1 3957	まこ馬頃尾	薩摩川内市	祁答院町	まこの下手	160	60	25	7							
I 1 3958	なか原	薩摩川内市	祁答院町	なか原蘭牟田	370	35	20	7							
I 1 3959	あき大坪	薩摩川内市	祁答院町	あきの蘭牟田	100	50	15	3	大坪公民館						
I 1 3960	ふもと籾西	薩摩川内市	祁答院町	ふもとの蘭牟田	750	35	200	5		県道	620				
I 1 4532	にし西方6	薩摩川内市	川内市	にし西方	90	65	8	2	西方小学校						
I 1 4533	のり薬越	薩摩川内市	川内市	のり青山	240	35	10	5		県道	240				
I 1 4534	いまま今寺	薩摩川内市	川内市	いまま城上	260	75	7	9	平成中学校						
I 1 4535	あか赤沢津	薩摩川内市	川内市	あか宮崎	200	55	8	12							

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
4231													
I 1 4536	大迫	薩摩川内市	川内市	湯島町	m	55	11	6					
I 1 4537	上別府	薩摩川内市	川内市	百次	110	80	10	5		県道	60		
I 1 4538	峠路2	薩摩川内市	川内市	湯田	50	60	5	7					
I 1 4539	吉川2	薩摩川内市	川内市	城上	170	55	6	1	吉川小学校				
I 1 4540	中間3	薩摩川内市	川内市	城上	170	75	5	5					
I 1 4541	桜井2	薩摩川内市	川内市	上川内	70	45	11	8					
I 1 4542	草道上1	薩摩川内市	川内市	水引	100	55	8	6					
I 1 4543	草道上3	薩摩川内市	川内市	水引	110	70	6	5		市道	150		
I 1 4544	湯之浦中	薩摩川内市	川内市	湯島	180	45	5	5		市道	180		
I 1 4545	権現原1	薩摩川内市	川内市	平佐	530	45	20	5					
I 1 4666	小島2	薩摩川内市	上龍村	小島	60	50	20	7					
I 2 53	住連木下	薩摩川内市	川内市	御陵下	250	60	7	30	保育所				
I 2 172	西方	薩摩川内市	川内市	西方	110	55	18	14		市道	100		
I 2 178	中龍2	薩摩川内市	上龍村	中龍	70	38	15	10	老人ホーム				
I 2 179	青瀬1	薩摩川内市	下龍村	青瀬	30	40	15	0	清掃センター				
I 2 180	いわた 藪牟田3	薩摩川内市	かまき村	いわた 藪牟田	60	55	17	0	高齢者生活福祉センター				
I 2 182	籠西	薩摩川内市	けだま町	籠牟田	150	70	30	1	ホテル				
I 2 244	建石	薩摩川内市	川内市	永利	50	40	10	5		市道	30		
I 2 245	湯丸	薩摩川内市	川内市	湯田	100	50	20	6		県道	70	市道	50
I 2 246	八牟田	薩摩川内市	川内市	御陵下	60	65	6	6					
I 1 867	川添	日置市	東市来町	南神ノ川	150	35	14	6	神社	町道	40		
I 1 868	永山	日置市	東市来町	伊作田	150	55	28	17		国道	160		
I 1 871	戸崎	日置市	東市来町	伊作田	110	55	8	6					
I 1 871	米丸平	日置市	東市来町	伊作田	150	80	7	6		町道	220		
I 1 873	古市南	日置市	東市来町	長里	190	45	15	11	吉市自治公民館				
I 1 874	浦田二	日置市	東市来町	長里	600	47	20	22		町道	250		
I 1 875	平松	日置市	東市来町	伊作田	160	85	20	14		町道	200		
I 1 877	宇都	日置市	東市来町	長里	270	33	13	9	下養母公民館	町道	100		
I 1 878	田之頭	日置市	東市来町	長里	160	36	23	7		町道	110		
I 1 879	伊勢ノ上	日置市	東市来町	養母	170	36	11	11	寺	町道	100		
I 1 881	久木元	日置市	東市来町	湯田	260	30	15	17		町道	90		
I 1 882	下源八	日置市	東市来町	湯田	100	33	24	8		町道	50		
I 1 883	上原平	日置市	東市来町	湯田	100	30	15	6		町道	90		
I 1 884	上原	日置市	東市来町	湯田	60	80	15	9		町道	70		
I 1 885	山下平	日置市	東市来町	湯田	180	50	11	11		町道	230		
I 1 886	上梨子木野平	日置市	東市来町	湯田	180	30	23	7					
I 1 887	松尾	日置市	東市来町	湯田	220	68	5	2	皆田小学校				
I 1 888	元湯	日置市	東市来町	湯田	230	70	33	18		町道	210		
I 1 889	坂ノ下	日置市	東市来町	長里	190	47	19	7					
I 1 890	植木山	日置市	東市来町	美山	50	51	6	6					
I 1 892	大田	日置市	伊集院町	大田	185	32	25	6		町道	150		
I 1 894	坂元	日置市	伊集院町	大田	180	45	12	6					
I 1 895	永谷	日置市	伊集院町	大田	240	60	12	13					
I 1 896	瀬戸内北	日置市	伊集院町	徳重	280	45	20	7		町道	290		
I 1 898	前田平	日置市	伊集院町	徳重	340	60	15	61	伊集院病院	町道	140		
I 1 899	新海	日置市	伊集院町	郡	140	40	20	5					
I 1 900	猪鹿倉	日置市	伊集院町	猪鹿倉	200	40	12	36	老人ホーム	町道	100		
I 1 901	肥後山	日置市	伊集院町	清藤	200	50	20	6		町道	210		
I 1 905	宮田	日置市	伊集院町	中川	470	58	20	9	ホテル	国道	300	町道	180
I 1 907	草水原	日置市	伊集院町	郡	280	40	20	14	宮脇公民館	町道	140		
I 1 908	段西	日置市	伊集院町	上神殿	150	53	17	6		町道	190		
I 1 909	内門	日置市	伊集院町	上神殿	280	50	20	13		町道	130		
I 1 911	崩下	日置市	伊集院町	野田	200	47	20	6		町道	210		
I 1 912	段東	日置市	伊集院町	上神殿	260	50	17	10		県道	30		
I 1 913	桑畑西	日置市	伊集院町	桑畑	330	35	25	10	桑畑公民館				
I 1 914	桑畑東	日置市	伊集院町	桑畑	180	50	25	6					
I 1 915	樋掛下	日置市	伊集院町	下神殿	220	50	20	9	民宿	町道	220		
I 1 916	下神殿2区	日置市	伊集院町	下神殿	220	47	15	9					
I 1 917	下神殿1区	日置市	伊集院町	下神殿	200	50	20	11					
I 1 918	止原	日置市	伊集院町	郡	180	40	15	8		町道	190		
I 1 957	高月	日置市	日吉町	吉利	140	48	17	5		町道	210		
I 1 960	堅木平	日置市	吹上町	中原	120	70	17	6					
I 1 961	瀬戸口	日置市	吹上町	中原	320	70	20	21	南宮内公民館				
I 1 962	神田	日置市	吹上町	中原	370	40	20	14	坂元公民館				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設								
										種類	数	種類	数	種類	数			
	4231				m	度	m	戸										
I 1	965	平山2	吹上町	中原	300	40	25	8										
I 1	967	前原	吹上町	与倉	130	50	15	8										
I 1	968	大園	吹上町	与倉	170	45	7	6										
I 1	970	湯之元	吹上町	湯之浦	190	50	25	5	旅館									
I 1	971	馬渡	吹上町	和田	450	40	30	17										
I 1	972	中島	吹上町	和田	200	45	17	4	和田小学校									
I 1	974	木屋瀬	吹上町	永吉	100	45	20	5										
I 1	977	安廣口	吹上町	永吉	250	50	30	10	ふもと公民館									
I 1	978	梅里	吹上町	永吉	350	45	20	16										
I 1	980	山仁太	吹上町	永吉	230	60	20	7										
I 1	981	西田	吹上町	永吉	200	50	15	5										
I 1	982	諏訪下	吹上町	永吉	250	50	15	6										
I 1	983	今藤2	吹上町	永吉	320	50	10	11		町道	320							
I 1	986	根切松	吹上町	永吉	90	50	30	1	坊野地区構造改善センター									
I 1	987	筒川	吹上町	永吉	210	60	20	8	中草田公民館									
I 1	988	七枝	吹上町	永吉	180	70	40	5										
I 1	2821	柴越	東市来町	湯田	250	45	26	12		町道	200							
I 1	2822	鐘突田	東市来町	湯田	130	45	13	5										
I 1	2824	城ヶ崎	東市来町	長里	130	45	17	12		町道	60							
I 1	2825	鍋山	東市来町	長里	70	60	20	0	麓上公民館		町道	90						
I 1	2826	古市北	東市来町	長里	180	48	20	5	東市来中学校									
I 1	2827	奈良喜	東市来町	長里	290	45	12	12		町道	50							
I 1	2828	轟蒲河内	東市来町	伊作田	150	34	14	8		町道	50							
I 1	2830	白田平	東市来町	伊作田	300	45	12	7	元伊作田公民館		町道	270						
I 1	2831	願南尻	東市来町	伊作田	150	52	7	5		町道	160							
I 1	2832	中前迫	東市来町	長里	110	34	15	6										
I 1	2833	下茂	東市来町	長里	330	45	15	11		町道	80							
I 1	2834	神明谷	東市来町	長里	150	45	10	9		町道	150							
I 1	2836	上戸山	東市来町	養母	190	35	15	5		町道	80							
I 1	2837	弓場ヶ迫	東市来町	養母	70	45	15	2	郷戸公民館		町道	100						
I 1	2839	諏訪迫	伊集院町	上神殿	260	47	25	9		県道	200							
I 1	2840	井出元	伊集院町	下神殿	220	45	13	9										
I 1	2845	川内迫	伊集院町	猪窟倉	290	60	20	23		町道	130	河川	190					
I 1	2848	生敷	伊集院町	中川	140	50	25	7	水道施設		町道	150						
I 1	2849	上ノ原	伊集院町	下谷口	120	50	20	8		県道	100							
I 1	2858	鹿沙門堂	日吉町	日置	165	60	24	6		県道	70							
I 1	2859	小吹	日吉町	吉利	135	47	20	5										
I 1	2860	古塩屋	吹上町	永吉	200	40	20	19	社会福祉法人施設									
I 1	2861	加治屋迫1	吹上町	永吉	220	45	20	5										
I 1	2863	野町	吹上町	中原	180	45	20	7	東本町公民館									
I 1	2864	上窪田	吹上町	中之里	250	40	20	6	窪田公民館									
I 1	2865	三本松1	吹上町	湯之浦	240	40	20	14										
I 1	2866	三本松2	吹上町	湯之浦	80	40	20	7										
I 1	2867	石みね1	吹上町	中之里	100	45	20	6		町道	100							
I 1	2869	助代	吹上町	和田	200	45	30	5		河川	220							
I 1	3766	上郷戸	東市来町	養母	130	50	16	5		県道	50							
I 1	3767	榎木田	東市来町	養母	280	45	20	2	上市来中学校									
I 1	3768	北迫	東市来町	養母	100	38	9	5		県道	70							
I 1	3769	福利ヶ迫	東市来町	湯田	120	45	7	2	寺									
I 1	3770	西牟田二	東市来町	長里	140	45	16	9		町道	40							
I 1	3772	平	東市来町	長里	400	45	30	11	病院		町道	140						
I 1	3773	上ノ園	東市来町	神之川	160	35	10	5										
I 1	3774	野田1	伊集院町	野田	270	56	25	6		国道	50							
I 1	3775	野田2	伊集院町	野田	80	50	15	6										
I 1	3776	飯牟礼1	伊集院町	飯牟礼	240	56	20	6		町道	100							
I 1	3777	恋之原1	伊集院町	恋之原	240	45	20	5										
I 1	3778	清藤1	伊集院町	清藤	100	50	20	6										
I 1	3779	土橋1	伊集院町	土橋	100	50	15	7										
I 1	3780	中川1	伊集院町	中川	100	50	20	9										
I 1	3781	中川2	伊集院町	中川	150	70	22	6										
I 1	3782	中川3	伊集院町	中川	300	60	19	9	中川公民館		町道	120						
I 1	3807	小吹	日吉町	吉利	100	70	22	2	扇尾小学校									
I 1	3810	瀬戸2	吹上町	永吉	95	60	30	6										
I 1	3811	薬師平	吹上町	永吉	160	45	20	7										

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 3812	福泉	日置市	吹上町	永吉	70	45	30	8								
I 1 3815	池之城平	日置市	吹上町	中原	170	35	20	6								
I 1 3816	向与倉	日置市	吹上町	与倉	150	35	30	5		町道	150					
I 1 3819	平山1	日置市	吹上町	中之里	240	35	15	14		町道	240					
I 1 3820	並松	日置市	吹上町	与倉	310	40	25	16		県道	100					
I 1 3821	柳原	日置市	吹上町	与倉	310	35	30	14		町道	310					
I 1 3822	湯之浦2	日置市	吹上町	湯之浦	160	45	13	6								
I 1 3823	加治屋平3	日置市	吹上町	湯之浦	30	40	15	2	龍之瀬公民館							
I 1 4493	藤ノ尾	日置市	東市来町	長里	120	75	7	6								
I 1 4494	本内山寺	日置市	東市来町	養母	210	45	27	7		町道	50					
I 1 4495	岡1	日置市	東市来町	湯田	110	45	11	6								
I 1 4496	桑ヶ迫	日置市	東市来町	長里	140	33	10	5								
I 1 4497	田淵山	日置市	東市来町	養母	200	55	17	7		県道	220					
I 1 4498	浦田	日置市	東市来町	長里	350	60	30	11		町道	180					
I 1 4499	下神殿8	日置市	伊集院町	下神殿	90	40	17	5								
I 1 4500	清藤10	日置市	伊集院町	清藤	130	40	20	5								
I 1 4501	麦生田8	日置市	伊集院町	麦生田	170	55	15	8								
I 1 4502	野田5	日置市	伊集院町	野田	120	40	15	5		国道	30					
I 1 4503	瀬戸内	日置市	伊集院町	徳重	70	53	13	5								
I 1 4504	郡1	日置市	伊集院町	郡	240	40	15	12								
I 1 4513	山之尻	日置市	吹上町	和田	200	40	30	13								
I 1 4514	宮之山	日置市	吹上町	与倉	80	45	15	7								
I 1 4515	宇都	日置市	吹上町	永吉	80	50	30	1	永吉小学校							
I 1 4516	田野尻	日置市	吹上町	湯之浦	100	35	20	5		町道	120					
I 1 4517	鷹之宇都	日置市	吹上町	田尻	100	40	20	5								
I 1 4518	青屋	日置市	吹上町	入来	140	45	8	6								
I 1 4667	大田4	日置市	伊集院町	大田	280	70	22	1	浄水場							
I 2 159	下神殿1	日置市	伊集院町	下神殿	180	45	20	18	老人ホーム							
I 2 240	下谷口24	日置市	伊集院町	下谷口	130	65	12	7		町道	140					
I 2 242	寺下	日置市	日吉町	日置	310	65	15	20	寺	県道	90	町道	130			
I 2 270	瀬戸内南	日置市	伊集院町	徳重	90	60	8	9								
I 2 271	窪田	日置市	伊集院町	下谷口	290	60	25	16		県道	100					
I 2 272	胡羅久田	日置市	伊集院町	下神殿	60	50	12	17	知的障害者授産施設							
I 2 273	御領原	日置市	伊集院町	麦生田	237	50	20	16	つつじヶ丘公民館	町道	150					
I 2 274	小山上	日置市	伊集院町	麦生田	263	50	30	46	保育園	町道	200					
I 2 275	徳重東	日置市	伊集院町	徳重	200	50	18	15		町道	210					
I 1 1567	土成	曾於市	大隅町	中之内	250	35	55	7	土成公民館	国道	140					
I 1 1568	採谷2(採谷1工区)	曾於市	大隅町	岩川	140	40	25	10		県道	100					
I 1 1569	採谷	曾於市	大隅町	中之内	370	30	25	8		町道	80					
I 1 1570	上長江	曾於市	大隅町	恒吉	400	40	70	26		県道	400					
I 1 1571	小平原	曾於市	大隅町	岩川	220	45	25	15	大隅簡易裁判所	大隅稅務署	町道	130				
I 1 1572	下須田木	曾於市	大隅町	須田木	310	30	60	7		町道	260					
I 1 1573	高松	曾於市	大隅町	月野	200	55	30	8		県道	310					
I 1 1574	桑之迫	曾於市	大隅町	月野	420	40	40	8	桑之迫公民館	町道	400					
I 1 1575	新留	曾於市	大隅町	月野	300	45	40	12		町道	350					
I 1 1576	吹谷	曾於市	大隅町	岩川	265	45	12	20	大隅職業安定所	大隅中央公民館	町道	220				
I 1 1577	牧原	曾於市	大隅町	月野	300	40	60	15	牧原公民館	町道	200					
I 1 1578	飯田	曾於市	大隅町	岩川	150	30	25	8		町道	150					
I 1 1579	中対	曾於市	大隅町	月野	270	30	40	9		町道	200					
I 1 1580	岩元	曾於市	大隅町	月野	350	35	50	21		町道	350					
I 1 1581	大川原	曾於市	大隅町	大谷	150	70	13	5	大川原公民館	町道	200					
I 1 1582	下岡1	曾於市	大隅町	月野	140	30	40	7		町道	150					
I 1 1583	麓	曾於市	大隅町	恒吉	480	30	30	13	恒吉駐在所	恒吉地区公民館	県道	280				
I 1 1584	上馬場	曾於市	大隅町	恒吉	200	45	50	10		町道	110					
I 1 1585	森園	曾於市	大隅町	岩川	180	60	13	11		県道	150					
I 1 1586	森園2	曾於市	大隅町	岩川	250	60	12	19	病院	県道	100	町道	160			
I 1 1587	市築	曾於市	大隅町	月野	200	30	20	7		町道	230					
I 1 1588	荒谷	曾於市	大隅町	荒谷	530	40	40	27	荒谷公民館	県道	170					
I 1 1589	柳井谷	曾於市	大隅町	中之内	160	40	55	9		町道	80					
I 1 1590	別府三文字	曾於市	大隅町	岩川	550	30	25	21	別府公民館	県道	350					
I 1 1613	高山	曾於市	財部町	下財部	200	45	25	5		町道	150					
I 1 1614	須賀	曾於市	財部町	南俣	230	45	65	6		町道	270					
I 1 1615	谷川内	曾於市	財部町	北俣	200	35	30	6		町道	400					
I 1 1616	下谷川内	曾於市	財部町	北俣	230	30	25	11		町道	50					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231															
I 1 1617	門前	曾於市	財部町	南俣	200	35	25	9		県道	20				
I 1 1618	轟橋	曾於市	財部町	下財部	250	30	40	12		町道	360				
I 1 1619	しもたがわうち下谷川内1	曾於市	財部町	北俣	200	30	40	6		町道	200				
I 1 1620	坂上	曾於市	財部町	北俣	370	35	30	9		町道	50				
I 1 1621	中谷	曾於市	財部町	下財部	300	60	30	6	中谷小学校	町道	200				
I 1 1622	西村	曾於市	財部町	北俣	180	30	30	8		町道	120				
I 1 1623	きたた北俣	曾於市	財部町	きたた北俣	300	35	30	12	歯科医院	県道	200				
I 1 1624	宇都	曾於市	財部町	下財部	590	30	30	23	川内公民館	県道	120				
I 1 1625	川内1	曾於市	財部町	下財部	230	30	20	8		県道	200				
I 1 1626	川内2	曾於市	財部町	下財部	120	30	15	5		町道	100				
I 1 1627	宇都1	曾於市	財部町	下財部	120	35	15	5		県道	150				
I 1 1629	たかやま高山1	曾於市	財部町	下財部	270	30	20	13		町道	130				
I 1 1630	あらかわうち荒川内1	曾於市	財部町	北俣	100	30	30	7		町道	100				
I 1 1633	桐原	曾於市	財部町	下財部	600	30	50	13							
I 1 1635	かみおかわら上大川原1	曾於市	財部町	下財部	350	30	45	8	大隅大川原駅	町道	120				
I 1 1636	しもおかわら下大川原	曾於市	財部町	下財部	150	30	35	6		JR	50				
I 1 1637	かみおかわら上大川原2	曾於市	財部町	下財部	400	30	40	7		県道	400				
I 1 1638	かみおかわら上大川原3	曾於市	財部町	下財部	300	30	30	8		町道	70				
I 1 1639	大良	曾於市	財部町	北俣	250	30	35	7		県道	30				
I 1 1641	刈原田	曾於市	財部町	北俣	200	35	30	6		県道	200				
I 1 1642	みずのて水之手	曾於市	財部町	南俣	250	45	90	15		町道	150				
I 1 1645	とじやまだ閉山田	曾於市	財部町	北俣	400	40	50	17		JR	400				
I 1 1648	あらかわうち荒川内2	曾於市	財部町	北俣	120	30	55	7		町道	120				
I 1 1649	坂元	曾於市	財部町	北俣	100	70	40	6		町道	100				
I 1 1650	坂元富田	曾於市	未吉町	南之郷	300	50	25	9		町道	300				
I 1 1651	坂元秋月2	曾於市	未吉町	南之郷	200	40	30	5		町道	100				
I 1 1652	飯塚	曾於市	未吉町	岩崎	340	35	30	13	岩崎郵便局	国道	110	町道	170		
I 1 1653	平沢津	曾於市	未吉町	南之郷	230	30	20	6		町道	40				
I 1 1654	大園	曾於市	未吉町	岩崎	360	35	35	16		町道	350				
I 1 1656	中坂元	曾於市	未吉町	南之郷	150	50	30	3	坂元公民館	町道	140				
I 1 1657	柿木下乙	曾於市	未吉町	南之郷	450	40	25	19		県道	400				
I 1 1658	かみかきのき上柿ノ木	曾於市	未吉町	南之郷	400	30	25	11	柿木上公民館	県道	150				
I 1 1659	坂元秋月	曾於市	未吉町	南之郷	350	60	30	8		町道	150				
I 1 1660	坂元水神平	曾於市	未吉町	南之郷	450	60	40	12		町道	450				
I 1 1661	榎	曾於市	未吉町	南之郷	230	30	25	7							
I 1 1662	久保	曾於市	未吉町	南之郷	200	30	50	8		町道	70				
I 1 3145	新城	曾於市	大隅町	中之内	230	40	50	5	新城公民館	国道	100				
I 1 3147	東馬場	曾於市	大隅町	岩川	280	30	15	18		町道	90				
I 1 3148	馬場	曾於市	大隅町	岩川	170	30	10	13		町道	90				
I 1 3152	中大谷	曾於市	大隅町	大谷	220	40	35	1	中大谷公民館	町道	50				
I 1 3153	広津田	曾於市	大隅町	月野	320	65	35	12		町道	60				
I 1 3155	上平野	曾於市	財部町	北俣	70	30	30	0	平野公民館	町道	80				
I 1 3156	中金丸	曾於市	財部町	北俣	50	40	35	1	金丸公民館	町道	40				
I 1 3157	中坂元	曾於市	財部町	北俣	120	30	40	5	坂元地区農業研修館	県道	100				
I 1 3158	上大峰	曾於市	財部町	北俣	180	30	45	5	上大峰公民館	町道	40				
I 1 3159	肥	曾於市	財部町	下財部	75	30	15	0	肥公民館	町道	30				
I 1 3160	片平	曾於市	財部町	下財部	200	30	25	11		町道	30				
I 1 3161	大石	曾於市	財部町	下財部	160	35	40	5	大石公民館	町道	120				
I 1 3163	本切通	曾於市	財部町	南俣	80	30	40	0	本切通公民館	県道	30				
I 1 3164	八ヶ代	曾於市	財部町	南俣	70	30	20	1	八ヶ代地区公民館	町道	60				
I 1 3165	西村公	曾於市	財部町	北俣	50	75	10	0	西村公民館	町道	70				
I 1 3166	新田山	曾於市	未吉町	南之郷	120	30	45	2	診療所	町道	100				
I 1 3167	花房	曾於市	未吉町	南之郷	330	45	35	8		県道	330				
I 1 3168	富田	曾於市	未吉町	南之郷	260	30	20	10	富田公民館	県道	40	町道	210		
I 1 3169	岩南	曾於市	未吉町	岩崎	370	30	55	49	保育園	岩南自治公民館	岩南小学校	町道	150		
I 1 3170	大沢津	曾於市	未吉町	岩崎	300	35	35	5	岩南地区農業研修センター	町道	220				
I 1 3171	高原	曾於市	未吉町	岩崎	160	30	30	6		町道	200				
I 1 3172	岩之上	曾於市	未吉町	岩崎	200	30	35	7		町道	100				
I 1 4119	市吉2(市倉2)	曾於市	大隅町	中之内	150	40	40	7							
I 1 4120	柳井谷(柳井谷)	曾於市	大隅町	中之内	100	30	30	3	柳井谷公民館						
I 1 4121	神掛	曾於市	大隅町	中之内	170	30	30	3	神掛公民館						
I 1 4123	松田	曾於市	大隅町	中之内	200	40	30	10							
I 1 4124	渡辺団地	曾於市	大隅町	中之内	75	40	50	8							
I 1 4125	上馬場2	曾於市	大隅町	岩川	70	40	25	5							

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 4126	中野3	曾於市	大隅町	月野	m	度	m	戸								
I 1 4127	中野3	曾於市	大隅町	月野	170	35	40	0	月野中学校							
I 1 4129	大田尾(大田尾)	曾於市	大隅町	月野	280	35	35	8								
I 1 4129	川久保2	曾於市	大隅町	月野	120	40	35	5		国道	120					
I 1 4130	里脇	曾於市	大隅町	大谷	70	30	20	3	里脇公民館							
I 1 4137	高塚1	曾於市	財部町	下財部	150	30	30	5		県道	30					
I 1 4138	大川原1	曾於市	財部町	下財部	100	40	30	0	高齢者コミュニティセンター							
I 1 4139	大良1(大吉1)	曾於市	財部町	北俣	60	35	25	2	大良地区研修センター	町道	70					
I 1 4140	堤1	曾於市	財部町	下財部	220	35	30	5								
I 1 4142	金丸1	曾於市	財部町	北俣	290	40	25	7		町道	290					
I 1 4143	谷川内2	曾於市	財部町	北俣	220	30	60	6		町道	220					
I 1 4144	田代	曾於市	財部町	南俣	270	35	25	5		町道	230					
I 1 4145	切通	曾於市	財部町	南俣	120	35	40	5		県道	80	町道	70			
I 1 4146	阿部里	曾於市	財部町	南俣	150	30	15	0	財部町陶芸室	県道	30					
I 1 4147	坂元1	曾於市	財部町	北俣	70	35	25	7								
I 1 4149	橋井(池山3)	曾於市	未吉町	岩崎	150	35	40	5		町道	30					
I 1 4150	西飯塚2(飯塚)	曾於市	未吉町	岩崎	50	30	20	3	西飯塚公民館	町道	60					
I 1 4151	大沢津2(飯之上)	曾於市	未吉町	岩崎	105	35	20	8								
I 1 4152	岩南2(前田)	曾於市	未吉町	岩崎	170	30	30	5		町道	110					
I 1 4153	岩南2(原池ノ原)	曾於市	未吉町	岩崎	150	35	20	9		町道	130					
I 1 4154	中園	曾於市	未吉町	南之郷	240	45	25	11	榎小学校	榎校区公民館	幼児学園					
I 1 4155	富田4	曾於市	未吉町	南之郷	50	35	15	2	南富田生活共同センター							
I 1 4156	柿木下三区6	曾於市	未吉町	南之郷	60	30	20	5								
I 1 4157	柿木下三区7	曾於市	未吉町	南之郷	145	30	30	5		町道	180					
I 1 4158	下高岡	曾於市	未吉町	南之郷	140	35	10	5	高岡小学校施設							
I 1 4159	下高岡2(下高岡)	曾於市	未吉町	南之郷	200	50	20	10								
I 1 4592	川久保4	曾於市	大隅町	月野	120	35	35	2	川久保公民館	町道	120					
I 1 4594	飯塚4	曾於市	未吉町	岩崎	60	30	40	1	岩北消防団分館	国道	20	町道	70			
I 1 4595	南大沢津2	曾於市	未吉町	岩崎	110	35	35	3	南大沢津公民館	町道	110					
I 1 1335	中尾田	霧島市	横川町	中ノ	220	31	26	16								
I 1 1336	上尾田2	霧島市	横川町	中ノ	300	51	36	17	上尾田自治公民館	JR	225	町道	230			
I 1 1337	山口2	霧島市	横川町	中ノ	200	39	27	8		県道	300					
I 1 1338	旭町	霧島市	横川町	中ノ	100	58	26	12	九日町自治公民館	県道	70					
I 1 1340	川北2	霧島市	横川町	中ノ	470	34	22	8	川北自治公民館	町道	165					
I 1 1341	石城	霧島市	横川町	上ノ	230	35	26	8		県道	230	町道	60			
I 1 1342	正牟田	霧島市	横川町	上ノ	250	41	21	8		町道	50					
I 1 1344	馬渡1	霧島市	横川町	下ノ	120	34	29	5								
I 1 1345	馬渡2	霧島市	横川町	下ノ	310	55	17	9		町道	160					
I 1 1347	宮下	霧島市	横川町	中ノ	120	30	22	5	九日町自治公民館							
I 1 1348	護助	霧島市	横川町	中ノ	200	35	27	58	福祉施設	横川町郵便局	町道	170				
I 1 1349	上尾田1	霧島市	横川町	中ノ	250	47	28	15	病院	JR	90	町道	370			
I 1 1350	山口1	霧島市	横川町	中ノ	200	40	35	7		河川	50	町道	140			
I 1 1389	府島	霧島市	牧園町	万膳	160	40	20	5		県道	90	町道	80			
I 1 1391	宿窪田2	霧島市	牧園町	宿窪田	80	68	18	1	牧園中学校							
I 1 1392	谷原	霧島市	牧園町	宿窪田	530	60	15	16		県道	300	町道	100			
I 1 1393	田原	霧島市	牧園町	宿窪田	200	33	26	7		町道	130					
I 1 1394	宿窪田	霧島市	牧園町	宿窪田	720	70	25	33	宿窪田公民館	国道	240					
I 1 1395	塩浸1	霧島市	牧園町	宿窪田	200	40	40	1	旅館	塩浸自治公民館	国道	170	河川	170	橋	1
I 1 1397	川原1	霧島市	牧園町	宿窪田	110	30	31	6		県道	50					
I 1 1398	城ヶ後	霧島市	牧園町	宿窪田	120	35	41	6	城ヶ後公民館	町道	50	河川	25			
I 1 1399	妙見	霧島市	牧園町	下中津川	500	37	97	14	九州電力妙見発電所	旅館	県道	180	河川	400	橋	2
I 1 1400	犬飼1	霧島市	牧園町	下中津川	180	40	18	6		県道	50	町道	110			
I 1 1401	犬飼2	霧島市	牧園町	下中津川	230	40	25	9		県道	43	町道	120			
I 1 1402	新川	霧島市	牧園町	下中津川	180	40	32	6	中津川三区公民館	町道	140	河川	60	橋	1	
I 1 1404	犬飼4	霧島市	牧園町	下中津川	105	48	14	5	公民館	町道	100					
I 1 1405	改田口	霧島市	牧園町	下中津川	645	50	26	36		町道	510					
I 1 1406	化鶴	霧島市	牧園町	下中津川	400	43	30	21	中津川五区公民館	研修施設	町道	470				
I 1 1407	中福良(中福良)	霧島市	牧園町	三休堂	270	35	21	16		町道	115					
I 1 1408	真澄1	霧島市	牧園町	宿窪田	80	36	19	7								
I 1 1409	真澄2	霧島市	牧園町	宿窪田	90	45	27	10		町道	50					
I 1 1410	石坂1	霧島市	牧園町	宿窪田	340	53	16	10		国道	45					
I 1 1411	川床	霧島市	牧園町	三休堂	100	40	31	5		町道	100					
I 1 1412	田方	霧島市	牧園町	三休堂	160	30	23	5		町道	140					
I 1 1413	宇都口	霧島市	牧園町	三休堂	350	34	33	6	上宇都口公民館	町道	185					
I 1 1414	健崎	霧島市	牧園町	上中津川	170	37	25	5								

## 2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設										
										種類	数	種類	数	種類	数					
		4231			m	度	m	戸												
I 1 1416	横瀬	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	540	36	20	30						町道	25					
I 1 1417	板小屋1	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	120	42	15	8						町道	130					
I 1 1418	板小屋2	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	200	36	22	13	上馬場公民館					町道	40					
I 1 1419	荒瀬	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	240	38	24	9						県道	320	河川	30			
I 1 1420	湯迫	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	210	54	20	7						町道	180					
I 1 1421	瀧口	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	360	74	25	16	中津川小学校					町道	250					
I 1 1422	持松北	霧島市	牧園町	持松	400	70	25	8						町道	400	河川	120			
I 1 1423	世之段	霧島市	牧園町	持松	200	60	8	5												
I 1 1425	殿湯	霧島市	牧園町	高千穂	150	59	8	3	旅館											
I 1 1426	林田	霧島市	牧園町	高千穂	60	72	5	2	公民館											
I 1 1427	折橋	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	250	31	83	1	旅館					河川	120	橋	1			
I 1 1428	荒田	霧島市	牧園町	かみなかつがわ	300	37	32	6						町道	250					
I 1 1429	中園	霧島市	牧園町	万膳	300	34	30	8						町道	300					
I 1 1430	中福良(中福良2)	霧島市	牧園町	万膳	200	35	30	14	万膳校区公民館	幼稚園				町道	130					
I 1 1431	中福良3	霧島市	牧園町	万膳	170	42	22	3	万膳小学校											
I 1 1433	扇之迫	霧島市	牧園町	万膳	200	40	30	7						町道	230					
I 1 1434	第2戸谷原	霧島市	牧園町	宿窪田	50	60	15	12						町道	60					
I 1 1435	川原(川津原)	霧島市	牧園町	宿窪田	100	49	8	5						町道	30					
I 1 1436	川原2	霧島市	牧園町	宿窪田	250	37	34	11						国道	190					
I 1 1437	日之出2	霧島市	牧園町	宿窪田	110	42	48	3	発電所					国道	115					
I 1 1438	安楽	霧島市	牧園町	宿窪田	600	34	51	29	安楽公民館	安楽郵便局	旅館			国道	140					
I 1 1439	檜	霧島市	牧園町	三休堂	100	40	24	5						町道	30					
I 1 1440	坂元	霧島市	牧園町	宿窪田	200	58	10	6												
I 1 1441	持松中	霧島市	牧園町	持松	220	57	15	9	持松三区公民館	持松小学校				県道	270	町道	270			
I 1 1443	止上神社	霧島市	国分市	重久	400	50	30	13						市道	100					
I 1 1444	岩戸-1	霧島市	国分市	重久	240	40	35	12						市道	150					
I 1 1447	重久-3	霧島市	国分市	重久	90	50	30	5												
I 1 1448	山元	霧島市	国分市	郡田	230	45	25	23						市道	250					
I 1 1450	水谷	霧島市	国分市	郡田	330	45	50	21						市道	100					
I 1 1452	台明寺-2	霧島市	国分市	郡田	180	40	20	7						市道	100					
I 1 1453	姫城	霧島市	国分市	姫城	260	50	120	15						県道	130					
I 1 1454	姫城-2	霧島市	国分市	姫城	265	50	90	38												
I 1 1455	坂下	霧島市	国分市	中央1丁目	370	45	25	26						市道	100					
I 1 1456	宇都	霧島市	国分市	中央1丁目	370	40	40	30						県道	80	市道	100			
I 1 1457	鐘突-1	霧島市	国分市	上小川	310	45	70	5	国分高校					市道	150					
I 1 1458	鐘突-2	霧島市	国分市	上小川	270	45	45	7	国分小学校					市道	270					
I 1 1459	夕日ヶ丘	霧島市	国分市	上小川	270	45	65	11						市道	50					
I 1 1460	名波-2	霧島市	国分市	上小川	510	40	80	56						市道	380					
I 1 1461	梨野	霧島市	国分市	川原	290	40	50	15												
I 1 1463	市野々	霧島市	国分市	川原	380	40	50	14	消防詰所					市道	80					
I 1 1464	名波	霧島市	国分市	上小川	230	37	30	19						市道	100					
I 1 1465	山下	霧島市	国分市	上小川	250	40	110	16						市道	170					
I 1 1466	一条	霧島市	国分市	上井	370	45	30	29						市道	40					
I 1 1467	一条-2	霧島市	国分市	上井	370	45	120	21						市道	200					
I 1 1468	美之前-1	霧島市	国分市	上小川	160	45	35	7						市道	50					
I 1 1469	美之前-2	霧島市	国分市	上小川	180	38	50	9												
I 1 1470	上井	霧島市	国分市	上小川	315	40	30	13						市道	40					
I 1 1471	川内-2	霧島市	国分市	川内	210	50	100	17												
I 1 1472	川内	霧島市	国分市	川内	160	50	110	17						市道	100					
I 1 1473	川内-3	霧島市	国分市	上井	200	35	20	6												
I 1 1474	宇豆門	霧島市	国分市	上小川	230	40	50	7						市道	50					
I 1 1475	刺之宇都	霧島市	国分市	刺之宇都町	370	45	70	22						市道	100					
I 1 1476	道場口	霧島市	国分市	重久	430	50	100	19						市道	100					
I 1 1477	重久	霧島市	国分市	重久	320	55	40	14						市道	200					
I 1 1478	名波-3	霧島市	国分市	上小川	280	40	80	22						市道	150					
I 1 1495	石井口	霧島市	みぞべちよう	たが	170	35	10	8						国道	110					
I 1 1496	宮原	霧島市	みぞべちよう	たが	310	35	30	14						町道	160					
I 1 1497	祝園	霧島市	みぞべちよう	二縄	330	35	25	15						国道	180					
I 1 1498	中石原	霧島市	みぞべちよう	有川	240	45	25	39	幼稚園					町道	120					
I 1 1499	蔵園	霧島市	みぞべちよう	有川	80	30	25	6	公民館					町道	100					
I 1 1500	鳥越	霧島市	みぞべちよう	有川	240	35	25	6												
I 1 1501	門田	霧島市	みぞべちよう	有川	220	35	30	7						県道	100					
I 1 1504	野辺田	霧島市	霧島町	田口	110	80	13	5						町道	110					
I 1 1505	柿木原	霧島市	霧島町	田口	310	75	9	10						町道	210					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m	戸								
I 1 1506	4231 堀之内	霧島市	霧島町	たぐち田口	330	50	6	8								
I 1 1507	かこやま 栢山	霧島市	霧島町	たぐち田口	270	60	15	8								
I 1 1508	はした 栢田	霧島市	霧島町	たぐち田口	320	45	15	11					町道	260		
I 1 1510	だいまる 大丸	霧島市	霧島町	こまる小丸	230	60	18	7					町道	280		
I 1 1511	あきし 皆越	霧島市	霧島町	あきし川北	270	45	50	8					県道	240		
I 1 1512	あきし 豊後田	霧島市	霧島町	あきし川北	230	60	17	12	向田公民館				県道	200		
I 1 1513	あきし 馬集田	霧島市	霧島町	あきし川北	200	50	15	6								
I 1 1514	あきし 鳥越	霧島市	霧島町	あきし川北	510	45	11	17	川北自治公民館							
I 1 1515	あきし 大窪	霧島市	霧島町	あきし大窪	240	30	20	14								
I 1 1516	あきし 豊後迫	霧島市	霧島町	あきし大窪	220	40	11	2	豊後迫公民館				鉄道	140	町道	140
I 1 1517	あきし 湯水	霧島市	霧島町	あきし川北	240	30	18	20					町道	270		
I 1 1518	あきし 霧島宮前1工区	霧島市	霧島町	あきし大窪	450	60	12	23	大田小学校	駅前自治公民館			町道	160		
I 1 1519	あきし 霧島宮前2工区	霧島市	霧島町	あきし大窪	340	40	25	17					町道	200		
I 1 1520	あきし 湯下	霧島市	霧島町	あきし大窪	240	45	9	14					町道	190		
I 1 1521	あきし 湯之迫	霧島市	霧島町	あきし大窪	290	35	25	12					町道	360		
I 1 1522	あきし 池本	霧島市	霧島町	あきし大窪	210	70	17	6					町道	50		
I 1 1523	あきし 北永野田	霧島市	霧島町	あきし永水	270	80	6	10					町道	120		
I 1 1524	あきし 餅田	霧島市	隼人町	あきし嘉例川	310	60	20	11					町道	180		
I 1 1525	あきし 坂屋	霧島市	隼人町	あきし嘉例川	930	70	15	25	中福良小学校				国道	350	町道	100
I 1 1526	あきし 安楽	霧島市	隼人町	あきし嘉例川	440	40	240	11	宿泊所				国道	130		
I 1 1527	あきし 妙見	霧島市	隼人町	あきし嘉例川	450	45	145	30	ホテル	ホテル	ホテル		県道	430		
I 1 1528	あきし 表木山	霧島市	隼人町	あきし嘉例川	500	80	8	12					町道	300		
I 1 1529	あきし 上小鹿野	霧島市	隼人町	あきし松永	360	60	65	6					河川	200		
I 1 1530	あきし 中小鹿野	霧島市	隼人町	あきし松永	360	45	200	12					町道	250		
I 1 1531	あきし 下小鹿野	霧島市	隼人町	あきし松永	370	45	150	18					河川	70		
I 1 1533	あきし 上小鹿野東	霧島市	隼人町	あきし松永	450	35	13	29					県道	440		
I 1 1534	あきし 下小鹿野東	霧島市	隼人町	あきし松永	550	35	110	17	下小鹿野公民館				県道	500		
I 1 1535	あきし みどり団地	霧島市	隼人町	あきし松永	170	45	180	17					県道	70		
I 1 1536	あきし 花山	霧島市	隼人町	あきし松永	200	45	50	6					町道	140		
I 1 1537	あきし 平蔵	霧島市	隼人町	あきし松永	360	40	20	11					県道	130		
I 1 1538	あきし 宇都	霧島市	隼人町	あきし松永	250	60	10	21	宇都公民館				国道	180		
I 1 1539	あきし 湯田	霧島市	隼人町	あきし西光寺	400	60	25	30					国道	300	用水路	300
I 1 1541	あきし 鳥越	霧島市	隼人町	あきし西光寺	250	35	30	12					用水路	200		
I 1 1542	あきし 武安	霧島市	隼人町	あきし松永	380	45	20	23	病院				町道	130		
I 1 1543	あきし 山之口	霧島市	隼人町	あきし東郷	310	35	45	26					町道	310		
I 1 1544	あきし 鼻切	霧島市	隼人町	あきし山下	510	45	40	33					町道	450		
I 1 1546	あきし 下小牧	霧島市	隼人町	あきし小浜	230	40	90	7					町道	150		
I 1 1547	あきし 小田西	霧島市	隼人町	あきし小田	70	40	18	5					用水路	20	町道	100
I 1 1548	あきし 中福良	霧島市	隼人町	あきし小田	350	40	40	16	小野小学校				町道	300		
I 1 1549	あきし 朝日西	霧島市	隼人町	あきし朝日	250	50	40	11	朝日公民館				町道	200		
I 1 1550	あきし 朝日東	霧島市	隼人町	あきし朝日	450	40	5	16					県道	30		
I 1 1551	あきし 宇都山	霧島市	隼人町	あきし内山田	550	35	20	29					町道	390		
I 1 1552	あきし 溝上	霧島市	隼人町	あきし小田	410	35	25	17					町道	400		
I 1 1553	あきし 中城	霧島市	隼人町	あきし姫城	160	80	65	29								
I 1 1554	あきし 赤石	霧島市	隼人町	あきし小浜	160	35	20	10					町道	200		
I 1 1555	あきし 小浜	霧島市	隼人町	あきし小浜	260	45	14	8	小浜小学校				県道	110		
I 1 1556	あきし 長浜	霧島市	隼人町	あきし小浜	330	65	47	16					国道	330		
I 1 1557	あきし 野久美田	霧島市	隼人町	あきし野久美田	410	50	13	15					町道	320		
I 1 1560	あきし 清水	霧島市	隼人町	あきし野久美田	400	40	17	15					町道	320		
I 1 1561	あきし 小畑	霧島市	福山町	あきし福山	340	37	40	21					国道	50		
I 1 1562	あきし 中町	霧島市	福山町	あきし麓	440	35	60	20	福山町役場	福山小学校	福山公民館		町道	250		
I 1 1563	あきし 宮田	霧島市	福山町	あきし福山	380	40	80	26	幼稚園				町道	100		
I 1 1564	あきし 南園	霧島市	福山町	あきし福山	260	40	40	22					町道	340		
I 1 1565	あきし 南園熊谷	霧島市	福山町	あきし福山	450	45	50	19					国道	350	町道	350
I 1 1566	あきし 熊谷	霧島市	福山町	あきし福山	450	40	60	14					町道	100	町道	370
I 1 2724	あきし 敷根-2	霧島市	国分市	あきし敷根	320	50	220	9					県道	70	市道	250
I 1 3059	あきし 市来迫	霧島市	横川町	あきし中ノ	160	58	13	6	二石田公民館				県道	180	町道	80
I 1 3060	あきし 二石田	霧島市	横川町	あきし中ノ	90	37	24	6					県道	80		
I 1 3063	あきし 前川内	霧島市	横川町	あきし下ノ	140	38	13	5					町道	70		
I 1 3064	あきし 十三谷	霧島市	横川町	あきし上ノ	100	43	32	2	十三谷自治公民館				県道	40	町道	90
I 1 3065	あきし 茶屋	霧島市	横川町	あきし上ノ	250	42	14	13					県道	150		
I 1 3066	あきし 陣ノ尾	霧島市	横川町	あきし中ノ	100	41	31	5					県道	130		
I 1 3071	あきし 川津原南	霧島市	牧園町	あきし宿窪田	100	76	12	5					町道	90		
I 1 3073	あきし 七又	霧島市	牧園町	あきし宿窪田	260	48	9	5					河川	185		

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸					
I 1 3074	籬	霧島市	牧園町	宿窪田	220	44	9	5		県道	20	町道	50
I 1 3075	籬上	霧島市	牧園町	宿窪田	150	78	19	5		町道	50		
I 1 3076	田代	霧島市	牧園町	下中津川	210	46	22	8	公衆浴場			河川	210
I 1 3077	中津川	霧島市	牧園町	下中津川	180	74	5	5					
I 1 3078	南谷	霧島市	牧園町	下中津川	70	54	7	1	中津川四区公民館		町道	25	
I 1 3079	内恒見	霧島市	牧園町	持松	50	50	20	5					
I 1 3080	東裏山	霧島市	国分市	重久	350	35	30	8		市道	100		
I 1 3081	妻屋一東	霧島市	国分市	重久	270	40	40	9		市道	100		
I 1 3082	妻屋一西	霧島市	国分市	重久	335	40	40	10		市道	200		
I 1 3083	止上一	霧島市	国分市	上小川	335	50	160	14		県道	170		
I 1 3084	山下一	霧島市	国分市	上小川	260	35	50	18	宿泊施設		市道	250	
I 1 3085	山下三	霧島市	国分市		390	45	30	31					
I 1 3086	永田	霧島市	国分市	郡田	220	50	30	12		市道	150		
I 1 3087	山元路	霧島市	国分市	郡田	210	40	40	6		市道	100		
I 1 3088	西菅谷	霧島市	国分市	川原	210	45	110	7		県道	50		
I 1 3089	立川一	霧島市	国分市	川原	270	30	20	15		市道	80		
I 1 3090	秋元一	霧島市	国分市	川原	370	37	35	8	萩之元公民館		市道	100	
I 1 3091	口輪野	霧島市	国分市	川原	285	40	50	10	口輪野公民館		市道	200	
I 1 3092	湯木	霧島市	国分市	川原	260	45	90	5					
I 1 3093	新中	霧島市	国分市	上之段	330	40	40	7		市道	180		
I 1 3094	中	霧島市	国分市	上之段	240	40	50	7		市道	50		
I 1 3095	後本戸	霧島市	国分市	川内	300	35	35	9		市道	100		
I 1 3096	玄龜庵	霧島市	国分市	清水	300	60	55	44					
I 1 3133	栗下一	霧島市	溝辺町	竹子	280	35	25	9	公民館		町道	80	
I 1 3134	永池	霧島市	霧島町	田口	200	50	60	6		町道	180		
I 1 3135	梅北	霧島市	霧島町	川北	170	60	20	11					
I 1 3136	大窪一	霧島市	霧島町	大窪	100	60	23	10		鉄道	90	県道	90
I 1 3137	坂下西	霧島市	隼人町	嘉例川	270	60	20	9		町道	220		
I 1 3138	坂下東	霧島市	隼人町	嘉例川	150	60	24	7					
I 1 3139	下表木山	霧島市	隼人町	嘉例川	220	60	95	9		町道	180		
I 1 3140	表木山駅	霧島市	隼人町	嘉例川	190	65	73	5	表木山公民館		表木山駅		
I 1 3141	宇都山東	霧島市	隼人町	内山田	170	70	7	6		河川	100		
I 1 3142	中山	霧島市	隼人町	野久美田	330	60	15	15	神社				
I 1 3143	小浜	霧島市	隼人町	小浜	220	40	20	16	町営住宅				
I 1 3144	上大廻	霧島市	福山町	福山	400	40	50	15		町道	400		
I 1 3254	石井口下	霧島市	溝辺町	竹子	230	30	15	13		国道	240		
I 1 3255	平岡	霧島市	隼人町	姫城	230	75	5	13	郵便局		県道	70	
I 1 3256	敷根一	霧島市	国分市	敷根	550	60	250	15		県道	350		
I 1 3257	敷根二	霧島市	国分市	敷根	610	50	240	22		市道	1200		
I 1 4033	赤水	霧島市	横川町	下ノ	90	47	21	3	公民館		県道	90	
I 1 4034	床波1	霧島市	横川町	下ノ	130	47	17	5	床波地性化センター		町道	110	
I 1 4036	古屋志	霧島市	牧園町	万膳	190	66	20	2		町道	190		
I 1 4037	有村	霧島市	牧園町	万膳	40	56	32	5	有村公民館		町道	40	
I 1 4038	府島	霧島市	牧園町	万膳	120	67	10	5		町道	120		
I 1 4039	成政2	霧島市	牧園町	万膳	120	65	12	5		町道	65		
I 1 4040	成政3	霧島市	牧園町	万膳	250	45	9	6		町道	170		
I 1 4041	田原	霧島市	牧園町	宿窪田	70	54	24	7					
I 1 4042	上瀬戸口	霧島市	牧園町	宿窪田	160	58	33	1	牧園小学校				
I 1 4043	坂下	霧島市	牧園町	宿窪田	100	64	13	5		町道	15		
I 1 4044	犬飼	霧島市	牧園町	下中津川	90	68	5	6		町道	90		
I 1 4045	安楽	霧島市	牧園町	宿窪田	110	40	64	5		町道	110		
I 1 4046	持松	霧島市	牧園町	持松	210	57	23	2	持松小学校		町道	115	
I 1 4047	持松4	霧島市	牧園町	持松	180	31	40	6		町道	180		
I 1 4048	横瀬	霧島市	牧園町	上中津川	220	59	12	8					
I 1 4049	横瀬	霧島市	牧園町	上中津川	170	55	28	7		町道	110		
I 1 4050	板小屋2	霧島市	牧園町	上中津川	90	43	15	5					
I 1 4051	丸尾	霧島市	牧園町	高千穂	170	47	39	1	旅館				
I 1 4052	丸尾2	霧島市	牧園町	高千穂	170	52	25	1	旅館				
I 1 4054	横英谷	霧島市	牧園町	高千穂	280	50	52	1	旅館				
I 1 4057	辻1	霧島市	国分市	郡田	115	45	40	16					
I 1 4058	辻5	霧島市	国分市	郡田	75	37	15	8					
I 1 4059	辻2	霧島市	国分市	郡田	100	55	30	7		市道	100		
I 1 4060	清水三丁目1	霧島市	国分市	郡田	120	60	50	6		市道	120		
I 1 4061	中央一丁目1	霧島市	国分市	中央一丁目	140	35	20	23					

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231															
I 1 4062	うめがたに 梅ヶ谷1	霧島市	こくぶし 国分市	かみごがわ 小川	120	40	45	14		市道	30				
I 1 4063	いわきやました 岩崎山下1	霧島市	こくぶし 国分市	いのうえ 井上	60	40	25	5							
I 1 4064	たかひやま 高日山1	霧島市	こくぶし 国分市	かわらち 川内	240	55	250	6		市道	50				
I 1 4065	はきのもと 萩ノ元1	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	30	40	40	1	中市公民館	市道	30				
I 1 4089	はかたし 針生1	霧島市	溝辺町	たけ 竹子	115	40	20	7							
I 1 4090	くわき 桑迫1	霧島市	溝辺町	みなと 三縄	215	35	15	5							
I 1 4091	しらishi 白石3	霧島市	みぞべ 溝辺町	たかせ 竹子	30	30	20	1	公民館						
I 1 4092	かみしほら 上石原1	霧島市	みぞべ 溝辺町	ありかわ 有川	95	30	15	6							
I 1 4094	あんち 論地2	霧島市	みぞべ 溝辺町	ふもと 麓	280	35	10	12	公民館	町道	110				
I 1 4095	かみもり 桑ノ丸1	霧島市	溝辺町	きもり 崎森	290	45	20	6		町道	200				
I 1 4096	まちま 待世	霧島市	霧島町	たぐら 田口	90	35	11	4	霧島中学校	神社跡					
I 1 4097	ゆのみや 湯之宮	霧島市	霧島町	おおく 大窪	250	45	35	9							
I 1 4101	さかた 坂下	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	260	70	25	7		JR	50	町道	200		
I 1 4103	やまの 山ノ湯温泉	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	140	45	90	1	山の湯温泉福祉研修センター						
I 1 4105	かみもり 妙見3	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	250	70	15	19							
I 1 4106	かみもり 妙見2	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	200	35	18	14		国道	200				
I 1 4107	まつなが 松永	霧島市	はやとち 隼人町	まつなが 松永	160	40	20	5	宿泊所	国道	160				
I 1 4108	ひょうきやま 表木山	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	180	50	43	5	消防詰所	町道	50				
I 1 4109	かみもり 上小藤野	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 嘉例川	130	35	110	8							
I 1 4110	かみもり 立花	霧島市	はやとち 隼人町	かじり 松永	80	40	25	6							
I 1 4111	かみもり 牟田	霧島市	はやとち 隼人町	さいとう 西光寺	130	60	24	4	牟田公民館	町道	100				
I 1 4112	うつやま 宇都山	霧島市	はやとち 隼人町	うちやま 内山田	80	35	11	8							
I 1 4116	いわと 岩戸	霧島市	ふくやま 福山町	かじり 嘉例川	220	35	50	6							
I 1 4117	こまべり 小廻2	霧島市	ふくやま 福山町	こまべり 福山	360	40	50	26		町道	200				
I 1 4118	かみもり 南園2	霧島市	ふくやま 福山町	かみもり 南園	140	40	30	7		国道	140	町道	140		
I 1 4589	おきもの 扇の迫	霧島市	まんのや 牧園町	まんが 万膳	110	35	23	5		町道	190				
I 1 4590	いたご 板小屋	霧島市	まんのや 牧園町	かみな 上中津川	70	50	22	5		町道	70				
I 2 57	わきもとー1 脇元ー1	霧島市	こくぶし 国分市	しき 敷根	480	45	25	10		市道	250				
I 2 58	わきもとー2 脇元ー2	霧島市	国分市	敷根	270	40	140	6							
I 2 61	はかたし 針生	霧島市	溝辺町	たけ 竹子	140	35	10	5							
I 2 190	うめがたに 梅ヶ谷3	霧島市	こくぶし 国分市	かみごがわ 小川	90	40	25	7							
I 1 811	たのひら 田之平	いちき串木野市	串木野市	たのひら 田之平	180	45	13	9		市道	180				
I 1 812	たてしほら 立石鼻	いちき串木野市	串木野市	たてしほら 立石鼻	220	35	27	18		市道	290				
I 1 813	はきのもと 萩元中平	いちき串木野市	串木野市	はきのもと 萩元中平	200	45	15	8		市道	80				
I 1 814	くま 光瀬	いちき串木野市	串木野市	くま 光瀬	140	35	15	6		市道	50				
I 1 815	あこまり 海士泊	いちき串木野市	串木野市	あこまり 海士泊	170	35	16	13		市道	90				
I 1 818	ふるその 古園	いちき串木野市	串木野市	ふるその 古園	160	45	12	7		市道	150				
I 1 819	いどのうら 井戸ノ上	いちき串木野市	串木野市	いどのうら 井戸ノ上	230	43	18	11		市道	60				
I 1 820	せんげん 仙石衛門山	いちき串木野市	串木野市	せんげん 仙石衛門山	170	45	18	7							
I 1 821	いしやう 拾里塚	いちき串木野市	串木野市	いしやう 拾里塚	260	40	33	17	旭小学校	幼稚園	320				
I 1 822	やすけが 弥助ヶ尾	いちき串木野市	串木野市	やすけが 弥助ヶ尾	260	50	33	9		国道	270				
I 1 823	しゅうのこま 龍ノ駒	いちき串木野市	串木野市	しゅうのこま 龍ノ駒	270	45	30	14		国道	170				
I 1 826	こま 小瀬	いちき串木野市	串木野市	こま 小瀬	170	40	14	22	小瀬公民館						
I 1 827	かみもり 菜町	いちき串木野市	串木野市	かみもり 菜町	130	47	16	9	シルバー人材センター	菜町公民館					
I 1 828	うら 浦和	いちき串木野市	串木野市	うら 浦和	180	45	14	18		市道	140				
I 1 831	すみよし 住吉	いちき串木野市	串木野市	すみよし 住吉	180	50	15	25		市道	220				
I 1 832	はちほ 八久保	いちき串木野市	串木野市	はちほ 八久保	190	51	17	12		県道	150	市道	40		
I 1 833	なかべつ 中別府	いちき串木野市	串木野市	なかべつ 中別府	210	42	11	16		市道	230				
I 1 834	やまの 山之神下	いちき串木野市	串木野市	やまの 山之神下	120	35	29	4	浅山公民館	市道	30				
I 1 835	えいぞ 永作	いちき串木野市	串木野市	えいぞ 永作	230	30	12	3	河内公民館	市道	80				
I 1 836	さかのした 坂ノ下	いちき串木野市	串木野市	さかのした 坂ノ下	160	40	15	5		市道	100				
I 1 837	しやうの 生野	いちき串木野市	串木野市	しやうの 生野	100	35	20	3	生野公民館	市道	40				
I 1 838	じゅうろう 十王	いちき串木野市	串木野市	じゅうろう 十王	250	50	14	12		県道	100				
I 1 839	いしのの 石野々	いちき串木野市	串木野市	いしのの 石野々	290	45	15	10		市道	120				
I 1 844	みなとま 港町	いちき串木野市	串木野市	みなとま 港町	190	45	8	26		市道	230				
I 1 845	しんせい 新生	いちき串木野市	串木野市	しんせい 新生	160	40	19	22	新生町公民館	市道	210				
I 1 846	たかみ 高見	いちき串木野市	串木野市	たかみ 高見	100	45	7	10		市道	100				
I 1 847	まつやま 薩摩山	いちき串木野市	串木野市	まつやま 薩摩山	300	50	20	10		市道	280				
I 1 849	おほなり 大里寺迫	いちき串木野市	市来町	おほなり 大里	300	60	16	12		町道	30				
I 1 850	なかみ 中組	いちき串木野市	市来町	なかみ 川上	270	50	35	14		町道	160				
I 1 851	く 久保	いちき串木野市	市来町	く 大里	260	85	7	9		町道	250				
I 1 852	おぶち 小淵脇	いちき串木野市	市来町	おぶち 川上	180	80	17	9		町道	200				
I 1 854	たのいけ 瀧池	いちき串木野市	市来町	たのいけ 大里	260	40	15	17	中福良公民館	国道	150				
I 1 856	かみもり 木崎原	いちき串木野市	市来町	かみもり 大里	170	60	15	11		国道	100				

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231				m	度	m	戸								
I 1 857	安茶	いちき串木野市	市来町	川上	250	45	16	9		県道	200					
I 1 858	有川下	いちき串木野市	市来町	大里	350	45	22	13		町道	200					
I 1 861	佐保井東原	いちき串木野市	市来町	大里	300	30	11	14		町道	300					
I 1 862	松山	いちき串木野市	市来町	大里	150	30	11	11	松山公民館	国道	60					
I 1 865	西太子田	いちき串木野市	市来町	川上	380	40	21	11								
I 1 866	内門	いちき串木野市	市来町	川上	270	50	17	7	川上小学校	県道	80					
I 1 2800	浦和	いちき串木野市	串木野市	浦和	170	40	12	21	浦和公民館	市道	270					
I 1 2801	下海瀬	いちき串木野市	串木野市	下海瀬	70	40	13	5		市道	30					
I 1 2802	前平	いちき串木野市	串木野市	前平	180	30	25	6	学校給食センター							
I 1 2803	山之神	いちき串木野市	串木野市	山之神	270	30	28	3	串木野市浄水場	市道	290					
I 1 2804	戸切川	いちき串木野市	串木野市	戸切川	220	30	15	9		市道	230					
I 1 2805	城ノ元	いちき串木野市	串木野市	城ノ元	90	50	25	11		市道	130					
I 1 2806	城ノ元	いちき串木野市	串木野市	城ノ元	140	45	22	2	麓公民館	県道	110					
I 1 2807	下海瀬	いちき串木野市	串木野市	下海瀬	160	35	19	9		市道	110					
I 1 2808	奥山谷	いちき串木野市	串木野市	奥山谷	140	50	18	8								
I 1 2810	井ノ上	いちき串木野市	串木野市	井ノ上	270	40	27	7		県道	230					
I 1 2811	中尾	いちき串木野市	串木野市	中尾	230	40	26	3	冠岳小学校							
I 1 2813	小原ノ前	いちき串木野市	串木野市	小原ノ前	60	35	28	0	川畑公民館							
I 1 2814	湯小路	いちき串木野市	市来町	湯町	240	30	13	14								
I 1 2815	西村	いちき串木野市	市来町	大里	130	45	10	6		国道	40					
I 1 2816	久保塚	いちき串木野市	市来町	大里	170	34	10	7		国道	210					
I 1 2819	樟脳山	いちき串木野市	市来町	川上	150	50	38	8		町道	120					
I 1 3748	臺ノ内	いちき串木野市	串木野市	臺ノ内	90	35	25	3	土川小学校	市道	100					
I 1 3752	松元	いちき串木野市	串木野市	松元	80	35	27	0	生冠中学校	市道	80					
I 1 3753	吉堀	いちき串木野市	串木野市	吉堀	130	35	18	1	生福小学校	生福中学校	コミュニティーセンター	150				
I 1 3754	野中	いちき串木野市	串木野市	野中	150	30	19	7		市道	180					
I 1 3755	薩摩山	いちき串木野市	串木野市	薩摩山	120	45	25	6		市道	120					
I 1 3758	俣木平	いちき串木野市	串木野市	俣木平	220	30	36	6	郵便局	県道	300	市道	50			
I 1 3761	久保	いちき串木野市	市来町	大里	200	34	10	5	佐保井公民館	町道	70					
I 1 3762	松原	いちき串木野市	市来町	大里	190	34	12	5								
I 1 3763	戸崎凌平	いちき串木野市	市来町	大里	100	35	18	6		町道	70					
I 1 3764	加治屋ノ下	いちき串木野市	市来町	川上	200	45	30	10								
I 1 3765	北平	いちき串木野市	市来町	川上	100	40	18	4	舟川公民館	町道	110					
I 1 4487	野中平	いちき串木野市	串木野市	野中平	60	35	22	5		市道	80					
I 1 4488	御倉町	いちき串木野市	串木野市	御倉町	160	35	9	17	御倉町公民館	市道	250					
I 1 4489	大切	いちき串木野市	串木野市	大切	170	40	35	5		市道	210					
I 1 4490	瀬之上	いちき串木野市	串木野市	瀬之上	90	45	9	3	薩摩山公民館							
I 1 4491	西別府	いちき串木野市	串木野市	西別府	100	40	10	5								
I 1 4492	和田平	いちき串木野市	市来町	川上	200	45	15	7		町道	170					
I 2 269	日出	いちき串木野市	串木野市	日出町	80	63	6	7								
I 1 551	地頭所	南さつま市	加世田市	地頭所	150	40	5	6								
I 1 552	花	南さつま市	加世田市	村原	250	45	8	16		市道	300					
I 1 554	白亀4	南さつま市	加世田市	白亀	250	60	20	15		市道	200					
I 1 555	下武田	南さつま市	加世田市	武田	150	45	25	32	下浦農公民館	国道	30					
I 1 556	上武田2	南さつま市	加世田市	武田	300	60	26	54	幼稚園							
I 1 557	犬追馬場	南さつま市	加世田市	麓町	175	50	13	12	中嶋農公民館	加世田市	警察官宿舎	120				
I 1 558	屋地2	南さつま市	加世田市	武田	150	45	10	18		市道	100					
I 1 559	橋口1	南さつま市	加世田市	武田	300	30	15	5		市道	300	河川	160			
I 1 560	貝塚1	南さつま市	加世田市	武田	620	50	14	18		市道	400					
I 1 561	愛宕下1	南さつま市	加世田市	武田	175	50	10	2	愛宕下公民館							
I 1 562	愛宕	南さつま市	加世田市	武田	175	55	20	22		市道	100					
I 1 563	柿本1	南さつま市	加世田市	武田	160	85	8	7	柿元公民館	市道	120	河川	40			
I 1 564	馬込	南さつま市	加世田市	武田	170	45	15	7		市道	160					
I 1 565	橋口2	南さつま市	加世田市	武田	240	30	15	18		市道	240					
I 1 566	中村1	南さつま市	加世田市	武田	220	55	15	11	中村公民館	公会堂	100					
I 1 569	西尾上	南さつま市	加世田市	内山田	200	40	20	8		市道	50					
I 1 570	西尾	南さつま市	加世田市	内山田	270	45	20	17		市道	90					
I 1 571	坂口3	南さつま市	加世田市	内山田	250	45	25	12								
I 1 572	松元3	南さつま市	加世田市	内山田	180	45	18	8		市道	60					
I 1 573	内中村	南さつま市	加世田市	内山田	150	55	10	3	中村集落施設	市道	100					
I 1 574	山下上	南さつま市	加世田市	内山田	90	35	8	9								
I 1 575	市来下	南さつま市	加世田市	内山田	400	45	20	25	市来公民館	市道	280					
I 1 576	市来	南さつま市	加世田市	内山田	320	45	15	22	山下公民館	内山田駐在所	150					
I 1 577	龍	南さつま市	加世田市	内山田	230	45	15	33	龍集会所	内山田保育園	250					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設				
										種類	数	種類	数	種類
4231					m	度	m	戸						
I 1	578 田平	みなみさつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	320	40	20	10	内山田小学校	市道	100			
I 1	579 田の野4	みなみさつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	220	45	10	11		市道	220			
I 1	580 西	みなみさつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	250	45	5	11		市道	90			
I 1	581 宇都迫	みなみさつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	100	30	10	5						
I 1	583 川路迫1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	280	40	40	11		市道	300			
I 1	585 西山1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	150	45	10	6						
I 1	586 原向1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	540	45	15	20	原向公民館	市道	450			
I 1	588 堂原1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	300	45	15	14	堂原公民館	市道	200			
I 1	589 新地	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	210	45	10	7	新地公民館	市道	90			
I 1	590 上門	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	300	45	13	6		市道	300			
I 1	591 福元	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	180	50	10	7	福元公民館	市道	160			
I 1	592 新山1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	190	50	10	5		市道	560			
I 1	593 久木野	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	170	60	15	5	久木野地区公民館 久木野小学校	市道	100			
I 1	594 川路迫2	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	200	80	10	9	久木野自治公民館	林道	150			
I 1	595 上木屋1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	130	50	10	7	上木屋公民館	市道	20			
I 1	596 唐仁原	みなみさつま市	かせだし 加世田市	とじしんばる 唐仁原	200	50	7	10						
I 1	597 小陣1	みなみさつま市	かせだし 加世田市	とじしんばる 唐仁原	175	45	8	5		国道	30	市道	130	
I 1	598 神村	みなみさつま市	かせだし 加世田市	とじしんばる 唐仁原	160	40	7	7		市道	40			
I 1	599 大坊原	みなみさつま市	かせだし 加世田市	とじしんばる 唐仁原	450	45	10	22		市道	150			
I 1	600 鮎川	みなみさつま市	かせだし 加世田市	とじしんばる 唐仁原	180	45	10	9		市道	150			
I 1	601 平之馬場3	みなみさつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	150	50	25	15		市道	170			
I 1	602 西山上	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	200	40	12	6		市道	130			
I 1	603 新沢	みなみさつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貴	120	40	25	14		市道	130			
I 1	657 新田1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	240	45	11	9		町道	50			
I 1	658 小浦2	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	700	40	30	31	笠沙小・中学校 片浦駐在所 NTT交換局	国道	200			
I 1	659 仁王崎2	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	550	40	40	46		国道	150			
I 1	660 片浦1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	300	35	40	34		国道	120			
I 1	661 片浦2	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	300	45	20	56	片浦公民館 片浦研究施設	町道	170			
I 1	663 谷山1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	500	35	120	16	谷山公民館	町道	250			
I 1	665 魚路1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	520	45	60	18	魚路公民館	町道	190			
I 1	666 山神	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	550	40	50	31	山神公民館 笠沙小学校	国道	80			
I 1	667 野間池1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	200	45	20	14		県道	80			
I 1	668 尾越山1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	200	60	15	11		町道	80			
I 1	669 尾越山2	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	200	50	15	19		町道	50			
I 1	670 姥中村	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	160	45	50	9		国道	180			
I 1	671 岳参	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	420	45	25	34	黒瀬公民館					
I 1	672 街道口1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	260	45	25	13		町道	70			
I 1	673 高崎山1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	100	45	30	3	高崎山公民館	国道	80			
I 1	674 山	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	220	40	10	14		町道	70			
I 1	675 椎之木	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	165	60	30	10		町道	80			
I 1	676 大当1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	250	40	20	45	特別養護老人ホーム	町道	70			
I 1	677 尾越山3	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	240	45	25	20		町道	140			
I 1	678 番所1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	かたうら 片浦	100	45	10	10						
I 1	679 中島	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	650	50	20	37		河川	110	町道	110	
I 1	680 宮田1	みなみさつま市	かさいやま 笠沙町	あさぎ 赤生木	150	30	20	6		町道	150			
I 1	681 村	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	300	40	30	29		町道	280			
I 1	682 越路1	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	125	40	20	7		町道	130	河川	130	
I 1	683 越路2	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	250	45	16	24		町道	260			
I 1	684 海辺	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	150	40	25	7		町道	150			
I 1	688 濃神	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	220	45	12	16		町道	70			
I 1	690 樺1	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	310	45	20	30		町道	80			
I 1	692 八代	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	300	50	15	20		町道	310			
I 1	694 平原3	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	150	45	13	10		町道	100			
I 1	695 中島	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	175	40	10	6		町道	170			
I 1	696 東	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	250	50	14	7		町道	200			
I 1	697 村田	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	100	50	6	8						
I 1	698 山下	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	140	50	6	6		町道	110			
I 1	699 野下	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	250	45	14	5		町道	100			
I 1	702 寺園	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	450	50	10	25	有木公民館	町道	220			
I 1	703 原園	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	170	40	10	9		町道	100			
I 1	704 下鼻	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	230	40	10	11		町道	110			
I 1	705 小浜3	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	325	45	15	14		町道	100			
I 1	707 大木場1	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	300	50	12	12		町道	90			
I 1	709 坊	みなみさつま市	おおくら 大浦町	おおくら 大浦	150	70	15	70		県道	170			

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231															
I 1 710	しゅうぶに 葦浦谷	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	300	40	30	25		県道	120				
I 1 711	ほうのはま 坊之浜	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	200	70	30	45		県道	120				
I 1 712	しもはま 下浜	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	200	35	40	54		県道	100				
I 1 715	まじま 霧島	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	180	40	15	17		国道	130				
I 1 717	たけ 高見	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	200	40	30	25							
I 1 718	ほうのてんがき 坊寺ヶ崎	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	60	35	40	8							
I 1 719	なかぼう 中坊	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	100	45	20	25							
I 1 722	おどまり 小泊	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	80	80	20	18		国道	60				
I 1 723	うた 宇都	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	140	40	20	12		町道	120				
I 1 724	い 伊	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	150	80	10	7	寺	町道	70				
I 1 725	とく 徳行	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	180	70	10	9		町道	100	河川	100		
I 1 726	よなや 米山	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	120	40	20	6		町道	60				
I 1 727	はかた 博多	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	350	60	10	7		町道	180				
I 1 728	たさき 田崎	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	430	45	10	14		町道	90				
I 1 729	ひら 平尾	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	90	40	20	10		町道	110				
I 1 730	やまが 山神	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	200	50	20	9		国道	40	町道	160		
I 1 731	おおく 大久志	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	300	60	15	14	坊津・久志郵便局	久志中学校	坊津町役場別館				
I 1 732	いまから 今村 1	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	310	45	7	25	寺	町道	180				
I 1 733	い 境屋 1	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	175	45	15	12		町道	160				
I 1 734	にたけ 仁田川 1	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	290	60	15	19		国道	100	町道	100		
I 1 737	やまぐち 山口	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	350	35	8	26		町道	370				
I 1 738	やし 屋敷	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	あき 秋目	125	40	20	5		町道	100				
I 1 739	いけ 池	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	120	55	8	11		国道	70				
I 1 741	うたのうえ 宇都之上	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	あき 秋目	120	45	10	6		国道	70				
I 1 742	う 上向	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	あき 秋目	260	40	20	7		町道	170				
I 1 743	うえ 上村	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	あき 秋目	425	50	35	23		県道	300				
I 1 745	あき 秋目塩屋	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	あき 秋目	310	45	30	18		国道	100				
I 1 989	みなだに 南谷 1	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	しろかわ 白川	300	60	25	17		町道	300				
I 1 990	うた 楠・宇都	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	しも 屋下	90	70	8	5							
I 1 992	うた 宇治野	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	しろかわ 白川	480	60	25	9		町道	500				
I 1 993	さか 左近丞堀	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	いけ 池辺	250	80	15	7	池辺公民館	町道	250				
I 1 994	むち 樋之口	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	しろかわ 白川	280	60	20	10	白川簡要郵便局	町道	300				
I 1 995	しろ 白糸原	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	みやま 宮崎	320	45	10	25							
I 1 996	しろ 城之岡	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	みやま 宮崎	310	45	10	31	宮崎西公民館						
I 1 1000	あか 茶園堀	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	いけ 池辺	300	50	18	15	福業公民館						
I 1 2752	やし 屋地南	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	たけだ 武田	150	50	25	10		市道	150				
I 1 2753	なかのし 中野下 2	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	たけだ 武田	150	40	8	7		市道	100				
I 1 2754	か 金気田平 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	うちや 内山田	200	60	20	6		国道	220				
I 1 2765	たか 太郎木場 2	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	80	50	40	10		国道	100				
I 1 2766	たか 太郎木場 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	220	40	20	7		国道	80				
I 1 2767	おぼし 姥後迫 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	400	30	40	8		国道	50				
I 1 2769	か 上村 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	170	40	10	9		町道	150				
I 1 2770	あか 峠前	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	270	40	35	87	NTT基地局	町道	60				
I 1 2771	か 鹿前	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	430	45	35	28	椎木公民館	町道	100				
I 1 2772	く 虚空蔵谷	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	かた 片浦	240	40	25	5		町道	70				
I 1 2773	あか 耳切	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	260	40	25	6		町道	70				
I 1 2774	しのせ 市ノ迫 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	250	45	20	10		町道	200				
I 1 2775	ちゅう 中道川	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	180	40	10	10		町道	50				
I 1 2776	たか 橋ノ元	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	140	30	15	10		町道	140				
I 1 2777	たか 大富山	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	200	30	30	18		町道	100				
I 1 2778	か 笠松 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	320	35	40	37		町道	30				
I 1 2779	しみず 清水	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	350	35	35	43		町道	180				
I 1 2780	あか 笠石	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	320	60	5	14	笠石公民館	町道	120				
I 1 2781	か 市崎木場	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	あか 赤生木	170	40	15	6		町道	150				
I 1 2782	や 柳瀬	みなみさつま 南さつま市	おお 大浦町	おお 大浦	300	40	10	17		町道	130				
I 1 2783	しも 下村	みなみさつま 南さつま市	おお 大浦町	おお 大浦	200	40	20	23		町道	120				
I 1 2786	うえ 上野	みなみさつま 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	く 久志	70	55	6	4	上野集会所	町道	50				
I 1 2871	し 下白樺野	みなみさつま 南さつま市	きんぼう 金峰町	しろかわ 白川	300	65	25	16							
I 1 3701	あか 浜堀 2	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	みやま 宮原	150	50	8	5							
I 1 3702	はる 春	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	みやま 宮原	200	60	10	9	春公民館						
I 1 3703	しらめ 白鳥 2	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	しらめ 白鳥	125	45	20	5							
I 1 3704	やし 屋地 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	たけだ 武田	100	35	16	9		市道	110				
I 1 3705	なかのし 中野下 1	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	たけだ 武田	50	40	10	5		市道	20				
I 1 3706	にし 西尾下	みなみさつま 南さつま市	かぜだし 加世田市	たけだ 武田	125	50	20	3	運輸者大塚航空局 加世田航空器監視レーダー						

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
		4231			m	度	m	戸					
I 1 3707	平之馬場2	南さつま市	加世田市	川畑	80	45	25	10			市道	90	
I 1 3708	平之馬場1	南さつま市	加世田市	川畑	100	35	15	5			市道	110	
I 1 3709	加治屋2	南さつま市	加世田市	川畑	250	45	16	24	万之瀬取水場		市道	210	
I 1 3710	加治屋1	南さつま市	加世田市	川畑	200	35	25	14			県道	180	
I 1 3711	松元1	南さつま市	加世田市	内山田	110	40	25	10			市道	110	
I 1 3712	松元2	南さつま市	加世田市	内山田	110	40	15	7			市道	120	
I 1 3718	小浦1	南さつま市	笠沙町	片浦	170	40	20	7	生活上センター				
I 1 3719	仁王崎1	南さつま市	笠沙町	片浦	200	45	15	25			町道	150	
I 1 3720	太郎木場3	南さつま市	笠沙町	片浦	100	30	50	6			町道	110	
I 1 3721	桜木山1	南さつま市	笠沙町	片浦	260	55	35	6					
I 1 3723	秋目	南さつま市	坊津町	秋目	260	50	30	6					
I 1 3724	平崎	南さつま市	坊津町	久志	220	50	40	13	平崎集会所				
I 1 3725	清原	南さつま市	坊津町	泊	120	50	40	2	清原給食センター	清原集会所			
I 1 3726	上中坊	南さつま市	坊津町	坊	180	30	30	38	上中坊公民館	神社			
I 1 3826	松園1	南さつま市	金峰町	池辺	100	45	15	7			河川	110	
I 1 3828	切差	南さつま市	金峰町	白川	50	70	30	1	白川小学校				
I 1 4413	松元6	南さつま市	加世田市	内山田	40	45	10	3	松元公民館		市道	40	
I 1 4414	仲間	南さつま市	加世田市	小湊	60	40	10	5					
I 1 4415	越し道	南さつま市	加世田市	白龜	100	80	16	6			市道	80	
I 1 4416	屋地3	南さつま市	加世田市	武田	50	30	8	5					
I 1 4417	横平1	南さつま市	加世田市	内山田	50	40	20	5					
I 1 4418	上木屋2	南さつま市	加世田市	津貫	80	50	15	5			市道	100	
I 1 4419	浜堀1	南さつま市	加世田市	宮原	130	60	8	5					
I 1 4420	小連2	南さつま市	加世田市	藤仁原	300	45	20	8			国道	330	
I 1 4421	白龜1	南さつま市	加世田市	白龜	110	40	25	106	病院		国道	170	
I 1 4422	白龜3	南さつま市	加世田市	白龜	200	35	16	19			市道	200	
I 1 4423	上溝集1	南さつま市	加世田市	武田	150	45	20	10					
I 1 4424	川畑集3	南さつま市	加世田市	川畑	90	40	15	4	川畑小学校		河川	100	
I 1 4425	塚下2	南さつま市	加世田市	武田	130	40	12	5					
I 1 4426	白龜7	南さつま市	加世田市	白龜	160	70	15	10					
I 1 4427	郷之丸	南さつま市	加世田市	武田	150	45	10	5					
I 1 4428	京添	南さつま市	加世田市	津貫	120	45	15	5			市道	100	
I 1 4429	谷ノ口	南さつま市	加世田市	津貫	155	40	15	5			市道	20	
I 1 4430	新田2	南さつま市	加世田市	津貫	250	45	25	15			市道	200	
I 1 4431	本坊2	南さつま市	加世田市	津貫	50	40	15	9			市道	50	
I 1 4432	大原	南さつま市	加世田市	津貫	105	35	7	6					
I 1 4433	前門	南さつま市	加世田市	津貫	250	50	20	8			市道	50	
I 1 4434	下木屋2	南さつま市	加世田市	津貫	70	60	7	2	下木屋公民館				
I 1 4445	野間池4	南さつま市	笠沙町	片浦	100	50	12	6	野間池駐在所	NTT交換局	国道	60	
I 1 4446	姥迫2	南さつま市	笠沙町	赤生木	140	50	12	5			国道	150	
I 1 4447	櫻木山2	南さつま市	笠沙町	片浦	190	50	40	5			町道	190	
I 1 4448	上村2	南さつま市	笠沙町	片浦	80	45	10	7			町道	90	
I 1 4449	高崎山2	南さつま市	笠沙町	片浦	100	50	15	5			国道	100	
I 1 4450	馬込山1	南さつま市	笠沙町	片浦	70	35	25	7			町道	30	
I 1 4451	番所2	南さつま市	笠沙町	片浦	70	40	40	6					
I 1 4452	小崎1	南さつま市	笠沙町	片浦	110	40	15	5					
I 1 4453	野間池2	南さつま市	笠沙町	片浦	100	40	15	13			町道	70	
I 1 4454	野間池3	南さつま市	笠沙町	片浦	170	35	20	12					
I 1 4455	三本松1	南さつま市	大浦町	大浦	150	45	35	17			特別養護老人ホーム		
I 1 4456	平原2	南さつま市	大浦町	大浦	60	50	8	6					
I 1 4457	有木1	南さつま市	大浦町	大浦	115	50	7	6					
I 1 4458	永田1	南さつま市	大浦町	大浦	180	60	6	7					
I 1 4459	三本松3	南さつま市	大浦町	大浦	85	45	20	3	旅館				
I 1 4460	三本松2	南さつま市	大浦町	大浦	70	60	17	1	大浦中学校				
I 1 4461	宮園1	南さつま市	大浦町	大浦	100	60	7	5			県道	150	
I 1 4462	尾場瀬	南さつま市	坊津町	秋目	390	45	10	5			町道	150	
I 1 4519	裏和田	南さつま市	金峰町	大坂	150	60	20	6					
I 1 4520	玉利1	南さつま市	金峰町	白川	200	50	15	12					
I 1 4521	拾石畑	南さつま市	金峰町	尾下	150	45	7	11					
I 1 4522	岩塚	南さつま市	金峰町	大坂	200	40	30	4	八枝公民館		町道	200	
I 1 4523	高橋	南さつま市	金峰町	高橋	300	45	20	17			町道	50	
I 1 4524	樋渡3	南さつま市	金峰町	白川	30	50	8	4	日枝公民館	神社	町道	30	
I 1 4525	片平田1	南さつま市	金峰町	白川	200	45	40	6			町道	220	
I 1 4526	小森	南さつま市	金峰町	白川	150	60	20	6	白川中巻農研センター				







2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
4231															
I 1 2959	一ツ木	さつま町	宮之城町	とらい	480	35	20	12		国道	50				
I 1 2960	甫立	さつま町	宮之城町	とらい	220	35	10	9							
I 1 2961	城内	さつま町	宮之城町	しろがわ	200	40	20	6							
I 1 2962	山前	さつま町	宮之城町	とらぎま	300	60	15	21							
I 1 2963	饗宕	さつま町	宮之城町	とらぎま	370	60	7	20							
I 1 2964	町頭	さつま町	宮之城町	とらぎま	130	70	15	5							
I 1 2965	平の前	さつま町	宮之城町	ときよ	530	60	10	11		町道	50				
I 1 2966	身野山	さつま町	宮之城町	たばら	290	40	10	9							
I 1 2967	供養山	さつま町	宮之城町	ゆだ	310	50	15	7		国道	50	町道	100		
I 1 2968	幸下	さつま町	宮之城町	ひだり	225	45	10	9							
I 1 2969	東道正	さつま町	宮之城町	ひだり	500	30	10	10		町道	200				
I 1 2970	堂ノ尾	さつま町	宮之城町	ふたたり	660	40	15	26	折小野公民館						
I 1 2971	宮ヶ原	さつま町	宮之城町	ふたたり	230	60	12	9		町道	600				
I 1 2972	小松	さつま町	宮之城町	とらぎ	320	50	15	8							
I 1 2973	館ヶ城	さつま町	宮之城町	やま	450	60	20	11		町道	350				
I 1 2974	荒瀬	さつま町	宮之城町	やま	170	30	15	5							
I 1 2975	坂ノ下	さつま町	宮之城町	くさき	480	80	15	13							
I 1 2976	湯川内	さつま町	宮之城町	くさき	175	45	25	6							
I 1 2977	中間	さつま町	宮之城町	くさき	390	45	20	9		町道	250				
I 1 2978	鶴脇	さつま町	鶴田町	つた	280	50	10	12		町道	210				
I 1 2979	東	さつま町	鶴田町	つた	330	35	20	8							
I 1 2980	鳥居ノ下	さつま町	鶴田町	しげ	480	45	10	17							
I 1 2981	川口	さつま町	鶴田町	くさき	210	35	20	6							
I 1 2982	茅野	さつま町	薩摩町	ながの	290	30	20	7							
I 1 2983	下手下	さつま町	薩摩町	くさき	500	40	30	8		国道	50				
I 1 2984	松元	さつま町	薩摩町	くさき	130	35	20	6							
I 1 2985	堂ヶ迫	さつま町	薩摩町	くさき	260	40	10	5							
I 1 2986	岩元	さつま町	薩摩町	ながの	230	50	20	9							
I 1 2987	上村	さつま町	薩摩町	ながの	290	35	50	5		県道	100				
I 1 2988	新開	さつま町	薩摩町	しろがわ	500	30	10	10		町道	180				
I 1 3259	西ヶ迫下	さつま町	宮之城町	やち	105	50	10	6		町道	30				
I 1 3929	向江	さつま町	宮之城町	くさき	290	60	20	7							
I 1 3930	登尾	さつま町	宮之城町	しろがわ	255	45	50	6		町道	255				
I 1 3931	蔵之原	さつま町	宮之城町	しろがわ	180	60	25	5		国道	80				
I 1 3933	市野2	さつま町	宮之城町	とらぎ	200	40	20	5		国道	100				
I 1 3934	上平川	さつま町	宮之城町	くさき	250	35	10	5							
I 1 3936	下中	さつま町	宮之城町	しろがわ	290	40	10	5							
I 1 3937	浅井野	さつま町	宮之城町	しろがわ	230	40	15	6		町道	100				
I 1 3938	荒瀬	さつま町	宮之城町	やま	420	70	20	12		町道	50				
I 1 3939	船木	さつま町	宮之城町	とらぎ	180	70	10	6		町道	70				
I 1 3940	上町	さつま町	宮之城町	やち	120	60	20	5		町道	120				
I 1 3941	豆漬	さつま町	宮之城町	ひだり	330	40	20	7							
I 1 3942	篠田	さつま町	宮之城町	ひだり	250	60	10	9							
I 1 3943	上寺下1	さつま町	宮之城町	ひだり	130	60	15	0	佐志小学校						
I 1 3944	上寺下2	さつま町	宮之城町	ひだり	95	40	15	2	佐志公民館						
I 1 3945	下手1	さつま町	薩摩町	くさき	290	40	25	7		町道	170				
I 1 3946	下手2	さつま町	薩摩町	くさき	250	35	30	5		町道	170				
I 1 3947	下手3	さつま町	薩摩町	くさき	220	40	30	6		町道	120				
I 1 3948	百子田	さつま町	薩摩町	くさき	180	50	20	5	戸子田公民館						
I 1 3949	熊田	さつま町	薩摩町	くさき	220	40	25	4	熊田公民館		町道	210			
I 1 3950	岩元	さつま町	薩摩町	ながの	35	40	25	1	岩元公民館		県道	40			
I 1 3951	薬師	さつま町	薩摩町	ながの	100	40	20	2	薬師公民館		町道	70			
I 1 4546	飯屋瀬1	さつま町	宮之城町	ひだり	280	40	30	5							
I 1 1228	野田	野田町	野田町	かみかつ	200	32	19	12	野角公民館	町道	200	河川	200		
I 1 4582	地藏	野田町	野田町	しんせ	90	40	8	5							
I 1 4583	下特手 3	野田町	野田町	しんせ	40	52	25	2	下特手公民館	県道	10	河川	5		
I 1 4584	下特手 4	野田町	野田町	しんせ	35	35	28	0	岩瀬公民館	その他の道路	50				
I 1 4585	上特手 8	野田町	野田町	かみかつ	80	52	50	1	越地公民館	町道	145	河川	70		
I 2 250	城迫	野田町	野田町	かみかつ	170	60	25	7		県道	160	町道	220		
I 1 1231	東辺田	高尾野町	高尾野町	うらち	170	50	20	6		県道	150	その他の道路	20		
I 1 1232	野口 1	高尾野町	高尾野町	うらち	165	40	18	7	江内北部コミュニティセンター	県道	50				
I 1 1233	洪	高尾野町	高尾野町	うらち	410	45	40	24		県道、町道	170	河川の 310	10	橋	1
I 1 1234	野口 2	高尾野町	高尾野町	うらち	105	35	17	15		町道	140				
I 1 4008	御岳	高尾野町	高尾野町	あしり	55	45	12	18	老人ホーム	町道	60				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231					m	度	m	戸								
I 1 1235	平野 2	東町	東町	獅子島	290	80	15	9		町道	160					
I 1 1237	平野 1	東町	東町	獅子島	220	65	15	11		町道	90					
I 1 1238	御所浦 2	東町	東町	獅子島	200	70	11	5	寺	その他の道路	40					
I 1 1239	御所浦 3	東町	東町	獅子島	270	65	18	23		町道	50	その他の道路	140			
I 1 1240	平野 3	東町	東町	獅子島	140	70	12	5								
I 1 1241	平野 4	東町	東町	獅子島	270	65	40	7		その他の道路	55					
I 1 1242	湯ノ口	東町	東町	獅子島	240	55	12	10		町道	180					
I 1 1243	本浦 2	東町	東町	諸浦	60	35	15	21	保育園	県道	60					
I 1 1244	片側 1	東町	東町	獅子島	390	80	15	22	民宿	町道	150					
I 1 1245	片側 2	東町	東町	獅子島	80	65	20	9		町道	40					
I 1 1246	片側 3	東町	東町	獅子島	190	80	25	16		町道	140	その他の道路	40			
I 1 1247	幣串 1	東町	東町	獅子島	650	60	35	30	旅館	旅館	旅館	町道	900	その他の道路	510	
I 1 1248	幣串 2	東町	東町	獅子島	230	70	14	31	幣串小学校	幼稚園		町道	110	その他の道路	180	
I 1 1249	竝石	東町	東町	獅子島	150	50	20	7		町道	115					
I 1 1250	塩追	東町	東町	川床	100	78	8	8		町道	50					
I 1 1251	脇崎	東町	東町	川床	170	44	14	9	脇崎公民館	町道	190	その他の道路	90			
I 1 1252	加世堂 2	東町	東町	山門野	200	60	22	11		町道	60	その他の道路	255			
I 1 1253	葛輪 1	東町	東町	諸浦	120	60	14	5		県道	50					
I 1 1255	葛輪 2	東町	東町	諸浦	140	70	18	5		町道	90					
I 1 1256	葛輪 3	東町	東町	諸浦	850	70	20	37		その他の道路	520					
I 1 1257	白瀬	東町	東町	諸浦	180	70	20	8	白瀬公民館							
I 1 1259	本浦 1	東町	東町	諸浦	220	60	20	23		県道	220	その他の道路	250			
I 1 1262	三船	東町	東町	浦底	100	60	8	5								
I 1 1263	福ノ浦 3	東町	東町	浦底	180	50	20	6		町道	170					
I 1 1264	薄井	東町	東町	浦底	400	75	20	32		町道	100	その他の道路	215			
I 1 1265	薄井南	東町	東町	諸浦	300	50	30	23	薄井公民館	町道	110	その他の道路	100			
I 1 1268	川東 1	東町	東町	浦底	280	55	20	10		町道	220					
I 1 1270	宮之浦	東町	東町	鷹巣	480	80	15	41		町道	420					
I 1 1271	川西	東町	東町	浦底	320	65	20	27	浦底公民館	その他の道路	650					
I 1 1272	赤崎	東町	東町	川床	300	70	12	17		県道	110	町道	510			
I 1 1273	塩追 2	東町	東町	川床	170	65	7	9		町道	360					
I 1 1274	脇崎 2	東町	東町	川床	160	50	10	12		その他の道路	170					
I 1 1276	市来崎	東町	東町	川床	250	85	30	8		町道	80	その他の道路	290			
I 1 1277	観音 1	東町	東町	川床	160	65	16	6		町道	130					
I 1 1278	観音 2	東町	東町	川床	300	75	18	10		町道	170					
I 1 1279	山門野上	東町	東町	山門野	200	60	16	8		その他の道路	310					
I 1 1280	川床下	東町	東町	川床	180	65	15	4	川床公民館	河川	140	橋	1			
I 1 1281	加世堂	東町	東町	山門野	310	75	18	13	加世堂公民館	町道	290					
I 1 1282	田尻東	東町	東町	山門野	190	55	22	1	田尻小学校	国道	50					
I 1 4009	柏葉	東町	東町	獅子島	200	45	12	7								
I 1 4010	幣串 1	東町	東町	獅子島	80	50	23	5	民宿							
I 1 4011	幣串 2	東町	東町	獅子島	380	45	50	17	民宿							
I 1 4012	本浦	東町	東町	諸浦	110	50	25	5								
I 1 4013	野中	東町	東町	鷹巣	110	55	8	5								
I 1 4014	加世堂 1	東町	東町	川床	220	45	22	5		その他の道路	220					
I 1 4015	加世堂 2	東町	東町	川床	120	40	9	9		その他の道路	120					
I 1 4586	御所浦 6	東町	東町	獅子島	160	40	11	1	民宿							
I 2 187	本浦	東町	東町	諸浦	180	60	8	17	保育園	県道	180	市道	180			
I 2 188	三船	東町	東町	浦底	180	45	10	6								
I 2 251	葛輪中浦	東町	東町	川床	350	70	28	14		町道	85					
I 2 252	出ノ元	東町	東町	諸浦	230	70	20	6		町道	90					
I 2 253	福浦 1	東町	東町	浦底	250	60	20	16		町道	175	その他の道路	280			
I 2 254	田尻東	東町	東町	山門野	90	65	9	7		町道	80	その他の道路	40			
I 1 1285	浜渡	長島町	長島町	平尾	240	70	8	8		町道	220					
I 1 1286	茅屋	長島町	長島町	平尾	150	65	10	5		町道	120					
I 1 1287	蔵之元	長島町	長島町	蔵之元	260	60	25	13	民宿	国道	100	その他の道路	60			
I 1 1288	中南 1	長島町	長島町	平尾	150	65	20	6								
I 1 1289	中南 2	長島町	長島町	平尾	160	62	20	7	寺	町道	20	その他の道路	50			
I 1 1292	米山	長島町	長島町	指江	400	40	20	18	長島中学校	町道	50					
I 1 1295	汐見湯	長島町	長島町	下山門野	530	54	16	27	湯公民館	町道	250					
I 1 1296	汐見	長島町	長島町	下山門野	500	52	30	22	汐見公民館	町道	780					
I 1 1297	馬込 2	長島町	長島町	下山門野	130	45	20	10								
I 1 4016	渡釜	長島町	長島町	蔵之元	110	75	8	5								
I 1 4017	母良木西	長島町	長島町	平尾	130	65	9	6	診療所	その他の道路	130					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231					m	度	m	戸								
I 1 4018	川内1	長島町	長島町	指江	150	70	25	6								
I 1 4019	川内2	長島町	長島町	指江	130	70	10	7			その他の道路	130				
I 1 4020	馬込西	長島町	長島町	下山門野	150	80	20	5								
I 2 265	小浜下	長島町	長島町	蔵之元	180	55	16	6			町道	185				
I 2 266	城川内中	長島町	長島町	城川内	120	65	12	6								
I 1 1315	上市山	菱刈町	菱刈町	市山	450	32	30	11			町道	250				
I 1 1316	産野	菱刈町	菱刈町	田中	210	30	14	5								
I 1 1317	下手1	菱刈町	菱刈町	下手	490	32	21	21			県道	150				
I 1 1318	下手2	菱刈町	菱刈町	下手	160	35	21	5			県道	70				
I 1 1319	下手	菱刈町	菱刈町	下手	700	39	27	18			県道	450				
I 1 1321	下名	菱刈町	菱刈町	前目	530	32	13	24	下名地区集会施設		町道	130				
I 1 1322	新町	菱刈町	菱刈町	前目	290	39	22	24	寺							
I 1 1323	麓後1	菱刈町	菱刈町	前目	200	36	13	19								
I 1 1324	松之泊	菱刈町	菱刈町	前目	180	32	19	13			町道	100				
I 1 1326	新町城山	菱刈町	菱刈町	前目	560	39	18	32			国道	110				
I 1 1327	下手上1	菱刈町	菱刈町	下手	170	32	20	8	仁王集会所		町道	160				
I 1 1328	前目	菱刈町	菱刈町	前目	730	37	20	26	前目公民館		町道	200				
I 1 1330	原	菱刈町	菱刈町	南浦	130	43	25	6	薩摩本城郵便局		県道	70				
I 1 1331	川南	菱刈町	菱刈町	川南	90	39	13	5			町道	40				
I 1 1332	湯之尾	菱刈町	菱刈町	川北	150	43	14	5			町道	20				
I 1 1333	猶原	菱刈町	菱刈町	川北	760	39	20	33			国道	390				
I 1 3047	楠本	菱刈町	菱刈町	徳辺	280	43	14	5			町道	150				
I 1 3048	前目中	菱刈町	菱刈町	前目	160	37	13	9								
I 1 3049	武進	菱刈町	菱刈町	前目	140	40	11	5								
I 1 3050	山田中	菱刈町	菱刈町	前目	400	34	100	7	山田地区集会施設		町道	260				
I 1 3051	松山西	菱刈町	菱刈町	川北	290	30	20	11			国道	90				
I 1 3052	松山東	菱刈町	菱刈町	川北	150	42	14	5			町道	80				
I 1 3053	猶原上	菱刈町	菱刈町	川北	100	43	14	9								
I 1 3054	橋原中	菱刈町	菱刈町	川北	140	44	28	5			町道	160				
I 1 4029	下手仲間	菱刈町	菱刈町	下手	350	40	40	6								
I 1 4030	麓後	菱刈町	菱刈町	前目	170	80	8	10			町道	20				
I 1 4031	前田	菱刈町	菱刈町	前目	390	39	60	7			町道	270				
I 1 4032	永池	菱刈町	菱刈町	南浦	200	45	30	6								
I 2 189	重留南	菱刈町	菱刈町	重留	380	80	25	6			国道	370				
I 1 1479	辺川下-1	加治木町	加治木町	辺川	470	40	30	18	辺川下公民館		町道	90				
I 1 1480	辺川下-2	加治木町	加治木町	辺川	280	60	35	14			町道	200				
I 1 1481	下富田	加治木町	加治木町	小山田	680	50	25	25	追公民館		町道	510				
I 1 1482	山守	加治木町	加治木町	小鷹	290	45	50	14			町道	260				
I 1 1483	柳目	加治木町	加治木町	反土	170	60	15	16			町道	10	橋	1		
I 1 1484	岩元	加治木町	加治木町	反土	340	50	50	10	寺							
I 1 1485	岩下	加治木町	加治木町	木田	500	40	30	23	西之原公民館		町道	270				
I 1 1486	弥勒	加治木町	加治木町	木田	240	50	30	16			県道	110	町道	120		
I 1 3097	下敷	加治木町	加治木町	西別府	290	55	15	12			町道	80				
I 1 3098	市郷	加治木町	加治木町	辺川	260	45	30	10	辺川市野集落センター		県道	140				
I 1 3099	猶田	加治木町	加治木町	辺川	260	55	20	10			農道	80				
I 1 3100	提水流	加治木町	加治木町	西別府	210	35	30	5			町道	90				
I 1 3101	灰迫川	加治木町	加治木町	小山田	200	50	25	5			町道	100				
I 1 3102	川内-4	加治木町	加治木町	小山田	420	70	35	8	川内公民館							
I 1 3103	徳永	加治木町	加治木町	小山田	170	40	20	2	徳永公民館		町道	160	河川	130		
I 1 3104	木田	加治木町	加治木町	木田	290	55	40	61	老人ホーム		町道	240				
I 1 3105	高井田	加治木町	加治木町	木田	280	45	25	12	高井田公民館		町道	120				
I 1 3106	湯湾岳	加治木町	加治木町	木田	430	30	50	31	弥勒公民館							
I 1 3107	大窪	加治木町	加治木町	臼木山	180	70	25	7			町道	40				
I 1 3108	吉原	加治木町	加治木町	臼木山	220	55	25	8			JR	200				
I 1 3109	布越	加治木町	加治木町	小山田	160	50	50	6								
I 1 3110	瀬戸ノ上	加治木町	加治木町	反土	240	70	30	38								
I 1 4070	辺川中	加治木町	加治木町	辺川	130	40	25	5								
I 1 4071	重留谷5	加治木町	加治木町	西別府	280	30	15	9								
I 1 4072	丸岡1	加治木町	加治木町	木田	70	50	90	1	宇曾木発電所							
I 1 4073	城	加治木町	加治木町	反土	180	40	25	9								
I 1 4074	里2	加治木町	加治木町	臼木山	85	45	15	1	里下公民館							
I 1 4075	里3	加治木町	加治木町	臼木山	50	35	35	5								
I 1 4076	黒川1	加治木町	加治木町	臼木山	110	35	15	8								
I 1 1487	岩井田	始良町	始良町	北山	190	45	40	7								

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸							
I 1 1488	はしやま 栢山	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	わかもと 脇元	250	60	45	14							
I 1 3113	にしづらの 西黒藪野	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	にしてらし 西寺師	170	45	40	6							
I 1 3114	ひがしづらの 東黒藪野	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひがしてらし 東寺師	200	45	40	7							
I 1 3115	あせみのみ 黒瀬南	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かみのみ 上名	230	40	40	10							
I 1 3116	いなやま 内山田	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かみのみ 上名	230	35	20	8	公民館	町道	160				
I 1 3117	なほ 奈良袂	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かみのみ 上名	150	55	30	9							
I 1 3118	しらほま 白浜	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	わかもと 脇元	530	40	150	49	公民館	JR	520	国道	520		
I 1 3119	へんたけ 片子嶽	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	210	42	30	12		用水路	120				
I 1 3120	かみふくの 上福ヶ野	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	110	56	15	6							
I 1 3121	ふくや 福ヶ野	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	170	56	20	2	公民館						
I 1 4079	うちやまだ 内山田1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かみのみ 上名	100	35	40	6							
I 1 4080	なほ 納屋1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	なべくら 鍋倉	250	40	40	10							
I 1 4591	すみよし 住吉1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	すみよし 住吉	230	40	35	5		県道	100				
I 2 59	あややま 崖山	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	あいらちよう 北山	150	35	40	7							
I 2 60	あいらちよう 中願東	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	あいらちよう 北山	300	45	30	11							
I 1 1489	たにのち 谷口	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらたけ 漆	210	45	30	5							
I 1 1490	こがわうち 小川内	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	よねまる 米丸	280	45	40	12							
I 1 1492	どうのひら 堂ノ平	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	よねまる 米丸	590	50	35	20							
I 1 1493	やまもと 山元	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	よねまる 米丸	300	40	30	7							
I 1 1494	うらたけ 漆平	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	よねまる 米丸	500	50	20	20							
I 1 3122	ひがしづかの 東松川内	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしろう 西浦	140	40	25	1	公民館						
I 1 3123	うらたけ 漆上	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらたけ 漆	220	60	60	8							
I 1 3124	まこ 真黒	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	しらお 白男	220	50	40	6							
I 1 3126	しろお 白男上	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	しらお 白男	260	50	50	6							
I 1 3127	しもべ 下城下	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	きた 北	220	40	60	5							
I 1 3128	きたなか 北中	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	きた 北	300	45	40	18							
I 1 3129	もとげせ 本長谷	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	しもやうとく 下久徳	270	50	30	16							
I 1 3130	ひきすえ 追	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	ひきすえ 久末	310	65	80	15							
I 1 3131	かわむら 川東	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	かみのみ 上久徳	290	60	45	36							
I 1 4081	い 井ヶ屋1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしろう 西浦	60	45	30	1	公民館						
I 1 4082	しろした 城下1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	きた 北	40	60	15	1	公民館						
I 1 4083	いわと 岩戸2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	しらお 白男	105	60	55	5							
I 1 4084	きたなか 北中	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	きた 北	160	50	30	5							
I 1 4086	かみのみ 洞内神	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	かみのみ 上久徳	150	30	20	1	公民館						
I 1 4087	かわむら 川東上1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	かみのみ 上久徳	200	30	25	5							
I 1 4088	ひきすえ 久末1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	ひきすえ 久末	125	40	25	5							
I 1 1351	まゐいけ 丸池(丸池)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	170	59	19	6		町道	100				
I 1 1353	みやま 宮前(山崎)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	230	53	13	7		町道	65				
I 1 1354	こやしき 小屋敷	たけのちよう 栗野町	きたかた 北方	きたかた 北方	190	55	14	10		町道	50				
I 1 1355	ながの 長谷	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	150	70	23	15		町道	120				
I 1 1357	かみのみ 上村3	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 恒次	つむぎ 恒次	90	58	21	4	上村自治公民館	町道	95				
I 1 1358	まかもと 坂元1	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 米永	よねが 米永	100	45	15	7		町道	130				
I 1 1359	まかもと 坂元2	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 米永	よねが 米永	50	60	14	7							
I 1 1361	かみのみ 芸田	たけのちよう 栗野町	かみのみ 米永	よねが 米永	170	90	6	6		町道	40				
I 1 1363	あつた 越ヶ谷(佃)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	50	37	9	6							
I 1 1364	いづみ 砂走(栗木場1)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	200	40	33	42	保育園	町道	190				
I 1 1365	おぼろ 尾鉢(栗木場2)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	200	44	46	12		県道	10	町道	170		
I 1 1366	おぼろ 尾鉢2(尾鉢)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	100	53	33	9		県道	30	町道	100		
I 1 1369	たけのち 竹迫2	たけのちよう 栗野町	こうだ 幸田	こうだ 幸田	150	51	8	7							
I 1 1370	たけのち 竹迫1	たけのちよう 栗野町	こうだ 幸田	こうだ 幸田	150	34	8	9							
I 1 1372	おきな 老谷2(老谷)	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	360	48	18	6		町道	310				
I 1 1376	なまかわ 古川2	たけのちよう 吉松町	なかつかわ 中津川	なかつかわ 中津川	300	36	15	7		町道	215				
I 1 1382	たけのち 竹中1	たけのちよう 吉松町	かわせえ 川添	かわせえ 川添	200	40	22	7	池田公民館	町道	250	河川	250	河川	120
I 1 1383	かみのみ 上川添	たけのちよう 吉松町	かわせえ 川添	かわせえ 川添	200	40	49	5		町道	220	河川	140		
I 1 1384	たけのち 竹中2	たけのちよう 吉松町	かわせえ 川添	かわせえ 川添	200	38	54	5		町道	200				
I 1 1385	ちどり 千鳥田1	たけのちよう 吉松町	かわせえ 川添	かわせえ 川添	150	37	49	5		町道	150				
I 1 3067	たけのち 竹迫	たけのちよう 栗野町	こうだ 幸田	こうだ 幸田	100	42	17	8		町道	120				
I 1 3068	なかつかわ 高次	たけのちよう 栗野町	こうだ 幸田	こうだ 幸田	200	30	15	4	幸田小学校	松本公民館	町道	80			
I 1 3070	かわせえ 四ノ枝	たけのちよう 吉松町	かわせえ 川西	かわせえ 川西	180	43	5	7							
I 1 4035	おきな 老谷	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	410	55	5	6		町道	250				
I 1 4588	おきな 老谷3	たけのちよう 栗野町	くりのちよう 木場	こぼ 木場	180	42	28	10		町道	160				
I 1 1591	くまがやま 仏山	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 諏訪原	350	30	85	7							
I 1 1592	あつた 辰蔵	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 市成	210	33	20	6		町道	330				
I 1 1593	あいらちよう 城山	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 輝北町	あいらちよう 上百引	240	40	25	14	輝北町役場	町道	200				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設				
										種類	数	種類	数	
		4231			m	度	m	戸						
I 1 1594	愛宕	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	240	37	15	10		県道	100	町道	200	
I 1 1595	石ノ脇	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	170	31	50	5		町道	80			
I 1 1596	西原	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	230	34	20	16		町道	220			
I 1 1597	西原1	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	200	31	30	20	西原公民館	県道	60	町道	50	
I 1 1598	堂平	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	200	33	45	15		町道	480			
I 1 1599	坂下	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	350	30	30	7		県道	230			
I 1 1600	宮元	輝北町	輝北町	かみもびき 上百引	310	30	15	9						
I 1 1601	影平	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	370	30	35	7	影吉公民館	町道	400			
I 1 1602	平谷	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	220	34	20	10		町道	120			
I 1 1603	平南	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	300	34	40	23	児童館 平南小学校					
I 1 1604	後ヶ道(後迫)	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	300	45	30	12		町道	300			
I 1 1605	平房	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	310	41	25	7		県道	210			
I 1 1606	谷田	輝北町	輝北町	すわばら 諏訪原	310	34	40	6		町道	280			
I 1 1607	真中	輝北町	輝北町	すわばら 諏訪原	320	30	30	8		町道	80			
I 1 1608	柏木	輝北町	輝北町	すわばら 諏訪原	170	34	40	7		町道	100			
I 1 1610	中平房	輝北町	輝北町	ひらばら 平房	350	56	50	7	神社	県道	350			
I 1 4131	辰壇1	輝北町	輝北町	いちなり 市成	120	30	95	21	寺	保育園	町道	160		
I 1 4132	谷田3(谷口)	輝北町	輝北町	すわばら 諏訪原	275	30	15	7		町道	150			
I 1 4133	平房1(平房)	輝北町	輝北町	ひらばら 平房	295	30	50	5		県道	170			
I 1 4134	坂宮1	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	58	30	45	1	坂宮公民館	県道	30			
I 1 4136	影平1(影平)	輝北町	輝北町	しももびき 下百引	220	30	30	6		町道	30			
I 1 4593	谷田2(谷田)	輝北町	輝北町	すわばら 諏訪原	50	30	10	1	谷田研修館	県道	20			
I 1 1663	川路1	松山町	松山町	新橋	370	35	30	17	川路地区集会所	町道	380	河川	380	
I 1 1664	狩川	松山町	松山町	おのみ 尾野見	220	30	25	7	狩川公民館	町道	100			
I 1 1665	桃木1	松山町	松山町	おのみ 尾野見	430	30	40	12		町道	330			
I 1 1666	桃木2	松山町	松山町	おのみ 尾野見	260	30	30	9		県道	20			
I 1 1667	中村1	松山町	松山町	おのみ 尾野見	320	30	25	17		町道	110			
I 1 1668	中村	松山町	松山町	おのみ 尾野見	200	60	25	8	中村集会所	県道	80			
I 1 1669	栗野久尾	松山町	松山町	新橋	180	45	20	6		町道	170			
I 1 1670	まこも	松山町	松山町	新橋	260	30	20	11		町道	270			
I 1 1671	河床	松山町	松山町	新橋	350	30	35	12		町道	350			
I 1 1672	新橋	松山町	松山町	新橋	450	30	40	61	保育園 歯科医院	松山町役場、松山郵便局	県道	210	町道	360
I 1 1673	仮屋	松山町	松山町	新橋	410	35	30	14		県道	120	町道	300	
I 1 1674	新田	松山町	松山町	新橋	350	40	40	13		町道	300	河川	300	
I 1 1675	宮下	松山町	松山町	おのみ 尾野見	650	45	35	20	宮下地区集会所	町道	170			
I 1 1676	大野原	松山町	松山町	おのみ 尾野見	350	30	30	14		町道	380			
I 1 1677	内ノ野	松山町	松山町	たの 泰野	170	30	30	7		町道	70			
I 1 1679	畑村釘	松山町	松山町	たの 泰野	220	30	30	8		町道	200			
I 1 1680	栗ノ峯	松山町	松山町	たの 泰野	180	50	7	15		県道	180			
I 1 3173	大鏡	松山町	松山町	おのみ 尾野見	100	30	15	0	松山町大鏡青少年館	町道	50			
I 1 4160	表	松山町	松山町	新橋	125	35	10	5		町道	100			
I 1 4163	堂免(内野谷)	松山町	松山町	たの 泰野	185	30	20	6		町道	50			
I 1 4164	榎田(野久尾)	松山町	松山町	畑	165	45	25	0	松山小学校					
I 1 4596	中西(川路一區2)	松山町	松山町	新橋	100	60	20	6						
I 1 1681	夏井	志布志町	志布志町	夏井	260	35	25	21		国道	460			
I 1 1682	小浜	志布志町	志布志町	帖	310	55	40	9		国道	150	JR	330	
I 1 1683	志布志屋敷1	志布志町	志布志町	帖	750	40	35	24	寺	町道	650			
I 1 1684	下西谷	志布志町	志布志町	帖	450	45	35	25		町道	450			
I 1 1685	波島(波島)	志布志町	志布志町	帖	750	45	35	34	志布志小学校	県道	330			
I 1 1686	下田屋敷	志布志町	志布志町	帖	520	43	30	18		県道	350	町道	200	
I 1 1687	中西谷	志布志町	志布志町	帖	370	37	30	17		町道	300			
I 1 1688	志布志	志布志町	志布志町	志布志	250	50	30	20	志布志町役場	志布志保健所・曾於鹿見島保健センター・寺	町道	200		
I 1 1689	六月坂	志布志町	志布志町	安楽	170	33	35	6		町道	180			
I 1 1690	稚子松	志布志町	志布志町	安楽	190	40	35	14		町道	260			
I 1 1691	裏清水	志布志町	志布志町	志布志	230	35	20	16		町道	300			
I 1 1692	六月坂1	志布志町	志布志町	安楽	150	44	35	55	病院	歯科医院	国道	100	町道	110
I 1 1693	新町	志布志町	志布志町	志布志	430	43	40	50	ホテル		国道	80	町道	300
I 1 1694	昭和	志布志町	志布志町	志布志	330	42	25	30	ホテル	病院	歯科医院	町道	200	
I 1 1695	新道	志布志町	志布志町	帖	240	43	50	24	志布志地区公民館					
I 1 1696	第2泉自(泉自)	志布志町	志布志町	帖	1250	43	20	64		県道	100	町道	820	
I 1 1697	宇都	志布志町	志布志町	帖	260	35	20	19	宇都公民館	県道	420			
I 1 1698	小淵	志布志町	志布志町	帖	290	31	30	30		県道	420			
I 1 1699	川野	志布志町	志布志町	志布志	250	70	20	6		県道	250			
I 1 1700	川野	志布志町	志布志町	内之倉	230	31	75	7		町道	270			

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設										
										種類	数	種類	数	種類	数					
	4231				m	度	m	戸												
I 1 1701	大川内	志布志町	志布志町	内之倉	310	30	45	16	大川内公民館	町道	390									
I 1 1702	下東谷	志布志町	志布志町	田之浦	180	40	25	8		町道	160									
I 1 1703	馬庭	志布志町	志布志町	内之倉	450	30	40	14		町道	310									
I 1 1704	鎌石	志布志町	志布志町	帖	300	31	40	10		町道	310									
I 1 1705	仲町	志布志町	志布志町	帖	370	30	35	38	寺	大隅公共職業安定所	町道	380								
I 1 1707	上宮内	志布志町	志布志町	安楽	600	32	50	23			町道	100								
I 1 1708	下宮内	志布志町	志布志町	安楽	600	32	30	25												
I 1 1709	上門1	志布志町	志布志町	安楽	350	30	37	12		県道	100									
I 1 1710	上門2	志布志町	志布志町	安楽	320	30	30	10		町道	200									
I 1 3174	上西谷	志布志町	志布志町	帖	200	50	20	8												
I 1 3175	高城	志布志町	志布志町	帖	120	45	30	9		町道	40									
I 1 3176	新屋敷	志布志町	志布志町	帖	60	45	30	20		町道	40									
I 1 3177	上閼屋	志布志町	志布志町	志布志	100	50	20	12		県道	45									
I 1 3178	丁田	志布志町	志布志町	安楽	250	40	15	12		国道	250									
I 1 3180	四浦	志布志町	志布志町	内之倉	100	30	45	2	四浦小学校	県道	70									
I 1 4165	大久保	志布志町	志布志町	田之浦	165	60	50	5												
I 1 4166	樋口(4塚口4)	志布志町	志布志町	内之倉	110	50	30	6												
I 1 4167	上東谷	志布志町	志布志町	田之浦	245	40	20	5												
I 1 4168	山久保	志布志町	志布志町	内之倉	275	45	40	6												
I 1 4169	道重	志布志町	志布志町	内之倉	80	50	25	1	道重公民館											
I 1 4170	八野1(馬庭)	志布志町	志布志町	内之倉	125	45	25	2	八野小学校	町道	140									
I 1 4171	片野	志布志町	志布志町	内之倉	165	30	15	5												
I 1 4172	森山	志布志町	志布志町	内之倉	150	45	20	5		町道	90									
I 1 4173	森山2	志布志町	志布志町	内之倉	92	55	10	1	森山地区研修センター											
I 1 4174	佐野	志布志町	志布志町	帖	380	40	35	8		町道	380									
I 1 4175	棚ヶ下り	志布志町	志布志町	内之倉	360	40	20	9		町道	375									
I 1 4176	曲瀬	志布志町	志布志町	安楽	142	30	15	7												
I 1 4177	上昭和	志布志町	志布志町	上志布志	246	30	15	13												
I 1 4178	中閼屋	志布志町	志布志町	志布志	300	60	20	9												
I 1 4179	小浜1(小浜)	志布志町	志布志町	帖	160	60	17	3	国土交通省第四港湾建設局志布志港湾工事事務所	町道	105									
I 1 4180	上志布志屋敷	志布志町	志布志町	帖	200	45	15	6		町道	280									
I 1 4181	上大性院	志布志町	志布志町	帖	114	45	15	5		県道	110									
I 1 4182	西夏井	志布志町	志布志町	夏井	145	35	15	7												
I 1 4183	嵐	志布志町	志布志町	帖	260	30	10	6												
I 1 4184	益倉2	志布志町	志布志町	帖	195	40	45	6		町道	145									
I 1 4185	柳井谷2	志布志町	志布志町	帖	200	65	8	6												
I 1 4186	柳井谷	志布志町	志布志町	帖	80	45	15	2	柳井谷公民館	町道	160									
I 1 1711	久木迫	有明町	有明町	伊崎田	200	30	25	5		町道	220									
I 1 1712	高下谷	有明町	有明町	伊崎田	180	33	39	9		町道	190									
I 1 1713	高下谷1	有明町	有明町	伊崎田	300	30	35	10	高下谷公民館	町道	230	水路	190							
I 1 1714	山之口	有明町	有明町	伊崎田	200	39	25	4	山之口公民館	町道	150									
I 1 1715	土江	有明町	有明町	伊崎田	500	37	54	14	伊崎田公民館	町道	430									
I 1 1716	丸岡	有明町	有明町	伊崎田	230	45	45	15		町道	120									
I 1 1717	川路	有明町	有明町	伊崎田	180	35	35	17												
I 1 1718	仮屋	有明町	有明町	野井倉	500	31	36	20	神社	町道	400									
I 1 1719	蓬原中野	有明町	有明町	蓬原	270	32	25	11		町道	280									
I 1 1720	重田	有明町	有明町	蓬原	100	34	15	8	重田公民館	町道	110									
I 1 1721	猿ヶ手	有明町	有明町	野井倉	330	34	68	12		町道	160									
I 1 1722	沢津ヶ峯	有明町	有明町	野神	430	30	47	18	沢津ヶ峯公民館	町道	300									
I 1 1723	本村	有明町	有明町	伊崎田	180	34	68	7	本村公民館	町道	270									
I 1 1724	末広	有明町	有明町	伊崎田	370	47	6	8		町道	150	水路	70							
I 1 1725	坪山	有明町	有明町	伊崎田	120	40	30	6												
I 1 1726	下野井倉	有明町	有明町	野井倉	400	33	36	23		町道	420	水路	300							
I 1 1727	水之谷2	有明町	有明町	野神	230	35	25	8		町道	100									
I 1 1728	宮下	有明町	有明町	野神	250	53	40	21		町道	250									
I 1 1729	上普現堂	有明町	有明町	蓬原	270	38	20	15		県道	150	町道	190							
I 1 1730	馬場	有明町	有明町	蓬原	200	45	30	11	馬場部落公民館	町道	320									
I 1 1731	平山	有明町	有明町	蓬原	240	33	25	15		県道	220	町道	100	水路	220					
I 1 1732	十文字	有明町	有明町	蓬原	350	39	40	27	西光寺	蓬原郵便局	下宇都公民館	県道	330	水路	250					
I 1 1733	下平野	有明町	有明町	山重	360	33	30	28	下平野公民館	町道	650									
I 1 1734	曲	有明町	有明町	山重	190	35	25	7	曲公民館	町道	200	水路	180							
I 1 1735	下藤部合	有明町	有明町	野井倉	370	60	14	15		町道	340									
I 1 1737	下藤部合2	有明町	有明町	野井倉	570	31	15	8		町道	450									
I 1 1738	通山	有明町	有明町	野井倉	250	45	30	12		町道	430									

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設				
										種類	数	種類	数	
4231					m	度	m	戸						
I 1 1739	通山1	有明町	有明町	野井倉	230	35	33	14		町道	120			
I 1 1740	通山2	有明町	有明町	野井倉	250	43	35	11		町道	40			
I 1 1741	下通山	有明町	有明町	野井倉	500	38	36	28		町道	430			
I 1 1742	西下	有明町	有明町	原田	100	35	10	19		町道	220			
I 1 1743	伊崎田中野	有明町	有明町	伊崎田	300	56	20	11		町道	50			
I 1 3181	宮塩	有明町	有明町	伊崎田	50	40	30	15	宮塩集会所	町道	30			
I 1 3182	山重	有明町	有明町	山重	150	35	25	5		町道	120			
I 1 4187	上縄瀬1	有明町	有明町	伊崎田	44	70	25	0	上縄瀬公民館					
I 1 4188	飯野	有明町	有明町	伊崎田	105	50	50	4	飯野公民館	町道	110			
I 1 4189	宮塩1	有明町	有明町	伊崎田	32	80	15	0	宮塩集会所	町道	30			
I 1 4190	宮塩2	有明町	有明町	伊崎田	100	40	15	5		町道	55			
I 1 4191	宮塩3	有明町	有明町	伊崎田	115	70	15	5		町道	114			
I 1 4192	中吉村1	有明町	有明町	野井倉	195	50	35	8						
I 1 4193	東吉村4	有明町	有明町	野井倉	42	40	20	0	東吉村公民館					
I 1 1744	曲1	大崎町	大崎町	野方	240	37	52	8		国道	80	町道	70	
I 1 1745	曲2	大崎町	大崎町	野方	320	33	25	9	曲集落集会所					
I 1 1746	曲3	大崎町	大崎町	野方	330	45	64	12		国道	280			
I 1 1747	立小野	大崎町	大崎町	野方	350	36	50	12	立小野小学校 立小野簡易郵便局	町道	170			
I 1 1748	立小野1	大崎町	大崎町	野方	70	41	30	5						
I 1 1749	立小野2	大崎町	大崎町	野方	130	32	25	3	立小野公民分館	町道	60			
I 1 1750	立小野3	大崎町	大崎町	野方	160	33	49	5		町道	50			
I 1 1751	立小野4	大崎町	大崎町	野方	250	35	57	9		町道	70			
I 1 1752	永吉1	大崎町	大崎町	永吉	90	30	30	5		町道	100			
I 1 1754	水之谷(水之谷3)	大崎町	大崎町	野方	580	32	30	18	水之谷公民館	県道	350	町道	200	
I 1 1755	水之谷5	大崎町	大崎町	野方	100	44	25	6		県道	60			
I 1 1756	水之谷6	大崎町	大崎町	野方	150	45	30	5		町道	70			
I 1 1757	水之谷7	大崎町	大崎町	野方	420	45	30	9		県道	200			
I 1 1758	若松2	大崎町	大崎町	野方	60	34	40	6						
I 1 1759	宮上	大崎町	大崎町	野方	130	45	20	6	宮下公民館	国道	130			
I 1 1760	岡下	大崎町	大崎町	養田	200	34	20	5	岡下公民館	町道	170			
I 1 1761	岡下1	大崎町	大崎町	養田	110	30	10	6		町道	50			
I 1 1762	西迫1(西迫)	大崎町	大崎町	飯宿	120	49	15	5		町道	30			
I 1 1763	西迫(西迫1)	大崎町	大崎町	飯宿	360	41	15	51	保育園 子育て支援センター 診療所	国道	70	町道	100	
I 1 1764	西迫2	大崎町	大崎町	飯宿	100	34	15	5		町道	130			
I 1 1765	下持留(持留)	大崎町	大崎町	持留	200	45	37	27	保育園	町道	170			
I 1 1766	大久保	大崎町	大崎町	持留	190	30	117	8		町道	190			
I 1 1767	横内	大崎町	大崎町	持留	220	39	28	8	横内公民館	県道	100			
I 1 1768	横内1	大崎町	大崎町	持留	450	43	28	14		県道	450			
I 1 1770	横内3	大崎町	大崎町	野方	160	37	30	6	横内簡易郵便局	県道	80			
I 1 1772	横内5	大崎町	大崎町	野方	190	45	20	6		県道	50			
I 1 1773	持留1	大崎町	大崎町	野方	200	34	33	5		町道	200			
I 1 1774	持留2	大崎町	大崎町	持留	340	35	22	7		町道	280			
I 1 1776	持留(中持留)	大崎町	大崎町	持留	600	37	25	21	中持留公民館 持留郵便局	県道	480			
I 1 1777	井俣(井俣2)	大崎町	大崎町	井俣	200	43	20	12		農道	60			
I 1 1778	井俣	大崎町	大崎町	井俣	150	48	20	11		農道	160			
I 1 3183	櫛ヶ山	大崎町	大崎町	永吉	52	45	25	10		町道	40			
I 1 3184	木入道	大崎町	大崎町	永吉	100	60	15	5		国道	60			
I 1 3185	後迫	大崎町	大崎町	横瀬	170	45	15	9						
I 2 191	馬場	大崎町	大崎町	飯宿	210	60	15	1	大崎町中央公民館 大崎町夜場					
I 1 2040	立小野-3	串良町	串良町	細山田	150	35	22	5						
I 1 2041	立小野-4	串良町	串良町	細山田	550	45	55	17		国道	550			
I 1 2042	立小野-6	串良町	串良町	細山田	240	30	32	7		町道	240			
I 1 2043	生葉須上	串良町	串良町	細山田	160	40	35	5						
I 1 2044	富松-1	串良町	串良町	細山田	400	40	35	9		町道	400			
I 1 2048	下中-5	串良町	串良町	細山田	180	35	36	7		町道	180			
I 1 2049	中野-3	串良町	串良町	有里	340	80	40	15		町道	280			
I 1 2050	中野下-2	串良町	串良町	有里	160	60	30	7		町道	160			
I 1 2051	大地分道-1	串良町	串良町	有里	250	35	35	8		町道	250			
I 1 2052	山下-2	串良町	串良町	有里	240	35	45	6		町道	70			
I 1 2053	山下-3	串良町	串良町	有里	550	45	58	5		町道	450			
I 1 2054	中郷下	串良町	串良町	有里	140	40	18	9		町道	70			
I 1 2055	中郷下-3	串良町	串良町	有里	280	45	35	7		町道	280			
I 1 2056	上大塚原-1	串良町	串良町	有里	380	35	25	9		町道	380			
I 1 2057	上大塚原-2	串良町	串良町	有里	100	30	25	5		町道	60			

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸									
I 1 2059	水喰-3	串良町	串良町	有里	250	40	35	10	公民館								
I 1 2060	水喰-4	串良町	串良町	有里	250	35	32	5									
I 1 2061	大塚原-1	串良町	串良町	有里	330	35	26	9									
I 1 2063	中山-1	串良町	串良町	上小原	160	30	46	6									
I 1 2064	中宿-1	串良町	串良町	上小原	300	30	15	16									
I 1 2065	中宿-2	串良町	串良町	上小原	150	45	50	9	公民館								
I 1 2067	下中山-2	串良町	串良町	上小原	220	35	30	5									
I 1 2068	下中山-3	串良町	串良町	上小原	200	35	30	7									
I 1 2069	中浦木-2	串良町	串良町	有里	370	40	30	14									
I 1 2070	下浦木-2	串良町	串良町	下小原	300	60	20	13									
I 1 2071	下浦木-6	串良町	串良町	下小原	350	35	30	9									
I 1 2073	宮下	串良町	串良町	有里	120	50	15	6									
I 1 2074	宮下-2	串良町	串良町	有里	260	40	16	7	公民館								
I 1 2075	宮下-3	串良町	串良町	岡崎	180	50	25	6									
I 1 2076	永和-1	串良町	串良町	岡崎	200	30	10	5									
I 1 2077	永和-2	串良町	串良町	岡崎	240	35	32	58	老人福祉センター	幼稚園							
I 1 2078	和田-1	串良町	串良町	岡崎	200	40	14	14									
I 1 2079	岡崎上-1	串良町	串良町	岡崎	160	80	14	7									
I 1 2080	岡崎上-3	串良町	串良町	岡崎	300	55	20	5									
I 1 2081	白寒水-1	串良町	串良町	下小原	360	35	25	8									
I 1 2083	白寒水-4	串良町	串良町	下小原	160	30	15	6									
I 1 2084	岡崎西-3	串良町	串良町	岡崎	100	50	8	5									
I 1 3205	堂園	串良町	串良町	細山田	170	60	30	5	公民館								
I 1 3206	山宮	串良町	串良町	細山田	150	45	40	5									
I 1 3209	浦木	串良町	串良町	下小原	100	43	21	5									
I 1 3210	岡崎上	串良町	串良町	岡崎	150	60	10	5									
I 1 4199	中宿1	串良町	串良町	有里	270	45	70	6									
I 1 4200	稲刈道2	串良町	串良町	下小原	140	60	9	5									
I 1 2087	岩弘上-6	東串良町	東串良町	岩弘	140	30	25	5									
I 1 2088	岩弘中-1	東串良町	東串良町	岩弘	370	55	22	11									
I 1 2090	岩弘下-5	東串良町	東串良町	岩弘	160	60	18	10									
I 1 2091	池之原	東串良町	東串良町	池之原	320	45	15	11									
I 1 2092	蔵下	東串良町	東串良町	川東	200	46	12	10									
I 1 2093	蔵下-1	東串良町	東串良町	川東	70	40	9	5									
I 1 4201	岩弘上	東串良町	東串良町	岩弘	300	45	14	7									
I 1 4202	岩弘中	東串良町	東串良町	岩弘	70	60	11	6									
I 1 4203	岩弘下	東串良町	東串良町	岩弘	40	45	13	1	公民館								
I 1 2185	岸上	吾平町	吾平町	麓	100	55	7	6	公民館								
I 1 2186	岸田	吾平町	吾平町	麓	300	40	20	10	公民館								
I 1 2187	坂下	吾平町	吾平町	上名	200	70	25	11									
I 1 2189	論地	吾平町	吾平町	下名	130	52	9	6									
I 1 2192	今吉	吾平町	吾平町	上名	150	45	10	7									
I 1 2193	白坂-2	吾平町	吾平町	上名	150	40	14	6									
I 1 2195	鏡原	吾平町	吾平町	上名	100	42	10	5									
I 1 2196	筒ヶ泊	吾平町	吾平町	上名	100	37	17	5									
I 1 2200	真戸原	吾平町	吾平町	下名	100	45	20	6	公民館								
I 1 3225	新地	吾平町	吾平町	上名	140	36	20	8									
I 1 4219	金山1	吾平町	吾平町	下名	75	60	25	1	老人ホーム								
I 2 195	坂1	吾平町	吾平町	麓	90	55	15	5									
I 1 2204	皆倉2	錦江町	大根占町	神川	200	30	32	12									
I 1 2205	皆倉	錦江町	大根占町	神川	250	33	30	14									
I 1 2206	栗山	錦江町	大根占町	神川	300	30	16	12									
I 1 2207	神之川1	錦江町	大根占町	神川	250	37	18	7									
I 1 2208	神之川2	錦江町	大根占町	神川	200	37	22	10									
I 1 2209	有村	錦江町	大根占町	神川	100	43	34	5									
I 1 2210	鳥浜	錦江町	大根占町	神川	280	30	38	102	病院	老人保健施設							
I 1 2211	城ヶ崎	錦江町	大根占町	神川	450	30	16	16									
I 1 2213	瀬戸山(遊善浦)	錦江町	大根占町	城元	150	34	23	6									
I 1 2216	菅崎	錦江町	大根占町	馬場	300	40	32	10									
I 1 2236	鶴園	錦江町	田代町	川原	270	34	24	10									
I 1 2237	鶴園4	錦江町	田代町	川原	120	30	26	6									
I 1 2238	郷之原	錦江町	田代町	川原	75	30	18	2	郷之原公民館								
I 1 2239	中野	錦江町	田代町	麓	170	35	18	0									
I 1 2240	長谷	錦江町	田代町	麓	110	30	14	6									

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
4231					m	度	m	戸									
I 1 2241	早瀬1	錦江町	田代町	川原	110	60	12	9	病院								
I 1 2242	早瀬2	錦江町	田代町	川原	150	34	18	5									
I 1 2243	かみしばたて上築立1	錦江町	田代町	川原	200	40	18	5									
I 1 2244	ひらし(鳳来)	錦江町	田代町	川原	570	40	37	11	平石農事集会所	町道	110						
I 1 2245	柴立1	錦江町	田代町	川原	250	50	43	10									
I 1 2247	かみしばたて上築立2	錦江町	田代町	川原	90	50	18	5									
I 1 2248	しばたて上築立3	錦江町	田代町	川原	170	40	40	8		町道	180						
I 1 2250	やまぐら山口1	錦江町	田代町	麓	175	33	20	13									
I 1 2252	猪鹿倉	錦江町	田代町	川原	300	30	17	9	猪鹿倉集落センター	町道	190						
I 1 4220	おほはま(鳳来)	錦江町	大根占町	神川	175	30	36	5		町道	120						
I 1 4223	東ノ原(中郡)	錦江町	田代町	麓	120	60	6	6									
I 1 2218	みやのり宮原(浦上2)	南大隅町	根占町	川北	200	45	17	23	神山小学校	幼稚園							
I 1 2219	古殿(入ヶ山2)	南大隅町	根占町	川北	180	60	20	6		県道	150						
I 1 2221	西本	南大隅町	根占町	川北	630	35	30	14	西本公民館	県道	570	町道	30				
I 1 2225	瀬崎	南大隅町	根占町	川南	170	40	20	12		町道	40						
I 1 2226	丸峰	南大隅町	根占町	山本	175	38	37	10		町道	220						
I 1 2227	山本新町(南谷1)	南大隅町	根占町	山本	90	34	23	0	根占中学校								
I 1 2229	みなみだに南谷2	南大隅町	根占町	川南	120	40	20	4	南谷公民館								
I 1 2230	北ノ口(南谷3)	南大隅町	根占町	川南	250	38	30	9		町道	50						
I 1 2231	大浜上	南大隅町	根占町	山本	200	52	27	7		町道	50						
I 1 2232	大浜中	南大隅町	根占町	山本	290	37	46	6		国道	170	町道	120				
I 1 2233	石走	南大隅町	根占町	辺田	230	36	76	14		国道	105						
I 1 2254	あげのその上之園	南大隅町	佐多町	伊座敷	180	36	18	5		町道	90						
I 1 2256	坂下	南大隅町	佐多町	伊座敷	320	35	36	15		町道	70						
I 1 2257	あげのその上之園下	南大隅町	佐多町	伊座敷	200	50	20	8		町道	50						
I 1 2259	垂水	南大隅町	佐多町	伊座敷	100	31	20	1	垂水コミュニティセンター	町道	35						
I 1 2260	鞍掛	南大隅町	佐多町	伊座敷	190	35	30	7		町道	150						
I 1 2261	西方	南大隅町	佐多町	伊座敷	200	43	26	5		県道	50	町道	100				
I 1 2264	川田代2	南大隅町	佐多町	馬籠	170	41	28	5		町道	200						
I 1 2265	川田代	南大隅町	佐多町	馬籠	400	39	31	18	川田代公民館	県道	500						
I 1 2266	川田代1	南大隅町	佐多町	馬籠	170	30	23	5		県道	100						
I 1 2268	片野坂	南大隅町	佐多町	馬籠	170	30	21	7	片之坂コミュニティセンター	町道	180						
I 1 2269	折山	南大隅町	佐多町	馬籠	270	38	37	9		県道	80	町道	220				
I 1 2270	崖立1	南大隅町	佐多町	辺塚	170	35	23	6		町道	150						
I 1 2271	中村1	南大隅町	佐多町	辺塚	150	35	20	5		県道	60						
I 1 2272	中村	南大隅町	佐多町	辺塚	280	35	21	8		町道	200						
I 1 2275	沢渡	南大隅町	佐多町	辺塚	100	43	35	5		町道	50						
I 1 2278	島泊2	南大隅町	佐多町	伊座敷	450	43	24	14		県道	125	町道	150				
I 1 2280	島泊1	南大隅町	佐多町	伊座敷	310	44	30	16	島泊簡易郵便局	町道	200						
I 1 2281	島泊4	南大隅町	佐多町	伊座敷	350	40	41	17		町道	350						
I 1 2282	岩下	南大隅町	佐多町	馬籠	210	55	68	10		町道	400						
I 1 2287	尾波瀬3	南大隅町	佐多町	馬籠	230	38	25	4	尾波瀬コミュニティセンター	町道	150						
I 1 2288	尾波瀬2	南大隅町	佐多町	馬籠	290	42	20	18									
I 1 2289	水江	南大隅町	佐多町	郡	140	40	26	8		町道	80						
I 1 2290	立切	南大隅町	佐多町	郡	150	43	46	10		県道	230						
I 1 2291	古里2	南大隅町	佐多町	郡	250	45	48	14		町道	200						
I 1 2292	古里1	南大隅町	佐多町	郡	200	50	30	10		町道	100						
I 1 2293	古里3	南大隅町	佐多町	郡	220	30	21	7	古里コミュニティセンター	町道	200						
I 1 2295	坂元	南大隅町	佐多町	郡	240	30	36	10		町道	180						
I 1 2297	浜尻	南大隅町	佐多町	郡	250	37	31	21	浜尻コミュニティセンター	県道	150	町道	270				
I 1 2298	間泊3	南大隅町	佐多町	郡	170	40	45	10		県道	20						
I 1 2299	間泊2	南大隅町	佐多町	郡	150	30	30	16									
I 1 2300	間泊1	南大隅町	佐多町	郡	100	36	40	5									
I 1 2301	竹之浦3	南大隅町	佐多町	郡	260	35	40	9		県道	20						
I 1 2302	竹之浦1	南大隅町	佐多町	郡	170	37	36	9		県道	150						
I 1 2303	竹之浦2	南大隅町	佐多町	郡	200	43	55	25	竹之浦生活改善センター	竹之浦簡易郵便局	県道	30					
I 1 2304	おどまり大泊1	南大隅町	佐多町	馬籠	150	37	37	14									
I 1 2305	おどまり大泊	南大隅町	佐多町	馬籠	200	34	41	22									
I 1 2306	おどまり大泊2(大泊3)	南大隅町	佐多町	馬籠	130	33	34	6									
I 1 2307	外之浦3	南大隅町	佐多町	馬籠	270	35	27	22		県道	150						
I 1 2309	外之浦2	南大隅町	佐多町	馬籠	170	37	21	7		県道	100						
I 1 2310	田尻	南大隅町	佐多町	馬籠	220	33	12	23	田尻へき地集会所	町道	20						
I 1 3227	おどまり大浜下	南大隅町	根占町	山本	110	48	13	8		町道	30						
I 1 3230	おどまり大泊下	南大隅町	佐多町	馬籠	80	32	27	0	ホテル	町道	150						

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設			
										種類	数	種類	数
4231													
I 1 4221	やまもと山本新町1 山本新町1 南大隅町	やまもと山本	やまもと山本	やまもと山本	150	35	18	6					
I 1 4222	やまもと大浜下2(宮田) 南大隅町	やまもと山本	やまもと山本	やまもと山本	170	45	18	0	道の駅根占	国道	75		
I 1 4224	やまもと麓 南大隅町	やまもと伊座敷	やまもと伊座敷	やまもと伊座敷	120	43	20	10	南大隅高校佐多分校				
I 1 4225	あけのその上之園2 南大隅町	やまもと伊座敷	やまもと伊座敷	やまもと伊座敷	310	37	10	15		町道	170		
I 1 4226	こがね郡4(郡1) 南大隅町	やまもと郡	やまもと郡	やまもと郡	270	35	52	7		町道	180		
I 1 4227	こがね郡4(宮田2) 南大隅町	やまもと郡	やまもと郡	やまもと郡	35	30	25	1	吉里集落センター	県道	35		
I 1 4658	ふなき舟木 南大隅町	やまもと根占町	やまもと根占町	やまもと根占町	95	45	10	7		国道	100		
I 2 83	みやがら宮原 南大隅町	みやがら川北	みやがら川北	みやがら川北	40	30	10	0	宮浜公民館	町道	15		
I 2 84	しらさき白坂(山本) 南大隅町	やまもと山本	やまもと山本	やまもと山本	80	30	18	16	特別老人ホーム				
I 1 2094	うまの馬込-1 肝付町	うまの北方	うまの北方	うまの北方	180	30	35	5					
I 1 2095	うまの馬込-2 肝付町	うまの北方	うまの北方	うまの北方	150	30	11	6					
I 1 2096	うまの馬込-3 肝付町	うまの北方	うまの北方	うまの北方	300	40	48	8					
I 1 2099	さかた坂元-3 肝付町	さかた北方	さかた北方	さかた北方	360	30	43	8	公民館	町道	1		
I 1 2100	つばき津房下 肝付町	つばき北方	つばき北方	つばき北方	180	35	56	7					
I 1 2101	つばき津房 肝付町	つばき北方	つばき北方	つばき北方	140	30	42	42					
I 1 2102	つばき津房上-1 肝付町	つばき北方	つばき北方	つばき北方	170	35	46	7					
I 1 2106	みなみかた南方下 肝付町	みなみかた南方	みなみかた南方	みなみかた南方	310	30	60	7					
I 1 2107	みなみかた南方上 肝付町	みなみかた南方	みなみかた南方	みなみかた南方	300	30	60	8					
I 1 2108	ひらた平幸田 肝付町	ひらた北方	ひらた北方	ひらた北方	500	30	26	7					
I 1 2109	いつつばし五橋-1 肝付町	いつつばし南方	いつつばし南方	いつつばし南方	220	30	82	12					
I 1 2110	いつつばし五橋-2 肝付町	いつつばし南方	いつつばし南方	いつつばし南方	210	40	104	10					
I 1 2111	おおのらみ大平見上-1 肝付町	おおのらみ南方	おおのらみ南方	おおのらみ南方	380	30	147	16					
I 1 2112	おおのらみ大平見上-2 肝付町	おおのらみ南方	おおのらみ南方	おおのらみ南方	220	35	150	12					
I 1 2113	おおのらみ大平見下-1 肝付町	おおのらみ南方	おおのらみ南方	おおのらみ南方	300	35	150	10					
I 1 2114	おおのらみ大平見下-2 肝付町	おおのらみ南方	おおのらみ南方	おおのらみ南方	320	35	66	11					
I 1 2115	おのう小野上-1 肝付町	おのう南方	おのう南方	おのう南方	100	35	60	5					
I 1 2116	おのう小野上-3 肝付町	おのう南方	おのう南方	おのう南方	180	30	30	8					
I 1 2117	おのう小野上-4 肝付町	おのう南方	おのう南方	おのう南方	190	30	64	14					
I 1 2118	おのう小野 肝付町	おのう南方	おのう南方	おのう南方	230	35	52	17					
I 1 2119	おのう白木-1 肝付町	おのう南方	おのう南方	おのう南方	190	30	100	6					
I 1 2120	ついで津代-2 肝付町	ついで南方	ついで南方	ついで南方	110	30	58	5					
I 1 2121	ついで津代 肝付町	ついで南方	ついで南方	ついで南方	100	35	20	6					
I 1 2122	きんぎん侍金-1 肝付町	きんぎん南方	きんぎん南方	きんぎん南方	220	30	35	5					
I 1 2124	きんぎん侍金-3 肝付町	きんぎん南方	きんぎん南方	きんぎん南方	280	35	40	11					
I 1 2127	なが坪長坪 肝付町	なが坪南方	なが坪南方	なが坪南方	200	35	62	6					
I 1 2129	おしろ小西上-2 肝付町	おしろ岸良	おしろ岸良	おしろ岸良	100	40	10	5					
I 1 2130	ほんち本地 肝付町	ほんち岸良	ほんち岸良	ほんち岸良	150	35	40	12					
I 1 2131	おやま小山上 肝付町	おやま岸良	おやま岸良	おやま岸良	100	45	20	8					
I 1 2133	おやま小山田下 肝付町	おやま岸良	おやま岸良	おやま岸良	300	37	44	9					
I 1 2134	はま浜下 肝付町	はま岸良	はま岸良	はま岸良	240	35	68	9					
I 1 2135	はま浜下 肝付町	はま岸良	はま岸良	はま岸良	220	40	62	11					
I 1 2137	ふな船間-1 肝付町	ふな岸良	ふな岸良	ふな岸良	100	30	55	6					
I 1 2138	おのう大浦上 肝付町	おのう岸良	おのう岸良	おのう岸良	140	35	54	5					
I 1 2139	おのう大浦 肝付町	おのう岸良	おのう岸良	おのう岸良	150	40	32	5					
I 1 2140	おのう大浦中 肝付町	おのう岸良	おのう岸良	おのう岸良	160	35	14	7					
I 1 2142	みや富富 肝付町	みや富山	みや富山	みや富山	280	60	10	8	神社	県道	70		
I 1 2143	しほ西之宮 肝付町	しほ前田	しほ前田	しほ前田	200	35	9	20	勤労青少年ホーム-高山町社会福祉				
I 1 2144	にし西横間 肝付町	にし新富	にし新富	にし新富	150	30	18	7		県道	150		
I 1 2145	にし西横間 肝付町	にし新富	にし新富	にし新富	320	41	21	13		町道	50		
I 1 2146	にし西横間-2 肝付町	にし新富	にし新富	にし新富	220	35	21	11	西横間公民館	県道	100		
I 1 2147	へぞん平後園 肝付町	へぞん波見	へぞん波見	へぞん波見	210	35	25	28	波見地区公民館	県道	200		
I 1 2149	へぞん平後園-3 肝付町	へぞん波見	へぞん波見	へぞん波見	210	30	35	7		県道	230		
I 1 2151	うら浦町 肝付町	うら波見	うら波見	うら波見	200	40	36	13	波見郵便局	国道	180		
I 1 2152	うら波見下 肝付町	うら波見	うら波見	うら波見	150	37	50	8	神社				
I 1 2153	うら波見下-2 肝付町	うら波見	うら波見	うら波見	280	40	50	9					
I 1 2154	うら波見 肝付町	うら波見	うら波見	うら波見	200	33	20	6		町道	130		
I 1 2155	やなぎ柳井谷 肝付町	やなぎ波見	やなぎ波見	やなぎ波見	120	32	50	6		国道	50		
I 1 2156	ひつ松 肝付町	ひつ波見	ひつ波見	ひつ波見	120	30	25	7					
I 1 2157	ひつ松-2 肝付町	ひつ波見	ひつ波見	ひつ波見	150	35	46	9	一松公民館	国道	120		
I 1 2158	やま山下 肝付町	やま波見	やま波見	やま波見	150	30	20	11		国道	80	町道	80
I 1 2159	いひ飯ヶ谷 肝付町	いひ波見	いひ波見	いひ波見	50	35	30	5					
I 1 2160	しら白坂-1 肝付町	しら後田	しら後田	しら後田	190	42	16	8		町道	190		
I 1 2161	しら白坂-2 肝付町	しら後田	しら後田	しら後田	180	38	25	5					
I 1 2162	しら西方-1 肝付町	しら前田	しら前田	しら前田	110	35	24	5					

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 2163	にしかた西方-2	肝付町	高山町	前田	m	度	m	戸								
I 1 2164	あかひね赤池	肝付町	高山町	前田	280	35	15	9				町道	80			
I 1 2165	かみししかた上西方	肝付町	高山町	前田	160	35	31	9				県道	190			
I 1 2167	おおおき大脇-1	肝付町	高山町	前田	160	48	20	8				県道	190			
I 1 2168	おおおき大脇-2	肝付町	高山町	前田	180	35	22	12				県道	70			
I 1 2169	おまのたがみ脇之田上	肝付町	高山町	新富	200	35	10	5								
I 1 2170	わだ和田	肝付町	高山町	野崎	170	30	13	8				町道	130			
I 1 2171	うしろだ後田-2	肝付町	高山町	後田	90	35	20	5				町道	100			
I 1 2172	にいのみ新村-3	肝付町	高山町	新富	160	35	40	5				町道	90			
I 1 2173	にいのみ新村-5	肝付町	高山町	新富	190	40	26	5								
I 1 2174	ほんしよなかも本城-2	肝付町	高山町	新富	170	40	23	5								
I 1 2175	ほんしよなかも本城中	肝付町	高山町	新富	120	40	40	6								
I 1 2177	おおほ大窪-2	肝付町	高山町	後田	200	40	22	5								
I 1 2178	おおほ大窪-4	肝付町	高山町	後田	200	35	36	6								
I 1 2179	かたがた片野	肝付町	高山町	後田	150	40	38	6								
I 1 2182	おおほ大平-1	肝付町	高山町	後田	170	30	40	8				町道	160			
I 1 2183	おほ折生野	肝付町	高山町	後田	120	35	24	5				町道	120			
I 1 3212	おほみみ大平見	肝付町	内之浦町	南方	370	45	13	8								
I 1 3215	おみやま富山南	肝付町	高山町	富山	140	45	15	6								
I 1 3216	みやま宮下	肝付町	高山町	富山	80	70	20	1	宮富小学校							
I 1 3217	はみ波見	肝付町	高山町	波見	200	32	50	12				国道	190			
I 1 3218	たにやま谷山迫	肝付町	高山町	後田	150	36	15	4	神社			町道	140			
I 1 3219	ちまのうじ長能寺	肝付町	高山町	前田	158	59	20	5								
I 1 3220	しらぬか白坂	肝付町	高山町	後田	130	45	10	3	白坂公民館							
I 1 3222	ほんしよなかも本城上	肝付町	高山町	新富	200	51	45	5								
I 1 3223	かわかみ川上	肝付町	高山町	後田	100	32	100	7								
I 1 4207	にしかりや西仮屋1	肝付町	高山町	波見	100	45	12	1	山下公民館							
I 1 4208	しらぬか寺	肝付町	高山町	新富	90	50	8	5	波見小学校	寺						
I 1 4209	おみやま八幡馬場1	肝付町	高山町	新富	190	45	15	6								
I 1 4210	ちまのうじ長珠庵2	肝付町	高山町	新富	240	45	8	7								
I 1 4211	ちまのうじ長珠庵1	肝付町	高山町	新富	120	40	12	8								
I 1 4212	おおおき大脇2	肝付町	高山町	新富	175	35	20	6								
I 1 4213	おひし鳥越	肝付町	高山町	後田	100	35	30	5								
I 1 4215	いしのお石之脇1	肝付町	高山町	後田	110	40	20	2								
I 1 4216	おおほ大窪1	肝付町	高山町	後田	35	40	15	1								
I 1 4597	おほ小野2	肝付町	内之浦町	南方	120	30	30	5								
I 1 4598	おほせせ野2	肝付町	高山町	富山	50	35	23	5								
I 1 4599	おみやま富山北	肝付町	高山町	富山	144	45	30	5								
I 1 4600	たにやま谷山迫	肝付町	高山町	後田	95	30	8	7								
I 1 4601	いしのお石之脇2	肝付町	高山町	後田	125	30	25	6								
I 1 4602	いらのえ寺之上4	肝付町	高山町	新富	50	30	50	7								
I 1 4603	かみのいら神之市1	肝付町	高山町	新富	200	55	23	5								
I 2 194	にしおほ西大園1	肝付町	高山町	野崎	90	30	7	7								
I 2 256	おみやま八幡馬場2	肝付町	高山町	新富	89	90	8	7								
I 2 257	おみやま八幡馬場3	肝付町	高山町	新富	85	80	12	4	神社							
I 1 2343	はまつか浜津脇2	中種子町	中種子町	納官	430	69	16	21	星原中学校			国道	440			
I 1 2344	はまつか浜津脇	中種子町	中種子町	納官	370	45	18	24				国道	380			
I 1 2345	おみやま脇之川	中種子町	中種子町	納官	100	60	30	6				国道	50	町道	100	
I 1 2346	やの久津	中種子町	中種子町	坂井	240	40	18	12	岩岡小学校			県道	300			
I 1 2348	おほおほ大塩屋	中種子町	中種子町	増田	100	50	30	7				町道	30			
I 1 2349	かみなか上中町	中種子町	中種子町	増田	350	40	20	5	増田中学校							
I 1 2350	しものか下中町	中種子町	中種子町	増田	200	50	15	8	増田小学校			町道	50			
I 1 2351	しものか下中町2	中種子町	中種子町	増田	400	50	15	16				町道	320			
I 1 2352	かみなか上向井町	中種子町	中種子町	増田	100	45	9	5				町道	100			
I 1 2353	くまの熊野	中種子町	中種子町	坂井	100	45	40	6				町道	100			
I 1 4234	ふしのまえ伏之前	中種子町	中種子町	野間	120	47	12	6								
I 1 4235	ほたけ田1	中種子町	中種子町	野間	200	35	40	2	中種子町清掃センター	斎苑	火葬場					
I 1 4236	くまの熊野3	中種子町	中種子町	坂井	140	45	12	6								
I 1 4237	くまの熊野6	中種子町	中種子町	坂井	150	50	17	7				県道	20			
I 1 4623	はまつか浜津脇3	中種子町	中種子町	納官	140	45	11	5				国道	230			
I 1 4624	しものか下中町3	中種子町	中種子町	増田	100	55	15	6								
I 1 4625	しものか塩屋3	中種子町	中種子町	坂井	120	50	20	2	ホテル			河川	130			
I 1 4626	かしのえ樋湯8	中種子町	中種子町	坂井	60	50	12	3	樋湯公民館			県道	70			
I 2 259	おみやま浜津脇4	中種子町	中種子町	納官	220	55	24	5				国道	230	町道	180	

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231																
I 1 2354	乳の牛野	南種子島町	南種子町	西海	680	40	35	21		県道	700					
I 1 2355	なかのちや中之塩屋	南種子島町	南種子町	西海	250	40	20	9		県道	210					
I 1 2356	おおかわ大川1	南種子島町	南種子町	西海	250	50	30	6	大川小学校	県道	150					
I 1 2357	おおかわ大川2	南種子島町	南種子町	西海	200	50	30	5	上立石公民館	県道	210					
I 1 2358	ほんご本村1	南種子島町	南種子町	西之	248	30	40	8		県道	260					
I 1 2359	ほんご本村2	南種子島町	南種子町	西之	325	30	40	16		県道	150	町道	150			
I 1 2360	ほんご本村3	南種子島町	南種子町	西之	450	40	80	12		県道	150	町道	300			
I 1 2361	たしろ田代	南種子島町	南種子町	西之	200	35	20	6		町道	200					
I 1 2362	あま田	南種子島町	南種子町	葦永	200	35	30	6		町道	130					
I 1 2363	菅原1	南種子島町	南種子町	葦永	300	35	30	10		県道	200					
I 1 2364	すがはら菅原2	南種子島町	南種子町	葦永	280	60	45	12		町道	250					
I 1 2365	なかのちや仲之町2	南種子島町	南種子町	葦永	200	60	40	12	宇都浦公民館	町道	210					
I 1 2366	なかのちや仲之町1	南種子島町	南種子町	葦永	450	60	40	15	葦南小学校	旅館	県道	60	町道	350		
I 1 2367	はま浜田	南種子島町	南種子町	平山	250	35	20	7		町道	250					
I 1 3235	しほ島間中之町	南種子島町	南種子町	島間	110	60	7	8		町道	100					
I 1 3236	あた阿多	南種子島町	南種子町	葦永	150	60	70	12		県道	100					
I 1 4238	なかのちや仲之町4	南種子島町	南種子町	平山	150	42	25	5		町道	30					
I 1 4239	おおく久保	南種子島町	南種子町	島間	160	32	12	9	少年自然の家	県道	90					
I 1 4241	うえの上之平	南種子島町	南種子町	中之上	270	42	27	11	上之平公民館	国道	200					
I 1 4242	しん栄町2	南種子島町	南種子町	中之下	200	67	15	13								
I 1 4243	ひろた広田1	南種子島町	南種子町	平山	140	45	17	8								
I 1 4627	やき焼野	南種子島町	南種子町	中之下	100	33	20	7		町道	100					
I 1 4628	まどう真所1	南種子島町	南種子町	西之	190	35	30	5		県道	200					
I 1 4629	おおうち大字部3	南種子島町	南種子町	中之上	60	37	25	1	大字部公民館							
I 1 4630	あま田	南種子島町	南種子町	葦永	170	45	25	3	南田部隊當農集落研修センター							
I 1 4631	あまた田5	南種子島町	南種子町	葦永	200	35	25	7		町道	200					
I 1 4632	すがはら菅原4	南種子島町	南種子町	葦永	100	32	15	6		町道	60					
I 1 4633	あたけ阿竹2	南種子島町	南種子町	葦永	180	45	22	5								
I 1 4634	あま田	南種子島町	南種子町	葦永	50	43	15	2	菅原集落當農集落研修センター	町道	20					
I 1 4635	おおかわ大川4	南種子島町	南種子町	中之上	120	37	20	6		県道	130					
I 1 4636	ひろた広田2	南種子島町	南種子町	平山	200	38	12	2	旅館							
I 2 260	にし西之町2	南種子島町	南種子町	平山	53	50	20	3	平山郵便局	町道	60					
I 1 2368	かやく向江	上屋久町	上屋久町	永田	100	63	6	16		町道	45					
I 1 2369	かやく向江中道	上屋久町	上屋久町	一湊	150	45	30	3	一湊中学校	町道	100	河川	50			
I 1 2370	かやく向江2	上屋久町	上屋久町	一湊	590	30	132	92	一湊浄水場	町道	820					
I 1 2371	てら寺山	上屋久町	上屋久町	宮之浦	150	58	13	13		県道	50					
I 1 2372	まつ山	上屋久町	上屋久町	一湊	240	54	9	11	測候所	町道	160					
I 1 2373	はま浜上	上屋久町	上屋久町	宮之浦	200	49	6	10		町道	200					
I 1 2374	まがらき馬場山	上屋久町	上屋久町	宮之浦	530	44	11	17	寺	宮之浦公民館	上後町役場	町道	390			
I 1 2375	うしろ山	上屋久町	上屋久町	橋川	250	45	13	12	神社	町道	70					
I 1 2376	こしや古城屋敷	上屋久町	上屋久町	小原	200	73	9	10		町道	100	河川	130			
I 1 4244	いっそう一湊	上屋久町	上屋久町	一湊	140	36	38	1	警察施設	県道	140					
I 1 4245	みやの宮之浦2	上屋久町	上屋久町	宮之浦	250	36	18	9			町道	40				
I 1 4246	みやの宮之浦3	上屋久町	上屋久町	宮之浦	200	31	16	13		県道	200	町道	180			
I 1 4247	みやの宮之浦6	上屋久町	上屋久町	宮之浦	220	34	30	12		町道	220	河川	70	県道	100	
I 1 4248	みやの宮之浦7	上屋久町	上屋久町	宮之浦	300	38	27	12		町道	280					
I 1 4249	みやの宮之浦10	上屋久町	上屋久町	宮之浦	100	50	14	15		河川	100					
I 1 4250	くすかわ橋川1	上屋久町	上屋久町	橋川	75	66	14	1	神社		70					
I 1 4251	ほんご本村2	上屋久町	上屋久町	口永良部島	380	63	8	8		河川	50					
I 1 4252	ねま寝待	上屋久町	上屋久町	口永良部島	80	61	87	16		町道	80					
I 1 4255	みやの宮之浦5	上屋久町	上屋久町	宮之浦	170	36	23	6								
I 1 4637	ほんご本村1	上屋久町	上屋久町	口永良部島	130	38	19	5	寺	町道	100	河川	50			
I 2 203	みやの宮之浦12	上屋久町	上屋久町	宮之浦	260	62	13	11								
I 1 2377	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	320	47	7	27	旅館	町道	225					
I 1 2378	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	250	76	6	5		県道	120	町道	220	河川	橋	1
I 1 2380	あま田	上屋久町	上屋久町	栗生	60	68	6	3	公民館	町道	80					
I 1 2381	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	280	53	5	10		町道	130					
I 1 4256	あま田	上屋久町	上屋久町	船行	80	57	17	17	老人ホーム	町道	80	河川	80			
I 1 4257	あま田	上屋久町	上屋久町	栗生	150	57	20	1	栗生小学校							
I 1 4258	あま田	上屋久町	上屋久町	湯泊	380	38	13	14		町道	350					
I 1 4259	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	70	54	8	3	神社							
I 1 4260	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	350	72	15	40	安房地区公民館	安房郵便局	幼稚園	町道	440			
I 2 205	あま田	上屋久町	上屋久町	安房	300	63	23	6	旅館	町道	70					
I 1 2508	あま田	大和村	大和村	湯釜	275	35	150	14	湯釜釜小中学校	湯釜釜公民館	村道	350				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共の建物	公共施設							
										種類	数	種類	数				
4231					m	度	m	戸									
I 1 2509	津名久1	大和村	大和村	津名久	113	35	35	5			村道	60					
I 1 2510	津名久2	大和村	大和村	津名久	375	45	80	14			県道	50	村道	70			
I 1 2511	尾神	大和村	大和村	尾神	540	40	50	23	大和郵便局		県道	30	村道	400	その他の道路	80	
I 1 2512	大和浜2	大和村	大和村	大和浜	275	50	50	13	大和小中学校	恩賜コミュニティセンター	村道	150	その他の道路	50	河川	75	
I 1 2513	大和浜3	大和村	大和村	大和浜	140	35	100	8			県道	30					
I 1 2514	大和浜4	大和村	大和村	大和浜	150	40	100	1	大和村役場	大和駐在所	県道	30					
I 1 2515	大和浜5	大和村	大和村	大和浜	250	45	90	18			村道	300	河川	50	橋	1	
I 1 2516	クスコ	大和村	大和村	大和	200	50	55	28									
I 1 2517	大和2	大和村	大和村	大和	225	30	70	40	大和簡易郵便局	保育所	診療所	村道	350				
I 1 2518	大和3	大和村	大和村	大和	175	50	100	21	教会			村道	180				
I 1 2519	大和4	大和村	大和村	大和	345	40	130	21				県道	50	村道	220		
I 1 2520	大和5	大和村	大和村	大和	100	45	15	19	公民館	浄水場		村道	110				
I 1 2521	戸内1	大和村	大和村	戸内	180	40	25	0	戸内小中学校								
I 1 2522	戸内2	大和村	大和村	戸内	280	35	25	9				村道	330				
I 1 2523	戸内3	大和村	大和村	戸内	125	45	70	10				村道	180	河川	170	橋	2
I 1 2524	名音1	大和村	大和村	名音	220	40	90	20	名音郵便局		県道	180	村道	240			
I 1 2525	名音	大和村	大和村	名音	225	37	220	17	名音小中学校		村道	150					
I 1 2526	志戸勤	大和村	大和村	志戸勤	50	40	40	5									
I 1 2527	今里	大和村	大和村	今里	300	40	125	13	今里小中学校		村道	150					
I 1 2528	ヤンゴ	大和村	大和村	今里	175	35	70	21	今里簡易郵便局		村道	250					
I 1 2529	今里3	大和村	大和村	今里	125	30	30	8			村道	130	その他B	1			
I 1 4284	名音2	大和村	大和村	名音	120	45	150	0	発電所		その他の道路	100					
I 1 2605	宇検	宇検村	宇検村	宇検	275	46	50	23	宇検公民館		村道	240	その他の道路	100	河川	140	
I 1 2606	久志1	宇検村	宇検村	久志	275	45	85	7	久志小中学校		村道	170					
I 1 2607	久志2	宇検村	宇検村	久志	275	38	10	25	保育所		村道	230					
I 1 2608	生勝	宇検村	宇検村	生勝	375	40	70	37			県道	20	村道	400	河川	60	
I 1 2609	声検3	宇検村	宇検村	声検	90	48	60	12			県道	90					
I 1 2610	玉部良	宇検村	宇検村	声検	250	43	40	36			県道	150	村道	85	その他の道路	80	
I 1 2611	名検	宇検村	宇検村	声検	350	45	50	32			県道	150	村道	220			
I 1 2612	田検2	宇検村	宇検村	田検	330	45	130	16	田検小学校		村道	230	その他の道路	60	河川	200	
I 1 2613	湯湾1	宇検村	宇検村	湯湾	125	40	40	20			村道	50	その他の道路	80			
I 1 2614	湯湾2	宇検村	宇検村	湯湾	200	35	25	21			その他の道路	80					
I 1 2615	下朝戸	宇検村	宇検村	湯湾	375	45	55	35	宇検村役場	宇検森林事務所	県道	200	村道	120			
I 1 2616	湯湾4	宇検村	宇検村	湯湾	100	50	65	14			県道	100					
I 1 2617	湯湾5	宇検村	宇検村	湯湾	150	40	160	15			県道	50	河川	30			
I 1 2618	湯湾6	宇検村	宇検村	湯湾	100	45	30	17	石良公民館		県道	130	河川	125	橋	1	
I 1 2620	湯湾8	宇検村	宇検村	湯湾	205	46	180	6			その他の道路	145					
I 1 2621	名柄	宇検村	宇検村	名柄	313	42	115	15			県道	180	村道	90	その他の道路	150	
I 1 2622	佐念2	宇検村	宇検村	佐念	175	40	60	10			県道	40	村道	170	河川	160	
I 1 2623	佐念	宇検村	宇検村	佐念	125	45	40	11	佐念公民館		村道	180	その他の道路	30	河川	45	
I 1 2624	屋鈍	宇検村	宇検村	やどん	150	40	65	14			その他の道路	120					
I 1 2625	平田	宇検村	宇検村	へだ	150	50	35	13			県道	30	村道	110	その他の道路	80	
I 1 4316	声検6	宇検村	宇検村	声検	280	30	150	6			その他の道路	240					
I 1 4318	須古2	宇検村	宇検村	須古	220	35	30	5	須古公民館		その他の道路	200					
I 1 4319	須古3	宇検村	宇検村	須古	250	38	80	29	老人ホーム		村道	250					
I 1 4320	阿室1	宇検村	宇検村	あむろ	80	36	30	2	阿室小中学校								
I 1 4321	阿室2	宇検村	宇検村	あむろ	230	42	50	13	阿室郵便局	公民館	県道	30	村道	270			
I 1 4322	名柄2	宇検村	宇検村	ながら	150	45	90	8			県道	150					
I 1 4323	田検3	宇検村	宇検村	たの	110	48	30	0	武道館		県道	110					
I 1 4647	宇検6	宇検村	宇検村	うけん	120	30	45	5			その他の道路	130					
I 2 264	須古1	宇検村	宇検村	すこ	350	56	20	17	知的障害施設								
I 1 2626	西古見	瀬戸内町	瀬戸内町	にしこみ	360	40	65	20			県道	300					
I 1 2627	花天	瀬戸内町	瀬戸内町	はてん	113	40	45	7			県道	70	河川	100	橋	1	
I 1 2629	古志	瀬戸内町	瀬戸内町	こし	113	40	75	1	古志小学校								
I 1 2630	篠川1	瀬戸内町	瀬戸内町	しのかわ	100	45	35	9			県道	70	その他の道路	90	河川	100	
I 1 2631	篠川2	瀬戸内町	瀬戸内町	しのかわ	425	45	65	34	篠川郵便局	公民館	県道	210	その他の道路	100			
I 1 2632	篠川3	瀬戸内町	瀬戸内町	しのかわ	150	35	55	11			その他の道路	70					
I 1 2634	小名瀬	瀬戸内町	瀬戸内町	こなせ	150	50	60	14	公民館		町道	150	河川	50	橋	1	
I 1 2635	阿鉄	瀬戸内町	瀬戸内町	あてつ	225	40	30	5			その他の道路	280					
I 1 2636	油井1	瀬戸内町	瀬戸内町	あぶら	120	35	100	6			県道	225					
I 1 2637	油井2	瀬戸内町	瀬戸内町	あぶら	388	60	70	21	油井小学校	公民館	保育所	県道	45	その他の道路	150		
I 1 2638	手安	瀬戸内町	瀬戸内町	てんあん	238	40	110	14			町道	30					
I 1 2639	古仁屋1	瀬戸内町	瀬戸内町	こにん	180	40	95	10			その他の道路	150					
I 1 2640	古仁屋2	瀬戸内町	瀬戸内町	こにん	350	45	70	17			県道	175					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共的建物	公共施設							
										種類	数	種類	数	種類	数		
4231					m	度	m	戸									
I 1 2641	古仁屋3	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	325	50	80	15	宿泊所		県道	200	その他の道路	80			
I 1 2642	大湊	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	313	40	88	28	病院	病院	旅館	町道	220	その他の道路	60		
I 1 2643	古仁屋5	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	325	40	55	53	旅館		町道	370					
I 1 2644	古仁屋6	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	275	60	65	47			町道	250	その他の道路	180			
I 1 2645	古仁屋7	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	400	35	45	16			町道	300	その他の道路	125			
I 1 2646	高丘	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	150	45	50	1	福祉作業所		その他の道路	180	河川	175	橋	1	
I 1 2647	古仁屋9	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	363	35	20	33			国道	220	町道	50	他道路、河川	250.85	
I 1 2648	古仁屋10	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	180	35	50	0	古仁屋小学校	古仁屋中学校	国道	50	その他の道路	180			
I 1 2649	古仁屋11	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	175	50	80	12	古仁屋中学校		その他の道路	180	河川	110			
I 1 2650	古仁屋12	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	350	30	30	29	古仁屋中学校		町道	230	その他の道路	145	河川、橋	130.1	
I 1 2651	古仁屋13	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	75	30	90	27	幼稚園		町道	30	河川	25			
I 1 2652	船津2	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	163	45	65	106	幼稚園	母子センター	町道	600	その他の道路	100			
I 1 2653	船津	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	463	30	105	43	町役場	地方事務局	病院、公民館	県道	285	町道	190		
I 1 2654	古仁屋16	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	228	50	70	19	老人ホーム		町道	290	河川	75	橋	1	
I 1 2655	古仁屋17	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	75	50	40	32	老人ホーム		町道	100	その他の道路	20			
I 1 2656	清水	瀬戸内町	瀬戸内町	清水	138	35	70	16			町道	125	その他の道路	160			
I 1 2658	伊須	瀬戸内町	瀬戸内町	伊須	75	35	50	7			県道	100	町道	75			
I 1 2659	勝浦	瀬戸内町	瀬戸内町	勝浦	150	40	70	15			その他の道路	50					
I 1 2660	網野子	瀬戸内町	瀬戸内町	網野子	150	35	55	6			町道	120	その他の道路	100			
I 1 2661	節子	瀬戸内町	瀬戸内町	節子	100	45	55	5	節子小学校								
I 1 2662	嘉徳	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉徳	100	50	95	3	嘉徳小学校		その他の道路	80					
I 1 2663	芝1	瀬戸内町	瀬戸内町	芝	238	40	45	7			町道	100	その他の道路	130			
I 1 2664	芝2	瀬戸内町	瀬戸内町	芝	238	30	55	11			その他の道路	110					
I 1 2665	藤川1	瀬戸内町	瀬戸内町	藤川	100	40	50	5			その他の道路	80					
I 1 2667	瀬武	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬武	250	30	15	9	実久郵便局								
I 1 2668	三浦	瀬戸内町	瀬戸内町	三浦	213	30	40	10	公民館		その他の道路	225					
I 1 2669	儀	瀬戸内町	瀬戸内町	儀	138	40	40	7	公民館		その他の道路	125					
I 1 2670	瀬相1	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬相	75	45	30	20	病院		県道	30					
I 1 2671	瀬相2	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬相	175	45	20	6			県道	110	町道	180			
I 1 2672	押角	瀬戸内町	瀬戸内町	押角	80	48	25	12	郵便局		県道	110	町道	200	河川	80	
I 1 2673	勝能1	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	100	50	25	5			県道	100					
I 1 2674	勝能2	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	125	43	30	6			その他の道路	150	河川	130			
I 1 2675	諸数	瀬戸内町	瀬戸内町	諸数	105	46	25	8			その他の道路	120					
I 1 2676	生間	瀬戸内町	瀬戸内町	生間	50	40	65	6			県道	50					
I 1 2677	渡連	瀬戸内町	瀬戸内町	渡連	225	45	45	7			町道	85	その他の道路	60			
I 1 2678	諸鈍1	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	235	45	60	12			町道	240					
I 1 2680	諸鈍3	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	75	40	25	4	諸鈍小中学校		町道	100					
I 1 2681	野見山	瀬戸内町	瀬戸内町	野見山	100	33	50	7	公民館		町道	100					
I 1 2682	秋徳1	瀬戸内町	瀬戸内町	秋徳	190	50	40	12			町道	290	その他の道路	140			
I 1 2683	秋徳2	瀬戸内町	瀬戸内町	秋徳	75	45	30	0	秋徳小中学校		町道	75					
I 1 2684	伊子茂	瀬戸内町	瀬戸内町	伊子茂	138	40	30	1	伊子茂小中学校		町道	75					
I 1 2685	花富	瀬戸内町	瀬戸内町	花富	75	40	20	7									
I 1 2686	西阿室	瀬戸内町	瀬戸内町	西阿室	150	35	45	6	西阿室小学校		町道	145					
I 1 2687	須子茂	瀬戸内町	瀬戸内町	須子茂	75	30	35	0	須子茂小学校		その他の道路	90					
I 1 2688	池地	瀬戸内町	瀬戸内町	池地	375	50	55	12			町道	400	その他の道路	100			
I 1 2689	与路	瀬戸内町	瀬戸内町	与路	375	40	65	14	与路郵便局	与路小中学校	その他の道路	380					
I 1 3244	古仁屋18	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	140	70	140	0	浄水場		町道	70					
I 1 3245	古仁屋19	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	100	40	50	7	消防署	診療所	県道	10					
I 1 3246	古仁屋20	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	140	40	110	10	民宿		その他の道路	230	河川	150	橋	2	
I 1 4324	篠川4	瀬戸内町	瀬戸内町	篠川	230	40	30	6			県道	150	その他の道路	50			
I 1 4325	久慈2	瀬戸内町	瀬戸内町	久慈	170	40	50	15	保育園		その他の道路	30					
I 1 4326	花天3	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	70	35	50	1	公民館								
I 1 4327	阿木名2	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	90	35	50	12	幼稚園		町道	30					
I 1 4328	阿木名4	瀬戸内町	瀬戸内町	阿木名	200	40	100	71	病院		町道	100					
I 1 4329	清水2	瀬戸内町	瀬戸内町	清水	140	40	90	0	体育館								
I 1 4330	古仁屋21	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	200	45	70	0	尿処理場	火葬場							
I 1 4331	儀3	瀬戸内町	瀬戸内町	儀	50	35	30	0	懐中学校								
I 1 4332	儀4	瀬戸内町	瀬戸内町	儀	70	35	20	0	懐中学校		その他の道路	30					
I 1 4333	野見山3	瀬戸内町	瀬戸内町	野見山	200	38	40	8			町道	100					
I 1 4334	池地2	瀬戸内町	瀬戸内町	池地	105	43	50	7			その他の道路	30					
I 1 4335	古仁屋22	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	230	40	40	5			その他の道路	110					
I 1 4337	武名3	瀬戸内町	瀬戸内町	武名	70	45	15	3	公民館		町道	50					
I 1 4338	与路2	瀬戸内町	瀬戸内町	与路島	80	45	50	0	発電所		その他の道路	50					
I 1 4648	嘉鉄2	瀬戸内町	瀬戸内町	嘉鉄	50	30	15	5			その他の道路	30					

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
	4231				m	度	m	戸								
I 1 4649	諸鈍4	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	250	45	100	6		町道	200	その他の道路	50	河川橋	100	1
I 1 4650	手安3	瀬戸内町	瀬戸内町	手安	80	40	30	6		町道	30					
I 1 4651	花天2	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	70	40	25	6		町道	30	その他の道路	30			
I 1 4652	生間2	瀬戸内町	瀬戸内町	生間	110	45	40	8				その他の道路	180			
I 1 4653	諸数2	瀬戸内町	瀬戸内町	諸数	60	43	50	6				その他の道路	140			
I 1 4654	勝能5	瀬戸内町	瀬戸内町	勝能	250	40	50	8				その他の道路	150			
I 1 4655	諸鈍7	瀬戸内町	瀬戸内町	諸鈍	45	35	20	0	徳浜会館	町道	50					
I 2 70	久慈1	瀬戸内町	瀬戸内町	久慈	75	50	15	0	久慈小中学校							
I 2 85	吉仁屋23	瀬戸内町	瀬戸内町	吉仁屋	110	75	70	6		県道	60					
I 2 217	俵5	瀬戸内町	瀬戸内町	俵	70	50	20	0	し原処理場							
I 1 2530	和瀬	住用村	住用村	和瀬	100	55	110	7	和瀬浄水場	村道	140					
I 1 2531	城	住用村	住用村	城	50	35	45	6		国道	70					
I 1 2532	摺勝1	住用村	住用村	摺勝	88	30	135	7	児童館	村道	20					
I 1 2533	摺勝2	住用村	住用村	摺勝	400	35	65	5	東城小中学校	診療所	230	水路	210			
I 1 2535	川内2	住用村	住用村	川内	188	35	90	20		村道	270	河川	150			
I 1 2536	川内	住用村	住用村	川内	200	35	100	19		村道	290	水路	140			
I 1 2537	東仲間1	住用村	住用村	東仲間	75	40	100	5		村道	50	水路	80			
I 1 2538	東仲間3	住用村	住用村	東仲間	100	30	35	6		村道	200	河川	130			
I 1 2539	見里	住用村	住用村	見里	500	40	80	52	見里公民館	村道	770					
I 1 2540	西仲間2	住用村	住用村	西仲間	75	30	25	5		村道	50					
I 1 2541	西仲間3	住用村	住用村	西仲間	80	45	20	7	西仲間公民館	村道	110					
I 1 2542	西仲間	住用村	住用村	西仲間	300	35	55	14	住用村役場	住用郵便局	中央公民館	国道	50	村道	140	
I 1 2543	石原1	住用村	住用村	石原	100	35	95	12		村道	230					
I 1 2544	石原2	住用村	住用村	石原	75	35	25	3	石原公民館	村道	110					
I 1 2545	役勝1	住用村	住用村	役勝	200	55	100	0	住用小学校	ダム	1	流路工	150			
I 1 2546	役勝2	住用村	住用村	役勝	200	55	270	0	住用中学校							
I 1 2547	役勝3	住用村	住用村	役勝	110	50	60	9		村道	170	河川	110			
I 1 2549	役勝5	住用村	住用村	役勝	100	40	300	1	中役勝公民館	国道	100	河川	90			
I 1 2551	役勝7	住用村	住用村	役勝	200	40	100	19	旅館	旅館	国道	150				
I 1 2552	山間	住用村	住用村	山間	490	45	120	35		県道	40	村道	480	ダム	1	
I 1 2553	山間2	住用村	住用村	山間	200	35	50	6		村道	130					
I 1 2554	市1	住用村	住用村	市	150	40	70	4	市小中学校	市郵便局	村道	120				
I 1 2555	市2	住用村	住用村	市	175	45	40	5	市小中学校	村道	70	河川	80			
I 1 4285	神屋	住用村	住用村	神屋	90	40	110	0	新住用発電所	河川	40					
I 1 4286	東仲間4	住用村	住用村	東仲間	50	35	50	1	東仲間公民館	村道	50					
I 1 4287	和瀬2	住用村	住用村	和瀬	80	35	75	1	民宿	水路	50					
I 1 4288	上役勝1	住用村	住用村	上役勝	160	40	50	6		国道	120	河川	130			
I 1 4289	上役勝2	住用村	住用村	上役勝	130	35	30	6		国道	100	河川	130			
I 1 4290	上役勝3	住用村	住用村	上役勝	60	40	20	0	上役勝浄水場							
I 1 4291	西仲間4	住用村	住用村	西仲間	180	30	210	18	特別老人ホーム	村道	70	河川	200			
I 1 4293	西仲間7	住用村	住用村	西仲間	70	40	55	6		村道	60	河川	50			
I 1 4294	下役勝	住用村	住用村	下役勝	120	30	90	1	下役勝集会所							
I 1 4295	戸玉浜	住用村	住用村	山間戸玉	80	35	85	0	戸玉浄水場	村道	90					
I 1 4296	巨玉1	住用村	住用村	山間	190	30	70	6		村道	260					
I 1 4297	金久田	住用村	住用村	市	410	30	120	16		村道	300					
I 1 4298	見里2	住用村	住用村	見里	80	30	55	0	見里浄水場	河川	70					
I 1 4299	中役勝2	住用村	住用村	中役勝	120	30	70	8		国道	60	村道	140	河川	80	
I 1 4300	山間3	住用村	住用村	山間	220	35	140	11		村道	100	河川	60			
I 1 4301	前山1	住用村	住用村	市	90	40	20	6		村道	60					
I 1 4302	前山2	住用村	住用村	市	160	35	20	7								
I 1 4644	西仲間6	住用村	住用村	西仲間	50	30	40	0	西仲間浄水場	国道	50					
I 1 4645	戸玉2	住用村	住用村	山間	45	30	80	8								
I 1 2566	赤尾木	龍郷町	龍郷町	赤尾木	250	30	70	14		町道	70					
I 1 2557	浦1	龍郷町	龍郷町	浦	125	35	30	19	老人ホーム							
I 1 2558	浦3	龍郷町	龍郷町	浦	335	40	90	17		国道	160	町道	170	その他道路	50	
I 1 2559	浦4	龍郷町	龍郷町	浦	325	40	160	20		町道	120					
I 1 2560	浦5	龍郷町	龍郷町	浦	175	35	95	8	龍南中学校	浄水場	210	その他道路	70			
I 1 2561	大勝2	龍郷町	龍郷町	大勝	350	35	80	13		町道	400	その他道路	70			
I 1 2562	大勝3	龍郷町	龍郷町	大勝	160	30	35	5		町道	20	その他道路	80	水路	90	
I 1 2563	大勝4	龍郷町	龍郷町	大勝	325	35	150	17		町道	280	その他道路	50			
I 1 2564	大勝	龍郷町	龍郷町	大勝	140	50	60	6		町道	170					
I 1 2565	中勝1	龍郷町	龍郷町	中勝	175	60	80	12		町道	100	その他道路	110			
I 1 2566	中勝2	龍郷町	龍郷町	中勝	175	50	60	16		国道	80	町道	70			
I 1 2567	中勝3	龍郷町	龍郷町	中勝	500	30	160	23		町道	450					

2.2.(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数		
	4231				m	度	m	戸							
I 1 2568	中勝4	龍郷町	龍郷町	中勝	240	60	40	12		町道	70	その他道路	160	水路	125
I 1 2569	戸口1	龍郷町	龍郷町	戸口	125	40	40	7	下戸口地区コミュニティセンター	県道	20				
I 1 2570	戸口3	龍郷町	龍郷町	戸口	250	40	55	22	戸口簡易郵便局	町道	80				
I 1 2571	戸口4	龍郷町	龍郷町	戸口	140	45	30	7		町道	180	河川	80		
I 1 2572	戸口5	龍郷町	龍郷町	戸口	175	30	85	6	上戸口公民館	町道	60	水路	70		
I 1 2573	戸口6	龍郷町	龍郷町	戸口	260	30	85	11		町道	320				
I 1 2574	せどめ瀬留	龍郷町	龍郷町	せどめ瀬留	263	40	55	9	龍郷小学校	町道	110	その他道路	250		
I 1 2575	くば久場	龍郷町	龍郷町	くば久場	180	35	60	17	浄水場	町道	240				
I 1 2576	竜郷	龍郷町	龍郷町	竜郷	298	35	80	13	龍郷小学校 龍郷浄水場	町道	90	その他道路	220		
I 1 2577	安木屋場	龍郷町	龍郷町	安木屋場	375	35	135	28		県道	45	町道	270	荷捌場	1
I 1 2578	円1	龍郷町	龍郷町	円	263	35	100	24	円小学校	町道	360	河川	120		
I 1 2579	円2	龍郷町	龍郷町	円	163	35	50	4	円小学校	町道	95	その他道路	40		
I 1 2581	秋名1	龍郷町	龍郷町	秋名	275	35	105	10	診療所	県道	200	町道	120		
I 1 2582	秋名2	龍郷町	龍郷町	秋名	180	30	90	9		県道	150	町道	85	河川橋	1
I 1 2583	秋名3	龍郷町	龍郷町	秋名	300	30	200	28	秋名郵便局	県道	190	町道	160	河川	70
I 1 3240	脇田	龍郷町	龍郷町	浦	120	30	45	10	身体障害者授産施設	町道	120				
I 1 4303	円3	龍郷町	龍郷町	円	60	30	80	12	円保育所	町道	60				
I 1 4304	龍郷2	龍郷町	龍郷町	龍郷	140	35	100	6	龍郷郵便局	県道	85	町道	135	河川	30
I 1 4305	根原3	龍郷町	龍郷町	赤尾木	70	40	15	0	寮	町道	50				
I 1 4306	中勝7	龍郷町	龍郷町	中勝	50	30	50	12	児童館	町道	20				
I 1 4307	中勝9	龍郷町	龍郷町	中勝	300	30	130	10		国道	100	町道	120	その他道路	30
I 1 4308	上戸口1	龍郷町	龍郷町	戸口	160	35	110	5		町道	90	河川	190	ダム	1
I 1 4309	上戸口3	龍郷町	龍郷町	戸口	215	40	15	5		水路	200	その他道路	40		
I 1 4646	屋入7	龍郷町	龍郷町	浦	180	30	55	5		河川	60				
I 2 66	浦2	龍郷町	龍郷町	浦	70	50	35	1	龍郷町役場	国道	25				
I 2 67	戸口2	龍郷町	龍郷町	戸口	125	40	20	4	戸口小学校	県道	20	町道	150		
I 2 210	屋入2	龍郷町	龍郷町	屋入	70	50	20	0	屋入公民館	その他道路	40				
I 2 211	根原1	龍郷町	龍郷町	赤尾木	110	30	10	14							
I 2 212	根原2	龍郷町	龍郷町	赤尾木	110	60	20	25	養護学校						
I 2 213	根原4	龍郷町	龍郷町	赤尾木	100	60	8	2	民宿						
I 2 214	中勝19	龍郷町	龍郷町	中勝	100	40	30	5	託児所						
I 2 263	中勝8	龍郷町	龍郷町	中勝	130	45	25	1	浄水場						
I 1 2584	佐仁	笠利町	笠利町	佐仁	340	40	85	19	佐仁小学校 保育所	県道	20	町道	30		
I 1 2585	川上	笠利町	笠利町	川上	100	50	40	6		町道	100				
I 1 2586	笠利1	笠利町	笠利町	笠利	250	45	15	12		町道	250				
I 1 2587	笠利2	笠利町	笠利町	笠利	70	45	12	3	大笠利文化センター						
I 1 2588	須野1	笠利町	笠利町	須野	175	60	15	10	生活館	県道	30				
I 1 2589	須野2	笠利町	笠利町	須野	100	42	20	11	保育所	町道	50				
I 1 2590	外金久	笠利町	笠利町	外金久	300	50	40	38	生活館	町道	30	河川	10		
I 1 2591	中金久	笠利町	笠利町	中金久	400	45	70	44	診療所 中央公民館 笠利町立給食センター	中央家畜保健所 大島支所	町道	320			
I 1 2592	里	笠利町	笠利町	里	165	40	50	0	赤木名中学校						
I 1 2593	中金久2	笠利町	笠利町	中金久	100	35	30	1	大島北高等学校						
I 1 2594	手花部	笠利町	笠利町	手花部	150	50	25	8		町道	60				
I 1 2595	喜瀬1	笠利町	笠利町	喜瀬	135	35	30	21	保育所	笠利喜瀬地区振興センター	国道	50			
I 1 2596	喜瀬2	笠利町	笠利町	喜瀬	125	35	30	7		町道	70				
I 1 2597	喜瀬3	笠利町	笠利町	喜瀬	80	35	25	11		町道	60				
I 1 3241	上里	笠利町	笠利町	笠利	110	47	7	8		町道	210				
I 1 3242	鯨浜	笠利町	笠利町	手花部	210	40	35	7		町道	140				
I 1 3243	小勝	笠利町	笠利町	手花部	40	35	25	10	手花部小学校 保育所						
I 1 4310	須野4	笠利町	笠利町	須野	120	30	25	0	国民宿舎	町道	80				
I 1 4311	浦2	笠利町	笠利町	喜瀬	60	30	10	1	喜瀬三区公民館	町道	10				
I 1 4312	佐仁2	笠利町	笠利町	佐仁	50	45	40	0	佐仁浄水場	町道	80	河川	40		
I 1 4313	崎原	笠利町	笠利町	喜瀬	60	30	40	1	民宿	町道	10				
I 1 4314	上田3	笠利町	笠利町	川上	80	40	50	0	屋仁浄水場	町道	60				
I 1 2600	志戸桶	喜界町	喜界町	志戸桶	150	40	15	0	志戸桶小学校	町道	30				
I 1 2601	早町	喜界町	喜界町	早町	100	30	30	0	早町中学校						
I 1 2602	上嘉鉄1	喜界町	喜界町	上嘉鉄	240	35	50	16		県道	270				
I 1 2603	上嘉鉄2	喜界町	喜界町	上嘉鉄	210	35	30	8	上嘉鉄駐在所	消防団倉庫 振興センター	県道	120	町道	30	
I 1 2604	上嘉鉄3	喜界町	喜界町	上嘉鉄	50	35	20	0	第二中学校						
I 2 215	中里1	喜界町	喜界町	中里	50	30	10	0	兼會室	その他B	1				
I 1 2690	山	徳之島町	徳之島町	山	450	35	10	9	山小学校	町道	160	その他	75		
I 1 2691	花徳1	徳之島町	徳之島町	花徳	150	45	25	7		県道	110				
I 1 2692	母間	徳之島町	徳之島町	母間	540	65	12	24	母間小学校	NTT施設	町道	175	その他	25	
I 1 2693	母間2	徳之島町	徳之島町	母間	85	40	20	10		町道	125				

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設						
										種類	数	種類	数	種類	数	
4231					m	度	m	戸								
I 1 2694	母間3	徳之島町	徳之島町	母間	80	45	25	10			県道	50				
I 1 2695	井之川	徳之島町	徳之島町	井之川	160	65	20	0	井之川中学校		県道	40				
I 1 2696	亀徳1	徳之島町	徳之島町	亀徳	370	70	25	71			県道	175	町道	440	その他	40
I 1 2697	里晴	徳之島町	徳之島町	亀徳	280	80	35	38	神社		県道	60	町道	360	橋	1
I 1 2698	亀津1	徳之島町	徳之島町	亀徳	175	55	25	14			県道	190	町道	40		
I 1 2699	能固1	徳之島町	徳之島町	亀徳	450	50	20	47	亀津小学校	幼稚園	NTT施設	町道	125	その他	65	
I 1 2700	能固	徳之島町	徳之島町	亀徳	240	80	30	31			町道	200	その他	50		
I 1 2701	亀津4	徳之島町	徳之島町	亀徳	300	55	45	31			町道	140	その他	225	河川	100
I 1 2702	亀津5	徳之島町	徳之島町	亀徳	360	60	25	22	亀津中学校		町道	125	その他	125		
I 1 2703	亀津6	徳之島町	徳之島町	亀徳	175	75	25	55	保育園		町道	90	その他	25		
I 1 2704	亀津7	徳之島町	徳之島町	亀徳	95	70	20	8			町道	115				
I 1 2705	亀津8	徳之島町	徳之島町	亀徳	175	70	20	21			町道	120	その他	25		
I 1 2706	亀津9	徳之島町	徳之島町	亀徳	150	80	15	5	神社		町道	40				
I 1 2707	亀津10	徳之島町	徳之島町	亀徳	200	70	15	10			県道	215				
I 1 2708	亀津11	徳之島町	徳之島町	亀徳	80	70	20	8			町道	125				
I 1 2709	亀津12	徳之島町	徳之島町	亀徳	85	80	25	8			町道	90	その他	50		
I 1 2710	亀津13	徳之島町	徳之島町	亀徳	185	40	30	21			町道	150	その他	125	橋	1
I 1 2711	亀津14	徳之島町	徳之島町	亀徳	330	75	20	27			町道	390	その他	125		
I 1 3247	里久	徳之島町	徳之島町	花徳	80	30	15	0	東天城中学校							
I 1 3248	亀徳3	徳之島町	徳之島町	亀徳	85	80	30	13								
I 1 3249	大名当	徳之島町	徳之島町	亀津	70	45	23	6			町道	85	河川	35	橋	1
I 1 3250	古勝	徳之島町	徳之島町	亀津	180	45	10	8			その他	50	河川	70	橋	1
I 1 4339	大当	徳之島町	徳之島町	大当	330	30	25	12			町道	60	河川	100		
I 1 4340	母間7	徳之島町	徳之島町	母間	60	32	25	2	母間浄水場		河川	60				
I 1 4341	生間1	徳之島町	徳之島町	生間	170	32	20	7			町道	150				
I 1 4342	下久志	徳之島町	徳之島町	井之川	250	42	15	7								
I 1 4343	井之川4	徳之島町	徳之島町	井之川	160	32	25	5								
I 1 4344	亀徳5	徳之島町	徳之島町	亀徳	170	36	40	8								
I 1 4345	亀津20	徳之島町	徳之島町	亀津	85	55	8	0	家庭裁判所							
I 1 4346	亀津32	徳之島町	徳之島町	亀津	130	30	15	5			町道	70				
I 1 4347	上花徳6	徳之島町	徳之島町	上花徳	200	35	30	7			町道	200				
I 1 4348	上花徳7	徳之島町	徳之島町	上花徳	270	38	10	7			町道	120				
I 1 4349	生間3	徳之島町	徳之島町	生間	190	40	12	5	生間福祉館		県道	60	町道	80		
I 1 4350	山3	徳之島町	徳之島町	山	40	50	25	1	民宿							
I 1 4351	生間4	徳之島町	徳之島町	生間	100	42	25	5			県道	100				
I 1 4656	亀津26	徳之島町	徳之島町	亀津	155	70	20	1	浄水場							
I 2 73	亀徳2	徳之島町	徳之島町	亀徳	85	45	15	10								
I 2 219	亀津36	徳之島町	徳之島町	亀津	150	45	13	12			町道	70				
I 1 2713	天城1	天城町	天城町	天城	380	55	25	7	徳之島発電所							
I 1 2714	天城2	天城町	天城町	天城	150	60	25	8	病院		県道	40				
I 1 2715	名須	天城町	天城町	天城	220	60	15	13	民宿		町道	125	その他	75		
I 1 2716	平土野	天城町	天城町	天城	60	45	15	34	幼稚園	病院	町道	25				
I 1 2717	平土野2	天城町	天城町	天城	260	40	20	21	森林管理署		県道	240	その他	90		
I 1 2718	天城6	天城町	天城町	天城	260	70	20	8			県道	190	町道	40	その他	140
I 1 3252	兼久	天城町	天城町	兼久	70	60	8	8			その他	75				
I 1 3253	秋利神	天城町	天城町	西阿木名	200	80	40	5			町道	175				
I 1 4353	岡前1	天城町	天城町	岡前	240	60	28	7			その他	240				
I 1 4354	天城7	天城町	天城町	天城	90	40	5	0	高校		町道	90				
I 1 4355	天城8	天城町	天城町	天城	350	35	15	8			町道	40				
I 1 4356	平土野5	天城町	天城町	天城	120	70	15	5			県道	40				
I 1 4357	当部1	天城町	天城町	当部	60	40	50	5								
I 1 4358	秋利神2	天城町	天城町	西阿木名	80	50	35	1	ホテル							
I 1 4359	秋利神4	天城町	天城町	西阿木名	120	55	100	0	農業総合センター	秋利神発電所	その他	80				
I 1 4360	住木野6	天城町	天城町	三原	150	40	20	5			その他	150				
I 1 4361	塩浜2	天城町	天城町	浅間	70	60	10	0	給食センター		町道	70				
I 1 4657	上鳥	天城町	天城町	天城	160	52	10	8								
I 2 74	松原	天城町	天城町	松原	95	30	15	17	老人ホーム							
I 2 220	浅間	天城町	天城町	浅間	250	75	20	6			その他	250				
I 2 221	天城9	天城町	天城町	天城	160	40	9	4	天城町役場		町道	160				
I 1 2719	阿三	伊仙町	伊仙町	阿三	180	60	55	4	鹿浦小学校		県道	150	町道	65	その他	215
I 1 4362	馬根3	伊仙町	伊仙町	馬根	50	35	8	0	馬根小学校							
I 1 4363	東面縄1	伊仙町	伊仙町	上面縄	160	30	12	7			町道	10	河川	150	橋	1
I 1 4364	東面縄3	伊仙町	伊仙町	上面縄	90	30	20	5			町道	90	河川	80		
I 1 4365	佐辨	伊仙町	伊仙町	自手久	70	38	10	6								

2. 2. (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
	4231				m	度	m	戸							
I 1 2720	田皆	知名町	知名町	田皆	140	60	6	7							
I 1 4366	田皆2	知名町	知名町	田皆	180	60	10	6							
I 1 4367	田皆3	知名町	知名町	田皆	300	50	15	10			町道	10			
I 1 4368	田皆4	知名町	知名町	田皆	240	80	20	13			町道	120			
I 1 4369	立長2	与論町	与論町	立長	130	35	10	0	九州電力新与論発電所						
I 1 4372	茶花1	与論町	与論町	茶花	35	50	8	0	ホテル						
I 2 222	那間	与論町	与論町	那間	110	60	7	5	診療所		町道	70			
I 2 267	風花	与論町	与論町	麦屋	60	50	13	16	老人ホーム						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	
					m	度	m						
Ⅱ 1	ほりのうち 堀ノ内 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	180	40	15	2					
Ⅱ 1	ほりのうち 堀ノ内11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	50	6	1					
Ⅱ 1	ほりのうち 堀ノ内 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	200	35	15	4					
Ⅱ 1	ほりのうち 堀ノ内 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	90	60	25	2					
Ⅱ 1	てんじゆう 転住 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	110	40	30	3					
Ⅱ 1	てんじゆう 転住 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	100	32	20	3	河川	120			
Ⅱ 1	なかぐみ 中組11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	42	20	1					
Ⅱ 1	まるおか 丸岡 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	60	30	16	1					
Ⅱ 1	まるおか 丸岡 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	200	40	20	1					
Ⅱ 1	まるおか 丸岡 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	170	42	30	3					
Ⅱ 1	だいき 大力 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	45	43	25	1					
Ⅱ 1	だいき 大力 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	40	20	1					
Ⅱ 1	きのした 木ノ下 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	35	35	1	河川	40			
Ⅱ 1	まやま 馬山 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	170	35	15	4					
Ⅱ 1	まやま 馬山 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	40	50	10	1					
Ⅱ 1	まやま 馬山 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	110	40	25	1					
Ⅱ 1	たなか その 田中園11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	40	8	3					
Ⅱ 1	たなか その 田中園13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	40	48	8	1					
Ⅱ 1	たなか その 田中園15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	40	45	6	2					
Ⅱ 1	うえはら 上原 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	48	12	1					
Ⅱ 1	うえはら 上原 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	50	10	3					
Ⅱ 1	うえはら 上原 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	45	24	4					
Ⅱ 1	うえはら 上原 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	40	35	15	2					
Ⅱ 1	うえはら 上原 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	42	13	2					
Ⅱ 1	かみおおきこ 上大迫 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	140	43	20	2					
Ⅱ 1	かみおおきこ 上大迫10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	100	40	20	2					
Ⅱ 1	かみおおきこ 上大迫11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	160	42	18	3					
Ⅱ 1	しもおおきこ 下大迫 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	38	16	3					
Ⅱ 1	しもおおきこ 下大迫 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	140	40	28	3					
Ⅱ 1	ふるその 古園 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	160	38	30	2					
Ⅱ 1	しもおおきこ 下大迫 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	35	25	1	河川	75			
Ⅱ 1	おおきこ 大迫 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	30	65	8	1					
Ⅱ 1	なごし 名越17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	150	50	10	4					
Ⅱ 1	なごし 名越13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	160	40	15	4					
Ⅱ 1	なごし 名越14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	43	20	3					
Ⅱ 1	なごし 名越16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	45	10	2					
Ⅱ 1	ふるその 古園 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	40	8	1					
Ⅱ 1	ふるその 古園 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	32	30	2					
Ⅱ 1	くりのきこ 栗之迫26	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	220	45	30	4					
Ⅱ 1	くりのきこ 栗之迫28	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	40	9	2					
Ⅱ 1	しもながよし 下永吉 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	48	20	2					
Ⅱ 1	うえはら 上原 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	150	45	30	3					
Ⅱ 1	しゅうぶ だに 葦蒲谷 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	110	60	15	3					
Ⅱ 1	しゅうぶ だに 葦蒲谷 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	40	12	1					
Ⅱ 1	しゅうぶ だに 葦蒲谷 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	110	32	15	3					
Ⅱ 1	むたびら 無田平 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	40	10	3					
Ⅱ 1	むたびら 無田平 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	170	35	50	2					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	
II 1 53	てんじゅう 転住 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	m	度	m						
II 1 54	てんじゅう 転住 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	40	12	1					
II 1 55	てんじゅう 転住 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	200	35	30	3					
II 1 56	てんじゅう 転住 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	60	50	18	1					
II 1 57	なかぐみ 中組12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	150	40	20	3					
II 1 58	なかぐみ 中組13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	85	40	24	2					
II 1 59	なかぐみ 中組14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	55	32	12	1					
II 1 60	なかぐみ 中組9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	140	55	15	2	河川	40			
II 1 61	なかぐみ 中組18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	140	55	20	3	河川	140			
II 1 62	なかぐみ 中組19	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	45	12	4					
II 1 63	しゅうぶ だに 眞蒲谷 10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	30	10	1					
II 1 64	しゅうぶ だに 眞蒲谷 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	45	60	12	1					
II 1 65	しゅうぶ だに 眞蒲谷 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	250	40	35	3					
II 1 66	ひしじま 比志島 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	109	35	30	3					
II 1 67	ひしじま 比志島 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	195	32	30	3					
II 1 68	ひしじま 比志島 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	70	35	15	2					
II 1 69	ひしじま 比志島 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	150	35	30	1					
II 1 70	なかぐみ 中組20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	250	50	35	4					
II 1 71	むたびら 無田平 12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	55	16	1					
II 1 72	むたびら 無田平 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	40	20	2					
II 1 73	いなわら 稲村 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	100	50	20	4					
II 1 74	いなわら 稲村 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	65	65	18	2					
II 1 75	いなわら 稲村 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	65	10	3					
II 1 76	いなわら 稲村 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	80	12	1					
II 1 77	かもがほら 蒲ヶ原 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	170	45	20	2					
II 1 78	かもがほら 蒲ヶ原 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	130	30	24	2					
II 1 79	かもがほら 蒲ヶ原 12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	180	40	40	2					
II 1 80	むたびら 無田平 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	40	35	2					
II 1 81	むたびら 無田平 14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	400	40	30	3					
II 1 82	むたびら 無田平 15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	36	35	1					
II 1 83	むたびら 無田平 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	170	35	30	3					
II 1 84	たかじよう 高城 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	30	40	2					
II 1 85	しもながよし 下永吉 13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	100	55	45	1					
II 1 86	しもながよし 下永吉 14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	45	55	2					
II 1 87	かもがほら 蒲ヶ原 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	45	15	2					
II 1 88	かもがほら 蒲ヶ原 13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	65	8	1					
II 1 89	かもがほら 蒲ヶ原 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	95	60	12	4					
II 1 90	かいほうかみ 皆房上 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	45	42	10	1					
II 1 91	かいほうかみ 皆房上 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	250	45	60	3					
II 1 92	かいほうかみ 皆房上 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	37	60	1					
II 1 93	かいほうかみ 皆房上 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	110	45	50	1					
II 1 94	いけのさこ 池ノ迫 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	180	40	35	3					
II 1 95	かもがほら 蒲ヶ原 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	50	10	1					
II 1 96	むたびら 無田平 16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	55	30	50	1	河川	50			
II 1 97	むたびら 無田平 10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	140	40	20	3					
II 1 98	むたびら 無田平 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	145	36	40	1					
II 1 99	かいほうかみ 皆房上 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	42	28	1					
II 1 100	かいほうかみ 皆房上 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	40	18	1					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 101	かいほうかみ 皆房上10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	35	85	10	1							
Ⅱ 1 102	かいほうかみ 皆房上13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	30	30	1	河川	35					
Ⅱ 1 103	かいほうかみ 皆房上21	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	150	45	22	3	河川	150					
Ⅱ 1 104	かいほうかみ 皆房上14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	170	40	25	3							
Ⅱ 1 105	かいほうかみ 皆房上16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	90	40	20	2							
Ⅱ 1 106	けの 花野 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	150	55	20	2							
Ⅱ 1 107	けの 花野 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	35	55	8	1							
Ⅱ 1 108	けの 花野 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	80	75	10	1							
Ⅱ 1 109	かいほうしも 皆房下 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	200	43	30	3							
Ⅱ 1 110	かいほうしも 皆房下 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	210	50	20	2							
Ⅱ 1 111	かいほうしも 皆房下 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	30	10	2							
Ⅱ 1 112	かいほうしも 皆房下 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	30	30	12	1							
Ⅱ 1 113	かいほうしも 皆房下 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	35	10	3							
Ⅱ 1 114	かいほうしも 皆房下 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	60	30	10	2							
Ⅱ 1 115	つかのたに 塚之谷 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	200	42	20	3							
Ⅱ 1 116	つかのたに 塚之谷 14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	45	52	12	3							
Ⅱ 1 117	つかのたに 塚之谷 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	80	45	18	4							
Ⅱ 1 118	つかのたに 塚之谷 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	32	20	3							
Ⅱ 1 119	つかのたに 塚之谷 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	130	55	10	3							
Ⅱ 1 120	つかのたに 塚之谷 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	100	38	30	1							
Ⅱ 1 121	つかのたに 塚之谷 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	200	40	30	1							
Ⅱ 1 122	つかのたに 塚之谷 12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	110	32	15	2							
Ⅱ 1 123	つかのたに 塚之谷 13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	35	33	28	1							
Ⅱ 1 124	まるおか 丸岡 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	100	33	12	3							
Ⅱ 1 125	まるおか 丸岡 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	100	50	20	1							
Ⅱ 1 126	まるおか 丸岡 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	70	40	40	1							
Ⅱ 1 127	たかつか 高塚 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	25	50	6	1							
Ⅱ 1 128	たかつか 高塚 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	140	48	14	2							
Ⅱ 1 129	たかつか 高塚 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	150	45	20	1							
Ⅱ 1 130	たかつか 高塚 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	60	45	20	2							
Ⅱ 1 131	たかつか 高塚 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	80	55	15	3							
Ⅱ 1 132	はるやま 春山 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	40	35	12	1							
Ⅱ 1 133	はるやま 春山 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	50	50	20	1							
Ⅱ 1 134	はるやま 春山 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	190	45	30	3							
Ⅱ 1 135	はるやま 春山 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	70	45	13	1							
Ⅱ 1 136	いのうえ 井上 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	55	35	20	2							
Ⅱ 1 137	いのうえ 井上 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	70	40	12	1							
Ⅱ 1 138	さかえ 栄 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	110	35	12	3							
Ⅱ 1 139	いのうえ 井上 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	140	30	22	2							
Ⅱ 1 140	しもけだな 下花棚 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	85	40	17	3	市道	110					
Ⅱ 1 141	しもけだな 下花棚 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	120	40	20	1	市道	70					
Ⅱ 1 142	しもけだな 下花棚 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	82	90	10	3	市道	30					
Ⅱ 1 143	しもけだな 下花棚 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	101	30	30	2	県道	45					
Ⅱ 1 144	しもけだな 下花棚 10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	70	40	15	2							
Ⅱ 1 145	しもけだな 下花棚 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	114	50	12	2							
Ⅱ 1 146	たかつか 高塚 11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	67	36	33	2	市道	65					
Ⅱ 1 147	くまごこ 熊迫 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	237	40	24	4	市道	60					
Ⅱ 1 148	おおくぼ 大久保 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	123	60	22	4	市道	25					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 149	くまごこ熊迫4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	87	30	12	1							
Ⅱ 1 150	はるやま春山10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	131	50	26	2	市道	60					
Ⅱ 1 151	はるやま春山7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	133	60	36	1	市道	100					
Ⅱ 1 152	いのうえ井上13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	60	60	8	1	市道	60					
Ⅱ 1 153	いのうえ井上9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	160	50	30	3	市道	95					
Ⅱ 1 154	かごしまし花野8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	175	45	32	3	市道	170					
Ⅱ 1 155	くまごこ熊迫7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	125	60	20	2	市道	120	河川	40			
Ⅱ 1 156	くまごこ熊迫5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	270	85	35	4	市道	150	河川	110			
Ⅱ 1 157	おおくぼ大久保4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	198	50	32	1							
Ⅱ 1 158	けの花野13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	160	50	15	4	市道	150					
Ⅱ 1 159	けの花野9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	220	38	24	2	市道	150					
Ⅱ 1 160	かごしまし花野10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	29	85	12	1							
Ⅱ 1 161	さこむら迫村3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	252	38	22	2							
Ⅱ 1 162	さこむら迫村4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほらちよう岡之原町	103	45	12	1							
Ⅱ 1 163	しもた下田12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	255	48	30	2							
Ⅱ 1 164	たてやま立山1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	47	60	12	1	県道	40					
Ⅱ 1 165	たてやま立山3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	86	65	20	3	県道	70					
Ⅱ 1 166	しもた下田11	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	66	60	12	1							
Ⅱ 1 167	かくりきん加栗山4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	50	45	8	2	県道	10					
Ⅱ 1 168	かくりきん加栗山13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	152	58	15	1	市道	150					
Ⅱ 1 169	しもけだな下花棚3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	108	70	20	1	市道	30					
Ⅱ 1 170	しもけだな下花棚4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	114	70	22	1	市道	90					
Ⅱ 1 171	しもけだな下花棚12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	168	30	6	3	市道	160					
Ⅱ 1 172	しもけだな下花棚13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	80	40	15	1							
Ⅱ 1 173	しもけだな下花棚14	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	216	30	14	3	市道	130					
Ⅱ 1 174	かみけだな上花棚4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	117	80	7	2	市道	15					
Ⅱ 1 175	ほりのうち堀ノ内3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	84	32	10	1	市道	10					
Ⅱ 1 176	ほりのうち堀ノ内4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	66	40	7	1	市道	10					
Ⅱ 1 177	いけのかわ池之川1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	158	41	20	2							
Ⅱ 1 178	ほりのうち堀ノ内5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	71	42	12	2	市道	15					
Ⅱ 1 179	よつじ四辻1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	105	50	8	2	市道	20					
Ⅱ 1 180	よつじ四辻2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	106	45	18	3	市道	40					
Ⅱ 1 181	まえぼらごこ前原迫3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	48	50	28	1	市道	15					
Ⅱ 1 182	まえぼらごこ前原迫1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	50	40	16	1							
Ⅱ 1 183	まえぼらごこ前原迫2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	85	45	8	1	市道	55					
Ⅱ 1 184	しもた下田13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	80	40	12	4							
Ⅱ 1 185	かみけだな上花棚3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	120	60	6	3	市道	50					
Ⅱ 1 186	せきや関屋1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	90	30	30	3	県道	90					
Ⅱ 1 187	せきや関屋2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	263	40	35	3	県道	70	市道	140			
Ⅱ 1 188	せきや関屋5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	77	60	15	1	市道	65					
Ⅱ 1 189	てらやま寺山2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	84	38	20	1	市道	85					
Ⅱ 1 190	てらやま寺山3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	74	38	25	1							
Ⅱ 1 191	てらやま寺山4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	63	82	6	1							
Ⅱ 1 192	ふるぞの古園10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	102	80	30	1	市道	50					
Ⅱ 1 194	ふるぞの古園11	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	67	40	10	3	市道	10					
Ⅱ 1 196	ふるぞの古園18	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	285	70	30	3	市道	160					
Ⅱ 1 197	ふるぞの古園12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	38	70	10	2	市道	40					
Ⅱ 1 198	ふるぞの古園19	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	260	70	25	3	市道	375					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 199	くりのきこ 栗之迫29	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	89	70	10	2							
Ⅱ 1 200	くりのきこ 栗之迫35	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	172	40	20	4	市道	130					
Ⅱ 1 201	くりのきこ 栗之迫30	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	185	40	20	3	市道	120					
Ⅱ 1 202	くりのきこ 栗之迫31	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	88	70	5	3	市道	20					
Ⅱ 1 203	くりのきこ 栗之迫33	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	272	70	10	3	市道	230					
Ⅱ 1 205	しもながよし 下永吉10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	33	18	1							
Ⅱ 1 206	ふるぞの 古園14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	51	70	20	1	市道	65					
Ⅱ 1 207	こやまだちよう 小山田上 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	80	60	10	2							
Ⅱ 1 208	かみながよし 上永吉 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	35	50	6	1							
Ⅱ 1 209	あらいそ 荒磯20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	70	50	10	2							
Ⅱ 1 210	あらいそ 荒磯21	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	140	50	10	2							
Ⅱ 1 211	あらいそ 荒磯12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	110	40	14	2							
Ⅱ 1 212	あらいそ 荒磯14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	60	40	18	1							
Ⅱ 1 213	あらいそ 荒磯15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	171	70	10	3	市道	125					
Ⅱ 1 214	かわじさん 川路山16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	65	70	15	2	市道	70					
Ⅱ 1 215	かわじさん 川路山17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	102	70	15	2	市道	145					
Ⅱ 1 216	かわじさん 川路山18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	52	70	15	1	市道	90					
Ⅱ 1 217	かわじさん 川路山6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	157	70	10	1	市道	95					
Ⅱ 1 220	かわじさん 川路山19	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	65	30	8	2	市道	15					
Ⅱ 1 221	かわじさん 川路山20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	63	80	5	1	市道	70					
Ⅱ 1 222	かわじさん 川路山9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	25	30	5	1	市道	45					
Ⅱ 1 223	よこい 横井3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	103	50	20	4	市道	120					
Ⅱ 1 224	かわじさん 川路山10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	173	70	8	3	市道	290					
Ⅱ 1 225	かわじさん 川路山11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	114	50	5	3	市道	50					
Ⅱ 1 226	かわじさん 川路山21	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	39	50	10	1							
Ⅱ 1 227	かわじさん 川路山12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	70	40	12	2	市道	34					
Ⅱ 1 229	かわじさん 川路山14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	149	30	10	4	市道	80					
Ⅱ 1 230	なかぐみ 仲組3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	60	70	10	2	市道	70					
Ⅱ 1 231	なかぐみ 仲組5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	72	30	20	1	市道	60					
Ⅱ 1 232	なかぐみ 仲組10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	166	60	30	2	県道	140	市道	280			
Ⅱ 1 233	なかぐみ 仲組7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	152	40	20	2	県道	90	市道	50			
Ⅱ 1 234	ふるべつぶ 古別府9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	95	70	5	4	市道	55					
Ⅱ 1 235	ふるべつぶ 古別府1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	142	70	6	4	市道	130					
Ⅱ 1 237	ふるべつぶ 古別府6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	63	70	5	3	県道	30	市道	40			
Ⅱ 1 238	ふるべつぶ 古別府10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	85	40	30	1							
Ⅱ 1 239	ふるべつぶ 古別府17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	121	40	5	2	市道	40					
Ⅱ 1 240	くりのきこ 栗之迫4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	50	70	10	1	市道	48					
Ⅱ 1 241	くりのきこ 栗之迫14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	84	30	5	4	市道	175					
Ⅱ 1 242	なかぐみ 仲組8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	59	40	30	1	市道	100					
Ⅱ 1 243	しもながよし 下永吉16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	60	10	1							
Ⅱ 1 244	しもながよし 下永吉12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	60	45	30	1							
Ⅱ 1 245	いりさ 入佐11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	40	40	8	1							
Ⅱ 1 246	いりさ 入佐12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	65	72	15	2	県道	80					
Ⅱ 1 247	いりさ 入佐13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	40	60	5	1	県道	140					
Ⅱ 1 248	あらいそ 荒磯17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	130	60	20	1	県道	130					
Ⅱ 1 249	いりさ 入佐15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	40	35	13	1	県道	40					
Ⅱ 1 250	いりさ 入佐16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	150	45	60	1	河川	150					
Ⅱ 1 251	いりさ 入佐17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	80	30	60	1	河川	80					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 252	いりさ 入佐18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	80	55	40	1	河川	80					
Ⅱ 1 253	いりさ 入佐19	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	55	35	1	河川	100					
Ⅱ 1 254	いりさ 入佐23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	45	32	2							
Ⅱ 1 256	あらいそ 荒磯18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	50	45	20	1							
Ⅱ 1 257	あらいそ 荒磯19	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	110	45	10	2							
Ⅱ 1 258	あらいそ 荒磯23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	80	40	25	2							
Ⅱ 1 259	くきた 久木田10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	70	40	30	2							
Ⅱ 1 260	くきた 久木田11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	170	60	45	2							
Ⅱ 1 261	くきた 久木田12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	62	30	2							
Ⅱ 1 262	くきた 久木田13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	50	45	23	1							
Ⅱ 1 263	くきた 久木田14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	130	40	40	4							
Ⅱ 1 264	しもかど 下門 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	130	45	30	2							
Ⅱ 1 265	かいほうしも 皆房下 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	150	60	40	3							
Ⅱ 1 266	かいほうしも 皆房下15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	40	70	12	1							
Ⅱ 1 267	かいほうしも 皆房下 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	40	45	20	1							
Ⅱ 1 268	かいほうしも 皆房下10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	30	60	8	1							
Ⅱ 1 269	かいほうしも 皆房下11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	180	75	30	2							
Ⅱ 1 270	かいほうしも 皆房下12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	100	80	40	1							
Ⅱ 1 271	かいほうしも 皆房下 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	60	45	7	1							
Ⅱ 1 272	けのぐち 花野口 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	80	45	40	2							
Ⅱ 1 273	たきがみ 滝上 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	60	80	12	1	河川	100					
Ⅱ 1 274	かいほうしも 皆房下13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	60	8	1							
Ⅱ 1 275	かいほうしも 皆房下14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	60	80	40	1							
Ⅱ 1 276	けのぐち 花野口 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	80	70	50	1							
Ⅱ 1 277	けのぐち 花野口11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	60	60	20	3							
Ⅱ 1 278	けのぐち 花野口 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	110	45	30	1	県道	110					
Ⅱ 1 279	けのぐち 花野口12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	150	60	27	1	河川	100	橋	2			
Ⅱ 1 280	たきがみ 滝上 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	80	50	22	1	河川	100					
Ⅱ 1 281	しもかど 下門11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	270	65	20	4	県道	270					
Ⅱ 1 282	しもかど 下門 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	70	55	30	1	県道	70					
Ⅱ 1 283	いしきちよう 伊敷町 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	50	60	60	1							
Ⅱ 1 284	けのぐち 花野口 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	60	45	60	1	県道	60					
Ⅱ 1 285	あらいそ 荒磯 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	70	60	50	2							
Ⅱ 1 286	かりや 仮屋13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	190	50	25	2							
Ⅱ 1 287	かりや 仮屋14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	35	60	40	1	県道	35	河川	40			
Ⅱ 1 288	かりや 仮屋 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	140	50	30	2							
Ⅱ 1 290	かりや 仮屋16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	180	55	20	1	県道	180					
Ⅱ 1 291	かりや 仮屋17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	60	15	1							
Ⅱ 1 293	せんねん 千年 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	せんねん1ちようめ 千年1丁目	140	65	25	2							
Ⅱ 1 294	にししき 西伊敷 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にししき ちようめ 西伊敷1丁目	80	70	30	1							
Ⅱ 1 295	にししき 西伊敷 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にししき ちようめ 西伊敷1丁目	40	70	12	2							
Ⅱ 1 296	なとつ 名突 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	60	50	50	1							
Ⅱ 1 297	なとつ 名突 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	90	45	15	1							
Ⅱ 1 298	なとつ 名突 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	70	60	15	2							
Ⅱ 1 299	わきだ 脇田 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	60	60	15	3							
Ⅱ 1 300	かくりさん 加栗山 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	97	63	12	2	市道	40					
Ⅱ 1 301	さんぼんまつ 三本松 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもだちよう 下田町	63	60	45	1	市道	65					
Ⅱ 1 302	とりごえ 鳥越 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもだちよう 下田町	108	60	5	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 303	とろごえ鳥越3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	70	70	12	2							
Ⅱ 1 304	とろごえ鳥越4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	70	65	40	1							
Ⅱ 1 305	しもた下田1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	176	70	50	2							
Ⅱ 1 306	とろごえ鳥越9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	58	53	10	2							
Ⅱ 1 307	とろごえ鳥越10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	73	60	22	2							
Ⅱ 1 308	とろごえ鳥越6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	37	55	11	1							
Ⅱ 1 309	かくりきん加栗山7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かわかみちよう川上町	63	60	28	1							
Ⅱ 1 311	いしきちよう伊敷町2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	いしきちよう伊敷町	58	38	25	2							
Ⅱ 1 312	さんぼんまつ三本松4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	83	40	21	1	市道	70					
Ⅱ 1 313	さんぼんまつ三本松5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	106	70	50	4							
Ⅱ 1 314	まつやまご松山道2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	94	31	13	2	市道	60					
Ⅱ 1 315	さんもじ三文字2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	162	80	75	4							
Ⅱ 1 316	こむら小村1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	61	70	15	2							
Ⅱ 1 317	のろご野呂迫1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	178	40	28	1							
Ⅱ 1 318	ほさやま保佐山2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	111	60	15	1	市道	50					
Ⅱ 1 319	ほさやま保佐山3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	183	50	21	4	市道	105					
Ⅱ 1 320	ほさやま保佐山4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	96	50	37	3	市道	30					
Ⅱ 1 321	ほさやま保佐山5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	107	75	60	1	市道	30					
Ⅱ 1 322	のろご野呂迫4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	72	70	16	2							
Ⅱ 1 323	よしの吉野3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	106	50	12	4							
Ⅱ 1 324	たにゆうどう田入道17	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	いしきちよう伊敷町	47	56	13	2							
Ⅱ 1 325	ななくぼ七窪1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	57	50	9	1							
Ⅱ 1 326	ななくぼ七窪4-1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	181	50	20	3							
Ⅱ 1 327	ななくぼ七窪5-1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	107	45	18	3	市道	100					
Ⅱ 1 328	かわげ川添7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	62	40	12	1							
Ⅱ 1 331	ななくぼ七窪8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	109	62	59	2							
Ⅱ 1 333	ななくぼ七窪14	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	82	52	13	4							
Ⅱ 1 334	ななくぼ七窪13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもだちよう下田町	53	62	45	2							
Ⅱ 1 336	みよがけ明ヶ窪4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもいしきちよう下伊敷町	119	60	19	3	市道	40					
Ⅱ 1 337	みよがけ明ヶ窪5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもいしきちよう下伊敷町	59	75	24	2	県道	40					
Ⅱ 1 338	ひがしきかもと東坂元1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	96	56	27	4	県道	90					
Ⅱ 1 339	ひがしきかもと東坂元2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	30	80	16	2	市道	30					
Ⅱ 1 340	よしかた実方10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	67	65	16	1	市道	40					
Ⅱ 1 342	かわげ川添8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	96	40	19	4	市道	15					
Ⅱ 1 343	かわげ川添10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	89	70	52	3	市道	95					
Ⅱ 1 346	よしかた実方11	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	108	45	13	4							
Ⅱ 1 347	よしかた実方13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	44	47	11	1							
Ⅱ 1 348	すずめがみや雀ヶ宮12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	79	43	24	1	市道	10					
Ⅱ 1 349	ひがしきかもと東坂元3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	70	50	10	4	市道	40					
Ⅱ 1 350	ひがしきかもと東坂元4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	65	60	12	4							
Ⅱ 1 351	ひがしきかもと東坂元11	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	106	60	13	4	市道	70					
Ⅱ 1 352	ひがしきかもと東坂元10	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひがしきかもとちようめ東坂元2丁目	56	47	12	3							
Ⅱ 1 353	すずめがみや雀ヶ宮13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	55	60	15	2							
Ⅱ 1 354	ひがししょうぶたに東蒲瀨谷6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	139	58	20	1							
Ⅱ 1 355	なかべつが中別府2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	58	43	14	1							
Ⅱ 1 356	うえのはら上之原3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	105	40	10	3							
Ⅱ 1 357	なかちよう中ノ町15	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	36	30	25	1	河川	85					
Ⅱ 1 358	なかちよう中ノ町7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	78	32	20	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 359	なか ちょう 中ノ町8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	122	35	10	1						
Ⅱ 1 360	なか ちょう 中ノ町9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	123	50	25	1	河川	70				
Ⅱ 1 361	なか ちょう 中ノ町11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	213	35	40	3	河川	280				
Ⅱ 1 362	なか ちょう 中ノ町12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	82	30	30	1						
Ⅱ 1 363	なか ちょう 中ノ町13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	131	40	15	3						
Ⅱ 1 364	なか ちょう 中ノ町14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	45	30	20	1						
Ⅱ 1 365	ななやしろ 七社 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	240	40	12	4	市道	90				
Ⅱ 1 366	ななやしろ 七社 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	160	33	15	4	市道	50				
Ⅱ 1 367	ななやしろ 七社 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	53	37	56	1	河川	70				
Ⅱ 1 368	けくら 花倉 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしの ちょう 吉野町	290	50	110	3	市道	180				
Ⅱ 1 369	よこい 横井4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	82	45	25	3	市道	90				
Ⅱ 1 370	よこい 横井5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	86	45	40	1						
Ⅱ 1 372	なほり 柵堀5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	77	50	40	1	市道	30				
Ⅱ 1 373	よこい 横井7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	193	30	30	2	市道	215				
Ⅱ 1 374	ふるべつ ぶ 古別府13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	131	80	5	3	市道	65				
Ⅱ 1 375	ふるべつ ぶ 古別府14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	48	30	10	1						
Ⅱ 1 376	くりの さこ 栗之迫13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	92	30	50	1	市道	60				
Ⅱ 1 377	くりの さこ 栗之迫6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	206	70	15	3	市道	160				
Ⅱ 1 378	くりの さこ 栗之迫7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	184	30	15	2	市道	120				
Ⅱ 1 379	くりの さこ 栗之迫8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	75	30	20	2						
Ⅱ 1 380	はぎべつ ぶ 萩別府5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	135	70	8	3	市道	50				
Ⅱ 1 381	はぎべつ ぶ 萩別府2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	145	60	5	4	市道	105				
Ⅱ 1 382	はぎべつ ぶ 萩別府4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	50	40	8	1	市道	30				
Ⅱ 1 383	ばん やした 番屋下4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちょう 小野町	152	30	15	2	市道	60				
Ⅱ 1 384	ばん やした 番屋下5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちょう 小野町	114	30	10	1						
Ⅱ 1 385	ばん やした 番屋下6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちょう 小野町	97	50	10	1						
Ⅱ 1 386	ばん やした 番屋下8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちょう 小野町	57	30	20	2	市道	50				
Ⅱ 1 387	なほり 柵堀6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	63	40	60	1	市道	90				
Ⅱ 1 388	えぐち 江口4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	74	70	80	1	市道	30				
Ⅱ 1 389	ばん やした 番屋下7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちょう 小野町	143	50	40	2	市道	190				
Ⅱ 1 390	にし の たに 西之谷23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	89	70	70	2	市道	115				
Ⅱ 1 391	にし の たに 西之谷24	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	57	45	30	1	市道	50				
Ⅱ 1 392	なほり 柵堀7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	96	70	40	2	市道	30				
Ⅱ 1 393	なほり 柵堀8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	62	40	20	1	市道	45				
Ⅱ 1 394	えぐち 江口5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	40	60	10	1						
Ⅱ 1 395	えぐち 江口6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	51	35	25	1	市道	25				
Ⅱ 1 396	えぐち 江口7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	186	50	5	3	市道	30				
Ⅱ 1 397	えぐち 江口8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	107	35	20	2	市道	40				
Ⅱ 1 398	まん づい 饅頭石3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつ ぶ ちょう 五ヶ別府町	192	30	5	3	県道	110	市道	70		
Ⅱ 1 399	いわや 岩屋12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	127	60	60	3						
Ⅱ 1 400	かねい さこ 金井迫11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	149	40	40	2	県道	50	市道	18		
Ⅱ 1 401	かねい さこ 金井迫12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	144	45	30	2	市道	160				
Ⅱ 1 402	かねい さこ 金井迫7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	52	70	5	3	市道	10				
Ⅱ 1 403	かねい さこ 金井迫8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	59	40	30	2	市道	145				
Ⅱ 1 404	かねい さこ 金井迫13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつ ぶ ちょう 西別府町	50	60	10	2	県道	10				
Ⅱ 1 405	くりの さこ 栗之迫9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	219	40	20	3	県道	60	道	70		
Ⅱ 1 406	くりの さこ 栗之迫10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	138	70	8	2	市道	130				
Ⅱ 1 407	くりの さこ 栗之迫11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさご ちょう 犬迫町	291	60	70	1	県道	120	道	10		

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
II 1 408	くりのきこ 栗之迫12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさこちよう 犬迫町	m	度	m	1	県道	60				
II 1 410	おの 小野2-1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野3丁目	223	30	10	3	県道	160	市道	15		
II 1 412	おの 小野4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野3丁目	128	80	45	3	県道	80				
II 1 413	おの 小野11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野3丁目	129	80	10	1	市道	150				
II 1 414	おのちよう 小野町3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	43	30	10	1						
II 1 415	おの 小野9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野3丁目	170	70	15	2	県道	130	市道	15		
II 1 416	おのちよう 小野町4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	443	70	80	2	市道	140				
II 1 417	たなかうを 田中宇都8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	118	80	50	1	市道	30				
II 1 418	おの 小野10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野3丁目	93	30	40	1	県道	100	市道	50	幸加木川	90
II 1 419	おの 小野1-1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野2丁目	73	30	80	3	市道	10				
II 1 420	おの 小野16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野4丁目	73	30	7	1	市道	10				
II 1 421	にしのに 西之谷5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	173	70	100	1	市道	50				
II 1 422	にしのに 西之谷6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	152	40	70	1	市道	190				
II 1 423	にしのに 西之谷15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	61	40	30	1	市道	55	新川	50		
II 1 427	かねいさこ 金井迫9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	158	70	20	1	市道	160				
II 1 429	にしのに 西之谷11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	75	40	20	1	市道	45				
II 1 430	かねいさこ 金井迫10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	321	40	45	4	市道	320				
II 1 431	たがみ 田上12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ 田上8丁目	120	40	40	2	市道	120				
II 1 432	にしのに 西之谷10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	240	40	70	1	市道	10	新川	200		
II 1 433	たがみ 田上13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ 田上8丁目	86	70	5	2	市道	90	新川	75		
II 1 434	たがみ 田上14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ 田上8丁目	162	50	50	3	市道	10				
II 1 435	おの 小野15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの 小野4丁目	54	50	30	2	市道	44				
II 1 436	ごまだ 胡麻田4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	178	45	50	1	市道	146				
II 1 437	さかさとちよう 坂元町 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	さかさとちよう 坂元町	50	45	10	1						
II 1 438	たまさと 玉里12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たまさとちよう 玉里町	182	60	22	3						
II 1 439	すずめがみや 雀ヶ宮14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	121	48	56	4	市道	60				
II 1 440	すずめがみや 雀ヶ宮16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	85	50	15	2	県道	60				
II 1 441	たきかみ 滝ノ神 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	205	45	32	2	県道	210	河川	150		
II 1 442	すずめがみや 雀ヶ宮15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	155	33	45	4	県道	150				
II 1 443	たきかみ 滝ノ神 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	125	30	50	2						
II 1 444	かみたつお 上竜尾町 1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみたつお 上竜尾町	96	30	20	3	市道	75				
II 1 445	いそ 磯 9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	120	30	110	1						
II 1 446	まんじゆりい 饅頭石5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	100	30	30	2	市道	100				
II 1 447	すみとこ 炭床2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	120	30	45	2	市道	70				
II 1 448	すみとこ 炭床3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	30	60	20	1						
II 1 449	まんじゆりい 饅頭石7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	80	50	10	1						
II 1 450	まんじゆりい 饅頭石8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	30	55	8	1						
II 1 451	まんじゆりい 饅頭石9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	50	80	30	2						
II 1 452	まんじゆりい 饅頭石10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	170	50	40	2	市道	175				
II 1 453	しげがら 茂頭2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	60	40	20	1	市道	30				
II 1 454	しげがら 茂頭3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	150	40	40	4	市道	340	JR	60		
II 1 455	いわや 岩屋7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	120	40	50	4	市道	140				
II 1 456	いわや 岩屋8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	130	30	25	1	市道	145				
II 1 457	いわや 岩屋9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	130	80	12	1	市道	50				
II 1 458	いわや 岩屋10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	90	40	16	4	市道	15				
II 1 459	いわや 岩屋13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	100	60	5	2	市道	95				
II 1 460	いわや 岩屋14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつがちよう 西別府町	70	55	30	1	市道	75				
II 1 461	ゆのもと 湯之元6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつがちよう 五ヶ別府町	160	45	30	1	市道	105				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設									
									種類	数	種類	数	種類	数				
					m	度	m											
Ⅱ 1 462	ゆのもと湯之元7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	140	45	35	2	市道	135								
Ⅱ 1 463	ゆのもと湯之元8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	80	30	20	1										
Ⅱ 1 464	ゆのもと湯之元9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	50	35	40	1	市道	50								
Ⅱ 1 465	ゆのもと湯之元10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	60	30	10	2	市道	25								
Ⅱ 1 466	みやぞの宮園1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	180	50	40	3	市道	205								
Ⅱ 1 468	みやぞの宮園3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	150	50	60	4	市道	195								
Ⅱ 1 469	みやぞの宮園4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	65	45	20	1	市道	40								
Ⅱ 1 470	みやぞの宮園5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	30	30	2	市道	75								
Ⅱ 1 472	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	150	35	25	2	市道	80								
Ⅱ 1 474	みやぞの宮園6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	30	15	1	市道	45								
Ⅱ 1 475	みやぞの宮園7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	110	35	40	1	市道	95								
Ⅱ 1 476	みやぞの宮園8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	250	35	55	4	市道	275								
Ⅱ 1 477	ふくなが福永4-1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	60	40	15	1	市道	50								
Ⅱ 1 478	ふくなが福永5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	100	35	20	4	市道	40								
Ⅱ 1 479	ふくなが福永6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	80	50	12	2										
Ⅱ 1 480	しょうぶぐち 菫蒲口1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	80	75	70	2	市道	85								
Ⅱ 1 481	しょうぶぐち 菫蒲口2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	180	40	50	2	市道	245								
Ⅱ 1 482	しょうぶぐち 菫蒲口3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	30	13	1										
Ⅱ 1 483	しふくやま 地福山1-1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくやま 下福元町	50	50	20	1	市道	55								
Ⅱ 1 484	すみとこ 炭床4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	50	30	25	3	市道	85								
Ⅱ 1 485	すみとこ 炭床5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	68	48	35	1										
Ⅱ 1 486	かわぐち 川口7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	128	30	50	2	市道	88	県道	66	河川	74				
Ⅱ 1 487	かわぐち 川口8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	223	40	80	2	県道	124	河川	62						
Ⅱ 1 488	とうのほら 塔之原1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	72	35	30	1										
Ⅱ 1 489	ほしがみね 星ヶ峯30	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちようめ 星ヶ峯5丁目	78	40	13	3	市道	68								
Ⅱ 1 491	いでがうと 井手ヶ宇都4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	192	40	70	1	県道	108	橋	1						
Ⅱ 1 492	かわぐち 川口6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	255	35	80	2	県道	22	橋	1						
Ⅱ 1 494	こうとくじだい 皇徳寺台18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくじだい ちようめ 皇徳寺台5丁目	76	38	40	1	市道	82								
Ⅱ 1 495	やまだ 山田17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	97	37	50	2	県道	82								
Ⅱ 1 496	やまだ 山田5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	116	35	50	1	県道	62								
Ⅱ 1 497	いわや 岩屋11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	175	37	20	3	市道	44								
Ⅱ 1 498	いわや 岩屋15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	166	30	30	2	市道	82								
Ⅱ 1 499	たがみ 田上9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちようめ 田上8丁目	76	55	30	2										
Ⅱ 1 501	おのちよう 小野町5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	41	30	15	2										
Ⅱ 1 502	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	88	30	15	2	市道	74								
Ⅱ 1 503	しょうぶぐち 菫蒲口4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	94	30	10	1	JR	24								
Ⅱ 1 504	しょうぶぐち 菫蒲口5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	100	40	25	3										
Ⅱ 1 505	にしべつぶ 西別府13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	147	35	20	1	市道	52								
Ⅱ 1 507	たけおか 武岡9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たけおか ちようめ 武岡3丁目	122	55	40	3	市道	224								
Ⅱ 1 508	たけおか 武岡5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たけおか ちようめ 武岡1丁目	41	45	30	1	市道	50								
Ⅱ 1 510	たがみちよう 田上町3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	103	35	20	2										
Ⅱ 1 511	たがみちよう 田上町4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	114	70	45	2	市道	100	JR	70						
Ⅱ 1 512	ほしがみね 星ヶ峯9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちようめ 星ヶ峯2丁目	196	70	45	1	市道	64								
Ⅱ 1 513	たがみちよう 田上町5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	284	40	45	4	市道	100	河川	196	橋	2				
Ⅱ 1 514	ほしがみね 星ヶ峯1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちようめ 星ヶ峯1丁目	149	35	35	4	市道	56								
Ⅱ 1 515	ほしがみね 星ヶ峯12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちようめ 星ヶ峯2丁目	46	50	40	2										
Ⅱ 1 516	おおかわち 大川内5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	138	40	45	2										
Ⅱ 1 517	おおかわち 大川内6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	151	45	25	3	市道	48								

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	
Ⅱ 1 518	おおかわうち 大川内3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまたちょう 山田町	181	55	56	4	県道	120	市道	60	
Ⅱ 1 519	ほしがみね 星ヶ峯10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちよめ 星ヶ峯2丁目	81	40	20	3	市道	78			
Ⅱ 1 520	おおかわうち 大川内7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまたちょう 山田町	68	50	50	3					
Ⅱ 1 521	ほしがみね 星ヶ峯13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみね ちよめ 星ヶ峯2丁目	66	65	35	2	市道	62			
Ⅱ 1 522	たがみちよう 田上町6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	135	80	50	1	河川	140			
Ⅱ 1 523	たがみちよう 田上町11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	175	40	35	2	市道	154			
Ⅱ 1 524	たがみ 田上6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちよめ 田上6丁目	30	65	6	2					
Ⅱ 1 525	さいごう 西郷5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちよめ 田上5丁目	86	50	20	1					
Ⅱ 1 526	さいごう 西郷3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちよめ 田上5丁目	90	50	20	1	市道	84			
Ⅱ 1 527	さいごう 西郷6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちよめ 田上5丁目	69	35	20	3	市道	68			
Ⅱ 1 528	さいごう 西郷7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちよめ 田上5丁目	66	68	5	3	市道	68			
Ⅱ 1 529	たがみちよう 田上町7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	167	37	20	3	市道	110			
Ⅱ 1 530	ひろき 広木23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	425	35	25	3	市道	422			
Ⅱ 1 531	かさぎ 笠木1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	35	60	1	市道	65			
Ⅱ 1 532	かさぎ 笠木2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	50	40	15	1	市道	40			
Ⅱ 1 533	かさぎ 笠木6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	60	35	15	3					
Ⅱ 1 534	かさぎ 笠木3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	110	35	30	2	市道	100			
Ⅱ 1 535	かさぎ 笠木4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	50	70	30	1	市道	65			
Ⅱ 1 536	みしげの 三重野16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	80	40	12	1					
Ⅱ 1 537	みしげの 三重野2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	120	50	15	1					
Ⅱ 1 538	みしげの 三重野3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	35	70	2	市道	75			
Ⅱ 1 541	みしげの 三重野7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	70	30	20	1	市道	65			
Ⅱ 1 542	みしげの 三重野8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	120	30	90	1	市道	140			
Ⅱ 1 543	みしげの 三重野9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	150	40	80	4	市道	150			
Ⅱ 1 544	みしげの 三重野17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	100	30	20	1	市道	100			
Ⅱ 1 545	みしげの 三重野6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	200	35	45	2	市道	150			
Ⅱ 1 546	かさぎ 笠木5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	103	50	90	1	市道	18			
Ⅱ 1 547	みしげの 三重野11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	78	50	20	1					
Ⅱ 1 548	どやま 櫓山2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	194	60	30	2	市道	88			
Ⅱ 1 549	どやま 櫓山3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	77	70	20	2					
Ⅱ 1 550	やまだ 山田18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	96	70	90	3	市道	36			
Ⅱ 1 551	やまだ 山田27	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	67	70	60	1					
Ⅱ 1 552	みしげの 三重野10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	150	50	20	2					
Ⅱ 1 553	こうとくしだい 皇徳寺台9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくしだい ちよめ 皇徳寺台4丁目	107	55	35	2	市道	171	河川	80	
Ⅱ 1 554	みしげの 三重野12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	68	45	15	1					
Ⅱ 1 555	みしげの 三重野13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	187	50	15	2					
Ⅱ 1 556	みしげの 三重野14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	105	50	25	1	市道	55			
Ⅱ 1 557	みしげの 三重野15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	221	50	55	2	市道	46			
Ⅱ 1 558	たに 谷5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	148	50	50	1	市道	92	河川	64	
Ⅱ 1 559	たに 谷10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	43	50	50	1	河川	40			
Ⅱ 1 560	たに 谷6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	298	60	40	2	市道	270	河川	20	
Ⅱ 1 561	やまの た 山之田8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	50	35	20	1	市道	50			
Ⅱ 1 562	たに 谷7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	50	50	15	1					
Ⅱ 1 563	たに 谷9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	57	50	30	1	河川	37			
Ⅱ 1 564	ししのくさ 栄之草1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	50	30	25	1	市道	30			
Ⅱ 1 565	ししのくさ 栄之草2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	70	30	20	1	市道	70			
Ⅱ 1 566	ししのくさ 栄之草4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	100	30	30	1	市道	70			
Ⅱ 1 567	ししのくさ 栄之草5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	60	35	10	1					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
II 1 568	しのくさ 宋之草12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	70	60	10	1	市道	50				
II 1 569	しのくさ 宋之草6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	70	30	30	1	市道	20				
II 1 570	しのくさ 宋之草10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	100	30	65	1						
II 1 571	やまだ 山田22	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	110	30	15	2	市道	70				
II 1 572	やまだ 山田23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	40	30	12	1						
II 1 573	やまだ 山田24	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	170	60	40	2	市道	205				
II 1 574	やまのた 山之田1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	100	30	40	1	市道	100				
II 1 575	しのくさ 宋之草7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	90	30	70	1	市道	90				
II 1 576	しのくさ 宋之草9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	60	30	70	1	市道	50				
II 1 578	たきした 滝ノ下3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	50	70	10	1	市道	50				
II 1 579	たきした 滝ノ下4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	60	70	20	4	市道	70				
II 1 580	たきした 滝ノ下5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	130	30	15	1						
II 1 581	やまだ 山田20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	186	50	20	2						
II 1 582	やまだ 山田3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	106	42	52	4	市道	50				
II 1 583	やまだ 山田21	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	151	75	30	2	市道	33				
II 1 584	ひろき 広木24	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	71	45	45	1						
II 1 586	ふくなが 福永4-2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつちよう 五ヶ別府町	92	40	35	1	市道	50				
II 1 587	こうとくじ 皇徳寺3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	51	60	30	2						
II 1 589	こうとくじ 皇徳寺4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	89	70	30	3	市道	81				
II 1 590	ふたした 札下4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	209	70	50	3	市道	257				
II 1 592	ひろき 広木18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	128	30	20	4						
II 1 593	ひろき 広木25	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	53	45	20	3	市道	52				
II 1 594	たがみちよう 田上町9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	64	35	20	2						
II 1 595	ひがさこ 樋ヶ迫3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うすきちよう 宇宿町	134	50	40	2						
II 1 596	ひがさこ 樋ヶ迫2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うすきちよう 宇宿町	92	50	45	2	河川	70	橋	2		
II 1 597	やまのた 山之田2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	200	30	50	1						
II 1 598	やまのた 山之田4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	70	38	25	2	市道	40				
II 1 599	やまだ 山田25	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	45	42	25	1						
II 1 600	やまのその 山之園2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	130	35	50	2	市道	169				
II 1 601	やまのその 山之園3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	130	30	45	3	市道	57				
II 1 602	かみにし 上西3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	139	40	35	2						
II 1 603	やまのその 山之園4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	290	30	50	2						
II 1 604	やまのその 山之園5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	85	30	40	2	市道	97				
II 1 605	かみにし 上西4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	135	33	12	1						
II 1 606	たきした 滝ノ下7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	200	30	20	2	市道	202				
II 1 607	ひらば 平馬場2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	35	30	10	1	市道	50	河川	35		
II 1 608	ちゅうざんちよう 中山5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゅうざんちよう 中山町	102	30	35	4	市道	46				
II 1 610	ながかり 永仮6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うすきちよう 宇宿町	89	35	40	3						
II 1 611	さくらがたか 桜ヶ丘14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	さくらがたか ちようめ 桜ヶ丘7丁目	62	65	13	2	市道	40				
II 1 612	さくらがたか 桜ヶ丘15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	さくらがたか ちようめ 桜ヶ丘6丁目	48	65	30	3	市道	46				
II 1 613	みなみしんまち 南新町	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなみしんまち 南新町	90	60	30	2						
II 1 614	かんば 勤場2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	140	30	60	2	市道	60				
II 1 615	かんば 勤場4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	85	35	45	1	市道	65				
II 1 616	かんば 勤場1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	70	30	35	2	市道	70				
II 1 617	かんば 勤場11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	100	35	40	2	市道	80				
II 1 618	かんば 勤場3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	60	30	30	1	市道	60				
II 1 619	よことお 横通り3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かみふくもとちよう 上福元町	70	30	15	1						
II 1 620	おおわさばら 大脇腹1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくもとちよう 下福元町	40	30	15	1	市道	40				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 621	いけお池尾4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	100	30	30	3	市道	100					
Ⅱ 1 622	きぼうがおかちよう希望ヶ丘町1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	きぼうがおかちよう希望ヶ丘町	65	73	18	2							
Ⅱ 1 623	みより見寄7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	91	40	24	2							
Ⅱ 1 624	かみふくもとちよう上福元町2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	87	55	32	2	市道	85					
Ⅱ 1 625	ふくなが福永13	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	205	68	20	1	市道	73					
Ⅱ 1 626	ふくなが福永12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	97	65	26	4	市道	37					
Ⅱ 1 627	みより見寄8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	137	45	32	1	市道	34	河川	28			
Ⅱ 1 628	よことお横通り4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	60	45	15	2	市道	60					
Ⅱ 1 629	すわ諏訪7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	40	80	10	2	県道	15					
Ⅱ 1 630	すわ諏訪6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	30	30	30	3	市道	15					
Ⅱ 1 631	すわ諏訪5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	60	30	35	2							
Ⅱ 1 632	すわ諏訪3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	かみふくもとちよう上福元町	150	75	15	3							
Ⅱ 1 633	おおくぼ大久保11	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	90	30	15	3							
Ⅱ 1 635	おおくぼ大久保9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	250	40	30	3							
Ⅱ 1 636	おおくぼ大久保12	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	60	60	7	1							
Ⅱ 1 637	じがんじ慈眼寺14	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	100	30	20	1							
Ⅱ 1 638	じがんじ慈眼寺7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	80	70	15	3							
Ⅱ 1 639	じがんじ慈眼寺15	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	140	45	40	2	市道	190					
Ⅱ 1 640	じがんじ慈眼寺16	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	180	70	20	3	市道	273					
Ⅱ 1 641	いわた岩下3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	120	40	45	2							
Ⅱ 1 642	いわた岩下4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	140	70	25	2							
Ⅱ 1 643	きやうと木屋宇都2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	30	35	8	1							
Ⅱ 1 644	きやうと木屋宇都5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	100	35	15	3	市道	100					
Ⅱ 1 645	きやうと木屋宇都3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	90	30	25	1	市道	35					
Ⅱ 1 647	きやうと木屋宇都6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	190	30	30	1	市道	10					
Ⅱ 1 648	きやうと木屋宇都9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	60	30	12	1							
Ⅱ 1 649	きやうと木屋宇都8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	120	35	40	1	市道	70					
Ⅱ 1 651	うわとこ上床4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	130	35	15	3	市道	70					
Ⅱ 1 652	かまつ笠松1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	132	30	20	2							
Ⅱ 1 653	うわとこ上床6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	55	30	10	1	県道	20					
Ⅱ 1 654	やがら野頭3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	71	30	10	1	市道	70					
Ⅱ 1 655	たまり玉利3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	64	70	25	2							
Ⅱ 1 656	じがんじ慈眼寺19	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	114	45	20	4							
Ⅱ 1 657	じがんじ慈眼寺20	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	107	70	20	4	市道	80					
Ⅱ 1 658	わだ和田1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	わだちようめ和田2丁目	64	80	13	3							
Ⅱ 1 660	さかのうえひがしまえ坂之上東前	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	108	45	20	3							
Ⅱ 1 661	ひかりやま光山2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	120	50	30	4							
Ⅱ 1 662	やがら野頭4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	140	80	12	1	市道	55					
Ⅱ 1 663	やがら野頭5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	130	40	15	3							
Ⅱ 1 664	うすきやま宇宿山2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	150	80	12	3	市道	30					
Ⅱ 1 665	うすきやま宇宿山3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	156	30	20	2	市道	65					
Ⅱ 1 666	うすきやま宇宿山1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	70	30	50	1	市道	40					
Ⅱ 1 667	うすきやま宇宿山4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	120	60	6	1	市道	100					
Ⅱ 1 668	うすきやま宇宿山5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	45	40	15	1							
Ⅱ 1 669	うすきやま宇宿山6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	40	30	12	1							
Ⅱ 1 670	うすきやま宇宿山7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもなくもとちよう下福元町	210	35	40	2	市道	20					
Ⅱ 1 671	たかの高野1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちよう平川町	180	40	60	3	市道	50					
Ⅱ 1 672	たかの高野2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちよう平川町	40	50	5	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 673	たかの高野3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	40	35	8	1							
Ⅱ 1 674	むこうはら向原	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	184	60	20	2							
Ⅱ 1 675	くさの草野2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	107	50	13	3	市道	130					
Ⅱ 1 678	しばの芝野6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	133	40	15	4							
Ⅱ 1 679	かげはら影原2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	99	70	25	1							
Ⅱ 1 680	しばの芝野9	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	233	70	25	4	市道	265					
Ⅱ 1 681	しばの芝野3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	198	30	60	1							
Ⅱ 1 682	しばの芝野7	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	30	70	25	1							
Ⅱ 1 683	しばの芝野8	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	92	45	25	3							
Ⅱ 1 684	ごいのひがし五位野東3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	28	30	8	1							
Ⅱ 1 685	かぜのな風六	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	667	40	10	2							
Ⅱ 1 686	はまひらかわ浜平川4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	124	30	25	2							
Ⅱ 1 687	はまひらかわ浜平川6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	33	60	8	2							
Ⅱ 1 688	ひらかわ平川	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	105	60	60	3							
Ⅱ 1 689	じくや軸屋1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	192	35	30	3							
Ⅱ 1 690	うみのうえ海之上1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	35	30	10	1							
Ⅱ 1 691	すなとり砂取	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	172	75	15	3	市道	30					
Ⅱ 1 692	たがみちちよう田上町16	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	たがみちちよう田上町	57	35	15	1							
Ⅱ 1 693	のやしき野屋敷2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	47	35	15	1	市道	10					
Ⅱ 1 694	のやしき野屋敷4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	65	35	12	2							
Ⅱ 1 695	のやしき野屋敷3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	110	40	20	1							
Ⅱ 1 696	のやしき野屋敷6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	91	35	15	2	市道	50					
Ⅱ 1 697	のやしき野屋敷5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	40	35	7	1							
Ⅱ 1 698	まめうち豆打	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ひらかちちよう平川町	111	35	20	2							
Ⅱ 1 699	まつばやし松林1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	137	45	40	1	市道	150					
Ⅱ 1 700	まつばやし松林3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	83	35	20	1							
Ⅱ 1 701	まつばやし松林4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	110	40	40	1							
Ⅱ 1 702	やなぎがたに柳ヶ谷1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	ちゅうざんちよう中山町	93	45	15	1							
Ⅱ 1 703	ひんしん巖石1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	172	50	20	2	市道	120					
Ⅱ 1 704	ひんしん巖石2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	120	45	40	2							
Ⅱ 1 705	ひんしん巖石3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	116	40	60	1							
Ⅱ 1 706	ふつがたに上鬼燈火台	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	107	50	20	2	市道	100					
Ⅱ 1 707	にしやま西山3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	172	35	80	1	県道	180					
Ⅱ 1 708	にしたに西谷1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	149	40	40	1							
Ⅱ 1 709	にしたに西谷2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	115	50	60	2							
Ⅱ 1 710	にしやま西山4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	137	35	95	1							
Ⅱ 1 711	にしやま西山5	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	178	33	40	3	市道	180					
Ⅱ 1 712	いわや岩屋1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	253	55	50	2	市道	200					
Ⅱ 1 713	いわや岩屋2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	144	30	65	1	市道	100					
Ⅱ 1 714	じふくやま地福山1-2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	76	40	20	1							
Ⅱ 1 715	ひがしたに東谷1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	119	50	20	1							
Ⅱ 1 716	ひがしたに東谷2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	132	40	8	2							
Ⅱ 1 717	じふくやま地福山2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	120	45	6	1							
Ⅱ 1 718	やけの焼野1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	100	40	60	1							
Ⅱ 1 719	やけの焼野2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	110	40	50	1	市道	50					
Ⅱ 1 720	かまつか鎌塚1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	98	30	10	1							
Ⅱ 1 721	かまつか鎌塚2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	137	40	20	2	市道	150					
Ⅱ 1 722	きたまつかの北松ヶ野	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	しもふくもとちよう下福元町	128	40	20	3	市道	125					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 723	かまつか 鎌塚3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもなくもと 下福元町	107	50	30	3	県道	50				
Ⅱ 1 724	ひのかわら 火の河原1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひらかわ 平川町	125	40	200	1						
Ⅱ 1 725	こうめん 高免2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうめん 高免町	214	60	20	3	市道	260				
Ⅱ 1 726	うらのまえ 浦之前2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	くろかみち 黒神町	67	50	10	3	市道	46				
Ⅱ 1 727	うらのまえ 浦之前3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	くろかみち 黒神町	118	50	10	2	市道	26				
Ⅱ 1 728	うらのまえ 浦之前4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	くろかみち 黒神町	468	60	15	2	市道	260				
Ⅱ 1 729	あしなげ 足投2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	もき 持木町	113	70	7	4	市道	55				
Ⅱ 1 730	みやもと 宮元3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひがしきくらじ 東椛島町	152	70	20	1	国道	40				
Ⅱ 1 731	しもむら 下村3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ふるさと 古里町	207	50	20	1	国道	130	道	150		
Ⅱ 1 732	ゆのもと 湯之元3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ありむら 有村町	41	50	12	1	市道	30				
Ⅱ 1 733	ゆのもと 湯之元4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ありむら 有村町	96	70	25	1	国道	100				
Ⅱ 1 734	しおやがもと 塩屋ヶ元2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	くろかみち 黒神町	101	60	15	1	市道	26				
Ⅱ 1 735	ほんじゅう 本宗1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	250	45	20	3						
Ⅱ 1 736	まえじゅう 前宗1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	152	60	10	1						
Ⅱ 1 737	まえじゅう 前宗2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	100	50	5	1						
Ⅱ 1 738	もろき 諸木	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	217	30	10	1						
Ⅱ 1 739	しおぞま 塩袖3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	30	40	10	1						
Ⅱ 1 740	しおぞま 塩袖4	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	151	30	20	1	町道	100				
Ⅱ 1 741	しおぞま 塩袖5	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	82	45	7	2						
Ⅱ 1 742	しおぞま 塩袖6	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	50	45	10	3						
Ⅱ 1 743	くわのまる 桑之丸2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	94	80	10	3	県道	70				
Ⅱ 1 744	ひがしむら 東麓上	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 東佐多浦	111	80	5	1						
Ⅱ 1 745	うのき 鶴木2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	215	45	10	4	県道	50				
Ⅱ 1 747	ほんじゅう 本宗2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	97	45	5	2	町道	80				
Ⅱ 1 748	ほんじゅう 本宗3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	50	45	12	1	町道	50				
Ⅱ 1 749	にしな 西中3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	127	45	15	4						
Ⅱ 1 750	にしな 西中4	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	にしき 西佐多浦	106	45	15	2						
Ⅱ 1 751	うとや 宇都谷1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんじゅう 本城	88	45	5	2	県道	70				
Ⅱ 1 752	うとや 宇都谷3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんじゅう 本城	132	50	24	2	県道	130				
Ⅱ 1 753	うとや 宇都谷5	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんじゅう 本城	113	30	20	2	県道	80				
Ⅱ 1 754	うとや 宇都谷6	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんじゅう 本城	150	45	10	2						
Ⅱ 1 755	かみかわ 上河内2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	211	30	9	1	町道	100				
Ⅱ 1 756	かみその 神園2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	166	45	10	2						
Ⅱ 1 757	かみその 神園3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	253	45	10	1	町道	100				
Ⅱ 1 758	かみその 神園4	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	6	45	6	2						
Ⅱ 1 759	かみその 神園5	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	375	30	6	3						
Ⅱ 1 760	はやうま 早馬1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	426	60	6	1	町道	100				
Ⅱ 1 761	はやうま 早馬2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	379	45	15	4						
Ⅱ 1 762	みやご 都迫2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	148	45	15	3	町道	100				
Ⅱ 1 763	みやご 都迫	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	190	77	42	4	県道	100				
Ⅱ 1 764	うしろなか 後中	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	272	60	30	1	県道	50				
Ⅱ 1 765	にほんまつ 二本松	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	200	60	45	4	町道	150				
Ⅱ 1 766	うしろもと 後本2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	83	45	20	2	町道	150				
Ⅱ 1 767	うしろもと 後本3	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	96	45	15	2						
Ⅱ 1 768	うしろもと 後本4	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	205	50	15	3	町道	100				
Ⅱ 1 769	ないほら 内ノ原1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	149	70	11	2	町道	50				
Ⅱ 1 770	ないほら 内ノ原2	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんみ 本名	94	45	5	1	県道	50				
Ⅱ 1 771	うめまる 梅ヶ丸1	かごしまし 鹿児島市	よしだち 吉田町	ほんじゅう 本城	120	60	20	2	県道	120				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 772	あらげ 荒毛1	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんじよう 本城	180	50	25	3	県道	130					
Ⅱ 1 773	にほんまつ 二本松2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんみやう 本名	47	50	5	2							
Ⅱ 1 774	うちかど 内門2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんみやう 本名	115	70	20	2	町道	50					
Ⅱ 1 775	あらげ 荒毛3	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんじよう 本城	70	40	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 776	あらげ 荒毛4	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんじよう 本城	100	30	15	2							
Ⅱ 1 777	もとがしら 基頭2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんじよう 本城	146	30	7	2							
Ⅱ 1 778	あらげ 荒毛5	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんじよう 本城	60	50	15	2							
Ⅱ 1 779	いいやま 飯山1	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんみやう 本名	100	45	5	4	町道	100					
Ⅱ 1 780	いいやま 飯山2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんみやう 本名	310	30	12	3	町道	50					
Ⅱ 1 781	おおはら 大原1	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	ほんみやう 本名	80	60	5	3	町道	50					
Ⅱ 1 782	よしみず 吉水2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	130	40	30	2							
Ⅱ 1 783	よしみず 吉水3	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	250	70	15	4	県道	40					
Ⅱ 1 784	よしみず 吉水4	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	300	70	5	3							
Ⅱ 1 785	よしみず 吉水	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	140	30	70	4	町道	30					
Ⅱ 1 786	よしみず 吉水5	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	189	50	70	1	町道	30					
Ⅱ 1 787	くらたに 倉谷2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	174	80	8	3	町道	30					
Ⅱ 1 789	くらたに 倉谷5	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	157	40	40	3							
Ⅱ 1 790	くらたに 倉谷6	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	146	55	25	4							
Ⅱ 1 791	くらたに 倉谷7	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	236	45	25	4							
Ⅱ 1 792	みやにし 宮西4	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	215	30	30	2	町道	100					
Ⅱ 1 793	みやにし 宮西1	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	348	70	10	4	町道	100					
Ⅱ 1 794	みやにし 宮西2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	137	50	20	4							
Ⅱ 1 795	ばばその 馬場園2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	122	45	20	3							
Ⅱ 1 796	ばばその 馬場園3	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	178	36	35	4							
Ⅱ 1 797	みやがし 宮東3	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	100	45	30	3							
Ⅱ 1 798	むれたに 牟礼谷7	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	313	45	110	1	町道	50					
Ⅱ 1 799	みやがし 宮東4	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	50	55	25	1							
Ⅱ 1 800	むれたに 牟礼谷2	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	184	40	30	2							
Ⅱ 1 801	むれたに 牟礼谷3	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	206	45	80	3							
Ⅱ 1 802	むれたに 牟礼谷4	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	172	40	40	2							
Ⅱ 1 804	こいけ 小池3	かごしまし 鹿児島市	さくらしんやう 桜島町	よこやま 横山	48	55	12	2	道	20					
Ⅱ 1 805	あかみず 赤水1	かごしまし 鹿児島市	さくらしんやう 桜島町	あかみず 赤水	211	75	20	2	道	100					
Ⅱ 1 806	あかみず 赤水2	かごしまし 鹿児島市	さくらしんやう 桜島町	あかみず 赤水	103	70	15	1	国道	50					
Ⅱ 1 807	くくら 古河良2	かごしまし 鹿児島市	さくらしんやう 桜島町	しらほま 白浜	161	60	28	1	道	150	河川	150			
Ⅱ 1 839	もとまちかみ 旧市上	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	きいれ 喜入	220	30	8	3							
Ⅱ 1 840	かばち 椛口	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	きいれ 喜入	20	55	19	1	町道	20					
Ⅱ 1 841	ゆみさし 弓指	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ひとくら 一倉	50	50	18	1	河川	50	町道	30			
Ⅱ 1 842	ほりかみむら 堀上村	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	まえのはま 前之浜	130	45	30	4	町道	170					
Ⅱ 1 843	かわなか 川中	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	まえのはま 前之浜	150	45	42	4							
Ⅱ 1 844	すずうえ 鈴上	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	まえのはま 前之浜	110	60	53	4	町道	70					
Ⅱ 1 845	かいや 和田	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	40	70	30	1	国道	50	JR	50	河川	50	
Ⅱ 1 846	こぞの 小園	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	70	65	15	4	町道	70					
Ⅱ 1 847	もりみつ 森満	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	50	37	35	2	町道	40					
Ⅱ 1 848	みなみさこ 南迫	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	30	67	42	1							
Ⅱ 1 849	たひら 田比良	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	50	60	47	1							
Ⅱ 1 850	川畑1	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	50	62	14	3	町道	50					
Ⅱ 1 851	川畑2	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	40	65	24	1	町道	40					
Ⅱ 1 852	くぼそのうしろさこ 久保園後迫	かごしまし 鹿児島市	きいれちよう 喜入町	ぬくみ 生見	150	43	36	4	町道	80					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 853	くぼきの久保園	かごしまし 鹿児島市	きりやちよう 喜入町	ぬくみ 生見	80	45	18	3	町道	50					
Ⅱ 1 1343	ふくやましも 福山下1	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ふくやま 福山	100	72	41	1	町道	70					
Ⅱ 1 1344	ふくやましも 福山下2	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ふくやま 福山	110	54	45	4	町道	100					
Ⅱ 1 1345	ふくやまなか 福山中	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ふくやま 福山	50	45	28	2							
Ⅱ 1 1346	向松	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	かみたにくち 上谷口	100	41	34	4	町道	100					
Ⅱ 1 1347	郷ノ丸	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ふくやま 福山	120	52	17	3							
Ⅱ 1 1349	うちだしも 内田下	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	上谷口	150	55	41	2	町道	60	河川	50			
Ⅱ 1 1350	たはらばる 田原春	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	上谷口	55	47	46	2							
Ⅱ 1 1351	しもてい 下原	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	いりさ 入佐	75	45	28	1	県道	90					
Ⅱ 1 1352	うちのの 内野々2	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	いりさ 入佐	80	35	82	1							
Ⅱ 1 1353	うちのの 内野々1	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	いりさ 入佐	100	50	66	1	町道	40					
Ⅱ 1 1354	ひらたに 平谷1	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	なおき 直木	30	63	47	1							
Ⅱ 1 1355	ひらたに 平谷2	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	なおき 直木	60	60	20	4	町道	50					
Ⅱ 1 1356	ひらたに 平谷3	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	なおき 直木	70	54	22	2	町道	70					
Ⅱ 1 1357	ひらたに 平谷4	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	なおき 直木	30	65	24	1	町道	30					
Ⅱ 1 1358	たのかしら 田ノ頭	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	なおき 直木	30	57	25	1							
Ⅱ 1 1359	さかひやま 下り山	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ほるやま 春山	60	56	24	2	町道	20					
Ⅱ 1 1360	なかのまい 中ノ丸2	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ほるやま 春山	90	48	53	1							
Ⅱ 1 1361	なかのまい 中ノ丸1	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	ほるやま 春山	95	57	47	2							
Ⅱ 1 1362	しあけ 仕明	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	18	48	36	1	県道	20					
Ⅱ 1 1363	しあけ 仕明1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	20	46	30	1	県道	30					
Ⅱ 1 1364	しあけ 仕明2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	80	43	7	1							
Ⅱ 1 1365	しあけ 仕明3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	15	55	44	1	町道	40					
Ⅱ 1 1366	しあけ 仕明4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	25	51	17	1	町道	40					
Ⅱ 1 1367	かみの まる 上之丸	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	こおりやま 郡山	160	35	115	2							
Ⅱ 1 1368	ゆきひら 雪平	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	こおりやま 郡山	240	41	24	2	町道	20					
Ⅱ 1 1369	やえ 八重1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	こおりやま 郡山	50	40	12	1							
Ⅱ 1 1370	やえ 八重2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	こおりやま 郡山	50	46	9	1							
Ⅱ 1 1371	やえ 八重3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	こおりやま 郡山	50	51	12	1							
Ⅱ 1 1372	ゆきひら 雪平1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	160	30	65	2	町道	80					
Ⅱ 1 1373	ゆきひら 雪平2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	60	43	38	1							
Ⅱ 1 1374	ゆきひら 雪平3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	23	42	25	1	町道	40					
Ⅱ 1 1375	ゆきひら 雪平4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	50	38	43	1	町道	90					
Ⅱ 1 1376	ゆきひら 雪平5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	60	53	34	1							
Ⅱ 1 1377	ゆきひら 雪平6	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	50	54	14	1	町道	20					
Ⅱ 1 1378	ゆきひら 雪平7	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	50	30	22	1							
Ⅱ 1 1379	ひらばる 平原1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	85	40	27	1							
Ⅱ 1 1380	ひらばる 平原2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	80	39	11	2							
Ⅱ 1 1381	ひらばる 平原3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	38	44	45	1							
Ⅱ 1 1382	ひらばる 平原4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	70	47	17	1							
Ⅱ 1 1383	ひらばる 平原5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	にしまた 西俣	40	57	17	1							
Ⅱ 1 1384	なしきの 梨木野1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	160	42	41	1	県道	80					
Ⅱ 1 1385	なしきの 梨木野2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	110	54	18	1	町道	70					
Ⅱ 1 1386	なしきの 梨木野3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	20	58	23	1							
Ⅱ 1 1387	なしきの 梨木野4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	25	34	10	1	県道	10					
Ⅱ 1 1388	なしきの 梨木野5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	25	46	13	1							
Ⅱ 1 1389	だいちゆう 大中1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	25	47	26	1	県道	80					
Ⅱ 1 1390	だいちゆう 大中2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	75	38	32	4							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1391	だいちゅう 大中3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	30	55	11	1							
Ⅱ 1 1392	だいちゅう 大中4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	35	41	26	2	町道	60					
Ⅱ 1 1393	でら 平	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	80	38	16	1							
Ⅱ 1 1394	でら 平1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	70	42	17	2							
Ⅱ 1 1395	でら 平2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	15	34	12	1							
Ⅱ 1 1396	でら 平3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	40	45	23	1							
Ⅱ 1 1397	だいどう 大東1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	20	53	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 1398	にしまたかみ 西俣上1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	50	52	11	1	町道	100					
Ⅱ 1 1399	だいどう 大東2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	200	43	16	2	町道	10					
Ⅱ 1 1400	にしまたかみ 西俣上2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	150	50	33	4	町道	60					
Ⅱ 1 1401	だいどう 大東3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	80	52	13	1							
Ⅱ 1 1402	だいどう 大東4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	80	38	18	1	町道	90					
Ⅱ 1 1403	さとだけ 里岳3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	270	48	37	1							
Ⅱ 1 1404	さとだけ 里岳	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	280	49	20	3	県道	150					
Ⅱ 1 1405	さとだけ 里岳4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	たけ 嶽	45	34	19	2	県道	70					
Ⅱ 1 1406	ありやだかみ 有屋田上	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだ 有屋田	70	48	36	3							
Ⅱ 1 1407	なかふくら 中福良1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	120	45	18	2							
Ⅱ 1 1408	ありやだかみ 有屋田上1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだかみ 有屋田	30	60	38	1	町道	70					
Ⅱ 1 1409	ありやだかみ 有屋田上2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだかみ 有屋田	90	58	23	3							
Ⅱ 1 1410	ありやだかみ 有屋田上3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだかみ 有屋田	30	54	16	1							
Ⅱ 1 1411	ありやだしも 有屋田下1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだ 有屋田	75	48	31	3							
Ⅱ 1 1412	ありやだしも 有屋田下2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ありやだ 有屋田	35	55	30	1	県道	50					
Ⅱ 1 1413	にしまたしも 西俣下	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	50	48	23	1							
Ⅱ 1 1414	にしまたしも 西俣下	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	80	43	16	1							
Ⅱ 1 1415	にしまたしも 西俣下1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	70	43	33	1							
Ⅱ 1 1416	にしまたしも 西俣下2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	にしまた 西俣	130	48	37	2	町道	130					
Ⅱ 1 1417	かみの まる 上之丸	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	40	50	50	1	町道	290					
Ⅱ 1 1418	かみの まる 上之丸	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	50	52	31	1							
Ⅱ 1 1419	こら 小浦3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	25	41	14	1							
Ⅱ 1 1420	こら 小浦4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	50	39	8	1							
Ⅱ 1 1421	こら 小浦5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	50	41	16	1							
Ⅱ 1 1422	こら 小浦6	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	100	43	37	1							
Ⅱ 1 1423	おおす 大浦	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	90	43	17	1	町道	20					
Ⅱ 1 1424	なすびだ 茄子田	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	30	37	26	1							
Ⅱ 1 1425	なすびだ 茄子田1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	110	43	31	4	町道	140					
Ⅱ 1 1426	なすびだ 茄子田2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	60	43	16	1							
Ⅱ 1 1427	なすびだ 茄子田3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	25	38	16	1	町道	50					
Ⅱ 1 1428	なすびだ 茄子田4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	20	30	26	2							
Ⅱ 1 1429	なすびだ 茄子田5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	40	48	25	2	町道	70					
Ⅱ 1 1430	こら 小浦	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	60	30	20	1							
Ⅱ 1 1431	かみときわ 上常盤1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	40	65	22	1							
Ⅱ 1 1432	かみときわ 上常盤2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	35	37	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 1433	かみときわ 上常盤3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	30	40	15	1							
Ⅱ 1 1434	せいわ 清和1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	40	36	38	1	県道	20					
Ⅱ 1 1435	せいわ 清和2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	こおりやま 郡山	20	43	56	3	町道	110					
Ⅱ 1 1436	つもりあい 賦合2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ゆすき 油須木	40	55	33	3	県道	110	河川	60			
Ⅱ 1 1438	つもりあい 賦合4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ゆすき 油須木	40	46	27	4	町道	60					
Ⅱ 1 1439	つもりあい 賦合5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	ゆすき 油須木	100	49	33	3	町道	100					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1440	ゆすき油須木1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	ゆすき油須木	30	47	18	3	町道	30					
Ⅱ 1 1441	ゆすき油須木2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	ゆすき油須木	40	43	19	3	町道	40					
Ⅱ 1 1442	なすびだ茄子田6	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	80	54	13	1							
Ⅱ 1 1443	いわと岩戸3	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	130	40	26	2	町道	100					
Ⅱ 1 1444	いわと岩戸4	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	45	15	1							
Ⅱ 1 1445	くぼ やまかみ久保山上	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	100	51	13	3	町道	40					
Ⅱ 1 1446	いわど岩戸5	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	70	49	14	2	町道	10					
Ⅱ 1 1447	いわど岩戸6	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	80	51	21	3	県道	20					
Ⅱ 1 1448	いわど岩戸7	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	70	37	59	1	県道	10	町道	70			
Ⅱ 1 1449	おおひら大平1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	58	6	1							
Ⅱ 1 1450	おおひら大平2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	55	11	1							
Ⅱ 1 1451	おおひら大平3	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	56	43	1	町道	70					
Ⅱ 1 1452	おおひら大平4	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	46	14	2	町道	90					
Ⅱ 1 1453	くぼ やまかみ久保山上1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	43	10	1	町道	40					
Ⅱ 1 1454	くぼ やまかみ久保山上	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	30	55	18	1	町道	20					
Ⅱ 1 1455	くぼ やまかみ久保山上	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	43	20	3	町道	70					
Ⅱ 1 1456	くぼ やまかみ久保山上	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	20	48	17	4	町道	20	県道	120	河川	60	
Ⅱ 1 1457	むかえ たに向江谷	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	40	35	4							
Ⅱ 1 1458	くぼやましも久保山下1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	80	45	25	2							
Ⅱ 1 1459	くぼやましも久保山下2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	47	23	4	町道	120					
Ⅱ 1 1460	くぼやましも久保山下3	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	44	22	3	町道	60					
Ⅱ 1 1461	みやわき宮脇2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	46	13	1	町道	50					
Ⅱ 1 1462	みやわき宮脇3	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	30	43	10	1							
Ⅱ 1 1463	みやわき宮脇4	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	55	34	1							
Ⅱ 1 1464	くぼやまかみ久保山上2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	56	17	3	町道	10					
Ⅱ 1 1465	みやわき宮脇5	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	70	58	29	2							
Ⅱ 1 1466	くぼやまかみ久保山上3	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	40	24	1	町道	230					
Ⅱ 1 1467	みやわき宮脇6	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	80	61	32	3	町道	30					
Ⅱ 1 1468	みやわき宮脇7	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	50	52	28	2	河川	70					
Ⅱ 1 1469	みやわき宮脇8	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	50	18	3							
Ⅱ 1 1470	おおじも大下	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	30	35	34	1							
Ⅱ 1 1471	おおじも大下	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	47	23	2	町道	130					
Ⅱ 1 1472	おおじも大下1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	30	50	31	1							
Ⅱ 1 1473	かわだかみ川田上1	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	かわた川田	50	61	41	2	町道	100	県道	70			
Ⅱ 1 1474	くぼやまかみ久保山上4	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	あつち厚地	40	57	21	4	町道	80					
Ⅱ 1 1475	しおし白石2	かごしまし鹿児島市	こおりやまちよう郡山町	ひがしまた東俣	70	45	22	3							
Ⅱ 1 4595	ひらまつ平松2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	265	48	100	4	国道	35	JR	110			
Ⅱ 1 4596	けくら花倉1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	よしのちよう吉野町	249	30	180	3	国道	235	JR	235			
Ⅱ 1 4597	ドウメキ	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	さかもとちよう坂元町	68	70	9	3							
Ⅱ 1 4598	さかえ栄	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほちよう岡之原町	480	50	45	4	市道	280					
Ⅱ 1 4599	なぐみ仲組1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	いぬさこちよう犬迫町	240	44	34	4	市道	210	河川	40			
Ⅱ 1 4600	うえはら上原3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	300	40	40	4							
Ⅱ 1 4601	しゅうぶ だに富浦谷3	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	みなよしちよう皆与志町	100	35	30	3							
Ⅱ 1 4602	いけのさこ池ノ迫1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	130	35	40	3							
Ⅱ 1 4603	いけのさこ池ノ迫2	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	こやまだちよう小山田町	115	35	35	4							
Ⅱ 1 4604	はるやま春山1	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	おかのほちよう岡之原町	200	30	24	4	市道	70					
Ⅱ 1 4605	あらいそ荒磯6	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	いぬさこちよう犬迫町	140	50	25	4							
Ⅱ 1 4606	けのぐち花野口4	かごしまし鹿児島市	かごしまし鹿児島市	いしきちよう伊敷町	350	45	90	4	国道	350	河川	320			

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4607	けのぐち 花野口5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちょう 伊敷町	350	60	60	3	県道	350	河川	340	橋	1
Ⅱ 1 4608	なつ 名突3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちょう 伊敷町	70	90	50	2						
Ⅱ 1 4609	いそ 磯8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	309	55	130	1						
Ⅱ 1 4610	ふるべつぶ 古別府12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	187	50	11	4	市道	95				
Ⅱ 1 4611	はきべつぶ 秋別府1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	182	40	25	4	市道	165				
Ⅱ 1 4612	ばんやした 番屋下2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	232	30	20	2	市道	30				
Ⅱ 1 4613	まんじゅういし 饅頭石1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	304	40	30	2	市道	105				
Ⅱ 1 4614	かねいさこ 金井道3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	235	40	60	4	県道	110	市道	25		
Ⅱ 1 4615	おの 小野8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちようめ 小野3丁目	294	80	20	3	県道	45	道	270		
Ⅱ 1 4616	おの 小野5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちようめ 小野3丁目	249	40	70	3	市道	200				
Ⅱ 1 4617	たけおか 武岡11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たけおかちようめ 武岡5丁目	222	45	70	1	市道	170				
Ⅱ 1 4618	めいわ 明和6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	めいわちようめ 明和3丁目	170	45	45	4	市道	46				
Ⅱ 1 4619	めいわ 明和7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	めいわちようめ 明和3丁目	68	60	8	4	市道	184				
Ⅱ 1 4620	めいわ 明和1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	めいわちようめ 明和1丁目	122	60	30	4	市道	142				
Ⅱ 1 4621	たけおか 武岡14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たけおかちようめ 武岡6丁目	297	45	50	2						
Ⅱ 1 4622	ひいざんさん 柵木山3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	80	35	30	2	市道	10				
Ⅱ 1 4623	ほしがみね 星ヶ峯3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ほしがみねちようめ 星ヶ峯1丁目	59	35	25	3	市道	60				
Ⅱ 1 4624	たがみ 田上3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちようめ 田上5丁目	74	35	30	1	JR	144				
Ⅱ 1 4625	こうとくしだい 皇徳寺台5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こうとくしだい 皇徳寺台3丁目	164	45	40	1	市道	230				
Ⅱ 1 4626	たに 谷3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	142	50	35	3	市道	85				
Ⅱ 1 4627	こいのひがし 五位野東2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひらかちよう 平川町	145	90	10	1						
Ⅱ 1 4628	おくがの 奥ヶ野	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくとちよう 下福元町	331	50	150	1	県道	80				
Ⅱ 1 4629	みやのうら 宮東5	かごしまし 鹿児島市	よしだちよう 吉田町	みやのうら 宮之浦	280	40	35	2						
Ⅱ 1 4968	かみおりの 上折尾	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	かみおりにぐち 上谷口	150	31	30	4	町道	100				
Ⅱ 1 4969	なかつまち 中津町	かごしまし 鹿児島市	まつもとちよう 松元町	かみおりにぐち 上谷口	120	70	18	4	町道	50				
Ⅱ 1 4970	どうがはら 堂ヶ原	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	おりのや 有屋田	240	42	17	3	町道	90				
Ⅱ 1 4971	さくらだけ 里岳2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちよう 郡山町	たけ 嶽	220	52	24	3						
Ⅱ 1 5495	しもけだな 下花棚17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	50	50	5	3						
Ⅱ 2 1	たなか 田中園12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	46	12	1						
Ⅱ 2 2	たなか 田中園16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	50	7	2						
Ⅱ 2 3	たなか 田中園14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	60	7	2						
Ⅱ 2 4	まやま 馬山7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	110	32	10	2						
Ⅱ 2 5	ふるぞの 古園5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	50	15	1						
Ⅱ 2 6	たなか 田中園9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	90	40	24	2						
Ⅱ 2 7	ふるぞの 古園15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	75	40	17	2						
Ⅱ 2 8	おおさこ 大迫10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	30	40	6	1						
Ⅱ 2 9	なごし 名越18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	110	70	7	2						
Ⅱ 2 10	しもながよし 下永吉5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	50	62	13	1						
Ⅱ 2 11	しゅうぶだに 蓆蒲谷7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	40	40	8	1						
Ⅱ 2 12	むたひら 無田平13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	170	40	30	4						
Ⅱ 2 13	いなむら 稲村10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	75	50	15	1	河川	30				
Ⅱ 2 14	いなむら 稲村11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	145	60	20	1						
Ⅱ 2 15	かいほうかみ 皆房上18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	120	40	30	1						
Ⅱ 2 16	しもながよし 下永吉15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	70	65	13	2						
Ⅱ 2 17	いけのさこ 池ノ迫4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	こやまだちよう 小山田町	120	35	14	3						
Ⅱ 2 18	むたひら 無田平17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	95	45	20	3						
Ⅱ 2 19	かいほうかみ 皆房上20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	35	15	2						
Ⅱ 2 20	かいほうかみ 皆房上8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	70	60	15	2						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 2 21	かいほうかみ 皆房上12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	40	35	9	1							
Ⅱ 2 22	かいほうかみ 皆房上22	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	60	50	30	1							
Ⅱ 2 23	けの 花野11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	70	50	10	1							
Ⅱ 2 24	かいほうかみ 皆房上23	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	50	50	8	2							
Ⅱ 2 25	つかのたに 塚之谷15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	45	60	8	1							
Ⅱ 2 26	つかのたに 塚之谷10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	みなよしちよう 皆与志町	220	60	25	2							
Ⅱ 2 27	いのうえ 井上11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	46	60	7	1							
Ⅱ 2 28	いのうえ 井上12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	85	55	22	3	県道	70					
Ⅱ 2 29	しもけだな 下花棚15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	75	60	12	2							
Ⅱ 2 30	たつか 高塚10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	165	55	36	1	市道	280	河川	80	橋	1	
Ⅱ 2 31	いのうえ 井上10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	42	70	7	1							
Ⅱ 2 32	おおくぼ 大久保 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おかのほらちよう 岡之原町	50	60	7	1	市道	40					
Ⅱ 2 33	ほりのうち 堀ノ内 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	35	75	5	1	市道	25					
Ⅱ 2 34	ほりのうち 堀ノ内 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	60	60	7	1	市道	65					
Ⅱ 2 35	のろごこ 野呂迫 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもだちよう 下田町	120	60	17	1	市道	150					
Ⅱ 2 36	かみけだな 上花棚 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	80	65	6	2	県道	50					
Ⅱ 2 37	せきや 関屋 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	115	45	60	2	県道	85					
Ⅱ 2 38	あらいそ 荒磯 8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	40	18	2							
Ⅱ 2 39	あらいそ 荒磯11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	200	50	10	3							
Ⅱ 2 40	あらいそ 荒磯 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	100	40	12	4							
Ⅱ 2 41	あらいそ 荒磯16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	64	70	30	1	市道	130					
Ⅱ 2 42	かわじやま 川路山13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	64	45	10	1	市道	3					
Ⅱ 2 43	なかぐみ 仲組9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	27	70	8	2							
Ⅱ 2 45	ふるべつぶ 古別府11	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	92	40	15	1	市道	190					
Ⅱ 2 46	ふるべつぶ 古別府18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	83	70	5	1	市道	30					
Ⅱ 2 47	くりのさこ 栗之迫5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	113	70	10	4	市道	115					
Ⅱ 2 48	くりのさこ 栗之迫15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	124	60	5	3	市道	35					
Ⅱ 2 49	いりさ 入佐20	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	70	60	7	2	県道	70					
Ⅱ 2 50	いりさ 入佐21	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	130	45	10	2	県道	80					
Ⅱ 2 52	しもかよ 下門10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちよう 犬迫町	150	65	50	2							
Ⅱ 2 53	けのぐち 花野口13	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	90	65	12	3							
Ⅱ 2 54	なとつ 名突 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いしきちよう 伊敷町	60	90	10	1							
Ⅱ 2 55	かごさん 加栗山 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	98	50	15	3	市道	65					
Ⅱ 2 56	とりごえ 鳥越 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもだちよう 下田町	45	45	12	1							
Ⅱ 2 57	こむら 小村 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	さかもとちよう 坂元町	76	50	9	2	市道	70					
Ⅱ 2 58	まえはらぎこ 前原迫 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	かわかみちよう 川上町	109	60	24	1							
Ⅱ 2 60	よしの 吉野 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	44	45	13	4	市道	40					
Ⅱ 2 62	しもいしきちよう 下伊敷町 2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもいしきちよう 下伊敷町	74	40	25	4	市道	70					
Ⅱ 2 63	みょうがくぼ 明ヶ窪 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもいしきちよう 下伊敷町	91	49	28	4	県道	50	市道	25			
Ⅱ 2 64	さねかた 妻方16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	79	60	18	1							
Ⅱ 2 65	なか ちよう 中ノ町16	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	48	70	21	1							
Ⅱ 2 66	なか ちよう 中ノ町17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	90	70	12	3	市道	45					
Ⅱ 2 67	なかべつぶ 中別府 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	85	60	20	1	市道	80					
Ⅱ 2 68	なかべつぶ 中別府 4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	89	50	16	4							
Ⅱ 2 69	なかべつぶ 中別府 5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	68	70	8	4	河川	30					
Ⅱ 2 71	なかべつぶ 中別府 7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	100	40	8	3	河川	100					
Ⅱ 2 72	なか ちよう 中ノ町18	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	79	30	7	1							
Ⅱ 2 74	まんじゆいし 饅頭石2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	53	70	15	2	市道	70					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	種類
II 2 75	かねい きこ 金井迫4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	66	40	40	4	県道	70			
II 2 77	おの 小野12	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おの ちようめ 小野3丁目	60	50	5	2	市道	25			
II 2 78	にしべつぶ 西別府14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	79	40	10	3	市道	80			
II 2 79	にしのだに 西之谷17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	おのちよう 小野町	93	45	40	2	市道	60	新川	60	
II 2 80	たがみ 田上15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみ ちようめ 田上8丁目	122	60	50	1	市道	70	新川	150	
II 2 81	さかもとちよう 坂元町 3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	さかもとちよう 坂元町	72	45	15	2	市道	70			
II 2 82	すずめがみや 雀ヶ宮17	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	43	60	15	2					
II 2 83	まんじゆういし 饅頭石4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ごかべつぶちよう 五ヶ別府町	40	50	15	1	県道	35			
II 2 84	やまだ 山田15	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	85	30	15	4	市道	60			
II 2 85	にしべつぶ 西別府9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	にしべつぶちよう 西別府町	287	30	25	2	市道	248			
II 2 86	たけ 武9	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たけ ちようめ 武3丁目	67	37	13	1	市道	50			
II 2 87	たがみちよう 田上町10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	101	80	10	2	市道	134			
II 2 88	いでがうと 井手ヶ宇都8	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	やまだちよう 山田町	54	70	30	1	市道	48			
II 2 89	ひろき 広木26	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	たがみちよう 田上町	113	70	30	1	市道	130			
II 2 90	やまの た 山之田3	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゆうざんちよう 中山町	65	65	15	1					
II 2 91	うすきちよう 宇宿町2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うすきちよう 宇宿町	52	63	40	3	市道	48			
II 2 92	うすきちよう 宇宿町6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	うすきちよう ちようめ 宇宿町4丁目	70	60	15	3	市道	5			
II 2 93	おおぞの 大園	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゆうざんちよう 中山町	175	45	35	4	市道	163			
II 2 94	ふくなが 福永14	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゆうざんちよう 中山町	96	56	27	2	市道	28			
II 2 95	たまり 玉利5	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくもちちよう 下福元町	60	65	15	2	市道	50			
II 2 96	やがら 野頭7	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくもちちよう 下福元町	90	90	5	2					
II 2 97	しばの 芝野10	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひらかちちよう 平川町	54	45	15	1					
II 2 98	まめうち 豆打1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ひらかちちよう 平川町	59	35	20	1	市道	45			
II 2 99	やなぶたに 柳ヶ谷2	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	ちゆうざんちよう 中山町	150	30	40	2					
II 2 100	にしやま 西山1	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくもちちよう 下福元町	114	30	75	1	市道	100			
II 2 101	しもおとろうか 下鬼燈火台	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	しもふくもちちよう 下福元町	138	60	25	3	県道	100			
II 2 102	うとや 宇都谷7	かごしまし 鹿児島市	よしだちちよう 吉田町	ほんじちよう 本城	167	70	20	1					
II 2 108	まめつけ 豆附	かごしまし 鹿児島市	きしれちちよう 喜入町	せせし 瀬々串	60	45	12	2					
II 2 109	しろこば 白木場	かごしまし 鹿児島市	きしれちちよう 喜入町	きしれ 喜入	60	64	14	1	町道	70			
II 2 110	まえの 体ま 前之浜	かごしまし 鹿児島市	きしれちちよう 喜入町	ぬきみ 生見	100	60	20	2	JR	120			
II 2 111	こばた 木場田	かごしまし 鹿児島市	きしれちちよう 喜入町	ぬきみ 生見	50	63	9	1	町道	60			
II 2 113	くさした 崩下	かごしまし 鹿児島市	きしれちちよう 喜入町	ぬきみ 生見	120	45	14	2	JR	150			
II 2 198	ふくやまなか 福山中	かごしまし 鹿児島市	まつもとちちよう 松元町	ふくやま 福山	60	50	22	3					
II 2 199	たけた 竹下	かごしまし 鹿児島市	まつもとちちよう 松元町	かみたにぐち 上谷口	30	40	18	3					
II 2 201	ふくやまかみ 福山上	かごしまし 鹿児島市	まつもとちちよう 松元町	ふくやま 福山	100	63	45	3	町道	120			
II 2 202	まつのお 松ノ尾	かごしまし 鹿児島市	まつもとちちよう 松元町	いしだに 石谷	70	44	35	1					
II 2 203	うわとこ 上床	かごしまし 鹿児島市	まつもとちちよう 松元町	ほるやま 春山	80	57	27	2	県道	70	町道	40	
II 2 204	しあけ 仕明	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	たけ 嶽	20	38	13	1	県道	70			
II 2 205	しあけ 仕明	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	たけ 嶽	20	40	42	1	県道	40			
II 2 206	しあけ 仕明	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	たけ 嶽	70	50	8	2	町道	10			
II 2 207	かみの まる 上之丸	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	こおりやま 郡山	60	45	21	2	町道	70			
II 2 208	ひらばる 平原	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	にしまた 西俣	100	30	15	4					
II 2 209	にしまたかみ 西俣上3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	にしまた 西俣	250	46	18	4	町道	100			
II 2 210	かみとまわ 上常盤4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	こおりやま 郡山	30	55	23	1	県道	120			
II 2 211	とまわ 常盤	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	こおりやま 郡山	50	50	40	1					
II 2 212	せいりや 清和3	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	こおりやま 郡山	60	45	33	3	町道	150			
II 2 213	かきのきひら 柿木平2	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	こおりやま 郡山	50	69	21	1	町道	30			
II 2 214	なすびだ 茄子田7	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちちよう 郡山町	あつち 厚地	30	40	17	1	町道	30			

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 2 215	なすびだ 茄子田8	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	80	45	11	1	町道	10					
Ⅱ 2 216	いわど 岩戸8	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	70	45	20	4	町道	40	県道	70			
Ⅱ 2 217	いわど 岩戸1	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	120	50	18	2							
Ⅱ 2 218	なすびだ 茄子田9	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	90	45	10	1	町道	70					
Ⅱ 2 219	おおひら 大平4	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	70	63	9	1							
Ⅱ 2 220	おおひら 大平5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	50	44	43	1	町道	50					
Ⅱ 2 221	おおひら 大平6	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	45	70	7	1							
Ⅱ 2 222	くぼやまかみ 久保山上5	かごしまし 鹿児島市	こおりやまちょう 郡山町	あつち 厚地	30	53	8	1	町道	10					
Ⅱ 2 408	なか ちよう 中ノ町 6	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	よしのちよう 吉野町	115	50	11	4	市道	65					
Ⅱ 2 409	かわじさん 川路山4	かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市	いぬさちちよう 犬迫町	113	30	20	4	市道	180					
Ⅱ 1 3788	せとの 瀬戸野	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	20	45	55	1	市道	50					
Ⅱ 1 3789	せとの 瀬戸野2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	115	40	40	3	市道	130					
Ⅱ 1 3790	つる 鶴	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	120	60	80	2	県道	110					
Ⅱ 1 3791	かしわぎ 柏木	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	35	35	30	1	県道	45					
Ⅱ 1 3792	ようほし 踊橋	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	60	30	30	3	市道	70					
Ⅱ 1 3793	ようほし 踊橋2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	50	30	30	2	国道	60					
Ⅱ 1 3794	あさな 麓	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	45	30	10	1							
Ⅱ 1 3795	かわほらた 川原田2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	40	35	10	2	市道	40					
Ⅱ 1 3796	かみべつぶ 上別府	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	80	30	10	3							
Ⅱ 1 3798	かりや 仮屋	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	しもたかくまちよう 下高隈町	80	40	30	3	市道	80					
Ⅱ 1 3799	かりや 仮屋3	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	しもたかくまちよう 下高隈町	200	40	30	4	市道	170					
Ⅱ 1 3800	かりや 仮屋5	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	したたかくまちよう 下高隈町	165	50	20	1	市道	150					
Ⅱ 1 3801	かりや 仮屋6	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	しもたかくまちよう 下高隈町	35	40	30	1	市道	40					
Ⅱ 1 3802	ひらの 平野	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	しもたかくまちよう 下高隈町	110	30	20	2	市道	120					
Ⅱ 1 3803	ひらの 平野2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみたかくまちよう 上高隈町	380	35	35	2	市道	36					
Ⅱ 1 3805	やまか 山ヶ野	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	しもたかくまちよう 下高隈町	25	40	20	1	市道	35					
Ⅱ 1 3806	かみほらがわ 上祓川2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみほらかわちよう 上祓川町	50	30	20	2	市道	60					
Ⅱ 1 3807	かみほらがわ 上祓川3	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かみほらかわちよう 上祓川町	40	35	10	2	市道	35					
Ⅱ 1 3809	おおくぼした 大久保下	かのやし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	おおうちちよう 大浦町	55	40	10	4	市道	60					
Ⅱ 1 3810	ほらかわ 祓川	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ほらかわちよう 祓川町	30	35	10	1	市道	30					
Ⅱ 1 3812	たかまきした 高牧下	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	たかまきちよう 高牧町	55	30	15	3	市道	60					
Ⅱ 1 3813	たかまき 高牧	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	たかまきちよう 高牧町	80	40	40	1	市道	70					
Ⅱ 1 3814	たかまき 高牧2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	たかまきちよう 高牧町	140	40	80	2							
Ⅱ 1 3816	はなさと 花里3	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	はなさとちよう 花里町	160	60	30	3	県道	190					
Ⅱ 1 3817	かみふるえ 上古江	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古江町	55	80	20	2	国道	70					
Ⅱ 1 3818	ふるえ 古江	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふるえちよう 古里町	100	85	30	1	国道	120					
Ⅱ 1 3819	ふなま 船間	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ふなまちちよう 船間町	45	60	20	2	県道	60					
Ⅱ 1 3820	てんじん 天神	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	てんじんちよう 天神町	50	30	20	3	市道	60					
Ⅱ 1 3821	ごうのほらちよう 郷之原上	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	ごうのほらちよう 郷之原町	80	35	30	1	市道	80					
Ⅱ 1 3824	にしほら ちようめ 西原1丁目	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市		130	50	30	2	国道	10					
Ⅱ 1 3825	かみなかやま 上中山	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	おうじちよう 王子町	190	45	20	1	市道	200					
Ⅱ 1 3826	しんかわ 新川	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かわがわちちよう 川東町	50	45	20	3	市道	60					
Ⅱ 1 3827	きたごう 北郷	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	かたごしちちよう 川西町	35	40	20	1	市道	40					
Ⅱ 1 3828	はらぞの 原園	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	めしくままち 飯隈町	100	40	20	4	市道	100					
Ⅱ 1 3829	たかだ 高田	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	めしくままち 飯隈町	15	60	10	1	市道	20					
Ⅱ 1 3830	みやべしも 宮部下	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	みなみちちよう 南町	40	45	15	1	市道	40					
Ⅱ 1 3831	みやべしも 宮部下2	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	みなみちちよう 南町	50	30	10	2	市道	50					
Ⅱ 1 3833	おおあいら 大始良	かのよし 鹿屋市	かのよし 鹿屋市	おおあいらちちよう 大始良町	50	35	10	1	市道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3834	ししめにし 獅子目西	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	おおあいらちよう 大始良町	150	50	10	2	市道	70					
Ⅱ 1 3835	たぶち 田淵2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	おおあいらちよう 大始良町	60	35	10	1	市道	90					
Ⅱ 1 3836	よこやま 横山2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	よこやまちよう 横山町	250	45	60	1	市道	200					
Ⅱ 1 3837	しんわらかみ 新村上	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	たかすちよう 高須町	50	40	20	2	県道	50					
Ⅱ 1 3839	いけ 池の下	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	はまだちよう 浜田町	200	45	50	2	市道	130					
Ⅱ 1 3840	しおほり 塩針	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	ながおぼらちよう 永小原町	85	40	20	2	市道	100					
Ⅱ 1 3841	ながめやま 永目山	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	ながおぼらちよう 永小原町	250	45	40	4	国道	350					
Ⅱ 1 5383	よこやま 横山	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	よこやまちよう 横山町	280	40	30	4	市道	300					
Ⅱ 2 330	しんかわ 新川2	かのやし 鹿屋市	かのやし 鹿屋市	かわむがしちよう 川東町	140	55	15	2	市道	150					
Ⅱ 1 953	たぶかわ4 田布川 4	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	55	70	20	2	河川	10	橋	1			
Ⅱ 1 954	たぶかわ6 田布川 6	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	60	55	9	3	市道	55	河川	15			
Ⅱ 1 955	たぶかわ2 田布川 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	80	35	10	2							
Ⅱ 1 957	きんざん2 金山 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	85	45	65	4	市道	80	その他の 道路	80			
Ⅱ 1 959	きんざん5 金山 5	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	35	50	15	1							
Ⅱ 1 960	つる 水流 5	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	さくらやまちよう 桜山町	35	60	7	3	市道	60					
Ⅱ 1 961	つる3 水流 3	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	さくらやまちよう 桜山町	130	40	20	3	市道	45	その他の 道路	55			
Ⅱ 1 962	つる 水流 4	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	さくらやまちよう 桜山町	55	40	16	3	市道	45	その他の 道路	15			
Ⅱ 1 967	こそ 小園2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	30	70	7	1							
Ⅱ 1 969	ほうじゅあん 宝寿庵 3	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ことぶきちよう 寿町	80	65	12	2	その他の 道路	80					
Ⅱ 1 970	ほうじゅあん 宝寿庵 4	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ことぶきちよう 寿町	80	75	9	4	その他の 道路	45					
Ⅱ 1 971	ほうじゅあん5 宝寿庵 5	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ことぶきちよう 寿町	100	35	8	3	その他の 道路	15					
Ⅱ 1 972	やました1 山下 1	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	かこふもとまち 鹿籠麓町	100	40	15	3	市道	130	その他の 道路	25			
Ⅱ 1 974	おおほり 大堀	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ちゅうおうちよう 中央町	50	75	8	2							
Ⅱ 1 975	まかや2 真茅 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	95	38	12	2							
Ⅱ 1 4702	うと 宇都 5	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	15	50	14	1							
Ⅱ 1 4703	まつざき 松崎	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	130	50	5	3							
Ⅱ 1 4704	さがやま 下山	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	40	46	5	2							
Ⅱ 1 4705	こまみず 駒水 1	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	110	55	6	2							
Ⅱ 1 4706	こまみず 駒水 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	80	35	12	3	市道	20					
Ⅱ 1 4707	かごほら 竈原	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	みよけんまち 妙見町	30	45	6	3							
Ⅱ 1 4708	なかむら 中村	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	みよけんまち 妙見町	120	55	10	3							
Ⅱ 1 4709	がたやま 湯山 1	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ちゅうおうちよう 中央町	60	40	10	4							
Ⅱ 1 4710	こば 木場 4	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	こばちよう 木場町	100	50	7	4							
Ⅱ 1 4711	たぶかわ7 田布川 7	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	35	45	10	1							
Ⅱ 1 4712	たぶかわ8 田布川 8	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	35	45	20	2	その他の 道路	5					
Ⅱ 1 4713	たわらつみだ 俵積田 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	40	40	17	1							
Ⅱ 1 4714	たぶかわ9 田布川 9	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	55	45	25	2							
Ⅱ 1 4715	たぶかわ10 田布川10	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	115	45	10	4	市道	25					
Ⅱ 1 4716	たぶかわ11 田布川11	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	40	50	20	1	市道	20					
Ⅱ 1 4717	きんざん6 金山 6	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	45	30	25	3							
Ⅱ 1 4718	やまぐち3 山口 3	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	50	65	9	3							
Ⅱ 1 4719	うと8 宇都 8	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	50	40	20	2	市道	30					
Ⅱ 1 4720	うと6 宇都 6	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	40	45	25	1	市道	15					
Ⅱ 1 4721	みちの6 道野 6	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	にしかて 西鹿籠	25	35	10	1							
Ⅱ 1 4722	なかほら2 中原 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	20	50	16	1							
Ⅱ 1 4723	みはつ 美初	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	みはらまち 美原町	35	45	25	1							
Ⅱ 1 4724	まかや 真茅 1	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	べつぷ 別府	120	70	12	4	市道	30					
Ⅱ 1 4725	まつした 松下 2	まくらぎし 枕崎市	まくらぎし 枕崎市	ひがしかて 東鹿籠	40	40	8	1	国道	20					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4726	小園 5	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	90	35	12	3	市道	3					
Ⅱ 1 4727	小園 4	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	245	35	14	4	その他の道路	5					
Ⅱ 1 4728	さくらばば桜馬場 2	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	25	45	24	1	その他の道路	15					
Ⅱ 1 4729	とおひやま通山 3	枕崎市	枕崎市	かごふまとまち鹿籠麓町	95	50	18	3	市道	50	その他の道路	10			
Ⅱ 1 4730	こぼ木場 7	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	45	50	12	2	その他の道路	10	河川	10			
Ⅱ 1 4731	とみおか富岡 2	枕崎市	枕崎市	かごふまとまち鹿籠麓町	120	65	8	3	市道	35					
Ⅱ 1 4732	いわさき岩崎 3	枕崎市	枕崎市	いわさきちよう岩崎町	95	45	16	1	市道	10					
Ⅱ 1 4733	こぼ木場 10	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	30	60	8	1							
Ⅱ 1 4734	こぼ木場 11	枕崎市	枕崎市	いわさきちよう岩崎町	115	60	8	3	市道	85					
Ⅱ 1 4735	ほうしゅあん宝寿庵 2	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	80	56	10	3	市道	40					
Ⅱ 1 4736	おおほり大堀 2	枕崎市	枕崎市	ちゅうおうちよう中央町	47	40	10	1							
Ⅱ 1 4737	おおつか大塚 3	枕崎市	枕崎市	おおつかめなみまち大塚南町	30	65	6	2							
Ⅱ 1 4738	おおつか大塚 4	枕崎市	枕崎市	しおや きたまち塩屋北町	45	40	6	2							
Ⅱ 1 4739	しもぞの下園 3	枕崎市	枕崎市	みょうけんまち妙見町	25	70	6	1	市道	25					
Ⅱ 1 4740	せとぐち瀬戸口	枕崎市	枕崎市	みょうけんまち妙見町	30	30	14	1	市道	20					
Ⅱ 1 4741	ほうしゅあん10宝寿庵 10	枕崎市	枕崎市	みょうけんまち妙見町	105	70	5	2	市道	20					
Ⅱ 1 4742	ほうしゅあん7宝寿庵 7	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	25	40	6	1							
Ⅱ 1 4743	ほうしゅあん6宝寿庵 6	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	15	50	5	1	市道	15					
Ⅱ 1 4744	にしほり西堀 1	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	135	45	14	3	市道	75	その他の道路	20	河川	60	
Ⅱ 1 4745	にしほり西堀 2	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	25	55	10	3	その他の道路	20	河川	25			
Ⅱ 1 4746	みちの道野	枕崎市	枕崎市	にしかて西鹿籠	40	70	7	1							
Ⅱ 1 4747	かめさわ亀沢 3	枕崎市	枕崎市	めいわちよう明和町	30	50	14	2	その他の道路	10					
Ⅱ 1 4748	たわらつみだ俵積田 3	枕崎市	枕崎市	べつふ別府	20	45	16	2	市道	10					
Ⅱ 1 4749	たわらつみだ俵積田 4	枕崎市	枕崎市	べつふ別府	15	48	18	1							
Ⅱ 1 4750	うと7宇都 7	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	65	50	7	3							
Ⅱ 1 4751	ほうしゅあん8宝寿庵 8	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	50	70	14	3							
Ⅱ 1 4752	ほうしゅあん9宝寿庵 9	枕崎市	枕崎市	ことぶさちよう寿町	30	75	7	1							
Ⅱ 1 4753	しもぞ2下園 2	枕崎市	枕崎市	みょうけんまち妙見町	25	45	6	2							
Ⅱ 1 4754	みちの4道野 4	枕崎市	枕崎市	にしかて西鹿籠	35	60	9	1	市道	15					
Ⅱ 1 4755	みちの5道野 5	枕崎市	枕崎市	にしかて西鹿籠	50	70	7	4	市道	15					
Ⅱ 1 4756	こぼ6木場 6	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	30	55	7	2							
Ⅱ 1 4757	ゆあな1湯穴 1	枕崎市	枕崎市	さくらやましまち桜山西町	90	45	25	4	国道	100	市道	30			
Ⅱ 1 4758	おおつか大塚	枕崎市	枕崎市	おおつかめなみまち大塚中町	130	70	6	1							
Ⅱ 1 4759	みどりまち2緑町 2	枕崎市	枕崎市	みどりまち緑町	65	80	5	2	市道	65					
Ⅱ 1 4760	こぼ8木場 8	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	67	65	7	2							
Ⅱ 1 4761	こぼ9木場 9	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	18	50	7	2	市道	25					
Ⅱ 1 4762	こぞの3小園 3	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	50	40	13	1	市道	20					
Ⅱ 1 4763	みちの3道野 3	枕崎市	枕崎市	にしかて西鹿籠	75	60	8	3	市道	15					
Ⅱ 1 4764	やました3山下 3	枕崎市	枕崎市	かごふまとまち鹿籠麓町	40	40	6	3							
Ⅱ 1 4765	とおひやま通山 2	枕崎市	枕崎市	さくらやましまち桜山西町	78	45	10	3							
Ⅱ 1 4766	かやの茅野	枕崎市	枕崎市	べつふ別府	15	70	5	1	市道	40					
Ⅱ 1 4767	みちの2道野 2	枕崎市	枕崎市	にしかて西鹿籠	40	60	5	1							
Ⅱ 1 4768	こぼ木場 1	枕崎市	枕崎市	こぼちよう木場町	30	30	5	1							
Ⅱ 1 4769	やまぐち2山口 2	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	40	50	9	2	市道	70					
Ⅱ 1 4770	ひがしほんまち2東本町 2	枕崎市	枕崎市	ひがしほんまち東本町	70	45	8	3							
Ⅱ 1 4771	かめさわ1亀沢 1	枕崎市	枕崎市	めいわちよう明和町	47	50	5	4							
Ⅱ 1 4772	ひがししらさわ東白沢	枕崎市	枕崎市	べつふ別府	125	35	6	3							
Ⅱ 2 129	たぶかわ5田布川 5	枕崎市	枕崎市	ひがしかて東鹿籠	80	70	15	1	国道	10					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
II 2 130	おとし2 落2	まくらぎまし 枕崎市	まくらぎまし 枕崎市	にしかが 西鹿籠	60	80	10	1	国道	15				
II 2 131	べっぶ 別府	まくらぎまし 枕崎市	まくらぎまし 枕崎市	にしかが 西鹿籠	165	80	15	1						
II 2 411	つる 水流 1	まくらぎまし 枕崎市	まくらぎまし 枕崎市	さくらやまちょう 桜山町	135	60	12	3	市道	130				
II 2 412	きはら 木原	まくらぎまし 枕崎市	まくらぎまし 枕崎市	さかえなかまち 栄中町	30	86	7	3	市道	70				
II 1 2213	おおき 大漕 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わさもと 脇本	110	40	18	4	市道	110				
II 1 2214	おおまがり 大曲 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	40	42	10	2						
II 1 2215	そのだ 園田 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	40	15	1						
II 1 2216	そのだ 園田 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	65	12	2	県道	15				
II 1 2217	かこい 杵	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかうち 鶴川内	45	70	20	2	県道	55	河川	60		
II 1 2218	みやばら 宮原5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかうち 鶴川内	40	40	20	1	市道	30				
II 1 2219	みやばら 宮原7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかうち 鶴川内	25	60	12	1	その他の 道路	30				
II 1 2222	たがやま 榑山	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	50	62	12	2						
II 1 2224	たかのくち 高之口 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	30	30	13	1	国道	6				
II 1 2226	はし 栢 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	62	50	30	1						
II 1 2227	うまみつか 馬見塚 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	60	40	25	1	市道	110	河川	100		
II 1 2228	とみや 遠矢 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	45	10	1	市道	10				
II 1 2229	やましたばげ 山下馬場	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	35	10	2						
II 1 2230	いしいで 石井手	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	70	30	7	3	市道	5				
II 1 2231	ながいの 永井野	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	50	40	15	3	市道	65				
II 1 2232	おぎき 尾崎 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	95	40	25	3	市道	90				
II 1 2233	ありた 有田	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	90	45	8	3						
II 1 2234	おぎき 尾崎 11	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	50	60	15	1	県道	40				
II 1 2235	のりどめ 乗留	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	110	45	20	4	市道	95				
II 1 2236	おぎき 尾崎 10	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	40	30	1	市道	25				
II 1 2237	おぎき 尾崎 12	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	150	45	25	1						
II 1 2238	おち 落 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	35	40	65	1	その他の 道路	30				
II 1 2239	おち 落 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	40	40	1	県道	40				
II 1 2240	おぎき 尾崎 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	30	30	1						
II 1 2241	おぎき 尾崎 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	45	30	1	その他の 道路	25				
II 1 2242	おぎき 尾崎 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	45	40	1	河川	70				
II 1 2243	おぎき 尾崎 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	35	15	2	市道	55				
II 1 2244	おぎき 尾崎 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	55	45	20	2	市道	6				
II 1 2245	ゆみきの 弓木野 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	35	20	2	市道	40				
II 1 2246	ゆみきの 弓木野 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	35	40	20	1	市道	50				
II 1 2247	ゆみきの 弓木野 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	50	45	75	1	その他の 道路	60	河川	30	橋	1
II 1 2248	ゆみきの 弓木野 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	80	45	10	4						
II 1 2249	よこがくら 横ヶ倉 11	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	130	40	25	3	市道	55				
II 1 2250	おおひら 大平 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	40	15	1	市道	55				
II 1 2251	おおひら 大平 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	35	35	1	市道	90	その他の 道路	25		
II 1 2252	おおひら 大平 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	35	35	70	1	市道	30	河川	30		
II 1 2253	ちやえんがたん 茶円ヶ段 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	35	30	1						
II 1 2255	ちやえんがたん 茶円ヶ段 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	50	40	55	1	市道	60				
II 1 2256	ちやえんがたん 茶円ヶ段 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	35	70	1	市道	50				
II 1 2258	よこがくら 横ヶ倉 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	55	40	100	2	市道	80	河川	60		
II 1 2259	よこがくら 横ヶ倉 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	45	70	1	市道	35				
II 1 2260	よこがくら 横ヶ倉 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	40	40	1	市道	65	河川	80		
II 1 2261	よこがくら 横ヶ倉 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	85	45	40	3	その他の 道路	40	河川	90		
II 1 2262	よこがくら 横ヶ倉 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	55	35	15	2						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2263	よこがくら 横ヶ倉 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	50	40	30	2							
Ⅱ 1 2264	よこがくら 小鹿倉 10	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	35	45	1	その他の 道路	30	河川	6			
Ⅱ 1 2265	よこがくら 小鹿倉 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	75	40	115	1	市道	70	河川	75			
Ⅱ 1 2268	よこがくら 小鹿倉 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	60	45	105	1							
Ⅱ 1 2269	よこがくら 小鹿倉 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	60	45	45	1	市道	60	その他の 道路	10			
Ⅱ 1 2270	かじやだん 鍛冶屋段 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	40	50	1							
Ⅱ 1 2272	かじやだん 鍛冶屋段 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	45	40	2							
Ⅱ 1 2273	かじやだん 鍛冶屋段 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	55	45	30	1							
Ⅱ 1 2275	こむぎ 小麦 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	40	25	1	市道	50					
Ⅱ 1 2276	こむぎ 小麦 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	90	40	25	2	市道	80	河川	90			
Ⅱ 1 2277	こむぎ 小麦 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	40	25	1	市道	30					
Ⅱ 1 2278	おもてかわうち 表川内 16	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	70	40	25	2							
Ⅱ 1 2279	おもてかわうち 表川内 15	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	45	45	1	市道	80					
Ⅱ 1 2281	おもてかわうち 表川内 12	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	45	50	1	市道	50					
Ⅱ 1 2282	くぼた 久保田 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	35	40	1							
Ⅱ 1 2284	くぼた 久保田 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	130	40	25	4	市道	70	河川	40			
Ⅱ 1 2285	みなみはた 南畑 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	40	40	1							
Ⅱ 1 2288	すずきだん 鈴木段 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	70	35	20	2	市道	20					
Ⅱ 1 2289	みなみはた 南畑 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	50	15	1							
Ⅱ 1 2290	かわはた 川畑 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	55	35	45	2	市道	65					
Ⅱ 1 2291	かわはた 川畑 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	75	40	50	1	市道	90					
Ⅱ 1 2292	かわはた 川畑 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	45	55	1							
Ⅱ 1 2293	かわはた 川畑 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	40	40	1	JR	8	市道	4			
Ⅱ 1 2294	かわはた 川畑 10	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	160	45	15	4	市道	50	その他の 道路	30			
Ⅱ 1 2295	かわはた 川畑 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	190	45	30	4	市道	260	河川	270	橋	2	
Ⅱ 1 2296	はしこまた 栢木俣 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	70	40	50	2	市道	85					
Ⅱ 1 2297	はしこまた 栢木俣 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	35	50	1	市道	50					
Ⅱ 1 2298	はしこまた 栢木俣 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	55	45	30	1	市道	40					
Ⅱ 1 2299	はしこまた 栢木俣 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	135	35	40	3	市道	35					
Ⅱ 1 2300	はしこまた 栢木俣 11	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	60	35	15	2	市道	10					
Ⅱ 1 2301	はしこまた 栢木俣 12	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	65	40	35	3	その他の 道路	45					
Ⅱ 1 2302	はしこまた 栢木俣 13	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	45	15	1							
Ⅱ 1 2303	はしこまた 栢木俣 15	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	40	50	1	その他の 道路	55					
Ⅱ 1 2304	はしこまた 栢木俣 16	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	55	45	35	1	市道	65					
Ⅱ 1 2305	はしこまた 栢木俣 17	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	40	40	1							
Ⅱ 1 2306	しりなしはま 尻無浜 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	35	15	2							
Ⅱ 1 2307	うしのはま 牛之浜 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	45	8	2	市道	20					
Ⅱ 1 2308	なかにた 仲仁田 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	35	45	1	市道	50					
Ⅱ 1 2309	なかにた 仲仁田 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	100	40	30	2	市道	125					
Ⅱ 1 2310	なかにた 仲仁田 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	45	9	2							
Ⅱ 1 2311	まどぼ 的場 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	65	6	2							
Ⅱ 1 2312	なかにた 中屋敷 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	65	40	25	2	その他の 道路	15					
Ⅱ 1 2313	なかにた 中屋敷 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	15	40	7	1							
Ⅱ 1 2315	やしきむら 屋敷村 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	40	15	2	市道	25					
Ⅱ 1 2316	たけのさこ 竹之迫	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	60	45	25	2	市道	65					
Ⅱ 1 2317	みずなしがはら 水無川原	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	40	15	1	市道	45					
Ⅱ 1 2319	しもたしろ 下田代	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかわうち 鶴川内	30	50	20	1	河川	60					
Ⅱ 1 2320	ながはら 永原 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかわうち 鶴川内	35	45	135	1	県道	40	河川	35			

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2321	ながはら 永原 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	35	40	100	1	県道	45					
Ⅱ 1 2322	ひあてせ 日当瀬	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	90	36	70	3	県道	4					
Ⅱ 1 2323	おばら 尾原 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	85	40	75	2	県道	30	市道	35			
Ⅱ 1 2324	おばら 尾原 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	80	42	82	3	市道	120					
Ⅱ 1 2325	よねつづ 米次 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	45	46	75	2	市道	20	河川	75	橋	1	
Ⅱ 1 2326	よねつづ 米次 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	40	36	115	1	県道	50					
Ⅱ 1 2327	よねつづ 米次 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	35	40	37	1	市道	45					
Ⅱ 1 5122	じんのお 陣之尾	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ただ 多田	30	50	7	1							
Ⅱ 1 5123	おおまがり 大曲 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ほる 波留	90	42	24	3	県道	60	その他の道路	65			
Ⅱ 1 5124	おがくら 小鹿倉	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	140	40	115	2	市道	165	河川	150			
Ⅱ 1 5125	さかた 佐潟 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	50	60	5	2							
Ⅱ 1 5126	さかた 佐潟 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	80	40	5	2							
Ⅱ 1 5127	むれ 牟礼	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	55	8	1							
Ⅱ 1 5128	このし 此之志	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	45	12	2							
Ⅱ 1 5129	なかした 仲仁田	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	75	40	20	2							
Ⅱ 1 5130	あとみね 後峯	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	65	60	15	4	市道	60					
Ⅱ 1 5131	おおすき 大漣 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	25	32	20	1							
Ⅱ 1 5132	おおすき 大漣 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	30	65	55	1							
Ⅱ 1 5133	こすき 小漣 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	50	52	15	2							
Ⅱ 1 5134	はちごう 八郷西 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	40	40	30	1							
Ⅱ 1 5135	はちごう 八郷 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	20	46	15	1							
Ⅱ 1 5136	はちごう 八郷 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	20	68	8	1							
Ⅱ 1 5137	おおすき 大漣 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	30	48	8	2	市道	12					
Ⅱ 1 5138	くろのあげ 黒之上 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	35	57	6	1							
Ⅱ 1 5139	くろのあげ 黒之上 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	85	45	40	2	市道	180					
Ⅱ 1 5140	くろのあげ 黒之上 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	35	48	10	2							
Ⅱ 1 5141	なべいし 鍋石	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	90	62	6	3	市道	35					
Ⅱ 1 5142	つつだ 筒田 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	40	72	7	1							
Ⅱ 1 5143	まるうち 丸内 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ただ 多田	40	74	5	2							
Ⅱ 1 5144	おおした 大下	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ただ 多田	70	45	10	3							
Ⅱ 1 5145	まるうち 丸内 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ただ 多田	20	60	5	1							
Ⅱ 1 5146	ねごう 根比 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	70	52	7	4	市道	65					
Ⅱ 1 5147	うら 浦頭 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	35	40	5	2							
Ⅱ 1 5148	うら 浦 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	20	65	5	1	市道	10					
Ⅱ 1 5149	うら 浦 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	30	32	5	1							
Ⅱ 1 5150	うら 浦 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	70	37	10	3							
Ⅱ 1 5151	うちだ 内田 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ただ 多田	40	50	7	2							
Ⅱ 1 5152	くわはらしょうしも 桑原城下 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	15	40	6	1							
Ⅱ 1 5153	くわはらしょうしも 桑原城下 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	30	45	7	1							
Ⅱ 1 5154	くわはらしょうしも 桑原城下 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	30	60	5	1							
Ⅱ 1 5155	かこい 楯 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	45	45	15	3							
Ⅱ 1 5156	かこい 楯 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	40	40	7	1							
Ⅱ 1 5157	かこい 楯 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	20	50	5	1							
Ⅱ 1 5158	かこい 楯 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	30	70	5	2	河川	10					
Ⅱ 1 5159	みやばら 宮原 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかやうち 鶴川内	20	40	12	1							
Ⅱ 1 5160	くらつ 倉津 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ほる 波留	20	55	5	1	市道	8					
Ⅱ 1 5161	たがやま 榑山 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ほる 波留	45	40	10	1	市道	45					
Ⅱ 1 5162	がたにし 湯西	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	ほる 波留	20	60	5	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5163	はる波留 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる波留	40	35	7	1							
Ⅱ 1 5164	とおや 遠矢 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	55	6	1							
Ⅱ 1 5165	とおや 遠矢 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	30	6	1							
Ⅱ 1 5166	おおた 大田 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	100	40	10	4	市道	10					
Ⅱ 1 5167	たかのくち ひがし 高之口東	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	25	55	6	1							
Ⅱ 1 5168	とびまつきた 飛松北	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	15	40	14	1	国道	20					
Ⅱ 1 5169	とびまつ 飛松 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	65	55	8	4							
Ⅱ 1 5170	とびまつ 飛松 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	35	55	7	2							
Ⅱ 1 5171	とびまつ 飛松 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	25	55	5	1							
Ⅱ 1 5172	とびまつ 飛松 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	75	45	7	4	国道	35	市道	70			
Ⅱ 1 5173	おおかわらま 大川島	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	43	22	1							
Ⅱ 1 5174	うしのはま きた 牛之浜北	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	50	5	2							
Ⅱ 1 5175	このし 此之志 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	35	7	2							
Ⅱ 1 5176	このし きた 此之志北 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	15	45	5	1							
Ⅱ 1 5177	このし きた 此之志北 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	35	15	1	市道	35					
Ⅱ 1 5178	うまみつか 馬見塚 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	35	40	15	1	市道	10					
Ⅱ 1 5179	うまみつか 馬見塚 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	45	30	20	2	市道	115	河川	65			
Ⅱ 1 5180	はし 栢 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	115	50	20	4	市道	115					
Ⅱ 1 5181	そのだ 園田 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	25	75	5	1							
Ⅱ 1 5182	みやばら 宮原 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	35	40	18	2							
Ⅱ 1 5183	みやばら 宮原 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	25	40	20	1							
Ⅱ 1 5184	よこて 横手 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	25	35	45	1	市道	40					
Ⅱ 1 5185	よこて 横手 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	110	45	15	3	市道	20	その他の道路	50			
Ⅱ 1 5186	よこて にし 横手西	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	40	45	15	2	市道	45					
Ⅱ 1 5187	へこの 裏野	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	20	45	10	3							
Ⅱ 1 5188	いしいで 石井手	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	90	45	12	2	市道	35	その他の道路	4			
Ⅱ 1 5189	おさき 尾崎 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	60	40	30	3							
Ⅱ 1 5190	おさき 尾崎 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	35	60	7	3							
Ⅱ 1 5191	ばば 馬場 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	70	40	18	1							
Ⅱ 1 5192	ばば 馬場 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	35	6	1							
Ⅱ 1 5193	ばば 馬場 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	35	35	8	1							
Ⅱ 1 5194	ばば 馬場 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	55	6	1							
Ⅱ 1 5195	ゆみきの 弓木野 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	100	50	50	1	市道	45					
Ⅱ 1 5196	ゆみきの 弓木野 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	15	65	10	1	市道	25					
Ⅱ 1 5197	ゆみきの 弓木野 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	45	60	7	2							
Ⅱ 1 5198	ゆみきの 弓木野 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	45	10	1	市道	30					
Ⅱ 1 5199	よこがくら 横ヶ倉 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	45	25	1	市道	35	その他の道路	30			
Ⅱ 1 5200	よこがくら 横ヶ倉 10	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	50	40	2	市道	70					
Ⅱ 1 5201	よこがくら 横ヶ倉 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	45	13	1							
Ⅱ 1 5202	おち 落 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	20	40	15	1	市道	40					
Ⅱ 1 5203	おち 落 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	25	45	18	1							
Ⅱ 1 5204	うまみつか 馬見塚 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	100	40	15	4	市道	90					
Ⅱ 1 5205	うまみつか 馬見塚 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	30	35	7	1							
Ⅱ 1 5206	よねづ 米次 10	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかかわうち 鶴川内	45	50	60	1	県道	40					
Ⅱ 1 5207	むれ にし 牟礼西	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	60	5	2	その他の道路	10					
Ⅱ 1 5208	うしのはま 牛之浜 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	40	6	1							
Ⅱ 1 5209	ながさこかいがん 長迫海岸	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	110	60	8	2							
Ⅱ 1 5210	むれ ひがし 牟礼東 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	60	5	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5211	むれ びがし 牟礼東 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	30	6	1	その他の道路	10					
Ⅱ 1 5212	むれ びがし 牟礼東 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	50	5	2	市道	25					
Ⅱ 1 5213	ながさこ 長迫 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	55	10	2	市道	20					
Ⅱ 1 5214	ながさこ 長迫 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	65	5	1							
Ⅱ 1 5215	かみまとは 上の場 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	50	12	1	市道	20					
Ⅱ 1 5216	はしこまた 榎木俣 14	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	35	45	10	1							
Ⅱ 1 5217	ほんのむれ 本之牟礼	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	35	80	1	市道	130					
Ⅱ 1 5218	はしこまた 榎木俣 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	40	40	12	1							
Ⅱ 1 5219	おがくら 小鹿倉 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	40	25	1	河川	60	橋	1			
Ⅱ 1 5220	おがくら 小鹿倉 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	40	85	1	市道	55	その他の道路 河川	15	橋	1	
Ⅱ 1 5221	おがくら 小鹿倉 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	40	135	1	市道	30	河川	50	橋	1	
Ⅱ 1 5222	おもてかわうち 表川内 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	110	45	20	4							
Ⅱ 1 5223	しもまとは 下の場 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	35	15	1	市道	20					
Ⅱ 1 5224	まつおがむがし 松岡東 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	45	7	1	市道	5					
Ⅱ 1 5225	よねづく 米次 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	つるかむらち 鶴川内	75	45	115	2	県道	40	市道	20			
Ⅱ 1 5226	たけのさこ 竹之迫 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	45	15	1							
Ⅱ 1 5227	すずきだん 鈴木段 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	35	6	2							
Ⅱ 1 5228	すずきだん 鈴木段 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	50	40	10	2							
Ⅱ 1 5229	かじやだん 鍛冶屋段 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	45	45	1							
Ⅱ 1 5230	くらつ 倉津北	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	50	50	8	2							
Ⅱ 1 5231	くらつ 倉津港東	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	25	40	7	1							
Ⅱ 1 5232	くらつ 倉津 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	30	75	10	2	市道	40					
Ⅱ 1 5233	とおみがおか 1 遠見ヶ岡 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	30	40	18	1	市道	40					
Ⅱ 1 5234	とおみがおか 2 遠見ヶ岡 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	35	40	28	2	市道	35					
Ⅱ 1 5235	はる 波留 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	30	50	6	2							
Ⅱ 1 5236	はる 波留 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	85	50	7	4	市道	40					
Ⅱ 1 5237	はる 波留 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	30	45	10	1							
Ⅱ 1 5238	はる 波留 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	15	35	8	1							
Ⅱ 1 5239	はる 波留 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	105	40	15	4	市道	20					
Ⅱ 1 5240	おおさがり 大曲 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	はる 波留	55	50	16	2	県道	8					
Ⅱ 1 5241	おおた 大田 1	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	30	60	8	1							
Ⅱ 1 5242	たかのぐち 高之口 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	50	65	5	2							
Ⅱ 1 5243	たかのぐち 高之口 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	20	43	6	1							
Ⅱ 1 5244	くろのせと 黒之瀬戸 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	わきもと 脇本	75	65	7	4	市道	60					
Ⅱ 1 5245	おもてかわうち 表川内 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	45	45	20	2	県道	40					
Ⅱ 1 5246	さかた 佐潟 6	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	8	65	5	1							
Ⅱ 1 5247	さかた 佐潟 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	20	55	5	2							
Ⅱ 1 5248	さかた 佐潟 7	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	20	50	6	2	市道	20					
Ⅱ 1 5249	さかた 佐潟 9	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	にしめ 西目	25	55	5	1							
Ⅱ 1 5250	むれ 牟礼 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	50	5	4							
Ⅱ 1 5251	このし 此之志 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	65	6	1							
Ⅱ 1 5252	このし 此之志 3	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	40	6	1							
Ⅱ 1 5253	このし 此之志 4	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	20	30	7	1							
Ⅱ 1 5254	このし 此之志 5	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	25	40	8	1							
Ⅱ 1 5255	こむぎ 小麦 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	80	40	30	4	市道	45	その他の道路	15			
Ⅱ 1 5256	そのけ 園田 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	65	7	1	県道	5					
Ⅱ 1 5257	おさき 尾崎 2	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	やました 山下	40	50	17	1							
Ⅱ 1 5258	こむぎ 小麦 8	あくねし 阿久根市	あくねし 阿久根市	おおかわ 大川	30	60	20	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5259	こむぎ小麦 7	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	20	40	20	1							
Ⅱ 1 5260	おもてかわうち表川内 17	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	80	45	25	1							
Ⅱ 1 5261	みなみはた南畑 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	25	40	30	1							
Ⅱ 1 5262	はしこまつ 榎木俣 6	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	50	40	50	1	市道	50	その他の道路	20			
Ⅱ 1 5263	はしこまつ 榎木俣 5	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	30	45	15	1	市道	30					
Ⅱ 1 5264	うしのはま 牛之浜 4	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	20	45	10	2	市道	20					
Ⅱ 1 5265	なかやま 中屋敷 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	30	65	6	1							
Ⅱ 1 5266	おぼろ 尾原 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	65	42	105	2	県道	60	市道 河川	20	橋	1	
Ⅱ 1 5267	やしきむら 屋敷村 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	70	45	30	3							
Ⅱ 1 5268	しもまつ 下の場 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	35	40	35	1							
Ⅱ 1 5269	しもまつ 下の場 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	75	45	12	2							
Ⅱ 1 5270	しもまつ 下の場 4	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	35	45	12	2							
Ⅱ 1 5271	はちごうし 八郷西 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	脇本	40	32	15	2	市道	4					
Ⅱ 1 5272	しもたしろ 下田代 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	35	46	28	1	市道	80					
Ⅱ 1 5273	おもてかわうち 表川内 4	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	70	35	10	3							
Ⅱ 1 5274	おもてかわうち 表川内 6	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	100	45	10	3							
Ⅱ 1 5275	よねつぐ 米次 8	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	30	45	6	1	県道	10					
Ⅱ 1 5276	おおすき 大漕 4	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	30	64	7	2	県道	40					
Ⅱ 1 5277	くろのあげ 黒之上 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	40	42	7	1							
Ⅱ 1 5278	くろのあげ 黒之上 4	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	30	36	15	2	市道	25					
Ⅱ 1 5279	ふかだ 深田	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	90	50	10	3	市道	80					
Ⅱ 1 5280	よこがくら 横ヶ倉 12	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	やました 山下	35	40	25	2	市道	25					
Ⅱ 1 5281	こすき 小漕 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	20	55	80	1							
Ⅱ 1 5282	よこて 横手 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	45	45	35	4	市道	60					
Ⅱ 1 5283	くりばやし 栗林 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	60	45	25	1	県道	60					
Ⅱ 1 5284	くりばやし 栗林 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	80	45	25	2	県道	80	河川	100			
Ⅱ 1 5285	かじやだん 鍛冶屋段 8	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	40	40	45	3							
Ⅱ 1 5286	かじやだん 鍛冶屋段 7	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	85	40	40	4							
Ⅱ 1 5287	かじやだん 鍛冶屋段 5	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	90	40	60	3	その他の道路	25					
Ⅱ 1 5288	かじやだん 鍛冶屋段 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	55	35	55	1	市道	60					
Ⅱ 1 5289	おもてかわうち 表川内 7	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	105	45	45	3	市道	40					
Ⅱ 1 5290	はしこまつ 榎木俣 10	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	35	40	20	1	市道	35	その他の道路	10			
Ⅱ 1 5291	はしこまつ 榎木俣 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	100	40	20	2	市道	15					
Ⅱ 1 5292	うしのはま 牛之浜 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	20	50	6	1							
Ⅱ 1 5293	よねつぐ 米次 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	70	40	38	2	市道	80					
Ⅱ 1 5294	よねつぐ 米次 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	75	40	25	2	市道	90					
Ⅱ 1 5295	よねつぐ 米次 3	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	つるかわうち 鶴川内	135	40	40	4	市道	150					
Ⅱ 2 419	くろのはま 黒之浜 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	15	45	7	1	市道	4					
Ⅱ 2 420	つつだ 筒田 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	わきもと 脇本	40	52	7	2							
Ⅱ 2 421	まるうち 丸内 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	ただ 多田	30	30	9	1							
Ⅱ 2 422	ね ごろ 根比 1	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	あかせがわ 赤瀬川	25	70	10	1							
Ⅱ 2 423	ながさき北 長迫北	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	おおかわ大川	40	45	11	2	河川	10					
Ⅱ 2 424	とみや 遠矢 2	あくねし阿久根市	あくねし阿久根市	やました 山下	25	70	7	1							
Ⅱ 1 4254	あさにしん 朝仁新9	なげし 名瀬市	なげし 名瀬市	あさにしん 朝仁新町	100	50	15	4	市道	75					
Ⅱ 1 4255	こまつ 小俣6	なげし 名瀬市	なげし 名瀬市	こまつ 小俣町	80	60	40	2	その他の道路	30	河川	50			
Ⅱ 1 4256	ひら 平田12	なげし 名瀬市	なげし 名瀬市	ひら 平田町	125	50	100	4	市道	100	その他の道路	20	橋	1	
Ⅱ 1 4257	はとはま 鳩浜4	なげし 名瀬市	なげし 名瀬市	はとはま 鳩浜町	240	40	16	4	国道	220	市道	230			
Ⅱ 1 4258	うらがみ 浦上2	なげし 名瀬市	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	70	50	40	1	国道	45					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4259	うらがみ浦上4	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	150	48	30	3	市道	160					
Ⅱ 1 4260	うらがみ浦上5	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	110	45	30	3	市道	170					
Ⅱ 1 4262	こしやく小宿13	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	50	40	15	1							
Ⅱ 1 4263	こしやく小宿14	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	100	45	25	2	その他の道路	35	河川	55			
Ⅱ 1 4264	こしやく小宿15	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	40	40	15	1	市道	25					
Ⅱ 1 4265	こしやく小宿17	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	40	40	10	1							
Ⅱ 1 4266	ながた永田4	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ながたまち永田町	140	42	90	4	市道	90	河川	200	橋	2	
Ⅱ 1 4267	ながた永田3	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ながたまち永田町	175	42	130	4	市道	60	河川	110	橋	1	
Ⅱ 1 4268	あながち安勝6	なげし名瀬市	なげし名瀬市	あながちちよう安勝町	45	30	10	3							
Ⅱ 1 4269	かすが春日9	なげし名瀬市	なげし名瀬市	かすがまち春日町	35	45	30	1	市道	35					
Ⅱ 1 4270	ほとはま鳩浜3	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ほとはまちよう鳩浜町	340	40	30	3	国道	60	その他の道路	140			
Ⅱ 1 4271	ありや有屋7	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ありや有屋	140	42	180	1							
Ⅱ 1 4272	ありや有屋9	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ありや有屋	110	40	100	3	その他の道路	100					
Ⅱ 1 4273	うらがみ浦上6	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	130	50	110	1	市道	120					
Ⅱ 1 4274	うらがみ浦上9	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	95	40	8	1							
Ⅱ 1 4275	うらがみ浦上11	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	170	42	100	1	国道	40	市道	40			
Ⅱ 1 4276	うらがみ浦上13	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	120	50	50	1	市道	120	その他の道路	70			
Ⅱ 1 4277	ありら有良1	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ありら有良	70	42	50	1	その他の道路	80					
Ⅱ 1 4279	あしけぶ芦花部5	なげし名瀬市	なげし名瀬市	あしけぶ芦花部	120	43	100	1							
Ⅱ 1 4281	ちなせ知名瀬1	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ちなせ知名瀬	120	40	50	3	その他の道路	200					
Ⅱ 1 4282	ちなせ知名瀬2	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ちなせ知名瀬	220	45	30	2	その他の道路	220					
Ⅱ 1 4283	ねせぶ根瀬部3	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ねせぶ根瀬部	130	40	60	3	その他の道路	30					
Ⅱ 1 4286	にしだ西田1	なげし名瀬市	なげし名瀬市	にしだ西田	110	45	150	2	市道	130					
Ⅱ 1 4288	あさと朝戸5	なげし名瀬市	なげし名瀬市	あさと朝戸	80	38	80	1	国道	90					
Ⅱ 1 4289	あさと朝戸6	なげし名瀬市	なげし名瀬市	あさと朝戸	70	55	7	1	市道	40					
Ⅱ 1 4293	ありや有屋8	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ありや有屋	90	42	130	1	その他の道路	80					
Ⅱ 1 4294	ありや有屋14	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ありや有屋	170	45	150	3	県道	70	その他の道路	190			
Ⅱ 1 4296	こしやく小宿11	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	85	50	15	1	市道	70					
Ⅱ 1 5481	だいくま大熊3	なげし名瀬市	なげし名瀬市	だいくま大熊	110	65	70	4	県道	150	市道	90	その他の道路	70	
Ⅱ 1 5482	ながはま長浜2	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ながはまちよう長浜町	208	60	20	3	その他の道路	130					
Ⅱ 1 5483	こはま小浜8	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こはまちよう小浜町	80	60	15	3	市道	85					
Ⅱ 1 5484	うらがみ浦上17	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	200	60	70	3	県道	145					
Ⅱ 1 5485	まえが前勝1	なげし名瀬市	なげし名瀬市	まえが前勝	100	38	40	2	県道	70					
Ⅱ 1 5486	なかから仲勝7	なげし名瀬市	なげし名瀬市	なかから仲勝	200	42	40	1	その他の道路	115					
Ⅱ 2 354	いねちよう井根町	なげし名瀬市	なげし名瀬市	いねちよう井根町	30	65	5	2							
Ⅱ 2 356	うらがみ浦上10	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	160	50	30	1	市道	30	その他の道路	40			
Ⅱ 2 357	うらがみ浦上12	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	170	40	40	1	国道	75					
Ⅱ 2 358	うらがみ浦上14	なげし名瀬市	なげし名瀬市	うらがみ浦上	40	40	20	1	その他の道路	15					
Ⅱ 2 360	こしやく小宿20	なげし名瀬市	なげし名瀬市	こしやく小宿	170	55	60	2	県道	75					
Ⅱ 2 362	だいくま大熊12	なげし名瀬市	なげし名瀬市	だいくま大熊	150	32	50	1							
Ⅱ 2 434	ながはま長浜9	なげし名瀬市	なげし名瀬市	ながはまちよう長浜町	85	50	25	1	市道	35					
Ⅱ 2 435	なかから仲勝8	なげし名瀬市	なげし名瀬市	なかから仲勝	180	60	84	2	その他の道路	210					
Ⅱ 1 2328	まえだ前田	いずみし出水市	いずみし出水市	さかいまち境町	55	70	20	2							
Ⅱ 1 2329	こめのつ米ノ津	いずみし出水市	いずみし出水市	こめのつまち米ノ津町	50	40	15	2							
Ⅱ 1 2330	ひらまつうえ平松上	いずみし出水市	いずみし出水市	いもさば下鯖	60	80	13	1	林道	60					
Ⅱ 1 2332	あさくま朝熊1	いずみし出水市	いずみし出水市	みはらちよう美原町	35	80	12	1							
Ⅱ 1 2333	あさくま朝熊2	いずみし出水市	いずみし出水市	みはらちよう美原町	40	80	8	2							
Ⅱ 1 2334	あさくま朝熊3	いずみし出水市	いずみし出水市	みはらちよう美原町	30	70	20	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家 戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2335	あさくま朝熊4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	みはらちよう美原町	55	60	8	1							
Ⅱ 1 2336	あさくま朝熊5	いづみし 出水市	いづみし 出水市	みはらちよう美原町	85	70	15	2							
Ⅱ 1 2337	あさくま朝熊6	いづみし 出水市	いづみし 出水市	みはらちよう美原町	40	70	8	1	その他の道路	40					
Ⅱ 1 2338	まつお松尾1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	60	80	15	1							
Ⅱ 1 2339	まつお松尾2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	120	70	10	2							
Ⅱ 1 2340	おおひら大平1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	35	60	13	1							
Ⅱ 1 2341	おおひら大平2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	45	60	13	2							
Ⅱ 1 2342	あたご愛宕	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	60	30	20	1							
Ⅱ 1 2343	かつき香月	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	70	70	10	3							
Ⅱ 1 2344	はしよん芭蕉1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	170	45	30	1	県道	170					
Ⅱ 1 2345	はしよん芭蕉2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	100	45	20	2							
Ⅱ 1 2346	ひあてひ当	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	250	70	30	1							
Ⅱ 1 2347	あたごした愛宕下	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	45	60	15	1	その他の道路	45					
Ⅱ 1 2348	まつお松尾3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	200	40	10	4	その他の道路	80					
Ⅱ 1 2349	まつお松尾4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	150	70	12	2	市道	150					
Ⅱ 1 2350	ひろせ広瀬1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	100	90	12	1							
Ⅱ 1 2351	ひろせ広瀬2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	40	60	5	2							
Ⅱ 1 2352	おおた太田1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	30	40	5	3	その他の道路	30					
Ⅱ 1 2353	おおた太田2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	35	45	6	1							
Ⅱ 1 2354	いのうえ井上1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	35	30	8	2	その他の道路	35					
Ⅱ 1 2355	いのうえ井上2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	30	45	5	3							
Ⅱ 1 2356	わたせぐち渡瀬口	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみさほふち上鯖洲	23	45	15	1							
Ⅱ 1 2357	なべの鍋野1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	30	50	13	1							
Ⅱ 1 2358	なべの鍋野2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	75	70	15	2							
Ⅱ 1 2359	なべの鍋野3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	90	45	8	4							
Ⅱ 1 2360	たてばば堅馬場	いづみし 出水市	いづみし 出水市	ふもとまち麓町	80	50	7	2							
Ⅱ 1 2361	かみたてばば上堅馬場1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	ふもとまち麓町	120	60	7	3							
Ⅱ 1 2362	かみたてばば下堅馬場2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	ふもとまち麓町	50	45	14	1							
Ⅱ 1 2363	にしのくち西ノ口1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	75	75	8	4	市道	75					
Ⅱ 1 2364	にしのくち西ノ口2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	80	45	10	2	市道	80					
Ⅱ 1 2365	にしのくち西ノ口3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	50	60	8	2	その他の道路	50					
Ⅱ 1 2366	にしのくち西ノ口4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	160	80	15	2	国道	160					
Ⅱ 1 2367	にしのくち西ノ口5	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	65	40	13	3	市道	65					
Ⅱ 1 2368	にしのくち西ノ口6	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	50	60	7	1	その他の道路	50					
Ⅱ 1 2369	おぼらした小原下1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	40	55	7	2	その他の道路	40					
Ⅱ 1 2370	おぼらした小原下2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	120	40	13	2	その他の道路	25					
Ⅱ 1 2372	かみなか上中1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	40	35	9	1	その他の道路	40					
Ⅱ 1 2373	かみなか上中2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	50	40	10	1	その他の道路	50					
Ⅱ 1 2374	おぼらうえ小原上1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	55	35	19	2							
Ⅱ 1 2375	おぼらうえ小原上2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	25	30	7	1	その他の道路	25					
Ⅱ 1 2376	おぼらうえ小原上3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	35	30	14	1	その他の道路	35					
Ⅱ 1 2377	おぼらうえ小原上4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	60	40	10	2	その他の道路	60					
Ⅱ 1 2378	おぼらうえ小原上5	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	55	55	16	3	その他の道路	55					
Ⅱ 1 2379	おぼらうえ小原上6	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	35	30	18	2							
Ⅱ 1 2380	おぼらうえ小原上7	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	40	45	16	1							
Ⅱ 1 2381	おぼらうえ小原上8	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	90	35	18	1	その他の道路	90					
Ⅱ 1 2382	うどの宇都野々1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	40	40	10	1							
Ⅱ 1 2383	うどの宇都野々2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと武本	40	55	6	1	国道	40					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2384	うとのの宇都野々3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	50	60	8	1	その他の道路	50					
Ⅱ 1 2385	うとのの宇都野々4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	80	40	14	2	市道	80					
Ⅱ 1 2386	うとのの宇都野々5	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	105	35	10	2	その他の道路	95					
Ⅱ 1 2387	うとのの宇都野々6	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	65	45	8	1	その他の道路	65					
Ⅱ 1 2388	うとのの宇都野々7	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	20	30	6	1	国道	20					
Ⅱ 1 2389	るこう 流合	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	100	30	7	1	国道	100					
Ⅱ 1 2390	じょうのたん 定乃段	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	150	45	15	2	国道	150					
Ⅱ 1 2391	こまつ 小松1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	60	90	5	1	市道	60					
Ⅱ 1 2392	こまつ 小松2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	45	40	15	1	市道	45					
Ⅱ 1 2393	こまつ 小松3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	120	50	30	4	市道	120					
Ⅱ 1 2394	きみなかわ 君名川	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	250	45	30	4							
Ⅱ 1 2395	おりおの 折尾野1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	85	30	12	2							
Ⅱ 1 2396	おりおの 折尾野2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	120	45	30	2	その他の道路	120					
Ⅱ 1 2397	おりおの 折尾野3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	40	30	15	2							
Ⅱ 1 2398	おりおの 折尾野4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	65	30	13	1							
Ⅱ 1 2399	おりおの 折尾野5	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	30	35	12	1	その他の道路	30					
Ⅱ 1 2400	みずのず 水之頭	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	140	70	5	3	市道	140					
Ⅱ 1 2401	しもひらの 下平野1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	60	45	13	1							
Ⅱ 1 2402	しもひらの 下平野2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	70	40	15	1							
Ⅱ 1 2403	しもひらの 下平野3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	70	65	13	2	市道	70					
Ⅱ 1 2404	しもひらの 下平野4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	50	60	17	1							
Ⅱ 1 2405	たばる 田原1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	70	45	10	3	国道	70					
Ⅱ 1 2406	たばる 田原2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	100	35	7	2							
Ⅱ 1 2407	たばる 田原3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	60	70	25	2							
Ⅱ 1 2408	さきやな 鷺梁	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	50	50	15	2							
Ⅱ 1 2409	ふどろの 不動野1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	150	45	15	1	市道	140					
Ⅱ 1 2410	ふどろの 不動野2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	140	45	20	3	市道	100					
Ⅱ 1 2411	いでくち 井出口	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	100	35	9	4	国道	80					
Ⅱ 1 2412	なかがけ 中川1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	80	40	20	1							
Ⅱ 1 2413	なかがけ 中川2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	220	40	10	2	国道	260					
Ⅱ 1 2414	うまなかれ 馬流1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	30	45	6	1	その他の道路	30					
Ⅱ 1 2415	いばもと 射場元	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	110	50	7	2	国道	110					
Ⅱ 1 2416	はる 原	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	80	45	15	2	県道	80					
Ⅱ 1 2417	たかむれ 高牟礼	いづみし 出水市	いづみし 出水市	しもおおかわち 下大川内	100	50	7	2	市道	100					
Ⅱ 1 2418	みやのもと 宮之元	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	70	30	20	1	市道	70					
Ⅱ 1 2419	しらきかうち 白木川内	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	50	60	40	1	県道	50					
Ⅱ 1 2420	あゆかわ 鮎川1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	170	70	20	1							
Ⅱ 1 2421	あゆかわ 鮎川2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	130	50	48	3							
Ⅱ 1 2422	さかもと 坂元1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	50	70	20	1	市道	50					
Ⅱ 1 2423	うまなかれ 馬流2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	100	50	8	1							
Ⅱ 1 2424	さかもと 坂元2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	100	30	13	1							
Ⅱ 1 2425	つのいし 角石1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	200	70	30	2							
Ⅱ 1 2426	つのいし 角石2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	190	60	8	4	その他の道路	190					
Ⅱ 1 2427	さかもと 坂元3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	300	45	14	3	市道	300					
Ⅱ 1 2428	さかもと 坂元4	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	100	30	6	1							
Ⅱ 1 2429	あおじ 青稚1	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	170	40	15	1	その他の道路	200					
Ⅱ 1 2430	あおじ 青稚2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	130	65	30	1	その他の道路	130					
Ⅱ 1 2431	あおじ 青稚3	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわち 上大川内	300	65	10	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2433	こまば 小木場2	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	50	60	15	1	市道	50					
Ⅱ 2 285	あさくま 朝熊	いづみし 出水市	いづみし 出水市	みはらちよう 美原町	50	80	10	4							
Ⅱ 2 286	うとの 宇都野々	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	55	75	12	1	その他の道路	55					
Ⅱ 2 287	にしのか 西ノ口	いづみし 出水市	いづみし 出水市	たけもと 武本	40	70	8	3	その他の道路	40					
Ⅱ 2 288	うまなか 馬流	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわうち 上大川内	140	70	30	3							
Ⅱ 2 289	みやのもと 宮之元	いづみし 出水市	いづみし 出水市	かみおおかわうち 上大川内	80	70	30	2	市道	80					
Ⅱ 1 2536	おしのの 押野乃	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	やまの 山野	110	40	50	4	県道	110					
Ⅱ 1 2538	おのうえ 尾之上	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	やまの 山野	140	45	13	4	市道	100					
Ⅱ 1 2539	いたちだ 井立田1	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	やまの 山野	40	50	30	2							
Ⅱ 1 2540	いたちだ 井立田2	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	やまの 山野	110	40	30	2							
Ⅱ 1 2541	ひらいずみかみ 平出水上1	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	ひらいずみ 平出水	280	35	40	2	県道	150					
Ⅱ 1 2543	ひらいずみかみ 平出水上3	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	ひらいずみ 平出水	150	40	14	2							
Ⅱ 1 2544	ひらばるまえ 平原前	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	やまの 山野	100	50	8	3							
Ⅱ 1 2545	ふち 淵辺	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	ふちべ 淵辺	60	35	30	1							
Ⅱ 1 2546	むかえ 向江	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	ひらいずみ 平出水	80	50	8	4							
Ⅱ 1 2547	こうこうら 高校裏	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	さと 里	70	50	17	4							
Ⅱ 1 2548	うらの ばば 上之馬場	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	さと 里	110	34	23	4	国道	30					
Ⅱ 1 2549	たしろ 田代1	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	たしろ 田代	120	40	40	2	市道	130					
Ⅱ 1 2550	やしろ 八代	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	みやひと 宮人	120	47	11	2							
Ⅱ 1 2551	ふかがわ 深川	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	はりもち 針持	50	45	14	1							
Ⅱ 1 2552	たしろ 田代2	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	はりもち 針持	60	30	17	2	市道	50					
Ⅱ 1 2553	たかの 高野	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	はりもち 針持	80	51	20	2	国道	90					
Ⅱ 1 5335	すわいば 諏訪馬場	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	さと 里	70	72	16	2							
Ⅱ 1 5336	キザキ 木崎1	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	オオタ 大田	40	45	15	3	市道	26					
Ⅱ 1 5337	キザキ 木崎2	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	オオタ 大田	90	45	14	2							
Ⅱ 2 425	ひらいずみかみ 平出水上2	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	ひらいずみ 平出水	30	51	15	1	県道	30					
Ⅱ 2 426	どうやま 堂山	おおくちし 大口市	おおくちし 大口市	はりもち 針持	30	68	5	1							
Ⅱ 1 825	こまきひがし 小牧東1	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	こまき 小牧	50	70	18	4	市道	100					
Ⅱ 1 828	なかはま 中浜1	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	130	52	23	3							
Ⅱ 1 829	なかはま 中浜2	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	30	56	19	1							
Ⅱ 1 831	いしみね 石嶺2	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	50	48	7	1							
Ⅱ 1 832	なかはま 中浜3	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	40	68	62	1	県道	40					
Ⅱ 1 833	まつがくぼ 松ヶ窪1	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	ひがしかた 東方	50	49	27	1							
Ⅱ 1 834	まつがくぼ 松ヶ窪2	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	85	47	57	4	市道	70					
Ⅱ 1 835	まつがくぼ 松ヶ窪3	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	30	58	7	2	市道	30					
Ⅱ 1 836	いけぞこ 池底1	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	ひがしかた 東方	170	40	37	4	市道	30					
Ⅱ 1 837	いけぞこ 池底2	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	ひがしかた 東方	80	44	56	2							
Ⅱ 1 838	ごろうがおか 五郎ヶ岡3	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	ひがしかた 東方	80	68	95	4	市道	10					
Ⅱ 2 103	こまきなか 小牧中	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	こまき 小牧	30	30	20	3							
Ⅱ 2 104	いしみね 石嶺3	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	100	38	8	4							
Ⅱ 2 105	いしみね 石嶺4	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	110	42	11	4	市道	10					
Ⅱ 2 106	いけさき 池崎	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	30	40	12	1	市道	30					
Ⅱ 2 107	なかはま 中浜	いぶすきし 指宿市	いぶすきし 指宿市	いけだ 池田	130	45	30	4							
Ⅱ 1 4162	くぼた 久保田1	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	100	40	15	3							
Ⅱ 1 4165	おおくぼ 大久保	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	60	65	7	1							
Ⅱ 1 4167	みなと 湊3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	40	45	20	1	市道	20					
Ⅱ 1 4168	はまわき 浜脇1	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	60	30	45	1							
Ⅱ 1 4169	やなぎはら 柳原2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	50	45	15	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4170	はまわき 浜脇2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	90	32	60	2	市道	100					
Ⅱ 1 4171	おおさき 大崎2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	70	35	40	2	県道	70					
Ⅱ 1 4172	おおさき 大崎3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	120	35	60	3	県道	50					
Ⅱ 1 4173	おおさき 大崎5	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	40	35	55	2							
Ⅱ 1 4174	おおさき 大崎6	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	60	35	60	2	県道	70					
Ⅱ 1 4175	おおさき 大崎4	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	70	35	60	1							
Ⅱ 1 4176	なかの 中野3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	45	45	15	1							
Ⅱ 1 4177	うえの ぼら 上野原3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	150	40	45	3	市道	220					
Ⅱ 1 4179	たけづる 竹鶴	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	60	45	20	1	市道	70					
Ⅱ 1 4180	しもいでら 下石寺	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	90	59	25	2							
Ⅱ 1 4181	うえの ちよう 上之町2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	ふるた 古田	60	40	25	1	市道	30					
Ⅱ 1 4182	なかのちよう 中之町	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	すみよし 住吉	65	66	19	4							
Ⅱ 1 4183	たの わき 田之脇2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	げんわ 現和	60	60	15	1	県道	70					
Ⅱ 1 4184	こうわき 川脇	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	あんじよう 安城	50	35	20	1	県道	60					
Ⅱ 1 4185	ぶぶ 武部	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	げんわ 現和	220	45	10	4	市道	150					
Ⅱ 1 4186	やなぎはら 柳原1	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	80	50	13	2							
Ⅱ 1 4187	やなぎはら 柳原3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	40	40	15	1							
Ⅱ 1 4188	いけの 池野3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	70	40	20	3							
Ⅱ 1 5430	たちやま 立山	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	たちやま 立山	80	75	7	2	市道	50					
Ⅱ 1 5431	くぼ た 久保田2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	60	56	5	4							
Ⅱ 1 5432	さくばの 桜園1	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	90	50	15	3							
Ⅱ 1 5433	しろいし 白石	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	50	55	5	1							
Ⅱ 1 5434	ひらた 平田	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	50	50	8	1							
Ⅱ 1 5435	いけの 池野1	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	50	45	20	2	県道	70					
Ⅱ 1 5436	にほんまつ 二本松	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	ふるた 古田	40	50	5	1	市道	30					
Ⅱ 1 5437	や に ご 屋仁吾	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	げんわ 現和	50	60	13	1							
Ⅱ 1 5438	うえの ぼら 上之原4	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	70	45	9	2	市道	70					
Ⅱ 1 5439	くぼ た 久保田3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	150	35	15	3							
Ⅱ 1 5440	てらの かど 寺之門	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	40	45	30	1	市道	50					
Ⅱ 1 5441	やなぎはら 柳原4	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	70	50	17	2							
Ⅱ 1 5442	はまわき 浜脇4	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	いせき 伊関	130	50	15	2	県道	160					
Ⅱ 1 5443	たの わき 田之脇3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	げんわ 現和	140	38	15	4	市道	100					
Ⅱ 1 5444	かみの ちよう 上之町3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	あんじよう 安城	150	50	15	2	市道	30					
Ⅱ 1 5445	お まき 御牧	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	たちやま 立山	50	40	15	1							
Ⅱ 1 5446	じよう 城3	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	100	40	30	1							
Ⅱ 1 5447	さくら おか 桜が丘	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	80	42	20	2							
Ⅱ 1 5448	まつぼたけ 松島2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	50	45	12	2	市道	50					
Ⅱ 1 5449	なかめ 中目6	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	50	60	13	3							
Ⅱ 1 5450	こ まき 小牧	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	70	50	8	3	市道	70					
Ⅱ 1 5451	いけの 池野6	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	40	48	15	2							
Ⅱ 1 5452	じよう 城4	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表	30	50	10	1							
Ⅱ 1 5453	うらだ 浦田5	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	70	58	17	4							
Ⅱ 2 429	さくばの 桜園2	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	40	55	7	2	市道	50					
Ⅱ 2 430	みなと 湊5	にしのおもてし 西之表市	にしのおもてし 西之表市	くにがみ 国上	100	60	20	3	市道	110					
Ⅱ 1 3842	みやまき こじ 宮崎小路	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	うし ねふもと 牛根麓	60	45	25	1	国道	80					
Ⅱ 1 3843	はやみ 早崎	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	うし ねふもと 牛根麓	150	60	120	1	国道	110					
Ⅱ 1 3844	おか 岡	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	かいがた 海潟	95	45	100	4	市道	100					
Ⅱ 1 3845	おおはま 大浜	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	かいがた 海潟	165	40	90	3	市道	150					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 3846	うらたに 浦谷	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	なかまた 中俣	170	80	50	1	市道	180				
Ⅱ 1 3847	かみもとたるみず 上元垂水	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	いちき 市木	265	40	50	1	国道	300				
Ⅱ 1 3848	やまのくち 山之口	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	いちき 市木	120	45	70	4	市道	130				
Ⅱ 1 3849	しも いちき さんく 下市来三区	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	いちき 市木	120	30	30	1	市道	120				
Ⅱ 1 3850	たごさこ 蛸迫	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	たがみ 田神	70	30	30	4	市道	70				
Ⅱ 1 3851	たのうえ 田上	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	たがみ 田神	95	45	60	1	市道	120				
Ⅱ 1 3852	うえはら だ 上原田	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	たがみ 田神	225	45	70	4	市道	220				
Ⅱ 1 3853	うえはら だ 上原田2	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	たがみ 田神	200	80	45	4	市道	220				
Ⅱ 1 3854	うえはら だ 上原田3	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	たがみ 田神	70	90	30	1	県道	70				
Ⅱ 1 3855	うえの みや 上之宮	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんみどう 新御堂	60	40	30	3	市道	60				
Ⅱ 1 3856	しも のみや 下之宮	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんみどう 新御堂	40	45	50	3	市道	50				
Ⅱ 1 3857	ほんじょう 本城	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんみどう 新御堂	40	60	20	1	市道	50				
Ⅱ 1 3858	いかわ 井川	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんみどう 新御堂	130	30	20	3	市道	150				
Ⅱ 1 3859	うち の 内之野	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんみどう 新御堂	180	40	45	1	市道	200				
Ⅱ 1 3860	う か あん 宇佳庵	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんじょう 新城	150	70	50	1	市道	160				
Ⅱ 1 3861	おおはま 大浜2	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんじょう 新城	200	35	35	2	市道	80				
Ⅱ 1 3862	とこ 戸越	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんじょう 新城	140	30	30	4	市道	120				
Ⅱ 1 3863	しんじょう 新城	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	しんじょう 新城	70	40	35	3	市道	80				
Ⅱ 1 5384	うきつ 浮津-2	たるみずし 垂水市	たるみずし 垂水市	ふかかわ 二川	200	30	50	3						
Ⅱ 2 331	かみいちき 上市木	タルミズシ 垂水市	たるみずし 垂水市	いちき 市木	110	40	50	1	市道	100				
Ⅱ 1 1551	にししかた 西方2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	60	85	5	2						
Ⅱ 1 1552	にししかた 西方3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	50	45	11	2						
Ⅱ 1 1553	にししかた 西方4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	140	40	6	3						
Ⅱ 1 1554	にししかた 西方5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	70	40	13	1	市道	80				
Ⅱ 1 1558	ししたき 白滝2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	45	40	10	1	市道	50				
Ⅱ 1 1559	ししたき 白滝3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	60	70	8	1						
Ⅱ 1 1560	ししたき 白滝4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	120	60	7	1	市道	160				
Ⅱ 1 1561	ししたき 白滝5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にししかた 西方	60	60	20	1						
Ⅱ 1 1562	いせみやま 伊勢美山1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	80	50	8	1						
Ⅱ 1 1563	いせみやま 伊勢美山2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	50	70	7	1						
Ⅱ 1 1564	いせみやま 伊勢美山3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	50	45	16	1						
Ⅱ 1 1565	いせみやま 伊勢美山4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	110	55	9	2						
Ⅱ 1 1566	とげじ 峠路1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	40	50	6	1						
Ⅱ 1 1568	とげじ 峠路3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	30	50	6	1						
Ⅱ 1 1569	とげじ 峠路4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	70	50	6	1						
Ⅱ 1 1570	とげじ 峠路5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	80	50	5	1	市道	70				
Ⅱ 1 1571	とげじ 峠路6	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	50	50	11	1						
Ⅱ 1 1572	たき 高城	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	70	40	27	2						
Ⅱ 1 1573	ゆのもと 湯之元1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	90	60	7	1	市道	80				
Ⅱ 1 1574	ゆのもと 湯之元2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	50	45	9	1						
Ⅱ 1 1575	ゆのもと 湯之元3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	70	55	7	1						
Ⅱ 1 1576	ゆのもと 湯之元4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	80	45	15	2	市道	60				
Ⅱ 1 1577	ゆのもと 湯之元5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	60	50	8	1						
Ⅱ 1 1578	ゆのもと 湯之元6	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	70	50	6	1						
Ⅱ 1 1579	うちかど 内門1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	80	45	11	2						
Ⅱ 1 1580	うちかど 内門2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	100	80	7	3						
Ⅱ 1 1581	すなだけ 砂岳1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	140	45	8	1						
Ⅱ 1 1582	すなだけ 砂岳2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	150	40	7	2						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1583	すなだけ砂岳3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	120	40	19	2	市道	140					
Ⅱ 1 1584	みた三田1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	80	50	10	2							
Ⅱ 1 1585	みた三田2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	40	35	10	1							
Ⅱ 1 1586	みた三田3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	90	80	5	1							
Ⅱ 1 1587	みた三田4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	150	50	5	1							
Ⅱ 1 1588	ながさこ永迫1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	120	40	12	2	国道	100					
Ⅱ 1 1589	ながさこ永迫2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	110	40	8	1	国道	50					
Ⅱ 1 1590	ながさこ永迫3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	70	50	6	1							
Ⅱ 1 1591	ながさこ永迫4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	80	40	6	1							
Ⅱ 1 1592	ながさこ永迫5	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	100	40	6	2							
Ⅱ 1 1593	ながさこ永迫6	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ゆだ 湯田	90	45	6	1							
Ⅱ 1 1594	まつおか松岡	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	90	60	11	1							
Ⅱ 1 1595	つごう都合	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	180	60	7	4							
Ⅱ 1 1597	いちじょうでん一条殿2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	110	40	9	3							
Ⅱ 1 1598	いちじょうでん一条殿3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	50	60	7	3							
Ⅱ 1 1599	いちじょうでん一条殿4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	130	60	7	1							
Ⅱ 1 1600	よつまさ四牧1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	160	55	10	4							
Ⅱ 1 1601	よつまさ四牧2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	150	50	14	3	市道	90					
Ⅱ 1 1602	よつまさ四牧3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	100	70	12	1							
Ⅱ 1 1603	よつまさ四牧4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	50	5	2							
Ⅱ 1 1604	よつまさ四牧5	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	50	55	7	1							
Ⅱ 1 1605	みやこひら宮小平1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	60	7	1							
Ⅱ 1 1606	みやこひら宮小平2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	55	11	1	県道	50					
Ⅱ 1 1607	はしけ春花1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	90	5	2							
Ⅱ 1 1608	はしけ春花2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	80	50	12	1	市道	20					
Ⅱ 1 1609	はしけ春花3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	50	14	1							
Ⅱ 1 1610	かみおおさこ上大迫	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	90	65	5	1	県道	80					
Ⅱ 1 1611	くいひら椋平1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	120	75	6	1							
Ⅱ 1 1612	くいひら椋平2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	55	6	1							
Ⅱ 1 1613	なかむぎ中麦	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	70	70	5	4	市道	70					
Ⅱ 1 1614	くみざき久見崎1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	くみざき 久見崎	70	45	8	1							
Ⅱ 1 1615	ほんかわ本川1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	120	65	6	2							
Ⅱ 1 1616	ほんかわ本川2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	ようぜい 陽成	130	65	6	1	市道	150					
Ⅱ 1 1617	うとかわじ宇都川路1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	140	65	6	2							
Ⅱ 1 1618	うとかわじ宇都川路2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	100	65	30	3							
Ⅱ 1 1620	うとかわじ宇都川路4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	140	60	7	2	県道	150					
Ⅱ 1 1621	うとかわじ宇都川路3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	100	80	7	1							
Ⅱ 1 1622	きちかわ吉川1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	110	65	10	1							
Ⅱ 1 1624	きちかわ吉川3	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	80	65	8	1							
Ⅱ 1 1625	ながの長野1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	120	50	6	4							
Ⅱ 1 1626	ながの長野2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	160	65	7	2							
Ⅱ 1 1628	なかま中間1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	130	70	6	2							
Ⅱ 1 1629	なかま中間2	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	210	70	6	4							
Ⅱ 1 1631	なかま中間4	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	180	55	15	2							
Ⅱ 1 1633	おがわ小川	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	280	60	7	3	市道	300					
Ⅱ 1 1634	じょうかみ城上	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	100	50	11	1							
Ⅱ 1 1635	かみつか上塚	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	100	55	6	3							
Ⅱ 1 1636	てらなか寺中1	さつま せんだし 薩摩川内市	せんだし 川内市	じょうかみ 城上	150	65	6	3	市道	150					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 1637	てらなか 寺中2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	50	70	5	1						
Ⅱ 1 1638	かわらだん 川原段	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	160	60	6	2	市道	130				
Ⅱ 1 1639	いまでらかみ 今寺上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	140	35	18	3						
Ⅱ 1 1640	しもつか 下塚1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	120	65	5	2						
Ⅱ 1 1641	しもつか 下塚2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	40	75	6	1						
Ⅱ 1 1642	しもつか 下塚3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	90	70	6	1	市道	80				
Ⅱ 1 1643	いまでら 今寺	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	70	50	6	2						
Ⅱ 1 1645	にしごうち 西川内1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	90	55	7	2						
Ⅱ 1 1646	にしごうち 西川内2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	80	70	7	2						
Ⅱ 1 1647	まどば 的場	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	100	60	7	2	市道	120				
Ⅱ 1 1648	じげ 目下1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	110	40	6	1						
Ⅱ 1 1649	じげ 目下2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	80	55	10	1						
Ⅱ 1 1650	かみいまむら 上今村1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	200	55	5	4	市道	70				
Ⅱ 1 1651	かみいまむら 上今村2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	70	65	6	3						
Ⅱ 1 1652	かみいまむら 上今村3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	40	60	6	1						
Ⅱ 1 1653	なかいまむら 中今村1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	50	40	6	2	市道	60				
Ⅱ 1 1654	なかいまむら 中今村2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	90	50	11	3	県道	90				
Ⅱ 1 1655	かみて 上手1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	60	75	5	2						
Ⅱ 1 1656	かみて 上手2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	100	60	7	3	市道	100				
Ⅱ 1 1657	かみて 上手3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	100	65	11	1						
Ⅱ 1 1658	にしごこ 西迫	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	70	55	7	4						
Ⅱ 1 1659	いもほし 妹背橋	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	300	40	27	4	市道	300				
Ⅱ 1 1662	せのおか 瀬ノ岡2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	110	60	9	4						
Ⅱ 1 1663	はねた 羽田1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	120	80	12	1	市道	130				
Ⅱ 1 1666	みやうち 宮内1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやうち 宮内	160	55	10	3	県道	70	市道	80		
Ⅱ 1 1667	えのくち 江ノ口	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みなと 港	120	55	8	3						
Ⅱ 1 1668	さくらい 桜井1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かみせんがい 上川内	80	50	7	2						
Ⅱ 1 1670	さくらい 桜井3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かみせんがい 上川内	50	75	5	1						
Ⅱ 1 1671	しもごだい 下五代1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	80	50	8	4						
Ⅱ 1 1672	しもごだい 下五代2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	50	45	7	1						
Ⅱ 1 1673	くるす 久留巣	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	110	85	6	1						
Ⅱ 1 1674	しもごだい 下五代3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	60	55	12	1						
Ⅱ 1 1675	しもごだい 下五代4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	140	50	12	3						
Ⅱ 1 1676	はねた 羽田2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	100	65	6	4						
Ⅱ 1 1677	おとす 乙須1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	60	75	6	1						
Ⅱ 1 1678	おとす 乙須2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	40	75	5	1						
Ⅱ 1 1679	おとす 乙須3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	70	35	6	2						
Ⅱ 1 1680	かわぞこ 川底1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	210	70	5	1	市道	230				
Ⅱ 1 1681	かわぞこ 川底2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	90	75	8	1						
Ⅱ 1 1682	かわぞこ 川底3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	70	35	9	1						
Ⅱ 1 1683	かわぞこ 川底4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	50	40	5	1						
Ⅱ 1 1684	かわぞこ 川底5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	80	55	7	1						
Ⅱ 1 1685	かわぞこ 川底6	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	140	65	5	2						
Ⅱ 1 1686	かわぞこ 川底7	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	50	50	17	2						
Ⅱ 1 1687	かわぞこ 川底8	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	140	65	5	1						
Ⅱ 1 1688	こくら 小倉1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こくら 小倉	100	80	5	4	市道	80				
Ⅱ 1 1689	こくら 小倉2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	50	75	6	1						
Ⅱ 1 1691	くさみちかみ 草道上2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	80	55	6	2						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 1693	くさみちにし 草道西1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	60	60	6	1	市道	70				
Ⅱ 1 1694	くさみちしも 草道下	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	160	80	6	1						
Ⅱ 1 1695	くさみちにし 草道西2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	210	55	10	3	国道	120	県道	160		
Ⅱ 1 1696	くさみちにし 草道西3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	160	70	5	3						
Ⅱ 1 1697	ながの 長野4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	150	55	13	2						
Ⅱ 1 1698	ゆはら 湯原1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	50	45	14	2						
Ⅱ 1 1699	ゆはら 湯原2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	60	70	6	1						
Ⅱ 1 1700	かみて 上代1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	90	60	9	1	市道	70	公園	1		
Ⅱ 1 1701	おおさこ 大迫1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	180	45	13	3						
Ⅱ 1 1702	かみて 上代2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	60	50	9	1						
Ⅱ 1 1703	おおさこ 大迫2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	90	55	6	1	市道	50				
Ⅱ 1 1704	おおさこ 大迫3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	100	65	7	1						
Ⅱ 1 1705	ゆのうらかみ 湯ノ浦上1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	80	45	10	3	市道	100				
Ⅱ 1 1706	ゆのうらかみ 湯ノ浦上2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	80	70	8	3						
Ⅱ 1 1707	ゆのうらなか 湯ノ浦中1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	110	40	11	1	市道	150				
Ⅱ 1 1708	ゆのうらなか 湯ノ浦中2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	150	40	9	4						
Ⅱ 1 1709	ゆのうらしも 湯ノ浦下	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	100	45	7	1	県道	120				
Ⅱ 1 1711	いわした 岩下	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みなと 港	260	65	6	4						
Ⅱ 1 1712	え ぐち 江ノ口1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みなと 港	330	60	8	3	市道	180				
Ⅱ 1 1713	からほま 唐浜	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みなと 港	180	65	8	4						
Ⅱ 1 1714	はらだぐち 原田口1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	270	55	8	2						
Ⅱ 1 1715	はらだぐち 原田口2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	150	40	9	2						
Ⅱ 1 1716	いのうえ 井上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	90	45	12	2						
Ⅱ 1 1718	にし かみて 西上手1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	220	60	13	4	市道	200				
Ⅱ 1 1719	にし かみて 西上手2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	80	60	7	2	市道	80				
Ⅱ 1 1721	ひがし かみて 東上手2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	90	45	5	1						
Ⅱ 1 1722	ひがし かみて 東上手3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおづ 網津	250	45	9	3	市道	250				
Ⅱ 1 1723	くみざき 久見崎2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くみざき 久見崎	90	40	8	1	市道	80				
Ⅱ 1 1724	うえのかみ 上野上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	よした 寄田	200	40	25	4	市道	120				
Ⅱ 1 1726	いけのたん 池ノ段	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	よした 寄田	90	30	8	1						
Ⅱ 1 1727	せとち 瀬戸地1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	110	60	6	1	市道	90				
Ⅱ 1 1728	せとち 瀬戸地2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	130	55	6	2	市道	130				
Ⅱ 1 1729	せとち 瀬戸地3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	50	35	9	1	市道	50				
Ⅱ 1 1730	せとち 瀬戸地4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	120	70	5	1						
Ⅱ 1 1731	せとち 瀬戸地5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	50	55	6	3						
Ⅱ 1 1732	せとち 瀬戸地6	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	100	80	7	2	市道	110				
Ⅱ 1 1733	せとち 瀬戸地7	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	50	75	6	2						
Ⅱ 1 1734	ごう 郷せき	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	90	50	9	4						
Ⅱ 1 1735	ながた 永田	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	120	40	6	2						
Ⅱ 1 1737	すわやま 諏訪山1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	70	40	10	1						
Ⅱ 1 1738	すわやま 諏訪山2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	60	70	5	2						
Ⅱ 1 1739	すわやま 諏訪山3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	90	60	6	3						
Ⅱ 1 1740	むた 牟田1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	70	70	5	2						
Ⅱ 1 1741	むた 牟田2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	70	70	7	1	市道	90				
Ⅱ 1 1742	むた 牟田3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	70	60	6	1						
Ⅱ 1 1743	まいとこ 毎床	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	100	50	7	1						
Ⅱ 1 1744	こむぎがわ 小麦川1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	60	40	8	1	市道	70				
Ⅱ 1 1745	こむぎがわ 小麦川2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	70	50	6	1						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1746	こむぎがわ小麦川3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	100	45	7	1							
Ⅱ 1 1747	だんごいし 段子石	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	120	45	10	2	市道	130					
Ⅱ 1 1749	きよみず 清水1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやざと 宮里	110	50	10	3							
Ⅱ 1 1751	さめの 佐目野	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かみせんだい 上川内	130	70	7	4	市道	150	JR	150			
Ⅱ 1 1752	きよみず 清水2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやざと 宮里	110	80	15	1							
Ⅱ 1 1753	よせまち 寄待	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ひらさ 平佐	100	75	8	1							
Ⅱ 1 1754	ひらさふもと 平佐麓	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ひらさ 平佐	80	40	9	3							
Ⅱ 1 1755	きいれ 喜入	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ひらさ 平佐	160	50	8	4							
Ⅱ 1 1758	ごんげんばる 権現原2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ひらさ 平佐	70	45	6	3							
Ⅱ 1 1759	ごんげんばる 権現原3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ひらさ 平佐	120	45	9	3							
Ⅱ 1 1760	たさきにし 田崎西1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たさき 田崎	100	50	11	4	市道	80					
Ⅱ 1 1761	たさきにし 田崎西2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たさき 田崎	95	75	9	3	市道	100					
Ⅱ 1 1762	たさきみなみ 田崎南1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たさき 田崎	60	75	10	3							
Ⅱ 1 1763	たさきみなみ 田崎南2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たさき 田崎	50	85	5	2							
Ⅱ 1 1764	みやざき 宮崎	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやざき 宮崎	120	75	11	4							
Ⅱ 1 1765	みやざきばら 宮崎原	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやざき 宮崎	130	70	6	2							
Ⅱ 1 1766	おが 尾賀1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	150	50	6	4							
Ⅱ 1 1767	おが 尾賀2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	160	55	15	3	国道	120					
Ⅱ 1 1768	しか 鹿	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	60	55	6	2							
Ⅱ 1 1769	おが 尾賀3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	90	40	17	1							
Ⅱ 1 1770	うしろわた 後牟田1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	70	70	5	1							
Ⅱ 1 1771	うしろわた 後牟田2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	70	50	9	4							
Ⅱ 1 1772	くまのじょう 隈之城	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	くまのじょう 隈之城	60	50	9	2							
Ⅱ 1 1773	やまのぐち 山之口	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	やまのぐち 山之口	160	65	7	1							
Ⅱ 1 1774	ふもと 麓1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ながとし 永利	110	50	7	1							
Ⅱ 1 1775	かつめまえ 勝目前1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かつめ 勝目	60	60	8	2	市道	65					
Ⅱ 1 1776	かつめまえ 勝目前2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かつめ 勝目	180	50	8	3	市道	100					
Ⅱ 1 1777	かつめまえ 勝目前3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かつめ 勝目	150	45	6	2							
Ⅱ 1 1778	かつめまえ 勝目前4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かつめ 勝目	90	35	12	1							
Ⅱ 1 1779	おしろえがほ 尾白江永間	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おしろえ 尾白江	50	70	5	1							
Ⅱ 1 1780	こうかん 高貫	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	あおやま 青山	90	30	7	1	市道	130					
Ⅱ 1 1783	ほりのうちまえ 堀之内前1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	あおやま 青山	100	70	6	1							
Ⅱ 1 1784	ほりのうちまえ 堀之内前2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	あおやま 青山	70	45	9	2							
Ⅱ 1 1786	みやこちょうみなみ 都町南1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	160	45	7	1	市道	160					
Ⅱ 1 1787	みやこちょうみなみ 都町南2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	160	40	10	1							
Ⅱ 1 1788	みやこ 都1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	130	55	14	3	市道	80					
Ⅱ 1 1789	みやこ 都2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	40	50	15	2							
Ⅱ 1 1790	みやこ 都3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	160	70	8	2	市道	130					
Ⅱ 1 1791	かきた 柿田1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	40	55	6	1							
Ⅱ 1 1792	かきた 柿田2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	120	40	18	1	市道	130					
Ⅱ 1 1793	かきた 柿田3	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	80	50	7	4	市道	80					
Ⅱ 1 1794	かきた 柿田4	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	100	40	8	2							
Ⅱ 1 1795	かきた 柿田5	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	160	50	8	2	市道	160					
Ⅱ 1 1796	せとやま 瀬戸山	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	こばんちやや 木場茶屋	170	35	5	2	市道	180					
Ⅱ 1 1797	かわながの 川永野1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かわながの 川永野	100	65	5	2							
Ⅱ 1 1798	かわながの 川永野2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かわながの 川永野	140	50	10	2	市道	150					
Ⅱ 1 1799	ひらやま 平山	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ももつぎ 百次	140	45	50	1	市道	120					
Ⅱ 1 1800	うらだ 浦田	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ももつぎ 百次	110	50	8	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設								
									種類	数	種類	数	種類	数			
					m	度	m										
Ⅱ 1 1801	和田1	薩摩川内市	川内市	百次	40	55	12	1									
Ⅱ 1 1802	和田2	薩摩川内市	川内市	百次	90	50	12	4	市道	90							
Ⅱ 1 1803	和田3	薩摩川内市	川内市	百次	80	35	10	2	市道	80							
Ⅱ 1 1804	和田4	薩摩川内市	川内市	百次	120	40	17	2	市道	120							
Ⅱ 1 1805	和田5	薩摩川内市	川内市	百次	180	50	7	1	市道	180							
Ⅱ 1 1806	うえの上野	薩摩川内市	川内市	百次	50	50	8	2									
Ⅱ 1 1807	和田6	薩摩川内市	川内市	百次	70	45	8	1									
Ⅱ 1 1808	はやま羽山1	薩摩川内市	川内市	百次	80	35	7	2	市道	80							
Ⅱ 1 1809	はやま羽山2	薩摩川内市	川内市	百次	100	50	8	2									
Ⅱ 1 1810	しもべつ下別府1	薩摩川内市	川内市	百次	70	45	9	3									
Ⅱ 1 1811	しもべつ下別府2	薩摩川内市	川内市	百次	130	45	11	1									
Ⅱ 1 1812	かみべつ上別府二1	薩摩川内市	川内市	百次	80	45	15	2	県道	120							
Ⅱ 1 1813	かみべつ上別府二2	薩摩川内市	川内市	百次	170	40	15	4									
Ⅱ 1 1814	のく野首	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	80	50	6	1									
Ⅱ 1 1815	ふもと麓2	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	140	80	11	2									
Ⅱ 1 1816	あかさか赤坂	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	150	45	6	4									
Ⅱ 1 1817	おか岡1	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	240	45	15	1	市道	150							
Ⅱ 1 1818	おか岡2	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	60	45	6	1									
Ⅱ 1 1819	おか岡3	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	80	40	15	2	県道	90							
Ⅱ 1 1820	いしがみ石神1	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	70	75	12	2	市道	50							
Ⅱ 1 1821	いしがみ石神2	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	70	70	8	4									
Ⅱ 1 1822	さと里1	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	60	50	12	2									
Ⅱ 1 1823	さと里2	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	70	65	7	1									
Ⅱ 1 1824	やまだやま山田山	薩摩川内市	川内市	ながとし永利	130	35	17	1	市道	130							
Ⅱ 1 1825	いかりやま碓山1	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	40	85	5	3									
Ⅱ 1 1826	いかりやま碓山2	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	50	70	5	2									
Ⅱ 1 1827	いかりやま碓山3	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	80	80	7	3									
Ⅱ 1 1828	いかりやま碓山4	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	70	60	25	1									
Ⅱ 1 1829	いかりやま碓山5	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	60	75	15	2									
Ⅱ 1 1830	さんどう三堂1	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	100	60	9	4									
Ⅱ 1 1831	あまたつばば天辰馬場	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	80	55	6	2									
Ⅱ 1 1832	さんどう三堂2	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	50	50	10	3									
Ⅱ 1 1833	さんどう三堂3	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	80	45	10	2	市道	80							
Ⅱ 1 1834	さんどう三堂4	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	90	55	10	3									
Ⅱ 1 1835	さんどう三堂5	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	50	60	25	2									
Ⅱ 1 1836	さらやま皿山1	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	70	50	20	2									
Ⅱ 1 1838	さらやま皿山3	薩摩川内市	川内市	あまたつ天辰	80	50	15	4									
Ⅱ 1 1839	くりやた栗矢田	薩摩川内市	川内市	くすもと楠元	250	60	21	2									
Ⅱ 1 1842	しょうごもり庄込1	薩摩川内市	川内市	なかむら中村	180	55	15	4	市道	180							
Ⅱ 1 1843	しょうごもり庄込2	薩摩川内市	川内市	なかむら中村	170	65	15	4									
Ⅱ 1 1844	しょうごもり庄込3	薩摩川内市	川内市	なかむら中村	100	65	7	4									
Ⅱ 1 1845	しょうごもり庄込	薩摩川内市	川内市	なかむら中村	150	80	6	1	市道	150							
Ⅱ 1 1846	ながの長野5	薩摩川内市	川内市	なかむら中村	120	85	6	1									
Ⅱ 1 1847	くじゅう久住	薩摩川内市	川内市	くじゅう久住	180	55	9	1	市道	100							
Ⅱ 1 1848	きのした木下	薩摩川内市	樋脇町	くら倉野	150	40	18	4									
Ⅱ 1 1849	さきみね世嶺	薩摩川内市	樋脇町	くら倉野	280	30	25	2									
Ⅱ 1 1850	すぎばし杉馬場	薩摩川内市	樋脇町	とうのはら塔之原	200	45	6	3									
Ⅱ 1 1851	うえのはら上之原1	薩摩川内市	樋脇町	とうのはら塔之原	250	75	6	1									

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	
II 1 1852	うえのはら上之原2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	140	55	5	1	町道	130			
II 1 1853	うえのはら上之原3	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	220	80	7	3					
II 1 1854	うえのはら上之原4	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	240	75	8	3					
II 1 1855	じょうない城内1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	170	30	5	2	町道	170			
II 1 1856	たしろ田代1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	100	70	5	2					
II 1 1858	むかいたしろ向田代1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	150	40	15	4	町道	120			
II 1 1859	むかいたしろ向田代2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	150	65	6	3	町道	100			
II 1 1861	やはすの矢筈野	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	240	55	9	4					
II 1 1862	さわむた沢牟田	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	290	60	5	4	町道	150			
II 1 1863	じょうした城之下	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	110	35	6	4					
II 1 1864	いちひの市比野1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	120	55	20	3	県道	80			
II 1 1865	うと宇都	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	420	45	10	3	県道	350			
II 1 1866	かみのひら上野久平1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	150	45	5	2	町道	160			
II 1 1867	かみのひら上野久平2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	200	35	5	3					
II 1 1868	しものくひら下野久平	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	130	40	17	3					
II 1 1869	うえだんご上段後1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	185	40	10	2					
II 1 1870	うえだんご上段後2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	175	35	10	1	県道	160			
II 1 1871	うえだんご上段後3	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	200	60	10	1					
II 1 1872	じょうない城内2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	とうのはら 塔之原	150	55	10	3					
II 1 1873	いちひの市比野2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	130	55	8	1	県道	160			
II 1 1874	ごしよ午除	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	100	65	6	4					
II 1 1875	のした野下1	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	90	45	30	4					
II 1 1876	のした野下2	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	150	40	13	3					
II 1 1877	のした野下3	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	110	45	10	3					
II 1 1878	うしばなしも牛鼻下	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	100	40	15	1					
II 1 1879	うしばなかも牛鼻上	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	150	70	5	2	町道	60			
II 1 1880	ふじせと藤本	さつま せんたいし 薩摩川内市	ひわきちよう 樋脇町	いちひの 市比野	100	50	5	1					
II 1 1881	ほんまた本俣1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ほんまた本俣	110	80	5	1					
II 1 1882	ほんまた本俣2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ほんまた本俣	160	65	20	4					
II 1 1883	とや戸屋	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	250	40	60	4	町道	250			
II 1 1884	くすがきこ櫛ヶ辻1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	70	55	20	1	河川	60			
II 1 1885	くすがきこ櫛ヶ辻2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	50	50	10	1					
II 1 1886	なかつまた中津俣1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	115	40	8	1	河川	70			
II 1 1887	なかつまた中津俣2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	70	40	18	2					
II 1 1888	えのきだん榎段	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	えのきだん榎段	135	50	8	1	町道	130			
II 1 1889	ふじのもと藤ノ元	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	えのきだん榎段	60	40	6	1	町道	60			
II 1 1890	つだ津田	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	えのきだん榎段	110	55	10	1	町道	110			
II 1 1891	きたの北野1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	230	65	5	2	県道	100	町道	100	
II 1 1892	きたの北野2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	235	30	25	3					
II 1 1894	こたか小鷹	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	155	50	7	4	町道	150			
II 1 1895	うえんそん上園1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	190	55	6	2					
II 1 1896	うえんそん上園2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ふじかわ藤川	140	60	5	2	町道	100			
II 1 1897	ごしま五色	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ししの穴野	200	55	5	3	県道	170			
II 1 1898	ししのかみ穴野上	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ししの穴野	100	45	9	3					
II 1 1899	やまのさこ山之迫	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ししの穴野	180	45	5	1					
II 1 1900	さんがごう三ヶ郷	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	おのぶち斧淵	110	35	9	2					
II 1 1901	ごしやかみ五社上	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	おのぶち斧淵	300	35	20	4	町道	200			
II 1 1902	ねごち猫内1	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	やまだ山田	120	55	5	2					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1903	ねこうち 猫内2	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	やまだ 山田	135	70	6	3	町道	150					
Ⅱ 1 1904	ねこうち 猫内3	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	やまだ 山田	270	65	7	4							
Ⅱ 1 1905	むかえぼる 向江原	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	のうげ 南瀬	150	80	8	1							
Ⅱ 1 1906	やまのくち 山ノ口	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	のうげ 南瀬	100	35	16	2							
Ⅱ 1 1907	さと 里	さつま せんたいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	のうげ 南瀬	170	60	6	4							
Ⅱ 1 1908	むらひがし 村東1	さつま せんたいし 薩摩川内市	さとむら 里村	さと 里	50	35	100	1	村道	20					
Ⅱ 1 1909	むらにし 村西	さつま せんたいし 薩摩川内市	さとむら 里村	さと 里	70	40	8	2	村道	30					
Ⅱ 1 1911	おじま 小島3	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	おじま 小島	150	50	50	2							
Ⅱ 1 1912	えいし 江石4	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	えいし 江石	80	40	50	1	村道	30					
Ⅱ 1 1913	くわのうら 桑之浦2	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	くわのうら 桑之浦	45	60	20	1							
Ⅱ 1 1914	せがみ 瀬上4	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	せがみ 瀬上	35	35	30	1							
Ⅱ 1 1915	なかしき 中甑1	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	なかしき 中甑	40	60	20	1							
Ⅱ 1 1916	なかしき 中甑3	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	なかしき 中甑	150	40	30	2							
Ⅱ 1 1917	えいし 江石2	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	えいし 江石	40	40	8	1							
Ⅱ 1 1918	えいし 江石3	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	えいし 江石	60	35	30	3							
Ⅱ 1 1919	いそみち 磯道	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	えいし 江石	100	30	20	3							
Ⅱ 1 1920	くわのうら 桑之浦	さつま せんたいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	くわのうら 桑之浦	180	40	17	3							
Ⅱ 1 1921	せせのうら 瀬々野浦	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	せせのうら 瀬々野浦	70	45	80	3	村道	50					
Ⅱ 1 1922	みなみ 南	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	あおせ 青瀬	400	60	80	3							
Ⅱ 1 1923	しもまち 下町	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	かたのうら 片之浦	150	65	35	3							
Ⅱ 1 1924	ながはま 長浜4	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	ながはま 長浜	40	40	15	1	河川	30					
Ⅱ 1 1925	ながはま 長浜5	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	ながはま 長浜	35	70	5	1	県道	50	村道	30			
Ⅱ 1 1926	ながはま 長浜2	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	ながはま 長浜	80	50	10	2	村道	30					
Ⅱ 1 1927	おか 岡1	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	かたのうら 片野浦	40	35	50	1							
Ⅱ 1 1928	おか 岡3	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	かたのうら 片野浦	30	40	15	1							
Ⅱ 1 1929	おか 岡4	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	かたのうら 片野浦	40	40	25	2							
Ⅱ 1 1930	てうち 手打2	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	てうち 手打	160	50	70	3							
Ⅱ 1 1931	てうち 手打3	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	てうち 手打	50	38	25	2	村道	50					
Ⅱ 1 1932	てうち 手打4	さつま せんたいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	てうち 手打	100	50	20	3	村道	60					
Ⅱ 1 1933	つじぼる 辻原	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	そえだ 副田	60	70	10	1	町道	50					
Ⅱ 1 1934	しばがき 柴垣	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	そえだ 副田	70	70	15	2	町道	60					
Ⅱ 1 1935	もとむらかみ 元村上	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	そえだ 副田	40	30	20	1							
Ⅱ 1 1936	さかいで 坂出	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	そえだ 副田	50	70	5	1							
Ⅱ 1 1937	おいやま 追山1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	60	30	20	1							
Ⅱ 1 1939	おいやま 追山3	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	150	40	10	2							
Ⅱ 1 1940	くさうと 久木宇都	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	180	80	20	1							
Ⅱ 1 1941	うえのはる 上之原	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	50	60	5	1							
Ⅱ 1 1942	いけがしら 池頭	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	50	40	20	1							
Ⅱ 1 1944	どうぞの 堂園	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	40	30	30	1							
Ⅱ 1 1945	あまきび 天貴美1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	80	70	30	4							
Ⅱ 1 1946	あまきび 天貴美2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	190	30	30	3							
Ⅱ 1 1947	ふなこえ 船越	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	240	40	20	2							
Ⅱ 1 1948	はる 原1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	110	45	10	4							
Ⅱ 1 1949	はる 原2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	70	45	20	2							
Ⅱ 1 1950	はる 原3	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	140	40	30	4							
Ⅱ 1 1951	いちの 市野々1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	40	50	30	1							
Ⅱ 1 1952	いちの 市野々2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	40	60	25	1							
Ⅱ 1 1953	いちの 市野々3	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみよう 浦之名	140	60	10	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1954	そうたる草渡1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	150	45	15	3	町道	40					
Ⅱ 1 1955	そうたる草渡2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	60	40	7	1	町道	60					
Ⅱ 1 1956	かみおか神岡1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	80	30	20	2							
Ⅱ 1 1957	かみおか神岡2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	70	60	6	2							
Ⅱ 1 1958	しかの鹿野	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	55	30	30	1	町道	60					
Ⅱ 1 1959	おおうちしあき大馬越上	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	80	40	10	2							
Ⅱ 1 1960	おおうちし大馬越1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	45	35	20	2							
Ⅱ 1 1961	おおうちし大馬越2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	50	40	20	1							
Ⅱ 1 1962	おおうちし大馬越3	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	40	40	30	1							
Ⅱ 1 1963	おおうちし大馬越4	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	80	70	7	2							
Ⅱ 1 1964	やまのくち山之口1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	60	40	10	2							
Ⅱ 1 1965	やまのくち山之口2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	110	70	25	3	町道	100					
Ⅱ 1 1966	やまのくち山之口3	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	60	50	15	2							
Ⅱ 1 1968	やまのくち山之口5	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	40	30	20	1	町道	20					
Ⅱ 1 1969	やまのくち山之口6	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	170	40	25	2							
Ⅱ 1 1970	やまのくち山之口7	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	40	60	5	1							
Ⅱ 1 1971	ながのしも長野下	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	100	30	10	2	町道	100					
Ⅱ 1 1972	ながのかみ長野上	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	60	35	20	1							
Ⅱ 1 1973	うちのお内之尾1	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	130	60	10	2							
Ⅱ 1 1974	うちのお内之尾2	さつま せんたいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	50	40	25	1							
Ⅱ 1 2175	なか中1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	220	40	15	4							
Ⅱ 1 2176	なか中2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	140	40	30	4							
Ⅱ 1 2177	みやわき宮脇1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	70	35	10	2							
Ⅱ 1 2178	みやわき宮脇2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	150	30	10	4							
Ⅱ 1 2179	くろき黒木	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	260	30	60	4	町道	150					
Ⅱ 1 2180	みやわき宮脇3	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	55	35	25	1	町道	50					
Ⅱ 1 2181	やたて矢立1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	45	35	25	1							
Ⅱ 1 2182	やたて矢立2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	45	30	50	1	県道	30					
Ⅱ 1 2183	こば木場1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	35	30	30	1							
Ⅱ 1 2184	こば木場2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	くろき 黒木	60	30	30	2							
Ⅱ 1 2185	じょうほく城北1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	70	45	25	2							
Ⅱ 1 2186	じょうほく城北2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	220	60	15	2	町道	100					
Ⅱ 1 2187	じょうほく城北3	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	50	40	10	1							
Ⅱ 1 2188	かわにし川西1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	115	35	20	2	町道	80					
Ⅱ 1 2189	かわにし川西2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	170	60	15	3							
Ⅱ 1 2190	かわにし川西3	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	30	35	25	1							
Ⅱ 1 2191	なかふくら中福良	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	80	40	15	2							
Ⅱ 1 2192	まどぼこ場の迫	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	380	80	20	4	町道	150					
Ⅱ 1 2193	まごろべ馬頃尾1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	170	30	30	4							
Ⅱ 1 2194	まごろべ馬頃尾2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	190	35	20	3	町道	130					
Ⅱ 1 2195	まごろべ馬頃尾3	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	170	50	20	3							
Ⅱ 1 2196	たきぶん滝間	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	75	90	15	2							
Ⅱ 1 2197	しもでなか下手中1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	75	35	25	3	町道	70					
Ⅱ 1 2198	くのきこ久野木迫	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	140	70	10	4	県道	140					
Ⅱ 1 2199	しもでなか下手中2	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	60	70	10	2							
Ⅱ 1 2200	しもでなか下手中3	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	100	40	30	2	町道	110					
Ⅱ 1 2201	しもでなか下手中4	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	100	30	30	3	国道	50					
Ⅱ 1 2202	なかたけ中武1	さつま せんたいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	120	40	20	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 2203	なかたけ 中武2	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	60	70	20	2						
Ⅱ 1 2204	なかたけ 中武3	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	45	35	20	1	県道	50				
Ⅱ 1 2205	なかたけ 中武4	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	かみで 上手	170	40	20	4	県道	50				
Ⅱ 1 2206	なかぼる 中原	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	いなた 蘭牟田	240	40	20	3						
Ⅱ 1 2207	おおつぼ 大坪1	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	いなた 蘭牟田	55	70	20	1						
Ⅱ 1 2208	おおつぼ 大坪2	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	いなた 蘭牟田	30	40	30	1	町道	30				
Ⅱ 1 2209	おおつぼ 大坪3	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	いなた 蘭牟田	110	30	30	2	町道	110				
Ⅱ 1 2210	おおつぼ 大坪4	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	いなた 蘭牟田	40	30	20	1						
Ⅱ 1 5095	くし みちかみ 串道上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	170	45	35	1	県道	130	河川	100		
Ⅱ 1 5096	きよみずかみ 清水上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやぎき 宮崎	200	75	9	3	市道	200				
Ⅱ 1 5097	しもで 下手	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ながとし 永利	150	55	8	4	市道	150				
Ⅱ 1 5098	はねが 羽田	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	200	75	6	4	市道	180				
Ⅱ 1 5099	ゆのうらな 湯ノ浦中1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆしま 湯島	60	55	12	2	市道	60				
Ⅱ 1 5100	せのおか 瀬ノ岡	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	110	40	40	4	市道	80				
Ⅱ 1 5101	せとち 瀬戸地	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たかえ 高江	90	55	8	2	市道	90				
Ⅱ 1 5102	にしかた 西方	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	にしかた 西方	110	60	6	2						
Ⅱ 1 5103	さんどう 三堂	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	あまたつ 天辰	100	80	8	2						
Ⅱ 1 5104	さらやま 皿山	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	あまたつ 天辰	60	65	6	4						
Ⅱ 1 5105	かきた 柿田	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みやこ 都	140	65	14	1						
Ⅱ 1 5106	ごりょうした 御陵下1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごりょうした 御陵下	50	80	8	3						
Ⅱ 1 5107	うえのぼら 上之原	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	とうみ 田海	80	70	9	3						
Ⅱ 1 5108	かみて 上手	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	110	55	8	1						
Ⅱ 1 5109	やたて 矢立	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	たき 高城	200	75	10	4						
Ⅱ 1 5110	ごりょうした 御陵下2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごりょうした 御陵下	50	80	6	2						
Ⅱ 1 5111	くらす 久留巣	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごだい 五代	80	60	9	1						
Ⅱ 1 5112	かつめまえ 勝目前	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	かつめ 勝目	120	55	16	3						
Ⅱ 1 5113	たきぐに 田藪田	さつま せんだいし 薩摩川内市	ひわさちよう 樋脇町	とうのぼら 塔之原	170	45	18	4						
Ⅱ 1 5114	しもかなげ 下金具	さつま せんだいし 薩摩川内市	ひわさちよう 樋脇町	とうのぼら 塔之原	310	55	45	1						
Ⅱ 1 5115	かなげ 金具	さつま せんだいし 薩摩川内市	ひわさちよう 樋脇町	とうのぼら 塔之原	150	35	12	3						
Ⅱ 1 5116	まえむた 前牟田	さつま せんだいし 薩摩川内市	ひわさちよう 樋脇町	いちひの 市比野	100	35	15	3	町道	100				
Ⅱ 1 5117	おじま 小島1	さつま せんだいし 薩摩川内市	かみこしむら 上甑村	おじま 小島	110	60	20	1						
Ⅱ 1 5118	ながはま 長浜3	さつま せんだいし 薩摩川内市	しもこしむら 下甑村	ながはま 長浜	40	60	10	1	県道	30				
Ⅱ 1 5119	さかいて 坂出	さつま せんだいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	なえだ 副田	250	60	10	2						
Ⅱ 2 228	いせみやま 伊勢美山	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ゆだ 湯田	70	75	24	1	県道	50				
Ⅱ 2 230	しもべつが 下別府	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ももつぎ 百次	70	55	5	2						
Ⅱ 2 233	みやこひら 宮小平1	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ようせい 陽成	70	70	10	1						
Ⅱ 2 234	みやこひら 宮小平2	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ようせい 陽成	60	40	7	1						
Ⅱ 2 235	いまでら 今寺	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	じょうかみ 城上	60	70	7	3						
Ⅱ 2 242	はまだ 浜田	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	みずひき 水引	180	55	12	1	国道	50				
Ⅱ 2 243	はらだぐち 原田口	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	おおつづ 網津	190	40	13	1						
Ⅱ 2 251	ほんまた 本俣	さつま せんだいし 薩摩川内市	とうごうちよう 東郷町	ほんまた 本俣	70	50	10	2	河川	60				
Ⅱ 2 252	つじばら 辻原	さつま せんだいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	なえだ 副田	80	90	7	2						
Ⅱ 2 253	やまのぐち 山之口	さつま せんだいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	うらのみやう 浦之名	110	80	40	3						
Ⅱ 2 263	しもでな 下手中	さつま せんだいし 薩摩川内市	けどういんちよう 祁答院町	しもで 下手	90	70	20	2	県道	40				
Ⅱ 2 417	すめのきかみ 住連木上	さつま せんだいし 薩摩川内市	せんだいし 川内市	ごりょうした 御陵下	100	65	13	4						
Ⅱ 2 418	つじばら 辻原	さつま せんだいし 薩摩川内市	いりきちよう 入来町	なえだ 副田	50	60	15	3						
Ⅱ 1 1264	きりがさこ 桐ヶ辻	ひおき し 日置市	ひがしちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	130	45	20	3	町道	160				
Ⅱ 1 1265	きりがさこ 桐ヶ辻1	ひおき し 日置市	ひがしちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	100	50	15	3						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1267	なか中	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	110	35	30	3							
Ⅱ 1 1268	ひらはらうえ 比良原上	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	150	45	15	3	町道	150					
Ⅱ 1 1269	にしのだ 西ノ田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	80	65	13	1							
Ⅱ 1 1270	しもたらやま 下タラ山	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	120	50	20	1							
Ⅱ 1 1271	うちのた 内ノ田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	100	45	15	3	町道	100					
Ⅱ 1 1272	しものやま 下ノ山	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	200	35	13	4	町道	50					
Ⅱ 1 1273	なかお 中尾	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	80	60	7	4							
Ⅱ 1 1274	たかいの 高井野	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	50	35	7	2							
Ⅱ 1 1275	おおひら 大平	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	110	40	15	4							
Ⅱ 1 1276	うえであら 上テラ	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	100	35	14	4	町道	90					
Ⅱ 1 1277	しもごたん 下五反田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	150	45	18	4	県道	160					
Ⅱ 1 1278	かみおまがり 上尾曲り	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	60	40	17	2							
Ⅱ 1 1279	たちわな 立和名	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	160	40	15	4							
Ⅱ 1 1280	みやざきかこい 峯崎峠	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	80	50	15	2							
Ⅱ 1 1281	こまた 小俣	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	120	70	21	4							
Ⅱ 1 1282	なかしま 中島	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	100	60	7	4							
Ⅱ 1 1283	なかたなめ 中棚目	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	80	73	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 1284	たての 立野	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	160	45	17	2	町道	150					
Ⅱ 1 1285	こばた 木場田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	90	50	9	2							
Ⅱ 1 1286	こばたいち 木場田1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	150	60	25	1							
Ⅱ 1 1287	たてのいち 立野1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	70	85	7	2							
Ⅱ 1 1288	わらびごさん ワラビ迫三	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	110	45	20	2							
Ⅱ 1 1289	うそのうち 瀬ノ内	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	80	59	14	3							
Ⅱ 1 1290	くろいわ 黒岩	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	80	43	18	3	町道	30					
Ⅱ 1 1291	なべやまびら 鍋山平	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	140	34	18	1							
Ⅱ 1 1292	ひかけ 樋掛	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	みやま 美山	300	71	15	2							
Ⅱ 1 1293	ながたに 長谷	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	130	45	22	3	町道	110					
Ⅱ 1 1294	もんぜん 門前	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	70	81	6	3							
Ⅱ 1 1296	たにくち 谷口	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	110	45	13	4	町道	80					
Ⅱ 1 1298	しもかけしろ 下方白	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	90	40	12	3							
Ⅱ 1 1299	むぎた 麦田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	70	60	12	3							
Ⅱ 1 1300	そとばた 外畠	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	50	75	8	1							
Ⅱ 1 1301	いしのもと 石ノ元	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	70	75	9	2							
Ⅱ 1 1302	いけのひら 池ノ平	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	50	78	9	1	町道	60					
Ⅱ 1 1303	おだみね 小田峯	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	70	54	7	1							
Ⅱ 1 1304	みやのわき 宮ノ脇	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	みやま 美山	70	45	8	2	町道	10					
Ⅱ 1 1305	みやのわきいち 宮ノ脇1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	みやま 美山	120	45	15	3	町道	50					
Ⅱ 1 1306	がんなん 願南	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	いざくた 伊作田	150	50	8	4	町道	170					
Ⅱ 1 1307	てらわき 寺脇1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	てらわき 寺脇	70	60	18	2	町道	30					
Ⅱ 1 1308	のだ 野田3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	のだ 野田	90	60	20	1	国道	40					
Ⅱ 1 1309	くわばた 桑畑1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	くわばた 桑畑	80	38	15	3							
Ⅱ 1 1310	しもこうどの 下神殿2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの 下神殿	80	45	7	3							
Ⅱ 1 1311	たにくち 下谷口1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	70	55	9	2							
Ⅱ 1 1312	かみごどん 上神殿2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみごどんの 上神殿	90	45	40	1	町道	100					
Ⅱ 1 1313	かみごどん 上神殿3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみごどんの 上神殿	80	45	35	2	町道	40					
Ⅱ 1 1314	かみごどん 上神殿4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみごどんの 上神殿	50	48	15	2							
Ⅱ 1 1315	かみごどん 上神殿5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみごどんの 上神殿	60	42	40	1	町道	70					
Ⅱ 1 1316	かみごどん 上神殿6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみごどんの 上神殿	90	40	30	2	町道	100					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1317	かみこどん 上神殿7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこどうの 上神殿	230	53	17	4	町道	90					
Ⅱ 1 1318	かみこどん 上神殿8	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこどうの 上神殿	70	45	15	2							
Ⅱ 1 1319	かみこどん 上神殿9	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこどうの 上神殿	40	55	15	1							
Ⅱ 1 1320	かみこどん 上神殿10	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこどうの 上神殿	90	48	10	2							
Ⅱ 1 1321	おおた 大田1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた 大田	110	52	15	3	町道	30					
Ⅱ 1 1322	おおた 大田2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた 大田	110	42	15	2							
Ⅱ 1 1323	おおた 大田3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた 大田	100	70	26	1	県道	50					
Ⅱ 1 1325	ふるじょう 古城1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	ふるじょう 古城	80	60	30	2	町道	50					
Ⅱ 1 1326	このはら 恋之原2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	このはら 恋之原	80	45	20	1							
Ⅱ 1 1327	しもたにくち 下谷口2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	90	40	20	2	町道	40					
Ⅱ 1 1328	しもたにくち 下谷口3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	70	45	20	4	町道	80					
Ⅱ 1 1329	しもたにくち 下谷口4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	110	40	15	4							
Ⅱ 1 1330	しもたにくち 下谷口5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	50	50	15	1	県道	60					
Ⅱ 1 1331	しもたにくち 下谷口6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	35	80	6	1							
Ⅱ 1 1332	しもたにくち 下谷口7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	40	50	12	1							
Ⅱ 1 1333	しもたにくち 下谷口8	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	80	52	15	2							
Ⅱ 1 1334	つちばし 土橋2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちばし 土橋	100	50	12	2							
Ⅱ 1 1335	つちばし 土橋3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちばし 土橋	130	50	13	2							
Ⅱ 1 1336	つちばし 土橋4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちばし 土橋	35	50	8	2							
Ⅱ 1 1339	なかがわ 中川6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ 中川	80	40	10	2	町道	40					
Ⅱ 1 1340	むぎうだ 麦生田1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ 麦生田	70	35	5	2							
Ⅱ 1 1341	むぎうだ 麦生田2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ 麦生田	50	50	20	2	町道	50					
Ⅱ 1 1342	あしはら 芦原	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ 麦生田	100	45	13	4	町道	80					
Ⅱ 1 1476	かわぐち 川口	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	ひおき 日置	50	53	13	1							
Ⅱ 1 1477	ひしやもん 毘沙門	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	ひおき 日置	45	35	19	1							
Ⅱ 1 1478	いわいだ 岩井田	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	95	50	24	1	町道	110					
Ⅱ 1 1479	こぶき 小吹	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	70	44	43	2							
Ⅱ 1 1480	おてき 樽木	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	50	45	42	1							
Ⅱ 1 1481	たひら 田平1	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	50	55	19	1							
Ⅱ 1 1482	たひら 田平2	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	90	60	22	2							
Ⅱ 1 1483	瀬野下	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	85	50	12	3							
Ⅱ 1 1484	しが 志賀	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	40	60	7	1	町道	50					
Ⅱ 1 1485	しろいづき 白井月1	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	155	46	9	4							
Ⅱ 1 1486	しろいづき 白井月2	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしとし 吉利	100	63	20	2							
Ⅱ 1 1489	うえんじよう 上城	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	20	80	10	1							
Ⅱ 1 1490	せど 瀬戸1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	80	30	1							
Ⅱ 1 1491	おうら 王良1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	60	50	30	3							
Ⅱ 1 1492	いたとりば 板取場	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	50	20	1							
Ⅱ 1 1493	かりあつまり 狩集	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	20	45	15	1							
Ⅱ 1 1494	つねほり 常堀1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	70	45	40	3							
Ⅱ 1 1496	こびら 小平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	40	50	20	1							
Ⅱ 1 1497	たかだ 高田	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	40	30	2	町道	40					
Ⅱ 1 1498	せみ 瀬見	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	50	40	20	3							
Ⅱ 1 1499	おぼら 小原2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	80	60	20	2							
Ⅱ 1 1501	はしらの 柱野	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	70	40	10	2							
Ⅱ 1 1502	えいりん 栄林	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	40	45	15	1							
Ⅱ 1 1504	つじくぼ 辻久保	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	110	40	20	3							
Ⅱ 1 1505	かんでん 乾田1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	60	50	20	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1506	かんてん 乾田2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	40	35	40	1							
Ⅱ 1 1507	ぶつしょうてん 佛生田	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	50	50	15	2							
Ⅱ 1 1508	ひでり おか 日照ヶ岡	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	110	40	30	4							
Ⅱ 1 1509	にいやま 新山	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	40	40	30	4							
Ⅱ 1 1510	いしだ ひら 石田ヶ平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	80	35	25	3							
Ⅱ 1 1511	やまのくち 山之口	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	50	50	20	2							
Ⅱ 1 1512	おおむた ざこ 大牟田迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	25	45	10	1							
Ⅱ 1 1513	うちやしき 内屋敷	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	100	50	20	2							
Ⅱ 1 1514	もと 寺 本寺	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	70	40	17	2							
Ⅱ 1 1515	ながす 長寒水	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかはら 中原	80	45	30	3	町道	50					
Ⅱ 1 1518	かすが 春日	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかのさと 中之里	40	40	10	2							
Ⅱ 1 1520	うき や 牛木屋	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	20	50	10	1							
Ⅱ 1 1521	あきみず 秋水1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	20	45	10	1							
Ⅱ 1 1522	あきみず 秋水2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	60	35	15	3	町道	60					
Ⅱ 1 1523	みちながき 道長崎	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	20	30	10	1							
Ⅱ 1 1524	かめお 亀尾	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	30	35	15	1	町道	30					
Ⅱ 1 1526	かぜあがひら 風穴平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	120	40	20	4							
Ⅱ 1 1527	こうの 河野	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	40	45	10	1							
Ⅱ 1 1528	おおいけ ひら 大岩ノ平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	30	40	15	1							
Ⅱ 1 1529	かじや ひら 加治屋平2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	80	40	15	2							
Ⅱ 1 1530	あぶらぎざこ 油木迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	30	40	15	1							
Ⅱ 1 1531	つねほり 常堀2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	80	50	20	2							
Ⅱ 1 4905	はせ 長谷	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	100	45	30	2	町道	130					
Ⅱ 1 4906	なしぎたに 梨木谷	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	100	59	18	4	県道	70					
Ⅱ 1 4907	さかくち 坂口	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	100	45	20	4							
Ⅱ 1 4908	にふく 荷福	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	150	35	20	3							
Ⅱ 1 4909	みやた 宮田	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	150	45	14	3	県道	160					
Ⅱ 1 4910	ねこがうと 狸ヶ宇都	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	100	45	24	2							
Ⅱ 1 4911	たのかしらに 田ノ頭二	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	80	73	18	4							
Ⅱ 1 4912	たのかしらにいち 田ノ頭二1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	50	33	16	2	町道	60					
Ⅱ 1 4913	いせのうえいち 伊勢ノ上1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	130	33	10	4	町道	130					
Ⅱ 1 4914	ねこがうといち 狸ヶ宇都1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	50	35	19	1							
Ⅱ 1 4915	かればかたご 枯松ヶ迫	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	200	35	14	3	町道	120					
Ⅱ 1 4916	みねさきかこいいち 峯崎峠1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	70	45	9	3							
Ⅱ 1 4917	やまさき 山崎	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	80	45	25	4							
Ⅱ 1 4918	くわがきこに 桑ヶ迫2	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ながさと 長里	100	33	12	3	町道	30					
Ⅱ 1 4919	あかさき 赤崎	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	40	85	16	1							
Ⅱ 1 4920	むぎたいいち 麦田1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ゆだ 湯田	50	45	12	2							
Ⅱ 1 4921	ひのと 樋ノ唐	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	170	50	27	4	県道	40					
Ⅱ 1 4922	ひのといち 樋ノ唐1	ひおき し 日置市	ひがしいちきちよう 東市来町	ようぼ 養母	140	57	20	2	県道	80					
Ⅱ 1 4923	田原迫	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つばし 土橋	100	40	15	1	町道	70					
Ⅱ 1 4924	長崎	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	たけのやま 竹之山	100	45	7	2							
Ⅱ 1 4925	かみこうどの 上神殿1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこうどの 上神殿	180	45	12	4	町道	60					
Ⅱ 1 4926	いしむれ 飯牟礼4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	190	45	20	4							
Ⅱ 1 4927	いしむれ 飯牟礼5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	30	45	20	1							
Ⅱ 1 4928	いしむれ 飯牟礼6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	50	64	13	1	町道	20					
Ⅱ 1 4929	いしむれ 飯牟礼7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	85	45	10	2							
Ⅱ 1 4930	おおた 大田5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた 大田	35	40	8	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4931	おおた大田6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた大田	45	55	13	2	町道	50					
Ⅱ 1 4932	おおた大田7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	おおた大田	70	55	8	2							
Ⅱ 1 4933	てらわき寺脇 4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	てらわき寺脇	110	37	25	4	町道	60					
Ⅱ 1 4934	てらわき寺脇 5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	てらわき寺脇	90	45	12	3	県道	100					
Ⅱ 1 4935	てらわき寺脇 6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	てらわき寺脇	90	50	18	2							
Ⅱ 1 4936	のだ野田4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	のだ野田	100	45	7	3							
Ⅱ 1 4937	しもこうどの下神殿6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの下神殿	55	50	25	2							
Ⅱ 1 4938	しもこうどの下神殿7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの下神殿	60	55	9	2							
Ⅱ 1 4939	かみこうどの上神殿11	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこうどの上神殿	60	53	20	2	町道	60					
Ⅱ 1 4940	かみこうどの上神殿12	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこうどの上神殿	40	38	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 4941	かみこうどの上神殿13	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこうどの上神殿	30	45	10	1							
Ⅱ 1 4942	かみこうどの上神殿14	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	かみこうどの上神殿	35	40	15	1							
Ⅱ 1 4943	むぎうだ麦生田5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ麦生田	60	63	15	1	河川	70					
Ⅱ 1 4944	むぎうだ麦生田6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ麦生田	50	50	15	2							
Ⅱ 1 4945	むぎうだ麦生田7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうだ麦生田	30	45	20	1							
Ⅱ 1 4946	なかがわ中川 8	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ中川	70	50	20	4							
Ⅱ 1 4947	なかがわ中川 9	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ中川	50	50	12	2							
Ⅱ 1 4948	なかがわ中川 10	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ中川	50	45	7	2							
Ⅱ 1 4949	なかがわ中川 11	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ中川	60	45	15	1							
Ⅱ 1 4950	しもたにくち下谷口15	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	40	45	20	2							
Ⅱ 1 4951	しもたにくち下谷口16	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	80	50	25	3	県道	50					
Ⅱ 1 4952	しもたにくち下谷口17	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	30	55	6	1							
Ⅱ 1 4953	しもたにくち下谷口18	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	70	45	10	3							
Ⅱ 1 4954	しもたにくち下谷口19	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	35	50	10	1							
Ⅱ 1 4955	しもたにくち下谷口20	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	40	50	20	1							
Ⅱ 1 4956	しもたにくち下谷口21	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	40	50	8	1							
Ⅱ 1 4957	きよふじ清藤6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ清藤	40	45	13	1							
Ⅱ 1 4958	きよふじ清藤7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ清藤	40	60	13	1	町道	40					
Ⅱ 1 4959	きよふじ清藤8	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ清藤	50	50	10	1							
Ⅱ 1 4960	つちほし土橋5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちほし土橋	65	50	12	2	町道	70					
Ⅱ 1 4961	つちほし土橋6	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちほし土橋	25	85	8	1							
Ⅱ 1 4962	つちほし土橋7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちほし土橋	70	60	15	2							
Ⅱ 1 4963	たけのやま竹之山 1	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	たけのやま竹之山	80	50	15	2							
Ⅱ 1 4964	たけのやま竹之山 2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	たけのやま竹之山	40	50	9	1							
Ⅱ 1 4965	たけのやま竹之山 3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	たけのやま竹之山	40	50	10	1							
Ⅱ 1 4966	しもこうどの下神殿9	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの下神殿	50	50	17	3	国道	60					
Ⅱ 1 4967	しもたにくち下谷口22	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち下谷口	110	70	10	4							
Ⅱ 1 4972	あなほら穴ヶ原	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	40	45	15	1	町道	50					
Ⅱ 1 4973	きりくち切口	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	20	40	40	1							
Ⅱ 1 4974	けど下戸	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	40	40	30	2							
Ⅱ 1 4975	つるやま鶴山	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	20	50	20	1							
Ⅱ 1 4976	かもした加茂下	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	いまだ今田	50	75	15	4							
Ⅱ 1 4977	くぼひら窪平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかはら中原	60	70	8	2							
Ⅱ 1 4978	ありぞの有園	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかはら中原	90	45	12	4							
Ⅱ 1 4979	いし石みね2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかのさと中之里	40	45	15	3	国道	50					
Ⅱ 1 4980	とうげひら峠ノ平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	30	40	15	1							
Ⅱ 1 4981	つるやまご鶴山迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	20	40	15	2							
Ⅱ 1 4982	こせどざこ古瀬戸迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わだ和田	30	40	15	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4983	新木場1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	30	35	12	1	県道	40					
Ⅱ 1 4984	新木場2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	20	50	15	1							
Ⅱ 1 4985	おつる塩水流	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	80	45	15	2	町道	30					
Ⅱ 1 4986	たけした竹下	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	100	40	30	4	町道	50					
Ⅱ 1 4987	かみながせ上長寒水	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかはら 中原	100	45	30	3	町道	120					
Ⅱ 1 4988	いわふち岩瀨	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	なかはら 中原	130	40	20	4							
Ⅱ 1 4989	よしご吉迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	30	45	15	1							
Ⅱ 1 4990	おおやま大山	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	25	45	5	1							
Ⅱ 1 4991	ほり せと堀ヶ瀬戸	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	60	45	10	3	町道	70					
Ⅱ 1 4992	ふえ たけ 笹ヶ竹1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	80	45	20	4	町道	100					
Ⅱ 1 4993	ふえ たけ 笹ヶ竹2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	40	45	20	2							
Ⅱ 1 4994	くす した 楠ノ下2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	80	45	15	1							
Ⅱ 1 4995	うめき たに 梅木ヶ谷	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	25	45	10	1							
Ⅱ 1 4996	いばらと 射場宇都	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	45	12	1							
Ⅱ 1 4997	おぼら 小原1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	40	45	8	2	町道	40					
Ⅱ 1 4998	い わき 井ノ脇	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	100	45	10	3							
Ⅱ 1 4999	まごう 馬越	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	25	45	15	1							
Ⅱ 1 5000	いばもと 的場元1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	20	35	20	3	町道	120					
Ⅱ 1 5001	くち ウケ口1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	40	80	15	1							
Ⅱ 1 5002	くち ウケ口2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	70	50	10	3							
Ⅱ 1 5003	ひがし しょう 東之城	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	20	50	15	1							
Ⅱ 1 5004	おおくち 大手口	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	20	60	15	1	県道	20					
Ⅱ 1 5005	ゆみげ はた 弓場畠	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	80	45	15	3							
Ⅱ 1 5006	じょうくら 城倉	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	よくら 与倉	20	60	15	1	河川	30					
Ⅱ 1 5007	おうら 王良2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	45	15	1							
Ⅱ 1 5008	あかぎ 赤木	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	20	60	5	1	町道	20					
Ⅱ 1 5009	だんの きこ 壇之迫	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	30	50	13	1							
Ⅱ 1 5010	くすのき たに 楠ヶ谷1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	30	45	10	1							
Ⅱ 1 5011	いのうえ 井之上	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	50	50	15	1							
Ⅱ 1 5012	いまふじほり 今藤堀1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	60	45	5	3							
Ⅱ 1 5013	たぶら 田瀨	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	おの 小野	70	45	14	3							
Ⅱ 1 5014	に つけいし 荷付石	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	20	40	13	1							
Ⅱ 1 5015	かみかみお 上梁峰	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	60	40	20	3							
Ⅱ 1 5016	ひらか くらにし 平鹿倉西	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	50	35	15	2							
Ⅱ 1 5017	さか ポツコ坂	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	20	40	5	1							
Ⅱ 1 5018	すけしろした 助代下	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	50	45	10	2							
Ⅱ 1 5019	こみねはら 小峯原1	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	20	40	6	1							
Ⅱ 1 5020	こみねはら 小峯原2	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	わた 和田	20	50	13	1	町道	30					
Ⅱ 1 5021	やなぎた 柳田	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	20	50	15	1							
Ⅱ 1 5022	じょうないうと 城内宇都	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ながよし 永吉	140	40	20	4							
Ⅱ 1 5023	だいく ぞん 大工園	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	150	40	30	4							
Ⅱ 1 5024	なべし 鍋石	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	130	40	27	4	町道	40					
Ⅱ 1 5025	あんのひら 庵之平	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	たじり 田尻	110	45	15	2							
Ⅱ 1 5026	うしおとし 牛落	ひおき し 日置市	ふきあげちよう 吹上町	ゆのうら 湯之浦	40	70	20	2	町道	50					
Ⅱ 1 5511	てらわき 寺脇2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	寺脇	120	60	15	2							
Ⅱ 1 5512	こ さく 古酢	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	のだ 野田	130	78	22	4							
Ⅱ 1 5513	のだ 野田	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	のだ 野田	200	58	25	4	国道	50					
Ⅱ 1 5514	しもごん 下神殿3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもごん 下神殿	75	47	12	2	国道	80					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5515	しもこどん 下神殿4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの 下神殿	30	48	8	1							
Ⅱ 1 5516	しもこどん 下神殿5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもこうどの 下神殿	110	60	15	4	国道	30					
Ⅱ 1 5517	いしむれ 飯牟礼3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	100	60	12	4							
Ⅱ 1 5518	しもたにくち 下谷口9	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	100	60	10	2							
Ⅱ 1 5519	しもたにくち 下谷口10	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	50	60	17	1							
Ⅱ 1 5520	しもたにくち 下谷口13	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	80	45	12	2							
Ⅱ 1 5521	しもたにくち 下谷口14	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	30	60	10	2							
Ⅱ 1 5522	きよふじ 清藤2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ 清藤	30	60	6	1							
Ⅱ 1 5523	きよふじ 清藤3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ 清藤	40	40	6	1							
Ⅱ 1 5524	きよふじ 清藤4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ 清藤	120	50	22	3	町道	130					
Ⅱ 1 5525	つちばし 土橋5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	つちばし 土橋	60	50	25	2							
Ⅱ 1 5526	なかがわ 中川7	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	なかがわ 中川	50	55	15	1							
Ⅱ 1 5527	むぎうた 麦生田4	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうた 麦生田	70	50	20	3	町道	50					
Ⅱ 2 175	てらなか 寺脇3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	てらなか 寺脇	40	48	20	1	町道	50					
Ⅱ 2 182	いしむれ 飯牟礼2	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	いしむれ 飯牟礼	80	53	8	2							
Ⅱ 2 187	しもたにくち 下谷口12	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	130	50	40	3	県道	140	町道	140			
Ⅱ 2 195	むぎうた 麦生田3	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	むぎうた 麦生田	45	70	8	1							
Ⅱ 2 223	よしの 吉野	ひおき し 日置市	ひよしちよう 日吉町	よしの 吉利	80	60	19	1	町道	90					
Ⅱ 2 414	きよふじ 清藤5	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ 清藤	30	45	6	2							
Ⅱ 2 415	きよふじ 清藤9	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	きよふじ 清藤	30	60	10	1							
Ⅱ 2 416	しもたにくち 下谷口23	ひおき し 日置市	いじゅういんちよう 伊集院町	しもたにくち 下谷口	50	70	7	2	町道	60					
Ⅱ 1 3244	なか 中佐敷	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	150	40	25	1							
Ⅱ 1 3245	かりたに 狩谷2(狩谷)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	さかもと 坂元	110	30	20	3	県道	60					
Ⅱ 1 3246	ひがしよこ 東迫2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	さかもと 坂元	170	35	40	3							
Ⅱ 1 3247	ひがしよこ 東迫	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	さかもと 坂元	55	35	35	1							
Ⅱ 1 3248	いちよし 市吉	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	120	35	60	1	町道	50					
Ⅱ 1 3249	やないだに 柳井谷3	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	60	35	45	1	町道	70					
Ⅱ 1 3250	やないだに 柳井谷2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	75	35	30	1	町道	80					
Ⅱ 1 3251	やないだに 柳井谷4(牧2)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	75	40	25	1							
Ⅱ 1 3252	まき 牧	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	90	30	15	1	町道	80					
Ⅱ 1 3253	わたり 渡	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	90	40	25	4							
Ⅱ 1 3254	わたり 渡2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	55	35	30	3	町道	40					
Ⅱ 1 3255	あさい 浅井2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	35	40	1	町道	50					
Ⅱ 1 3256	おおじ 大路	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	60	40	20	1							
Ⅱ 1 3257	あさい 浅井3	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	170	35	40	4	町道	100					
Ⅱ 1 3258	いりすみ 入角	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	90	35	40	1	町道	30					
Ⅱ 1 3259	いりすみ 入角2(浅井)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	80	35	35	3	町道	30					
Ⅱ 1 3260	かみかけ 神掛4(菅牟田)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	40	40	25	1	町道	50					
Ⅱ 1 3261	かみかけ 神掛3	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	70	35	35	2	町道	90					
Ⅱ 1 3262	くき 久木山(別府4)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	120	35	25	2							
Ⅱ 1 3263	すがむた 菅牟田(神掛4)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	70	30	25	1							
Ⅱ 1 3264	かみかけ 神掛2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	120	35	35	2	町道	90					
Ⅱ 1 3265	しんでんば 新田場	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	90	30	30	4	町道	30					
Ⅱ 1 3266	しんでんば 新田場2	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	70	35	30	2							
Ⅱ 1 3267	しんでんば 新田場3(郷田)	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	60	35	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 3268	しもおかべつぶ 下岡別府5	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	35	35	4							
Ⅱ 1 3269	しもおかべつぶ 下岡別府4	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	75	35	30	2							
Ⅱ 1 3270	かみおかべつぶ 上岡別府	そお し 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	40	45	3	町道	90					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3271	かみおかべつぶ 上岡別府2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	140	40	30	3							
Ⅱ 1 3272	しもおかべつぶ 下岡別府	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	120	45	20	2							
Ⅱ 1 3273	しんじょう しんじょう 新城2(新城)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	70	35	25	2	国道	20					
Ⅱ 1 3274	よしい 吉井	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	100	35	25	3	町道	70					
Ⅱ 1 3275	やないだに やないだに 柳井谷5(柳井谷)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	55	35	35	2	町道	80					
Ⅱ 1 3276	かみすわ 上諏訪	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	35	25	3							
Ⅱ 1 3277	かみすわ 上諏訪2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	150	30	20	4							
Ⅱ 1 3278	よしい 吉井2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	170	35	45	4							
Ⅱ 1 3279	ひかしば 東馬場2(東馬場)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	130	30	40	3	町道	70					
Ⅱ 1 3280	かみしば 上馬場3(上馬場)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	50	35	20	2	県道	60					
Ⅱ 1 3281	べつぶ 別府	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	75	30	45	4	県道	80					
Ⅱ 1 3282	かみまち 上町	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	40	70	45	1							
Ⅱ 1 3283	あさひまち 旭町	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	40	35	30	1							
Ⅱ 1 3284	つつまけに つつまけに 堤谷1(堤谷)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	60	45	25	1	県道	70					
Ⅱ 1 3285	ひらばる 平原	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	180	35	20	4	町道	190					
Ⅱ 1 3286	しから 志柄	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	130	35	25	3	町道	30					
Ⅱ 1 3287	おおたお 大田尾2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	80	30	15	2	町道	70					
Ⅱ 1 3288	べつぶ 別府2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	35	25	3	町道	20					
Ⅱ 1 3289	べつぶ 別府3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	80	30	70	3	町道	80					
Ⅱ 1 3290	ひがししいだ 東飯田	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	いわがわ 岩川	65	35	30	2	町道	80					
Ⅱ 1 3291	おかもと 岡元	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	50	35	25	1							
Ⅱ 1 3292	もちどめ 持留	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	30	40	50	1	国道	10					
Ⅱ 1 3293	もちどめ 持留2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	45	40	45	1	国道	20					
Ⅱ 1 3295	なかの 中野5	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	60	35	40	2	町道	70					
Ⅱ 1 3296	なかの 中野4	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	120	35	45	3	町道	20					
Ⅱ 1 3297	なかの 中野	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	100	40	40	4	町道	100					
Ⅱ 1 3299	ふしがみね 藤ヶ峯3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	140	40	25	4							
Ⅱ 1 3300	かわくぼ 川久保3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	65	40	25	2							
Ⅱ 1 3301	ふしがみね 藤ヶ峯2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	50	45	35	3							
Ⅱ 1 3302	ひろつが 広津田2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	50	40	20	3	町道	60					
Ⅱ 1 3303	いちしば 市柴3(市柴)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	65	40	30	1	町道	90					
Ⅱ 1 3304	いちしば 市柴2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	110	30	12	2	町道	110					
Ⅱ 1 3305	かわくぼ 川久保7(広津田)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	90	40	35	4	国道	90					
Ⅱ 1 3306	かわくぼ 川久保	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	80	40	25	2							
Ⅱ 1 3307	なかむら 中村3(中村)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	110	35	50	2							
Ⅱ 1 3308	なかむら 中村2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	50	35	25	1							
Ⅱ 1 3309	かわくぼ 川久保6	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	60	30	30	1							
Ⅱ 1 3310	かわくぼ 川久保5	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	60	35	30	1	町道	55					
Ⅱ 1 3312	いわもと 岩元	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	100	30	15	3	町道	10					
Ⅱ 1 3313	くわの さこ くわの さこ 桑之迫3(桑之迫)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	120	45	35	3							
Ⅱ 1 3315	にいだめ にいだめ 新留3(新留)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	95	35	25	2							
Ⅱ 1 3316	にいだめ 新留2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	40	35	25	1	町道	30					
Ⅱ 1 3317	おおさこ 大迫	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	あたらに 荒谷	110	45	30	4	町道	190					
Ⅱ 1 3318	だい おおさこ おおさこ 第2大迫(大迫)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	あたらに 荒谷	260	45	25	4	町道	250					
Ⅱ 1 3319	あたらに 荒谷4	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	あたらに 荒谷	30	50	35	2	町道	110					
Ⅱ 1 3321	あたらに 荒谷2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	あたらに 荒谷	155	30	35	4	県道	10					
Ⅱ 1 3322	あたらに 荒谷5(荒谷)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	あたらに 荒谷	70	35	30	1							
Ⅱ 1 3323	さかいざこ 境迫	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	90	35	20	3	町道	60					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3324	じゅうさんごに十三迫	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	70	35	15	1	町道	80					
Ⅱ 1 3325	じゅうさんごに十三迫2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	150	30	25	2							
Ⅱ 1 3326	こやま 小山3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	50	30	15	2	町道	50					
Ⅱ 1 3327	こまつ 小松	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	70	40	30	2							
Ⅱ 1 3328	さとわき 里脇2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	40	40	25	1							
Ⅱ 1 3329	やなぎはら 柳原	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	45	40	35	1							
Ⅱ 1 3330	おびさこ はぎさこ 菟迫(菟迫)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	85	40	55	4							
Ⅱ 1 3331	のまち 野町	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	60	30	45	2	県道	70					
Ⅱ 1 3332	うちやま 内山	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	60	35	25	1							
Ⅱ 1 3333	こまがせ 菱ヶ迫	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	45	45	25	1							
Ⅱ 1 3334	なかおおたに 中大谷3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	50	45	25	2							
Ⅱ 1 3335	なかおおたに なかおおたに 中大谷4(中大谷)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	60	45	40	2	町道	80					
Ⅱ 1 3336	なかおおたに 中大谷2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	90	30	25	1	町道	70					
Ⅱ 1 3337	こんがせ 紺垣	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	おおたに 大谷	90	35	35	2	町道	60					
Ⅱ 1 3338	かみもれ 神牟礼	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	さかもと 坂元	40	40	15	1							
Ⅱ 1 3340	せつの 清津野2(坂元)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	さかもと 坂元	60	30	20	2							
Ⅱ 1 3341	しもすたき 下須田木5(下須)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	35	30	25	2							
Ⅱ 1 3342	かみすたき 上須田木	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	120	40	30	3	町道	120					
Ⅱ 1 3343	かみすたき 上須田木2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	65	30	30	1	町道	80					
Ⅱ 1 3345	しもすたき 下須田木3	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	70	30	20	2							
Ⅱ 1 3346	しもすたき 下須田木2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	70	40	50	4							
Ⅱ 1 3347	おとかわうち 乙河内2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	140	35	35	2							
Ⅱ 1 3348	おとかわうち 乙河内	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	50	40	30	1							
Ⅱ 1 3349	かみながえ あさい 上長江2(浅井4)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	40	35	30	1							
Ⅱ 1 3350	なかながえ 中長江	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	140	30	30	2	県道	100					
Ⅱ 1 3351	なかながえ なかながえ 中長江3(中長江)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	60	30	40	2	県道	50					
Ⅱ 1 3352	なかながえ 中長江2	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	30	40	25	1							
Ⅱ 1 3353	かみながえ かみながえ 上長江4(上長江)	おおし 曾於市	おおすみちよう 大隅町	つねよし 恒吉	90	45	50	1							
Ⅱ 1 3427	あかさか 赤坂2	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	70	40	35	1	県道	50					
Ⅱ 1 3428	なつき なつき 夏木1(夏木)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	40	60	25	1	県道	30					
Ⅱ 1 3429	なつき 夏木	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	180	50	25	3	町道	230					
Ⅱ 1 3430	おおかわら おおかわら 大川原2(大河原)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	60	35	15	1	町道	20					
Ⅱ 1 3431	おおかわら おおかわら 大川原4(大河原)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	80	40	25	1							
Ⅱ 1 3432	おおかわら おおかわら 大川原5(大河原)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	50	40	15	1							
Ⅱ 1 3433	かみおかわら 上大川原	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	230	50	35	3	町道	70					
Ⅱ 1 3434	きりほら 桐原1	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	140	35	50	2	町道	60					
Ⅱ 1 3435	きりほら 桐原2	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	70	35	20	2							
Ⅱ 1 3436	まみず 馬水1	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	90	35	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 3437	まみず 馬水2	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	50	35	12	1	県道	10					
Ⅱ 1 3438	おおら 大良2	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	50	30	25	1	町道	30					
Ⅱ 1 3439	おおら 大良3	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	80	45	20	1	町道	90					
Ⅱ 1 3440	みず くぼ 水の久保3	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	50	30	10	1							
Ⅱ 1 3441	みず くぼ 水の久保1	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	130	30	15	3							
Ⅱ 1 3442	おおら 大良4	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	130	30	10	2	県道	160					
Ⅱ 1 3443	おおら 大良6	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	70	45	10	1	町道	70					
Ⅱ 1 3444	おおら 大良17	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	80	35	40	1							
Ⅱ 1 3445	おおら 大良16	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	40	30	30	1							
Ⅱ 1 3446	おおら 大良15	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	70	40	50	1	県道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3447	おおら大良8	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	50	75	15	1	町道	60					
Ⅱ 1 3448	おおら大良7	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	60	40	25	1							
Ⅱ 1 3449	おおら大良9	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	80	45	20	1							
Ⅱ 1 3450	おおら大良10	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	90	35	25	1	町道	40					
Ⅱ 1 3451	おおら大良11	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	130	40	45	1	町道	190					
Ⅱ 1 3452	おおら大良12	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	160	30	60	3	町道	150					
Ⅱ 1 3453	おおら大良13	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	60	30	60	1	町道	25					
Ⅱ 1 3454	あわたに(くりたに)粟谷1(粟谷1)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	70	30	25	1	町道	70					
Ⅱ 1 3455	あわたに(くりたに)粟谷2(粟谷2)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	40	35	30	1	町道	40					
Ⅱ 1 3456	あわたに(くりたに)粟谷3(粟谷3)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	90	35	35	2	町道	60					
Ⅱ 1 3457	あわたに(くりたに)粟谷4(粟谷4)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	140	35	35	4	町道	30					
Ⅱ 1 3459	あわたに(くりたに)粟谷(粟谷)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	220	35	65	4	県道	150					
Ⅱ 1 3460	おおみね大峯4	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	80	40	30	3							
Ⅱ 1 3461	おおみね大峯2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	40	50	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 3462	おおみね大峯1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	80	45	10	1	町道	70					
Ⅱ 1 3463	おおみね大峯5	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	80	45	20	1							
Ⅱ 1 3464	こつちの小土野2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	80	35	20	2	町道	40					
Ⅱ 1 3466	すがすが須賀1(須賀)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	50	45	70	1							
Ⅱ 1 3467	こつちのこつちの小土野1(小土野)	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	80	45	40	1	町道	40					
Ⅱ 1 3468	おおさこ大迫1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	50	30	25	1	町道	10					
Ⅱ 1 3469	おびの帯野1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	120	30	35	4							
Ⅱ 1 3470	おびの帯野2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	90	30	15	1	町道	90					
Ⅱ 1 3471	おおさこ大迫2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	150	35	30	2	町道	70					
Ⅱ 1 3472	おおさこ大迫3	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	90	35	35	1	町道	80					
Ⅱ 1 3473	かたまた片蓋	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	40	45	35	2							
Ⅱ 1 3474	かきのき柿木	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	80	30	20	2							
Ⅱ 1 3475	やかしろ八ヶ代3	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	70	30	15	2							
Ⅱ 1 3476	やかしろ八ヶ代2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	90	35	25	2	町道	50					
Ⅱ 1 3477	やかしろ八ヶ代1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	100	35	30	2							
Ⅱ 1 3478	こい古井2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	50	30	35	2							
Ⅱ 1 3479	こい古井1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	みなみまた南俣	60	30	12	2							
Ⅱ 1 3481	たにがわうち谷川内1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	150	35	50	4	町道	140					
Ⅱ 1 3482	かねまる金丸8	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	100	30	35	2	町道	100					
Ⅱ 1 3483	かねまる金丸5	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	40	40	30	1							
Ⅱ 1 3484	かねまる金丸4	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	30	35	15	1							
Ⅱ 1 3485	かねまる金丸	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	130	35	35	1	町道	110					
Ⅱ 1 3486	うらこうぜんじ浦興禅寺	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	70	35	25	2							
Ⅱ 1 3487	かりはらだ刈原田4	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	170	35	35	3	県道	20	町道	20	JR日豊本線	170	
Ⅱ 1 3488	かりはらだ刈原田1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	150	30	30	3	町道	80					
Ⅱ 1 3489	かりはらだ刈原田3	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	80	40	30	2							
Ⅱ 1 3490	かかりはらだ上刈原田	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	220	35	40	3	県道	210					
Ⅱ 1 3491	かりはらだ刈原田2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	90	35	25	2	県道	100					
Ⅱ 1 3492	しょうぶ正部	おおし曾於市	たからべちよう財部町	きたまた北俣	170	30	30	3							
Ⅱ 1 3493	たにがみね谷ヶ峯	おおし曾於市	たからべちよう財部町	しもたからべ下財部	80	30	25	2							
Ⅱ 1 3494	みぞくち溝の口	おおし曾於市	たからべちよう財部町	しもたからべ下財部	40	30	15	1							
Ⅱ 1 3495	なかたに中谷1	おおし曾於市	たからべちよう財部町	しもたからべ下財部	40	35	45	2							
Ⅱ 1 3496	なかたに中谷2	おおし曾於市	たからべちよう財部町	しもたからべ下財部	50	30	30	1	町道	70					
Ⅱ 1 3497	なかたに中谷3	おおし曾於市	たからべちよう財部町	しもたからべ下財部	60	35	30	2	町道	70					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3498	つつみ 堤2	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	100	30	25	1							
Ⅱ 1 3499	つつみ 堤3	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	60	40	20	1							
Ⅱ 1 3500	つつみ 堤4	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	160	45	15	2	県道	80					
Ⅱ 1 3501	おおし 大石1(大石)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	40	35	40	3	町道	60					
Ⅱ 1 3502	としやまた 閉山田1(閉山田)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	きたまた 北俣	30	35	30	1	町道	30					
Ⅱ 1 3504	みなみ 南	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	みなみまた 南俣	90	30	50	3	県道	20					
Ⅱ 1 3505	たかやま 高山2(高山1)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	100	35	30	4	町道	120					
Ⅱ 1 3506	さわだ 沢田	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	240	30	25	3	町道	240					
Ⅱ 1 3507	うと 宇都3	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	90	45	15	3							
Ⅱ 1 3508	うと 宇都4(宇都1)	おおし 曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	70	35	20	4							
Ⅱ 1 3509	ともつね 友常	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	ふかがわ 深川	30	35	15	1							
Ⅱ 1 3510	ともつね 友常2(友常)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	ふかがわ 深川	110	35	10	4							
Ⅱ 1 3511	うちむら 内村	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	ふかがわ 深川	65	30	10	4	町道	20					
Ⅱ 1 3512	たね 種子田	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	ふかがわ 深川	40	30	15	1							
Ⅱ 1 3513	いけやま 池山	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	90	35	40	1	町道	90					
Ⅱ 1 3514	かこい いけやま 榎井2(池山2)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	50	35	40	1	町道	30					
Ⅱ 1 3515	おおぞの 大園4(大園)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	40	30	35	1	国道	40					
Ⅱ 1 3516	おおぞの 大園2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	60	30	20	2	町道	30					
Ⅱ 1 3517	おおぞの 大園3	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	185	30	40	2	町道	100					
Ⅱ 1 3518	うちほり 内堀	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	70	35	30	3	町道	90					
Ⅱ 1 3519	うちほり 内堀2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	90	35	25	2							
Ⅱ 1 3520	いわい 祝井谷	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	90	35	35	3							
Ⅱ 1 3521	いづか 飯塚2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	60	30	30	1	国道	70	町道	70			
Ⅱ 1 3522	いづか 飯塚3	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	60	45	25	4	国道	70					
Ⅱ 1 3524	いしいづか 西飯塚3(飯塚5)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	60	35	20	1							
Ⅱ 1 3525	いしいづか 西飯塚	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	70	30	30	4							
Ⅱ 1 3526	みなみおさわつ 南大沢津	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	80	35	20	2	町道	10					
Ⅱ 1 3528	みやほら 宮原2(宮原)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	40	35	35	1	町道	40					
Ⅱ 1 3529	いわなみ まえだ 岩南3(前田2)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	60	30	40	2	県道	55					
Ⅱ 1 3530	いわなみ いけのほら 岩南池ノ原2(池)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	いわさき 岩崎	90	75	10	1	町道	30					
Ⅱ 1 3531	おおみち 大路	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	30	35	15	2							
Ⅱ 1 3532	さかもと 坂元	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	90	40	15	2							
Ⅱ 1 3533	さかもと なかほら 坂元中原(中原)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	105	35	20	1	町道	110					
Ⅱ 1 3534	さかもと なかほら 坂元中原2(中原)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	45	30	20	1							
Ⅱ 1 3535	うと 宇都谷	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	60	80	14	1							
Ⅱ 1 3536	うと 宇都谷2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	55	35	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 3537	ひろそ 広底	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	65	60	15	2							
Ⅱ 1 3538	みつえ 三枝	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	50	30	20	3	町道	20					
Ⅱ 1 3539	たしるだに なかぞの 田代谷(中園2)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	40	30	22	1	町道	40					
Ⅱ 1 3540	たしるだに なかぞの 田代谷2(中園3)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	80	40	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 3541	くぼ 久保3(久保)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	40	35	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 3542	かりや なかぞの 仮屋(中園4)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	70	35	15	2							
Ⅱ 1 3543	くぼ 久保2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	65	30	20	1							
Ⅱ 1 3544	いしのわき 石之脇	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	60	40	25	3							
Ⅱ 1 3545	とみた 富田(久保3)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	70	50	15	2	県道	10					
Ⅱ 1 3546	とみた 富田3	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	80	35	20	2							
Ⅱ 1 3547	とみた 富田2	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	60	40	15	2							
Ⅱ 1 3548	やまぐちでん とみた 山口殿(富田)	おおし 曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのごう 南之郷	50	40	25	1	県道	55					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3549	かきのきしも いづく 柿木下一区4	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	50	30	20	2	県道	10					
Ⅱ 1 3550	かきのきしも いづく 柿木下一区3	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	60	30	20	3							
Ⅱ 1 3551	かきのきしも いづく 柿木下一区2	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	70	45	25	1	町道	100					
Ⅱ 1 3552	かきのきしも いづく 柿木下一区	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	90	35	20	3	町道	10					
Ⅱ 1 3553	かきのきしも にく 柿木下二区	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	65	45	30	2	県道	20					
Ⅱ 1 3554	かきのきしもさんく 柿木下三区8	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	55	35	25	3	町道	10					
Ⅱ 1 3555	かきのきしもさんく かき 柿木下三区9(柿)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	30	30	15	1	町道	15					
Ⅱ 1 3556	かみかきのき かみかきのき 上柿木2(上柿木)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	50	40	20	1							
Ⅱ 1 3557	ひがしかきのき 東柿木	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	130	30	20	3	町道	10					
Ⅱ 1 3558	なかだけ 中岳	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	50	40	15	2							
Ⅱ 1 3559	ひらさわつ ひらさわつ 平沢津5(平沢津)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	90	45	25	2	町道	110					
Ⅱ 1 3560	ひらさわつ 平沢津2	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	60	35	15	2							
Ⅱ 1 3561	ひらさわつ 平沢津3	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	95	40	10	1	町道	20					
Ⅱ 1 3562	ひらさわつ 平沢津4	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	100	60	10	2							
Ⅱ 1 3563	しもたかおか 下高岡4	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	100	30	25	2	県道	100					
Ⅱ 1 3564	しもたかおか 下高岡3	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	40	30	25	1							
Ⅱ 1 3565	かみかかおか しもたかおか 下高岡2(下高岡)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	65	35	25	1							
Ⅱ 1 3566	たかおか 高岡	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	135	30	20	3	町道	120					
Ⅱ 1 3567	しんでんやま もりたやま 新田山3(森田山)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	90	35	40	2	町道	110					
Ⅱ 1 3568	しんでんやま 新田山4(森田山)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	40	30	15	1							
Ⅱ 1 3569	はなふさ にったやま 花房2(新田山)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	35	45	15	1	町道	10					
Ⅱ 1 3570	はなふさ はなふさ 花房3(花房)	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	45	30	40	1							
Ⅱ 1 5370	ほりきり 堀切	曾於市	おおすみちよう 大隅町	すだき 須田木	120	30	20	1							
Ⅱ 1 5371	つちなり つちなり 土成2(土成)	曾於市	おおすみちよう 大隅町	なかのうち 中之内	100	40	45	1	国道	60					
Ⅱ 1 5372	ひろつだ ひろつだ 広津田3(広津田)	曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	150	35	30	4	町道	170					
Ⅱ 1 5375	あかさか 赤坂	曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	200	30	30	4	町道	150					
Ⅱ 1 5376	かねまる 金丸6	曾於市	たからべちよう 財部町	むらた 北俣	210	35	30	4	町道	250					
Ⅱ 1 5377	うと 宇都2	曾於市	たからべちよう 財部町	しもたからべ 下財部	150	35	25	3							
Ⅱ 2 324	ひらき 平木	曾於市	おおすみちよう 大隅町	つきの 月野	65	30	20	1							
Ⅱ 2 328	なかぞの 中園5	曾於市	すえよしちよう 末吉町	みなみのこう 南之郷	75	80	5	1	町道	70					
Ⅱ 1 2593	やまのくち やまぐち 山ノ口3(山口1)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	60	57	28	1	町道	90					
Ⅱ 1 2594	やまのくち やまぐち 山ノ口4(山口3)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	60	51	18	1	町道	75					
Ⅱ 1 2595	やまのくち やまぐち 山ノ口5(山口5)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	50	61	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 2596	やまのくち やまぐち 山ノ口6(山口6)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	110	65	24	1	町道	110					
Ⅱ 1 2597	やまのくち やまぐち 山ノ口7(山口7)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	80	59	21	1							
Ⅱ 1 2598	やまのくち やまぐち 山ノ口8(山口8)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	170	53	21	2	町道	170					
Ⅱ 1 2599	やまのくち やまぐち 山ノ口9(山口9)	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	130	52	15	4	町道	130					
Ⅱ 1 2600	みやがひら 宮ヶ平1	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	120	65	23	2	町道	120					
Ⅱ 1 2601	かみむかえ 上向江	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	70	41	22	3	町道	70					
Ⅱ 1 2602	みやがひら 宮ヶ平2	霧島市	よこかわちよう 横川町	なかの 中ノ	70	62	53	1	町道	80	河川	70			
Ⅱ 1 2603	しもこわき 下小脇	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	90	38	18	2							
Ⅱ 1 2604	かみこわき 上小脇1	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	70	64	10	1							
Ⅱ 1 2605	かみこわき 上小脇2	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	50	45	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 2606	やまがの 山ヶ野1	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	150	48	21	2	町道	150					
Ⅱ 1 2607	やまがの 山ヶ野2	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	140	47	84	4	町道	60					
Ⅱ 1 2608	なかぎ 高木	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	130	53	6	2	町道	70					
Ⅱ 1 2609	じゅさんたに 十三谷	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	130	47	26	2	河川	95					
Ⅱ 1 2610	のざか 野坂2	霧島市	よこかわちよう 横川町	かみの 上ノ	130	52	11	1	林道	130					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2611	のぞか野坂1	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	80	51	43	1	町道	40					
Ⅱ 1 2612	かきのき柿木	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	50	54	24	1	町道	50					
Ⅱ 1 2613	かきのき柿木4	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	70	50	13	1	町道	70					
Ⅱ 1 2614	かきのき柿木2	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	120	50	13	1							
Ⅱ 1 2615	おかむら岡村	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	120	49	29	2	町道	100					
Ⅱ 1 2616	つづらばる黒葛原	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	80	50	33	1	町道	80					
Ⅱ 1 2617	かみふかがわ上深川	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	90	45	16	2							
Ⅱ 1 2618	しもふかがわ下深川	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	180	54	20	3	県道	90	町道	220			
Ⅱ 1 2619	しもふかがわ下深川	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	110	52	25	3	県道	80					
Ⅱ 1 2620	まえかわうち前川内	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	80	47	37	3	県道	50					
Ⅱ 1 2621	まわたり馬渡	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	120	53	23	2	町道	25					
Ⅱ 1 2622	とこなみ床波2	霧島市	よこかわちよう横川町	かみの上ノ	120	50	20	1	町道	90					
Ⅱ 1 2623	ふたむれ二牟礼1	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	80	55	15	3	町道	50					
Ⅱ 1 2624	ふたむれ二牟礼2	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	80	38	32	3	県道	70	町道	70			
Ⅱ 1 2625	いわあな岩穴1	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	70	71	39	2	町道	40					
Ⅱ 1 2626	いわあな岩穴2	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	80	59	26	1	町道	95					
Ⅱ 1 2627	いわあな岩穴3	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	160	51	44	3	町道	180					
Ⅱ 1 2628	いでたん井手段	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	110	56	23	2	町道	110					
Ⅱ 1 2629	こばる小原	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	130	44	36	4							
Ⅱ 1 2630	こばる小原	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	150	43	18	4	県道	50					
Ⅱ 1 2631	あかみず赤水	霧島市	よこかわちよう横川町	しもの下ノ	180	52	7	4	町道	90					
Ⅱ 1 2632	かみろえむら上植村3	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	180	57	35	3	町道	160					
Ⅱ 1 2633	かみろえむら上植村2	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	180	52	19	3	町道	150					
Ⅱ 1 2634	かみろえむら上植村	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	80	78	5	4							
Ⅱ 1 2635	しもおた下尾田1	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	50	49	32	1	町道	60	水路	40			
Ⅱ 1 2636	しもおた下尾田	霧島市	よこかわちよう横川町	なかの中ノ	80	41	24	3	町道	45					
Ⅱ 1 2675	おおくぼ大窪	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	50	47	30	2	町道	70					
Ⅱ 1 2676	うちの野2	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	60	54	21	1							
Ⅱ 1 2677	ふり府島2	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	80	66	9	2	町道	35					
Ⅱ 1 2678	なりまさ成政	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	50	34	36	1							
Ⅱ 1 2679	さっこ錆河	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	60	70	12	2	町道	60					
Ⅱ 1 2680	なりまさ成政	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	260	40	40	4	町道	300					
Ⅱ 1 2683	ありむら有村2	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	70	45	16	3	町道	70					
Ⅱ 1 2684	おうぎのさこ2扇之迫2	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	80	57	66	1	町道	85	河川	90			
Ⅱ 1 2685	なかふくら中福良5	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	70	58	9	1	町道	80					
Ⅱ 1 2686	なかふくら中福良4	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	80	61	12	4	町道	70					
Ⅱ 1 2687	なかその中園	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	80	61	19	3	町道	105					
Ⅱ 1 2688	わたせ渡瀬	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	70	48	18	1							
Ⅱ 1 2689	こやし古屋志	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	220	36	20	3							
Ⅱ 1 2690	ありむら有村	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	130	50	16	4	町道	130					
Ⅱ 1 2691	ありむら有村4	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	50	54	19	1	町道	70					
Ⅱ 1 2692	ありむら有村5	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	60	80	7	1							
Ⅱ 1 2693	ありむら有村6	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	100	46	26	1	町道	110					
Ⅱ 1 2694	おちみずた落水田	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	40	44	9	2	町道	60					
Ⅱ 1 2695	おちみずた落水田2	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	30	61	8	1	町道	40					
Ⅱ 1 2696	おちみずた落水田3	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	70	68	10	2	町道	70					
Ⅱ 1 2697	おちみずた落水田4	霧島市	まきぞのちよう牧園町	まんげん万膳	120	73	8	2	町道	120					
Ⅱ 1 2698	なまた七又	霧島市	まきぞのちよう牧園町	しゆくぼた宿窪田	90	68	12	4	町道	100					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2699	かわつばら 川津原(川影)	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	150	76	7	3	町道	110					
Ⅱ 1 2700	かわつばら 川津原	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	50	35	22	1	町道	75					
Ⅱ 1 2701	しゆひやし 塩浸2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	150	40	26	3							
Ⅱ 1 2703	かわつばら 川津原2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	70	62	14	3							
Ⅱ 1 2704	じようがうしろ 城ヶ後2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	100	52	7	1							
Ⅱ 1 2705	じようがうしろ 城ヶ後3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	60	59	11	2	町道	70					
Ⅱ 1 2706	しゆくぼた 宿窪田	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しゆくぼた 宿窪田	130	61	29	2	町道	130					
Ⅱ 1 2707	なかぶくら 中福良	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	60	44	10	1							
Ⅱ 1 2708	なかぶくら 中福良2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	140	48	7	2							
Ⅱ 1 2709	いびみ 飯富	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	50	56	18	1	町道	50					
Ⅱ 1 2710	おたにくち 尾谷口	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	80	67	8	2							
Ⅱ 1 2711	おたにくち 尾谷口2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	170	67	7	4							
Ⅱ 1 2712	おたにくち 尾谷口3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	80	56	23	3	町道	25					
Ⅱ 1 2713	いしざか 石坂	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	30	47	24	1	町道	25					
Ⅱ 1 2714	くわきまえ 桑木前2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	40	70	6	1							
Ⅱ 1 2715	くわきまえ 桑木前	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	120	56	20	4	町道	70					
Ⅱ 1 2716	うとぐち 宇都口	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	30	61	23	2	町道	30					
Ⅱ 1 2717	たがた 田方	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	40	48	18	1							
Ⅱ 1 2718	たがた 田方2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	110	68	8	2							
Ⅱ 1 2719	うちの 内之野	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	50	50	17	1							
Ⅱ 1 2720	まるお 丸尾3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	さんたいどう 三体堂	100	53	10	1	町道	120					
Ⅱ 1 2721	くりかわ 栗川	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	たかちほ 高千穂	140	42	22	2	町道	110					
Ⅱ 1 2722	ほがの 母ヶ野	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	たかちほ 高千穂	120	33	18	1	町道	120					
Ⅱ 1 2723	くべ 甲辺	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	60	59	11	1	町道	60					
Ⅱ 1 2724	しもむら 下村	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	50	82	5	2							
Ⅱ 1 2725	たにかど 谷門2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	50	44	19	1	町道	50					
Ⅱ 1 2726	たにかど 谷門3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	70	56	15	1							
Ⅱ 1 2727	かみこくぼ 神子窪2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	100	39	25	3	町道	100					
Ⅱ 1 2729	ゆくぼ 湯窪	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	150	43	14	3							
Ⅱ 1 2730	よこせ 横瀬2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	90	41	39	3	町道	50	河川	130			
Ⅱ 1 2731	とおりやま 通山	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	100	51	15	2	町道	75					
Ⅱ 1 2732	きみに 君谷	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	90	56	14	2	町道	65					
Ⅱ 1 2733	あらせ 荒瀬2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	50	52	22	1	町道	67					
Ⅱ 1 2734	みぞぐち 溝口	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	80	60	26	1	町道	70					
Ⅱ 1 2735	いせたに 伊勢谷	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	100	51	16	2	県道	50					
Ⅱ 1 2736	たぐちきこ 田口迫	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	80	48	18	2	県道	90					
Ⅱ 1 2737	もちまつ 持松5	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	130	54	12	1							
Ⅱ 1 2738	もちまつ 持松7	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	70	50	27	1							
Ⅱ 1 2739	もちまつ 持松6	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	30	52	24	1	町道	50					
Ⅱ 1 2740	もちまつ 持松3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	80	72	6	1	町道	60					
Ⅱ 1 2741	さかいどこ 境床6	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	60	47	16	1	町道	80					
Ⅱ 1 2742	すみどこ 炭床2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	50	47	36	2							
Ⅱ 1 2743	すみどこ 炭床	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	80	58	17	3							
Ⅱ 1 2744	まがた 真方	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	30	50	17	1							
Ⅱ 1 2745	さかいどこ 境床4	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	100	59	28	1	町道	145					
Ⅱ 1 2746	さかいどこ 境床2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	40	62	13	1							
Ⅱ 1 2747	さかいどこ 境床3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	60	51	5	2	県道	30					
Ⅱ 1 2748	さかいどこ 境床	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	もちまつ 持松	40	56	7	1	町道	40					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2749	との 戸ノ迫3	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しもなかつかわ 下中津川	90	45	12	2							
Ⅱ 1 2750	との 戸ノ迫	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	かみなかつかわ 上中津川	40	52	24	1	町道	50					
Ⅱ 1 2751	との 戸ノ迫2	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しもなかつかわ 下中津川	70	58	24	3	県道	70					
Ⅱ 1 2752	しんかわ 新川	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しもなかつかわ 下中津川	70	53	39	1	町道	90					
Ⅱ 1 2753	たしる 田代	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しもなかつかわ 下中津川	60	53	40	1	県道	50					
Ⅱ 1 2754	いぬかい 犬飼	霧島市	まきぞのちよう 牧園町	しもなかつかわ 下中津川	90	47	21	3	県道	110	河川	20			
Ⅱ 1 2755	けんのうと 剣之宇都	霧島市	こくぶし 国分市	けんのうとちよう 剣之宇都町	50	30	30	3	市道	50					
Ⅱ 1 2756	いわと 岩戸1	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	35	35	60	1							
Ⅱ 1 2757	いわと 岩戸2	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	40	37	35	2	県道	40					
Ⅱ 1 2758	いわと 岩戸5	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	65	40	60	2	市道	65					
Ⅱ 1 2759	いわと 岩戸4	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	50	45	10	2	市道	50					
Ⅱ 1 2760	つまや 妻屋	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	70	40	25	1							
Ⅱ 1 2761	しげひさ 重久1	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	40	45	20	2							
Ⅱ 1 2762	しげひさ 重久2	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	40	40	20	1							
Ⅱ 1 2763	しげひさ 重久3	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	80	45	40	3							
Ⅱ 1 2765	つじ 辻4	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	45	50	20	4							
Ⅱ 1 2766	きよみずよんちようめ 清水四丁目2	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	40	40	10	3							
Ⅱ 1 2767	きよみずよんちようめ 清水四丁目1	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	50	45	7	1							
Ⅱ 1 2768	きよみずさんちようめ 清水三丁目2	霧島市	こくぶし 国分市	きよみず 清水	40	40	30	1							
Ⅱ 1 2769	きよみずごちようめ 清水五丁目	霧島市	こくぶし 国分市	きよみず 清水	40	40	17	1							
Ⅱ 1 2770	うとよし 宇都良4	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	60	40	30	3							
Ⅱ 1 2771	うとよし 宇都良3	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	35	40	30	3							
Ⅱ 1 2772	つじ 辻7	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	50	55	30	4							
Ⅱ 1 2773	つじ 辻6	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	75	40	35	1							
Ⅱ 1 2774	うとよし 宇都良2	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	60	45	20	2	市道	60					
Ⅱ 1 2775	うとよし 宇都良1	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	55	40	15	3	市道	55					
Ⅱ 1 2776	ながた 永田2	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	55	40	20	1							
Ⅱ 1 2778	ながた 永田1	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	70	45	30	3							
Ⅱ 1 2779	だいみょうじした 台明寺下1	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	90	50	40	3							
Ⅱ 1 2780	ながた 永谷	霧島市	こくぶし 国分市	だいみょうじ 台明寺	85	50	50	3							
Ⅱ 1 2781	まきうち 牧内	霧島市	こくぶし 国分市	しげひさ 重久	145	45	40	4	県道	145					
Ⅱ 1 2782	かわうち 河内5	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	70	35	20	1	市道	70					
Ⅱ 1 2783	かわうち 河内3	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	50	50	150	1							
Ⅱ 1 2784	かわうち 河内2	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	40	50	100	1							
Ⅱ 1 2785	かわうち 河内1	霧島市	こくぶし 国分市	こおりだ 郡田	50	40	40	1	市道	50					
Ⅱ 1 2786	はぎのもと 萩ノ元4	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	100	30	30	3	市道	100					
Ⅱ 1 2787	はぎのもと 萩ノ元5	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	100	40	80	1	市道	100					
Ⅱ 1 2788	はぎのもと 萩ノ元6	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	55	40	25	1	市道	30					
Ⅱ 1 2789	はぎのもと 萩ノ元7	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	40	35	30	1							
Ⅱ 1 2790	しもかわはら 下川原1	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	35	40	25	1	市道	35					
Ⅱ 1 2791	しもかわはら 下川原2	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	30	45	25	2	市道	30					
Ⅱ 1 2792	あしや 芦谷4	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	110	50	30	1	県道	40					
Ⅱ 1 2793	あしや 芦谷3	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	50	45	110	1							
Ⅱ 1 2794	あしや 芦谷2	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	50	40	28	2							
Ⅱ 1 2795	あしや 芦谷1	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	90	35	50	1							
Ⅱ 1 2796	けなしの 毛梨野3	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	60	32	30	4	市道	50					
Ⅱ 1 2797	けなしの 毛梨野2	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	120	40	40	2							
Ⅱ 1 2798	けなしの 毛梨野1	霧島市	こくぶし 国分市	きよみず 清水	100	45	30	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2799	きよみず 清水	霧島市	国分市	しろやまちょう 城山町	65	40	55	4							
Ⅱ 1 2800	ちゅうおうにちようめ 中央二丁目2	霧島市	国分市	しろやまちょう 城山町	70	40	50	1	市道	70					
Ⅱ 1 2801	うめがたに 梅ヶ谷2	霧島市	国分市	かみおがわ 上小川	30	37	40	2	市道	50					
Ⅱ 1 2802	いわさきやました 岩崎山下3	霧島市	国分市	うわい 上井	40	35	25	1							
Ⅱ 1 2803	しばこし 芝越	霧島市	国分市	うわい 上井	90	40	20	3	市道	40					
Ⅱ 1 2804	たかひ やま 高日山4	霧島市	国分市	かわうち 川内	70	40	30	1	国道	30	市道	70			
Ⅱ 1 2805	たかひ やま 高日山3	霧島市	国分市	かわうち 川内	220	40	100	1							
Ⅱ 1 2806	かみかわうち 上川内1	霧島市	国分市	かわうち 川内	80	50	100	2	県道	80					
Ⅱ 1 2807	ちんじゆ お 鎮守尾2	霧島市	国分市	みかえり 見俣	70	50	100	1	県道	70					
Ⅱ 1 2808	みかえり 見俣	霧島市	国分市	みかえり 見俣	100	40	50	3	県道	100					
Ⅱ 1 2809	かみかわうち 上川内2	霧島市	国分市	かわうち 川内	80	45	55	1	国道	80					
Ⅱ 1 2810	うしろかわうち 後川内6	霧島市	国分市	かわうち 川内	70	40	45	1	国道	70					
Ⅱ 1 2811	うしろかわうち 後川内5	霧島市	国分市	かわうち 川内	100	40	45	1	国道	100					
Ⅱ 1 2812	うしろかわうち 後川内4	霧島市	国分市	かわうち 川内	70	45	60	2							
Ⅱ 1 2813	うしろかわうち 後川内3	霧島市	国分市	かわうち 川内	55	55	35	1	市道	55					
Ⅱ 1 2814	うしろかわうち 後川内2	霧島市	国分市	かわうち 川内	30	40	20	1							
Ⅱ 1 2815	うしろかわうち 後川内8	霧島市	国分市	かわうち 川内	50	40	20	1	市道	20					
Ⅱ 1 2816	たかひ やま 高日山2	霧島市	国分市	かわうち 川内	40	40	25	1							
Ⅱ 1 2817	うしろかわうち 後川内1	霧島市	国分市	かわうち 川内	50	43	40	1							
Ⅱ 1 2818	うしろかわうち 後川内7	霧島市	国分市	かわうち 川内	50	35	60	1	国道	50					
Ⅱ 1 2819	うしろだに 後谷1	霧島市	国分市	うえの 上之段	55	40	40	2							
Ⅱ 1 2820	うしろだに 後谷2	霧島市	国分市	うえの 上之段	60	35	20	1							
Ⅱ 1 2821	ふかき 深迫1	霧島市	国分市	したい 下井	35	45	45	1							
Ⅱ 1 2822	ふかき 深迫2	霧島市	国分市	したい 下井	40	40	35	1	市道	40					
Ⅱ 1 2823	しんなか 新中1	霧島市	国分市	うえの 上之段	50	40	35	1							
Ⅱ 1 2824	しんなか 新中2	霧島市	国分市	うえの 上之段	55	35	40	2	市道	55					
Ⅱ 1 2825	しもい 下井	霧島市	国分市	したい 下井	45	55	40	1	市道	45					
Ⅱ 1 2826	まるお 丸尾1	霧島市	国分市	うえの 上之段	80	45	50	3	市道	40					
Ⅱ 1 2827	まるお 丸尾2	霧島市	国分市	うえの 上之段	65	50	80	1	市道	65					
Ⅱ 1 2828	まるお 丸尾3	霧島市	国分市	うえの 上之段	60	40	60	1							
Ⅱ 1 2829	ほおのき 朴木1	霧島市	国分市	うえの 上之段	65	35	17	1							
Ⅱ 1 2830	しも 下	霧島市	国分市	うえの 上之段	35	40	40	1	市道	35					
Ⅱ 1 2831	ほおのき 朴木3	霧島市	国分市	うえの 上之段	50	40	50	1							
Ⅱ 1 2832	ほおのき 朴木2	霧島市	国分市	うえの 上之段	155	40	50	2	市道	100					
Ⅱ 1 2833	ながやま 永山2	霧島市	国分市	うえの 上之段	60	35	30	1							
Ⅱ 1 2834	ながやま 永山	霧島市	国分市	かわうち 川内	40	40	45	1							
Ⅱ 1 2835	うち の 内之野	霧島市	国分市	かわうち 川内	50	40	70	1							
Ⅱ 1 2836	はせ 長谷	霧島市	国分市	うえの 上之段	100	42	40	2	市道	100					
Ⅱ 1 2837	わたせ 渡瀬1	霧島市	国分市	かわうち 川内	40	37	40	1	県道	60					
Ⅱ 1 2838	ひらやま 平山	霧島市	国分市	かわうち 川内	45	50	60	2	市道	45					
Ⅱ 1 2839	かみこらく 神子落2	霧島市	国分市	かわうち 川内	60	40	30	2	市道	60					
Ⅱ 1 2840	にたはら 仁田原2	霧島市	国分市	かわうち 川内	30	38	45	1							
Ⅱ 1 2841	かみこらく 神子落3	霧島市	国分市	かわうち 川内	25	40	15	1							
Ⅱ 1 2842	いわさきやました 岩崎山下2	霧島市	国分市	うわい 上井	40	45	40	1	県道	40					
Ⅱ 1 2843	のさか 野坂2	霧島市	国分市	かわうち 川内	35	45	40	1							
Ⅱ 1 2844	くわの 口輪野2	霧島市	国分市	かわうち 川内	70	40	20	3	県道	70	市道	70			
Ⅱ 1 2845	しもうすま 下薄木1	霧島市	国分市	かわはら 川原	65	30	15	1							
Ⅱ 1 2846	しもうすま 下薄木2	霧島市	国分市	かわはら 川原	30	38	20	1	市道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2847	しもうすき下薄木3	霧島市	国分市	かわはら川原	30	35	50	1	市道	70					
Ⅱ 1 2848	かみうすき上薄木2	霧島市	国分市	かわはら川原	40	40	55	3	市道	50					
Ⅱ 1 2849	かみうすき上薄木3	霧島市	国分市	かわはら川原	50	37	45	2	市道	50					
Ⅱ 1 2850	かみうすき上薄木4	霧島市	国分市	かわはら川原	40	40	45	1	市道	40					
Ⅱ 1 2851	うすき薄木	霧島市	国分市	かわはら川原	50	40	50	2	市道	50					
Ⅱ 1 2852	かみうすき上薄木1	霧島市	国分市	かわはら川原	110	45	70	1	市道	110					
Ⅱ 1 2853	かみうすき上薄木5	霧島市	国分市	かわはら川原	80	50	60	2	市道	100					
Ⅱ 1 2854	かみうすき上薄木6	霧島市	国分市	かわはら川原	90	50	50	1	市道	100					
Ⅱ 1 2855	仁たはら	霧島市	国分市	かみうすき上薄木	70	55	60	1	市道	70					
Ⅱ 1 2858	いたかわうち板川内3	霧島市	国分市	かわうち川内	50	40	35	1							
Ⅱ 1 2859	いたかわうち板川内1	霧島市	国分市	かわうち川内	40	32	25	1	市道	20					
Ⅱ 1 2860	まえほんど前本戸2	霧島市	国分市	かわうち川内	65	35	40	1							
Ⅱ 1 2861	うるほんご後本戸3	霧島市	国分市	かわうち川内	60	40	30	1	市道	60					
Ⅱ 1 2862	うるほんご後本戸2	霧島市	国分市	かわうち川内	60	38	45	1							
Ⅱ 1 2863	うるほんご後本戸1	霧島市	国分市	かわうち川内	120	40	35	2	市道	70					
Ⅱ 1 2864	たかまつ高松2	霧島市	国分市	こおりだ郡田	60	30	7	1							
Ⅱ 1 2865	たしろ田代1	霧島市	国分市	こおりだ郡田	60	50	45	1							
Ⅱ 1 2866	たしろ田代3	霧島市	国分市	こおりだ郡田	60	35	50	1	市道	50					
Ⅱ 1 2867	たしろ田代2	霧島市	国分市	こおりだ郡田	100	37	25	2							
Ⅱ 1 2868	たしろ田代4	霧島市	国分市	こおりだ郡田	60	35	30	1							
Ⅱ 1 2869	たしろ田代5	霧島市	国分市	こおりだ郡田	50	40	60	1							
Ⅱ 1 2870	まつがの松ヶ野	霧島市	国分市	こおりだ郡田	80	47	20	1							
Ⅱ 1 2871	こおりだ郡田	霧島市	国分市	こおりだ郡田	120	40	25	1							
Ⅱ 1 3109	のさか野坂	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	40	35	20	1	国道	10					
Ⅱ 1 3110	みやかわうち宮川内2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	50	40	15	1							
Ⅱ 1 3111	いしいくち石井口2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	100	30	15	3							
Ⅱ 1 3112	いしいくち石井口1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	100	30	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 3113	みやかわうち宮川内4	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	105	40	25	1	町道	50					
Ⅱ 1 3114	みやかわうち宮川内3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	180	35	30	2							
Ⅱ 1 3115	みやかわうち宮川内	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	135	40	25	1	林道	80					
Ⅱ 1 3116	くりした栗下2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	40	30	15	1							
Ⅱ 1 3117	くりした栗下3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	100	40	20	4							
Ⅱ 1 3118	くりした栗下4	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	35	65	6	1							
Ⅱ 1 3119	たかせこぼ竹子木場1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	40	30	30	1	町道	40					
Ⅱ 1 3120	くりした栗下5	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	85	35	20	2	町道	40					
Ⅱ 1 3121	3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	135	35	15	4							
Ⅱ 1 3122	はかりし計牛2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	50	35	10	1							
Ⅱ 1 3123	はかりし計牛3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	70	35	10	3							
Ⅱ 1 3124	はかりし計牛4	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	75	35	15	1							
Ⅱ 1 3125	ごくらく極楽1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	70	40	15	2							
Ⅱ 1 3126	ごくらく極楽2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	60	45	20	2							
Ⅱ 1 3127	くるみかわ久留味川	霧島市	みぞべちよう溝辺町	みなわ三縄	45	35	10	1							
Ⅱ 1 3129	いまむら今村	霧島市	みぞべちよう溝辺町	みなわ三縄	60	45	30	1							
Ⅱ 1 3130	くわさ桑迫3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	みなわ三縄	50	40	20	2							
Ⅱ 1 3132	しらいし白石2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	たかせ竹子	50	30	25	1							
Ⅱ 1 3133	しらいし白石1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	95	35	10	2							
Ⅱ 1 3134	にゅうつき丹生月1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	60	40	40	3							
Ⅱ 1 3135	にゅうつき丹生月5	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	80	35	15	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3136	にゅうつき丹生月3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	70	35	35	1							
Ⅱ 1 3137	にゅうつき丹生月4	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	125	35	15	3	町道	50					
Ⅱ 1 3138	にゅうつき丹生月2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	100	35	15	4	町道	30					
Ⅱ 1 3139	たけやま竹山	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	60	30	10	2							
Ⅱ 1 3140	かみいしはら上石原2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	130	45	10	3							
Ⅱ 1 3142	いしはら石原	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	60	35	20	1							
Ⅱ 1 3143	かどた門田	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	170	35	10	4	県道	150	町道	50			
Ⅱ 1 3145	なかぞの中園1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	90	40	50	3							
Ⅱ 1 3146	なかぞの中園2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	140	40	20	2							
Ⅱ 1 3147	たけやまがし竹山東1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	200	35	15	4							
Ⅱ 1 3148	たけやまがし竹山東2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ありかわ有川	50	35	10	1							
Ⅱ 1 3149	はしのくち橋之口1	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ふもと麓	120	45	35	1							
Ⅱ 1 3150	なべ鍋	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ふもと麓	110	45	20	4							
Ⅱ 1 3151	ろんち論地3	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ふもと麓	170	45	15	2							
Ⅱ 1 3152	ろんち論地4	霧島市	みぞべちよう溝辺町	ふもと麓	90	35	15	2							
Ⅱ 1 3153	くわのまる桑ノ丸2	霧島市	みぞべちよう溝辺町	さきもり崎森	130	35	40	1							
Ⅱ 1 3154	よこだけ横岳2	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	40	50	5	1							
Ⅱ 1 3155	いづみみず泉水1	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	45	60	11	1							
Ⅱ 1 3156	のがみ野上	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	45	45	7	1							
Ⅱ 1 3157	いづみみず泉水2	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	50	50	15	1							
Ⅱ 1 3158	ひがたら東多羅	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	40	60	8	1	町道	20					
Ⅱ 1 3160	はげた伊田	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	70	60	6	2	町道	80					
Ⅱ 1 3161	のべた野辺田2	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	70	60	7	3	町道	100					
Ⅱ 1 3162	のべた野辺田3	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	60	60	13	1	町道	30					
Ⅱ 1 3163	ほりのうち堀之内	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	40	55	15	1							
Ⅱ 1 3164	しんち新地	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	90	30	25	1	町道	100					
Ⅱ 1 3165	たぐち田口	霧島市	きりまちよう霧島町	たぐち田口	110	50	15	4	町道	120					
Ⅱ 1 3167	おたに尾谷3	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	40	45	15	1	町道	60					
Ⅱ 1 3168	おたに尾谷2	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	40	60	15	2	町道	50					
Ⅱ 1 3169	おたに尾谷	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	45	60	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 3170	むかいだ向田2	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	50	45	50	1							
Ⅱ 1 3171	むかいだ向田	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	40	50	50	1							
Ⅱ 1 3172	おおくぼ大窪	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	75	45	25	1							
Ⅱ 1 3173	かわきた川北3	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	60	70	20	2	町道	100					
Ⅱ 1 3174	むかいだ向田3	霧島市	きりまちよう霧島町	かわきた川北	80	60	30	4	町道	90					
Ⅱ 1 3175	ひごはさま肥後迫	霧島市	きりまちよう霧島町	おおくぼ大窪	70	80	6	1	町道	40					
Ⅱ 1 3176	ところう床浪	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	45	45	30	1	町道	50					
Ⅱ 1 3177	ささのだん笹之段2	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	50	80	5	1							
Ⅱ 1 3178	ささのだん笹之段	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	55	75	5	1							
Ⅱ 1 3179	いりみず入水6	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	80	45	30	1							
Ⅱ 1 3180	ささのだん笹之段3	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	40	45	7	1	町道	50					
Ⅱ 1 3181	いりみず入水5	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	180	40	20	3	町道	120					
Ⅱ 1 3182	いりみず入水	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	70	40	6	1							
Ⅱ 1 3183	いりみず入水4	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	60	50	5	2	町道	70					
Ⅱ 1 3184	いりみず入水3	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	115	45	40	1	町道	30					
Ⅱ 1 3185	いりみず入水2	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	45	45	10	1							
Ⅱ 1 3186	まきうち牧内2	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	30	70	5	1							
Ⅱ 1 3187	まきうち牧内3	霧島市	きりまちよう霧島町	ながみず永水	50	60	8	1	町道	40					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
II 1 3188	まきうち 牧内4	霧島市	霧島町	ながみず 永水	60	45	15	1	町道	30				
II 1 3190	うめのき 梅之木	霧島市	霧島町	ながみず 永水	85	60	10	2	町道	130				
II 1 3191	ながのた 長野田	霧島市	霧島町	ながみず 永水	40	30	14	1						
II 1 3192	いちのの 市野々	霧島市	霧島町	ながみず 永水	60	30	35	1						
II 1 3193	いちのの 市野々2	霧島市	霧島町	ながみず 永水	70	35	20	2						
II 1 3194	えきまえ 駅前	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	80	45	8	4						
II 1 3195	ゆのみや 湯之宮2	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	85	60	30	2						
II 1 3196	ゆのみや 湯之宮9	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	55	60	20	2	河川	50				
II 1 3197	ゆのみや 湯之宮8	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	45	45	15	2						
II 1 3198	ゆのみや 湯之宮6	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	40	35	45	1	町道	50				
II 1 3199	ゆのみや 湯之宮5	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	55	45	35	1	町道	100				
II 1 3200	かわかみ 川上	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	80	50	15	1						
II 1 3201	なべぼ 鍋窪	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	60	40	30	1	町道	70				
II 1 3202	ゆのみや 湯之宮4	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	50	40	25	1	町道	60				
II 1 3203	ゆのみや 湯之宮3	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	40	35	20	1	町道	50				
II 1 3204	すがたに 菅谷	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	60	55	17	1	町道	20				
II 1 3205	すがたに 菅谷2	霧島市	霧島町	おおくぼ 大窪	40	50	15	1						
II 1 3206	とりがいけ 鳥ヶ池	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	90	60	15	2	町道	50				
II 1 3207	とりがいけ 鳥ヶ池2	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	170	40	21	1						
II 1 3208	さかした 坂下2	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	110	70	10	1	町道	80				
II 1 3209	なかしよほ 中初場	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	90	70	20	2	町道	70				
II 1 3210	たてがみ 立神	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	90	35	30	2	町道	90				
II 1 3211	くれゆき 暮幸2	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	60	40	40	4	町道	60				
II 1 3212	しもなかふくら 下中福良	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	50	60	20	2	町道	90				
II 1 3214	さこま 迫間2	霧島市	隼人町	さこま 迫間	150	60	11	1	町道	150				
II 1 3215	さこま 迫間	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	150	45	20	1	町道	150				
II 1 3216	ひょうきやま 表木山3	霧島市	隼人町	か れいがわ 嘉例川	150	40	50	2	町道	150				
II 1 3217	はなやま 花山	霧島市	隼人町	まつなが 松永	190	50	75	3	町道	190				
II 1 3218	ひらくま 平熊	霧島市	隼人町	まつなが 松永	50	45	6	1						
II 1 3219	む け 牟田2	霧島市	隼人町	さいこうじ 西光寺	110	40	25	2						
II 1 3220	む た 牟田3	霧島市	隼人町	さいこうじ 西光寺	110	60	13	4						
II 1 3221	さいこうじ 西光寺	霧島市	隼人町	さいこうじ 西光寺	110	80	7	4						
II 1 3222	とうごう 東郷	霧島市	隼人町	とうごう 東郷	70	60	15	2						
II 1 3223	やました 山下	霧島市	隼人町	とうごう 東郷	50	45	5	1						
II 1 3225	こまき 小牧	霧島市	隼人町	おぼま 小浜	140	40	10	3	町道	140				
II 1 3226	しもこまき 下小牧	霧島市	隼人町	おぼま 小浜	100	40	23	1	町道	100				
II 1 3227	おぼま 小浜	霧島市	隼人町	おぼま 小浜	60	45	10	1	町道	60				
II 1 3228	らち 坪	霧島市	隼人町	おぼま 小浜	70	40	20	1	町道	20				
II 1 3229	ながはま 長浜	霧島市	隼人町	おぼま 小浜	70	40	15	1	国道	50				
II 1 3231	ちゆうおう 中央	霧島市	隼人町	お だ 小田	90	30	15	4						
II 1 3233	いわた 岩戸2	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	90	42	60	4	町道	50				
II 1 3234	のたに 野谷	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	130	35	35	1						
II 1 3235	ながたに 長谷2	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	90	43	40	2	町道	90				
II 1 3236	もむら 六村	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	90	40	50	1	町道	70				
II 1 3238	わりこ だ 割子田	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	150	40	40	2	町道	40				
II 1 3239	わりこ だ 割子田2	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	50	50	45	1	町道	50				
II 1 3240	しんまきの ほん 新牧之原	霧島市	福山町	か れいがわ 嘉例川	130	40	50	1						
II 1 3241	いけのたに 池之谷	霧島市	福山町	ふくさわ 福沢	110	37	45	1	町道	110				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設								
									種類	数	種類	数	種類	数			
					m	度	m										
Ⅱ 1 3242	ほりのず 堀之頭	霧島市	ふくやまちょう 福山町	ふくさわ 福沢	60	30	17	1									
Ⅱ 1 3243	こくし 国師2	霧島市	ふくやまちょう 福山町	ふくやま 福山	50	37	50	1									
Ⅱ 1 5349	ゆのたに 湯之谷	霧島市	まきぞのちょう 牧園町	たかちほ 高千穂	40	47	24	1	町道	40							
Ⅱ 1 5350	いおうだに 硫黄谷2	霧島市	まきぞのちょう 牧園町	たかちほ 高千穂	60	35	71	1	町道	80							
Ⅱ 1 5351	しんゆ 新湯	霧島市	まきぞのちょう 牧園町	たかちほ 高千穂	120	50	28	1	町道	110	河川	120					
Ⅱ 1 5352	しきね 敷根	霧島市	こくぶし 国分市	うえのだん 上之段	60	45	70	1									
Ⅱ 1 5353	つかわかぐち 塚脇口	霧島市	こくぶし 国分市	うえのだん 上之段	30	40	35	2									
Ⅱ 1 5354	はぎのもと 萩ノ元3	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	85	37	25	4	市道	50							
Ⅱ 1 5355	はぎのもと 萩ノ元2	霧島市	こくぶし 国分市	かわはら 川原	140	55	35	4	市道	80							
Ⅱ 1 5362	せまり 瀬間利	霧島市	みぞべちょう 溝辺町	ありかわ 有川	230	30	15	3									
Ⅱ 1 5363	とこらう 床浪	霧島市	きりしまちょう 霧島町	おおくぼ 大窪	70	40	8	1									
Ⅱ 1 5364	まきうち 牧内	霧島市	きりしまちょう 霧島町	ながみず 永水	50	40	5	1									
Ⅱ 1 5365	くれゆき 暮幸	霧島市	はやとちょう 隼人町	かれいかわ 嘉例川	290	45	25	2	町道	290							
Ⅱ 1 5366	あかうけん 妙見	霧島市	はやとちょう 隼人町	かれいかわ 嘉例川	100	45	15	3	国道	100							
Ⅱ 1 5367	らちかみ 塚上	霧島市	はやとちょう 隼人町	おほま 小浜	210	35	13	4									
Ⅱ 1 5368	ば 馬場	霧島市	はやとちょう 隼人町	おほま 小浜	70	65	26	2	国道	50							
Ⅱ 1 5369	お 小田	霧島市	はやとちょう 隼人町	お 小田	120	50	6	3									
Ⅱ 2 321	こばる 小原	霧島市	よこかわちょう 横川町	しもの 下ノ	180	40	22	4	町道	160							
Ⅱ 2 322	たつし 竜石	霧島市	まきぞのちょう 牧園町	たかちほ 高千穂	120	70	10	1	町道	85							
Ⅱ 2 323	お 小田西	霧島市	はやとちょう 隼人町	お 小田	110	45	15	1									
Ⅱ 1 1191	つちかわ 土川	いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島	70	35	20	1	市道	40							
Ⅱ 1 1192	まごうえもんひら 孫石エ門ヶ平	いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島	170	30	20	3	市道	90							
Ⅱ 1 1193	こはる 河原	いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島	60	30	15	2	市道	40							
Ⅱ 1 1194	じょうがひら 城ノ平	いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島	70	45	8	1									
Ⅱ 1 1195	たていしご 立石迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島	50	30	22	2									
Ⅱ 1 1196	こびらぐち 小平口	いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川	50	40	8	2	県道	70							
Ⅱ 1 1197	にしのか 西ノ迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川	70	35	23	1									
Ⅱ 1 1198	ごとうやしきぞえ 郷戸屋敷添	いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川	50	30	26	3									
Ⅱ 1 1199	てらむら 寺村	いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川	110	45	27	4									
Ⅱ 1 1200	てらむら 寺村	いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川	140	50	9	4	市道	120							
Ⅱ 1 1201	ひらのやま 平之山	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	80	30	11	4	市道	140							
Ⅱ 1 1202	なんこぼ 南木場	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	110	35	27	3									
Ⅱ 1 1203	よひいし 呼石	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	70	45	24	2	市道	100							
Ⅱ 1 1204	ふくさこ 福迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	50	32	16	2	市道	40							
Ⅱ 1 1205	あなのたにぐち 穴ノ谷口	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	90	30	20	2									
Ⅱ 1 1206	きたおおきこ 北大迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	70	55	25	3									
Ⅱ 1 1207	おのどぎ 斧研	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	120	45	18	3	JR	100	市道	40					
Ⅱ 1 1208	すいしゃびら 水車平	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	200	63	55	4	国道	250							
Ⅱ 1 1209	やすけがお 弥助ヶ尾	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	50	30	37	1	国道	60							
Ⅱ 1 1211	どうのひら 堂ノ平	いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名	200	30	35	2	市道	250							
Ⅱ 1 1212	にがきさこ 苦木ヶ迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	120	34	17	1									
Ⅱ 1 1213	ひらただん 平田段	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	100	30	40	3									
Ⅱ 1 1215	おか 岡	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	40	40	10	1									
Ⅱ 1 1217	ひがしかわほね 東川骨	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	70	33	20	2	県道	100							
Ⅱ 1 1219	しんかい 新開	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	170	59	17	4	市道	200							
Ⅱ 1 1220	おおさこ 大迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	40	40	14	1	市道	60							
Ⅱ 1 1221	たいこがほこ 太鞆迫	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	90	63	23	1	市道	70							
Ⅱ 1 1222	やま 杓山	いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名	80	50	10	2	市道	80							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
II 1 1223	のりごえ 乗越	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		m	度	m							
II 1 1224	いでやま 井手山	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		70	40	10	3						
II 1 1225	さかのした 坂ノ下	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		170	52	20	1	県道	160				
II 1 1226	ひきやまがだん 久山ヶ段	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		70	40	9	2	市道	70				
II 1 1227	のなか 野中	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		80	32	28	2	市道	70				
II 1 1228	いしのし 石野々	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		120	30	14	1	市道	70				
II 1 1229	くるま 車	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		80	40	38	3	市道	120				
II 1 1230	こいで 小井手	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		70	35	24	2	市道	30				
II 1 1231	てんどうひらき 天頭開	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		50	45	18	1	市道	60				
II 1 1232	いけのさこ 池之迫	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		30	45	10	1						
II 1 1233	みごぼ 神子木場	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		40	45	18	2						
II 1 1234	くむれ 九牟礼	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		150	35	15	2	市道	170				
II 1 1235	かわけりだ 兼切田	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		100	50	13	1						
II 1 1236	かわけりだ 兼切田	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんみょう 上名		140	45	9	4	市道	170				
II 1 1237	どうのもと 堂ノ元	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		60	45	20	1	市道	100				
II 1 1238	いでぢ 井手口	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		60	40	10	1						
II 1 1239	かみしやま 上西山	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		80	35	25	2	市道	110				
II 1 1240	にしつばき 西椿	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		80	40	17	2						
II 1 1241	よらくびら 與六平	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		100	30	16	1						
II 1 1242	おくらびら 蔵平	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		60	35	15	1						
II 1 1243	はるたご 春田迫	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳		50	30	16	2						
II 1 1244	たにうと 谷ノ宇都	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳		60	50	15	1						
II 1 1245	いわした 岩下	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳		100	35	46	2	市道	100				
II 1 1246	いわした 岩下	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳		50	63	24	2						
II 1 1247	おおたに 大谷	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳		50	30	17	1	市道	40				
II 1 1248	たかほ 高穂	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		120	40	35	1						
II 1 1249	よこひら 横平	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		100	45	10	3	町道	90				
II 1 1250	とめおく 留奥	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	おおざと 大里		70	50	12	2	町道	30				
II 1 1251	かけのした 掛ノ下	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	おおざと 大里		80	50	11	4	国道	100				
II 1 1252	さこいそひら 迫磯平	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	おおざと 大里		200	40	31	4	町道	190				
II 1 1253	したごぼ 下木場	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		80	30	22	1						
II 1 1254	まえひら 前平	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		100	50	27	2	県道	100				
II 1 1255	のくび 野首	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		60	30	25	1						
II 1 1256	かきうちがはら 柿内ヶ原	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		60	30	13	1	町道	150				
II 1 1257	まえやまさこ 前山迫	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		50	50	8	1	町道	70				
II 1 1258	しろしるまこ 城後迫	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		80	35	20	1	町道	80				
II 1 1259	せした 瀬下	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		90	30	21	4						
II 1 1260	ほりのうち 堀ノ内	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		80	33	20	1	町道	120				
II 1 1261	くらひじゆう 蔵ノ十	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		70	45	15	2	県道	40				
II 1 1262	ひのかわはら 火ノ川原	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		80	65	10	2	町道	110				
II 1 1263	まつひら 松比良	くきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上		70	35	25	1						
II 1 4889	おさきやま 尾崎山	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	はしま 羽島		70	50	12	2						
II 1 4890	しまご 島迫	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		50	40	19	2						
II 1 4891	しんうえもんさこ 新右衛門迫	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		50	45	9	2	市道	60				
II 1 4892	かしきだん 樫木ノ段	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川		110	47	16	3	市道	100				
II 1 4893	かしきだん 樫木ノ段	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	あらかわ 荒川		150	35	108	1	市道	20				
II 1 4894	ひがつぽうばら 東鉄砲腹	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		150	30	73	1	市道	160				
II 1 4895	いでぢ 井手口	くきのし いちき串木野市	くきのし 串木野市	しもんみょう 下名		110	40	24	4	市道	120				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4896	しもにやま 下西山	くしきのし いちき串木野市	くしきのし 串木野市	しもんみょう 下名	100	40	17	4							
Ⅱ 1 4897	たにうと 谷ノ宇都	くしきのし いちき串木野市	くしきのし 串木野市	かんむりだけ 冠岳	140	35	27	4							
Ⅱ 1 4898	ろくばんぐち 六番口	くしきのし いちき串木野市	くしきのし 串木野市	しもんみょう 下名	70	34	30	3	市道	100					
Ⅱ 1 4899	野下	くしきのし いちき串木野市	くしきのし 串木野市	しもんみょう 下名	90	30	25	3							
Ⅱ 1 4900	こじょう 小城	くしきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	みなとまち 湊町	90	60	10	2							
Ⅱ 1 4901	まえだ 前田	くしきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	おおざと 大里	100	50	10	4	町道	90					
Ⅱ 1 4902	みなとまち 湊町	くしきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	みなとまち 湊町	130	85	7	2	町道	80					
Ⅱ 1 4903	なかほら 中原	くしきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	おおざと 大里	130	40	13	4	町道	150					
Ⅱ 1 4904	こいぬち 木場1	くしきのし いちき串木野市	いちきちよう 市来町	かわかみ 川上	50	45	9	1							
Ⅱ 2 164	ぶつしょうがだん 佛生ヶ段	くしきのし いちき串木野市	くしきのし 串木野市	しもんみょう 下名	70	30	9	1	市道	20					
Ⅱ 1 886	やし 屋敷	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	こみなと 小湊	60	55	15	2							
Ⅱ 1 887	かみむら 上村1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	こみなと 小湊	60	50	30	1							
Ⅱ 1 888	かみむら 上村2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	こみなと 小湊	50	50	20	1							
Ⅱ 1 890	おおさきいつく 大崎一区 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	75	40	18	2	市道	100					
Ⅱ 1 891	とうしんばらしも 唐仁原下	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	40	45	15	2							
Ⅱ 1 892	とうしんばらきた 唐仁原北	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	45	45	15	2							
Ⅱ 1 894	うちださがた 内田佐方 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	125	40	6	3							
Ⅱ 1 895	うちださがた 内田佐方 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	50	35	20	1							
Ⅱ 1 896	うちださがた 内田佐方 3	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	とうしんばら 唐仁原	90	50	16	3							
Ⅱ 1 897	しらかめ 白亀 5	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	しらかめ 白亀	100	70	15	2	市道	110					
Ⅱ 1 898	しらかめ 白亀 6	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	しらかめ 白亀	30	40	5	1							
Ⅱ 1 903	かいがけ 貝掛 3	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	75	60	12	1							
Ⅱ 1 904	かいがけ 貝掛 4	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	70	45	20	2							
Ⅱ 1 905	かいがけ 貝掛 5	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	85	45	8	2							
Ⅱ 1 907	うちぬのきた 内布北	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	90	60	7	2							
Ⅱ 1 908	うちぬのなか 内布中	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	40	35	10	2							
Ⅱ 1 909	きよぞの 崎園	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	むらばら 村原	40	50	6	1							
Ⅱ 1 911	まち 町1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	60	60	5	4							
Ⅱ 1 912	まち 町2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	35	45	10	2	市道	45					
Ⅱ 1 913	こうじょう 高城	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	55	55	10	3							
Ⅱ 1 914	うえむらひがし 上村東 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	95	60	10	3	河川	80					
Ⅱ 1 915	うえむらひがし 上村東 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	65	40	20	1	河川	50					
Ⅱ 1 916	うえむらひがし 上村東 3	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	65	45	15	1	河川	50					
Ⅱ 1 917	おとし 落 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	55	60	13	2	河川	50					
Ⅱ 1 918	おとし 落 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	かわばた 川畑	35	55	10	1	河川	30					
Ⅱ 1 921	さかぐち 坂口 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	75	45	20	2	市道	50					
Ⅱ 1 922	まつもと 松元 4	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	100	45	20	4	市道	120					
Ⅱ 1 923	まつもと 松元 5	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	350	45	10	3							
Ⅱ 1 926	まつもと 松元 7	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	150	40	18	4	市道	150					
Ⅱ 1 927	まつもと 松元 8	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	70	40	15	2	市道	70					
Ⅱ 1 928	なかむら 中村 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	70	40	10	2	市道	60					
Ⅱ 1 929	なかむら 中村 3	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	60	40	20	1							
Ⅱ 1 931	よこひら 横平 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	50	30	25	1							
Ⅱ 1 932	かなきだひら 金気平 2	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	30	50	10	2							
Ⅱ 1 933	てらぞのまえ 寺園前	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	120	45	5	3	市道	100					
Ⅱ 1 934	おおの 大野 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	55	40	5	4							
Ⅱ 1 935	にしむら 西村 1	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	50	45	15	1							
Ⅱ 1 936	たのの 田之野 3	みなみ 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	140	35	15	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 937	たのの田之野 2	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	55	30	15	2							
Ⅱ 1 938	たのの田之野 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	50	30	15	1	県道	70					
Ⅱ 1 939	ひがしやま東山 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	60	35	10	2							
Ⅱ 1 940	かわとこ川床	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	100	50	10	4	市道	100					
Ⅱ 1 941	にしやま西山 2	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	30	10	2							
Ⅱ 1 942	うらぐち浦口 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	35	55	12	1							
Ⅱ 1 943	うらぐち浦口 2	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	40	10	3							
Ⅱ 1 945	ほんぼう本坊 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	30	20	1	市道	60					
Ⅱ 1 946	とりのす鷺之巢	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	80	50	30	3	市道	80					
Ⅱ 1 947	うらぐち浦口 3	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	45	35	10	4	市道	50					
Ⅱ 1 949	どうばら堂ノ原	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	100	45	15	2	市道	120					
Ⅱ 1 950	まえむら前村	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	45	9	1	県道	50					
Ⅱ 1 951	うしろむら後村 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	60	45	15	2	市道	60					
Ⅱ 1 952	ひのこばら樋川原 1	みなみし 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	40	50	20	1							
Ⅱ 1 977	ばんどころ番所 3	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	35	20	1							
Ⅱ 1 978	ばんどころ番所 4	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	60	40	30	4	国道	70					
Ⅱ 1 979	おおく大崩	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	40	40	30	1	国道	50					
Ⅱ 1 980	こさき小崎 2	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	60	50	40	1							
Ⅱ 1 981	みさき岬	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	60	45	15	1							
Ⅱ 1 982	うおし魚路 2	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	30	40	20	1							
Ⅱ 1 983	ふくとやま福戸山	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	70	35	30	4	国道	80					
Ⅱ 1 984	うまどりやま馬取山 1	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	70	40	40	2	国道	80					
Ⅱ 1 985	うまどりやま馬取山 2	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	70	40	30	3	国道	80					
Ⅱ 1 988	かさまつ笠松 2	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	75	40	30	1	国道	100					
Ⅱ 1 989	しんでん新田 2	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	60	40	6	1							
Ⅱ 1 990	まつきば松木場	みなみし 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	140	40	8	2							
Ⅱ 1 992	こばま小浜 1	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	40	45	6	2	林道	40					
Ⅱ 1 993	おばま小浜 2	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	25	40	7	3							
Ⅱ 1 994	こえじ越路 3	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	70	40	12	1	河川	70					
Ⅱ 1 995	あきめとうげ秋目峠	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	370	50	20	1	県道	380					
Ⅱ 1 996	ありき有木 2	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	70	60	5	1							
Ⅱ 1 997	みなみさこ南迫	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	200	50	15	2	町道	100					
Ⅱ 1 998	みやまの宮園 2	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	300	50	10	3	町道	200					
Ⅱ 1 999	みやまの宮園 3	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	80	50	10	3	町道	30					
Ⅱ 1 1000	ふくもと福元	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	90	45	8	4	町道	90					
Ⅱ 1 1001	ひらぼる平原 1	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	40	45	5	3							
Ⅱ 1 1004	くしじ久志地 1	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	90	45	7	2							
Ⅱ 1 1007	おちみず落水 1	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	50	45	25	1	国道	60					
Ⅱ 1 1008	おちみず落水 2	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	50	50	8	1							
Ⅱ 1 1009	あきやま秋山	みなみし 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	90	40	20	3	町道	60					
Ⅱ 1 1010	きよまん供神 1	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	230	50	8	3	県道	220					
Ⅱ 1 1014	とりいぐち鳥井口	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	85	40	15	1							
Ⅱ 1 1015	にたがわ仁田川 2	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	65	40	20	4	国道	70					
Ⅱ 1 1016	にたがわ仁田川 3	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	60	45	15	3	国道	70					
Ⅱ 1 1019	にしおこし西尾越	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	140	50	30	2	農道	150					
Ⅱ 1 1020	かみのほう上之坊 1	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	90	60	10	3	国道	100					
Ⅱ 1 1021	くりの栗野 1	みなみし 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	50	60	10	2	町道	60					
Ⅱ 1 1532	ひらぼり平堀	みなみし 南さつま市	きんぼうちよう 金峰町	いけべ 池辺	150	45	7	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1533	まつおか松岡2	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	いけべ池辺	70	55	20	4							
Ⅱ 1 1536	やけやしき焼屋敷	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	20	55	10	1							
Ⅱ 1 1538	よしだに吉谷1	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	50	50	15	3							
Ⅱ 1 1539	ながたに永谷1	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	200	50	50	2							
Ⅱ 1 1540	くろにた黒仁田1	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	20	45	35	1							
Ⅱ 1 1541	ひかさ日笠	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	20	60	8	1	県道	20					
Ⅱ 1 1543	かきやま笠山	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	30	70	6	1							
Ⅱ 1 1544	そうごぼまえきこ惣ノ木場前迫	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	たいざか大坂	60	45	15	2							
Ⅱ 1 1545	たまり玉利2	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	しらかわ白川	80	40	20	4	集落道	100					
Ⅱ 1 1547	ながくら永倉	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	しらかわ白川	50	50	20	1	町道	60					
Ⅱ 1 1548	ひわたし樋渡1	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	しらかわ白川	50	40	15	2	町道	60					
Ⅱ 1 1549	みなみさこ南ノ迫2	みなみ南さつまし	きんほうちよう金峰町	しらかわ白川	40	50	25	2	町道	50					
Ⅱ 1 4631	きかくち坂口2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	130	45	20	4	市道	60					
Ⅱ 1 4632	まつもと松元9	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	60	40	15	4							
Ⅱ 1 4633	てつやましも鉄山下2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	50	40	5	1							
Ⅱ 1 4634	よこひら横平3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	60	30	13	3	市道	70					
Ⅱ 1 4635	かわわらむがし川畑東1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	110	50	6	4	河川	130					
Ⅱ 1 4636	にしむら西村2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	40	45	15	2							
Ⅱ 1 4637	にしむら西村3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	40	45	8	2	市道	50					
Ⅱ 1 4638	にしむら西村4	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	40	45	12	2							
Ⅱ 1 4639	おおの大野2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	50	40	11	2	市道	60					
Ⅱ 1 4640	おおの大野3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	60	45	10	2	市道	70					
Ⅱ 1 4641	いではら出原1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	たけだ武田	50	40	5	2							
Ⅱ 1 4642	はらむかえ原向2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	65	50	13	3							
Ⅱ 1 4643	かじや加治屋3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	110	55	9	3							
Ⅱ 1 4644	かじや加治屋4	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	55	60	7	3							
Ⅱ 1 4645	おとし落3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	30	45	6	1							
Ⅱ 1 4646	かわわらむがし川畑東2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	25	30	11	1	河川	50					
Ⅱ 1 4647	とうはな塘花1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	50	80	6	2							
Ⅱ 1 4648	とうはな塘花2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	かわわらむがし川畑	40	50	9	2							
Ⅱ 1 4649	ひのこはら樋川原2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	30	60	7	1	市道	30					
Ⅱ 1 4650	うしなむら後村2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	70	40	9	3							
Ⅱ 1 4651	うしなむら後村3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	40	40	11	2							
Ⅱ 1 4652	うしなむら後村4	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	100	50	20	1							
Ⅱ 1 4653	ごひら1後平1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	70	60	5	3	市道	70					
Ⅱ 1 4654	もろきのさこ諸木之迫1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	40	60	7	1							
Ⅱ 1 4655	たのの田之野5	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	70	50	10	2							
Ⅱ 1 4656	てつやましも鉄山1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	60	30	5	3							
Ⅱ 1 4657	てつやましも鉄山下1	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	40	40	7	1							
Ⅱ 1 4658	たのの田之野6	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	100	40	8	3	市道	50					
Ⅱ 1 4659	たのの田之野7	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	50	40	17	2	林道	40					
Ⅱ 1 4660	てつやまし鉄山2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	20	60	5	2							
Ⅱ 1 4661	ひがしやま東山2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	50	50	14	2							
Ⅱ 1 4662	おおさきいちく大崎一区3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	とうじんぼら唐仁原	30	60	5	2	県道	15					
Ⅱ 1 4663	ひがしやま東山3	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	100	40	20	2	市道	120					
Ⅱ 1 4664	ひがしやま東山4	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	30	40	8	1							
Ⅱ 1 4665	ひがしやま東山5	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	うちやまだ内山田	20	60	6	1							
Ⅱ 1 4666	もろきのさこ諸木之迫2	みなみ南さつまし	かせだし加世田市	つぬき津貫	80	60	7	3	市道	90					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設									
									種類	数	種類	数	種類	数				
					m	度	m											
Ⅱ 1 4667	た かしら 田頭1	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	40	50	18	1										
Ⅱ 1 4668	た かしら 田頭2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	90	40	8	3										
Ⅱ 1 4669	たまむしの 玉虫野	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	うちやまだ 内山田	20	40	6	2										
Ⅱ 1 4670	うちだ さかた 内田佐方4	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	とうじんぼら 唐仁原	60	35	16	1										
Ⅱ 1 4671	かきもと 柿本2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	30	45	11	2	市道	40								
Ⅱ 1 4672	うち めのみなみ 内布南	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	35	50	8	1										
Ⅱ 1 4673	かみぐるす 上鴻巣 3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	45	75	6	3	市道	15								
Ⅱ 1 4674	こ じん 小陣3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	とうじんぼら 唐仁原	30	50	8	1										
Ⅱ 1 4675	しらかめ 白亀8	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	しらかめ 白亀	50	50	16	2										
Ⅱ 1 4676	うちだ さかた 内田佐方5	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	とうじんぼら 唐仁原	45	50	6	1	市道	50								
Ⅱ 1 4677	いでほら 出原2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	50	40	8	1										
Ⅱ 1 4678	いでほら 出原3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	15	55	10	1										
Ⅱ 1 4679	きよき ば 清木場	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	30	40	8	1										
Ⅱ 1 4680	かりや 仮屋	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	25	35	10	1										
Ⅱ 1 4681	しんでん 新田1	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	80	60	15	2	国道	80								
Ⅱ 1 4682	はらむかえ 原向3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	40	20	2	市道	50								
Ⅱ 1 4683	ひごかみ 干河上	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	35	40	8	1										
Ⅱ 1 4684	やし 屋地 4	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	70	40	10	4	市道	75								
Ⅱ 1 4685	どうほら 堂原2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	25	50	20	1										
Ⅱ 1 4686	うらくち 浦口4	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	100	60	9	3	市道	100								
Ⅱ 1 4687	しんやま 新山2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	25	50	7	1	市道	30								
Ⅱ 1 4688	しんやま 新山3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	60	40	11	2										
Ⅱ 1 4689	かみき や 上木屋3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	45	10	1	市道	60								
Ⅱ 1 4690	しもき や 下木屋1	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	30	45	8	2										
Ⅱ 1 4692	しもき や 下木屋3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	25	45	9	1										
Ⅱ 1 4693	たかすみ 高隅	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	15	85	5	1										
Ⅱ 1 4694	なかのしも 中野下 4	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	65	45	18	2	市道	50								
Ⅱ 1 4695	ご ひら 後平2	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	35	55	15	1	国道	50								
Ⅱ 1 4696	あしかり 足刈	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	35	6	2	国道	30								
Ⅱ 1 4697	とう はな 塘花3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	かわはた 川畑	35	50	8	1										
Ⅱ 1 4698	うちだ さかた 内田佐方6	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	とうじんぼら 唐仁原	25	40	9	2										
Ⅱ 1 4699	しばふく 芝福	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	つぬき 津貫	50	45	10	3										
Ⅱ 1 4700	なかのしも 中野下 5	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	たけだ 武田	30	70	5	1	市道	40								
Ⅱ 1 4701	おとし 落 4	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	かわはた 川畑	100	45	10	2	市道	110								
Ⅱ 1 4773	しんでん 新田 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	60	45	7	2										
Ⅱ 1 4774	かみきや 上村 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	50	20	1	国道	50								
Ⅱ 1 4775	かみきや 上村 4	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	20	60	8	1	町道	30								
Ⅱ 1 4776	こうら 小浦 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	35	40	9	1	町道	40								
Ⅱ 1 4777	おおと 大当 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	30	40	50	1	町道	50								
Ⅱ 1 4778	たかさきやま 高崎山 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	40	45	40	1	旧道	50								
Ⅱ 1 4779	たかさきやま 高崎山4	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	30	40	1	国道	60								
Ⅱ 1 4780	かいどうち 街道口 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	80	45	15	2	町道	60	河川	60						
Ⅱ 1 4781	た とうこぼ 太郎木場 5	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	90	60	16	3	国道	100								
Ⅱ 1 4782	いち さこ 市ノ迫 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	30	40	15	2	町道	40								
Ⅱ 1 4783	くろせ 黒瀬 1	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	70	50	10	2	町道	60								
Ⅱ 1 4784	たにやま 谷山 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	45	12	1	町道	60								
Ⅱ 1 4785	くろせ 黒瀬 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	40	45	15	2	町道	50								
Ⅱ 1 4786	なかわた 中渡	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	30	45	7	1	町道	40								

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4787	たろうこぼ 太郎木場 6	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	70	60	20	2	国道	140					
Ⅱ 1 4788	たろうこぼ 太郎木場 4	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	40	45	10	1	町道	50					
Ⅱ 1 4789	におう さき 仁王崎 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	15	60	8	1	町道	20					
Ⅱ 1 4790	かじきやま 樫木山 3	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	50	35	1							
Ⅱ 1 4791	かじきやま 樫木山 4	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	かたうら 片浦	50	50	15	1							
Ⅱ 1 4792	みやた 宮田 2	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	60	40	13	3							
Ⅱ 1 4793	やまの 山野	みなみ し 南さつま市	かささちよう 笠沙町	あこうぎ 赤生木	20	80	6	1	町道	30					
Ⅱ 1 4794	もとこえ 元越	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	70	50	10	4	県道	80					
Ⅱ 1 4795	みやぞの 宮園 5	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	50	45	10	2							
Ⅱ 1 4796	みやぞの 宮園 6	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	50	55	10	1							
Ⅱ 1 4797	こえし 越路 4	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	35	60	10	2							
Ⅱ 1 4798	かんじく 干拓 1	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	100	45	12	4							
Ⅱ 1 4799	かんじく 干拓 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	35	50	11	1							
Ⅱ 1 4800	うえの かど 上之門 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	65	60	10	2							
Ⅱ 1 4801	おおこ 大木場 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	70	45	6	2							
Ⅱ 1 4802	くぼ 久保 1	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	30	60	6	2							
Ⅱ 1 4803	くぼ 久保 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	70	30	6	2							
Ⅱ 1 4804	ながた 永田 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	75	50	7	3	町道	80					
Ⅱ 1 4805	ながた 永田 3	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	30	40	8	2							
Ⅱ 1 4806	うえの かど 上之門 3	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	100	40	9	4	県道	90					
Ⅱ 1 4807	うえの かど 上之門 4	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	50	45	8	3							
Ⅱ 1 4808	ありき 有木 3	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	40	50	7	3	町道	50					
Ⅱ 1 4809	さかき 榊 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	40	40	7	2							
Ⅱ 1 4810	さんぼんまつ 三本松 4	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	75	45	13	2	県道	50					
Ⅱ 1 4811	うえの かど 上之門 1	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	200	60	12	4	町道	50					
Ⅱ 1 4812	みやぞの 宮園 4	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	25	60	14	1							
Ⅱ 1 4813	きた 迫田	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	170	45	15	3	町道	100					
Ⅱ 1 4814	くしじ 久志地 2	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	125	40	8	3							
Ⅱ 1 4815	なかぐみ 仲組	みなみ し 南さつま市	おおうちよう 大浦町	おおうち 大浦	120	40	6	2	町道	30					
Ⅱ 1 4816	かみのぼろ 上之坊 2	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	60	55	10	3	国道	70					
Ⅱ 1 4817	ふから 深浦	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	70	75	10	4	国道	50					
Ⅱ 1 4818	やなぎ たにさき 柳木谷迫	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	とまり 泊	40	40	5	1	町道	50					
Ⅱ 1 4819	くりの 栗野 2	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	40	85	7	1	河川	30					
Ⅱ 1 4820	くりの 栗野 3	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	ほう 坊	100	50	8	3	河川	100					
Ⅱ 1 4821	しおや 塩屋 2	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	50	40	10	3							
Ⅱ 1 4822	いまむら 今村 2	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	50	55	8	3	町道	60					
Ⅱ 1 4823	に た がわ 仁田川 4	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	くし 久志	30	35	15	2	国道	40					
Ⅱ 1 5027	かたひらた 片平田 2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	70	50	40	4	町道	30					
Ⅱ 1 5028	かわはた 川畑	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	いけべ 池辺	50	75	5	1							
Ⅱ 1 5029	みたて 御立田	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	おくだり 尾下	50	50	15	3	町道	60					
Ⅱ 1 5030	すなだ 砂田	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	おくだり 尾下	60	50	15	2							
Ⅱ 1 5031	もと 本寺	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	いけべ 池辺	40	45	6	1							
Ⅱ 1 5032	くさだ 草田	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	いけべ 池辺	40	80	6	3							
Ⅱ 1 5033	おだ さこ 小田迫 1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	うらの みや 浦之名	100	45	8	2							
Ⅱ 1 5034	おだ さこ 小田迫 2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	うらの みや 浦之名	20	50	10	1							
Ⅱ 1 5035	ばんや ひら 番屋平 1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいせか 大坂	50	45	15	1							
Ⅱ 1 5036	ほうしようばる 宝勝原	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	30	45	15	1							
Ⅱ 1 5037	ぎょうじ こぼ 行事木場	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	30	70	7	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5038	たまり 玉利3	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	30	40	20	1	町道	60					
Ⅱ 1 5039	でみず 出水	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	20	50	15	2							
Ⅱ 1 5040	ほとけざか 佛坂	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	50	45	12	1	町道	70					
Ⅱ 1 5041	ひわし 樋渡2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	25	45	10	1							
Ⅱ 1 5042	ふみいた 踏板	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	20	45	30	1							
Ⅱ 1 5043	みなみ きこ 南ノ迫1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	しらかわ 白川	30	60	15	1							
Ⅱ 1 5044	てつざん おか 鉄山ヶ岡	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	80	45	20	3							
Ⅱ 1 5045	ほつヶ迫	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	35	10	1							
Ⅱ 1 5046	た せと 田瀬戸	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	50	45	20	2	県道	70					
Ⅱ 1 5047	おの にしひら 小野西平	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	50	15	1	町道	25					
Ⅱ 1 5048	おの 小野1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	100	45	20	2	町道	120					
Ⅱ 1 5049	おの 小野2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	60	20	1							
Ⅱ 1 5050	うきはた 上畑	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	なかつの 中津野	20	45	5	1							
Ⅱ 1 5051	おの 小野3	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	35	20	1	県道	30					
Ⅱ 1 5052	たきの した 瀧之下1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	40	40	30	1	県道	30					
Ⅱ 1 5053	たきの した 瀧之下2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	45	30	1	県道	30					
Ⅱ 1 5054	たきの した 瀧之下3	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	110	55	35	2	町道	110					
Ⅱ 1 5055	かたふた 片蓋	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	55	10	2	県道	20					
Ⅱ 1 5056	やまがみざこ 山神迫1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	70	8	1							
Ⅱ 1 5057	やまがみざこ 山神迫2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	40	20	2							
Ⅱ 1 5058	やまぐらざこ 山口迫	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	70	50	15	2							
Ⅱ 1 5059	おおひら 大平	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	10	1							
Ⅱ 1 5060	き わだ きたひら 黄和田北平1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	60	11	4							
Ⅱ 1 5061	き わだ きたひら 黄和田北平2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	40	45	12	1							
Ⅱ 1 5062	うめ き 梅之木	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	40	15	1							
Ⅱ 1 5063	ながたにくらかけ 永谷鞍掛	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	20	1							
Ⅱ 1 5064	ほつヶ谷1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	20	1							
Ⅱ 1 5065	つかたに 塚谷	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	60	15	1							
Ⅱ 1 5066	おおのぼる 大野原1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	60	40	15	2							
Ⅱ 1 5067	おおのぼる 大野原2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	60	12	1							
Ⅱ 1 5068	くろにた 黒仁田2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	50	25	1							
Ⅱ 1 5069	ながたに 永谷2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	25	60	8	2							
Ⅱ 1 5070	ながたに 永谷3	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	16	50	12	1							
Ⅱ 1 5071	ほつヶ谷2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	45	7	1							
Ⅱ 1 5072	いづは 伊津羽	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	45	8	1	町道	20					
Ⅱ 1 5073	よこひら 横平	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	150	40	12	3	町道	80					
Ⅱ 1 5074	いっほんまつ 菅本松1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	30	1							
Ⅱ 1 5075	いっほんまつ 菅本松2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	50	45	10	2							
Ⅱ 1 5076	うと ら 宇都良迫	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	20	1							
Ⅱ 1 5077	ほりの うえ 堀之上	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	100	45	15	2							
Ⅱ 1 5078	よしたに 百谷2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	25	1							
Ⅱ 1 5079	なか の たに 中ノ野谷	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	140	40	20	4							
Ⅱ 1 5080	ながの たに 永野谷	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	70	40	20	2							
Ⅱ 1 5081	なまりやま 鉛山	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	15	1							
Ⅱ 1 5082	はんや びら 番屋平2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	20	40	15	1							
Ⅱ 1 5083	たいざかうえ 大坂上	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	35	15	2							
Ⅱ 1 5084	おおたぶ 大楯	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	たいざか 大坂	30	45	10	1							
Ⅱ 1 5085	みやた 宮田	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	にいやま 新山	20	45	15	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5086	しらいましようばる 下今城原1	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	はなげ 花瀬	80	45	10	3							
Ⅱ 1 5087	しらいましようばる 下今城原2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	はなげ 花瀬	45	45	10	1							
Ⅱ 1 5088	うちだ さこ 内田迫	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	はなげ 花瀬	60	45	18	2							
Ⅱ 1 5089	じょうない 城内2	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	はなげ 花瀬	80	45	7	4							
Ⅱ 1 5090	すわ ぼり 諏訪堀	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	はなげ 花瀬	20	40	14	1	町道	20					
Ⅱ 1 5091	きた ぼり 北之堀	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	にいやま 新山	40	50	8	3	県道	50					
Ⅱ 1 5092	たてのはる 立野原	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	にいやま 新山	60	50	15	2							
Ⅱ 1 5093	いちぼり 市堀	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	おおの 大野	100	45	10	3							
Ⅱ 1 5094	かすがまり 春日堀	みなみ し 南さつま市	きんほうちよう 金峰町	おおの 大野	60	60	5	4							
Ⅱ 2 119	はまぼり 浜堀 3	みなみ し 南さつま市	かせだし 加世田市	みやばら 宮原	175	60	15	2	市道	190					
Ⅱ 2 149	あんどこうさき 荒所先	みなみ し 南さつま市	ほうのつちよう 坊津町	なまり 泊	180	60	15	4	国道	190					
Ⅱ 1 808	おおさと 大里6	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	くろしま 黒島	40	55	40	1	県道	40					
Ⅱ 1 809	かたどまり 片泊2	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	くろしま 黒島	40	45	28	3	県道	40					
Ⅱ 1 811	おおさと 大里5	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	くろしま 黒島	40	60	20	3							
Ⅱ 1 813	いおうじま 硫黄島1	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	いおうじま 硫黄島	70	50	20	4							
Ⅱ 1 814	かたどまり 片泊5	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	くろしま 黒島	30	80	5	1	県道	30					
Ⅱ 1 816	たけしま 竹島5	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	たけしま 竹島	200	90	20	2	溪流	200					
Ⅱ 2 410	たけしま 竹島1	みしまむら 三島村	みしまむら 三島村	たけしま 竹島	60	90	15	2	溪流	60					
Ⅱ 1 818	くすき 楠木2	としまむら 十島村	としまむら 十島村	なかのしま 中之島	50	80	70	3							
Ⅱ 1 819	くすき 楠木3	としまむら 十島村	としまむら 十島村	なかのしま 中之島	50	60	30	3							
Ⅱ 1 820	すわ のせしま 諏訪之瀬島	としまむら 十島村	としまむら 十島村	すわ のせしま 諏訪之瀬島	15	40	10	1	村道	15					
Ⅱ 1 822	にし のはま 西之浜3	としまむら 十島村	としまむら 十島村	くちのしま 口之島	60	50	80	1							
Ⅱ 1 823	にし のはま 西之浜2	としまむら 十島村	としまむら 十島村	くちのしま 口之島	40	50	40	1							
Ⅱ 1 824	くち のしま 口之島3	としまむら 十島村	としまむら 十島村	くちのしま 口之島	50	45	50	1							
Ⅱ 1 4630	はさま ハサマ	としまむら 十島村	としまむら 十島村	くちのしま 口之島	70	50	40	4							
Ⅱ 1 854	かみて 上出2	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	おおよま 大山	50	37	8	3							
Ⅱ 1 855	まえはら 前原	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	40	40	13	1	町道	40					
Ⅱ 1 856	いで うえ 井手上	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	80	41	16	4	町道	70					
Ⅱ 1 857	すぎき 須崎	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	70	45	11	4							
Ⅱ 1 858	かわぐち 川口1	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	50	41	18	1	町道	20					
Ⅱ 1 859	かわぐち 川口2	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	50	50	17	2	町道	50					
Ⅱ 1 860	なかの 中野1	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	なりかわ 成川	40	51	57	2							
Ⅱ 1 862	やましたちよう 山下町	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	ふくと 福元	45	33	8	2	町道	20					
Ⅱ 1 863	あひみややま 愛宮山1	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	ふくと 福元	45	40	8	3	町道	40					
Ⅱ 1 864	あひみややま 愛宮山2	やまがわちよう 山川町	やまがわちよう 山川町	ふくと 福元	60	30	9	2	町道	60					
Ⅱ 1 865	かみて 上出	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	50	51	12	1							
Ⅱ 1 866	やました 山下1	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	60	63	15	2							
Ⅱ 1 867	こながた 小長田1	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	60	47	12	2							
Ⅱ 1 868	こながた 小長田2	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	80	73	8	1							
Ⅱ 1 869	こながた 小長田3	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	80	50	9	2							
Ⅱ 1 870	まわたり 馬渡1	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	150	48	14	4	町道	70					
Ⅱ 1 871	まわたり 馬渡2	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	40	43	9	1	町道	10					
Ⅱ 1 872	やごし 矢越1	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	50	58	11	2							
Ⅱ 1 873	やごし 矢越2	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	30	45	10	1							
Ⅱ 1 874	やごし 矢越3	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごりよう 御領	40	60	9	2							
Ⅱ 1 875	やまおき 山脇	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	まきのうち 牧之内	40	60	47	1	町道	40					
Ⅱ 1 876	いせち 伊瀬知	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	まきのうち 牧之内	50	52	16	3							
Ⅱ 1 877	やました 山下2	えいちよう 額娃町	えいちよう 額娃町	ごおり 郡	70	55	21	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 878	志戸1	穎娃町	穎娃町	こおり郡	20	52	16	1							
Ⅱ 1 879	志戸2	穎娃町	穎娃町	こおり郡	50	50	16	2							
Ⅱ 1 880	志戸3	穎娃町	穎娃町	こおり郡	80	45	24	3							
Ⅱ 1 881	志戸4	穎娃町	穎娃町	こおり郡	60	48	12	2							
Ⅱ 1 882	志戸5	穎娃町	穎娃町	こおり郡	30	37	9	2	町道	30					
Ⅱ 1 883	ひらたが平丹花	穎娃町	穎娃町	こおり郡	50	45	10	3							
Ⅱ 1 884	たぐら田倉	穎娃町	穎娃町	こおり郡	40	50	8	1							
Ⅱ 2 114	にしまた西俣	穎娃町	穎娃町	こりょう御領	30	60	9	1							
Ⅱ 2 115	やました山下	穎娃町	穎娃町	こりょう御領	70	55	10	4							
Ⅱ 2 116	ゆきまる雪丸	穎娃町	穎娃町	まきのうち牧之内	40	63	11	1							
Ⅱ 2 117	志戸	穎娃町	穎娃町	こおり郡	100	60	12	2	町道	50					
Ⅱ 2 118	かわしりてらした川尻寺下	かいせんちょう開聞町	かいせんちょう開聞町	かわしり川尻	80	50	10	3	河川	80					
Ⅱ 1 1022	ひらこば平木場	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	あつち厚地	35	40	10	1	町道	45					
Ⅱ 1 1023	みぞの御園2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	あつち厚地	80	35	20	3	町道	45					
Ⅱ 1 1024	とくなが徳永2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	あつち厚地	55	35	20	1	町道	30	河川	70			
Ⅱ 1 1025	とくなが徳永1	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	あつち厚地	70	30	25	2	町道	60	河川	50			
Ⅱ 1 1026	にしのみ西野	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	あつち厚地	90	30	10	3							
Ⅱ 1 1027	てみの手裏1	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	75	30	50	4	町道	5					
Ⅱ 1 1030	いけのこうち池之河内	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	110	30	9	4	県道	10					
Ⅱ 1 1031	いけのこうち池之河内2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	40	52	10	1	町道	15					
Ⅱ 1 1032	うしろだけきた後岳北1	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	65	44	18	3	町道	65					
Ⅱ 1 1033	うしろだけきた後岳北2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	30	48	15	1							
Ⅱ 1 1034	うしろだけきた後岳北3	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	75	33	30	2	町道	90					
Ⅱ 1 1035	うしろだけきた後岳北4	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	30	30	115	1	町道	40					
Ⅱ 1 1038	うしろだけみなみ後岳南	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	65	34	45	3	町道	90					
Ⅱ 1 1039	うしろだけしも後岳下1	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	60	33	20	2	町道	15					
Ⅱ 1 1042	こだし小田代3	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	35	44	18	1	町道	35					
Ⅱ 1 1044	こだし小田代2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	50	30	40	3	県道	75					
Ⅱ 1 1045	こかみ河上	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	50	35	20	1							
Ⅱ 1 1047	じょんばば3城馬場3	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	45	50	25	1	町道	40					
Ⅱ 1 1048	じょんばば4城馬場4	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	45	35	30	2	その他の道路	20					
Ⅱ 1 1049	なかごおりきた2中郡北2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	40	55	6	1	町道	45					
Ⅱ 1 1050	しもごおりきた8下郡北8	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	70	40	25	3	県道	45					
Ⅱ 1 1052	しもごおりきた5下郡北5	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	30	52	14	1							
Ⅱ 1 1054	しもごおりきた4下郡北4	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	120	43	8	3							
Ⅱ 1 1055	しもごおりきた3下郡北3	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	35	52	12	1	町道	10					
Ⅱ 1 1057	しもごおりみなみ8下郡南8	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	55	60	10	2	県道	35	町道	40			
Ⅱ 1 1060	しもごおりみなみ4下郡南4	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	40	40	15	1	町道	35					
Ⅱ 1 1061	しもごおりみなみ下郡南	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	200	35	25	4	町道	125					
Ⅱ 1 1062	うちでぐち打出口	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	ながさと永里	35	35	20	1	その他の道路	75					
Ⅱ 1 1063	せんだやま仙田山	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	こおり郡	55	40	15	1							
Ⅱ 1 1064	くわしろ桑代	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	ながさと永里	45	45	8	2	町道	7					
Ⅱ 1 1065	よみかね2横峯2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	ながさと永里	45	40	10	1							
Ⅱ 1 1066	どうそん堂園1	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	にしもと西元	50	40	25	1							
Ⅱ 1 1067	どうそん堂園2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	にしもと西元	65	40	15	1	町道	20					
Ⅱ 1 1068	とひだけ取達	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	にしもと西元	140	60	10	3	町道	230	河川	130			
Ⅱ 1 1069	せんつう善通	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	にしもと西元	92	50	7	2	河川	85					
Ⅱ 1 1070	かわとこ2川床2	ちらんちょう知覧町	ちらんちょう知覧町	にしもと西元	35	60	10	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1071	まつくぼ 松久保	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	85	35	8	2	町道	10					
Ⅱ 1 1072	ながやま 永山 1	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	45	40	15	1	河川	35					
Ⅱ 1 1073	ながやま 永山 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	65	60	7	2							
Ⅱ 1 1074	せせむかえ <sup>4</sup> 瀬世向 4	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	55	35	10	3							
Ⅱ 1 1075	せせむかえ 瀬世向 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	125	35	15	3							
Ⅱ 1 1076	さこ 迫	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ひがしべつぶ 東別府	85	35	25	3	町道	5					
Ⅱ 1 1077	かみきはら 上木原	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ひがしべつぶ 東別府	35	40	16	1							
Ⅱ 1 4824	かじま 加治佐	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ひがしべつぶ 東別府	30	30	12	2							
Ⅱ 1 4825	しごおりきた <sup>6</sup> 下郡北 6	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	40	45	14	2	町道	25					
Ⅱ 1 4826	しごおりみなみ <sup>2</sup> 下郡南 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	30	50	5	1	町道	140					
Ⅱ 1 4827	しごおりみなみ <sup>9</sup> 下郡南 9	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	60	55	15	1							
Ⅱ 1 4828	うちでぐち <sup>2</sup> 打出口 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ながはと 永里	55	40	17	3	町道	60					
Ⅱ 1 4829	うちでぐち <sup>3</sup> 打出口 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ながはと 永里	35	34	17	1	町道	40					
Ⅱ 1 4830	うちでぐち <sup>4</sup> 打出口 4	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ながはと 永里	20	32	15	1							
Ⅱ 1 4831	たとせ <sup>2</sup> 田渡瀬 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	30	40	15	1	町道	55					
Ⅱ 1 4832	まつくぼ <sup>2</sup> 松久保 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	35	35	10	1	河川	30					
Ⅱ 1 4833	まつくぼ <sup>3</sup> 松久保 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	20	60	10	1							
Ⅱ 1 4834	うきべ 浮辺	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ひがしべつぶ 東別府	20	35	8	1	その他の道路	5					
Ⅱ 1 4835	せせむかえ 瀬世向	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	55	38	10	2							
Ⅱ 1 4836	かみごおりかみ <sup>2</sup> 上郡上 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	30	40	30	1	県道	60					
Ⅱ 1 4837	かじま <sup>2</sup> 加治佐 2	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	ひがしべつぶ 東別府	25	40	45	2	町道	5					
Ⅱ 1 4838	せせむかえ <sup>5</sup> 瀬世向 5	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	25	55	5	1							
Ⅱ 1 4839	しごおりみなみ <sup>3</sup> 下郡南 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	37	60	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 4840	しごおりきた 下郡北	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	265	45	15	4	町道	110					
Ⅱ 1 4841	せせなか 瀬世中	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	45	45	10	4	町道	10					
Ⅱ 1 4842	ながたに 長谷	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	あつち 厚地	90	35	6	3							
Ⅱ 1 4843	ゆきのき 柚木	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	95	40	10	2	町道	70					
Ⅱ 1 4844	せせむかえ 瀬世向 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	せせ 瀬世	50	45	15	2	町道	35					
Ⅱ 1 4845	しごおりきた <sup>10</sup> 下郡北 10	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	65	55	45	1	県道	30	町道	70			
Ⅱ 1 4846	しごおりきた <sup>9</sup> 下郡北 9	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	40	55	50	1	町道	40					
Ⅱ 2 150	かみごおりかみ <sup>3</sup> 上郡上 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	40	42	28	1	県道	45					
Ⅱ 2 153	せんつう <sup>3</sup> 普通 3	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	にしもと 西元	140	50	20	1	町道	140					
Ⅱ 2 413	しごおりみなみ <sup>7</sup> 下郡南 7	ちらんちよう 知覧町	ちらんちよう 知覧町	こおり 郡	90	70	25	2							
Ⅱ 1 1086	せとやま <sup>2</sup> 瀬戸山 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	35	34	12	1	町道	30					
Ⅱ 1 1087	またて <sup>2</sup> 馬立 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	45	30	22	2							
Ⅱ 1 1088	またて <sup>1</sup> 馬立 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	45	30	20	1							
Ⅱ 1 1089	てらの 寺野	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	65	32	20	3	県道	90	その他の道路	5			
Ⅱ 1 1092	じくや <sup>2</sup> 軸屋 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	40	30	45	1	その他の道路	40					
Ⅱ 1 1093	かみざと <sup>3</sup> 上里 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	135	32	62	2	橋	85 <sub>1</sub>	その他の道路	100	河川	60	
Ⅱ 1 1094	かみざと <sup>2</sup> 上里 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	160	30	60	4	県道	150	その他の道路	40			
Ⅱ 1 1095	かみざと <sup>4</sup> 上里 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	130	32	85	4	県道	10	その他の道路	10			
Ⅱ 1 1096	なるの <sup>1</sup> 鳴野 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	55	32	22	2	町道	10					
Ⅱ 1 1097	なるの <sup>2</sup> 鳴野 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	25	30	47	1							
Ⅱ 1 1098	なるの <sup>3</sup> 鳴野 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	30	30	15	1	町道	25					
Ⅱ 1 1099	なかふくら <sup>17</sup> 中福良 17	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	120	35	67	2	町道	15	その他の道路	20			
Ⅱ 1 1100	しもざと 下里	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	こうどの 神殿	60	45	26	2	町道	90					
Ⅱ 1 1101	こさき <sup>1</sup> 小崎 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	35	38	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 1102	こさき <sup>2</sup> 小崎 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	80	35	90	2	町道	75					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1103	いちさきの1 市崎野 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	105	42	40	2							
Ⅱ 1 1104	いちさきの2 市崎野 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	40	48	15	1	町道	5					
Ⅱ 1 1105	うちやんおひり 内青折 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	35	44	53	3							
Ⅱ 1 1106	じんのした 仁之野下	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	30	43	22	1							
Ⅱ 1 1107	くすぼる2 桶原 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	175	40	25	3							
Ⅱ 1 1109	はせお 八瀬尾	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	35	35	12	1							
Ⅱ 1 1110	たしろかみ1 田代上 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	90	30	45	3	国道	25	町道	110			
Ⅱ 1 1114	たきやま 滝山	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	25	46	8	1	その他の道路	5					
Ⅱ 1 1115	はなぞの3 花園 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	40	45	36	1	その他の道路	20					
Ⅱ 1 1116	まつもと 松元	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ひらやま 平山	55	50	9	3							
Ⅱ 1 1117	みやた 宮田	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ひらやま 平山	80	70	10	2							
Ⅱ 1 1118	にし2 西 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	80	40	40	1							
Ⅱ 1 1119	にし3 西 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	30	40	25	1	県道	50					
Ⅱ 1 1120	にし4 西 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	40	36	10	2	県道	15	町道	30	河川	30	
Ⅱ 1 1121	にし5 西 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	40	35	35	2							
Ⅱ 1 1122	かみ2 上 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	55	32	35	3	町道	60	河川	5			
Ⅱ 1 1123	ひよし1 日吉 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	20	36	5	1							
Ⅱ 1 1124	ひよし2 日吉 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	35	40	10	1							
Ⅱ 1 1127	すわ1 諏訪 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	130	32	20	4	町道	80					
Ⅱ 1 1130	おおやま2 大山 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	55	45	20	1	町道	75					
Ⅱ 1 1131	はらだ2 原田 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	45	35	13	2	県道	20	河川	40			
Ⅱ 1 1132	くわする2 桑水流 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	30	40	25	2	その他の道路	60					
Ⅱ 1 1133	まつおじよう5 松尾城 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	50	50	50	2	町道	65					
Ⅱ 1 1134	まつおじよう6 松尾城 6	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	45	35	10	3							
Ⅱ 1 1135	まつおじよう4 松尾城 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	40	35	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 1136	まつおじよう3 松尾城 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	25	50	15	1	その他の道路	20					
Ⅱ 1 1138	あらの2 荒殿 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	35	55	10	1	町道	50					
Ⅱ 1 1139	あらの3 荒殿 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	45	35	20	1							
Ⅱ 1 1141	ゆすき2 柞木 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たべた 田部田	120	70	25	2							
Ⅱ 1 1144	たばた3 田畑 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	なかやまだ 中山田	70	32	20	2	その他の道路	60					
Ⅱ 1 1145	たばた1 田畑 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	なかやまだ 中山田	30	40	15	1							
Ⅱ 1 1147	はば1 馬場 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	なかやまだ 中山田	30	40	25	1	町道	30					
Ⅱ 1 1148	ありのき 有木	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	85	38	17	2	町道	55					
Ⅱ 1 1149	やまのした4 山下 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	30	33	20	1	町道	15					
Ⅱ 1 1150	なかふくら14 中福良 14	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	115	45	20	2	その他の道路	90					
Ⅱ 1 1151	なかふくら2 中福良 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	60	36	20	2	町道	25					
Ⅱ 1 1152	なかふくら3 中福良 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	35	32	15	1							
Ⅱ 1 1153	なかふくら12 中福良 12	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	45	40	20	2	国道	35	町道	45			
Ⅱ 1 1154	なかふくら11 中福良 11	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	80	60	15	3							
Ⅱ 1 1155	なかふくら10 中福良 10	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	55	40	20	1	国道	30	町道	10			
Ⅱ 1 1156	なかふくら9 中福良 9	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	65	70	20	2	国道	65	その他の道路	5			
Ⅱ 1 1157	なかふくら8 中福良 8	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	40	60	15	1	国道	15	県道	45			
Ⅱ 1 1158	もりやま5 森山 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	85	75	10	2	町道	90	その他の道路	100			
Ⅱ 1 1159	もりやま6 森山 6	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	60	40	25	2	その他の道路	40	河川	25			
Ⅱ 1 1161	もろもろ 諸麦	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	45	45	20	1	町道	50					
Ⅱ 1 1162	にわつきの2 庭月野 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	80	45	25	1	国道	95	町道	60			
Ⅱ 1 1164	うちきだに2 打木谷 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	70	40	30	1	その他の道路	50	河川	50			
Ⅱ 1 1167	たのがら 田之頭	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	55	35	18	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家 戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 1168	こごらじ 小河路	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	55	30	12	1							
Ⅱ 1 1169	つちくら 土喰	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	55	30	10	1	その他の 道路	35					
Ⅱ 1 1170	おの2 小野 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	おの 小野	115	45	10	2							
Ⅱ 1 1171	おの 小野	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	おの 小野	125	40	20	3							
Ⅱ 1 1172	みやこうじ 宮小路	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	みや 宮	75	40	20	3	その他の 道路	5					
Ⅱ 1 1173	なかふくら15 中福良 15	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	みや 宮	30	50	15	2	町道	25					
Ⅱ 1 1174	なかふくら16 中福良 16	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	みや 宮	80	50	30	2	町道	65					
Ⅱ 1 1175	まつまき1 松崎 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	みや 宮	80	50	30	1	その他の 道路	40	河川	30			
Ⅱ 1 1176	しも 下	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	40	40	25	1	町道	45					
Ⅱ 1 1177	なかのまえ 中之前	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	35	40	50	1	町道	25					
Ⅱ 1 1178	ふしのした 藤之下	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	55	45	30	4	町道	50					
Ⅱ 1 1179	かみのまえ2 上の前 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	50	50	10	2	町道	40					
Ⅱ 1 1180	てつざん 鉄山 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	30	35	25	1	町道	45					
Ⅱ 1 1181	てつざん 鉄山 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	75	45	30	2	町道	85					
Ⅱ 1 1182	きくはら2 菊原 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	85	35	40	1	その他の 道路	20					
Ⅱ 1 1183	にしのはら 西之原 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	55	55	20	1							
Ⅱ 1 1184	にしのはら 西之原 1	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	115	50	20	2	町道	5					
Ⅱ 1 1185	にしのはら3 西之原 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	90	40	25	2	町道	20					
Ⅱ 1 1186	おおくぼ2 大久保 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	55	55	8	3	町道	30					
Ⅱ 1 1187	おおくぼ 大久保	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	85	45	12	4							
Ⅱ 1 1188	おおくぼ3 大久保 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	25	30	20	1	町道	35					
Ⅱ 1 1189	おおくぼ4 大久保 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	70	30	20	2	その他の 道路	10					
Ⅱ 1 4847	森山 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	155	45	15	3	町道	165					
Ⅱ 1 4848	てんじんぼう5 天神坊 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ひらやま 平山	75	60	17	2	その他の 道路	15					
Ⅱ 1 4849	なかふくら5 中福良 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	50	75	5	1	国道	5					
Ⅱ 1 4850	にわつきの 庭月野	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	45	40	20	2							
Ⅱ 1 4851	もりやま 森山4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	35	45	20	1	町道	60					
Ⅱ 1 4852	しよたん 松園 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	35	40	15	1							
Ⅱ 1 4853	おおくぼ 大久保 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	本別府	25	30	5	1							
Ⅱ 1 4854	やました 山下 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	りょうぞえ 岡添	110	40	25	1	その他の 道路	10					
Ⅱ 1 4855	たばた 田畑 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	なかやまだ 中山田	40	30	15	1							
Ⅱ 1 4856	おおやま 大山	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	25	60	15	2							
Ⅱ 1 4857	すか 諏訪 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しもやまだ 下山田	40	35	15	1	国道	30	その他の 道路	5			
Ⅱ 1 4858	やまのした 山下 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	135	45	25	4	国道	70	町道	10			
Ⅱ 1 4859	かみ 上 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ながた 永田	25	40	20	1							
Ⅱ 1 4860	てんじんぼう 天神坊 6	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	ひらやま 平山	25	75	7	1							
Ⅱ 1 4861	のま 野間 大久保 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のま 野間	80	40	15	3	町道	25					
Ⅱ 1 4862	のま 野間 大久保 2	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のま 野間	55	55	10	2	その他の 道路	5					
Ⅱ 1 4863	いわや 岩屋	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	しみず 清水	50	35	40	2	町道	25					
Ⅱ 1 4864	くわす る 桑水流 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	25	50	18	1	その他の 道路	20	河川	30			
Ⅱ 1 4865	まつおじよう ひがし 松尾城東	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	25	35	20	2	その他の 道路	20					
Ⅱ 1 4866	あらどの4 荒殿 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	のさき 野崎	25	45	20	2							
Ⅱ 1 4867	てつざん5 鉄山 5	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	50	35	40	2	町道	50					
Ⅱ 1 4868	てつざん6 鉄山 6	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	たかた 高田	30	50	10	1							
Ⅱ 1 4869	たしろ 田代	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	かみやまだ 上山田	45	45	5	1							
Ⅱ 1 4870	そとまき 外牧	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	35	70	15	1	その他の 道路	30					
Ⅱ 1 4871	やなぎ 柳 3	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	115	45	15	3	その他の 道路	110					
Ⅱ 1 4872	にしの はら 西之原 4	かわなべちよう 川辺町	かわなべちよう 川辺町	もとべつが 本別府	100	40	20	1	町道	5					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4873	もりやま 3 森山 3	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	かみやまだ 上山田	60	45	20	1	町道	110					
Ⅱ 1 4874	ふじのした 2 藤之下 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	たかた 高田	110	40	20	4	その他の 道路	20					
Ⅱ 1 4875	やまのした 1 山下 1	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	かみやまだ 上山田	45	40	30	1	国道	65					
Ⅱ 1 4876	たしろ 2 田代 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	かみやまだ 上山田	95	45	9	3							
Ⅱ 1 4877	たしろなか 2 田代中 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	しみず 清水	65	58	5	2	町道	25					
Ⅱ 1 4878	たしろなか 3 田代中 3	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	しみず 清水	25	75	6	1	その他の 道路	15					
Ⅱ 1 4879	なかふくら 13 中福良 13	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	かみやまだ 上山田	65	50	20	3	国道	60	町道	20	河川	5	
Ⅱ 1 4880	たしろなか 田代中	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	しみず 清水	85	36	9	4	町道	85					
Ⅱ 1 4881	なかのまえ 2 中之前 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	たかた 高田	30	45	35	1	町道	45					
Ⅱ 1 4882	てつざん 4 鉄山 4	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	たかた 高田	28	40	15	1							
Ⅱ 1 4883	みやまつきぎ 2 宮松崎 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	みやま 宮	105	45	45	3	町道	110					
Ⅱ 1 4884	てんじんぼう 天神坊 2	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	ひらやま 平山	70	45	74	3	町道	90					
Ⅱ 1 4885	ゆすのき 柞木	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	たべた 田部田	140	60	10	4	町道	95	その他の 道路	45			
Ⅱ 1 4886	そのだ 蘭田	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	のま 野間	115	40	7	4	町道	5	その他の 道路	5			
Ⅱ 1 4887	きくはら 菊原	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	たかた 高田	70	35	16	3	町道	65	その他の 道路	15			
Ⅱ 1 4888	ふるどのしも 古殿下	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	ふるどの 古殿	75	50	6	4							
Ⅱ 2 156	はなぞの 4 花園 4	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	しみず 清水	25	45	22	1	町道	45					
Ⅱ 2 160	なかふくら 6 中福良 6	かわなべちょう 川辺町	かわなべちょう 川辺町	かみやまだ 上山田	135	70	20	1	国道	105					
Ⅱ 1 1975	くさのかみ 柞野上 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	85	40	20	2							
Ⅱ 1 1976	くさのかみ 柞野上 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	55	40	25	2	町道	50					
Ⅱ 1 1977	くさのかみ 柞野上 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	55	50	15	1	町道	30					
Ⅱ 1 1978	くさのかみ 柞野上 4	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	60	45	20	1							
Ⅱ 1 1979	くさのかみ 柞野上 5	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	50	40	25	3							
Ⅱ 1 1980	むかえ 向江 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	55	40	10	2							
Ⅱ 1 1981	むかえ 向江 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	70	60	15	2	町道	70					
Ⅱ 1 1982	むかえ 向江 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	75	55	15	2	町道	50					
Ⅱ 1 1983	むかえ 向江 4	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	240	40	20	2	町道	100					
Ⅱ 1 1984	むかえ 向江 5	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	130	40	20	3	町道	130					
Ⅱ 1 1985	なかま 中間 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	130	60	15	2							
Ⅱ 1 1986	なかま 中間 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	30	60	6	1							
Ⅱ 1 1987	なかま 中間 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	90	40	8	2							
Ⅱ 1 1988	なかま 中間 4	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのかみ 柞野	40	50	10	1							
Ⅱ 1 1989	くさのしち 柞野下	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	くさのしち 柞野	55	40	15	1							
Ⅱ 1 1990	のぼりお 登尾 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	ひらかわ 平川	40	50	40	1							
Ⅱ 1 1991	のぼりお 登尾 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	ひらかわ 平川	45	35	20	1							
Ⅱ 1 1992	のぼりお 登尾 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	ひらかわ 平川	120	60	30	3	町道	120					
Ⅱ 1 1993	のぼりお 登尾 4	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	ひらかわ 平川	125	40	40	4	町道	50					
Ⅱ 1 1994	のぼりお 登尾 5	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	ひらかわ 平川	240	40	50	2	町道	240					
Ⅱ 1 1995	くすやえ 楠八重 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	35	40	40	1							
Ⅱ 1 1996	くすやえ 楠八重 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	30	60	30	1							
Ⅱ 1 1997	くすやえ 楠八重 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	30	70	30	1	国道504 号	200					
Ⅱ 1 1998	いちの 市野 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	45	60	30	1							
Ⅱ 1 1999	いちの 市野 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	65	45	8	2							
Ⅱ 1 2000	いちの 市野 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	40	30	20	1							
Ⅱ 1 2001	くさの 久木野 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	70	60	15	2	国道504 号	30					
Ⅱ 1 2002	くさの 久木野 2	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	90	40	15	3							
Ⅱ 1 2003	くさの 久木野 3	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	190	45	20	3							
Ⅱ 1 2004	みやた 宮田 1	さつま町 さつま町	ちよう 宮之城町	とまりの 泊野	55	80	10	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2005	みやた宮田2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とまりの泊野	130	70	15	2							
Ⅱ 1 2006	みやた宮田3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とまりの泊野	80	40	12	1							
Ⅱ 1 2007	しかのほら鹿之原	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	240	40	30	4							
Ⅱ 1 2008	おおす大薄1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	110	40	20	2							
Ⅱ 1 2009	おおす大薄2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	150	45	30	4							
Ⅱ 1 2010	おおす大薄3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	100	60	15	2	町道	100					
Ⅱ 1 2011	おおす大薄4	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	40	40	30	2	国道328号	40					
Ⅱ 1 2012	おおなか大中1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	150	50	10	3							
Ⅱ 1 2014	たかみね高峯1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とまりの泊野	90	35	15	2							
Ⅱ 1 2015	たかみね高峯2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とまりの泊野	45	40	5	1							
Ⅱ 1 2016	たかみね高峯3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とまりの泊野	55	50	20	1	国道504号	50					
Ⅱ 1 2017	ははかの母ヶ野1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	50	50	5	1							
Ⅱ 1 2018	ははかの母ヶ野2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	40	50	20	1							
Ⅱ 1 2019	かみひらかわ上平川1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	50	50	25	1							
Ⅱ 1 2020	かみひらかわ上平川2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	40	40	15	2							
Ⅱ 1 2021	かみひらかわ上平川3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	75	35	7	1							
Ⅱ 1 2022	かみひらかわ上平川4	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	130	40	15	2							
Ⅱ 1 2023	かみひらかわ上平川5	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	100	40	20	1							
Ⅱ 1 2024	かみひらかわ上平川6	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	70	40	25	2							
Ⅱ 1 2025	おおした大下	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	70	40	25	2							
Ⅱ 1 2026	しもひらかわ下平川	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	40	35	15	1							
Ⅱ 1 2027	しもなか下中	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	130	50	20	4							
Ⅱ 1 2028	きたはら北原1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	60	60	25	1							
Ⅱ 1 2029	きたはら北原2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	65	60	15	1							
Ⅱ 1 2030	しもなか下中	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	ひらかわ平川	150	50	15	3							
Ⅱ 1 2031	しらがわ白男川	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	220	40	15	4	町道	50					
Ⅱ 1 2032	あさいの浅井野1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	45	60	15	2							
Ⅱ 1 2033	あさいの浅井野2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	75	30	50	2							
Ⅱ 1 2034	あさいの浅井野3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	55	35	50	3							
Ⅱ 1 2035	あさいの浅井野4	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	160	40	10	3							
Ⅱ 1 2036	とらい虎居1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	120	40	10	2							
Ⅱ 1 2037	とらい虎居2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	140	60	15	2							
Ⅱ 1 2038	とらい虎居3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	165	60	15	2							
Ⅱ 1 2039	とらい虎居4	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	170	40	15	3							
Ⅱ 1 2040	しらがわ白男川2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	40	50	8	1	町道	5					
Ⅱ 1 2041	しらがわ白男川1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	35	35	15	1							
Ⅱ 1 2042	しらがわ白男川3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	120	40	20	2							
Ⅱ 1 2043	しらがわ白男川4	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	130	45	20	3	町道	50					
Ⅱ 1 2044	しらがわ白男川7	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	100	50	13	2							
Ⅱ 1 2045	しらがわ白男川5	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	100	50	25	1							
Ⅱ 1 2046	しらがわ白男川6	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	150	50	10	4							
Ⅱ 1 2047	しらがわ白男川8	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	35	35	15	1	町道	35					
Ⅱ 1 2048	ひなたせ白当瀬1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	100	45	10	3							
Ⅱ 1 2049	ひなたせ白当瀬2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	55	40	25	1							
Ⅱ 1 2050	ひなたせ白当瀬3	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	105	35	20	1							
Ⅱ 1 2051	しらがわ白男川	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	しらがわ白男川	110	40	20	2	県道	110					
Ⅱ 1 2052	やなほら梁原1	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	60	35	15	1							
Ⅱ 1 2053	やなほら梁原2	さつま町	みやのしょうちよう宮之城町	とらい虎居	80	45	15	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2054	えびかわ海老川	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	とらゐ虎居	115	40	10	2							
Ⅱ 1 2055	やなほら梁原	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	とらゐ虎居	90	50	20	1							
Ⅱ 1 2056	ふたわたり二渡1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふたわたり二渡	135	45	15	4	町道	50					
Ⅱ 1 2057	ふたわたり二渡2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふたわたり二渡	110	45	15	4							
Ⅱ 1 2058	やまさきなか山崎中1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やまさき山崎	130	80	30	2							
Ⅱ 1 2059	やまさきなか山崎中2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やまさき山崎	50	60	7	1	町道	20					
Ⅱ 1 2060	ふるの古野1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やまさき山崎	120	80	13	2							
Ⅱ 1 2061	ふるの古野2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やまさき山崎	90	60	10	2							
Ⅱ 1 2062	おおなが大長	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	80	40	15	2							
Ⅱ 1 2063	すみごう角郷3	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	70	40	20	1							
Ⅱ 1 2064	すみごう角郷2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	105	30	25	3							
Ⅱ 1 2065	すみごう角郷1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	65	80	12	1							
Ⅱ 1 2066	おおせまち大畝町	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	55	45	15	2							
Ⅱ 1 2067	おおせまち大畝町	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	170	70	15	2							
Ⅱ 1 2068	おおせまち大畝町	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	くぶき久富木	230	45	10	4							
Ⅱ 1 2069	ふなきしも船木下5	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふなき船木	120	40	15	4							
Ⅱ 1 2070	ふなきしも船木下4	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふなき船木	40	60	10	1							
Ⅱ 1 2071	ふなきしも船木下3	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふなき船木	85	70	20	3	県道	85					
Ⅱ 1 2072	ふなきしも船木下2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふなき船木	125	60	30	1	町道	125					
Ⅱ 1 2073	ふなきしも船木下1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ふなき船木	60	40	10	2							
Ⅱ 1 2074	しろのくち城之口	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やち屋地	120	50	15	4							
Ⅱ 1 2075	なか中	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	たばる田原	100	70	15	3							
Ⅱ 1 2076	にしがきかみ西ヶ迫上	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	やち屋地	55	70	8	2							
Ⅱ 1 2077	おおした大下	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	たばる田原	95	70	20	2							
Ⅱ 1 2078	しのだ篠田1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	140	50	5	3							
Ⅱ 1 2079	ゆだしも湯田下	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ゆだ湯田	100	50	20	3							
Ⅱ 1 2080	おおたに大谷	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	65	70	10	1							
Ⅱ 1 2081	しのだ篠田2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	55	40	8	1							
Ⅱ 1 2083	かりやせ仮屋瀬2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	80	40	30	2							
Ⅱ 1 2084	かみひろせ上広瀬	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	130	40	15	2							
Ⅱ 1 2085	うちおがわだ内小川田	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	140	60	10	3	町道	50					
Ⅱ 1 2086	かりやばら仮屋原1	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	40	50	15	1							
Ⅱ 1 2087	かりやばら仮屋原2	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	170	30	15	2							
Ⅱ 1 2088	かりやばら仮屋原3	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	110	30	20	4							
Ⅱ 1 2089	たきしも滝下	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	95	45	10	4							
Ⅱ 1 2090	きしぶ木洪	さつま町	みやのじょうちよう宮之城町	ひろせ広瀬	80	60	12	2							
Ⅱ 1 2091	おおまた大俣1	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	80	45	60	1							
Ⅱ 1 2092	おおまた大俣2	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	90	40	30	2							
Ⅱ 1 2093	おおまた大俣3	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	100	40	25	1							
Ⅱ 1 2094	おおまた大俣4	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	70	45	25	2	町道	90					
Ⅱ 1 2095	おおまた大俣5	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	45	40	30	1							
Ⅱ 1 2096	おおまた大俣6	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	90	40	30	1							
Ⅱ 1 2097	おおまた大俣7	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	100	50	40	2							
Ⅱ 1 2098	おおまた大俣8	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	70	40	30	2	町道	60					
Ⅱ 1 2099	くりの栗野	さつま町	つるだちよう鶴田町	こうし神子	60	50	40	1	町道	60					
Ⅱ 1 2100	もんぜん門前1	さつま町	つるだちよう鶴田町	しび紫尾	180	35	10	4	町道	50					
Ⅱ 1 2101	もんぜん門前2	さつま町	つるだちよう鶴田町	しび紫尾	90	40	25	1	町道	120					
Ⅱ 1 2102	とうげ峠	さつま町	つるだちよう鶴田町	しび紫尾	150	45	20	2	町道	130					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2103	井手原1	さつま町	鶴田町	紫尾	90	50	15	2	町道	90					
Ⅱ 1 2104	井手原2	さつま町	鶴田町	紫尾	100	40	15	2							
Ⅱ 1 2105	上下大迫1	さつま町	鶴田町	紫尾	150	40	30	2	町道	150					
Ⅱ 1 2106	上下大迫2	さつま町	鶴田町	紫尾	80	45	15	2	町道	80					
Ⅱ 1 2107	上下大迫3	さつま町	鶴田町	紫尾	240	60	25	3							
Ⅱ 1 2108	上下大迫4	さつま町	鶴田町	紫尾	90	35	30	1							
Ⅱ 1 2109	上下大迫5	さつま町	鶴田町	紫尾	80	45	30	2	町道	80					
Ⅱ 1 2110	浦川内1	さつま町	鶴田町	鶴田	80	45	15	1	町道	80					
Ⅱ 1 2111	浦川内2	さつま町	鶴田町	鶴田	120	35	30	1	町道	120					
Ⅱ 1 2112	浦川内3	さつま町	鶴田町	鶴田	45	30	20	1	町道	45					
Ⅱ 1 2113	浦川内4	さつま町	鶴田町	鶴田	45	40	40	1	町道	45					
Ⅱ 1 2114	新田1	さつま町	鶴田町	神子	230	30	15	4	町道	100					
Ⅱ 1 2115	高峯	さつま町	鶴田町	神子	130	30	20	1	町道	130					
Ⅱ 1 2116	新田2	さつま町	鶴田町	神子	120	40	10	3	町道	30					
Ⅱ 1 2117	櫃ヶ迫	さつま町	鶴田町	神子	110	35	25	2	町道	110					
Ⅱ 1 2118	麓	さつま町	鶴田町	神子	130	45	20	2	町道	130					
Ⅱ 1 2119	種子田	さつま町	鶴田町	柏原	95	45	30	2							
Ⅱ 1 2120	市場1	さつま町	鶴田町	柏原	70	40	15	1	町道	70					
Ⅱ 1 2121	市場2	さつま町	鶴田町	柏原	90	50	7	4							
Ⅱ 1 2122	迫川内	さつま町	鶴田町	鶴田	190	40	15	3	町道	190					
Ⅱ 1 2123	諏訪下	さつま町	鶴田町	柏原	110	50	10	4	町道	110					
Ⅱ 1 2124	樋脇	さつま町	鶴田町	鶴田	190	40	10	3	町道	190					
Ⅱ 1 2125	おおすみ大角	さつま町	鶴田町	鶴田	110	60	20	2							
Ⅱ 1 2127	かみかりじゆく上狩宿2	さつま町	薩摩町	求名	180	30	15	3							
Ⅱ 1 2128	かみかりじゆく上狩宿3	さつま町	薩摩町	求名	55	35	10	1							
Ⅱ 1 2129	しもかりじゆく下狩宿1	さつま町	薩摩町	求名	95	35	20	2							
Ⅱ 1 2131	さかいだ境田1	さつま町	薩摩町	求名	55	60	7	1							
Ⅱ 1 2132	さかいだ境田2	さつま町	薩摩町	求名	55	40	25	1							
Ⅱ 1 2133	藤川	さつま町	薩摩町	求名	160	30	30	3							
Ⅱ 1 2135	からげ櫛	さつま町	薩摩町	求名	30	30	70	1							
Ⅱ 1 2136	かみなかふくら上中福良1	さつま町	薩摩町	求名	50	70	5	1							
Ⅱ 1 2137	かみなかふくら上中福良2	さつま町	薩摩町	求名	175	35	25	4							
Ⅱ 1 2138	しもなかふくら下中福良1	さつま町	薩摩町	求名	40	30	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 2139	しもなかふくら下中福良2	さつま町	薩摩町	求名	95	40	30	3							
Ⅱ 1 2140	しもて下手1	さつま町	薩摩町	求名	90	35	30	3							
Ⅱ 1 2141	しもて下手2	さつま町	薩摩町	求名	80	40	15	2							
Ⅱ 1 2142	羽有	さつま町	薩摩町	求名	130	60	15	2	町道	40					
Ⅱ 1 2143	しもて下手3	さつま町	薩摩町	求名	85	60	25	1	町道	70					
Ⅱ 1 2144	しもなかふくら下中福良3	さつま町	薩摩町	求名	55	70	15	1							
Ⅱ 1 2145	とこだ戸子田1	さつま町	薩摩町	求名	120	30	10	3							
Ⅱ 1 2146	しもなかふくら下中福良4	さつま町	薩摩町	求名	75	60	7	3							
Ⅱ 1 2147	とこだ戸子田2	さつま町	薩摩町	求名	150	30	20	4							
Ⅱ 1 2148	とこだ戸子田3	さつま町	薩摩町	求名	55	40	40	1	町道	50					
Ⅱ 1 2149	とこだ戸子田4	さつま町	薩摩町	求名	100	30	15	3							
Ⅱ 1 2150	くまだ熊田1	さつま町	薩摩町	求名	60	50	6	1							
Ⅱ 1 2151	くまだ熊田2	さつま町	薩摩町	求名	75	55	30	2	町道	55					
Ⅱ 1 2152	くまだ熊田3	さつま町	薩摩町	求名	200	40	15	2							
Ⅱ 1 2153	くまだ熊田4	さつま町	薩摩町	求名	40	30	20	1	町道	40					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設								
									種類	数	種類	数	種類	数			
					m	度	m										
Ⅱ 1 2154	しもなかくら 下中福良5	さつま町	さつま町	薩摩町	60	40	7	1									
Ⅱ 1 2155	くるとり 黒島1	さつま町	さつま町	薩摩町	55	40	20	1									
Ⅱ 1 2156	くるとり 黒島2	さつま町	さつま町	薩摩町	80	50	20	2									
Ⅱ 1 2157	まえだ 前田	さつま町	さつま町	薩摩町	130	30	10	3									
Ⅱ 1 2158	おぼる 尾原1	さつま町	さつま町	薩摩町	90	40	20	3									
Ⅱ 1 2159	おぼる 尾原2	さつま町	さつま町	薩摩町	70	40	10	2									
Ⅱ 1 2160	おぼる 尾原3	さつま町	さつま町	薩摩町	40	50	15	2									
Ⅱ 1 2161	しんち 新地1	さつま町	さつま町	薩摩町	105	40	20	3									
Ⅱ 1 2162	しんち 新地2	さつま町	さつま町	薩摩町	65	70	25	1									
Ⅱ 1 2163	いわもと 岩元1	さつま町	さつま町	薩摩町	200	30	15	4	河川	60							
Ⅱ 1 2164	いわもと 岩元2	さつま町	さつま町	薩摩町	65	40	40	2									
Ⅱ 1 2165	いけやま 池山1	さつま町	さつま町	薩摩町	180	40	30	2	町道	160							
Ⅱ 1 2166	いけやま 池山2	さつま町	さつま町	薩摩町	105	35	20	2	国道	100							
Ⅱ 1 2167	しあけ 仕朗	さつま町	さつま町	薩摩町	40	60	6	1									
Ⅱ 1 2168	いけやま 池山3	さつま町	さつま町	薩摩町	180	50	5	4									
Ⅱ 1 2169	かなやま 金山1	さつま町	さつま町	薩摩町	100	35	30	2	県道	40							
Ⅱ 1 2170	かなやま 金山2	さつま町	さつま町	薩摩町	80	40	15	2									
Ⅱ 1 2171	しろざる 白猿1	さつま町	さつま町	薩摩町	40	30	15	1									
Ⅱ 1 2172	しろざる 白猿2	さつま町	さつま町	薩摩町	35	30	30	1									
Ⅱ 1 2173	やくし 薬師	さつま町	さつま町	薩摩町	115	50	50	1									
Ⅱ 1 2174	だん 段	さつま町	さつま町	薩摩町	35	30	30	1									
Ⅱ 1 5120	いちの 市野1	さつま町	さつま町	宮之城町	200	30	20	4	町道	100							
Ⅱ 1 5121	かみむらかわ 上平川2	さつま町	さつま町	宮之城町	200	40	15	4									
Ⅱ 2 254	しもなか 下中	さつま町	さつま町	宮之城町	120	60	10	1									
Ⅱ 2 255	あさいの 浅井野	さつま町	さつま町	宮之城町	60	60	8	2									
Ⅱ 2 256	ふたわたり 二渡	さつま町	さつま町	宮之城町	45	30	10	1									
Ⅱ 2 257	ふなきしも 船木下	さつま町	さつま町	宮之城町	175	80	15	2									
Ⅱ 2 258	おおせまち 大畝町	さつま町	さつま町	宮之城町	110	70	10	1									
Ⅱ 2 259	やまさき 山崎	さつま町	さつま町	宮之城町	60	70	12	1									
Ⅱ 2 260	すみごう 角郷	さつま町	さつま町	宮之城町	55	70	10	1									
Ⅱ 2 261	うちおがわだ 内小川田	さつま町	さつま町	宮之城町	40	80	15	1									
Ⅱ 2 262	やなひら 築平	さつま町	さつま町	薩摩町	30	35	15	1									
Ⅱ 1 2434	かわひら 川平	野田町	野田町	野田町	30	40	25	1	町道	50							
Ⅱ 1 2435	だいく 大久	野田町	野田町	野田町	30	50	7	1									
Ⅱ 1 2436	こもつちやま 籠土山 1	野田町	野田町	野田町	50	38	8	2	町道	30							
Ⅱ 1 2437	のすみ 野角 4	野田町	野田町	野田町	40	64	10	1	町道	15	その他の 道路	10					
Ⅱ 1 2438	のすみ 野角 3	野田町	野田町	野田町	25	46	13	1	町道	25							
Ⅱ 1 2439	しもこつて 下特手 2	野田町	野田町	野田町	90	48	12	2	町道	55	河川	20					
Ⅱ 1 2440	しもこつて 下特手 5	野田町	野田町	野田町	75	46	20	3	県道	100							
Ⅱ 1 2441	こしち 越地2	野田町	野田町	野田町	35	56	36	1	その他の 道路	10	河川	5					
Ⅱ 1 2442	こしち 越地3	野田町	野田町	野田町	50	52	15	2	その他の 道路	10							
Ⅱ 1 2443	かみこつて 上特手 7	野田町	野田町	野田町	50	46	27	1	町道	30							
Ⅱ 1 2444	かみこつて 上特手 9	野田町	野田町	野田町	100	50	40	2	町道	70	その他の 道路	50	河川	70			
Ⅱ 1 2445	こしち 越地4	野田町	野田町	野田町	45	52	20	2	県道	20	その他の 道路	35	河川	20			
Ⅱ 1 2446	かみこつて 上特手 2	野田町	野田町	野田町	25	35	40	1	町道	50							
Ⅱ 1 2447	かみこつて 上特手 3	野田町	野田町	野田町	20	40	16	1	その他の 道路	2							
Ⅱ 1 5296	かみこつて 上特手 5	野田町	野田町	野田町	75	44	30	3	町道	170	河川	75					
Ⅱ 1 5297	かみこつて 上特手	野田町	野田町	野田町	110	55	10	3	町道	110							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5298	しもちい 下餅井	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもみよう 下名	20	40	6	2							
Ⅱ 1 5299	だいく 大久 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみみよう 上名	20	35	10	1							
Ⅱ 1 5300	のすみ 野角 5	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	のすみ 野角	65	62	5	3	河川	10					
Ⅱ 1 5301	しもこつて ひがし 下特手東	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもこつて 下特手	20	42	10	1							
Ⅱ 1 5302	しもこつて 下特手 6	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもこつて 下特手	25	50	45	1	県道	25	河川	40			
Ⅱ 1 5303	かわひら 川平 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみみよう 上名	30	60	8	1							
Ⅱ 1 5304	かみこつて きた 上特手北	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	25	35	12	1	町道	35	その他の 道路	5			
Ⅱ 1 5305	かみこつて ひがし 上特手東 1	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	45	42	65	1	町道	90					
Ⅱ 1 5306	かみこつて ひがし 上特手東 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	35	38	48	1	町道	80					
Ⅱ 1 5307	かみこつて ひがし 上特手東 3	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	45	42	32	2	町道	90					
Ⅱ 1 5308	かみこつて 上特手 4	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	95	42	58	2	町道	120	河川	115			
Ⅱ 1 5309	かみこつて 上特手 6	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみこつて 上特手	25	54	15	1	河川	5					
Ⅱ 1 5310	かわひら 川平 3	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみみよう 上名	25	45	15	1							
Ⅱ 1 5311	のすみ 野角 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみみよう 上名	30	32	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 5312	こもつちやま 籠土山 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	こもつちやま 籠土山	25	42	15	1	町道	30					
Ⅱ 1 5313	しもこつて ひがし 下特手東 2	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもこつて 下特手	30	42	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 5314	しもこつて ひがし 下特手東 3	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもこつて 下特手	35	40	25	1	町道	40					
Ⅱ 1 5315	きさきの 木佐木野	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	かみみよう 上名	45	60	8	1							
Ⅱ 1 5316	しもこつて 下特手	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	しもこつて 下特手	65	51	5	2							
Ⅱ 1 5317	こしち 越地	のだちよう 野田町	のだちよう 野田町	こしち 越地	40	50	27	1							
Ⅱ 1 2449	ひがしへた 東辺田 2	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	50	45	25	3	県道	65	河川	55	橋	1	
Ⅱ 1 2450	のぐち 野口 6	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	60	38	47	4	県道	80	河川	50			
Ⅱ 1 2451	のぐち 野口 3	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	25	36	7	1	町道	20					
Ⅱ 1 2452	れんしゃく 連尺野	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	70	40	20	3	町道	55	その他の 道路	35			
Ⅱ 1 2454	ほんじょう 本城 1	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	70	50	5	3							
Ⅱ 1 2455	ほんじょう 本城 2	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	80	55	23	2	町道	100	河川	90			
Ⅱ 1 2456	うちのした 内野々下 1	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	40	30	25	1	町道	60	その他の 道路	20			
Ⅱ 1 2457	うちのした 内野々下 2	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	30	34	13	1	町道	30					
Ⅱ 1 2459	すなほら 砂原	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	おおくほ 大久保	35	35	25	1	国道	30					
Ⅱ 1 2460	なかやま 中屋敷 1	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	なかやま 中屋敷	40	35	80	1	町道	50					
Ⅱ 1 5318	うらくほ 浦達	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	23	65	6	1							
Ⅱ 1 5319	あかさき 荒崎	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	15	40	8	1							
Ⅱ 1 5320	しやうこう 昭興	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	おおくほ 大久保	40	65	6	1	町道	1					
Ⅱ 1 5321	ほんまち 本町	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	おおくほ 大久保	25	55	7	1							
Ⅱ 1 5322	すなほら 砂原 2	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	おおくほ 大久保	30	40	15	1							
Ⅱ 1 5323	うちのうえ 内野々上	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	45	45	7	2							
Ⅱ 1 5324	のひら 野平	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	おおくほ 大久保	20	40	6	2							
Ⅱ 1 5325	のぐち はま 野口浜 1	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	20	65	7	1							
Ⅱ 1 5326	のぐち はま 野口浜 2	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	50	42	7	2	河川	30					
Ⅱ 1 5327	のぐち はま 野口浜 3	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	50	60	9	2	町道	60					
Ⅱ 1 5328	ほんじょう 本城 3	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	しもたかおの 下高尾野	25	60	5	1	町道	40	河川	65			
Ⅱ 1 5329	きむれ 木牟礼	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	35	45	6	1							
Ⅱ 1 5330	のぐち 野口 5	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	65	65	22	2	県道	90					
Ⅱ 1 5331	おのしまはま 尾野島浜	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	105	50	15	4	県道	15	町道	80			
Ⅱ 1 5332	ましく 木串	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	55	65	8	2							
Ⅱ 2 293	のぐち 野口 4	たかおのちよう 高尾野町	たかおのちよう 高尾野町	えうち 江内	30	68	8	1							
Ⅱ 1 2463	ごしよら 御所浦 1	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	ししじま 獅子島	90	30	11	3							
Ⅱ 1 2464	ごしよら 御所浦 2	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	ししじま 獅子島	120	70	10	4							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2466	ごしよら御所浦5	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	80	35	13	1							
Ⅱ 1 2468	ごしよら御所浦7	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	150	45	20	2							
Ⅱ 1 2469	ごしよら御所浦8	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	190	45	15	2							
Ⅱ 1 2470	ごしよら御所浦1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	70	75	22	1	町道	95					
Ⅱ 1 2471	ごしよら御所浦3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	100	45	11	1							
Ⅱ 1 2472	かたそぼ片側2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	90	70	20	3							
Ⅱ 1 2473	かたそぼ片側1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	50	30	25	1							
Ⅱ 1 2474	かたそぼ片側3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	50	70	20	2							
Ⅱ 1 2475	かたそぼ片側4	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	50	40	9	2							
Ⅱ 1 2476	かたそぼ片側5	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	50	50	29	1							
Ⅱ 1 2477	ゆのぐら湯ノ口	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しししま獅子島	60	50	15	2							
Ⅱ 1 2478	くずわ葛輪1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	80	70	15	1							
Ⅱ 1 2479	くずわ葛輪2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	100	70	28	2							
Ⅱ 1 2480	くずわ葛輪3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	150	45	20	4							
Ⅱ 1 2481	くずわ葛輪4	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	70	65	15	1							
Ⅱ 1 2482	くずわ葛輪5	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	90	70	13	1							
Ⅱ 1 2483	もとら本浦1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	70	60	15	1							
Ⅱ 1 2484	もとら本浦2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	60	80	19	1							
Ⅱ 1 2485	しろせ白瀬1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	30	45	12	1	町道	30					
Ⅱ 1 2486	しろせ白瀬2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	60	35	7	1							
Ⅱ 1 2487	うすい薄井1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	210	50	19	1							
Ⅱ 1 2488	うすい薄井2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	80	50	10	1	その他の道路	80					
Ⅱ 1 2489	うすい薄井3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	しよら諸浦	140	45	13	3	その他の道路	140					
Ⅱ 1 2490	みふね三船	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	80	80	10	2							
Ⅱ 1 2491	ふくら福浦1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	70	80	10	1							
Ⅱ 1 2492	ふくら福浦2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	70	45	13	1							
Ⅱ 1 2493	ふくら福浦3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	100	45	11	3							
Ⅱ 1 2494	うらそこ浦底2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	110	30	10	3	県道	110					
Ⅱ 1 2495	うらそこ浦底3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	110	45	17	4							
Ⅱ 1 2496	うらそこ浦底4	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	55	45	9	1							
Ⅱ 1 2497	うらそこ浦底1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	140	30	24	4							
Ⅱ 1 2498	うらそこ浦底5	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	35	45	20	1							
Ⅱ 1 2499	うらそこ浦底6	あづまちょう東町	あづまちょう東町	うらそこ浦底	50	45	12	1	県道	50					
Ⅱ 1 2500	やまなか山中	あづまちょう東町	あづまちょう東町	たかのす鷹巣	50	55	10	2	県道	90					
Ⅱ 1 2501	あかさき赤崎	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	130	40	11	2	その他の道路	130					
Ⅱ 1 2502	しおおい塩追	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	150	70	5	2	県道	150					
Ⅱ 1 2503	わきさき脇崎	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	70	60	15	2							
Ⅱ 1 2504	いちらいさき市来崎1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	90	40	20	1	その他の道路	90					
Ⅱ 1 2505	いちらいさき市来崎2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	170	45	20	3	町道	170					
Ⅱ 1 2506	いちらいさき市来崎3	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	70	35	10	2	町道	70					
Ⅱ 1 2507	こさか小坂	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	125	60	30	4	その他の道路	40					
Ⅱ 1 2508	かわとこ川床	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	60	65	18	4	町道	65					
Ⅱ 1 2509	かわとこなか川床中	あづまちょう東町	あづまちょう東町	かわとこ川床	90	50	14	2	その他の道路	90					
Ⅱ 1 2510	かせどう加世堂	あづまちょう東町	あづまちょう東町	やまどの山門野	210	45	8	3							
Ⅱ 1 2511	やまどのなか山門野中1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	やまどの山門野	80	45	6	3							
Ⅱ 1 2512	やまどのなか山門野中2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	やまどの山門野	130	75	6	3							
Ⅱ 1 2513	ひのうら火ノ浦1	あづまちょう東町	あづまちょう東町	やまどの山門野	20	30	27	3							
Ⅱ 1 2514	ひのうら火ノ浦2	あづまちょう東町	あづまちょう東町	やまどの山門野	120	60	20	4							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2515	ひのうら 火ノ浦3	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	やまどの 山門野	180	50	25	3							
Ⅱ 1 2516	せと 瀬戸	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	やまどの 山門野	160	80	11	2	町道	105					
Ⅱ 2 297	かたそば 片側	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	しししま 獅子島	70	40	24	1							
Ⅱ 2 298	たけしま 竹島	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	しよら 諸浦	110	70	10	1							
Ⅱ 2 299	せと 瀬戸	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	やまどの 山門野	90	65	8	3							
Ⅱ 2 300	みふね 三船	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	うらそこ 浦底	70	45	12	3							
Ⅱ 2 301	いから 伊唐	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	たかのす 鷹巣	80	55	9	4							
Ⅱ 2 304	うらそこ 浦底	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	うらそこ 浦底	110	45	6	4	道路	110					
Ⅱ 2 305	かわひがし 川東 2	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	うらそこ 浦底	70	50	15	4							
Ⅱ 2 306	ふくら 福浦 2	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	うらそこ 浦底	80	65	15	1	町道	110					
Ⅱ 2 307	わかまき 脇崎 3	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	かわとこ 川床	80	75	6	1	その他の 道路	80					
Ⅱ 2 308	かわとこな 川床中 2	あづまちょう 東町	あづまちょう 東町	かわとこ 川床	120	55	7	4	その他の 道路	120					
Ⅱ 1 2517	ほや 茅屋 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	120	60	9	4	その他の 道路	120					
Ⅱ 1 2518	ほや 茅屋 2	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	210	45	20	2	その他の 道路	210					
Ⅱ 1 2519	ひあて ひ当 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	75	55	12	2	その他の 道路	75					
Ⅱ 1 2520	ひあて ひ当 2	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	80	50	8	2	その他の 道路	80					
Ⅱ 1 2522	くちのふくら 口之福浦	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	170	70	10	1							
Ⅱ 1 2523	はぎのむれ 秋之牟礼 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	60	45	5	1							
Ⅱ 1 2527	ひらおみなみ 平尾南 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	70	45	10	1							
Ⅱ 1 2528	ひらおみなみ 平尾南 2	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	70	45	20	1							
Ⅱ 1 2529	くらのもと 蔵之元上	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	くらのもと 蔵之元	120	30	7	2	その他の 道路	120					
Ⅱ 1 2530	わたりがま 渡釜	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	くらのもと 蔵之元	140	30	7	1	その他の 道路	140					
Ⅱ 1 2532	さすえかみ 指江上 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	さすえ 指江	360	30	25	3	その他の 道路	360					
Ⅱ 1 2533	さすえかみ 指江上 2	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	さすえ 指江	130	80	30	1							
Ⅱ 1 2534	まごめ 馬込東	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	しもやまどの 下山門野	100	45	9	1	その他の 道路	100					
Ⅱ 1 2535	まごめ 馬込 1	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	しもやまどの 下山門野	90	43	11	4							
Ⅱ 1 5334	ぼらぎ 母良木	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	210	67	16	4	町道	260					
Ⅱ 2 309	ぼらぎにし 母良木西	ながしまちょう 長島町	ながしまちょう 長島町	ひらお 平尾	80	50	11	2							
Ⅱ 1 2556	ひしがし 東市山 2	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	いちやま 市山	60	45	12	2	町道	70					
Ⅱ 1 2557	しもんち 下市山	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	いちやま 市山	50	33	22	1	町道	40					
Ⅱ 1 2558	くすもと 楠本 1	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	とくべ 徳辺	50	40	30	1							
Ⅱ 1 2559	くすもと 楠本 2	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	とくべ 徳辺	80	32	15	2							
Ⅱ 1 2560	くすもと 楠本 3	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	とくべ 徳辺	90	45	20	2	町道	70					
Ⅱ 1 2562	しもば 下馬場	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	とくべ 徳辺	140	31	12	4							
Ⅱ 1 2563	しょうじ 小路	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	とくべ 徳辺	100	59	12	2							
Ⅱ 1 2564	しんかわ 新川 1	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	90	38	12	3	県道	80					
Ⅱ 1 2565	しんかわ 新川 2	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	30	54	5	1							
Ⅱ 1 2567	しもてふるもと 下手風呂元	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	しもて 下手	120	47	10	3							
Ⅱ 1 2570	しもめ 下名 3	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	40	65	10	1	国道	20					
Ⅱ 1 2571	ふもとしろ 麓後 1	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	50	71	15	1							
Ⅱ 1 2572	ふもとしろ 麓後 2	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	100	57	23	1	町道	70					
Ⅱ 1 2573	ふもとしろ 麓後 3	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	90	50	30	3	町道	90					
Ⅱ 1 2574	まえめなか 前目中	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	110	35	25	2							
Ⅱ 1 2575	なかほら 中原	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	かわきた 川北	220	40	17	3							
Ⅱ 1 2576	なかの 中野	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	かわきた 川北	50	34	8	2							
Ⅱ 1 2577	やまだなか 山田中	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	まえめ 前目	75	41	17	1	町道	20					
Ⅱ 1 2578	にしかわ 西川	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	あたら 荒田	70	42	15	1							
Ⅱ 1 2579	ほんじょうまち 本城町	ひしかりちょう 菱刈町	ひしかりちょう 菱刈町	みなみうら 南浦	90	56	11	2	町道	20					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2581	かわきたうと 川北宇都	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	70	45	20	1	町道	90					
Ⅱ 1 2582	ゆのもと 湯之元	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	50	63	17	1							
Ⅱ 1 2583	なほはら 樋原	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	280	60	20	4	町道	30					
Ⅱ 1 2584	ひらさわつ 平沢津	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	110	32	7	4							
Ⅱ 1 2585	こがわせ 小川添	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	180	47	14	4	町道	190					
Ⅱ 1 2586	やなぎの 柳野1	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	20	36	6	1							
Ⅱ 1 2587	やなぎの 柳野2	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	70	40	8	2	町道	40					
Ⅱ 1 2588	ながいけ 永池1	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	50	32	10	1							
Ⅱ 1 2589	ながいけ 永池2	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	30	40	15	1							
Ⅱ 1 2590	ながいけ 永池3	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	100	40	16	3	町道	120					
Ⅱ 1 2591	ながいけ 永池4	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	100	59	17	3	町道	30					
Ⅱ 1 2592	ながいけ 永池5	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	みなみうら 南浦	110	63	11	3	町道	120					
Ⅱ 1 5338	かみいちやま 上市山	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	いちやま 市山	100	51	5	3							
Ⅱ 1 5339	しんいちやま 下市山	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	いちやま 市山	80	51	17	3	町道	90					
Ⅱ 1 5340	しもてふるもと 下手風呂元	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	しもて 下手	50	30	9	1							
Ⅱ 1 5341	しょうじ 小路	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	とくべ 徳辺	130	54	18	3	県道	120					
Ⅱ 1 5342	しんがはら 梨木原	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	とくべ 徳辺	60	48	6	2							
Ⅱ 1 5343	あらし 荒瀬	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわみなみ 川南	60	50	18	2	町道	30					
Ⅱ 1 5344	ひらさわつ 平沢津	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	150	40	13	2	町道	150					
Ⅱ 1 5355	しもてはまば 下手浜場	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	しもて 下手	160	41	10	4	町道	60					
Ⅱ 2 314	ふもとうしろ 麓後2	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	まえめ 前目	120	50	11	4	町道	90					
Ⅱ 2 319	まつやま 松山	ひしかりちよう 菱刈町	ひしかりちよう 菱刈町	かわきた 川北	50	80	15	2	町道	10					
Ⅱ 1 2872	うえたけ 上嶽	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	100	30	15	4							
Ⅱ 1 2873	しもたけ 下嶽	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	40	30	15	1	町道	50					
Ⅱ 1 2874	いちの 市野	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	105	35	45	1	町道	120					
Ⅱ 1 2875	つるはら 鶴原1	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	へかわ 辺川	170	40	20	3	県道	200					
Ⅱ 1 2876	ひがしひなば 東雛場	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	120	35	10	2							
Ⅱ 1 2877	にしひなば 西雛場	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	こやまだ 小山田	60	40	10	1	県道	30					
Ⅱ 1 2878	にしひなば 西雛場2	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	こやまだ 小山田	60	40	20	2							
Ⅱ 1 2879	しろうぶたに 葎蒲谷1	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	55	80	6	1							
Ⅱ 1 2880	しろうぶたに 葎蒲谷2	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	95	50	7	3							
Ⅱ 1 2881	しろうぶたに 葎蒲谷3	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	60	45	10	1							
Ⅱ 1 2882	しろうぶたに 葎蒲谷4	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	55	35	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 2883	しろうぶたに 葎蒲谷6	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	90	40	20	1							
Ⅱ 1 2884	くわさこ 桑迫	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	きだ 木田	40	30	15	3							
Ⅱ 1 2885	くわさこ 桑迫	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	80	50	15	1							
Ⅱ 1 2886	こわき 小脇5	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	30	40	30	1							
Ⅱ 1 2887	こわき 小脇6	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	40	35	25	1							
Ⅱ 1 2888	こわき 小脇8	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	55	45	20	2	町道	90					
Ⅱ 1 2889	こわき 小脇4	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	きだ 木田	120	50	25	3	町道	80					
Ⅱ 1 2890	こわき 小脇3	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	きだ 木田	150	45	25	3	町道	100					
Ⅱ 1 2891	なかふくよし 中福良	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	きだ 木田	70	45	25	1	町道	70					
Ⅱ 1 2892	にしのもはら 西之原2	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	きだ 木田	220	35	15	2							
Ⅱ 1 2893	きだ 木田	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	にしべつぶ 西別府	50	35	30	2	町道	50					
Ⅱ 1 2894	くらかわ 黒川2	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	ひきやま 日木山	145	40	120	1	国道	60					
Ⅱ 1 2895	さと 里4	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	ひきやま 日木山	40	35	40	1							
Ⅱ 1 2896	さと 里5	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	ひきやま 日木山	60	40	50	1							
Ⅱ 1 2897	さと 里6	かじきちよう 加治木町	かじきちよう 加治木町	ひきやま 日木山	55	45	25	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2898	さと里1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ひきやま日木山	140	45	60	3							
Ⅱ 1 2899	ぬのこし布越3	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	60	45	20	2							
Ⅱ 1 2900	ぬのこし布越4	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ぬのこし布越	50	45	8	2							
Ⅱ 1 2901	なかの中野	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ひきやま日木山	100	45	20	2	町道	90					
Ⅱ 1 2902	ながたに長谷2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ひきやま日木山	80	35	15	2	町道	100					
Ⅱ 1 2903	ながたに長谷3	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ひきやま日木山	85	30	25	2	町道	50					
Ⅱ 1 2904	ぬのこし布越1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	130	45	15	2							
Ⅱ 1 2905	いでむかい井出向1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	40	40	15	3							
Ⅱ 1 2906	みかりやま御狩山	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	110	40	20	4	県道	100					
Ⅱ 1 2907	とくなが徳永3	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	55	35	50	1							
Ⅱ 1 2908	とくなが徳永2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	90	40	60	1	町道	100					
Ⅱ 1 2909	とくなが徳永1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	160	35	20	3	町道	50					
Ⅱ 1 2910	いべの井部野2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	280	40	40	1	県道	100					
Ⅱ 1 2911	いわなぐち岩穴口5	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	85	35	15	2							
Ⅱ 1 2912	いわなぐち岩穴口4	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	80	35	10	1							
Ⅱ 1 2913	いわなぐち岩穴口3	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	120	40	15	2	町道	30					
Ⅱ 1 2914	いわなぐち岩穴口2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	90	80	15	4	県道	100					
Ⅱ 1 2915	いべの伊部野1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	80	40	25	1							
Ⅱ 1 2916	いわなぐち岩穴口1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	160	80	10	1							
Ⅱ 1 2917	なかつ中郷2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	190	40	20	4	町道	200					
Ⅱ 1 2918	しんかい新開	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	50	40	20	3							
Ⅱ 1 2919	しもひがしぎ下東木	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	ひがかわうち東川内	170	45	75	4							
Ⅱ 1 2920	かみかわうち上川内5	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	70	35	40	1	町道	60					
Ⅱ 1 2921	かみかわうち上川内4	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	100	30	35	3	町道	50					
Ⅱ 1 2922	かみかわうち上川内3	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	50	40	60	1							
Ⅱ 1 2923	いちきばる市来原	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	110	35	10	1							
Ⅱ 1 2924	かみかわうち上川内1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	65	35	40	1							
Ⅱ 1 2925	かみかわうち上川内2	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	60	35	45	1	町道	60					
Ⅱ 1 2926	しもひがしぎ下東木	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	45	45	10	1							
Ⅱ 1 2927	ふじの藤野1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	60	45	15	1							
Ⅱ 1 2928	ゆうた猶田	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	へかわなか辺川中	85	45	25	1							
Ⅱ 1 2929	へかわかみ辺川上	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	へかわ辺川	70	35	40	2							
Ⅱ 1 2930	ちくり地久里1	かじきちよう加治木町	かじきちよう加治木町	こやまだ小山田	140	30	25	3							
Ⅱ 1 2931	こぼ木場3	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	100	60	25	1							
Ⅱ 1 2932	いわいた岩井田1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	70	50	30	1							
Ⅱ 1 2933	いだのやま井田之山1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	100	40	30	2							
Ⅱ 1 2934	いだのやま井田之山2	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	70	60	25	1							
Ⅱ 1 2935	やまはな山花1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	90	45	25	1							
Ⅱ 1 2936	うちこき内甌1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	110	45	20	2							
Ⅱ 1 2937	なかこき中甌1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	320	55	40	4							
Ⅱ 1 2938	あかにた赤仁田	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	110	45	60	2							
Ⅱ 1 2939	なかこき中甌2	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きたやま北山	120	40	20	4							
Ⅱ 1 2940	しんとの新飛野1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	かんみょう上名	50	55	50	1							
Ⅱ 1 2941	しんとの新飛野2	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	かんみょう上名	80	45	25	1							
Ⅱ 1 2942	きづ木津	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	60	55	30	1							
Ⅱ 1 2943	かみかわ上脇	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	190	60	20	1							
Ⅱ 1 2944	きづしなか木津志中1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	160	35	25	1							
Ⅱ 1 2945	きづしひがし木津志東1	あいらちよう始良町	あいらちよう始良町	きづし木津志	200	60	30	4							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2946	まづしひがし 木津志東2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きづし 木津志	50	50	50	3							
Ⅱ 1 2947	まづしひがし 木津志東3	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きづし 木津志	80	50	30	1							
Ⅱ 1 2948	まづしひがし 木津志東4	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きづし 木津志	270	45	30	3							
Ⅱ 1 2949	みやまき 宮脇	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きたやま 北山	310	45	40	2							
Ⅱ 1 2950	すがの 菅野1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きづし 木津志	70	70	15	1							
Ⅱ 1 2952	すがの 菅野4	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きたやま 北山	130	60	25	1							
Ⅱ 1 2953	くろせ 黒瀬	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かんみょう 上名	180	60	25	3							
Ⅱ 1 2954	うちだやま 内田山2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かんみょう 上名	60	45	50	1							
Ⅱ 1 2955	くろかつの 黒葛野1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	てらし 寺師	70	30	50	1							
Ⅱ 1 2956	さかのくち 坂野口	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	かんみょう 上名	70	40	40	1							
Ⅱ 1 2958	ほしがやま 星ヶ山1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	しもみょう 下名	70	35	40	1							
Ⅱ 1 2959	ほしがやま 星ヶ山2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	しもみょう 下名	200	35	40	4	県道	200					
Ⅱ 1 2960	しんば 新馬場	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	しもみょう 下名	160	35	30	4							
Ⅱ 1 2961	にしだ 西田	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	しもみょう 下名	80	40	20	4							
Ⅱ 1 2962	おおやまにし 大山西	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	おおやま 大山	120	35	10	3							
Ⅱ 1 2963	すみよし 住吉2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	すみよし 住吉	150	40	25	3							
Ⅱ 1 2965	どうら 堂園	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	しもみょう 下名	120	40	25	3							
Ⅱ 1 2966	うと 宇都	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	なべくら 鍋倉	90	60	25	3							
Ⅱ 1 2967	いわさき 岩崎	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	なべくら 鍋倉	140	45	25	4							
Ⅱ 1 2968	はるかじょう 春花上	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ふなつ 船津	70	35	15	2							
Ⅱ 1 2969	けんよう 建晶1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	にしもち 西餅田	110	40	10	4							
Ⅱ 1 2970	けんよう 建晶2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	にしもち 西餅田	100	35	45	2							
Ⅱ 1 2971	ふれだ 触田	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	120	45	100	1	河川	200					
Ⅱ 1 2972	しんせ 城瀬	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	150	35	70	3							
Ⅱ 1 2973	ふくがの 福ヶ野4	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	60	45	80	1							
Ⅱ 1 2974	ふくがの 福ヶ野3	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	60	45	70	2							
Ⅱ 1 2975	ふくがの 福ヶ野2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	80	40	40	1							
Ⅱ 1 2976	ふくがの 福ヶ野1	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	110	45	90	3							
Ⅱ 1 2977	でくち 出の口	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	ひらまつ 平松	90	30	10	2							
Ⅱ 1 2978	はぎやました 栞山下	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	おきもと 脇元	130	30	35	3	国道	50					
Ⅱ 1 5356	さんげ 山花	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きたやま 北山	120	40	40	2							
Ⅱ 1 5357	かみやま 上脇	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きづし 木津志	210	55	30	4							
Ⅱ 1 5358	こ 木場	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きたやま 北山	150	40	30	3							
Ⅱ 1 5359	こ 木場2	あいらちよう 始良町	あいらちよう 始良町	きたやま 北山	100	60	30	2							
Ⅱ 1 2979	あかにた 赤仁田1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	40	70	30	1							
Ⅱ 1 2980	あかにた 赤仁田2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	55	45	35	1							
Ⅱ 1 2981	あかにた 赤仁田3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	50	40	30	1							
Ⅱ 1 2982	うるしうえ 漆上1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	40	60	30	1							
Ⅱ 1 2983	うるしうえ 漆上2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	30	65	35	1							
Ⅱ 1 2984	うるしうえ 漆上3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	30	60	20	1							
Ⅱ 1 2985	うるしうえ 漆上4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	140	70	40	2							
Ⅱ 1 2986	うるしうえ 漆上5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	30	70	25	1							
Ⅱ 1 2987	たかやま 高峰	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	40	60	30	1							
Ⅱ 1 2988	うるし 漆	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	65	70	35	1							
Ⅱ 1 2989	うら 浦1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	75	40	30	2							
Ⅱ 1 2990	うら 浦2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	130	60	30	1							
Ⅱ 1 2991	うるしうら 漆浦1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	90	70	30	3							
Ⅱ 1 2992	うら 浦4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うるし 漆	40	60	30	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 2993	うらした 漆浦2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	125	60	7	3							
Ⅱ 1 2994	あさひ 旭1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	40	30	40	1							
Ⅱ 1 2995	あさひ 旭2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	40	45	35	1							
Ⅱ 1 2996	たにぐち 谷口	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	140	70	35	2							
Ⅱ 1 2997	うらした 漆下1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	50	45	25	2							
Ⅱ 1 2998	うらした 漆下2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	40	65	20	1							
Ⅱ 1 2999	うらした 漆下3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	45	45	30	1							
Ⅱ 1 3000	うと 宇都1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	80	60	30	3							
Ⅱ 1 3001	うと 宇都8	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	90	60	20	1							
Ⅱ 1 3002	うと 宇都2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	80	60	20	1							
Ⅱ 1 3003	うと 宇都3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	60	50	10	1							
Ⅱ 1 3004	うと 宇都4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	30	60	15	1							
Ⅱ 1 3005	うと 宇都5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	35	70	20	1							
Ⅱ 1 3006	ひろき 広木1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	110	70	15	2							
Ⅱ 1 3007	ひろき 広木2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	40	70	20	1							
Ⅱ 1 3008	にしかわうち 西川内1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	50	60	25	2							
Ⅱ 1 3009	にしかわうち 西川内2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	うらした	75	45	20	3							
Ⅱ 1 3010	にしかわうち 西川内3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	45	15	1							
Ⅱ 1 3011	いがや 井ヶ屋2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	50	45	20	1							
Ⅱ 1 3012	いがや 井ヶ屋3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	60	60	30	1							
Ⅱ 1 3013	いがや 井ヶ屋4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	45	25	1							
Ⅱ 1 3014	とくち 戸の口	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	60	15	1							
Ⅱ 1 3015	いがや 井ヶ屋5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	20	70	15	1							
Ⅱ 1 3016	いがや 井ヶ屋6	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	50	55	15	1							
Ⅱ 1 3017	にしうらした 西浦下1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	70	25	1							
Ⅱ 1 3018	ひうと 火の宇都	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	35	45	20	1							
Ⅱ 1 3019	ひうと 火の宇都2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	35	70	15	1							
Ⅱ 1 3020	ひうと 火の宇都3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	30	45	10	1							
Ⅱ 1 3021	ひうと 火の宇都4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	60	60	20	2							
Ⅱ 1 3022	やしろの 社野1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	250	60	20	4							
Ⅱ 1 3023	やしろの 社野2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	110	60	20	3							
Ⅱ 1 3024	やしろの 社野3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	55	45	20	2							
Ⅱ 1 3025	まつかわうち 松川内1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	60	45	20	1							
Ⅱ 1 3026	まつかわうち 松川内3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	70	15	1							
Ⅱ 1 3027	ひがまつかわうち 東松川内1	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	70	70	7	1							
Ⅱ 1 3028	まつかわうち 松川内4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	45	15	1							
Ⅱ 1 3029	まつかわうち 松川内5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	55	60	30	1							
Ⅱ 1 3030	ひがまつかわうち 東松川内2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	55	70	25	1							
Ⅱ 1 3031	まつかわうち 松川内6	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	30	45	20	1							
Ⅱ 1 3032	やしろの 社野4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	50	50	20	2							
Ⅱ 1 3033	やしろの 社野5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	60	55	15	1							
Ⅱ 1 3034	やしろの 社野6	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	90	50	15	3							
Ⅱ 1 3035	にしうらした 西浦下2	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	100	45	25	2							
Ⅱ 1 3036	にしうらした 西浦下3	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	120	30	15	2							
Ⅱ 1 3037	にしうらした 西浦下4	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	90	60	15	2							
Ⅱ 1 3038	いがや 井ヶ屋7	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	70	30	15	1							
Ⅱ 1 3039	いがや 井ヶ屋8	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	60	70	20	2							
Ⅱ 1 3040	にしうらした 西浦下5	かもうちよう 蒲生町	かもうちよう 蒲生町	にしうら 西浦	40	30	10	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3041	おの小野1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	40	45	20	1							
Ⅱ 1 3042	おの小野2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	80	60	20	2							
Ⅱ 1 3043	しんるまえ新留前1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	60	70	30	1							
Ⅱ 1 3044	しんるまえ新留前2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	70	65	25	1							
Ⅱ 1 3045	きたがみ北上2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	40	50	20	1							
Ⅱ 1 3046	きたがみ北上3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	105	50	15	2							
Ⅱ 1 3047	おがわうち小川内1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	140	45	30	3							
Ⅱ 1 3048	おがわうち小川内2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	60	45	25	2							
Ⅱ 1 3049	おがわうち小川内3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	130	60	35	2							
Ⅱ 1 3050	おがわうち小川内4	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	にしうら西浦	65	45	35	1							
Ⅱ 1 3051	しろした城下2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	60	50	20	2							
Ⅱ 1 3052	しもしろした下城下	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	110	60	40	3							
Ⅱ 1 3053	しろした城下3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	60	60	20	2							
Ⅱ 1 3054	しろした城下4	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	100	30	15	2							
Ⅱ 1 3055	きたがみ北上1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	40	70	15	1							
Ⅱ 1 3056	しろした城下5	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	35	70	20	1							
Ⅱ 1 3057	しろした城下6	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	90	40	15	2							
Ⅱ 1 3058	しろした城下7	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	80	55	15	3							
Ⅱ 1 3059	しろした城下8	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	50	30	15	1							
Ⅱ 1 3060	しろした城下9	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	50	50	15	2							
Ⅱ 1 3061	しろした城下10	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	65	60	20	1							
Ⅱ 1 3062	ひらぎの柵野1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	45	70	40	2							
Ⅱ 1 3064	ひらぎの柵野3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	90	45	65	3							
Ⅱ 1 3065	ひらぎの柵野4	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	60	55	20	1							
Ⅱ 1 3066	よねまるうえ米丸上1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	90	45	20	1							
Ⅱ 1 3067	よねまるうえ米丸上2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	110	60	35	3							
Ⅱ 1 3068	なかむら中村1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	90	70	30	2							
Ⅱ 1 3069	なかむら中村2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	200	60	50	3							
Ⅱ 1 3070	なかむら中村3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	70	60	20	1							
Ⅱ 1 3071	やまもと山元1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	よねまる米丸	90	60	20	1							
Ⅱ 1 3072	しろした城下11	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	80	70	60	1							
Ⅱ 1 3073	うるしひら漆平1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	60	55	40	3							
Ⅱ 1 3074	うるしひら漆平2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	165	40	20	4							
Ⅱ 1 3075	かわひがしうえ川東上2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	90	30	50	2							
Ⅱ 1 3076	かみはたけ上畑	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	85	60	30	3							
Ⅱ 1 3077	かわとう川東2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	60	60	30	3							
Ⅱ 1 3078	かわとう川東1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	125	45	20	1							
Ⅱ 1 3079	もとながたに本長谷	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しもひさとく下久徳	60	40	15	3							
Ⅱ 1 3080	はたけた島田2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	ひきまつ久末	120	60	30	3							
Ⅱ 1 3081	くすだ楠田1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	かみひさとく上久徳	60	70	20	2							
Ⅱ 1 3082	くすだ楠田3	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	100	50	15	2							
Ⅱ 1 3083	おおさこ大迫	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	60	45	20	2							
Ⅱ 1 3084	くすだ楠田4	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	50	35	15	1							
Ⅱ 1 3085	きたなか北中2	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	130	40	20	1							
Ⅱ 1 3086	なかふくよし中福良1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	60	60	30	2							
Ⅱ 1 3087	しろした城下12	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	きた北	180	45	15	4							
Ⅱ 1 3088	しろお白男	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	100	50	30	3							
Ⅱ 1 3089	いわと岩戸1	かもうちよう蒲生町	かもうちよう蒲生町	しろお白男	100	50	35	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設								
									種類	数	種類	数	種類	数			
					m	度	m										
Ⅱ 1 3090	なかふくよし 中福良2	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	60	55	50	3									
Ⅱ 1 3091	しろ おうえ 白男上1	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	125	60	50	4									
Ⅱ 1 3092	しろ おうえ 白男上2	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	50	60	20	1									
Ⅱ 1 3093	しろ おうえ 白男上3	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	160	45	50	3									
Ⅱ 1 3094	しろ おうえ 白男上4	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	80	55	15	1									
Ⅱ 1 3095	たかまき 高牧	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	ひきまつ 久末	60	50	15	2									
Ⅱ 1 3096	しんくろ 真黒2	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	50	55	30	2									
Ⅱ 1 3097	しんくろ 真黒3	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	40	50	20	1									
Ⅱ 1 3098	しんくろ 真黒4	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	50	60	10	1									
Ⅱ 1 3099	しんくろ 真黒5	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	70	55	25	3									
Ⅱ 1 3100	うすほら 薄原	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	80	55	15	2									
Ⅱ 1 3102	かわなかじま 川中島2	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	70	45	45	1									
Ⅱ 1 3103	かわなかじま 川中島5	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	80	60	15	3									
Ⅱ 1 3104	かわなかじま 川中島3	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	80	40	15	2									
Ⅱ 1 3105	かわなかじま 川中島6	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	45	55	15	1									
Ⅱ 1 3106	かわなかじま 川中島7	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	90	60	35	3									
Ⅱ 1 3107	かわなかじま 川中島4	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	40	50	15	1									
Ⅱ 1 3108	まつなま 松生	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しろ お 白男	85	60	30	1									
Ⅱ 1 5360	すずはらしも 薄原下	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	しら お 白男	100	50	10	2									
Ⅱ 1 5361	くすだ 楠田2	かもうちょう 蒲生町	かもうちょう 蒲生町	きた 北	140	50	20	2									
Ⅱ 1 2637	くべ 興辺	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	いなばさき 稲葉崎	90	76	7	2									
Ⅱ 1 2638	いなばさきなか 稲葉崎中1	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	いなばさき 稲葉崎	60	52	28	2	町道	30							
Ⅱ 1 2639	いなばさきかみ 稲葉崎上	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	いなばさき 稲葉崎	110	53	27	1	町道	110							
Ⅱ 1 2640	ふたわたり 二渡2	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	つねつぐ 恒次	50	53	16	1									
Ⅱ 1 2641	ふたわたり 二渡3	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	つねつぐ 恒次	40	52	19	2	町道	20							
Ⅱ 1 2643	まつもと 松本	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こうだ 幸田	130	48	8	3	町道	80							
Ⅱ 1 2644	こうだ かしら 幸田頭	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こうだ 幸田	100	44	36	2	町道	35	河川	30					
Ⅱ 1 2645	こうだ みなみ 幸田南	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こうだ 幸田	70	60	8	1	町道	70							
Ⅱ 1 2646	おうの やま 王ノ山	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	よねなが 米永	70	43	31	1	町道	85							
Ⅱ 1 2647	かみむら 上村	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	つねつぐ 恒次	230	57	23	2	県道	40							
Ⅱ 1 2648	かみむら 上村1	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	つねつぐ 恒次	100	50	9	4	町道	100							
Ⅱ 1 2650	かみむら 上村2	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	つねつぐ 恒次	140	35	31	4	町道	120							
Ⅱ 1 2651	たかばる 田尾原	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	たかばる 田尾原	80	34	25	1	町道	80							
Ⅱ 1 2653	あやおり 綾織	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こば 木場	60	60	19	1	町道	60							
Ⅱ 1 2654	まるいけ うしせと 丸池2(牛瀬戸)	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こば 木場	160	35	16	2	町道	120							
Ⅱ 1 2655	おおさこ 大迫(山崎2)	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	よねなが 米永	200	50	13	4	町道	70							
Ⅱ 1 2656	さかもと 坂元3(坂元1)	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	よねなが 米永	50	72	20	2	河川	50							
Ⅱ 1 2657	さかもと 坂元4(大迫)	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	よねなが 米永	70	45	22	4	町道	70							
Ⅱ 1 2658	よねなが 米永	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こば 木場	140	54	35	3	町道	160							
Ⅱ 1 2659	ぼばさこ 馬場迫	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	よねなが 米永	120	46	32	3	町道	130							
Ⅱ 1 2660	つくだ 佃	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こば 木場	40	52	15	1	町道	15							
Ⅱ 1 2661	よしはら 吉原(越ヶ谷)	ゆうすいちょう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こば 木場	140	60	15	3	町道	90							
Ⅱ 1 2662	ほんにやじ 般若寺	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	ほんにやじ 般若寺	100	45	10	3	町道	50							
Ⅱ 1 2663	よしまつちよう 山下西	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	ほんにやじ 般若寺	140	37	10	3	町道	60							
Ⅱ 1 2664	よました 山下1	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	ほんにやじ 般若寺	60	32	14	3	町道	50							
Ⅱ 1 2665	よましたにし 山下西	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	ほんにやじ 般若寺	70	52	21	2	町道	60							
Ⅱ 1 2666	よました 山下2	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	ほんにやじ 般若寺	70	30	30	2	町道	70							
Ⅱ 1 2667	ふもと 麓2	ゆうすいちょう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	なかつがわ 中津川	280	43	10	3	町道	270							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設				
									種類	数	種類	数	
					m	度	m						
Ⅱ 1 2668	ふもと 麓3	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	なかつがわ 中津川	80	53	5	3					
Ⅱ 1 2669	ふもと 麓	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	なかつがわ 中津川	110	42	6	2	町道	10			
Ⅱ 1 2670	なかつがわ 中津川	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	なかつがわ 中津川	180	46	91	4	町道	200			
Ⅱ 1 2671	ふるかわ 吉川1	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	なかつがわ 中津川	190	36	65	1					
Ⅱ 1 2672	たけなか 竹中	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	かわそえ 川添	250	42	47	4	町道	260			
Ⅱ 1 2673	もんげん 門前	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	かわそえ 川添	110	77	7	4					
Ⅱ 1 2674	ながの 永野	ゆうすいちよう 湧水町	よしまつちよう 吉松町	かわそえ 川添	90	34	14	3					
Ⅱ 1 5346	いなばさきした 稲葉崎下	ゆうすいちよう 湧水町	くりのちよう 栗野町	いなばさき 稲葉崎	50	66	23	2	町道	50			
Ⅱ 1 5347	はらだひら 原田平	ゆうすいちよう 湧水町	くりのちよう 栗野町	いなばさき 稲葉崎	50	68	5	2	町道	20			
Ⅱ 1 5348	たけさこ 竹迫	ゆうすいちよう 湧水町	くりのちよう 栗野町	こうだ 幸田	60	60	17	3					
Ⅱ 1 3354	ほとけやま ぶつやま 仏山1(仏山)	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	60	30	10	1					
Ⅱ 1 3355	はえ やま 八重山1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	30	30	10	1					
Ⅱ 1 3356	はえ やま 八重山2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	60	40	20	2	町道	60			
Ⅱ 1 3357	たつぼん 辰喰2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	70	30	25	1					
Ⅱ 1 3358	みやその 宮園	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	100	30	5	2					
Ⅱ 1 3359	とくとめ 徳留	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	80	80	5	2	町道	60			
Ⅱ 1 3360	かしわぎ 柏木2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	30	30	5	1					
Ⅱ 1 3361	ひらの 平野	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	130	30	30	3	町道	90			
Ⅱ 1 3362	ありさと 有里	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	120	30	40	3	町道	180			
Ⅱ 1 3363	にっしん 日新2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	75	30	55	1	町道	80			
Ⅱ 1 3364	にっしん 日新6	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	49	30	15	1					
Ⅱ 1 3365	にっしん 日新4	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	80	30	40	1	県道	40			
Ⅱ 1 3366	にっしん 日新3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	65	30	15	1	県道	30			
Ⅱ 1 3367	にっしん 日新5	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	50	30	15	2	県道	10			
Ⅱ 1 3368	ほとけさこ 仏迫2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	35	30	10	1	町道	50			
Ⅱ 1 3369	ほとけさこ 仏迫1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	70	30	30	2	県道	40			
Ⅱ 1 3370	ほとけさこ 仏迫3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	50	40	20	1					
Ⅱ 1 3372	しんちゆう 真中2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	320	30	35	4	町道	190			
Ⅱ 1 3373	しんちゆう 真中1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	50	30	30	1	県道	10			
Ⅱ 1 3374	うき むた 浮牟田	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	95	30	30	1					
Ⅱ 1 3375	なかひらぼう 中平房1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	60	35	10	2					
Ⅱ 1 3377	おおくぼ 大久保1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみも ひき 上百引	30	30	10	1	町道	30			
Ⅱ 1 3378	おおくぼ 大久保2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみも ひき 上百引	170	30	20	4					
Ⅱ 1 3379	いずみが の 和泉ヶ野	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみも ひき 上百引	80	30	15	4	県道	30			
Ⅱ 1 3380	なかひらぼう 中平房3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	130	30	35	3	町道	120			
Ⅱ 1 3381	なかひらぼう 中平房4	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	62	30	20	2					
Ⅱ 1 3382	しも ひらぼう 下平房1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	150	30	25	1	町道	150			
Ⅱ 1 3383	しも ひらぼう 下平房2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	235	40	40	4	県道	240			
Ⅱ 1 3384	しも ひらぼう 下平房3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	72	30	20	2					
Ⅱ 1 3385	しも ひらぼう 下平房4	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	92	30	30	2					
Ⅱ 1 3386	しも ひらぼう 下平房5	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	ひらぼう 平房	56	30	25	1	町道	50			
Ⅱ 1 3387	ひさち 引地2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	62	30	20	1	町道	50			
Ⅱ 1 3388	たけした 竹下7	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	105	30	25	2	町道	120			
Ⅱ 1 3389	せと ぐち 瀬戸口1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	45	30	25	1					
Ⅱ 1 3390	せと ぐち 瀬戸口2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	179	40	15	3	町道	10			
Ⅱ 1 3391	せと ぐち 瀬戸口5	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	42	30	20	1					
Ⅱ 1 3392	みはら 三原1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	129	30	35	3	町道	90			
Ⅱ 1 3393	みはら 三原2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しも も ひき 下百引	68	30	15	1	町道	60			

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3394	みはら 三原3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	71	30	10	2							
Ⅱ 1 3395	せとぐち 瀬戸口6	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	164	30	20	4	町道	70					
Ⅱ 1 3396	たけした 竹下5	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	45	30	20	1							
Ⅱ 1 3397	たけした 竹下2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	190	40	45	3	県道	120	町道	180			
Ⅱ 1 3398	たけした 竹下1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	60	30	15	1							
Ⅱ 1 3399	かげよし 影吉7	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	70	40	40	1	県道	60					
Ⅱ 1 3400	かげよし 影吉6	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	55	40	15	1							
Ⅱ 1 3401	かげよし 影吉4	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	40	30	15	2	町道	10					
Ⅱ 1 3402	かげよし 影吉3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	114	30	5	2	町道	90					
Ⅱ 1 3403	かげよし 影吉5	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	150	30	25	1							
Ⅱ 1 3404	かげよし 影吉2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	72	30	25	1							
Ⅱ 1 3405	さかみや 坂宮4	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	50	30	25	1							
Ⅱ 1 3406	さかみや 坂宮2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	100	40	30	4							
Ⅱ 1 3407	さかみや 坂宮3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	230	30	60	2	町道	200					
Ⅱ 1 3409	どうひら 堂平2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	48	40	25	1	町道	60					
Ⅱ 1 3410	どうひら 堂平1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	120	30	20	2							
Ⅱ 1 3411	あらひら 荒平3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	140	30	50	2	町道	60					
Ⅱ 1 3412	あらひら 荒平1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	90	30	35	2							
Ⅱ 1 3413	にばんごう 二番郷	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	50	30	10	2							
Ⅱ 1 3414	いちばんごう 一番郷	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	80	30	5	2	県道	20					
Ⅱ 1 3415	ふるんたん 風呂段2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	60	30	15	1							
Ⅱ 1 3416	すわ 諏訪	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	60	40	10	1							
Ⅱ 1 3417	なんくぼ 槽久保1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	50	30	10	1	町道	30					
Ⅱ 1 3418	なんくぼ 槽久保2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	90	30	15	3	国道	50					
Ⅱ 1 3419	しもさわつ 下沢津	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	115	30	20	2							
Ⅱ 1 3420	しらべつぶ 白別府2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	50	30	20	1	町道	20					
Ⅱ 1 3421	しらべつぶ 白別府1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	80	60	10	2							
Ⅱ 1 3422	みょうしゅだん 名主段2	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	100	30	20	1	県道	60					
Ⅱ 1 3423	みょうしゅだん 名主段1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	50	40	10	2							
Ⅱ 1 3424	うら 宇都1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	60	30	20	1							
Ⅱ 1 3425	くきの 久木野々	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	いちなり 市成	70	30	45	1	町道	140					
Ⅱ 1 5373	たにだ 谷田1	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	すわばら 諏訪原	220	30	35	4							
Ⅱ 1 5374	たけした 竹下3	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	165	30	25	4							
Ⅱ 2 325	たけの 岳野	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	かみもひき 上百引	70	60	10	1	町道	10					
Ⅱ 2 326	かげよし 影吉10	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	55	30	30	2	県道	60					
Ⅱ 2 327	さかみや 坂宮	きほくちよう 輝北町	きほくちよう 輝北町	しももひき 下百引	160	30	30	2	県道	90					
Ⅱ 1 3571	かきのきさこ かりかわ 柿木道(狩川)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	25	40	18	1							
Ⅱ 1 3572	おおたに 大谷3	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	35	30	10	1							
Ⅱ 1 3573	おおたに 大谷4	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	150	45	13	4	町道	30					
Ⅱ 1 3574	なかむらさこ かもほうる 中村道(上豊留)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	105	35	30	1	町道	90					
Ⅱ 1 3575	かわじ さんく かわじ 川路三区(川路)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	140	35	25	2	町道	110					
Ⅱ 1 3576	かわじ 二区 川路二区	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	55	60	25	1							
Ⅱ 1 3577	おおさか かわとこ 大坂(河床)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	50	35	10	2	町道	10					
Ⅱ 1 3579	のくび 野久尾2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	95	45	15	4							
Ⅱ 1 3580	くりすだ かりや 栗須田(仮屋)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	145	30	35	3	町道	40					
Ⅱ 1 3581	くりすだ かりや 栗須田1(仮屋2)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	25	35	10	1							
Ⅱ 1 3582	たひら くらそ 田平(久保園2)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	50	35	10	1	町道	40					
Ⅱ 1 3583	まつお しばば 松尾(馬場)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	50	45	10	2	町道	20					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3584	ごたいやま 五代山	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	130	75	15	4	町道	130					
Ⅱ 1 3585	まえだ 前田2(松山)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	95	30	10	2	町道	90					
Ⅱ 1 3586	うち のや 内ノ野2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	35	30	10	1							
Ⅱ 1 3587	うち のや 内ノ野3	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	65	30	15	2							
Ⅱ 1 3588	うち のや 内ノ野4	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	115	30	15	1							
Ⅱ 1 3590	たかやま うち のや 高山(内ノ野5)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	60	70	10	1							
Ⅱ 1 3591	ひらの うち のや 平野(内ノ野6)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	90	50	10	2	町道	10					
Ⅱ 1 3592	くさのせ はたの 草ノ瀬(泰野)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	90	30	30	1	町道	90					
Ⅱ 1 3593	はたむらくぎ はたむらくぎ 畑村釘3(畑村釘)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	たいの 泰野	60	30	25	1							
Ⅱ 1 3595	かみ ありの 上有野	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	45	30	15	1	町道	60					
Ⅱ 1 3596	かみ ありの 上有野2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	75	35	25	1							
Ⅱ 1 3597	ありの 有野	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	200	35	20	3	町道	70					
Ⅱ 1 3598	くろいし 黒石2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	35	45	10	1							
Ⅱ 1 3599	くろいし 黒石	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	140	30	15	3							
Ⅱ 1 3602	かみぞの うえぞの 上園(上園)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	75	45	20	2	町道	30					
Ⅱ 1 3603	みやした みやした 宮下2(宮下)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	90	45	15	3	町道	80					
Ⅱ 1 3604	かやのき 柏木2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	105	30	15	2							
Ⅱ 1 3605	かやのき 柏木	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	35	35	15	1	町道	30					
Ⅱ 1 3606	ふるわたり 古渡	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	74	30	20	2							
Ⅱ 1 3607	なかい てぐち うえぞの 中井手口(上園2)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	150	30	20	4	町道	30					
Ⅱ 1 3608	いでぐち 井手口	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	90	40	25	2							
Ⅱ 1 3609	しもい てぐち 井手口 下井手口(井手口)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	100	60	8	1	町道	60					
Ⅱ 1 3610	まるお いでぐち 丸尾(井手口3)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	130	70	15	3							
Ⅱ 1 3611	まるお いでぐち 丸尾1(井手口4)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	135	40	20	3	県道	90					
Ⅱ 1 3612	なかだん 中段	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	54	40	15	1							
Ⅱ 1 3613	おおのほら 大野原2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	30	30	30	2							
Ⅱ 1 3614	おおのほら おおのほら 大野原3(大野原)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	80	30	25	3	町道	20					
Ⅱ 1 3615	もものき 桃ノ木	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	105	35	25	3	町道	100					
Ⅱ 1 3616	しもなかわら もものき 下中村3(桃ノ木)	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	50	30	25	3	県道	10					
Ⅱ 1 3617	しもなかわら 下中村2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	70	40	25	1							
Ⅱ 1 3618	しもなかわら 下中村	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	36	30	20	1							
Ⅱ 1 3619	かみなかわら 上中村	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	おの み 尾野見	30	45	25	1	県道	30					
Ⅱ 1 5378	おもて 表2	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	90	30	15	1							
Ⅱ 1 5379	かわし いっく 川路一区	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	105	35	10	2							
Ⅱ 1 5380	まえだ 前田3	まつやまちよう 松山町	まつやまちよう 松山町	しんばし 新橋	50	40	35	1	町道	30					
Ⅱ 1 3620	よしほら 吉原	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	130	50	15	4	町道	40					
Ⅱ 1 3621	たぶきの 田吹野	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	145	60	20	4	町道	60					
Ⅱ 1 3622	たぶきの 田吹野5	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	106	60	15	2							
Ⅱ 1 3623	たぶきの 田吹野3	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	179	70	30	2							
Ⅱ 1 3624	たぶきの 田吹野4	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	52	40	20	2	町道	60					
Ⅱ 1 3625	つづら さとかつ 黒葛(里葛)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	55	80	15	2							
Ⅱ 1 3626	つづら さとかつ 黒葛2(里葛2)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	たのうら 田之浦	60	30	40	2							
Ⅱ 1 3627	さげぐち つつみち 堤口(堤口)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	83	40	20	2							
Ⅱ 1 3628	さげぐち つつみち 堤口2(堤口2)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	69	60	10	3	町道	35					
Ⅱ 1 3629	さげぐち つつみち 堤口3(堤口3)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	35	40	15	1							
Ⅱ 1 3630	うしとだん 後谷	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	105	40	15	4	県道	45					
Ⅱ 1 3631	うしとだん うしとだん 後谷1(後谷2)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	180	40	40	2	町道	160					
Ⅱ 1 3632	うしとだん 後谷2(後谷)	し ぶ し ち ょう 志布志町	し ぶ し ち ょう 志布志町	うちのくら 内之倉	128	60	25	4	町道	55					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 3633	うしとだん 後谷3(後谷2)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	60	40	10	1						
Ⅱ 1 3634	いけの 岩部	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	65	35	20	2	県道	30				
Ⅱ 1 3635	ひらやま 平山	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	168	45	20	2	町道	125				
Ⅱ 1 3636	ひらやま 平山1(平山)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	70	40	10	2						
Ⅱ 1 3637	みやぢ 宮地3	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	59	35	30	1						
Ⅱ 1 3638	みやぢ 宮地4	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	165	45	45	2						
Ⅱ 1 3639	みやぢ 宮地2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	45	50	15	1	町道	30				
Ⅱ 1 3640	みやぢ 宮地	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	60	35	15	1						
Ⅱ 1 3641	しもひがしたに 下東谷2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	170	45	30	4	県道	35				
Ⅱ 1 3642	い くほ 井久保	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	60	40	20	2	町道	45				
Ⅱ 1 3643	しもひがしたに 下東谷1(下東谷)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	96	40	25	2	町道	95				
Ⅱ 1 3644	まにわ 馬庭4	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	54	35	15	1	県道	10				
Ⅱ 1 3645	まにわ 馬庭2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	260	35	25	4	町道	180				
Ⅱ 1 3646	まにわ 馬庭5	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	70	35	10	1	県道	70				
Ⅱ 1 3647	はちや 八野(馬庭)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	55	30	10	1	県道	55				
Ⅱ 1 3648	はちや 八野2(馬庭2)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	46	40	20	2						
Ⅱ 1 3649	いけの 池野(馬庭)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	44	35	20	1						
Ⅱ 1 3650	いけの 池野2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	68	35	8	2						
Ⅱ 1 3651	いけの 池野1(池野)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	110	45	50	1						
Ⅱ 1 3652	いけの 池野3	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	90	35	15	4						
Ⅱ 1 3653	はちや 八郎ヶ野2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	56	30	15	1	町道	50				
Ⅱ 1 3654	はちや 八郎ヶ野	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	69	35	15	3						
Ⅱ 1 3655	はちや 八郎ヶ野3	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	50	30	15	1						
Ⅱ 1 3656	はちや 八郎ヶ野4	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	68	60	5	1						
Ⅱ 1 3657	くらぞの 倉園	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	75	30	12	1						
Ⅱ 1 3658	かたの 片野3	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	90	35	15	4	県道	35				
Ⅱ 1 3659	かたの 片野2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	140	45	12	2						
Ⅱ 1 3660	かみいずみ 上出水	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	114	45	25	2	町道	50				
Ⅱ 1 3661	なかがわ 中川内	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	170	35	20	2	町道	115				
Ⅱ 1 3662	みちしげ 道重1(道重)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	155	45	10	3	町道	150				
Ⅱ 1 3663	みちしげ 道重2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	210	40	10	3						
Ⅱ 1 3664	かみみちしげ 上道重	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	120	35	20	4						
Ⅱ 1 3665	かみみちしげ 上道重2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	72	35	10	2						
Ⅱ 1 3666	やま くほ 山久保1(田之浦)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	たのうら 田之浦	105	45	20	3						
Ⅱ 1 3667	やますそ 山裾	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	245	40	12	4	県道	30				
Ⅱ 1 3668	やますそ 山裾2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	95	45	10	4	県道	75				
Ⅱ 1 3669	いまひゆう 今別府	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	55	30	12	1						
Ⅱ 1 3670	たちばなきこ 立花迫	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	108	35	15	1	町道	10				
Ⅱ 1 3671	かみいずみ 上出水	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	うちのくら 内之倉	65	35	15	2						
Ⅱ 1 3672	よこ おうえ 横尾上(内之倉)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	ちよう 帖	190	35	30	4						
Ⅱ 1 3673	まがせ 曲瀬2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	92	35	10	2						
Ⅱ 1 3674	うえのど 上門	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	160	35	20	1						
Ⅱ 1 3675	ひらじよう 平城3	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	75	45	30	1						
Ⅱ 1 3676	ひらじよう 平城2	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	55	35	20	1						
Ⅱ 1 3677	ひらじよう 平城	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	65	60	10	2						
Ⅱ 1 3678	やすら 安良	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	あんらく 安楽	48	30	15	2	町道	50				
Ⅱ 1 3679	ろくがつさか 六月坂2(六月坂)	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	しぶし 志布志	85	45	20	1	町道	90				
Ⅱ 1 3680	きよみず 清水	しぶしちよう 志布志町	しぶしちよう 志布志町	しぶし 志布志	100	45	10	3						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 3681	志布志3丁目	志布志町	志布志町	志布志	112	45	20	1						
Ⅱ 1 3682	関屋2(関屋2工)	志布志町	志布志町	志布志	280	45	30	4	県道	270				
Ⅱ 1 3683	小浜2(小浜)	志布志町	志布志町	帖	215	70	18	1	県道	190				
Ⅱ 1 3684	天神2	志布志町	志布志町	帖	54	60	10	1	町道	30				
Ⅱ 1 3685	天神	志布志町	志布志町	帖	38	60	8	1	町道	40				
Ⅱ 1 3686	上天神2	志布志町	志布志町	帖	125	40	8	4	町道	100				
Ⅱ 1 3687	上天神	志布志町	志布志町	帖	35	50	10	2	町道	15				
Ⅱ 1 3688	上大性院2	志布志町	志布志町	帖	80	45	35	2	町道	100				
Ⅱ 1 3689	別府3	志布志町	志布志町	帖	65	40	30	1						
Ⅱ 1 3690	別府	志布志町	志布志町	帖	128	40	20	3						
Ⅱ 1 3691	別府2	志布志町	志布志町	帖	55	35	10	2						
Ⅱ 1 3692	夏井1(夏井)	志布志町	志布志町	帖	80	35	15	4						
Ⅱ 1 3693	東夏井3	志布志町	志布志町	夏井	85	35	20	4	町道	100				
Ⅱ 1 3694	東夏井2	志布志町	志布志町	夏井	42	40	20	1	町道	80				
Ⅱ 1 3695	東夏井	志布志町	志布志町	夏井	85	30	15	1						
Ⅱ 1 3696	柳井谷4	志布志町	志布志町	帖	90	70	6	3						
Ⅱ 1 3697	柳井谷3	志布志町	志布志町	帖	105	35	15	2	町道	80				
Ⅱ 1 3698	田床	志布志町	志布志町	帖	55	40	20	2	県道	55				
Ⅱ 1 3699	田床2	志布志町	志布志町	帖	64	35	15	1	町道	60				
Ⅱ 1 3700	田床3	志布志町	志布志町	帖	45	40	15	1	県道	10				
Ⅱ 1 3701	宮塩7	有明町	有明町	伊崎田	55	35	30	1	町道	70				
Ⅱ 1 3702	宮塩6	有明町	有明町	伊崎田	156	40	20	2						
Ⅱ 1 3703	川路2	有明町	有明町	伊崎田	46	60	10	1						
Ⅱ 1 3704	宮塩4	有明町	有明町	伊崎田	255	70	40	4	町道	180				
Ⅱ 1 3705	宝永2	有明町	有明町	伊崎田	60	30	15	2						
Ⅱ 1 3706	茗ヶ谷	有明町	有明町	伊崎田	82	50	15	2						
Ⅱ 1 3707	宝永1	有明町	有明町	伊崎田	38	40	20	3						
Ⅱ 1 3708	下縄瀬	有明町	有明町	伊崎田	195	40	40	4						
Ⅱ 1 3709	上縄瀬2	有明町	有明町	伊崎田	85	50	20	2						
Ⅱ 1 3710	上縄瀬3	有明町	有明町	伊崎田	85	70	15	2	県道	80				
Ⅱ 1 3712	高下谷2(高下谷)	有明町	有明町	伊崎田	80	40	22	1						
Ⅱ 1 3713	高下谷3(高下谷)	有明町	有明町	伊崎田	74	30	20	2	町道	70				
Ⅱ 1 3714	高下谷4(高下谷)	有明町	有明町	伊崎田	60	30	15	1	町道	62				
Ⅱ 1 3715	柳谷2	有明町	有明町	山重	25	40	20	1						
Ⅱ 1 3716	中尾	有明町	有明町	山重	34	60	15	1						
Ⅱ 1 3717	柳谷1	有明町	有明町	山重	70	40	30	2	町道	69				
Ⅱ 1 3718	山重1	有明町	有明町	山重	88	30	30	2						
Ⅱ 1 3719	山重3	有明町	有明町	山重	50	50	30	1						
Ⅱ 1 3720	山重2	有明町	有明町	山重	30	40	15	1						
Ⅱ 1 3721	田淵	有明町	有明町	山重	45	50	20	3						
Ⅱ 1 3722	倉ヶ崎	有明町	有明町	山重	132	35	20	3						
Ⅱ 1 3723	水之谷3(野方)	有明町	有明町	野神	262	30	15	1						
Ⅱ 1 3724	水之谷4(野方)	有明町	有明町	野神	85	60	30	4						
Ⅱ 1 3725	塗木1	有明町	有明町	野神	118	50	15	2						
Ⅱ 1 3726	塗木2	有明町	有明町	野神	74	40	20	1						
Ⅱ 1 3727	沢津ヶ峯1(沢津)	有明町	有明町	野神	135	40	30	2						
Ⅱ 1 3728	沢津ヶ峯2(沢津)	有明町	有明町	野神	105	30	30	1	町道	74				
Ⅱ 1 3729	稲荷下1	有明町	有明町	野神	55	30	20	3						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3730	いなりした 稲荷下2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	210	30	35	2							
Ⅱ 1 3731	にしなかの 西中野1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	35	40	30	1							
Ⅱ 1 3732	いなりした 稲荷下4	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	48	35	30	1							
Ⅱ 1 3733	かみほうぎり 頭方限	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	50	40	30	2	町道	35					
Ⅱ 1 3734	なかほうぎり 中方限	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	50	70	80	1							
Ⅱ 1 3735	たちもと 立本	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	28	30	20	2							
Ⅱ 1 3736	くさの 草野1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	40	80	20	2							
Ⅱ 1 3737	くさの 草野2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	44	35	20	1							
Ⅱ 1 3738	くさの 草野3	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	50	30	20	1							
Ⅱ 1 3739	しもほうぎり 下方限	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	78	40	15	2							
Ⅱ 1 3740	ひがしなかぐみ 東中組2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	はらた 原田	28	60	15	1							
Ⅱ 1 3741	にししも 西下1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	はらた 原田	62	70	15	2	町道	50					
Ⅱ 1 3742	にししも 西下2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	はらた 原田	58	80	10	2	町道	100					
Ⅱ 1 3743	ひがしなかぐみ 東中組3	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	はらた 原田	50	30	20	1							
Ⅱ 1 3744	ひがしなかぐみ 東中組1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	はらた 原田	48	30	20	1							
Ⅱ 1 3745	にしなかの 西中野2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	38	35	30	1							
Ⅱ 1 3747	しげた 重田1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	58	70	25	2							
Ⅱ 1 3748	しげた 重田2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	138	70	5	4	町道	110					
Ⅱ 1 3749	しげた 重田3	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	75	80	25	2	町道	90					
Ⅱ 1 3750	おおくぼ 大久保	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	46	70	15	2							
Ⅱ 1 3751	かたひら 片平	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	ふつはら 蓬原	65	80	35	2	町道	60					
Ⅱ 1 3752	しもしぶあい 下肆部合1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	125	90	30	3	町道	140					
Ⅱ 1 3753	しも のいくら 下野井倉3	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	96	40	20	1	町道	95					
Ⅱ 1 3754	しも のいくら 下野井倉2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	70	60	15	2							
Ⅱ 1 3755	しも のいくら 下野井倉1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	39	50	30	1							
Ⅱ 1 3756	きょうわ 共和	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	104	80	30	3	町道	130					
Ⅱ 1 3757	ほんじ 本地	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のがみ 野神	125	40	20	1	町道	55					
Ⅱ 1 3758	にしよむら 西吉村3	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	54	40	20	3							
Ⅱ 1 3759	なかよむら 中吉村2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	54	30	20	3							
Ⅱ 1 3760	ちゅうおうよむら 中央吉村	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	46	50	20	2							
Ⅱ 1 3761	のよし 野吉2	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	38	40	20	1							
Ⅱ 1 3762	のよし 野吉1	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	62	40	20	1							
Ⅱ 1 3763	たけさき 竹崎	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	いさきた 伊崎田	54	30	15	1							
Ⅱ 1 3764	つちほし 土橋	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	のいくら 野井倉	62	35	40	1							
Ⅱ 1 3765	かざ はえ 風八重	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	いさきた 伊崎田	28	40	25	1							
Ⅱ 2 329	いさきたなかの かわじ 伊崎田中野1(川路1)	ありあけちよう 有明町	ありあけちよう 有明町	いさきた 伊崎田	65	80	20	1	県道	60					
Ⅱ 1 3766	みずのたに みず たに 水之谷1(水の谷)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	40	30	20	2	県道	20					
Ⅱ 1 3767	みずのたに みず たに 水之谷2(水の谷)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	70	30	30	2	町道	80					
Ⅱ 1 3768	みずのたに みず たに 水之谷3(水の谷)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	56	30	40	1	県道	20					
Ⅱ 1 3769	みずのたに みず たに 水之谷4(水の谷)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	130	30	20	4	町道	100					
Ⅱ 1 3770	ひがしなかぐみ 東中組	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	210	40	20	1							
Ⅱ 1 3771	いけだん いけの だん 池段(池ノ段)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	20	30	10	1							
Ⅱ 1 3772	しのだん とみのだん 篠段(富段)	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	30	30	15	1							
Ⅱ 1 3773	よこうち 横内4	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	50	40	20	3	県道	60					
Ⅱ 1 3774	よこうち 横内2	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	140	30	10	3							
Ⅱ 1 3775	まがり 曲	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	130	40	25	4	町道	140					
Ⅱ 1 3776	かみちどめ 上持留	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	のがた 野方	48	30	10	1							
Ⅱ 1 3777	かみちどめ 上持留2	おおさきちよう 大崎町	おおさきちよう 大崎町	ちちどめ 持留	40	40	30	1	県道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
II 1 3778	おおくぼ 大久保1(大久保)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	もちどめ 持留	44	30	30	1	町道	50				
II 1 3779	しもちどめ 下持留1(下持留)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	もちどめ 持留	20	30	20	1	町道	20				
II 1 3780	しもちどめ 下持留2	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	もちどめ 持留	170	30	40	3	県道	170				
II 1 3781	しもちどめ 下持留3	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	もちどめ 持留	124	30	20	3						
II 1 3782	ながよし 永吉5	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	もちどめ 持留	100	30	30	2						
II 1 3783	ながよし 永吉2(档ヶ山2)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	ながよし 永吉	190	40	30	1	町道	220				
II 1 3784	かりしゆく 仮宿(档ヶ山3)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	おかべつが 岡別府	250	30	15	3	町道	50				
II 1 3786	まほ 馬場1(仮宿下2)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	かりしゆく 仮宿	100	30	15	3	町道	40				
II 1 5381	なかぐみ 中組(立山)	おおきちよう 大崎町	おおきちよう 大崎町	のがた 野方	100	30	20	3	町道	40				
II 1 3864	たかまつ 高松1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	100	80	5	1						
II 1 3865	たかまつ 高松2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	40	75	41	1						
II 1 3866	たち おの 立小野	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	35	80	12	2						
II 1 3867	ま かけ 馬掛2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	120	50	40	1						
II 1 3868	ま かけ 馬掛3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	100	50	20	1						
II 1 3869	どうぞの 堂園1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	70	65	10	1						
II 1 3870	どうぞの 堂園2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	130	60	15	4						
II 1 3871	きたはら 北原2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	300	45	40	2						
II 1 3872	ひらせ 平瀬1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	100	40	15	2						
II 1 3873	ひらせ 平瀬2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	60	40	20	2						
II 1 3874	ひらせ 平瀬4	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	60	34	10	2						
II 1 3875	ひらせ 平瀬3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	110	60	30	1						
II 1 3876	しもなか 下中1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	30	70	18	1						
II 1 3877	しもなか 下中2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	80	40	15	3						
II 1 3878	しもなか 下中6	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	35	45	15	1						
II 1 3879	しもなか 下中5	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	40	45	15	1						
II 1 3880	しもなか 下中3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	95	75	16	2						
II 1 3881	しもなか 下中4	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	45	85	16	1						
II 1 3882	しもなか 下中7	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	50	95	15	2						
II 1 3883	しもなか 下中8	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	45	85	23	1						
II 1 3884	しもなか 下中9	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	35	55	9	1						
II 1 3885	しもなか 下中10	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	70	55	12	2						
II 1 3886	なかの うえ 中野上	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	50	50	12	1						
II 1 3887	なかの 中野1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	75	45	70	1						
II 1 3888	なか 中	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	110	75	9	2						
II 1 3889	しもなか 下中11	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	35	45	10	1						
II 1 3890	なかの 中野2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	40	45	30	4						
II 1 3891	なかの 中野1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	210	80	40	4						
II 1 3892	みずくらい 水喰	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	40	35	15	2						
II 1 3893	ほのき 楠木1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	65	60	15	2						
II 1 3894	おおつかばる 大塚原2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	90	50	16	3	町道	30				
II 1 3895	おおつかばる 大塚原1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	120	50	12	2						
II 1 3896	なか ほのき 中楠木	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	70	50	30	1	県道	60				
II 1 3897	ほのき 楠木2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	70	55	5	1	町道	20				
II 1 3898	しも ほのき 下楠木1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	90	40	30	1						
II 1 3899	みやした 宮下	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	70	50	15	2	町道	45				
II 1 3900	しも ほのき 下楠木2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	65	47	30	2						
II 1 3901	しも ほのき 下楠木3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	30	60	9	1						
II 1 3902	しも ほのき 下楠木4	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	60	45	20	2						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3903	えい わにし 永和西	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	おがぎき 岡崎	70	50	12	2	町道	25					
Ⅱ 1 3904	しろそうず 白寒水1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	50	55	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 3905	しろそうず 白寒水2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	180	50	12	3							
Ⅱ 1 3906	いばむらさこ 稲村迫1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	140	60	10	1	町道	90					
Ⅱ 1 3907	なかやど 中宿3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	かみこぼる 上小原	90	45	30	4							
Ⅱ 1 5385	しもほのき 下甫木	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	190	33	25	3	町道	190					
Ⅱ 1 5496	たちおの 立小野一2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	100	30	15	3							
Ⅱ 1 5497	たかまつ 高松一3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	120	30	44	4	町道	120					
Ⅱ 1 5498	たかまつ 高松一4	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	80	30	30	2	町道	80					
Ⅱ 1 5499	しもなか 下中一1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ほそやまだ 細山田	140	45	48	4							
Ⅱ 1 5500	しもなかやま 下中山一1	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	かみこぼる 上小原	70	85	14	2							
Ⅱ 1 5501	おおつかばる 大塚原一3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	160	35	23	4	町道	160					
Ⅱ 1 5502	しろそうず 白寒水一3	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	しもこぼる 下小原	180	65	11	4	町道	100					
Ⅱ 1 5503	おがぎきにし 岡崎西一4	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	おがぎき 岡崎	90	55	12	4	県道	90					
Ⅱ 1 5504	おがぎきにし 岡崎西	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	おがぎき 岡崎	200	55	12	3	県道	150					
Ⅱ 1 5505	なかの 中野	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	ありさと 有里	210	53	31	4							
Ⅱ 2 333	おがぎきかみ 岡崎上2	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	おがぎき 岡崎	80	40	20	1							
Ⅱ 2 334	すわした 諏訪下	くしらちよう 串良町	くしらちよう 串良町	おがぎき 岡崎	70	50	10	2							
Ⅱ 1 3908	いわひろうえ 岩弘上2	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	50	80	13	1							
Ⅱ 1 3909	いわひろうえ 岩弘上3	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	95	50	14	2							
Ⅱ 1 3910	いわひろうえ 岩弘上4	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	160	45	16	4	県道	85					
Ⅱ 1 3911	いわひろうえ 岩弘上5	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	45	40	20	3							
Ⅱ 1 3912	いわひろうえ 岩弘上6	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	40	50	11	1	県道	35					
Ⅱ 1 3913	いわひろうえ 岩弘上7	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	50	70	12	3							
Ⅱ 1 3914	いわひろうえ 岩弘上8	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	45	45	9	3							
Ⅱ 1 3915	いわひろうえ 岩弘上9	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	60	60	25	1							
Ⅱ 1 3916	いせひろなか 岩弘中2	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	95	40	10	2							
Ⅱ 1 3917	いせひろなか 岩弘中3	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	50	70	22	1	県道	60					
Ⅱ 1 3918	いせひろなか 岩弘中4	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	80	45	15	4	県道	45					
Ⅱ 1 3919	いせひろした 岩弘下2	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	105	50	13	2							
Ⅱ 1 3920	いせひろした 岩弘下3	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	40	50	13	4							
Ⅱ 1 3921	いせひろした 岩弘下4	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	90	45	18	2							
Ⅱ 1 3922	いせひろした 岩弘下5	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	50	50	14	1							
Ⅱ 1 3923	いせひろした 岩弘下6	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	120	85	15	2							
Ⅱ 1 3924	いせひろした 岩弘下7	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	75	50	10	1							
Ⅱ 1 3925	かまわがら 柏原	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	かわひがし 川東	40	55	14	3	県道	65					
Ⅱ 1 5506	いせひろした 岩弘下一3	ひがしくしらちよう 東串良町	ひがしくしらちよう 東串良町	いせひろ 岩弘	70	70	18	3	町道	120					
Ⅱ 1 4017	いけくぼ 池久保	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	しもみょう 下名	100	55	7	2	町道	50					
Ⅱ 1 4018	ほりきだ 堀木田	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	ふもと 麓	125	34	10	2	町道	100					
Ⅱ 1 4019	さかもと 坂元2	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	ふもと 麓	110	60	17	2	町道	100					
Ⅱ 1 4020	まちだ 待田	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	ふもと 麓	210	40	19	4	町道	200					
Ⅱ 1 4021	まちだ 待田	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	ふもと 麓	55	50	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 4022	しみにしめ 下西目川路	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	かみみょう 上名	105	50	12	3							
Ⅱ 1 4023	にしき 西迫	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	かみみょう 上名	75	45	20	2							
Ⅱ 1 4024	つつき 筒ヶ迫1	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	ふもと 麓	55	50	40	3	町道	30					
Ⅱ 1 4025	しもせん 下苦野1	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	かみみょう 上名	75	70	5	2							
Ⅱ 1 4026	しもせん 下苦野2	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	かみみょう 上名	60	60	10	3							
Ⅱ 1 4027	しもせん 下苦野3	あいらちよう 吾平町	あいらちよう 吾平町	かみみょう 上名	110	50	18	1	町道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4028	ひらまえ平前1	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	50	40	13	1							
Ⅱ 1 4029	ひらまえ平前2	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	78	50	11	1	町道	30					
Ⅱ 1 4030	じょうせんの上苦野	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	60	40	10	3							
Ⅱ 1 4031	じょうせんの上苦野	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	255	45	15	4	県道	200					
Ⅱ 1 4032	じょうせんの上苦野1	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	50	60	15	2							
Ⅱ 1 4033	かなやま金山2	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	しもみょう下名	55	40	15	2							
Ⅱ 1 4034	かなやま金山3	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	しもみょう下名	60	35	11	2							
Ⅱ 1 4035	かなやま金山4	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	しもみょう下名	55	55	11	1	県道	50					
Ⅱ 1 4036	よこいさか横井坂1	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	75	60	23	1							
Ⅱ 1 4037	かみのひがし神野東1	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	145	55	40	3	県道	60					
Ⅱ 1 4038	いちのくと市之渡	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	125	45	30	1	県道	50					
Ⅱ 1 4039	かみのひがし神野東2	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	160	35	26	2							
Ⅱ 1 4040	かみのひがし神野東1	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	105	60	20	3							
Ⅱ 1 4041	かみのひがし神野東2	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	80	40	9	2							
Ⅱ 1 4042	ながのまき永野牧	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	300	45	21	1	町道	200					
Ⅱ 1 5508	かんすい寒水	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	150	75	9	4	町道	50					
Ⅱ 1 5509	あかの赤野	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	ふもと麓	130	45	20	4							
Ⅱ 1 5510	しもまの下苦野	あいらちよう吾平町	あいらちよう吾平町	かみみょう上名	200	40	8	4	県道	100					
Ⅱ 1 4043	かみかわかみ神川上	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	160	34	35	4							
Ⅱ 1 4044	かみかわじょう神川城2(神川2)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	90	33	20	3	県道	50					
Ⅱ 1 4045	かみかわじょう神川城(神川3)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	60	40	42	2	町道	25					
Ⅱ 1 4046	いりょうかみかわじょう入料(神川城)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	65	34	58	1							
Ⅱ 1 4049	ろくたんだ六反田	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	60	36	30	4	国道	60					
Ⅱ 1 4050	かみのうと上ノ宇都(上宇都)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	60	31	38	3	町道	30					
Ⅱ 1 4051	かみのうと上ノ宇都2(上之)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	35	30	17	1	町道	40					
Ⅱ 1 4053	なかにし中西2	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	90	70	6	1	町道	120					
Ⅱ 1 4054	なかにし中西3	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	100	33	21	2	町道	125					
Ⅱ 1 4055	やまのくち山之口1(山之口)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	145	37	66	1	町道	160					
Ⅱ 1 4056	やまのくち山之口2	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	80	40	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 4057	しばばなかばら馬場中原	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	70	32	18	2	町道	70					
Ⅱ 1 4058	まつざか松坂	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	75	33	34	3	県道	110					
Ⅱ 1 4059	けおし毛下	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しばば馬場	80	32	6	4							
Ⅱ 1 4060	はんがしはん下石(半ヶ石)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	80	31	18	2	町道	80					
Ⅱ 1 4061	めいとま命苦1(命苦)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	90	30	17	1	町道	40					
Ⅱ 1 4062	めいとま命苦(中野)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	80	30	20	1	町道	80					
Ⅱ 1 4063	なかの中野1(中野2)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	70	30	18	1	県道	75					
Ⅱ 1 4064	なかの中野2(中野3)	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	しろもと城元	80	40	15	2	町道	90					
Ⅱ 1 4065	ながよし永吉2	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	90	30	20	1	町道	80					
Ⅱ 1 4066	ながよし永吉	あいらちよう錦江町	あいらちよう大根占町	かみかわ神川	60	35	35	1	町道	75					
Ⅱ 1 4100	しも下1	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	65	35	30	4	町道	70					
Ⅱ 1 4101	しも下2	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	45	35	13	1							
Ⅱ 1 4102	ながた永田	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	60	40	7	2	町道	30					
Ⅱ 1 4103	ながたに長谷2(長谷)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	50	43	12	1							
Ⅱ 1 4104	はしのくち橋ノ口1(橋ノ口)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	70	36	12	3							
Ⅱ 1 4105	はしのくち橋ノ口2(毛田)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	220	43	20	3							
Ⅱ 1 4106	いわさき岩崎1(山口)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	80	30	20	3	県道	72					
Ⅱ 1 4107	いわさき岩崎2(山口2)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	45	32	30	2	県道	30					
Ⅱ 1 4108	おりこの折小野(長谷2)	あいらちよう錦江町	あいらちよう田代町	ふもと麓	60	40	10	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4109	やま ちち やまのちち 山ノ口3 (山口3)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	60	42	12	2							
Ⅱ 1 4110	なかから 中村	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	100	42	15	4							
Ⅱ 1 4112	かみしばたて 上柴立3	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	75	30	18	4							
Ⅱ 1 4113	しばたて かみしばたて 柴立4 (上柴立)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	55	30	15	1							
Ⅱ 1 4114	しばたて かみしばたて 柴立5 (上柴立)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	45	50	18	2							
Ⅱ 1 4115	しばたて かみしばたて 柴立6 (上柴立)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	60	35	30	1	町道	50					
Ⅱ 1 4116	ごうの はら ごうの はら 郷ノ原 (郷之原)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	85	30	8	2							
Ⅱ 1 4117	はやせ ごうの はら 早瀬3 (郷之原)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	50	33	30	1	町道	50					
Ⅱ 1 4118	はやせ (早瀬2)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	40	34	23	1							
Ⅱ 1 4119	はらさわ (原沢)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	50	35	21	1	県道	10					
Ⅱ 1 4120	いしかがら (猪鹿倉2)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	180	43	10	4	林道	150	貯水池	1			
Ⅱ 1 4121	いしかがら (猪鹿倉3)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	60	40	27	1	町道	50					
Ⅱ 1 4122	はなげ 花瀬2	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	50	40	16	1							
Ⅱ 1 4123	はなげ 花瀬1 (花瀬3)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	30	35	10	1	町道	30					
Ⅱ 1 4124	ばんざん 盤山2	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	40	35	20	1	町道	30					
Ⅱ 1 4125	ばんざん 盤山3	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	70	30	12	1	町道	20					
Ⅱ 1 4126	ばんざん 盤山4	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	40	37	30	1	町道	30					
Ⅱ 1 4127	ばんざん (盤山6)	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	65	40	20	1							
Ⅱ 1 5408	ゆうきうら (せとやま 遊喜浦(瀬戸山))	きんこう ちよう 錦江町	おおしめちよう 大根占町	しろもと 城元	90	30	15	1	町道	80					
Ⅱ 1 5409	なかにし 中西	きんこう ちよう 錦江町	おおしめちよう 大根占町	ばば 馬場	150	35	12	3	町道	60					
Ⅱ 1 5410	かわみなみ 川南	きんこう ちよう 錦江町	おおしめちよう 大根占町	ばば 馬場	160	30	14	4	町道	60					
Ⅱ 1 5415	つるぞの 鶴園1	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	140	33	10	3	農道	150					
Ⅱ 1 5416	つるぞの 鶴園2	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	110	37	22	3							
Ⅱ 1 5417	しばたて 柴立2	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	110	50	21	3							
Ⅱ 1 5418	やました 山下	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	85	34	16	4							
Ⅱ 1 5419	はらさわ 原沢	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	125	35	25	3	町道	85					
Ⅱ 1 5420	やまぐち 山口2	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	ふもと 麓	80	35	15	3	町道	35					
Ⅱ 2 428	はやせ (ひらはら 早瀬5 (平原))	きんこう ちよう 錦江町	たしろちよう 田代町	かわはら 川原	170	35	22	3	町道	65					
Ⅱ 1 4067	なかべつぶし 中別府下1	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	80	45	6	1	町道	10					
Ⅱ 1 4068	なかべつぶし 中別府下2	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	50	33	8	1	町道	25					
Ⅱ 1 4069	なかべつぶし なけさこ 中別府 (名ヶ迫)	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	65	30	17	2							
Ⅱ 1 4070	かどはら 門原	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	60	30	17	1							
Ⅱ 1 4071	おがわうち 小川内	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	50	38	40	1	水路	50					
Ⅱ 1 4072	かわはら (かわはら 川原2 (川原1))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	85	40	10	3							
Ⅱ 1 4073	かわはら (かわはら 川原3 (川原2))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	55	32	15	2							
Ⅱ 1 4074	うら (うらかみ 浦1 (浦上1))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	165	40	30	3							
Ⅱ 1 4075	うら (うらかみ 浦2 (浦上2))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	60	30	25	2							
Ⅱ 1 4076	うらかみ 浦上	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	170	30	28	3	県道	20					
Ⅱ 1 4077	いけ やま いり がやま 入ヶ山3 (入ヶ山)	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	50	30	28	1							
Ⅱ 1 4078	いけ やま いり がやま 入ヶ山4 (入ヶ山)	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	125	42	31	4	町道	105					
Ⅱ 1 4079	ふるどの 古殿	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	70	42	22	2							
Ⅱ 1 4080	にしもと いり がやま 西本2 (入ヶ山3)	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	90	30	27	4	町道	100					
Ⅱ 1 4081	はま (はま 浜馬場2)	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	110	30	20	3							
Ⅱ 1 4082	かじまち 加治町	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	95	34	20	4	町道	80					
Ⅱ 1 4083	かこい (かこいに 梶 (南谷2))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川南	70	47	22	1	町道	30					
Ⅱ 1 4084	きたのぐち (みなみ 北之口2 (南谷1))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川南	110	35	25	3	町道	30					
Ⅱ 1 4085	きたのぐち (きたのぐち 北之口3 (北之口))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川南	100	34	35	1							
Ⅱ 1 4086	みなみに (かわみなみ 南谷1 (川南))	みなおすすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川南	40	37	20	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4087	くぼした 久保下	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	やまもと 山本	85	38	15	3	町道	75				
Ⅱ 1 4088	くぼした やまもとしん 久保下2(山本新)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	やまもと 山本	110	40	20	4	町道	55				
Ⅱ 1 4089	まば かわみぞくち 馬場川(溝口1)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	40	35	20	2						
Ⅱ 1 4090	あわ かわみ 諏訪上	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	150	35	25	2						
Ⅱ 1 4091	みぞくち みぞくち 溝口1(溝口2)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	80	50	18	2						
Ⅱ 1 4092	みぞくち みぞくち 溝口2(溝口3)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	60	50	20	2	町道	65				
Ⅱ 1 4093	せ わき せ わき 瀬脇2(瀬脇1)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	75	40	24	3						
Ⅱ 1 4094	せ わき 瀬脇3	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	70	43	20	2	町道	30				
Ⅱ 1 4095	せ わき せ わき 瀬脇4(瀬脇2)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわのみなみ 川南	60	47	19	1	町道	15				
Ⅱ 1 4096	おおはましも みやた 大浜下(宮田)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	やまもと 山本	85	55	6	2	町道	90				
Ⅱ 1 4097	おおたけの かわみ 大竹野上1	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	よこべつ 横別府	85	36	15	2						
Ⅱ 1 4098	たかだ 高田	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	へた 辺田	125	35	27	1						
Ⅱ 1 4099	たけの 竹野1	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	へた 辺田	100	33	57	1	町道	95				
Ⅱ 1 4128	うちづめ 打詰3(打詰)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	65	32	46	1	町道	65				
Ⅱ 1 4129	うちづめ 打詰1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	180	30	30	3	県道	160				
Ⅱ 1 4130	さわたり 沢渡2(沢渡)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	65	33	27	1	県道	60				
Ⅱ 1 4131	くまの けそ 熊之細(辺塚)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	80	38	7	1						
Ⅱ 1 4132	なほ 那波	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	140	30	25	2	町道	150				
Ⅱ 1 4133	なかごう 中郷(秋平2)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	140	35	6	2	町道	120				
Ⅱ 1 4134	はぎひら 萩平2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	90	33	10	1	町道	90				
Ⅱ 1 4135	はぎひら 萩平3(萩平1)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	110	30	56	2	町道	85				
Ⅱ 1 4136	むらやま 村上(村上)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	へつか 辺塚	60	35	165	1						
Ⅱ 1 4137	はりやま 針山	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	60	30	9	1	県道	60				
Ⅱ 1 4138	かわたはら かわたはら 川田原4(川田原)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	80	30	33	3	町道	80				
Ⅱ 1 4139	かわたはら 川田原2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	90	30	50	4	町道	80				
Ⅱ 1 4140	かわたはら かわたはら 川田原3(川田原)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	80	35	24	4	町道	30				
Ⅱ 1 4141	かわたはら 川田原1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	120	38	42	4						
Ⅱ 1 4142	かつち 勝地1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	100	35	18	3	県道	100				
Ⅱ 1 4143	こおり 郡1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	280	30	39	4						
Ⅱ 1 4144	かつち 勝地2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	60	50	68	1	県道	80				
Ⅱ 1 4145	まつやま 松山1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	55	30	60	1	県道	35				
Ⅱ 1 4146	まつやま 松山2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	60	31	25	1						
Ⅱ 1 4147	とうやまぎ まごめ 東山崎(馬籠)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	50	30	21	1	県道	30				
Ⅱ 1 4148	せどやま ひがしやま 瀬戸山(東山崎)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	170	36	24	4						
Ⅱ 1 4149	あげの その 上之園3	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	45	33	15	1	町道	30				
Ⅱ 1 4150	あげの その 上之園4(上之園)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	70	37	25	4	町道	40				
Ⅱ 1 4151	にししかた 西方1	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	65	70	7	1	県道	65				
Ⅱ 1 4152	にししかた 西方2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	80	40	48	1						
Ⅱ 1 4153	しまどまり 島泊5(島泊1)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	115	30	44	2						
Ⅱ 1 4154	しまどまり 島泊3	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	いざしき 伊座敷	85	37	34	1	町道	50				
Ⅱ 1 4156	たじり 田尻2	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	まごめ 馬籠	50	34	20	2						
Ⅱ 1 4157	まどまり 間泊4(間泊)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	50	30	15	1	県道	50				
Ⅱ 1 4158	たけのうら たけのうら 竹之浦4(竹之浦)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	35	37	26	1	町道	60				
Ⅱ 1 4160	ふるさと 古里5(古里1)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	90	32	32	3						
Ⅱ 1 4161	ながえ 永江2(永江)	みなおすみちよう 南大隅町	さたちちよう 佐多町	こおり 郡	75	32	41	3						
Ⅱ 1 5411	ふるどの いけやま 古殿2(入ヶ山1)	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	200	45	20	4	町道	70				
Ⅱ 1 5412	かわはら 川原	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	かわきた 川北	190	40	25	4	町道	150				
Ⅱ 1 5414	こはま 小浜	みなおすみちよう 南大隅町	ねじめちよう 根占町	へた 辺田	60	35	65	2	国道	35	町道	55		

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5421	いざしき伊座敷	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	いざしき伊座敷	100	40	29	4	町道	130					
Ⅱ 1 5422	せどやま瀬戸山1	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	いざしき伊座敷	110	30	26	4							
Ⅱ 1 5423	せどやま瀬戸山2	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	いざしき伊座敷	170	37	37	3	町道	50					
Ⅱ 1 5424	うきつ浮津	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	いざしき伊座敷	150	40	28	4	国道	160					
Ⅱ 1 5425	うちづめ打詰2	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	へつか辺塚	180	30	22	4	町道	70					
Ⅱ 1 5426	こおり郡2	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	こおり郡	180	35	48	4							
Ⅱ 1 5427	こおり郡3	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	こおり郡	100	42	27	2	県道	30					
Ⅱ 1 5428	とのうら外之浦1	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	まごめ馬籠	130	38	39	4	県道	100					
Ⅱ 1 5429	ふるさした古里下	みなおすみちよう南大隅町	さたちよう佐多町	こおり郡	120	40	20	1	町道	145					
Ⅱ 2 427	はま(旧)浜馬場1	みなおすみちよう南大隅町	ねじめちよう根占町	かわきた川北	70	40	14	1							
Ⅱ 1 3926	うまごみ馬込	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きたかた北方	170	30	30	3							
Ⅱ 1 3927	さかたど坂元2	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きたかた北方	135	30	36	3							
Ⅱ 1 3928	ひらばる平原	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きたかた北方	70	31	50	3							
Ⅱ 1 3929	おつた乙田	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	60	32	50	2							
Ⅱ 1 3930	おつた乙田1	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	130	35	62	2							
Ⅱ 1 3931	おつた乙田2	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	60	35	35	2							
Ⅱ 1 3932	うえはら上原	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	30	30	20	1							
Ⅱ 1 3933	うえはら上原2	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	40	30	40	1							
Ⅱ 1 3934	おおひらみ大平見2	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	80	30	40	1							
Ⅱ 1 3938	ながつぼ長坪	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	30	30	30	1							
Ⅱ 1 3939	ながつぼ長坪2	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	35	30	30	1							
Ⅱ 1 3940	みやはら宮原	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	みなみかた南方	25	31	30	1							
Ⅱ 1 3941	おやまだ小山田	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きしら岸良	50	40	90	1							
Ⅱ 1 3942	ふなま船間	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きしら岸良	160	30	90	3							
Ⅱ 1 3943	へんつか辺塚	きもつちよう肝付町	うちのうらちよう内之浦町	きしら岸良	60	35	25	1							
Ⅱ 1 3944	さきの笹野1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	とみやま富山	205	35	23	2							
Ⅱ 1 3946	さきの笹野3	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	とみやま富山	83	35	25	1							
Ⅱ 1 3948	とみやまみなみ富山南	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	とみやま富山	89	50	20	1							
Ⅱ 1 3949	かわきた川北	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	みやげ宮下	90	80	15	2							
Ⅱ 1 3950	ろんち論地	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	84	30	7	2							
Ⅱ 1 3951	うしろだ後田	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	ろんち論地	60	30	10	2							
Ⅱ 1 3953	しろさか白坂1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	100	40	15	3							
Ⅱ 1 3954	しろさか白坂2	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	130	30	13	3							
Ⅱ 1 3955	しろさか白坂3	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	75	40	20	2							
Ⅱ 1 3956	おおわき大脇1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	65	30	15	2							
Ⅱ 1 3957	おおわき大脇	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	80	45	5	4							
Ⅱ 1 3958	うしろだやました後田山下1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	64	45	24	3							
Ⅱ 1 3959	うしろだやました後田山下2	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	215	60	18	3							
Ⅱ 1 3960	うしろだやました後田山下3	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	185	45	8	3							
Ⅱ 1 3961	うしろだやました後田山下4	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	36	40	30	2							
Ⅱ 1 3962	うしろだやました後田山下5	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	50	30	18	1							
Ⅱ 1 3963	くにみ国見	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	35	70	8	3							
Ⅱ 1 3964	ながの永野1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	70	80	20	2							
Ⅱ 1 3965	うしろだ後田	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	74	45	20	4							
Ⅱ 1 3968	かたの片野	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	70	30	30	3							
Ⅱ 1 3969	おりしらの折生野1	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	しんた後田	45	30	15	1							
Ⅱ 1 3970	いわや岩屋2	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	55	30	50	4							
Ⅱ 1 3971	いわや岩屋	きもつちよう肝付町	こうやまちよう高山町	うしろだ後田	115	30	50	3							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 3973	おりしよの折生野3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しるだ 後田	70	40	15	1							
Ⅱ 1 3974	おりしよの折生野4	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しるだ 後田	55	30	20	1							
Ⅱ 1 3975	おりしよの折生野5	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	うしろだ 後田	120	30	20	3							
Ⅱ 1 3978	やまだ びら山田平2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	110	30	20	3							
Ⅱ 1 3979	てらの うえ寺之上2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しるだ 後田	50	30	15	1							
Ⅱ 1 3980	てらの うえ寺之上5	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	60	40	19	2							
Ⅱ 1 3981	いわしたひがし 岩下東	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	32	40	15	4							
Ⅱ 1 3982	ほんじよう 本城	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	60	40	35	1							
Ⅱ 1 3983	ほんじよあゆ 本城中1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	110	30	25	4							
Ⅱ 1 3984	ほんじよあえ 本城上3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	60	35	30	1							
Ⅱ 1 3985	ほんじよあえ 本城上2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	50	30	30	1							
Ⅱ 1 3987	ほんじよなか 本城中2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	210	30	20	2							
Ⅱ 1 3989	しんむら 新村2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	85	30	15	3							
Ⅱ 1 3990	さか 佐賀	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	80	45	25	3							
Ⅱ 1 3991	しんむら 新村3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	75	40	30	4							
Ⅱ 1 3992	ほんじよまた 本城下2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	65	35	25	2							
Ⅱ 1 3993	ちよあうじ 長能寺	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	まえだ 前田	95	35	22	1							
Ⅱ 1 3994	したながやま 下永山2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	50	50	20	2							
Ⅱ 1 3995	したながやま 下永山3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	155	40	18	2							
Ⅱ 1 3996	つかさき 塚崎	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	110	30	28	3							
Ⅱ 1 3997	おおわだ 大脇3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	70	70	22	1							
Ⅱ 1 3999	ちよあうじ 長能寺	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	まえだ 前田	60	40	23	3							
Ⅱ 1 4000	かみの ばば 上之馬場	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	まえだ 前田	60	40	15	1							
Ⅱ 1 4001	なかふもと 中麓1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	60	70	8	2							
Ⅱ 1 4003	ひがしよこま 東横間	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	60	80	8	2							
Ⅱ 1 4004	こまき 小牧	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	90	80	7	3							
Ⅱ 1 4005	ひがしはさま 東迫	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いんどみ 新富	130	70	12	2							
Ⅱ 1 4006	にしおその 西大園2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	のさき 野崎	50	40	8	2							
Ⅱ 1 4007	わだ 和田2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	のさき 野崎	60	75	7	2							
Ⅱ 1 4008	ひらあとの 平後園1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	39	30	25	2							
Ⅱ 1 4009	あらせ 荒瀬	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	120	30	28	4							
Ⅱ 1 4010	あらせ 荒瀬2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	50	45	12	1							
Ⅱ 1 4011	あらせ 荒瀬1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	50	45	7	1							
Ⅱ 1 4012	やないたに 柳井谷	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	75	35	50	1							
Ⅱ 1 4014	ひとつまつ 一ツ松3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	40	30	25	1							
Ⅱ 1 4015	にしかりや 西仮屋2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	70	30	18	1							
Ⅱ 1 4016	いいたに 飯ヶ谷2	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	50	40	40	1							
Ⅱ 1 5386	さかもと 坂元-1	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きたかた 北方	150	30	22	4							
Ⅱ 1 5387	つばうかみ 津房上-2	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きたかた 北方	170	30	70	4							
Ⅱ 1 5388	さふれかん 侍金-2	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	みなみかた 南方	240	30	41	4							
Ⅱ 1 5389	おだ 小田	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	みなみかた 南方	200	30	29	4							
Ⅱ 1 5390	ぜぬき 銭貴	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	みなみかた 南方	100	40	14	3							
Ⅱ 1 5391	おしろうえ 小西上-1	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きしら 岸良	130	45	12	4							
Ⅱ 1 5392	おやまだなか 小山田中	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きしら 岸良	200	30	35	4							
Ⅱ 1 5393	たるみず 垂水	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きたかた 北方	170	34	90	4							
Ⅱ 1 5394	おおほら 大原	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きしら 岸良	140	30	40	4							
Ⅱ 1 5395	ふなまなか 船間中	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	きしら 岸良	260	45	40	4							
Ⅱ 1 5396	おだ 小田	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	みなみかた 南方	120	30	50	2							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5397	おの 小野	きもつ ちよう 肝付町	うちのうら ちよう 内之浦町	みなみかた 南方	80	30	30	2							
Ⅱ 1 5398	とみやま 富山	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	とみやま 富山	100	30	18	3							
Ⅱ 1 5399	かみのいち 神之市	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	新富	90	35	24	4	町道	120					
Ⅱ 1 5400	おおくぼ 大窪-1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しろだ 後田	150	30	7	3							
Ⅱ 1 5401	いわや 岩屋-3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しろだ 後田	100	30	40	3	町道	80					
Ⅱ 1 5404	てらのうえ 寺之上1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いにしめ 新富	40	50	15	1							
Ⅱ 1 5406	いわや 岩屋1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しろだ 後田	50	30	50	3							
Ⅱ 1 5407	おりしやうの 折生野6	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	いにしめ 新富	52	50	20	2							
Ⅱ 1 5507	ありあけやました 有明山下1	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	はみ 波見	70	30	20	2							
Ⅱ 2 337	てらのうえ 寺之上3	きもつ ちよう 肝付町	こうやまちよう 高山町	しろだ 後田	60	30	30	1							
Ⅱ 1 4189	はたけだ 畠田2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	のま 野間	80	35	40	1	河川	80					
Ⅱ 1 4190	ふかくぼ 深久保1	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	のうかん 納官	40	50	20	1							
Ⅱ 1 4191	にじゅうばん 二十番	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	100	45	10	2	町道	40					
Ⅱ 1 4192	むかいまち 向井町	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	70	50	16	2							
Ⅱ 1 4193	なかのちよう 中之町1	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	40	50	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 4194	なかのちよう 中之町2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	80	50	6	2	町道	50					
Ⅱ 1 4195	くまの 熊野2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	60	57	40	1	町道	70					
Ⅱ 1 4196	くまの 熊野4	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	40	70	12	2	県道	30					
Ⅱ 1 4197	くまの 熊野5	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	100	50	14	4	町道	110					
Ⅱ 1 4198	かじがた 梶潟2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	60	60	15	2							
Ⅱ 1 4199	かじがた 梶潟3	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	40	60	20	1							
Ⅱ 1 4200	かじがた 梶潟4	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	120	40	15	3	県道	130					
Ⅱ 1 4201	かじがた 梶潟5	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	80	50	10	3	県道	90					
Ⅱ 1 4202	かじがた 梶潟6	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	70	55	22	4	町道	80					
Ⅱ 1 4203	かじがた 梶潟7	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	60	35	25	1							
Ⅱ 1 5454	なかのちよう 中之町3	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	40	60	10	3	町道	30					
Ⅱ 1 5455	にじゅうばん 二十番2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	50	45	10	1	県道	20					
Ⅱ 1 5456	にじゅうばん 二十番3	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	60	62	9	1							
Ⅱ 1 5457	にじゅうばん 二十番4	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	80	45	8	2							
Ⅱ 1 5458	あきさ 秋佐野	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	80	45	13	1							
Ⅱ 1 5459	ふしのまえ 伏之前2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	のま 野間	50	50	20	1							
Ⅱ 1 5460	なかやま 中山	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	のま 野間	50	45	5	1							
Ⅱ 1 5461	とばた 戸畑1	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	70	60	8	2							
Ⅱ 1 5462	とばた 戸畑2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	150	63	10	3	町道	150					
Ⅱ 1 5463	むかいちよう 向井町2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	ますだ 増田	60	45	7	1							
Ⅱ 1 5464	しおや 塩屋1	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	50	40	15	1							
Ⅱ 1 5465	しおや 塩屋2	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	100	60	35	1	河川	110					
Ⅱ 1 5466	かじがた 梶潟9	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	さかい 坂井	90	50	13	3							
Ⅱ 2 431	おおつれ 大牟礼	なかつねちよう 中種子町	なかつねちよう 中種子町	のま 野間	50	55	7	1							
Ⅱ 1 4205	たけさき 竹崎2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 茎永	100	47	15	4							
Ⅱ 1 4206	おおうと 大字都2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの 中之上	40	35	25	1							
Ⅱ 1 4208	さきはら 崎原1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	にし 西之	60	55	35	1	町道	70					
Ⅱ 1 4209	なつた 夏田	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの 中之下	70	38	18	2							
Ⅱ 1 4210	やまがみ 山神	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの 中之下	50	30	20	1							
Ⅱ 1 4211	かみざと 上里	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 茎永	50	38	15	1							
Ⅱ 1 4212	あまた 雨田2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 茎永	60	40	20	2							
Ⅱ 1 4213	あまた 雨田3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 茎永	55	50	20	1							
Ⅱ 1 4216	あまた 雨田6	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 茎永	60	35	20	1	町道	70					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
					m	度	m							
Ⅱ 1 4217	あまだ 雨田7	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	60	40	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4218	すがほら 菅原3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	105	42	12	2	町道	110				
Ⅱ 1 4220	すがほら 菅原5	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	40	37	30	1	町道	50				
Ⅱ 1 4221	うとうら 宇都浦1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	170	54	50	4	町道	170				
Ⅱ 1 4222	あたけ 阿竹1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	200	78	55	4						
Ⅱ 1 4223	たけさき 竹崎1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	110	50	25	3						
Ⅱ 1 4224	はまだ 浜田2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	ひらやま 平山	60	37	16	2	町道	70				
Ⅱ 1 4225	なかのちよう 仲之町3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	ひらやま 平山	150	55	15	2	町道	100				
Ⅱ 1 4226	うしの 牛野2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	しまま 島間	100	50	40	3	県道	110				
Ⅱ 1 4227	たしろ 田代2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	にし の 西之	100	37	15	2	町道	100				
Ⅱ 1 4228	しんえいちよう 新栄町1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの しも 中之下	100	60	20	2						
Ⅱ 1 4230	しんえいちよう 新栄町3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	60	35	20	3						
Ⅱ 1 5467	おお うと 大宇都1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	270	40	25	3						
Ⅱ 1 5468	すいせう 水牛	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	ひらやま 平山	50	50	8	2						
Ⅱ 1 5469	こひらやま 小平山	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	しまま 島間	50	60	13	1						
Ⅱ 1 5470	しまま なかの ちよう 島間中之町1	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	しまま 島間	30	40	15	1	町道	20				
Ⅱ 1 5471	うとうら 宇都浦2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	40	55	12	1						
Ⅱ 1 5472	あたけ 阿竹3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	70	60	35	3	町道	80				
Ⅱ 1 5473	しんかみさと 新上里	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	くきなが 荦永	30	50	12	1						
Ⅱ 1 5474	ありお 有尾	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	50	48	16	1						
Ⅱ 1 5475	おおかわ 大川3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	50	42	20	1	町道	50				
Ⅱ 1 5476	かんどうまき 官造牧	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	にし の 西之	55	47	20	1	県道	20				
Ⅱ 1 5477	たしろ 田代3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	にし の 西之	35	35	12	1						
Ⅱ 1 5478	にし の ちよう 西之町3	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	ひらやま 平山	40	43	15	1						
Ⅱ 2 350	にし の ちよう 西之町	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	ひらやま 平山	35	65	6	1						
Ⅱ 2 432	うえの たいら 上之平2	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	80	50	10	3	町道	90				
Ⅱ 2 433	したてし 下立石	みなみたねちよう 南種子町	みなみたねちよう 南種子町	なかの かみ 中之上	120	60	30	4	県道	130				
Ⅱ 1 4231	ゆむぎ 湯向3	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	くちえらぶしま 口永良部島	120	37	70	1	町道	100				
Ⅱ 1 4232	みやのうら 宮之浦9	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	みやのうら 宮之浦	65	48	11	4	河川	60				
Ⅱ 1 4233	みやのうら 宮之浦1	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	みやのうら 宮之浦	135	52	39	4	町道	100	河川	80	橋	1
Ⅱ 1 4234	みやのうら 宮之浦4	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	みやのうら 宮之浦	50	66	12	1						
Ⅱ 1 4235	みやのうら 宮之浦8	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	みやのうら 宮之浦	100	43	10	2						
Ⅱ 1 4236	みやのうら 宮之浦11	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	みやのうら 宮之浦	125	60	11	3						
Ⅱ 1 4237	ながた 永田	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	ながた 永田	60	78	5	4	町道	40				
Ⅱ 1 4239	むかえはま 向江浜	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	くちえらぶしま 口永良部島	190	37	33	1	町道	185				
Ⅱ 1 4240	たしろ 田代	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	くちえらぶしま 口永良部島	50	33	49	1						
Ⅱ 1 5479	ゆむぎ 湯向1	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	くちえらぶしま 口永良部島	180	42	46	4	町道	270				
Ⅱ 1 5480	ゆむぎ 湯向2	かみ や く ちよう 上屋久町	かみ や く ちよう 上屋久町	くちえらぶしま 口永良部島	180	32	46	3	町道	250				
Ⅱ 1 4241	あんぼう 安房1	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	65	50	46	4						
Ⅱ 1 4242	ひらの 平野2	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	140	31	20	2	県道	90				
Ⅱ 1 4243	ひらの 平野4	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	130	38	19	2						
Ⅱ 1 4244	くりお 栗生2	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	くりお 栗生	60	30	20	2	町道	35				
Ⅱ 1 4245	うえまら 上町	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	なかも 中間	80	53	11	3	町道	50				
Ⅱ 1 4246	おの ま 尾之間	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	おの ま 尾之間	100	53	9	1	町道	50				
Ⅱ 1 4247	はるまき 春牧1	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	140	41	66	4	河川	110	町道	140		
Ⅱ 1 4248	あんぼう 安房2	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	140	33	18	1	町道	140				
Ⅱ 1 4249	あんぼう 安房3	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	80	48	23	1						
Ⅱ 1 4250	あんぼう 安房6	やくちよう 屋久町	やくちよう 屋久町	あんぼう 安房	25	30	11	1						

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4251	まつみね松峯1	やくちよう屋久町	やくちよう屋久町	あんぼう安房	50	33	34	1	河川	50					
Ⅱ 1 4252	あんぼう安房8	やくちよう屋久町	やくちよう屋久町	あんぼう安房	100	59	31	3	町道	100					
Ⅱ 1 4253	たかひら高平1	やくちよう屋久町	やくちよう屋久町	むぎお麦生	150	31	38	3	町道	100					
Ⅱ 2 351	ひらの平野1	やくちよう屋久町	やくちよう屋久町	あんぼう安房	60	50	6	1							
Ⅱ 2 352	ひらの平野3	やくちよう屋久町	やくちよう屋久町	あんぼう安房	50	49	5	1							
Ⅱ 1 4297	やまとはま大和浜6	やまとそん大和村	やまとそん大和村	やまとはま大和浜	100	40	150	2	県道	100					
Ⅱ 1 4298	くになお国直	やまとそん大和村	やまとそん大和村	くになお国直	120	45	150	2	県道	80					
Ⅱ 1 4299	つなく津名久3	やまとそん大和村	やまとそん大和村	つなく津名久	110	30	80	3	村道	30					
Ⅱ 1 4408	ゆわん湯湾9	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	180	38	200	4	県道	100	その他の道路	150			
Ⅱ 1 4409	ゆわん湯湾10	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	120	38	200	3	県道	50	その他の道路	120			
Ⅱ 1 4410	ぶれん部連1	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ぶれん部連	70	40	30	1	県道	40					
Ⅱ 1 4411	ぶれん部連2	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ぶれん部連	80	36	20	1	県道	50					
Ⅱ 1 4412	ゆわん湯湾11	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	60	43	60	1	県道	60					
Ⅱ 1 4413	ゆわん湯湾14	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	250	46	70	1							
Ⅱ 1 4414	いげかが生勝2	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	いげかが生勝	80	52	70	3	県道	30					
Ⅱ 1 4416	あしけん芦検5	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	あしけん芦検	150	50	100	3	県道	50					
Ⅱ 1 4417	あしけん芦検7	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	あしけん芦検	70	45	30	1	県道	30					
Ⅱ 1 4418	あしけん芦検8	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	あしけん芦検	80	48	25	2	県道	90					
Ⅱ 1 4419	あしけん芦検9	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	あしけん芦検	80	60	50	1	県道	80					
Ⅱ 1 4420	ゆわん湯湾15	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	120	48	70	1	村道	120					
Ⅱ 1 4421	ゆわん湯湾16	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	90	42	200	1	その他の道路	30					
Ⅱ 1 4422	ゆわん湯湾17	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	100	50	50	1	県道	100					
Ⅱ 1 4423	ゆわん湯湾18	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	130	40	50	3	県道	50					
Ⅱ 1 4424	うけん宇検2	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	うけん宇検	80	45	40	1							
Ⅱ 1 4425	うけん宇検4	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	うけん宇検	50	38	20	2	村道	20					
Ⅱ 1 4426	うけん宇検5	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	うけん宇検	170	40	30	2	村道	60					
Ⅱ 1 4428	うけん宇検7	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	うけん宇検	110	43	50	1	その他の道路	80	河川	110			
Ⅱ 1 5488	ぶれん部連3	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ぶれん部連	120	30	40	2	県道	90					
Ⅱ 1 5489	ゆわん湯湾12	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	70	45	170	1	県道	70					
Ⅱ 1 5490	ゆわん湯湾13	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	ゆわん湯湾	60	45	70	2	県道	20	村道	50			
Ⅱ 2 382	くし久志3	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	くし久志	60	40	40	1	県道	50					
Ⅱ 2 383	うけん宇検3	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	うけん宇検	70	43	12	1	村道	70					
Ⅱ 2 436	たけん田検1	うけんそん宇検村	うけんそん宇検村	たけん田検	40	60	35	1	その他の道路	60					
Ⅱ 1 4429	あきな阿木名3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	あきな阿木名	50	35	40	1	県道	20					
Ⅱ 1 4433	きじ木慈2	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	きじ木慈	100	30	40	2	県道	90					
Ⅱ 1 4434	すこ須子茂2	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	すこ須子茂	100	40	20	2	その他の道路	100					
Ⅱ 1 4436	あむろかま阿室釜3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	あむろかま阿室釜	60	35	70	2	町道	60					
Ⅱ 1 4437	ゆい油井3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	ゆい油井	115	40	60	3	町道	100					
Ⅱ 1 4438	ゆい油井4	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	ゆい油井	100	40	30	3	その他の道路	20					
Ⅱ 1 4439	あてつ阿鉄2	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	あてつ阿鉄	50	35	80	2	県道	40					
Ⅱ 1 4440	こし古志2	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	こし古志	120	40	40	2	その他の道路	40					
Ⅱ 1 4441	こし古志3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	こし古志	200	40	50	1	その他の道路	30					
Ⅱ 1 4442	くじ久慈4	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	くじ久慈	85	50	15	3	その他の道路	20					
Ⅱ 1 4443	くじ久慈5	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	くじ久慈	150	35	80	3	県道	40	その他の道路	40			
Ⅱ 1 4444	くじ久慈3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	くじ久慈	50	40	20	2	県道	40	その他の道路	20			
Ⅱ 1 4445	こなせ小名瀬2	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	こなせ小名瀬	130	40	40	3	町道	40					
Ⅱ 1 4446	こなせ小名瀬3	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	こなせ小名瀬	140	40	170	1	町道	50					
Ⅱ 1 4447	あむろかま阿室釜5	せとうちよう瀬戸内町	せとうちよう瀬戸内町	あむろかま阿室釜	130	40	50	4	町道	130					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4448	しよどん 諸鈍6	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	しよどん 諸鈍	60	40	90	2	その他の道路	60					
Ⅱ 1 4449	あむろがほ 阿室釜	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あむろがほ 阿室釜	100	40	60	1	県道	20	河川	100	橋	1	
Ⅱ 1 4450	あむろがほ 阿室釜2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あむろがほ 阿室釜	90	40	70	4	県道	90					
Ⅱ 1 4451	くだどん 管鈍1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	くだどん 管鈍	65	40	70	1	県道	30					
Ⅱ 1 4452	くだどん 管鈍2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	くだどん 管鈍	120	40	40	3	県道	20					
Ⅱ 1 4453	にしこみ 西古見2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	にしこみ 西古見	70	35	20	2	その他の道路	60					
Ⅱ 1 4454	さつかわ 薩川3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	さつかわ 薩川	50	45	15	1	県道	30					
Ⅱ 1 4455	さつかわ 薩川2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	さつかわ 薩川	70	40	55	2	県道	60	その他の道路	50			
Ⅱ 1 4456	あきな 阿木名1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あきな 阿木名	100	45	110	1	その他の道路	20					
Ⅱ 1 4457	あきな 阿木名5	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あきな 阿木名	100	40	70	1	その他の道路	10					
Ⅱ 1 4458	あきな 阿木名6	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あきな 阿木名	60	40	30	1	その他の道路	30					
Ⅱ 1 4459	そかり 蘇刈	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	そかり 蘇刈	50	40	60	2	県道	70					
Ⅱ 1 4460	しよどん 諸鈍5	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	しよどん 諸鈍	90	30	80	2	その他の道路	50					
Ⅱ 1 4461	かてつ 嘉鉄	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	かてつ 嘉鉄	125	40	55	4	県道	125					
Ⅱ 1 4462	くねつ 久根津1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	くねつ 久根津	100	40	50	3	町道	100					
Ⅱ 1 4463	くねつ 久根津2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	くねつ 久根津	70	40	25	1	県道	10					
Ⅱ 1 4464	てあん 手安2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	てあん 手安	90	35	110	1	その他の道路	40					
Ⅱ 1 4465	てあん 手安4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	てあん 手安	100	35	60	4	県道	30					
Ⅱ 1 4466	てあん 手安5	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	てあん 手安	120	35	120	1							
Ⅱ 1 4467	すて 須手1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	すて 須手	70	35	80	3	県道	50					
Ⅱ 1 4468	こにや 古仁屋24	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	こにや 古仁屋	120	45	90	2	その他の道路	40					
Ⅱ 1 4471	しよかず 諸数3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	しよかず 諸数	50	48	25	1	県道	50					
Ⅱ 1 4472	しよかず 諸数4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	しよかず 諸数	100	42	50	2	河川	80					
Ⅱ 1 4473	かちゆき 勝能3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	かちゆき 勝能	50	42	50	3	県道	50					
Ⅱ 1 4474	かちゆき 勝能4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	かちゆき 勝能	70	35	40	1	河川	90					
Ⅱ 1 4476	かちゆき 勝能6	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	かちゆき 勝能	80	48	30	3	県道	80					
Ⅱ 1 4477	おしかく 押角2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	おしかく 押角	70	45	20	3	県道	20	その他の道路	70	河川橋	70	
Ⅱ 1 4478	おしかく 押角3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	おしかく 押角	85	45	25	2	県道	50					
Ⅱ 1 4479	おさい 於齋	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	おさい 於齋	100	45	60	4	町道	50	その他の道路	80			
Ⅱ 1 4480	てあん 手安6	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	てあん 手安	65	35	40	1							
Ⅱ 1 4481	たけな 武名4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	たけな 武名	80	45	20	2	町道	40					
Ⅱ 1 4482	たけな 武名5	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	たけな 武名	70	40	30	3	町道	40					
Ⅱ 1 4485	たけな 武名1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	たけな 武名	70	40	60	2	県道	30					
Ⅱ 1 4486	たけな 武名2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	たけな 武名	110	40	80	3							
Ⅱ 1 4487	きじ 木慈1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	きじ 木慈	60	40	60	1	県道	30					
Ⅱ 1 4488	せたけ 瀬武2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	せたけ 瀬武	80	30	20	2	県道	40	その他の道路	70			
Ⅱ 1 4489	せそう 瀬相3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	せそう 瀬相	60	45	35	1							
Ⅱ 1 4490	せそう 瀬相4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	せそう 瀬相	100	40	60	2							
Ⅱ 1 4491	いこも 伊子茂2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	いこも 伊子茂	50	45	60	1	町道	20					
Ⅱ 1 4492	にしあむろ 西阿室2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	にしあむろ 西阿室	100	40	40	3	その他の道路	60					
Ⅱ 1 4493	きいり 喜入1	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	きいり 喜入	80	40	100	2	町道	70					
Ⅱ 1 4494	きいり 喜入2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	きいり 喜入	100	40	100	2							
Ⅱ 1 4495	あおおち 阿多地	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	あおおち 阿多地	100	35	40	2	その他の道路	80					
Ⅱ 1 5491	いげんま 生間3	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	いげんま 生間	70	30	30	3	その他の道路	30					
Ⅱ 2 384	すて 須手2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	すて 須手	80	50	50	1	県道	20					
Ⅱ 2 385	おしかく 押角4	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	おしかく 押角	120	60	15	1	県道	20					
Ⅱ 2 386	のみやま 野見山2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	のみやま 野見山	65	40	50	1	町道	65					
Ⅱ 2 437	ひょう 俵2	せとうちちよう 瀬戸内町	せとうちちよう 瀬戸内町	ひょう 俵	140	45	20	1	町道	70					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設									
									種類	数	種類	数	種類	数				
					m	度	m											
Ⅱ 1 4300	ひがしなかも 東仲間5	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	ひがしなかも 東仲間	70	35	55	2	村道	130								
Ⅱ 1 4303	とよかつ 豊勝	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	かやうち 川内	50	35	40	3	村道	40	河川	60						
Ⅱ 1 4304	ひがしなかも 東仲間6	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	ひがしなかも 東仲間	40	35	50	2	村道	60								
Ⅱ 1 4305	ひがしぐすく 東城	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	ずりかつ 摺勝	160	40	50	1	村道	110	水路	110						
Ⅱ 1 4306	なかやくが 中役勝1	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やくが 役勝	130	40	225	1	国道	100	水路	40						
Ⅱ 1 4307	なかやくが 中役勝3	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やくが 役勝	70	30	140	1	国道	80								
Ⅱ 1 4308	なかやくが 中役勝4	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やくが 役勝	70	30	35	1	国道	30	河川	90						
Ⅱ 1 4309	にしなかも 西仲間8	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	にしなかも 西仲間	70	30	55	1	国道	50								
Ⅱ 1 4310	いしはら 石原3	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いしはら 石原	90	30	60	1	村道	130								
Ⅱ 1 4311	にしなかも 西仲間9	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	にしなかも 西仲間	120	35	80	1	国道	60	村道	100						
Ⅱ 1 4312	いしはら 石原4	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いしはら 石原	50	30	65	2	村道	40								
Ⅱ 1 4313	やんま 山間4	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やんま 山間	50	45	20	2	水路	50								
Ⅱ 1 4315	やんま 山間5	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やんま 山間	80	35	35	2	水路	50								
Ⅱ 1 4316	と 戸玉3	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	やんま 山間	50	35	60	1	河川	20								
Ⅱ 1 4317	まわた 回田1	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いち 市	70	35	70	1	村道	90								
Ⅱ 1 4318	まわた 回田2	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いち 市	100	30	25	3	村道	50								
Ⅱ 1 4319	あさ 青久	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いち 市	80	40	80	1	河川	40								
Ⅱ 1 5487	にしなかも 西仲間5	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	にしなかも 西仲間	100	30	40	2	国道	80	河川	130						
Ⅱ 2 363	まえやま 前山3	すみようそん 住用村	すみようそん 住用村	いち 市	70	45	50	2	村道	70								
Ⅱ 1 4320	かど 嘉渡3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	かど 嘉渡	80	30	55	1										
Ⅱ 1 4321	えん 円4	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	えん 円	55	30	80	1	町道	110	河川	45						
Ⅱ 1 4322	なかが 中勝12	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかが 中勝	100	45	40	2										
Ⅱ 1 4323	なかが 中勝20	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかが 中勝	200	35	40	1	町道	60	河川	35						
Ⅱ 1 4324	うら 浦9	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	うら 浦	90	35	40	1	町道	90								
Ⅱ 1 4325	あんきやば 安木屋場2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あんきやば 安木屋場	110	35	20	3										
Ⅱ 1 4326	あきな 秋名4	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あきな 秋名	70	35	65	2	町道	15								
Ⅱ 1 4327	かど 嘉渡2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	かど 嘉渡	60	35	90	1										
Ⅱ 1 4328	かど 嘉渡	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	かど 嘉渡	90	30	65	2	県道	40								
Ⅱ 1 4329	えん 円5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	えん 円	90	30	30	4	町道	25	河川	70	橋	1				
Ⅱ 1 4330	たつご 龍郷3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	たつご 龍郷	80	30	65	2	町道	170								
Ⅱ 1 4331	たつご 龍郷4	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	たつご 龍郷	40	35	60	1	県道	20	町道	50						
Ⅱ 1 4332	たつご 龍郷5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	たつご 龍郷	100	35	45	1										
Ⅱ 1 4333	くば 久場2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	くば 久場	60	40	50	2	町道	10	その他道路	100						
Ⅱ 1 4334	くば 久場3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	くば 久場	90	35	70	1										
Ⅱ 1 4335	あしどく 貝崎1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	50	35	70	1	町道	20								
Ⅱ 1 4336	あしどく 貝崎2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	40	35	55	1	町道	35								
Ⅱ 1 4337	あしどく 貝崎3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	50	35	70	1	町道	50								
Ⅱ 1 4338	くば 久場4	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	くば 久場	60	30	35	3										
Ⅱ 1 4339	くば 久場5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	くば 久場	120	40	70	3	県道	100								
Ⅱ 1 4340	ほんや 番屋	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	ほんや 番屋	80	45	50	1	町道	80								
Ⅱ 1 4341	せどめ 瀬留2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	せどめ 瀬留	90	30	85	1	町道									
Ⅱ 1 4342	たまの 玉ノ浦原	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	せどめ 瀬留	80	30	30	1	町道	60	水路	60						
Ⅱ 1 4343	かつか 力ツ口原	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	せどめ 瀬留	70	40	35	3	その他道路	25								
Ⅱ 1 4344	うら 浦7	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	うら 浦	80	35	100	1	町道	80								
Ⅱ 1 4345	あしどくなが 芦徳長浜	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	50	30	70	1										
Ⅱ 1 4346	かまた 蒲田2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	75	60	7	2										
Ⅱ 1 4347	かまた 蒲田3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしどく 芦徳	20	60	7	1										
Ⅱ 1 4348	やにゅう 屋入1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	やにゅう 屋入	50	40	55	1										

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家 戸数	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4349	刈こゆう 屋入6	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	刈こゆう 屋入	70	40	25	3	河川	40				
Ⅱ 1 4350	刈こゆう 屋入3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	刈こゆう 屋入	70	35	35	1						
Ⅱ 1 4351	刈こゆう 屋入4	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	刈こゆう 屋入	30	30	20	1						
Ⅱ 1 4352	刈こゆう 屋入5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	刈こゆう 屋入	90	35	40	2	町道	110				
Ⅱ 1 4353	なかがち 中勝5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	50	40	35	1	河川	40	その他道 路	50		
Ⅱ 1 4354	なかがち 中勝6	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	120	30	95	2						
Ⅱ 1 4355	かわうち 川内1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	80	30	50	3	その他道 路	20				
Ⅱ 1 4356	なかがち 中勝11	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	200	45	100	1	国道	70	町道	170		
Ⅱ 1 4357	なかがち 中勝15	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	50	40	60	1	町道	50	河川	100		
Ⅱ 1 4358	なかがち 中勝18	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	70	35	100	1	町道	65	河川	65		
Ⅱ 1 4359	かわうち 川内3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	60	35	50	2						
Ⅱ 1 4360	か せ けんまた 加瀬間又1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	50	30	40	1	その他道 路	60				
Ⅱ 1 4361	か せ けんまた 加瀬間又2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	100	55	25	1	町道	120				
Ⅱ 1 4362	か せ けんまた 加瀬間又3	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	40	40	50	1						
Ⅱ 1 4363	おおがち 大勝7	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	70	35	65	1	町道	50				
Ⅱ 1 4364	ねばる 根原5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あか お ぎ 赤尾木	70	35	95	2	町道	60				
Ⅱ 1 4366	かみとくち 上戸口2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	とくち 戸口	150	40	65	1	河川	90				
Ⅱ 2 364	なかがち 中勝10	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	100	50	130	1	国道	80	町道	80		
Ⅱ 2 365	とりやまはら 取山原	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	せ だめ 瀬留	250	45	80	2	県道	100	町道	160		
Ⅱ 2 366	うら 浦6	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	うら 浦	60	45	60	1	国道	50				
Ⅱ 2 367	かわうち 川内2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	50	45	25	3	町道	55				
Ⅱ 2 368	おおがち 大勝5	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	100	45	20	3						
Ⅱ 2 369	うら 浦8	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	うら 浦	80	50	25	1	町道	30				
Ⅱ 2 370	かまた 蒲田1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	あしとく 芦徳	70	60	40	1	町道	70				
Ⅱ 2 372	なかがち 中勝13	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	150	40	85	1	町道	30				
Ⅱ 2 373	なかがち 中勝14	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	70	45	25	1						
Ⅱ 2 374	なかがち 中勝16	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	70	45	50	1						
Ⅱ 2 375	なかがち 中勝17	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	なかがち 中勝	60	45	45	1	国道	40	その他道 路	60		
Ⅱ 2 376	おおがち 大勝6	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	おおがち 大勝	230	45	45	1	国道	70	水路	200		
Ⅱ 2 377	しもとくち 下戸口1	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	とくち 戸口	100	45	90	2	県道	60				
Ⅱ 2 378	しもとくち 下戸口2	たつごうちょう 龍郷町	たつごうちょう 龍郷町	とくち 戸口	70	55	20	1	県道	70				
Ⅱ 1 4368	まえ ひだ 前肥田3	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	て け ぶ 手花部	110	30	40	1						
Ⅱ 1 4369	うったばる 打田原	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	40	3						
Ⅱ 1 4370	くしらはま 鯨浜2	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	85	35	50	2						
Ⅱ 1 4371	まえ ひだ 前肥田1	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	て け ぶ 手花部	30	40	20	1	町道	45				
Ⅱ 1 4372	まえ ひだ 前肥田2	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	て け ぶ 手花部	130	30	50	3	町道	30	その他道 路	150		
Ⅱ 1 4373	うら 浦1	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	30	2						
Ⅱ 1 4374	うら 浦3	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	35	45	15	1	町道	35				
Ⅱ 1 4375	うら 浦4	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	25	30	15	1	国道	25				
Ⅱ 1 4376	うら 浦5	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	40	30	20	1	国道	40				
Ⅱ 1 4377	つしる 津代1	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	て け ぶ 手花部	50	45	25	3	水路	40				
Ⅱ 1 4378	つしる 津代2	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	て け ぶ 手花部	40	40	25	3	町道	40				
Ⅱ 1 4379	なかがち 中金久3	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	なかがち 中金久	55	45	15	2						
Ⅱ 1 4380	き せ 喜瀬4	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	35	3	町道	60				
Ⅱ 1 4381	かわうち 川内1	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	40	30	20	2	町道	45				
Ⅱ 1 4382	かわうち 川内2	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	き せ 喜瀬	75	35	25	4	水路	80				
Ⅱ 1 4383	かみの こ 神ノ子1	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	ようあん 用安	75	40	15	3						
Ⅱ 1 4384	かみの こ 神ノ子2	かさりちょう 笠利町	かさりちょう 笠利町	ようあん 用安	70	50	20	1	県道	50				

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4385	つちほま 土浜	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	たいら 平	55	35	45	1							
Ⅱ 1 4386	くすの 楠野1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	さ に 佐仁	50	40	65	1	県道	30					
Ⅱ 1 4387	くすの 楠野2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	さ に 佐仁	45	45	40	2	町道	10					
Ⅱ 1 4388	や に 屋仁1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	や に 屋仁	60	35	60	3	県道	40	水路	20			
Ⅱ 1 4389	や に 屋仁2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	や に 屋仁	60	35	60	3	水路	60					
Ⅱ 1 4390	や に 屋仁3	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	や に 屋仁	45	30	25	1							
Ⅱ 1 4391	あげた 上田1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	70	40	40	1	町道	20					
Ⅱ 1 4392	う つ 宇津	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	40	30	20	1							
Ⅱ 1 4393	あか き な ま た 赤木名又1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	60	40	30	1	その他道 路	30					
Ⅱ 1 4394	あか き な ま た 赤木名又2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	50	40	80	1	その他道 路	30	河川	30			
Ⅱ 1 4395	あか き な ま た 赤木名又3	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	45	30	45	1	県道	50					
Ⅱ 1 4396	あか き な ま た 赤木名又4	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	115	30	45	3	町道	90	河川	30			
Ⅱ 1 4397	なべぐ 鍋比1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	80	30	20	1	その他道 路	20					
Ⅱ 1 4398	なべぐ 鍋比2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	70	40	60	1	町道	20					
Ⅱ 1 4399	なべぐ 鍋比3	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	180	30	80	1	町道	30					
Ⅱ 1 4400	みどり や 三鳥屋1	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	そとかわく 外金久	40	50	20	1	その他道 路	40					
Ⅱ 1 4401	みどり や 三鳥屋2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	そとかわく 外金久	50	40	15	2	県道	50	河川	25			
Ⅱ 1 4402	ふなぐら 船倉	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	そとかわく 外金久	110	30	30	3							
Ⅱ 1 4403	す の 須野3	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	す の 須野	75	60	10	2							
Ⅱ 2 379	くらほま 鯨浜3	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	80	60	70	1	町道	30					
Ⅱ 2 380	まんや 万屋	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	て け ぶ て 手花部	170	50	10	1							
Ⅱ 2 381	あげた 上田2	かきりちよう 笠利町	かきりちよう 笠利町	かわかみ 川上	65	45	30	1							
Ⅱ 1 4404	いさご 伊砂1	きかいちよう 喜界町	きかいちよう 喜界町	いさご 伊砂	40	35	30	1	県道	30	町道	20			
Ⅱ 1 4405	いさご 伊砂2	きかいちよう 喜界町	きかいちよう 喜界町	いさご 伊砂	50	30	25	4							
Ⅱ 1 4406	し と お け 志戸桶2	きかいちよう 喜界町	きかいちよう 喜界町	し と お け 志戸桶	25	60	5	1							
Ⅱ 1 4407	お の つ 小野津	きかいちよう 喜界町	きかいちよう 喜界町	お の つ 小野津	40	35	40	1	県道	40	町道	10			
Ⅱ 1 4497	かみけどく 上花徳2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけどく 上花徳	130	35	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 4498	かみけどく 上花徳8	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけどく 上花徳	90	40	20	4							
Ⅱ 1 4499	かみけどく 上花徳9	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけどく 上花徳	30	60	15	1							
Ⅱ 1 4500	さん 山2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	さん 山	40	40	10	1							
Ⅱ 1 4501	とどぎ 轟木1	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	け どく 花徳	40	60	10	2	町道	50					
Ⅱ 1 4502	とどぎ 轟木3	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	け どく 花徳	30	55	10	1							
Ⅱ 1 4503	かみけどく 上花徳4	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけどく 上花徳	110	32	15	3	町道	120					
Ⅱ 1 4504	かみけどく 上花徳5	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけどく 上花徳	35	50	15	1							
Ⅱ 1 4505	け ど き な 花時名	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	け ど き な 花時名	60	30	20	3							
Ⅱ 1 4506	ぼ ま 母間4	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	ぼ ま 母間	60	40	10	3							
Ⅱ 1 4507	ぼ ま 母間5	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	ぼ ま 母間	50	60	12	2	町道	50					
Ⅱ 1 4508	ぼ ま 母間6	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	ぼ ま 母間	100	38	15	3	町道	120					
Ⅱ 1 4509	いけんま 生間2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	いけんま 生間	140	32	15	4	町道	140					
Ⅱ 1 4510	いのかわ 井之川13	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	いのかわ 井之川	60	45	15	1							
Ⅱ 1 4511	とくわ せ 徳和瀬2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	とくわ せ 徳和瀬	100	31	20	1							
Ⅱ 1 4512	かめつ 亀津37	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	160	40	40	4	県道	20	橋	1			
Ⅱ 1 4513	かめどく 亀徳6	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめどく 亀徳	45	50	10	1							
Ⅱ 1 4514	かめつ 亀津19	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	175	60	25	3	町道	135					
Ⅱ 1 4515	かめつ 亀津21	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	130	40	30	1	町道	175					
Ⅱ 1 4516	かめつ 亀津22	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	155	60	35	2							
Ⅱ 1 4517	かめつ 亀津23	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	160	60	15	4	町道	160					
Ⅱ 1 4518	かめつ 亀津24	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	130	70	20	2	県道	130	町道	140			

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4520	かめつ 亀津27	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	20	60	12	1							
Ⅱ 1 4521	かめつ 亀津28	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	40	50	12	2							
Ⅱ 1 4522	かめつ 亀津29	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	75	54	20	1							
Ⅱ 1 4523	かめつ 亀津33	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	110	60	15	2							
Ⅱ 1 4524	かめとく 亀徳4	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめとく 亀徳	26	70	25	1							
Ⅱ 1 4525	みなみばら 南原2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	みなみばら 南原	120	50	30	1							
Ⅱ 1 4526	みなみばら 南原3	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	みなみばら 南原	90	45	12	1	県道	90					
Ⅱ 1 4527	みなみばら 南原4	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	みなみばら 南原	220	60	5	1	県道	220					
Ⅱ 1 4528	かめつ 亀津15	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	50	42	40	1	町道	50					
Ⅱ 1 4529	かめつ 亀津16	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	60	46	15	1	町道	60					
Ⅱ 1 4530	かめつ 亀津25	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	20	40	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 4531	とくぞき 轟木2	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	けとく 花徳	190	55	15	4							
Ⅱ 1 4532	かみけとく 上花徳3	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけとく 上花徳	50	30	20	2	県道	40					
Ⅱ 1 4533	いけんま 生間5	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	いけんま 生間	95	40	15	1							
Ⅱ 1 4534	とくわ せ 徳和瀬3	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	とくわ せ 徳和瀬	65	40	10	1							
Ⅱ 1 4535	とくわ せ 徳和瀬4	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	とくわ せ 徳和瀬	60	60	5	1	町道	80					
Ⅱ 1 4536	かめつ 亀津35	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	210	45	20	3	町道	60					
Ⅱ 1 5492	とくわ せ 徳和瀬1	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	とくわ せ 徳和瀬	120	36	10	1							
Ⅱ 2 387	かみけとく 上花徳1	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かみけとく 上花徳	80	68	10	1	町道	130					
Ⅱ 2 388	かめつ 亀津30	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	70	45	10	3	町道	70					
Ⅱ 2 389	みなみばら 南原5	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	みなみばら 南原	120	50	20	3	町道	50					
Ⅱ 2 390	かめつ 亀津17	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	110	30	8	3	町道	30					
Ⅱ 2 391	かめつ 亀津18	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	130	65	10	2	町道	40					
Ⅱ 2 392	かめつ 亀津31	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	80	60	15	1							
Ⅱ 2 393	かめつ 亀津34	とくのしまちよう 徳之島町	とくのしまちよう 徳之島町	かめつ 亀津	70	60	12	4	町道	60					
Ⅱ 1 4537	おかげん 岡前2	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	おかげん 岡前	70	40	20	2	町道	70					
Ⅱ 1 4538	と の 平土野4	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	あまぎ 天城	120	70	20	2	町道	120					
Ⅱ 1 4539	あさまはんた 浅間半夕	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	あさま 浅間	44	50	17	2	その他	30					
Ⅱ 1 4540	かねく 兼久2	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	かねく 兼久	100	70	25	1							
Ⅱ 1 4541	おおつかわ 大津川	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	かねく 兼久	55	42	30	1							
Ⅱ 1 4542	せたき 瀬滝2	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	かねく 兼久	50	35	12	2							
Ⅱ 1 4543	せたき 瀬滝3	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	かねく 兼久	50	57	5	1	その他	50					
Ⅱ 1 4544	あきりかみ 秋利神3	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	にし あぎ な 西阿木名	90	45	100	2	その他	90					
Ⅱ 1 4545	あきりかみ 秋利神5	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	にし あぎ な 西阿木名	60	70	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 4546	しもはら 下原	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	にし あぎ な 西阿木名	60	40	40	2							
Ⅱ 1 4547	にし あぎ な 西阿木名	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	にし あぎ な 西阿木名	50	50	40	2							
Ⅱ 1 4548	とうべ 当部2	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	とうべ 当部	40	65	8	1							
Ⅱ 1 4549	すみき の 住木野1	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	40	65	11	1	その他	40					
Ⅱ 1 4550	すみき の 住木野2	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	60	55	6	1	その他	60					
Ⅱ 1 4551	すみき の 住木野3	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	60	70	12	1							
Ⅱ 1 4552	すみき の 住木野5	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	100	70	40	1	その他	100					
Ⅱ 1 4553	いしき る 石吉留	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	40	45	20	1							
Ⅱ 1 4554	しおほま 塩浜1	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	あまぎ 浅間	90	52	10	4							
Ⅱ 1 4555	へ と の 平土野3	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	あまぎ 天城	200	75	10	4							
Ⅱ 2 394	せたき 瀬滝1	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	かねく 兼久	70	40	10	3	町道	70					
Ⅱ 2 395	とうべ 当部3	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	とうべ 当部	40	65	8	1	町道	40					
Ⅱ 2 396	すみき の 住木野4	あまぎちよう 天城町	あまぎちよう 天城町	さんぎよう 三京	50	65	25	1							
Ⅱ 1 4556	ひがしいぬたが 東犬田布1	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いぬたが 犬田布	40	38	20	1							

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 4557	ひがしいぬたぶ 東犬田布2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いぬたぶ 犬田布	40	34	20	1							
Ⅱ 1 4558	かわち 河地1	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いときな 糸木名	45	40	40	1	河川	60					
Ⅱ 1 4559	かわち 河地2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いときな 糸木名	45	40	25	1							
Ⅱ 1 4560	かわち 河地3	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いときな 糸木名	40	45	7	1							
Ⅱ 1 4561	ひがしいぬたぶ 東犬田布3	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いぬたぶ 犬田布	30	40	6	1							
Ⅱ 1 4562	にいぬたぶ 西犬田布2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いぬたぶ 犬田布	40	45	25	1							
Ⅱ 1 4563	にしあごん 西阿権	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	あごん 阿権	30	35	40	1	町道	30					
Ⅱ 1 4564	ひがしあごん 東阿権1	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	あごん 阿権	40	30	15	1	町道	40					
Ⅱ 1 4565	ひがしあごん 東阿権3	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	あごん 阿権	30	50	10	1	町道	30					
Ⅱ 1 4566	にしあさん 西阿三	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	あさん 阿三	90	50	6	2							
Ⅱ 1 4567	ばね 馬根1	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	ばね 馬根	30	35	10	1	町道	30					
Ⅱ 1 4568	めてく 目手久	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	めてく 目手久	40	42	40	1	県道	40					
Ⅱ 1 4569	にしせん 西伊仙	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	いせん 伊仙	60	30	30	1							
Ⅱ 1 4570	ひがしおむかわ 東面縄2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	うえおむかわ 上面縄	80	30	25	4							
Ⅱ 2 397	ひがしあごん 東阿権2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	あごん 阿権	40	45	6	1							
Ⅱ 2 398	やえぞう 八重竿	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	やえぞう 八重竿	45	43	6	1							
Ⅱ 2 399	ばね 馬根2	いせんちよう 伊仙町	いせんちよう 伊仙町	ばね 馬根	70	45	10	1							
Ⅱ 1 4571	わ 和1	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	わ 和	120	50	20	3	町道	130					
Ⅱ 1 4572	にし 仁志	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	にし 仁志	30	40	15	1	町道	10					
Ⅱ 1 4573	こやま 越山	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	こやま 越山	30	40	5	1							
Ⅱ 1 4574	あぜふ 畦布1	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	あぜふ 畦布	40	60	40	1	町道	40					
Ⅱ 1 4575	あぜふ 畦布2	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	あぜふ 畦布	70	60	40	2							
Ⅱ 1 4576	あぜふ 畦布3	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	あぜふ 畦布	40	35	25	2							
Ⅱ 1 4577	あぜふ 畦布4	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	あぜふ 畦布	40	35	25	1	町道	50					
Ⅱ 1 4578	うちじろ 内城1	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	うちじろ 内城	60	40	20	1	町道	40					
Ⅱ 1 4579	うちじろ 内城2	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	うちじろ 内城	100	60	25	2							
Ⅱ 1 4580	うちじろ 内城3	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	うちじろ 内城	150	45	25	3							
Ⅱ 1 4581	おおじろ 大城	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	おおじろ 大城	80	40	7	2							
Ⅱ 1 4582	ふるさと 古里	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	ふるさと 古里	50	60	20	1							
Ⅱ 1 4583	たまじろ 玉城1	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	たまじろ 玉城	150	50	8	3							
Ⅱ 1 4584	たまじろ 玉城2	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	たまじろ 玉城	40	65	7	3							
Ⅱ 1 4585	わ 和2	わどまりちよう 和泊町	わどまりちよう 和泊町	わ 和	40	60	10	1							
Ⅱ 1 4586	ちみな 田皆7	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	ちみな 田皆	40	45	10	1	町道	10					
Ⅱ 1 4587	ずみよし 住吉	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	ずみよし 住吉	30	60	6	1							
Ⅱ 1 4588	とくとく 徳時	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	とくとく 徳時	50	70	10	1							
Ⅱ 1 5493	まさな 正名	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	まさな 正名	40	60	6	2							
Ⅱ 2 400	ちみな 田皆5	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	ちみな 田皆	150	60	8	4	町道	130					
Ⅱ 2 401	ちみな 田皆6	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	ちみな 田皆	60	50	7	2	町道	50					
Ⅱ 2 402	かみしろ 上城1	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	かみしろ 上城	40	60	6	2							
Ⅱ 2 403	かみしろ 上城2	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	かみしろ 上城	40	35	8	2							
Ⅱ 2 404	うちじろ 内城	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	うちじろ 内城	100	70	6	2							
Ⅱ 2 405	あしきようら 芦清良	ちなちよう 知名町	ちなちよう 知名町	あしきようら 芦清良	40	65	6	2							
Ⅱ 1 4589	ぐすく 城	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	ぐすく 城	50	50	60	1	町道	50					
Ⅱ 1 4590	ひがしく 東区1	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	ひがしく 東区	25	35	8	1							
Ⅱ 1 4591	まえはま 前浜	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	ひがしく 東区	40	65	20	1							
Ⅱ 1 4592	ちやばな 茶花3	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	ちやばな 茶花	100	45	15	2							
Ⅱ 1 4593	ちやばな 茶花4	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	ちやばな 茶花	90	50	8	1							
Ⅱ 1 4594	あさと 朝戸	よろんちよう 与論町	よろんちよう 与論町	あさと 朝戸	60	50	20	1	県道	50					

2. 2. (5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

5426

箇所番号	箇所名	市町村名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設						
									種類	数	種類	数	種類	数	
					m	度	m								
Ⅱ 1 5494	立長1	与論町	与論町	立長	90	50	14	1							
Ⅱ 2 406	東区2	与論町	与論町	東区	45	60	7	1							
Ⅱ 2 407	古里1	与論町	与論町	古里	25	60	8	1							

## 2. 2. (6) 地すべり危険箇所一覧表

平成18年12月現在

箇所番号	箇所名	河川名			位置			地すべり危険箇所面積	保全家数	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	大字			
7	久保山	甲突川	川田川	久保山川	鹿児島市	郡山町	久保山	19.2	43	県道 町道 公民館
52	上之丸	甲突川	甲突川		鹿児島市	郡山町	郡山	131.3	36	県道 町道 公民館
70	坂之上	永田川	和田川		鹿児島市	鹿児島市	下福元町	2.6	46	県道 JR
57	美初	尻無川	尻無川		枕崎市	枕崎市	枕崎	33.8	174	県道 市道
25	戸柱	五色浜川	五色浜川	五色浜川	阿久根市	阿久根市	戸柱	10.4	47	市道 上水道配水池 国民宿舎
30	黒之上				阿久根市	阿久根市	脇本	10.4	4	国道 市道
39	黒之上2				阿久根市	阿久根市	脇本	13.0	19	国道 市道
47	佐湯	春木川	春木川		阿久根市	阿久根市	西目	8.3	89	町道
20	小浜	新川	新川		名瀬市	名瀬市	小浜	7.2	299	国道 市道 橋梁 保育所 農協 漁協
41	知名瀬				名瀬市	名瀬市	知名瀬	21.3	0	県道
75	平田町	新川	新川	新川	名瀬市	名瀬市	平田町	6.6	62	国道 市道
76	伊津部町	新川	新川		名瀬市	名瀬市	伊津部町	7.2	58	市道 高校
31	新永吉				指宿市	指宿市	池田	48.7	28	県道 市道 公民館
40	松尾				垂水市	垂水市	松尾	49.1	17	国道 市道
71	二川	二川川	二川川	二川川	垂水市	垂水市	二川	9.5	51	国道 県道 市道 郵便局 公民館 保育園
80	野久妻	河崎川	河崎川		垂水市	垂水市	市来	9.8	9	市道 公民館
49	吉野山	川内川	樋脇川		薩摩川内市	川内市	吉野山	49.9	74	県道 町道 公民館 郵便局 小学校 保育所
54	日吉	大川	大川		日置市	日吉町	日置	20.7	36	県道 町道 病院 農協
63	毘沙門	大川	大川		日置市	日吉町	日置	21.5	39	県道 町道
85	城ノ下	大川	大川		日置市	日吉町	日置	15.2	40	県道 町道
10	宮之浦	宮之浦川	宮之浦川	宮之浦川	霧島市	福山町	福山	11.0	80	国道 県道 保育園
12	丸尾	天降川	中津川	殿湯川	霧島市	牧園町	高千穂	38.3	92	国道 県道 町道 旅館 病院 共同浴場
13	硫黄谷	天降川	中津川	中津川	霧島市	牧園町	高千穂	37.5	19	国道 県道 旅館
14	林田	天降川	中津川	中津川	霧島市	牧園町	高千穂	27.7	35	国道 県道 旅館
15	栗川	天降川	中津川	中津川	霧島市	牧園町	高千穂	13.4	5	町道 旅館
16	新湯	天降川	霧島川	霧島川	霧島市	牧園町	高千穂	12.6	2	県道 町道 国民宿舎
17	殿湯	天降川	中津川	殿湯川	霧島市	牧園町	高千穂	34.3	64	国道 町道 旅館
18	手洗	天降川	石坂川	石坂川	霧島市	牧園町	三体堂	70.7	1	町道 研修所
19	内之野	天降川	石坂川	石坂川	霧島市	牧園町	三体堂	95.2	18	町道
51	古道	天降川	霧島川	霧島川	霧島市	隼人町	古道	30.2	106	県道 町道 旅館 公民館
53	敷根	高橋川	高橋川	高橋川	霧島市	国分市	鞍掛	15.7	303	国道 市道
67	大瀬戸	天降川	中津川	中津川	霧島市	牧園町	高千穂	38.1	29	国道 公民館
68	重久	天降川	手箒川		霧島市	国分市	重久	6.6	3	県道 上水道配水池
69	南園	宮之浦川			霧島市	福山町	福山	20.4	87	国道 県道 集会場 配水池
4	今岳	末柏川	末柏川	末柏川	南さつま市	坊津町	今岳	84.5	82	県道 町道 公民館 集会場
5	上野	久志川	久志川	久志川	南さつま市	坊津町	久志	66.0	34	県道 町道 公民館
6	小崎				南さつま市	笠沙町	片浦	41.3	14	県道 高齢者若者センター
26	平崎				南さつま市	坊津町	久志	35.1	13	県道 町道 公民館
27	黒瀬				南さつま市	笠沙町	黒瀬	30.1	0	県道
34	大崩				南さつま市	笠沙町	大崩	21.8	11	県道
35	松木場	笠石川	笠石川	笠石川	南さつま市	笠沙町	赤生木	38.8	47	町道 公民館
36	黒瀬2				南さつま市	笠沙町	黒瀬	25.1	0	県道
37	今村	久志川	塩屋川	塩屋川	南さつま市	坊津町	久志	47.0	218	県道 町道 郵便局 小学校 集会所 役場 営農研修館
38	松葉江	万之瀬川	長谷川	阿久谷川	南さつま市	金峰町	大坂	25.4	26	県道 町道
55	山野	清水川	清水川		南さつま市	笠沙町	赤生木	23.2	25	県道 町道 公民館
72	大当	大当川	大当川		南さつま市	笠沙町	片浦	27.7	107	国道 町道 集会所
73	宇都	泊川	泊川		南さつま市	坊津町	泊	2.9	72	国道 農道 郵便局 公民館
77	片浦				南さつま市	笠沙町	片浦	10.5	61	国道 町道 郵便局
78	矢杖	万之瀬川	境川		南さつま市	金峰町	大坂	2.4	13	町道 公民館
1	成川	成川	前園川	下原川	山川町	山川町	成川	31.2	23	国道 町道
2	小谷平	成川	小谷平川	小谷平川	山川町	山川町	成川	13.2	67	町道 病院 集会場 旅館
3	大坪	成川	前園川	大坪川	山川町	山川町	成川	14.8	37	国道 町道
32	鱈				山川町	山川町	成川	13.1	50	町道 ホテル 公民館 民宿
33	尾下				山川町	山川町	利永	49.8	53	町道 公民館 野菜集荷場
9	丸山	川内川	穴川	穴川	さつま町	薩摩町	金山	2.8	30	県道 町道
66	山峯	川内川	穴川		さつま町	薩摩町	永野	10.2	30	県道 町道 公民館
29	辺田				高尾野町	高尾野町	辺田	14.0	17	県道 町道 公民館
8	薄井				東町	東町	諸浦	11.8	31	県道 町道 小産種苗センター 旅館
45	赤崎				東町	東町	川床	41.0	37	県道 町道 公民館 集会場 配水池
46	市来崎				東町	東町	川床	40.7	23	町道 公民館
28	茅屋				長島町	長島町	茅屋	23.5	50	町道 公民館 漁業組合
44	小山田	網掛川	網掛川	永山川	加治木町	加治木町	小山田	15.3	44	町道 公民館
65	伊部野	網掛川	宇曾ノ木川	伊部野川	加治木町	加治木町	小山田	13.5	18	町道
79	毛上	網掛川	宇曾ノ木川		加治木町	加治木町	小山田	4.8	9	-
11	中甌	別府川	蒲生川	中甌川	始良町	始良町	中甌東	8.4	29	県道 町道 公民館 農協出張所
50	米丸上	蒲生川	後郷川		蒲生町	蒲生町	米丸	16.5	39	県道 町道 公民館 郵便局 小学校 保育所
48	栗野岳	川内川	湯谷川	湯谷川	湧水町	栗野町	木場	23.0	6	県道 旅館
56	波見	肝属川	肝属川		肝付町	高山町	波見	25.6	199	国道 県道 橋梁 郵便局
58	牛野				南種子町	南種子町	中之上	4.6	13	県道 町道
59	河内	郡川	郡川	郡川	南種子町	南種子町	中之上	8.8	13	県道
64	仲之町	宮瀬川			南種子町	南種子町	釜永	10.5	65	県道 町道 小学校 郵便局 公民館 旅館
42	大棚				大和村	大和村	大棚	25.0	0	県道
61	戸円				大和村	大和村	戸円	65.5	0	県道
74	戸円2				大和村	大和村	戸円	30.4	0	県道
21	久志				宇検村	宇検村	久志	18.0	34	県道 村道 小中学校 保育所 郵便局
22	田検	田検川	田検川	田検川	宇検村	宇検村	田検	2.9	23	村道 小学校
43	宇検	宇検川	宇検川	宇検川	宇検村	宇検村	宇検	47.3	68	県道 村道 公民館
62	古仁屋	仲金久川	仲金久川	仲金久川	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	10.6	153	国道 町道 集会場 福祉作業所

2. 2. (6) 地すべり危険箇所一覧表

平成18年12月現在

箇所番号	箇所名	河川名			位置			地すべり危険箇所面積	保全家数	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名	市町村名	旧市町村名	大字			
82	花天	里川	里川	里川	瀬戸内町	瀬戸内町	花天	1.5	13	県道 町道
83	伊須				瀬戸内町	瀬戸内町	伊須	1.5	22	町道 公民館
84	瀬久井				瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋	8.5	57	老人ホーム 民宿
60	秋名	秋名川	秋名川	秋名川	龍郷町	龍郷町	秋名	14.6	190	県道 町道 橋梁 派出所 郵便局 集会場 幼稚園
81	浦	浦川	浦川		龍郷町	龍郷町	浦	1.2	4	町道 中学校
23	大瀬	大瀬川	大瀬川	大瀬川	徳之島町	徳之島町	亀津	52.6	5	町道 農道
24	山田	大瀬川	山田川	山田川	徳之島町	徳之島町	亀津	51.5	21	町道 農道

## 2.3 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害警戒区域(H17. 3. 29告示)

市町村名	旧市町村名	指定箇所数		
		急傾斜地の崩壊	土石流	計
日置市	東市来町	131	28	159
	伊集院町	91	6	97
	日吉町	45	16	61
	吹上町	135	28	163
	計	402	78	480
霧島市	国分市	140	125	265
	溝辺町	105	55	160
	霧島町	91	56	147
	隼人町	92	75	167
	福山町	18	30	48
	計	446	341	787
いちき串木野市	串木野市	86	59	145
	市来町	79	19	98
	計	165	78	243
南さつま市	金峰町	111	51	162
加治木町	加治木町	24	24	48
始良町	始良町	75	51	126
蒲生町	蒲生町	96	36	132
合 計		1,319	659	1,978

### (2) 土砂災害特別警戒区域 該当無し

## 2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

〔土木部砂防課〕

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
kyu362-172,174	急・梅木1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	19	62,665	36.07
kyu362-173	急・梅木2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	16,485	16.58
kyu362-175	急・梅木3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	7,470	16.53
kyu362-176	急・梅木4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	12	26,680	27.83
kyu362-177	急・梅木5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	10	48,649	30.32
kyu362-181	急・梅木6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	13	35,111	29.48
kyu362-184	急・梅木7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	8	47,954	29.20
kyu362-185	急・梅木8	急傾斜	日置市	東市来町	養母	0	4,220	20.00
kyu362-186	急・梅木9	急傾斜	日置市	東市来町	養母	10	27,585	33.35
kyu362-187	急・梅木10	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	5,620	18.00
kyu362-188	急・梅木11	急傾斜	日置市	東市来町	養母	7	31,374	15.09
kyu362-189	急・梅木12	急傾斜	日置市	東市来町	養母	10	27,512	30.14
kyu362-190	急・梅木13	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	2,153	7.87
kyu362-191	急・梅木14	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	13,650	16.84
kyu362-192	急・梅木15	急傾斜	日置市	東市来町	養母	16	39,289	36.51
kyu362-193	急・梅木16	急傾斜	日置市	東市来町	養母	16	36,791	28.49
kyu362-194	急・梅木17	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	6,309	14.55
kyu362-195	急・銚之原1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	41,950	30.00
kyu362-196	急・銚之原2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	25	70,728	39.30
kyu362-200	急・立和名1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	8	10,254	42.41
kyu362-201	急・立和名2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	16,936	39.64
kyu362-203	急・梅木18	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	1,580	8.64
kyu362-205	急・梅木19	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	2,321	12.22
kyu362-207	急・梅木20	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	4,373	13.59
kyu362-210	急・田代西1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	4,672	16.01
kyu362-215	急・田代西2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	1,444	6.72
kyu362-217	急・田代西3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	10,813	15.74
kyu362-219	急・田代西4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	9,305	11.82
kyu362-221	急・田代西5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	4,571	13.65
kyu362-222	急・田代西6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	16,670	23.88
kyu362-225	急・銚之原3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	4,168	12.00
kyu362-226	急・銚之原4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	4,780	22.00
kyu362-228	急・立和名3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	3,363	8.50
kyu362-229	急・立和名4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	710	6.00
kyu362-230	急・立和名5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	7	38,266	29.86
kyu362-231	急・立和名6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	0	12,694	34.00
kyu362-233	急・高塚東1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	9	7,516	14.34
kyu362-244	急・高塚西1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	3,143	15.44
kyu362-245	急・高塚東2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	1,949	8.70
kyu362-246	急・高塚東3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	4,246	19.04
kyu362-247	急・高塚東4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	2,267	9.17
kyu362-248	急・高塚東5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	1,123	13.80
kyu362-249	急・高塚東6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	8,984	17.74
kyu362-251	急・高塚東7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	8,082	60.00
kyu362-253	急・高塚東8	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	530	5.08

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu362-254	急・高塚東9	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	2,295	31.10
kyu362-259	急・郷戸1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	2,578	11.07
kyu362-261	急・郷戸2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	7,095	18.00
kyu362-271	急・郷戸3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	3,622	17.23
kyu362-273	急・桑木野1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	10	15,335	25.56
kyu362-274	急・桑木野2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	32,198	73.73
kyu362-276	急・桑木野3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	8,421	20.00
kyu362-282	急・立和名7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	8,943	21.20
kyu362-283	急・立和名8	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	13,638	41.49
kyu362-284	急・立和名9	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	13,263	20.68
kyu362-286	急・田代西7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	3,836	10.02
kyu362-287	急・田代西8	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	7,063	17.93
kyu362-289	急・田代東1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	862	7.44
kyu362-293	急・田代東2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	300	5.10
kyu362-295	急・田代東3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	4	9,511	18.78
kyu362-296	急・田代東4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	0	5,750	16.94
kyu362-298	急・田代東5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	1,979	11.84
kyu362-300	急・田代東6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	6,869	13.32
kyu362-301	急・田代東7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	12	20,064	23.96
kyu362-302	急・田代東8	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	1,136	8.02
kyu362-303	急・田代東9	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	23,819	37.09
kyu362-304	急・田代東10	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	6,337	18.83
kyu362-305	急・田代東11	急傾斜	日置市	東市来町	養母	0	1,175	9.40
kyu362-307	急・田代東12	急傾斜	日置市	東市来町	養母	5	28,791	24.44
kyu362-308	急・田代東13	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	2,292	10.99
kyu362-311	急・田代東14	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	2,180	19.56
kyu362-323	急・田代西9	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	4,913	14.29
kyu362-324	急・梅木21	急傾斜	日置市	東市来町	養母	17	108,791	48.00
kyu362-333	急・城之町上1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	6	48,132	40.56
kyu362-336	急・城之町上2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	5	22,903	34.30
kyu362-341	急・城之町上3	急傾斜	日置市	東市来町	長里	31	30,696	34.46
kyu362-342	急・城之町上4	急傾斜	日置市	東市来町	長里	21	50,516	38.00
kyu362-345	急・城之町上5	急傾斜	日置市	東市来町	長里	5	17,904	28.12
kyu362-348	急・下養母下1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	15	28,776	45.84
kyu362-349	急・下養母上1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	10	28,802	48.00
kyu362-350	急・上伊作田1	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	6	7,167	25.50
kyu362-351	急・上伊作田2	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	10	11,722	20.71
kyu362-352	急・上伊作田3	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	1	5,426	17.08
kyu362-353	急・城之町下1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	0	1,718	12.00
kyu362-354	急・上伊作田4	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	2	2,304	15.58
kyu362-355	急・上伊作田5	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	1	2,831	12.00
kyu362-356	急・城之町下2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	1	8,632	17.20
kyu362-357	急・上伊作田6	急傾斜	日置市	東市来町	伊作田	2	16,273	30.76
kyu362-359	急・城之町下3	急傾斜	日置市	東市来町	長里	7	19,489	32.00
kyu362-360	急・城之町上6	急傾斜	日置市	東市来町	長里	30	32,116	39.13
kyu362-362	急・城之町上7	急傾斜	日置市	東市来町	長里	19	36,018	28.54

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu362-364	急・城之町上8	急傾斜	日置市	東市来町	長里	5	28,793	37.58
kyu362-365	急・城之町上9	急傾斜	日置市	東市来町	長里	4	8,343	12.97
kyu362-369	急・坂之上下1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	44	101,647	39.21
kyu362-370	急・坂之上下2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	39	74,408	30.91
kyu362-371	急・麓下1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	12	13,831	26.48
kyu362-372	急・麓下2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	1	1,022	12.00
kyu362-373	急・麓下3	急傾斜	日置市	東市来町	長里	9	5,216	12.22
kyu362-374	急・杉之迫1	急傾斜	日置市	東市来町	湯田・長里	41	38,340	26.36
kyu362-375	急・杉之迫2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	3	15,054	22.00
kyu362-379	急・麓下4	急傾斜	日置市	東市来町	長里	6	3,556	15.13
kyu362-380	急・麓下5	急傾斜	日置市	東市来町	長里	0	10,863	22.56
kyu362-381	急・麓下6	急傾斜	日置市	東市来町	長里	2	4,087	11.78
kyu362-382	急・麓下7	急傾斜	日置市	東市来町	長里	2	1,928	12.01
kyu362-383	急・麓下8	急傾斜	日置市	東市来町	長里	5	5,442	17.96
kyu362-384	急・麓下9	急傾斜	日置市	東市来町	長里	6	5,491	16.36
kyu362-385	急・麓下10	急傾斜	日置市	東市来町	長里	23	37,415	34.52
kyu362-386	急・麓上1	急傾斜	日置市	東市来町	長里	12	46,050	30.00
kyu362-387	急・麓上2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	3	5,838	22.38
kyu362-388	急・麓上3	急傾斜	日置市	東市来町	長里	2	1,566	18.33
kyu362-389	急・麓上4	急傾斜	日置市	東市来町	長里	11	24,626	45.18
kyu362-390	急・麓上5	急傾斜	日置市	東市来町	長里	2	5,556	36.86
kyu362-395	急・麓上6	急傾斜	日置市	東市来町	長里	3	3,855	26.00
kyu362-396	急・麓上7	急傾斜	日置市	東市来町	長里	16	19,316	33.98
kyu362-397	急・麓上8	急傾斜	日置市	東市来町	長里	4	7,009	20.87
kyu362-400	急・下義母下2	急傾斜	日置市	東市来町	長里	4	50,206	33.32
kyu362-401	急・下義母下3	急傾斜	日置市	東市来町	長里	20	37,401	42.60
kyu362-406	急・下義母下4	急傾斜	日置市	東市来町	長里	24	22,724	20.55
kyu362-407	急・下義母下5	急傾斜	日置市	東市来町	長里	8	13,242	26.67
kyu362-415	急・下義母上2	急傾斜	日置市	東市来町	養母・長里	1	12,982	19.30
kyu362-416	急・下義母上3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	1	51,320	32.35
kyu362-417	急・下義母上4	急傾斜	日置市	東市来町	長里	21	32,534	25.50
kyu362-418	急・下義母上5	急傾斜	日置市	東市来町	長里	23	10,288	19.91
kyu362-420	急・下義母上6	急傾斜	日置市	東市来町	養母・長里	28	35,757	34.00
kyu362-422	急・下義母上7	急傾斜	日置市	東市来町	養母	86	191,795	40.28
kyu362-428	急・中野1	急傾斜	日置市	東市来町	養母	0	5,229	22.54
kyu362-430	急・中野2	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	2,225	17.38
kyu362-431	急・中野3	急傾斜	日置市	東市来町	養母	3	10,708	21.33
kyu362-435	急・中野4	急傾斜	日置市	東市来町	養母	7	9,006	20.15
kyu362-436	急・中野5	急傾斜	日置市	東市来町	養母	19	71,442	46.00
kyu362-440	急・中野6	急傾斜	日置市	東市来町	養母	2	31,634	33.81
dok362-051	土・梅木2	土石流	日置市	東市来町	養母	4	14,946	
dok362-054	土・立和名1	土石流	日置市	東市来町	養母	9	38,051	
dok362-055	土・立和名2	土石流	日置市	東市来町	養母	10	45,653	
dok362-060	土・桑木野1	土石流	日置市	東市来町	養母	6	13,698	
dok362-067	土・重平山1	土石流	日置市	東市来町	養母	4	47,109	
dok362-068	土・重平山2	土石流	日置市	東市来町	養母	6	50,802	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
dok362-069	土・立和名3	土石流	日置市	東市来町	養母	8	17,419	
dok362-070	土・立和名4	土石流	日置市	東市来町	養母	6	8,424	
dok362-071	土・立和名5	土石流	日置市	東市来町	養母	8	33,167	
dok362-073	土・重平山3	土石流	日置市	東市来町	養母	10	32,586	
dok362-074	土・重平山4	土石流	日置市	東市来町	養母	2	34,968	
dok362-075	土・梅木3	土石流	日置市	東市来町	養母	0	29,979	
dok362-080	土・城之町上1	土石流	日置市	東市来町	長里	2	4,782	
dok362-081	土・城之町上2	土石流	日置市	東市来町	長里	1	9,334	
dok362-086	土・城之町上3	土石流	日置市	東市来町	長里	24	25,565	
dok362-087	土・城之町上4	土石流	日置市	東市来町	長里	18	29,152	
dok362-088	土・上伊作田1	土石流	日置市	東市来町	長里	45	41,084	
dok362-089	土・上伊作田2	土石流	日置市	東市来町	長里	48	40,036	
dok362-091	土・城之町上5	土石流	日置市	東市来町	長里	0	19,164	
dok362-092	土・城之町上6	土石流	日置市	東市来町	長里	11	23,195	
dok362-093	土・城之町上7	土石流	日置市	東市来町	長里	4	12,120	
dok362-094	土・麓上1	土石流	日置市	東市来町	長里	10	16,867	
dok362-095	土・麓上2	土石流	日置市	東市来町	長里	23	29,714	
dok362-096	土・麓上3	土石流	日置市	東市来町	長里	18	25,453	
dok362-098	土・麓上4	土石流	日置市	東市来町	長里	4	8,504	
dok362-102	土・中野1	土石流	日置市	東市来町	養母	1	21,123	
dok362-105	土・下養母上2	土石流	日置市	東市来町	養母	6	19,841	
dok362-106	土・下養母上3	土石流	日置市	東市来町	養母	0	18,494	
kyu363-002	急・麦生田西1	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	0	63,620	38.67
kyu363-004	急・麦生田西3	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	9	18,269	31.42
kyu363-006	急・麦生田西4	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	4	25,251	34.00
kyu363-008	急・麦生田下1	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	11	16,434	25.84
kyu363-009	急・麦生田下2	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	15,477	25.92
kyu363-010	急・麦生田下3	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	0	7,511	28.00
kyu363-012	急・麦生田下4	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	33,777	35.80
kyu363-015	急・麦生田下5	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	0	18,477	38.00
kyu363-018	急・麦生田中1	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	2	13,668	25.16
kyu363-019	急・麦生田中2	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	17,767	26.08
kyu363-021	急・麦生田中3	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	15,321	34.00
kyu363-022	急・麦生田中4	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	10,386	20.00
kyu363-023	急・麦生田中5	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	5	44,151	34.00
kyu363-027	急・鍋ヶ原1	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	0	17,916	29.29
kyu363-028	急・鍋ヶ原2	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	3	21,672	32.00
kyu363-029	急・下土橋1	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	5	8,293	18.71
kyu363-031	急・下土橋2	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	3	31,914	23.87
kyu363-032	急・下土橋3	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	20	36,408	27.82
kyu363-033	急・下土橋4	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	16	59,353	40.00
kyu363-034	急・下土橋5	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	12	35,031	30.00
kyu363-035	急・下土橋6	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	8	20,268	24.00
kyu363-039	急・上土橋1	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	10	122,223	37.34
kyu363-041	急・上土橋2	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	3	1,441	9.05
kyu363-042	急・上土橋3	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	21	43,229	28.76

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu363-047	急・竹之山1	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	0	3,403	25.70
kyu363-048	急・竹之山2	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	6	10,400	23.47
kyu363-051	急・竹之山3	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	2	38,632	22.28
kyu363-052	急・竹之山4	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	0	2,774	12.00
kyu363-056	急・竹之山5	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	3	1,198	10.00
kyu363-058	急・竹之山6	急傾斜	日置市	伊集院町	竹之山	2	1,892	11.54
kyu363-066	急・上土橋4	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	2	4,480	13.17
kyu363-067	急・上土橋5	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	11	48,882	33.66
kyu363-069	急・上土橋6	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	5	14,787	34.00
kyu363-078	急・中川1	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	6	3,759	11.82
kyu363-080	急・中川2	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	1	475	10.01
kyu363-090	急・中川3	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	2	4,732	10.81
kyu363-091	急・中川4	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	35	91,877	48.97
kyu363-092	急・中川5	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	8	26,386	33.30
kyu363-093	急・中川6	急傾斜	日置市	伊集院町	中川	55	457,568	46.00
kyu363-094	急・つづじヶ丘1	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	64	159,230	46.55
kyu363-097	急・麦生田西5	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	3	12,052	24.71
kyu363-103	急・麦生田東1	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	31,187	36.00
kyu363-104	急・麦生田東2	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	0	9,339	18.00
kyu363-105	急・麦生田東3	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	0	13,905	24.00
kyu363-106	急・麦生田東4	急傾斜	日置市	伊集院町	麦生田	1	3,513	12.03
kyu363-108	急・鍋ヶ原3	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	22	79,165	43.45
kyu363-110	急・猪鹿倉1	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	5	13,650	20.00
kyu363-111	急・猪鹿倉2	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	11	21,076	16.77
kyu363-112	急・猪鹿倉3	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	0	3,413	13.33
kyu363-113	急・猪鹿倉4	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	1	67,135	51.19
kyu363-114	急・猪鹿倉5	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	9	6,059	19.19
kyu363-115	急・猪鹿倉6	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	6	9,279	23.46
kyu363-116	急・猪鹿倉7	急傾斜	日置市	伊集院町	猪鹿倉	1	8,953	24.73
kyu363-118	急・大迫1	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	3	7,617	20.18
kyu363-123	急・天神馬場1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	1	18,960	30.97
kyu363-124	急・天神馬場2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	4	7,903	28.00
kyu363-125	急・元町1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	0	4,849	11.32
kyu363-133	急・天神馬場3	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	4	1,877	10.00
kyu363-134	急・天神馬場4	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	2	2,843	12.27
kyu363-135	急・川畑1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	10	4,272	22.23
kyu363-136	急・天神馬場5	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	0	1,448	8.59
kyu363-139	急・川畑2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	10	62,407	50.59
kyu363-148	急・本平1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	3	69,595	37.85
kyu363-149	急・本平2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	6	10,889	18.49
kyu363-150	急・本平3	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	10	37,462	40.00
kyu363-151	急・市来1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	3	13,768	18.99
kyu363-155	急・四郎園1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	6	5,605	19.79
kyu363-156	急・四郎園2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	1	11,726	23.63
kyu363-157	急・四郎園3	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	6	30,432	28.70
kyu363-158	急・窪田1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	5	142,894	36.18

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu363-160	急・窪田2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	2	33,787	30.00
kyu363-161	急・窪田3	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	4	26,531	39.34
kyu363-163	急・窪田4	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	4	14,189	40.00
kyu363-165	急・末永1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	8	3,206	10.45
kyu363-168	急・池田1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	0	4,442	16.00
kyu363-170	急・池田2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	4	7,809	20.94
kyu363-173	急・末永2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	10	57,984	60.16
kyu363-175	急・四郎園4	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	44	117,945	47.42
kyu363-176	急・麓東1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	1	6,183	16.05
kyu363-177	急・麓東2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	7	8,444	18.16
kyu363-178	急・小原1	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	2	4,298	16.00
kyu363-180	急・小原2	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	12	26,921	34.66
kyu363-181	急・小原3	急傾斜	日置市	伊集院町	下谷口	2	2,432	8.00
kyu363-184	急・大迫2	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	9	13,669	18.09
kyu363-185	急・大迫3	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	3	2,584	9.17
kyu363-186	急・大迫4	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	3	4,404	9.07
kyu363-190	急・大迫5	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	16	47,619	35.67
kyu363-191	急・中村1	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	2	2,950	24.19
kyu363-192	急・井手原1	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	5	8,435	19.73
kyu363-193	急・井手原2	急傾斜	日置市	伊集院町	清藤	3	52,815	45.52
kyu363-196	急・下土橋7	急傾斜	日置市	伊集院町	土橋	10	200,206	45.70
dok363-002	土・麦生田西1	土石流	日置市	伊集院町	麦生田	2	10,934	
dok363-004	土・郡上1	土石流	日置市	伊集院町	郡	2	32,105	
dok363-012	土・中川1	土石流	日置市	伊集院町	中川	10	10,446	
dok363-020	土・綱ヶ原1	土石流	日置市	伊集院町	清藤	1	14,527	
dok363-023	土・市来2	土石流	日置市	伊集院町	下谷口	0	8,872	
dok363-024	土・市来1	土石流	日置市	伊集院町	下谷口	0	7,170	
kyu366-001	急・草原1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	5	8,187	30.43
kyu366-003	急・草原2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	3	11,340	19.46
kyu366-011	急・川口1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	10,872	22.00
kyu366-012	急・川口2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	1,527	10.45
kyu366-030	急・遠矢ヶ原1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	753	7.49
kyu366-031	急・草原3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	9	15,348	12.16
kyu366-032	急・草原4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	0	6,936	37.02
kyu366-037	急・草原5	急傾斜	日置市	日吉町	日置	3	7,417	14.78
kyu366-040	急・草原6	急傾斜	日置市	日吉町	日置	5	29,528	34.48
kyu366-042	急・遠矢ヶ原2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	4	6,577	14.80
kyu366-043	急・遠矢ヶ原3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	0	17,956	30.25
kyu366-044	急・草原7	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	4,251	21.71
kyu366-045	急・草原8	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	2,779	10.00
kyu366-048	急・遠矢ヶ原4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	0	18,210	28.78
kyu366-052	急・毘沙門3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	11	13,377	19.23
kyu366-053,054	急・毘沙門4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	5	3,544	10.17
kyu366-055	急・毘沙門5	急傾斜	日置市	日吉町	日置	6	13,107	25.94
kyu366-057	急・毘沙門6	急傾斜	日置市	日吉町	日置	7	21,555	18.15
kyu366-058	急・毘沙門7	急傾斜	日置市	日吉町	日置	12	12,984	14.45

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu366-059	急・毘沙門8	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	7,862	10.91
kyu366-060	急・毘沙門9	急傾斜	日置市	日吉町	日置	4	28,719	32.00
kyu366-063	急・笠ヶ野1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	1,717	8.00
kyu366-064	急・笠ヶ野2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	3	5,710	27.29
kyu366-065	急・笠ヶ野3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	3,265	15.42
kyu366-066	急・笠ヶ野4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	5,790	14.50
kyu366-075	急・草見1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	3,003	14.16
kyu366-077	急・笠ヶ野5	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	46,033	45.11
kyu366-078	急・笠ヶ野6	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	5,996	18.40
kyu366-079	急・笠ヶ野7	急傾斜	日置市	日吉町	日置	7	6,572	16.22
kyu366-081	急・笠ヶ野8	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	4,092	14.17
kyu366-084	急・草見2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	5	70,256	36.73
kyu366-087	急・草見3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	1,339	15.60
kyu366-089	急・草見4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	18,127	17.35
kyu366-090	急・草見5	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	12,014	20.54
kyu366-091	急・草見6	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	2,659	10.76
kyu366-188	急・中牟礼1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	3	3,176	18.00
kyu366-190	急・松ヶ尾1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	3	2,587	8.68
kyu366-191	急・古里1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	6,743	10.15
kyu366-193	急・松ヶ尾2	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	7,250	12.00
kyu366-194	急・松ヶ尾3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	1,346	8.61
kyu366-195	急・松ヶ尾4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	6,061	18.76
kyu366-199	急・柿之谷1	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	1,772	5.87
kyu366-201	急・柿之谷3	急傾斜	日置市	日吉町	日置	2	9,284	9.45
kyu366-205	急・柿之谷4	急傾斜	日置市	日吉町	日置	5	17,952	14.00
kyu366-207	急・柿之谷5	急傾斜	日置市	日吉町	日置	1	5,396	16.06
dok366-001	土・草原1	土石流	日置市	日吉町	日置	17	39,749	
dok366-002	土・草原2	土石流	日置市	日吉町	日置	11	34,417	
dok366-009	土・草原3	土石流	日置市	日吉町	日置	9	16,434	
dok366-010	土・遠矢ヶ原1	土石流	日置市	日吉町	日置	6	59,888	
dok366-011	土・笠ヶ野1	土石流	日置市	日吉町	日置	1	13,422	
dok366-012	土・笠ヶ野2	土石流	日置市	日吉町	日置	8	31,901	
dok366-013	土・笠ヶ野3	土石流	日置市	日吉町	日置	10	58,824	
dok366-016	土・笠ヶ野4	土石流	日置市	日吉町	日置	13	57,919	
dok366-018	土・笠ヶ野5	土石流	日置市	日吉町	日置	1	27,963	
dok366-020	土・草見1	土石流	日置市	日吉町	日置	9	70,842	
dok366-032	土・諏訪1	土石流	日置市	日吉町	日置	19	82,085	
dok366-033	土・諏訪2	土石流	日置市	日吉町	日置	16	112,817	
dok366-034	土・諏訪3	土石流	日置市	日吉町	日置	2	66,336	
dok366-035	土・中牟礼1	土石流	日置市	日吉町	日置	7	80,811	
dok366-036	土・古里1	土石流	日置市	日吉町	日置	17	169,990	
dok366-037	土・狩谷1	土石流	日置市	日吉町	日置	30	81,074	
kyu367-003	急・小野浜1	急傾斜	日置市	吹上町	小野	0	466	12
kyu367-004	急・下草田1	急傾斜	日置市	吹上町	小野	4	5,952	14
kyu367-005	急・小野1	急傾斜	日置市	吹上町	小野	19	19,384	12
kyu367-009	急・花熱里1	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	3	2,437	10

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu367-010	急・花熟里2	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	3	16,437	20
kyu367-011	急・下田尻1	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	5	6,125	24
kyu367-012	急・下田尻2	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	7	2,528	10
kyu367-013	急・下田尻3	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	20	41,583	42
kyu367-015	急・中田尻1	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	11	12,501	22
kyu367-018	急・中田尻2	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	19	47,788	42
kyu367-019	急・中田尻3	急傾斜	日置市	吹上町	田尻	8	26,625	16
kyu367-024	急・亀原1	急傾斜	日置市	吹上町	中原	0	598	8
kyu367-025	急・亀原2	急傾斜	日置市	吹上町	中原	2	8,762	8
kyu367-027	急・中津1	急傾斜	日置市	吹上町	中原	11	26,020	12
kyu367-030	急・中津2	急傾斜	日置市	吹上町	中原	19	17,016	22
kyu367-032	急・中津3	急傾斜	日置市	吹上町	中原	1	4,247	16
kyu367-033	急・入来1	急傾斜	日置市	吹上町	入来	0	1,396	14
kyu367-037	急・今田1	急傾斜	日置市	吹上町	今田	2	14,478	20
kyu367-038	急・今田2	急傾斜	日置市	吹上町	今田	4	2,721	12
kyu367-039	急・伊作1	急傾斜	日置市	吹上町	中原	46	45,379	36
kyu367-041	急・伊作2	急傾斜	日置市	吹上町	中原	0	1,456	12
kyu367-042	急・多宝寺1	急傾斜	日置市	吹上町	中原	9	10,042	32
kyu367-045	急・伊作3	急傾斜	日置市	吹上町	中原	29	18,304	42
kyu367-046	急・多宝寺2	急傾斜	日置市	吹上町	中原	80	160,690	36
kyu367-047	急・多宝寺3	急傾斜	日置市	吹上町	中原	1	41,848	46
kyu367-049	急・多宝寺4	急傾斜	日置市	吹上町	中原	15	31,565	52
kyu367-050	急・多宝寺5	急傾斜	日置市	吹上町	中原	1	1,760	18
kyu367-051	急・多宝寺6	急傾斜	日置市	吹上町	中原	1	315	8
kyu367-052	急・多宝寺7	急傾斜	日置市	吹上町	中原	1	21,268	30
kyu367-054	急・多宝寺8	急傾斜	日置市	吹上町	中原	2	6,464	26
kyu367-056	急・入来浜1	急傾斜	日置市	吹上町	入来	6	10,831	12
kyu367-060	急・入来浜2	急傾斜	日置市	吹上町	入来	8	3,234	16
kyu367-062	急・入来浜3	急傾斜	日置市	吹上町	入来	0	1,368	12
kyu367-068	急・入来2	急傾斜	日置市	吹上町	入来	2	1,745	10
kyu367-069	急・入来3	急傾斜	日置市	吹上町	入来	4	10,044	22
kyu367-070	急・入来4	急傾斜	日置市	吹上町	入来	1	6,735	34
kyu367-079	急・下中之里1	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	0	1,994	10
kyu367-081	急・下中之里2	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	24	9,293	24
kyu367-082	急・下中之里3	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	3	796	8
kyu367-083	急・下中之里4	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	2	1,411	10
kyu367-084	急・下中之里5	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	8	6,015	22
kyu367-086	急・下中之里6	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	4	12,651	18
kyu367-087	急・下中之里7	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	1	501	10
kyu367-088	急・下中之里8	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	5	2,130	14
kyu367-090	急・上中之里1	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	23	18,402	22
kyu367-091	急・上中之里2	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	1	1,258	12
kyu367-098	急・下中之里9	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	1	3,943	16
kyu367-102	急・宮坂1	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	20	22,623	34
kyu367-103	急・宮坂2	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	12	18,167	30
kyu367-104	急・宮坂3	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	1	1,070	16

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu367-107	急・宮坂4	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	0	306	10
kyu367-108	急・宮坂5	急傾斜	日置市	吹上町	中之里	6	11,953	20
kyu367-109	急・宮坂6	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	3	6,830	30
kyu367-110	急・宮坂7	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	0	3,206	20
kyu367-113	急・宮坂8	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	4	7,582	40
kyu367-115	急・小牧1	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	10	9,277	24
kyu367-116	急・小牧2	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	4	8,669	22
kyu367-117	急・小牧3	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	1	1,002	10
kyu367-118	急・多宝寺9	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	4	1,907	16
kyu367-119	急・小牧4	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	5	8,865	30
kyu367-120	急・小牧5	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	8	4,796	16
kyu367-121	急・小牧6	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	6	7,272	18
kyu367-122	急・小牧7	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	17	22,988	30
kyu367-123	急・多宝寺10	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	1	3,394	22
kyu367-124	急・多宝寺11	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	1	3,464	24
kyu367-125	急・小牧8	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	8	5,923	28
kyu367-126	急・小牧9	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	11	4,609	30
kyu367-127	急・小牧10	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	27	69,674	94
kyu367-128	急・北湯之元1	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	57	65,135	94
kyu367-129	急・南湯之元1	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	11	5,823	12
kyu367-131	急・南湯之元2	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	0	614	12
kyu367-138	急・南湯之元3	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	0	963	12
kyu367-139	急・南湯之元4	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	8	22,738	24
kyu367-141	急・南湯之元5	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	11	53,311	72
kyu367-142	急・南湯之元6	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	20	18,647	40
kyu367-143	急・南湯之元7	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	18	16,630	30
kyu367-144	急・南湯之元8	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	4	4,088	32
kyu367-147	急・南湯之元9	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	17	18,827	44
kyu367-148	急・南湯之元10	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	2	7,251	24
kyu367-149	急・北湯之元2	急傾斜	日置市	吹上町	湯之浦	7	23,063	56
kyu367-151	急・天昌寺1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	1,190	12
kyu367-152	急・天昌寺2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	17	28,162	20
kyu367-153	急・榎下1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	72	245,028	44
kyu367-154	急・浜田中1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	59	36,850	14
kyu367-155	急・下草田2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	3,254	10
kyu367-156	急・浜田後1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	27	11,341	16
kyu367-157	急・川久保1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	37	127,976	26
kyu367-158	急・下草田3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	6	10,158	14
kyu367-161	急・中草田1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	4,907	18
kyu367-165	急・中草田2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	8	4,453	18
kyu367-166	急・中草田3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	2	1,936	14
kyu367-167	急・中草田4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	2	4,894	18
kyu367-169	急・上草田1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	15,687	52
kyu367-171	急・上草田2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	11	36,250	38
kyu367-177	急・永吉中和田1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	4	2,623	24
kyu367-178	急・永吉中和田2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	8	7,174	38

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全 家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu367-179	急・新川原下1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	12	23,016	74
kyu367-181	急・永吉ふもと1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	7	20,969	54
kyu367-182	急・永吉ふもと2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	3,704	12
kyu367-183	急・永吉ふもと3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	22	39,785	40
kyu367-184	急・永吉ふもと4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	1,467	14
kyu367-185	急・永吉ふもと5	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	2	2,939	24
kyu367-186	急・永吉ふもと6	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	11,430	34
kyu367-188	急・梅里下1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	86	125,161	66
kyu367-189	急・新川原上1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	8	20,651	30
kyu367-190	急・新川原上2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	7	21,003	42
kyu367-192	急・新川原上3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	16	147,536	70
kyu367-193	急・新川原上4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	6	15,497	54
kyu367-196	急・新川原上5	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	2	5,688	42
kyu367-198	急・小山田1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	28	143,475	116
kyu367-199	急・小山田2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	27	55,872	58
kyu367-201	急・梅里1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	2	1,323	6
kyu367-202	急・梅里2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	15	22,755	46
kyu367-205	急・七呂1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	47	107,626	64
kyu367-206	急・七呂2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	8,973	36
kyu367-208	急・七呂3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	5,327	10
kyu367-209	急・七呂4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	8,940	36
kyu367-211	急・印口1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	22	85,218	78
kyu367-214	急・印口2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	1	2,927	22
kyu367-215	急・印口3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	4	11,454	38
kyu367-216	急・印口4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	0	17,904	44
kyu367-218	急・鍋谷1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	0	6,186	40
kyu367-219	急・鍋谷2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	23	43,358	68
kyu367-223	急・松下1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	28	45,573	54
kyu367-226	急・松下2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	15,698	42
kyu367-228	急・小永吉1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	14	29,692	42
kyu367-230	急・小永吉2	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	6	15,910	38
kyu367-231	急・小永吉3	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	8	8,018	24
kyu367-232	急・小永吉4	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	6	7,986	26
kyu367-233	急・小永吉5	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	1	2,043	28
kyu367-234	急・小永吉6	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	0	944	12
kyu367-235	急・小永吉7	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	7	67,340	46
kyu367-236	急・小永吉8	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	3	4,862	18
kyu367-262	急・下与倉1	急傾斜	日置市	吹上町	与倉	22	20,515	51
kyu367-298	急・坊野下1	急傾斜	日置市	吹上町	永吉	5	32,225	64
dok367-001	土・中田尻1	土石流	日置市	吹上町	田尻	6	12,654	
dok367-002	土・中田尻2	土石流	日置市	吹上町	田尻	8	17,781	
dok367-003	土・多宝寺1	土石流	日置市	吹上町	中原	5	9,879	
dok367-006	土・北湯之元1	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	48	30,645	
dok367-007	土・南湯之元1	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	6	15,449	
dok367-008	土・南湯之元2	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	18	17,626	
dok367-009	土・南湯之元3	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	18	20,477	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok367-010	土・南湯之元4	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	4	4,448	
dok367-014	土・新川原下1	土石流	日置市	吹上町	永吉	0	8,773	
dok367-015	土・新川原下2	土石流	日置市	吹上町	永吉	6	18,232	
dok367-016	土・永吉ふもと1	土石流	日置市	吹上町	永吉	2	8,225	
dok367-017	土・永吉ふもと2	土石流	日置市	吹上町	永吉	13	34,117	
dok367-018	土・梅里下1	土石流	日置市	吹上町	永吉	10	32,417	
dok367-019	土・梅里下2	土石流	日置市	吹上町	永吉	14	16,476	
dok367-020	土・梅里1	土石流	日置市	吹上町	永吉	10	13,002	
dok367-021	土・新川原上1	土石流	日置市	吹上町	永吉	3	32,903	
dok367-029	土・印口1	土石流	日置市	吹上町	永吉	3	12,246	
dok367-030	土・印口2	土石流	日置市	吹上町	永吉	2	8,565	
dok367-031	土・印口3	土石流	日置市	吹上町	永吉	7	18,951	
dok367-032	土・鍋谷1	土石流	日置市	吹上町	永吉	0	7,002	
dok367-033	土・鍋谷2	土石流	日置市	吹上町	永吉	2	21,417	
dok367-034	土・鍋谷3	土石流	日置市	吹上町	永吉	2	31,726	
dok367-035	土・鍋谷4	土石流	日置市	吹上町	永吉	1	8,796	
dok367-041	土・鍋谷5	土石流	日置市	吹上町	永吉	0	16,907	
dok367-043	土・松下1	土石流	日置市	吹上町	永吉	0	23,529	
dok367-044	土・小永吉1	土石流	日置市	吹上町	永吉	0	34,828	
dok367-113	土・北湯之元2	土石流	日置市	吹上町	湯之浦	1	12,094	
dok367-187	土・瀬谷1	土石流	日置市	吹上町	和田	2	58,147	
Kyu212-0001	急・牧神1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	2	38,155	40.72
Kyu212-0003	急・牧神2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	102,796	76.65
Kyu212-0005	急・牧神3	急傾斜	霧島市	国分市	重久	5	25,866	37.01
Kyu212-0007	急・牧神4	急傾斜	霧島市	国分市	重久	0	43,587	68.71
Kyu212-0013,0015	急・止上1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	18	75,660	144.8
Kyu212-0014	急・止上2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	0	3,014	17.33
Kyu212-0016	急・止上3	急傾斜	霧島市	国分市	重久	6	7,528	17.83
Kyu212-0017	急・止上4	急傾斜	霧島市	国分市	重久	3	6,362	19.22
Kyu212-0018	急・止上5	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	14,477	35.79
Kyu212-0020	急・妻屋1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	13	16,452	21.62
Kyu212-0021	急・妻屋2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	21	66,722	35.99
Kyu212-0022	急・道場口1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	26	57,507	36.89
Kyu212-0023	急・道場口2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	0	27,707	92.03
Kyu212-0024	急・岩戸1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	7,234	67.64
Kyu212-0025	急・剣之宇都1	急傾斜	霧島市	国分市	剣之宇都町	30	54,800	46.17
Kyu212-0026	急・岩戸2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	11	15,051	76.01
Kyu212-0027	急・岩戸3	急傾斜	霧島市	国分市	重久	8	11,779	41.65
Kyu212-0028	急・道場口3	急傾斜	霧島市	国分市	重久	2	5,386	20.33
Kyu212-0029	急・重久1	急傾斜	霧島市	国分市	重久	10	15,976	23.29
Kyu212-0030	急・岩戸4	急傾斜	霧島市	国分市	重久	4	22,665	38.48
Kyu212-0031,0033	急・岩戸5	急傾斜	霧島市	国分市	重久	10	14,056	20
Kyu212-0032	急・岩戸6	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	6,064	41.53
Kyu212-0034	急・岩戸7	急傾斜	霧島市	国分市	重久	2	4,213	21.42
Kyu212-0035	急・岩戸8	急傾斜	霧島市	国分市	重久	6	16,919	14.82
Kyu212-0036	急・岩戸9	急傾斜	霧島市	国分市	姫城	1	7,795	22.22

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu212-0038	急・清水四丁目1	急傾斜	霧島市	国分市	清水四丁目	20	20,762	24.06
Kyu212-0039	急・砂子田1	急傾斜	霧島市	国分市	姫城	9	9,026	10
Kyu212-0040	急・砂子田2	急傾斜	霧島市	国分市	姫城	8	11,382	12.72
Kyu212-0041	急・清水四丁目2	急傾斜	霧島市	国分市	清水四丁目	25	20,819	25.41
Kyu212-0042	急・田辺1	急傾斜	霧島市	国分市	姫城	2	15,054	33.37
Kyu212-0043	急・清水四丁目3	急傾斜	霧島市	国分市	清水四丁目	2	16,348	26.41
Kyu212-0044	急・清水三丁目1	急傾斜	霧島市	国分市	清水三丁目	9	19,329	31.06
Kyu212-0045	急・阿多石1	急傾斜	霧島市	国分市	姫城	66	146,525	116.98
Kyu212-0048	急・止上6	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	5,077	32
Kyu212-0053	急・止上7	急傾斜	霧島市	国分市	重久	7	10,358	20.06
Kyu212-0056	急・台明寺1	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	1	3,861	23.49
Kyu212-0057	急・止上8	急傾斜	霧島市	国分市	重久	13	57,977	47
Kyu212-0058	急・台明寺2	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	1	3,567	23.72
Kyu212-0059	急・止上9	急傾斜	霧島市	国分市	重久	6	17,318	26.41
Kyu212-0061	急・台明寺3	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	3,207	9.67
Kyu212-0062	急・台明寺4	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	5,286	28.71
Kyu212-0063	急・台明寺5	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	5,228	18.77
Kyu212-0064	急・重久2	急傾斜	霧島市	国分市	重久	31	33,536	26.82
Kyu212-0065	急・台明寺6	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	2,994	17.25
Kyu212-0066	急・台明寺7	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	1	7,237	31.86
Kyu212-0067	急・重久3	急傾斜	霧島市	国分市	重久	1	2,641	12.07
Kyu212-0068	急・台明寺8	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	5,848	22
Kyu212-0069,0072	急・重久4	急傾斜	霧島市	国分市	重久	13	43,512	24.45
Kyu212-0070	急・台明寺9	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	2	6,815	14.92
Kyu212-0071	急・台明寺10	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	6,207	27.87
Kyu212-0074	急・台明寺11	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	1	18,372	34.88
Kyu212-0076	急・重久5	急傾斜	霧島市	国分市	重久	4	11,724	22.27
Kyu212-0078	急・台明寺12	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	18	47,049	36.33
Kyu212-0079	急・辻1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	17	23,730	27.43
Kyu212-0080	急・台明寺13	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	6	10,727	22.9
Kyu212-0081	急・山元1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	0	4,668	20.02
Kyu212-0083	急・辻2	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	4	14,605	61.88
Kyu212-0084	急・重久6	急傾斜	霧島市	国分市	重久	2	12,734	27.95
Kyu212-0085,0093	急・山元2	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	23	20,590	24
Kyu212-0087	急・山元3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	8	20,616	22.8
Kyu212-0090	急・台明寺14	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	10	32,340	35.82
Kyu212-0091,0094	急・台明寺15	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	16,240	53.91
Kyu212-0092	急・辻3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	0	4,863	19.8
Kyu212-0096	急・台明寺16	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	12	54,578	56.83
Kyu212-0097	急・台明寺17	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	0	4,217	14.2
Kyu212-0098	急・台明寺18	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	3	9,501	18.22
Kyu212-0099	急・辻5	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	12	18,369	29.79
Kyu212-0101,0102,0108	急・永田1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	23	45,577	48.86
Kyu212-0103	急・台明寺19	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	7	24,384	40.19
Kyu212-0105	急・台明寺20	急傾斜	霧島市	国分市	台明寺	1	18,915	29.88
Kyu212-0106,0109	急・辻6	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	9	16,287	28.33

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu212-0107.0111	急・辻7	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	35	50,257	25.09
Kyu212-0110	急・永田2	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	9	47,599	30.67
Kyu212-0114	急・永田3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	35	68,943	31.69
Kyu212-0115	急・野添1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	10	25,643	37.79
Kyu212-0117	急・野添2	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	27	29,558	39.89
Kyu212-0118,0120,0121	急・永田4	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	8	30,973	36.76
Kyu212-0119	急・野添3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	12	12,766	18.93
Kyu212-0122	急・野添4	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	12	13,837	33
Kyu212-0123	急・宇都良1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	4	30,878	31.01
Kyu212-0124,0127	急・宇都良2	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	10	11,205	18.27
Kyu212-0125	急・落水1	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	1	3,788	13.69
Kyu212-0126	急・野添5	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	14	11,791	20.01
Kyu212-0128,0137	急・宇都良3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	13	30,249	31.82
Kyu212-0130	急・野添6	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	0	9,613	21.99
Kyu212-0131	急・宇都良4	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	3	15,423	49.68
Kyu212-0132,0140	急・落水2	急傾斜	霧島市	国分市	清水	6	25,676	34.64
Kyu212-0133	急・落水3	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	2	6,621	15.08
Kyu212-0134,0139	急・宇都良5	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	12	32,098	33.97
Kyu212-0138	急・宇都良6	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	16	23,166	44.67
Kyu212-0141	急・宇都良7	急傾斜	霧島市	国分市	郡田	0	4,121	22.07
Kyu212-0142,0245	急・落水4	急傾斜	霧島市	国分市	清水	6	8,428	19.52
Kyu212-0144,0249	急・落水5	急傾斜	霧島市	国分市	清水	4	11,405	19.7
Kyu212-0200	急・清水二丁目1	急傾斜	霧島市	国分市	清水二丁目	4	2,458	9.81
Kyu212-0201,0202	急・清水三丁目2	急傾斜	霧島市	国分市	清水三丁目	22	32,603	22.89
Kyu212-0203	急・外城1	急傾斜	霧島市	国分市	清水	6	70,081	84.92
Kyu212-0205	急・清水二丁目2	急傾斜	霧島市	国分市	清水二丁目	13	6,012	10.34
Kyu212-0206	急・清水三丁目3	急傾斜	霧島市	国分市	清水三丁目	10	11,795	19.67
Kyu212-0207	急・玄亀庵1	急傾斜	霧島市	国分市	清水	43	63,103	39.01
Kyu212-0209	急・清水一丁目1	急傾斜	霧島市	国分市	清水一丁目	5	7,235	19.31
Kyu212-0210,0212	急・清水一丁目2	急傾斜	霧島市	国分市	清水一丁目	13	17,134	22.53
Kyu212-0211	急・弟子丸1	急傾斜	霧島市	国分市	清水	5	1,449	10.43
Kyu212-0213	急・藪山1	急傾斜	霧島市	国分市	清水	14	32,045	72.07
Kyu212-0214,0216	急・玄亀庵2	急傾斜	霧島市	国分市	清水	6	42,959	39.45
Kyu212-0215	急・弟子丸2	急傾斜	霧島市	国分市	清水	13	32,300	33.24
Kyu212-0218	急・弟子丸3	急傾斜	霧島市	国分市	清水	0	6,441	23.82
Kyu212-0219	急・玄亀庵3	急傾斜	霧島市	国分市	清水	1	11,249	30.04
Kyu212-0220,0222	急・中央一丁目1	急傾斜	霧島市	国分市	中央一丁目	13	57,903	29.6
Kyu212-0221	急・中央一丁目2	急傾斜	霧島市	国分市	中央一丁目	4	5,583	13.44
Kyu212-0223	急・中央一丁目3	急傾斜	霧島市	国分市	中央一丁目	2	7,425	8.34
Kyu212-0225	急・城山町1	急傾斜	霧島市	国分市	城山町	0	12,666	38.47
Kyu212-0226	急・藪山2	急傾斜	霧島市	国分市	清水	5	10,340	25.85
Kyu212-0227	急・城山町2	急傾斜	霧島市	国分市	城山町	5	4,673	11.97
Kyu212-0228	急・中央一丁目4	急傾斜	霧島市	国分市	中央一丁目	59	115,585	38.63
Kyu212-0229,0230	急・城山町3	急傾斜	霧島市	国分市	城山町	30	22,711	29.51
Kyu212-0231	急・愛宕山1	急傾斜	霧島市	国分市	上小川	24	49,436	52.6
Kyu212-0232	急・愛宕山2	急傾斜	霧島市	国分市	上小川	0	761	7.39

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu212-0237	急・鐘突1	急傾斜	霧島市	国分市	中央二丁目	17	37,734	68.79
Kyu212-0238	急・鐘突2	急傾斜	霧島市	国分市	中央二丁目	0	3,692	12.97
Kyu212-0240	急・鐘突3	急傾斜	霧島市	国分市	上小川	62	124,962	83.19
Kyu212-0241	急・名波町1	急傾斜	霧島市	国分市	名波町	16	50,700	42.01
Kyu212-0242	急・名波町2	急傾斜	霧島市	国分市	名波町	22	22,900	34.25
Kyu212-0243	急・山下町1	急傾斜	霧島市	国分市	山下町	21	25,742	29.98
Kyu212-0254	急・落水6	急傾斜	霧島市	国分市	清水	1	9,544	19.56
Kyu212-0255	急・落水7	急傾斜	霧島市	国分市	清水	1	37,681	68.27
Kyu212-0259	急・落水8	急傾斜	霧島市	国分市	清水	0	19,955	80.5
Kyu212-0267	急・芦谷1	急傾斜	霧島市	国分市	川原	4	13,157	49.98
Kyu212-0270	急・毛梨野1	急傾斜	霧島市	国分市	川原	0	8,520	32
Kyu212-0272	急・芦谷2	急傾斜	霧島市	国分市	川原	6	34,109	52.02
Kyu212-0279	急・毛梨野2	急傾斜	霧島市	国分市	川原	3	36,564	31.07
Kyu212-0282	急・芦谷3	急傾斜	霧島市	国分市	川原	1	5,564	20.49
Kyu212-0286	急・毛梨野3	急傾斜	霧島市	国分市	川原	18	54,408	53.42
Kyu212-0287	急・芦谷4	急傾斜	霧島市	国分市	川原	0	9,298	28.71
Kyu212-0293	急・芦谷5	急傾斜	霧島市	国分市	川原	0	5,024	22.41
Kyu212-0298	急・毛梨野4	急傾斜	霧島市	国分市	川原	3	13,992	34.13
Kyu212-0301	急・芦谷6	急傾斜	霧島市	国分市	川原	0	11,706	27.25
Kyu212-0303	急・毛梨野5	急傾斜	霧島市	国分市	川原	1	2,100	13.22
Kyu212-0304	急・毛梨野6	急傾斜	霧島市	国分市	川原	1	3,232	24
Kyu212-0310	急・毛梨野7	急傾斜	霧島市	国分市	川原	3	5,400	19.74
Kyu212-0317-1	急・芦谷7	急傾斜	霧島市	国分市	川原	0	15,709	29.56
dok212-0001	土・牧神1	土石流	霧島市	国分市	重久	2	24,980	
dok212-0002	土・止上1	土石流	霧島市	国分市	重久	2	6,164	
dok212-0003	土・止上2	土石流	霧島市	国分市	重久	16	37,477	
dok212-0004	土・止上3	土石流	霧島市	国分市	重久	42	47,264	
dok212-0005	土・止上4	土石流	霧島市	国分市	重久	13	27,193	
dok212-0006	土・妻屋1	土石流	霧島市	国分市	重久	0	1,609	
dok212-0007	土・妻屋2	土石流	霧島市	国分市	重久	15	31,610	
dok212-0008	土・妻屋3	土石流	霧島市	国分市	重久	7	23,910	
dok212-0009	土・妻屋4	土石流	霧島市	国分市	重久	15	24,887	
dok212-0010	土・妻屋5	土石流	霧島市	国分市	重久	32	36,243	
dok212-0012	土・道場口1	土石流	霧島市	国分市	重久	27	34,239	
dok212-0013	土・道場口2	土石流	霧島市	国分市	重久	40	59,841	
dok212-0014	土・剣之宇都1	土石流	霧島市	国分市	剣之宇都町	24	72,286	
dok212-0015	土・岩戸1	土石流	霧島市	国分市	重久	18	23,600	
dok212-0016	土・剣之宇都2	土石流	霧島市	国分市	剣之宇都町	31	81,759	
dok212-0020	土・田辺2	土石流	霧島市	国分市	姫城	25	62,868	
dok212-0023	土・落水1	土石流	霧島市	国分市	清水	0	33,138	
dok212-0024	土・止上5	土石流	霧島市	国分市	重久	3	32,282	
dok212-0025	土・台明寺1	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	4,235	
dok212-0026	土・台明寺2	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,838	
dok212-0028	土・台明寺3	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,870	
dok212-0030	土・台明寺4	土石流	霧島市	国分市	台明寺	3	19,211	
dok212-0033	土・台明寺5	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	17,653	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
dok212-0034	土・台明寺6	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,583	
dok212-0035	土・台明寺7	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	11,904	
dok212-0037	土・台明寺8	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,229	
dok212-0038	土・台明寺9	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	247	
dok212-0040	土・止上6	土石流	霧島市	国分市	重久	4	13,851	
dok212-0041	土・台明寺10	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	161	
dok212-0047	土・台明寺11	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,005	
dok212-0048	土・台明寺12	土石流	霧島市	国分市	台明寺	2	13,440	
dok212-0049	土・台明寺13	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	2,289	
dok212-0050	土・台明寺14	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,136	
dok212-0051	土・台明寺15	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,137	
dok212-0052	土・台明寺16	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	4,750	
dok212-0053	土・台明寺17	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,200	
dok212-0054	土・台明寺18	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,500	
dok212-0055	土・台明寺19	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	5,513	
dok212-0056	土・重久1	土石流	霧島市	国分市	重久	6	8,442	
dok212-0057	土・台明寺20	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	9,746	
dok212-0058	土・台明寺21	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	14,995	
dok212-0059	土・台明寺22	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	8,201	
dok212-0060	土・台明寺23	土石流	霧島市	国分市	台明寺	2	3,538	
dok212-0061	土・台明寺24	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	12,752	
dok212-0062	土・台明寺25	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	22,659	
dok212-0063	土・台明寺26	土石流	霧島市	国分市	台明寺	3	12,325	
dok212-0064	土・重久2	土石流	霧島市	国分市	重久	3	5,137	
dok212-0065	土・台明寺27	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	7,418	
dok212-0066	土・台明寺28	土石流	霧島市	国分市	台明寺	5	26,313	
dok212-0067	土・台明寺29	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	9,707	
dok212-0068	土・台明寺30	土石流	霧島市	国分市	台明寺	3	8,157	
dok212-0069	土・台明寺31	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	4,160	
dok212-0070	土・台明寺32	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	17,943	
dok212-0071	土・辻1	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	8,412	
dok212-0072	土・重久3	土石流	霧島市	国分市	重久	13	18,736	
dok212-0074	土・辻2	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	8,738	
dok212-0075	土・台明寺33	土石流	霧島市	国分市	台明寺	4	13,013	
dok212-0077	土・辻3	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	7,142	
dok212-0078	土・台明寺34	土石流	霧島市	国分市	台明寺	2	4,672	
dok212-0080	土・台明寺35	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	8,390	
dok212-0081	土・台明寺36	土石流	霧島市	国分市	台明寺	15	11,050	
dok212-0083	土・台明寺37	土石流	霧島市	国分市	台明寺	36	55,482	
dok212-0085	土・台明寺38	土石流	霧島市	国分市	台明寺	14	52,036	
dok212-0089	土・台明寺39	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,582	
dok212-0091	土・台明寺40	土石流	霧島市	国分市	台明寺	9	12,902	
dok212-0093	土・台明寺41	土石流	霧島市	国分市	台明寺	3	3,995	
dok212-0094	土・台明寺42	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	1,231	
dok212-0095	土・辻5	土石流	霧島市	国分市	郡田	87	69,227	
dok212-0097	土・台明寺43	土石流	霧島市	国分市	台明寺	3	3,807	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok212-0098	土・辻6	土石流	霧島市	国分市	郡田	92	68,758	
dok212-0099	土・台明寺44	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	2,724	
dok212-0102	土・台明寺45	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	5,229	
dok212-0104	土・台明寺46	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	2,924	
dok212-0105	土・台明寺47	土石流	霧島市	国分市	台明寺	0	3,860	
dok212-0108	土・台明寺48	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	17,206	
dok212-0109	土・台明寺49	土石流	霧島市	国分市	台明寺	1	9,913	
dok212-0115	土・永田1	土石流	霧島市	国分市	郡田	29	66,182	
dok212-0117	土・永田2	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	7,490	
dok212-0118	土・永田3	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	5,403	
dok212-0119	土・永田4	土石流	霧島市	国分市	郡田	2	22,546	
dok212-0120	土・永田5	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	5,137	
dok212-0121	土・永田6	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	19,505	
dok212-0124	土・永田7	土石流	霧島市	国分市	郡田	15	41,399	
dok212-0129	土・宇都良1	土石流	霧島市	国分市	郡田	47	35,200	
dok212-0135	土・宇都良2	土石流	霧島市	国分市	郡田	7	17,440	
dok212-0136-1	土・宇都良3	土石流	霧島市	国分市	郡田	51	46,742	
dok212-0136-2	土・宇都良4	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	6,783	
dok212-0137	土・永田8	土石流	霧島市	国分市	郡田	27	25,343	
dok212-0138	土・落水2	土石流	霧島市	国分市	郡田	11	41,576	
dok212-0139	土・宇都良5	土石流	霧島市	国分市	郡田	26	25,030	
dok212-0142	土・清水五丁目1	土石流	霧島市	国分市	清水五丁目	10	29,859	
dok212-0143	土・宇都良6	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	14,000	
dok212-0209	土・玄亀庵1	土石流	霧島市	国分市	清水	30	45,676	
dok212-0210	土・玄亀庵2	土石流	霧島市	国分市	清水	11	14,446	
dok212-0212	土・清水三丁目2	土石流	霧島市	国分市	清水三丁目	8	40,540	
dok212-0213	土・清水三丁目3	土石流	霧島市	国分市	清水三丁目	4	26,349	
dok212-0214	土・清水一丁目2	土石流	霧島市	国分市	清水一丁目	15	44,117	
dok212-0215	土・清水三丁目4	土石流	霧島市	国分市	清水三丁目	11	51,266	
dok212-0216	土・清水三丁目5	土石流	霧島市	国分市	清水三丁目	15	54,671	
dok212-0217	土・城山町1	土石流	霧島市	国分市	城山町	41	18,125	
dok212-0218	土・城山町2	土石流	霧島市	国分市	城山町	94	61,502	
dok212-0219	土・清水三丁目6	土石流	霧島市	国分市	清水三丁目	0	14,002	
dok212-0220	土・中央二丁目1	土石流	霧島市	国分市	中央二丁目	17	45,273	
dok212-0221	土・中央二丁目2	土石流	霧島市	国分市	中央二丁目	17	41,245	
dok212-0222	土・中央二丁目3	土石流	霧島市	国分市	中央二丁目	45	69,857	
dok212-0223	土・中央二丁目4	土石流	霧島市	国分市	中央二丁目	66	57,092	
dok212-0224	土・名波町1	土石流	霧島市	国分市	名波町	70	80,169	
dok212-0225	土・名波町2	土石流	霧島市	国分市	名波町	55	59,108	
dok212-0226	土・名波町3	土石流	霧島市	国分市	名波町	47	50,219	
dok212-0227	土・名波町4	土石流	霧島市	国分市	名波町	89	53,693	
dok212-0231	土・宇都良7	土石流	霧島市	国分市	郡田	4	29,534	
dok212-0234	土・宇都良8	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	27,134	
dok212-0235	土・宇都良9	土石流	霧島市	国分市	郡田	0	31,745	
dok212-0238	土・落水3	土石流	霧島市	国分市	清水	3	12,056	
dok212-0240	土・落水4	土石流	霧島市	国分市	清水	10	33,320	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok212-0248	土・芦谷1	土石流	霧島市	国分市	川原	17	42,351	
dok212-0252	土・芦谷2	土石流	霧島市	国分市	川原	6	14,346	
dok212-0254	土・毛梨野1	土石流	霧島市	国分市	川原	6	33,272	
dok212-0255	土・芦谷3	土石流	霧島市	国分市	川原	0	5,327	
dok212-0257	土・毛梨野2	土石流	霧島市	国分市	川原	0	10,565	
dok212-0259	土・芦谷4	土石流	霧島市	国分市	川原	3	5,844	
dok212-0264	土・芦谷5	土石流	霧島市	国分市	川原	4	14,182	
dok212-0265	土・芦谷6	土石流	霧島市	国分市	川原	4	14,160	
dok212-0270	土・芦谷7	土石流	霧島市	国分市	川原	4	12,336	
dok212-0271	土・芦谷8	土石流	霧島市	国分市	川原	0	20,730	
Kyu444-1.4	急・野坂1	急傾斜	霧島市	溝辺町	野坂	1	11,922	30.02
Kyu444-2	急・野坂2	急傾斜	霧島市	溝辺町	野坂	4	42,911	96.05
Kyu444-7,10	急・協和1	急傾斜	霧島市	溝辺町	協和	6	44,842	40.31
Kyu444-11	急・平和1	急傾斜	霧島市	溝辺町	平和	0	4,266	15.95
Kyu444-13	急・平和2	急傾斜	霧島市	溝辺町	平和	2	11,871	23.49
Kyu444-15	急・平和3	急傾斜	霧島市	溝辺町	平和	1	22,858	44.67
Kyu444-21	急・平和4	急傾斜	霧島市	溝辺町	平和	0	8,529	29.98
Kyu444-22	急・平和5	急傾斜	霧島市	溝辺町	平和	2	13,946	29.92
Kyu444-30	急・宮川内1	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	1	16,871	20.47
Kyu444-31	急・宮川内2	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	1	9,682	24.97
Kyu444-33,35	急・宮川内3	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	3	9,052	19.48
Kyu444-38	急・宮川内4	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	0	1,392	19
Kyu444-41	急・宮川内5	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	2	749	5.58
Kyu444-44	急・宮川内6	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	26	26,242	27.12
Kyu444-45	急・宮川内8	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	6	13,704	17.28
Kyu444-48	急・宮川内9	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	6	15,121	43.17
Kyu444-49	急・宮川内11	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	2	14,835	24.36
Kyu444-50	急・宮川内7	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	14	19,238	20.49
Kyu444-52	急・石井口1	急傾斜	霧島市	溝辺町	石井口	2	2,974	14.94
Kyu444-51	急・宮川内10	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮川内	6	21,302	32.01
Kyu444-53	急・石井口2	急傾斜	霧島市	溝辺町	石井口	2	5,726	16.19
Kyu444-56	急・宮原1	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	17	52,392	29.99
Kyu444-57	急・石井口3	急傾斜	霧島市	溝辺町	石井口	1	20,971	53.22
Kyu444-58	急・栗下1	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	4	35,025	56.01
Kyu444-59	急・栗下2	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	4	2,582	19.98
Kyu444-60	急・栗下3	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	18	28,160	24.24
Kyu444-61	急・栗下4	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	0	10,269	23.94
Kyu444-63	急・計牛1	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	2	3,616	16.62
Kyu444-62,64	急・栗下5	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	16	16,162	35.91
Kyu444-65	急・栗下6	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	1	4,563	14.24
Kyu444-66	急・計牛2	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	3	11,255	22.96
Kyu444-68	急・新香1	急傾斜	霧島市	溝辺町	新香	2	9,975	22.84
Kyu444-70	急・新香2	急傾斜	霧島市	溝辺町	新香	4	4,287	19.82
Kyu444-71	急・新香3	急傾斜	霧島市	溝辺町	新香	1	19,197	58.86
Kyu444-72,74,75	急・木場1	急傾斜	霧島市	溝辺町	木場	4	38,392	39.18
Kyu444-73	急・新香4	急傾斜	霧島市	溝辺町	新香	1	11,322	23.73

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu444-76	急・宮原2	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	2	7,477	20.12
Kyu444-77.79	急・宮原3	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	9	27,849	25.62
Kyu444-78	急・宮原4	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	3	2,758	11.88
Kyu444-81.84	急・久留味川1	急傾斜	霧島市	溝辺町	久留味川	3	12,033	19.37
Kyu444-83	急・宮原5	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	5	7,567	13.94
Kyu444-88	急・久留味川2	急傾斜	霧島市	溝辺町	久留味川	2	6,704	15.94
Kyu444-89	急・栗下7	急傾斜	霧島市	溝辺町	栗下	0	7,446	19.95
Kyu444-90	急・久留味川3	急傾斜	霧島市	溝辺町	久留味川	0	1,482	8.41
Kyu444-91	急・宮原6	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮原	1	2,647	8.55
Kyu444-97	急・計牛3	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	8	6,869	11.53
Kyu444-100	急・計牛4	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	0	801	5.7
Kyu444-103	急・計牛5	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	3	7,515	20.66
Kyu444-105	急・計牛6	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	9	7,893	10.03
Kyu444-114	急・計牛7	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	4	6,208	17.51
Kyu444-123	急・極楽1	急傾斜	霧島市	溝辺町	極楽	8	12,256	18.12
Kyu444-115	急・計牛8	急傾斜	霧島市	溝辺町	計牛	0	13,670	24.98
Kyu444-121	急・宮久3	急傾斜	霧島市	溝辺町	宮久	0	4,190	11.7
Kyu444-124	急・極楽2	急傾斜	霧島市	溝辺町	極楽	6	12,877	33.82
Kyu444-129	急・極楽3	急傾斜	霧島市	溝辺町	極楽	6	12,522	24.09
Kyu444-132	急・祝儀園1	急傾斜	霧島市	溝辺町	祝儀園	35	32,179	23.93
Kyu444-134	急・今別府1	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	1	4,383	12.25
Kyu444-135	急・祝儀園2	急傾斜	霧島市	溝辺町	祝儀園	0	5,495	9.4
Kyu444-139	急・今別府2	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	1	6,303	16.03
Kyu444-142	急・今別府3	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	1	1,714	12.34
Kyu444-150	急・今別府4	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	5	7,393	12.49
Kyu444-151	急・今別府5	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	0	3,733	24.11
Kyu444-152	急・十文字2	急傾斜	霧島市	溝辺町	十文字	1	1,303	12.43
Kyu444-157	急・今別府6	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	1	713	8
Kyu444-159	急・今別府7	急傾斜	霧島市	溝辺町	今別府	3	5,626	19.55
Kyu444-171	急・十文字3	急傾斜	霧島市	溝辺町	十文字	6	4,419	12.28
Kyu444-174	急・白石1	急傾斜	霧島市	溝辺町	白石	3	11,453	7.13
Kyu444-184	急・丹生附1	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	6	13,580	48.09
Kyu444-185	急・丹生附2	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	0	9,794	20.1
Kyu444-186	急・丹生附3	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	3	11,454	20.73
Kyu444-188	急・丹生附4	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	2	6,317	36.72
Kyu444-191.193	急・丹生附5	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	11	12,107	19.84
Kyu444-195	急・丹生附6	急傾斜	霧島市	溝辺町	丹生附	3	18,545	34.33
Kyu444-216	急・石原2	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	7	10,650	23.58
Kyu444-217	急・石原3	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	8	11,225	21.69
Kyu444-218	急・陵北1	急傾斜	霧島市	溝辺町	陵北	1	3,782	14.46
Kyu444-219	急・石原4	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	4	6,629	14.01
Kyu444-221	急・陵北2	急傾斜	霧島市	溝辺町	陵北	1	3,922	10.79
Kyu444-222	急・石原5	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	22	21,444	23.56
Kyu444-225	急・金割1	急傾斜	霧島市	溝辺町	金割	0	2,984	9.73
Kyu444-226	急・石原6	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	14	12,221	24.93
Kyu444-233	急・石原7	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	7	12,111	14.35

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
Kyu444-234	急・石原8	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	8	7,947	12.26
Kyu444-235	急・石原9	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	1	10,338	16.45
Kyu444-241,243	急・石原10	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	2	5,690	14
Kyu444-246	急・上床1	急傾斜	霧島市	溝辺町	上床	1	4,603	19
Kyu444-248	急・石原11	急傾斜	霧島市	溝辺町	石原	12	36,008	20.34
Kyu444-261	急・門田1	急傾斜	霧島市	溝辺町	門田	0	1,536	6.06
Kyu444-262	急・門田2	急傾斜	霧島市	溝辺町	門田	0	3,525	22.89
Kyu444-263	急・門田3	急傾斜	霧島市	溝辺町	門田	26	45,121	38.6
Kyu444-272	急・門田4	急傾斜	霧島市	溝辺町	門田	4	7,333	34.06
Kyu444-278	急・門田5	急傾斜	霧島市	溝辺町	門田	0	14,045	33.97
Kyu444-303	急・中園1	急傾斜	霧島市	溝辺町	中園	0	5,530	12.78
Kyu444-304	急・森園1	急傾斜	霧島市	溝辺町	森園	1	2,203	10.08
Kyu444-306	急・中園2	急傾斜	霧島市	溝辺町	中園	1	5,265	25.76
Kyu444-309	急・中園3	急傾斜	霧島市	溝辺町	中園	6	6,986	18.1
Kyu444-319	急・中園4	急傾斜	霧島市	溝辺町	中園	9	17,538	28.75
Kyu444-323,331	急・竹山東1	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山東	16	20,378	12.75
Kyu444-325	急・竹山東2	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山東	2	2,725	10.23
Kyu444-332	急・竹山東3	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山東	5	19,758	12.63
Kyu444-339,341	急・竹山1	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山	2	11,256	36.73
Kyu444-340	急・竹山2	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山	2	9,784	39.29
Kyu444-344	急・竹山3	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山	8	5,038	28.13
Kyu444-355	急・竹山東4	急傾斜	霧島市	溝辺町	竹山東	2	12,582	19.67
Kyu444-372,376	急・瀬間利1	急傾斜	霧島市	溝辺町	瀬間利	8	21,986	23.2
dok444-4	土・平和1	土石流	霧島市	溝辺町	平和	3	20,479	
dok444-8	土・平和3	土石流	霧島市	溝辺町	平和	7	20,663	
dok444-9	土・協和3	土石流	霧島市	溝辺町	協和	4	47,483	
dok444-10	土・平和4	土石流	霧島市	溝辺町	協和	7	28,908	
dok444-11	土・平和5	土石流	霧島市	溝辺町	平和	7	22,526	
dok444-13	土・平和6	土石流	霧島市	溝辺町	平和	2	24,871	
dok444-16	土・宮川内1	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	1	7,914	
dok444-17	土・宮川内2	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	5	25,312	
dok444-18	土・宮川内3	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	5	38,806	
dok444-19	土・宮川内4	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	3	39,207	
dok444-20-1	土・宮川内5	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	0	18,944	
dok444-20-2	土・宮川内6	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	0	25,193	
dok444-20-3	土・宮川内7	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	0	18,667	
dok444-21	土・宮川内8	土石流	霧島市	溝辺町	宮川内	3	31,630	
dok444-24	土・栗下2	土石流	霧島市	溝辺町	栗下	8	29,126	
dok444-25	土・栗下3	土石流	霧島市	溝辺町	栗下	5	23,526	
dok444-26	土・栗下4	土石流	霧島市	溝辺町	栗下	1	14,341	
dok444-27	土・栗下5	土石流	霧島市	溝辺町	栗下	18	39,228	
dok444-28	土・栗下6	土石流	霧島市	溝辺町	栗下	13	37,102	
dok444-29	土・新香1	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	11,855	
dok444-30	土・新香2	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	16,682	
dok444-31	土・新香3	土石流	霧島市	溝辺町	新香	5	61,795	
dok444-33	土・新香4	土石流	霧島市	溝辺町	新香	1	11,278	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
dok444-34	土・新香5	土石流	霧島市	溝辺町	新香	1	36,069	
dok444-35	土・新香6	土石流	霧島市	溝辺町	新香	0	9,505	
dok444-36	土・新香7	土石流	霧島市	溝辺町	新香	6	62,717	
dok444-37	土・新香8	土石流	霧島市	溝辺町	新香	1	9,927	
dok444-39	土・新香9	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	20,998	
dok444-40	土・新香10	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	25,404	
dok444-41	土・新香11	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	29,173	
dok444-42	土・新香12	土石流	霧島市	溝辺町	新香	4	18,198	
dok444-43	土・新香13	土石流	霧島市	溝辺町	新香	2	20,146	
dok444-44	土・新香14	土石流	霧島市	溝辺町	新香	1	6,662	
dok444-45	土・新香15	土石流	霧島市	溝辺町	新香	5	48,141	
dok444-46	土・新香16	土石流	霧島市	溝辺町	新香	6	59,503	
dok444-48	土・新香17	土石流	霧島市	溝辺町	新香	1	12,852	
dok444-49	土・新香18	土石流	霧島市	溝辺町	新香	5	42,277	
dok444-50	土・新香19	土石流	霧島市	溝辺町	新香	6	67,956	
dok444-52	土・木場1	土石流	霧島市	溝辺町	木場	0	20,626	
dok444-54	土・丹生附1	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	0	45,157	
dok444-55	土・丹生附2	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	10	57,444	
dok444-56,57,58	土・丹生附3	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	8	74,158	
dok444-59	土・丹生附4	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	8	84,341	
dok444-60	土・丹生附5	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	10	74,556	
dok444-61	土・丹生附6	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	0	27,941	
dok444-62	土・丹生附7	土石流	霧島市	溝辺町	丹生附	10	67,435	
dok444-73	土・竹山1	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	1	7,513	
dok444-74	土・竹山2	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	2	7,412	
dok444-78	土・門田1	土石流	霧島市	溝辺町	門田	11	22,960	
dok444-80	土・門田2	土石流	霧島市	溝辺町	門田	2	39,538	
dok444-81	土・竹山3	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	2	21,526	
dok444-83	土・竹山4	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	0	7,316	
dok444-86	土・竹山5	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	0	13,455	
dok444-87	土・竹山6	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	0	16,467	
dok444-88	土・竹山7	土石流	霧島市	溝辺町	竹山	0	4,197	
Kyu449-0003	急・湯之野1	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之野	3	1,752	13.85
Kyu449-0004	急・湯之野2	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之野	2	2,118	9.08
Kyu449-0005	急・湯之野3	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之野	0	10,300	18.81
Kyu449-0006	急・湯之野4	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之野	1	5,613	22.07
Kyu449-0010	急・霧島神宮台1	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島神宮台	1	23,834	24.74
Kyu449-0011	急・横岳1	急傾斜	霧島市	霧島町	横岳	2	5,657	11.09
Kyu449-0016	急・堀之内1	急傾斜	霧島市	霧島町	堀之内	2	2,046	9.07
Kyu449-0017	急・堀之内2	急傾斜	霧島市	霧島町	堀之内	1	3,357	12.02
Kyu449-0018	急・霧島1	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島	8	25,702	51.2
Kyu449-0019	急・泉水1	急傾斜	霧島市	霧島町	泉水	6	14,038	21.89
Kyu449-0020	急・泉水2	急傾斜	霧島市	霧島町	泉水	6	5,941	18
Kyu449-0021	急・野上1	急傾斜	霧島市	霧島町	野上	1	3,500	11.7
Kyu449-0023	急・峯之前1	急傾斜	霧島市	霧島町	峯之前	2	44,348	34.18
Kyu449-0024	急・霧島2	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島	6	10,019	21.97

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu449-0026	急・祓谷1	急傾斜	霧島市	霧島町	祓谷	15	49,411	35.53
Kyu449-0029	急・霧島3	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島	11	16,943	22
Kyu449-0033	急・祓谷2	急傾斜	霧島市	霧島町	祓谷	1	5,581	13.96
Kyu449-0038	急・祓谷3	急傾斜	霧島市	霧島町	祓谷	0	14,255	18.18
Kyu449-0039	急・霧島4	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島	5	5,625	9.94
Kyu449-0040	急・遠見松1	急傾斜	霧島市	霧島町	遠見松	11	20,293	28.67
Kyu449-0044	急・遠見松2	急傾斜	霧島市	霧島町	遠見松	3	8,146	22
Kyu449-0046	急・東多羅1	急傾斜	霧島市	霧島町	東多羅	4	17,700	16.62
Kyu449-0050	急・野辺田1	急傾斜	霧島市	霧島町	野辺田	5	21,865	24.76
Kyu449-0051	急・東多羅2	急傾斜	霧島市	霧島町	東多羅	7	4,404	11.91
Kyu449-0062,0075	急・狭名田1	急傾斜	霧島市	霧島町	狭名田	5	77,439	36.78
Kyu449-0063	急・野辺田2	急傾斜	霧島市	霧島町	野辺田	7	44,428	37.35
Kyu449-0064	急・狭名田2	急傾斜	霧島市	霧島町	狭名田	2	13,487	25.52
Kyu449-0068	急・野辺田3	急傾斜	霧島市	霧島町	野辺田	9	15,396	28.05
Kyu449-0069	急・栢田1	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	3	17,665	27.41
Kyu449-0072,0085	急・栢田2	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	35	80,529	30.9
Kyu449-0073	急・栢田3	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	7	13,756	16.3
Kyu449-0074	急・野辺田4	急傾斜	霧島市	霧島町	野辺田	6	61,647	50.01
Kyu449-0078	急・栢田4	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	2	15,349	27.3
Kyu449-0079	急・猪子石1	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	5	5,450	10.65
Kyu449-0080	急・猪子石2	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	3	5,948	16.31
Kyu449-0086	急・猪子石3	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	9	4,599	14.79
Kyu449-0087	急・栢田5	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	0	23,599	36.1
Kyu449-0088	急・栢田6	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	8	14,026	20.63
Kyu449-0089	急・田口1	急傾斜	霧島市	霧島町	田口	44	117,357	55.41
Kyu449-0091	急・堀之内3	急傾斜	霧島市	霧島町	堀之内	12	30,772	29.34
Kyu449-0092	急・栢田7	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	4	7,796	20.87
Kyu449-0093	急・栢田8	急傾斜	霧島市	霧島町	栢田	5	19,467	21.07
Kyu449-0095	急・田口2	急傾斜	霧島市	霧島町	田口	1	12,184	20.59
Kyu449-0097	急・田口3	急傾斜	霧島市	霧島町	田口	12	5,448	11.54
Kyu449-0098	急・霧島5	急傾斜	霧島市	霧島町	霧島	8	11,908	28.97
Kyu449-0101	急・永池1	急傾斜	霧島市	霧島町	永池	4	8,135	17
Kyu449-0102	急・永池2	急傾斜	霧島市	霧島町	永池	1	6,658	13.23
Kyu449-0103	急・永池3	急傾斜	霧島市	霧島町	永池	12	68,563	59.8
Kyu449-0104	急・永池4	急傾斜	霧島市	霧島町	永池	2	13,515	13.54
Kyu449-0108	急・永池5	急傾斜	霧島市	霧島町	永池	0	27,675	22.01
Kyu449-0109	急・東多羅3	急傾斜	霧島市	霧島町	東多羅	12	43,194	46
Kyu449-0110	急・猪子石4	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	0	15,879	22
Kyu449-0111	急・猪子石5	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	0	35,568	19.89
Kyu449-0115	急・猪子石6	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	13	29,176	27.32
Kyu449-0117	急・猪子石7	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	22	36,580	27
Kyu449-0119,0120,0121,0122	急・猪子石8	急傾斜	霧島市	霧島町	猪子石	16	15,733	14.37
Kyu449-0123	急・尾谷1	急傾斜	霧島市	霧島町	尾谷	25	338,659	75.89
Kyu449-0125	急・尾谷2	急傾斜	霧島市	霧島町	尾谷	4	48,643	73.08
Kyu449-0127	急・尾谷3	急傾斜	霧島市	霧島町	尾谷	1	39,003	33.99
Kyu449-0128,0129,0134	急・尾谷4	急傾斜	霧島市	霧島町	尾谷	2	162,786	56.72

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
Kyu449-0130	急・梅北1	急傾斜	霧島市	霧島町	梅北	36	127,186	75.97
Kyu449-0131	急・尾谷5	急傾斜	霧島市	霧島町	尾谷	13	67,828	51.04
Kyu449-0132	急・向田1	急傾斜	霧島市	霧島町	向田	17	141,746	67.67
Kyu449-0133	急・向田2	急傾斜	霧島市	霧島町	向田	4	49,455	62.19
Kyu449-0135	急・大窪1	急傾斜	霧島市	霧島町	大窪	45	49,292	54.18
Kyu449-0136	急・川北1	急傾斜	霧島市	霧島町	川北	55	189,508	72.37
Kyu449-0137	急・大窪2	急傾斜	霧島市	霧島町	大窪	15	58,402	33.64
Kyu449-0138	急・豊後迫1	急傾斜	霧島市	霧島町	豊後迫	3	78,909	50
Kyu449-0143	急・豊後迫2	急傾斜	霧島市	霧島町	豊後迫	11	45,181	46.54
Kyu449-0144,0145	急・豊後迫3	急傾斜	霧島市	霧島町	豊後迫	5	31,530	32.88
Kyu449-0152	急・堀之内5	急傾斜	霧島市	霧島町	堀之内	4	36,418	46.76
Kyu449-0153	急・堀之内6	急傾斜	霧島市	霧島町	堀之内	3	52,505	39.86
Kyu449-0154	急・待世1	急傾斜	霧島市	霧島町	待世	0	15,578	28.72
Kyu449-0155	急・新地1	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	0	278	5.11
Kyu449-0157	急・待世2	急傾斜	霧島市	霧島町	待世	3	32,196	24.44
Kyu449-0158	急・新地2	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	0	15,237	29.67
Kyu449-0164	急・新地3	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	9	16,802	21.88
Kyu449-0165	急・新地4	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	4	6,632	15.43
Kyu449-0170	急・待世3	急傾斜	霧島市	霧島町	待世	9	42,135	49.57
Kyu449-0171	急・新地5	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	2	8,029	26.62
Kyu449-0174	急・新地6	急傾斜	霧島市	霧島町	新地	29	59,552	58
Kyu449-0178	急・駅前1	急傾斜	霧島市	霧島町	駅前	90	222,438	64.26
Kyu449-0184	急・湯之宮1	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	0	31,242	38.39
Kyu449-0194,0196	急・湯之宮2	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	8	38,968	34
Kyu449-0197	急・湯之宮3	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	25	41,909	54.02
Kyu449-0198	急・駅前2	急傾斜	霧島市	霧島町	駅前	8	18,921	41.84
Kyu449-0203	急・湯之宮4	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	13	32,001	33.3
Kyu449-0205	急・湯之宮5	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	33	57,997	39.91
Kyu449-0207	急・湯之宮6	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	3	16,824	46.01
Kyu449-0208	急・湯之宮7	急傾斜	霧島市	霧島町	湯之宮	4	16,801	63.8
Kyu449-0210	急・大窪3	急傾斜	霧島市	霧島町	大窪	0	27,973	46.78
dok449-0001	土・新湯1	土石流	霧島市	霧島町	新湯	0	11,315	
dok449-0006	土・湯之野1	土石流	霧島市	霧島町	湯之野	5	57,047	
dok449-0007	土・湯之野2	土石流	霧島市	霧島町	湯之野	2	47,921	
dok449-0008	土・湯之野3	土石流	霧島市	霧島町	湯之野	3	73,647	
dok449-0010	土・湯之野4	土石流	霧島市	霧島町	湯之野	0	18,371	
dok449-0011	土・泉水1	土石流	霧島市	霧島町	泉水	3	48,802	
dok449-0013	土・泉水2	土石流	霧島市	霧島町	泉水	0	1,630	
dok449-0014	土・泉水3	土石流	霧島市	霧島町	泉水	0	2,529	
dok449-0017	土・泉水5	土石流	霧島市	霧島町	泉水	5	49,116	
dok449-0018	土・泉水6	土石流	霧島市	霧島町	泉水	2	46,297	
dok449-0019	土・高千穂河原1	土石流	霧島市	霧島町	高千穂河原	2	18,211	
dok449-0020	土・高千穂河原2	土石流	霧島市	霧島町	高千穂河原	5	64,521	
dok449-0022	土・霧島神宮台1	土石流	霧島市	霧島町	霧島神宮台	1	56,943	
dok449-0023	土・横岳1	土石流	霧島市	霧島町	横岳	0	29,084	
dok449-0024	土・横岳2	土石流	霧島市	霧島町	横岳	1	58,103	

2.3.(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
dok449-0025	土・横岳3	土石流	霧島市	霧島町	横岳	0	14,928	
dok449-0026	土・横岳4	土石流	霧島市	霧島町	横岳	4	116,814	
dok449-0027	土・野上1	土石流	霧島市	霧島町	野上	10	102,219	
dok449-0028	土・泉水7	土石流	霧島市	霧島町	泉水	4	7,498	
dok449-0030	土・東多羅1	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	0	5,694	
dok449-0031	土・東多羅2	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	2	8,928	
dok449-0032	土・東多羅3	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	0	15,928	
dok449-0035	土・栢田1	土石流	霧島市	霧島町	栢田	42	64,087	
dok449-0036	土・栢田2	土石流	霧島市	霧島町	栢田	15	33,094	
dok449-0037	土・栢田3	土石流	霧島市	霧島町	栢田	2	18,394	
dok449-0038	土・栢田4	土石流	霧島市	霧島町	栢田	0	13,482	
dok449-0039	土・霧島1	土石流	霧島市	霧島町	霧島	8	42,152	
dok449-0040	土・永池1	土石流	霧島市	霧島町	永池	16	80,007	
dok449-0041	土・永池2	土石流	霧島市	霧島町	永池	3	11,016	
dok449-0042	土・東多羅4	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	2	9,392	
dok449-0043	土・東多羅5	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	2	12,681	
dok449-0044	土・東多羅6	土石流	霧島市	霧島町	東多羅	2	12,570	
dok449-0049	土・尾谷1	土石流	霧島市	霧島町	尾谷	3	15,085	
dok449-0054	土・梅北1	土石流	霧島市	霧島町	梅北	23	36,047	
dok449-0056	土・梅北2	土石流	霧島市	霧島町	梅北	23	32,087	
dok449-0057	土・向田1	土石流	霧島市	霧島町	向田	2	11,712	
dok449-0059	土・梅北3	土石流	霧島市	霧島町	梅北	15	33,361	
dok449-0061	土・大窪1	土石流	霧島市	霧島町	大窪	0	1,176	
dok449-0062	土・川北1	土石流	霧島市	霧島町	川北	9	17,206	
dok449-0063	土・豊後迫1	土石流	霧島市	霧島町	豊後迫	2	14,609	
dok449-0065	土・豊後迫2	土石流	霧島市	霧島町	豊後迫	2	17,607	
dok449-0067	土・豊後迫3	土石流	霧島市	霧島町	豊後迫	1	15,271	
dok449-0068	土・豊後迫4	土石流	霧島市	霧島町	豊後迫	5	18,098	
dok449-0069	土・堀之内1	土石流	霧島市	霧島町	堀之内	0	6,476	
dok449-0071	土・堀之内2	土石流	霧島市	霧島町	堀之内	1	20,079	
dok449-0074	土・尾谷2	土石流	霧島市	霧島町	尾谷	1	8,890	
dok449-0075	土・尾谷3	土石流	霧島市	霧島町	尾谷	2	3,359	
dok449-0076	土・待世1	土石流	霧島市	霧島町	待世	4	36,660	
dok449-0086	土・駅前1	土石流	霧島市	霧島町	駅前	3	9,529	
dok449-0087	土・駅前2	土石流	霧島市	霧島町	駅前	8	12,367	
dok449-0089	土・湯之宮1	土石流	霧島市	霧島町	湯之宮	4	14,636	
dok449-0090	土・駅前3	土石流	霧島市	霧島町	駅前	18	20,426	
dok449-0091	土・湯之宮2	土石流	霧島市	霧島町	湯之宮	2	8,121	
dok449-0093	土・湯之宮3	土石流	霧島市	霧島町	湯之宮	17	15,992	
dok449-0094	土・湯之宮4	土石流	霧島市	霧島町	湯之宮	13	12,782	
dok449-0095	土・湯之宮5	土石流	霧島市	霧島町	湯之宮	5	8,046	
Kyu450-0020	急・坂下1	急傾斜	霧島市	隼人町	坂下	69	91,769	70.35
Kyu450-0023	急・ラムネ1	急傾斜	霧島市	隼人町	ラムネ	2	9,193	54.25
Kyu450-0030	急・餅田1	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	4	11,769	49.08
Kyu450-0031	急・中牟田1	急傾斜	霧島市	隼人町	中牟田	15	18,781	58.42
Kyu450-0034	急・餅田2	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	20	41,023	42.85

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内保全家戸数	土砂災害警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、がけ高(m)
Kyu450-0035	急・餅田3	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	0	32,061	65.8
Kyu450-0039	急・坂下2	急傾斜	霧島市	隼人町	坂下	4	16,000	46
Kyu450-0040	急・餅田4	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	4	9,615	19.4
Kyu450-0041	急・餅田5	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	2	1,844	13.86
Kyu450-0044	急・堂地1	急傾斜	霧島市	隼人町	堂地	20	9,371	12.91
Kyu450-0049	急・郡山1	急傾斜	霧島市	隼人町	郡山	3	39,014	72.54
Kyu450-0051	急・堂地3	急傾斜	霧島市	隼人町	堂地	10	3,439	18.8
Kyu450-0052	急・郡山2	急傾斜	霧島市	隼人町	郡山	1	3,740	14.03
Kyu450-0055	急・餅田6	急傾斜	霧島市	隼人町	餅田	7	24,716	50
Kyu450-0067	急・堂地6	急傾斜	霧島市	隼人町	堂地	0	11,574	21.38
Kyu450-0081	急・中福良1	急傾斜	霧島市	隼人町	中福良	86	148,150	77.63
Kyu450-0084	急・暮幸1	急傾斜	霧島市	隼人町	暮幸	22	45,612	60.07
Kyu450-0085	急・中福良2	急傾斜	霧島市	隼人町	中福良	7	40,446	90.61
Kyu450-0086	急・暮幸2	急傾斜	霧島市	隼人町	暮幸	14	14,799	68.56
Kyu450-0087	急・暮幸3	急傾斜	霧島市	隼人町	暮幸	3	6,421	33.8
Kyu450-0088	急・中福良3	急傾斜	霧島市	隼人町	中福良	18	41,701	93.08
Kyu450-0090	急・中福良4	急傾斜	霧島市	隼人町	中福良	7	25,528	80.87
Kyu450-0105	急・山之湯1	急傾斜	霧島市	隼人町	山之湯	3	25,908	109.98
Kyu450-0107	急・妙見1	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	70	147,188	159.03
Kyu450-0108	急・妙見2	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	4	4,830	14.8
Kyu450-0119	急・表木山1	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	33	41,021	115.55
Kyu450-0121	急・迫間1	急傾斜	霧島市	隼人町	迫間	4	7,855	26.1
Kyu450-0123	急・迫間2	急傾斜	霧島市	隼人町	迫間	3	6,940	41.69
Kyu450-0125	急・表木山2	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	13	30,313	106.12
Kyu450-0130	急・表木山3	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	3	4,983	66.04
Kyu450-0131	急・表木山4	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	30	63,703	98.58
Kyu450-0132	急・表木山5	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	4	16,020	79
Kyu450-0133	急・表木山6	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	5	2,584	14.59
Kyu450-0136	急・表木山7	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	3	2,501	18.22
Kyu450-0142	急・表木山8	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	9	8,433	24.08
Kyu450-0149	急・糸走1	急傾斜	霧島市	隼人町	糸走	10	13,849	20.05
Kyu450-0151	急・妙見3	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	7	4,957	13.47
Kyu450-0152	急・妙見4	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	46	113,939	171.12
Kyu450-0153	急・上小鹿野1	急傾斜	霧島市	隼人町	上小鹿野	45	138,726	146.81
Kyu450-0154	急・妙見5	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	23	64,523	178.33
Kyu450-0158	急・妙見6	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	11	12,921	24.96
Kyu450-0159	急・上小鹿野2	急傾斜	霧島市	隼人町	上小鹿野	76	220,113	178.89
Kyu450-0160	急・妙見7	急傾斜	霧島市	隼人町	妙見	3	3,716	19.44
Kyu450-0162	急・表木山9	急傾斜	霧島市	隼人町	表木山	22	50,939	130.92
Kyu450-0163	急・並石1	急傾斜	霧島市	隼人町	並石	11	16,030	56.06
Kyu450-0166	急・下小鹿野3	急傾斜	霧島市	隼人町	下小鹿野	96	426,256	200.03
Kyu450-0170	急・花山1	急傾斜	霧島市	隼人町	花山	14	70,783	205.38
Kyu450-0172	急・花山2	急傾斜	霧島市	隼人町	花山	14	88,269	202
Kyu450-0174	急・水天淵1	急傾斜	霧島市	隼人町	水天淵	3	6,640	63.41
Kyu450-0177	急・水天淵2	急傾斜	霧島市	隼人町	水天淵	5	10,320	32.46
Kyu450-0178	急・水天淵3	急傾斜	霧島市	隼人町	水天淵	5	3,825	53.16

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu450-0180	急・平熊1	急傾斜	霧島市	隼人町	平熊	21	21,955	29.49
Kyu450-0182	急・宇都1	急傾斜	霧島市	隼人町	宇都	7	11,507	60.85
Kyu450-0183	急・宇都2	急傾斜	霧島市	隼人町	宇都	27	24,917	39.96
Kyu450-0185	急・武安1	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	4	1,533	14.9
Kyu450-0188	急・武安2	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	13	8,553	56.2
Kyu450-0197	急・牟田1	急傾斜	霧島市	隼人町	牟田	15	27,968	44.08
Kyu450-0202	急・鳥越1	急傾斜	霧島市	隼人町	鳥越	3	24,439	40.04
Kyu450-0207	急・中西光寺1	急傾斜	霧島市	隼人町	中西光寺	11	31,663	72.56
Kyu450-0208	急・中西光寺2	急傾斜	霧島市	隼人町	中西光寺	11	7,424	19.95
Kyu450-0211	急・中西光寺4	急傾斜	霧島市	隼人町	中西光寺	2	6,216	20.03
Kyu450-0214	急・山之口1	急傾斜	霧島市	隼人町	山之口	48	46,833	37.76
Kyu450-0217	急・山之口2	急傾斜	霧島市	隼人町	山之口	6	6,137	30.02
Kyu450-0222	急・鼻切1	急傾斜	霧島市	隼人町	鼻切	28	15,947	47.4
Kyu450-0224	急・鼻切2	急傾斜	霧島市	隼人町	鼻切	5	3,454	10.03
Kyu450-0233	急・武安3	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	0	7,201	25.03
Kyu450-0234	急・武安4	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	14	8,391	18.32
Kyu450-0235	急・湯田1	急傾斜	霧島市	隼人町	湯田	4	12,195	35.52
Kyu450-0237	急・武安5	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	6	3,492	13.72
Kyu450-0239	急・湯田2	急傾斜	霧島市	隼人町	湯田	6	8,546	20.74
Kyu450-0240	急・湯田3	急傾斜	霧島市	隼人町	湯田	46	50,712	59.28
Kyu450-0241	急・湯田4	急傾斜	霧島市	隼人町	湯田	5	7,815	14.05
Kyu450-0242	急・武安6	急傾斜	霧島市	隼人町	武安	71	118,943	36.25
Kyu450-0243	急・津曲1	急傾斜	霧島市	隼人町	津曲	0	20,533	36
Kyu450-0244	急・牟田2	急傾斜	霧島市	隼人町	牟田	22	48,101	66
Kyu450-0245	急・津曲2	急傾斜	霧島市	隼人町	津曲	4	6,178	16.03
Kyu450-0246	急・津曲3	急傾斜	霧島市	隼人町	津曲	19	19,884	29.06
Kyu450-0247	急・牟田3	急傾斜	霧島市	隼人町	牟田	7	14,608	52
Kyu450-0248	急・津曲4	急傾斜	霧島市	隼人町	津曲	0	2,482	14
Kyu450-0250	急・牟田4	急傾斜	霧島市	隼人町	牟田	26	37,564	36
Kyu450-0253	急・牟田5	急傾斜	霧島市	隼人町	牟田	12	22,011	27.94
Kyu450-0254	急・津曲5	急傾斜	霧島市	隼人町	津曲	6	45,556	46
Kyu450-0261	急・新七1	急傾斜	霧島市	隼人町	新七	7	6,399	19.47
Kyu450-0263	急・高江1	急傾斜	霧島市	隼人町	高江	5	11,996	37.8
Kyu450-0265	急・中城1	急傾斜	霧島市	隼人町	中城	11	5,831	16.4
Kyu450-0266	急・中姫城1	急傾斜	霧島市	隼人町	中姫城	36	25,183	22.94
Kyu450-0267	急・木之房1	急傾斜	霧島市	隼人町	木之房	18	22,167	39.92
Kyu450-0268	急・中城2	急傾斜	霧島市	隼人町	中城	0	22,000	51.81
Kyu450-0269	急・木之房2	急傾斜	霧島市	隼人町	木之房	9	16,583	36.99
Kyu450-0270	急・木之房3	急傾斜	霧島市	隼人町	木之房	4	3,983	8.56
Kyu450-0271	急・木之房4	急傾斜	霧島市	隼人町	木之房	23	28,337	41.76
Kyu450-0274	急・平岡団地1	急傾斜	霧島市	隼人町	平岡	16	7,427	12.6
dok450-0005	土・ラムネ1	土石流	霧島市	隼人町	ラムネ	0	3,368	
dok450-0008	土・餅田1	土石流	霧島市	隼人町	餅田	21	25,758	
dok450-0009	土・ラムネ2	土石流	霧島市	隼人町	ラムネ	3	7,527	
dok450-0010	土・餅田2	土石流	霧島市	隼人町	餅田	37	19,992	
dok450-0013	土・中牟田1	土石流	霧島市	隼人町	中牟田	18	17,110	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内保全家戸数	土砂災害警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、がけ高(m)
dok450-0014	土・餅田3	土石流	霧島市	隼人町	餅田	0	7,321	
dok450-0015	土・ラムネ3	土石流	霧島市	隼人町	ラムネ	0	8,966	
dok450-0017	土・中牟田2	土石流	霧島市	隼人町	中牟田	1	7,347	
dok450-0018	土・ラムネ4	土石流	霧島市	隼人町	ラムネ	0	7,615	
dok450-0019	土・坂下1	土石流	霧島市	隼人町	坂下	1	3,241	
dok450-0022	土・郡山1	土石流	霧島市	隼人町	郡山	2	6,644	
dok450-0023	土・堂地1	土石流	霧島市	隼人町	堂地	28	17,223	
dok450-0024	土・堂地2	土石流	霧島市	隼人町	堂地	54	21,493	
dok450-0031	土・立神1	土石流	霧島市	隼人町	立神	0	5,708	
dok450-0034	土・立神2	土石流	霧島市	隼人町	立神	10	24,953	
dok450-0035	土・立神3	土石流	霧島市	隼人町	立神	7	19,875	
dok450-0037	土・中福良1	土石流	霧島市	隼人町	中福良	5	17,619	
dok450-0039	土・中福良2	土石流	霧島市	隼人町	中福良	36	26,596	
dok450-0041	土・中福良3	土石流	霧島市	隼人町	中福良	19	18,147	
dok450-0042	土・暮幸1	土石流	霧島市	隼人町	暮幸	9	11,298	
dok450-0043	土・暮幸2	土石流	霧島市	隼人町	暮幸	2	2,904	
dok450-0045	土・暮幸3	土石流	霧島市	隼人町	暮幸	0	5,598	
dok450-0046	土・井出上1	土石流	霧島市	隼人町	井手上	1	2,501	
dok450-0047	土・中福良4	土石流	霧島市	隼人町	中福良	2	5,273	
dok450-0050	土・中福良5	土石流	霧島市	隼人町	中福良	2	8,182	
dok450-0054	土・暮幸4	土石流	霧島市	隼人町	暮幸	5	28,838	
dok450-0055	土・安楽1	土石流	霧島市	隼人町	安楽	0	985	
dok450-0058	土・妙見1	土石流	霧島市	隼人町	妙見	9	8,339	
dok450-0059	土・妙見2	土石流	霧島市	隼人町	妙見	10	15,797	
dok450-0067	土・表木山1	土石流	霧島市	隼人町	表木山	0	10,684	
dok450-0069	土・表木山2	土石流	霧島市	隼人町	表木山	0	9,386	
dok450-0074	土・表木山3	土石流	霧島市	隼人町	表木山	6	18,085	
dok450-0075	土・表木山4	土石流	霧島市	隼人町	表木山	22	29,851	
dok450-0076	土・表木山5	土石流	霧島市	隼人町	表木山	7	6,254	
dok450-0077	土・表木山6	土石流	霧島市	隼人町	表木山	9	16,757	
dok450-0080	土・表木山7	土石流	霧島市	隼人町	表木山	9	14,495	
dok450-0083	土・妙見3	土石流	霧島市	隼人町	妙見	3	5,643	
dok450-0084	土・上小鹿野1	土石流	霧島市	隼人町	上小鹿野	12	20,881	
dok450-0088	土・妙見4	土石流	霧島市	隼人町	妙見	3	5,981	
dok450-0090	土・妙見5	土石流	霧島市	隼人町	妙見	4	7,526	
dok450-0091	土・表木山8	土石流	霧島市	隼人町	表木山	5	5,833	
dok450-0093	土・下小鹿野1	土石流	霧島市	隼人町	下小鹿野	11	27,770	
dok450-0095	土・下小鹿野2	土石流	霧島市	隼人町	下小鹿野	13	8,389	
dok450-0096	土・下小鹿野3	土石流	霧島市	隼人町	下小鹿野	3	9,542	
dok450-0100	土・武安1	土石流	霧島市	隼人町	武安	0	6,659	
dok450-0101	土・武安2	土石流	霧島市	隼人町	武安	0	6,607	
dok450-0108	土・平熊1	土石流	霧島市	隼人町	平熊	13	34,448	
dok450-0109	土・武安3	土石流	霧島市	隼人町	武安	1	5,822	
dok450-0114	土・花山1	土石流	霧島市	隼人町	花山	7	9,724	
dok450-0115	土・水天淵1	土石流	霧島市	隼人町	水天淵	1	7,511	
dok450-0116	土・水天淵2	土石流	霧島市	隼人町	水天淵	0	3,237	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok450-0117	土・花山2	土石流	霧島市	隼人町	花山	18	13,558	
dok450-0118	土・平熊2	土石流	霧島市	隼人町	平熊	0	4,607	
dok450-0119	土・花山3	土石流	霧島市	隼人町	花山	17	21,176	
dok450-0121	土・平熊3	土石流	霧島市	隼人町	平熊	91	47,278	
dok450-0124	土・平熊4	土石流	霧島市	隼人町	平熊	14	32,882	
dok450-0125	土・牟田1	土石流	霧島市	隼人町	牟田	41	52,223	
dok450-0127,0128	土・高畑1	土石流	霧島市	隼人町	高畑	3	10,585	
dok450-0130	土・中西光寺1	土石流	霧島市	隼人町	中西光寺	10	50,687	
dok450-0131	土・中西光寺2	土石流	霧島市	隼人町	中西光寺	10	33,940	
dok450-0133	土・高畑2	土石流	霧島市	隼人町	高畑	22	40,467	
dok450-0135	土・高畑3	土石流	霧島市	隼人町	高畑	20	19,835	
dok450-0136	土・中西光寺4	土石流	霧島市	隼人町	中西光寺	9	33,467	
dok450-0137	土・中西光寺5	土石流	霧島市	隼人町	中西光寺	7	32,558	
dok450-0139	土・中西光寺6	土石流	霧島市	隼人町	中西光寺	4	17,216	
dok450-0141	土・山之口1	土石流	霧島市	隼人町	山之口	56	39,637	
dok450-0142	土・山之口2	土石流	霧島市	隼人町	山之口	41	29,407	
dok450-0143	土・山之口3	土石流	霧島市	隼人町	山之口	62	50,602	
dok450-0146	土・鼻切1	土石流	霧島市	隼人町	鼻切	7	7,801	
dok450-0152	土・平熊5	土石流	霧島市	隼人町	平熊	48	70,994	
dok450-0153	土・平熊6	土石流	霧島市	隼人町	平熊	22	49,269	
dok450-0155	土・津曲2	土石流	霧島市	隼人町	津曲	24	40,378	
dok450-0156	土・津曲3	土石流	霧島市	隼人町	津曲	3	9,969	
dok450-0164	土・高江1	土石流	霧島市	隼人町	高江	54	29,501	
dok450-0165	土・木之房1	土石流	霧島市	隼人町	木之房	37	35,079	
Kyu451-050	急・田尻1	急傾斜	霧島市	福山町	田尻	4	4,974	20.28
Kyu451-052	急・田尻2	急傾斜	霧島市	福山町	田尻	9	43,233	123.17
Kyu451-054,055	急・田尻3	急傾斜	霧島市	福山町	田尻	56	115,368	66.63
Kyu451-057	急・小廻1	急傾斜	霧島市	福山町	小廻	38	52,793	100.23
Kyu451-058,059	急・小廻2	急傾斜	霧島市	福山町	小廻	11	20,149	49.53
Kyu451-060,061	急・小廻3	急傾斜	霧島市	福山町	小廻	18	63,684	91.34
Kyu451-062	急・小廻4	急傾斜	霧島市	福山町	小廻	2	23,601	46.95
Kyu451-063,064	急・小廻5	急傾斜	霧島市	福山町	小廻	20	32,467	54.23
Kyu451-124	急・麓1	急傾斜	霧島市	福山町	麓	120	91,162	97.72
Kyu451-126	急・南園1	急傾斜	霧島市	福山町	南園	9	4,002	21.89
Kyu451-127	急・南園2	急傾斜	霧島市	福山町	南園	159	112,525	64.02
Kyu451-128	急・上大廻1	急傾斜	霧島市	福山町	上大廻	74	114,852	103.24
Kyu451-129	急・上大廻2	急傾斜	霧島市	福山町	上大廻	6	23,129	65.06
Kyu451-130	急・上大廻3	急傾斜	霧島市	福山町	上大廻	1	22,563	72.3
Kyu451-131	急・中大廻1	急傾斜	霧島市	福山町	中大廻	21	38,638	102.44
Kyu451-132	急・磯脇1	急傾斜	霧島市	福山町	磯脇	32	116,291	162.71
Kyu451-139	急・西牧之原1	急傾斜	霧島市	福山町	西牧之原	3	24,603	27.42
Kyu451-222	急・磯脇2	急傾斜	霧島市	福山町	磯脇	11	64,544	104.2
dok451-044	土・田尻1	土石流	霧島市	福山町	田尻	34	51,943	
dok451-045	土・田尻2	土石流	霧島市	福山町	田尻	31	59,345	
dok451-046	土・小廻1	土石流	霧島市	福山町	小廻	6	4,188	
dok451-047	土・小廻2	土石流	霧島市	福山町	小廻	44	14,807	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
dok451-048	土・小廻3	土石流	霧島市	福山町	小廻	118	71,644	
dok451-049	土・小廻4	土石流	霧島市	福山町	小廻	114	151,924	
dok451-050	土・小廻5	土石流	霧島市	福山町	小廻	104	111,533	
dok451-051	土・小廻6	土石流	霧島市	福山町	小廻	27	40,322	
dok451-052	土・小廻7	土石流	霧島市	福山町	小廻	26	36,971	
dok451-053	土・小廻8	土石流	霧島市	福山町	小廻	0	4,768	
dok451-054	土・小廻9	土石流	霧島市	福山町	小廻	2	10,181	
dok451-055	土・麓1	土石流	霧島市	福山町	麓	95	71,434	
dok451-056	土・麓2	土石流	霧島市	福山町	麓	25	13,618	
dok451-057	土・麓3	土石流	霧島市	福山町	麓	28	14,307	
dok451-081	土・麓4	土石流	霧島市	福山町	麓	29	17,314	
dok451-082	土・麓5	土石流	霧島市	福山町	麓	32	16,415	
dok451-083	土・麓6	土石流	霧島市	福山町	麓	99	41,018	
dok451-084	土・南園1	土石流	霧島市	福山町	南園	99	40,645	
dok451-085	土・南園2	土石流	霧島市	福山町	南園	17	6,360	
dok451-086	土・上大廻1	土石流	霧島市	福山町	上大廻	9	13,836	
dok451-087	土・上大廻2	土石流	霧島市	福山町	上大廻	8	7,125	
dok451-088	土・上大廻3	土石流	霧島市	福山町	上大廻	46	18,743	
dok451-089	土・上大廻4	土石流	霧島市	福山町	上大廻	125	56,544	
dok451-090-1	土・上大廻5	土石流	霧島市	福山町	上大廻	106	51,857	
dok451-090-2	土・上大廻6	土石流	霧島市	福山町	上大廻	128	73,324	
dok451-091	土・上大廻7	土石流	霧島市	福山町	上大廻	166	158,510	
dok451-092	土・上大廻8	土石流	霧島市	福山町	上大廻	190	116,300	
dok451-093	土・中大廻1	土石流	霧島市	福山町	中大廻	33	21,256	
dok451-146	土・磯脇1	土石流	霧島市	福山町	磯脇	132	103,389	
dok451-147	土・磯脇2	土石流	霧島市	福山町	磯脇	136	122,637	
kyu205-209	急・野元1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	5,051	11.01
kyu205-211	急・野元2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	30,427	50.68
kyu205-212	急・野元3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	16,268	17.4
kyu205-220	急・深田下1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	0	431	5.42
kyu205-223	急・深田下2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	6	3,933	24.45
kyu205-225	急・深田下3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	1,071	8.97
kyu205-226	急・深田下4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	5	42,770	43.16
kyu205-228	急・深田下5	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	16,535	28
kyu205-234	急・深田上1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	1,844	12.47
kyu205-235	急・深田上2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	9	5,225	19.97
kyu205-237	急・深田上3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	6,149	29.68
kyu205-239	急・深田上4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	2,494	10.14
kyu205-241	急・深田下6	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	2,718	11.85
kyu205-245	急・野下1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	0	6,876	17.88
kyu205-247	急・野下2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	9	21,414	34
kyu205-248	急・野下3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	7,905	30.31
kyu205-250	急・薩摩山1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	10	39,552	35.99
kyu205-251	急・金山下1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	2,316	10.65
kyu205-253	急・金山下2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	0	1,131	10.25
kyu205-254	急・金山下3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	4,900	28

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu205-255	急・金山下4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	2,317	19.15
kyu205-256	急・金山下5	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	0	9,027	24.42
kyu205-259	急・金山下6	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	17	22,153	34.14
kyu205-260	急・勝利山1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	2,522	16.18
kyu205-261	急・金山下7	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	559	10.73
kyu205-265	急・金山下8	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	16	19,079	54.64
kyu205-266	急・勝利山2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	1,556	17.8
kyu205-267	急・金山下9	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	10	12,142	23.56
kyu205-270	急・金山1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	12	31,602	22
kyu205-271	急・金山下10	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	26,135	94
kyu205-272	急・金山2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	10,643	30.28
kyu205-273	急・金山3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	12,715	19.86
kyu205-274	急・金山4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	5	7,671	30.77
kyu205-275	急・金山5	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	23	9,085	13.28
kyu205-276	急・金山6	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	15	27,461	43.41
kyu205-277	急・金山7	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	4	6,403	15.8
kyu205-278	急・芹ヶ野1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	11	10,082	22.51
kyu205-279	急・金山8	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	19	23,433	27.02
kyu205-280	急・金山9	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	1,869	14
kyu205-281	急・金山10	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	3,006	10.73
kyu205-282	急・金山11	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	5	608	8.05
kyu205-283	急・芹ヶ野2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	5,935	28
kyu205-284	急・金山12	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	6	6,048	21.83
kyu205-285	急・芹ヶ野3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	7	12,517	25.07
kyu205-287	急・金山13	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	1,851	15.33
kyu205-288	急・金山14	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	14	17,011	23.11
kyu205-289	急・金山15	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	9	5,717	27.27
kyu205-290,293	急・芹ヶ野4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	16	17,305	23.97
kyu205-291	急・芹ヶ野5	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	0	9,538	18.54
kyu205-292	急・芹ヶ野6	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	6	21,148	31.65
kyu205-295	急・金山16	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	43	60,564	44
kyu205-298	急・金山17	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	14	35,024	52.97
kyu205-300	急・芹ヶ野7	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	10	8,288	19.62
kyu205-301	急・芹ヶ野8	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	2,309	16.34
kyu205-302	急・金山18	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	13	13,668	40.23
kyu205-303	急・金山19	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	9	6,565	22.37
kyu205-306	急・芹ヶ野9	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	7	20,743	26.14
kyu205-310	急・芹ヶ野10	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	3,847	14
kyu205-315	急・芹ヶ野11	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	7	8,871	16
kyu205-323	急・浜ヶ城1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	3,317	18.98
kyu205-324	急・浜ヶ城2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	1,926	7.34
kyu205-327	急・薩摩山2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	16	57,916	89.99
kyu205-328,329	急・薩摩山3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	6	35,328	55.99
kyu205-330	急・薩摩山4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	1,649	6.58
kyu205-332	急・薩摩山5	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	1	4,679	11.77
kyu205-333	急・薩摩山6	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	3	4,525	20

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu205-334	急・浜ヶ城3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	2	2,155	9.86
kyu205-335	急・浜ヶ城4	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	下名	5	38,405	30.63
kyu205-388	急・土川1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	11	11,305	30.85
kyu205-389	急・土川2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	17	10,366	26.94
kyu205-423	急・猪之鼻1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	5,211	12
kyu205-424	急・猪之鼻2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	13,233	26.66
kyu205-425	急・河原1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	32,782	46
kyu205-430	急・白浜下1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	10	5,312	12.91
kyu205-431	急・白浜上1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	2,818	14.29
kyu205-433	急・白浜上2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	12,763	21.48
kyu205-435	急・白浜上3	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	1	5,283	16
kyu205-439	急・松尾1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	2	2,794	12.85
kyu205-442,443	急・野中榕1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	2	655	8.5
kyu205-444	急・横須1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	8	7,685	21.61
kyu205-445,447	急・横須2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	5	5,454	22.3
kyu205-446	急・野中榕2	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	2	2,289	9.56
kyu205-449	急・平身1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	11	16,149	21.26
kyu205-452,453	急・光瀬上1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	9	12,580	20
kyu205-454	急・光瀬浦1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	6	4,317	11.92
kyu205-457	急・萩元下1	急傾斜	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	2,161	7.3
dok205-063	土・平江1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	45	147,944	
dok205-064	土・平江2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	17	118,699	
dok205-066	土・深田下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	15	35,295	
dok205-067	土・深田下2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	9	47,270	
dok205-070	土・深田下3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	5	33,399	
dok205-071	土・深田下4	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	4	20,145	
dok205-072	土・平江3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	37,053	
dok205-076	土・深田上1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	36,242	
dok205-077	土・野下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	9	31,868	
dok205-078	土・金山下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	8	23,012	
dok205-079	土・金山下2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	5	8,296	
dok205-080	土・金山下3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	13	20,271	
dok205-081	土・勝利山1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	7	32,833	
dok205-082	土・金山1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	2	8,035	
dok205-083	土・金山下4	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	1	5,056	
dok205-084	土・金山2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	10,751	
dok205-085	土・金山3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	18	20,488	
dok205-086	土・金山4	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	9,772	
dok205-087	土・金山5	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	17	33,606	
dok205-088	土・勝利山2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	11	14,926	
dok205-089	土・金山6	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	13	36,694	
dok205-090	土・芹ヶ野1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	12,303	
dok205-091	土・金山7	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	32	37,095	
dok205-092	土・芹ヶ野2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	11	35,127	
dok205-093	土・芹ヶ野3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	19,204	
dok205-094	土・芹ヶ野4	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	7	28,099	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok205-095	土・金山8	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	30	46,828	
dok205-096	土・金山9	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	20	36,080	
dok205-097	土・芹ヶ野5	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	15	25,034	
dok205-098	土・芹ヶ野6	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	10	21,348	
dok205-099	土・芹ヶ野7	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	17	30,476	
dok205-101	土・芹ヶ野8	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	7	22,054	
dok205-102	土・芹ヶ野9	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	0	9,051	
dok205-103	土・芹ヶ野10	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	6	31,906	
dok205-104	土・浜ヶ城1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	27	68,595	
dok205-105	土・薩摩山1	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	10,633	
dok205-107	土・薩摩山2	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	4	8,247	
dok205-108	土・薩摩山3	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	4	7,232	
dok205-109	土・薩摩山4	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	3	9,175	
dok205-110	土・薩摩山5	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	8	19,088	
dok205-111	土・薩摩山6	土石流	いちき串木野市	串木野市	下名	9	26,588	
dok205-143	土・土川1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	50	39,728	
dok205-152	土・平山1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	13	90,540	
dok205-158	土・野中橋1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	0	73,196	
dok205-159	土・河原1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	11	100,626	
dok205-160	土・河原2	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	1	38,089	
dok205-161	土・白浜下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	0	40,647	
dok205-163	土・猪之鼻1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	1	27,412	
dok205-164	土・白浜上1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	7	26,989	
dok205-169	土・松尾1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	72	59,978	
dok205-170	土・松尾2	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	25	94,017	
dok205-171	土・松尾3	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	17	83,640	
dok205-172	土・松尾4	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	1	9,924	
dok205-173	土・海土迫1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	1	15,136	
dok205-174	土・三瀬下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	21	31,597	
dok205-175	土・三瀬上1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	3	17,647	
dok205-176	土・萩元下1	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	50	117,930	
dok205-177	土・萩元下2	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	0	8,143	
dok205-178	土・萩元下3	土石流	いちき串木野市	串木野市	羽島	5	68,450	
kyu361-025	急・佐保井1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	12	6,072	9.55
kyu361-027	急・佐保井3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	2	1,565	10
kyu361-029	急・下手中1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	9	10,804	17.63
kyu361-030	急・下手中2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	1	280	5.7
kyu361-031	急・下手中3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	32	24,483	23.83
kyu361-032	急・下手中4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	0	674	10
kyu361-033	急・下手中5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	23	15,572	18.56
kyu361-035	急・門前1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	7	2,430	14.29
kyu361-036	急・島内1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	1	4,525	16.27
kyu361-039	急・島内2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	13	6,839	20.91
kyu361-040	急・中原1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	5	16,341	19.3
kyu361-042	急・中原2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	9	76,467	21.9
kyu361-043	急・中原3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	10	12,891	13.9

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
kyu361-044	急・中原4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	13	10,395	16.96
kyu361-045	急・中原5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	4	5,877	16.67
kyu361-047	急・門前2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	28	34,028	23.53
kyu361-051	急・平ノ木場1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	2	1,466	9.21
kyu361-053	急・平ノ木場2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	7	6,972	15.17
kyu361-054	急・平ノ木場3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	1	707	6.08
kyu361-055	急・崎野1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	3	2,257	7.1
kyu361-056	急・堀1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	16	19,264	21.48
kyu361-057	急・堀2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	0	3,676	13.81
kyu361-059	急・戸崎1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	3	1,923	8
kyu361-060	急・松原1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	19	12,892	12.25
kyu361-061	急・松原2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	15	13,008	31.09
kyu361-062	急・中福良1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	20	15,939	22.99
kyu361-063	急・松山1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	24	22,664	26.71
kyu361-064	急・安茶1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	20	12,907	20.12
kyu361-065	急・安茶2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	13,089	18.15
kyu361-067	急・牛ノ江1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	11	21,407	26.22
kyu361-071	急・牛ノ江2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	32,275	47.06
kyu361-072	急・中組1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	8	14,023	42.01
kyu361-073	急・中組2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	58	137,251	41.2
kyu361-077	急・中組3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	12	25,424	33.34
kyu361-081	急・中組4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	1,024	17.97
kyu361-082	急・中組5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	8	8,789	21.66
kyu361-083	急・中組6	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	779	6.24
kyu361-084,087	急・中組7	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	8	8,842	20
kyu361-086	急・中組8	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	2,445	15.11
kyu361-088	急・中組9	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	10	126,867	66.58
kyu361-089	急・陣ヶ迫1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	16	70,430	102.03
kyu361-092	急・宇都1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	2	14,102	18.32
kyu361-101	急・上野西1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	大里	5	6,218	22.26
kyu361-102,106	急・内門1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	29	28,267	18.8
kyu361-103	急・内門2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	5	11,973	26.34
kyu361-104	急・内門3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	26	19,889	22.45
kyu361-107	急・中ノ平1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	393	7.24
kyu361-108	急・中ノ平2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	15	124,942	74.43
kyu361-113,114	急・中ノ平3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	7,005	29.42
kyu361-116	急・木場1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	19	27,674	32.37
kyu361-118	急・木場2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	19	24,325	53.7
kyu361-119	急・木場3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	34	44,301	56.98
kyu361-121	急・木場4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	8,281	21.29
kyu361-123	急・木場5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	3,841	18.08
kyu361-125	急・木場6	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	3,328	33.84
kyu361-126	急・内門4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	7	10,939	24.57
kyu361-132	急・平木場1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	3,898	17.53
kyu361-140	急・平木場2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	2,520	12
kyu361-141	急・平木場3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	2	509	11.28

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
kyu361-142	急・平木場4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	2,084	19.12
kyu361-143	急・平木場5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	7	20,345	49.72
kyu361-145	急・平木場6	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	1,328	14.07
kyu361-146	急・平木場7	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	4,038	20
kyu361-147	急・舟川1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	2	8,996	24.12
kyu361-148	急・舟川2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	20	40,546	39.89
kyu361-150	急・舟川3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	12,126	32.69
kyu361-152	急・舟川4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	2	7,307	20.18
kyu361-154	急・舟川5	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	5	18,146	43.97
kyu361-155	急・舟川6	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	18	58,977	76.3
kyu361-157	急・舟川7	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	2	6,718	27.76
kyu361-158	急・舟川8	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	20,233	82.15
kyu361-159	急・舟川9	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	10	42,298	36.88
kyu361-161	急・舟川10	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	8	16,722	30
kyu361-165	急・舟川11	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	5	19,343	46
kyu361-172	急・福々野1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	1	10,482	15.34
kyu361-174	急・中ノ平4	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	3	61,203	70.34
kyu361-176	急・松比良1	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	7	3,466	14.3
kyu361-178	急・松比良2	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	11	17,396	36.24
kyu361-180	急・松比良3	急傾斜	いちき串木野市	市来町	川上	4	7,152	23.01
dok361-005	土・木場迫1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	9	28,903	
dok361-008	土・中組1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	5	18,086	
dok361-010	土・中組2	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	11	59,503	
dok361-012	土・上野西1	土石流	いちき串木野市	市来町	大里	2	22,700	
dok361-015	土・中ノ平1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	7	13,532	
dok361-016	土・中ノ平2	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	1	13,963	
dok361-017	土・木場1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	18	45,062	
dok361-018	土・木場2	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	2	34,627	
dok361-019	土・木場3	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	4	15,743	
dok361-022	土・平木場1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	2	4,807	
dok361-023	土・平木場2	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	2	9,236	
dok361-025	土・平木場3	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	2	11,766	
dok361-026	土・舟川1	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	3	51,049	
dok361-027	土・舟川2	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	1	29,259	
dok361-028	土・舟川3	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	4	41,067	
dok361-029	土・舟川4	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	1	24,173	
dok361-031	土・舟川5	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	1	6,199	
dok361-030	土・舟川7	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	1	22,691	
dok361-037	土・舟川6	土石流	いちき串木野市	市来町	川上	2	21,416	
kyu368-001	急・観音河内1	急傾斜	南さつま市	金峰町	観音河内	0	7,274	26
kyu368-003	急・観音河内2	急傾斜	南さつま市	金峰町	観音河内	1	17,029	26
kyu368-004	急・観音河内3	急傾斜	南さつま市	金峰町	観音河内	1	32,026	26
kyu368-005	急・観音河内4	急傾斜	南さつま市	金峰町	観音河内	1	15,709	42
kyu368-006	急・観音河内5	急傾斜	南さつま市	金峰町	観音河内	1	4,231	40
kyu368-011	急・長谷1	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	1	16,825	80
kyu368-012	急・長谷2	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	2	5,328	38

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
kyu368-013	急・長谷3	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	3	11,375	44
kyu368-014	急・長谷4	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	1	4,071	44
kyu368-016	急・長谷5	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	4	88,295	104
kyu368-017	急・長谷6	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	2	42,523	44
kyu368-019	急・長谷7	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	1	39,349	96
kyu368-020	急・長谷8	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	2	20,199	110
kyu368-023	急・長谷10	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	2	19,956	30
kyu368-024	急・長谷11	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	0	83,114	70
kyu368-025	急・梅ノ木1	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	2	7,608	32
kyu368-026	急・梅ノ木2	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	1	2,786	14
kyu368-027	急・梅ノ木3	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	4	15,564	34
kyu368-028	急・梅ノ木4	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	4	16,219	42
kyu368-029	急・梅ノ木5	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	6	23,952	42
kyu368-032	急・黄和田1	急傾斜	南さつま市	金峰町	黄和田	5	25,447	64
kyu368-033	急・黄和田2	急傾斜	南さつま市	金峰町	黄和田	2	620	10
kyu368-040	急・大平1	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	0	3,709	22
kyu368-041	急・大平2	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	2	5,107	36
kyu368-044	急・黄和田3	急傾斜	南さつま市	金峰町	黄和田	1	4,033	18
kyu368-046	急・大平3	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	2	7,908	34
kyu368-047	急・大平4	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	4	8,204	24
kyu368-049	急・大平5	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	1	14,559	32
kyu368-051	急・松葉江1	急傾斜	南さつま市	金峰町	松葉江	4	36,363	32
kyu368-052	急・大平6	急傾斜	南さつま市	金峰町	大平	2	4,557	14
kyu368-054	急・阿久谷1	急傾斜	南さつま市	金峰町	阿久谷	3	18,590	24
kyu368-055	急・阿久谷2	急傾斜	南さつま市	金峰町	阿久谷	7	54,279	74
kyu368-059	急・松葉江2	急傾斜	南さつま市	金峰町	松葉江	0	404	18
kyu368-061	急・田ノ平1	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	2	4,856	20
kyu368-062	急・田ノ平2	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	1	2,623	20
kyu368-063	急・田ノ平3	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	4	7,104	30
kyu368-064	急・田ノ平4	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	1	1,722	16
kyu368-065	急・田ノ平5	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	4	12,995	54
kyu368-068	急・田ノ平6	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	0	11,792	52
kyu368-070	急・田ノ平7	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	1	5,626	52
kyu368-074	急・松葉江3	急傾斜	南さつま市	金峰町	松葉江	1	4,146	20
kyu368-076	急・阿久谷3	急傾斜	南さつま市	金峰町	阿久谷	1	3,675	32
kyu368-077	急・扇山1	急傾斜	南さつま市	金峰町	扇山	1	13,113	30
kyu368-078	急・扇山2	急傾斜	南さつま市	金峰町	扇山	1	9,074	42
kyu368-079	急・扇山3	急傾斜	南さつま市	金峰町	扇山	1	23,275	38
kyu368-087	急・笠山2	急傾斜	南さつま市	金峰町	笠山	1	2,335	28
kyu368-088	急・笠山3	急傾斜	南さつま市	金峰町	笠山	2	6,685	30
kyu368-089	急・笠山4	急傾斜	南さつま市	金峰町	笠山	1	3,090	28
kyu368-090	急・田ノ平8	急傾斜	南さつま市	金峰町	田ノ平	0	18,758	52
kyu368-091	急・笹連1	急傾斜	南さつま市	金峰町	笹連	0	1,559	22
kyu368-095	急・惣ノ木葉1	急傾斜	南さつま市	金峰町	惣ノ木葉	2	10,824	28
kyu368-098	急・惣ノ木葉2	急傾斜	南さつま市	金峰町	惣ノ木葉	2	5,939	20
kyu368-099	急・惣ノ木葉3	急傾斜	南さつま市	金峰町	惣ノ木葉	4	14,837	52

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
kyu368-100	急・惣ノ木葉4	急傾斜	南さつま市	金峰町	惣ノ木葉	0	4,496	26
kyu368-102	急・士卒1	急傾斜	南さつま市	金峰町	士卒	1	100,630	68
kyu368-103	急・士卒2	急傾斜	南さつま市	金峰町	士卒	1	26,374	34
kyu368-104	急・士卒3	急傾斜	南さつま市	金峰町	士卒	0	21,232	42
kyu368-106	急・士卒4	急傾斜	南さつま市	金峰町	士卒	1	6,364	36
kyu368-108	急・牧内1	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	2	950	12
kyu368-113	急・牧内2	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	0	967	10
kyu368-119	急・牧内3	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	0	1,997	16
kyu368-120	急・牧内4	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	0	3,352	30
kyu368-121	急・梅ノ木6	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	0	3,417	34
kyu368-122	急・梅ノ木7	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	0	3,040	18
kyu368-123	急・梅ノ木8	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	0	3,766	16
kyu368-124	急・梅ノ木9	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	2	5,747	42
kyu368-128	急・牧内5	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	1	540	12
kyu368-129	急・長音寺1	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	1	3,609	28
kyu368-131	急・牧内6	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	1	1,291	22
kyu368-134	急・牧内7	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	0	821	22
kyu368-136	急・牧内8	急傾斜	南さつま市	金峰町	牧内	0	1,667	14
kyu368-140	急・長音寺2	急傾斜	南さつま市	金峰町	長音寺	0	1,986	16
kyu368-144	急・大野1	急傾斜	南さつま市	金峰町	大野	1	2,387	14
kyu368-156	急・長音寺3	急傾斜	南さつま市	金峰町	長音寺	1	152	10
kyu368-157	急・長音寺4	急傾斜	南さつま市	金峰町	長音寺	1	5,350	12
kyu368-163	急・牛之河内1	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	1	3,193	22
kyu368-164	急・牛之河内2	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	1	1,121	20
kyu368-165	急・牛之河内3	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	2	19,844	50
kyu368-166	急・牛之河内4	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	0	738	8
kyu368-167	急・牛之河内5	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	4	9,698	22
kyu368-170	急・牛之河内6	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	3	19,246	28
kyu368-171	急・牛之河内7	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	1	3,044	24
kyu368-172	急・牛之河内8	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	2	6,522	20
kyu368-173	急・牛之河内9	急傾斜	南さつま市	金峰町	牛之河内	0	1,516	40
kyu368-175	急・永倉1	急傾斜	南さつま市	金峰町	古屋敷	2	5,382	16
kyu368-177	急・永倉2	急傾斜	南さつま市	金峰町	古屋敷	3	6,530	24
kyu368-180	急・出水1	急傾斜	南さつま市	金峰町	出水	4	6,278	20
kyu368-182	急・永倉3	急傾斜	南さつま市	金峰町	山神迫	1	1,569	14
kyu368-183	急・永倉4	急傾斜	南さつま市	金峰町	山神迫	1	1,539	6
kyu368-186	急・河前1	急傾斜	南さつま市	金峰町	河前	0	12,778	26
kyu368-187	急・河前2	急傾斜	南さつま市	金峰町	河前	4	3,023	18
kyu368-189	急・日枝1	急傾斜	南さつま市	金峰町	日枝	7	31,019	60
kyu368-190	急・日枝2	急傾斜	南さつま市	金峰町	日枝	1	4,658	26
kyu368-192	急・河野1	急傾斜	南さつま市	金峰町	河野	1	3,272	26
kyu368-194	急・日枝3	急傾斜	南さつま市	金峰町	日枝	7	124,814	56
kyu368-196	急・白川南谷1	急傾斜	南さつま市	金峰町	南谷	20	69,568	50
kyu368-197	急・白川南谷2	急傾斜	南さつま市	金峰町	南谷	7	25,015	42
kyu368-199	急・白川南谷3	急傾斜	南さつま市	金峰町	南谷	7	10,561	24
kyu368-204	急・白川中1	急傾斜	南さつま市	金峰町	白川中	23	135,370	52

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の 場合、が け高(m)
kyu368-206	急・白樫野1	急傾斜	南さつま市	金峰町	白樫野	0	3,300	30
kyu368-207	急・白樫野2	急傾斜	南さつま市	金峰町	白樫野	0	85,141	42
kyu368-208	急・白川西1	急傾斜	南さつま市	金峰町	白川西	33	139,596	52
kyu368-212	急・白川中2	急傾斜	南さつま市	金峰町	白川中	14	103,759	44
kyu368-215	急・白川中3	急傾斜	南さつま市	金峰町	白川中	0	20,510	46
kyu368-217	急・神野1	急傾斜	南さつま市	金峰町	神野	13	39,988	68
kyu368-219	急・神野2	急傾斜	南さつま市	金峰町	神野	11	13,320	24
kyu368-220	急・神野3	急傾斜	南さつま市	金峰町	神野	3	11,817	30
kyu368-221	急・白川南谷4	急傾斜	南さつま市	金峰町	南谷	1	170,395	50
kyu368-395	急・梅ノ木10	急傾斜	南さつま市	金峰町	梅ノ木	1	4,380	10
kyu368-396	急・黄和田4	急傾斜	南さつま市	金峰町	黄和田	4	5,790	14
kyu368-398	急・長谷13	急傾斜	南さつま市	金峰町	長谷	1	7,407	20
dok368-001	土・観音河内1	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	2	30,947	
dok368-002	土・観音河内2	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	0	17,028	
dok368-003	土・観音河内3	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	1	19,597	
dok368-004	土・観音河内4	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	2	18,691	
dok368-005	土・観音河内5	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	0	14,011	
dok368-006	土・観音河内6	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	0	9,022	
dok368-007	土・観音河内7	土石流	南さつま市	金峰町	観音河内	0	9,657	
dok368-008	土・長谷1	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	1	41,476	
dok368-009	土・長谷2	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	3	67,793	
dok368-010	土・長谷3	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	2	14,799	
dok368-011	土・長谷4	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	0	15,240	
dok368-012	土・長谷5	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	0	41,247	
dok368-013	土・長谷6	土石流	南さつま市	金峰町	長谷	2	16,621	
dok368-014	土・梅ノ木1	土石流	南さつま市	金峰町	梅ノ木	4	10,749	
dok368-015	土・黄和田1	土石流	南さつま市	金峰町	黄和田	2	23,004	
dok368-016	土・黄和田2	土石流	南さつま市	金峰町	黄和田	5	65,898	
dok368-017	土・大平1	土石流	南さつま市	金峰町	大平	3	38,895	
dok368-019	土・黄和田3	土石流	南さつま市	金峰町	黄和田	0	21,792	
dok368-023	土・大平2	土石流	南さつま市	金峰町	大平	5	32,219	
dok368-024	土・阿久谷1	土石流	南さつま市	金峰町	阿久谷	2	6,473	
dok368-025	土・阿久谷2	土石流	南さつま市	金峰町	阿久谷	1	4,360	
dok368-026	土・阿久谷3	土石流	南さつま市	金峰町	阿久谷	1	6,235	
dok368-027	土・田ノ平1	土石流	南さつま市	金峰町	田ノ平	3	13,605	
dok368-028	土・田ノ平2	土石流	南さつま市	金峰町	田ノ平	0	15,462	
dok368-029	土・扇山1	土石流	南さつま市	金峰町	扇山	0	44,549	
dok368-030	土・笠山1	土石流	南さつま市	金峰町	笠山	0	45,002	
dok368-031	土・惣ノ木葉1	土石流	南さつま市	金峰町	惣ノ木場	0	45,006	
dok368-032	土・惣ノ木葉2	土石流	南さつま市	金峰町	惣ノ木場	3	55,872	
dok368-033	土・惣ノ木葉3	土石流	南さつま市	金峰町	惣ノ木場	2	49,733	
dok368-034	土・牧内1	土石流	南さつま市	金峰町	牧内	1	36,412	
dok368-035	土・牧内2	土石流	南さつま市	金峰町	牧内	6	87,672	
dok368-036	土・牧内3	土石流	南さつま市	金峰町	牧内	2	51,809	
dok368-037	土・牧内4	土石流	南さつま市	金峰町	牧内	10	60,370	
dok368-038	土・大野1	土石流	南さつま市	金峰町	大野	2	52,824	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
dok368-039	土・大野2	土石流	南さつま市	金峰町	大野	2	51,471	
dok368-040	土・大野3	土石流	南さつま市	金峰町	大野	2	90,158	
dok368-042	土・牛之河内1	土石流	南さつま市	金峰町	牛之河内	3	11,092	
dok368-043	土・牛之河内2	土石流	南さつま市	金峰町	牛之河内	1	14,585	
dok368-044	土・牛之河内3	土石流	南さつま市	金峰町	牛之河内	2	39,769	
dok368-045	土・牛之河内4	土石流	南さつま市	金峰町	牛之河内	3	6,312	
dok368-046	土・牛之河内5	土石流	南さつま市	金峰町	牛之河内	3	23,890	
dok368-048,049	土・永倉1	土石流	南さつま市	金峰町	山神迫	6	53,666	
dok368-050	土・河野1	土石流	南さつま市	金峰町	河前	2	35,005	
dok368-051	土・河野2	土石流	南さつま市	金峰町	河野	9	73,029	
dok368-052	土・日枝1	土石流	南さつま市	金峰町	日枝	5	18,333	
dok368-053	土・日枝2	土石流	南さつま市	金峰町	日枝	6	37,591	
dok368-054	土・河野3	土石流	南さつま市	金峰町	河野	2	29,531	
dok368-055	土・河野4	土石流	南さつま市	金峰町	河野	6	28,944	
dok368-056	土・白川南谷1	土石流	南さつま市	金峰町	南谷	1	21,443	
dok368-062	土・白川中1	土石流	南さつま市	金峰町	白川中	0	24,532	
dok368-063	土・白川中2	土石流	南さつま市	金峰町	白川東	12	24,171	
Kyu441-0005	急・市野々1	急傾斜	加治木町	加治木町	市野々	1	9,333	38.22
Kyu441-0008	急・市野1	急傾斜	加治木町	加治木町	市野	19	47,159	31.98
Kyu441-0013	急・市野2	急傾斜	加治木町	加治木町	市野	12	54,685	76.93
Kyu441-0019	急・鶴原1	急傾斜	加治木町	加治木町	鶴原	19	52,182	94.61
Kyu441-0023	急・下獄1	急傾斜	加治木町	加治木町	下獄	2	2,502	5.31
Kyu441-0054	急・辺川中1	急傾斜	加治木町	加治木町	辺川中	9	25,639	55.98
Kyu441-0055	急・辺川中2	急傾斜	加治木町	加治木町	辺川中	1	26,829	64.54
Kyu441-0075	急・辺川下1	急傾斜	加治木町	加治木町	辺川下	38	57,291	53.25
Kyu441-0121	急・辺川下2	急傾斜	加治木町	加治木町	辺川下	32	47,474	31.66
Kyu441-0211,0299	急・飯地1	急傾斜	加治木町	加治木町	飯地	0	39,382	61.6
Kyu441-0216	急・飯地2	急傾斜	加治木町	加治木町	飯地	2	20,909	49.52
Kyu441-0218	急・小脇1	急傾斜	加治木町	加治木町	小脇	31	157,883	131.84
Kyu441-0222	急・小脇2	急傾斜	加治木町	加治木町	小脇	5	38,047	83.58
Kyu441-0285	急・毛上1	急傾斜	加治木町	加治木町	毛上	6	10,314	20.48
Kyu441-0296	急・高井田1	急傾斜	加治木町	加治木町	高井田	59	64,174	106.09
Kyu441-0303	急・小脇3	急傾斜	加治木町	加治木町	小脇	23	18,681	36.47
Kyu441-0315	急・西ノ原1	急傾斜	加治木町	加治木町	西ノ原	8	42,158	69.16
Kyu441-0317,0319	急・新中1	急傾斜	加治木町	加治木町	新中	161	243,775	104.83
Kyu441-0318	急・弥勒1	急傾斜	加治木町	加治木町	弥勒	11	10,265	16.56
Kyu441-0332	急・口ノ町1	急傾斜	加治木町	加治木町	口ノ町	4	15,215	30.84
Kyu441-0337	急・高井田2	急傾斜	加治木町	加治木町	高井田	96	98,663	59.32
Kyu441-0340	急・城1	急傾斜	加治木町	加治木町	城	13	16,424	18
Kyu441-0342	急・口ノ町2	急傾斜	加治木町	加治木町	口ノ町	32	53,698	55.6
Kyu441-0345	急・城2	急傾斜	加治木町	加治木町	城	6	3,413	9.44
dok441-0012	土・市野々1	土石流	加治木町	加治木町	市野々	0	2,911	
dok441-0013	土・市野々2	土石流	加治木町	加治木町	市野々	0	12,417	
dok441-0015	土・市野々3	土石流	加治木町	加治木町	市野々	2	17,225	
dok441-0018	土・市野1	土石流	加治木町	加治木町	市野	10	41,983	
dok441-0021	土・市野2	土石流	加治木町	加治木町	市野	2	40,480	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok441-0023	土・市野3	土石流	加治木町	加治木町	市野	2	17,950	
dok441-0032	土・辺川中1	土石流	加治木町	加治木町	辺川中	10	34,780	
dok441-0037	土・辺川中2	土石流	加治木町	加治木町	辺川中	10	26,903	
dok441-0038	土・辺川中3	土石流	加治木町	加治木町	辺川中	0	16,739	
dok441-0051	土・辺川下1	土石流	加治木町	加治木町	辺川下	4	30,769	
dok441-0075	土・辺川下2	土石流	加治木町	加治木町	辺川下	3	35,626	
dok441-0083	土・飯地1	土石流	加治木町	加治木町	飯地	1	11,980	
dok441-0084	土・飯地2	土石流	加治木町	加治木町	飯地	1	12,450	
dok441-0088	土・市野々4	土石流	加治木町	加治木町	市野々	0	4,472	
dok441-0097	土・高井田1	土石流	加治木町	加治木町	樋ノ迫	30	47,343	
dok441-0098	土・高井田2	土石流	加治木町	加治木町	樋ノ迫	28	47,883	
dok441-0099	土・高井田3	土石流	加治木町	加治木町	樋ノ迫	17	40,269	
dok441-0109	土・西ノ原1	土石流	加治木町	加治木町	谷ノ口	7	22,333	
dok441-0110	土・新中1	土石流	加治木町	加治木町	新中	21	76,621	
dok441-0111	土・弥勒1	土石流	加治木町	加治木町	弥勒	17	32,625	
dok441-0112	土・弥勒2	土石流	加治木町	加治木町	弥勒	47	32,150	
dok441-0113	土・弥勒3	土石流	加治木町	加治木町	弥勒	39	44,198	
dok441-0114	土・弥勒4	土石流	加治木町	加治木町	弥勒	53	38,247	
dok441-0115	土・弥勒5	土石流	加治木町	加治木町	弥勒	47	42,212	
Kyu442-323	急・木登瀬1	急傾斜	始良町	始良町	上名	0	4,493	29.36
Kyu442-347	急・黒瀬南1	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	26,122	94
Kyu442-366	急・石堂1	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	7,769	24.42
Kyu442-375.376	急・目木金1	急傾斜	始良町	始良町	上名	3	16,297	25.51
Kyu442-378	急・黒瀬南2	急傾斜	始良町	始良町	上名	0	1,027	6.89
Kyu442-381	急・黒瀬南3	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	12,675	25.45
Kyu442-382	急・黒瀬南4	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	8,033	22.05
Kyu442-383	急・黒瀬南5	急傾斜	始良町	始良町	上名	10	21,909	26.37
Kyu442-384	急・瀬戸段1	急傾斜	始良町	始良町	上名	0	7,966	30.16
Kyu442-385.386	急・瀬戸段2	急傾斜	始良町	始良町	上名	3	14,111	23.14
Kyu442-387-1	急・板ノ口1	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	19,776	42.74
Kyu442-387-2	急・板ノ口2	急傾斜	始良町	始良町	上名	9	23,271	48.31
Kyu442-388	急・板ノ口3	急傾斜	始良町	始良町	上名	1	20,858	40.75
Kyu442-389	急・板ノ口4	急傾斜	始良町	始良町	上名	3	17,550	36.79
Kyu442-390	急・板ノ口5	急傾斜	始良町	始良町	上名	0	8,305	25.42
Kyu442-392.393	急・板ノ口6	急傾斜	始良町	始良町	上名	3	18,680	41.97
Kyu442-430	急・下名1	急傾斜	始良町	始良町	下名	8	19,826	31.85
Kyu442-440	急・大山1	急傾斜	始良町	始良町	大山	1	4,311	20.26
Kyu442-453	急・堂園1	急傾斜	始良町	始良町	深水	1	10,034	15.5
Kyu442-458	急・堂園2	急傾斜	始良町	始良町	深水	5	15,428	26.32
Kyu442-462	急・大山2	急傾斜	始良町	始良町	大山	4	22,793	40.32
Kyu442-463	急・大山3	急傾斜	始良町	始良町	大山	38	23,660	31.83
Kyu442-465.467	急・大山4	急傾斜	始良町	始良町	大山	5	23,698	16.75
Kyu442-466	急・大山5	急傾斜	始良町	始良町	大山	1	13,132	36.67
Kyu442-468	急・大山6	急傾斜	始良町	始良町	大山	0	6,935	21.12
Kyu442-471	急・大山7	急傾斜	始良町	始良町	大山	0	3,120	9.81
Kyu442-472	急・大山8	急傾斜	始良町	始良町	大山	1	6,476	14.94

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu442-476	急・堂園3	急傾斜	始良町	始良町	深水	3	12,283	30.23
Kyu442-477	急・堂園4	急傾斜	始良町	始良町	深水	1	3,572	13.25
Kyu442-481	急・三拾町1	急傾斜	始良町	始良町	三拾町	1	353	5.84
Kyu442-548	急・宇都1	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	3,822	15.63
Kyu442-550	急・宇都2	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	14,116	30.46
Kyu442-551	急・宇都3	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	28,353	33.87
Kyu442-553	急・三拾町2	急傾斜	始良町	始良町	三拾町	3	3,717	20.7
Kyu442-555	急・宇都4	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	11,865	31.45
Kyu442-557	急・三拾町3	急傾斜	始良町	始良町	三拾町	12	23,720	29.88
Kyu442-560	急・宇都5	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	2,233	14.5
Kyu442-561,563,564	急・宇都6	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	13	41,634	27.9
Kyu442-562	急・宇都7	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	1,145	11.56
Kyu442-565	急・宇都8	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	1	1,803	12.5
Kyu442-567	急・納屋1	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	5,636	39.93
Kyu442-568	急・納屋2	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	9	29,580	29.95
Kyu442-569	急・納屋3	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	21,316	36.82
Kyu442-570	急・納屋4	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	1	11,717	25.82
Kyu442-572	急・納屋5	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	10,054	16.4
Kyu442-573,577	急・宇都9	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	16	42,116	26
Kyu442-575	急・宇都10	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	4	13,978	31.94
Kyu442-576,578	急・納屋6	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	9	27,147	28.05
Kyu442-579	急・納屋7	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	9	21,763	40.78
Kyu442-580	急・納屋8	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	25	54,123	44.02
Kyu442-581	急・鍋倉1	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	0	36,386	52.07
Kyu442-582	急・鍋倉2	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	2	12,204	48.95
Kyu442-583	急・鍋倉3	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	3	9,007	22.69
Kyu442-585	急・鍋倉4	急傾斜	始良町	始良町	鍋倉	13	44,094	34.62
Kyu442-589	急・五反田1	急傾斜	始良町	始良町	平松	1	3,799	32
Kyu442-590	急・高牧1	急傾斜	始良町	始良町	平松	1	32,070	136.25
Kyu442-591	急・高牧2	急傾斜	始良町	始良町	平松	1	7,950	63.95
Kyu442-592	急・高牧3	急傾斜	始良町	始良町	平松	0	8,252	63.71
Kyu442-593	急・福ヶ野1	急傾斜	始良町	始良町	平松	3	22,839	39.72
Kyu442-594,595,596	急・福ヶ野2	急傾斜	始良町	始良町	平松	8	110,110	97.07
Kyu442-597	急・福ヶ野3	急傾斜	始良町	始良町	平松	3	21,471	30.58
Kyu442-599,600	急・福ヶ野4	急傾斜	始良町	始良町	平松	2	79,707	220.54
Kyu442-606	急・城瀬1	急傾斜	始良町	始良町	平松	1	46,744	105.48
Kyu442-611	急・城瀬2	急傾斜	始良町	始良町	平松	0	525	11.48
Kyu442-625	急・城瀬3	急傾斜	始良町	始良町	平松	3	32,556	147.72
Kyu442-630	急・城瀬5	急傾斜	始良町	始良町	平松	2	54,789	81.14
Kyu442-632	急・城瀬6	急傾斜	始良町	始良町	平松	5	12,363	19.01
Kyu442-633	急・城瀬7	急傾斜	始良町	始良町	平松	0	6,287	20.6
Kyu442-634	急・城瀬8	急傾斜	始良町	始良町	平松	2	31,236	180.92
Kyu442-636	急・城瀬9	急傾斜	始良町	始良町	平松	5	12,019	51.58
Kyu442-637	急・城瀬10	急傾斜	始良町	始良町	平松	28	80,634	163.4
Kyu442-638	急・城瀬11	急傾斜	始良町	始良町	平松	3	7,843	99.52
Kyu442-639	急・城瀬12	急傾斜	始良町	始良町	平松	24	67,562	72.06

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu442-640	急・城瀬13	急傾斜	始良町	始良町	平松	2	24,294	119.3
Kyu442-647	急・白浜1	急傾斜	始良町	始良町	白浜	0	153,491	218.4
dok442-158	土・木登瀬1	土石流	始良町	始良町	上名	0	4,336	
dok442-160	土・木登瀬2	土石流	始良町	始良町	上名	0	13,336	
dok442-161	土・木登瀬3	土石流	始良町	始良町	上名	0	21,203	
dok442-166	土・黒瀬南1	土石流	始良町	始良町	上名	0	2,070	
dok442-172,173	土・木登瀬4	土石流	始良町	始良町	上名	0	33,475	
dok442-177	土・黒瀬南2	土石流	始良町	始良町	上名	1	22,162	
dok442-178	土・瀬戸段1	土石流	始良町	始良町	上名	0	2,345	
dok442-179	土・黒瀬南3	土石流	始良町	始良町	上名	7	27,073	
dok442-180,181	土・板ノ口1	土石流	始良町	始良町	上名	0	13,739	
dok442-183	土・瀬戸段2	土石流	始良町	始良町	上名	0	5,592	
dok442-211	土・堂園1	土石流	始良町	始良町	深水	6	21,117	
dok442-212	土・堂園2	土石流	始良町	始良町	深水	0	2,722	
dok442-215	土・大山1	土石流	始良町	始良町	大山	0	6,385	
dok442-216	土・堂園3	土石流	始良町	始良町	深水	5	20,140	
dok442-217	土・堂園4	土石流	始良町	始良町	深水	5	19,359	
dok442-218	土・堂園5	土石流	始良町	始良町	深水	4	21,122	
dok442-219	土・堂園6	土石流	始良町	始良町	深水	7	24,114	
dok442-243,244	土・宇都1	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	8,620	
dok442-246	土・宇都3	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	13,816	
dok442-248	土・宇都4	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	16,401	
dok442-250	土・宇都5	土石流	始良町	始良町	鍋倉	29	25,353	
dok442-251	土・宇都6	土石流	始良町	始良町	鍋倉	1	11,150	
dok442-252	土・宇都7	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	5,729	
dok442-253,254	土・納屋1	土石流	始良町	始良町	鍋倉	1	11,044	
dok442-255	土・納屋2	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	10,465	
dok442-256	土・納屋3	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	11,433	
dok442-257	土・納屋4	土石流	始良町	始良町	鍋倉	0	5,588	
dok442-258	土・納屋5	土石流	始良町	始良町	鍋倉	6	22,287	
dok442-260	土・高牧1	土石流	始良町	始良町	平松	1	3,629	
dok442-262	土・高牧2	土石流	始良町	始良町	平松	1	22,325	
dok442-263	土・高牧3	土石流	始良町	始良町	平松	0	924	
dok442-265	土・高牧4	土石流	始良町	始良町	平松	1	25,268	
dok442-267	土・福ヶ野1	土石流	始良町	始良町	平松	1	6,972	
dok442-268	土・福ヶ野2	土石流	始良町	始良町	平松	1	18,325	
dok442-269	土・福ヶ野3	土石流	始良町	始良町	平松	9	51,727	
dok442-270	土・福ヶ野4	土石流	始良町	始良町	平松	1	27,550	
dok442-271	土・城瀬1	土石流	始良町	始良町	平松	3	13,007	
dok442-278	土・城瀬2	土石流	始良町	始良町	平松	2	18,626	
dok442-279	土・城瀬3	土石流	始良町	始良町	平松	4	20,614	
dok442-280	土・城瀬4	土石流	始良町	始良町	平松	5	21,124	
dok442-281	土・城瀬5	土石流	始良町	始良町	平松	16	39,142	
dok442-282	土・城瀬6	土石流	始良町	始良町	平松	24	51,097	
dok442-287,288	土・福ヶ野5	土石流	始良町	始良町	平松	12	74,772	
dok442-289	土・城瀬8	土石流	始良町	始良町	平松	20	55,827	

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok442-290	土・城瀬9	土石流	始良町	始良町	平松	50	82,802	
dok442-291	土・城瀬10	土石流	始良町	始良町	平松	47	64,241	
dok442-292	土・城瀬11	土石流	始良町	始良町	平松	39	44,467	
dok442-299	土・白浜1	土石流	始良町	始良町	脇元	4	30,601	
dok442-300	土・白浜2	土石流	始良町	始良町	脇元	12	34,065	
dok442-301	土・白浜3	土石流	始良町	始良町	脇元	4	6,367	
dok442-302	土・白浜4	土石流	始良町	始良町	脇元	1	5,014	
Kyu443-0214	急・社野1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	6	26,257	25.79
Kyu443-0215	急・社野2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	3	9,004	38.4
Kyu443-0218	急・社野3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	6	4,229	14.05
Kyu443-0220	急・社野4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	5	4,356	12
Kyu443-0223	急・社野5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	1	6,914	33.01
Kyu443-0224	急・社野6	急傾斜	蒲生町	蒲生町	社野	7	29,068	36.98
Kyu443-0227,0374	急・西浦下1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	5	12,432	20.95
Kyu443-0244	急・新留後1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	新留後	3	12,226	27.76
Kyu443-0246	急・新留後3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	新留後	1	8,433	21.76
Kyu443-0250	急・新留後4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	新留後	2	15,973	54.17
Kyu443-0256	急・新留前1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	新留前	1	13,650	44.48
Kyu443-0265	急・新留後5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	新留後	2	7,574	26.04
Kyu443-0266	急・小野1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	小野	2	46,098	42.7
Kyu443-0267	急・小野2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	小野	3	31,798	56.05
Kyu443-0268,0269	急・田ノ尻1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	田ノ尻	4	76,663	41.11
Kyu443-0276	急・小野3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	小野	2	38,407	79.8
Kyu443-0293,0294	急・小野4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	小野	4	21,513	50.96
Kyu443-0296	急・金原1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	金原	7	31,864	54.93
Kyu443-0297	急・田ノ尻2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	田ノ尻	1	33,255	30.37
Kyu443-0298	急・座頭ヶ房1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	座頭ヶ房	1	6,596	24.75
Kyu443-0305	急・金原2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	金原	2	8,529	30.02
Kyu443-0384	急・西浦下2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	2	3,486	20
Kyu443-0401	急・西浦下3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	2	1,344	16.66
Kyu443-0402	急・西浦下4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	3	27,624	34.82
Kyu443-0413	急・西浦下5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	2	6,608	17.96
Kyu443-0416	急・西浦下6	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	3	5,311	12.09
Kyu443-0420	急・西浦下7	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	2	2,910	10.66
Kyu443-0424	急・西浦下8	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	1	1,740	8.03
Kyu443-0427	急・西浦下9	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	4	5,179	14.71
Kyu443-0433	急・西浦下10	急傾斜	蒲生町	蒲生町	西浦下	1	3,166	15.45
Kyu443-0453	急・北上1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北上	4	25,546	52.81
Kyu443-0460	急・城下1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	7	33,122	32.43
Kyu443-0462,0484	急・城下2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	8	50,056	26.7
Kyu443-0466	急・洗出1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	洗出	1	22,354	45.91
Kyu443-0467	急・洗出2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	洗出	1	26,933	134.58
Kyu443-0470	急・洗出3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	洗出	1	16,063	55.66
Kyu443-0473	急・白男上1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	白男上	9	112,028	147.95
Kyu443-0482	急・高牧1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	高牧	3	11,263	24.1
Kyu443-0483	急・城下3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	2	4,428	12

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、 がけ高(m)
Kyu443-0486	急・城下4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	3	17,116	24
Kyu443-0487,0489,0492	急・城下5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	9	23,133	31.94
Kyu443-0488	急・堂ノ平1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	堂ノ平	28	231,586	120.63
Kyu443-0493	急・岩戸1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	岩戸	8	21,851	43.8
Kyu443-0494	急・城下6	急傾斜	蒲生町	蒲生町	城下	4	15,655	45.62
Kyu443-0496	急・白男上2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	白男上	4	16,387	30.03
Kyu443-0497	急・北中1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北中	2	3,086	36.3
Kyu443-0499	急・白男上3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	白男上	4	6,694	16.34
Kyu443-0500	急・白男上4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	白男上	2	24,906	30
Kyu443-0502	急・白男上5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	白男上	14	46,163	95.61
Kyu443-0503,0505	急・北中3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北中	19	23,451	49.07
Kyu443-0506	急・北中4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北中	19	23,486	26.02
Kyu443-0507	急・大迫1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	大迫	5	44,377	71.97
Kyu443-0509	急・中福良1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	中福良	5	17,121	16.48
Kyu443-0511	急・楠田1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	楠田	10	25,237	45.34
Kyu443-0512	急・楠田2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	楠田	1	6,364	23.83
Kyu443-0514	急・宮脇1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	宮脇	7	4,895	11.71
Kyu443-0518	急・北下1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北下	0	3,860	15.73
Kyu443-0519	急・北下2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	北下	12	12,297	21.42
Kyu443-0521	急・宮脇2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	宮脇	5	8,287	13.04
Kyu443-0523	急・久末1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	久末	2	6,231	19.3
Kyu443-0524	急・川東1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	川東	24	24,513	37.9
Kyu443-0525	急・久末2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	久末	0	8,366	20.07
Kyu443-0527	急・畠田1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	畠田	0	10,064	32.38
Kyu443-0528	急・畠田2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	畠田	0	23,242	65.11
Kyu443-0529	急・畠田3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	畠田	19	38,455	45.86
Kyu443-0532	急・久末3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	久末	2	12,492	27.39
Kyu443-0533	急・畠田4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	畠田	2	3,572	10.67
Kyu443-0535	急・迫1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	10	7,831	12.32
Kyu443-0537	急・迫3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	3	6,495	11.46
Kyu443-0539	急・迫4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	5	7,888	18.14
Kyu443-0541	急・久末5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	久末	1	2,510	9.92
Kyu443-0542	急・迫5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	2	25,628	105.39
Kyu443-0544	急・高牧2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	高牧	2	6,821	12.68
Kyu443-0552	急・川東2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	川東	4	8,286	22.26
Kyu443-0553	急・川東3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	川東	5	16,433	51.89
Kyu443-0556	急・川東4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	川東	8	8,724	20.08
Kyu443-0558	急・川東5	急傾斜	蒲生町	蒲生町	川東	21	45,269	25.89
Kyu443-0561,0563	急・迫6	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	23	57,714	39.92
Kyu443-0606	急・迫8	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	4	19,523	29.91
Kyu443-0609	急・久末6	急傾斜	蒲生町	蒲生町	久末	1	59,629	80.43
Kyu443-0612	急・迫9	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	0	8,096	20.23
Kyu443-0613	急・迫10	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	2	20,918	32.01
Kyu443-0614	急・高牧3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	高牧	1	44,765	43.24
Kyu443-0615	急・迫11	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	2	5,803	18.38
Kyu443-0617	急・高牧4	急傾斜	蒲生町	蒲生町	高牧	2	17,923	32.35

2.3(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
Kyu443-0624	急・迫12	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	5	47,829	42.96
Kyu443-0629	急・迫13	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	0	9,214	22.44
Kyu443-0631	急・迫14	急傾斜	蒲生町	蒲生町	迫	0	11,173	47.77
Kyu443-0632	急・早馬1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	早馬	7	5,030	11.52
Kyu443-0633	急・本長谷2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	本長谷	0	17,949	24.02
Kyu443-0634	急・早馬2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	早馬	3	1,960	12.1
Kyu443-0635	急・早馬3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	早馬	3	11,208	13.99
Kyu443-0636	急・下久徳下1	急傾斜	蒲生町	蒲生町	下久徳下	1	616	12.48
Kyu443-0638	急・本長谷3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	本長谷	0	18,576	41.56
Kyu443-0640	急・下久徳下2	急傾斜	蒲生町	蒲生町	下久徳下	2	2,586	7.86
Kyu443-0647	急・下久徳下3	急傾斜	蒲生町	蒲生町	下久徳下	1	8,610	20
dok443-0054	土・小野1	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	2	25,518	
dok443-0055	土・小野2	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	2	28,474	
dok443-0057	土・新留後1	土石流	蒲生町	蒲生町	新留後	1	3,895	
dok443-0064	土・小野3	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	1	13,841	
dok443-0065	土・小野4	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	2	6,275	
dok443-0076	土・金原1	土石流	蒲生町	蒲生町	金原	10	23,868	
dok443-0078	土・小野5	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	1	26,382	
dok443-0079	土・小野6	土石流	蒲生町	蒲生町	小野	1	26,615	
dok443-0104	土・城下1	土石流	蒲生町	蒲生町	城下	7	27,466	
dok443-0110	土・白男上1	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	0	2,517	
dok443-0111	土・白男上2	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	0	1,862	
dok443-0113	土・白男上3	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	3	28,943	
dok443-0115	土・白男上4	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	3	22,240	
dok443-0118	土・白男上5	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	0	3,543	
dok443-0121	土・白男上6	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	1	2,459	
dok443-0122	土・白男上7	土石流	蒲生町	蒲生町	白男上	2	19,358	
dok443-0143	土・城下2	土石流	蒲生町	蒲生町	城下	5	10,278	
dok443-0144	土・城下3	土石流	蒲生町	蒲生町	城下	3	17,920	
dok443-0145	土・城下4	土石流	蒲生町	蒲生町	城下	2	7,587	
dok443-0150	土・中福良1	土石流	蒲生町	蒲生町	中福良	2	22,653	
dok443-0152	土・畠田1	土石流	蒲生町	蒲生町	畠田	0	27,090	
dok443-0155	土・迫1	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	33	65,175	
dok443-0217	土・迫2	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	3	29,741	
dok443-0218	土・迫3	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	28	29,247	
dok443-0221	土・迫5	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	1	12,067	
dok443-0222	土・迫6	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	13	48,728	
dok443-0223	土・高牧1	土石流	蒲生町	蒲生町	高牧	3	9,574	
dok443-0224	土・迫7	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	6	38,801	
dok443-0225	土・迫8	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	0	4,820	
dok443-0228	土・迫9	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	1	9,130	
dok443-0229	土・迫10	土石流	蒲生町	蒲生町	迫	0	12,804	
dok443-0233	土・下久徳下2	土石流	蒲生町	蒲生町	下久徳下	0	25,060	
dok443-0234	土・下久徳下3	土石流	蒲生町	蒲生町	下久徳下	11	50,604	
dok443-0235	土・下久徳下4	土石流	蒲生町	蒲生町	下久徳下	13	45,037	
dok443-0236	土・下久徳下5	土石流	蒲生町	蒲生町	下久徳下	4	31,657	

2.3.(3) 土砂災害警戒区域(箇所別)

箇所番号	区域名	自然現象の種類	市町村名	旧市町村名	字	区域概要		
						土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域 面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜の場合、が け高(m)
dok443-0237	土・下久徳下6	土石流	蒲生町	蒲生町	下久徳下	0	4,105	

## 2. 4 山地災害危険地区の現況

平成22年4月1日現在  
環境林務部森林整備課

### 山地災害危険地区市町村別県内集計表(民有林+国有林)

地域振興局	市町村名 (H22.4.1現在)	山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合計			備考
		民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林計	国有林計	合計	
鹿児島 地域振興局	鹿児島市	942	3	945	0	0	0	216	2	218	1,158	5	1,163	
	三島村	7	0	7	0	0	0	18	0	18	25	0	25	
	十島村	36	0	36	0	0	0	22	0	22	58	0	58	
	日置市	454	0	454	0	0	0	97	1	98	551	1	552	
	いちき串木野市	183	0	183	0	0	0	90	0	90	273	0	273	
	小計	1,622	3	1,625	0	0	0	443	3	446	2,065	6	2,071	
南薩 地域振興局	枕崎市	38	0	38	0	0	0	21	0	21	59	0	59	
	南さつま市	233	0	233	0	0	0	120	0	120	353	0	353	
	南九州市	139	2	141	0	0	0	73	0	73	212	2	214	
	指宿市	85	0	85	0	0	0	55	0	55	140	0	140	
	小計	495	2	497	0	0	0	269	0	269	764	2	766	
北薩 地域振興局	薩摩川内市	535	2	537	1	0	1	217	0	217	753	2	755	
	さつま町	358	8	366	1	0	1	79	5	84	438	13	451	
	阿久根市	101	1	102	0	0	0	56	5	61	157	6	163	
	出水市	97	4	101	0	0	0	95	26	121	192	30	222	
	長島町	68	0	68	1	0	1	46	0	46	115	0	115	
	小計	1,159	15	1,174	3	0	3	493	36	529	1,655	51	1,706	
始良・伊佐 地域振興局	霧島市	649	10	659	2	0	2	388	13	401	1,039	23	1,062	
	始良市	263	2	265	3	0	3	104	4	108	370	6	376	
	湧水町	104	1	105	0	0	0	68	2	70	172	3	175	
	伊佐市	320	10	330	0	1	1	69	5	74	389	16	405	
	小計	1,336	23	1,359	5	1	6	629	24	653	1,970	48	2,018	
大隅 地域振興局	鹿屋市	391	6	397	0	0	0	163	10	173	554	16	570	
	垂水市	99	5	104	0	0	0	91	6	97	190	11	201	
	東串良町	16	0	16	0	0	0	0	0	0	16	0	16	
	錦江町	63	3	66	0	0	0	46	13	59	109	16	125	
	南大隅町	93	4	97	0	0	0	70	16	86	163	20	183	
	肝付町	116	2	118	0	0	0	65	20	85	181	22	203	
	曾於市	617	0	617	0	0	0	147	0	147	764	0	764	
	志布志市	335	0	335	0	0	0	97	1	98	432	1	433	
	大崎町	96	0	96	0	0	0	17	0	17	113	0	113	
	小計	1,826	20	1,846	0	0	0	696	66	762	2,522	86	2,608	
熊毛支庁	西之表市	62	0	62	0	0	0	31	0	31	93	0	93	
	中種子町	35	0	35	0	0	0	20	0	20	55	0	55	
	南種子町	28	0	28	0	0	0	22	0	22	50	0	50	
	屋久島町	20	0	20	0	0	0	83	10	93	103	10	113	
	小計	145	0	145	0	0	0	156	10	166	301	10	311	
大島支庁	奄美市	53	0	53	0	0	0	63	0	63	116	0	116	
	大和村	10	0	10	0	0	0	15	0	15	25	0	25	
	龍郷町	21	0	21	0	0	0	27	0	27	48	0	48	
	喜界町	20	0	20	0	0	0	1	0	1	21	0	21	
	宇検村	28	0	28	1	0	1	21	0	21	50	0	50	
	瀬戸内町	25	0	25	0	0	0	65	0	65	90	0	90	
	徳之島町	4	0	4	0	0	0	13	0	13	17	0	17	
	天城町	3	0	3	0	0	0	3	0	3	6	0	6	
	伊仙町	4	0	4	0	0	0	1	0	1	5	0	5	
	和泊町	2	0	2	0	0	0	2	0	2	4	0	4	
	知名町	0	0	0	0	0	0	9	0	9	9	0	9	
	与論町	4	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
	小計	174	0	174	1	0	1	220	0	220	395	0	395	
合計		6,757	63	6,820	9	1	10	2,906	139	3,045	9,672	203	9,875	

## 2.5 鉄道重点警備箇所一覧表

(九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社)

線名 保線区名	鹿児島	日豊	指宿 枕崎	肥薩	吉都	日南	計
鹿児島鉄道事業部	1	31	0	0	0	0	32
指宿鉄道事業部	0	0	33	0	0	0	33
霧島高原鉄道事業部	0	0	0	5	1	0	6
日南鉄道事業部	0	0	0	0	0	2	2
合計	1	31	33	5	1	2	73

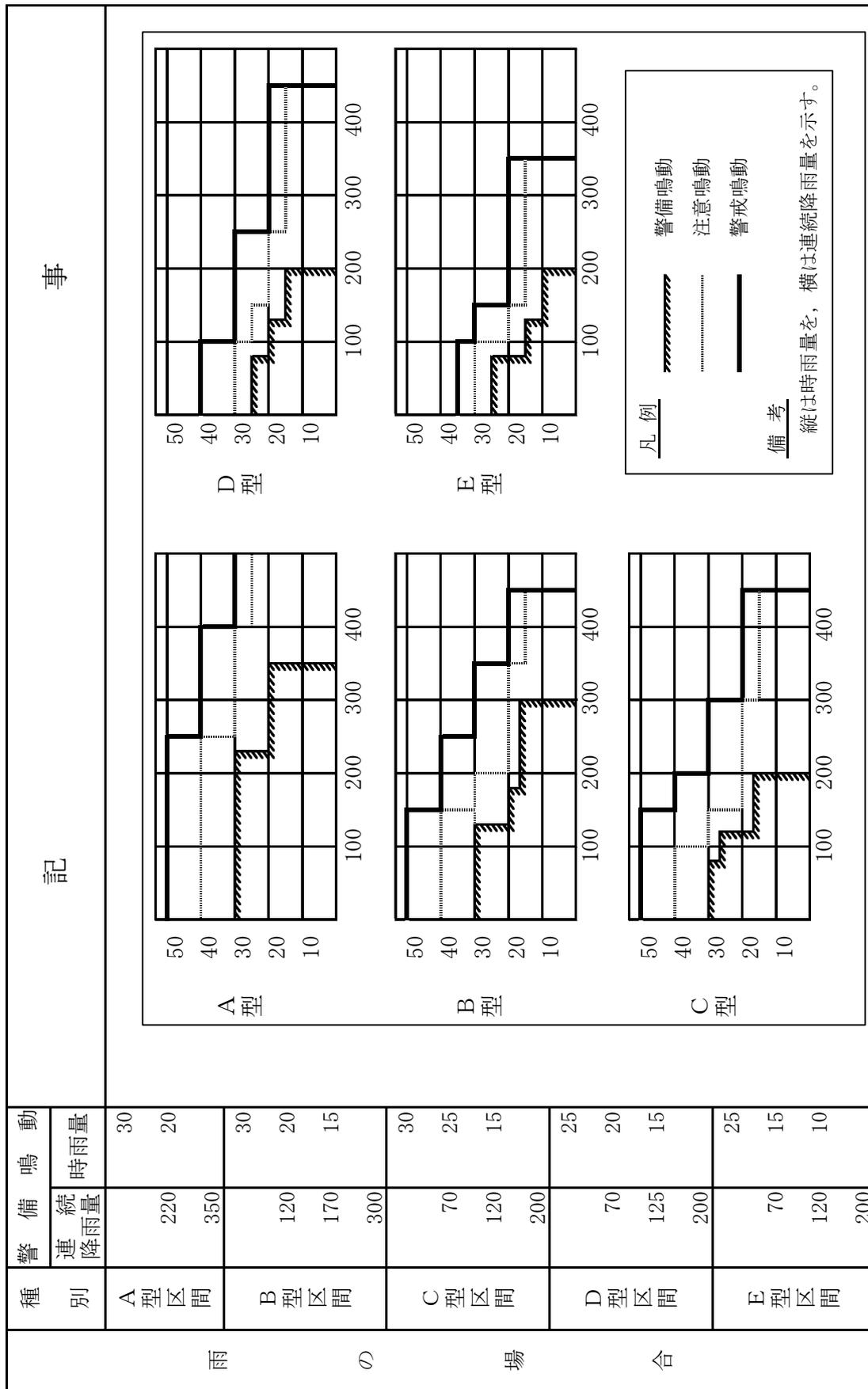
## 2.6 異常気象時の鉄道規制基準等 (九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社・新幹線)

### (1) 雨量計設置箇所及び運転規制区間 (除く新幹線)

機 械 等 名	規 制 区 間	種 別
川 内	上川内～木場茶屋	C
串 木 野	木場茶屋～湯之元	C
伊 集 院	湯之元～上伊集院	C
西 鹿 児 島	上伊集院～西鹿児島	C
	西鹿児島～谷山	
財 部	西都城～大隅大川原	C
霧 島 神 宮	大隅大川原～国分	D
隼 人	国分～重富	C
竜 ヶ 水	重富～鹿児島	D
五 位 野	谷山～瀬々串	D
喜 入	瀬々串～薩摩今和泉	D
指 宿	薩摩今和泉～山川	D
西 穎 娃	山川～枕崎	D
真 幸	矢岳～吉松	E
吉 松	吉松～大隅横川	D
	京町温泉～吉松	
嘉 例 川	大隅横川～隼人	D
志 布 志	福島今町～志布志	E

(種別の説明は次ページ)

(2) 災害警備発令標準 (除く新幹線)



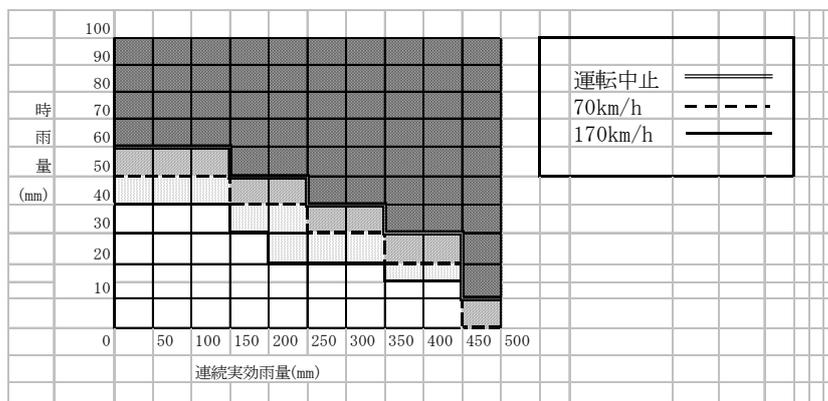
(3) 雨量計設置箇所及び運転規制区間(新幹線)

雨量計測器名称／設置位置	運転規制区間		
	キロ程	キロ程	延長
袋 180 k 692 m	178 k 567 m	179 k 412 m	0 k 845 m
	180 k 539 m	180 k 827 m	0 k 288 m
	181 k 262 m	181 k 667 m	0 k 405 m
	182 k 707 m	182 k 847 m	0 k 140 m
	183 k 397 m	183 k 827 m	0 k 430 m
出水 188 k 197 m	184 k 467 m	186 k 264 m	1 k 797 m
	189 k 188 m	192 k 897 m	3 k 709 m
	193 k 122 m	193 k 307 m	0 k 185 m
	193 k 407 m	193 k 524 m	0 k 117 m
紫尾山 196 k 037 m	195 k 959 m	196 k 193 m	0 k 234 m
	199 k 597 m	199 k 747 m	0 k 150 m
麦田 212 k 407 m	209 k 734 m	210 k 162 m	0 k 428 m
	211 k 868 m	213 k 332 m	1 k 464 m
	214 k 356 m	214 k 672 m	0 k 316 m
	215 k 407 m	216 k 307 m	0 k 900 m
川内 222 k 127 m	217 k 997 m	218 k 096 m	0 k 099 m
	221 k 227 m	223 k 164 m	1 k 937 m
	225 k 188 m	226 k 754 m	1 k 566 m
市来 232 k 905 m	230 k 302 m	230 k 642 m	0 k 340 m
	232 k 861 m	233 k 062 m	0 k 201 m
伊集院 243 k 242 m	237 k 237 m	238 k 077 m	0 k 840 m
	238 k 902 m	239 k 207 m	0 k 305 m
	239 k 477 m	239 k 577 m	0 k 100 m
	239 k 727 m	239 k 907 m	0 k 180 m
	240 k 117 m	240 k 237 m	0 k 120 m
	241 k 060 m	241 k 472 m	0 k 412 m
	242 k 607 m	243 k 537 m	0 k 930 m
	244 k 742 m	245 k 137 m	0 k 395 m
	245 k 487 m	245 k 926 m	0 k 439 m
	246 k 807 m	247 k 258 m	0 k 451 m
247 k 597 m	247 k 717 m	0 k 120 m	
鹿児島中央 256 k 797 m	248 k 867 m	248 k 957 m	0 k 090 m
	249 k 617 m	249 k 833 m	0 k 216 m
	250 k 049 m	250 k 189 m	0 k 140 m
	252 k 687 m	252 k 937 m	0 k 250 m
	256 k 239 m	256 k 770 m	0 k 531 m

備考 回送線については、川内の規制により対応(臨速の扱いはない)

(4) 運転規制基準(新幹線)

① 連続実効雨量及び時雨量



② 3時間連続雨量

100mmを越えた場合、70km/h 徐行運転とする。

※「連続実効雨量」とは、連続雨量と前期実効雨量を加えた雨をいう。

※「連続雨量」とは、中断時間24時間以内に降った連続した雨をいう。

※「前期実効雨量」とは、中断時間が24時間を越えて降った雨に影響を与える係数をかけた雨をいう。

※「3時間連続雨量」とは、連続して3時間降り続いた雨をいう。

## (5)風速計設置箇所及び運転規制区間(新幹線)

風速計設置箇所		規制区間			
境川	180k615m	178k567m	～	179k412m	0k845m
		180k539m	～	180k827m	0k288m
		181k262m	～	181k667m	0k405m
		182k707m	～	182k847m	0k140m
		183k397m	～	183k827m	0k430m
米ノ津川	189k740m	184k467m	～	192k897m	1k797m
		193k122m	～	193k307m	0k185m
		193k407m	～	193k524m	0k117m
平良側	196k130m	195k959m	～	196k193m	0k234m
		199k597m	～	199k747m	0k150m
長野	210k038m	209k734m	～	210k162m	0k428m
		211k868m	～	213k332m	1k464m
高城	215k958m	214k356m	～	214k672m	0k316m
		215k407m	～	216k307m	0k900m
川内川	220k737m	217k997m	～	226k754m	8k757m
五反田川	230k595m	230k302m	～	230k642m	0k340m
八房川	232k974m	232k861m	～	233k062m	0k201m
大里川	237k906m	237k237m	～	238k077m	0k840m
		238k902m	～	239k207m	0k305m
		239k477m	～	239k577m	0k100m
		239k727m	～	239k907m	0k180m
		240k117m	～	240k237m	0k120m
		241k060m	～	241k472m	0k412m
石谷	246k979m	242k607m	～	243k537m	0k930m
		244k742m	～	245k137m	0k395m
		245k487m	～	245k926m	0k439m
		246k807m	～	247k258m	0k451m
		247k597m	～	247k717m	0k120m
江口	249k759m	248k867m	～	248k957m	0k090m
		249k617m	～	249k833m	0k216m
		250k049m	～	250k189m	0k140m
		252k687m	～	252k937m	0k250m
鹿児島中央	256k483m	256k239m	～	256k770m	0k531m

2.7 国・西日本高速道路(株)・公社・県の事前通行規制基準一覧表  
 国・西日本高速道路(株)・公社・県の事前通行規制の基準一覧表

道路管理者	規 制 区 間			延長(km)	気象条件(通行止)気象基準
	路線名	所管	区間		
国	国道10号	鹿児島国道事務所	始良郡始良町重富～ 鹿児島市吉野町機	11.3	連続雨量が200mmに達した場合
	国道220号	大隅河川国道事務所	垂水市牛根境	3.8	
	国道225号	鹿児島国道事務所	鹿児島市平川町長谷迫～ 鹿児島市下福元町影原	3.8	
西日本 高速道路(株)	九州縦貫自動車道 東九州自動車道 南九州西回り自動車道	鹿児島高速道路事務所	鹿児島インター～ 栗野インター	66.7	1 連続雨量が300mmに達した場合 2 連続雨量が150mmに達した後、 時間最大雨量が50mmを超えた場合 3 最大風速20m/s(10分間平均)を超えた場合
			加治木インター～ 末吉財部インター	33.4	1 連続雨量が250mmを超えた場合 2 連続雨量が100mmに達した後、 時間最大雨量が50mmを超えた場合 3 最大風速20m/s(10分間平均)を超えた場合
			鹿児島西インター～ 市来インター	21.3	1 連続雨量が300mmに達した場合 2 連続雨量が150mmに達した後、 時間最大雨量が50mmを超えた場合 3 最大風速20m/s(10分間平均)を超えた場合
公社	指宿有料道路	鹿児島県道路公社	颯埜インター～ 谷山インター	29.2	1 連続雨量が300mmに達した場合 2 連続雨量が150mmに達した後、 時間最大雨量が50mmを超えた場合 3 最大風速20m/s(10分間平均)を超えた場合
			鹿児島市山田町立迫～ 鹿児島インター	3.3	
			南大隅町伊座敷～ 南大隅町浮津	1.7	
県	国道269号	大隅地域振興局(本所)	南大隅町伊座敷～ 南大隅町浮津	10.9	1 連続雨量が200mm/24hに達した場合
	(主)上屋久永田屋久線	屋久島事務所 建設課	熊毛郡屋久島町永田～ 熊毛郡屋久島町瀬切	2.5	1 連続雨量が220mm/24hに達した場合
	(一)馬渡大川原線	大隅地域振興局 曾於支所	曾於市財部町大川原	5.2	1 連続雨量が200mm/24hに達した場合
	(一)下東郷阿久根線	北薩地域振興局(本所)	薩摩川内市城上町宇都川路	7.7	1 連続雨量が220mm/24hに達した場合
	(一)屋久島公安房線	屋久島事務所 建設課	熊毛郡屋久島町安房	6.2	風速 20m/s以上の場合:人, 二輪車 風速 25m/s以上の場合:車 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合:人, 二輪車 風速 20m/s以上の場合:車
	(一)白谷雲水峡宮之浦線	屋久島事務所 建設課	熊毛郡屋久島町宮之浦	1.8	風速 25m/s以上の場合 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合
	国道389号	北薩地域振興局 出水支所	黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸	0.6	風速 20m/s以上の場合 風速 25m/s以上の場合 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合 風速 20m/s以上の場合
	(一)鹿島上甌線	北薩地域振興局 甌島支所	甌大明神橋 薩摩川内市上甌町平良～ 薩摩川内市上甌町中甌	0.9	風速 20m/s以上の場合 風速 25m/s以上の場合 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合
	(主)伊仙天城線	徳之島事務所 建設課	秋利神大橋 大島郡天城町秋利神 大浦大橋	0.8	風速 20m/s以上の場合 風速 25m/s以上の場合 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合
	(主)西之表南種子線	熊毛支庁 建設課	大島郡伊仙町鹿浦 カシミア橋 西之表市安城	0.3	風速 20m/s以上の場合 風速 25m/s以上の場合 ※通行注意 風速 15m/s以上の場合